

関税率表解説

令和3年11月30日財関第866号

改正 令和4年2月7日財関第84号

改正 令和4年8月5日財関第574号

改正 令和5年1月31日財関第88号

改正 令和5年3月31日財関第289号

改正 令和5年7月31日財関第766号

改正 令和6年2月1日財関第106号

改正 令和6年7月31日財関第768号

改正 令和7年2月28日財関第186号

目 次

関税率表の解釈に関する通則

第1部 動物（生きているものに限る。）及び動物性生産品

第1類 動物（生きているものに限る。）

第2類 肉及び食用のくず肉

第3類 魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲（せい）無脊椎（せきつい）動物

第4類 酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品

第5類 動物性生産品（他の類に該当するものを除く）。

第2部 植物性生産品

第6類 生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉

第7類 食用の野菜、根及び塊茎

第8類 食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮

第9類 コーヒー、茶、マテ及び香辛料

第10類 穀物

第11類 穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン

第12類 採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物

第13類 ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス

第14類 植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品

第3部 動物性、植物性又は微生物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう

第15類 動物性、植物性又は微生物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう

第4部 調製食品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品、非燃焼吸引用

の物品（ニコチンを含有するかしないかを問わない。）並びにニコチンを含有するその他の物品（ニコチンを人体に摂取するためのものに限る。）

第16類 肉、魚、甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物又は昆虫類の調製品

第17類 糖類及び砂糖菓子

第18類 ココア及びその調製品

第19類 穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品

第20類 野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品

第21類 各種の調製食料品

第22類 飲料、アルコール及び食酢

第23類 食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料

第24類 たばこ及び製造たばこ代用品、非燃烧吸引用の物品（ニコチンを含有するかしないかを問わない。）並びにニコチンを含有するその他の物品（ニコチンを人体に摂取するためのものに限る。）

第5部 鉱物性生産品

第25類 塩、硫黄、土石類、プラスター、石灰及びセメント

第26類 鉱石、スラグ及び灰

第27類 鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう

第6部 化学工業（類似の工業を含む。）の生産品

第28類 無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物

第29類 有機化学品

関税率表解説第29類のある物品の化学構造式

第30類 医療用品

第31類 肥料

第32類 なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイント及びワニス、パテその他のマスチック並びにインキ

第33類 精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類

第34類 せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスターをもととした歯科用の調製品

第35類 たんぱく系物質、変性でん粉、膠（こう）着剤及び酵素

第36類 火薬類、火工品、マッチ、発火性合金及び調製燃料

第37類 写真用又は映画用の材料

第38類 各種の化学工業生産品

第7部 プラスチック及びゴム並びにこれらの製品

第39類 プラスチック及びその製品

第40類 ゴム及びその製品

第8部 皮革及び毛皮並びにこれらの製品、動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバックその他これらに類する容器並びに腸の製品

第41類 原皮（毛皮を除く。）及び革

第42類 革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品

第43類 毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品

第9部 木材及びその製品、木炭、コルク及びその製品並びにわら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物

第44類 木材及びその製品並びに木炭

第45類 コルク及びその製品

第46類 わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝状細工物

第10部 木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ、古紙並びに紙及び板紙並びにこれらの製品

第47類 木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ及び古紙

第48類 紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品

第49類 印刷した書籍、新聞 絵画その他の印刷物並びに手書き文書、タイプ文書、設計図及び図案

第11部 紡織用繊維及びその製品

第50類 絹及び絹織物

第51類 羊毛、織獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物

第52類 綿及び綿織物

第53類 その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物

第54類 人造繊維の長繊維並びに人造繊維の織物及びストリップその他これに類する人造繊維製品

第55類 人造繊維の短繊維及びその織物

第56類 ウォッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品

第57類 じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物

第58類 特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びししゅう布

第59類 染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品

第60類 メリヤス編物及びクロセ編物

第61類 衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）

- 第62類 衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）
- 第63類 紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びぼろ
- 第12部 履物、帽子、傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品、調製羽毛、羽毛製品、造花並びに人髪製品
- 第64類 履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品
- 第65類 帽子及びその部分品
- 第66類 傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品
- 第67類 調製羽毛、羽毛製品、造花及び人髪製品
- 第13部 石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品、陶磁製品並びにガラス及びその製品
- 第68類 石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品
- 第69類 陶磁製品
- 第70類 ガラス及びその製品
- 第14部 天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣
- 第71類 天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣
- 第15部 卑金属及びその製品
- 第72類 鉄鋼
- 第73類 鉄鋼製品
- 第74類 銅及びその製品
- 第75類 ニッケル及びその製品
- 第76類 アルミニウム及びその製品
- 第78類 鉛及びその製品
- 第79類 亜鉛及びその製品
- 第80類 すず及びその製品
- 第81類 その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品
- 第82類 卑金属製の工具、道具 刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品
- 第83類 各種の卑金属製品
- 第16部 機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生機の機器並びにこれらの部分品及び附属品
- 第84類 原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品
- 第85類 電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品

第17部 車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品

第86類 鉄道用又は軌道用の機関車及び車両並びにこれらの部分品、鉄道又は軌道の線路用装備品及びその部分品並びに機械式交通信号用機器（電気機械式のものを含む。）

第87類 鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品

第88類 航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品

第89類 船舶及び浮き構造物

第18部 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器、医療用機器、時計及び楽器並びにこれらの部分品及び附属品

第90類 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品

第91類 時計及びその部分品

第92類 楽器並びにその部分品及び附属品

第19部 武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品

第93類 武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品

第20部 雑品

第94類 家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びに照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物

第95類 玩具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品

第96類 雑品

第21部 美術品、収集品及びこつとう

第97類 美術品、収集品及びこつとう

関税率表の解釈に関する通則

この表における物品の所属は、次の原則により決定する。

通 則 1

部、類及び節の表題は、単に参照上の便宜のために設けたものである。この表の適用に当たっては物品の所属は、項の規定及びこれに関係する部又は類の注の規定に従い、かつ、これらの項又は注に別段の定めがある場合を除くほか、次の原則に定めるところに従って決定する。

解 説

- (I) この表は、国際貿易で取引される物品を系統的な形式で配列している。この表は、これらの物品を部、類及び節に区分し、それぞれにできるだけ簡明な表題を付し、そこに含まれる物品の範ちゅう又は種類を示すものである。しかしながら、多くの場合、部及び類に含まれる物品が多様かつ多数であるため、これらの物品をすべて表題に含めることも、また、特定して列挙することも不可能である。
- (II) そのため、通則1において、冒頭で、部、類及び節の表題は「単に参照上の便宜のために設けたものである」ことを明らかにした。したがって、これらの表題は、所属に関して法的な性格を有するものではない。
- (III) 通則1の後段は、下記により所属を決定すべきことを定めたものである。
- (a) 項の規定及びこれに関係する部又は類の注の規定に従うこと、及び
- (b) 項又は注において別段の定めがある場合を除くほか、必要に応じ通則2、3、4又は5の原則に従うこと。
- (IV) 上記(III)(a)は自明のことであり、多くの物品の所属は関税率表の解釈に関する通則の適用を検討するまでもなく決定される（例えば、生きている馬(01.01)、30類の注4の医療用品(30.06)）。
- (V) 上記(III)(b)において、
- (a) 「項又は注において別段の定めがある場合を除くほか」という表現は、項の規定（4桁の記載、以下同じ。）及びこれに関係する部又は類の注の規定が最優先の規定であり、所属の決定を行う上で最初に考慮すべきことを明確にするために設けられたものである。例えば、31類（肥料）の注では、この類の項の中には特定の物品のみを含める項があることを定めている。したがって、これらの項の範囲を拡大して、通則2(b)の規定を適用すればこれらの項に含まれることとなるような物品までを含めることはできない。
- (b) 「通則2、3、4又は5の原則に従う」という表現において、通則2についての記載は、通則2(a)の規定が満たされており、かつ項又は注に別段の定めがない場合には、次の物品は、完成した物品としてその所属が決定されることをいう。
- (1) 提示の際に未完成の物品（例えば、サドル及びタイヤを有しない自転車）
- (2) 提示の際に組み立ててない物品及び分解してある物品（例えば、組み立てていない又は分解してある自転車で、全ての構成材料が共に提示されるもの）で、その構成材料が

それ自体として（例えば、タイヤ、インナーチューブ）又はそれらの物品の部分品として個々に所属を決定され得るもの

通 則 2

- (a) 各項に記載するいずれかの物品には、未完成の物品で、完成した物品としての重要な特性を提示の際に有するものを含むものとし、また、完成した物品（この2の原則により完成したものとみなす未完成の物品を含む。）で、提示の際に組み立ててないもの及び分解してあるものを含む。
- (b) 各項に記載するいずれかの材料又は物質には、当該材料又は物質に他の材料又は物質を混合し又は結合した物品を含むものとし、また、特定の材料又は物質から成る物品には、一部が当該材料又は物質から成る物品も含む。二以上の材料又は物質から成る物品の所属は、3の原則に従って決定する。

解 説

通則2（a）（未完成の物品の所属）

- (I) 通則2（a）の前段の規定は、特定の物品を記載している各項の範囲を拡大し、これらの項に完成品のほか、未完成のもので、提示の際に完成した物品としての重要な特性を有するものをも含めるようにするものである。
- (II) この通則の規定は、特定の項にブランクが掲げられてない場合でも、ブランクについても適用する。「ブランク」とは、そのまま直接使用することはできないが、完成した物品又は部分品のおおよその形状又は輪郭を有し、かつ、例外的な場合を除き、完成した物品又は部分品に仕上げるためにのみ使用する物品をいう（例えば、プラスチックボトルの成形前の中間生産品で、管状で一端が閉じており、口の方はネジ式の蓋を取り付けるためにネジが切られている。ネジ切り部より下の部分は、所定の大きさや形に膨張させる。）。完成した物品としての重要な形状を有するに至っていない半製品（通常、棒、ディスク、管等の形状のもの）は、「ブランク」としては取り扱わない。
- (III) 1部から6部までの各項の物品の範囲にかんがみ、この通則のこの部分の規定は、これらの部に属する物品には通常適用しない。
- (IV) この通則が適用される事例については、部又は類の総説に掲げた（例えば、16部、61類、62類、86類、87類及び90類）。

通則2（a）（提示の際に組み立ててないもの及び分解してあるものの所属）

- (V) 通則2（a）の後段の規定は、完成した物品で提示の際に組み立ててないもの又は分解してあるものは完成した物品と同一の項に所属することを定めるものである。このような状態で物品が提示されるのは、通常、包装、荷扱い又は輸送上の必要性、便宜等の理由による。
- (VI) この通則は、未完成の物品（この通則の前段の規定により完成したものとして取り扱われるものに限る。）で、提示の際に組み立ててないもの又は分解してあるものについても適用する。

(VII) この通則の適用上、「提示の際に組み立ててないもの及び分解してあるもの」とは、組立て操作のみを伴うもので、例えば、締付具（ねじ、ナット、ボルト等）又は鉚接若しくは溶接により構成要素を組み立てれば完成品になるものをいう。

この場合において、組立方法の複雑さは考慮しない。なお、当該構成要素には、完成された状態にするための更なる作業操作は施されない。

完成品に組み立てる上で必要となる数を超える余分な構成要素は切り離してその所属を決定する。

(VIII) この通則が適用される事例については、部又は類の総説に掲げた（例えば、16 部、44 類、86 類、87 類及び 89 類）。

(IX) 1 部から 6 部までの各項の物品の範囲にかんがみ、この通則のこの部分の規定は、これらの部に属する物品には通常適用しない。

通則 2（b）（二以上の材料又は物質を混合し又は結合した物品の所属）

(X) 通則 2（b）は、他の材料又は物質を混合し又は結合した物品及び二以上の材料又は物質から成る物品に関するものである。この通則が適用される項は、材料又は物質が記載されている項（例えば、05.07 項のアイボリー）及び特定の材料又は物質から成る物品であることを示す記載のある項（例えば、45.03 項の天然コルクの製品）である。この通則は、項又は部若しくは類の注に別段の定めがない場合のみに適用される（例えば、15.03 項のラード油は混合してないものと定められているので、この規定は適用されない。）。

調製品である混合物で、部もしくは類の注又は項の規定にそのようなものとして記載されているものは、通則 1 の原則に従ってその所属を決定する。

(XI) この通則の効果は、ある材料又は物質について記載した項の範囲を拡大して、各項には当該材料又は物質に他の材料又は物質を混合し又は結合した物品を含むようにすることである。また同様に、この通則の効果は、特定の材料又は物質から成る物品について記載した項の範囲を拡大して、各項には、部分的に当該材料又は物質から成る物品を含むようにすることである。

(XII) しかしながら、この通則は、通則 1 の規定上、項の記載に該当すると認められない物品までも含むように項の範囲を拡大するものではない。この問題は、他の材料又は物質を添加することにより項に記載する種類の物品の特性が失われる場合に生ずる。

(XIII) したがって、他の材料又は物質を混合し又は結合した物品及び二以上の材料又は物質から成る物品が、この通則を適用した結果、二以上の項に属するとみられる場合には、通則 3 の原則に従って所属を決定しなければならない。

通 則 3

2（b）の規定の適用により又は他の理由により物品が二以上の項に属するとみられる場合には、次に定めるところによりその所属を決定する。

（a）最も特殊な限定をして記載をしている項が、これよりも一般的な記載をしている項に優先する。

- (2) 強化ガラス又は合わせガラスの枠付きでない安全ガラスで、航空機用のものと認定できるが、特定の形状への成形を超える加工がされていないものは、88.01 項、88.02 項又は 88.06 項の物品の部分品として 88.07 項には属さず、安全ガラスとしてより特殊な限定をして記載した 70.07 項に属する。
- (V) ただし、二以上の項のそれぞれが、混合し若しくは結合した物品に含まれる材料若しくは物質の一部のみ又は小売用のセットの構成要素の一部のみについて記載をしている場合には、これらの項のうち一の項が他の項に比べて一層完全な又は詳細な記載をしているとしても、これらの項は、当該物品について等しく特殊な限定をしているものとみなす。
- この場合において、物品の所属は、通則 3 (b) 又は 3 (c) により決定するものとする。

通則 3 (b)

- (VI) この第 2 の方法は、通則 3 (a) により所属を決定することができない場合にのみ適用するものとし、次の場合に限られる。
- (i) 混合物
 - (ii) 異なる構成材料から成る物品
 - (iii) 異なる構成要素で作られた物品
 - (iv) 小売用のセットにした物品
- (VII) これらの場合において、上記の物品は、この規定を適用することができる限り、当該物品に重要な特性を与えている材料又は構成要素から成るものとしてその所属を決定する。
- (VIII) 重要な特性を決定するための要素は、物品の種類によって異なる。例えば、その材料若しくは構成要素の性質（容積、数量、重量、価格等）又はその物品を使用する際の構成材料の役割によって決定することになる。
- (IX) この通則の適用上、異なる構成要素で作られた物品には、当該構成要素が相互に結合し、實際上全体が分離不能となった物品のほか、分離可能な構成要素から成る物品を含む。ただし、後者の物品にあつては、当該構成要素は相互に適合性を有し、また相互に補完し合い、かつ、共に全体を構成するものであつて、個々の部分品として通常小売用とならないものに限る。
- この後者の範ちゅうに属する物品の例としては、次の物品がある。
- (1) 灰ざら（取りはずすことができる灰用ボールとこれを支えるスタンドから成るもの）
 - (2) 家庭用の香辛料置き台（特別に作ったフレーム（通常木製）とフレームに適合する形状及び寸法にした適当な数の香辛料用のあき瓶から成るもの）
- 一般にこれらの組み合わせた物品の構成要素は、一緒に包装される。
- (X) この通則の適用上、「小売用のセットにした物品」とは、次の物品をいう。
- (a) 異なる項に属するとみられる二以上の異なった物品から成るもの（したがって、例えば、6 本のフォンデュフォークは、この通則の意味する範囲のセットとはみなさない。）で、
 - (b) ある特定の必要性を満たすため又はある特定の活動を行うため、共に包装された産品又は製品から成り、かつ、
 - (c) 再包装しないで、最終使用者に直接販売するのに適した状態（例えば、箱若しくはケー

スの中に又は厚紙の上)に包装されている物品

「小売」には、更に製造し、調製し、再包装し又はその他の物品と組み合わせ若しくは組み込んだ後に再販売することを意図した物品の販売を含まない。

したがって、「小売用のセットにした物品」には、個々の物品が共に使用する目的で最終使用者に販売されるセットのみを含む。例えば、ある即席料理を調製する際に共に使用する目的で種々の食料品を組み合わせたもので、共に包装され、買い手が消費するものが「小売用のセット」である。

通則 3 (b) を適用して所属が決定されるセットの実例には、次の物品がある。

(1) パンの中に牛肉が入ったサンドイッチ (チーズが入っているかいないかを問わない。)

(16.02) とポテトチップス (フレンチフライ) (20.04) を一緒に包装したセット : 16.02 項に所属

スパゲティ料理を調製する際に共に使用するためのセットで、生スパゲティの包み (19.02)、すりおろしチーズの袋 (04.06) 及びトマトソースの小さな缶 (21.03) から構成されており、紙箱に収められたもの : 19.02 項に所属

ただし、この通則は、各種の物品を選んで共に包装したもので、例えば、次の物品から成るものには適用しない。

シュリンプの缶詰 (16.05)、レバーパテの缶詰 (16.02)、チーズの缶詰 (04.06)、薄切りベーコンの缶詰 (16.02) 及びカクテルソーセージの缶詰 (16.01)

22.08 項の蒸留酒の瓶詰及び 22.04 項のぶどう酒の瓶詰

上記 2 つの組合せの例及び類似の物品の組合せの場合、各々の物品が属する項に別々に属する。

このことは、例えば、ガラス瓶に詰めた可溶性コーヒー (21.01)、陶磁製のカップ (69.12) 及び陶磁製の受皿 (69.12) をともに板紙製の箱に入れて小売用にしたものにも同様に適用される。

(2) 理髪用セットで、電気式バリカン (85.10)、くし (96.15)、はさみ (82.13)、ブラシ (96.03) 及び織物製タオル (63.02) から成り、革製のケース (42.02) に収められたもの : 85.10 項に所属

(3) 製図用キットで、定規 (90.17)、計算盤 (90.17)、製図用コンパス (90.17)、鉛筆 (96.09) 及び鉛筆削り (82.14) から成り、プラスチックシート製のケース (42.02) に収められたもの : 90.17 項に所属

上述のセットの所属については、当該セット全体に重要な特性を与えるとみなされる構成要素 (単一又は同一項に属する複数の構成要素) によって決定される。

(XI) この通則は、工業製造用 (例えば、飲料製造用) に特定の割合の構成成分を取りそろえた物品で、当該構成成分を個々に包装 (包装の形態のいかんを問わない。) したものには適用しない。

通則 3 (c)

(XII) 通則 3 (a) 及び 3 (b) の規定により物品の所属を決定できない場合においては、当該

物品は、所属を決定するに当たって等しく考慮に値する項のうち数字上の配列において最後となる項に属する。

通 則 4

前記の原則によりその所属を決定することができない物品は、当該物品に最も類似する物品が属する項に属する。

解 説

- (I) この通則は、通則1から3までの原則によりその所属を決定することができない物品について定めたものである。このような物品は、当該物品に最も類似している物品が属する項に属することを定めている。
- (II) 通則4の規定に基づいて所属を決定する場合、提示された物品に最も類似している物品を決定するために、提示された物品と同種物品とを比較することが必要である。提示された物品は、それに最も類似する同種物品と同一の項に属する。
- (III) 類似性は、品名、性質、用途等の多くの要素によって決定することになる。

通 則 5

前記の原則のほか、次の物品については、次の原則を適用する。

- (a) 写真機用ケース、楽器用ケース、銃用ケース、製図機器用ケース、首飾り用ケースその他これらに類する容器で特定の物品又は物品のセットを収納するために特に製作し又は適合させたものであって、長期間の使用に適し、当該容器に収納される物品とともに提示され、かつ、通常当該物品とともに販売されるものは、当該物品に含まれる。ただし、この(a)の原則は、重要な特性を全体に与えている容器については、適用しない。
- (b) (a)の規定に従うことを条件として、物品とともに提示し、かつ、当該物品の包装に通常使用する包装材料及び包装容器は、当該物品に含まれる。ただし、この(b)の規定は、反復使用に適することが明らかな包装材料及び包装容器については、適用しない。

解 説

通則5 (a) (ケース、箱その他これらに類する容器)

- (I) この通則は、次に規定する容器についてのみ適用する。
 - (1) 特定の物品又は物品のセットを収納するために特に製作し又は適合させた容器（すなわち、当該物品を収納するために特別に設計製作されたもの。容器によっては、収納する物品の形状に合わせて製作されているものもある。）で、
 - (2) 長期間の使用に適する容器（すなわち、これらの容器は、収納される物品の耐久性に合わせて製作されている。また、これらの容器は、当該物品が使用されない時（例えば、輸送、貯蔵等の期間）は、これを保護する役目がある。したがって、これらの基準に照らせば、ここでいう容器は単なる包装とは区別される。）で、
 - (3) 輸送の便宜のため収納される物品と別々に包装されているかいないかを問わず、収納さ

れる物品とともに提示される容器（ただし、分離されて提示された場合、容器は、それ自体が該当する項に属する。）で、

（４）通常収納される物品とともに販売される容器で、かつ

（５）重要な特性を全体に与えない容器

（Ⅱ）収納される物品とともに提示される容器で、この通則の規定を適用してその所属が決定される容器の実例には、次のような物品がある。

（１）身辺用細貨類の箱及びケース（71.13）

（２）電気かみそりのケース（85.10）

（３）双眼鏡のケース及び望遠鏡のケース（90.05）

（４）楽器のケース、箱及びバッグ（例えば 92.02）

（５）銃のケース（例えば 93.03）

（Ⅲ）この通則が適用されない容器の実例には、茶を入れた銀製の茶筒、砂糖菓子を入れた装飾的な陶磁製入れ物のような容器類がある。

通則 5（b）（包装材料及び包装容器）

（Ⅳ）この通則は、物品を包装するために通常使用される包装材料及び包装容器の所属を規定している。ただし、この規定は、明らかに反復使用に適するような包装材料及び包装容器には適用しない（例えば、圧縮ガス用又は液化ガス用の金属製のドラム又は鉄鋼製容器）。

（Ⅴ）通則 5（a）はこの通則に優先する。したがって、通則 5（a）に記載されているようなケース、箱及びこれらに類する容器の所属は、通則 5（a）を適用して決定する。

通 則 6

この表の適用に当たっては、項のうちのいずれの号に物品が属するかは、号の規定及びこれに關係する号の注の規定に従い、かつ、前記の原則を準用して決定するものとし、この場合において、同一の水準にある号のみを比較することができる。この 6 の原則の適用上、文脈により別に解釈される場合を除くほか、關係する部又は類の注も適用する。

解 説

（Ⅰ）上記通則 1 から 5 までは、同一項中の号レベルでの所属の決定についても準用する。

（Ⅱ）通則 6 の適用に当たっては、次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

（a）「同一の水準にある号」とは、号の規定中の 1 段落ちの号（水準 1）又は 2 段落ちの号（水準 2）をいう。

したがって、通則 3（a）の文脈上、単一の項の中の二以上の 1 段落ちの号のうち、いずれの号に該当するかを検討する場合は、問題となる物品についての特性又は類似性は、競合する 1 段落ちの号の記載のみに基づき判断する。最も特殊な限定をしている 1 段落ちの号を選択し、かつ当該号自体に細分が設けられている場合、この場合においてのみ、2 段落ちの号のうちいずれの号に属するかを決定するため、2 段落ちの号間の記載を考慮するものとする。

(b)「文脈により別に解釈される場合を除くほか」とは、部又は類の注が号の記載又は号の注と矛盾する場合以外の場合を指す。

例えば、71 類にこの事例がみられる。すなわち 71 類注 4 (B) に規定する「白金」の範囲は、号注 2 の「白金」の範囲と異なる。したがって、7110.11 号と 7110.19 号を解釈する上で、号注 2 が適用され、類注 4 (B) の適用は排除される。

(Ⅲ) 2 段落ちの号の範囲は、2 段落ちの号の属する 1 段落ちの号の範囲を超えて拡大してはならない。また 1 段落ちの号の範囲は、1 段落ちの号の属する号の範囲を超えて拡大してはならない。

第 1 部
動物（生きているものに限る。）及び動物性生産品

注

- 1 この部の属又は種の動物には、文脈により別に解釈される場合を除くほか、当該属又は種の未成熟の動物を含む。
- 2 この表において乾燥した物品には、文脈により別に解釈される場合を除くほか、脱水し、水分を蒸発させ又は凍結乾燥したものを含む。

第 1 類
動物（生きているものに限る。）

注

- 1 この類には、次の物品を除くほか、すべての動物（生きているものに限る。）を含む。
- （a）第 03.01 項、第 03.06 項、第 03.07 項又は第 03.08 項の魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲（せい）無脊椎動物
 - （b）第 30.02 項の培養微生物その他の物品
 - （c）第 95.08 項の動物

総 説

この類には、食用又はその他の用途に供される全ての生きている動物を含む。ただし、次のものを除く。

- （1）魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲（せい）無脊椎動物
- （2）30.02 項の培養微生物その他の物品
- （3）サーカス、動物園、その他類似の巡回動物ショーの一部を構成する動物（95.08）

輸送中に死んだ動物（昆虫類を含む。）は、食用に適する動物の場合には、02.01 項から 02.05 項まで、02.07 項、02.08 項又は 04.10 項に属し、その他の場合には、05.11 項に属する。

01.01 馬、ろ馬、ら馬及びヒニー（生きているものに限る。）

一馬

- 0101.21――純粋種の繁殖用のもの
- 0101.29――その他のもの
- 0101.30――ろ馬
- 0101.90――その他のもの

この項には、馬（牝馬、牡馬、去勢馬、子馬及びポニー）、ろ馬、ら馬及びヒニーを含む（家畜であるか野生であるかを問わない）。

ら馬は、ろ馬と牝馬との、ヒニーは、牡馬とろ馬との交雑種である。

＊

＊ ＊

号の解説

0101.21

0101.21 号において、「純粋種の繁殖用のもの」とは、主務政府機関において「純粋種のもの」として証明された繁殖用のもののみをいう。

01.02 牛（生きているものに限る。）

－家畜のもの

0102. 21－純粋種の繁殖用のもの

0102. 29－その他のもの

－水牛

0102. 31－純粋種の繁殖用のもの

0102. 39－その他のもの

0102. 90－その他のもの

この項には、牛亜科に属するすべての動物を含む（家畜であるかないか、また、それらの用途（例えば、家畜用、飼育用、肥育用、繁殖用、屠殺用）を問わない。）。

この項には、次の物品を含む。

（1）家畜のもの：これらには、*Bos*、*Bibos*、*Novibos* 及び *Poephagus* の4つの亜属に分けられるウシ属（genus *Bos*）の動物を含む。

（A）一般の牛（*Bos taurus*）、ゼビュー（肩峰牛又は幫牛ともいう。）（*Bos indicus*）及び Watussi 牛。

（B）*Bibos* 亜属のアジア牛：ガウル（*Bos gaurus*）、ガヤール（*Bos frontalis*）、バンテング（*Bos sondaicus* 又は *Bos javanicus*）等

（C）*Poephagus* 亜属の動物：チベット・ヤク（*Bos grunniens*）等

（2）水牛：これらには、水牛属（genus *Bubalus*）、*Syncerus* 属及び野牛属（genus *Bison*）の動物を含む。

（A）水牛属（genus *Bubalus*）：インド水牛又は水牛（*Bubalus bubalus*）、アジア水牛又は arni（*Bubalus arni*）及び Celebese anoa 又は pigmy buffalo（*Bubalus depressicornis* 又は *Anoa depressicornis*）を含む。

（B）*Syncerus* 属のアフリカ水牛：小型の水牛（*Syncerus nanus*）、大型の Caffrarian 水牛（*Syncerus caffer*）等

（C）野牛属（genus *Bison*）：すなわち、アメリカ野牛（*Bison bison*）又は「バッファロー」及びヨーロッパ野牛（*Bison bonasus*）

（D）Beeffalo（bison と肉用牛の交雑種）

（3）その他のもの（ヨツヅノレイヨウ（*Tetracerus quadricornis*）及びネジレッツノレイヨウ（*Taurotragus* 属及び *Tragelaphus* 属）を含む。）。

＊

＊ ＊

0102. 21 及び 0102. 31

0102. 21 号及び 0102. 31 号において、「純粋種の繁殖用のもの」とは、主務政府機関において「純粋種のもの」として証明された繁殖用のもののみをいう。

01.03 豚（生きているものに限る。）

0103. 10－純粋種の繁殖用のもの

－その他のもの

0103. 91－ 1 頭の重量が 50 キログラム未満のもの

0103. 92－ 1 頭の重量が 50 キログラム以上のもの

この項には、家畜としての豚及び野生の豚（例えば、いのしし）を含む。

＊

＊ ＊

号の解説

0103. 10

0103. 10 号において、「純粋種の繁殖用のもの」とは、主務政府機関において「純粋種のもの」として証明された繁殖用のもののみをいう。

0103. 91 及び 0103. 92

0103. 91 号及び 0103. 92 号において、特定の重量区分は一頭毎の重量である。

01.04 羊及びやぎ（生きているものに限る。）

0104. 10－羊

0104. 20－やぎ

この項には家畜又は野生の羊（牡羊、牝羊及び子羊）並びに家畜又は野生のやぎ及び子やぎを含む。

01.05 家きん（鶏（ガルルス・ドメスティクス）、あひる、がちょう、七面鳥及びほろほろ鳥で、生きているものに限る。）

－ 1 羽の重量が 185 グラム以下のもの

0105. 11－ 鶏（ガルルス・ドメスティクス）

0105. 12－ 七面鳥

0105. 13－ あひる

0105.14ーーがちょう

0105.15ーーほろほろ鳥

ーその他のもの

0105.94ーー鶏（ガルルス・ドメスティクス）

0105.99ーーその他のもの

この項には、この項に特掲された種類の生きている家きんのみを含む。鶏（ガルルス・ドメスティクス）には、ひな及び去勢鶏を含む。他の生きている鳥類（例えば、やまうずら、きじ、鳩、マガモ（wild duck）、かり（wild geese））は含まない（01.06）。

＊

＊ ＊

号の解説

0105.11、0105.12、0105.13、0105.14 及び 0105.15

0105.11 号、0105.12 号、0105.13 号、0105.14 号及び 0105.15 号において、特定の重量区分は、1 羽毎の鳥の重量である。

01.06 その他の動物（生きているものに限る。）

ー哺乳類

0106.11ーー霊長類

0106.12ーーくじら目、海牛目及び鰭（き）脚下目

0106.13ーーらくだ科

0106.14ーーうさぎ

0106.19ーーその他のもの

0106.20ー爬（は）虫類

ー鳥類

0106.31ーー猛きん類

0106.32ーーおうむ目

0106.33ーーエミュー（ドロマイウス・ノヴァイホルランディアイ）及びだちょう

0106.39ーーその他のもの

ー昆虫類

0106.41ーー蜂

0106.49ーーその他のもの

0106.90ーその他のもの

この項には、次の家畜又は野生の動物（生きているものに限る。）を含む。

(A) 哺乳類

(1) 霊長類

(2) くじら目、海牛目及び鰭(き) 脚下目

(3) その他のもの(例えば、となかい、猫、犬、ライオン、虎、熊、象、らくだ(ヒトコブラクダを含む。)、しま馬、うさぎ、野うさぎ、鹿、レイヨウ(牛亜科に属するものを除く)、シャモア、きつね、ミンク及び毛皮用に飼育されるその他の動物)

(B) 爬(は) 虫類

(C) 鳥類

(1) 猛禽(きん) 類

(2) おうむ目

(3) その他のもの(例えば、やまうずら、きじ、うずら、やましぎ、しぎ、鳩、らいちょう、ほおじろ(ortolan)、まがも、かり、つぐみ(thrushes)、くろどり(blackbirds)、ひばり(larks)、フィンチ(finches)、しじゅうから(tits)、はちどり(humming birds)、くじゃく(peacocks)、白鳥及びその他 01.05 項に掲げられてない鳥等)

(D) 昆虫類(例えば、蜂(移動箱、かご及び巣箱に入っているかいなかを問わない。))

(E) その他のもの(例えば、かえる)

この類には、サーカス、巡回動物園又は巡回動物ショーに使用される動物を含まない(95.08)。

第 2 類

肉及び食用のくず肉

注

1 この類には、次の物品を含まない。

- (a) 第 02. 01 項から第 02. 08 項まで又は第 02. 10 項の物品で、食用に適しないもの
- (b) 食用の生きていない昆虫類 (第 04. 10 項参照)
- (c) 動物の腸、ぼうこう及び胃 (第 05. 04 項参照) 並びに動物の血 (第 05. 11 項及び第 30. 02 項参照)
- (d) 動物性脂肪 (第 15 類参照。第 02. 09 項の物品を除く。)

総 説

この類は、食用に適するすべての動物 (3 類の魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲 (せい) 無脊椎動物を除く。) の枝肉 (すなわち、動物の体で頭があるかないかを問わない。)、半丸枝肉 (枝肉を縦に裂いたもの)、四分体 (quarters)、部分肉等及びくず肉並びに肉又はくず肉の粉及びミールを含む。

食用に適しない肉及びくず肉は含まない (05. 11)。また、食用に適しない粉、ミール及びペレットで、肉又はくず肉から得られたものも含まない (23. 01)。

くず肉は、通常次の四つの範ちゅうに区分することができる。

- (1) 主として食用に供されるもの (例えば、頭及びその切断したもの (耳を含む。)、脚、尾、心臓、舌、シックスカート、シンスカート、大網膜、咽喉、胸腺)
- (2) 医療用品の調製にのみ供されるもの (例えば、胆のう、副腎、胎盤)
- (3) 食用又は医療用品の調製に供することができるもの (例えば、肝臓、腎臓、肺臓、脳、脾臓、脾臓、脊髄、卵巣、子宮、睾丸、乳房、甲状腺、脳下垂体)
- (4) 皮のように食用又は他の用途 (例えば、革の製造) に供することができるもの

前記 (1) のくず肉で生鮮、冷蔵、冷凍、塩蔵、塩水漬け、乾燥又はくん製のもの、食用に適するものであればこの類に属し、食用に適しないものであれば、05. 11 項に属する。

前記 (2) のくず肉で、生鮮、冷蔵、冷凍又はその他一時的な保存に適する処理をしたものは 05. 10 項に、乾燥のものは 30. 01 項に属する。

前記 (3) のくず肉の所属は、次のとおりである。

- (a) 医療用品の調製に供するため一時的な保存に適する処理をしたもの (例えば、グリセリン、アセトン、アルコール、ホルムアルデヒド、ほう酸ナトリウムに浸せきしたもの) は 05. 10 項
- (b) 乾燥したものは 30. 01 項
- (c) 食用に適するものは 2 類、食用に適しないものは 05. 11 項

上記 (4) のくず肉は、食用に適する場合には 2 類に、食用に適しない場合には、一般に 05. 11 項又は 41 類に、それぞれ属する。

動物 (魚を除く。) の腸、ぼうこう及び胃は、食用のものであるかないかを問わず、05. 04 項に属する。

単独で提示される動物性脂肪は含まない（15 類）（家きんの脂肪及び豚の筋肉層のない脂肪（溶出その他の方法で抽出してないもの）を除く。これら溶出その他の方法で抽出してない脂肪は、工業用にのみ適するものであっても 02.09 項に属する。）。ただし、枝肉中に又は肉に付着して提示される脂肪は、肉の一部を形成しているものとして取り扱う。

この類と 16 類の肉及びくず肉の区分

この類には、次の状態の肉及びくず肉のみを含む。これらは、あらかじめ、さっと熱処理されたもの又は同様の処理がなされているものでもよいが、加熱による調理がなされたものは含まない。

- （１）生鮮のもの（輸送中の一時的保存のために加塩して包装された肉及びくず肉を含む。）
- （２）冷蔵のもの（凍結することなしに、通常 0 度付近まで温度を低下させたもの）
- （３）冷凍のもの（物品の凍結点以下に冷却し、全体を凍結させたもの）
- （４）塩蔵、塩水漬け、乾燥又はくん製のもの

砂糖又は砂糖の水溶液を軽くふりかけた肉及びくず肉もこの類に属する。

上記（１）～（４）に掲げる状態の肉及びくず肉は、たんぱく質分解酵素（例えば、パパイン）を作用させて柔らかくしたもの又は切断、細断、粉碎等の処理をしたものであるかないかを問わずこの類に属する。更に、この類の異なる項に属する物品を混合したもの又は組合せたもの（例えば、02.09 項の豚の脂肪で被覆した 02.07 項の家きんの肉）も、この類に属する。

この類の各項に属さない肉及びくず肉は 16 類に属する。

例えば、

- （a）ソーセージ及びこれに類する物品（加熱による調理がされているかいないかを問わない。）
（16.01）

- （b）加熱による調理（煮る、蒸す、焼く、油で揚げる、いる等その方法を問わない。）をした肉及びくず肉の類に記載していない方法により調製し、若しくは保存に適する処理をした肉及びくず肉（単にころも（batter）又はパン粉でおおったもの、しょうろを添えたもの又は調味したもの）（例えば、こしょう及び塩の添加）並びにレバーペースト及びパテを含む。）
（16.02）

この類には、また、粉又はミール状のもので食用に適する肉及びくず肉も含む（加熱による調理がされているかいないかを問わない。）。

この類の肉及びくず肉は、たとえ気密容器に入れられたもの（例えば、缶入り干し肉）であっても、この類に属することに注意すべきである。ただし、多くの場合、これらの容器に入れられた物品は、この類の各項に規定されている方法とは異なった方法により調製され又は保存に適する処理をされており、したがって、これらの物品は 16 類に属する。

同様に、MA 包装（Modified Atmospheric Packaging）の方法により包装されたこの類の肉及びくず肉（例えば、生鮮又は冷蔵の牛の肉）は、この類に属する。MA 包装では、物品を取り囲む空気は、置換又は調節されている（例えば、酸素を除去し窒素若しくは二酸化炭素で置換する、又は酸素量を減少させ窒素量若しくは二酸化炭素量を増加させる。）。

* *

号の解説

「骨付き」

「骨付き」とは、本来の骨がすべて付いたままの肉及び部分的に骨を除いた肉（例えば、 Shankless (shankless) ハム及びセミボンレスハム）をいう。これには、骨が取り除かれ、その後、再度挿入され肉の組織とつながっていないものを含まない。

02.01 牛の肉（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）

0201.10－枝肉及び半丸枝肉

0201.20－その他の骨付き肉

0201.30－骨付きでない肉

この項には、01.02 項の家畜又は野生の牛の生鮮又は冷蔵の肉を含む。

02.02 牛の肉（冷凍したものに限る。）

0202.10－枝肉及び半丸枝肉

0202.20－その他の骨付き肉

0202.30－骨付きでない肉

この項には、01.02 項の家畜又は野生の牛の冷凍肉を含む。

02.03 豚の肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）

－生鮮のもの及び冷蔵したもの

0203.11－枝肉及び半丸枝肉

0203.12－骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）

0203.19－その他のもの

－冷凍したもの

0203.21－枝肉及び半丸枝肉

0203.22－骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）

0203.29－その他のもの

この項には子豚又はその他の豚の肉で、生鮮、冷蔵又は冷凍のものを含む（家畜のものであるか野性のもの（例えば、いのしし）であるかを問わない。）。この項には、高脂肪の脂肉が混ざった層状の肉（streaky pork）及びこれに類する肉並びに肉層を有する脂肪を含む。

02.04 羊又はやぎの肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）

0204.10—子羊の枝肉及び半丸枝肉（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）

—その他の羊の肉（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）

0204.21——枝肉及び半丸枝肉

0204.22——その他の骨付き肉

0204.23——骨付きでない肉

0204.30—子羊の枝肉及び半丸枝肉（冷凍したものに限る。）

—その他の羊の肉（冷凍したものに限る。）

0204.41——枝肉及び半丸枝肉

0204.42——その他の骨付き肉

0204.43——骨付きでない肉

0204.50—やぎの肉

この項には、羊（牡羊、牝羊及び子羊）、やぎ及び子やぎの肉で、生鮮、冷蔵又は冷凍のものを含む（家畜のものであるか野生のものであるかを問わない。）。

＊

＊ ＊

号の解説

0204.10 及び 0204.30

0204.10 号及び 0204.30 号において、子羊の肉とは、生後 12 カ月を超えない羊から得られた肉をいう。肉は、きれいな肌目及びきめをしており、色は桃色がかった赤色で、柔らかい外観を呈している。枝肉の重量は 26 キログラムを超えない。

02.05 馬、ろ馬、ら馬又はヒニーの肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）

この項には、生きている場合 01.01 項に属する動物の肉で、生鮮、冷蔵又は冷凍のものを含む。

02.06 食用のくず肉（牛、豚、羊、やぎ、馬、ろ馬、ら馬又はヒニーのもので、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）

0206.10—牛のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）

—牛のもの（冷凍したものに限る。）

0206.21——舌

0206.22――肝臓

0206.29――その他のもの

0206.30――豚のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）

――豚のもの（冷凍したものに限る。）

0206.41――肝臓

0206.49――その他のもの

0206.80――その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）

0206.90――その他のもの（冷凍したものに限る。）

この項の食用のくず肉には、次のものを含む。頭及びその切断したもの（耳を含む。）、脚、尾、心臓、乳房、肝臓、腎臓、脾臓（胸腺及び脾臓）、脳、肺臓、咽喉、シックスカート、シンスカート、脾臓、舌、大網膜、脊髄、食用皮、生殖器官（例えば、子宮、卵巣及び睾丸）、甲状腺及び脳下垂体。くず肉の所属に関する原則については、この類の総説を参照。

02.07 肉及び食用のくず肉で、第 01.05 項の家きんのもの（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）

――鶏（ガルルス・ドメスティクス）のもの

0207.11――分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）

0207.12――分割してないもの（冷凍したものに限る。）

0207.13――分割したもの及びくずのもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）

0207.14――分割したもの及びくずのもの（冷凍したものに限る。）

――七面鳥のもの

0207.24――分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）

0207.25――分割してないもの（冷凍したものに限る。）

0207.26――分割したもの及びくずのもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）

0207.27――分割したもの及びくずのもの（冷凍したものに限る。）

――あひるのもの

0207.41――分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）

0207.42――分割してないもの（冷凍したものに限る。）

0207.43――脂肪質の肝臓（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）

0207.44――その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）

0207.45――その他のもの（冷凍したものに限る。）

――がちょうのもの

0207.51――分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）

0207.52――分割してないもの（冷凍したものに限る。）

0207.53――脂肪質の肝臓（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）

0207.54――その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）

0207. 55－その他のもの（冷凍したものに限る。）

0207. 60－ほろほろ鳥のもの

この項には、生きている場合 01. 05 項に属する家きんの肉及び食用のくず肉で生鮮、冷蔵又は冷凍のもののみを含む。

国際貿易において最も重要な家きんのくず肉は、鶏、がちょう又はあひるの肝臓である。これらには、がちょう又はあひるの脂肪質の肝臓を含む。これは、他の肝臓より相当大きく、重く、堅く、かつ、脂肪が多いという点で区別される。その色は、白っぽい灰かつ色から明るい栗色まで多様であるが、他の肝臓は通常暗い又は明るい赤みがかかった色である。

02. 08 その他の肉及び食用のくず肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）

0208. 10－うさぎのもの

0208. 30－霊長類のもの

0208. 40－くじら目のもの、海牛目のもの及び鰭（き）脚下目のもの

0208. 50－爬（は）虫類のもの

0208. 60－らくだ科のもの

0208. 90－その他のもの

この項には、01. 06 項に属する動物の肉及びくず肉で、食用に適するものを含む（例えば、飼いうさぎ、野うさぎ、かえる、となかい、ビーバー、鯨、かめのもの）。

02. 09 家きんの脂肪及び豚の筋肉層のない脂肪（溶出その他の方法で抽出してないもので、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。）

0209. 10－豚のもの

0209. 90－その他のもの

この項の豚の脂肪は筋肉層のない脂肪に限る。これは工業用にのみ適するものであっても、この項に属する。通常食用に供される形態の肉は含まない。例えば、高脂肪の脂肉が混ざった層状の肉（streaky pork）及びこれに類する肉並びに肉層を有する脂肪は、02. 03 項又は 02. 10 項のいずれかの適当な項に属する。

この項には、特に、豚の内臓のまわりにある脂肪で、溶出その他の方法で抽出すると 15. 01 項に属するものを含む。

この項には、また、家畜又は野生の家きんの溶出その他の方法で抽出してない脂肪（例えば、がちょうのもの）を含む。ただし、溶出その他の方法で抽出した場合は除かれる（15. 01）。

海棲哺乳（かいせいほ）乳動物から得られる脂肪は除かれる（15 類）。

02.10 肉及び食用のくず肉（塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。）並びに肉又はくず肉の食用の粉及びミール

－豚の肉

0210.11－骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）

0210.12－ばら肉及びこれを分割したもの

0210.19－その他のもの

0210.20－牛の肉

－その他のもの（肉又はくず肉の食用の粉及びミールを含む。）

0210.91－霊長類のもの

0210.92－くじら目のもの、海牛目のもの及び鰭（き）脚目目のもの

0210.93－爬（は）虫類のもの

0210.99－その他のもの

この項は、家さんの脂肪及び豚の筋肉層のない脂肪（溶出その他の方法で抽出してないもの）（02.09）を除き、この項に記載されている方法で調製されたすべての種類の肉及び食用のくず肉に適用する。この項には、高脂肪の脂肉が混ざった層状の肉（streaky pork）及びこれに類する肉並びに肉層を有する脂肪を含む（ただし、この項に記載されている方法で調製されたものに限る。）。

塩蔵、乾燥（脱水したもの又は凍結乾燥したものを含む。）又はくん製の肉（例えば、ベーコン、もも肉、肩肉）は、腸、胃、ぼうこう、皮その他これらに類するケーシング（天然のもの又は人造のもの）に詰めてあってもこの項に属する。ただし、詰める前に細断し又は粉碎したもので他の材料と混合したものは含まない（16.01）。

肉又はくず肉の食用の粉及びミールもまたこの項に含まれる。食用に適さない肉又はくず肉の粉及びミール（例えば、動物飼料用のもの）は含まない（23.01）。

02.06 項の解説の規定は、この項の食用のくず肉にも準用する。

第 3 類

魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲（せい）無脊椎動物

注

- 1 この類には、次の物品を含まない。
 - (a) 第 01.06 項の哺乳（ほ）乳類
 - (b) 第 01.06 項の哺乳（ほ）乳類の肉（第 02.08 項及び第 02.10 項参照）
 - (c) 生きていない魚（肝臓、卵及びしらこを含む。）並びに生きていない甲殻類、軟体動物及びその他の水棲（せい）無脊椎動物で、食用に適しない種類又は状態のもの（第 5 類参照）並びに魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲（せい）無脊椎動物の粉、ミール及びペレットで、食用に適しないもの（第 23.01 項参照）
 - (d) キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物（第 16.04 項参照）
- 2 この類において、「ペレット」とは、直接圧縮すること又は少量の結合剤を加えることにより固めた物品をいう。
- 3 第 03.05 項から第 03.08 項までには、粉、ミール及びペレットで、食用に適するものを含まない（第 03.09 項参照）。

総 説

この類には、直接食用、工業用（缶詰等）、ふ化用、観賞用等のものとして提示されるすべての魚、甲殻類、軟体動物及びその他の水棲（せい）無脊椎動物を含む。これらは生きているか又は死んでいるかを問わない。ただし、食用に適しない種類又は状態の、生きていない魚（肝臓、卵及びしらこを含む。）又は生きていない甲殻類、軟体動物及びその他の水棲（せい）無脊椎動物を含まない（5 類）。

「冷蔵」とは、物品を冷凍することなしに、物品の温度を通常 0 度付近まで温度を低下させることをいう。「冷凍」とは、物品を凍結点以下に冷却し、全体にわたって凍結させることをいう。

この類には、調製若しくは保存に適する処理をしていないか、又はこの類に記載した方法のみによって調製をし若しくは保存に適する処理をした食用の魚の卵及びしらこも含む。その他の方法によって調製をし若しくは保存に適する処理をし、又はキャビア若しくはキャビア代用物としてそのまま食するのに適した食用の卵及びしらこは、16.04 項に属する。

この類と 16 類の物品の区分

この類の物品は、各項に規定する状態の魚（肝臓、卵及びしらこを含む。）並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲（せい）無脊椎動物に限られる。この限りにおいて、これらは、切断、細断、粉碎等の処理がなされているかいないかを問わず、この類に属する。更に、この類の異なる項の物品を混合したもの又は組合せたもの（例えば、03.06 項の甲殻類と 03.02 項から 03.04 項の魚とを組み合わせたもの）も、この類に属する。

他方、魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲（せい）無脊椎動物を加熱による調理その他この類に記載しない方法により調製をし、若しくは保存に適する処理をしたものは、16 類に属する（例えば、単に、ころも（batter）又はパン粉でおおった魚の切身、加熱による調理をした

魚)。ただし、くん製の際に又はくん製の前に加熱による調理をしたくん製の魚、甲殻類、軟体動物、その他の水棲（せい）無脊椎動物及び単に蒸し又は水煮した殻付きの甲殻類は、それぞれ 03. 05 項、03. 06 項、03. 07 項及び 03. 08 項に属する。軟体動物で、開殻のためや輸送又は凍結に先立つ安定化のために必要な熱湯処理その他の熱衝撃（heat shock）のみを施したものは、調理したものとはみなされず、この類に属する。また、加熱による調理をした魚、甲殻類、軟体動物及びその他の水棲（せい）無脊椎動物から得られる粉、ミール及びペレットは、03. 09 項に属するので注意を要する。

また、この類の魚、甲殻類、軟体動物及びその他の水棲（せい）無脊椎動物は、たとえ気密容器に入れられたもの（例えば、くん製のさけの缶詰）であっても、この類に属することに注意すべきである。ただし、ほとんどの場合、このような容器に入れられた物品は、この類の各項に規定されている方法以外の方法で調製又は保存に適する処理をされており、したがってこれらの物品は 16 類に属する。

同様に、MA 包装（Modified Atmospheric Packaging）の方法により包装されたこの類の魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲（せい）無脊椎動物（例えば、生鮮又は冷蔵の魚）は、この類に属する。MA 包装では、物品を取り囲む空気は、置換又は調節されている（例えば、酸素を除去し窒素若しくは二酸化炭素で置換する、又は酸素量を減少させ窒素量若しくは二酸化炭素量を増加させる。）。

上記の除外規定のほか、次の物品もこの類に含まない。

- (a) 01. 06 項の哺乳類
- (b) 01. 06 項の哺乳類の肉（02. 08 及び 02. 10）
- (c) 魚のくず及び食用に適しない魚卵（例えば、釣餌に用いる塩蔵たらこ）（05. 11）
- (d) 食用に適しない魚、甲殻類、軟体動物及び水棲（せい）無脊椎動物の粉、ミール及びペレット（23. 01）

03. 01 魚（生きているものに限る。）

－観賞用の魚

0301. 11－淡水魚

0301. 19－その他のもの

－その他の魚（生きているものに限る。）

0301. 91－ます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル）

0301. 92－うなぎ（アングイルラ属のもの）

0301. 93－こい（クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルブス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテュス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの）

0301. 94ーくろまぐろ（トゥヌス・ティヌス及びトゥヌス・オリエンタリス）

0301. 95ーみなみまぐろ（トゥヌス・マッコイイ）

0301. 99ーその他のもの

この項には、使用目的にかかわらず、すべての生きている魚を含む（例えば、観賞用の魚）。

この項の魚は、これらが生棲する自然の環境に類似した状態の中で生き続けられるよう、通常適当な容器（水槽等）に入れて輸送される。

＊

＊ ＊

号の解説

0301. 11 及び 0301. 19

「観賞用の魚」とは、生きている魚で、その色や形のために特に水槽に入れ、通常観賞に供されるものをいう。

03. 02 魚（生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、第 03. 04 項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）

ーさけ科のもの（第 0302. 91 号から第 0302. 99 号までの食用の魚のくず肉を除く。）

0302. 11ーます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル）

0302. 13ー太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウィトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス）

0302. 14ー大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）

0302. 19ーその他のもの

ーひらめ・かれい類（かれい科、だるまがれい科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルムス科又はこけびらめ科のもの。第 0302. 91 号から第 0302. 99 号までの食用の魚のくず肉を除く。）

0302. 21ーハリバット（レインハルドティウス・ヒポグロソイデス、ヒポグロスス・ヒポグロスス及びヒポグロスス・ステノレピス）

0302. 22ープレイス（プレウロネクテス・プラテサ）

0302. 23ーソール（ソレア属のもの）

0302. 24ーターボット（プセタ・マクシマ）

0302. 29ーその他のもの

ーまぐろ（トゥヌス属のもの）及びかつお（カツオヌス・ペラミス）（第 0302. 91 号から

第 0302. 99 号までの食用の魚のくず肉を除く。）

0302. 31ーーびんながまぐろ（トゥヌス・アラルンガ）

0302. 32ーーきはだまぐろ（トゥヌス・アルバカレス）

0302. 33ーーかつお（カツオヌス・ペラミス）

0302. 34ーーめばちまぐろ（トゥヌス・オベスス）

0302. 35ーーくろまぐろ（トゥヌス・ティヌス及びトゥヌス・オリエンタリス）

0302. 36ーーみなみまぐろ（トゥヌス・マッコイイ）

0302. 39ーーその他のもの

ーにしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ）、かたくちいわし（エングラウリス属のもの）、いわし（スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ピルカルドゥス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの）、さば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクス）、ぐるくま（ラストレルリゲル属のもの）、さわら（スコムベロモルス属のもの）、まあじ（トラクルス属のもの）、ぎんがめあじ（カラックス属のもの）、すぎ（ラキュケントロン・カナドゥム）、まながつお（パンプス属のもの）、さんま（コロラビス・サイラ）、むろあじ（デカプテルス属のもの）、からふとししやも（マルロトゥス・ヴィルロス）、めかじき（クスイフィアス・グラディウス）、すま（エウティヌス・アフィニス）、はがつお（サルダ属のもの）及びかじき（まかじき科のもの）（第 0302. 91 号から第 0302. 99 号までの食用の魚のくず肉を除く。）

0302. 41ーーにしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ）

0302. 42ーーかたくちいわし（エングラウリス属のもの）

0302. 43ーーいわし（スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ピルカルドゥス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの）

0302. 44ーーさば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクス）

0302. 45ーーまあじ（トラクルス属のもの）

0302. 46ーーすぎ（ラキュケントロン・カナドゥム）

0302. 47ーーめかじき（クスイフィアス・グラディウス）

0302. 49ーーその他のもの

ーさいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの（第 0302. 91 号から第 0302. 99 号までの食用の魚のくず肉を除く。）

0302. 51ーーコッド（ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス）

0302. 52ーーハドック（メラノグラナムス・アイグレフィヌス）

0302. 53ーーコールフィッシュ（ポルラキウス・ヴィレンス）

0302. 54ーーヘイク（メルルシウス属又はウロフェュキス属のもの）

0302. 55ーーすけそうだら（テラグラ・カルコグランマ）

0302. 56ーーブルーホワイティング（マイクロメシスティウス・ポウタソウ及びマイクロメシスティウ

ス・アウストラリス)

0302. 59ーその他のもの

ーティラピア (オレオクロミス属のもの)、なまず (パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの)、こい (クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミクロファリユンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルプス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテュス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの)、うなぎ (アングイルラ属のもの)、ナイルパーチ (ラテス・ニロティクス) 及びらいぎよ (カンナ属のもの) (第 0302. 91 号から第 0302. 99 号までの食用の魚のくず肉を除く。)

0302. 71ーティラピア (オレオクロミス属のもの)

0302. 72ーなまず (パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの)

0302. 73ーこい (クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミクロファリユンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルプス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテュス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの)

0302. 74ーうなぎ (アングイルラ属のもの)

0302. 79ーその他のもの

ーその他の魚 (第 0302. 91 号から第 0302. 99 号までの食用の魚のくず肉を除く。)

0302. 81ーさめ

0302. 82ーえい (がんぎえい科のもの)

0302. 83ーめろ (ディソスティクス属のもの)

0302. 84ーシーバス (ディケントラルクス属のもの)

0302. 85ーたい (たい科のもの)

0302. 89ーその他のもの

ー魚の肝臓、卵及びしらこ並びにひれ、頭、尾、浮袋その他の食用の魚のくず肉

0302. 91ー肝臓、卵及びしらこ

0302. 92ーふかひれ

0302. 99ーその他のもの

この項には、生鮮又は冷蔵の魚を含む (全形であるか、頭を除去してあるか、内臓を除去してあるか又は骨若しくは軟骨付きの切身であるかないかを問わない。)。ただし、第 03. 04 項の魚のフィレその他の魚肉は含まない。この項の魚は、輸送中の一時的な保存のために、塩又は氷を加えて包装したもので、塩水をかけたものでよい。

砂糖をわずかに加えた魚も、月桂樹の葉を数枚入れて包装した魚もこの項に属する。

魚体から分離された食用の魚のくず肉 (例えば、皮、尾、浮袋、頭、頭の半分 (脳、頬、舌、目、顎又は唇を有するか有しないかを問わない)、胃、ひれ、舌) や肝臓、卵及びしらこで、生鮮のもの又は冷蔵のものもこの項に属する。

＊
＊ ＊

号の解説

0302. 92

0303. 92 号において、「ふかひれ」とは、さめの背びれ、胸びれ、腹びれ、しりびれ及び尾びれ下葉を含む。ただし、さめの尾びれ上葉はふかひれとはみなさない。

03. 03 魚（冷凍したものに限るものとし、第 03. 04 項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）

ーさけ科のもの（第 0303. 91 号から第 0303. 99 号までの食用の魚のくず肉を除く。）

0303. 11ーベにぎけ（オンコルヒュンクス・ネルカ）

0303. 12ーその他の太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウィトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス）

0303. 13ー大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）

0303. 14ーます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル）

0303. 19ーその他のもの

ーティラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルス属のもの）、こい（クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルプス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテュス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの）、うなぎ（アングイルラ属のもの）、ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）及びらいぎよ（カンナ属のもの）（第 0303. 91 号から第 0303. 99 号までの食用の魚のくず肉を除く。）

0303. 23ーティラピア（オレオクロミス属のもの）

0303. 24ーなまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルス属のもの）

0303. 25ーこい（クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルプス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテュス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの）

0303. 26ーうなぎ（アングイルラ属のもの）

0303. 29ーその他のもの

ーひらめ・かれい類（かれい科、だるまがれい科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルムス科又はこけびらめ科のもの。第 0303. 91 号から第 0303. 99 号までの食用の

魚のくず肉を除く。)

0303. 31ーハリバット (レインハルドティウス・ヒポグロソイデス、ヒポグロスス・ヒポグロスス及びヒポグロスス・ステノレピス)

0303. 32ープレイス (プレウロネクテス・プラテサ)

0303. 33ーソール (ソレア属のもの)

0303. 34ーターボット (プセタ・マクシマ)

0303. 39ーその他のもの

ーまぐろ (トウヌス属のもの) 及びかつお (カツオヌス・ペラミス) (第 0303. 91 号から第 0303. 99 号までの食用の魚のくず肉を除く。)

0303. 41ーびんながまぐろ (トウヌス・アラルンガ)

0303. 42ーきはだまぐろ (トウヌス・アルバカレス)

0303. 43ーかつお (カツオヌス・ペラミス)

0303. 44ーめばちまぐろ (トウヌス・オベス)

0303. 45ーくろまぐろ (トウヌス・ティヌス及びトウヌス・オリエンタリス)

0303. 46ーみなみまぐろ (トウヌス・マッコイイ)

0303. 49ーその他のもの

ーにしん (クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ)、かたくちいわし (エングラウリス属のもの)、いわし (スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ピルカルドゥス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの)、さば (スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクス)、ぐるくま (ラストレルリゲル属のもの)、さわら (スコムベロモルス属のもの)、まあじ (トラクルス属のもの)、ぎんがめあじ (カラックス属のもの)、すぎ (ラキュケントロン・カナドゥム)、まながつお (パンプス属のもの)、さんま (コロラビス・サイラ)、むろあじ (デカプテルス属のもの)、からふとししやも (マルロトゥス・ヴィルロス)、めかじき (クスイフィアス・グラディウス)、すま (エウティヌス・アフィニス)、はがつお (サルダ属のもの) 及びかじき (まかじき科のもの) (第 0303. 91 号から第 0303. 99 号までの食用の魚のくず肉を除く。)

0303. 51ーにしん (クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ)

0303. 53ーいわし (スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ピルカルドゥス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの)

0303. 54ーさば (スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクス)

0303. 55ーまあじ (トラクルス属のもの)

0303. 56ーすぎ (ラキュケントロン・カナドゥム)

0303. 57ーめかじき (クスイフィアス・グラディウス)

0303. 59ーその他のもの

ーさいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの (第 0303. 91 号から第 0303. 99 号までの食用の魚の

くず肉を除く。)

- 0303. 63ーコッド (ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス)
- 0303. 64ーハドック (メラノグラナムス・アイグレフィヌス)
- 0303. 65ーコールフィッシュ (ポルラキウス・ヴィレンス)
- 0303. 66ーヘイク (メルルシウス属又はウロフェキス属のもの)
- 0303. 67ーすけそうだら (テラグラ・カルコグランマ)
- 0303. 68ーブルーホワイティング (ミクロメシスティウス・ポウタソウ及びミクロメシスティウス・アウストラリス)
- 0303. 69ーその他のもの
 - ーその他の魚 (第 0303. 91 号から第 0303. 99 号までの食用の魚のくず肉を除く。)
- 0303. 81ーさめ
- 0303. 82ーえい (がんぎえい科のもの)
- 0303. 83ーめろ (ディソスティクス属のもの)
- 0303. 84ーシーバス (ディケントラルクス属のもの)
- 0303. 89ーその他のもの
 - ー魚の肝臓、卵及びしらこ並びにひれ、頭、尾、浮袋その他の食用の魚のくず肉
- 0303. 91ー肝臓、卵及びしらこ
- 0303. 92ーふかひれ
- 0303. 99ーその他のもの

この項の物品については、03. 02 項の解説の規定を準用する。

＊

＊ ＊

号の解説

0303. 92

0302. 92 号の解説の規定は、この項の物品にも準用する。

03. 04 魚のフィレその他の魚肉 (生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。)

ー魚のフィレ (ティラピア (オレオクロミス属のもの)、なまず (パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの)、こい (クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルブス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテウス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの)、うなぎ (アングイルラ属のもの)、ナイルパーチ (ラテス・ニロティクス) 又はらいぎよ (カンナ

属のもの)のもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)

0304.31ーティラピア(オレオクロミス属のもの)

0304.32ーなまず(パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの)

0304.33ーナイルパーチ(ラテス・ニロティクス)

0304.39ーその他のもの

ーその他の魚のフィレ(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)

0304.41ー太平洋さけ(オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス)、大西洋さけ(サルモ・サラル)及びドナウさけ(フコ・フコ)

0304.42ーます(サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル)

0304.43ーひらめ・かれい類(かれい科、だるまがれい科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルムス科又はこけびらめ科のもの)

0304.44ーさいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの

0304.45ーめかじき(クシフィアス・グラディウス)

0304.46ーめろ(ディソステイクス属のもの)

0304.47ーさめ

0304.48ーえい(がんぎえい科のもの)

0304.49ーその他のもの

ーその他のもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)

0304.51ーティラピア(オレオクロミス属のもの)、なまず(パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの)、こい(クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルプス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテウス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの)、うなぎ(アングイルラ属のもの)、ナイルパーチ(ラテス・ニロティクス)及びらいぎよ(カナ属のもの)

0304.52ーさけ科のもの

0304.53ーさいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの

0304.54ーめかじき(クシフィアス・グラディウス)

0304.55ーめろ(ディソステイクス属のもの)

0304.56ーさめ

0304.57ーえい(がんぎえい科のもの)

0304.59ーその他のもの

ー魚のフィレ（ティラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）、こい（クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルブス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテュス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの）、うなぎ（アングイルラ属のもの）、ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）又はらいぎよ（カンナ属のもの）のもの）（冷凍したものに限る。）

0304.61ーティラピア（オレオクロミス属のもの）

0304.62ーなまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）

0304.63ーナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）

0304.69ーその他のもの

ー魚のフィレ（さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの）（冷凍したものに限る。）

0304.71ーコッド（ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス）

0304.72ーハドック（メラノグラナムス・アイグレフィヌス）

0304.73ーコールフィッシュ（ポルラキウス・ヴィレンス）

0304.74ーヘイク（メルルシウス属又はウロフェキス属のもの）

0304.75ーすけそうだら（テラグラ・カルコグラナム）

0304.79ーその他のもの

ーその他の魚のフィレ（冷凍したものに限る。）

0304.81ー太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス）、大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）

0304.82ーます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル）

0304.83ーひらめ・かれい類（かれい科、だるまがれい科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルムス科又はこけびらめ科のもの）

0304.84ーめかじき（クスイフィアス・グラディウス）

0304.85ーめろ（ディソステイクス属のもの）

0304.86ーにしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ）

0304.87ーまぐろ（トゥヌス属のもの）及びかつお（カツオヌス・ペラミス）

0304.88ーさめ及びえい（がんぎえい科のもの）

0304.89ーその他のもの

ーその他のもの（冷凍したものに限る。）

0304.91ーめかじき（クスイフィアス・グラディウス）

0304.92ーめろ（ディソステイクス属のもの）

0304. 93ーティラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）、こい（クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルプス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテウス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの）、うなぎ（アングイルラ属のもの）、ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）及びらいぎよ（カナ属のもの）
0304. 94ーすけそうだら（テラグラ・カルコグランマ）
0304. 95ーさいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの（すけそうだら（テラグラ・カルコグランマ）を除く。）
0304. 96ーさめ
0304. 97ーえい（がんぎえい科のもの）
0304. 99ーその他のもの

この項には、次の物品を含む。

（１）魚のフィレ

この項において、「魚のフィレ」とは、魚の背骨に対して平行に切られた肉のストリップで、魚の右側又は左側を構成するものをいい、頭、内臓、ひれ（背びれ、しりびれ、尾びれ、腹びれ、胸びれ）及び骨（背骨、ろっ骨、鰓蓋骨、あぶみ骨等）が取り除かれ、例えば、背部又は腹部で両側が継なぎ合わさっていないものをいう。

フィレがばらばらにならないように又はスライス作業を容易にするために、フィレに皮が残っている場合があるが、このような皮が付いていてもこれらの物品の所属には影響しない。同様に、ピンボーン（pinbones）その他の小骨が完全に除去されていなくても、その所属には影響しない。

小片に切られたフィレも、フィレとしてこの項に属する。

加熱により調理したフィレ及び単にころも（batter）又はパン粉でおおったフィレは、冷凍されているかいないかを問わず、16. 04 項に属する。

- （２）その他の魚肉（細かく切り刻んであるかないかを問わない。）。すなわち、これは骨が除去された魚肉である。魚のフィレと同様に小骨が完全に除去されていなくても魚肉の所属には影響しない。

＊

＊ ＊

この項には、魚のフィレ及びその他の魚肉（細かく切り刻んであるかないかを問わない。）のうち、次の状態のもののみを含む。

- （i）生鮮又は冷蔵のもの（輸送中の一時的な保存のために、塩若しくは氷を加えて包装してあ

るかないか又は塩水をかけてあるかないかを問わない。)

(ii) 冷凍のもの（冷凍のブロック状になって提示されるものがよくみられる。)

魚のフィレ及びその他の魚肉（細かく切り刻んであるかないかを問わない。）で、砂糖をわずかに加えたものも、また、月桂樹の葉を数枚入れて包装したものもこの項に含まれる。

03.05 魚（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。）及びくん製した魚（くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。)

0305.20ー魚の肝臓、卵及びしらこ（乾燥し、くん製し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。)

ー魚のフィレ（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、くん製したものを除く。)

0305.31ーティラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）、こい（クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルブス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテウス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの）、うなぎ（アングイルラ属のもの）、ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）及びらいぎよ（カナ属のもの）

0305.32ーさいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの

0305.39ーその他のもの

ーくん製した魚（フィレを含み、食用の魚のくず肉を除く。)

0305.41ー太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス）、大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）

0305.42ーにしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラシイ）

0305.43ーます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル）

0305.44ーティラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）、こい（クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルブス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテウス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの）、うなぎ（アングイルラ属のもの）、ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）及びらいぎよ（カナ属のもの）

0305.49ーその他のもの

ー乾燥した魚（食用の魚のくず肉を除き、塩蔵してあるかないかを問わないものとし、くん製したものを除く。）

0305. 51ーコード（ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス）

0305. 52ーティラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）、こい（クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルプス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテウス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの）、うなぎ（アングイルラ属のもの）、ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）及びらいぎよ（カナ属のもの）

0305. 53ーさいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの（コード（ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス）を除く。）

0305. 54ーにしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ）、かたくちいわし（エングラウリス属のもの）、いわし（スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ピルカルドゥス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの）、さば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクス）、ぐるくま（ラストレルリゲル属のもの）、さわら（スコムベロモルス属のもの）、まあじ（トラクルス属のもの）、ぎんがめあじ（カラנקス属のもの）、すぎ（ラキュケントロン・カナドゥム）、まながつお（パンプス属のもの）、さんま（コロラビス・サイラ）、むろあじ（デカプテルス属のもの）、からふとししやも（マルロトゥス・ヴィルロス）、めかじき（クスイフィアス・グラディウス）、すま（エウティヌス・アフィニス）、はがつお（サルダ属のもの）及びかじき（まかじき科のもの）

0305. 59ーその他のもの

ー塩蔵した魚（乾燥し又はくん製したものを除く。）及び塩水漬けた魚（食用の魚のくず肉を除く。）

0305. 61ーにしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ）

0305. 62ーコード（ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス）

0305. 63ーかたくちいわし（エングラウリス属のもの）

0305. 64ーティラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）、こい（クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルプス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテウス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの）、うなぎ（アングイルラ属のもの）、ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）及びらいぎよ（カナ属のもの）

0305. 69ーその他のもの

ー魚のひれ、頭、尾、浮袋その他の食用の魚のくず肉

0305. 71――ふかひれ

0305. 72――魚の頭、尾及び浮袋

0305. 79――その他のもの

この項には、次の加工をした魚（全形のもの、頭のないもの、小片のもの、フィレのもの又は細かく切り刻んだもの）及び食用の魚のくず肉を含む。

（１）乾燥

（２）塩蔵又は塩水漬け

（３）くん製

塩蔵又は塩水漬けにより魚を調製する際に使用する塩には、亜硝酸ナトリウム又は硝酸ナトリウムが加えられていてもよい。魚を塩蔵する際に、砂糖を少量用いても、この項の魚の所属に影響を与えない。

上記（１）から（３）までの加工の二以上を施した魚（食用に適するものに限る。）はこの項に属する。

くん製の魚は、くん製の前又はくん製（温くん法）の際に、肉を部分的に又は全体的に加熱により調理するような熱処理を受けることがある。このような処理を受けた魚は、くん製の魚としての性格を失うような他の加工がなされていない限りこの項に属する。

この項の範囲内の方法で調製される主要な魚種は、いわし類、まぐろ、さば、さけ、にしん、コッド、ハドック及びハリバットである。

魚体から分離された食用の魚のくず肉（例えば、皮、尾、浮袋、頭、頭の半分（脳、頬、舌、目、顎又は唇を有するか有しないかを問わない）、胃、ひれ、舌）や肝臓、卵及びしらこで、乾燥し、塩蔵し、塩水漬けし又はくん製したものもこの項に属する。

この項には、次の物品を含まない。

（a）食用に適しない魚のくず肉（例えば、工業用に供する種類のもの）及び魚のくず（05. 11）

（b）加熱により調理された魚（くん製の魚についての上記の規定を適用）及びその他の方法で調製された魚（例えば、油、食酢、マリネードで調製された魚）並びにキャビア及びキャビア代用物（16. 04）

（c）魚のスープ（21. 04）

＊

＊ ＊

号の解説

0305. 71

0302. 92 号の解説の規定は、この項の物品にも準用する。

この号は、特に、皮をはいでないさめのひれを単に乾燥したもの及び温水につけたさめのひれの部分で、乾燥する前に皮をはぎ又は細かく切断したものを含む。

03.06 甲殻類（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、くん製した甲殻類（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしたあるかないかを問わない。）及び蒸気又は水煮による調理をした殻付きの甲殻類（冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものであるかないかを問わない。）

－冷凍したもの

0306.11－いせえびその他のいせえび科のえび（パリヌルス属、パヌリルス属又はヤスス属のもの）

0306.12－ロブスター（ホマルス属のもの）

0306.14－かに

0306.15－ノルウェーロブスター（ネフロプス・ノルヴェギクス）

0306.16－コールドウォーターシュリンプ及びコールドウォータープローン（クランゴン・クランゴン及びパンダルス属のもの）

0306.17－その他のシュリンプ及びプローン

0306.19－その他のもの

－生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの

0306.31－いせえびその他のいせえび科のえび（パリヌルス属、パヌリルス属又はヤスス属のもの）

0306.32－ロブスター（ホマルス属のもの）

0306.33－かに

0306.34－ノルウェーロブスター（ネフロプス・ノルヴェギクス）

0306.35－コールドウォーターシュリンプ及びコールドウォータープローン（クランゴン・クランゴン及びパンダルス属のもの）

0306.36－その他のシュリンプ及びプローン

0306.39－その他のもの

－その他のもの

0306.91－いせえびその他のいせえび科のえび（パリヌルス属、パヌリルス属又はヤスス属のもの）

0306.92－ロブスター（ホマルス属のもの）

0306.93－かに

0306.94－ノルウェーロブスター（ネフロプス・ノルヴェギクス）

0306.95－シュリンプ及びプローン

0306.99－その他のもの

この項には、次の物品を含む。

（１）甲殻類（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）

(2) くん製した甲殻類（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）

(3) 殻付きの甲殻類で、蒸気又は水煮による調理をしたもの（一時的な保存剤が少量添加されているかいないかを問わない。）。これらは、また、冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けされていてもよい。

甲殻類の主なものは、ロブスター、いせえび、ざりがに、かに、シュリンプ及びプローンである。

この項には、また、甲殻類の部分（例えば、ロブスター又はざりがにの tails、かにのはさみ）を含む。ただし、殻付きでない甲殻類は、上記（1）に記載した方法以外の方法で処理をしてないものに限る。

この項には、次の物品を含まない。

(a) 03.08 項のうにその他の水棲（せい）無脊椎動物

(b) この項に規定していない方法で調製をし又は保存に適する処理をした甲殻類（部分を含む。）（例えば、殻を除いた甲殻類で水煮したもの）（16.05）

03.07 軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）及びくん製した軟体動物（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）

ーかき

0307.11ー生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの

0307.12ー冷凍したもの

0307.19ーその他のもの

ースキャロップ及びその他のいたやがい科の軟体動物

0307.21ー生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの

0307.22ー冷凍したもの

0307.29ーその他のもの

ーい貝（ミュティルス属又はペルナ属のもの）

0307.31ー生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの

0307.32ー冷凍したもの

0307.39ーその他のもの

ーいか

0307.42ー生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの

0307.43ー冷凍したもの

0307.49ーその他のもの

ーたこ（オクトプス属のもの）

0307.51ー生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの

0307.52ー冷凍したもの

0307.59ーその他のもの

0307.60ーかたつむりその他の巻貝（海棲（せい）のものを除く。）

ークラム、コックル及びアークシェル（ふねがい科、アイスランドがい科、ざるがい科、ふじのはながい科、きぬまといがい科、ばかがい科、ちどりますおがい科、おおのがい科、あさじがい科、きぬたあげまきがい科、まてがい科、しゃこがい科又はまるすだれがい科のもの）

0307.71ー生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの

0307.72ー冷凍したもの

0307.79ーその他のもの

ーあわび（ハリオティス属のもの）

0307.81ーあわび（ハリオティス属のもの）（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）

0307.82ーそでぼら（ストロムプス属のもの）（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）

0307.83ーあわび（ハリオティス属のもの）（冷凍したものに限る。）

0307.84ーそでぼら（ストロムプス属のもの）（冷凍したものに限る。）

0307.87ーその他のあわび（ハリオティス属のもの）

0307.88ーその他のそでぼら（ストロムプス属のもの）

ーその他のもの

0307.91ー生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの

0307.92ー冷凍したもの

0307.99ーその他のもの

この項には、次の物品を含む。

（１）軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻付であるかないかを問わない。）

（２）くん製した軟体動物（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に調理をしてあるかないかを問わない。）

この項にはまた、開殻のためや輸送又は凍結に先立つ安定化のために必要な熱湯処理その他の熱衝撃（heat shock）のみを施した軟体動物を含む。

軟体動物の主なものには、かき、スキャロップ（帆立貝）、い貝、いか、たこ、かたつむり、クラム、コックル、アークシェル、あわび及びそでぼらがある。

この項には、軟体動物の部分をも含む（ただし、上記の（１）又は（２）に記載した方法以外の方法で処理をしてないものに限る。）。

この項には、種がき（養殖用の小さいかき）（食用に適するものに限る。）を含む。

この項には、この項で規定してない方法で調製をし又は保存に適する処理をした軟体動物（例

えば、沸騰水中で調理し又は食酢で保存に適する処理をした軟体動物（16.05）を含まない。

03.08 水棲（せい）無脊椎動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。）及びくん製した水棲（せい）無脊椎動物（甲殻類及び軟体動物を除くものとし、くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）

ーなまこ（スティコプス・ヤポニクス及びなまこ綱のもの）

0308.11ー生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの

0308.12ー冷凍したもの

0308.19ーその他のもの

ーうに（パラケントロトウス・リヴィドゥス、ロクセキヌス・アルプス、エキヌス・エスクレントウス及びストロンギュロケントロトウス属のもの）

0308.21ー生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの

0308.22ー冷凍したもの

0308.29ーその他のもの

0308.30ーくらげ（ロピレマ属のもの）

0308.90ーその他のもの

この項には、次の物品を含む。

（１）水棲（せい）無脊椎動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。）

（２）くん製した水棲（せい）無脊椎動物（甲殻類及び軟体動物を除くものとし、くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）

水棲（せい）無脊椎動物の主なものには、うに、なまこ及びくらげがある。

この項には、水棲（せい）無脊椎動物の部分（例えば、うにの卵巣や精巣）をも含む（ただし、上記の（１）又は（２）に記載した方法以外の方法で処理をしてないものに限る。）。

この項には、この項で規定してない方法で調製をし又は保存に適する処理をした水棲（せい）無脊椎動物（例えば、水煮し又は食酢で保存に適する処理をした水棲（せい）無脊椎動物（16.05））を含まない。

03.09 魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲（せい）無脊椎動物の粉、ミール並びにペレット（食用に適するものに限る。）

0309.10ー魚のもの

0309.90ーその他のもの

この項には、魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲（せい）無脊椎動物から得た粉、ミール並びにペレットを含む（加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）。

魚の粉又はミールで、溶剤抽出法等により脱脂したもの又は加熱処理してあるもの（食用に適するものに限る。）は、この項に分類される。

この項には、食用に適しない魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲（せい）無脊椎動物の粉、ミール並びにペレットを含まない（23.01）。

第 4 類

酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品

注

- 1 「ミルク」とは、全乳及び部分的又は完全に脱脂した乳をいう。
- 2 第 04.03 項においてヨーグルトは、濃縮し又は香味を付けてあるかないかを問わず、砂糖その他の甘味料、果実、ナット、ココア、チョコレート、香辛料、コーヒー若しくはそのエキス、植物若しくはその部分、穀物又はベーカリー製品を加えてあるかないかを問わない。ただし、ミルクの組成分の一部又は全部を置き換えるためにこれらの物品を加えたものではなく、かつ、ヨーグルトの重要な特性を保持しているものに限る。
- 3 第 04.05 項において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。
 - (a) 「バター」とは、専らミルクから得た天然のバター、ホエイバター及び還元バター（生鮮のもの及び加塩し又はランシッドしたものに限るものとし、缶詰バターを含む。）をいうものとし、乳脂肪分が全重量の 80%以上 95%以下で、無脂乳固形分が全重量の 2%以下であり、かつ、水分が全重量の 16%以下のものに限る。バターには、乳化剤を加えたものを含まないものとし、塩化ナトリウム、食用色素、中和剤及び乳酸菌を培養したものを含有するかしないかを問わない。
 - (b) 「デリースプレッド」とは、油中水滴型の展延性のある乳化したものをいうものとし、脂肪としては乳脂肪のみを含有し、乳脂肪分が全重量の 39%以上 80%未満のものに限る。
- 4 ホエイにミルク又は乳脂肪を加えた物品で濃縮又は乾燥をして得たものは、次の全ての特性を有するものに限り、チーズとして第 04.06 項に属する。
 - (a) 乳脂肪分が全乾燥重量の 5%以上であること。
 - (b) 乾燥固形分が全重量の 70%以上 85%以下であること。
 - (c) 成型したもの又は成型が可能なものであること。
- 5 この類には、次の物品を含まない。
 - (a) 生きていない昆虫類のうち食用に適しないもの（第 05.11 項参照）
 - (b) ホエイから得た物品で、無水乳糖として計算した乳糖の含有量が乾燥状態において全重量の 95%を超えるもの（第 17.02 項参照）
 - (c) 一以上のミルクの天然の組成分（例えば、酪酸グリセリド）を他の物質（例えば、オレイン酸グリセリド）で置き換えることによってミルクから得た物品（第 19.01 項及び第 21.06 項参照）
 - (d) アルブミン（二以上のホエイたんぱく質の濃縮物を含むものとし、ホエイたんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の 80%を超えるものに限る。第 35.02 項参照）及びグロブリン（第 35.04 項参照）
- 6 第 04.10 項において「昆虫類」とは、食用の生きていない昆虫類（全形のもの又は部分的なもので、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、くん製し、塩蔵し又は塩水漬けしたのものに限る。）並びに昆虫類の粉及びミールで食用に適するものをいう。ただし、同項には、その他の方法により調製をし又は保存に適する処理をしたものを含まない（主として第 4 部に属する。）。

＊
＊ ＊

号注

- 1 第 0404.10 号において「調製ホエイ」とは、ホエイの組成分から成る物品（ホエイから乳糖、たんぱく質若しくは無機質の全部又は一部を除いたもの、ホエイにホエイの天然の組成分を加えたもの及びホエイの天然の組成分を混合して得たもの）をいう。
- 2 第 0405.10 号においてバターには、無水バター及びギーを含まない（第 0405.90 号参照）。

総 説

この類には、次の物品を含む。

(I) 酪農品

- (A) ミルク、すなわち、全乳及び部分的又は完全に脱脂した乳
- (B) クリーム
- (C) バターミルク、凝固したミルク及びクリーム、ヨーグルト、ケフィアその他発酵させ又は酸性化したミルク及びクリーム
- (D) ホエイ
- (E) ミルクの天然の組成分から成る物品（他の項に該当するものを除く。）
- (F) ミルクから得たバターその他の油脂及びデAIRースプレッド
- (G) チーズ及びカード

上記 (A) から (E) までは記載した物品には、ミルクの天然の組成分が添加されていても（例えば、ビタミン又はミネラル塩が強化されたミルク）、また、液体の状態で輸送する間、物品の本来の濃度を維持するために加えられる少量の安定剤（例えば、リン酸二ナトリウム、くえん酸三ナトリウム又は塩化カルシウム）及び当該物品には本来存在しない少量の酸化防止剤又はビタミンが含まれていてもよい。物品によっては、その加工に必要な少量の化学品（例えば、重曹）を含んでいるものもある。さらに、粉末又は細粒の形状の物品は、固化防止剤（例えば、リン脂質、無定形二酸化けい素）を含んでいてもよい。

この類の注 5 (c) において、「酪酸グリセリド」とは、乳脂肪をいい、「オレイン酸グリセリド」とは、乳脂肪以外の脂肪、特に植物性の油脂（例えば、オリーブ油）をいう。

なお、この類には、ホエイから得た物品で無水乳糖として計算した含有率が乾燥状態において全重量の 95%を超えるものを含まない (17.02)。当該、乳糖の含有率の計算において「乾燥状態」には、自由水及び結晶水のいずれも含まない。

また、この類には、特に次の物品を含まない。

- (a) 酪農品をもととした調製食料品（特に、19.01）
- (b) 一以上のミルクの天然の組成分（例えば、butyric fats）を他の物質（例えば、oleic fats）で置き換えることによってミルクから得た物品（19.01 又は 21.06）

- (c) アイスクリームその他の氷菓 (21. 05)
- (d) 30 類の医薬品
- (e) カゼイン (35. 01)、ミルクアルブミン (35. 02) 及び硬化カゼイン (39. 13)
- (II) 鳥卵及び卵黄
- (III) 天然はちみつ
- (IV) 昆虫類その他の食用の動物性生産品 (他の項に該当するものを除く。)

04. 01 ミルク及びクリーム (濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。)

- 0401. 10ー脂肪分が全重量の 1 %以下のもの
- 0401. 20ー脂肪分が全重量の 1 %を超え 6 %以下のもの
- 0401. 40ー脂肪分が全重量の 6 %を超え 10%以下のもの
- 0401. 50ー脂肪分が全重量の 10%を超えるもの

この項には、ミルク (この類の注 1 に規定されている。) 及びクリームを含むものとし、滅菌してあるかないか、殺菌方法で保存に適する処理がしてあるかないか、均質化してあるかないか又はペプトナイズしてあるかないかを問わない。ただし、濃縮し又は砂糖その他の甘味料を加えたミルク及びクリーム (04. 02) 並びに凝固し、発酵させ又は酸性化したミルク及びクリーム (04. 03) は含まない。

この項の物品には、冷凍したもの又はこの類の総説に記載された添加物を含んだものもある。この項には、天然の物品と定性的にも定量的にも全く同じ構成成分から成る再生ミルク及びクリームも含む。

04. 02 ミルク及びクリーム (濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。)

- 0402. 10ー粉状、粒状その他の固形状のもの (脂肪分が全重量の 1. 5%以下のものに限る。)
 - ー粉状、粒状その他の固形状のもの (脂肪分が全重量の 1. 5%を超えるものに限る。)
- 0402. 21ー砂糖その他の甘味料を加えてないもの
- 0402. 29ーその他のもの
 - ーその他のもの
- 0402. 91ー砂糖その他の甘味料を加えてないもの
- 0402. 99ーその他のもの

この項にはミルク (この類の注 1 に規定されている。) 及びクリームで、濃縮したもの (例えば、蒸発したもの) 又は砂糖その他の甘味料を加えたものを含む。これらの物品は、液状、ペースト状又は固形状 (ブロック状、粉末状又は粒状) のものであってもよく、また保存に適する処理を

したものであるかないか又は再生してあるかないかを問わない。

粉乳には、特に正常な物理的状态に再生ミルクを維持するために、少量のでん粉（重量比 5% 以下）が加えられていてもよい。

この項には、次の物品を含まない。

- （１）凝固し、発酵させ又は酸性化したミルク及びクリーム（04. 03）
- （２）ココア又はその他の物質により香味づけしたミルクからなる飲料（22. 02）

＊

＊ ＊

号の解説

0402. 10、0402. 21 及び 0402. 29

これらの号には、ペースト状の濃縮したミルク又はクリームを含まない（0402. 91 及び 0402. 99）。

04. 03 バターミルク、凝固したミルク及びクリーム、ケフィアその他発酵させ又は酸性化したミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料、香料、果実、ナット若しくはココアを加えてあるかないかを問わない。）並びにヨーグルト

0403. 20－ヨーグルト

0403. 90－その他のもの

この項には、バターミルク、全ての発酵させ又は酸性化したミルク及びクリーム並びに凝固したミルク及びクリーム、ヨーグルト及びケフィアを含む。この項の物品は、液状、ペースト状又は固形状（冷凍したものを含む。）のものであってもよく、また濃縮若しくは乾燥したもの（例えば、蒸発したもの又はブロック状、粉状又は粒状にしたもの）又は保存に適する処理をしたものであってもよい。

この項の発酵させたミルクは、肉の調製品の中に又は飼料用添加剤として使用するため、少量の添加した乳酸酵素を含有する 04. 02 項の粉乳から成るものであってもよい。

この項の酸性化したミルクは、水により再生して凝固したミルクを作るために結晶状態において、少量の添加した酸（レモンジュースを含む。）を含有する 04. 02 項の粉乳から成っていてもよい。

この類の総説に掲げられた添加剤のほか、この項の物品は、砂糖その他の甘味料、香料、果実（パルプ又はジャムを含む。）、ナット又はココアを含んでもよい。

更に、ヨーグルトにはチョコレート、香辛料、コーヒー若しくはそのエキス、植物若しくはその部分、穀物又はベーカリー製品を加えていてもよい。ただし、ミルクの組成分の一部又は全部を置き換えるためにこれらの物品を加えたものではなく、かつ、ヨーグルトの重要な特性を保持しているものに限る。

04.04 ホエイ（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）及びミルクの天然の組成成分から成る物品（砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。）

0404.10－ホエイ及び調製ホエイ（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）

0404.90－その他のもの

この項には、ホエイ（すなわち、ミルクから脂肪及びカゼインを除去した残りの天然構成成分）及び調製ホエイ（この類の号注1参照）を含む。これらの物品は、液状、ペースト状又は固形状（冷凍したものを含む。）であり、また、濃縮若しくは乾燥（例えば、粉末状）又は保存に適する処理をしてあってもよい。

また、この項には、他の項により特殊な限定がない限り、ミルクの組成成分から成る生鮮又は保存に適する処理をした物品で、天然の物品と同様の構成成分を有しないものを含む。したがって、この項には一以上のミルクの天然の組成成分が除去された物品及びミルクの天然の組成成分が添加された（例えば、たんぱく強化物品を得るために）ミルクを含む。

この類の総説に記載されているミルクの天然の組成成分及び添加剤のほか、この項の物品には、砂糖又はその他の甘味料が添加されていてもよい。

この項の粉末化された物品、特にホエイは肉の調製品に使用するため又は飼料用添加剤として使用するため、少量の添加した乳酸酵素を含んでいてもよい。

この項には、次の物品を含まない。

- （a）天然ミルクと、定性的にも定量的にも同様の構成成分を有する脱脂乳又は再生ミルク（04.01又は04.02）
- （b）ホエイチーズ（04.06）
- （c）ホエイから得た物品で、無水乳糖として計算した乳糖の含有量が乾燥状態において全重量の95%を超えるもの（17.02）
- （d）ミルクの天然の組成成分をもととした調製食料品でこの類の物品に添加することが認められていない物質を含有するもの（特に、19.01）
- （e）アルブミン（二以上のホエイたんぱく質の濃縮物を含むものとし、ホエイたんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の80%を超えるものに限る。）（35.02）及びグロブリン（35.04）

04.05 ミルクから得たバターその他の油脂及びデリースプレッド

0405.10－バター

0405.20－デリースプレッド

0405.90－その他のもの

この項には、次の物品を含む。

(A) バター

このグループには、天然のバター、ホエイバター及び還元バター（生鮮のもの及び加塩し又はランシッドしたものに限るものとし、缶詰バターを含む。）を含む。バターは、専らミルクから得られ、乳脂肪分が全重量の 80%以上 95%以下で、無脂乳固形分が全重量の 2 %以下であり、かつ、水分が全重量の 16%以下のものに限る。バターには乳化剤を加えたものを含まないものとし、塩化ナトリウム、食用色素、中和剤及び乳酸菌を培養したものを含有するかしないかを問わない（この類の注 3（a）を参照）。

やぎ又は羊のミルクから得られたバターもこのグループに含まれる。

(B) デイリースプレッド

このグループには、デイリースプレッド（すなわち、油中水滴型の展延性のある乳化したものというものとし、脂肪としては乳脂肪のみを含有し、乳脂肪分が全重量の 39%以上 80%未満のものに限る。）を含む（この類の注 3（b）を参照）。デイリースプレッドには、乳酸菌を培養したもの、ビタミン、塩化ナトリウム、糖類、ゼラチン、でん粉、食用色素、香味料、乳化剤、濃化剤、防腐剤のような成分が場合により含まれていることがある。

(C) ミルクから得たその他の油脂

このグループには、ミルクから得た油脂（例えば、乳脂肪、バターファット及びバターオイル）を含む。バターオイルは、バター又はクリームから水分及び非脂肪成分を抽出することによって得られる物品である。

このグループには、更に無水バター及びギー（通常、水牛又は牛のミルクから作ったバター的一种）ばかりでなくバターと少量のハーブ、香辛料、香味料、ガーリック等の混合物から成る物品（この項に属する物品の特性を有しているものに限る。）も含む。

この項には、ファットスプレッドで乳脂肪でない油脂を含むもの又は乳脂肪の含有量が全重量の 39%未満のものは含まれない（通常、15. 17 項又は 21. 06 項）。

04.06 チーズ及びカード

0406. 10－フレッシュチーズ（ホエイチーズを含むものとし、熟成していないものに限る。）及びカード

0406. 20－おろしチーズ及び粉チーズ（チーズの種類を問わない。）

0406. 30－プロセスチーズ（おろしチーズ及び粉チーズを除く。）

0406. 40－ブルーベインドチーズ及びその他のペニシリウム・ロックフォルティにより得られる模様を含むチーズ

0406. 90－その他のチーズ

この項には、すべての種類のチーズを含む。すなわち、

(1) フレッシュチーズ（ホエイ又はバターミルクから作ったチーズを含む。）及びカード。フレッシュチーズとは、製造後すぐに消費可能な熟成していないチーズをいう（例えば、リコッタ(Ricotta)、ブロシオ(Broccio)、カテージチーズ、クリームチーズ、モザレラ(Mozzarella)）。

(2) おろしチーズ及び粉末チーズ

(3) プロセスチーズ（加工チーズとしても知られているもの）。プロセスチーズは、熱及び乳化剤又は各種の酸性化剤（溶融塩を含む。）の助力により、一種類以上のチーズと一種類以上の他の物品（クリームその他の酪農品、塩、香辛料、香味料、着色料及び水）をあわせ、粉碎、混合、溶融及び乳化の工程を経て製造される。

(4) ブルーベインドチーズ及びその他のペニシリウム・ロックフォルティにより得られる模様を含むチーズ（例、Roquefort、Gorgonzola）

(5) 軟質チーズ（例、Camembert、Brie）

(6) 半硬質チーズ及び硬質チーズ（例、Cheddar、Gouda、Gruyere、Parmesan）

ホエイチーズは、ホエイを濃縮又は乾燥し、ミルク又は乳脂肪を加えて得られる。ホエイチーズは、次のすべての特性を有しているものに限り、この項に属する。

(a) 乳脂肪分が全乾燥重量の5%以上であること。

(b) 乾燥固形分が全重量の70%以上85%以下であること。

(c) 成型したもの又は成型が可能なものであること。

チーズの特性を有するものであれば、肉、魚、甲殻類、ハーブ、香辛料、野菜、果実、ナット、ビタミン、脱脂粉乳等が含まれていてもこの項に属する。

チーズの特性を有するものであれば、ころも(batter)、生地(dough)又はパン粉で覆われたチーズもあらかじめ加熱による処理をしたものか否かにかかわらずこの項に属する。

＊

＊ ＊

号の解説

0406.40

この号には青色、緑色、緑青色又は灰白色等の目に見える模様を有するチーズを含む。例えばBleu d' Auvergne、Bleu de Causses、Bleu de Quercy、Blue Cheshire、Blue Dorset、Blue Wensleydale、Cabrales、Danish Blue（Danablu）、Gorgonzola、Mycella、Roquefort、Saingorlon及びStiltonなどが挙げられるが、これら以外の名称のものでも上記の基準を満たすものであればこの号に含まれる。

04.07 殻付きの鳥卵(生鮮のもの及び保存に適する処理又は加熱による調理をしたものに限る。)

ーふ化用の受精卵

0407.11ー鶏（ガルルス・ドメスティクス）のもの

0407.19ーその他のもの

－その他の卵（生鮮のものに限る）

0407. 21－鶏（ガルルス・ドメスティクス）のもの

0407. 29－その他のもの

0407. 90－その他のもの

この項には、すべての鳥のふ化用の受精卵及びその他の生鮮（冷蔵を含む。）の卵を含む。また、殻付き卵で、保存に適する処理をしたもの又は加熱による調理をしたものも含む。

04. 08 殻付きでない鳥卵及び卵黄（生鮮のもの及び乾燥、蒸気又は水煮による調理、成型、冷凍その他保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）

－卵黄

0408. 11－乾燥したもの

0408. 19－その他のもの

－その他のもの

0408. 91－乾燥したもの

0408. 99－その他のもの

この項は、すべての鳥の全卵（殻付きでないもの）及び卵黄を含む。この項の物品は、生鮮のもの、乾燥したもの、蒸気又は水煮により調理したもの、成型したもの（例えば、“long eggs”と称される円柱状のもの）、冷凍その他保存に適する処理をしたものである。

これらの物品は、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わず、また食用に供するか又は工業用の目的（例、皮なめし用）に供するかを問わずこの項に属する。

この項には、次の物品を含まない。

（a）卵黄油（15. 06）

（b）調味料、香辛料又はその他の添加剤を含有する卵の調製品（21. 06）

（c）レシチン（29. 23）

（d）卵白（egg albumin）（35. 02）

04. 09 天然はちみつ

この項には、みつばち（*Apis mellifera*）又はその他の昆虫類が作るはちみつで、遠心分離器にかけたもの、蜂巢中に貯えられたもの又は巣の塊が混入したものを含む。ただし、砂糖又はその他の物質を加えてないものに限る。このようなはちみつは、花の種類、原産地及び色で表示されている場合がある。

この項には、人造はちみつ及び天然はちみつと人造はちみつとの混合物を含まない (17. 02)。

04. 10 昆虫類その他の食用の動物性生産品（他の項に該当するものを除く。）

0410. 10－昆虫類

0410. 90－その他のもの

この項には、昆虫類（この類の注 6 に規定されている。）及びその他の食用に適する動物性生産品で、この表の他の項に該当しないものを含む。ただし、生きていない昆虫類で、食用に適しないもの（粉及びミールを含む。）は、05. 11 項に属する。

この項には、次の物品を含む。

- (1) かめの卵：水棲（せい）又は海棲（せい）のかめが産む卵で、生鮮のもの、乾燥したもの又はその他の方法により保存に適する処理をしたものであってもよい。

ただし、かめの卵の油は含まない (15. 06)。

- (2) あなつばめの巣（“birds’ nests”）：あなつばめの巣は、あなつばめが分泌する（空気に触れると直ちに凝固する。）物質から成る。

この巣は、未処理のままで提示されるものもあり、また食用に適するように羽、わた毛、ちりその他の不純物をあらかじめ取り除いたものもある。これは、一般に白みがかったストリップ状又は糸状をしている。

あなつばめの巣はたんぱく質含有量が高く、そのほとんどはスープその他の調製食料品を作るのに使用する。

この項には、食用に適するものであるかないか又は液状であるかないか若しくは乾燥したものであるかないかを問わず、動物の血は含まない (05. 11 又は 30. 02)。

第 5 類

動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）

注

- 1 この類には、次の物品を含まない。
 - （a）食用の物品（動物の腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片並びに動物の血で、液状のもの及び乾燥したものを除く。）
 - （b）原皮及び毛皮（第 41 類及び第 43 類参照。第 05.05 項の物品並びに第 05.11 項の原皮くず及び毛皮くずを除く。）
 - （c）動物性紡織用繊維（第 11 部参照。馬毛及びそのくずを除く。）
 - （d）ほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状にした物品（第 96.03 項参照）
- 2 第 05.01 項において毛を長さにより選別したもの（毛の向きをそろえたものを除く。）は、加工したものとみなさない。
- 3 この表において象、かば、せいうち、いっかく又はいのししのきば、さい角及びすべての動物の歯は、アイボリーとする。
- 4 この表において「馬毛」とは、馬類の動物又は牛のたてがみ及び尾毛をいう。第 05.11 項には、馬毛及びそのくず（支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを問わない。）を含む。

総 説

この類には、未加工又は簡単な調製を行った各種の動物性生産品で、この表の他の類に該当しない物品を含む。これらはある種の動物の血、腸、ぼうこう及び胃を除き通常食用には供されない物品である。

この類には、次の物品を含まない。

- （a）動物性脂肪（2 類又は 15 類）
- （b）食用の動物の皮で、加熱による調理をしてないもの（2 類）及び食用の魚の皮で加熱による調理をしてないもの（3 類）（ただし、このような皮で加熱による調理をしたものは、16 類に属する。）
- （c）食用の魚のひれ、頭、尾、浮袋その他の食用の魚のくず肉（3 類）
- （d）臓器療法用の腺（せん）その他の臓器で乾燥したもの（粉末であるかないかを問わない。）（30 類）
- （e）動物性肥料（31 類）
- （f）原皮（羽毛皮及びその他の羽毛付きの鳥皮の部分で、加工していないもの、清浄し、消毒し又は保存のための処理をしたものを除く（その他の加工をしたものは含まない。）。）（41 類）
- （g）毛皮（43 類）
- （h）絹、羊毛その他の動物性紡織用繊維の原料（馬毛及び馬毛くずを除く。）（11 部）
- （ij）天然又は養殖の真珠（71 類）

05.01 人髪（加工してないものに限るものとし、洗ってあるかないかを問わない。）及びそのくず

この項には、加工してない人髪（洗ってあるかないかを問わず、また、平行にそろえたものを含む。ただし、毛の向きをそろえたものを除く。）及びそのくずを含む。

単なる洗浄以上の加工をした人髪（くずを除く。）、例えば、細かくし、染色し、漂白し、カールし、又はいれげ、かつら等の製造のために調製したもの及び毛の向きをそろえた人髪は含まない（67.03。当該解説参照）。この除外規定は人髪のかくずには適用しない。人髪のかくずは、例えば、漂白又は染色した人髪のかくずであってもこの項に属する。

この項には、次の物品も含まない。

- （a）人髪製のろ過布（59.11）
- （b）人髪製のヘアネット（65.05）
- （c）その他の人髪製品（67.04）

05.02 豚毛、いのししの毛、あなぐまの毛その他ブラシ製造用の獣毛及びこれらのくず

0502.10－豚毛及びいのししの毛並びにこれらのくず

0502.90－その他のもの

これらの物品には、ばらのもの、ゆるく束ねたもの又は毛を平行にそろえ端を多少そろえて束に縛ったものがある。これらは、粗のもののほか、洗浄、漂白、染色又は消毒されたものでもよい。

その他のブラシ製造用の獣毛には、スカンク、りす及びてんのものを含む。

ただし、この項には、結束し又は房状にしたもの（すなわち、束状に仕上げられたもので、そのままほうき又はブラシに組み込めるもの又はほうき若しくはブラシに組み込むために僅かな工程のみを要するもの）を除く。これらは 96.03 項に属する（96 類注 3 参照）。

05.04 動物（魚を除く。）の腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。）

この項には、動物の腸、ぼうこう及び胃を含む（05.11 項の魚のものを除く。）。これらは、全形のものであっても断片のものであってもよく、また食用に適するものであるかないかを問わないものとし、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものを含む。その他の方法で調製をし又は保存に適する処理をした物品は含まない（通常、16 類）。

この項には、次の物品を含む。

(1) rennet bags (子牛、子山羊等のもので、切ってあるかないか又は乾燥してあるかないかを問わない。これらは rennet の抽出に使用する。)

(2) tripe 及び paunches (ただし、加熱調理したものは 16 類に属する。)

(3) 加工してない goldbeater's skin (牡牛又は羊の盲腸の外皮)

この項には、縦に細長く切った腸及び goldbeater's skin (特に、牡牛のもの) をも含む。これらは内膜がけずりとられているかいないかを問わない。

腸は、主としてソーセージケーシングとして使用される。これらは、殺菌した外科用のカットガット (30.06)、テニスラケットの糸 (42.06) 及び楽器用の弦 (92.09) の製造にも使用する。

この項には、皮繊維のペーストを押し出し、ホルムアルヒド及び石炭酸の溶液でかためて作った「人造ガット」(39.17) 及び天然ガットをはり合わせて作った「人造ガット」(42.06) も含まない。

05.05 羽毛皮その他の羽毛付きの鳥の部分、羽毛及びその部分(加工してないもの及び単に清浄にし、消毒し又は保存のために処理したものに限るものとし、縁を整えてあるかないかを問わない。)並びに鳥の綿毛(加工してないもの及び単に清浄にし、消毒し又は保存のために処理したものに限る。)並びに羽毛又はその部分の粉及びくず

0505.10—綿毛及び詰物用の羽毛

0505.90—その他のもの

この項には、次の物品を含む。

(1) 羽毛皮その他の羽毛付きの鳥の部分 (例えば、頭、翼)

(2) 羽毛、羽毛の部分 (縁を整えてあるかないかを問わない。) 及び綿毛

ただし、これらのものは、加工してないもの、単に清浄したもの、消毒したもの又は保存のための処理をしたものに限るものとし、その他の加工をしたもの又は裏うち (mounted) したものは含まない。

また、この項には、羽毛又はその部分の粉、ミール及びくずを含む。

この項に含まれる物品は、羽根ぶとんの製造、装飾 (通常、更に加工した後) その他の用途に使用する。所属を決定するにあたっては羽毛の種類は問わない。

この項に含まれる羽毛の部分には、縦割りにした羽毛、羽軸から切られた羽枝又は薄くそがれた羽軸のついている羽枝 (縁を整えてあるかないかを問わない。) 並びに羽軸を含む。

布製の袋に入れ小売用に包装された羽毛及び綿毛は、それが明らかにクッション又は枕を構成するものでなければ、この項に属する。また、輸送の便宜のためつなぎ合わせた羽毛も、この項に属する。

この項には、この項で許された処理以外の加工 (例えば、漂白、染色、カール、ウェーブがなされ又は裏うちされた (mounted) 羽毛皮その他の羽毛付きの鳥の部分、羽毛及び羽毛の部分) を含まない。また羽毛の製品等も含まない。これらは、通常 67.01 項に属する (当該項の解説参照)。ただし、加工された羽軸及び羽軸の製品は、その特性によって所属を決定する (例えば、釣り用

の浮き（95.07）、ようじ（96.01）。

＊
＊ ＊

号の解説

0505.10

「詰物用の羽毛」とは、家きん（特に、がちょう又はあひる）、鳩、うずら等の羽毛をいう。ただし、翼又は尾の大きな羽毛及び格付不合格となった大きな羽毛を除く。「綿毛」とは、特にがちょう又はあひるの羽毛の最も細く、かつ、柔らかい部分をいい、堅い羽軸のついていない羽毛とは異なる。このような羽毛及び綿毛は、主として寝具類並びにクッション、防寒服（例えば、アノラック）等その他の物品の詰物として使用する。

05.06 骨及びホーンコア（加工していないもの及び脱脂し、単に整え、酸処理し又は脱膠（こう）したものに限るものとし、特定の形状に切ったものを除く。）並びにこれらの粉及びくず

0506.10－オセイン及び酸処理した骨

0506.90－その他のもの

この項の物品は、主として彫刻材料、にかわ及びゼラチンの製造原料又は肥料として使用する。

この項には、次の物品を含む。

- （1）骨及びホーンコア（角の内部にある骨）で加工していないもの又は脱脂したもの（脂肪が種々の方法で除去された骨）
- （2）単に整えた骨（特定の形状に切っていないもの）。すなわち、不要部分を除去するための単なる切り落とし、切断（横又は縦に）（荒削り又は漂白が伴うことがある。）を超えると認められる工程を経てないもの。したがって、この項には、長方形（正方形を含む。）の板又はシートその他特定の形状のもの（研磨その他の加工をしてあるかないかを問わない。）及び骨粉を固めて作った物品は含まない。これらの物品は、96.01 項又はその他のより特定された項に属する。
- （3）酸処理した骨。すなわち、塩酸で石灰質が溶かされた骨で、本来の形状を失うことなしに細胞組織と軟骨の部分（オセイン）のみを残している骨である。これは簡単にゼラチンに変えることができる。
- （4）脱膠（こう）した骨。蒸気によってゼラチンが除去された骨で、通常は粉状である（steam bone flour）。
- （5）骨粉及び骨のくず（粉碎した骨を含む。）。例えば、骨の加工の際副生するくずがある。

05.07 アイボリー、かめの甲、ホエールボーン、ホエールボーンヘア、角、枝角、ひづめ、つめ

及びくちばし（加工していないもの及び単に整えたものに限るものとし、特定の形状に切ったものを除く。）並びにこれらの粉及びくず

0507. 10－アイボリー並びにその粉及びくず

0507. 90－その他のもの

この項には、次に掲げる物品で、加工していないか又は単に整えただけで特定の形状に切っていないもの（すなわち、やすりがけ、けずり取り、清浄、不要部分の除去、トリミング、引き割り、特定の形状にするための切断以外の切断、荒削り、まっすぐにする加工又は平らにする加工を超えると認められる工程を経していないもの）を含む。

(A) アイボリー

この表において「アイボリー」とは、次に掲げるものから成る骨質の物品を含むものとする。

- (1) 象、かば、せいうち、いっかく又はいのししのきば
- (2) さい角
- (3) 陸棲（せい）又は海棲（せい）のすべての動物の歯

(B) かめの甲

取引されるかめの甲は、通常うみがめの甲（一般には、Kemp's Turtles、Loggerheads 及び Hawksbill Turtles として知られている種類から得られるもの）で、かめの甲（tortoise-shell）という場合には、うみがめの甲（turtle shell）を含む。

かめの甲は、板状（うろこ状）の角質のもので、大きさ及び厚さはさまざまなものがあり、動物の体を包んでいる角質の骨格を保護している。

この項において「かめの甲（tortoise-shell）」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 甲：全形のもの又はその部分
- (2) うろこ状の甲（scales）：通常漁場においてかめの甲からはがされ、曲がった表面をし、厚さは一様でない板状のものである。これらは得られる体の部分によって、“dorsal”又は“ventral”と称される。腹と胸をおおっている部分は、“plastron”として知られている。

(C) ホエールボーン及びホエールボーンヘア

ホエールボーン（鯨その他の海の海棲哺乳（かいせいほ）乳動物のもの）は、自然の状態では曲がった角質の偏平な形をしており、表面に灰色の皮があり、内側にホエールボーンと同質のふさのようなもの（ホエールボーンヘア）がある。

(D) 角、枝角、ひづめ、つめ及びくちばし

このグループの角は、提示される際、ホーンコア及び前額骨を伴う場合も伴わない場合もある。枝角は、しか、おおじか等の枝分かれた角である。

この項には、これらの粉及びくず（削りくずを含む。）を含む。

この項は、長方形（正方形を含む。）、棒、管又はその他半製品の形状に切った物品及び固めて作った物品を含まない（96. 01 項又はその他のより特定された項）。

05.08 さんごその他これに類する物品（加工してないもの及び単に整えたものに限る。）並びに軟体動物、甲殻類又は棘（きょく）皮動物の殻及びいかの甲（加工してないもの及び単に整えたものに限るものとし、特定の形状に切ったものを除く。）並びにこれらの粉及びくず

さんごは、海棲（せい）ポリプの石灰質の骨格で、一般に身辺用細貨類に使用する。
産業上の最も重要な貝殻は、真珠の核として使用されるものである。

この項には、次の物品を含む。

- （１）さんごで加工してないもの又は外殻が除去されたのみのもの
- （２）さんごで、単に整えたもの。ただし、その他の加工をしてないもの、すなわち単なる切断を超える工程を経ていないもの
- （３）殻で加工してないもの又は単に整えたもので、特定の形状に切っていないもの。すなわち洗浄又は単なる切断を超える工程を経ていないもの

この項には、甲いかの甲、飼料に使用する殻で粉碎したもの又は粉状になったもの及び殻のくずを含む。

この項には、棒、長方形（正方形を含む。）の板その他の形状のもの（研磨その他の加工をしてあるかないかを問わない。）を含まない。これらは、96.01 項又はその他のより特定された項に属する。

05.10 アンバーgris、海狸（り）香、シベット、じゃ香及びカンタリス、胆汁（乾燥してあるかないかを問わない。）並びに医療用品の調製用の腺その他の動物性生産品（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したもの並びに一時的な保存に適する処理をしたものに限る。）

アンバーgrisは、まっこう鯨の分泌物で、同心の層で構成された丸い塊状をしており、その重量が 100 キログラムに達するものもある。ろう状で、こすると甘い香りを発する。色は、灰色から黒色までさまざまで、比重は水よりも小さい。アンバーgrisは、黄色こはく（yellow amber（succinite））と混同してはならない。これは鉱物性の樹脂で、25.30 項に属する。

海狸（り）香は、かつ色、赤色又は黄色の樹脂様の物質で鋭い香気を有する。これは、ビーバーの分泌物で、通常それが作られる臓袋（一般に端を結びつけてある。）に入れて提示される。この臓袋はひだがあり、長さは5～10センチメートルである。

シベットは、じゃ香猫が作るもので、金かつ色又はかつ色のペースト状又は油状の樹脂様の物質であり、天然のじゃ香に近似した非常に強い香りを有する。

じゃ香は、ある種の鹿によって分泌され、通常それが作られる臓袋（片面は平たくて毛がなく、他の面は中高で白い毛のある）に入れられている。分泌物は暗かつ色で、強い匂いを有している。ここにいうじゃ香は、29 類に含まれる人造ムスク（musk xylene、musk ambrette 等）と混同してはならない。

カンタリスは、ツチハンミョウ科の甲虫の乾燥物で、主としてその発泡性又は刺激性が利用される。通常、乾燥状又は粉状で提示される。

この項には、更に次の物品も含む。

- (1) 動物の腺（せん）その他の臓器：臓器療法用の製品の調製に使用されるもの及び本来食用に適しないもの又は処理方法が食用に適しないもの（膵臓、睾丸、卵巣、胆のう、甲状腺、脳下垂体等）で、生鮮のもの、冷蔵し、冷凍し又はその他輸送若しくは貯蔵のために一時的な保存に適する処理をしたもの（例えば、グリセリン、アセトン又はアルコールにつけたもの）を含み、乾燥したもの又は抽出したものは含まない（30.01）（食用に適するものについては、この類の注1（a）参照）。
- (2) 胆汁：乾燥してあるかないかを問わない（胆汁エキスは含まない。30.01）。

この項には、また、乾燥したフレーク状でアンプルに封入された蛇又は蜂の毒液を含まない（30.01）。

05.11 動物性生産品（他の項に該当するものを除く。）及び第1類又は第3類の動物で生きていないもののうち食用に適しないもの

0511.10－牛の精液

－その他のもの

0511.91－魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲（せい）無脊椎（せきつい）動物の物品及び第3類の動物で生きていないもの

0511.99－その他のもの

この項には、次の物品を含む。

- (1) 動物の精液
- (2) 動物の胚胎：受け入れ母体に移植するために冷凍して輸送される。
- (3) 動物の血液：液状又は乾燥のもので、食用であるかないかを問わない。

この項には、治療用、予防用又は診断用に調製した動物の血液を含まない（30.02）。
- (4) コチニール及びこれに類する昆虫類（食用に適しないものに限る。）：コチニールは、ある種のサボテンに生息する昆虫である。黒色、灰色又は銀色及び赤色の3種類のコチニールが取引される。コチニールは、カルミンレーキ（32.05）の調製に使用する赤色染料（コチニールエキス）（32.03）を産する。

コチニールに類似するこん虫のうち、最も重要なものは、わい小のオーク樹の一変種に生息するえんじ虫（animal kermes）である。えんじ虫は、あざやかで色あせし難い赤色染料（32.03）の調製に使用する。

えんじ虫（animal kermes）は、kermes mineral（38.24）と混同してはならない。

コチニール及びえんじ虫は、乾燥状で提示され、全形のもの又は粉のものがある。
- (5) 食用に適しない魚卵及びしらこ

これらには、次のような物品がある。

(i) ふ化用の魚卵：幼魚の目である黒点の存在によって識別できる。

(ii) 塩蔵した魚卵（例えば、たら又はさばの卵）：釣餌として使用する。これらは、強い不快なおいがあり、また、通常、大量に包装されるのでキャビア代用物（16.04）とは識別できる。

この項には、食用の魚卵及びしらこを含まない（3類）。

(6) 魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲（せい）無脊椎動物のくず

これらには特に、次の物品を含む。

(i) しらす又は類似の魚のうろこで、生鮮のもの又は保存のための処理をしたもの（ただし、溶液に入っているものを除く。）。これらは、模造真珠の塗布用のパールエッセンスの製造に使用する。

(ii) 魚の浮袋で、アイシングラス及び魚膠（こう）の製造に使用するもの（加工していないもの、乾燥のもの又は塩蔵のもの）

(iii) にかわの製造等に使われる魚の腸及び魚の皮のくず

(iv) 魚のくず

この項には、次の物品を含まない。

(a) 食用に適する魚の肝臓、ひれ、頭、尾、浮袋その他の食用の魚のくず肉（3類）

(b) 05.08 項の軟体動物、甲殻類又は棘（きょく）皮動物の殻

(c) 医療用品の調製に用いられる食用に適さない魚の肝臓（05.10）

(7) 蚕種：淡黄色から漸次灰色又は黄土色に変化し、小さな種のような外観をしている。これらは、通常箱詰（又はセルラーコーム）又は布製の小袋に入れて提示される。

(8) 蟻卵

(9) 腱及び筋：下記（10）及び（11）に記載するくずと同様に、主としてにかわ製造用の原料として使用する。

(10) 原皮くず

(11) なめしていない毛皮のくず：明らかに毛皮業で使用できないものに限る。

(12) 1類又は3類の動物の死体並びにこれらの肉及びくず肉で食用に適しないもの。ただし、02.09 項の物品又はこの類の前項までの物品を除く。

(13) 馬毛及びそのくず（支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを問わない。）

これらには、馬類の動物又は牛のたてがみ及び尾毛を含む。これらには未加工の馬毛のほか、洗浄、漂白、染色、カールその他の調製をした馬毛をも含む。これらの物品は、ばらのもの、束ねたもののほか、かせ等にしたものでもよい。

また、この項には、紡織用繊維の織物類、紙等の支持物の上に層状にした馬毛及び紡織用繊維の織物類、紙等の間にステイプラーでとめ若しくは簡単に縫い合わせた馬毛を含む。

この項には、紡績した馬毛及び端と端を結んだ馬毛を含まない（51類）。

(14) 動物性の海綿

これらには、加工されていない海綿（単に洗浄したものを含む。）も、また調製した海綿（例

えば、石灰質を除去したもの又は漂白したもの）も含まれる。更に海綿のくずも含まれる。
植物性の海綿として知られるへちまは、14.04 項に属する。

この項には、更に次の物品を含まない。

- (a) セラック、シードラック、スチックラックその他のラック (13.01)
- (b) 15 類の動物性油脂
- (c) 動物学に関する収集品及び標本（はく製又はその他の保存をした動物、蝶その他の昆虫、卵等）(97.05)

第 2 部
植物性生産品

注

- 1 この部において「ペレット」とは、直接圧縮すること又は全重量の3%以下の結合剤を加えることにより固めた物品をいう。

第 6 類

生きている樹木その他の植物及びりん茎、根 その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉

注

- 1 この類には、第 06.01 項のチコリー及びその根の場合を除くほか、通常、苗、苗木又は花きの生産業者又は販売業者が提供する樹木（生きているものに限る。）その他の物品（野菜の苗を含む。）で、栽培用又は装飾用のもののみを含むものとし、第 7 類のばれいしょ、たまねぎ、シャロット、にんにくその他の物品を含まない。
- 2 第 06.03 項又は第 06.04 項の物品には、全部又は一部をこれらの物品から作った花束、花かご、花輪その他これらに類する物品（附属品のいかんを問わない。）を含むものとし、第 97.01 項のコラージュその他これに類する装飾板を含まない。

総 説

この類には、苗、苗木又は花きの生産業者（園芸家を含む。）又は販売業者によって提供され、栽培用又は装飾用に適する状態のすべての生きている植物並びにこれらの生産業者又は販売業者によっては、通常、提供されないチコリー及びその根（12.12 項の根を除く。）を含む。植物の範囲は、樹木、灌（かん）木から薬用植物を含む実生の植物に及ぶ。この類には、食用に供するか栽培用に供するか区別のできない種実、果実又はある種の塊茎及びりん茎（ばれいしょ、たまねぎ、シャロット及びにんにく）を含まない。

この類には、次の物品を含む。

- （1）切花、花芽、葉、枝その他植物の部分で、生鮮のもの、乾燥したもの、染色したもの、漂白したもの、染み込ませたもの又はその他の装飾用に調製したもの
- （2）花束、花輪、花かごその他これらに類する花屋の製品

06.01 りん茎、塊茎、塊根、球茎、冠根及び根茎（休眠し、生長し又は花が付いているものに限る。）並びにチコリー及びその根（第 12.12 項のものを除く。）

0601.10—りん茎、塊茎、塊根、球茎、冠根及び根茎（休眠しているものに限る。）

0601.20—りん茎、塊茎、塊根、球茎、冠根及び根茎（生長し又は花が付いているものに限る。）
並びにチコリー及びその根

この項には、なかんずく、次に掲げる植物のりん茎等を含む（鉢、箱等に入れて提示されるものであるかないかを問わない。）。

アマリリス、アネモネ（球根種）、ベゴニア、カンナ、チオノドクサ、コンバラリア（鈴らん）、クロッカス、シクラメン、ダリア、エレメエラス、フリージア、あみがさゆり、ガラントス（スノードロップ）、グラジオラス、グロキシニア、ヒアシンス、アイリス、ゆりの類、モンブレエチイア、水仙、オニソガラム、オキザリス、ポリアンサス（チューベロース）、ラナンキュラス、メ

キシカンクローバ、タイグリディア及びチューリップ

この項には、また、装飾用に使用しない植物のりん茎等（例、大黃の冠根）及びアスパラガスの冠根も含む。

ただし、この項には、りん茎、塊茎、塊根、球茎、冠根及び根茎で、7類に属するもの（例えば、たまねぎ、シャロット、にんにく、ばれいしょ、菊芋）並びにしょうがの根茎（09.10）を含まない。

また、チコリー及びその根はこの項に含まれる。ただし、*Cichorium intybus sativum* 種のいないチコリーの根はこの項には含まない（12.12）。

06.02 その他の生きている植物（根を含む。）、挿穂、接ぎ穂及びきのこ菌糸

0602.10－根を有しない挿穂及び接ぎ穂

0602.20－樹木及び灌（かん）木（食用の果実又はナツのものに限るものとし、接ぎ木してあるかないかを問わない。）

0602.30－しゃくなげ、つつじその他のつつじ属の植物（接ぎ木してあるかないかを問わない。）

0602.40－ばら（接ぎ木してあるかないかを問わない。）

0602.90－その他のもの

この項には、次の物品を含む。

- （1）営林用、果樹園用、装飾用等の全ての種類の樹木及び灌（かん）木（接ぎ木用の幹を含む。）
- （2）栽培用の全ての種類の植物及び種苗（06.01 項のものを除く。）
- （3）生きている植物の根
- （4）根のない挿穂、接ぎ穂（接ぎ木又は挿木用のもの）、枝及び若枝
- （5）きのこ菌糸体（mycelium）からなるきのこ菌糸（土又は植物材料と混合したものであるかないかを問わない。）

この項に含まれる樹木、灌（かん）木その他の植物は、それらの根を裸で又は丸め、若しくは鉢、桶、箱その他類似の容器に植えて提示されるものでもよい。

この項には、塊根（例えば、ダリア、06.01 項）及び 06.01 項又は 12.12 項のチコリーの根を含まない。

＊

＊ ＊

号の解説

0602.20

0602.20 号において、「樹木、灌（かん）木」には、木質の茎を有する藤、つる（例えば、ぶどう、ボイセンベリー、デューベリー、キーウイフルーツ）及びそれらの発根した挿穂を含む。

この号には、野生のバラを含まない（0602.40）。

0602. 20、0602. 30、0602. 40 及び 0602. 90

生きている根は、それぞれの植物が該当する号に属する。

06. 03 切花及び花芽（生鮮のもの及び乾燥し、染色し、漂白し、染み込ませ又はその他の加工をしたもので、花束用又は装飾用に適するものに限る。）

－生鮮のもの

0603. 11－バラ

0603. 12－カーネーション

0603. 13－らん

0603. 14－菊

0603. 15－ゆり（リリウム属のもの）

0603. 19－その他のもの

0603. 90－その他のもの

この項には、切花及び花芽のみのほか、花又は花芽で作った花束、花輪、花かごその他これらに類する物品（例えば、ポージィ、ボタンホールなど）を含む。花束等が他の材料（リボン、ペーパートリミング等）の附属品を含んでいる場合でも花屋の製品としての重要な特性を有していれば、この項に属する。

樹木又は、灌（かん）木の切枝で、花又は花芽を付けているもの（例、木れん、ある種のばら）は、この項の切花又は花芽として取扱う。

主として香料用、医薬用又は殺虫用、殺菌用その他類似の用途に用いる種類の花、花べん及び花芽は、提示される状態では花束用又は装飾用に適しないものであれば、この項には含まれない（12. 11）。この項は、また、97. 01 項のコラージュその他これに類する装飾板を含まない。

06. 04 植物の葉、枝その他の部分（花及び花芽のいずれも有しないものに限る。）、草、こけ及び地衣（生鮮のもの及び乾燥し、染色し、漂白し、染み込ませ又はその他の加工をしたもので、花束用又は装飾用に適するものに限る。）

0604. 20－生鮮のもの

0604. 90－その他のもの

この項には葉、枝等のみのほか、花束、花輪、花かごその他これらに類する物品で、葉又は樹木、灌（かん）木若しくはその他の植物の部分で作ったもの又は草、こけ、地衣で作ったものを含む。これらの花束が他の材料（リボン、縁枠等）の附属品を含んでいる場合でも花屋の製品としての重要な特性を有していれば、この項に属する。

この項の物品は、装飾用の果実がついているものでもよいが、花又は花芽をつけている場合には、この項から除かれる（06. 03）。

この項には、天然のクリスマスツリーを含む。ただし、明らかに植樹に適しないもの（例えば、根を切り落したり、沸騰水に浸して根を枯らしたもの）に限る。

この項には、提示された状態において、花束用又は装飾用に適さず、主として香料用、医薬用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途（12.11）又は組物用（14.01）に使用する植物及び植物の部分（草、こけ、地衣を含む。）は含まない。また、この項には、97.01 項のコラージュその他これに類する装飾板を含まない。

第 7 類

食用の野菜、根及び塊茎

注

- 1 この類には、第 12.14 項の飼料用植物を含まない。
- 2 第 07.09 項から第 07.12 項までにおいて野菜には、食用きのこ、トリフ、オリーブ、ケーパー、かぼちゃ、なす、スイートコーン（ゼア・マユス変種サカラタ）、とうがらし属又はピメンタ属の果実、ういきょう、パセリ、チャービル、タラゴン、クレス及びスイートマージョラム（マヨナラ・ホルテンシス及びオリガヌム・マヨラナ）を含む。
- 3 第 07.12 項には、次の物品を除くほか、第 07.01 項から第 07.11 項までの野菜を乾燥した全てのものを含む。
 - (a) 乾燥した豆でさやを除いたもの（第 07.13 項参照）
 - (b) 第 11.02 項から第 11.04 項までに定める形状のスイートコーン
 - (c) ばれいしょの粉、ミール、フレーク、粒及びペレット（第 11.05 項参照）
 - (d) 第 07.13 項の乾燥した豆の粉及びミール（第 11.06 項参照）
- 4 この類には、とうがらし属又はピメンタ属の果実を乾燥し、破碎し又は粉碎したものを含まない（第 09.04 項参照）。
- 5 第 07.11 項には、使用に先立って専ら輸送又は貯蔵の間一時的な保存に適する処理をした野菜（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもの）で、そのままの状態では食用に適しないもののみを含む。

総 説

この類には、生鮮のもの、冷蔵したもの、冷凍（あらかじめ蒸気又は水煮により調理してあるかないかを問わない。）したもの、一時的な保存に適する処理をしたもの又は乾燥（脱水し、水分を蒸発させ又は凍結乾燥したものを含む。）したものであるかないかを問わず、野菜類（この類の注 2 に記載された物品を含む。）を含む。これらの物品の一部のものは、乾燥又は粉末にして、時には香料料として使用されるが、その場合でも 07.12 項に含まれることに注意しなければならない。

「冷蔵したもの」とは、物品を凍結することなしに、物品の温度を通常 0 度付近まで低下させたものをいう。ただし、ばれいしょのように物品によっては、その温度を +10 度まで低下させ、かつ、その温度に保たれているときは、冷蔵したものとみなされるものもある。

「冷凍したもの」とは、物品を当該物品の凍結点以下に冷却し、全体にわたって凍結させたものをいう。

この類の野菜は文脈により別に解釈される場合を除くほか、全形のもの、薄く切ったもの、細く切ったもの、断片にしたもの、パルプ状にしたもの、すり碎いたもの又は皮をむいたのものであってもよい。

この類には、また、でん粉又はイヌリンの含有量の多いある種の塊茎及び根で、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものを含む。これらは切ってあるかないか又はペレット状にして

あるかないかを問わない。

この類のいかなる項にも該当しない状態で提示される野菜類は、11 類又は4部に属する。例えば、乾燥した豆の粉及びミール並びにばれいしょの粉、ミール及びフレーク、粒及びペレットは11 類に、またこの類に規定されていない方法で調製をし又は保存に適する処理をした野菜類は20 類に属する。

ただし、均質化していること自体が、この類の物品を、20 類の調製品として分類する決め手となるものではないので注意しなければならない。

更に、この類の野菜類は、気密容器入りのもの（例えば、缶入りのたまねぎ粉）であってもこの類に含まれることに注意しなければならない。ただし、ほとんどの場合、これら容器入りのものは、この類の各項に規定された方法以外の方法で調製をし又は保存に適する処理がされており、したがって、これらの物品は、この類には含まれない（20 類）。

同様に、MA 包装（Modified Atmospheric Packaging）の方法により包装されたこの類の物品（例えば、生鮮又は冷蔵の野菜）は、この類に属する。MA 包装では、物品を取り囲む空気は、置換又は調節されている（例えば、酸素を除去し窒素若しくは二酸化炭素で置換する、又は酸素量を減少させ窒素量若しくは二酸化炭素量を増加させる。）。

生鮮の野菜又は乾燥した野菜は、食用、繁殖用又は栽培用（例えば、ばれいしょ、たまねぎ、シャロット、にんにく、豆類）であってもこの類に含まれる。ただし、この類には、移植の状態にある種苗は含まれない（06.02）。

上記及び類注に記載された除外規定のほか、この類には、次の物品を含まない。

- (a) チコリー又はチコリーの根（06.01 又は12.12）
- (b) 食品工業において原料として使用されるある種の植物性生産品（例えば、穀物（10 類）、てん菜及びさとうきび（12.12））
- (c) 07.14 項の根及び塊茎の粉及びミール（11.06）
- (d) ある種の植物及びその部分（時には料理用にも使用する。）（例えば、basil、borage、hyssop、はっかの全種、rosemary、rue、sage 及び乾燥したごぼう（*Arctium lappa*）の根（12.11））
- (e) 食用の海草及びその他の藻類（12.12）
- (f) ルタバガ、飼料用のビートその他の飼料用の根菜類、飼料用の乾草、ルーサン（アルファルファ）、クローバー、セインホイン、飼料用のケール、ルーピン、ベッチその他これらに類する飼料用植物（12.14）
- (g) ビート及びにんじんの葉（23.08）

07.01 ばれいしょ（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）

0701.10—種ばれいしょ

0701.90—その他のもの

この項には、生鮮又は冷蔵のすべての種類のばれいしょを含む（07.14 項のかんしょを除く。）。この項は、なかんずく、繁殖用の種ばれいしょ及び新ばれいしょを含む。

＊
＊ ＊

号の解説

0701. 10

0701. 10 号において「種」とは、主務政府機関において繁殖用のものとして証明されたばれいしよのみをいう。

07.02 トマト（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）

この項には、生鮮又は冷蔵のすべての種類のトマトを含む。

07.03 たまねぎ、シャロット、にんにく、リーキその他のねぎ属の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）

0703. 10－たまねぎ及びシャロット

0703. 20－にんにく

0703. 90－リーキその他のねぎ属のもの

この項には、次に掲げる生鮮又は冷蔵のねぎ属の野菜を含む。

- (1) たまねぎ (onion sets 及び Spring onion を含む。) 及びシャロット
- (2) にんにく
- (3) リーキ、chives 及びその他のねぎ属の野菜

07.04 キャベツ、カリフラワー、コールラビー、ケールその他これらに類するあぶらな属の食用の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）

0704. 10－カリフラワー及びブロッコリー

0704. 20－芽キャベツ

0704. 90－その他のもの

この項の生鮮又は冷蔵の物品には、次のものが含まれる。

- (1) カリフラワー及びブロッコリー（例えば、*Brassica oleracea* var. *botrytis* and *Brassica oleracea* var. *italica*）
- (2) 芽キャベツ (Brussels sprouts)
- (3) その他のあぶらな属の結球野菜（例えば、キャベツ、チクメン種キャベツ、赤キャベツ、白菜）、コラード（不結球キャベツ）、ケールその他の葉状のあぶらな属の野菜及びハナヤサ

イ (sprouting brassicas) 並びにコールラビー

ただし、根状のその他のあぶらな属の野菜は含まない (例えば、07.06 項のかぶ、12.14 項のルタバガ)。

07.05 レタス (ラクトウカ・サティヴァ) 及びチコリー (キコリウム属のもの) (生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)

ーレタス

0705.11ー結球レタス

0705.19ーその他のもの

ーチコリー

0705.21ーウィットルーフチコリー (キコリウム・インテュブス変種フォリオスム)

0705.29ーその他のもの

この項には、生鮮又は冷蔵のレタス (*Lactuca sativa*) を含む。その主なものは結球レタスである。更にこの項には、生鮮又は冷蔵のチコリー (*Cichorium spp.*) を含む。このチコリーにはエンダイブを含み、次の主な品種がある。

- (1) ウィットルーフ (白くしたもの) チコリー (*Cichorium intybus var. foliosum*)
- (2) エスカロールチコリー (*Cichorium endivia var. latifolia*)
- (3) カーリーチコリー (エンダイブとしても知られる。) (*Cichorium endivia var. crispa*)

この項には、チコリー及びチコリーの根 (06.01 項又は 12.12 項に属するもの) を含まない (06.01 又は 12.12)。

07.06 にんじん、かぶ、サラダ用のビート、サルシファイ、セルリアク、大根その他これらに類する食用の根 (生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)

0706.10ーにんじん及びかぶ

0706.90ーその他のもの

この項の生鮮又は冷蔵の根には、にんじん、かぶ、サラダ用のビート、サルシファイ、セルリアク (turnip-rooted 又は German celery)、大根、scorzonera、わさび大根、Chinese artichokes (*Stachys affinis*)、ごぼう (*Arctium lappa*) 及び parsnips (*Pastinaca sativa*) を含む。これらの物品は、その先端部分を除去してあるかないかを問わず、この項に含まれる。

この項には、次の物品を含まない。

(a) 07.09 項のセルリー

(b) 一時的な保存に適する処理をしたごぼうの根 (07.11)

(c) 12.14 項の飼料用植物

07.07 きゅうり及びガーキン（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）

この項には、生鮮又は冷蔵のきゅうり及びガーキンのみを含む。

07.08 豆（生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、さやを除いてあるかないかを問わない。）

0708.10－えんどう（ピスム・サティヴム）

0708.20－ささげ属又はいんげんまめ属の豆

0708.90－その他の豆

この項の豆には、次のものを含む。

(1) えんどう (*Pisum sativum*)。グリーンピース及び fodder peas を含む。

(2) 豆類（いんげんまめ属、ささげ属）。この豆類には、リマ又はバタービーン、mung beans、食用のさやの中に入った豆類（いんげん豆、French beans、つる豆、ストリングビーン、wax beans 又は snap beans として様々に知られているもの）及びささげ（ささげ豆を含む。）を含む。

(3) そら豆 (*Vicia faba var. major*)、horse beans (*Vicia faba var. equina* 又は *var. minor*) 及びヒヤシンスビーン (*Dolichos lablab L.*)

(4) ひよこ豆 (garbanzos)

(5) ひら豆

(6) グアシード

この項には、次の物品を含まない。

(a) 大豆 (12.01)

(b) ローカストビーン (12.12)

07.09 その他の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）

0709.20－アスパラガス

0709.30－なす

0709.40－セルリー（セルリアクを除く。）

－きのこ及びトリフ

0709.51－きのこ（はらたけ属のもの）

0709.52－きのこ（やまどりたけ属のもの）

- 0709.53ーきのこ（あんずたけ属のもの）
- 0709.54ーしいたけ（レンティヌス・エドデス）
- 0709.55ーまつたけ（トリコロマ・マツタケ、トリコロマ・マグニヴェラレ、トリコロマ・アナトリクム、トリコロマ・ドゥルキオレンス及びトリコロマ・カリガトゥム）
- 0709.56ートリフ（セイヨウショウロ属のもの）
- 0709.59ーその他のもの
- 0709.60ーとうがらし属又はピメンタ属の果実
- 0709.70ーほうれん草、つるな及びやまほうれん草
ーその他のもの
- 0709.91ーアーティチョーク
- 0709.92ーオリーブ
- 0709.93ーかぼちゃ類（ククルビタ属のもの）
- 0709.99ーその他のもの

この項の野菜には、次のものが含まれる。

- (1) アスパラガス
- (2) なす
- (3) セルリー（07.06 項のセルリアクを除く。）
- (4) きのこ（はらたけ属のもの（例えば、通常ホワイトマッシュルーム（ツクリタケ（*A. bisporus*））、やまどりたけ属のもの、あんずたけ属のもの、しいたけ（レンティヌス・エドデス）及びまつたけ（トリコロマ・マツタケ、トリコロマ・マグニヴェラレ、トリコロマ・アナトリクム、トリコロマ・ドゥルキオレンス及びトリコロマ・カリガトゥム）を含む。）及びトリフ（セイヨウショウロ属のもの）
- (5) 通常「こしょう」と称されとうがらし属又はピメンタ属の果実。とうがらし属の果実は、甘とうがらし（sweet pepper 又は bell pepper（*Capsicum annuum* var. *annuum*））と呼ばれ、とうがらし属中最も辛味が弱く、大型のもので、未熟又は成熟の状態でサラダの中の野菜として最も一般に食せられるものから、より辛味の強い *Capsicum frutescens* 及び *Capsicum annuum* の変種（*chillies*、*Cayenne pepper* 及びパプリカ等を含む。）で、香辛料として最もよく使用されるものまで様々である。ピメンタ属の果実には、Jamaica pepper（clove pepper、Englishpepper 及び allspice としても知られる。）を含む。この項には、これらの物品を乾燥したもの、破碎したもの又は粉碎したものは含まない（09.04）。
- (6) ほうれん草（つるな及びやまほうれん草を含む。）
- (7) アーティチョーク
- (8) スイートコーン（*Zea mays* var. *saccharata*）。穂軸についたものであるかないかを問わない。
- (9) かぼちゃ類（ククルビタ属のもの）
- (10) オリーブ
- (11) 大黃、食用あざみ（cardoons）、ういきょう、capers 及び sorrel

- (12) ふだんそう (white beet) 及びオクラ (gumbo)
- (13) パセリー、チャービル、タラゴン、クレス (例えば、オランダからし)、サマーサボリー (*Satureia hortensis*)、コリアンダー、いのんど、スイートマジョラム (*Majorana hortensis* 又は *Origanum majorana*)。ただし、野生マジョラム (*Origanum vulgare*) は含まない (12. 11)。
- (14) たけのこ及び大豆もやし

この項には、一般にオオクログワイとして知られている食用の塊茎 (*Eleocharis dulcis*, *Eleocharis tuberosa*) を含まない (07. 14)。

07. 10 冷凍野菜 (調理してないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものに限る。)

0710. 10ーばれいしょ

ー豆 (さやを除いてあるかないかを問わない。)

0710. 21ーえんどう (ピスム・サティヴム)

0710. 22ーささげ属又はいんげんまめ属の豆

0710. 29ーその他のもの

0710. 30ーほうれん草、つるな及びやまほうれん草

0710. 40ースイートコーン

0710. 80ーその他の野菜

0710. 90ー野菜を混合したもの

この項は、生鮮又は冷蔵のものであれば、07. 01 項から 07. 09 項までに属する野菜を冷凍したものを含む。

「冷凍したもの」とは、この類の総説において定義されているところによる。

この項の冷凍野菜は、工業的レベルで、通常、急速凍結方法によって得られる。このような方法は、最大結晶化温度範囲を急速に通過させるために使用される。このことにより細胞組織の破壊が避けられ、したがって当該野菜は解凍したときに生鮮のものと同じ外観を実質的にとどめている。

冷凍する前に塩又は砂糖を加えた野菜は、冷凍する前に蒸気又は水煮による調理をした野菜と同様、この項に含まれる。ただし、他の方法による調理をした野菜 (20 類) 又は調製したミールのように他の材料と共に調製したもの (4 部) はこの項には含まれない。

冷凍により保存に適する処理をした野菜の主なものには、ばれいしょ、えんどう、豆類、ほうれん草、スイートコーン、アスパラガス、にんじん及びてん菜の根がある。

この項には冷凍野菜の混合物も含まれる。

07. 11 一時的な保存に適する処理をした野菜 (そのままの状態では食用に適しないものに限る。)

0711. 20ーオリーブ

0711. 40ーきゅうり及びガーキン

ーきのこ及びトリフ

0711. 51ーーきのこ（はらたけ属のもの）

0711. 59ーーその他のもの

0711. 90ーその他の野菜及び野菜を混合したもの

この項は、使用に先立って専ら輸送又は貯蔵の間一時的な保存に適するように処理された野菜（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液による処理）で、そのままの状態では直接食用に適しないものに限り適用する。

この項に含まれる野菜は、一般に樽又は桶に詰められており、主として加工用の原材料として使用される。その主な種類には、たまねぎ、オリーブ、ケーパー、きゅうり、ガーキン、きのこ、トリフ及びトマトがある。

ただし、この項には、塩水漬けにして一時的な保存に適する処理をした上で、さらに特殊な処理（例えば、ソーダ液、乳酸発酵液による処理）が施されたものを含まない。これらは 20 類に属する（例えば、オリーブ、サワークラウト、ガーキン及び緑豆）。

07.12 乾燥野菜（全形のもの及び切り、碎き又は粉状にしたものに限るものとし、更に調製したものを除く。）

0712. 20ーたまねぎ

ーきのこ、きくらげ（きくらげ属のもの）、白きくらげ（白きくらげ属のもの）及びトリフ

0712. 31ーーきのこ（はらたけ属のもの）

0712. 32ーーきくらげ（きくらげ属のもの）

0712. 33ーー白きくらげ（白きくらげ属のもの）

0712. 34ーーしいたけ（レンティヌス・エドデス）

0712. 39ーーその他のもの

0712. 90ーその他の野菜及び野菜を混合したもの

この項には、乾燥（脱水、蒸発又は凍結乾燥を含む。）した野菜、すなわちその天然の含有水分を種々の方法で除去した野菜で、07. 01 項から 07. 11 項のものを含む。この方法で処理された主な野菜の種類には、ばれいしょ、たまねぎ、きのこ、きくらげ（きくらげ属のもの）、白きくらげ（白きくらげ属のもの）、トリフ、にんじん、キャベツ及びほうれん草がある。これらは一種のもの又は混合したもの（*julienne*）があり、通常ストリップ状にされ、薄く切って調製されている。

この項には、乾燥野菜（アスパラガス、カリフラワー、パセリー、チャービル、たまねぎ、にんにく、セロリーなど）を破碎したもの又は粉碎したものを含む。これらは一般に香味料として又はスープの調製に使用する。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 乾燥した豆（さやを除いたもの）(07.13)
- (b) 乾燥、破碎又は粉碎したとうがらし属又はピメンタ属の果実 (09.04)、ばれいしょの粉、ミール及びフレーク、粒及びペレット (11.05)、07.13 項の乾燥した豆の粉及びミール (11.06)
- (c) 混合調味料 (21.03)
- (d) 乾燥野菜をもととしたスープ調製品 (21.04)

07.13 乾燥した豆（さやを除いたものに限るものとし、皮を除いてあるかないか又は割ってあるかないかを問わない。）

0713.10－えんどう（ピスム・サティヴム）

0713.20－ひよこ豆

－ささげ属又はいんげんまめ属の豆

0713.31－緑豆（ヴィグナ・ムンゴ及びヴィグナ・ラジアタ）

0713.32－小豆（ファセオルス・アングラリス又はヴィグナ・アングラリス）

0713.33－いんげん豆（ファセオルス・ウルガリス）

0713.34－バンバラ豆（ヴィグナ・スブテルラネア又はヴォアンドゼイア・スブテルラネア）

0713.35－ささげ（ヴィグナ・ウングイクラタ）

0713.39－その他のもの

0713.40－ひら豆

0713.50－そら豆（ヴィキア・ファバ変種マヨル、ヴィキア・ファバ変種エクイナ及びヴィキア・ファバ変種ミノル）

0713.60－き豆（カヤヌス・カヤン）

0713.90－その他のもの

この項には、07.08 項の豆で、食用又は飼料用に用いる種類のさやを除き乾燥した豆を含む（例えば、えんどう、ひよこ豆、小豆その他の豆、ひら豆、そら豆、グアシード）。これらは、播種（化学的処理により非食用にしたものであるかないかを問わない。）又はその他の目的にあてられるものであってもよい。また、これらの豆は、主として酵素（特に過酸化酵素）を不活性化し、かつ、水分の一部を除去することによって保存により適するようにするため適度の熱処理がしてあってもよい。ただし、この処理は、子葉の内部構造に変化を与えるものであってはならない。

この項の乾燥した豆は、皮をむいたもの又は割ったものであってもよい。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) さやを除き乾燥した豆の粉及びミール (11.06)
- (b) 大豆 (12.01)
- (c) ベッチ（そら豆を除く。）の種、tares 及びルーピンの種 (12.09)
- (d) ローカストビーン (12.12)

* *

号の解説

0713. 31

この号は、*Vigna mungo* (L.) Hepper 種（別名 urd 又は black gram）及び *Vigna radiata* (L.) Wilczek 種（別名 mung 又は green gram）の豆類のみを含む。この両種の豆は、豆もやしの生産に広く使用する。

07. 14 カッサバ芋、アロールト、サレップ、菊芋、かんしょその他これらに類するでん粉又はイヌリンを多量に含有する根及び塊茎（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、切ってあるかないか又はペレット状にしてあるかないかを問わない。）並びにサゴやしの髓

0714. 10－カッサバ芋

0714. 20－かんしょ

0714. 30－ヤム芋（ディオスコレア属のもの）

0714. 40－さといも（コロカシア属のもの）

0714. 50－アメリカさといも（クサントソマ属のもの）

0714. 90－その他のもの

この項には、でん粉又はイヌリンの含有量の多い塊茎及び根を含む。これらは食品の製造又は工業品の製造に使用される。この項は、またサゴやしの髓も含む。これらの塊茎及び根は直接食用又は飼料に使用されることもある。

この項には、薄切りにしてあるかないか又はペレット状にしてあるかないかを問わず、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥した物品を含む。ペレットは、この項の塊茎若しくは根の断片（例えば、チップ）からか又は 11. 06 項の粉若しくはミールから製造される。ペレットは、圧縮によって直接成型されるか又は結合剤（糖みつ、亜硫酸パルプの廃液の濃縮物等）を添加して成型される。添加する結合剤の割合は、重量比で 3 % を超えてはならない。カッサバ芋のペレットは、ばらばらになることがあるが、カッサバ芋のペレットとして確認することができる場合はこの項に属する。ばらばらになったカッサバ芋のペレットはその物理的特性（例えば、カッサバ芋のペレットの砕けた片の混ざった不均質な微片状であること、黒点を交えた褐（かつ）色を呈していること、肉眼で繊維の細片が見えること及び少量の砂又はシリカが残存していること。）を観察することにより確認することができる。

この項には、この項に記載されている塊茎又は根（カッサバ芋（*Manihot esculenta*）、かんしょ（*Ipomoea batatas*）等）のほか、一般にオオクログワイとして知られている食用の塊茎（*Eleocharis dulcis*, *Eleocharis tuberosa*）を含む。

この項の物品をその他の方法により調製したものは、他の類に含まれる（例えば、粉及びミール（11. 06）、でん粉（11. 08）、タピオカ（19. 03））。

この項には、また、生きているダリアの塊茎（06.01）及び生鮮のばれいしょ（07.01）又は乾燥したばれいしょ（07.12）は含まない。

第 8 類

食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮

注

- 1 この類には、食用でない果実及びナットを含まない。
- 2 冷蔵した果実及びナットは、当該果実及びナットで、生鮮のものと同一の項に属する。
- 3 この類の乾燥した果実及びナットには、少量の水分を添加したもの又は次の処理をしたものを含む。
 - (a) 保存性又は安定性を向上させるための処理（例えば、穏やかな加熱処理、硫黄くん蒸及びソルビン酸又はソルビン酸カリウムの添加）
 - (b) 外観を改善し又は維持するための処理（例えば、植物油又は少量のぶどう糖水の添加）ただし、乾燥した果実又はナットの特性を有するものに限る。
- 4 第 08.12 項には、使用に先立って専ら輸送又は貯蔵の間一時的な保存に適する処理をした果実及びナット（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもの）で、そのままの状態では食用に適しないもののみを含む。

総 説

この類は、果実及びナット並びにかんきつ類の果皮又はメロン（すいかを含む。）の皮で、通常（提示された状態で又は加工後）食用に供されるものを含む。これらは、生鮮（冷蔵を含む。）、冷凍（あらかじめ蒸気又は水煮による調理をしてあるかないか又は甘味料が添加されているかいないかを問わない。）又は乾燥（脱水、蒸発又は凍結乾燥を含む。）のものでもよい。また、そのままの状態では直接食用に適さないものには、一時的な保存に適する処理（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液による。）がなされているものがある。

「冷蔵したもの」とは、物品を凍結することなしに、当該物品の温度を通常 0 度付近まで低下させたものをいう。ただし、ある種の物品（例えば、メロン及びある種のかんきつ類の果実）については当該物品の温度を +10 度まで低下させ、かつ、その温度に保たれているときは、冷蔵したものとみなされる。「冷凍したもの」とは、物品を当該物品の凍結点以下に冷却し、全体にわたって凍結させたものをいう。

この類の果実及びナットは、全型のもの、薄く切ったもの、細く切ったもの、断片にしたもの、核を除去したもの、パルプ状にしたもの、すり碎いたもの、皮をむいたもの又は殻をとったものであってもよい。

ただし、均質化すること自体により、この類の物品を 20 類の調製品として分類することが確定されるものではないので注意しなければならない。

少量の砂糖を添加しても、この類の果実の所属に影響しない。この類には、乾燥した果実（例えば、なつめやしの実及びプルーン）で、その外面が天然果実が含有する乾燥した糖分で覆われ、20.06 項のクリスタライズした果実にある程度類似した外観を有するものを含む。

しかしながら、この類には、浸透脱水により保存処理された果物を含まない。「浸透脱水」とは、果物の小片を、濃い砂糖水に長時間浸し、その結果、果物中の水分と元々果物に含有する糖分の

多くが、砂糖水中の糖分と置き換えられる処理のことをいう。この果物は、更に水分を減少させるため、続けて空気乾燥されることがある。このような果物は、第 20 類に分類される (20.08)。

この類には、また、他の類により特定して掲げてある植物性生産品を含まない。これには、例えば、次のような物品がある。

- (a) オリーブ、トマト、きゅうり、ガーキン、西洋かぼちゃ、その他のかぼちゃ、なす(egg-plant)、とうがらし属又はピメンタ属の果実 (7 類)
- (b) コーヒー、バニラ豆、ジュニパー・ベリーその他第 9 類の物品
- (c) 落花生その他の採油用の果実、主として医療用又は香料用に供する果実及びローカストビーン並びにあんず又はその他類似の果実の核 (12 類)
- (d) カカオ豆 (18.01)

この類には、更に、次の物品を含まない。

- (i) 果実の粉、ミール及び粉末 (11.06)
- (ii) 食用の果実及びナット並びにメロンの皮及びかんきつ類の果皮で、上記以外の方法で調製し又は保存に適する処理をしたもの (20 類)
- (iii) いった果実及びナット (例えば、くり、アーモンド、いちじく) で、粉にしてあるかないかを問わず、通常コーヒー代用物として使用するもの (21.01)

この類の果実及びナットは、気密容器に入れたものであってもこの類に属することに注意しなければならない (例えば、かん入りの乾燥したプルーン、乾燥ナット)。ただし、ほとんどの場合、これらの容器入りのものは、この類の各項で規定する方法以外の方法で調製又は保存に適する処理をされており、したがって、この類には含まれない (20 類)。

MA 包装 (Modified Atmospheric Packaging) の方法により包装されたこの類の物品 (例えば、生鮮ストロベリー) は、この類に属する。MA 包装では、物品を取り囲む空気は、置換又は調節されている (例えば、酸素を除去し窒素若しくは二酸化炭素で置換する、又は酸素量を減少させ窒素量若しくは二酸化炭素量を増加させる。)

08.01 ココヤシの実、ブラジルナット及びカシューナット (生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。)

ーココヤシの実

0801.11ー乾燥したもの

0801.12ー内果皮付きのもの

0801.19ーその他のもの

ーブラジルナット

0801.21ー殻付きのもの

0801.22ー殻を除いたもの

ーカシューナット

0801.31ー殻付きのもの

0801.32ー殻を除いたもの

この項には、ココヤシの実の果肉を乾燥して細かく引き裂いた乾燥ココヤシの実を含む。ただし、ココヤシの実の乾燥果肉でやし油の搾油に使用され、食用に適しないコプラはこの項に含まない（12.03）。

＊
＊ ＊

号の解説

0801.12

この号は、繊維質の外殻（中果皮）を部分的又は完全に除去したココヤシの実のみを含む。

08.02 その他のナット（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。）

－アーモンド

0802.11－殻付きのもの

0802.12－殻を除いたもの

－ヘーゼルナット（コリユルス属のもの）

0802.21－殻付きのもの

0802.22－殻を除いたもの

－くるみ

0802.31－殻付きのもの

0802.32－殻を除いたもの

－くり（カスターネア属のもの）

0802.41－殻付きのもの

0802.42－殻を除いたもの

－ピスタチオナット

0802.51－殻付きのもの

0802.52－殻を除いたもの

－マカダミアナット

0802.61－殻付きのもの

0802.62－殻を除いたもの

0802.70－コーラナット（コラ属のもの）

0802.80－びんろう子

－その他のもの

0802.91－殻付きの松の実

0802.92－殻を除いた松の実

0802. 99ーその他のもの

この項の主なナットは、アーモンド（甘扁又は苦扁）、ヘーゼルナット、くるみ、くり（*Castanea* 属のもの）、ピスタチオナット、マカダミアナット、ペカン及び松の実である。

また、この項には、主としてかみ物（masticatory）として使用するアレカ（ベテル）ナット、かみ物及び飲料製造のもととして使用するコーラナット並びに時にはオニビシと称されるナットに似た食用のとげのある、角張った *Trapa natans* の果実を含む。

この項には、次の物品を含まない。

- （a）一般にオオクログワイとして知られている食用の塊茎（*Eleocharis dulcis*, *Eleocharis tuberosa*）（07. 14）
- （b）くるみの外果皮及びアーモンドの外果皮（14. 04）
- （c）落花生（12. 02）、いった落花生及びピーナツバター（20. 08）
- （d）とちの実（*Aesculus hippocastanum*）（23. 08）

08.03 バナナ（プランテインを含むものとし、生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）

0803. 10ープランテイン

0803. 90ーその他のもの

この項には、*Musa* 属の全ての種類の食用果実を含む。

プランテインは、他のバナナよりも甘味の少ないでん粉質のバナナ（starchy bananas）である。プランテインに含まれるでん粉は、他のバナナに含まれるものと異なり、熟成する間に甘くならない。プランテインは主として油で揚げ、あぶり、蒸し、煮又はその他の方法により加熱調理された後に食される。

08.04 なつめやしの実、いちじく、パイナップル、アボカドー、グアバ、マンゴー及びマンゴスチン（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）

0804. 10ーなつめやしの実

0804. 20ーいちじく

0804. 30ーパイナップル

0804. 40ーアボカドー

0804. 50ーグアバ、マンゴー及びマンゴスチン

この項において、「いちじく」とは、蒸留用に使用するものであるかないかを問わず、*Ficus carica* 種の果実のみをいう。したがって、この項には 08. 10 項に該当する cactus figs（prickly pears：サボテン属の食用果実）は含まない。

08.05 かんきつ類の果実（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）

0805.10－オレンジ

－マンダリン、タンジェリン及びうんしゅうみかん並びにクレメンタイン、ウィルキング
その他これらに類するかんきつ類の交雑種

0805.21－マンダリン、タンジェリン及びうんしゅうみかん

0805.22－クレメンタイン

0805.29－その他のもの

0805.40－グレープフルーツ及びポメロ

0805.50－レモン（キトルス・リモン及びキトルス・リモヌム）及びライム（キトルス・アウラン
ティフォリア及びキトルス・ラティフォリア）

0805.90－その他のもの

「かんきつ類の果実」とは、特に次のものをいう。

（１）オレンジ（sweet or bitter (Seville oranges)）

（２）マンダリン（タンジェリン、うんしゅうみかんを含む。）：マンダリンは次の主要な種類又はグループに区分することができる。

－うんしゅうみかん(*Citrus unshiu* Marcovitch)：多くの種類から成る。

－キング (*Citrus nobilis* Loureiro)：いくつかの種類から成る。

－地中海マンダリン(*Citrus deliciosa* Tenore)：ウィローリーフとしても知られている。

－コモン(*Citrus reticulata* Blanco)：多くの種類で表される。

－Small-fruited mandarins：多くの品種から成る。

（３）クレメンタイン、ウィルキングその他これらに類するかんきつ類の交雑種

（４）グレープフルーツ及びポメロ

（５）レモン（キトルス・リモン、キトルス・リモヌム）及びライム（キトルス・アウランティ
フォリア及びキトルス・ラティフォリア）

（６）シトロネ、きんかん、ベルガモット等

この項には、また、保存用に供する種類の小粒で緑色のオレンジ及びレモンを含む。

この項には、次の物品を含まない。

（１）かんきつ類の果実の果皮（08.14）

（２）orange peas 又は orangettes（開花後まもなく木から落ちた未熟なオレンジで非食用）で、特に、精油（プチグレン油）を抽出するために乾燥した状態で採集されるもの（12.11）

＊

＊ ＊

号の解説

0805. 21

この号にはマンダリン（タンジェリン、うんしゅうみかんを含む。）を含む。コモングループのマンダリン（*Citrus reticulata* Blanco）は、形状が小さくへん平であること、果皮が剥きやすいこと、房がより明確に区切られていること及び味がより甘くより芳香を有することから、普通のオレンジと区別される。マンダリンは、他のオレンジよりも開かれた芯と緑色がかった子葉の種子を、少しの例外はあるが有する。

タンジェリンの形状は丸く、オレンジよりもわずかに小さい。果皮の色は、明るい橙色又は赤である。タンジェリンの果皮は剥きやすく、他のかんきつ類の果実よりも酸味が少ない。

うんしゅうみかん（*Citrus unshiu* Marcovitch）は、マンダリンの初期の種類である。果実は大きく、黄色から橙色で、多汁で、酸味がなく、種子がない。

マンダリンの交雑種（タンジェリン及びうんしゅうみかんの交雑種を含む）は、0805. 29 号に含まれる。

0805. 22

この号にはクレメンタインを含む。

クレメンタイン（*Citrus reticulata* ‘Clementina’）は、果皮の色が橙色から赤橙色であることから、マンダリンと区別される。果皮は、なめらかで光沢があるが、わずかに凹凸がある。更に、クレメンタインは、マンダリンのように扁平ではないが、球形であり小さい。クレメンタインは、マンダリンのように果皮が剥きやすく、容易に房を分けることができる。その味は甘く、弱い酸味と芳香を有し、かなりオレンジに似ている。

0805. 29

この号には、ウィルキングその他これらに類するかんきつ類の交雑種を含む。

ウィルキングは、2つの異なるマンダリンのグループに属するウィローリーフとキングを交配親とする交雑種である。形状は、小型から中型で、わずかに扁平である。果皮の色は成熟すると橙色で、光沢があり、わずかに凹凸がある。果皮の厚みは中程度から薄く、若干もろく、果皮が果肉にしっかり付いているものの、容易に果皮を剥くことができる。果肉は濃い橙色で、種子は多い。ウィルキングは、非常に多汁で、濃く、かぐわしい、独特の芳香を有する。

他の主な交雑種には、タンジェロ（マンダリンとグレープフルーツ又はポメロの交雑種）、タンゴール（タンジェリンとスイートオレンジの交雑種）、カラマンシー、いよかん及びラングプールがある。

08.06 ぶどう（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）

0806. 10－生鮮のもの

0806. 20－乾燥したもの

この項には、生鮮のぶどうを含み、戸外で生育したものであっても温室で生育したものであっても、またデザート用のものであっても醸造用（樽に未加工のまま詰めたものを含む。）のものであってもよい。

この項には、また、乾燥したぶどうを含む。その主な種類は、“currants”、“sultanas”、“Izmir”、“Thompson” 又はいわゆる「種なし」干しぶどう（実質的に種のないすべてのぶどう）として知られているもの及び “Muscatel”、“Malaga”、“Denia”、“Damascus”、“Lexir” 若しくは “Gordo” のような種のある大粒の干しぶどうなどである。

08.07 パパイヤ及びメロン（すいかを含む。）（生鮮のものに限る。）

ーメロン（すいかを含む。）

0807.11ーすいか

0807.19ーその他のもの

0807.20ーパパイヤ

この項には、*Citrullus vulgaris* 又は *Cucumis melo* 種の生鮮メロンを含む。このメロンには、すいか、シトロンメロン、マスクメロン、キャンタロープ、キャサバ及びハネデューメロンを含む。更に、この項にはホポー又はパパイヤとして知られている *Carica papaya* 種のメロンに類似した果実も含む。ただし、英語で pawpaws として知られている *Asimina triloba* 種の果実は含まない（08.10）。

08.08 りんご、なし及びマルメロ（生鮮のものに限る。）

0808.10ーりんご

0808.30ー梨

0808.40ーマルメロ

りんご及びなしは、デザート用、飲料製造用（例えば、りんご酒、なし酒）、工業用（例えば、アップルペースト、ジャム又はゼリーの調製、ペクチンの抽出）のいずれに適するものであってもこの項に属する。

マルメロは、主としてジャム又はゼリーの製造に使用する。

08.09 あんず、さくらんぼ、桃（ネクタリンを含む。）、プラム及びスロー（生鮮のものに限る。）

0809.10ーあんず

ーさくらんぼ

0809.21ーサワーチェリー（プルヌス・ケラスス）

0809. 29—その他のもの

0809. 30—桃（ネクタリンを含む。）

0809. 40—プラム及びスロー

この項には、あんず、全ての種類のさくらんぼ (whiteheart cherries、morello cherries 等)、桃（ネクタリンを含む。）、全ての種類のプラム (greengages、mirabelles、damsons 等) 及びスローを含む。

08.10 その他の果実（生鮮のものに限る。）

0810. 10—ストロベリー

0810. 20—ラズベリー、ブラックベリー、桑の実及びローガンベリー

0810. 30—ブラックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及びグーズベリー

0810. 40—クランベリー、ビルベリーその他のヴァキニウム属の果実

0810. 50—キウイフルーツ

0810. 60—ドリアン

0810. 70—柿

0810. 90—その他のもの

この項には、この類の前項までの各項のみならずこの表の他の類のいずれにも該当しないすべての食用果実を含む（この類の総説の除外規定参照）。

したがって、次の物品が含まれる。

（1）ストロベリー

（2）ラズベリー、ブラックベリー、桑の実及びローガンベリー

（3）ブラックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及びグーズベリー

（4）クランベリー、ビルベリー、ブルーベリー、メトルベリーその他のヴァキニウム属の果実

（5）キウイフルーツ (*Actinidia chinensis* Planch 又は *Actinidia deliciosa*)

（6）ドリアン (*Durio zibethinus*)

（7）柿

（8）Boysenberries、rowan berries、elderberries、sapodilla (nase-berries)、pomegranates、cactus figs (prickly pears)、ばらの実 (rose hips)、なつめ (jujubes)、medlars、longans、litchi、soursops、sweetsops 及び pawpaws としても知られている *Asimina triloba* 種の果実

この項には、ジュニパーベリーを含まない (09. 09)。

08.11 冷凍果実及び冷凍ナット(調理してないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。)

0811. 10－ストロベリー

0811. 20－ラズベリー、ブラックベリー、桑の実、ローガンベリー、ブラックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及びグーズベリー

0811. 90－その他のもの

この項には、生鮮又は冷蔵の状態ではこの類の前項までの項に属する果実及びナットで冷凍したものを含む（「冷蔵したもの」及び「冷凍したもの」の意味については、この類の総説参照）。

冷凍する前に蒸気又は水煮による調理をした果実及びナットは、この項に属する。ただし、凍結する前に他の方法による調理をした冷凍果実及び冷凍ナットは含まない（20 類）。

また、砂糖その他の甘味料が添加された冷凍果実及び冷凍ナットもこの項に属する。砂糖は、酸化を抑止する効果を有し、通常、解凍する際に生じる色調の変化を防止する。この項の物品は添加塩を含んでいてもよい。

08. 12 一時的な保存に適する処理をした果実及びナット（そのままの状態では食用に適しないものに限る。）

0812. 10－さくらんぼ

0812. 90－その他のもの

この項には、漂白又は湯通ししてあるかないかを問わず、使用に先立って輸送又は貯蔵中、専ら一時的に保存するための処理がされている（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液による。）果実及びナットで、そのままの状態では直接食用に適しないものを含む。

これらの物品は、主として食品工業（ジャムの製造、砂糖漬け果実の調製等）に使用される。この状態で最も一般的に提示される物品には、さくらんぼ、いちご、オレンジ、シトロン、あんず及び西洋すももがある。これらは、通常、たる、盆又はこまいで作られた箱（open lath type）に詰められている。

08. 13 乾燥果実（第 08. 01 項から第 08. 06 項までのものを除く。）及びこの類のナット又は乾燥果実を混合したもの

0813. 10－あんず

0813. 20－プルーン

0813. 30－りんご

0813. 40－その他の果実

0813. 50－この類のナット又は乾燥果実を混合したもの

（A）乾燥果実

この項には、生鮮のものであれば、08. 07 項から 08. 10 項までの各項に属する果実の乾燥

したものを含む。これらは、天日乾燥するか又は工業的方法（例えば、煙道乾燥（tunnel-drying））によるかのいずれかの方法によって調製される。

この方法で最もよく調製される果実には、あんず、プルーン、りんご、桃及びなしがある。乾燥したりんご及びなしは、料理用並びにりんご酒又はなし酒の製造用に供される。プルーンを除き、果実は通常半分又は細片に切られ、核をとり、しんをとり又は種をとってある。また、これらは、乾燥又は脱水して、果肉をスライス状又はブロック状にして提示される（特にあんず及びプルーンの場合）。

この項には、タマリンドのきょう果（pods）を含む。また、タマリンドのパルプ（砂糖その他の物質が添加されておらず、かつ、その他の加工がされていないもので、種子、すじ（strings）又は内果皮の片を有するか有しないかを問わない。）もこの項に含まれる。

（B）ナット又は乾燥果実の混合物

この項には、また、この類のナット又は乾燥果実のすべての混合物を含む（同一項に属するナット又は乾燥果実の混合物を含む。）。したがって、この項は生鮮のナット又は乾燥したナットの混合物、乾燥果実（ナットを除く。）の混合物及び生鮮のナット又は乾燥したナットと乾燥果実との混合物を含む。これらの混合物は、しばしば、箱、セルローズ製の袋等に入れられて提示される。

この項のある種の乾燥果実又は乾燥果実の混合物でハーブの煎じ液又はハーブ茶を作るために詰められたもの（例えば、におい袋）はこの項に属する。

しかしながら、この項には、この項の一以上の乾燥果実と他の類の植物又は植物の部分又は他の物質、例えば一以上の植物エキスの混合物から成る物品は含まない（通常、21.06）。

08.14 かんきつ類の果皮及びメロン（すいかを含む。）の皮（生鮮のもの及び冷凍し、乾燥し又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたものに限る。）

食用に供される最も一般的なかんきつ類の果皮は、オレンジ（bitter 又は Seville orange を含む。）、レモン及びシトロンである。これらの果皮は、主として砂糖漬け果皮の製造又は精油の抽出に使用する。

この項には、粉末の果皮（11.06）及び砂糖漬けした果実の果皮（20.06）を含まない。

第 9 類

コーヒー、茶、マテ及び香辛料

注

1 第 09.04 項から第 09.10 項までの物品の混合物は、次に定めるところによりその所属を決定する。

(a) 同一の項の二以上の物品の混合物は、その項に属する。

(b) 異なる項の二以上の物品の混合物は、第 09.10 項に属する。

第 09.04 項から第 09.10 項までの物品 ((a) 又は (b) の混合物を含む。) に他の物品を加えて得た混合物のうち、当該各項の物品の重要な特性を保持するものについてはその属する項は変わらないものとし、その他のものについてはこの類に属さず、混合調味料にしたものは第 21.03 項に属する。

2 この類には、第 12.11 項のクベバ (ピペル・クベバ) その他の物品を含まない。

総 説

この類には、次の物品を含む。

(1) コーヒー、茶及びマテ

(2) 香辛料、すなわち、精油と芳香成分に富み、その独特の風味のために主として香味料として使用する植物性生産品 (種等を含む。)

これらの物品には、全形のもの、砕いたもの又は粉末状のものがある。

09.04 項から 09.10 項までの物品の混合物の所属の決定に関しては、この類の注 1 を参照。この類の注 1 の規定に基づき、09.04 項から 09.10 項までの物品 (又はこの類の注 1 の (a) 又は (b) に規定する混合物) に他の物品を加えたものについては、これを加えて生じた混合物が当該各項に属する物品の重要な特性を保持していれば、その所属に影響しない。

この規定は、特に、香辛料及び香辛料の混合物に次の物品が加えられた場合に適用する。

(a) 希釈料 (“spreader” bases) : これは、香辛料の計量及び食料調製品に対する香辛料の均一な配合を容易にするために加えられるものである (穀粉、ラスク粉、ぶどう糖等)。

(b) 食品着色料 (例えば、xanthophyll)

(c) 香辛料の香味を増強するために加えられるグルタミン酸ソーダのような相乗作用を有する物品

(d) 食塩又は酸化防止剤のような物質 : これは、物品を保存して香気性を長く保持するために、通常、少量加えられるものである。

他の類に該当する物質を加えた香辛料 (香辛料の混合物を含む。) で、それ自体が香味又は調味を有するものは、香辛料の混合物としての重要な特性を有する限りこの類に属する。

この類には、他の類 (例えば、7 類、9 類、11 類、12 類) に該当する植物、植物の部分、種又は果実 (全形のもの、切ったもの、押しつぶしたもの、砕いたもの又は粉末にしたもの) の混合物で、香味飲料に使用されるもの又は飲料製造用のエキスの調製に使用されるものを含む。ただし、この場合、所属は次による。

(i) その重要な特性が 09.04 項から 09.10 項までの一つの項に所属する一以上の種類の物品によって与えられるもの (09.04 項から 09.10 項までの該当する項)

(ii) その重要な特性が 09.04 項から 09.10 項の二以上の項に所属する種類の物品の混合物によって与えられるもの (09.10)

ただし、その重要な特性が上記 (i) 又は (ii) によって与えられない場合、そのような混合物はこの類から除かれる (21.06)。

この類には、更に次の物品を含まない。

(a) 7 類の野菜 (例えば、パセリ、チャービル、タラゴン、クレス、スイートマジョラム、コリアンダー、いのんど)

(b) マスタードの種 (12.07) 並びにマスタードの粉 (調製してあるかないかを問わない。) (21.03)

(c) ホップ (12.10)

(d) 香辛料としても使用することはできるが、香料用又は医薬用として、より多く使用されるある種の果実、種及び植物の部分 (例えば、カシアポッド (cassia pods)、ローズマリー、野生マジョラム、バジル、ボラジ、ヒソップ、各種のミント類、ヘンルーダ (rue) 及びセージ) (12.11)

(e) 混合調味料 (21.03)

09.01 コーヒー (いってあるかないか又はカフェインを除いてあるかないかを問わない。)、コーヒー豆の殻及び皮並びにコーヒーを含有するコーヒー代用物(コーヒーの含有量のいかんを問わない。)

ーコーヒー (いったものを除く。)

0901.11ーカフェインを除いてないもの

0901.12ーカフェインを除いたもの

ーコーヒー (いったものに限る。)

0901.21ーカフェインを除いてないもの

0901.22ーカフェインを除いたもの

0901.90ーその他のもの

この項には、次の物品を含む。

(1) すべての形態の生コーヒー (すなわち、灌 (かん) 木から採取したままの実、黄色い外皮をつけた豆又は種、外皮をとった豆又は種)

(2) 各種の溶剤に生のコーヒー豆を浸すことによってカフェインを抽出したコーヒー

(3) いったコーヒー (カフェインを含有するかしないかを問わず、また、砕いてあるかどうかを問わない。)

(4) コーヒー豆の殻及び皮

(5) コーヒー代用物 (コーヒーの含有量のいかんを問わない。)

この項には、次の物品を含まない。

- (a) コーヒーワックス (15. 21)
- (b) コーヒーのエキス、エッセンス及び濃縮物 (インスタントコーヒーとして知られている)、
これらをもととした調製品並びにコーヒー分を含有しないといったコーヒー代用物 (21. 01)
- (c) カフェイン (コーヒー中のアルカロイド) (29. 39)

09.02 茶 (香味を付けてあるかないかを問わない。)

0902. 10—緑茶 (発酵していないもので、正味重量が3キログラム以下の直接包装にしたものに限る。)

0902. 20—その他の緑茶 (発酵していないものに限る。)

0902. 30—紅茶及び部分的に発酵した茶 (正味重量が3キログラム以下の直接包装にしたものに限る。)

0902. 40—その他の紅茶及び部分的に発酵した茶

この項には、植物学上の茶属 (genus *Thea* (*Camellia*)) の植物から得られる各種の茶を含む。

緑茶の調製は基本的には、新鮮な葉を加熱し、次にもみ、そして乾燥させることから成る。紅茶の場合には、茶をほうじ又は乾燥させる前に葉をもみ固め、発酵させる。

また、この項には部分的に発酵させた茶 (ウーロン茶) を含む。

この項には、茶の花、つぼみ、くず及び粉末の茶 (葉、花及びつぼみ) をボール状又はタブレット状に固めたもの並びに様々な形状や大きさに圧縮された茶を含む。

例えば、発酵中の蒸気工程により又は精油 (例えば、レモン油又はベルガモット油)、人工香料 (結晶又は粉状であってもよい。) 又は他の各種の芳香性植物若しくは果実の部分 (例えば、ジャスミンの花、乾燥したオレンジの果皮又は丁子) の添付により香味付けされた茶もこの項に含まれる。

また、この項はカフェインを除いた茶を含むが、カフェインそのものはこの項には含まない (29. 39)。

この項には、また、「茶 (teas)」と呼ばれることもあるが、植物学上の「茶属 (genus *Thea*)」の植物から得られたものではない次のような物品を含まない。例えば、

- (a) マテ (Paraguay tea) (09. 03)
- (b) ハーブの煎じ液又はハーブ「茶」を作るための物品。これらは、例えば、08. 13 項、09. 09 項、12. 11 項又は 21. 06 項に分類される。
- (c) 朝鮮人参「茶」 (朝鮮人参エキスと乳糖又はぶどう糖との混合物) (21. 06)

09.03 マテ

マテは、南米に生育するモチノキ科のある種の灌（かん）木の乾燥した葉から成る。これは、時には“Paraguay tea”又は“Jesuits’ tea”として知られている。マテは、浸出することにより、極くわずかにカフェインを含む飲料の製造に使用する。

09.04 とうがらし属又はピメンタ属の果実（乾燥し、破碎し又は粉碎したものに限る。）及びこしょう属のペッパー

ーペッパー

0904.11ーー破碎及び粉碎のいずれもしていないもの

0904.12ーー破碎し又は粉碎したもの

ーとうがらし属又はピメンタ属の果実

0904.21ーー乾燥したもの（破碎及び粉碎のいずれもしていないものに限る。）

0904.22ーー破碎し又は粉碎したもの

（1）こしょう属のペッパー

この用語は、クベバペッパー（*Piper cubeba* 種）（12.11）を除き、こしょう属のすべてのこしょう植物の種子又は果実を含む。商品としての主な種類には、*Piper nigrum* 種のこしょうがあり、黒こしょう又は白こしょうの別がある。黒こしょうの乾燥した実は、未熟の果実を天日乾燥し又はいぶして（時にはその前に熱湯で処理して）得られる。白こしょうは、ほとんど成熟した果実から調製されたもので、果肉及び種子の外皮を浸せき又は僅かの発酵によって除去してある。また、白こしょうは黒こしょうの乾燥した実の外側の部分を除去することによって調製されることも多い。白こしょうは帯黄灰色であり、黒こしょうほど辛くない。

ロングペッパー（*Piper longum*）は、別の品種のこしょうである。

この項には、また、こしょうの粉末及び掃き寄せも含む。

誤ってこしょうとして知られているある種の生産品（例えば、Indian peppers、Turkish peppers、Spanish peppers、Cayenne peppers 及び Jamaica peppers）は実際はピメントである。

（2）乾燥し、破碎し又は粉碎したとうがらし属又はピメンタ属の果実

とうがらし属の果実は、一般に *Capsicum frutescens* 種又は *Capsicum annuum* 種に属し、chillies と paprikas の二つの主なグループを含む。これらには多くの変種（Cayenne pepper、Sierra Leone 及び Zanzibar pepper、Spanish 及び Hungarian paprika 等）がある。

ピメンタ属の果実には、Jamaica pepper（clove pepper、English pepper 及び allspice としても知られている。）を含む。

これらの果実は、苦味、辛味が強く、風味が持続するという共通の性質を有している。ただし、刺激的な香気を有しないとうがらし属の変種もある（例えば、*Capsicum annuum* var. *grossum*）。

この項には、破碎又は粉碎していないとうがらし属又はピメンタ属の生鮮の果実を含まない

(07.09)。

09.05 バニラ豆

0905.10－破碎及び粉碎のいずれもしていないもの

0905.20－破碎し又は粉碎したもの

これはラン科のつる性植物の果実（又は豆）で、黒色で強い芳香がある。バニラには、長いものと短いものの二種類があり、また vanillon (*Vanilla pompona* 種から得られる。)として知られている低級品がある。これは、柔かくほとんど粘稠質で、また常に開裂している。

この項には、次の物品を含まない。

(a) バニラオレオレジン（時には、誤ってバニラレジノイド又はバニラエクスとして知られているもの）(13.02)

(b) バニラ糖 (17.01 又は 17.02)

(c) バニリン（バニラの芳香主成分）(29.12)

09.06 けい皮及びシンナモンツリーの花

－破碎及び粉碎のいずれもしていないもの

0906.11－けい皮（キナモムム・ゼラニカム・ブルーメ）

0906.19－その他のもの

0906.20－破碎し又は粉碎したもの

けい皮 (cinnamon) は、クスノキ科のある種の樹木の若枝の内樹皮である。スリランカ（セイロン）けい皮、セイシェルけい皮及びマダガスカルけい皮 (*Cinnamomum zeylanicum* Blume)（ファインシンナモンとも呼ばれる。）は、薄色の樹皮片で、これを一緒にして丸めて束の状態で提示されるのが一般的である。支那けい皮 (*Cinnamomum cassia* (Nees) ex Blume)、インドネシアけい皮 (*Cinnamomum burmanii* (C. G. Nees))、ベトナムけい皮 (*Cinnamomum loureirii* Nees)（カシア又は単にシンナモンと呼ばれることもある。）は褐色の筋のある厚い層の樹皮からなり、通常、単一の層を巻いた形で提示される。

その他の種類のけい皮には、*Cinnamomum obtusifolium*、*Cinnamomum tamala* 及び *Cinnamomum sintek* も含まれる。

この項には「チップ」として知られているけい皮のくずも含む。これは、主としてシンナモンエキスの調製に供される。

シンナモンツリーの花は、肉桂樹の花を乾燥しふるいわけしたものである。これは、棍棒の形 (club-shaped) をし、長さは、通常1センチメートルに達しない。これは、砕いてけい皮と混合される。

この項は、また肉桂樹の果実も含む。

＊

＊ ＊

号の解説

0906. 11

この号において「けい皮」とは、通常スリランカけい皮、セイシェルけい皮及びマダガスカルけい皮として知られる *Cinnamomum zeylanicum* Blume の若枝の内樹皮のみをいう。

通常取引されるグレードは、quills、quillings、featherings 及び chips 等である。

09.07 丁子（果実、花及び花梗に限る。）

0907. 10－破碎及び粉碎のいずれもしていないもの

0907. 20－破碎し又は粉碎したもの

この項には、次の物品を含む。

（１）丁子の果実（これは、さほど強くはないが、丁子の独特の味と香りを有する。）

（２）丁子の花（完熟前につみ取り天日乾燥した丁子の木の花）

（３）細く灰色の強い香気を有する丁子の花梗

この項には、丁子の皮及び葉を含まない（12. 11）。

09.08 肉ずく、肉ずく花及びカルダモン類

－肉ずく

0908. 11－破碎及び粉碎のいずれもしていないもの

0908. 12－破碎し又は粉碎したもの

－肉ずく花

0908. 21－破碎及び粉碎のいずれもしていないもの

0908. 22－破碎し又は粉碎したもの

－カルダモン類

0908. 31－破碎及び粉碎のいずれもしていないもの

0908. 32－破碎し又は粉碎したもの

この項には、次の物品を含む。

（a）肉ずく類：丸い形のもの又は長い形のものがあり、殻付きであるかないかを問わない。

（b）肉ずく花：肉ずく花は、肉ずくの殻と核との間の膜状の包皮である。これは、細く切られ、肉ずくと同じ特性を持っているが、より一層顕著である。これは生鮮の時は鮮明な赤色をしているが、時が経過すると黄色になり、角のようにもろく、半透明になる。ある種の

肉づく花は、亜麻色又は白色である。

(c) カルダモン類：

- (1) グレープカルダモン類 (grape cardamoms)：この品種は密集したひとまとめの房状に生育することから、この名称がある。これは、全形のまま提示されることもあるが、より一般的には、ぶどうの粒程の大きさの単一のナットとして提示される。このナットは、白色で、3個の明るい膜質の突出した面を持った球円形をしている。内部は三房に分かれ、各房中には多数のいがい刺激性の香味を有する芳香性の種を含んでいる。
- (2) 小粒及び中粒のカルダモン類：構造及び特性は、グレープカルダモン類に類似しているが、三角形により近く、細長い形をしている。
- (3) 大粒のカルダモン類：これは三角形をなし、27 ミリメートルから 40 ミリメートルの長さで褐（かっ）色の殻を持っている。
- (4) Malaguetta pepper 又は “grains of paradise” (Aframomum melegueta)：ほとんど常に殻を取って提示され、小さく細長い角立った種子に入っており、荒い表面を持っているが、あたかもワニスを塗ったように輝いている。これは、香りはないが苦くこしょう類似の刺激性の香味を持っている。

09.09 アニス、大ういきょう、ういきょう、コリアンダー、クミン又はカラウェイの種及びジュニパーベリー

ーコリアンダーの種

0909.21ーー破碎及び粉碎のいずれもしてないもの

0909.22ーー破碎し又は粉碎したもの

ークミンの種

0909.31ーー破碎及び粉碎のいずれもしてないもの

0909.32ーー破碎し又は粉碎したもの

ーアニス、大ういきょう、カラウェイ又はういきょうの種及びジュニパーベリー

0909.61ーー破碎及び粉碎のいずれもしてないもの

0909.62ーー破碎し又は粉碎したもの

これらの果実及び種子は、香辛料として食用に供され、また工業用（例えば、蒸留用）及び医薬用にも供される。それらは、特にアニスの種の場合、ハーブの煎じ液又はハーブ茶を作るために詰められたもの（例えば、小袋入り）であってもこの項に属する。

ここに記載したアニスの種は、グリーンアニスで、縦にさけ、帯灰緑色のもので、特有の芳香と風味を持つ卵形の種である。大ういきょうはスターアニスである。

コリアンダー、クミン及びカラウェイの種は、せり科のある種の植物の芳香のある種子で、主としてリキュールの調製に使用される。

ういきょうの種は、食用草本から得られ、強く快い香りを発散する暗灰色のもの又は非常に独特の甘い香りを有する薄緑色のものがある。

ジュニパーベリーは、かすかに紫青色がかった暗かつ色で、樹脂質の粉末で覆われている。これは、苦く、わずかに甘い味を有する赤色がかった芳香性の果肉を含んでおり、これが3個の小さく非常に堅い核を包んでいる。これらのベリーは、種々のアルコール性飲料（例えば、ジン）、サワークラウト（sauerkraut）又は種々の調製食料品の香味料として使用され、また、精油の抽出に供される。

09.10 しょうが、サフラン、うこん、タイム、月けい樹の葉、カレーその他の香辛料

—しょうが

0910.11—破砕及び粉砕のいずれもしてないもの

0910.12—破砕し又は粉砕したもの

0910.20—サフラン

0910.30—うこん

—その他の香辛料

0910.91—この類の注1（b）の混合物

0910.99—その他のもの

この項には、次の物品が含まれる。

- (a) しょうが：しょうがには、生鮮のしょうがで、塩水に浸し一時的な保存に適する処理をし、そのままの状態では直接消費に適さないものを含む。ただし、糖水に浸し保存に適する処理をしたしょうがは含まない（20.08）。
- (b) サフラン：サフランは、サフランクローカス（*Crocus sativus*）の花の柱頭及び花柱を乾燥したものである。強く、鋭く、快い香りをもつオレンジがかった赤色の粉末として提示されることもある。またこれは、不安定な色素を含んでいる。これは、調味料として又は菓子類及び医薬品に使用される。
- (c) うこん（*Curcuma longa*）：うこんは、鮮黄色であるために誤って“Indian saffron”と称されることがある。うこんの根茎は、全形のままか又は粉末の形状で取引される（後者の形状の方が多い）。
- (d) タイム（野性のタイムを含む。）及び月けい樹の葉：乾燥してあるかないかを問わない。
- (e) カレー粉：カレー粉は、うこんその他各種の香辛料（例えば、コリアンダー、黒こしょう、クミン、しょうが、丁子）及びこの類に該当しないがしばしば香辛料として使用されるその他の香味物質（例えば、にんにくの粉）を種々の割合で混合したものである。
- (f) いのんど（dill）の種（*Anethum graveolens*）及びころは（fenugreek）の種（*Trigonella foenum graecum*）
- (g) 09.04 項から 09.10 項までの物品の混合物：混合物の個々の成分が単独では異なった項に属するもの（例えば、09.04 項のこしょうと 09.08 項の物品との混合物）は、この項に含まれる。

第 10 類 穀 物

注

- 1 (A) この類の各項の物品は、穀粒があるもの（穂又は茎に付いているかいないかを問わない。）に限り、当該各項に属する。
(B) この類には、殻の除去その他の加工をした穀物を含まない。ただし、第 10.06 項には、玄米、精米、研磨した米、つや出した米、パーボイルドライス及び碎米を含み、第 10.08 項には、サポニンを分離するために果皮を全部又は部分的に除去したキヌアで、他のいかなる加工もしていないものを含む。
- 2 第 10.05 項には、スイートコーンを含まない（第 7 類参照）。

＊

＊ ＊

号注

- 1 「デュラム小麦」とは、トリティコム・デュラム種の小麦及び当該種の種間交雑により生じた雑種で染色体数がトリティコム・デュラム種と同数（28）のものをいう。

総 説

この類には、穀物の穀粒のみを含む（束ねられ又は穂に付いた状態で提示されるものであるかないかを問わない。）。成熟する前に刈り取った穀物から得られた穀粒で完全に殻を付けたものは、普通の穀粒の属する項に属する。生鮮の穀物（7 類のスイートコーンを除く。）は、野菜としての用途に適するものであるかないかを問わず、この類に属する。

米は、玄米、精米、つや出した米、研磨した米、パーボイルドライス又は碎米であっても、その他の加工をしてない限り 10.06 項に属する。同様に、サポニンを分離するために果皮を全部又は部分的に除去したキヌアで、他のいかなる加工もしていないものは、10.08 項に属する。ただし、他の穀粒で、殻を除いたもの又はその他の加工、例えば、11.04 項に記載してあるような加工をしたものは、この類には含まれない（11.04 項の解説参照）。

10.01 小麦及びメスリン

ーデュラム小麦

1001.11ー播（は）種用のもの

1001.19ーその他のもの

ーその他のもの

1001.91ー播（は）種用のもの

1001.99ーその他のもの

小麦は、次の二つの主要な種類に分けることができる。

(1) 普通小麦：軟質、中間質又は硬質があり、粉状の破面を有している。

(2) デュラム小麦（この類の号注 1 参照）：デュラム小麦は、こはく色がかった黄色から褐（かっ）色までの範囲の色を呈し、通常、半透明で角質のガラス状破面を示す。

スペルト（spelt）は小麦の一種であり、脱穀作業をした後でもなおその殻が付いたままの小さな褐（かっ）色の穀粒で、この項に属する。

メスリン（Meslin）は、小麦とライ麦を混合したもので、その割合は、通常 2 対 1 である。

*
* *

号の解説

1001. 11 及び 1001. 91

1001. 11 号及び 1001. 91 号において、「播（は）種用のもの」とは、主務政府機関によって種まき用のものとして証明された小麦又はメスリン（Meslin）のみをいう。

10.02 ライ麦

1002. 10—播（は）種用のもの

1002. 90—その他のもの

ライ麦は、やや細長い穀粒で帯緑灰色又は明るい灰色を呈し、その粉は灰色である。

麦角として知られている菌状腫ができたライ麦は、この項には含まない（12. 11）。

*
* *

号の解説

1002. 10

1002. 10 号において、「播（は）種用のもの」とは、主務政府機関によって種まき用のものとして証明されたライ麦のみをいう。

10.03 大麦及び裸麦

1003. 10—播（は）種用のもの

1003. 90—その他のもの

大麦及び裸麦は、小麦より多肉質の穀粒である。これは、主として家畜類の飼料及び麦芽の製造に供される。また、精麦又はパールバーレーは、スープ又は調理用食品の調製に使用する。

バーレー（大麦及び裸麦）の変種 *Bracteiferous* 種（皮麦）は、成長段階においてその殻が穀粒とくつつくので、簡単な脱穀又は風選によっては分離することはできないという点において他の多くの穀物と異なる。この種の大麦及び裸麦の穀粒は、麦わら色で、末端が尖っており、完全に殻付きのまま提示される場合にのみこの項に含まれる。この殻が除去された皮麦の大麦及び裸麦の穀粒は、この項には含まない（11.04）。この殻の除去には、時には果皮の部分をも除去する精麦の工程を必要とする。

自然の状態において殻を有しない品種の大麦及び裸麦は、脱穀又は風選以外のいかなる工程も経ていなければ、この項に属する。

この項には、次の物品を含まない。

- （a）発芽した大麦及び裸麦（麦芽）又はいった麦芽（11.07 項の解説参照）
- （b）いった大麦及び裸麦（コーヒー代用物）（21.01）
- （c）窯での焙焼工程（kilning process）を経て麦芽の殻粒から分離した麦芽の芽の部分及びその他の醸造かす（穀物のおり、ホップ等）（23.03）

＊

＊ ＊

号の解説

1003.10

1003.10 号において、「播（は）種用のもの」とは、主務政府機関によって種まき用のものとして証明された大麦及び裸麦のみをいう。

10.04 オート

1004.10－播（は）種用のもの

1004.90－その他のもの

オートには二つの主な種類、すなわち、灰色（又は黒色）のオート及び白色（又は黄色）のオートがある。

この項には、殻を有する穀粒のほか、自然の状態において殻を有しない穀粒で脱穀又は風選以外のいかなる工程も経ていないものを含む。

この項には、また、通常の工程又は処理（脱穀、運送、詰め直し作業等）中に穎の先端が取り除かれたオートも含まれる。

＊

＊ ＊

号の解説

1004. 10

1004. 10 号において、「播（は）種用のもの」とは、主務政府機関によって種まき用のものとして証明されたオートのみをいう。

10.05 とうもろこし

1005. 10ー播（は）種用のもの

1005. 90ーその他のもの

とうもろこしには、穀粒の色が異なるもの（黄金色、白色、時として赤味がかった褐（かつ）色又は斑色のもの）、その形状が異なるもの（丸のもの、犬歯型のもの、へん平のもの等）等、種々の種類がある。

この項にはスイートコーンを含まない（7類）。

＊

＊ ＊

号の解説

1005. 10

1005. 10 号において、「播（は）種用のもの」とは、主務政府機関によって種まき用のものとして証明されたとうもろこし（穀粒）のみをいう。

10.06 米

1006. 10ーもみ

1006. 20ー玄米

1006. 30ー精米（研磨してあるかないか又はつや出ししてあるかないかを問わない。）

1006. 40ー碎米

この項には、次の物品を含む。

- （1）もみ、すなわち、殻ですき間なく包まれている米粒。
- （2）玄米：もみすり機により殻を除去したものであるが、まだ、果皮に包まれているものである。ただし、玄米には、通常、少量のもみが残っている。
- （3）半精米、すなわち、果皮を部分的に除去した全形の米粒。
- （4）精米：先が細くなっている特殊な円筒中を通すことにより果皮を除去した全形の米粒である。

精米は見かけをよくするために、研磨し、次いでつや出しされることがある。研磨工程（精米されたままのつやのない表面を美化するための工程）は、ブラシ機又はポリッシングコー

ン (polishing cones) により行われる。つや出しは、特殊なつや出しドラムの中でぶどう糖とタルクとの混合物を穀粒に塗布して行う。

この項には、また、油をうすく塗布した精米である “camolino” も含まれる。

(5) 碎米、すなわち、加工中に碎けた米

この項には、また、次の物品が含まれる。

(a) 強化米：普通の精米にビタミン物質を塗布し又は染み込ませた米粒をごく少量（1%台）混合したものである。

(b) パーボイルドライス：もみの状態のままのもので、他の工程（例えば、脱穀、とう精、つや出し）にかける前に、熱湯につけるか又は蒸気を通し、次いで乾燥したものである。パーボイルする工程中に、米は圧力をかけられるか又は完全に若しくは一部真空にした状態の下におかれてもよい。

パーボイルドライスの構成組織は、処理工程においてはごくわずかの範囲でしか変化していない。これらの米は、とう精、つや出し等の処理を施した後十分に加熱調理するためには、20～35 分の時間を要する。

穀粒の構成組織がかなり変化するような処理がされた米は、この項には含まれない。すなわち、十分に、又はある程度まで加熱による調理をしたのち、脱水して製造される “precooked rice” は 19.04 項に含まれる。このうち加熱による調理をある程度まででとどめたものは、食用に供するためには、更に 5～12 分間加熱による調理を行う必要があるが、あらかじめ十分に加熱による調理がされたものは、水に浸し煮立たせる程度で食用に供することができる。また、膨張処理により作られ、そのまま食用に供されるパフドライス (“Puffed” rice) も同様に 19.04 項に属する。

10.07 グレーンソルガム

1007.10—播（は）種用のもの

1007.90—その他のもの

この項には、各種ソルガムのうち、グレーンソルガムとして知られているもので、その穀粒は、食用の穀物として使用される種類のソルガムのみを含む。この項には、*caffrorum* (kafir)、*cernuum* (white durra)、*durra* (brown durra) 及び *nervosum* (kaoliang) ようなソルガムを含む。

この項には、フォレッジソルガム（干し草又はサイロに入れて保存用の草として使用されるもの。例えば、*halepensis* (halepense)）、グラスソルガム（生牧草として使用されるもの。例えば、*sudanensis* (sudanense)）又はスイートソルガム（本来シロップ又は糖みつの製造に使用されるもの。例えば、*saccharatum*）を含まない。播（は）種用の種として提示されるものは 12.09 項に属する。他方、フォレッジソルガム及びグラスソルガムは 12.14 項に属し、スイートソルガムは 12.12 項に属する。この項はさらにブルームコーン (*Sorghum vulgare* var. *technicum*) を含まない。これは 14.04 項に属する。

*
* *

号の解説

1007. 10

1007. 10 号において、「播（は）種用のもの」とは、主務政府機関によって種まき用のものとして証明されたグリーンソルガムのみをいう。

10.08 そば、ミレット及びカナリーシード並びにその他の穀物

1008. 10ーそば

ーミレット

1008. 21ー播（は）種用のもの

1008. 29ーその他のもの

1008. 30ーカナリーシード

1008. 40ーフォニオ（ディギタリア属のもの）

1008. 50ーキヌア（ケノポディウム・クイノア）

1008. 60ーライ小麦

1008. 90ーその他の穀物

（A）そば、ミレット及びカナリーシード

この項には、次の物品を含む。

- （1）そば：この穀物は、また black wheat としても知られており、他の大部分の穀物が属するイネ科とは全く異なったタデ科に属している。
- （2）ミレット：丸い穀粒で淡黄色である。これには、次の種のものが含まれる。
Setaria 属、*Pennisetum* 属、*Echinochloa* 属、*Eleusine* 属（*Eleusine Coracana* (*coracan*) を含む。）、*Panicum* 属、*Digitaria sanguinalis* 及び *Eragrostis tef*.
- （3）カナリーシード：光沢のある麦わら色を呈しており、細長く両端が尖っている。

（B）その他の穀物

これらには、ある種の交雑により生じた穀物、例えば、小麦とライ麦との交雑により生じたライ小麦（triticale）を含む。

*
* *

号の解説

1008. 21

1008.21 号において、「播（は）種用のもの」とは、主務政府機関によって種まき用のものとして証明されたミレットのみをいう。

第 11 類

穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン

注

- 1 この類には、次の物品を含まない。
 - (a) いった麦芽で、コーヒー代用物にしたもの（第 09.01 項及び第 21.01 項参照）
 - (b) 第 19.01 項の調製した穀粉、ひき割り穀物、ミール及びでん粉
 - (c) 第 19.04 項のコーンフレークその他の物品
 - (d) 第 20.01 項、第 20.04 項又は第 20.05 項の調製し又は保存に適する処理をした野菜
 - (e) 医療用品（第 30 類参照）
 - (f) 調製香料又は化粧品類の特性を有するでん粉（第 33 類参照）
- 2 (A) 次の表の（１）欄の穀物を製粉その他これに類する方法により加工した物品で、でん粉又は灰分の含有率（乾燥状態における重量比による。）が次の（a）及び（b）のいずれの要件も満たすものはこの類に属するものとし、その他のものは第 23.02 項に属する。

ただし、穀物の胚（はい）芽（全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。）は、第 11.04 項に属する。

 - (a) でん粉の含有率（エヴェルスの偏光計法の改良法により求めたものに限る。）が、次の表の（２）欄に掲げる率を超えること。
 - (b) 灰分の含有率（鉍物質が添加してあるときは、これを控除して計算する。）が、次の表の（３）欄に掲げる率以下であること。
- (B) (A) の規定によりこの類に属する物品で、次の表の（４）欄又は（５）欄に定める目開きを有するふるい（織金網製のものに限る。）に対する通過率（重量比による。）が当該穀物について次の（４）欄又は（５）欄に掲げる率以上であるものは第 11.01 項又は第 11.02 項に属するものとし、その他のものは第 11.03 項又は第 11.04 項に属する。

（１）穀物	（２）でん粉の 含有率	（３）灰分の 含有率	（４）目開きが 315 マイクロ メートルのふるい に対する通過率	（５）目開きが 500 マイクロ メートルのふるい に対する通過率
小麦及びライ麦	45%	2.5%	80%	—
大麦及び裸麦	45%	3%	80%	—
オート	45%	5%	80%	—
とうもろこし及び グレーンソルガム	45%	2%	—	90%
米	45%	1.6%	80%	—
そば	45%	4%	80%	—

- 3 第 11.03 項において「ひき割り穀物」及び「穀物のミール」とは、穀物を破砕して得た物品で次のものをいう。

- (a) とうもろこしから得た物品については、目開きが2ミリメートルのふるい（織金網製のものに限る。）に対する通過率が全重量の95%以上のもの
- (b) その他の穀物から得た物品については、目開きが1.25ミリメートルのふるい（織金網製のものに限る。）に対する通過率が全重量の95%以上のもの

総 説

この類には、次の物品を含む。

- (1) 10 類の穀物及び7類のスイートコーンを製粉にして得た物品（23.02 項の製粉の際に生ずるかすを除く。）。これに関連して、小麦、ライ麦、大麦及び裸麦、オート、とうもろこし（殻とともに又は殻を除いて、コーンコブ全体を粉にしたものを含む。）、グレーンソルガム、米及びそばを製粉することによって得られる物品で、この類に属するものと23.02 項のかすとの区分は、この類の注2（A）に規定するでん粉及び灰分の含有率の基準による。
この類において、上記に記載した品名の穀物に関しては、この類の注2（B）に規定するふるいの通過率の基準により11.01 項又は11.02 項の粉は11.03 項又は11.04 項の物品から区別される。同時に、11.03 項のひき割り穀物及び穀物のミールは、この類の注3に規定するふるいの通過率の基準を満たさなければならない。
- (2) この類の各項に規定されている加工工程（例えば、麦芽製造、でん粉又は小麦グルテンの抽出）により10 類の穀物からも得られる物品
- (3) 上記（1）及び（2）に類する加工工程により他の類の原材料（例えば、乾燥した豆、ばれいしょ、果実）から得られる物品

この類には、次の物品を含まない。

- (a) コーヒー代用物として調製したいたた麦芽（09.01 又は21.01）
- (b) 穀物の殻（12.13）
- (c) 第19.01 項の調製した穀粉、ひき割り穀物、ミール及びでん粉
- (d) タピオカ（19.03）
- (e) 膨張させ又はいつて得たパフドライス、コーンフレーク及びこれらに類するもの並びにブルガー小麦で加工穀粒状のもの（19.04）
- (f) 20.01 項、20.04 項及び20.05 項の調製し又は保存に適する処理をした野菜
- (g) 穀物又は豆のふるい分け、製粉その他の処理の際に生ずるかす（23.02）
- (h) 医薬品（30 類）
- (i) 33 類の物品（33 類注3 及び注4 参照）

11.01 小麦粉及びメスリン粉

この項には、小麦粉及びメスリン粉（すなわち、10.01 項の穀物を製粉することによって得た

粉状物品)で、11 類の注 2 (A) に規定するでん粉の含有率及び灰分の含有率の要件を満たし(総説参照)、かつ、11 類の注 2 (B) において必要とされている標準ふるいに対する通過基準に合致するものを含む。

この項の粉には、品質改善のため無機りん酸塩、酸化防止剤、乳化剤、ビタミン又は調製したベーキングパウダー (self-raising flour) が極く少量添加されていてもよい。小麦粉には、その栄養価を高めるためさらにグルテン (一般に 10%以下) が添加されることがある。

また、この項には、そのでん粉を糊化するために熱処理した膨張穀粉 (“swelling” (pregelatinised) flour) を含む。これは、19.01 項の調製品、ベーカリー用改良剤又は動物用の飼料の製造に、又は繊維工業、製紙工業、冶 (や) 金工業 (例えば、鋳物用の中子粘結剤の調製) 等の工業において使用する。

調製食料品として使用するため、更に加工した粉又は他の物質を加えた粉は含まない(通常 19.01)。

また、この項には、ココアを混合した粉を含まない (完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の 40%以上のものは 18.06 項、40%未満のものは 19.01 項)。

11.02 穀粉 (小麦粉及びメスリン粉を除く。)

1102.20-とうもろこし粉

1102.90-その他のもの

この項には、小麦粉及びメスリン粉以外の粉 (すなわち、10 類の穀物の製粉により得た粉状の物品) を含む。

ライ麦、大麦及び裸麦、オート、とうもろこし (穀とともに又は殻を除いて、コーンコブ全体を粉にしたものを含む。)、グレーンソルガム、米及びそばを製粉した物品は、11 類の注 2 (A) に規定するでん粉の含有率及び灰分の含有率の要件を満たし (総説参照)、かつ、11 類の注 2 (B) において必要とされる標準ふるいに対する通過基準に合致する場合には、粉としてこの項に属する。

この項の粉には、品質改善のため無機りん酸塩、酸化防止剤、乳化剤、ビタミン又は調製したベーキングパウダー (self-raising flour) が極く少量添加されていてもよい。

また、この項には、でん粉を糊化するために熱処理した膨張穀粉 (swelling (pregelatinised) flour) を含む。これは、19.01 項の調製品、ベーカリー用改良剤又は動物用の飼料の製造に、また、繊維工業、製紙工業、冶 (や) 金工業 (鋳物用の中子粘結剤の調製) 等の工業において使用する。

調製食料品として使用するため、更に加工した粉又は他の物質を加えた粉は含まない (通常 19.01)。

また、この項には、ココアを混合した粉を含まない (完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の 40%以上のものは 18.06 項、40%未満のものは 19.01 項)。

11.03 ひき割り穀物、穀物のミール及びペレット

ーひき割り穀物及び穀物のミール

1103. 11ー小麦のもの

1103. 13ーとうもろこしのもの

1103. 19ーその他の穀物のもの

1103. 20ーペレット

この項のひき割り穀物及び穀物のミールは、穀粒（殻とともに又は殻を除いて、コーンコブ全体を粉にしたものを含む。）の破碎によって得た物品で、11 類の注 2（A）に規定するでん粉の含有率及び灰分の含有率の要件を満たし、かつ、11 類の注 3 に規定するふるいの通過基準に合致するものをいう。

11. 01 項又は 11. 02 項の粉、この項のひき割り及びミール及び 11. 04 項の物品の間の区分基準については、11 類の総説（（1）後段）を参照。

ひき割り穀物は、穀物を粗く破碎して得た小さな破片（fragments）又は粉状の穀粒である。

ミールは、粉よりも粗い粒状の物品で、最初の製粉作業後の第一ふるいで得られるか又は最初の製粉作業で生じるひき割り穀物を再度破碎し、再びふるい分けすることによって得られるものである。

デュラム小麦のミール又はセモリナは、マカロニ、スパゲッティその他これらに類するものの製造における主な原料である。セモリナは、食料品（例えば、セモリナプディング製造用）として直接使用されることもある。

また、この項には、熱処理により糊化された（pregelatinised）ミール（例えば、ビール醸造用に添加剤として使用するとうもろこしのミール）を含む。

ペレットは、この類の穀物を製粉して得た物品を直接圧縮することにより又は全重量の 3 % 以下の結合剤を加えることにより固めたものである（第 2 部注 1 参照）。ただし、この項には、穀物の製粉工程で生じるペレット化したかすは含まない（23 類）。

11.04 その他の加工穀物（例えば、殻を除き、ロールにかけ、フレーク状にし、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの。第 10.06 項の米を除く。）及び穀物の胚（はい）芽（全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。）

ーロールにかけ又はフレーク状にした穀物

1104. 12ーオートのもの

1104. 19ーその他の穀物のもの

ーその他の加工穀物（例えば、殻を除き、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの）

1104. 22ーオートのもの

1104. 23ーとうもろこしのもの

1104. 29ーその他の穀物のもの

1104. 30—穀物の胚（はい）芽（全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに
限る。）

この項には、粉（11. 01 及び 11. 02）、ひき割り、ミール及びペレット（11. 03）及びかす（23. 02）を除き調製してない穀物の生産品で製粉されたものをすべて含む。この項の物品と除外される物品との区分基準については 11 類の総説の（1）を参照。

この項には、次の物品を含む。

（1）ロールにかけ又はフレーク状にした穀粒（例えば、大麦及び裸麦又はオート）。これらは、全形の穀粒（殻を除去してあるかないかを問わない。）、粗くひいた穀粒、下記（2）及び（3）並びに 10. 06 項の解説（2）から（5）までに記載されている物品を破碎し又はロールにかけて得られる。この工程において、穀粒は、通常蒸気で熱するか又は熱ローラーの間でローラーがけされる。ただし、コーンフレークタイプの朝食用食品は、そのまま食用に供するように加熱により調理された調製品であるので、類似の加熱により調理された穀物と同様、19. 04 項に属する。

（2）殻は除去されているが、果皮は除去されていないオート、そば及びミレット

ただし、脱穀又は風選以外のいかなる工程も経ていないもので、自然の状態において殻を有しないオートは、この項に含まない（10. 04）。

（3）殻を除去した穀粒又は果皮（殻の内側の皮）を全部又は部分的に除去するためにその他の加工をした穀粒。したがって、粉状の穀粒が認められることがある。

バーレー（大麦及び裸麦）の変種 *bracteiferous* 種（皮麦）の穀粒も、殻が除去されていればこの項に属する（この殻は、堅く穀粒の核に密着しているので単なる脱穀又は風選することによって分離することができず、破碎する（grinding）ことによってのみ除くことができる（10. 03 項の解説参照）。

（4）真珠形にとう精した穀粒（主として大麦及び裸麦）。これは、全体の果皮が除去された穀粒で、端が比較的丸くなっている。

（5）粗くひいた穀粒。これは、切断又は破碎して、こなごなになった穀粒（殻を除去してあるかないかを問わない。）で、ひき割りにくらべその破片が粗く、不規則であるという点でひき割りとは異なる。

（6）穀物の胚（はい）芽。これは、製粉の第一段階で穀粒から分離されるもので、全形ままのもの又はわずかに押しつぶされた形のものがある。胚（はい）芽は、その保存性を向上させるために、一部脱脂し又は熱処理することがある。胚（はい）芽は、その用途により、破碎し（粗く又は粉状に）又はフレーク状にし、さらに処理工程で失われた分を補うためビタミンが添加されることがある。

全形のままの胚（はい）芽又はロールにかけた胚（はい）芽は、一般には油の抽出に使用する。破碎した胚（はい）芽又はフレーク状にした胚（はい）芽は、食品（ビスケットその他のベーカリー製品、食餌療法用の調製品）、動物用の飼料（補足用の飼料の製造）又は医薬品の製造に使用する。穀物の胚（はい）芽から油を抽出した際に生ずるかすは 23. 06 項に属する。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 玄米、半精米又は精米（研磨してあるかないか、つや出ししてあるかないか又はパーボイルしてあるかないかを問わない。）及び碎米（10.06）。
- (b) サポニンを分離するために果皮を全部又は部分的に除去したキヌアで、他のいかなる加工もしていないもの（10.08）
- (c) ブルガー小麦で加工穀粒状のもの（19.04）

11.05 ばれいしょの粉、ミール、フレーク、粒及びペレット

1105.10－粉及びミール

1105.20－フレーク、粒及びペレット

この項は、粉（又は粉末）、ミール、フレーク、粒又はペレット状で提示される乾燥ばれいしょに適用する。この項の粉（又は粉末）、フレーク及び粒は、また、生鮮のばれいしょを蒸煮し、つぶし、次いでそれを乾燥して得られる（細かな粉又は粒若しくは小さなフレーク状に切ったうすいシート状のもの）。この項のペレットは、通常、ばれいしょの粉（又は粉末）、ミール又は小片を固めることにより得られる。

この項の物品は、品質改善のため酸化防止剤、乳化剤又はビタミンが極く少量添加されることがある。

ただし、この項には、他の物質を加えた、ばれいしょ調製品の特性を有する物品は含まない。

この項には、更に次の物品を含まない。

- (a) 単に乾燥、脱水したばれいしょで、それ以上の加工がなされていないもの（07.12）
- (b) ばれいしょでん粉（11.08）
- (c) ばれいしょでん粉から製造したタピオカ代用物（19.03）

11.06 乾燥した豆（第 07.13 項のものに限る。）、サゴやし又は根若しくは塊茎（第 07.14 項のものに限る。）の粉及びミール並びに第 8 類の物品の粉及びミール

1106.10－乾燥した豆（第 07.13 項のものに限る。）のもの

1106.20－サゴやし又は根若しくは塊茎（第 07.14 項のものに限る。）のもの

1106.30－第 8 類の物品のもの

(A) 第 07.13 項の乾燥した豆の粉及びミール

この項には、えんどう、豆類又はひら豆から作った粉及びミールを含む。これらは、主としてスープ又はピューレーの調製に使用される。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 脱脂してない大豆の粉 (12.08)
 - (b) ローカストビーンズの粉 (12.12)
 - (c) 野菜の粉又はミールをもととしたスープ及びブロス (液状、固形状又は粉状のもの) (21.04)
- (B) サゴやし又は根若しくは塊茎 (第 07.14 項のものに限る。) の粉及びミール
- これらの物品は、サゴやしの髓又はマニオカ等の乾燥した根を単にすりつぶすことによって得られる。これらの物品のあるものは、毒性物質を除去するために、製造の過程で加熱処理を受けることがある。この処理は、でん粉の糊化 (pregelatinisation) を起こすことがある。
- この項には、これらを原料にして得られるでん粉を含まない。サゴから得られるでん粉は時には、サゴ粉 (sago flour) と呼ばれることに注意しなければならない。これらのでん粉は、第 11.08 項に属し、この項の粉と区別することができる。すなわち、これらの粉は、でん粉と違い、指の間でこすったとき音をたてない。サゴやし又は根若しくは塊茎 (第 07.14 項のものに限る。) の粉及びミールのペレット状のものもこの項には含まない (07.14)。
- (C) 第 8 類の物品の粉、ミール及び粉末
- 粉、ミール又は粉末にされる第 8 類の主な果実又はナットは、くり、アーモンド、なつめやしの実、バナナ、ココヤシの実及びタマリンドである。
- この項には、また、果実の皮の粉、ミール及び粉末を含む。
- ただし、この項は、治療用又は予防用として小売用に包装したタマリンドの粉末を含まない (30.04)。
- この項の物品には、品質改善のために酸化防止剤又は乳化剤を極く少量添加したものがある。
- この項には、次の物品を含まない。
- (a) サゴやしの髓 (07.14)
 - (b) タピオカとして知られる調製食料品 (19.03)

11.07 麦芽 (いつてあるかないかを問わない。)

1107.10—いつてないもの

1107.20—いつたもの

麦芽は、発芽させた穀粒 (主として大麦及び裸麦) であり、通常それを熱風炉 (麦芽炉) で乾燥させたものである。

麦芽は、端から端にかすかなしわが走っており、外側はかつ色を帯びた黄色で内側は白色である。麦芽は、白亜質のような痕跡を残し、また、発芽してない穀粒と違い、これは水に浮き、砕けやすい。麦芽は、加熱により調理した穀粒のもつ独特の香りとかすかに甘い風味を有する。

この項には、全形の麦芽、破砕した麦芽及び麦芽の粉を含む。また、いつた麦芽 (例えば、ビール着色用) も含むが、19.01 項の麦芽エキス及び麦芽エキスの調製食料品並びにコーヒー代用

物として調製したいった麦芽（21.01）のように、それ以上の工程を経たものは含まない。

11.08 でん粉及びイヌリン

ーでん粉

1108.11ー小麦でん粉

1108.12ーとうもろこしでん粉（コーンスターチ）

1108.13ーばれいしょでん粉

1108.14ーマニオカ（カッサバ）でん粉

1108.19ーその他のでん粉

1108.20ーイヌリン

でん粉（化学的には炭水化物である。）は、多くの植物性生産品の細胞の中に含まれている。でん粉の最も重要な原料は、穀粒（例えば、とうもろこし、小麦及び米）、ある種の地衣類、ある種の塊茎及び根（ばれいしょ、マニオカ、アロールート等）及びサゴやしの髄である。

でん粉は、指の間でこすると音をたてる微細な粒子から成る粉末で、白色で、無臭である。これは、一般によう素と反応して強い青紫色を呈する（ただし、アミロペクチンでん粉は赤かつ色に変色する。）。穀粒を偏光顕微鏡で観察すると特有の暗い偏光十字を示す。でん粉は、冷水に不溶であるが、でん粉の糊化温度（多くの場合約 60 度）以上に水中で加温すると、でん粉粒は膨潤してでん粉糊を生成する。でん粉は、商業上加工され、他の項に属する広範囲の物品を生み出す（例えば、変性でん粉、ばい焼した可溶性でん粉、デキストリン、マルトデキストリン、デキストロース、ぶどう糖）。でん粉は、またそれ自体で各種工業、特に食品、紙、紙加工（paper converting）及び繊維工業に幅広く使用される。

この項には、またイヌリンを含む。これは、化学的にはでん粉に類似しているが、よう素と反応すると青紫色ではなく明るい黄色を帯びたかつ色を呈する。イヌリンは、菊芋、ダリアの根及びチコリーの根から抽出される。水で長時間煮沸して加水分解すると果糖を生じる。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 19.01 項のでん粉の調製品
- (b) タピオカ及びでん粉から製造したタピオカ代用品（19.03 項の解説参照）
- (c) 香料又は化粧品として調製したでん粉（33 類）
- (d) 35.05 項のデキストリンその他の変性でん粉
- (e) でん粉をもととした膠（こう）着剤（35.05 又は 35.06）
- (f) でん粉から製造したつや出し剤及び仕上げ剤（38.09）
- (g) でん粉の分別により得られた単離したアミロペクチン及び単離したアミロース（39.13）

11.09 小麦グルテン（乾燥してあるかないかを問わない。）

グルテンは、小麦粉から他の成分（でん粉等）を単に水で分離することにより抽出される。これは、白みがかった粘稠な液若しくはペースト（“moist” gluten）又はクリーム色の粉（dry gluten）の状態で存在する。

グルテンは、本質的には種々のたんぱく質の混合物であり、そのたんぱく質の主なものはグリアジン及びグルテニン（両者を合計すると全体の 85%～95%を占める。）である。これら 2 種のたんぱく質の存在は小麦グルテンの特徴であり、小麦グルテンを適当な割合で水で混合した場合の弾力性と可塑性はこれらの存在によるものである。

グルテンは、主として、あるタイプのパン、ビスケット、マカロニその他これらに類する物品及び食餌療法用の調製品を製造する際に使用する穀粒のたんぱく質強化のために用いる。また、ある種の肉の調製品の結合剤として又はある種の膠（こう）着剤、硫酸グルテン、りん酸グルテン、加水分解した植物性たんぱく質若しくはグルタミン酸ソーダ等の製造にも使用される。

この項には、次の物品を含まない。

- （a）グルテンの添加により栄養価を高めた小麦粉（11.01）
- （b）小麦グルテンから抽出したたんぱく質（35.04）
- （c）膠（こう）着剤又は繊維工業用のつや出し剤又は仕上げ剤として使用するため調製した小麦グルテン（35.06 又は 38.09）

第 12 類

採油用の種及び果実、各種の種及び果実、
工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物

注

- 1 第 12.07 項には、油やしの実、パーム核、綿実、ひまの種、ごま、マスタードの種、サフラワーの種、けしの種及びシャナットを含むものとし、オリーブ（第 7 類及び第 20 類参照）及び第 08.01 項又は第 08.02 項の物品を含まない。
- 2 第 12.08 項には、脱脂してない粉及びミールのほか、部分的に脱脂した粉及びミール並びに脱脂後完全に又は部分的にもとの油脂を加えた粉及びミールを含むものとし、第 23.04 項から第 23.06 項までの油かすを含まない。
- 3 ビート、牧草、観賞用の花、野菜、森林樹、果樹、ベッチ（ヴィキア・ファバ種を除く。）又はルーピンの種は、第 12.09 項の播（は）種用の種とみなす。
もともと、次の物品は、播（は）種用のものであっても、第 12.09 項には含まない。
 - （a）豆及びスイートコーン（第 7 類参照）
 - （b）第 9 類の香辛料その他の物品
 - （c）穀物（第 10 類参照）
 - （d）第 12.01 項から第 12.07 項まで又は第 12.11 項の物品
- 4 第 12.11 項には、バジル、ボレージ、おたねにんじん、ヒソップ、甘草、ミント類、ローズマリー、ヘンルーダ、セージ及びにがよもぎ並びにこれらの部分を含む。
もともと、第 12.11 項には、次の物品を含まない。
 - （a）第 30 類の医薬品
 - （b）第 33 類の調製香料及び化粧品類
 - （c）第 38.08 項の殺虫剤、殺菌剤、除草剤、消毒剤その他これらに類する物品
- 5 第 12.12 項において海草その他の藻類には、次の物品を含まない。
 - （a）第 21.02 項の単細胞微生物（生きていないものに限る。）
 - （b）第 30.02 項の培養微生物
 - （c）第 31.01 項又は第 31.05 項の肥料

＊

＊ ＊

号注

- 1 第 1205.10 号において「菜種（低エルカ酸のもの）」とは、不揮発性油（エルカ酸がその重量の 2 %未満のものに限る。）及び 1 グラムあたり 30 マイクロモル未満のグルコシノレイトの固形分が得られる菜種をいう。

総 説

12.01 項から 12.07 項までの各項には、食用又は工業用の油脂の抽出（圧搾又は溶剤による。）に使用される種類の種及び果実を含み、これら提示された物品が、当該目的のためのものであるか、又は播種又はその他の目的のためのものであるかないかを問わない。ただし、これらの各項は、08.01 項若しくは 08.02 項の物品、オリーブ（7 類又は 20 類）及び油は抽出されるかも知れないが、それらは主に他の用途に使用される種及び果実、例えば、あんず、桃若しくはプラムの核（12.12）並びにカカオ豆（18.01）を含まない。

これらの各項に含まれる種及び果実は、丸のままのもの、砕いたもの、つぶしたもの又は殻をとったものであってもよい。また、これらは、主に保存性を改善するために（例えば、脂肪分解酵素の不活性化又は水分の一部除去）、苦味除去のために、栄養阻害因子を不活性化するために、又は使用し易くするために、熱処理がしてあってもよい。ただし、その処理は、天然生産品としての種及び果実の特性を変えるものではなく、かつ、一般的用途以上のむしろ特別の用途に適するようにしてないものに限る。

これらの各項は、採油用の種及び果実から植物性油を抽出したことにより生じる固形のかす（脱脂した粉及びミールを含む。）を含まない（23.04、23.05 又は 23.06）。

12.01 大豆（割ってあるかないかを問わない。）

1201.10－播（は）種用のもの

1201.90－その他のもの

大豆は、植物油の重要な原料である。この項の大豆は、苦味除去のために熱処理がされたものであってもよい（総説参照）。

ただし、この項には、コーヒー代用物として使用されるいった大豆を含まない（21.01）。

＊

＊ ＊

号の解説

1201.10

1201.10 号において、「播（は）種用のもの」とは、主務政府機関によって種まき用のものとして証明された大豆のみをいう。

12.02 落花生（煎ってないものその他の加熱による調理をしてないものに限るものとし、殻を除いてあるかないか又は割ってあるかないかを問わない。）

1202.30－播（は）種用のもの

－その他のもの

1202.41－殻付きのもの

1202. 42—殻を除いたもの（割ってあるかないかを問わない。）

この項に含まれる落花生（ピーナツとして知られている。）は、殻を除いてあるか又は割ってあるかないかは問わないが、煎ってあったり又はその他の調理したものは除かれる。この項の落花生は保存性を改善するために熱処理がされてあってもよい（総説参照）。煎ったり又はその他の調理がされた落花生は 20 類に属する。

*
* *

号の解説

1202. 30

1202. 30 号において、「播（は）種用のもの」とは、主務政府機関によって種まき用のものとして証明された落花生のみをいう。

12.03 コブラ

コブラは、ココヤシ油の抽出に使用されるココヤシの実の果肉を乾燥したもので、食用には適さないものである。

この項には、乾燥したココヤシの実（desiccated coconut）、すなわち、果肉を乾燥して細かに引き裂いたもので、食用に適するものを含まない（08.01）。

12.04 亜麻の種（割ってあるかないかを問わない。）

亜麻の種（すなわち、亜麻植物の種）は、乾性油の最も重要な原料の一つである。

12.05 菜種（割ってあるかないかを問わない。）

1205. 10—菜種（低エルカ酸のもの）

1205. 90—その他のもの

この項には、菜種、すなわち Brassica 属の種々の品種の種、特に *B. napus* 及び *B. rapa*（又は *B. campestris*）を含む。この項には、一般的な菜種及び菜種（低エルカ酸のもの）を含む。菜種（低エルカ酸のもの）とは、例えば、カノーラ種のもの、もしくは西洋種の菜種“double zero”があり、不揮発性油（エルカ酸がその重量の 2%未満のものに限る。）及び 1 グラムあたり 30 マイクロモル未満のグルコシノレイトの固形分が得られる菜種をいう。

12.06 ひまわりの種（割ってあるかないかを問わない。）

この項は、通常のひまわり (*Helianthus annuus*) の種を含む。

12.07 その他の採油用の種及び果実（割ってあるかないかを問わない。）

1207.10－油やしの実及びパーム核

－綿実

1207.21－播（は）種用のもの

1207.29－その他のもの

1207.30－ひまの種

1207.40－ごま

1207.50－マスタードの種

1207.60－サフラワー（カルタムス・ティンクトリウス）の種

1207.70－メロンの種

－その他のもの

1207.91－けしの種

1207.99－その他のもの

この項には、食用又は工業用の油脂の抽出に使用される種類の種及び果実を含む。ただし、12.01 項から 12.06 項までに特掲されているものを除く（総説参照）。

この項には、次の物品を含む。

Babassu kernels	Mowra seeds
Beech nuts	Mustard seeds
Candlenuts	Niger seeds
Carapanut (e.g. touloucouna nuts)	Oiticica seeds
Castor oil seeds	Palmnuts 及び kernels
Chaulmoogra seeds	Perilla seeds
Cotton seeds	Physic (pulza) nuts
Croton seeds	Poppy seeds
Evening primrose seeds of the species <i>Oenothera biennis</i> 及び <i>Oenothera</i> <i>lamarckiana</i>	Safflower seeds
	Sesamum seeds
Grape pips	Shea nut (Karite nuts)
Hemp seeds	Stillingia seeds
Illipe seeds	Tea seeds
	Tung nuts (又は oleococca seeds)

Kapok seeds

＊

＊ ＊

号の解説

1207. 21

1207. 21 号において、「播（は）種用のもの」とは、主務政府機関によって種まき用のものとして証明された綿実のみをいう。

12.08 採油用の種又は果実の粉及びミール（マスタードの粉及びミールを除く。）

1208. 10－大豆のもの

1208. 90－その他のもの

この項には、12. 01 項から 12. 07 項までに含まれる採油用の種及び果実を粉砕することによって得た粉又はミールで、脱脂してないもの又は部分的に脱脂したものを含む。この項は、脱脂後完全に又は部分的にもとの油脂を加えた粉及びミールを含む（類注 2 参照）。

この項には、次の物品を含まない。

（a）ピーナツバター（20. 08）

（b）マスタードの粉及びミール（脱脂してあるかないか又は調製してあるかないかを問わない。）
（21. 03）

（c）脱脂した粉及びミール（マスタードの粉及びミールを除く。）（23. 04 から 23. 06 まで）

12.09 播（は）種用の種、果実及び孢子

1209. 10－てん菜の種

－飼料用植物の種

1209. 21－ルーサン（アルファルファ）の種

1209. 22－クロバー（トリフォーリウム属のもの）の種

1209. 23－フェスクの種

1209. 24－ケンタッキーブルーグラス（ポア・プラテンシス）の種

1209. 25－ライグラス（ロリウム・ムルティフロルム及びロリウム・ペレネ）の種

1209. 29－その他のもの

1209. 30－園芸用草花の種

－その他のもの

1209. 91－野菜の種

1209. 99ーその他のも

この項には、播（は）種用の全ての種、果実及び孢子を含む。この項には、たとえ発芽の能力がないものでも含まれる。ただし、この項には、この解説の末尾に記載されているような物品は含まない。これらの物品は、播（は）種用に使用されるものであっても、通常は、他の用途に供するため、この表の他の項に属する。

この項には、ビートの種、草又はその他の牧草の種（ルーサン、セインホイン、クローバー、フェスク、ライグラス、ケンタッキーブルーグラス、チモシー等）、装飾用の花の種、野菜の種、森林用樹の種（種をつけた松がさを含む。）、果実樹の種、ベッチの種（ただし、ヴィキア・ファバ種の種、すなわち、そら豆（broad beans 及び horse beans）を除く。）、ルーピンの種、タマリンドの種、たばこの種及び 12. 11 項の物品から得られる植物の種（それ自体が、主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供するものを除く。）を含む。

この項の物品（特に、草の種）は、裏張りされた紙の上に、細かい肥料粒子と共に分散され、プラスチック製の補強網によって適度に保持されたうすいウォッディングの層で被覆されてあってもよい。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) きのこと菌糸 (06. 02)
- (b) 豆及びスイートコーン (7 類)
- (c) 8 類の果実
- (d) 9 類の香辛料及びその他の物品
- (e) 穀物 (10 類)
- (f) 12. 01 項から 12. 07 項までの採油用の種及び果実
- (g) それ自体が、主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する種及び果実 (12. 11)
- (h) ローカストビーン (12. 12)

12. 10 ホップ（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、粉碎し、粉状にし又はペレット状にしたものであるかないかを問わない。）及びルプリン

1210. 10ーホップ（粉碎し、粉状にし又はペレット状にしたものを除く。）

1210. 20ーホップ（粉碎し、粉状にし又はペレット状にしたものに限る。）及びルプリン

ホップ（Hop cone）は、ホップ植物（*Humulus lupulus*）のリン片状の尾状花序の毬果又は花である。これは主として醸造工業においてビールの香味付与に使用されるが、また、医薬用にも供される。この項に含まれるホップは、生鮮のもの又は乾燥のものに限るものとし、粉碎してあるかないか、粉状にしてあるかないか又はペレット状（すなわち、直接圧縮することにより又は全重量の 3 % 以下の結合剤を加えることにより固めて作られる。）にしてあるかないかを問わない。

ルプリン (lupulin) は、ホップを覆っている黄色の樹脂質の粉末であり、ホップにその独特の性質を与える苦い芳香の成分を含んでいる。これは、ホップの一部の代用品として醸造用に又は医薬用に供する。それは、乾燥後機械的にホップから分離される。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) ホップエキス (13.02)
- (b) ホップのかす (23.03)
- (c) ホップの精油 (33.01)

12.11 主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分（種及び果実を含み、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、切り、碎き又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）

1211.20－おたねにんじん

1211.30－コカ葉

1211.40－けしがら

1211.50－麻黄

1211.60－アフリカンチェリー（プルヌス・アフリカナ）の樹皮

1211.90－その他のもの

この項には、主として香料用、医療又は医薬用、殺虫用、殺菌用、寄生虫駆除用その他これらに類する用途に供される植物性生産品を含む。これらは、植物全体、こけ及び地衣類又はこれらの部分（木材、樹皮、根、茎、葉、花、花卉、果実及び種（12.01 項から 12.07 項までに該当する採油用の果実及び種を除く。））の状態のもの、また、主として機械的な処理によって生ずるくずであってもよい。これらは、生鮮のもの、冷蔵し、冷凍し又は乾燥したもの、丸のままのもの、切ったもの、破碎し又はひき割りにしたもの、粉末状のもの又は（使用に際して）すりつぶしたもの又は殻をとったものであってもいずれもこの項に含まれる。また、この項の物品にアルコールを浸み込ませたものもこの項に属する。

植物並びに樹木又は灌木その他の植物の部分（種及び果実を含む。）が、上記記載の目的に直接使用され、又はこれらの目的に適するエキス、アルカロイド、精油の製造に供されるものであれば、この項に属する。他方、この項には、不揮発性油の抽出用の種及び果実は含まない。例えばその油がこの項に記載した目的のために使用されるものであっても、それらは 12.01 項から 12.07 項までに含まれる。

また、香料用、医療用等に適するものであっても、この表の他の項により限定して記載されている植物性生産品は、この項には含まれないことに注意しなければならない。例えば、かんきつ類の果実の果皮 (08.14)、9 類のバニラ豆、丁子、アニスの種、大ういきょう及びその他の物品、ホップ (12.10)、12.12 項のチコリーの根、天然ガム、樹脂、ガムレジン及びオレオレジン (13.01)。

明らかに栽培用の生きているチコリー及びその根、その他の生きている苗木、球根、地下茎等

並びに装飾用の花及び葉等は 6 類に属する。

主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供される種類の木材は、チップ状、削りくず及び破砕し、粉碎し又は粉状にしたものに限りこの項に属することに注意しなければならない。それ以外の形状をした木材は含まない（44 類）。

この項のある種の植物及びその部分（種及び果実を含む。）はハーブの煎じ液又はハーブ茶を作るために例えば、1 回分用の袋の中に入れられていることがある。単一の種の植物及びその部分（種及び果実を含む。）から成るこのような物品（例えばペパーミントティー）はこの項に属する。

ただし、この項には、前記に類似する物品で異なる種の植物及びその部分（種及び果実を含む。）（他の項の植物及び植物の部分と混合しているかいないかを問わない。）から成る物品又は単一の若しくは異なる種の植物及びその部分とその他の物質（例えば、一以上の植物のエキス）とを混合した物品を含まない（21. 06）。

次のような物品は、場合によっては 30. 03 項、30. 04 項、33. 03 項から 33. 07 項まで又は 38. 08 項に属することもあるので注意しなければならない。

（a）この項の物品で混合されてないもののうち、治療若しくは予防を目的として、投与量にし若しくは小売用の形状若しくは包装にしたもの、又は香料の調製品若しくは殺虫剤、殺菌剤その他これらに類する物品として小売用にしたもの

（b）上記（a）に記載する目的に供するため混合したもの

ただし、主として医療用（pharmacy）に供するということで植物性生産品をこの項に分類することは、これらの生産品を混合した場合あるいは混合しないで投与量にし又は小売用の形状若しくは包装にした場合に、これらの物品を 30. 03 項又は 30. 04 項に該当する医薬品（medicaments）とみなし得るということを必ずしも意味するものではない。30. 03 項又は 30. 04 項における「医薬品（medicaments）」という用語は、治療若しくは予防の用途を有する物品のみを指すものであるが、広義の「医療用（pharmacy）」という用語は、医薬品及び治療若しくは予防の用途を有しない物品（例えば、強壮飲料、強化食料、血液型判定試薬）の双方を含む。

この項には、次の物品を含まない。

（a）ソースの調味付けに使用されるもので、この項の異なる種の植物及びその部分から成る混合物（21. 03）

（b）直接飲料の香味付けに又は飲料の製造用エキスを調製するために使用される次の物品

（i）この項の異なる種の植物及びその部分から成る混合物（21. 06）

（ii）この項の植物及びその部分と他の類（例えば 7 類、9 類、11 類）の植物性生産品との混合物（9 類又は 21. 06）

次に掲げる物品は、この項に含まれる。

Aconite (*Aconitum napellus*) : 根及び葉

Ambrette (musk) (*Hibiscus abelmoschus*) : 種

Angelica (*Archangelica officinalis*) : 根及び種

Angostura (*Galipea officinalis*) : 樹皮

Araroba (*Andira araroba*) : 粉

Arnica (*Arnica montana*) 根、茎、葉及び花

Basil (*Ocimum basilicum*) : 花及び葉
Bearberry (*Uva ursi*) : 葉
Belladonna (*Atropa belladonna*) : 草、根、漿果、葉及び花
Boldo (*Peumus boldus*) : 葉
Borage (*Borago officinalis*) : 茎及び花
Bryony (*Bryonia dioica*) : 根
Buchu (*Barosma betulina*, *Barosma serratifolia* 及び *Barosma crenulata*) : 葉
Buckbean (*Menyanthes trifoliata*) : 葉
Burdock (*Arctium lappa*) : 種及び乾燥した根
Calabar (*Physostigma venenosum*) : 豆
Calamus (*Acorus calamus*) : 根
Calumba (*Jateorhiza palmata*) : 根
Cannabis (*Cannabis sativa*) : 草
Cascara sagrada (*Rhamnus purshiana*) : 樹皮
Cascarilla (*Croton eluteria*) : 樹皮
Cassia (*Cassia fistula*) : さや及び精製していないパルプ (精製したカシアパルプ (水溶性エキス) は 13.02 項に属する。)
Centauria (*Erythraea centaurium*) : 草
Cevadilla (*Sabadilla*) (*Schoenocaulon officinale*) : 種
Chamomile (*Matricaria chamomilla*, *Anthemis nobilis*) : 花
Chenopodium : 種
Cherry : 茎
Cherrylaurel (*Prunus laurocerasus*) : 漿果
Cinchona : 樹皮
Clove (*Caryophyllus aromaticus*) : 樹皮及び葉
Coca (*Erythroxylon coca* 及び *Erythroxylon truxillense*) : 葉
Cocculus indicus (*Indian berry*) (*Anamirta paniculata*) : 果実
Cocillana (*Guarea rusbyi*) : 樹皮
Colchicum (*Colchicum autumnale*) : 球茎及び種
Colocynth (*Citrullus colocynthis*) : 果実
Comfrey (*Symphytum officinale*) : 根
Condurango (*Marsdenia condurango*) : 樹皮
Couchgrass (*Triticum*) (*Agropyrum repens*) : 根
Cube (*barbasco* 又は *timbo*) (*Lonchocarpus nicou*) : 樹皮及び根
Cubeb (*Cubeba officinalis Miquel* 又は *Piper cubeba*) : 粉
Damiana (*Turnera diffusa*) : 葉
Dandelion (*Taraxacum officinale*) : 根
Datura metel : 葉及び種

Derris (又は tuba) (*Derris elliptica* 及び *Derris trifoliata*) : 根
Digitalis (*Digitalis purpurea*) : 葉及び種
Elder (*Sambucus nigra*) : 花及び樹皮
Ephedra (Mahuang) : 葉柄及び枝
Ergot of rye.
Eucalyptus (*Eucalyptus globulus*) : 葉
Frangula : 樹皮
Fumitory (*Fumaria officinalis*) : 葉及び花
Galangal (*Alpinia officinarum*) : 根茎
Gentian (*Gentiana lutea*) : 根
Ginseng (*Penax quinquefolium* 及び *Panax ginseng*) : 根
Golden seal (*Hydrastis*) (*Hydrastis canadensis*) : 根
Guaiacum (*Guaiacum officinale* 及び *Guaiacum sanctum*) : 木
Hamamelis (witch hazel) (*Hamamelis virginiana*) : 樹皮及び葉
Hellebore (*Veratrum album* 及び *Veratrum viride*) : 根
Henbane (*Hyoscyamus*) (*Hyoscyamus niger*) : 根、種及び葉
Horehound (*Marrubium vulgare*) : 草及び茎
Hyssop (*Hyssopus officinalis*) : 花及び葉
Ipecacuanha (*Cephaelis ipecacuanha*) : 根
Ipomoea (*Ipomoea orizabensis*) : 根
Jaborandi (*Pilocarpus jaborandi* 及び *Pilocarpus microphyllus*) : 葉
Jalap (*Ipomoea purga*) : 根
Lavender (*Lavandula vera*) : 花及び草
Leptandra (*Veronica virginica*) : 根
Linaloe (*Bursera delpechiana*) : 木
Linden (*Tilia europaea*) : 花及び葉
Liquorice (*Glycyrrhiza glabra*) : 根
Lobelia (*Lobelia inflata*) : 草及び花
Long pepper (*Piper longum*) : 根及び地下茎
Male fern (*Dryopteris filix-mas*) : 根
Mallow (*Malva silvestris* 及び *Malva rotundifolia*) : 葉及び花
Mandrake : 根又は根茎
Marjoram (野性のマジョラム。下記参照)
Marshmallow (*Althaea officinalis*) : 花、葉及び根
Melissa (*Melissa officinalis*) : 葉、花及び頂芽
Mint (全種)
Mousse de chene (oak moss) (*Evernia furfuracea*) (a lichen)
Mugwort (*Artemisia vulgaris*) : 根

Nux vomica (*Strychnos nux-vomica*) : 種
Orange tree (*Citrus aurantium*) : 葉及び花
Orris (*Iris germanica*, *Iris pallida* 及び *Iris florentina*) : 根
Pansy : 花
Patchouli (*Pogostemon patchouli*) : 葉
Peppermint (mint 参照)
Pine : 芽 (つぼみ)
Plantago psyllium : 草及び種
Podophyllum (*Podophyllum peltatum*) : 根及び根茎
Poppy (*Papaver somniferum*) : 頭頂部 (未成熟のもの、乾燥したもの)
Pulsatilla (*Anemone pulsatilla*) : 草
Pyrethrum (*Chrysanthemum cinerariaefolium*) : 葉、葉柄、花
Pyrethrum (*Anacyclus pyrethrum*) : 根
Quassia (*Quassia amara* and *Picraena excelsa*) : 木及び樹皮
Quince : 種
Rhatany (*Krameria triandra*) : 根
Rhubarb (*Rheum officinale*) : 根
Rose : 花
Rosemary (*Rosmarinus officinalis*) : 草、花及び葉
Rue (*Ruta graveolens*) : 葉
Sage (*Salvia officinalis*) : 葉及び花
St. Ignatius beans (*Strychnos ignatii*)
Sandalwood : チップ (white 及び yellow)
Sarsaparilla (*Smilax*) : 根
Sassafras (*Sassafras officinalis*) : 樹皮、根及び木
Scammony (*Convolvulu scammonia*) : 根
Senega (*Polygala senega*) : 根
Senna (*Cassia acutifolia* and *Cassia angustifolia*) : 裂開果実及び葉
Slippery elm (*Ulmus fulva*) : 樹皮
Solanum nigrum
Squill (*Urginea maritima*, *Urginea scilla*) : 鱗茎
Stramonium (*Datura stramonium*) : 葉及び頂芽
Strophanthus (*Strophanthus kombe*) : 種
Tansy (*Tanacetum vulgare*) : 根、葉及び種
Tonka (tonquin) (*Dipterix odorata*) : 豆
Valerian (*Valeriana officinalis*) : 根
Verbascum (mullein) (*Verbascum thapsus* 及び *Verbascum Phlomoides*) : 葉及び花
Verbena : 葉及び頂芽

Veronica (*Veronica officinalis*) : 葉

Viburnum (*Viburnum prunifolium*) : 根皮

Violets (*Viola odorata*) : 根及び乾燥した花

Walnut : 葉

Wild marjoram (*Origanum vulgare*) : ただし、sweet marjoram (*Majorana hortensis* 又は *Origanum majorana*) を除く (第7類)。

Woodruff (*Asperula odorata*) : 草

Wormseed (*Artemisia cina*) : 花

Wormwood (*Artemisia absinthium*) : 葉及び花

Yohimba (*Corynanthe johimbe*) : 樹皮

上記の植物学上の名称はすべてをつくしていないが、植物を照合するのを助けるために掲げたものである。特定の種の植物学上の名称を掲げているが、これは、同じ科の植物の他の種はこの項に属さないということを必ずしも示すものではない。

なお、この項のある種の物品のうち、国際的文書において麻薬として取り扱われているものは、29 類の末尾の「麻薬及び向精神薬物の一覧表」に掲げられている。

12.12 海草その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、粉碎してあるかないかを問わない。）並びに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品（チコリー（キコリウム・インテュプス変種サティヴム）の根で煎っていないものを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）

－海草その他の藻類

1212.21－食用に適するもの

1212.29－その他のもの

－その他のもの

1212.91－てん菜

1212.92－ローカストビーン（キャロブ）

1212.93－さとうきび

1212.94－チコリーの根

1212.99－その他のもの

(A) 海草その他の藻類

この項には全ての海草その他の藻類を含む（食用のものであるかないかを問わない。）。これらは生鮮、冷蔵、冷凍、乾燥又はひいてある。海草その他の藻類は各種の用途に供される（例えば、製薬製品、化粧品、食料品、動物飼料、肥料）。

この項には、同様に、海草のミール及びその他の藻類のミールを含む（海草その他の藻類の多くの異なった種類の混合物から構成されているかないかを問わない。）。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 寒天及びカラギーナン (13.02)
 - (b) 単細胞藻類 (生きていないものに限る。) (21.02)
 - (c) 30.02 項の培養微生物
 - (d) 31.01 項又は 31.05 項の肥料
- (B) てん菜及びさとうきび

この項には、この項に規定した形状のてん菜及びさとうきびを含む。この項には、液汁が抽出された後に残るさとうきびの繊維質部分であるバガスは含まない (23.03)。

(C) ローカストビーン

ローカストビーン (いなご豆) は、地中海地方に特有の小さい常緑樹 (*Ceratonia siliqua*) の果実である。これは、褐 (かっ) 色のさやとその中に含まれている多数の種から成り、主として蒸留酒製造用又は飼料用の原料に供する。

ローカストビーンは、砂糖の含有量が高く、時には、甘味食品として食用に供する。

この項には、その胚乳、胚 (はい) 芽、丸のままの種及び胚 (はい) 芽粉 (外皮粉を混合してあるかないかを問わない。) を含む。

この項には、粘質物又はシッケナーとして 13.02 項に属するローカストビーンの胚乳粉は含まない。

(D) 主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物生産品 (チコリー (キコリウム・インテュブス変種サティヴム) の根で煎っていないものを含むものとし、他の項に該当するものを除く。)

このグループには、直接又は間接を問わず、主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品を含むが、この表の他の項に該当するものは含まれない。

したがって、桃 (ネクタリンを含む。)、あんず及びプラムの仁 (主としてアーモンドの代用品として使用される。) を含む。これらの物品は、たとえ油の抽出用として使用するものであってもこの項に含まれる。

この項には、また、生鮮又は乾燥、丸のまま又は切ったチコリー (キコリウム・インテュブス変種サティヴム) の根で煎っていないものを含む。ただし、コーヒー代用物として使用されるこの種のいったチコリーの根は含まない (21.01)。その他の煎っていないチコリーの根は 06.01 項に属する。

アンジェリカの茎 (主にキャンディードアンジェリカ又は砂糖づけアンジェリカを調製するのに使用される。) もこの項に含まれるが、これは通常塩水中に一時的に貯蔵されている。

この項には、また、主としてシロップ又は糖みつの製造に使用される “saccharatum” のようなスイートソルガムを含む。

この項には、彫刻用に供される種類の果実の核及び種 (例えば、なつめやしの核) (14.04) 並びにいった果実の仁 (一般に、コーヒー代用物として 21.01 項に属する。) は含まない。

12.13 穀物のわら及び穀 (切り、粉碎し、圧縮し又はペレット状にしたものであるかないかを問

わないものとし、調製したものを除く。)

この項には、穀類の脱穀により得られる穀物のわら及び殻で、未調製の状態のもの、切り、粉碎し、圧縮し又はペレット状にしたもの（すなわち、直接圧縮することにより又は全重量の3%以下の結合剤を加えることにより固めたもの）に限るものとし、それ以上の調製したものは含まない。洗浄し、漂白し又は浸染したわらは含まない（14.01）。

12.14 ルタバガ、飼料用のビートその他の飼料用の根菜類、飼料用の乾草、ルーサン（アルファルファ）、クローバー、セインホイン、飼料用のケール、ルーピン、ベッチその他これらに類する飼料用植物（ペレット状にしてあるかないかを問わない。）

1214.10—ルーサン（アルファルファ）のミール及びペレット

1214.90—その他のもの

この項には、次の物品を含む。

- （1）スウェーデンかぶら（ルタバガ）（*Brassica napobrassica*）、飼料用のビート、飼料用のかぶら、飼料用のにんじん（白色又は淡黄色のもの）その他の飼料用の根。これらの根は、たとえ、あるものは食用に適するものであってもこの項に含まれる。
- （2）乾草、ルーサン（アルファルファ）、クローバ、セインホイン、飼料用のケール、ルーピン、ベッチその他類似の飼料用生産品で、生鮮のもの、乾燥したもの、丸のままのもの、切ったもの、細断したもの又は圧縮したもの。これらの生産品は、塩蔵したもの又は発酵又は変質を防止するためサイロで処理したものであるかどうかを問わずこの項に含まれる。

「これらに類する飼料用植物」という表現は、動物の飼料として特に栽培された植物についてのみ適用されるものとする。ただし、同じ目的に供される植物のくずは含まない（23.08）。

この項の飼料用生産品はペレット状（すなわち、直接圧縮することにより又は全重量の3%以下の結合剤を加えることにより固めたもの）であつてもよい。

この項には、更に次の物品を含まない。

- （a）07.06 項のにんじん（赤味がかった黄色をしている。）
- （b）穀物のわら及び殻（12.13）
- （c）動物の飼料として使用されるが、その目的のために特に栽培したものではない植物性生産品（例えば、てん菜又はにんじんの茎葉部並びにとうもろこしの葉）（23.08）
- （d）飼料用に供する種類の調製品（例えば、甘味を付けた飼料）（23.09）

第 13 類

ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス

注

- 1 第 13.02 項には、甘草エキス、除虫菊エキス、ホップエキス、アロエエキス及び生あへんを含むものとし、次の物品を含まない。
- (a) 甘草エキスで、しょ糖の含有量が全重量の 10%を超えるもの及び菓子にしたもの（第 17.04 項参照）
 - (b) 麦芽エキス（第 19.01 項参照）
 - (c) コーヒー、茶又はマテのエキス（第 21.01 項参照）
 - (d) アルコールを含有する飲料を構成する植物性の液汁及びエキス（第 22 類参照）
 - (e) 第 29.14 項又は第 29.38 項のしょう腦、グリシルリジンその他の物品
 - (f) けしがら濃縮物で、アルカロイドの含有量が全重量の 50%以上のもの（第 29.39 項参照）
 - (g) 第 30.03 項又は第 30.04 項の医薬品及び血液型判定用のもの（第 38.22 項参照）
 - (h) なめしエキス及び染色エキス（第 32.01 項及び第 32.03 項参照）
 - (ij) 精油、コンクリート、アブソリュート、レジノイド及びオレオレジン抽出物、精油のアキユアスディスチレート及びアキユアスソリューション並びに飲料製造に使用する種類の香気性物質をもととした調製品（第 33 類参照）
 - (k) 天然ゴム、バラタ、グタペルカ、グアユール、チクルその他これらに類する天然ガム（第 40.01 項参照）

13.01 ラック、天然ガム、樹脂、ガムレジン及びオレオレジン（例えば、バルサム）

1301.20－アラビアゴム

1301.90－その他のもの

(I) ラック

ラックは、コチニール (cochineal) 及びカーミズ (kermes) と同じ科に属する昆虫によって数種の熱帯樹木に作られた樹脂様物質である。

商業上特に重要な種類は、次の物品である。

- (A) スチックラック (stick lac) : 通常小枝に、ラックが比較的厚い層で付着しているものである。本品は暗赤色であるが、色調の変化に富んでいる。
- (B) シードラック (seed lac) : 小枝から分離したラックを粉碎したもので、通常洗浄によってその色素の一部分を除去したものである。
- (C) セラック : シートラック、プレートラック又はスラブラックとして知られ、ガムを精製するための溶融及びろ過によって得られる。これは、ガラス様の薄いフレーク状をなし、こはく色又は赤味がかかった色をしている。円盤形の類似製品は「ボタンラック (button lac)」と呼ばれている。

セラックは、ワニスの調製、電気工業又は封ろうの製造に広く使用されている。

(D) くずラック（又はガーネットラック (garnet lac)）：セラックの調製の際に生ずる残留物から得られるものである。

ラックは、脱色又は漂白してあってもよく、また時には燃った束状にしてあることもある。

空気にさらした時に、硬い抵抗性のあるフィルムを形成するある種の東洋産樹木の液汁であるうるし（“Japan lacquer”、“Chinese lacquer”等として知られるもの）は、この項には含まない (13.02)。

(II) 天然ガム、樹脂、ガムレジン及びオレオレジン

天然ガム、樹脂、ガムレジン及びオレオレジンとは、植物性分泌物である。これらは空気との接触で凝固するものがある。これらの用語はしばしば無差別に使用されている。これらの物品は次のような顕著な特徴をもっている。

(A) 真正のガムは、無臭無味で多少水に溶解し、粘着性の物質となる。これらは溶解することなく、また、においを発することなく燃える。

(B) 樹脂は、水に不溶で、わずかににおいを有し、電気の不良導体で、負に荷電する。これらは熱に対して軟化し、ほとんど完全に融解し、点火した時には煙の多い焰と特有の臭気を発して燃える。

(C) ガムレジンとは、その名前が示すように、各種の割合のガムと樹脂の天然混合物から成るもので、したがって一部水に可溶である。これらは、一般に浸透性の強い特有のにおいと味を持っている。

(D) オレオレジンとは、主として揮発性及び樹脂質の成分からなる浸出物である。バルサムは多量の安息香酸又は桂皮酸の化合物によって特徴づけられるオレオレジンである。これらの主な物品には、次のものがある。

(1) アラビアゴム（種々のアカシヤから得られ、時には Nile gum、Aden gum 又は Senegal gum と称せられる。）、トラガカントゴム (Astragalus 属のある種の植物から得られる。）、バスラガム、アナカジウム（カシューナット樹から得られる。）、インディアンガム並びに桜、プラム、あんず、桃及びアーモンドのような各種のばら科植物から得られるある種のいわゆる土産ガム

(2) 松の新鮮なオレオレジン（液状）（テルペンチンを含む。）及びもみ又はその他の針葉樹の新鮮なオレオレジン（液状）（粗製又は精製のもの）並びにこれらの樹木の切り込み上で乾燥したもので植物のくずを含んでいる針葉樹脂（松やに等）

(3) コーパール（インド、ブラジル、コンゴ等）（化石コーパールを含む。）、カウリーガム、ダマール、マスチック、エレミ、サンダラック、きりん血

(4) 雌黄 (gamboge)、アンモニアガム (gum ammoniac)、阿ざ (asafoetida)、スカンモニ (scammony)、ユーホルビア (euphorbia)、ガルバナム (galbanum)、オポパナックス (opoponax)、乳香 (olibanum or incense)、没薬 (myrrh) 及びアカロイド (acaroid)、癒瘡木の樹脂 (guaiacum)

(5) 安息香 (gum benzoin)、蘇合香 (styrax or storax)（固形又は液状）、トルーバルサム (tolu balsam)、ペルーバルサム (Peruvian balsam)、カナダバルサム (Canada balsam)、

コパイババルサム (copaiba balsam)、メッカバルサム (Mecca balsam) 及びタプシア (thapsia)

(6) 大麻草から得た大麻樹脂 (粗のもの又は精製のもの)。大麻樹脂は麻薬である (29 類の末尾の「麻薬及び向精神薬物の一覧表」参照)。

この項に含まれる天然ガム、樹脂、ガムレジン及びオレオレジン、粗のもの、洗浄し、精製し、漂白し、破碎し若しくは粉状にしたものであってもよい。ただし、加圧下で水で処理したもの、鉍酸で処理したもの又は熱処理したもののような工程を経たものは含まない。例えば、加圧下で水で処理して溶出した水溶性のガム及びガムレジン (13.02)、硫酸で処理し、溶出されたガム (35.06) 及び乾性油に可溶にするために熱処理をした樹脂 (38.06)

この項には、更に次の物品を含まない。

(a) こはく (25.30)

(b) 天然バルサムを含有する医薬品及びバルサムと呼ばれる種々の調製医薬品 (30.03 又は 30.04)

(c) ラック染料 (ラックから抽出した着色材料) (32.03)

(d) レジノイド (この項の物質から抽出したもの) 及びオレオレジン抽出物 (33.01)

(e) トール油 (「液体ロジン」と呼ばれる場合もある。) (38.03)

(f) テレピン油 (38.05)

(g) ロジン、樹脂酸、ロジンスピリット又はロジン油、樹脂酸塩、ロジンピッチ、ブルーワーズピッチ及びロジンをベースにした類似の調製品 (38 類)

13.02 植物性の液汁及びエキス、ペクチン質、ペクチニン酸塩、ペクチン酸塩並びに寒天その他植物性原料から得た粘質物及びシクナー (変性させてあるかないかを問わない。)

—植物性の液汁及びエキス

1302.11—生あへん

1302.12—甘草のもの

1302.13—ホップのもの

1302.14—麻黄のもの

1302.19—その他のもの

1302.20—ペクチン質、ペクチニン酸塩及びペクチン酸塩

—植物性原料から得た粘質物及びシクナー (変性させてあるかないかを問わない。)

1302.31—寒天

1302.32—ローカストビーン若しくはその種又はグアーシードから得た粘質物及びシクナー (変性させてあるかないかを問わない。)

1302.39—その他のもの

(A) 植物性の液汁及びエキス

この項には、植物性の液汁（自然浸出又は切込みによって通常得られる植物性生産品）及び植物性のエキス（植物原材料から溶剤抽出した植物性生産品）を含むものとし、この表の他のより特定された項に該当しないものに限る（この解説の（A）の末尾の除外規定参照）。

これらの液汁及びエキスは、揮発性の芳香性成分は別にすれば、その他の植物性物質（例えば、葉緑素、タンニン、苦味成分、炭水化物及びその他のエキス成分）を多くの割合で含有している点で精油、レジノイド及び 33.01 項のオレオレジジン抽出物と異なる。

ここに含まれる液汁及びエキスは、次の物品である。

- (1) あへん：けし (*Papaver somniferum*) の未熟の果実 (capsules) の乾燥した液汁で、茎又はさやに切付浸出させ又は抽出して得られる。通常、種々の大きさのボール状又はケーキ状のものである。ただし、けしがら濃縮物で、アルカロイドの含有量が全重量の 50% 以上のものを除く（この類の注 1 (f) 参照）。
- (2) 甘草エキス (liquorice)：マメ科植物のある植物 (*Glycyrrhiza glabra*) の乾燥した根から加圧下熱湯で抽出し、ついで濃縮したものである。これは液状、塊状、ケーキ状、スティック状、スライス状又は粉末状である。ただし、しょ糖の含有量が全重量の 10% を超えるもの及び砂糖の含有量のいかににかかわらず菓子として作られているもの（すなわち、調製したもの）を除く（17.04）。
- (3) ホップのエキス
- (4) 除虫菊エキス（主として各種の除虫菊（例えば、*Chrysanthemum cinerariaefolium*）の花から、ノルマルヘキサン又は石油エーテルのような有機溶剤で抽出して得られる。）
- (5) ロテノン含有する植物の根のエキス (derris、cube、timbo、barbasco 等)
- (6) 大麻属の植物のエキス及びチンキ
ただし、大麻樹脂（粗のもの又は精製したもの）は含まない（13.01）。
- (7) おたねにんじんのエキス：これは、水又はアルコール抽出によって得られる（小売用に包装してあるかないかを問わない）。
ただし、おたねにんじんエキスと他の物品（例えば、乳糖又はぶどう糖）との混合物で、おたねにんじん茶又は飲料の製造に使用するものは含まない（21.06）。
- (8) アロエエキス：同じ名前前の数種の植物（ユリ科）から得られた非常に苦い味をもった粘稠性の液汁である。
- (9) ポドフィラム (Podophyllum)：*Podophyllum peltatum* の乾燥地下茎からアルコールで抽出した樹脂物質である。
- (10) クラーレ：Strychnos 科の数種の葉及び樹皮から得られる水性エキスである。
- (11) カシア・アマラ (Quassia amara) エキス：南アメリカに生育する同じ名称のニガキ科の灌（かん）木の本質部から得られる。
なお、Quassia amara の本質の主要な苦味エキスである Quassin は、29.32 項の複素環式化合物の一つである。
- (12) その他の薬用エキス：例えば、ベラドンナ (belladonna)、ブラックアルダー (black alder、alder buckthorn)、カスカラサグラダ (cascara sagrada)、にんにく (garlic)、ゲンチアン (gentian)、ヤラッパ (jalap)、キナ (cinchona)、大黃 (rhubarb)、サルサパリラ

(sarsaparilla)、タマリンド(tamarind)、吉草根(valerian)、pine buds、コカ(coca)、コロシント実(colocynth)、コシダ(male fern)、金縷梅(witch hazel)、ヒヨス(henbane)、麦角(ergot of rye)

- (13) マンナ(Manna) : とねりこ(ash tree) のある種の木を傷つけることによって得られる甘い液汁を固形状にしたものである。
- (14) 鳥もち(Bird lime) : やどりぎの実(mistletoe berries) 又は西洋ひいらぎ(holly) から抽出された緑色がかった粘着性のグルーである。
- (15) カシヤ(cassia) パルプから得られた水溶性エキス : ただし、カシヤのさや及びパルプを含まない(12.11)。
- (16) キノガム(gum kino) : なめし用及び医薬用に供されるある種の熱帯性樹木の粘質性の液汁
- (17) うるし(Japan (or Chinese) lacquer) (天然ラッカー) : 極東に生育するうるし(例えば、Rhus vernicifera) として知られているある種の灌(かん)木を傷つけることによって得られる樹液。種々の製品(盆、箱等)を塗装したり装飾したりするのに使用される。
- (18) パウパウ(papaw) ジュース : 乾燥してあるかないかを問わないが、パパイン酵素として精製してないもの(ラテックス状の小球の塊がなお顕微鏡で認められるもの)。パパインを除く(35.07)。
- (19) コーラ(colá (kola)) エキス : コーラナット(各種の Cola species の種、例えば、Cola nitida) から得られ、主としてある種の飲料の製造に使用される。
- (20) カシューナットシェルエキス。ただし、カシューナットシェル液エキスの重合体は含まない。(通常、39.11)。
- (21) バニラオレオレジン(時には、誤ってバニラレジノイド又はバニラエキスとして知られているもの)。

液汁は、通常粘質状又は凝固している。エキスは、液状、ペースト状又は固体である。チンキは、抽出に使用されたアルコールにエキスがなお溶解している状態のものである。いわゆる流動エキス(fluid extract)は、エキスを、例えば、アルコール、グリセリン又は鉱油に溶かしたものである。チンキ及び流動エキスは、通常標準化されている。除虫菊エキスの例であれば、例えば、2%、20%又は25%の標準ピレトリン含有割合のコマーシャルグレードの物品にするため、鉱油を添加して標準化したものがある。固形エキスは、溶剤を蒸発することによって得られる。あるエキスには、時として不活性の物質を添加して粉末状にし易くし(例えば、ベラドンナエキスであれば粉末状のアラビアゴムを添加する。)、又は、標準濃度のものを得るために不活性の物質を添加することがある(例えば、一定の割合のモルヒネを含有する物品を得るため、若干量のでん粉をあへんに添加する。)。このような物質の添加は固形エキスの所属に影響しない。しかしながら、エキスは、当初の溶剤抽出のみでは得られない程度にある種の化合物又は化合物群を増減させる追加の抽出サイクル又は精製工程(例えば、クロマトグラフ精製等)を経ていない。

エキスは、単一のものでもまた複合したものでもよい。単一のエキスは、一種類の植物のみの処理によって得られる。複合エキスは単一のエキスを混合し又は異なった種類の植物の混合物を処理して得られる。複合エキス(アルコールチンキの形状あるいはその他の形状)は、数種類の

植物の成分を含んでおり、これらには、複合ヤラップエキス、アロエの複合エキス、キナの複合エキス等を含む。

この項の植物性の液汁及びエキスは、通常、各種調製品の原材料である。ただし、他物質を添加したことにより調製食料品、医薬品等の性格を有するものは、この項には含まれない。当初の抽出に続けて、例えば、クロマトグラフ精製、限外ろ過、又は追加の抽出サイクル（例えば、液液抽出）により高度に精製されたものもまた、この項には含まれない。

なお、この項の物品のうち、国際的文書において麻薬として取り扱われるものは、29 類の末尾の「麻薬及び向精神薬物の一覧表」に掲げられている。

除外される調製品の例としては、次の物品がある。

- (i) 植物性エキスを含有する香味付シロップ (21. 06)
- (ii) 飲料製造用の調製品。これら調製品は、この項の植物性エキスに乳酸、酒石酸、くえん酸、りん酸、保存剤、発泡剤、果汁等及び時には精油を混合することによって作られる。このようにして作られた調製品は、一般に、21. 06 項又は 33. 02 項に属する。
- (iii) 医薬用調製品（あるものは「チンキ」ともよばれる。）。これらの調製品は植物性エキスと他の物品との混合物から成る（例えば、とうがらしエキス、テレピン油、しょう脳及びサリチル酸メチルの混合物又はあへんチンキ、アニス油、しょう脳及び安息香酸の混合物から成る調製品）(30. 03 又は 30. 04)。
- (iv) 殺虫剤製造用の中間製品。これらは、除虫菊エキスに鉱物油を加えて希釈し、ピレトリンの含有割合を 2 %未満にしたもの又は除虫菊エキスに共力薬（例えば、ピペロニルブトキシド）のような他の物質を加えたものである (38. 08)。

この項には、治療又は予防を目的として、他の物質を添加することなく混合又は複合した植物性エキスを含まない。これらの混合したもの及び植物の混合物を処理して製造した類似の医薬用複合エキスは、30. 03 項又は 30. 04 項に属する。30. 04 項には、単一の植物性エキス（標準化してあるかないか又はいかなる溶剤に溶かしてあるかないかを問わない。）で、治療又は予防を目的として投与量にしたもの又は同様の目的で小売用の形状若しくは包装にしたものを含む。

この項には、精油、レジノイド及びオレオレジン抽出物を含まない (33. 01)。精油（溶剤抽出によっても得られる。）は、特に揮発性の芳香物質で構成されている点でこの項に分類されるエキスとは異なる。レジノイドは有機溶剤又は超臨界流体（例えば、加圧した二酸化炭素）抽出により、乾燥した天然の非多孔性植物又は動物性の樹脂状物質から得られるという点でこの項のエキスとは異なる。オレオレジン抽出物は（1）天然の多孔性の植物原材料（通常は香料又は芳香性植物である。）からの溶剤抽出又は超臨界流体抽出のいずれかによって得られ、また（2）揮発性の芳香成分とともに不揮発性の香味成分を含んでおり、これらの成分が香料又は芳香性植物の特徴的な香気又は芳香を決定づけている、という点でこの項に規定されるエキスと異なる。

更に、この項には、この表において、より特殊な限定をした項に属する次の植物性生産品は含まない。

- (a) 天然ガム、樹脂、ガムレジン、及びオレオレジン (13. 01)
- (b) 麦芽エキス (19. 01)
- (c) コーヒー、茶又はマテのエキス (21. 01)

- (d) アルコール飲料となっている植物性液汁及びエキス (22 類)
- (e) たばこエキス (24.03)
- (f) しょう脳 (29.14) 並びにグリチルリチン及びグリチリゼート (29.38)
- (g) 血液型判定用試薬として使用されているエキス (38.22)
- (h) なめしエキス (32.01)
- (ij) 染色エキス (32.03)
- (k) 天然ゴム、バラタ、グタペルカ、グアユール、チクルその他これらに類する天然ガム (40.01)
- (B) ペクチン質、ペクチニン酸塩及びペクチン酸塩

ペクチン質 (通常ペクチンとして商慣行上知られている。) は多糖類であり、その基本構造は、ポリガラクトuron酸である。これらは、植物、特に果実及び野菜の細胞内に存在し、商慣行上は、りんご、なし、マルメロ、かんきつ類、てん菜等のかすから抽出される。ペクチン質は、主としてジャムその他のプリザーブの調製において膠化剤に供される。これらは液状でも粉状でもよく、また糖類 (しょ糖、ぶどう糖等) 又はその他の物品の添加により標準化 (使用に際し一定の力価を確保するために) してあるかないかを問わない。時には、くえん酸ナトリウム又はその他の緩衝用塩を含んでいる。

ペクチニン酸塩は、ペクチニン酸の塩 (部分的にメトキシ化されたポリガラクトuron酸の塩) であり、またペクチン酸塩は、ペクチン酸の塩 (脱メトキシ化されたペクチニン酸の塩) である。これらはペクチンと同様の性質及び用途を有している。

- (C) 寒天その他植物性原料から得た粘質物及びシクナー (変性させてあるかないかを問わない。)

植物性原料から得た粘質物及びシクナーは、冷水で膨張し、温水に溶解し、均一化し、膠 (こう) 質化した形状をなし、又冷却した状態では一般に無味な塊状をなす物品である。これらは、主にゼラチンの代替物として、食料品の調製、織物又は紙の仕上げ、液体の清澄、細菌培養基並びに医薬用及び化粧品製造等に使用される。これらは化学的处理 (例えば、エステル化、エーテル化、硼砂、酸類又はアルカリ類により処理) により変性させてあってもよい。

これらの物品は、糖類 (しょ糖、ぶどう糖等) 又はその他の物品 (使用に際し一定の力価を確保するため) の添加により標準化してあるかないかを問わずこの項に含まれる。

最も重要なものとして次の物品がある。

- (1) 寒天: これは主として印度洋及び太平洋において見出されるある種の海草から抽出することによって得られる。通常乾燥した繊維状、フレーク、粉末又は酸処理によって得た膠質状である。これは商業上は “gelose” 又は Japanese vegetable gelatin (又は moss) 及び *Alga spinosa* とも呼ばれている。
- (2) ローカストビーン (*Ceratonia siliqua*) 又はグアーシード (*Cyamopsis psora-lioides* 又は *Cyamopsis tetragonoloba*) の胚乳粉: これらの粉は、その粘性 (粘性、溶解性等) を改善し又は安定させるために、化学的处理により変性させてあるかないかを問わず、この項に含まれる。
- (3) カラギーナン (carrageenan): カラギーン (Irish moss 又は pearl moss とも呼ばれる。)

から抽出したもので、通常繊維質の糸状、フレーク状又は粉状である。この項には、化学的処理によって carrageenan から得た粘質物（例えば、“sodium carrageenate”）を含む。

（4）シクナー：加圧下、水による処理その他の方法により水溶性になったレジン又はガムレジンから得られる。

（5）タマリンド (*Tamarindus indica*) の種の子葉の粉末 (Cotyledon flour)：この粉末は、熱処理又は化学的処理により変性させてあってもこの項に含まれる。

この項には、次の物品を含まない。

（a）生鮮又は乾燥の海草その他の藻類（通常 12. 12）

（b）アルギン酸又はアルギン酸塩（39. 13）

第 14 類

植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品

注

- 1 この類には、主として紡織用繊維の製造に使用する植物性材料及び植物性繊維（調製したものを含む。）並びに紡織用繊維の材料としての用途のみに適する状態に加工したその他の植物性材料を含まないものとし、これらの物品は、第 11 部に属する。
- 2 第 14.01 項には、竹（割り、縦にひき、特定の長さに切り、端を丸め、漂白し、不燃加工をし、磨き又は染色したものであるかないかを問わない。）及びオーギア、あしその他これらに類する植物を割ったもの並びにとうのしん及びとうを引き抜き又は割ったものを含むものとし、チップウッド（第 44.04 項参照）を含まない。
- 3 14.04 項には、木毛（44.05 項）及びほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状にした物品（96.03 項参照）を含まない。

総 説

この類には、次の物品を含む。

- （1）主として組物（plaiting）用、ほうき又はブラシの製造用、又は詰物用の末加工又は簡単な加工をした植物性材料
- （2）彫刻（carving）用、ボタン製造用又はその他の装身具類に使用する種、殻及びナット
- （3）他の項に特掲していない植物性生産品

ただし、この類には、主として紡織用繊維の製造に使用する植物性材料（ただし調製したものに限る。）及び紡織用繊維材料として使用するために加工されたその他の植物性材料は含まない（11 部）。

14.01 主として組物に使用する植物性材料（例えば、穀物のわらで清浄にし、漂白し又は染色したもの、竹、とう、あし、いぐさ、オーギア、ラフィア及びライム樹皮）

1401.10－竹

1401.20－とう

1401.90－その他のもの

この項には、主として、マット、マット地、盆、すべての種類のかご類（果実、野菜、牡蠣等を包装するかごを含む。）、手さげバスケット、旅行用手さげ鞆、家具（例えば、椅子及びテーブル）、帽子等を、結合又は編組することによって製造するのに用いられる植物性原材料を含む。これら原材料は、また、ブラシ、かさの柄、ステッキ、釣ざお、パイプの軸、荒縄等の製造、紙パルプの製造又は敷きわらとして使用するものであってもよい。

この項には、次の原材料を含む。

- （1）竹：草本の特殊な種類で、ある地方及び特に中華人民共和国、日本、インドに豊富に生育

する。竹は、軽く、光沢があり、一般に中空の茎を持っており、その茎は、節と節の間に交互に溝をもっている場合がある。竹は、割ってあるか、長さの方向にひいてあるか、特定の長さに切ってあるか、端を丸くしてあるか、漂白してあるか、不燃性にしてあるか、みがいてあるか又は浸染してあるかないかを問わずこの項に含まれる。

- (2) とう：通常 *Calamus* 属の攀縁性（はんえいせい）やしの茎であり、主として南アジアから輸入される。これらは、円筒形で固くしなやかで、一般に直径は 0.3 センチメートルから 6 センチメートル及び、色は黄色からかつ色までである。とうは、鈍いつや消し又は光沢のある表面をもっている。この項には、とうしん及び硬い外皮を含む。またこれらのしん、皮又は丸のままのとうを縦に割って得た長い帯状のものも含まれる。
- (3) あし及びいぐさ：この集合的名称は、温帯及び熱帯の両地域の湿地に生育する多くの草本植物に適用される。あしは、一般により硬い、真直で中空な茎又は軸を有し、その茎は、比較的規則正しい間隔で節（葉の位置）がある。最もよく知られている種類には、フトイ (*Scirpus lacustris*)、普通種及び野生のあし (*Arundo donax* 及び *Phragmites communis*)、各種の *Cyperus* 属（例えば、*Cyperus tegetiformis*、*Chinese mat grass*）及び *Juncus* 属（例えば、*Juncus effusus*、*The Japanese mat-rush*）を含む。
- (4) オージア（こりやなぎ）（白色、黄色、緑色又は赤色）：やなぎ（*Salix* 属）のある種の長く柔軟な若枝又は分枝。
- (5) ラフィア（raffia）：*Raffia* 属のある種のやしの葉からとった繊維状の帯に付せられた商慣行上の名称である。最も重要なものは、主としてマダガスカルに生育する *Raphia ruffia* である。ラフィアは、組物材料や園芸における結束材料として使用する。紡績していないラフィアの織物は含まれない（46.01）。この項は、ラフィアと同目的又は帽子製造用に使用するその他の葉及び草木（例えば、パナマ及び *latania*）を含む。
- (6) 穀物のわら（穂先を有するか有しないかを問わない。）で、洗浄し、漂白し又は染色したもの（下記参照）
- (7) 数種のライム樹（*Tilia* 属）の内皮（bast）：この内皮の繊維は、非常に強く、ロープ製造、包装用布、粗いマット地又は植物の結束材料として使用する。この項には、baobab 樹皮、ある種類の柳及びポプラの樹皮も含む。これらも同様の用途に使用される。
- この項に含まれない未だ調製していない状態の穀物のわら（12.13）は別として、植物性の組物（plaiting）材料は、洗浄してあるかないかを問わず、未加工のもの、ストリップ状に割ったもの、皮をむいたもの、磨き、漂白し、染色のために準備し、染色し、ワニス又はラッカーを塗り又は不燃性を与えたものも何れもこの項に属する。この項の物品は一定の長さに切ってあってもよいし（末端を仕上げしてあるかないかを問わない。飲用ストロー製造用の麦わら、釣竿用の竿、染色業者が使用する竹等）、また包装、貯蔵又は輸送等の便のため、少しねじって束ねてあってもよいが、この項に該当する物品がその状態で組物の代わりになるように撚り合わせにより組合わされているものは 46.01 項に属する。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) チップウッド（44.04）

- (b) 上記に記載した植物性材料を圧延し、破碎し、コームし又はその他の方法で紡績用に調製したもの (53.03、53.05)

14.04 植物性生産品（他の項に該当するものを除く。）

1404.20－コットンリントー

1404.90－その他のもの

この項には、この表の他の項に該当しないすべての植物性生産品を含む。

この項には、次の物品を含む。

(A) コットンリントー

綿花のうちのある種の種子は、綿繰により綿繊維から分離した後にも、非常に短い繊維（通常5ミリメートル以下）から成る細い繊維毛でおおわれている。その繊維がいわゆるコットンリントーと呼ばれているものである。

リントーは、紡績するには短すぎるが、非常に高いセルロースを含有しているので、無煙火薬や人造繊維（例えば、レーヨン）及びセルロース系プラスチックの製造の理想的な原材料である。これらは、また、ある種の紙の製造、フィルターブロック及びゴム工業における詰物に使用する。

コットンリントーは、その使用用途を問わず、また、粗製のもの、精製したもの、漂白したもの、染色したもの又は吸収性が与えられたものであるかないかを問わずこの項に含まれる。これらは、ばら積み又はシート状若しくは厚板状に強く圧縮された状態で提示される。

この項には、次の物品を含まない。

(a) 脱脂綿（医薬を含ませたもの又は医療用若しくは獣医用として小売用の形状若しくは包装にしたもの）(30.05)

(b) その他のウォッディング (56.01)

(B) 主として染色用又はなめし用に供する植物性原材料

これらの生産品は、主として染色用又はなめし用に直接供されるか又は染色用又はなめし用のエキスの調製に使用される。これらの材料は未処理のままのもの又は洗浄し、乾燥し若しくは粉末にしたものであってもよい（圧縮してあるかないかを問わない。）。

重要なものには、次のような物品がある。

(1) 木質：スマック (sumach)、ファスティック (fustic) (“young fustic” と呼ばれるものを含む。)、ログウッド、ケブラチョ、ブラジルウッド (Pernambuco wood 及び sappan wood を含む。)、くりの木、レッドサンダルウッド。

主として染色用又はなめし用に供する種類の木は、チップ状、削りくず及び粉碎し又は粉状にしたものに限りこの項に属することに注意しなければならない。それ以外の形状をした木材は含まない (44 類)。

(2) 樹皮：種々のかし類 (black oak (quercitron) 及び cork-oak の第2樹皮を含む。)、くり、silver birch、スマック、“young fustic”、ワットル、ミモザ、マングローブ、

ヘムロック及び柳の樹皮

- (3) 根及びこれに類するもの：あかね (madder)、スカンボ (canaigre)、伏牛花 (Berberis vulgaris) 及び alkanet の根
- (4) 果実、漿果及び種：algarobilla pods、バロニア、ミロバラン (myrobalans)、ディビディビ (dividivi)、うめもどきの実 (buckthorn berries) (ペルシャベリー、トルコ種、イエローベリー等として知られている。)、annatto の種及びパルプ、くるみの外果皮及びアーモンドの外果皮
- (5) 没食子 (gall nuts) : Aleppo galls、Chinese galls、Hungarian galls、pine galls 等

没食子は、かし類又はその他の樹木の葉又は小枝にふしばち (Cynips) のようなある種の昆虫の刺傷により生ずる瘤である。これはタンニンと没食子酸を含み、染色又はある種の筆記用インキの製造に使用される。

- (6) 幹、茎、葉及び花：大青 (woad)、スマック (sumach)、“young fustic”、柊 (holly) しろやまもも (myrtle)、ひまわり、ヘナ (henna)、木せい草 (reseda)、藍の幹、茎及び葉並びにレンティスカス (lentiscus) (mastic) の葉、紅花 (bastard saffron) 及び dyer's greenwood (*Genista tinctoria*、*woadwaxen*) の花。

サフランの花柱及び雌しべはこの項には含まれないことに注意しなければならない (09.10)。

- (7) 地衣類：オチール又はアチール (orchil or archill) (濃紫色又はすみれ色の染料)、カアドベア (cudbear) (紫色の染料) 及びリトマス (litmus) として知られる染料がとられる地衣類 (*Rocella tinctoria* 及び *fuciformis*、*Lichen tartareus*、*Lichen parellus*、*pustulous lichen* 又は *Umbilicaria pustulata*)

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 植物性なめしエキス及びタンニン (タンニン酸) (水で抽出した没食子タンニンを含む。) (32.01)
- (b) ダイウッド (dyewood) エキスその他の植物染色エキス (32.03)

(C) 彫刻用の堅い種、殻及びナット

これらの物品は、主としてボタン、珠玉、ロザリーその他の身辺用細貨類の製造に供する。これらには、次の物品を含む。

- (1) コロゾ (corozo) : 本品は、主として南アメリカに生育する数種のしゅろ樹の種 (ナット) である。そのきめ、硬さ及び色がアイボリーに似ていることから “vegetable ivory” という一般名で呼ばれている。
- (2) ドームパーム (doum palm) の種 (ナット) : 本品は、主として東アフリカ又は中部アフリカ (エリトリア、ソマリーランド、スーダン等) に生育する。
- (3) その他ある種のパーム樹から得られる類似のナット (例えば、パルミラナット又はタヒチナット)
- (4) あし的一种カンナインディカ種 (Indian shot) の種、アブルスプレカトリウス (*Abrus precatorius*) (また bead-tree と呼ばれる。)、なつめやしの核並びにピアッサバパー

ムのナット

(5) ココナットの殻

上記の物品は、丸のままのもの又は割ったもの（コロゾ、ドームナットの場合に多い。）で、その他の加工をしてない限りこの項に含まれる。その他の加工をしたものはこの項から除かれる（通常、96.02 又は 96.06）。

(D) 主として詰物として使用する植物性材料（例えば、カポック、ベジタブルヘア及びイールグラス。支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを問わない。）

これらには、主として家具、クッション、マットレス、枕、くら及び馬具、救命具等の詰物として使用する植物性材料を含み、副次的に他の用途を有するものであってもなおこの項に属する。

この項には、詰物として使用するが、他の項に特掲されたもの及び主として他の目的に使用される植物性材料（例えば、木毛（44.05）、コルクウール（45.01）、ココナッツ繊維（コイヤ）（53.05）及び植物性紡織用繊維のくず（52 類又は 53 類）を含まない。

これらには、次の物品を含む。

- (1) カポック：パンヤ科の種々の樹木の種を覆っている淡黄色、時にはかつ色がかつたけば（floss）に付せられた商慣行上の名称である。この繊維は、種類によって長さは 15 ミリメートル〜30 ミリメートルであり、伸縮性があり、水を通さず、重量は軽く、脆弱である。
- (2) その他のある種の植物性柔毛（vegetable silk と呼ばれることもある。）：ある種の熱帯植物（例えば、Asclepias）の種の単細胞組織の毛から形成されたもの
- (3) ベジタブルヘアとして知られる物品（Algerian 繊維（*crin vegetal*）を含む。）：ある種の矮小しゅろ樹（特に *Chamaerops humilis*）の葉から得られるもの
- (4) あまも（eel-grass）（例えば、*Zostera marina*）：これは一種の海産植物で、形状は毛又は草に類似している。
- (5) 天然の巻毛状の物品（*fine frise*）：Carex 属のある種のあしの葉からとったもの

この項には、これらの物品の粗のもの、洗浄し、漂白し、染色し、カードし又はその他の方法で調製（紡績用のものを除く。）したものも含む。これらをかせに巻いて輸入した場合でもこの項に属する。

上記のような種類の植物性材料を織物、紙等の支持物の上に層状にしたもの、織物、紙等の間に入れて留め金で留めたもの、又は簡単に縫ったものもこの項に属する。

(E) 主としてほうき又はブラシに使用する植物性材料（例えば、ほうきもろこし、ピアッサバ、カウチグラス及びメキシカンファイバー。束ねてあるかないかを問わない。）

これらには、たとえ他の目的に副次的に使用されるものであっても、主としてほうき及びブラシ等に使用される植物性材料を含む。ただし、この表の他の項に特掲されているもの及び主としてほうき又はブラシの製造に使用されないもの（例えば、竹（割ってあるかないかを問わない）、あし及びいぐさ（14.01）、アルファ、エスパルトグラス及びえにしだの茎（もしも紡織用として調製してある場合には 53.03（えにしだ）又は 53.05（アルファ及びエスパ

ルトグラス) 並びにココナット繊維 (コイヤ) (53.05)) は、この項には含まない。

これらには、次の物品を含む。

- (1) 稲、ほうきもろこし (*Sorghum vulgare var. technicum*) 又はある種のミレットの穂 (脱穀したもの)
- (2) ピアッサバ (Piassava) : ある種の熱帯性やし樹の葉から得られる繊維である。最も良く知られている種類は、ブラジルピアッサバ及びアフリカピアッサバである。
- (3) カウチグラスの根 (roots of couch-grass) : 乾燥した砂地に生育する *Andropogon* 属の草本植物である。この植物は時には "brush-grass" として知られ、欧州、特にハンガリア及びイタリアにおいて見受けられる雑草である。カウチグラスの根は精油をとるベチベルの根 (*Khus-Khus grass* 又は *Indian couch-grass*) 及び根が薬効性をもつ医薬用カウチグラスの根 (12.11) と混同してはならない。
- (4) エピカンペス (*Epicampes*) 属の植物のような、中米のある種の草本植物の根 (例えば、broomroot 又は zacaton)
- (5) クログの繊維 (Gomuti fibres) : *Arenga saccharifera* 又は *pinnata* から得られる。
- (6) イステル又はイクステル (Tampico、Tampico-fibre 又は Mexican fibre) : これは繊維でできており、葉の短いメキシカンアゲーブ (*Mexican agave*) から得た短い剛い繊維を含んでいる。

これらすべての材料は、切ったもの、漂白したもの、染色したもの又はコーム (紡績用のものを除く。) したものであるかないかを問わず、また、かせに巻いてあるか、束ねてあるかないかを問わずこの項に属する。

ただし、この項には、調製された繊維の結束又は房で、ほうき又はブラシの基部にそのまま分割することなしに直ちにとり付けられるもの又は取り付けるために僅かな工程のみが要求されるものは含まない。これらは 96.03 項に属する (96 類注 3 参照)。

(F) その他の植物性生産品

これらの生産品は、次の物品を含む。

- (1) エスパルト (Esparto) : アフリカ及びスペインに生育する草 *Esparto grass* (*Stipa tenacissima*) 又は *Lygeum spartum* から得られる。これらの主な用途は、紙パルプの製造用であるが、これらは、またロープ及びネットの製造又はカーペット、マット、かご、履物等の組物製品の製造並びにいす及びマットレスの詰物としても使用する。
本品は、茎又は葉の形態のもので、粗のもの、漂白し又は染色したものはこの項に属し、織物用繊維としてロールにかけ、破砕し、又はコームしたものは、この項には含まれない (53.05)。
- (2) アルファ (紡織用として調製していない場合に限る。)
- (3) えにしだ (broom) の茎 (未加工のもの) : まめ科植物の繊維で繊維産業において使用されている。ただし、コームしたえにしだの繊維又はトウは除かれる (53.03)。
- (4) へちま (Loofah) : 植物性スポンジとして知られている。へちまは、うり科の植物の果実 (gourd) の一種 (*Luffa cylindrica*) の蜂窩 (ほうか) 状結締組織より成る。
動物性スポンジは含まない (05.11)。

- (5) コロゾ、ドームパームナット、ココナットの殻その他これらに類するものの粉末
- (6) 地衣類（ただし、染色用のもの（(A)、(7) 参照）、医薬用又は装飾用のものを除く。）。
寒天、カラギーナン及び植物材料から抽出したその他の天然粘質物及びシクナーを除く（13.02）。更に 12.12 項の海草その他の藻類及び生きてない単細胞微生物（21.02）も含まない。
- (7) チーズルの穂：紡織用繊維の仕上げ（けば立て）に使用するために調製されたものを含むが装着されたものを除く。
- (8) 通称名 “Japanese rice paper”（つう草紙）：これは極東に固有のある種の樹木の髓心を薄く紙状に削って作られ、造花、絵画等の製造に使用される。つう草紙はその表面を平にするためにつや出機にかけたり又は矩形（正方形を含む。）の形に切ったりしたものであるかないかを問わずこの項に含まれる。
- (9) きんまの葉：つる植物 *Piper betle* L. の生鮮な緑色の葉で、清涼効果及び刺激効果を有するため、通常、食後に噛むために供される。
- (10) キラヤ皮（Soap bark 又は panama bark）（*Quillaia saponaria*）
- (11) ムクロジ属の漿類果及び種（*Sapindus mukorossi*、*S. trifoliatus*、*S. saponaria*、*S. marginatus*、*S. drummondii*）

この項に該当する種類の植物性材料を織物、紙等の支持物の上に層状にしたもの、織物、紙等の間に入れて止め金で締め付けたもの又は簡単に縫ったものもこの項に属する。

第 3 部

動物性、植物性又は微生物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性の
ろう

第 15 類

動物性、植物性又は微生物性の油脂及びその分解生産物、
調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう

注

- 1 この類には、次の物品を含まない。
 - (a) 第 02.09 項の豚又は家きんの脂肪
 - (b) カカオ脂 (第 18.04 項参照)
 - (c) 調製食料品 (第 04.05 項の物品の含有量が全重量の 15%を超えるものに限る。主として第 21 類に属する。)
 - (d) 獣脂かす (第 23.01 項参照) 及び第 23.04 項から第 23.06 項までの油かす
 - (e) 脂肪酸、調製ろう、医薬品、ペイント、ワニス、せっけん、調製香料、化粧品類、硫酸化油その他の第 6 部の物品
 - (f) 油から製造したファクチス (第 40.02 項参照)
- 2 第 15.09 項には、オリーブから溶剤抽出により得た油を含まない (第 15.10 項参照)。
- 3 第 15.18 項には、単に変性した油脂及びその分別物を含まないものとし、これらの物品は、変性していない油脂及びその分別物が属する項に属する。
- 4 ソープストック、油さい、ステアリンピッチ、グリセリンピッチ及びウールグリースの残留物は、第 15.22 項に属する。

*
* *

号注

- 1 第 1509.30 号において、バージンオリーブ油とは、遊離酸度がオレイン酸換算で 100 グラムにつき 2.0 グラムを超えず、かつ、CODEX ALIMENTARIUS STANDARD 33-1981 に定めるバージンオリーブ油の特性に従い、他の種類のバージンオリーブ油のカテゴリーと区別できるものをいう。
- 2 第 1514.11 号及び第 1514.19 号において「菜種油 (低エルカ酸のもの)」とは、エルカ酸が全重量の 2%未満の不揮発性油をいう。

総 説

- (A) この類には、次の物品を含む。
- (1) 動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂で粗製のもの、精製したもの又はある種の方法で処理 (例えば、ボイル油化、硫化又は水素添加) したもの
 - (2) 油脂から製造したある種の物品、特にその分解生産物 (例えば、粗製グリセリン (粗製グリセロール))
 - (3) 調製食用油脂 (例えば、マーガリン)

- (4) 動物性又は植物性のろう
- (5) 脂肪性物質又は動物性若しくは植物性のろうの処理の際に生ずる残留物
ただし、この類には、次の物品を含まない。
- (a) 02.09 項の家さんの脂肪及び豚の筋肉層のない脂肪（溶出その他の方法で抽出してないもの）
- (b) ミルクから得たバターその他の油脂（04.05）及び 04.05 項のデリースプレッド
- (c) カカオ脂（18.04）
- (d) 獣脂かす（23.01）及びオイルケーキ、オリーブ油かすその他の植物性油脂又は微生物性油脂を抽出した際に生ずる油かす（油さいを除く。）（23.04 から 23.06 まで）
- (e) 脂肪酸、アシッドオイルで油脂の精製の際に生ずるもの、油脂性アルコール、グリセリン（粗製グリセリンを除く。）、調製ろう、医薬品、ペイント、ワニス、せっけん、調製香料、化粧品類、硫酸化油又は第 6 部のその他の物品
- (f) 油から製造したファクチス（40.02）

まっ香鯨油及びホホバ油を除いて、動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂は、脂肪酸（パルミチン酸、ステアリン酸及びオレイン酸等）のグリセリンエステルである。

これらは、固形又は液状であるが、いずれも水より軽い。空気中に長く放置すると加水分解及び酸化されて変敗する。加熱すると分解し強い刺激臭を発する。これらは全て水に不溶であるが、ジエチルエーテル、二硫化炭素、四塩化炭素、ベンゼン等には完全に溶解する。ひまし油は、アルコールに溶解するが、その他の動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂は、アルコールにはわずかに溶解する。これらは、全て紙の上に落ち難い脂のしみを残す。

トリグリセリドの脂肪を形成しているエステルは過熱蒸気、希酸、酵素又は触媒の作用によって分解（けん化）され、グリセリン及び脂肪酸を生じ、また、アルカリの作用によりグリセリン及び脂肪酸のアルカリ塩（せっけん）を生ずる。

15.04 項及び 15.06 項から 15.15 項までには、この表の他の項において、より特殊な限定をして記載（例えば、15.21 項の鯨ろう）されていない限りこれらの項に掲げられた油脂の分別物を含む。

分別の主な方法は、次のとおりである。

- (a) 圧搾、傾瀉、ウインタリゼーション及びろ過を含む乾燥分別
- (b) 溶剤分別
- (c) 界面活性剤による分別

分別は、油脂の化学構造に変化を生じさせない。

この類の注 3 において「単に変性した油脂及びその分別物」とは、油脂又はその分別物に変性剤（魚油、フェノール類、石油類、テレピン油、トルエン、サリチル酸メチル（冬緑油）、ローズマリー油等）を添加し、それらを食用に適しないようにしたものをいう。これらの変性剤は少量（通常 1 % 以下）加えられ、油脂又はその分別物に、例えば、酸敗臭、酸味、辛味、苦味を与える。ただし、この類の注 3 の規定は、油脂又はそれらの分別物の変性した混合物及び調製品には適用されないことに注意しなければならない（15.18）。

この類の注 1 の除外例を除き、動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂及びこれらの分

別物は、食用、工業用又は産業用（例えば、せっけん、ろうそく、潤滑油、ワニス又はペイントの製造）の何れに使用されるものであってもこの類に属する。

植物性又は動物性のろうは、主としてある種の高級脂肪酸（パルミチン酸、セロチン酸、ミリスチン酸）とグリセリン以外のある種のアルコール（セチルアルコール等）とのエステルから成る。これらは遊離の状態の脂肪酸及びアルコールをある程度含んでおり、また少量の炭化水素を含んでいる。

これらのろうは、加水分解によってグリセリンを生ぜず、加熱をしても脂肪のような刺戟臭を発することもなく、また酸敗しない。ろうは一般に脂肪よりも固い。

(B) この類の 15.07 項から 15.15 項までには、各項に記載されている単独（すなわち、他の種類の油脂を混合していないもの）の植物性油脂又は微生物性油脂及びその分別物を含む（精製してあるかないかを問わないものとし、化学的な変性加工をしたものを除く。）。

植物性油脂は、自然界に広範に存在し、植物のある部分（例えば、種子及び果実）の細胞中に見出され、圧搾又は溶剤により抽出される。

これらの項に属する植物性油脂又は微生物性油脂は、不揮発性の油脂である。すなわち、これらの油脂は、分解することなしには容易に蒸留できず、揮発性でなく、更に、過熱蒸気によって留出させることもできないものである（この処理によって分解し、けん化される。）。

例えば、ホホバ油を除き、植物性油は、グリセリドの混合物である。ただし、パルミチン酸グリセリド及びステアリン酸グリセリド（室温で固体）は、固体状の油が大部分を占めており、液体状の油は、主として、室温で液体のグリセリド（オレイン酸、リノール酸、リノレン酸等のグリセリド）から成っている。微生物性油脂もグリセリドの混合物であり、主としてアラキドン酸やリノール酸等のポリ不飽和脂肪酸（室温で液体）から成っている。

これらの項には、粗製の油脂及びそれらの分別物並びにこれらを精製（例えば、清澄、清浄、ろ過、脱色、脱酸又は脱臭）したものも含む。

油を精製する際に生ずる副産物（例えば、「油さい」）及びソープストックは 15.22 項に属する。粗油の精製の際に生ずるソープストックを鉱酸で分解して製造されるアシッドオイルは 38.23 項に属する。

これらの項に含まれる植物性油脂は、主として、12.01 項から 12.07 項までの採油用の種及び果実から得られるが、その他の項に属する植物性材料からも得られる（例えば、オリーブ油、12.12 項の桃、あんず又はプラムの核から得られる油、08.02 項のアーモンド、くるみ、松の実、ピスタチオナット等から得られる油、穀物の胚（はい）芽から得られる油）。15.15 項に該当する微生物性油脂は、油糧微生物から脂質を抽出することにより得られる。微生物性油脂は単細胞油（SCO）としても知られている。

これらの項には、食用又は非食用の混合物若しくは調製品又は化学的な変性加工をした植物性油脂又は微生物性油脂を含まない（他の項、例えば、30.03 項、30.04 項、33.03 項から 33.07 項まで、34.03 項に属する物品の性格を有するものを除き、15.16 項、15.17 項又は 15.18 項に含まれる。）。

15.01 豚脂（ラードを含む。）及び家きん脂（第 02.09 項又は第 15.03 項のものを除く。）

1501.10－ラード

1501.20－その他の豚脂

1501.90－その他のもの

この項の脂肪は、溶出、圧搾、溶剤抽出等、いずれの方法によっても得られる。最も一般的に用いられる方法は湿式（水蒸気又は低温）溶出及び乾式溶出である。乾式溶出では、高温にすることにより脂肪の一部が流出する。残った脂肪は圧搾され、流出した脂肪に加えられる。場合によってはこの工程の残留物に含まれている脂肪の残りを溶剤抽出することもある。

上記要件を条件として、この項には、次の物品を含む。

－ラード

豚の脂肪組織から得られる食用に適する軟質でクリーム状の白い固体又は半固体の脂肪。製造方法及び使用される脂肪組織により異なるラードが製造される。例えば、食用の豚脂のなかで最高の品質のものは、一般に豚の腹腔組織内の脂肪から乾式溶出により得られる。殆どのラードは脱臭され、また、場合により酸敗を防ぐために酸化防止剤が加えられることもある。

月桂樹の葉又はその他の香辛料を含むラード（ラードの特性を変えない程度に極く少量を添加したものは、この項に属する。ただし、ラードを含有する食用の混合物又は調製品は含まれない（15.17）。

－その他の豚脂（骨脂、くずから得た脂肪及び製造業や飼料等の用に供する食用に適しないその他の脂肪を含む。）

－家きん脂（骨脂及びくずから得た脂肪を含む。）

新鮮な骨から得た骨脂は白色又は黄色がかった脂肪で、タローのような粘度及びにおいを有するが、古い骨から得られたものは軟かく、粒状で黒ずんだ黄色又はかつ色を呈し不快な臭気を有する。これは、せっけん又はろうそくの製造及び潤滑油として使用する。

くずから得た脂肪には、枝肉ファットその他のある種の動物性のくず又はかす（舌のくず、胃、切りくず等）から得た脂肪及び皮のトリミング若しくは洗浄の際得たグリースがある。

これらは、一般に次のような特性を有している。暗色で、不快臭があり、例えば、遊離脂肪酸（オレイン酸、パルミチン酸等）、コレステロール及び不純物の含有量が多く、ラードその他のこの項の脂肪より融点が低い。これらは、主として工業用原料に使用される。

これらの脂肪には、粗製のもの又は精製のものがある。精製は中和、酸性白土による処理、過熱蒸気の吹込、ろ過等によって行われる。

これらの物品は、食品の調製、軟膏、石けん等の製造に使用する。

この項には、また、次の物品を含まない。

（a）02.09 項の家きんの脂肪及び豚の筋肉層のない脂肪（溶出その他の方法で抽出していないもの）

（b）ラードステアリン及びラード油（15.03）

（c）この項に記載されていない動物から得た脂肪（15.02、15.04 又は 15.06）

（d）15.06 項の骨油

(e) イミテーションラード (15.17)

15.02 牛、羊又はやぎの脂肪（第 15.03 項のものを除く。）

1502.10－タロー

1502.90－その他のもの

この項には、牛、羊又はやぎの内臓及び筋肉の周囲にある脂肪を含む。これらのうち、牛から得たものが最も重要である。これらの脂肪は、粗のもの（生鮮、冷蔵又は冷凍のもの）、塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し、くん製し又は溶出した脂肪（タロー）の形状のものがある。これらの溶出工程は 15.01 項の脂肪を得る工程と同様である。また、この項には、圧搾又は溶剤抽出により得た脂肪を含む。

“Premier jus” (oleo stock) は、食用のタローのなかで最高の品質のものである。これは固体で、白色又は帯黄色の物品であり、新しく調製したものは無臭であるが、空気にさらされると、特徴のある酸敗臭を発するようになる。

タローは、ほとんど、専らオレイン酸、ステアリン酸及びパルミチン酸のグリセリドから成る。

タローは、食用脂又は潤滑油の調製、せっけん又はろうそくの製造、革の仕上げ、飼料の調製等に使用する。

また、この項には、牛、羊又はやぎの骨脂肪及びこれらの動物のくずから得た脂肪を含む。15.01 項の解説中の関連する脂肪の記述は、この項の同様の脂肪にも適用する。

この項には、次の物品を含まない。

(a) オレオステアリン、オレオ油及びタロー油 (15.03)

(b) 馬から得た脂肪 (15.06)

(c) この項に記載されていない動物の骨及びくずから得た脂肪 (15.01、15.04 又は 15.06)

(d) 動物の油（例えば、15.06 の牛脚油及び骨油）

(e) 植物脂 (Vegetable tallow) として知られるある種の植物性脂肪、例えば、Chinese-vegetable tallow (Stillingia fat) 及び Borneo tallow (15.15)

15.03 ラードステアリン、ラード油、オレオステアリン、オレオ油及びタロー油（乳化、混合その他の調製をしてないものに限る。）

この項には、ラードを圧搾して得た物品（すなわち、ラードステアリン及びラード油）又はタローを圧搾して得た物品（すなわち、オレオ油、タロー油又はオレオステアリン）を含む。これらの工程ではラード又はタローは加熱したタンクに 3 日ないし 4 日間入れられ、その間にラードステアリン又はオレオステアリンの結晶が形成される。その結果生じた粒々の塊は圧搾され、ステアリンから油が分離される。この圧搾は乾式溶出における圧搾（より高温下で、たんぱく質、結合組織等のその他の動物性材料から残留した脂肪を除去するための圧搾）とは異なる。また、

この項の物品は他の分別法によっても得られる。

ラードステアリンは、ラードその他の豚の溶出した脂肪を圧搾したあとに残る白色の固形脂肪である。この項には、食用に適するもの及び食用に適しないもののいずれをも含む。食用に適するラードステアリンは、軟性ラードに安定した硬度を与えるために混合される場合がある(15. 17)。食用に適しないラードステアリンは、潤滑油として又はグリセリン、オレイン若しくはステアリンの原料として使用する。

ラード油は、ラード又はその他の豚の溶出した脂肪を冷間圧搾することによって得た物品である。帯黄色の液体で、かすかに脂肪のにおいがし、爽快な味がする。これは、ある種の工業用（羊毛加工、せっけん製造等）に使用され、また、潤滑油として、時には食用に供される。

食用のオレオ油（oleo oil）は、白色又は帯黄色の軟粘性の固形脂肪で、かすかなタロー臭と快い風味を有する。これは結晶性のものであるが、圧延又はスモーシングによって粒状になる。これは、主としてオレイン酸のグリセリド（トリオレイン）（tri-olein）から成る。オレオ油は、主としてマーガリン、イミテーションラードその他の食用の物品の製造及び潤滑油として使用する。

タロー油（食用に適しないオレオ油）は、黄色がかった液体で、タロー臭を有するが、空気にさらすと、容易に酸敗する。これは、せっけんの製造に使用され、また潤滑油として使用するために鉱物油と混合される。

オレオ油（oleo-oil）又はタロー油を抽出した後に残った固形分は、主としてステアリン酸及びパルミチン酸のグリセリド（トリステアリン及びトリパルミチン）からなる混合物である。オレオステアリン（oleostearin）又はタローステアリン（tallow stearin）として知られているものは、一般に固く脆（もろ）いケーキ状又は錠剤状をしている。これは、白色で無味無臭である。

この項には、乳化、混合又はその他の方法で調製したものを含まない(15. 16、15. 17 又は 15. 18)。

15. 04 魚又は海棲哺乳（かいせいほ）乳動物の油脂及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）

1504. 10－魚の肝油及びその分別物

1504. 20－魚の油脂及びその分別物（肝油を除く。）

1504. 30－海棲哺乳（かいせいほ）乳動物の油脂及びその分別物

この項には、各種の魚類（たら、おひょう、メンハーデン、にしん、いわし、かたくちいわし、ピルカード等）又は海棲哺乳（かいせいほ）乳動物（鯨、いるか、あざらし等）から得た油脂及びそれらの分別物を含む。これらは、魚類若しくは海棲哺乳（かいせいほ）乳動物の胴体若しくは肝臓又はこれらの動物のくずから抽出される。これらは、通常、特徴のある魚臭と不快な味を有し、色は黄色ないし赤かつ色である。

たらの肝臓、おひょうの肝臓その他の魚の肝臓は、多量のビタミン類とその他の有機物質を含む油を産出する。そのためこれらは主として医薬として使用される。これらの油は、照射その他の方法でビタミン含有量を増加したものであるかないかを問わずこの項に含まれる。ただし、こ

れらが、医薬用に調製したもの又は治療目的の見地から乳化し、若しくはその他の添加物質を含んだものの場合には 30 類に属する。

この項は、またフィッシュステアリン（冷蔵した魚油を圧搾及び傾瀉することによって得られた固形の製品）を含む。これは帯黄色又はかつ色の物質で魚臭を有し、デグラス、潤滑油及び低級せっけんの調製に使用される。

魚又は海棲哺乳（かいせいほ）乳動物から得た油脂は、精製したものであってもこの項に属する。ただし、部分的又は完全に水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し若しくはエライジン化したものは含まない（15.16）。

15.05 ウールグリース及びこれから得た脂肪性物質（ラノリンを含む。）

ウールグリースは、不快な臭気を有する粘着性の脂肪であり、羊毛を洗浄し又は布地を縮絨したせっけん水から抽出する。また揮発性溶剤（二硫化炭素等）により脂付羊毛から抽出したものもある。ウールグリースは、グリセリンエステルではない。したがって、化学的には、油脂というよりはむしろろうとみなすべきである。これは、潤滑油の調製及びその他の工業に使用するが、主としてラノリン（この精製物）又はウールグリースオレイン又はウールグリースステアリンの抽出用に供する。

ラノリンは、ウールグリースの精製により得られ、軟膏（こう）のような粘度を有する。精製の程度によって、色は帯黄白色からかつ色までにわたっており、空気中で極めてわずかなだけ変質し、かすかに特徴のあるにおいを呈する。ラノリンは煮沸アルコールには良く溶解するが、水には溶解しない。しかし、水を多量に吸収し、水和ラノリンと呼ばれる油質状のエマルジョンに変化する。

無水ラノリンは、潤滑剤、乳化性の油又は仕上げ剤（dressings）の調製に使用し、水和又は乳化したラノリンは、主に軟膏又は化粧品の調製に使用される。

わずかに、変性加工したラノリンのうち、ラノリンの基本的な特性を有しているもの及びウールアルコール（コレステロール、イソコレステロールその他の高級アルコールの混合物でラノリンアルコールともいわれる。）もこの項に含まれる。

この項には、化学的に単一のアルコール（一般に 29 類）及びラノリンをもととした調製品、例えば、医薬物質又は香料物質を添加したラノリン（30.03 若しくは 30.04 又は 33 類）を含まない。また、ラノリンの基本的な特性を失うほど、化学的に大きく変性加工したラノリン、例えば、ラノリンをエトキシ化して水溶性にしたものも含まない（通常 34.02）。

ウールグリースを水蒸気蒸留して圧搾すると、液状部、固形部及び残留部に分離する。

液状部は、ウールグリースオレインとして知られ、濁っており、帯赤かつ色でかすかにウールグリースのにおいを有する。これはアルコール、ジエチルエーテル、揮発油等に溶解する。これは紡績工場において織物の加脂剤として使用される。

固形の部分（ウールグリースステアリン）は、ろう状物質で、色は黄かつ色、ウールグリースの強いにおいがあり、煮沸アルコールその他の有機溶剤に溶解する。これは、皮革産業又は潤滑

油若しくは粘稠性グリースの調製及びろうそく若しくはせっけんの製造に使用される。

この項には、ウールグリースの残留物を含まない (15.22)。

15.06 その他の動物性油脂及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）

この項には、02.09 項及びこの類の前項までのいずれかの項に属するものを除き、動物性のすべての油脂及びその分別物を含む。したがって、豚、家きん、牛、羊、やぎ、魚又は海棲哺乳（かいせいほ）乳動物から得た脂並びにラード油、オレオ油、タロー油、魚又は海棲哺乳（かいせいほ）乳動物から得た油及びウールグリースから得た油を除き、すべての動物性油脂がこの項に含まれる。

この項には、特に、次の物品を含む。

- (1) 馬、かば、くま、うさぎ、陸がに、海がめ等からとった脂肪（これらの動物の骨、骨髓、又はくずから得た脂肪を含む。）
- (2) 牛、馬若しくは羊の脚又は頸（けい）骨を煮沸して得られるグリースを冷間圧搾して得られる牛脚油その他これに類する油：これらは、青味を帯びた黄色で甘味のある油で、空気中で安定であり、主として精密機械装置（時計、ミシン、火器等）の潤滑油として使用する。
- (3) 骨脂肪を圧搾し、又は骨を熱水で処理して抽出した骨油：これは、無臭の帯黄色の液状油で、容易に酸敗しない。これは、精密機械装置の潤滑油として、また皮の仕上げに使用する。
- (4) 髓から抽出した油：これは、白色又は帯黄色の物品で医薬用及び香料用に使用する。
- (5) 煮固めた卵黄から圧搾又は溶剤によって抽出した卵黄油：これは、透明な黄金色又は帯赤色の油で、ゆで卵のにおいを有する。
- (6) 海がめの卵の油：これは、淡黄色、無臭で、食用に供する。
- (7) かいこの蛹（さなぎ）から抽出した蛹（さなぎ）油：これは、特有の不快臭を有する赤っぽい色の油である。せっけん製造に使用される。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 豚脂及び家きん脂 (02.09 又は 15.01)
- (b) 牛、羊又はやぎの脂肪 (15.02)
- (c) 魚又は海棲哺乳（かいせいほ）乳動物の油脂及びその分別物 (15.04)
- (d) 主にピリジン塩基から成る物品（ジッペル油、また、時には骨脂と呼ばれる。） (38.24)

15.07 大豆油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）

1507.10－粗油（ガム質を除いてあるかないかを問わない。）

1507.90－その他のもの

大豆油は、大豆 (*Glycine max*) の種子から水圧式若しくは連続式圧搾機又は溶剤で抽出することにより得られる。これは淡黄色の不揮発性の乾性油で、食用及び工業用の両用途（例えば、マーガリン及びサラダドレッシング、又はせっけん、ペイント、ワニス、可塑剤及びアルキッド樹脂の製造）に使用する。

この項には、また、大豆油の分別物を含む。ただし、大豆粗油を精製する際に生ずる大豆レシチンは 29.23 項に属する。

＊

＊ ＊

号の解説

1507.10

圧搾により得た液状又は固状の不揮発性の植物油は、傾瀉、遠心分離又はろ過以外の工程を経していないものを「粗製のもの」とみなす（油を固体粒子から分離するために重力、圧力又は遠心力等の機械的な力のみが使用されたものに限るものとし、吸着ろ過、分別その他の物理的又は化学的处理が行われたものを除く。）。抽出により得た油は、圧搾により得られた同一の油と比較して色、におい又は味に変化を受けていない場合に限り「粗製のもの」とみなす。

15.08 落花生油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）

1508.10－粗油

1508.90－その他のもの

落花生油又はピーナツオイルは、通常落花生 (*Arachis hypogaea*) の種子又は「ナット」を溶剤抽出又は圧搾することにより得られる不乾性油である。

ろ過し、かつ、精製した油は、例えば、サラダオイルとして料理用又はマーガリンの製造に使用する。低級品は、石けん又は潤滑油の製造に使用される。

＊

＊ ＊

号の解説

1508.10

1507.10 号の解説参照

15.09 オリーブ油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製して

あるかないかを問わない。)

1509. 20－エクストラバージンオリーブ油

1509. 30－バージンオリーブ油

1509. 40－その他のバージンオリーブ油

1509. 90－その他のもの

オリーブ油は、オリーブの樹 (*Olea europaea* L.) の果実から得られる油である。

この項には、次の物品を含む。

バージンオリーブ油は、油を変質させないような条件（特に温度条件）のもとで、機械的その他物理的な方法のみにより、オリーブの樹の果実から得られる油で、洗浄、傾瀉（けいしゃ）、遠心分離又はろ過以外の処理は行われていないものである。

(A) エクストラバージンオリーブ油：これは、特に加工前のオリーブの取扱い又は加工中及び貯蔵中の温度管理に関して、油を変質させないような特定の条件のもとで得られる。官能特性としては、果実味があり、香りと味に欠陥がない。透明で淡黄色から緑色をしている。そのままの状態ですぐに食用に適する。エクストラバージンオリーブ油は、遊離酸度がオレイン酸換算で 100 グラムにつき 0.8 グラムを超えず、かつ、Codex Alimentarius Standard 33-1981 に定めるオリーブ油の特性に従い、他の種類のオリーブ油のカテゴリーと区別できるものをいう。

(B) バージンオリーブ油：これは、特に加工中及び貯蔵中の温度条件に関して、油をわずかに変質させ、Codex Alimentarius Standard 33-1981 に定める限度を超えない官能欠陥を生ずることがあるような特定の条件のもとで得られる。特徴的な果実味があり、淡黄色から緑色の透明な油で、そのままの状態ですぐに食用に適する。バージンオリーブ油は、遊離酸度がオレイン酸換算で 100 グラムにつき 2.0 グラムを超えず、かつ、Codex Alimentarius Standard 33-1981 に定めるオリーブ油の特性に従い、他の種類のオリーブ油のカテゴリーと区別できるものをいう。

(C) その他のバージンオリーブ油：これは、更なる精製を経なければ食用に適さないことがあるような条件のもとで得られる。ここには、lampante バージンオリーブ油と ordinary バージンオリーブ油の 2 種類が含まれる。

(D) その他のもの：これは、上記に掲げるバージンオリーブ油から当初のグリセリド構造に変化をもたらさないような方法で精製して得られ、次の 2 種類のものがある。

(1) 精製オリーブ油：これは、遊離酸度がオレイン酸換算で 100 グラムにつき 0.3 グラムを超えず、その他の特性は、Codex Alimentarius Standard 33-1981 に定める特性に合致する。沈殿物のない透明で清澄な油である。これは、淡黄色で、特有の香り及び味を有さず、食用に適するものもある。

(2) オリーブ油（精製オリーブ油及びバージンオリーブ油から成るもの）：これは、そのまま食用に適する精製オリーブ油とバージンオリーブ油を混合したものである。遊離酸度がオレイン酸換算で 100 グラムにつき 1 グラムを超えず、その他の特性は Codex Alimentarius Standard 33-1981 第 3 節に定める特性に合致する。これは、淡黄色から

緑色で、香りと味が良い。

(E) (A) から (D) に記載した油の分別物及び混和物

＊

＊ ＊

この項には、オリーブかす油及びバージンオリーブ油とオリーブかす油との混合物 (15. 10) 並びにオリーブ油から得られたリエステル化油とオリーブかす油との混合物 (15. 16) を含まない。

15. 10 オリーブのみから得たその他の油及びその分別物(第 15. 09 項の油及びその分別物を混合したものを含み、化学的な変性加工をしていないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。)

1510. 10－粗製のオリーブかす油

1510. 90－その他のもの

この項には、オリーブ由来の油を含む (15. 09 項の油を除く。)

この項には、オリーブかすから得た油を含む。オリーブかすは、15. 09 項のオリーブ油を絞ったあとのオリーブの残留固形物である。このペースト状の残留物はまだ不定量の水分及び油分を含有する。

この項の油には、粗製のもの、精製したもの又はその他の処理 (グリセリド構造を変えないものに限る。) をしたものがある。

この項には、また、分別物並びに 15. 09 項の油又は分別物とこの項の油又は分別物との混合物を含む。最も一般的な混和物は、精製オリーブかす油とバージンオリーブ油との混合物から成る。

(A) 粗製のオリーブかす油：これは、15. 09 項のオリーブ油を抽出する際に生ずる残留物から、溶剤抽出その他の物理的処理により得られるものである。これは、国際オリーブ協会 (IOC) の規格 (COI/T. 15/NC No 3) の当該区分に定める特性によって、15. 09 項の油とは区別される。これは、技術的用途又は精製後に食用に供する。

(B) 精製オリーブかす油：これは、当初のグリセリド構造を変えない精製方法によって、粗製のオリーブかす油から得られるものである。

精製オリーブかす油には、次の 2 種類の物品を含む。

(1) 精製オリーブかす油：これは、遊離酸度がオレイン酸換算で 100 グラムにつき 0. 3 グラムを超えず、その他の特性は、Codex Alimentarius Standard 33-1981 の当該区分に定める特性に合致するものである。これは、淡黄色から黄かっ色をしており、許容できる香りや味であり、食用に適するものである。ただし、小売りする国によっては、許可された場合に限り、消費者に直接販売できることがある。

(2) オリーブかす油：これは、精製オリーブかす油と (A) のエクストラバージンオリーブ油及び (又は) (B) のバージンオリーブ油との混合物である。これは、遊離酸度がオ

レイン酸換算で100 グラムにつき1 グラムを超えず、その他の特性はCodex Alimentarius Standard 33-1981 の当該区分の規定に合致するものである。淡黄色から緑色で、香りや味は良く、食用に適する。

＊
＊ ＊

この項には、オリーブ油から得たリエステル化油を含まない（15.16）。

15.11 パーム油及びその分別物（化学的に変性加工してないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）

1511.10－粗油

1511.90－その他のもの

パーム油は、種々のギネアアブラヤシの果実の果肉から得られる植物性脂肪である。主要な原料はアフリカ産のギネアアブラヤシ (*Elaeis guineensis*) で、これは熱帯アフリカ原産であるが、中央アフリカ、マレーシア及びインドネシアでも栽培される。他には、南アフリカ原産のノリパームとしても知られる *Elaeis melanococca* 及びさまざまな *Acrocomia palm* 種（パラグアイパーム (coco mbocaya) を含む。）等がある。当該油は、抽出又は圧搾により得られ、その際の条件や精製されているか否かによって種々の色を呈する。パーム油は、多量のパルミチン酸とオレイン酸を含有する点で、同じギネアアブラヤシから得られるパーム核油（15.13）と区別される。

パーム油は、せっけん、ろうそく、化粧品類の製造、潤滑材として又は錫メッキ (hot-dipped tin coating)、パルミチン酸の製造等に使用される。精製パーム油は、食用品（例えば、フライ用の脂）として、また、マーガリンの製造に使用する。

この項には、パーム核油又はパバス油を含まない（15.13）。

＊
＊ ＊

号の解説

1511.10

1507.10 号の解説参照

15.12 ひまわり油、サフラワー油及び綿実油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）

－ひまわり油及びサフラワー油並びにこれらの分別物

1512. 11－粗油

1512. 19－その他のもの

－綿実油及びその分別物

1512. 21－粗油（ゴシポールを除いてあるかないかを問わない。）

1512. 29－その他のもの

（A）ひまわり油

この油は、通常のひまわり (*Helianthus annuus*) から得られ、淡い黄金色をした油である。

これは、サラダ油として、又はマーガリン及びラード代用品に使用する。この油は、半乾性油の特性を有するためペイント又はワニス工業に使用する。

（B）サフラワー油

重要な染料植物であるサフラワー (*Carthamus tinctoris*) の種子は、食用に適する乾性油を産出する。これは食品及び医薬、アルキッド樹脂、ペイント及びワニスに使用する。

（C）綿実油

この油は、最も重要な半乾性油で、*Gossypium* 属の各種の種子の仁（じん）から得られる。綿実油は、広く工業用、例えば、皮革なめし仕上げ、せっけん、潤滑剤、グリセリン及び防水剤の製造並びに化粧用クリームのベースとして使用する。純粋な精製油は、サラダ油若しくは料理用の油として又はマーガリン及びラード代用品の製造に重要である。

＊

＊ ＊

号の解説

1512. 11 及び 1512. 21

1507. 10 号の解説参照

15. 13 やし（コブラ）油、パーム核油及びババス油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）

－やし（コブラ）油及びその分別物

1513. 11－粗油

1513. 19－その他のもの

－パーム核油及びババス油並びにこれらの分別物

1513. 21－粗油

1513. 29－その他のもの

（A）やし（コブラ）油

この油は、やし (*Cocos nucifera*) の乾燥果肉（又はコブラと呼ばれる。）から得られる。

生鮮のやしの果肉もまた使用される。この不乾性油は、淡黄色又は無色で温度 25 度以下では固体である。やし油は、せっけん、化粧品類の調製、潤滑用グリース、合成洗剤、クリーニング又は洗たく用調製品の製造並びに脂肪酸、脂肪性アルコール及びメチルエステルの原料として使用する。

精製やし油は、食用に適するので、マーガリン、食餌（じ）補助剤のような食品として使用する。

(B) パーム核油

この白い油は、ギネアアブラヤシの果実の果肉からではなく、主としてアフリカ産のギネアアブラヤシ (*Elaeis guineensis*) のナットの核から得られる（解説 15.11 項参照）。この油は、快い香りとナット様の風味を有しているので、マーガリン及び砂糖菓子製造業に広く使用する。これは、また、グリセリン、シャンプー、せっけん及びろうそくの製造にも使用する。

(C) ババス油

この不乾性油は、ババスやし (*Orbignya martiana* 及び *O. oleifera*) から得られる。これは、果実のナットの核から搾り出される。

ババス油は、せっけんその他の工業製品の製造に使用され、精製したものは、パーム核油の代用品として食料品に使用する。

*
* *

号の解説

1513.11 及び 1513.21

1507.10 号の解説参照

15.14 菜種油及びからし油並びにこれらの分別物(化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。)

— 菜種油（低エルカ酸のもの）及びその分別物

1514.11 — 粗油

1514.19 — — その他のもの

— その他のもの

1514.91 — 粗油

1514.99 — — その他のもの

(A) 菜種油

Brassica 属の各種の種子、特に *B. napus* 及び *B. rape* (又は *B. campestris*) のものは、類似した特性を有する半乾性油を産出する。これらは、商慣行上菜種油として類別されている。

これらの油は、一般にエルカ酸を多く含んでいる。この項には、また、エルカ酸の含有率が低い菜種油（これは、特別に開発された rape 又は colza の種で、低エルカ酸の油ができる種子から製造される。）、例えばカノーラ油又は西洋種の菜種油 “double zero” を含む。

これらは、サラダドレッシング、マーガリン等の製造に使用され、また、例えば、潤滑油添加剤のような工業生産品の製造に供される。精製油は、一般に colza oil と呼ばれるが、これも食用に適するものである。

(B) からし油

これは、不揮発性の植物油で、例えば、次の三種、すなわち白マスタード (*Sinapis alba* 及び *Brassica hirta*)、黒マスタード (*Brassica nigra*) 又はインディアンマスタード (*Brassica juncea*) から得られる。これらは、一般にエルシン酸の含有率が高く医薬、料理用又は工業生産品等に使用する。

*
* *

号の解説

1514. 11 及び 1514. 91

1507. 10 号の解説参照

15. 15 その他の植物性油脂又は微生物性油脂及びこれらの分別物(ホホバ油及びその分別物を含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。)

－亜麻仁油及びその分別物

1515. 11－粗油

1515. 19－その他のもの

－とうもろこし油及びその分別物

1515. 21－粗油

1515. 29－その他のもの

1515. 30－ひまし油及びその分別物

1515. 50－ごま油及びその分別物

1515. 60－微生物性油脂及びその分別物

1515. 90－その他のもの

この項には、単独の不揮発性の植物性油脂又は微生物性油脂及びその分別物を含む（この類の総説（B）参照）。ただし、15. 07 項から 15. 14 項までに掲げるものを除く。特に、次のものが、商業上重要である。

（1）亜麻仁油：これは亜麻 (*Linum usitatissimum*) の種子から得られる。この油は最も重要な

乾性油の一つである。亜麻仁油は、黄色からかつ色まであり、刺激性の味とにおいを有する。酸化により極めて強い弾力のある被膜を作る。亜麻仁油は、主としてペイント、ワニス、オイルクロス、パテ、軟せっけん、印刷インキ、アルキッド樹脂又は医薬品の製造に使用される。冷圧搾による亜麻仁油は食用に適する。

(2) とうもろこし油：これは、とうもろこしの穀粒から得られ、脂質の多く（80%程度）は胚に含まれる。その粗油は、例えば、せっけんの製造、潤滑剤、皮革仕上げ剤等多くの工業的用途がある。精製油は食用に適し、料理用、ベーカリー用、他の油との混和用等に使用する。とうもろこし油は半乾性油である。

(3) ひまし油：これは、*Ricinus communis* の種子から得られる。不乾性油で一般に無色から淡色の濃厚な油で、以前は、主に下剤として医薬用に使用されたが、現在は工業的に、ラッカー又はニトロセルロースの可塑剤として、また二塩基酸、エラストマー又は接着剤、界面活性剤、油圧用の油等の製造に使用する。

(4) ごま油：これは一年生草本 *Sesamum indicum* の種子から得られる。半乾性油で高品質のものは、ショートニング、サラダ油、マーガリンその他これらに類する食料品及び医薬品に使用される。低品質のものは工業用に使用される。

(5) 微生物性油脂：単細胞油（SCO）としても知られている。これは、菌（酵母を含む）、バクテリア、微細藻類等の油糧微生物から脂質を抽出して得られる。これらの脂質は、主にアラキドン酸やリノール酸等のポリ不飽和脂肪酸のトリアシルグリセロール（TAG）（室温で液体）を高い割合で含有している。微生物性油脂は、植物性油脂と同じ目的で使用される。他の油糧多細胞微生物から得た油もこの項に属する。

例えば、

(a) アラキドン酸オイル（ARA）：これは、菌（*Mortierella Alpina*）から得た黄色又は黄橙色の液状の油である。食品、飼料、医薬品又は化粧品の成分として使用することがある。

(b) シゾキトリウムオイル：これは、*Schizochytrium* 属の微細藻類から得た油で、食品の成分として使用することがある。

微生物性油脂の原料となる油糧微生物には、例えば、酵母、菌、微細藻類、バクテリアがある。

(6) 桐（とう）油（China-wood oil）：これは、*Aleurites* 属の各種（例えば、*A. fordii*, *A. montana*）の種子から得られる。色は淡黄色から暗かつ色まであり、速乾性で、防腐性と防水性を有する。主な用途は、ワニス及びペイントの製造用である。

(7) ホホバ油：しばしば液体ろうと称されるホホバ油は、無色又は黄色がかった無臭の液体で、主に高級脂肪性アルコールのエステルからなり、*Simmondsia* 属（*S. Californica* 又は *S. Chinensis*）の砂漠性の灌（かん）木の種子から得られる。これは、鯨ろうの代用品として、例えば、化粧品の調製に使用する。

(8) 植物脂（vegetable tallows）として知られる物品（主として Borneo tallow 及び Chinese Vegetable tallow）：これは、ある種の採油用の種を圧搾することによって得られる。Borneo tallow は、結晶性又は粒状性のケーキ状で、外側は白く内部は帯緑黄色である。Chinese

tallow は、固形状のろう状物質で、緑色がかっており、わずかに芳香を有し、油状の触感がある。

- (9) 商取引上ミルテろう (myrtle-wax) 及び日本ろう (Japan wax) として知られる物品：これらは、実際は植物性脂肪である。ミルテろうは、各種の myrtle の漿 (しょう) 果から抽出され、ろう状の外観とバルサム様の特徴的な香を有する硬い帯緑黄色のケーキ状で提示される。日本ろうは、日本及び中国産のうるし科 (*Rhus family*) のいくつかの種類の樹木の実から抽出される物質である。これは、帯緑色、帯黄色又は白色のろう状の外観をもったタブレット状又は円板状の形をしており、結晶性で脆 (もろ) く、わずかに樹脂様の香を有する。

＊

＊ ＊

号の解説

1515. 11 及び 1515. 21

1507. 10 号の解説参照

15. 16 動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂及びこれらの分別物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したものに限るものとし、精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。）

1516. 10－動物性油脂及びその分別物

1516. 20－植物性油脂及びその分別物

1516. 30－微生物性油脂及びその分別物

この項には、動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂で次に記載する特定の化学変化を経たものを含むものとし、さらに調製したものを除く。

また、この項には、同様の処理をした動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂の分別物を含む。

(A) 水素添加した油脂

水素添加は、触媒（通常、微細に分割したニッケル触媒）を使用し、適当な温度及び圧力下で純粋な水素を接触させて行われ、不飽和のグリセリド（例えば、オレイン酸、リノレイン酸等の酸のもの）を高融点の飽和グリセリド（例えば、パルミチン酸、ステアリン酸等の酸のもの）にかえることによって脂肪の融点を上昇させ、油の硬さを増加させる。水素添加の度合いと製品の硬さは、工程に使用される条件と処理時間による。この項には、次のような処理をしたものを含む。

- (1) 部分的に水素添加したもの（ペースト状と液状の層に分離する傾向のあるものもある。）。

部分的水素添加は、不飽和脂肪酸のシス型を、その融点を上昇させるためにトランス型に変える効果がある。

- (2) 完全に水素添加したもの（例えば、ペースト状又は固体状の脂肪に変わった油）通常、水素添加されるのは魚油又は海棲哺乳（かいせいほ）乳動物の油及びある種の植物性油（綿実油、ごま油、落花生油、菜種油、大豆油、とうもろこし油等）である。水素添加は、油脂の硬さを増加させるだけでなく、大気中の酸化により変質する傾向を少なくし、味とにおいをよくし、漂白することによりよい外見を与えるので、これら、全部又は一部が水素添加された油は、15.17 項の食用脂の調製品の原料として使用する。

また、これらには、水素添加したひまし油、いわゆる opal wax を含む。

(B) インターエステル化、リエステル化又はエライジン化した油脂

- (1) インターエステル化（又はトランスエステル化）油脂：油脂の硬さは、油脂を構成しているトリグリセリドの脂肪酸基の再配列によって増加させることができる。エステルに必要な相互作用と再配列は、触媒によって励起される。
- (2) リエステル化油脂（エステル化油脂とも呼ばれる。）：これは、遊離脂肪酸の混合物又は油脂の精製の際に生ずるアシッドオイルとグリセリンとから直接合成されたトリグリセリドである。これらのトリグリセリド中の脂肪酸基の配列は、天然の油に通常みられるもののそれとは異なる。

オリーブから得られた油で、リエステル化油を含有するものは、この項に含まれる。

- (3) エライジン化油脂：これは、不飽和脂肪酸基を実質的にシス型からトランス型に変換させるような方法で処理された油脂である。

上記の油脂は、ろうの特性を有するものであっても又その後脱臭その他のこれに類する精製工程を経たものであっても、直接食用に供することができるものであるかないかを問わずこの項に含まれる。ただし、この項には、水素添加等の処理を受けた油脂及びその分別物で、組織調整（組織又は結晶構造の変更）のような、食用目的のため、更に調製したものを含まない（15.17）。

この項は、更に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化した油脂又はそれらの分別物で、二以上の油脂を変性したものを含まない（15.17 又は 15.18）。

15.17 マーガリン並びにこの類の動物性油脂、植物性油脂若しくは微生物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用のものに限るものとし、第 15.16 項の食用の油脂及びその分別物を除く。）

1517.10—マーガリン（液状マーガリンを除く。）

1517.90—その他のもの

この項には、マーガリン、その他この類の動物性油脂、植物性油脂若しくは微生物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用のものに限るものとし、第 15.16 項のものを除く。）を含む。これらは、通常、液状又は固体状の混合物又は調製品で、次のような物品がある。

- (1) 種々の動物性油脂又はこれらの分別物の混合物又は調製品
- (2) 種々の植物性油脂又はこれらの分別物の混合物又は調製品

(3) 種々の微生物性油脂又はこれらの分別物の混合物又は調製品

(4) 二以上の動物性油脂、植物性油脂若しくは微生物性油脂又はこれらの分別物の混合物又は調製品

この項の物品には、油脂を前もって水素添加したもの並びに乳化（例えば、脱脂粉乳）で、攪（かく）拌、組織調整（組織又は結晶構造の変更）等をしたものがある。また、レシチン、でん粉、着色剤、香味料、ビタミン、バター又はその他の乳脂肪を少量添加したものもある（この類の注 1（c）の規定参照）。

この項には、また、単独の油脂（又はその分別物。水素添加してあるかないかを問わない。）を乳化、攪（かく）拌、組織調整等を行って製造した食用の調製品を含む。

この項は、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化した油脂又はそれらの分別物で、二以上の油脂を変性したものを含む。

この項の主な物品は、次のとおりである。

(A) マーガリン（液状マーガリンを除く。）。これは動物性又は植物性の油脂並びにこれらの油脂の混合物から得られ、一般に黄色がかった、可塑性の塊状をしている。これは、抱水型のエマルジョンで、一般に外観、硬度、色調等をバターに似せて作られる。

(B) この類の動物性油脂、植物性油脂若しくは微生物性油脂又はこの類の異なる種類の油脂の分別物の混合物及び調製品（食用のものに限るものとし、15.16 項の食用の油脂及びその分別物を除く。）。例えば、イミテーションラード、液状マーガリン及びショートニング（組織調整した油脂から生産される。）

この項には、更に、この類の動物性油脂、植物性油脂若しくは微生物性油脂又はこの類の異なる種類の油脂の分別物の食用に適する混合物並びに調製品で、鋳型の離型剤として使用されるようなものを含む。

この項には、単に精製した単一の油脂で、それ以上の処理がされていないものを含まない。これらは、小売用包装にしたものであってもそれぞれの該当する項に属する。この項には、また、バター又はその他の乳脂肪の含有量が全重量の 15%を超える調製品を含まない（通常、21 類）。

この項は、更に、タロー又はラードを圧搾して得た物品（15.03）のみならず、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化した油脂又はそれらの分別物で、単一の油脂を変性したものを含まない（15.16）。

＊

＊ ＊

号の解説

1517.10 及び 1517.90

1517.10 号及び 1517.90 号においてマーガリンの物理的性質は、温度 10 度における目視の方法による。

- 15. 18 動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂及びこれらの分別物（ボイル油化、酸化、脱水、硫化、吹込み又は真空若しくは不活性ガスの下での加熱重合その他の化学的な変性加工をしたものに限るものとし、第 15. 16 項のものを除く。）並びにこの類の動物性油脂、植物性油脂若しくは微生物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用に適しないものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）**

（A）動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂及びその分別物（ボイル油化、酸化、脱水、硫化、吹込み又は真空若しくは不活性ガスの下での加熱重合その他の化学的な変性加工をしたものに限るものとし、15. 16 項のものを除く。）

これらには、動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂及びその分別物で、油の粘性、乾性（すなわち、空気中に放置した時に酸素を吸収し、弾力性のあるフィルムを形成する性質）を向上させ又はその他の性質を変性させるため化学構造を変化させる加工を施したものを含む。

ただし、これらは、その本来の基本構造を有し、かつ、他の項に該当しないものに限る。

例えば、

- （1）ボイル油及び酸化油：これは、通常、酸化剤を少量添加して油を加熱することによって製造する。この油はペイント及びワニス産業に使用される。
- （2）吹込油：これは、部分的に酸化及び重合をした油であり、加熱した空気を油に吹き込むことにより製造する。絶縁ワニス、人造革の製造、又は鉱油と混合して調製潤滑油（compound oil）の製造に使用する。

リノキシシン（linoxyn）は、半固体状のゴム状物質で、リノリウムの製造に使用される高度に酸化された亜麻仁油であり、この項に含まれる。

- （3）脱水ひまし油：これは、触媒の存在の下でひまし油を脱水することにより得られるペイント又はワニスの調製に使用する。
- （4）硫化油（sulphurised oil）：これは、分子中に重合を生じさせるために硫黄又は塩化硫黄で処理した油である。この処理を施した油は、より迅速に乾燥し、通常の乾性油のフィルムよりも水分を吸収しないフィルムを形成し、機械的な力に対してもより強力である。硫化油は、さびどめ用のペイント及びワニスに使用する。

この処理が更に施されると、固体の物品（油から製造したファクチス）が得られる（40. 02）。

- （5）真空又は不活性ガスの下での加熱重合により得た重合油：これは、ある種の油（特に亜麻仁油及び桐油）を、不活性炭酸ガス又は真空下で、酸化することなしに 250～300 度で単に加熱することにより重合したものである。この加工は、通常スタンド油と呼ばれる濃厚な油を生じ、特に柔軟で防水性のフィルムを形成するワニスの製造に使用される。

非重合成分を抽出除去したスタンド油（Take oil）及びスタンド油の混合物もこの項に属する。

- （6）この項に含まれるその他の変性油には、次の物品がある。

（a）マレイン化油：例えば、大豆油を、その過剰の酸基をエステル化するために充分

な多価アルコールとともに、200 度以上の温度において一定量の無水マレイン酸で処理することにより得られる。このようにして得たマレイン化油は良好な乾性を有する。

(b) 乾性油（例えば、亜麻仁油）：これは、その乾性を増加させるために、冷温で少量のドライヤー（例えば、ほう酸鉛、ナフテン酸亜鉛、樹脂酸コバルト）を添加したものである。これらの油は、ボイル油の代用に、ワニス又はペイントの調製に使用する。これは 32.11 項の調製液状ドライヤー（ドライヤーの濃縮溶液）とは大いに異なっており、これらの物品と混同してはならない。

(c) エポキシ化油：例えば、大豆油を、過酢酸（触媒の存在下で過酸化水素と酢酸との反応により、前もって製造したもの又はその場で生成させたもの）で処理することにより得られる。これらは、例えば、ビニル樹脂用の可塑剤及び安定剤として使用する。

(d) 臭素化油：精油の乳化液又は懸濁液の安定剤として、例えば、医薬品工業において使用する。

(B) この類の動物性油脂、植物性油脂若しくは微生物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用に適しないものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）

これらには、とりわけ、使用ずみの揚げ油で、例えば、菜種油、大豆油及び少量の動物性の脂肪を含有し、飼料の調製に使用するものを含む。

この項は、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化した油脂又はそれらの分別物で、二以上の油脂を変性したものも含む。

この項には、次の物品を含まない。

(a) 単に変性した油脂（この類の注 3 参照）

(b) 水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化した油脂又はそれらの分別物で、単一の油脂を変性したもの（15.16）

(c) 飼料用に供する種類の調製品（23.09）

(d) 硫酸化油（すなわち硫酸で処理した油）（34.02）

15.20 グリセリン（粗のものに限る。）、グリセリン水及びグリセリン廃液

粗製グリセリンは乾燥状態において純度 95%未満のものである。これは油脂の分解又はプロピレンからの合成によって得られる。これは製造方法によって種々異った性質を有している。例えば、

(1) 水、酸又はアルカリで加水分解することによって得られるもの：これは、甘味のある液体で不快臭はなく、色は帯黄色からかつ色までである。

(2) グリセリン廃液から得られるもの：これは、淡黄色の液体で渋味と不快臭を有する。

(3) せっけん製造の際に生ずる残留物から作られるもの：これは、帯黒黄色の液体で、甘い風

味(不純物が多いものであれば、にんにくの味がする場合がある。)と多少の不快臭を有する。

- (4) 触媒及び酵素による加水分解によって得られるもの：これは、一般に不快な味とにおいを有する液体で、多量の有機物質と鉱物質を含んでいる。

粗製のグリセリンは、油脂と他のアルコールとのエステル化を行う際にも得られる。

この項には、また、グリセリン水(脂肪酸の製造の際に生ずる副産物)及びグリセリン廃液(石けん製造の際に生ずる副産物)を含む。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 乾燥状態において純度 95%以上のグリセリン (29.05)
- (b) 医薬品の状態にしたグリセリン又は医薬物質を添加したグリセリン (30.03 又は 30.04)
- (c) 香料入りグリセリン又は化粧品を添加したグリセリン (33 類)

15.21 植物性ろう(トリグリセリドを除く。)、みつろうその他の昆虫ろう及び鯨ろう(精製してあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。)

1521.10—植物性ろう

1521.90—その他のもの

- (I) 植物性ろう(トリグリセリドを除く。)(精製してあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。)

次に掲げる物品は、主な植物性ろうである。

- (1) カルナバろう：これは、やしの一種である *Corypha cerifera* 又は *Copernicia cerifera* の葉から浸出したものである。帯緑色、帯灰色又は帯黄色で多少油の性質を有し、やや結晶性の構造をした、きわめて脆(もろ)いもので乾草のような快い香気を有する。
- (2) Ouricury wax：これは、やしの一種である *Attalea excelsa* の葉から得られる。
- (3) やしろろう：これは、やしの別の種である *Ceroxylon andicola* の葉の付け根から自然に浸出したものを木の幹から集めたものである。本品は、一般に多孔質の脆(もろ)い球形状で帯黄白色である。
- (4) カンデリラろう：これは、ある種のメキシコ産植物(*Euphorbia antisyphilitica* 又は *Pedilanthus pavonis*)を水で煮沸することによって得られる。本品は硬い半透明の褐(かっ)色の物質である。
- (5) 甘蔗ろう：これは、自然の状態では、甘蔗の表面に存在するもので、工業的には、砂糖製造の際に生ずる浮きかすを精製することによって得られる。粗製の状態では帯黒色で軟かく甘蔗糖みつに似た臭気を有する。
- (6) 綿ろう及び亜麻ろう：これは、その植物性の繊維中に含まれているもので溶剤によって抽出する。
- (7) オコチラろう：これは、メキシコに生育するある種の樹木の樹皮から溶剤によって抽出したものである。

(8) ピサングろう：これはジャワ地方のある種のパナナ樹の葉の上の粉末 (dust) のようなものから得られる。

(9) エスパルトろう：これはアフリカハネガヤ (esparto grass) から得られ、乾燥した草の束を広げる時にダストとして集められるものである。

この項には、植物性ろうで粗製のもの、精製したもの、漂白したもの及び着色したものを含む（塊状、棒状等であるかないかを問わない。）。

ただし、この項には、次の物品を含まない。

(a) ホホバ油 (15. 15)

(b) 商取引上ミルテろう及び日本ろうとして知られる物品 (15. 15)

(c) 植物性ろうの混合物

(d) 動物性ろう、鉱物性ろう又は人造ろうを混合した植物性ろう

(e) 脂肪、樹脂、鉱物質又はその他の物質（着色料以外のもの）を混合した植物ろう

これらの混合物は、一般に 34 類（通常 34. 04 又は 34. 05）に属する。

(II) みつろうその他の昆虫ろう（精製してあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。）

みつろうは、みつ蜂が巣箱の中の六角形の巣房中に生成した物質である。自然の状態では、粒状で淡黄色、オレンジ色、時としては褐（かっ）色をしており、独特の快い香気を有す。漂白し、精製したものは、白色又はわずかに黄色で、かすかな香気を有する。

これは、ろうそく、ろうびき布又はろうびき紙、マスチック、磨き料等の製造に使用する。

その他の昆虫ろうのうちで最もよく知られているものには、次のものがある。

(1) ラックろう。セラックからアルコールで抽出して得られる。セラックの臭気を有する褐（かっ）色の塊状物である。

(2) 支那ろう（昆虫ろう又は“tree-wax”とも呼ばれる。）。これは、主として中国においてみられる、ある種のとねりこの樹の枝に生育する昆虫類の分泌堆積物で帯白色の結晶状になったものを集めて精製（沸騰水で溶解、ろ過）したものである。これは白色又は帯黄色の、光沢を有する無味の結晶性物質で、タローに類似した臭気を有する。

みつろう及びその他の昆虫ろうは、粗の状態のもの（天然の巣房状のものを含む。）、溶解したもの又は圧搾若しくは精製したものであってもこの項に含まれる（漂白したものであるかないか又は着色したものであるかないかを問わない。）。

この項には、次の物品を含まない。

(a) 昆虫ろうの混合物並びに昆虫ろうと鯨ろう、植物性ろう、鉱物性ろう又は人造ろうとの混合物及び昆虫ろうと脂肪、樹脂、鉱物質又はその他の物質（着色料以外のもの）との混合物。これらの混合物は、通常 34 類（例えば、34. 04 又は 34. 05）に属する。

(b) 蜂みつの巣箱用の巣房に調製したろう (96. 02)

(III) 鯨ろう（粗製のもの、圧搾又は精製したもの。着色してあるかないかを問わない。）

鯨ろうはまっ香鯨その他のこれに類する鯨類の頭蓋中の腔窩中又は皮下脂肪層に含まれている油脂から抽出されるろう状物質である。

粗製鯨ろうは約 1／3 が鯨ろうで、2／3 は脂肪からなり、帯黄色又は褐（かっ）色の塊状で不快臭を有する。

圧搾鯨ろうは、すべての脂肪が抜き取られたものである。これは、小さい固い鱗状の形をしており、帯黄褐（かつ）色で、紙上に殆どしみを残さない。

精製鯨ろうは、圧搾鯨ろうを希釈かせいソーダで処理して得られる。これは白色の真珠様の光沢に輝く、ストリップ状をしている。

鯨ろうは、ある種のろうそく、香料、医薬又は潤滑油の製造に使用する。

上記物品は、着色したものであるかないかを問わず、すべてこの項に属する。

まっ香鯨油は、粗製のものであるか又は鯨ろうの分離により精製されたものであるかないかを問わず、この項には属さない（15.04）。

15.22 デグラス及び脂肪性物質又は動物性若しくは植物性のろうの処理の際に生ずる残留物

（A）デグラス

この項には、皮革の加脂剤として皮革産業に使用される天然デグラス及び人造デグラス（degras）のいずれをも含む。

天然デグラス（“Moellon” 又は “sod oil” として知られる。）は、シャモア皮革を油なめしする際に生ずる残留物で、圧搾し、又は溶剤で抽出することによって得られる。これは、酸敗臭のある海棲（かいせい）動物油、油の酸化により生ずる樹脂様物質、水、鉍物質（ソーダ、石灰、硫酸塩）並びに毛、膜及び皮のくずから成る。

天然デグラスは、非常に粘稠なペースト状の均一な液状で魚油の強いにおいを有し、黄色又は暗褐（かつ）色をしている。

人造デグラスは、通常、酸化し、乳化し又は重合した魚油（これらの油の混合物を含む。）をもととし、ウールグリース、タロー、ロジン油等、また、時として天然デグラスを混合したものから成る。これらの混合物は、粘稠な黄色の液体（天然デグラスよりも流動性がある。）で、特徴的な魚油臭を有する。これらは、毛、膜又は皮のくずを含んでいない。放置しておくくと二層（低部は水）に分離する傾向がある。

ただし、この項には、魚油を単に酸化又は重合したもの（15.18）、硫酸化油（34.02）及び皮革の加脂に使用する調製品（34.03）は、含まない。

この項には、また、シャモア皮革をアルカリ溶液で処理して得られるデグラス及び硫酸で脂肪ヒドロキシ酸を沈でんさせることによって得られるデグラスを含む。これらの物品は、商業的には、乳化した形で取引されている。

（B）脂肪性物質又は動物性若しくは植物性のろうの処理の際に生ずる残留物

この項には、次の物品を含む。

（1）油滓：これは、油の精製の際生ずる油状又は粘液状の残留物であり、せっけん及び潤滑油の製造に使用する。

（2）ソープストック：遊離脂肪酸を塩基（水酸化ナトリウム）で中和し、油を精製する際に生ずる副産物であり、粗製せっけんと中性油脂の混合物から成る。これらは、ペースト状の硬さで、抽出される油の原材料により種々の色（帯褐（かつ）黄色、帯白色、帯

褐（かつ）緑色等）をしており、せっけんの製造に使用する。

- （3）脂肪酸の蒸留により得られるステアリンピッチ（stearin pitch）：これは、粘着性の帯黒色の塊で、固く、時として弾力性があり、軽質の石油に一部溶解する。マスチック、耐水性板紙、電気絶縁物の調製に使用する。
- （4）ウールグリースの蒸留の際に生ずる残留物：これらの外観は、ステアリン残留物に類似しており、同じ用途に供する。
- （5）グリセリンピッチ：これは、グリセリンの蒸留の際に生ずる残留物で、織物の仕上げ及び耐水紙用に供する。
- （6）脂肪、動物性ろう又は植物性ろうを含有する使用済の脱色土
- （7）動物性又は植物性のろうのろ過の際に生ずる残留物で、多少のろうを含む不純物から成るもの

この項には、次の物品を含まない。

- （a）獣脂かす、豚脂その他の動物性の脂肪を溶出する際に生ずる膜質の残留物（23. 01）
- （b）オイルケーキ、残さパルプその他の植物油を抽出する際に生ずるかす（油滓を除く。）（23. 04 から 23. 06）

第 4 部

調製食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品、非燃焼吸引用の物品（ニコチンを含有するかしないかを問わない。）並びにニコチンを含有するその他の物品（ニコチンを人体に摂取するためのものに限る。）

注

- 1 この部において「ペレット」とは、直接圧縮すること又は全重量の 3 % 以下の結合剤を加えることにより固めた物品をいう。

第 16 類**肉、魚、甲殻類、軟体動物若しくは****その他の水棲（せい）無脊椎動物又は昆虫類の調製品**

注

- 1 この類には、第2類、第3類、第4類の注6又は第05.04項に定める方法により調製し又は保存に適する処理をした肉、くず肉、魚、甲殻類、軟体動物及びその他の水棲（せい）無脊椎動物並びに昆虫類を含まない。
- 2 ソーセージ、肉、くず肉、血、昆虫類、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲（せい）無脊椎動物の一以上を含有する調製食料品で、これら物品の含有量の合計が全重量の20%を超えるものは、この類に属する。この場合において、これらの物品の二以上を含有する調製食料品については、最大の重量を占める成分が属する項に属する。前段及び中段のいずれの規定も、第19.02項の詰物をした物品及び第21.03項又は第21.04項の調製品については、適用しない。

＊

＊ ＊

号注

- 1 第1602.10号において「均質調製品」とは、微細に均質化した肉、くず肉、血又は昆虫類から成る乳幼児用食品又は食餌療法用の調製品（小売用のもので正味重量が250グラム以下の容器入りにしたものに限る。）をいう。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該調製品に加えた少量の構成成分は考慮しないものとし、当該調製品が少量の肉、くず肉又は昆虫類の目に見える程度の細片を含有するかしないかを問わない。同号は、第16.02項の他のいかなる号にも優先する。
- 2 第16.04項又は第16.05項の号において、慣用名のみで定める魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲（せい）無脊椎動物は、第3類において同一の慣用名で定める魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲（せい）無脊椎動物と同一の種に属する。

総 説

この類には、肉、くず肉（例えば、足、皮、心臓、舌、肝臓、腸、胃）、血、昆虫類、魚（皮を含む。）又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲（せい）無脊椎動物から製造された調製食料品を含む。この類の物品は、2類、3類、4類の注6又は05.04項に規定する以外の方法により調製し又は保存に適する処理をしたもので、例えば、次のような物品がある。

（1）ソーセージ及びこれに類する物品

（2）煮、蒸し、焼き、油で揚げ、あぶり、その他の方法により加熱調理したもの（ただし、くん製の前又はくん製の際に加熱による調理をしたくん製の魚並びにくん製の甲殻類、軟体動物又はその他の水棲（せい）無脊椎動物（03.05、03.06、03.07 及び 03.08）、蒸気又は水煮により調理した殻付きの甲殻類（03.06）、開殻のためや輸送又は凍結に先立つ安定化のため

に必要な熱湯処理その他の熱衝撃 (heat shock) のみを施した軟体動物 (03.07) 及び加熱による調理をした魚並びに加熱による調理をした甲殻類、軟体動物又はその他の水棲 (せい) 無脊椎動物から得られる粉、ミール及びペレット (03.09) を除く。)

- (3) エキス、ジュース若しくはマリネードの形に調製し又保存に適する処理をしたもの、キャビア又はキャビア代用物として魚卵から調製したもの、単にころも (batter) 又はパン粉でおおったもの、しょうろを添えたもの、調味したもの (例えば、こしょうと塩によるもの) 等

- (4) 微細に均質化したもので、この類の物品 (すなわち、調製し又は保存に適する処理をした肉、くず肉、血、昆虫類、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲 (せい) 無脊椎動物) のみをもととするもの。

これらの均質調製品は、調味、保存その他の目的のために加えた少量の構成成分と同様に、少量の肉、魚等の目に見える程度の細片を含有していてもよい。ただし、均質化はそれ自体 16 類の調製品としての資格を与えるものではない。

なお、2 類及び 3 類の物品と、この類に掲げる物品との区分基準については、2 類及び 3 類の総説を参照すること。

この類には、また、ソーセージ、肉、くず肉、血、昆虫類、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲 (せい) 無脊椎動物 (以下、このパラグラフにおいて「肉等」という。) と野菜、スパゲッティ、ソース等とから成る調製食料品 (いわゆる “prepared meals” を含む。) で、肉等又はこれらの混合物の重量が全重量の 20% を超えるものを含む。この場合において、調製食料品が、肉等を二以上含有する (例えば、肉と魚の両方を含有する。) ときには、調製食料品は、肉等構成材料のうち最大重量を占めるものが属する 16 類の各項に属する。また、いずれの場合においても、重量は、提示の際における肉等の重量とし、調製前の重量とはしない (ただし、19.02 項の詰物食品、21.03 項に記載するソース、ソース用の調製品その他の調味料並びに 21.04 項に記載するスープ、ブロス及びこれらの調製品並びに均質混合調製食料品は、常に当該各項に属するので注意しなければならない。)

この類には、次の物品を含まない。

- (a) 肉又はくず肉の粉及びミール (海棲哺乳 (かいせいほ) 乳動物のものを含む。) で、食用に適するもの (02.10)、魚の粉及びミールで、食用に適するもの (03.09)、昆虫類の粉及びミールで、食用に適するもの (04.10)
- (b) 昆虫類の粉、ミール及びペレットで、食用に適しないもの (05.11)、肉 (海棲哺乳 (かいせいほ) 乳動物の肉を含む。)、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲 (せい) 無脊椎動物の粉、ミール及びペレットで、食用に適しないもの (23.01)
- (c) 肉、くず肉、魚等をもととした飼料用調製品 (23.09)
- (d) 30 類の医薬品

16.01 ソーセージその他これに類する物品 (肉、くず肉、血又は昆虫類から製造したものに限る。)

及びこれらの物品をもととした調製食料品

この項には、ソーセージその他これに類する物品を含む。すなわち、肉、くず肉（腸及び胃を含む。）若しくは昆虫類を切り刻んだもの若しくはひき肉としたもの又は血を腸、胃、ぼうこう、スキンその他これらに類するケーシング（天然のもの又は人造のもの）に詰めた調製品である。ただし、これらの物品には、スキンレスであって、単にソーセージ特有の形状にプレスしたものもある。すなわち、シリンダー状その他これに類する形状で、横断面は、円形、卵形、長方形（多少かどを丸くしたもの）がある。

ソーセージ及びこれに類する物品には、生のもの若しくは加熱による調理をしたもの又はくん製のもの若しくはくん製でないものがあり、これらには、脂肪、でん粉、調味料、香辛料等を加えたものもある。更に、これらには肉又はくず肉の片が比較的大きなもの（例えば、一口サイズ（bite-sized）程度のもの）を含有するものもある。ソーセージ及びこれに類する物品はスライスにし又は気密容器に入れてあるかないかを問わず、この項に含まれる。

この項には、特に、次の物品を含む。

- (1) 肉をもととしたソーセージ及びこれに類する物品（例えば、フランクフルト、サラミ）
- (2) レバーソーセージ（家きんの肝臓から作られたものを含む。）
- (3) ブラックプディング（Black puddings）及びホワイトプディング（White puddings）
- (4) アンドウイエット（Andouillettes）（豚などの小腸から作った小さなソーセージ）サビロイ（saveloys）、ボロニア（bolognas）及びその他これらに類する特製のもの
- (5) パテ（pates）、ミートペースト、ガランティン及びリーエット（rillettes（つぼ詰めのみき肉））（ソーセージケーシングに詰めたもの又はソーセージ特有の形状にプレスしたものに限る。）

この項には、また、ソーセージ又はこれに類する物品をもととしたある種の調製食料品（いわゆる“prepared meals”を含む。）を含む（16 類の総説参照）。

ただし、この項には、次の物品を含まない。

- (a) あらかじめ肉を切り刻み又はひき肉とすることなく、ぼうこう、腸その他これらに類するケーシング（天然のもの又は人造のもの）に詰めた肉（例えば、ロール状の豚のもも肉及び肩肉（一般に 02.10 又は 16.02）
- (b) 生肉を切り刻み又はひき肉にしているが、その他の成分を加えずにケーシングに詰めたもの（2 類）
- (c) ソーセージケーシングとして、通常、使用しない種類のケーシングに詰められた調製品（当該ケーシングがないとした場合に、この項に属するものを除く。）（一般に 16.02）
- (d) 加熱による調理をし、単に骨を除いた家きんの肉、例えば、ターキーロール（16.02）

16.02 その他の調製をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉、血及び昆虫類

1602.10－均質調製品

- 1602. 20—動物の肝臓のもの
 - 第 01. 05 項の家きんのもの
- 1602. 31—七面鳥のもの
- 1602. 32—鶏（ガルルス・ドメスティクス）のもの
- 1602. 39—その他のもの
 - 豚のもの
- 1602. 41—もも肉及びこれを分割したもの
- 1602. 42—肩肉及び分割したもの
- 1602. 49—その他のもの（混合物を含む。）
- 1602. 50—牛のもの
- 1602. 90—その他のもの（動物の血の調製品を含む。）

この項には、ソーセージその他これに類する物品（16. 01）、肉エキス及びミートジュース（16. 03）を除き、この類に分類される全ての調製をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉、血及び昆虫類を含む。

この項には、次の物品を含む。

- （1）煮（湯がきその他これに類する処理を除く。2 類の総説参照）、蒸し、焼き、油で揚げ、あぶり又はその他の方法により加熱調理した肉及びくず肉
- （2）パテ（pates）、ミートペースト、ガランティン（galantine）及びリーエット（rillettes（つば詰めひき肉））。ただし、ソーセージその他これに類する物品として、16. 01 項に分類するための要件に合致しないものに限る。
- （3）第 2 類又は 05. 04 項に記載する方法以外の方法により調製し又は保存に適する処理をした肉及びくず肉（単に、ころも（batter）又はパン粉でおおった肉及びくず肉、しょうろを添えた肉及びくず肉、調味した（例えば、こしょうと塩を使用して）肉及びくず肉並びに微細に均質化した肉及びくず肉（16 類総説（4）参照）を含む。）
- （4）血の調製品（16. 01 項のブラックプディング（black puddings）及びこれに類する物品を除く。）
- （5）調製食料品（いわゆる“prepared meals”を含む。）で、肉、くず肉、血又は昆虫類の重量が全重量の 20%を超えるもの（16 類総説参照）

この項には、次の物品を含まない。

- （a）肉又はくず肉を詰めたパスタ（ラビオリ（ravioli）等）（19. 02）
- （b）ソース、ソース用の調製品、混合調味料（21. 03）
- （c）スープ、ブロス及びスープ、ブロス用の調製品並びに均質混合調製食料品（21. 04）

16. 03 肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲（せい）無脊椎（せきつい）動物のエキス及びジュース

この項のエキスは、異なった材料から得たものであっても物理的特徴（外観、におい、風味等）及び化学的組成は極めて類似している。

この項には、次の物品を含む。

- (1) 肉エキス：これは一般に肉を加圧下で煮又は蒸し、次いでろ過又は遠心分離により脂肪を除去してできた液汁を濃縮して得られる物品である。これらのエキスは、濃縮の程度により、固体又は液体である。
- (2) ミートジュース：生の肉を圧搾することにより得られる。
- (3) 魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲（せい）無脊椎（せきつい）動物のエキス：魚エキスは、例えば、にしんその他の魚の肉の水抽出物を濃縮して得られるか、又はフィッシュミール（脱脂してあるかないかを問わない。）から作られる。製造の際に魚臭（例えば、海棲魚の場合トリメチルアミン）を呈する成分の全部又は一部が除かれることがある。このようなエキスは、そのため、肉エキスに類似する特徴を有する。
- (4) ジュース：生の魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲（せい）無脊椎（せきつい）動物を圧搾することにより得られる。

これらの物品は、保存性を確保するために十分な量の食塩その他の物質が添加されてあってもよい。

エキスは、スープ（濃縮してあるかないかを問わない。）及びソースのような調製食料品の製造に使用する。ジュースは、主として食餌（じ）療法用の食品として使用される。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 肉、魚等のエキスを含有するスープ、ブロス及びスープ、ブロス用の調製品並びに均質混合調製食料品（タブレット状又はキューブ状のスープ及びブロスを含む。）。これらは、肉、魚等のエキスのほか、脂肪、ゼラチン及び一般に多量の食塩のような他の物質を含有する。）
(21. 04)
- (b) 23. 09 項の魚又は海棲哺乳（かいせいほ）乳動物のソリュブル
- (c) この項の物品が、その中で単に医薬物質の賦形剤又は媒体として使用されている医薬品（30 類）
- (d) ペプトン及びその塩（35. 04）

16. 04 魚（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物

—魚（全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。）

1604. 11—さけ

1604. 12—にしん

1604. 13—いわし

1604. 14—まぐろ、はがつお（サルダ属のもの）及びかつお

- 1604.15ーさば
- 1604.16ーかたくちいわし
- 1604.17ーうなぎ
- 1604.18ーふかひれ
- 1604.19ーその他のもの
- 1604.20ーその他の調製をし又は保存に適する処理をした魚
 - ーキャビア及びその代用物
- 1604.31ーキャビア
- 1604.32ーキャビア代用物

この項には、次の物品を含む。

- (1) 煮、蒸し、焼き、油で揚げ、あぶりその他の方法により加熱調理した魚。ただし、くん製の前又はくん製の際に加熱による調理をしたくん製の魚は、その他の方法により調製されていない限り、03.05 項に属するので注意しなければならない。
 - (2) 食酢、油などで調製し又は保存に適する処理をした魚、フィッシュマリネード（ワイン、食酢などで調製した魚で、香辛料その他の成分を加えたもの）、魚のソーセージ、フィッシュペースト、アンチョビーペースト及びサーモンペーストといわれる製品（それらの魚から製造したペーストで脂肪を加えたもの）等
 - (3) 03.02 項から 03.05 項までの各項に記載する方法以外の方法により調製し又は保存に適する処理をした魚及びその部分（例えば、魚の切身を単にころも（batter）又はパン粉でおおったもの、調製したしらこ及び肝臓、微細に均質化した魚（16 類総説（4）参照）並びに殺菌又は滅菌した魚
 - (4) 魚を含有するある種の調製食料品（いわゆる“prepared meals”を含む。）（16 類の総説参照）
 - (5) キャビア：本品は、イタリア、アラスカ、トルコ、イラン及びロシアの数地域の川に生棲するちょうぎめの卵を調製したもので、主な種類は、Beluga、Schirp、Ossiotr 及び Sewruga である。一般にキャビアは、直径 2 ミリメートル～4 ミリメートルの銀灰色ないし帯緑黒色を呈する卵から成る軟かい粒の塊状のものである。強い香とわずかな塩味を有する。これはまた固められることがある。すなわち均質なペースト状としたり、ときには小さく細い円筒状にしたり、又は小型容器に包装されることもある。
 - (6) キャビア代用物：これらは、キャビアのように消費される物品であるが、ちょうぎめ以外の魚（例えば、さけ、鯉、かわかます、まぐろ、ぼら、たら、だんご魚）の卵から調製される。当該魚卵は、洗浄され、附属器官が除去され、かつ、塩蔵されたもので、場合によってはプレス又は乾燥される。また、これらの魚卵は香味付け又は着色されたものもある。
- 上記の全ての調製品は、気密容器入りであるかないかを問わずこの項に属する。

この項には、また、次の物品を含まない。

- (a) 魚の卵及びしらこで、調製若しくは保存に適する処理をしていないか、又は 3 類に規定す

る方法のみにより調製をし若しくは保存に適する処理をしたもの（キャビア又はキャビア代用物としてそのまま食するのに適したものを除く。）（3類）

（b）魚のエキス及びジュース（16.03）

（c）魚を詰めたパスタ（19.02）

（d）ソース、ソース用の調製品、混合調味料（21.03）

（e）スープ、ブロス及びスープ、ブロス用の調製品並びに均質混合調製食料品（21.04）

16.05 甲殻類、軟体動物及びその他の水棲（せい）無脊椎（せきつい）動物（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）

1605.10－かに

－シュリンプ及びプローン

1605.21－気密容器入りでないもの

1605.29－その他のもの

1605.30－ロブスター

1605.40－その他の甲殻類

－軟体動物

1605.51－かき

1605.52－スキャロップ（いたや貝を含む。）

1605.53－い貝

1605.54－いか

1605.55－たこ

1605.56－クラム、コックル及びアークシェル

1605.57－あわび

1605.58－かたつむりその他の巻貝（海棲（せい）のものを除く。）

1605.59－その他のもの

－その他の水棲（せい）無脊椎動物

1605.61－なまこ

1605.62－うに

1605.63－くらげ

1605.69－その他のもの

甲殻類、軟体動物及びその他の水棲（せい）無脊椎動物については、この項の物品がとり得る種々の状態に関連する 16.04 項の解説を準用する。

調製し又は保存に適する処理をした甲殻類及び軟体動物の主なものには、かに、シュリンプ及びプローン、ロブスター、ざりがに（crawfish、crayfish）、いがい、たこ、いか及びかたつむりがある。この項の、調製し又は保存に適する処理をしたその他の水棲（せい）無脊椎動物の主なものには、うに、なまこ及びくらげがある。

ただし、この項には、蒸気又は水煮により調理した殻付きの甲殻類（一時的な保存剤が少量添加されているかいないかを問わない。）（03.06）及び開殻のためや輸送又は凍結に先立つ安定化のために必要な熱湯処理その他の熱衝撃（heat shock）のみを施した軟体動物（03.07）を含まない。

第 17 類

糖類及び砂糖菓子

注

- 1 この類には、次の物品を含まない。
 - (a) ココアを含有する砂糖菓子 (第 18.06 項参照)
 - (b) 第 29.40 項の糖類 (化学的に純粋なものに限るものとし、しょ糖、乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を除く。) その他の物品
 - (c) 第 30 類の医薬品その他の物品

＊

＊ ＊

号注

- 1 第 1701.12 号、第 1701.13 号及び第 1701.14 号において「粗糖」とは、乾燥状態において、全重量に対するしょ糖の含有量が、検糖計 (旋光度を測定するものに限る。) の読みで 99.5 度未満に相当する砂糖をいう。
- 2 第 1701.13 号の物品には、分蜜をすることなく得た甘しゃ糖で、乾燥状態において、全重量に対するしょ糖の含有量が、検糖計の読みで 69 度以上 93 度未満に相当するもののみを含む。この物品は、糖蜜その他のさとうきびの組成分から成る残留物に取り囲まれたもので、肉眼により判別できない天然の他形の微結晶 (不規則な形のものに限る。) のみを有するものである。

総 説

この類には、糖類 (例えば、しょ糖、乳糖、麦芽糖、ぶどう糖、果糖) を含むほか、糖水、人造はちみつ、カラメル、砂糖の抽出又は精製の際に生ずる糖みつ及び砂糖菓子を含む。この類の固体の砂糖及び糖みつは、砂糖又は糖みつとしての本来の特性を保持している限り、着色料、香味料 (例えば、くえん酸又はバニラ) 又は人工甘味料 (例えば、アスパルテーム又はステビア) を加えてあってもよい。

この類には、次の物品を含まない。

- (a) ココア又はチョコレート (ホワイトチョコレートを除く。) を含有する砂糖菓子 (ココアの含有量を問わない。) 及び甘味料を加えたココア粉 (18.06)
- (b) 19 類、20 類、21 類又は 22 類の甘味料を加えた調製食料品
- (c) 甘味料を加えた飼料 (23.09)
- (d) 化学的に純粋な糖類 (しょ糖、乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を除く。) 及びそれらの水溶液 (29.40)
- (e) 砂糖を含有する医薬品 (30 類)

17.01 甘しゃ糖、てん菜糖及び化学的に純粋なしょ糖 (固体のものに限る。)

－粗糖（香料又は着色料を加えてないものに限る。）

1701. 12－てん菜糖

1701. 13－この類の号注 2 の甘しや糖

1701. 14－その他の甘しや糖

－その他のもの

1701. 91－香料又は着色料を加えたもの

1701. 99－その他のもの

甘しや糖は、甘しや茎の液から、てん菜糖は、てん菜の根から抽出して得た液から製造される。

粗製の甘しや糖及びてん菜糖は、褐（かつ）色の結晶形又はその他の固形状をしているが、その色は、不純物が存在するためである。乾燥状態において、これらの全重量に対するしょ糖の含有量は、検糖計（施光度を測定するものに限る。）の読みで 99.5 度未満に相当する（号注 1 参照）。これらは、一般に精製糖にされる。ただし、粗糖でも精製することなく食用に適する程に純度の高いものがある。

精製した甘しや糖及びてん菜糖は、粗糖をさらに精製して得られる。これらは、一般に白色の結晶物質として得られ、種々の精製度、又は小キューブ状、塊状、スラブ状、スティック状または一定の成形品の形状、sawn pieces 又は cut pieces の形状で市販される。

この項には、上記で述べた粗糖又は精製の砂糖のほか、ブラウンシュガー（白糖に、例えば、カラメル又は糖みつを少量添加したもの）及び砂糖の濃縮液を徐々に結晶させて大きな結晶にした氷砂糖を含む。

甘しや糖及びてん菜糖は固体状（粉末状のものを含む。）である場合のみこの項に属し、これらの糖は、香料又は着色料を添加してあってもよい。

糖の水溶液からなる甘しや糖又はてん菜糖の糖水は、香料又は着色料が加えられていない場合には 17. 02 項に属し、加えられている場合には 21. 06 項に属する。

この項には、また、飲料の製造に使用する種類の固体状（粒状又は粉末状のものを含む。）の調製品で、砂糖の特性を失ったものを含まない（21. 06）。

この項には、またその原料のいかんを問わず固体状の化学的に純粋なしょ糖を含む。甘しや又はてん菜以外の原料から得られたしょ糖（化学的に純粋なしょ糖は除く。）はこの項には属さない（17. 02）。

＊

＊ ＊

号の解説

1701. 12、1701. 13 及び 1701. 14

商取引される粗製の甘しや糖は、常に 0. 1%を超える転化糖を含有するのに対し、粗製のてん菜糖中の転化糖の含有量は、通常 0. 1%未満である。これらの 2 種類の粗糖は、また、試料の水溶液を栓をした容器に一夜貯蔵した時に発生するにおいの違いから、それぞれを区別することが

できる。

17.02 その他の糖類（化学的に純粋な乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を含むものとし、固体のものに限る。）、糖水（香味料又は着色料を加えてないものに限る。）、人造はちみつ（天然はちみつを混合してあるかないかを問わない。）及びカラメル

－乳糖及び乳糖水

1702. 11－無水乳糖として計算した乳糖の含有量が乾燥状態において全重量の 99%以上のもの

1702. 19－その他のもの

1702. 20－かえで糖及びかえで糖水

1702. 30－ぶどう糖及びぶどう糖水（果糖を含有しないもの及び果糖の含有量が乾燥状態において全重量の 20%未満のものに限る。）

1702. 40－ぶどう糖及びぶどう糖水（果糖の含有量が乾燥状態において全重量の 20%以上 50%未満のものに限るものとし、転化糖を除く。）

1702. 50－果糖（化学的に純粋なものに限る。）

1702. 60－その他の果糖及び果糖水（果糖の含有量が乾燥状態において全重量の 50%を超えるものに限るものとし、転化糖を除く。）

1702. 90－その他のもの（転化糖並びにその他の糖類及び糖水の混合物で果糖を乾燥状態において全重量の 50%含有するものを含む。）

この項には、その他の糖類で固体のもの、糖水、人造はちみつ及びカラメルを含む。

（A）その他の糖類

ここには、17.01 項の糖類以外の糖類又は 29.40 項の化学的に純粋な糖類以外の糖類で固体（粉末状のものを含む。）のものを含む。香味料又は着色料を加えてあってもよい。この項の主な糖類には、次の物品がある。

- （1）乳糖（milk sugarとしても知られる。 $C_{12}H_{22}O_{11}$ ）：ミルク中に存在し、商業的にはホエイから製造する。この項には、化学的に純粋な乳糖及び商慣行上乳糖として取引される物品の両者を含む。これらの製品は、無水乳糖として計算した乳糖の含有量が乾燥状態において全重量の 95%を超えなければならない。乳糖の含有率の計算において「乾燥状態」には、自由水及び結晶水のいずれも含まない。ホエイから得た物品で、無水乳糖として計算した乳糖の含有量が乾燥状態において全重量の 95%以下のものを除く（通常 04.04）。

商慣行上乳糖として取引される物品を、精製したものは、白色でわずかに甘い結晶性の粉末である。化学的に純粋な乳糖は、無水のものであるか含水のものであるかを問わず固い無色の結晶で、臭を吸収する。

乳糖は、ミルクとともに育児食の調製に広く使用されるほか、製菓用、ジャムの製造用又は医薬品の製造用に供される。

- （2）転化糖：天然はちみつの主要成分である。これは、一般に商業的には、精製したしょ糖の

水溶液を加水分解して製造され、ぶどう糖と果糖の重量割合は等量である。これは、固体又は粘稠なシロップ（下記（B）参照）として提示され、医薬品、パンの製造、貯蔵果実及び人造はちみつ製造並びに醸造工業に使用する。

- （3）ぶどう糖：天然に、果実及びはちみつ中に存在する。また等量の果糖とともに転化糖を構成する。

この項には、デキストローズ（化学的に純粋なぶどう糖）及び商慣行上ぶどう糖として取引される物品を含む。

デキストローズ（ $C_6H_{12}O_6$ ）は、白色の結晶状粉末で、食品工業及び医薬工業において使用する。

商慣行上ぶどう糖として取引する物品は、でん粉を酸又は酵素により加水分解して得られ、デキストローズの他に、常に種々の割合の二糖類、三糖類、その他の多糖類（麦芽糖、マルトトリオース等）を含有し、デキストローズとして計算した還元糖の含有量は、乾燥状態において20%以上である。これは、一般に無色の多少粘性のある液（グルコースシロップ。下記（B）参照）又は塊状若しくはケーキ状（glucose aggregates）又は無定形の粉の形状であり、主として食料工業、醸造工業、たばこ工業（たばこの発酵）及び製薬業において使用される。

- （4）果糖（ $C_6H_{12}O_6$ ）：甘味を有する果実又ははちみつ中にぶどう糖とともに多量に存在する。商業的には、商慣行上ぶどう糖として取引される物品（例えばコーンシロップ）若しくはしょ糖から又はダリア及びキクイモ（Jerusalem artichoke）の塊茎に含まれているイヌリンを加水分解して得られる。これは、白色の結晶性粉末又は粘稠なシロップ（下記（B）参照）で、通常の砂糖（しょ糖）より甘く、特に糖尿病患者用に適している。この項には、化学的に純粋な果糖及び商慣行上果糖として取引される物品の両者を含む。

- （5）砂糖類（てん菜及び甘しゃ以外の原料から製造されたものに限る。）：最も重要なものはかえで糖で、主にカナダ及びアメリカ合衆国の東北部に生育するかえで類（主として *Acer saccharum* 及び *Acer nigrum*）の樹液から得られる。この樹液は、微妙な芳香を寄与している糖以外のある種の成分を失わないために、通常精製することなく濃縮し結晶化される。かえで糖は、また、シロップで市販されている（下記（B）参照）。その他のしょ糖水（下記（B）参照）は、さとうもろこし（*Sorghum vulgare var. saccharatum*）、いなご豆（*carob bean*）及びある種のやし等から得られる。

- （6）マルトデキストリン（又はデキストリマルトース）：商慣行上ぶどう糖として取引される物品と同様の製法により得られ、麦芽糖と多糖類を種々の割合で含有している。ただし、加水分解の度合いが少ないので、商慣行上ぶどう糖として取引される物品より還元糖の含有量が少ない。この項には、ぶどう糖として表わされた還元糖の含有量が、乾燥状態において10%を超え20%未満のものに限り含まれ、還元糖の含有量が10%以下のものは35.05項に属する。マルトデキストリンは、一般に白色の粉であるが、糖水の状態でも売られている（下記（B）参照）。マルトデキストリンは、主にベビーフード及び食餌（じ）療法用低カロリー食品の製造において香味物質又は食品の着色料の増量剤として、また、製薬工業において担体として使用される。

- (7) 麦芽糖 ($C_{12}H_{22}O_{11}$) : 工業的には、でん粉を麦芽酵素により加水分解することによって製造される白色の結晶性粉末で醸造工業に使用する。この項は化学的に純粋な麦芽糖及び商慣行上麦芽糖として取引される物品の両者を分類する。

(B) 糖 水

ここには、29.40 項の化学的に純粋な糖類の水溶液を除き、すべての糖水（乳糖のシロップ及び水溶液を含む。）が含まれる。ただし、これらには香味料又は着色料が添加されていない（21.06 項の解説参照）。

上記（A）に掲げられている糖水（例えば、ぶどう糖（でん粉）シロップ、果糖水、マルトデキストリンのシロップ、転化糖水及び砂糖水）のほか、この項には次の物品が含まれる。

- (1) 単一のシロップ : この類の糖類を水に溶解して得られる。
- (2) てん菜、甘しや等から糖類の抽出の際に得られるジュース及びシロップ : これらは、不純物としてペクチン、たんぱく系物質、無機塩等を含んでいてもよい。
- (3) ゴールデンシロップ : しよ糖及び転化糖を含有する食卓用又は料理用のシロップである。
これは、砂糖を精製し、結晶化したあと精製糖の分離の際に残ったシロップから、又は甘しや糖若しくはてん菜糖から、（それらのしよ糖の一部を転化することにより若しくはそれらに転化糖を加えることにより）製造する。

(C) 人造はちみつ

人造はちみつは、しよ糖、ぶどう糖又は転化糖をもととした混合物で、天然はちみつに模造するために、通常香味付け又は着色して調製したものである。天然はちみつと人造はちみつの混合物もこの項に属する。

(D) カラメル

カラメルは、かっ色の非結晶性物質で、芳香がある。ややシロップ状の液体又は固体（通常は粉状）である。

カラメルは、糖類（通常は、ぶどう糖又はしよ糖）又は糖みつを 120～180 度の温度で多少長い時間をかけて加熱することにより得られる。

製造方法のいかんによって、乾燥状態で計算した砂糖の含有量が多い（通常 90% 台）カラメル化糖（又は糖みつ）から、砂糖の含有量が非常に少ない着色料カラメルまで一連のものが得られる。

カラメル化した糖類又は糖みつは、特に甘味のデザート、アイスクリーム又はケーキ類（Pastry-cooks' products）の製造の際に香味付けに使用される。着色料カラメルは糖類のかなりの部分がメラノイジン（色素）に転換しているので、着色料として例えば、ビスケット製造、醸造及び非アルコール性飲料製造に使用される。

17.03 糖みつ（砂糖の抽出又は精製の際に生ずるものに限る。）

1703. 10－甘しや糖みつ

1703. 90－その他のもの

この項の糖みつは、砂糖の抽出又は精製の際に生ずる。糖みつは、通常、てん菜糖若しくは甘しや糖の抽出若しくは精製の際に、又はとうもろこしから果糖を製造する際に生ずる副産物として得られる。糖みつは、かつ色又は帯黒色の粘稠性物質で容易に結晶することのできない砂糖を相当量含有している。ただし、粉末にされたものもある。

てん菜糖の糖みつは、通常そのままでは食用に適しないが、甘しや糖の糖みつ及びとうもろこしの糖みつのある種の精製品は食用に適しており、糖みつ (treacle) 又はテーブルシロップとして販売される。糖みつの主な用途は、アルコール及びアルコール飲料の発酵原料 (例えば、甘しや糖みつからのラム)、家畜用飼料及びコーヒー代用物の製造原料であるが、時には、砂糖の抽出に使用される場合もある。

この項の糖みつには、脱色し、着色し、又は香味付けしたものがある。

*
* *

号の解説

1703. 10

甘しや糖みつは、臭い及び化学組成により 17. 03 項の他の糖みつと区別することができる。

17.04 砂糖菓子 (ホワイトチョコレートを含むものとし、ココアを含有しないものに限る。)

1704. 10－チューインガム (砂糖で覆ってあるかないかを問わない。)

1704. 90－その他のもの

この項には、固形又は半固形の状態で市販され、一般に直ちに食用に供され、かつ、通常、菓子 (sweetmeat、confectionery 又は candy) という名で総称される砂糖調製品の大部分のものを含む。

この項には、次の物品を含む。

- (i) 砂糖を含有するガム (甘味料を加えたチューインガム及びこれに類する物品を含む。)
- (ii) Boiled sweets (麦芽エキスを含有するものを含む。)
- (iii) キャラメル、口中香錠 (cachous)、キャンデー、ヌガー、フォンダン (fondants) 砂糖を加えたアーモンド及びトルコ求肥 (Turkish delight)
- (iv) マルチパン (marzipan)
- (v) のど用錠剤又はせき止めドロップとして作られている調製品で、糖類 (ゼラチン、でん粉又は小麦粉のような他の食品を添加してあるかないかを問わない。) と芳香剤 (ベンジルアルコール、メントール、1, 8－シネオール及びトルバルサムのような医薬の性質をもつも

- のを含む。)とを主体とするもの。ただし、医薬の性質をもっている物質(芳香剤を除く。)を含有しているのど錠剤又はせき止めドロップは、各錠剤又はドロップ中の当該芳香剤の含有量が治療又は予防の用途に適する程度のものである場合には、30 類に属する。
- (vi) 砂糖、カカオ脂、粉乳及び芳香剤から成り、ココアを極く微量にしか含有していないホワイトチョコレート(カカオ脂はココアとはみなさない。)
- (vii) しょ糖の含有量が全重量の 10%を超える甘草エキス(これらは、ケーキ状、ブロック状、スティック状、タブレット状等である。)。ただし、菓子として作られている(すなわち、菓子として調製されている)甘草エキス(香味付けされているかいないかを問わない。)は砂糖の含有割合に関係なく、この項に属する。
- (viii) 砂糖菓子の形に作られているフルーツゼリー及びフルーツペースト
- (ix) 砂糖をもとし、脂肪を少量加え又は全く加えてないペーストで、直接この項の砂糖菓子とするのに適するもので、また、この項又は他の項の物品の詰物としても同様に使用されるもの。例えば、
- (a) フォンダンペースト: しょ糖、しょ糖水、ぶどう糖水又は転化糖水から作られ、スイート又はチョコレート等の詰物にするもので、香味料を加えてあるかないかを問わないものとし、フォンダンの製造に使用する。
- (b) ヌガーペースト: 砂糖、水及びコロイド物質(例えば、卵白)から成る泡立てられた混合物でチョコレート等の詰物にするもので、時には少量の脂肪が加えられており、また、ナット、果実その他の適当な植物性生産品が加えてあるかないかを問わないものとし、ヌガーの製造に使用する。
- (c)アーモンドペースト: 主としてアーモンド及び砂糖から製造され、専らマルチパンの製造に使用する。
- (x) 砂糖菓子の形に作られている、天然はちみつをもとした調製品(例えば、ハルヴァ)

この項には、次の物品を含まない。

- (a) しょ糖の含有量が、全重量の 10%以下の甘草エキス(菓子として作られたものを除く。)(13.02)
- (b) ココアを含有する砂糖調製品(18.06)(この場合カカオ脂はココアとはみなさない。)
- (c) 砂糖で調製した野菜、果実、果皮等の甘味付けをした食料調製品(20.06)及びジャム、フルーツゼリー等(20.07)
- (d) 砂糖の代わりに人工甘味料(例えば、ソルビトール)を含有するスイート、ガムその他これらに類するもの(特に食餌(じ)療法用のもの)並びに砂糖をもとし、比較的多量の脂肪を加え、時にはさらにミルク又はナットを含有するペーストで、そのまま直接砂糖菓子とするのに適さないもの(21.06)
- (e) 30 類の医薬品

第 18 類

ココア及びその調製品

注

- 1 この類には、次の物品を含まない。
 - (a)ソーセージ、肉、くず肉、血、昆虫類、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲（せい）無脊椎動物の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の20%を超えるもの（第16類参照）
 - (b)第04.03項、第19.01項、第19.02項、第19.04項、第19.05項、第21.05項、第22.02項、第22.08項、第30.03項又は第30.04項の調製品
- 2 第18.06項には、ココアを含有する砂糖菓子及び、1の調製品を除くほか、ココアを含有するその他の調製食料品を含む。

総 説

この類には、すべての形状のココア（カカオ豆を含む。）、カカオ脂（油状のものを含む。）及びココアを含有する（その割合を問わない。）調製品を含む。ただし、次の物品を除く。

- (a) 第04.03項のヨーグルト及びその他の生産品
- (b) ホワイトチョコレート（17.04）
- (c) 穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品で完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の40%未満のもの及び04.01項から04.04項までの物品の調製食料品で完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の5%未満のもの（19.01項に属する。）
- (d) 膨脹させて又はいった穀物で完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の6%以下のもの（19.04）
- (e) ペーストリー、ケーキ、ビスケットその他のベーカリー製品でココアを含有するもの（19.05）
- (f) アイスクリームその他の氷菓（ココアの含有割合を問わない。）（21.05）
- (g) アルコールを含有しない飲料又はアルコール飲料（例えば、Creme de cacao）でココアを含有し、直接飲料に供するもの（22類）
- (h) 医薬品（30.03又は30.04）

この類には、ココアから抽出したアルカロイドの一種であるテオブロミンを含まない（29.39）。

18.01 カカオ豆（生のもの及びいったもので、全形のものと及び割ったものに限る。）

カカオ豆はカカオ樹（*Theobroma cacao*）の果実（cocoa pod）の中に多数（25個～80個）含まれている種子である。カカオ豆は扁平な卵形をしており、通常紫色又は帯赤色をし、硬くもろい外皮（Shell）と、核を覆いそれをいくつかのセクションに分ける非常に薄い白色の内皮（husk又はskin）とからなる。

これらが有しているわずかなにが味を少なくし、芳香を出し、かつ、外皮の除去を容易にするために、豆を発酵させる。又はその代わりに蒸気で処理し乾燥する場合もある。更に外皮の除去を容易にし、その核が破碎しやすいようにし、製品を濃縮しやすいように、そして風味と芳香を改良するために焙焼する。焙焼した豆は波形ローラーにかけて破碎し、胚芽を分離する。次に破碎した核の細片（ココアニブ）から外皮、内皮、胚芽を除去する。

この項には、生のもの又はいった豆で丸のままのもの（外皮、内皮及び胚芽を分離したものであるかないかを問わない。）又は砕いたものを含む。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 殻、皮その他のカカオくず (18.02)
- (b) カカオ豆を粉碎しペースト状にしたもの (18.03)

18.02 カカオ豆の殻、皮その他のくず

この項には、ココア粉又はカカオ脂の製造の際に生ずるくずを含む。これらのくずの一部のものは、更にカカオバターの抽出用に供されるが、ほとんどはテオブロミンの抽出に使用される。これらは、また、飼料用に比較的少量添加することがある。粉末としたものは、風味は異なるが香が類似している点から、場合によってはココア粉の代用として使用される。

この項には、次の物品を含む。

- (1) 外皮 (Shell) 及び内皮 (husks 及び skins) : カカオ豆をいり、破碎する工程において分離したもので、少量の核の破片（外皮及び内皮に付着して残ったもので容易に分離できないもの）を含んでおり、これからカカオ脂がある程度抽出できるものである。
- (2) カカオの胚（はい）芽：これは、カカオ豆をいわゆる胚（はい）芽除去機に通して得られるもので、実質的には脂肪を含んでいない。
- (3) カカオダスト：これは、選別機での外皮清浄の際に得られるもので、通常、その脂肪含有量は、抽出するのに十分採算がとれる程度高い。
- (4) ココアケーキ（核の細片を含む外皮及び内皮のくず又は丸の豆からカカオ脂を抽出する際に得られる。）：これらは外皮及び内皮の細片を含んでいるので、ココア粉又はチョコレートの製造には適しない。

この項には、ココアペーストからカカオ脂を抽出する際に生ずる外皮及び内皮を含まないココアケーキは含まれない (18.03)。

18.03 ココアペースト（脱脂してあるかないかを問わない。）

1803.10－脱脂していないもの

1803.20－完全に又は部分的に脱脂したもの

ココアペーストは、いったカカオ豆（外皮、内皮及び胚芽を除去したもの）を、加熱したグラ

インドストーン又は円板クラッシャーで粉碎して製造する。これらのものは、タブレット状、ランプ状又はブロック状に固形化する。ペーストは、この状態で菓子製造者に使用されることもあるが、通常はカカオ脂、ココア粉及びチョコレートの製造に使用される。

この項には、また、完全に又は一部脱脂したペースト（cocoa cake）を含む。これらはココア粉又はチョコレートの製造に使用するほか、場合によってはテオブロミンの製造に供する。

この項には、砂糖その他の甘味料を加えたココアペーストを含まない（18.06）。

18.04 カカオ脂

カカオ脂は、カカオ豆に含有される脂肪物質で、通常、ココアペースト又は丸のままの豆を熱間圧搾することによって得られる。しばしばカカオ脂とされる下級品は、腐敗したカカオ豆又は各種のカカオくず（外皮、内皮、ダスト等）を圧搾するか又は適当な溶剤で抽出することによって得られる。

カカオ脂は、室温では通常固体でわずかに油状を呈し、帯黄白色で、ココアに類似する香りと快い香味を有する。これは、通常スラブ状で提示され、チョコレートの製造（ココアペーストの強化）、菓子の製造、香料（冷浸法による香料抽出用）、化粧用品及び医薬品（軟膏、座薬等の調製）の製造に使用される。

18.05 ココア粉（砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。）

ココア粉は、18.03 項に掲げる部分的に脱脂したココアペーストを粉碎することによって得られる。

この項には、砂糖その他の甘味料を加えていないココア粉のみを含む。この項には、とりわけ、ニブ、ペースト又は粉末を、その溶解度を増加させるために、アルカリ（炭酸ナトリウム、炭酸カリウム等）で処理したココア粉（可溶性ココア）を含む。

砂糖その他の甘味料を加えたココア粉及び粉乳又はペプトンを加えたココア粉は 18.06 項に属する。

ただし、ココア粉が、医薬物質の単なる支持体又は賦形剤である医薬品は、30.03 項又は 30.04 項に属する。

18.06 チョコレートその他のココアを含有する調製食料品

1806.10—ココア粉（砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）

1806.20—その他の調製品（塊状、板状又は棒状のもので、その重量が2キログラムを超えるもの及び液状、ペースト状、粉状、粒状その他これらに類する形状のもので、正味重量が2キログラムを超える容器入り又は直接包装にしたものに限る。）

ーその他のもの（塊状、板状又は棒状のものに限る。）

1806. 31ー詰物をしたもの

1806. 32ー詰物をしていないもの

1806. 90ーその他のもの

チョコレートは、主としてココアペースト及び砂糖その他の甘味料から成るが、通常香味及びカカオ脂が添加される。時には、ココア粉及び植物油をココアペーストの代用とすることがある。また、ミルク、コーヒー、ヘーゼルナット、アーモンド、オレンジの果皮等が添加される場合もある。

チョコレート及びチョコレート製品は、塊状、板状、タブレット状、棒状、パステル状、小円板状、粒状若しくは粉状又はクリーム、フルーツ、リキュール等の詰物をしたチョコレート製品の形状に調製されていてもよい。

この項には、各種の割合でココアを含有するすべての砂糖菓子（チョコレートヌガーを含む。）、甘味を付けたココア粉、チョコレート粉、チョコレートスプレッド及び、一般には、ココアを含有するすべての調製食料品を含む（この類の総説で除外されるものを除く。）。

ビタミンを強化したチョコレートは、この項に属する。

この項には、次の物品を含まない。

（a）ホワイトチョコレート（ココアバター、砂糖及び粉乳から成る。）（17. 04）

（b）チョコレートで覆ったビスケットその他のベーカリー製品（19. 05）

＊

＊ ＊

号の解説

1806. 20

この号において、「その他これらに類する形状」（other bulk form）とは、ペレット状、豆状、円形状、ドロップ状、ボール状、小片状、フレーク状、スプリングル状、削りくず状その他これらに類する形状をいう。この号の物品は、通常、チョコレート製品、ベーカリー製品、菓子、アイスクリーム等の製造又は装飾に使用される。

1806. 31

この号において「詰物をしたもの」とは、例えば、クリーム、クラストした砂糖、乾燥ココヤシの実、果実、フルーツペースト、リキュール、マルチパン、ナット、ヌガー、カラメル又はこれらの物品を組み合わせたものから成る中心部をチョコレートで覆った塊状、板状、棒状のものをいう。塊状、板状又は棒状の固形のチョコレートで、例えば、穀物、果実又はナット（ばらばらにしてあるかないかを問わない。）をチョコレート全体に埋め込んだものは、「詰物をしたもの」とみなさない。

第 19 類

穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品

注

- 1 この類には、次の物品を含まない。
 - (a) ソーセージ、肉、くず肉、血、昆虫類、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲（せい）無脊椎動物の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の 20%を超えるもの（第 16 類参照。第 19.02 項の詰物をした物品を除く。）
 - (b) 飼料用のビスケットその他の穀粉又はでん粉の調製飼料（第 23.09 項参照）
 - (c) 第 30 類の医薬品その他の物品
- 2 第 19.01 項において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。
 - (a) 「ひき割り穀物」とは、第 11 類の「ひき割り穀物」をいう。
 - (b) 「穀粉」及び「ミール」とは、次の物品をいう。
 - (1) 第 11 類の穀粉及びミール
 - (2) 他の類の植物性の粉及びミール（乾燥野菜（第 07.12 項参照）、ばれいしょ（第 11.05 項参照）又は乾燥した豆（第 11.06 項参照）の粉及びミールを除く。）
- 3 第 19.04 項には、完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の 6%を超える調製品及び第 18.06 項のチョコレートその他のココアを含有する調製食料品で完全に覆った調製品を含まない（第 18.06 項参照）。
- 4 第 19.04 項において「その他の調製をしたもの」とは、第 10 類又は第 11 類の項又は注に定める調製又は加工の程度を超えて調製又は加工をしたものをいう。

総 説

この類には、10 類の穀物、11 類の物品又は他の類の植物性の食用ミール及び粉（穀粉、ひき割り穀物、穀物のミール、でん粉、果実又は野菜の粉及びミール）並びに 04.01 項から 04.04 項までの物品から製造され、一般に食用に供せられる多くの調製品を含む。また、この類には、ベーカリー製品及びビスケットで、穀粉、でん粉又はその他の穀物産品を含有しない物品も含む。

この類の注 3 及び 19.01 項において、物品のココア含有量は通常テオブロミン及びカフェインの含有量の合計に換算係数 31 を乗じて計算される。「ココア」にはペースト状、固形状のものを含むあらゆる形状のものを含むことに注意すべきである。

この類には、次の物品を含まない。

- (a) ソーセージ、肉、くず肉、血、昆虫類、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲（せい）無脊椎動物の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の 20%を超えるもの（16 類参照。19.02 項の詰物をした調製品を除く。）
- (b) 穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品で完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の 40%以上のもの及び 04.01 項から 04.04 項までの物品の調製食料品で完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の 5%以上のもの（18.06）

- (c) コーヒー（その割合を問わない。）を含有するいったコーヒー代用物（09.01）及びその他のいったコーヒー代用物（例えば、いった大麦）（21.01）
- (d) カスタード、デザート、アイスクリームその他これらに類する調製品の製造用の粉状物で、穀粉、ミール、でん粉、麦芽エキス又は 04.01 項から 04.04 項までの物品をもととした調製品でないもの（通常、21.06）
- (e) 穀粉又はでん粉から作られた物品で、特に、飼料用に調製したもの（例えば、ドッグビスケット）（23.09）
- (f) 30 類の医薬品及びその他の物品

19.01 麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品（ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の 40%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）及び第 04.01 項から第 04.04 項までの物品の調製食料品（ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の 5%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）

1901.10－乳幼児用の調製品（小売用にしたものに限る。）

1901.20－第 19.05 項のベーカリー製品製造用の混合物及び練り生地

1901.90－その他のもの

（I）麦芽エキス

麦芽エキスは、麦芽を水中に浸せきして得られる溶液を濃縮して製造する。

これらのものは、塊状、粉状又は多少粘稠性のある溶液であってもこの項に属する。

レシチン、ビタミン、塩等を加えた麦芽エキスは、30 類の医薬品に該当するものでない限りこの項に含まれる。

麦芽エキスは、主として乳幼児用、食餌療用法用又は料理用の調製品の製造及び医薬品の製造に使用される。粘稠性のあるものは、そのままベーキング用及び繊維工業用に使用される。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 17.04 項の砂糖菓子で麦芽エキスを含有するもの
 - (b) 麦芽をもととしたビールその他の飲料（例えば、malton）（22 類）
 - (c) 麦芽酵素（35.07）
- （II）穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品（ココアを含有するものにあつては、完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の 40%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）
- この項には、穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスをもととし、これらの材料によって重要な特性が与えられている（これらの材料が重量又は容量において最多構成成分であるかないかを問わない。）各種の調製食料品を含む。

この項の物品には、上記の主要構成成分に、ミルク、砂糖、卵、カゼイン、アルブミン、油脂、香味料、グルテン、着色料、ビタミン類、果実、その他食餌（じ）療法上の価値を改善する物質又はココアのような他の物質が加えられているものがある（ココアを含有するものにあつては、完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の40%に満たないものに限る。）（この類の総説参照）。

ただし、この項には、ソーセージ、肉、くず肉、血、昆虫類、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲（せい）無脊椎動物の一以上を含有する調製食料品でこれらの物品の含有量の合計が全重量比で20%を超えるものは含まないことに留意しなければならない（16類）。

この項において次の用語は、それぞれ次に定めるところによる。

(A)「穀粉」及び「ミール」には、11類の穀物の粉及びミールのみでなく、大豆粉のような他の類の植物性の食用の粉及びミールも含む。しかしながら、これらの用語は乾燥野菜の粉又はミール（07.12項）、ばれいしょの粉又はミール（11.05項）並びに乾燥した豆の粉又はミール（11.06項）を含まない。

(B)「でん粉」には、未変性のでん粉及びわずかに糊化し又は可溶化したでん粉を含むが、デキストリマルトースのように、さらにでん粉を変化させて得た物品を含まない。

この項の調製品は、液状、粉状、粒状、ドウ状又はストリップ状若しくは円状のようなその他の固形の形状であってもよい。

これらの調製品は、ミルク若しくは水と単に混合し又は煮ることによって飲料、薄がゆ、乳幼児用、食餌療法用の食料等を作り、また、ケーキ、プディング、カスタードその他これらに類する料理用の調製品を作るのにしばしば使用される。

この項の調製品は、また、食品工業用の中間調製品としても使用される。

この項には、次のような調製品を含む。

- (1) ミルクと砂糖及び穀粉との混合物を乾燥して得た粉
- (2) 卵粉、ミルクパウダー、麦芽エキス及びココア粉の混合物から成る調製品
- (3) Racahout（米粉、各種のでん粉、しいの実の粉、砂糖及びココア粉から成る調製食料品で、バニラで香味付けしたもの）
- (4) 穀物の粉と果実の粉との混合物から成る調製品（一般にココア粉を含有する。）及びココア粉を加えた果実の粉から成る調製品
- (5) 麦芽ミルク（Malted milk）及びこれに類する粉状ミルク及び麦芽エキスから成る調製品（砂糖を加えてあるかないかを問わない。）
- (6) Knodel、Klosse 及び Nockerln（セモリナ、穀物の粉、パン粉、脂肪、砂糖、卵、香辛料、酵母、ジャム又は果実のような構成成分からなるもの。ただし、ばれいしょの粉をベースにした物品は20類に属する。）
- (7) 主として穀物の粉と砂糖、脂肪、卵又は果実から成る混和済みのドウ（成形したもの又は最終の形状にしたものを含む。）
- (8) チーズ、トマト、油、肉、アンチョビ等の種々の材料で覆われたピザ生地（未加熱から成る未調理ピザ。ただし、あらかじめ生地を加熱調理したもの又は全体を加熱調理し

たものは、19.05 項に分類される。

この項には、この類の総説により除外される調製品のほか、次の物品を含まない。

- (a) 11.01 項又は 11.02 項の self-raising flours 及び“swelling” (pregelatinised) flours
 - (b) 混合した穀物の粉 (11.01 又は 11.02)、混合した豆の粉及びミール並びに混合した果実の粉及びミール (11.06) で、その他の調製を加えてないもの
 - (c) 19.02 項のパスタ及びクースクース
 - (d) タピオカ及びタピオカ代用物 (19.03)
 - (e) 全部又は一部を調理したベーカリー製品 (一部調理したものにあつては、消費する前に更に加熱調理を要する。) (19.05)
 - (f) ソース及びソース用の調製品 (21.03)
 - (g) スープ、ブロス、スープ用又はブロス用の調製品及び均質混合調製食料品 (21.04)
 - (h) 繊維状にした植物性たんぱく質系物質 (21.06)
 - (i) 22 類の飲料
- (Ⅲ) 04.01 項から 04.04 項までの物品の調製品 (ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の 5 %未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)

この項の調製品は、天然ミルクの組成分に、04.01 項から 04.04 項までの各項には添加を許容されていないその他の成分を含有することから、04.01 項から 04.04 項までの各項の物品とは区別される。したがって、19.01 項には、例えば、次のものを含む。

- (1) 乳幼児用又は食餌療法用の粉状又は液状の調製品で副次的な成分 (ひき割り穀物、酵母等) を加えたミルク
- (2) 一以上のミルク組成分 (例えば、butyric fats) を他の物質 (例えば、Oleic fats) で置換えることによって得られるミルク調製品

この項の物品には、甘味付けしたもの及びココアを含むものがある。ただし、砂糖菓子の特性を有するもの (17.04)、完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の 5 %以上のもの (18.06) 及び飲料 (22 類) はこの項には含まない。

この項には、またアイスクリーム製造用のミックス及びベース (例えば、粉状のもの) を含む。ただし、ミルク成分をもととしたアイスクリームその他の氷菓を含まない (21.05)。

19.02 スパゲッティ、マカロニ、ヌードル、ラザーニヤ、ニョッキ、ラビオリ、カネローニその他のパスタ (加熱による調理をし、肉その他の材料を詰め又はその他の調製をしたものであるかないかを問わない。) 及びクースクース (調製してあるかないかを問わない。)

ーパスタ (加熱による調理をし、詰物をし又はその他の調製をしたものを除く。)

1902.11ー卵を含有するもの

1902.19ーその他のもの

1902.20ーパスタ (詰物をしたものに限るものとし、加熱による調理をしてあるかないか又はその他の調製をしてあるかないかを問わない。)

1902. 30－その他のパスタ

1902. 40－コースコース

この項のパスタは、セモリナ又は小麦、とうもろこし、米、ばれいしょ等の粉を原料として作った未発酵の物品である。

上記のセモリナ又は粉（又はこれらの相互の混合物）は、まず、水を混じ、こね合わせて、ドウ（生地）にする。ドウには、また他の材料（例えば、みじん切りにした野菜、野菜ジュース、野菜ピューレー、卵、ミルク、グルテン、ジアスターゼ、ビタミン類、着色料、香味料）を混ぜ合わせることがある。

このようにして作ったドウを、更に、例えば、押出し及び切断、圧延及び切出し、プレス成形、型成形、回転ドラム中での団粒化等の方法により、あらかじめ決めておいた一定の形状（例えば、管状、ストリップ状、フィラメント状、貝殻状、ビーズ状、顆粒状、星形、曲管状、文字形）に成形する。また、この工程において、少量の油を添加することもある。これらの形状は、出来上がった物品の呼称（例えば、マカロニ、taglitatelle、スパゲッティ、ヌードル）のもとになっていることが多い。

この項の物品は、運搬、貯蔵及び保存を容易にするために、通常乾燥したのち市販される。当該乾燥した状態のものは、もろく、折れ易い。この項には、また、未乾燥のもの（すなわち、湿ったもの又は生のもの）及び冷凍のもの（例えば、生ニョッキ、冷凍ラビオリ）を含む。

この項のパスタは、加熱により調理されたもの、種々の割合で肉、魚、チーズその他の物品を詰めたもの又はその他の調製をしたもの（例えば、野菜、ソース、肉のようなその他の材料を含む調製した食品）がある。加熱調理により、パスタは柔くなるが、原形を失うことはない。詰物をしたパスタには、完全に封じたもの（例えば、ラビオリ）、端を開けたもの（例えば、カネローニ）又はラザーニヤのように層状にしたものがある。

この項には、またセモリナを加熱調理したコースコースを含む。この項のコースコースは加熱による調理あるいはその他調製がされていてもよい（例えば、同じ名前と呼ばれている肉、野菜その他の材料で作られた料理）。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 詰物をしたパスタ以外の調製品で、ソーセージ、肉、くず肉、血、昆虫類、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲（せい）無脊椎動物の一以上を含有する調製食料品でこれらの物品の含有量の合計が全重量の20%を超えるもの（16 類）
- (b) スープ、ブロス、スープ用又はブロス用の調製品でパスタを含むもの（21. 04）

19. 03 タピオカ及びでん粉から製造したタピオカ代用物（フレーク状、粒状、真珠形、ふるいかず状その他これらに類する形状のものに限る。）

この項には、マニオカでん粉（タピオカ）、サゴでん粉（サゴ）、ばれいしょでん粉（farinoca、potato tapioca、potato sago）及びこれらに類するでん粉（arrow-root、salep、yucca 等）か

ら調製された食用品を含む。

これらは、でん粉を水と混合して濃いペースト状とし、ストレーナー（うらごし器）又は小穴をあけたなべを通し、120～150 度に熱せられた金属板の上にしずくにして落とすことによって得られる。このしずくは、小ペレット状又はフレーク状になるが、時には破碎し又は粒状になる場合もある。その他、でん粉のペーストを蒸気で加熱した容器中で固める方法もある。

これらの製品は、フレーク状、粒状、真珠形、ふるいかす状又は種状その他これらに類する状態で市販され、スープ、プディング又は食餌（じ）療法用の食料の調製に使用される。

19.04 穀物又は穀物産物を膨張させて又はいつて得た調製食料品（例えば、コーンフレーク）並びに粒状又はフレーク状の穀物（とうもろこしを除く。）及びその他の加工穀物（粉及びミールを除く。）であらかじめ加熱による調理その他の調製をしたもの（他の項に該当するものを除く。）

1904.10－穀物又は穀物産物を膨張させて又はいつて得た調製食料品

1904.20－いつてない穀物のフレークから得た調製食料品及びいつてない穀物のフレークといった穀物のフレーク又は膨張させた穀物との混合物から得た調製食料品

1904.30－ブルガー小麦

1904.90－その他のもの

(A) 穀物又は穀物産物を膨張させて又はいつて得た調製食料品（例えば、コーンフレーク）

このグループには、とうもろこし、小麦、米、大麦等の穀粒を膨張させて、又はいつて、かりかりに製造した一連の調製食料品を含む。これらのものは、主に朝食用食料品(breakfast food)として、牛乳を加え又は加えないで用いられる。製造中又は製造後、食塩、砂糖、糖みつ、麦芽エキス、果実又はココア等（この類の注3及び総説参照）が添加されたものがある。

このグループには、また穀粉又はふすまを膨張させて又はいつて製造した類似の食料品を含む。

コーンフレークは、皮と胚芽を取り去ったとうもろこしの穀粒に砂糖、塩及び麦芽エキスを加え、蒸気で柔らかくにしてフレーク状に圧延し、回転炉の中でいつて作られる。この方法は小麦又は他の穀粒にも適用される。

膨張させた米(puffed rice)及び小麦は、またこのグループに属する。これらの物品は、その穀粒を湿りを加えた加熱室の中で、圧力をかけて調製する。急に圧力を取り除き、冷大気中に放出すると穀粒はその原形の量の数倍に膨張する。

このグループには、更にクリスプサボリ食品を含む。これらは、加湿した穀粒（破碎したものを含む。）を加熱処理により膨張させ、次いで植物油、チーズ、イーストエキス、塩及びグルタミン酸ソーダの混合物から成る香味料をスプレーして得られる。類似の物品で、ドウから作り植物油で揚げた物品は含まない（19.05）。

(B) いつてない穀物のフレークから得た調製食料品及びいつてない穀物のフレークといった穀

物のフレーク又は膨脹させた穀物との混合物から得た調製食料品

このグループには、いってない穀物のフレークから得た調製食料品及びいってない穀物のフレークといった穀物のフレーク又は膨脹させた穀物との混合物から得た調製食料品を含む。これらの物品（しばしばミューズリーと呼ばれる。）は乾燥した果実、ナット、砂糖、はちみつ等を含むことがある。これらは一般的に朝食用食料品として用いられる。

(C) ブルガー小麦

このグループには、ブルガー小麦で加工穀粒状のもの（これらは、硬い小麦の穀粒を加熱により処理したのち乾燥し、殻又は皮をむいてから砕き、粗びきし又は粉碎し、最後に、大小の大きさのブルガー小麦にふるい分けして得られる。）を含む。ブルガー小麦は、完全な穀粒状であってもよい。

(D) その他の穀物（とうもろこしを除く。）であらかじめ加熱による調理その他の調製をしたもの

このグループには、更に、あらかじめ加熱による調理その他の調整をした粒状（破碎したものを含む。）の穀物を含む。すなわち、この項には、例えば、十分に又はある程度まで、あらかじめ加熱による調理を行ったのち脱水し、穀粒組織が変化している米を含む。十分にあらかじめ加熱による調理を行った米は、水にひたし煮立たせるだけで食用に供することができる。また、あらかじめある程度の加熱による調理した米は、食用に供するために5～12分間煮なければならない。同様に、このグループには野菜、調味料等のような材料を米調製品としての製品の性質を変えない程度に加え、あらかじめ加熱による調理をした米を含む。

この項には、10類又は11類に定める方法により単に加工し又は処理された穀粒を含まない。

＊

＊ ＊

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 砂糖がけし又は砂糖を含む調製穀類で砂糖菓子の特性を有するもの (17.04)
- (b) 完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の6%を超えるもの及び18.06項のチョコレートその他のココアを含有する調製食料品で完全に覆った物品 (18.06)
- (c) 調製した食用のとうもろこしの穂軸及び穀粒 (20類)

19.05 パン、ペーストリー、ケーキ、ビスケットその他のベーカリー製品（ココアを含有するかしないかを問わない。）及び聖さん用ウエハー、医療用に適するオブラート、シーリングウエハー、ライスペーパーその他これらに類する物品

1905.10ークリスプブレッド

1905.20ージンジャーブレッドその他これに類する物品

ースイートビスケット、ワッフル及びウエハー

1905.31ースイートビスケット

1905.32ーワッフル及びウエハー

1905. 40ーラスク、トーストパンその他これらに類する焼いた物品

1905. 90ーその他のもの

(A) 食パン、ペーストリー、ケーキ、ビスケットその他のベーカリー製品（ココアを含有するかしないかを問わない。）

この項には、すべてのベーカリー製品を含む。これらの製品の通常材料は、穀粉、酵母、塩であるが、これらはまた他の材料、例えば、グルテン、でん粉、豆の粉、麦芽エキスあるいはミルク、けし、カラウエイ、大ういきょう等の種、砂糖、はちみつ、卵、脂肪、チーズ、果実、ココア（その含有割合を問わない。）、肉、魚、ベーカリー改良剤等を添加することがある。ベーカリー改良剤は、主として、ドウの加工を容易にし、発酵を促進し、品質及び外観を改良し、かつ、製品の日持ちを良くするのに役立つものである。この項の製品は、穀粉、ミール又はばれいしょの粉をベースにしたドウ（生地）から得られることもある。

この項には、次の物品を含む。

(1) 通常のパン（しばしば穀粉、酵母、塩のみを含有しているものもある。）

(2) 糖尿病患者用のグルテンパン

(3) 非発酵のパン又は matzos

(4) 乾燥したクリスプブレッド：通常小穴のあいたうすい長方形あるいは丸い断片である。

クリスプブレッドは、ライ麦、オート、大麦又は小麦の粉、ミール、ひき割り又は全粒粉のドウ及びイースト、パン種その他の発酵剤又は圧搾空気によって膨張して得られる。水分含有量は全重量の 10% 以下である。

(5) ラスク、トーストパンその他これらに類する焼いた物品：うすく切ってあるか、ひいてあるか、バターその他の脂肪、砂糖、卵その他の栄養物を添加してあるかないかを問わない。

(6) ジンジャーブレッド及びこれに類する物品：スポンジ状（時には弾性を有する固さを持つ）物品で、ライ麦又は小麦の粉、甘味料（例えば、はちみつ、ぶどう糖、転化糖、精製糖みつ）及び香味料又は香辛料から作られる（卵黄及び果実が含まれているかいないかを問わない。）。ジンジャーブレッドのある種のタイプは、チョコレート又は脂肪及びココアで調製された糖衣（icing）で被覆されている。他のタイプは、砂糖を含有しているか又は砂糖で被覆されているものもある。

(7) プレッツェル：練り生地を円筒状に伸ばして作った碎けやすく、なめらかな塩味のクラッカーである（しばしば、“B” 文字に類似した形状にねじられている。）

(8) ビスケット：これらは、通常、穀粉及び脂肪に砂糖又は下記 (10) に掲げたある種の材料を加えて製造する。保存性を向上させるために長時間焼き、通常、密閉包装する。ビスケットには、各種のものがあつ、次の物品を含む。

(a) 味付けしてないビスケット。甘味料は、極わずか含むか又は全く含まないが、比較的少量の脂肪分を含んでいる。これには、クリームクラッカー及びウォータービスケットを含む。

(b) スイートビスケット。スイートビスケットは、日持ちのよい上質（fine）のベー

かりー製品である。これらは、穀粉、砂糖その他の甘味料及び脂肪（これらの成分は、少なくとも製品の全重量の 50%を占める。）をもととしている。場合によって、塩、アーモンド、ヘーゼルナット、香味料、チョコレート、コーヒー等を含有していることもある。最終製品における水分の含有量は、その全重量の 12%以下で、かつ最大の脂肪含有量は、その全重量の 35%でなければならない（ただし、詰物の中身及びころもはこれらの含有量を定める上で考慮しない。）。商業用のビスケットは、通常、詰物をしていないが、例外的に固形の又はその他の詰物（砂糖、植物脂肪、チョコレート等）を含んでいることがある。それらはほとんど工業的に製造された製品である。

（c）サボリー及び塩ビスケット。通常しよ糖の含有量は少ない。

（9）ワッフル及びウエハー：ワッフル及びウエハーは、軽い上質（fine）のベーカリー製品で、金属プレートに型に入れ焼いて作られる。これらには、巻かれたうすいワッフル製品、二層以上のうすいワッフルペーストリーの間に風味ある詰物をはさんだワッフル及び特別の機械を通してワッフルドウを押し出すことによってつくられる物品（例えば、アイスクリームコルネット（cornets））も含まれる。ワッフルには、チョコレートで覆われたものもある。ウエハーは、ワッフルに類似した製品である。

（10）ペーストリー（pastries）及びケーキ：穀粉、でん粉、バターその他の脂肪、砂糖、ミルク、クリーム、卵、ココア、チョコレート、コーヒー、はちみつ、果実、リキュール、ブランデー、アルブミン、チーズ、肉、魚、香味料、酵母その他の発酵剤等の材料を含有する。

（11）穀粉を使用しないで作ったある種のベーカリー製品（例えば、卵白及び砂糖から成るメレンゲ（Meringues））

（12）クレープ及びパンケーキ

（13）キッシュ：ペーストリーの外皮と種々の材料（例えば、チーズ、卵、クリーム、バター、塩、こしょう、ナツメグ、キッシュロレーヌの場合はベーコン又はハム）で作られた詰物から成る。

（14）ピザ（あらかじめ生地を加熱調理したもの又は全体を加熱調理したもの）：チーズ、トマト、油、肉、アンチョビ等の種々の材料で覆われたピザ生地から成る。ただし、未調理ピザは 19.01 項に分類される。

（15）Crisp Savoury food products：これらの例としては、穀粉、ミール又はばれいしょの粉、若しくはコーンミールをベースとしたドウ（生地）に、香味料（チーズ、グルタミン酸ナトリウム及び塩の混合物）を加え、植物性油の中で揚げて作られ、直接食用に供するものがある。

この項には、次の物品を含まない。

（a）ソーセージ、肉、くず肉、血、昆虫類、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲（せい）無脊椎動物又はこれらの混合物が重量比で 20%を超える物品（例えば、ペーストリーの中に肉が入っているパイ）（16 類）

（b）20.05 項の物品

(B) 聖さん用ウエハー、医療用に適するオブラート、シーリングウエハー、ライスペーパーその他これらに類する物品

この項は、穀粉又はでん粉を練り、通常円板状又はシート状に焼いた種々の製品を含む。これらは各種の用途に供される。

聖さん用ウエハーは、極めて純粋な小麦粉を練り、鉄板の間に入れて加熱により調理して作った薄い円板状のものである。

医療用に適するオブラートは、穀粉又はでん粉を練り、小さな浅いキャップにしたもので、一対が一箇の容器となるよう作られている。

シーリングウエハーは、焼き、乾燥して作った薄いシート（時には着色されている。）を切断したものである。これらはまた、結着剤を含有していてもよい。

ライスペーパーは、穀粉又はでん粉のペーストを焼き、かつ、乾燥した薄いシートから成り、菓子類（特にヌガー）の被覆に使用される。ある種のやしの木の髄を薄くスライスして作ったいわゆる「ライスペーパー」と混同してはならない（14.04 の解説参照）。

第 20 類
野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品

注

- 1 この類には、次の物品を含まない。
 - (a) 第 7 類、第 8 類又は第 11 類に定める方法により調製し又は保存に適する処理をした野菜、果実及びナット
 - (b) 植物性油脂（第 15 類参照）
 - (c) ソーセージ、肉、くず肉、血、昆虫類、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲（せい）無脊椎動物の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の 20%を超えるもの（第 16 類参照）
 - (d) 第 19.05 項のベーカリー製品その他の物品
 - (e) 第 21.04 項の均質混合調製食料品
- 2 第 20.07 項及び第 20.08 項には、フルーツゼリー、フルーツペースト、砂糖で覆ったアーモンドその他これらに類する物品で、砂糖菓子の形状のもの（第 17.04 項参照）及びチョコレート菓子の形状のもの（第 18.06 項参照）を含まない。
- 3 第 20.01 項、第 20.04 項及び第 20.05 項には、第 7 類、第 11.05 項又は第 11.06 項の物品（第 8 類の物品の粉及びミールを除く。）で 1（a）に定める方法以外の方法により調製し又は保存に適する処理をしたもののみを含む。
- 4 トマトジュースで含有物の乾燥重量が全重量の 7%以上のものは、第 20.02 項に属する。
- 5 第 20.07 項において「加熱調理をして得られたもの」とは、水分を減らすことにより又はその他の手段により粘性を増すために、大気圧における又は減圧下での熱処理により得られたものをいう。
- 6 第 20.09 項において「発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないもの」とは、アルコール分（第 22 類の注 2 参照）が全容量の 0.5%以下のものをいう。

＊

＊ ＊

号注

- 1 第 2005.10 号において「均質調製野菜」とは、微細に均質化した野菜から成る乳幼児用又は食餌療法用の調製品（小売用のもので正味重量が 250 グラム以下の容器入りにしたものに限る。）をいう。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該調製品に加えた少量の構成成分は考慮しないものとし、当該調製品が少量の野菜の目に見える程度の細片を含有するかしないかを問わない。同号は、第 20.05 項の他のいかなる号にも優先する。
- 2 第 2007.10 号において「均質調製果実」とは、微細に均質化した果実から成る乳幼児用又は食餌療法用の調製品（小売用のもので正味重量が 250 グラム以下の容器入りにしたものに限る。）をいう。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該調製品に加えた少量の構成成分は考慮しないものとし、当該調製品が少量の果実の目に見える程度の細片を含有する

かしないかを問わない。同号は、第 20.07 項の他のいかなる号にも優先する。

- 3 第 2009.12 号、第 2009.21 号、第 2009.31 号、第 2009.41 号、第 2009.61 号及び第 2009.71 号において「ブリックス値」とは、温度 20 度におけるブリックスハイドロメーター又は屈折計（屈折率をしょ糖含有率（ブリックスの値）として目盛りられたものに限る。）の読み値（温度 20 度と異なる温度で測定した場合には、温度 20 度における値に補正したもの。）をいう。

総 説

この類には、次の物品を含む。

- (1) 食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をした野菜、果実、ナットその他植物の食用の部分
- (2) 砂糖により調製した野菜、果実、ナット、果皮その他植物の部分
- (3) ジャム、フルーツゼリー、マーマレード、果実又はナットのピューレー、果実又はナットのペースト（加熱調理して得られたものに限る。）
- (4) 均質に調製し又は保存に適する処理をした野菜及び果実
- (5) 果汁又は野菜のジュースで未発酵のもの、アルコールを加えてないもの又はアルコール分が全容量の 0.5%以下のもの
- (6) 7 類、8 類、11 類その他この表の他の類に規定されていない方法によって調製された野菜、果実、ナットその他の食用の植物の部分
- (7) 07.14 項、11.05 項又は 11.06 項の物品（8 類の物品の粉及びミールを除く。）で、7 類又は 11 類に定める方法以外の方法によって調製し又は保存に適する処理をしたもの
- (8) 浸透脱水により保存処理された果物

これらの物品は全形のもの、切ったもの又はつぶしたものでもよい。

この類には、次の物品を含まない。

- (a) ソーセージ、肉、くず肉、血、昆虫類、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲（せい）無脊椎動物の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の 20%を超えるもの（16 類）
- (b) ペーストリーとして調製したフルーツタルトのような物品（19.05）
- (c) 21.04 項のスープ、ブロス、スープ用又はブロス用の調製品及び均質混合調製食料品
- (d) アルコール分が全容量の 0.5%を超える果汁又は野菜ジュース（22 類）

20.01 食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をした野菜、果実、ナットその他植物の食用の部分

2001.10－きゅうり及びガーキン

2001.90－その他のもの

この項には、野菜（この類の注 3 参照）、果実、ナットその他植物の食用の部分を食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを含む（塩、香辛料、マスタード、砂糖その他の

甘味料を含んでいるかいないかを問わない。)。また、これらの物品には、油その他の添加物が含まれていてもよい。これらの物品は、バルク（樽入り、ドラム入り等）又は小売用のかめ、びん、罐若しくは気密容器に入れたものがある。この項には、ピクルス、マスタードピクルス等と呼ばれる調製品も含まれる。

この項に属する物品は、21.03 項のソースとは異なる。ソースは、主として液状、乳濁状又は懸濁状で、そのものだけを食することを意図したものでなく、食品の添え物として、又はある種の料理の調製に使用されるものである。

この項に記述した方法により保存に適する処理をした主なものは、きゅうり、ガーキン、たまねぎ、シャロット、トマト、カリフラワー、オリーブ、ケーパー、スイートコーン、アーティチョークのしん、やしのしん（Palm hearts）、ヤム、くるみ及びマンゴーである。

20.02 調製し又は保存に適する処理をしたトマト（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）

2002.10—トマト（全形のもの及び断片状のものに限る。）

2002.90—その他のもの

この項には、全形のものであるか又は断片状のものであるかないかを問わず、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたトマト（20.01）及び7類に特掲された状態のトマト以外のトマトを含む。トマトの調製品は、包装容器の形状に関係なくこの項に属する。

この項には、均質に調製し又は保存に適する処理をしたトマト（例えば、トマトのピューレ、ペースト又は濃縮物）及びトマトジュースで含有物の乾燥重量が全重量の7%以上のものを含む。ただし、この項にはトマトケチャップその他のトマトソース（21.03）並びにトマトスープ及びスープ用の調製品（21.04）を含まない。

20.03 調製し又は保存に適する処理をしたきのこ及びトリフ（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）

2003.10—きのこ（はらたけ属のもの）

2003.90—その他のもの

この項には、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの（20.01）及び7類に特掲する状態のものを除き、すべてのきのこ（柄を含む。）及びトリフを分類する。この項の物品は、全形のもの、断片状のもの（例えば、スライスしたもの）又は均質化したもの（20.03）であってもよい。

20.04 調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍したものに限るものとし、食酢又

は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第 20.06 項の物品を除く。)

2004.10ーばれいしょ

2004.90ーその他の野菜及び野菜を混合したもの

この項の冷凍野菜は、冷凍されていない場合には 20.05 項に該当するものである（20.05 項の解説参照）。「冷凍」の用語は 7 類の総説に定義されている。

この項に該当する一般的な商品の例としては、次の物品がある。

- (1) ばれいしょ（チップ又はフレンチフライ）：油で調理し又は半調理した後に冷凍したもの
- (2) 冷凍のスイートコーン（コーンコブ又は穀粒のもの）、にんじん、えんどう等：あらかじめ加熱により調理してあるかないかを問わず、バター又はその他のソースとともに気密容器（例えば、プラスチック製バッグ）に詰めてあるもの。
- (3) Knodel、Klosse、Nockerln：ばれいしょ粉をもとし、冷凍したもの

20.05 調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍してないものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第 20.06 項の物品を除く。)

2005.10ー均質調製野菜

2005.20ーばれいしょ

2005.40ーえんどう（ピスム・サティヴム）

ーささげ属又はいんげんまめ属の豆

2005.51ーーさやを除いた豆

2005.59ーーその他のもの

2005.60ーアスパラガス

2005.70ーオリーブ

2005.80ースイートコーン（ゼア・マユス変種サカラタ）

ーその他の野菜及び野菜を混合したもの

2005.91ーーたけのこ

2005.99ーーその他のもの

この項において「野菜」とは、この類の注 3 に定める物品に限定する。これらの物品（20.01 項の食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの、20.04 項の冷凍野菜及び 20.06 項の砂糖により調製した野菜を除く。）は、7 類又は 11 類に記載されてない方法により調製し又は保存に適する処理がされている場合にこの項に属する。

これらの物品は、詰められた容器の形状に関係なくこの項に含まれる（缶詰又はその他の気密容器入りのものが多い。）。

これらの物品は、全形、断片又は破碎された状態で、水、トマトソース又はその他の材料で保存されており、直ちに食用に供することができるようになっている。また、これらは均質化して

いてもよく、共に混合してあってもよい（サラダ）。

この項に属する調製品の例としては、次の物品がある。

- (1) オリーブ：ソーダ溶液で特別の処理を施すか又は塩水に長時間浸せきして食用に適するようになったもの（オリーブを単に一時的に塩水に貯蔵したものは 07.11 項に属する。07.11 項の解説参照）
- (2) サワークラウト：キャベツを細かく切って塩漬とし、一部発酵させ調製したもの
- (3) スイートコーン（コーンコブ又は穀粒のもの）、にんじん、えんどう等：あらかじめ加熱により調理され、バター又はその他のソースとともに詰められているもの
- (4) ばれいしょの粉、食塩及び少量のグルタミン酸ソーダから作った薄い長方形のタブレット状物品で、連続的に湿潤と脱水を行うことにより部分的にデキストリン化したもの：この種の物品は数秒間油で揚げたのち「チップ」として食用に供されるものである。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 20.09 項の野菜ジュース
- (b) アルコール分が全容量の 0.5%を超える野菜ジュース（22 類）

20.06 砂糖により調製した野菜、果実、ナット、果皮その他植物の部分（ドレインしたもの、グラッセのもの及びクリスタライズしたものに限る。）

この項の物品は、最初、野菜、果実、ナット、果皮その他植物の部分を沸とう水で処理（材料を柔らかくし、砂糖の浸透を容易にさせる。）し、次いで沸とう点まで温度を上げることがを繰り返して、徐々に砂糖水の濃度をあげ、砂糖を十分に浸透させ、その保存を確実にしたものである。

砂糖により保存に適する処理をした主な物品は、全形の果実又はナット（さくらんぼ、あんず、なし、プラム、くり（マロングラッセ）、くるみ等）、切り分けた果実（オレンジ、レモン、パイナップル等）、果皮（シトロン、レモン、オレンジ、メロン等）、その他植物の部分（アンジェリカ、しょうが、ヤム、かんしょ等）及び花（すみれ、ミモザ等）である。

ドレインのものは、糖水（例えば、しょ糖と転化糖又はぶどう糖を混合したもの）を使用して調製したもので、空気中に放置しても結晶しない。染み込ませた後過剰の糖水を取り除いたものは、触れればねばねばする。

グラッセのものは、ドレインのものを砂糖水の中に漬けて得られ、乾燥して薄い光沢のある皮膜を形成する。

クリスタライズのものは、果実等の中に砂糖水を浸透させて調製したもので、乾燥して製品の表面又は全体に砂糖の結晶ができる。

砂糖により保存に適する処理をし、シラップ漬けたこれらの物品は、包装のいかんを問わずこの項には含まない（野菜の場合は 20.02 項、20.03 項又は 20.05 項に属し、果実、ナット、果皮その他植物の食用の部分の場合（例えば、マロングラッセ又はしょうが）は 20.08 項に属する。）。

乾燥果実（例えば、なつめやしの実及びプルーン）は、例えば、少量の砂糖を加えたものであ

っても、また、果実の外側に乾燥した天然の砂糖が付着していて、この項のクリスタライズフルーツと外観が若干類似しているものであっても 8 類に属する。

20.07 ジャム、フルーツゼリー、マーマレード、果実又はナットのピューレー及び果実又はナットのペースト（加熱調理をして得られたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）

2007.10—均質調製果実

—その他のもの

2007.91—かんきつ類の果実

2007.99—その他のもの

ジャム：全形の果実、フルーツパルプ又はある種の野菜（例えば、marrow、aubergines）又はその他のもの（例えば、しょうが、ばらの花べん）にほぼ同量の砂糖を入れて加熱調理をして製造する。冷えると、適度の堅さを保つに至り果実の断片を含んでいる。

マーマレードは、ジャムの変種で、通常、かんきつ類の果実から調製される。

フルーツゼリーは、果汁（生又は加熱調理をした果実からしぼったもの）に冷えた製品が固まる程度に砂糖を加えて加熱調理をすることにより調製される。堅く透明で、果実の断片は含んでいない。

フルーツピューレー又はナットピューレーは、フルーツパルプをこしたものの又は粉状のナットに砂糖を加えるか又は加えないで堅めに加熱調理をして調製する。フルーツピューレーは、果実の占める割合が高く、比較的柔らかい点でジャムと異なる。

フルーツペースト又はナットペースト（りんご、マルメロ、なし、アプリコット、アーモンド等）は、固体又はほとんど固体の堅さにまで、ピューレーの水分を蒸発したものである。

この項の物品は、通常砂糖で調製されるが、砂糖の代わりに合成甘味料（例えば、ソルビトール）で甘味付けされたものもある。

この項には、また均質調製品を含む。

この項には、次の物品は含まない。

（a）ゼリー及びペーストで砂糖菓子又はチョコレート菓子の形状のもの（それぞれ 17.04 又は 18.06）

（b）ゼラチン、砂糖及び果汁又は人造フルーツエッセンスから調製されたテーブルゼリー（21.06）

20.08 果実、ナットその他植物の食用の部分（その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、他の項に該当するものを除く。）

ーナット、落花生その他の種（これらを相互に混合してあるかないかを問わない。）

2008. 11ー落花生

2008. 19ーその他のもの（混合したものを含む。）

2008. 20ーパイナップル

2008. 30ーかんきつ類の果実

2008. 40ーなし

2008. 50ーあんず

2008. 60ーさくらんぼ

2008. 70ー桃（ネクタリンを含む。）

2008. 80ーストロベリー

ーその他のもの（混合したもの（第 2008. 19 号のものを除く。）を含む。）

2008. 91ーパーマハート

2008. 93ー克蘭ベリー（ヴァキニウム・マクロカルボン及びヴァキニウム・オクシココス）及び
こけもも（ヴァキニウム・ヴィティスイダイア）

2008. 97ー混合したもの

2008. 99ーその他のもの

この項には、他の類又はこの類の前項までに該当する方法以外の方法で調製し又は保存に適する処理をした果実、ナット、その他植物の食用の部分（全形のもの、断片状のもの又はつぶしたもの及びこれらの混合物）を含む。

この項には、次の物品を含む。

- （1）アーモンド、落花生、びんろうの実（又は betel nuts）その他のナットで煎ったもの（油脂で煎ったものを含み、植物油、食塩、香味料、香辛料若しくはその他の添加物を含んでいるか又はまぶしてあるかないかを問わない。）
- （2）ピーナツバター：煎った落花生をすりつぶして作ったペースト状のもの（塩又は油を加えてあるかないかを問わない。）
- （3）水、糖水、薬品又はアルコールの溶液中に貯蔵をした果実（果皮及び種子を含む。）
- （4）殺菌したフルーツパルプ（加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）
- （5）桃（ネクタリンを含む。）、あんず、オレンジ等の全形の果実（皮をむき、種又は核をとってあるかないかを問わない。）をつぶし、殺菌したもの（直接飲用に供するための必要な量でない限り、水又は砂糖水を加えてあるかないかを問わない。）。直接飲用に供するために十分な量の水又は砂糖水を加えたものは 22. 02 項に属する。
- （6）加熱による調理をした果実。ただし、果実を蒸し又は水煮により加熱調理し、冷凍したものは 08. 11 項に属する。
- （7）糖水漬けその他の方法で調製し又は保存に適する処理をした茎、根及びその他の食用の植物の部分（例えば、しょうが、アンジェリカ、ヤム、かんしょ、ホップシュート (Hop shoots)、バインリーブ (Vine leaves)、パーマハート)
- （8）砂糖水に漬けたタマリンドのきょう果

(9) 砂糖により保存に適する処理をし、糖水漬けした果実、ナット、果皮その他植物の食用の部分（野菜を除く。）（例えば、マロングラッセ又はしょうが。包装のいかんを問わない。）

(10) 浸透脱水により保存処理された果物。「浸透脱水」とは、果物の小片を、濃い砂糖水に長時間浸し、その結果、果物中の水分と元々果物に含有する糖分の多くが、砂糖水中の糖分と置き換えられる処理のことをいう。この果物は、更に水分を減少させるため、続けて空気乾燥されることがある。

この項の調製品は、砂糖の代わりに合成甘味料（例えば、ソルビトール）で甘味付けしてあってもよい。この項の調製品には、果実、ナットその他植物の食用の部分として重要な特性を変えない場合に限り、他の物質（例えば、でん粉）を加えてあってもよい。

この項の調製品は、一般に缶、つぼ又は気密容器に詰められるか又はおけ、樽若しくはこれらに類似の容器に入っている。

この項には、また異なる種の植物及びその部分（種及び果実を含む。）の混合物からなる物品又は単一若しくは異なる種の植物及びその部分とその他の物品（例えば、一以上の植物エキス）とを混合したものから成る物品で、このままでは、消費されず、ハーブの煎じ液又はハーブ茶を作るために使用するものを含まない（08. 13、09. 09 又は 21. 06）。

この項には、果実、ナットその他植物の食用の部分で、砂糖菓子のにしたものの（天然はちみつをもととしたものを含む。）を含まない。（17. 04）

この項には、更に、異なる類（例えば、7 類、9 類、11 類、12 類）に属する種の植物、植物の部分、種又は果実（丸のままのもの、切ったもの、破碎し若しくはひき割りにしたもの又は粉末状のもの）の混合物で、このままでは消費されず、直接飲料の香味付けに又は飲料製造用エキスを調製するために使用するものを含まない。

20. 09 果実、ナット又は野菜のジュース（ぶどう搾汁及びココナッツウォーターを含み、発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）

ーオレンジジュース

2009. 11ーー冷凍したもの

2009. 12ーー冷凍してないもの（ブリックス値が 20 以下のものに限る。）

2009. 19ーーその他のもの

ーグレープフルーツジュース及びポメロジュース

2009. 21ーーブリックス値が 20 以下のもの

2009. 29ーーその他のもの

ーその他のかんきつ類の果実のジュース（二以上の果実から得たものを除く。）

2009. 31ーーブリックス値が 20 以下のもの

2009. 39ーーその他のもの

ーパイナップルジュース

2009. 41ーーブリックス値が 20 以下のもの

2009. 49ーその他のもの

2009. 50ートマトジュース

ーぶどうジュース（ぶどう搾汁を含む。）

2009. 61ーブリックス値が 30 以下のもの

2009. 69ーその他のもの

ーりんごジュース

2009. 71ーブリックス値が 20 以下のもの

2009. 79ーその他のもの

ーその他の果実、ナット又は野菜のジュース（二以上の果実、ナット又は野菜から得たものを除く。）

2009. 81ー克蘭ベリー（ヴァキニウム・マクロカルボン及びヴァキニウム・オクシココス）ジュース及びこけもも（ヴァキニウム・ヴィティスイダイア）ジュース

2009. 89ーその他のもの

2009. 90ー混合ジュース

ジュースとは発酵していないもの及びアルコールを含有しないものをいう（この類の注 6 参照）。

この項の果汁及び野菜のジュースは、一般に生鮮で健全な完熟した果実又は野菜を機械的に割ること又は搾ることにより得られる。これらのものは、家庭用レモン搾り器と同じ原理により機械的に搾る方法（かんきつ類の場合）又は前もってつぶして単に圧縮して搾る方法（特にりんご）又は冷水、温水若しくは蒸気で処理してから搾る方法（例えば、トマト、ブラックカーラント及びにんじん、セロリのようなある種の野菜）等により得られる。

この項には、ココナッツウォーターを含む。

このようにして得られる液体は、一般に次の工程を経る。

- （a）清澄：清澄剤（ゼラチン、アルブミン、活性白土等）、酵素、遠心分離法又は限外ろ過法によってジュースから大部分の固形分を除く。限外ろ過法は殺菌にも使用される。
- （b）ろ過：時としてけいそう土、セルロース等で表面を覆ったろ過板で行う。
- （c）脱酸素（De-aeration）：色素及び香味をそこなう酸素を除去する。
- （d）均質化：非常に多肉質の果実（トマト、桃等）からある種のジュースを得る場合に行う。
- （e）殺菌：発酵防止のために行われ、種々の方法が使用される。例えば、パストール法（低温殺菌法（prolonged）又は瞬間殺菌法（flash））、電極を備えた機械による電気殺菌法、ろ過による殺菌、炭酸ガスを用いて圧力下で貯蔵する方法、冷凍法、化学的殺菌法（例えば、亜硫酸ガス法、安息香酸ナトリウム法）、紫外線又はイオン交換装置で処理する方法がある。

これら各種の処理の結果、果汁及び野菜ジュースは清澄で発酵していない液体から成っている。ただし、ある種のジュース（特に、アプリコット、桃及びトマトのようなパルプ質の果実から得られるジュース）には、パルプの部分が微細に分離された形状で懸濁しているか又は沈んで含まれている。

この項には、また、実際には比較的少ないが、乾燥果実から得られた果汁も含むが、それは、その果実が生鮮の時ジュースを含有する種類のものに限定される。一例としてプルーンを拡散器

(diffusers) 中で数時間水とともに加熱して抽出した「プルーンジュース」がある。ただし、この項には、事実上ジュースを含有しない生鮮又は乾燥した果実（例えば、ジュニパーベリー、ローズヒップ）を水とともに加熱して得られる液体の物品は含まない。このような物品は、一般に 21.06 項に属する。

この項のジュースは、濃縮（冷凍してあるかないかを問わない。）又は結晶状若しくは粉末状であってもよい。後者の場合、それは完全に又は殆ど完全に水に溶解するものに限られる。このような物品は、通常、加熱（真空中で行うものであるかないかを問わない。）あるいは冷却（凍結乾燥（Lyophilisation））を含む処理工程によって製造される。

ある種の濃縮ジュースは、そのブリックス値を基準として、濃縮されてないものと区別することができる（この類の号注 3 参照）。

この項の果実、ナット又は野菜のジュースは、下記の種類の物質を含有（製造工程中に生成したものか又は後に加えられたものであるかないかを問わない。）していてもよいが、果実、ナット又は野菜のジュースの本来の性格が残っているものに限られる。

（1）砂糖

（2）天然又は合成のその他の甘味料：添加量が通常の甘味付けのための必要量を超えず、かつ、特にそれぞれの成分バランスについては、この項に規定するジュースに合致するものに限る（下記（4）参照）。

（3）ジュースの保存又は発酵防止のために加えられる物品（例えば、亜硫酸ガス、炭酸ガス、酵素）

（4）標準化剤（例えば、くえん酸、酒石酸）及び製造工程中に失われた成分を補充するために加えられる物品（例えば、ビタミン類、着色料）並びに香味の保留剤（例えば、粉末又は結晶のかんきつ類のジュースに加えるソルビトール）。ただし、当該果汁の一構成成分（くえん酸、果実から抽出した精油等）を天然の果汁に由来する成分と比較して明らかにバランスを失わせるほどに添加したものは、その本来の性格を失っておりこの項には含まない。

この項の野菜のジュースには、また、塩（塩化ナトリウム）、香辛料又は香味料を加えたものを含む。

同様に、同種又は異種の果実、ナット若しくは野菜のジュースを混合したものは、この項に属する。同様に再生ジュース（reconstituted juice）（すなわち、濃縮ジュースに正常な成分割合の未濃縮ジュースに含有されている量を超えない量の水を加えて得られた物品）も含まれる。

ただし、正常な果実、ナット若しくは野菜のジュースに水を添加したもの又は濃縮ジュースに本来の天然ジュースの元の成分に戻すために必要な量以上に多量の水を添加したものは、22.02 項の飲料の性格を有する希釈物となる。炭酸ガスで処理された果実、ナット又は野菜のジュースに通常存在する量以上に非常に多量の炭酸ガスを含有するもの（ガス入りの果実又はナットのジュース）及びレモネード並びに果実又はナットのジュースで香味付けした炭酸水も除かれる（22.02）。

この項には、また、発酵してないものであれば、その用途を問わず、ぶどう搾汁を含む。

このぶどう搾汁は、他の果汁と同様の工程を経ているので、本来のぶどうジュースに極めて類似している。これは濃縮物又は結晶の状態（後者の状態のものは、商慣行上「グレープシュガー」

又は「グレープハニー」として知られており、ファインベーカーリー又はジンジャーブレッド、スイートミート等の菓子の製造に供される。) で提示されるものもある。

部分的に発酵したぶどう搾汁は、発酵が止まっているかいないかを問わず、アルコールを加えた未発酵のぶどう搾汁と同様に、ともにアルコール分が全容量の 0.5%を超えるものは 22.04 項に属する。

この項には、なお、次の物品を含まない。

(a) トマトジュースで含有物の乾燥重量が 7%以上のもの (20.02)

(b) アルコール分が全容量の 0.5%を超える果実、ナット又は野菜のジュース (22 類)

＊

＊ ＊

号の解説

2009.11

「冷凍オレンジジュース」には、マイナス 18 度程度の温度を条件にし、かつ、その温度に保たれているが、全体に凍結していない濃縮オレンジジュースもまた含まれる。

第 21 類

各種の調製食料品

注

- 1 この類には、次の物品を含まない。
 - (a) 第 07.12 項の野菜を混合したもの
 - (b) コーヒーを含有するコーヒー代用物（いったものに限るものとし、コーヒーの含有量のいかんを問わない。第 09.01 項参照）
 - (c) 香味を付けた茶（第 09.02 項参照）
 - (d) 第 09.04 項から第 09.10 項までの香辛料その他の物品
 - (e) ソーセージ、肉、くず肉、血、昆虫類、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲（せい）無脊椎動物の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の 20%を超えるもの（第 16 類参照。第 21.03 項及び第 21.04 項のものを除く。）
 - (f) 第 24.04 項の物品
 - (g) 酵母で、第 30.03 項又は第 30.04 項の医薬品その他の物品にしたもの
 - (h) 第 35.07 項の調製した酵素
- 2 1 (b) のコーヒー代用物のエキ스는、第 21.01 項に属する。
- 3 第 21.04 項において「均質混合調製食料品」とは、二以上の基礎的な構成成分（例えば、肉、魚、野菜、果実及びナット）から成る混合物を微細に均質化したものから成る乳幼児用又は食餌療法用の調製品（小売用のもので正味重量が 250 グラム以下の容器入りにしたものに限る。）をいう。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該混合物に加えた少量の構成成分は考慮しないものとし、当該調製品が少量の構成成分の目に見える程度の細片を含有するかしないかを問わない。

21.01 コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品、 コーヒー、茶又はマテをもととした調製品並びにチコリーその他のコーヒー代用物（い ったものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物

ーコーヒーのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びにコー
ヒーをもととした調製品

2101.11ーエキス、エッセンス及び濃縮物

2101.12ーエキス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品及びコーヒーをもととした調製品

2101.20ー茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びに茶
又はマテをもととした調製品

2101.30ーチコリーその他のコーヒー代用物（いったものに限る。）並びにそのエキスエッセンス
及び濃縮物

この項には、次の物品を含む。

- (1) コーヒーのエキス、エッセンス及び濃縮物：これらのものは本物のコーヒー（カフェインを除去してあるかないかを問わない。）又は本物のコーヒーとコーヒー代用物の混合物（その割合を問わない。）から製造される。これらは、液状又は粉状で、通常高度の濃縮物である。これらには、インスタントコーヒーとして知られている製品を含む。インスタントコーヒーは、抽出脱水し又は抽出し真空下で凍結、乾燥したコーヒーである。
- (2) 茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物：これらの製品上記（1）で記述した事項に準ずるものである。
- (3) 上記（1）及び（2）に記述したコーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物をもととした調製品：これらのコーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品（コーヒー、茶又はマテ自体をもととしたものではない。）で、でん粉又はその他の炭水化物を加えたものを含む。
- (4) コーヒー、茶又はマテをもととした調製品：これらの調製品には、次のものを含む。
- (a) コーヒーペースト：いって粉にしたコーヒーに植物性脂肪、時には他の材料を加えて混合したもの
- (b) 茶の調製品：茶、粉乳及び砂糖から成るもの
- (5) チコリーその他のコーヒー代用物（いったものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物：これらは、すべていった製品で、熱湯を注入してコーヒーの代用物若しくは模造品として又はコーヒーに添加するため使用される。これらの製品は原料となる物品を名前の前につけて“コーヒー”と称されることがある（例えば、大麦コーヒー、麦芽コーヒー又はエーコンコーヒー）。

いったチコリーは、12.12 項のチコリー（キコリウム・インテュブス変種サティヴム）の根をいることによって得られる。黒かつ色を呈し苦味を有する。

その他のいったコーヒー代用物には、砂糖大根、にんじん、いちじく、穀類（特に、大麦、小麦及びライ麦）、割ったえんどう、ルーピンの種、食用エーコン、大豆、ナツメヤシの核、アーモンド、たんぽぽの根及び栗から得られたものを含む。この項には、また、明らかにコーヒー代用物として使用するために調製されたいった麦芽を含む。

これらの製品は塊状、粒状若しくは粉状又は液状若しくは固型のエキスの状態で提示されることがある。これらは、互いに混合したもの又は他の材料（例えば、塩又はアルカリ性炭酸塩）と混合したものもあり、また種々の容器に詰められている。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) コーヒーを含有するいったコーヒー代用物（コーヒーの含有量のいかんを問わない。）
(09.01)
- (b) 香味を付けた茶 (09.02)
- (c) カラメル（カラメル化糖みつ及びカラメル化糖）(17.02)
- (d) 22 類の物品

21.02 酵母（活性のものであるかないかを問わない。）及びその他の単細胞微生物（生きていな

いものに限るものとし、第 30.02 項のワクチンを除く。) 並びに調製したベーキングパウダー

2102.10－酵母（活性のものに限る。）

2102.20－酵母（不活性のものに限る。）及びその他の単細胞微生物（生きていないものに限る。）

2102.30－調製したベーキングパウダー

(A) 酵 母

この項の酵母は、活性であっても不活性であってもよい。

活性酵母は、一般に発酵をひき起こす。これらは、本質的にアルコール発酵中に繁殖するある種の微生物（主として *Saccharomyces* 属のもの）から成る。酵母は、また、空気吹込法によって部分的又は完全に発酵を止めることによって得られる。

活性酵母には、次の物品が含まれる。

- (1) ビール酵母（醸造酵母）：これはビールの発酵槽に形成され、一般にホップの苦味及びビールの香りを持つ帯黄かつ色のペースト状又は固体状で提示される。
- (2) ディスティラリー酵母（蒸留酵母）：蒸留酒製造所において、例えば、穀物、ばれいしょ又は果実の発酵中に生成される。これは、クリーム色の堅いペーストで、蒸留に使用された材料の種類によってにおいが異なる。
- (3) ベーカリー酵母（パン酵母）：糖みつのような炭水化物の培養基のなかで特別の種類の培養した酵母を、特定の条件のもとで繁殖させてつくる。これは、一般に圧縮された帯黄灰色のケーキ状（圧縮酵母）で取引され、時にはアルコール臭を有する。これらはまた、乾燥の状態（通常は粒状）又は液状の酵母として取引されることもある。
- (4) 培養酵母：実験室的な条件のもとで調製された酵母の純粹種である。これは、蒸留水、ゼラチン又は寒天の中に懸濁されたものもある。これは、通常汚染から保護された容器に一定量づつ密封されて取引する。
- (5) 種酵母：連続発酵法によって培養酵母からつくられ、商業用酵母の「種」として使用される。通常湿り気のある圧縮状及び可塑状の塊又は懸濁液の状態で取引する。

不活性酵母は、乾燥することによって得られるものであるが、一般にはビール酵母、ディスティラリー酵母又はベーカリー酵母のうち、ビール醸造、蒸留酒製造又はパン製造に供するのには活性が弱くなったものをいう。これらのものは、食用（ビタミンB源）又は飼料用に供される。ただし、乾燥酵母の重要性が増大するにつれて特別に調製された活性酵母から直接生産される場合が多くなりつつある。

この項には、また、*Saccharomyces* 属に属さない酵母から開発した別のタイプの乾燥酵母（例えば、*Candida lipolytica*、*Candida tropicalis* 又は *Candida maltosa*）を含む。これらは、炭化水素（例えば、軽油又はノルマルパラフィン）又は炭水化物を含有する基質中で培養した酵母を乾燥することによって得られる。これらの乾燥酵母は、特にたんぱく質に富んでおり、動物の飼料に使用される。これらは、通常、石油たんぱく質又は酵母たんぱく質といわれる。

(B) その他の単細胞微生物（生きていないものに限る。）

これらには、バクテリア及び単細胞藻類のような単細胞微生物を含む（生きていないものに限る。）。これらには、炭化水素又は炭酸ガスを含有する基質中で培養して得られたものも含む。これらの物質は、特にたんぱく質に富んでおり、一般に動物の飼料に使用される。

このグループのある種の物品は、食用又は飼料用に供する食餌補助剤として、例えば、粉末状又はタブレット状のものであっても、また安定剤や抗酸化剤のような少量の賦形剤を含んだものであってもよい。このような物品は、前記成分の添加により、微生物としての性格を変えない限り、この項に属する。

（C）調製したベーキングパウダー

この項に属する「調製したベーキングパウダー」は、化学薬品（例えば、重炭酸ナトリウム、酒石酸、炭酸アンモニウム、りん酸塩）を混合したものから成り、でん粉を加えてあるかないかを問わない。これらは、適当な条件のもとで炭酸ガスを放出するため、パンを焼く場合のパン生地を膨張させるのに用いられる。これらのものは、各種の名称（ベーキングパウダー、アルセーシアンレーバン等）で、通常小売包装（袋入り、缶入り等）で販売される。

この項には、次の物品を含まない。

- （a）Self-raising cereal flour：例えば、ベーキングパウダーを加えた穀粉（11.01 又は 11.02）
- （b）自己消化酵母（21.06）
- （c）培養微生物（酵母を除く。）及びワクチン（30.02）
- （d）30.03 項又は 30.04 項の医薬品
- （e）酵素（アミラーゼ、ペプシン、レンネット等）（35.07）

21.03 ソース、ソース用の調製品、混合調味料、マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード

2103.10－醬油

2103.20－トマトケチャップその他のトマトソース

2103.30－マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード

2103.90－その他のもの

（A）ソース、ソース用の調製品及び混合調味料

この項には、一般にある種の料理（肉、魚、サラダ等）の香味付けに使用され、各種の材料（卵、野菜、肉、果実、穀粉、でん粉、油、食酢、砂糖、香辛料、マスタード、香味料等）から作られる高度の香味性を有する調製品を含む。ソースは、一般に液状であり、ソース用の調製品は通常粉末状であって、ソースとするにはミルク、水等のみを加える必要があるものである。

ソースは、通常食品を調理する時又は配膳する時に食品に加えられるものである。ソースは、香味、水分を与え、また食感、色を引き立たせるものである。またそれらは、例えばク

リームチキンのヴルーテソースのように、食物を中に含む媒質となることもある。液体調味料（醤油、とうがらしソース、魚醤）は、調理の際の材料及び卓上調味料の双方として使用される。

この項には、野菜又は果実をもととしたある種の調製品が含まれる。これらは、主として液状、乳濁状、懸濁状で、時には野菜又は果実の目に見える細片を含む。これらの調製品は、食品の添え物として、又はある種の料理の調製に使用されるが、そのものだけを食することを意図したものではない、ソースとして用いられる点で、20 類の調製し又は保存に適する処理をした野菜及び果実と異なる。

混合調味料とは、09.04 項から 09.10 項までの香辛料及び混合した香辛料とは異なり、9 類以外の類に該当する香味料又は調味料の一以上を含有し、その割合が、9 類にいう香辛料の重要な特性を失わせる程含まれているものをいう（第9類総説参照）。

この項に属する製品の例としては、マヨネーズ、サラダドレッシング、*Bearnaise*、*bolognaise*（切り刻んだ肉、トマトピューレ、香辛料等から成っている。）、醤油、マッシュルームソース、ウスターソース（Worcester sauce）（一般に、濃い醤油をもとし、これらに食酢中に香辛料を浸出したものに塩、砂糖、カラメル及びマスタードを加えて作る。）、トマトケチャップ（トマトピューレ、砂糖、食酢、塩及び香辛料から作られた調製品）及びその他のトマトソース、セロリーソルト（食卓塩及びセロリーシードの微粉を混ぜたもの）、ソーセージ製造用のある種の混合調味料並びに料理用に調製した 22 類の物品（22.09 項のものを除く。）で飲料に適しない処理をしたもの（例えば、料理用ワイン及び料理用コニャック）がある。この項には、ソースの調味付けに使用される 12.11 項の植物及びその部分の混合物を含む。

上記の 9 類及び 20 類の物品のほか、この項には次の物品を含まない。

- (a) 肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲（せい）無脊椎（せきつい）動物のエキス及びジュース（16.03）
 - (b) スープ、ブロス、スープ用又はブロス用の調製品（21.04）
 - (c) 主としてアミノ酸と塩化ナトリウムの混合物から成るたんぱく質の加水分解物で、調製食料品の添加物として使用されるもの（21.06）
 - (d) 自己消化酵母（21.06）
- (B) マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード

マスタードの粉及びミールは、12.07 項のマスタードの種をひいて、ふるいにかけて得られる。これらは、白マスタード、黒マスタードの種又はこれら 2 種類の混合物から作られる。これらのものは、その用途に関係なく、脱脂した種のものであるかないか又はひく前に皮を除いた種から製造したものであるかないかを問わずこの項に含まれる。

この項には、また、調製したマスタード、すなわちマスタードの粉に少量の他の材料（穀粉、うこんの根、桂皮、こしょう等）を混合したもの及びマスタードの粉に食酢、ぶどう搾汁又はぶどう酒を混合（これに塩、砂糖、香辛料又はその他の調味料を添加してあってもよい。）したペースト状のものを含む。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) マスタードの種 (12.07)
- (b) からし油 (15.14)
- (c) からし油かす、すなわち、マスタードの種から油を抽出した残るかす (23.06)
- (d) マスタードの精油 (33.01)

21.04 スープ、ブロス、スープ用又はブロス用の調製品及び均質混合調製食料品

2104.10—スープ、ブロス及びスープ用又はブロス用の調製品

2104.20—均質混合調製食料品

(A) スープ、ブロス及びスープ又はブロス用の調製品

これらには、次の物品を含む。

- (1) 水、ミルク等の添加のみを必要とするスープ用又はブロス用の調製品
- (2) 加熱後直ちに食用に供することができるスープ及びブロス

これらの物品は、一般に植物性の生産品（野菜、穀粉、でん粉、タピオカ、パスタ、米、植物エキス等）、肉、肉エキス、脂肪、魚、甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲（せい）無脊椎動物、ペプトン、アミノ酸又は酵母エキスをもととしたものである。これらは、また相当量の食塩を含有することがある。

これらは、一般にタブレット状、ケーキ状、キューブ状、粉状又は液状である。

(B) 均質混合調製食料品

この類の注3により、この項の均質混合調製食料品とは、基礎的な構成成分（例えば、肉、魚、野菜及び果実）の二以上から成る混合物を微細に均質化したものから成る乳幼児用又は食餌療法の調製品として小売容器入りのもので正味重量が 250 グラム以下のものに限るものをいう。基礎的な材料のほか、これらの調製品には、食餌療法（バランスのとれたダイエット）用に又は調味、保存その他の目的のために、少量のチーズ、卵黄、でん粉、デキストリン、塩又はビタミンのような成分を含有することがある。これらは、また構成成分の目に見える程度の細片は、少量、すなわち、均質調製品としての製品の特性を変えない量であれば含まれていてもよい。

均質混合調製食料品は、一般に乳幼児用として使用され、直接又は再加熱後食用に供するのに適した種々のかたさのなめらかなペースト状をしている。これらは、一般に 1 食分に相当する量が、通常気密の壺又は缶に詰められている。

この項には、均質混合調製食料品で、乳幼児用又は食餌療法用として、小売用以外の方法で詰められたもの又は正味重量が 250 グラムを超える容器入りのものは含まれない。この項には、また、基礎的な構成成分（肉、くず肉、魚、野菜若しくは果実）の一から成るこの種の調製品（一般に、16 類又は 20 類。調味、保存又はその他の目的のため加えられた少量の成分を含有しているかないかを問わない。）を含まない。

この項には、また次の物品を含まない。

- (a) 乾燥した野菜の混合物 (*julienne*) (粉状にしてあるかないかを問わない。) (07.12)
- (b) 乾燥した豆類の粉及びミール (11.06)
- (c) 16 類の肉、魚等のエキス及びジュース並びにその他の製品
- (d) ココアを含有する調製食料品 (一般に、18.06 又は 19.01)
- (e) 20.04 項又は 20.05 項の保存に適する処理をした野菜 (野菜の混合物 (*julienne*、サラダ等) を含む。)(時には、スープの調製に使用されるものも含む。)
- (f) 自己消化酵母 (21.06)

21.05 アイスクリームその他の氷菓 (ココアを含有するかしないかを問わない。)

この項には、通常ミルク又はクリームをもととして調製されたアイスクリーム及びその他の氷菓 (例えば、シャーベット、アイスキャンディー (iced lollipops)) を含む (その割合を問わず、ココアを含有するかしないかを問わない。)。ただし、この項には、アイスクリーム用のミックス及びベースは含まない。それらのものは、本質的な構成成分にしたがって所属が決定される (例えば、18.06、19.01 又は 21.06)。

21.06 調製食料品 (他の項に該当するものを除く。)

2106.10—たんぱく質濃縮物及び繊維状にしたたんぱく質系物質

2106.90—その他のもの

この項には、この表の他の項に該当しない限り、次の物品を含む。

(A) 直接又は加工 (加熱による調理、水、ミルク等で溶解、煮る等) した後食用に供する調製品

(B) 全部又は一部が食用品から成る調製品で、飲料又は調製食料品の製造に使用するもの

この項には、化学品 (有機酸、カルシウム塩等) と食用品 (穀粉、砂糖、粉乳等) との混合物から成る調製品で、調製食料品に混入し、その構成成分として又はその性質 (外観、品質保持等) を改良するために使用されるものを含む (38 類総説参照)。

ただし、この項には、食用品を含む酵素の調製品 (例えば、ぶどう糖又は他の食用品を加えたたんぱく質分解酵素から成る肉処理剤) は含まない。このような調製品は、この表において他に特掲された項がない場合に限り 35.07 項に属する。

この項には、次の物品を含む。

(1) テーブルクリーム、ゼリー、アイスクリームその他これに類する調製品製造用の粉末 (甘味を付けてあるかないかを問わない。)

ココアを加えてあるかないかを問わず、穀粉、ミール、でん粉、麦芽エキス又は 04.01 項から 04.04 項までの物品をもととした粉末は、ココアの含有量により 18.06 項又は 19.01 項に属する (19 類の総説参照)。その他の粉末は、ココアを含むものは 18.06 項に属する。甘

味料として使用する香味付け又は着色した糖類の性格を有する粉末は、17.01 項又は 17.02 項に属する。

- (2) 重炭酸ナトリウムとグリシルリジン又は甘草エキスをもととした飲料製造の香味付け粉末（甘味を付けてあるかないかを問わない。）（「ココアパウダー」として販売される。）
- (3) バター又はミルクから得られるその他の油脂をもととした調製品で、例えば、ベーカリー製品に使用するもの
- (4) 砂糖をもとし、比較的多量の脂肪を加え、また時には、ミルク又はナットを含有するペーストで、そのまま直接砂糖菓子とするには適せず、チョコレート、ビスケット、パイ、ケーキ等の詰物等として使用されるもの
- (5) みつばちのローヤルゼリーで栄養価を高めた天然蜂蜜
- (6) 主としてアミノ酸と塩化ナトリウムの混合物から成るたんぱく質の加水分解物で、調製食料品に使用するもの（例えば、香味付け用）並びに脱脂大豆粉のある種の成分を除去することにより得られるたんぱく質濃縮物で調製食料品のたんぱく質補強に使用するもの並びに大豆粉及びその他のたんぱく質系物質で繊維状にしたもの。ただし、この項には、食用に適するかどうかを問わず繊維状でない脱脂した大豆粉（23.04）及びたんぱく質分離物は含まない（35.04）。
- (7) アルコールを含有しない調製品又はアルコールを含有する調製品で、種々のアルコールを含有しない飲料又はアルコール飲料の製造に使用する種類のもの（香気性物質をもととしないものに限る。）。これらの調製品は、13.02 項の植物エキスを乳酸、酒石酸、くえん酸、りん酸、保存剤、発泡剤、果汁等を配合して製造することができる。これらの調製品は全体的に又は部分的に特定の飲料を特徴づける香味成分を全部又は一部含む。したがって、通常当該調製品を単に水、ワイン又はアルコールに希釈する（時には、更に砂糖、炭酸ガス等を加える。）ことにより目的とする飲料をつくることができる。この種の物品には家庭用に特に作られたものもある。また、多量の水、アルコール等を輸送する無駄を省くために、工業的にも広く利用されている。

提示の際、これらの調製品は飲料として飲用に供されるものでなく、この点で 22 類の飲料と区別することができる。

この項には一以上の香気性物質をもととした飲料の製造に使用する種類の調製品を含まない（33.02）。

- (8) 天然又は人造の香料（例えば、バニリン）をもととした食用タブレット
- (9) 砂糖の代わりに合成甘味料（例えば、ソルビトール）を含有する甘菓子（Sweets）、ガム及びこれらに類する物品（特に、食餌（じ）療法用のもの）
- (10) サッカリンと乳糖のような食用品から成る甘味用の調製品（例えば、タブレット）
- (11) 自己消化酵母その他の酵母エキス（酵母の加水分解によって得られる生成物）。これらは、発酵力のないものであり、高いたんぱく価を有する。これらは、主として食品工業（例えば、ある種の調味料の調製用）において使用される。
- (12) レモネードその他の飲料の製造用調製品。例えば、次のような物品がある。
ー香味付け又は着色した糖水：砂糖の溶液に、例えば、ある種の果実又は植物（ラズベリー、

ブラックカーラント、レモン、ミント等)の香味を付けるため、天然又は合成の物質を加えたもの(くえん酸及び保存剤を加えてあるかないかを問わない。)

- ーこの項の複合調製品(上記(7)を参照)を加えて香味付けした糖水:特にコーラエッセンス及びくえん酸をカラメル化した砂糖で着色したもの又はくえん酸及び果実(例えば、レモン又はオレンジ)の精油を加えたもの
- ー天然の果実又はナットに存在するジュースの成分バランスを明らかに失わせる量の成分(くえん酸、当該果実から抽出した精油等)を加え変性された果実又はナットのジュースにより香味付けした糖水
- ー濃縮果汁にくえん酸(含有する総酸分が、当該天然果汁の酸分よりも明らかに多い量)、果実の精油、合成甘味料等を加えたもの

このような調製品は、単に水で希釈し又は更に処理したのち飲料に供される。この種の調製品のうちあるものは他の調製食料品に添加される。

- (13) 朝鮮人参エキスとその他の成分(例えば、乳糖又はぶどう糖)との混合物で、朝鮮人参茶又は朝鮮人参飲料の調製に使用するもの
- (14) 異なる種の植物及びその部分(種及び果実を含む。)の混合物からなる物品又は単一若しくは異なる種の植物及びその部分(種及び果実を含む。)とその他の物質(例えば、一以上の植物エキス)とを混合した物品で、そのままでは、消費されず、ハーブの煎じ液又はハーブ茶(例えば、緩下、瀉下、利尿又は駆風の効果がある。)を作るために使用するもの(症状の緩和し、又は一般的な健康に寄与すると称されるものを含む。)

この項には、特定の病気に対する特効を有する活性成分を含む治療用又は予防用の浸出液の製品は含まない(30.03又は30.04)。

この項には、また、08.13項又は9類に属するとみられるこのような物品を含まない。

- (15) 異なる類(例えば、7類、9類、11類、12類)に属する種又は12.11項に属する異なる種の植物、植物の部分、種又は果実(丸のままのもの、切ったもの、破碎し若しくはひき割りにしたもの又は粉末状のもの)の混合物で、そのままでは消費されず、直接飲料の香味付けに又は飲料製造用エキスを調製するために使用されるもの

ただし、この種の物品でその特性が9類に属する種により与えられているものは含まない(9類)。

- (16) 食餌補助剤又は栄養補助食品としばしば称される調製品で、1以上のビタミン類、ミネラル類、アミノ酸、食品中に存在する物質の濃縮物、エキス、分離物又はこれらに類する物質(又はその様な物質の合成物)から成り又はこれらをもととし、普通食の補助剤として提示されるもの。この種の物品には、さらに甘味料、色素、香味料、香気性物質、担体、賦形剤、安定剤その他の技術的な補助剤を含有する物品も含まれる。この種の物品は、しばしば、これらが健康全般を維持し、運動能力を改善し、栄養不足を予防し又は最適水準以下の栄養素を適正化する旨の表示と共に包装されている。

これらの調製品は、該当する栄養欠乏症以外の病気に対して治療又は予防の効果を与える十分な量の有効成分を含有していない。その他の調製品で、特定の病気に対し治療又は予防の効果を与える十分な量の有効成分を含有するものは含まない(30.03又は30.04)。

(17) 飲料の製造に使用する種類の粒状又は粉末状の調製品で、砂糖、香料又は着色料（例えば、植物エキス又はオレンジ、ブラックカーラント等のある種の果実若しくは植物等）、酸化防止剤（例えば、アスコルビン酸若しくはくえん酸又はこれらの両方）、保存料等から成るもの。ただし、砂糖の特性を有する調製品は 17.01 項又は 17.02 項に属する。

この項には、更に、次の物品を含まない。

- (a) 第 20.08 項の果実、ナットその他植物の食用の部分から成る調製品で、調製品としての重要な特性が、果実、ナットその他植物の食用の部分によって与えられるもの (20.08)
- (b) 食用に供するために食餌補助剤として調製した第 21.02 項の微生物 (21.02)
- (c) 食用に供する食餌補助剤として製造された、ココアを含有する調製品 (18.06)
- (d) ニコチンを含有するチューインガム (24.04)

第 22 類
飲料、アルコール及び食酢

注

- 1 この類には、次の物品を含まない。
 - (a) 料理用に調製したこの類の物品（第 22.09 項のものを除く。）で飲料に適しない処理をしたもの（主として第 21.03 項に属する。）
 - (b) 海水（第 25.01 項参照）
 - (c) 蒸留水、伝導度水その他これらに類する純水（第 28.53 項参照）
 - (d) 酢酸の水溶液（酢酸の含有量が全重量の 10%を超えるものに限る。第 29.15 項参照）
 - (e) 第 30.03 項又は第 30.04 項の医薬品
 - (f) 調製香料及び化粧品類（第 33 類参照）
- 2 第 20 類からこの類までにおいてアルコール分は、温度 20 度におけるアルコールの容量分による。
- 3 第 22.02 項において「アルコールを含有しない飲料」とは、アルコール分が 0.5%以下の飲料をいう。アルコール飲料は、第 22.03 項から第 22.06 項まで又は第 22.08 項に属する。

＊

＊ ＊

号注

- 1 第 2204.10 号において「スパークリングワイン」とは、温度 20 度における密閉容器内のゲージ圧力が 3 バール以上のぶどう酒をいう。

総 説

この類の物品は、この表の前の類までの食用品とは全く異なったグループを構成する。

これらは、主に次の四つのグループに分類される。

- (A) 水その他のアルコールを含有しない飲料及び氷
- (B) 発酵酒（ビール、ぶどう酒、りんご酒等）
- (C) 蒸留酒及びアルコール飲料（リキュール、スピリッツ等）並びにエチルアルコール
- (D) 食酢及び食酢代用物

この類には、次の物品を含まない。

- (a) 4 類の液状乳製品
- (b) 料理用に調製したこの類の物品（第 22.09 項のものを除く。）で飲料に適しない処理をしたもの（例えば、料理用ワイン及び料理用コニャック）（主として第 21.03 項に属する。）
- (c) 30.03 項又は 30.04 項の医薬品
- (d) 調製香料及び化粧品類（33 類）

22.01 水（天然又は人造の鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものを除く。）、氷及び雪

2201.10－鉱水及び炭酸水

2201.90－その他のもの

この項には、次の物品を含む。

(A) すべての通常の天然の水（海水を除く。25.01 項参照）：この項に含まれる水は、浄化してあるか又は精製してあるかないかを問わないものとし、28.53 項に属する蒸留水、伝導度水その他これらに類する純水を除く。

この項には、甘味又は香味を付けた水を含まない（22.02）。

(B) 鉱水（天然であるか又は人造であるかを問わない。）

天然の鉱水は、無機塩類又はガスを含み、これらの水の成分にはかなり変化があり、通常その塩類の化学的性質によって、例えば、次のように分類される。

(1) 含アルカリ性水

(2) 含硫酸塩性水

(3) 含ハロゲン性水

(4) 含硫化性水

(5) 含砒（ひ）素性水

(6) 含鉄塩性水

これらの天然の鉱水には、天然の又は人為的に加えられた炭酸ガスを含むものがある。

人造の鉱水は、天然のものと同一性質の水が得られるように通常の飲料水に対応する天然水中に存在する活性要素（無機塩類又はガス）を加えたものである。

この項には、甘味又は香味（オレンジ、レモン等）を付けた天然又は人造の鉱水を含まない（22.02）。

(C) 炭酸水：すなわち通常の飲料水に圧力をかけて炭酸ガスを封入したものである。これらは、しばしばソーダ水とかセルツァー（seltzer）水とかよばれるが、本来のセルツァー水は天然の鉱水である。

この項には、甘味を付け又は香味を付けた炭酸水を含まない（22.02）。

(D) 氷及び雪：すなわち、天然の雪及び氷並びに人工的に凍らせた氷である。

この項には、21.05 項の氷菓、炭酸雪及びドライアイス（すなわち、固体二酸化炭素）は含まない（28.11）。

22.02 水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）その他のアルコールを含有しない飲料（第 20.09 項の果実、ナット又は野菜のジュースを除く。）

2202.10－水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）

－その他のもの

2202. 91－ノンアルコールビール

2202. 99－その他のもの

この項には、この類の注3に規定されているアルコールを含有しない飲料で、他の項、特に 20. 09 項又は 22. 01 項に属さないものを含む。

(A) 水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）

このグループには、次の物品を含む。

(1) 甘味を付け又は香味を付けた天然又は人造の鉱水

(2) レモネード、オレンジード、コーラのような飲料：通常の飲料水（甘味を有するか有しないかを問わない。）に果実若しくはナットのジュース若しくはエッセンス又は複合エキスを香味付けしたもので、場合によってはくえん酸又は酒石酸が添加される。これらの飲料は、しばしば炭酸ガスを封入して通常びん又はその他の密閉容器に詰められている。

(B) ノンアルコールビール

このグループには、次の物品を含む。

(1) 麦芽から作ったビールで、アルコール分が 0. 5%以下のもの

(2) ジンジャービール及びハーブビールで、アルコール分が 0. 5%以下のもの

(3) ビールとアルコールを含有しない飲料との混合物（例えば、レモネード）で、アルコール分が 0. 5%以下のもの

(C) その他のアルコールを含有しない飲料（20. 09 項の果実又は野菜のジュースを除く。）

このグループには、次の物品を含む。

(1) 水及び砂糖を加え、こしたもので飲料としてそのまま供するタマリンドネクター

(2) その他の飲料（直接飲用に供するもの）：例えば、ミルク及びココアをもとにしたもの

この項には、次の物品を含まない。

(a) 液状ヨーグルトその他発酵させ又は酸性化したミルク及びクリーム（ココア、果実又は香味料を含有するもの）(04. 03)

(b) 17. 02 項の砂糖水及び 21. 06 項の香味を付けた砂糖水

(c) 果実、ナット又は野菜のジュース（飲料として使用するものであるかないかを問わない。）(20. 09)

(d) 30. 03 項又は 30. 04 項の医薬品

22. 03 ビール

ビールは、穀物の麦芽（通常、大麦又は小麦）、水及びホップ（通常加えられる。）で調製した液体（麦芽汁）を発酵して得られるアルコール飲料である。また、ある一定量の麦芽以外の穀物

（例えば、とうもろこし又は米）も麦芽汁の調製に使用されることがある。ホップの添加は、苦味と芳潤な香味を与え、品質の保存性を増大させる。さくらんぼ又はその他の香味料が、発酵の際加えられることもある。

糖（特に、ぶどう糖）、着色料、炭酸ガス及びその他の物質が加えられることもある。

ビールは、使用される発酵工程により下面発酵ビールと上面発酵ビールの二種類があり、前者は下面酵母によって低温で発酵され、後者は上面酵母によってより高い温度で発酵することにより得られる。

ビールには、淡色のもの又は黒色のもの、甘味のもの又は苦味のもの、甘口のもの又は辛口のものがあり、たる詰、びん詰、密閉缶入りのものがある。これらは、エール、スタウト等として取引される。

この項には、ビールを真空濃縮して原液の量の5分の1ないし6分の1にしたアルコール度数の低い（ただし、モルトエキス分は高い。）濃縮ビールを含む。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) しばしばビールと呼ばれるある種のアルコールを含有しない飲料（例えば、水とカラメル化した砂糖で調製された飲料）(22.02)
- (b) 麦芽から作ったビールで、アルコールを含有しないビールと称される飲料であり、アルコール分が0.5%以下のもの (22.02)
- (c) 30.03 項又は 30.04 項の医薬品

22.04 ぶどう酒（強化ぶどう酒を含むものとし、生鮮のぶどうから製造したものに限る。）及びぶどう搾汁（第 20.09 項のものを除く。）

2204.10—スパークリングワイン

—その他のぶどう酒及びぶどう搾汁でアルコール添加により発酵を止めたもの

2204.21—2 リットル以下の容器入りにしたもの

2204.22—2 リットルを超え 10 リットル以下の容器入りにしたもの

2204.29—その他のもの

2204.30—その他のぶどう搾汁

（I）ぶどう酒（生鮮のぶどうから製造したものに限る。）

この項に属するぶどう酒は、生鮮なぶどうから得られるぶどう搾汁のアルコール発酵の最終製品である。

この項には、次の物品を含む。

- (1) 普通のぶどう酒（赤、白又はローゼ）
- (2) アルコールで強化したぶどう酒
- (3) スパークリングワイン：これらのぶどう酒は密封したびん内で最終発酵を行う（本来のスパークリングワイン）か、又はびん詰後人工的にガスを加える（ガス入りワイン）かの何れかの方法で炭酸ガスを充てんしたものである。

(4) デザートワイン (時にはリキュールワインと呼ばれる。): これらのぶどう酒はアルコール分が多く、通常、糖分含有量の多いぶどう搾汁から作られ、この糖分の一部のみが発酵によってアルコールに変えられる。時には、アルコール添加又はアルコール添加を行った濃縮ぶどう搾汁によって強化される。デザートワイン (リキュールワイン) には、Canary、Cyprus、Lacryma Christi、Madeira、Malaga、Marsala、Port、Malmsey、Samos、Sherry を含む。

この項には、次の物品を含まない。

(a) 22.05 項のぶどう酒をもととした飲料

(b) 30.03 項又は 30.04 項の医薬品

(II) ぶどう搾汁

生鮮なぶどうを搾って得られたぶどう搾汁は、甘い芳香を有する緑黄色を帯びた濁った液体である。これは、糖類 (ぶどう糖及び果糖)、酸 (酒石酸、マレイン酸等)、たんぱく質系物質、ミネラル、粘質物及び芳香性物質 (ぶどう酒の特性である芳香を付するもの) を含んだものである。

ぶどう搾汁は、発酵を止めない限り自然に発酵を起し、糖分はアルコールとなる。この発酵の最終製品がぶどう酒である。

このぶどう搾汁が発酵する自然の傾向は、ミュテージと称される処理によって抑制することができ、このミュテージ処理は、発酵速度を遅らせることも完全に止めることもできる。

ミュテージ処理は、各種の方法がある。

(1) サリチル酸その他防腐剤の作用による方法

(2) 亜硫酸ガスをぶどう搾汁に吹き込む方法

(3) アルコールを添加する方法。この種の製品は、しばしばそれ以上の工程を経ずにぶどう酒として飲用される。一方ミステルズ (mistelles) といわれるものは、リキュールワイン、アペリティフ等の製造に使用される。

(4) 冷却する方法

このグループには、部分的に発酵したぶどう搾汁 (発酵が止まっているかいないかを問わない。) 及びアルコールを添加した未発酵のぶどう搾汁で、いずれもアルコール分が 0.5% を超えるものを含むことに留意すべきである。

この項には、ぶどう果汁及びぶどう搾汁 (濃縮してあるかないかを問わない。) で、未発酵のもの又はアルコール分が 0.5% 以下のものは含まない (20.09)。

22.05 ベルモットその他のぶどう酒 (生鮮のぶどうから製造したもので、植物又は芳香性物質により香味を付けたものに限る。)

2205.10-2 リットル以下の容器入りにしたもの

2205.90-その他のもの

この項は、22.04 項の生鮮のぶどうから作ったぶどう酒に植物性材料 (葉、根、果実等) 又は

芳香性物質を浸漬し、これらの香味を付けて得られる各種の飲料（通常、アペリティブ又は強壯剤として使用される。）を含む。

この項には、更に、上記のタイプの飲料でビタミン類又は鉄化合物を添加したものも含まれる。時に食餌（じ）補助剤と称されるこれらの物品は、通常、健康を維持するように作られたものである。

この項には、次の物品を含まない。

- （a）干しぶどうから得られたぶどう酒で、芳香性の植物又は物質で調製したもの（22.06）
- （b）30.03 項又は 30.04 項の医薬品

22.06 その他の発酵酒（例えば、りんご酒、梨酒、ミード及び清酒）並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物（他の項に該当するものを除く。）

この項には、22.03 項から 22.05 項までに含まれない全ての発酵酒を含む。

例えば、次の物品がある。

- （1）りんご酒（cider）：りんごの果汁を発酵させて得られるアルコール飲料
- （2）なし酒（perry）：なしの果汁を発酵させて得られるりんご酒に似た発酵酒
- （3）ミード：蜂みつの水溶液を発酵させて得られる飲料（この項には、白ぶどう酒、芳香性物質その他の物質をミードに加えた hydromel vineux を含む。）
- （4）Raisin wine
- （5）生鮮のぶどう果汁以外の果実又はナットのジュースを発酵させて得られるワイン（いちじくワイン、なつめワイン、いちごワイン）又は野菜ジュースを発酵させて得られるワインでアルコール分が 0.5%を超えるもの
- （6）Malton：麦芽エキスを及びぶどう酒かすから得られる発酵酒
- （7）Spruce：ある種の樅（もみ）の樹液又は葉、小枝等を使用して得られる飲料
- （8）酒（saké 又は rice wine）
- （9）やし酒：ある種のやしの樹液から得られる酒
- （10）Ginger beer 及び Herb beer：砂糖、水及びしょうが又は草本を酵母で発酵させて得られる。

これらの酒は、すべて、自然の発酵又は人工的なガス注入の何れかによって炭酸ガスを充てんしていることがある。アルコール添加によって強化されたもの又は二次発酵によってアルコール分が高くなったものもこの項に含まれるが、この項の物品の特性をとどめているものに限る。

この項はまた発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び 22 類の発酵酒の混合物（例えば、レモネードとビール又はワインとの混合物、ビールとワインの混合物）でアルコール分が 0.5%を超えるものを含む。

また、これらの飲料のある種のものには、ビタミン類又は鉄化合物が添加されることもある。時に食餌（じ）補助剤と称されるこれらの物品は、通常、健康を維持するように作られたものである。

この項には、果実又はナットのジュース（りんご、なし等）その他の飲料で、アルコール分が 0.5%以下のものを含まない（20.09 又は 22.02）。

**22.07 エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が80%以上のものに限る。）及び
変性アルコール（アルコール分のいかんを問わない。）**

2207.10－エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が80%以上のものに限る。）

2207.20－変性アルコール（アルコール分のいかんを問わない。）

エチルアルコールは、29 類の注 2（b）の除外規定により 29.05 項のその他の非環式アルコールには含まれない。

この項には、次の物品を含む。

（1）エチルアルコール（変性してないものでアルコール分が全容量の80%以上のものに限る。）

（2）変性アルコール（アルコール分のいかんを問わない。）

発酵酒及びアルコール飲料は、ある種の糖類を酵母又はその他の酵素により発酵させて得たエチルアルコールを含有する。22.07 項又は 22.08 項のエチルアルコール（変性させてないものに限る。）は、発酵した製品をその特性を失わせる程度に精製（例えば、蒸留、ろ過等）したもので、無色透明で、発泡性がなく、エチルアルコールの香り及び味のみを有する。エチルアルコールは合成によっても得られる。

変性アルコールは、工業用原料として使用できるが、飲食には適しないようにある種の物質を添加したものである。使用される変性剤は、各国の国内法規により定められているので国によって異なる。それらには、ウッドナフサ、メタノール、アセトン、ピリジン、芳香族炭化水素（ベンゼン等）、着色料が使用されている。

この項には、ニュートラルスピリッツを含む。ニュートラルスピリッツは、一次蒸留して得たもののなかに存在する副次成分（高級アルコール、エステル、アルデヒド、酸等）を殆ど完全に精製工程（例えば、分別蒸留）により除去して得られる水を含有するエチルアルコールである。

エチルアルコールは各種の工業的用途（例えば、薬品、ワニス等の製造工業における溶剤として）、熱源又は照明源として又はアルコール飲料の調製用として使用される。

この項には、次の物品を含まない。

（a）エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が80%未満のものに限る。）（22.08）

（b）その他の変性させてないアルコール（22.08）

（c）アルコールをもととした固体又は半固体の燃料（通常、固形アルコールという名で市販されている。）（36.06）

**22.08 エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が80%未満のものに限る。）及び
蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲料**

2208.20－ぶどう酒又はぶどう酒もろみの搾りかすから得た蒸留酒

2208.30－ウイスキー

2208. 40ーラムその他これに類する発酵したさとうきびの製品から得た蒸留酒

2208. 50ージン及びジェネヴァ

2208. 60ーウオッカ

2208. 70ーリキュール及びコーディアル

2208. 90ーその他のもの

この項には、次の物品を含む（アルコール分のいかなを問わない）。

（A）香味料を加えることなく、ぶどう酒、りんご酒その他の発酵酒又は穀物その他の植物性生産物を発酵させたものを蒸留して得られる蒸留酒：これらのものは、エステル、アルデヒド、酸、高級アルコール等の副次成分の全部又は一部を含み、これがそれぞれの酒に特有の香味及び芳香を与えている。

（B）リキュール及びコーディアル：砂糖、はちみつその他の天然甘味料及び天然抽出物やエキスを加えたアルコール飲料。例えば、エチルアルコールや蒸留したアルコールを、果実、花や植物のその他の部分、抽出物、エキス、精油又はジュース（濃縮してあるかないかを問わない。）のうち一つ若しくは二つ以上とともに混合又は蒸留して得られるアルコール飲料である。これらの物品には、砂糖の結晶を含むリキュール及びコーディアル、果実又はナットのジュースのリキュール、卵リキュール、ハーブリキュール、ベリーリキュール、スパイスリキュール、茶のリキュール、チョコレートリキュール、ミルクリキュール並びにはちみつリキュールを含む。

（C）この類の前項までに該当しないすべてのその他のアルコール飲料

この項には、また、アルコール分が80%未満のものに限り、変性させてないアルコール（エチルアルコール及びニュートラルスピリッツ）を含む。これらのものは、上記（A）、（B）及び（C）と異なり、香味及び芳香を与える副次成分が在存してないことによって特徴づけられる。これらのものは、飲用であるか、工業用であるかを問わずこの項に含まれる。

この項には、アルコール分が80%未満の変性させてないエチルアルコールのほか、次の物品を含む。

- （1）ぶどう酒又はぶどう酒もろみの搾りかすから得た蒸留酒（コニャック、アルマニャック、ブランデー、グラッパ（grappa）、ピスコ（pisco）、シンガニ（singani）等）
- （2）ウイスキー及び穀類（大麦及び裸麦、オート、ライ麦、小麦、とうもろこし等）をすりつぶしたものを発酵し、蒸留して得られるその他の蒸留酒
- （3）さとうきび製品（さとうきびの搾汁、さとうきびのシロップ、甘しょ糖の糖蜜）のみを発酵して得られる蒸留酒。例えば、ラム、タフィア及びカシャサ（cachasa）。
- （4）ジュニパーベリーの芳香成分を含有するジン又はジュネヴァとして知られる蒸留酒
- （5）農産物（例えば穀類、じゃがいも）をすりつぶしたものを発酵、蒸留して得られるウオッカ（更に活性炭でろ過するものがある。）
- （6）一般にリキュールといわれるアルコール飲料。例えば、aniset（青大ういきょう又は支那大ういきょうから得られるもの）、キュラソー（苦味オレンジの皮から得られるもの）、キーンメル（カラウェイ又はクミンの種子で芳香を付けたもの）

- (7) 濃度又は色調から Cremes として知られるリキュール：これらは、通常アルコール分がかなり低く非常に甘いものである（例えば、ココアクリーム、バナナクリーム、バニラクリーム、コーヒークリーム）。この項は、また卵黄、クリーム等を加えて蒸留酒を乳化したものを含む。
- (8) ラタフィア（ratafia）：果汁から得られるリキュールの一種で、場合によって若干の芳香性物質が加えられたものもある（さくらんぼ、ブラックカーラント、ラズベリー、アプリコット等のラタフィア）。
- (9) アクアビット及び果実又は植物の部分で芳香を付したその他の蒸留酒
- (10) りんご酒（カルバドス）、プラム酒（ミラベル、クエッチ（questch））、さくらんぼ酒（キルシュ）又はその他の果実酒から得られる蒸留酒
- (11) アラック：米又はやしを原料とした酒から得られる蒸留酒
- (12) ローカストビーンの発酵液を蒸留して得られる蒸留酒
- (13) アルコール性アペリティブ：22.05 項に属する生鮮ぶどうのぶどう酒をもととして製造されたもの以外のもの（アブサン、ビッター等）
- (14) アルコール性レモネード（医薬用でないもの）
- (15) 果実、ナット又は野菜のジュースにアルコールを加えたもので、アルコール分が 0.5%を超えるもの（22.04 項の物品を除く。）
- (16) 時に食餌（じ）補助剤と称されるアルコール性飲料で、一般的な健康を維持するように作られたもの。これらは、例えば、植物性エキス、濃縮果汁、レシチン、薬品等をもとし、これにビタミン類又は鉄化合物を添加したものである。
- (17) 蒸留酒に果実若しくはナットのジュース又は水、砂糖、着色料、香味料等を混ぜ合せ、ワインに似せた飲料（22.04 項の物品を除く。）
- (18) てん菜の糖蜜を発酵して得られる蒸留酒

この項には、次の物品を含まない。

- (a) ベルモット及び生鮮のぶどうから製造したぶどう酒をもとしたその他のアペリティブ（22.05）
- (b) 変性アルコール（アルコール分を問わない。）及び変性させてないエチルアルコールでアルコール分が 80%以上のもの（22.07）

22.09 食酢及び酢酸から得た食酢代用物

（I）食 酢

食酢は、アルコール溶液（原料を問わない。）又は各種の糖類若しくはでん粉をアルコール発酵させた溶液を、空気の下で通常 20 度から 30 度までの間の恒温で、酢酸バクテリア（*Mycoderma aceti* 又は *acetobacter*）の作用により酢酸発酵させて得られる酸溶液である。

この項には、それらの原料にしたがって区別される次のような種々の食酢を含む。

- (1) ワインビネガー：原料ぶどう酒の種類によって淡黄色から赤色をしている。ワインエステ

ル等の存在により特別な芳香を有するものもある。

(2) ビールビネガー、麦芽ビネガー、りんご酒、なし酒又はその他の発酵した果実から得られる食酢：一般に黄色をしている。

(3) スピリッツビネガー：通常は無色である。

(4) 穀物、糖みつ、ばれいしょの加水分解物、lactoserum 等から得られる食酢

(Ⅱ) 食酢代用物

食酢代用物は、酢酸を水で薄めて得られる。これらは、しばしばカラメルその他の有機着色料で着色される（下記除外規定（a）参照）。

＊

＊ ＊

食酢及び食酢代用物は、香味料又は漬物用として使用され、これら自体タラゴンのような植物で香味付けされるか又は香辛料が加えられることがある。

この項には、次の物品を含まない。

(a) 酢酸の重量が、全重量の 10%を超える酢酸水溶液 (29.15)。ただし、22 類の注 1 (d) の規定は、酢酸の重量が通常全重量の 10%から 15%までの酢酸水溶液で、食酢の代用物として使用するために香味づけしたもの又は着色したものについては適用しない。これらはこの項に含まれる。

(b) 30.03 項又は 30.04 項の医薬品

(c) トイレットビネガー (33.04)

第 23 類

食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料

注

- 1 第 23.09 項には、植物性又は動物性の材料をその特性が消失する程度に処理して得た飼料用に供する種類の物品（植物のくず、植物のかす及び当該処理の際に生ずる副産物を除く。）で、他の項に該当しないものを含む。

＊

＊ ＊

号注

- 1 第 2306.41 号において「菜種油かす（低エルカ酸のもの）」とは、第 12 類号注 1 に定義される種のものをいう。

総 説

この類には、食品製造工業で使用される植物性材料からでる各種のかす及びくず並びにある種の動物性生産品を含む。これらの物品は一部食用に適するものがあるが、大部分のものの主な用途は、単独又は他の材料と混合して、動物の飼料用とする。ただし、ある一部の物品（例えば、ぶどう酒かす、アーゴル、オイルケーキ）は、工業用にも供される。

この類において「ペレット」とは、直接圧縮すること又は全重量の 3 % 以下の結合剤（例えば、糖みつ、でん粉様物質等）を加えることにより固めた物品をいう。

23.01 肉、くず肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲（せい）無脊椎（せきつい）動物の粉、ミール及びペレット（食用に適しないものに限る。）並びに獣脂かす

2301.10－肉又はくず肉の粉、ミール及びペレット並びに獣脂かす

2301.20－魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲（せい）無脊椎（せきつい）動物の粉、ミール及びペレット

この項には、次の物品を含む。

- （1）粉及びミール：動物（家きん、海棲哺乳（かいせいほ）乳動物、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲（せい）無脊椎（せきつい）動物）又は動物性生産品（肉若しくはくず肉等で、骨、角、貝殻等を除く。）加工の際得られるもので、食用に適さないもの。これらの物品（主に屠殺場、水産物の加工船、缶詰及び缶詰工場等から得られる。）は、通常蒸気加熱し、油脂を分離するため圧搾し、又は溶剤で処理する。このようにして得られた物品は、更に加熱によって乾燥、殺菌され、最後に粉砕される。

この項には、ペレット状（この類の総説参照）にした上記物品を含む。

この項の粉、ミール及びペレットは、主に飼料として使用されるが、その他の目的（例えば、肥料）に使用されることもある。

この項には、昆虫類の粉又はミールで、食用に適しないものを含まない (05.11)。

- (2) 獣脂かす：豚又はその他の動物の脂肪を溶出した後に残る細胞膜質組織である。これは、主に、動物の飼料（例えば、犬用ビスケット）の調製に使用されるが、たとえ食用に適するものであってもこの項に含まれる。

23.02 ふすま、ぬかその他のかす（穀物又は豆のふるい分け、製粉その他の処理の際に生ずるものに限るものとし、ペレット状であるかないかを問わない。）

2302.10—とうもろこしのもの

2302.30—小麦のもの

2302.40—その他の穀物のもの

2302.50—豆のもの

この項には、次の物品を含む。

- (A) 穀物の製粉の際に生ずるふすま、ぬかその他のかす

これらは、基本的には、小麦、ライ麦、大麦及び裸麦、オート、とうもろこし、米、グレーンソルガム又はそばの製粉の際に生ずる副産物で、でん粉及び灰分の含有率に関する 11 類の注 2 (A) の要件に合致しない物品を含む。

これらは、特に、次の物品がある。

- (1) ふすま：穀粒の外皮で、これに付着する少量の胚乳並びにわずかな穀粉から成る。
(2) ぬか：小麦粉を製造する際の副産物で、粉碎された穀物から得られ、ふるいにかけてよく分離された穀皮のほか、わずかな穀粉から成る。

- (B) 穀粒のふるい分けその他の処理の際に生ずるかす

製粉の前処理工程中に生ずるふるいかすは、原料穀粒の小粒のもの、異形のもの又は砕けたもの、原料穀粒に混じっていた各種の雑草の種、葉及び茎の断片、鉋物等から成る。

これらには、さらに次の物品を含む。

- (1) サイロ、船艙等の清掃の際に得られるかすで、上記の組成と同様の組成を有するもの
(2) 米の精白工程において生ずる果皮
(3) 穀粒をもみすりし (hulling)、圧延し (rolling)、薄片にし (flaking)、小粒にし (pearling)、薄く切り (slicing)、若しくは砕いた (kibbling) 結果生ずるかす

- (C) 豆の粉碎その他の作業の際に生ずる類似のかす及びくず

この項には、また上記の物品をペレット状（この類の総説参照）にしたものを含む。

この項には、また殻を有するか有しないかを問わず、とうもろこしの穂軸（コーンコブ）全体を粉碎したもので、11 類の注 2 (A) に定められたとうもろこしの製粉についてのでん粉及び灰分の含有率に関する要件に合致しないものも含まれる。

穀物の脱穀の際に生ずる穀物の殻 (husk) は、12.13 項に属する。

この項には、植物性油脂又は微生物性油脂の抽出の際に生ずる油かすを含まない (23.04 から 23.06 まで)。

23.03 でん粉製造の際に生ずるかすその他これに類するかす、ビートパルプ、バガスその他の砂糖製造の際に生ずるかす及び醸造又は蒸留の際に生ずるかす(ペレット状であるかないかを問わない。)

2303.10—でん粉製造の際に生ずるかすその他これに類するかす

2303.20—ビートパルプ、バガスその他の砂糖製造の際に生ずるかす

2303.30—醸造又は蒸留の際に生ずるかす

この項には、次の物品を含む。

- (A) でん粉製造の際に生ずるかすその他これに類するかす（とうもろこし、米、ばれいしょ等から得られる。）：これらは、繊維素及びたんぱく質系物質から成り、一般に、ペレット若しくはミールあるいは場合によっては、ケーキ状である。これらは、動物飼料又は肥料に使用され、またかすのある種のもの（例えば、とうもろこしスティープリカー（maize steeping liquors））は、抗生物質を製造するための培養基の製造に使用される。
- (B) ビートパルプ：砂糖大根の根から砂糖を抽出した後に残るかすである。このパルプは、湿っていても、乾燥していてもこの項に属するが、糖みつを加えたり、他の物品を加えて動物飼料用に製造したものは、23.09 項に属する。
- (C) バガス：砂糖きびから液汁を抽出した後の繊維素分から成るかすである。これは製紙工業用及び動物飼料の調製に使用される。
- (D) 砂糖製造の際に生ずるその他のかす：これは、清澄工程の際の沈渣、ろ過圧縮の際のかす等である。
- (E) 醸造又は蒸留の際に生ずるその他のかす：特に次のような物品がある。
 - (1) 穀類（大麦及び裸麦、ライ麦等）のかす：ビールの製造の際得られ、麦芽汁を取り除いた後に残る穀類のかすである。
 - (2) 麦芽の芽：炒燥工程中に発芽した穀類から分離する。
 - (3) 使用済みのホップ
 - (4) 穀物、種子、ばれいしょ等からスピリットを蒸留した際に生ずるかす
 - (5) 洗浄ビートパルプ：ビートモラセスの蒸留の際のかす
(これらすべての物品は、湿った状態又は乾燥した状態であってもこの項に属する。)

この項には、ペレット状（この類の総説参照）にした上記物品を含む。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 砂糖の抽出又は精製の際に生ずる糖みつ（17.03）
- (b) 不活性又は使用済み酵母（21.02）
- (c) ビートモラセスの残留物を焼き又は洗浄した際に生ずる粗カリ塩類（26.21）
- (d) バガスパルプ（47.06）

23.04 大豆油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わない。）

この項には、大豆を溶剤により抽出し又は圧縮により、若しくはロータリーエキスペーラーで搾油した際に生ずる大豆油かすを含む。これらは、有用な飼料となる。

この項に属するかすは、スラブ（ケーキ）状、ミール状又はペレット状（この類の総説参照）であってもよい。

この項には、食用に適する繊維状でない脱脂した大豆粉も含む。

この項には、次の物品を含まない。

（a）油滓（15.22）

（b）脱脂した大豆粉から特定の成分を除いて得られるたんぱく質濃縮物で、調製食料品の添加物として使用されるもの及び繊維状にした大豆粉（21.06）

23.05 落花生油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わない。）

23.04 項の解説の規定は、この項において準用する。

23.06 その他の植物性又は微生物性の油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わないものとし、第 23.04 項又は第 23.05 項のものを除く。）

2306.10－綿実油かす

2306.20－亜麻仁油かす

2306.30－ひまわり油かす

－菜種油かす

2306.41－菜種油かす（低エルカ酸のもの）

2306.49－その他のもの

2306.50－やし（コブラ）油かす

2306.60－パーム油かす及びパーム核油かす

2306.90－その他のもの

この項には、微生物性の油を抽出した残りのかす並びに採油用の種子、油分を含む果実及び穀物の胚芽を、溶剤により抽出し、又は圧縮により若しくはロータリーエキスペーラーで搾油した残りのかす（23.04 項又は 23.05 項のものを除く。）を含む。

この項には、米ぬかから油を抽出して得られる脱脂ぬか（de-oiled bran）を含む。

ある種のかす（亜麻の種、綿実、ごま、コブラ等）は、有用な飼料となる。あるもの（例えば、ヒマ）は、飼料には適さず肥料として使用される。その他のもの（例えば、苦扁桃仁及びからし菜のかす）には、精油の抽出に使用されるものもある。

この項に属するかすは、スラブ（ケーキ）状、ミール状あるいはペレット状（この類の総説参照）のものである。

この項には、食用に適する繊維状でない脱脂した粉を含む。

この項には、油滓を含まない（15.22）。

＊

＊ ＊

号の解説

2306.41

2306.41 号において「菜種（低エルカ酸のもの）」とは、12 類号注 1 及び 12.05 項の解説参照。

23.07 ぶどう酒かす及びアーゴル

ぶどう酒かすは、ぶどう酒の発酵及び熟成中に、泥状の沈でん物として生じる。沈でん物をフィルタープレスにかけると固形のぶどう酒かすが得られる。乾燥ぶどう酒かすには、粉末若しくは粒状の不均一な碎片状のものがある。

アーゴルは、ぶどう搾汁の発酵中にぶどう酒桶の中にできるか、あるいは、ぶどう酒貯蔵中に樽の中にできる凝固物である。アーゴルは、粉状若しくはフレーク状又は不規則な結晶状で生ずる。色は、灰色から暗赤色までさまざまである。最初の洗浄後のアーゴルは、灰色がかった黄色又は赤味がかったかっ色をした結晶であるが、この色は、アーゴルが生じたぶどう酒の色によるものである。この洗浄されたアーゴルもまたこの項に属する。

ぶどう酒かす及びアーゴル（洗浄アーゴルを含む。）は、いずれもかなり多くの酒石酸カルシウムを含む粗酒石酸水素カリウムである。これらは、無臭で酸味を有し、空气中で安定な白色結晶又は粉末結晶状である重酒石酸カリウム（cream of tartar）の製造原料用に供される。ぶどう酒かすは、飼料の調製に使用され、一方、アーゴルは染料の媒染剤として使用される。

この項には、重酒石酸カリウム（cream of tartar）（29.18）及び酒石酸カルシウムを含まない（29.18 又は 38.24）。

23.08 飼料用に供する種類の植物材料、植物のくず、植物のかす及び植物性副産物（ペレット状であるかないかを問わないものとし、他の項に属するものを除く。）

この項には、この表の他の項に該当せず、かつ、飼料用に供する種類の物品であることを条件として、植物性生産品、植物のくず及び植物のかす並びに植物材料からある種の構成成分を抽出する工業的過程において生ずる副産物を含む。

この項には、次の物品を含む。

（1）かし及びとちの実

- (2) とうもろこしの穀粉を取り去ったコーンコブ並びにとうもろこしの茎及び葉
 - (3) てん菜及びにんじんの茎葉部
 - (4) 野菜のむきかす（えんどう豆及びそら豆のさや等）
 - (5) 果実のくず（りんご、なし等の皮及びしん）及び果実のしぼりかす（ぶどう、りんご、なし、かんきつ類の果物等の圧搾かす。ペクチン抽出用のものであってもよい。）
 - (6) からし菜の種の粉碎の際に副産物として生ずる種皮（Bran）
 - (7) 穀粒その他の植物性材料からコーヒー代用物（そのエキスを含む。）を調製する際に生ずるかす
 - (8) かんきつ類の果汁製造の際の廃液を濃縮して得られる副産物（“citrusfruit molasses” と呼ばれることがある。）
 - (9) 2-furaldehyde を製造する際にとうもろこしのコーンコブを加水分解して生ずるかす（“hydrolysed ground corn cobs” と呼ばれることがある。）
- この項の物品には、ペレット状（この類の総説参照）のものもある。

23.09 飼料用に供する種類の調製品

2309.10—犬用又は猫用の飼料（小売用にしたものに限る。）

2309.90—その他のもの

この項は、甘味を付けた飼料及び数種の栄養素の混合物から成る調製飼料で次の目的をもつものを含む。

- (1) 合理的、かつ、バランスのとれた常食を動物に供給するためのもの（完全飼料）
- (2) ある種の有機物又は無機物を添加することにより、基礎作物飼料を補完するためのもの（補助飼料）
- (3) 完全飼料又は補助飼料の製造に使用するためのもの

この項には、植物性又は動物性の材料をその特性が消失する程度に処理して得た飼料用に供する種類の生産品を含む。例えば、植物性材料から得られる物品の場合、これらは植物性材料の細胞構造の特徴がもはや顕微鏡下で確認できなくなる程度にまで処理されている。

（I）甘味を付けた飼料

甘味を付けた飼料とは、糖みつその他類似の甘味物質（通常全重量の 10%を超える。）と一種類以上のその他の栄養分との混合物である。これらは、主として牛、馬、羊又は豚の飼育に使用される。

糖みつは、栄養価が高いうえ、飼料の味覚を増進するので、わら、穀物の外皮、linseed flake（あまにかす）、果実のしぼりかす等、そのままでは動物があまり好まない栄養価の低い飼料の利用度を高めている。

一般的には、これらの甘味を付けた調製品は、動物にそのまま与えられる。ただし、一部のものには、糖みつを、小麦のふすま又はパーム核若しくはやしコブラ油かす等の高栄養価の飼料と

混合して、完全飼料又は補助飼料の製造に使用されるものがある。

(II) その他の調製品

(A) 合理的、かつ、バランスのとれた常食を確保するために必要とされる全栄養素を動物に供給するための調製品（完全飼料）

これらの調製品の特徴は、次に掲げる三つのグループの栄養素のそれぞれからの物品を含有していることである。

(1) 「エネルギー」栄養素 (“energy” nutrients) : でん粉、糖類、セルロース及び脂肪分等、高炭水化物（高カロリー）性物質から成っている生命に必要なエネルギーを作るため及び飼育者の目的を達成するため動物生体内で「燃焼」されるものである。これらには、例えば、穀物、飼料用てん菜 (half-sugar mangold)、牛脂、わらがある。

(2) 身体形成 (“body-building”) に必要な高たんぱく栄養素及びミネラル : これらの栄養素は、エネルギー栄養素と異なり動物体内で「燃焼」されることなく、動物体内の組織及び各種の動物生産物（ミルク、卵等）の形成に寄与するものである。これらは、主としてたんぱく質又はミネラルから成る。この目的に使用される高たんぱく物質を含むものとしては、まめ科植物の種子、醸造かす、油かす及び酪農副産物がある。

ミネラルは、主として骨の形成に、また家きんの場合には卵の殻の形成に寄与する。カルシウム、りん、塩素、ナトリウム、カリウム、鉄、よう素等を含有するものが最も一般的に使用される。

(3) 機能栄養素 (“function” nutrients) : これは、炭水化物、たんぱく質及びミネラルの同化を促進する物質である。ビタミン、微量元素及び抗生物質がこれに含まれる。これらの栄養物の欠乏又は不足は、一般に体の不調の原因となる。

上記三つのグループの栄養素により、動物に必要な栄養のすべては満たされる。その配合及び割合は、飼育目的により異なる。

(B) 作物飼料の補助（バランス）用の調製品（補助飼料 (feed supplements)）

作物飼料は、通常、たんぱく質、ミネラル又はビタミンの含有量が低い。この調製品は、これらの欠乏を補い、バランスのよくとれた動物用常食を確保するためのもので、たんぱく質、ミネラル又はビタミン、さらに他の成分の担体の役目をする追加的なエネルギー飼料（炭水化物）から成る。

これらの調製品は、質的には前記 (A) に記載したものとほとんど同じ成分を有しているが、一つの特徴的な栄養素を比較的高率に含有していることにより区別される。

これらには、次の物品を含む。

(1) 魚又は海棲哺乳（かいせいほ）乳動物のソリュブルで、液体、粘ちょう溶液、ペースト又は乾燥のもの : これらは、魚又は海棲哺乳（かいせいほ）乳動物のミール又は油の製造の際に得られる残液（たんぱく質、ビタミン B、塩類等の水溶性成分を含有している。）の濃縮及び安定化により製造される。

(2) アルファルファジュース液を加熱処理することによって得られる葉たんぱく濃縮物 (whole green leaf protein concentrate) 及び葉たんぱく分画濃縮物 (green fraction)

leaf protein concentrate)

(C) 前記 (A) 及び (B) の完全飼料又は補助飼料の製造用の調製品

商取引上「プレミックス」として知られているこれらの調製品は、一般的には、いくつかの物質（時には添加剤と呼ばれる。）から成る複合組成物であり、含有される物質の性質及び割合は飼育目的により異なる。これらの物質には、次の3種のタイプのものがある。

- (1) 消化を促進し、かつ、より一般的には、動物がより効果的に飼料を摂取し、健康を維持するためのもの：ビタミン又はプロビタミン、アミノ酸、抗生物質、コクシジウム病薬 (coccidiostats)、微量元素、乳化剤、香味料及び食欲増進剤等
- (2) 動物により摂取されるまでの間、飼料要素（特に、脂肪成分）を保存するためのもの：安定剤、酸化防止剤等
- (3) 担体となるもの：これらは一以上の有機栄養物質（マニオカ又は大豆の粉又はミール、小麦粗粉、酵母、食品工業の各種のかす等）か又は無機物質（マグネサイト、白亜、カオリン、塩、りん酸塩等）から成る。

前記 (1) に掲げる物質の濃度及び担体の性質は、この調製品が飼料に加えられたときに、特に当該物質がその飼料中に均一に分散し、かつ、混合できるように決められる。

これらには、また、飼料に供する種類のものであることを条件として次の物品を含む。

- (a) 数種のミネラル物質から成る調製品
- (b) 前記 (1) のタイプの活性物質の一つと担体とから成る調製品。例えば、抗生物質の製造の際に生ずる発酵槽の全内容物（本質的には菌糸、培養基及び抗生物質である。）を単に乾燥した物品。この結果得られた乾燥品（有機又は無機の物質を添加して標準化してあるかないかを問わない。）は抗生物質の含有量が一般に8～16%であり、特に、「プレミックス」を製造する際の原料として使用される。

ただし、このグループの調製品は、獣医用のある種の調製品と混同してはならない。後者は、一般に、薬効を有すること及び活性物質がより高濃度であることにより見分けることができ、また、これらはしばしば包装の様式が異なっている。

＊

＊ ＊

この項には、更に次の物品を含む。

- (1) 犬、ねこ等用の調製品で、肉、くず肉及びその他の成分の混合物の約一投餌分の量を気密容器に入れたもの
- (2) 犬その他の動物用のビスケットで、通常、穀粉、でん粉又は穀物産品に獣脂かす又は肉ミールを混合して作ったもの
- (3) 甘味の調製品（ココア分を含有するかしないかを問わない。）で、もっぱら犬又はその他の動物が消費するために作ったもの
- (4) 鳥のための飼育用調製品（例えば、ミレット、カナリーシード、殻をとったオート及び亜麻の種子から成る調製品で、セキセイインコ用の主食又は完全食として使用されるもの）又は魚のための飼育用調製品

この項の飼育用調製品は、しばしばペレット状（この類の総説参照）にされている。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 単一材料又は一の特掲された項に属する数種の材料の混合物から成るペレット（全重量の3%以下の割合で結合材(糖みつ、でん粉質の物品等)を添加したものを含む。)(07. 14、12. 14、23. 01 等)
- (b) 単に穀物粒を混合したもの（10 類）、単に穀粉を混合したもの又は豆類の粉を混合したもの（11 類）
- (c) 調製品で、特に、その構成成分の性状、純度及び含有率並びに、製造の際に守られるべき衛生上の必要条件を考慮し、包装に記載されている使用方法その他用途に関する資料により、動物の飼料としても、人間の食料としても同様に使用することができると認められるもの（特に、19. 01、21. 06）
- (d) 23. 08 項の植物のくず、植物のかす及び植物性副産物
- (e) 吸着させるか、又はゼラチン、ワックス、脂肪等で保護のため被覆されたビタミン（化学的に単一であるか、混合されているかいないか、種々の溶媒で希釈されているかいないか、酸化防止剤又は固結防止剤の添加により安定化处理をしているかいないかを問わない。ただし、これらの添加物の支持体又は被覆物の量が、保存又は輸送に必要な量を超えず、また、ビタミンの特性を改めず、かつ特定の用途に適合するようにしていない場合に限る。)(29. 36)
- (f) 29 類のその他の物品
- (g) 30. 03 項又は 30. 04 項の医薬品
- (h) 35 類のたんぱく質系物質
- (ij) 好ましくない微生物を抑制するために、飼料の製造に使用される、抗菌性の消毒剤の性質をもつ調製品（38. 08）
- (k) 抗生物質の製造工程における中間生産品であって、発酵物をろ過し、第1段階の抽出を行って得られるもの及び当該工程において生ずるかすで、抗生物質の濃度が一般的に70%以下のもの（38. 24）

第 24 類

**たばこ及び製造たばこ代用品、非燃焼吸引用の物品（ニコチンを含有するかしないかを問わない。）
並びにニコチンを含有するその他の物品（ニコチンを人体に摂取するためのものに限る。）**

注

- 1 この類には、薬用の紙巻たばこを含まない（第 30 類参照）。
- 2 第 24.04 項及びこの類の他の項に同時に属するとみられる物品は、第 24.04 項に属する。
- 3 第 24.04 項において「非燃焼吸引」とは、加熱供給その他の方法を通じた吸引で、燃焼を伴わないものをいう。

号注

- 1 第 2403.11 号において「水パイプたばこ」とは、水パイプで喫煙するためのものであって、たばこ及びグリセリンの混合物から成るたばこをいう（芳香油若しくは芳香エキス、糖蜜若しくは砂糖を含有するかしないか又は果実により香味を付けてあるかないかを問わない。）。ただし、この号には、水パイプで喫煙するためのものであって、たばこを含有しない物品を含まない。

総 説

たばこは、ナス科 (solanaceale family) のタバコ属 (genus *nicotiana* の各種の栽培変種から得られる。葉のサイズ及び形状は種類により異なる。

収穫方法及び乾燥工程は、たばこの種類（タイプ）により異なる。タバコが、平均的に成熟した時点で幹から全部を刈り取る場合（幹刈り）と、葉の完熟度にしたがって部分的に葉の摘みとりが行われる（葉もぎ）場合とがある。したがって、たばこは全植物体（茎の付いたまま）が乾燥される場合と、葉だけが乾燥される場合がある。

乾燥の方法には、日干乾燥（屋外）、空気乾燥（空気が自然対流する屋内）、熱気送管乾燥（熱風中）、火熱乾燥（直火）の各種がある。

積送のための包装を行う前に、乾燥した葉は、その保存性を確保するための処理がなされる。この処理は、一定条件の下での自然発酵によるか（ジャワ葉、スマトラ葉、ハバナ葉、ブラジル葉、オリエント葉等）又は人為的な再乾燥によってなされる。これらの処理及び乾燥は、その葉の包装後の自然熟成の過程において、たばこの香喫味に影響を与えることとなる。

上記の処理をうけたたばこは、バンドル、ベール（各種の形状がある。）、たる又はクレートに包装される。包装するとき葉は一行に並べるか（オリエント種）又は結束するか（数枚の葉をひもで縛るか又は他のたばこの葉で縛る。）又は単にばらばらに置かれる。これらの葉は保存をよくするために常に固く圧縮される。

発酵に加えて（又はその代わりに）、品質の保全又は香味の向上の見地から、必要に応じ香味付け又は給湿物質の添加がなされる場合もある。

この類には、たばこ（製造たばこを除く。）及び製造たばこのほか、たばこを含有しない製造たばこ代用品を含む。

24.01 たばこ（製造たばこを除く。）及びくずたばこ

2401.10－たばこ（骨を除いてないものに限る。）

2401.20－たばこ（全部又は一部の骨を除いたものに限る。）

2401.30－くずたばこ

この項には、次の物品を含む。

- （１）たばこ（製造たばこを除く。）：全形の状態のもの及び通常の葉並びに乾燥葉及び発酵した葉で、全形のもの、骨を除いたもの、トリミングしたもの、トリミングしてないもの、ブロークンのもの又はカットしたもの（特定の形状に切った片を含むが、そのまま喫煙用に供されるものを除く。）

たばこの葉で、ブレンドしたもの及び骨を除いたもの並びに主としてかびや乾燥を防止するため及び香喫味を保つため適切な組成の液体で処理したもの又はケース詰めしたものもこの項に含まれる。

- （２）くずたばこ：例えば、たばこの葉を処理する際に発生するくず及びたばこの製造の際に発生するくず（茎、葉柄、中骨、端切れ及びダスト等）

24.02 葉巻たばこ、シェルト、シガリロ及び紙巻たばこ（たばこ又はたばこ代用物から成るものに限る。）

2402.10－葉巻たばこ、シェルト、シガリロ（たばこを含有するものに限る。）

2402.20－紙巻たばこ（たばこを含有するものに限る。）

2402.90－その他のもの

この項には、たばこ又はたばこ代用物から製造された葉巻たばこ（包んであるかないかを問わない）、シェルト、シガリロ及び紙巻たばこのみを含む。その他の喫煙用たばこは、たばこ代用物をいかなる割合で含有するか又は含有しないかを問わずこの項には含まれない（24.03）。

この項には、次の物品を含む。

- （１）葉巻たばこ、シェルト及びシガリロ（たばこを含有するものに限る。）

これらの物品は、全てたばこから製造されたものか又はたばことたばこ代用物との混合物（混合物中のたばことたばこ代用物との混合割合は問わない。）から製造されたものである。

- （２）紙巻たばこ（たばこを含有するものに限る。）

この項には、たばこのみを含有する紙巻たばこのほか、たばことたばこ代用物との混合物（混合物中のたばことたばこ代用物との混合割合は問わない。）から製造されたものを含む。

- （３）葉巻たばこ、シェルト、シガリロ及び紙巻たばこ（たばこ代用物から製造されたものに限る。）：例えば、特殊処理したある種のレタスの葉から製造した、たばこもニコチンも含まれていないシガレット（「スモークス」）

この項には、薬用の紙巻たばこを含まない（30 類）。ただし、喫煙の習慣をやめさせるため特

別に調製したある種の物質を含有する紙巻たばこで、医薬品としての性質を有しないものは、この項に含まれる。

この項には、たばこ、再生たばこ又はたばこ代用物を含有する物品で、上記の物品に形状が類似するものであっても、非燃焼吸引用のものを含まない (24.04)。

24.03 その他の製造たばこ及び製造たばこ代用品、シートたばこ並びにたばこのエキス及びエッセンス

—喫煙用たばこ（たばこ代用物を含有するかしないかを問わないものとし、その含有量のいかんを問わない。）

2403.11—この類の号注1の水パイプたばこ

2403.19—その他のもの

—その他のもの

2403.91—シートたばこ

2403.99—その他のもの

この項には、次の物品を含む。

- (1) 喫煙用たばこ（たばこ代用物を含有するかしないかを問わないものとし、その含有量のいかんを問わない。）：例えば、パイプ用又は紙巻たばこ用の製造たばこ
- (2) かみたばこ：通常高度に発酵し液漬したたばこ
- (3) かぎたばこ：多少香味づけしたもの
- (4) かぎたばこ製造用に圧縮又は液漬けたたばこ
- (5) 製造たばこ代用品：例えば、たばこを含有しない喫煙用混合物。ただし、大麻等の物品は含まない (12.11)。
- (6) シートたばこ：たばこの葉、たばこのくずからのたばこの微粉を凝集することによって製造されたもので、裏打ち（例えば、たばこの茎から作られたセルロースのシート）してあるかないかを問わない。一般に長方形のシート状又はストリップ状である。これらは主としてシート状（外巻葉として）又は刻みか細片状（葉巻きの中身として）のいずれかの形状で使用する事ができる。
- (7) たばこのエキス及びエッセンス：これらは湿った葉を圧搾して抽出し、また、くずたばこを水で煮沸して調製した液である。これらのほとんどは、殺虫剤及び駆虫剤の製造に使用される。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) ニコチン（たばこから抽出した有毒なアルカロイド）(29.39)
- (b) 38.08 項の殺虫剤

* *

号の解説

2403. 11

この号には、特に、たばこ、果実で香味付けをした糖蜜又は砂糖、グリセリン、芳香油及び芳香エキスの混合物から成るもの（例えば、Meassel、Massel）を含む。また、糖蜜又は砂糖を含有しないもの（例えば Tumbak、Ajami）も含む。ただし、この号には、水パイプ用でたばこを含有しない物品（例えば Jurak）を含まない（2403. 99 号）。

水パイプは、narguile、argila、boury、gouza、hookah、shisha、hubble-bubble 等の名称でも知られている。

24. 04 たばこ、再生たばこ、ニコチン又はたばこ代用物若しくはニコチン代用物を含有する物品（非燃焼吸引用の物品に限る。）及びニコチンを含有するその他の物品（ニコチンを人体に摂取するためのものに限る。）

－非燃焼吸引用の物品

2404. 11－－たばこ又は再生たばこを含有するもの

2404. 12－－その他のもの（ニコチンを含有するものに限る。）

2404. 19－－その他のもの

－その他のもの

2404. 91－－経口摂取用のもの

2404. 92－－経皮摂取用のもの

2404. 99－－その他のもの

この項には、次の物品を含む。

この類の注 3 に規定するたばこ、再生たばこ、ニコチン又はたばこ代用物若しくはニコチン代用物を含有し燃焼を伴わず口に吸引するための物品（鼻に直接吸引するためのものを除く。）。

これらの物品には、特に次のものを含む。

帯状又は粒状等、種々の形状をしたたばこ又は再生たばこを含有する物品でたばこ加熱装置に使用するもの。たばこ加熱装置において、加熱は、電気器具（電気式たばこ加熱装置（EHTS））、化学反応、炭素熱源の利用（炭素加熱たばこ製品（CHTP））その他の方法によって行われる。

電子たばこ又はこれに類する個人用の電氣的な気化用器具に使用するためのニコチンを含有する溶液（濃縮したニコチンの添加剤を含む。）。

たばこ代用物又はニコチン代用物を含有するが、たばこ、再生たばこ又はニコチンを含有しない物品で、娯楽や禁煙のために電子たばこ又はこれに類する個人用の電氣的な気化用器具に使用するもの（一般的な健康に寄与するとされる物品を含む。）（例えば、精油又はビタミンを含む溶液）。

加熱以外の方法（例えば、化学的な工程又は超音波による気化）により吸引用のエアロゾルを

発生させる器具に使用する類似の物品（例えば、ニコチン吸引器）。

使い捨ての電子たばこ（使い捨て e-cigarettes）及びこれに類する使い捨ての個人用の電気的な気化用器具。これは、一つのハウジング内に非燃焼吸引用の物品（e-liquid、ジェル等）及びそれを供給する機構を組み込んだもので、内容物が使い尽くされるか電池が切れた後は廃棄するように設計されている（内容物を再充填したり、再充電したりするように設計されていない。）。

ニコチンを含有するが、たばこ又は再生たばこを含有しないその他の物品で、噛むこと、溶かすこと、嗅ぐこと、経皮吸収その他の吸引以外の方法によりニコチンを人体に摂取するためのもの（例えば、たばこを含有しない経口ニコチンパウチ）。

このグループには、ニコチン置換療法（NRT）用の物品のほか、娯楽のために使用するニコチン含有物品を含む。ニコチン置換療法用の物品は、禁煙を補助することを目的に、人体のニコチンへの依存を軽減するためのニコチン摂取削減計画の一環として使用される。

この項には、次の物品を含まない。

- （a）たばこ、再生たばこ又はたばこ代用物を含有する吸引用の物品で、燃焼を伴うもの（24. 02 及び 24. 03）並びにかみたばこ及びかぎたばこ（24. 03）
- （b）非燃焼吸引以外の方法によりニコチンを人体に摂取するための物品で、たばこ又は再生たばこを含有するもの（例えば、かみたばこ（chew 又は使い切りの袋入りの場合 chew bags）、ディッピングたばこ（dip）、スヌース、モイストスナッフ、かぎたばこ（鼻かぎたばこ）及び経口ニコチンパウチ）（24. 03）
- （c）吸引用のエアロゾルを発生させるために燃焼するもので、水パイプその他これに類する器具で使用されるニコチンを含有しない物品及びたばこ（24. 03）
- （d）ニコチン（有毒なアルカロイドで、たばこからの抽出又は合成により得たもの。）（29. 39）
- （e）治療用又は予防用の医薬品（これらの医薬品を含むエアロゾル器具を含む。）（30. 03 又は 30. 04）。ただし、ニコチンを含有する禁煙用の物品又はそのような物品から成る器具はこの項に属する。

第 25 類

塩、硫黄、土石類、プラスター、石灰及びセメント

注

- 1 この類の物品は、文脈又は4の規定により別に解釈される場合を除くほか、粗のもの、洗ったもの（構造を変化させることなく化学物質により不純物を除いたものを含む。）、破碎し、粉碎し、粉状にし又はふるい分けたもの及び浮遊選鉱、磁気選鉱その他の機械的又は物理的な方法により選鉱したもの（結晶法により選鉱したものを除く。）に限るものとし、焼き、混合し又は各項において定める処理方法を超えて加工したものを含まない。

この類の物品には、アンチダスティング剤を加えたもの（これを加えることにより特定の用途に適するようにしたものを含む。）を含む。

- 2 この類には、次の物品を含まない。

- (a) 昇華硫黄、沈降硫黄及びコロイド硫黄（第 28.02 項参照）
- (b) アースカラーで三酸化二鉄として計算した化合鉄分が全重量の 70%以上のもの（第 28.21 項参照）
- (c) 第 30 類の医薬品その他の物品
- (d) 調製香料及び化粧品類（第 33 類参照）
- (e) ドロマイトラミングミックス（第 38.16 項参照）
- (f) 舗装用の石、縁石及び敷石（第 68.01 項参照）、モザイクキューブその他これに類する物品（第 68.02 項参照）並びに屋根用、上張り用又は防湿層用のスレート（第 68.03 項参照）
- (g) 貴石及び半貴石（第 71.02 項及び第 71.03 項参照）
- (h) 第 38.24 項の塩化ナトリウム又は酸化マグネシウムを培養した結晶（1 個の重量が 2.5 グラム以上のものに限るものとし、光学用品を除く。）及び塩化ナトリウム又は酸化マグネシウムから製造した光学用品（第 90.01 項参照）
- (ij) ビリヤードチョーク（第 95.04 項参照）
- (k) テーラースチョーク及び筆記用又は図画用のチョーク（第 96.09 項参照）

- 3 第 25.17 項及びこの類の他の項に同時に属するとみられる物品は、第 25.17 項に属する。

- 4 第 25.30 項には、蛭（ひる）石、真珠岩及び緑泥岩（膨張させてないものに限る。）、アースカラー（焼いてあるかないか又は相互に混合してあるかないかを問わない。）、天然の雲母酸化鉄、こはく、海泡石（磨いてあるかないかを問わない。）、板状、棒状その他これらに類する形状に凝結させたこはく及び海泡石（凝結させたものにあつては、成形後に加工したものを除く。）、黒玉、ストロンチアナイト（焼いてあるかないかを問わないものとし、酸化ストロンチウムを除く。）並びに陶磁製品、れんが又はコンクリートの破片を含む。

総 説

この類の注 1 に規定するように、この類の物品は、文脈により別に解釈される場合を除くほか、鉱物生産品で、粗のもの、洗ったもの（構造を変化させることなく化学物質により不純物を除いたものを含む。）、破碎し、粉碎し、粉状にし又はふるい分けたもの及び浮遊選鉱、磁気選鉱その

他の機械的又は物理的な方法により選鉱したもの（結晶法により選鉱したものを除く。）に限られる。この類の物品はまた、水分若しくは不純物の除去又はその他の目的のため、熱処理されていてもよい（それにより化学構造又は結晶構造が変化したものを除く。）が、その他の熱処理（例えば、焙焼、溶融又はか焼）が施されてはならない（項の規定で特に定められている場合を除く。）。したがって、例えば、25.13 項及び 25.17 項には熱処理が明記されていることから、これらの項の物品は熱処理により化学構造又は結晶構造が変化してもこれらの項に分類される。

この類の物品には、アンチダスティング剤を加えたもの（これを加えることにより特定の用途に適するようにしたものを除く。）を含む。その他の方法で処理された鉱物（例えば、再結晶により精製したもの、この類の同一項又は異なる項に属する鉱物を混合することにより得たもの、成形、彫刻等を行うことによって製品にしたもの等）は、一般にこの類より後の類（例えば、28 類又は 68 類）に分類する。

ただし、次に掲げる場合には、この類を含む。

（１）項に物品の記述がある場合

その物品の性質上、この類の注 1 に規定してない方法により処理しなければならない物品を含む。例えば、純塩化ナトリウム（25.01）、ある種の形状の精製硫黄（25.03）、シャモットアース（25.08）、プラスター（25.20）、生石灰（25.22）及び水硬性セメント（25.23）がある。

（２）項に条件又は工程が特掲されている場合

この類の注 1 で一般に認められている処理方法のほかに、更に加工されている場合に許容される条件又は処理方法を明確にしている。例えば、毒重石（25.11）、けいそう土その他これに類するけい酸質の土（25.12）並びにドロマイト（25.18）は焼いてあってもよく、マグネサイト及びマグネシア（25.19）は溶融し又は焼成（焼結（sintered）又はか焼（caustic-burned））したものでもよい。焼結マグネシアの場合は、他の酸化物（例えば、酸化鉄、酸化クロム）が焼結を促進するために添加されていてもよい。同様に、25.06 項、25.14 項、25.15 項、25.16 項、25.18 項及び 25.26 項の物品は、荒削りしてあるか又はのこびきその他の方法により長方形（正方形を含む。）のブロック若しくはスラブに単に切断したのもでもよい。

25.17 項及びこの類の他の項に同時に属するとみられる物品は、25.17 項に属する。

この類には、71 類の貴石及び半貴石を含まない。

25.01 塩（食卓塩及び変性させた塩を含むものとし、水溶液であるかないか又は固結防止剤を含有するかしないかを問わない。）、純塩化ナトリウム（水溶液であるかないか又は固形防止剤を含有するかしないかを問わない。）及び海水

この項には、通常、塩として知られている塩化ナトリウム进行分类する。塩は料理用（料理用の塩、食卓塩）に使用されるが、多くの他の用途もあり、必要があれば、食用に適さないように変性される。

この項には、次の物品を含む。

(A) 地下から次の方法で取り出した塩

ー通常の採掘による（岩塩）。

ー溶液採掘による（水を塩層の中へ加圧下で注入し、飽和塩水として表面にもどす。）。

(B) 蒸発塩

ー天日塩（海塩）は、太陽による海水の蒸発で得られる。

ー精製塩は、飽和塩水を蒸発して得られる。

(C) 海水、塩水その他の塩分を含む溶液

この項には、また、次の物品を含む。

(1) 少量のヨード、りん酸塩等を加えた塩及び吸湿防止処理をした塩（例えば、食卓塩）

(2) 凝固防止剤又は流動剤を添加した塩

(3) 何らかの方法で変性した塩

(4) 残留塩化ナトリウム、特に、化学的工程（例えば、電気分解）を経た後残留するもの又はある種の鉱物を処理した際の副産物として得られるもの

この項には、次の物品を含まない。

(a) セロリーソルトのような塩で味付けした調味料 (21. 03)

(b) 塩化ナトリウムの溶液（海水を含む。）でアンプルに詰めたもの及び医薬品として別の方法で調製した塩化ナトリウム (30 類)、並びに医療用を除き、滅菌してあるかないかを問わず、衛生用品として小売用の包装にした塩化ナトリウム溶液 (33. 07 項)

(c) 塩化ナトリウムの培養単結晶で、1 個の重量が 2.5 グラム以上のもの（光学用品を除く。）
(38. 24)

(d) 塩化ナトリウムの光学用品 (90. 01)

25. 02 硫化鉄鉱（焼いてないものに限る。）

この項には、焼いてない全ての硫化鉄鉱を分類し、焼いてない含銅硫化鉄鉱を含む。

硫化鉄鉱は、硫化鉄を主成分とし、母岩から取り出された時は金属光沢を持つ灰色又は黄色であるが、粉状では通常灰色である。

焼いてない硫化鉄鉱は、主として硫黄の抽出に使用されるが、ある種の含銅硫化鉄鉱は副産物として銅の回収にも使用される。

この項には、全ての焼いた硫化鉄鉱を含まない (26. 01)。

この項には、また次の物品を含まない。

(a) 黄銅鉱 (chalcopyrite) (硫化銅－硫化鉄混合物) (26. 03)

(b) 白鉄鉱 (marcasite) (半貴石) (71. 03)

25.03 硫黄（昇華硫黄、沈降硫黄及びコロイド硫黄を除く。）

この項には、次の物品を含む。

- (1) 遊離状態で産出する粗硫黄鉱（岩石質の部分を除くために機械的方法で精鉱しているかいないかを問わない。）
 - (2) 硫黄鉱から熔融法で摘出した粗製硫黄：硫黄キルン（calcaroni）、炉（Gill furnaces）等で処理する方法と又は掘孔に降ろしたパイプを通して過熱水蒸気を送りこみ、硫黄を沈殿させる方法（Frasch 法）とがある。
 - (3) 硫化鉄鉱をばい焼し又はその他の硫黄鉱を処理して得られる粗製硫黄
 - (4) 石炭ガスの精製工程の副産物として、又は硫黄を含む炉ガスの洗浄により、又は酸性天然ガス若しくは酸性粗鉱物油の精製等により回収された粗製硫黄：これらの回収硫黄は、“精製硫黄”（purified sulphur）又は“沈降硫黄”（precipitated sulphur）と呼ばれることがあるので、解説 28.02 項に規定されている沈降硫黄と混同してはならない。
- (2) から (4) までの粗製硫黄はかなり純粋である場合がある。特に Frasch 法によって製造された硫黄には、実用上精製する必要がない程度の少量の不純物しか含まないものがあり、通常、粗の塊又は粉状として提示される。
- (5) 精製硫黄は、粗製硫黄を急速に蒸留し、液状に凝縮して得られる。このようにして得た硫黄は、棒状又はケーキ状に成型されるか又は固化した後に粉碎される。
 - (6) 粉末硫黄（triturated sulphur）とは、粉碎し、機械的又はガス吸引によってふるい分けて得られる微粉末状の硫黄（不純なもの又は精製されたもの）である。これらの物品は使用した方法及び粒度によって“sieved sulphur”、“winnowed sulphur”、“atomised sulphur”等と呼ばれる。
 - (7) 液相を経ることなく硫黄蒸気を急速に冷却して得られた硫黄は、特に二硫化炭素に不溶である（sulphur μ ）。

この項に分類される各種の硫黄は、化学工業（各種の硫黄化合物の調製、硫化染料等）、例えば、ゴムの加硫、ぶどう栽培用殺菌剤として、マッチ及び硫黄のしんの製造、漂白工業用の二酸化硫黄の製造等に使用する。

この項には、昇華硫黄、沈降硫黄及びコロイド硫黄を含まない（28.02）。殺菌剤等として小売用の形状又は包装にした硫黄は、38.08 項に属する。

25.04 天然黒鉛

2504.10－粉状又はフレーク状のもの

2504.90－その他のもの

天然黒鉛（plumbago 又は black lead としても知られている。）は、光沢及び紙に印をつける性

質（そのため鉛筆のしんとして使用する。）により特徴づけられる一種の炭素である。天然黒鉛の見掛け比重は、純度により 1.9 から 2.26 の間にあり、炭素の含有量は最高純度のものでは 90% から 96% の範囲で、低品位のものでは 40% から 80% 程度である。

天然黒鉛は、単に不純物を除去するために熱処理されていてもこの項に属する。

天然黒鉛は、鉛筆に使用するほか、磨き料、るつぼその他の耐火製品、電極及びその他の電気部品の製造にも使用する。

この項には、人造黒鉛（天然黒鉛に類似しているが、天然黒鉛より純度が高く、比重が低い。）、コロイド状又は半コロイド状の黒鉛及び黒鉛をもととした調製品でペースト状、ブロック状、板状及びその他半製品の形状にしたものを含まない（38.01）。また、この項には、天然黒鉛の製品を含まない（通常、68.15、69.02、69.03 又は 85.45）。

25.05 天然の砂（着色してあるかないかを問わないものとし、第 26 類の砂状の金属鉱を除く。）

2505.10－けい砂

2505.90－その他のもの

経済的に金属を採取可能な砂状の金属鉱（26 類）を除き、この項には天然の海、湖、川又は採石場の砂（例えば、鉱物の自然崩壊で生じた多少細かい粒状の砂）をすべて含む。しかし、人工的に、例えば、粉砕することにより得られた砂又は粉を含まない（25.17 項又は関連する岩石の項に属する。）。

この項には、特に次の物品を含む。

- （1）けい砂（silica sands and quartz sands）：建造物、ガラス工業、金属の洗浄等に使用する。
- （2）カオリン質の砂を含む粘土状の砂：主として鋳型及び耐火物の製造に使用する。
- （3）長石質の砂（ferspathic sands）：窯業で使用する。

天然の砂は、単に不純物を除去するために熱処理されていてもこの項に含む。

他方、この項には、砂状の金鉱又は白金鉱、ジルコンサンド、ルチルサンド及びイルメナイトサンド並びにトリウム鉱として分類されるモナザイトサンド（モナザイト）を含まない。これらはすべて 26 類に属する。この項には、タールサンド又はアスファルト質の砂（asphaltic sands）を含まない（27.14）。

＊

＊ ＊

号の解説

2505.10

2505.10 号においてけい砂とは、二酸化けい素の含有量が全重量の 90% を超えるものをいう。

25.06 石英（天然の砂を除く。）及びけい岩（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。）

2506.10－石英

2506.20－けい岩

石英（quartz）は、天然に産出する結晶状のシリカである。

石英は、次の二つの要件の両方に該当するものに限り、この項に含む。

- （a）粗の状態のもの又はこの類注1に規定する以上の加工をしてないもの：このため、単に粉碎を容易にするための熱処理は、類注1で認められている処理とみなす。
- （b）宝石（gem-stones）の製造に適する品種又は品質のもの（例えば、水晶、煙水晶、紫水晶（amethyst）、紅水晶）でないもの：この種の石英は、たとえ工業用（例えば、ピエゾ電気用（piezo-electric）石英として又は工具の部分品の製造用）に使用するものであってもこの項には含まない（71.03）。

けい岩（quartzite）とは、石英の粒がけい素質のバインダーにより非常に硬く凝結した岩をいう。

けい岩は、粗の状態のもの又はこの類の注1に規定する以上の加工をしてないもの及び粗削りしてあるか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つたものがこの項に属する。ただし、道路又は歩道の舗装用の石、縁石又は敷石として認定できる形状をしたけい岩は、たとえこの項の表現に特記しているように単に成形し又は加工したものであってもこの項には属しないことに注意しなければならない（68.01）。

この項には、また、次の物品を含まない。

- （a）天然のけい砂（25.05）
- （b）25.17 項のプリントその他の物品
- （c）石英製の光学用品（90.01）

25.07 カオリンその他のカオリン系粘土（焼いてあるかないかを問わない。）

この項には、カオリンその他のカオリン系粘土を含む。これらの主成分は、カオリナイト（kaolinite）、ディッカイト（dickite）、ナクライト（nacrite）、アウキサイト（anauxite）及びハロイサイト（halloysite）のようなカオリン鉱物である。このような粘土は焼いてあってもこの項に属する。

カオリンは、China clay としても知られているもので、白色又はほとんど白色に近い高品質の粘土で、磁器及び製紙工業に使用する。カオリン質の砂はこの項には含まない（25.05）。

25.08 その他の粘土、アンダルーサイト、カイヤナイト及びシリマナイト（焼いてあるかないかを問わないものとし、第 68.06 項のエキスパンデッドクレーを除く。）並びにムライト、シャモット及びダイナスアース

2508.10ーベントナイト

2508.30ー耐火粘土

2508.40ーその他の粘土

2508.50ーアンダルーサイト、カイヤナイト及びシリマナイト

2508.60ームライト

2508.70ーシャモット及びダイナスアース

この項には、けい酸アルミニウムを主成分とする沈殿物によって形成された土又は岩石から成るすべての天然の粘土状物質（25.07 項のカオリンその他のカオリン系粘土を除く。）を含む。これらの物品の特徴は、可塑性、赤熱すると硬化する性質及び耐熱性である。これらの性質のため、粘土は、窯業工業（れんが、建造物用タイル、磁器、陶磁器、耐火れんがその他の耐火製品等）の原料として使用する。また、通常の粘土は、土壤改良にも使用する。

これらの物品は、会合水の少量又はほとんどを除去するために加熱し（吸着粘土を製造するため）又は完全に焼いてあってもこの項に含む。

通常の粘土のほかに、次のような特殊な物品もこの項に属する。

- （1）ベントナイト（bentonite）：火山灰から得られる粘土。大部分は鋳型用砂の原料、油精製の際のろ過材及び脱色剤又は紡織用繊維の脱脂に使用する。
- （2）フーラーズアース（fuller's earth）：高い吸着力をもった天然の粘土質で、主としてアタパルジャイトから成る。油類の脱色、織物の脱脂等に使用する。
- （3）アンダルーサイト（andalusite）、カイヤナイト（kyanite）（又は藍晶石（disthene））及びシリマナイト（sillimanite）：天然の無水けい酸アルミニウムで耐火物として使用する。
- （4）ムライト（mullite）：シリマナイト、カイヤナイト又はアンダルーサイトの熱処理により得るか又はシリカ若しくは粘土と酸化アルミニウムの混合物を電気炉で熔融して得られる。耐熱性の大きい耐火物の調製に使用する。
- （5）シャモットアース（chamotte earth）：“fire-clay grog”とも呼ばれ、耐火粘土のれんがを粉砕するか又は粘土と他の耐火材料との焼成混合物を粉砕して得られる。
- （6）ダイナスアース（dinas earth）：粘土を含む石英質の土より成るものと、粘土に粉砕した石英又はけい砂を混合して得られるものとがあり、耐火物原料として使用する。

この項には、次の物品を含まない。

- （a）25.03 項に規定するアースカラーの粘土
- （b）活性粘土（38.02）
- （c）ある種の窯業製品製造用の特殊な調製品（38.24）
- （d）エキスパンデッドクレー（軽量コンクリート骨材又は断熱材に使用する。）（天然の粘土を単に焼いて得られるものを含む。）（68.06）

*
* *

号の解説

2508. 10

2508. 10 号は、ナトリウムベントナイト（膨潤ベントナイト）及びカルシウムベントナイト（非膨潤ベントナイト）を含む。

2508. 30

2508. 30 号は、カオリンを主体とする粘土（これらのあるものは耐火粘土である。）を含まない。これらの粘土は 25. 07 項に分類する。

25.09 白亜

白亜は、天然に存在する種々の炭酸カルシウムで、主に水棲微生物の殻から構成される。この項には、次の物品を含まない。

- （a）りん酸塩を含有する白亜（phosphated chalk）（25. 10）
- （b）ステアタイト又はタルク（時には“French chalk”又は“Venice chalk”として知られている。）（25. 26）
- （c）歯磨き用に調製した粉末白亜（33. 06）
- （d）34. 05 項のメタルポリッシュ及びこれに類する調製品
- （e） 脂肪酸（例えば、ステアリン酸）の撥水フィルムを塗布した粉末炭酸カルシウム（38. 24）
- （f）ビリヤードチョーク（95. 04）
- （g）筆記用又は図画用のチョーク及びテールースチョーク（96. 09）

25.10 天然のりん酸カルシウム及びりん酸アルミニウムカルシウム並びにりん酸塩を含有する白亜

2510. 10－粉砕してないもの

2510. 20－粉砕したもの

この項には、りん灰石（apatite）及びその他の天然のりん酸カルシウム（りん酸三カルシウム又はりん灰土）、天然のりん酸アルミニウムカルシウム及びりん酸塩を含有する白亜（天然にりん酸カルシウムと混合している白亜）のみを含む。

これらの物品は、肥料として使用するために粉砕し又は単に不純物を除去するために熱処理していてもこの項に含む。ただし、この項には、焼いたもの又は不純物を除去する以上に更に熱処理したものは含まない（31. 03 又は 31. 05）。

25.11 天然の硫酸バリウム（重晶石）及び天然の炭酸バリウム（毒重石。焼いてあるかないかを問わないものとし、第 28.16 項の酸化バリウムを除く。）

2511.10—天然の硫酸バリウム（重晶石）

2511.20—天然の炭酸バリウム（毒重石）

この項には、天然に産出する硫酸バリウム（重晶石（barytes）、時には heavy spar として知られている。）及び炭酸バリウム（毒重石（witherite））のみを含む。精製し又は化学的に製造した硫酸バリウム及び炭酸バリウムは含まない（それぞれ 28.33 及び 28.36）。

焼いた毒重石で主として不純な酸化バリウムより成るものはこの項に属する。

この項には、精製した酸化バリウムを含まない（28.16）。

25.12 けいそう土その他これに類するけい酸質の土（見掛け比重が 1 以下のものに限るものとし、焼いてあるかないかを問わない。）

これらの物質は、小さい化石化した有機体（けいそう等）から形成されたけい酸質の土で非常に軽い。その「見掛け比重」、すなわち 1,000 立方センチメートル当たりのキログラムで表わした実効重量が、提示した形状で圧縮されてない状態で 1 を超えてはならない。

主なけい酸質の土は、kieselguhr、tripolite、diatomite 及び moler earth である。

この項に属するある種の土は、時には“tripoli”と称されるが、“rotten-stone”として知られている真の tripoli と混同してはならない。“rotten-stone”は、ある種の岩石の自然崩壊で生ずるもので、けいそうの殻から成るものではない。後者の物品は、磨き用の柔らかな研磨材料として使用され、25.13 項に属する。

この項の種々の土は、誤って“infusorial earth（滴虫土）”と呼ばれることがある。

これらの土の多くは、68.06 項又は 69.01 項の耐熱用又は断熱用若しくは防音用物品の製造に使用する。それゆえ、のこびきした diatomite のブロックは焼成してなければ 68.06 項に、その他のものは 69.01 項に属する。

この項のある物品は、研磨用の材料又は磨き粉として使用する。

この項には、活性化した diatomite（例えば、diatomite を塩化ナトリウム又は炭酸ナトリウムのような焼結剤と焼いたもの）を含まない（38.02）。他方、不純物を除去するために他の物品を加えることなく焼いた diatomite 又は同様の目的で酸で洗浄した diatomite は、その物品の構造を変えない限り、この項に含む。

25.13 コランダム、ガーネットその他の研磨用の材料（天然のものに限るものとし、熱処理をしてあるかないかを問わない。）、パミスストーン及びエメリー

2513.10—パミスストーン

2513.20—エメリー、天然のコランダム、天然のガーネットその他の天然の研磨用の材料

パミストーン (pumice stone、軽石) は、非常に多孔性の種々の火山岩で、手ざわりがざらざらし、非常に軽く、通常は白色又は灰色で時にはかった色又は赤色である。この項には、粉碎したパミス (ビムスキー、bimskies) も含む。

エメリー (emery) は、酸化鉄が混ざった小さな硬い酸化アルミニウムの結晶と雲母の小片とから成る密な岩石である。岩石状でしばしば提示され、簡単な粉碎後、研磨用粉として使用する。粉碎したエメリーは、時たまきらきらする粒子が散在する暗かった色の粉で、磁石は酸化鉄の粒子を引き付ける。

天然のコランダム (natural corundum) は、酸化アルミニウムを主成分としているが、エメリーと異なり細粒の形状のものを袋詰めにしてしばしば提示される。すりつぶし又は粉碎したコランダムは、わずかに黒色又は黄色の粒子を含んだ小さい白色の細粒から成る。天然のコランダムは、熱処理していてもこの項に属する。

その他の天然の研磨用の材料には “rotten-stone” として知られているトリポリ、すなわち柔らかい研磨材又は磨き料として使用する灰色の物品及びガーネット (ダスト及び粉を含むものとし、第 71 類の物品を除く。) を含む。ここでいう天然の研磨用の材料は、熱処理していてもこの項に含む。例えば、天然のガーネットは、その毛細管作用及び硬度を改善するため格付け後に熱処理することがある。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) この類の他の項に属する研磨用の材料
- (b) 71.03 項の貴石及び半貴石 (例えば、ルビー、サファイア)
- (c) 人造コランダム (28.18)、炭化けい素 (28.49) 及び合成の貴石及び半貴石 (71.04) のような人造研磨用材料
- (d) 天然又は合成の貴石又は半貴石のダスト及び粉 (71.05)

25.14 スレート (粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形 (正方形を含む。) の塊状若しくは板状に単に切っただけであるかないかを問わない。)

スレートは、容易に薄い板にはく離し、一般に青灰色であるが、黒色又は紫色に近いものもある。

この項には、塊状のスレート及び粗削りし又はのこぎりでひくことその他の方法 (例えば、wire strand) により長方形 (正方形を含む。) の塊状若しくは板状に単に切ったスレートを含む。スレートの粉及びくずもこの項に含む。

他方、この項には、68.02 項のモザイクキューブ及び 68.03 項に属する次の物品を含まない。

- (a) 上記の記述以上の加工をした塊、板及びシート (例えば、長方形 (正方形を含む。) 以外の形状に切り又はのこぎりでひいたもの、砕いたもの、磨いたもの、面とりその他の加工をしたもの)
- (b) 屋根用、上張り用及び防湿層用スレート (この項の表現に特記している形状にし又は加工

したものを含む。)

(c) 凝結スレートの製品

この項には、また筆記用又は図画用に調製された石盤及びスレート黒板（枠が取り付けられているかを問わない。）(96. 10) 及び石筆 (96. 09) を含まない。

25. 15 大理石、トラバーチン、エコーシンその他の石碑用又は建築用の石灰質の岩石（見掛け比重が 2.5 以上のものに限るものとし、粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切っているかを問わない。）及びアラバスター（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切っているかを問わない。）

－大理石及びトラバーチン

2515. 11－粗のもの及び粗削りしたもの

2515. 12－のこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状又は板状に単に切ったもの

2515. 20－エコーシンその他の石碑用又は建築用の石灰質の岩石及びアラバスター

大理石は、硬い石灰質の岩石で、均一で細かい結晶であり、不透明又は半透明である。大理石は、通常、無機酸化物の存在で種々に着色しているもの（着色したしま模様大理石、しまめのう大理石等）があるが、純白の種類のものもある。

トラバーチン (travertines) は、多孔質の層を含む石灰質の岩石である。

エコーシン (ecaussine) は、ベルギー特にエコーシン地方の石切場において採取される不規則な結晶構造をもった青灰色の岩石で、多くの貝殻の化石を含む。断面は、花こう岩 (granite) に似たざらざら面を示すので “Belgian granite”、“Flanders granite” 又は “Petit granite” としても知られている。

この項には、その他の石碑用又は建築用の石灰質の岩石で、見掛け比重（すなわち、1,000 立方センチメートル当たりのキログラムで表わした実効重量）が 2.5 以上のものを含む。見掛け比重が 2.5 未満の石碑用又は建築用の石灰質の岩石は、25. 16 項に属する。

この項には、通常白色で均質半透明である石膏に似たアラバスター (gypseous alabaster) と通常黄色でしま目のあるアラバスター (calcareous alabaster) の両者を含む。

この項には、塊状又は粗削り又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切って提示されるこの項に記載された岩石のみを含む。

粒、破片又は粉末の形状のものは、25. 17 項に属する。

更に加工をした塊等、すなわち、ピック、ブッシングハンマー又はのみ等で浮き彫り加工したもの、仕上げたもの、砂磨きしたもの、砕いたもの、磨いたもの、面取りしたもの等は 68. 02 項に属する。同様の分類は製品のブランクにも通用する。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 蛇紋石 (serpentite 又は ophite) (時には、大理石と呼ばれる一種のけい酸マグネシウム)
(25. 16)
- (b) 石灰石 (lime stone) (リソグラフィックストーンとして知られており、印刷工業で使用する。) (粗の状態のものは、25. 30)
- (c) モザイクキューブ又は敷石として認められる石 (この項の表現に特記しているように単に成形又は加工したものを含む。)(それぞれ 68. 02 又は 68. 01)

＊

＊ ＊

号の解説

2515. 11

この号において「粗のもの」とは、石の天然の断面に沿って塊状や板状に単に切ったものをいう。その表面は平らでなく起伏があることが多く、しばしば切断の際利用した工具 (かなてこ、くさび、つるはし等) の跡が見られる。

この号には、石切り場の岩を (つるはし、爆薬等を使用して) 割って得られる石で未形成のもの (砕け石、割り石) を含む。これらの石の表面は平らでなくでこぼこしており、縁は不規則である。この種の石には、しばしば切出しのこん跡 (爆発による穴、くさびの跡等) が見られる。未成形の石は、堤防、防波堤、道路基礎等の建設に使用する。

この号は、また、実際の採石やそれに引き続く作業に伴う不規則な形状のくず (のこびきによるくず等) を含む。ただし、切断や建設に使用できる大きさのものに限る (それ以外は 25. 17)。

「粗削りした」石とは、採石後塊状や板状にするために極めて粗雑に加工したものをいい、表面はいくらかまだざらざらででこぼこしている。ここでいう加工は、ハンマーやのみ状の工具により余分な隆起を除く工程を含む。

この号には、長方形 (正方形を含む。) に切った塊及び板を含まない。

2515. 12

この号には、のこぎりでひくことにより単に切っただけの塊及び板で、表面にのこぎりの跡が確認できるものを含む。注意深くのこぎりでひいた場合はその跡はきわめて僅かである。そのような場合は、薄い紙を石にあてできるだけ平らに保ち鉛筆で静かに均一にこする方法が有効である。これにより注意深くのこぎりでひき又は非常にざらざらした表面にさえこん跡が明らかになる場合が多い。

この号は、またのこぎりでひくこと以外の方法 (例えば、ハンマーやのみによる加工) で長方形 (正方形を含む。) にした塊及び板を含む。

25. 16 花こう岩、はん岩、玄武岩、砂岩その他の石碑用又は建築用の岩石 (粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形 (正方形を含む。) の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。)

一花こう岩

2516. 11ー粗のもの及び粗削りしたもの

2516. 12ーのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状又は板状に単に切ったもの

2516. 20ー砂岩

2516. 90ーその他の石碑用又は建築用の岩石

花こう岩（granite）は、石英の結晶が長石及び雲母で凝結して形成された非常に硬い粒状の火成岩である。これら三つの物質の相対的な割合及び酸化鉄又は酸化マンガンが存在によって色が異なる（灰色、緑色、桃色、赤色等）。

はん岩（porphyry）は、微粒状で、やや半透明な花こう岩の一種である。

砂岩（sandstone）は、石英質又はけい酸質の物質が石灰質又はけい酸質の小さな粒子により自然に凝結した堆積岩である。

玄武岩（basalt）は、黒色の非常に緊密で極めて硬い一種の火成岩である。

この項には、25. 15 項に属しない石灰質の石碑用又は建築用の石（建築用の石灰岩又はポートルンド岩を含む。）及び蛇紋岩（serpentine marble 又は ophite）（天然のけい酸マグネシウムの一種で 25. 15 項に属しない。）のほか、その他の硬質火成岩（例えば、閃長石（syenite）、片麻岩（gneiss）、粗面岩（trachyte）、溶岩（lava）、輝緑岩（diabase）、閃緑岩（diorite）、響岩（phonolite））を含む。

この項の岩石は、25. 15 項の岩石と同じ方法で成形又は加工していてもよい（25. 15 項の解説参照）。これらの岩石は、マカダム状に割られた時には 25. 17 項に属し、道路又は歩道の舗装用の石、敷石又は縁石として認定できる形状の岩石は、この項の表現に特記しているように単に成形又は加工していても 68. 01 項に属するので注意しなければならない。

エコーシンは、“Petit granite”、“Belgian granite”又は“Flanders granite”としても知られているが、25. 15 項に属する。溶融した玄武岩は 68. 15 項に属する。

この項の岩石を、粒状、破片状又は粉状にしたものは、25. 17 項に属する。

＊

＊ ＊

号の解説

2516. 11

2515. 11 号解説参照

2516. 12

2515. 12 号解説参照

25. 17 小石、砂利及び碎石（コンクリート用、道路舗装用又は鉄道用その他のバラスト用に通常供するものに限るものとし、熱処理をしてあるかないかを問わない。）、シングル及びフリ

ント（熱処理をしてあるかないかを問わない。）並びにスラグ、ドロスその他これらに類する工業廃棄物から成るマカダム（小石、砂利、碎石、シングル又はフリントを混入してあるかないかを問わない。）及びタールマカダム並びに第 25. 15 項又は第 25. 16 項の岩石の粒、破片及び粉（熱処理をしてあるかないかを問わない。）

2517. 10－小石、砂利及び碎石（コンクリート用、道路舗装用又は鉄道用その他のバラスト用に通常供するものに限るものとし、熱処理をしてあるかないかを問わない。）並びにシングル及びフリント（熱処理をしてあるかないかを問わない。）

2517. 20－スラグ、ドロスその他これらに類する工業廃棄物から成るマカダム（第 2517. 10 号の物品を混入してあるかないかを問わない。）

2517. 30－タールマカダム

－第 25. 15 項又は第 25. 16 項の岩石の粒、破片及び粉（熱処理をしてあるかないかを問わない。）

2517. 41－大理石のもの

2517. 49－その他のもの

この項には、小石、砂利及び碎石（異なる種類の石の混合物を含むものとし、コンクリート用、道路舗装用又は鉄道用その他のバラスト用に通常供するものに限る。）を含む。同様の目的に供される建設及び解体に伴う廃棄物を分別したもので、主として石の破片から成るものも、そのままの状態であるか破碎してあるかにかかわらずこの項に属する。

この項には、また、シングル（shingle）及びフリント（flint）も含む。球状の基準寸法にしたフリントは、石灰、セメント等を砕くボールミルに使用する。ただし、フリントは、主として粉碎後、窯業用又は研磨材料として使用し、その他のシングルは、ボールミル用（例えば、石灰、セメント等の粉碎）又は道路舗装用に使用する。

この項には、塊状に切ったフリント及びボールミルに使用するため人工的に丸さを整え小石にした石を含まないので注意しなければならない。これらは 68. 02 項に属する。

この項には、またマカダム（macadam）及びタールマカダム（tarred macadam）を含む。マカダムは粗く選別した碎石、小石、スラグ、ドロス又はこれらに類する工業廃棄物あるいは、これらの物品を相互に混合したものから成る。タール、ビチューメン等と混合したものは、タールマカダムとして知られている。

この項には、例えば、堅さ、すべり止め、透明度等を改善するため道路舗装用材料の添加用に特別に調製した物品（例えば、鋳物の混合物の溶融による。）を含まない（一般に 38. 24）。

この項には、25. 15 項又は 25. 16 項の岩石の粒、破片及び粉も含む。ただし、このような破片及び粒を人工的に着色したもの（例えば、ショーウインドウ装飾用のもの）は、68. 02 項に属する。

次の物品は、熱処理されていてもこの項に含む。

- （1）小石、砂利及び碎石
- （2）シングル及びフリント
- （3）25. 15 項又は 25. 16 項の岩石の粒、破片及び粉

この類の注3に従い、この項及びこの類の他の項に同時に属するとみられる物品は、この項に属する。

25.18 ドロマイト（粗削りしたもの及びのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状又は板状に単に切ったものを含むものとし、焼いてあるかないか又は焼結してあるかないかを問わない。）

2518.10—ドロマイト（焼いたもの及び焼結したものを除く。）

2518.20—ドロマイト（焼いたもの及び焼結したものに限る。）

ドロマイトは、天然のカルシウム・マグネシウム炭酸複塩である。

この項には、粗のドロマイトの他、焼いた又は焼結したドロマイトを含む。

ドロマイトは、温度 700 度から 1,000 度の範囲で焼かれて、二酸化炭素を放出しながら、マグネシウムやカルシウムの酸化物に化学変化する。一方焼結ドロマイトは、ドロマイトを耐火性物質に変化する温度 1,700 度から 1,900 度の範囲で熱せられて得られる。この項には、また、粗削りしたもの又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状又は板状に単に切ったドロマイトを含む。

ただし、この項には、コンクリート用、道路舗装用又は鉄道のバラスト用として使用する粉碎したドロマイト（25.17）及びドロマイトラミングミックス（38.16）を含まない。

25.19 天然の炭酸マグネシウム（マグネサイト）並びに熔融マグネシア、焼結マグネシア（焼結前に他の酸化物を少量加えてあるかないかを問わない。）及びその他の酸化マグネシウム（純粋であるかないかを問わない。）

2519.10—天然の炭酸マグネシウム（マグネサイト）

2519.90—その他のもの

この項には、天然に存在し、種々の割合で不純物を含む炭酸マグネシウムであるマグネサイト（magnesite、giobertite）を含む。

この項には、また、天然の炭酸マグネシウム、塩基性炭酸マグネシウム、海水から沈殿させた水酸化マグネシウム等から得られる種々のマグネシア（酸化マグネシウム）を含む。

主な物品は、次のとおりである。

（1）熔融マグネシア（fused magnesia）：熔融によって得られる。通常無色であるが、わずかに黄色又は緑色を呈することもある。他のタイプのマグネシアよりも難溶性であり、例えば、るつぼ、電気オープン用の加熱素材の製造に使用する。

（2）焼結（sintered）マグネシア：高温（約 1,400～1,800 度）で焼くことにより得られる。焼結マグネシアは、焼結温度を低下させるため焼結前に加えた少量の他の酸化物（例えば、酸化鉄又は酸化クロム）を含有することがある。耐火レンガの製造に使用する。

(3) か焼マグネシア (caustic-burned magnesia) : 通常マグネサイトを比較的低温 (900 度以下) で焼くことにより得られる。熔融マグネシア又は焼結マグネシアよりも化学的反応性に富み、例えば、マグネシウム化合物、脱色剤又はオキシ塩化物セメントの製造に使用する。

軽質酸化マグネシウム及び重質酸化マグネシウムは、通常純粋な沈降性水酸化マグネシウム又は塩基性炭酸マグネシウムを 600 度から 900 度までの温度で焼くことにより得られる。これらの酸化マグネシウムは、ほとんど水に不溶であるが、希酸に易溶であり、他のタイプのマグネシア (すなわち、焼結マグネシア及び熔融マグネシア) より化学的反応性に富んでいる。これらは医薬品、化粧品等の製造に使用する。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 含水塩基性炭酸マグネシウムで “pharmacists’ white magnesia” として知られているもの (28.36)
- (b) 酸化マグネシウムの培養単結晶 (光学用品を除く。) で、1 個の重量が 2.5 グラム以上のものの (38.24) 及び酸化マグネシウムの光学用品 (90.01)

25.20 天然石膏 (こう) 及び天然無水石膏 (こう) 並びに天然石膏 (こう) を焼いたもの又は硫酸カルシウムから成るプラスター (着色してあるかないか又は少量の促進剤若しくは遅緩剤を加えてあるかないかを問わない。)

2520.10—天然石膏 (こう) 及び天然無水石膏 (こう)

2520.20—プラスター

天然石膏 (こう) (gypsum) は、天然の水和した硫酸カルシウムで、一般に白色で砕けやすい。

天然無水石膏 (こう) (anhydrite) は、硫酸又はある種のプラスターの製造に使用する天然の無水硫酸カルシウムである。

プラスター (plasters) は、天然石膏 (こう) を焼くことにより部分的又は完全に脱水したものである。

天然石膏 (こう) の特性は、焼くと一部の水を失いプラスターを形成することである。プラスターは、水と混和すると堅くなる。プラスターが急速に固まらないようにするため、しばしば焼石膏 (こう) に少量の遅緩剤を添加することがある。特別な目的のために、天然石膏を完全に水分を失うまでか焼し、みょうばんのような促進剤を少量添加することがある (Keene’s cement 又は English cement)。同じようなプラスターは天然の無水石膏 (こう) にみょうばんを加えても製造される。これらの調製したプラスターは、すべてこの項に属する。

この項には、次の物品を含む。

- (1) 織物の仕上げ又は紙の表面加工に使用するために粉末状に調製したプラスター
- (2) 着色料を添加したプラスター
- (3) 歯科用に特別に焼き又は微粉末にしたプラスター (少量の促進剤又は遅緩剤を含んでいるかないかを問わない。) この項には、プラスターをもととした歯科用の調製品を含まない

(34.07)。

25.21 石灰石その他の石灰質の岩石（石灰又はセメントの製造に使用する種類のものに限る。）

この項には、石灰石その他の石灰質の岩石で、通常、石灰又はセメントの製造用のものを含み、建築用又は石碑用の岩石を含まない (25.15 又は 25.16)。ドロマイトは 25.18 項に、白亜は 25.09 項に属する。

石灰石 (lime stone flux) は、主に鉄鋼業において融剤 (flux) として使用する。

この項には、土壌改良用として粉末状で提示されるものも含む。ただし、コンクリート用、道路舗装用又は鉄道用のバラスト用の碎石は含まない (25.17)。

25.22 生石灰、消石灰及び水硬性石灰（第 28.25 項の酸化カルシウム及び水酸化カルシウムを除く。）

2522.10—生石灰

2522.20—消石灰

2522.30—水硬性石灰

生石灰 (quicklime、不純な酸化カルシウム) は、粘土をほとんど含まない石灰石をか焼して得られ、水と急速に結合して著しく発熱し、消石灰 (slakedlime、水酸化カルシウム) を生じる。消石灰は、通常土壌改良用に又は製糖工業で使用する。

水硬性石灰 (hydraulic lime) は、粘土を十分な量 (通常は 20% 未満である。) 含む石灰石を、水で固まるようにするため低温か焼して得られる。水硬性石灰は、かなりの量の未結合生石灰 (水と化合して消石灰となり得るもの) を含む点で天然セメントとは異なる。

この項には、精製した酸化カルシウム及び水酸化カルシウムを含まない (28.25)。

25.23 ポートランドセメント、アルミナセメント、スラグセメント、スーパーサルフェートセメントその他これらに類する水硬性セメント (着色してあるかないか又はクリンカー状であるかないかを問わない。)

2523.10—セメントクリンカー

—ポートランドセメント

2523.21—白色セメント (人工着色をしてあるかないかを問わない。)

2523.29—その他のもの

2523.30—アルミナセメント

2523.90—その他の水硬性セメント

ポートランドセメントは、適当な割合の粘土を天然の状態で含んでいる石灰石又はそれらを入

工的に混合した石灰石を焼いて得られる。シリカ、アルミナ又は鉄を含む物質のような他の材料が添加されることもある。焼成工程の結果、クリンカーとして知られている半製品が得られる。これらのクリンカーは、次に粉砕され、ポルトランドセメントを生ずるが、その水硬性を加減するため添加剤及び促進剤を混合することもある。ポルトランドセメントの主なタイプは、普通ポルトランドセメント (normal Portland cement)、中庸ポルトランドセメント (moderate Portland cement) 及び白色ポルトランドセメント (white Portland cement) である。

この項には、アルミナセメント (“ciment fondu”、溶融セメント)、スラグセメント、スーパーサルフェートセメント (粉状にした高炉スラグに促進剤と焼き石膏を混ぜたもの)、ポゾランセメント (pozzolana cement)、ローマンセメント (Roman cement) 等及びこれらのセメントの混合物も含む。

この項のセメントは着色していてもよい。

この項には、時にはセメントという名前で知られているある種の物品、例えば、キーンズセメント (keene's cement) 又はイングリッシュセメント (みょうばんを加えた焼石膏) (25.20) 及び時には天然セメントと呼ばれるポゾランアース (pozzolana earth)、サントリンアース (santorin earth) 及びこれらに類する物品 (25.30) を含まない。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 製品化する際に少量の促進剤の添加を必要とする微粉砕した高炉スラグ (26.19)、ただし、促進剤を混合した粉末スラグで、直ちに使用できるものは、この項に含まれる。
- (b) 歯科用セメント及び接骨用セメント (30.06)
- (c) 32.14 項のセメント
- (d) シャモット又はダイナスアース等をもととする耐火性のセメント及びモルタル (38.16)
- (e) 非耐火性のモルタル及びコンクリート (38.24)

＊

＊ ＊

号の解説

2523.21 及び 2523.29

2523.21 号及び 2523.29 号において「ポルトランドセメント」とは、ポルトランドクリンカーにできるだけ少量の硫酸カルシウムを加え粉砕して得られたセメントをいう。次のことに注意しなければならない。

- －ポルトランドクリンカーは、石灰 (CaO) とシリカ (SiO_2) を主体とし、少なめの割合でアルミナ (Al_2O_3) と酸化鉄 (Fe_2O_3) を含む物質の既定の均一混合物を、部分的に溶融するまで加熱することにより得られるもので、ほとんどがけい酸カルシウムより成る 2523.10 号の物品である。
- －「硫酸カルシウム」の用語は、天然石膏及びその誘導体並びに天然無水石膏並びにセメントの製造に適するその他の硫酸カルシウム産品を含む。

25.24 石綿

2524. 10－クロシドライト

2524. 90－その他のもの

石綿は、ある種の岩石の分解により生成した天然の鉱物性物質である。非常に特徴的な繊維状組織を有し、外観が絹のような光沢を有するものもあり、色は通常は白色であるが、灰色、緑色、青色又は暗かつ色までいろいろある。主要な特性は、その耐火性及び耐酸性である。

クロシドライトは、リーベック閃石から得られた石綿である。これは、アルカリ分を多く含む酸性火成岩や変成岩の中にも繊維束状で産出される。色は、紺青色から黒色あるいは暗緑色であり、半透明のものから部分的に不透明なものもある。クロシドライト石綿は、青石綿としても知られ、他の石綿よりも耐牽引性ははるかに大きい、耐熱性及び繊維の弾性はより低く、耐酸性を有するが、耐塩基性を有さない。最も危険な石綿と考えられている。

この項には、岩状の粗石綿、未精製の打ち伸した又は洗浄した繊維（一定の長さにそろえてあるかないか問わない。）、フレーク状又は粉状の石綿及び石綿のくずを含む。この項には、更に加工した繊維（カードしたもの、染色したもの等）及び石綿の最終製品を含まない（68. 12）。

25.25 雲母（はく離雲母を含む。）及びそのくず

2525. 10－粗のものと及びシート状又は片状にしたもの

2525. 20－粉

2525. 30－くず

雲母（白雲母（muscovite）、金雲母（phlogopite）、黒雲母（biotite）等）は、光沢のある透明で柔軟な種々の色のシートに容易にはく離する特徴があり、天然のけい酸アルミニウム錯塩の一群を形成している。

この項には、次の物品を含む。

- (A) 粗雲母 (crude mica) : 形状、大きさ及び厚さが不規則の結晶雲母で、土に覆われたもの (“books”)
- (B) シート状雲母 (mica sheets) : 砕き、形を整えた粗雲母 (books) を裂いて得られるもので元の結晶と同じく不規則な多角形をなし、縁は粗く切られ、斜角になっている。厚さは通常 200 から 750 マイクロメートル（ミクロン）である。
- (C) はく離雲母 (mica splittings) : シート状雲母を裂いて得られるもので、裂かれた元のシート状雲母と同じく不規則な多角形であり、縁は粗く切られている。

これらは、次のような形態で取引される。

- (1) コンデンサーフィルム : 通常は厚さが 25 から 200 マイクロメートル（ミクロン）
- (2) はく離したもの : 通常は厚さが 12 から 30 マイクロメートル（ミクロン）で、専ら凝結雲母（例えば micanite）の製造に使用する。

この項には、また、雲母のくず及び粉を含む。

この項には、シート状雲母又ははく離雲母から切り取り又は打ち抜いて得られる物品（68.14 又は 85 類）及び凝結したはく離雲母（例えば、micanite、micafolium）又は再生雲母から製造した物品（68.14）を含まない。

蛭（ひる）石（vermiculite）（雲母に類似した鉱物）は、真珠岩（perlite）及び緑泥石（chlorites）（蛭（ひる）石に化学的に類似した鉱物）と同様に 25.30 項に属する。

25.26 ステアタイト（天然のものに限るものとし、粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切っただけであるかないかを問わない。）及びタルク

2526.10－破碎してなく、かつ、粉状にしてないもの

2526.20－破碎し又は粉状にしたもの

天然のステアタイト（natural steatite）及びタルク（talc）は、両方とも含水けい酸マグネシウムに富む鉱物である。前者はタルクに比してより密で大きな塊である。

タルクは葉片状であり、柔く、せっけん様の感触がある。

この項の天然のステアタイトは、25.15 項の石と同様の方法で成形又は加工（25.15 項の解説参照）を施され又はこの類の注 1 で認められた加工を施されたものもある。

石けん石（soapstone）は、天然のステアタイトの一種である。

この項のタルクは、この類の注 1 で認められた加工を施されたものもある。最も一般的にみられるタルクの形状は、粗のもの又は粉状のものである。

「フレンチチョーク（French chalk）」という用語は、ある種の粉状のステアタイト又はタルクを呼称するのに使用する。

この項には、ステアタイトより成る「テールースチョーク」を含まない（96.09）。

25.28 天然ほう酸塩及びその精鉱（焼いてあるかないかを問わないものとし、天然かん水から分離したものを除く。）並びに天然ほう酸でオルトほう酸の含有量が乾燥状態において全重量の 85%以下のもの

この項には、抽出された天然のほう酸鉱物及びその精鉱（焼いてあるかないかを問わない。）並びに特定の地域（イタリアの soffioni）の地表からでる天然蒸気の凝縮後に残った水の蒸発により又はこれらの地域の地下源から汲み出した水の蒸発により得られた天然のほう酸のみを含む。ただし、この項には、乾燥重量で計算したオルトほう酸が 85%を超えるほう酸を含まない（28.10）。

ここに分類される天然のほう酸塩には、次の物品を含む。

（1）カーナイト又はティンカル：「天然ほう砂（natural borax）」として知られているほう酸ナトリウム

(2) パンデルマイト (pandermite) 又はプライス石 (priceite) : ほう酸カルシウム

(3) 方ほう石 (Boracite) : クロロほう酸マグネシウム

この項には、カーナイト又はティンカルの化学的処理によって得られるほう酸ナトリウム (精製ほう砂) 及びある種の塩湖の複雑なかん水を蒸発して得られるほう酸ナトリウムを含まない (28.40)。

25.29 長石、白榴 (りゅう) 石、ネフェリン、ネフェリンサイアナイト及びほたる石

2529.10—長石

—ほたる石

2529.21—ふっ化カルシウムの含有量が全重量の 97% 以下のもの

2529.22—ふっ化カルシウムの含有量が全重量の 97% を超えるもの

2529.30—白榴 (りゅう) 石、ネフェリン及びネフェリンサイアナイト

長石 (feldspar)、白榴 (りゅう) 石 (leucite)、ネフェリン (nepheline、霞石) 及びネフェリンサイアナイト (nepheline syenite、霞石閃長岩) は、アルミニウムとアルカリ金属又はアルカリ土類金属とのけい酸錯塩である。これらは、窯業のフラックスとして使用する。

この項には、長石質の砂を含まない (25.05)。

ほたる石 (fluorspar 又は fluorite) は、天然のふっ化カルシウムで、種々の色の縞目が入った緻密な塊又は種々の色の結晶が凝集したものとして産出する。これは主にふっ化水素酸の製造及び冶 (や) 金用フラックスとして使用する。

この項には、熱処理により鉱物からその構成粒子に分解して得たほたる石も含む。これらは大きさが違うので、簡単なふるいわけによりシリカ成分の一部を除くことができる。

この項には、貴石及び半貴石の形状の長石又はほたる石を含まない (71 類)。

25.30 鉱物 (他の項に該当するものを除く。)

2530.10—蛭 (ひる) 石、真珠岩及び緑泥岩 (膨脹させてないものに限る。)

2530.20—キーゼル石及び瀉 (しゃ) 利塩 (天然の硫酸マグネシウム)

2530.90—その他のもの

(A) アースカラー (焼いてあるかないか又は相互に混合してあるかないかを問わない。) 及び天然の雲母酸化鉄

ここに属するアースカラー (earth colours) は、通常白色又は着色した鉱物質物質 (特に酸化鉄) と混合した天然に産出する粘土であり、その着色性により一般に顔料として使用する。

これらには、次の物品を含む。

(1) オーカー (ochres) (黄色、かつ色、赤色、スパニッシュレッド等)

(2) シェーナ (siennas) (イタリアンシェーナ (黄かつ色)、焼いたシェーナ (橙かつ色) 等)

(3) アンバー (umbers) (焼いたアンバーを含む。)(かつ色又は暗かつ色である。)

(4) ブラックアース (black earths) 及び天然ヴァンダイクブラウン (vandyke brown) (Cassel 及び Cologne earths)。可溶性のヴァンダイクブラウンは 32.06 項に属する一種の調製顔料である。

(5) ヴェロナアース (verona earths) 及びサイプラスアース (Cyprus earths) (緑色)。焼くこと又は種々のアースカラーを相互に混合することは、それらの分類に影響を与えない。ただし、他の物質を混合したもの又は水、油等への分散状態で提示するものは、32 類に属する。

この項には、鉄鉱 (26.01) 及び三酸化二鉄 (Fe_2O_3) として計算した化合鉄分が全重量の 70% 以上のアースカラーは含まない (28.21)。

ただし、主として防錆顔料として使用する雲母酸化鉄 (micaceous iron oxides) は、もともと化合鉄分が全重量の 70% を超えているのでこの項に属する。

(B) 海泡石 (磨いてあるかないかを問わない。)、こはく並びに
板状、棒状その他これらに類する形状に凝結したこはく及び
海泡石 (成形後に加工したものを除く。)並びに黒玉

(1) 天然海泡石 (natural meerschaum) は、非常に軽く、白色、黄色、灰色又は桃色の多孔質含水けい酸マグネシウムで、ほとんど小アジア地方に限って産出する。通常小片 (面が 30 センチメートルを超えるものはほとんどない。) として得られる。外観を良くし、品位を高めるために予備的に洗浄し、けずり落とし、wool polishing し、乾燥し (日光又は炉内)、次いでフランネル及びワックスで磨く。

凝結した海泡石は、天然の海泡石の削りくずその他のくずを加熱下で、結合剤 (油、みょうばん等) を使用して凝結して得られる。このうち、板状、棒状その他これらに類する形状で成形後に加工してないもののみがこの項に属する。

(2) こはく (amber) は、化石化した樹脂である (“succinite” 又は “karabe” としても知られる。)。一般に色は黄色から濃いオレンジ色の色調をもつ。鯨の分泌物で 05.10 項に属するアンバーgrisとこはく (amber 又は succinite) を混同しないように注意しなければならない。

凝結したこはく (又は ambroid) は、こはくくずを凝結することにより形成される不透明な鉱物質である。このうち、板状、棒状その他これらに類する形状で成形後に加工してないもののみがこの項に属する。

(3) 黒玉 (jet) は、亜炭の一種で、硬くち密であり、濃黒色を呈し、また容易に彫刻でき、磨けば光沢がでる。装身具の製造に使用するが、この表においては貴石とはみなさない。

(C) ストロンチアナイト (焼いてあるかないかを問わないものとし、
酸化ストロンチウムを除く。)

ここには、ストロンチアナイト (strontianite、天然の炭酸ストロンチウム) 及び不純な酸化ストロンチウムを主成分とする焼いたストロンチアナイトを含む。

この項には、精製した酸化ストロンチウムを含まない (28.16)。

(D) 鉱物（他の項に該当するものを除く。）及び陶磁製品の破片

ここには、次の物品を含む。

(1) 天然の硫化砒素：主なものは次の2種類である。

(i) 鶏冠石 (realgar)：これは二硫化砒素で、明赤色を呈し、花火の製造に使用する。

(ii) 雄黄 (orpiment)：これは三硫化砒素で、明黄色を呈し、ペイントの製造に使用する。

硫砒鉄鉱 (mispickel、arsenical pyrites 又は iron thioarsenide) もこの項に属する。

(2) みょうばん石 (alunite)：みょうばんの製造に使用するので alumstone と呼ばれる。石状の物質で、赤灰色又は黄色を呈し、指を汚す。

(3) 蛭 (ひる) 石 (vermiculite)：雲母に類似する鉱物で、色も類似しているが、通常雲母より小さな片状である。更に、緑泥岩 (chlorites) 及び真珠岩 (perlite) は、蛭 (ひる) 石に化学的に類似する鉱物である。これらの鉱物は、加熱すると膨脹するので断熱材に使用する。ただし、膨脹したもの（又ははく離したもの）は、68.06 項に属する。

(4) リジ阿斯石 (lydite)：非常に硬く、きめの粗い又は微細の組織で、均一な粒状の黒色の岩石で、酸に侵されない。リジ阿斯石製の試金石 (touchstones) (例えば、貴金属検査用) は 68.15 項に属する。

(5) 天青石 (celestite、天然の硫酸ストロンチウム)：霰 (あられ) 石 (aragonite) 又は方解石 (Iceland spar、calcite) (結晶化した炭酸カルシウム)：リチウム雲母 (lepidolite 又は lithium mica) (けいふつ化アルミン酸のカリウム塩及びリチウム塩)：鈍重石 (amblygonite) (りん酸アルミニウム・ふっ化リチウム)

(6) 庭土 (Garden earth)、沼地土 (heath earth、marsh earth)、泥灰石 (marl)、沖積土 (alluvium)、腐葉土 (leaf moulds)、掘削土 (excavated soil) 及び下層土 (subsoil)：農業又は造園に使用するが、31 類 (肥料) には分類しない (自然の状態において少量の窒素、りん又はカリウムを含んでいるかいないかを問わない)。ただし、この項には、全ての種類の掘削された天然の砂を含まない (25.05)。

(7) ポゾランアース (pozzolana earths)、サントリンアース (santorin earths)、トラスアース (trass earths) 及びこれらに類するアース：セメントの製造に使用するので天然セメントとも呼ばれる。

(8) 粗製の石灰石 (limestone)：「リソグラフィックストーン (lithographic stone)」として知られ、印刷工業に使用する。

(9) 陶磁製品、れんが及びコンクリートの破片

(10) 希土類金属鉱石 (例えば、bastnasite、xenotime、gadolinite)：ただし、専ら又は主としてウラン又はトリウムの採取に使用するモナズ石 (monazites) その他の鉱石を含まない (26.12)。

(11) ほうろう仕上りに使用する乳白剤：ジルコンサンドの処理 (塩酸による精製及び微粒子化) により得られる。

(12) 輝水鉛鉱の「精鉱」 (molybdenite “concentrates”)：微量の油及び水を除去するためにある種の物理的処理 (例えば、洗浄、粉碎、浮遊選鉱) 及び熱処理 (焼成以外の処理) によってモリブデン鉱から得られる。冶 (や) 金以外の用途 (潤滑用) に使用する。

- (13) エンスータイト (nsutite) : 酸化マンガンの含有量が全重量の 79%以上のマンガン鉱で、冶（や）金工業におけるマンガン採取用には供されず、電池に使用する。
- (14) 天然の氷晶石 (cryolite) : 主としてグリーンランドに産出し、雪白色（着色したものもある。）で、光沢を有し、ほとんど透明である。フラックスとして、特にアルミニウムの電気製錬に使用する。天然のチオライト (chiolite) は、氷晶石と同様にフロオロアルミン酸ナトリウムとみなすことができる。この項には、氷晶石及びチオライトに類似した組成の化学的に製造したふっ化物を含まない (28.26)。
- この項には、71 類の貴石及び半貴石を含まない。

第 26 類

鉱石、スラグ及び灰

注

- 1 この類には、次の物品を含まない。
 - (a) スラグその他工業において生ずるこれに類するくずでマカダムとして調製したもの（第 25.17 項参照）
 - (b) 天然の炭酸マグネシウム（マグネサイト。焼いてあるかないかを問わない。第 25.19 項参照）
 - (c) 石油貯蔵タンクから得られた汚泥で、主として石油から成るもの（第 27.10 項参照）
 - (d) 第 31 類の塩基性スラグ
 - (e) スラグウール、ロックウールその他これらに類する鉱物性ウール（第 68.06 項参照）
 - (f) 貴金属又は貴金属を張った金属のくず及び主として貴金属の回収に使用する種類のその他のくずで貴金属又はその化合物を含有するもの（第 71.12 項及び第 85.49 項参照）
 - (g) 製錬工程において製造される銅、ニッケル又はコバルトのマット（第 15 部参照）
- 2 第 26.01 項から第 26.17 項までにおいて「鉱」とは、水銀又は第 28.44 項、第 14 部若しくは第 15 部の金属を採取するために冶（や）金工業において実際に使用する種類の鉱物（冶（や）金用以外の用途に供するものを含む。）をいう。ただし、第 26.01 項から第 26.17 項までには、冶（や）金工業において通常行われない工程を経た鉱物を含まない。
- 3 第 26.20 項には、次の物品のみを含む。
 - (a) 工業において金属の抽出又は金属化合物の製造原料に使用する種類のスラグ、灰及び残留物（第 26.21 項の都市廃棄物の焼却によって生じた灰及び残留物を含まない。）
 - (b) 砒（ひ）素を含有するスラグ、灰及び残留物で、砒（ひ）素若しくは金属の抽出又はこれらの化合物の製造原料に使用する種類のもの（金属を含有するかしないかを問わない。）

＊

＊ ＊

号注

- 1 第 2620.21 号において「加鉛ガソリンの汚泥及び鉛アンチノック剤の汚泥」とは、加鉛ガソリン及び鉛アンチノック剤（例えば、テトラエチル鉛）の貯蔵タンクから得られた汚泥で、主として鉛、鉛化合物及び酸化鉄から成るものをいう。
- 2 砒（ひ）素、水銀、タリウム又はこれらの混合物を含有するスラグ、灰及び残留物で、砒（ひ）素若しくはこれらの金属の抽出又はこれらの化合物の製造原料に使用する種類のものは、第 2620.60 号に属する。

総 説

26.01 項から 26.17 項までの金属鉱（精鉱を含む。）は次に限る。

(A) 水銀又は 28.44 項、14 部若しくは 15 部の金属を採取するために冶（や）金工業において

実際に使用する種類のもの（冶（や）金用以外の用途に供するものも含む。）

（B）冶（や）金工業において通常行わない工程を経てないもの

「鉱」とは、他の物質とともに存在し採掘される金属鉱物及び脈石類中の自然金属（例えば、金属を含有する砂）をいう。

鉱石は、次に行われる冶（や）金工程のための処理前に取引することはほとんどない。最も重要な処理工程は、鉱石を精鉱にするための工程である。

26.01 項から 26.17 項までにおいて「精鉱」とは、異物により、次に行う冶（や）金工程が妨げられること及び輸送の経済性の観点から、特別の処理によって異物の一部又は全部を除去した鉱石をいう。

26.01 項から 26.17 項までの物品に対する処理には、金属採取のための鉱石処理として通常行うものに限り物理的、物理化学的又は化学的な操作を含む。熱処理（calcination、roasting 又は firing）による変化（凝結を伴うか伴わないかを問わない。）を除き、このような操作が、採取しようとする金属を産出する基礎的化合物の化学組成を変えてはならない。

物理的又は物理化学的操作には、破碎、粉碎、磁気選鉱、比重選鉱、浮遊選鉱、ふるい分け、格付け、粉から粒、球又はブリケットへの凝結（例えば、sintering 又は pelletizing による）（少量の結合剤を添加しているかないかを問わない。）、乾燥、酸化、還元又は磁性化するための焼（ばい焼硫酸化、塩素化等のための熱処理を除く。）等を含む。

化学的処理は、不要な物質の除去が目的である（例えば、溶解による除去）。

精鉱は、か焼又はばい焼以外の処理によって得られるが、原鉱の化学組成又は結晶構造を変えたものは含まない（主として 28 類）。また、物理的変化（分別結晶化、昇華等）をくり返すことにより得られる多少高純度の物品は、たとえ原鉱の化学組成に変化がなくても含まない。

26.01 項から 26.17 項までの鉱石には、次に掲げる金属を商業上に採取するために使用する。

（1）71 類に規定する貴金属（すなわち、銀、金、白金、イリジウム、オスミウム、パラジウム、ロジウム及びルテニウム）

（2）15 部の卑金属（すなわち、鉄、銅、ニッケル、アルミニウム、鉛、亜鉛、すず、タングステン（ウォルフラム）、モリブデン、タンタル、コバルト、ビスマス、カドミウム、チタン、ジルコニウム、アンチモン、マンガン、クロム、ゲルマニウム、バナジウム、ベリリウム、ガリウム、ハフニウム、インジウム、ニオブ（コロンビウム）、レニウム、タリウム）

（3）28.05 項の水銀

（4）28.44 項の金属

ある場合には、鉱石はフェロマンガン又はフェロクロムのような合金を得るために使用する。

文脈により別に解釈される場合を除くほか、二種類以上の鉱物を含有する鉱石（精鉱を含む。）は、通則 3（b）又は通則 3（c）の適用により 26.01 項から 26.17 項までに属する。

26.01 項から 26.17 項までは、次の物品を含まない。

（a）上記の金属を含有している鉱物で次に掲げるもの

（i）他の項に特掲されているもの：例えば、焼いてない硫化鉄鉱（25.02）、天然のクリオライト及び天然のチオライト（25.30）

（ii）金属が商業上採取されないもの：例えば、アースカラー及びみょうばん石（25.30）、

貴石及び半貴石（71 類）

- （b）マグネシウムの採取に現在使用されている鉱物：ドロマイト（25.18）、マグネサイト（giobertite）（25.19）及びカーナリット（carnallite）（31.04）
- （c）28.05 項のアルカリ金属又はアルカリ土類金属（つまり、リチウム、ナトリウム、カリウム、ルビジウム、セシウム、カルシウム、ストロンチウム及びバリウム）の鉱物：このような鉱物には、塩（25.01）、重晶石（barytes）及び毒重石（witherite）（25.11）、ストロンチアナイト（strontianite）、天青石（celestite）、方解石（Iceland spar）及び霰石（aragonite）（25.30）を含む。
- （d）自然金属（例えば、塊状又は粒状のもの）及び自然合金で脈石類を除いたもの：これらの自然金属及び自然合金は 14 部又は 15 部に属する。
- （e）25.30 項の希土類金属の鉱石

26.01 鉄鉱（精鉱及び焼いた硫化鉄鉱を含む。）

－鉄鉱（精鉱を含むものとし、焼いた硫化鉄鉱を除く。）

2601.11－凝結させてないもの

2601.12－凝結させたもの

2601.20－焼いた硫化鉄鉱

一般に、この項に属する主要な鉱石は次のものである。

- （a）赤鉄鉱（red haematite）（鏡鉄鉱（specular iron ore）及びマルタイト（martite）（酸化鉄）を含む。）及びかつ赤鉄鉱（brown haematite、minettes）（鉄及びカルシウムの炭酸塩を含む含水酸化鉄）
- （b）かつ鉄鉱（limonite）（含水酸化鉄）
- （c）磁鉄鉱（magnetite）（磁性を有する酸化鉄）
- （d）菱鉄鉱（siderite 又は chalybite）（炭酸鉄）
- （e）焼いた硫化鉄鉱又は硫化鉄鉱滓（pyrites cinders）（凝結してあるかないかを問わない。）

この項には、また、鉄鉱（精鉱を含むものとし、マンガンの含有量が乾燥状態（温度 105～110 度で加熱）において全重量の 20%未満のものに限る。）を含む（解説 26.02 参照）。マンガンの含有量によって、これらの鉱石は含マンガン鉄鉱又は含鉄マンガン鉱として知られている。

この項には、顔料として使用する粉砕した磁鉄鉱（magnetite）及びその他粉砕した鉄鉱を含まない（32 類）。

26.02 マンガン鉱（精鉱を含む。）及び含鉄マンガン鉱（精鉱を含むものとし、マンガンの含有量が乾燥状態において全重量の 20%以上のものに限る。）

一般に、この項に属する主要な鉱石は次のものである。

- (a) ブラウン鉱 (braunite) (酸化マンガン)
- (b) 菱マンガン鉱 (rhodochrosite 又は dialogite) (炭酸マンガン)
- (c) ハウスマン鉱 (hausmannite) (含塩酸化マンガン)
- (d) 水マンガン鉱 (manganite) (含水酸化マンガン)
- (e) 硬マンガン鉱 (psilomelane) (含水酸化マンガン)
- (f) 軟マンガン鉱 (pyrolusite 又は polianite) (二酸化マンガン)

この項には、含鉄マンガン鉱 (精鉱を含むものとし、マンガンの含有量が乾燥状態 (温度 105～110 度で加熱) において全重量の 20% 以上のものに限る。) も含む。マンガンの含有量が乾燥状態において全重量の 20% 未満のものは含まない (26. 01)。

この項には、また、乾電池用に調製した軟マンガン鉱を含まない (25. 30)。

26.03 銅鉱 (精鉱を含む。)

一般に、この項に属する主要な鉱石は次のものである。

- (a) 緑塩銅鉱 (atacamite) (天然の水酸化塩化銅)
- (b) 藍銅鉱 (azurite) (塩基性炭酸銅)
- (c) 斑銅鉱 (bornite 又は erubescite) (銅及び鉄の硫化物)
- (d) 車骨鉱 (bournonite) (銅、鉛及びアンチモンの硫化物)
- (e) ブロシャン銅鉱 (brochantite) (塩基性硫化銅)
- (f) 輝銅鉱 (chalcocite) (硫化銅)
- (g) 黄銅鉱 (chalcopyrite 又は copper pyrites) (銅及び鉄の硫化物)
- (h) けいくじゃく石 (chrysocolla) (含水けい酸銅)
- (ij) 銅藍 (covellite) (硫化銅)
- (k) 赤銅鉱 (cuprite) (酸化第一銅)
- (l) 翠銅鉱 (diopside) (けい酸銅)
- (m) 四面銅鉱 (grey copper ore、しばしば銀を産出)、四面安銅鉱 (tetrahedrite 又は fahlerz) (銅及びアンチモンの硫化物)、四面砒銅鉱 (tennantite) 又は硫砒銅鉱 (enargite) (銅及び砒素の硫化物)
- (n) くじゃく石 (malachite) (塩基性炭酸銅)
- (o) 黒銅鉱 (tenorite) (酸化第二銅)

26.04 ニッケル鉱 (精鉱を含む。)

一般に、この項に属する主要な鉱石は次のものである。

- (a) けいニッケル鉱 (garnierite) (ニッケル及びマグネシウムのけい酸複塩)
- (b) 紅砒ニッケル鉱 (niccolite) (砒化ニッケル)

- (c) 硫鉄ニッケル鉱 (pentlandite) (ニッケル及び鉄の硫化物)
- (d) 含ニッケル磁流鉄鉱 (nickeliferous pyrrhotite) (含ニッケル硫化鉄)

26.05 コバルト鉱 (精鉱を含む。)

一般に、この項に属する主要な鉱石は次のものである。

- (a) 輝コバルト鉱 (cobaltite) (コバルトの硫化物及び砒化物)
- (b) ヘテロゲナイト (heterogenite) (含水酸化コバルト)
- (c) 硫コバルト鉱 (linnaeite) (コバルト及びニッケルの硫化物)
- (d) 砒コバルト鉱 (smaltite) (砒化コバルト)

26.06 アルミニウム鉱 (精鉱を含む。)

一般に、この項には、ボーキサイト (各種割合の酸化鉄、シリカ等を含む含水酸化アルミニウム) を含む。

この項には、また、アルミニウム製造の冶 (や) 金 (電気炉中の炭素熱還元、グロス等の工程) 又はその他の利用 (特に研磨剤製造) に適するように温度 1,200~1,400 度で熱処理したボーキサイトも含む。

26.07 鉛鉱 (精鉱を含む。)

一般に、この項に属する主要な鉱石は次のものである。

- (a) 硫酸鉛鉱 (anglesite) (硫酸鉛)
- (b) 白鉛鉱 (cerussite) (炭酸鉛)
- (c) 方鉛鉱 (galena) (硫化鉛。銀を含むものもある。)
- (d) 緑鉛鉱 (pyromorphite) (鉛のりん酸塩及び塩化物)

26.08 亜鉛鉱 (精鉱を含む。)

一般に、この項に属する主要な鉱石は次のものである。

- (a) 閃亜鉛鉱 (blende 又は sphalerite) (硫化亜鉛)
- (b) 異極鉱 (hemimorphite 又は calamine) (塩基性けい酸亜鉛)
- (c) 菱亜鉛鉱 (smithsonite) (炭酸亜鉛)
- (d) 紅亜鉛鉱 (zincite) (酸化亜鉛)

26.09 すず鉱（精鉱を含む。）

一般に、この項に属する主要な鉱石は次のものである。

- (a) すず石 (cassiterite 又は tin-stone) (酸化すず)
- (b) 硫すず鉱又は黄すず鉱 (stannite 又は tin pyrites) (すず、銅及び鉄の硫化物)

26.10 クロム鉱（精鉱を含む。）

この項には、クロム鉄鉱 (chromite 又は chrome iron ore) (クロム及び鉄の酸化物) を含む。

26.11 タングステン鉱（精鉱を含む。）

一般に、この項に属する主要な鉱石は次のものである。

- (a) 鉄重石 (ferberite) (タングステン酸鉄)
- (b) マンガン重石 (hubnerite) (タングステン酸マンガン)
- (c) 灰重石 (scheelite) (タングステン酸カルシウム)
- (d) 鉄マンガン重石 (wolframite) (鉄及びマンガンのタングステン酸塩)

26.12 ウラン鉱及びトリウム鉱（精鉱を含む。）

2612.10－ウラン鉱（精鉱を含む。）

2612.20－トリウム鉱（精鉱を含む。）

一般に、この項に属する主要なウラン鉱は次のものである。

- (a) りん灰ウラン鉱 (autunite) (ウラン及びカルシウムの含水りん酸塩)
- (b) ブランネル石 (brannerite) (チタン酸ウラン)
- (c) カルノー石 (carnotite) (ウラン及びカリウムの含水バナジウム酸塩)
- (d) コフィン石 (coffinite) (けい酸ウラン)
- (e) ダビド石 (davidite) (チタン酸鉄ウラン)
- (f) パーソンス石 (parsonsite) (ウラン及び鉛の含水りん酸塩)
- (g) 歴青ウラン鉱 (pitchblende) 及び閃ウラン鉱 (uraninite) (四酸化三ウラン)
- (h) 銅ウラン鉱 (torbernite 又は chalcocite) (ウラン及び銅の含水りん酸塩)
- (ij) チューヤムニン石 (tyuyamunite) (ウラン及びカルシウムの含水バナジウム酸塩)
- (k) ヒカイウラン鉱 (uranophane) (けい酸カルシウムウラン)

(1) ウラノトリアナイト (uranothorianite) (ウラン及びトリウムの酸化物)

一般に、この項に属する主要なトリウム鉱は次のものである。

(a) モナズ石 (monazite) (トリウムと希土類金属のりん酸塩)

(b) トール石 (thorite) (含水けい酸トリウム)

この項には、冶(や)金工業において通常行わない工程を経たもので、ウランの「精鉱」として取引するものを含まない(28.44)。

26.13 モリブデン鉱(精鉱を含む。)

2613.10—焼いたもの

2613.90—その他のもの

一般に、この項に属する主要なモリブデン鉱は次のものである。

(a) 輝水鉛鉱 (molybdenite) (硫化モリブデン)

(b) モリブデン鉛鉱 (wulfenite) (モリブデン酸鉛)

この項には、また、ばい焼した輝水鉛鉱 (molybdenite) の精鉱(単に輝水鉛鉱のばい焼により得られる「工業用酸化モリブデン」)も含む。

この項には、潤滑剤として調製された輝水鉛鉱 (molybdenite) は含まない(25.30)。

26.14 チタン鉱(精鉱を含む。)

一般に、この項に属する主要な鉱石は次のものである。

(a) チタン鉄鉱 (ilmenite 又は titaniferous iron ore) (チタン酸鉄)

(b) 金紅石 (rutile)、鋭錐鉱 (anatase) 及び板チタン石 (brookite) (酸化チタン)

この項には、顔料用に細かく粉碎したチタン鉱は含まない(32類)。

26.15 ニオブ鉱、タンタル鉱、バナジウム鉱及びジルコニウム鉱(精鉱を含む。)

2615.10—ジルコニウム鉱(精鉱を含む。)

2615.90—その他のもの

一般に、この項に属する主要なジルコニウム鉱は次のものである。

(a) バデレー石 (baddeleyite) (酸化ジルコニウム)

(b) ジルコン及びジルコン砂 (zircon sands) (けい酸ジルコニウム) (貴石としてのジルコンは71.03項に属する。)

一般に、この項に属する主要なタンタル鉱及びニオブ(コロンビウム)鉱は、タンタル石 (tantalite) 及びコルンブ石 (niobite 又は columbite) (鉄及びマンガンのタンタル酸-ニオブ

酸塩)である。

一般に、この項に属する主要なバナジウム鉱は次のものである。

- (a) バナジン鉛鉱 (descloizite) (鉛及び亜鉛の塩基性バナジン酸塩)
- (b) パトロン石 (patronite) (硫化バナジウム)
- (c) バナジン雲母 (roscoelite 又は vanadium mica) (アルミニウム及びマグネシウムのバナジンけい酸錯塩)
- (d) かつ鉛鉱 (vanadinite) (鉛のバナジン酸塩及び塩化物)

か焼又はばい焼以外の処理によって得られる熔融酸化バナジウムで、原鉱の化学組成又は結晶構造が変化したものは含まない (主として 28 類)。

この項には、また、窯業用乳白剤として使用するために微粉碎されたジルコン砂は含まない (25.30)。

26.16 貴金属鉱 (精鉱を含む。)

2616.10—銀鉱 (精鉱を含む。)

2616.90—その他のもの

一般に、この項に属する主要な鉱石は次のものである。

- (a) 輝銀鉱 (argentite) (硫化銀)
- (b) カラベラス鉱 (calaverite) (金及び銀のテルル化物)
- (c) 角銀鉱 (cerargyrites 又は horn silver) (銀の塩化物及びよう化物)
- (d) 輝安銀鉱 (polybasite) (銀及びアンチモンの硫化物)
- (e) 淡紅銀鉱 (proustite) (銀及び砒素の硫化物)
- (f) 濃紅銀鉱 (pyrargyrite) (銀及びアンチモンの硫化物)
- (g) ぜい銀鉱 (stephanite) (銀及びアンチモンの硫化物)
- (h) 金を含有する砂及び白金を含有する砂: 後者は、しばしばその他の白金族の金属 (すなわち、イリジウム、オスミウム、パラジウム、ロジウム及びルテニウム) を含むものがある。

26.17 その他の鉱 (精鉱を含む。)

2617.10—アンチモン鉱 (精鉱を含む。)

2617.90—その他のもの

一般に、この項に属する主要な鉱石は次のものである。

- (1) アンチモン鉱
 - (a) セルバンテス鉱 (cervantite) (酸化アンチモン)
 - (b) 紅安鉱 (kermesite) (酸化硫化アンチモン)
 - (c) 方安鉱 (senarmontite) (酸化アンチモン)
 - (d) 輝安鉱 (stibnite 又は antimonite) (硫化アンチモン)

- (e) バレンチン鉱 (valentinite 又は white antimony) (酸化アンチモン)
- (2) ベリリウム鉱
 - (a) 緑柱石 (beryl) (ベリリウム及びアルミニウムのけい酸複塩) (貴石としての緑柱石 (beryl) 及び通常のエメラルドは、71.03 項に属する。)
 - (b) ベルトランダイト (bertrandite)
- (3) ビスマス鉱
 - (a) 輝そう鉛鉱 (bismuthinite 又は bismuth glance) (硫化ビスマス)
 - (b) 泡そう鉛鉱 (bismuthtite) (含水炭酸ビスマス)
 - (c) 単斜そう鉛鉱 (bismuth ochre 又は bismite) (含水酸化ビスマス)
- (4) ゲルマニウム鉱
 - ゲルマニウム石 (germanite) (硫化ゲルマニウム銅)
 - この項には、冶 (や) 金工業において通常行わない工程を経たものでゲルマニウムの「精鉱」として取引するものを含まない (主として 28.25)。
- (5) 水銀鉱
 - 辰砂 (cinnabar) (硫化水銀)
 - インジウム、ガリウム、レニウム、ハフニウム、タリウム及びカドミウムは、一の特定の鉱石から直接に採取されるのではなく、他の金属 (例えば、亜鉛、鉛、銅、アルミニウム、ジルコニウム及びモリブデン) の冶 (や) 金の副産物として得られる。

26.18 粒状スラグ (スラグサンド。鉄鋼製造の際に生ずるものに限る。)

この項には、粒状スラグ (スラグサンド)、例えば、高炉から流出させた液状ドロスを水中に注入して得られるものを含む。

他方、熔融スラグを蒸気若しくは圧搾空気により吹き飛ばして得られるスラグウール又は熔融スラグに少量の水を加えて製造されるフォームスラグは含まない (68.06)。この項には、また、スラグセメントも含まない (25.23)。

26.19 スラグ、ドロス (粒状スラグを除く。)、スケールその他のくず (鉄鋼製造の際に生ずるものに限る。)

この項に属するスラグは、鉄鉱の熔融の際に得られるスラグ (高炉スラグ) 又は銑鉄の精錬若しくは鉄鋼の製造の際に得られるスラグ (転炉スラグ) で、アルミニウム、カルシウム若しくは鉄のけい酸塩である。鉄分をかなり含有し、なお鉄採取用に供し得るのもこの項に属する。しかし、りん酸スラグ (「塩基性スラグ」又は「トーマススラグ」) は含まない。これらは重要な肥料であり、31 類に属する。

スラグ及びドロスは、セメント製造、バラスト用及び道路舗装用に使用する。破碎し、粗く選

別したスラグは、マカダムとして 25.17 項に属する。この項には、また、26.18 項の粒状スラグ（スラグサンド）も含まない。

スケールは、鉄鋼の鍛造、熱間圧延等で得られる片状の酸化鉄である。

この項には、また、高炉から生じるダストその他鉄鋼製造の際に生ずるくずも含む。

しかし、鉄鋼の切断、整形その他の金属の加工の際に生ずるくずは、含まない。これらは 72.04 項に属する。

26.20 スラグ、灰及び残留物（金属、砒（ひ）素又はこれらの化合物を含有するものに限るものとし、鉄鋼製造の際に生ずるものを除く。）

－亜鉛を主成分とするもの

2620.11－－ハードジンクスペルター

2620.19－－その他のもの

－鉛を主成分とするもの

2620.21－－加鉛ガソリンの汚泥及び鉛アンチノック剤の汚泥

2620.29－－その他のもの

2620.30－銅を主成分とするもの

2620.40－アルミニウムを主成分とするもの

2620.60－砒（ひ）素、水銀、タリウム又はこれらの混合物を含有するもので、砒（ひ）素若しくはこれらの金属の抽出又はこれらの化合物の製造原料に使用する種類のもの

－その他のもの

2620.91－－アンチモン、ベリリウム、カドミウム、クロム又はこれらの混合物を含有するもの

2620.99－－その他のもの

この項には、金属、砒（ひ）素（金属を含有するかしないかを問わない。）、又はこれらの化合物を含有するスラグ、灰及び残留物（26.18 項、26.19 項又は 71.12 項のものを除く。）で、工業的に砒（ひ）素若しくは金属の抽出又はこれらの化合物の製造原料に使用する種類のものを含む。これらは、鉱石若しくは金属製錬中間生産物（例えば、マット）の処理、又は電解法、化学的方法その他の機械加工を伴わない金属の処理工程において生ずる物品である。この項には、金属の機械加工の際に生ずるくず及び金属製品の廃却品から成るくずを含まない（14 部、15 部又は 16 部）。他方、非鉄金属の機械加工によって生ずるスケールで本来酸化物のものは、この項に属する。

この項には、次の物品を含む。

- （1）マット（銅マット、ニッケルマット及びコバルトマット（15 部）を除く。）及びスラグ又はドロス（例えば、銅、亜鉛、すず、鉛等に富むもの）
- （2）ハードジンクスペルター（溶融亜鉛めっき工程で生じる残留物）
- （3）金属の電解精錬後の電解浴から生じる汚泥及び電気めっきの際に生ずる汚泥
- （4）蓄電池の汚泥
- （5）金属の電解精錬の際に生ずる残留物で、乾燥し又は塊状に凝縮したもの

- (6) 硫酸銅製造の際に生ずる残留物
- (7) 銀鉍の処理の際に生ずる不純な酸化コバルト
- (8) 使用済み触媒で、金属の採取又は化学品の製造のみに使用できるもの
- (9) 主として、塩化マグネシウムを採取するのに使用するカーナリット処理残留物
- (10) 加鉛ガソリンの汚泥及び鉛アンチノック剤の汚泥：加鉛ガソリン及び鉛アンチノック剤の貯蔵タンクから得られたもので、主として鉛、鉛化合物（テトラエチル鉛及びテトラメチル鉛を含む。）及び酸化鉄（貯蔵タンクの錆に由来するもの）からなる。通常、このような汚泥は、鉛又は鉛化合物の回収に使用され、実用的な量の石油は含有していない。
- (11) 亜鉛、鉛又は銅の製錬の際に生ずる煙道ダスト：一般に、銅及び鉛の製錬の際に生ずる煙道ダストは砒（ひ）素を含有し、鉛及び亜鉛の製錬による煙道ダストはタリウムを含有している。
- (12) 亜鉛、鉛又は銅の製錬の際に生ずるスラグ、灰及び残留物：水銀を多く含有し、酸化物、硫化物又は他の金属とのアマルガムの形で通常存在する。
- (13) アンチモン、ベリリウム、カドミウム、クロム又はこれらの混合物を含有するスラグ、灰及び残留物：一般に、これらの金属を含有する物品の加工（例えば、加熱処理）の際に生ずる廃棄物である。
- (14) インキ、染料、顔料、ペイント、ラッカー及びワニスの製造、調合、使用により生じた廃棄物から得られるスラグ、灰及び残留物で、金属又はこれらの化合物の回収用に供する種類のもの

この項には、また、次の物品を含まない。

- (a) 都市廃棄物の焼却の際に生じた灰及び残留物（26. 21）
- (b) 石油の貯蔵タンクより得られた汚泥で、主として石油からなるもの（27. 10）
- (c) 28 類の化学的に単一の化合物
- (d) 貴金属又は貴金属を張った金属のくず及び主として貴金属の回収に使用する種類の貴金属又は貴金属の化合物を含有するその他のくず（71. 12 及び 85. 49）
- (e) 15 部の金属を機械加工する際に生ずる金属くず
- (f) 亜鉛の粉（79. 03）

26. 21 その他のスラグ及び灰（海草の灰（ケルプ）を含む。）並びに都市廃棄物の焼却によって生じた灰及び残留物

2621. 10－都市廃棄物の焼却によって生じた灰及び残留物

2621. 90－その他のもの

この項には、鉍石の処理工程又は冶（や）金工程から得られるスラグ及び灰で 26. 18 項から 26. 20 項までに属しないもののほか、その他の物質又は工程から得られたスラグ及び灰も含む。多くの物品は、肥料として使用されるが、塩基性スラグを除き 31 類には属さずこの項に属する。

この項には、次の物品を含む。

- (1) 主として、実用的なボイラー中で石炭、亜炭、泥炭又は石油を燃焼することで得られる鉱物の灰及びクリンカー：これらは、主に、セメント製造の原料、コンクリート又は鉱山の埋戻し剤中のセメントに対する補助剤、プラスチック及びペイント中の鉱物性充てん剤、建築ブロック製造及び堤防、ハイウェイランプ又は橋台のような土木建造物においては軽量の骨剤として使用される。

これらには次の物品を含む。

- (a) フライアッシュ（飛灰）：炉内の燃焼排出ガス中に混入している微細な粒子であり、バッグや静電的なフィルターによって捕集されるものである。
- (b) ボトムアッシュ（主灰）：炉内から排出された直後のガス流から沈降分離されたより粗い灰である。
- (c) ボイラースラグ：炉底から取り除かれる粗い残留物である。
- (d) 流動床式焼却炉から生じた灰（FBC-ash）：石灰岩又はドロマイトの流動床中で石炭又は石油を燃焼することで生じる無機物の残留物である。
- (2) ケルプその他の植物の灰：この項に含まれるケルプは、ある種の海草を焼いて得られるものであり、粗の状態では重いざらざらした黒色の物質であるが、精製するとにぶい白色の粉となる。主としてよう素の採取用又はガラス工業に使用する。

この項には、また、もみ殻灰（主成分はシリカで、防音用れんがその他の防音用物品の製造に使用する。）も含む。

- (3) 骨灰：外気中で骨をか焼して得られる。土壌改良用のほか、銅精錬のインゴットモールドの塗布用に供される。この項には、骨を密閉した容器中でか焼して得られる獣炭を含まない（38.02）。

- (4) 製糖工業で灰化、洗浄等の際にビート糖みつのかすから得られる粗カリウム塩

- (5) 都市廃棄物の焼却の際に生じた灰及び残留物（38 類注 4 参照）：クリンカーとある種の有害金属（例えば、鉛）との混合物であることが多く、一般に、骨材の代替品としてゴミ埋め立て地の上の仮設道路建設に使用される。このタイプの灰及び残留物は、金属又は金属化合物が回収できるほどの量の金属は含有していない。

この項には、シリコン、フェロシリコン及びジルコニア製造の副産物として回収される化学的に単一のシリカフェーム（コンクリート、繊維セメント又は耐火キャストブルのポゾラン添加剤やポリマーの添加剤として一般に使用される）を含まない（28.11）。

第 27 類

鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう

注

- 1 この類には、次の物品を含まない。
 - (a) 化学的に単一の有機化合物（第 27.11 項の純粋なメタン及びプロパンを除く。）
 - (b) 第 30.03 項又は第 30.04 項の医薬品
 - (c) 第 33.01 項、第 33.02 項又は第 38.05 項の混合不飽和炭化水素
- 2 第 27.10 項において石油及び歴青油には、石油及び歴青油のほか、その製法を問わず、これらに類する物品及び主として混合不飽和炭化水素から成る物品で、非芳香族成分の重量が芳香族成分の重量を超えるものを含む。

ただし、同項の石油及び歴青油には、減圧蒸留法により蒸留した場合において、1,013 ミリバールに換算したときの温度 300 度における留出容量が全容量の 60%未満の液状の合成ポリオレフィンを含まない（第 39 類参照）。
- 3 第 27.10 項において「廃油」とは、この類の注 2 に定める石油及び歴青油を主成分とする廃棄物で、水と混合してあるかないかを問わないものとし、次の物品を含む。
 - (a) 一次製品として再利用できない油（例えば、使用済みの潤滑油、作動油及びトランス油）
 - (b) 石油貯蔵タンクから得られた汚泥で、主として石油及び一次製品の製造において使用された濃度の高い添加剤（例えば、化学品）を含有するもの
 - (c) 水に乳化又は水と混合している状態の油（例えば、流出油、貯蔵タンクの洗浄から得られる油及び使用済みの切削油）

号注

- 1 第 2701.11 号において「無煙炭」とは、無水無鉱物質ベースでの揮発分が 14%以下の石炭をいう。
- 2 第 2701.12 号において「歴青炭」とは、無水無鉱物質ベースでの揮発分が 14%を超え、含水無鉱物質ベースでの発熱量が 1 キログラムにつき 5,833 キロカロリー以上の石炭をいう。
- 3 第 2707.10 号、第 2707.20 号、第 2707.30 号及び第 2707.40 号において「ベンゾール（ベンゼン）」、「トルオール（トルエン）」、「キシロール（キシレン）」又は「ナフタレン」とは、それぞれ、ベンゼン、トルエン、キシレン又はナフタレンの含有量が全重量の 50%を超える物品をいう。
- 4 第 2710.12 号において「軽質油及びその調製品」とは、ISO 3405 の方法（ASTM D 86 の方法と同等の方法）の方法による温度 210 度における減失量加算留出容量が全容量の 90%以上のものをいう。
- 5 第 27.10 項の各号において「バイオディーゼル」とは、動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂（使用済みであるかないかを問わない。）から得た燃料として使用する種類の脂肪酸モノアルキルエステルをいう。

総 説

この類には、一般に、石炭その他の天然の鉱物性燃料、石油、歴青油、これらの蒸留物及び他の方法で得られる類似の物品を含む。また、鉱物性ろう及び天然の歴青物質もこの類に含まれる。

この類の物品は、粗のもの又は精製したものである。ただし、化学的に単一の又は商慣行上純粋なものとして取引する有機化合物は、メタン及びプロパンを除き、29 類に属する。これらの化合物のある種のもの（例えば、エタン、ベンゼン、フェノール、ピリジン）については、解説 29.01 項、29.07 項及び 29.33 項に特別の純度基準が記述してある。メタン及びプロパンは、純粋のものであっても 27.11 項に属する。

この類の注 2 及び 27.07 項において「芳香族成分」とは、側鎖の数及び長さにかかわらず芳香族部分を有する分子全体をさし、単に当該分子中の芳香族部分をさすものではない。

この類には、次の物品を含まない。

(a) 30.03 項又は 30.04 項の医薬品

(b) 調製香料及び化粧品類 (33.03 から 33.07 まで)

(c) たばこ用ライターその他これに類するライターの充てんに使用する種類の液体燃料及び液化ガス燃料（容量が 300 立方センチメートル以下の容器入りにしたものに限る。）(36.06)

27.01 石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの

－石炭（粉状にしてあるかないかを問わないものとし、凝結させたものを除く。）

2701.11－無煙炭

2701.12－歴青炭

2701.19－その他の石炭

2701.20－練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの

この項には、各種の石炭及び無煙炭を含む（粉状にしてあるかないか又は凝結してあるかないかを問わない（豆炭、練炭等）。）。また、この項には、無煙にするために炭化した練炭その他これに類する加工燃料を含む。

この項には、更に粉状にした石炭を水に分散したもの（スラリー石炭）で、少量の分散剤、特に界面活性剤を含有しているものを含む。

この項には、黒玉 (25.30)、亜炭 (lignite) (27.02)、コークス及び半成コークス (27.04) を含まない。

27.02 亜炭（凝結させてあるかないかを問わないものとし、黒玉を除く。）

2702.10－亜炭（粉状にしてあるかないかを問わないものとし、凝結させたものを除く。）

2702.20－亜炭（凝結させたものに限る。）

この項には、石炭と泥炭との中間に位置する燃料である亜炭を含む（脱水してあるかないか、

粉状にしてあるかないか又は凝結してあるかないかを問わない。)

この項には、亜炭の一種である黒玉を含まない (25.30)。

27.03 泥炭（ピートリッターを含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）

泥炭は、植物性物質が部分的に炭化したもので、通常軽く繊維質である。

この項には、燃料用に乾燥し又は凝結させた泥炭並びに畜舎用、土壤改良用その他の用途に使用するために粉砕した泥炭、ピートリッター等全ての種類の泥炭を含む。

また、この項には、泥炭と砂又は粘土との混合物でその特性が泥炭にあるものを含む（窒素、りん又はカリウムの肥料要素を少量含んでいるかいないかを問わない。）。このような物品は一般に培養土として使用する。

ただし、この項には、次の物品を含まない。

- (1) 紡織用繊維に調製した泥炭の繊維（「ベランディン (berandine)」として知られている。）
(11 部)
- (2) 切断又は成型して得られる泥炭の植木鉢その他の製品（建築用の絶縁板を含む。）(68 類)

27.04 コークス及び半成コークス（石炭、亜炭又は泥炭から製造したものに限るものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）並びにレトルトカーボン

コークスは、石炭、亜炭又は泥炭を空気を遮断して乾留（又は炭化又はガス化）して得られる固形の残留物である。コークスは、各種性状の歴青炭からコークス炉において得られる。

半成コークスは、石炭又は亜炭を低温で乾留して得られる残留物である。

この項のコークス及び半成コークスには、粉状にし又は凝結させたものもある。

レトルトカーボン（ガスカーボン）は、たたいた時に金属音を発する固い黒色でもろい形状の炭素である。ガス工業又はコークス炉の副産物として炉及びレトルトの壁に付着する。カーボンは、通常不規則な塊状をなし、その一面はレトルトの形によって平面又はわずかに湾曲したものである。

ある国では、レトルトカーボンを「人造黒鉛」と呼んでいるが、この呼称はより正確には 38.01 項の人工的に製造した黒鉛に適用される。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) ピッチコークス (27.08) 及び石油コークス (27.13)
- (b) 電氣的用途に供する種類のレトルトカーボン製品 (85.45)

27.05 石炭ガス、水性ガス、発生炉ガスその他これらに類するガス（石油ガスその他のガス状炭化水素を除く。）

石炭ガスは、通常ガス工業又はコークス炉において石炭を空気を遮断して乾留して得られるものである。石炭ガスは、水素、メタン、一酸化炭素等の複雑な混合物で、照明用又は加熱用として使用する。

この項には、地下ガス化法によって得られるガス、水性ガス、発生炉ガスその他これらに類するガス（例えば、高炉ガス）を含む。更に鉱物油、石油ガス若しくは天然ガスを通常水蒸気の存在下でクラッキング又は改質して得られるガスの混合物も含む。これらの混合物は、石炭ガスの組成に類似しており、加熱用又は照明用並びに化学品（例えば、メタノール、アンモニア等）の合成に使用する。後者の場合、これらは「合成ガス」と呼ばれることがある。ただし、この項には、27.11 項のガスを含まない。

27.06 石炭、亜炭又は泥炭を乾留して得たタールその他の鉱物性タール（再生タールを含むものとし、脱水してあるかないか又は蒸留により成分の一部を除いてあるかないかを問わない。）

これらのタールは、通常、石炭、亜炭又は泥炭を乾留して得られるもので、様々な割合で芳香族成分と脂肪族成分とが混合した非常に複雑な混合物である。

この項には、次のタールを含む。

- (1) 石炭の高温乾留によって得られるタールで、主として芳香族成分（例えば、ベンゼン、フェノール、ナフタレン、アントラセン及びフェノール同族体、ピリジン塩基）から成るもの
- (2) 亜炭若しくは泥炭の乾留又は石炭の低温乾留によって得られるタール：これらのタールは上記（1）の物品に類似しているが、より高い比率の脂肪族、ナフテン及びフェノール化合物を含有している。
- (3) その他の鉱物性タール（石炭をガス化する際、水性ガス発生炉から得られるものを含む。）

この項には、また、脱水素又は部分的に乾留して得られるタール及び再生タール（クレオソート油その他のコールタール蒸留物とピッチを混合して得られる。）を含む。

タールは、主として更に蒸留して一連の油及びその他のコールタール製品の製造に使用する。これらは、また防水材料用及び道路舗装材料用等にも使用する。

この項には、非鉱物性原料から抽出したタール（例えば、木タール）を含まない（38.07）。

27.07 高温コールタールの蒸留物及びこれに類する物品で芳香族成分の重量が非芳香族成分の重量を超えるもの

2707.10－ベンゾール（ベンゼン）

2707.20－トルオール（トルエン）

2707.30－キシロール（キシレン）

2707. 40－ナフタレン

2707. 50－その他の芳香族炭化水素混合物で、ISO 3405 の方法（ASTM D 86 の方法と同等の方法）の方法による温度 250 度における減失量加算留出容量が全容量の 65%以上のもの
－その他のもの

2707. 91－クレオソート油

2707. 99－－その他のもの

この項には、次の物品を含む。

（１）高温コールタールの蒸留の際に多少分留範囲を広くして得られる油状物質及びその他の産品。これらは主として芳香族炭化水素及びその他の芳香族化合物から成る混合物である。

これらの油状物質及びその他の産品には、次の物品を含む。

－ベンゾール（ベンゼン）、トルオール（トルエン）、キシロール（キシレン）及びソルベントナフサ

－ナフタレン油及び粗ナフタレン

－アントラセン油及び粗アントラセン

－フェノール油（フェノール、クレゾール、キシレノール等）

－ピリジン、キノリン及びアクリジン塩基

－クレオソート油

（２）低温コールタール及びその他の鉱物性タールの蒸留、石炭ガスの「ストリップング（stripping）」、石油の精製並びにその他の処理によって得られる芳香族成分を主成分とする同種の油状物質及び生産品

この項には、上記に関連する産品で、粗のもの又は精製したものを含む。ただし、タール油を更に分留し又はその他の処理によって得られた化学的に単一なもの又は商慣行上純粋のものとして取引されるものは含まない（29 類）。ベンゼン、トルエン、キシレン、ナフタレン、アントラセン、フェノール、クレゾール、キシレノール、ピリジン及びある種のピリジン誘導体は、解説 29. 02 項、29. 07 項及び 29. 33 項の関連部分に示したとおり、特別の純度基準がある。

木タール油は、38 類に属する。

この項には、ベンゼン又はナフタレンのアルキル化によって得た混合アルキルベンゼン又は混合アルキルナフタレンでかなり長い側鎖をもったものを含まない（38. 17）。

27. 08 ピッチ及びピッチコークス（コールタールその他の鉱物性タールから得たものに限る。）

2708. 10－ピッチ

2708. 20－ピッチコークス

この項に属するピッチは、高温コールタールその他の鉱物性タールの蒸留残渣で少量の重質タール油を含有している。ピッチは黒色又はかつ色であり、柔らかくもろいことがある。電極製造、舗装タール、防水用の混合物、石炭ダストの凝結等に使用する。

空気の吹込みによりわずかに変性したピッチは、未変性ピッチに類似しており、この項に属する。

ピッチコークスは、高温コールタール、低温コールタール、その他の鉱物性タール又はこれらのピッチの蒸留により得られる最終残渣である。ピッチコークスは、電極の製造又は燃料に使用する。

27.09 石油及び歴青油（原油に限る。）

この項には、石油及び歴青油（原油に限る。歴青油は、例えば、頁岩、石灰岩、砂から得られる。）を含む。これらは、天然の産品で、その組成を問わないものとし、通常の若しくは凝結した油層から得られるか又は歴青質鉱物の分解蒸留によって得られるかを問わない。このようにして得られた原油は、次の処理を受けたものであってもこの項に属する。

- （１）傾瀉
- （２）脱塩
- （３）脱水
- （４）蒸気圧を正常にするためのガス抜き処理
- （５）油の採取及び圧力維持の改善のために油層に戻す目的で、非常に軽い留分を除去すること。
- （６）上記の方法による処理中に物理的な方法によって前もって回収された炭化水素の添加
- （７）その他の簡単な処理で、当該物品の本質的な性質を変えないもの

この項には、ガスコンデンセート（天然ガスの抽出直後の安定化の過程で得られる原油）も含む。この過程では、主に冷却と減圧することで、ウェットガスからの凝縮可能な炭化水素（C4 から C20 位まで）が得られる。

27.10 石油及び歴青油（原油を除く。）、これらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の 70% 以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに廃油

－石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の 70% 以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、バイオディーゼルを含有するもの及び他の号に該当するものを除く。）

2710.12－軽質油及びその調製品

2710.19－その他のもの

2710.20－石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の 70% 以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すもののうち、バイオディーゼルを含有するものに限るものとし、他の号に該当するものを除く。）

－廃油

2710.91－ポリ塩化ビフェニル（PCB）、ポリ塩化テルフェニル（PCT）又はポリ臭化ビフ

ェニル（P B B）を含むもの

2710. 99—その他のもの

（I）一次製品

この項の前半部分には、27. 09 項の解説に規定されている処理以外の処理により得られた物品を含む。

この項には、次の物品を含む。

（A）抜頭原油（ある種の軽質留分を蒸留によって除去したもの）並びに石油又は歴青油（原油に限る。）の蒸留又は精製により、比較的広範囲の留分として得られた軽質油、中質油及び重質油：これらの油は、ほぼ液状ないし半固体状で、非芳香族炭化水素（例えば、パラフィン系、ナフテン系）を主成分とする。

これらには、次の物品を含む。

- （1）揮発油
- （2）ホワイトスピリッツ
- （3）灯油
- （4）軽油
- （5）燃料油
- （6）スピンドル油及び潤滑油
- （7）白灯油

上記の留分は、例えそれらが更に不純物を除去するための処理（例えば、再蒸留又は酸、アルカリ、塩化亜鉛若しくは吸着粘土等による処理）を行ったものであってもこの項に属する。ただし、これらの処理が、化学的に単一な化合物又は商慣行上純粋なものとして取引するもの（29 類）を製造するものでない場合に限る。

（B）非芳香族成分の重量が芳香族成分の重量を超える類似の油：これらは、石炭の低温乾留、水素添加又はその他の方法（例えば、クラッキング、改質等）によって得られる。混合アルキレンは、主として溶剤又は希釈剤として化学合成に使用される。

この項には、トリプロピレン、テトラプロピレン、ジイソブチレン、トリイソブチレン等と呼ばれる混合アルキレンを含む。これらは不飽和の非環式炭化水素（オクチレン、ノニレン並びにそれらの同族体及び異性体等）と飽和の非環式炭化水素との混合物である。

これらは、プロピレン、イソブチレン若しくはその他のエチレン系炭化水素の極めて重合度の低い重合又は鉱物油のクラッキング生成物からの分離（例えば、分別蒸留）により得られる。

混合アルキレンは、主として溶剤又は希釈剤として化学合成に使用される。また、これらは高オクタン価であるので適当な添加剤とともに揮発油中に混合されることがある。

ただし、この項には、減圧蒸留法により蒸留した場合において 1, 013 ミリバール (101. 3kPa) に換算したときの温度 300 度における留出容量が全容量の 60%未満の液状の合成ポリオレフィンを含まない (39 類)。

更に、この項には、石油精製又はその他の処理により得られたもので重量において芳香族

成分を主成分とする油を含まない (27.07)。

(C) 特定の用途に適するために種々の物質が加えられた上記 (A) 及び (B) の油：石油又は歴青油が基礎的な成分をなすもので、かつ、石油又は歴青油の含有量が 70%以上のものに限るものとし、この表の他の項に該当するものを除く。

これらには、例えば、次のような物品がある。

- (1) アンチノック剤（例えば、四エチル鉛、ジブロムエタン）又は酸化防止剤（例えば、パラブチルアミノフェノール）を少量添加した揮発油
- (2) 潤滑油と様々な量のその他の物品（例えば、植物性油脂のような潤滑性を増すための物品、酸化防止剤、防錆剤（ぼうせいざい）、シリコーンのような消泡剤）との混合物から成る潤滑剤。これらの潤滑剤は、混成油、高荷重油、黒鉛を混合した油（石油又は歴青油に黒鉛を懸濁したもの）、シリンダー上部潤滑剤（upper cylinder lubricants）、繊維油剤及び約 10～15%のアルミニウム、カルシウム、リチウム等のせっけんと潤滑油から成る固形の潤滑剤（グリース）を含む。
- (3) トランスフォーマー及び回路遮断器用油（潤滑性を利用しないもの）：特に精製した油に酸化防止剤（例えば、ジターシャリブチルパラクレゾール）を添加し安定化したもの
- (4) 切削油：切削工具等及び加工材料の冷却に使用する。これらは重質油に約 10～15%の乳化剤（例えば、アルカリスルホリシノリエート）を添加したもので、水中エマルジョン型として使用する。
- (5) 洗浄油：モーター、エンジンその他の装置の洗浄に使用する。これらは重質油で通常機械の運転中に形成されるガム、炭素沈着等の除去を容易にするため少量のペプタイジング（解膠（こう））剤を添加物として含む。
- (6) 離型油：鋳型から陶磁製品、コンクリート柱等を容易に除去するために使用する。これらには、例えば、約 10%の植物脂を含有した重質油を含む。
- (7) 液圧ブレーキ用の液等：潤滑性を増すため、重質油に酸化防止剤、防錆剤（ぼうせいざい）、消泡剤等を加えたものである。
- (8) 石油又は歴青油の含有量が全重量の 70%以上のバイオディーゼルの混合物。ただし、石油又は歴青油の含有量が全重量の 70%未満のバイオディーゼル及びその混合物は、38.26 項に属する。

(II) 廃 油

廃油とは、この類の注 2 の石油及び歴青油を主成分とする廃棄物である（水と混合しているかないかを問わない。）。

廃油には、次の物品を含む。

- (1) 一次製品として再利用できない廃石油その他これに類する廃油（例えば、使用済みの潤滑油、作動油及びトランス油）：主として熱交換器、トランスフォーマー又はスイッチギヤのような電気機器からポリ塩化ビフェニル（PCB）、ポリ塩化テルフェニル（PCT）及びポリ臭化ビフェニル（PBB）を排出することにより生ずるこれらの化学品を含有する廃油
- (2) 石油貯蔵タンクから得られた汚泥：主として石油及び一次製品の製造において使用された

濃度の高い添加剤（例えば、化学品）を含有するもの

- (3) 水に乳化又は水と混合している状態の廃油：例えば、流出油、貯蔵タンクの洗浄から得られる油又は使用済みの切削油
- (4) インキ、染料、顔料、ラッカー及びワニスの製造、調合及び使用により生じた廃油

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 加鉛ガソリンの汚泥及び鉛アンチノック剤の汚泥：加鉛ガソリン及び鉛アンチノック剤の貯蔵タンクから得られ、主として鉛、鉛化合物及び酸化鉄からなる。実用的な量の石油は含んでおらず、通常、鉛又は鉛化合物の回収に使用される（26.20）。
- (b) 石油又は歴青油の含有量が全重量の70%未満の調製品：例えば、34.03 項の紡織用繊維のオイリング又は加脂処理用調製品その他の調製潤滑剤及び 38.19 項の液圧ブレーキ液 (hydraulic brake fluids)
- (c) 石油又は歴青油を様々な割合で含有する調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の70%以上のものも含む。）で、この表の他の項においてより特殊な限定をしているもの又は石油若しくは歴青油以外の物品が基礎的な成分を成すもの：このようなものには、34.03 項の調製防錆剤（ぼうせいざい）がある。これは、ラノリンのホワイトスピリット溶液で、基礎的な構成物質はラノリンであり、ホワイトスピリットは単に溶剤として作用し、塗布後には蒸発してしまうものである。更に、別の例として、消毒剤、殺虫剤、殺菌剤等の調製品（38.08）、鉱物油用の調製添加剤（38.11）、ワニス用の配合溶剤及び配合シンナー（38.14）並びに 38.24 項のある種の調製品（例えば、ペトロール（ガソリン）エンジンの起動液（ジエチルエーテル並びに全重量の70%以上の石油及びその他の成分から成る液体で、ジエチルエーテルが基礎的な成分を成すもの））がある。

27.11 石油ガスその他のガス状炭化水素

－液化したもの

2711.11－天然ガス

2711.12－プロパン

2711.13－ブタン

2711.14－エチレン、プロピレン、ブチレン及びプタジエン

2711.19－その他のもの

－ガス状のもの

2711.21－天然ガス

2711.29－その他のもの

この項には、天然ガスとして若しくは石油から得られ又は化学的に製造された未精製のガス状炭化水素を含む。ただし、メタン及びプロパンは、純粋なものであってもこの項に含まれる。

これらの炭化水素は、温度 15 度、圧力 1,013 ミリバール (101.3kPa) の条件下においてガス状

である。これらは、金属製容器中で加圧され液状で提示され、また、保安上の措置として、ガス漏れを感知するため、非常に臭気の強い物質を少量加えていることが多い。

これらには、特に次の気体（液化しているかいないかを問わない。）を含む。

- I. メタン及びプロパン（純粋であるかないかを問わない。）
- II. 純度が 95%未満のエタン及びエチレン（純度が 95%以上のエタン及びエチレンは、29.01 項に属する。）
- III. 純度が 90%未満のプロペン（プロピレン）（純度が 90%以上のプロペンは、29.01 項に属する。）
- IV. 95%未満の n-ブタン及び 95%未満のイソブタンを含有するブタン（95%以上の n-ブタン又は 95%以上のイソブタンを含むブタンは、29.01 項に属する。）
- V. 純度が 90%未満のブテン（ブチレン）及びブタジエン（純度が 90%以上のブテン及びブタジエンは、29.01 項に属する。）
- VI. プロパンとブタンの混合物

上記の百分率は、ガス状の製品に対しては容積により、液状の製品に対しては重量により計算する。

この項には、また、その他のガス（例えば、液化石油ガス（LPG））を含む。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 化学的に単一の炭化水素（メタン及びプロパンを除く。）で純粋のもの又は商慣行上純粋なものとして取引するもの（29.01）（このような炭化水素に臭気性物質を添加しているものについては、29 類の総説（A）5 項を参照。エタン、エチレン、プロペン、ブタン、ブテン及びブタジエンについては、上記の II、III、IV 及び V に示したとおり特定の純度基準がある。）
- (b) たばこ用ライターその他これに類するライターの充てんに使用する種類の液化ブタン（容量が 300 立方センチメートル以下の容器入りにしたものに限る。）（たばこ用ライターその他これに類するライターの部分品を構成しているものを除く。）（36.06）
- (c) たばこ用ライターその他のライターの部分品で液化ブタンを含むもの（96.13）

27.12 ペトロラタム並びにパラフィンろう、ミクロクリスタリン石油ワックス、スラックワックス、オンケライト、モンタンろう、泥炭ろうその他の鉱物性ろう及びこれらに類する物品で合成その他の方法により得たもの（着色してあるかないかを問わない。）

2712.10—ペトロラタム

2712.20—パラフィンろう（油の含有量が全重量の 0.75%未満のものに限る。）

2712.90—その他のもの

(A) ペトロラタム

ペトロラタムは、さわると脂様感がある。色は白色、黄色又は暗かつ色をしている。ある種の石油（原油）の蒸留残渣から又はこのような蒸留残渣に高粘度の石油を混合することに

より若しくは十分に精製した鉱油にパラフィンろう若しくはセレシンを混合することにより得られる。この項には、ジェリー（粗製のもの（ペトロラタムと呼ぶこともある。）、漂白したもの又は精製したもの）を含む。更に合成されたペトロラタムもこの項に含まれる。

この項に属するペトロラタムは、回転温度計法（ASTM D 938 と同等の方法である ISO 2207）により測定したとき凝固点が温度 30 度以上、温度 70 度における密度が 1 立方センチメートルにつき 0.942 グラム未満、更に ISO 2137（ASTM D 217 の方法と同等の方法）によって測定した、温度 25 度における混和ちょう度（Worked Cone Penetration）が 350 度未満、かつ、ISO 2137（ASTM D 937 と同等の方法）によって測定した温度 25 度におけるちょう度（Cone Penetration）が 80 度以上のものでなければならない。

ただし、この項には、皮膚の手入れ用に適する物品で、当該用途に供するため小売用の包装にしたペトロラタムを含まない（33.04）。

(B) パラフィンろう、ミクロクリスタリン石油ワックス、スラックワックス、オゾケライト、モンタンろう、泥炭ろうその他の鉱物性ろう及びこれらに類する物品で合成その他の方法により得たもの（着色してあるかないかを問わない。）

パラフィンろうは、石油又は頁岩その他の歴青鉱物から得られる油のある留分から抽出して得られる炭化水素のろうである。このろうは、半透明な白色又は黄色がかった色をしており、比較的にはっきりした結晶構造を持っている。

ミクロクリスタリン石油ワックスもまた炭化水素のろうである。これは、石油残渣又は減圧蒸留で得られる潤滑油留分から抽出される。パラフィンろうより透明度が低く、微細で不明確な結晶構造をしている。通常、パラフィンろうより融点が高い。柔らかく可塑性のあるものから、硬くてもろいものまで、また色も暗かつ色から白色までとさまざまなものがある。

オゾケライトは、天然鉱物ろうで、精製されたものはセレシンとして知られている。

亜炭（又はモンタン）ろう及び「モンタンピッチ」として知られている物品は亜炭から抽出されたエステル化ろうである。これらは、粗製のものは硬く黒ずんだ色をしているが、精製したものは白色である。

泥炭ろうは、物理的にも化学的にも亜炭ろうに類似しているが、わずかに柔らかい。

この項のその他の鉱物性ろう（スラックワックス及びスケールワックス）は、潤滑油の脱ろうにより得られる。これらのものは、パラフィンろうより精製度が低く油分もやや多い。色は白色から淡かつ色のものがある。

この項に特掲した物品に類似するもの及び合成その他の方法によって得た物品（例えば、合成パラフィンろう及び合成ミクロクリスタリンワックス）もこの項を含む。ただし、この項には、ポリエチレンワックスその他の高重合体ワックスを含まない。これらは、34.04 項に属する。

これらのろうは、粗製のもの若しくは精製したもの、相互に混合したもの又は着色したものであっても、すべてこの項を含む。これらは、ろうそく（特にパラフィンろう）及び磨き料等の製造用並びに絶縁用、紡織用繊維の仕上げ用、マッチ含浸用、さび止め用等に使用する。

ただし、次の物品は、34.04 項に属する。

- (a) モンタンろうその他の鉱物性ろうを化学的に変性して得られた人造ろう
- (b) 混合物で、次の物品からなるもの（乳化しているもの又は溶剤を含有するものを除く。）
 - (i) この項のろうと動物性ろう（鯨ろうを含む。）、植物性ろう又は人造ろうとを混合したもの
 - (ii) この項のろうと脂肪、樹脂、鉱物質その他の物質とを混合したものでろうの特性を有するもの

27.13 石油コークス、石油アスファルトその他の石油又は歴青油の残留物

ー石油コークス

2713.11ー焼いてないもの

2713.12ー焼いたもの

2713.20ー石油アスファルト

2713.90ーその他の石油又は歴青油の残留物

- (A) 石油コークス（生コークス又はか焼コークス）は、石油又は歴青油のクラッキング又は分解蒸留により得られる黒色で多孔質の固形残留物である。主として電極製造用の原料（か焼コークス）又は燃料（生コークス）として使用する。
- (B) 石油アスファルト（petroleum pitch、refinery pitch、petroleum asphalt と呼ばれる。）は、通常原油の蒸留残留物として得られる。かつ色又は黒色のもので、柔らかいもの又はものろいものがあり、道路舗装又は防水等に使用する。空気を吹き込んでわずかに変性した石油アスファルト（未吹込みのアスファルトに類似している。）もこの項に含む。
- (C) 石油のその他の残留物には、次の物品を含む。
 - (1) ある種の選択的溶剤により潤滑油を処理する際に生ずる抽出物
 - (2) 石油から得られるペトロレウムガムその他の樹脂状物質
 - (3) 酸洗浄残留物及び使用済みの白土で、油分を一部含有するものアスファルト、コークスその他の残留物は、油母頁（けつ）岩油又は歴青油の処理により得られるものであれば、この項に属する。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 水溶性のナフテン酸塩又は水溶性の石油スルホン酸塩（若干の鉱油を含有するものを含む。）。例えば、アルカリ金属塩、アンモニウム塩、エタノールアミン塩のものがある（34.02）
- (b) 水に不溶性のナフテン酸塩又は水に不溶性の石油スルホン酸塩（他に該当する項がない場合には、38.24）
- (c) 粗製又は精製のナフテン酸（38.24）

27.14 天然ビチューメン、天然アスファルト、歴青質頁（けつ）岩、油母頁（けつ）岩、タールサンド、アスファルタイト及びアスファルチックロック

2714. 10－歴青質頁（けつ）岩、油母頁（けつ）岩及びタールサンド

2714. 90－その他のもの

この項には、天然ビチューメン及び天然のアスファルト（「Trinidad Lake asphalt」及びいくつかの国で「asphaltic sands」として知られている物質を含む。）を含む。

これらは、かつ色又は黒色をした固体又は非常に粘ちょうな物質で、天然に産する炭化水素と不活性の無機鉱物質（アスファルトの場合は、相当量）との混合物である。

この項には、次の物品を含む。

（１）歴青質頁（けつ）岩、油母頁（けつ）岩及びタールサンド

（２）アスファルタイト

（３）アスファルチックライムストーン及びその他のアスファルチックロック

上記の物質は、水若しくは脈石を除去するための処理をしてあるかないか、粉状にしてあるかないか又は相互に混合したものであるかないかを問わず、この項に属する。天然ビチューメンへの単なる水の添加は、27. 14 項における物品の分類を変えない。また、この項には、脱水し、微粉状にした天然ビチューメンを水に分散したもので、安全性を増し、取扱い又は運送を容易にするためにのみ少量の乳化剤（界面活性剤）を加えたものを含む。

これらは、道路舗装用、防水用、ワニス又はエナメル製造用等に使用する。油母頁岩及びタールサンドは、鉱物油の採取原料として使用する。

この項には、次の物品を含まない。

（a）タールマカダム（25. 17）

（b）歴青炭（27. 01）

（c）歴青質の亜炭（27. 02）

（d）石油アスファルト（27. 13）

（e）天然ビチューメンをもととした歴青質混合物で安全性を増し、取扱い又は運送を容易にするためにのみ必要な水又は乳化剤（界面活性剤）以外の物質を加えたもの（27. 15）

（f）68. 07 項のアスファルト製品

＊

＊ ＊

号の解説

2714. 10

この号には、炭化水素を含有している堆積岩又は砂を含む。当該炭化水素は、27. 09 項（石油及び歴青油（原油に限る。））の物品の形状に分離されるか又は抽出することが可能な形状に分離される。また、ガスその他の物品も得られることがある。この分離は加熱又はその他の抽出処理により行われる（例えば、蒸留、レトルト蒸留又は機械的な方法がある。）。頁（けつ）岩に含まれている炭化水素は、油母（kerogens）と呼ばれる有機物の形で存在する。

27.15 歴青質混合物（天然アスファルト、天然ピッチューメン、石油アスファルト、鉱物性タール又は鉱物性タールピッチをもととしたものに限る。例えば、マスチック及びカットバック）

この項の歴青質混合物には、次の物品を含む。

- （１）カットバック：一般に 60%以上のアスファルトと溶剤から成り、道路舗装に使用する。
- （２）アスファルト、ピッチューメン、ピッチ又はタールを水に乳化させたもの又は懸濁させ安定化したもの：特に道路舗装に使用する。
- （３）アスファルトのマスチックその他の歴青質のマスチック及びその他これに類する歴青質混合物で砂又はアスベスト等の鉱物質を含んでいるもの：これらは充てん材料又は成型材料等に使用する。

また、この項には、塊状等にしたものを使用前に再溶融するようなものも含む。ただし、一定の形状にした最終製品は含まない（例えば、舗装用の敷石、板、タイル等。68.07）。

この項には、次の物品を含まない。

- （a）タールマカダム（碎石にタールを混合したもの）（25.17）
- （b）タールで凝固させたドロマイト（25.18）
- （c）ピッチにクレオソート油その他のコールタール蒸留物を混合したもの（27.06）
- （d）脱水し、微粉状にした天然ピッチューメンを水に分散したもので、安全性を増し、取扱い又は運送を容易にするためにのみ少量の乳化剤（界面活性剤）を加えたもの（27.14）。
- （e）歴青油のペイント及びワニス（32.10）：これらは、この項のある種の歴青質混合物とは、例えば、充てん料（含有されている場合）の微細性、一種以上の被膜形成剤（アスファルト、ピッチューメン、タール及びピッチを除く。）の存在、ペイント又はワニスのように空気中にさらしたときの乾燥能力並びに形成した被膜の薄さ及び硬さ等が異なる。
- （f）34.03 項の調製潤滑剤

第 6 部
化学工業（類似の工業を含む。）の生産品

注

- 1 (A) 第 28.44 項又は第 28.45 項に該当する物品は、放射性鉍物を除くほか、当該各項に属するものとし、この表の他の項には属しない。
(B) 第 28.43 項、第 28.46 項又は第 28.52 項に該当する物品は、(A) の物品を除くほか、当該各項に属するものとし、この部の他の項には属しない。
- 2 投与量又は小売用にしたことにより第 30.04 項から第 30.06 項まで、第 32.12 項、第 33.03 項から第 33.07 項まで、第 35.06 項、第 37.07 項又は第 38.08 項のいずれかに属すると見られる物品は、1 の物品を除くほか、当該各項に属するものとし、この表の他の項には属しない。
- 3 二以上の独立した構成成分（その一部又は全部がこの部に属し、かつ、この部又は第 7 部の生産品を得るために相互に混合するものに限る。）から成るセットにした物品は、当該構成成分が次の全ての要件を満たす場合に限り、当該生産品が属する項に属する。
 - (a) 取りそろえた状態からみて、詰め替えることなく共に使用するためのものであることが明らかに認められること。
 - (b) 共に提示するものであること。
 - (c) 当該構成成分の性質又は相対的な量の比のいずれかにより互いに補完し合うものであることが認められること。
- 4 名称又は機能によりこの部の一以上の項に該当し、かつ、第 38.27 項にも該当する物品は、当該名称又は機能により該当する項に属するものとし、第 38.27 項には属しない。

総 説

注 1

この注 1 (A) の規定により、すべての放射性の元素及び同位元素並びにこれらの無機又は有機の化合物（化学的に単一であるかないかを問わない。）は、この表の他の項に同時に該当する場合も、28.44 項に属する。

したがって、例えば、放射性の塩化ナトリウム及び放射性のグリセリンは 25.01 項又は 29.05 項ではなく 28.44 項に属する。また、放射性のエチルアルコール、金及びコバルトはすべて 28.44 項に属する。しかしながら、放射性鉍物はこの表の 5 部に含まれるので注意しなければならない。

非放射性の同位元素及びその無機又は有機の化合物（化学的に単一であるかないかを問わない。）は、28.45 項に属し、この表の他の項には属しない。したがって、炭素の非放射性同位元素は、28.03 項ではなく 28.45 項に属する。

この注 1 (B) の規定により、28.43 項、28.46 項又は 28.52 項に該当する物品は、放射性のもの又は同位元素の形になっているもの（28.44 項又は 28.45 項）を除き、当該各項に属し、この部の他の項には属しない。したがって、例えば、ガゼインの銀塩は、35.01 項でなく 28.43 項に属し、また、硝酸銀は、直ちに写真用に使用できるように小売用に包装したものであっても 37.07 項でなく 28.43 項に属する。

しかしながら、28.43 項、28.46 項又は 28.52 項は、この部の他の項にのみ優先するので注意しなければならない。28.43 項、28.46 項又は 28.52 項に該当する物品が関税率表の他の部の項に同時に該当する場合は、これらの物品の所属の決定は関係する部又は類の注及び表の解釈に関する通則による。したがって、希土類金属の化合物であるガドリニ石 (gadolinite) は、28.46 項にも該当するが、28 類の注 3 (a) の規定により 5 部に該当する鉱物性生産品は 28 類から除かれるので、25.30 項に属する。

注 2

投与量にし又は小売用にしたことにより 30.04 項から 30.06 項まで、32.12 項、33.03 項から 33.07 項まで、35.06 項又は 38.08 項のいずれかに属するとみられる物品は、28.43 項から 28.46 項まで又は 28.52 項に該当する物品を除き、当該各項に属するものとし、この表の他の項には属しない。例えば、医薬用の目的で小売用にした硫黄は、25.03 項又は 28.02 項ではなく 30.04 項に属する。また、膠 (こう) 着剤として小売用にしたデキストリンは、35.05 項ではなく 35.06 項に属する。

注 3

この注は、二以上の独立した構成成分から成るセットにした物品のうち、当該構成成分の一部又は全部がこの部に属するものの分類について取り扱う。ただし、この注は、セットにした物品のうち、当該構成成分がこの部又は 7 部の生産品を得るために相互に混合するものに限る。このようなセットにした物品は、当該構成成分がこの注の (a) から (c) までの要件を充たす場合に限り、当該生産品が属する項に属する。

このようなセットにした物品の例示としては、30.06 項の歯科用セメントその他歯科用充てん材料、32.08 項から 32.10 項までのある種のワニス及びペイント、32.14 項のマスチック等がある。必要とされる硬化剤なしに包装された物品の分類に関しては、特に 32 類総説及び 32.14 項の解説を参照すること。

二以上の独立した構成成分から成るセットにした物品で、当該構成成分の一部又は全部がこの部に属するもののうち、前もって混合することなく続けて使用するものは、注 3 により分類されないことに注意しなければならない。このような物品は、小売用にした場合には、通則 (一般に通則 3 (b)) を適用することにより分類し、小売用にしてない場合には、それぞれ構成成分により別々に分類する。

注 4

この部の注 4 は、38.27 項が名称又は機能により該当するこの部の他のいかなる項にも優先しないことを規定している。従って、例えば、38.14 項の最初の категория である「有機の配合溶剤」及び 38.27 項に同時に属するとみられる物品は、これらのいずれの規定においても「(他の項に該当するものを除く。)」と記載されているが、38.14 項に属することとなる。しかしながら、38.27 項は、その物品を名称又は機能により規定していない 38.24 項に優先する。

第 28 類
無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素
又は同位元素の無機又は有機の化合物

注

- 1 この類には、文脈により別に解釈される場合を除くほか、次の物品のみを含む。
 - (a) 化学的に単一の元素及び化合物（不純物を含有するかしないかを問わない。）
 - (b) (a) の物品の水溶液
 - (c) (a) の物品を水以外の溶媒に溶かしたもの（当該溶媒に溶かすことが安全又は輸送のため通常行われ、かつ、必要な場合に限るものとし、特定の用途に適するようにしたものを除く。）
 - (d) (a)、(b) 又は (c) の物品で、保存又は輸送のために必要な安定剤（固結防止剤を含む。）を加えたもの
 - (e) (a)、(b)、(c) 又は (d) の物品で、アンチダスティング剤又は識別を容易にするため若しくは安全のための着色料を加えたもの（特定の用途に適するようにしたものを除く。）
- 2 この類には、炭素化合物にあつては、亜二チオン酸塩及びスルホキシソ炭酸塩（第 28.36 項参照）、無機塩基のシアン化物、シアン化酸化物及びシアノ錯塩（第 28.37 項参照）、無機塩基の雷酸塩、シアン酸塩及びチオシアン酸塩（第 28.42 項参照）、第 28.43 項から第 28.46 項まで及び第 28.52 項の有機物並びに炭化物（第 28.49 項参照）のほか、次のもののみを含む。
 - (a) 炭素の酸化物及びシアン化水素、雷酸、イソシアン酸、チオシアン酸その他のシアンの酸（錯化合物のものを含む。）（第 28.11 項参照）
 - (b) 炭素のハロゲン化酸化物（第 28.12 項参照）
 - (c) 二硫化炭素（第 28.13 項参照）
 - (d) チオ炭酸塩、セレノ炭酸塩、テルロ炭酸塩及びセレノシアン酸塩、テルロシアン酸塩、テトラチオシアナトジアミノクロム酸塩（ライネケ塩）その他の錯シアン酸塩（無機塩基のものに限る。第 28.42 項参照）
 - (e) 尿素により固形化した過酸化水素（第 28.47 項参照）並びにオキシ硫化炭素、ハロゲン化チオカルボニル、ジシアン、ハロゲン化ジシアン、シアナミド及びシアナミドの金属誘導体（第 28.53 項参照）（カルシウムシアナミド（純粋であるかないかを問わない。第 31 類参照）を除く。）
- 3 この類には、この部の注 1 の物品を除くほか、次の物品を含まない。
 - (a) 第 5 部の塩化ナトリウム、酸化マグネシウム（純粋であるかないかを問わない。）その他の物品
 - (b) オルガノインオルガニック化合物（2 の物品を除く。）
 - (c) 第 31 類の注 2 から注 5 までの物品
 - (d) 第 32.06 項のルミノホアとして使用する種類の無機物及び第 32.07 項のガラスフリットその他のガラスで粉状、粒状又はフレーク状のもの
 - (e) 人造黒鉛（第 38.01 項参照）、第 38.13 項の消火器用の装てん物又は消火弾に装てんした物

品、第 38.24 項の小売用の容器入りにしたインキ消し及び第 38.24 項のアルカリ金属又はアルカリ土類金属のハロゲン化物を培養した結晶（一個の重量が 2.5 グラム以上のものに限るものとし、光学用品を除く。）

(f) 天然、合成又は再生の貴石及び半貴石並びにこれらのダスト及び粉(第 71.02 項から第 71.05 項まで参照)並びに第 71 類の貴金属及びその合金

(g) 第 15 部の金属（純粹であるかないかを問わない。）、合金及びサーメット（焼結した金属炭化物（一の金属を焼結した金属炭化物をいう。）を含む。）

(h) 光学用品（例えば、アルカリ金属又はアルカリ土類金属のハロゲン化物から製造したもの。第 90.01 項参照）

4 第 2 節の非金属酸と第 4 節の金属酸とから成る化学的に単一の錯酸は、第 28.11 項に属する。

5 第 28.26 項から第 28.42 項までには、金属又はアンモニウムの塩又はペルオキシ塩のみを含む。

複塩及び錯塩は、文脈により別に解釈される場合を除くほか、第 28.42 項に属する。

6 第 28.44 項には、次の物品のみを含む。

(a) テクネチウム（原子番号 43）、プロメチウム（原子番号 61）、ポロニウム（原子番号 84）及び原子番号が 84 を超えるすべての元素

(b) 天然又は人工の放射性同位元素（これらを相互に混合してあるかないかを問わないものとし、第 14 部又は第 15 部の貴金属又は卑金属のものを含む。）

(c) (a) 又は (b) の元素又は同位元素の無機又は有機の化合物（化学的に単一であるかないか又はこれらを相互に混合してあるかないかを問わない。）

(d) (a) から (c) までの元素、同位元素又は無機若しくは有機の化合物を含有する合金、ディスプレイ（サーメットを含む。）、陶磁製品及び混合物で、比放射能が 1 グラムにつき 74 ベクレル（1 グラムにつき 0.002 マイクロキュリー）を超えるもの

(e) 使用済みの原子炉用核燃料要素（カートリッジ）

(f) 放射性残留物（使用可能であるかないかを問わない。）

この注、第 28.44 項及び第 28.45 項において「同位元素」とは、次の物品をいう。

個々の核種（天然に単核種として存在するものを除く。）

同一の元素の同位元素の混合物で、一種類又は数種類の当該同位元素を濃縮したもの（同位元素の天然の組成を人為的に変えたもの）

7 第 28.53 項には、りん含有量が全重量の 15%を超えるりん銅を含む。

8 元素（例えば、けい素及びセレン）を電子工業用にドーピング処理したもののうち、引上げ法により製造したままの形状のもの及び円柱状又は棒状のものはこの類に属するものとし、円盤状、ウェハー状その他これらに類する形状に切ったものは第 38.18 項に属する。

号注

1 第 2852.10 号において「化学的に単一のもの」とは、この類の注 1 (a) から (e) まで及び第 29 類の注 1 (a) から (h) までのいずれかの要件を満たす水銀の無機又は有機の化合物全てをいう。

総 説

この類には、文脈により別に解釈される場合を除くほか、化学的に単一の元素及び化合物のみを含む。

化学的に単一の化合物は、例えば共有結合又はイオン結合した一つの分子種から成る物質で、組成は一定の元素比率で定義され、特定の構造図で表される（結晶格子は、単位格子の繰返して表される。）。

化学的に単一の化合物の元素は、個々の原子の原子価及び結合子によって決定される特定の比率で結合している。それぞれの元素の割合は、それぞれの化合物について一定かつ固有の比率であり、この比率は、化学量論的（stoichiometric）比率といわれる。

結晶格子中の gap 又は insertion のために、化学量論的比率の僅かな偏りが起こりうる。これらの化合物は、準化学量論的化合物（quasi-stoichiometric compound）といわれ、偏りが意図的に起こされない限り化学的に単一なものとして扱われる。

(A) 化学的に単一の元素及び化合物（注1）

化学的に単一の元素及び化合物は、不純物を含有していても又は水溶液にしてあってもこの類に属する。

「不純物」とは、化学的に単一の化合物中に存在し、専ら製造工程（精製工程を含む。）に直接起因する物質をいう。不純物は、製造工程中の種々の要因から生じ、主として次のようなものである。

- (a) 未反応の出発原料
- (b) 出発原料中に存在した不純物
- (c) 製造工程（精製工程を含む。）で使用した試薬
- (d) 副産物

ただし、このような物質がすべて、注1（a）で規定している「不純物」としてみなされるとは限らないことに注意しなければならない。このような物質が、特定の用途に適するように当該物品中に意図的に残してある場合は、それらは、不純物とは認められない。

このような元素及び化合物は、水以外の溶媒に溶かした場合には、当該溶媒に溶かすことが保安又は輸送のため通常行われ、かつ、必要な場合（特定の用途に適するようにしたものを除く。）を除き、28 類に含まない。

したがって、ベンゼンに溶解した塩化カルボニル（ホスゲン）、アンモニアのアルコール溶液及び水酸化アルミニウムのコロイド溶液は、この類には含まれず 38.24 項に属する。一般に、コロイド状ディスパーションは、より特殊な限定をしている項に属する場合を除き、38.24 項に属する。

また、上記の物品で保存又は輸送のために必要な安定剤を加えたものは、この類に属する。例えば、ほう酸を添加して安定化した過酸化水素は、28.47 項に属する。ただし、過酸化水素製造用触媒と混合した過酸化ナトリウムは、28 類から除かれ 38.24 項に属する。

ある化学品にその本来の物理性状を保つために添加する物品もまた安定剤とみなされる。ただし、その添加量は目的を達成するための必要量を超えないものとし、添加により性質を変え又は

特定の用途に適するようにするものであってはならない。上記の適用によりアンチケーキング剤 (anti-caking agent) は、この類の物品に添加してあってもさしつかえない。なお、防水剤を添加した物品は、防水剤がその物品の本来の特性を変えるので、この類から除く。

同様に、下記の物品は、特定用途に適するものでないかぎり、この類に含む。

- (a) アンチダスティング剤 (例えば、有毒な化学品にその取扱い中のダスト化を防ぐために加える鉱物油) を加えたもの
- (b) 危険な又は有毒な化学品 (例えば、28.42 項の砒 (ひ) 酸鉛) にその識別を容易にするため若しくは保安のためにこれらの化学品の取扱い上の「目じるし」又は警告として着色料を加えたもの。ただし、他の理由により着色料を加えた物品 (例えば、湿度指示薬として使用するためにコバルト塩を加えたシリカゲル (38.24)) は、この類から除かれる。

(B) 28 類の化合物と 29 類の化合物との区別 (注 2)

この類に属する炭素を含む化合物及びそれらが属する項についてのリストは、次のとおりである。

28.11 : 炭素の酸化物

シアン化水素、ヘキサシアノ鉄 (II) 酸及びヘキサシアノ鉄 (III) 酸イソシアン酸、雷酸、チオシアン酸、シアノモリブデン酸その他の単一シアン酸及び錯シアン酸

28.12 : 炭素のハロゲン化酸化物

28.13 : 二硫化炭素

28.31 : 亜二チオン酸塩及びスルホキシル酸塩で、有機安定剤を加えたもの

28.36 : 無機塩基の炭酸塩及びペルオキソ炭酸塩

28.37 : 無機塩基のシアン化物、シアン化酸化物及びシアノ錯塩 (ヘキサシアノ鉄 (II) 酸塩、ヘキサシアノ鉄 (III) 酸塩、ニトロシルペンタシアノ鉄 (II) 酸塩、ニトロシルペンタシアノ鉄 (III) 酸塩、シアノマンガン錯塩、シアノカドミウム錯塩、シアノクロム錯塩、シアノコバルト錯塩、シアノニッケル錯塩、シアノ銅錯塩等)

28.42 : 無機塩基のチオ炭酸塩、セレノ炭酸塩、テルロ炭酸塩、セレノシアン酸塩、テルロシアン酸塩、テトラチオシアナトジアミノクロム酸塩 (ライネケ塩) その他の錯シアン酸塩又はシアン酸複塩

28.43 から 28.46 まで :

- (i) 貴金属の無機又は有機の化合物
- (ii) 放射性の元素の無機又は有機の化合物
- (iii) 同位元素の無機又は有機の化合物
- (iv) 希土類金属、イットリウム又はスカンジウムの無機又は有機の化合物

28.47 : 尿素により固化化した過酸化水素 (安定剤を加えてあるかないかを問わない。)

28.49 : 炭化物及び複合炭化物 (binary carbides、borocarbides、carbonitrides 等) (炭化水素を除く。)

28.52 : 水銀の無機又は有機の化合物 (化学的に単一であるかないかを問わないものとし、アマルガムを除く。)

28.53：オキシ硫化炭素

ハロゲン化チオカルボニル

ジシアン及びそのハロゲン化物

シアナミド及びその金属誘導体(カルシウムシアナミド(純粋であるかないかを問わない。)
を除く(31 類参照)。)

その他の炭素化合物は、この類に含まない。

(C) 化学的に単一でない元素又は化合物でこの類に属するもの

この類において化学的に単一の元素及び化合物のみを含むという規定には例外がある。その例外には次のものがある。

28.02：コロイド硫黄

28.03：カーボンブラック

28.07：発煙硫酸

28.08：硫硝酸

28.09：ポリりん酸

28.13：三硫化りん

28.18：人造コランダム

28.21：アースカラーで三酸化二鉄として計算した化合鉄分が全重量の 70%以上のもの

28.22：商慣行上酸化コバルトとして取引する物品

28.24：鉛丹及びオレンジ鉛

28.28：商慣行上次亜塩素酸カルシウムとして取引する物品

28.30：多硫化物

28.31：亜二チオン酸塩及びスルホキシル酸塩で、有機安定剤を加えたもの

28.35：ポリりん酸塩

28.36：商慣行上炭酸アンモニウムとして取引する物品でカルバミン酸アンモニウムを含有するもの

28.39：商慣行上アルカリ金属のけい酸塩として取引する物品

28.42：アルミノけい酸塩

28.43：コロイド状貴金属

貴金属のアマルガム

貴金属の無機又は有機の化合物

28.44：放射性の元素及び同位元素並びにこれらの無機又は有機の化合物並びにこれらの物品を含有する混合物

28.45：その他の同位元素及びその無機又は有機の化合物

28.46：希土類金属、イットリウム又はスカンジウムの無機又は有機の化合物及びこれらの金属の混合物の無機又は有機の化合物

28.49：炭化物

28.50：水素化物、窒化物、アジ化物、けい化物及びほう化物

28. 52 : 水銀の無機及び有機の化合物（アマルガムを除く。）

28. 53 : りん化物、液体空気及び圧搾空気

アマルガム（貴金属のアマルガムを除く。上記の 28. 43 参照）

（D）化学的に単一の元素又は化合物でこの類に属しないもの（注 3 及び注 8）

化学的に単一の元素又は無機の化合物で、純粋であっても常にこの類に属しないものには、次のようなものがある。例えば、

（1）25 類の物品（例えば、塩化ナトリウム及び酸化マグネシウム）

（2）31 類の無機塩

（例）硝酸ナトリウム、硝酸アンモニウム、硫酸アンモニウムと硝酸アンモニウムとの複塩、硫酸アンモニウム、硝酸カルシウムと硝酸アンモニウムとの複塩、硝酸カルシウムと硝酸マグネシウムとの複塩及びオルトリン酸二水素アンモニウム（りん酸一アンモニウム）、オルトリン酸水素二アンモニウム（りん酸二アンモニウム）並びに塩化カリウム（38. 24 項又は 90. 01 項に属する場合もある。）

（3）38. 01 項の人造黒鉛

（4）71 類の天然、合成又は再生の貴石及び半貴石並びにこれらのダスト及び粉

（5）14 部又は 15 部の貴金属及び卑金属（これらの金属の合金を含む。）

化学的に単一の元素又は無機の化合物のうち、ある形状に包装したもの又は化学組成は変化していないがある処理を受けたものはこの類から除外され、その他のものはこの類に属する。

ただし、この除外規定は、28. 43 項から 28. 46 項に属する物品には適用しない（6 部注 1 及び 2 参照）。

例：

（a）治療用又は予防用に投与量にし又は小売用の形状若しくは包装にした物品（30. 04）

（b）蛍光性を持つように処理しルミノホア（タングステン酸カルシウム等）として使用する物品（32. 06）

（c）調製香料又は化粧品類としての用途に供するため小売用の包装にした物品（みょうばん等）（33. 03 から 33. 07 まで）

（d）膠着剤又は接着剤としての使用に適する物品（膠着剤又は接着剤として小売用にしたもので正味重量が 1 キログラム以下のものに限る。）（けい酸ナトリウムの水溶液等）（35. 06）

（e）写真用の物品（使用量にしたもの及び小売用にしたもので直ちに使用可能な形状のものに限る。）（チオ硫酸ナトリウム等）（37. 07）

（f）38. 08 項に掲げる状態にした殺虫剤等（四ほう酸ナトリウム等）

（g）消火器用の装てん物又は消火弾にした消火剤（硫酸等）（38. 13）

（h）元素（けい素、セレン等）を電子工業用にドーブ処理したもの（円盤状、ウェハー状その他これらに類する形状のものに限る。）（38. 18）

（ij）小売用の容器入りにしたインキ消し（38. 24）

（k）アルカリ金属又はアルカリ土類金属のハロゲン化物（ふっ化リチウム、ふっ化カルシウム、臭化カリウム、ブロモよう素酸カリウム等）の光学用品（90. 01）又は培養単結晶（1 個の重

量が 2.5 グラム以上のものに限る。) (38.24)

(E) この類の二以上の項に属すると見られる物品の分類

このような物品については、6 部注 1 により取扱う。

(a) 28.44 項又は 28.45 項の物品は、すべて当該各項に属し、この類の他の項には属しない。

(b) 28.43 項、28.46 項又は 28.52 項の物品は、上記 (a) の物品を除き、すべて当該各項に属し、この類の他の項には属しない。

2 節の非金属酸と 4 節の金属酸とから成る化学的に単一の錯酸 (complex acids) は、28.11 項に属する (この類の注 4 及び 28.11 の解説参照)。

複塩及び錯塩は、文脈により別に解釈される場合を除くほか、28.42 項に属する (この類の注 5 及び 28.42 の解説参照)。

第 1 節
元 素
総 説

元素は、非金属及び金属に大別されるが、一般にこの節には、少なくとも形状において非金属であるすべてのものを含む。大部分の金属は他に属する。

(例) 貴金属 (71 類及び 28.43)、卑金属 (72 類から 76 類まで及び 78 類から 81 類まで)、放射性の元素及び同位元素 (28.44)、安定な同位元素 (28.45)

種々の既知の元素及びその分類を示したアルファベット順の表は、次のとおりである。アンチモンのようなある種の元素は、同時に金属と非金属の性質を持つが、この表ではそれらの分類について注意書きされている。

元素の分類一覧表

元素名		元素 記号	原子 記号	税表分類
和名	英名			
アクチニウム	Actinium	Ac	89	放射性元素 (28.44)
アルミニウム	Aluminium	Al	13	卑金属 (76 類)
アメリシウム	Americium	Am	95	放射性元素 (28.44)
アンチモン	Antimony	Sb	51	卑金属 (81.10)
アルゴン	Argon	Ar	18	希ガス (28.04)
砒 (ひ) 素	Arsenic	As	33	非金属 (28.04)
アスタチン	Astatine	At	85	放射性元素 (28.44)
バリウム	Barium	Ba	56	アルカリ土類金属 (28.05)
バーケリウム	Berkelium	Bk	97	放射性元素 (28.44)
ベリリウム	Beryllium	Be	4	卑金属 (81.12)
ビスマス	Bismuth	Bi	83	卑金属 (81.06)

ほう素	Boron	B	5	非金属 (28.04)
臭素	Bromine	Br	35	非金属 (28.01)
カドミウム	Cadmium	Cd	48	卑金属 (81.12)
セシウム	Caesium	Cs	55	アルカリ金属 (28.05)
カルシウム	Calcium	Ca	20	アルカリ土類金属 (28.05)
カリフォルニウム	Californium	Cf	98	放射性元素 (28.44)
炭素	Carbon	C	6	非金属 (28.03)、 人造黒鉛 (38.01)
セリウム	Cerium	Ce	58	希土類金属 (28.05)
塩素	Chlorine	Cl	17	非金属 (28.01)
クロム	Chromium	Cr	24	卑金属 (81.12)
コバルト	Cobalt	Co	27	卑金属 (81.05)
銅	Copper	Cu	29	卑金属 (74 類)
キュリウム	Curium	Cm	96	放射性元素 (28.44)
ジスプロシウム	Dysprosium	Dy	66	希土類金属 (28.05)
アインスタイニウム	Einsteinium	Es	99	放射性元素 (28.44)
エルビウム	Erbium	Er	68	希土類金属 (28.05)
ユーロピウム	Europium	Eu	63	希土類金属 (28.05)
フェルミウム	Fermium	Fm	100	放射性元素 (28.44)
ふっ素	Fluorine	F	9	非金属 (28.01)
フランシウム	Francium	Fr	87	放射性元素 (28.44)
ガドリニウム	Gadolinium	Gd	64	希土類金属 (28.05)
ガリウム	Gallium	Ga	31	卑金属 (81.12)
ゲルマニウム	Germanium	Ge	32	卑金属 (81.12)
金	Gold	Au	79	貴金属 (71.08)
ハフニウム	Hafnium	Hf	72	卑金属 (81.12)
ヘリウム	Helium	He	2	希ガス (28.04)
ホルミウム	Holmium	Ho	67	希土類金属 (28.05)
水素	Hydrogen	H	1	非金属 (28.04)
インジウム	Indium	In	49	卑金属 (81.12)
よう素	Iodine	I	53	非金属 (28.01)
イリジウム	Iridium	Ir	77	貴金属 (71.10)
鉄	Iron	Fe	26	卑金属 (72 類)
クリプトン	Krypton	Kr	36	希ガス (28.04)
ランタン	Lanthanum	La	57	希土類金属 (28.05)
ローレンシウム	Lawrencium	Lr	103	放射性元素 (28.44)
鉛	Lead	Pb	82	卑金属 (78 類)
リチウム	Lithium	Li	3	アルカリ金属 (28.05)

ルテチウム	Lutetium	Lu	71	希土類金属 (28. 05)
マグネシウム	Magnesium	Mg	12	卑金属 (81. 04)
マンガン	Manganese	Mn	25	卑金属 (81. 11)
メンデレビウム	Mendelevium	Md	101	放射性元素 (28. 44)
水銀	Mercury	Hg	80	金属 (28. 05)
モリブデン	Molybdenum	Mo	42	卑金属 (81. 02)
ネオジム	Neodymium	Nd	60	希土類金属 (28. 05)
ネオン	Neon	Ne	10	希ガス (28. 04)
ネプツニウム	Neptunium	Np	93	放射性元素 (28. 44)
ニッケル	Nickel	Ni	28	卑金属 (75 類)
ニオブ	Niobium	Nb	41	卑金属 (81. 12)
窒素	Nitrogen	N	7	非金属 (28. 04)
ノーベリウム	Nobelium	No	102	放射性元素 (28. 44)
オスミウム	Osmium	Os	76	貴金属 (71. 10)
酸素	Oxygen	O	8	非金属 (28. 04)
パラジウム	Palladium	Pd	46	貴金属 (71. 10)
りん	Phosphorus	P	15	非金属 (28. 04)
白金	Platinum	Pt	78	貴金属 (71. 10)
プルトニウム	Plutonium	Pu	94	放射性元素 (28. 44)
ポロニウム	Polonium	Po	84	放射性元素 (28. 44)
カリウム	Potassium	K	19	アルカリ金属 (28. 05)
プラセオジム	Praseodymium	Pr	59	希土類金属 (28. 05)
プロメチウム	Promethium	Pm	61	放射性元素 (28. 44)
プロトアクチニウム	Protactinium	Pa	91	放射性元素 (28. 44)
ラジウム	Radium	Ra	88	放射性元素 (28. 44)
ラドン	Radon	Rn	86	放射性元素 (28. 44)
レニウム	Rhenium	Re	75	卑金属 (81. 12)
ロジウム	Rhodium	Rh	45	貴金属 (71. 10)
ルビジウム	Rubidium	Rb	37	アルカリ金属 (28. 05)
ルテニウム	Ruthenium	Ru	44	貴金属 (71. 10)
サマリウム	Samarium	Sm	62	希土類金属 (28. 05)
スカンジウム	Scandium	Sc	21	希土類金属の分類に同じ (28. 05)
セレン	Selenium	Se	34	非金属 (28. 04)
けい素	Silicon	Si	14	非金属 (28. 04)
銀	Silver	Ag	47	貴金属 (71. 06)
ナトリウム	Sodium	Na	11	アルカリ金属 (28. 05)
ストロンチウム	Strontium	Sr	38	アルカリ土類金属 (28. 05)
硫黄	Sulphur	S	16	非金属 (28. 02)

				ただし、粗製の硫黄は 25. 03)
タンタル	Tantalum	Ta	73	卑金属 (81. 03)
テクネチウム	Technetium	Tc	43	放射性元素 (28. 44)
テルル	Tellurium	Te	52	非金属 (28. 04)
テルビウム	Terbium	Tb	65	希土類金属 (28. 05)
タリウム	Thallium	Tl	81	卑金属 (81. 12)
トリウム	Thorium	Th	90	放射性元素 (28. 44)
ツリウム	Thulium	Tm	69	希土類金属 (28. 05)
すず	Tin	Sn	50	卑金属 (80 類)
チタン	Titanium	Ti	22	卑金属 (81. 08)
タングステン	Tungsten	W	74	卑金属 (81. 01)
ウラン	Uranium	U	92	放射性元素 (28. 44)
バナジウム	Vanadium	V	23	卑金属 (81. 12)
キセノン	Xenon	Xe	54	希ガス (28. 04)
イッテルビウム	Ytterbium	Yb	70	希土類金属 (28. 05)
イットリウム	Yttrium	Y	39	希土類金属の分類に同じ (28. 05)
亜鉛	Zinc	Zn	30	卑金属 (79 類)
ジルコニウム	Zirconium	Zr	40	卑金属 (81. 09)

28.01 ふっ素、塩素、臭素及びよう素

2801. 10－塩素

2801. 20－よう素

2801. 30－ふっ素及び臭素

この項には、ハロゲンとして知られている非金属元素を分類する (アスタチン (28. 44) を除く。)。

(A) ふっ素

ふっ素は、わずかに緑色を帯びた黄色の気体で刺激臭を持つ。粘膜を刺激するので吸い込むと危険であり、また、腐食性を有する。加圧して鉄鋼製容器に詰める。非常に反応性の激しい元素で、有機物、特に木、脂肪及び紡織用繊維に反応して発火する。

ふっ素は、ふっ化物、有機ふっ素化合物等の製造原料に使用する。

(B) 塩素

塩素は、一般にアルカリ塩化物、特に塩化ナトリウムの電解により得られる。

塩素は、黄緑色の気体で、窒息性臭気を持ち腐食性を有する。空気の 2. 5 倍の重さで、水にわずかに溶解し容易に液化する。通常、鉄鋼製のシリンダー、タンク、鉄道タンク貨車又ははしけに入れて輸送する。

塩素はまた、色素や有機物を分解する作用を持つので、植物繊維（動物繊維には使用しない。）の漂白及び木材パルプの調製に使用する。また、消毒作用や防腐作用があるので、水道水の殺菌（chlorinating）に使用する。また、金、すず及びカドミウムの冶（や）金、次亜塩素酸塩、金属塩化物及び塩化カルボニルの製造並びに有機合成（例えば、合成染料、人造ろう、塩化ゴム）に使用する。

（C）臭素

臭素は、にがりに含まれるアルカリ臭化物に塩素を作用させて又は臭化物の電解により得られる。

赤味を帯びた暗かつ色の液体で、密度が大きく（0度で3.18）、腐食性を有し、低温においても眼を刺激する窒息性の赤い蒸気を発火する。また、皮膚に炎症を起こし黄色にする作用を持ち、おがくずのような有機物を発火させる。ガラス又は陶器製の容器に入れる。水にわずかに溶解する。この項には、酢酸に溶かした臭気溶液を含まない（38.24）。

医薬（例えば、鎮静剤）、染料（例えば、eosin、インジコの臭素化誘導体）、写真用化学調製品（臭化銀）及び催涙性物質（プロモアセトン）の製造並びに冶（や）金等に使用する。

（D）よう素

よう素は、天然の硝酸ナトリウムの母液を二酸化硫黄若しくは亜硫酸水素ナトリウムで処理することにより又は海草（marine algae）を乾燥、灰化しその灰を化学処理することにより得られる。

比重の大きい（0度で4.95）固体で、塩素や臭素のような匂いを持ち、吸い込むと危険である。常温で昇華し、でん粉を青変する。純度の低いものは微片又は粗粉であるが、昇華により精製すると金属光沢の灰色の片状又は結晶状となる。通常、ガラス容器に保存する。

医薬、写真用化学調製品（よう化ナトリウム）、染料（例えば、erythrosines）及び医薬品の製造、有機合成の触媒又は試薬として使用する。

28.02 昇華硫黄、沈降硫黄及びコロイド硫黄

（A）昇華硫黄及び沈降硫黄

これらに含まれる硫黄は、通常純度 99.5%程度である。

昇華硫黄（sublimed sulphur）又は硫黄華（flowers of sulphur）は、粗又は不純な硫黄を徐々に蒸留し、留出物を固形状に凝結する（又は昇華する）ことにより細かい非常に軽い微片として得られる。主に栽培用、化学工業用又は高純度ゴムの加硫用に使用する。

また、二酸化硫黄を除去するためにアンモニア液で処理した「洗淨昇華硫黄（washed sublimed sulphur）」もこの項に含む。この物品は、医薬に使用する。

沈降硫黄（precipitated sulphur）は、硫化物又はアルカリ金属若しくはアルカリ土類金属の多硫化物の溶液に塩酸を加え沈降させて得られる。昇華硫黄より細かく、うすい黄色で、硫化水

素に似たにおいを持ち、時間が経つと変質する。医薬用全般に使用する。

この項の沈降硫黄には、ある種の「再生」（粉状又は微粉状にしたもの）硫黄（「沈降」硫黄と称することもあるが、25.03 項に属する。）と混同しないようにしなければならない。

（B）コロイド硫黄（colloidal sulphur）

ゼラチンを含む二酸化硫黄の溶液に硫化水素を作用させる方法で得られる。また、チオ硫酸ナトリウムに無機酸を作用させる方法又は電氣的に粉碎させる方法（cathodic pulverisation）によっても得られる。白色の粉末で、水でエマルジョンを作るが、保護コロイド（アルブミン又はゼラチン）を加えた場合にのみその状態を一定時間に限って保ち得る。この項には、この調製したコロイド溶液を含む。硫黄のディスパーションは、他のコロイド状ディスパーションと同様に大きい吸着表面を持ち、着色料を補集し得る。また、活性の高い防腐剤でもあり、医薬に使用する。

この項には、精製硫黄及び Frash 法により得られた未精製の硫黄はたとえ純粋なものであっても含まない（25.03）。

28.03 炭素（カーボンブラックその他の形態の炭素で、他の項に該当するものを除く。）

炭素は、固体の非金属である。

この項には、次の炭素を含む。

カーボンブラックは、次に示す炭素に富む有機物質の不完全燃焼又は熱分解（加熱、電気アーク又は電気火花による。）により製造される。

（1）メタン等の天然ガス、アントラセンガス（アントラセンを気化したガス）及びアセチレン。

アセチレンブラックは、非常に細かく純粋な物品であり、加圧したアセチレンに電気火花で点火して分解して製造する。

（2）ナフタレン、樹脂、油（ランプブラック）

カーボンブラックは、その製造方法により channel black 又は furnace black ともいう。

カーボンブラックには、油状の不純物を含有するものもある。

カーボンブラックは、ペイント、印刷インキ、靴墨等の製造用の顔料として、カーボン紙の製造に、また、ゴム工業において補強材として使用する。

この項には、次の物品を含まない。

（a）天然黒鉛（25.04）

（b）天然炭素で固形燃料の形状のもの（無煙炭、石炭、亜炭）並びにコークス、凝結した燃料及びガスカーボン（27 類）

（c）32.06 項の黒色鉱物着色料（例えば、アル黒、シェール黒、シリカ黒）

（d）人造黒鉛及びコロイド状又は半コロイド状黒鉛（例えば、38.01）

（e）活性炭及び獣炭（38.02）

（f）木炭（44.02）

(g) ダイヤモンド状の結晶炭素 (71.02 又は 71.04)

28.04 水素、希ガスその他の非金属元素

2804.10－水素

－希ガス

2804.21－アルゴン

2804.29－その他のもの

2804.30－窒素

2804.40－酸素

2804.50－ほう素及びテルル

－けい素

2804.61－けい素の含有量が全重量の 99.99%以上のもの

2804.69－その他のもの

2804.70－りん

2804.80－砒 (ひ) 素

2804.90－セレン

(A) 水素

水素は、水の電気分解により、また、水性ガス、コークス炉ガス及び炭化水素から得られる。

水素は、一般に非金属として扱われ、加圧して肉厚の鉄鋼製シリンダー中に詰められる。

油の水素添加（固形脂の調製）、石油の分解、アンモニアの合成及び金属の切断又は溶接（酸水素炎）等に使用する。

この項には、重水素（deuterium）（安定な同位元素として 28.45）及び三重水素（tritium）（放射性同位元素として 28.44）を含まない。

(B) 希ガス

「希ガス」（不活性ガス）とは、次の元素に限る。これらは、化学的親和力がないこと及びその電気的特性（特に、高電圧放電により色彩ある光線（例えば、ネオンサインに使用する。）を発する特性）に特徴がある。

(1) ヘリウム：非引火性で、例えば、気球に使用する。

(2) ネオン：橙黄色、又は水銀蒸気の存在で「昼光」色の光を発する。

(3) アルゴン：無色、無臭の気体で、電球中を不活性にするために使用する。

(4) クリプトン：アルゴンと同用途。うす紫色を発するために使用する。

(5) キセノン：青い光を発する。

希ガスは、液体空気の分画又は（ヘリウムの場合）天然ガスから得られ、加圧して提示される。

ラドンは、ラジウムの崩壊により生じる 28.44 項の放射性不活性ガスである。

(C) その他の非金属

この項に属する非金属は次のものである。

(1) 窒素

自燃性及び助燃性はなく、消火性の気体で、液体空気の分留により得られ、加圧して鉄鋼製のシリンダー中に詰められる。

主としてアンモニア及びカルシウムシアナミドの製造並びに電球中を不活性にするため使用する。

(2) 酸素

助燃性の気体で、主として液体空気の分留により得られる。

加圧して鉄鋼製のシリンダー中に、又は液化して二重壁の容器中に詰める。

加圧した酸素は、鉄その他の金属溶接 (autogenous welding) 又は切断用に酸素炎、酸素アセチレン炎として使用する。また、医療用 (酸素吸入) 又は鉄鋼工業用にも使用する。

この項には、オゾンを含む。オゾンは、酸素 (O_2) の同素体で、電気火花又は無性放電によって得られ、水の殺菌、乾性油の酸化、綿の漂白、防腐剤又は治療用等に使用する。

(3) ほう素

栗色の固体で通常粉状であり、冶 (や) 金工業用及び熱制御器又は高感度の温度計の製造用に使用する。

ほう素は、熱中性子の吸収率が非常に高いため、高純度のもの又は鉄との合金は、原子炉の制御棒の製造に使用する。

(4) テルル

比重 6.2 の無定形又は結晶状の固体で、熱及び電気の伝導性が比較的良く、金属的性質をもっている。テルル・鉛合金等の合金製造又は加硫剤としても使用する。

(5) けい素

けい素のほとんど全ては、電気アーク炉を用いて二酸化けい素から熱炭素還元によって得られる。けい素は、熱及び電気の伝導性が小さく、ガラスより硬い栗色の粉又は不定形の塊である。また、金属光沢を有する灰色の針状に結晶する。

けい素は、電子技術に用いられる最も重要な材料である。例えば、結晶引上げ法によって得られた高純度のけい素は、引上げ法により製造したままの形状であるか又は円柱状若しくは棒状である。これらは、ほう素、りん等とともにドーピング処理して、例えば、ダイオード、トランジスタその他の半導体デバイス又は太陽電池の製造に使用する。

けい素は、また、冶 (や) 金工業の分野 (鉄、アルミニウムの合金等) に用いられ、化学の分野ではけい素化合物 (例えば、四塩化けい素) の調製に用いられる。

(6) りん

りん鉱石を砂及び炭素と混合して電気炉中で処理して得られる柔軟な固体である。

主なものには、次の2種がある。

- (a) 黄りん (白りん) (White phosphorus) : 淡黄色透明で、毒性があり取り扱いに注意を要する。また、発火性に富む。水を満たした黒色ガラス製、石製又は金属製の容器中に存在するが、氷結させてはならない。

(b) 赤りん (red phosphorus) : 無定形のもが知られているが、実際は結晶とすることができる。不透明な固体で、りん光を出さず、毒性はない。黄りんよりも比重が大きく不活性である。マッチの製造原料、花火の製造又は触媒（非環式酸の塩素化等）に使用する。

ある種の医薬品は、りんを含有する（例えば、りん化たら肝油）ものがある。りんは、また、殺鼠剤として又はりん酸、ホスフィン酸塩（次亜りん酸塩）若しくはりん化カルシウム等の製造に使用する。

(7) 砒素

天然の硫砒鉄鉱から得られる固体である。

主なものには、次の2種がある。

(a) 金属砒素（灰色砒素）：灰色の金属光沢のあるもろい結晶で、水に不溶性である。

(b) 黄色砒素：黄色の結晶で不安定である。

砒素は、二硫化砒素の製造、弾丸、硬い青銅その他の合金（すず、銅等）に使用する。

(8) セレン

硫黄に類似しており、次のような形状のものがある。

(a) 無定形の赤みがかったフレーク状のもの（セレン華、flower of selenium）

(b) ガラス状のもの：熱及び電気の伝導性が小さく、破砕面は光沢のある赤かつ色又は赤色を呈する。

(c) 灰色又は赤色の結晶：特に光にさらした場合に比較的熱及び電気の伝導性がよい。光電池の製造、ドーピング処理し半導体デバイスの製造、また、写真用に使用するほか、粉状のもの（red selenium）は、ゴム、特殊レンズの製造等に使用する。

この項は、セレンのコロイド状懸濁液（医薬に使用する。）を含まない（30 類）。

この表では、アンチモンは金属として分類する（81.10）。

この項に属する非金属元素（例えば、けい素及びセレン）には、電子工業用に使用するためにほう素、りん等の元素を通常百万分の一の単位の割合に加えてドーピング処理するものがある。

これらのもののうち、引上げ法により製造したままの形状のもの及び円柱状又は棒状のものはこの類に属するものとし、円盤状、ウェハー状その他これらに類する形状に切ったものは 38.18 項に属する。

28.05 アルカリ金属及びアルカリ土類金属並びに希土類金属、スカンジウム及びイットリウム （これらの相互の混合物又は合金にしてあるかないかを問わない。）並びに水銀

—アルカリ金属及びアルカリ土類金属

2805.11—ナトリウム

2805.12—カルシウム

2805.19—その他のもの

2805.30—希土類金属、スカンジウム及びイットリウム（これらの相互の混合物又は合金にしてあ

るかないかを問わない。)

2805. 40－水銀

(A) アルカリ金属

5 種のアルカリ金属は、軟らかく、比較的軽い。冷水を分解し、空気中では変質して水酸化物を形成する。

(1) リチウム

このグループでは最も軽く (比重 0.54)、最も硬い。鉱油又は不活性ガス中に貯える。リチウムは、他の金属の性質を改良するのに役立つので、種々の合金 (耐摩耗性合金等) に使用する。また、他の元素との親和性が大きいので、例えば、純粋な他の金属を得るためにも使用する。

(2) ナトリウム

ナトリウムは、金属光沢を持つ固体 (比重 0.97) で、切断すると断面は光沢を失いやすい。鉱油中又は気密容器に貯える。

溶融塩 (塩化ナトリウム又は水酸化ナトリウム) の電解により製造する。

過酸化ナトリウム (「二酸化」ナトリウム)、シアン化ナトリウム、ナトリウムアミド等の製造、インジゴの製造、爆薬 (化学導火線及び雷管) の製造、ブタジエンの重合、耐摩耗性合金及びチタン又はジルコニウム冶 (や) 金工業に使用する。

この項には、ナトリウムアマルガムを含まない (28.53)。

(3) カリウム

銀白色の金属 (比重 0.85) で、ナイフで切断することができ、鉱油又はアンプル中に貯える。

光電池の製造、耐摩耗性合金等に使用する。

(4) ルビジウム

銀白色の固体 (比重 1.5) で、ナトリウムより溶融しやすい。鉱油又はアンプル中に貯える。ナトリウムと同様に耐摩耗性合金に使用する。

(5) セシウム

銀白色又は帯黄色の金属 (比重 1.9) で空気に触れると発火する。容易に酸化される。鉱油又はアンプル中に貯える。

この項には、放射性のアルカリ金属のフランシウムは、含まない (28.44)。

(B) アルカリ土類金属

3 種のアルカリ土類金属は、展性があり、冷水を容易に分解する。湿った空気中で変質する。

(1) カルシウム

酸化カルシウムのアルミニウム塩熱還元又は塩化カルシウムの溶融電解によって得られる白色の金属 (比重 1.57) で、アルゴンの精製、銅若しくは鉄鋼の精練又はジルコニウム、水素化カルシウム (hydrolith) 若しくは耐摩耗性合金等の製造に使用する。

(2) ストロンチウム

白色又はうすい黄色の金属で、延性にとみ、比重 2.5 である。

(3) バリウム

白色の金属（比重 4.2）で、耐摩耗性合金又は真空管のゲッター（38.24）の製造に使用する。

この項には、放射性元素であるラジウム（28.44）並びにマグネシウム（81.04）及びベリリウム（81.12）を含まない。これらはある種の点で、アルカリ土類金属に類似している。

(C) 希土類金属並びにスカンジウム及びイットリウム

（これらの相互の混合物又は合金にしてあるかないかを問わない。）

希土類金属（rare earth metals）（「希土（rare earth）」というのは、一般にその酸化物を指す。）又はランタニド（lanthanons）は原子番号（*）57 から 71 までの元素の総称である。

セリウム族 (Cerium group)	テルビウム族 (Terbium group)	エルビウム族 (Erbium group)
57 ランタン	63 ユーロピウム	66 ジスプロシウム
58 セリウム	64 ガドリニウム	67 ホルミウム
59 プラセオジウム	65 テルビウム	68 エルビウム
60 ネオジウム		69 ツリウム
62 サマリウム		70 イッテルビウム
		71 ルテチウム

（*）元素の原子番号とは、その元素の 1 原子が含んでいる軌道電子の総数（陽子の総数）をいう。

原子番号 61 のプロメチウムは放射性なので 28.44 項に属する。

希土類金属は一般に灰色又は黄色で延性又は展性がある。

この中で最も重要なものはセリウムで、トリウムを抽出した後のモナズ石（りん酸塩）又はトール石（thorite、けい酸塩）から得る。セリウムは、カルシウム若しくはリチウムを還元剤とするハロゲン化セリウムの金属熱還元により又は熔融塩化物の電解によって得られる灰色の延性のある金属で鉛よりやや硬く、その粗面を摩擦すると火花を発する。

ランタンは、セリウム塩中に不純な状態で存在し、青色ガラスの製造に使用する。

この項には、また、スカンジウム及びイットリウムを含む。これらは希土類金属に類似し、スカンジウムはさらに鉄族の金属に類似している。これら 2 つの金属は、イットリウムその他の元素を含むスカンジウムのけい酸塩から成るトルトバイタイト鉱物（thortveitite）から得る。

これらの元素は、それらを相互に混合し又は合金にしたものもこの項に属する。例えば、セリウムを 45%～55%、ランタンを 22%～27%、その他のランタニド、イットリウム及び不純物（5%以下の鉄、少量のけい素、カルシウム、アルミニウム）から成る合金である“Mischmetal”はこの項に属する。“Mischmetal”は、おもに冶（や）金工業又はライター用発火石の製造に使用する。鉄（5%超）又はマグネシウムその他の金属を含有する合金は、他の項に属する（例えば、それが発火性合金の特性をもつ場合は、36.06 項に属する。）。

この項には、希土類金属、イットリウム又はスカンジウムの塩及び化合物を含まない (28. 46)。

(D) 水銀

水銀は、常温で液体の唯一の金属である。

天然の硫化水銀 (辰砂、cinnabar) を加熱して得られ、ろ過、減圧蒸留及び希硝酸処理により鉱石の中の金属 (鉛、亜鉛、すず、ビスマス) から分離する。

水銀は、銀白色の金属光沢のある重い液体 (比重 13. 59) で毒性があり、貴金属を侵しやすい。常温では、純粋な水銀は空気にさらしても影響がないが、不純なものはかつ色の酸化水銀の被膜を生じる。通常特別の鉄製容器 (フラスコ) に入れてある。

水銀は、28. 43 項又は 28. 53 項のアマルガムの製造、金若しくは銀の冶 (や) 金工業、金若しくは銀のめっき工業及び塩素、水酸化ナトリウム、水銀塩、朱又は雷酸塩の製造に使用すると共に、水銀灯の製造、計器又は医薬に使用する。

第 2 節

無機酸及び無機非金属酸化物

総 説

酸は金属 (又は類似の性質を持つイオン (例えば、アンモニウムイオン (NH_4^+)) によって一部又は全部置換できる水素を持っている。置換すると塩が生成する。酸は、塩基と反応して塩を生成し、アルコールと反応してエステルを生成する。液状又は溶液において、酸は、電気分解により陰極で水素を発生する電解質である。酸素を持つ酸から水 1 分子以上が放出されて酸無水物が得られる。非金属の酸化物の大部分は、酸無水物である。

この節には、非金属の無機酸素化合物 (酸無水物その他) 及び酸基が非金属である無機酸が属する。

他方、この節には、金属の酸化物又は水酸化物から得られる酸無水物及び酸は含まない。これらは、通常 4 節に属する (例えば、クロム、モリブデン、タングステン又はバナジウムの酸及び酸無水物のような金属酸化物、水酸化物及び過酸化物)。ただし、ある場合には、その他の項に属する (例えば、貴金属の化合物 (28. 43)、放射性元素及び同位元素の化合物 (28. 44 又は 28. 45) 並びに希土類金属、スカンジウム又はイットリウムの化合物 (28. 46))。

水素の酸素化合物もまたこの節には含まない。すなわち、水 (22. 01)、重水 (28. 45)、過酸化水素 (28. 47) 又は蒸留水、伝導度水その他これらに類する純水 (イオン交換樹脂で処理した水を含む。) (28. 53)。

28. 06 塩化水素 (塩酸) 及びクロロ硫酸

2806. 10－塩化水素 (塩酸)

2806. 20－クロロ硫酸

(A) 塩化水素 (塩酸)

塩化水素 (HCl) は、窒息性の臭気のある無色の発煙ガスで、塩素と水素 (又は水及びコークス) を作用させるか、塩化ナトリウムに硫酸を作用させて得られる。

加圧すると容易に液化し、水に非常に溶けやすい。加圧液化して鉄鋼製シリンダーに詰める。また、28%から38%の濃厚水溶液 (塩酸、海酸、塩の精) をガラス製又は陶器製の容器、ゴムで内張りしたタンク貨車又はタンク車に入れる。純粋のものは無色であるが、塩化第二鉄、砒素、二酸化硫黄、硫酸等の不純物を含むものは臭気のある黄色の液体である。濃厚な溶液は、湿った空気中で白煙を発生する。

塩酸は、多くの用途がある (鉄、亜鉛その他の金属の酸洗い、骨からのゼラチンの抽出、獣炭の精製、金属塩化物の製造等)。塩酸ガスは、有機合成に広く使用する (クロロプレン、塩化ビニル、人造しょう油、塩酸ゴムの製造等)。

(B) クロロ硫酸 (クロロスルホン酸)

クロロ硫酸は、商慣行上、クロロスルホン酸 (sulphuric chlorohydrin) と呼ばれる。化学式は ClSO_2OH で、塩化水素と三酸化硫黄又は発煙硫酸とを化合させて得る。

腐食性が強く、無色又はかっ色の刺激臭ある液体で、湿った空気中で発煙し、加熱又は水に触れると分解する。

有機合成 (サッカリン、チオイソジンゴ、イソジンゴゾル等の製造) に使用する。

この項には、次亜塩素酸、塩素酸及び過塩素酸を含まない (28.11)。また、この項には、塩化スルフルル (sulphuryl chloride) を含まない (28.12)。これは時々誤って「クロロ硫酸」と呼ばれる。

28.07 硫酸及び発煙硫酸

(A) 硫酸

硫酸 (H_2SO_4) は、主として酸素と二酸化硫黄とを触媒 (白金、酸化第二鉄、五酸化バナジウム等) を使用して反応させることにより得られ、硫化水素又は硫化アンモニウムで処理して不純物 (窒素化合物、砒素及びセレン鉄化合物、硫酸鉛) を取り除く。

硫酸は、強力な腐食性を有し、密度が高く油状で無色 (不純物を含有していないもの)、黄色又はかっ色 (不純物を含有しているもの) である。

水と激しく反応し、炭化することにより皮膚及び大部分の有機物質を侵す。

商取引上の硫酸には、77%から100%までの硫酸がある。これは、ガラス製の容器、籐巻瓶、鉄鋼製のドラム、タンク車、鉄道タンク貨車又はタンク船に詰められる。

硫酸の用途は非常に広く、肥料、火薬、無機顔料の製造、特に石油、鉄鋼工業に使用する。

(B) 発煙硫酸

発煙硫酸 (oleum 又は fuming sulphuric acid) は、硫酸に過量 (80%まで) の三酸化硫黄を吸収させて得られるかっ色の液体又は固体で、水と激しく反応し、皮膚や衣類を侵す。また、特に三酸化硫黄の蒸気を発生するので危険であり、ガラス製、陶器製又は鉄板製の容器に詰められる。

発煙硫酸は、有機化学におけるスルホン化 (ナフタレンスルホン酸、ヒドロキシアントラキノン、チオインジゴ、アリザリン誘導体等の製造) 等に使用する。

この項には、次の物品を含まない。

(a) クロロ硫酸及び硫硝酸 (それぞれ 28.06 又は 28.08)

(b) 三酸化硫黄、硫化水素、過硫酸、スルファミン酸及びチオン酸類 (ポリチオン酸) の鉍酸 (28.11)

(c) 塩化チオニル又は塩化スルフリル (28.12)

28.08 硝酸及び硫硝酸

(A) 硝 酸

硝酸 (HNO_3) は、主として触媒 (白金、鉄、クロム、ビスマス、マンガンの酸化物等) の存在下でアンモニアを酸化して得る。また、窒素と酸素を電気アーク炉で直接化合させてできた一酸化窒素を更に酸化して得られるほか、天然の硝酸ナトリウムに硫酸 (単独又はピロ硫酸ナトリウムを混ぜたもの) を作用させても得られ、不純物 (硫酸、塩酸、窒素を含む蒸気) は、蒸留又は加熱空気を通すことにより除かれる。

硝酸は、無色又は帯黄色の毒性のある液体で、濃縮したもの (発煙硝酸) は黄色の窒素を含む蒸気を発する。皮膚、有機物を侵す強力な酸化剤であり、ガラス製、陶器製又はアルミニウム製の容器に入れられる。

硝酸は、硝酸塩 (銀、水銀、鉛、銅等)、有機染料若しくは火薬 (ニトログリセリン、硝化綿、トリニトロトルエン、ピクリン酸、雷酸水銀等) 等の製造、金属の酸洗い (特に鑄鉄用)、銅版の彫刻又は金若しくは銀の精製に使用する。

(B) 硫硝酸 (sulphonitric acid)

硫硝酸は、濃硝酸と濃硫酸とを一定の割合 (例えば、等量) に混合したもので、高度の腐食性を持つ粘りような液体で通常鉄板製のドラムに詰められる。

特に染料工業における有機化合物のニトロ化及びニトロセルロース又は火薬の製造に使用する。

この項には、次の物品を含まない。

(a) スルファミン酸 (28.11) (上記の硫硝酸と混同しないこと。)

(b) アジ化水素、亜硝酸及び各種の窒素酸化物 (28.11)

28.09 五酸化ニリン、りん酸及びポリりん酸 (ポリりん酸については、化学的に単一であるかな

いかを問わない。)

2809. 10－五酸化二りん

2809. 20－りん酸及びポリりん酸

この項には、五酸化二りん、りん酸（オルトリン酸又は単にりん酸ともいわれる。）、ピロりん酸（diphosphoric acid）、メタりん酸その他のポリりん酸を含む。

（A）五酸化二りん

五酸化二りん（酸化りん（V）、五酸化りん、無水りん酸、 P_2O_5 ）は、天然のりん酸塩から得たりんを乾燥した空气中で燃焼することによって得られる。非常に腐食性の強い白色粉末で、強い吸湿性があり、気密容器に入れて輸送する。これはガスの乾燥又は有機合成に使用する。

五酸化二りんは、結晶、無定形及びガラス状の形で存在し、これら3種の混合物である「りん酸雪（phosphoric snow）」もこの項に属する。

（B）りん酸

りん酸（オルトリン酸、単にりん酸ともいわれる。 H_3PO_4 ）は、天然のりん酸三カルシウムに硫酸を作用させて得られる。このようにして得られた商慣行上のりん酸は、五酸化二りん、オルトリン酸二水素カルシウム、三酸化硫黄、硫酸、フルオロけい酸等の不純物を含む。純粋のものは、五酸化二りんの水化で得られる。

りん酸は、潮解性の斜方晶で固体状に保つのは困難であり、通常水溶液（例えば、65%、90%）にする。常温で過飽和にした溶液は、「シロップ状りん酸（syropy phosphoric acid）」と呼ばれることがある。

りん酸は、重過りん酸石灰等の製造、繊維工業用又は錆おとし剤に使用する。

高温でりん酸を縮合すると、数種の重合酸（例えば、ピロりん酸、メタりん酸その他のポリりん酸）を生成する。

（C）ポリりん酸

（I）りん原子がP－O－P型に配列した構造をもつ酸は、この項に属する。

二又はそれ以上のオルトリン酸の分子から水分子を除去しながら縮合させると得られる。直鎖状の酸では、一般式 $H_{n+2}P_nO_{3n+1}$ （ n は2以上）であり、環状の酸では一般式 $(HPO_3)_n$ （ n は3以上）である。

（1）ピロりん酸（ジりん酸、 $H_4P_2O_7$ ）は、オルトリン酸の制御加熱で得られ、湿った空気中では不安定で、容易にオルト酸に変わる。

（2）メタりん酸は、環状トリりん酸 $(HPO_3)_3$ 及び環状テトラりん酸 $(HPO_3)_4$ で代表される環状の酸であり、86%を超える P_2O_5 を含む混合ポリりん酸の低級化合物として生じる。結晶化したポリりん酸（商慣行上のメタりん酸）は、ポリりん酸（主に直鎖状）の化学的に単一でない混合物であり、それらのナトリウム塩を含む。この項に属するこのような混合物は、ガラス状の塊として得られ、赤熱すると揮発し、また非晶質である。これら

は、水を強く吸収するので、ガスを乾燥させるのに使用する。

(3) P—O—P 型のその他のポリリン酸は、通常混合物で、商慣行上「ポリリン酸」又は「過リン酸」と呼ばれ、三リン酸 ($\text{H}_5\text{P}_3\text{O}_{10}$) 及び四リン酸 ($\text{H}_6\text{P}_4\text{O}_{13}$) のような、より分子の大きいものを含む。これらの混合物もこの項に属する。

(II) その他のポリリン酸

ここには、次リン酸 (二リン (IV) 酸、 $\text{H}_4\text{P}_2\text{O}_6$) を含む。この化合物は、2 分子の結晶水をもつ結晶で、乾燥した場所で保存する。希薄な溶液で安定である。

この項には、次の物品を含まない。

(a) その他のリン酸及び無水物 (亜リン酸及びその無水物並びに次亜リン酸) (28. 11)

(b) リン化水素 (28. 53)

28. 10 ほう素の酸化物及びほう酸

(A) ほう素の酸化物

三酸化二ほう素 (B_2O_3) は、透明なガラス状の塊、結晶又は白色のフレークとして存在する。

揮発性の金属ふっ化物の作用による合成の貴石又は半貫石 (コランダム、サファイヤ等) の製造に使用する。

この項には、他のほう素の酸化物もすべて含む。

(B) ほう酸

ほう酸 (オルトほう酸、 H_3BO_3) は、天然のほう酸塩を酸で分解することにより又は粗製のほう酸を物理化学的に処理することによって得られる。

粉状、小さなうろこ状、雲母状のフレーク又はガラス状の塊で、透明であり、また、灰色又は青色 (結晶した酸) で無臭であり、グリース様の触感を持つ。

防腐剤 (ほう酸水)、ほうけい酸ガラス (低膨張係数)、ガラス化合物、酸化クロムの水化物 (Guignet's green)、人造ほう砂 (borax)、ヒドロキシアントラキノン若しくはアミノアントラキノンの製造、ろうそくのしんへの浸透用又は衣類の防火用に使用する。

粗の天然ほう酸でほう酸 (H_3BO_3) の含有量が乾燥状態において全重量の 85% 以下のものは 25. 28 項に属し、85% を超えるものはこの項に属する。また、メタほう酸 (HBO_2)_n もここに属する。

この項には、次の物品を含まない。

(a) テトラフルオロほう酸 (フルオロほう酸) (28. 11)

(b) グリセロほう酸 (29. 20)

28. 11 その他の無機酸及び無機非金属酸化物

－その他の無機酸

2811. 11－ふっ化水素（ふっ化水素酸）

2811. 12－シアン化水素（シアン化水素酸）

2811. 19－その他のもの

－その他の無機非金属酸化物

2811. 21－二酸化炭素

2811. 22－二酸化けい素

2811. 29－その他のもの

この項には、鉍酸、酸無水物及びその他の非金属酸化物を含む。最も重要なものは非金属成分にしたがって下記に示す。以下は、ふっ素、塩素、臭素、よう素、硫黄、セレン、テルル、窒素、りん、砒素、炭素、けい素の順に示す。

(A) ふっ素化合物

- (1) ふっ化水素 (HF) : 天然のふっ化カルシウム (flourite) 又はクリオライト (cryolite) に硫酸を作用させて得られる。炭酸カリウム処理又は蒸留（不純物として少量のけい酸塩及びけいふっ化水素酸を含むことがある。）によって精製される。

無水状態では非常に吸湿性の強い液体（沸点 18/20 度）で、湿った空气中で発煙する。無水のもの又は濃い水溶液（ふっ化水素酸）は皮膚を侵し、有機物を炭化する。鉛、グタペルカ若しくはセレンシろうを内張りした金属製の瓶又はゴム製若しくはプラスチック製の容器に貯える。なお、純度の高いものは、銀製のフラスコに貯える。

ガラスのエッチング、無灰ろ紙製造、タンタル若しくはふっ化物の製造、鑄造用、有機合成用又は発酵制御用に使用する。

(2) ふっ酸

(a) テトラフルオロほう酸（フルオロほう酸。HBF₄）(b) ヘキサフルオロけい酸（フルオロけい酸。H₂SiF₆）

例えば、水溶液は過りん酸塩の製造の際の副産物として又はふっ化けい素から得られ、すず及び鉛の電気精錬、フルオロけい酸塩の製造等に使用する。

(B) 塩素化合物

これらの化合物のうち最も重要なものは、強力な酸化剤又は塩素化剤で、漂白又は有機合成に使用する。一般に不安定な化合物である。これらには、次の物品を含む。

- (1) 次亜塩素酸 (HClO) : この気体は、黄色又は赤色の水溶液として提示される。吸い込むと危険であり、有機物に触れて爆発する。
- (2) 塩素酸 (HClO₃) : この酸は無色又は黄色の水溶液としてのみ存在する。
- (3) 過塩素酸 (HClO₄) : かなり高濃度であり、様々の水化物を生じる。皮膚を侵す。分析等に使用する。

(C) 臭素化合物

- (1) 臭化水素 (HBr) : 無色の強い刺激臭を持つ気体で、加圧して又は水溶液 (臭化水素酸) として貯える。空气中特に光の作用でゆっくりと分解する。臭化物の製造又は有機合成に使用する。
- (2) 臭素酸 (HBrO_3) : 水溶液としてのみ存在し、有機合成に使用する。

(D) よう素化合物

- (1) よう化水素 (HI) : 無色の窒息性気体で、容易に分解する。腐食性的水溶液 (よう化水素酸) であり、濃水溶液は、湿った空气中で発煙する。還元剤又はよう素固定媒体として有機合成で使用する。
- (2) よう素酸 (HI_3) 及びその無水物 (I_2O_5) : 斜方晶状結晶又は水溶液として存在し、医薬又はガスマスクの吸着剤に使用する。
- (3) 過よう素酸 ($\text{HI}_4 \cdot 2\text{H}_2\text{O}$) : よう素酸に類似した性質を持つ。

(E) 硫黄化合物

- (1) 硫化水素 (H_2S) : 毒性の強い無色の気体で、腐卵臭を持つ。鉄鋼製シリンダー中に加圧して詰めた状態又は水溶液 (hydrosulphuric acid) として提示される。分析用、硫酸又は塩酸の精製及び二酸化硫黄又は再生硫黄の製造等に使用する。
- (2) 過硫酸類 : 結晶で存在する。
- (a) 二過硫酸 ($\text{H}_2\text{S}_4\text{O}_8$) とその無水物 (S_2O_7)
 - (b) 一過硫酸 (Caro's acid) ($\text{H}_2\text{S}_5\text{O}_6$) : 強吸湿性で強力な酸化剤
- (3) チオン酸類 : 水溶液としてのみ存在し、二チオン酸 ($\text{H}_2\text{S}_2\text{O}_6$)、三チオン酸 ($\text{H}_2\text{S}_3\text{O}_6$)、四チオン酸 ($\text{H}_2\text{S}_4\text{O}_6$)、五チオン酸 ($\text{H}_2\text{S}_5\text{O}_6$) がある。
- (4) アミノスルホン酸 (スルファミン酸、 $\text{SO}_2(\text{OH})\text{NH}_2$) : 尿素を硫酸、三酸化硫黄又は発煙硫酸に溶かして得られる結晶で、水にわずかに溶け、アルコールに容易に溶ける。防火衣類の製造、製革、電気めっき、有機合成等に使用する。
- (5) 二酸化硫黄 (SO_2) : 硫黄の燃焼により又は硫化鉄鉱その他の天然硫化物をばい焼し又は天然無水石膏その他の天然の硫酸カルシウムに粘土及びコークスを加えてばい焼すること等によって得られる。無色の窒息性気体である。
- 鉄鋼製容器に加圧充てんした液体として詰められる。また、水溶液のものは、商慣行上誤って「亜硫酸 (sulphurous acid)」と呼ばれることもある。
- 強力な還元作用及び漂白作用を持つため多くの用途 (例えば、動物性繊維、麦わら、羽若しくはゼラチンの漂白、砂糖精製をする際の亜硫酸塩処理、果物若しくは野菜の保存、木材パルプ処理用の酸性亜硫酸塩の調製、硫酸の製造又は殺菌剤 (ぶどう酒の発酵抑止)。) がある。液化したものは、蒸発温度が低いため、冷凍機に使用する。
- (6) 三酸化硫黄 (無水硫酸) (SO_3) : 白色の針状結晶で石綿に似た外観を持ち、湿水と激しく反応する。気密の鉄板製、ガラス製又は磁器製の容器 (湿った空气中で発煙し、無機の吸収剤を含む栓がしてある。) に貯える。発煙硫酸 (28.07) 及びみょうばん (28.33) の製造に使用

する。

- (7) 三酸化二硫黄 (S_2O_3) : 潮解性の緑色結晶で、水で分解し、アルコールに溶ける。還元剤として合成染料の製造に使用する。

(F) セレン化合物

- (1) セレン化水素 (H_2Se) : 悪臭のある気体で、臭神経を麻痺させるので吸い込むと危険である。不安定な水溶液として存在する。
- (2) 亜セレン酸 (H_2SeO_3) 及びその無水物 (SeO_2) : 白色の六方晶系結晶で潮解性があり、水に容易に溶ける。エナメル工業で使用する。
- (3) セレン酸 (H_2SeO_4) : 白色の結晶で無水物又は水化物をつくる。

(G) テルル化合物

これらは、テルル化水素 (H_2Te) (水溶液)、亜テルル酸 (H_2TeO_3) 及びその無水物 (TeO_2 (白色の固体) 並びにテルル酸 (H_2TeO_4) (無色の結晶) 及びその無水物 (TeO_3) (橙色の固体) である。

(H) 窒素化合物

- (1) アジ化水素 (アジ化水素酸) (HN_3) : 無色の窒息性臭を持つ毒性の液体で水に容易に溶け、不安定で爆発性がある。その塩 (アジ化物) は 5 節ではなく、28.50 項に属する。
- (2) 亜酸化窒素 (N_2O) : あまい味のする気体で、水に溶けやすく、液状で貯える。気体は麻酔に、液体又は固体は冷媒として使用する。
- (3) 二酸化窒素 (NO_2) : 無色 (0 度) 又は橙かつ色 (高温) の液体で、沸点は約 22 度 (その際赤色の煙を発する。) であり、窒素の酸化物では最も安定している。強力な酸化剤である。

(IJ) リン化合物

- (1) 次亜りん酸 (ホスフィン酸) (H_3PO_2) : 無色葉状結晶で約 25 度で融け、空気中で酸化される。強力な還元剤である。
- (2) 亜りん酸 (ホスホン酸) (H_3PO_3) : 潮解性の結晶で約 71 度で融け、水に溶ける。また、その無水物 (P_2O_3 又は P_4O_6) は、24 度で融ける結晶で、光にさらすと徐々に分解し、黄色から赤色となる。

(K) 砒 (ひ) 素化合物

- (1) 三酸ニッケル及び銀を含む砒 (ひ) 鉄銅又は硫砒 (ひ) 鉄鋅のばい焼によって得られる化二砒 (ひ) 素 (酸化砒 (ひ) 素、白砒 (ひ)) (As_2O_3) : 俗に亜砒 (ひ) 酸といわれる。時には、不純物 (硫化砒 (ひ) 素、硫黄、酸化アンチモン等) を含有する。

商慣行上三酸化二砒 (ひ) 素として取引する物品は、一般に白色の結晶性粉末で無臭であり、毒性が強い。ガラス状の無水物は、透明な無定形である。磁器性の無水物は、不透明な連続した八面体結晶である。

皮及び動物標本の保存用 (時には、せっけんと混合して使用する。)、殺鼠剤、はえ取り紙

の製造用、乳白剤、ほうろう若しくは緑色顔料（例えば、シェーレ緑（亜砒（ひ）酸銅）、シュバインフルト緑（酢酸亜砒（ひ）酸銅））の調製、医薬（皮膚炎、マラリア又はぜんそくの治療用）に使用する。

(2) 五酸化二砒（ひ）素 (As_2O_5) : 三酸化二砒（ひ）素を酸化して又は砒（ひ）酸を脱水して得られる毒性の強い白色粉末で、水に徐々に溶解して砒（ひ）酸になる。砒（ひ）酸の製造用、酸化剤等に使用する。

(3) 砒（ひ）酸 : オルト砒（ひ）酸 ($\text{H}_3\text{AsO}_4 \cdot 1/2 \text{H}_2\text{O}$) その他の五酸化砒（ひ）素の水化物（メタ砒（ひ） (HAsO_3) 及びピロ砒（ひ）酸 ($\text{H}_4\text{As}_2\text{O}_7$) 等）をいう。無色の針状結晶で猛毒である。

合成染料（フクシン等）、砒（ひ）酸塩及び砒（ひ）素の有機誘導体（医薬品及び殺虫剤として使用）の製造に使用する。

この項には、砒（ひ）素の水素化物（例えば、 AsH_3 ）を含まない (28.50)。

(L) 炭素化合物

(1) 一酸化炭素 (CO) : 毒性のある無色無味の気体で、加圧して貯える。還元性を持つので、冶（や）金工業等に使用する。

(2) 二酸化炭素 (CO_2) : 俗に「炭酸」と呼ばれることがある。炭素の燃焼又は石灰岩の加熱若しくは酸処理等によって得られる。

無色の気体で空気の 1.5 倍の重さがあり、消火性がある。鉄鋼製シリンダーに加圧液化して又は固体（「carbonic snow」又は「carbonic ice」）にして断熱容器に貯える。

冶（や）金、砂糖製造、清涼飲料製造に使用する。液状の二酸化炭素は、ビール、サリチル酸の製造、消火剤等に使用し、固体のものは冷媒（ -80 度）として使用する。

(3) シアン化水素（シアン化水素酸、青酸）(HCN) : シアン化物に硫酸を作用させるか又はアンモニアと炭化水素を触媒上で反応させて得られる。

猛毒の無色の液体でビターアーモンド臭を持つ。水より比重が小さく、水と混和する。薄い溶液又は不純なものは安定性が悪い。

有機合成（アセチレンとの反応によるアクリロニトリルの製造等）又は駆虫剤に使用する。

(4) イソシアン酸、チオシアン酸又は雷酸

(M) けい素化合物

二酸化けい素（純シリカ、無水けい酸）(SiO_2) : けい酸塩の水溶液の酸処理又はハロゲン化けい素の水と熱による分解によって得られる。

無定形のもは、白色の粉末（silica white、flowers of silica、calcined silica 等）、ガラス質状の粒（vitreous silica）、ゼラチン状のもの（silica frost、hydrated silica）であり、また、結晶のもの（tridymite、cristobalite 等）もある。

シリカは耐酸性があり、熔融シリカは理化学用のガラス器具又は工業用の装置に使用し、急激な加熱、冷却に耐える（70 類の総説参照）。細かく粉碎したものは、例えば、種々の天然及び合成のゴム及びエラストマー用の充てん料、種々のプラスチック、ペイント、印刷用インク、塗布及び接着用の糊稠剤及び揺変性付与剤（thixotropic agent）に使用する。乾式（熱分解）シリカ

(Fumed (pyrogenic) silica) (水素酸素炉 (hydrogen-oxygen furnaces) 中で四塩化けい素又はトリクロロシランの燃焼により得られる。) は、シリコンウエハーの化学機械研磨及び種々の材料のフリーフロー剤または硬化防止剤 (anti-settling agent) に使用される。シリカフューム (シリコン、フェロシリコン及びジルコニア製造の副産物として回収される) はまた、コンクリート、繊維セメント又は耐火キャストブルのポゾラン添加剤やポリマーの添加剤として一般に使用される。活性化したシリカゲルは、ガスの乾燥等に使用する。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 天然のシリカ、例えば、石英及び珪藻土 (25 類。貴石及び半貴石の場合は、71.03 又は 71.05 の解説参照)
- (b) シリカのコロイド状懸濁液 (特定の用途に調製したもの (例えば、38.09 の紡織用繊維の仕上げ用) を除き、通常 38.24)
- (c) コバルト塩を加えたシリカゲル (湿度指標に使用する。) (38.24)

(N) 錯酸 (complex acid)

この項には、二以上の非金属無機酸 (例えば、chloro-acids) 又は非金属酸と金属酸 (例えば、けいタングステン酸、ほうタングステン酸) とから成る化学的に単一な錯酸で、この類の他の項に該当しないものを含む。

この表では、アンチモンを金属として分類するが、アンチモン酸及び酸化アンチモンは、28.25 項に属する。

第 3 節

非金属のハロゲン化合物及び硫黄化合物

総 説

この節に属する物品は、5 節に属する水素酸の金属塩のものと同じように塩化物、硫化物と呼ばれるが、次のように非金属と結合したものである。

- (1) ハロゲンと酸素及び水素以外の非金属が結合したもの (ハロゲン化合物)
- (2) 上記 (1) に酸素が結合したもの (ハロゲン化酸化物)
- (3) 硫黄と酸素及び水素以外の非金属が結合したもの (硫黄化合物)

非金属の硫化酸化物 (硫黄+酸素+非金属) は、この節から除かれ、28.53 項に属する。

金属 (1 節総説参照) 又はアンモニウムイオン (NH_4^+) 金属のハロゲン化物、ハロゲン化酸化物及び硫化物は、貴金属の化合物 (28.43) 及び 28.44 項、28.45 項、28.46 項又は 28.52 項の化合物の場合を除き、5 節に属する。

28.12 非金属のハロゲン化合物及びハロゲン化酸化物

－塩化物及び塩化酸化物

2812.11—二塩化カルボニル（ホスゲン）

2812.12—オキシ塩化りん

2812.13—三塩化りん

2812.14—五塩化りん

2812.15—一塩化硫黄

2812.16—二塩化硫黄

2812.17—塩化チオニル

2812.19—その他のもの

2812.90—その他のもの

（A）非金属の塩化物

最も重要な二成分系化合物は、次の物品である。

（1）塩化よう素

（a）一塩化よう素（ ICl ）：よう素に塩素を直接作用させて得られる暗かつ色の液体（温度 27 度以上）又は赤色の結晶（温度 27 度未満）で、比重は約 3、水で分解する。また、皮膚を侵す。有機合成においてよう素化剤として使用する。

（b）三塩化よう素（ ICl_3 ）：一塩化よう素と同様の過程から又はよう化水素酸から得られる。水溶性の黄色針状結晶で、比重は約 3、一塩化よう素と同じ目的に及び医薬にも使用する。

（2）塩化硫黄

（a）一塩化硫黄（ S_2Cl_2 ）（別名は「二塩化二硫黄」であり、この名称は構造式 Cl-S-S-Cl を意味する。）：硫黄に塩素を作用させて得られる。商慣行上の塩化硫黄であり、黄色又は赤色の液体で空気中で窒息性臭の蒸気を出し、水で分解する。比重は約 1.7。硫黄の溶剤及びゴム又はグタペルカの冷加硫剤として使用する。

（b）二塩化硫黄（ SCl_2 ）：一塩化硫黄から得られる赤かつ色の液体で、水で分解する。一塩化硫黄よりも不安定である。比重約 1.6。ゴムの冷加硫剤及び合成染料（特にチオインジゴ）製造における塩素化剤として使用する。

（3）塩化りん

（a）三塩化りん（ PCl_3 ）：りんに塩素を直接作用させて得られる無色の液体で、比重約 1.6、刺激臭を持ち腐食性、催涙性を持つ。湿った空気中で発煙し水に触れて分解する。有機合成（酸塩化物、染料等の製造）における塩素化剤として及び光沢性を有する陶磁器の製造に使用する。

（b）五塩化りん（ PCl_5 ）：三塩化りんから得られる白色又は帯黄色の結晶で、比重約 3.6。三塩化りんと同様に、湿った空気中で発煙し、水に触れて分解し、また、催涙性を持つ。有機化学における塩素化剤又は触媒（塩化イサチン製造用等）として使用する。

塩化ホスホニウム（ PH_4Cl ）は含まない（28.53）。

（4）塩化砒（ひ）素

三塩化砒（ひ）素（ AsCl_3 ）：砒（ひ）素に塩素を作用させて又は三酸化砒（ひ）素に塩酸を

作用させて得られる無色の油状液体で、湿った空気中で発煙し、猛毒である。

(5) 塩化けい素

四塩化けい素 (SiCl_4) : シリカと石炭の混合物又はけい素、フェロシリコン又はシリコンブロンズ (silicon bronze) に塩素を作用させて得られる無色の液体で、比重約 1.5、湿った空気中で窒息性の白煙 (塩化水素 (HCl)) を発する。水で分解してゼラチン状シリカとなるとともに塩化水素を発煙する。けい素及び非常に高純度のけい素、シリコーンの製造及び煙幕に使用する。

けい化水素の置換体、例えば、三塩化シラン (SiHCl_3) は含まない (28.53)。

この項には、四塩化炭素 (CCl_4)、ヘキサクロロエタン (C_2Cl_6)、ヘキサクロロベンゼン (I S O) (C_6Cl_6)、オクタクロロナフタレン (C_{10}Cl_8) その他これらに類する炭素の塩化物は含まない。これらは、炭化水素の塩素化誘導体である (29.03)。

(B) 非金属の塩化酸化物

これらの三成分系化合物には、次のような物品がある。

(1) 塩化酸化硫黄類

(a) 塩化チオニル (sulphur dichloride oxide、sulphinyl chloride) (SOCl_2) : 二塩化硫黄を三酸化硫黄又は塩化スルフリルで酸化して得られる。無色の液体で、比重約 1.7。窒息性蒸気を発し、水で分解する。有機塩化物の製造に使用する。

(b) 塩化スルフリル (sulphonyl chloride、dichlorosulphonic acid) (SO_2Cl_2) : 日光の照射下又は触媒 (しょう腦又は活性炭) の存在下で二酸化硫黄に塩素を作用させて得られる無色の液体で、比重約 1.7。空気中で発煙し、水で分解し、また、腐食性を有する。有機合成における塩素化剤及びスルホン化剤 (例えば、酸塩化物の製造) に使用する。

この項には、クロロ硫酸 (sulphuric chlorohydrin、 ClSO_2OH) は含まない (28.06)。

(2) 二塩化セレンニル

二塩化セレンニル (SeOCl_2) は、通常「塩化セレンニル (selenyl chloride)」と呼ばれ、塩化チオニルに類似しており、二酸化セレンに四塩化セレンを作用させて得られる。空気中で発煙する黄色の液体 (温度 10 度以上) 又は無色の結晶 (温度 10 度未満) で、比重約 2.4、水で分解する。有機合成又は内燃機関のシリンダーの炭素除去に使用する。

(3) 塩化ニトロシル (nitrogen chloride oxide) (NOCl) : 窒息性臭を持つ橙黄色の気体で、毒性がある。酸化剤として使用する。

(4) オキシ塩化りん (phosphorus trichloride oxide、phosphorus oxychloride) (POCl_3) : 三塩化りんと塩素酸カリウム、五塩化りんとほう酸又はりん酸三カルシウムと塩化カルボニルの処理によって得られる無色の液体で、比重約 1.7。刺激臭を持ち、湿った空気中で発煙し、水で分解する。無水酢酸又はクロロ硫酸の製造及び有機合成における塩素化剤として使用する。

(5) 二塩化カルボニル (ホスゲン、carbon chloride oxide、carbonyl chloride) (COCl_2) :

四塩化炭素に発煙硫酸を作用させるか又は獣炭又は木炭の存在下で一酸化炭素に塩素を作用させて得られる。無色の液体 (温度 8 度以下) 又は気体 (温度 8 度超) で、鉄鋼製の容器に

加圧して又は液化して貯蔵する。ベンゼン又はトルエンに溶解したものは、38.24 項に属する。

催涙性のある猛毒物質で、塩素化剤として有機合成（酸塩化物、アミノ誘導体、ミヒラーケトン（Michler's ketone）及び有機染料工業の中間体等の製造）に広く使用する。

（C）その他の非金属のハロゲン化物及びハロゲン化酸化物

ここには、非金属のその他のハロゲン化物（ふっ化物、臭化物、よう化物）をすべて含む。

（1）ふっ化物

（a）五ふっ化よう素（ IF_5 ）：発煙性の液体である。

（b）ふっ化りん及びふっ化けい素

（c）三ふっ化ほう素（ BF_3 ）：硫酸の存在下で、天然のふっ化カルシウムと粉状酸化ほう素を加熱することによって得られる無色の気体で、湿った空気中で発煙し、有機物を炭化する。水を吸収してフルオロほう酸を生ずる。有機合成における脱水剤又は触媒として使用する。また、有機化合物（ジエチルエーテル、酢酸、フェノール等）と錯化合物（29.42）をつくるが、これらは触媒として使用する。

（2）臭化物

（a）臭化よう素（ IBr ）：よう素と臭素を結合して得られる黒赤色の結晶で、よう素に似ている。水に可溶で、有機合成に使用する。

（b）臭化りん

三臭化りん（ PBr_3 ）：二硫化炭素に溶解したりんに臭素を作用させて得られる無色の液体で、湿った空気中で発煙し、水で分解する。比重約 2.8。有機合成に使用する。

この項には、臭化ホスホニウム（ PH_4Br ）（28.53）及び臭化炭素（29.03）は含まない。

（3）よう化物

（a）よう化りん

二よう化りん（ P_2I_4 ）：二硫化炭素に溶解したりんによう素を作用させて得られる橙色の結晶で有色蒸気を発する。

三よう化りん（ PI_3 ）：二よう化りんと同様の方法で得られる暗赤色の板状結晶である。

よう化ホスホニウム（ PH_4I ）は 28.53 項に属する。

（b）よう化砒素

三よう化砒素（ AsI_3 ）：よう素と砒素を反応させて得られる赤色結晶で、揮発性で毒性がある。医薬又は実験室用試薬として使用する。

（c）その他のハロゲンとよう素の化合物

上記 A（1）、C（1）（a）、C（2）（a）参照

（4）ハロゲン化酸化物（塩化酸化物を除く。）

（a）ふっ化酸化物（例えば、三ふっ化ホスホリル（ POF_3 ））

（b）臭化酸化物（例えば、臭化チオニル（ SOBr_2 ）は橙色液体、三臭化ホスホリル（ POBr_3 ）は薄葉状結晶である。）

（c）よう化酸化物

28.13 非金属硫化物及び商慣行上三硫化りんとして取引する物品

2813.10—二硫化炭素

2813.90—その他のもの

最も重要な二成分系化合物は、次の物品である。

(1) 二硫化炭素 (CS_2)

二硫化炭素は、赤熱した炭素に硫黄の蒸気を作用させて得られる無色で毒性のある液体(比重約 1.3)で、水と混合しない。不純なものは腐卵臭がある。揮発性及び引火性が大であり、吸い込んだり、触れたりすると危険である。麦わら若しくはこおりやなぎをかぶせた石製、金属製又はガラス製の気密容器に貯える。

二硫化炭素は、溶媒として、例えば、油、脂若しくは精油の抽出、骨の脱脂、医薬又は人造繊維若しくはゴム工業に使用し、また、農業では殺虫等のため土に注入する。農業用にはチオ炭酸カリウム (28.42) にして使用することがある (38.08 の解説参照)。

(2) 二硫化けい素 (SiS_2)

強熱したけい素に硫黄の蒸気を作用させて得られる白色の針状結晶で揮発性を有する。水で分解して、ゼラチン状シリカを生成する。

(3) 硫化砒 (ひ) 素

天然の硫化物を精製したもの及び酸化第二砒 (ひ) 素若しくは酸化第一砒 (ひ) 素を硫黄若しくは硫化水素で処理して得られる人造のものを含む。

(a) 二硫化砒 (ひ) 素 (artificial realgar, false realgar, red sulphide) (As_2S_2 又は As_4S_4) : ガラス状の赤色又は橙色の結晶で比重約 3.5、毒性があり、熔融することなく気化する。花火 (硝酸カリウム及び硫黄と混合) の製造、塗料 (ruby arsenic) 又は皮革の脱毛に使用する。

(b) 三硫化二砒 (ひ) 素 (artificial orpiment, false auripigment, yellow sulphide) (As_2S_3) : 無臭の毒性のある黄色粉末で、比重約 2.7、水に不溶。二硫化砒 (ひ) 素と同様の用途のほか、革及びゴムの顔料、駆虫剤又は医薬 (病的増殖を破壊するため) に使用する。硫化アルカリと反応して 28.42 項のチオ亜砒 (ひ) 酸塩を生成する。

(c) 五硫化二砒 (ひ) 素 (As_2S_5) : 淡黄色の無定形の固体で水に不溶。天然には存在しない。

顔料として使用し、硫化アルカリと反応して 28.42 項のチオ砒 (ひ) 酸塩を生成する。

この項には、天然の硫化砒 (ひ) 素 (disulphide or realgar, trisulphide or orpiment) を含まない (25.30)。

(4) 硫化りん

(a) 三硫化四りん (P_4S_3) : りんと硫黄を作用させて得られる灰色又は黄色の固体で、比重約 2.1、無定形の塊又は結晶である。にんにく臭があり、猛毒ではないが、その粉末を吸い込むと危険である。沸騰水で分解するが、空気には影響されない。硫化りんの中で最も安定している。五硫化りんの製造、安全マッチの製造 (りんの代用)、有機合成に使用

する。

(b) 五硫化二りん (P_2S_5 又は P_4S_{10}) : 比重 2.03~2.09 黄色結晶で三硫化四りんと同じ用途又は鉱石の浮遊選鉱剤の製造に使用する。

(c) 商慣行上の三硫化りん : 三硫化りんと呼ばれる物品はほぼ P_2S_3 で表わされる混合物であり、黄灰色の結晶で水により分解する。有機合成に使用する。

この項には、次の物品を含まない。

(a) 硫黄とハロゲンとの二成分系化合物 (例えば、塩化硫黄) (28.12)

(b) 酸化硫化物 (例えば、砒素、炭素及びけい素の酸化硫化物) 及び非金属のチオハロゲン化物 (例えば、クロロ硫化りん及び塩化チオカルボニル) (28.53)

第 4 節

無機塩基並びに金属の酸化物、水酸化物及び過酸化物

総 説

塩基は、水酸基 (OH) によって特徴づけられる化合物で、酸と反応して塩を生成する。液状又は溶液中で陰極に金属又は類似のイオン (アンモニウム (NH_4^+)) を生ずる電解質である。

金属酸化物は、金属と酸素の化合物で、1 分子以上の水と結合して水酸化物を生ずる。

大部分の酸化物は、その水酸化物が塩基として働くので、塩基性である。しかし、アルカリその他の塩基とのみ反応して塩を生成する酸化物 (無水酸化物) もあるが、その他の一般的な酸化物 (両性酸化物) は、酸としてもアルカリとして作用しても塩を生成する。この酸化物は、その水酸化物に相当する真の又は仮定の酸の無水物とみなされる。

ある酸化物 (塩型酸化物 (saline oxides)) は、無水酸化物と塩基性酸化物との組合せから成るものとみなされる。

この節には、次の物品を含む。

(1) 金属の酸化物、水酸化物及び過酸化物 : 塩基性であるか、酸性であるか、両性であるか又は塩型であるかを問わない。

(2) 酸素を含有しないその他の無機塩基 (例えば、アンモニア (28.14)、ヒドラジン (28.25)) 及び金属を含有しない無機塩基 (例えば、ヒドロキルアミン (28.25))

この節には、次の物品を含まない。

(a) 25 類の酸化物及び水酸化物。特にマグネシア (酸化マグネシウム。純粋であるかないかを問わない。)、生石灰 (粗の酸化カルシウム) 及び消石灰 (粗の水酸化カルシウム)

(b) 金属鉱である天然の酸化物及び水酸化物 (26.01 から 26.17 まで)、スケール、灰、スラグ、ドロス、くずその他金属を含有する残留物 (26.18 から 26.20 まで)

(c) 貴金属の酸化物、過酸化物及び水酸化物 (28.43)、放射性元素の酸化物、過酸化物及び水酸化物 (28.44)、希土類金属、イットリウム又はスカンジウム若しくはこれらの金属の混合物の酸化物、過酸化物及び水酸化物 (28.46) 又は水銀の酸化物、過酸化物及び水酸化物 (28.52)

(d) 水素と酸素の化合物 : 水 (22.01)、重水 (28.45)、過酸化水素 (28.47) 及び蒸留水、伝導

度水その他これらに類する純水（イオン交換処理した水を含む。）（28.53）

（e）金属酸化物をもととした着色料（32.06）、調製顔料、調製乳白剤、調製絵の具、ほうろう、うわぐすりその他これらに類する物品（窯業、エナメル工業又はガラス工業に使用する種類のものに限る。）（32.07）、その他酸化物、水酸化物又は塩基と他の物品を混合したもので32類に属する調製品

（f）人造繊維のつや消し用調製乳白剤（38.09）、金属表面処理用の調製浸せき剤（38.10）

（g）天然又は合成の貴石及び半貴石（71.02 から 71.05 まで）

28.14 無水アンモニア及びアンモニア水

2814.10－無水アンモニア

2814.20－アンモニア水

アンモニアは、石炭ガス精製及びコークス処理の際に得られる不純なアンモニア性ガス液から（解説 38.25（A）（3）参照）又は水素と窒素の合成によって製造される。

この項には、次の物品を含む。

（1）無水アンモニア（ NH_3 ）：無色のガス。空気より軽く、加圧すると容易に液化する。金属製容器に入れる。

（2）アンモニア水（ NH_4OH ）：仮定上のアンモニウム基（ NH_4 ）の水酸化物。通常、20%、27%、34%の NH_3 を含む無色又は黄色の液体で気密容器に貯える。アンモニアのアルコール性溶液は含まない（38.24）。

アンモニアは、硝酸、硝酸塩、硫酸アンモニウムその他のアンモニウム塩、窒素系肥料、炭酸ナトリウム、シアン化物、アミン類（例えば、ナフチルアミン）の製造に使用する。また、油脂性物質及び樹脂の乳化、しみ抜き、磨き料の製造、ラテックスの調製、ワニス除去等にも使用する。液化したアンモニアは冷凍機にも使用する。

28.15 水酸化ナトリウム（かせいソーダ）、水酸化カリウム（かせいカリ）及びナトリウム又はカリウムの過酸化物

－水酸化ナトリウム（かせいソーダ）

2815.11－固体のもの

2815.12－水溶液のもの（ソーダ液）

2815.20－水酸化カリウム（かせいカリ）

2815.30－ナトリウム又はカリウムの過酸化物

（A）水酸化ナトリウム（かせいソーダ）

水酸化ナトリウム（かせいソーダ）（ NaOH ）は、商慣行上のソーダ（炭酸ナトリウム）（28.36）と混同してはならない。

水酸化ナトリウムは、例えば、炭酸ナトリウムに石灰乳を反応させてかせい化するか又は塩化ナトリウムの電解によって得られる。溶液の状態又は無水の固体で提示される。水溶液を蒸発させると、水酸化ナトリウムの薄片又は塊状の固形物となる。純品は、ペレット状又は立方体状でガラス製容器に保存する。

固体の水酸化ナトリウムは皮膚や粘膜を侵す。潮解性があり、水によく溶けるので密閉した鉄鋼製の容器に貯える。

水酸化ナトリウムは強塩基で、工業用途も広い（例えば、化学木材パルプ（リグニンの除去）の調製、再生セルロースの製造、綿のマーセライズ加工、タンタル又はニオブの冶（や）金、硬せっけん製造、フェノール系化合物（フェノール、レゾルシノール、アリザリン等）を含む多くの化学品の製造）。

この項には、ソーダ法又はサルフェート法により木材パルプを製造する際に残留物として得られる廃液（sodalyes）を含まない（38.04）。これらの廃液から 38.03 項のトル油が得られ、水酸化ナトリウムが再生される。

この項には、水酸化ナトリウムと石灰との混合物で「ソーダ石灰」と称するものも含まない（38.24）。

（B）水酸化カリウム（かせいカリ）

水酸化カリウム（かせいカリ）（KOH）は、上記の水酸化ナトリウムに非常に類似している。

これは、炭酸カリウム（28.36）及び商慣行上のカリ（この名は、ある国においてカリウム塩（特に塩化物）にあいまいに適用されている。）と、区別しなければならない。

通常、天然の塩化カリウム（31.04）の水溶液の電解又は炭酸カリウムに石灰乳を反応させてかせい化する（「カリ石灰（limepotash）」を生ずる。）ことによって得られる。純粋なものは、アルコール処理により又は水酸化バリウムと硫酸カリウムの複分解によって得られる。

水酸化カリウムは、50%程度に濃縮した水溶液（potashlye）又は塩化カリウム等の不純物を含む固体として提示され、水酸化ナトリウムと同様の方法で貯蔵し、これと類似の性質を有する。

この物品は、軟せっけんの製造、金属被覆又は再塗装のための酸洗い、漂白、過マンガン酸カリウム等の製造に使用する。また、焼しゃく剤（棒状）として医薬品に使用する。石灰と混合する場合は、30.03 項又は 30.04 項に属する。

（C）過酸化ナトリウム

過酸化ナトリウム（二酸化二ナトリウム）（ Na_2O_2 ）は、ナトリウムの加熱によって得られる潮解性の著しい白色又は黄色の粉末で比重は約 2.8 である。水で発熱しながら分解し、過酸化水素を生ずる。ケーキ状にし、金属製容器に密せんをして貯える。

せっけんの製造、織物の漂白、有機合成における酸化剤として、潜水艦等の空気浄化に使用する。過酸化水素製造用の触媒（少量の銅又はニッケル塩等）と混合した過酸化ナトリウムは、38.24 項の調製品となる。

（D）過酸化カリウム

過酸化カリウム（二酸化二カリウム）（ K_2O_2 ）は、その製法、性状、用途等が過酸化ナトリウムに類似している。

28.16 マグネシウムの水酸化物及び過酸化物並びにストロンチウム又はバリウムの酸化物、水酸化物及び過酸化物

2816.10—マグネシウムの水酸化物及び過酸化物

2816.40—ストロンチウム又はバリウムの酸化物、水酸化物及び過酸化物

（A）マグネシウムの水酸化物及び過酸化物

- （1）水酸化マグネシウム（ $Mg(OH)_2$ ）：白色の粉末で酸化マグネシウムより重く、安定性があるが、空气中で徐々に炭酸塩となる。医薬に使用する。
- （2）過酸化マグネシウム（ MgO_2 ）：水酸化マグネシウムに過酸化水素を作用させて得られる。白色の粉末で、不純物として酸化物を含有しており、水にほとんど溶けない。羽毛の漂白、歯磨き粉の製造又は胃腸の殺菌剤として使用する。

酸化マグネシウムは、この項には属しない（25.19 又は1個の重量が2.5グラム以上の培養単結晶は38.24）。

（B）ストロンチウムの酸化物、水酸化物及び過酸化物

- （1）酸化ストロンチウム（無水ストロンチウム又はかせいストロンチウム）（ SrO ）：沈降性炭酸ストロンチウムを強熱して得られる。多孔性の白色粉末で吸湿性があり、水に可溶である。空气中で炭酸塩となる。花火、医薬、水酸化ストロンチウム及び顔料の製造に使用する。
- （2）水酸化ストロンチウム（ $Sr(OH)_2$ ）：無水無定形又は8分子の結晶水を持った結晶として存在し、空气中で炭酸塩となる。ガラス工業及びストロンチウム塩類又は蛍光顔料の製造に使用する。
- （3）過酸化ストロンチウム（ SrO_2 ）：酸化ストロンチウムに酸素を作用させて得られる。白色の粉末で、熱水で分解する。花火の製造に使用する。

（C）バリウムの酸化物、水酸化物及び過酸化物

- （1）酸化バリウム（無水バリタ）（ BaO ）：天然の硫酸バリウム（重晶石）と混同しないように注意しなければならない。沈降性の硝酸バリウム若しくは沈降性の炭酸バリウムの強熱により又はけい酸バリウムの加水分解により得られる。外観は酸化ストロンチウムに類似しているが、比重が大（約5.5）で、かつ、結晶化する。水酸化バリウム、過酸化バリウム及び金属バリウムの製造に使用する。

この項には、天然の毒重石（witherite）を単に焼いて得た粗製の酸化バリウムを含まない（25.11）。

- （2）水酸化バリウム（ $Ba(OH)_2$ ）：通常白色の風解した薄葉状結晶（8分子の結晶水を有する。）又は水溶液（バリタ水）の形で存在する。ガラス工業、X線防御用ガラスの製造、陶器製造、

水の精製、水酸化カリウム及びバリウム化合物の製造に使用する。

(3) 過酸化バリウム (BaO_2) : 酸化バリウムを二酸化炭素を含まない空气中で加熱して得られる。

白色粉末又は不溶性の灰色塊（比重約 5）である。水で分解して過酸化水素を生成する。過酸化水素の製造に使用する。

28.17 酸化亜鉛及び過酸化亜鉛

(A) 酸化亜鉛

酸化亜鉛（亜鉛白）(ZnO) は、蒸気亜鉛を空気中の酸素と共に燃焼させることで得られる。蒸気亜鉛は、金属亜鉛を蒸発させる（間接法又はフランス法）又は酸化亜鉛鉱（roasted blende、calamine）(26.08) のような酸化亜鉛の原料を炭素で還元する（直接法又はアメリカ法）ことにより得られる。これらの過程において、酸化物は徐々に純粋な析出物を形成しながら、バグハウス又は炉に集められる。

湿式法において、亜鉛は、亜鉛を含有する原料から浸出し、水酸化亜鉛又は炭酸亜鉛として沈殿する。沈殿物は、ろ過、洗浄、乾燥及び焙焼され、酸化亜鉛となる。酸化亜鉛は細かい白色粉で加熱すると黄変する。両性の性質を有し、酸にもアルカリにも溶解する。

酸化亜鉛は、主に工業用ペイントに使用する。また、ゴム工業、窯業、ガラス製造、電子工業及び医薬にも使用される。酸化亜鉛はまた、プラスチック製造に使用される多様な無機塩又は有機塩の前駆物質でもある。

28.41 項の亜鉛酸塩は、この両性酸化物に対応する。

(B) 過酸化亜鉛

過酸化亜鉛 (ZnO_2) は、白色の粉で水に溶けない。純粋なもの又は不純物として酸化亜鉛を含有しているものは、医薬、化粧品製造に使用する。

この項には、次の物品を含まない。

- (1) 天然の酸化亜鉛又は紅亜鉛鉱 (26.08)
- (2) 亜鉛冶（や）金の残留物でスカーフ、スキミング又はドロスと呼ばれるもの（不純な酸化物から成る。）(26.20)
- (3) 水酸化亜鉛（又は gelatinous white）及びその過酸化物 (28.25)
- (4) 不純な酸化亜鉛でジンクグレー（zinc grey）と呼ばれるもの (32.06)

28.18 人造コランダム（化学的に単一であるかないかを問わない。）、酸化アルミニウム及び水酸化アルミニウム

2818.10－人造コランダム（化学的に単一であるかないかを問わない。）

2818.20－酸化アルミニウム（人造コランダムを除く。）

2818.30－水酸化アルミニウム

(A) 人造コランダム（化学的に単一であるかないかを問わない。）

人造コランダムは、電気炉で酸化アルミニウムを溶融して得られる。酸化アルミニウムには、少量の他の酸化物（例えば、酸化チタン、酸化クロム）を含んでいてもよい。これらの酸化物は、天然の出発原料（ボーキサイト）又は品質改善（例えば、溶融結晶の硬度）若しくは色調の改善のため添加されたものに由来する。ただし、人造コランダムと酸化ジルコニウムのような他の物質を機械的に混合したものは含まない（38. 24）。

人造コランダムは、小片、小塊、粉碎した又は粒の状態で提示される。通常、ふつうの酸化アルミニウムよりも空気及び酸に対する抵抗性が大で、非常に硬い。これらは、例えば、研磨剤、耐火物の製造（例えば、ムライト及びシリマナイト。それぞれコランダムと高純度の耐火性粘土又は無水アルミノけい酸塩との混合物である。）又は実験器具の製造及び電子工業に使用する。

(B) 酸化アルミニウム（人造コランダムを除く。）

酸化アルミニウム（無水アルミナ又はか焼アルミナ）（ Al_2O_3 ）は、次に掲げる水酸化アルミニウムの強熱又はアンモニウムみょうばんから得られる白色の軽い粉で、比重約 3.7、水に不溶である。

アルミニウム冶（や）金用、ペイントの充てん料、研磨材又は合成の貴石若しくは半貴石（ルビー、サファイヤ、エメラルド、アメジスト、アクアマリン等）の製造、脱水剤（ガス乾燥用）又は触媒（アセトン又は酢酸の製造、クラッキング剤等）に使用する。

(C) 水酸化アルミニウム

水酸化アルミニウム（水和アルミナ）（ $\text{Al}_2\text{O}_3 \cdot 3\text{H}_2\text{O}$ ）は、アルミニウム冶（や）金の工程（76 類の総説参照）においてボーキサイト（水酸化アルミニウムを含む混合物）から得られる。

乾燥したものは、無定形のもろい白色の粉で、水に不溶であり、湿気を吸ってゼラチン状の塊（アルミナゲル、ゼラチン状アルミナ）になる。

うわぐすり、印刷インキ、医薬品、みょうばん又は上述の人造コランダムの製造及び液体の清澄剤に使用する。また、炭素と混合して防錆ペイントの製造に、また、有機着色料との親和性によって 32. 05 項のレーキ顔料の製造及び紡織用繊維の媒染剤にも使用する。

28. 41 項のアルミン酸塩は、この両性水酸化物に対応する。

この項には、活性アルミナを含む。活性アルミナは、水酸化アルミニウムを注意深く熱処理すると得られ、その過程で構成成分のうち水の大部分を失う。活性アルミナは、主として、吸着剤又は触媒として使用する。

この項には、次の物品を含まない。

(a) 天然のコランダム（天然の酸化アルミニウム）及びエメリー（酸化鉄を含む酸化アルミニウム）（25. 13）

(b) ボーキサイト（洗浄したもの及び焼いたものを含むものとし、電解質として使用するもので、化学的に精製したもの（例えば、ソーダ処理）を除く。）（26. 06）

- (c) 活性ボーキサイト (38.02)
- (d) 水酸化アルミニウムのコロイド溶液 (可溶性アルミナ) (38.24)
- (e) 人造コランダムを、紙、板紙その他の材料に付着させたもの (68.05) 又は 68.04 項のグライディングホイール、砥石その他の物品として凝結させたもの
- (f) 天然の貴石及び半貴石 (酸化アルミニウムをもとしたもの) (71.03 又は 71.05)
- (g) 合成の貴石及び半貴石 (酸化アルミニウムをもとしたもの。例えば、人造ルビー) (71.04 又は 71.05)

28.19 クロムの酸化物及び水酸化物

2819.10－三酸化クロム

2819.90－その他のもの

(A) クロムの酸化物

- (1) 三酸化クロム (chromium (VI) oxide、無水クロム酸) (CrO_3) (28.41 項のクロム酸塩が得られることから間違ってクロム酸といわれる。): 橙色又は赤色の板状又は針状で比重約 2.8、潮解性があり水に溶けやすい。アルコールと結合して爆発性物質を生成する。有機化学 (イサチン、インジコ染料の製造等) における酸化剤、医薬、けいそう土 (epurite) と混合してアセチレンの精製に使用する。
- (2) 三酸化二クロム (chromium (III) oxide、chromium sesquioxide) (Cr_2O_3): クロム酸塩をアンモニウム塩と混合して強熱することにより又は二クロム酸塩の還元により得られる。これは、硬い、緑色の粉又は結晶で、比重約 5、水に不溶である。純粋なものは、酸化クロム緑 (chromium oxide green) として知られる顔料として使用する。なお、クロム緑 (chrome green) と称されるクロム酸鉛と鉄青との混合物と混同してはならない。これは、ペイント又は印刷インキの製造、磁器、ガラス (色つき光学ガラス) 及びゴム工業に使用する。三酸化二クロムは、堅く、断熱性があるので、研磨材又は金属炉の耐火レンガの製造、防錆剤 (ぼうせいざい)、クロム冶 (や) 金にも使用する。

この項には、鉄を含んだ天然の酸化クロム (クロム鉄鉱) は含まない (26.10)。

(B) クロムの水酸化物

水酸化クロムは、上記の酸化物の種々の水化物である。特に、二クロム酸カリウムとほう酸を作用させて得られる酸化クロムの緑色の水化物 ($\text{Cr}_2\text{O}_3 \cdot 2\text{H}_2\text{O}$) は、「クロム緑」として着色料及び Guignet's green の製造に使用する。水酸化クロム (紫色) もこの項に属する。

28.20 マンガンの酸化物

2820.10－二酸化マンガ

2820.90－その他のもの

- (1) 二酸化マンガンの (manganous anhydride) (MnO_2) : 最も重要なマンガン酸化物である。

マンガン塩 (例えば、硫酸塩) に過マンガン酸カリウム微硝酸性溶液を作用させることにより得られる。かつ色又は黒色の塊又は粉で、比重約 5、水に不溶である。

二酸化マンガンは、強力な酸化作用を持つ。花火、有機合成 (ヒドロキシアントラキノン、アミノアントラキノンの製造等)、ガスマスク、電池の減極剤、陶磁器、ドライヤー、印刷インキ (マンガンブラック)、着色料 (鉍物ビスタ、マンガンビチューメンとして知られるかつ色顔料)、ある種のマスチック、合成半貴石 (人造ガーネット) の製造に使用する。また、ガラス工業 (glassmakers' soap) で、一般にガラスの黄色の色合を補正するのに使用する。

二酸化マンガンは、無水物の性格を有し、これから 28.41 項の亜マンガン酸塩が得られる。

この項には、天然の二酸化マンガンの無水物 (軟マンガン鉍、pyrolusite) 及び含水物 (硬マンガン鉍、psilomelane) は含まない (26.02)。

- (2) 酸化マンガンの (MnO) : 灰色又は緑色の粉で、比重約 5.1、水に不溶で、紡織用繊維のなせんに使用する。

この項には、水酸化第一マンガンは含まない (28.25)。

- (3) 三酸化二マンガンの (manganese sesquioxide) (Mn_2O_3) : 塩基性で、かつ色又は黒色の粉で比重約 4.8 で水に不溶である。紡織用繊維のなせん、窯業用着色料、ガラス工業、ドライヤー (リノール酸マンガンの製造、無機 (硝酸の製造) 又は有機化学の触媒として使用する。

この項には、天然の三酸化二マンガン (ブラウン鉍、braunite) (26.02) 及び水酸化第二マンガン (28.25) は含まない。

- (4) 四酸化三マンガンの (manganomanganic oxide、manganese saline oxide) (Mn_3O_4) : 多くの点において四酸化三鉄に類似している。

天然の四酸化三マンガン (ハウスマン鉍、hausmannite) は含まない (26.02)。

- (5) 七酸化マンガンの (無水過マンガン酸) (Mn_2O_7) : 暗かつ色の液体で吸湿性があり、40 度附近で爆発する。

この無水物は、28.41 項の過マンガン酸塩を生ずる。

この項には、過マンガン酸は含まない (28.25)。

28.21 アースカラーで三酸化二鉄として計算した化合鉄分が全重量の 70%以上のもの並びに鉄の酸化物及び水酸化物

2821.10-鉄の酸化物及び水酸化物

2821.20-アースカラー

天然の酸化鉄を主成分とするアースカラーで、三酸化二鉄 (Fe_2O_3) として計算した化合鉄分が全重量の 70%以上のものは、この項に属する。70%規準に達するか達しないかは、総鉄の量を三酸化二鉄として計算して決定する。したがって、三酸化二鉄を 84%含有 (純鉄として 58.8%含有) する天然のアースカラーは、この項に属する。

この項には、次のような人造の酸化物及び水酸化物も含む。

(A) 鉄の酸化物

三酸化二鉄 (Fe_2O_3) : 硫酸鉄の脱水及び天然の酸化鉄から得られる細かい粉で通常赤色で時として紫色、黄色又は黒色である。単体として（この場合、この項に属する。）又は粘土、硫酸カルシウム (Venetian red) 等と混合して（混合物は 32 類）顔料 (iron minium、jewellers' rouge 又は colcothar) として使用するほか、ペイント、防錆用ペイント、金属及びガラスの研磨材、ガラス瓶製造の際の可溶化に使用する。また、テルミットの製造（アルミニウム粉末を混ぜる。）、石炭ガスの精製等に使用する。

(B) 鉄の水酸化物

- (1) 水酸化第一鉄 (ferrous hydroxide) ($\text{Fe}(\text{OH})_2$) : 第一鉄塩にアルカリを作用させて得られる白色の固体で、酸素の存在で変色して水酸化第二鉄になる。
- (2) 水酸化第二鉄 (ferric hydroxide、brown oxide) ($\text{Fe}(\text{OH})_3$) : 第二鉄塩にアルカリを作用して得られる赤かつ色又は橙色の物品である。単体として（この場合、この項に属する。）又は炭素、プルシアンブラウン等と混ぜて（混合物は 32.06）顔料として使用する (saffron、Mars yellow)。水酸化第二鉄は複合色素 (Van Dyckbrown、Van Dyckred、English brown、Swedish brown) の製造にも使用する。純粋なものは、砒 (ひ) 素中毒の解毒剤として使用する。

両性酸化後 28.41 項の鉄酸塩を生じる。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) アースカラーで三酸化二鉄として計算した化合鉄分が全重量の 70%未満のもの及びその他のアースカラーを相互に混合したもの並びに雲母酸化鉄 (25.30)
- (b) 26.01 項の鉄鉱 (例えば、赤鉄鉱 (red haematite) (鏡鉄鉱及びマルタイトを含む。)、かつ赤鉄鉱 (brown haematite) (ミネット。含水酸化鉄で鉄及び炭酸カルシウムを含む。)、かつ鉄鉱 (limonite) (含水酸化鉄)、磁鉄鉱 (magnetite) (磁性を有する酸化鉄))
- (c) 鉄のスケール (赤熱した又はたたいた鉄表面から分離した粗酸化鉄) (26.19)
- (d) アルカリ性酸化鉄でガス精製用のもの (38.25)
- (e) 半貴石状の酸化鉄 (赤鉄鉱) (71.03 又は 71.05)

28.22 コバルトの酸化物及び水酸化物並びに商慣行上酸化コバルトとして取引する物品

(A) コバルトの酸化物

- (1) 一酸化コバルト (grey oxide) (CoO) : 灰色、かつ色又は緑色の粉
- (2) 三酸化二コバルト (cobalt sesqui oxide) (Co_2O_3) : 黒色の粉
- (3) 四酸化三コバルト (cobalt saline oxide) (Co_3O_4) : 黒色の粉
- (4) 商慣行上酸化コバルトとして取引する物品 : 通常、灰色又は黒色の粉末で、種々の割合で

混合した一酸化コバルトと四酸化三コバルトとから成る。

これらの物品は、エナメル用の着色料 (brilliant blue colours)、光学ガラスの着色料等を使用する。これらは、けい酸塩 (例えば、けい酸カリウムコバルト) にして 32.07 項のほうろう色素の製造に使用する。これらの化合物はスマルト、opaque glass、azure、エナメルブルー及び Sevresblue として知られる。「スマルト」という語は、26.05 項の天然砒化コバルト、スマルタイト又は砒コバルト鉱から得られる酸化物及びけい酸塩に無差別に使う。画家用絵の具の青色、緑色、紫色の多くは、コバルトの酸化物、アルミン酸塩、亜鉛酸塩及びりん酸塩から成っている (スカイブルー、セルリアンブルー、コバルトグリーン、コバルトバイオレット)。

この項には、含銀鉱を処理して得られる粗製の酸化コバルトを含まない (26.20)。

(B) コバルトの水酸化物

「水酸化コバルト」には、ドライヤー製造用の水酸化第一コバルト ($\text{Co}(\text{OH})_2$) 及びコバルト冶 (や) 金で得られる水酸化第二コバルト (例えば、 $\text{Co}(\text{OH})_3$) のほかに四酸化三コバルトの水和物も含む。これらは、コバルトの酸化物と同様に使用する。

この項には、天然のコバルトの含水酸化物 (ヘテロゲナイト、heterogenite) は含まない (26.05)。

28.23 チタンの酸化物

商慣行上重要な酸化チタンは、二酸化チタン (無水チタン酸) (TiO_2) だけであり、28.41 項のチタン酸塩を生成する。

比重約 4 の無定形の白色粉であるが、加熱すると黄変する。

この項には、混合されてない又は表面処理されてない二酸化チタンは含まれるが、顔料 (32.06) としての用途又は他の目的 (例えば、38.15 又は 38.24) に適する客観的特徴を得るために、製造工程において化合物を意図的に加えた二酸化チタンは含まれない。

この項には、また、次の物品を含まない。

(a) 天然の二酸化チタンの鉱石 (金紅石 (rutile)、鋭錐鉱 (anatase)、板チタン石 (brookite)) (26.14)

(b) オルトチタン酸 ($\text{Ti}(\text{OH})_4$) 及びメタチタン酸 ($\text{Ti}(\text{OH})_3$) (28.25)

28.24 鉛の酸化物、鉛丹及びオレンジ鉛

2824.10—一酸化鉛 (リサージ)

2824.90—その他のもの

(1) 一酸化鉛 (リサージ (litharge)、金密陀 (massicot)) (PbO): 鉛又は白鉛鉱 (cerussite)

(炭酸水素鉛) を空気中で加熱して酸化すると淡黄色の粉として未熔融の一酸化鉛 (又は金密陀) が得られるが、これをさらに赤熱すると熔融酸化物が橙黄色又は赤色の粉又は薄片と

なる。「リサージ」は、上記の両者をさすが、後者のみをいう場合がある。これらは含銀鉛から銀を採取する際の副産物としても得られる。ガラス工業（鉛ガラス及びクリスタルガラスの製造）、エナメル工業又はマッチ、着色料、ドライヤーの製造等に使用する。

(2) 四酸化三鉛 (lead saline oxide) (鉛丹 (red lead)、光明丹 (cerussite)) (近似式: Pb_3O_4) : 未熔融の一酸化鉛 (金密陀) から得られる毒性のある橙赤色の粉 (比重 8~9) である。オレンジ鉛とは、かなり純粋な塩型酸化物 (saline oxide) で色が濃く、比重が小さいもの及び調製に使用した白鉛鉱に由来する炭酸鉛を含有する酸化鉛のことをいう。鉛丹は、他の着色料 (Saturnred) の増量剤として、防錆ペイント若しくはマスチックの調製又はシーリングワックスの着色又は陶器用うわぐすりとして使用する。高屈折率により著しく光り輝く可溶性のガラスが得られるため、クリスタルガラス、光学ガラスの製造には、一酸化鉛より広く使用される。

(3) 二酸化鉛 (pure oxide) (無水鉛酸) (PbO_2) : 四酸化三鉛を硝酸で処理して又は硝酸鉛の電解で得られるかつ色の粉で、水に不溶、有機物に触れると引火性がある。酸化剤であり、花火、マッチ、蓄電池の極板の製造又は繊維工業の媒染剤に使用する。

両性酸化物であり、28.41 項の鉛酸塩を生ずる。

28.25 ヒドラジン及びヒドロキシルアミン並びにこれらの無機塩並びにその他の無機塩基、金属酸化物、金属水酸化物及び金属過酸化物

2825.10—ヒドラジン及びヒドロキシルアミン並びにこれらの無機塩

2825.20—酸化リチウム及び水酸化リチウム

2825.30—バナジウムの酸化物及び水酸化物

2825.40—ニッケルの酸化物及び水酸化物

2825.50—銅の酸化物及び水酸化物

2825.60—ゲルマニウムの酸化物及び二酸化ジルコニウム

2825.70—モリブデンの酸化物及び水酸化物

2825.80—アンチモンの酸化物

2825.90—その他のもの

この項には、次の物品を含む。

(A) ヒドラジン及びヒドロキシルアミン並びにこれらの無機塩

(B) 金属酸化物、金属水酸化物及び金属過酸化物 (この類の前の各項に掲げるものを除く。)

最も重要なものは次の物品である。

(1) ヒドラジン及びその無機塩

ヒドラジン ($\text{NH}_2 \cdot \text{NH}_2$) : アンモニアを次亜塩素酸ナトリウムで酸化して得られる塩基性化合物で、水化物 ($\text{NH}_2 \cdot \text{NH}_2 \cdot \text{H}_2\text{O}$) としても存在する。無色の催涙性液体で、空気中で発煙する。強力な還元剤で、爆薬の製造、化学合成に使用する。

ヒドラジンの無機塩は、無機酸を反応させて得られ、この項に属する。最も重要なものは、

硫酸ヒドラジンである。これは無色の結晶で冷水にわずかに溶け、加熱すると激しく分解する。分析試薬、冶（や）金（テルルからのポロニウムの分離）に使用する。

この項には、ヒドラジンの有機誘導体は含まない (29. 28)。

(2) ヒドロキシルアミン及びその無機塩

ヒドロキシルアミン (NH_2OH) : ニトロメタンの加水分解で得られる塩基性の無色の結晶で、潮解性があり、水によく溶ける。融点は温度 33 度で、130 度で激しく分解する。

ヒドロキシルアミンに無機酸を反応させて得られるヒドロキシルアミンの無機塩は、この項に属する。最も重要なものは、塩酸ヒドロキシルアミン、硫酸ヒドロキシルアミン及び硝酸ヒドロキシルアミンである。いずれも無色又は白色の結晶で水に可溶性であり、有機合成の還元剤、脂肪酸の酸化防止剤等として又は紡織用繊維の漂白、染色若しくはなせん又は試薬等に使用する。

この項には、ヒドロキシルアミンの有機誘導体は含まない (29. 28)。

(3) 酸化リチウム及び水酸化リチウム : 酸化リチウム (Li_2O) 及び水酸化リチウム (LiOH) は、硝酸リチウムから得られ、いずれも白色の粉で水に可溶である。写真用及びリチウム塩の製造に使用する。

(4) バナジウムの酸化物及び水酸化物 : 最も重要なバナジウムの酸化物は、五酸化二バナジウム (無水バナジン酸) (V_2O_5) で、天然のバナジウム酸塩、褐鉛鉱 (vanadinite) (26. 15) 及びカルノー石 (carnotite) (26. 12) から得られ、無定形又は結晶状の塊又は粉である。黄色から赤かつ色のものがあり、加熱すると赤色となり水にほとんど溶けない。バナジウム塩、インキ、触媒 (硫酸、無水フタル酸又は合成エタノール製造用) に使用する。

水酸化物は、酸をつくり 28. 41 項のバナジウム酸塩が得られる。

(5) ニッケルの酸化物及び水酸化物

(a) 酸化第一ニッケル (nickelous oxide) (NiO) : ニッケルの硝酸塩又は炭酸塩を十分にか焼することにより得られる。緑灰色の粉で、製法により密度及び色調が異なる。窯業及びガラス工業において着色料として、また、有機合成において触媒として使用する。なお、この物品は、塩基性酸化物である。

(b) 酸化第二ニッケル (nickelic oxide, sesquioxide) (Ni_2O_3) : 黒色の粉で、窯業において着色料として、また、アルカリ蓄電池の極板の製造に使用する。

(c) 水酸化第一ニッケル (nickelous hydroxide) ($\text{Ni}(\text{OH})_2$) : 緑色の微粉末で、電気めっきに、アルカリ蓄電池の極板の構成成分として、また、ニッケル触媒の製造に使用する。この項には、次の物品を含まない。

(a) 天然の酸化ニッケル (ブンゼナイト、bunsenite) (25. 30)

(b) 粗製の酸化ニッケル (例えば、焼結した酸化ニッケル、粒状の酸化ニッケル (「緑酸化ニッケル」)) (75. 01)

(6) 銅の酸化物及び水酸化物

(a) 酸化第一銅 (cuprous oxide, red copper oxide) (Cu_2O) : 酢酸銅又は硫酸銅から得られる赤色結晶性粉で、水に不溶である。ガラス等の赤色顔料 (信号用)、防汚ペイント、合成貴石 (人造エメラルド) の製造、農業における殺菌剤に使用する。

(b) 酸化第二銅 (cupric oxide, black copper oxide) (CuO) : 硝酸銅若しくは炭酸銅から又は金属銅の酸化によって得られる栗色の光沢を持つ黒色の粒又は粉で、水に不溶。エナメル、ガラス (緑ガラス) 若しくは窯業における顔料として又はペイント製造に使用する。また、電池の減極剤及び有機化学における酸化剤又は触媒に使用する。

(c) 銅の水酸化物 : 最も重要なものは、水酸化第二銅 (cupric hydroxide) ($\text{Cu}(\text{OH})_2$) である。これは、青色の固体で、単独又は混合して顔料 (Bremen blue) となる。水酸化第二銅は、顔料の製造 (例えば、人工光に耐久性のある Peligotblue) 及びアンモニア溶液 (シュバイツァー試薬として知られ、レーヨン製造における銅アンモニア法の溶剤として使用する。) の製造に使用する。

天然の酸化第一銅 (赤銅鉱、cuprite) 及び天然の酸化第二銅 (黒銅鉱、tenorite) は含まない。

(7) ゲルマニウムの酸化物 : 最も重要なゲルマニウムの酸化物は、二酸化ゲルマニウム (GeO_2) である。これは、天然の硫化ゲルマニウム銅 (ゲルマニウム石、germanite) (26. 17) の冶 (や) 金又は塩化物の加水分解で得られる。白色の粉で、水にわずかに溶ける。

金属ゲルマニウム (トランジスター用等) 製造用、医薬、特殊ガラスの製造に使用する。

(8) モリブデンの酸化物及び水酸化物 : 最も重要なモリブデンの酸化物は、三酸化モリブデン (MoO_3) である。これは、天然の硫化モリブデン (輝水鉛鉱、molybdenite) (26. 13) から得られる白色の結晶状物質で、加熱により黄変し、水にはほとんど溶けない。有機合成 (無水フタル酸製造) の触媒に使用する。

また、単独又は他の物品と混合 (32 類) して、モリブデンブルー又はミネラルインジゴの名称で画家が使用する青色酸化物もある。

モリブデンの水酸化物には、モリブデン酸 (H_2MoO_4) を含む。モリブデン酸は、白色又は黄色の粉で、水にわずかに溶け、窯業用 (うわぐすり) 又は触媒として使用する。28. 41 項のモリブデン酸塩は、これらのモリブデンの水酸化物から得られる。

天然の酸化モリブデン (鉄モリブデン鉱、molybdenite) は含まない (25. 30)。

(9) アンチモンの酸化物

(a) 三酸化二アンチモン (antimonous anhydrite) (Sb_2O_3) : 金属アンチモンの酸化により又は天然の硫化アンチモン (輝安鉱) から得られる白色の粉又は針状結晶で水にほとんど不溶である。なお、「アンチモン白」は、この項の純粋な酸化物のほか、この酸化物と酸化亜鉛の混合物 (32 類) をさすことがある。三酸化二アンチモンは、ペイント窯業 (鉄のほうろう引き、うわぐすり) における乳白剤、低膨脹係数のランプ用ガラス、合成の貴石及び半貴石 (人造ルビー、トパーズ、ガーネット) の製造に使用する。28. 41 項の亜アンチモン酸塩を生ずる。

(b) 五酸化二アンチモン (antimonic anhydrite) (Sb_2O_5) : 金属アンチモンの酸化により又は硝酸アンチモンのか焼によって得られる黄色の粉で、窯業用乳白剤等に使用する。28. 41 項のアンチモン酸塩を生ずる。

(c) 四酸化二アンチモン (Sb_2O_4) : 白色の粉で五酸化アンチモンの加熱で得られる。この項には、天然の三酸化二アンチモン (方安鉱 (senarmontite)、アンチモン華

(valentinite))、天然の四酸化二アンチモン（セルバンタイト、cervantite）は含まない（26.17）。

(10) 酸化ベリリウム及び水酸化ベリリウム

(a) 酸化ベリリウム (BeO) : 酸化ベリリウムは、硝酸ベリリウム又は硫酸ベリリウムから得られる白色の粉で、水に不溶、結晶する。ベリリウム塩、合成の貴石及び半貴石の製造及び触媒に使用する。

(b) 水酸化物 ($\text{Be}(\text{OH})_2$) : 水酸化ベリリウムは、白色の粉で、酸化アルミニウムに外観が似ている。

(11) 酸化カルシウム (CaO)、水酸化カルシウム ($\text{Ca}(\text{OH})_2$) 及び過酸化カルシウム (CaO_2) : この項の酸化カルシウム及び水酸化カルシウムは、沈降性炭酸カルシウムのか焼によって得られるような純粋なもの（すなわち、粘土、酸化鉄、酸化マンガン等をほとんど含まないもの）に限る。

また、通常の生石灰を電気炉で熔融することによって得られる熔融石灰もこの項に含む。熔融石灰は、高純度（酸化カルシウム約 98%）で結晶性であり、一般に無色である。炉の内張り、るつぼの製造に使用するほか、耐久性増進のため小片にしてコンクリートへの添加に使用する。

過酸化カルシウムは、白色又は帯黄色の粉で通常八水塩であり、水に難溶である。殺菌剤、洗浄剤として、また、医薬、化粧品製造に使用する。

生石灰（酸化カルシウム）及び消石灰（水酸化カルシウム）は含まない（25.22）。

(12) マンガンの水酸化物

(a) 水酸化第一マンガン (manganous hydroxide) ($\text{Mn}(\text{OH})_2$) : 白色の粉で、水に不溶である。

(b) 水酸化第二マンガン (manganic hydroxide) ($\text{Mn}(\text{OH})_3$) : 三酸化二マンガン (Mn_2O_3) から得られるかつ色の粉で、着色料（マンガnbrラウン）及びリノール酸マンガンの製造に使用する。

(c) 塩性水酸化マンガン (manganese saline hydroxide) : 四酸化三マンガンから得られる。

この項には、天然の含水酸化マンガン（天然の水酸化第二マンガン、水マンガン鉱、manganite）（26.02）及び無水酸化マンガン（28.20）は含まない。

(13) 二酸化ジルコニウム（ジルコニア、 ZrO_2 ） : 天然のけい酸ジルコニウムが結晶化したジルコン（26.15 又は 71.03）と混同してはならない。

人造の酸化ジルコニウムは、上述の鉱石ジルコン又はジルコニウム塩から得られる。耐火性の白色粉で、融点は約 2,600 度である。ジルコニアは、化学薬品に対する抵抗力が大であるため耐火材料として使用されるほか、顔料、窯業用乳白剤（ジルコニウム白）、研磨材、ガラスの構成成分、触媒として使用する。

天然の酸化ジルコニウム又はバデレー石 (baddeleyite) は、26.15 項の鉱物である。

(14) 酸化カドミウム及び水酸化カドミウム

(a) 酸化カドミウム (CdO) : カドミウムの炭酸塩又は水酸化物から得られるもので、焼成温度により多少かつ色を帯びた黄色の粉で、窯業及び触媒に使用する。

(b) 水酸化カドミウム ($\text{Cd}(\text{OH})_2$) : 白色の粉状である。

(15) すずの酸化物及び水酸化物

(a) 酸化第一すず (stannous oxide、brown oxide) (SnO) : 水に不溶。製法によって灰色若しくは黒色の結晶又は青色、赤色若しくは緑色の輝きをもつ黄かっ色の粉末になる。

両性酸化物であり 28.41 項の亜すず酸塩を生ずる。有機合成において還元剤又は触媒として使用する。

(b) 酸化第二すず (stannic oxide、stannic anhydride、dioxide) (SnO_2) : 水に不溶の白色 (すず白、tin oxide) 又は灰色 (すず灰、tin ash) の粉末である。白色のものは、窯業用又はガラス工業用の乳白剤として、一方、灰色のものは、金属若しくは鏡の研磨又はほうろうの製造に使用する。「パテ粉 (putty powder)」と称せられることもあるが、この語は、本品のほか、本品と酸化鉛の混合物 (38.24) も含む。酸化第二すずは、両性化合物で、28.41 項のすず酸塩を生成する。

(c) すず酸又は水酸化第二すず ($\text{Sn}(\text{OH})_4$) : すず酸塩に水酸化アルカリを作用させて得られる白色の粉でメタすず酸に変化する。

(d) メタすず酸 (meta-stannic acid) : すず酸から得られる白色の粉で、水に不溶であり、窯業用乳白剤及びガラス工業用研磨材に使用する。

これらのすず酸は、28.41 項のすず酸塩を生ずる。

この項には、次の物品を含まない。

(a) 天然の酸化すず (すず石、cassiterite) (26.09)

(b) すずを熔融する際に得られる、すずドロス (酸化すず及びすずの混合物) (26.20)

(16) タングステンの酸化物及び水酸化物 : 最も重要なタングステンの酸化物は、三酸化タングステン (無水タングステン酸) (WO_3) である。これは、天然のタングステン酸塩 (鉄マンガン重石 (wolframite) 又は灰重石 (scheelite)) (26.11) の精錬の際に得られ、黄色の結晶で、加熱すると橙色に変化し、水に不溶である。電球のフィラメント用の金属タングステンの製造、窯業用ペイントに使用する。

タングステン酸 (yellow hydrate) (H_2WO_4) を含め、幾つかの水酸化物があり、これらから 28.41 項のタングステン酸塩が生ずる。

天然の酸化タングステン (酸化タングステン鉱、tungstite) は含まない (25.30)。

(17) ビスマスの酸化物及び水酸化物

(a) 三酸化二ビスマス (Bi_2O_3) : 硝酸ビスマス又は炭酸ビスマスから得られる淡黄色の粉で、水に不溶、加熱すると赤変する。ガラス工業又は窯業に使用する。

(b) 五酸化二ビスマス (redoxide) (Bi_2O_5) : 赤かっ色の粉

(c) 水酸化ビスマス ($\text{Bi}(\text{OH})_3$)

天然のビスマスオーカー (bismuth ochre、主として三酸化ビスマスから成る。) は、この項には含まない (26.17)。

この項には、水銀の酸化物を含まない (28.52)。

第 5 節

無機酸の金属塩及び金属ペルオキシ塩

総 説

金属塩は、酸の水素元素を金属又はアンモニウムイオン (NH_4^+) で置換して得られ、液状又は溶液中で、陰極に金属又は金属のイオンを与える電解質である。

中性塩では、すべての水素原子は金属によって置換されているが、酸性塩は、金属に置換され得る水素を含んでおり、塩基性塩は酸を中和するのに必要とする以上の量の塩基性酸化物を含んでいる（例えば、塩基性硫酸カドミウム： $\text{CdSO}_4 \cdot \text{CdO}$ ）。

この節には、2 節に属する酸（非金属から得られる酸）又は 4 節に属する酸（酸官能の金属水酸化物）の金属塩が含まれる。

複塩又は錯塩

複塩又は錯塩は、28.26 項から 28.41 項までにおいて特に定められている（例えば、フルオロけい酸、フルオロほう酸その他のふっ素錯塩（28.26）、みょうばん（28.32）、シアノ錯塩（28.37））。特掲されてない複塩又は錯塩については、28.42 項の解説参照。

この節には、次の物品を含まない。

- (a) 25 類の塩類（例えば、塩化ナトリウム）
- (b) 26 類の鉱石その他の物品を構成する塩類
- (c) 貴金属の化合物（28.43）、放射性元素の化合物（28.44）、希土類金属、イットリウム又はスカンジウム若しくはこれらの金属の混合物の化合物（28.46）又は水銀の化合物（28.52）
- (d) りん化物、炭化物、水素化物、窒化物、アジ化物、けい化物及びほう化物（28.49、28.50 及び 28.53 まで）並びにりん鉄（15 部）
- (e) 31 類の塩類
- (f) 顔料、着色料、乳白剤、エナメルその他 32 類に属する調製品。直接顔料として使用するのに適している未混合の金属塩（ルミノホアを除く。）はこの節に属するが、相互に混合したもの又は他の物品と混合したものは 32 類に属する。ルミノホアは、混合してあるかないかを問わず 32.06 項に属する。
- (g) 38.08 項の消毒剤、殺虫剤、殺菌剤、除草剤等
- (h) 溶接用等のフラックスその他の調製した助剤（38.10）
- (i) アルカリ金属又はアルカリ土類金属のハロゲン化物の培養した結晶（1 個の重量が 2.5 グラム以上のものに限るものとし、光学用品を除く。）（38.24）。光学用品にしたものは 90.01 項に属する。
- (k) 天然又は合成の貴石及び半貴石（71.02 から 71.05 まで）

28.26 ふっ化物及びフルオロけい酸塩、フルオロアルミン酸塩その他のふっ素錯塩

－ふっ化物

2826. 12—アルミニウムのもの

2826. 19—その他のもの

2826. 30—ヘキサフルオロアルミン酸ナトリウム（人造水晶石）

2826. 90—その他のもの

（A）ふっ化物

この項には、この節の総説に掲げる除外例を除き、ふっ化物（例えば、28. 11 項のふっ化水素酸の金属塩）を含む。

最も重要なふっ化物は、次の物品である。

- （1）アンモニアのふっ化物：中性塩（ NH_4F ）及び酸性塩（ $\text{NH}_4\text{F} \cdot \text{HF}$ ）がある。潮解性の無色の結晶で、毒性があり、水に可溶である。防腐剤（皮革、木材の保存）、発酵の制御（ふっ化水素酸の代わりに使用する。）、染色の媒染剤、ガラスのエッチング（主として酸性塩）、銅の洗浄、冶（や）金工業（鉱石の分解、白金の精製）等に使用する。
- （2）ナトリウムのふっ化物：中性塩（ NaF ）及び酸性塩（ $\text{NaF} \cdot \text{HF}$ ）がある。25. 29 項の天然のふっ化カルシウム（ほたる石、fluospar）とナトリウム塩をか焼して得られる無色の結晶で、毒性があり、水にわずかに溶ける。アンモニアのふっ化物と同様に防腐剤（皮革、木材、卵の保存）、発酵の制御、ガラスのエッチング又はつや消しに使用するほか、ほうろう、寄生虫駆除剤の製造にも使用する。
- （3）ふっ化アルミニウム（ AlF_3 ）：ボーキサイトとふっ化水素酸から得られる無色の結晶で水に不溶であり、窯業のフラックス、過酸化水素の精製に使用する。
- （4）カリウムのふっ化物：中性塩（ $\text{KF} \cdot 2\text{H}_2\text{O}$ ）は、無色の潮解性の結晶で毒性があり、水によく溶ける。酸性塩（ $\text{KF} \cdot \text{HF}$ ）は、ナトリウムのふっ化物と同様の用途がある。酸性塩は、さらにジルコニウム又はタンタルの冶（や）金に使用する。
- （5）ふっ化カルシウム（ CaF_2 ）：25. 29 項の天然ふっ化カルシウム（ほたる石）から得られる無色の結晶で、水に不溶。又はゼラチン状で存在する。冶（や）金のフラックス（特に、カーナリットからマグネシウムを電解法で製造する場合）、ガラス製造又は窯業に使用する。
- （6）三ふっ化クロム（ $\text{CrF}_3 \cdot 4\text{H}_2\text{O}$ ）：暗緑色の粉で水に可溶であり、水溶液はガラスを侵す。染色の媒染剤に使用する。
- （7）ふっ化亜鉛（ ZnF_2 ）：白色の粉で、水に不溶であり、木材の含浸剤、エナメル、亜鉛めっきに使用する。
- （8）アンチモンのふっ化物：アンチモンの酸化物にふっ化水素酸を作用させると、三ふっ化アンチモン（ SbF_3 ）が生成する。白色針状結晶で、潮解性があり、水に可溶である。五ふっ化アンチモン（ SbF_5 ）は、無色の粘ちょうな液体で、音を立てて水に溶解水化物（二水物）をつくる。これらの塩は、窯業、染色の媒染剤及びなせんに使用する。
- （9）ふっ化バリウム（ BaF_2 ）：酸化バリウム、硫化バリウム又は炭酸バリウムとふっ化水素酸から得られる白色の粉で毒性があり、ほとんど水に溶けない。窯業用顔料、防腐剤、殺虫剤等に使用する。

この項には、この節の総説に掲げるふっ化物及び非金属のふっ化物は含まない（28. 12）。

(B) フルオロけい酸塩 (fluorosilicates)

フルオロけい酸塩は、28.11 項のヘキサフルオロけい酸 (H_2SiF_6) の塩である。

- (1) ヘキサフルオロけい酸二ナトリウム (Na_2SiF_6) : 過りん酸塩製造の副産物であるふっ化けい素から得られる白色の粉で冷水にわずかに溶ける。乳白ガラス、エナメル、合成石、耐酸性セメント、殺鼠剤、殺虫剤の製造、金属ベリリウム（電解用）の採取、電解によるすずの精製、ラテックスの凝固及び防腐剤に使用する。
- (2) ヘキサフルオロけい酸二カリウム (K_2SiF_6) : 白色無臭の結晶性粉末で水に難溶、塩酸に可溶。ガラス状エナメルフリット、陶磁器、殺虫剤又は合成雲母の製造、アルミニウム及びマグネシウムの冶（や）金に使用する。
- (3) ヘキサフルオロけい酸カルシウム (CaSiF_6) : 白色の結晶性粉末で水に難溶であり、窯業用白色顔料として使用する。
- (4) ヘキサフルオロけい酸銅 ($\text{CuSiF}_6 \cdot 6\text{H}_2\text{O}$) : 青色の結晶性粉末で水に可溶であり、毒性がある。斑点付け又は殺菌剤に使用する。
- (5) ヘキサフルオロけい酸亜鉛 ($\text{ZnSiF}_6 \cdot 6\text{H}_2\text{O}$) : 結晶性の粉で水に可溶。カルシウム化合物と反応し、ふっ化カルシウムの被膜を生じる。コンクリートの硬化、亜鉛めっき、防腐剤又は殺虫剤（木の伝染病）に使用する。
- (6) ヘキサフルオロけい酸バリウム (BaSiF_6) : 白色の粉で、コロラド甲虫等の殺虫剤、有害動物の駆除に使用する。
- (7) その他のフルオロけい酸塩 : フルオロけい酸マグネシウム及びフルオロけい酸アルミニウムは、フルオロけい酸亜鉛に類似して、コンクリートの硬化剤に使用する。フルオロけい酸クロム及びフルオロけい酸鉄は、染料工業に使用する。

この項には、トパーズ（天然のフルオロけい酸アルミニウム）は含まない（71 類）。

(C) フルオロアルミン酸塩その他のふっ素錯塩

- (1) ヘキサフルオロアルミン酸三ナトリウム (Na_3AlF_6) : 合成の氷晶石である。ふっ化水素酸に溶解した酸化アルミニウムに塩化ナトリウムを混合すると沈殿として得られる。また、硫酸アルミニウムをふっ化ナトリウムとともに熔融しても得られる。白色の結晶状塊で、天然の氷晶石（cryolite、25.30）の代用品として、アルミニウム冶（や）金、花火、エナメル、ガラス製造又は殺虫剤に使用する。
- (2) フルオロほう酸塩 : フルオロほう酸ナトリウム（殺菌剤用）、フルオロほう酸カリウム（エナメル用）、フルオロほう酸クロム及びフルオロほう酸ニッケル（電気めっき用）等に使用する。
- (3) フルオロ硫酸塩 : 特にフルオロ硫酸アンモニウムアンチモン（Haensalt、 $(\text{NH}_4)_2\text{SO}_4\text{SbF}_3$ ）は、溶解性の結晶で、ガラス及び金属を腐食する。媒染剤として使用する。
- (4) フルオロりん酸塩 : 例えば、天然のフルオロりん酸マグネシウム（wagnerite、25.30）又はフルオロりん酸アルミニウムリチウム（amblygonite、25.30）から得られる。
- (5) フルオロタンタル酸塩（タンタルの冶（や）金により得られる。）、フルオロチタン酸塩、フ

ルオロゲルマニウム酸塩、フルオロニオブ酸塩、フルオロジルコニウム酸塩（ジルコニウムの冶（や）金により得られる。）、フルオロすず酸塩等

この項には、金属（ベリリウム等）のふっ化酸化物及びふっ化酸化物の錯塩を含むが、非金属のふっ化酸化物は含まない（28.12）。

フルオロホルメート、フルオロアセテートその他の有機ふっ素錯塩は含まない（29 類）。

28.27 塩化物、塩化酸化物、塩化水酸化物、臭化物、臭化酸化物、よう化物及びよう化酸化物

2827.10－塩化アンモニウム

2827.20－塩化カルシウム

－その他の塩化物

2827.31－マグネシウムのもの

2827.32－アルミニウムのもの

2827.35－ニッケルのもの

2827.39－その他のもの

－塩化酸化物及び塩化水酸化物

2827.41－銅のもの

2827.49－その他のもの

－臭化物及び臭化酸化物

2827.51－ナトリウム又はカリウムの臭化物

2827.59－その他のもの

2827.60－よう化物及びよう化酸化物

この項には、この節の総説に掲げる除外例を除き、金属又はアンモニウムイオン（ NH_4^+ ）の塩化物、塩化酸化物（オキシ塩化物）、塩化水酸化物（ヒドロキシ塩化物）、臭化物、臭化酸化物（オキシ臭化物）、よう化物及びよう化酸化物（オキシよう化物）を含む。非金属のハロゲン化物及びハロゲン化酸化物は含まない（28.12）。

（A）塩化物

この項には、塩酸（28.06）の塩を含む。

この項に属する主な塩化物は、次のとおりである。

- （1）塩化アンモニウム（ NH_4Cl ）：塩酸をアンモニアで中和して得られる。結晶性の塊又は粉で、昇華法によって得られるものは華又はケーキである。純粋なものは無色であるが、不純なものでは黄色を呈する。水に可溶である。金属の酸洗い、染色又はなせん工業、皮なめし、肥料、電池製造、ワニス及び膠着剤の硬化、電気めっき、写真（定着液）等に使用する。塩化アンモニウムを含有する肥料については、解説 31.02 を参照。
- （2）塩化カルシウム（ CaCl_2 ）：天然の Stassfurt salt から抽出により又は炭酸ナトリウム製造の副産物として得られる。純度によって白色、黄色又はかつ色のものがある。吸湿性物質で、

溶融したもの、多孔性の塊又はフレークで、6水和物（結晶又は粒）となる。寒剤、コンクリートの凍結防止、路面の集じん、触媒、有機合成の脱水、縮合反応（例えば、フェノールからのアミン類の製造）、ガス乾燥、医薬に使用する。

- (3) 塩化マグネシウム (MgCl_2) : カリウム塩抽出の副産物として得られる。無水物には透明な塊状、円筒状、タブレット状、プリズム状のものがあり、水和物には無色の針状結晶のものがある。水に可溶で、硬セメント（例えば、床張り用型）、綿その他の紡織用繊維の仕上げ、殺菌剤、防腐剤、木材の不燃化に使用する。

この項には、天然の塩化マグネシウム (bischofite) を含まない (25.30)。

- (4) 塩化アルミニウム (AlCl_3) : 金属アルミニウムに塩素を作用させるか又は酸化アルミニウムに塩酸を作用させて得られる。無水物又は結晶性であり、水溶液はシロップ状である。無水物は空気中で発煙する。固体の塩化物は有機合成、媒染剤等に使用し、水溶液は木材の保存、羊毛の酸洗い、消毒剤等に使用する。

(5) 鉄の塩化物

- (a) 塩化第一鉄 (ferrous chloride) (FeCl_2) : 無水塩はうろこ状、フレーク状又は緑黄色の粉状であり、四水塩は緑色又は青色の結晶である。水溶液は緑色である。空気中で酸化されて黄色になるので、酸化防止に少量のアルコールを添加し、密せんして貯える。還元剤、媒染剤に使用する。

- (b) 塩化第二鉄 (ferric chloride) (FeCl_3) : 酸化鉄、炭酸鉄若しくは金属鉄を塩酸又は王水に溶解するか又は赤熱した鉄に塩素ガスを作用させて得られる。無水塩は黄色、かっ色又は暗赤色の潮解性の塊状で水に可溶である。水化物（五水塩又は十二水塩）は橙色、赤色又は紫色の結晶である。商取引上の液状塩化鉄は、暗赤色の水溶液である。塩化第一鉄よりも用途が広く、例えば、工業用水の精製、媒染剤、写真又は写真製版用、鉄に古つやを与えるため、医薬（止血剤又は収縮剤）に、また、特に酸化剤として使用する。

- (6) 二塩化コバルト ($\text{CoCl}_2 \cdot 6\text{H}_2\text{O}$) : 桃色、赤色又は紫色の結晶で、加熱すると青色になる。水に可溶で、湿度計、あぶり出しインキ、ガスマスクの吸着剤に使用する。

- (7) 二塩化ニッケル (NiCl_2) : 無水塩は黄色のうろこ状又はフレーク状の結晶であり、六水塩は潮解性の緑色結晶である。水によく溶ける。媒染剤、電解（ニッケルめっき浴）、ガスマスクの吸着剤に使用する。

- (8) 塩化亜鉛 (ZnCl_2) : 熱した亜鉛鉱（閃亜鉛鉱 (blende) 又は異極鉱 (calamine)）(26.08) に塩化水素を通ずるか又は 26.20 項の灰及び残留物から抽出して得られる。白色の結晶性塊（亜鉛バター）、粒又は溶融したものがあり、強潮解性で、水に可溶、アルカリ性で有毒である。防腐剤、殺菌剤、脱水剤、木材の不燃化、皮革の保存、セルロースの硬化（バルカナイズドファイバーの調製）、有機合成、はんだ付けのフラックス、染色工業の媒染剤、油の精製、歯科用セメント及び医薬の製造（防腐剤）に使用する。

(9) すずの塩化物

- (a) 塩化第一すず (stannous chloride) (SnCl_2) : 樹脂状の破砕面を持つ塊又は白色若しくは黄色の結晶（二水塩）で、その水溶液も同じ色である。腐食性があり、空気中で変性する。還元剤、媒染剤、建染め染料 (dyers' tin salt)、絹のサイズ剤又はすずめっき

に使用する。

- (b) 塩化第二すず (stannic chloride) (SnCl_4) : 無水塩は無色又は黄色の液体で、湿った空气中で白煙を発する。含水塩は無色の結晶である。また、ゼラチン状の塊 (すずバター) のものもある。媒染剤、絹のサイズ剤として使用し、また、塩化第一すず及び金塩と混合して磁器の飾りの Cassius 紫の製造に使用する。
- (10) 塩化バリウム (BaCl_2) : 天然の炭酸バリウム (毒重石、witherite) 又は硫酸バリウム (重晶石、barytes) から得られる。水に可溶で、無水塩、熔融塩 (黄色の粉) 又は二水塩 (薄葉状の結晶又はタブレット状) がある。染色、窯業、寄生虫駆除剤、殺鼠剤、工業用水の精製等に使用する。
- (11) チタンの塩化物 : 最も重要なものは、四塩化チタン (TiCl_4) である。これは、チタン冶 (や) 金において炭素と天然の二酸化チタン (金紅石 (rutile)、板チタン石 (brookite)、鋭錐鉱 (anatase)) の混合物に塩素を作用させて得られる。無色又は黄色の刺激臭を持つ液体で、湿った空气中で発煙する。吸水し、水により加水分解する。媒染剤 (チタン媒染剤) の製造、陶磁器に虹色の外観を与えるため、また、煙幕又は有機合成に使用する。
- (12) クロムの塩化物
- (a) 塩化第一クロム (chromous chloride) (CrCl_2) : 針状結晶又は藍色の水溶液で、還元剤に使用する。
- (b) 塩化第二クロム (chromic chloride) (CrCl_3) : 桃色又は橙色のうろこ状結晶で、六水塩及び十二水塩は緑色又は紫色の結晶である。媒染剤、皮なめし、クロムめっき、有機合成及び焼結クロムの製造に使用する。
- (13) 二塩化マンガン (MnCl_2) : 天然の炭酸塩 (菱マンガン鉱 (rhodrosite 又は dialogite)) (26.02) を塩酸で処理して得られる。無水物はばら色の結晶性の塊で、水化物 (例えば、四水塩) はばら色の結晶で潮解性があり、水に可溶である。かっ色着色料、医薬用、触媒及びなせんに使用する。
- (14) 銅の塩化物
- (a) 塩化第一銅 (cuprous chloride) (CuCl) : 結晶性の粉又は無色の結晶で、水にほとんど溶けず、空气中で酸化される。ニッケル及び銀の冶 (や) 金又は触媒に使用する。
- (b) 塩化第二銅 (cupric chloride) ($\text{CuCl}_2 \cdot 2\text{H}_2\text{O}$) : 潮解性の緑色結晶で、水に可溶。なせん、写真、電解、触媒、防腐剤、消毒剤、殺虫剤、染料工業及び花火 (Bengalfires) に使用する。
- 天然の塩化銅 (nantokite) は 25.30 項に属する。
- (15) アンチモンの塩化物
- (a) 三塩化アンチモン (アンチモンバター) (SbCl_3) : 天然の硫化物 (輝安鉱 (stibnite)、26.17) を塩酸で処理して得られる。無色透明の塊で、アルカリ性であり、空气中の湿気を吸収して油状となる。金属のブロンズ化剤及び酸洗い、媒染剤、レーキの生成、皮の仕上げ、酸化アンチモンの製造、獣医用治療薬に使用する。
- (b) 五塩化アンチモン (SbCl_5) : 無色の液体で、湿った空气中で発煙し、水で分解する。有機合成における塩素担体及びくん蒸剤に使用する。

このグループには、塩化ナトリウム及び塩化カリウム（純粋であるかないかを問わない。それぞれ 25.01 及び 31.04 又は 31.05）は含まない。この項には、通常「さらし粉（商慣行上の次亜塩素酸カルシウム）」といわれる化合物を含まない（28.28）。塩化水銀（塩化第一水銀（Mercurous chloride）及び塩化第二水銀（Mercuric chloride））は、28.52 項に属する。

（B）塩化酸化物及び塩化水酸化物

この項には、金属の塩化酸化物（オキシ塩化物）及び塩化水酸化物（ヒドロキシ塩化物）を含む。

この項には、次の物品を含む。

- （1）銅の塩化酸化物及び塩化水酸化物：結晶性の青色粉末で、殺虫剤、殺菌剤又は顔料に使用する。

この項には、天然の塩化水酸化銅（緑塩銅鉱、atacamine）を含まない（26.03）。

- （2）塩化水酸化アルミニウム（ $\text{Al}_2\text{Cl}(\text{OH})_5 \cdot x\text{H}_2\text{O}$ ）：黄白色の粉で化粧品の汗どめ剤として使用する。
- （3）塩化酸化クロム（塩化クロミル）（ CrCl_2O_2 ）：刺激臭を持つ赤色液体で、湿った空気中で発煙し、水で分解する。皮なめし、媒染剤及び酸化剤に使用する。
- （4）塩化酸化すず：灰色又は白色の無定形の塊で、水に可溶、媒染剤に使用する。
- （5）塩化酸化アンチモン（ SbClO ）：白色の粉で、煙幕、顔料、医薬の製造に使用する。
- （6）鉛の塩化酸化物及び塩化水酸化物：酸化鉛（リサージ、litharge）をアルカリの塩化物で処理して得られる白色の粉である。クロム酸鉛、顔料（Cassel yellow）（水性・油性ペイント又は泥絵の具）その他の複合顔料の調製に使用する。
- （7）塩化酸化ビスマス（塩化ビスムチル）（ BiClO ）：白色の粉で人造真珠製造の際の顔料（「パールホワイト」）に使用する。

（C）臭化物及び臭化酸化物

この項には、臭化水素酸（28.11）の塩及び臭化酸化物（オキシ臭化物）を含む。

- （1）臭化ナトリウム（ NaBr ）：臭化アンモニウムと類似の方法又は旋盤鉄くずに臭素を直接作用させて得られる臭化鉄にナトリウム塩を反応させることによって得られる。51 度を超える温度で結晶させるとやや不安定な無水結晶が得られる。温度 51 度以下では、2 分子の結晶水をもつ大きな立方晶系の結晶となる。無色で吸湿性であり、水に可溶である。医薬及び写真に使用する。
- （2）臭化カリウム（ KBr ）：臭化ナトリウムと同様な製法及び用途である。無水物は、大きな結晶である。
- （3）臭化アンモニウム（ NH_4Br ）：臭化水素をアンモニアに作用させて得られる。無色の結晶で、水に溶け、空気中で黄変し、徐々に分解し、熱すると昇華する。医薬（鎮静剤）、写真（現像抑制剤）及び難燃剤に使用する。
- （4）臭化カルシウム（ $\text{CaBr}_2 \cdot 6\text{H}_2\text{O}$ ）：炭酸カルシウムと臭化水素酸から得られる。無色の潮解性結晶で、水によく溶ける。医薬及び写真に使用する。

(5) 銅の臭化物

(a) 臭化第一銅 (cuprous bromide) (CuBr) : 臭化第二銅の還元によって得られる。無色の結晶で水に不溶。有機合成に使用する。

(b) 臭化第二銅 (cupric bromide) (CuBr_2) : 銅に臭素を直接作用させて得られる。潮解性の結晶で、水に可溶。有機合成及び写真に使用する。

(6) その他の臭化物及び臭化酸化物 : ここには、臭化ストロンチウム (医薬用) 及び臭化バリウムを含む。

(D) よう化物及びよう化酸化物

この項には、よう化水素 (28.11) の塩及びよう化酸化物 (オキシよう化物) を含む。

(1) よう化アンモニウム (NH_4I) : アンモニア又は炭酸アンモニウムによう化水素を作用させて得られる。白色の結晶性粉末で吸湿性があり、水によく溶ける。医薬 (血液循環系統の病気及び気腫の治療) 及び写真に使用する。

(2) よう化ナトリウム (NaI) : 水酸化ナトリウム又は炭酸ナトリウムによう化水素を作用させるか、鉄のやすりくずによう素を直接作用させて得られるよう化鉄にナトリウム塩を反応させるか又はよう素酸塩を焼くことによって得られる結晶性の無水物である。潮解性があり、水によく溶け、空気と光により分解する。医薬、食卓塩のよう素化及び写真に使用する。

(3) よう化カリウム (KI) : よう化ナトリウムと類似の製造方法で得られ、用途も同じであるが、よう化ナトリウムより保存性がよい。無水物は、無色又は乳白色の結晶である。

(4) よう化カルシウム (CaI_2) : 炭酸カルシウム及びよう化水素から得られる。無色の光沢ある結晶又は真珠状白色のうろこ状片である。水に溶け、空气中で黄変する。写真に使用する。

(5) その他のよう化物及びよう化酸化物 : ここには、次の物品を含む。

(a) リチウムのよう化物 (医薬用)、ストロンチウム、アンチモン、亜鉛又は鉄のよう化物 (医薬用、防腐剤)、鉛のよう化物 (輝きのあるゴム顔料製造用) 及びビスマスのよう化物 (試薬)

(b) よう化酸化アンチモン、よう化酸化銅及びよう化酸化鉛

この項には、水銀のよう化物 (よう化第一水銀 (mercurous iodide) 及びよう化第二水銀 (mercuric iodide)) を含まない (28.52)。

28.28 次亜塩素酸塩、商慣行上次亜塩素酸カルシウムとして取引する物品、亜塩素酸塩及び次亜臭素酸塩

2828.10—商慣行上次亜塩素酸カルシウムとして取引する物品その他カルシウムの次亜塩素酸塩

2828.90—その他のもの

この項には、この節の総説に掲げる除外例を除き、金属の次亜塩素酸塩、亜塩素酸塩及び次亜臭素酸塩並びに商慣行上次亜塩素酸カルシウムとして取引する物品を含む。

(A) 次亜塩素酸塩 (hypochlorites)

次亜塩素酸塩は最も重要なもので、主として漂白剤に使用する。不安定な塩で、空气中で分解する。弱い酸に触れても次亜塩素酸を生ずる。次亜塩素酸は、容易に塩素を放出する強力な酸化剤及び漂白剤である。

- (1) 次亜塩素酸ナトリウム ($\text{NaClO} \cdot 6\text{H}_2\text{O}$) : 水溶液として貯蔵し、最近の商慣行では、「ジャベル水 (eau de Javel)」と呼ばれている。塩化ナトリウムの水溶液の電解又は次亜塩素酸カルシウムに硫酸ナトリウム若しくは炭酸ナトリウムを作用させて又は水酸化ナトリウム (かせいソーダ) と塩素との反応によって得られる。この塩は、水によく溶け、無水の状態では存在しない。かなり不安定で、熱と光に敏感である。この水溶液は、無色又は黄色で、塩素臭を有する。通常、不純物として、少量の塩化ナトリウムを含有する。植物性繊維又は木材パルプの漂白、家屋の殺菌消毒剤、水の精製、ヒドラジンの製造に使用する。また、写真 (ハレーション防止プレート用の急速現像)、医薬 (ほう酸と混合し、消毒剤 (デーキン液 (Dakin's solution)) にする。) に使用する。
- (2) 次亜塩素酸カリウム ($\text{KClO} \cdot 6\text{H}_2\text{O}$) : この塩の水溶液は、以前は「ジャベル水 (eau de Javel)」と呼ばれていた。すべての点でナトリウム塩と類似している。
- (3) その他の次亜塩素酸塩 : これらの次亜塩素酸塩には、次亜塩素酸アンモニウム (次亜塩素酸カルシウムよりも殺菌力が強い。) 並びにバリウム、マグネシウム及び亜鉛の次亜鉛素酸塩を含む。いずれも、漂白剤又は殺菌剤である。

(B) 商慣行上次亜塩素酸カルシウムとして取引する物品

次亜塩素酸カルシウム : 本品は、商取引においてさらし粉 (chloride of lime) として知られているもので、主として不純な次亜塩素酸カルシウム及び塩化カルシウムから成り、酸化カルシウム又は水酸化カルシウムを含むこともある。水酸化カルシウムを塩素で飽和することにより得られる。白色無定形の粉状物質で、塩化カルシウムを含有する場合は吸湿性であり、水に溶け、光、熱又は二酸化炭素の作用に敏感である。動物繊維及び有機物を侵し、脱色する。植物性繊維用繊維若しくは木材パルプの漂白、消毒、殺菌 (水の精製 (javallisation)) 又は致死性ガスに汚染された土地に散布するために使用する。純粋な塩は、結晶状の塊又は塩素臭を持つ水溶液であり、不純な塩よりやや安定である。

この項には、塩化カルシウム (CaCl_2) を含まない (28. 27)。

(C) 亜塩素酸塩 (chlorites)

ここには、亜塩素酸 (HClO_2) の塩を含む。

- (1) 亜塩素酸ナトリウム (NaClO_2) : 無水塩、三水塩の塊又は水溶液である。温度 100 度まで安定である。強力な酸化剤で腐食性が強い。染色又は漂白に使用する。
- (2) 亜塩素酸アルミニウム : 亜塩素酸ナトリウムと同様に使用する。

(D) 次亜臭素酸塩 (hypobromites)

ここには、次亜臭素酸 (HBrO) (28. 11) の塩を含む。

次亜臭素酸カリウム (KBrO) は、ある種の有機化合物の窒素含有量測定に使用する。

28.29 塩素酸塩、過塩素酸塩、臭素酸塩、過臭素酸塩、よう素酸塩及び過よう素酸塩

ー塩素酸塩

2829.11ーナトリウムのも

2829.19ーその他のもの

2829.90ーその他のもの

この項には、この節の総説に掲げる除外例を除き、金属の塩素酸塩、過塩素酸塩、臭素酸塩、過臭素酸塩、よう素酸塩及び過よう素酸塩を含む。

(A) 塩素酸塩

ここには、塩素酸 (HClO_3) (28.11) の塩を含む。

- (1) 塩素酸ナトリウム (NaClO_3) : 塩化ナトリウムの水溶液を電解して得られる。光沢のある無色の板状結晶で、水によく溶け、容易に酸素を放出する。不純物としてアルカリ金属の塩化物を含むものがある。酸化剤、有機合成、なせん (アニリンブラック染料)、雷管又はマッチの製造、除草剤等に使用する。
- (2) 塩素酸カリウム (KClO_3) : 塩素酸ナトリウムと同様な方法により得られる。無色の結晶で、水に難溶。その他の性質は塩素酸ナトリウムと類似している。医薬、爆薬 (例えば、チェダイト (cheddite)) の製造に使用する。
- (3) 塩素酸バリウム ($\text{Ba}(\text{ClO}_3)_2$) : 塩化バリウムの水溶液を電解して得られる。無色の結晶で水に可溶であり、緑色着色料として花火、爆薬及びある種のその他の塩素酸塩の製造に使用する。
- (4) その他の塩素酸塩 : 塩素酸アンモニウム (爆薬製造用)、塩素酸ストロンチウム (爆薬、花火 (赤色) 製造用)、塩素酸クロム (媒染剤)、塩素酸銅 (緑色の結晶。染色用、爆薬及び花火 (緑色) の製造用) がある。

(B) 過塩素酸塩

ここには、過塩素酸 (HClO_4) (28.11) の塩を含む。これらは、いずれも強力な酸化剤で、花火及び爆薬の製造に使用する。

- (1) 過塩素酸アンモニウム (NH_4ClO_4) : 過塩素酸ナトリウムより得られる。無色の結晶で水 (特に熱水) に可溶。熱により時として爆発的に分解する。
- (2) 過塩素酸ナトリウム (NaClO_4) : 塩素酸ナトリウムの冷溶液の電解で得られる。潮解性の無色結晶。
- (3) 過塩素酸カリウム (KClO_4) : 過塩素酸ナトリウムから得られる。無色の結晶性の粉で、比較的溶解度が低く、衝撃によって爆発する。塩素酸塩より強力な酸化剤として化学工業に使用する。

(4) その他の過塩素酸塩：過塩素酸バリウム（水化した粉末）、過塩素酸鉛（飽和水溶液は、比重 2.6 で浮遊選鉱に使用する。）がある。

(C) 臭素酸塩及び過臭素酸塩

ここには、臭素酸 (HBrO_3) (28.11) の塩（例えば、臭素酸カリウム (KBrO_3)）及び過臭素酸 (HBrO_4) の塩を含む。

(D) よう素酸塩及び過よう素酸塩

ここには、よう素酸 (HIO_3) (28.11) の塩及び過よう素酸 (28.11) の塩を含む。

よう素酸ナトリウム (NaIO_3)、よう素酸カリウム (KIO_3) 及び二よう素酸水素カリウム ($\text{KH}(\text{IO}_3)_2$) は、医薬及び分析試薬に使用する。よう素酸バリウムは、結晶でよう素酸の製造に使用する。

過よう素酸ナトリウム（一ナトリウム塩及び二ナトリウム塩）は、よう素酸ナトリウムのアルカリ溶液に塩素を作用させることにより得られる。

28.30 硫化物及び多硫化物（多硫化物については、化学的に単一であるかないかを問わない。）

2830.10—ナトリウムの硫化物

2830.90—その他のもの

この項には、この節の総説に掲げる除外例を除き、金属硫化物（硫化水素 (H_2S) (28.11) の塩）を含む。古典的な名称である「水硫化物 (sulphydrates、hydrosulphides)」は、時には酸性硫化物に適用されている。非金属の硫化物は含まない (28.13)。

(1) ナトリウムの硫化物

(a) 硫化ナトリウム (Na_2S)：硫酸ナトリウムを石炭で還元して得られる。無水塩は、白色の塊状又は板状（濃縮物又は融解硫化物）で、水に可溶、空気中で酸化されて硫酸塩になる。含水塩（九水塩）は、その純度によって無色から緑色を帯びたものである。有機合成における弱い還元剤である。浮遊選鉱において、この硫化物は、硫化により鉱石の表面の油の吸収を促進する。脱毛剤（皮なめし又は衛生用品）又は駆虫剤に使用する。

(b) 硫化水素ナトリウム (NaHS)：中性硫化物に硫化水素を作用させて得られる。無色の結晶で、水に可溶。皮なめしの脱毛剤、染色、ニッケル精錬の銅吸収剤、有機合成の還元剤等に使用する。

(2) 硫化亜鉛 (ZnS)：人造の硫化亜鉛は、硫化ナトリウムの作用で亜鉛酸アルカリを沈殿させることにより水化物の形で得られる。白色のペースト又は粉で酸化亜鉛その他の不純物を含むものがある。単独又は酸化マグネシウムと混合して、ゴムの顔料に使用する。硫酸バリウムと共沈させるとリトポン (32.06) を生成する。銀、銅等により活性化されると 32.06 項のルミノホアを生成する。ただし、この項に属する硫化亜鉛は、混合していないもの及び活性化していないものである。

この項には、閃亜鉛鉱 (blende、天然の硫化亜鉛) (26.08) 及び繊維亜鉛鉱 (wurzite、天

然の硫化亜鉛) (25. 30) を含まない。

- (3) 硫化カドミウム (CdS) : 人造の硫化カドミウムは、カドミウム塩 (硫酸塩等) の溶液に硫化水素又は硫化アルカリを作用させ沈殿させることにより得られる。黄色顔料 (カドミウムイエロー) で、絵の具として又は非閃光ガラスの製造に使用し、また、硫酸バリウムとの共沈物は、ペイント又は陶磁器用の明るい黄色着色料 (32. 06) となる。

この項には、天然の硫化カドミウム (硫カドミウム鉱、greenockite) (25. 30) を含まない。

- (4) 硫化水素アンモニウム ($\text{NH}_4 \cdot \text{HS}$) : 針状又はフレーク状の結晶で揮発性があり、写真及び有機合成に使用する。

- (5) 硫化カルシウム (CaS) : 硫酸カルシウムと炭素の混合物を焼いて得られる。灰色又は黄色を帯びた塊で、発光性をもつことがある。水にほとんど溶けず、硫酸塩その他の不純物を含むものがある。単独又は酸化第一砒 (ひ) 素若しくは石灰と処理して皮革の脱毛剤に使用する。また、脱毛化粧品、医薬 (殺菌剤)、冶 (や) 金、発光ペイントの製造に使用する。

- (6) 鉄の硫化物 : 最も重要な人造の硫化鉄は、硫化第一鉄 (ferrous sulphide) (FeS) で、鉄のやすりくずと硫黄の混合物を熔融して得られる。黒色を帯びた板、棒又は塊で金属光沢を持つ。硫化水素の製造及び窯業に使用する。

この項には、天然の硫化鉄は含まない (25. 02 (焼いてない硫化鉄鉱、pyrites)、71. 03 又は 71. 05 (白鉄鉱、marcasite) 参照)。鉄と砒素との天然の複硫化物 (硫砒鉄鉱、mispickel) 又は鉄と銅との天然の複硫化物 (斑銅鉱 (bornite)、黄銅鉱 (chalcopyrite)) は、それぞれ 25. 30 項及び 26. 03 項に属する。

- (7) 硫化ストロンチウム (SrS) : 灰色を帯びた物品で空気中で黄変する。なめし工業の脱毛剤、化粧品、発光ペイントの製造に使用する。

- (8) すずの硫化物 : 人造の硫化第二すず (stannic sulphide) (SnS_2) は、硫黄と塩化アンモニウムから成る混合物を酸化すず又はアマルガムとともに加熱して得られる。黄金色のフレーク又は粉で、水に不溶、加熱すると昇華する。木材、石膏等に青銅光沢をつけるのに使用する。

- (9) アンチモンの硫化物

(a) 人造三硫化物 (Sb_2S_3) : 天然の硫化物を水酸化ナトリウムに溶かして酸を作用させると赤色又は橙色の粉として得られる (沈降性三硫化物)。単独又は五硫化物その他の物品と混合してゴムの顔料に使用する (アンチモン朱色、アンチモン深紅色)。天然の硫化物を加熱熔融したものは、黒色三硫化物で、花火、マッチ、起爆性の導火線又は雷管 (塩素酸カリウムと混合して)、写真のせん光材料 (クロム酸カリウムと混合して) 等に使用する。炭酸ナトリウムと熱処理すると、三硫化アンチモン及びピロアンチモン酸ナトリウムを主成分とし、医薬に使用する “kermes mineral” (38. 24) が得られる。

(b) 五硫化物 (golden antimony sulphide) (Sb_2S_5) : 硫化アンチモンナトリウム (Schlippe's salt) の溶液を酸性にして得られる。橙色の粉で暗所でも時間の経過とともに分解する。雷管の製造、ゴムの加硫若しくは着色剤又は医薬 (人用 (去痰薬) 又は獣医用) に使用する。

天然の硫化アンチモン (輝安鉱、stibnite) 及び酸化硫化アンチモン (紅安鉱、kermesite)

は含まない (26. 17)。

(10) 硫化バリウム (BaS) : 天然の硫酸塩 (重晶石 (barytes)、25. 11) を石炭で還元して得られる。純粋なものは白色の粉又は塊で、不純なものは灰色又は黄色を帯びている。毒性があり、用途は硫化ストロンチウムに類似している。

(11) その他の硫化物 : これらには、次の物品を含む。

(a) カリウムの硫化物 (中性及び酸性) : 硫化水素カリウムは、メルカプタンの製造に使用する。

(b) 銅の硫化物 : 電極又は耐海水性塗料の製造に使用する。天然の硫化銅 (銅藍 (covellite)、輝銅鉱 (chalcocite)) は、含まない (26. 03)。

(c) 硫化鉛 : 窯業に使用する。ただし、天然の硫化鉛 (方鉛鉱、galena) は含まない (26. 07)。天然の硫化水銀 (辰砂 (cinnabar)、天然朱) 及び人造の硫化水銀は含まない。)。それぞれ、26. 17 項、28. 52 項に属する。

(12) 多硫化物は、この項に属する。これらは同じ金属の種々の硫化物の混合物である。

(a) ポリ硫化ナトリウムは、硫黄を炭酸ナトリウム又は中性の硫化ナトリウムと共に加熱処理して得られ、二硫化ナトリウム (Na_2S_2)、三硫化ナトリウム及び四硫化ナトリウム並びに硫酸塩、亜硫酸塩等の不純物より成る。緑色の板状で、吸湿性が強く、水に可溶、空气中で酸化する。密閉容器に保管する。有機合成 (硫化染料製造) の還元剤、浮遊選鉱、エチレンポリスルフィドの製造、人造硫化水銀製造、疥 (かい) せん治療の硫黄浴に使用する。

(b) ポリ硫化カリウム (硫肝、livre of sulpher) は、ポリ硫化ナトリウムと同様の用途に使用するが、特に硫黄浴に多く使用する。

この項には、次の天然の硫化物を含まない。

(a) 硫化ニッケル (針ニッケル鉱、millerite) (25. 30)

(b) 硫化モリブデン (輝水鉛鉱、molybdenite) (26. 13)

(c) 硫化バナジウム (パトロン石、patoronite) (26. 15)

(d) 硫化ビスマス (輝そう鉛鉱、bismuthinite) (26. 17)

28. 31 亜二チオン酸塩及びスルホキシル酸塩

2831. 10—ナトリウムのもの

2831. 90—その他のもの

亜二チオン酸塩 (ヒドロ亜硫酸塩) は、亜二チオン酸 (ヒドロ亜硫酸) ($\text{H}_2\text{S}_2\text{O}_4$ 、遊離状態では単離されない。) の塩である。これは、二酸化硫黄で飽和した亜硫酸水素塩溶液の還元 (亜鉛粉を加えて) で得られ、化学工業、繊維工業又は製糖工業において、還元剤として、主に漂白用に使用する。

最も重要なものは、亜二チオン酸ナトリウム ($\text{Na}_2\text{S}_2\text{O}_4$) で、無水塩は水に可溶性の白色粉、含水

塩（二水塩）は無色の結晶である。有機合成、染色工業又は製紙工業に使用する。結晶であっても分解しやすい。ある用途（例えば、繊維工業における色抜き剤）には、ホルムアルデヒドで（時には、酸化亜鉛又はグリセリンを加えて）安定化して使用する。また、アセトンでも安定化される。

カリウム、カルシウム、マグネシウム及び亜鉛の亜二チオン酸塩は、亜二チオン酸ナトリウムと類似の物品で、類似の方法で安定化され、類似の用途、性質を持つ。

この項には、安定化したすべての亜二チオン酸塩及び類似の製品であるホルムアルデヒドスルホキシル酸塩も含む。

この項には、亜硫酸塩及びチオ硫酸塩は含まない（28.32）。

28.32 亜硫酸塩及びチオ硫酸塩

2832.10—ナトリウムの亜硫酸塩

2832.20—その他の亜硫酸塩

2832.30—チオ硫酸塩

この項には、この節の総説に掲げる除外例を除き、次の物品を含む。

(A) 金属の亜硫酸塩：亜硫酸 (H_2SO_3 、水溶液のみで存在し、28.11 項の二酸化硫黄に対応する。) の塩

(B) 金属のチオ硫酸塩：チオ硫酸 ($\text{H}_2\text{S}_2\text{O}_3$ 、純粋な状態では存在しない。) の塩

この項には、亜硫酸パルプ廃液の濃縮物 (38.04) 及び有機安定剤を加えた「ヒドロ亜硫酸塩 (hydro sulphites)」と称する工業製品 (28.31) は含まない。

(A) 亜硫酸塩 (sulphites)

この項には、中性又は酸性の亜硫酸塩を含む。

(1) ナトリウムの亜硫酸塩：亜硫酸水素ナトリウム (NaHSO_3)、二亜硫酸二ナトリウム ($\text{Na}_2\text{SO}_3 \cdot \text{SO}_2$ 又は $\text{Na}_2\text{S}_2\text{O}_5$) 及び亜硫酸ナトリウム (Na_2SO_3) を含む。

(a) 亜硫酸水素ナトリウム（「重亜硫酸ナトリウム」又は酸性亜硫酸ナトリウム）：炭酸ナトリウムの水溶液に二酸化硫黄を作用させて得られる。無色の粉又は結晶で、不安定であり、二酸化硫黄臭を持ち、水に非常に溶けやすい。黄色を帯びた濃縮液で保存する。有機合成の還元剤、インジゴの製造、羊毛及び絹の漂白、ラテックス用の加硫剤、皮なめし、ぶどう酒用（ぶどう酒の保存用防腐剤）、浮遊選鉱剤（鉱物の浮力を下げる。）に使用する。

(b) 二亜硫酸二ナトリウム（メタ重亜硫酸ナトリウム、次亜硫酸ナトリウム若しくは乾性亜硫酸ナトリウム又は「重亜硫酸ナトリウム結晶」と誤って呼称されることもある。）：亜硫酸水素塩から得られる。特に湿った空気中で酸化されやすい結晶で、酸性亜硫酸塩と同様の用途のほか、ぶどう栽培及び写真に使用する。

(c) 亜硫酸ナトリウム（中性亜硫酸ナトリウム）：亜硫酸水素塩溶液を炭酸ナトリウムで中和して得られる。無水塩は粉状であるが、含水塩（七水塩）は結晶で、いずれも無色、水

に可溶である。写真、醸造、ロジン処理、防腐、漂白等に使用する。また、他の亜硫酸塩、チオ硫酸塩及び有機染料等の製造に使用する。

- (2) 亜硫酸アンモニウム ($(\text{NH}_4)_2\text{SO}_3 \cdot \text{H}_2\text{O}$) : アンモニアに二酸化硫黄を作用させて得られる。無色の結晶で水に可溶、空気中で酸化される。有機合成に使用する。
- (3) カリウムの亜硫酸塩 : ナトリウムの亜硫酸塩と同様の形態で存在する。
 - (a) 亜硫酸水素カリウム : 無色の結晶で、染色及びぶどう酒に使用する。
 - (b) 二亜硫酸二カリウム (メタ重亜硫酸カリウム) : 白色の粉又はうろこ状で、写真、フェルト帽子製造又は防腐剤に使用する。
 - (c) 中性亜硫酸カリウム : 二水塩結晶で紡織用繊維のなせんに使用する。
- (4) カルシウムの亜硫酸塩 : これには次の物品を含む。
 - (a) 亜硫酸水素カルシウム (重亜硫酸カルシウム) ($\text{Ca}(\text{HSO}_3)_2$) : 水酸化カルシウムに二酸化硫黄を作用させて得られる。化学パルプ製造時のリグニン溶解、漂白 (例えば、海綿) 又はビールの除塩素剤若しくは濁り防止剤に使用する。
 - (b) 中性亜硫酸カルシウム (CaSO_3) : 白色の結晶性の粉又は針状のもの (二水塩) で、水に難溶、空気中で風解する。医薬又はぶどう酒に使用する。
- (5) その他の亜硫酸塩 : マグネシウムの亜硫酸塩 (カルシウムの亜硫酸塩と同様の用途)、亜硫酸亜鉛 (防腐剤、媒染剤) 及び亜硫酸水素クロム (媒染剤) を含む。

(B) チオ硫酸塩

- (1) チオ硫酸アンモニウム ($(\text{NH}_4)_2\text{S}_2\text{O}_3$) : チオ硫酸ナトリウムから得られる。潮解性を持つ無色の結晶で、水に可溶。写真の定着液及び防腐剤に使用する。
- (2) チオ硫酸ナトリウム ($\text{Na}_2\text{S}_2\text{O}_3 \cdot 5\text{H}_2\text{O}$) : 亜硫酸ナトリウムの溶液に硫黄を作用させて得られる。無色の結晶で、水によく溶け、空気に侵されない。写真の定着剤、紡織用繊維若しくは紙の漂白時の除塩素剤、クロムなめし又は有機合成に使用する。
- (3) チオ硫酸カルシウム ($\text{CaS}_2\text{O}_3 \cdot \text{H}_2\text{O}$) : 硫化カルシウムの酸化によって得られる。白色の結晶性の粉で水に可溶。医薬及び他のチオ硫酸塩の製造に使用する。
- (4) その他のチオ硫酸塩 : チオ硫酸バリウム (真珠光沢を持つ顔料)、チオ硫酸アルミニウム (有機合成用)、チオ硫酸鉛 (無りんマッチ製造用) を含む。

28.33 硫酸塩、みょうばん及びペルオキシ硫酸塩 (過硫酸塩)

ーナトリウムの硫酸塩

2833.11ーー硫酸二ナトリウム

2833.19ーーその他のもの

ーその他の硫酸塩

2833.21ーーマグネシウムのもの

2833.22ーーアルミニウムのもの

2833.24ーーニッケルのもの

- 2833.25—銅のもの
2833.27—バリウムのも
2833.29—その他のもの
2833.30—みょうばん
2833.40—ペルオキシ硫酸塩（過硫酸塩）

（A）硫酸塩

この項には、この節の総説に掲げる除外例を除き、硫酸（ H_2SO_4 ）（28.07）の金属塩を含む。ただし、水銀の硫酸塩（28.52）、硫酸アンモニウム（31.02 又は 31.05）及び硫酸カリウム（31.04 又は 31.05）は、純度のいかんにかかわらず、この項には含まない。

（1）ナトリウムの硫酸塩：これには次の物品を含む。

- （a）硫酸二ナトリウム（中性硫酸ナトリウム）（ Na_2SO_4 ）：無水塩又は水化物として存在し、粉又は大きな透明結晶、空気中で風解し、水に溶けて温度を降下させる。十水塩（ $\text{Na}_2\text{SO}_4 \cdot 10\text{H}_2\text{O}$ ）はグラウバー塩（Glauber's salt）として知られている。不純物を含む硫酸二ナトリウム（純度 90～99%）は、通常各種の製造工程の副産物として得られ「芒硝（salt cake）」と称され、この項に属する。硫酸二ナトリウムは、染色助剤、ガラス製造（瓶、クリスタルガラス及び光学ガラスの製造においてガラス化できる混合物を得るため）のフラックス、皮なめし、製紙工業（化学パルプの製造）、繊維工業のサイジング剤、医薬（下剤）等に使用する。

天然のナトリウムの硫酸塩（石灰芒硝（glauberite）、ブローダイト（bloedite）、reussin、アストラカナイト（astrakhanite）は、含まない（25.30）。

- （b）硫酸水素ナトリウム（酸性硫酸ナトリウム）（ NaHSO_4 ）：硝酸製造の際の残留塩であり、潮解性の白色の塊で、硫酸の代りに使用する。特に金属の酸洗い、ゴムの再生、アンチモン又はタンタルの冶（や）金及び除草剤に使用する。

- （c）二硫酸二ナトリウム（ピロ硫酸ナトリウム）（ $\text{Na}_2\text{S}_2\text{O}_7$ ）

（2）硫酸マグネシウム：この項には、人造の硫酸マグネシウム（Epsom salts、Seidlitz salts）（ $\text{MgSO}_4 \cdot 7\text{H}_2\text{O}$ ）を含む。これは、キーゼル石の精製又はドロマイトに硫酸を作用させて得られる。無色の結晶で空気中でわずかに風解し、水に可溶。紡織用繊維のサイジングにおける充てん料、皮なめし、不燃剤、下剤に使用する。

この項には、天然の硫酸マグネシウム（キーゼル石、ieserite）は含まない（25.30）。

（3）硫酸アルミニウム（ $\text{Al}_2(\text{SO}_4)_3$ ）：ボーキサイトの処理又は天然のけい酸アルミニウムに硫酸を作用させて得られる。不純物は、主として鉄の化合物である。十八水塩は、製造に用いた溶液の濃度によって、砕けやすい、爪で容易に傷がつくようなものから硬くて脆いものまであり、いずれも白色の結晶で水に可溶、徐々に加熱するとその結晶水中に溶解、最後に無水塩となる。染色（媒染剤）、皮なめし（皮の貯蔵及び硫酸アルミニウムなめし）、製紙（紙パルプのサイジング）、染料製造（レーキ顔料、メチレンブルーその他のチアゾール染料の製造）、獣脂の清浄、工業用水の精製、消火器等に使用する。

また、染色に使用する塩基性硫酸アルミニウムもこの項に属する。

- (4) クロムの硫酸塩：最もよく知られているのは硫酸第二クロム (chromic sulphate) ($\text{Cr}_2(\text{SO}_4)_3$) で、硝酸クロムに硫酸を作用させて得られる結晶性の粉で、水溶液は紫色又は緑色である。媒染剤 (クロム媒染) 及び皮なめし (クロムなめし) に使用する。なお、皮なめしには、主として硫酸第二クロム又は硫酸第一クロム (chromous sulphate) (CrSO_4) から生成する不安定な塩基性硫酸クロムの水溶液を使用する。これらの硫酸塩はこの項に属する。
- (5) ニッケルの硫酸塩：最も一般的なものの化学式は NiSO_4 である。無水塩は黄色結晶、七水塩は緑色結晶、六水塩は青緑色結晶で、いずれも水に可溶。ニッケルの電気めっき、媒染剤、ガスマスクの製造及び触媒に使用する。

(6) 銅の硫酸塩

- (a) 硫酸第一銅 (cuprous sulphate) (Cu_2SO_4)：エタノール合成の触媒に使用する。
- (b) 硫酸第二銅 (cupric sulphate) ($\text{CuSO}_4 \cdot 5\text{H}_2\text{O}$)：銅電解精錬の副産物として得られるほか、銅くずに希硫酸を作用させても得られる。青色の結晶又は結晶性の粉で、水に可溶。加熱すると白色の無水塩が得られるが、これは水を吸収しやすい。農薬 (38.08 の解説参照)、混合散布剤、酸化第一銅若しくは無機銅着色料の製造、染色 (絹又は羊毛用)、銅の電解精錬若しくは電気めっき、浮遊選鉱剤 (鉱石の浮力の回復用) 又は防腐剤等を使用する。

天然の含水硫酸銅 (ブロシャン銅鉱、brochantite) は含まない (26.03)。

- (7) 硫酸亜鉛 ($\text{ZnSO}_4 \cdot 7\text{H}_2\text{O}$)：希硫酸を亜鉛、酸化亜鉛、炭酸亜鉛又は焼成した閃亜鉛鉱 (blende) に作用して得られ、白色のガラス質の塊又は針状結晶である。浮遊選鉱剤 (鉱石の浮力を下げる。)、媒染剤、亜鉛めっき、防腐剤、木材保存、ドライヤーの製造、リトボン (32.06)、ルミノホア (銅で硫酸亜鉛を活性化したもの) (32.06) その他の亜鉛化合物の製造に使用する。
- (8) 硫酸バリウム：この項には、塩化バリウムの溶液に硫酸又は硫酸アルカリを加えて沈殿させて得られる人造又は沈降性硫酸バリウム (BaSO_4) を含む。重く (比重約 4.4)、水に不溶の白色の粉又は濃厚なペーストとなる。白色顔料、紡織用繊維のサイジング、ゴム、コート紙、板紙、封塗料、レーキ又は着色料の製造に使用する。また、X線を透過しないので、純粹なものはX線造影剤に使用する。

天然の硫酸バリウム (重晶石、barytes) は含まない (25.11)。

(9) 鉄の硫酸塩

- (a) 硫酸第一鉄 (ferrous sulphate) (FeSO_4)：鉄くずに希硫酸を作用させて得られるほか、二酸化チタン製造の副産物としても得られる。不純物として銅の硫酸塩、硫酸第二鉄及び砒素を含むものがある。水によく溶ける。多くは含水塩 (通常七水塩) で、淡緑色の結晶であり、空气中にさらすとかっ色に変わり、加熱すると白色の無水硫酸塩となる。水溶液は緑色であるが、空气中にさらすとかっ色を帯びる。インキ (鉄インキ)、着色料 (プルシアンブルー)、石炭ガス精製 (消石灰とおがくずとの混合物)、染色、消毒剤、防腐剤及び除草剤に使用する。
- (b) 硫酸第二鉄 (ferric sulphate) ($\text{Fe}_2(\text{SO}_4)_3$)：硫酸第一鉄から得られる。粉又はかっ色の板状物で、水によく溶ける。その水溶液から白色の九水塩が得られる。天然水又は下水の浄化、と殺の際の血液凝固、鉄なめし、殺菌剤に使用する。また、鉱石の浮力を減

小さらせるので浮遊選鉱に使用し、更に、媒染剤、銅又は亜鉛の電解精製にも使用する。

(10) 硫酸コバルト ($\text{CoSO}_4 \cdot 7\text{H}_2\text{O}$) : 酸化第一コバルトと硫酸を作用させて得られる。赤色の結晶で水に可溶。コバルト電気めっき、陶磁器用着色料、触媒、沈降性コバルト樹脂酸塩（ドレイヤー）の製造に使用する。

(11) 硫酸ストロンチウム : 人造の硫酸ストロンチウム (SrSO_4) は、塩化物の溶液から沈殿させて得られる。白色の粉で水に難溶。花火、窯業及び種々のストロンチウム塩の製造に使用する。

天然の硫酸ストロンチウム（天青石、celestine）は含まない（25.30）。

(12) 硫酸カドミウム (CdSO_4) : 無水塩及び含水塩（八水塩）があり、無色の結晶で水に可溶。カドミウムイエロー（硫化カドミウム）その他の着色料の製造、医薬、標準電池（ウェストン電池）、電気めっき及び染色に使用する。

(13) 鉛の硫酸塩

(a) 人造の硫酸鉛 (PbSO_4) : 硝酸鉛又は酢酸鉛に硫酸を加え、沈殿させて得られる。白色の粉又は結晶で、水に不溶。鉛塩の製造に使用する。

(b) 塩基性硫酸鉛 : リサージ (litharge)、塩化ナトリウム及び硫酸を混合、加熱して得られる灰色の粉である。また、冶（や）金法により白色の粉として得ることができる。顔料、マスチックの製造及びゴム工業の混合剤に使用する。

天然の硫酸鉛（硫酸鉛鉱、anglesite）は含まない（26.07）。

(B) みょうばん

みょうばんは、三価の金属（アルミニウム、クロム、マンガン、鉄又はインジウム）の硫酸塩と一価の金属（アルカリ又はアンモニウム）の硫酸塩との含水複塩で、染色、防腐剤、化学品の製造に使用する。みょうばんは、単一の硫酸塩になる傾向がある。

(1) アルミニウムみょうばん

(a) 硫酸アルミニウムカリウム（みょうばん又はカリウムみょうばん）($\text{Al}_2(\text{SO}_4)_3 \cdot \text{K}_2\text{SO}_4 \cdot 24\text{H}_2\text{O}$) : 天然のみょうばん石 (alunite) (25.30)（すなわち、水酸化アルミニウムと混合した塩基性硫酸アルミニウムカリウム）から得られる。また、二種の硫酸塩からも得られる。白色の結晶性固体で、水に可溶。か焼すると白色の無水の結晶性粉（焼みょうばん）となる。用途は硫酸アルミニウムと同様で、特にレーキ顔料製造、染色、皮なめし（みょうばんなめし）、写真、化粧品等に使用する。

(b) 硫酸アルミニウムアンモニウム（アンモニウムみょうばん）($\text{Al}_2(\text{SO}_4)_3(\text{NH}_4)_2\text{SO}_4 \cdot 24\text{H}_2\text{O}$) : 無色の結晶で、水（特に熱水）に可溶。純粋な酸化アルミニウムの製造及び医薬に使用する。

(c) 硫酸アルミニウムナトリウム（ナトリウムみょうばん）($\text{Al}_2(\text{SO}_4)_3 \cdot \text{Na}_2\text{SO}_4 \cdot 24\text{H}_2\text{O}$) : カリウムみょうばんに似た風解性結晶で、水に可溶。媒染剤として使用する

(2) クロムみょうばん

(a) 硫酸クロムカリウム（クロムみょうばん）($\text{Cr}_2(\text{SO}_4)_3 \cdot \text{K}_2\text{SO}_4 \cdot 24\text{H}_2\text{O}$) : 二クロム酸カリウムの硫酸溶液を二酸化硫黄で還元して得られる。紫赤色結晶で水に可溶、空気中で風

解する。媒染剤、皮なめし（クロムなめし）、写真等に使用する。

(b) 硫酸アンモニウムクロム（クロムアルミニウムみょうばん）：青色の結晶性粉で、皮なめし及び窯業に使用する。

(3) 鉄みょうばん：ビス硫酸アンモニウム鉄 $(\text{NH}_4)_2\text{SO}_4 \cdot \text{Fe}_2(\text{SO}_4)_3 \cdot 24\text{H}_2\text{O}$ は、紫色の結晶で空气中で脱水し、白色に変わる。硫酸第二鉄カリウムも紫色の結晶である。両化合物は染色に使用する。

(C) ペルオキシ硫酸塩（過硫酸塩）

ペルオキシ硫酸塩（過硫酸塩）は、28.11 項のペルオキシ硫酸（過硫酸）の塩で、乾燥状態ではかなり安定であるが、水溶液を加熱すると分解する。強力な酸化剤である。

(1) ペルオキシ二硫酸二アンモニウム $(\text{NH}_4)_2\text{S}_2\text{O}_8$ ：硫酸アンモニウムと硫酸の濃厚溶液を電解すると得られる。無色の結晶で、水に可溶、湿気及び熱で分解する。写真、紡織用繊維の染色及び漂白、可溶性でん粉製造、他のペルオキシ硫酸塩の製造、電解浴の調製、有機合成等に使用する。

(2) ペルオキシ二硫酸二ナトリウム $(\text{Na}_2\text{S}_2\text{O}_8)$ ：無色の結晶で水によく溶ける。消毒剤、漂白剤、電池の減極剤として使用するほか、銅合金の彫刻に使用する。

(3) ペルオキシ二硫酸二カリウム $(\text{K}_2\text{S}_2\text{O}_8)$ ：無色の結晶で水によく溶ける。漂白剤、せっけん製造、写真、防腐剤等に使用する。

天然のカルシウムの硫酸塩（天然石膏（gypsum）、天然無水石膏（anhydrite）、カルトス石（karstenite））は含まない（25.20）。

28.34 亜硝酸塩及び硝酸塩

2834.10－亜硝酸塩

－硝酸塩

2834.21－－カリウムのもの

2834.29－－その他のもの

(A) 亜硝酸塩

この項には、この節の総説に掲げる除外例を除き、亜硝酸塩（亜硝酸 HNO_2 ）（28.11）の金属塩を含む。

(1) 亜硝酸ナトリウム (NaNO_2) ：硝酸ナトリウムを鉛で還元して得られるほか、リサーチ製造工程でも得られる。無色の結晶で、吸湿性があり、水によく溶ける。建染め染料の酸化剤、有機合成、肉の塩漬け、写真、殺鼠（そ）剤等に使用する。

(2) 亜硝酸カリウム (KNO_2) ：亜硝酸ナトリウムと同様の方法又は酸化カルシウムと硝酸カリウムの混合物に二酸化硫黄を作用させて得られる。白色の結晶性の粉又は黄色の棒状で、不純物として他の塩を含むものがある。水に可溶で、潮解性が強く、空气中で変性する。亜硝酸ナトリウムと同様の用途に使用する。

- (3) 亜硝酸バリウム ($\text{Ba}(\text{NO}_2)_2$) : 結晶で、花火に使用する。
- (4) その他の亜硝酸塩 : 亜硝酸アンモニウムを含む。これは不安定で爆発性があり、溶液にして実験室用窒素製造に使用する。
- この項には、コバルト亜硝酸塩 (cobaltinitrites) は含まない (28.42)。

(B) 硝酸塩

この項には、この節の総説に掲げる除外例を除き、硝酸塩 (硝酸 (28.08) の金属塩) を含む。ただし、硝酸アンモニウム及び硝酸ナトリウムは、純度のいかんにかかわらずこの項には属さない (31.02 又は 31.05)。(その他この項から除外されるものは、以下を参照)

この項には、塩基性硝酸塩も含む。

- (1) 硝酸カリウム (硝石、saltpetre 又は nitre) (KNO_3) : 硝酸ナトリウムと塩化カリウムを作用させて得られる。無色の結晶、ガラス質の塊又は白色の結晶性粉で水に可溶、不純なものは吸湿性がある。用途は硝酸ナトリウムと同様で、火薬、雷管、花火、マッチの製造及び冶金工業のフラックスに使用する。
- (2) ビスマスの硝酸塩
- (a) 中性硝酸ビスマス ($\text{Bi}(\text{NO}_3)_3 \cdot 5\text{H}_2\text{O}$) : ビスマスに硝酸を作用させて得られる。無色の大きな結晶で、潮解性があり、ビスマスの酸化物又は塩の製造、ワニスに使用する。
- (b) 塩基性硝酸ビスマス ($\text{BiNO}_3(\text{OH})_2$) : 中性硝酸ビスマスから得られる。真珠白色の粉で、水に不溶。医薬 (胃腸薬)、窯業 (真珠光沢の着色料)、化粧品、爆薬の製造等に使用する。
- (3) 硝酸マグネシウム ($\text{Mg}(\text{NO}_3)_2 \cdot 6\text{H}_2\text{O}$) : 無色の結晶で、水に可溶。花火、耐火物 (酸化マグネシウムと共に)、白熱ガスマントルの製造等に使用する。
- (4) 硝酸カルシウム ($\text{Ca}(\text{NO}_3)_2$) : 砕いた石灰石に硝酸を作用させて得られる。白色の潮解性のある塊で、水、アルコール及びアセトンに可溶。花火の製造、爆薬、マッチ、肥料等の製造に使用する。
- (5) 硝酸第二鉄 ($\text{Fe}(\text{NO}_3)_3 \cdot 6$ 又は $9\text{H}_2\text{O}$) : 青色の結晶で、染色の媒染剤 (単独又は酢酸塩と共に)、医薬 (純粋な水溶液) に使用する。
- (6) 硝酸コバルト ($\text{Co}(\text{NO}_3)_2 \cdot 6\text{H}_2\text{O}$) : 赤色又はかつ色を帯びた紫色の結晶で、潮解性があり、水に可溶。コバルト青若しくはコバルト黄、又はあぶりだしインキの製造、陶磁器の装飾、コバルトの電気めっき等に使用する。
- (7) 硝酸ニッケル ($\text{Ni}(\text{NO}_3)_2 \cdot 6\text{H}_2\text{O}$) : 吸湿性の緑色結晶で水に可溶。窯業 (かつ色顔料)、染色 (媒染剤)、ニッケルの電気めっき、酸化ニッケル又は純粋なニッケル触媒の製造に使用する。
- (8) 硝酸第二銅 ($\text{Cu}(\text{NO}_3)_2$) : 銅を硝酸に溶解し、結晶させて得られるが、温度によって三水塩又は六水塩となる。青色又は緑色の結晶で、吸湿性があり、水に可溶で、有毒。花火、染料工業、染色 (媒染剤)、酸化第二銅又は写真用紙の製造、金属に緑青をつくるための電気めっき等に使用する。
- (9) 硝酸ストロンチウム ($\text{Sr}(\text{NO}_3)_2$) : 酸化ストロンチウム又は硫化ストロンチウムに硝酸を作用させると、温液では無水塩が、冷液では含水塩 (四水塩) が得られる。無色の結晶性の粉

で、潮解性があり、水に可溶、熱で分解する。花火（赤色用）、マッチの製造に使用する。

(10) 硝酸カドミウム ($\text{Cd}(\text{NO}_3)_2 \cdot 4\text{H}_2\text{O}$) : 酸化物から得られる。無色の針状物で、水に可溶、潮解性がある。窯業及びガラス製造用着色料に使用する。

(11) 硝酸バリウム ($\text{Ba}(\text{NO}_3)_2$) : 天然の炭酸バリウム（毒重石（witherite）、25.11）から得られる。無色又は白色の結晶又は結晶性の粉で、水に可溶、有毒である。花火（緑色用）、爆薬、光学ガラス、うわぐすり、バリウム塩、硝酸塩等の製造に使用する。

(12) 硝酸鉛 ($\text{Pb}(\text{NO}_3)_2$) : 鉛丹に硝酸を作用させて二酸化鉛を製造する際の副産物として得られる。無色の結晶で水に可溶、有毒である。花火（黄色用）、マッチ、爆薬、着色料の製造、皮なめし、写真、平版印刷、鉛塩の製造及び有機合成の酸化剤として使用する。

前に掲げる除外例のほか、この項には、次の物品も含まない。

(a) 水銀の硝酸塩 (28.52)

(b) アセトニトレイト (29 類) (例えば、媒染剤として使用する鉄アセトニトレイト)

(c) 硫酸アンモニウムと硝酸アンモニウムの複塩（純粋であるかないかを問わない。）(31.02 又は 31.05)

(d) 金属の硝酸塩の混合物から成る爆薬 (36.02)

28.35 ホスフィン酸塩（次亜りん酸塩）、ホスホン酸塩（亜りん酸塩）、りん酸塩及びポリりん酸塩（ポリりん酸塩については、化学的に単一であるかないかを問わない。）

2835.10—ホスフィン酸塩（次亜りん酸塩）及びホスホン酸塩（亜りん酸塩）

—りん酸塩

2835.22—一ナトリウム又は二ナトリウムのもの

2835.24—カリウムのもの

2835.25—オルトリン酸水素カルシウム（りん酸二カルシウム）

2835.26—カルシウムのその他のりん酸塩

2835.29—その他のもの

—ポリりん酸塩

2835.31—三りん酸ナトリウム（トリポリりん酸ナトリウム）

2835.39—その他のもの

(A) ホスフィン酸塩（次亜りん酸塩）

この項には、この節の総説に掲げる除外例を除き、ホスフィン酸塩（次亜りん酸塩）（ホスフィン酸（次亜りん酸、 H_3PO_2 ）(28.11)の金属塩）を含む。

これらはいずれも水に可溶で、加熱すると自然発火しやすいりん化水素を発生して分解する。アルカリ塩は還元剤として使用する。

次の物品が最も重要である。

(I) ホスフィン酸ナトリウム（次亜りん酸ナトリウム）(NaPH_2O_2) : 白色タブレット状又は結晶

性の粉で、吸湿性がある。

(II) ホスフィン酸カルシウム (次亜りん酸カルシウム) ($\text{Ca}(\text{PH}_2\text{O}_2)_2$) : 無色の結晶又は白色の粉である。沸騰した石灰乳に黄りんを反応させて得られる。

(I) 及び (II) の物品は、強壯剤として医薬品に使用する。

(III) アンモニウム、鉄又は鉛のホスフィン酸塩 (次亜りん酸塩)

(B) ホスホン酸塩 (亜りん酸塩)

この項には、この節の総説に掲げる除外例を除き、ホスホン酸塩 (亜りん酸塩)、(ホスホン酸 (亜りん酸、 H_3PO_3) (28.11) の金属塩 (中性又は酸性)) を含む。

最も重要なものは、アンモニウム塩、ナトリウム塩、カリウム塩、カルシウム塩で、いずれも水に可溶で、還元剤として作用する。

(C) りん酸塩及びポリりん酸塩

この項には、この節の総説に掲げる除外例を除き、28.09 項の酸から誘導されるりん酸及びポリりん酸の金属塩を含む。

(I) りん酸塩 : りん酸 (H_3PO_4) の金属塩で、最も重要であり、単に「りん酸塩」と呼ばれることがある。りん酸と一価の金属によって形成される塩には一塩基性、二塩基性及び三塩基性のもの、すなわち、金属原子を 1、2 又は 3 原子を含むものがある。例えば、ナトリウム塩では次の 3 種がある。りん酸二水素ナトリウム (NaH_2PO_4)、りん酸水素二ナトリウム (Na_2HPO_4) 及びりん酸三ナトリウム (Na_3PO_4)

(II) ピロりん酸塩 : ピロりん酸 ($\text{H}_4\text{P}_2\text{O}_7$) の金属塩である。

(III) メタりん酸塩 : メタりん酸 (HPO_3) の金属塩である。

(IV) その他のポリりん酸塩 : 高重合度のポリりん酸の金属塩である。

最も重要なりん酸塩及びポリりん酸塩は、次の物品である。

(1) アンモニウムのりん酸塩及びポリりん酸塩

(a) りん酸三アンモニウム ($(\text{NH}_4)_3\text{PO}_4$) : 水溶液中においてのみ安定である。

(b) ポリりん酸アンモニウム : 重合度が数単位から数千まで各種のポリりん酸アンモニウムが存在する。

これらは、白色の結晶性の粉で、水に可溶のものと不溶のものがある。肥料の製造、ワニスの耐火用添加剤又は耐火用調製品に使用する。

重合度が決定されないものであっても、この項に含む。

オルトリン酸二水素アンモニウム (りん酸一アンモニウム) 及びオルトリン酸水素二アンモニウム (りん酸二アンモニウム) (純粋であるかないかを問わない。) 並びにこれらの混合物は、この項に含まない (31.05)。

(2) ナトリウムのりん酸塩及びポリりん酸塩

(a) オルトリン酸二水素ナトリウム ($\text{NaH}_2\text{PO}_4 \cdot 2\text{H}_2\text{O}$) : 無色の結晶で、水に可溶、加熱すると水を失って (粉状りん酸塩、pulverised phosphate) ピロりん酸塩になり、更にメタりん酸塩となる。医薬、人造繊維工業、たんぱく質の凝固剤、電気めっき等に使用する。

- (b) オルトりん酸水素二ナトリウム (Na_2HPO_4) : 無水塩は白色の粉で、含水塩 (二、七又は十二水塩) は結晶である。水に可溶。絹のサイジング (塩化せずと混合して)、織物、紙及び木材の防火、紡織用繊維用媒染剤、クロムなめし、光学ガラスの製造、磁器用うわぐすり、ベーキングパウダーの製造、着色料及びろう付け用フラックスの製造、電気めっき、医薬等に使用する。
- (c) オルトりん酸三ナトリウム ($\text{Na}_3\text{PO}_4 \cdot 12\text{H}_2\text{O}$) : 無色の結晶で、水に可溶、加熱すると結晶水を一部放出する。金属酸化物溶解の際のフラックス、写真、洗浄剤、工業用水の軟水化、ボイラーの湯あかの除去、砂糖及び酒の清浄、皮なめし、医薬等に使用する。
- (d) ナトリウムのピロりん酸塩 : ピロりん酸四ナトリウム (中性二りん酸塩) ($\text{Na}_4\text{P}_2\text{O}_7$) は、非吸湿性の白色粉で、水に可溶。洗濯、洗浄剤、血液凝固防止剤、冷凍剤及び消毒剤の製造、チーズの製造等に使用する。
- ピロりん酸二水素二ナトリウム (酸性二りん酸塩) ($\text{Na}_2\text{H}_2\text{P}_2\text{O}_7$) は、中性塩と同様の外観を持ち、エナメルがけのフラックス、ミルク中のカゼイン沈殿、ベーキングパウダー、麦芽入り粉乳の製造等に使用する。
- (e) 三りん酸ナトリウム (三りん酸五ナトリウム又はトリポリりん酸ナトリウム) ($\text{Na}_5\text{P}_3\text{O}_{10}$) : 白色の結晶性粉末で、水の軟化剤、乳化剤又は食品の防腐剤として使用する。
- (f) ナトリウムのメタりん酸塩 ($(\text{NaPO}_3)_n$) : 環式三りん酸ナトリウム及び環式四りん酸ナトリウムの2種を含む。
- (g) ナトリウムのポリりん酸塩 : 高重合度のもので、ナトリウムのメタりん酸塩と誤って呼ばれることもある。数十から数百の高重合度の直鎖状のナトリウムのポリりん酸塩である。通常、重合度が決定していない重合体であるが、この項に属する。
- これらには、次の物品も含む。
- 六メタりん酸ナトリウムと誤って呼ばれているもの ($(\text{NaPO}_3)_n$ の高分子混合物) は、グラハム塩 (Graham's salt) として知られており、ガラス状又は白色の粉で水に可溶。水溶液中で、水に含まれているカルシウム及びマグネシウムを封鎖する性質があるので軟水化剤として使用する。また、洗浄剤及びカゼイングルーの製造、精油の乳化剤、写真、プロセスチーズの製造等に使用する。
- (3) カリウムのりん酸塩 : 最もよく知られているのは、オルトリん酸二水素カリウム (りん酸一カリウム) (KH_2PO_4) である。りん酸塩を含有する白亜をオルトリん酸及び硫酸カリウムで処理して得られる。無色の結晶で水に可溶、酵母の栄養剤及び肥料に使用する。
- (4) カルシウムのりん酸塩
- (a) オルトりん酸水素カルシウム ($\text{CaHPO}_4 \cdot 2\text{H}_2\text{O}$) : オルトりん酸水素二ナトリウムに塩化カルシウムの酸性液を作用させて得られる。白色の粉で、水に不溶。肥料、動物飼料の無機質補充、ガラス製造、医薬品等に使用する。
- オルトリん酸水素カルシウム (ふっ素の含有量が乾燥重量における無水物の全重量の0.2%以上のものに限る。) は含まない (31.03 又は 31.05)。
- (b) オルト二りん酸四水素カルシウム (りん酸一カルシウム) ($\text{CaH}_4(\text{PO}_4)_2 \cdot 1$ 又は $2\text{H}_2\text{O}$) : 骨を硫酸又は塩酸で処理して得られる。濃厚溶液で存在し加熱すると結晶水を失う。唯

一の水溶性のりん酸カルシウムである。ベーキングパウダー、医薬品等に使用する。

- (c) 二オ尔特りん酸三カルシウム（中性りん酸三カルシウム）($\text{Ca}_3(\text{PO}_4)_2$)：この項には、沈降性りん酸三カルシウム（普通りん酸三カルシウム）を含む。骨に含まれるりん酸三カルシウムを最初に塩酸、次いで水酸化ナトリウムで処理するか又はオ尔特りん酸三ナトリウムの溶液に塩化カルシウムをアンモニアの存在下で作用させ沈殿させて得られる。白色無定形の粉で無臭、水に不溶。染色の媒染剤、シロップの清澄、金属の酸洗い、ガラス又は陶器の製造、りん又は医薬品（例えば、ラクトりん酸塩、グリセロりん酸塩）の製造等に使用する。

天然のりん酸カルシウムは含まない (25.10)。

- (5) りん酸アルミニウム：人造のオ尔特りん酸アルミニウム (AlPO_4) は、オ尔特りん酸三ナトリウムと硫酸アルミニウムから製造する。灰色又は桃色がかった白色の粉で窯業のフラックス、絹のサイジング（酸化せずと共に）、歯科用のセメントの調製に使用する。天然のりん酸アルミニウム（銀星石、wavelite）は含まない (25.30)。
- (6) りん酸マンガン ($\text{Mn}_3(\text{PO}_4)_2 \cdot 7\text{H}_2\text{O}$)：二塩化マンガンとりん酸を作用させて得られる紫色の粉で、単独又は他の物品を混合し、絵の具又はエナメルに使用するニュルンベルグバイオレット (Nuremberg violet) となる。りん酸アンモニウムを反応させるとブルゴーニュバイオレット (Burgundy violet) になる。
- (7) コバルトのりん酸塩：二オ尔特りん酸三コバルト ($(\text{Co}_3(\text{PO}_4)_2 \cdot 2\text{H}_2\text{O}$ 又は $8\text{H}_2\text{O}$) は、オ尔特りん酸ナトリウムと酢酸コバルトを作用させて得られる。無定形の桃色粉で水に不溶。酸化アルミニウムと加熱するとエナメルに使用するコバルトブルー (Thenard's blue) が得られる。りん酸アルミニウムと反応させたものはコバルトパープル (cobalt purple) の調製に使用する。
- (8) その他のりん酸塩：バリウム塩（乳白剤）、クロム塩（陶磁器用着色料）、亜鉛塩（陶磁器用着色料、歯科用セメント、発酵調整剤、医薬）、鉄塩（医薬）及び銅塩（陶磁器用着色料）を含む。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 天然のカルシウムのりん酸塩、りん灰石及び天然のりん酸アルミニウムカルシウム (25.10)
- (b) 25 類又は 26 類のその他の天然の鉱物性のりん酸塩
- (c) オ尔特りん酸二水素アンモニウム（りん酸一アンモニウム）及びオ尔特りん酸水素二アンモニウム（りん酸二アンモニウム）（純粋であるかないかを問わない。） (31.05)
- (d) 貴石及び半貴石 (71.03 又は 71.05)

28.36 炭酸塩、ペルオキソ炭酸塩（過炭酸塩）及び商慣行上炭酸アンモニウムとして取引する物品でカルバミン酸アンモニウムを含有するもの

2836.20－炭酸二ナトリウム

2836.30－炭酸水素ナトリウム（重炭酸ナトリウム）

2836. 40－カリウムの炭酸塩

2836. 50－炭酸カルシウム

2836. 60－炭酸バリウム

－その他のもの

2836. 91－リチウムの炭酸塩

2836. 92－炭酸ストロンチウム

2836. 99－その他のもの

この項には、この節の総説に掲げる除外例を除き、次の物品を含む。

- (I) 炭酸塩：単離されない炭酸 (H_2CO_3) の金属塩で、中性塩、酸性塩及び塩基性塩がある。無水物 (CO_2) は 28. 11 項に属する。
- (II) ペルオキシ炭酸塩 (過炭酸塩)：ペルオキシ炭酸二ナトリウム (Na_2CO_4) (ペルオキソー炭酸塩) 又はペルオキシ二炭酸二ナトリウム ($\text{Na}_2\text{C}_2\text{O}_6$) (ペルオキシ二炭酸塩) のように過剰の酸素を含む炭酸塩で、金属過酸化物に二酸化炭素を作用させて得られる。

(A) 炭酸塩

- (1) アンモニウムの炭酸塩：硫酸アンモニウム (又は塩化アンモニウム) と白亜の混合物を加熱するか又は蒸気の下で気体アンモニアと二酸化炭素を結合させて得られる。

このような方法で製造した商慣行上の炭酸アンモニウムは、不純物として塩化物、硫酸塩、有機物を含有しているほか、炭酸水素アンモニウム及びカルバミン酸アンモニウム ($\text{NH}_2\text{COONH}_4$) を含む。白色の結晶性塊又は粉で、熱水に可溶、湿った空气中で徐々に変性し表面に酸性炭酸塩を生成するが、通常このままで使用する。

炭酸アンモニウムは、紡織用繊維の染色の媒染剤、羊毛用洗浄剤、医薬 (去痰薬)、気付け薬又はベーキングパウダーの製造、皮なめし、ゴム工業、カドミウム冶 (や) 金、有機合成等に使用する。

- (2) ナトリウムの炭酸塩

- (a) 炭酸二ナトリウム (中性炭酸ナトリウム) (Na_2CO_3)：「誤ってソーダの炭酸塩」又は「商慣行上のソーダ」とも呼ばれる。28. 15 項の水酸化ナトリウム (かせいソーダ) と混同してはならない。塩化ナトリウム及びアンモニアの水溶液を二酸化炭素と共に加熱し、その結果生じた酸性炭酸ナトリウムを加熱分解することにより得られる。

これは、無水塩 (粉状) 又は十水塩の結晶 (結晶ソーダ、洗濯ソーダ。空气中で風解し一水塩となる。) として存在する。ガラス製造及び窯業のフラックス、繊維工業、洗剤の製造、染色、絹のサイジング (塩化第二すずとともに)、防錆剤 (ぼうせいざい) (38. 24 の解説参照)、水酸化ナトリウム、ナトリウム塩及びインジゴの製造、タングステン、ビスマス、アンチモン又はバナジウムの冶 (や) 金、写真、工業用水の精製 (ライムソーダ法) 及び石灰と混ぜ石炭ガスの精製等多くの工業で広く使用する。

- (b) 炭酸水素ナトリウム (酸性炭酸ナトリウム) (NaHCO_3)：通常結晶性の粉又は白色の結晶で、水 (特に熱水) に可溶、湿った空气中で変性しやすい。医薬 (尿砂の治療)、消化剤及び炭酸飲料の製造、ベーキングパウダー、窯業等に使用する。

天然の炭酸ナトリウム（ソーダ石（natron）等）は含まない（25.30）。

（3）カリウムの炭酸塩

（a）炭酸二カリウム（中性炭酸カリウム）（ K_2CO_3 ）：誤って「カリ」とも呼ばれるが、28.15項の水酸化カリウム（かせいカリ）と混同してはならない。植物の灰、ビート又はスイントの残留物から得られるが、主として塩化カリウムから得られる。白色の結晶性の塊で、潮解性が大きく、水に可溶。ガラスの製造及び陶磁器原料、リネンの漂白、紡織用繊維の洗毛、塗装物の清掃、カリウム塩、シアン化物及び紺青（プルシアンブルー）の製造、防錆剤（ぼうせいざい）等を使用する。

（b）炭酸水素カリウム（酸性炭酸カリウム）（ $KHCO_3$ ）：炭酸二カリウムに二酸化炭素を作用させて得られる。白色の結晶で水に可溶。わずかに潮解性がある。消火器、ベーキングパウダーの製造、医薬、ぶどう酒（抗酸）に使用する。

（4）沈降性炭酸カルシウム（ $CaCO_3$ ）：この項に属する沈降性炭酸カルシウムは、カルシウム塩の溶液に二酸化炭素を作用させて得られる。歯みがき及びおしろいの増量剤、医薬（くる病の治療）等を使用する。

この項には、天然の石灰石（lime stone）（25類）及び白亜（天然の炭酸カルシウム（25.09）。洗ってあるかないか又は粉碎してあるかないかを問わない。）及び粉末炭酸カルシウムで、脂肪酸（例えば、ステアリン酸）により澱水フィルム加工をしたもの（38.24）を含まない。

（5）沈降性炭酸バリウム（ $BaCO_3$ ）：この項に属する沈降性炭酸バリウムは、炭酸ナトリウム及び硫化バリウムから得られる。白色の粉で水に不溶。工業用水の精製、駆虫剤、光学ガラス及び純酸化バリウムの製造、窯業用顔料及びフラックス、ゴム、製紙、せっけん及び製糖工業、花火（緑色用）に使用する。

天然の炭酸バリウム（毒重石、witherite）は含まない（25.11）。

（6）鉛の炭酸塩

この項に属する人造の炭酸鉛には、次の物品がある。

（a）中性炭酸鉛（ $PbCO_3$ ）：結晶性又は無定形の白色の粉で、水に不溶。窯業又は顔料、マスキック及びインジゴの製造に使用する。

（b）塩基性炭酸鉛（ $2PbCO_3 \cdot Pb(OH)_2$ ）：「鉛白（whitelead）」とも呼ばれ、粉状、ケーキ状、うろこ状又はペースト状のものがある。鉛白は、酢酸鉛（シート鉛又はリサーチに酢酸を作用して得られる。）から得られる。乾燥顔料、油ペイント、フラックス、特殊用途のマスキック（例えば、スチームパイプのジョイント）、オレンジ鉛の製造に使用する。鉛白単独又は硫酸バリウム、酸化亜鉛、石膏若しくはカオリンを混合することにより、クレムス白（Krems white）、ヴェネチア白（Venetian white）、ハンブルク白（Hamburg white）等が得られる。

天然の炭酸鉛（白鉛鉱、cerussite）は含まない（26.07）。

（7）リチウムの炭酸塩：中性の炭酸リチウム（ Li_2CO_3 ）は、硫酸リチウムと炭酸ナトリウムを反応させ沈殿させて得られる白色の結晶性の粉で、無臭。空気に侵されず、水に難溶。

医薬（尿の疾病）、人造鉱水の製造に使用する。

（8）沈降性炭酸ストロンチウム（ $SrCO_3$ ）：この項に属する沈降性炭酸ストロンチウムは、細かい

白色の粒で水に不溶。花火（赤色光用）、虹色ガラスの製造、発光ペイント、酸化ストロンチウム、ストロンチウム塩の製造に使用する。

天然の炭酸ストロンチウム（ストロンチアナイト、strontianite）は含まない（25.30）。

- (9) 炭酸ビスマス：この項に属する人造の炭酸ビスマスは、本質的には塩基性炭酸ビスマス（炭酸ビスマシル）（ $(\text{BiO})_2\text{CO}_3$ ）で、白色又は黄色の無定形粉で水に不溶であり、医薬及び化粧品の製造に使用する。

天然の炭酸ビスマス（包そう鉛鉱、bismutite）は含まない（26.17）。

- (10) 沈降性炭酸マグネシウム：この項に属する沈降性炭酸マグネシウムは、塩基性水化炭酸塩で、炭酸ナトリウムと硫酸マグネシウムの複分解によって得られる。無臭白色の物質で、水にほとんど不溶である。軽質の炭酸塩は、医薬用ホワイトマグネシアで緩下剤であり、立方体状で提示される。重質のものは、白色の粒である。紙又はゴムの充てん料、化粧品、断熱材料に使用する。

天然の炭酸マグネシウム（マグネサイト、magnesite）は含まない（25.19）。

- (11) マンガンの炭酸塩：この項に属する人造のマンガンの炭酸塩は、無水塩（ MnCO_3 ）と一水塩（ $\text{MnCO}_3 \cdot \text{H}_2\text{O}$ ）である。桃色又はかつ色を帯びた黄色の細かい粉で水に不溶。ペイント、ゴム及び陶磁器の顔料並びに医薬に使用する。

天然の炭酸マンガン（菱マンガン鉱、rhodocrosite 又は diallogite）は含まない（26.02）。

- (12) 鉄の炭酸塩：この項に属する鉄の炭酸塩は、一水塩（ $\text{FeCO}_3 \cdot \text{H}_2\text{O}$ ）と無水塩（ FeCO_3 ）で、炭酸ナトリウムと硫酸鉄の複分解によって得られる。灰色の結晶で水に不溶、空気中（特に湿気があると）容易に酸化される。鉄塩の製造、医薬品等に使用する。

天然の炭酸鉄（菱鉄鉱、siderite 又は chalybite）は含まない（26.01）。

- (13) コバルトの炭酸塩：炭酸コバルト（ CoCO_3 ）（無水塩又は六水塩）は、赤色、桃色又は緑色の結晶性粉で水に不溶。エナメル顔料、コバルト酸化物又は塩類の製造に使用する。

- (14) ニッケルの炭酸塩：通常の人造の炭酸ニッケル（ NiCO_3 ）は、淡緑色の粉で、水に不溶。窯業の顔料、酸化ニッケルの原料に使用する。塩基性の含水塩は、緑色を帯びた結晶で、窯業、ガラス製造、電気めっき等に使用する。

天然の塩基性炭酸ニッケル（翠ニッケル鉱、zaraitite）は含まない（25.30）。

- (15) 銅の炭酸塩：人造の炭酸塩は、人造くじゃく石又は人造藍銅鉱とも呼ばれる緑青色の粉で、有毒。水に不溶であり、中性塩（ CuCO_3 ）又は種々の塩基性塩から成る。硫酸銅と炭酸ナトリウムから得られる。単独又は混合して顔料（青又は緑色炭酸銅、マウンテンブルー又はマウンテングリーン、殺虫剤、殺菌剤、医薬（りん毒に対する収斂剤、解毒剤）、電気めっき、花火等）に使用する。

天然の炭酸銅（くじゃく石（malachite）、藍銅鉱（azurite））は含まない（26.03）。

- (16) 沈降性炭酸亜鉛（ ZnCO_3 ）：この項に属する沈降性炭酸亜鉛は、炭酸ナトリウムと硫酸亜鉛の複分解によって得られる。白色の結晶性粉で、水にほとんど不溶。ペイント、ゴム、陶磁器、化粧品の顔料として使用する。

天然の炭酸亜鉛（菱亜鉛鉱、smithsonite）は含まない（26.08）。

(B) ペルオキシ炭酸塩 (過炭酸塩)

- (1) ナトリウムのペルオキシ炭酸塩：過酸化ナトリウム (水化してあるかないかを問わない。) を液体二酸化炭素で処理して得られる。白色の粉末で、水に溶解し、酸素と中性炭酸ナトリウムに分解する。漂白、家庭用洗剤の調製及び写真に使用する。
- (2) カリウムのペルオキシ炭酸塩：中性炭酸カリウムの飽和溶液を温度 -10 度又は -15 度で電解して得られる。白色の吸湿性結晶で、湿った空气中で青色となり、水に可溶。強力な酸化剤で時には漂白に使用する。
- (3) その他のペルオキシ炭酸塩：例えば、ペルオキシ炭酸アンモニウム又はペルオキシ炭酸バリウムがある。

28.37 シアン化物、シアン化酸化物及びシアノ錯塩

ーシアン化物及びシアン化酸化物

2837.11ーナトリウムのもの

2837.19ーその他のもの

2837.20ーシアノ錯塩

この項には、この節の総説に掲げる除外例を除き、シアン化物、シアン化酸化物 (オキシシアン化物) 及びシアノ錯塩を含む。

(A) シアン化物

シアン化物は、青酸 (シアン化水素酸) (HCN) (28.11) の金属塩で猛毒である。

- (1) シアン化ナトリウム (NaCN)：炭酸ナトリウムに空気中の窒素とコークス若しくは炭化水素ガスを作用させるか又はカルシウムシアナミド (31.02 参照) を木炭で処理するか又は粉炭、金属ナトリウム及びアンモニアガスを作用させて得られる。白色の結晶性の粉、板又はペーストで、吸湿性があり、水によく溶け、ビターアーモンド臭がある。融点近くでは酸素を吸収する。また、水化物をつくる。密せんした容器に貯える。金及び銀の冶 (や) 金、金及び銀めっき、写真、石版印刷、殺虫剤、青酸その他のシアン化物、インジゴの製造、浮遊選鉱 (特に閃亜鉛鉱 (blende) からの方鉛鉱 (galena) の分離及び黄銅鉱 (chaleopylite) からの硫化鉱 (pyrite) の分離) 等に使用する。
- (2) シアン化カリウム (KCN)：シアン化ナトリウムと同様の製法で得られ、同様の性質、用途を持つ。
- (3) シアン化カルシウム ($\text{Ca}(\text{CN})_2$)：その純度によって白色から灰色のものがあり、水に可溶。昆虫、菌及び有害動物の駆除に使用する。
- (4) シアン化ニッケル ($\text{Ni}(\text{CN})_2$)：含水塩は、緑色の結晶又は粉のものと無定形の黄色粉のものがある。冶 (や) 金、電気めっきに使用する。
- (5) 銅のシアン化物
- (a) シアン化第一銅 (cuprous cyanide) (CuCN)：白色又は灰色の粉で、水に不溶。シアン

化第二銅と同様の用途のほか、医薬にも使用する。

(b) シアン化第二銅 (cupric cyanide) ($\text{Cu}(\text{CN})_2$) : 無定形の粉で、水に不溶、容易に分解する。鉄の銅めっき及び有機合成に使用する。

(6) シアン化亜鉛 ($\text{Zn}(\text{CN})_2$) : 白色の粉で、水に不溶。電気めっきに使用する。

この項には、水銀のシアン化物 (28. 52) 及び非金属のシアン化物 (例えば、シアン化臭素) (28. 53) を含まない。

(B) ヘキサシアノ鉄 (Ⅱ) 酸塩 (フェロシアン酸塩、ferrocyanides)

ヘキサシアノ鉄 (Ⅱ) 酸塩 (フェロシアン酸塩) は、ヘキサシアノ鉄 (Ⅱ) 酸 ($\text{H}_4\text{Fe}(\text{CN})_6$) (28. 11) の金属塩で、水酸化カルシウムで処理した廃酸化鉄から又は水酸化第一鉄とシアン化物を作用させて得られる。加熱すると分解する。

最も重要なものは、次の物品である。

- (1) ヘキサシアノ鉄酸四アンモニウム ($(\text{NH}_4)_4\text{Fe}(\text{CN})_6$) : 水溶性の結晶で、「黒ニッケルめっき (black nickel-plating)」及びアンモニア合成の触媒に使用する。
- (2) ヘキサシアノ鉄酸四ナトリウム ($\text{Na}_4\text{Fe}(\text{CN})_6 \cdot 10\text{H}_2\text{O}$) : 黄色の結晶で、空気に侵されず、水 (特に熱水) に可溶。青酸、紺青 (Prussian blue)、チオインジゴ等の製造、鋼の表面硬化、写真、浸染 (媒染剤又は青味付け)、なせん (アニリンブラックなせんの酸化剤) 及び殺菌剤に使用する。
- (3) ヘキサシアノ鉄酸四カリウム ($\text{K}_4\text{Fe}(\text{CN})_6 \cdot 3\text{H}_2\text{O}$) : 黄色の結晶で、風解性があり、水 (特に熱水) に可溶。ヘキサシアノ鉄酸四ナトリウムと同様の用途に使用する。
- (4) ヘキサシアノ鉄酸二銅 ($\text{Cu}_2\text{Fe}(\text{CN})_6 \cdot \text{XH}_2\text{O}$) : 紫かっ色の粉で、水に不溶。絵の具 (フィレンシュブラウン (Florentite brown) 又はヴァン・ダイクブラウン (Van Dyckbrown)) 等の製造に使用する。
- (5) ヘキサシアノ鉄酸複塩 (例えば、ヘキサシアノ鉄酸二リチウム二カリウム ($\text{Li}_2\text{K}_2(\text{Fe}(\text{CN})_6) \cdot 3\text{H}_2\text{O}$))

この項には、紺青 (Prussian blue、Berlin blue) 及びヘキサシアノ鉄酸塩をもととしたその他の顔料は含まない (32. 06)。

(C) ヘキサシアノ鉄 (Ⅲ) 酸塩 (フェリシアン酸塩、ferricyanides)

ヘキサシアノ鉄 (Ⅲ) 酸塩 (フェリシアン酸塩) は、ヘキサシアノ鉄 (Ⅲ) 酸 ($\text{H}_3\text{Fe}(\text{CN})_6$) (28. 11) の塩である。

最も重要なものは、次の物品である。

- (1) ヘキサシアノ鉄酸三ナトリウム ($\text{Na}_3\text{Fe}(\text{CN})_6 \cdot \text{H}_2\text{O}$) : ヘキサシアノ鉄 (Ⅱ) 酸塩に塩素を作用させて得られる。ガーネット色の結晶で、潮解性があり、水に可溶、有毒である。水溶液は緑色で光で分解する。染色、写真、表面硬化、電気めっき及び有機合成の酸化剤に使用する。
- (2) ヘキサシアノ鉄酸三カリウム ($\text{K}_3\text{Fe}(\text{CN})_6$) : ヘキサシアノ鉄酸三ナトリウムと同様の外観で、

潮解性はより小さい。用途も同様である。

(D) その他の化合物

無機塩基のペンタシアノニトロシル鉄(Ⅱ)酸塩、ペンタシアノニトロシル鉄(Ⅲ)酸塩、シアノカドミウム酸塩、シアノクロム酸塩、シアノマンガン酸塩、シアノコバルト酸塩、シアノニッケル酸塩、シアノ銅酸塩等を含む。

この項には、例えば、ペンタシアノニトロシル鉄(Ⅲ)酸ナトリウム(sodium nitroferricyanide) ($\text{Na}_2\text{Fe}(\text{CN})_5\text{NO} \cdot 2\text{H}_2\text{O}$: 化学分析に使用する。)を含む。

しかしながら、シアノ水銀酸塩は、この項には含まれない (28. 52)。

28. 39 けい酸塩及び商慣行上アルカリ金属のけい酸塩として取引する物品

ーナトリウムのもの

2839. 11ーナトリウムのメタけい酸塩

2839. 19ーその他のもの

2839. 90ーその他のもの

この項には、この節の総説に掲げる除外例を除き、けい酸塩、各種のけい酸（遊離状態では単離しないもの及び二酸化けい素 (28. 11) から誘導されたもの）の金属塩を含む。

- (1) ナトリウムのけい酸塩：石英砂と炭酸ナトリウム又は硫酸ナトリウムとを溶融して得られるもので、種々の化学的組成（モノけい酸塩、メタけい酸塩、ポリけい酸塩等）のものがあり、製法及び純度によって、水化の程度及び溶解度が異なる。無色の結晶、粉、ガラス状の塊（水ガラス）又は多少粘ちょうな水溶液等の状態のものがある。脈石の凝固を防ぐため浮遊選鉱調節剤に使用する。また、けい酸せっけん製造の充てん料、結合剤又は接着剤（板紙の製造、石炭の凝固）、防火剤、卵保存剤、非腐敗性接着剤の製造、耐腐食性セメントルーティング若しくは人造石の硬化剤、洗剤、金属の酸洗い又は防錆剤（ぼうせいざい）（解説 38. 24 参照）等に使用する。
- (2) カリウムのけい酸塩：ナトリウムのけい酸塩と類似の用途に使用する。
- (3) けい酸マンガン (MnSiO_3)：橙色の粉で、水に不溶であり、陶磁器用着色料、ペイント及びワニスのドライヤーに使用する。
- (4) 沈降性けい酸カルシウム：ナトリウム又はカリウムのけい酸塩から得られる白色の粉で、耐火性粘土 (pises) の製造及び歯科用セメントに使用する。
- (5) バリウムのけい酸塩：白色の粉で酸化バリウム及び光学ガラスの製造に使用する。
- (6) 鉛のけい酸塩：粉又はガラス状白色塊で、陶磁器用うわぐすりに使用する。
- (7) その他のけい酸塩：上記以外の商慣行上のアルカリ金属のけい酸塩を含む。これらには、けい酸セシウム（黄色の粉で、陶磁器用）、けい酸亜鉛（蛍光灯の管の被覆用）、けい酸アルミニウム（磁器又は耐火物の製造用）を含む。

この項には、天然のけい酸塩、例えば、次のような物品を含まない。

- (a) けい灰石 (wollastonite、けい酸カルシウム)、ばら輝石 (rhodonite、けい酸マンガン)、フェナサイト (phenacite、けい酸ベリリウム) 及びチタン石 (titanite、けい酸チタン) (25. 30)
- (b) けい酸銅 (けいくじゃく石 (chrysocolla)、翠銅鉱 (diopside))、塩基性けい酸亜鉛 (異極鉱、hemimorphite) 及びけい酸ジルコニウム (ジルコン、zircon) のような鉱石 (26. 03、26. 08 及び 26. 15)
- (c) 71 類の貴石

28. 40 ほう酸塩及びペルオキシほう酸塩 (過ほう酸塩)

ー四ほう酸二ナトリウム (精製ほう砂)

2840. 11ー無水物

2840. 19ーその他のもの

2840. 20ーその他のほう酸塩

2840. 30ーペルオキシほう酸塩 (過ほう酸塩)

(A) ほう酸塩

この項には、この節の総説に掲げる除外例を除き、ほう酸塩 (各種ほう酸 (主に正ほう酸又はオルトほう酸、 H_3BO_3 (28. 10) の金属塩)) を含む。

結晶化又は化学的处理によって得られたほう酸塩はこの項を含む。また、塩水湖から得られた複雑な組成のかん水を蒸発させて得られる天然のほう酸塩も含む。

- (1) ナトリウムのほう酸塩: 最も重要なのは四ほう酸二ナトリウム ($\text{Na}_2\text{B}_4\text{O}_7$) である。天然のほう酸塩溶液から結晶化させるか又は天然のカルシウムのほう酸塩若しくはほう酸を炭酸ナトリウムと処理して得られる。無水物、五水塩又は十水塩があり、これらを加熱して冷却するとガラス状の塊 (溶融ほう砂、ほう砂ガラス、ほう砂ビーズ) になる。リネン又は紙の硬化剤、金属のはんだ付け (硬質はんだ用フラックス)、エナメルのおわぐすり、透明着色料、特殊ガラス (光学ガラス、電子管用ガラス)、にかわ又は研磨材の製造、金の精製、他のほう酸塩やアントラキノン系染料の製造等に使用する。

その他に実験室用のほう酸ナトリウム (メタほう酸塩、二ほう酸水素塩) がある。

- (2) アンモニアのほう酸塩: 最も重要なのは、メタほう酸アンモニウム ($\text{NH}_4\text{BO}_2 \cdot 2\text{H}_2\text{O}$) で無色の風解性の結晶であり水によく溶ける。加熱すると分解し、無水ほう酸の可溶性の被膜を形成するので、防火用材料としての用途がある。また、ヘアローションの固定剤、電解コンデンサー用電解液及び紙の被膜剤にも使用する。
- (3) 沈降性ほう酸カルシウム: 天然ほう酸塩に塩化カルシウムを作用させて得られる白色の粉で、難燃剤、不凍剤、陶磁器製絶縁材及び防腐剤に使用する。
- (4) マンガンのほう酸塩: 主要なものは四ほう酸マンガン (MnB_4O_7) である。これは、桃色の粉で水に難溶。ペイント及びワニスのドライヤーに使用する。
- (5) ほう酸ニッケル: 青緑色の結晶で、触媒に使用する。

(6) ほう酸銅：青色の硬い結晶で水に不溶。顔料（セラミック用着色料）、防腐剤及び殺虫剤に使用する。

(7) ほう酸鉛：灰色の結晶で、水に不溶。ドライヤー、ガラス製造、磁器用顔料及び電気めっきに使用する。

(8) その他のほう酸塩：ほう酸カドミウム（蛍光灯管の被覆用）、ほう酸コバルト（ドライヤー用）、ほう酸亜鉛（防腐剤、紡織用繊維の難燃剤又は陶磁器用のフラックス）、ほう酸ジルコニウム（乳白剤）

この項には、天然のほう酸ナトリウム（カーナイト (kernite)、天然ほう砂 (tincal)）（この項のほう酸塩の製造に使用する。）及び天然のほう酸カルシウム（パNDERミイト (pandermite)、プライス石 (priceite)）（ほう酸の製造に使用する。）は含まない (25.28)。

(B) ペルオキシほう酸塩（過ほう酸塩）

この項には、この節の総説に掲げる除外例を除き、ペルオキシほう酸の金属塩を含む。これらは、ほう酸塩より更に酸素化したもので酸素を放出しやすい。

一般にこれらは、 HBO_3 又は HBO_4 のような数種の酸に相当する化学式をもつ複雑な化合物である。主なペルオキシほう酸塩は、次の物品である。

(1) ペルオキシほう酸ナトリウム（過ほう酸 (perborax)）：ほう酸の水溶液に過酸化ナトリウムを作用させるか又はほう酸ナトリウムの水溶液に過酸化水素を作用させて得られる。白色、無定形の粉又は結晶（一水塩又は四水塩）である。リネン、紡織用繊維又は麦わらの漂白、皮の保存、家庭用調製洗剤、洗浄剤及び殺菌剤に使用する。

(2) ペルオキシほう酸マグネシウム：白色の粉で水に不溶。医薬又は歯みがきの製造に使用する。

(3) ペルオキシほう酸カリウム：ペルオキシほう酸ナトリウムに類似の性質、用途を持つ。

(4) その他のペルオキシほう酸塩：アンモニウム、アルミニウム、カルシウム又は亜鉛のペルオキシほう酸塩は、いずれも白色の粉で医薬及び歯みがきの製造に使用する。

28.41 オキシ金属酸塩及びペルオキシ金属酸塩

2841.30—二クロム酸ナトリウム

2841.50—その他のクロム酸塩及び二クロム酸塩並びにペルオキシクロム酸塩

2841.61—過マンガン酸カリウム

2841.69—その他のもの

2841.70—モリブデン酸塩

2841.80—タングステン酸塩（ウォルフラム酸塩）

2841.90—その他のもの

この項には、オキシ金属酸及びペルオキシ金属酸（無水物を構成する金属酸化物に相当する。）の塩を含む。

この項に属する主なものは、次の物品である。

(1) アルミン酸塩 (aluminates) : 水酸化アルミニウムの誘導体

- (a) アルミン酸ナトリウム : ボーキサイトを水酸化ナトリウム溶液で処理して得られる。白色の粉 (水に可溶)、水溶液又はペーストとして供される。媒染剤 (アルカリ媒染)、レーキ製造、紙のサイジング、せっけんの充てん料、石膏の硬化剤、乳白ガラスの製造、工業用水の精製等に使用する。
- (b) アルミン酸カリウム : ボーキサイトを水酸化カリウムに溶解して得られる白色の微結晶性塊で、吸湿性があり水に可溶である。ナトリウム塩と用途は同様である。
- (c) アルミン酸カルシウム : ボーキサイトと酸化カルシウムを電気炉で熔融して得られる白色の粉で水に不溶。媒染剤、工業用水の精製 (イオン交換体)、製紙 (サイジング)、ガラス、せっけん、特殊セメント、研磨材及びその他のアルミン酸塩の製造に使用する。
- (d) アルミン酸クロム : 酸化アルミニウム、ふっ化カルシウム及び二クロム酸アンモニウムの混合物を加熱して得られる。陶磁器用着色料に使用する。
- (e) アルミン酸コバルト : アルミン酸ナトリウムとコバルト塩から製造される。単独又は酸化アルミニウムと混合してコバルトブルー (Thenard' s blue) を形成する。セルリアンブルー (cerulean blue) (アルミン酸亜鉛と共に)、アズレブルー (azure blue)、スマルトブルー (smalt blue)、ザクセンブルー (Saxony blue)、セーブルブルー (Sevres blue) 等の製造に使用する。
- (f) アルミン酸亜鉛 : 白色の粉で、アルミン酸ナトリウムと同様の用途に使用する。
- (g) アルミン酸バリウム : ボーキサイト、重晶石 (barytes) 及び石炭から得られる白色又はかつ色の塊で、工業用水の精製及びアンチスケール剤に使用する。
- (h) アルミン酸鉛 : 酸化鉛と酸化アルミニウムの混合物を加熱して得られる固体で、容易に熔融せず、白色顔料、耐火れんが又はライニングの製造に使用する。

この項には、天然のアルミン酸ベリリウム (金緑石、chrysoberyl) を含まない (25. 30、71. 03 又は 71. 05)。

(2) クロム酸塩 (chromates) : 中性又は酸性のクロム酸塩 (二クロム酸塩を含む。)、三クロム酸塩、四クロム酸塩及び過クロム酸塩は、種々のクロム酸、特に純粋な状態では単離されないクロム酸 (H_2CrO_4)、二クロム酸 ($\text{H}_2\text{Cr}_2\text{O}_7$) から得られる。

これら毒性のある塩の主なものは、次の物品である。

- (a) クロム酸亜鉛 : 二クロム酸カリウムで亜鉛塩を処理すると含水又は塩基性クロム酸亜鉛が得られる。粉状で水に不溶。単独又は混合し、亜鉛黄として顔料に使用する。

また、プルシアンブルーとの混合物は亜鉛緑 (zinc green) となる。

(b) クロム酸鉛

中性の人造クロム酸鉛は、酢酸鉛を二クロム酸ナトリウムに作用させて得られる。沈殿の方法によって黄色、橙色又は赤色の粉のものがある。単独又は他の物品と混合し、顔料 (クロムイエロー) となり、エナメル、陶磁器、ペイント及びワニス製造等に使用する。

塩基性塩は、単独又は他の物品と混合してクロムレッド又はペルシャンレッド

(persian red) となる。

- (c) ナトリウムのクロム酸塩：クロム酸ナトリウム ($\text{Na}_2\text{CrO}_4 \cdot 10\text{H}_2\text{O}$) は、天然の酸化鉄クロム (クロム鉄鉱、chromite) に石炭及び炭酸ナトリウムを混合し、ばい焼することによりクロムの製造の際に得られる。大きな黄色の結晶で、潮解性があり水によく溶ける。染色 (媒染剤)、皮なめし、インキ及び顔料又はその他のクロム酸塩、二クロム酸塩の製造に使用し、また、硫化アンチモンと混合して写真用せん光粉末に使用する。

二クロム酸ナトリウム ($\text{Na}_2\text{Cr}_2\text{O}_7 \cdot 2\text{H}_2\text{O}$) : クロム酸ナトリウムから得られる潮解性の赤色結晶で水に可溶。加熱すると無水塩となり、潮解性が小さくなる (すなわち、溶解又は鑄造クロム酸塩)。これは、少量の硫酸ナトリウムを含んでいることがある。なめし (クロムなめし)、染色 (媒染剤及び酸化剤)、有機合成の酸化剤、写真、印刷、花火、脂肪の精製又は脱色、二クロム酸バッテリー及び二クロム酸ゼラチンの製造 (光の影響下で熱水に不溶のものに変わる。)、浮遊選鉱 (浮力減少)、石油精製並びに防腐剤に使用する。

- (d) カリウムのクロム酸塩：クロム酸カリウム (K_2CrO_4) (黄クロム酸カリウム) は、クロム鉄鉱 (chromite) から製造される。黄色の結晶で水に可溶、有毒である。

二クロム酸カリウム ($\text{K}_2\text{Cr}_2\text{O}_7$) (赤クロム酸カリウム) は、同じくクロム鉄鉱から得られる。橙色の結晶で水に可溶、有毒である。二クロム酸塩の粉じん及び蒸気は、鼻骨及び軟骨を侵す。その溶液はかすり傷を負わす。

クロム酸カリウム及び二クロム酸カリウムは、クロム酸ナトリウム及び二クロム酸ナトリウムと同様の目的に使用する。

- (e) アンモニウムのクロム酸塩：クロム酸アンモニウム ($(\text{NH}_4)_2\text{CrO}_4$) は、二酸化クロムの溶液にアンモニアを飽和させて得られる。黄色の結晶で水に可溶。写真及び染色に使用する。

二クロム酸アンモニウム ($(\text{NH}_4)_2\text{Cr}_2\text{O}_7$) は、天然の酸化鉄クロム (クロム鉄鉱、chromite) から得られる。赤色の結晶で水に可溶。写真、染色 (媒染剤)、皮なめし、油脂の精製、有機合成等に使用する。

- (f) クロム酸カルシウム ($\text{CaCrO}_4 \cdot 2\text{H}_2\text{O}$) : 二クロム酸ナトリウムと白亜から得られる。加熱すると無水塩となり、黄色に変わる。「イエローウルトラマリン」(この名称はクロム酸カルシウムのみを使用する。) 等の着色料に使用する。

- (g) クロム酸塩マンガン：中性塩 (MnCrO_4) は、酸化第一マンガンと無水クロム酸から得られるかっ色の結晶で水に可溶、媒染剤に使用する。

塩基性塩は、かっ色の粉で水に不溶、水性ペイントに使用する。

- (h) 鉄のクロム酸塩：クロム酸第二鉄 (ferric chromate) ($\text{Fe}_2(\text{CrO}_4)_3$) は、塩化第二鉄とクロム酸カリウムの溶液から得られる。黄色の粉で水に不溶。

塩基性クロム酸鉄は、単独又は混合して、シデリンイエロー (siderin yellow) の名で塗料に使用する。プルシアンブルー (Prussian blue) と組み合わせると亜鉛緑 (zinc green) に類似した緑色物が得られる。また、冶 (や) 金に使用する。

- (i) クロム酸ストロンチウム (SrCrO_4) : クロム酸カルシウムに類似している。単独又は混合してストロンチウムイエローとなる。絵の具の製造に使用する。

(k) クロム酸バリウム (BaCrO_4) : 塩化バリウムとクロム酸ナトリウムを溶液から沈殿させて得られる。黄色の粉で水に不溶、有毒である。単独又は混合してバリウムイエローとなる。これは、クロム酸カルシウムから得られる類似物品と同様、「イエローウルトラマリン」として知られている。絵の具、窯業、ガラス工業、マッチ製造及び媒染剤に使用する。

この項には、次の物品を含まない。

(a) 天然のクロム酸鉛 (紅鉛鉱、crocoisite) (25.30)

(b) クロム酸塩をもととした調製顔料 (32.06)

(3) マンガン酸塩 (manganates) 及び過マンガン酸塩 (permanganates) : これらはマンガン酸 (H_2MnO_4) (単離されない。) 及び過マンガン酸 (HMnO_4) (水溶液中にのみ存在する。) の塩に相当する。

(a) マンガン酸塩 : マンガン酸ナトリウム (Na_2MnO_4) は、天然の二酸化マンガン (26.02、軟マンガン鉱 (pyrolusite)) と水酸化ナトリウムの混合物を溶融して得られる。緑色の結晶で、冷水に可溶、熱水で分解する。金の冶 (や) 金に使用する。

マンガン酸カリウム (K_2MnO_4) は、緑黒色の小結晶で過マンガン酸塩の製造に使用する。

マンガン酸バリウム (BaMnO_4) は、二酸化マンガンと硝酸バリウムの混合物を加熱して得られる。エメラルドグリーン of 粉で硫酸バリウムと混合してマンガン青となる。絵の具に使用する。

(b) 過マンガン酸塩 : 過マンガン酸ナトリウム ($\text{NaMnO}_4 \cdot 3\text{H}_2\text{O}$)、マンガン酸塩から得られる。赤黒色の結晶、潮解性で水に可溶。消毒剤、有機合成及び羊毛の漂白に使用する。

過マンガン酸カリウム (KMnO_4) は、マンガン酸塩から得られるほか、二酸化マンガンと水酸化カリウムの混合物の酸化で得られ、紫色の結晶で、金属光沢を持ち、水に可溶、皮膚を着色する。また、赤紫色の水溶液又はタブレット状で供される場合もある。強力な酸化剤であり、化学試薬、有機合成 (サッカリンの製造)、冶 (や) 金 (ニッケル精錬) に使用するほか、脂質、樹脂、絹の糸、織物又は麦わらの漂白、水の精製、防腐剤、染色 (羊毛、木材、頭髮染料)、ガスマスク、医薬に使用する。

過マンガン酸カルシウム ($\text{Ca}(\text{MnO}_4)_2 \cdot 5\text{H}_2\text{O}$) は、マンガン酸アルカリと塩化カルシウム水溶液の電解によって得られる。暗紫色の結晶で水に可溶である。酸化剤及び消毒剤、染色、有機合成、水の精製、紙パルプの漂白に使用する。

(4) モリブデン酸塩 (molybdates) : モリブデン酸塩、パラモリブデン酸塩及びポリモリブデン酸 (ジモリブデン酸、トリモリブデン酸、テトラモリブデン酸) は、正モリブデン酸 (H_2MoO_4) その他のモリブデン酸から得られる。ある点ではクロム酸塩に類似している。

主なものは、次の物品である。

(a) モリブデン酸アンモニウム : モリブデンの冶 (や) 金で得られる。含水結晶で緑色又は黄色がかった淡い色をしており、加熱すると分解する。化学試薬、顔料又は難燃剤の製造、ガラス工業等に使用する。

(b) モリブデン酸ナトリウム : 光沢のある含水結晶で水に可溶。試薬、顔料、医薬の製造に使用する。

(c) モリブデン酸カルシウム：白色の粉で水に不溶。冶（や）金に使用する。

(d) モリブデン酸鉛：クロム酸鉛と共沈させた人造のモリブデン酸鉛は、深紅色のクロム顔料になる。

この項には、天然のモリブデン酸鉛（モリブデン鉛鉱、wulfenite）を含まない（26.13）。

(5) タングステン酸塩（tungstates）（ウォルフラム酸塩（wolframates））：タングステン酸塩、パラタングステン酸塩及び過タングステン酸塩は、正タングステン酸（ H_2WO_4 ）その他のタングステン酸から得られる。

主なものは、次の物品である。

(a) タングステン酸アンモニウム：アンモニアにタングステン酸を溶解して得られる。白色の結晶性粉状の含水塩で、水に可溶。難燃性織物、他のタングステン酸塩の製造に使用する。

(b) タングステン酸ナトリウム：タングステン冶（や）金で鉄マンガン重石（wolframite）（26.11）と炭酸ナトリウムから得られる。白色の葉状結晶又は結晶塊で、含水塩は真珠様の光沢をして、水に可溶。タングステン酸アンモニウムと同様の用途のほか、媒染剤、レーキ及び触媒の製造並びに有機合成に使用する。

(c) タングステン酸カルシウム：白色の光沢あるうろこ状で水に不溶。X線のスクリーン又は蛍光灯の製造に使用する。

(d) タングステン酸バリウム：白色の粉で、単独又は混合してタングステン白（tungsten white）又はタングステン酸白の名で絵の具に使用する。

(e) その他のタングステン酸塩：これらには、タングステン酸カリウム（難燃性織物用）、タングステン酸マグネシウム（X線スクリーン用）、タングステン酸クロム（緑色顔料用）又はタングステン酸鉛（顔料用）を含む。

この項には、次の物品を含まない。

(a) 天然のタングステン酸カルシウム（灰重石、scheelite）（26.11）

(b) 天然のタングステン酸マンガン（マンガン重石、hubnerite）及びタングステン酸鉄（鉄重石、ferberite）（26.11）

(c) 無機のルミノホアとして分類される発光性タングステン酸塩（例えば、カルシウム塩又はマグネシウム塩）（32.06）

(6) チタン酸塩（titanates）：中性又は酸性のオルトチタン酸塩、メタチタン酸塩及びペルオキシチタン酸塩がある。これらは、二酸化チタン（ TiO_2 ）をもととする各種のチタン酸及びチタンの水酸化物から得られる。

チタン酸バリウム及びチタン酸鉛は、白色の粉末で顔料として使用する。

この項には天然のチタン酸鉄（チタン鉄鉱、ilmenite）（26.14）及び無機のフルオロチタン酸塩（28.26）を含まない。

(7) バナジン酸塩（vanadates）：中性又は酸性のオルトバナジン酸塩、メタバナジン酸塩、ピロバナジン酸塩及び次亜バナジン酸塩がある。これらは五酸化バナジウム（ V_2O_5 ）その他のバナジウムの酸化物から誘導される各種のバナジン酸から得られる。

(a) バナジン酸アンモニウム（メタバナジン酸アンモニウム）（ NH_4VO_3 ）：黄白色の結晶粉で

冷水に難溶、熱水に易溶で黄色溶液となる。触媒、媒染剤、ペイント及びワニスのドライヤー、陶磁器用着色料、インキの製造等に使用する。

(b) ナトリウムのバナジン酸塩（オルトバナジン酸ナトリウム及びメタバナジン酸ナトリウム）：水化物は白色の粉末又は結晶で水に可溶。アニリンブラック染色に使用する。

(8) 鉄酸塩 (ferrates) 及び亜鉄酸塩 (ferrites)：これらは、それぞれ水酸化第二鉄 ($\text{Fe}(\text{OH})_3$) 及び水酸化第一鉄 ($\text{Fe}(\text{OH})_2$) から得られる。鉄酸カリウムは、黒色の粉で水に溶けて赤色溶液となる。

「鉄酸塩」の名称は、陶磁器用着色料として使用する酸化鉄とその他の金属酸化物との単なる混合物に対して間違っ用いることがあるが、このものは 32.07 項に属する。また、この項には、マグネタイトすなわち磁性酸化鉄 (FeO_4) (26.01) 及びハンマースケール (26.19) を含まない。

(9) 亜鉛酸塩 (zincates)：両性水酸化亜鉛 ($\text{Zn}(\text{OH})_2$) から得られる化合物である。

(a) 亜鉛酸ナトリウム：酸化亜鉛に炭酸ナトリウムを作用させて又は金属亜鉛に水酸化ナトリウムを作用させて得られる。硫化亜鉛（ペイント用）の製造に使用する。

(b) 亜鉛酸鉄：陶磁器用着色料として使用する。

(c) 亜鉛酸コバルト：単独で又は酸化コバルトその他の塩と混合してコバルト緑又はリンマン緑 (Rinmann's green) に使用する。

(d) 亜鉛酸バリウム：水酸化バリウムの水溶液に硫酸亜鉛のアンモニア性溶液を作用させると沈殿して得られる。白色粉末、水に可溶。硫化亜鉛（ペイント用の製造に使用する。）

(10) すず酸塩 (stannates) (オルトすず酸塩及びメタすず酸塩)：すず酸から得られる。

(a) すず酸ナトリウム ($\text{Na}_2\text{SnO}_3 \cdot 3\text{H}_2\text{O}$)：すず、水酸化ナトリウム、塩化ナトリウム及び硝酸ナトリウムの混合物を熔融して得られる。硬い不規則な塊で水に可溶。不純物（ナトリウム塩及び鉄塩）の割合によって白色又は着色のものがある。染色（媒染剤）、ガラス工業、窯業、砒素から鉛の分離、絹のすずサイジング及び有機合成に使用する。

(b) すず酸アルミニウム：硫酸すずと硫酸アルミニウムとの混合物を加熱して得られる白色の粉で、エナメル又は窯業用乳白剤に使用する。

(c) すず酸クロム：桃色で、陶磁器用着色料、絵の具に使用する。また、絹のすずサイジングに使用する。

(d) すず酸コバルト：単独又は混合して顔料（スカイブルー）、ペイントに使用する。

(e) すず酸銅：単独又は混合して使用し、「すず緑 (tin green)」として知られている。

(11) アンチモン酸塩：酸化アンチモン (Sb_2O_5) に相当する種々の酸の塩である。ある点で砒酸塩に類似している。

(a) メタアンチモン酸ナトリウム：水酸化ナトリウムと五酸化アンチモンから得られる白色の結晶性粉で水に難溶。窯業又はガラス工業用の乳白剤、チオアンチモン酸ナトリウム (Schlippe's salt) (28.42) の製造に使用する。

(b) カリウムのアンチモン酸塩：最も重要なものは、アンチモン酸水素カリウムで、硝酸カリウムと金属アンチモンを混合し、か焼して得られる白色の結晶性粉であり、医薬（下剤）及び陶磁器用顔料に使用する。

- (c) アンチモン酸鉛：五酸化アンチモンを鉛丹と熔融して得られる黄色の粉で水に不溶。単独又は塩化酸化鉛と混合して窯業用、ガラス用又は絵の具用顔料（ネーブルスイエロー（Naples yellow）又はアンチモンイエロー）に使用する。
- この項には、アンチモン化合物は含まない（28.53）。
- (12) 鉛酸塩（plumbates）：両性の二酸化鉛（ PbO_2 ）から得られる。
- 鉛酸ナトリウムは、着色料に使用する。鉛酸カルシウム（黄色）、鉛酸ストロンチウム（栗色）又は鉛酸バリウム（黒色）は、マッチの製造及び花火に使用する。
- (13) その他のオキシ金属塩又はペルオキシ金属酸の塩：次の物品を含む。
- (a) タンタル酸塩（tantalates）及びニオブ酸塩（niobates）
 - (b) ゲルマニウム酸塩（germanates）
 - (c) レニウム酸塩（rhenates）及び過レニウム酸塩（perrhenates）
 - (d) ジルコン酸塩（zirconates）
 - (e) ビスマス酸塩（bismuthates）

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 貴金属の化合物（28.43）
- (b) 放射性元素又は同位元素の化合物（28.44）
- (c) イットリウム、スカンジウム又は希土類金属の化合物（28.46）
- (d) 水銀（28.52）

フルオロチタン酸塩のようなふっ素錯塩は、28.26 項に属する。

28.42 その他の無機酸塩及びペルオキシ酸塩（アルミノけい酸塩（化学的に単一であるかないかを問わない。）を含むものとし、アジ化物を除く。）

2842.10-けい酸の複塩及び錯塩（アルミノけい酸塩（化学的に単一であるかないかを問わない。）を含む。）

2842.90-その他のもの

この項には、この節の総説に掲げる除外例を除き、次の物品を含む。

- (I) 非金属無機酸塩又はペルオキシ酸塩（他の項に該当するものを除く。）
- 主なものは次の物品である。
- (A) 雷酸塩、シアン酸塩、イソシアン酸塩及びチオシアン酸塩（単離されていないシアン酸（ $\text{HO}-\text{C}\equiv\text{N}$ ）又はイソシアン酸（ $\text{HN}=\text{C}=\text{O}$ ）並びに雷酸（ $\text{H}-\text{C}\equiv\text{N}^+-\text{O}^-$ ）若しくはその他のシアン酸異性体又はチオシアン酸（ $\text{HS}-\text{C}\equiv\text{N}$ ）の金属塩）
- (1) 雷酸塩：雷酸塩は、その構造は多少不明な点がある。非常に不安定でわずかな衝撃や熱（例えば、スパーク）で爆発する。点火薬として雷管等の製造に使用する。
 - (2) シアン酸塩：アンモニウム、ナトリウム又はカリウムのシアン酸塩は、各種の有機化

合物の製造に使用する。また、アルカリ土類のシアン酸塩も知られている。

- (3) チオシアン酸塩：チオシアン酸塩（スルホシアン化物、sulphocyanides）は、チオシアン酸（単離されない）（ $\text{HS-C}\equiv\text{N}$ ）の金属塩である。

主なものは次の物品である。

- (a) チオシアン酸アンモニウム（ NH_4SCN ）：無色の結晶で、潮解性があり、水によく溶ける。空気と光の作用で赤変し、加熱すると分解する。電気めっき、写真、染色又は印刷（特に、サイジングした絹織物の劣化防止）、冷媒、シアン化物又はヘキサシアノ鉄（Ⅱ）酸塩、チオ尿素、グアニジン、プラスチック、接着剤、除草剤の製造等に使用する。
- (b) チオシアン酸ナトリウム（ NaSCN ）：チオシアン酸アンモニウムと同様の外観であるか又は粉末であり、有毒。写真、染色（媒染剤）、医薬、試薬、電気めっき等を使用するほか、人造からし油の製造、ゴム工業等に使用する。
- (c) チオシアン酸カリウム（ KSCN ）：チオシアン酸ナトリウムと同様の特性を持つ。繊維工業、写真、有機合成（チオ尿素、人造からし油、染料等）、チオシアン酸塩、冷媒、駆虫剤の製造等に使用する。
- (d) チオシアン酸カルシウム（ $\text{Ca}(\text{SCN})_2 \cdot 3\text{H}_2\text{O}$ ）：無色の結晶で潮解性があり、水に可溶。染色の媒染剤、セルロースの溶剤、綿のマーセライズ加工、医薬（よう化カリウムの代用品。動脈硬化症治療）、ヘキサシアノ鉄（Ⅱ）酸塩又はその他のチオシアン酸塩の製造、羊皮紙製造に使用する。
- (e) 銅のチオシアン酸塩

チオシアン酸第一銅（cuprous thiocyanate）（ CuSCN ）：白色、灰色又は黄色を帯びた粉末又はペーストで水に不溶。なせんの媒染剤、船用ペイントの製造及び有機合成に使用する。

チオシアン第二銅（cupric thiocyanate）（ $\text{Cu}(\text{SCN})_2$ ）：黒色の粉末で水に不溶。容易にチオシアン酸第一銅となる。

雷管及びマッチの製造に使用する。雷酸水銀及びチオシアン酸第二水銀（mercuric thiocyanate）は含まない（28.52）

- (B) 亜砒（ひ）酸塩（arsenites）及び砒（ひ）酸塩（arsenates）

これらは、砒（ひ）素の酸の金属塩である。亜砒（ひ）酸塩は亜砒（ひ）酸の塩で、砒（ひ）酸塩は28.11項の砒（ひ）酸の塩であり、いずれも猛毒である。主なものは次の物品である。

- (1) 亜砒（ひ）酸ナトリウム（ NaAsO_2 ）：炭酸ナトリウムと三酸化二砒（ひ）素を溶融して得られる。白色又は灰色の板状若しくは粉状で、水に可溶。ぶどう栽培（殺虫剤）、皮の保存、医薬、せっけん及び防腐剤の製造等に使用する。
- (2) 亜砒（ひ）酸カルシウム（ CaHAsO_3 ）：白色の粉末で水に不溶。殺虫剤に使用する。
- (3) 亜砒（ひ）酸銅（ CuHAsO_3 ）：亜砒（ひ）酸ナトリウムと硫酸銅から得られる。緑色の粉末で水に不溶。殺虫剤、シェーレ緑（Scheele's green）と呼ばれる着色料、ある種の緑色顔料（32.06の解説参照）の調製に使用する。
- (4) 亜砒（ひ）酸亜鉛（ $\text{Zn}(\text{AsO}_2)_2$ ）：外観及び用途は、亜砒（ひ）酸カルシウムと同様であ

る。

- (5) 亜砒 (ひ) 酸鉛 ($\text{Pb}(\text{AsO}_2)_2$) : 白色の粉末で水に難溶、ぶどう栽培 (殺虫剤) に使用する。
- (6) ナトリウムの砒 (ひ) 酸塩 (オルト砒 (ひ) 酸ナトリウム、メタ砒 (ひ) 酸ナトリウム及びピロ砒 (ひ) 酸ナトリウム) : 最も重要なのは、オルト砒 (ひ) 酸水素二ナトリウム (Na_2HAsO_4) (結晶化の温度によって七水塩又は十二水塩となる。) 及びオルト砒 (ひ) 酸三ナトリウム (無水塩又は十二水塩) である。三酸化二砒 (ひ) 素と硝酸ナトリウムから得られる。無色の結晶又は緑色の粉末である。医薬品 (ピアソン溶液 (Pearson's solution))、防腐剤、殺虫剤及びその他の砒 (ひ) 酸塩の製造、なせんに使用する。
- (7) カリウムの砒 (ひ) 酸塩 : オルト砒 (ひ) 酸二水素カリウム及びオルト砒 (ひ) 酸水素二カリウムは、ナトリウムの砒 (ひ) 酸塩と同じ方法で製造される。無色の結晶で、水に可溶。防腐剤、殺虫剤、なめし剤、なせん等に使用する。
- (8) カルシウムの砒 (ひ) 塩酸 : 二オルト砒 (ひ) 酸三カルシウム ($\text{Ca}_3(\text{AsO}_4)_2$) は、不純物としてその他のカルシウムの砒 (ひ) 酸塩を含むことが多い。塩化カルシウムと砒 (ひ) 酸ナトリウムとを反応させることにより得られる。白色の粉末で水に不溶。農業において殺虫剤として使用する。
- (9) 銅の砒 (ひ) 酸塩 : オルト砒 (ひ) 酸第二銅 (cupric orthoarsenate) ($\text{Cu}_3(\text{AsO}_4)_2$) は、オルト砒 (ひ) 酸ナトリウムと硫酸銅 (又は塩化銅) から得られる。緑色の粉末で水に不溶。ぶどう栽培における駆虫剤及び防汚ペイントに使用する。
- (10) 鉛の砒 (ひ) 酸塩 : 二オルト砒 (ひ) 酸三鉛 ($\text{Pb}_3(\text{AsO}_4)_2$) 及び酸性オルト砒 (ひ) 酸鉛があり、水に難溶。白色の粉末、ペースト状又は乳化しているものがある。殺虫剤の製造に使用する。
- (11) その他の砒 (ひ) 酸塩 : アルミニウムの砒 (ひ) 酸塩 (殺虫剤) 又はコバルトの砒 (ひ) 酸塩 (桃色の粉で窯業用) を含む。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 天然の砒 (ひ) 酸ニッケル (例えば、ニッケル華 (annabergite) 等) (25.30)
- (b) 砒 (ひ) 化物 (28.53)
- (c) アセト亜砒 (ひ) 酸塩 (29 類)
- (C) セレン酸の塩 : セレン化物 (selenides)、亜セレン酸塩 (selenites) 及びセレン酸塩 (selenates)

次の物品を含む。

- (1) セレン化カドミウム : つや消しガラス及び顔料の製造に使用する。
- (2) 亜セレン酸ナトリウム : ガラスの着色 (赤味を付け、緑味を消す。) 等に使用する。
- (3) アンモニウム及びナトリウムのセレン酸塩 : 殺虫剤として使用する。ナトリウム塩は医薬にも使用する。
- (4) セレン酸カリウム : 写真に使用する。

この項には、天然のセレン銅鉛 (zorgite) を含まない (25.30)。

(D) テルル酸の塩：テルル化物 (tellurides)、亜テルル酸塩 (tellurites) 及びテルル酸塩 (tellurates)

次の物品を含む。

- (1) テルル化ビスマス：熱電対列の半導体に使用する。
- (2) ナトリウムのテルル酸塩及びカリウムのテルル酸塩：医薬に使用する。

(II) 複塩及び錯塩

ここには、他の項に該当するものを除き、複塩及び錯塩を分類する。

この項に属する主な複塩及び錯塩には、次の物品がある。

(A) 塩化物の複塩及び錯塩 (chlorosalts)

(1) アンモニウムと以下に掲げる金属の塩化物

- (a) マグネシウム：潮解性の結晶ではんだ付けに使用する。
- (b) 鉄（塩化アンモニウム第一鉄 (ammonium ferrous chloride) 及び塩化アンモニウム第二鉄 (ammonium ferric chloride)）：塊又は吸湿性の結晶で、めっき及び医薬に使用する。
- (c) ニッケル：黄色の粉又は緑色結晶（水化物）で、媒染剤及び亜鉛めっきに使用する。
- (d) 銅（塩化アンモニウム銅）：青色又は緑色の結晶で水に可溶。着色料及び花火に使用する。
- (e) 亜鉛（塩化アンモニウム亜鉛）：白色の結晶性の粉で水に可溶。はんだ付け（はんだ付け塩 (soldering salt)）、乾電池及び亜鉛めっきに使用する。
- (f) すず（特に塩化アンモニウムすず (ammonium chlorostannate)）：白色又は桃色の結晶又は水溶液で、時には“pink salt”と呼ばれる。染色及び絹のサイジングに使用する。

(2) アルミニウムを含むナトリウムの塩化物：白色の結晶性粉。吸湿性があり、皮なめしに使用する。

(3) マグネシウムを含むカルシウムの塩化物：白色の潮解性結晶で製紙、繊維、ばれいしょでん粉又はペイント工業で使用する。

(4) 塩化塩 (chlorosalts)：例えば、塩化臭化物 (chlorobromides)、塩化よう化物 (chloriodides)、塩化よう素酸塩 (chloriodates)、塩化りん酸塩 (chlorophosphates)、塩化クロム酸塩 (chlorochromates) 及び塩化バナジン酸塩 (chloro)

ここには、塩化クロム酸カリウム (Peligot's salt) を含む。これは、赤色の結晶で水中で分解する酸化剤であり、有機合成に使用する。

緑鉛鉱 (pyromorphite、鉛のりん酸塩と塩化物)、かつ鉛鉱 (vanadinite、鉛のバナジン酸塩と塩化物) は、それぞれ 26.07 項又は 26.15 項の天然の金属鉱であるので含まない。

(B) よう化物の複塩及び錯塩 (iodosalts)

(1) よう化ビスマスナトリウム：赤色結晶で、水中で分解する。医薬に使用する。

- (2) よう化カドミウムカリウム：白色の潮解性粉で空気にさらすと黄変する。医薬に使用する。
- (C) 硫黄を含む複塩及び錯塩 (thiosalts)
- (1) アンモニウムと以下に掲げる金属の硫酸塩
- (a) 鉄 (硫酸第一鉄アンモニウム (ammonium ferrous sulphate)、モール塩 (Mohr's salt)) ($\text{FeSO}_4 \cdot (\text{NH}_4)_2\text{SO}_4 \cdot 6\text{H}_2\text{O}$)：淡緑色結晶で冷 (や) 金及び医薬に使用する。
 - (b) コバルト ($\text{CoSO}_4 \cdot (\text{NH}_4)_2\text{SO}_4 \cdot 6\text{H}_2\text{O}$)：赤色結晶で水に不溶。コバルトめっき及び窯業に使用する。
 - (c) ニッケル ($\text{NiSO}_4 \cdot (\text{NH}_4)_2\text{SO}_4 \cdot 6\text{H}_2\text{O}$)：緑色の結晶で水によく溶け、加熱すると分解する。主にニッケル電気めっきに使用する。
 - (d) 銅：青色の結晶性粉で水に可溶、空気中で風化する。駆虫剤、紡織用繊維のなせん及び仕上げ、亜砒 (ひ) 酸銅の製造等に使用する。
- (2) 硫酸ジルコニウムナトリウム：白色の固体で亜鉛の冷 (や) 金に使用する。
- (3) 「チオ塩 (thiosalts)」並びにその他の硫黄を含む複塩及び錯塩：例えば、セレン硫化物 (selenosulphides) 及びセレン硫酸塩 (selenosulphates)、チオテルル酸塩 (thiotellurates)、チオ砒 (ひ) 酸塩 (thioarsenates)、チオ亜砒 (ひ) 酸塩 (thioarsenites) 及び砒 (ひ) 素硫化物 (arsenosulphides)、チオ炭酸塩 (thiocarbonates)、ゲルマノ硫化物 (germonosulphides)、チオアンチモン酸塩 (thioantimonates)、チオモリブデン酸塩 (thiomolybdates)、チオすず酸塩 (thiostannates)、ライネケ塩 (reineckates)。
- 主なものは、次の物品である。
- (a) 三チオ炭酸カリウム：黄色の結晶で水に可溶で農業 (殺虫剤) 及び化学分析に使用する。
 - (b) アルカリのチオモリブデン酸塩：金属防錆用のりん酸塩処理 (parkerrising) 液の促進剤として使用する。
 - (c) テトラチオシアナートジアミノクロム酸アンモニウム (ジアミンテトラキスチオシアナートクロム酸アンモニウム、ライネケ酸アンモニウム又はライネケ塩) ($\text{NH}_4[\text{Cr}(\text{NH}_3)_2(\text{SCN})_4] \cdot \text{H}_2\text{O}$)：結晶性の粉又は暗赤色の結晶で、試薬として使用する。
 - (d) チオシアン酸第一鉄カリウム (ferrous potassium thiocyanate) 及びチオシアン酸第二鉄カリウム (ferric potassium thiocyanate)
輝コバルト鉱 (cobaltite、コバルトの硫化物及び砒 (ひ) 化物) 及びゲルマニウム石 (germanite、硫化ゲルマニウム銅) は、それぞれ 26.05 項又は 26.17 項の天然鉱石であるので、この項には含まない。
- (D) セレンの複塩及び錯塩 (セレン炭酸塩 (selenocarbonates)、セレンシアン酸塩 (selenocyanates) 等)
- (E) テルルの複塩及び錯塩 (テルロ炭酸塩 (tellurocarbonates)、テルロシアン酸塩 (tellurocyanates) 等)
- (F) コバルト亜硝酸塩 (nitrocobaltates)
- コバルト亜硝酸カリウム (亜硝酸コバルトカリウム、フィッシャーイエロー) ($\text{K}_3\text{Co}(\text{NO}_2)_6$)：

微結晶性粉で、かなり水にとける。単独又は混合してコバルトイエローとして知られる顔料に使用する。

(G) 硝酸塩の複塩及び錯塩（四及び六アミノニッケル硝酸塩）

アンモニア性硝酸ニッケル：青色又は緑色の水溶性結晶。酸化剤及び純ニッケル触媒製造に使用する。

(H) リン酸塩の複塩及び錯塩（phosphosalts）

(1) オルトりん酸ナトリウムアンモニウム ($\text{NaNH}_4\text{HPO}_4 \cdot 4\text{H}_2\text{O}$)：無色の風解性の結晶で、水に可溶。金属酸化物溶解用のフラックスに使用する。

(2) オルトりん酸マグネシウムアンモニウム：白色の粉で、水に難溶。防火用紡織用繊維及び医薬に使用する。

(3) リンを含む錯塩：モリブドリン酸塩（molybdophosphates）、シリコリン酸塩（silicophosphates）、タングストリン酸塩（tungstophosphates）、スタノリン酸塩（stannophosphates）等
主なものは、次の物品である。

(a) モリブドリン酸塩：顕微鏡検査に使用する。

(b) シリコリン酸塩及びスタノリン酸塩：絹のサイジングに使用する。

(IJ) タングストほう酸塩（tungstoborates、borotungstates）

ほうタングステン酸カドミウム：黄色結晶又は水溶液で、比重による鉱物の分離の際に使用する。

(K) シアン酸の複塩又は錯塩

(L) けい酸塩の複塩及び錯塩

このグループには、アルミノけい酸塩（aluminosilicates）を含む（化学的に単一であるかないかを問わない。）。これは、ガラス工業、絶縁体、イオン交換体、触媒、分子ふるい等に使用される。

ここには、一般式 $\text{M}_{2/n}\text{O} \cdot \text{Al}_2\text{O}_3 \cdot y\text{SiO}_2 \cdot w\text{H}_2\text{O}$ （M は n 価の陽イオン（一般に、ナトリウム、カリウム、マグネシウム又はカルシウム）、y は 2 以上、w は水分子の数を表わす。）で表わされる合成ゼオライトを含む。

ただし、バインダーを含有するアルミノけい酸塩（例えば、けい酸をもととした粘土を含むゼオライト）は含まない（38.24）。バインダーを含有するゼオライトは通常その粒子の大きさ（通常 5 マイクロメートル（ミクロン）を超える。）によって確認できる。

(M) 金属酸化物の複塩及び錯塩

クロム酸カリウムカルシウムのような塩がある。

この項には、次の物品を含まない。

(a) ふっ素錯塩（28.26）

(b) みょうばん（28.33）

(c) シアノ錯塩（28.37）

(d) アジ化水素の塩（アジ化物）（28.50）

(e) 塩化アンモニウム水銀（塩化アンモニウム第一水銀 (ammonium mercuric chloride) 又は塩化アンモニウム第二水銀 (ammonium chloromercurate)）及びよう化水銀銅 (28.52)

(f) 硫酸マグネシウムカリウム（純粋であるかないかを問わない。）(31 類)

第 6 節

その他のもの

28.43 貴金属の無機又は有機の化合物（化学的に単一であるかないかを問わない。）、コロイド状貴金属及び貴金属のアマルガム

2843.10—コロイド状貴金属

—銀化合物

2843.21—硝酸銀

2843.29—その他のもの

2843.30—金化合物

2843.90—その他の化合物及びアマルガム

(A) コロイド状貴金属

この項には、71 類に掲げる貴金属（すなわち、銀、金、白金、イリジウム、オスミウム、パラジウム、ロジウム及びルテニウム）であって、コロイド状のものを含む。

これらのコロイド状貴金属は、分散又はカソード崩壊 (cathodic pulverisation) 及び貴金属無機塩類の還元によって得られる。

コロイド状銀は、金属光沢を持つ青色、かっ色又は緑色を帯びた灰色の小粒又はフレークで、防腐剤として医薬に使用する。

コロイド状金は、赤色、紫色、青色又は緑色で、コロイド状銀と同様な用途に使用する。コロイド状白金は、灰色の微小な粒で、著しい触媒特性を持っている。

これらのコロイド状金属（例えば、金）は、保護コロイド（ゼラチン、カゼイン、魚膠等）を含有したコロイド溶液に調製してあってもこの項に含む。

(B) 貴金属の無機又は有機の化合物（化学的に単一であるかないかを問わない。）

これらには、次の物品を含む。

(I) 貴金属の酸化物、過酸化物及び水酸化物：これらは、4 節の化合物に類似している。

(II) 貴金属の無機塩：これらは、5 節の化合物に類似している。

(III) りん化物、炭化物、水素化物、窒化物、けい化物及びほう化物：これらは、28.49 項、28.50 項及び 28.53 項の化合物に類似している（りん化白金、水素化パラジウム、窒化銀、けい化白金等）。

(IV) 貴金属の有機化合物：これらは、29 類の化合物に類似している。

この項には、貴金属とその他の金属の両者を含んでいる化合物（例えば、卑金属と貴金属の複塩、

貴金属を含む錯エステル) も含む。

主なものは、次の物品である。

(1) 銀の化合物

(a) 銀の酸化物：一酸化二銀 (Ag_2O) は、黒かっ色の粉末でわずかに水に溶ける。光により黒変する。

酸化銀 (AgO) は、灰黒色の粉末である。

銀の酸化物は、電池の製造に使用する。

(b) 銀のハロゲン化物：塩化銀 (AgCl) は、白色の塊又は粉で水に不溶。光にさらすと黒ずむ。不透明に黒く着色した容器に貯える。写真、陶磁器の製造、医薬及び銀めっきに使用する。

この項には、角銀鉱 (cerargyrites 又は hornsilver、天然の銀の塩化物及びよう化物) は含まない (26.16)。

臭化銀 (黄色)、よう化銀 (黄色) 及びふっ化銀は、塩化銀と同様の用途に使用する。

(c) 硫化銀：人造の硫化銀 (Ag_2S) は、重い灰黒色の粉末で水に不溶。ガラス製造に使用する。

この項には、天然の硫化銀 (輝銀鉱、argentite)、天然の銀及びアンチモンの硫化物 (濃紅銀鉱、pyrargyrite)、ぜい銀鉱 (stephanite)、輝安銀鉱 (polybasite) 並びに天然の銀及び砒 (ひ) 素の硫化物 (淡紅銀鉱、proustite) は含まない (26.16)。

(d) 硝酸銀 (AgNO_3)：白色の結晶で水に可溶、有毒、皮膚を侵す。ガラス又は金属の銀めっき、絹又は角の染色、写真、消えないインキの製造及び防腐剤又は駆虫剤に使用する。また、「溶性硝酸銀 (lunar caustic)」と呼ばれることもあるが、これは、硝酸銀を少量の硝酸ナトリウム又は硝酸カリウムと熔融したもの (時には少量の塩化銀を含む。) で、30 類の焼しゃく剤の製造に使用する。

(e) その他の塩及び無機化合物

硫酸銀 (Ag_2SO_4)：結晶である。

りん酸銀 (Ag_3PO_4)：黄色の結晶で水に多少溶ける。医薬、写真及び光学に使用する。

シアン化銀 (AgCN)：白色の粉で光にさらすと黒ずみ、水に不溶。医薬及び銀めっきに使用する。チオシアン化銀 (AgSCN) は、シアン化銀に似た外観で、写真の増感剤に使用する。

銀とカリウムのシアノ錯塩 ($\text{KAg}(\text{CN})_2$) 及び銀とナトリウムのシアノ錯塩 ($\text{NaAg}(\text{CN})_2$) は、水溶性の白色塩で、電気めっきに使用する。

雷酸銀は、白色の結晶で、わずかの衝撃で爆発し危険である。雷管の製造に使用する。

二クロム酸銀 ($\text{Ag}_2\text{Cr}_2\text{O}_7$)：結晶性の赤色粉で水に難溶。顔料 (銀赤、パープルレッド) に使用する。

過マンガン酸銀 (Ag_2MnO_4)：深紫色の結晶性の粉で水に可溶。ガスマスクに使用する。

アジ化銀は、爆薬となる。

(f) 有機化合物：これには、次の物品が含まれる。

(i) 乳酸銀 (白色の粉) 及びくえん酸銀 (黄色を帯びた粉)：写真及び防腐剤に使用する。

る。

(ii) しゅう酸銀は、加熱すると分解し、爆発する。

(iii) 酢酸銀、安息香酸銀、酪酸銀、けい皮酸銀、ピクリン酸銀、サリチル酸銀、酒石酸銀及び吉草酸銀

(iv) 銀のプロテインート (proteinates)、ヌクレアート (nucleates)、ヌクレイナート (nucleinates)、アルブミナート (albuminates)、ペプトナート (peptonates)、ビテリナート (vitellinates) 及びタンナート (tannates)

(2) 金の化合物

(a) 酸化物：酸化第一金 (aurous oxide) (Au_2O) は、水に不溶性の暗紫色の粉である。酸化第二金 (無水金酸、auric oxide) (Au_2O_3) は、かつ色の粉である。対応する酸は、水酸化第二金 (auric chloride) 又は金酸 ($\text{Au}(\text{OH})_3$) と呼ばれる黒色の物質で光にさらすと分解する。また、金酸アルカリの原料となる。

(b) 塩化物：塩化第一金 (aurous chloride) (AuCl) は、黄色又は赤色を帯びた結晶性の粉である。塩化第二金 (auric chloride、三塩化金又はかつ色塩化物) (AuCl_3) は、赤かつ色の粉又は結晶性の塊で、吸湿性が強く密せんしたフラスコ又は管に貯える。四塩化金 (III) 酸 ($\text{AuCl}_3 \cdot \text{HCl} \cdot 4\text{H}_2\text{O}$) (黄色塩化物) は、黄色の結晶であり、水化物である。クロロ金酸アルカリは、赤味を帯びた黄色の結晶であり、同様に本項に属する。これらの物品は、写真 (toningbaths の調製)、窯業、ガラス工業及び医薬に使用する。

この項には、カシウス紫金 (purple of cassius、水酸化すずと金コロイドの混合物) を含まない (32 類)。これはペイント又はワニス (特に磁器の着色) に使用する。

(c) その他の化合物：硫化金 (Au_2S_3) は、黒色の物質で、硫化アルカリと作用させるとチオ金酸塩となる。

金とナトリウムの亜硫酸複塩 ($\text{NaAu}(\text{SO}_3)$) 及び金とアンモニウムの亜硫酸複塩 ($\text{NH}_4\text{Au}(\text{SO}_3)$) は、無色の溶液として市販されており、電気めっきに使用する。

チオ硫酸金ナトリウムは、医薬に使用する。

シアン化金 (AuCN) は、黄色の結晶性粉で加熱すると分解する。電気金めっき、医薬に使用する。シアン化アルカリと反応してシアノ金酸塩となる。例えば、テトラシアノ金酸カリウム ($\text{KAu}(\text{CN})_4$) は、水溶性の白色の塩で電気めっきに使用する。

チオシアン酸金ナトリウムは、橙色の針状結晶で写真 (toning baths) 及び医薬に使用する。

(3) ルテニウムの化合物：二酸化ルテニウム (RuO_2) は (青色の物質) であり、四酸化ルテニウム (RuO_4) は、橙色の物質である。三塩化ルテニウム (RuCl_3) 及び四塩化ルテニウム (RuCl_4) は、塩化アルカリとともに塩化物の複塩を形成し、また、アミノ錯塩やニトロソ錯塩も形成する。アルカリ金属及びルテニウムの亜硝酸複塩もある。

(4) ロジウムの化合物：水酸化ロジウム ($\text{Rh}(\text{OH})_3$) は、三酸化二ロジウム (Rh_2O_3) に相当する黒色の粉である。三塩化ロジウム (RhCl_3) は、塩化アルカリと塩化ロジウム酸塩を生じる。また、みょうばん又はりん酸塩を伴った硫酸塩、硝酸塩及び亜硝酸錯塩、シアノロジウム錯塩、アミノ錯塩又はしゅう酸誘導体が存在する。

- (5) パラジウムの化合物：最も安定な酸化物は、酸化第一パラジウム (PdO) である。これは唯一塩基性の酸化物である。黒色の粉で、加熱すると分解する。

塩化第一パラジウム (palladous chloride) (PdCl_2) は、かつ色の潮解性粉で水に可溶。二水塩は結晶する。窯業、写真及び電気めっきに使用する。

塩化亜パラジウム酸カリウム (potassium chloropalladite) (K_2PdCl_4) は、かつ色の塩で、かなり水に溶け、一酸化炭素の検出に使用する。これもまたこの項に属する。

また、塩化パラジウム酸塩 (chloropalladates)、アミノ化合物 (パラジウムジアミン)、チオパラジウム酸塩 (thiopalladates)、パラド亜硝酸塩 (pallado-nitrites)、シアノパラジウム酸塩 (cyanopalladites)、パラドしゅう酸塩 (pallado-oxalates)、硫酸第一パラジウム (palladous sulphate) 等が存在する。

- (6) オスミウムの化合物：二酸化オスミウム (OsO_2) は、暗かつ色の粉である。四酸化オスミウム (OsO_4) は、揮発性の固体で、白色の針状の結晶であり、眼及び肺を侵す。

組織学及び顕微鏡研究に使用する。この四酸化物は、オスミウム酸カリウム (赤色結晶) のようなオスミウム酸塩を生成する。また、アンモニア及び水酸化アルカリで処理するとオスミウム酸カリウム又はオスミウム酸ナトリウム (黄色結晶) のようなオスミウム酸塩を生成する。

四塩化オスミウム (OsCl_4) 及び三塩化オスミウム (OsCl_3) は、アルカリ性塩化オスミウム酸塩 (chloro-osmates) 及び塩化亜オスミウム酸塩 (chloro-osmites) を生成する。

- (7) イリジウムの化合物：酸化イリジウムのほかに、四水酸化イリジウム ($\text{Ir}(\text{OH})_4$) (青色の固体)、塩化イリジウム、塩化イリジウム酸塩 (chloroiridates)、塩化亜イリジウム酸塩 (chloroiridites)、硫酸複塩、アミノ化合物が存在する。

- (8) 白金の化合物

- (a) 酸化物：酸化第一白金 (platinous oxide) (PtO) は、紫色又は黒色を帯びた粉である。

酸化第二白金 (platinic oxide) (PtO_2) は、種々の水化物 (例えば、四水化物 ($\text{H}_2\text{Pt}(\text{OH})_6$) は、ヘキサヒドロキシ白金酸アルカリに対応する錯酸 (complex acid) (ヘキサヒドロキシ白金酸) を生成する。また、これに対応するアミノ錯塩がある。

- (b) その他の化合物：塩化第二白金 (platinic chloride) (PtCl_4) は、かつ色の粉又は黄色の溶液で試薬として使用する。商慣行上の塩化白金 (塩化白金酸 (chloroplatinic acid) (H_2PtCl_6)) は、かつ赤色の潮解性のあるプリズム状で水に可溶。写真 (白金、toning)、白金めっき、陶磁器のうわぐすり、海綿状白金の製造に使用する。

また、これに対応する白金アミノ錯塩が存在する。

なお、塩化亜白金酸 (chloroplatinous acid) (H_2PtCl_4) (赤色の固体) に対応するアミノ錯塩も存在する。カリウム又はバリウムのシアノ亜白金酸塩 (cyanoplatinites) は、ラジオグラフの蛍光スクリーン製造に使用する。

(C) 貴金属のアマルガム

貴金属と水銀の合金である。最も一般的なものである金又は銀のアマルガムは、貴金属を得るための中間製品として使用する。

この項には、貴金属と卑金属の両方を含有するアマルガム（例えば、歯科用に使用するある種のアマルガム）を含む。ただし、全体が卑金属のアマルガムは含まない（28.53）。

水銀化合物（化学的に単一であるかないかを問わないものとし、アマルガムを除く。）を含まない（28.52）。

28.44 放射性の元素及び同位元素（核分裂性を有する又は核分裂性物質への転換可能な元素及び同位元素を含む。）並びにこれらの化合物並びにこれらの物品を含有する混合物及び残留物

2844.10—天然ウラン及びその化合物並びに天然ウラン又はその化合物を含有する合金、ディスパーション（サーメットを含む。）、陶磁製品及び混合物

2844.20—ウラン 235 を濃縮したウラン及びプルトニウム並びにこれらの化合物並びにウラン 235 を濃縮したウラン、プルトニウム又はこれらの化合物を含有する合金、ディスパーション（サーメットを含む。）、陶磁製品及び混合物

2844.30—ウラン 235 を減少させたウラン及びトリウム並びにこれらの化合物並びにウラン 235 を減少させたウラン、トリウム又はこれらの化合物を含有する合金、ディスパーション（サーメットを含む。）、陶磁製品及び混合物

—放射性元素及び放射性同位元素並びにこれらの化合物（第 2844.10 号のもの、第 2844.20 号のもの及び第 2844.30 号のものを除く。）並びにこれらの元素、同位元素又は化合物を含有する合金、ディスパーション（サーメットを含む。）、陶磁製品及び混合物並びに放射性残留物

2844.41—トリチウム及びその化合物並びにトリチウム又はその化合物を含有する合金、ディスパーション（サーメットを含む。）、陶磁製品及び混合物

2844.42—アクチニウム 225、アクチニウム 227、カリフォルニウム 253、キュリウム 240、キュリウム 241、キュリウム 242、キュリウム 243、キュリウム 244、アインスタインウム 253、アインスタインウム 254、ガドリニウム 148、ポロニウム 208、ポロニウム 209、ポロニウム 210、ラジウム 223、ウラン 230 及びウラン 232 並びにこれらの化合物並びにこれらの元素又は化合物を含有する合金、ディスパーション（サーメットを含む。）、陶磁製品及び混合物

2844.43—その他の放射性元素及び放射性同位元素並びにこれらの化合物並びにこれらの元素、同位元素又は化合物を含有するその他の合金、ディスパーション（サーメットを含む。）、陶磁製品及び混合物

2844.44—放射性残留物

2844.50—使用済みの原子炉用核燃料要素（カートリッジ）

（I）同位元素

ある元素の原子核は、原子番号により定義され常にその原子番号と同じ数の陽子を含むが、異なった数の中性子を持つことにより、異なった質量数になる。

原子番号が同じで、質量数のみが異なる核種は、同位元素と呼ばれている。例えば、原子番号 92 のウランは数種の核種を有し、それらの質量数は 227 から 240 までの範囲にあり、ウラン 233、ウラン 235、ウラン 238 等と呼ばれている。同様に水素 1、水素 2 又は重水素 (28.45 に属する。) 及び水素 3 又はトリチウムは、水素の同位元素である。

ある元素の化学的特性に及ぼす重要な要素は、原子核の陽電荷の量 (陽子の数) である。これが、化学的性質に実際に影響を及ぼす外殻電子の数を決定している。

このことにより、ある一つの元素の異なる同位元素は、いずれも原子核に同じ電荷を持つが質量が異なり、化学的性質は同じであっても物理的性質は相互に異なる。

元素は、単一の核種か又は二以上の同位元素の一定の割合の混合物で構成されている: 例えば、天然の塩素は、遊離状態であるか又は結合状態であるかを問わず、常に 75.4% の塩素 35 と 24.6% の塩素 37 から成り、その結果、原子量は 35.457 となる。

ある元素が同位元素の混合物として存在している時、その構成成分の分離は、多孔質の管による拡散、電磁的分離又は電解による分別により行われる。同位元素は、また、天然の元素に中性子又は高い運動エネルギーをもつ荷電粒子で衝撃を与えることにより得られる。

この類の注 6、28.44 項及び 28.45 項において「同位元素」には、純粋な同位元素のみならず、ある同位元素の濃縮又は減少によって天然の同位元素組成を人工的に変えたもの又は原子核反応によりある同位元素から他のものになった人工同位元素も含む。例えば、塩素 35 の含有量を 85% に濃縮し、塩素 37 の含有量を 15% に減少させた原子量 35.30 の塩素は、同位元素とみなされる。

ただし、天然に単一の同位元素のみが存在するもの (例えばベリリウム 9、ふっ素 19、アルミニウム 27、りん 31、マンガン 55 等) は、同位元素としてみなさず、遊離状態であるか又は結合状態であるかを問わず、元素又は化合物としてより限定している項に属する。

しかしながら、人工的に得られたこれらの放射性同位元素 (例えば、ベリリウム 10、ふっ素 18、アルミニウム 29、りん 32、マンガン 54) は、同位元素とみなす。

人工元素で、一般に原子番号が 92 を超える超ウラン元素のようなものは、一定の同位体組成を持たず、その元素の製造方法により組成が変わるので、注 6 によって元素とその同位元素を区分することが不可能である。

この項には、放射能 (下記に記載) を有する同位元素のみが属し、安定な同位元素は 28.45 項に属する。

(II) 放射能

ある核種は、単体又は化合物の形であっても、原子核が不安定で放射線を放出し、次のような物理的又は化学的效果を生ずる。

- (1) 気体のイオン化
- (2) けい光の発生
- (3) 写真乾板への影響

上記の現象により、これらの放射線を探知しその強さを測定することが可能となる (例えば、ガイガーミュラー計数管、比例計数管、電離箱、ウィルソン霧箱、泡箱、シンチレーション検出器及び感光性のフィルム又はプレート)。

これが放射能現象で、元素、同位元素、化合物及び一般に物質が放射能を放つことを放射性があるという。

(Ⅲ) 放射性の元素及び同位元素並びにこれらの化合物
並びにこれらの物品を含有する混合物及び残留物

(A) 放射性の元素

この類の注6 (a) に関連して、この項に属する放射性元素は、次の物品がある。すなわち、テクネチウム、プロメチウム、ポロニウム及び更に原子番号の大きい全ての元素（アスタチン、ラドン、フランシウム、ラジウム、アクチニウム、トリウム、プロトアクチニウム、ウラン、ネプツニウム、プルトニウム、アメリシウム、キュリウム、バークリウム、カルフォルニウム、アインスタイニウム、フェルミウム、メンデレビウム、ノーベリウム及びローレンシウム）である。

これらの元素は、通常すべて放射性を有する数種の同位元素から成っている。

これらの元素に対して、カリウム、ルビジウム、サマリウム及びルテチウム (28.05) のような安定な同位元素と放射性同位元素の混合物から成るものは、その放射性同位元素が低レベルの放射能しか有せず、混合物中の構成割合も比較的低濃度であり、實際上、安定とみなすことができるものは、この項には含まない。

一方、これらの元素（カリウム、ルビジウム、サマリウム、ルテチウム）の放射性同位元素（それぞれカリウム 40、ルビジウム 87、サマリウム 147、ルテチウム 176）が濃縮された場合には、この項の放射性同位元素とみなす。

(B) 放射性同位元素

天然に存在する放射性同位元素には、すでに掲げたカリウム 40、ルビジウム 87、サマリウム 147 及びルテチウム 176 のほかにウラン 235 及びウラン 238 があり、これについては下記 (Ⅳ) に詳述している。その他タリウム、鉛、ビスマス、ポロニウム、ラジウム、アクチニウム又はトリウムの同位元素があり、しばしば対応する元素の名称と異なった名称で知られている。この名称は、放射性転換により誘導したものの元素名に由来している。例えば、ビスマス 210 はラジウム E と、ポロニウム 212 はトリウム C' とまた、アクチニウム 228 はメソトリウム II とそれぞれ呼ばれる。

通常安定な元素であっても、粒子加速器（サイクロトロン、シンクロトロン等）から発生される非常に高い運動エネルギーの粒子（陽子、重陽子等）を衝突させるか又は原子炉中で中性子を吸収した後では放射性になることがある。

このようにして得られた元素を人工放射性同位元素という。約 500 種の同位元素が現在知られているが、そのうち約 200 種が実用に供されている。ウラン 233 及びプルトニウムの同位元素は後述するが、その他の主なものは、水素 3（トリチウム）、炭素 14、ナトリウム 24、りん 32、硫黄 35、カリウム 42、カルシウム 45、クロム 51、鉄 59、コバルト 60、クリプトン 85、ストロンチウム 90、イットリウム 90、パラジウム 109、よう素 131 及び 132、キセノン 133、セシウム 137、ツリウム 170、イリジウム 192、金 198 並びにポロニウム 210 である。

放射性の元素及び同位元素は、自然に、より安定な元素又は同位元素に変っていく。

ある放射性同位元素の量が最初の半分になるのに要する時間は、その元素の半減期又は転移速度 (transformation rate) といわれる。半減期は、1 秒より短いもの (高い放射能をもつ同位元素。例えば、トリウム C' 0.3×10^{-6} 秒) から数十億年の長いもの (サマリウム 147: 1.5×10^{11} 年) まであり、関係する核種の統計的不安定性の便宜上の判断基準となる。

なお、放射性の元素又は同位元素を相互に混合したもの及び放射性元素の化合物又は非放射性の物質との混合物 (例えば、未処理の放射標的、放射線源等) も、比放射能が 1 グラムにつき 74 ベクレル (0.002 マイクロキュリー) を超えるものであればこの項に属する。

(C) 放射性化合物並びに放射性物質を含有する混合物及び残留物

この項の放射性の元素及び同位元素は、標識をつけた (labelled) 化合物又は物品の形 (例えば、一以上の放射性原子を有する分子。) で使用する。このような化合物は溶解し若しくは分散したもの又は天然若しくは人工的に他の放射性若しくは非放射性の材料と混合したものであってもこの項に属する。また、これらの元素及び同位元素が、合金、ディスパージョン又はサーメットの形であってもこの項に属する。

化学的に純粋なもの又は放射性の元素若しくは放射性同位元素を含有している無機若しくは有機の化合物及びこれらの溶液は、たとえ、その化合物又は溶液の比放射能が 1 グラムにつき 74 ベクレル (0.002 マイクロキュリー) 以下であってもこの項に属する。一方、放射性物質 (元素、同位元素又はこれらの化合物) を含有している合金、ディスパージョン (サーメットを含む。)、陶磁製品及び混合物は、その比放射能が 1 グラムにつき 74 ベクレル (0.002 マイクロキュリー) を超えるもののみが、この項に属する。放射性元素及び同位元素は、遊離の形態で使用することは、まれで、化合物又は合金の形で商取引される。核分裂性及び核分裂性物質への転換可能な元素及び同位元素の化合物は、下記 (IV) にその特性及び重要性を記述するが、最も重要な放射性化合物は次のとおりである。

(1) ラジウム塩 (塩化物、臭化物、硫酸塩等): がん治療用又はある種の物理実験用の線源として使用する。

(2) 上記 (III) (B) に関係する放射性同位元素の化合物

人工の放射性同位元素及びその化合物は、次のように使用する。

(a) 工業用: 例えば、金属の放射線写真用、板又はシート等の厚み測定、直接測れない容器に入った液体の液面測定、加硫の促進、ある種の有機化合物の重合又はグラフト重合の開始、蛍光ペイントの製造 (例えば、硫化亜鉛と混合して)、時計の文字板計器の製造等

(b) 医療用: 例えば、ある種の病気の診断又は治療 (コバルト 60、よう素 131、金 198、りん 32 等)

(c) 農業用: 例えば、農産物の殺菌、発芽抑制、肥料の効果又は植物による肥料吸収の研究、種の突然変異の誘起による品種改良等 (コバルト 60、セシウム 137、りん 32 等)

(d) 生物学用: 例えば、動物又は植物の器官の機能又は発育の研究 (トリチウム、炭素 14、ナトリウム 24、りん 32、硫黄 35、カリウム 42、カルシウム 45、鉄 59、ストロンチウム 90、よう素 131 等)

(e) 物理学及び化学の研究用

放射性同位元素及びその化合物は、通常、粉、溶液、針状、糸状、板状等の形状で供する。

これらは、通常、ガラスのアンブル、中空の白金製針状容器、ステンレス鋼の管等に入れ、更に耐放射性の金属容器（通常鉛）で外部を覆う。厚みは、同位元素の放射能の程度で選択する。また、ある国際協定によって、その容器には、含有する同位元素の詳細及び放射能の程度を明示した特別のラベルを張ることになっている。

混合物は、ある種の中性子源を含んでいてもよい。この中性子源は、放射性元素又は同位元素（ラジウム、ラドン、アンチモン 124、アメリシウム 241 等）を他の元素（ベリリウム、ふっ素等）と会合させ（混合物、合金、化合物等のかたちで）、 $(\gamma \cdot n)$ 又は $(\alpha \cdot n)$ 反応（ γ 陽子又は α 粒子の誘起及び中性子の放射）をひきおこすことで得られる。

しかし、核分裂連鎖反応を開始するために、原子炉に導入するようにした組立て済みの中性子源は、原子炉の部分品と見なし、84.01 項に属する。

球状又は角柱状の燃料要素の中に導入するために炭素又は炭化けい素の層を塗布した核燃料の小球は、この項に属する。

ルミノホアとして使用する物品で、自己発光のために少量の放射性物質を添加したもの（比放射能が 1 グラムにつき 74 ベクレル (0.002 マイクロキュリー) を超えるものに限る。）は、この項に属する。

放射性残留物のなかで、再使用という観点から最も重要なものは、次の物品である。

- (1) 使用済み又はトリチウム化した重水：原子炉の中に滞在する期間によって、重水中の重水素の一部が中性子を吸収してトリチウムに転換し、重水は放射性となる。
- (2) 使用済み原子炉用核燃料要素（カートリッジ）は、一般に非常に高い放射性をもち、主にその中に含まれている核分裂性を有する又は核分裂性物質への転換可能な物質を回収するために使用する（下記 (IV) 参照）。

(IV) 核分裂性を有する又は核分裂性物質への転換可能な
元素及び同位元素並びにこれらの化合物並びにこれらの物質を
含有する混合物及び残留物

(A) 核分裂性を有する又は核分裂性物質への転換可能な元素及び同位元素

(III) 節に記載した放射性元素及び同位元素には、高い原子質量を持つもの（例えば、トリウム、ウラン、プルトニウム及びアメリシウム）があり、その原子核は特に複雑な構造を持っている。これらの原子核に原子構成要素の中性子、陽子、重陽子、三重陽子、アルファ粒子等の素粒子を作用させると、これらの粒子を吸収して不安定となり、ほぼ同じ質量の 2 個（まれには、3 個又は 4 個）の原子核に割れる。この崩壊はかなり多量のエネルギーを放出し、二次中性子の生成を伴う。この過程は核分裂として知られている。

核分裂は、自発的に又は光子の作用で起ることはほとんどない。

核分裂と同時に放出される二次中性子は、二次核分裂をひき起し、さらに二次中性子を生じる。この過程の繰返しが連鎖反応を生み出す。

ある原子核（ウラン 233、ウラン 235、プルトニウム 239）に対して、低速中性子、すなわち、平均速度が毎秒約 2,200 メートル（1/40 電子ボルトのエネルギー）の中性子を使用すると核分裂の確率は一般に非常に大きくなる。この速度は液体の分子の熱運動の速度にほぼ対応するので、低速中性子を熱中性子と呼ぶことがある。

現在、熱中性子によってひき起こされる核分裂は、原子炉で多く利用されている。この理由から、核分裂という用語は、熱中性子により核分裂を起こす同位元素、特にウラン 233、ウラン 235 及びプルトニウム 239 並びにこれらを含む元素、特にウラン及びプルトニウムに通常使用している。

ウラン 238 及びトリウム 232 のようなその他の原子核は、高速中性子によってのみ核分裂を起こすので、核分裂性ではなく核分裂性物質への転換可能な元素として考えられている。

「核分裂性物質への転換可能な元素 (fertility)」という語は、これらの原子核が低速中性子を吸収でき、その結果、プルトニウム 239 及びウラン 233 をそれぞれ生成し、これが核分裂性であることに由来している。

減速中性子を使用する熱原子炉においては、核分裂によって放出される二次中性子エネルギーはかなり高い（約 200 万電子ボルト）ので、連鎖反応を起こす場合は減速しなければならない。この目的に使われるのが減速材、すなわち、低原子質量の物質（例えば、水、重水、ある種の炭化水素、黒鉛、ベリリウム等）で、これらは衝撃の連続によって中性子のエネルギーの一部を吸収するが、中性子自体を吸収することではなく、吸収してもほとんど無視できる程度である。

連鎖反応を開始しそれを維持するためには、核分裂で生成される二次中性子の平均数が、核分裂に至らずに捕獲され又は逃げてしまうことにより失われる中性子の数よりも多くなければならない。

核分裂性を有する又は核分裂性物質への転換可能な元素は、次の物品である。

(1) 天然ウラン

天然に存在するウランは、3 種の同位元素（すなわち、ウラン 238 (99.28%)、ウラン 235 (0.71%) 及び微量（約 0.006%）のウラン 234）から成っている。したがって、ウランは、核分裂性元素（U235 を含むため）であり、核分裂性物質への転換可能な元素（U238 を含むため）であるとみなすことができる。

ウランは、主として鉱石（歴青ウラン鉱 (pitchblende)、ウラニナイト (uraninite)、りん灰ウラン石 (autunite)、ブランナーライト (brannerite)、カルノー石 (carnotite) 又は銅ウラン鉱 (torbernite)）から採取されるが、過りん酸塩製造の残留物、金鉱の残さのような二次的原料からも得られる。通常の工程は、四ふっ化物のカルシウム若しくはマグネシウムによる還元又は電気分解等である。

ウランは、わずかに放射性を持つ元素で非常に重く（比重 19）、硬い。表面は銀灰色の光沢があるが、空気中の酸素に触れると光沢を失い酸化物を生成する。粉状で空気に触れると酸化し、急速に発火する。

ウランは、棒、管、シート線等をつくるため磨いたり、充てんしたり、圧延等などができるように通常インゴットの形状で商取引される。

(2) トリウム

トリウムに富むけいトリウム鉱 (thorite) 及びオレンザイト (orangite) は産出が少ないので、トリウムは希土類金属の原料であるモナズ石 (monazite) から主として得られる。

不純なものは、極めて自燃性の高い灰色の粉末である。ふっ化物の電解又はふっ化物、塩化物若しくは酸化物の還元により得られる。こうして得た金属トリウムを不活性気流中で精製し焼結すると重くて (比重 11.5) 鉄灰色のインゴットになる。このインゴットは、硬く (ウランよりも柔らかい) 空気に触れると速やかに酸化する。

このインゴットは、圧延、押出し又は引抜きにより、棒、管、線等に加工される。天然のトリウムは、主に同位元素のトリウム 232 から成る。

トリウム及びその合金は、主に核分裂性物質への転換可能な物質として原子炉で使用する。しかし、トリウム-マグネシウム及びトリウム-タングステン合金は、航空機産業又は熱電子装置製造に使用する。

16 部から 19 部までのトリウムの製品及び部分品は、この項に含まない。

(3) プルトニウム

工業用プルトニウムは、原子炉内でウラン 238 に放射線を照射してから得られる。非常に重く (比重 19.8)、放射性があり、猛毒である。外観及び酸化の傾向はウランに類似している。

濃縮ウランと同様な商品形態で供されるが、取扱いには最大の注意が必要である。

核分裂性の同位元素は、次の物品である。

(1) ウラン 233 : 原子炉中で、トリウム 232 から得られる。トリウム 232 が連続的にトリウム 233 になり、更にプロトアクチニウム 233 を経てウラン 233 となる。

(2) ウラン 235 : 天然に存在する唯一の核分裂性のウランの同位元素で、天然ウラン中に 0.71% の割合で含まれている。

ウラン 235 を濃縮した又はウラン 235 を減少 (ウラン 238 の濃縮) させたウランを得るには、電磁的分離、遠心分離又は気体拡散により六ふっ化ウランを同位体分離処理する。

(3) プルトニウム 239 : 原子炉中でウラン 238 から得られる。ウラン 238 は連続的にウラン 239 になり、ネプツニウム 239 を経てプルトニウム 239 となる。

カルフォルニウム 252、アメリシウム 241、キュリウム 242 及びキュリウム 244 のようなプルトニウムに変換するある種の同位元素は、核分裂 (自発的であるかないかを問わない。) を起こし、強烈な中性子源として使用することができる。

核分裂性物質に転換可能な同位元素のうち、トリウム 232 は別として、劣化ウラン (ウラン 235 を減少させたもの、したがって、ウラン 238 を濃縮したもの) が挙げられる。この金属は、ウラン 235 を濃縮したウランの製造の際の副産物である。低価格と大量使用が可能なために天然ウランにとって代わっている。特に核分裂性物質へ転換可能な物質としてのほかに、放射線の保護スクリーン、フライホイール製造用重金属として又はある種の気体の精製の吸収剤 (ゲッター) の製造に使用する。

16 部から 19 部までのウラン 235 を減少させたウランの製品及び部分品は、この項に含まない。

(B) 核分裂性を有する又は核分裂性物質に転換可能な元素又は同位元素の化合物

次のような物品が、特にこの項に属する。

(1) ウランの化合物

- (a) 酸化物： UO_2 、 U_3O_8 及び UO_3
- (b) ふっ化物： UF_4 及び UF_6 (後者は、温度 56 度で昇華する。)
- (c) 炭化物： UC 及び UC_2
- (d) ウラン酸塩： $\text{Na}_2\text{U}_2\text{O}_7$ 及び $(\text{NH}_4)_2\text{U}_2\text{O}_7$
- (e) 硝酸ウラニル： $\text{UO}_2(\text{NO}_3)_2 \cdot 6\text{H}_2\text{O}$
- (f) 硫酸ウラニル： $\text{UO}_2\text{SO}_4 \cdot 3\text{H}_2\text{O}$

(2) プルトニウムの化合物

- (a) 四ふっ化物： PuF_4
- (b) 二酸化物： PuO_2
- (c) 硝酸塩： $\text{Pu}_2(\text{NO}_3)_2$
- (d) 炭化物： PuC 及び P_2C_3
- (e) 窒化物： PuN

これらのウラン又はプルトニウムの化合物は、主として原子力工業で中間体又は最終製品として使用する。六ふっ化ウランは、通常密せんした容器に入れて提示するが、毒性があるので取扱いに注意を要する。

(3) トリウムの化合物

- (a) 酸化物及び水酸化物：酸化トリウム (ThO_2) (トリア、thoria) は、白黄色の粉で水に不溶。水酸化トリウム ($\text{Th}(\text{OH})_4$) は、酸化トリウムの水化物である。いずれもモナズ石 (monazite) から得られ、ガスマントルの製造、耐火物又は触媒 (アセトンの合成) に使用するほか、酸化物は、核分裂性物質に転換可能な物質として原子炉内で使用する。
- (b) 無機の塩：これらの塩は白色のことが多い。最も重要なものは、次の物品である。
 - (i) 硝酸トリウム：多少の結晶水を有する状態の結晶又は粉状 (焼成した硝酸塩) である。蛍光ペイントの製造に使用し、また、硝酸セリウムとの混合物はガスマントルの含浸に使用する。
 - (ii) 硫酸トリウムは、結晶性の粉で冷水に可溶。硫酸水素トリウム及びアルカリ硫酸塩の複塩がある。
 - (iii) 塩化トリウム (ThCl_4)：無水物、水化物及び塩化酸化物である。
 - (iv) 窒化トリウム及び炭化トリウム：耐火物、研磨材又は原子炉の核分裂性物質に転換可能物質として使用する。
- (c) 有機化合物：良く知られている有機化合物は、ぎ酸トリウム、酢酸トリウム、酒石酸トリウム及び安息香酸トリウムである。いずれも医薬に使用する。

(C) 核分裂性を有する又は核分裂性物質に転換可能な元素若しくは同位元素又はこれらの無機又は有機の化合物を含有する合金、ディスパージョン (サーメットを含む。)、陶磁製品、混

化合物及び残留物

ここに含まれる主要な物品は、次のとおりである。

- (1) ウラン又はプルトニウムとアルミニウム、クロム、ジルコニウム、モリブデン、チタン、ニオブ又はバナジウムとの合金並びにウランとプルトニウムの合金及びフェロウラン
- (2) 二酸化ウラン (UO_2) 又は炭化ウラン (UC) (二酸化トリウム又は炭化トリウムと混合しているかいないかを問わない。) と黒鉛又はポリエチレンとのディスパーション
- (3) 各種の金属 (例えば、ステンレス鋼) と二酸化ウラン (UO_2)、二酸化プルトニウム (PuO_2)、炭化ウラン (UC) 又は炭化プルトニウム (PuC) (又はこれらの化合物と酸化トリウム若しくは炭化トリウムとを混合したもの) とから成るサーメット

これらの物品は、棒、板、球、糸、粉等の形状で、原子炉の核燃料要素の製造に又は直接燃料として使用する。

棒、板及び球で取扱いの便のためにさやに納めたもの又は特別な附属品に取り付けたものは、84.01 項に属する。

- (4) 使用済みの原子炉用燃料要素 (カートリッジ) は、多少長く使用した後は、核分裂生成物の蓄積で連鎖反応が妨げられたり、又はカートリッジの外皮が損傷するので、取り替える必要がある。これらの使用済みのカートリッジは、冷却するため及びその放射性を減少させるために十分長い期間深い水中に放置された後に、残留の核分裂性物質、転換で生成した核分裂性物質又は核分裂性物質に転換可能な物質 (これは通常核燃料に含まれている。) 及び核分裂生成物を回収するために、特別な装置を備えた鉛の容器に入れる。

28.45 同位元素 (第 28.44 項のものを除く。) 及びその無機又は有機の化合物 (化学的に単一であるかないかを問わない。)

2845.10－重水 (酸化重水素)

2845.20－ほう素 10 を濃縮したほう素及びその化合物

2845.30－リチウム 6 を濃縮したリチウム及びその化合物

2845.40－ヘリウム 3

2845.90－その他のもの

「同位元素」の定義については、28.44 項の解説 (I) を参照。

この項には、安定な非放射性の同位元素及びその無機又は有機の化合物 (化学的に単一であるかないかを問わない。) を含む。

この項には、次の同位元素及びこれらの化合物を含む。

- (1) 重水素：重水素は、通常の水素から分離される。通常の水素には 6,500 分の 1 含まれている。
- (2) 重水：重水は酸化重水素である。通常の水に約 6,500 分の 1 含まれている。通常、水の電

気分解の残留物から得る。重水素の製造原料及び原子炉でウラン原子を分裂させる中性子を減速するのに使用する。

(3) その他の重水素の化合物：例えば、重アセチレン、重メタン、重酢酸及び重パラフィンワックス

(4) リチウムの同位元素：リチウム 6 又はリチウム 7 及びこれらの化合物

(5) 炭素の同位元素：炭素 13 及びその化合物

28.46 希土類金属、イットリウム又はスカンジウムの無機又は有機の化合物及びこれらの金属の混合物の無機又は有機の化合物

2846.10—セリウム化合物

2846.90—その他のもの

この項には、イットリウム、スカンジウム又は 28.05 項の希土類金属（ランタン、セリウム、プラセオジウム、ネオジウム、サマリウム、ユーロピウム、ガドリニウム、テルビウム、ジスプロシウム、ホルミウム、エルビウム、ツリウム、イッテルビウム、ルテチウム）の無機又は有機の化合物を含む。これらの元素の混合物から化学処理によって直接得られる化合物も含む。すなわち、これら元素の酸化物若しくは水酸化物の混合物又は同じ陰イオンを有する塩の混合物（例えば、塩化希土）は含むが、異なる陰イオンを有する塩の混合物（陽イオンが同じであるかないかを問わない。）は含まない。したがって、この項は、例えば、ユーロピウムとサマリウムの硝酸塩としゅう酸塩の混合物は含まないし、また、塩化セリウムと硫酸セリウムの混合物も含まない。これらの例は、元素の混合物から直接得られた化合物ではなく、特定の用途に供すべく意図して作られたものと考えられる化合物の混合物であるからである。したがって、これらは 38.24 項に属する。

この項には、他の金属とこれらの金属との複塩及び錯塩を含む。

この項には、次の化合物を含む。

(1) セリウムの化合物

(a) 酸化物及び水酸化物：酸化第二セリウム (ceric oxide) は、白色の粉で水に不溶。硝酸セリウムから得られる。陶磁器用の乳白剤、着色ガラス、アーク灯の炭素の製造、硝酸及びアンモニアの製造の触媒に使用する。水酸化第二セリウム (ceric hydroxide)、酸化第一セリウム (cerous oxide) 及び水酸化第一セリウム (cerous hydroxide) は不安定である。

(b) セリウム塩：硝酸第一セリウム (cerous nitrate) ($\text{Ce}(\text{NO}_3)_3$) は、ガスマントル製造に使用する。硝酸第二セリウムアンモニウム (ammonium ceric nitrate) は、赤色結晶である。

セリウムの硫酸塩（硫酸第一セリウム (cerous sulphate) 及びその水化物、水化した硫酸第二セリウム (cerous sulphate) (橙黄色のプリズム状で水に可溶)）は、写真の減力剤として使用する。セリウムの硫酸塩の複塩もある。

塩化第一セリウム (cerous chloride) (CeCl_3) のほかに、種々の無色の第一セリウム

塩 (cerous salts) と黄色の又は橙色の第二セリウム塩 (ceric salts) がある。

しゅう酸セリウムは、粉又は黄白色の含水結晶で、水にほとんど溶けない。セリウム族の金属の分離又は医薬に使用する。

- (2) その他の希土類金属の化合物：酸化イットリウム (イットリア、yttria)、酸化テルビウム (テルビア、terbia)、酸化イッテルビウム (イッテルビア、ytterbia) と他の商取引上の希土類金属の酸化物の混合物は、相当に純粋である。この項には、そのような酸化物の混合物から直接得られる塩の混合物を含む。

ユーロピウム、サマリウム等の酸化物は、低速中性子の吸収剤として原子炉で使用する。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 天然の希土類金属の化合物で、ゼノタイム (xenotime、りん酸塩錯塩)、ガドリニウム (gadolinite) 及びセライト (cerite、けい酸塩錯塩) (25. 30) 並びにモナズ石 (monazite、トリウム及び希土類金属のりん酸塩) (26. 12)
- (b) プロメチウムの塩及びその他の無機又は有機の化合物 (28. 44)

28. 47 過酸化水素 (尿素により固形化してあるかないかを問わない。)

過酸化水素 (H_2O_2) は、硫酸を電解酸化し蒸留するか又は過酸化バリウム、過酸化ナトリウム若しくは過硫酸カリウムに酸を加える方法により製造する。普通の水と同様の無色の液体である。濃縮したものは、シロップ状で、皮膚を侵す。籐巻大型ガラス瓶で輸送する。

過酸化水素は、アルカリ性において、特に熱又は光にさらされると非常に不安定となる。分解を防止するために通常、ほう酸、くえん酸等の安定剤を少量含有している。このように安定剤を加えたものもこの項に属する。

この項には、尿素で固形化した過酸化水素 (安定剤を加えてあるかないかを問わない。) も含む。

過酸化水素は、紡織用繊維、羽毛、わら、海綿、アイボリー、毛髪等の漂白に使用する。建染め、水の精製、古画の修復、写真及び医薬 (防腐剤又は止血剤) に使用する。

医薬品として投与量にし又は小売用の形状若しくは包装にして提示された過酸化水素は、30. 04 項に属する。

28. 49 炭化物 (化学的に単一であるかないかを問わない。)

2849. 10—カルシウムのもの

2849. 20—けい素のもの

2849. 90—その他のもの

この項には、次の物品を含む。

- (A) 二成分系炭化物：これは、炭素とそれよりも電気陽性度の高い他の元素とから成る化合物

である。アセチリドとして知られる炭化物もこの項に属する。

最もよく知られている二成分系炭化物は、次の物品である。

- (1) 炭化カルシウム (CaC_2) : 純粋なものは無色透明の固体であるが、不純なものは乳白色又は灰色である。水と作用して分解し、アセチレンを発生する。アセチレンガス又はカルシウムシアナミドの製造に使用する。
- (2) 炭化けい素 (SiC) : 炭素とシリカを電気炉で処理して得られる。黒色の結晶、無定形の塊又は粉碎し若しくは粒状にしたもので、かろうじて溶融するのみで、耐薬品性がある。屈折率が大きく、ダイヤモンドとほとんど同じ硬さであるが脆い。研磨材、耐火物として使用し、また、黒鉛と混合して電気炉及び高温炉の内張りに使用する。シリコーンの製造にも使用する。この項には、紡織用繊維材料、紙、板紙その他の材料で裏打ちした粉末又は粒状の炭化けい素 (68.05) 及びグラインディングホイール、手研き用砥石等の形状の炭化けい素 (68.04) を含まない。
- (3) 炭化ほう素 : 黒鉛とほう酸を電気炉で処理して得られる。光沢のある黒色の固い結晶で、研磨材、岩の穴あけ、ダイスや電極の製造にも使用する。
- (4) 炭化アルミニウム (Al_4C_3) : 電気炉中で酸化アルミニウムをコークスと共に加熱することにより得られる。透明な黄色結晶又はフレークで、水で分解しメタンを発生する。
- (5) 炭化ジルコニウム (ZrC) : 電気炉で酸化ジルコニウムとカーボンブラックを処理して得られる。空気及び水に触れると分解する。電球のフィラメントの製造に使用する。
- (6) 炭化バリウム (BaC_2) : 通常電気炉で得られる。かっ色の結晶性塊で、水で分解しアセチレンを発生する。
- (7) タングステンの炭化物 : 電気炉で金属粉又は酸化物とカーボンブラックを処理して得られる。粉状で、水で分解せず、化学的安定性が高い。高融点で非常に硬く、耐熱性がある。伝導度はその金属に類似する。鉄を含む金属と容易に結びつく。硬質焼結製品（例えば、通常、コバルト、ニッケル等の結合剤を加えての工具の焼結）に使用する。
- (8) その他の炭化物 : モリブデン、バナジウム、チタン、タンタル又はニオブの炭化物は金属粉末又は酸化物及びカーボンブラックから電気炉で製造され、炭化タングステンと同じ用途に使用する。クロム及びマンガンの炭化物もある。
- (B) 炭素と二以上の金属元素が結合した炭化物 : 例えば、チタンとタングステンの炭化物 (Ti 、 W) C)
- (C) 一以上の金属元素と炭素及び他の非金属元素が結合した化合物 : 例えば、ほう炭化アルミニウム、炭化窒化ジルコニウム、炭化窒化チタン

これらの化合物のうちあるものは、元素の比率が化学量論的でないものもある。ただし、機械的に混合したものは含まない。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 炭素と次の元素の二成分系化合物 : 酸素 (28.11)、ハロゲン (28.12 又は 29.03)、硫黄 (28.13)、貴金属 (28.43)、窒素 (28.53)、水素 (29.01)
- (b) 金属炭化物の混合物で工具用の板、棒、チップ等の製造用に調製したもので、凝結してな

いもの (38.24)

(c) 72 類の鉄炭素合金で、例えば白銑（炭化鉄の含有量を問わない。）

(d) 凝結した金属炭化物の混合物で工具用の板、棒、チップ状その他これらに類する製品 (82.09)

28.50 水素化物、窒化物、アジ化物、けい化物及びほう化物（化学的に単一であるかないかを問わないものとし、第 28.49 項の炭化物に該当するものを除く。）

この項に含まれる化合物の四群は、それぞれ二以上の元素を含み、その元素の一つが名称となっている（水素、窒素、けい素又はほう素）。その他は、非金属又は金属である。

(A) 水素化物 (hydrides)

最も重要な水素化物は、水素化カルシウム (CaH_2 , hydrolith) であり、これは、構成元素の直接結合により得られる。結晶性断面をもつ白色の塊で、水により常温で分解し、水素を発生する。還元剤であり、塩化クロムからの焼成クロムの製造に使用する。

砒素、けい素、ほう素（水素化ほう素ナトリウムを含む。）、リチウム（及びアルミニウムーリチウム）、ナトリウム、カリウム、ストロンチウム、アンチモン、ニッケル、チタン、ジルコニウム、すず、鉛等の水素化物も含む。

この項には、水素と次の元素との化合物を含まない。酸素 (22.01、28.45、28.47 及び 28.53)、窒素 (28.11、28.14 及び 28.25)、りん (28.53)、炭素 (29.01) 及びその他の非金属 (28.06 及び 28.11)。パラジウムその他の貴金属の水素化物は 28.43 項に属する。

(B) 窒化物 (nitrides)

(1) 非金属の窒化物：窒化ほう素 (BN) は、明白色の粉末で耐火性が大きい。熱及び電気の絶縁体で、電気炉の内張り又はるつぼの製造に使用する。窒化けい素 (Si_3N_4) は、灰白色の粉である。

(2) 金属の窒化物：アルミニウム、チタン、ジルコニウム、ハフニウム、バナジウム、タンタル又はニオブの窒化物は、窒素中で純粋な金属を温度 1,100 度又は 1,200 度で加熱するか又は窒素若しくはアンモニアガス気流中で酸化物と炭素の混合物をより高温で加熱することにより得られる。

この項には、窒素と次の元素との化合物（酸素 (28.11)、ハロゲン (28.12)、硫黄 (28.13)、水素 (28.14)、炭素 (28.53)）を含まない。銀その他の貴金属の窒化物は 28.43 項に属し、トリウム及びウランの窒化物は 28.44 項に属する。

(C) アジ化物 (azides)

金属のアジ化物は、アジ化水素酸 (HN_3) の塩とみなされる。

(1) アジ化ナトリウム (NaN_3)：ナトリウムアミドに酸化窒素を作用させるか又はヒドラジン、亜硝酸エチルと水酸化ナトリウムから得られる。無色の結晶性フレークで、水に可溶。湿っ

た大気中で徐々に変質する。空気中の二酸化炭素に著しく侵される。雷酸水銀のように衝撃には鋭敏であるが、熱にはそれほど敏感ではない。雷管製造に使用する。

- (2) アジ化鉛 (PbN_6) : アジ化ナトリウムと酢酸鉛から得られる。白色の結晶性粉で、わずかの衝撃に非常に敏感であり、水中に貯える。爆薬として雷酸水銀の代わりに使用する。

(D) けい化物 (silicides)

- (1) けい化カルシウム : 非常に硬い灰色の結晶性の塊で、冶 (や) 金、水素の実験室的製造及び発煙弾の製造に使用する。
- (2) クロムのけい化物 : 種々のけい化クロムがあり、それらは非常に硬い物質で、研磨材として使用する。
- (3) けい化銅 (74.05 項のけい素銅のマスターアロイを除く。) : 通常、板状で脆い。銅精錬用還元剤に使用し、型どりを容易にし、硬度及び耐開裂性を増し、銅合金の腐食性を減少させる。また、シリコン青銅又はニッケル銅合金の製造にも使用する。
- (4) マグネシウム又はマンガンのけい化物

この項には、けい素と次の元素との化合物を含まない。酸素 (28.11)、ハロゲン (28.12)、硫黄 (28.13)、りん (28.53)、炭化けい素は、28.49 項に、白金その他の貴金属のけい化物は 28.43 項に、けい素を含有するフェロアロイ及びマスターアロイは 72.02 項又は 74.05 項に、また、けい素-アルミニウム合金は 76 類にそれぞれ属する。けい素と水素の結合したものは、上記 (A) を参照。

(E) ほう化物 (borides)

- (1) ほう化カルシウム (CaB_6) : ほう酸塩と塩化カルシウムの混合物を電解することにより得られる。黒色の結晶性粉で、冶 (や) 金用の強力な還元剤である。
- (2) ほう化アルミニウム : 電気炉で得られる結晶性の塊で、ガラス製造に使用する。
- (3) チタン、ジルコニウム、バナジウム、ニオブ、タンタル、モリブデン及びタングステンのほう化物 : 金属粉と純粋なほう素粉を真空中で温度 1,800 度から 2,200 度に加熱するか又は気化した金属をほう素で処理して得られる。これらの物品は非常に硬く、電導性もよい。硬質焼結製品に使用する。
- (4) マグネシウム、アンチモン、マンガン及び鉄等のほう化物
- この項には、ほう素と次の元素との化合物を含まない。酸素 (28.10)、ハロゲン (28.12)、硫黄 (28.13)、貴金属 (28.43)、りん (28.53)、炭素 (28.49)。水素、窒素又はけい素と結合したものについては、上記 (A)、(B) 及び (D) を参照。
- この項には、銅-ほう素のマスターアロイを含まない (解説 74.05 参照)。

28.52 水銀の無機又は有機の化合物 (化学的に単一であるかないかを問わないものとし、アマルガムを除く。)

2852.10-化学的に単一のもの

2852. 90—その他のもの

この項には、水銀の無機又は有機の化合物（化学的に単一であるかないかを問わないものとし、アマルガムを除く。）を含む。

主なものは、次の物品である。

- (1) 水銀の酸化物：酸化第二水銀 (mercuric oxide) (HgO) は、水銀の酸化物の中で最も重要なもので、鮮赤色結晶性粉（赤色酸化物）又はより高密度な橙黄色の無定形の粉（黄色酸化物）である。これらはいずれも毒性があり、光にさらすと黒変する。船舶用塗料又は水銀塩の調製用、又は触媒として使用する。
- (2) 水銀の塩化物
 - (a) 塩化第一水銀（甘こう、caromel）(Hg_2Cl_2)：無定形の塊、粉又は白色結晶として存在し、水に不溶である。塩化第一水銀は、花火、窯業等に使用する。
 - (b) 塩化第二水銀（昇こう、corrosive sublimate）(HgCl_2)：多角柱状性結晶又は白色針状結晶で、水（特に熱水）に可溶、猛毒である。鉄のブロンズ化、木材の不燃化、写真の増感剤、有機化学における触媒及び酸化水銀の製造に使用する。
- (3) 水銀のよう化物
 - (a) よう化第一水銀 (mercurous iodide) (HgI 又は Hg_2I_2)：通常無定形の粉であるが、時には結晶もある。通常、黄色であるが、時には緑色又は赤色を帯びていることがある。水に難溶で毒性が強い。有機合成に使用する。
 - (b) よう化第二水銀 (mercuric iodide、red iodide) (HgI_2)：赤色の結晶性粉末で、ほとんど水に溶けず、毒性が強い。写真（増感剤）及び分析に使用する。
- (4) 水銀の硫化物：人造の硫化水銀 (HgS) は、黒色物である。昇華又は多硫化アルカリと共に加熱すると赤色の粉末（赤色硫化水銀、人造朱）となり、ペイント又はシーリングワックスの顔料に使用する。湿式法で得られたものは光沢が強いが耐光性があまりよくない。この塩は毒性である。

天然の硫化水銀（辰砂 (cinnabar)、天然朱）は含まない (26.17)。
- (5) 水銀の硫酸塩
 - (a) 硫酸第一水銀 (mercurous sulphate) (Hg_2SO_4)：白色の結晶性の粉で、水で分解し塩基性硫酸塩となる。カロメル電池及び標準電池の製造に使用する。
 - (b) 硫酸第二水銀 (mercuric sulphate) (HgSO_4)：無水塩は、白色の結晶性の塊で、光で黒変する。一水塩は、結晶性のフレークである。塩化第二水銀その他の第二水銀塩の製造、金及び銀の冶（や）金等に使用する。
 - (c) 硫酸二酸化三水銀 (trimercury dioxide sulphate) ($\text{HgSO}_4 \cdot 2\text{HgO}$)（塩基性硫酸水銀）
- (6) 水銀の硝酸塩
 - (a) 硝酸第一水銀 ($\text{HgNO}_3 \cdot \text{H}_2\text{O}$)：無色の結晶で有毒である。めっき、医薬、帽子製造におけるフェルト生産のためのカロッチング処理（強水）、酢酸第一水銀の製造等に使用する。
 - (b) 硝酸第二水銀 ($\text{Hg}(\text{NO}_3)_2$)：通常二水塩で、無色の結晶又は白色若しくは黄色の板状で、潮解性があり、有毒。帽子製造、めっき、医薬（梅毒の治療）、防腐剤、ニトロ化助剤、

有機合成における触媒、雷酸水銀又は酸化第二水銀の製造等に使用する。

- (c) 塩基性硝酸水銀
- (7) 水銀のシアン化物
 - (a) シアン化第二水銀 (mercuric cyanide) ($\text{Hg}(\text{CN})_2$)
 - (b) シアン化酸化第二水銀 (mercuric cyanide oxide) ($\text{Hg}(\text{CN})_2 \cdot \text{HgO}$)
- (8) 無機塩基のシアノ水銀酸塩：シアノ水銀酸カリウム (potassium cyanomercurate)：無色の結晶で有毒、水に可溶。銀鏡に使用する。
- (9) 雷酸水銀（推定化学式は $\text{Hg}(\text{ONC})_2$ ）：白色又は黄色の針状結晶で、沸騰水に可溶、有毒。爆発時に赤色の煙を発生する。非金属製容器に水を満たして貯える。
- (10) チオシアン酸第二水銀 (mercuric thiocyanate) ($\text{Hg}(\text{SCN})_2$)：白色の結晶性の粉で、水に難溶。毒性のある塩で、写真技術においてネガフィルムの増感に使用する。
- (11) 水銀の砒（ひ）酸塩：オルト砒（ひ）酸第二水銀 (mercuric orthoarsenate) ($\text{Hg}_3(\text{AsO}_4)_2$)：うすい黄色の粉末で水に不溶。防汚塗料に使用する。
- (12) 複塩及び錯塩
 - (a) アンモニウムと水銀の塩化物（塩化アンモニウム第二水銀 (ammonium mercuric chloride 又は ammonium chloromercurate)）：白色の結晶性粉末で、熱水に比較的可溶。有毒である。花火に使用する。
 - (b) よう化水銀銅：暗赤色の粉末で、水に不溶で有毒。測温器に使用する。
- (13) アミノ塩化（第二）水銀 (HgNH_2Cl)：塩化第二水銀溶液にアンモニアを作用させて得られる。白色の粉で、光にさらすと灰色又は黄色になる。水に不溶で有毒、花火に使用する。
- (14) 水銀の乳酸塩
- (15) 有機－無機水銀化合物：1 又は 1 以上の水銀原子（特に X が無機又は有機酸残基の（ $-\text{HgX}$ 基））を含む。
 - (a) ジエチル水銀
 - (b) ジフェニル水銀
 - (c) 酢酸フェニル水銀
- (16) ヒドロ水銀化ジブロモフルオレセイン (Hydromercuridibromofluorescein)
この項には、次の物品を含まない。
 - (a) 水銀 (28.05 項又は 30 類)
 - (b) 貴金属のアマルガム、貴金属と卑金属の両方を含有するアマルガム (28.43) 及び全体が卑金属のアマルガム (28.53)
- (17) 化学的に単一でない水銀化合物（水銀のタンナート (tannates of mercury)、水銀のアルブミナート (albuminates of mercury) 及び水銀の核たんぱく質 (nucleoproteids of mercury) 等)

28.53 リン化物（化学的に単一であるかないかを問わないものとし、りん鉄を除く。）、その他の無機化合物（蒸留水、伝導度水その他これらに類する純水を含む。）、液体空気（希ガスを

除いてあるかないかを問わない。)、圧搾空気及びアマルガム（貴金属のアマルガムを除く。）

2853. 10－塩化シアン

2853. 90－その他のもの

（A）りん化物（化学的に単一であるかないかを問わないものとし、りん鉄を除く。）

りん化物は、りんと他の元素との化合物である。

この項に属するりん化物の最も重要なものは、構成元素の直接作用によって得られるもので、次の物品がある。

- （1）りん銅（りん化銅）：反射炉又はるつぼで製造される。通常黄灰色の塊又は非常に脆い結晶状の小インゴットである。この項には、りん銅及び銅のマスターアロイでりんの含有量が全重量の 15%を超えるもののみを含む。この基準を超えないものは、一般に 74 類に属する。りん銅は、銅の最良の脱酸剤で、当該金属の硬度を増大させ、融解した金属の流動性を改善する。りん青銅の製造に使用する。
- （2）りん化カルシウム (Ca_3P_2)：栗色の小さな結晶又は灰色の粒状塊で、水により分解し、りん化水素（自然発火する。）を発生する。炭化カルシウムと共に海上信号用（ブイ用の自然発火炎）に使用する。
- （3）りん化亜鉛 (Zn_3P_2)：ガラス状の断面を持つ灰色の粉で有毒。湿った空气中でホスフィンを出し変性する。殺鼠剤、殺虫剤、医薬（りんの代用として）等に使用する。
- （4）りん化すず：非常に脆い銀白色の固体で、合金製造に使用する。
- （5）その他のりん化物：例えば、りん化水素（固体、液体、気体）及び砒素、ほう酸、けい素、バリウム又はカドミウムのりん化物

この項には、次の物品を含まない。

- （a）りんと酸素の化合物（28. 09）、りんとハロゲンの化合物（28. 12）又はりんと硫黄の化合物（28. 13）
- （b）白金及びその他の貴金属のりん化物（28. 43）
- （c）りん鉄（72. 02）

（B）蒸留水、伝導度水その他これらに類する純水

この項には、蒸留水、再蒸留水、電気浸透水、伝導度水その他これらに類する純水（イオン交換体で処理した水を含む。）のみを含む。

天然水は、たとえろ過、消毒、精製又は軟水化したものであってもこの項には属しない（22. 01）。医薬品として投与量にし又は小売用の包装にしたものは、30. 04 項に属する。

（C）その他の無機化合物

無機化学品は、他の項に該当するものを除き、この項に属する（類注 2 に掲げる炭素の化合物を含む。）。

この項には、次の物品を含む。

- （1）シアン及びそのハロゲン化物：例えば、塩化シアン（chlorcyan）(CNCI)、シアナミド

及びその金属誘導体（カルシウムシアナミド（31.02 又は 31.05）を除く。）

- (2) 非金属の酸化硫化物（砒素、炭素、けい素のもの）及び非金属の塩化硫化物（りん、炭素等のもの）：チオホスゲン（ CSCl_2 ）（塩化チオカルボニル、二塩化硫化炭素）は、二硫化炭素に塩素を作用させて得られる赤色の液体で、窒息性、催涙性があり、水で分解する。有機合成に使用する。
- (3) アルカリアミド：ナトリウムアミド（ソーダアミド）（ NaNH_2 ）は、ナトリウム－鉛合金に加熱したアンモニアを作用させるか又は溶解したナトリウムにアンモニアガスを作用させて得られる。桃色又は緑色の結晶性塊で、水で分解する。有機合成、アジ化物、シアン化物の製造等に使用する。

カリウム及び他の金属のアミドも含む。

- (4) よう化ホスホニウム（phosphonium iodide）：例えば、りん、よう素及び水の相互作用により得られる。還元剤である。
- (5) 三塩化シラン（ SiHCl_3 ）：塩酸とけい素との反応により得られる。煙霧シリカ（fumed silica）及び非常に高純度のけい素の製造に使用される。

(D) 液体空気及び圧搾空気

商慣行上、液化した空気は、鉄鋼製又は黄銅製の真空層に覆われた容器に入れて提示する。液体空気は、ひどい火傷をおこし、柔らかい有機物を硬くする。分別蒸留して酸素、窒素及び希ガスを得るために使用する。急速に蒸発するため、実験室で冷却剤として使用する。木炭その他の物質と混合して鉱業用の強力な爆薬となる。

この項には、次の物品も含む。

- (1) 希ガスを除去した液体空気
- (2) 圧搾空気

(E) アマルガム（貴金属のアマルガムを除く。）

水銀は、各種の卑金属（アルカリ金属、アルカリ土類金属、亜鉛、カドミウム、アンチモン、アルミニウム、すず、銅、鉛、ビスマス等）とアマルガムを作る。

アマルガムは、水銀と金属を直接作用させる方法、水銀電極を使って金属塩を電解する方法又は水銀を電解（陰極にその金属を使用）する方法によって得られる。

電解法又は低温蒸留法で得られたアマルガムは、高温で得られたものに比べて反応性が高いため、発火合金の調製に使用する。これらは、また、貴金属の冶（や）金にも使用する。

- (1) アルカリ金属のアマルガムは、純粋の金属よりも少ない発熱で水を分解する。したがって、アマルガムの方が金属よりも強力な還元剤である。ナトリウムアマルガムは、水素製造に使用する。
- (2) アルミニウムアマルガムは、有機合成の還元剤として使用する。
- (3) 銅アマルガムで少量のすずを添加したものは、歯科用に使用する。銅アマルガムは金属セメントで、熱すると柔らかくなり、型どり及び陶磁器の修復に適する。
- (4) 亜鉛アマルガムは、腐食を防ぐために電池に使用する。
- (5) カドミウムアマルガムは、歯科用及び焼結した金属からタングステン線を製造するのに使用する。

(6) アンチモンすずアマルガムは「ブロンジング (bronzing)」プラスターに使用する。

貴金属を含むアマルガム（卑金属と結合したものであるかないかを問わない。）は含まない（28.43）。水銀化合物（化学的に単一であるかないかを問わないものとし、アマルガムを除く。）は、第 28.52 項に属する。

第 29 類 有機化学品

注

- 1 この類には、文脈により別に解釈される場合を除くほか、次の物品のみを含む。
 - (a) 化学的に単一の有機化合物（不純物を含有するかしないかを問わない。）
 - (b) 同一の有機化合物の二以上の異性体の混合物（不純物を含有するかしないかを問わないものとし、飽和又は不飽和の非環式炭化水素にあつては、立体異性体以外の混合物（第 27 類参照）を除く。）
 - (c) 第 29.36 項から第 29.39 項までの物品、第 29.40 項の糖エーテル、糖アセタール及び糖エステル並びにこれらの塩並びに第 29.41 項の物品（この（c）の物品については、化学的に単一であるかないかを問わない。）
 - (d) (a)、(b) 又は (c) の物品の水溶液
 - (e) (a)、(b) 又は (c) の物品を水以外の溶媒に溶かしたもの（当該溶媒に溶かすことが安全又は輸送のため通常行われ、かつ、必要な場合に限るものとし、特定の用途に適するようにしたものを除く。）
 - (f) (a)、(b)、(c)、(d) 又は (e) の物品で、保存又は輸送のために必要な安定剤（固結防止剤を含む。）を加えたもの
 - (g) (a)、(b)、(c)、(d)、(e) 又は (f) の物品で、アンチダスティング剤又は識別を容易にするため若しくは安全のための着色料、香気性物質若しくは催吐剤を加えたもの（特定の用途に適するようにしたものを除く。）
 - (h) ジアゾニウム塩及びそのカップリング成分並びにジアゾ化することができるアミン及びその塩で、アゾ染料生成用のもののうち標準的な濃度にしたもの
- 2 この類には、次の物品を含まない。
 - (a) 第 15.04 項の物品及び第 15.20 項の粗のグリセリン
 - (b) エチルアルコール（第 22.07 項及び第 22.08 項参照）
 - (c) メタン及びプロパン（第 27.11 項参照）
 - (d) 第 28 類の注 2 の炭素化合物
 - (e) 第 30.02 項の免疫産品
 - (f) 尿素（第 31.02 項及び第 31.05 項参照）
 - (g) 植物性又は動物性の着色料（第 32.03 項参照）、有機合成着色料及び蛍光増白剤又はルミノホアとして使用する種類の合成した有機物（第 32.04 項参照）並びに小売用の形状又は包装にした染料その他の着色料（第 32.12 項参照）
 - (h) 酵素（第 35.07 項参照）
 - (i) メタアルデヒド、ヘキサメチレンテトラミンその他これらに類する物質をタブレット状、棒状その他これらに類する形状にした燃料並びにたばこ用ライター又はこれに類するライターの充てんに使用する種類の液体燃料及び液化ガス燃料（容量が 300 立方センチメートル以下の容器入りにしたものに限る。）（第 36.06 項参照）

(k) 第 38.13 項の消火器用の装てん物にし又は消火弾に装てんした物品及び第 38.24 項の小売用の容器入りにしたインキ消し

(1) 光学用品（例えば、酒石酸エチレンジアミンから製造したもの。第 90.01 項参照）

3 この類の二以上の項に属するとみられる物品は、これらの項のうち数字上の配列において最後となる項に属する。

4 第 29.04 項から第 29.06 項まで、第 29.08 項から第 29.11 項まで及び第 29.13 項から第 29.20 項までにおいて、ハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体には、これらの複合誘導体（例えば、スルホハロゲン化誘導体、ニトロハロゲン化誘導体、ニトロスルホン化誘導体及びニトロスルホハロゲン化誘導体）を含む。

ニトロ基及びニトロソ基は、第 29.29 項においては窒素官能基としない。

第 29.11 項、第 29.12 項、第 29.14 項、第 29.18 項及び第 29.22 項において「酸素官能基」は、第 29.05 項から第 29.20 項までの酸素を有する有機官能基に限る。

5 (A) 第 1 節から第 7 節までの酸官能有機化合物とこれらの節の有機化合物とのエステルは、これを構成する酸官能有機化合物又は有機化合物が属する項のうち数字上の配列において最後となる項に属する。

(B) エチルアルコールと第 1 節から第 7 節までの酸官能有機化合物とのエステルは、これを構成する酸官能有機化合物が属する項に属する。

(C) 次の塩は、この部の注 1 及び第 28 類の注 2 のいずれの物品も除くほか、それぞれ次に定めるところによりその所属を決定する。

(1) 第 1 節から第 10 節まで又は第 29.42 項の酸官能化合物、フェノール官能化合物、エノール官能化合物、有機塩基その他の有機化合物の無機塩は、これを構成する有機化合物が属する項に属する。

(2) 第 1 節から第 10 節まで又は第 29.42 項の有機化合物の相互間の塩は、これを構成する塩基又は酸（フェノール官能化合物及びエノール官能化合物を含む。）が属する項のうち数字上の配列において最後となる項に属する。

(3) 配位化合物は、第 11 節又は第 29.41 項に属するものを除き、金属と炭素の間の結合を除く全ての金属の結合の開裂により生ずる断片が属する項のうち、第 29 類の数字上の配列において最後となる項に属する。

(D) 金属アルコラートは、エタノールの場合を除くほか、これを構成するアルコールが属する項に属する（第 29.05 項参照）。

(E) カルボン酸の酸ハロゲン化物は、これを構成するカルボン酸が属する項に属する。

6 第 29.30 項又は第 29.31 項の化合物は、その分子中において水素、酸素又は窒素の原子のほか硫黄、砒素、鉛その他の非金属又は金属の原子が炭素原子と直接に結合している有機化合物に限る。

第 29.30 項（有機硫黄化合物）及び第 29.31 項（その他のオルガノインオルガニック化合物）には、炭素原子と直接に結合している原子が、水素、酸素又は窒素であり、かつ、スルホン化誘導体又はハロゲン化誘導体（これらの複合誘導体を含む。）の特性を与える硫黄又はハロゲンのみであるものを含まない。

7 第 29.32 項から第 29.34 項までには、エポキシドで三員環のもの、ケトンペルオキシド、アルデヒド又はチオアルデヒドの環式重合体、多塩基カルボン酸の酸無水物、多価アルコール又は多価フェノールと多塩基酸との環式エステル及び多塩基酸のイミドを含まない。

前段の規定は、複素環構造を形成するヘテロ原子が前段の環を形成する基のみに含まれている場合に限り適用する。

8 第 29.37 項において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a) 「ホルモン」には、ホルモン放出因子又はホルモン刺激因子、ホルモン阻害剤及びホルモン拮抗剤（抗ホルモン）を含む。

(b) 「主としてホルモンとして使用するもの」には、主としてそのホルモンとしての効果から使用されるホルモン誘導体及び構造類似物だけでなく、この項の物品を合成する際に主として中間体として使用されるホルモン誘導体及び構造類似物を含む。

号注

1 この類において化合物の誘導体は、当該誘導体が他のいかなる号にも含まれておらず、かつ、関連する号中に「その他のもの」を定める号がない場合には、当該化合物が属する号に属する。

2 第 29 類の注 3 の規定は、この類の号には適用しない。

総 説

この類には、この類の注 1 に定めるものを除き、原則として、化学的に単一の化合物を分類する。

(A) 化学的に単一の化合物（類注 1）

化学的に単一の化合物は、例えば共有結合又はイオン結合した一つの分子種から成る物質で、組成は一定の元素比率で定義され、特定の構造図で表される（結晶格子は、単位格子の繰返しで表される。）。

製造（精製を含む。）の際又は製造（精製を含む。）の後に、ある目的を持って加えられた他の物質を含有する化学的に単一の化合物は、この項から除外される。したがって、サッカリンに乳糖を加え、甘味料として使用するために特に適するようにした物品は、この類から除かれる（29.25 項参照）。

この類の化学的に単一の化合物は、不純物を含有していてもよい（この類注 1（a）参照）。しかし、29.40 項の糖類は、「化学的に純粋なものに限る。」旨、項の規定において限定しているので、この規定の唯一の例外となっている。

不純物とは、一の化学化合物の製造（精製を含む。）工程に関連して、専ら、かつ、直接に生ずる物質のみをいう。これらの不純物は、その工程に伴う種々の要因から生じるもので、主な不純物は、次のものである

(a) 出発原料のうち、未反応のもの

(b) 出発原料中に存在した不純物

(c) 製造（精製を含む。）工程で使用された試薬

(d) 副産物

ただし、このような物質があらゆる場合に、注 1 (a) に基づく不純物としてみなされるとは限らないので注意すること。特定の用途に適するように、このような物質が製造された物品中に意図的に残された場合には、この類の注 1 (a) で許容された不純物とはみなされない。例えば、酢酸メチルに、その溶剤としての性質を改善するため、意識的にメタノールが残されている場合には、この類から除かれる (38.14)。ある種の化合物 (例えば、エタン、ベンゼン、フェノール及びピリジン) には特別の純度基準があり、解説 29.01 項、29.02 項、29.07 項及び 29.33 項に示してある。

この類の化学的に単一の化合物は、水溶液にされたものを含む。また、この解説の 28 類総説に記載されている限定と同様の限定にしたがって、水以外の溶媒に溶かしたものと並びに安定剤、アンチダスティング剤又は着色剤を添加したもの及びその溶液もこの類に含む。例えば、スチレンは、重合防止剤として第三ブチルカテコールが加えられていても 29.02 項に分類する。安定剤、アンチダスティング剤又は着色剤の添加に関する 28 類の総説の規定は、この類の化合物についても準用する。これらの化合物は着色剤に関して規定されている限定と同様の限定のもとに、香気性物質を加えたもの (例えば、29.03 項のプロモメタンに少量のクロロピクリンを加えたもの) 又は催吐剤を加えたものを含む。

この類には、更に、同一の有機化合物の異性体の混合物 (不純物を含有するかしないかを問わない。) を含む。この規定は同一の官能基を有する化合物の混合物で、かつ、当該異性体が、自然状態で共存している場合又は同じ合成の過程で同時に得られる場合に限り適用する。ただし、飽和又は不飽和の非環式炭化水素の異性体の混合物 (立体異性体の混合物を除く。) はこの類に含まない (27 類)。

(B) 28 類の化合物と 29 類の化合物との区別

貴金属、放射性の元素、同位元素、希土類元素、イットリウム又はスカンジウムの有機化合物及び 28 類総説 (B) に掲げられた炭素を含む他の化合物は、29 類から除外される (6 部注 1 及び 28 類注 2 参照)。

28 類の注 2 に掲げられているもの以外のオルガノインオルガニック化合物は 29 類に属する。

(C) 化学的に単一の化合物ではないがこの類に含まれる物品

29 類は化学的に単一の化合物に限るという原則には例外がある。これらの例外には次の物品を含む。

29.09ーケトンペルオキシド

29.12ーアルデヒドの環式重合体及びパラホルムアルデヒド

29.19ーラクトホスフェート

29.23ーレシチンその他のホスホアミノリピド

29.34ー核酸及びその塩

29.36ープロビタミン及びビタミン (コンセントレート及び相互の混合物を含む。) (溶媒に溶かしてあるかないかを問わない。)

29.37ーホルモン

29.38ーグリコシド及びその誘導体

29.39ー植物アルカロイド及びその誘導体

29.40ー糖エーテル、糖アセタール及び糖エステル並びにこれらの塩

29.41ー抗生物質

この類には、また、ジアゾニウム塩（解説 29.27（A）参照）及びそのカップリング成分並びにジアゾ化し得るアミン及びその塩のうち、中性塩等で希釈して標準的な濃度にしたものも含む。これらはアゾ染料生成用のもので、固体又は液状のものがある。

更に、この類には、29.36 項から 29.39 項及び 29.41 項の物品のPEG（ポリエチレングリコール（PEG）ポリマー）化誘導体も含む。これらの物品のPEG化誘導体は、PEG化していないものと同一の項に属する。

ただし、29 類の他のすべての項の物品のPEG化誘導体は、この類から除かれる（一般に 39.07）。

（D）化学的に単一の有機化合物でこの類から除かれるもの（類注 2）

（1）ある種の化学的に単一の有機化合物は、たとえ、純粋であっても、常に 29 類から除かれる。

この種のものには、例えば、次のような化合物がある（28 類に属するものは 28 類解説（B）参照）。

（a）しょ糖（17.01）並びに乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖（17.02）

（b）エチルアルコール（22.07 又は 22.08）

（c）メタン及びプロパン（27.11）

（d）免疫産品（30.02）

（e）尿素（31.02 又は 31.05）

（f）植物性又は動物性の着色料（例えば、クロロフィル）（32.03）

（g）有機合成着色料（顔料色素を含む。）及び有機合成蛍光増色剤（例えば、ある種のスチルベン誘導体）（32.04）

（2）その他ある種の化学的に単一の有機化学品はある形状にし、又はその化学組成を変えないが、ある処理を行ったため、29 類から除かれる場合がある（その他の場合は、29 類に属する。）。例えば、次の物品がある。

（a）治療用又は予防用に使用する物品で、投与量にし、又は小売用の形状若しくは包装にしたもの（30.04）

（b）蛍光を発するように処理されていてルミノホアとして使用される物品（例えば、サリチルアルダジン）（32.04）

（c）小売用の形状又は包装にした染料その他の着色料（32.12）

（d）小売用の包装にした調製香料及び化粧品類（例えば、アセトン）（33.03 から 33.07）

（e）膠（こう）着剤又は接着剤として小売用に包装したもので正味の重量が 1 キログラム以下のもの（35.06）

（f）燃料に使用するための形状にした固体燃料（例えば、メタアルデヒド及びヘキサメチレンテトラミン）及びたばこ用ライターその他これに類するライターの充てん用の液体燃料及び液化燃料（例えば、液状ブタン）（容量が 300 立方センチメートル以下の容器入りにしたもの）

- に限る。)(36.06)
- (g) ハイドロキノンその他の写真用の混合してない物品(使用量に小分けしたもの及び小売用のもので直ちに写真用に使用可能な形状のものに限る。)(37.07)
- (h) 38.08 項に掲げる形状又は包装にした消毒剤、殺虫剤等
- (ij) 消火器用の装てん物にし又は消火弾にした消火剤(例えば、四塩化炭素)(38.13)
- (k) 小売容器入りのインキ消し(例えば、29.35 項のクロラミンを水に溶かしたもの)(38.24)
- (l) 光学用品(例えば、酒石酸エチレンジアミン)(90.01)

(E) この類の二以上の項に属するとみられる物品の分類(類注3)

これらの物品は、該当するとみられる項のうち数字上の配列において最後となる項に属する。例えば、アスコルビン酸は、ラクトン(29.32)ともビタミン(29.36)とも認め得るが、これは29.36 項に属する。同様な理由により、アリルエストレノールは、環式アルコール(29.06)であると同時に、変性していないゴナン構造をもつステロイドで、主としてホルモン作用を利用するもの(29.37)であるので、29.37 項に属する。

ただし、29.40 項の後段の規定では特に29.37 項、29.38 項及び29.39 項の物品を除いているので注意しなければならない。

(F) ハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体、ニトロソ化誘導体及びこれらの複合誘導体並びに29.11 項、29.12 項、29.14 項、29.18 項及び29.22 項の「酸素官能基」の分類(類注4)

この項のある項には、ハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体掲げられているが、その場合はこれらの複合誘導体(例えば、スルホハロゲン化誘導体、ニトロハロゲン化誘導体、ニトロスルホン化誘導体、ニトロスルホハロゲン化誘導体等)も含む。ニトロ基及びニトロソ基は29.29 項の窒素官能基とみなさない。

ハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体は、母体化合物の1 個以上の水素原子を1 個以上のハロゲン、スルホン基($-SO_3H$)、ニトロ基($-NO_2$)又はニトロソ基($-NO$)で置換したものと及びこれらの複合誘導体である。所属を決定するために考慮すべき官能基(例えば、アルデヒド、カルボン酸、アミン)は、これらの誘導体中にそのまま残っていないなければならない。

注4 の最後のパラグラフ並びに29.11 項、29.12 項、29.14 項、29.18 項及び29.22 項において、これらの項に記載される「酸素官能基」は、29.05 項から29.20 項までの酸素を有する官能基に限る。この点に関して、29.11 項、29.12 項、29.14 項及び29.18 項に属する物品は、酸素を有する官能基がそのままの形で存在しなければならない。

(G) エステル、塩、配位化合物及びあるハロゲン化物の分類(類注5)

(1) エステル

1 節から7 節までの酸官能有機化合物とこれらの節の有機化合物とのエステルは、これを構成する酸官能有機化合物又は有機化合物が属する項のうち数字上の配列において最後とな

る項に属する。

(例)

- (a) 酢酸ジエチレングリコール (29.15 項の酢酸と 29.09 項のジエチレングリコールとの反応によって生成するエステル) 29.15
- (b) ベンゼンスルホン酸メチル (29.04 項のベンゼンスルホン酸と 29.05 項のメチルアルコールとの反応によって生成するエステル) 29.05
- (c) フタル酸水素ブチル (1 つの COOH 基の H が置換したポリカルボン酸のエステル) 29.17
- (d) ブチルフタリルブチルグリコレート (29.17 項のフタル酸及び 29.18 項のグリコール酸と 29.05 項のブチルアルコールとの反応によって生成するエステル) 29.18

この原則は、酸官能有機化合物とエチルアルコールとから成るエステルには、エチルアルコールがこの類に分類されないので適用されず、このようなエステルは、これを構成する酸官能有機化合物が属する項に属する。

(例)

- 酢酸エチル (29.15 項の酢酸とエチルアルコールとの反応によって生成するエステル) 29.15

なお、糖エステル及びその塩は 29.40 項に属するので注意しなければならない。

(2) 塩

次に掲げる塩は、第 6 部の注 1 又は 28 類の注 2 に規定する物品を除き、それぞれ次に定めるところによりその所属を決定する。

- (a) 第 1 節から第 10 節まで又は 29.42 項の酸官能化合物、フェノール官能化合物、エノール官能化合物、有機塩基、その他の有機化合物の無機塩は、これを構成する有機化合物が属する項に属する。

これらの塩は、以下の反応によって生成する。

- (i) 酸官能有機化合物、フェノール官能有機化合物又はエノール官能有機化合物と無機塩基との反応によって生成する塩

(例)

- メトキシ安息香酸ナトリウム (29.18 項のメトキシ安息香酸と水酸化ナトリウムとの反応によって生成する塩) 29.18

このカテゴリーの塩は、また、上述の酸エステルと無機塩基との反応によっても生成する。

(例)

- フタル酸 n-ブチル銅 (29.17 項のフタル酸水素ブチルと水酸化銅との反応によって生成する塩) 29.17

- (ii) 有機塩基と無機酸との反応によって生成する塩

(例)

- ジエチルアミン塩酸塩 (29.21 項のジエチルアミンと 28.06 項の塩酸との反応によって生成する塩) 29.21

(b) 第1節から第10節まで又は29.42項の有機化合物の相互間の塩は、これを構成する塩基又は酸（フェノール官能化合物及びエノール官能化合物を含む。）が属する項のうち数字上の配列において最後となる項に属する。

(例)

(i) 酢酸アニリン（29.15項の酢酸と29.21項のアニリンとの反応によって生成する塩）……………29.21

(ii) フェノキシ酢酸メチルアミン（29.21項のメチルアミンと29.18項のフェノキシ酢酸との反応によって生成する塩）……………29.21

(3) 配位化合物

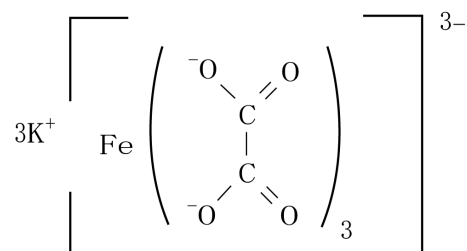
金属の配位化合物は、一般に、荷電しているか否かを問わず、すべての種類のものを含む。配位化合物中で、金属原子は一つ以上の配位子からなる数個の原子（一般に2から9原子）と結合している。金属及び原子団の結合により形成される骨格構造及び金属が結合する数は、一般に金属により特徴づけられる。

配位化合物は、第11節又は第29.41項に属するものを除き、金属と炭素の間の結合を除くすべての金属の結合の開裂により生じる断片（分類上実在する化合物とみなす。）を考慮し、断片が属する項のうち、第29類の数字上の配列において最後となる項に属する。

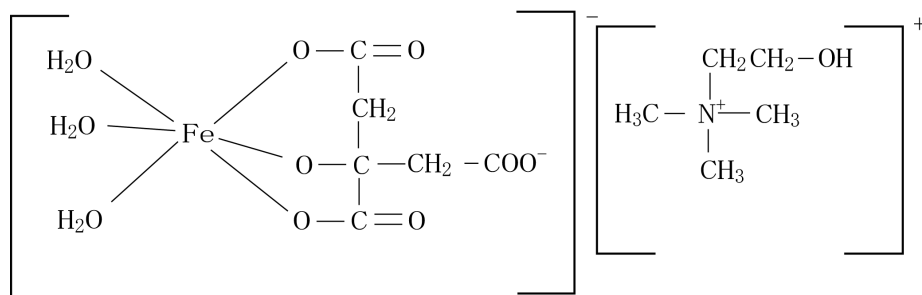
この類の注5(C)(3)において、「断片」とは、配位子及び開裂により生じる部分（金属－炭素結合を含む）を含む。

例えば、

トリシュー酸鉄(Ⅲ)カリウムは、金属結合を開裂して生じる断片であるしゅう酸の属する項(29.17)に分類される。

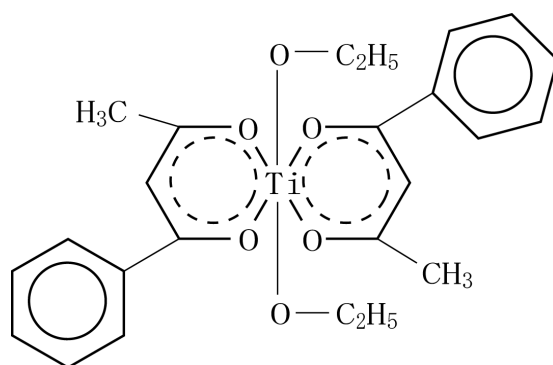


フェクロリネート(INN)は、数字上の配列により最後となる項のコリンが含まれる項(29.23)に分類され、分類上考慮されるその他の断片であるくえん酸の項には分類されない。



ブドチタン(INN)は、金属結合の開裂によりエチルアルコール(22類)及び29.14項

のベンゾイルアセトン（及びそのエノール官能基）の2つの断片が生じる。したがって、ブドチタン（INN）は、29.14 項に分類される。



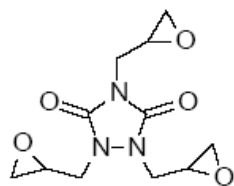
（4）カルボン酸のハロゲン化物

このようなハロゲン化物は、これを構成するカルボン酸が属する項に属する。例えば、塩化イソブチリルは、これに対応するイソ酪酸と同じく 29.15 項に属する。

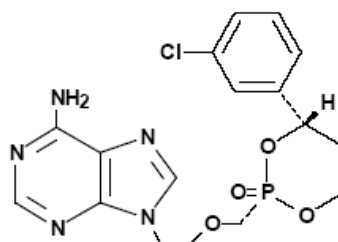
（H）29.32 項から 29.34 項までの分類（類注7）

29.32 項から 29.34 項までには、エポキシドで三員環のもの、ケトンペルオキシド、アルデヒド又はチオアルデヒドの環状重合体、多塩基カルボン酸の酸無水物、多価アルコール又は多価フェノールと多塩基酸との環状エステル及び多塩基酸のイミドを含まない（複素環構造を形成するヘテロ原子が、ここに掲げる環を形成する基のみに含まれる場合に限る。）。

この類の注7の前段に掲げる官能基に加え、その構造上、別の複素環構造を形成するヘテロ原子が存在する場合には、すべての環構造を形成する基を考慮して分類される。従って、例えば、アナキシロン（anaxirone (INN)）及びプラデホビル（pradefovir (INN)）は二以上の異なるヘテロ原子を有する複素環式化合物として 29.34 項に属し、窒素原子のみを有する複素環式化合物として 29.33 項には属しない。



アナキシロン（INN）



プラデホビル（INN）

（IJ）誘導体の分類

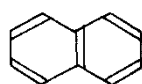
化合物の誘導体の項レベルでの分類は、通則の適用によって決定される。誘導体が2以上の項に分類可能な場合は、この類の注3が適用される。

この類のいかなる項においても、誘導体は号注1の適用によって分類される。

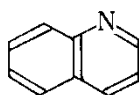
（K）縮合環

縮合環化合物とは、一つの共有結合（一つに限る。）と二つの共有原子（二つに限る。）を有する二以上の環を有する化合物である。

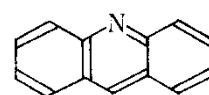
縮合環は、二つの環が二つの隣接した原子を含む共通の一边で結合している多環式化合物（例えば、多環式の炭化水素化合物、複素環式化合物）の分子中に現れる。例えば、次に示されるものである。



ナフタレン

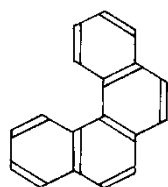


キノリン



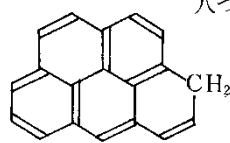
縮合キノリン

複雑な縮合環では、縮合が個々の環の一边以上の場所に起こりうる。二つの環が二つの原子のみを共有している多環式化合物を「オルト縮合環」という。一方、一つの環が互いに連続した二又はそれ以上の環のそれぞれ二つの原子のみを共有している多環式化合物を「オルトペリー縮合環」という。これらの二つの異なる種類の縮合環を次に例示する。



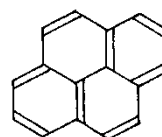
「オルト縮合環」

二つの共有面
六つの共有原子



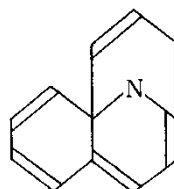
「オルトペリー縮合環」

七つの共有面
八つの共有原子



五つの共有面
六つの共有原子

一方、次にブリッジ構造（非縮合）キノリンの例を示す。



ブリッジ構造キノリン

第 1 節

炭化水素並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体

29.01 非環式炭化水素

2901.10ー飽和のもの

ー不飽和のもの

2901.21ーエチレン

2901.22ープロペン（プロピレン）

2901.23ーブテン（ブチレン）及びその異性体

2901. 24—ブター 1, 3—ジエン及びイソブレン

2901. 29—その他のもの

非環式炭化水素とは、炭素と水素のみからなる化合物のうち、環状構造を有しないものをいい、次の二つのカテゴリーに分類できる。

(A) 飽和非環式炭化水素

(B) 不飽和非環式炭化水素

(A) 飽和非環式炭化水素

一般式 (C_nH_{2n+2}) で示される化合物で、同族系列を形成している。天然に豊富に存在し、石油の主成分である。

基礎となる炭化水素は、炭素原子 1 個を有するメタン (CH_4) である。ただし、メタン及び炭素原子 3 個を有するプロパン (C_3H_8) は、その純度にかかわらず 27. 11 項に属する。

この項に含まれる飽和非環式炭化水素には次の物品がある。

(1) エタン (C_2H_6) : 炭素原子 2 個を有する。

この項には、純度が 95%以上 (容量比) のものが属し、低純度のものを含まない (27. 11)。

(2) ブタン (C_4H_{10}) : 炭素原子 4 個を有する。

(3) ペンタン : 炭素原子 5 個を有する。

(4) ヘキサン : 炭素原子 6 個を有する。

(5) ヘプタン : 炭素原子 7 個を有する。

(6) オクタン : 炭素原子 8 個を有する。

(7) ノナン : 炭素原子 9 個を有する。

(8) デカン : 炭素原子 10 個を有する。

(9) ペンタデカン : 炭素原子 15 個を有する。

(10) トリアコンタン : 炭素原子 30 個を有する。

(11) ヘキサコンタン : 炭素原子 60 個を有する。

これらの飽和炭化水素はすべて水に不溶である。常温、常圧で炭素原子 4 個以下の炭化水素は、気体であり、炭素原子 5 個から 15 個までの炭化水素は液体であり、それ以上の炭素原子を有する炭化水素は一般に固体である。

また、これらの炭化水素分子中の一以上の水素原子がアルキル基 (メチル基、エチル基、プロピル基等) と置換された形のものがある。例えば、イソブタン (2—メチルプロパン、トリメチルメタン) は n—ブタンと同じ分子式を有する。

この項の炭化水素で、工業上及び商慣行上もっとも重要なものは、エタンガス及びブタンガスで、これらは石油及び天然ガスから得られる。

この項に分類される飽和非環式炭化水素は、化学的に単一の化合物でなければならない、石油及び天然ガスを精製して得たものであるか、合成品であるかを問わない (エタンの純度基準については、上記 (1) 参照)。この項には、粗製ブタン、粗製石油ガスその他の粗製ガス状炭化水素を含まない (27. 11)。

(B) 不飽和非環式炭化水素

これらの不飽和炭化水素は、同じ炭素原子数の飽和非環式炭化水素よりも水素原子数が2、4、6等の数だけ少ない。これは二重結合又は三重結合の存在を意味している。

(1) モノエチレン系炭化水素

これらは、一般式 (C_nH_{2n}) で表される同族系列を形成している。多数の有機物の熱分解（例えば、石炭ガス、石油のクラッキング生成物等）によって生成するほか合成によって製造される。

(a) 低炭素数のものは気体であり、次の物品がある。

(i) エチレン (エテン) (C_2H_4) : 無色の気体で、かすかにエーテル臭を有し麻酔性が強い。

各種の有機化合物（例えば、エチレンオキシド、エチルベンゼン、合成エタノール、ポリエチレン）の製造原料として使用される。

この項のエチレンは、純度が95%以上（容量比）のものが属し、低純度のものを含まない (27.11)。

(ii) プロペン (プロピレン) (C_3H_6) : 無色の引火性の強い気体で窒息性がある。

この項のプロペン (プロピレン) は、純度が90%以上（容量比）のものが属し、低純度のものを含まない (27.11)。

(iii) ブテン (ブチレン) (C_4H_8)

この項に分類される不飽和非環式炭化水素は、化学的に単一の化合物でなければならない。この項には、27.11 項の粗製のガス状炭化水素を含まない。

これらの物品は、通常、加圧下、液体で取引される。

(b) 炭素原子数が5個から15個のモノエチレン系炭化水素は液体で、最も重要なものとして次の物品がある。

(i) ペンテン (アミレン)

(ii) ヘキセン

(iii) ヘプテン

(iv) オクテン

(c) 炭素原子を16個以上含むものは固体である。

(2) ポリエチレン系炭化水素

これらは、分子内に二以上の二重結合を持つ系列であり、次の物品がある。

(a) プロパジエン (アレン) (C_3H_4)

(b) ブター 1, 2-ジエン (1, 2-ブタジエン、メチルアレン) (C_4H_6)

(c) ブター 1, 3-ジエン (1, 3-ブタジエン) (C_4H_6) : 無色の引火性の強い気体

(d) 2-メチルブター 1, 3-ジエン (イソプレン) (C_5H_8) : 無色の引火性の強い気体

(3) アセチレン系列

アセチレン系炭化水素には、1個の三重結合を有するもの（モノアセチレン、一般式は C_nH_{2n-2} ）又は2個以上の三重結合を有するもの（ポリアセチレン）がある。

最も重要なものはアセチレン (C_2H_2) であり、これは特有の臭いを有する無色の気体で各種

の物品（例えば酢酸、アセトン、イソプレン、クロル酢酸、エタノール）の合成原料となる。

通常、けいそう土を詰めた鉄鋼製のシリンダー中に加圧してアセトンに溶解した状態で揭示され、本項に分類される（類注1（e）参照）。

この系列の他のものとして次の物品がある。

（a）プロピン（アリレン、メチルアセチレン）

（b）ブテン（エチルアセチレン）

（4）エチレンアセチレン系炭化水素

分子内に二重結合及び三重結合を有するもので、最も重要なものにはビニルアセチレン（アセチレンの水素原子の1個がビニル基と置換したもの）及びメチルビニルアセチレン（アセチレンの水素原子の1個がビニル基と、1個がメチル基とそれぞれ置換したもの）がある。

29.02 環式炭化水素

—飽和脂環式炭化水素、不飽和脂環式炭化水素及びシクロテルペン炭化水素

2902.11—シクロヘキサン

2902.19—その他のもの

2902.20—ベンゼン

2902.30—トルエン

—キシレン

2902.41—オルト—キシレン

2902.42—メタ—キシレン

2902.43—パラ—キシレン

2902.44—キシレン異性体の混合物

2902.50—スチレン

2902.60—エチルベンゼン

2902.70—クメン

2902.90—その他のもの

環式炭化水素は、分子内に1個以上の環状構造を有し、炭素と水素のみから成るもので、次の三つのカテゴリーに分類される。

（A）飽和脂環式炭化水素及び不飽和脂環式炭化水素

（B）シクロテルペン

（C）芳香族炭化水素

（A）飽和脂環式炭化水素及び不飽和脂環式炭化水素

これらは環式炭化水素で、飽和の単環式炭化水素では C_nH_{2n} 、多環式飽和炭化水素又は不飽和脂環式炭化水素では C_nH_{2n-x} （Xは2、4、6等）の一般式で表わされる。

（1）単環式飽和炭化水素には、石油に存在するポリメチレン及びナフテン系炭化水素を含み、

次の物品がある。

- (a) シクロプロパン (C_3H_6) (気体)
 - (b) シクロブタン (C_4H_8) (気体)
 - (c) シクロペンタン (C_5H_{10}) (液体)
 - (d) シクロヘキサン (C_6H_{12}) (液体)
- (2) 多環式飽和炭化水素には、次の物品を含む。
- (a) デカヒドロナフタレン ($C_{10}H_{18}$)：無色の液体で、塗料、ラッカー、みがき材料等の溶媒として使用する。
 - (b) 橋状結合を有する化合物：例えば、1, 4, 4a, 5, 6, 7, 8, 8a-オクタヒドロ-エキソ-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン ($C_{12}H_{16}$)。本品から殺虫剤 HEOD が得られる。
 - (c) かご型構造を有する化合物：例えば、ペンタシクロ [5. 2. 1. 0^{2,6}. 0^{3,9}. 0^{5,8}] デカン ($C_{10}H_{12}$) (本品からドデカクロロペンタシクロ [5. 2. 1. 0^{2,6}. 0^{3,9}. 0^{5,8}] デカンが得られる。)
- (3) 不飽和脂環式炭化水素
- (a) シクロブテン (C_4H_6) (気体)
 - (b) シクロペンテン (C_5H_8) (液体)
 - (c) シクロヘキセン (C_6H_{10}) (液体)
 - (d) シクロオクタテトラエン (C_8H_8) (液体)
 - (e) アズレン ($C_{10}H_8$) (固体)
- ただし、この項には、32. 04 項の合成カロチンを含まない。

(B) シクロテルペン

これらの炭化水素は、不飽和脂環式炭化水素群と一般に化学構造上、相違はない。 $(C_5H_8)_n$ ($n \geq 2$) の一般式を有するもので、芳香を有する揮発性液体として植物界に存在する。例えば、

- (1) ピネン：テレピン油、パインウッド油、けい皮油等の一成分で無色の液体である。
- (2) カンフェン：ナツメグ油、プチグレン油等に含まれている。
- (3) リモネン：かんきつ類の果実油中に含まれている。なお、ジペンテンはリモネンの光学異性体の混合物である。粗ジペンテンは含まない (38. 05)。

この項には、精油 (33. 01)、ガムテレピン油、ウッドテレピン油又は硫酸テレピン油、その他のテルペン系油（蒸留その他の方法により針葉樹から得たもの）を含まない (38. 05)。

(C) 芳香族炭化水素

芳香族炭化水素は、分子中に 1 個以上の縮合ベンゼン環又は非縮合ベンゼン環を有した化合物である。ベンゼンは 6 個の炭素原子と 6 個の水素原子から成り六員環を形成するために 6 個の CH が並んだ炭化水素である。

- (I) 1 個のベンゼン環を有する炭化水素：ベンゼン及びその同族体を含む。
 - (a) ベンゼン (C_6H_6)：ベンゼンは、石炭、亜炭等の炭素に富む有機化合物の乾留によって得られる液中、石炭ガス中及びある種の石油中に存在するほか、合成によっても得られる。純粋なものは無色の、粘性の小さい、屈折率の大きい液体で、特有の芳香を持ち、

揮発性で引火性がある。樹脂、脂肪、精油及びゴム等を容易に溶解する。また、ベンゼンの合成により各種の物品が得られる。

この項のベンゼンは、純度が 95%以上（重量比）のものが属し、低純度のものを含まない（27.07）。

- (b) トルエン（メチルベンゼン）($C_6H_5CH_3$)：トルエンは、ベンゼンの水素原子 1 個がメチル基で置換されたベンゼン誘導体である。コールタール油の蒸留又は非環式炭化水素の環化によって得られる。無色の粘性の小さい屈折率の大きい液体で引火性があり、ベンゼンに似た芳香を持つ。

この項のトルエンは、純度が 95%以上（重量比）のものが属し、低純度のものを含まない（27.07）。

- (c) キシレン（ジメチルベンゼン）($C_6H_4(CH_3)_2$)：キシレンはベンゼンの水素原子 2 個をメチル基で置換したベンゼン誘導体で、三種の異性体、オルトーキシレン、メターキシレン、パラーキシレンがある。キシレンは透明、引火性の強い液体でコールタール油等に含まれている。

この項のキシレンは、純度が 95%以上（重量比）のものが属し、低純度のものを含まない（27.07）。

- (d) その他の芳香族炭化水素で 1 個のベンゼン環と側鎖（開環又は閉環）を 1 個以上有するもの：これらには、次の物品がある。

(1) スチレン ($C_6H_5CH=CH_2$)：無色の油状液体で、主にプラスチック（ポリスチレン）、合成ゴムの製造に使用する。

(2) エチルベンゼン ($C_6H_5C_2H_5$)：無色で粘性の小さい引火性の液体で、コールタールに含まれている。通常ベンゼンとエチレンから合成する。

(3) クメン ($C_6H_5CH(CH_3)_2$)：無色の液体で、ある種の石油中に含まれている。主にフェノール、アセトン、 α -メチルスチレンの製造又は溶剤として使用する。

(4) パラーシメン ($CH_3C_6H_4CH(CH_3)_2$)：数種の精油中に豊富に存在する無色の液体で芳香を有する。粗製のパラーシメンを含まない（38.05）。

(5) テトラヒドロナフタレン（テトラリン）($C_{10}H_{12}$)：ナフタレンの接触水素添加により得られる無色の液体で、テルペンのような臭いを有し、溶媒等に使用する。

(II) 非縮合ベンゼン環を 2 個以上有する炭化水素

これらには、次の物品がある。

- (a) ビフェニル ($C_6H_5C_6H_5$)：光沢のある白色の結晶で、芳香を有し、特に塩素化誘導体（可塑剤）の製造に使用するほか、冷却材（単独又はビフェニルエーテルと混合）及び原子炉減速剤に使用する。

- (b) ジフェニルメタン ($C_6H_5CH_2C_6H_5$)：2 個のベンゼン環がメチレン基 (CH_2) で結ばれている炭化水素である。無色の針状結晶で、ゼラニウム様の強い芳香を有する。有機合成に使用される。

- (c) トリフェニルメタン ($CH(C_6H_5)_3$)：メタンの水素原子 3 個がベンゼン環三つで置換したものの

- (d) テルフェニル: テルフェニルの異性体混合物は冷却材及び原子炉の減速材に使用する。
- (Ⅲ) 二以上のベンゼン環を縮合した炭化水素
- (a) ナフタレン ($C_{10}H_8$): 2 個のベンゼン環を縮合して得られる。ナフタレンは、コールタール、石油、石炭ガス、亜炭のタール等に含有されている。細かい白色のフレーク状結晶で、特有臭を持つ。
- この項には、79.4 度以上で結晶化するナフタリンが属し、低純度のナフタレンは含まない (27. 07)。
- (b) フェナントレン ($C_{14}H_{10}$): 3 個のベンゼン環を縮合して得られる。コールタール蒸留物の一つで、細かい無色の結晶で蛍光を有する。
- フェナントレンは、化学的に単一の化合物（純粋なもの又は商慣行上純粋なものとして扱われるもの）である場合に限りこの項に属し、粗製品を含まない (27. 07)。
- (c) アントラセン ($C_{14}H_{10}$): フェナントレンと同様に 3 個のベンゼン環を縮合して得られる。アントラセンはコールタール中に存在し、無色の結晶又は帯黄色の粉末で紫青色の蛍光を有する。
- この項のアントラセンは、純度が 90% 以上（重量比）のものが属し、低純度のものを含まない (27. 07)
- このグループには、次の物品も含まれる。
- (1) アセナフテン
- (2) メチルアントラセン
- (3) フルオレン
- (4) フルオランテン
- (5) ピレン
- この項には、混合アルキルアレンであるドデシルベンゼン及びノニルナフタレンを含まない (38. 17)。

29. 03 炭化水素のハロゲン化誘導体

—非環式炭化水素の塩素化誘導体（飽和のものに限る。）

2903. 11—クロロメタン（塩化メチル）及びクロロエタン（塩化エチル）

2903. 12—ジクロロメタン（塩化メチレン）

2903. 13—クロロホルム（トリクロロメタン）

2903. 14—四塩化炭素

2903. 15—二塩化エチレン（ISO）（1，2—ジクロロエタン）

2903. 19—その他のもの

—非環式炭化水素の塩素化誘導体（不飽和のものに限る。）

2903. 21—塩化ビニル（クロロエチレン）

2903. 22—トリクロロエチレン

2903. 23—テトラクロロエチレン（ペルクロロエチレン）

2903.29—その他のもの

—非環式炭化水素のふっ素化誘導体（飽和のものに限る。）

2903.41—トリフルオロメタン（HFC-23）

2903.42—ジフルオロメタン（HFC-32）

2903.43—フルオロメタン（HFC-41）、1，2-ジフルオロエタン（HFC-152）及び1，1-ジフルオロエタン（HFC-152a）

2903.44—ペンタフルオロエタン（HFC-125）、1，1，1-トリフルオロエタン（HFC-143a）及び1，1，2-トリフルオロエタン（HFC-143）

2903.45—1，1，1，2-テトラフルオロエタン（HFC-134a）及び1，1，2，2-テトラフルオロエタン（HFC-134）

2903.46—1，1，1，2，3，3，3-ヘプタフルオロプロパン（HFC-227ea）、1，1，1，2，2，3-ヘキサフルオロプロパン（HFC-236cb）、1，1，1，2，3，3-ヘキサフルオロプロパン（HFC-236ea）及び1，1，1，3，3，3-ヘキサフルオロプロパン（HFC-236fa）

2903.47—1，1，1，3，3-ペンタフルオロプロパン（HFC-245fa）及び1，1，2，2，3-ペンタフルオロプロパン（HFC-245ca）

2903.48—1，1，1，3，3-ペンタフルオロブタン（HFC-365mfc）及び1，1，1，2，2，3，4，5，5，5-デカフルオロペンタン（HFC-43-10mee）

2903.49—その他のもの

—非環式炭化水素のふっ素化誘導体（不飽和のものに限る。）

2903.51—2，3，3，3-テトラフルオロプロペン（HFO-1234yf）、1，3，3，3-テトラフルオロプロペン（HFO-1234ze）及び（Z）-1，1，1，4，4，4-ヘキサフルオロ-2-ブテン（HFO-1336mzz）

2903.59—その他のもの

—非環式炭化水素の臭素化誘導体及びよう素化誘導体

2903.61—臭化メチル（ブロモメタン）

2903.62—二臭化エチレン（ISO）（1，2-ジブロモエタン）

2903.69—その他のもの

—非環式炭化水素のハロゲン化誘導体（二以上の異なるハロゲン原子を有するものに限る。）

2903.71—クロロジフルオロメタン（HCFC-22）

2903.72—ジクロロトリフルオロエタン（HCFC-123）

2903.73—ジクロロフルオロエタン（HCFC-141、141b）

2903.74—クロロジフルオロエタン（HCFC-142、142b）

2903.75—ジクロロペンタフルオロプロパン（HCFC-225、225ca、225cb）

2903.76—ブロモクロロジフルオロメタン（ハロン-1211）、ブロモトリフルオロメタン（ハロン-1301）及びジブロモテトラフルオロエタン（ハロン-2402）

- 2903.77ーその他のペルハロゲン化誘導体（ふっ素原子及び塩素原子のみを有するものに限る。）
- 2903.78ーその他のペルハロゲン化誘導体
- 2903.79ーその他のもの
- ー飽和脂環式炭化水素、不飽和脂環式炭化水素又はシクロテルペン炭化水素のハロゲン化誘導体
- 2903.81ー1, 2, 3, 4, 5, 6ーヘキサクロロシクロヘキサン（HCH（ISO））（リンデン（ISO、INN）を含む。）
- 2903.82ーアルドリン（ISO）、クロルデン（ISO）及びヘプタクロル（ISO）
- 2903.83ーマイレックス（ISO）
- 2903.89ーその他のもの
- ー芳香族炭化水素のハロゲン化誘導体
- 2903.91ークロロベンゼン、オルトジクロロベンゼン及びパラジクロロベンゼン
- 2903.92ーヘキサクロロベンゼン（ISO）及びDDT（ISO）（クロフェノタン（INN）、1, 1, 1ートリクロロー2, 2ービス（パラクロロフェニル）エタン）
- 2903.93ーペンタクロロベンゼン（ISO）
- 2903.94ーヘキサブロモビフェニル
- 2903.99ーその他のもの

ハロゲン化誘導体は、炭化水素の構造式において、その水素原子1個以上を同数のハロゲン原子（ふっ素、塩素、臭素及びよう素）で置換することによって得られる化合物である。

（A）非環式炭化水素の塩素化誘導体（飽和のものに限る。）

- （1）クロロメタン（塩化メチル）：無色の気体で、通常鉄鋼製シリンダー中に液化して提示される。冷媒、麻酔剤、有機合成に使用する。
- （2）ジクロロメタン（塩化メチレン）：有毒の無色の揮発性液体で、有機合成に使用する。
- （3）クロロホルム（トリクロロメタン）：特有臭を有する無色の揮発性液体で、麻酔剤、溶剤及び有機合成に使用する。
- （4）四塩化炭素：無色の液体で、消火剤又は硫黄、油脂、ワニス、石油、樹脂等の溶剤等に使用する。
- （5）クロロエタン（塩化エチル）：気体で、特殊な容器中に液化して貯えられる。麻酔剤に使用する。
- （6）二塩化エチレン（ISO）（1, 2ージクロロエタン）：有毒の無色の液体で、溶媒に使用する。
- （7）1, 2ージクロロプロパン（二塩化プロピレン）：無色の安定な液体で、クロロホルム様のおいさを有し、有機合成及び油脂、ろう、ガム及び樹脂等の溶剤に使用する。
- （8）ジクロロブタン

この項には、次の物品を含まない。

(a) 塩素化誘導体の混合物である塩化パラフィン（人造ろうの特性を有する固形のものは 34.04 項に、一方、液状のものは 38.24 項に属する。）

(b) 38.13 項の消火器用の装てん物にし、又は消火弾にした消火剤

(B) 非環式炭化水素の塩素化誘導体（不飽和のものに限る。）

(1) 塩化ビニル（クロロエチレン）：クロロホルム臭を有する気体で、鉄鋼製容器中に液状で提示される。39.04 項のポリ（塩化ビニル）の製造に使用する。

(2) トリクロロエチレン：クロロホルム臭を有する無色の液体で、ワニス、油脂等の溶剤及び有機合成に使用する。

(3) テトラクロロエチレン（ペルクロロエチレン）：無色の液体で、ドライクリーニング用溶媒として使用する。

(4) 塩化ビニリデン

(C) 非環式炭化水素のふっ素化誘導体（飽和のものに限る。）

トリフルオロメタン（HFC-23）、ジフルオロメタン（HFC-32）、フルオロメタン（HFC-41）、1,2-ジフルオロエタン（HFC-152）、1,1-ジフルオロエタン（HFC-152a）、ペンタフルオロエタン（HFC-125）、1,1,1-トリフルオロエタン（HFC-143a）、1,1,2-トリフルオロエタン（HFC-143）、1,1,1,2-テトラフルオロエタン（HFC-134a）、1,1,2,2-テトラフルオロエタン（HFC-134）、1,1,1,2,3,3,3-ヘプタフルオロプロパン（HFC-227ea）、1,1,1,2,2,3-ヘキサフルオロプロパン（HFC-236cb）、1,1,1,2,3,3-ヘキサフルオロプロパン（HFC-236ea）、1,1,1,3,3,3-ヘキサフルオロプロパン（HFC-236fa）、1,1,1,3,3-ペンタフルオロプロパン（HFC-245fa）、1,1,2,2,3-ペンタフルオロプロパン（HFC-245ca）、1,1,1,3,3-ペンタフルオロブタン（HFC-365mfc）及び1,1,1,2,2,3,4,5,5,5-デカフルオロペンタン（HFC-43-10mee）の取引は、オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書キガリ改正によって規制されている。

(D) 非環式炭化水素のふっ素化誘導体（不飽和のものに限る。）

2,3,3,3-テトラフルオロプロペン（HFO-1234yf）、1,3,3,3-テトラフルオロプロペン（HFO-1234ze）及び（Z）-1,1,1,4,4,4-ヘキサフルオロ-2-ブテン（HFO-1336mzz）。ハイドロフルオロオレフィン（HFO）は、不飽和のフルオロカーボン（つまり、炭素-炭素間に二重結合を持つ化合物）である。二重結合の存在により、これら分子の大気寿命は非常に短く、地球温暖化係数（GWP）は低い。HFOの大部分を占める不飽和のハイドロフルオロカーボン（HFC）は、GWPが4～9であり、モントリオール議定書によって規制されていない。例えば、移動式エアコンディショナーへの使用が増加しているHFO-1234yfのGWPは4である。

(E) 非環式炭化水素の臭素化誘導体及びよう素化誘導体

- (1) ブロモメタン (臭化メチル) : 気体で、特殊な容器中に液化して貯えられる。消火剤及び冷却剤に使用する。
- (2) ブロモエタン (臭化エチル) : クロロホルムに似た臭いを有する無色の液体で有機合成に使用する。
- (3) ブロモホルム : 特有臭を持つ無色の液体で鎮静剤として使用する。
- (4) 臭化アリル
- (5) ヨードメタン (よう化メチル) 及びヨードエタン (よう化エチル) : 液体で有機合成に使用する。
- (6) ジヨードメタン (よう化メチレン)
- (7) ヨードホルム : 特有臭を有する黄色の粉又は結晶で、防腐剤として医薬に使用する。
- (8) よう化アリル (3-ヨードプロペン)

この項には、38.13 項の消火器の装填物にし、又は消火弾にした消火剤を含まない。

(F) 非環式炭化水素のハロゲン化誘導体 (二以上の異なるハロゲン原子を有するものに限る。)

クロロジフルオロメタン (HCFC-22)、ジクロロトリフルオロエタン (HCFC-123)、ジクロロフルオロエタン (HCFC-141、141b)、クロロジフルオロエタン (HCFC-142、142b)、ジクロロペンタフルオロプロパン (HCFC-225、225ca、225cb)、ブromoklorodifluorometan (ハロン-1211)、ブromotrifluorometan (ハロン-1301)、ジブromotetrafluoroethan (ハロン-2402)、トリクロロフルオロメタン (CFC-11)、ジクロロジフルオロメタン (CFC-12)、トリクロロトリフルオロエタン (CFC-113)、ジクロロテトラフルオロエタン (CFC-114) 及びクロロペンタフルオロエタン (CFC-115) の取引はオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書によって規制されている。

この項には、38.13 項の消火器の装填物にし、又は消火弾にした消火剤を含まない。

(G) 飽和脂環式炭化水素、不飽和脂環式炭化水素又はシクロテルペンのハロゲン化誘導体

- (1) 1, 2, 3, 4, 5, 6-ヘキサクロロシクロヘキサン (HCH (ISO)) (リンデン (ISO, INN) を含む。) : 白色又は黄色の粉末又はフレーク状で強力な殺虫剤
- (2) シクロプロパン又はシクロブタンのハロゲン化誘導体
- (3) オクタクロロテトラヒドロ-4, 7-エンドメチレンインダン : 強力な殺虫剤
- (4) かご型構造の炭化水素のハロゲン化誘導体 : (例) ドデカクロロペンタシクロ [5.2.1.0^{2,6}.0^{3,9}.0^{5,8}] デカン
- (5) シクロテルペンのハロゲン化誘導体 : (例) クロロカンフェン、塩化ボルニル

(H) 芳香族炭化水素のハロゲン化誘導体

- (1) クロロベンゼン：わずかに芳香を有する引火性の液体で、有機合成に使用するほかワニス、樹脂、ピチューメンの溶剤にも使用する。
- (2) オルトージクロロベンゼン：無色の液体
- (3) メタージクロロベンゼン：無色の液体
- (4) パラージクロロベンゼン：白色の結晶で、主に殺虫剤、エアーフレッシュナー又は染料製造の中間体として使用する。
- (5) ヘキサクロロベンゼン (ISO) 及びペンタクロロベンゼン (ISO)：白色の針状で、水に不溶
- (6) DDT (ISO) (クロフェノタン (INN)、1, 1, 1-トリクロロ-2, 2-ビス (パラクロロフェニル) エタン又はジクロロジフェニルトリクロロエタン)：無色の結晶又は白色ないしやや灰色がかった白色粉末、殺虫剤
- (7) 塩化ベンジル：芳香を有する無色の液体で催涙性が強い。有機合成に使用する。
- (8) モノクロロナフタレン：アルファ (粘着性の低い液体) 又はベーター (揮発性の結晶) がある。これらは、ナフタレン臭を有し、有機合成、可塑剤等に使用する。
- (9) 1, 4-ジクロロナフタレン：光沢ある無色の結晶で、殺虫剤に使用する。
オクタクロロナフタレン：光沢ある黄色の結晶で、殺虫剤に使用する。
液状のポリクロロナフタレンは混合物でない場合、この項に属するが、人造ろうの特性を有する固体の混合物は含まない (34.04)。
- (10) ブロモスチレン
- (11) ヘキサブロモビフェニル：代表的な例として、2, 2', 4, 4', 5, 5'-ヘキサブロモビフェニル 及び 3, 3', 4, 4', 5, 5'-ヘキサブロモビフェニルがある。無色または灰白色の固体。
この項には、ヘキサブロモビフェニルの異性体の混合物を含まない (38.24)。この項には、また、塩素化誘導体の混合物であるポリクロロビフェニルを含まない (人造ろうの特性を有する個体状のものは 34.04 項、液体のものは 38.24 項に分類される。)

29.04 炭化水素のスルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 (ハロゲン化してあるかないかを問わない。)

2904.10—スルホン基のみを有する誘導体並びにその塩及びエチルエステル

2904.20—ニトロ基又はニトロソ基のみを有する誘導体

—ペルフルオロオクタンスルホン酸及びその塩並びにペルフルオロオクタンスルホンフルオリド

2904.31—ペルフルオロオクタンスルホン酸

2904.32—ペルフルオロオクタンスルホン酸アンモニウム

2904.33—ペルフルオロオクタンスルホン酸リチウム

2904.34—ペルフルオロオクタンスルホン酸カリウム

2904.35—その他のペルフルオロオクタンスルホン酸塩

2904. 36ーペルフルオロオクタンスルホニルフルオリド

ーその他のもの

2904. 91ートリクロロニトロメタン（クロロピクリン）

2904. 99ーその他のもの

（A）スルホン化誘導体

これらは、水素原子1個以上を同数のスルホン基（ $-SO_3H$ で置換した炭化水素（一般にスルホン酸と呼ばれる。））である。この項には、スルホン酸の塩及びスルホン酸のエチルエステルも含む（この類の注5（B）参照）。

（1）非環式炭化水素のスルホン化誘導体

（a）エチレンスルホン酸

（b）エタンスルホン酸

（2）環式炭化水素のスルホン化誘導体

（a）ベンゼンスルホン酸

（b）トルエンスルホン酸（時には、誤ってベンジルスルホン酸と呼ばれることもある。）

（c）キシレンスルホン酸

（d）ベンゼンジスルホン酸

（e）ナフタレンスルホン酸

（B）ニトロ化誘導体

これらは、水素原子1個以上を同数のニトロ基（ $-NO_2$ ）で置換した炭化水素である。

（1）非環式炭化水素のニトロ化誘導体

（a）ニトロメタン

（b）ニトロエタン

（c）ニトロプロパン

（d）トリニトロメタン

（2）環式炭化水素のニトロ化誘導体

（a）ニトロベンゼン（ミルバン油）：光沢ある黄色結晶又は黄色油状液体で、ビターアーモンドの香りを有する。香料、せっけん製造、有機合成、変性剤等に使用する。

（b）メタージニトロベンゼン：無色の針状又はフレーク状結晶で、爆薬製造に使用する。

（c）ニトロトルエン（オルトー、メター及びパラー）

（d）2，4－ジニトロトルエン：結晶で爆薬の製造に使用する。

（e）2，4，6－トリニトロトルエン：強力な爆薬

これらの誘導体の混合物から成る調製した爆薬は含まない（36. 02）。

（f）5－ターシャリーブチルー2，4，6－トリニトロメタキシレン（キシレンムスク）：香料に使用する。

（g）ニトロキシレン、3－ターシャリーブチルー2，6－ジニトロローパラシメン（シメンムスク）、ニトロナフタレン等

(C) ニトロソ化誘導体

これらは、水素原子 1 個以上を同数のニトロソ基 ($-NO$) で置換した炭化水素である。

- (1) ニトロソベンゼン
- (2) ニトロソトルエン (オルトー、メター及びパラー)

(D) スルホハロゲン化誘導体

これらは、分子内にスルホン基 ($-SO_3H$) 又はスルホン酸の塩又はスルホン酸のエチルエステルを 1 個以上有し、かつ、ハロゲン原子 1 個以上有する炭化水素誘導体又は分子内にハロスルホン基を有する炭化水素誘導体である。

- (1) クロロベンゼンスルホン酸、ブロモベンゼンスルホン酸及びヨードベンゼンスルホン酸 (オルトー、メター及びパラー)
- (2) クロロベンゼンジスルホン酸、ブロモベンゼンジスルホン酸及びヨードベンゼンジスルホン酸
- (3) クロロナフタレンスルホン酸
- (4) パラートルエンスルホンクロリド
- (5) ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) : ペルフルオロオクタンスルホン酸及びその塩並びにペルフルオロオクタンスルホンフルオリド (PFOSF) の製造及び使用は、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約及び国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約により規制される。(29.22、29.23、29.35、38.08 及び 38.24 参照。)

(E) ニトロハロゲン化誘導体

これらは、分子内にニトロ基 ($-NO_2$) 1 個以上有し、かつ、ハロゲン原子 1 個以上有する炭化水素の誘導体である。

- (1) トリクロロニトロメタン又はクロロピクリン
- (2) ヨードトリニトロメタン (ヨードピクリン)
- (3) クロロニトロメタン
- (4) ブロモニトロメタン
- (5) ヨードニトロメタン
- (6) クロロニトロベンゼン
- (7) クロロニトロトルエン

(F) ニトロスルホン化誘導体

これらは、分子内にニトロ基 ($-NO_2$) を 1 個以上有し、かつ、スルホン基 ($-SO_3H$) 又はスルホン酸の塩又はスルホン酸のエチルエステルを 1 個以上有する炭化水素の誘導体である。

- (1) ニトロベンゼンスルホン酸、ジニトロベンゼンスルホン酸及びトリニトロベンゼンスルホン酸

- (2) ニトロトルエンスルホン酸、ジニトロトルエンスルホン酸及びトリニトロトルエンスルホン酸
- (3) ニトロナフタレンスルホン酸
- (4) ジニトロスチルベンジスルホン酸

(G) ニトロスルホハロゲン化誘導体又はその他の複合誘導体

これらは、これまでに特掲されていない複合誘導体である。例えば、ニトロ基 ($-\text{NO}_2$) を 1 個以上有し、かつ、スルホン基 ($-\text{SO}_3\text{H}$) 又はスルホン酸の塩又はスルホン酸のエチルエステルを 1 個以上有し、かつ、ハロゲン原子 1 個以上を有する誘導体である。特に、例を挙げれば、クロロニトロソベンゼンのスルホン化誘導体又はクロロニトロトルエンのスルホン化誘導体等がある。

第 2 節

アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、
スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体

29.05 非環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体

一飽和一価アルコール

2905.11 ーメタノール (メチルアルコール)

2905.12 ープロパンー 1 ーオール (プロピルアルコール) 及びプロパンー 2 ーオール (イソプロピルアルコール)

2905.13 ーブタンー 1 ーオール (ノルマルーブチルアルコール)

2905.14 ーその他のブタノール

2905.16 ーオクタノール (オクチルアルコール) 及びその異性体

2905.17 ードデカンー 1 ーオール (ラウリルアルコール)、ヘキサデカンー 1 ーオール (セチルアルコール) 及びオクタデカンー 1 ーオール (ステアリルアルコール)

2905.19 ーその他のもの

ー不飽和一価アルコール

2905.22 ー非環式テルペンアルコール

2905.29 ーその他のもの

ー二価アルコール

2905.31 ーエチレングリコール (エタンジオール)

2905.32 ープロピレングリコール (プロパンー 1, 2 ージオール)

2905.39 ーその他のもの

ーその他の多価アルコール

2905.41 ー 2 ーエチルー 2 ー (ヒドロキシメチル) プロパンー 1, 3 ージオール (トリメチロールプロパン)

2905. 42ーペンタエリトリール

2905. 43ーマンニール

2905. 44ーDーグルシール (ソルビール)

2905. 45ーグリセリン

2905. 49ーその他のもの

ー非環式アルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロ
ソ化誘導体

2905. 51ーエトクロルビノール (INN)

2905. 59ーその他のもの

非環式アルコールは、非環式炭化水素の1個以上の水素原子が水酸基で置換されている誘導体である。これらは酸素を有する化合物で、酸と反応し、エステルとして知られている化合物を生じる。

アルコールには、第一アルコール ($-CH_2OH$ を含むもの)、第二アルコール ($>CHOH$ を含むもの) 及び第三アルコール ($\geq COH$ を含むもの) がある。

この項には、以下に記述する非環式アルコール及びそれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体、ニトロソ化誘導体、スルホハロゲン化誘導体、ニトロハロゲン化誘導体、ニトロスルホン化誘導体、ニトロスルホハロゲン化誘導体、その他の誘導体 (例えば、グリセリンのモノクロロヒドリン及びエチレングリコールのモノクロロヒドリン) を含む。アルデヒド又はケトンの重亜硫酸塩化合物、例えば、アセトアルデヒド重亜硫酸ナトリウム、ホルムアルデヒド重亜硫酸ナトリウム、吉草アルデヒド重亜硫酸ナトリウム及びアセトン重亜硫酸ナトリウムは、アルコールのスルホン化誘導体としてこの項に属する。また、この項には、この項のアルコール類及びエタノールの金属アルコラートを含む。

この項には、エタノール (エチルアルコール、純粋であるかどうかを問わない。) を含まない (解説 22. 07 及び 22. 08 参照)。

(A) 飽和一価アルコール

- (1) メタノール (メチルアルコール) : 木材の乾留又は合成によって得られる。純度の高いものは粘性の低い無色の引火性液体で特有臭を有する。有機合成、溶剤、染料工業、爆薬製造、医薬品製造等に使用する。木材の乾留によって得られる木ナフサ (粗メチルアルコール) は、この項に含まない (38. 07)。
- (2) プロパンー1ーオール (プロピルアルコール) 及びプロパンー2ーオール (イソプロピルアルコール) : いずれも無色の液体である。後者は、プロピレンから合成して得られ、アセトン、メタクリル酸エステルの製造、溶剤用等に使用する。
- (3) ブタンー1ーオール (ノルマルブチルアルコール) 及びその他のブタノール (4種の異性体) : 無色の液体で、有機合成、溶剤に使用する。
- (4) ペンタノール (アミルアルコール) 及びその異性体 : 8種の異性体があり、発酵アミルアルコールは、エチルアルコール精留の際のフーゼル油 (grain oil, molasses oil, potato oil

等として知られている。38.24) から得られる。また、アミルアルコールは石油のクラッキングで生ずるガス状炭化水素から合成される。

- (5) ヘキサノール及びヘプタノール (ヘキシルアルコール及びヘプチルアルコール)
- (6) オクタノール (オクチルアルコール) 及びその異性体
- (7) ドデカン-1-オール (ラウリルアルコール)、ヘキサデカン-1-オール (セチルアルコール) 及びオクタデカン-1-オール (ステアシルアルコール)

この項には、脂肪性アルコール (アルコール含有量が乾燥状態における全重量の 90%未満のものに限る。) を含まない (38.23)。

(B) 不飽和一価アルコール

- (1) アリルアルコール
- (2) エチルプロピルアリルアルコール (2-エチル-2-ヘキセン-1-オール)
- (3) オレイルアルコール
- (4) 非環式テルペンアルコール: 例えば、フィトール。テルペンアルコールは、比較的容易にヒドロ芳香族化合物に変換するものであり、ある種の精油中に存在する。例えば、ゲラニオール、シトロネロール、リナロール、ロジノール及びネロールがあり香料に使用する。

(C) ジオール及びその他の多価アルコール

(I) ジオール

- (1) エチレングリコール (エタンジオール): かすかな刺激臭を持つ無色の粘ちょうな液体で、ニトログリセリン (爆薬) の製造、ワニスの溶剤、不凍剤及び有機合成に使用する。
- (2) プロピレングリコール (プロパン-1, 2-ジオール): 無色の粘ちょうな吸湿性液体

(II) その他の多価アルコール

- (1) グリセリン (プロパン-1, 2, 3-トリオール): グリセリンは粗のグリセリンの精製 (例えば、蒸留及びイオン交換精製法) 又はプロピレンからの合成によって得られる。
グリセリンは甘味を有し、一般的に無色無臭であるが、時には淡黄色がかった色がついているものがある。
この項には、乾燥状態において純度が 95%以上のもののみを含み、低純度のグリセリン (粗のグリセリン) は含まない (15.20)。
- (2) 2-エチル-2- (ヒドロキシメチル) プロパン-1, 3-ジオール (トリメチロールプロパン): ワニス、アルキド樹脂、合成乾性油、発泡ウレタン及び塗料製造に使用する。
- (3) ペンタエリトリール: 白色の結晶性粉末で、爆薬及びプラスチックの製造に使用する。
- (4) マンニトール: 白色の結晶性の粉末又は粒状物で植物界 (*Fraxinus ornus* の樹液) に存在し、合成によっても得られる。弱い緩下剤、爆薬 (マンニトールヘキサニトレート) の製造に使用する。
- (5) D-グルシトール (ソルビトール): 吸収性の白色結晶性粉末。香料、アスコルビン酸 (医薬用) 製造、界面活性剤製造、グリセリンの代用物、湿潤剤等に使用する。
- (6) ペンタントリオール、ヘキサントリオール等

この項には、38.24 項のソルビトールを含まない。

(D) 非環式アルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、
ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体

- (1) 抱水クロラール (2, 2, 2-トリクロロエタン-1, 1-ジオール) ($\text{CCl}_3\text{CH}(\text{OH})_2$) : 無色の有毒な結晶で、催眠剤、有機合成に使用する。
- (2) トリクロロターシャリーブチルアルコール : 医薬に使用する。
- (3) エトクロルビノール : 向精神薬物 (29 類の末尾の「麻薬及び向精神薬物の一覧表」参照)

29.06 環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体

—飽和脂環式アルコール、不飽和脂環式アルコール及びシクロテルペンアルコール並びにこれらの誘導体

2906.11—メントール

2906.12—シクロヘキサノール、メチルシクロヘキサノール及びジメチルシクロヘキサノール

2906.13—ステロール及びイノシトール

2906.19—その他のもの

—芳香族アルコール及びその誘導体

2906.21—ベンジルアルコール

2906.29—その他のもの

(A) 飽和脂環式アルコール、不飽和脂環式アルコール及びシクロテルペンアルコール並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体

- (1) メントール : はっか油の主成分となっている第二アルコールである。結晶で、防腐剤、局所麻酔剤及び、鼻づまりの緩和に使用する。
- (2) シクロヘキサノール、メチルシクロヘキサノール及びジメチルシクロヘキサノール : しょう腦のような特有のにおいを有する。これらは、ワニスの溶剤に使用する。ジメチルシクロヘキサノールはせっけんの製造に使用する。
- (3) ステロール : 飽和又は不飽和の脂環式アルコールで炭化水素の誘導体であり、ペルヒドロ-1, 2-シクロペンタノフェナントレンの3位の炭素に水酸基、10位及び13位の炭素にメチル基、17位の炭素に8個から10個の炭素原子から成る側鎖が結合した構造を有する。動物界 (動物ステロール) 及び植物界 (植物ステロール) に広く存在する。最も重要なステロールはコレステロールであり、主として牛の脊髄及びウールグリースから得られるほか、胆汁からも得られ、また、卵黄からレシチンを抽出する際の副産物としても得られる。通常光沢のある無色のタブレット状で水に不溶である。

この項には、エルゴステロールを含まない。エルゴステロールはきのこ (マッシュルーム)

及び spurredrye 中に存在し、紫外線照射によってビタミンD2 になるプロビタミンである。
エルゴステロールもビタミンD2 もともに 29.36 項に属する。

- (4) イノシトール：体組織の構成物であり 9 種の異性体がある。白色の結晶で、動植物中に広く存在している。
- (5) テルピネオール：ライラック等の香料のベースとして使用される非常に重要なアルコールである。天然には多くの精油（カルダモン油、スイートオレンジ油、オレンジ花油、プチグレン油、スイートマジョラム油、ナツメグ油、テレピン油、cherry-laurel 油、しょう脳油等）の中に遊離状態又はエステルとして存在する。
商慣行上のテルピネオールは通常異性体の混合物であるが、この項に含む (29 類注 1 (b) 参照)。無色の油状液体で殺菌剤等に使用する。固体の異性体は医薬に使用されるほか殺菌剤にも使用される。
- (6) テルピン：合成によって得られる白色結晶である。テルピン水和物は、テレピン油から得られる無色の結晶で芳香を有する。医薬用及びテルピネオールの製造に使用する。
- (7) ボルネオール（竜腦）：ケトンしょう脳に相当するアルコールで外観と臭いは天然のしょう脳と同様である。白色結晶又は褐（かっ）色の塊で室温で揮発性がある。
- (8) イソボルネオール：層状の結晶で、アルファピネンがしょう脳に転換するときの中間体である。
- (9) サンタロール：びやくだん油の主成分である。

(B) 芳香族アルコール及びそのハロゲン化誘導体、スルホン化 誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体

芳香族アルコールは、芳香環に水酸基（-OH）を有さず、芳香環の側鎖に水酸基（-OH）を有している。

- (1) ベンジルアルコール（フェニルメタノール、フェニルカルビノール）：ジャスミン及びツベローズの精油中に遊離状態又はエステルとして存在するほか、そごう香（storax）及びトルーバルサム中にエステルとして存在する。芳香を有する無色の液体で、有機合成用及びワニス、染料、人造香料等の製造に使用する。
- (2) 2-フェニルエタノール（フェニルエチルアルコール）：ばら油の主成分をなす液体である。
- (3) 3-フェニルプロパノール（フェニルプロピルアルコール）：そごう香、スマトラガムベンゾイン、カシア油及び中国産けい皮油中に存在する。無色の密な液体で弱いヒアシンスの香りを有する。
- (4) シンナミルアルコール：そごう香及びペルーバルサム中に存在する。ヒアシンスの香りを有する針状結晶である。
- (5) ジフェニルメタノール（ジフェニルカルビノール、ベンズヒドロール）：針状結晶
- (6) トリフェニルメタノール（トリフェニルカルビノール）：結晶。このアルコールはオーリン、ローザニリン系染料等の重要な染料の母体をなす物品である。

＊

＊ ＊

この項において、アルデヒドの重亜硫酸塩は、アルコールのスルホン化誘導体として分類する。
また、環式アルコールの金属アルコラートもこの項に含まれる。

第 3 節

フェノール及びフェノールアルコール並びに
これらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、
ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体

29.07 フェノール及びフェノールアルコール

――一価フェノール

2907.11――石炭酸（ヒドロキシベンゼン）及びその塩

2907.12――クレゾール及びその塩

2907.13――オクチルフェノール及びニルフェノール並びにこれらの異性体並びにこれらの塩

2907.15――ナフトール及びその塩

2907.19――その他のもの

――多価フェノール及びフェノールアルコール

2907.21――レゾルシノール及びその塩

2907.22――ヒドロキノン（キノール）及びその塩

2907.23――4, 4'――イソプロピリデンジフェノール（ビスフェノールA又はジフェニロールプロパン）及びその塩

2907.29――その他のもの

フェノールは、ベンゼン環の水素原子1個以上を水酸基（-OH）で置換して得られる。

水素原子1個の置換によって一価フェノール（モノフェノール）が得られ、水素原子2個以上の置換によって多価フェノール（ポリフェノール）が得られる。

この置換は、一以上のベンゼン環に反応する。最初に単核フェノールが得られ、次いで多核フェノールが得られる。

水酸基は、ベンゼン同族体の置換体として存在する。トルエンの水酸基置換体としてクレゾールと称するフェノール同族体、キシレンの水酸基置換体としてキシレノールが得られる。

この項は、フェノール又はフェノールアルコールの塩及び金属アルコラートを含む。

（A）単核モノフェノール

- （1）石炭酸（ヒドロキシベンゼン）（ C_6H_5OH ）：石炭酸はコールタールの分留又は合成によって得られる白色の結晶で、特有臭を持ち、光にさらすか又は溶液にすると赤味を帯びる。防腐剤として医薬用に、また、爆薬、合成樹脂、プラスチック、可塑剤、染料の製造にも使用する。

この項のフェノールは、純度が90%以上（重量比）のものが属し、低純度のものを含まない（27.07）。

(2) クレゾール ($\text{CH}_3\text{C}_6\text{H}_4\text{OH}$) : これらのフェノールはトルエンから得られ、コールタール油中に種々の割合いで存在する。

オルト・クレゾールは白色の結晶性粉末で、フェノールの特有臭を有し、潮解性であり、徐々に褐(かっ)色に変化する。メタ・クレゾールは無色又は黄色の油状液体で屈折率が大きく、クレオソート臭を有する。パラ・クレゾールは無色の結晶性塊で光にさらすと赤色になり、更にかっ色に変化する。フェノール臭がある。

この項には、単一の又は混合したクレゾールで、クレゾールの含有量が全重量の95%以上のもの(異性体を合計したものでもよい。)を含み、低純度のものを含まない(27.07)。

(3) オクチルフェノール、ノニルフェノール及びその異性体

(4) キシレノール ($(\text{CH}_3)_2\text{C}_6\text{H}_3\text{OH}$) : キシレノールは、キシレンのフェノール誘導体で、6種の異性体が知られており、コールタール油から得られる。

この項には、単一又は混合したキシレノールでキシレノールの含有量が全重量の95%以上のもの(異性体を合計したものでもよい。)を含み、低純度のものを含まない(27.07)。

(5) チモール (5-メチル-2-イソプロピルフェノール) : タイム油 (thyme oil) 中に存在する。無色の結晶でタイムの香りを有し、医薬、香料等に使用する。

(6) カルバクロール (2-メチル-5-イソプロピルフェノール) : チモールの異性体の一種でオリガナム油から得られる。粘ちょうな液体で鋭い臭いがある。

(B) 多核モノフェノール

(1) ナフトール ($\text{C}_{10}\text{H}_7\text{OH}$) : ナフトールはナフタレンから得られるフェノールで2種の異性体がある。

(a) アルファ・ナフトール : 無色の光沢ある針状結晶、灰色の塊又は白色の粉末で、フェノール様の不快な臭いを有し、毒性がある。有機合成(染料等)に使用する。

(b) ベータ・ナフトール : 光沢のある無色のフレーク状又は結晶性の粉で白色又は淡い桃色であり、かすかなフェノール臭を有する。アルファ・ナフトールと同様の用途のほか、医薬、ゴムの酸化防止剤等に使用する。

(2) オルト・フェニルフェノール

(C) 多価フェノール

(1) レゾルシノール (メタ・ジヒドロキシベンゼン) : 二価フェノールであり、タブレット状又は針状の結晶で、無色であるが空気に触れると褐(かっ)色に変わる。かすかなフェノール臭を持つ。合成染料及び爆薬の製造並びに医薬及び写真用物品に使用する。

(2) ヒドロキノン (キノール、パラ・ジヒドロキシベンゼン) : 光沢ある小さい結晶性フレークで有機染料の製造、医薬及び写真用物品、酸化防止剤(特にゴムの酸化防止剤)に使用する。

(3) 4, 4'-イソプロピリデンジフェノール (ビスフェノールA、ジフェニロールプロパン) : 白色フレーク状である。

(4) ピロカテコール (オルト・ジヒドロキシベンゼン) : 無色の光沢ある針状又はタブレット状の結晶で、かすかなフェノール臭を有する。医薬用品及び写真用物品等の製造に使用する。

- (5) ヘキシルレソルシノール
- (6) ヘプチルレソルシノール
- (7) 2, 5-ジメチルヒドロキノン (2, 5-ジメチルキノール)
- (8) ピロガロール：小さなうろこ状又は光沢のある白色結晶性粉末で、軽く無臭である。空気及び光の作用で容易に褐(かっ)色にかわり、また、毒性がある。染料製造用、媒染剤、写真用物品等に使用する。
- (9) フロログルシノール：無色の大きい結晶で、水溶液は蛍光を持つ。化学分析用試薬、医薬、写真用物品等に使用する。
- (10) ヒドロキシヒドロキノン (1, 2, 4-トリヒドロキシベンゼン)：無色の微小な結晶又は粉末で、光と作用して暗色になる。
- (11) ジヒドロキシナフタレン ($C_{10}H_6(OH)_2$)：ナフタレン環の二つの水素原子が水酸基で置換されたもので、10種の異性体があり、あるものは染料製造に使用する。

(D) フェノールアルコール

フェノールアルコールは、芳香族炭化水素のベンゼン環上の1個の水素原子をフェノール性水酸基で置換し、かつ、ベンゼン環上にない他の水素原子をアルコール性水酸基で置換することによって得られる。このようにフェノールアルコールは、フェノールとアルコールとの両方の特性を有する。

最も重要なものはサリチルアルコール(サリゲニン) ($HOC_6H_4CH_2OH$) であり、これは白色の結晶で、鎮痛剤及び解熱剤(非ピリン系)として医薬に使用する。

29.08 フェノール又はフェノールアルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体

—ハロゲン置換基のみを有する誘導体及びその塩

2908.11 —ペンタクロロフェノール (ISO)

2908.19 —その他のもの

—その他のもの

2908.91 —ジノセブ (ISO) 及びその塩

2908.92 —4, 6-ジニトロ-オルト-クレゾール (DNOC (ISO)) 及びその塩

2908.99 —その他のもの

これらは、フェノール又はフェノールアルコールの水素原子1個以上をハロゲン、スルホン基 ($-SO_3H$)、ニトロ基 ($-NO_2$)、ニトロソ基 ($-NO$) で置換した化合物及びこれらの複合誘導体である。

(A) ハロゲン化誘導体

- (1) オルト-クロロフェノール：強い臭気を有する液体である。

- (2) メタクロロフェノール：無色の結晶である。
- (3) パラクロロフェノール：不快な臭いを有する結晶性塊である。
上記の三つの物品は有機合成（染料等）に使用する。
- (4) パラクロロメタクレゾール（4クロロ3メチルフェノール）：無臭の消毒用品で水に難溶であるが、せっけんで容易に乳化する。
- (5) クロロヒドロキノン（クロロキノール）

(B) スルホン化誘導体

- (1) フェノールスルホン酸 ($\text{HOC}_6\text{H}_4\text{SO}_3\text{H}$)：石炭酸をスルホン化して得られる。
- (2) ナフトールスルホン酸：ナフトールを直接スルホン化するか又はその他の合成法によって得られる。各種の異性体があり染料製造に使用する。次の物品を含む。
 - (a) 1ナフトール4スルホン酸（ネビルウィンテル酸）：光沢ある透明なフレーク又は黄白色の粉末
 - (b) 2ナフトール6スルホン酸（シェファー酸）：桃白色の粉末
 - (c) 2ナフトール7スルホン酸（F酸）：白色の粉末
 - (d) 1ナフトール5スルホン酸：潮解性の結晶
 - (e) 2ナフトール8スルホン酸（クロセイン酸）：黄白色の粉末

(C) ニトロ化誘導体

- (1) オルトー、メター及びパラニトロフェノール ($\text{HOC}_6\text{H}_4\text{NO}_2$)：黄色の結晶で有機染料、医薬用品の製造に使用する。
- (2) ジニトロフェノール ($\text{HOC}_6\text{H}_3(\text{NO}_2)_2$)：ジニトロフェノールは結晶性の粉末で、爆薬、硫化染料等の製造に使用する。
- (3) トリニトロフェノール（ピクリン酸）($\text{HOC}_6\text{H}_2(\text{NO}_2)_3$)：光沢ある黄色の結晶で、無臭、有毒である。火傷治療及び爆薬に使用する。この塩はピクレートとして知られる。
- (4) ジニトロオルトクレゾール
- (5) トリニトロキシレノール

(D) ニトロソ化誘導体

- (1) オルトー、メター及びパラニトロソフェノール：ニトロソフェノールは互変異性体であるキノンオキシムの形で反応する事実があるが、この項に属する。
- (2) ニトロソナフトール

第 4 節

エーテル、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド、アセタールペルオキシド、
ヘミアセタールペルオキシド、ケトンペルオキシド、エポキシドで三員環のもの、

アセタール及びヘミアセタール並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体

29.09 エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコールフェノール、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド、アセタールペルオキシド、ヘミアセタールペルオキシド及びケトンペルオキシド（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体

－非環式エーテル並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体

2909.11－ジエチルエーテル

2909.19－その他のもの

2909.20－飽和脂環式エーテル、不飽和脂環式エーテル及びシクロテルペンエーテル並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体

2909.30－芳香族エーテル並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体

－エーテルアルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体

2909.41－2, 2'－オキシジエタノール（ジエチレングリコール又はジゴール）

2909.43－エチレングリコール又はジエチレングリコールのモノブチルエーテル

2909.44－エチレングリコール又はジエチレングリコールのその他のモノアルキルエーテル

2909.49－その他のもの

2909.50－エーテルフェノール及びエーテルアルコールフェノール並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体

2909.60－アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド、アセタールペルオキシド、ヘミアセタールペルオキシド及びケトンペルオキシド並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体

(A) エーテル

エーテルは、アルコール又はフェノールの水酸基の水素原子が炭化水素基（アルキル基及びアリール基）で置換されたと考えられる化合物で、一般式は $R-O-R'$ である。 R と R' は同じ場合と異なる場合がある。

エーテルは一般に非常に安定で、中性の物質である。

炭化水素基が非環式であれば、エーテルもまた非環式であり、環式の基であれば環式エーテルである。非環式のエーテルの最初のは常温で気体であるが、その他のものは、エーテルの特有臭を有する揮発性液体であり、炭素数が多くなると固体のものもある。

(I) 対称非環式エーテル

(1) ジエチルエーテル ($C_2H_5OC_2H_5$)：無色の屈折率の大きい液体で、燃焼の際特有の刺激臭

を有する。揮発性が大きく、引火性が強い。麻酔剤、有機合成に使用する。

- (2) ジ (クロロエチル) エーテル又はジクロロジエチルエーテル
- (3) ジイソプロピルエーテル
- (4) ジブチルエーテル
- (5) ジペンチルエーテル (ジアミルエーテル)

(II) 非対称非環式エーテル

- (1) エチルメチルエーテル
- (2) エチルイソプロピルエーテル
- (3) ブチルエチルエーテル
- (4) ペンチルエチルエーテル

(III) 飽和脂環式エーテル、不飽和脂環式エーテル及びシクロテルペンエーテル

(IV) 芳香族エーテル

- (1) アニソール (メチルフェニルエーテル) ($C_6H_5OCH_3$) : 芳香を有する無色の液体で、有機合成 (合成香料等) に使用するほか、溶剤、駆虫剤 (虫下し) に使用する。
- (2) フェネトール (エチルフェニルエーテル) ($C_6H_5OC_2H_5$)
- (3) ジフェニルエーテル ($C_6H_5OC_6H_5$) : 無色の針状結晶でゲラニウムと同様の香気を有し香料に使用する。
- (4) 1, 2-ジフェノキシエタン (エチレングリコールジフェニルエーテル)
- (5) アネトール : ういきょう油中に含有されている。20 度以下では小さい結晶であるが、それより高い温度では粘性の低い液体である。ういきょう油の強い香気を有する。
- (6) ジベンジルエーテル
- (7) ニトロフェネトール : フェネトールのニトロ化誘導体であり、オルト-ニトロフェネトールは黄色の油、パラ-ニトロフェネトールは結晶である。
- (8) ニトロアニソール : アニソールのニトロ化誘導体であり、オルト-ニトロアニソールは液状、メタ-ニトロリアニソール及びパラ-ニトロリアニソールは結晶である。なお、トリニトロアニソールは強力な爆薬である。
- (9) 2-ターシャリーブチルー5-メチルー4, 6-ジニトロアニソール (ムスクアンブレット) : 黄色の結晶で、天然じゃ香及びアンブレット油の香気を有する。
- (10) ベーターナフチルメチルエーテル及びベーターナフチルエチルエーテル (人造ネロリ油) : 無色の結晶性粉末で、オレンジ花精油に似た香りを有する。
- (11) メタークレゾールのメチルエーテル及びブチルーメタークレゾールのメチルエーテル
- (12) フェニルトリルエーテル
- (13) ジトリルエーテル
- (14) ベンジルエチルエーテル

(B) エーテルアルコール

これらは、多価アルコールのアルコール性水酸基又はフェノールアルコールのフェノール性水酸基の水素がアルキル基又はアリール基で置換された化合物である。

- (1) 2, 2'-オキシジエタノール (ジエチレングリコール、ジゴール) : 無色の液体で、有機合成、ガム及び樹脂の溶剤、爆薬及びプラスチック材料の製造に使用する。
- (2) エチレングリコール又はジエチレングリコールのモノメチルエーテル、モノエチルエーテル、モノブチルエーテル及びその他のモノアルキルエーテル
- (3) エチレングリコール又はジエチレングリコールのモノフェニルエーテル
- (4) アニシルアルコール
- (5) グアイエトリン (INN) (グリセリンモノ (2-エトキシフェニル) エーテル) 及びグアイフェネシン (INN) (グリセリンモノ (2-メトキシフェニル) エーテル)

(C) エーテルフェノール及びエーテルアルコールフェノール

これらは、二価フェノールの1個のフェノール性水酸基又はフェノールアルコールのアルコール性水酸基の水素がアルキル基又はアリール基で置換された化合物である。

- (1) グアヤコール : ぶなの木タール中に含まれており、木クレオソートの主成分である。特有の芳香を有する無色の結晶で、一旦溶解すると液状のままとなる。医薬、有機合成に使用する。
- (2) スルホグアヤコール (INN) (グアヤコールスルホン酸カリウム) : 細かい粉末で医薬に広く使用する。
- (3) オイゲノール : ちょうじから得られる。無色の液体でカーネーションの香気を有する。
- (4) イソオイゲノール : オイゲノールから合成される。ナツメグ油の成分の一つである。
- (5) ピロカテコールモノエチルエーテル (グアエトール) : スウェーデン松の油に存在し、刺激性の無色の結晶で芳香を有する。

(D) アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド、アセタールペルオキシド、ヘミアセタールペルオキシド及びケトンペルオキシド

一般式が $\text{R}^{\text{O}}\text{OH}$ (アルコールペルオキシド) 及び $\text{R}^{\text{O}}\text{OR}^{\text{I}}$ (エーテルペルオキシド) の化合物であり、R 及び R^{I} は有機基を示す。

例としては、エチルヒドロペルオキシド及びジエチルペルオキシドがある。

この項には、また、アセタールペルオキシド及びヘミアセタールペルオキシド (ペルオキシケタールを含む。) も含む。例えば、1, 1-ジ (ターシャリーブチルペルオキシ) シクロヘキサン。同様に、ケトンペルオキシド (化学的に単一であるかないかを問わない。) も含む。例えば、シクロヘキサノンペルオキシド (1-ヒドロペルオキシシクロヘキシル 1-ヒドロキシシクロヘキシルペルオキシド)。

*
* *

この項には、また、エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコールフェノール、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド、アセタールペルオキシド、ヘ

ミアセタールペルオキシド又はケトンペルオキシドのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体並びにこれらの複合誘導体（例えば、ニトロスルホン化誘導体、スルホハロゲン化誘導体、ニトロハロゲン化誘導体、ニトロスルホハロゲン化誘導体）を含む。

29.10 三員環のエポキシド、エポキシアルコール、エポキシフェノール及びエポキシエーテル並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体

2910.10-オキシラン（エチレンオキシド）

2910.20-メチルオキシラン（プロピレンオキシド）

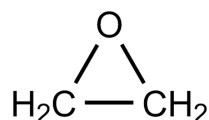
2910.30-1-クロロ-2,3-エポキシプロパン（エピクロロヒドリン）

2910.40-ディルドリン（ISO、INN）

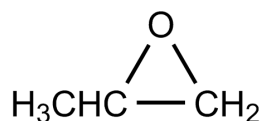
2910.50-エンドリン（ISO）

2910.90-その他のもの

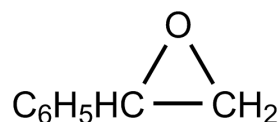
分子内に水酸基を2個有する有機化合物（ジオール、グリコール）から水を一分子取り除くと、安定な分子内エーテルが生じる。すなわち、エチレングリコールから水一分子取り除くとオキシラン（エチレンオキシド又はエポキシエタン）になる。



プロピレングリコール（エチレングリコールの水素原子1個がメチル基（-CH₃）と置換したもの）から得られるエポキシドは、メチルオキシラン（1,2-エポキシプロパン又はプロピレンオキシド）として知られている。



エチレングリコールの水素原子1個がフェニル基（-C₆H₅）と置換したものから得られるエポキシドは、スチレンオキシド（アルファ-ベータ-エポキシエチルベンゼン）として知られている。



この項には、3員環のエポキシ環を有する化合物のみを含む。例えば、次の物品がある。

- (1) オキシラン（エチレンオキシド）：室温で無色の気体であり、12度以下では液体である。石油分解ガスから得られるエチレンを接触酸化して製造する。殺虫剤又は殺菌剤であり、特に果物その他食物の保存に使用する。また、有機合成、可塑剤及び界面活性剤の製造にも使用する。

(2) メチルオキシラン (プロピレンオキシド) : エーテル様の臭いを持つ無色の液体で、ニトロセルロース、アセチルセルロース、ガム及び樹脂の溶剤並びに殺虫剤に使用し、また、有機合成 (可塑剤、界面活性剤等) にも使用する。

(3) スチレンオキシド

この項にはまた、次の物品も含む。

(A) エポキシアルコール、エポキシフェノール及びエポキシエーテル : これらは、エポキシ基の他それぞれアルコール官能基、フェノール官能基及びエーテル官能基を有している。

(B) エポキシドのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体並びにこれらの複合誘導体 (例えば、ニトロスルホン化誘導体、スルホハロゲン化誘導体、ニトロハロゲン化誘導体及びニトロスルホハロゲン化誘導体)

これらのハロゲン化誘導体には、1-クロロ-2, 3-エポキシプロパン (エピクロロヒドリン) を含む。これは揮発性の大きい不安定な液体である。

この項には、四員環のエポキシドを含まない (29.32)。

29.11 アセタール及びヘミアセタール (他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。) 並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体

(A) アセタール及びヘミアセタール

アセタールは、アルデヒド又はケトンの水和物の di-ether (仮想的) とみなされる。

ヘミアセタールは、エーテル酸素原子に隣接した炭素原子が水酸基と結合しているモノエーテルである。

他の酸素官能基を有するアセタール及びヘミアセタールとは、同一分子中にこの類の前項までに掲げられた酸素官能基 (アルコール官能基等) を1個以上有するアセタール及びヘミアセタールをいう。

(1) メチラール ($\text{CH}_2(\text{OCH}_3)_2$) : ホルムアルデヒドの仮想的な水和物のジメチルエーテルとみなされるもので、エーテル様のにおいを有する無色の液体である。溶剤、麻酔剤及び有機合成に使用する。

(2) ジメチルアセタール ($\text{CH}_3\text{CH}(\text{OCH}_3)_2$) : アセトアルデヒドの仮想的な水和物のジメチルエーテルとみなされるもので、麻酔剤として使用する。

(3) ジエチルアセタール ($\text{CH}_3\text{CH}(\text{OC}_2\text{H}_5)_2$) : アセトアルデヒドの仮想的な水和物のジエチルエーテルとみなされるものでエーテル様の芳香を有する無色の液体である。溶剤又は麻酔剤として使用する。

この項には、ポリビニルアセタールを含まない (39.05)。

(B) アセタール及びヘミアセタールのハロゲン化誘導体、
スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体

これらは、アセタール中の水素原子の1個以上をハロゲン（例えば、クロラールアルコール、クロロプロピルアセタール）、スルホン基（ $-\text{SO}_3\text{H}$ ）、ニトロ基（ $-\text{NO}_2$ ）又はニトロソ基（ $-\text{NO}$ ）で全体的又は部分的に置換した化合物である。

この項には、これら誘導体の複合体（例えば、ニトロハロゲン化誘導体、ニトロスルホン化誘導体、スルホハロゲン化誘導体及びニトロスルホハロゲン化誘導体）を含む。

第 5 節 アルデヒド官能化合物

29.12 アルデヒド（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）、アルデヒドの環式重合体及びパラホルムアルデヒド

—非環式アルデヒド（他の酸素官能基を有しないものに限る。）

2912. 11—メタナール（ホルムアルデヒド）

2912. 12—エタナール（アセトアルデヒド）

2912. 19—その他のもの

—環式アルデヒド（他の酸素官能基を有しないものに限る。）

2912. 21—ベンズアルデヒド

2912. 29—その他のもの

—アルデヒドアルコール、アルデヒドエーテル、アルデヒドフェノール及び他の酸素官能基を有するアルデヒド

2912. 41—バニリン（4—ヒドロキシ—3—メトキシベンズアルデヒド）

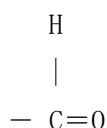
2912. 42—エチルバニリン（3—エトキシ—4—ヒドロキシベンズアルデヒド）

2912. 49—その他のもの

2912. 50—アルデヒドの環式重合体

2912. 60—パラホルムアルデヒド

アルデヒド官能化合物は、第一アルコールを酸化して得られ、次の官能基を有する。



通常強い刺激臭を有する無色の液体である。芳香族系アルデヒドは空気と接触して容易に酸化され酸に転換するものが多い。

他の酸素官能基を有するアルデヒドとは、同一分子中に前節までに掲げられた酸素官能基（アルコール官能基、エーテル官能基、フェノール官能基等）を1個以上有するアルデヒドをいう。

（A）アルデヒド

（I）飽和非環式アルデヒド

- (1) メタナール (ホルムアルデヒド) (HCHO): メタノールを接触酸化して得られる。刺激臭を有する無色の気体で、水への溶解度が大きい。40%前後の水溶液は、ホルマリン又はホルモールとして知られている刺激性及び窒息性のおいさを有する無色の液体である。これら溶液は、安定剤としてメタノールを含むことがある。メタナールは広く応用され、有機合成 (染料、爆薬、医療用品、有機タンニン剤、プラスチック等)、防腐剤、脱臭剤及び還元剤に使用する。
- (2) エタナール (アセトアルデヒド) (CH_3CHO): エチルアルコールの酸化又はアセチレンから得られる粘性の低い無色の液体で刺激性の果物様のおいさを有し腐食性を有し、揮発性が大きく、引火性があり、水、アルコール及びエーテルに混合する。プラスチック、ワニス有機合成に使用するほか防腐剤として医薬に使用する。
- (3) ブタナール (ノルマルブチルアルデヒド) ($\text{CH}_3\text{CH}_2\text{CH}_2\text{CHO}$): 無色の液体で、水、アルコール及びエーテルに混合する。プラスチック、香料及びゴム加硫促進剤の製造に使用する。
- (4) ヘプタナール (ヘプトアルデヒド、エナントール) ($\text{CH}_3(\text{CH}_2)_5\text{CHO}$): ひまし油の蒸留によって得られる刺激臭を有する無色の液体である。
- (5) オクタナール (カプリルアルデヒド) ($\text{C}_8\text{H}_{16}\text{O}$)、ノナナール (ペラルゴンアルデヒド) ($\text{C}_9\text{H}_{18}\text{O}$)、デカナール (カプリンアルデヒド) ($\text{C}_{10}\text{H}_{20}\text{O}$)、ウンデカナール (ウンデシルアルデヒド) ($\text{C}_{11}\text{H}_{22}\text{O}$)、ドデカナール (ラウリンアルデヒド) ($\text{C}_{12}\text{H}_{24}\text{O}$) 等香料工業における原料として使用する。
- (II) 不飽和脂環式アルデヒド
- (1) プロペナール (アクリルアルデヒド、アクロレイン) ($\text{CH}_2=\text{CHCHO}$): 脂肪性物質の燃焼によって生じる。特有の苦い不快臭を有する液体で有機合成に使用する。
- (2) 2-ブテナール (クロトンアルデヒド) ($\text{CH}_3\text{CH}=\text{CHCHO}$): 粗製アルコールの初留物中に存在する。無色の液体で刺激臭を有する。
- (3) シトラール: 芳香を有する液体でタンジェリン、シトロネ、レモンの精油中に特にレモングラス油に多量に存在する。
- (4) シトロネラール (citronellaldehyde): シトロネラ油中に存在する。
- (III) 飽和脂環式アルデヒド、不飽和脂環式アルデヒド及びシクロテルペンアルデヒド
- (1) フェランドラール又はテトラヒドロクミンアルデヒド: ういきょう油及びユーカリ油中に存在する。
- (2) シクロシトラールA及びB: シトラールから得られる。
- (3) ペリラアルデヒド: *Perilla mankinensis* の精油中に存在する。
- (4) サフラナール
- (IV) 芳香族アルデヒド
- (1) ベンズアルデヒド ($\text{C}_6\text{H}_5\text{CHO}$): 屈折率の大きい無色の液体でビターアーモンドの特有臭を有する。有機合成、医薬等に使用する。
- (2) シンナムアルデヒド ($\text{C}_6\text{H}_5\text{CH}=\text{CHCHO}$): 黄色の油状液体で、桂皮の強い香気を有する。香料に使用する。

- (3) アルファーアミルシンナムアルデヒド
- (4) 3-パラークメニル-2-メチルプロピオンアルデヒド
- (5) フェニルアセトアルデヒド ($\text{C}_6\text{H}_5\text{CH}_2\text{CHO}$): 顕著なヒヤシンスの香気を有する液体で、香料に使用する。

(B) アルデヒドアルコール、アルデヒドエーテル、アルデヒドフェノール及び
他の酸素官能基を有するアルデヒド

アルデヒドアルコールはアルデヒド官能基を有し、かつ、アルコール官能基を有する化合物である。

アルデヒドエーテルは、アルデヒド基 ($-\text{CHO}$) を有するエーテルである。

アルデヒドフェノールはフェノール性水酸基 ($\text{C}_6\text{H}_5\text{OH}$) とアルデヒド基 ($-\text{CHO}$) を有する化合物である。

最も重要なアルデヒドアルコール、アルデヒドフェノール及びアルデヒドエーテルには次の物品がある。

- (1) アルドール ($\text{CH}_3\text{CH}(\text{OH})\text{CH}_2\text{CHO}$): アセトアルデヒドのアルドール縮合によって得られる。無色の液体であるが、静かに放置すると重合して結晶性の固体 (パラアルドール) になる。有機合成、プラスチックの製造及び浮遊選鉱に使用する。
- (2) ヒドロキシシトロネラルアルデヒド ($\text{C}_{10}\text{H}_{20}\text{O}_2$): 無色のやや粘ちょうな液体で非常に顕著なすずらんの香気を有する。香料の固定剤に使用する。
- (3) グリコールアルデヒド ($\text{CH}_2(\text{OH})\text{CHO}$): 無色の結晶である。
- (4) バニリン (4-ヒドロキシ-3-メトキシベンズアルデヒド): 3, 4-ジヒドロキシベンズアルデヒド (プロトカテチュアルデヒド) のメチルエーテルで、バニラ中に存在する。光沢のある針状結晶又は白色の結晶性粉末である。
- (5) エチルバニリン (3-エトキシ-4-ヒドロキシベンズアルデヒド): 細かい白色結晶
- (6) サリチルアルデヒド (オルト-ヒドロキシベンズアルデヒド) ($\text{HOC}_6\text{H}_4\text{CHO}$): ビターアーモンドの特有臭を有する無色油状の液体で、合成香料の製造に使用する。
- (7) 3, 4-ジヒドロキシベンズアルデヒド (プロトカテチュアルデヒド) ($(\text{HO})_2\text{C}_6\text{H}_3\text{CHO}$): 光沢ある無色の結晶
- (8) アニスアルデヒド (パラ-メトキシベンズアルデヒド) ($\text{CH}_3\text{OC}_6\text{H}_4\text{CHO}$): アニス油又はういきょう油中に存在する。無色の液体でさんざしエッセンスの名で香料に使用される。

(C) アルデヒドの環式重合体

- (1) トリオキサン (トリオキシメチレン): ホルムアルデヒドの固形重合体で、水、アルコール及びエーテルに可溶の白色結晶性物質である。
- (2) パラアルデヒド: エタナールの重合体である。エーテル様の芳香を有する無色の液体であり、引火性が強い。有機合成や催眠薬、殺菌剤として医薬等に使用する。
- (3) メタアルデヒド: 同様にエタナールの重合体である。結晶性の白色粉末で水に不溶。
この項には、結晶状又は粉末状のメタアルデヒドのみを含む。

メタアルデヒドをタブレット状、棒状その他これらに類する形状にした燃料を含まない
(36.06) (36 類注 2 (a) 参照)。

(D) パラホルムアルデヒド

この重合体 $(\text{HO}(\text{CH}_2\text{O})_n \cdot \text{H})$ は、ホルムアルデヒドの水溶液を濃縮して得られる。著しいホルマリン臭を有する白色のフレーク状物質又は粉状物質である。プラスチック、防水膠（こう）着剤及び医薬品の製造に使用し、また、殺菌剤及び保存剤としても使用する。

この項には、アルコールのスルホン化誘導体として分類されるアルデヒドの重亜硫酸塩化合物を含まない (29.05 から 29.11 まで)。

29.13 第 29.12 項の物品のハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体

これらは、アルデヒドの 1 個以上の水素原子（アルデヒド基の水素を除く。）をハロゲン、スルホン基（ $-\text{SO}_3\text{H}$ ）、ニトロ基（ $-\text{NO}_2$ ）又はニトロソ基（ $-\text{NO}$ ）で置換したもの並びにこれらの複合誘導体である。

最も重要なものはクロラル（トリクロロアセトアルデヒド） (Cl_3CCHO) である。無水のものは粘性の低い無色の液体で刺激臭を有する。催眠薬に使用する。

この項は、29.05 項に属する抱水クロラル $(\text{Cl}_3\text{CCH}(\text{OH})_2)$ （2, 2, 2-トリクロロエタン-1, 1-ジオール）を含まない。

この項には、また、アルコールのスルホン化誘導体として分類されるアルデヒドの重亜硫酸塩化合物を含まない (29.05 から 29.11 まで)。

第 6 節

ケトン官能化合物及びキノン官能化合物

29.14 ケトン及びキノン（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体

—非環式ケトン（他の酸素官能基を有しないものに限る。）

2914.11—アセトン

2914.12—ブタノン（メチルエチルケトン）

2914.13—4-メチルペンタン-2-オン（メチルイソブチルケトン）

2914.19—その他のもの

—飽和脂環式ケトン、不飽和脂環式ケトン及びシクロテルペンケトン（他の酸素官能基を有しないものに限る。）

2914.22—シクロヘキサノン及びメチルシクロヘキサノン

2914. 23ーイオン及びメチルイオン

2914. 29ーその他のもの

ー芳香族ケトン（他の酸素官能基を有しないものに限る。）

2914. 31ーフェニルアセトン（フェニルプロパンー2ーオン）

2914. 39ーその他のもの

2914. 40ーケトンアルコール及びケトンアルデヒド

2914. 50ーケトンフェノール及び他の酸素官能基を有するケトン

ーキノン

2914. 61ーアントラキノン

2914. 62ーコエンザイムQ10（ユビデカレノン（INN））

2914. 69ーその他のもの

ーハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体

2914. 71ークロルデコン（ISO）

2914. 79ーその他のもの

他の酸素官能基を有するケトン及びキノンとは、前節までに掲げられた酸素官能基（アルコール官能基、エーテル官能基、フェノール官能基、アルデヒド官能基等）を1個以上有すケトン及びキノンをいう。

（A）ケトン

ケトンとは、分子中にいわゆるカルボニル基とよばれる（ $>C=O$ ）基を有する化合物であり、一般式（ $R-CO-R'$ ）で表される。ここで、 R 及び R' はアルキル基又はアリール基（メチル、エチル、プロピル、フェニル等）をいう。

ケトンには、二種の互変異性型（真のケトン型（ $-CO-$ ）及びエノール型（ $=C(OH)-$ ））を持つものがあるが、いずれもこの項に属する。

（I）非環式ケトン

- （1）アセトン（プロパノン）（ CH_3COCH_3 ）：アセトンは木材の乾留物（メチルアルコール及び粗木酢）中に存在するが、主として、合成によって製造される。エーテル様の芳香を有する無色の液体で、有機合成に広く使用するほかプラスチックの製造、アセチレン、アセチルセルロース及び樹脂の溶剤として使用する。
- （2）ブタノン（メチルエチルケトン）（ $CH_3COC_2H_5$ ）：無色の液体で、てん菜糖みつからアルコールを蒸留する際の副産物中に存在する。また、第二ブチルアルコールの酸化によっても得られる。
- （3）4ーメチルペンタンー2ーオン（メチルイソブチルケトン）（ $(CH_3)_2CHCH_2COCH_3$ ）：芳香を有する液体でニトロセルロース、ガム及び樹脂の溶剤として使用する。
- （4）メシチルオキシド：アセトン二分子の縮合によって生成する無色の液体
- （5）ホロン：アセトン三分子の縮合によって生成する化合物
- （6）プソイドイオン：すみれの香気を有する黄色の液体で複雑なケトンである。イオノ

ン（人造すみれ油）の製造に使用する。

(7) プソイドメチルイオノン：すみれ様の香気を有する液体でプソイドイオノンと同様の性質を持ち香料に使用する。

(8) ジアセチル ($\text{CH}_3\text{COCOCCH}_3$)：緑黄色の液体でキノンの刺激臭を有する。バター及びマーガリンの香料として使用される。

(9) アセチルアセトン ($\text{CH}_3\text{COCH}_2\text{COCH}_3$)：芳香を有する無色の液体で有機合成に使用する。

(10) アセトニルアセトン ($\text{CH}_3\text{COCH}_2\text{CH}_2\text{COCH}_3$)：芳香を有する無色の液体で有機合成に使用する。

(II) 飽和脂環式ケトン、不飽和脂環式ケトン及びシクロテルペンケトン

(1) しょう脳 ($\text{C}_{10}\text{H}_{16}\text{O}$)：この項には、天然のしょう脳及び合成のしょう脳を含む。前者は *Laurus camphora* 樹（日本及び中国産）から得られる。合成のしょう脳はピネン（テレピン油から得られる）から製造する。いずれも無色半透明の結晶性塊で柔らかな触感があり特有の香気を有する。天然のしょう脳及び合成のしょう脳は防腐剤として医薬品に、また、セルロイド製造用及び虫よけ玉に使用する。いわゆる「ボルネオしょう脳」又は「ボルネオール」は、ケトンではなくアルコールの一種でありしょう脳の還元によって得られる。これはこの項に含まない (29.06)。

(2) シクロヘキサノン ($\text{C}_6\text{H}_{10}\text{O}$)：合成によって製造される。アセトンに似た臭気を有する液体であり、アセチルセルロース、天然樹脂又は人造樹脂の強力な溶剤である。

(3) メチルシクロヘキサノン：水に不溶の液体

(4) イオノン ($\text{C}_{13}\text{H}_{20}\text{O}$)：アセトンとシトラールの縮合によって生成し、次の物品を含む。

(a) アルファイオノン、すみれ様の強い香気を有する無色の液体である。

(b) ベータイオノン、すみれ様の香気を有する無色の液体である。アルファイオノンのほうがよい香りを有する。両方とも香料に使用する。

(5) メチルイオノン：無色ないし黄かっ色の液体

(6) フェンチオン ($\text{C}_{10}\text{H}_{16}\text{O}$)：ういきょう油及び *thuja oil* 中に存在する。無色透明の液体でしょう脳様の香気を有し、しょう脳代用物として使用する。

(7) イロン：ある種のあやめの根茎から得られる精油中に存在する。無色油状の液体であやめの香気を有する。非常に希釈すると繊細なすみれ様の香気となる。香料に使用する。

(8) ジャスモン ($\text{C}_{11}\text{H}_{16}\text{O}$)：ジャスミンの花から得られる。強いジャスミンの香気を有する淡黄色の油で香料に使用する。

(9) カルボン ($\text{C}_{10}\text{H}_{14}\text{O}$)：キャラウエー油、アニス油及びミント油中に存在する。無色の液体で強い芳香を有する。

(10) シクロペンタノン（アジポケトン）($\text{C}_4\text{H}_8\text{CO}$)：木材の蒸留物中に存在し、ミント様の香気を有する液体である。

(11) メントン ($\text{C}_{10}\text{H}_{18}\text{O}$)：ペパーミント油その他の精油中に存在する。合成的にはメントールを酸化して製造する。無色の屈折率の高い不安定な液体でミントの香気を有する。

(III) 芳香族ケトン

(1) メチルナフチルケトン

- (2) ベンジリデンアセトン ($\text{C}_6\text{H}_5\text{CH}=\text{CHCOCH}_3$) : スイートピーの香気を有する無色の結晶である。
- (3) アセトフェノン ($\text{CH}_3\text{COC}_6\text{H}_5$) : 無色又は黄色の油状液体で芳香がある。香料、有機合成に使用する。
- (4) プロピオフェノン
- (5) メチルアセトフェノン ($\text{CH}_3\text{C}_6\text{H}_4\text{COCH}_3$) : 無色又は黄色の液体で芳香を有する。
- (6) ブチルジメチルアセトフェノン
- (7) ベンゾフェノン ($\text{C}_6\text{H}_5\text{COC}_6\text{H}_5$) : 無色又は淡黄色の結晶でエーテル様の芳香を有する。合成香料の製造及び有機合成に使用する。
- (8) ベンズアントロン : 黄色針状結晶
- (9) フェニルアセトン (フェニルプロパン-2-オン) : 無色から淡黄色までの液体。主に有機合成及びアンフェタミン製造の前駆物質として使用する (29 類の末尾の前駆物質のリストを参照)。

(B) ケトンアルコール

ケトンアルコールはアルコール官能基を有し、かつ、ケトン官能基を有する化合物である。

- (1) 4-ヒドロキシ-4-メチルペンタン-2-オン (ジアセトンアルコール) : 無色の液体
- (2) アセトール (アセチルカルビノール) ($\text{CH}_3\text{COCH}_2\text{OH}$) : 刺激臭を有する無色の液体でセルロースワニス及び樹脂の溶媒として使用する。

(C) ケトンアルデヒド

ケトンアルデヒドとは、分子中にケトン官能基とアルデヒド官能基の両方を有する化合物である。

(D) ケトンフェノール

ケトンフェノールとは、分子中にケトン官能基とフェノール官能基の両方を有する化合物である。

(E) キノン

キノンは、芳香族化合物の2つのCH基が、二重結合の再配列に伴って $>\text{C}=\text{O}$ 基に転換してできたジケトンである。

- (1) アントラキノン ($\text{C}_6\text{H}_4(\text{CO})_2\text{C}_6\text{H}_4$) : 黄色針状結晶で、粉碎したものは白色粉末である。染料製造に使用する。
- (2) パラーベンゾキノン (キノン) ($\text{C}_6\text{H}_4\text{O}_2$) : 刺激臭を有する黄色結晶
- (3) 1, 4-ナフトキノン ($\text{C}_{10}\text{H}_6\text{O}_2$) : 黄色針状結晶
- (4) 2-メチルアントラキノン : 白色針状結晶
- (5) アセナフテンキノン : 黄色針状結晶
- (6) フェナントラキノン : 黄色針状結晶

(F) キノンアルコール、キノンフェノール、キノンアルデヒド

その他の酸素官能基を有するキノン

キノンアルコール、キノンフェノール及びキノンアルデヒドとは、分子中にキノン官能基のほかにそれぞれアルコール官能基、フェノール官能基又はアルデヒド官能基を有する化合物をいう。

- (1) アルファーヒドロキシアントラキノン
- (2) キニザリン
- (3) クリサジン
- (4) コエンザイムQ10 (ユビデカレノン (INN))

(G) ケトン、キノン、ケトンアルコール等、キノンアルコール等のハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体

- (1) プロモしょう脳 ($C_{10}H_{15}OBr$): しょう脳様の香気を有する針状結晶で鎮静剤として使用する。
- (2) 4'-ターシャリーブチル-2', 6'-ジメチル-3', 5'-ジニトロアセトフェノン (ケトンムスク)
- (3) しょう脳スルホン酸
- (4) クロルデコン (ISO)

この項には、ハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体の複合誘導体 (例えば、スルホハロゲン化誘導体、ニトロハロゲン化誘導体、ニトロスルホン化誘導体、ニトロスルホハロゲン化誘導体) を含む。

有機着色剤は、この項に含まない (32 類)。また、この項には、アルコールのスルホン化誘導体として分類されるケトンの重亜硫酸塩化合物を含まない (29.05 から 29.11 まで)。

第 7 節

カルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、
酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、
スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体

総 説

この節は、カルボキシル基と呼ばれる特性基 ($-COOH$) を有するカルボン酸を含む。理論上、オルトカルボン酸 ($RC(OH)_3$) は水和したカルボン酸 ($RCOOH + H_2O = RC(OH)_3$) と見なせるので、当該項はオルトカルボン酸を含む。ただし、実際には、オルトカルボン酸は遊離の状態で存在しない。しかし、これらは、安定なエステル (オルトエステルであり、これは水和したカルボン酸のエステルと見なせる。) を作ることができる。

カルボン酸には、1 個のカルボキシル基 ($-COOH$) を有するもの (モノカルボン) と 2 個以上のカルボキシル基 ($-COOH$) を有するもの (ポリカルボン酸) とがある。

カルボン酸から水酸基 ($-OH$) を取り除いて残る基をアシル基と呼び、一般式 ($RCO-$) で表す。

ここで、Rはアルキル基又はアリール基（メチル、エチル、フェニル等）である。アシル基は、酸無水物、酸ハロゲン化物・酸過酸化物、過酸、エステル及び塩の化学式を表す際に使用する。

($-\text{SO}_3\text{H}$) 基を有するスルホン酸は、カルボン酸と全く異なる。スルホン酸は、それぞれの節中のスルホン化誘導体として分類する。この節は、この節の化学品のスルホン化誘導体であるスルホン酸のみを含む。

(A) 酸無水物

酸無水物は、一塩基酸 2 分子から又は二塩基酸 1 分子から水分子 1 個が離脱して生じる。酸無水物は、特有の原子団 ($-\text{C}(\text{O})\text{OC}(\text{O})-$) を有する化合物をいう。

(B) 酸ハロゲン化物

酸のハロゲン化物（例えば、塩化物及び臭化物）は一般式 (RCOX 、ここで X はハロゲン) を有する。すなわち、これらの化合物は、アシル基に塩素、臭素その他のハロゲンを結合した式で表わされる。

(C) 酸過酸化物

酸過酸化物は、2 個のアシル基が 2 個の酸素原子で結合した化合物であり、その一般式は ($\text{RC}(\text{O})\text{OOC}(\text{O})\text{R}^1$) である。R と R^1 は同じ場合と異なる場合がある。

(D) 過酸

過酸 (peroxyacids) は一般式 ($\text{RC}(\text{O})\text{OOH}$) を有する。

(E) 酸のエステル

カルボン酸のエステルは、カルボキシル基 ($-\text{COOH}$) の水素原子をアルキル基又はアリール基と置換した化合物で、一般式 ($\text{RC}(\text{O})\text{OR}^1$) で表わされる。ここで、R、 R^1 はアルキル基又はアリール基（メチル、エチル、フェニル等）である。

(F) ペルオキシエステル

ペルオキシエステルの一般式は、($\text{RC}(\text{O})\text{OOR}^1$) である。ここで、R、 R^1 は有機基を示し、R と R^1 は同じ場合と異なる場合がある。

(G) 酸の塩

カルボン酸の塩は、カルボキシル基 ($-\text{COOH}$) の水素原子を無機陽イオン（例えば、ナトリウム、カリウム、アンモニウム）と置換したものである。これらは一般式 ($\text{RC}(\text{O})\text{OM}$) で表わされる。ここで、R はアルキル基、アリール基又はアルカリール基で、M は金属又はその他の無機陽イオンである。

(H) 酸のハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体

上記 (A) から (F) までは記載した化合物のハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体には、酸素を有する官能基はそのまま、R 又は R¹ 基の水素原子 1 個以上をそれぞれハロゲン、スルホン基 ($-\text{SO}_3\text{H}$)、ニトロ基 ($-\text{NO}_2$) 及びニトロソ基 ($-\text{NO}$) で置換した化合物並びにこれらの複合誘導体を含む。

29.15 飽和非環式モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体

— ぎ酸並びにその塩及びエステル

2915.11 — ぎ酸

2915.12 — ぎ酸の塩

2915.13 — ぎ酸のエステル

— 酢酸及びその塩並びに無水酢酸

2915.21 — 酢酸

2915.24 — 無水酢酸

2915.29 — その他のもの

— 酢酸のエステル

2915.31 — 酢酸エチル

2915.32 — 酢酸ビニル

2915.33 — 酢酸ノルマルブチル

2915.36 — 酢酸ジノセブ (I S O)

2915.39 — その他のもの

2915.40 — モノクロロ酢酸、ジクロロ酢酸及びトリクロロ酢酸並びにこれらの塩及びエステル

2915.50 — プロピオン酸並びにその塩及びエステル

2915.60 — ブタン酸及びペンタン酸並びにこれらの塩及びエステル

2915.70 — パルミチン酸及びステアリン酸並びにこれらの塩及びエステル

2915.90 — その他のもの

この項には、飽和非環式モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸、エステル並びに塩及びこれらの化合物のハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体（複合誘導体を含む。）を含む。

(I) ぎ酸 (HCOOH) 並びにその塩及びエステル

(a) ぎ酸：天然に存在するが、合成によっても得られる。粘性の低い無色の液体で、空気にさらすとかすかに煙を発する。刺激臭を有し腐食性がある。染色用、皮なめし用、ラテックスの凝固用、医薬品（防腐剤）及び有機合成用を使用する。

(b) ぎ酸の主な塩には次の物品がある。

(1) ぎ酸ナトリウム (HCOONa)：結晶性白色粉末で潮解性があり、医薬、皮なめし用及

び有機合成に使用する。

(2) ぎ酸カルシウム ($(\text{HCOO})_2\text{Ca}$) : 結晶である。

(3) ぎ酸アルミニウム ($(\text{HCOO})_3\text{Al}$) : 白色の粉末で、繊維工業で媒染剤及び防水用に使用される。なお、塩基性ぎ酸アルミニウムは通常水溶液として使用する。

(4) ぎ酸ニッケル ($(\text{HCOO})_2\text{Ni}$) : 油の水素添加用触媒として使用する。

(c) ぎ酸の主なエステルには次の物品がある。

(1) ぎ酸メチル (HCOOCH_3) : 芳香を有する無色の液体である。

(2) ぎ酸エチル (HCOOC_2H_5) : 無色の粘性の低い液体で、揮発性及び引火性があり、ラム酒臭を有する。

(3) ぎ酸ベンジル、ぎ酸ボルニル、ぎ酸シトロネリル、ぎ酸ゲラニル、ぎ酸イソボルニル、ぎ酸リナリル、ぎ酸メンチル、ぎ酸フェニルエチル、ぎ酸ロジニル及びぎ酸テルペニル : 主に香料に使用する。

(II) 酢酸 (CH_3COOH) 及びその塩及びエステル

(a) 酢酸 : 木材の乾留又は合成により得られる。酢の特有の刺激臭を有する酸性の強い液体で腐食性がある。冷却すると固化して無色の結晶 (氷酢酸) となる。りん及び硫黄並びに各種の有機化合物の溶剤に使用する。

商慣行上の酢酸は淡黄色であり、かすかに有機物を燃焼させた臭いを持つものが多い。繊維工業用、なめし用。ラテックスの凝固剤用、酢酸塩及び酢酸エステル、合成可塑剤、医薬品等の製造に使用する。

(b) 酢酸の主な塩には次の物品がある。

(1) 酢酸ナトリウム (CH_3COONa) : 無色無臭の結晶又は無水物は白色若しくは淡黄色粉末で、媒染剤として使用するほか各種の化学品製造に使用する。

(2) 酢酸コバルト ($(\text{CH}_3\text{COO})_2\text{Co}$) : 酢酸臭を有する紫赤色結晶で潮解性がある。

(3) 酢酸カルシウム ($(\text{CH}_3\text{COO})_2\text{Ca}$) : 純粋のものは無色の結晶

(4) 塩基性酢酸銅 ($\text{CH}_3\text{COOCuOH}$) : 針状結晶又は小フレーク状結晶で青色。空気に触れると風解し、緑色となる。

(5) 中性酢酸銅 ($(\text{CH}_3\text{COO})_2\text{Cu}$) : 緑青色の粉末又は小結晶で、空気に触れると風解し、白色の粉末となる。

(6) 酢酸鉛、中性塩 ($(\text{CH}_3\text{COO})_2\text{Pb}$) 又は塩基性塩 (例えば、 $\text{Pb}(\text{CH}_3\text{COO})_2 \cdot 3\text{PbO} \cdot \text{H}_2\text{O}$) : 中性酢酸塩は、無色又は微黄色若しくは微青色の結晶で有毒である。塩基性酢酸塩は密度の大きい白色粉末で、医薬用及び化学分析試薬に使用する。

(7) 酢酸リチウム及び酢酸カリウム : 医薬に使用し、酢酸クロム、酢酸アルミニウム及び酢酸鉄は、媒染剤として使用する。

(c) 酢酸の主なエステルには次の物品がある。

(1) 酢酸メチル ($\text{CH}_3\text{COOCH}_3$) : 木材の乾留物中に存在する。果実様の香気を有する液体で、人造果実エッセンスの製造用及び脂肪、樹脂及びニトロセルロース等の溶剤として使用する。

(2) 酢酸エチル ($\text{CH}_3\text{COOC}_2\text{H}_5$) : 無色の非常に粘性の低い液体で引火性が強く、果実様の

香気がある。不純物としてエチルアルコールを含むものがニトロセルロース、ワニス等の溶剤として、また、抗けいれん剤、鎮痛剤とし医薬にも使用する。

(3) 酢酸ビニル ($\text{CH}_3\text{COOCH}=\text{CH}_2$) : 特有の臭気がある無色の液体で、単量体はポリ(酢酸ビニル) (39.05 項の重合体) の製造に使用する。

(4) 酢酸ノルマルプロピル及び酢酸イソプロピル : 人造果実エッセンスの製造に使用する。

(5) 酢酸ノルマルブチル : 無色の液体であり、人造果実エッセンス製造及び溶剤として使用する。

(6) 酢酸イソブチル : 無色の液体。人造果実エッセンス製造及び溶剤として使用する。

(7) 酢酸ノルマルペンチル(酢酸ノルマルアミル) 及び酢酸 3-メチルブチル(酢酸イソアミル) : 人造果実エッセンスの製造に使用する。

(8) 酢酸-2-エトキシエチル

(9) 酢酸ベンジル、酢酸テルペニル、酢酸リナリル、酢酸ゲラニル、酢酸シトロネリル、酢酸アニシル、酢酸パラトリル、酢酸シンナミル、酢酸フェニルエチル、酢酸ボルニル及び酢酸イソボルニル : すべて香料に使用する。

(10) グリセリン酢酸エステル(モノアセチン、ジアセチン、トリアセチン)

この項には、また、無水酢酸 ($(\text{CH}_3\text{CO})_2\text{O}$) も含む。無水酢酸は無色の液体で強い刺激臭を有し、腐食性がある。化学合成に使用する。

(III) モノクロロ酢酸、ジクロロ酢酸及びトリクロロ酢酸並びにこれらの塩及びエステル

(a) モノクロロ酢酸 (ClCH_2COOH) : 無色の結晶

(b) ジクロロ酢酸 (Cl_2CHCOOH) : 無色の液体

(c) トリクロロ酢酸 (Cl_3CCOOH) : 刺激臭を有する無色の結晶で、有機合成及び医薬に使用する。

(IV) プロピオン酸 ($\text{CH}_3\text{CH}_2\text{COOH}$) 並びにその塩及びエステル

プロピオン酸は酢酸に類似した臭気を有する液体である。

(V) ブタン酸並びにその塩及びエステル

(a) 酪酸(ブタン酸) : 無色の密度の大きい油状液体で、不快な酸敗臭を有する。皮の脱灰剤として使用する。

(b) イソ酪酸(2-メチルプロパン酸)

(VI) ペンタン酸並びにその塩及びエステル

(a) 吉草酸(ペンタン酸) : 無色透明の油状液体で、不快な酸敗臭を有する。

(b) イソ吉草酸(3-メチルブタン酸)

(c) ピバル酸(2, 2-ジメチルプロパン酸)

(d) 2-メチルブタン酸

(VII) パルミチン酸 ($\text{CH}_3(\text{CH}_2)_{14}\text{COOH}$) 並びにその塩及びエステル

(a) パルミチン酸 : グリセリドとして脂肪中に存在する。白色の粉末、光沢ある結晶又は無色のフレーク状である。

(b) パルミチン酸の主な塩には、次の物品がある。

(1) パルミチン酸カルシウム：香料に使用する。

(2) パルミチン酸アルミニウム：織物の防水用及び潤滑油の増粘剤に使用する。

なお、水溶性のパルミチン酸塩（例えば、パルミチン酸ナトリウム、パルミチン酸カリウム、パルミチン酸アンモニウム）は、せっけんであるが、この項に属する。

(VIII) ステアリン酸 ($\text{CH}_3(\text{CH}_2)_{16}\text{COOH}$) 並びにその塩及びエステル

(a) ステアリン酸：グリセリドとして脂肪中に存在する。白色無定形でろうに類似している。

(b) ステアリン酸の主な塩には、次の物品がある。

(1) ステアリン酸カルシウム：織物の防水に使用する。

(2) ステアリン酸マグネシウム：ワニスの製造に使用する。

(3) ステアリン酸亜鉛：医薬並びにゴム工業及びプラスチック工業並びに油布の製造に使用する。

(4) ステアリン酸アルミニウム：パルミチン酸アルミニウムと同様の用途に使用する。

(5) ステアリン酸銅：青銅色プラスター用及び防汚剤として使用する。

(6) ステアリン酸鉛：乾燥剤として使用する。

なお、水溶性のステアリン酸塩（例えば、ステアリン酸ナトリウム、ステアリン酸カリウム、ステアリン酸アンモニウム）はせっけんであるが、この項に属する。

(c) エステルには、ステアリン酸エチル及びステアリン酸ブチル（可塑剤として使用する。）

並びにステアリン酸グリコール（天然ろうの代用品として使用する。）も含む。

(IX) この項のその他の物品には、次のものを含む。

(a) クロロギ酸エチル：クロロ炭酸エチルと呼ばれることがあり、窒息性臭気を有する無色の催涙性液体で引火性がある。有機合成に使用する。

(b) 塩化アセチル (CH_3COCl)：無色の液体で、空気に触れると眼を刺激する蒸気を発し、強い臭気を有する。

(c) 臭化アセチル (CH_3COBr)：塩化アセチルと同じ特性を有し、有機合成に使用する。

(d) モノブromo酢酸、ジブromo酢酸及びトリブromo酢酸並びにこれらの塩及びエステル

(e) ノルマルーヘキサン酸（カプロン酸）及び2-エチル酪酸並びにこれらの塩及びエステル

(f) ノルマルーオクタン酸（カプリル酸）及び2-エチルヘキサン酸並びにこれらの塩及びエステル

この項には、次の物品を含まない。

(a) 食用の酢酸水溶液（酢酸の含有量が10%以下のもの）(22.09)

(b) 粗ステアリン酸の塩及びエステル（通常、34.01、34.04又は38.24）

(c) モノステアリン酸グリセリン、ジステアリン酸グリセリン及びトリステアリン酸グリセリンの混合物（脂肪の乳化剤）（これらが人造ろうの特性を有する場合は34.04に、その他の場合は38.24に属する。）

(d) 脂肪酸（脂肪酸の含有量が乾燥状態における全重量の90%未満のもの）(38.23)

29.16 不飽和非環式モノカルボン酸及び環式モノカルボン酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体

－不飽和非環式モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体

2916.11－アクリル酸及びその塩

2916.12－アクリル酸のエステル

2916.13－メタクリル酸及びその塩

2916.14－メタクリル酸のエステル

2916.15－オレイン酸、リノール酸及びリノレン酸並びにこれらの塩及びエステル

2916.16－ビナパクリル（ISO）

2916.19－その他のもの

2916.20－飽和脂環式モノカルボン酸、不飽和脂環式モノカルボン酸及びシクロテルペンモノカルボン酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体

－芳香族モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体

2916.31－安息香酸並びにその塩及びエステル

2916.32－過酸化ベンゾイル及び塩化ベンゾイル

2916.34－フェニル酢酸及びその塩

2916.39－その他のもの

この項には、不飽和非環式モノカルボン酸及び環式モノカルボン酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物、過酸、エステル及び塩並びにこれら化合物のハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体（複合誘導体を含む。）を含む。

（A）不飽和非環式モノカルボン酸並びにその塩及びエステルその他の誘導体

（1）アクリル酸（ $\text{CH}_2=\text{CHCOOH}$ ）：刺激臭のある無色の液体。容易に重合し、ポリアクリル酸その他のアクリル重合体の単量体である。

（2）メタクリル酸：この酸のエステルの重合体はプラスチックになる（39類）。

（3）オレイン酸（ $\text{C}_{18}\text{H}_{34}\text{O}_2$ ）：油脂中にグリセリンエステルとして存在する。無色無臭の液体で約4度で針状に結晶する。

なお、水溶性のオレイン酸塩（例えば、オレイン酸ナトリウム、オレイン酸カリウム及びオレイン酸アンモニウム）はせっけんであるがこの項に含む。

（4）リノール酸（ $\text{C}_{18}\text{H}_{32}\text{O}_2$ ）：グリセリンエステルとして亜麻仁油中に含まれている。乾性の酸である。

- (5) リノレン酸 ($C_{18}H_{30}O_2$)
- (6) ヘプチン酸及びオクチン酸

(B) 飽和脂環式モノカルボン酸、不飽和脂環式モノカルボン酸及び

シクロテルペンモノカルボン酸並びにこれらの塩及びエステルその他の誘導体

- (1) シクロヘキサンカルボン酸
- (2) シクロペンテニル酢酸

(C) 芳香族飽和モノカルボン酸並びにその塩及びエステルその他の誘導体

- (1) 安息香酸 (C_6H_5COOH) : ある種の樹脂及びバルサム中に存在する。合成によっても製造される。白色針状又は光沢ある白色フレーク状の結晶で、純粋なものは無臭で防腐剤に使用する。

安息香酸の主な塩は、安息香酸アンモニウム、安息香酸ナトリウム、安息香酸カリウム及び安息香酸カルシウムである。安息香酸の主なエステルは、安息香酸ベンジル、安息香酸ナフチル、安息香酸メチル、安息香酸エチル、安息香酸ゲラニル、安息香酸シトロネリル、安息香酸リナリル及び安息香酸ロジニルである。

この項には、次の安息香酸誘導体を含む。

- (a) 過酸化ベンゾイル : 白色粒状結晶の固体である。医薬、ゴム工業、プラスチック工業で使用するほか、油脂、小麦粉等の漂白剤として使用する。
- (b) 塩化ベンゾイル (C_6H_5COCl) : 白色結晶。特有臭を有する無色の液体で催涙性を持ち、空气中で発煙する。
- (c) ニトロ安息香酸 (オルトー、メター及びパラ) ($O_2NC_6H_4COOH$)
- (d) 塩化ニトロベンゾイル (オルトー、メター及びパラ) ($O_2NC_6H_4COCl$)
- (e) クロロ安息香酸 (ClC_6H_4COOH)
- (f) ジクロロ安息香酸 ($Cl_2C_6H_3COOH$)
- (2) フェニル酢酸 ($C_6H_5CH_2COOH$) : 花の香気を有する光沢のある白色板状結晶。香水及び香料、ペニシリンG及び殺菌剤の製造、有機合成及びアンフェタミン製造の前駆物質として使用する (29 類の末尾の前駆物質のリストを参照)。
主なエステルには、フェニル酢酸エチル、フェニル酢酸メチル及びオルトメトキシフェニルフェニルアセテート (フェニル酢酸グアヤコール) がある。
- (3) フェニルプロピオン酸、ナフトエ酸

(D) 芳香族不飽和モノカルボン酸並びにその塩及びエステルその他の誘導体

けい皮酸 ($C_6H_5CH=CHCOOH$) は、けい皮油、トルーバルサム又はペリーバルサム中に存在する無色の結晶である。

けい皮酸の主な塩はけい皮酸ナトリウム及びけい皮酸カリウムである。

けい皮酸の主なエステルは、けい皮酸メチル、けい皮酸エチル、けい皮酸ベンジル及びけい皮酸プロピルであり、香料に使用する。

この項は、乾燥状態における重量割合が 85%未満のオレイン酸及び 90%未満のその他の脂肪酸

を含まない (38.23)。

29.17 ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体

—非環式ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化化物及び過酸並びにこれらの誘導体

2917.11 — しゅう酸並びにその塩及びエステル

2917.12 — アジピン酸並びにその塩及びエステル

2917.13 — アゼライン酸及びセバシン酸並びにこれらの塩及びエステル

2917.14 — 無水マレイン酸

2917.19 — その他のもの

2917.20 — 飽和脂環式ポリカルボン酸、不飽和脂環式ポリカルボン酸及びシクロテルペンポリカルボン酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化化物及び過酸並びにこれらの誘導体

—芳香族ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化化物及び過酸並びにこれらの誘導体

2917.32 — オルトフタル酸ジオクチル

2917.33 — オルトフタル酸ジノニル及びオルトフタル酸ジデシル

2917.34 — その他のオルトフタル酸エステル

2917.35 — 無水フタル酸

2917.36 — テレフタル酸及びその塩

2917.37 — テレフタル酸ジメチル

2917.39 — その他のもの

この項は、ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化化物、過酸、エステル及び塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体（複合誘導体を含む。）を含む。

（A）非環式ポリカルボン酸並びにこれらのエステル、塩及びその他の誘導体

（1）しゅう酸 (HOOC-COOH)：無色透明で無臭の細かい結晶で有毒である。織物や皮の漂白剤、織物工業における媒染剤及び有機合成に使用する。

主な塩には、しゅう酸アンモニウム、しゅう酸カリウム、しゅう酸ナトリウム、しゅう酸カルシウム、しゅう酸鉄及びしゅう酸鉄アンモニウムがある。

主なエステルには、しゅう酸ジメチル及びしゅう酸ジエチルがある

（2）アジピン酸 ($\text{HOOC(CH}_2)_4\text{COOH}$)：無色の針状結晶で、特にポリアミド等のプラスチックの製造に使用する。

（3）アゼライン酸：黄白色結晶性の粉末で、特にプラスチック（アルキド樹脂、ポリアミド、ポ

リウレタン)の製造及びその他の有機合成に使用する。

- (4) セバシン酸：白色葉状結晶で、特にプラスチック（アルキド樹脂、マレイン酸系ポリエステル及びその他のポリエステル、ポリウレタン）の安定剤として及びプラスチックの製造に使用する。
- (5) 無水マレイン酸：無色の結晶性の塊で、プラスチック（ポリエステル）の製造及びその他の有機合成に使用する。
- (6) マレイン酸 ($\text{HOOCCH}=\text{CHCOOH}$)：大きな無色の結晶又はブロック状で特にプラスチック（例えば、ポリエステル）の製造に使用する。
- (7) マロン酸 ($\text{HOOCCH}_2\text{COOH}$)：大きな無色のフレーク状結晶である。最も重要なエステルは、マロン酸ジエチルで、有機合成（例えば、バルビツル酸塩のような医薬の合成）に使用する。
- (8) こはく酸 ($\text{HOOC}(\text{CH}_2)_2\text{COOH}$)：無色透明で無臭の結晶。有機合成に使用する。

(B) 飽和脂環式ポリカルボン酸、不飽和脂環式ポリカルボン酸及びシクロテルペンポリカルボン酸並びにこれらのエステル、塩及びその他の誘導体

(C) 芳香族ポリカルボン酸並びにそのエステル、塩及びその他の誘導体

- (1) 無水フタル酸 ($\text{C}_6\text{H}_4(\text{CO})_2\text{O}$)：半透明の白色針状結晶、結晶質の塊又は白色のフレークで非常に軽やかさ高であり、特有のにおいがある。有機合成（プラスチック（アルキド樹脂）、可塑剤等の合成）に使用する。
- (2) ベンゼンジカルボン酸（オルト、メタ及びパラ）($\text{C}_6\text{H}_4(\text{COOH})_2$)：オルトベンゼンジカルボン酸は一般にフタル酸（オルトフタル酸）と呼ばれる。メタベンゼンジカルボン酸は一般にイソフタル酸と呼ばれ、またパラベンゼンジカルボン酸は一般にテレフタル酸と呼ばれる。これらは、結晶で合成着色剤、プラスチック（アルキッド樹脂）及び可塑剤の製造に使用する。

これらのエステルには、オルトフタル酸ジメチル、オルトフタル酸ジエチル、オルトフタル酸ジブチル（ジノルマルーブチル、ジイソブチル等）、オルトフタル酸ジオクチル（ジノルマルーオクチル、ジイソオクチル、ビス（2-エチルヘキシル）等）、オルトフタル酸ジノニル（ジノルマルーノニル、ジイソノニル等）、オルトフタル酸ジデシル（ジノルマルーデシル等）、オルトフタル酸ジシクロヘキシル及びその他のオルトフタル酸のエステル（例えば、エチレングリコールのフタル酸エステル）並びにテレフタル酸ジメチルその他のテレフタル酸エステルを含む。

- (3) ジクロロフタル酸及びテトラクロロフタル酸並びにこれらの酸無水物

29.18 カルボン酸（他の酸素官能基を有するものに限る。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体

—アルコール官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無

水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体

2918. 11—乳酸並びにその塩及びエステル

2918. 12—酒石酸

2918. 13—酒石酸の塩及びエステル

2918. 14—くえん酸

2918. 15—くえん酸の塩及びエステル

2918. 16—グルコン酸並びにその塩及びエステル

2918. 17—2, 2—ジフェニル—2—ヒドロキシ酢酸（ベンジル酸）

2918. 18—クロロベンジレート（ISO）

2918. 19—その他のもの

—フェノール官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体

2918. 21—サリチル酸及びその塩

2918. 22—オルト—アセチルサリチル酸並びにその塩及びエステル

2918. 23—サリチル酸のその他のエステル及びその塩

2918. 29—その他のもの

2918. 30—アルデヒド官能又はケトン官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）

並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体

—その他のもの

2918. 91—2, 4, 5—T（ISO）（2, 4, 5—トリクロロフェノキシ酢酸）並びにその塩及びエステル

2918. 99—その他のもの

この項には、カルボン酸（他の酸素官能基を有するものに限る。）並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物、過酸、エステル及び塩並びにこれらのハロゲン化誘導体スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体、ニトロソ化誘導体（複合誘導体を含む。）を含む。

他の酸素官能基を有するカルボン酸とは同一分子中に前節までに掲げられた酸素官能基（アルコール官能基、エーテル官能基、フェノール官能基、アルデヒド官能基、ケトン官能基等の官能基）を1個以上有するカルボン酸をいう。

（A）アルコール官能のカルボン酸並びにこれらのエステル、塩及びその他の誘導体

アルコール官能のカルボン酸は、分子中にアルコール官能基（ $-\text{CH}_2\text{OH}$ 、 $>\text{CHOH}$ 又は COH ）を有し、かつ、カルボン酸官能基（ $-\text{COOH}$ ）を有する化合物である。

これらの2個の官能基はそれ自身の性質にしたがって、それぞれ反応することができる。すなわち、アルコールとしてこれらの化合物は、エーテル、エステルその他の誘導体を生じ、また酸としてこれらは塩、エステル等を生じる。

主なアルコール酸には、次の物品がある。

（1）乳酸（ $\text{CH}_3\text{CH}(\text{OH})\text{COOH}$ ）：ぶどう糖又は前もって転化した甘しや糖を乳酸発酵させて製造す

る。非常に吸水性の強い結晶性の塊又は密度の大きい粘ちょうな液体で無色又は淡黄色である。医薬用、染色用及び皮の脱灰用に使用する。この項の乳酸は工業用乳酸、商慣行上の乳酸又は医薬用乳酸であるかないかを問わない。工業用乳酸は、黄色からかつ色で、不快な酸臭を有する。商慣行上の乳酸又は医薬用の乳酸は通常 75%以上の乳酸を含有している。

主な塩には、乳酸カルシウム（医薬用）、乳酸ストロンチウム、乳酸マグネシウム、乳酸亜鉛、乳酸アンチモン、乳酸鉄及び乳酸ビスマスがある。

そのエステルには、ワニスの溶剤に使用する乳酸エチル及び乳酸ブチルを含む。

この項には、乳酸水銀を含まない (28.52)

(2) 酒石酸 ($\text{HOOCCH}(\text{OH})\text{CH}(\text{OH})\text{COOH}$) : 無色透明の結晶で染色、写真、ベーキングパウダーの製造、ぶどう酒醸造及び医薬に使用する。

酒石酸の塩には、次の物品を含む。

(a) 酒石酸ナトリウム

(b) 酒石酸カリウム

(c) 精製酒石酸水素カリウム（酒石英）

粗酒石（アーゴル）は含まない (23.07)。

(d) 酒石酸カルシウム：小結晶

粗酒石酸カルシウムは含まない (38.24)。

(e) 酒石酸カリウムアンチモン（吐酒石）、酒石酸カリウムナトリウム（セニエツト塩）及び酒石酸鉄カリウム

酒石酸のエステルには、次の物品を含む。

(i) 酒石酸エチル

(ii) 酒石酸ブチル

(iii) 酒石酸ペンチル

(3) くえん酸：かんきつ類果汁中に遊離状態で存在するほか、ぶどう糖又は砂糖をある種のシトロマイシスにより発酵させることによって得られる。大きな無色透明のプリズム状結晶又は白色、無臭の結晶性粉末で、飲料製造、繊維工業、ぶどう酒醸造、医薬、くえん酸塩製造等に使用する。

くえん酸の塩には、次の物品を含む。

(a) くえん酸リチウム

(b) くえん酸カルシウム

粗くえん酸カルシウムは含まない (38.24)。

(c) くえん酸アルミニウム：染色の際の媒染剤として使用する。

(d) くえん酸鉄：写真用に使用する。

くえん酸の主なエステルには、次の物品がある。

(i) くえん酸トリエチル

(ii) くえん酸トリブチル

(4) グルコン酸及びその塩：グルコン酸は通常水溶液で掲示される。そのカルシウム塩は、例えば、医薬、クリーニング及びコンクリートの添加剤として使用する。

- (5) グルコヘプトン酸及びその塩：例えば、グルコヘプトン酸カルシウム
- (6) フェニルグリコール酸（マンデル酸）
- (7) りんご酸 ($\text{HOOCCH}(\text{OH})\text{CH}_2\text{COOH}$)：潮解性の無色、結晶性の塊で有機合成、医薬等に使用する。
- (8) 2, 2-ジフェニル-2-ヒドロキシ酢酸（ベンジル酸）：白色結晶状の芳香族酸で、多くの第一級アルコールに溶解する。有機合成、医薬及び化学兵器製造の前駆物質として使用する。

(B) フェノール官能のカルボン酸並びにそのエステル、塩及びその他の誘導体
フェノール酸とは、カルボキシル基 ($-\text{COOH}$) と 1 個以上の水酸基 ($-\text{OH}$) をその核中に有する環式（芳香族系）の酸をいう。最も単純なフェノール酸は、一般式 ($\text{HOC}_6\text{H}_4\text{COOH}$) で示される。

- (I) サリチル酸（オルトヒドロキシ安息香酸）($\text{HOC}_6\text{H}_4\text{COOH}$)：白色のかさ高いフレーク状結晶又は白色の軽い無臭の粉末で、広く、医薬用及びアゾ染料の製造等にも使用する。

最も重要なサリチル酸の塩には、次の物品がある。

- (a) サリチル酸ナトリウム：結晶性の粉末又は無臭の白色フレーク状で医薬に使用する。
- (b) サリチル酸ビスマス：無臭の白色粉末で医薬に使用する。

最も重要なサリチル酸のエステルは、次の物品がある。

- (a) サリチル酸メチル：冬緑油の構成成分である。無色油状の液体で、強い持続性の芳香を有する。医薬に使用する。
- (b) サリチル酸フェニル（ザロール）：無色のフレーク状結晶でかすかな快い芳香を有する。医薬及び防腐剤として使用する。

- (c) サリチル酸エチル、サリチル酸ナフチル、サリチル酸ブチル、サリチル酸アミル、サリチル酸ベンジル、サリチル酸ボルニル、サリチル酸シトロネリル、サリチル酸ゲラニル、サリチル酸メンチル、サリチル酸ロジニル

- (II) オルトアセチルサリチル酸 ($\text{CH}_3\text{C}(\text{O})\text{OC}_6\text{H}_4\text{COOH}$)：無臭の白色結晶粉末で医薬に使用する。

- (III) スルホサリチル酸（サリチルスルホン酸）

- (IV) パラーヒドロキシ安息香酸：結晶

パラーヒドロキシ安息香酸の主なエステルには、次の物品を含む。

- (1) パラーヒドロキシ安息香酸メチル
- (2) パラーヒドロキシ安息香酸エチル
- (3) パラーヒドロキシ安息香酸プロピル

これらのエステルは保存剤として使用する。

- (V) クレソチン酸

- (VI) アセチル-オルト-クレソチン酸

- (VII) 没食子酸 ($(\text{HO})_3\text{C}_6\text{H}_2\text{COOH}$)：没食子から得られる。細かい光沢を持ち絹状の無色又は淡黄色の無臭の結晶で、染料及びインキの製造、写真、皮なめしの媒染剤等に使用する。

没食子酸の主な塩及びエステルには、次の物品を含む。

- (1) 塩基性没食子酸ビスマス：レモン色をした無臭の無定形粉末で、収れん性及び吸収性

がある。医薬に使用する。

(2) 没食子酸メチル：結晶で、消毒剤及び収れん剤として使用し、また、眼科用にも使用する。

(3) 没食子酸プロピル

(VIII) ヒドロキシナフトエ酸

(IX) ヒドロキシアントラセンカルボン酸

(C) アルデヒド官能又はケトン官能のカルボン酸

並びにこれらのエステル、塩及びその他の誘導体

(1) アルデヒド酸は、アルデヒド基 ($-\text{CHO}$) 及びカルボキシル基 ($-\text{COOH}$) をその分子中に含む化合物である。

(2) ケトン酸は、ケトン基 ($>\text{C}=\text{O}$) 及びカルボキシル基 ($-\text{COOH}$) をその分子中に含む化合物である。

これらの酸の最も重要なエステルは、アセト酢酸エチル及びそのナトリウム誘導体である。

(D) その他の酸素官能基を有するカルボン酸並びにこれらのエステル、塩及びその他の誘導体

アニス酸 ($\text{CH}_3\text{OC}_6\text{H}_4\text{COOH}$) は、アニスアルデヒド、アネトール及びアニス油の酸化によって得られる。かすかにアネトールの香気を持つ無色の結晶で、防腐剤として医薬用又は染料製造用に使用する。

第 8 節

非金属の無機酸のエステル及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、
スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体

総 説

(A) 非金属の無機酸のエステル

無機酸のエステルは、通常、非金属の無機酸とアルコール又はフェノールの反応によって生じ、一般式 (ROX) (ここで、 R はアルコール又はフェノールに由来する基であり、 X は酸基として知られる無機酸分子の残基である。) を有する。

硝酸の残基は ($-\text{NO}_2$) であり、硫酸の残基は ($=\text{SO}_2$) であり、りん酸の残基は ($\equiv\text{PO}$) であり、また、炭酸の残基は ($=\text{CO}$) である。

この節には、この類の後の各項に該当するエステルを含まない。

(B) 非金属の無機酸のエステルの塩

これらは、非金属の無機多塩基酸 (硫酸、りん酸、けい酸等) のエステルからのみ得ることができる。多塩基酸は、2 個以上の置換し得る酸性要素を有し、これらの一部がエステル化され

ると、酸エステルとなる。

これらの酸エステルの適切な処理によって非金属の無機酸のエステルの塩が得られる。

一方、一塩基酸である亜硝酸及び硝酸は、中性エステルのみを生ずる。

29.19 リン酸エステル及びその塩（ラクトホスフェートを含む。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体

2919.10－トリス（2，3－ジブロモプロピル）ホスフェート

2919.90－その他のもの

りん酸は、三塩基酸であるので、その酸性基が1個、2個又はすべてエステル化されるかされないかによって三種のりん酸エステルを生ずる。

りん酸エステル及びその塩には、次の物品を含む。

- （1）グリセロりん酸：グリセリンの第一位のアルコール基をりん酸の残基で飽和化して得る。
これらエステルの最も重要な塩は、強壯剤として医薬に使用する。例えば、次の物品がある。
 - （a）グリセロりん酸カルシウム
 - （b）グリセロりん酸鉄
 - （c）グリセロりん酸ナトリウム
- （2）イノシトールヘキサりん酸及びイノシトールヘキサりん酸塩
- （3）りん酸トリブチル：無色無臭の液体で可塑剤として使用する。
- （4）りん酸トリフェニル：無色無臭の結晶でプラスチック（例えば、セルロイド）の製造、紙の防水等に使用する。
- （5）りん酸トリトリル：無色又は黄色の液体で、合成樹脂及びセルロース物品の可塑剤、浮遊選鉱剤等に使用する。
- （6）りん酸トリキシリル
- （7）りん酸トリグアヤシル
- （8）ラクトホスフェート：例えば、ラクトホスホン酸カルシウム、化学的に単一であるかないかを問わない。

29.20 非金属のその他の無機酸のエステル（ハロゲン化水素酸エステルを除く。）及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体

－チオりん酸エステル（ホスホロチオエート）及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体

2920.11－パラチオン（ISO）及びパラチオンメチル（ISO）（メチルパラチオン）

2920.19－その他のもの

－亜りん酸エステル及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニ

トロ化誘導体及びニトロソ化誘導体

2920.21—亜りん酸ジメチル

2920.22—亜りん酸ジエチル

2920.23—亜りん酸トリメチル

2920.24—亜りん酸トリエチル

2920.29—その他のもの

2920.30—エンドスルファン（ISO）

2920.90—その他のもの

この項には、その他の非金属の無機酸（その陰イオンが非金属元素のみからなる酸）のエステルを含み、次の物品を含まない。

（a）ハロゲン化水素酸のエステル（一般に 29.03）

（b）この項より後の各項に含まれるエステル（例えば、イソシアン酸のエステル（イソシアナート）（29.29）、硫化水素のエステル（一般に 29.30）

この項のエステルには、次の物品を含む。

（A）チオりん酸エステル（ホスホロチオエート）及びその塩（0,0—ジブチルジチオりん酸ナトリウム及び0,0—ジトリルジチオりん酸ナトリウムを含む。）

（B）亜りん酸エステル及びその塩：亜りん酸エステル及び有機亜りん酸は、亜りん酸（ H_3PO_3 ）のエステルとみなされる一般的構造（ $\text{P}(\text{OR})_3$ ）を持つ。亜りん酸のメチル及びエチルエステルは、化学合成により神経ガスに変換される。

（C）硫酸エステル及びその塩

硫酸エステルは、中性又は酸性である。

（1）硫酸水素メチル（ $\text{CH}_3\text{OSO}_2\text{OH}$ ）：油状の液体である。

（2）硫酸ジメチル（ $(\text{CH}_3\text{O})_2\text{SO}_2$ ）：無色又は淡黄色の液体で、かすかなミントの香気を有し、有毒で腐食性及び催涙性があり、呼吸器系を刺激する。有機合成に使用する。

（3）硫酸水素エチル（ $\text{C}_2\text{H}_5\text{OSO}_2\text{OH}$ ）：粘ちょうな液体である。

（4）硫酸ジエチル（ $(\text{C}_2\text{H}_5\text{O})_2\text{SO}_2$ ）：ミントの香気を有する液体である。

（D）亜硝酸エステル及び硝酸エステル

亜硝酸エステルは芳香を有する液体で、例えば、亜硝酸メチル、亜硝酸エチル、亜硝酸プロピル、亜硝酸ブチル及び亜硝酸ペンチルがある。

硝酸エステルは、快い芳香を有する粘性の低い液体であり、急に加熱すると分解する。硝酸エステルには、硝酸メチル、硝酸エチル、硝酸プロピル、硝酸ブチル、及び硝酸ペンチルを含む。

ニトログリセリン、テトラニトロペンタエリトリール（ペントリット）及びニトログリコールは混合物でなければこの項に属する。調整されて爆薬の形状で提示された場合は、この項に含まない（36.02）。

（E）炭酸エステル又はペルオキシ炭酸エステル及びこれらの塩

炭酸エステルは、酸性又は中性である。

- (1) 炭酸ジグアヤシル：軽い結晶性の白色粉末で、かすかなグアヤコールの臭気を有する。
医薬用及び香料合成の中間体として使用する。
- (2) オルト炭酸テトラエチル ($C(OC_2H_5)_4$)
- (3) 炭酸ジエチル ($CO(OC_2H_5)_2$)
- (4) ペルオキシ二炭酸ビス (4-ターシャリーブチルシクロヘキシル)
クロロ炭酸エチル (又はクロロギ酸エチル) は含まない (29.15)。
- (5) 炭酸ターシャリーブチルペルオキシ 2-エチルヘキシル
クロロ炭酸エチル (又はクロロギ酸エチル) は含まない (29.15)。
- (F) けい酸エステル及びその塩 (けい酸テトラエチル等)
- この項には、酸官能金属水酸化物のアルコラート及びエステル (例えば、チタニウムテトラ-*n*-ブトキシド (別名テトラブチルチタネート)) を含まない (29.05)。

第 9 節 窒 素 官 能 化 合 物

総 説

この節には、窒素官能化合物 (例えば、アミン、アミド、イミド) を含むが、窒素官能基としてニトロ基、ニトロソ基のみを有する化合物は含まない。

29.21 アミン官能化合物

—非環式モノアミン及びその誘導体並びにこれらの塩

2921.11—メチルアミン、ジメチルアミン及びトリメチルアミン並びにこれらの塩

2921.12—2—(N, N-ジメチルアミノ) エチルクロリド塩酸塩

2921.13—2—(N, N-ジエチルアミノ) エチルクロリド塩酸塩

2921.14—2—(N, N-ジイソプロピルアミノ) エチルクロリド塩酸塩

2921.19—その他のもの

—非環式ポリアミン及びその誘導体並びにこれらの塩

2921.21—エチレンジアミン及びその塩

2921.22—ヘキサメチレンジアミン及びその塩

2921.29—その他のもの

2921.30—飽和脂環式モノアミン、不飽和脂環式モノアミン、シクロテルペンモノアミン、飽和脂環式ポリアミン、不飽和脂環式ポリアミン及びシクロテルペンポリアミン並びにこれらの誘導体並びにこれらの塩

—芳香族モノアミン及びその誘導体並びにこれらの塩

2921.41—アニリン及びその塩

2921.42—アニリン誘導体及びその塩

2921. 43— トルイジン及びその誘導体並びにこれらの塩
2921. 44— ジフェニルアミン及びその誘導体並びにこれらの塩
2921. 45— 1-ナフチルアミン（アルファ-ナフチルアミン）及び2-ナフチルアミン（ベータ-ナフチルアミン）並びにこれらの誘導体並びにこれらの塩
2921. 46— アンフェタミン（INN）、ベンツフェタミン（INN）、デキサンフェタミン（INN）、エチランフェタミン（INN）、フェンカンファミン（INN）、レフェタミン（INN）、レバンフェタミン（INN）、メフェノレクス（INN）及びフェンテルミン（INN）並びにこれらの塩
2921. 49— その他のもの
- 芳香族ポリアミン及びその誘導体並びにこれらの塩
2921. 51— オルト-フェニレンジアミン、メタ-フェニレンジアミン、パラ-フェニレンジアミン及びジアミノトルエン並びにこれらの誘導体並びにこれらの塩
2921. 59— その他のもの

アミンは、アミン基（すなわち、アンモニアの水素原子の1個、2個又は3個をそれぞれ1個、2個又は3個のアルキル基又はアリール基R（メチル、エチル、フェニル等）で置換して得られる。）を有する有機窒素化合物をいう。

アンモニアの水素原子を1個だけ置換すれば、第一アミン（ RNH_2 ）を生じ、水素原子2個の置換によって第二アミン（ R-NH-R ）を生じ、また、水素原子3個の置換によって第三アミンを生じる。

ニトロソアミンは、その互変異性体であるキノンイミンオキシムで反応するが、この項に含む。

この項には、また、アミンの塩（例えば、硝酸塩、酢酸塩、くえん酸塩）及びアミンの置換誘導体（例えば、ハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体又はニトロソ化誘導体）を含む。ただし、29.05 項から 29.20 項までの酸素官能基を有する置換誘導体及びこれらの塩は含まない（29.22）。また、この項は、アミン官能基の1個以上の水素原子を1個以上のハロゲン、スルホン基（ $-\text{SO}_3\text{H}$ ）、ニトロ基（ $-\text{NO}_2$ ）又はニトロソ基（ $-\text{NO}$ ）で置換したもの並びにこれらの複合誘導体を含まない。

この項のジアゾ化し得るアミン及びその塩のうち、アゾ染料生成用のもので標準的な濃度にしたものも、この項に含む。

（A）非環式モノアミン及びその誘導体並びにこれらの塩

- （1）メチルアミン（ CH_3NH_2 ）：強いアンモニア臭を有する無色の引火性気体で、有機染料の製造、なめし工業等で使用する。
- （2）ジメチルアミン（ $(\text{CH}_3)_2\text{NH}$ ）：性状はメチルアミンに類似しており、有機合成、ゴムの加硫促進剤として使用する。
- （3）トリメチルアミン（ $(\text{CH}_3)_3\text{N}$ ）：性状はメチルアミンに類似しており、有機合成に使用する。
- （4）エチルアミン
- （5）ジエチルアミン
- （6）アリルイソプロピルアミン

- (7) 2- (N, N-ジメチルアミノ) エチルクロリド塩酸塩、2- (N, N-ジエチルアミノ) エチルクロリド塩酸塩及び2- (N, N-ジイソプロピルアミノ) エチルクロリド塩酸塩

(B) 非環式ポリアミン及びその誘導体並びにこれらの塩

- (1) エチレンジアミン ($\text{H}_2\text{NCH}_2\text{CH}_2\text{NH}_2$) 及びその塩：エチレンジアミンは腐食性の無色液体で、かすかなアンモニア臭を有する。
- (2) ヘキサメチレンジアミン ($\text{H}_2\text{N}(\text{CH}_2)_6\text{NH}_2$) 及びその塩：ヘキサメチレンジアミンは、針状又は細長い板状で特有臭を有する。皮膚に毒作用し、損傷を起こす。人造繊維（ポリアミド）の製造に使用する。

(C) 飽和脂環式モノアミン、不飽和脂環式モノアミン、シクロテルペンモノアミン、飽和脂環式ポリアミン、不飽和脂環式ポリアミン、シクロテルペンポリアミン

及びこれらの誘導体並びにこれらの塩

これらは、シクロヘキシルアミン、ジメチルアミノシクロヘキサン等を含む。

(D) 芳香族モノアミン及びその誘導体並びにこれらの塩

- (1) アニリン ($\text{C}_6\text{H}_5\text{NH}_2$) (フェニルアミン) 及びその塩：アニリンは無色油状の液体で、かすかな芳香を有する。染料、医薬品等の製造に使用する。

アニリン誘導体は、大部分が染料中間体として使用される。アニリン誘導体には、次の物品を含む。

- (a) ハロゲン化誘導体：クロロアニリンがある。
- (b) スルホン化誘導体：メターアミノベンゼンスルホン酸、パラアミノベンゼンスルホン酸（例えば、スルファニル酸）がある。
- (c) ニトロ化誘導体：ニトロアニリン等がある。
- (d) ニトロソ化誘導体：アミン官能基以外の1個以上の水素原子を、1個以上のニトロソ基で置換したもの（例えば、ニトロソアニリン、メチルニトロソアニリン）
- (e) スルホハロゲン化誘導体、ニトロハロゲン化誘導体及びニトロスルホン化誘導体
- (f) アルキル誘導体（N-メチルアニリン、N, N-ジメチルアニリン、N-エチルアニリン及びN, N-ジエチルアニリン）

(2) トルイジン

- (3) ジフェニルアミン ($(\text{C}_6\text{H}_5)_2\text{NH}$)：第二アミンで、無色の小葉状結晶。有機合成（染料等）に使用する。

- (4) 1-ナフチルアミン（アルファーナフチルアミン）($\text{C}_{10}\text{H}_7\text{NH}_2$)：白色針状結晶であるが、白色から淡かつ色の塊又は結晶性のフレーク状のこともある。芳香性の刺激臭を有する。光にさらすと青紫色に変わる。有機合成、浮遊選鉱（銅鉱）等に使用する。

- (5) 2-ナフチルアミン（ベーターナフチルアミン）($\text{C}_{10}\text{H}_7\text{NH}_2$)：白色の粉末又は真珠層様のフレーク状で無臭である。有機合成（染料等）に使用する。2-ナフチルアミンは発がん性があり、取扱いに注意が必要である。

- (6) キシリジン
- (7) アンフェタミン (INN)

(E) 芳香族ポリアミン及びその誘導体並びにこれらの塩

- (1) オルトーフエニレンジアミン、メターフェニレンジアミン、パラーフエニレンジアミン ($C_6H_4(NH_2)_2$)
 - (a) オルトーフエニレンジアミン：無色単斜晶で空気中で暗色化する。
 - (b) メターフェニレンジアミン：無色の針状結晶で空気中で赤味を帯びる。
 - (c) パラーフエニレンジアミン：白色から淡紫色の結晶である。
- (2) ジアミノトルエン ($CH_3C_6H_3(NH_2)_2$)
- (3) N-アルキルフェニレンジアミン、例えば、N, N-ジメチル-パラーフエニレンジアミン
- (4) N-アルキルトリレンジアミン、例えば、N, N-ジエチル-3, 4-トリレンジアミン
- (5) ベンジジン ($H_2NC_6H_4C_6H_4NH_2$)：光沢ある白色の結晶性フレーク状で芳香を有する。染料製造及び分析化学に使用する。
- (6) ポリアミン：ジフェニルメタン及びトリフェニルメタン並びにこれらの同族体並びにこれらの誘導体（テトラメチルジアミノジフェニルメタン及びテトラエチルジアミノジフェニルメタン等）から得られる。
- (7) アミノ-ジフェニルアミン及びジアミノジフェニルアミン
- (8) ジアミノスチルベン

なお、この項の物質のうち、国際的文書において向精神薬物として取り扱われているものは、29 類の末尾の「麻薬及び向精神薬物の一覧表」に掲げられている。

＊

＊ ＊

号の解説

2921. 42 から 2921. 49

芳香族モノアミンの炭化水素誘導体は、アミン窒素の 1 個又は両方の水素をアルキル基又はシクロアルキル基で置換した誘導体のみをいう。したがって、置換基の中で 1 個以上の芳香核を有するものは、アルキル鎖を通してアミン窒素に結合しているかいないかを問わず、ここでいう誘導体には含まれない。

よって、例えば、キシリジンは「その他の」芳香族モノアミンとして 2921. 49 号に属し、アニリンの誘導体 (2921. 42) 又はトルイジンの誘導体 (2921. 43) には属しない。

29. 22 酸素官能のアミノ化合物

ーアミノアルコール（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにそのエーテル及びエステル並びにこれらの塩

2922. 11ーモノエタノールアミン及びその塩

2922. 12ージエタノールアミン及びその塩

2922. 14ーデキストロプロポキシフェン（INN）及びその塩

2922. 15ートリエタノールアミン

2922. 16ーペルフルオロオクタンスルホン酸ジエタノールアンモニウム

2922. 17ーメチルジエタノールアミン及びエチルジエタノールアミン

2922. 18ー2-（N，N-ジイソプロピルアミノ）エタノール

2922. 19ーその他のもの

ーアミノナフトールその他のアミノフェノール（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにそのエーテル及びエステル並びにこれらの塩

2922. 21ーアミノヒドロキシナフタレンスルホン酸及びその塩

2922. 29ーその他のもの

ーアミノアルデヒド、アミノケトン及びアミノキノン（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにこれらの塩

2922. 31ーアンフェプラモン（INN）、メサドン（INN）及びノルメサドン（INN）並びにこれらの塩

2922. 39ーその他のもの

ーアミノ酸（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）及びそのエステル並びにこれらの塩

2922. 41ーリジン及びそのエステル並びにこれらの塩

2922. 42ーグルタミン酸及びその塩

2922. 43ーアントラニル酸及びその塩

2922. 44ーチリジン（INN）及びその塩

2922. 49ーその他のもの

2922. 50ーアミノアルコールフェノール、アミノ酸フェノール及び酸素官能基を有するその他のアミノ化合物

酸素官能のアミノ化合物とは、アミノ官能基に加えて 29 類注 4 に掲げられた酸素官能基（アルコール官能基、エーテル官能基、フェノール官能基、アセタール官能基、アルデヒド官能基、ケトン官能基、非金属酸の無機酸化エステル官能基等）を 1 個以上含有するアミノ化合物及びそれらのエステルをいう。したがって、この項のアミノ化合物は 29.05 項から 29.20 項までの酸素官能基を有するアミンの置換誘導体、そのエステル及びその塩を含む。

この項のジアゾ化し得るアミン及びその塩のうち、アゾ染料の製造のため標準的な濃度に希釈したものも、また、この項に属する。

有機染料は、この項に属さない（32 類）。

（A）アミノアルコール並びにそのエーテル及びエステル並びにこれらの塩

これらの化合物は、1 個以上のアルコール性水酸基と 1 個以上のアミノ基が炭素原子に結合し

ているものを含む。これらの化合物は、酸素官能基としてアルコール及びそのエーテル又はエステルのみを含むもの若しくはこれらを組み合わせたものを含む。母体となるアミノアルコールに付随する非母体部分に存在する酸素官能基は、分類に影響を及ぼさない。

- (1) モノエタノールアミン ($\text{NH}_2(\text{CH}_2\text{CH}_2\text{OH})$) : やや粘性の大きい無色の液体で医薬品、せっけん等の製造に使用する。
- (2) ジエタノールアミン ($\text{NH}(\text{CH}_2\text{CH}_2\text{OH})_2$) : 無色の結晶又は青白色の液体で、酸性ガスの吸収、皮なめし及び有機合成に使用する。
- (3) トリエタノールアミン ($\text{N}(\text{CH}_2\text{CH}_2\text{OH})_3$) : 粘性の大きい液体で、せっけん及び乳化剤工業並びに織物の仕上げに使用する塩基である。
- (4) ペルフルオロオクタンスルホン酸ジエタノールアンモニウム : ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) のアンモニウム塩 (29.04、29.23、29.35、38.08 及び 38.24 参照)
- (5) メチルジエタノールアミン及びエチルジエタノールアミン
- (6) 2- (N, N-ジイソプロピルアミノ) エタノール又は N, N-ジイソプロピルエタノールアミン ($((\text{CH}_3)_2\text{CH})_2\text{NCH}_2\text{CH}_2\text{OH}$) : 無色又は淡黄色の液体
- (7) (2-ベンゾイルオキシ-2-メチルブチル) ジメチルアンモニウムクロライド : 結晶性の白色の粉で、局所麻酔剤として使用する。
- (8) メクロフェノキサート
- (9) アルノロール
- (10) サルボグレラート
- (11) アリールエタノールアミン
- (12) テトラメチルジアミノベンズヒドロール及びテトラエチルジアミノベンズヒドロール
- (13) 硝酸アミノエチル

(B) アミノナフトールその他のアミノフェノール

並びにこれらのエーテル及びエステル並びにこれらの塩

これらは、水素原子1個以上をアミノ基 ($-\text{NH}_2$) で置換したフェノール性化合物である。これらの化合物は酸素官能基として、フェノール基及びそのエーテル又はエステルのみを含むもの並びにこれらを組み合わせたものを含む。母体となるアミノナフトール又はアミノフェノールに付随する非母体部分に存在する酸素官能基は、分類に影響を及ぼさない。

- (1) アミノヒドロキシナフタレンスルホン酸、例えば、次のものがある。
 - (a) 7-アミノ-1-ナフトール-3-スルホン酸 (ガンマ酸)
 - (b) 8-アミノ-1-ナフトール-3, 6-ジスルホン酸 (H 酸)
 - (2) オルト-アミノフェノール、メタ-アミノフェノール及びパラ-アミノフェノール
 - (3) アミノ-オルト-クレゾール、アミノ-メタ-クレゾール及びアミノ-パラ-クレゾール
 - (4) ジアミノフェノール
- アミノフェノールのエーテルには、次の物品を含む。
- (a) アニシジン
 - (b) ジアニシジン (ピアニシジン)

(c) フェネチジン

(d) クレシジン

(e) 5-ニトロ-2-プロポキシアニリン (2-アミノ-4-ニトロフェノール n-プロピルエーテル)

また、ジフェニルアミンのヒドロキシ誘導体及びその塩もこの項に含む。

(C) アミノアルデヒド、アミノケトン及びアミノキノン並びにこれらの塩

アミノアルデヒド、アミノケトン及びアミノキノンは、それぞれアミノ基とアルデヒド基 (-CHO)、ケトン基 (>C=O) 又はキノン基 (解説 29.14 参照) を併有している。

(1) アミノベンズアルデヒド

(2) テトラメチルジアミノベンゾフェノン及びテトラエチルジアミノベンゾフェノン

(3) アミノアントラキノン及びジアミノアントラキノン

(4) アントリミド

(D) アミノ酸及びそのエステル並びにこれらの塩

これらの化合物は、1 個以上のカルボン酸官能基及び1 個以上のアミン官能基を有する。カルボン酸の酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化化物及び過酸は、酸官能基とみなされる。

これらの化合物は、酸素官能基として、カルボキシル基、そのエステル、無水物、ハロゲン化物、過酸化化物、過酸のみを含むもの又はこれらを組み合わせたものを含む。母体となるアミノ酸に付随する非母体部分に存在する酸素官能基は、分類に影響を及ぼさない。

アミノ酸は、そのエステル、塩及び置換誘導体とともにこの項に属し、次の物品を含む。

(1) リジン (ジアミノノルマル-ヘキサ酸) : 無色の結晶でシルクガム及び各種たんぱく質の分解生成物である。

(2) グルタミン酸 : たんぱく質の分解生成物で、グルテンから得られる。結晶。医薬及び食品工業に使用する。

(3) グリシン (アミノ酢酸、グリココール) ($\text{H}_2\text{NCH}_2\text{COOH}$) : 大きな無色の定形の結晶で、有機合成等に使用する。

(4) サルコシン ($\text{CH}_3\text{NHCH}_2\text{COOH}$) : グリシンのメチル化誘導体でプリズム状の結晶である。

(5) アラニン (2-アミノプロピオン酸) : 硬い針状結晶である。

(6) ベーターアラニン (3-アミノプロピオン酸) : 結晶である。

(7) フェニルアラニン

(8) バリン (アルファーアミノイソ吉草酸) : 結晶である。

(9) ロイシン (α -アミノイソカプロン酸) : たんぱく質の加水分解によって得られる白色の光沢を有する結晶である。イソロイシン。

(10) アスパラギン酸 : 結晶である。

(11) アントラニル酸 (オルト-アミノ安息香酸) : 合成によって得られる。合成インジゴの製造に使用する。この誘導体には、アントラニル酸メチルがある。

(12) メターアミノ安息香酸

(13) パラアミノ安息香酸：染料、人造香料、麻酔剤の製造に使用し、また、そのビタミン活性のため医薬にも使用する。その誘導体には、パラアミノ安息香酸エチル及びパラアミノ安息香酸ブチルを含む。塩酸プロカイン（塩酸パラアミノ安息香酸ジエチルアミノエチル）は無色、無臭の結晶で眼科医及び歯科医が局所麻酔剤として使用する。

(14) フェニルグリシン

(15) リサジメート (lisadimate)

(E) アミノアルコールフェノール、アミノ酸フェノール

及び酸素官能基を有するその他のアミノ化合物

これらには、次の物品を含む。

(1) チロシン（パラヒドロキシフェニルアラニン）

(2) セリン（アルファアミノベータヒドロキシプロピオン酸）：シルクガム及び多くのたんぱく質の分解生成物である。

(3) アミノサリチル酸（5-アミノサリチル酸及び4-アミノサリチル酸を含む。）：結晶性の粉末。5-アミノサリチル酸は有機合成に使用する（例えば、アゾ染料及び硫化染料の製造）。また、4-アミノサリチル酸のナトリウム塩は肺結核治療薬として使用する。

(4) メジフォキサミン（N, N-ジメチル-2, 2-ジフェノキシエチルアミン）：アセタール官能基を持つアミン化合物

(5) プロポキシカイン

＊

＊ ＊

なお、この項の物質のうち、国際的文書において麻薬又は向精神薬物として取り扱われているものは29類の末尾の「麻薬及び向精神薬物の一覧表」に掲げられている。

＊

＊ ＊

号の解説

2922. 11 から 2922. 50

これらの号において、エーテル官能基又は有機酸若しくは無機酸のエステル官能基は、酸素官能基のアミン官能基との位置関係によりアルコール官能基、フェノール官能基又は酸官能基のいずれかとみなされる。これらの場合において、アミン官能基とエーテル官能基又はエステル官能基の酸素原子の間に位置する酸素官能基のみが考慮される。アミン官能基を含むセグメントを母体セグメントと言う。例えば、3-（2-アミノエトキシ）プロピオン酸の化合物において、母体セグメントは、アミノエタノールであり、カルボン酸部分は分類に影響しないので、アミノアルコールのエーテルとして2922. 19号に分類される。

もし、化合物が、2個以上のエーテル官能基又はエステル官能基を含む場合、化合物の分類においては、それぞれエーテル官能基又はエステル官能基の酸素原子で化合物を分割し、アミン官能基と同じセグメントに位置する酸素官能基のみを考慮する。

もし、化合物が同じエーテル又はエステルに結びついたアミン官能基を2個以上持っている場

合は、数字上の配列において最後となる号に分類される。当該号の決定に際しては、エーテル官能基又はエステル官能基は、各々のアミン官能基との関係においてアルコール官能基、フェノール官能基又は酸官能基として考えられる。

メサドン（INN）（2922.31）は、メサドンのラセミ体（CAS RN 76-99-3）である。別個の立体異性体である *d*-メサドン及び *l*-メサドン並びにこれらの塩は、2922.31 号から除外される（2922.39）。

29.23 第四級アンモニウム塩、水酸化第四級アンモニウム及びレシチンその他のホスホアミノリピド（レシチンその他のホスホアミノリピドについては、化学的に単一であるかないかを問わない。）

2923.10-コリン及びその塩

2923.20-レシチンその他のホスホアミノリピド

2923.30-ペルフルオロオクタンスルホン酸テトラエチルアンモニウム

2923.40-ペルフルオロオクタンスルホン酸ジデシルジメチルアンモニウム

2923.90-その他のもの

有機の第四級アンモニウム塩は、1 個の四価の窒素陽イオン $R^1R^2R^3R^4N^+$ （ここで、 R^1 、 R^2 、 R^3 及び R^4 は同じか又は異なるアルキル基又はアリール基（メチル、エチル、トリル等））を有している。

この陽イオンは水酸化物イオン（ OH^- ）と結合し、無機の母体である水酸化アンモニウム NH_4OH に対応し、一般式 $R_4N^+OH^-$ の水酸化第四級アンモニウムを生じる。

ただし、残余の原子価が他の陰イオン（塩化物イオン、臭化物イオン、よう化物イオン等）で満たされた場合は、第四級アンモニウム塩になる。

第四級アンモニウム塩基の最も重要な塩及び置換誘導体は、次の物品である。

- （1）コリン、その塩及びその誘導体：水酸化ヒドロキシエチルトリメチルアンモニウムは胆汁、脳、卵黄及びすべての種子中に存在する。コリンから生物学的に重要な物質（例えば、アセチルコリン、メチルコリン）が得られる。
- （2）レシチンその他のホスホアミノリピド：これらはオレイン酸、パルミチン酸その他の脂肪酸とグリセロリン酸及びコリンその他の有機窒素塩基から成るエステル（ホスファチド）で、通常、黄かっ色ろう状の塊で、エチルアルコールに可溶である。レシチンは、卵黄（卵黄レシチン）及び動植物の組織中に含まれている。

商慣行上のレシチンもこの項に含まれるが、その主要なものは大豆レシチンで、アセトン不溶性のりん脂質（通常、重量比で 60～70%）、大豆油、脂肪酸及び炭水化物の混合物から成る。商慣行上の大豆レシチンはかっ色ないし淡黄色の多少粘ちような物質であるが、大豆油がアセトンで抽出された場合には、黄色を帯びた粒状となる。

卵黄レシチンは医薬に使用する。商慣行上の大豆レシチンは、食品工業、飼料工業染料、石油工業等において乳化剤、分散剤等として使用する。

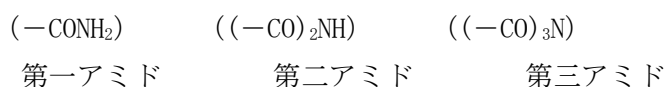
- (3) ペルフルオロオクタンスルホン酸テトラエチルアンモニウム及びペルフルオロオクタンスルホン酸ジデシルジメチルアンモニウム：これらはペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) の第四級アンモニウム塩である (29.04、29.22、29.35、38.08 及び 38.24 参照)。
- (4) よう化テトラメチルアンモニウム ($(\text{CH}_3)_4\text{NI}$)
- (5) 水酸化テトラメチルアンモニウム ($(\text{CH}_3)_4\text{NOH}$)
- (6) ぎ酸テトラメチルアンモニウム ($\text{HCOOH}(\text{CH}_3)_4$)：医薬に使用する。
- (7) ベタイン及び塩酸ベタイン：ベタインは分子内第四級塩である。ベタイン及び塩酸ベタインは、例えば、医薬、化粧品及び飼料に使用する。

29.24 カルボキシアミド官能化合物及び炭酸のアミド官能化合物

- 非環式アミド (非環式カルバマートを含む。) 及びその誘導体並びにこれらの塩
- 2924.11 —メプロバメート (INN)
- 2924.12 —フルオロアセトアミド (ISO)、モノクロトホス (ISO) 及びホスファミドン (ISO)
- 2924.19 —その他のもの
- 環式アミド (環式カルバマートを含む。) 及びその誘導体並びにこれらの塩
- 2924.21 —ウレイン及びその誘導体並びにこれらの塩
- 2924.23 —2-アセトアミド安息香酸 (N-アセチルアントラニル酸) 及びその塩
- 2924.24 —エチナメート (INN)
- 2924.25 —アラクロール (ISO)
- 2924.29 —その他のもの

この項には、カルボン酸及び炭酸のアミド誘導体を含むが、炭酸以外の無機酸のアミド誘導体は含まない (29.29)。

アミドは次の特性基を有する化合物である。



$(-\text{NH}_2)$ 基又は $(>\text{NH})$ 基の水素はアルキル基又はアリール基で置換されることがある。この場合の生成物は、N-置換アミドである。

この項のある種のアミドは、ジアゾ化し得るアミノ基を有している。これらのアミド及びその塩のうち、アゾ染料生成用のもので標準的な濃度に希釈したものも、この項に含む。

ウレインは、尿素の $-\text{NH}_2$ 基の 1 個以上の水素原子を脂環式基又はアリール基で置換したものである。

ウレイドは、尿素の $-\text{NH}_2$ 基の 1 個以上の水素原子を酸基で置換して得られる。

ただし、この項には、炭酸のジアミドである尿素 (H_2NCONH_2) を含まない。尿素は主として肥料に使用され、純粋であっても 31.02 項又は 31.05 項に属する。

(A) 非環式アミド

- (1) アセトアミド
- (2) アスパラギン：アスパラギン酸のモノアミドで、ある種の植物から抽出される結晶である。
- (3) 開環鎖式ウレイド（ブロモジエチルアセチル尿素、ブロモイソバレリル尿素）
- (4) カルバミン酸エチル（ウレタン）
- (5) グルタミン

この項には、1-シアノグアニジン（ジシアンジアミド）を含まない（29.26）。

(B) 環式アミド

- (1) ウレイン及びウレイド
主なウレインには、次の物品がある。
 - (i) パラーエトキシフェニル尿素（ズルチン）
 - (ii) ジエチルジフェニル尿素（セントラリット）
- (2) アセトアニリド、メチルアセトアニリド、エチルアセトアニリド、アセト-パラ-フェネチジン（フェナセチン）、パラ-アセトアミドフェノール及びパラ-アセトアミドザロール：医薬に使用する。
- (3) フェニルアセトアミド
- (4) 環式アミンのN-アセトアセチル誘導体（例えば、アセトアセロアニリド、ヒドロキシナフトエ酸のアミド（例えば、3-ヒドロキシ-2-ナフトアニリド）並びにジアトリゾン酸及びその塩（放射線検査用の造影剤としてしようする））：これらの化合物には商取引上「アリライド」として知られているものがある。
- (5) 2-アセトアミド安息香酸：無色から黄色までの針状、板状又は斜方結晶で、メタカロン（INN）製造の前駆物質として使用する（29 類の末尾の前駆物質のリストを参照）。
- (6) アラクロール（ISO）：2-クロロ-N-（2，6-ジエチルフェニル）-N-（メトキシメチル）アセトアミド（C₁₄H₂₀ClNO₂）
ただし、この項には、複素環式ウレイドを含まない（例えば、マロニル尿素（バルビツル酸）及びヒダントイン（29.33））。

＊

＊ ＊

この項の物質のうち、国際的文書において麻薬又は向精神薬物として取り扱われているものは、29 類の末尾の「麻薬及び向精神薬物の一覧表」に掲げられている。

29.25 カルボキシイミド官能化合物（サッカリン及びその塩を含む。）及びイミン官能化合物

ーイミド及びその誘導体並びにこれらの塩

2925.11ーサッカリン及びその塩

2925.12ーグルテチミド（INN）

2925.19ーその他のもの

ーイミン及びその誘導体並びにこれらの塩
2925.21ークロルジメホルム (ISO)
2925.29ーその他のもの

(A) イミド

イミドは、一般式 ($R=NH$ 、ここで R は二塩基アシル基) を有する。

- (1) サッカリン (1, 2-ベンズイソチアゾリン-3-オン-1, 1-ジオキシド) 及びその塩：サッカリンは無臭の白色結晶性の粉末で、強い甘味を有する。そのナトリウム塩及びアンモニウム塩は、それよりも甘味は少ないが溶解性が大きい。これらの物質の一のみから成る錠剤は、この項に属する。

ただし、乳糖のような食用品とサッカリン又はその塩との混合物から成る人の食用の調製品はこの項から除かれ、21.06 項に属する (38 類注 1 (b) 参照)。

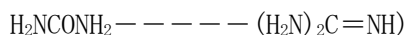
サッカリン又はその塩と炭酸水素ナトリウム (重炭酸ナトリウム) 及び酒石酸のような食用品以外の物質とから成る調製品は 38.24 項に属する。

- (2) こはく酸イミド：化学合成に使用する。
(3) フタル酸イミド：化学合成に使用する。
(4) グルテチミド：向精神薬物 (29 類の末尾の「麻薬及び向精神薬物の一覧表」参照)。無機酸の有機イミド誘導体は 29.29 項に属する。

(B) イミン

イミンは、イミドのように $=NH$ 基の特性を有するが、 $=NH$ 基は酸以外の有機の基と結合したものである ($R_2C=NH$)。

- (1) グアニジン：グアニジンはアンモニアとシアナミドの反応で得られるイミノウレアで、尿素の ($>C=O$) 基の酸素原子がイミノ基 ($=NH$) と置換した尿素からの誘導体である。



尿素-----グアニジン

グアニジンは、たんぱく質の酸化によっても生成されるが、また、合成によっても得られる。無色の結晶で潮解性がある。

その誘導体では、次の物質を含む。

- (a) ジフェニルグアニジン：ゴム加硫促進剤
(b) ジーオルトートリルグアニジン：ゴム加硫促進剤
(c) オルトートリルジグアニド：ゴム加硫促進剤
(2) アルドイミン：アルドイミンは、一般式 ($RCH=NR^1$)、(ここで R 及び R^1 はアルキル基又はアリール基 (メチル、エチル、フェニル等) 又は時に水素原子である。) を有している。
これらはシッフ塩基として知られる物品を構成する。最も重要なものは、次の物品である。
(a) エチリデンアニリン
(b) ブチリデンアニリン
(c) アルドール-アルファーナフチルアミン及びアルドール-ベータ-ナフチルアミン

(d) エチリデンーパラートルイジン

これらのものはゴム工業において使用する。

(3) イミノエーテル

(4) アミジン

(5) 2, 6-ジクロロフェノールインドフェノール

ただし、この項にはアルドイミンの環式ポリマーを含まない (29.33)。

29.26 ニトリル官能化合物

2926.10-アクリロニトリル

2926.20-1-シアノグアニジン (ジシアンジアミド)

2926.30-フェンプロポレクス (INN) 及びその塩並びにメサドン (INN) 中間体 (4-シアノ-2-ジメチルアミノ-4, 4-ジフェニルブタン)

2926.40-アルファーフェニルアセトアセトニトリル

2926.90-その他のもの

ニトリルの一般式は $RC\equiv N$ で、Rはアルキル基又はアリール基、時には窒素である。モノニトリル、ジニトリル又はトリニトリルはそれぞれ各分子中にシアノ官能基 ($-CN$) を1個、2個又は3個有する。

この項には次の物品を含む。

(1) アクリロニトリル：無色の粘性の低い液体である。

アクリロニトリル重合体及びアクリロニトリル共重合体は含まない。これらは、プラスチック (39類)、又は合成ゴム (40類) を構成する。

(2) 1-シアノグアニジン (ジシアンジアミド)：純白の結晶である。

(3) アセトアルデヒドシアノヒドリン

(4) アセトニトリル

(5) アジポニトリル

(6) アミノフェニルアセトニトリル

(7) ベンゾニトリル

(8) アセトンシアノヒドリン

(9) シアノアセトアミド

(10) シアノピナコリン

(11) ヒドロキシフェニルアセトニトリル

(12) イミノジアセトニトリル

(13) ニトロベンゾニトリル

(14) ナフトニトリル

(15) ニトロフェニルアセトニトリル

(16) フェニルシアナミド

(17) トリシアノトリメチルアミン

(18) メサドン中間体 (Methadone-intermediate (I N N)) : 29 類の末尾の「麻薬及び向精神薬物の一覧表」参照

(19) アルファーフェニルアセトアセトニトリル (APAAN) : 3-オキソ-2-フェニルブタンニトリル (29 類の末尾の「麻薬及び向精神薬物の一覧表 III. 前駆物質」参照)

29.27 ジアゾ化合物、アゾ化合物及びアゾキシ化合物

これらの化合物は、二重結合で結合した 2 個の窒素原子を有し、芳香族系に属するものが最も重要である。

(A) ジアゾ化合物

このグループの物品には、次のものを含む。

(1) ジアゾニウム塩: ジアゾニウム塩は一般式 $RN_2^+X^-$ (ここで、R は有機基及び X^- は陰イオン) で表される化合物である。例えば、次の物品がある。

(a) 塩化ベンゼンジアゾニウム

(b) テトラフルオロほう酸ベンゼンジアゾニウム

この項には、ジアゾニウム塩を含む (安定化しているかいないかを問わない)。

この項には、アゾ染料を製造するため、例えば、硫酸ナトリウムのような中性塩の添加により、標準的な濃度に希釈したジアゾニウム塩を含む。

(2) 一般式 RN_2 で表される化合物 (ここで、R は有機基である。) : 例えば、次の物品がある。

(a) ジアゾメタン

(b) ジアゾ酢酸エチル

(3) 一般式 $R^1-N=N-N-(R^2)R^3$ で表される化合物 (ここで、 R^1 及び R^2 は有機基であり、 R^3 は有機基又は水素原子である。) : 例えば、次の物品がある。

(a) ジアゾアミノベンゼン (ここで $R^1=R^2$)

(b) N-メチルジアゾアミノベンゼン (ここで $R^1=R^2$)

(c) 3, 3-ジフェニル-1-パラートリルトリアゼン (ここで $R^1=R^2$)

(B) アゾ化合物

これらは $R^1-N=N-R^2$ 基 (ここで、 R^1 及び R^2 はその炭素原子の 1 個が直接その窒素原子の 1 個と結合する有機基である。) を有する化合物であり、例えば、次の物品がある。

(1) アゾベンゼン (ここで $R^1=R^2$)

(2) アゾトルエン (ここで $R^1=R^2$)

(3) アゾナフタレン (ここで $R^1=R^2$)

(4) 2, 2'-ジメチル-2, 2'-アゾジプロピオニトリル (ここで $R^1=R^2$)

(5) アミノアゾベンゼンスルホン酸

(6) パラ-アミノアゾベンゼン

R¹ 及び R² 基そのものが、さらに—N=N—基を有していることがある（ビスアゾ化合物、トリシアゾ化合物等）。

（C）アゾキシ化合物

これらは一般式 R¹—N₂O—R²（ここで、酸素原子が 2 個の窒素原子のうちの 1 個に結合している。また、R¹ 及び R² は通常、アリール基である。）で表される化合物である。

アゾキシ化合物は、一般に、淡黄色の結晶性物質である。これらは、次の物品を含む。

- （1）アゾキシベンゼン
- （2）アゾキシトルエン
- （3）パラ—アゾキシアニソール
- （4）パラ—アゾキシフェネトール
- （5）アゾキシ安息香酸
- （6）アゾキシけい皮酸
- （7）アゾキシトルイジン

＊

＊ ＊

ジアゾ化合物及びアゾ化合物は、アゾ染料形成の出発原料である。これから生じる置換誘導体もこの項に含まれる。

有機着色剤は、この項には含まれず、32 類に属する。

29. 28 ヒドラジン又はヒドロキシルアミンの有機誘導体

この項は、ヒドラジンそのもの及びヒドロキシルアミンそのもの並びにこれらの無機塩 (28. 25) を含まず、これらの有機誘導体のみを含む。

ヒドラジン (H₂NNH₂) は 1 個以上の水素原子の置換によって、例えば、(RHNNH₂) 及び (RHNNHR¹)（ここで R 及び R¹ は有機基を表す。）のような誘導体を生じる。

ヒドロキシルアミン (H₂NOH) もまた、1 個以上の水素原子の置換により多数の誘導体を得ることが可能である。

キノンオキシムの互変異性体であるニトロソフェノール及びキノンイミンオキシムの互変異性体であるニトロソアミンはこの項に含まない（解説 29. 08 及び 29. 21 参照）。

ヒドラジン及びヒドロキシルアミンの有機誘導体では、次の物品を含む。

- （1）フェニルヒドラジン
- （2）トリルヒドラジン
- （3）メチルフェニルヒドラジン
- （4）ブロモフェニルヒドラジン
- （5）ベンジルフェニルヒドラジン
- （6）ナフチルヒドラジン

- (7) フェニルヒドロキシルアミン
- (8) ニトロソフェニルヒドロキシルアミン
- (9) ジメチルグリオキシム
- (10) フェニルグルコサゾン
- (11) フェニルグリオキシム
- (12) アセトアルデヒドフェニルヒドラゾン
- (13) アセトアルドキシム
- (14) アセトフェノキシム
- (15) アセトキシム
- (16) ベンズアルデヒドセミカルバゾン
- (17) ベンズアルドキシム
- (18) ベンジリデンアセトキシム
- (19) ヒドロキサム酸
- (20) ジフェニルカルバジド
- (21) セミカルバジド (カルバミルヒドラジン)
- (22) フェニルセミカルバジド (1-カルバミル-2-フェニルヒドラジン)
- (23) 第四級ヒドラジニウム塩及び第四級ヒドラジニウム塩基
- (24) カルボン酸のヒドラジド
- (25) ヒドラジジン

29.29 その他の窒素官能基を有する化合物

2929.10-イソシアナート

2929.90-その他のもの

この項には、次の物品を含む。

(1) イソシアナート

このグループの化学品は、単官能及び多官能性のイソシアナートを含む。メチレンジフェニルイソシアナート (MDI)、ヘキサメチレンジイソシアナート (HDI)、トルエンジイソシアナート (TDI) 及びトルエンジイソシアナートダイマーのような2又はそれ以上の多官能性のイソシアナートは、ポリウレタンの製造において広く使用される。

この項は、ポリ (メチレンジフェニルイソシアナート) (粗MDI又は高分子MDI) を含まない (39.09)。

(2) イソシアニド (カルビラミン)

(3) カルボン酸のアジド

(4) 無機酸 (炭酸を除く。) の有機置換アミド誘導体及び無機酸の有機置換イミド誘導体

(5) カルシウムシクラメート (シクロヘキシルスルファミン酸カルシウム)

(6) オクタメチルピロリン酸アミド (OMPA)

- (7) ジメチルニトロソアミン
- (8) メチルトリニトロフェニルニトロアミン (テトリル) 等：爆薬として使用する。
- (9) ニトログアニジン：爆薬

第 10 節

オルガノインオルガニック化合物、複素環式化合物
及び核酸並びにこれらの塩並びにスルホンアミド

総 説

29.30 項及び 29.31 項に含まれるオルガノインオルガニック化合物は、その分子中に水素、酸素又は窒素の原子のほか硫黄、砒 (ひ) 素、鉛等のような非金属または金属の原子が炭素原子と直接に結合しているものを含有する有機化合物である。

29.30 項 (有機硫黄化合物) 及び 29.31 項 (その他のオルガノインオルガニック化合物) には、炭素原子と直接に結合している原子が水素、酸素又は窒素の原子のほかスルホン化誘導体又はハロゲン化誘導体 (これらの複合誘導体を含む。) の特性を与える硫黄又はハロゲンのみであるものを含まない。29.32 項から 29.34 項には複素環式化合物を含む。

複素環とは、環を 1 個以上有し、その環に炭素原子のほか、酸素、窒素、硫黄のような元素を有する化合物をいう。このような複素環グループには、次のものがある。

(A) 五員環

- (1) ヘテロ原子を 1 個含むもの：
 - (a) 酸素のもの：フラングループ (29.32)
 - (b) 硫黄のもの：チオフェングループ (29.34)
 - (c) 窒素のもの：ピロールグループ (29.33)
- (2) ヘテロ原子を 2 個含むもの：
 - (a) 酸素 1 個と窒素 1 個：オキサゾールグループ及びイソオキサゾールグループ (29.34)
 - (b) 硫黄 1 個と窒素 1 個：チアゾールグループ (29.34)
 - (c) 窒素 2 個：イミダゾールグループ及びピラゾールグループ (29.33)
- (3) ヘテロ原子を 3 個以上含むもの：
 - (a) 酸素 1 個と窒素 2 個：フラザングループ (29.34)
 - (b) 窒素 3 個：トリアゾールグループ (29.33)
 - (c) 窒素 4 個：テトラゾールグループ (29.33)

(B) 六員環

- (1) ヘテロ原子を 1 個含むもの：
 - (a) 酸素のもの：ピラングループ (29.32)

- (b) 硫黄のもの：チイン（チアピラン）グループ（29.34）
- (c) 窒素のもの：ピリジングループ（29.33）
- (2) ヘテロ原子を2個含むもの：
 - (a) 酸素1個と窒素1個：オキサジングループ（29.34）
 - (b) 硫黄1個と窒素1個：チアジングループ（29.34）
 - (c) 窒素2個：ピリダジングループ、ピリミジングループ、ピラジングループ及びピペラジングループ（29.33）

(C) 比較的複雑なその他の複素環式化合物

これらは、五員環又は六員環の複素環式化合物と他の炭素環との縮合によって得られる。
例えば、次のグループを含む。

- (a) クマロン（29.32）
- (b) ベンゾピラン（29.32）
- (c) キサンテン（29.32）
- (d) インドール（29.33）
- (e) キノリン及びイソキノリン（29.33）
- (f) アクリジン（29.33）
- (g) ベンゾチオフェン（チオナフテン）（29.34）
- (h) インダゾール（29.33）
- (ij) ベンゾイミダゾール（29.33）
- (k) フェナジン（29.33）
- (l) フェノキサジン（29.34）
- (m) ベンゾオキサゾール（29.34）
- (n) カルバゾール（29.33）
- (o) キナゾリン（29.33）
- (p) ベンゾチアゾール（29.34）

＊

＊ ＊

29.32 項から 29.34 項までにおいて、一以上の複素環が含まれる化合物に関して、複素環のうち一つのみが 29.32 項から 29.34 項までのいずれかの号に特掲されているものは、当該号に分類される。しかしながら、二以上の複素環が号レベルで 29.32 項から 29.34 項までに特掲されるのであれば、数字上の配列において最後となる号に分類される。

29.30 有機硫黄化合物

2930.10－2－（N，N－ジメチルアミノ）エタンチオール

2930.20－チオカルバマート及びジチオカルバマート

2930.30－チウラムモノスルフィド、チウラムジスルフィド及びチウラムテトラスルフィド

2930.40－メチオニン

2930.60-2-(N, N-ジエチルアミノ)エタンチオール

2930.70-ビス(2-ヒドロキシエチル)スルフィド(チオジグリコール(I NN))

2930.80-アルジカルブ(I SO)、カプタホール(I SO)及びメタミドホス(I SO)

2930.90-その他のもの

この項には、分子中に炭素原子に直接結合している硫黄原子を持つ有機硫黄化合物を含み(注6参照)、また、硫黄原子の他にその他の非金属又は金属原子が直接炭素原子と結合している化合物も含む。

(A) ジチオカルボナート(キサントゲン酸塩)

これらは、ジチオ炭酸のモノエステルの塩又はジエステルであり、一般式 $(ROC(S)SR^1)$ に相当する。ここでRは有機基、 R^1 は金属(ナトリウム、カリウム等)又は有機基をいう。

- (1) エチルジチオ炭酸ナトリウム(エチルキサントゲン酸ナトリウム): 無定形、合成インジゴの製造及び浮遊選鉱に使用する。
- (2) エチルジチオ炭酸カリウム(エチルキサントゲン酸カリウム): 黄色味がかった油状結晶、鉛鉱及び亜鉛鉱の浮遊選鉱剤として、また防虫剤及び防かび剤として使用する。
- (3) メチルジチオ炭酸塩(メチルキサントゲン酸塩)、ブチルジチオ炭酸塩(ブチルキサントゲン酸塩)、ペンチルジチオ炭酸塩(ペンチルキサントゲン酸塩)及びベンジルジチオ炭酸塩(ベンジルキサントゲン酸塩)

(B) チオカルバマート、ジチオカルバマート及びチウラムスルフィド

- (1) チオカルバマートは、 NH_2 基の水素原子がアルキル基又はアリール基で置換されているかいないかを問わず、遊離状態では存在しないチオカルバミン酸(H_2NCOSH 又は H_2NCSOH)の塩及びエステルを含む。
- (2) ジチオカルバマートは、 NH_2 基の水素原子がアルキル基又はアリール基で置換されているかいないかを問わず、ジチオカルバミン酸の塩及びエステルを含む。ジチオカルバミン酸誘導体の金属塩(例えば、ジチオカルバミン酸亜鉛)はゴム加硫促進剤としてゴム工業で利用される。
- (3) チウラムモノスルフィド、チウラムジスルフィド又はチウラムテトラスルフィド: アルキル置換誘導体(例えば、テトラエチルチウラムジスルフィド)はゴム加硫促進剤として使用する。

(C) スルフィド(又はチオエーテル)

これらは、酸素原子が硫黄原子と置換したエーテルとみなされる。

(ROR^1) (RSR^1)

エーテル

スルフィド

- (1) メチオニン: 白色板状又は粉状。アミノ酸の一種である。人間の栄養物の必須成分で体で合成できない。

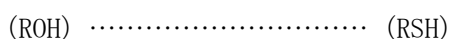
- (2) ジメチルスルフィド、ジフェニルスルフィド：不快臭の強い無色の液体である。
- (3) ビス（2-ヒドロキシエチル）スルフィド又はチオジグリコール（INN）：液体で、なせんの染料用溶媒に使用する。
- (4) チオアニリン又は4, 4'-ジアミノジフェニルスルフィド

(D) チオアミド

- (1) チオ尿素 (H_2NCSNH_2)：チオ炭酸のジアミドであり、このため尿素の硫黄類似物とみられる。光沢ある白色結晶。写真用、染色助剤として、また、染料及び医薬工業における中間体の製造に使用する。
- (2) チオカルバニリド(ジフェニルチオ尿素)：無色の結晶性タブレット又は無定形の白色粉末。染料工業（硫化染料、インジゴ）及び合成医薬品製造における中間体の製造に、また、ゴムの加硫促進剤として及び鉱石の浮遊選鉱に使用する。
- (3) ジーオルトートリルチオ尿素：白色粉で水に不溶。ゴム加硫促進剤として使用する。

(E) チオール（メルカプタン）

これらの硫黄化合物は酸素原子が硫黄原子と置換したアルコール又はフェノールに相当する。



アルコール又はフェノール メルカプタン

- (1) チオアルコール：アルコールと同様に、それぞれ ($-\text{CH}_2\text{SH}$) 基 ($>\text{CHSH}$) 基又は (>SH) 基を有する第一級、第二級又は第三級がある。これらは通常、不快臭を有する無色又は黄色の液体である。
- (a) メタンチオール（メチルメルカプタン）
- (b) エタンチオール（エチルメルカプタン）
- (c) ブタンチオール（ブチルメルカプタン）
- (d) ペンタンチオール（ペンチルメルカプタン）
- (2) チオフェノール
- (a) チオフェノール ($\text{C}_6\text{H}_5\text{SH}$)
- (b) オルトーメルカプト安息香酸、時には、チオサリチル酸と記述されることがある。

(F) チオアルデヒド

一般式 (RCSH)

(G) チオケトン

一般式 (RCSR^1)

(H) チオ酸

一般式 (RCOSH 又は RCSOH 及び RCSSH)

例えば、ジチオサリチル酸 ($\text{HOC}_6\text{H}_4\text{CSSH}$) がある。しかし、この名称は多くの場合ジ（オルトー

カルボキシフェニル) ジスルフィドを示す。

(IJ) スルフィン酸、スルホキシド及びスルホン

これらの一般式は、それぞれ (RSO_2H) 、 (RSOR^1) 及び (RSO_2R^1) であり、例えば、無色の結晶で医薬に使用されるスルホナールがある。

(K) イソチオシアネート

一般式 $(\text{RN}=\text{CS})$

これらは、イソチオシアン酸のエステルとみなせる。これらには、イソチオシアン酸エチル、イソチオシアン酸フェニル及びイソチオシアン酸アリル（人造からし油）を含む。

29.31 その他のオルガノインオルガニック化合物

2931.10—テトラメチル鉛及びテトラエチル鉛

2931.20—トリブチルすず化合物

—非ハロゲン化有機りん誘導体

2931.41—メチルホスホン酸ジメチル

2931.42—プロピルホスホン酸ジメチル

2931.43—エチルホスホン酸ジエチル

2931.44—メチルホスホン酸

2931.45—メチルホスホン酸と（アミノイミノメチル）尿素との1：1の割合の塩

2931.46—2, 4, 6—トリプロピル—1, 3, 5, 2, 4, 6—トリオキサトリホスホン酸2, 4, 6—トリオキシド

2931.47—（5—エチル—2—メチル—2—オキシド—1, 3, 2—ジオキサホスフィナン—5—イル）メチルメチルメチルホスホネート

2931.48—3, 9—ジメチル—2, 4, 8, 10—テトラオキサー—3, 9—ジホスファスピロ[5.5]ウンデカン3, 9—ジオキシド

2931.49—その他のもの

—ハロゲン化有機りん誘導体

2931.51—メチルホスホン酸ジクロリド

2931.52—プロピルホスホン酸ジクロリド

2931.53—O—（3—クロロプロピル）O—[4—ニトロ—3—（トリフロオロメチル）フェニル]メチルホスホノチオネート

2931.54—トリクロロフォン（ISO）

2931.59—その他のもの

2931.90—その他のもの

この項には、次の物品を含む。

(1) テトラメチル鉛($\text{Pb}(\text{CH}_3)_4$)及びテトラエチル鉛 ($\text{Pb}(\text{C}_2\text{H}_5)_4$) : 揮発性の液体で、純粋なものは無色であるが、工業用のものは黄色である。有毒であり、アンチノック剤として効果が高い。

(2) トリブチルすず化合物

(3) 有機りん化合物

これらは、炭素原子に直接結合したりん原子を少なくとも1個以上含む有機化合物である。このグループには、次の物品を含む。

(I) 非ハロゲン化有機りん誘導体

例えば、次のような物品がある。

(a) メチルホスホン酸ジメチル、プロピルホスホン酸ジメチル、エチルホスホン酸ジエチル及びメチルホスホン酸

(b) メチルホスホン酸と(アミノイミノメチル)尿素との1:1の割合の塩

(c) 2, 4, 6-トリプロピル-1, 3, 5, 2, 4, 6-トリオキサトリホスホン酸
2, 4, 6-トリオキシド

(d) (5-エチル-2-メチル-2-オキシド-1, 3, 2-ジオキサホスフィナン-5-イル)メチルメチルメチルホスホネート

(e) 3, 9-ジメチル-2, 4, 8, 10-テトラオキサー-3, 9-ジオホスファスピロ
[5. 5]ウンデカン3, 9-ジオキシド

(f) メチルホスホン酸3-(トリヒドロキシシリル)プロピルナトリウム

(II) ハロゲン化有機りん誘導体

例えば、次のような物品がある。

(a) 二塩化メチルホスホン酸

(b) 二塩化プロピルホスホン酸

(c) *O*-(3-クロロプロピル)*O*-[4-ニトロ-3-(トリフルオロメチル)フェニル]メチルホスホノチオネート

(d) トリクロロフォン (ISO)

(e) *O*-イソプロピル=メチルホスホノフルオリダート (サリン)

(f) *O*-ピナコリル=メチルホスホノフルオリダート (ソマン)

(I) 及び (II) に記載される化学物質の取引は、ロッテルダム条約によって規制されているトリクロロフォン (ISO) を除き、化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約(化学兵器禁止条約)によって規制されている。

(4) 有機けい素化合物: これらは、けい素が有機基の少なくとも1つの炭素に直接結合している化学的に単一の化合物である。これらの化合物は、有機シラン及びシロキサンを含む。これらは、シリコーン製造のため重合されるのがある。シランには、クロロシラン (例えば、ジメチルジクロロシラン)、アルコキシシラン (例えば、メチルトリメトキシシラン)、アルキル又はアリールシラン (例えば、ジフェニルシランジオール、テトラメチルシラン) 及びその他の多官能(アミノ、ニトリル、オキシラニル、オキシモ、アセトキシ等)シランを含む。シロキサンには、ヘキサメチルジシロキサン、オクタメチルトリシロキサン、オクタメ

チルシクロテトラシロキサン、デカメチルシクロペンタシロキサン及びドデカメチルシクロヘキサシロキサンを含む。この項には、ヘキサメチルジシラザン及び有機ジシランを含む。

この項は、無機けい素化合物（一般に、28 類に属する（例えば、四塩化けい素（ SiCl_4 ）（28.12）、トリクロロシラン（ SiHCl_3 ）（28.53））を含まない。けい酸のエステル及びその塩は、29.20 項に属する。化学的に単一な有機けい素化合物の意図的な混合物は、この表の他の項に属する（一般に、38.24 項）。この項には、その分子中にけい素－酸素－けい素結合を2個以上有し、かつ、けい素原子に直接けい素－炭素結合で結合している有機基を含むもので化学的に単一でないものを含まない。これらは、39.10 項のシリコーンである。

(5) 鉄カルボニル、ニッケルカルボニル等

(6) 有機砒素化合物：

(a) メチルアルソン酸（ $\text{CH}_3\text{AsO}(\text{OH})_2$ ）及びその塩：メチルアルソン酸はフレーク状に結晶し、メチルアルソン酸ナトリウム（無色で医薬に使用する。）のような結晶性の塩を生成する。

(b) カコジル酸及びその塩：カコジルとして知られている（ $-\text{As}(\text{CH}_3)_2$ ）基を有し医薬に使用する。

カコジル酸は、無色無臭の結晶で、その主なる塩はカコジル酸ナトリウム（白色の結晶性粉末）である。

(c) パラーアミノフェニルアルソン酸（ $\text{H}_2\text{NC}_6\text{H}_4\text{AsO}(\text{OH})_2$ ）及びその塩：パラーアミノフェニルアルソン酸は光沢のある白色針状結晶。主な塩はパラーアミノフェニルアルソン酸ナトリウム（無臭の白色結晶性粉末）であり、医薬特に睡眠薬に使用する。

(d) アミノヒドロキシフェニルアルソン酸、そのホルミル誘導体及びアセチル誘導体並びにこれらの塩

(e) アルセノベンゼン（ $\text{C}_6\text{H}_5\text{As}=\text{AsC}_6\text{H}_5$ ）及びその誘導体：アゾ化合物に類似した化合物ではあるが、アゾ基（ $-\text{N}=\text{N}-$ ）の代わりにアルセノ基（ $-\text{As}=\text{As}-$ ）を有する。

(7) オルトーヨードソ安息香酸

(8) 金属アルキル、金属フラーレン、メタロセン

この項には、分子中に炭素原子に直接結合している硫黄原子を持つ有機化合物を含まない（注6 参照）。分子中に硫黄原子の他にその他の非金属又は金属原子が直接炭素原子と結合している化合物を含まない（例えば、フォノフォス（ I S O ））（29.30）。

この項には、分子中に1以上の水銀原子（特に、 $-\text{HgX}$ 基）を有する有機水銀化合物を含まない（ここでXは無機又は有機酸の残基である。）（28.52）。

29.32 複素環式化合物（ヘテロ原子として酸素のみを有するものに限る。）

－非縮合フラン環（水素添加してあるかないかを問わない。）を有する化合物

2932.11－テトラヒドロフラン

2932.12－2－フルアルデヒド（フルフラール）

2932.13－フルフリルアルコール及びテトラヒドロフルフリルアルコール

2932. 14ーースクラロース

2932. 19ーーその他のもの

2932. 20ーラクトン

ーその他のもの

2932. 91ーーイソサフロール

2932. 92ーー 1ー (1, 3ーベンゾジオキソールー 5ーイル) プロパンー 2ーオン

2932. 93ーーピペロナール

2932. 94ーーサフロール

2932. 95ーーテトラヒドロカンナビノール (すべての異性体を含む。)

2932. 96ーーカルボフラン (ISO)

2932. 99ーーその他のもの

この項に含まれる複素環式化合物には、次の物品がある。

(A) 非縮合フラン環 (水素添加してあるかないかを問わない。) を有する化合物

これらには、次の物品を含む。

(1) テトラヒドロフラン：無色の液体

(2) 2ーフルアルデヒド (フルフラール)：穀類のふすま等を硫酸と蒸留して得られる特有の芳香を有する無色の液体で、空気中にさらすと黄色からかっ色に変わる。鉱物油の精製、合成樹脂製造、ニトロセルロース及びワニスの溶剤、殺虫剤等に使用する。

(3) フルフリルアルコール：無色の液体で空気にさらすと暗色化する。濃い無機酸と激しく反応する。ニトロセルロースの溶剤、ワニス、防水染料の製造に使用する。

(4) テトラヒドロフルフリルアルコール：無色の液体

(5) スクラロース (1, 6ージクロロー 1, 6ージデオキシー β -D-フラクトフラノシルー 4ークロロー 4ーデオキシー α -D-ガラクトピラノシド)：無臭で、白色か白色がかった結晶性の粉末。主に医薬用や食用、特に糖尿病患者の治療用及び食餌療法用に使用される人工甘味料。

(6) フラン

(B) ラクトン

これらの化合物は、アルコール官能基又はフェノール基を有するカルボン酸の脱水により生じる分子内エステルである。その分子はその環の中に 1 以上のエステル官能基を有する。これらの化合物は、存在するエステル官能基の数によって、モノラクトン、ジラクトン、トリラクトン等として知られている。

しかしながら、多塩基酸と多価アルコールの環式エステルは含まない。(注 7 参照)

ラクトンはかなり安定な化合物ではあるが、アルカリによって容易に開環することがその特徴である。

これらには、次の物品を含む。

(a) クマリン (1, 2ーベンゾピロン)：これは、オルトクマル酸のラクトンで白色フレーク状結晶である。香料及び医薬で使用するほか、バター、ひまし油、薬剤等の香味料と

して使用する。また、植物の発芽を抑制する。

- (b) メチルクマリン：クマリンと同様の外観を持ち、香料に使用する。
- (c) エチルクマリン
- (d) ジクマロール（ジクマリン）：結晶性で抗凝血剤として手術に使用する。
- (e) 7-ヒドロキシクマリン（ウンベリフェロン）：白色結晶で、紫外線を吸収する性質を持つので日やけ止めローション及び日やけクリームに使用する。
- (f) ジヒドロキシクマリン（エスクレチン及びダフネチン）：熱水に可溶の結晶ジヒドロキシクマリン（エスクレチン及びダフネチン）のグリコシドは 29.38 項に属する。
- (g) ノナラクトン：無色又は黄色味がかった液体で香料に使用する。
- (h) ウンデカラクトン：ノナラクトンに類似した外観で、用途も同様である。
- (i,j) プチノラクトン（ヒドロキシ酪酸ラクトン）：芳香を有する無色の液体で水と混和する。
合成樹脂の中間生成物及び溶剤である。ペンキの汚れ除去剤及び石油工業に使用する。
- (k) プロピオノラクトン：水に可溶の液体で、消毒、殺菌剤に使用する。
- (l) グルクロノラクトン（グルクロン酸ラクトン）：白色粉末で水に非常に溶けやすく、医薬及び生長促進剤として使用する。
- (m) D-グルコノラクトン（グルコン酸-デルターラクトン）：可溶性の結晶で酸味剤として食品に使用する。
- (n) パントラクトン：可溶性の結晶。パントテン酸の調製に使用する。
- (o) サントニン：サントニン酸の分子内エステルで、セメンシナ（キク科ヨモギ属植物 *Artemisia cina* の乾燥した頭花）から抽出する。無色、無臭の結晶で、かなり強力な駆虫剤（虫下し）である。
- (p) フェノールフタレイン：無水フタル酸と石炭酸を縮合させて得られる。白色又は淡黄白色の結晶性粉末で、無臭であり、エタノールに可溶。アルカリと反応して桃赤色を呈するが、酸性にすると無色になる。分析試薬、緩下剤として使用する。

このグループには、インドフェノールフタレイン（黄色粉末で緩下剤として使用する。）を含む。

ただし、この項には、次の物品を含まない。

- (i) フタレインテトラハライドのナトリウム誘導体 (29.18)
- (ii) フルオレセイン（レゾルシノール-フタレイン）(32.04)
- (q) チモールフタレイン：白色結晶で、分析試薬及び医薬として使用する。
- (r) イソアスコルビン酸：粉状結晶
ただし、この項はアスコルビン酸を含まないことに注意する必要がある (29.36)。
- (s) デヒドロ酢酸：無色の結晶で水に不溶である。
- (t) アンブレットリド：じゃ香臭のある無色の液体で香料に使用する。
- (u) ジケテン：吸湿性のない無色の液体
- (v) 3, 6-ジメチル-1, 4-ジオキササン-2, 5-ジオン
- (C) その他の複素環式化合物（ヘテロ原子として酸素のみを有するものに限る。）

これらには、次の物品を含む。

- (1) ベンゾフラン (クマロン) : コールタールの軽質留分中に存在する。無色の液体で、人造プラスチック (クマロン樹脂) 等の製造に使用する。
- (2) 1, 3-ジオキソラン
- (3) 1, 4-ジオキサソ (ジエチレンジオキシド) : 溶媒として使用する。
- (4) 1, 3-ジオキサン
- (5) サフロール : サッサfras油から得られる。次第に黄変する無色の液体で、香料、メチレンジオキシアニフェタミン及びメチレンジオキシメタンフェタミンの前駆物質として使用する (29 類の末尾の前駆物質のリストを参照)。
- (6) イソサフロール : サフロールから得られ、香料、メチレンジオキシアニフェタミン及びメチレンジオキシメタンフェタミンの前駆物質として使用する (29 類の末尾の前駆物質のリストを参照)。
- (7) テトラヒドロカンナビノール
- (8) ピペロナル (ピペロニルアルデヒド又はヘリオトロピン) ($\text{CH}_2\text{O}_2\text{C}_6\text{H}_3\text{CHO}$) : ヘリオトロプの香気を有する白色の結晶又はフレーク状で、香料及びリキュールの香り付け、並びにメチレンジオキシアニフェタミン及びメチレンジオキシメタンフェタミンの前駆物質として使用する (29 類の末尾の前駆物質のリストを参照)。
- (9) ピペロニル酸
- (10) 1 - (1, 3-ベンゾジオキソール-5-イル) プロパン-2-オン (3, 4-メチレンジオキシフェニルアセトン) : 白色から黄色までの結晶でメチレンジオキシアニフェタミン及びメチレンジオキシメタンフェタミン製造の前駆物質として使用する (29 類の末尾の前駆物質のリストを参照)。
- (11) カルボフラン (ISO) : 最も毒性が高いカルバミン酸エステル系殺虫剤の一つである。その取引は、ロッテルダム条約によって規制されている。

ヒドロ水銀化ジブromofluorescein (Hydromercuridibromofluorescein) は、第 28.52 項に属する。

*

* *

この項の物質のうち、国際的文書において、麻薬又は向精神薬物として取り扱われているものは、29 類の末尾の「麻薬及び向精神薬物の一覧表」に掲げられている。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) ケトンペルオキシド (29.09)
- (b) 三員環のエポキシド (29.10)
- (c) アルデヒドの環式重合体 (29.12) 及びチオアルデヒドの環式重合体 (29.30)
- (d) 多塩基カルボン酸の無水物及び多塩基酸と多価アルコール又は多価フェノールの環式エステル (29.17)

*

* *

号の解説

2932. 20

ラクトンの同じ環にラクトン基の酸素原子の他にヘテロ原子を含むものは、このラクトンの号に分類しない。このような場合には、そのヘテロ原子を考慮して所属が決定される。したがって、例えば、無水メチレンクエン酸は 2932. 99 号に属し、2932. 20 号には属しない。

もし、エステル官能基が、2 以上の環の一部を形成しており、かつ、これらの環の一つが、ラクトン基の酸素原子以外のヘテロ原子を含まなければ、当該分子は、ラクトンとみなされる。

2932. 20 号に分類されるためには、ラクトンは、基のそれぞれの末端で一つ以上の炭素原子によって分離される異なるラクトン基を持たなくてはならない。しかしながら、2 以上のラクトン基を分けかつ隣接している炭素原子が、オキソ基 ($>C=O$)、イミノ基 ($>C=NH$) 又はチオオキソ基 ($>C=S$) である化合物はこの号に含まない。

29. 33 複素環式化合物（ヘテロ原子として窒素のみを有するものに限る。）

－非縮合ピラゾール環（水素添加してあるかないかを問わない。）を有する化合物

2933. 11－フェナゾン（アンチピリン）及びその誘導体

2933. 19－その他のもの

－非縮合イミダゾール環（水素添加してあるかないかを問わない。）を有する化合物

2933. 21－ヒダントイン及びその誘導体

2933. 29－その他のもの

－非縮合ピリジン環（水素添加してあるかないかを問わない。）を有する化合物

2933. 31－ピリジン及びその塩

2933. 32－ピペリジン及びその塩

2933. 33－アルフェンタニル（INN）、アニレリジン（INN）、ベジトラミド（INN）、プロマゼパム（INN）、カーフェンタニル（INN）、ジフェノキシシン（INN）、ジフェノキシレート（INN）、ジピパノン（INN）、フェンタニル（INN）、ケトベミドン（INN）、メチルフェニデート（INN）、ペンタゾシン（INN）、ペチジン（INN）、ペチジン（INN）中間体A、フェンシクリジン（INN）（PCP）、フェノペリジン（INN）、ピプラドロール（INN）、ピリトラミド（INN）、プロピラム（INN）、レミフェンタニル（INN）及びトリメペリジン（INN）並びにこれらの塩

2933. 34－その他のフェンタニル及びその誘導体

2933. 35－3-キヌクリジノール

2933. 36－4-アニリノ-N-フェネチルピペリジン（ANPP）

2933. 37－N-フェネチル-4-ピペリドン（NPP）

2933. 39－その他のもの

－キノリン環又はイソキノリン環（水素添加してあるかないかを問わないものとし、更に縮合したものを除く。）を有する化合物

2933. 41ーレボルファノール (INN) 及びその塩

2933. 49ーその他のもの

ーピリミジン環 (水素添加してあるかないかを問わない。) 又はピペラジン環を有する化合物

2933. 52ーマロニル尿素 (バルビツル酸) 及びその塩

2933. 53ーアロバルビタール (INN)、アモバルビタール (INN)、バルビタール (INN)、ブタルビタール (INN)、ブトバルビタール、シクロバルビタール (INN)、メチルフェノバルビタール (INN)、ペントバルビタール (INN)、フェノバルビタール (INN)、セクブタバルビタール (INN)、セコバルビタール (INN) 及びビニルビタール (INN) 並びにこれらの塩

2933. 54ーその他のマロニル尿素 (バルビツル酸) の誘導体及びその塩

2933. 55ーロプラゾラム (INN)、メクロカロン (INN)、メタカロン (INN) 及びジペブロール (INN) 並びにこれらの塩

2933. 59ーその他のもの

ー非縮合トリアジン環 (水素添加してあるかないかを問わない。) を有する化合物

2933. 61ーメラミン

2933. 69ーその他のもの

ーラクタム

2933. 71ー6-ヘキサンラクタム (イプシロン-カプロラクタム)

2933. 72ークロバザム (INN) 及びメチプリロン (INN)

2933. 79ーその他のラクタム

ーその他のもの

2933. 91ーアルプラゾラム (INN)、カマゼパム (INN)、クロルジアゼポキシド (INN)、クロナゼパム (INN)、クロラゼパート、デロラゼパム (INN)、ジアゼパム (INN)、エスタゾラム (INN)、ロフラゼパ酸エチル (INN)、フルジアゼパム (INN)、フルニトラゼパム (INN)、フルラゼパム (INN)、ハラゼパム (INN)、ロラゼパム (INN)、ロルメタゼパム (INN)、マジンドール (INN)、メダゼパム (INN)、ミダゾラム (INN)、ニメタゼパム (INN)、ニトラゼパム (INN)、ノルダゼパム (INN)、オキサゼパム (INN)、ピナゼパム (INN)、プラゼパム (INN)、ピロバレロン (INN)、テマゼパム (INN)、テトラゼパム (INN) 及びトリアゾラム (INN) 並びにこれらの塩

2933. 92ーアジンホスメチル (ISO)

2933. 99ーその他のもの

この項に含まれる複素環式化合物には、次の物品がある。

(A) 非縮合ピラゾール環 (水素添加してあるかないかを問わない。) を有する化合物

これらには、次の物品を含む。

(1) フェナゾン (アンチピリン、ジメチルフェニルピラゾロン) : 無色無臭の結晶性粉末又

はフレーク状で、医薬（解熱剤、鎮痛剤）として使用する。

- (2) アミノフェナゾン（4-ジメチルアミノ-2, 3-ジメチル-1-フェニル-5-ピラゾロン）（アミドピリン、ジメチルアミノアナルゲシン）及びその塩：無色の葉状結晶で、アナルゲシンよりも解熱作用及び鎮痛作用が強い。

- (3) 1-フェニル-3-ピラゾリドン

- (B) 非縮合イミダゾール環（水素添加してあるかないかを問わない。）を有する化合物
これらには、次の物品を含む。

- (1) ヒダントイン及びその置換誘導体（例えば、ニトロヒダントイン、メチルヒダントイン及びフェニルヒダントイン）：グリコール酸を尿素と縮合させて得る。

- (2) リシジン：吸湿性の白色結晶で尿酸の溶媒として医薬に使用する。

- (C) 非縮合ピリジン環（水素添加してあるかないかを問わない。）を有する化合物
これらには、次の物品を含む。

- (1) ピリジン：コールタール、骨油等に含有されている。強い不快臭を有する無色又は淡黄色の液体である。有機合成、ゴム工業、繊維の浸染及びなせん、アルコール変性剤、医薬等に使用する。

この項のピリジンは、純度が95%以上（重量比）のものが属し、低純度のものを含まない（27.07）。

- (2) ピリジン誘導体には、次の物品を含む。

- (a) メチルピリジン（ピコリン）、5-エチル-2-メチルピリジン（5-エチル-2-ピコリン）及び2-ビニルピリジン

この項に属するこれらの誘導体は、純度が90%以上（重量比）のもの（メチルピリジンの場合は、すべてのメチルピリジン異性体の合算量）でなければならない。

それより低純度の誘導体を含まない（27.07）。

- (b) ピリジン-カルボン酸、これらは、ピリジン-ガンマーカルボン酸（イソニコチン酸）を含む。無色の結晶で、合成又はガンマーピコリンの酸化によって得られる。そのヒドラジドは結核治療薬として使用する。

ただし、ニコチン酸として知られるピリジン-ベーターカルボン酸は含まない（29.36）。

- (c) ピリジン-ベーターカルボン酸のジエチルアミド：ほとんど無色の油状液体で、循環系及び呼吸系の刺激のため医薬に使用する。

- (d) ヘキサニコチン酸メソイノシトール

- (3) ピペリジン誘導体には、次の物品を含む。

- (a) 1-メチル-4-フェニルピペリジンカルボン酸

- (b) 1-メチル-3-フェニルピペリジン-3-カルボン酸エチルエステル

- (c) 1-メチル-4-フェニルピペリジン-4-カルボン酸エチルエステル（ペチジン）

- (d) ケトベミドン（INN）（1-[4-(メターヒドロキシフェニル)-1-メチル-4-ピペリジル]プロパン-1-オン）

(4) フェンタニル (INN) : 鎮痛及び麻酔の性質を有するフェニルピペリジン系の合成オピオイドである。それは、麻薬にも転用される。

(5) フェンタニル誘導体 (例えば、アルフェンタニル (INN)、カーフェンタニル (INN) 及びレミフェンタニル (INN) 等)

非縮合ピペリジン環に加えて、他の酸素又は硫黄原子を有する複素環式化合物 (例えば、フラン環又はチオフェン環) を構造に含むフェンタニル誘導体は含まない (29.34)。

(D) キノリン環又はイソキノリン環 (水素添加してあるかないかを問わないものとし、更に縮合したものを除く。) を有する化合物

キノリン、イソキノリン及びこれらの誘導体 : ピリジン環に縮合したベンゼン環を有する2環式である。キノリン及びイソキノリンはコールタール中に存在するが、合成によっても得られる。屈折率の大きい無色の液体で、特徴のある不快な刺激臭を有し、有機合成 (染料、薬剤等) に使用する。

これらの誘導体には、次の物品を含む。

(1) メチルキノリン

(2) イソブチルキノリン

(3) イソプロピルキノリン

(4) テトラヒドロメチルキノリン

(5) 3-ヒドロキシキノリン、4-ヒドロキシキノリン、5-ヒドロキシキノリン、6-ヒドロキシキノリン、7-ヒドロキシキノリン及び8-ヒドロキシキノリン並びにこれらの塩 : キノリン分子のいずれかの環に、1個の水酸基を導入して得られる。

このグループには、8-ヒドロキシキノリンの金属錯化合物を含む。

(6) フェニルキノリンカルボン酸 (フェニルシンコニン酸) : 無色針状結晶又は黄白色粉末で、痛風及びリウマチの治療剤である。

(7) オクタベリン (INN) (6, 7-ジメトキシ-1-(3, 4, 5-トリエトキシフェニル) イソキノリン)

(8) N-メチルモルフィナン

(9) 3-ヒドロキシ-N-メチルモルフィナン

(E) ピリミジン環 (水素添加してあるかないかを問わない。) 又はピペラジン環を有する化合物
このグループには、次の物品を含む。

(1) マロニル尿素 (バルビツル酸) 及びその誘導体。バルビツル誘導体 : これは、ピリミジン化合物の重要なグループである。これらは水溶性のナトリウム塩を形成する。アルキル置換バルビツル酸誘導体及びその塩は催眠剤及び鎮静剤として医薬に使用する。このグループの代表的な化合物には、バルビタール (barbital (INN)) (ジエチルマロニル尿素)、フェノバルビタール (phenobarbital (INN)) (エチルフェニルマロニル尿素)、アモバルビタール (amobarbital (INN)) (エチルイソアミルマロニル尿素)、セコバルビタール (secobarbital (INN)) (アリル-1-メチルブチルマロニル尿素) 及びシクロバルビタール (cyclobarbital (INN)) (5-シクロヘキセ-1-エニル-5-エチルバルビツル) を含む。

- (2) チオペントンナトリウム (ペンチオバルビタールナトリウム) : 環式チオウレイドの一種。水に可溶で吸湿性のある黄白色の粉末であり、不快臭がある。麻酔剤として使用する。
- (3) ピペラジン (ジエチレンジアミン) : 吸湿性の結晶性白色塊で固有の臭気を有する。痛風治療薬として使用する。
- (4) 2, 5-ジメチルピペラジン : 無色の油状液体又はペーストで尿酸の溶媒として使用する。
- (F) 非縮合トリアジン環 (水素添加してあるかないかを問わない。) を有する化合物
このグループには、次の物品を含む。
- (1) メラミン (トリアミノトリアジン) : 光沢のある白色結晶で、プラスチックの製造に使用する。
- (2) トリメチレントリニトロアミン (ヘキソゲン) : 爆発性のある結晶性の白色粉末で、衝撃に敏感である。
- (3) シアヌル酸 (エノール形及びケト形)
- (4) メテナミン (Methenamine (I NN)) (ヘキサメチレンテトラミン) 並びにその塩及び誘導体 : 一定の形状の白色結晶で水に溶けやすい。尿酸の溶剤として医薬用 (尿の防腐用)、合成樹脂製造用、ゴム加硫促進剤、発酵防止剤等に使用する。
- なお、この項には、メテナミン (I NN) を医薬用に錠剤にしたもの (30.04) 及びメテナミンを燃料用の形状 (例えば、タブレット状、棒状その他これらに類する形状) にしたもの (36.06) を含まない。
- (G) ラクタム類
- これらの化合物は、ラクトンと同様に分子内アミドとみなされ、アミノ酸から1分子の水の離脱によって得られる。その分子は、環に1以上のアミド官能基を含む。これらは、存在するアミド官能基の数によりモノラクタム、ジラクタム、トリラクタム等として知られている。
- この項には、また、ラクタムのエノール形互変異性体 (ケトン形異性体) であるラクチムも含む。
- これらには、次の物品を含む。
- (1) 6-ヘキサンラクタム (イプシロン-カプロラクタム) : 白色結晶で水に可溶。刺激性の蒸気を発する。プラスチック及び人造繊維の製造に使用する。
- (2) イサチン (イササン酸のラクタム) : 光沢ある黄かっ色の結晶。染料製造、医薬に使用する。
- (3) 2-ヒドロキシキノリン (カルボスチリル) : オルト-アミノけい皮酸のラクタム
- (4) 3, 3-ジ (パラ-アセトキシフェニル) オキシンドール (ジアセチルジヒドロオキシジフェニルイサチン) : 白色結晶粉末で水に不溶。緩下剤として使用する。
- (5) 1-ビニル-2-ピロリドン : 芳香のある淡黄色の結晶粉末で、ポリ (ビニルピロリドン) (39 類に属する。) の製造及び医薬に使用する。
- (6) プリミドン (I NN) (5-エチル-5-フェニルペルヒドロピリミジン-4, 6-ジ

オン)：白色結晶で、水に溶ける。

(7) 1, 5, 9-トリアザシクロデカン-2, 6, 10-トリオン

この項には、分子内第四級アンモニウム塩の一種であるベタイン（トリメチルグリシン、トリメチルグリコール）を含まない (29.23)。

(H) その他の複素環式化合物（窒素のヘテロ原子のみを有するものに限る。）

これらには、次の物品を含む。

(1) カルバゾール及びその誘導体：2個のベンゼン環と1個のピロール核とが縮合した形のもので、コールタール油の重質留分中に存在するが、合成によっても得られる。光沢あるフレーク状の結晶で、染料及びプラスチックの製造に使用する。

(2) アクリジン及びその誘導体：アクリジンは1個のピリジン環と2個のベンゼン環とが縮合したもので、コールタール中に少量含まれるほか合成によっても得られる。染料及びある種の医薬の製造に使用する。

この項には、次のようなアクリジン誘導体を含む（染料の構成成分のものを除く。）。

(a) プロフラビン（硫酸水素3, 6-ジアミノアクリジニウム）：赤かつ色の結晶性粉末

(b) 2, 5-ジアミノ-7-エトキシアクリジンの乳酸塩：黄色の粉末

これらの誘導体は、両方とも防腐性及び殺菌性を有する。

(3) インドール：コールタール中に存在するが、通常は合成によって得られる。小さな葉状結晶。無色又は非常に淡い黄色で、空気又は光にさらすと赤色に変わる。不純のものは著しい糞便臭を有するが、純粋のものは強い花の香気を有する。合成香料の製造及び医薬に使用する。

(4) ベーターメチルインドール（スカトール）：無色のフレーク状結晶。不純なものは糞便臭を有する。

(5) メルカプトベンゾイミダゾール

(6) フタルヒドラジド（フタル酸のヒドラジド）

(7) エチレンイミン（アジリジン）及びそのN-置換誘導体

(8) ポルフィリン類（ポルフィンの誘導体）

ただし、ポルフィリン（アルカロイドの一種）は、29.39項に属する。

(9) アジンホスメチル（ISO）（O, O-ジメチルS-[(4-オキソ-1, 2, 3-ベンゾトリアジン-3(4H)-イル)メチル]ジチオホスフェート）(C₁₀H₁₂N₃O₃PS₂)

*

* *

この項の物質のうち、国際的文書において麻薬又は向精神薬物として取り扱われているものは、29類の末尾の「麻薬及び向精神薬物の一覧表」に掲げられている。

この項には、多塩基酸のイミドを含まない。

*

* *

2933. 11、2933. 21 及び 2933. 54

フェナゾン (2933. 11)、ヒダントイン (2933. 21) 及びバルビツル酸 (2933. 52) はその複素環構造に特性を有する化合物である。それぞれの号に属するこれらの物品の誘導体もまた、母体化合物の基本構造を有する。このように、母体化合物と比較した場合、これらの誘導体は通常、

- (a) 官能基 (例えば、オキシ基) が変性されておらず、
- (b) 母体化合物と同じ二重結合の数と位置を保持しており、
- (c) 母体化合物と同じ置換基 (例えば、フェナゾンにおいては、フェニル基及び 2 個のメチル基) を有し、
- (d) 水素原子のみが更に置換している (例えば、バルビツル酸のピリミジン環の中にある水素原子がアルキル基で置換されている。)

ただし、母体化合物のエノール型より得られた塩は、ケト型の誘導体とみなす。

2933. 79

ラクタムの同じ環にラクタム基の窒素原子の他にヘテロ原子を含むものは、このラクタムの号に分類しない。このような場合には、そのヘテロ原子を考慮して所属が決定される。したがって、例えば、オキサゼパム (INN) は 2933. 91 号に属し、2933. 79 号には属しない。

もし、アミド官能基が、2 以上の環の一部を形成しており、かつ、これらの環の一つが、さらにラクタム基の窒素原子以外のヘテロ原子を含まなければ、当該分子は、ラクタムとみなされる。

2933. 79 号に分類されるためには、ラクタムは、基のそれぞれの末端で一つ以上の炭素原子によって分離される異なるラクタム基を持たなくてはならない。しかしながら、これらのラクタム基を分けかつ隣接している炭素原子が、オキシ基 ($>C=O$)、イミノ基 ($>C=NH$) 又はチオオキシ基 ($>C=S$) である化合物はこの号に含まない。したがって、例えば、バルビツル酸は、2933. 79 号には含まれない (2933. 52)。

29. 34 核酸及びその塩 (化学的に単一であるかないかを問わない。) 並びにその他の複素環式化合物

2934. 10—非縮合チアゾール環 (水素添加してあるかないかを問わない。) を有する化合物

2934. 20—ベンゾチアゾール環 (水素添加してあるかないかを問わないものとし、更に縮合したものを除く。) を有する化合物

2934. 30—フェノチアジン環 (水素添加してあるかないかを問わないものとし、更に縮合したものを除く。) を有する化合物

—その他のもの

2934. 91—アミノレクス (INN)、プロチゾラム (INN)、クロチアゼパム (INN)、クロキサゾラム (INN)、デキストロモラミド (INN)、ハロキサゾラム (INN)、ケタゾラム (INN)、メソカルブ (INN)、オキサゾラム (INN)、ペモリン (INN)、フェンジメトラジン (INN)、フェンメトラジン (INN) 及びスフェンタニル (INN) 並びにこれらの塩

2934. 92—その他のフェンタニル及びその誘導体

2934. 99—その他のもの

この項には、核酸及びその塩を含む。これらはたんぱく質と結合して、動植物の細胞核中に存在する核たんぱくを形成する複雑な化合物である。

これらは、りん酸の結合した糖がピリミジン化合物又はプリン化合物と結合したものである。一般に、白色の粉末で水に可溶。

核酸又はより一般にはその塩（例えば、核酸ナトリウム及び核酸銅）は、神経系の強壮剤及び刺激剤並びに尿酸の溶媒として使用する。

この項に属する複素環式化合物には、次の物品がある。

(A) 非縮合チアゾール環（水素添加してあるかないかを問わない。）を有する化合物

「チアゾール」は、1, 3-チアゾール及び1, 2-チアゾール（イソチアゾール）を含む。

(B) ベンゾチアゾール環（水素添加してあるかないかを問わないものとし、更に縮合したものを除く。）を有する化合物

「ベンゾチアゾール」は、1, 3-ベンゾチアゾール及び1, 2-ベンゾチアゾール（ベンゾイソチアゾール）を含む。

これらには、次の物品を含む。

(1) メルカプトベンゾチアゾール：淡黄白色の微粉末でゴム加硫促進剤として使用する。

(2) ジベンゾチアゾリルジスルフィド：ゴム加硫促進剤として使用する。

(3) イプサピロン（INN）（2-[4-(4-ピリミジン-2-イルピペラジン-1-イル)ブチル]-1, 2-ベンゾチアゾール-3(2H)-オン 1, 1-ジオキシド）：抗不安薬として使用される。

(4) デヒドロチオパレートルイジン（4-(6-メチル-1, 3-ベンゾチアゾール-2-イル)アニリン）

(C) フェノチアジン環（水素添加してあるかないかを問わないものとし、更に縮合したものを除く。）を有する化合物

これらには、次の物品を含む。

フェノチアジン（チオジフェニルアミン）：光沢のある黄色のフレーク状又は灰緑色の粉末で、染料の製造等に使用する。

(D) その他の複素環式化合物

これらには、次の物品を含む。

(1) スルトン：これらはヒドロキシスルホン酸の分子内のエステルとみなせる。これらには、スルホフタレイン類を含む。例えば、次の物品がある。

(a) フェノールレッド（フェノールスルホンフタレイン）：医薬又は分析の指示薬として使用する。

(b) チモールブルー（チモールスルホンフタレイン）：試薬として使用する。

(c) 1, 3-プロパンスルトン

(2) スルタム：これらは、アミノスルホン酸の分子内アミドとみなせる。これらには、ペ

リ酸から得られるナフトスルタム-2, 4-ジスルホン酸を含み、SS 酸（8-アミノ-1-ナフトール-5, 7-ジスルホン酸又は1-アミノ-8-ナフトール-2, 4-ジスルホン酸）の製造に使用する。

- (3) チオフェン：石炭又は亜炭のタール中に存在する。また、合成によっても得られる。ベンゼン様の臭気を有する粘性の低い無色の液体である。
- (4) フラゾリドン (Furazolidone (INN)) (3-(5-ニトロフルフリリデンアミノ) オキサゾリジン-2-オン)
- (5) アデノシントリリン酸及びアデノシンピロリン酸
- (6) 塩酸-3-メチル-6, 7-メチレンジオキシ-1-(3, 4-メチレンジオキシベンジル) イソキノリン
- (7) 3-メチル-6, 7-メチレンジオキシ-1-(3, 4-メチレンジオキシフェニル) イソキノリン (ニューパペリン)
- (8) フェンタニル誘導体：実質的に水に不溶の白色粉末であるスフェンタニル (INN) を含む。それは、合成オピオイドの鎮痛剤である。

この項に属する誘導体は、非縮合ピペリジン環に加えて、他の酸素又は硫黄原子を有するその他の複素環（例えば、フラン環又はチオフェン環）を構造に含んでいなければならない。

窒素原子のみを有する複素環式化合物を構造に含むフェンタニル誘導体は、この項には含まない (29.33)。

この項には、核酸水銀で第 28.52 項に該当するもの及びチオアルデヒドの環式重合体 (29.30) を含まない。

＊

＊ ＊

この項の物質のうち、国際的文書において麻薬又は向精神薬物として取り扱われているものは、29 類の末尾の「麻薬及び向精神薬物の一覧表」に掲げられている。

29.35 スルホンアミド

2935.10-N-メチルペルフルオロオクタンスルホンアミド

2935.20-N-エチルペルフルオロオクタンスルホンアミド

2935.30-N-エチル-N-(2-ヒドロキシエチル) ペルフルオロオクタンスルホンアミド

2935.40-N-(2-ヒドロキシエチル)-N-メチルペルフルオロオクタンスルホンアミド

2935.50-その他のペルフルオロオクタンスルホンアミド

2935.90-その他のもの

スルホンアミドは、一般式 ($R^1SO_2NR^2R^3$) (ここで、 R^1 は SO_2 基に直接結合する炭素原子を含む各種の複雑な有機基で、 R_2 及び R_3 は水素原子、他の原子又は各種の複雑な無機基若しくは有機基 (二重結合又は環を含む。)) のいずれかである。) を有する。多くは、強力な殺菌剤として医薬品に使

用する。この項には、特に次の物品を含む。

- (1) N-アルキルペルフルオロオクタンスルホンアミド：例えば、N-メチルペルフルオロオクタンスルホンアミド又はN-エチル-N-(2-ヒドロキシエチル)ペルフルオロオクタンスルホンアミドがあり、これらの化学品は、分解してペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)を生ずる(29.04、29.22、29.23、38.08及び38.24参照)。
- (2) オルト-トルエンスルホンアミド
- (3) オルト-スルファモイル安息香酸
- (4) パラ-スルファモイルベンジルアミン
- (5) パラ-アミノベンゼンスルホンアミド($\text{NH}_2\text{C}_6\text{H}_4\text{SO}_2\text{NH}_2$) (スルファニルアミド)
- (6) パラ-アミノベンゼンスルホンアセトアミド
- (7) くえん酸シルデナフィル (Sildenafil citrate)
- (8) スルファピリジン (sulphapyridine (I NN)) 又はパラ-アミノベンゼンスルホンアミドピリジン
- (9) スルファジアジン (sulphadiazine (I NN)) 又はパラ-アミノベンゼンスルホンアミドピリミジン
- (10) スルファメラジン (sulphamerazine (I NN)) 又はパラ-アミノベンゼンスルホンアミドメチルピリミジン
- (11) スルファチオ尿素 (sulphathiourea (I NN)) 又はパラ-アミノベンゼンスルホンアミドチオ尿素
- (12) スルファチアゾール (sulphathiazole (I NN)) 又はパラ-アミノベンゼンスルホンアミドチアゾール
- (13) 塩素化スルホンアミド (塩素原子が直接窒素原子に結合しているかいないかを問わない。) (例えば、「クロラミン」として知られているスルホンクロロアミド又はN-クロロスルホンアミド。「クロロチアジド」又は6-クロロ-7-スルファモイルベンゾ-1, 2, 4-チアジアジン1, 1-ジオキシド。6-クロロ-3, 4-ジヒドロ-7-スルファモイルベンゾ-1, 2, 4-チアジアジン 1, 1-ジオキシド)

この項には、スルホンアミド基の全てのS-N結合が環の一部である化合物を含まない。これらは、29.34項の複素環式化合物(スルタム)に属する。

第 11 節

プロビタミン、ビタミン及びホルモン

総 説

この節には動植物が適性に機能し、かつ、調和した成長をするために必須のもので、かなり複雑な化学組成から成る活性物質を含む。

これらは主に生理作用を有しているので、これらの個々の特性によって医薬又は工業に使用する。

この節において、「誘導体」とは、各節の出発化合物から得られ、かつ、基本化学構造を含む母体化合物の重要な特性を有する化合物をいう。

29.36 プロビタミン及びビタミン（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のもの（天然のものを濃縮したものを含む。）に限る。）並びにこれらの誘導体で主としてビタミンとして使用するもの並びにこれらの相互の混合物（この項の物品については、溶媒に溶かしてあるかないかを問わない。）

－ビタミン及びその誘導体（混合していないものに限る。）

2936.21－－ビタミンA及びその誘導体

2936.22－－ビタミンB₁及びその誘導体

2936.23－－ビタミンB₂及びその誘導体

2936.24－－D－パントテン酸及びDL－パントテン酸（ビタミンB₅）並びにこれらの誘導体

2936.25－－ビタミンB₆及びその誘導体

2936.26－－ビタミンB₁₂及びその誘導体

2936.27－－ビタミンC及びその誘導体

2936.28－－ビタミンE及びその誘導体

2936.29－－その他のビタミン及びその誘導体

2936.90－－その他のもの（天然のものを濃縮したものを含む。）

ビタミンは、通常、複雑な化学組成を有する活性物質で、体外から摂取され、人間その他の動物体が適正に機能するのに必須のものである。これらは人体で合成できないので、完成した形又はほとんど完成した形（プロビタミン）で体外から摂取されなければならない。

これらは、比較的微量で効果があり、外来の生体触媒とみなせる。これらの欠乏は代謝を妨げるか又は欠乏症をひき起こす。

この項には、次の物品を含む。

- (a) プロビタミン及びビタミン（天然のもの又はこれと同一の構造を有する合成のもの）並びにこれらの誘導体で主としてビタミンとして使用するもの
- (b) 天然のビタミンの濃縮物（例えば、ビタミンAの濃縮物又はビタミンDの濃縮物）：これらは、ビタミンを濃縮した状態のもので、そのまま使用したり（例えば、飼料添加）又はビタミンの単離に使用する。
- (c) ビタミン、プロビタミン又は濃縮物相互の混合物：例えば、各種割合のビタミンA及びビタミンDの濃縮物に更にビタミンA又はビタミンDを追加したもの
- (d) 上記に掲げる物品を種々の溶媒（例えば、オレイン酸エチル、プロパン－1，2ジオール、エタンジオール、植物油）で希釈したもの

この項には、保存又は輸送の目的で次の安定化処理を施したものを含む。

－酸化防止剤を添加したもの

－固結防止剤を添加したもの（例えば、炭水化物）

－適当な物質で被覆されたもの（例えば、ゼラチン、ワックス又は油脂）（可塑化しているか

どうかを問わない。)

一適当な物質に吸収させたもの (例えば、ケイ酸)

ただし、保存又は輸送のために必要とされる以上の添加又は加工を施していない場合、及び当該添加若しくは加工により、当該物品の特性を変えず、又は特定の用途に適合するようにはしていない場合に限る。

29.36 項のプロビタミン又はビタミンとして分類される物品の一覧表
次のそれぞれのグループの物品のリストは完全なものではなく、例示に過ぎない。

(A) プロビタミン

プロビタミン D

- (1) 紫外線未照射のエルゴステロール又はプロビタミン D₂: エルゴステロールは大麦の麦角、ビール酵母及びきのこのその他の菌中に存在する。ビタミン活性はない。白色フレーク状で空気にさらすと黄色になる。水に不溶であるが、アルコール及びベンゼンに可溶である。
- (2) 紫外線未照射の 7-デヒドロコレステロール又はプロビタミン D₃: 動物の皮に存在する。ウールグリース又はレシチン製造の副産物から抽出する。小板状で、水に不溶であるが、有機溶媒に可溶である。
- (3) 紫外線未照射の 22, 23-ジヒドロエルゴステロール又はプロビタミン D₄
- (4) 紫外線未照射の 7-デヒドロペーサントステロール又はプロビタミン D₅
- (5) 紫外線未照射の酢酸エルゴステリル
- (6) 紫外線未照射の酢酸 7-デヒドロコレステリル
- (7) 紫外線未照射の酢酸 22, 23-ジヒドロエルゴステリル

(B) ビタミン A 及びその誘導体で主としてビタミンとして使用するもの

ビタミン A (成長ビタミン及び抗結膜乾燥症ビタミン) は身体、特に皮膚、骨及び網膜の正常な発達に不可欠のもので、上皮組織の正常な感染抵抗性を保持するのに役立ち、また、正常な生殖及び乳汁分泌のために必要とされる。油溶性で、一般に水には不溶である。

- (1) ビタミン A₁ アルコール (アクセロフトール、レチノール (I NN))

ビタミン A₁ アルデヒド (レチネン-1、レチナール)

ビタミン A₁ 酸 (トレチノイン (I NN)、レチン酸)

ビタミン A₁ は、動物性物品 (海水魚、乳製品、卵) 中にアルコール又は脂肪酸エステル形で存在している。主として新鮮な、魚肝油から抽出されるが、また合成によっても得られる。常温では油状をとどめる黄色の固体であるが、冷却すると黄色結晶を生成する。空気中では不安定であるので、酸化防止剤を添加して安定化されていることが多い。

- (2) ビタミン A₂ アルコール (3-デヒドロアクセロフトール、3-デヒドロレチノール)

ビタミン A₂ アルデヒド (レチネン-2, 3-デヒドロレチナール)

ビタミン A₂ は、ビタミン A₁ ほど天然に広く存在していない。これは、新鮮な淡水魚から抽出される。アルコールのものは結晶しないが、アルデヒドのものは橙色結晶になる。

- (3) ビタミン A 酢酸エステル、ビタミン A パルミチン酸エステル及びその他のビタミン A 脂肪酸エステル:これらの物質は合成ビタミン A から得られる。これらはすべて酸化されやすい。酢酸エステルのものは黄色粉末であり、パルミチン酸エステルのものは黄色液体で純粋なものでは結晶化する。

(C) ビタミン B₁ 及びその誘導体で主としてビタミンとして使用するもの

ビタミン B₁ は抗神経炎性ビタミンで脚気の予防に不可欠なものである。炭水化物の代謝作用において重要である。多発性神経炎、胃病、食欲増進に使用される。水溶性であるが、熱安定性はあまりよくない。

- (1) ビタミン B₁ (チアミン (INN)、アニューリン):チアミンはほとんどの動植物の組織(例えば、穀物の外皮、ビール酵母、豚肉、肝臓、乳製品、卵等)中に存在する。通常合成によって得られる。白色の結晶性粉末で空気に対して安定である。
- (2) 塩酸チアミン:白色の結晶性粉末で、吸湿性があまり安定性がよくない。
- (3) 一塩酸チアミン:白色結晶性粉末で、かなり安定である。
- (4) チアミン-1, 5-塩 (アニューリン-1, 5-塩、ナフタレン-1, 5-ジスルホン酸アニューリン)
- (5) 塩酸サリチル酸チアミン (塩酸サリチル酸アニューリン)
- (6) 臭化水素酸サリチル酸チアミン (臭化水素酸サリチル酸アニューリン)
- (7) ヨードチアミン
- (8) 塩酸ヨードチアミン
- (9) よう化水素酸ヨードチアミン
- (10) ビタミン B₁ のオルトリン酸エステル又はオルトリン酸チアミン及びその一塩酸塩又は二塩酸塩並びにこのエステルの一りん酸塩
- (11) ビタミン B₁ のニコチン酸エステル

(D) ビタミン B₂ 及びその誘導体で主としてビタミンとして使用するもの

ビタミン B₂ は栄養摂取ビタミン及び成長促進ビタミンであり、生物学的には炭水化物の利用要素として重要である。水溶性であり、熱に対して安定である。

- (1) ビタミン B₂ (リボフラビン (INN)、ラクトフラビン):リボフラビンは多くの物品及び食品中にビタミン B₁ と一緒に存在する。蒸留残留物、醸造残留物及び牛の肝臓から抽出されるが、一般に合成によって得られる。橙黄色結晶で光に対しかなり敏感である。
- (2) リボフラビンの 5'-オルトリン酸エステル又は 5'-オルトリン酸リボフラビン及びそのナトリウム塩又はジエタノールアミン塩:これらはリボフラビンよりも水に溶けやすい。
- (3) (ヒドロキシメチル) リボフラビン又はメチロールリボフラビン

(E) D-パントテン酸又は DL-パントテン酸 (ビタミン B₅ として知られている。) 及

びこれらの誘導体でビタミンとして使用するもの

これらの化合物は、白髪化の防止、皮膚の形成、脂肪及び炭水化物の代謝に貢献する。腺、肝

臓、胃腸管、気道の活動に不可欠である。水に可溶である。

- (1) D-パントテン酸及びDL-パントテン酸 (N- (α , γ -ジヒドロキシ- β , β -ジメチルブチリル- β -アラニン) : このビタミンは、また、ビタミン B₅ としても知られていて、全ての生物の細胞及び組織 (例えば、哺乳動物の肝臓及び腎臓、胚芽、ビール酵母、牛乳、粗糖みつ等) 中に存在する。一般に合成によって得られる。黄色粘ちょうな油状で、水に徐々に溶解、有機溶媒によく溶ける。
- (2) D-パントテン酸ナトリウム及びDL-パントテン酸ナトリウム
- (3) D-パントテン酸カルシウム及び DL-パントテン酸カルシウム : この水に可溶な白色粉末は、ビタミン B₅ の最も通常の形のものである。
- (4) パントテニルアルコール又はパントテノール (D 体及び DL 体) (アルファ, ガンマ-ジヒドロキシ-N-3-ヒドロキシプロピル-ベータ, ベータ-ジメチルブチルアミド) : 粘ちょうな液体で水に可溶
- (5) D-パントテノールエチルエーテル (D-アルファ, ガンマ-ジヒドロキシ-N-3-エトキシプロピル-ベータ, ベータ-ジメチルブチルアミド) : 粘ちょうな液体で水に混和し、有機溶媒に容易に溶解する。

(F) ビタミン B₆ 及びその誘導体で主としてビタミンとして使用するもの

ビタミン B₆ は抗皮膚炎性ビタミン (皮膚の保護) である。神経系、栄養摂取及びアミノ酸、たんぱく質及び脂肪の代謝作用に貢献している。妊娠又は手術後の嘔吐の緩和に使用する。水に可溶で、光にかなり敏感である。

- (1) ピリドキシン (I N N) 又はアデルミン (ピリドキソール) (3-ヒドロキシ-4, 5-ビス (ヒドロキシメチル) -2-メチルピリジン)

ピリドキサル (4-ホルミル-3-ヒドロキシ-5-ヒドロキシメチル-2-メチルピリジン)

ピリドキサミン (4-アミノメチル-3-ヒドロキシ-5-ヒドロキシメチル-2-メチルピリジン)

ビタミン B₆ のこれらの三つの形のものは、ビール酵母、さとうきび、穀物の外皮、米ぬか、小麦胚芽油及び亜麻仁油の中に並びに哺乳動物及び魚類の肝臓、肉及び脂肪の中に存在する。このビタミンは、ほとんど合成によって製造される。

- (2) 塩酸ピリドキシン

オルトリン酸ピリドキシン

三パルミチン酸ピリドキシン (ピリドキシンの酸パルミチン酸エステル)

塩酸ピリドキサル

二塩酸ピリドキサミン

りん酸ピリドキサミン

これらはビタミン B₆ の通常の形である。無色の結晶又はフレーク状である。

- (3) オルトリン酸ピリドキシンエステル及びそのナトリウム塩

オルトリン酸ピリドキサルエステル及びそのナトリウム塩

オルトリン酸ピリドキサミンエステル及びそのナトリウム塩

(G) ビタミン B₉ 及びその誘導体で主としてビタミンとして使用するもの

ビタミン B₉ は血液細胞の形成に不可欠なものであり、悪性貧血治療に効果がある。ほうれん草及び緑色植物の中に並びにビール酵母及び動物の肝臓等の中に存在するが通常は合成によって製造される。

- (1) ビタミン B₉ (葉酸 (INN) 又はプテロイルグルタミン酸) 及びそのナトリウム塩又はカルシウム塩
- (2) ホリニン酸 (INN) (5-ホルミル-5, 6, 7, 8-テトラヒドロプテロイルグルタミン酸)

(H) ビタミン B₁₂ (シアノコバラミン (cyanocobalamin (INN) その他のコバラミン) ヒドロコソコバラミン (hydroxocobalamin (INN)、メチルコバラミン、ニトリトコバラミン、スルフィトコバラミン等) 及びこれらの誘導体

ビタミン B₁₂ はビタミン B₉ よりも悪性貧血治療に一層効果がある。分子量が大きく、コバルトを有している。哺乳動物や魚類の肝臓及び肉、卵、ミルクに種々の形で存在する。抗生物質廃液、糖みつ、ホエイ等中に含まれている。暗赤色の結晶で水に可溶である。

(I) ビタミン C 及びその誘導体で主としてビタミンとして使用するもの

ビタミン C は抗壊血病ビタミンで、感染に対する抵抗力を増加する。水溶性である。

- (1) ビタミン C (L-アスコルビン酸又はアスコルビン酸 (INN)) : アスコルビン酸は多くの植物性食品 (果物、黄色野菜、ばれいしょ等) 及び動物性食品 (肝臓、脾臓、副腎、脳、ミルク等) 中に含まれる。レモンジュース、あまとうがらし、とうがらし、生のういきょうの葉及びアゲブ属の繊維の処理残液から抽出できるが、今日ではほとんど合成によってのみ製造されている。白色の結晶性粉末で、乾燥した空気中ではかなり安定であり、強い還元剤として作用する。
- (2) アスコルビン酸ナトリウム
- (3) アスコルビン酸カルシウム及びアスコルビン酸マグネシウム
- (4) (L) アスコルボシンコニン酸ストロンチウム ((L) アスコルボ-2-フェニルキノリン-4-カルボン酸ストロンチウム)
- (5) アスコルビン酸サルコシン
- (6) L-アスコルビン酸アルギニン
- (7) パルミチン酸アスコルビル、ビタミン C の脂溶性の形のもので、油脂の乳化剤及び酸化防止剤としても使用される。
- (8) ヒドロホスフィトアスコルビン酸カルシウム
- (9) アスコルボグルタミン酸ナトリウム
- (10) アスコルボグルタミン酸カルシウム

(K) ビタミン D 及びその誘導体で主としてビタミンとして使用するもの

ビタミン D は、抗くる病ビタミンである。脂溶性で、生体中のりん及びカルシウムの利用を調整し、歯及び骨の発達を助ける。ビタミン D は、通常、生体中で生成され、変換されるステロール又はステロール誘導体である各種プロビタミン D を活性化又は紫外線照射して得られる。

(1) ビタミン D₂ 及びその誘導体で同様の活性をもつもの

(a) ビタミン D₂ 又は活性化又は紫外線照射したエルゴシテロール (カルシフェロール、エルゴカルシフェロール) : 白色結晶性粉末、空気、光又は熱にさらすと黄変する。

水に不溶で、脂肪に可溶。ココア豆及び魚の肝臓中に含まれているが、通常プロビタミン D₂ の活性化又は紫外線照射によって得られる。

(b) ビタミン D₂ の酢酸エステル及びビタミン D₂ の他の脂肪酸エステル

(2) ビタミン D₃ 及びその誘導体で同様の活性を有するもの

(a) ビタミン D 又は活性化又は紫外線照射した 7-デヒドロコレステロール (コレカルシフェロール) : 白色結晶性粉末で、空気にさらすと徐々に劣化する。水に不溶で、脂肪に可溶。魚油及び魚肝油から抽出できるが、通常プロビタミン D₃ の活性化又は紫外線照射によって製造される。ビタミン D₂ よりも強い活性を有する。

(b) 活性化又は紫外線照射した酢酸-7-デヒドロコレステリル及びビタミン D₃ のその他の脂肪酸エステル

(c) ビタミン D₃-コレステロールの分子化合物

(3) ビタミン D₄ 又は活性化あるいは紫外線照射した 22, 23-ジヒドロエルゴステロール : 白色のフレーク状で、ビタミン D₂ より生物学的活性は弱い。

(4) ビタミン D₅ 又は活性化若しくは紫外線照射した 7-デヒドロ-ベータシトステロール

(L) ビタミン E 及びその誘導体で主としてビタミンとして使用するもの

ビタミン E は抗不妊性ビタミンで、神経及び筋肉系に重要であり、脂溶性である。

(1) ビタミン E 又はアルファトコフェロール、ベータトコフェロール及びガンマトコフェロール (D 体及び DL 体のもの) : トコフェロールは各種の動植物産品 (ココア豆、木綿の種子、植物油、豆科植物の葉、サラダ菜の葉、アルファルファ、乳製品) 中に存在するが、主として小麦胚芽油から抽出される。また、ラセミ異性体は合成によって得られる。無色の油状で、水に不溶、アルコール、ベンゼン及び脂肪に可溶。酸素又は光のない場合熱に安定であり、また、その抗酸化作用によって脂肪及び食品の酸化防止剤としての使用に適している。

(2) 酢酸アルファトコフェリル、こはく酸水素アルファトコフェリル及びこはく酸アルファトコフェリルポリ (オキシエチレン) (こはく酸アルファトコフェリルポリエチレングリコールとしても知られている。)

(3) りん酸アルファトコフェリル二ナトリウム

(4) ジアミノ酢酸トコフェリル

(M) ビタミン H 及びその誘導体で主としてビタミンとして使用するもの

ビタミン H は微生物の成長に必要であり、皮膚、筋肉及び神経系の健康に不可欠のものである。

水溶性で熱に対し安定である。

- (1) ビタミン H 又はビオチン：ビオチンは卵黄、腎臓及び肝臓、ミルク、ビールの酵母、糖みつ等の中に存在する。合成によって製造される。
- (2) ビオチンメチルエステル

(N) ビタミン K 及びその誘導体で主としてビタミンとして使用するもの

ビタミン K は、抗出血因子で、プロトロンビン含有量を保持し、毛細血管抵抗を増加させることによって血液凝固を促進する。

- (1) ビタミン K₁
 - (a) フィトメナジオン (INN)、フィロキノン、フィトナジオン又は 3-フィチルメナジオン (2-メチル-3-フィチル-1, 4-ナフトキノン)：乾燥したアルファルファから抽出されるが、また、はしばみの葉及び栗の葉、大麦の若茎及びからす麦の若茎、キャベツ、カリフラワー、ほうれん草、トマト、植物油等にも存在する。また、合成によっても得られる。脂肪に可溶な淡黄色の油で、熱に対し安定であるが、日光に対しては不安定である。
 - (b) ビタミン K₁ 酸化物 (エポキシド) ビタミン K₁ 酸化物 (エポキシド) (2-メチル-3-フィチル-1, 4-ナフトキノン-2, 3-オキシド又は 2-メチル-3-フィチル-2, 3-エポキシ-2, 3-ジヒドロ-1, 4-ナフトキシン)
 - (c) ジヒドロフィロキノン (3-ジヒドロフィチル-2-メチル-1, 4-ナフトキノン)
- (2) ビタミン K₂ 又はファルキノン (3-ジファルネシル-2-メチル-1, 4-ナフトキノン)：腐敗したいわしのミールから抽出される。ビタミン K₁ より活性は弱い。黄色結晶で光に対し非常に不安定である。

(O) ビタミン PP (ニコチン酸及びニコチンアミド又はビタミン B₃ としても知られている。) 及びその誘導体で主としてビタミンとして使用するもの

ビタミン PP は抗ペラグラビタミンで、成長、酸化、細胞呼吸、たんぱく質及び炭水化物の代謝作用に不可欠のものである。

- (1) ニコチン酸 (INN) (ピリジン-ベーターカルボン酸、ナイアシン)：動物 (肝臓、腎臓、哺乳動物の生肉及びある種の魚類) 中又は植物 (ビール酵母、穀物胚芽及び果皮等) 中に存在。合成によっても得られる。無色の結晶でアルコールに溶解し、脂溶性で熱及び酸化に対し比較的安定である。
- (2) ニコチン酸ナトリウム
- (3) ニコチン酸カルシウム
- (4) ニコチンアミド (INN) (ニコチン酸アミド、ナイアシンアミド)：存在、性質及び用途はニコチン酸と同様である。合成でも得られる。水に可溶、熱に安定である。
- (5) 塩酸ニコチンアミド
- (6) ニコチノモルホリド

除 外

この項には、次の物品を含まない。

- (1) 以下に掲げる物品は、ビタミンと呼ばれることがあるが、ビタミン活性がないか、あってもその物品の他の用途に較べ第二義的である。
 - (a) メソイノシトール、ミオイノシトール、イソイノシトール又はメソイノシット (29.06)：胃腸障害及び肝臓障害に使用する（特に、六りん酸カルシウム又は六りん酸マグネシウム塩として）。
 - (b) ビタミン H₁：パラアミノ安息香酸 (29.22) であり、成長を促進し、ある種のスルホンアミドの抗細菌発育阻止作用を中和する。
 - (c) コリン又はビリニューリン (29.23)：脂肪の代謝作用を安定化する。
 - (d) ビタミン B₄：アデニン又は 6-アミノプリン (29.33) であり、医薬を使用した後の血液障害及び腫瘍治療に使用する。
 - (e) ビタミン C₂ 又は ビタミン P：シトリン、ヘスペリジン、ルトシド（ルチン）、エスキュリン (29.38) で止血因子として及び毛細管抵抗を増加させるために使用する。
 - (f) ビタミン F：リノール酸（アルファ体及びベータ体）、リノレン酸、アラキドン酸 (38.23) で皮膚炎及び肝臓障害の治療に使用する。
- (2) ビタミンの合成代用物
 - (a) ビタミン K₃：メナジオン、メナフトン、メチルナフトン又は 2-メチル-1, 4-ナフトキノ-2-オン：2-メチル-1, 4-ナフトキノ-2-オンビスアルファイト誘導体のナトリウム塩 (29.14)：メナジオール又は 1, 4-ジヒドロキシ-2-メチルナフタレン (29.07)
 - (b) ビタミン K₆：1, 4-ジアミノ-2-メチルナフタレン (29.21)
 - (c) ビタミン K₅：塩酸-4-アミノ-2-メチル-1-ナフトール (29.22)
 - (d) システイン：ビタミン B 代用物 (29.30)
 - (e) フチオコール：2-ヒドロキシ-3-メチル-1, 4-ナフトキノ-2-オンで、ビタミン K 代用物である (29.41)。
- (3) ステロール（エルゴステロールを除く。）：コレステロール、シトステロール、スティグマステロール及びビタミン D₂ の製造中に得られるステロール（タキステロール、ルミステロール、トキステロール、スプラステロール） (29.06)
- (4) 30.03 項又は 30.04 項に該当する医薬品
- (5) キサントフィル、天然のカロチノイド (32.03)
- (6) プロビタミン A（アルファカロチン、ベータカロチン及びガンマカロチン並びにクリプトキサンチン）：用途が着色料であるため (32.03 又は 32.04)

＊

＊ ＊

号の解説

2936.90

この号には、2以上のビタミンの誘導体の混合物を含む。例えば、あらかじめ決められた混合比率のD-パントラクトン、3-アミノ-1-プロパノール及び3-エトキシプロピルアミンの

反応である化学合成により得られるD-パントテノールエチルエーテル及びデクспанテノールの混合物は、「その他のもの」として第 2936.90 号に分類され、混合されていないD-又はDL-パントテン酸の誘導体 (2936.24) には分類されない。

29.37 ホルモン、プロスタグランジン、トロンボキサン及びロイコトリエン（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）並びにこれらの誘導体及び構造類似物（主としてホルモンとして使用するもので、変性ポリペプチドを含む。）

ーポリペプチドホルモン、たんぱく質ホルモン及び糖たんぱく質ホルモン並びにこれらの誘導体及び構造類似物

2937.11ーーソマトトロピン並びにその誘導体及び構造類似物

2937.12ーーインスリン及びその塩

2937.19ーーその他のもの

ーステロイドホルモン並びにその誘導体及び構造類似物

2937.21ーーコルチゾン、ヒドロコルチゾン、プレドニゾン（デヒドロコルチゾン）及びプレドニゾン（デヒドロヒドロコルチゾン）

2937.22ーーコルチコステロイドホルモンのハロゲン化誘導体

2937.23ーーエストロゲン及びプロゲステゲン

2937.29ーーその他のもの

2937.50ープロスタグランジン、トロンボキサン及びロイコトリエン並びにこれらの誘導体及び構造類似物

2937.90ーその他のもの

この項には、次の物品を含む。

- (I) 天然のホルモン：人又は動物の生きている組織で生成される活性物質で、直接特定の器官に作用したり、二次的若しくは三次的なホルモン系の合成又は分泌をコントロールすることによって、ごく少量で特定の器官の機能を抑制又は刺激することができる。ホルモンの基本的で明確な特性のひとつは、ホルモンが、ある反応を活性化するため、立体特異的な分子受容体に結合することである。これらの物質の分泌は、通常、内分泌腺（せん）よりなされ、交感神経系又は副交感神経系に支配される。ホルモンはまた、内・外分泌腺（せん）又はその他の細胞組織中においても生成され、血液、リンパ液又はその他の体液によって運ばれる。血液による運搬は、必ずしもホルモンの反応に必要ではなく、間質液へのホルモンの放出後、隣接細胞に存在する受容体に結合することによって反応が起る場合（傍分泌制御）やそのホルモンを放出した細胞に存在する受容体に結合して起る場合（自己分泌制御）がある。
- (II) プロスタグランジン、トロンボキサン及びロイコトリエンで天然のもの：身体より分泌され、局所ホルモンのように作用する。プロスタグランジンはホルモン又はホルモン様物質の一種で、それ自身が特定の細胞受容体に結合することによって作用する（又は局所の細胞環境において作用する）組織中で生成され、多くの組織で細胞活動の調節剤として作用する。

これら3種類の関連する物質のグループ（アラキドン酸の誘導体）は、「ホルモン様作用」を有すると言われている。

(Ⅲ) ホルモン、プロスタグランジン、トロンボキサン及びロイコトリエンで合成によって得られたもの（バイオテクノロジーによって得られたものを含む。）：天然の物質と同一の化学構造を有するものである。

(Ⅳ) ホルモン、プロスタグランジン、トロンボキサン及びロイコトリエンの誘導体で天然のもの又は合成によって得られたもの：塩、ハロゲン化誘導体、環式アセタール、エステル等（誘導体の混合物（例えば、ハロゲン化誘導体のエステル）を含み、主としてホルモンとして使用するものに限る。）

(Ⅴ) ホルモン、プロスタグランジン、トロンボキサン及びロイコトリエンの構造類似物：「構造類似物」とは、母体化合物と近似な構造関係を持つが、誘導体とは認められない化合物である。これには、天然の化合物に構造的に類似するが、構造内の一原子以上を他の原子で置き換えた化合物を含む。

(a) ポリペプチドホルモンの構造類似物：天然のポリペプチド鎖中の特定のアミノ酸を付加、脱離、置換又は交換して形成される。ソマトレム（成長ホルモンであるソマトトロピンの構造類似物）（INN）は天然のソマトトロピン分子の末端にアミノ酸を付加して得られる。オルニプレッシン（ornipressin）（INN）（天然のアルギプレッシン（argipressin）（INN）及びライプレッシン（lypressin）（INN）の構造類似物）はアルギプレッシン又はライプレッシン分子中の中間部分のアミノ酸を置換することによって得られる。合成の性腺（せん）刺激ホルモン放出ホルモン（ゴナドレリンの構造類似物）であるブセレリン（buserelin）（INN）、ナファレリン（nafarelin）（INN）、フェルチレリン（fertirelin）（INN）、ロイプロレリン（leuprorelin）（INN）及びルトレリン（lutrelin）（INN）は、天然のゴナドレリン（gonadorelin）のポリペプチド鎖の特定のアミノ酸を置換することによって得られる。コルチコトロピン（INN）の構造類似物であるギラクチド（giractide）（INN）は、天然のコルチコトロピンと初めの18個のアミノ酸が同一であるが、第一番目のアミノ酸が置換されている。メトレレプチン（metrereptin）（INN）（レプチンの構造類似物）は、ヒトレプチンの組換え型メチオニル誘導体である。サララシン（saralasin）（INN）（アンギオテンシンⅡ分子中、アミノ酸が3つ異なるもの。）は、アンギオテンシンⅡに拮抗的作用を示すが、その構造類似物と考えるべきである（サララシンは降圧剤であり、アンギオテンシンⅡは昇圧剤である。）。

(b) ステロイドホルモンの構造類似物：ゴナン構造を有していなくてもはならないが、環の短縮若しくは拡張又は環の原子が他の原子（ヘテロ原子）によって置換されていてもよい。ドモプレドネート（domoprednate）（INN）及びオキサンドロロン（oxandrolone）はこの種の構造類似物の代表的な例である。この種の構造類似物及び誘導体のグループ（上記ゴナン構造を有するものに限る。）は、ホルモン阻害剤及びホルモン拮抗剤（抗ホルモン）として使用される物質を多数含む（例えば、サイプロテロン（cyproterone）（INN）（抗アンドロゲン）、ダナゾール（danazol）（INN）（抗性腺（せん）刺激ホルモ

ン)、エポスタン (epostane) (I N N) (プロゲステロンの生成を阻害する。))。

(c) プロスタグランジン、トロンボキサン及びロイコトリエンの構造類似物：鎖状構造中の原子が置換され又は環が形成若しくは脱離されていてもよい。チルスプロスト (tilsuprost) (I N N) (プロスタグランジンの構造類似物) においては、酸素及び炭素原子が窒素及び硫黄原子で置換され、環が1つ閉じている。

(VI) ホルモン天然の混合物若しくはその誘導体又はホルモン作用を持つと認められるステロイド天然の混合物 (例えば、コルチコステロイドホルモンの天然の混合物又は結合エストロゲンの天然の混合物)。ただし、人為的な混合物又は調製品はこの項に含まれない (通常、30.03 又は 30.04)。

ホルモン放出因子 (ホルモン刺激因子)、ホルモン阻害剤及びホルモン拮抗剤 (抗ホルモン) もこの項に含まれる (この類の注8参照)。この項には、また、ホルモン (天然のもの又はこれと同一の構造を有する合成のもの) を母体化合物とし、かつ、ホルモンと同様の作用機序で作用する物品に限り、ホルモンの誘導体及び構造類似物を含む。

この項の物品をその化学構造にしたがって整理した表を以下に示すが、この表は例示であって限定的なものではない。

29.37 項に分類される物品の一覧表 (※)

(A) ポリペプチドホルモン、たんぱく質ホルモン及び糖たんぱく質ホルモン並びにこれらの誘導体及び構造類似物

この項には、次の物品を含む。

(1) ソマトトロピン並びにその誘導体及び構造類似物：ソマトトロピン (成長ホルモン、GH、STH (ソマトトロピンホルモン)) は、水溶性のたんぱく質で、組織の成長を促進し、また、他の相のたんぱく質代謝作用の調節に関与する。脳下垂体前葉のソマトトロピン細胞から分泌され、その分泌は、放出因子 (成長ホルモン放出ホルモン) 及び阻害因子 (ソマトスタチン) によって調節される。ヒト成長ホルモン (hGH) は、191 のアミノ酸残基よりなる1本のポリペプチド鎖で、ほとんど独占的に組み替え DNA 技術によって製造される。このグループには、ソマトレム (somatrem) (I N N) (メチオニル hGH)、アセチル化 hGH、デサミド (desamido) hGH 及びソメノポル (somenopor) (I N N) のような誘導体及び構造類似物並びにペグビソマント (pegv I S Omant) (I N N) のような拮抗剤を含む。

(2) インスリン及びその塩：インスリンは51のアミノ酸残基よりなるポリペプチドで、多くの動物のすい臓のランゲルハンス島で生成される。ヒトインスリンは、すい臓からの抽出、牛若しくは豚のインスリンの修飾又はバイオテクノロジーによって得られる (微生物又は酵母による組み替えヒトインスリンの製造を含む。)。インスリンは、循環しているグルコース及びその他の栄養素の細胞への取り込み及びこれらをグリコーゲン及び脂肪として貯蔵する場合の因子である。純粋なインスリンは、白色、非吸湿性の不定形の粉末又は輝きのある結晶で、水に可溶である。糖尿病治療薬として使用される。イン

スリンの塩にはインスリン塩酸塩を含む。

- (3) コルチコトロピン (INN) (ACTH (adrenocorticotrophic hormone)、副腎 (じん) 皮質刺激ホルモン) : 水溶性のポリペプチドで、副腎 (じん) 皮質ステロイドの生成を促進する。ギラクチド (giractide) (INN) はコルチコトロピンの構造類似物である。
- (4) 黄体刺激ホルモン (LTH、ガラクチン、ガラクトゲンホルモン、ルテオトロフィン、マンモトロフィン、プロラクチン) : 結晶性のポリペプチドで乳汁分泌を促し、黄体の活動に影響を与える。
(※) 世界保健機関 (WHO) の公表した International Nonproprietary Names 又は International Nonproprietary Names (Modified) の品名がある場合には、それを最初に掲げ、それぞれ (INN) 又は (INN M) が記されている。
- (5) チロトロフィン (INN) (チロトロフィンホルモン、TSH (甲状腺 (せん) 刺激ホルモン)) : 糖たんぱく質で、血液に対する甲状腺の作用及びよう素の移動に関与する。成長及び分泌に影響する。
- (6) 濾 (ろ) 胞刺激ホルモン (FSH) : 水溶性の糖たんぱく質で、生殖機能を亢進する。
- (7) 黄体形成ホルモン (LH、ICSH (間質細胞刺激ホルモン)、ルテノスチムリン) : 水溶性の糖たんぱく質で、ステロイドの分泌、排卵及び間質細胞の発生を刺激することにより、生殖機能を亢進する。
- (8) 絨 (じゅう) 毛性性腺 (せん) 刺激ホルモン (INN) (hCG (ヒト絨 (じゅう) 毛性性腺 (せん) 刺激ホルモン)) : 胎盤で生成される糖たんぱく質で、妊婦の尿より抽出される。白色結晶で水溶液中では比較的不安定である。濾 (ろ) 胞の成熟を促す。
- (9) 血清性性腺 (せん) 刺激ホルモン (INN) (ウマ絨 (じゅう) 毛性性腺 (せん) 刺激ホルモン (eCG)) : 性腺 (せん) 刺激作用のある糖たんぱく質で、妊娠した雌馬の胎盤及び子宮内膜で生成される。もともとは、妊馬血清性性腺 (せん) 刺激ホルモンと呼ばれた。
- (10) オキシトシン (INN) (アルファヘキソファミン) : 水溶性のポリペプチドで、主な作用は、子宮収縮及び乳房からの乳汁射出作用である。構造類似物であるカルベトシン (carbetocin) (INN)、デモキシトシン (demoxytocin) (INN) 等も含まれる。
- (11) バソプレッシン (アルギプレッシン (INN) 及びライプレッシン (INN) 並びにこれらの誘導体及び構造類似物) : 血圧を上昇させ、腎臓による水分の貯留を促進する作用を有するポリペプチドである。ここには、ポリペプチドの構造類似物も含む (例えば、テルリプレッシン (terlipressin) (INN)、デスモプレッシン (desmopressin) (INN) 等)。
- (12) カルシトニン (INN) (TCA (チロカルシトニン)) : 血液カルシウム及び血液りん酸降下作用を持つポリペプチド。
- (13) グルカゴン (INN) (HGF (高血糖ーグリコーゲン分解因子)) : ポリペプチドで、血中グルコース濃度を上昇する作用を持つ。
- (14) チロリベリン (TRF、TRH) : チロトロフィンの分泌を刺激するポリペプチドである。
- (15) ゴナドレリン (gonadorelin) (INN) (ゴナドリベリン、性腺 (せん) 刺激ホルモン)

放出ホルモン、LRF、GnRH)：このポリペプチドは、脳下垂体における濾(ろ)胞刺激ホルモン及び黄体形成ホルモンの分泌を促進する。ここには、ポリペプチドの構造類似物を含む(例えば、ブセリリン(buserilin)(INN)、ゴセリリン(goserilin)(INN)、フェルチレリン(fertirelin)(INN)、セルモレリン(sermorelin)(INN)等)。

(16) ソマトスタチン(INN)(SS、SRIH、SRIF)：このポリペプチドは脳下垂体からの成長ホルモン及びTSHの放出を阻害し、また、神経性の作用も有する。

(17) 心房性ナトリウム利尿ホルモン(ANH、ANF)：心房から分泌されるポリペプチドホルモンである。血液量の増加によって心房が拡張した場合に、ANHの分泌が刺激される。ANHは、塩及び水分の排泄を促進し、続いて血圧を降下させる。

(18) エンドセリン：血管系の内皮細胞で分泌されるポリペプチドホルモンである。エンドセリンは血流中に放出されるが、傍分泌型で局所的に作用し、血管平滑筋を収縮し、血圧を上昇する。

(19) インヒビン及びアクチビン：性腺(せん)組織に存在するホルモンである。

(20) レプチン(leptin)：脂肪細胞から生産されるポリペプチドホルモンであり、脳内の受容体に作用し、体重や脂肪の付着を調節する。また、このレプチンには、レプチンのメチオニル組換え型誘導体であり、同じ活性を示し、レプチンの類似体と考えられるメトレプチン(INN)を含む。

(B) ステロイドホルモン並びにその誘導体及び構造類似物

(1) コルチコステロイドホルモン：副腎(じん)の皮質部で分泌され、身体の代謝活動において重要な役割を果たしている。副腎(じん)皮質ホルモン又はコルチコイドとしても知られ、その生理的作用によって、通常次の2つのグループに分けられる。(i) グルココルチコイド：たんぱく質及び炭水化物の代謝を調節する。(ii) 鉱質コルチコイド：ナトリウム及び水分の貯留を引き起こし、カリウムの排泄を促進する。鉱質コルチコイドの性質は、腎不全及びアジソン病の治療に利用される。これらには、次のコルチコステロイドホルモン並びにその誘導体及び構造類似物を含む。

(a) コルチゾン(INN)：グルココルチコイドの一種で、たんぱく質及び炭水化物の代謝を調節し、抗炎症作用を有する。

(b) ヒドロコルチゾン(INN)(コルチゾール)：コルチゾンと同様の作用を有するグルココルチコイドである。

(c) プレドニゾン(INN)(デヒドロコルチゾン)：グルココルチコイドで、コルチゾンの誘導体である。

(d) プレドニゾロン(INN)(デヒドロヒドロコルチゾン)：グルココルチコイドで、ヒドロコルチゾンの誘導体である。

(e) アルドステロン(INN)：鉱質コルチコイド

(f) コルトドキソン(cortodoxone)

誘導体には、その抗炎症効果を利用するために、その皮質ホルモン効果を抑制するような修飾がされているものがあるが、これもホルモン効果を有しているとみなされる。これらは

主に、コルチゾン、ヒドロコルチゾン、プレドニゾン及びプレドニゾロンの誘導体であり、抗炎症剤及び抗リュウマチ剤として使用される。

- (2) コルチコステロイドホルモンのハロゲン化誘導体：通常、ゴナン構造の6位又は9位の水素原子が、塩素又はフッ素原子で置換されたステロイド(例えば、デキサメタゾン(INN))であり、母体化合物よりもグルココルチコイド作用及び抗炎症作用が強い。これらの誘導体は、エステル、アセトニド(例えば、フルオシノロンアセトニド(INN))の形へさらに修飾され、流通することが多い。

- (3) エストロゲン及びプロゲステゲン：性ホルモンの主要な2つのグループであり、男性及び女性の生殖器より分泌される。合成によっても得られ、プロゲステチン及びゲストーゲンと呼ばれることもある。

エストロゲン：卵巣、精巣、副腎(じん)、胎盤及びその他のステロイド生成組織で作られる女性ホルモンであり、雌の哺乳(ほ)乳類において発情を起こす特徴がある。雌性の性徴の亢進に関与し、更年期障害の治療又は避妊薬の調製に用いられる。これらには、次に掲げるエストロゲン並びにその誘導体及び構造類似物を含む。

- (a) エストロン(INN)：人の主要なエストロゲン
- (b) エストラジオール(INN)：重要な天然のエストロゲン
- (c) エストリオール(INN)：天然のエストロゲン
- (d) エチルエストラジオール(INN)：重要な合成のエストロゲンで、経口投与でも効果があり、経口避妊薬に主たるエストロゲン成分として使用される。
- (e) メストラノール(INN)：エチルエストラジオールのエーテル誘導体で、経口避妊薬として使用される。

プロゲステゲン：プロゲステロン様作用を有するステロイドのグループであり、妊娠の開始及び維持に必要である。これらの女性ホルモンは、妊娠に対して子宮を整え、妊娠を維持する。その排卵抑制作用から、多くのプロゲステチンが避妊薬の成分として使用される。ここには、次の物品を含む。

- (a) プロゲステロン(INN)：人の主要なプロゲステチンであり、エストロゲン、アンドロゲン及びコルチコステロイドの生合成過程における中間体である。排卵後の黄体で生成され、副腎(じん)、胎盤及び精巣中にも存在する。
- (b) プレグナジオール：天然のプロゲステチンで、プロゲステロンより生理活性はかなり弱い。

- (4) その他のステロイドホルモン

アンドロゲン：上述の物品に含まれない性ホルモンのうち重要なグループであり、主として精巣で生成されるが、卵巣、副腎(じん)及び胎盤においても若干生成される。雄性の性徴を亢進し、代謝に関与する(たんぱく質同化作用)。テストステロン(INN)は最も重要なアンドロゲンの一つである。

ここには、合成のステロイドで、ホルモン効果の阻害又は反作用に用いられるものを含む(例えば、抗エストロゲン、抗アンドロゲン及び抗プロゲステゲン(抗プロゲステチン、抗エストタゲン))。ステロイドの抗プロゲステチンはプロゲステチン拮抗剤であり、疾病の治療に多く用い

られている。このグループには、例えば、オナプリストン（INN）及びアグレプリストン（INN）を含む。

これらのステロイドのうち、国際貿易上重要なものは次表のとおりである。その物品の略名をアルファベット順に掲げ、その主なホルモン作用を付記した。複数の品名がある場合には、世界保健機関（WHO）の公表した International Nonproprietary Names for pharmaceutical preparations (INN) 又は International Nonproprietary Names (Modified) (INNМ) により、化学名は、IUPAC1957 のステロイドの命名法によっている。

主としてホルモンとして使用されるステロイドの一覧表

略 名 化 学 名	主なホルモン作用
Adrenosterone androst-4-ene-3, 11, 17-trione	Androgen
Aldosterone (INN) 11 β , 21-dihydroxy-3, 20-dioxopregn-4-en-18-al	Corticosteroid
Allylestrenol (INN) 17 α -allyloestr-4-en-17 β -ol	Progestogen
(No short name) 5 α -androstane-3, 17-dione	Androgen intermediate
Androstanolone (INN) 17 β -hydroxy-5 α -androstan-3-one	Androgen
Androstenediols androst-5-ene-3 β , 17 β -diol androst-5-ene-3 β , 17 α -diol	Anabolic intermediate
(No short name) androst-4-ene-3, 17-dione	Androgen intermediate
Androsterone 3 α -hydroxy-5 α -androstan-17-one	Androgen
Betamethasone (INN)	Corticosteroid

9 α -fluoro-11 β , 17 α , 21-trihydroxy-16 β -
methylpregna-1, 4-diene-3, 20-dione

Bolasterone (INN) Anabolic
17 β -hydroxy-7 α , 17 α -dimethylandro-4-en-3-one

Chlormadinone (INN) Progestogen
6-chloro-17 α -hydroxypregna-4, 6-diene-3, 20-dione

Chloroprednisone (INN) Corticosteroid
6 α -chloro-17 α , 21-dihydroxypregna-
1, 4-diene-3, 11, 20-trione

Clocortolone (INN) Corticosteroid
9 α -chloro-6 α -fluoro-11 β , 21-dihydroxy-16 α -
methylpregna-1, 4-diene-3, 20-dione

Clostebol (INN) Anabolic
4-chloro-17 β -hydroxyandro-4-en-3-one

Corticosterone Corticosteroid
11 β , 21-dihydroxypregn-4-ene-3, 20-dione

Cortisol-seeHydrocortisone

Cortisone (INN) Corticosteroid
17 α , 21-dihydroxypregn-4-ene-3, 11, 20-trione

11-Dehydrocorticosterone Corticosteroid
21-hydroxypregn-4-ene-3, 11, 20-trione

Deoxycorticosterone-see Desoxycortone

Desoxycortone (INN) Corticosteroid
21-hydroxypregn-4-ene-3, 20-dione

Dexamethasone (INN) Corticosteroid

9 α -fluoro-11 β , 17 α , 21-trihydroxy-
16 α -methylpregna-1, 4-diene-3, 20-dione

Dihydroandrosterone

Androgen intermediate

5 α -androstane-3 α , 17 β -diol

Dydrogesterone (INN)

Progestogen

9 β , 10 α -pregna-4, 6-diene-3, 20-dione

Equilenin

Oestrogen

3-hydroxyoestra-1, 3, 5(10), 6, 8-pentaen-17-one

Equilin

Oestrogen

3-hydroxyoestra-1, 3, 5(10), 7-tetraen-17-one

Estradiol (INN)

Oestrogen

oestra-1, 3, 5(10)-triene-3, 17 β -diol

Estriol (INN)

Oestrogen

oestra-1, 3, 5(10)-triene-3, 16 α , 17 β -triol

Estrone (INN)

Oestrogen

3-hydroxyoestra-1, 3, 5(10)-trien-17-one

Ethinylestradiol (INN)

Oestrogen

17 α -ethynyloestra-1, 3, 5(10)-triene-3, 17 β -diol

Ethisterone (INN)

Progestogen

17 α -ethynyl-17 β -hydroxyandrost-4-en-3-one

Ethylestrenol (INN)

Anabolic

17 α -ethyloestr-4-en-17 β -ol

Etynodiol (INN)

Progestogen

17 α -ethynyloestr-4-ene-3 β , 17 β -diol

Fludrocortisone (INN)

Corticosteroid

9 α -fluoro-11 β , 17 α , 21-trihydroxypregn-
4-ene-3, 20-dione

Flumetasone (INN)

Corticosteroid

6 α , 9 α -difluoro-11 β , 17 α , 21-trihydroxy-
16 α -methylpregna-1, 4-diene-3, 20-dione

Fluocinolone (INN)

Corticosteroid

6 α , 9 α -difluoro-11 β , 16 α , 17 α , 21-
tetrahydroxy-pregna-1, 4-diene-3, 20-dione

Fluocortolone (INN)

Corticosteroid

6 α -fluoro-11 β , 21-dihydroxy-16 α -methylpregna-
1, 4-diene-3, 20-dione

Fluorometholone (INN)

Corticosteroid

9 α -fluoro-11 β , 17 α -dihydroxy-6 α -
methylpregna-1, 4-diene-3, 20-dione

9 α -Fluoroprednisolone

Corticosteroid

9 α -fluoro-11 β , 17 α , 21-trihydroxypregna-
1, 4-diene-3, 20-dione

Fluoxymesterone (INN)

Androgen

9 α -fluoro-11 β , 17-dihydroxy-
17 α -methylandrost-4-en-3-one

Fluprednidene (INN)

Corticosteroid

9 α -fluoro-11 β , 17 α , 21-trihydroxy-
16-methylenepregna-1, 4-diene-3, 20-dione

Fluprednisolone (INN)

Corticosteroid

6 α -fluoro-11 β , 17 α , 21-trihydroxypregna-
1, 4-diene-3, 20-dione

Flurandrenolone

Corticosteroid

6 α -fluoro-11 β , 16 α , 17 α , 21-
tetrahydroxypregn-4-ene-3, 20-dione

Formocortal (INN) 3- (2-chloroethoxy) -9 α -fluoro-6-formyl-11 β , 21-dihydroxy-16 α , 17-isopropylidenedioxypregna-3, 5-dien-20-one 21-acetate	Corticosteroid
Gestonorone (INN) 17 β -ethyl-17 α -hydroxyoestr-4-ene-3, 20-dione	Progestogen
Hydrocortisone (INN) 11 β , 17 α , 21-trihydroxypregn-4-ene-3, 20-dione	Corticosteroid
Hydroxyprogesterone (INN) 17 α -hydroxypregn-4-ene-3, 20-dione	Progestogen
Lynestrenol (INN) 17 α -ethynyloestr-4-en-17 β -ol	Progestogen
Medroxyprogesterone (INN) 17 α -hydroxy-6 α -methylpregn-4-ene-3, 20-dione	Progestogen
Megestrol (INN) 17 α -hydroxy-6-methylpregna-4, 6-diene-3, 20-dione	Progestogen
Mestanolone (INN) 17 β -hydroxy-17 α -methyl-5 α -androstan-3-one	Anabolic
Mesterolone (INN) 17 β -hydroxy-1 α -methyl-5 α -androstan-3-one	Androgen
Mestranol (INN) 17 α -ethynyl-3-methoxyoestra-1, 3, 5(10)-trien-17 β -ol	Oestrogen
Metandienone (INN) 17 β -hydroxy-17 α -methylandrosta-1, 4-dien-3-one	Anabolic
Metenolone (INN) 17 β -hydroxy-1-methyl-5 α -androst-1-en-3-one	Anabolic

Methandriol (INN) 17 α -methylandroster-5-ene-3 β , 17 β -diol	Anabolic
2-Methylhydrocortisone 11 β , 17 α , 21-trihydroxy-2 β -methylpregn- 4-ene-3, 20-dione	Corticosteroid
6 α -Methylhydrocortisone 11 β , 17 α , 21-trihydroxy-6 α -methylpregn- 4-ene-3, 20-dione	Corticosteroid
Methylnortestosterone 17 β -hydroxy-17 α -methyloestr-4-en-3-one	Progestogen
17 α -Methyloestradiol 17 α -methyloestra-1, 3, 5(10)-triene-3, 17 β -diol	Oestrogen
Methylprednisolone (INN) 11 β , 17 α , 21-trihydroxy-6 α -methylpregna- 1, 4-diene-3, 20-dione	Corticosteroid
Methyltestosterone (INN) 17 β -hydroxy-17 α -methylandroster-4-en-3-one	Androgen
Nandrolone (INN) 17 β -hydroxyoestr-4-en-3-one	Anabolic
Norethandrolone (INN) 17 α -ethyl-17 β -hydroxyoestr-4-en-3-one	Anabolic
Norethisterone (INN) 17 α -ethynyl-17 β -hydroxyoestr-4-en-3-one	Progestogen
Noretynodrel (INN) 17 α -ethynyl-17 β -hydroxyoestr-5(10)-en-3-one	Progestogen
Norgestrel (INN)	Progestogen

13 β -ethyl-17 α -ethynyl-17 β -hydroxygon-4-en-3-one

Normethandrone - see Methylnortestosterone

Nortestosterone - see Nandrolone

Oxabolone (INN) Anabolic
4, 17 β -dihydroxyoestr-4-en-3-one

Oxymesterone (INN) Anabolic
4, 17 β -dihydroxy-17 α -methylandrost-4-en-3-one

Oxymetholone (INN) Anabolic
17 β -hydroxy-2-hydroxymethylene-17 α -methyl-
5 α -androstan-3-one

Paramethasone (INN) Corticosteroid
6 α -fluoro-11 β , 17 α , 21-trihydroxy-
16 α -methylpregna-1, 4-diene-3, 20-dione

Prasterone (INN) Androgen
3 β -hydroxyandrost-5-en-17-one

Prednisolone (INN) Corticosteroid
11 β , 17 α , 21-trihydroxypregna-
1, 4-diene-3, 20-dione

Prednisone (INN) Corticosteroid
17 α , 21-dihydroxypregna-1, 4-diene-3, 11, 20-trione

Prednylidene (INN) Corticosteroid
11 β , 17 α , 21-trihydroxy-16-methylenepregna-
1, 4-diene-3, 20-dione

Pregnenolone (INN) Corticosteroid
3 β -hydroxypregn-5-en-20-one

Progesterone (INN) pregn-4-ene-3, 20-dione Stanolone-see Androstanolone	Progestogen
Testosterone (INN) 17 β -hydroxyandrost-4-en-3-one	Androgen
Tiomesterone (INN) 1 α , 7 α -di(acetylthio)-17 β -hydroxy- 17 α -methylandrost-4-en-3-one	Anabolic
Triamcinolone (INN) 9 α -fluoro-11 β , 16 α , 17 α , 21- tetrahydroxypregna-1, 4-diene-3, 20-dione	Corticosteroid

(C) プロスタグランジン、トロンボキサン及びロイコトリエン
並びにこれらの誘導体及び構造類似物

これらの物質はアラキドン酸の誘導体である。

(1) プロスタグランジン

アラキドン酸の誘導体のうち最も重要なもので、少量でホルモン様の働きをする内因性物質であり、プロスタノ酸の基本構造を有する。血流、腎機能及び内分泌の調節に関与し（例えば、黄体のプロゲステロン生成を減少させることによる。）、平滑筋の収縮及び血管の拡張を刺激し、血小板の凝集を抑制し、胃液分泌を調節する。ここには、次のプロスタグランジン並びにその誘導体及び構造類似物を含む。

- (a) アルプロスタジル (INN) (プロスタグランジン E₁) : 生物抽出物から結晶化された主要なプロスタグランジンである。血管拡張剤として用いられ、腎 (じん) 皮質からのエリスロポエチンの放出を促し、血小板の凝集を阻害する。
- (b) アルファプロストール (INN) : 合成によって得られたプロスタグランジンの構造類似物で、雌馬の不妊治療に使用される。
- (c) チルスプロスト (INN) : プロスタグランジンの構造類似物で、酸素原子及び炭素原子 1 つが、窒素原子及び硫黄原子で置換され、環が閉じている。合成によって得られたプロスタグランジン及びプロスタグランジン受容体作用剤を含む。

このグループには、プロスタレン (INN)、ジノプロスト (INN) 等のようなその他の合成によって得られたものを含む。これらは、天然の物質の基本的構造を有し、同様の生理活性を有する。

(2) トロンボキサン及びロイコトリエン

プロスタグランジンと同様に、細胞中でアラキドン酸より合成される。その機能はプロス

タグランジンに匹敵し、構造も近似であるが、プロスタン酸の基本構造は有していない。トロンボキサンは、プロスタグランジンから生合成され、血小板の凝集及び動脈収縮を起こし、ポリ不飽和脂肪酸の活性の重要な調節剤である。ロイコトリエンは、白血球（ロイコサイト）を起源とし、トリエンの形に縮合していることから名づけられた。これは、強力な気管支収縮剤であり、過敏症反応において重要な役割を果たす。

(a) トロンボキサン B₂ : 血管収縮剤、気管支収縮剤及び血小板凝集誘発剤である。

(b) ロイコトリエン C₄ : 肺の気道における効果は、ヒスタミン又はプロスタグランジンの百倍から千倍の強さである。

(D) その他のホルモン

ここに属するものは、上述のホルモンとは異なる構造を持つホルモンである。例えば、松果体に存在するメラトニンは、インドールの誘導体とみなされる。ここに属するその他のホルモンには、次のものがある。

(1) カテコールアミンホルモン並びにその誘導体及び構造類似物

このグループには、副腎（じん）髄質に存在するホルモンを含む。

(a) エピネフリン (INN) (アドレナリン、(−) − 3, 4 − ジヒドロキシ − α − [(メチルアミノ) メチル] ベンジルアルコール) 及びラセピネフリン (INN) ((±) − 3, 4 − ジヒドロキシ − α − [(メチルアミノ) メチル] ベンジルアルコール) : 両者の構造は、化学名 1 − (3, 4 − ジヒドロキシフェニル) − 2 − メチルアミノエタノールに相当する。エピネフリンは、淡かっ色又はほとんど白色の結晶で、光の影響を受けやすく、水又は有機溶媒にわずかに溶ける。馬の副腎（じん）から得ることもできるが、ほとんど合成によって得られる。血圧上昇ホルモンの一種であり、交感神経系を刺激し、血球数及び血糖値を上昇させ、強い血管収縮作用を有する。

(b) ノルエピネフリン (INN) (レバルテレノール、ノルアドレナリン、(−) − 2 − アミノ − 1 − (3, 4 − ジヒドロキシフェニル) エタノール) : 白色結晶で、水に可溶であり、その生理活性は、アドレナリンとエフェドリンの作用の中間的である。

(2) アミノ酸の誘導体

(a) レボチロキシシン (INN) 及び DL − チロキシシン (3 − [4 − (4 − ヒドロキシ − 3, 5 − ジヨードフェノキシ) − 3, 5 − ジヨードフェニル] アラニン、3, 5, 3', 5' − テトラヨードチロニン) : チロキシシンは甲状腺からの抽出又は合成によって得られる。芳香族アミノ酸の一種であり、白色又は黄色の結晶で、水及び通常の溶媒に不溶である。基礎代謝率及び酸素消費量を増加し、交感神経系に作用し、たんぱく質及び脂肪の作用を制御し、生体のよう素欠乏を補う。甲状腺腫及びクレチン症の治療に使用する。L 体の異性体が活性である。ナトリウム塩は、白色結晶で、水にわずかに溶け、同様の作用を有する。

(b) リオチロニン (INN) 及びラチロニン (INN) (DL − 3, 5, 3' − トリヨードチロニン) (3 − [4 − (4 − ヒドロキシ − 3 − ヨードフェノキシ) − 3, 5 − ジヨードフェニル] アラニン) : トリヨードチロニンは、甲状腺（せん）から抽出され、その生理活性はチロキシシンよりも強い。

除 外

この項には、次の物品を含まない。

(1) ホルモンに類似した構造を有するが、ホルモン作用を有しない物品

- (a) アンドロスト-5-エン-3 α , 17 α -ジオール、アンドロスト-5-エン-3 α , 17 β -ジオール (29.06) 及びそれらの酢酸ジエステル (29.15)
- (b) アドレナロン (INN) (3', 4'-ジヒドロキシ-2-メチルアミノアセトフェノン) (29.22)
- (c) 29.22 項に属する次の物品
 - (i) 2-アミノ-1-(3, 4-ジヒドロキシフェニル) プタン-1-オール
 - (ii) コルバドリン (INN) (2-アミノ-1-(3, 4-ジヒドロキシフェニル) プロパン-1-オール、3, 4-ジヒドロキシノルエフェドリン、ホモアルテレノール)
 - (iii) デオキシエピネフリン (デオキシアドレナリン、1-(3, 4-ジヒドロキシフェニル)-2-メチルアミノエタン、エピニン)
 - (iv) 3', 4'-ジヒドロキシ-2-エチルアミノアセトフェノン (4-エチルアミノアセチルカテコール)
 - (v) 1-(3, 4-ジヒドロキシフェニル)-2-メチルアミノプロパン-1-オール (3, 4-ジヒドロキシエフェドリン)
 - (vi) (±)-N-メチルエピネフリン ((±)-1-(3, 4-ジヒドロキシフェニル)-2-ジメチルアミノエタノール、メタドレン、(±)-N-メチルアドレナリン)

(2) ホルモン様作用を有するが、ホルモン類似構造を有しない物品

- (a) ジエネストロール (INN) (3, 4-ビス (p-ヒドロキシフェニル) ヘキサ-2, 4-ジエン) (29.07)
- (b) ヘキセストロール (INN) (3, 4-ビス (p-ヒドロキシフェニル) ヘキサン) (29.07)
- (c) ジエチルスチルベストロール (INN) (トランス-3, 4-ビス (p-ヒドロキシフェニル) ヘキセ-3-エン) (29.07) 並びにそのジメチルエーテル (29.09)、ジプロピオン酸エステル (29.15) 及びフラン酸エステル (29.32)
- (d) クロミフェン (INN) (抗エストロゲン) (29.22)
- (e) タモキシフェン (INN) (抗エストロゲン) (29.22)
- (f) フルタミド (INN) (抗アンドロゲン) (29.24)
- (g) ダルセンタン (darusentan) (INN) (29.33)、アトラセンタン (atrasentan) (INN) (29.34) 及びシタキセンタン (sitaxentan) (INN) (29.35) のようなエンドセリン拮抗剤

(3) ホルモン様作用を有する天然の物質であるが、人又は動物の身体で分泌されるものでないもの

- (a) ジーラレノン：たんぱく質同化剤 (29.32)
- (b) アスペルリシン：コレシストキニンの拮抗剤 (29.33)

- (4) ホルモンとみなされる場合もあるが、真のホルモン活性を有しない物品
- (a) シスチン、システイン (INN) 及びこれらの塩酸塩 (29.30)
 - (b) メチオニン及びそのカルシウム塩 (29.30)
 - (c) 神経伝達物質類及び神経調整物質類 (ニューロモジュレーター) ; 例えば、sepranolone (INN) (29.14)、ドーパミン (dopamine) (29.22)、アセチルコリン (acetylcholine) (29.23)、セロトニン (serotonin) (5-ヒドロキシトリプタミン又は5-ヒドロキシ-3-(β -アミノエチル) インドール) (29.33)、ヒスタミン (histamine) (29.33) 及びこれらの受容体作用剤又は受容体拮抗剤物質のような関連物質
 - (d) 白血病阻害因子 (ヒト) 成長因子エンフィレルミン (emfilermin) (INN) (29.33) 及び繊維芽細胞成長因子レピフェルミン (repifermin) (INN) (29.24)
 - (e) ラニセミン (lanicemine) (INN) (29.33) 及びネボスチネル (nebostinel) (INN) (29.24) のような NMDA (N-メチル-D-アスパラギン酸) 受容体拮抗剤
 - (f) ヘパリン (30.01)
 - (g) 変性免疫産品 (30.02)
- (5) 植物生長調整剤 (天然のもの及び合成のもの。例えば、植物ホルモン)
- (A) 混合されておらず、かつ、小売用でない場合には、その化学組成により所属を決定する。
 - (a) アルファーナフチル酢酸及びそのナトリウム塩 (29.16)
 - (b) 2, 4-ジクロロフェノキシ酢酸 (2, 4-D)、2, 4, 5-トリクロロフェノキシ酢酸 (2, 4, 5-T) (ISO) 及び4-クロロ-2-メチルフェノキシ酢酸 (MC PA) (29.18)
 - (c) ベーターインドリル酢酸及びそのナトリウム塩 (29.33)
 - (B) 小売用の形状若しくは包装にしたもの又は調製したもの若しくは製品にしたもの (38.08)
- (6) トロボキサン類 (thromboxanes) 又はロイコトリエン類 (leukotrienes) の拮抗剤 : これらは、その構造に従って分類される (例えば、セラトロダスト (seratorodast) (INN) (29.18) 及びモンテルカスト (montelukast) (INN) (29.33))
- (7) アタキマスト (ataquimast) (INN) (29.33) のような腫瘍壊死因子拮抗剤
- (8) 30.02 項の免疫産品
- (9) 30.03 項又は 30.04 項の医薬品 : 特に、「徐放性インスリン」(インスリン亜鉛、インスリンカリウム亜鉛、インスリングルコビン、インスリン亜鉛グルコビン、インスリンヒストン)

*
* *

号の解説

2937.11 から 2937.19

これらの号には、二以上のアミノ酸を含有するペプチドホルモンを含む。

第 12 節

グリコシド及びアルカイド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）並びにこれらの塩、エーテル、エステルその他の誘導体

総 説

この節において、「誘導体」とは、各項の出発化合物から得られ、かつ、基本化学構造を含む母体化合物の重要な特性を有する化合物をいう。

29.38 グリコシド(天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。)及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体

2938.10—ルトシド（ルチン）及びその誘導体

2938.90—その他のもの

グリコシド（配糖体）は、天然には特に植物界に広く分布する。通常、酸、塩基又は酵素の作用によって糖と糖以外の部分（アグリコン）に分解される。これらの部分は、糖のアノマーを形成する炭素原子によって互いにつながっている。したがって、29.40 項のバッシニンとハマメリタンニンのようなものは、グリコシドとは認められない。

自然界に最も多く存在するグリコシドは、O-グリコシドで、糖の部分とアグリコンがアセタール官能基によって結び付いている。しかしながら、自然界に存在する N-グリコシド、S-グリコシド及び C-グリコシドにおいては、糖のアノマーを形成する炭素原子が、窒素原子、硫黄原子又は炭素原子によってアグリコンに結合している（例えば、カシミロエジン（N-グリコシド）、シニグリン（S-グリコシド）及びアロイン（C-グリコシド））。アグリコンは、エステル基によって糖と結合することもある。

グリコシドは、一般に無色の固体物質で、植物組織の保持物質を形成し、刺激剤として作用する。多くは治療に使用する。

- (1) ルトシド(ルチン): 多くの植物中に存在し、特にソバ科植物 (*Fagopyrum esculentum* Moench., *Polygonaceae*) には乾燥状態で約 3% 含まれている。
- (2) ジギタリスグリコシド: ジギタリス属の植物（例えば、*D. lanata*, *D. purpurea*）中に存在する。一部のものは心臓興奮剤として重要である。ジギトキシンを含むある種のものは、無色の白色結晶性の粉末で猛毒である。ジゴニキシン及びジギトニン（ジギタリスのサポニンの一種）は、化学試薬として使用される。
- (3) グリシルリジン及びグリシルリザード: 甘草の根に含有される無色の結晶。アンモニウムグリシルリザードは赤かっ色の塊で飲料の製造に使用する。グリシルリザードは、また医薬にも使用する。
- (4) ストロファンチン: きょうちくとう属の多くの植物中に存在するグリコシド。極めて有効な心臓興奮剤である。この種のものの中には、ウアバイン又はストロファンチンを含み、無

色の結晶で、極めて有毒である。

(5) サポニン：植物界にかなり豊富な無定形のグリコシドで、くしゃみを起こさせる作用を有する。水溶液は振動させると泡を生じる。医薬、清浄剤の製造及び発泡消火剤に使用される。

(6) アロイン：種々のアロエ属の植物の葉中に存在する。

(7) アミグダリン：ビターアーモンド及び各種の果実の核の中に含まれており、去たん剤として使用する。

(8) アルブチン：しゃくなげ科植物の葉の中に存在し、利尿剤として使用する。

(9) シニグリン：黒からしの種子又は西洋わさびの根の中に存在し、医薬に使用する。

この項には、天然又は合成のグリコシドであるタンニン誘導体を含む。

この項には、また、グリコシドの天然混合物及びその誘導体の天然混合物（例えば、プルプレアグリコシドA、プルプレアグリコシドB、ジギトキシン、ジトキシン、ジタロキシン等を含有するジギタリスグリコシドの天然混合物）を含むが、これらのものを人為的に混合したもの又は調製品を含まない。

この項には以下の物品も含まない。

(1) ヌクレオシド及びヌクレオチド (29.34)

(2) アルカロイド（例えば、トマチン）(29.39)

(3) 非天然グリコシド (29.37 項又は 29.39 項の製品を除く。)。この物品のグリコシド結合は、アノマーを形成する炭素原子のエーテル化によって形成されるアセタール官能基である。(トリベノサイド (INN)) (29.40)

(4) 抗生物質（例えばトヨカマイシン）(29.41)

29.39 アルカロイド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体

ーあへんアルカロイド及びその誘導体並びにこれらの塩

2939.11ーけしがら濃縮物並びにブプレノルフィン (INN)、コデイン、ジヒドロコデイン (INN)、エチルモルヒネ、エトルフィン (INN)、ヘロイン、ヒドロコドン (INN)、ヒドロモルホン (INN)、モルヒネ、ニコモルヒネ (INN)、オキシコドン (INN)、オキシモルホン (INN)、フォルコジン (INN)、テバコン (INN) 及びテバイン並びにこれらの塩

2939.19ーその他のもの

2939.20ーキナアルカロイド及びその誘導体並びにこれらの塩

2939.30ーカフェイン及びその塩

ーエフェドラアルカロイド及びその誘導体並びにこれらの塩

2939.41ーエフェドリン及びその塩

2939.42ープソイドエフェドリン (INN) 及びその塩

2939.43ーカチン (INN) 及びその塩

2939. 44ーノルエフェドリン及びその塩

2939. 45ーレボメタンフェタミン、メタンフェタミン (INN) 及びメタンフェタミンラセメート並びにこれらの塩

2939. 49ーその他のもの

ーテオフィリン及びアミノフィリン (テオフィリンーエチレンジアミン) 並びにこれらの誘導体並びにこれらの塩

2939. 51ーフェネチリン (INN) 及びその塩

2939. 59ーその他のもの

ーライ麦麦角のアルカロイド及びその誘導体並びにこれらの塩

2939. 61ーエルゴメトリン (INN) 及びその塩

2939. 62ーエルゴタミン (INN) 及びその塩

2939. 63ーリゼルギン酸及びその塩

2939. 69ーその他のもの

ーその他のもの (植物由来のものに限る。)

2939. 72ーコカイン及びエクゴニン並びにこれらの塩、エステル及びその他の誘導体

2939. 79ーその他のもの

2939. 80ーその他のもの

アルカロイドは、複雑な有機塩基で、強い生理作用を有する。あるものは合成によっても得られる。強弱の差はあるがいずれも毒性を有している。

この項には、純粋なアルカロイドのほかにアルカロイドの天然混合物 (例えば、ベラトリン、あへんの総アルカロイド) を含むが、アルカロイドを人為的に混合したもの又は調製品を含まない。この項には、また、液汁 (樹液) や植物抽出物 (例えば、あへんの乾燥液汁) は含まない (13. 02)。

また、この項には、アルカロイドの水素添加誘導体、脱水素誘導体、酸素添加誘導体及び脱酸素誘導体を含み、更に、一般に、その構造が天然アルカロイドから得られた構造と同一であるアルカロイド誘導体を含む。

(A) あへんアルカロイド及びその誘導体並びにこれらの塩

- (1) モルヒネ：あへん中に存在し、無色の結晶で強力な麻酔性があり、猛毒である。
- (2) ジヒドロモルヒネ、デソモルヒネ (desomorphine (INN)) (ジヒドロボオキシモルヒネ)、ヒドロモルホン (hydromorphone (INN)) (ジヒドロモルヒノン) 及びメトポン (metopon (INN)) (5-メチルジヒドロモルヒノン)
- (3) ジアセチルモルヒネ (ヘロイン)：結晶性の白色粉末でコデイン及びモルヒネの代わりに鎮静剤として使用する。
- (4) エチルモルヒネ：無臭の結晶性白色粉末で、睡眠剤として内服用に供し、また、局部麻酔剤として使用する。
- (5) コデイン (メチルモルヒネ、モルヒネのモノメチルエーテル)：あへん中にモルヒネとともに存在する。結晶で、モルヒネの代わりに鎮静剤として使用する。

- (6) ジヒドロコデイン (dihydrocodeine (I N N)), ヒドロコドン (hydrocodone (I N N)) (ジヒドロコデイノン)、オキシコドン (oxycodone (I N N)) (ジヒドロヒドロキシコデイノン)
- (7) ナルセイン：あへんの副アルカロイドで結晶。催眠剤及び鎮痛剤として使用する。
- (8) ノスカピン (noscapin (I N N)) (ナルコチン)：あへんの副アルカロイドで、結晶。モルヒネより作用が弱く、毒性はわずかである。
- (9) コタルニン及びヒドロコタルニン：ナルコチンから得られる。
- (10) パパベリン：あへんの副アルカロイドで、結晶。麻酔及び鎮静作用を有するが、モルヒネよりは作用が弱い。
- (11) 塩酸エタベリン (ethaverine hydrochloride (I N N M)) (塩酸 1－(3, 4－ジエトキシベンジル)－6, 7－ジエトキシイソキノリン)
- (12) テバイン：あへんの副アルカロイドで無臭の結晶、有毒である。
- (13) けしがら濃縮物：天然のアルカロイドの混合物で、けし (*Papaver somniferum*) から抽出し、精製したもので、アルカロイドの含有量が全重量の 50%以上のもの
あへんアルカロイドの誘導体は、エポキシ架橋モルヒネ構造を有している限り、水素添加されているかいないかを問わず、この項に属する。

(B) キナアルカロイド及びその誘導体並びにこれらの塩

- (1) キニーネ：アカネ科のキナ属等の植物（特に、*Cinchona officinalis*、*Cinchona calisaya* 及び *Cinchona succirubra*）の樹皮に存在する。結晶性の白色粉末。キニーネ及びその塩は、血液中に存在する原生動物の原形質を麻ひさせる作用を持つので、解熱剤、抗マラリア剤として使用する。
- (2) キニジン：キナ属の植物の樹皮に含まれている。結晶で、硫酸キニーネの母液から抽出される。
- (3) シンコニン：キナ属植物の樹皮に含まれるアルカロイドの中ではキニーネに次いで重要なものである。結晶である。
- (4) シンコニジン：キナ属植物の樹皮中に存在する。結晶である。
- (5) タンニン酸キニーネ

(C) カフェイン及びその塩

カフェイン (caffeine)：コーヒー豆、茶、コーラの実から抽出するか又は合成によって得られる。絹状の結晶で医薬に使用する。

(D) エフェドラアルカロイド及びその誘導体並びにこれらの塩

エフェドラアルカロイドは、エフェドラ種の植物 (*ephedra species*) 中に含まれており、合成によっても得られる。

- (1) エフェドリン (Ephedrine)：*Ephedra vulgaris* 中に含まれていて、また、合成によっても製造される。無色の結晶で医薬に使用する。
- (2) プソイドエフェドリン (Pseudoephedrine (I N N))

- (3) カチン (INN) (ノルブソイドエフェドリン)
- (4) ノルエフェドリン
- (5) メチルエフェドリン
- (6) メチルブソイドエフェドリン
- (7) エフェドラアルカロイドの誘導体：例えば、レボメタンフェタミン、メタンフェタミン (INN)、メタンフェタミンラセメート及びエタフェドリン (INN)

(E) テオフィリン、アミノフィリン (テオフィリン-エチレンジアミン)

及びこれらの誘導体並びにこれらの塩

テオフィリン：茶に存在するが、また、合成によっても得られる。結晶でしばしば利尿剤、また、アミノフィリン (テオフィリン-エチレンジアミン) としても使用する。

(F) ライ麦麦角のアルカロイド及びその誘導体並びにこれらの塩

- (1) エルゴメトリン (INN) (9, 10-ジデヒドロ-N-[(S) -2-ヒドロキシ-1-メチルエチル]-6-メチルエルゴリン-8 β -カルボキサミド) (エルゴノビン)：四面体及び細かい針状の結晶。子宮収縮剤及びリゼルギド (INN) 製造の前駆物質として使用する (29 類末尾の前駆物質のリストを参照)。重要な誘導体はマレイン酸エルゴメトリンでマレイン酸エルゴノビンとも呼ばれる。
- (2) エルゴタミン (INN) (12'-ヒドロキシ-2'-メチル-5' α -(フェニルメチル)エルゴタマン-3', 6', 18-トリオン)：血管収縮剤及びリゼルギド (INN) 製造の前駆物質として使用する (29 類末尾の前駆物質のリストを参照)。主な誘導体には酸エルゴタミン、酒石酸エルゴタミンを含む。
- (3) リゼルギン酸 (9, 10-ジデヒドロ-6-メチルエルゴリン-8-カルボン酸)：麦角アルカロイドのアルカリ加水分解によって又は *claviceps paspali* から得られる。板状六方晶又は鱗片状の結晶。催幻覚剤及びリゼルギド (INN) 製造の前駆物質として使用する (29 類末尾の前駆物質のリストを参照)。
- (4) 他の麦角アルカロイド：例えば、エルゴシン、エルゴクリスチン、エルゴクリプチン、エルゴコルニン及びメチルエルゴメトリン

(G) ニコチン及びその塩

ニコチン：たばこの葉に存在するアルカロイドで、また、合成によっても得られる。無色の液体で空気にさらすとかつ色に代わり、特有の刺激臭を有する。強塩基で、有毒結晶性塩を生成する。植物の殺菌、殺虫剤として使用する。

(H) 植物由来のその他のアルカロイド並びにその誘導体及び塩

- (1) アレコリン：びんろうの堅果に存在するアルカロイド
- (2) アコニチン：最も猛毒なアルカロイドの一つとして知られている。とりかぶと属 (*Aconitus napellus*) の乾燥した根から抽出される。強力な鎮静剤として使用する。

- (3) フィゾスチグミン (エセリン) : カラパル豆中に存在する。無色の結晶で空気にさらすと赤黄色に変わる。医薬に使用する。
- (4) ピロカルピン : みかん科 (*Pilocarpus jaborandi*) に含まれる主要なアルカロイド。無色の塊で空気にさらすとかっ色に変わる。ピロカルピン及びその塩は医薬 (発汗促進)、眼科医
用、増毛ローション製造用に使用する。
- (5) スパルテイン : えにしだに存在するアルカロイド。無色の液体。硫酸スパルテインは強心
剤として使用する。
- (6) アトロピン : 主として *Datura atramonium* から得られるが、また、合成によっても製造さ
れる。結晶。猛毒で瞳孔を拡大する。
- (7) ホマトロピン : 無色の結晶でアトロピンと同様の化学的作用及び物理的作用を有する。
- (8) ヒオスシアミン : *Atropa belladonna* 中及び *Hyoscyamus* 属の多数の植物中に存在する主要
なアルカイド。無色の結晶で毒性が強い。その塩 (例えば、硫酸塩及び臭化水素酸塩) は医
薬に使用する。
- (9) スコポラミン (ヒオスシン) : *Datura* 属の多くの植物中に存在している。無色の粘ちような
液体又は無色の結晶。その塩 (例えば、臭化水素酸塩及び硫酸塩) は結晶で医薬に使用する。
- (10) コルヒチン : *Colchicum autumnale* 植物中に存在する。ガム状の塊、黄色の粉末、結晶又は
フレーク状で、医薬に使用し、猛毒である。
- (11) ベラトリン : *sabadilla* の種子から採取したアルカロイドの天然混合物である。無定形の白
色粉末で、吸湿性がある。刺激性があり、くしゃみを起こさせる作用が強く、有毒で、医薬
に使用される。
- (12) セバジン : 結晶化したベラトリンに相当する。
- (13) コカイン : 数種のコカ特に、*Erythroxylum coca* の葉から抽出される結晶。また、合成によ
っても得られる。商取引上の粗コカインは純粋でなく、80%から 94%のコカインを含有する
が、そのような性状のものでもこの項に含まれる。コカインの水溶液はアルカリ性であり、
種々の塩を形成する。強力な麻酔作用を有する。
- (14) エメチン : *Uragoga ipecacuanha* の根に存在する。無定形の白色粉末で空気にさらすと黄色
に変わる。去たん剤及び吐剤として使用される。その塩はアメーバ赤痢治療に使用する。
- (15) ストリキニーネ : *Strychnos* 属の各種植物 (*nux vomica*、*St. Ignatius' beans*) から抽出
される。絹状の結晶で猛毒。結晶性塩を生成し、医薬に使用する。
- (16) テオブロミン : ココアから抽出され、また、合成によっても得られる。結晶性白色粉末で
利尿剤、強心剤として医薬に使用する。
- (17) ピペリン : *piper nigrum* から抽出される結晶
- (18) コニイン : *conium* (毒にんじん) 中に存在するが、また、合成によっても得られる。無色の
油状液体で刺激臭を有し、猛毒である。医薬に使用する。
- (19) クラリン : クラーレから抽出され、医薬に使用する。
- (20) ポルフィリン (アルカロイド)
- (21) トマチン
- (22) タンニン酸アルカロイド (タンニン酸ケリドニン、タンニン酸コルヒチン、タンニン酸ペ

リチエリン等)

- (23) ヒドラスチン
- (24) ヒドラスチニン
- (25) ヒドロヒドラスチニン
- (26) オキシヒドラスチニン
- (27) トロピン (トロパンー 3-オール)
- (28) トロピノン
- (29) セフェリン

(IJ) その他のアルカロイド (植物由来でないもの)

植物由来でないアルカロイドは、ある種の菌類 (シビレタケ属の菌類に含まれるサイロシビン (psilocybin)) 及び動物 (ある種のヒキガエルの皮膚に含まれるブフォテニン (bufotenin)) にみられる。多くの海棲 (せい) 生物もアルカロイドを有する。

- (1) 菌類アルカロイド: ビリジカチン (viridicatin) (ペニシリウム・ビリディカータム (*penicillium viridicatum*)), ルグロバシン A (rugulovasine A) (アオカビアルカロイド (*penicillium alkaloid*)), スポリデスミン A (sporidesmin A) (動物の光線過敏症を引き起こす毒素)、サイトカラシン b (cytochalasin b)、テレオシジン B 4 (teleocidin B4) (インドールアルカロイド、発癌 (がん) 促進物質)、ペニトレム D (penitrem D) (痙攣 (けいれん) 性かび毒)、ロックフォルチン (roquefortine) (ブルーチーズ)
- (2) 動物アルカロイド: ヒストリオニコトキシン (histrionicotoxin) (南アメリカヤドクガエル、スピロペリジン)、サマンダリン (samandarine)、エピバチジン (epibatidine)、カストラミン及びムスコピリジン (castoramine and muscopyridine) (じゃ香鹿及びカナダビーバーから分離される)
- (3) 昆虫アルカロイド: コッシネリン (Coccinelline) (別名: サブコシネラ 7-プンクタータ (*Subcoccinella 7-punctata*)) (ナナホシテントウ)、2-イソプロピルー 3-メトキシピラジン (ナミテントウ (*Harmonia axyridis*)), ダナイドン (danaidone) (アフリカカバマダラのフェロモン)、グロメリン (glomerine) (ヨーロッパヤスデ)、エピラクネン (epilachnene) (インゲンテントウ)、ポリアザマクロライド (polyazamacrolide) (別名サブコシネラ 24-プンクタータ (*subcoccinella 24-punctata*)) (24-spotted ladybird)
- (4) 海棲 (せい) アルカロイド: バラシン (varacin) (ホヤ)、マンザミン (manzamine) (オキナワ海綿)、コンボルタミン D (convolutamine D) (コケムシ)、テトロドトキシン (tetrodotoxin) (トラフグ)、オイジストミン (eudistomin) (主にキノコボヤ属の海棲 (せい) 尾索動物から分離される)
- (5) 細菌アルカロイド: 自然界では極めてまれ。プロシアニン (Procyanine)

＊

＊ ＊

なお、この項の物質のうち、国際的文書において麻薬又は向精神剤薬物として取り扱われているものは、29 類末尾の「麻薬及び向精神剤薬物の一覧表」に掲げられている。

＊
＊ ＊

号の解説

2939. 72、2939. 79 及び 2939. 80

2939. 72 号及び 2939. 79 号には、29. 39 項の他の号に該当するものを除き、植物アルカロイド及びその誘導体並びにそれらの塩を含む。これらは、植物以外（例えば、動物、菌類）から単離されたものであってもよい。

2939. 80 号には、29. 39 項の他の号においてより特殊な限定をして記載されているものを除き、その他の全てのアルカロイドを含む。

第 13 節 その他の有機化合物

29. 40 糖類（化学的に純粋なものに限るものとし、しょ糖、乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を除く。）並びに糖エーテル、糖アセタール、糖エステル、糖エーテルの塩、糖アセタールの塩及び糖エステルの塩（第 29. 37 項から第 29. 39 項までの物品を除く。）

（A）糖類（化学的に純粋なもの）

この項には、化学的に純粋な糖類のみを含む。糖には単糖類、二糖類及びオリゴ糖を含む。それぞれの糖ユニットは 4 個から 8 個の炭素原子から構成され、かつ、少なくとも 1 個の潜在的な還元力を有するカルボニル基（アルデヒド性又はケトン性）及び水酸基と水素原子とが結合した最低 1 個の不斉炭素原子を含んでいなければならない。この項は次の物品を含まない。

- （a）しょ糖：たとえ化学的に純粋であっても 17. 01 項に属する。
- （b）ぶどう糖及び乳糖：たとえ化学的に純粋であっても 17. 02 項に属する。
- （c）麦芽糖：たとえ化学的に純粋であっても 17. 02 項に属する。しょ糖の異性体で、結晶性の塊であり医薬に使用する。
- （d）果糖（レブロース）：たとえ化学的に純粋であっても 17. 02 項に分類される。ぶどう糖の異性体でもある。純粋な状態では、帯黄色の結晶で医薬（糖尿病の食餌療法用）に使用する。
- （e）アルドール（29. 12）及びアセトイン（3－ヒドロキシ－2－ブタノン）（29. 14）（糖ユニットの基準を満たすが、糖ではない。）

化学的に純粋な糖類のうち、次の物品はこの項に含む。

- （1）ガラクトース：ぶどう糖の異性体で、乳糖の加水分解によって得られる。植物のペクチン質及び粘液質中に存在し、高純度のものは結晶化する。
- （2）ソルボース（ソルベノース）：ぶどう糖の異性体で、白色結晶性粉末であり、非常に水に溶けやすい。アスコルビン酸（ビタミン C）の合成、培養剤の製造に使用する。
- （3）キシロース（木糖）（ $C_5H_{10}O_5$ ）：白色結晶で製薬に使用する。

- (4) トレハロース (しょ糖の異性体)、リボース及びアラビノース (いずれもキシロースの異性体)、ラフィノース ($C_{18}H_{32}O_{16}$)、フコース、ラムノース ($C_6H_{12}O_5$)、ジギトキソース ($C_6H_{12}O_4$) 及びその他のデオキシ糖。これらの糖類は、本質的にすべて実験室用のものである。
この項の糖類は、水溶液の形状をしていることがある。

(B) 糖エーテル、糖アセタール及び糖エステル並びにこれらの塩

29. 40 項には、糖エーテル、糖アセタール、糖エステル及びこれらの塩を含む。糖アセタールは、糖の任意の 2 つの水酸基の間又はグリコシドを作るアノマー炭素に形成される。ただし、天然のグリコシドは、この項に含まれない (29. 38)。29. 37 項、29. 38 項、29. 39 項又は 29. 40 項より後の項の物品の構成部分である糖エーテル、糖アセタール及び糖エステルもこの項には含まれない (29 類総説 (E) 参照)。

この項には次の物品を含む (化学的に単一であるかないかを問わない)。

- (1) ヒドロキシプロピルしょ糖：糖エーテルの一種。
- (2) 糖類のりん酸エステル (例えば、りん酸ぶどう糖及びりん酸果糖) 及びその塩 (例えば、バリウム塩、カリウム塩等)：これらは結晶又は無定形の粉末で、有機合成に使用する。
- (3) オクタ酢酸しょ糖：白色の吸湿性粉末で、アルコール変性剤として使用するか又は接着剤、可塑剤及び殺虫剤の製造用、製紙工業用、織物の硬化剤等に使用する。
- (4) モノ酢酸しょ糖：界面活性作用を有する。
- (5) 酢酸イソ酪酸しょ糖：ワニスの変性剤として使用する。
- (6) ラクチトール (I NN) (4-O- β -D-ガラクトピラノシル-D-グルシトール)：甘味料に使用される。
- (7) グリコシド結合がアノマー化した炭素原子のエーテル化によって形成されたアセタール官能基となっている天然でないグリコシド (例えば、トリベノシド (I NN)) (29. 37 項、29. 38 項又は 29. 39 項の物品を除く。)

ただし、この項には、糖エーテル、糖アセタール、糖エステル及びこれらの塩の人為的な相互の混合物又は非糖成分の混合物である出発原料から人為的に調製若しくは製造したもの (例えば、38. 23 項の脂肪酸からつくられた糖エステル) は含まない。更に、この項には糖無水物、チオ糖、アミノ糖、ウロン酸及びその他の糖誘導体を含まない。これらは通常その化学構造により 29 類の他の項に分類される。

29. 41 抗生物質

2941. 10-ペニシリン及びその誘導体 (ペニシラン酸構造を有するものに限る。) 並びにこれらの塩

2941. 20-ストレプトマイシン及びその誘導体並びにこれらの塩

2941. 30-テトラサイクリン及びその誘導体並びにこれらの塩

2941. 40-クロラムフェニコール及びその誘導体並びにこれらの塩

2941. 50－エリスロマイシン及びその誘導体並びにこれらの塩

2941. 90－その他のもの

抗生物質は、生きた微生物によって分泌される物質で、他の微生物を死滅させ又は成長を抑制する効果を有する物質である。これらは、主として病原微生物、特にバクテリア、菌又は時として腫瘍に対する強い抑制作用があるため使用される。抗生物質は数マイクログラム／ml の血中濃度で効果がある。

抗生物質は、単一の物質又はその関連物質の混合物から成っており、その化学構造がまったく不明なものがあり、また、確定しているものもある。抗生物質は、化学的にみた場合種々のものがあり、次の物品を含む。

- (1) 複素環式のもの：例えば、ノボビオシン、セファロスポリネ類、ストレプトスライシン、ファロペナム (INN)、ドリペナム (INN)、モノバクタム類 (例えば、アズトレナム (INN)) がある。この種のもので最も重要なものはペニシリン類で、ペニシリウム属の各種のかびによって分泌される。この種類にはプロカインペニシリンも含む。
- (2) 糖に関連するもの：例えば、ストレプトマイシンがある。
- (3) テトラサイクリン類及びその誘導体：例えば、クロルテトラサイクリン (chlortetracycline (INN))、オキシテトラサイクリン (oxytetracycline (INN)) がある。
- (4) クロラムフェニコール及びその誘導体 (例えば、チアンフェニコール及びフロルフエニコール)
- (5) マクロライド類：例えば、エリスロマイシン、アンホテリシン B、タイロシンがある。
- (6) ポリペプチド類：例えば、アクチノマイシン類、バシトラシン、グラミジン類、チロシジンがある。
- (7) その他の抗生物質：例えば、ザルコマイシン、バイコマイシンがある。

この項において、誘導体とは、この項の化合物から得られ、母体化合物の本質的特徴（基本化学構造を含む）を保持した活性な抗生物質化合物をいう。

この項には、また、抗生物質として使用される化学的に変性した抗生物質を含む。これらは、微生物の自然の成長によって生産される成分を分離し、次の化学反応によって構造を変性する方法、さらに成長培地に側鎖鎖前駆体を加える方法によって製造される。その結果、細胞法（半合成ペニシリン）又は生合成（例えば、ある種のアミノ酸から作られるペニシリン）によって、所望の基が分子に結合する。

合成によって作られる天然と同一の構造の抗生物質（例えば、クロラムフェニコール）あるいは、天然の抗生物質に非常に構造が似ており、抗生物質として使用されているある種の合成物質（例えば、チアンフェニコール）もこの項を含む。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 飼料として使用されるある種の抗生物質製剤（例えば、乾燥し規格化した完全な菌糸体）
(23. 09)
- (b) 非常に低い抗菌活性を有する化学的に単一の有機化合物で、抗生物質の中間原料として使

用されるもの（その構造により、この類の前項までのいずれかに該当するもの）

(c) キノリンカルボン酸の誘導体、ニトロフラン、スルホンアミド及びその他の化学的に単一の有機化合物で、抗菌作用を有しているが、この類の前項までのいずれかに分類されるもの

(d) 抗生物質の人為的混合物（例えば、ペニシリンとストレプトマイシンの混合物）で、治療又は予防用に使用するもの（30.03 又は 30.04）

(e) 抗生物質の製造工程の中間生産品であって、発酵物をろ過し、第一段階の抽出を行って得られるもので、その濃度が一般に 70%以下のもの（38.24）

＊

＊ ＊

号の解説

2941.10

この号には、すべてのペニシリン類を含む。すなわち、アミノ（4-カルボキシ-5, 5-ジメチルチアゾリジン-2-イル）酢酸のβ-ラクタム化合物（ラクタム環のアミン官能基は有機酸とアミド結合で結合したもの）であるペニン（6-アミノペニシラン酸）骨格を分子中に含むすべての活性な抗生物質を含む。これらの有機酸の構造、塩の形成又はその他のチアゾリジン環のカルボキシル基上の置換は、分類に影響を及ぼさない。ただし、ペニン基本構造（骨格）は変性されてはならない。

この号には、アンピシリン（INN）、アモキシシリン（INN）、タランピシリン（INN）を含む。

しかしながら、この号は、セファロスポリン類（例えば、セファゾリン（INN）、セファクロル（INN））、セファマイシン類（例えば、セフォキシチン（INN））、オキサセフェム類、ペネム類、カルバペネム類等のようなβ-ラクタム環を含むその他の抗生物質を除く。

2941.20

ストレプトマイシンの誘導体は、ストレプトマイシン骨格の構成要素（5-デオキシリキソースに結合するストレプトチジン及びメチルグルコサミン）すべてを分子中の構造に含む活性な抗生物質である。いかなる場所にエステル及びグリコシドがあっても誘導体と認められる。

この号には、ジヒドロストレプトマイシン（INN）及びストレプトニアジド（INN）を含む。しかしながら、ストレプトチジンの2個のアミジノ基を保持していないブルエンソマイシン（INN）や、ネオマイシン（INN）のような、ストレプトアミンの誘導体を含むその他のアミノグリコシド類は、ストレプトマイシンの誘導体とはみなされない。

2941.30

テトラサイクリンの誘導体は、部分的に水素添加したテトラサイクリン骨格の4-ジメチルアミノ-ナフタセン-2-カルボキシアミドを分子中に含む活性な抗生物質である。エステルは、また誘導体と認められる。

この号は、クロロテトラサイクリン（INN）、エラバサイクリン（INN）及びロリテトラサイ

クリン (INN) を含む。しかしながら、アクリルピシン (INN) 及びドキソルピシン (INN) のような「ルピシン」タイプのアントラサイクリンは、テトラサイクリンの誘導体と認められない。

2941. 40

クロラムフェニコールの誘導体は、クロラムフェニコール骨格のN- (2-ヒドロキシ-1-メチル-2-フェネチル) アセタミドを分子中に含む活性な抗生物質である。

この号には、チアンフェニコール (INN) 及びフロルフエニコール (INN) を含む。しかしながら、セトフェニコール (INN) は、抗菌的に活性ではないためこのグループに属さない。

2941. 50

エリスロマイシンの誘導体は、エリスロマイシン骨格の構成要素 (デソスアミン及びミカロース (又はクラディノース) と結合する 13-エチル-13-トリデカノリド) を分子中に含む活性な抗生物質である。エステルは、また誘導体と認められる。

この号は、クラリスロマイシン (INN) 及びジリスロマイシン (INN) を含む。しかしながら、15 員環を含むアジスロマイシン (INN) 及びクラディノース又はミカロースを含まないピクロマイシンは、エリスロマイシンの誘導体とはみなされない。

29. 42 その他の有機化合物

この項には、化学的に単一の有機化合物で、他の項に該当しないものを分類する。

- (1) ケテン：これらのものはカルボニル基 ($C=O$) を有する点でケトンに類似するが、カルボニル基が隣接する炭素原子と二重結合で結合しているものである (例えば、ケテン、ジフェニルケテン)。

ただし、この項には、29. 32 項のラクトンであるジケテンを含まない。

- (2) 三ふつ化ほう素と酢酸、ジエチルエーテル又はフェノールとの錯化合物
(3) ジチモール二よう化物

種類別にアルファベットの順序に配列した麻薬及び向精神薬の一覧表

I. 1961 年の麻薬に関する単一条約（1972 年議定書により修正）のもとに管理される麻薬

Name	HS subheading	CAS RN	Convention Schedule No.
Acetorphine (INN)	2939. 19	25333-77-1	1, 4
Acetorphine hydrochloride	2939. 19	25333-78-2	1, 4
Acetyldihydrocodeine	2939. 19	3861-72-1	2
Acetyldihydrocodeine hydrochloride	2939. 19	84824-86-2	2
Acetylfentanyl	2933. 34	3258-84-2	1, 4
Acetylmethadol (INN)	2922. 19	509-74-0	1
Acetyl- <i>alpha</i> -methylfentanyl	2933. 34	101860-00-8	1, 4
Acryloylfentanyl (Acrylfentanyl)	2933. 34	82003-75-6	1
AH-7921	2924. 29	55154-30-8	1
AH-7921 hydrochloride	2924. 29	41804-96-0	1
Alfentanil (INN)	2933. 33	71195-58-9	1
Alfentanil hydrochloride	2933. 33	69049-06-5	1
Allylprodine (INN)	2933. 39	25384-17-2	1
Allylprodine hydrochloride	2933. 39	25384-18-3	1
Alphacetylmethadol (INN)	2922. 19	17199-58-5	1
Alphacetylmethadol hydrochloride	2922. 19	53757-35-0	1
Alphameprodine (INN)	2933. 39	468-51-9	1
Alphamethadol (INN)	2922. 19	17199-54-1	1
Alphaprodine (INN)	2933. 39	77-20-3	1
Alphaprodine hydrochloride	2933. 39	561-78-4	1
Anileridine (INN)	2933. 33	144-14-9	1
Anileridine dihydrochloride	2933. 33	126-12-5	1
Anileridine phosphate	2933. 33	4268-37-5	1
Benzethidine (INN)	2933. 39	3691-78-9	1
Benzethidine hydrobromide	2933. 39	1049728-53-1	1
Benzethidine hydrochloride	2933. 39	1071541-30-4	1
Benzylmorphine	2939. 19	14297-87-1	1
Benzylmorphine hydrochloride	2939. 19	630-86-4	1
Benzylmorphine methylsulfonate	2939. 19	36418-34-5	1
Betacetylmethadol (INN)	2922. 19	17199-59-6	1
Betameprodine (INN)	2933. 39	468-50-8	1
Betamethadol (INN)	2922. 19	17199-55-2	1
Betaprodine (INN)	2933. 39	468-59-7	1
Betaprodine hydrochloride	2933. 39	49638-23-5	1
Bezitramide (INN)	2933. 33	15301-48-1	1
Bezitramide hydrochloride	2933. 33	59708-44-0	1
Brorphine	2933. 39	2244737-98-0	1
Butyrfentanyl	2933. 34	1169-70-6	1
Cannabis	1211. 90	8063-14-7	1

Cannabis extracts and tinctures	1302.19	6465-30-1 89958-21-4	1
Cannabis oil	1302.19	8016-24-8	
Cannabis resin	1301.90	6465-30-1 8001-45-4	1
Carfentanil (INN)	2933.33	59708-52-0	1, 4
Clonitazene (INN)	2933.99	3861-76-5	1
Clonitazene hydrochloride	2933.99	2053-24-9	1
Clonitazene methysulfonate	2933.99	13988-29-9	1
Coca leaf	1211.30		1
Cocaine	2939.72	50-36-2	1
Cocaine benzoate	2939.72	5913-60-0	1
Cocaine borate	2939.72	6696-60-2	1
Cocaine citrate	2939.72	5988-00-1	1
Cocaine formate	2939.72		1
Cocaine hydriodide	2939.72	5988-01-2	1
Cocaine hydrobromide	2939.72	6202-03-5	1
Cocaine hydrochloride	2939.72	53-21-4	1
Cocaine lactate	2939.72	5913-61-1	1
Cocaine nitrate	2939.72	5913-62-2	1
Cocaine salicylate	2939.72	5913-64-4	1
Cocaine sulfate	2939.72	5913-65-5	1
Cocaine tartrate	2939.72	5913-66-6	1
Codeine	2939.11	76-57-3	2
Codeine acetate		5913-71-3 6703-27-1	2
Codeine allobarbiturate	2939.11		2
Codeine barbiturate		2209896-23-9	2
Codeine camphosulfonate		1360181-44-7	2
Codeine citrate	2939.11	5913-73-5	2
Codeine 6-glucuronide	2939.19	20736-11-2	2
Codeine hydrobromide	2939.11	125-25-7	2
Codeine hydrochloride	2939.11	1422-07-7	2
Codeine hydroiodide	2939.11	125-26-8	2
Codeine methylbromide	2939.19	125-27-9	2
Codeine phenylethylbarbiturate	2939.11	74129-46-7	2
Codeine phosphate	2939.11	52-28-8	2
Codeine salicylate	2939.11	6020-73-1	2
Codeine sulfate	2939.11	1420-53-7	2
Codeine- <i>N</i> -oxide	2939.19	3688-65-1	
Codeine- <i>N</i> -oxide hydrochloride	2939.19	109513-81-7	
Codoxime (INN)	2939.19	7125-76-0	1
Concentrate of poppy straw	1302.11 2939.11		1
Crotonylfentanyl	2933.34	760930-59-4	1

Cyclopropylfentanyl	2933.34	1169-68-2	1
Desomorphine (INN)	2939.19	427-00-9	1, 4
Desomorphine hydrobromide	2939.19	98843-24-4	1, 4
Desomorphine hydrochloride	2939.19	6078-36-0	1, 4
Desomorphine sulfate	2939.19	6078-37-1	1, 4
Dextromoramide (INN)	2934.91	357-56-2	1
Dextromoramide dihydrochloride	2934.91	2172620-33-4	1
Dextromoramide hydrochloride	2934.91	58311-58-3	1
Dextromoramide hydrogen tartrate (bitartrate)	2934.99	2922-44-3	1
Dextropropoxyphene (INN)	2922.14	469-62-5	2
Dextropropoxyphene hydrochloride	2922.14	1639-60-7	2
Dextropropoxyphene napsylate	2922.19	17140-78-2	2
Diampromide (INN)	2924.29	552-25-0	1
Diampromide sulfate	2924.29	16509-57-2	1
Diethylthiambutene (INN)	2934.99	86-14-6	1
Diethylthiambutene hydrochloride	2934.99	132-19-4	1
Difenoxin (INN)	2933.33	28782-42-5	1
Difenoxin hydrochloride	2933.33	35607-36-4	1
Dihydrocodeine (INN)	2939.11	125-28-0	2
Dihydrocodeine hydrochloride	2939.11	36418-29-8	2
Dihydrocodeine hydrogen tartrate (bitartrate)	2939.11	5965-13-9	2
Dihydrocodeine phosphate	2939.11	24204-13-5	2
Dihydrocodeine thiocyanate	2939.11	84824-87-3	2
Dihydroetorphine	2939.19	14357-76-7	1
Dihydromorphine 6-glucuronide	2939.19	491847-27-9	1
Dihydromorphine	2939.19	509-60-4	1
Dihydromorphine hydriodide	2939.19	6202-09-1	1
Dihydromorphine hydrochloride	2939.19	1421-28-9	1
Dihydromorphine picrate	2939.19	5988-18-1	1
Dimenoxadol (INN)	2922.19	509-78-4	1
Dimenoxadol hydrochloride	2922.19	2424-75-1	1
Dimepheptanol (INN)	2922.19	545-90-4	1
Dimepheptanol hydrochloride	2922.19	23164-36-5	1
Dimethylthiambutene (INN)	2934.99	524-84-5	1
Dimethylthiambutene hydrochloride	2934.99	5786-77-6	1
Dioxaphetyl butyrate (INN)	2934.99	467-86-7	1
Dioxaphetyl butyrate hydrochloride	2934.99	66859-50-5	1
Diphenoxylate (INN)	2933.33	915-30-0	1
Diphenoxylate hydrochloride	2933.33	3810-80-8	1
Dipipanone (INN)	2933.33	467-83-4	1
Dipipanone hydrobromide	2933.33	909260-86-2	1
Dipipanone hydrochloride	2933.33	75783-06-1	1
Drotebanol (INN)	2933.49	3176-03-2	1
Ecgonine, its esters and derivatives which are convertible to ecgonine and cocaine	2939.72	481-37-8	1

Ecgonine benzoyl ester	2939.72	519-09-5	1
Ecgonine benzoylethyl ester	2939.72	529-38-4	1
Ecgonine benzoylpropyl ester	2939.72	64091-46-9	1
Ecgonine cinnamoylmethyl ester	2939.72	521-67-5	1
Ecgonine 2,6-dimethyl-benzoylmethyl ester	2939.72	113186-25-7	1
Ecgonine hydrochloride	2939.72	5796-31-6	1
Ecgonine <i>meta</i> -hydroxybenzoylester	2939.72	129944-99-6	1
Ecgonine methyl ester	2939.72	7143-09-1	1
Ecgonine methyl ester hydrochloride	2939.72	38969-40-3	1
Ecgonine phenylacetyl-methyl ester	2939.72	71273-92-2	1
Etazene	2933.99	14030-76-3	1
Ethylmethylthiambutene (INN)	2934.99	441-61-2	1
Ethylmethylthiambutene hydrochloride	2934.99	64037-50-9	1
Ethylmorphine	2939.11	76-58-4	2
Ethylmorphine camphosulfonate	2939.11	79241-89-7	2
Ethylmorphine hydrobromide	2939.11	2172857-53-1	2
Ethylmorphine hydrochloride	2939.11	125-30-4	2
Ethylmorphine methyliodide	2939.19	6696-59-9	2
Ethylmorphine phenylethylbarbiturate	2939.11	2172857-66-6	2
Etonitazene (INN)	2933.99	911-65-9	1
Etonitazene hydrochloride	2933.99	2053-25-0	1
Etonitazepyne	2933.99	2785346-75-8	1
Etorphine (INN)	2939.11	14521-96-1	1, 4
Etorphine hydrochloride	2939.11	13764-49-3	1, 4
Etorphine 3-methyl ether	2939.19	16180-26-0	1, 4
Etoxidine (INN)	2933.39	469-82-9	1
Etoxidine hydrochloride	2933.39	5794-23-0	1
Fentanyl (INN)	2933.33	437-38-7	1
Fentanyl citrate	2933.33	990-73-8	1
<i>para</i> -Fluorobutyrylfentanyl	2933.34	244195-31-1	1
<i>ortho</i> -Fluorofentanyl	2933.34	910616-29-4	1
<i>para</i> -Fluorofentanyl	2933.34	90736-23-5	1, 4
<i>para</i> -Fluorofentanyl hydrochloride	2933.34	117332-92-0	1, 4
4-Fluoroisobutyrylfentanyl (4-FIBF, pFIBF)	2933.34	244195-32-2	1
Furanylfentanyl	2934.92	101345-66-8	1
Furethidine (INN)	2934.99	2385-81-1	1
Furethidine hydrobromide	2934.99	2172858-55-6	1
Furethidine methyliodide	2934.99	860225-72-5	1
Furethidine picrate	2934.99	103163-66-2	1
Heroin	2939.11	561-27-3	1, 4
Heroin hydrochloride	2939.11	1502-95-0	1, 4
Heroin methyliodide	2939.19	5893-89-0	1, 4
Hydrocodone (INN)	2939.11	125-29-1	1
Hydrocodone citrate	2939.11	2172858-85-2	1
Hydrocodone hydriodide	2939.11	5965-15-1	1

Hydrocodone hydrochloride	2939.11	25968-91-6	1
Hydrocodone hydrogen tartrate (bitartrate)	2939.11	143-71-5	1
Hydrocodone methyliodide	2939.19	6451-17-8	1
Hydrocodone phosphate	2939.11	34366-67-1	1
Hydrocodone terephthalate	2939.11	7490-98-4	1
Hydromorphenol (INN)	2939.19	2183-56-4	1
Hydromorphenol hydrochloride	2939.19	75659-67-5	1
Hydromorphenol hydrogen tartrate (bitartrate)	2939.19	2172860-11-4	1
Hydromorphone (INN)	2939.11	466-99-9	1
Hydromorphone 3-glucuronide		40505-76-8	1
Hydromorphone hydrochloride	2939.11	71-68-1	1
Hydromorphone sulfate	2939.11	25333-57-7	1
Hydromorphone terephthalate	2939.11	2172860-47-6	1
β -Hydroxyfentanyl	2933.34	78995-10-5	1, 4
β -Hydroxyfentanyl hydrochloride	2933.34	1473-95-6	1, 4
β -Hydroxy-3-methylfentanyl	2933.34	78995-14-9	1, 4
β -Hydroxy-3-methylfentanyl hydrochloride	2933.34	135159-44-3	1, 4
Hydroxypethidine (INN)	2933.39	468-56-4	1
Hydroxypethidine hydrochloride	2933.39	5928-59-6	1
Isomethadone (INN)	2922.39	466-40-0	1
Isomethadone hydrobromide	2922.39	63765-85-5	1
Isomethadone hydrochloride	2922.39	5341-49-1	1
Isotonitazene	2933.99	14188-81-9	1
Ketobemidone (INN)	2933.33	469-79-4	1, 4
Ketobemidone hydrochloride	2933.33	5965-49-1	1, 4
Levomethorphan (INN) (*)	2933.49	125-70-2	1
Levomethorphan hydrobromide	2933.49	125-68-8	1
Levomethorphan hydrogen tartrate (bitartrate)	2933.49	860268-04-8	1
Levomoramide (INN)	2934.99	5666-11-5	1
Levomoramide dihydrochloride	2934.99	2172868-28-7	1
Levophenacylmorphan (INN)	2933.49	10061-32-2	1
Levophenacylmorphan hydrochloride	2933.49	63868-08-6	1
Levophenacylmorphan methylsulfonate	2933.49	118982-64-2	1
Levorphanol (INN) (**)	2933.41	77-07-6	1
Levorphanol hydrochloride	2933.41	61734-47-2	1
Levorphanol hydrogen tartrate (bitartrate)	2933.41	125-72-4	1
Metazocine (INN)	2933.39	3734-52-9	1
Metazocine hydrobromide	2933.39	7148-43-8	1
Metazocine hydrochloride	2933.39	53424-44-5	1
		16864-62-3	
Methadone (INN)	2922.31	76-99-3	1
α -Methadone; esmethadone (INN)	2922.39	5653-80-5	1
<i>l</i> -Methadone; levomethadone (INN)	2922.39	125-58-6	1

(*) Dextromethorphan (INN) ((+)-3-methoxy-*N*-methylmorphinan) はこのリストから除かれている。

(**) Dextrophan (INN) ((+)-3-hydroxy-*N*-methylmorphinan) はこのリストから除かれている。

Methadone hydrobromide	2922.31	23142-53-2	1
Methadone hydrochloride	2922.31	1095-90-5	1
<i>d</i> -Methadone hydrochloride	2922.39	15284-15-8	1
<i>l</i> -Methadone hydrochloride	2922.39	5967-73-7	1
Methadone hydrogen tartrate (bitartrate)	2922.31	10075-40-8	1
<i>l</i> -Methadone hydrogen tartrate (bitartrate)	2922.39	20233-35-6	1
Methadone (INN) intermediate (4-cyano-2-dimethylamino-4,4-diphenylbutane)	2926.30	125-79-1	1
Methoxyacetylfentanyl	2933.34	101345-67-9	1
2-Methyl AP-237	2933.59	98608-61-8	1
Methyldesorphine (INN)	2939.19	16008-36-9	1
Methyldesorphine hydrochloride	2939.19	2172888-27-4	1
Methyldihydromorphine (INN)	2939.19	509-56-8	1
3-Methylfentanyl	2933.34	42045-86-3	1, 4
3-Methylfentanyl hydrochloride	2933.39	42045-87-4	1, 4
<i>alpha</i> -Methylfentanyl	2933.34	79704-88-4	1, 4
<i>alpha</i> -Methylfentanyl hydrochloride	2933.39	1443-44-3	1, 4
<i>alpha</i> -Methylthiofentanyl	2934.92	103963-66-2	1, 4
<i>alpha</i> -Methylthiofentanyl hydrochloride	2934.99	117332-94-2	1, 4
3-Methylthiofentanyl	2934.92	86052-04-2	1, 4
3-Methylthiofentanyl hydrochloride	2934.99	2172889-99-3	1, 4
Metonitazene	2933.99	14680-51-4	1
Metopon (INN)	2939.19	143-52-2	1
Metopon hydrochloride	2939.19	124-92-5	1
Moramide intermediate	2934.99	3626-55-9	1
Morpheridine (INN)	2934.99	469-81-8	1
Morpheridine hydrochloride	2934.99	2724471-67-2	1
Morpheridine picrate	2934.99	2172890-07-0	1
Morphine	2939.11	57-27-2	1
Morphine acetate	2939.11	596-15-6	1
Morphine 3-monoacetyl	2939.19	5140-28-3	1
Morphine 6-monoacetyl	2939.19	2784-73-8	1
Morphine citrate	2939.11	648-93-1	1
Morphine 3,6-diglucuronide	2939.19	64947-41-7	1
Morphine gluconate	2939.19	313240-36-7	1
Morphine 3-glucuronide	2939.19	20290-09-9	1
Morphine 6-glucuronide	2939.19	20290-10-2	1
Morphine hydriodide	2939.11	630-82-0	1
Morphine hydrobromide	2939.11	630-81-9	1
Morphine hydrochloride	2939.11	52-26-6	1
Morphine hypophosphite	2939.11	16036-89-8	1
Morphine isobutyrate	2939.11	2172897-81-1	1
Morphine lactate	2939.11	596-18-9	1
Morphine meconate	2939.11	630-83-1	1
Morphine methobromide (Morphine methylbromide)	2939.19	125-23-5	1

Morphine methylchloride	2939. 19	14075-02-6	1
Morphine methyliodide	2939. 19	14054-17-2	1
Morphine methylsulfonate		1414808-25-5	1
Morphine mucate	2939. 11	596-19-0	1
Morphine nitrate	2939. 11	596-16-7	1
Morphine- <i>N</i> -oxide	2939. 19	639-46-3	1
Morphine- <i>N</i> -oxide quinate	2939. 19	2172900-11-5	1
Morphine phenylpropionate		177714-81-7	1
		847228-17-5	
Morphine phosphate	2939. 11	596-17-8	1
Morphine phthalate	2939. 11	752-65-8	1
Morphine 3-propionyl		66640-97-9	1
Morphine stearate	2939. 11	911456-72-9	1
Morphine sulfate	2939. 11	64-31-3	1
Morphine tartrate	2939. 11	302-31-8	1
Morphine valerate	2939. 11	76820-50-3	1
MPPP	2933. 39	13147-09-6	1, 4
MPPP hydrochloride	2933. 39	4968-48-3	1, 4
MT-45	2933. 59	41537-67-1	1
		52694-55-0	
Myrophine (INN)	2939. 19	467-18-5	1
Myrophine hydrochloride	2939. 19	108016-75-7	1
Nicocodine (INN)	2939. 19	3688-66-2	2
Nicocodine hydrochloride	2939. 19	58263-01-7	2
Nicodicodine (INN)	2939. 19	808-24-2	2
Nicomorphine (INN)	2939. 11	639-48-5	1
Nicomorphine hydrochloride	2939. 11	12040-41-4	1
Noracymethadol (INN)	2922. 19	1477-39-0	1
Noracymethadol gluconate	2922. 19	7645-01-4	1
Noracymethadol hydrochloride	2922. 19	5633-25-0	1
Norcodeine (INN)	2939. 19	467-15-2	2
Norcodeine acetate	2939. 19	6035-27-4	2
		7679-20-1	
Norcodeine hydriodide	2939. 19	14648-15-8	2
Norcodeine hydrochloride	2939. 19	14648-14-7	2
Norcodeine nitrate	2939. 19	6035-26-3	2
Norcodeine platinichloride	2843. 90	6035-29-6	2
Norcodeine sulfate	2939. 19	6035-25-2	2
Norlevorphanol (INN)	2933. 49	1531-12-0	1
Norlevorphanol hydrobromide	2933. 49	63732-85-4	1
Norlevorphanol hydrochloride	2933. 49	2172963-32-3	1
Normethadone (INN)	2922. 31	467-85-6	1
Normethadone hydrobromide	2922. 31	878764-02-4	1
Normethadone hydrochloride	2922. 31	847-84-7	1
Normethadone methyliodide	2922. 39	6414-39-7	1

Normethadone oxalate	2922.31	6202-36-4	1
Normethadone picrate	2922.31	5988-50-1	1
Normorphine (INN)	2939.19	466-97-7	1
Normorphine hydrochloride	2939.19	3372-02-9	1
Norpipanone (INN)	2933.39	561-48-8	1
Norpipanone hydrobromide	2933.39	6033-42-7	1
Norpipanone hydrochloride	2933.39	6033-41-6	1
Ocfentanil (INN)	2933.34	101343-69-5	1
Opium	1302.11	8008-60-4	1
Opium, mixed alkaloids of	1302.11 (*)		
	2939.11 (**)		
Opium, prepared	1302.19		
	2939.11		
Oripavine	2939.19	476-04-9	1
Oripavine hydrochloride	2939.19	6153-40-8	1
Oxycodone (INN)	2939.11	76-42-6	1
Oxycodone camphosulfonate	2939.11	2127115-37-9	1
Oxycodone hydrochloride	2939.11	124-90-3	1
Oxycodone hydrogen tartrate (bitartrate)	2939.11	609769-49-5	1
Oxycodone phenylpropionate	2939.11	2127115-39-1	1
Oxycodone phosphate	2939.11	1211844-14-2	1
Oxycodone terephthalate	2939.11	25333-72-6	1
Oxymorphone (INN)	2939.11	76-41-5	1
Oxymorphone hydrochloride	2939.11	357-07-3	1
Papaver bracteatum	1211.90		
PEPAP	2933.39	64-52-8	1, 4
PEPAP hydrochloride	2933.39	860229-23-8	1, 4
Pethidine (INN)	2933.33	57-42-1	1
Pethidine hydrochloride	2933.33	50-13-5	1
Pethidine intermediate A	2933.33	3627-62-1	1
Pethidine intermediate B	2933.39	77-17-8	1
Pethidine intermediate B hydrobromide	2933.39	227470-64-6	1
Pethidine intermediate B hydrochloride	2933.39	24465-45-0	1
Pethidine intermediate C	2933.39	3627-48-3	1
Phenadoxone (INN)	2934.99	467-84-5	1
Phenadoxone hydrochloride	2934.99	545-91-5	1
Phenampromide (INN)	2933.39	129-83-9	1
Phenampromide hydrochloride	2933.39	98348-21-1	1
Phenazocine (INN)	2933.39	127-35-5	1
Phenazocine hydrobromide	2933.39	1239-04-9	1
Phenazocine hydrochloride	2933.39	7303-75-5	1
Phenazocine methylsulfonate	2933.39	2172938-34-8	1
Phenomorphan (INN)	2933.49	468-07-5	1

(*) 他の物質を加えていないもの

(**) アルカロイド以外の成分を十分に取り除いた天然の混合物（他の物質を加えていないもの）

Phenomorphane hydrobromide	2933. 49	63903-47-9	1
Phenomorphane hydrogen tartrate (bitartrate)	2933. 49	121576-14-5	1
Phenomorphane methylbromide	2933. 49	63868-48-4	1
Phenoperidine (INN)	2933. 33	562-26-5	1
Phenoperidine hydrochloride	2933. 33	3627-49-4	1
Pholcodine (INN)	2939. 11	509-67-1	2
Pholcodine citrate	2939. 11	14053-60-2	2
Pholcodine guaiacolsulfonate	2939. 11	106095-88-9	2
Pholcodine hydrochloride	2939. 11	36418-24-3	2
Pholcodine hydrogen tartrate (bitartrate)	2939. 11	110197-75-6	2
Pholcodine phenylacetate	2939. 11	2172954-05-9	2
Pholcodine phosphate	2939. 11	14186-20-0	2
Pholcodine sulfonate	2939. 11	2173003-27-3	2
Pholcodine tartrate	2939. 11	7369-11-1	2
Piminodine (INN)	2933. 39	13495-09-5	1
Piminodine hydrochloride	2933. 39		1
Piminodine esilate	2933. 39	5714-77-2	1
Piritramide (INN)	2933. 33	302-41-0	1
Poppy straw	1211. 40		
Proheptazine (INN)	2933. 99	77-14-5	1
Proheptazine citrate	2933. 99	6424-42-6	1
Proheptazine hydrobromide	2933. 99	856575-03-6	1
Proheptazine hydrochloride	2933. 99	856575-01-4	1
Properidine (INN)	2933. 39	561-76-2	1
Properidine hydrochloride	2933. 39	1071618-25-1	1
Propiram (INN)	2933. 33	15686-91-6	2
Propiram fumarate	2933. 33	13717-04-9	2
Protonitazene	2933. 99	95958-84-2	1
Racemethorphan (INN)	2933. 49	510-53-2	1
Racemethorphan hydrobromide	2933. 49	6031-86-3	1
Racemethorphan hydrogen tartrate (bitartrate)	2933. 49		1
Racemoramide (INN)	2934. 99	545-59-5	1
Racemoramide dihydrochloride	2934. 99	2173006-34-1	1
Racemoramide hydrogen tartrate (bitartrate)	2934. 99	880354-49-4	1
Racemoramide tartrate	2934. 99	2173181-18-3	1
Racemorphan (INN)	2933. 49	297-90-5	1
Racemorphan hydrobromide	2933. 49	5985-35-3	1
Racemorphan hydrochloride	2933. 49	6424-21-1	1
Racemorphan hydrogen tartrate (bitartrate)	2933. 49	2173198-22-4	1
Remifentanyl (INN)	2933. 33	132875-61-7	1
Remifentanyl hydrochloride	2933. 33	132539-07-2	1
Sufentanyl (INN)	2934. 91	56030-54-7	1
Sufentanyl citrate	2934. 91	60561-17-3	1
Tetrahydrofuranylfentanyl (THF-F)	2934. 92	2142571-01-3	1
Thebacon (INN)	2939. 11	466-90-0	1

Thebacon hydrochloride	2939.11	20236-82-2	1
Thebaine	2939.11	115-37-7	1
Thebaine hydrochloride	2939.11	850-57-7	1
Thebaine hydrogen tartrate (bitartrate)	2939.11	15358-06-2	1
		94713-28-7	
Thebaine oxalate	2939.11	49721-43-9	1
Thebaine salicylate	2939.11	5967-76-0	1
Thiofentanyl	2934.92	1165-22-6	1, 4
Thiofentanyl acetate			1, 4
Thiofentanyl hydrochloride	2934.99	79278-88-9	1, 4
Tilidine (INN)	2922.44	51931-66-9	1
Tilidine hydrochloride	2922.44	27107-79-5	1
Tilidine phosphate	2922.44	157163-65-0	1
Trimeperidine (INN)	2933.33	64-39-1	1
Trimeperidine hydrochloride	2933.33	125-80-4	1
U-47700	2924.29	121348-98-9	1
Valeryl fentanyl	2933.34	122882-90-0	1

II. 1971 年向精神薬に関する条約のもとに管理される向精神薬

Name	HS subheading	CAS RN	Convention Schedule No.
AB-CHMINACA	2933.99	1185887-21-1	2
AB-FUBINACA	2933.99	1185282-01-2	2
AB-PINACA	2933.99	1445583-20-9	2
		1445752-09-9	
ADB-BUTINACA	2933.99	2682867-55-4	2
ADB-CHMINACA; MAB-CHMINACA	2933.99	1185887-13-1	2
		1863065-92-2	
ADB-FUBINACA	2933.99	1445583-51-6	2
Allobarbital (INN)	2933.53	52-43-7	4
Allobarbital aminophenazone		8015-13-2	4
Alprazolam (INN)	2933.91	28981-97-7	4
AM-2201; JWH-2201	2933.99	335161-24-5	2
Amfepramone (INN)	2922.31	90-84-6	4
Amfepramone glutamate	2922.42	2173325-07-8	4
Amfepramone hydrochloride	2922.31	134-80-5	4
Amfepramone resinate	3003.90	2173326-15-1	4
Amfetamine (INN)	2921.46	300-62-9	2
Amfetamine acetylsalicylate	2921.46	13403-50-4	2
Amfetamine adipate	2921.46	64770-51-0	2
Amfetamine <i>p</i> -aminophenylacetate	2922.49		2
Amfetamine aspartate	2922.49	25333-81-7	2
Amfetamine <i>p</i> -chloro-phenoxyacetate	2921.46	791-19-5	2
Amfetamine hydrochloride	2921.46	2706-50-5	2
Amfetamine hydrogen tartrate (bitartrate)	2921.46	13093-77-1	2
Amfetamine pentobarbiturate			2
Amfetamine phosphate	2921.46	139-10-6	2
Amfetamine resinate	3003.90		2
Amfetamine sulfate	2921.46	60-13-9	2
Amfetamine tannate	3201.90		2
Amfetamine tartrate	2921.46	2173327-24-5	2
Amineptine (INN)	2922.49	57574-09-1	2
Amineptine hydrochloride	2922.49	30272-08-3	2
Aminorex (INN)	2934.91	2207-50-3	4
Aminorex fumarate	2934.91	13425-22-4	4
Aminorex hydrochloride	2934.91		4
Amobarbital (INN)	2933.53	57-43-2	3
Amobarbital resinate	3003.90		3

Amobarbital sodium	2933.53	64-43-7	3
Barbital (INN)	2933.53	57-44-3	4
Barbital calcium	2933.53	71701-00-3	4
Barbital magnesium	2933.53	2173327-70-1	4
Barbital sodium	2933.53	144-02-5	4
Benzfetamine (INN)	2921.46	156-08-1	4
Benzfetamine hydrochloride	2921.46	5411-22-3	4
<i>N</i> -Benzylpiperazine; Benzylpiperazine; BZP	2933.59	2759-28-6	2
<i>N</i> -Benzylpiperazine dihydrochloride	2933.59	5321-63-1	2
<i>N</i> -Benzylpiperazine hydrochloride	2933.59	110475-31-5	2
25B-NBOMe; 2C-B-NBOMe	2922.29	1026511-90-9	1
25B-NBOMe hydrochloride	2922.29	1539266-15-3	1
Brolamfetamine (INN) (DOB)	2922.29	64638-07-9	1
Brolamfetamine (DOB) hydrochloride	2922.29	29705-96-2	1
Bromazepam (INN)	2933.33	1812-30-2	4
Brotizolam (INN)	2934.91	57801-81-7	4
Buprenorphine (INN)	2939.11	52485-79-7	3
Buprenorphine hydrochloride	2939.11	53152-21-9	3
Buprenorphine hydrogen tartrate (bitartrate)	2939.11		3
Buprenorphine sulfate	2939.11		3
Butalbital (INN)	2933.53	77-26-9	3
Butobarbital	2933.53	77-28-1	4
Camazepam (INN)	2933.91	36104-80-0	4
Cathine (INN); (+)-Norpseudoephedrine	2939.43	492-39-7	3
Cathine hydrochloride	2939.43	2153-98-2	3
Cathine phenobarbiturate	2939.43	56343-96-5	3
Cathine resinate	3003.49		3
Cathine sulfate	2939.43	6035-35-4	3
Cathinone (INN)	2939.79	71031-15-7	1
Cathinone hydrochloride	2939.79	72739-14-1	1
2C-B	2922.29	66142-81-2	2
2C-B hydrochloride	2922.29	56281-37-9	2
Chlordiazepoxide (INN)	2933.91	58-25-3	4
Chlordiazepoxide dibunate	2933.91	2173328-54-4	4
Chlordiazepoxide hydrochloride	2933.91	438-41-5	4
Clobazam (INN)	2933.72	22316-47-8	4
Clonazepam (INN)	2933.91	1622-61-3	4
Clonazepam	2933.99	33887-02-4	4
Clorazepate	2933.91	23887-31-2	4
Clorazepate dipotassium (INN)	2933.91	57109-90-7	4
Clorazepate monopotassium	2933.91	5991-71-9	4
Clotiazepam (INN)	2934.91	33671-46-4	4

Clozapolam (INN)	2934. 91	24166-13-0	4
4-CMC; 4-Chloromethcathinone; Clephedrone	2939. 79	1225843-86-6	2
25C-NBOMe; 2C-C-NBOMe	2922. 29	1227608-02-7	1
25C-NBOMe hydrochloride	2922. 29	1539266-19-7	1
CUMYL-4CN-BINACA	2933. 99	1631074-54-8	2
CUMYL-PEGACLONE	2933. 79	2160555-55-3	2
Cyclobarbital (INN)	2933. 53	52-31-3	3
Cyclobarbital calcium	2933. 53	5897-20-1	3
		143-76-0	
Delorazepam (INN)	2933. 91	2894-67-9	4
DET	2939. 79	61-51-8	1
DET hydrochloride	2939. 79	7558-72-7	1
Dexamfetamine (INN)	2921. 46	51-64-9	2
Dexamfetamine adipate	2921. 46	64770-52-1	2
Dexamfetamine carboxy-methylcellulose	3912. 31		2
Dexamfetamine hydrochloride	2921. 46	1462-73-3	2
Dexamfetamine hydrogen tartrate (bitartrate)	2921. 46	3994-11-4	2
Dexamfetamine pentobarbiturate	2933. 54	131540-99-3	2
Dexamfetamine phosphate	2921. 46	7528-00-9	2
Dexamfetamine resinate	3003. 90		2
Dexamfetamine saccharate	2921. 49	350708-40-6	2
		300666-47-1	
Dexamfetamine sulfate	2921. 46	51-63-8	2
Dexamfetamine tannate	3201. 90		2
Diazepam (INN)	2933. 91	439-14-5	4
Diclazepam; Chlorodiazepam	2933. 99	2894-68-0	4
Diphenidine	2933. 39	36794-52-2	2
DMA	2922. 29	2801-68-5	1
DMA hydrochloride	2922. 29	24973-25-9	1
4, 4'-DMAR; 4, 4'-Dimethylaminorex; <i>p</i> -Methyl-4-methylaminorex	2934. 99	364064-08-4	2
		1445569-01-6	
DMHP	2932. 99	32904-22-6	1
DMT	2939. 79	61-50-7	1
DMT hydrochloride	2939. 79	2826-93-9	1
DMT methyliodide	2939. 79	13558-34-4	1
DOC	2922. 29	123431-31-2	1
DOET	2922. 29	22004-32-6	1
DOET hydrochloride	2922. 29	22139-65-7	1
Estazolam (INN)	2933. 91	29975-16-4	4
Ethchlorvynol (INN)	2905. 51	113-18-8	4
Ethinamate (INN)	2924. 24	126-52-3	4
<i>N</i> -Ethylhexedrone	2922. 39	802857-66-5	2

Ethyl loflazepate (INN)	2933.91	29177-84-2	4
<i>N</i> -Ethyl MDA; MDEA; MDE	2932.99	82801-81-8	1
<i>N</i> -Ethyl MDA hydrochloride	2932.99	74341-78-9	1
<i>N</i> -Ethylnorpentylone	2932.99	727641-67-0	2
Ethylone	2932.99	1112937-64-0	2
Ethylphenidate; EPH	2933.39	57413-43-1	2
Eticyclidine (PCE) (INN)	2921.49	2201-15-2	1
Eticyclidine (PCE) hydrochloride	2921.49	1867-64-7	1
Etilamfetamine (INN); <i>N</i> -ethylamphetamine	2921.46	457-87-4	4
Etilamfetamine hydrochloride	2921.46	16105-78-5	4
Etizolam	2934.99	40054-69-1	4
Etryptamine (INN)	2939.79	2235-90-7	1
Etryptamine acetate	2939.79	118-68-3	1
Etryptamine hydrochloride	2939.79	3460-71-7	1
		26330-11-0	
Eutylone	2932.99	802855-66-9	2
5F-ADB; 5F-MDMB-PINACA	2933.99	1715016-75-3	2
5F-AMB-PINACA; 5F-AMB; 5F-MMB-PINACA	2933.99	1801552-03-3	2
5F-APINACA; 5F-AKB-48	2933.99	1400742-13-3	2
4F-MDMB-BINACA	2933.99	2390036-46-9	2
5F-MDMB-PICA; 5F-MDMB-2201	2933.99	1971007-88-1	2
5F-PB-22	2933.49	1400742-41-7	2
Fencamfamin (INN)	2921.46	1209-98-9	4
Fencamfamin hydrochloride	2921.46	2240-14-4	4
Fenetylline (INN)	2939.51	3736-08-1	2
Fenetylline hydrochloride	2939.51	1892-80-4	2
Fenproporex (INN)	2926.30	16397-28-7	4
Fenproporex diphenylacetate	2926.30	77816-15-0	4
Fenproporex hydrochloride	2926.30	16359-54-9	4
Fenproporex resinate	3003.90		4
Flualprazolam	2933.99	28910-91-0	4
Flubromazolam	2933.99	612526-40-6	4
Fludiazepam (INN)	2933.91	3900-31-0	4
Flunitrazepam (INN)	2933.91	1622-62-4	3
4-Fluoroamphetamine; 4-FA	2921.49	459-02-9	2
Flurazepam (INN)	2933.91	17617-23-1	4
Flurazepam dihydrochloride	2933.91	1172-18-5	4
Flurazepam hydrochloride	2933.91	36105-20-1	4
FUB-AMB; MMB-FUBINACA; AMB-FUBINACA	2933.99	1971007-92-7	2
		1715016-76-4	
GHB; 4-Hydroxybutyric acid; <i>gamma</i> -Hydroxybutyric acid	2918.19	591-81-1	2

GHB sodium	2918.19	502-85-2	2
Glutethimide (INN)	2925.12	77-21-4	3
Halazepam (INN)	2933.91	23092-17-3	4
Haloxazolam (INN)	2934.91	59128-97-1	4
<i>N</i> -Hydroxy MDA	2932.99	74698-47-8	1
<i>N</i> -Hydroxy MDA hydrochloride	2932.99	74341-83-6	1
25I-NBOMe; 2C-I-NBOMe	2922.29	919797-19-6	1
25I-NBOMe hydrochloride	2922.29	1043868-97-8	1
JWH-018; AM-678	2933.99	209414-07-3	2
Ketazolam (INN)	2934.91	27223-35-4	4
Lefetamine (INN)	2921.46	7262-75-1	4
Lefetamine hydrochloride	2921.46	14148-99-3	4
Levamphetamine (INN)	2921.46	156-34-3	2
Levamphetamine alginate	3913.10		2
Levamphetamine succinate	2921.49	5634-40-2	2
Levamphetamine sulfate	2921.49	51-62-7	2
Levmetamphetamine (INN); Levometamphetamine	2939.45	33817-09-3	2
Levometamphetamine hydrochloride	2939.45	826-10-8	2
Loprazolam (INN)	2933.55	61197-73-7	4
Loprazolam methylsulfonate	2933.55	70111-54-5	4
(loprazolam mesilate)			
Lorazepam (INN)	2933.91	846-49-1	4
Lorazepam acetate		2848-96-6	4
Lorazepam mesilate	2933.91		4
Lorazepam pivalate		57773-81-6	4
Lormetazepam (INN)	2933.91	848-75-9	4
Lysergide (INN); (+)-Lysergide; LSD, LSD-25	2939.69	50-37-3	1
(+)-Lysergide tartrate	2939.69	113-41-7	1
		17676-08-3	
Mazindol (INN)	2933.91	22232-71-9	4
MDMA	2932.99	42542-10-9	1
MDMA hydrochloride	2932.99	64057-70-1	1
MDMB-CHMICA	2933.99	1863065-84-2	2
		1971007-95-0	
MDMB-4en-PINACA	2933.99	2504100-70-1	2
		2521318-36-3	
MDPV; 3,4-Methylene-dioxypyrovalerone	2934.99	687603-66-3	2
MDPV hydrochloride	2934.99	24622-62-6	2
Mecloqualone (INN)	2933.55	340-57-8	2
Mecloqualone hydrochloride	2933.55	4260-09-7	2
Medazepam (INN)	2933.91	2898-12-6	4
Medazepam dibunate	2933.91	2173348-36-0	4

Medazepam hydrochloride	2933. 91	2898-11-5	4
Mefenorex (INN)	2921. 46	17243-57-1	4
Mefenorex hydrochloride	2921. 46	5586-87-8	4
Mephedrone; 4-Methylmethcathinone	2939. 79	1189805-46-6	2
Mephedrone hydrochloride	2939. 79	1189726-22-4	2
Meprobamate (INN)	2924. 11	57-53-4	4
Mescaline	2939. 79	54-04-6	1
Mescaline aurichloride	2843. 30	6533-56-8	1
		2173470-69-2	
Mescaline hydrochloride	2939. 79	832-92-8	1
Mescaline picrate	2939. 79	5967-44-2	1
Mescaline platinichloride	2843. 90	5967-43-1	1
Mescaline sulfate	2939. 79	1152-76-7	1
Mesocarb (INN)	2934. 91	34262-84-5	4
Metamfetamine (INN)	2939. 45	537-46-2	2
Metamfetamine hydrochloride	2939. 45	51-57-0	2
Metamfetamine hydrogen tartrate (bitartrate)	2939. 45	62265-33-2	2
Metamfetamine racemate	2939. 45	7632-10-2	2
Metamfetamine racemate hydrochloride	2939. 45	300-42-5	2
Metamfetamine sulfate	2939. 45	28297-73-6	2
Methaqualone (INN)	2933. 55	72-44-6	2
Methaqualone hydrochloride	2933. 55	340-56-7	2
Methaqualone resinate	3003. 90		2
Methcathinone	2939. 79	5650-44-2	1
Methcathinone hydrochloride	2939. 79	49656-78-2	1
Methiopropamine; MPA	2934. 99	801156-47-8	2
Methoxetamine; MXE	2922. 50	1239943-76-0	2
Methoxetamine (MXE) hydrochloride	2922. 50	1239908-48-5	2
3-Methoxyphencyclidine	2933-39	72242-03-6	2
4-Methylaminorex	2934-99	3568-94-3	1
		29493-77-4	
4-Methylaminorex hydrochloride	2934. 99	2173349-29-4	1
4-Methylethcathinone; 4-MEC	2939. 79	1225617-18-4	2
3-Methylmethcathinone	2939. 79	1246911-86-3	2
Methylone; <i>beta</i> -keto-MDMA	2932. 99	186028-79-5	2
Methylone hydrochloride	2932. 99	186028-80-8	2
Methylphenidate (INN)	2933. 33	113-45-1	2
Methylphenidate hydrochloride	2933. 33	298-59-9	2
Methylphenobarbital (INN)	2933. 53	115-38-8	4
Methylphenobarbital sodium	2933. 53	25717-88-8	4
Methyprylon (INN)	2933. 72	125-64-4	4
Midazolam (INN)	2933. 91	59467-70-8	4

Midazolam hydrochloride	2933.91	59467-96-8	4
Midazolam maleate	2933.91	59467-94-6	4
MMDA	2932.99	13674-05-0	1
MMDA hydrochloride	2932.99	60676-84-8	1
4-MTA	2930.90	14116-06-4	1
4-MTA hydrochloride	2930.90	94784-92-6	1
Nimetazepam (INN)	2933.91	2011-67-8	4
Nitrazepam (INN)	2933.91	146-22-5	4
Nordazepam (INN)	2933.91	1088-11-5	4
Oxazepam (INN)	2933.91	604-75-1	4
Oxazepam acetate		1824-74-4	4
Oxazepam hemisuccinate		4700-56-5	4
Oxazepam succinate		3693-18-3	4
Oxazepam valproate		20622-25-7	4
Oxazolam (INN)	2934.91	24143-17-7	4
Parahexyl	2932.99	117-51-1	1
Pemoline (INN)	2934.91	2152-34-3	4
Pemoline copper	2934.91		4
Pemoline iron	2934.91		4
Pemoline magnesium	2934.91	18968-99-5	4
Pemoline nickel	2934.91		4
Pentazocine (INN)	2933.33	359-83-1	3
Pentazocine hydrochloride	2933.33	64024-15-3	3
		2276-52-0	
Pentazocine lactate	2933.33	17146-95-1	3
Pentedrone	2939.79	879722-57-3	2
Pentobarbital (INN)	2933.53	76-74-4	3
Pentobarbital calcium	2933.53	7563-42-0	3
Pentobarbital sodium	2933.53	57-33-0	3
Phenazepam	2933.99	51753-57-2	4
Phencyclidine (INN) (PCP)	2933.33	77-10-1	2
Phencyclidine hydrobromide	2933.33	2981-31-9	2
Phencyclidine hydrochloride	2933.33	956-90-1	2
Phendimetrazine (INN)	2934.91	634-03-7	4
Phendimetrazine hydrochloride	2934.91	7635-51-0	4
Phendimetrazine hydrogen tartrate (bitartrate)	2934.91	50-58-8	4
		63868-62-2	
Phendimetrazine pamoate	2934.91	27922-80-1	4
Phenmetrazine (INN)	2934.91	134-49-6	2
Phenmetrazine hydrochloride	2934.91	1707-14-8	2
Phenmetrazine hydrogen tartrate (bitartrate)	2934.91	62265-30-9	2
Phenmetrazine sulfate	2934.91	62265-29-6	2

Phenmetrazine theoclate	2939.59	13931-75-4	2
Phenobarbital (INN)	2933.53	50-06-6	4
Phenobarbital ammonium	2933.53	2173352-00-4	4
Phenobarbital calcium	2933.53	7645-06-9	4
		58766-25-9	
		17140-93-1	
Phenobarbital diethylamine		24573-29-3	4
Phenobarbital diethylaminoethanol		2173353-48-3	4
Phenobarbital lysidine		94231-97-7	4
Phenobarbital magnesium	2933.53	17140-94-2	4
Phenobarbital propylhexedrine		101318-29-0	4
Phenobarbital quinidine		1400-48-2	4
		95723-24-3	
Phenobarbital sodium (INN)	2933.53	57-30-7	4
Phenobarbital sodium, magnesium	2933.53		4
Phenobarbital sparteine		85029-92-1	4
Phenobarbital tetramethylammonium	2933.53		4
Phenobarbital yohimbine		2173385-18-5	4
Phentermine (INN)	2921.46	122-09-8	4
Phentermine hydrochloride	2921.46	1197-21-3	4
Phentermine resinate	3003.90		4
alpha-PHP	2933.99	13415-86-6	2
alpha-PiHP	2933.99	2705245-60-7	2
Pinazepam (INN)	2933.91	52463-83-9	4
Pipradrol (INN)	2933.33	467-60-7	4
Pipradrol hydrochloride	2933.33	71-78-3	4
PMA	2922.29	64-13-1	1
PMA hydrochloride	2922.29	3706-26-1	1
PMMA	2922.29	113429-54-2	1
PMMA hydrochloride	2922.29	3398-68-3	1
Prazepam (INN)	2933.91	2955-38-6	4
Psilocine; psilotsin	2939.80	520-53-6	1
Psilocine, psilotsin hydrochloride	2939.80	68942-23-4	1
Psilocybine (INN)	2939.80	520-52-5	1
Psilocybine hydrochloride	2939.80	66840-36-6	1
alpha-PVP	2939.79	14530-33-7	2
alpha-PVP hydrochloride	2939.79	5485-65-4	2
Pyrovalerone (INN)	2933.91	3563-49-3	4
Pyrovalerone hydrochloride	2933.91	1147-62-2	4
Rolicyclidine (INN); PHP; PCPY	2933.99	2201-39-0	1
Secbutabarbital (INN)	2933.53	125-40-6	4
Secbutabarbital sodium	2933.53	143-81-7	4

Secobarbital (INN)	2933.53	76-73-3	2
Secobarbital calcium	2933.53	80584-93-6	2
Secobarbital resinate	3003.90		2
Secobarbital sodium	2933.53	309-43-3	2
STP; DOM	2922.29	15588-95-1	1
STP, DOM hydrochloride	2922.29	15589-00-1	1
Temazepam (INN)	2933.91	846-50-4	4
Tenamfetamine (INN) (MDA)	2932.99	4764-17-4	1
Tenamfetamine (MDA) hydrochloride	2932.99	6292-91-7	1
Tenocyclidine (INN); TCP	2934.99	21500-98-1	1
Tenocyclidine hydrochloride	2934.99	1867-65-8	1
Tetrahydrocannabinols, all isomers; THC	2932.95	various	1
delta-9-Tetrahydrocannabinol	2932.95	1972-08-3	2
Tetrazepam (INN)	2933.91	10379-14-3	4
TMA	2922.29	1082-88-8	1
TMA hydrochloride	2922.29	5688-80-2	1
Triazolam (INN)	2933.91	28911-01-5	4
UR-144	2933.99	1199943-44-6	2
Vinylbital (INN)	2933.53	2430-49-1	4
XLR-11	2933.99	1364933-54-9	2
Zipeprol (INN)	2933.55	34758-83-3	2
Zipeprol dihydrochloride	2933.55	34758-84-4	2
Zolpidem (INN)	2933.99	82626-48-0	4
Zolpidem hemitartrate	2933.99	99294-93-6	4

III. 前駆物質

Name	HS subheading	CAS RN	Convention Table No.
Acetic anhydride	2915. 24	108-24-7	1
Acetone	2914. 11	67-64-1	2
<i>N</i> -Acetylanthranilic acid (2-acetamidobenzoic acid)	2924. 23	89-52-1	1
4-Anilino- <i>N</i> -phenethylpiperidine (ANPP)	2933. 36	21409-26-7	1
Anthranilic acid	2922. 43	118-92-3	2
Butanone (ethyl methyl ketone, methyl ethyl ketone, MEK)	2914. 12	78-93-3	2
<i>tert</i> -Butyl 4-(phenylamino)piperidine-1-carboxylate(1-boc-4-AP)	2933. 39	125541-22-2	1
Diethyl ether(ethyl ether)	2909. 11	60-29-7	2
Ephedrine	2939. 41	299-42-3	1
Ephedrine hydrochloride	2939. 41	50-98-6	1
Ephedrine nitrate	2939. 41	81012-98-8	1
Ephedrine sulfate	2939. 41	134-72-5	1
Ergometrine (INN)	2939. 61	60-79-7	1
Ergometrine hydrochloride	2939. 61	6034-13-5	1
		74283-21-9	
Ergometrine hydrogen maleate	2939. 61	129-51-1	1
Ergometrine oxalate	2939. 61		1
Ergometrine tartrate	2939. 61	129-50-0	1
Ergotamine (INN)	2939. 62	113-15-5	1
Ergotamine hydrochloride	2939. 62	6045-58-5	1
Ergotamine succinate	2939. 62	2182681-79-2	1
Ergotamine tartrate	2939. 62	379-79-3	1
Hydrogen chloride (hydrochloric acid)	2806. 10	7647-01-0	2
Isosafrole	2932. 91	120-58-1	1
Lysergic acid	2939. 63	82-58-6	1
3,4-MDP-2-P methyl glycidate	2932. 99	13605-48-6	1
3,4-MDP-2-P methyl glycidic acid	2932. 99	2167189-50-4	1
Methyl <i>alpha</i> -phenylacetoacetate (MAPA)	2918. 30	16648-44-5	1
3,4-(Methylenedioxy)phenyl-2-propanone	2932. 92	4676-39-5	1
Norephedrine (Phenylpropanolamine (INN))	2939. 44	14838-15-4	1
Norephedrine hydrochloride	2939. 44	154-41-6	1
(Phenylpropanolamine hydrochloride)			
Norfentanyl	2933. 39	1609-66-1	1
<i>N</i> -Phenethyl-4-piperidone (NPP)	2933. 37	39742-60-4	1
Phenylacetic acid	2916. 34	103-82-2	1

<i>alpha</i> -Phenylacetoacetamide (APAA)	2924.29	4433-77-6	1
<i>alpha</i> -Phenylacetoacetonitrile (APAAN)	2926.40	4468-48-8	1
Phenylacetone (benzyl methyl keton, phenylpropan-2-one, 1-phenyl-2-propanone)	2914.31	103-79-7	1
<i>N</i> -Phenyl-4-piperidinamine (4-AP)	2933.39	23056-29-3	1
Piperidine	2933.32	110-89-4	2
Piperidine aurichloride	2843.30	6091-47-0	2
Piperidine hydrochloride	2933.32	6091-44-7	2
Piperidine hydrogen tartrate (bitartrate)	2933.32	6091-46-9	2
Piperidine nitrate	2933.32	6091-45-8	2
Piperidine phosphate	2933.32	767-21-5	2
Piperidine picrate	2933.32	6091-49-2	2
Piperidine platinichloride	2843.90	6091-48-1	2
Piperidine thiocyanate	2933.32	22205-64-7	2
Piperonal	2932.93	120-57-0	1
Potassium permanganate	2841.61	7722-64-7	1
Pseudoephedrine (INN)	2939.42	90-82-4	1
Pseudoephedrine hydrochloride	2939.42	345-78-8	1
Pseudoephedrine sulfate	2939.42	7460-12-0	1
Safrole	2932.94	94-59-7	1
Sulphuric acid	2807.00	7664-93-9	2
Toluene	2902.30	108-88-3	2

規制物質の不法製造に最も一般的に使用される前駆物質及び必須化学物質のリスト

規制物質 (号番号)	前駆物質 (P) 必須化学物質 (E) (号番号)	類義語	(P) 又は (E)、又はその 塩 (S) の chemical Abstract Service (CAS) 番号
HEROIN or DIACETYLMORPHINE (2939.11)	(i) Codeine (P) (2939.11)	Codicept	76-57-3
		Coducept	52-28-8 (s)
		7, 8-Didehydro-4, 5- epoxy-3-methoxy-17- methylmorphinan-6-ol	
		Methylmorphine	
		3-O-Methylmorphine	
		Morphinan-6-ol, 7, 8- didehydro-4, 5-epoxy-3- -methoxy-17-methyl	
		Morphine, 3-methyl ether	
		Morphine monomethyl ether	
	(ii) Morphine (P) (2939.11)	7, 8-Didehydro-4, 5- epoxy-17-methyl- morphinan-3, 6-diol	57-27-2 (anhydrous)
		Morphinan-3, 6-diol, 7, -8-didehydro-4, 5- epoxy-17-methyl	6009-81-0 (monohydrate)
	(iii) Aceticanhydride (E) (2915.24)	Acetabhydride	108-24-7
		Acetic oxide	
		Acetyl oxide	

COCAINE or METHYL BENZOYLECGONINE (2939. 72)	(iv) Acetylchloride (E) (2915. 90)	Ethanoic anhydride	75-36-5
		Ethanoyl chloride	
		Acetic acid, ethylidene ester	
		1, 1-Diacetoxyethane	
	(i) Acetone (E) (2914. 11)	2-Propanone	67-64-1
		Dimethylketone	
		beta-Ketopropane	
		Pyroacetic ether	
	(ii) Diethylether (E) (2909. 11)	Propan-2-one	60-29-7
		Ethyl ether	
		Ether	
		Ethoxyethane	
		Ethyl oxide	
		Diethyl oxide	
LYSERGIDE (INN) or LSDorN, N-DIETHY- LLYSERGAMIDE (2939. 69)	(iii) Methyl ethyl ketone (MEK) (E) (2914. 12)	Anaesthetic ether	78-93-3
		Butanone	
		5'-Benzy-12'-hydroxy- 2'-methylergotaman- 3', 6', 18-trione	
	(i) Ergotamine (INN) (P) (2939. 62)		113-15-5 379-79-3 (S)

		Ergotaman-3', 6', 18-trione, 12'-hydroxy-2'-methyl-5'-(phenyl-methyl) 12'-Hydroxy-2'-methyl-5'-(phenylmethyl) ergotaman-3', 6' 18-trione Indolo[4, 3-fg] quino-line, ergotaman-3', 6', 18-trionederivative 8H-Oxazolo [3, 2-a] pyrrolo [2, 1-c] pyrazine, ergotaman-3', 6', 18-trione derivative N-(5-Benzyl-10b-hydroxy-2-methyl-3, 6-dioxoperhydrooxazolo [3, 2-a]-pyrrolo[2, -c]-pyrazin-2-yl)-D-lysergamide Ergam Ergate Ergomar Ergostat Ergotamine bitartrate Ergotamine, tartrate (2 : 1) (s) Ergotamini tartras Ergotaman-3', 6', 18-trione, 12'-hydroxy-2'-	

		methyl-5'-(phenyl-methyl)-, -2, 3-dihydroxybutanedioate (2 : 1) (S)	
		Ergotartrate	
		Etin	
		Exmigra	
		Femergin	
		Gotamine tartrate	
		Gynergene	
		Lingraine	
		Lingran	
		Medihaler Ergotamine	
		Neo-Ergotin	
		Rigetamin	
		Secagyn	
		Secupan	
	(ii) Lysergamide (P) (2939.69)	9, 10-Didehydro-6-methylergoline-8-carboxamide	478-94-4
		Ergine	
		Ergoline-8-carboxamide, 9, 10-didehydro-6-methyl	
		Indolo [4, 3-fg] quino-82-58-6line, ergoline-	

	8-carboxamide, derivative	
(iii) Lysergicacid (P) (2939.63)	Ergoline-8-carboxylicacid, 9, 10-didehydro-6-methyl Indolo [4, 3-fg] quino- line, ergoline-8-carbo- xylic acid derivative 4, 6, 6a, 7, 8, 9- Hexahydro-7-methyl- indro-[4, 3-fg] quinoline-9-carboxy- lic acid 9, 10-Didehydro- 6-methylergoline-8- carboxylic acid	82-58-6
(iv) Methyl 6-methylnicotinate (P) (2933.39)	Methyl 6-methyl pyridine-3-carboxylate 6-Methylnicotinic acid, methyl ester Nicotinic acid, 6- methyl-, methylester 3-Pyridinecarboxylic acid, 6-methyl, methylester	5470-70-2
(v) Ergometrine (DCI) (P) (2936.61)	Ergonovine Ergobasine Ergotocine Ergostetrine	60-79-7

		Ergotrate	
		Ergokline	
		Syntomertrine	
		9, 10-Didehydro-N-(2-hydroxy-1-methylethyl)-6-methylergoline-8-carboxamide	60-79-7
		N-(2-Hydroxy-1-methylethyl)-lysergamide	
		Lysergic acid, 2-propanolamide	
		Lysergic acid, 2-hydroxy-1-methylethyl amide	
		Hydroxypropyllysergamide	
		Basergin	129-50-0 (S)
		Neofemergen	
		Cornocentin	129-51-1 (S)
		Ermetrine	
AMFETAMINE (INN) (AMPHETAMINE) or α -MENTHYLPHENETHLAMINE (2921. 46)	(i) Allylbenzene (P) (2902. 90)	3-Phenylprop-1-ene	300-57-2
		P-2-P	103-79-7
	(ii) Phenyl-acetone (P) (2914. 31)	Phenylpropan-2-one	
		1-Phenyl-2-oxopropane	
		Benzyl methyl ketone	
		BMK	

(iii) Cathine (INN) (P) (2921. 46)	Norpseudoephedrine	37577-07-04
	Adiposetten N	36393-56-3
	2-Amino-1-hydroxy- 1-phenylpropane	492-39-7
	2-Amino-2-methyl-1- phenylethanol	
	2-Amino-1-phenyl propan-1-ol	
	Benzenemethanol, α - (1-aminoethyl)	
	E50	
	Exponcit	
	Fugoa-Depot	
	Katine	
	Miniscap M. D.	
	Minusin (e)	
	Norisoephedrin	
	1-Phenyl-2-amino Phopan-1-ol	
	Phenylpropanolamine	
	Pseudonorephedrin(e)	
	Reduform	
(iv) Phenylacetic acid (P) (2916. 34)	Benzeneaceticacid	103-82-2

METHYLENEDIOXY- AMPHETAMINE or MDA or α -METHYL- 3, 4-METHYLENE- DIOXYPHENE- THYLAMINE- -2932. 99		α -Toluic acid	
	(v) Formamide (P) (2924. 19)	Methanamide	75-12-7
		Carbamaldehyde	
		Formic acid amide	
	(vi) Benzaldehyde (P) (2912. 21)	Benzoic aldehyde	100-52-7
		Benzene carbonal	
	(vii) Ammouiumfor- mate (E) (2915. 12)	-	540-69-2
	(viii) Nitroethane (E) (2904. 12)	-	79-24-3
	(ix) Hydroxylammo- uim chloride (E) (2825. 10)	Hydroxylamine hydrochloride	5470-11-1
		Oxammouium hydrochloride	
	(x) trans- β - Methylstyrene (P) (2902. 90)	1-Phenylpropene	873-66-5
		Prop-1-enylbenzene	
	(i) Piperonal (P) (2932. 93)	1, 3-Benzodioxole-5- carbaldehyde	120-57-0
		Protocatechualdehyde, methylene ether	
		1, 3-Bezodioxole-5- carboxaldehyde	
		3, 4-(Methylenedioxy)- benzaldehyde	
		Heliotropin	

	Piperonylaldehyde	
	Dioxymethyleneproto- catechuic aldehyde	
(ii) Safrole (P) (2932. 94)	5-Allyl-1, 3- benzodioxole	94-59-7
	1, 2-Methylenedioxy- 4-prop-2-enylbenzene	
	5-Prop-2-enyl-1, 3- benzodioxole	
(iii) isosafrole (P) (2932. 91)	5-Prop-1-enyl-1, 3- benzodioxole	120-58-1
	1, 2-Methylenedioxy- 4-prop-1-enylbenzene	
(iv) Nitroethane (E) (2904. 20)	-	79-24-3
(v) 1-(1, 3-Benzo- dio-xol-5-yl) propan-2-one (P) (2932. 92)	3, 4-Methylenedioxy- phenylacet one	4676-39-5
	3, 4-Methylenedioxy- phenylpropan-2-one	
(vi) Ammonium formate (E) (2915. 12)	-	540-69-2
(vii) Hydroxylammou- ium chloride (E) (2825. 10)	Hydroxylamine hydorchloride	5470-11-1
	Oxammouium hydorchloride	
(viii) Formamide (E)	Methanamide	75-12-7

	(2924. 19)	Carbamaldehyde	
		Formic acid amide	
METAMFETAMINE (INN) (METHAMPHETAMINE) or 2- METHYLAMINO-1- PHENYLPROPANE or DEOXYEPHEDRINE (2939. 45)	(i) Phenylacetone (P) (2914. 31)	P-2-P	103-79-7
		Phenylpropan-2-one	
		1-Phenyl-2- oxopropane	
		Benzyl methyl ket one	
		BMK	
	(ii) N-Methylfor- mamide (P) (2924. 19)	Methylformamide	123-39-7
	(iii) Benzylchloride (P) (2903. 69)	(Chloromethyl) benzene	100-44-7
		α -Chlorotoluene	
	(iv) Ephedrine (P) (2939. 41)	1-Phenyl-1-hydroxy- 2-methyl-aminopropane	299-42-3
		2-Methylamino-1- phenyl-1-propan-1-ol	
	(v) Methylamine (P) (2921. 11)	Aminomethane	74-89-5
		Monomethylamin (e)	
		Methanamine	
	(vi) Phenylacetic acid (P) (2916. 34)	Bezeneacetic acid	103-82-2

METHYLENEDIOXY- METHAMPHETAMI- NE or MDMA or α -METHYL- 3, 4-METHYLENE- DIOXYPHENETHYL- (METHYL) AMINE or XTC (Ecstasy) (2932. 99)	(vii) Benzaldehyde (P) (2912. 21)	α -Toluic acid	100-52-7
		Benzoic aldehyde	
		Benzene carbonal	
	(i) Methylamine (E) (2921. 11)	Aminomethane	74-89-5
		Monomethylamine	
		Methanamine	
	(ii) Piperonal (P) (2932. 93)	1, 3-Benzodioxol-5- carbaldehyde	120-57-0
		Protocatechualdehyde, methylene ether	
		1, 3-Benzodioxol-5- carboxaldehyde	
		3, 4-(Methylenedioxy)- benzaldehyde	
		Heliotropin	
		Piperonylaldehyde	
		Dioxymethyleneproto- catechuic aldehyde	
	(iii) Safrole (P) (2932. 94)	5-Allyl-1, 3- benzodioxole	94-59-7
		1, 2-Methylenedioxy- 4-prop-2-enylbenzene	
		5-Prop-2-enyl-1, 3- benzodioxole	
	(iv) Isosafrole (P)	5-Prop-1-enyl-1, 3-	120-58-1

METHAQUALONE (INN) or 2-METHYL- 3- o -TOLYL-4-(3H)- QUINAZOLINONE (2933. 55)	(2932. 91)	benzodioxole	
		1, 2-Methylenedioxy- 4-prop-1-enylbenzene	
	(v) Nitroethane (E) (2904. 20)	-	79-24-3
	(vi) 1-(1, 3-Benzo- dioxole-5-yl)- propan-2- one (P) (2932. 92)	3, 4-Methylenedioxy- phenylacetone	4676-39-5
		3, 4-Methylenedioxy- phenylpropan-2-one	
	(i) Anthranilicacid (P) (2922. 43)	o -Aminobenzoicacid	118-92-3
		2-Aminobenzoic acid	
	(ii) o -Toluidine (P) (2921. 43)	o -Aminotoluene	95-53-4
		2-Aminotoluene	
	(iii) o -Nitrotoluene (P) (2904. 20)	1-Methyl-2- nitorobenzene	88-72-2
		2-Nitrotoluene	
	(iv) Aceticanhydride (E) (2915. 24)	Acetanhydride	108-24-7
		Acetic oxide	
		Acetyl oxide	
		Ethanoic anhydride	
	(v) 2-Methyl-1, 3- benzoxazole (P) (2934. 99)	-	95-21-6
	(vi) 2-Acetamido- benzoic acid (P) (2924. 23)	2-Acetylamino- penzoic acid	89-52-1

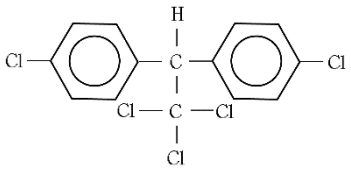
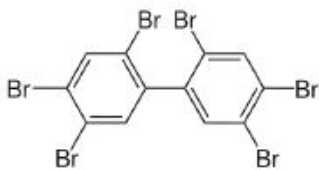
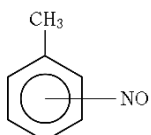
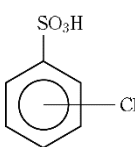
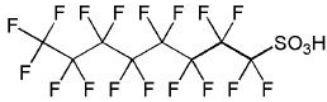
		o -Acetylamino- benzoic acid	
		N-Acetylanthranilic acid	
MESCALINE or 3, 4, 5-TRIMETHOXYPH- ENETHYLAMINE (2939. 79)	(i) 3, 4, 5- Trimethoxy- benzaldehyde (P) (2912. 49)	3, 4, 5- Trimethoxyformyl- benzene	86-81-7
	(ii) 3, 4, 5-Tri- methoxybenzoic acid (P) (2918. 99)	Gallic acid, trimethyl ether	118-41-2
	(iii) 3, 4, 5-Trime- thoxybenzoyl chloride (P) (2918. 99)	-	4521-61-3
	(iv) 3, 4, 5-Tri- methoxybenzyl alcohol (P) (2909. 49)	-	3480-31-1
	(v) Nitromethane (E) (2904. 20)	-	75-52-5
PHENCYCLIDINE (INN) or PCP or 1-(1- PHENYLCYCLO- HEXYL)-PIPERIDINE (2933. 33)	(i) Piperidine (P) (2933. 32)	Hexahydropyridine	110-89-4
		Pentamethylenimine	
	(ii) Cyclohexanone (P) (2914. 22)	Pimelic ketone	108-94-1
		Ketohexamethylene	
		Hytrol o	
		Anone	
		Nadone	

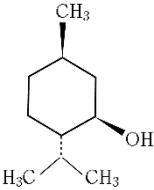
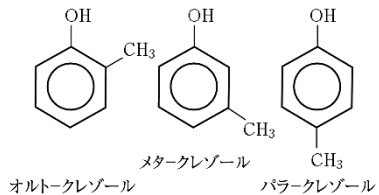
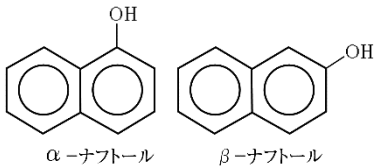
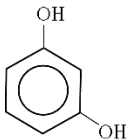
	(iii) Bromobenznen (P) (2903. 69)	Monobromobenzene Phenyl bromide	108-86-1

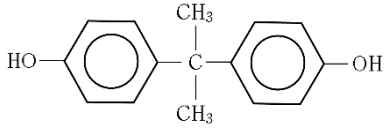
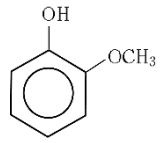
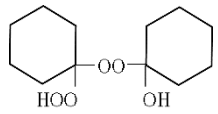
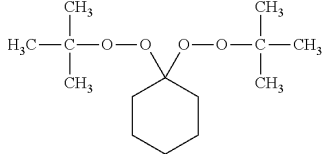
関税率表解説第 29 類のある物品の化学構造式

項	パラグラフ			関税率表解説の記載	化学構造式
総説	(G)			エステル、塩、配位化合物及びあるハロゲン化物の分類	
		(1)		エステル	
			(a)		酢酸 29.15 + ジエチレングリコール 29.09 → ジエチレングリコールアセテート 29.15
			(b)		ベンゼンスルホン酸 29.04 + メチルアルコール 29.05 → ベンゼンスルホン酸メチル 29.05
			(c)		フタル酸水素ブチル 29.17
			(d)		フタル酸 29.17 + グリコール酸 29.18 + ブチルアルコール 29.05 → ブチルフタリルブチルグリコレート 29.18
					$\text{CH}_3\text{COOH} + \text{HOCH}_2\text{CH}_3 \rightarrow \text{CH}_3\text{COOCH}_2\text{CH}_3$ 酢酸 29.15 + エチルアルコール → 酢酸エチル 29.15
		(2)		塩	
			(a) (i)		メキシ安息香酸 29.18 + NaOH → メキシ安息香酸ナトリウム 29.18

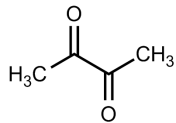
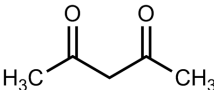
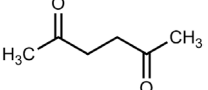
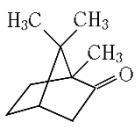
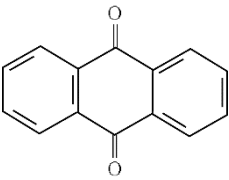
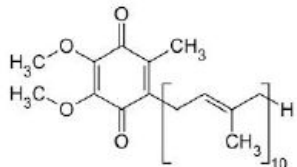
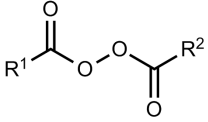
項	パラグラフ			関税率表解説の記載	化学構造式
					フタル酸水素ブチル 29.17
		(ii)			ジエチルアミン 29.21
		(b) (i)			酢酸 29.15 アニリン 29.21 酢酸アニリン 29.21
		(ii)			CH₃NH₂ + メチルアミン 29.21 フェノキシ酢酸 29.18 フェノキシ酢酸 メチルアミン 29.21
	(4)			カルボン酸のハロゲン化物 (塩化 イソブチリル : 29. 15)	(CH₃)₂CH-C-Cl
29. 02				環式炭化水素	
	(B)			シクロテルペン	
		(3)		リモネン	
	(C)			芳香族炭化水素	
		(1)	(c)	オルトーキシレン	
			(d) (1)	スチレン	
			(d) (4)	パラーシメン	

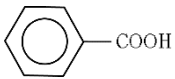
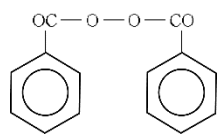
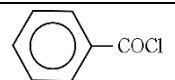
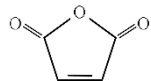
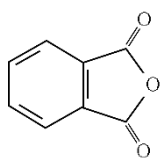
項	パラグラフ			関税率表解説の記載	化学構造型
29.03				炭化水素のハロゲン化誘導体	
	(H)			芳香族炭化水素のハロゲン化誘導体	
		(6)		ヘキサクロロベンゼン (ISO) 及び DDT (クロフェノタン (INN))、1, 1, 1-トリクロロ-2, 2-ビス (パラクロロフェニル) エタン又はジクロロジフェニルトリクロロエタン	
		(11)		2, 2', 4, 4', 5, 5'-ヘキサブロモビフェニル	
29.04				炭化水素のスルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 (ハロゲン化してあるかないかを問わない。)	
	(A)			スルホン化誘導体	
		(1)	(a)	エチレンスルホン酸	$\text{CH}_2=\text{CHSO}_3\text{H}$
	(B)			ニトロ化誘導体	
		(1)	(d)	トリニトロメタン	$\text{CH}(\text{NO}_2)_3$
	(C)			ニトロソ化誘導体	
		(2)		ニトロソトルエン	
	(D)			スルホハロゲン化誘導体	
		(1)		クロロベンゼンスルホン酸	
		(5)		ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS)	
29.05				非環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
	(B)			不飽和一価アルコール	
		(1)		アリルアルコール	$\text{H}_2\text{C}=\text{CHCH}_2\text{OH}$

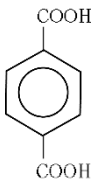
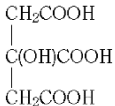
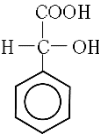
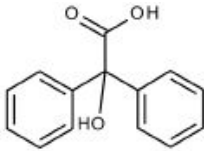
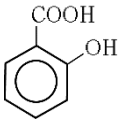
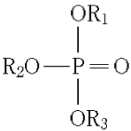
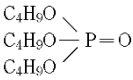
項	パラグラフ			関税率表解説の記載	化学構造式
	(C)			ジオール及びその他の多価アルコール	
		(II)	(4)	マンニトール	$ \begin{array}{c} \text{CH}_2\text{OH} \\ \\ \text{HOCH} \\ \\ \text{HOCH} \\ \\ \text{HCOH} \\ \\ \text{HCOH} \\ \\ \text{CH}_2\text{OH} \end{array} $
29.06				環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
	(A)			飽和脂環式アルコール、不飽和脂環式アルコール及びシクロテルペンアルコール並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
		(1)		メントール	
29.07				フェノール及びフェノールアルコール	
	(A)			単核モノフェノール	
		(2)		クレゾール	 オルト-クレゾール メタ-クレゾール パラ-クレゾール
	(B)			多核モノフェノール	
		(1)		ナフトール	 α-ナフトール β-ナフトール
	(C)			多価フェノール	
		(1)		レスルシノール	

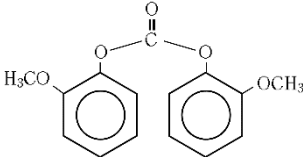
項	パラグラフ			関税率表解説の記載	化学構造式
項	パラグラフ			関税率表解説の記載	化学構造式
		(3)		ビスフェノールA	
29.09				エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコールフェノール、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド、アセタールペルオキシド、ヘミアセタールペルオキシド及びケトンペルオキシド（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
	(C)			エーテルフェノール及びエーテルアルコールフェノール	
		(1)		グアイアコール	
	(D)			アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド、アセタールペルオキシド、ヘミアセタールペルオキシド及びケトンペルオキシド	
				ケトンペルオキシド（シクロヘキサノンペルオキシド）	
				1, 1 - ジ（ターシャリーブチルペルオキシ）シクロヘキサン	
29.10				三員環のエポキシド、エポキシアルコール、エポキシフェノール及びエポキシエーテル並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
	(1)			オキシラン	

項	パラグラフ			関税率表解説の記載	化学構造式
29.11				アセタール及びヘミアセタール (他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。)並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
	(A)			アセタール及びヘミアセタール	
29.12				アルデヒド (他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。)、アルデヒドの環式重合体及びパラホルムアルデヒド	
	(A)			アルデヒド	
		(IV)	(1)	ベンズアルデヒド	
	(B)			アルデヒドエーテル、アルデヒドフェノール及び他の酸素官能基を有するアルデヒド	
		(4)		バニリン	
	(C)			アルデヒドの環式重合体	
		(1)		トリオキサン	
29.14				ケトン及びキノン (他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。)並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
	(A)	(I)		ケトン	

項	パラグラフ			関税率表解説の記載	化学構造式
			(8)	ジアセチル	
			(9)	アセチルアセトン	
			(10)	アセトニルアセトン	
		(II)	(1)	しょう脳	
	(E)			キノン	
		(1)		アントラキノ	
	(F)			キノンアルコール、キノンフェノール、キノンアルデヒドその他の酸素官能基を有するキノン	
		(4)		コエンザイム Q10 (ユビデカレノン (INN))	
29.15				飽和非環式モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
			(C)	酸過酸化物	
	(V)	(a)		ノルマルブタン酸	CH ₃ CH ₂ CH ₂ COOH
29.16				不飽和非環式モノカルボン酸及び環式モノカルボン酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホ	

項	パラグラフ			関税率表解説の記載	化学構造式
				ン化誘導体、ニトロ化誘導体及び ニトロソ化誘導体	
	(A)			不飽和非環式モノカルボン酸並 びにその塩及びエステルその他 の誘導体	
		(1)		アクリル酸	$\text{CH}_2=\text{CHCOOH}$
	(C)			芳香族飽和モノカルボン酸及び その塩、エステルその他の誘導体	
		(1)		安息香酸	
			(a)	過酸化ベンゾイル	
	(C)	(1)	(b)	塩化ベンゾイル	
29.17				ポリカルボン酸並びにその酸無 水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化 物及び過酸並びにこれらのハロ ゲン化誘導体、スルホン化誘導 体、ニトロ化誘導体及びニトロソ 化誘導体	
	(A)			非環式ポリカルボン酸並びにこ れらのエステル、塩及びその他の 誘導体	
		(3)		アゼライン酸	$\text{HOOC}(\text{CH}_2)_7\text{COOH}$
		(5)		無水マレイン酸	
	(C)			芳香族ポリカルボン酸並びにそ のエステル、塩及びその他の誘導 体	
		(1)		無水フタル酸	

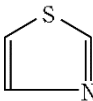
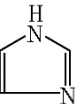
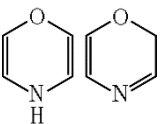
項	パラグラフ			関税率表解説の記載	化学構造式
		(2)		ベンゼンジカルボン酸	
29.18				カルボン酸（他の酸素官能基を有するものに限る。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
	(A)			アルコール官能のカルボン酸並びにこれらのエステル、塩及びその他の誘導体	
		(3)		くえん酸	
		(6)		フェニルグリコール酸	
		(8)		2,2-ジフェニル-2-ヒドロキシ酢酸（ベンジル酸）	
	(B)			フェノール官能のカルボン酸並びにそのエステル、塩及びその他の誘導体	
		(I)		サリチル酸	
29.19				りん酸エステル及びその塩（ラクトホスフェートを含む。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
	(3)			りん酸トリブチル	

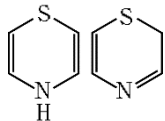
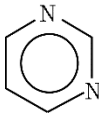
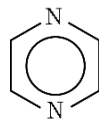
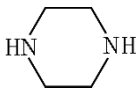
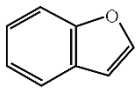
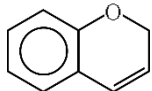
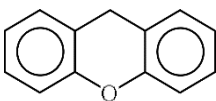
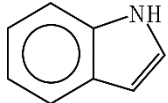
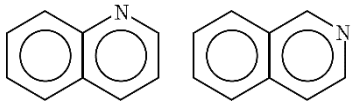
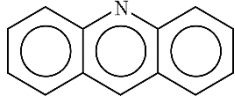
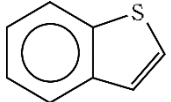
項	パラグラフ			関税率表解説の記載	化学構造式
29.20				非金属のその他の無機酸のエステル（ハロゲン化水素酸エステルの除く。）及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
	(A)			チオリン酸エステル	
				0, 0-ジブチル-ジチオリン酸ナトリウム	$\text{NaS}-\text{P}\begin{array}{l} \text{S} \\ \parallel \\ \text{O}-\text{C}_4\text{H}_9 \\ \text{O}-\text{C}_4\text{H}_9 \end{array}$
	(B)			亜りん酸エステル及びその塩	
				亜りん酸ジメチル	$\text{CH}_3\text{O}-\text{P}\begin{array}{l} \text{O} \\ \parallel \\ \text{H} \end{array}-\text{OCH}_3$
	(C)			亜硝酸エステル及び硝酸エステル	
				亜硝酸メチル	CH_3ONO
				ニトログリセリン	$\begin{array}{c} \text{CH}_2\text{ONO}_2 \\ \\ \text{CHONO}_2 \\ \\ \text{CH}_2\text{ONO}_2 \end{array}$
	(D)			炭酸エステル又はペルオキソ炭酸エステル及びこれらの塩	
		(1)		炭酸ジグアヤシル	
	(E)			けい酸エステル及びその塩	
				けい酸テトラエチル	$\begin{array}{c} \text{C}_2\text{H}_5\text{O} \quad \text{OC}_2\text{H}_5 \\ \diagdown \quad \diagup \\ \text{Si} \\ \diagup \quad \diagdown \\ \text{C}_2\text{H}_5\text{O} \quad \text{OC}_2\text{H}_5 \end{array}$
29.21				アミン官能化合物	$\text{R}-\text{NH}_2 \quad \text{R}-\text{NH}-\text{R} \quad \begin{array}{c} \text{R} \\ \diagdown \\ \text{N}-\text{R} \\ \diagup \\ \text{R} \end{array}$
	(A)			非環式モノアミン及びその誘導体並びにこれらの塩	
		(4)		エチルアミン	$\text{CH}_3-\text{CH}_2-\text{NH}_2$
	(B)			非環式ポリアミン及びその誘導体並びにこれらの塩	

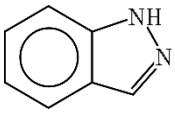
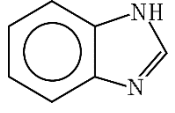
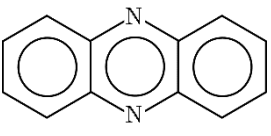
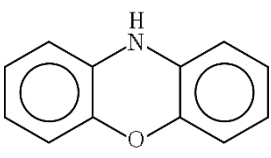
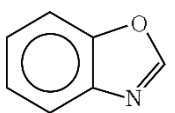
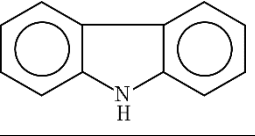
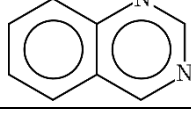
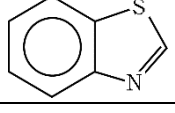
項	パラグラフ			関税率表解説の記載	化学構造式
		(2)		ヘキサメチレンジアミン	
	(D)			芳香族モノアミン及びその誘導体並びにこれらの塩	
		(1)		アニリン	
		(2)		トルイジン	
		(4)		1-ナフチルアミン	
	(E)			芳香族ポリアミン及びその誘導体並びにこれらの塩	
		(1)		フェニレンジアミン	
29. 22				酸素官能のアミノ化合物	
	(A)			アミノアルコール並びにそのエーテル及びエステル並びにこれらの塩	
		(1)		モノエタノールアミン	$\text{H}_2\text{N}-\text{CH}_2\text{CH}_2\text{OH}$
	(B)			アミノナフトールその他のアミノフェノール並びにこれらのエーテル及びエステル並びにこれらの塩	
		(1)		アミノヒドロキシナフタレンスルホン酸	
		(a)		アニシジン	

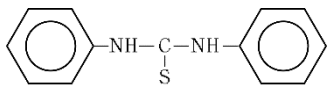
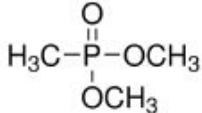
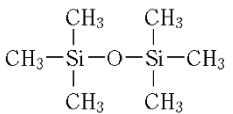
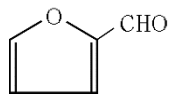
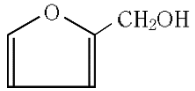
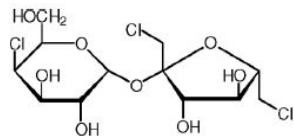
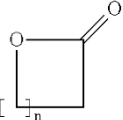
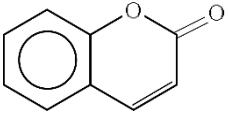
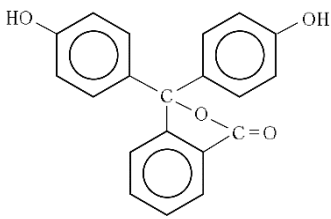
項	パラグラフ			関税率表解説の記載	化学構造式
		(b)		ジアニシジン	
	(D)			アミノ酸及びそのエステル並びにこれらの塩	
		(1)		リジン	$\begin{array}{c} \text{NH}_2 \\ \\ \text{H}_2\text{N}(\text{CH}_2)_4\text{C}-\text{COOH} \\ \\ \text{H} \end{array}$
29. 23				第四級アンモニウム塩、水酸化第四級アンモニウム及びレシチンその他のホスホアミノリピド	
	(1)			コリン（水酸化コリン）	$[(\text{CH}_3)_3\text{N}^+\text{CH}_2\text{CH}_2\text{OH}]\text{OH}^-$
	(2)			レシチン	$\begin{array}{c} \text{CH}_2\text{OCOR} \\ \\ \text{RCOO}-\text{C}-\text{H} \quad \text{O} \\ \quad \quad \quad \\ \text{H}_2\text{C}-\text{O}-\text{P}-\text{O}-\text{R} \\ \\ \text{O}^- \end{array}$
29. 24				カルボキシアミド官能化合物及び炭酸のアミド官能化合物	
	(B)			環式アミド	
		(1)	(ii)	ジエチルジフェニル尿素	
29. 25				カルボキシイミド官能化合物（サッカリン及びその塩を含む。）及びイミン官能化合物	
	(A)			イミド	
		(1)		サッカリン	
	(B)			イミン	
		(1)		グアニジン	$\begin{array}{c} \text{NH} \\ \\ \text{H}_2\text{N}-\text{C}-\text{NH}_2 \end{array}$
		(1)	(a)	ジフェニルグアニジン	

項	パラグラフ			関税率表解説の記載	化学構造式
		(3)		イミノエーテル	
29.26				ニトリル官能化合物	
	(1)			アクリロニトリル	$\text{CH}_2 = \text{CHCN}$
	(2)			1-シアノグアニジン	
	(19)			アルファ-フェニルアセトアセト ニトリル (APAAN)	
29.27				ジアゾ化合物、アゾ化合物及びア ゾキシ化合物	
	(A)			ジアゾ化合物	
		(1)	(a)	塩化ベンゼンジアゾニウム	
	(B)			アゾ化合物	$\text{R}_1\text{N}=\text{NR}_2$
	(C)			アゾキシ化合物	$\text{R}_1-\text{N}_2\text{O}-\text{R}_2$
		(1)		アゾキシベンゼン	
29.28				ヒドラジン又はヒドロキシルア ミンの有機誘導体	
	(1)			フェニルヒドラジン	
	(11)			フェニルグリオキシム	
29.29				その他の窒素官能基を有する化 合物	
	(1)			イソシアナート	$\text{R}-\text{N}=\text{C}=\text{O}$
第 10 節				オルガノインオルガニック化 合物、複素環式化合物及び核酸並び にこれらの塩並びにスルホンア ミド	
	(A)			五員環	
		(1)	(a)	フラン	
			(b)	チオフェン	

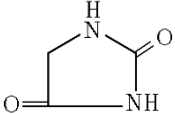
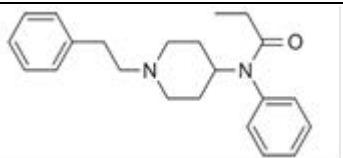
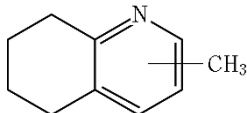
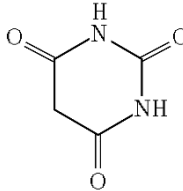
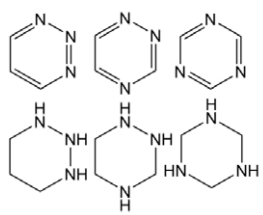
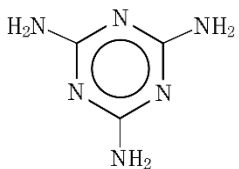
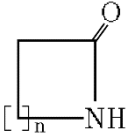
項	パラグラフ			関税率表解説の記載	化学構造式
			(c)	ピロール	
		(2)	(a)	オキサゾール	
			(a)	イソオキサゾール	
			(b)	チアゾール	
			(c)	イミダゾール	
			(c)	ピラゾール	
		(3)	(a)	フラザン	
			(b)	トリアゾール (1, 2, 4-トリアゾール)	
			(c)	テトラゾール	
	(B)			六員環	
		(1)	(a)	ピラン (α - ピラン)	
			(b)	チイン	
			(c)	ピリジン	
		(2)	(a)	オキサジン (1, 4-オキサジン)	

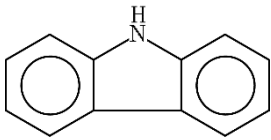
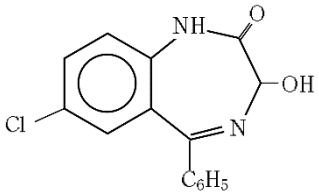
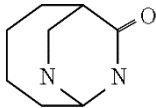
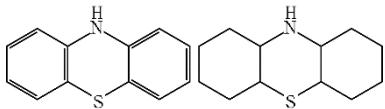
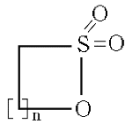
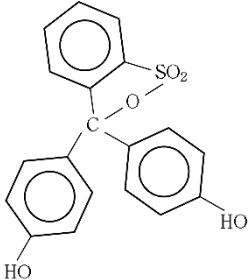
項	パラグラフ			関税率表解説の記載	化学構造式
			(b)	チアジン (1,4-チアジン)	
			(c)	ピリダジン	
			(c)	ピリミジン	
			(c)	ピラジン	
			(c)	ピペラジン	
	(C)			比較的複雑なその他の複素環式化合物	
		(a)		クマロン	
		(b)		ベンゾピラン	
		(c)		キサントン	
		(d)		インドール	
		(e)		キノリン及びイソキノリン	
		(f)		アクリジン	
		(g)		ベンゾチオフェン (チオナフテン)	

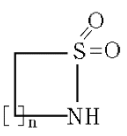
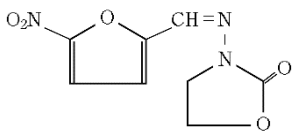
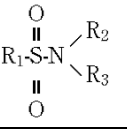
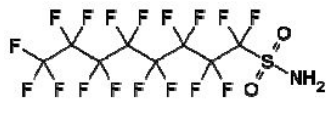
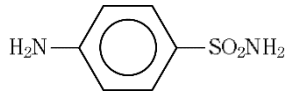
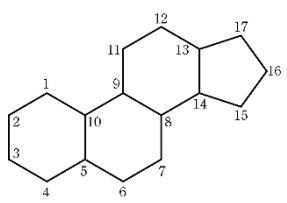
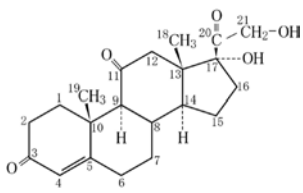
項	パラグラフ			関税率表解説の記載	化学構造式
		(h)		インダゾール	
		(i j)		ベンゾイミダゾール	
		(k)		フェナジン	
		(l)		フェノキサジン	
		(m)		ベンゾオキサゾール	
		(n)		カルバゾール	
		(o)		キナゾリン	
		(p)		ベンゾチアゾール	
29. 30				有機硫黄化合物	炭素－硫黄結合を有する化合物
	(A)			ジチオカルボナート (キサントゲン酸塩)	$\text{CS}(\text{OR})(\text{SR}')\text{R}'=\text{Metal}$
		(1)		エチルジチオ炭酸ナトリウム	$\text{C}_2\text{H}_5\text{O}-\text{CS}_2\text{Na}$
	(B)			チオカルバマート、ジチオカルバマート及びチウラムスルフィド	
		(2)		ジチオカルバマート	$\begin{array}{c} \text{S} \\ \\ \text{---N---C---SM} \end{array}$
	(C)			スルフィド (又はチオエーテル)	R.S.R_1
		(1)		メチオニン	$\begin{array}{c} \text{CH}_3\text{SCH}_2\text{CH}_2\text{CHCOOH} \\ \\ \text{NH}_2 \end{array}$
	(D)			チオアミド	$\begin{array}{c} \text{S} \\ \\ \text{---N---C---R} \end{array}$

項	パラグラフ			関税率表解説の記載	化学構造式
		(2)		チオカルバニリド	
29.31				その他のオルガノインオルガニック化合物	
	(3)			有機りん化合物	炭素ーりん結合を有する化合物
				メチルホスホン酸ジメチル	
	(4)			有機けい素化合物	炭素ーけい素結合を有する化合物
				ヘキサメチルジシロキサン	
29.32				複素環式化合物（ヘテロ原子として酸素のみを有するものに限る。）	
	(A)			非縮合フラン環（水素添加してあるかないかを問わない。）を有する化合物	（第 10 節(A) (1) (a) フラン参照）
		(2)		2-フルアルデヒド	
		(3)		フルフリルアルコール	
		(5)		スクラロース	
	(B)			ラクトン	
		(a)		クマリン	
		(p)		フェノールフタレイン	

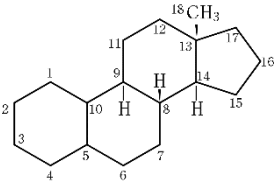
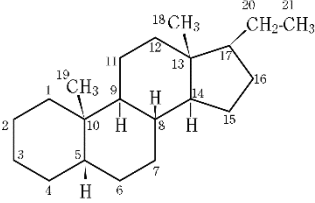
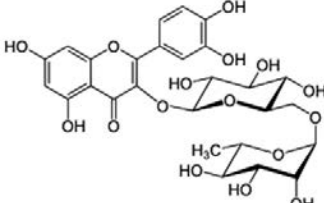
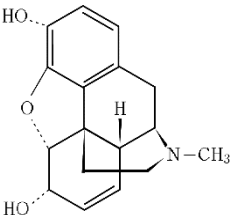
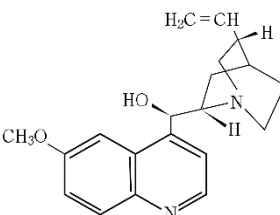
項	パラグラフ			関税率表解説の記載	化学構造式
	(C)			その他の複素環式化合物（ヘテロ原子として酸素のみを有するものに限る。）	
		(5)		サフロール	
		(8)		ピペロナール	
		(10)		1－（１，３－ベンゾジオキソール－５－イル）プロパン－２－オン	
				二つの環から成るエステル（ラクトン）の例	
				ジラクトンの例	
				分子内ヘミアセタール	
				ケトンペルオキシド（第 29.09 項に分類）	
29.33				複素環式化合物（ヘテロ原子として窒素のみを有するものに限る。）	
	(A)			非縮合ピラゾール環（水素添加してあるかないかを問わない。）を有する化合物	（第 10 節 (A) (2) (c) ピラゾール参照）
		(1)		フェナゾン	
	(B)			非縮合イミダゾール環（水素添加してあるかないかを問わない。）を有する化合物	（第 10 節 (A) (2) (c) イミダゾール参照）

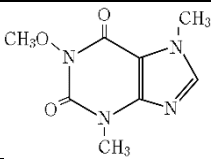
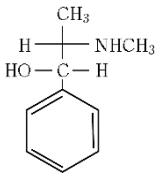
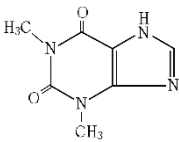
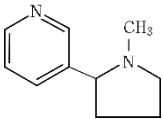
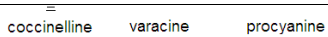
項	パラグラフ			関税率表解説の記載	化学構造式
		(1)		ヒダントイン	
	(C)			非縮合ピリジン環（水素添加してあるかないかを問わない。）を有する化合物	(第 10 節(B) (1) (c) ピリジン参照)
				フェンタニル (INN)	
	(D)			キノリン環又はイソキノリン環（水素添加してあるかないかを問わないものとし、更に縮合したものを除く。）を有する化合物	(第 10 節(C) (e) キノリン環又はイソキノリン参照)
		(4)		テトラヒドロメチルキノリン（5, 6, 7, 8, -テトラヒドロメチルキノリン）	
	(E)			ピリミジン環（水素添加してあるかないかを問わない。）又はピペラジン環を有する化合物	(第 10 節(B) (2) (c) ピリミジン参照)
		(1)		マロニル尿素（バルビツル酸）	
	(F)			非縮合トリアジン環（水素添加してあるかないかを問わない。）を有する化合物	 トリアジン 水素添加したトリアジン
		(1)		メラミン	
	(G)			ラクタム類	

項	パラグラフ			関税率表解説の記載	化学構造式
	(H)			その他の複素環式化合物（窒素のヘテロ原子のみを有するものに限る。）	
		(1)		カルバゾール	
		(2)		アクリジン	(第 10 節(C) (f) アクリジン参照)
				オキサゼパム	
				二つの環から成るアミド（ラクタム）の例	
29.34				核酸及びその塩（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにその他の複素環式化合物	
	(A)			非縮合チアゾール環（水素添加してあるかないかを問わない。）を有する化合物	(第 10 節(A) (2) (b) チアゾール参照)
	(B)			ベンゾチアゾール環（水素添加してあるかないかを問わないものとし、更に縮合したものを除く。）を有する化合物	(第 10 節(C) (p) ベンゾチアゾール参照)
	(C)			フェノチアジン環（水素添加してあるかないかを問わないものとし、更に縮合したものを除く。）を有する化合物	
	(D)			その他の複素環式化合物	
		(1)		スルトン	
			(a)	フェノールスルホンフタレイン	

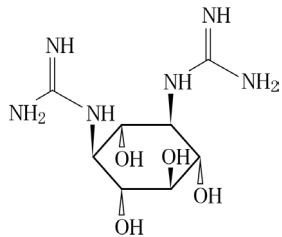
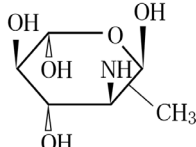
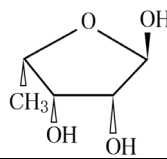
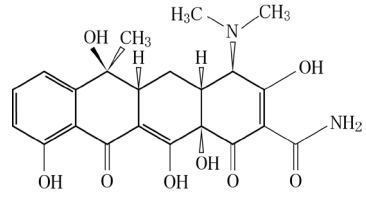
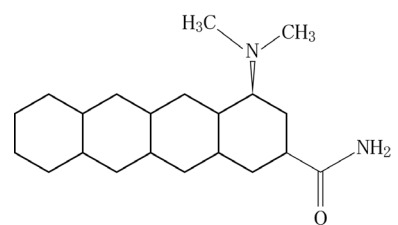
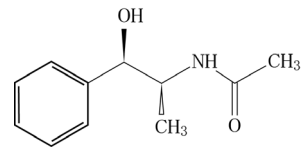
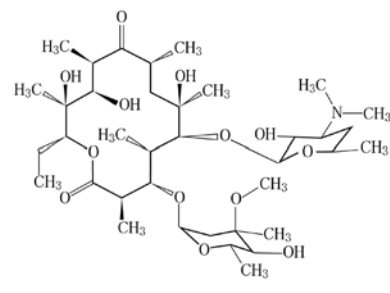
項	パラグラフ			関税率表解説の記載	化学構造式
		(2)		スルタム	
		(4)		フラゾリドン (INN)	
29.35				スルホンアミド	
	(1)			ペルフルオロオクタンスルホンアミド	
	(4)			パラアミノベンゼンスルホンアミド	
29.37				ホルモン、プロスタグランジン、トロンボキサン及びロイコトリエン（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）並びにこれらの誘導体及び構造類似物（主としてホルモンとして使用するもので、変性ポリペプチドを含む。）	
	(V)			ホルモン、プロスタグランジン、トロンボキサン及びロイコトリエンの類似化合物	
		(b)		ゴナン	
	(B)			ステロイドホルモン並びにその誘導体及び構造類似物	
		(1)		コルチステロイドホルモン	
			(a)	コルチゾン (INN)	

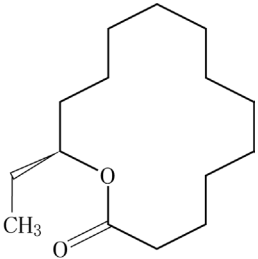
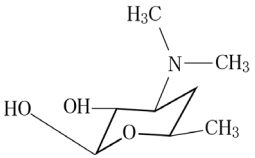
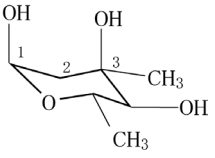
項	パラグラフ		関税率表解説の記載	化学構造式
		(b)	ヒドロコルチゾン (INN)	
		(3)	エストロゲン及びプロゲステゲン	
		(a)	プロゲステロン (INN)	
	一覧表		アンドロスタン	
	一覧表		エストロン (INN)	
			プレドニゾン (INN)	
			プレドニゾン (INN)	
			テストステロン (INN)	

項	パラグラフ			関税率表解説の記載	化学構造式
				エストラン	
				プレグナン	
29.38				グリコンド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体	
	(1)			ルトシド	
29.39				アルカロイド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体	
	(A)			あへんアルカロイド及びその誘導体並びにこれらの塩	
		(1)		モルヒネ	
	(B)			キナルカロイド及びその誘導体並びにこれらの塩	
		(1)		キニーネ	

項	パラグラフ			関税率表解説の記載	化学構造式
	(C)			カフェイン及びその塩	
				カフェイン	
	(D)			エフェドラアルカロイド及びその誘導体並びにこれらの塩	
		(1)		エフェドリン	
	(E)			テオフィリン、アミノフィリン (テオフィリン-エチレンジアミン) 及びこれらの誘導体並びにこれらの塩	
				テオフィリン	
	(G)			ニコチン及びその塩	
				ニコチン	
				その他のアルカロイド (植物由来でないもの)	
	(IJ)			非植物由来アルカロイド: ビリジカチン (菌類)、ヒストリオニコトキシシン (動物)、コッシネリン (虫)、パラシン (海棲 (せい)) 及びプロシアニン (細菌)	
29. 40				糖類 (化学的に純粋なものに限るものとし、しょ糖、乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を除く。) 並びに糖エーテル、糖アセタール、糖エステル、糖エーテルの塩、糖アセタールの塩及び糖エステルの塩 (第 29. 37 項から第 29. 39 項までの物品を除く。)	

項	パラグラフ			関税率表解説の記載	化学構造式
	(A)			糖類（化学的に純粋なもの）	
		(1)		ガラクトース	
	(B)			糖エーテル、糖アセタール及び糖エステル並びにこれらの塩	
		(1)		ヒドロキシプロピルしょ糖	
29.41				抗生物質	
	(1)			ペニシリン	
	(2)			ストレプトマイシン	
				ストレプトアミン（ストレプトマイシン骨格の構成要素）（号の解説）	

項	パラグラフ			関税率表解説の記載	化学構造式
				ストレプトチジン（ストレプトマイシン骨格の構成要素）（号の解説）	
				メチルグルコサミン（ストレプトマイシン骨格の構成要素）（号の解説）	
				5-デオキシリキソース（ストレプトマイシン骨格の構成要素）（号の解説）	
	(3)			テトラサイクリン	
				4-ジメチルアミノノナフタセン-2-カルボキサミド（完全に水素添加したもの）（テトラサイクリン骨格の構成要素）（号の解説）	
				N-(2-ヒドロキシ-1-メチル-2-フェネチル) アセタミド（クロラムフェニコール骨格の構成要素）（号の解説）	
	(5)			エリスロマイシン	

項	パラグラフ			関税率表解説の記載	化学構造式
				13－エチル－13－トリデカノリド（エリスロマイシン骨格の構成要素）（号の解説）	
				デソスアミン（エリスロマイシン骨格の構成要素）（号の解説）	
				ミカロース（エリスロマイシン骨格の構成要素）（号の解説）	
29.42				その他の有機化合物	
	(1)			ケテン	$\begin{array}{c} \text{R} \\ \diagdown \\ \text{C}=\text{C}=\text{O} \\ \diagup \\ \text{R}^1 \end{array}$
	(2)			三ふっ化ほう素とジエチルエーテルとの錯化合物	$(\text{C}_2\text{H}_5)_2\text{O} \cdot \text{BF}_3$

第 30 類

医療用品

注

- 1 この類には、次の物品を含まない。
 - (a) 食餌療法用の食料、強化食料、食餌補助剤、強壮飲料、鉱水その他の飲食物（静脈注射用の栄養剤を除く。）（第 4 部参照）
 - (b) ニコチンを含有する禁煙補助用の物品（例えば、錠剤、チューインガム及びパッチ（経皮投与剤））（第 24.04 項参照）
 - (c) 歯科用に特に焼き又は細かく粉碎したプラスター（第 25.20 項参照）
 - (d) 精油のアキュアスディステレート及びアキュアスソリューションで、医薬用に適するもの（第 33.01 項参照）
 - (e) 第 33.03 項から第 33.07 項までの調製品（治療作用又は予防作用を有するものを含む。）
 - (f) 第 34.01 項のせっけんその他の物品で医薬品を加えたもの
 - (g) プラスターをもととした歯科用の調製品（第 34.07 項参照）
 - (h) 治療用又は予防用に調製してない血液アルブミン（第 35.02 項参照）
 - (ij) 第 38.22 項の診断用の試薬
- 2 第 30.02 項において「免疫産品」とは、単クローン抗体（MAB）、抗体フラグメント、抗体複合体、抗体フラグメント複合体、インターロイキン、インターフェロン（IFN）、ケモカイン、ある種の腫瘍壊死因子（TNF）、成長因子（GF）、赤血球生成促進因子、コロニー刺激因子（CSF）その他の免疫学的過程の制御に直接関与するペプチド及びたんぱく質（第 29.37 項の物品を除く。）をいう。
- 3 第 30.03 項、第 30.04 項及び 4（d）においては、次に定めるところによる。
 - (a) 混合してないものには、次の物品を含む。
 - (1) 混合してないものの水溶液
 - (2) 第 28 類又は第 29 類の全ての物品
 - (3) 第 13.02 項の一の植物性エキスを、単に標準化したもの及び溶媒に溶かしたもの
 - (b) 混合したものは、次の物品を含む。
 - (1) コロイド状の溶液及び懸濁体（コロイド硫黄を除く。）
 - (2) 植物性材料の混合物を処理して得た植物性エキス
 - (3) 天然の鉱水を蒸発させて得た塩及び濃縮物
- 4 第 30.06 項は、次の物品のみを含む。当該物品は、第 30.06 項に属するものとし、この表の他の項には属しない。
 - (a) 外科用のカットガットその他これに類する縫合材（外科用又は歯科用の吸収性糸を含むものとし、殺菌したものに限る。）及び切開創縫合の接着剤（殺菌したものに限る。）
 - (b) ラミナリア及びラミナリア栓（殺菌したものに限る。）
 - (c) 外科用又は歯科用の吸収性止血材（殺菌したものに限る。）並びに外科用又は歯科用の癒着防止材（殺菌したものに限るものとし、吸収性であるかないかを問わない。）

- (d) エックス線検査用造影剤及び患者に投与する診断用試薬（混合してないもので投与量にしたもの及び二以上の成分から成るもので検査用又は診断用に混合したものに限る。）
- (e) プラセボ及び盲検又は二重盲検臨床試験キットで、認可された臨床試験で使用されるもの（投与量にしたもので、活性薬剤を含有しているかないかを問わない。）
- (f) 歯科セメントその他の歯科用充てん材料及び接骨用セメント
- (g) 救急箱及び救急袋
- (h) 避妊用化学調製品（第 29.37 項のホルモンその他の物質又は殺精子剤をもととしたものに限る。）
- (i) 医学又は獣医学において外科手術若しくは診療の際に人若しくは動物の身体の潤滑剤として又は人若しくは動物の身体と診療用機器とを密着させる薬品としての使用に供するよう調製したゲル
- (k) 薬剤廃棄物（当初に意図した使用に適しない薬剤。例えば、使用期限を過ぎたもの）
- (l) 瘻（ろう）造設術用と認められるもの（例えば、結腸造瘻（ろう）用、回腸造瘻（ろう）用又は人工尿路開設術用の特定の形状に裁断したパウチ並びにこれらの接着性のウエハー及び面板）

号注

- 1 第 3002.13 号及び第 3002.14 号においては、次に定めるところによる。
 - (a) 「混合してないもの」とは、純粋な物品（不純物を含有するかしないかを問わない。）をいう。
 - (b) 「混合したもの」とは、次の物品をいう。
 - (1) (a) の物品を水又は水以外の溶媒に溶かしたもの
 - (2) (a) 又は (b) (1) の物品で、保存又は輸送のために必要な安定剤を加えたもの
 - (3) (a)、(b) (1) 又は (b) (2) の物品で、その他の添加剤を混合したもの
- 2 第 3003.60 号及び第 3004.60 号には、経口摂取のためにその他の医薬品有効成分と結合させたアルテミシニン（INN）又は次のいずれかの有効成分（その他の医薬品有効成分と結合してあるかないかを問わない。）を含有する医薬品を含む。

アモジアキン（INN）、アルテリン酸及びその塩、アルテニモル（INN）、アルテモチル（INN）、アルテメテル（INN）、アルテスナート（INN）、クロロキン（INN）、ジヒドロアルテミシニン（INN）、ルメファントリン（INN）、メフロキン（INN）、ピペラキン（INN）、ピリメタミン（INN）並びにスルファドキシシン（INN）

総 説

この類には、薬剤としての有効性を改善するために、30 類の医薬品（例えば、機能性たんぱく質及びペプチド、抗体フラグメント）と結合させたポリエチレングリコール（PEG）ポリマーからなるペグ化した物品を含む。この類の各項の物品をペグ化したものは、ペグ化していないものと同一の項に属する（例えば、30.02 項のペグインターフェロン（INN））。

30.01 臓器療法用の腺（せん）その他の器官（乾燥したものに限るものとし、粉状にしてあるかないかを問わない。）及び腺その他の器官又はその分泌物の抽出物で臓器療法用のもの並びにヘパリン及びその塩並びに治療用又は予防用に調製したその他の人又は動物性の物質（他の項に該当するものを除く。）

3001.20－腺（せん）その他の器官又はその分泌物の抽出物

3001.90－その他のもの

この項には、次の物品を含む。

(A) 臓器療法用の腺（せん）その他の動物の器官（例えば、脳、せき髄、肝臓、じん臓、ひ臓、すい臓、乳腺（せん）、こう丸、卵巣）：乾燥したものに限るものとし、粉状にしてあるかないかを問わない。

(B) 腺（せん）、その他の器官又はその分泌物の抽出物で臓器療法用のもの：これらのものは溶剤抽出、沈殿、凝集その他の方法により得られる。これらの抽出物は固体、半固体若しくは液状であるか、また保存に必要なある媒体により溶液又は懸濁液となっている。

臓器療法用の腺（せん）又は器官の分泌物の抽出物には胆汁エキス (bile extract) を含む。

(C) ヘパリン及びその塩：ヘパリンは、哺乳動物の組織から得られる複雑な有機酸（ムコ多糖類）の混合物から成る。その組成は、哺乳動物のどの組織から得られるかにより変わってくる。ヘパリン及びその塩は、主に医薬に、特に血液凝固防止剤として使用する。これらは活性の程度を問わずこの項に属する。

(D) 治療用又は予防用に調製したその他の人又は動物性の物質でこの表の他の項に該当しないもの

(1) グリセリン中に保存した赤色骨髄 (red bone marrow)

(2) 蛇毒液又は蜂毒液の乾燥フレーク及びこれらの毒液から製造した非微生物のクリプトトキシン (crypto-toxins)

上記 (1) 及び (2) の物品で、医薬用として投与量にし又は小売用の形状若しくは包装にしたものは、30.04 項に属する。

(3) 骨、器官その他の人又は動物の組織で移植用に適する無菌包装（使用法等について表示される場合もある。）にしたもの（生きているかいないか又は貯蔵してあるかないかを問わない。）

この項には、次の物品を含まない。

(a) 腺（せん）その他の動物性の器官で生鮮、冷蔵又は冷凍のもの及びその他の方法により一時的に貯蔵したもの（2 類又は 5 類）

(b) 胆汁（乾燥してあるかないかを問わない。）(05.10)

(c) 腺（せん）又はその他の器官の抽出物を処理して得られるもののうち 29 類の化学的に単一の化合物及びその他の物品（例えば、アミノ酸 (29.22)、ビタミン (29.36)、ホルモン (29.37)）

(d) 人血、治療用、予防用又は診断用に調製した動物の血及び免疫血清（特定免疫グロブリン

を含む。) その他血液分画物 (例えば、正常血液からの血清、正常人免疫グロブリン、血漿、フィブリノーゲン、フィブリン) (30.02)

(e) 培養細胞 (30.02)

(f) 30.03 項又は 30.04 項の医薬品の性格を有する物品 (30.03 又は 30.04 の解説参照)

(g) グロブリン及びグロブリン分画物 (血液又は血清のものを除く。) で、治療用又は予防用に調製してないもの (35.04)

(h) 酵素 (35.07)

30.02 人血、治療用、予防用又は診断用に調製した動物の血、免疫血清その他の血液分画物及び免疫産品(変性したものであるかないか又は生物工学的的方法によって得たものであるかないかを問わない。)、ワクチン、毒素、培養微生物(酵母を除く。) その他これらに類する物品並びに細胞培養物(変性したものであるかないかを問わない。)

—免疫血清その他の血液分画物及び免疫産品(変性したものであるかないか又は生物工学的的方法によって得たものであるかないかを問わない。)

3002.12—免疫血清その他の血液分画物

3002.13—免疫産品 (混合してないもので、投与量にしてなく、かつ、小売用の形状又は包装にしてないものに限る。)

3002.14—免疫産品 (混合したもので、投与量にしてなく、かつ、小売用の形状又は包装にしてないものに限る。)

3002.15—免疫産品 (投与量にしたもの又は小売用の形状若しくは包装にしたものに限る。)

—ワクチン、毒素、培養微生物(酵母を除く。) その他これらに類する物品

3002.41—人用のワクチン

3002.42—動物用のワクチン

3002.49—その他のもの

—細胞培養物(変性したものであるかないかを問わない。)

3002.51—細胞治療製品

3002.59—その他のもの

3002.90—その他のもの

この項には、次の物品を含む。

(A) 人血 (例えば、人血をアンプルに封入したもの)

(B) 治療用、予防用又は診断用に調製した動物の血

このような用途に調製していない動物の血は 05.11 項に属する。

(C) 免疫血清その他の血液分画物及び免疫産品 (変性したものであるかないか又は生物工学的的方法によって得たものであるかないかを問わない。)

これらには次の物品を含む。

(1) 免疫血清及び他の血液分画物 (変性したものであるかないか又は生物工学的的方法によ

って得たものであるかないかを問わない。)

血清は、血液が凝固した後に分離された液体分画物である。

この項には、特に血液（血管内皮細胞を含む。）から得られる物品（正常血液からの血清、正常人免疫グロブリン、血液分画物及びその切断型変異体（部分）で酵素の特性又は活性を有するもの、血漿、トロンビン、フィブリノーゲン、フィブリン及びその他の血液凝固因子、トロンボモジュリン、血液グロブリン、血清グロブリン並びにヘモグロビン）を含む。このグループには、また、生物工学的方法によって得られた変性トロンボモジュリン（例えば、sothrombomodulin alfa (I N N)及びthrombomodulin alfa (I N N)）並びに変性ヘモグロビン（例えば、hemoglobin crosfumaril (INN)、hemoglobin glutamer (INN) 及び hemoglobin raffimer (INN)のような架橋したヘモグロビン）を含む。

この項は、更に、血液アルブミン（例えば、人間の全血の血漿を分画して得られたヒトアルブミン）で、治療用又は予防用に調製したものを含む。

免疫血清は病原性のバクテリア及びビールス、毒素又はアレルギー現象等の原因により病気 (diseases or ailments) に対し免疫となり又は免疫になっている人血又は動物の血液から得られるものである。免疫血清はジフテリア、赤痢、え疽、髄膜炎、肺炎、破傷風、ぶどう状球菌又は連鎖状球菌の感染、蛇のかみ傷、植物毒、アレルギー性疾患等の際に使用する。免疫血清は診断（試験管内のテスト (in vitro test) を含む。）のためにも使用する。特定免疫グロブリンは、免疫血清を精製した製品である。

この項には治療用又は予防用に調製してない血液アルブミン (35.02) 又はグロブリン（血液グロブリン及び血清グロブリンを除く。）(35.04) を含まない。また、この項には、ある国では「血清」又は「人造血清」と呼ばれるもので血液から分離したものでない医薬品（塩化ナトリウムその他の化学品をもととした等張液及びアレルギー性疾患に対して使用する花粉の懸濁液を含む。）を含まない。

(2) 免疫産品（変性したものであるかないか又は生物工学的方法により得たものであるかないかを問わない。)

診断用、治療用あるいは免疫学的試験に使用する物品はこのグループに属するものとみなす。これらは次のように定義される。

- (a) 単クローン抗体 (MAB) : 特定免疫グロブリンで、選択され、クローニングしたハイブリドーマ細胞を培地あるいは腹水中で培養して得られる。
- (b) 抗体フラグメント : 抗体たんぱく質の活性部分で、例えば特定の酵素切断の方法によって得られる。この種の物品には、一本鎖 (s c F v) 抗体を含む。
- (c) 抗体複合体及び抗体フラグメント複合体 : 少なくとも1つの抗体又は抗体フラグメントを含む複合体であり、最も簡単なものは以下の組合せである。
 - (i) 抗体－抗体
 - (ii) 抗体フラグメント－抗体フラグメント
 - (iii) 抗体－抗体フラグメント
 - (iv) 抗体－他の物質

(v) 抗体フラグメントー他の物質

(iv) 及び (v) の複合体には、例えば、たんぱく質の構造に酵素（例えば、アルカリフォスファターゼ、ペルオキシダーゼ又はベータガラクトシターゼ）又は染料（フルオレセイン）を共有結合させたものが含まれ、これらは直接的な検出反応に使用される。

この項には、また、インターロイキン、インターフェロン（IFN）、ケモカイン、ある種の腫瘍壊死因子（TNF）、成長因子（GF）、赤血球生成促進因子及びコロニー刺激因子（CSF）を含む。

(D) ワクチン、毒素、培養微生物（酵母を除く。）及びこれらに類する物品

これらの物品には、次の物品を含む。

(1) ワクチン

最も典型的なワクチンは、ウイルス又はバクテリアを生理食塩水、油（lipovaccines）その他の媒体に懸濁した微生物起源の予防用調製剤で、これらの調製剤は普通免疫性を破壊することなく、その毒性のみを弱めたものである。

その他のワクチンには、組み換えワクチン、ペプチドワクチン、糖質ワクチンが含まれる。これらのワクチンは、通常、抗原、抗原認識部位または抗原（ペプチド、組み換え体又はたんぱく質又はその他からなる複合体）の認識部位をコードする遺伝子を含む。「抗原認識部位」は、生体における免疫反応を誘発する抗原の一部である。これらのワクチンの多くは、特定のウイルスまたはバクテリアを対象としている。これらのワクチンは、予防用又は治療用に使用される。

さらに、この項には、核酸ワクチンを含む。例としては、DNA プラスミドワクチン及びメッセンジャーRNA（mRNA）ワクチンがある。DNA プラスミドワクチンは、対象となる病原体由来のたんぱく質をコードする遺伝子を有し、また、mRNA は病原体の特定のたんぱく質をコードする。DNA プラスミド及び mRNA はいずれも所望の抗原を産生するように体内で複製もしくは身体に信号を与え、免疫応答を引き起こす。

この項にはまた、ワクチン又はトキシイドから成る混合物（例えば、ジフテリア、破傷風及び百日ぜきワクチン（DPT ワクチン））を含む。

この項には、認可された臨床試験用キットに取りそろえられたワクチンを含まない（30.06）。当該キットにおいてワクチンは、試験用のものであるか又は他の試験用ワクチンに対するコントロール用のもの（時として「プラセボ」と呼ばれる。）であるかを問わない。

(2) 毒素（toxin）（毒）：トキシイド（toxoid）、クリプトトキシシン（crypto-toxin）、プロトキシシン（例えば、topsalysin（INN））及び抗毒素（anti-toxin）

この項の毒素は、ペプチド又はたんぱく質である。これらの毒素には、アルカロイドを含まない（29.39）。

(3) 培養微生物（酵母を除く。）：これらには、乳製品（ケフィア、ヨーグルト、乳酸）の調製に使われる乳酸発酵菌、酢の製造用の酢酸発酵菌、ペニシリンその他の抗生物質を製造するためのかび及び技術的用途（例えば、植物成長助剤）の培養微生物を含む。

乳酸発酵菌を少量含むミルク又はホエイは、4 類に属する。

(4) 人、動物又は植物に対するウイルス (virus) 及び抗ウイルス (anti-virus)

(5) バクテリオファージ (bacteriophage)

この項には、また微生物を起源とする診断を目的として使用される物品（この類の注 4 (d) に規定する物品 (30.06) 及び 38.22 項の物品を除く。）を含む。この項には、微生物を起源とするもの（ストレプトキナーゼ (streptokinase)、ストレプトドルナーゼ (streptodornase) 等）であっても、酵素（レンネット、アミラーゼ等）は含まない (35.07)。

また、この項には、生きていない単細胞微生物（ワクチンを除く。）を含まない (21.02)。

(E) 細胞培養物（変性したものであるかないかを問わない。）

細胞培養物は、一般的に自然環境下ではなくコントロールされた条件下で培養される。この場合において細胞培養物は、多細胞の組織（特に人間や動物のもの）由来のものである。微生物（酵母を除く。）を培養した細胞は 3002.49 号に分類される。

細胞治療製品は、患者に注射、移植又は埋込みするために変性した細胞である。

細胞治療は、多数の病気の治療に用いられる。最も重要なものは、神経及び癌の治療である。また、例えば、心疾患（心筋梗塞又は心不全）、糖尿病、骨又は関節の病気、遺伝性疾患及び肌又は皮膚の怪我の治療にも用いられる。

細胞治療製品は、幹細胞及びその変性物（例えば、造血細胞、間葉細胞、胚細胞又は臍帯血から得たもの。）、癌ワクチン及び免疫療法用のもの（例えば、樹状細胞ワクチン、活性化 T リンパ球、活性化 B リンパ球、単球、癌細胞（変性してあるかないかを問わない。）、同種異形の膵臓島細胞、軟骨再生用の軟骨細胞、角化細胞、線維芽細胞並びに肝細胞を含む。

この項の物品は投与量にしたもの又は小売用にしたものであるかないかを問わず、ばら荷のもの (bulk) 又は小さな包装にしたものであるかないかを問わずこの項に属する。

号の解説

3002.13

3002.13 号の混合していない免疫産物は、不純物を含有していてもよい。「不純物」とは、物品中に存在し、専ら製造工程（精製工程を含む。）に直接起因する物質をいう。不純物は、製造工程中の種々の要因から生じ、主として次のようなものである。

(a) 未反応の出発原料

(b) 出発原料中に存在した不純物

(c) 製造工程（精製工程を含む。）で使用した試薬

(d) 副産物

3002.51

3002.51 号に規定する「細胞治療製品」は、生体外での操作（選択的除去、濃縮、拡張又は機能変更）によりその生物学的特性が実質的に変更された生きた細胞であり、受容者に治療的效果又は予防的效果を与える目的で使用される。細胞治療製品には、人間又は動物由来の細胞を含む。

3002.51 号には、操作されていない細胞又はその細胞に関連する生物学的特徴を変更しない最小限の操作をされた細胞を含まない。

30.03 医薬品（治療用又は予防用に混合した二以上の成分から成るもので、投与量にしてなく、かつ、小売用の形状又は包装にしてないものに限るものとし、第 30.02 項、第 30.05 項又は第 30.06 項の物品を除く。）

3003.10ーペニシリン若しくはその誘導体（ペニシラン酸構造を有するものに限る。）又はストレプトマイシン若しくはその誘導体を含有するもの

3003.20ーその他のもの（抗生物質を含有するものに限る。）

ーその他のもの（第 29.37 項のホルモンその他の物質を含有するものに限る。）

3003.31ーインスリンを含有するもの

3003.39ーその他のもの

ーその他のもの（アルカロイド又はその誘導体を含有するものに限る。）

3003.41ーエフェドリン又はその塩を含有するもの

3003.42ープソイドエフェドリン（INN）又はその塩を含有するもの

3003.43ーノルエフェドリン又はその塩を含有するもの

3003.49ーその他のもの

3003.60ーその他のもの（この類の号注 2 の抗マラリア有効成分を含有するものに限る。）

3003.90ーその他のもの

この項には、人又は動物の疾病の治療又は予防に内用又は外用として使用するための医薬調製品を含む。これらの調製品は、二以上の物質を混合して得られる。

ただし、当該調製品を投与量にし又は小売用の形状若しくは包装にしたものは、30.04 項に属する。

この項には、次の物品を含む。

- (1) 公定の薬局方等に収載されているもの、特許売薬（proprietary medicines）等で混合した医薬製剤（うがい剤、点眼剤、軟こう剤、塗布剤、注射剤、表面刺激剤その他の調製剤の形状にしたものを含むものとし、30.02 項、30.05 項又は 30.06 項に属するものを除く。）

ただし、薬局方に収載されている製剤、特許売薬等が常に 30.03 項に属することを意味するものではない。例えば、抗にきび製剤で主として皮膚を清潔にするために作られ、有効成分の濃度がにきびに対する治療又は予防に十分な効果があると考えられるほど高くないものは、33.04 項に属する。

- (2) 単独の医薬物質と賦形剤、甘味剤、凝結剤、支持物質等から成る製剤

- (3) 注射又は点滴により静脈投与する栄養剤

- (4) 医薬用のコロイド溶液及びコロイド懸濁液（例えば、コロイドセレン）。ただし、コロイド硫黄及び単一のコロイド状貴金属はこの項に含まない。コロイド硫黄は、治療又は予防を目的として投与量にし又は小売用の包装にした場合は 30.04 項に属し、その他の場合には 28.02 項に属する。また、単一のコロイド状貴金属は、医薬用の状態にしてあるかないかを問わず

- 28.43 項に属する。ただし、コロイド状貴金属の混合物又は一以上のコロイド状貴金属とその他のものとの混合物で、治療又は予防を目的としているものは、この項に属する。
- (5) 医薬用の複合植物エキス（植物の混合物を処理して得たものを含む。）
 - (6) 12.11 項の植物又は植物の部分の医薬用混合物
 - (7) 天然の鉱水を蒸発して得た薬用塩及びこれに類する人造調製品
 - (8) 塩泉水を濃縮した水（例えば、Kreuznach 水）で治療用のもの及び薬湯（例えば、硫黄ぶろ、よう素ぶろ等）用に調製した混合塩（芳香を付けてあるかないかを問わない。）
 - (9) Health salt（例えば、炭酸水素ナトリウム、酒石酸、硫酸マグネシウム及び砂糖の混合物）及びこれに類する混合した発砲塩で医薬用のもの
 - (10) しょう脳添加油、石炭酸添加油等
 - (11) 抗ぜんそく用の物品で、例えば、紙及び粉の形状にしたもの
 - (12) 遅効性医薬品で、例えば、高分子イオン交換体に医薬成分を固定させたもの
 - (13) 人又は家畜の臨床若しくは手術に使用する麻酔薬

＊

＊ ＊

この項の表題の規定は、食餌療法用の食料、強化食料、強壮飲料、天然又は人工の鉱水等の飲食物には適用しない。これらの物品は、本来、栄養物質のみを含有する調製食料品とみなされる場合それぞれに適合した各項に属する。食品中の主要栄養物質は、たんぱく質、炭水化物及び脂肪である。ビタミン及び無機塩も栄養上役割を果たす。

また、同様に、医薬物質を含有する飲食物は、これらの医薬物質が単に食餌療法上のバランスを改善するため、その物質のエネルギー賦与上若しくは栄養上の価値を高めるため、又はその風味を改善するために添加されたものであれば、その物品が本来の飲食物の性格を有している限り、この項から除かれる。

更に、植物又はその部分の混合物から成る物品及び植物又はその部分とその他の物質との混合物から成る物品で、ハーブの煎じ液又はハーブ茶（例えば、緩下、瀉下、利尿又は駆風の効能がある。）を作るために使用され、かつ、病気の症状を緩和し、又は一般的な健康に寄与すると称されているものもこの項から除かれる（21.06）。

更に、この項には、しばしばビタミン類又はミネラル類を含有する食餌補助剤と称される調製品で、通常、健康全般の維持、運動能力の改善、栄養不足の予防又は最適水準以下の栄養素の適正化を目的として作られたものを含まない。これらの物品は、液状、粉状その他これらに類する形状の場合もあり、通常、21.06 項又は 22 類に属する。

他方、この項には、中に入っている飲食物が単に医薬物質のための支持物、賦形剤（ビヒクル）、甘味料若しくは加工助剤又は技術的な補助剤としての役割（例えば、摂取を容易にするため）を果たすに過ぎない調製品を含む。

飲食物のほか、この項には次の物品を含まない。

- (a) 30.02 項、30.05 項又は 30.06 項の物品

(b) 精油のアキュアスディスチレート又はアキュアソリューション並びに 33.03 項から 33.07 項までの調製品（治療用又は予防用のものを含む。）（33 類）

(c) 薬用せっけん（34.01）

(d) 38.08 項の殺虫剤、消毒剤等

30.04 医薬品（混合し又は混合してない物品から成る治療用又は予防用のもので、投与量にしたもの（経皮投与剤の形状にしたものを含む。）又は小売用の形状若しくは包装にしたものに限るものとし、第 30.02 項、第 30.05 項又は第 30.06 項の物品を除く。）

3004.10－ペニシリン若しくはその誘導体（ペニシラン酸構造を有するものに限る。）又はストレプトマイシン若しくはその誘導体を含有するもの

3004.20－その他のもの（抗生物質を含有するものに限る。）

－その他のもの（第 29.37 項のホルモンその他の物質を含有するものに限る。）

3004.31－インスリンを含有するもの

3004.32－コルチコステロイドホルモン又はその誘導体若しくは構造類似物を含有するもの

3004.39－その他のもの

－その他のもの（アルカロイド又はその誘導体を含有するものに限る。）

3004.41－エフェドリン又はその塩を含有するもの

3004.42－プソイドエフェドリン（INN）又はその塩を含有するもの

3004.43－ノルエフェドリン又はその塩を含有するもの

3004.49－その他のもの

3004.50－その他のもの（第 29.36 項のビタミンその他の物質を含有するものに限る。）

3004.60－その他のもの（この類の号注 2 の抗マラリア有効成分を含有するものに限る。）

3004.90－その他のもの

この項には、混合した物品又は混合してない物品から成る医薬品で、次の（a）又は（b）に該当する物品を含む。

（a）投与量又は投与量の形にしたもの：治療用又は予防用に、あらかじめそのまま投薬し得る分量に小分けしてあるもの。これらは、タブレット剤、アンプル剤（例えば、1.25～10 ミリリットルのアンプルに入った再蒸留水で、ある種の病気（例えばアルコール中毒、糖尿病昏睡）の治療に直接使用するもの又は注射液の調製のために溶剤として使用するもの）、カプセル剤、カシエ剤、ドロップ剤若しくは香剤、経皮投与剤又は少量の粉剤の形にしてある。

この項にはまた経皮投与剤で、一般に、患者の皮膚に直接貼る接着性のパッチ（通常長方形又は円形）の形状に成っているものも含む。有効物質は、皮膚と接触する面が、多孔性のメンブレンによって覆われている保留剤中に含まれている。保留剤から放出された有効物質は、分子拡散によって皮膚を通して吸収され、直に血流中に送られることとなる。この経皮投与剤は、30.05 項の医療用のばんそうこうと混同してはならない。

この項には、1 回の投与量にしたものを含む（ばら荷のものの小売用の包装にしたもの等で

あるかないかを問わない。)

- (b) 治療又は予防を目的として小売用の包装にしたもの：ここには再包装することなく、治療又は予防を目的として使用者（個人、病院等）にそのまま販売するものであることが、その包装状態及び、特に、それにふさわしい表示（適応症、使用条件、用法、用量等の記載）の存在によって明らかに確認し得るもの（例えば、重炭酸ソーダ及びタマリンドの粉）を含む。

上記の表示（言語のいかんを問わない。）は、ラベル、説明書その他の方法により行っていることが多い。ただし、単に医薬の表示又は他に純度が表示されているということだけでは、この項に分類することにはならない。

他方、上記の表示がなくても、混合していない物品は、治療用又は予防用に供するため特殊な形状にしていることが明らかな場合には、その治療又は予防を目的として小売用にしたものと認める。

治療用又は予防用に混合した物品から成る医薬品で、投与量にしていないもの又は小売用の形状若しくは包装にしていないものは、30.03 項に属する（30.03 の解説参照。）。

類注3の規定により、次の物品は混合していないものとみなす。

- (1) 混合していないものの水溶液
- (2) 28 類又は 29 類のすべての物品。これらの物品には、コロイド硫黄及び過酸化水素の安定化溶液を含む。
- (3) 13.02 項の単一の植物性エキスで、単に標準化したもの及び溶媒に溶かしたもの（13.02 の解説参照）

ただし、28.43 項から 28.46 項及び 28.52 項の混合していない物品は、たとえ上記 (a) 又は (b) の要件を満たした場合であっても、常に 30.04 項からは除外されることに注意する必要がある。例えば、コロイド銀は、投与量にし又は包装して医薬品として指示された場合であっても、なお 28.43 項に属する。

＊

＊ ＊

この項には、医療の目的のみに適する香剤、タブレット剤、ドロップ剤等（例えば、硫黄、木炭、四ほう酸ナトリウム、安息香酸ナトリウム、塩素酸カリウム又はマグネシウムを主薬とするもの）を含む。

ただし、のど用香剤又はせき止めドロップ剤として作られている調製品で、砂糖（ゼラチン、でん粉、小麦粉その他の食用品を含有するかしないかを問わない。）と芳香剤（ベンジルアルコール、メントール、1,8-シネオール、トルーバルサム等の医薬の性質をあわせもつ物質を含む。）とを主体とするものは、17.04 項に属する。のど用香剤又はせき止めドロップ剤で芳香剤以外の医薬の性質を持っている物質を含有しているものは、投与量又は小売用の形態若しくは包装になっている場合には、各香剤又はドロップ剤中のこれらの物質の割合が治療又は予防の用途に適する程度のものである場合に限りこの項に属する。

上記 (a) 又は (b) の要件を満たしている限り、次の物品もこの項に含む。

- (1) カチオン活性を有する有機界面活性剤及びその調製品（例えば、第四アンモニウム塩）で、

防腐、消毒又は殺菌の性能を有するもの

(2) ポリ(ビニルピロリドン)よう素(Poly(vinyl pyrrolidone)-iodine)(よう素とポリ(ビニルピロリドン)の反応生成物)

(3) 医療用硫酸カルシウムから成るような、折れた骨の空洞に注入され、自然に吸収され、骨の組織に置き換えられる移植用骨片代用品(bone graft substitute);これらの物品は、新しい骨が成長するにつれて吸収される結晶性の基質を供給する。

しかし、この項には、通常硬化剤(curing agent)及び活性化剤を含有し、例えば、歯科用インプラントを残存する骨に取り付けるために使用される接骨用セメントを含まない(30.06 項)。

＊

＊ ＊

この項の表題の規定は、食餌療法用の食料、強化食料、強壮飲料、天然又は人工の鉱水その他の飲食物には適用しない。これらの物品は、本来、栄養物質のみを含有する調製食料品とみなされる場合それぞれに適合した各項に属する。

食品中の主要栄養物質は、たんぱく質、炭水化物及び脂肪である。ビタミン及び無機塩も一部栄養上役割を果たす。

また、同様に、医薬物質を含有する飲食物は、これらの医薬物質が単に食餌療法上のバランスを改善するため、その物品のエネルギー賦与上若しくは栄養上の価値を高めるため、又はその風味を改良するために添加されたものであれば、その物品が本来の飲食物の性格を保有している限り、この項から除く。

更に、植物又はその部分の混合物から成る物品及び植物又はその部分とその他の物質との混合物から成る物品で、ハーブの煎じ液又はハーブ茶(例えば、緩下、瀉下、利尿又は駆風の効能がある。)を作るために使用され、かつ、病気の症状を緩和し、又は一般的な健康に寄与すると称されているものもこの項から除かれる(21.06)。

更に、この項には、しばしばビタミン類又はミネラル類を含有する食餌補助剤と称される調製品で、通常、健康全般の維持、運動能力の改善、栄養不足の予防又は最適水準以下の栄養素の適正化を目的として作られたものを含まない。これらの物品は、液状、粉状、カプセル状、タブレット状その他これらに類する形状の場合もあり、通常、21.06 項又は 22 類に属する。

他方、この項には、中に入っている飲食物が単に医薬物質のための支持物、賦形剤(ビヒクル)、甘味料若しくは加工助剤又は技術的な補助剤としての役割(例えば、摂取を容易にするため)を果たすに過ぎない調製品を含む。

この項には、次の物品を含まない。

(a) ニコチンを含有する禁煙補助用の物品(例えば、錠剤、チューインガム及びパッチ(経皮投与剤))(24.04)

(b) 蛇又は蜂の毒液で、医薬品の状態にしていないもの(30.01)

(c) 30.02 項、30.05 項又は 30.06 項の物品(医薬品の状態にしたものを含む。)

- (d) 精油のアキュアスディスチレート又はアキュアスソリューション並びに 33.03 項から 33.07 項までの調製品（治療用又は予防用のものを含む。）（33 類）
- (e) 薬用せっけん（医薬品の状態にしたものを含む。）（34.01）
- (f) 38.08 項の殺虫剤、消毒剤等で、医薬品として内用又は外用するのに適した状態にしてないもの

30.05 脱脂綿、ガーゼ、包帯その他これらに類する製品（例えば、被覆材、ばんそうこう及びパップ剤）で、医薬を染み込ませ若しくは塗布し又は医療用若しくは獣医用として小売用の形状若しくは包装にしたもの

3005.10－接着性を有する被覆材その他の接着層を有する製品

3005.90－その他のもの

この項には、紡織用繊維製、紙製、プラスチック製等の脱脂綿、ガーゼ、包帯その他これらに類する製品で医療用又は獣医用として医薬（表面刺激剤・防腐剤等を含む。）を染み込ませ若しくは塗布したものを含む。

これらの製品には、よう素又はサリチル酸メチル等を染み込ませた脱脂綿各種の調製被覆材、調製パップ剤（例えば、あまにパップ剤又はからしパップ剤）又は薬用のばんそうこう等を含む。これらは、片状、円盤状その他どのような形状のものであってもよい。

被覆用の脱脂綿及びガーゼ（通常、吸収性の綿製）並びに包帯等で、医薬を染み込ませ又は塗布してないものは、再包装されることなく、個人、診療所、病院等に直接小売される形状又は包装にしたもので、かつ、その特徴（ロール状又は折り畳んだ状態での提示、保護包装、ラベル表示等）から、医療用又は獣医用としての使用を専ら意図していることが識別できる場合に限り、この項に属する。

この項には、更に次のような被覆材を含む。

- (1) 皮膚の被覆材：動物皮膚組織（通常、豚）の切片を凍結又は凍結乾燥して調製したもので、皮膚の損失した部分、傷口の開いたけが、外科感染等の患部に対して直接あてがう一時的な生物被覆材である。これらは、種々の大きさのものがああり、使用方法を記載したラベルを貼った殺菌済の小売容器に入れてある。
- (2) 液状の被覆材：小売用のスプレー缶に入っており、透明の保護用フィルムで傷面を覆って使用する。これらは、プラスチック（例えば、変性したビニル共重合物又はメタクリル樹脂）を酢酸エチルのような揮発性の有機溶剤に溶解した殺菌済の溶液に噴射剤を加えたものである（医薬（特に防腐剤）を加えてあるかないかを問わない。）。

この項には、亜鉛華を含有する包帯及びばんそうこう並びに石膏を塗布したギプス包帯で、医療用又は獣医用として小売用の形状又は包装にしてないものを含まない。

この項には、また、次の物品を含まない。

- (a) 歯科用に特に焼き又は細かく粉碎したプラスター及びプラスターをもととした歯科用の調

製品（それぞれ 25.20 及び 34.07）

（b）経皮投与剤の形状になっている医薬品（30.04）

（c）この類の注 4 に規定する物品（30.06）

（d）96.19 項の生理用のナプキン（パッド）及びタンポン、おむつ及びおむつ中敷きその他これらに類する物品

30.06 この類の注 4 の医療用品

3006.10－外科用のカットガットその他これに類する縫合材（外科用又は歯科用の吸収性糸を含む。）、切開創縫合用の接着剤、ラミナリア、ラミナリア栓、外科用又は歯科用の吸収性止血及び外科用又は歯科用の癒着防止材（吸収性があるかないかを問わない。）（殺菌したものに限る。）

3006.30－エックス線検査用造影剤及び患者に投与する診断用試薬

3006.40－歯科用セメントその他の歯科用充てん材料及び接骨用セメント

3006.50－救急箱及び救急袋

3006.60－避妊用化学調製品（第 29.37 項のホルモンその他の物質又は殺精子剤をもとしたものに限る。）

3006.70－医学又は獣医学において外科手術若しくは診療の際に人若しくは動物の身体の潤滑剤として又は人若しくは動物の身体と診療用機器とを密着させる薬品としての使用に供するよう調製したゲル

－その他のもの

3006.91－一瘻（ろう）造設術用と認められるもの

3006.92－一薬剤廃棄物（当初に意図した使用に適しない薬剤。例えば、使用期限を過ぎたもの）

3006.93－一プラセボ及び盲検又は二重盲検臨床試験キットで、認可された臨床試験で使用されるもの（投与量にしたものに限る。）

この項には、次の物品のみを含む。

（1）外科用のカットガットその他これに類する縫合材及び切開創縫合用接着剤（殺菌したものに限る。）

この項には、外科縫合用のすべての種類の縫合糸（殺菌したものに限る。）を含む。これらの縫合糸は通常防腐液中又は密閉した殺菌容器中に入れてある。

このような縫合糸として使用する材料には次のものがある。

（a）カットガット（牛、羊その他の動物の腸より得られる加工されたコラーゲン）

（b）天然繊維（綿、絹、亜麻）

（c）ポリアミド（ナイロン）、ポリエステルその他の合成高分子繊維

（d）金属（ステンレスチール、タンタル、銀、青銅）

この項には、例えば、ブチルシアノアクリレートと染料から成る縫合用接着剤を含む。

これらの物品は、使用後、単量体が重合することにより人体の内部又は外部の創傷を閉じ

るため従来の縫合材の代わりに使用する。

殺菌していない縫合材はこの項には属さない。これらは構成材料の種類にしたがって分類される（例えば、カットガット（42.06）、天然てぐす、紡織用繊維の糸等（11 部）、金属糸（71 類又は 15 部））。

- （2）ラミナリア及びラミナリア栓（殺菌したものに限る。）：これらは、殺菌したラミナリア及び殺菌したラミナリア栓に限られる。これらは、長さの短い海藻で、時には、かつ色を呈し、粗でみぞのある表面を有している。湿気に接すると著しく膨潤し、平滑になり、また柔軟性がでてくる。

したがってこれらは外科用に拡張の手段として使用する。

この項には、殺菌していないラミナリア及びラミナリア栓は含まれない（12.12）。

- （3）外科用又は歯科用の吸収性止血材（殺菌したものに限る。）：外科又は歯科において出血を止めるために使用し、体液により吸収される性質を有するものを含む。酸化セルロース製（一般にガーゼ又は繊維（ウール）、パッド、ストリップ等の形状のもの）、ゼラチン製のスポンジ又はフォーム、アルギン酸カルシウム製のガーゼ（ウール又はフィルム）を含む。
- （4）外科用又は歯科用の癒着防止材（吸収性であるかないかを問わない。）（殺菌したものに限る。）

- （5）エックス線検査用造影剤及び患者に投与する診断用試薬（混合してないもののうち投与量にしたもの及び二以上の成分からなるもののうち検査用又は診断用に混合したものに限る。）

造影剤は、体内器官、動脈、静脈、尿道、胆管等のエックス線検査に使用する。これらの物品は、硫酸バリウムその他エックス線の造影物質をもととしたものであり注射用又は経口投与用にしたものでもよい（例えば、barium meal）。

この項に属する診断用試薬（微生物診断用試薬を含む。）は、注射又は経口等により投与するものである。

この項には、患者に投与しない診断用試薬（例えば、患者から採取した血液、尿等の検査を行うための診断用試薬又は実験室用試薬として使用するもの）を含まない。これらは通常 38.22 項に属する（ただし、6 部注 1（28.43 項から 28.46 項まで及び 28.52 項）若しくは 28 類注 1 若しくは 29 類注 1（28 類又は 29 類）に含まれる試薬又は 32.04 項のルミノホアとして使用する種類の合成した有機物を除く。）。

- （6）歯科用セメント及び歯科用充てん材料並びに接骨用セメント

歯科用セメント及び歯科用充てん材料は、一般に金属塩（塩化亜鉛、りん酸亜鉛等）、金属酸化物、グタペルカ又はプラスチック物質をもととしている。更に、歯科用充てん材料として特に調製した金属合金（貴金属合金を含む。）から成るものがある。このような合金は、水銀を含有しないにもかかわらず、アマルガムと呼ばれることがある。この項には、一時的又は永久的な歯科用充てん材料を含み、また医薬品を含有しているセメント及び充てん材料で予防用の性質を有しているものも含まれる。

これらの形状は、通常、粉末又は錠剤で、時にはその調製用液剤を伴い、包装には歯科用と記載されている。

ポイント（point）（例えば、銀製、グタペルカ製、紙製）で歯根の穴の充てん用のものは

この項に属する。

この項には、通常硬化剤 (curing agent) 及び活性化剤を含有し、例えば、歯科用インプラントを残存する骨に取り付けるために使用される接骨用セメントを含む。これらの物品は、通常、体温で硬化する。

歯科用に特に焼き又は細かく粉碎したプラスター及びプラスターをもととした歯科用調製品は、この項には属さない (それぞれ 25. 20 及び 34. 07)。

この項には、医療用の硫酸カルシウムからなるような、新しい骨が成長するにつれて吸収される結晶性の基質を供給する移植用骨片代用品を含まない (30. 04 項)。

- (7) 救急箱及び救急袋：これらのものは、少量の一般の医薬品 (過酸化水素、ヨードチンキ、マーキュロクロム、アルニカチンキ等) 及び若干の被覆材、包帯、ばんそうこう等および時には少数のはさみ、ピンセット等の器具とを収めたものである。

この項には、医師用の精巧な医療キットを含まない。

- (8) 避妊用化学調製品 (第 29. 37 項のホルモンその他の物質又は殺精子剤をもととしたものに限るものとし、小売用の包装にしたものであるかないかを問わない。)

- (9) 医学又は獣医学において外科手術若しくは診療の際に人若しくは動物の身体の部分に潤滑剤として又は人若しくは動物の身体と診療用機器とを密着させる薬品としての使用に供するよう調製したゲル

これらの調製品は、通常、多価アルコール (グリセリン、プロピレングリコール等)、水及び増粘剤を含有しており、主として医学又は獣医学において診療の際に人若しくは動物の身体の部分の間 (例えば、陰潤滑剤) 又は人若しくは動物の身体の部分と外科医の手、手袋若しくは診療用機器との間の潤滑剤として使用される。また、人若しくは動物の身体と診療用機器とを密着させる薬品として使用されることもある (例えば、心電図計、超音波走査器)。

- (10) 瘻 (ろう) 造設術用と認められるもの (例えば、結腸造瘻 (ろう) 用、回腸造瘻 (ろう) 用又は人工尿路開設術用の特定の形状に裁断したパウチ並びにこれらの接着性のウエハー及び面板)

- (11) 薬剤廃棄物

この項には、当初に意図した使用に適しない薬剤 (例えば、使用期限を過ぎたもの) を含む。

- (12) プラセボ

この項に含まれるプラセボは、医薬品と同様の外観で、認可された臨床試験に用いられる。プラセボは、一般的に薬理作用不活性の物品であり、通常医薬品に使用されている成分から有効成分を差し引いた成分で構成されている。この項には、また、他のワクチンに対する対照 (コントロール) としての使用が承認された臨床試験用のワクチンを含む。プラセボには、錠剤、液剤、注射及びパッチ (経皮投与剤) 等の様々な形状のものがある。プラセボの成分は、原則的に人体に無害の物質が用いられる。

- (13) 盲検又は二重盲検臨床試験キット

盲検又は二重盲検臨床試験キットは、単一の効能に対する盲検を行うためのもので、臨床試験用の医薬品又はそのプラセボ若しくはそのいずれもを含有する。新薬の臨床試験には、

無作為な二重盲検が採用されるのが一般的である。二重盲検臨床試験キットの成分に関する正確な情報（例えば、臨床試験用の医薬品又はそのプラセボ若しくはそのいずれもを含有するかしないか）はキットには付されておらず、通関時には把握できない。

キットには安全な輸送や保管のために、温度記録計、異物検出器又は冷却パッド等及び必要とされる関連書類（紙媒体又は電子媒体）が含まれることがある。

この項のプラセボ及び盲検又は二重盲検臨床試験キットは、臨床試験の投与量に調製されていなければならない。

臨床試験は、調査対象物質を活性成分として薬剤形状にしたもの又はプラセボを用いた人間又は動物への薬剤の試験である。臨床試験の活性成分は、治療又は予防効果を有する薬草であっても良い。

臨床試験キットは、輸入国の関連法令の条件を満たす場合に臨床試験用と認められる。プラセボ及び盲検又は二重盲検臨床試験キットで輸入国の関連法令の条件を満たさないものは、その成分や形状により分類される（17.04、21.06 等）

第 31 類 肥料

注

- 1 この類には、次の物品を含まない。
 - (a) 第 05.11 項の動物の血
 - (b) 化学的に単一の化合物（2（a）、3（a）、4（a）又は 5 のものを除く。）
 - (c) 第 38.24 項の塩化カリウムを培養した結晶（1 個の重量が 2.5 グラム以上のものに限るものとし、光学用品を除く。）及び塩化カリウムから製造した光学用品（第 90.01 項参照）
- 2 第 31.02 項には、次の物品（第 31.05 項に定める形状又は包装にしたものを除く。）のみを含む。
 - (a) 次のいずれかに該当する物品
 - (i) 硝酸ナトリウム（純粋であるかないかを問わない。）
 - (ii) 硝酸アンモニウム（純粋であるかないかを問わない。）
 - (iii) 硫酸アンモニウムと硝酸アンモニウムとの複塩（純粋であるかないかを問わない。）
 - (iv) 硫酸アンモニウム（純粋であるかないかを問わない。）
 - (v) 硝酸カルシウムと硝酸アンモニウムとの複塩（純粋であるかないかを問わない。）又は混合物
 - (vi) 硝酸カルシウムと硝酸マグネシウムとの複塩（純粋であるかないかを問わない。）又は混合物
 - (vii) カルシウムシアナミド（純粋であるかないか又は油により処理してあるかないかを問わない。）
 - (viii) 尿素（純粋であるかないかを問わない。）
 - (b) (a) の物品のうち二以上を相互に混合した肥料
 - (c) 塩化アンモニウム又は (a) 若しくは (b) の物品と白亜、天然石膏その他の肥料でない無機物とを混合した肥料
 - (d) (a) の (ii) 若しくは (viii) の物品又はこれらの混合物を水溶液にし又はアンモニア溶液にした液状肥料
- 3 第 31.03 項には、次の物品（第 31.05 項に定める形状又は包装にしたものを除く。）のみを含む。
 - (a) 次のいずれかに該当する物品
 - (i) 塩基性スラグ
 - (ii) 第 25.10 項の天然のりん酸塩を焼き又は不純物を除くための熱処理を超える熱処理をしたもの
 - (iii) 過りん酸石灰又は重過りん酸石灰
 - (iv) りん酸水素カルシウム（ふっ素の含有量が乾燥状態における無水物の全重量の 0.2% 以上のものに限る。）
 - (b) (a) の物品（ふっ素の含有量のいかんを問わない。）のうち二以上を相互に混合した肥料

(c) (a) 又は (b) の物品（ふっ素の含有量のいかんを問わない。）と白亜、天然石膏その他の肥料でない無機物とを混合した肥料

4 第 31.04 項には次の物品（第 31.05 項に定める形状又は包装にしたものを除く。）のみを含む。

(a) 次のいずれかに該当する物品

(i) 天然のカリウム塩類（粗のものに限る。例えば、カーナリット、カイナイト及びシルバイト）

(ii) 塩化カリウム（純粋であるかないかを問わないものとし、1 (c) の物品を除く。）

(iii) 硫酸カリウム（純粋であるかないかを問わない。）

(iv) 硫酸マグネシウムカリウム（純粋であるかないかを問わない。）

(b) (a) の物品のうち二以上を相互に混合した肥料

5 オルトリン酸二水素アンモニウム（りん酸一アンモニウム）及びオルトリン酸水素二アンモニウム（りん酸二アンモニウム）（純粋であるかないかを問わない。）並びにこれらの混合物は、第 31.05 項に属する。

6 第 31.05 項のその他の肥料は、肥料として使用する種類の物品で、主要成分として少なくとも、窒素、りん又はカリウムのいずれか一の肥料成分を含有するものに限る。

総 説

この類には、天然又は人造の肥料として通常使用されるほとんどの物品を含む。

他方、この類には次の物品を含まない。これらは、肥料というよりむしろ土壤の改良材である。

(a) 石灰 (25.22)

(b) 泥灰及び腐葉土（肥料成分である窒素、りん又はカリウムを天然に少量含んでいるかいなかを問わない。）(25.30)

(c) 泥炭 (27.03)

この類には、また、種子の発芽と生長を助けるために種子、葉又は土壤に用いられる微量元素調製品を含まない。これらは、肥料成分である窒素、りん及びカリウムを少量含んでいる場合があるが、主要成分としてではない (38.24)。

また、この類には、植物栽培用に調製されたもの（例えば、培養土で泥炭、泥炭と砂との混合物又は泥炭と粘土との混合物をもととしたもの (27.03) 及び土、砂、粘土等の混合物をもととしたもの (38.24)）を含まない。これらの物品は肥料成分である窒素、りん又はカリウムを少量含んでいる場合がある。

31.01 動物性又は植物性の肥料(これらを相互に混合してあるかないか又は化学的に処理してあるかないかを問わない。)及び動物性又は植物性の生産品を混合し又は化学的に処理して得た肥料

この項には、次の物品を含む。

(a) 動物性又は植物性の肥料（これらを相互に混合してあるかないか又は化学的に処理してあ

るかないかを問わない。)

- (b) 動物性又は植物性の生産品を混合し又は化学的に処理して得た肥料 (31.03 項の骨から得た過りん酸石灰又は重過りん酸石灰を除く。)

ただし、これらの物品で 31.05 項に掲げる形状又は包装にしたものは、同項に属する。

この項には、次の物品を含む。

- (1) グアノ：海鳥の排せつ物及び遺物が堆積したもので、特定の島及び海岸に大量に見出される。窒素肥料及びりん酸肥料の両方のものがあり、通常強いアンモニア臭を有する帯黄色の粉末である。
- (2) 動物の排せつ物、汚損した羊毛くず及び厩肥で肥料以外の用途に適しないもの
- (3) 腐朽した植物生産品で肥料以外の用途に適しないもの
- (4) 分解したグアノ
- (5) 革を硫酸で処理することによって得た物品
- (6) 腐朽した植物くずと他のものから得る堆肥 (石灰等で処理することによって腐朽が促進又は抑制されている。)
- (7) 羊毛を洗淨する際に得られるかす
- (8) 乾燥した血液とボーンミール (bone meal) との混合物
- (9) 排水処理工程から生じた下水汚泥で安定化したもの：下水排出液を濾すことによって大きな物質を取り除き、砂塵及び非生物系の重い成分を沈殿させることによって得られるもので、その後、残った汚泥は乾燥させておくか又はろ過される。このようにして得られた安定化した汚泥は、有機物を高い割合で含有し、肥料となる元素を含む (例えば、りん及び窒素)。ただし、高濃度のその他の物質 (例えば、重金属) を含有し、肥料としての使用に適しないこの種の汚泥は、この項に含まない (38.25)。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 動物の血 (液状であるかないか又は乾燥してあるかないかを問わない。) (05.11)
- (b) 粉状の骨、角若しくはひづめ又は魚類のくず (5 類)
- (c) 肉若しくはくず肉又は魚若しくは甲殻類、軟体動物その他の水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレットで食用に適しないもの (23.01) 並びにその他 23 類に属する物品 (油かす、醸造かす等)
- (d) 骨、木材、泥炭又は石炭の灰 (26.21)
- (e) この項の天然肥料と化学肥料との混合物 (31.05)
- (f) 安定化した下水汚泥と、硝酸カリウム又は硝酸アンモニウムの混合物 (31.05)
- (g) 革のくず及び革の粉 (41.15)

31.02 窒素肥料 (動物性肥料及び化学肥料に限る。)

3102.10－尿素 (水溶液にしてあるかないかを問わない。)

－硫酸アンモニウム並びに硫酸アンモニウムと硝酸アンモニウムとの複塩及び混合物

3102. 21－硫酸アンモニウム

3102. 29－その他のもの

3102. 30－硝酸アンモニウム（水溶液にしてあるかないかを問わない。）

3102. 40－硝酸アンモニウムと炭酸カルシウムその他の肥料でない無機物との混合物

3102. 50－硝酸ナトリウム

3102. 60－硝酸カルシウムと硝酸アンモニウムとの複塩及び混合物

3102. 80－尿素と硝酸アンモニウムとの混合物（水溶液又はアンモニア溶液にしたものに限る。）

3102. 90－その他のもの（混合物を含むものとし、この項の他の号に該当するものを除く。）

この項は、31. 05 項に掲げる形状又は包装にしたものを除くほか、次の物品のみを含む。

(A) 次のいずれかに該当する物品

(1) 硝酸ナトリウム（純粋であるかないかを問わない。）

(2) 硝酸アンモニウム（純粋であるかないかを問わない。）

(3) 硫酸アンモニウムと硝酸アンモニウムとの複塩（純粋であるかないかを問わない。）

(4) 硫酸アンモニウム（純粋であるかないかを問わない。）

(5) 硝酸カルシウムと硝酸アンモニウムとの複塩（純粋であるかないかを問わない。）又は混合物：硝酸カルシウムと硝酸アンモニウムの混合物には、「硝酸カルシウム肥料」として販売されるものもある。

(6) 硝酸カルシウムと硝酸マグネシウムとの複塩（純粋であるかないかを問わない。）又は混合物：この物品は、ドロマイトを硝酸で処理することによって得られる。

(7) カルシウムシアナミド（純粋であるかないか又は油で処理してあるかないかを問わない。）

(8) 尿素（炭酸のジアミド、純粋であるかないかを問わない。）：主に肥料用に供されるが、また、飼料、尿素ホルマリン樹脂の製造、有機合成等にも使用する。

上記限定リストに掲げた鉱物性物質又は化学品は、それらが明らかに肥料として使用されない場合であってもこの項に属することに注意すべきである。

他方、上記限定リストに掲げられていない窒素化合物（化学的に単一であるかないかを問わない。例えば、28. 27 項の塩化アンモニウム）は、肥料として使用される場合であってもこの項には含まない。

(B) (A) の物品の二以上を相互に混合した肥料（例えば、硫酸アンモニウムと硝酸アンモニウムとの混合物から成る肥料）

(C) 塩化アンモニウム又は (A) 若しくは (B) に定める物品と白亜、天然石膏その他の肥料でない無機物とを混合した肥料（例えば、上記の肥料でない無機物を硝酸アンモニウムに添加し、混合し又は当該無機物上に保持させることによって得られる肥料）

(D) 硝酸アンモニウム若しくは尿素（いずれも純粋であるかないかを問わない。）又はこれらの混合物を水溶液にし又はアンモニア溶液にした液状肥料

(A) の場合とは逆に (B)、(C) 又は (D) の混合物は、肥料用のものに限りこの項に属することに注意しなければならない。

31.03 りん酸肥料（鉱物性肥料及び化学肥料に限る。）

－過りん酸石灰及び重過りん酸石灰

3103.11－五酸化二りん（ P_2O_5 ）の含有量が全重量の35%以上のもの

3103.19－その他のもの

3103.90－その他のもの

この項は、31.05 項に掲げる形状又は包装にしたものを除くほか、次の物品のみを含む。

（A）次のいずれかに該当する物品

（1）過りん酸石灰又は重過りん酸石灰（可溶性りん酸塩）：過りん酸石灰は、天然りん酸塩又は骨粉を硫酸で処理して作る。重過りん酸石灰は、これらをりん酸で処理して作る。

（2）塩基性スラグ（別名トーマススラグ、トーマスりん肥、りん酸スラグ又は metallurgical phosphates）：これは、塩基性炉又は転炉でりん酸鉄から鋼を製造する際の副産物である。

（3）25.10 項の天然のりん酸塩を焼き又は不純物を除くための熱処理を超える熱処理をしたもの

（4）りん酸水素カルシウム（ふっ素の含有量が乾燥状態における無水物の全重量の0.2%以上のものに限る。）：りん酸水素カルシウムで、ふっ素の含有量が乾燥状態における無水物の全重量の0.2%に満たないものは28.35 項に属する。

上記限定リストに掲げた鉱物性物質又は化学品は、それらが明らかに肥料として使用されない場合であってもこの項に属することに注意しなければならない。

他方、上記限定リストに掲げられていないりん化合物（化学的に単一であるかないかを問わない。例えば、28.35 項のりん酸ナトリウム）は、肥料として使用するものであってもこの項には属さない。

（B）（A）に掲げる物品（ふっ素含有量のいかんを問わない。）の二以上を相互に混合した肥料（例えば、過りん酸石灰又は重過りん酸石灰とりん酸水素カルシウムとの混合物から成る肥料）

（C）（A）又は（B）の物品（ふっ素の含有量のいかんを問わない。）と白亜、天然石膏その他の肥料でない無機物とを混合した肥料（例えば、過りん酸石灰又は重過りん酸石灰とドロマイトとの混合物から成る肥料又は過りん酸石灰又は重過りん酸石灰とほう砂との混合物から成る肥料）

（A）の場合とは逆に、（B）又は（C）の混合物は肥料用のものに限り、この項に属することに注意しなければならない。このことを条件とし、これらの混合物は混合割合のいかん及び上記（A）の（4）のふっ素の含有量のいかんを問わない。

31.04 カリ肥料（鉱物性肥料及び化学肥料に限る。）

3104.20－塩化カリウム

3104.30－硫酸カリウム

3104. 90—その他のもの

この項には、31. 05 項に掲げる形状又は包装にしたものを除くほか、次の物品のみを含む。

(A) 次のいずれかに該当する物品

(1) 塩化カリウム（純粋であるかないかを問わないものとし、38. 24 項の培養単結晶（1 個の重量が 2. 5 グラム以上のものに限るものとし、光学用品を除く。）及び塩化カリウムで製造した光学用品（90. 01）を除く。）

(2) 硫酸カリウム（純粋であるかないかを問わない。）

(3) カーナリット、カイナイト、シルバイトその他の粗の天然カリウム塩類

(4) 硫酸マグネシウムカリウム（純粋であるかないかを問わない。）

上記に限定して掲げた鉱物性物質又は化学品は、それらが明らかに肥料として使用されない場合であってもこの項に属することに注意しなければならない。

他方、上記に掲げられていないカリウム化合物（化学的に単一であるかないかを問わない。例えば、28. 36 項の炭酸カリウム）は、この項には属さない。

(B) (A) に掲げる物品の二以上を相互に混合した肥料（例えば、塩化カリウムと硫酸カリウムとの混合物から成る肥料）

(A) の場合とは逆に、(B) の混合物は肥料用のものに限りこの項に属することに注意しなければならない。

31.05 肥料成分（窒素、りん及びカリウム）のうち二以上を含有する肥料（鉱物性肥料及び化学肥料に限る。）及びその他の肥料並びにこの類の物品をタブレット状その他これに類する形状にし又は容器ともの 1 個の重量が 10 キログラム以下に包装したもの

3105. 10—この類の物品をタブレット状その他これに類する形状にし又は容器ともの 1 個の重量が 10 キログラム以下に包装したもの

3105. 20—鉱物性肥料及び化学肥料（窒素、りん及びカリウムを含有するものに限る。）

3105. 30—オルトリン酸水素二アンモニウム（りん酸二アンモニウム）

3105. 40—オルトリン酸二水素アンモニウム（りん酸一アンモニウム）及びこれとオルトリン酸水素二アンモニウム（りん酸二アンモニウム）との混合物

—その他の鉱物性肥料及び化学肥料（窒素及びりんを含有するものに限る。）

3105. 51—硝酸塩類及びりん酸塩類を含有するもの

3105. 59—その他のもの

3105. 60—鉱物性肥料及び化学肥料（りん酸及びカリウムを含有するものに限る。）

3105. 90—その他のもの

この項には、次の物品を含む。

(A) オルトリン酸二水素アンモニウム（りん酸一アンモニウム）及びオルトリン酸水素二アンモニウム（りん酸二アンモニウム）（純粋であるかないかを問わない。）並びにこれらを相互

に混合したもの（これらは、肥料として使用するものであるかないかを問わない。）：化学的に単一の化合物で 31.02 項から 31.04 項までに該当しないものは、たとえ肥料として使用できるものであってもこの項には含まれないことに注意しなければならない（例えば、硝酸カリウム（28.34）、りん酸カリウム（28.35））。

（B）複合肥料（化学的に単一の化合物を除く。）：窒素、りん又はカリウムの肥料成分のうち二以上の肥料成分を含有する化学肥料又は鉱物性肥料。これらは次の方法により得られる。

（1）配合によるもの：二種以上の肥料（単一の物品では、31.02 項から 31.04 項までに属さないものを含む。）を混合したもの

このような混合物には、次の物品が含まれる。

（a）焼いた天然のりん酸塩と塩化カリウムとの混合物

（b）過りん酸石灰又は重過りん酸石灰と硫酸カリウムとの混合物

（c）カルシウムシアナミドと塩基性スラグとの混合物

（d）過りん酸石灰又は重過りん酸石灰と硫酸アンモニウムとりん酸カリウムとの混合物

（e）過りん酸石灰又は重過りん酸石灰と硝酸アンモニウムと硫酸カリウム又は塩化カリウムとの混合物

（2）化学的处理によるもの：例えば、天然のりん酸カルシウムを硝酸で処理し、生成した硝酸カルシウムを冷却及び遠心分離した後、アンモニアで溶液を中和し、カリウム塩を加え最後に蒸発、乾燥させて得た肥料（この肥料は、不適切に potassium nitrophosphate と呼ばれることがあるが、実際には化学的に単一の化合物ではない。）

（3）配合及び化学処理の両方によるもの

31.02 項から 31.04 項までの各項には、当該各項に掲げられている肥料成分（窒素、りん又はカリウム）以外の肥料成分を不純物として少量含有する肥料も含むことに注意すべきである。したがって、これらの肥料は 31.05 項の複合肥料とはみなさない。

（C）その他の肥料（化学的に単一のものを除く。）：例えば、

（1）肥料物質（窒素、りん又はカリウムを含むもの）と肥料でない物質（例えば、硫酸）とを混合したもの。窒素又はりんを含んでいるこれらのものの多くは 31.02 項又は 31.03 項に属する（31.02 項又は 31.03 項の解説参照）が、その他のものは 31.05 項に属する。

（2）天然の硝酸カリウムナトリウム肥料（硝酸ナトリウムと硝酸カリウムとの天然混合物）

（3）動物性又は植物性の肥料に化学肥料又は鉱物性肥料を混合したもの

この項には、次の物品を含まない。

（a）化学的に単一の化合物で、この類の注 2 から 5 までに掲げられていないが、場合によっては肥料として使用するもの、例えば、28.27 項に属する塩化アンモニウム

（b）廃酸化物（38.25）

この類の物品をタブレット状その他これに類する形状にしたもの又は容器ともの 1 個の重量が 10 キログラム以下に包装したものは、この項に属する。

第 32 類

なめしエクス、染色エクス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料
その他の着色料、ペイント、ワニス、パテその他のマスチック並びにインキ

注

- 1 この類には、次の物品を含まない。
 - (a) 化学的に単一の元素及び化合物（第 32.03 項又は第 32.04 項のもの、ルミノホアとして使用する種類の無機物（第 32.06 項参照）、石英ガラスで第 32.07 項に定める形状のもの及び第 32.12 項の小売用の形状又は包装にした染料その他の着色料を除く。）
 - (b) 第 29.36 項から第 29.39 項まで、第 29.41 項又は第 35.01 項から第 35.04 項までの物品のタンナートその他のタンニン誘導体
 - (c) アスファルトマスチックその他の歴青質マスチック（第 27.15 項参照）
- 2 第 32.04 項には、アゾ染料を生成させるために安定化ジアゾニウム塩とカップリング成分とを混合した物品を含む。
- 3 第 32.03 項から第 32.06 項までには、着色料（第 32.06 項にあつては、第 25.30 項又は第 28 類の着色用顔料並びに金属のフレーク及び粉を含む。）をもととした調製品で、物品（種類を問わない）の着色に使用し又は着色用の調製品の成分として使用するものを含むものとし、顔料を水以外の媒体に分散させた液体及びペーストで、ペイント（エナメルを含む。第 32.12 項参照）の製造に使用する種類のもの及び第 32.07 項から第 32.10 項まで、第 32.12 項、第 32.13 項又は第 32.15 項のその他の調製品を含まない。
- 4 第 32.08 項には、第 39.01 項から第 39.13 項までの物品を揮発性有機溶剤に溶かした溶液（溶剤の含有量が全重量の 50%を超えるものに限るものとし、コロジオンを除く。）を含む。
- 5 この類において着色料には、油ペイントの体質顔料として使用する種類の物品（水性塗料の着色に適するか適しないかを問わない。）を含まない。
- 6 第 32.12 項においてスタンプ用のはくには、書籍の表紙、帽子のすべり革その他の物品への印捺に使用する種類の薄いシート状の物品で、次のものから成るもののみを含む。
 - (a) 金属の粉（貴金属の粉を含む。）及び顔料で、これらをにかわ、ゼラチンその他の結合剤により凝結させたもの
 - (b) 金属（貴金属を含む。）及び顔料で、これらをシート状の支持物（材料を問わない。）の上に付着させたもの

総 説

この類には、皮のなめし用又はあく抜き用の調製品を含む（植物性のなめしエクス、合成のタンニン剤（天然タンニン剤と混合したものかどうかを問わない。）、人工のベーディング剤）。

また、植物性、動物性又は鉱物性の着色料、有機合成着色料及びこれらの着色料から作った多くの調製品（ペイント、セラミックカラー、インキ等）を含み、その他の各種の調製品、例えば、ワニス、ドライヤー、パテ等も含む。

32.03 項又は 32.04 項の物品、ルミノホアとして使用される種類の無機物（32.06）、石英ガラス

で 32.07 項に定める形状のもの及び小売用の形状又は包装にした染料その他の着色料 (32.12) とみなされるものを除き、化学的に単一の元素又は化合物はこの項には含まれず、通常、28 類又は 29 類に属する。

32.08 項から 32.10 項のワニス及びペイントのうちある種のもの又は 32.14 項のマスチックには、使用の際各種の構成成分の相互混合又はある種の構成成分（例えば、硬化剤）の添加を必要とするものがある。このような物品は、当該構成成分が次の各要件を満たす場合に限り、これらの項に属する。

- (i) 取りそろえた状態から判断して詰め替えることなく共に使用するためのものであることが明らかであると認められること。
- (ii) 共に提示するものであること。
- (iii) 当該構成成分の性質又は相対的量比のいずれかによって互いに補完し合うものであることが確認できること。

ただし、使用に際し硬化剤の添加を必要とする物品にあつては、当該物品がその組成又は包装状態からペイント、ワニス又はマスチックの調製に使用するものと明らかに認められる場合に限り、硬化剤が含まれてなくてもこの項に属する。

32.01 植物性なめしエキスを並びにタンニン及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体

3201.10 ケブラチオエキス

3201.20 ワットルエキス

3201.90 その他のもの

(A) 植物性のなめしエキス

これらは、主として原皮のなめしに使用する植物性エキスである。通常、ひき又は裁断した植物性材料（木材、樹皮、葉、果実、根等）を温水（時には酸性化したもの）で抽出して得る。得られた液体は、ろ過し又は遠心分離し、次いで濃縮し、時には亜硫酸塩等で処理する。このようにして得られたエキスは液状であるが、更にペースト状又は固形状に濃縮することもある。すべてこれらのエキスは、各種割合でタンニンを含有していると同時に糖類、無機塩類、有機酸等の他の物品を含有する。通常、かっ色、黄色又は淡紅色である。

主ななめしエキスは、オークエキス、くりエキス、ケブラチオエキス、パインエキス、ワットル（ミモザ）エキス、スマックエキス、ミロバランエキス、パロニアエキス、ガンビアエキス、マングローブエキス又はディビディビエキスである。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 主としてなめしエキスの製造に供する植物性原材料（乾燥し、裁断し又は粉状にしてあるかないかを問わない。）(14.04)
 - (b) 合成なめし剤と混合されたなめしエキス (32.02)
 - (c) 木材パルプの製造の際に得られる廃液（濃縮してあるかないかを問わない。）(38.04)
- (B) タンニン及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体

タンニン（タンニン酸）は、植物性なめし材料の主たる活性成分である。14.04 項の植物性原材料又は上記（A）の植物性のなめしエキスをエーテル又はアルコールで抽出することにより得られる。この項には、五倍子エキス（水で抽出した五倍子タンニン）を含む。このものは有機溶剤で抽出したものよりも効力が少ない。

この項には、ピロガロールタンニン及びカテコールタンニン（抽出工程に由来する不純物を含有するかしないかを問わない。）を含む。

最も代表的なものは、五倍子タンニン（ガロタンニン酸）である。

その他のタンニンには、カシ樹皮タンニン（quercitannic acid）、栗木タンニン（castaneotannic acid）、ケブラチョタンニン、ミモザタンニン等がある。

これらのタンニンは、通常、白色又は黄色の無定形粉末で、空気にさらすとかつ色に変色する。時には鱗片状又は針状の結晶もある。主として媒染剤、インキの製造、ぶどう酒又はビールの清澄剤、医薬及び写真に使用する。

この項には、アルミニウム、ビスマス、カルシウム、鉄、マンガン、亜鉛、ヘキサメチレンテトラミン、フェナゾン又はオレキシンのタンニン酸塩を含む。その他の誘導体には、アセチルタンニン及びメチレンジタンニンがある。これらの誘導体は、通常、医薬に使用する。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) タンニンの貴金属塩その他の貴金属化合物（28.43）又は 28.44 項から 28.46 項及び 28.52 項までのタンニン誘導体
- (b) 没食子酸（gallic acid）（29.18）
- (c) 29.36 項から 29.39 項まで又は 29.41 項の物品のタンニン酸塩その他のタンニン誘導体
- (d) 合成なめし剤（天然なめし剤を混合してあるかないかを問わない。）（32.02）
- (e) 35.01 項から 35.04 項までのたんぱく質のタンニン酸塩及びその他のタンニン誘導体（例えば、カゼインタンナート（35.01）、アルブミンタンナート（35.02）及びゼラチンタンナート（35.03））

32.02 合成有機なめし剤、無機なめし剤、調製したなめし剤（天然なめし料を含有するかしないかを問わない。）及びなめし前処理用の酵素系調製品

3202.10—合成有機なめし剤

3202.90—その他のもの

この項には、次の物品を含む。

（I）なめし用の物品

この項のなめし用の物品には、それらが 28 類又は 29 類の化学的に単一の化合物でない限り、次のものを含む。

（A）合成有機なめし剤（「シンタン」とも呼ばれる。）

合成有機なめし剤は、単独でも淡い色の革になめす場合に使用されるが、皮への浸透

をよくするため天然なめし材と混合し又は組み合わせて使用されることが多い。これらの物品には、次の物品を含む。

- (1) 芳香属のシンタン：例えば、ホルムアルデヒドとフェノールスルホン酸、クレゾールスルホン酸又はナフタリンスルホン酸との縮合物、高分子量の芳香族炭化水素のスルホン化物、ポリスルホンアミド、ポリヒドロキシーポリアリルスルホンースルホン酸 (polyhydroxy-polyarylsulphone-sulphonic acid)
- (2) アルキルスルホニルクロリド（「油をもととした合成なめし剤」と呼ばれることがある。）
- (3) 樹脂性なめし剤（完全又はほぼ完全に水に可溶性のもの）：これらには、ホルムアルデヒドとジシアンジアミド、尿素又はメラミンとのある種の縮合物を含む。
- (B) 無機なめし剤又は「鉱物性皮なめし」（例えば、クロム塩、アルミニウム塩、鉄塩、ジルコニウム塩をベースとするもの）

この項には、上記（A）及び（B）に記載の物品でこれらを相互に混合したもの（例えば、合成有機なめし剤とクロム塩又はアルミニウム塩とを混合したもの）又は天然のなめし剤と混合したものを含む。

この項には、更に合成なめし剤としての主用途の他に副次的な目的（例えば、均染又は漂白）をもつものを含む。

（II）人工のベーティング剤

これらは、生皮の毛根の間にあるたんぱく質及び一般に石灰の除去を容易にし、皮を柔軟にして、これに続くなめし剤の作用を受けやすくするために使用する複雑な組成の調製剤である。これらは特定の酵素又はパンクレアチン等をもととするが、ある種の石灰除去物又はふすま又は木粉のようなエキстенダーと混合したものもある。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 木材パルプの製造の際に得られる廃液（濃縮してあるかないかを問わない。）(38.04)
- (b) 皮革工業において使用する仕上剤、促染剤、媒染剤その他これらに類する物品及び調製品（例えばドレッシング及びモルダント）で、本質的になめし剤としては使用されないもの (38.09)

32.03 植物性又は動物性の着色料（染色エキスを含み、化学的に単一であるかないかを問わないものとし、獣炭を除く。）及びこの類の注3の調製品で植物性又は動物性の着色料をもとしたもの

この項には、主として着色料として使用する大部分の植物性、動物性生産品を含む。これらの生産品は、一般に植物性材料（木、樹皮、根、種子、花、地衣等）又は動物性材料から抽出して作る。抽出方法は水、弱酸、アンモニア液につけるか又はある種の植物性材料の場合は発酵による。これらは比較的複雑な物質で、一般に一以上の着色物と、原料又は抽出工程に由来する少量の不純物（糖類、タンニン等）を含有する。これらは化学的に単一の化合物であるかないかを問わず、

この項に属する。

この項には、次の物品を含む。

(1) 植物性着色料及び植物性の染色エキス

ログウッド(ヘマテイン(haematein)、ヘマトキシリン(haematoxylin)等)、黄色木材(fustic wood、Cuba wood、Tampico wood 等)、赤色木材(Pernambuco wood、Lima wood、Brazil wood 等)、サンダルウッド、quercitron wood、ブラックカッチ(acacia catechu)、べにの木(annato)、あかね(madder)、アルカンナ(alkenna)、ヘンナ、うこん(turmeric)、Persian berrie、紅花(safflower)、サフラン等から得られる。

この項には、また、オーキル(orchil)及びリトマス(litmus)(ある種の地衣類から製造される。)、エニン(oenin)(各種のぶどうの皮から得られる。)、クロロフィル(葉緑素。いらくさその他各種の植物から抽出する。)、ナトリウムクロロフィル、銅クロロフィル及びキサントフィル、模造バンダイクブラウン(例えば、ビーチウッドの樹皮又はコルク層のような植物性材料の部分分解によって製造する。)並びにIndigofera属(主に、Indigofera tinctoria)の植物から得られる天然あいを含む。(通常、暗青色の粉末状、ペースト、ケーキ状、塊状等である。)

(2) 動物性着色料：例えば、コチニールエキス(コチニール虫から一般にアンモニア溶液又は酸性にした水で抽出して得られる。)、カーミーズ(kermes)(カーミーズ虫から抽出される赤色の着色エキス)、セピア(ある種のいかのすみぶくろから得られるかっ色のもの)、セラックから調製される着色エキス(代表的なものは、ラックダイと称する。)、天然の真珠様の光沢を有する顔料(魚のうろこから得られるもので、主としてグアニン及びヒポキサチンからなり通常結晶体である。)

この項には、更に植物性又は動物性の着色料をもととした調製品で、物品(種類のいかなを問わない。)の着色に使用し又は着色調製品の成分として使用するものを含む。

これには、次の物品を含む。

- (i) 植物油に溶解したアナートの溶液で、ある国においてバターの着色に使用されるもの
- (ii) 天然の真珠様の光沢を有する顔料で水又は水と水溶液の溶剤との混合物からなる媒体に分散したもの。これは、時にはパールエッセンスと呼ばれ水性塗料又は化粧用調製品の製造に使用される。

ただし、この類の注3によりこの項から除外されることとなる調製品を含まない。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) カーボンブラック(28.03)
- (b) 實際上その染色性を利用していない物質。例えば、モーリン(morin)、ヘマチン(haematin)及びヘミン(haemin)(29類)
- (c) 有機合成着色料(32.04)
- (d) レーキ顔料(動物性着色料又は植物性着色料をベースに固定して得られるもの)(例えば、カルミンレーキ、ログウッドレーキ、イエローウッド、レッドウッドレーキ類)(32.05)
- (e) 小売用の形状又は包装にした染料その他の着色料(32.12)

(f) アイボリーブラックその他の獣炭 (38.02)

32.04 有機合成着色料（化学的に単一であるかないかを問わない。）、この類の注3の調製品で有機合成着色料をもととしたもの及び蛍光増白剤又はルミノホアとして使用する種類の合成した有機物（化学的に単一であるかないかを問わない。）

－有機合成着色料及びこの類の注3の調製品で有機合成着色料をもととしたもの

3204.11－分散染料及びこれをもととした調製品

3204.12－酸性染料（金属塩にしてあるかないかを問わない。）及びこれをもととした調製品並びに媒染染料及びこれをもとにした調製品

3204.13－塩基性染料及びこれをもととした調製品

3204.14－直接染料及びこれをもととした調製品

3204.15－建染め染料（顔料としてそのまま使用することができるものを含む。）及びこれをもととした調製品

3204.16－反応染料及びこれをもととした調製品

3204.17－顔料及びこれをもととした調製品

3204.18－カロテノイドの着色料及びこれをもととした調製品

3204.19－その他のもの（第3204.11号から第3204.19号までのうち二以上の号の着色料を混合したものを含む。）

3204.20－蛍光増白剤として使用する種類の合成した有機物

3204.90－その他のもの

(I) 有機合成着色料（化学的に単一であるかないかを問わない。）及びこの類の注3の調製品で有機合成着色料をもととしたもの

有機合成着色料は、一般にコールタールの蒸留による油その他の物品から得られる。
この項には、次の物品を含む。

(A) 混合してない有機合成着色料（化学的に単一であるかないかを問わない。）及び染色力を減少又は標準化するため染色性のない物質（例えば、無水硫酸ナトリウム、塩化ナトリウム、デキストリン、でん粉）で希釈した有機合成着色料。染料の浸透及び固定を助成するために少量の界面活性剤が添加されていても、着色料の所属の決定には影響を与えない。これらの着色料は一般に粉、結晶又はペーストの形状をしている。

小売用の形状又は包装にした有機合成着色料は32.12項に属する（32.12項の解説の(C)参照）。

(B) 異なる種類の有機合成着色料相互の混合物

(C) 有機合成着色料をプラスチック、天然ゴム、合成ゴム、可塑剤その他の媒質中に濃厚に分散したもの（これらは通常小さな板又は塊状で、ゴム、プラスチック等の練込み着色の原料として使用する。）

(D) 有機合成着色料と比較的多量の界面活性剤との混合物又は有機合成着色料と有機バインダーとの混合物（これらはプラスチック等の練込み着色に又は紡織用繊維のなせん用調製品の構成成分として使用し、一般にペースト状である。）

(E) 有機合成着色料をもとしたその他の調製品で、物品（種類のいかんを問わない。）の着色に使用し又は着色調製品製造の成分として使用するもの。ただし、この類の注3によりこの項から除外されることとなる調製品を含まない。

この類に属する有機合成着色料（染料又は顔料）には、次のような種類を含む。

- (1) ニトロソ化合物及びニトロ化合物
- (2) モノアゾ化合物及びポリアゾ化合物
- (3) スチルベン
- (4) チアゾール（例えば、thioflavine）
- (5) カルバゾール
- (6) キノンイミン（例えば、アジン（induline、nigrosine、eurhodine、safranines 等）、オキサジン（galloctyanines 等）及びチアジン（methylen blues 等））、インドフェノール及びインダミン
- (7) キサンテン（pyronine、fluorescein、eosin、rhodamines 等）
- (8) アクリジン、キノリン（例えば、cyanines、isocyanine、cryptocyanines）
- (9) ジフェニルメタン及びトリフェニルメタン（例えば、auramine、fuchsine）
- (10) ヒドロキシキノン及びアントラキノン（例えば、alizarin）
- (11) スルホン化インジゴ
- (12) その他の建染め染料又は顔料（例えば、人造あい）、その他の硫化染料又は顔料、インジゴゾール等
- (13) りんタングステン酸グリーン等（phosphotungstic green 等）（32.05 項の解説の第3パラグラフ参照）
- (14) フタロシアニン（粗製のものを含む。）及びその金属化合物（これらには、スルホン化誘導体を含む。）
- (15) 合成により得られたカロチノイド（例えば、 β -caroten、8'-apo- β -carotenal、8'-apo- β -carotenic acid、ethyl 8'-apo- β -carotenate methyl、8'-apo- β -carotenate 及び cantaxanthin）

ある種のアゾ着色料は、繊維上で不溶性のアゾ染料を作る安定したアゾニウム塩とカップリング剤との混合物の形にしたものがあり、このような混合物もこの項に属する。

ただし、この項には単一のジアゾニウム塩（安定化したもの又は標準的な濃度にしてあるかないかを問わない。）を含まない。当該化合物は、同一の着色料を生成するために、染色の過程でカップリング成分とは分離して繊維に使用する。（29 類）。

この項には、また染料中間物（着色剤製造の中間段階で得られるもので、それ自体は染料になっていないもの）を含まない。これらの中間物（例えば、モノクロル酢酸（monochloroacetic acid）、ベンゼンスルホン酸（benzenesulphonic acid）、ナフトールスルホン酸（naphtholsulphonic acid）、レゾルシノール（resorcinol）、クロルニトロベンゼン（chloronitrobenzene）、ニトロフェノー

ル及びニトロソフェノール (nitro or nitrosophenol)、ニトロソアミン (nitrosoamines)、アニリン (aniline)、アミンのニトロ化誘導体及びスルホン化誘導体 (nitrated or sulphonated amine derivative)、ベンジジン (benzidine)、アミノナフトールスルホン酸 (aminonaphtholsulphonic acid)、アントラキノン (anthraquinone)、メチルアニリン (methylaniline)) は、29 類に属する。これらは、フタロシアニン（化学的には一応完成しているが、最適の着色力を得るために簡単な物理的工程のみを有するもの）等この項に属する粗製の物品とは全く異なったものである。

有機合成着色料には、水に可溶性のものと不溶性のものとがある。これらはほぼ天然有機着色料にとって代っており、特に繊維用繊維の浸染又はなせん、皮革、紙、木材等の染色に使用されている。これらはまた、カラーレーキ (32.05)、32.08 項から 32.10 項、32.12 項及び 32.13 項の着色料、32.15 項のインキ並びにプラスチック、ゴム、ろう、油、写真乳化剤等の着色原料として使用される。

これらの中にあるものは、実験室での試薬として又は医療用として使用されているものがある。

實際上その染色性を利用していない物質はこの項には属さない（例えば、アズレン (azulene) (29.02)、トリニトロフェノール（ピクリン酸）(picric acid) 及びジニトロオルトクレゾール (dinitro-ortho-cresol) (29.08)、ヘキサニトロジファニルアミン (29.21)、メチルオレンジ (29.27)、ビリルビン (bilirubin)、ビリベルジン (biliverdin) 及びポルフィリン (porphyrin) (29.33)、アクルフラビン (acriflavine) (38.24))。

(II) 蛍光増白剤及びルミノホアとして使用する種類の合成した有機物（化学的に単一であるかないかを問わない。）

(1) 蛍光増白剤として使用される種類の有機物は、紫外線を吸収し、可視の青色輻射光を発光して、白い物品の見かけの白さを強める有機合成物品である。これらは一般にスチルベン誘導体から成る。

(2) ルミノホアとして使用される有機物は合成品であって、光線の作用の下で発光又は蛍光を発する物質である。これらの物品の一部は着色料としての性格をもつものである。これらのルミノホアの例としてローダミン B をプラスチック中に入れたものがあり、これは赤色の蛍光を発し、一般に粉状である。

ルミノホアとして使用する有機物（例えば、diethyl dihydroxyterephthalate 及び salicylaldazine）の多くは着色料でない。これらは着色顔料にその光彩を増すために添加される。これらは化学的に単一であってもこの項に属するが、発光性ではない型の化学品（例えば、不純物が多いもの又は結晶構造が異なっているもの）は含まない (29 類)。したがって、ゴム用発泡剤として使用するサリチルアルダジン (salicylaldazine) は 29.28 項に属する。

ルミノホアとして使用する有機物の相互の混合物又は有機合成着色料との混合物は、この項に属する。また、無機顔料を混合したものは、この項に含まれない (32.06)。

この項には、ルミノホアを形成するためにこの項のある種の染料（例えば、fluoresceine、cyanine 等）で化学的に変性した物質で、一般に実験室での試薬として又は医用画像の目的で使用されるものを含む。

この項には、この項の物品で変性された抗体又は抗体フラグメントの複合体から成る免疫産品

を含まない (30.02 項)。この項にはまた、患者に投与する診断用試薬であって、混合しておらず、投与量にしたもの又はそのような用途用に混合した二以上の成分から成るものを含まない (30.06 項)。

*
* *

号の解説

3204.11 号から 3204.19 号まで

有機合成着色料及びこの類の注 3 の調製品で有機合成着色料をもととしたものは、用法及び用途に基づいて細分する。これらの号の物品は次のとおりである。

分散性染料は、本質的には水に不溶性で、非イオン性の染料である。水に分散させ疎水性の繊維に使用する。当該染料はポリエステル、ナイロンその他のポリアミド、酢酸セルロース又はアクリル繊維に使用し、ある種の熱プラスチックの表面染色にも使用する。

酸性染料は、水に可溶性の陰イオン性染料で、ナイロン、羊毛、絹、モダクリル繊維又は革に使用する。

媒染染料は、水に可溶性の染料で、紡織用繊維に当該染料を染着させるためには媒染剤（例えば、クロム塩）の使用が必要である。

塩基性染料は、水に可溶性の陽イオン性染料で、モダクリル繊維、変性したナイロン繊維若しくは変性したポリエステル繊維又はさらしてない紙に使用する。これらの染料の本来の用途は、絹、羊毛又はタンニン媒染剤で処理をした木綿の染色であった。これは濃淡の明瞭さが色の堅牢性よりも重要であったためである。塩基性染料の中には生物活性を示し、防腐剤として医薬に使用するものがある。

直接染料は、水に可溶性の陰イオン性染料で、電解質の存在する水溶液中において繊維素繊維に直接付着する。これらは、木綿、再生セルロース、紙、革の染色及びまれにナイロンの染色にも使用する。色の堅牢性を改善するため直接染色された織物は、しばしば後処理（例えば、本来のジアゾ化及びカップリング金属塩によりキレート化合物形成又はホルムアルデヒドによる処理）を行う。

建染め染料は、水に不溶性の染料であるが、アルカリ性溶中で還元され水に可溶性のロイコ化合物の形態をとる。この化合物の形態で主に繊維素繊維に用い、後に再酸化され水に不溶性のケト化合物（着色型のもの）の形態となる。

反応染料は、通常、木綿、羊毛又はナイロンに使用し、繊維分子の官能基と反応し、共有結合を形成することにより繊維に染着する染料である。

顔料は有機合成着色剤で、適用全工程で結晶構造又は個々の微粒子からなる形態を保持するものである。これは、溶解又は気化により結晶構造を失う染料（染料の中には、後の染色工程で再び結晶構造をとり戻すものもある。）とは相違している。これらの顔料には、上記染料の一部のものの不溶性の金属塩が含まれる。

3204.19 号には、特に次の物品を含む。

－この類の注 2 の混合物

－溶剤染料（有機溶剤に溶解しており、合成繊維（例えば、ナイロン、ポリエステル又はアクリル繊維）に使用し又はガソリン、ワニス、ステイン、インキ、ろう等に使用する。）

これらの有機合成着色料の中には、二以上の異なる号に該当することとなるものがある。

これらは次によりその所属を決定する。

－提示の際の状態で建染め染料及び顔料の両方として使用できるものは、建染め染料として 3204. 15 号に属する。

－3204. 11 号から 3204. 18 号までの二以上の特定の号に該当するものは、該当する号のうち数字上の配列において最後の号に属する。

－3204. 11 号から 3204. 18 号までの特定の一つの号と最後の 3204. 19 号の両方に該当するものは、特定の号の方に属する。

有機合成着色料相互の混合物及びこのような混合物をもととした調製品は、次により所属を決定する。

－同一号の二以上の物品の混合物は、その号に属する。

－異なる号（3204. 11 から 3204. 19 まで）の二以上の物品の混合物は、最後の号（3204. 19）に属する。

蛍光増白剤（白色染料とも呼ぶ。）は、3204. 11 号から 3204. 19 号までの号には属さず、より限定された 3204. 20 号に属する。

32. 05 レーキ顔料及びこの類の注 3 の調製品でレーキ顔料をもととしたもの

レーキ顔料は、動物性若しくは植物性着色料又は有機合成着色料（水に可溶性であるかないかを問わない。）をベース（一般に無機物で、硫酸バリウム、硫酸カルシウム、酸化アルミニウム、陶土、タルク、シリカ、けいそう土、炭酸カルシウム等）に固定（fixation）して得られる調製品で、水に不溶性のものである。

ベースに着色料を固定させる方法には、通常、次のようなものがある。

（１）着色料をベースの上にタンニン、塩化バリウム等の沈殿剤で沈着させるか又は着色料とベースを共沈させる。

（２）着色料溶液でベースを染色する。

（３）不溶性着色料を不活性ベースと機械的に緊密に混合する。

レーキ顔料は、無機元素が分子の一部を構成し、水に不溶の有機合成着色料の物品と混同してはならない。（例えば、それらの金属塩の形で不溶性にした有機合成着色料（すなわち、Sulphonated dyes のカルシウム塩、塩基性染料とりん、モリブデン及びタングステンの錯酸との塩）（32. 04））

レーキ顔料は、アゾ染料、アントラキノン誘導体の建染め染料、アリザリン染料等のように酸化に対して抵抗性が強く、これらは有機合成着色料（32. 04）から得られる。主として印刷インキ、壁紙、油ペイントの製造に使用する。

また、レーキ顔料は、動物性又は植物性の有機着色料（32. 03 項の物品）からも製造される。例えば、コチニールカルミンレーキがあるが、これは、一般にコチニールエキスの水溶液をみよう

ばんで処理して得られ、主として水彩絵の具の製造又はシロップ、菓子又はリキュールの着色料として使用する。また、ログウッドレーキ、イエローウッドレーキ、レッドウッドレーキ等がある。

これらは粉末状のものが多い。

この項には、レーキ顔料をプラスチック、ゴム、可塑剤その他の媒質に濃厚に分散させたものを含む。これらの分散物は、通常、小さな板状又は塊状であり、ゴム、プラスチック等の練込み着色の原料として使用する。

この項には、更にレーキ顔料をもととしたその他のある種の調製品で、物品（種類のいかんを問わない。）の着色に使用するもの又は着色調製品の成分として使用するものを含む。ただし、この類の注 3 の後段に掲げた調製品を含まない。

この項には、うるし（japan (or chinese) lacquer）を含まない（13.02）。

32.06 その他の着色料、この類の注 3 の調製品（第 32.03 項から第 32.05 項までのものを除く。） 及びルミノホアとして使用する種類の無機物（化学的に単一であるかないかを問わない。）

－二酸化チタンをもととした顔料及び調製品

3206.11－二酸化チタンの含有量が乾燥状態において全重量の 80%以上のもの

3206.19－その他のもの

3206.20－クロム化合物をもととした顔料又は調製品

－その他の着色料及び調製品

3206.41－ウルトラマリン及びこれをもととした調製品

3206.42－硫化亜鉛をもととしたリトポンその他の顔料及び調製品

3206.49－その他のもの

3206.50－ルミノホアとして使用する種類の無機物

(A) その他の着色料及びこの類の注 3 の調製品

(32.03 項から 32.05 項までのものを除く。)

この項には、無機着色料及び鉱物性の着色料を含む。

ただし、この項には次の物品を含まない。

(a) 天然の雲母酸化鉄及びアースカラー（焼いてあるか又は相互に混合してあるかないかを問わない。）（25.30 項の解説参照）

(b) 化学的に単一の無機着色料（例えば、塩基性炭酸鉛、鉄、鉛、クロム又は亜鉛の酸化物、亜鉛又は水銀の硫化物、クロム酸鉛（28 類）、schweinfurt green（アセト亜ひ酸銅）（29.42））

(c) 金属のフレーク及び金属の粉（14 部又は 15 部）

この項の着色料には、次の物品を含む。

(1) 二酸化チタンをもととした顔料：これらは、表面処理をした、又は硫酸カルシウム、硫酸バリウム又はその他の物質と混合した二酸化チタンを含む。これらは、また、顔料としての用途に適する客観的特徴を得るために、製造工程において化合物を意図的に加えた二酸化チ

- タンを含む。その他の特別に製造された二酸化チタンで、顔料としての用途に適しないものは、その特性により他の項（例えば、38. 15, 38. 24）に分類される。混合されてなく、表面処理されていない二酸化チタンは、28. 23 項に分類される。
- (2) クロム化合物をもととした顔料：クロム酸鉛と硫酸鉛等の他の無機物との混合物から成る黄色顔料、酸化クロムと他の物品との混合物から成る緑色顔料を含む。
- (3) ウルト라마リン (ultramarine)：群青 (ultramarine blue) は複雑な組成で、かつては青金石 (lapis lazuli) から得たが、現在は種々のけい酸塩、アルミン酸塩、炭酸ナトリウム、硫黄等の混合物を処理することにより人工的に調製している。緑色群青 (green ultramarine)、ピンクウルト라마リン (pink ultramarine) 及びバイオレットウルト라마リン (violet ultramarine) もこの項に含むが、イエローウルト라마リン (yellow ultramarine) と呼ばれる混合されてないある種のクロム酸塩はこの項には属しない (28. 41)。
- (4) リトポン (lithopone) その他の硫化亜鉛をもととした顔料：例えば、硫化亜鉛と硫酸バリウムとの種々の割合の混合物から成る白色顔料。
- (5) カドミウム化合物をもととした顔料：例えば、硫化カドミウムと硫酸バリウムとの混合物から成る黄色顔料、硫化カドミウムとセレン化カドミウムとの混合物から成るカドミウム赤がある。
- (6) 紺青 (prussian blue、Berlin blue) 及びヘキサシアノ鉄酸塩 (フェロシアン化物及びフェリシアン化物) をもととしたその他の顔料：紺青 (prussian blue) は、化学的に単一でないフェロシアン化第二鉄から成る。これはフェロシアン化アルカリを第一鉄塩で沈殿し、次に次亜塩素酸塩で酸化して得られる。無晶質の青色の固体で、この項に属する多くの顔料の調製に使用する。これらには、ミネラルブルー (硫酸バリウム及びカオリンを含有する。)、ミロリグリーン又はイングリッシュグリーン (クロムイエロー及び時には硫酸バリウムを含有する。)、ジンクグリーン (クロム酸亜鉛を含有する。) 及び色インキ用の化合物 (しゅう酸を含有する。) を含む。ターンプル青 (turnbull's blue) は、化学的に単一でないフェリシアン化第一鉄の単独又は混合物から成る。
- (7) 鉱物質の黒色顔料 (mineral black) (25. 30 項又は 28. 03 項のものを除く。)：例えば、
- (a) シェール黒 (shele black)：各種のけい酸塩と歴青頁岩の部分か焼 (partial calcination) によって得られる炭素との混合物
 - (b) シリカ黒 (silica black)：石炭とけいそう土 (kieselguhr) 混合物のか焼によって得られる。
 - (c) アル黒 (alu black)：ボーキサイトとコールタールピッチ又はグリースとの混合物のか焼で得られる炭素と酸化アルミニウムとの混合物
- (8) カラーダース：極く少量の有機合成染料で、色を鮮明にしたもの (カラーダース (共に混合してあるかないかを問わない。) で色を鮮明にしていないものは一般に 25. 30 項に属する (25. 30 項の解説参照。))
- (9) 可溶性バンダイクブラウン及びその類似品：通常、25. 30 項のアースカラー (バンダイクブラウン、コロンアース、カッセルアース等) をアンモニア溶液又は水酸化カリウム溶液で処理して得られる。

(10) コバルト化合物をもととした顔料：例えば、セルリアン青 (cerulean blue)

(11) 鉱石を微粉にした顔料：例えば、イルメナイト (ilmenite)

(12) ジンクグレイ (zinc grey)：非常に不純な酸化亜鉛

(13) 合成の真珠様の光沢を有する顔料（無機の真珠光沢を有する顔料）

例えば、次のような物品がある。

(a) 塩化酸化ビスマスに少量の有機界面活性剤を加えたもの

(b) 塩化酸化ビスマス、二酸化チタン又は二酸化チタンと酸化第二鉄の混合物で被覆された雲母

これらの製品は、各種化粧品調製品の製造に使用される。

この項には、また無機顔料に有機着色料を加えたものも含む。

これらの物品は、32.08 項から 32.10 項まで及び 32.12 項の着色料、ペイント、エナメル及びラッカー、32.13 項の絵の具類及び 32.15 項に属する印刷インキ等、主に着色料又は窯業用の顔料（32.07 項参照）製造の一次原料として使用する。

この項には、更に上記の着色料をもととした調製品並びに 25.30 項又は 28 類の着色用顔料をもととした調製品並びに金属のフレーク及び粉をもととした調製品で、物品（種類のいかんを問わない。）の着色に使用し又は着色調製品の成分として使用する次の形状にした物品を含む。

(I) プラスチック、天然ゴム、合成ゴム、可塑剤その他の媒質中に濃厚に分散させたもの（これらは、プラスチック、ゴム等の練り込み着色の原料として使用する。）

(II) 比較的多量の界面活性剤又は有機バインダーとの混合物（これらはプラスチック等の練り込み着色に使用し又は紡織用繊維のなせん用調製品の構成成分として使用する。）これらは通常ペースト状である。

ただし、この類の注 3 の後段に掲げた調製品を含まない。

この項には、次の物品を含まない。

油ペイントの体質顔料として使用する物品（水性塗料の着色に適するものであるかないかを問わない。）例えば、

(a) カオリン (25.07)

(b) 炭酸カルシウム (25.09 又は 28.36)

(c) 硫酸バリウム (25.11 又は 28.33)

(d) けいそう土 (25.12)

(e) スレート (25.14)

(f) ドロマイト (25.18)

(g) 炭酸マグネシウム (25.19 又は 28.36)

(h) 石膏 (25.20)

(ij) 石綿 (25.24)

(k) 雲母 (25.25)

(l) タルク (25.26)

(m) 方解石 (25.30)

(n) 水酸化アルミニウム (28.18)

(o) (a) から (n) までの物品の二種以上の混合物 (通常 38.24)

(B) ルミノホアとして使用する種類の無機物

(化学的に単一であるかないかを問わない。)

ルミノホアとして使用する種類の無機物は、可視又は非可視の輻射線（太陽光線、紫外線、陰極線、エックス線等）の作用により冷光（蛍光又はりん光）を発する物質をいう。

これらのものの多くは、極めて少量の活性化剤（例えば、銀、銅又はマンガン）の存在により「活性化」された金属塩から成っている。例えば、銀又は銅で活性化された硫化亜鉛、銅で活性化された硫酸亜鉛、マンガンを活性化されたけい酸ベリリウム亜鉛がある。

その他のものには、物質に特殊な結晶構造を与えるように処理したことにより、活性化剤が存在しなくても冷光を発する性質を有する金属塩がある。この種のものは化学的に単一の化合物であり、他の物質を含有していない。例えば、タングステン酸カルシウム及びタングステン酸マグネシウムがある。これらと同一の化学品で、冷光を発しない形のもの（例えば、純度がより低いもの又は結晶構造が異なっているもの）は、この項には含まない (28 類)。試薬として使用される非晶質のタングステン酸カルシウムは、28.41 項に属する。

ルミノホアとして使用する種類の無機物には、極く微量の放射性の塩類の添加により自己冷光になったものもある。これらのもののうち、放射能のレベルが 1 グラムあたり 74 ベクレル (0.002 マイクロキュリー) を超えるものは、放射性物質を含有する混合物として、28.44 項に属する。

ルミノホアとして使用する種類の無機物の相互の混合物（例えば、銅で活性化された硫化亜鉛と銅で活性化された硫化カドミウム亜鉛との混合物）又はルミノホアとして使用する種類の無機物と無機の着色用顔料 (28 類又は上記 (A) のもの) との混合物もこの項に含む。

ルミノホアは、発光塗料の調製又はテレビ、オシログラフ、放射性写真法、放射性透視若しくはレーダー装置のための蛍光面の塗布若しくは蛍光管 (fluorescent lighting tubes) の塗布に使用する。

この項には、28.43 項から 28.46 項まで及び 28.52 項の各項に該当する物品（例えば、酸化イットリウムと酸化ユーロピウムの混合物）を含まない（包装形態及び用途を問わない。）。

＊

＊ ＊

号の解説

3206.19

二酸化チタン含有量が 80%未満の調製品には、プラスチック、天然ゴム、合成ゴム又は可塑剤中に二酸化チタンを濃厚に分散させた物品を含む。これらは、一般的にはマスターバッチとして知られ、プラスチック、ゴム等全体を着色するのに用いる。

32.07 調製顔料、調製乳白剤、調製絵の具、ほうろう、うわぐすり、うわぐすり用のスリップ、

液状ラスターその他これらに類する調製品（窯業に使用する種類のものに限る。）及びガラスフリットその他のガラスで粉状、粒状又はフレーク状のもの

3207. 10－調製顔料、調製乳白剤、調製絵の具その他これらに類する調製品

3207. 20－ほうろう、うわぐすり、うわぐすり用のスリップその他これらに類する調製品

3207. 30－液状ラスターその他これに類する調製品

3207. 40－ガラスフリットその他のガラスで粉状、粒状又はフレーク状のもの

この項には窯業（china、earthenware 等）若しくはガラス工業において使用又は金属製品の着色若しくは仕上げに使用する一連の調製品を含む。

- (1) 調製顔料、調製乳白剤及び調製絵の具：アンチモン、銀、ひ素、銅、クロム、コバルト等の酸化物又は塩類（ふっ化物、りん酸塩等）（融剤その他の物質を加えてあるかないかを問わない。）を熱処理して製造した乾燥混合物で、使用後通常 300 度以上の高温で焼成して、窯業製品の表面を着色し又は不透明にするために使用する。これらは、ほうろう又はうわぐすりと混合したり、うわぐすりをかける前に塗布することもある。
- (2) ほうろう及びうわぐすり：シリカに他の物品（長石、カオリン、アルカリ、炭酸ナトリウム、アルカリ土類金属化合物、酸化鉛、ほう酸等）を混合したもので、加熱によりガラス化して平滑な（無光沢性又は光沢性）表面をつくる。多くの場合、構成成分の一部は、予備工程において混融され、粉状フリットの形になって混合物中に存在する（以下参照）。
これらは透明（着色の有無を問わない。）又は乳白剤若しくは顔料の添加により不透明になっており、時にはチタン又は酸化亜鉛のような物質が添加され、焼成後冷却すると装飾的な結晶効果を生ずるものもある。これらのほうろう及びうわぐすりは、一般に粉状ないしは粒状である。
- (3) うわぐすり用のスリップ（うわぐすり用の化粧土）：陶磁器の全面又は図柄の形に塗布する粘土をもととした半液状のペーストで、着色の有無を問わない。焼成の前又は第一次予備焼成の後に使用する。
- (4) 液状ラスター：金属化合物をテレピン油その他の有機溶剤に溶解したもの又は懸濁したもので陶磁器、ガラス製品の装飾に使用する。最も広く使用されているものには、金、銀、アルミニウム、クロム等のラスターがある。
- (5) ガラスフリットその他各種のガラスで粉状、粒状又はフレーク状のもの（ビトライト及び溶融石英その他の溶融シリカから得られたガラスを含むものとし、着色してあるかないか又は銀膜処理をしてあるかないかを問わない。）

これらの物品は陶磁器製品、ガラス製品及び金属製品の被覆剤（coatings）の調製に使用するほか他の用途にも使用する。例えば、フリットは、上記（2）のほうろう製品の調製品に使用する。ガラスの粉及びガラスの粒は、時には実験用にディスク状、板状、チューブ状等に焼結される。

ビトライトは、普通電気部分の絶縁に使用する（例えば、電球の口金部分）。

ガラスの粉のその他の種類のものは、研磨用、葉書用の装飾、クリスマスツリーの装飾、着色ガラス製品等の製造に使用する。

上記（５）に関する物品のうち、粉状、粒状又はフレーク状以外の形状のガラスの場合はこの項から除かれ、一般に 70 類に属する（特に、ビトライト及びエナメルガラスの塊（70.01）、エナメルガラスを棒及び管の形状にしたもの（70.02）、映画用スクリーン、道路標識等の反射面に使用する規則正しい球形の小粒（マイクロスフィア）（70.18））。

32.08 ペイント及びワニス（エナメル及びラッカーを含むものとし、合成重合体又は化学的に変性させた天然重合体をもとしたもので水以外の媒体に分散させ又は溶解させたものに限る。）並びにこの類の注 4 の溶液

3208.10－ポリエステルをもとしたもの

3208.20－アクリル重合体又はビニル重合体をもとしたもの

3208.90－その他のもの

（A）ペイント（エナメルを含む。）

この項のペイントは、バインダーを水以外の媒体に分散させ又は溶解させたものから成る展色剤に、不溶性の着色料（主に、鉱物性若しくは有機の顔料又はレーキ顔料）又は金属のフレーク若しくは粉を分散した物品である。被膜生成成分であるバインダーは、合成ポリマー（例えば、フェノール樹脂、アミノ樹脂、熱硬化性重合体その他のアクリル重合体、アルキドその他のポリエステル、ビニル重合体、シリコーン、エポキシ樹脂及び合成ゴム）又は化学的に変性した天然重合体（例えば、セルロース又は天然ゴムの化学的誘導体）から成る。

特定の目的に応じ、種々の量の他の物品、例えば、ドライヤー（主にコバルト、マンガン、鉛又は亜鉛の化合物をもとする。）、糊稠剤（アルミニウムせっけん及び亜鉛せっけん）、界面活性剤、希釈剤又は充てん料（硫酸バリウム、炭酸カルシウム、タルク等）及び皮張り防止剤（例えば、ブタノンオキシム）が展色剤中に添加されていることがある。

溶剤希釈型のペイントに使用される溶剤及びシンナーは、揮発性の液体（例えば、ホワイトスピリット、トルエン、ガムテレピン油、ウッドテレピン油若しくは硫酸テレピン油又は合成溶剤の混合物等）であり、これらは固形のバインダーを溶かし、ペイントに適度の流動性を与え、塗布しやすくするために加えたものである。

展色剤がワニスから成るペイントは、エナメルと呼ばれ、特に平滑でかたい被膜（光沢性又は無光沢性）をつくる。

溶剤希釈型のペイント及びエナメルの原料配合比は、その用途により異なるが、この型の物品は通常何種類かの顔料及び何種類かのバインダーを含有しており、乾燥すると塗布された物の面にねばつかない不透明な着色被膜（光沢性又は無光沢性）を形成する。

（B）ワニス（ラッカーを含む。）

この項のワニス及びラッカーは、物の表面を保護し又は美化するための液状の調製品である。これらは、合成重合体（合成ゴムを含む。）又は化学的に変性させた天然重合体（例えば、ニトロセルロースその他のセルロースの化学的誘導体、ノボラックその他のフェノール樹脂、アミノ樹

脂、シリコーン等）に溶剤又はシンナーを加えたものである。これらは、水に不溶性で比較的固く多少とも透明又は半透明で平滑な切れ目のない乾いた被膜（光沢性、無光沢性又は縹子のような被膜）を形成する。

ワニス及びラッカーは、構成成分中に可溶性の着色料を添加して着色されていることがある（ペイント及びエナメルの場合には、着色料は「顔料」と呼ばれ、それらの媒体に対して不溶性である。上記（A）参照）。

＊
＊ ＊

ペイント、ワニス及びラッカーは、一般的には刷毛又はローラーを使用して塗布するが、工業的には噴霧法、浸せき法又は機械塗装法にも使用される。

この項には、次の物品を含む。

- （１）塗装に際し希釈するように作られたワニス：この種のワニスは、少量の溶剤に樹脂を溶かし、これに皮張り防止剤 (anti-skinning agents)、ある種の揺変性付与剤 (thixotropic agent) 又は乾燥剤等の添加成分を加えたものであり、添加成分がこの種の物品をワニスとしての用途のみに適するようにしている。この種のワニス（二次的添加成分もやはりその中で溶液になっている。）は、32 類注 4 に規定する溶液とそれぞれの二次的添加成分の化学的性質の相違及びひいてはそれぞれの溶液中においてこれらの添加成分が果たす機能の相違に基づいて、区分することができる。
- （２）放射線硬化ワニス：オリゴマー（すなわち、2、3 又は 4 つの単量体から成る重合体）及び交差結合する単量体を揮発性溶媒に溶かしたもので、光反応開始剤を含んでいるかいないかを問わない。これらのワニスは、紫外線、赤外線、X 線、電子ビーム又はその他の放射線の作用により、交差結合した又は溶剤に不溶の網状構造（硬化し乾燥した被膜）を形成し硬化する。この種の物品は、もっぱらワニスとして使用することが明らかに認められる場合に限りこの項に含まれる。写真用のエマルジョンとして用いられる種類の類似物品は、37.07 項に含まれる。
- （３）次の（C）の重合体（39.01 項から 39.13 項までのもの）の溶液であるワニス：これらの物品は、溶剤の含有量を問わず、39.01 項から 39.13 項までの物品の製造上必要でなく当該溶液を専らワニスとして使用するのに適するようにする物質（例えば、皮張り防止剤、ある種の揺変性付与剤又は乾燥剤等）を含んでいる。

なお、32 類注 4 の溶液はワニスには含まれない（（C）参照）。

（C）32 類の注 4 に限定する溶液

32 類注 4 の規定により、次の組成をもつ溶液（コロジオンを除く。）は、この項に属する。

- 39.01 項から 39.13 項までの物品の一以上及び当該物品の製造上必要とされたなんらかの溶解成分すなわち反応促進剤、反応抑制剤、交叉結合剤のようなもの（したがって、これらには、この表の他の規定の趣旨により 39.01 項から 39.13 項までに該当することとなるすべての物品のほか、着色剤のような可溶性成分及び充てん料又は顔料のような不溶性成分も含まれない。）

が揮発性有機溶剤に溶けている溶液で、当該溶剤の含有量が全重量の 50%を超えるもの
— 上記物品の一以上と可塑剤とが揮発性有機溶剤に溶けている溶液で、当該溶剤の含有量が全重量の 50%を超えるもの

上記のような成分の溶液で揮発性有機溶剤の含有量が全重量の 50%以下のものは、39 類に属する。

＊

＊ ＊

「揮発性有機溶剤」とは、比較的沸点が高い溶剤も含む（例えば、テレピン油。）

上記（B）の最後から 2 番目のパラグラフに記載した調製品に組成が類似する膠（こう）着剤又は小売用にした膠（こう）着剤で、正味重量が 1 キログラム以下のものは、この項に含まない（35.06）。

この項には、また、次の物品を含まない。

- （a）プラスチックをもとし、高率の充てん料を加えた壁、床等の面用の調製上塗り材で従来のマスチックと同様にへら、こて等で使用するもの（32.14）
- （b）ペイントに類した組成をもつが、塗装には適しない印刷用インキ（32.15）
- （c）ネイルワニス型のワニスで、33.04 項の解説に記載する形状にしたもの（33.04）
- （d）顔料、バインダー及び溶剤を主成分とした修正液で、小売用の包装にしたもの（これらは、タイプ文書、手書き文書、写真複写、オフセット印刷機用のマスター等の誤字その他の誤りを訂正するために使用する。）及びセルロースワニスで、謄写版原紙修正剤として小売用の包装にしたもの（38.24）
- （e）コロジオン（溶剤の含有割合を問わない。）（39.12）

32.09 ペイント及びワニス（エナメル及びラッカーを含むものとし、合成重合体又は化学的に変性させた天然重合体をもとしたもので、水性媒体に分散させ又は溶解させたものに限る。）

3209.10—アクリル重合体又はビニル重合体をもとしたもの

3209.90—その他のもの

この項のペイントは、合成重合体又は化学的に変性させた天然重合体をもとしたバインダーを水性媒体に分散させ又は溶解したものから成り、これに不溶性の着色料（主に鉱物性若しくは有機の顔料又はレーキ顔料）と充てん料との分散物をよく混ぜ合わせたものである。更に、安定化のために、界面活性剤及び保護コロイドを添加している。この項のワニスは、顔料を含有していないという点を除き、ペイントに類似している。ただし、この項のワニスは着色料を含んでいることがあるが、含有されている着色料はバインダー中に溶解している。

被膜生成成分であるバインダーは重合体（例えば、ポリアクリル酸エステル、ポリ（酢酸ビニル）及びポリ（塩化ビニル）又はブタジエンスチレン共重合体）から成る。

「水性媒体」とは、水又は水と水溶性溶剤との混合物から成る媒体をいう。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) プラスチックをもとし、高率の充てん料を加えた壁、床等の面用の調製上塗り材で従来のマスチックと同様にへら、こて等で使用するもの (32. 14)
- (b) ペイントに類した組成をもつが、塗装には適しない印刷用インキ (32. 15)

32. 10 その他のペイント及びワニス（エナメル、ラッカー及び水性塗料を含む。）並びに革の仕 上げに使用する種類の調製水性顔料

（A）ペイント（エナメルを含む。）

この項のペイント（エナメルを含む。）には、次の物品を含む。

- (1) 乾性油（例えば、亜麻仁油（変性してあるかないかを問わない。））又は天然樹脂を水性媒体又は水以外の媒体に分散又は溶解させ、顔料を添加してあるもの
- (2) 液体バインダー（合成重合体又は化学的に変性した天然重合体を含む。）で、硬化剤及び顔料を含有しているが、溶剤その他の媒体を含んでいないもの
- (3) ゴム（合成ゴムを除く。）をベースとしたペイント（水以外の媒体に分散させ若しくは溶解させたもの又は水性媒体に分散させたもの）で、顔料を添加したもの。この種のペイントは、柔軟な塗装を行うため、薄い層で使用する。

（B）ワニス（ラッカーを含む。）

この項のワニスには、次の物品を含む。

- (1) 油ワニス：被膜生成成分は、乾性油（例えば、亜麻仁油）又は乾性油にラック、天然のガム若しくは樹脂を混合したものである。
- (2) ラック、天然のガム又は樹脂をもとするワニス及びラッカー：主としてラック、天然のガム又は樹脂（セラック、コーパル、ロジン、ダンマル等）をアルコール（酒精ワニス）、ガムテレピン油、ウッドテレピン油、硫酸テレピン油、ホワイトスピリット、アセトン等に溶解させ若しくは分散させたものから成る。
- (3) 歴青質、ピッチその他これらに類する物質をもとするワニス（black japanslack varnishes 等と呼ばれることがある。）（歴青質等をもとしたワニスと 27. 15 項のある種の混合物との区分については、27. 15 項の解説の除外規定（e）を参照）
- (4) 無溶剤液状ワニスに次のものを含む。
 - (a) 液状のプラスチック（通常、エポキシ樹脂又はポリウレタン）及びこの場合硬化剤（hardener）と呼ばれる被膜生成剤から成るもの。一部のワニスにおいては、当該硬化剤は使用時に加えなければならないが、その場合には上記の二成分はそれぞれ別の容器に入っており、それぞれの容器が一つの包装に共に収められていることがある。
 - (b) 単独の樹脂から成り、使用時に硬化剤の添加によってではなく、熱又は大気中の湿気

の作用によって被膜を形成するもの。

- (c) オリゴマー（すなわち、2、3又は4つの単量体から成る重合体）や交差結合する単量体から成るもので、光反応開始剤を含んでいるかいないかを問わない。これらのワニス、紫外線、赤外線、X線、電子ビーム又はその他の放射線の作用により、交差結合した又は溶剤に不溶の網状構造（硬化し乾燥した被膜）を形成し硬化する。

この項目（4）で述べているタイプの物品は、もっぱらワニスとして使用するようになされたことが明らかに認められる場合に限り、この項に含まれる。この条件に合致しない場合には（a）及び（b）で述べているタイプの物品は39類に属する。（c）で述べているタイプに類する物品で写真用エマルジョンとして使用する種類のものは37.07項に属する。

- (5) ゴム（合成ゴムを除く。）をもととしたワニス及びラッカー：水以外の媒体に分散させ若しくは溶解させたもの又は水性媒体に分散させたもので、バインダーに可溶性の着色料を添加したもの。この種のワニスについては、当該物品をもっぱらワニスとして使用するのに適するようにする他の成分を含有していなければならない。この条件に合致しない場合には、一般に40類に属する。

(C) 水性塗料（白塗り剤で履物の手入れに使用するものを含む。）及び
革の仕上げ用の調製水性顔料

- (1) 水性塗料（distemper）は、本質的には着色料又は鉱物性物質（例えば、白亜）と若干量（通常極めて少量）のバインダー（例えば、皮にかわ又はカゼイン）とから成っている。ある種のものには、充てん料、殺虫剤又は防腐剤を配合したものもある。

水性塗料にはゼラチン状白（gelatinous white）、カゼイン水性塗料（casein distemper）及びけい酸水性塗料（silicate distemper）を含む。これらは通常粉状であるが、ペースト状又は乳化液状のものもある。

- (2) 履物の手入れに使用する白塗り剤は、白亜をバインダー（例えば、デキストリン又は皮にかわ）でタブレット状に固めたものであり、水性塗料の一種である。これらはペースト状又はディスパーションのものもある。
- (3) 革の仕上げ用の調製水性顔料は、普通の水性塗料に類似する調製品であり、鉱物性又は有機の顔料及び若干量のバインダー（例えば、カゼイナート）から成る。これらは、粉又はペースト若しくは水に分散した形になっており、時には、革に光沢を与えるための成分が配合されていることがある。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) プラスチック又はゴムをもとし、高率の充てん料を加えた壁、床等の面用の調製上塗り材で、従来のマスチックと同様にへら、こて等で使用するもの（32.14）
- (b) ペイントに類した組成をもつが、塗装には適しない印刷用インキ（32.15）
- (c) 主としてプラスチックから成る粉体塗料で、添加剤及び顔料を含有し、熱の作用（静電気を利用するかしないかを問わない。）により目的物を塗装するもの（39類）

32.11 調製ドライヤー

調製ドライヤーとは、乾性油の酸化を容易にすることにより、ある種のペイント又はワニスの乾燥を促進するために使用する混合物である。これらの物品には、通常、化学ドライヤー（ほう酸鉛、ナフテン酸亜鉛、オレイン酸亜鉛、二酸化マンガン、樹脂酸コバルト等）に充てん料、例えば、石膏を混合したもの（固形ドライヤー）又はこれらの物質をガムテレピン油、ウッドテレピン油、硫酸テレピン油若しくはホワイトスピリット等に濃厚に溶かしたもの（例えば、ナフテン酸カルシウム又はナフテン酸コバルトをホワイトスピリットに溶解したもので乾性油を含むか含まないかを問わない。）（液状又はペースト状ドライヤー）がある。

この項には、次の物品を含まない。

- （a）15.18 項のボイル油その他の化学的変性加工をした油
- （b）化学的に単一の化合物（一般に 28 類又は 29 類）
- （c）樹脂酸塩（38.06）

32.12 顔料（金属の粉又はフレークから成るものを含むものとし、水以外の媒体に分散させ、かつペイント（エナメルを含む。）の製造に使用する種類のもので、液状又はペースト状のものに限る。）、スタンプ用のはく及び小売用の形状又は包装にした染料その他の着色料

3212.10—スタンプ用のはく

3212.90—その他のもの

（A）顔料（金属の粉及びフレークを含む。）を水以外の媒体に分散させ、かつ、ペイント（エナメルを含む。）の製造に使用する種類のもの（液状又はペースト状のものに限る。）

これらは、顔料（アルミニウムその他の金属の粉及びフレークを含む。）を水以外の媒体（例えば、乾性油、ホワイトスピリット、ガムテレピン油、ウッドテレピン油、硫酸テレピン油又はワニス）に濃厚に分散させたもので、ペイント又はエナメルの製造用のもの（液状又はペースト状のものに限る。）である。

このグループには、また以下の物品をワニス、ラッカー（ニトロセルロースラッカー）又は合成重合体の溶液中に濃厚に分散させたもので、時にはパールエッセンスと呼ばれるものを含む。

- （a）天然の真珠様の光沢を有する顔料（主としてグアニン及びヒポキサチンからなるものである種の魚のうろこから得られる。）
- （b）合成の真珠様の光沢を有する顔料（例えば、塩化酸化ビスマス又は二酸化チタンにより被覆された雲母）

これらの物品は模造真珠、マニキュア、その他のペイント及びエナメルの製造に使用される。

(B) スタンプ用のはく

これらの物品 (blocking foil としても知られる。) は薄いシート状の物品で、次のいずれかから成る。

- (1) 金属の粉 (貴金属の粉を含む。) 又は顔料をにかわ、ゼラチンその他の結合剤で凝結させたもの
- (2) 金属 (貴金属を含む。) 又は顔料をシート状に紙、プラスチックその他の支持物 (材料のいかんを問わない。) の上に、蒸着、陰極スパッター等の方法で付着させたもの

これらは手又は機械で圧力を加えて (通常加熱する。) 書籍の表紙又は帽子のすべり革等への印捺に使用する。

圧延又はつち打ち金段造により作った金属はくは、構成材料別に所属を決定する (例えば、金ばくは 71.08 項、銅はくは 74.10 項、アルミニウムはくは 76.07 項)。

(C) 小売用の形状又は包装にした染料その他の着色料

これらは、被膜を作らないもので、通常、着色料と他の物品 (例えば、不活性希釈剤、着色剤の浸透及び付着を助ける界面活性剤) との混合物であり、場合によっては媒染剤が加えられている。

これらは次のものに限り、この項に属する。

- (1) 染料として使用するために小売用の包装にしたもの (例えば、袋入りの粉、瓶入りの液)
- (2) 明らかに小売用を目的とした形状にしたもの (例えば、球、タブレットその他これらに類する形状にしたもの)

この項の染料は、主に家庭用のものであり、通常「家庭用染料」 (例えば、衣料用、靴用又は家具用の染料) として販売される。この項には、また、研究室で使用する特殊染料 (例えば、顕微鏡標本を着色するもの) を含む。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 画家用、習画用、整色等又は遊戯用の絵の具、ポスターカラーその他これらに類する絵の具類 (タブレット状、チューブ入り、瓶入り、皿入りその他これらに類する形状又は包装のものに限る。) (32.13)
- (b) 印刷用インキ (32.15)
- (c) 演劇用グリースペイントその他のメーキャップ料 (33.04)
- (d) 33.05 項の頭髮用染料
- (e) クレヨン及びパステル (96.09)

32.13 画家用、習画用、整色用又は遊戯用の絵の具、ポスターカラーその他これらに類する絵の具類 (タブレット状、チューブ入り、瓶入り、皿入り、その他これらに類する形状又は包装のものに限る。)

3213.10—絵の具セット

3213. 90－その他のもの

この項には、画家、学生、看板かき等が使用する調製絵の具及びペイント類並びに整色用絵の具、遊戯用絵の具その他これらに類する物品（水性絵の具、グアッシュ画家用の絵の具、油絵の具等）を含む。ただし、その形状及び包装がタブレット状、チューブ入り、瓶入り、皿入りその他これらに類する形状又は包装のものに限られる。

この項には、また、セット（ブラシ、パレット、パレットナイフ、擦筆、皿等を有しているかいないかを問わない。）で売られるものも含む。

この項には印刷用インキ（着色用）、インディアンインキ（液状又は固型のもの）又はその他の32. 15 項に属する物品、クレヨン、パステル及びこれらに類する物品（96. 09）を含まない。

32. 14 ガラス用又は接ぎ木用のパテ、レジンセメント、閉そく用のコンパウンドその他のマスチック及び塗装用の充てん料並びに建物の外面、室内の壁、床、天井その他これらに類する面用の非耐火性調製上塗り材

3214. 10－ガラス用又は接ぎ木用のパテ、レジンセメント、閉そく用のコンパウンドその他のマスチック及び塗装用の充てん料

3214. 90－その他のもの

この項の物品は、異なる組成の広範な調製品で、用途に即した特性を有している。これらの調製品は通常多少ともペースト状であり、一般に使用後硬化する。ただし、中には固形又は粉状で、加熱（例えば、溶融）により又は液体（例えば、水）の添加によりペースト状にして使用するものもある。

この項の物品は、通常閉そく用ガン（caulking gun）、へら、こて、左官用の仕上げこてその他これらに類する道具を使用して施工する。

（I）ガラス用のパテ又は接ぎ木用のパテ、レジンセメント、閉そく用コンパウンドその他のマスチック

これらの調製品は、主に割れ目の閉そく、シール又は充てんに、また、ある場合には、構成物相互を接合し又は強固に連結するのに使用する。これらは厚い被覆加工又は厚い層で使用する点で、膠（こう）着剤その他の接着剤とは異なっている。しかしながら、このグループの製品には、患者のストーマ（stomas）及び瘻（fistulas）の周囲の皮膚に使用されるマスチックを含むことに注意しなければならない。

この種の物品には、次のものを含む。

- （1）油を基材とするマスチック：乾性油、充てん料（油と反応するか否か又は不活性か否かを問わない。）及び硬化材を主体的な成分とする。その代表例としては、ガラス用パテがある。
- （2）ろうを基材とするマスチック（luting wax）：成分的には、各種のろうに多くの場合接着効果を高めるために樹脂、セラック、ゴム、樹脂エステル等を加えたものである。ろうの全部

又は一部がセチルアルコールやステアシルアルコール等のような物質で置き換えられたマスチックも、ろうを基材とするマスチックとして取り扱う。この項のマスチックとしては、接ぎ木用のパテ及びたる類の被覆加工のための閉そく剤がある。

- (3) レジンマスチック及びレジンセメント：天然樹脂（セラック、ダンマル、ロジン）又はプラスチック（アルキド樹脂、ポリエステル、クマロンインデン樹脂等）の相互混合物であり、通常他の物質（例えば、ろう、油、歴青質、ゴム、れんがの粉、石灰、セメント又はその他の鉱物性充てん料）が加えてある。この種のマスチックの中には、後述の各種のマスチック（例えば、プラスチック又はゴムを基材とするもの）と重複するものがあるので注意する必要がある。この項のマスチック及びセメントの用途は広く、例えば、電気工業の充てん料として、また、ガラス、金属又は磁気のパテに使用する。これらは、一般に熔融して液状にしたのち使用する。
- (4) 水ガラスを基材とするマスチック：一般に施工時に二つの成分を混合して調製する。片方の成分は、けい酸ナトリウム及びけい酸カリウムナトリウムの水溶液であり、他の成分は充てん料（石英粉、砂、石綿繊維等）である。これらは、主に点火プラグ、エンジンプロック、エンジンの油だめ、排気管、ラジエーター等のパテ及びある種の接合部の充てんに使用する。
- (5) オキシ塩化亜鉛を基材とするマスチック：酸化亜鉛及び塩化亜鉛に反応抑制剤を加えて（更に充てんを加えることもある。）製造される。これらは木、陶磁製品等のあな及び割れ目の充てんに使用する。
- (6) オキシ塩化マグネシウムを基材とするマスチック：塩化マグネシウム及び酸化マグネシウムに充てん料（例えば、木粉）を加えて製造する。これらは主に木製品の割れ目の閉そくに使用する。
- (7) 硫黄を基材とするマスチック：硫黄に不活性充てん料を混合して製造する。固形であり、固さ、防水性及び耐酸性が要求される箇所の閉そくに、また、物の接合及び固定にも使用する。
- (8) 石膏を基材とするマスチック：繊維状でわた毛のような粉の状態になっており、成分的には約 50% の石膏と他の物質（例えば、石綿繊維、木質セルロース、ガラス繊維、砂等）との混合物である。これらは水を加えてペースト状にし、ねじ、ガジオン、ジベルフック等を固定するのに使用する。
- (9) プラスチックを基材とするマスチック：ポリエステル、ポリウレタン、シリコーン、エポキシ樹脂その他のプラスチックに高率（ただし、80%未満）の各種の充てん料（例えば、粘土砂、その他のけい酸塩類、二酸化チタン、金属の粉）を加えているかいないかを問わない。これらマスチックのあるものは、硬化剤を添加した後に使用するものもある。また、マスチックのあるものは、硬化せず、使用後に粘着性が残るものもある（例えば、音響用のシーラント）。その他に、溶媒の揮発により硬化するもの、凝固によるもの（ホットメルトマスチック）、大気にさらすこと又は混合している異なる構成要素の反応（マルチコンポーネントマスチック）により硬化するものがある。

このような物品は、マスチックとして使用するために完全に調合されているものに限りこ

- の項に属する。マスチックは、建築時又は家庭での補修におけるある種の連結部のシールに、ガラス、金属、又は磁器製品のシール又は修繕に、車体製造作業用の充てん料又はシール剤として、あるいは、接着性シール剤の場合は、種々の表面を結合するために使用される。
- (10) 酸化亜鉛及びグリセリンを基材とするマスチック：耐酸性の被覆加工に、鉄片の陶磁器への接合に、また、管の連結に使用する。
- (11) ゴムを基材とするマスチック：成分的には、例えば、チオプラストに充てん料（黒鉛、鉛、炭酸塩等）、場合によっては更に有機溶剤を加えたものがある。これらは、化学薬品及び溶剤に対し抵抗性のあるフレキシブルな保護被覆層を作るために、また、閉そく用に、時には硬化剤を添加した後に使用する。これらのマスチックには、着色料、可塑剤、充てん料、バインダー又は酸化防止剤を加え、水に分散させたゴムから成るものもある。これらは金属缶を密封するために使用される。
- (12) 皮膚に使用される種類のマスチック：これらは、例えば、イソプロピルアルコールのような有機溶媒中のカルボキシメチルセルロースナトリウム、ペクチン、ゼラチン及びポリイソブチレンから構成されている。これらは、例えば、患者のストーマ (stomas)、瘻 (fistulas) の周囲の皮膚に、皮膚と廃物収集袋とのもれ防止のシーラントとして使用される。それらは、治療用及び予防用としての性格を持っていない。
- (13) 封ろう：これは、樹脂質の物質（例えば、セラック、ロジン）と通常高率の鉱物性充てん料及び着色料との混合物であり、あな、ガラス装置の水もれ防止のためのシール、文書のシール等に使用する。

（Ⅱ）塗装用の充てん料及び建物の外面、室内の壁、床、天井

その他これらに類する面用の非耐火性調製上塗り材

この種の物品は、上記のマスチック類と異なり、一般により広い面積に使用する。また、この種の物品は、充てん料及び顔料（もし、含有するときは）の含有量が多い（一般に、バインダー及び溶剤（又は分散媒体）の含有量よりかなり多い。）ことによりペイント、ワニスその他これらに類する物品と区別される。

（A）塗装用の充てん料

塗装用の充てん料は、不規則な表面を平らにし、また、必要に応じ割れ目、あな又は多孔性の表面を充てんして、塗装面（例えば、室内の壁）を調製するために使用する。ペイントは塗装用の充てん料が硬化し、やすり磨きが行われた後塗られる。

この種の物品の範囲には、油、ゴム、にかわ等を基材とする充てん料を含む。同様なある種のマスチックと成分的に類似するプラスチックを基材とする充てん料は、車体製造作業等に使用する。

（B）面用の非耐火性調製上塗り材

面用の非耐火性調製上塗り材は、建物の外面、室内の壁、床及び天井、水泳プールの側壁及び底面等を防水し、かつ、それらの外観をよくするために使用する。これらは、一般に最終の上塗り材として使用するもので、見える状態で残るものである。

この種の物品としては、次のようなものがある。

- (1) 等量の石膏及び砂に可塑剤を加えた粉状の調製品
- (2) 石英及びセメントを基材とし、これに少量の可塑剤を加えた粉状の調製品で、例えばさらに水を加えた後、壁又は床のタイルを固定するために使用するもの
- (3) 鉱物性の充てん料（例えば、粉碎した大理石、石英、石英とけい酸塩との混合物）をバインダー（プラスチック又は樹脂）で被覆し、顔料及び場合によっては適宜水又は溶剤を加えたペースト状の調製品
- (4) 例えば、合成ゴム又はアクリル重合体、顔料を混合した石綿繊維及び水から成る液状の調製品。この種の物品は、ペイント用のブラシ又はスプレーガンを使用して建物の外面に塗布され、ペイントよりもかなり厚い層を形成する。

＊

＊ ＊

上記に述べた各種物品のうちある種のものには、使用の際、各種の構成成分の相互混合又はある種の構成成分の添加を必要とするものがある。このような物品は、当該構成成分が次の各要件を満たす場合に限りこの項に属する。

- (i) 取りそろえた状態からみて詰め替えることなく共に使用するためのものであることが明らかに認められること。
- (ii) 共に提示するものであること。
- (iii) 当該構成成分の性質又は相対的量比のいずれかによって互いに補完し合うものであることが確認できること。

ただし、使用の際硬化剤の添加を必要とする物品にあつては、当該物品がその組成又は包装状態からみてパテ、マスチック、充てん料又は面用の調製上塗り材の調製に使用すると明らかに認められる場合に限り、硬化剤が欠除していてもこの項に含む。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) ある国においてマスチック (mastic) と称される天然樹脂 (13. 01)
- (b) 25. 20 項、25. 22 項又は 25. 23 項に該当するプラスター、石灰及びセメント
- (c) アスファルトマスチックその他歴青質のマスチック (27. 15)
- (d) 歯科用セメントその他の歯科用充てん料 (30. 06)
- (e) 38. 07 項のブルーワーズピッチその他の物品
- (f) 耐火性のセメント及びモルタル (38. 16)
- (g) 鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤 (38. 24)

32. 15 印刷用、筆記用又は製図用のインキその他のインキ（濃縮してあるかないか又は固形のものであるかないかを問わない。）

－印刷用インキ

3215. 11－黒色のもの

3215. 19—その他のもの

3215. 90—その他のもの

(A) 印刷用インキ（又は色付きのもの）は、種々の粘性をもつペーストで、微細にした黒色又は色付き顔料と展色剤との混合により得られる。顔料は、黒色インキ用には通常カーボンブラックを使用し、色インキ用には、有機又は無機の顔料を使うことがある。展色剤は、油に分散し又は溶剤に溶解した天然の樹脂又は合成重合体から成り、要求される機能特性を付与するため少量の添加物を含んでいる。

(B) 普通の筆記用インキ及び製図用インキは黒色その他の色の着色材料を水に溶解又は懸濁させたもので、通常ガム、その他の物品（例えば、防腐剤）等を加えてある。また、鉄塩、ログウッドエキス又は有機合成着色剤をもととしたインキもある。インディアンインキは主に製図用に使用し、普通カーボンブラックを水（アラビアゴム、セラック等を添加）又はある種の動物性にかわに懸濁させたものである。

(C) この項のその他のインキには、次の物品を含む。

(1) 複写用のインキ及びこんにやく版用インキ（普通のインキをグリセリン、砂糖等で稠密にしたもの）

(2) ボールペン用のインキ

(3) 複写機用のインキ又はインキパッド染み込ませ用若しくはタイプライターリボン用のインキ

(4) マーク用インキ（例えば、硝酸銀をもととしたもの）

(5) 金属入りインキ（金属又は合金の微細な粒子をガムの溶液に懸濁させたもの。例えば、金、銀又はブロンズ入りのインキ）

(6) 調製した隠顕インキ又は調製した不可視インキ（例えば、塩化コバルトをもととしたもの）

これらの物品は一般に液状又はペースト状であるが、濃縮したもの又は固形のもの（例えば、粉状、タブレット状又は棒状のもの）で、単に希釈又は分散させるだけでインクとして使用し得るものも含む。

この項には、次の物品を含まない。

(a) 写真複写機に使用する現像剤で、トナー（カーボンブラックと熱可塑性樹脂との混合物）を担体（エチルセルロースで被覆した砂の粒）に配合したもの（37. 07）

(b) ボールペン用の詰め替え用中しんで、ポイントとインク貯蔵部を有するもの（96. 08）。ただし、通常の万年筆に使用する単にインキを充てんしたカートリッジは、この項に属する。

(c) インキを付けたタイプライターリボン又はインキパッド（96. 12）

第 33 類

精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類

注

- 1 この類には、次の物品を含まない。
 - (a) 第 13.01 項の天然のオレオレジン及び 13.02 項の植物性のエキス
 - (b) 第 34.01 項のせっけんその他の物品
 - (c) 第 38.05 項のガムテレピン油、ウッドテレピン油、硫酸テレピン油その他の物品
- 2 第 33.02 項において「香気性物質」とは、第 33.01 項の物質、これらの物質から単離した香気性成分及び合成香料のみをいう。
- 3 第 33.03 項から第 33.07 項までには、これらの項の物品としての用途に適する物品のうち、当該用途に供するため小売用の包装にしたもの（混合してあるかないかを問わないものとし、精油のアキュアスディスチレート及びアキュアスソリューションを除く。）を含む。
- 4 第 33.07 項において調製香料及び化粧品類には、におい袋、燃焼させて使用する香気性の調製品、香紙、化粧料を染み込ませ又は塗布した紙、コンタクトレンズ用又は義眼用の液、香料又は化粧料を染み込ませ、塗布し又は被覆したウォッディング、フェルト及び不織布並びに動物用の化粧品類を含む。

総 説

33.01 項の精油及びオレオレジン抽出物は全て、植物性の材料から抽出されたものである。抽出に用いられる方法は、得られる製品の種類を決定する。例えば、水蒸気蒸留法によるか、有機溶剤抽出法によるかによってある種の植物（例えば、シナモン）は、精油又はオレオレジン抽出物のいずれかを生ずる。

33.03 項から 33.07 項までには、これらの項の物品としての用途に適する物品のうち、当該用途に供するため小売用の包装にしたもの（混合してあるかないかを問わないものとし、精油のアキュアスディスチレート及びアキュアスソリューションを除く。）を含む（この類の注 3 参照）。

33.03 項から 33.07 項までの物品は、副次的な医薬成分又は消毒成分を含んでいるかいないか又は副次的治療効果若しくは予防効果（30 類注 1（e）参照）を有するか有しないかを問わず、これらの項に属する。ただし、調製した室内防臭剤は、たとえ副次的な性質より多くの消毒特性を有していても 33.07 項に属する。

上記の物品のほか、他の用途に適する調製品（例えば、ワニス）及び混合していない物品（例えば芳香を付けていない粉末状のタルク、白土、アセトン、みょうばん）で次の条件に合致する場合は、これらの項に属する。

- (a) 消費者に販売するような状態に包装されており、かつ、調製香料、化粧品類又は室内防臭剤として使用するためのものであることが、ラベル、説明書その他により表示されていること。
- (b) これらの用途のために明らかに特定化された形状にしてあること（例えば、小瓶に貯蔵したネイルワニスでワニスの使用に必要なブラシが備えられているもの。）

この類には、次の物品を含まない。

- (a) ペトロラタム（皮膚の手入れ用に適する物品で、当該用途に供するため小売用の包装にしたものを除く。）(27.12)
- (b) 医薬調製品であって、副次的に調製香料及び化粧品類としての用途を有するもの（30.03又は30.04）
- (c) せっけん並びにせっけん又は洗剤を染み込ませ、塗布し又は被覆した紙、ウォッディング、フェルト及び不織布（34.01）

33.01 精油（コンクリートのも及びアブソリュートのもを含むものとし、テルペンを除いてあるかないかを問わない。）、レジノイド、オレオレジン抽出物、精油のコンセントレート（冷浸法又は温浸法により得たもので、油脂、ろうその他これらに類する物品を媒質としているものに限る。）、精油からテルペンを除く際に生ずるテルペン系副産物並びに精油のアキュアスディスチレート及びアキュアスソリューション

－精油（かんきつ類の果実のものに限る。）

3301.12－オレンジのもの

3301.13－レモンのも

3301.19－その他のもの

－精油（かんきつ類の果実のものを除く。）

3301.24－ペパーミント（メンタ・ピペリタのもの）

3301.25－その他のミントのもの

3301.29－その他のもの

3301.30－レジノイド

3301.90－その他のもの

(A) 精油（コンクリート及びアブソリュートを含む。）、レジノイド及びオレオレジン抽出物

精油は香料、食品その他の工業の原料となるもので、植物から得られる。これらは一般に複合成分で、アルコール、アルデヒド、ケトン、フェノール、エステル、エーテル及びテルペンを各種割合で含有している。これらの精油はテルペンを除去することにより、芳香が変化しているかいないかを問わずこの項に属する。これらの精油の大部分は揮発性であり、紙上に残したしみは通常すぐに消える。

精油は種々の方法で得られる。例えば、

- (1) 圧搾法（例えば、レモンの皮から得られるレモンオイル）
- (2) 水蒸気蒸留法
- (3) 石油エーテル、ベンゼン、アセトン、トルエンのような有機溶剤又は超臨界液体（加圧下での二酸化炭素ガスなど）による生鮮植物材料からの抽出
- (4) 冷浸法又は温浸法より得た濃縮物からの抽出（下記（B）参照）

この項にはまた上記（3）の方法によって得られたコンクリートを含む。コンクリートは植物性ろうが存在するため、固形状又は半固形状である。これらのろうを除去してアブソリュートを得るが、これらも又この項に属する。

レジノイドは主に香料、化粧品、せっけん又は界面活性剤（surfactant）の各工業において、保留剤として使用する物品である。これらは主として、不揮発性物質から構成されており、有機溶剤抽出又は超臨界液体によって、次の物品から抽出される。

- （i）乾燥した天然の非多孔性の植物性の樹脂状物質（例えば、天然のオレオレジン又はオレオガムレジン）
- （ii）乾燥した天然の動物性の樹脂物質（例えば、カストル（海狸香）、シベット（霊猫香）又はムスク（じゃ香））

オレオレジン抽出物は、「調製オレオレジン」又は「スパイスオレオレジン」として知られており、天然の多孔性の植物原材料（通常は、香料又は芳香性植物）からの溶剤抽出又は超臨界液体抽出のいずれかによって得られる。これらの抽出物は揮発性の芳香成分（例えば、精油）と不揮発性の香味成分（例えば、樹脂、脂肪油又は香辛成分）を含んでおり、これらが香辛又は芳香性植物の特徴的な香気又は香味を決定づけている。これらのオレオレジン抽出物の精油の含有量は、香辛性又は芳香性植物によってかなり変化する。これらの物品は主として食品工業における香味付けに使用する。

この項には次の物品を含まない。

- （a）天然のオレオレジン（13.01）
- （b）揮発性の成分を含んでおり、一般に他の植物性物質（香気性成分を除く）を相当量含有している植物性の抽出物で、他の項に該当するもの（例えば、水相抽出したオレオレジン）（13.02）
- （c）植物又は動物性の着色料（32.03）

精油、レジノイド及びオレオレジン抽出物は、その抽出に使用された溶剤（例えば、エチルアルコール等）が少量残留していることがあるが、このことにより、この項の範囲から除外されることにはならない。

主成分の一部を除去又は付加することにより単に標準化した精油、レジノイド及びオレオレジン抽出物で、その組成が天然品の組成の通常範囲内にある限り、この項に含まれる。しかし、分画その他の変性（テルペン系炭化水素を除去する場合を除く。）により、その組成がもとのものと著しく異なるものとなった精油、レジノイド及びオレオレジン抽出物は、この項から除かれる（通常、33.02）。この項には植物油、ぶどう糖又はでん粉のような希釈剤又は担体を加えて調製された物品は含まない（通常、33.02）。

主要な精油、レジノイド及びオレオレジン抽出物は、この類の解説の付表に掲げてある。

- （B）精油のコンセントレート（油脂、ろうその他これらに類する物品を媒質としているものに限る。）

コンセントレートは、植物又は花から油脂、ペトロラタム、パラフィンワックス等を媒質

として温浸法又は冷浸法を使用して精油を抽出する際に得られる。そのため、精油のコンセントレートは油脂等に溶けた形状をしており、脂に溶かしたものは flower pomade として取引される。ただし、頭髮等に調製されたポマードとして知られているものは含まない(33. 05)。

(C) テルペン系副産物

この項に属するテルペン系副産物は、分別蒸留その他の方法により精油から分離されるもので、ある種の化粧せっけん又は食料品の香り付けにしばしば使用される。

(D) 精油のアキュアスディスチレート及びアキュアスソリューション

アキュアスディスチレートは、植物から水蒸気蒸留により精油を抽出する際に蒸留物の水層として得られる。精油を分離した後もアキュアスディスチレートは少量の精油が残るため香気を有する。アルコール中に貯蔵された植物を蒸留して得られるある種のディスチレートは、少量のアルコールを含有している。また、他に保存に必要なアルコールを含有するものもある（例えば、ウイッチヘーゼルディスチレート）。

この項には、精油の水溶液も含む。

これらの物品は、たとえ他の物質を添加することなく相互に混合したもの又は香料若しくは医薬品にしたものであってもこの項に含む。

最も普通のアキュアスディスチレート及びアキュアスソリューションは、オレンジフラワー、ローズ、メリサ、ミント、フェンネル、チェリーローレル、ライムブロッサム、ウイッチヘーゼル等のものである。

前記の除外例のほか、この項には、次の物品を含まない。

- (a) バニラオレオレジン（誤って「バニラレジノイド」又は「バニラエキス」と呼ばれることがある。）(13. 02)
- (b) 化学的に単一の化合物で精油から単離したもの（例えば、単離したテルペン）、レジノイドから単離したもの（自然単離物）又は合成によって得られたもの（29 類）。
- (c) 精油の混合物、レジノイドの混合物、オレオレジン抽出物の混合物、精油とレジノイド又はオレオレジン抽出物との混合物並びにこれらの混合物及び精油、レジノイド又はオレオレジン抽出物をもととした混合物（33. 02 解説参照。）。
- (d) ガムテレピン油、ウッドテレピン油及び硫酸テレピン油その他のテルペン油（蒸留その他の方法により針葉樹から得たものに限る。）(38. 05)

＊

＊ ＊

号の解説

3301. 12

3301. 12 号の「オレンジ」には、マンダリン（タンジェリン、うんしゅうみかんを含む）、クレメンタイン（clementines）、ウィルキング（wilkins）その他これらに類するかんきつ類の交雑種を含まない。

33.02 香気性物質の混合物及び一以上の香気性物質をもとした混合物(アルコール溶液を含むものとし、工業において原材料として使用する種類のものに限る)並びに香気性物質をもとしたその他の調製品(飲料製造に使用する種類のものに限る。)

3302.10－食品工業又は飲料工業において使用する種類のもの

3302.90－その他のもの

この項には、香料工業、食品工業又は飲料工業（例えば、菓子製造、食品又は飲料の香味付け）及びその他の工業（例えば、せっけん製造）の原料として使用する種類のものに限り次に掲げる混合物を含む。

- (1) 精油の混合物
- (2) レジノイドの混合物
- (3) オレオレジン抽出物の混合物
- (4) 合成芳香剤の混合物
- (5) 二以上の香気性物質（精油、レジノイド、オレオレジン抽出物又は合成芳香剤）から成る混合物
- (6) 一以上の香気性物質（精油、レジノイド、オレオレジン抽出物又は合成芳香剤）を含む混合物で植物油、ぶどう糖又はでん粉のような希釈剤又は担体と結合させたもの。
- (7) 他の類に属する物品（例えば、香辛料）と一以上の香気性物質（精油、レジノイド、オレオレジン抽出物又は合成芳香剤）との混合物で、これらの香気性物質を主体とするもの（希釈剤又は担体と結合しているか、アルコールを含有しているかないかを問わない。）

精油、レジノイド又はオレオレジン抽出物の成分の一以上を除去することにより得られるもので、その組成がもとの組成と著しく異なることとなった場合もこの項の混合物として分類する。主なものとしては、メントン油（ペパーミント油をほう酸で処理した後に冷凍することによりメントールの大部分を除いたもので、63%のメントンと 16%のメントールを含む）、しょう脳白油（しょう脳原油を冷凍及び蒸留することによりしょう脳及びサフロールを除去したもので、30～40%の cineole と dipentene、pinene、camphene 等を含む。）及びゲラニオール（citronella oil の分別蒸留によって得られ、50～77%のゲラニオールと citronellol 及び nerol を含む。）がある。

特に、この項には精油及び保留剤から成る混合物で、アルコールの添加後でなければ使用に適しない香料ベース（perfume base）を含む。また、一以上の香気性物質のアルコール（例えば、エチルアルコール、イソプロピルアルコール）溶液で香料工業、食品工業、飲料工業又はその他の工業において原料として使用する種類のものはこの項に含まれる。

この項には、香気性物質をもとしたその他の調製品で、飲料製造に使用する種類のものを含む。これらの調製品は、アルコールを含有するもの又は含有しないもので、アルコール飲料又はアルコールを含有しない飲料の製造に用いられる。これらは、飲料に一義的に香りを与え、二次的に風味を付与するために使用する。33 類注 2 に規定された 1 以上の香気性物質をもとしており、また、通常、このような調製品はある特定の飲料を特徴づけるための香気性物質を比較的少量含有する。またそれらは、香気性物質の特性を有している限り、ジュース、色素、酸味料、甘味料なども含んでいてもよい。提示の際に、これらの調製品は飲料として消費されるようになっ

ていないので、22 類の飲料と区別することができる。

この項には、この類の注 2 に規定する香気性物質以外の物質をもととした、飲料製造に使用する調製品（アルコールを含有するかしないかを問わない。）を含まない（他の項に含まれない物品は 21.06 項）。

33.03 香水類及びオーデコロン類

この項には、液状、クリーム状又は固形状（棒状のものを含む。）の香水及び化粧水で、人体に芳香を与えることを主目的として製造したものを含む。

香水類は、一般に精油、フローラルコンクリート、フローラルアブソリュート又は人造の香気性物質の混合物を高濃度のアルコールに溶かしたものである。これらには、通常更に補香剤及び保留剤又は安定剤が配合されている。

化粧水、例えば、ラベンダーウォーター、オーデコロン（33.01 項の精油のアキュアスディステレート及びアキュアソリューションと混同してはならない。）は、少量の精油等を含有し、一般に上記の香水よりも濃度が低いアルコール液である。

この項には、次の物品を含まない。

- （a）トイレットビネガー（33.04）
- （b）ひげそり後用のローション及び身体用防臭剤（33.07）

33.04 美容用、メーキャップ用又は皮膚の手入れ用の調製品（日焼止め用又は日焼け用の調製品を含むものとし、医薬品を除く。）及びマニキュア用又はペディキュア用の調製品

3304.10—唇のメーキャップ用の調製品

3304.20—眼のメーキャップ用の調製品

3304.30—マニキュア用又はペディキュア用の調製品

—その他のもの

3304.91—パウダー（固形にしたものを含む。）

3304.99—その他のもの

（A）美容用又はメーキャップ用の調製品及び皮膚の手入れ用の調製品

（日焼止め用又は日焼け用の調製品を含む。）

これらには、次の物品を含む。

- （1）口紅及びその他唇のメーキャップ用の調製品
- （2）アイシャドー、マスカラ、眉ずみ及びその他眼のメーキャップ用の調製品
- （3）その他の美容用又はメーキャップ用の調製品及び皮膚の手入れ用の調製品（医薬品を除く。）。

例えば、おしろい（固形のものを含む。）、ベビーパウダー（混合しておらず、香りのないも

ので小売用に包装したタルカムパウダーを含む。) その他のパウダー及びグリースペイント (ドーラン)、ビューティクリーム、コールドクリーム、メーキャップクリーム、クレンジングクリーム、栄養クリーム (ロイヤルゼリーを含有するものを含む。) 及びスキントニック又はボディローション、皮膚の手入れ用に供するため小売用の包装にしたペトロラタム、皮膚を保護するためのバリアクリーム、しわの除去と唇のはりを増すための皮下注射用ゲル (ヒアルロン酸を含有するものを含む。)、にきび防止用調製品 (34.01 項のせっけんを除く。) で皮膚を清潔にすることを主目的として作られたもので、にきびの治療又は予防効果を有する活性成分を充分に含んでいないもの並びに酢又は酢酸と香気のあるアルコールの混合物であるトイレットビネガー。日焼止め用又は日焼け用の調製品もここに含む。

(B) マニキュア用又はペディキュア用の調製品

これらには、つめ磨き料、ネイルワニス、ネイルワニスの剥離剤、あま皮とり (cuticle removers) 及びマニキュア又はペディキュアに使用されるその他の調製品を含む。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 皮膚病の治療に使用する医薬調製品 (例えば、湿疹治療用のクリーム (30.03 又は 30.04))
- (b) 足の防臭剤及び動物のつめの手入れ用の調製品 (33.07)
- (c) 人工爪 (プラスチック製のもの) (39.26) (その他の材料製のものは、構成材料に従って分類される。)

33.05 頭髮用の調製品

3305.10—シャンプー

3305.20—パーマメント用の調製品

3305.30—ヘアラッカー

3305.90—その他のもの

この項には、次の物品を含む。

- (1) シャンプーでせっけん又はその他の有機界面活性剤を含有するもの (34 類注 1 (c) 参照) 及びその他のシャンプー。すべてのこれらのシャンプーは、副次的な医薬成分又は消毒成分 (治療作用又は予防作用を有するものを含む。) を含んでいてもよい (30 類注 1 (e) 参照)。また、この項には、せっけんその他の有機界面活性剤を含有するシャンプーで、液体せっけん、皮膚の洗浄用の調製品又はバスフォームとしての付加的な用途を持つものを含む。
- (2) パーマメント用の調製品
- (3) ヘアラッカー (ヘアースプレーとも呼ばれる。)
- (4) その他の頭髮用調製品 (例えば、ブリリアンチン並びにヘアオイル、クリーム (ポマー) 及びドレッシング並びに染毛料及び頭髮に使用する漂白剤、クリームリンス) 頭皮以外の人体の毛に使用する調製品は含まない (33.07)。

33.06 口腔衛生用の調製品（義歯定着用のペースト及び粉を含む。）及び小売用の包装にした歯間清掃用の糸（デンタルフロス）

3306.10－歯磨き

3306.20－歯間清掃用の糸（デンタルフロス）

3306.90－その他のもの

この項には、口腔衛生用の調製品を含む。例えば、

（Ⅰ）すべてのタイプの歯磨き

- （１）練歯磨きその他の歯磨き：これらの物品は歯ブラシと共に使用する物質又は調製品で、歯の表面をきれいにするため若しくは磨くために使用するか、又は虫歯予防処理のようなその他の目的に使用するかを問わない。

練歯磨きその他の歯磨きは、それらが研磨剤を含むか含まないか、又はそれらが歯科医によって使用されるかされないかを問わず、この項に属する。

- （２）義歯用洗浄剤：義歯の洗浄用及び磨き用の調製品であり、研磨剤を含むか否かを問わない。

（Ⅱ）口すすぎ及び口中香水**（Ⅲ）義歯定着用のペースト、粉及び錠剤**

また、この項には個々に小売用に包装した歯間清掃用の糸（デンタルフロス）を含む。

33.07 ひげそり前用、ひげそり用又はひげそり後用の調製品、身体用の防臭剤、浴用の調製品、脱毛剤その他の調製香料及び化粧品類（他の項に該当するものを除く。）並びに調製した室内防臭剤（芳香を付けてあるかないか又は消毒作用を有するか有しないかを問わない。）

3307.10－ひげそり前用、ひげそり用又はひげそり後用の調製品

3307.20－身体用の防臭剤及び汗止め

3307.30－芳香を付けた浴用塩その他の浴用の調製品

－室内に芳香を付けるため又は室内防臭用の調製品（宗教的儀式用の香気性の製品を含む。）

3307.41－アガバティその他の香気性の調製品で燃焼させて使用するもの

3307.49－その他のもの

3307.90－その他のもの

この項には、次の物品を含む。

- （Ⅰ）ひげそり前用、ひげそり用又はひげそり後用の調製品：例えば、せっけんその他の有機界面活性剤（34 類注 1（c）参照）を含有するひげそり用クリーム及びフォーム並びにひげそり後用のローション、みょうばんの塊及び止血ペンシル。

固形のひげそり用せっけんは、含まない（34.01）。

（Ⅱ）身体用の防臭剤及び汗止め

（Ⅲ）浴用の調製品：例えば、芳香を付けた浴用塩及びフォームバス用の調製品（せっけんその他の有機界面活性剤を含有しているかいないかを問わない。）（34 類注 1（c）参照）。

全部又は一部が合成有機界面活性剤からなる皮膚の洗浄用の調製品（せっけんの含有量を問わない。）で、液状又はクリーム状で小売用にしたのは、34.01 項に属し、同様の調製品で小売用にしてないものは、34.02 項に属する。

（Ⅳ）室内付香用又は室内防臭用の調製品（宗教的儀式用の香気性調製品を含む。）

（1）室内付香用の調製品及び宗教的儀式用の香気性調製品：これらは通常蒸発させ又は燃焼させることにより使用する（例えば、「アガバティ」）。これらは液状、粉状、円すい状のもの、紙に染み込ませたもの等がある。これらの調製品のうち、一部のものは臭気をおおい隠すために使用する。

付香したろうそくは含まない（34.06）。

（2）室内防臭用の調製品（芳香を付けてあるかないか又は消毒作用を有するか有しないかを問わない。）

室内防臭用の調製品は、主としておさえるべき臭気に対して化学的に作用する物質（メタクリル酸ラウリル）又は物理的に臭気を吸着（例えば、ファンデルワールズ結合）する他の物質から成る。小売用のものは、一般にエアゾール缶に詰められている。

冷蔵庫、自動車等の脱臭剤として小売用に包装した活性炭等もこの項に属する。

（Ⅴ）その他の製品

（1）脱毛剤

（2）におい袋：芳香性の植物の部分の小袋に入れたもので、シャツ戸棚等に香りを付けるのに使用する。

（3）香紙及び化粧料を染み込ませ又は塗布した紙

（4）コンタクトレンズ用又は義眼用の液：これらは、洗浄、消毒若しくは侵せき又は装着を快適にするために使用する。

（5）香料及び化粧料を染み込ませ、塗布し又は被覆したウォッディン、フェルト及び不織布

（6）動物用化粧品類：例えば、犬用のシャンプー及び鳥の羽毛洗剤

（7）医療用を除き、滅菌してあるかないかを問わず、衛生用品として小売用の包装にした塩化ナトリウム溶液

付 表

33.01 項の主要な精油及びレジノイドのリスト

精油

Angelica	Gardenia	Oak Moss (Mousse de Chene)
Aniseed	Garlic	Onion
Badian	Geranium	Origanum
Basil	Ginger	Orris
Bay	Grapefruit	Palmarosa
Benzoin	Guaiacwood	Parsley
Bergamot	Ho (Shiu)	Patchouli
Birch	Hop	Pennyroyal
Bitter almond	Hyacinth	Pepper, black
Bitter orange	Hyssop	Peppermint
Bois de rose (Rosewood)	Jasmine	Petitgrain
Broom	Jonquil	Pimento (Allspice)
Cajuput	Juniper	Pin needle (but not
Calamus	Kuro moji	pinewood - heading 38.05)
Camphor	Laurel	Rose
Cananga	Lavandin	Rosemary
Canella	Lavender	Rue
Caraway	Lemon	Sage
Cassia	Lemongrass	Sandalwood
Cassie	Lime (Limette)	Sassafras
Cedar	Linaloe	Savin
Cedrat	Mace	Spearmint
Celery	Mandarin (Tangerine)	Spike lavender
Chamomile	Marjoram	Sweet orange
Chenopodium (Wormseed)	Mawah (Kenya geranium)	Tancy
Cinnamon	Melissa	Tarragon
Citronella	Mimosa	Thuja
Clove	Mint	Thyme
Copaiba	Mustard	Tolu
Coriander	Myrrh	Valerian
Cumin	Myrtle	Verbena
Cypress	Narcissus	Vetiver
Dill	Neroli	(Cus-cus, or Khus-khus)
Eucalyptus	(Orange flower)	Violet
Fennel	Naiouli	Wintergreen
Galangal	Nutmeg	Wormwood (Absinthe)
		Ylang-ylang

レジノイド

Asafoetida	Galbanum	Myrrh
Benzoin	Labdanum	Olibanum
Castoreum	Mastic	Opopanax
Civet	Mecca balsam	Peru balsam
Copaiba	(Balm of Gilhead)	Styrax
Elemi	Musk	Tolu

オレオレジン抽出物

Aniseed	Cubeb	Mustard
Badian	Cumin	Nutmeg
Basil	Deertongue	Oregano
Bay	Dill	Origanum
Canella	Fennel	Paprika
Capsicum	Foenugreek	Paradise seed
Caraway	Galangal	Pepper, black
Cardamon	Ginger	Pimento (Allspice)
Carrot	Hop	Rosemary
Cassia	Horseradish	Sage
Celery	Juniper	Savory
Cinnamon	Laurel	Tarragon
Clove	Lovage	Thyme
Copaiba	Mace	Turmeric
Coriander	Marjoram	

第 34 類

せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、
磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、
歯科用ワックス及びプラスターをもととした歯科用の調製品

注

- 1 この類には、次の物品を含まない。
 - (a) 動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂の食用の混合物及び調製品で、離型用の調製品として使用する種類のもの（第 15.17 項参照）
 - (b) 化学的に単一の化合物
 - (c) せっけんその他有機界面活性剤を含有するシャンプー、歯磨き、ひげそりクリーム、ひげそりフォーム及び浴用の調製品（第 33.05 項から第 33.07 項まで参照）
- 2 第 34.01 項においてせっけんは、水溶性のせっけんに限るものとし、同項のせっけんその他の物品には、消毒剤、粉状研磨剤、充てん料、医薬品その他の物品が加えてあるかないかを問わない。ただし、粉状研磨剤を含有する物品のうち、棒状にし、ケーキ状にし又は成型したものは第 34.01 項に属するものとし、その他の形状のものは擦り磨き用の粉その他これに類する調製品として第 34.05 項に属する。
- 3 第 34.02 項において有機界面活性剤は、温度 20 度において 0.5%の濃度で水と混合し、同温度で 1 時間放置した場合において、次のいずれの要件も満たす物品をいう。
 - (a) 不溶物を析出することなく透明若しくは半透明の液体又は安定したエマルジョンを生成すること。
 - (b) 水の表面張力を 1 メートルにつき 0.045 ニュートン（1 センチメートルにつき 45 ダイン）以下に低下させること。
- 4 第 34.03 項において「石油及び歴青油」とは、第 27 類の注 2 に定める石油及び歴青油をいう。
- 5 第 34.04 項において「人造ろう及び調製ろう」とは、次の物品をいう。
 - (a) 化学的に得た有機物でろうの特性を有するもの（水溶性であるかないかを問わない。）
 - (b) 異種のろうを混合することにより得た物品
 - (c) 一以上のろうをもとし、脂、樹脂、鉱物性物質その他の材料を含有する物品で、ろうの特性を有するものただし、第 34.04 項には、次の物品を含まない。
 - (a) 第 15.16 項、第 34.02 項又は第 38.23 項の物品（ろうの特性を有するものを含む。）
 - (b) 第 15.21 項の動物性又は植物性のろう（混合していないものに限るものとし、精製してあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。）
 - (c) 第 27.12 項の鉱物性ろうその他これに類する物品（これらを相互に混合してあるかないか又は単に着色してあるかないかを問わない。）
 - (d) 液状の媒体と混合し又はこれに分散させ若しくは溶解させたろう（第 34.05 項、第 38.09 項等参照）

総 説

この類には、主に油、脂又はろうを工業的に処理して得た物品（例えば、せっけん、ある種の調製潤滑剤、調製ろう、ある種の磨き剤及び擦り磨き用の調製品、ろうそく）を含む。また、ある種の非天然産品（例えば、界面活性剤、調製界面活性剤及び人造ろう）もこの類に含まれる。

この類には、化学的に単一の化合物及び混合又は調製してない天然産品を含まない。

34.01 せっけん、有機界面活性剤及びその調製品（せっけんとして使用するもので、棒状にし、ケーキ状にし又は成型したものに限るものとし、せっけんを含有するかしないかを問わない。）、有機界面活性剤及びその調製品（皮膚の洗浄に使用するもので、液状又はクリーム状で小売用にしたものに限るものとし、せっけんを含有するかしないかを問わない。）並びにせっけん又は洗浄剤を染み込ませ、塗布し又は被覆した紙、ウォッディング、フェルト及び不織布

ーせっけん、有機界面活性剤及びその調製品（棒状にし、ケーキ状にし又は成型したものに限る。）並びにせっけん又は洗浄剤を染み込ませ、塗布し又は被覆した紙、ウォッディング、フェルト及び不織布

3401.11ー化粧用のもの（薬用のものを含む。）

3401.19ーその他のもの

3401.20ーせっけん（その他の形状のもの）

3401.30ー有機界面活性剤及びその調製品（皮膚の洗浄に使用するもので、液状又はクリーム状で小売用にしたものに限るものとし、せっけんを含有するかしないかを問わない。）

（I）せっけん

せっけんは、分子中に8個以上の炭素原子を有する脂肪酸又は脂肪酸の混合物からつくられる無機又は有機のアルカリ塩である。実際には脂肪酸の一部は、樹脂酸で置き換えられることがある。

この項には、水溶性のせっけん（真正せっけん）のみを含む。せっけんは、水溶液の状態によりアルカリ性を呈する陰イオン系界面活性剤の一種である。

せっけんは、次の3種に大別される。

硬せっけん：一般に水酸化ナトリウム又は炭酸ナトリウムから製造され、通常のせっけんの大部分のものがこれに含まれる。白色のもの、有色のもの又はまだらのものがある。

軟せっけん：水酸化カリウム又は炭酸カリウムから製造される。粘性があり、通常緑色、褐（かつ）色又は淡褐（かつ）色である。少量（一般に5%以下）の合成有機界面活性剤を含有するものもある。

液状せっけん：せっけんの水溶液（少量（通常5%以下）のアルコール又はグリセリンを加えたものもある。）で、合成有機界面活性剤を含有していないもの

この項には、特に次のような種類のせっけんを含む。

（1）化粧せっけん（着色され、かつ、芳香が付けられていることが多い。）：下記の浮きせっけん

ん、防臭せっけん、グリセリンせっけん、ひげそり用せっけん、薬用せっけん、消毒用せっけん及び研磨材を含有するせっけんを含む。

(a) 浮きせっけん及び防臭せっけん

(b) グリセリンせっけん：白色のせっけんをアルコール、グリセリン又は砂糖で処理して得られ、透明である。

(c) ひげそり用せっけん（ひげそりクリームは、33.07 項に属する。）

(d) 薬用せっけん：ほう酸、サリチル酸、硫黄、スルホンアミドその他の医薬物質を含有している。

(e) 消毒用せっけん：少量の石炭酸、クレゾール、ナフトール、ホルムアルデヒドその他の殺菌性物質、細菌発育阻止性物質等を含有する。この種のせっけんは、これと同様の成分を含有する 38.08 項の消毒剤と混同してはならない。両者は、各成分（せっけんと石炭酸、クレゾール等）の含有率に相違がある。38.08 項の消毒剤は、かなりの比率で石炭酸、クレゾール等を含有し、かつ、液状であるが、消毒用せっけんは通常固体である。

(f) 研磨材を含有するせっけん：せっけんに砂、シリカ、軽石粉、スレート粉、おがくずその他これらに類する物品を加えたものである。この項には、研磨材を含有するせっけんのうち、棒状にし、ケーキ状にし又は成型したもののみを含む。研磨材を含有する擦り磨き用のペースト及び磨き粉は、せっけんを含有するかしないかにかかわらず 34.05 項に属する。

(2) 家庭用せっけん：着色又は芳香を付けたもの、研磨剤及び消毒剤を加えたものもある。

(3) ロジンせっけん、トール油せっけん及びナフテネートせっけん：脂肪酸のアルカリ塩のみならず 38.06 項の樹脂酸のアルカリ塩又は 34.02 項のナフテン酸のアルカリ塩を含有している。

(4) 特殊な目的のために調製した工業用せっけん：例えば、伸線用、合成ゴムの重合用又は洗たく業用のせっけんがこれにあたる。

上記 (1) (f) のものを除き、この項のせっけんには、通常次の形状のものがある。棒状、ケーキ状、成型品、フレーク状、粉状、ペースト状又は水溶液

(II) 有機界面活性剤及びその調製品（せっけんとして使用するもので、

棒状にし、ケーキ状にし又は成型したものに限るものとし、

せっけんを含有するかしないかを問わない。）

これらには、化粧用又は洗浄用の物品及び調製品で、活性成分の全部又は一部が合成界面活性剤であるもの（せっけんの含有率を問わない。）を含む。ただし、これらは、棒状にし、ケーキ状にし又は成型したもの（すなわち、同様の用途に供するせっけんの普通の形状のもの）に限る。

また、この種の物品には、上記の物品に、砂、シリカ、軽石粉等を加えて研磨性を与えた物品及び調製品を含むが、これも上記の形状にしたものに限られる。

- (Ⅲ) 有機界面活性剤及びその調製品（皮膚の洗浄に使用するもので、
液状又はクリーム状で小売用にしたものに限るものとし、
せっけんを含有するかしないかを問わない。）

これらには、皮膚の洗浄用の物品で、その活性成分の一部又は全部が合成有機界面活性剤であるもの（せっけんの含有量を問わない。）を含む。ただし、液状又はクリーム状で小売用にしたものに限る。小売用にしてないものは、34.02 項に属する。

- (Ⅳ) せっけん又は洗浄剤を染み込ませ、塗布し又は被覆した紙、
ウオッディング、フェルト及び不織布

これらには、せっけん又は洗浄剤を染み込ませ、塗布し又は被覆した紙、ウオッディング、フェルト及び不織布を含む（芳香を付けてあるかないか又は小売用のものであるかないかを問わない。）。これらは通常、手又は顔の洗浄に使用する。

上記の除外例のほか、この項には、次の物品を含まない。

- (a) ソープストック (15.22)
- (b) カルシウムせっけんその他の金属せっけんのよう、化学的な意味においてはせっけんに属するにもかかわらず水に不溶性の物品及び調製品（場合により 29 類、30 類、38 類等）
- (c) 紙、ウオッディング、フェルト及び不織布で単に芳香を付けたもの (33 類)
- (d) シャンプー (33.05) 及び歯磨き (33.06)
- (e) 34.02 項の有機界面活性剤（せっけんを除く。）、調製界面活性剤及び調製洗剤（せっけんを含有するかしないかを問わない。）並びにせっけんを有機溶剤に溶かし又は分散したもの。
- (f) せっけん又は洗浄剤を染み込ませ、塗布し又は被覆した多泡性のプラスチック、多泡性のゴム、紡織用繊維（ウオッディング、フェルト及び不織布を除く。）及び金属パッド（これらは、一般にその支持体が属する項に属する。）

34.02 有機界面活性剤（せっけんを除く。）並びに調製界面活性剤、調製洗剤、補助的調製洗剤及び清浄用調製品（せっけんを含有するかしないかを問わないものとし、第 34.01 項のものを除く。）

－陰イオン（アニオン）系の有機界面活性剤（小売用にしてあるかないかを問わない。）

3402.31－直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

3402.39－その他のもの

－その他の有機界面活性剤（小売用にしてあるかないかを問わない。）

3402.41－陽イオン（カチオン）系のもの

3402.42－非イオン系のもの

3402.49－その他のもの

3402.50－調製品（小売用にしたものに限る。）

3402.90－その他のもの

(I) 有機界面活性剤（せっけんを除く。）

この項の有機界面活性剤は、一以上の親水基と疎水基（温度 20 度において 0.5% の濃度に水と混合して同温度で 1 時間以上放置した場合に、不溶物を析出していない透明若しくは半透明の液体又は安定したエマルジョンとなるような割合のものに限る。）を有する化学的に単一でない有機化合物である（この類の注 3（a）参照）。この項において、温度 20 度において 1 時間放置した後に、（1）固体粒子が肉眼で見える、（2）視覚的に識別できる層に分離する、又は（3）透明な部分と半透明な部分とに分離したことが肉眼で識別できる場合にはエマルジョンは安定した性格を有するものとは見なさない。有機界面活性剤は、界面において吸着を可能にし、種々の物理化学的性質、特に表面張力の低下、起泡性、乳化性、湿潤性等の界面（表面）活性を呈するので通常表面活性剤とも称される。

ただし、蒸留水の表面張力を 20 度、0.5% の濃度において 1 メートルにつき 0.045 ニュートン（1 センチメートルにつき 45 ダイン）以下に低下させることができない物品は、界面活性剤とはみなされず、したがって、この項には属しない。

界面活性剤には、次のような種類のものがある。

- (1) 陰イオン（アニオン）系のもの：水溶液中で電離して負に帯電した有機イオンが界面活性を示す物質である。例えば、脂肪、植物油（トリグリセリド）又は樹脂酸の硫酸エステル塩及びスルホン酸塩、脂肪族アルコールより得られる硫酸エステル塩及びスルホン酸塩、石油のスルホン酸塩（例えば、アルカリ金属のもの（ある程度の割合の鉱物油を含有するものも含む。）、アンモニウムもの又はエタノールアミンのもの）、アルキルポリエーテル硫酸塩、アルキルスルホン酸塩、アルキルフェニルエーテルスルホン酸塩、アルキル硫酸塩、アルキルアリールスルホン酸塩（例えば、工業的品質のドデシルベンゼンスルホン酸塩）

この種の界面活性剤には、製造工程に由来する不純物として、少量の脂肪族アルコール、アルキレートその他の硫酸塩化又はスルホン酸塩化を免がれた疎水性の原材料を含有することがある。また、少量の硫酸ナトリウムその他の残留無機塩（無水塩として計算した場合に、通常 15% 以下）を含有することもある。

- (2) 陽イオン（カチオン）系のもの：水溶液中で電離して陽に帯電した有機イオンが界面活性を示す物質である。例えば、脂肪族アミンの塩又は第四アンモニウム塩基の塩
- (3) 非イオン系のもの：水溶液中においてイオンを生じない界面活性剤である。水に溶解する性質は、分子中に親水性の強い官能基を有することによるものである。例えば、脂肪族アルコール、脂肪酸又はアルキルフェノールとエチレンオキシドとの縮合物、脂肪酸アミドのエトキシレート
- (4) 両性界面活性剤：媒体の条件によっては、水溶液中でイオン化することができ、陰イオン活性剤又は陽イオン活性剤の性質を示す界面活性剤である。

このイオン挙動は、広義の両性化合物のそれに類似する。これらには、例えば、アルキルベタイン（alkylbetaine）又はスルホベタイン（sulphobetaine）を含有するたんぱく質、その分解物、アミノカルボン酸系、アミノスルホン酸系、アミノ硫酸系又はアミノりん酸系の置換化合物がある。

(Ⅱ) 調製界面活性剤、調製洗剤、補助的調製洗剤及び清浄用調製品

(せっけんを含有するかしないかを問わないものとし、34.01 項のものを除く。)

この種の物品には、3 種類の調製品がある。

(A) 調製界面活性剤

次の物品を含む。

- (1) 上記 (Ⅰ) の界面活性剤相互の混合物 (例えば、スルホリシノレート (sulphoricinoleates) とスルホン化アルキルナフタレン又は脂肪族アルコール硫酸エステル塩との混合物)
- (2) 上記 (Ⅰ) の界面活性剤を有機溶剤に溶かし又は分散させたもの (例えば、脂肪族アルコール硫酸エステル塩のシクロヘキサノール溶液又はテトラヒドロナフタリン溶液)
- (3) 上記 (Ⅰ) の界面活性剤をもととするその他の混合物 (例えば、アルキルベンゼンスルホン酸塩とステアリン酸ナトリウムとの混合物のようなある割合でせっけんを含有する調製界面活性剤)
- (4) せっけんをシクロヘキサノール等の有機溶剤に溶かし又は分散させたもの (せっけんの水溶液 (少量 (通常 5 %以下) のアルコール又はグリセリンが添加されていることもある) は、34.01 項の液状せっけんである。)

調製界面活性剤は、それらの洗浄性、湿潤性、乳化性又は分散性のために、例えば、次のように使用される。

- (i) 繊維工業の製造工程及び仕上げ工程において繊維に付着した脂肪や汚れを除去するための繊維工業用の洗浄剤
- (ii) 繊維工業用の湿潤剤、乳化剤、膨潤助剤及びつや出し剤
- (iii) 皮革工業用又は毛皮工業用の原皮用侵せき剤、脱脂剤、染色用湿潤剤、均染剤又は色調調整剤
- (iv) 下記 (B) の調製洗剤製造用の基礎的材料 (例えば、調製陰イオン界面活性剤。この種の界面活性剤には、残留物又は目的を持った添加物としてかなりの量の硫酸ナトリウムその他界面活性剤の製造工程において生成する種類の無機塩を含有することがある。)
- (v) 製紙工業用又は合成ゴム工業用の分散剤
- (vi) 浮遊選鉱助剤
- (vii) 医薬品又は化粧品調製の乳化剤

このグループには、皮膚の洗浄用の有機界面活性剤及びその調製品のうち、その活性成分の一部又は全部が合成有機界面活性剤 (せっけんの含有量を問わない。) からなる物品で、液状又はクリーム状で、小売用にしてあるものを含まない (34.01)。

(B) 調製洗剤、補助的調製洗剤及び清浄用調製品 (せっけん又はその他の有機界面活性剤をもととしたものに限る。)

この範囲の物品には、調製洗剤、補助的調製洗剤及びある種の清浄用調製品を含む。これら各種の調製品は、一般に本質的な構成成分及び一以上の副次的な構成成分を含有する。そして、この副次的な構成成分の存在により、この種の物品を上記 (A) に記載されている物

品と特に区別することができる。

本質的な構成成分は、合成有機界面活性剤、せっけん又はこれらの混合物である。

副次的な構成成分は、次のような物品である。

- (1) ビルダー（例えば、ポリリン酸ナトリウム、炭酸ナトリウム、けい酸ナトリウム、ほう酸ナトリウム、ニトリロ三酢酸（NTA）の塩）
- (2) ブースター（例えば、アルカノールアミド（alkanolamides）、脂肪酸アミド、脂肪族アミノオキシド）
- (3) 増量剤（例えば、硫酸ナトリウム、塩化ナトリウム）
- (4) 補助剤（例えば、漂白剤、蛍光白色染料、沈殿防止剤、腐食防止剤、静電防止剤、着色料、香料、殺菌剤及び酵素）

これらの調製品は、物の表面に付いているよごれを溶液又は分解液の状態にする働きをもつ。

界面活性剤をもととした調製洗剤は“detergent”とも称される。この種の調製品は衣類、食器類又は台所用品の洗浄に使用する。

これらの物品は、液状、粉状又はペースト状であり、家庭用又は工業用に供する。棒状にし、ケーキ状にし又は成型した化粧用又は洗浄用の物品は、34.01 項に属する。

補助的調製洗剤は、衣類、家庭用リネン等の浸せき（前洗い）、すすぎ又は漂白に使用する。

清浄用調製品は、床、窓その他の表面の清浄に使用する。この種の物品には少量の香気性物質を含有するものもある。

(C) セッケンその他の有機界面活性剤をもととしない清浄用調製品又は調製除脂剤。

これらの物品には次の物品を含む。

- (i) 酸又はアルカリ洗浄剤は、衛生用備付品、フライパン等の清浄のために特に処方されたものである。これらは、例えば、硫酸水素ナトリウム又は次亜塩素酸ナトリウムとオルトリン酸三ナトリウムとの混合物を含有している。
- (ii) 酪農業又はビール醸造業等において使用する調製除脂剤及び清浄用調製品で、次の物質をもとするもの
炭酸ナトリウム、かせいソーダその他のアルカリ性物質をもとするもの又は溶剤及び乳化剤をもとするもの

この種のものには、少量のせっけんその他の界面活性剤を含有するものがある。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) シャンプー及びフォームバス用調製品（せっけんその他の界面活性剤を含有しているかないかを問わない。）（33 類）
- (b) 洗浄剤を染み込ませ、塗布し、被覆した紙、ウォッディング、フェルト及び不織布（34.01）
- (c) 界面活性剤を含有する調製品で、界面活性作用を必要としないもの又は界面活性作用が補助的なもの（場合によって、34.03、38.08、38.09、38.24 等）
- (d) 界面活性剤を含有する研磨性調製品（擦り磨き用のペースト及び粉）（34.05）
- (e) 水に不溶性のナフテン酸塩、石油のスルホン酸塩その他の界面活性剤及び調製界面活性剤

(これらは、より特殊な限定をして記載している項に属しない場合を除き、38.24 項に属する。)

34.03 調製潤滑剤（調製した切削油、ボルト又はナットの離脱剤、防錆（せい）防食剤及び離型剤で、潤滑剤をもとしたものを含む。）及び紡織用繊維、革、毛皮、その他の材料のオイリング又は加脂処理に使用する種類の調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の70%以上で、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成す当該調製潤滑剤及び当該調製品を除く。）

－石油又は歴青油を含有するもの

3403.11－紡織用繊維、革、毛皮その他の材料の処理用の調製品

3403.19－その他のもの

－その他のもの

3403.91－紡織用繊維、革、毛皮その他の材料の処理用の調製品

3403.99－その他のもの

石油又は歴青油の含有量が全重量の70%以上で、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すもの（27.10 参照）を除き、この項には、次のような混合調製品を含む。

(A) 調製潤滑剤：機械、車両、航空機その他の器具、装置、道具等の動く部分間の摩擦を少なくするものである。通常潤滑剤の原料又は基剤として動物性、植物性若しくは鉱物性の油、脂若しくはグリースを使用し、また、しばしば添加剤（例えば、黒鉛、二硫化モリブデン、タルク、カーボンブラック、カルシウムせっけんその他の金属せっけん、ピッチ、さび又は酸化等の抑制剤）を含有している。ただし、この項には、セバシン酸ジオクチル、セバシン酸ジノニル、りん酸エステル、ポリクロロビフェニル、ポリ（オキシエチレン）（ポリエチレングリコール）又はポリ（オキシプロピレン）（ポリプロピレングリコール）をもとした調製合成潤滑剤も含まれる。これらの合成潤滑剤（シリコーンをもとする“グリース”及び jet lube oil (synthetic ester lubes) と称する調製品を含む。）は、特に過酷な状況の下で効果を発揮するようにつくられている（例えば、耐火性潤滑剤、精密機器のベアリング用潤滑剤及びジェットエンジン用潤滑剤）。

(B) ダイスのあなに線材を容易に通すための伸線用調製潤滑剤：これらにはタローと硫酸から成る乳化液、ナトリウムせっけん、ステアリン酸アルミニウム、鉱油及び水から成る混合物、油脂及び sulpho-oleates から成る混合物並びにカルシウムせっけん及び石灰の粉状の混合物がある。

(C) 調製切削油：これらは、通常、動物油、植物油及び鉱油をもとし、しばしば界面活性剤が添加されている。

切削油を作るための調製剤（例えば、石油のスルホン酸塩又はその他の界面活性剤が基剤のもの）で、そのまま切削油として直接使用するのに適しないものは、この項に属しない（34.02）。

(D) ボルト又はナットの離脱剤：ボルト、ナットその他の部分品を、はずすことを目的とした調製品である。これらは通常、潤滑油を主成分とし、固形潤滑剤、溶剤、界面活性剤、防錆（せい）剤等を含んでいてもよい。

(E) 調製防錆（せい）剤又は調製防食剤：主な成分は潤滑剤である。

(F) 潤滑剤をもととした各種工業（例えば、プラスチック、ゴム、建設、鋳物）に使用する調製離型剤。この種の物品には、次のものがある。

(1) 鉱物油又は植物油、動物油その他の脂肪性物質（スルホン化、酸化又は水素添加をしたものを含む。）をろう、レシチン又は酸化防止剤と混合し又は乳化したもの

(2) シリコングリース又はシリコンオイルを含有する混合物

(3) 黒鉛、タルク、雲母、ベントナイト又はアルミニウムの粉と油、脂肪性物質、ろう等との混合物

ただし、この項には、動物性若しくは植物性の油脂の混合物又は調製品（食用に適するものに限る。）で調製離型剤として使用する種類のもの（例えば、ベーカリー用の demoulding oil）を含まない（15.17）。

(G) 紡織用繊維、皮革、毛皮等の潤滑、オイリング又は加脂処理に使用する調製品：これらは、紡績中において紡織用繊維に潤滑性及び柔軟性を与え、また、革に油脂を浸透させるため等に使用する。これらには、例えば、鉱油又は脂肪性物質とスルホリシノレート（sulphoricinoleate）等の界面活性剤との混合物並びに高率の界面活性剤に鉱油及びその他の化学品を加えた紡織用繊維用調製潤滑剤（水に対し分散性を有するもの）がある。

この項には、更に次の物品が含まれる。

(1) 二硫化モリブデンを安定した状態で鉱物油中に懸濁した物品：鉱物油を全重量の 70% 以上含有し、その特殊な潤滑性により、エンジン等の潤滑油に少量添加するためのもので、二硫化モリブデンを基礎的な成分とするもの。

(2) 防錆（せい）剤：ラノリンを基剤として、ホワイトスピリット（white spirit）に溶解したものである。これらは、たとえホワイトスピリットの含有量が全重量の 70% 以上であつてもよい。

(3) 軟質のペースト（non-hardening pastes）：ワセリン及びカルシウムせっけんから成り、真空動力ブレーキユニットの組み立ての際、ネジと継目の閉そく（sealing）及び潤滑のために使用される。

この項には、次の物品を含まない。

(a) 人造のデグラス（15.22）

(b) 医学又は獣医学において外科手術若しくは診療の際に人若しくは動物の身体の部分に潤滑剤として又は人若しくは動物の身体と診療用機器とを密着させる薬品としての使用に供するよう調製したゲル（30.06）

(c) 38.01 項のコロイド状又は半コロイド状の黒鉛及び黒鉛のペースト

(d) 伝動ベルト滑り止め調製剤（38.24）及び 38.24 項の防錆（せい）剤

34.04 人造ろう及び調製ろう

3404.20－ポリ（オキシエチレン）（ポリエチレングリコール）のもの

3404.90－その他のもの

この項には、この類の注5の人造ろう（工業的には合成ろうとして知られている。）及び調製ろうを含む。これらは比較的分子量の大きい有機物質（化学的に単一でない化合物）で構成されているか又はこれを含んでいる。これらのろうには、次のものがある。

（A）化学的に得た有機の物品でろうの特性を有するもの（水溶性であるかないかを問わない。）。

ただし、合成その他の方法で製造された 27.12 項のろう（例えば、炭化水素を主成分としたフィッシャートロプシュろう）はこの項に含まれない。また、界面活性の特性をもつ水溶性のろうもこの項から除かれる（34.02）。

（B）二以上の異なる動物性のろう、異なる植物性のろう若しくは異なるその他の種類のろうを混合することにより得られた物品又は異なる種類のろう（動物性のもの、植物性のもの及びその他のもの）を混合することにより得られた物品（例えば、異なる植物性のろうの混合物及び鉱物性のろうと植物性のろうとの混合物）。ただし、鉱物性のろうの混合物は含まない（27.12）。

（C）一以上のろうをもとし、脂、レジン、鉱物性物質その他の材料を含める物品で、ろうの特性を有するもの。ただし、混合していない動物性又は植物性のろうは、精製してあるかないか又は着色してあるかないかを問わず、この項には含まれない（15.21）。混合していない鉱物性のろう又は鉱物性のろうの混合物は、着色してあるかないかを問わず、この項には含まない（27.12）。

ただし、上記（A）、（B）及び（C）に掲げた製品を液状媒体と混合し、これに分散（懸濁又は乳化させ）又は溶解させた場合、これらの物品は、この項に含まない（34.05、38.09 等）。

上記（A）及び（C）のろうは、次の特性を有していなければならない。

（1）滴点が 40 度を超えること、かつ、

（2）その滴点より 10 度高い温度で、回転粘度計で測定した粘度が $10\text{Pa} \cdot \text{s}$ （又は $10,000\text{cP}$ ）以下であること

このほか、これらは一般に次の性質を有している。

（a）ゆるやかに摩擦することにより光沢を生ずる。

（b）稠度と溶解性は温度に著しく影響される。

（c）温度 20 度において、

（i）あるろうは軟かく、可塑性を有し（ただし、粘液状又は液状でないもの）（softwaxes）、その他のろうは脆い（hardwaxes）。

（ii）これらは不透明か半透明である。

（d）温度 40 度を超えると分解せずに溶解する。

（e）融点よりわずかに高い温度においては、これらは容易に糸をひかない。

（f）これらは熱及び電気の伝導性が少ない。

この項のろうには、各種の化学組成のものがある。次のろうを含む。

- (1) ポリアルキレンワックス（例えば、ポリエチレンワックス）。これらは包装材料、紡織用繊維の潤滑剤、磨き料等に使用する。
- (2) 炭化水素系ろう（合成又は天然のパラフィンろう）の部分酸化によって得られるろう。これらは磨き料、塗料、潤滑剤等、広い範囲に使用される。
- (3) 塩化パラフィン、ポリクロロビフェニル又はポリクロロナフタリンの混合物から成るろう。これらは防炎剤、絶縁剤、コンデンサー含浸剤、潤滑剤、木材の防腐剤等に使用する。
- (4) ポリ（オキシエチレン）（ポリエチレングリコール）ワックス。これらは水溶性で化粧品若しくは医薬用に、結合剤、柔軟剤若しくは防腐剤として、紡織用繊維若しくは紙の接着剤に又はインキ若しくはゴムの混和剤等に使用する。
- (5) 脂肪性ケトン、脂肪性エステル（少量のせっけんで変性したプロピレングリコールモノステアレート並びに酒石酸と酢酸でエステル化したグリセリンのモノステアレート及びグリセリンのジステアレートの混合物）、脂肪性アミン又は脂肪性アミドの混合物から成るろう。これらは、化粧品、磨き料、ペイントに使用する。
- (6) モンタンろうのような天然ろうの一部又は全部を化学的に変性させて得られたろう
- (7) 二以上の異種のろうから成るろう（27.12 項に該当する鉱物性ろうの混合物を除く。）又は一以上のろうに他の原料を混ぜたもの（例えば、パラフィンろうとポリエチレンから成るろう（塗料に使用される。）、パラフィンろうとステアリン酸から成るろう（ろうそく製造用の原料に供される。）、酸化した炭化水素系ろうと乳化剤から成るろう）。ただし、封ろう及びこれに類する組成のろうは、体裁を整えたものに限り、この項に属する（32.14 項の物品を除く。）。

上記のろうは、着色したものであっても、この項に属する。

上記の除外例のほか、この項には次の物品を含まない。

- (a) ラノリンアルコール：ろうの特性を有しているかいないかを問わない（15.05）。
- (b) 水素添加油：ろうの特性を有しているかいないかを問わない（15.16）。
- (c) 化学的に単一の有機化合物（29 類）
- (d) 歯科用ワックス及び歯科用の印象剤：セットにしたもの、小売用に包装したもの及び板状、馬蹄（てい）状、棒状その他これらに類する形状にしたもの（34.07）
- (e) 工業用の脂肪性モノカルボン酸及び工業用の脂肪性アルコール：ろうの特性を有しているかないかを問わない（38.23）。
- (f) グリセリンのモノ、ジ及びトリ脂肪酸エステルの混合物で、ろうの特性を有しないもの（38.24）
- (g) 混合したポリクロロフェニル及び混合した塩化パラフィンで、ろうの特性を有しないもの（38.24）
- (h) ポリ（オキシエチレン）（ポリエチレングリコール）で、ろうの特性を有しないもの（38.24 又は 39.07）
- (ij) ポリエチレンで、ろうの特性を有しないもの（例えば、39.01）

34.05 履物用、家具用、床用、車体用、ガラス用又は金属用の磨き料及びクリーム、擦り磨き用のペースト及び粉並びにこれらに類する調製品（この項の調製品を染み込ませ、塗布し又は被覆した紙、ウォッディング、フェルト、不織布、プラスチックフォーム及びセルラールアーを含むものとし、第 34.04 項のろうを除く。）

3405.10－履物用又は革用の磨き料、クリームその他これらに類する調製品

3405.20－木製の家具、床その他の木製品の維持用の磨き料、クリームその他これらに類する調製品

3405.30－車体用の磨き料その他これに類する調製品（メタルポリッシュを除く。）

3405.40－擦り磨き用のペースト、粉その他の調製品

3405.90－その他のもの

この項には、履物用、家具用、床用、車体用、ガラス用又は金属（例えば、銀、銅）用の磨き料及びクリーム並びに調理用品、流し用、タイル用、ストーブ用等の調製した擦り磨き用のペースト及び粉並びに革用の磨き料、クリームその他これらに類する調製品を含む。また、この項には、保護性能を有するつや出し用調製品を含む。

これらの調製品はろう、研磨剤その他の物質をもととしている。例えば、これらの調製品には、次のものがある。

- （1）テレピン油を染み込ませたろう又は水性媒体に乳化させたろうから成るろう及び磨き料（多くの場合着色料を含有している。）
- （2）メタルポリッシュ及びガラス磨き料（白亜又はけいそう土のように極めて軟かい研磨材をホワイトスピリット及び液状せっけんの乳濁液の中に懸濁させたもの）
- （3）金属等の磨き用、仕上げ用又は微細研磨（fine-grinding）用のもので、ダイヤモンドの粉又はダストを含むもの
- （4）微細に砕いた砂と炭酸ナトリウム及びせっけんの混合物から成る擦り磨き粉。この粉を、例えば、ろうを潤滑用鉱油に溶かした液で練って作った擦り磨き用ペースト

これらの調製品は、小売用に包装されることも多く、通常、液状、ペースト状、粉状、タブレット状、棒状等で、家庭用又は工業用の目的に使用する。

これらの調製品を染み込ませ、塗布し又は被覆した紙、ウォッディング、フェルト、不織布、多泡性のプラスチック及びセルラールアーはこの項に属する。しかし、同じように染み込ませ、塗布し又は被覆した紡織用繊維のふき布及び金属製のポット磨き用品は、この項には含まない（それぞれ 11 部及び 15 部）。

この項には、次の物品を含まない。

- （a）混合していない磨き粉（一般に 25 類又は 28 類）
- （b）タブレット状の履物用白塗り材及びシャモア革製履物用の調製液状塗料（32.10）
- （c）デグラス及び人造デグラス（15.22）並びに革仕上げ用のその他の油及びグリース（15 類、

27. 10、34. 03、38. 24 等)

(d) 衣類清浄用のドライクリーニング液及び染抜き。これらはその構成成分によって所属を決定する（通常石油エーテルとして 27. 10 又は 38. 14 若しくは 38. 24）。

34. 06 ろうそく及びこれに類する物品

ろうそく（球状又はコイル状のろうそくを含む。）等は通常、タロー、ステアリン、パラフィンろうその他のろうから作る。

この項に属する物品は着色、付香、装飾等をしてあるかないかを問わない。

この項には、受け皿付きの夜明かしろうそくを含む。

この項には、次の物品を含まない。

(a) ぜんそく止めろうそく (30. 04)

(b) ろうマッチ (36. 05)

(c) 硫黄を含ませた帯、しん及びろうそく (38. 08)

34. 07 モデリングペースト(児童用のものを含む。)、歯科用のワックス及び印象材(セットにし、小売用の包装にし又は板状、馬蹄(てい)状、棒状その他これらに類する形状にしたものに限る。)並びに焼いた石膏(こう)又は硫酸カルシウムから成るプラスターをもととしたその他の歯科用の調製品

(A) モデリングペースト

通常、芸術家又は金細工業者が模型を制作するために使用し、また児童娯楽用としても使用する可塑性の調製品である。

最も一般的なものはオレイン酸亜鉛をもととしたものであって、ろう、流動パラフィン及びカオリンを含有し、わずかに脂性の感触がある。

その他セルロースパルプとカオリンとの混合物を結合剤で粘結したものもある。

これらのペーストは、通常着色され、バルク状、ケーキ状、棒状、板状等で提示される。

各色を取り揃えたモデリングペースト(児童の娯楽用としてセットにしたものを含む。)も、また、この項に属する。

(B) 歯科用ワックス及び歯科用の印象剤

歯科医が歯の型取りに使用する種々の組成の調製品であって、通常ろう、プラスチック又はグタペルカにロジン、セラック、充てん料(粉末雲母等)等を混入したものである。一般に着色されており、硬質又はわずかに軟質である。

これらの調製品は、セットにしたもの、小売用の包装にしたもの及び板状、馬蹄(てい)状(中空のものであるかないかを問わない。)、棒状その他これらに類する形状にした場合に限り、この項に属する。その他の形状のもの(例えば、バルク状)は、その組成によって所

属を決定する（34.04、38.24等）。

（C）焼いた石膏（こう）又は硫酸カルシウムから成るプラスターをもととしたその他の歯科用調製品

この項には、通常、全重量の2%以上の添加剤を含有するプラスターをもととした歯科用の調製品を含む。許容される添加剤は、白色剤としての二酸化チタン、着色剤、けいそう土、デキストリン及びメラミン樹脂である。それらは、また促進剤又は遅延剤を含むことがある。

歯科用のこれらの製品は、一般的に、重量比で25%以上の α -硫酸カルシウム1/2水和物を含んでいるか、又は、大部分が α -硫酸カルシウム1/2水和物であり、これは、天然には存在せず、例えば、高純度の硫酸カルシウム2水和物を含む石膏（こう）沈殿物の脱水により得ることができる。

この物品は、歯の形取り用、模型用その他の歯科用に使用され、形状又は状態にかかわらずこの項に属する。

これらの調製品は、少量の促進剤又は遅延剤のみを加えたプラスターと混同してはならない（25.20）。

この項には、歯科用セメント及び歯科用充てん材料を含まない（30.06）。

第 35 類

たんぱく系物質、変性でん粉、膠（こう）着剤及び酵素

注

- 1 この類には、次の物品を含まない。
 - （a）酵母（第 21.02 項参照）
 - （b）第 30 類の血液分画物（治療用又は予防用に調製してない血液アルブミンを除く。）、医薬品その他の物品
 - （c）なめし前処理用の酵素系調製品（第 32.02 項参照）
 - （d）第 34 類の酵素系の調製浸せき剤、調製洗剤その他の物品
 - （e）硬化たんぱく質（第 39.13 項参照）
 - （f）ゼラチンに印刷した物品（第 49 類参照）
- 2 第 35.05 項において「デキストリン」とは、でん粉分解物で、ぶどう糖として計算した還元糖の含有量が乾燥状態において全重量の 10%以下のものをいう。

でん粉分解物で、ぶどう糖として計算した還元糖の含有量が乾燥状態において全重量の 10%を超えるものは、第 17.02 項に属する。

35.01 カゼイン及びカゼイナートその他のカゼイン誘導体並びにカゼイングルー

3501.10－カゼイン

3501.90－その他のもの

(A) カゼイン及びカゼイン誘導体

- （1）カゼイン：牛乳の主要たんぱく質成分で、一般に酸又はレンネットによりスキムミルクを凝結（カード）させて作る。この項には、凝結方法の差による各種のカゼインを含む。例えば、酸カゼイン、カゼイノーゲンカゼイン及びレンネットカゼイン（パラカゼイン）がある。

カゼインは通常黄白色の細粒で、アルカリ溶液に可溶であるが水には不溶である。主として膠（こう）着剤、ペイント若しくは水性塗料の調製、紙のコーティング又はカゼインプラスチック（硬化カゼイン）、人造繊維、食品若しくは医薬の製造に使用する。

- （2）カゼイナート（カゼインの塩）：可溶性カゼインとして知られるナトリウム塩及びアンモニウム塩を含む。これらの塩は通常濃厚食品及び医薬の調製に使用し、カゼインのカルシウム塩はその特性から食品の調製又は膠（こう）着剤として使用する。
- （3）その他のカゼイン誘導体：特に塩素化カゼイン、臭素化カゼイン、よう素化カゼイン及びタンニン酸カゼインがあり、製薬に使用する。

(B) カゼイングルー

カゼインのカルシウム塩（カゼイナートの項参照）又はカゼインと白亜の混合物に添加物（例えば、少量のほう砂又は塩化アンモニウム）を加えたもので、通常粉状である。

この項には次の物品を含まない。

- (a) カゼインの貴金属塩 (28. 43) 及び 28. 44 項から 28. 46 項まで及び 28. 52 項のカゼイナート
- (b) 植物性カゼインと誤って呼ばれる物品 (35. 04)
- (c) 小売用の包装にしたカゼイングルーで、正味重量が 1 キログラム以下のもの (35. 06)
- (d) 硬化カゼイン (39. 13)

35.02 アルブミン (二以上のホエイたんぱく質の濃縮物を含むものとし、ホエイたんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の 80%を超えるものに限る。) 及びアルブミナートその他のアルブミン誘導体

－卵白

3502. 11－乾燥したもの

3502. 19－その他のもの

3502. 20－ミルクアルブミン (2 種類以上のホエイたんぱく質の濃縮物を含む。)

3502. 90－その他のもの

- (1) アルブミン: 動物性又は植物性のたんぱく質で、前者はより重要であり、卵白 (ovalbumin)、血清アルブミン (serum albumin)、ミルクアルブミン (lact albumin) 及び魚アルブミン (fish albumin) を含む。カゼインと異なり、アルブミンはアルカリ液と同様に水にも可溶であり、その溶液は加熱により凝固する。

この項には二以上のホエイたんぱく質からなるホエイたんぱく質濃縮物で、ホエイたんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の 80%を超えるものを含む。そのホエイたんぱく質の含有量は窒素含有量に 6. 38 の換算率を掛けることにより計算する。ホエイたんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の 80%以下のホエイたんぱく質濃縮物は 04. 04 項に分類される。

アルブミンは通常粘液状、透明な黄色のフレーク状又は無定形の白色、淡紅色若しくは黄色の粉状である。

アルブミンは、膠 (こう) 着剤、食品若しくは医薬の調製、革の仕上げ、織物若しくは紙 (特に写真用紙) の処理又はぶどう酒その他の飲料の清澄に使用する。

- (2) アルブミナート (アルブミンの塩) その他のアルブミン誘導体: 特にアルブミンの鉄塩、臭素化アルブミン、よう素化アルブミン及びタンニン酸アルブミンがある。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 乾燥血液 (時には誤って「血液アルブミン」と呼ぶことがある。)(05. 11)
- (b) アルブミンの貴金属塩 (28. 43) 又は 28. 44 項から 28. 46 項まで及び 28. 52 項のアルブミナート
- (c) 治療用又は予防用に調製した血液アルブミン及び人血漿 (30 類)

35.03 ゼラチン（長方形（正方形を含む。）のシート状のものを含むものとし、表面加工をしてあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。）、ゼラチン誘導体、アイシングラス及びその他のにかわ（第 35.01 項のカゼイングルーを除く。）

この項のゼラチン及びにかわは、水溶性たんぱく質で、皮、軟骨、骨、腱その他これに類する動物性の物質を通常温水で酸と共に又は酸なしで処理して得られる。

(A) ゼラチン：ゼラチンは、にかわよりも粘着性が少なく精製度が高いもので、水と共に透明なゼリーをつくる。食品、医薬品及び写真乳剤の調製、微生物の培養剤並びにビール及びワインの清澄に使用する。また、紙及び織物のサイジング、印刷工業、プラスチックの調製（硬化ゼラチン）並びにゼラチン成形品の製造にも使用する。

ゼラチンは、通常薄い透明なほとんど無色無臭のシート状（乾燥の際に使用した網のあとが残っている。）になっているが、スラブ、板、シート、フレーク、粉等の形で流通している。

ゼラチンのシートは、長方形（正方形を含む。）のものに限りこの項に属し、着色してあるか又は表面加工（例えば、型押し、金属蒸着及びプリント（ゼラチンポストカードその他の 49 類の印刷物を除く。））をしてあるかないかを問わない。長方形（正方形を含む。）以外の形状に切ったもの（例えば、円形）は 96.02 項に属し、硬化していないゼラチンの成型品、彫刻品及び細工品も 96.02 項に属する。

(B) ゼラチン誘導体：タンニン酸ゼラチン及びブロムタンニン酸ゼラチンを含む。

(C) アイシングラス (isinglass)：ある種の魚類（特にちょうぎめ）のうきぶくろを機械的に処理して得られる。固体状態（一般には、半透明の薄いシート状）で提示され、ビール、ワインその他のアルコール飲料の清澄剤として又は製薬に使用する。

(D) その他のにかわ（動物性のものに限る。）：この項には、にかわとして使用する不純なゼラチンを含む。これらには、保存剤、顔料及び粘度調製剤のような添加物を含んでいてもよい。主なにかわは次のものである。

(1) Bone glues、hide glues、nervu glues、sinew glues：これらは黄色又はかつ色で臭気強い。一般に、粗製ゼラチンよりも厚く、硬く、もろいシート状である。また、ビーズ状、フレーク状等のものもある。

(2) 魚膠（こう）（アイシングラスを除く。）：これらのかわは魚の屑（皮、軟骨、骨、ひれ等）から熱水的作用により得られ、通常、ゼラチン状の液体である。

この項には、次の物品を含まない。

(a) カゼイングルー (35.01)

(b) 小売用にした膠（こう）着剤で正味重量が 1 キログラム以下のもの (35.06)

(c) ゼラチンをもととして製造した複写用のペースト (38.24)

(d) 硬化ゼラチン (39.13)

35.04 ペプトン及びその誘導体並びにその他のたんぱく質系物質及びその誘導体(他の項に該当するものを除く。)並びに皮粉(クロムみょうばんを加えたものを含む。)

この項には、次の物品を含む。

(A) ペプトン及びその誘導体

(1) ペプトンは、天然のたんぱく質を加水分解し又はある種の酵素（ペプシン、パパイン、パンクレアチン等）の作用により処理して得た可溶性の物質であり、通常白色ないし黄色の粉末で、非常に吸湿性があるため密閉容器に詰める。液状のペプトンもある。主な種類としては肉ペプトン、酵母ペプトン、血液ペプトン及びカゼインペプトンがある。これらは医薬用、食料調製品及び微生物培養基として使用する。

(2) ペプトネートは、ペプトンの誘導体で主に製薬に使用する。主要なものとしては、鉄ペプトネート（iron peptonates）及びマンガンペプトネート（manganese peptonates）がある。

(B) その他のたんぱく質系物質及びその誘導体。(他の項に該当するものを除く。)

ここには、次の物品を含む。

(1) グルテリン及びプロラミン：穀物のたんぱく質であり、小麦及びライ麦から得られるグリアジン並びにとうもろこしから得られるゼインがその例である。

(2) グロブリン：例えば、ラクトグロブリン及びオボグロブリン（下記の除外例（d）を参照）

(3) グリシニン：大豆たんぱく質の代表的なものである。

(4) ケラチン：毛髪、つめ、角、ひづめ、羽根等から得られる。

(5) 核たんぱく質（nucleoproteids）：核酸及びその誘導体と結合したたんぱく質であり、例えば、ビール酵母から分離される。核たんぱく質の塩（鉄塩、銅塩等）は、主として製薬に使用する。ただし、28.52 項に該当する水銀の核たんぱく質を除く。

(6) たんぱく質分離物：植物性の物質（例えば、脱脂大豆粉）から抽出して得たものでその中に含有されていたたんぱく質の混合物から成る。たんぱく質分離物中のたんぱく質含有量は、通常 90%以上である。

(C) 皮粉（クロムみょうばんを加えたものを含む。）：皮粉は、天然タンニン材料中のタンニン及び植物タンニン油抽出物中のタンニンの定量に使用する。新鮮な皮を注意深く処理して製造したもので、ほぼ純粋なコラーゲンである。皮粉には、少量のクロムみょうばんを含むもの（chromed hide powder）とクロムみょうばんを使用直前に添加する必要があるため未添加のまま提示されるものとがある。クロムみょうばんを加えた皮粉は、41.15 項のクロム革のダスト及び粉と混同してはならない（これらのダスト及び粉はタンニンの定量には適さず低価値のものである。）。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 主としてアミノ酸と塩化ナトリウムの混合物から成るたんぱく質加水分解物及び脱脂大豆粉からその特定成分を除去して得た濃縮物で、調製食料品の添加物として使用するもの (21.06)
- (b) たんぱく質の貴金属塩 (28.43) 及び 28.44 項から 28.46 項まで及び 28.52 項のたんぱく質の塩
- (c) 核酸及びその塩 (29.34)
- (d) フィブリーノーゲン、フィブリン、血液グロブリン、血清グロブリン、正常人免疫グロブリン及び抗血清 (特定免疫グロブリン) 及びその他の血液分画物 (30.02)
- (e) この項の物品で、医薬品にしたもの (30.03 又は 30.04)
- (f) 酵素 (35.07)
- (g) 硬化たんぱく質 (39.13)

35.05 デキストリンその他の変性でん粉 (例えば、糊 (こ) 化済でん粉及びエステル化でん粉) 及びでん粉又はデキストリンその他の変性でん粉をもとした膠 (こう) 着剤

3505.10—デキストリンその他の変性でん粉

3505.20—膠 (こう) 着剤

この項には、次の物品を含む。

- (A) デキストリンその他の変性でん粉：熱、薬品 (例えば、酸、アルカリ) 又はジアスターゼの作用によりでん粉を変化させることによって得られた物品及びでん粉を酸化、エステル化又はエーテル化等により変性させたものである。架橋でん粉 (例えば、りん酸-2 デンプン) は、変性でん粉の重要なものの一つである。

- (1) デキストリン：酸又は酵素による加水分解により、でん粉を分解することによって得られる。最終製品はマルトデキストリンである。ただし、そのようなでん粉分解物のうち、ぶどう糖として計算した還元糖の含有量が乾燥状態において全重量の 10% 以下のもののみをデキストリンとしてこの項に属する。

また、デキストリンは、でん粉をばい焼することによっても得られる (少量の化学薬品を加えてあるかないかを問わない)。薬品を添加しないものは、ばい焼でん粉 (roasted starch) として知られている。

デキストリンは、製造工程及び使用したでん粉の種類によって白色、黄色又はかつ色の粉末となる。これらは水に溶ける (必要があれば適当に加温する。) がアルコールには溶けない。

- (2) 可溶性でん粉 (soluble starch 又は amylogen)：でん粉とデキストリンの中間段階のものである。湯ででん粉を煮たり又は冷たい希薄酸液に長時間つけて作る。可溶性でん粉に微量のカオリンが含まれていてもこの項に含まれる。これらは、主に製紙工程中、セルロースパルプに添加するために使用する。

- (3) 糊 (こ) 化済でん粉及び膨潤化 (swelling) したでん粉：でん粉に水を加えて湿らせ、

多少ともゼラチン化した塊が得られるまで熱処理し、これを乾燥し、粉碎して粉末にしたものである。この物品は、押出し、次いで粉碎して粉末にする方法によって得られる。これは、製紙工業、繊維工業、冶（や）金（鋳物用中子の粘結剤の調製に使用する。）、食品工業及び飼料製造用等に供する。

(4) エーテル化又はエステル化でん粉（エーテル化又はエステル化により変性したでん粉）：エーテル化でん粉には、ヒドロキシエチル基、ヒドロキシプロピル基又はカルボキシメチル基を有するものを含む。エステル化でん粉には、主に製紙工業又は繊維工業に使用する酢酸でん粉及び爆薬の製造に使用する硝酸でん粉を含む。

(5) その他の変性でん粉：

(i) ジアルデヒドスターチ

(ii) ホルムアルデヒド又はエピクロヒドリンにより処理したでん粉。外科用手袋用の粉等として使用する。

一般に、この項の変性でん粉は、特性の変化、例えば、溶液及びゲルの透明度、ゲル化又は結晶化への傾向、保水力、凍結－解凍の安定性、糊（こ）化する温度又は粘度の最高点に基づいて、11 類の変性していないでん粉と区別することができる。

(B) でん粉又はデキストリンその他の変性でん粉をもととした膠（こう）着剤

(1) デキストリングルー（dextrin glues）：デキストリンの水溶液又はデキストリンと他物質（例えば、塩化マグネシウム）を混合したものがある。

(2) スターチグルー（starch glues）：でん粉をアルカリ（例えば、水酸化ナトリウム）で処理して得られる。

(3) 膠（こう）着剤（glues）：未加工でん粉、ほう砂及び水溶性のセルロース誘導体から成るもの又は未加工でん粉、ほう砂及びでん粉エーテルから成るものがある。

上記の物品は、通常白色、黄色又は茶かっ色の、無定形の粉末又はガム状の塊であることから、これらの中には「ブリティッシュガム（British gum）」又は「スターチガム（starch gum）」と呼ばれるものがある。これらは、主に膠（こう）着剤として絵の具工業、繊維工業、製紙工業及び冶（や）金に使用する。

この項には、次の物品を含まない。

(a) でん粉（調製していないもの）(11.08)

(b) でん粉分解物で、ぶどう糖として計算した還元糖の含有量が乾燥状態において全重量の10%を超えるもの (17.02)

(c) 小売用にした膠（こう）着剤で正味重量が1キログラム以下のもの (35.06)

(d) でん粉又はデキストリンをもととしたつや出し剤及び仕上げ剤で製紙工業、繊維工業又は皮革工業及びこれらに類する工業において使用する種類のもの (38.09)

35.06 調製膠（こう）着剤その他の調製接着剤（他の項に該当するものを除く。）及び膠（こう）着剤又は接着剤としての使用に適する物品（膠（こう）着剤又は接着剤として小売用にし

たもので正味重量が1キログラム以下のものに限る。)

3506.10－膠（こう）着剤又は接着剤としての使用に適する物品（膠（こう）着剤又は接着剤として小売用にしたもので正味重量が1キログラム以下のものに限る。）

－その他のもの

3506.91－ゴム又は第39.01項から第39.13項までの重合体をもととした接着剤

3506.99－その他のもの

この項には、次の物品を含む。

(A) 膠（こう）着剤又は接着剤として使用に適する物品のうち、膠（こう）着剤又は接着剤として小売用にしたもので正味重量が1キログラム以下のもの

これらには、下記（B）の調製膠（こう）着剤及び調製接着剤並びに膠（こう）着剤又は接着剤に適するその他の物品のうち、膠（こう）着剤又は接着剤として小売用にしたもので正味重量が1キログラム以下のものが属する。

小売用にした膠（こう）着剤又は接着剤は、通常、ガラス製の瓶又はつぼ、金属製の箱、押出し式の金属製チューブ、カートン、紙袋等の容器に入っているが、単に紙の帯で包んだだけのものもある（例えば、ボーングルーの板）。また、専用の小さなブラシが膠（こう）着剤又は接着剤（例えば、直ちに使用できるようにされているつぼ入り又は缶入りの膠（こう）着剤又は接着剤）とともに包装されていることがある。このようなブラシは、膠（こう）着剤又は接着剤とともに包装されているならば、一括して本項に属する。

粒状のデキストリンやメチルセルロースのように膠（こう）着剤又は接着剤としての用途のほか、他の用途もあわせもつ物品は、膠（こう）着剤又は接着剤として販売しようとしていることを示す表示が包装上にある場合に限り、本項に属する。

(B) 調製膠（こう）着剤その他の調製接着剤で、この表においてより特殊な限定をした項に属しないもの。例えば、

(1) グルテングルー (Vienna glues) : 通常部分発酵により可溶性にしたグルテンから得たもので、一般にフレーク状又は粉状で、淡黄色からかっ色のものがある。

(2) 天然ガムを化学処理して得た膠（こう）着剤及びその他の接着剤

(3) けい酸塩等をもととした接着剤

(4) 接着剤として使用するために特に配合された調製品で、39.01項から39.13項までの重合体又はそれらの混合物から成り、かつ、39類に該当しない他の物品（例えば、ろう、ロジンエステル、変性させてない天然セラック。ただし、39類の物品への添加が許容されている物品（充てん料、可塑剤、溶剤顔料等）を除く。）を加えたもの

(5) ゴム、有機溶剤、充てん料、加硫剤及び樹脂の混合物から成る接着剤

上記（A）の規定に該当する場合を除き、この表においてより特殊な限定をした項に属する物品は、この項から除かれる。例えば、

(a) カゼイングルー (35.01)、にかわ (35.03) 並びにでん粉、デキストリン及び変性でん粉をもととした膠（こう）着剤 (35.05)

(b) 直接又は処理後に膠（こう）着剤その他の接着剤として使用することができるその他の物

品。例えば、とりもち (13.02)、混合していないけい酸塩 (28.39)、カゼインのカルシウム塩 (35.01)、デキストリン (35.05)、39.01 項から 39.13 項までの重合体の分散液又は溶液 (39 類又は 32.08) 及びゴムの分散液又は溶液 (40 類)

なお、この項には、販売される状態で直ちに膠 (こう) 着剤及び接着剤に使用することができる物品だけでなく、使用に際し水に溶解又は分散させることを必要とする物品を含む。

この項には、紡績製繊維等に使用する調製したつや出し剤及び仕上げ剤 (38.09) 並びに鋳物用の中子の調製粘結剤 (38.24) を含まない。国によっては、これらを “glues” と呼ぶことがあるが、これらの物品の接着性が利用されているのではない。

この項には、32.14 項のマスチック、充てん料等の特性を有する物品を含まない。

35.07 酵素及び他の項に該当しない調製した酵素

3507.10－レンネット及びその濃縮物

3507.90－その他のもの

酵素は生体細胞により生産させる有機物質であり、それら自体の化学構造を変えることなく生体細胞の内外で特定の化学反応を引き起こし又は制御する性質をもつ。

酵素は次のように大別することができる。

(I) 化学組成による分類：

- (a) 分子がたんぱく質のみから成る酵素 (例えば、ペプシン、トリプシン、ウレアーゼ)
- (b) 分子がたんぱく質とそれに結合した低分子量の非たんぱく質系化合物 (共同因子 (cofactor) として作用する。) とから成る酵素。共同因子には金属イオン (例えば、ascorbate oxidase 中の銅、人胎盤に含有されている alkaline phosphatase 中の亜鉛) 又は補酵素 (coenzyme) と呼ばれる複雑な有機分子 (例えば、pyruvate decarboxylase 中の thiamine diphosphate、glutamine-oxo-acid aminotransferase 中の pyridoxal phosphate) がある。時にはこれらの双方を必要とすることもある。

(II) 作用による分類：

- (a) 化学作用によるもの：酸化還元酵素 (oxidoreductases)、転移酵素 (transferases)、加水分解酵素 (hydrolases)、離脱酵素 (lyases)、異性化酵素 (isomerases)、合成酵素 (ligases)
- (b) 生化学作用によるもの：アミラーゼ (amylases)、リパーゼ (lipases)、プロテアーゼ (proteases) 等

＊

＊ ＊

この項には、次の物品を含む。

(A) “純粋” (単離した) 酵素

これらは一般に結晶状であり、主に医薬品又は科学的研究に使用される。国際貿易におい

ては酵素濃縮物及び調製した酵素ほど重要ではない。

(B) 酵素濃縮物 (enzymatic concentrates)

この種の濃縮物は、一般に動物の器官、植物、微生物又はバクテリア若しくはかび等の培養液の水抽出物及び溶剤抽出物から得られる。これらの物品は種々の割合で数種の酵素を含有しており、標準化又は安定化されることもある。

ある種の標準化剤及び安定化剤は、種々の割合で濃縮物の中にすでに存在していることがあるので注意する必要がある。これらは発酵液に由来するか、清澄又は沈殿工程に由来するものである。

例えば、濃縮物は、沈殿若しくは凍結乾燥により粉状物として又は粒化剤、不活性の支持物若しくは担体を使用して粒状物として得られる。

(C) 調製した酵素 (他の項に該当するものを除く。)

調製した酵素は、上記 (B) の濃縮物を更に希釈し又は単離した酵素若しくは酵素濃縮物を相互に混合することにより得られる。特定の目的に適するように他の物質を添加した調製品は、この表のより特殊な限定をした項に該当する場合を除き、この項に属する。調製した酵素には、次の物品がある。

- (i) 肉を軟化するための酵素系調製品で、例えば、たんぱく質分解酵素 (例えば、パパイン) にぶどう糖その他の食用品を加えたもの
- (ii) ビール、ぶどう酒又は果汁を清澄するための酵素系調製品 (例えば、ペクチン酵素にゼラチン、ベントナイト等を加えたもの)
- (iii) バクテリア性の α -アミラーゼ又はプロアターゼをもととした織物の糊抜き (desizing) のための酵素系調製品

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 医薬品 (30.03 及び 30.04)
- (b) なめし前処理用の酵素系調製品 (32.02)
- (c) 34 類の酵素系の調製浸せき剤、調製洗剤その他の物品

＊

＊ ＊

貿易上最も重要な酵素には、次の物品がある。

(1) レンネット (lab-ferment, chymosin, rennin)

レンネットは、小牛の生鮮若しくは乾燥した第四胃から又はある種の微生物の培養によって得られる。乳中のカゼインを凝固させることによりミルクをカード状にするたんぱく質加水分解酵素である。液状、粉状又はタブレット状で利用されている。製造工程で残留し又は標準化のために添加し塩類 (例えば、塩化ナトリウム、塩化カルシウム、硫酸ナトリウム) 及び保存剤 (例えば、グリセリン) を含有することもある。

レンネットは、主としてチーズ工業において使用する。

(2) すい臓酵素 (pancreatic enzymes)

すい臓によって生産される最も重要な酵素は、トリプシン及びキモトリプシン (これらは

たんぱく質を分解する。)、 α -アミラーゼ(でん粉を分解する。)及びリパーゼ(脂肪性物質を分解する。)である。これらは主として消化不良を治療する医薬品に使用する。

すい臓酵素濃縮物は、通常、生鮮又は乾燥したすい臓から得られる。これらは、結晶水の大部分を取り去るために添加された吸湿性の高い塩及び貯蔵又は輸送を容易にするために添加したある種の保護コロイドを含有する。これらは、糊抜き用、洗浄用、脱毛用又はなめし用の調製品の製造に供する。

この項に属するすい臓酵素系調製品には、織物の糊抜きに使用する物品を含む。

(3) ペプシン (pepsin)

ペプシンは、豚又は牛の胃の粘膜から得られる。安定化のために、時には硫酸マグネシウムの飽和溶液中に貯蔵され又はしょ糖若しくは乳糖と混合して粉状ペプシンとなる。

ペプシンは、主に塩酸若しくは塩酸ペタインと結合し医療の目的に又は pepsin wine として使用する。

(4) 麦芽酵素 (malt enzymes)

このカテゴリーには、malt amylases のみを含む。

麦芽エキ스는、19.01 項に属する。

(5) パパイン (papain)、ブロメライン (bromelain) 及びフィシン (ficin)

パパインという用語は、一般にパパイヤの木 (carica papaya) の乳液の乾燥物及びこれから得られる二つの分画物(すなわち、パパイン(狭義)及びキモパパイン(chymopapain))の両方をいう。

パパインは、例えば、耐冷蔵性ビールの製造用、肉軟化剤用(上記(c)(i)参照)及び医薬用に供する。

部分的にのみ水溶性のパパイヤ乳液乾燥物は、13.02 項に属する。

ブロメラインは、パイナップルから得られる。

フィシンは、ある種のいちじくの木(の乳液)から得られる。

(6) 微生物から得たアミラーゼ (amylases) 及びプロテアーゼ (proteases)

ある種の微生物は、適当な培養基中で培養すると相当量のアミラーゼ及びプロテアーゼを分泌する。

これらの酵素は、細胞その他の不純物を除去した後、溶液を低温真空蒸発で濃縮するか又は無機塩(例えば、硫酸ナトリウム)若しくは親水性の有機溶剤(例えば、アセトン)を加えて、沈殿させることによって得られる。

微生物アミラーゼ及び微生物プロテアーゼの例としては、次の物品がある。

(a) バクテリア性 α -アミラーゼ (bacterial α -amylases)

バクテリア性 α -アミラーゼ(例えば、枯草菌(bacillus subtilis)を使用して得られる。)は、でん粉液化酵素であり、接着剤又はでん粉をもととする紙用コーティング剤の製造、ベーカリーその他の食品工業及び織物の糊抜き剤に使用する。

(b) 真菌類のアミラーゼ (fungal amylases)

真菌類のアミラーゼは、主にリゾプス属又はアスペルギルス属のかびを培養して得られる α -アミラーゼである。

これらの液化力は著しいが、バクテリア性アミラーゼよりはかなり小さい。

真菌類のアミラーゼは食品工業において多くの用途がある。

真菌類のアミラーゼは、時にはプロテアーゼ、グルコース酸化酵素 (glucose oxidase) 及びインベルターゼ (invertase) を含有することもある。

(c) アミログルコシダーゼ (amyloglucosidases)

これらの酵素は、例えば、リゾープス属又はアスペルギウス属のかびから得られる強力な糖化剤であるが液化能力はない。でん粉系物質からぶどう糖を高収率で得るために使用する。

これらの酵素は、主としてグルコースシロップ及びぶどう糖の製造に、また穀類アルコール発酵もろみの糖化剤として使用する。

(d) プロテアーゼ (proteases)

バクテリア性プロテアーゼ (例えば、bacillus subtilis 型のバクテリアを使用することにより得られる。) は、たんぱく質加水分解酵素であり、織物の糊抜き剤の製造、ある種の調製洗剤の成分として又はビール製造に使用する。かびから得たプロテアーゼは医薬品の製造に使用する。

(7) β -アミラーゼ (β -amylases)

これらの酵素は大麦の麦芽、小麦、大豆等の植物性材料から得られる。これらは、でん粉及びデキストリンから麦芽糖を生産する。

(8) ペクチン酵素 (pectic enzymes)

これらの酵素は種々のタイプのかび、主にリゾープス属又はアスペリギルス属のものを培養することにより生産される。これらは果実若しくは野菜のジュースの製造を (圧搾処理を容易にし、ジュース分の回収を増加させるため) 又は加工の工程において使用する。

(9) インベルターゼ (β -フラクトフラノシダーゼ) (invertase, β -fructofuranosidase)

インベルターゼは、通常、下面発酵ビール酵母から得られる。

この酵素は、しょ糖をぶどう糖と果糖とに分解する。ゴールデンシロップ、チョコレート又はマルチパンの製造に使用する。

(10) グルコース異性化酵素 (glucose isomerase)

この酵素はある種の微生物、主にストレプトマイセス属又はバチルス属のものの培養によって得られる。これは甘味の強いシロップを製造する場合に、ぶどう糖を一部果糖に変えるために使用する。

上記除外例のほか、この項には、次の物品を含まない。

(a) 酵母 (21.02)

(b) コカルボキシラーゼ (aneurine pyrophosphate)、コチマーゼ (nicotinamide-adenine dinucleotide) その他の補酵素 (29 類)

(c) 30.01 項の乾燥した腺その他の物品

(d) 30.02 項の培養微生物、血液酵素 (例えば、トロンビン)、酵素の特性又は活性を有する血液分画物及びその切断型変異体 (部分) その他の物品

第 36 類

火薬類、火工品、マッチ、発火性合金及び調製燃料

注

- 1 この類には、2 の（a）又は（b）の物品を除くほか、化学的に単一の化合物を含まない。
- 2 第 36.06 項において可燃性材料の製品は、次の物品に限る。
 - （a）メタアルデヒド、ヘキサメチレンテトラミンその他これらに類する物質をタブレット状、棒状その他これらに類する形状にした燃料及びアルコールをもとした燃料その他これに類する調製燃料で固体又は半固体のもの
 - （b）たばこ用ライターその他これに類するライターの充てんに使用する種類の液体燃料及び液化ガス燃料（容量が 300 立方センチメートル以下の容器入りにしたものに限る。）
 - （c）レジントーチ、付け木その他これに類する物品

総 説

この類には、火薬及び爆薬を含む。これらは、通常みずからの燃焼に必要な酸素を含有すること及び燃焼に際し高温で膨大な容量のガスを発生することを特徴とする混合物である。

また、この類には、火薬又は爆薬の点火に必要な附属物品（火管、雷管等）も含む。爆発性、発火性又は可燃性の物品から調製した製品で、光、音、煙、炎及び火花を出すことを目的とするもの（例えば、花火類、マッチ、フェロセリウム及び特定の調製燃料）もこの類に含まれる。

この類には、36.06 項の解説（Ⅱ）（A）、（Ⅱ）（B）（1）及び（Ⅱ）（B）（2）に記述されている特定の燃料を除き、化学的に単一の化合物を含まない（通常 28 類又は 29 類）。また、この類には 93 類の銃砲弾を含まない。

36.01 火薬

これらの火薬は混合物で、燃焼により膨大な容量の高熱ガスを発生する。これらのガスは推進効果を生ずる。

火器に使用する火薬の場合には、燃焼は一定の容積の限られた狭い空間で行われ、火器の砲身内で生じた圧力によって発射体に高速を与える。

ロケット用の火薬の場合には、燃焼によって一定の圧力を生じ、ノズルからガスを噴出することによって推進効果を与える。

この項の火薬は、可燃性成分並びに燃焼を助ける成分を含有している。さらに燃焼の速度を制御することを目的とした成分を含有することがある。

この項には、次の物品を含む。

（1）黒色火薬（ガンパウダー）

黒色火薬は硝酸カリウム又は硝酸ナトリウム、硫黄及び木炭から成る均密な混合物である。

この火薬の色は黒色からかつ色のものまであり、僅かに吸湿性で、スポーツ用及び爆破用火薬として使用する。前者は、丸い一定の大きさの細粒の形状で提示されるが、後者は、各種の大きさの粒又は砕粒のことがある（採鉱用の爆破用火薬）。

（2）火器用の火薬（黒色火薬を除く。）

（a）無煙火薬

これらの物品は、ニトロセルロース（硝酸セルロース）を基材とするもので、通常綿火薬又は爆破用のニトロセルロースに他の物品とともに特にジフェニルアミンのような安定剤を加えたものである。これらの火薬は、ニトロセルロースと溶剤から製造される。また、ニトロセルロースに硝酸バリウム、硝酸カリウム、重クロム酸のアルカリ塩等及び溶剤を加えたもの又は更にニトロセルロースにニトログリセリン（三硝酸グリセリン）を混和したものからも製造される（バリスタイト、コルダイト等）。

無煙火薬は、通常、棒、管、ディスク、フレーク又は粒の形状で提示される。

（b）混成火薬

混成火薬には、燃焼特性を改良するため基剤（ニトロセルロース、ニトログリセリン）に、ニトログアニジン、ヘキソーゲン（1, 3, 5-トリニトロ-1, 3, 5-トリアジナン）又はオクトゲン（1, 3, 5, 7-テトラニトロ-1, 3, 5, 7-テトラゾカン）のような添加剤を加えることがある。

同様な成分（ただし、ニトロセルロースを含まないもの）を混和した高分子結合剤は、火薬の製造に使用することがある。

（3）ロケット用火薬

（a）均質火薬（homogenous propellant powders）

基本的には、ニトロセルロース及び有機硝酸塩に他の物品（安定剤、バリスティック触媒等）を加えたものである。これらは、一般に円筒状の装薬として提示され、カートリッジの形状で燃焼室に装てんする。

（b）混成火薬

これらは、燃焼支持物質（過塩素酸アンモニウム、硝酸アンモニウム等）及び還元剤（通常、合成ゴム）から成る物品で、場合によっては金属の還元剤（アルミニウム等）も使用される。

この項には、次の物品を含まない。

（a）化学的に単一の化合物（通常、28 類又は 29 類）

（b）36.02 項の爆薬

（c）ニトロセルロース（硝酸セルロース）（例えば、綿火薬（gun-cotton））（39.12）

36.02 爆薬

この項には、火薬よりも更に強力な反応を行って燃焼する化学物質の混合物を含む。燃焼によ

って高温で膨大なガス量を放出し、瞬間的に巨大な圧力を生じる。

これらの製品には、衝撃又は摩擦に対する感度を下げるために緩和剤が加えられていることが多い。

この項には、次の物品を含む。

- (1) グリセリン及びエチレングリコールの硝酸エステル（ニトログリセリン及びニトログリコール）を基剤とした混合物から成る爆薬：これらは一般にダイナマイトと呼ばれ、ニトロセルロース（綿火薬）、硝酸アンモニウム、泥炭、木粉、塩化ナトリウム又は粒状アルミニウムのような他の物質を含むものもある。
- (2) その他の有機硝酸エステル又はニトロ化合物を基剤とした混合物から成る爆薬：例えば、TNT（2，4，6－トリニトロトルエン）、ヘキソゲン、オクトゲン、テトリル（N－メチル－N，2，4，6－テトラニトロアニリン）、ペンスリット（ペンタエリスリトールテトラニトレート、PETN）又はTATB（1，3，5－トリアミノ－2，4，6－トリニトロベンゼン）を基剤としたものがある。

TNT を基剤とした混合物には、ろう又は高分子結合剤のいずれかで感度を下げたヘキソライト（TNT＋ヘキソゲン）及びペントライト（TNT＋PETN）を含む。

- (3) 硝酸アンモニウムを基剤とした混合物より成る爆薬で、グリセリン又はグリコールの硝酸エステル以外の物品で感度を上げたもの：これらは上記（1）のダイナマイトとともに鉱山、採石場、土木工事現場で広く使用する。

このグループには、次の物品を含む。

- (a) アンモナル（ammonals）、アマトル（amatols）及び硝安油剤（ammonium nitrate fuel oil, ANFO）
- (b) 特別にカートリッジに詰めた硝酸塩爆薬
- (c) 硝酸アルカリ塩と水の混合物にアルミニウムの微粉又は硝酸アミノ塩を加えて感度を上げたスラリー爆薬
- (d) 硝酸アルカリ塩の水溶液を鉱油に乳化したエマルジョン爆薬
- (4) 塩素酸塩又は過塩素酸塩を基剤とした混合物から成る爆薬：例えば、鉱山及び採石場で使用するチェダイト
- (5) 点爆薬又は起爆薬：これらは前記（1）～（4）の爆薬より乾燥状態において衝撃及び摩擦に鋭敏で、主にアジ化鉛又はトリニトロレゾルシン鉛（又はスチフニン酸鉛）及びテトラゼン（tetrazene）を基剤とした混合物である。これらの爆薬は、一般に推進用装薬の撃発火管、摩擦火管又は点火火管の調製及び爆薬用の雷管の調製に使用する。

これらすべての爆薬は、粉状、粒状、ペースト状、スラリー状、エマルジョン状又は多少とも乾燥ゲル状であり、バルク又は装薬若しくはカートリッジの形で提示される。

この項には、爆薬であっても化学的に単一の化合物を含まない。これらは通常 28 類あるいは 29 類に属する（例えば、無機の硝酸塩（28.34）、雷酸水銀（28.52）、トリニトロトルエン（29.04）及びトリニトロフェノール（29.08））。

36.03 導火線、導爆線、火管、雷管（電気雷管を含む。）及びイグナイター

3603.10－導火線

3603.20－導爆線

3603.30－火管

3603.40－雷管（電気雷管を除く。）

3603.50－イグナイター

3603.60－電気雷管

これらの物品は、一般に、爆破附属品と呼ばれ、火薬及び爆薬を点火するために必要なものである。

この項には、次の物品を含む。

(A) 導火線 (safety fuses)

導火線 (slow fuses 又は Bickford fuses) は、通常イグナイター又は雷管に火炎を伝達するために考案された製品である。一般に、タールを塗り又はゴム若しくはプラスチックを染み込ませた紡織用繊維材料の薄い外被に黒色火薬を線状に装填したものである。

(B) 導爆線 (detonating cords)

導爆線 (detonating cords : detonating fuses、detcords 又は primer cords としても知られている。) は、一以上の爆発を伝えるのに使用し、通常、PETN (ペンスリット又はペンタエリスリトールテトラナイトレート) 又はその他の爆薬から成る心薬を防水加工した紡織用繊維若しくはプラスチックで被覆したもの (flexible fuses) である。PETN は秒速約 6.5 キロメートル (4 マイル) で爆発する。導爆線は、ほとんどの商業用高性能爆薬 (ダイナマイト、ゼリグナイト、増感ゲル等) を起爆するが、ANFO (硝安油剤爆薬) のようなより感度の低い爆破剤をそれだけで起爆しない。これらは主に鉱山、採石場及び土木工事現場で使用する。

(C) 火管及び雷管 (percussion caps)

(1) 撃発雷管 (撃発火管) は、通常テトラゼン及び種々の酸化還元剤を加えたトリニトロレゾルシン鉛をもととした混合物を含有する通常金属製の小管で、通常 10 ミリグラムから 200 ミリグラムの爆薬が装薬されている。これらは、カートリッジケースの基部に取り付けるようになっており、火薬の点火に使用する。拳銃用のものは小さなサイズで、ライフルやマスカット銃用のものはより大きなサイズで製造される。

(2) 摩擦衝撃雷管 (friction percussion caps) 又は火管 (firing tubes) は、通常金属又は板紙の 2 個の同心管にそれぞれ異なる種類の爆薬を封入したものである。内部の管にある爆薬は鋸歯状ワイヤーで引き裂くことによって点火され、それによって 2 個の管間の爆薬に火がつき、点火を伝える。上記の (1) に述べた雷管と同様に、火管は火薬の点火に使用する。

(D) 雷管 (detonating caps) (電気雷管及び電子雷管を除く。)

工業雷管は、保護カプセルのもと、金属製又はプラスチック製の管に少量の爆薬と PETN (ペンスリット)、ヘキソーゲン、テトリル等を装薬したものである。これらは、爆薬の点火に使

用し、導火線からの炎により点火される。

(E) イグナイター (igniters)

- (1) 電気導火線の頭部及び少量の点火薬（通常、黒色火薬）とから成る電気式イグナイター (electric igniters)

電気導火線の頭部は、二つの絶縁されたコンダクターから成り、その両端に電導性金属のフィラメントが電気抵抗橋を形成するようにはんだ付けされている。このフィラメントは、イグナイターの底部に埋め込まれており、火薬の点火又は起爆剤の着火に使用する。

- (2) 化学品（例えば、硫酸）を封入したガラス製アンプルと過塩素酸カリウムの装薬（両者の間は金属膜によって分離されている。）とを装入したシリンダーから成る化学式イグナイター (chemical igniter)。アンプルが破壊されると、酸が金属膜（遅延素子として作用する。）を侵食し、塩素酸カリウムと反応して著しい熱を生じ、爆薬又は導火線の点火が可能となる。

(F) 電気雷管 (electric detonators) (電子雷管 (electronic detonators) を含む。)

- (1) 電気雷管は上記 (E) (1) に記述したように電気導火線の頭部と金属（又はプラスチック）の管内に少量の点爆薬（通常は 50 ミリグラムから 500 ミリグラムのアジ化鉛を基剤とした混合物）及びやや多量の別の爆薬（例えば、PETN（ペンスリット）、ヘキソゲン又はテトリル）を詰めたものから成る。

このグループには、電気火管 (electric primers) として知られているある種の電気雷管類も含む。これらは、小型化されたものであり、また、点火薬に混合したものが入っており、誘導により着火できるようにしたものである。

- (2) 電子雷管は、上記 (F) (1) に記述した従来の電気雷管とは異なり、遅延手段として集積回路 (IC) のタイマーを有し、高精度な遅延時間を可能にする。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) パラフィンを塗布した点火薬のストリップ又はロールで、鉱山ランプに使用するもの及びがん具用ピストルの雷管 (36. 04)
- (b) 爆薬及び可燃性物質を含まない物品（小型のキャップ、管、電気装置等）（その性状に応じてそれぞれの項に属する。）
- (c) 銃砲弾用の信管及びカートリッジケース（雷管をつけてあるかないかを問わない。） (93. 06)

36. 04 花火、信号せん光筒、レインロケット、霧中信号用品その他の火工品

3604. 10－花火

3604. 90－その他のもの

この項には、光、音響、ガス、煙及び焼夷効果を生ずることが可能な次のような火工品を含む。

- (1) 娯楽用の火工品

- (a) 花火（爆弾花火、線香花火、爆竹、かんしゃく玉、ろうそく花火、発光たいまつ、ベンガルマッチ、ベンガル花火等）。これらは燃焼に伴う音響、光及び煙発生の効果によって娯楽を与えることを目的としているものである。点火は製品中に充てんした黒色火薬のような点火薬によって確実にもたらされ、電気導火線の頭部又は点火用導火線によって点火される。
 - (b) がん具用ピストル用の雷管（テープ状、シート状、ロール状又は環（プラスチック製）状としたもの）、マジックキャンドル及びクリスマスクラッカーのスナップのような火工用がん具。これらの火工用がん具の燃焼は、特定の効果だけを生じる。
- (2) 工業技術用装置
- (a) 音又は光の信号用装置：例えば、海上で使用する遭難信号ロケット、航空機用のせん光照明弾、ベリーせん光筒、鉄道用の霧中信号及びたいまつ、個人用の遭難信号ロケット、映画又はテレビ用の照明効果等、照明装置、誘導装置、おとり用の火工品及び煙発生器（着色されていてもよい。）。これらの一般的な性質は、光、音又は煙によって相対的に長い持続効果を生ずることである。
 - (b) 農業又は工業用装置：例えば、ひょうよけ用のロケット、ひょうよけ用のカートリッジ農業用煙発生器、動物鳥を追うためのサンダーフラッシュ及びパイプラインのまれ試験用の煙発生器
- この項には、上記のグループに掲げていないその他の火工装置も含む（例えば、命綱用ロケット、鉛を被覆した切断用の爆発用コードで爆発の伝達用でないもの）。
- この項には、次の物品を含まない。
- (a) 写真用のせん光材料（37.07）
 - (b) 化学ルミネセンス現象によって照明効果を生じる製品（38.24）
 - (c) ピストン式圧縮点火内燃機関の始動及びびょう打ち工具に使用する爆薬入りの空包（93.06）

36.05 マッチ（第 36.04 項の火工品を除く。）

この項には、粗い表面（時には、その目的のために特別に調製されている。）をこすると炎が生じるマッチを含む。一般に、マッチは、木、厚紙又は紡織用繊維の糸にステアリンろう、パラフィンろう等（wax matches あるいは vestas）を染み込ませた軸及び軸の先に各種の可燃性薬品をつけた頭部から成る。

この項には、摩擦によって点火されマッチの形状を有するものであっても、ベンガルマッチその他の火工品を含まない（36.04）。

36.06 フェロセリウムその他の発火性合金（形状を問わない。）及びこの類の注 2 の可燃性材料の製品

3606. 10—たばこ用ライターその他これに類するライターの充てんに使用する種類の液体燃料及び液化ガス燃料（容量が 300 立方センチメートル以下の容器入りにしたものに限る。）

3606. 90—その他のもの

（Ⅰ）フェロセリウムその他の発火性合金（形状を問わない。）

発火性合金は、粗い表面で摩擦した場合に、ガス、ガソリン、木材その他の可燃性材料に点火するのに十分な火花を発生する合金である。これらは通常セリウムと他の金属とを組み合わせたもので、フェロセリウムがその代表的なものである。

これらの合金はバルク状のもの又はメカニカルライター用の小さな棒状の形状のもの（ライター用の石）であっても、この項に含む（小売用の小さな包装にしてあるかないかを問わない。）。

（Ⅱ）可燃性材料の製品

このグループには、次の物品のみを含む。

（A）たばこ用のライターその他これに類するライターの充てんに使用する種類の液体燃料及び液化ガス燃料（例えば、ガソリン、液化ブタン。容量が 300 立方センチメートル以下の容器（アンプル、瓶及び缶等）入りにしたものに限る。）

たばこ用のライターその他これに類するライターの部分品を構成する詰め替え用のカートリッジその他の容器（燃料が入っているかないかを問わない。）は含まない（96. 13）。

（B）次の固体燃料

（1）メタアルデヒド（メタ燃料）及びヘキサメチレンテトラミン（ヘキサミン）を燃料として使用するためタブレット状、棒状その他これらに類する形状にしたもの。

これらの物質は、他の形状（例えば、粉及び結晶）にした場合、この項には含まれずそれぞれ 29. 12 項及び 29. 33 項に属する。

（2）類似の化学物質（化学的に単一であるかないかを問わない。）を燃料として使用するためタブレット状、棒状その他これらに類する形状にしたもの

（C）次の固体又は半固体の燃料

アルコールをもととし、これにせっけん、ゼラチン質の物質、セルロース誘導体等を加えた燃料（この種の燃料は、「固形アルコール」と称して販売されることが多い。）及びその他これに類する調製燃料で固体又は半固体のもの

後者のうち固体の調製燃料の例としては、助燃剤として硝酸ナトリウムと粘結剤としてカルボキシメチルセルロースをごく少量含有する木炭の粉を棒状に固めたものがある。これは、暖をとるために着衣中に持ち運ぶことができ、ほぼ気密の容器中で緩慢に燃焼させることを目的とする。

しかしながら、この項には、光や炎を出さない発熱反応（例えば、酸化触媒により鉄粉が酸化することによる）により熱を生じることで手や足を暖める使い捨てのカイロを含まない（38. 24）。

（D）レジントーチ、付け木その他これらに類する物品

このグループには、次の物品を含む。

- (i) レジントーチ：可燃性物質に樹脂、アスファルト、ピッチ等を染み込ませ、通常棒及び柄に取り付けてあるか又は紙、紡織用繊維その他の材料で包んだものであって、比較的長い時間光を出すものである。
- (ii) 付け木：燃料（例えば、木、石炭、コークス及び燃料油）に火を付けるために短い時間激しく燃えるようにしたものである。この種の物品は、例えば、尿素ホルムアルデヒド樹脂に灯油及び水を加えたもの又は鉱油若しくはろうを染み込ませた紙からできている。

ただし、上記の説明は、のこくずを凝結して作ったブリケットのような燃料を含まない (44.01)。

第 37 類

写真用又は映画用の材料

注

- 1 この類には、くずを含まない。
- 2 この類において「写真用」とは、光又はその他の放射線の作用により、感光性（感熱性を含む。）を有する表面に直接又は間接に可視像を形成するために使用することをいう。

総 説

この類の写真用のプレート、フィルム、紙、板紙及び紡織用繊維は、感光性物質が反応するのに必要なエネルギーを有する光又は他の放射線（すなわち、電磁スペクトルにおいて約 1,300 ナノメートル以下の波長の放射線（ガンマ線、X線、紫外線及び近赤外線）の放射線を含む。）及び粒子（核）放射線）に対して感受性を有する乳剤の層を一以上有するもので、単色で再現するかカラーで再現するかを問わない。ただし、ある種のプレートは、乳剤が塗布されてなく、全部又は大部分が感光性のプラスチックから成り、支持物にはり付けたものもある。赤外線レーザー感光性プレートは、しばしば感熱性（thermosensitive/thermal）プレートと呼ばれる。

最も一般的な乳剤は、ハロゲン化銀（臭化銀、臭化よう化銀等）その他の貴金属塩をもととするが、そのほか、ある種の他の物質を使用したものもある（例えば、青写真用にはフェリシアン化カリウムその他の鉄化合物、写真製版用彫版には重クロム酸カリウム又は重クロム酸アンモニウム、ジアゾ乳剤用にはジアゾニウム塩等）。

（A）この類には、プレート及びフィルムで次の物品を含む。

- （1）露光してないもの、すなわち、光又はその他の放射線の作用を受けていないもの
- （2）露光したもの（現像（すなわち、可視像にするための化学的処理）してあるかないかを問わない。）

この項のプレート及びフィルムは、ネガ（明と暗が逆になったもの）のもの、ポジ（更にポジを複製するために使用するラベンダーポジを含む。）のもの及びリバーサルのもの（すなわち、直接ポジを作る特殊乳剤を使用したもの）を含む。

（B）写真用の紙、板紙及び紡織用繊維で、露光してないもの及び露光（ネガ又はポジ）したもので現像してないものに限り、この類に含む。現像後のものは 49 類及び 11 部に属する。

37.07 項の解説で述べる特別の条件で合致すれば、写真用の化学薬品及びせん光材料もこの類に属する。

この類にはくずを含まない。

写真用又は映画用に使用された物品のフィルムのくずで、貴金属又は貴金属化合物を含有するもので、主に貴金属の回収のために使用される種類のものは、第 71.12 項に属する。他の写真用又は映画用に使用された物品のくずは構成する材料にしたがって分類される（例えば、プラスチック製ののであれば第 39.15 項に、紙製であれば第 47.07 項に属する。）。

37.01 感光性の写真用プレート及び平面状写真用フィルム（露光してないものに限るものとし、紙製、板紙製又は紡織用繊維製のものを除く。）並びに感光性の平面状インスタントプリントフィルム（露光してないものに限るものとし、まとめて包装してあるかないかを問わない。）

3701.10－エックス線用のもの

3701.20－インスタントプリントフィルム

3701.30－その他のプレート及びフィルム（いずれかの辺の長さが 255 ミリメートルを超えるものに限る。）

－その他のもの

3701.91－カラー写真用のもの（ポリクローム）

3701.99－その他のもの

この項には、次の物品を含む。

(A) 写真用プレート及び平面状写真用フィルム（紙製、板紙製又は紡織用繊維製のものを除く。）

これらのプレート及び平面状のフィルム（すなわち、ロール状態でないもの。円板状にしたフィルムを含む。）は、露光してないもので、通常感光性の写真乳剤が塗布されている。これらは、紙（例えば、ネガをつくるのに使用する紙製のプレート）、板紙又は紡織用繊維（37.03）以外の材料からできている。通常使用される材料は、ガラス及び酢酸セルロース、ポリ（エチレンテレフタレート）その他のプラスチック（フィルムパック用又はカットフィルム用）並びに金属又は石（写真製版用）である。露光し、処理した後、印刷に供されるある種のプレートは、乳剤が塗布されてなく全部又は大部分が感光性のプラスチックから成っている。これらのものには、金属その他の材料の支持物にはり付けたものもある。これらのプレートの中には、露光前に増感処理をする必要があるものもあれば、照射後に照射された部分の硬化の程度を（熱的に）高める必要があるものもある。これらの物品は、次のような多種の用途に供する。

（1）アマチュア用及び職業用のプレート、カットフィルム及びフィルムパック

（2）エックス線用のプレート及び平面状フィルム（歯科放射線写真用のものを含む。）。これらは、一般に両面が感光性である。

（3）写真彫版、写真平版等に使用する写真製版用のプレート

（4）マイクロ写真用、顕微鏡写真用、天文学用、宇宙船写真用、航空写真用等に供する特殊なプレート及びフィルム

(B) 平面状インスタントプリントフィルム

これも感光性があり、露光してない平面状のものである。インスタントプリントフィルムは、完成したポジ写真を短時間に作るために、感光性のシート（ネガ用。材料を問わない。）、特殊な処理をした紙製のシート（ポジ用）及び現像薬から成っている。インスタントプリントフィルムは、カメラに直接装てんできるように包装したもの（数枚のインスタントプリントフィルムのシートが入ったカートリッジ及び筒）又は多数の個々に使用可能なシートが入った箱として提示される。

ただし、感光性のロール状インスタントプリントフィルムで露光してないものは、含まない (37.02)。

また、この項には、次の物品を含まない。

(a) 感光性のないプレート及び平面状フィルム (それらの構成材料によって所属が決定される。)

(b) 露光してないロール状フィルム (37.02)

37.02 感光性のロール状写真用フィルム (露光してないものに限るものとし、紙製、板紙製又は紡織用繊維製のものを除く。) 及び感光性のロール状インスタントプリントフィルム (露光してないものに限る。)

3702.10ーエックス線用のもの

ーその他のフィルム (パーフォレーションのないもので、幅が 105 ミリメートル以下のものに限る。)

3702.31ーカラー写真用のもの (ポリクローム)

3702.32ーその他のもの (ハロゲン化銀の乳剤を使用したものに限る。)

3702.39ーその他のもの

ーその他のフィルム (パーフォレーションのないもので、幅が 105 ミリメートルを超えるものに限る。)

3702.41ー幅が 610 ミリメートルを超え、長さが 200 メートルを超えるもの (カラー写真用のもの (ポリクローム) に限る。)

3702.42ー幅が 610 ミリメートルを超え、長さが 200 メートルを超えるもの (カラー写真用のもの (ポリクローム) を除く。)

3702.43ー幅が 610 ミリメートルを超え、長さが 200 メートル以下のもの

3702.44ー幅が 105 ミリメートルを超え、610 ミリメートル以下のもの

ーその他のフィルム (カラー写真用のもの (ポリクローム) に限る。)

3702.52ー幅が 16 ミリメートル以下のもの

3702.53ー幅が 16 ミリメートルを超え 35 ミリメートル以下で、長さが 30 メートル以下のもの (スライド用のものに限る。)

3702.54ー幅が 16 ミリメートルを超え 35 ミリメートル以下で、長さが 30 メートル以下のもの (スライド用のものを除く。)

3702.55ー幅が 16 ミリメートルを超え 35 ミリメートル以下で、長さが 30 メートルを超えるもの

3702.56ー幅が 35 ミリメートルを超えるもの

ーその他のもの

3702.96ー幅が 35 ミリメートル以下で、長さが 30 メートル以下のもの

3702.97ー幅が 35 ミリメートル以下で、長さが 30 メートルを超えるもの

3702.98ー幅が 35 ミリメートルを超えるもの

この項には、次の物品を含む。

(A) ロール状写真用フィルム（紙製、板紙製又は紡織用繊維製のものを除く。）

感光性のロール状写真用フィルム（すなわち、平面状のものを除く。）で露光していないものは、通常、ポリ（エチレンテレフタレート）、酢酸セルロースその他これらに類する柔軟性材料から成り、多くの露光像が撮影できるものである。この項には、紙製（例えば、ネガを作るために使用する紙製フィルム）、板紙製及び紡織用繊維製のフィルムを含まない（37.03）。

ロール状フィルムは、パーフォレーションがあるかないかを問わずこの項に含む。これらは、紙製の裏張り又は適当な包装により光から保護する必要がある。

この項には、次の物品を含む。

(1) 映画用フィルムで、標準の幅が 35 ミリメートル、16 ミリメートル、9.5 ミリメートル又は 8 ミリメートルのもの。

(2) スチールカメラ用のロール状フィルム

この項には、使用可能な寸法に切断されてない写真用フィルムを含む。

37.01 項の写真用プレートと同様に、この項のフィルムは、アマチュア用、職業用写真製版用、科学用、放射線写真用等の目的に使用する。ロール状の X 線用フィルムは、通常両面が感光性である。

この項には、感光性の光電式録音用フィルムも含む。

(B) ロール状インスタントプリントフィルム

ロール状インスタントプリントフィルムは、短時間に完成したポジ写真を作ることができる。このフィルムは、ある種の材料、例えば、酢酸セルロース、ポリ（エチレンテレフタレート）その他のプラスチック、紙、板紙又は紡織用繊維製の感光性フィルム（ネガ用）、特殊処理をした紙製のストリップ（ポジ用）及び現像薬から成っている。

ただし、この項には、感光性の平面状インスタントプリントフィルムで露光していないものを含まない（37.01）。

この項には、次の物品を含まない。

(a) 露光していない写真用プレート及び平面状写真用フィルム（37.01）

(b) 感光性のないプラスチックのフィルム（39 類）

(c) 機械式録音用に調製された記録されてないフィルム（85.23）

37.03 感光性の写真用の紙、板紙及び紡織用繊維（露光していないものに限る。）

3703.10—ロール状のもので、幅が 610 ミリメートルを超えるもの

3703.20—その他のもの（カラー写真用のもの（ポリクローム）に限る。）

3703.90—その他のもの

この項には、全ての感光性の写真用の紙、板紙及び紡織用繊維で、平面状又はロール状（露光していないものに限る。）のものを含む。

次の物品を含む。

- (1) ポジ写真印刷製作用の紙及び紡織用繊維。これらはアマチュア用、職業用、エックス線用、電気式心臓運動計用、記録用、写真複写用等に使用する。
- (2) カメラで露光してネガを作るために使用するいわゆる紙製のプレート及びフィルム
- (3) 青写真等の作製に使用されるフェリシアン化物、没食子酸鉄塩等を染み込ませた紙

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 感光性の平面状又はロール状のインスタントプリントフィルム（露光してないものに限る。）
(37.01 又は 37.02)
- (b) 写真用の紙、板紙及び紡織用繊維（露光したもので、現像してないものに限る。）(37.04)
- (c) 調製してあるが、感光性のない紙、板紙及び紡織用繊維。例えば、アルブミン、ゼラチン、硫酸バリウム、酸化亜鉛等を塗布した紙（48 類又は 11 部）
- (d) 現像した写真用の紙、板紙及び紡織用繊維（49 類又は 11 部）

37.04 写真用のプレート、フィルム、紙、板紙及び紡織用繊維（露光したもので、現像してないものに限る。）

この項には、37.01 項から 37.03 項までの写真用のプレート、フィルム、紙、板紙及び紡織用繊維のうち、露光したもので、現像してないものを含む。これらの物品はネガ用のものでもポジ用のものでもよい（反転できるかできないかを問わない。）。

現像したプレート、フィルム、紙、板紙及び紡織用繊維は、この項には含まれない(37.05、37.06、49 類又は 11 部)。

37.05 写真用のプレート及びフィルム（露光し、かつ、現像したのものに限るものとし、映画用フィルムを除く。）

この項には、37.01 項又は 37.02 項の写真用のプレート及びフィルムで、露光し、かつ、現像したものを含む。ただし、パーフォレーションを有するものについては、静止像の複製又は投影に使用する種類のものに限る。この項には、ネガのもの及びポジのものを含む。後者のものは、透明であることにより透明陽画 (diapositive) と呼ばれるものがある。

この項には、透明なベースを有する縮小複写（マイクロフィルム）を含む。

この項には、明暗のぼかしを付けた（“shade-off”）網目フィルムスクリーン (contact halftone film screen。通常、碁盤目の中に多数の点を並べてある。) 及びその他の写真により得たスクリーンで、グラフィックアートに使用するものを含む。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 映画上演用の映写機に使用する種類の現像済みのフィルム (37.06)

(b) 現像した写真用の紙、板紙及び紡織用繊維 (49 類又は 11 部)

(c) 印刷用として現像済みのプレート (例えば、オフセット用) で、直ちに使用できるもの (84. 42)

37.06 映画用フィルム (露光し、かつ、現像したものに限るものとし、サウンドトラックを有するか有しないか又はサウンドトラックのみを有するか有しないかを問わない。)

3706. 10—幅が 35 ミリメートル以上のもの

3706. 90—その他のもの

この項には、映画を投影するために現像した標準又は準標準の幅の映画用フィルムで、ネガのもの及びポジのもののうち、可視像のみのもので及び可視像とサウンドトラック (光電録音のものであるかないかを問わない。例えば、磁気録音のもの) から成るものを含む。

この項には、また、現像した標準又は準標準の幅の映画用フィルムで、ネガのもの及びポジのものうち、画像がなく、1 本以上のサウンドトラックのみから成るものを含む。1 本のサウンドトラックのみから成るフィルムのトラックは、光電録音されたものでなければならない。2 本以上のサウンドトラックから成るフィルムは磁気録音されたトラックを有していてもよいが、少なくとも 1 本のトラックは光電録音されたものでなければならない。光電録音されたトラックは、印刷された細い帯のように見え、この帯が音声振動を再現する。

この項には、光電録音式以外の方法 (例えば、機械的彫刻又は磁気録音) のみから作られたサウンドトラックフィルムを含まない (85. 23)。

37.07 写真用の化学調製品 (ワニス、膠 (こう) 着剤、接着剤その他これらに類する調製品を除く。) 及び写真用の物品で混合してないもの (使用量にしたもの及び小売用にしたもので直ちに使用可能な形状のものに限る。)

3707. 10—感光性の乳剤

3707. 90—その他のもの

この項には、下記 (A) 及び (B) に掲げる要件を満足し、写真像の製作に直接使用する物品を含む。

これらの物品には、次のものを含む。

(1) 感光乳剤 (この類の総説参照)

(2) 現像薬 : 潜像を可視像にするもの (例えば、ヒドロキノン、カテコール、ピロガロール、フェニドン、p-N-メチルアミノフェノール硫酸塩及びこれらの誘導体)。この項には、静電式書類複写機用の現像薬を含む。

(3) 定着薬 : 現像した像を永久的な像にするもの (例えば、チオ硫酸ナトリウム (ハイポ)、メタ重亜硫酸ナトリウム、チオ硫酸アンモニウム、チオシアン酸アンモニウム、チオシアン酸ナトリウム及びチオシアン酸カリウム)

(4) 補力剤及び減力剤：像の明暗度を強めたり、弱めたりするもの（例えば、重クロム酸カリウム、過硫酸アンモニウム）

しかしながら、塩化第二水銀は、使用量にしたもの及び小売用にしたもので直ちに使用可能な形状のものであっても、28.52 項に属する。

(5) 調色剤：像の色調を調節するもの（例えば、硫化ナトリウム）

(6) 洗浄剤：現像、定着等の過程で付着した汚れを取り除くもの（例えば、カリウムみょうばん）

この項には、下記 (A) 及び (B) の要件を満足するせん光材料を含む（通常、アルミニウム又はマグネシウムの粉末、タブレット、はく等から成るが、時には、燃焼を促進するために他の物質を混合したものもある。）。

上記の物品は、すべて次の物品に限り、この項に属する。

(A) 単一物質で次に該当するもの

(i) 一定量に小分けしたもの。すなわち、使用する量に均等に分けられているもの。

例えば、タブレット及び1回の現像浴に必要な一定量の粉が入った小さな袋

(ii) 小売用に包装してあり、写真用として直ちに使用できる旨、ラベル、印刷物その他（例えば、使用説明書等）により何らかの表示をしているもの

上記以外の包装にした単一物質は、その性状により分類する（例えば、化学品として 28 類及び 29 類、金属粉として 15 部等）。

(B) 写真用として二以上の物質を相互に混合し又は複合することによって得た調製品。これらの調製品はバルク又は少量に包装してあってもこの項に属する（小売用として提示されるかされないかを問わない。）。

この項には、次の物品を含まない。

(a) 写真、青写真等の作成に直接使用しない補助物品（例えば、写真貼布用の膠（こう）着剤、ネガ又はポジを保護し、光沢をつけるためのワニス、修正用のペイント又は修正用の鉛筆）

(b) 90.06 項の写真用せん光電球

(c) 28.43 項から 28.46 項まで及び 28.52 項に属する物品、例えば、貴金属の塩その他の物品（体裁を問わず、かつ、使用することが明らかな場合であってもこの項に含まない。）

号の解説

3707.90

3707.90 号は、フォトリソグラフィによる半導体材料の製造に使用される感光性プラスチック樹脂溶液（「フォトレジスト (photoresists)」）を含む。これらは、重合体、光増感剤、非水溶媒及び種々のその他化学物質から成る。フォトレジストは、金属酸化物で被覆されたシリコンウエハー（半導体材料に仕上げられるもの）に塗布される。

第 38 類
各種の化学工業生産品

注

- 1 この類には、次の物品を含まない。
 - (a) 化学的に単一の元素及び化合物。ただし、次の物品を除く。
 - (1) 人造黒鉛（第 38.01 項参照）
 - (2) 第 38.08 項に定める形状又は包装にした殺虫剤、殺鼠（そ）剤、殺菌剤、除草剤、発芽抑制剤、植物生長調整剤、消毒剤その他これらに類する物品
 - (3) 消火器用の装てん物にし又は消火弾に装てんした物品（第 38.13 項参照）
 - (4) 2 の認証標準物質
 - (5) 3 の（a）又は（c）の物品
 - (b) 化学品と食用品その他の栄養価を有する物質との混合物で食料品の調製に使用する種類のもの（主として第 21.06 項に属する。）
 - (c) 第 24.04 項の物品
 - (d) 金属、砒（ひ）素又はこれらの混合物を含有するスラグ、灰及び残留物（汚泥を含み、第 26 類注 3（a）又は（b）の条件を満たすものに限るものとし、下水汚泥を除く。第 26.20 項参照）
 - (e) 医薬品（第 30.03 項及び第 30.04 項参照）
 - (f) 卑金属の採取又は卑金属化合物の製造に使用する種類の使用済みの触媒（第 26.20 項参照）、主として貴金属の回収に使用する種類の使用済みの触媒（第 71.12 項参照）及び金属又は合金から成る触媒（例えば、微細な粉状又は織ったガーゼ状のもの。第 14 部及び第 15 部参照）
- 2 (A) 第 38.22 項において「認証標準物質」とは、認証することとなる特性値、精度及びその特性値を求める際に用いられた方法を示す証明書が添付されており、分析用、検定用又は標準用として適する標準物質をいう。
 - (B) 認証標準物質は、第 28 類及び第 29 類の物品を除くほか、第 38.22 項に属するものとし、この表の他のいずれの項にも属しない。
- 3 第 38.24 項には、次の物品を含むものとし、当該物品は、この表の他のいずれの項にも属しない。
 - (a) 酸化マグネシウム又はアルカリ金属若しくはアルカリ土類金属のハロゲン化物を培養した結晶（1 個の重量が 2.5 グラム以上のものに限るものとし、光学用品を除く。）
 - (b) フーゼル油及びディッペル油
 - (c) 小売用の容器入りにしたインキ消し
 - (d) 小売用の容器入りにした謄写版原紙修正剤その他の修正液及び修正テープ（第 96.12 項のものを除く。）
 - (e) 炉用溶融温度計（例えば、ゼーゲルコーン）
- 4 この表において「都市廃棄物」とは、家庭、ホテル、レストラン、病院、店舗及び事務所等から回収され並びに道路及び歩道清掃により収集された種類の廃棄物並びに建設及び解体に伴

う廃棄物をいうものとし、主としてプラスチック、ゴム、木、紙、繊維、ガラス、金属、食物その他これらに類する物質から成り、壊れた家具及びその他の損傷し又は投棄された物品等を含む。ただし、都市廃棄物には、次の物品を含まない。

(a) 都市廃棄物から分別された個々の物質又は物品で、この表の他の項に属するもの（例えば、プラスチック、ゴム、木、紙、繊維、ガラス及び金属のくず並びに電気電子機器のくず（使用済みの電池を含む。））

(b) 産業廃棄物

(c) 第 30 類注 4 (k) の薬剤廃棄物

(d) 注 6 (a) の医療廃棄物

5 第 38.25 項において「下水汚泥」とは、排水処理工程から生じた汚泥をいい、前処理された廃棄物、こすりとったくず及び安定化されていない汚泥を含むものとし、肥料として安定化された汚泥を除く（第 31 類参照）。

6 第 38.25 項において「その他の廃棄物」とは、次の物品をいう。ただし、第 38.25 項には、石油及び歴青油を主成分とする廃棄物を含まない（第 27.10 項参照）。

(a) 医療廃棄物（医学研究、診断、治療又はその他内科的、外科的、歯科的若しくは獣医学的行為から生ずる病原菌又は薬剤を含んでいることが多い汚染された廃棄物で、特別な廃棄処置が要求されるもの（例えば、汚染された衣類、使用済みの手袋及び使用済みの注射器）をいう。）

(b) 有機溶剤廃棄物

(c) 金属浸せき液、作動液、ブレーキ液及び不凍液の廃棄物

(d) 化学工業（類似の工業を含む。）において生ずる廃棄物（(b) 及び (c) のものを除く。）

7 第 38.26 項において「バイオディーゼル」とは、動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂（使用済みであるかないかを問わない。）から得た燃料として使用する種類の脂肪酸モノアルキルエステルをいう。

＊

＊ ＊

号注

1 第 3808.52 号及び第 3808.59 号には、次の物品の一以上を含有する第 38.08 項の物品のみを含む。

アラクロール (ISO)、アルジカルブ (ISO)、アルドリン (ISO)、アジンホスメチル (ISO)、ビナパクリル (ISO)、カンフェクロル (ISO) (トキサフェン)、カプタホール (ISO)、カルボフラン (ISO)、クロルデン (ISO)、クロルジメホルム (ISO)、クロロベンジレート (ISO)、DDT (ISO) (クロフェノタン (INN)、1, 1, 1-トリクロロー-2, 2-ビス (パラ-クロロフェニル) エタン)、ディルドリン (ISO、INN)、4, 6-ジニトロ-オルト-クレゾール (DNOC (ISO)) 及びその塩、ジノセブ (ISO) 並びにその塩及びエステル、エンドスルファン (ISO)、二臭化エチレン (ISO) (1, 2-ジブロモエタン)、二塩化エチレン (ISO) (1, 2-ジクロロエタン)、フルオロアセトア

ミド (ISO)、ヘプタクロル (ISO)、ヘキサクロロベンゼン (ISO)、1, 2, 3, 4, 5, 6-ヘキサクロロシクロヘキサン (HCH (ISO)) (リンデン (ISO、INN) を含む。)、水銀化合物、メタミドホス (ISO)、モノクロトホス (ISO)、オキシラン (エチレンオキシド)、パラチオン (ISO)、パラチオンメチル (ISO) (メチルパラチオン)、ペンタクロロフェノール (ISO) 並びにその塩及びエステル、ペルフルオロオクタンスルホン酸及びその塩、ペルフルオロオクタンスルホンアミド、ペルフルオロオクタンスルホニルフルオリド、ホスファミドン (ISO)、2, 4, 5-T (ISO) (2, 4, 5-トリクロロフェノキシ酢酸) 並びにその塩及びエステル、トリブチルすず化合物並びにトリクロロフォン (ISO)

- 2 第 3808.61 号から第 3808.69 号までには、アルファーシペルメトリン (ISO)、ベンジオカルブ (ISO)、ビフェントリン (ISO)、クロルフェナピル (ISO)、シフルトリン (ISO)、デルタメトリン (INN、ISO)、エトフェンプロックス (INN)、フェントロチオン (ISO)、ラムダーシハロトリン (ISO)、マラチオン (ISO)、ピリミホスメチル (ISO) 又はプロポキスル (ISO) を含有する第 38.08 項の物品のみを含む。

- 3 第 3824.81 号から第 3824.89 号までには、次の物品の一以上を含有する混合物及び調製品のみを含む。

オキシラン (エチレンオキシド)、ポリ臭化ビフェニル (PBB)、ポリ塩化ビフェニル (PCB)、ポリ塩化テルフェニル (PCT)、トリス (2, 3-ジブロモプロピル) ホスフェート、アルドリン (ISO)、カンフェクロル (ISO) (トキサフェン)、クロルデン (ISO)、クロルデコン (ISO)、DDT (ISO) (クロフェノタン (INN)、1, 1, 1-トリクロロ-2, 2-ビス (パラ-クロロフェニル) エタン)、ディルドリン (ISO、INN)、エンドスルファン (ISO)、エンドリン (ISO)、ヘプタクロル (ISO)、マイレックス (ISO)、1, 2, 3, 4, 5, 6-ヘキサクロロシクロヘキサン (HCH (ISO)) (リンデン (ISO、INN) を含む。)、ペンタクロロベンゼン (ISO)、ヘキサクロロベンゼン (ISO)、ペルフルオロオクタンスルホン酸及びその塩、ペルフルオロオクタンスルホンアミド、ペルフルオロオクタンスルホニルフルオリド、テトラブロモジフェニルエーテル、ペンタブロモジフェニルエーテル、ヘキサブロモジフェニルエーテル、ヘプタブロモジフェニルエーテル及びオクタブロモジフェニルエーテル並びに短鎖塩素化パラフィン

短鎖塩素化パラフィンは、次の分子式を有する化合物の混合物で、塩素化度が全重量の 48% を超えるものをいう。

分子式: $C_xH_{(2x-y+2)}Cl_y$ ($x=10\sim13$, $y=1\sim13$ のものに限る。)

- 4 第 3825.41 号及び第 3825.49 号において「有機溶剤廃棄物」とは、有機溶剤を主成分とするもので、提示の際に一次製品として更なる使用に適しない廃棄物 (溶剤の回収を目的とするかしないかを問わない。) をいう。

総 説

この類には、多くの化学品及びその関連物品を含む。

化学的に単一の元素及び化合物は通常 28 類又は 29 類に属するが、次のものは例外で、この類

に属する。

(1) 人造黒鉛 (38.01)

(2) 38.08 項に定める形状又は包装にした殺虫剤、殺鼠(そ)剤、殺菌剤、除草剤、発芽抑制剤及び植物生長調整剤、消毒剤その他これらに類する物品

(3) 消火器用の装てん物にし又は消火弾に装てんした物品 (38.13)

(4) 酸化マグネシウム又はアルカリ金属若しくはアルカリ土類金属のハロゲン化物を培養した結晶(1個の重量2.5グラム以上のものに限るものとし、光学用品を除く。)(38.24)

(5) 小売用の容器入りにしたインキ消し (38.24)

この類の注1(b)において、「食用品その他の栄養価を有する物質」には、主として1部から4部までの食料品を含む。

「食用品その他の栄養価を有する物質」には、また、食料品以外の物品(例えば、調製食料品に無機物を賦与するために使用される28類の物品、29.05項の糖アルコール、29.22項の必須アミノ酸、29.23項のレシチン、29.36項のプロビタミン及びビタミン、29.40項の糖類、調製食料品に使用される30.02項の動物の血液分画物、35.01項のカゼイン及びカゼイナート、35.02項のアルブミン、35.03項の食用のゼラチン、35.04項の食用のたんぱく質系物質、35.05項のデキストリンその他の食用変性でん粉、38.24項のソルビトール並びに39類の食用の物品(39.13項のアミロペクチン及びアミロース等))を含む。なお、上記物品のリストは単なる例示であり、全てを網羅しているわけではないことに注意しなければならない。

混合物中に「食用品その他の栄養価を有する物質」が副次的に存在するだけでは、注1(b)の適用により当該混合物を38類から除外するためには十分でない。食品添加物又は反応助剤のように、化学製品としての機能に単に付随して栄養価を持つ物質は、この注における「食用品その他の栄養価を有する物質」には当たらない。注1(b)により、38類から除外される混合物は、食料品の調製に使用する種類のものであり栄養価を有するものである。

38.01 人造黒鉛及びコロイド状又は半コロイド状の黒鉛並びに黒鉛その他の炭素をもととした調製品(ペースト状、塊状、板状その他半製品の形状にしたものに限る。)

3801.10—人造黒鉛

3801.20—コロイド状又は半コロイド状の黒鉛

3801.30—電極用の炭素質ペーストその他これに類する炉の内張り用のもの

3801.90—その他のもの

(1) 人造黒鉛(電気黒鉛)は炭素の一変形である。当該製品は、通常、電気炉で、こまかく粉砕したコークス(普通は石油コークス、しかし、時には無煙炭コークス、レトルトコークス、ピッチコークス等)と炭素質の粘結剤(例えば、ピッチ又はタール)との混合物を触媒(例えば、シリカ又は酸化鉄)の作用下で黒鉛化に十分な高温(2,500~3,200度)に加熱して作られる。最初に混合物は加圧下で横断面が四角又は円形の塊(green block)として押出し又は成型される。この塊は、約1,000度程度に予熱してから黒鉛化するか又は直接黒鉛化する。

この方法により得られる物品は、見掛け比重が約 1.5～1.6 で、かつ、X線試験では黒鉛の均質な微細結晶構造を有していることを示す。化学分析により、当該物質が黒鉛であることを確認できる（黒鉛酸の沈殿）。

普通の品質の人造黒鉛のほか、この項には次の物品を含む。

(a) 原子炉用の人造黒鉛：特殊処理した人造黒鉛で、ほう素の含有量が 100 万分の 1 以下であり、また、全熱中性子吸収断面積が 5 millibarns/atom 以下である。この品質のものは非常に灰分が少なく（100 万分の 20 以下）、原子炉の減速材又は反射材として使用する。

(b) 含浸人造黒鉛及び不浸透性人造黒鉛：これは人造黒鉛の見掛け比重及び気体に対する不浸透性を増加するために、最初に真空中でタール、樹脂、砂糖液その他の有機物を染み込ませ、次に再加熱してこれら添加物の炭素質を黒鉛化したものである。

染み込ませる工程は、高い見掛け比重（1.9 以上）又は高度の不浸透性を得るため数回くり返して行われる場合がある。含浸黒鉛は原子炉用となり得る。

この項の人造黒鉛は通常、粉、フレーク、塊、板、棒等の形状である。塊及び板は切断し、かつ、高度の機械仕上加工（精密仕上げ及び適当な表面仕上げ）の後、85.45 項の炭素ブラシその他の電気用炭素製品及び原子炉の部分品に使用する。

この項には、また、人造黒鉛の回収にのみに適するくず、廃物及び使用済の物品を含む。

この項には、次の物品を含まない。

(a) 天然黒鉛（25.04）

(b) レトルトカーボン（又はガスカーボン）：ときには誤って「人造黒鉛」と呼ばれることがある（27.04）。

(c) 表面加工、表面仕上げ、特別な形への切断、旋盤加工、穴あけ、フライス削り等の加工をし又は製品の形にした人造黒鉛。これらは、電気用以外の目的に使用する種類のもの（例えば、フィルター、円板、ベアリング、鋳型及び耐酸れんが）は通常 68.15 項に、また電気用に供する種類のもののは 85.45 項に属する。

(d) 人造黒鉛をもととし、セラミックとして焼成した耐火製品（69.02 及び 69.03）

(e) 塊、板、棒及びこれらに類する形状にした人造黒鉛の半製品で、銀粉を含有するもの（71.06）

(2) コロイド状又は半コロイド状の黒鉛

(a) コロイド状の黒鉛は、天然又は人造黒鉛の微細粒子を水その他の媒体（例えば、アルコール、鉱油）中にコロイド状に懸濁したもので、少量のタンニン及びアンモニアが懸濁安定剤として添加されてもよい。コロイド状の黒鉛は、通常半流動体であって主として潤滑剤の製造に使用し又はその高い電気伝導性のために使用する。

(b) 半コロイド状の黒鉛：水その他の媒体中に半コロイド状に懸濁した黒鉛で、グラファイトオイルの製造又はグラファイト被膜の形成に使用する。

このカテゴリーには、黒鉛を何らかの媒体に、コロイド状又は半コロイド状に懸濁したもので、黒鉛を基礎的な成分とするもののみを含む。

(3) 黒鉛その他の炭素をもととした調製品（ペースト状、塊状、プレート状その他の半製品の

形状にしたものに限る。)

(a) 炭素の塊、板、棒及びこれらに類する半製品で、金属黒鉛質その他の品質のもの

これらの用語は、電気機器又は電気工学機器用の炭素ブラシの製造に使用する種類の塊、板等の一連の半製品で炭素質材料（炭素質だけのもの及び他の物質と配合したもの）をもととするものを含む。これらには、一般に次のような種類のものがある。

(i) カーボン：微粉碎したコークス又はランプブラック (lamp black) と天然又は人造黒鉛の粉状にしたものとの混合物をピッチ又はタールのような炭素粘結剤とともに、真の「黒鉛化」を起こすには不十分な温度（1,000～1,200 度）で焼成して得られる。

このようにして得られた製品の組織は、均質ではない。顕微鏡観察では、黒鉛の粒と無定形炭素の粒との混合物であることを示し、化学的分析では、黒鉛酸の沈殿は、人造黒鉛から生じる沈殿より少ない。

(ii) 金属黒鉛質のもの：粉末にした黒鉛と卑金属（銅、カドミウム又はこれらの合金）の粉末との混合物を焼結（凝結、成型、焼成）に類する方法で処理して得る。金属の含有率は 10～95%である。

(iii) プラスチックを混合した天然又は人造黒鉛の粉末を成型することにより得られる品質のもの

上記の材料から得られたもののうち、特に塊及び板は通常寸法が 200×100×35 ミリメートル及び 150×70×30 ミリメートルである。これを切断し、高度の機械仕上げ（精密仕上げ、表面研磨）をした後、主に、85.45 項の電気ブラシの製造に使用する。

上記の半製品で、銀粉を含むものは、71.06 項に属する。この項には、また特別な形状に切断し、表面加工し、表面仕上げ等をした塊を含まない（通常、68.15 項又は 85.45 項）。また、無定形炭素又は天然黒鉛をもとし、陶磁製品と同様に焼成した耐火製品を含まない（69.02 又は 69.03）。

(b) 電極用の炭素質ペースト

これらの物品は、主として無煙炭とコールタールピッチ（粘結剤として作用する。）の混合物から成る。通常、小さい塊状になっていて、これが金属製容器の上部から挿入されて、炉の熱で軟化する。炭素ペーストはこのようにして容器内で成型されて、炉内で使用するためのエンドレスの電極として完成される。このため、もはや、使い古した既成の電極を交換するために炉を停止する必要はなくなる。この種の物品で良く知られているものはセーダーバーグペースト (soderberg paste) である。

類似のペーストは、炉の内張りに使用し、その場で固化する。

このカテゴリーには、更に、ペースト状の黒鉛で、黒鉛粒子（大部分が 5 マイクロメートル（ミクロン）を超える。）と鉱物油の混合物から成るものを含む。これらは大型機械の表面処理用又はグラファイトグリースの製造用のいずれにも適している。

38.02 活性炭及び活性化した天然の鉱物性生産品並びに獣炭（廃獣炭を含む。）

3802. 10－活性炭

3802. 90－その他のもの

(A) 活性炭及び活性化した天然の鉱物性生産品

活性化した炭素及び鉱物性生産品は、それらにある目的（例えば、脱色、ガス又は湿気の吸着、触媒、イオン交換及びろ過）に適合させるために適当な処理（熱、化学品等による。）によって、その表面構造を変性したものをいう。

これらの物品は次の2群に大別される。

- (I) 一般に、非常に大きい比表面積（1グラム当たり100平方メートルのオーダー）を有し、かつ、van der Waal's 結合（物理吸着）及び有機又は無機の分子により飽和し得る遊離の化学結合（化学吸着）の存在により特徴づけられる物品：これらの物品は、ある種の植物性物質又は鉱物性物質（粘土、ボーキサイト等）を天然の不純物の存在下で又は他の物品を添加して化学処理又は加熱処理することにより得られる。この処理は基礎物質の構造に変化をもたらすもので、比表面積の増加及び結晶物質の場合には、原子価の異なる原子の挿入又は置換による結晶格子の歪みを生じさせる。このようにして遊離状態で残った原子価は、その物品の表面に陽子及び電子を集め、その物質を化学吸着剤、触媒及びイオン交換体として活性化する。
- (II) 一般に相当小さい比表面積（1グラム当たり1～100平方メートルのオーダー）をもつ物品：一般に、これらは高い電荷密度をもつが、著しい吸着性をもたないため脱色剤としては使用しない。これに対して、水中に懸濁した状態では、コロイドと強力な静電的相互作用を発揮してその凝集を容易にし又は阻止するので、ろ過剤として使用するのに適している。

このタイプのものは通常適当な加熱処理で作られる。か焼（calcining）工程中アルカリ性物質の存在は、場合により表面電荷の生成を促進する。

この項には、次の物品を含む。

(a) 活性炭

これは、通常、植物性、鉱物性又はその他の炭素（木炭、やしがら炭、泥炭、亜炭、石炭、無煙炭等）を水蒸気、炭酸ガスその他のガスの存在下で高温で処理（ガス活性化処理）し又はある種類の化学品の溶液を染み込ませた繊維素物質を乾燥か焼（化学的活性処理）して得られる。

活性炭は、微粉の状態で多くの工業（砂糖又はぶどう糖工業、油又はワイン製造工業、医薬品等）において液体の脱色に使用する。また、粒の状態で蒸気の吸収（例えば、ドライクリーニング工程中の揮発性溶剤の回収及び石炭ガスからのベンゼンの除去）、水又は空気の清浄、有毒ガスからの保護、触媒及び電気分解の際に電極に蓄積するガス（減極）の排除に使用する。

(b) その他の活性化した天然の鉱物性生産品

- (1) 活性けいそう土（activated diatomite）：けいそう土（kieselguhr）その他の選別したけい酸質の土を必要に応じ酸で処理して石灰質を除去し、塩化ナトリウム又は炭酸ナトリウムのような半融剤（sintering agent）を加えてか焼し、砕き、適当な方法で選別

したもの。ただし、半融剤を加えないで焼いたけいそう土(diatomite)は含まない(25.12)。

(2) ある種の火山鉱物：例えば、パーライト(perlite、真珠岩)を粉碎した後非常に高温の炎(1,000 度以上)の熱衝撃を加えた後、再粉碎し、選別したもの。活性化したパーライトは極めて軽く、光沢のある粉の状態になっている。顕微鏡で観察すると、曲面を有し、極めて薄い透明なフレークから成っていることが分かる。

上記(1)と(2)の二つのタイプの物品は、いずれも非常に見掛け比重は小さい。これらは化学品又は医薬品の調製(特に抗生物質)及び砂糖工業、ぶどう糖工業又は飲料工業における水のろ過用等のろ過材に主として使用する。

(3) 活性粘土及び活性土類：これらは選別したコロイド状の粘土及び粘土質の多い土を活性化したもので、その用途にしたがって、酸又はアルカリで活性化され、乾燥し、かつ、砕いたものである。アルカリにより活性化されたものは、乳化剤、懸濁剤及び凝結剤として、特にみがき料又は清浄剤の製造に使用され、また、その膨潤性により、鋳物用砂又は掘穿泥(drilling sludge)の性能向上に使用する。酸で活性化されたものは、動物性、植物性又は鉱物性の油、脂肪又はろうの脱色剤として使用する。

(4) 活性ボーキサイト：ボーキサイトは、通常、アルカリ処理又は適当な温度で熱処理することにより活性化される。主に、触媒、乾燥剤及び脱色剤として使用する。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 表面構造を変化させる処理を受けてない天然の活性鉱物性生産品(例えば、フーラーズアース)(25 類)
- (b) 活性化した化学品：例えば、活性化アルミナ(28.18)、活性化シリカゲル(28.11 及び 38.24)、人造ゼオライトイオン交換体(28.42 又は、バインダーを含んでいる場合には 38.24)及びスルホン化石炭イオン交換体(sulphonated coal ion-exchanger)(38.24)
- (c) 医薬品としての特性を有する活性炭(30.03 及び 30.04)及び冷蔵庫、自動車等の脱臭剤として小売用に包装した活性炭(33.07)
- (d) 化学品(例えば、金属酸化物)を活性炭又は活性けいそう土等の活性材料の担体上に固定した触媒(38.15)
- (e) 軽量で長球形、粒状のエキスパンデッドパーライト(expanded perlite)(68.06)

(B) 獣炭(廃獣炭を含む。)

これらには、動物性材料を炭化して得られる各種の炭で特に次のものを含む。

- (1) 骨炭(bone black)：脱脂した骨を密閉容器中でか焼して得られる。多孔質の黒色製品で、純粋な炭素の含有量は低い(酸処理しないものは10~20%の含有量であり、酸処理した場合は、炭素含有量はいく分多くなる。)。形状は粉状、粒状、ペースト状又は原料の骨の形状のままのものがある。骨炭は、諸工業、特に砂糖工業において脱色剤として広く使用しており、また、黒色顔料として、例えば、磨き料及びある種のインキの製造に使用する。

廃骨炭は、肥料として、また黒色顔料の製造に使用する。

- (2) 血炭(blood black)：乾燥血液を密閉容器中でか焼して得られる。一般に、脱色剤として

使用する。

- (3) アイボリーブラック (ivory black) : アイボリーのくずをか焼して得られる。これは、一般に極めて微細なベルベットのような触感をもつ黒色粉末及び小さな不規則な円錐形を呈しており、絵の具に使用する (アイボリーブラックの呼称は、時には上質の骨炭を呼ぶのに使用することもある。)
- (4) レザーブラック (leather black)、ホーンブラック (horn black)、フーフブラック (hoof black)、トータスシェルブラック (tortoise-shell black) 等

38.03 トール油 (精製してあるかないかを問わない。)

トール油 (時には、液体ロジンとして知られている。) は、アルカリ法又は特に硫酸塩法 (sulphate process) による木材パルプの製造の際に生じる黒色廃液から得られる。この液を沈殿おけに移すと泡状物質がその表面にできる。粗製トール油は、この泡状物質を加熱し、酸性化 (通常は希硫酸酸性) して得られる。

粗製トール油は、暗かつ色の半流動性の混合物で、脂肪酸 (主として、オレイン酸、リノール酸及びこれらの異性体)、樹脂酸 (特にアビエチン型) 及び少量の不けん化物 (ステロール高級アルコール及び種々の不純物) から成る。これらの成分の構成割合は、木材の性質によって異なる。

精製トール油は、粗製トール油を減圧蒸留 (蒸留トール油) その他の方法 (例えば、選択性の溶媒又は活性粘土による処理) で得られる。主として脂肪酸と樹脂酸を含む黄色の液体である。

トール油は、特に、道路舗装用乳化剤、普通せっけん、金属せっけん、紡織用繊維又は紙工業の湿潤剤及び乳化剤、ワニス、ペイント又はリノリウム製造用の乾性油、金属加工用の油、殺菌剤、マスチック等として使用する。トール油は、ゴム用の可塑剤としても使用され、またトール油脂肪酸やトール油樹脂酸の原料としての用途が増加しつつある。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) けん化トール油 : 蒸留トール油をアルカリ (水酸化ナトリウム又は水酸化カリウム) で中和して得たもの (34.01)
- (b) ソーダ法又は硫酸法による木材パルプの製造の際に得た廃液 (濃縮してあるかないかを問わない。) 並びに沈殿おけ中でこれらの廃液から分離された泡状物質 (38.04)
- (c) トール油樹脂酸 : 樹脂酸の混合物を主成分とし、トール油から脂肪酸を除去して得たもの (38.06)
- (d) サルフェートピッチ (sulphate pitch) (トール油ピッチ) : トール油の蒸留残渣 (38.07)
- (e) トール油脂肪酸 : トール油から真空分別蒸留その他の方法により樹脂酸の大部分を除去したもので、脂肪酸の含有量が全重量の 90% 以上 (乾燥状態における重量で計算) のもの (38.23)

38.04 木材パルプの製造の際に生ずる廃液 (リグニンスルホン酸塩を含むものとし、濃縮し、糖

類を除き又は化学的に処理したものであるかないかを問わず、第 38.03 項のトール油を除く。）

この項には、次の物品を含む。

- (1) 亜硫酸塩法による木材パルプ製造の際に生ずる廃液（濃縮し、糖類を除き又は化学的に処理したものであるかないかを問わない。）：濃縮した亜硫酸パルプ廃液は、リグニンスルホン酸塩を主成分とし、これに糖類その他の物質が混在している。形状は、一般的に粘稠な液体、粘性のある黒かつ色のペースト、ガラス状の割れ目をもつ黒い色の塊り（この状態のものは、時にはサルファイトピッチ又はセルロースピッチとして知られている。）及び乾燥粉末状態である。

濃縮した亜硫酸パルプ廃液は、固形燃料若しくは鋳物用中子の粘結剤として又は膠（こう）着剤、浸透剤、殺菌剤若しくはタンニン剤の調製又はアルコールの製造等に使用する。

この項には、リグニンスルホン酸塩（通常、亜硫酸パルプ廃液の沈殿物として得られる。）も含まれる。リグニンスルホン酸塩は、接着剤の成分、分散剤、コンクリート混和剤又は掘削泥水添加剤（drilling-mud additives）として使用する。

- (2) ソーダ法又は硫酸塩法による木材パルプの製造の際に生ずる廃液（濃縮し糖類を除き又は化学的に処理したものであるかないかを問わないものとし、沈殿おけの中でこれらの廃液の表面に生ずる泡状物質を含む。）：これらの廃液は、通常、黒色をしており、トール油の原料であるが、時には水酸化ナトリウムの製造に使用する。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 水酸化ナトリウム (28.15)
- (b) トール油 (38.03)
- (c) サルフェートピッチ（トール油ピッチ）(38.07)

38.05 ガムテレピン油、ウッドテレピン油、硫酸テレピン油その他のテルペン油（蒸留その他の方法により針葉樹から得たものに限る。）、ジペンテン（粗のものに限る。）、亜硫酸テレピンその他のパラシメン（粗のものに限る。）及びパイン油（アルファートルピネオールを主成分とするものに限る。）

3805.10－ガムテレピン油、ウッドテレピン油及び硫酸テレピン油

3805.90－その他のもの

この項には、主としてテルペン類（ピネン、ベーターピネン、リモネン等）に富む物品を含む。これらは、針葉樹の浸出物又は樹脂分の多い針葉樹の木材から得られる。

これらの物品には、次のものがある。

- (1) 松その他の針葉樹（もみ、からまつ等）から浸出したオレオレジン（テレピン油）を蒸留（通常、水蒸気蒸留）して得た揮発性の物品。ある国々では、これらの製品はガムテレピン

油 (gum spirits of turpentine) として知られている。また、ある国では、テレピン油 (spirits of turpentine) という呼称は、生の松の木からにじみ出た新鮮なオレオレジンを経過して得たある範囲内の沸点及び密度を有する揮発性物品に限って使われている。

これらは、すべて流動性があり、水不溶性、高屈折性で、鋭い香気を有する無色の液体である。これらは、溶媒として、特にワニス、ペイント又は磨き料の製造、医薬品の調製、合成しょう脳、テルピン水和物、テルピネオール等の製造に使用する。

(2) ウッドテレピン油、硫酸テレピン油その他のテレピン油（蒸留その他の方法により針葉樹から得たものに限る。）

(a) ウッドテレピン油 (wood turpentine) は、松の切株その他の樹脂分の多い部分を水蒸気蒸留又は分解蒸留して得られる最も揮発性の高い物品である。

(b) 硫酸テレピン油 (sulphate turpentine) は、樹脂分の多い木材から硫酸塩法により木材パルプを製造する際に得た揮発性のテルペン系副産物である。

ここに記載している物品は、テルペン類に富んだ液体で、浸出したオレオレジンから得たテレピン油と同様の目的、特にワニス、ペイント等の調製の際に溶媒として使用する。

(3) 粗ジペンテンはウッドテレピン油を分留するか又は合成しょう脳の製造の際に副産物として得たテルペン油（ジペンテンが約 80% 以下のもの）である。ただし、純粋なもの又は商慣行上純粋なものとして取引されるジペンテンは 29.02 項に属する。

(4) 亜硫酸テレピン油 (sulphite turpentine) は、亜硫酸塩法による木材パルプの製造の際に副産物として得た揮発性の黄色の液体である。これは少量のテルペン類その他の生成物を含む粗パラシメン (para-cymene) である。この項には、原料を問わず、すべてのパラシメン（粗のものに限る。）を含む。

(5) パイン油は、一般に油分に富んだ松の切株から、水蒸気蒸留及び分解蒸留によってウッドテレピン油を採取した後に得た留分である。また、これらは化学合成（例えば、アルファピネン (α -pinene) の化学的な水和) によっても得られる。この項には、アルファテルピネオール (α -terpineol) を主成分とするパイン油のみが属する。パイン油は無色又はこはく色の液体でアルファテルピネオール (α -terpineol) に富み、主として繊維工業用の湿潤剤、ワニス又はペイントの製造等における溶媒及び消毒剤並びに浮遊選鉱による金属鉱の濃縮に使用する。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 純粋又は商慣行上純粋なものとして取引されるテルペン系炭化水素又はテルペン、テルピネオール及びテルピン水和物 (29 類)
- (b) 33.01 項の精油である松葉油
- (c) ロジン油 (rosin oils) (38.06)

38.06 ロジン及び樹脂酸並びにこれらの誘導体、ロジンスピリット、ロジン油並びにランガム

3806.10—ロジン及び樹脂酸

3806. 20－ロジン若しくは樹脂酸又はこれらの誘導体の塩（ロジン付加物の塩を除く。）

3806. 30－エステルガム

3806. 90－その他のもの

（A）ロジン及び樹脂酸

ロジン及び樹脂酸は、ともに、成分的にはアビエチン酸及びこれに関連する酸と酸以外の成分との複雑な混合物で、通常、透明なガラス状固体である。色は、不純物の含有量にしたがって、淡黄色から暗かっ色のものまでである。

ロジン及び樹脂酸は次の過程により得られる。

- （1）松その他の針葉樹から浸出物（pine-resin、galipot、barras resin 等）の形で得たオレオレジン様物質（oleolesinous matter）の蒸留の際に、揮発性のテルペン系物品（テレピン油及びこれらに類するテルペン系溶剤）を分離すること
- （2）松の切株からの溶媒抽出
- （3）トール油（パルプ及び製紙工業の副産物）の分別蒸留

ロジン及び樹脂酸は、せっけんの製造、紙のサイジング、ワニス、磨き料、マスチック、インキ、シーリングワックス、鋳物用の中子粘結剤、ブルーワーズピッチ等の調製に使用し、（B）から（D）に記述したロジン誘導体並びにロジン油の製造原料として使用する。

（B）ロジン、樹脂酸又はこれらの誘導体の塩 （ロジン付加物の塩を除く。）

この項には、ロジン、樹脂酸又はこれらの誘導体の塩を含む（ロジン付加物の塩を除く。）。樹脂酸ナトリウム及び樹脂酸カリウムは、通常、粉末のロジン又は樹脂酸を水酸化ナトリウム又は水酸化カリウムの溶液中で煮沸して得られる。他の樹脂酸の無機塩は、一般に、樹脂酸ナトリウム又は樹脂酸カリウムの溶液に金属塩の溶液を加えて沈殿させ（沈降レジネート）又はロジン又は樹脂酸と金属酸化物との混合物を溶融（溶融レジネート）して得られる。これらの物品には、樹脂酸アルミニウム、樹脂酸カルシウム、樹脂酸コバルト、樹脂酸銅、樹脂酸マンガン、樹脂酸鉛、樹脂酸亜鉛がある。樹脂酸塩はワニス又はペイント製造用の油の乾燥性を増すために使用するほか、殺菌剤、消毒剤等の製造にも使用する。

この項には、また、ロジン又は樹脂酸を例えば、ロジンをワニスの製造用に適する硬さに硬化させるため、水酸化カルシウム（約6%の比率）で処理して得られる硬化ロジンを含む。

この項には、次の物品を含まない。

- （a）貴金属の樹脂酸塩（28. 43）及び28. 44 項から28. 46 項までの樹脂酸塩
- （b）樹脂酸塩をもととした調製ドライヤー（32. 11）
- （c）高級樹脂酸とロジン又は樹脂酸の混合物をけん化して得られる樹脂せっけん（34. 01）及び樹脂酸塩をもととした調製洗剤（34. 02）

（C）エステルガム

エステルガムは、ロジン、樹脂酸、又はそれらの酸化、水素添加物、不均化物若しくは重合誘導体をエチレングリコール、グリセリンその他の多価アルコールでエステル化して得られる。これらのエステルガムは、天然樹脂に比べより可塑性があり、顔料及びその他の物質との混合に適している。

(D) その他

(I) ロジン及び樹脂酸の誘導体

- (1) 酸化 (oxidised) ロジン及び樹脂酸は、一般に、針葉樹の切株（長時間放置し、含有する樹脂酸が自然に酸化したもの）の抽出物の蒸留による残留物として得られる。またロジン又は樹脂酸は人工的に酸化されることもある。酸化ロジン及び樹脂酸は膠（こう）着剤、乳化剤、ワニス、ペンキ、インキ、電気絶縁剤等の製造に使用する。
- (2) 水素添加 (hydrogenated) ロジン及び樹脂酸は、ロジン又は樹脂酸を触媒の存在下で水素添加して得られる。普通のロジン及び樹脂酸よりも酸化に対し抵抗性があり、光に対しての変色が少ない。ワニス、せっけん等の製造に使用する。
- (3) 不均化 (disproportionated or dehydrogenated) ロジン及び樹脂酸は、例えば、ロジン又は樹脂酸を中温で加熱するか又は高温で酸触媒（硫黄及びセレンウムも有効な触媒である。）を使用することにより得られる。ワニス等の製造に使用する。
- (4) 重合 (polymerised) ロジン及び樹脂酸は、ロジン又は樹脂酸を硫酸等で処理して得られる。特に高い粘性と安定性のあるワニスの製造に使用する。重合度は極めて低い。重合ロジン及び樹脂酸は、一般に、二量体及び非重合の酸からなり、また二量体ロジンと呼ばれることもある。
- (5) ロジン又は樹脂酸の 1 価アルコールエステル。ここに分類されるエステルは、レジネート (resinate) 及びアビエテート (abietate) として知られるもの（例えば、メチルエステル、エチルエステル及びベンジンエステル）及びメチルヒドロアビエート (methyl hydroabiate) として知られるものが含まれる。これらは、特にセルロースラッカーの可塑剤として使用する。
- (6) ジヒドロアビエチルアルコール、テトラヒドロアビエチルアルコールとデヒドロアビエチルアルコールの混合物（アビエチルアルコール）
- (7) ロジン付加物及びその誘導体。ロジン及び樹脂酸をフマル酸、マレイン酸及びその無水物で変性させたもので、アルキッド樹脂、ロジンサイズ又はインキの製造に使用する。これらの付加物は、その後エチレングリコール、グリセリンその他の多価アルコールでエステル化されることもある。このグループには、またロジン-マレイン又はロジン-フマル付加物の塩等のロジン付加物の塩を含む。

(II) ロジンスピリット及びロジン油

これらのものは、通常、ロジン又は樹脂酸から触媒下で過熱蒸気により蒸留し又は分解蒸留して得られる。主要成分は炭化水素の複雑な混合物で、蒸留条件により有機酸を多少含む。

- (1) ロジンスピリット：最も揮発性の大きい留分で、流動性で刺激臭を有する淡黄かつ色

の液体である。樹脂用溶剤、ワニス、ペイント等の製造に使用する。

- (2) ロジン油：いくぶん濃厚で、色相及び品質には各種（金油、白油、緑油、かつ色油）のものがあり、煙のような臭気を有する。主として潤滑油、切削油、印刷インキ、軟膏（こう）、ワニス、ペイント等の製造に使用する。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) スルホン化ロジン油 (sulfonated rosin oil) (34.02)
- (b) 生きている松の木その他の生きている針葉樹のオレオレジン様滲出物の蒸留物中の揮発性成分 (38.05)
- (c) ロジンプッチ (rosin pitch) (38.07)

(Ⅲ) ランガム

ランガムは、ガムランニング (gum running) (乾性油に溶けやすくするため熱処理する過程) と呼ばれる過程により、熱帯林の木のおレオレジン様滲出物から得られる。これらの最も一般的な原料は、コパールである。

38.07 木タール、木タール油、木クレオソート、木ナフサ及び植物性ピッチ並びにブルーワーズピッチその他これに類する調製品で、ロジン、樹脂酸又は植物性ピッチをもととしたもの

この項には、樹脂質又は非樹脂質の木から蒸留（又は炭化）の際に得た複雑な組成の物品が属する。これらの工程で、ガスのほか、木酢液 (pyroligneous liquids)、木タール及び木炭が得られる。その割合は、原木の性質と操作速度によって変わる。

木酢液（粗木酢とも呼ばれる。）は国際貿易商品ではないが、酢酸、メタノール、アセトン、少量のフルフラール及びアリアルアルコールを含有する。この項には、またすべての植物性ピッチ及びブルーワーズピッチその他これに類する物品で、ロジン、樹脂酸又は植物性ピッチをもととしたものが含まれる。

この項には、次の物品を含む。

- (A) 木タール、木タール油（脱クレオソートしたものであるかないかを問わない。）及び木クレオソート

- (1) 木タールは木材（針葉樹その他の樹木）を炭焼がまで炭化させる際に、これからしたたり落ちて得たもの（例えば、スウェディッシュタール及びストックホルムタール）及びレトルト又はかまで蒸留して得たもの（蒸留タール）である。後者は、木酢液からの沈降部分として直接得られる（沈降タール）か又は木タール分が一部溶解している木酢液を蒸留して得られる（溶解タール）。

揮発性油分の一部をさらに蒸留で留出除去した部分蒸留タール (partially distilled tars) もこの項に含まれる。

これらのタールは、すべて炭化水素、フェノール又はその同族体、フルフラール、酢

酸及びその他の各種の物質から成る複雑な混合物である。

樹脂質の木材から得たタールは、非樹脂質の木から得たタールと違って、樹脂の蒸留分（テルペン、ロジン油等）を含有し、かつ色がかつた橙色ないしかつ色をした粘稠な物質である。これらは、そのまま又は単なる脱水若しくは部分的蒸留を行った後、船舶用の綱の含浸用、ゴム工業の可塑剤、マスティックの調製、医薬等に使用する。

非樹脂質の木材から得たタールは、濃厚な黒かつ色の液体で、蒸留その他の方法により広範囲の副産物（木クレオソート、グアヤコール等）の調製に主として使用する。

ケードオイル（cade oil）（ジュニパータール油とも呼ばれ、医薬品及びせっけんの製造に使用する。）もこの項に含まれる。

- (2) 木タール油は、木タールを蒸留して得られる。そのうちの軽質油（脂肪族炭化水素、テレペン類及び高級ケトン類を含む。）は洗羊液（sheep oil）又は園芸用の噴霧液の製造に使用し、重質油（脂肪族及び芳香族の炭化水素、高級ケトン並びに高級フェノールを含む。）は木材の含浸剤及び木クレオソートの抽出に使用される。

クレオソートを抽出した後に得られる脱クレオソート油は、その性質により浮遊選鉱による鉱石の濃縮用及び殺菌剤調製用に、また、溶剤、燃料等として使用する。

- (3) 木クレオソートは、木タールの主成分である。これは、通常、非樹脂質の木材から得たタールを蒸留し、その適当な留分に水酸化ナトリウムを加え分離し、再び酸性としてから再蒸留して得られる。これは無色の液体であるが、空気と光の作用で着色し、煙臭を持ち、腐食性で特に消毒剤、防腐剤として使用する。ただし、27.07 項に属するクレオソート油及び鉱物性クレオソートと混同してはならない。

- (B) 木ナフサは、木酢液を処理して得られる。これは、帯黄色の焼臭のある液体であって通常 70～90%のメタノール（メチルアルコール）のほか各種の割合のアセトンその他のケトン（一般に 8～20%）、さらにその他の不純物（酢酸メチル、高級アルコール、タール質等）を含む。木ナフサのうちある種のものは、エタノールの変性剤に使用する。

(C) 植物性ピッチ

これらは、植物性物質の蒸留その他の処理の残留物である。これらには、次の物品を含む。

- (1) ウッドピッチ（木タールピッチ）：木タールの蒸留残留物
- (2) ロジンプッチ：ロジンを残留してロジンスピリット及びロジン油を製造する際の残留物
- (3) サルフェートピッチ：タール油等の蒸留後の残留物

これらのピッチは、通常黒かつ色、赤かつ色又は黄かつ色をしており、一般に手の熱で軟化する。これらは種類により、船舶用充てん剤、織物の防水剤、木材の含浸剤、防錆塗料及び結合剤に使用する。

- (D) ブルーワーズピッチ（brewers' pitch）その他これらに類する調製品でロジン樹脂酸又は植物性ピッチをもととしたもの、例えば、コブラーズワックス及びコーキングピッチ。

- (1) ブルーワーズピッチは加熱してビヤだるに塗るもので、通常、ロジン、パラフィンろう及びロジン油の混合物又はロジンと植物油（亜麻仁油、綿実油又は菜種油のようなもの）の混合物を溶融して得られる。

(2) コブラーズワックス (cobblers' wax) は、靴、馬具の縫製用の糸をろう引するのに使用し、通常ロジン、ロジン油、パラフィンろう、オゾケライト等の混合物から成り、また粉末状無機物（滑石又はカオリンのようなもの）を含有している。通常塊状、棒状又は円板状である。

(3) コーキングピッチ (caulking pitch) は、船舶用の充てん剤に使用するもので、通常ウッドピッチ、木タール及びロジンの混合物を熔融して作る。

この項には、次の物品を含まない。

(a) 天然のバーガンジーピッチ (“vosges pitch” と称され、ある種の針葉樹から得た天然樹脂) 及びイエローピッチ (熔融及びろ過により精製した天然のバーガンジーピッチ) (13.01)

(b) ステアリンピッチ (ステアリックピッチ)、ウールグリースピッチ及びグリセリンピッチ (15.22)

(c) 石炭、泥炭、石油等から得た鉱物性ピッチ (27 類)

(d) メタノール (メチルアルコール) で純粋なもの又は商慣行上純粋なものとして取引されるもの及び木材蒸留の第一次産品の再蒸留その他の処理によって得た化学的に単一の物品 (例えば、酢酸、アセトン、グアヤコール、ホルムアルデヒド、酢酸塩等) (29 類)

(e) 封ろう (sealing wax) (32.14 又は 34.04)

(f) 木材パルプの製造の際に生ずる廃液 (38.04)

(g) ブレロジン (Brais résineux) (38.06)

38.08 殺虫剤、殺鼠(そ)剤、殺菌剤、除草剤、発芽抑制剤、植物生長調整剤、消毒剤その他これらに類する物品(小売用の形状若しくは包装にし、製剤にし又は製品にしたもの(例えば、硫黄を含ませた帯、芯及びろうそく並びにはえ取り紙)に限る。)

—この類の号注1の物品

3808.52—DDT (ISO) (クロフェノタン (INN)) を含有するもの (正味重量が 300 グラム以下の包装にしたものに限る。)

3808.59—その他のもの

—この類の号注2の物品

3808.61—正味重量が 300 グラム以下の包装にしたもの

3808.62—正味重量が 300 グラムを超え 7.5 キログラム以下の包装にしたもの

3808.69—その他のもの

—その他のもの

3808.91—殺虫剤

3808.92—殺菌剤

3808.93—除草剤、発芽抑制剤及び植物生長調整剤

3808.94—消毒剤

3808.99—その他のもの

この項には、病原菌、昆虫（蚊、蛾、コロラド甲虫、油虫等）、こけ及びかび、雑草、ねずみ、野鳥等の駆除を目的とする一連の物品（医薬品（家畜用のものを含む。）の性格を有するものを除く。30.03 項及び 30.04 項）を含む。害虫の駆除及び種子の消毒を目的とする物品もここに含まれる。

これらの殺虫剤、消毒剤、除草剤、殺菌剤等は、噴霧、散粉、散布、塗布、浸透等の方法によって使用するが、燃焼を必要とするものもある。これらの物品は、神経毒、消化中毒、窒息又は臭気等によってその効果を発揮する。

この項には、更に植物の生理的な作用の抑制及び促進を目的とする発芽抑制剤及び植物生長調整剤を含む。これらの使用方法は多岐にわたり、その効果は、植物の枯死から生長の促進及び収穫の改善と広範囲にわたっている。

これらの物品は、次の場合に限りこの項に属する。

- (1) 消毒剤、殺虫剤等として小売用に包装したもの（金属製容器入り、板紙製カートン入り等）及び通常小売で販売されることが明らかな形状（例えば、ボール状、一連になったボール、タブレット及び板）のもの

このような形状にした物品は、混合物であるかないかを問わない。混合していない物品には、他の形状では、29 類に属する化学的に単一の化合物（例えば、ナフタレン又は 1,4-ジクロロベンゼン）がある。

この項には、更に、次の物品を含む（消毒剤、殺菌剤等として小売用に包装したものに限る。）。

(a) 有機界面活性剤及びその調製品：活性カチオン（例えば、第 4 級アンモニウム塩）を含有し、防腐、消毒又は殺菌の性質を有するもの

(b) ポリ（ビニルピロリドン）よう素：よう素とポリ（ビニルピロリドン）の反応生成物

- (2) 調製品の性格を有する場合は、その状態（例えば、液状、ウオッシュ又は粉末状）を問わない。これらの調製品は、水その他の液体中に有効な物質を懸濁又は分散させたもの（例えば、DDT（ISO）（クロフェノタン（INN）、1,1,1-トリクロロ-2,2-ビス（パラクロロフェニル）エタン）の水分散液）その他の混合物から成っている。有効物質を水以外の溶媒に溶解したものもここに含まれる（例えば、除虫菊エキスの溶液（標準化した除虫菊エキスを除く。）及びナフテン酸銅の鉱物油溶液）。

中間製品（直ちに使用できる殺虫剤、殺菌剤、消毒剤等を作るためには、更に調合を要するもの）は、既に殺虫剤、殺菌剤等の性質を有しているものに限りここに分類される。

殺虫用、消毒用等の調製剤は、銅化合物（酢酸銅、硫酸銅、アセト亜砒（ひ）酸銅等）、硫黄又は硫黄化合物（硫化カルシウム、二硫化炭素等）、鉱物性クレオソート又はアントラセン油、DDT（ISO）（クロフェノタン（INN）、1,1,1-トリクロロ-2,2-ビス（パラクロロフェニル）エタン）、リンデン（ISO、INN）、パラチオン、フェノール又はクレゾール誘導体、砒（ひ）素剤（砒（ひ）酸カルシウム、砒（ひ）酸鉛等）、植物性材料（ニコチン、たばこのエッセンス及び粉末、ロテノン、除虫菊、海葱、菜種油）、天然又は合成の植物生長調整剤（例えば、2,4-D）、培養微生物等をもととしている。

この項に含まれる調製品のその他の例として、食品（小麦、ふすま、糖みつ等）に毒を混ぜて作った毒餌がある。

- (3) 次のような製品の形状になっているもの：硫黄を含ませた帯、芯及びろうそく（容器、住居等の消毒及びくん蒸に使用する。）、はえ取り紙（毒物を含まない膠（こう）着剤を塗布したものを含む。）、果樹用のグリースバンド（毒物を含まないものを含む。）、ジャム保存用のサリチル酸含浸紙、リンデン（I S O、I N N）を塗布し、燃焼によって作用する紙及び小さい木製の棒等

＊

＊ ＊

38.08 項の物品は、次のグループに区別することができる。

(I) 殺虫剤

殺虫剤には、殺虫用の物品だけでなく忌避又は誘引の効果を有するものも含む。

これらの物品には、スプレー又はブロック（蛾用）、油又は棒状（蚊用）、粉末（蟻用）、帯状（ハエ用）、シアンガスをけいそう土又は板紙に吸収させたもの（のみ及びしらみ用）など種々の形状のものがある。

殺虫剤の多くは、それらの作用の仕方又は使用法により、例えば、次のように区分される。

- －昆虫生長調整剤：昆虫の生化学的及び生理的作用を阻止する化学薬品
- －くん蒸剤：ガス状で空気中で散布される化学薬品
- －不妊化剤：昆虫を不妊化するのに使用する化学薬品
- －忌避剤：昆虫の食物及び生活環境を魅力的でないもの又は不快にすることにより昆虫の侵入を防止する物質
- －誘引剤：わな又は毒餌に昆虫を誘引するのに使用されるもの

(II) 殺菌剤

殺菌剤は、菌類の生長を阻止する物質（例えば、銅化合物をもとにした調製品）又はすでに発生している菌類を死滅させるための物品（例えば、ホルマリンをもとにした調製品）である。

殺菌剤は、作用の仕方又は使用法により、例えば、次のように区分される。

浸透性殺菌剤－これらの化学薬品は、樹液の流れにしたがって、散布した場所から植物の他の部分に転流する。

くん蒸剤－菌類に冒された物品にガス状で作用し、菌類を除去する化学薬品

(III) 除草剤、発芽抑制剤、植物生長調整剤

除草剤は、不要な植物を抑制し又は枯死させるために使用する化学薬品である。ある種の除草剤は、休暇中の植物の部分及び種子に使用し、またその他の除草剤は、すべての葉に使用する。それらには、抑制作用が選択性のもの（特定の植物に影響を及ぼす除草剤）と非選択性（植物の生長を完全に根絶させる除草剤）のものがある。

これらには落葉剤も含まれる。これは、植物の葉を早い時期に落とさせることを目的とする化学薬品である。

発芽抑制剤は、発芽を抑制又は遅延させるために、種子、球根、塊茎又は土壌に使用する。

植物生長調整剤は、生長を促進又は抑制し、収率を高め、品質を改良し又は収穫を早める等のごとく、植物の生長過程を改良するために使用する。植物ホルモン（フィトホルモン）は植物生長調整剤の一つのタイプである（例えば、ジベレリン酸）。合成有機化学薬品も、植物生長調整剤として使用される。

（IV）消毒剤

消毒剤は、通常、無生物体上にある好ましくないバクテリア、ウイルスその他の微生物を死滅又は不可逆的に不活性化させる薬剤である。

消毒剤は、例えば、病院では壁等の掃除又は器具の殺菌に使用する。これらは、また農業では種子の消毒に使用したり、好ましくない微生物を抑制するために飼料の製造に使用する。

これらには、殺菌剤（sanitisers）、制菌剤（bacteriostats）及び滅菌剤（steriliser）を含む。

この項には、また軟体動物を駆除する物品（軟体動物駆除剤）、線虫を駆除する物品（殺線虫剤）、ねずみを駆除する物品（殺鼠（そ）剤）、鳥類を駆除する物品（害鳥駆除剤）及びその他の害虫等を駆除する物品（例えば、ヤツメウナギ駆除剤（lampreyciders）、寄生虫駆除剤（predacides））を含む。

この項には、次の物品を含まない。

- （a）殺菌、消毒用等に使用される物品で、前記（1）、（2）又は（3）の記載に該当しないもの。これらの物品は、その性質によって、それぞれ該当する項に属する。例えば、
 - （i）粉末にした除虫菊の花（12.11）
 - （ii）除虫菊エキス（鉱物油を添加して標準化してあるかないかを問わない。）（13.02）
 - （iii）クレオソート油又は鉱物性クレオソート（27.07）
 - （iv）ナフタレン、DDT（ISO）（クロフェノタン（INN）、1,1,1-トリクロロー2,2-ビス（パラクロロフェニル）エタン）その他の化学的に単一の化合物（水溶液を含む。）（28類及び29類）
 - （v）殺鼠（そ）剤等のベースとして使用する培養微生物（30.02）
 - （vi）廃酸化鉄（38.25）
- （b）この表の他の項に含まれる調製品及び消毒、殺菌等の性質を副次的に有している調製品。例えば、
 - （i）有毒物質を含有する船体用の防汚ペイント（32.08、32.09 及び 32.10）
 - （ii）消毒用せっけん（34.01）
 - （iii）DDT（ISO）（クロフェノタン（INN）、1,1,1-トリクロロー2,2-ビス（パラクロロフェニル）エタン）ワックスの磨き料（34.05）
- （c）消毒剤、殺虫剤等で医薬品（動物用のものを含む。）の重要な特性を有するもの（30.03 及び 30.04）
- （d）調製した室内防臭剤（消毒剤の性質を有しているか有していないかを問わない。）（33.07）

* *

号の解説

3808.91 から 3808.99

多目的に使用する物品で、二以上の号に属するとみられるものは、通常、通則 3 を適用してその所属を決定する。

38.09 仕上剤、促染剤、媒染剤その他の物品及び調製品（繊維工業、製紙工業、皮革工業その他これらに類する工業において使用する種類のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）

3809.10—でん粉質の物質をもとしたもの

—その他のもの

3809.91—繊維工業その他これに類する工業において使用する種類のもの

3809.92—製紙工業その他これに類する工業において使用する種類のもの

3809.93—皮革工業その他これに類する工業において使用する種類のもの

この項には、糸、織物、紙、板紙、皮革又はこれらに類する物品の加工及び仕上げ工程で通常使用する広範囲の物品及び調製品（この表の他の項に該当するものを除く。）を含む。

これらは、この項に掲げた工業その他これに類する工業（例えば、床用じゅうたん織物工業、バルカナイズドファイバー製造工業及び毛皮工業）において特定の用途に供するための組成及び状態であることにより、この項に含まれることが確認できる。このような物品及び調製品（例えば、織物柔軟剤）は、工業用としてよりもむしろ家庭用として使用するものであっても、この項に含まれる。

この項には、次の物品を含む。

（A）繊維工業その他これに類する工業において使用する物品及び調製品

- （1）物品の感触を改良する調製品：例えば、硬化剤（通常、天然のでん粉系物質をもとしたもの（小麦、米、とうもろこし、ばれいしょのでん粉又はデキストリン等をもとしたもの）、粘液質の物質（地衣類、アルギン酸塩等）、ゼラチン、カゼイン、植物性ガム（トラガカントガム等）又はロジンをもとしたもの）、増量剤、柔軟剤（グリセリン、イミダズリン誘導体等をもとしたもの）及び充てん剤（天然又は合成の高分子化合物をもとしたもの）

上記の基礎的な構成成分のほか、ある種の調製品は、湿潤剤（せっけん等）、潤滑剤（亜麻仁油、ろう等）、充てん剤（カオリン、硫酸バリウム等）又は防腐剤（特に、亜鉛塩、硫酸銅及びフェノール）を含有することもある。

- （2）スリップ防止剤及びかぎ裂き防止仕上剤：これらの物品は、くつ下又は編物の衣類のかぎ裂きを防ぐために織物類のすべりを減らすためのもので、通常、高重合体、天然樹脂又はけい酸をもとしたものである。

- (3) 防汚仕上剤：これらは、通常、けい酸、アルミニウム化合物又は有機化合物をもととしたものである。
- (4) 防しわ及び防縮用の調製品：これらは少なくとも二つの反応性基（例えば、ビスー（ヒドロキシメチル）化合物、ある種のアルデヒド及びアセタール）を有する化学的に単一の化合物を混合したものである。
- (5) つや消し剤：織物のつや及び光沢を減らすことを意図したもの。通常、セルロースエーテル、ゼラチン、にかわ、界面活性剤等で安定化した顔料（酸化チタン、酸化亜鉛、リトポン等）の懸濁液から成る。
- ここに属する調製品は、塗料（32.08、32.09 及び 32.10）及び羊毛のオイリング又は加脂処理に使用する調製潤滑剤（27.10 及び 34.03）と混同してはならない。
- (6) 難燃性調製品：これは、アンモニウム塩、ほう素化合物、窒素化合物、臭素化合物、りん化合物をもととしたもの又は塩素化した有機物質をベースとしたものに酸化アンチモンその他の酸化物を添加したものをもとしたものである。
- (7) つや出し剤：織物につや及び光沢を与えるもので、通常、パラフィン、ろう、ポリオレフィン又はポリグリコールの乳化液である。
- (8) 媒染剤：織物の浸染又はなせんの工程で染料を固着するのに使用するよう調製したものの。これらの調製品は、水溶性で、通常金属塩（例えば、アルミニウム、アンモニウム、クロム又は鉄の硫酸塩又は酢酸塩、重クロム酸カリウム、酒石酸アンチモンカリウム）又はタンニンをもととしたものである（ただし、この解説末尾の除外規定（d）参照）。
- (9) 促染剤：これらは、合成繊維を膨張させて浸色又はなせん工程を促進するのに使用する。これらには、ビフェニルをもととした調製品、トリクロロベンゼン、ビフェニルー 2-オール、ヒドロキシトルイル酸メチルのようなビフェニル、ベンゼン、フェノール又はヒドロキシトルイル酸の誘導体をもととした調製品及びこれらの混合物を含む（界面活性剤を含んでいるかいないかを問わない）。
- (10) フェルト化防止剤：動物性繊維のフェルト化を弱めるためのもの。これらは、塩素化剤若しくは酸化剤であるか又は合成樹脂形成物質の特殊な調製品である。
- (11) サイジング剤：繊維工程における糸に強度を与えるために使用するもの。これらの調製品は、通常、でん粉、でん粉誘導体その他の天然又は合成の高分子結合剤をもととしたものである。これらは、湿潤剤、柔軟剤、脂肪、ろうその他の物質を含有することもある。これらには、また、乳化したたて糸ののり付け用ろう及びのり付け用に調製した乳化脂肪を含む。
- (12) 撥油剤：織物に撥油仕上げをするためのもの。これらは、通常、有機ふっ素化合物例えば、ペルフルオロカルボン酸の乳化液及び溶液であり、変成した樹脂（extender）を含むこともある。
- (13) 撥水剤：これらは、通常、撥水性物質（ろう、ラノリン等）をセルロースエーテルゼラチン、にかわ、有機界面活性剤等で安定化した水性エマルジョンで、これに、例えば、アルミニウム又はジルコニウムの可溶性塩類を加えたものである。これらにはまた、シリコン又はふっ素誘導体をもととした調製品を含む。

(B) 紙、板紙その他これに類する工業において使用する物品及び調製品

- (1) バインダー：塗装用混合物中の顔料粒子を固着するため使用されるもの。これらは、カゼイン、でん粉、でん粉誘導体、大豆たんぱく質、にかわ、アルギン酸塩、セルロース誘導体等の天然物をもととした調製品である。
- (2) サイジング剤及びサイジング用の添加剤：印刷適性、平滑性及び光沢を改善し、紙に書き易さを与えるために製紙工程で使用するもの。これらの調製品は、ロジンせっけん、強化樹脂、ワックス分散液、パラフィン分散液、でん粉及びカルボキシメチルセルロース、アクリル樹脂又は植物性ガムをもととしたものである。
- (3) 湿潤強度増強剤：これらの調製品は、湿潤紙又は不織布の引張り強さ、引裂強さ及び耐磨耗性を増すために使用される。

(C) 皮革工業その他これに類する工業において使用する物品又は調製品

- (1) バインダー：革に顔料色素を固着させるための調製品。特別に調製されており、通常、たんぱく質系物質、天然の樹脂、ろう等をもととしたものである。
- (2) シーズニング剤 (seasons)：革の仕上げ工程で最終的な表面塗布を行うよう特別に調製されたもので、その構造及び組成は、上記(1)のバインダーのものと類似している。
- (3) 防水剤：これらは通常、(i) クロムせっけん、(ii) 溶媒 (イソプロピルアルコールのようなもの) に溶かしたアルキルこはく酸、くえん酸の誘導体等又は (iii) フルオロ化合物 (溶液又は分散液のもの) から成る。

この項には、上記で除外された物品のほか、更に次の物品を含まない。

- (a) 紡織用繊維、皮革、毛皮その他の材料のオイリング又は加脂処理に使用する調製品 (27. 10 又は 34. 03)
- (b) 化学的に単一の元素及び化合物 (通常、28 類又は 29 類)
- (c) 顔料、調製着色料、塗料等 (32 類)
- (d) 34. 02 項の有機界面活性剤及びその調製品 (例えば、染色助剤)
- (e) デキストリンその他の変性でん粉及びでん粉又はデキストリンその他の変性でん粉をもととした膠 (こう) 着剤 (35. 05)
- (f) 38. 08 項の殺虫剤その他の調製品
- (g) 重合体の乳化液、分散液及び溶液 (32. 09 又は 39 類)

38. 10 金属表面処理用の調製浸せき剤、はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用のフラックスその他の調製した助剤、はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の粉及びペーストで金属と他の材料とから成るもの並びに溶接用の電極又は溶接棒のしん又は被覆に使用する種類の調製品

3810. 10－金属表面処理用の調製浸せき剤並びにはんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の粉及びペーストで金属と他の材料とから成るもの

3810. 90－その他のもの

- (1) 金属表面処理用の調製浸せき剤：これらは、金属表面から酸化物、スケール、錆及び汚点を除去するため又はある種の作業を容易にする目的で金属表面をざらざらにするために使用する調剤である。浸せき処理は仕上工程、準備工程（例えば、金属の引抜き用又は押出し用の前処理）で行われるか又は被覆工程（例えば、亜鉛めっき、金属蒸着、すずめっき、クラッド、電気めっき、ペイント塗装等）の前に行われる。

調製浸せき剤は、通常、希酸（塩酸、硫酸、ふっ素水素酸、硝酸、りん酸等）をもとし、また時には金属の腐食防止剤を含有するものがある。ただし、ある種のは、アルカリ（例えば、水酸化ナトリウム）をもとするものもある。

この項には、金属の清浄用調剤を含まない (34. 02)。

- (2) はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用のフラックスその他の調製した助剤：フラックスは、接合する金属表面及びはんだ自身を酸化から保護して、はんだ付け、ろう付け又は溶接の際に金属の接合を容易にするために使用する。それらは作業中に生ずる酸化物を溶解する性質を有する。塩化亜鉛、塩化アンモニウム、四ほう酸ナトリウム、ロジン及びラノリンが、通常、これらの調剤に使用される物品である。

これらには、また、アルミニウムの粒又は粉と各種の金属酸化物（例えば、酸化鉄）との混合物で、溶接の際に高熱発生剤 (alumino-thermic process) として使用するもの等も含む。

- (3) はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の粉及びペーストで金属と他の材料とから成るもの：これらの調製品は、金属の表面をお互いに接着するために使用する。その主成分は金属（通常、すず、鉛、銅等を含有する合金）である。これらの調製品は次のいずれの条件も満たす場合に限りこの項に属する。

(a) 金属のほかに金属以外の成分を含有すること。これらの成分は上記 (2) で述べた補助剤である。

(b) 粉末又はペーストの形状にしたものであること。

はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の調製品で、単に金属粉のみから成るもの（相互に混合してあるかないかを問わない。）は、含まれない（組成により 71 類又は 15 部）。

- (4) 溶接用電極又は溶接棒のしん又は被覆に使用する調製品：これらは、溶接作業中に生ずる酸化物を可融性スラグの形で除去することを主目的とするものである。これらの調製品は一般に、例えば、石灰及びカオリンを含む耐火性混合物から成る。

卑金属製又は金属炭化物製の溶接棒でフラックスを被覆し又はしんに充てんしたものは含まれない (83. 11)。

38. 11 アンチノック剤、酸化防止剤、ガム化防止剤、粘度指数向上剤、腐食防止剤その他の調製添加剤（鉱物油（ガソリンを含む。）用又は鉱物油と同じ目的に使用するその他の液体用のものに限る。）

－アンチノック剤

3811. 11－鉛化合物をもとしたもの

3811. 19—その他のもの

—潤滑油用の添加剤

3811. 21—石油又は歴青油を含有するもの

3811. 29—その他のもの

3811. 90—その他のもの

この項の調製品は、鉱物油用又は鉱物油と同じ目的に使用するその他の液体用の添加剤で、好ましくない特性を排除し若しくは減少させ又は望ましい特性を与え若しくは高めるために使用するものである。

(A) 鉱物油用調製添加剤

- 1 原油用添加剤：これらには、金属組織（特に、蒸留塔）を保護するために、原油に添加される腐食防止剤を含む。これらの有効成分は、一般には、特にイミダゾリンから誘導されるアミノ型の物質である。
- 2 ガソリン（ペトロール）用添加剤：これらには、次の物品を含む。
 - (a) アンチノック剤：燃料の早期着火に対する抵抗を増加し、かつ、ノッキングを防止するもの。これらは、通常、テトラエチル鉛及びテトラメチル鉛をもととし、更に、例えば、1，2－ジブロムエタン又はモノクロロナフタレンを含む。この項には、鉛アンチノック剤の貯蔵タンクから得られた鉛アンチノック剤の汚泥で、主として鉛、鉛化合物及び酸化鉄からなるものを含まない（26. 20）。
 - (b) 酸化防止剤：最も重要な酸化防止剤は、フェノール性物品（例えば、ジメチル－tert－ブチルフェノール）及び芳香族アミンの誘導體（例えば、アルキルパラ－フェニレンジアミンのようなもの）をもととするものである。
 - (c) 氷結防止剤：この物品は、多くの場合、アルコール類（例えば、プロパン－2－オール（又はイソプロピルアルコール））をもととするもので、燃料系統における氷の形成を防ぐためガソリン（ペトロール）に添加される。
 - (d) 清浄剤：この調製品は、キャブレター又はシリンダーの吸入口及び排気口を清浄に保つために使用するものである。
 - (e) ガム防止剤：これらの物品は、キャブレター又はエンジンへの取入口でガムの生成を防止するためのものである。
- 3 潤滑油添加剤：これらには、次の物品を含む。
 - (a) 粘度指数向上剤：ポリメタクリレート、ポリブテン、ポリアルキルスチレンのような重合体をもととするもの
 - (b) 流動点降下剤：低温度下で、結晶が成長するのを抑えるもの。この種の物品は、エチレンの重合体、ビニルエステル類、ビニルエーテル類又はアクリル酸エステル類をもととするものである。
 - (c) 酸化防止剤：通常、フェノール化合物又はアミノ化合物をもととするものである。
 - (d) 極圧（EP）添加剤：有機ジチオリン酸亜鉛、硫化油、塩素化炭化水素、芳香族りん酸塩及び芳香族チオリン酸塩をもととするものである。

(e) 清浄分散剤：これらは、アルキルフェノキシド類又はアルミニウム、カルシウム、亜鉛、バリウムその他の金属のナフテン酸塩又は石油スルホン酸塩をもととするものである。

(f) 防錆（せい）剤：カルシウム又はバリウムの有機塩（スルホン酸塩）、アミン又はアルキルこはく酸類をもととするものである。

(g) 消泡剤：通常、シリコーンをもととするものである。

調製潤滑剤で、自動車用の燃料又は潤滑剤に少量添加するもの（例えば、内燃機関のシリンドラーの磨耗を減ずるためのもの）は、含まれない（27.10 又は 34.03）。

4 その他の鉱物油用添加剤：これらには、次の物品を含む。

(a) 流動点降下剤：上記 3 (b) の潤滑油用のものに類似する。

(b) 酸化防止剤：これらは、ガソリン（ペトロール）に使用されるものと同様のものがある。

(c) 軽油用セタン価向上剤：例えば、硝酸アルキル及び亜硝酸アルキルをもととするものの

(d) 界面活性作用をもつ添加剤で、貯蔵油中の沈殿物（アスファルテン）の形成を除去又は抑止するもの

(e) 燃焼室又は炉の煙道に存在する好ましくない堆積物（例えば、灰及びカーボンブラック）を抑止あるいは減少させるための添加剤及び熱伝達構造物又は煙突内における揮発性ガス（例えば、二酸化硫黄及び三酸化硫黄）による腐食を減少させるための添加剤

(f) 氷結防止剤：燃料系統での氷の形成を防止するために添加されるもの。

(B) 鉱物油と同じ目的に使用するその他の液体用の調製添加剤

鉱物油と同じ目的に使用する液体には、次の物品がある。

(a) アルコール類をもととする燃料（例えば、gasohol）

(b) 合成潤滑剤

(1) 有機酸のエステル（アジピン酸エステル、アゼライン酸エステル、ネオペンチルポリオールエステル）又は無機酸のエステル（トリアリルホスフェート類）をもととするもの

(2) ポリエーテル類をもととするもの（ポリ（オキシエチレン）（ポリエチレングリコール）又はポリ（オキシプロピレン）（ポリプロピレングリコール）

(3) シリコーンをもととするもの

これらの添加剤は、相当する鉱物油に使用されるものと同様である。

この項には、化学的に単一の元素及び化合物（通常、28 類又は 29 類）及び調製していない石油スルホン酸塩は含まない。

この項には、更に次の物品を含まない。

(a) 二硫化モリブデンをもととした調製潤滑剤（34.03）

(b) 油その他の媒体中に懸濁したコロイド状黒鉛及び半コロイド状黒鉛（38.01）

38.12 調製したゴム加硫促進剤、ゴム用又はプラスチック用の複合した可塑剤（他の項に該当するものを除く。）及びゴム用又はプラスチック用の調製した老化防止剤その他の複合した安定剤

3812.10－調製したゴム加硫促進剤

3812.20－ゴム用又はプラスチック用の複合した可塑剤

－ゴム用又はプラスチック用の調製した老化防止剤その他の複合した安定剤

3812.31－2, 2, 4－トリメチル－1, 2－ジヒドロキノリン（TMQ）のオリゴマーの混合物

3812.39－その他のもの

この項において、「複合した」及び「調製した」ものには、次の物品を含む。

（i）意図的に混合し又は混和したもの

（ii）同族系物質（例えば、38.23 項の脂肪酸及び脂肪性アルコールのようなもの）から製造された物品を含む反応混合物

（A）調製したゴム加硫促進剤

ここには、加硫ゴム製品により良好な物理的性質を付与し、加硫工程の時間の短縮及び温度低下のため、加硫に先立ってゴムに添加される物品を含む。これらは、時には、可塑剤ともなる。この項には混合物である物品のみを含む。

これらの調製品は、一般に有機の物品（ジフェニルグアニジン、ジチオカルバマート類、チウラムスルフィド類、ヘキサメチレンテトラミン、メルカプトベンゾチアゾール等）をもととするが、しばしば無機の活性剤（酸化亜鉛、酸化マグネシウム、酸化鉛等）と組み合わせられたものもある。

（B）ゴム用又はプラスチック用の複合した可塑剤（他の項に該当するものを除く。）

ここには、複合した可塑剤を含む。これらは、プラスチックに、要求された柔軟度を与えるため又は配合ゴムの可塑性を増すために使用するものである。この種の物品の例としては、二以上のフタル酸エステルを意図的に混合したもの及び 38.23 項の脂肪性アルコールの混合物から製造された混合ジアルキルフタレートがある。可塑剤は、ポリ（塩化ビニル）及びセルロースエステルに広く使用されている。

この項には、可塑剤として使用され、また時には可塑剤と呼ばれる物品であっても、この表の他の項により限定的に含まれるものは含まれない（この項の解説の末尾の除外規定参照）。

（C）ゴム用又はプラスチック用の調製した老化防止剤その他の複合した安定剤

ここには、ゴム用又はプラスチック用の調製した老化防止剤（例えば、ゴム工業において硬化又は老化を防止するために使用するもの）を含む。これらには、2, 2, 4－トリメチル－1, 2－ジヒドロキノリン（TMQ）のオリゴマーの混合物、アルキル化ジフェニルアミンの混合物又はN－ナフチルアニリンをもととした調製品のようなものがある。

ここには、更に、ゴム用又はプラスチック用のその他の複合した安定剤を含む。この種の

物品の例には、二以上の安定剤を意図的に混合した物品及び反応混合物（38.23 項の脂肪性のアルコールの混合物から得られる有機すず化合物の混合物）がある。プラスチック用の複合した安定剤の主な用途は、ポリ（塩化ビニル）のようなある種の重合体類の脱塩化水素を抑制するために使用する。これらは、また、ポリアミド類の熱安定剤としても使用される。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 27 類の石油、ペトロラタム、パラフィンろう及びアスファルト
- (b) 28 類又は 29 類の化学的に単一の化合物（例えば、ジオクチルフタレート）
- (c) 鉱物油用又は鉱物油と同じ目的に使用するその他の液体用の添加剤として調製された酸化防止剤（38.11）
- (d) 化学的可塑剤として知られてはいるが、ゴム製造工業用のペプタイザー（peptisers）（一般に 38.24）
- (e) 39 類の重合体類

38.13 消火器用の調製品及び装てん物並びに装てんした消火弾

この項には、次の物品を含む。

- (A) 消火器用の調製品：炭酸水素塩をもととする調製品を含み、時には、例えば、一面のあわの発生を助成するキラヤ皮（quillaia bark）エキス、甘草エキス又は界面活性物品を含む。これらの調製品は液体又は乾燥物である。
- (B) 消火器用の装てん物：消火器に装入し得るように作られた軽量容器（ガラス製、薄い金属板製等）に次のいずれかの物品を入れたものである。
 - (1) 上記（A）に記載されているような調製品
 - (2) 二以上の混合していない物品（例えば、硫酸アルミニウムの溶液と炭酸水素ナトリウムの溶液）が、仕切りで分離されていて、使用時に接触するようにしたもの
 - (3) 単一の混合していない物品（例えば、四塩化水素、臭化メチル及び硫酸）
- (C) 装てんした消火弾：消火剤（混合してあるかないかを問わない。）を詰めた容器で、消火器に装てんしないで直接使用するものである。これらは、ガラス製又は陶器製の容器で火の中心部に投げ込まれ、破壊して内容物を放出するか又はガラス製の容器でその端を指で破壊するだけで消火剤を射出するものである。

消火器（携帯式のものであるかないか又は消火剤が詰められているかないかを問わない。）でピンによる操作方式のもの、転倒式のもの、引金式のもの等は、84.24 項に含まれる。

この項には、また、消火性を有する混合していない化学品で、上記（B）（2）、（B）（3）及び（C）に記載された状態以外のものを含まない（通常 28 類及び 29 類）。

38.14 有機の配合溶剤及び配合シンナー（他の項に該当するものを除く。）並びにペイント用又はワニス用の調製除去剤

この項には、有機溶剤及びシンナー（石油の含有量が全重量の70%以上のものであるかないかを問わない。）で、化学的に単一の化合物でないもの及びより特定の限定をした項に該当しないものを含む。これらは、多少とも、揮発性を有する液体で、特に、ワニスやペイントの調製又は機械部分品の脱脂剤に使用する。

この項に含まれる物品の例として次の物品がある。

- (1) アセトン、酢酸メチル及びメタノールの混合物並びに酢酸エチル、ブチルアルコール及びトルエンの混合物
- (2) 機械部分品用の脱脂剤等で次の混合物から成るもの
 - (i) ホワイトスピリットにトリクロロエチレンを混合したもの
 - (ii) 揮発油 (petroleum spirit) に塩素化物及びキシレンを混合したもの

この項には、上記混合物に少量のパラフィンろう（溶剤の蒸発を遅らせるため）、乳化剤、ゲル化剤等を添加したペイント又はワニスの除去剤を含む。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 化学的に単一の溶剤及び希釈剤（一般に 29 類）並びに溶剤又はシンナーとして使用する複雑な組成の物品で、この表のより特定の限定をした項に属するもの。例えば、ソルベントナフサ (27.07)、ホワイトスピリット (27.10)、ガムテレピン油、ウッドテレピン油及び硫酸テレピン油 (38.05)、木タール油 (38.07)、無機の配合溶剤（一般に、38.24）
- (b) ネイルワニス除去用の溶剤で小売用に包装したもの (33.04)

38.15 反応開始剤、反応促進剤及び調製触媒（他の項に該当するものを除く。）

－担体付き触媒

- 3815.11－活性物質としてニッケル又はその化合物を使用したもの
- 3815.12－活性物質として貴金属又はその化合物を使用したもの
- 3815.19－その他のもの
- 3815.90－その他のもの

この項には、ある化学的作用を開始又は促進する調製品を含み、これらの作用を遅延する物品を含まない。

これらの調製品は、大きく二つのグループに分けられる。

- (a) 第1のグループのものは、一般に、担体上に一以上の活性物質を溶着したもの（「担体付き触媒」として知られる。）及び活性物質をもとした混合物である。多くの場合、これらの活性物質はある種の金属、金属酸化物その他の金属化合物及びこれらの混合物である。単独又は化合物として最も頻繁に使用される金属は、コバルト、ニッケル、パラジウム、白金、モリブデン、クロム、銅及び亜鉛である。担体は、時には活性化されたもので、一般的には、酸化アルミニウム、炭素、シリカゲル、けいそう土又は陶磁製材料から成る。担体付き触媒

の例としては、Ziegler 又は Ziegler-Natta 型がある。

(b) 第 2 のグループのものは、触媒作用が及ぼされる化学反応に応じてその性質や量比が変化するような化合物をもととした混合物である。これらの調製品には、次の物品を含む。

(i) 遊離基“触媒”(例えば、有機過酸化物又はアゾ化合物の有機溶液及び酸化還元系混合物 (redox mixtures))

(ii) イオン性“触媒”(例えば、アルキルリチウム)

(iii) “重縮合反応用触媒”(例えば、酢酸カルシウムと三酸化アンチモンとの混合物)

第 2 のグループの調製品は、一般にポリマーの製造過程で使用される。

この項には、次の物品を含まない。

(a) 卑金属の抽出又は卑金属化合物の製造に使用する種類の使用済みの触媒 (26. 20) 及び主として貴金属の回収に使用する種類の使用済みの触媒 (71. 12)

(b) 化学的に単一の化合物 (28 類及び 29 類)

(c) 単独の金属又は金属合金からなる触媒で、微粉末状又は目の細かい金網状等の形態にしたものの (14 部及び 15 部)

(d) ゴム加硫に使用する調製したゴム加硫促進剤 (38. 12)

38. 16 耐火性のセメント、モルタル、コンクリートその他これらに類する配合品（ドロマイトラミングミックスを含むものとし、第 38. 01 項の物品を除く。）

この項には、耐火性材料をもととしたある種の調製品（例えば、炉の内張り用のもの）を含む。これらは、耐火性材料としてのシャモット、けいそう土、コランダム（破碎し又は粉碎したものに限る。）、粉状にしたけい岩、白亜、焼成ドロマイトに結合剤（例えば、けい酸ナトリウム、ふっ化けい素酸マグネシウム及びふっ化けい素酸亜鉛）を添加したものである。

この項の製品の多くは、水硬性結合剤のような非耐火性結合剤も含む。

この項には、また、シリカをもととした耐火性の配合品でロストワックス法による歯科用又は身辺用細貨類用の鋳型を製造するためのものを含む。

この項には、更に耐火性物質（例えば炉の内層）に使用されるドロマイトラミングミックスも含まれる。この製品は、主に焼結ドロマイトを粉々にしたものから成り、粉状あるいは粒状の形状で取引される。使用される場所や使用される温度によって、水で硬化しない異なる結合剤（例えば、タール、ピッチ及び樹脂）が混合されている。

この項には、更に、耐火性のコンクリートで、耐熱性水硬セメント（例えば、アルミナセメント）及び耐火性骨材の混合物から成るものを含む。これらは、炉、コークス炉等の基礎又は次に掲げるものと同様、炉の内張りの修繕に使用する。

(a) 耐火性「プラスチック」として知られている配合品：これらは、湿り気のある塊状で販売されている物品で、通常、耐火性骨材、粘土及び少量の添加物を含んでいる。

(b) 充填用混合物 (ramming mixes)：これらは、組成上、上記 (a) の物品に類似したもので

ある。これらは、手動の空気圧縮打込み機で施工され、稠密な被覆物又は充填物を形成するものである

- (c) 吹付け用混合物 (gunning mixes) : これらは水硬性固着剤その他の結合剤を混合した耐火性骨材で時には、加熱時であっても、特殊な吹付け機 (圧縮空気によりノズルを通して混合物を射出するもの) を使用して炉の内張りに施工されるものである。

この項には、38.01 項の炭素質のペーストを含まない。

38.17 混合アルキルベンゼン及び混合アルキルナフタレン (第 27.07 項又は第 29.02 項の物品を除く。)

この項には、ベンゼン又はナフタレンのアルキル化によって得られる混合アルキルベンゼン及び混合アルキルナフタレンを含む。これらは、かなり長い側鎖を持っており、27.07 項の後半に記載されている種類のものとは異なっている。混合アルキルベンゼンは、特に、溶剤として又は界面活性剤、潤滑剤及び絶縁油の製造に使用する。混合アルキルナフタレンは、主にアルキルナフタレンスルホン酸及びその塩の製造に使用する。

この項には、29.02 項の異性体の混合物を含まない。

38.18 元素を電気工業用にドーブ処理したもの (円盤状、ウェハー状その他これらに類する形状にしたものに限る。) 及び化合物を電子工業用にドーブ処理したもの

この項には、次の物品を含む。

- (1) 28 類の元素 (例えば、けい素及びセレン) を例えば、ほう素又はりんで一般に百万分の 1 のオーダーの割合でドーブしたもののうち、円盤状、ウェハー状その他これらに類する形状にしたもの。引き上げたままで加工していないもの及び円柱状又は棒状のものは、28 類に含まれる。
- (2) セレン化カドミウム、硫化カドミウム、砒 (ひ) 化インジウム等の化合物に、電子工業用に供するためにある種の添加物 (例えば、ゲルマニウム、よう素) を、一般に数%の割合で含有するもの (円柱状、棒状等の形状であるか又は円盤状、ウェハー状その他これらに類する形状に切つてあるかを問わない。)

これらの結晶は、磨かれているかいないか又は均一なエピタキシャル層でおおわれているかいないかを問わずこの項に含まれる。

更に進んだ加工がされたもの (例えば、選択拡散 (selective diffusion) による) は半導体デバイスとして 85.41 項に含まれる。

38.19 液圧ブレーキ液その他の液圧伝動用の調製液(石油又は歴青油を含有しないもの及び石油又は歴青油の含有量が全重量の70%未満のものに限る。)

この項には、液圧ブレーキ液その他の液圧伝動用の調製液、例えば、ひまし油、2-エトキシエタノール若しくはエチレンジリシノレート及びブチルアルコールの混合物より成るもの並びに4-ヒドロキシ-4-メチルペンタン-2-オン（ジアセトンアルコール）、ジエチルフタレート及びプロパン-1,2-ジオールより構成されているもの並びにグリコールの混合物を含む。

この項には、また、調製した作動油でポリグリコール類、シリコンその他の39類の重合体をもとしたものも含む。

ただし、これらに類する液体で、石油又は歴青油の含有量が全重量の70%以上のものは含まない（27.10）。

38.20 調製不凍液及び調製解凍液

この項には、調製不凍液及び調製解凍液を含む（例えば、グリコール誘導体をもとする混合物）。

ある種の調製不凍液は、冷却剤として又は熱交換剤として作用する。

ただし、この項には、鉱物油用又は鉱物油と同じ目的に使用する他の液体用の調製添加剤は含まない（38.11）。

38.21 微生物（ウイルス及びこれに類するものを含む。）用又は植物、人若しくは動物の細胞用の調製培養剤（保存用のものを含む。）

この項には、細菌、かび類、病原菌、ウイルスその他の微生物又は植物、人若しくは動物の細胞（医薬用（例えば、抗生物質を得るため）、科学用又は工業用（例えば、酢、乳酸又はブチルアルコールの製造）において必要とされるものに限る。）が栄養分を獲得し、かつ、増殖することができる各種の調製品（保存用のものを含む。）を含む。

これらは、通常、肉エキス、生鮮な血液又は血清、卵、ばれいしょ、アルギン酸塩、寒天、ペプトン、ゼラチン等から調製され、また、添加物としてぶどう糖、グリセリン、塩化ナトリウム、くえん酸ナトリウム又は染料を含有する。必要とする酸度又はアルカリ度の調製のために酸、消化酵素及びアルカリが添加されることもある。

また、他の培養基、例えば、塩化ナトリウム、塩化カルシウム、硫酸マグネシウム、硫酸水素カリウム、アスパラギン酸カリウム及び乳酸アンモニウムの混合物を蒸留水に溶かしたものもある。

ウイルス用のある種の培養剤は、生きている胚から成る。これらは、通常、液状、ペースト状及び粉状であるが、タブレット状のもの及び粒状のものもある。そしてこれらは、殺菌され、ガ

ラス瓶、チューブ、アンプル又は缶に密封されている。

この項には、培養基として調製してない物品を含まない。例えば、次のような物品がある。

- (a) 寒天 (13.02)
- (b) 血液アルブミン及び卵白 (35.02)
- (c) ゼラチン (35.03)
- (d) ペプトン (35.04)
- (e) アルギン酸塩 (39.13)

38.22 診断用又は理化学用の試薬（支持体を使用したものに限る。）及び診断用又は理化学用の調製試薬（支持体を使用してあるかないか及びキットにしてあるかないかを問わない。）（第 30.06 項のものを除く。）並びに認証標準物質

－診断用又は理化学用の試薬（支持体を使用したものに限る。）及び診断用又は理化学用の調製試薬（支持体を使用してあるかないか及びキットにしてあるかないかを問わない。）

3822.11－マラリア用のもの

3822.12－ヤブカ属の蚊により媒介されるジカ熱その他の感染症用のもの

3822.13－血液型判定用のもの

3822.19－その他のもの

3822.90－その他のもの

この項には、支持体を使用した診断用又は理化学用の試薬及び調製した診断用又は理化学用の試薬（支持体を使用してあるかないか及びキットにしてあるかないかを問わない。血液型判定用試薬を含む。）を含む。ただし、30.06 項の患者に直接投与する診断用試薬は含まない。この項には、更に、認証標準物質を含む。

診断用試薬は、人間及び動物の物理的、生物物理的又は生物化学的経過及び状態の検査に使用される。その機能は、当該試薬を構成する生体物質又は化学物質の変化を測定し又は観察することに基づいている。この項の診断用調製試薬は、その機能において 3006.30 号の患者に投与するためのものに類似することもあるが、生体内よりむしろ試験管において適用するために用いられる。理化学用調製試薬は、診断用試薬のみならず、検査又は診断以外の目的に使用するその他の分析用の試薬を含む。診断用又は理化学用調製試薬は、医療用、獣医用、科学用若しくは産業実験室用、病理用、工業用、屋外又は時には家庭用に用いられる。

この項の試薬は、支持体を使用しているもの又は調製した形態のものであり、したがって、二以上の成分から構成される。例えば、これらは、二以上の試薬の混合物又は水以外の溶剤に溶かした単独の試薬である。これらは、また、支持体として使用される紙、プラスチック又はその他の材質で、一以上の診断用又は理化学用試薬を染み込ませ又はこれらの試薬で覆ったもの（例えば、リトマス紙、pH 紙、検極紙又はあらかじめ被覆された免疫分析プレート）もある。この項の試薬は、また、数種の構成要素から成るキットの形態をとっており、その構成要素は、28 類又は

29 類の分離した化学的に単一の化合物、32.04 項の合成着色料又は単独で提示された場合に他の項に分類可能なその他の物質である。このようなキットの例には、血液中のぶどう糖や、尿中のケトンなどを検査するものや酵素をもととしたものがある。

この項の試薬は、診断用又は理化学用試薬のみに使用するものであると明らかに判断できるものであり、それは、成分、ラベル表示、試験管用又は理化学用の取扱い説明書、どのような診断用検査に用いられるかに係る表示又は物理的形態（例えば、支持体又は補体の存在）により明確になる。

凝集、沈殿、中和、補体との結合、赤血球凝集、酵素免疫吸着分析法（ELISA）等を反応のもととする診断用キットは、この項に分類される。マラリア診断用キット（例えば、pLDH（変性乳酸脱水素酵素）に対する単クローン抗体をもととしたもの）も、この項に分類される。

ただし、30.06 項の物品の特性を有する診断用キット（例えば、認可された臨床試験で使用される盲検又は二重盲検臨床試験キットで、投与量にしたもの）は、除く。

血液型判定用試薬も、この項に含まれる。この項の血液型判定用試薬は、血液型の判定に直接使用するために適するものでなければならない。これらは、人若しくは動物の血清又は植物の種子その他の部分の抽出物（フィトアグルチニン）であり、血球又は血清の特徴により血液型を判定するのに使用する。活性成分（単数又は複数）のほか、活性を高め、又は安定性を保つための物質（防腐剤、抗生物質等）を含有することがある。

（A）次の物品は、血球の特徴により血液型を判定する試薬と認められる。

（i）A、B、O 及び AB の各型、A1 及び A2 の各亜型又はファクターH の判定に使用する調製品

（ii）M、N、S 及び P の各型又は Lu、K、Le 等の各型の判定に使用する調製品

（iii）Rh 型又は C^w、F、V 等の各亜型の判定に使用する調製品

（iv）動物の血液型の判定に使用する調製品

（B）次の物品は、血清の特徴（血清型）を判定する試薬と認められる。

（i）Gm、Km 等系列の特徴を判定する調製品

（ii）Gc、Ag 等の各血清型を判定する調製品

（C）人間の抗グロブリン血清（クームス血清（coombs serum）。ある種の血液型判定法において必要である。）は、この項の血液型判定用試薬と認められる。

粗製の血清その他前処理をしなければ試薬用に適するようにならない半完成物質は、それぞれの構成材料に基づきその所属を決定する。

（D）HLA の特徴（HLA 抗原）を判定する試薬（直接適用できるものに限る。）は、この項に属する。これらの物品は、人又は動物の血清であり、HLA 抗原を判定するため検体の末梢血液リンパ球（peripheral blood lymphocytes）と反応する。検体の HLA 抗原は、異なる HLA 試験血清（HLA test sera）との反応型をもととして判定される。これらの試薬には、活性物質のほか安定及び保存のための添加物を含有している。

これらには、次の物品を含む。

（a）HLA A、B 及び C 抗原の判定に使用する調製品

（b）HLA DR 抗原の判定に使用する調製品

- (c) HLA D 抗原の判定に使用する調製品
- (d) 一連の異なる HLA 抗血清を含有する HLA A、B 及び C 抗原の判定に使用する最終試薬
(例えば、テストプレート)
- (e) HLA DR 座位の判定に使用する最終試薬 (例えば、テストプレート)

認証標準物質は、第 28 類及び第 29 類の物品を除くほか、第 38.22 項に属するものとし、この表の他のいずれの項にも属しない。

この項の認証標準物質は、装置の校正、測定方法の評価又は物質の様々な値の算定のために調製された標準物質である。これらの標準物質は次のものより成ることがある。

- (a) 濃度が正確に確定している被分析物質を添加した基質物質
- (b) 混合されてない物質で、特定の成分濃度 (例えば、粉乳中のたんぱく質又は脂質の含有量) が正確に確定しているもの
- (c) 特定の性質 (例えば、張力、比重) が正確に確定している物質 (天然の物質であるか合成の物質であるかを問わない。)

これらの標準物質は、認証することとなる特性値、精度、その特性値を求める際に用いられた方法及び認証機関を示す証明書が添付されていなくてはならない。

この項には、診断用又は理化学用の試薬として使用する形状のものであっても、次の試薬は含まない。

- (a) 28.43 項から 28.46 項まで及び 28.52 項の物品 (6 部注 1 参照)
- (b) 28 類注 1 又は 29 類注 1 の物品
- (c) 32.04 項のルミノホアとして使用する種類の合成した有機物 (32 類注 3 の調製品を含む。)
- (d) 微生物 (ウイルス及びこれに類するものを含む。) 用又は植物、人若しくは動物の細胞用の調製培養剤 (保存用のものを含む。)(38.21)

38.23 工業用の脂肪性モノカルボン酸、アシッドオイルで油脂の精製の際に生ずるもの及び工業用の脂肪性アルコール

ーアシッドオイルで油脂の精製の際に生ずるもの及び工業用の脂肪性モノカルボン酸

3823.11ーーステアリン酸

3823.12ーーオレイン酸

3823.13ーートール油脂肪酸

3823.19ーーその他のもの

3823.70ー工業用の脂肪性アルコール

(A) アシッドオイルで油脂の精製の際に生ずるもの及び

工業用の脂肪性モノカルボン酸

工業用の脂肪性モノカルボン酸は、通常、天然の油脂のけん化又は加水分解によって製造する。固体 (飽和のもの) 及び液体 (不飽和のもの) の脂肪酸の分離は、通常、結晶法 (溶媒を使用す

る方法又は使用しない方法)により行われる。液体部分(商慣行上、オレイン酸又はオレインとして知られる。)は、オレイン酸及びその他の不飽和脂肪酸(例えば、リノール酸及びリノレン酸)と少量の飽和脂肪酸とから成る。固体部分(商慣行上ステアリン酸又はステアリンとして知られる。)は主に、パルミチン酸及びステアリン酸と少量の不飽和脂肪酸とから成る。

この項には、次の物品を含む。

- (1) 商慣行上、ステアリン酸(ステアリン)として取引される物品：これは、特有の臭気を有する白色の固形物質である。比較的固く、やや脆いもので、通常ビーズ、フレーク又は粉状で取引される。また、恒温タンクで高温で運搬され液状で取引される場合もある。
- (2) 商慣行上オレイン酸(オレイン)として取引される物品：これは、無色からかっ色まであり、特有の臭気を有する油状物質である。
- (3) トール油脂肪酸(TOFA)：主にオレイン酸及びリノール酸から成る。これらは、トール油の蒸留により得られ、脂肪酸を全重量の90%以上(乾燥重量)含有する。
- (4) 蒸留した脂肪酸：これは各種の油脂(例えば、やし油、パーム油、タロー)の加水分解による分解の後、精製工程(蒸留)を経て得られる。
- (5) 脂肪酸蒸留物：油脂の精製工程の一部として水蒸気の下で真空蒸留により得られる。脂肪酸蒸留物は、遊離脂肪酸(ffa)を高濃度で含有していることが特徴である。
- (6) 高分子合成炭化水素の触媒酸化により得た脂肪酸
- (7) アシッドオイルで油脂の精製の際に生ずるもの：これは比較的遊離脂肪酸の含有量が多い油で、粗油の精製の際に生ずるソーブストックを無機酸で分解することにより製造する。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 乾燥状態において純度85%以上のオレイン酸(29.16)
- (b) 乾燥状態において純度90%以上のその他の脂肪酸(29.15、29.16又は29.18)

(B) 工業用の脂肪性アルコール

この項に含まれる脂肪性のアルコールは、非環式アルコールの混合物でこの項の脂肪酸の混合物(上記(A)参照)又はそれらのエステル触媒還元、鯨油のけん化、オレフィン、一酸化炭素及び水素の触媒反応(0xo法)、オレフィンの水和、炭化水素の酸化、その他の方法により製造するものである。

脂肪性アルコールは、通常液状であるが、あるものは固体状である。

この項に含まれる主な脂肪性アルコールには、次の物品がある。

- (1) ラウリルアルコール：これは、やし油からとった脂肪酸を触媒還元することにより得られる飽和脂肪アルコールの混合物である。常温で液状であるが、寒期では半固体状である。
- (2) セチルアルコール：これは、セチルアルコールとステアリルアルコールの混合物で、前者が主体であり、鯨ろう及びまっ香鯨油から得られる。室温では結晶性、半透明の固体状である。
- (3) ステアリルアルコール：これは、ステアリルアルコールとセチルアルコールの混合物で、ステアリン又はステアリン酸の多い油の還元により、又はまっ香鯨油を還元し加水分解した

後蒸留することにより製造する。これは、室温では白色結晶の固体状である。

(4) オレイルアルコール：これは、オレインの還元により、又はまっ香鯨油を圧搾して得られるアルコールから製造する。室温では液状である。

(5) 第1脂肪族アルコールの混合物：これは、通常炭素原子数が6から13のアルコールである。これらは液状で一般に Oxo 法により製造する。

上記(1)から(4)に掲げた脂肪性アルコールは、スルホン化誘導体(これらのアルカリ塩が34.02項の有機界面活性剤である。)の調製に使用される。(5)の脂肪性アルコールは、ポリ(塩化ビニル)の可塑剤の製造に使用する。

この項には、また、ろうの特性を有する工業用の脂肪性アルコールを含む。

この項には、化学的に単一の脂肪性アルコール(乾燥状態において純度90%以上のもの)を含まない(通常29.05)。

38.24 鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤並びに化学工業(類似の工業を含む。)において生産される化学品及び調製品(天然物のみの混合物を含むものとし、他の項に該当するものを除く。)

3824.10—鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤

3824.30—金属炭化物の混合物及び金属炭化物と金属粘結剤との混合物(凝結させてないものに限る。)

3824.40—セメント用、モルタル用又はコンクリート用の調製添加剤

3824.50—非耐火性のモルタル及びコンクリート

3824.60—ソルビトール(第2905.44号のものを除く。)

—この類の号注3の物品

3824.81—オキシラン(エチレンオキシド)を含有するもの

3824.82—ポリ塩化ビフェニル(PCB)、ポリ塩化テルフェニル(PCT)又はポリ臭化ビフェニル(PBB)を含有するもの

3824.83—トリス(2,3-ジブロモプロピル)ホスフェートを含有するもの

3824.84—アルドリン(ISO)、カンフェクロル(ISO)(トキサフェン)、クロルデン(ISO)、クロルデコン(ISO)、DDT(ISO)(クロフェノタン(INN)、1,1,1-トリクロロ-2,2-ビス(パラ-クロロフェニル)エタン)、ディルドリン(ISO、INN)、エンドスルフェン(ISO)、エンドリン(ISO)、ヘプタクロル(ISO)又はマイレックス(ISO)を含有するもの

3824.85—1,2,3,4,5,6-ヘキサクロロシクロヘキサン(HCH(ISO))(リンデン(ISO、INN)を含む。)を含有するもの

3824.86—ペンタクロロベンゼン(ISO)又はヘキサクロロベンゼン(ISO)を含有するもの

3824.87—ペルフルオロオクタンスルホン酸若しくはその塩、ペルフルオロオクタンスルホンアミド又はペルフルオロオクタンスルホンフルオリドを含有するもの

3824. 88ーテトラブロモジフェニルエーテル、ペンタブロモジフェニルエーテル、ヘキサブロモジフェニルエーテル、ヘプタブロモジフェニルエーテル又はオクタブロモジフェニルエーテルを含有するもの

3824. 89ー短鎖塩素化パラフィンを含有するもの
ーその他のもの

3824. 91ー主として（5－エチル－2－メチル－2－オキシド－1，3，2－ジオキサホスフィナン－5－イル）メチルメチルメチルホスホネート及びビス〔（5－エチル－2－メチル－2－オキシド－1，3，2－ジオキサホスフィナン－5－イル）メチル〕メチルホスホネートから成る混合物及び調製品

3824. 92ーポリグリコールのメチルホスホン酸エステル

3824. 99ーその他のもの

この項には、次の物品を含む。

（A）鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤

この項には、天然樹脂状物質（例えば、ロジン）、亜麻仁油、植物性粘質物、デキストリン、糖みつ、39 類の重合体等をもととした鋳物用の中子の粘結剤を含む。

これらは、鋳物砂に混合する調製品で、鋳物砂を鋳物用の鋳型又は中子に使用するのに適した堅さにするため及び鋳造後砂の除去を容易にするためのものである。

ただし、デキストリンその他の変性でん粉及びでん粉又はデキストリンその他の変性でん粉をもととした膠（こう）着剤は 35. 05 項に属する。

（B）化学品及び化学又はその他の調製品

この項には、三つの例外（下記（7）、（19）及び（32）参照）を除き、化学的に単一の元素及び化合物を含まない。

この項に含まれる化学品は、したがって、その組成は化学的に単一の化合物ではない。それらは、他の物質を製造する際に得られる副産物として得られるもの（例えば、ナフテン酸）又は直接製造されるものである。

化学又はその他の調製品は、混合物（乳化液及び分散液は、その特殊な形態である。）又は溶液である。28 類又は 29 類の化学品の水溶液は、それぞれの類に含まれる。しかし、これらの物品の水以外の溶剤による溶液は、いくつかの例外を除き、それらの類から除かれ、したがって、この項の調製品として取扱うこととなる。

この項に含まれる調製品は、全部又はその一部が化学品（これが一般的である。）であるか又は全部が天然物である（例えば、下記（24）を参照）。

ただし、この項には、化学品と食用品その他の栄養価を有する物質との混合物で、ある種の食料品の調製に使用する種類のものを含まない。これらは、その構成材料として又はその性質を改良するため（例えば、パイ、ビスケット、ケーキその他のベーカリー製品の改良剤）に使用されるもので、そのような混合物又は物質自体に栄養価を有する場合、これらの物品は、一般に 21. 06

項に属する（38 類総説参照）。

この項には、また、水銀化合物を含まない（28.52）。

上記の要件を満たすことを条件として、この項に含まれる調製品及び化学品には、次の物品がある。

- （1）ナフテン酸（ある種の石油又はある種の歴青油の精製の際に得られる副産物）及びその塩（34.02 項の水溶性ナフテン酸塩及び 28.43 項から 28.46 項及び 28.52 項の塩を除く。）：この項には、例えば、ナフテン酸のカルシウム塩、バリウム塩、亜鉛塩、マンガン塩、アルミニウム塩、コバルト塩、クロム塩、鉛塩等を含む。これらのうち、あるものは、ドライヤー又は鉱物油添加剤の調製に使用し、またナフテン酸銅は殺菌剤の調製に使用する。
- （2）凝結してない金属炭化物（炭化タングステン、炭化モリブデン等）を相互に混合したもの及び凝結してない金属炭化物と金属粘結剤（コバルトのようなもの）とを混合したもので、82.09 項の工具用チップ又はその類似品の製造に供されるもの
- （3）セメント用、モルタル用、又はコンクリート用の調製添加剤：例えば、ナトリウム又はカリウムのけい酸塩及びナトリウム又はカリウムのふっ化けい素酸塩をもととする耐酸添加剤並びに酸化カルシウム、脂肪酸等をもととした防水用調製品（せっけんを含有するかしないかを問わない。）等
- （4）非耐火性のモルタル及びコンクリート
- （5）ソルビトール（29.05 項のものを除く。）

このカテゴリーには、特に、他のポリオールを含有するソルビトール（D-グルシトール）のシロップを含む。これは、通常、D-グルシトールの含有量が、乾燥状態で 60%から 80%範囲にある。この種の物品は、高濃度の二糖類及び多糖類を含むぶどう糖シロップを水素添加して得られ、いかなる分離工程も経ていないものである。これらは、結晶化し難い性質を有しており、広範な諸工業（例えば、食品、化粧品、医薬品、プラスチック又は繊維工業）に使用する。

29 類の注 1 の規定に該当するソルビトールは、29.05 項に属する。この種のソルビトールは、通常、ぶどう糖又は転化糖を水素添加して得られる。

- （6）炭化カルシウム、炭酸カルシウム（石灰石）その他の物質（炭素及びほたる石のようなもの）の混合物で、鉄鋼製造の際の脱硫剤として使用するため調製されたもの
- （7）酸化マグネシウム又はアルカリ金属若しくはアルカリ土類金属のハロゲン化物（ふっ化カルシウム、ふっ化リチウム、塩化カリウム、塩化ナトリウム、臭化カリウム、よう化臭素カリウム等）の培養結晶（1 個の重量が 2.5 グラム以上のものに限るものとし、光学用品を除く。）。培養結晶の光学用品は含まない（90.01）。

1 個の重量が 2.5 グラム未満の培養結晶（光学用品を除く。）は 28 類、25.01 項（塩化ナトリウム結晶）及び 31.04 項（塩化カリウム結晶）に分類する。

- （8）石油スルホン酸塩（水に不溶性のもの）：石油又は石油留分を、例えば、硫酸、発煙硫酸又は液体二酸化硫黄に溶かした三酸化硫黄によりスルホン化して得られる。この工程は通常、中和を伴う。ただし、水溶性の石油スルホン酸塩（例えば、アルカリ金属塩、アンモニウム塩及びエタノールアミン塩）は、含まない（34.02）。

- (9) ポリ塩化ビフェニル（ビフェニルの塩素化誘導体の混合物）及び塩素化パラフィン
ただし、人造ろうの性格を有する固体のポリ塩化ビフェニル及び固体の塩素化パラフィン
は含まない (34.04)。
- (10) 分子量が極めて低いポリ（オキシエチレン）（ポリエチレングリコール）：例えば、ジ、トリ及びテトラ（オキシエチレン）グリコールの混合物
ただし、その他のポリ（オキシエチレン）（ポリエチレングリコール）は、含まない (39.07
又は人造ろうの性格を有している場合は 34.04)。
- (11) グリセリンのモノ、ジ及びトリ脂肪酸エステル混合物：脂肪の乳化剤として使用する。
ただし、人造ろうの性格を有するものは、含まない (34.04)。
- (12) フーゼル油：粗エチルアルコールの精留の際に得られる。
- (13) ジッペル油 (Dippel's oil、bone oil、animal oil、Jeppel's oil)
反芻動物の骨又は角の乾留によって得られる。非常に粘稠な黒色の液体で、悪臭を有し、
主に殺虫剤又はピリジン塩基の調製に使用する。
- (14) イオン交換体（酸又は塩基交換体を含むものとし、39 類の重合体を除く。）：これらは不溶
性物品で、電解質の溶液と接触させるとイオン交換体自身のイオンの一つと溶液中に溶解し
ている物質に含まれているイオンの一つとを交換する。この性質は、工業的に有用な価値が
ある（例えば、ボイラー用、繊維又は染色工業用、洗たく業用等の硬水からカルシウム塩又
はマグネシウム塩を除去する。）。さらに、これらは、塩水を飲料水に変えること等にも使用
する。ただし、人造ゼオライト（化学的に単一であるかないかを問わず、バインダーを含有
するものを除く。）は、含まない (28.42)。
- (15) スケーリング防止剤 (anti-scaling compounds)：これらは、通常、炭酸ナトリウム、けい
酸ナトリウム、タンニン等をもととしたものである。これらの混合物は、硬水に添加され
ると、溶解しているカルシウム塩及びマグネシウム塩の大部分を沈殿させるので、ボイラー、
蒸気発生装置の管その他の水循環装置内に石灰質が沈着するのを防止する。
- (16) Oxylith（又は、Oxygen stone）：これは、過酸化ナトリウムに少量の銅塩又はニッケル塩
のようなものを添加して調製する。これは、水に浸すと酸素の放出を調節する。Oxylith は、
通常立方体又は板状である。
- (17) ワニス又は膠（こう）着剤の硬化用添加剤：例えば、塩化アンモニウムと尿素の混合物
- (18) 真空管用のゲッター（バリウム、ジルコニウム等をもととしたもの）：これらのゲッターは、
通常、ドロップ剤、錠剤又はこれらに類似した形状にしたもの及び金属の管又は線につけた
ものがある。
- (19) 小売用容器入りにしたインキ消し：これらは、通常、化学的に単一の化合物の水溶液であ
る。ある種のものは、1 種類の化合物が使われる（例えば、クロラミンの水溶液）が、他の
ものでは、補完的な機能をもつ 2 種類のものを必要とするものもある。後者の場合、2 個の
びんが同一包装されており、例えば、一方のびんには亜硫酸水素ナトリウムの水溶液が、他
方のびんには過マンガン酸カリウムの水溶液が入っている。
- (20) 小売用の容器入りにした謄写版原紙修正剤：これらは、通常、桃色をした繊維素ワニスで、
通常、小さなブラシつきのふたを有する小型のびん詰めにしている。

これらのワニスで、謄写版原紙修正剤として小売用にされていないものは、この項には含まれない。これらのワニス用の有機の配合シンナーは 38.14 項に含まれる。

- (21) 小売用の容器入りにした修正液：これらは、不透明（白色又はその他の色に着色されている。）な液体で、顔料、バインダー及び溶剤を主要成分とする。タイプ文書、手書き文書、写真複写、オフセット印刷原版その他これらに類するものの誤りや、その他の好ましくない点を隠すために使用する。これらは、通常、小型のびん詰め（その栓には通常小さなブラシがついている。）及び缶詰めにし又はペンの形をしたものに入っている。

この修正液用の有機の配合シンナーは 38.14 項に含まれる。

- (22) 小売用の容器入りにした修正テープ：これらは、一般にプラスチック製の容器に入れて提示される修正リボンのロールであり、文字又はタイプ文字の誤り若しくはタイプ文書、手書き文書、写真複写、オフセット印刷機用のマスター等の誤字その他の好ましくない箇所を訂正するために使用する。これらの物品には、様々な幅と長さのテープがある。修正リボンは、リボンの表面に塗布された不透明な顔料塗膜からなる。この塗膜は、転写ヘッドを修正箇所に押しつけることにより手動で転写される。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 粘着性の裏張りを有する紙製の修正テープ（48 類）。
(b) インキを付けたもの及びその他の方法により印字することができる状態にしたタイプライターリボンその他これに類するリボン（96.12）。
(23) ワインその他の発酵酒の清澄に主として使用する調製品：これらは、一般に、ポリ（ビニルピロリドン）又はゼラチン様若しくはアルブミン様物質（アイシングラス、ゼラチン、ヤハズツノマタ（carrageen moss）又は卵白のようなもの）をもととするものである。ただし、酵素を含んだものは含まれない（35.07）。
(24) ペイント用の複合した増量剤：これらは、調製粉末で、通常、ペイント（水性塗料を除く。）に添加し、その費用を低減し、同時に、ある場合には、ある特性を改善する（例えば、着色顔料の分散を促進する。）ものである。これらは、また、水性塗料の製造にも供されるが、この場合には、顔料となる。これらの調製品は、二以上の天然物（白亜、天然の硫酸バリウム、スレート、ドロマイト、天然の炭酸マグネシウム、石膏、石綿、雲母、タルク、方解石等）の混合物、これらの天然物と化学品との混合物又は化学品の混合物（例えば、水酸化アルミニウムと硫酸バリウム）からなる。

このカテゴリーには、また、微粉碎した天然の炭酸カルシウム（シャンペンホワイト）で、特殊処理により、各粒子をステアリン酸の發水膜で被覆したものも含まれる。

- (25) ある種の窯業製品（義歯等）製造用の調製剤：例えば、カオリン、石英及び長石をもととした混合物

これらには、主として酸化ジルコニウム（ ZrO_2 ）及びその他の金属酸化物から成る歯科用のジルコニア製品も含まれる。これらは、義歯又は修復歯の最終的な形態にするためのいくつかの加工（例えば、研削、焼結、艶出し等）を施すことなく歯科治療で使用することはできない。

- (26) 炉用溶融温度計（ゼーゲルコーン等）：これらは、通常、小さいピラミッドの形状をし、セ

ラミックペースト及びうわぐすりの成分に類似する物質の混合物でできている。これらの組成は、規定の温度で軟化し、熔融するように配合されており、陶磁器のような製品の焼成管理に使用する。

(27) ソーダ石灰：純粋な石灰に水酸化ナトリウムを染み込ませて得られ、再呼吸式麻酔装置、潜水艦等で二酸化炭素の吸収に使用する。この項には、理化学用試薬として包装されたソーダ石灰を含まない (38. 22)。

(28) コバルト塩類で着色した水和シリカゲル：乾燥剤として使用するもので、効力がなくなると、その色で指示する。

(29) 防錆 (せい) 剤：これらは、例えば、錆の防止に化学的に作用するりん酸をもととする調製品である。

潤滑剤をもととした防錆剤 (ぼうせいざい) の場合には、27. 10 項又は 34. 03 項に属する。

(30) サッカリン又はその塩類及びその他の物質 (例えば、重炭酸ナトリウム (炭酸水素ナトリウム) 及び酒石酸) から成る調製品 (例えば、錠剤) で、食料品でなく、甘味付けの目的に使用する。

(31) 塩漬け用又は塩蔵用の塩 (塩化ナトリウムに亜硝酸ナトリウム (亜硝酸塩類) 又は硝酸ナトリウム (硝酸塩類) を添加したもの)

砂糖を含有する類似の物品は 21. 06 項に属する。

(32) ある種の取付けてないピエゾエレクトリック材料のカットエレメント (71. 03 項又は 71. 04 項の水晶、トルマリン等のものを除く。)

この項のピエゾエレクトリック素子の製造に最も普通に使用される材料には、次の物品がある。

(a) ロッシェル塩 (又は Seignette salt、すなわち、酒石酸カリウムナトリウムの四水塩)、酒石酸エチレンジアミン並びにアンモニウム、ルビジウム又はセシウムのオルトリン酸塩及びこれらの混合結晶

(b) チタン酸バリウム、ジルコン酸チタン酸鉛 (lead titanate zirconate)、メタニオブ酸鉛、ジルコン酸チタン酸ストロンチウム鉛 (lead strontium titanate zirconate)、チタン酸カルシウム等

ピエゾエレクトリック素子は、高品質の培養結晶を電気軸に沿って正確にカットして得られる。カットする前のこのような結晶は、化学的に単一の化合物である場合には、28 類又は 29 類のそれぞれ該当する項に属するが、その他のものは、この項に含まれる。

この項には、また上記 (b) に列挙した多結晶の偏光素子 (Polarized element) を含む (取り付けていないものに限る。)

(33) 伝動ベルト滑り止め調製剤：脂肪性物質、研磨材等から成るもので石油又は歴青油の含有量が全重量の 70% 以上のものであってもよい。

(34) ある種の治療物質 (例えば、抗生物質) を製造する際の間中生成物：微生物による発酵、ろ過及び第 1 段階の抽出で得られ、一般にその活性物質の含有量は 70% 以下である。例えば、アルカリ性ケーキはクロロテトラサイクリン (オーレオマイシン) 製造の中間体で、不活性菌糸体、ろ過助剤及び 10~15% のクロロテトラサイクリンより成る。

- (35) 化学ルミネセンス現象により照明効果を生じる製品：例えば、照明棒（lightstick）で、その照明効果が、溶剤と蛍光性化合物の存在下でしゅう酸型エステルと過酸化水素との間の化学反応により得られるもの
- (36) ガソリンエンジン用の起動液：ジエチルエーテル、石油（全重量の70%以上）及びその他の成分からなり、ジエチルエーテルが基礎的な成分となっている。
- (37) 粉状のモデリングペースト（水と混和して使用するもの）：この粉末は約30%のライ麦粉及び約30%の木材セルロースにセメント、膠（こう）着剤及び白亜を混入したものから成る。ただし、この項には、34.07項のモデリングペーストを含まない。
- (38) つや消し顔料：変性樹脂酸のアルミニウム塩から成り、その粒子は溶剤に対する保護と沈殿防止のためにセルロースエーテルで被覆されている。
- (39) 魚鱗ペースト又はフィッシュグアノ：魚の鱗をホワイトスピリットで処理して得られる粗製の銀色のペーストから成る。グアニンを含有するので精製後パールエッセンスの製造に使用する。
- (40) 臭化よう化タリウムの結晶：臭化物とよう化物の固溶体からなるもので、その光学的特性（赤外線に対する高透過性）が利用される。
- (41) ゲル化剤：化学的に単一な物品ではなく、モンモリロナイトに親有機性を与える特殊な処理を施したクリーム色がかった白色粉末で、多くの有機調製品（ペイント、ワニス、ビニル重合体分散剤、ろう、接着剤、マスティック複合物、化粧品等）の製造に使用する。
- (42) 脂肪酸（工業用）
- (i) 二量体のもの
 - (ii) 三量体のもの
 - (iii) アミルアルコールでエステル化した後エポキシ化したもの
- (43) 工業用酸化モリブデン、炭素及びほう酸からなる凝結した混合物で、製鋼業における合金用の材料として使用するために調製したもの
- (44) 商取引上“grey oxide”若しくは“black oxide”又は時には誤って“lead dust”と称されている粉：これは特別に調製された、一酸化鉛（65～80%）及び金属鉛（残部）の混合物で、純粋な鉛をボールミル工程において抑制的に酸化して得られる。蓄電池用の電極板の製造に使用する。
- (45) 二つの異なった有機化合物の異性体の混合物：ジビニルベンゼンの異性体（典型的なものは25～80%）とエチルビニルベンゼンの異性体（典型的なものは19～50%）の混合物である。ポリスチレン樹脂の重合剤（ジビニルベンゼンの異性体のみが架橋過程に関与する。）として使用する。
- (46) 化学調製品中にシックナー及び乳化安定剤として又は研磨用砥石の製造で結合剤として使用する混合物：25類の異なる項又は同じ項に該当する物品から成るもの（他の類に属する材料を含有するかしないかを問わない。）のうち、次のいずれかの成分を有するもの
- 種々の粘土の混合物
 - 種々の粘土と長石の混合物
 - 粘土、長石の粉及び天然ほう砂（tincal）の粉の混合物

一粘土、長石及びけい酸ナトリウムの混合物

- (47) 植物生育培地として使用する混合物（植木鉢用培養土のようなもの）：25 類に分類される物品（土、砂、粘土）から成り、少量の窒素、りん、カリウムの肥料要素を含んでいるかいないかを問わない。

ただし、泥炭と砂又は粘土との混合物で、その重要な特性が泥炭により与えられているものは含まない（27. 03）。

- (48) ゼラチンをもととした複写用ペースト：これらは、図面の複写及び印刷機のローラーの塗布等に使用する。これらのペーストの組成はさまざまである。主要な成分はゼラチンで、それに種々の割合でデキストリン及び硫酸バリウムを添加し、ペーストが、印刷機用のインクローラーの製造に使用するものである場合には、グリセリン又は砂糖及び充てん剤（カオリン等）が添加される。

これらのペーストは、バルク状（箱、ドラム缶等）又は直接使用できる状態（一般に紙又は織物で裏打ち）で提示されてもここに含まれる。

この項には、複写用ペーストを塗った印刷機用のインクローラーを含まない（84. 43）。

- (49) モノ又はジグリセリドのジアセチル酒石酸エステルに、りん酸三カルシウム又は炭酸カルシウムを混合させたもので、乳化剤として使用するもの。

この項には、次の物品を含まない

- (a) シリコン、フェロシリコン及びジルコニア製造の副産物として回収される化学的に単一のシリカフューム（コンクリート、繊維セメント又は耐火キャストブルのポゾラン添加剤やポリマーの添加剤として一般に使用される）（28. 11）。
- (b) 仕上剤その他の物品及び調製品（繊維工業、製紙工業、皮革工業その他これらに類する工業において使用する種類のもの）（38. 09）。
- (c) 68. 06 項の断熱用、防音用若しくは吸音用の鉱物性材料の混合物及び 68. 12 項の石綿又は石綿と炭酸マグネシウムとをもととした混合物

＊

＊ ＊

号の解説

3824. 89

短鎖塩素化パラフィンを含有する混合物の取引は、ロッテルダム条約及びストックホルム条約で規制されている。

3824. 91

3824. 91 号に記載されている混合物及び調製品の取引は、化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約（化学兵器禁止条約）で規制されている。

3824. 92

ポリグリコールのメチルホスホン酸エステルを含有する混合物の取引は、化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約（化学兵器禁止条約）で規制されている。

38.25 化学工業（類似の工業を含む。）において生ずる残留物（他の項に該当するものを除く。）、都市廃棄物、下水汚泥並びにこの類の注6のその他の廃棄物

3825.10－都市廃棄物

3825.20－下水汚泥

3825.30－医療廃棄物

－有機溶剤廃棄物

3825.41－ハロゲン化合物

3825.49－その他のもの

3825.50－金属浸せき液、作動液、ブレーキ液及び不凍液の廃棄物

－化学工業（類似の工業を含む。）において生ずるその他の廃棄物

3825.61－有機物を主成分とするもの

3825.69－その他のもの

3825.90－その他のもの

（A）化学工業（類似の工業を含む。）において生ずる
残留物（他の項に該当するものを除く。）

- （1）アルカリ酸化鉄：ガス（特に、石炭ガス）の精製に使用されるもので、不純物として酸化鉄を含み、ボーキサイトからアルミニウムを抽出する一過程で、副産物として得られる。この副産物は、炭酸ナトリウム、二酸化けい素等も含有する。
- （2）抗生物質の製造の際に生ずる残留物：ケーキと呼ばれ、低濃度の抗生物質を含み、配合飼料の調製に適している。
- （3）アンモニア性ガス液：石炭ガスを凝縮して得られた粗コールタールを沈殿させた場合の液状部分として又は石炭の洗浄に使用した水にアンモニアを吸収させることでも得られる。通常、輸送の前に濃縮される。かつ色の液状で、アンモニウム塩（特に、硫酸アンモニウム）の製造並びにアンモニアガスの水溶液の精製及び濃縮に使用される。
- （4）廃酸化鉄（スペントオキサイド）：石炭ガスは、大部分のアンモニア成分を水抽出した後、沼鉄鉱又は水和した酸化鉄（Ⅲ）、のこくず及び硫酸カルシウムよりなる塊の中を通すことによって化学的に精製される。この塊は、ガスから不純物（硫化水素、シアン化水素酸等）を除去する。使用後は、硫黄、プルシアンブルー、少量のアンモニウム塩及びその他の物質の混合物を含有し、廃酸化鉄（スペントオキサイド）として知られる。通常、緑からかつ色の粉状又は粒状で、不快臭がある。主として、硫黄及びシアン化物（特にプルシアンブルー）の原料、肥料又は殺虫剤として使用される。
- （5）発電所における燃焼排気の過程で生ずる残留物：いわゆる石灰石膏を排煙脱硫することで得られる排煙脱硫石膏（FGD 石膏）である。これらの残留物は、固体又はスラリー状で、更なる加工又はプラスターボードの製造において天然石膏の代用物として使用できるものである。

る。ただし、この項には、これらの残留物から分離し精製した硫酸カルシウムを含まない(28.33)。

(B) 都市廃棄物

この項に含まれる都市廃棄物とは、家庭、ホテル、レストラン、病院、店舗及び事務所等から回収され並びに道路及び歩道清掃により収集された種類の廃棄物並びに建設及び解体に伴う廃棄物である。都市廃棄物は、主としてプラスチック、ゴム、木、紙、繊維、ガラス、金属、食物その他これらに類する物質から成り、壊れた家具及びその他の損傷し又は投棄された物品等を含む。

廃棄物から分別された個々の物質又は物品（例えば、プラスチック、ゴム、木、紙、繊維、ガラス及び金属のくず並びに使用済みの電池）及び産業廃棄物は、この項から除かれ、この表の他の適当な項に属する（化学工業（類似の工業を含む。）において生ずる産業廃棄物については、下記（D）参照。）。同様の物質及び物品で、個別に収集されたものも、それぞれ他の適当な項に属する。

(C) 下水汚泥

下水汚泥は、排水処理工程から生じた汚泥をいい、前処理された廃棄物、こすりとったくず及び安定化されていない汚泥を含む。この項には、肥料としての使用に適した安定化された汚泥を含まない（31 類）。ただし、安定化された汚泥のうち農業に害のあるその他の物質（例えば、重金属）を含有し、その結果肥料に適しなくなったものはこの項に属する。

(D) この類の注6のその他の廃棄物

この項には、また、この類の注6の多様なその他の廃棄物で、以下のものを含む。

- (1) 医療廃棄物：医学研究、診断、治療又はその他内科的、外科的、歯科的若しくは獣医学的行為から生ずる病原菌、薬剤及び体液を含んでいることが多い汚染された廃棄物で、特別な廃棄処置が要求されるもの（例えば、汚染された衣類、使用済みの手袋及び使用済みの注射器）をいう。
- (2) 有機溶剤廃棄物：一般に清浄及び洗浄工程において生ずるもので、有機溶剤を主成分とするが、提示の際に一次製品として更なる使用に適しない廃棄物（溶剤の回収を目的とするかしないかを問わない。）をいう。
石油又は歴青油を主成分とする廃棄物は含まない（27.10）。
- (3) 金属浸せき液、作動液、ブレーキ液及び不凍液の廃棄物：提示の際に一次製品として更なる使用に適しないもので、通常、一次製品の回収に使用される。
ただし、この項には、金属浸せき液の廃棄物から得られる灰及び残留物で、金属又は金属化合物の回収に使用される種類もの（26.20）及び作動液及びブレーキ液の廃棄物で石油又は歴青油を主成分とするものを含まない（27.10）。
- (4) 化学工業（類似の工業を含む。）において生ずるその他の廃棄物：このグループは、特に、インキ、染料、顔料、ラッカー及びワニスの製造、調合及び使用により生じた廃棄物（都市廃棄物及び有機溶剤廃棄物を除く。）を含む。これらは、一般に、不均一の混合物であり、液

体から水又は非水媒体中に分散した半固形物と様々であり、広範囲の粘性を示す。これらは、一次製品とは異なり、更なる使用には適さない。

しかしながら、この項には、インキ、染料、顔料、ペイント、ラッカー及びワニスの製造、調合、使用により生じた廃棄物から得られるスラグ、灰及び残留物で、金属又はこれらの化合物の回収用に供する種類のもの(26. 20)及び石油及び歴青油を主成分とする廃棄物(27. 10)を含まない。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 金属、砒(ひ)素又はこれらの混合物を含有するスラグ、灰及び残留物で、砒(ひ)素若しくは金属の回収又はこれらの化合物の製造に使用される種類のもの(26. 20)
- (b) 都市廃棄物の焼却によって生じた灰及び残留物(26. 21)
- (c) 精油からテルペンを除く際に生ずるテルペン系副産物(33. 01)
- (d) 木材パルプの製造の際に生ずる廃液(38. 04)

38. 26 バイオディーゼル及びその混合物(石油又は歴青油の含有量が全重量の 70%未満のものに限る。)

バイオディーゼルは、様々な鎖長の脂肪酸のモノアルキルエステルから成るもので、水と混ざらず、高い沸点、低い蒸気圧及び石油から製造されたディーゼル油に類似した粘度を有している。バイオディーゼルは、一般的に、トランスエステル化(transesterification)と呼ばれる化学工程により製造される。この工程により、油脂中の脂肪酸は、触媒の存在下でアルコール(通常、メタノール又はエタノール)と反応し、所望のエステルを生成する。

バイオディーゼルは、植物油(例えば、菜種、大豆、やし、ひまわり、綿実、南洋油桐(jatropha))、動物油(例えば、ラード、タロー)又は使用済みの油脂(例えば、揚げ油、再生食用グリース)から得られる。

バイオディーゼル自体は、石油及び歴青油から得た油のいずれも含有しないが、石油及び歴青油(例えば、ディーゼル油、灯油、暖房油(heating oil))から得た蒸留燃料と混合されることがある。バイオディーゼルは、ピストン式圧縮点火内燃機関、熱エネルギーの生産その他これらに類する用途に供するための燃料として使用することができる。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 石油又は歴青油の含有量が全重量の 70%以上の混合物(27. 10)
- (b) 完全に脱酸素化した植物油から得られる、脂肪族炭化水素鎖のみから成る物品(27. 10)

38. 27 メタン、エタン又はプロパンのハロゲン化誘導体を含有する混合物(他の項に該当するものを除く。)

ークロロフルオロカーボン(CFC)(ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)、ペ

ルフルオロカーボン（PFC）又はハイドロフルオロカーボン（HFC）を含有するかしないかを問わない。）、ハイドロブロモフルオロカーボン（HBFC）を含有するもの、四塩化炭素を含有するもの又は1，1，1-トリクロロエタン（メチルクロロホルム）を含有するもの

3827.11- クロロフルオロカーボン（CFC）を含有するもの（ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）、ペルフルオロカーボン（PFC）又はハイドロフルオロカーボン（HFC）を含有するかしないかを問わない。）

3827.12- ハイドロブロモフルオロカーボン（HBFC）を含有するもの

3827.13- 四塩化炭素を含有するもの

3827.14- 1，1，1-トリクロロエタン（メチルクロロホルム）を含有するもの

3827.20- ブロモクロロジフルオロメタン（ハロン-1211）、ブロモトリフルオロメタン（ハロン-1301）又はジブロモテトラフルオロエタン（ハロン-2402）を含有するもの

- ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）を含有するもの（クロロフルオロカーボン（CFC）を含有しないものに限るものとし、ペルフルオロカーボン（PFC）又はハイドロフルオロカーボン（HFC）を含有するかしないかを問わない。）

3827.31- 第2903.41号から第2903.48号までの物質を含有するもの

3827.32- その他のもの（第2903.71号から第2903.75号までの物質を含有するものに限る。）

3827.39- その他のもの

3827.40- ブロモメタン（メチルブロマイド）又はブロモクロロメタンを含有するもの

- トリフルオロメタン（HFC-23）又はペルフルオロカーボン（PFC）を含有するもの（クロロフルオロカーボン（CFC）及びハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）を含有しないものに限る。）

3827.51- トリフルオロメタン（HFC-23）を含有するもの

3827.59- その他のもの

- ハイドロフルオロカーボン（HFC）を含有するもの（クロロフルオロカーボン（CFC）及びハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）を含有しないものに限る。）

3827.61- 1，1，1-トリフルオロエタン（HFC-143a）の含有量が全質量の15%以上のもの

3827.62- その他のもの（第3827.61号のものを除くものとし、ペンタフルオロエタン（HFC-125）の含有量が全質量の55%以上で、かつ、非環式炭化水素の不飽和ふっ素化誘導体（HFO）を含有しないものに限る。）

3827.63- その他のもの（第3827.61号のものと第3827.62号のものを除くものとし、ペンタフルオロエタン（HFC-125）の含有量が全質量の40%以上のものに限る。）

3827.64- その他のもの（第3827.61号から第3827.63号までのものを除くものとし、1，1，1，2-テトラフルオロエタン（HFC-134a）の含有量が全質量の30%以上で、かつ、非環式炭化水素の不飽和ふっ素化誘導体（HFO）を含有しないものに限る。）

3827. 65—その他のもの（第 3827. 61 号から第 3827. 64 号までのものを除くものとし、ジフルオロメタン（H F C－3 2）の含有量が全質量の 20%以上で、かつ、ペンタフルオロエタン（H F C－1 2 5）の含有量が全質量の 20%以上のものに限る。）

3827. 68—その他のもの（第 3827. 61 号から第 3827. 65 号までのものを除くものとし、第 2903. 41 号から第 2903. 48 号までの物質を含有するものに限る。）

3827. 69—その他のもの

3827. 90—その他のもの

この項には、メタン、エタン又はプロパンのハロゲン化誘導体を含有する混合物（他の物質と混合したものを含む。）を含む。

メタン、エタン又はプロパンのハロゲン化誘導体を含有する混合物の取引は、オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書によって規制されている。

第 6 部の注 4 の規定により、名称又は機能により第 6 部の一以上の項及び 38. 27 項に同時に属するとみられる物品は、名称又は機能により特定された項に分類されるものとし、38. 27 項には属しない。

第 7 部

プラスチック及びゴム並びにこれらの製品

注

- 1 二以上の独立した構成成分（その一部又は全部がこの部に属し、かつ、第 6 部又はこの部の生産品を得るために相互に混合するものに限る。）から成るセットにした物品は、当該構成成分が次の全ての要件を満たす場合に限り、当該生産品が属する項に属する。
 - (a) 取りそろえた状態からみて、詰め替えることなく共に使用するためのものであることが明らかに認められること。
 - (b) 共に提示するものであること。
 - (c) 当該構成成分の性質又は相対的な量の比のいずれかにより互いに補完し合うものであることが認められること。
- 2 プラスチック及びゴム並びにこれらの製品で、モチーフ、字又は絵を印刷したもののうち、当該モチーフ、字又は絵がこれらの物品の本来の用途に対し副次的でないものは、第 49 類に属する。ただし、第 39.18 項又は第 39.19 項の物品を除く。

総 説

注 1

この注は、二以上の独立した構成成分（その一部又は全部がこの部に属するものに限る。）から成るセットにした物品の分類について規定している。ただし、この注は、セットにした生産品のうち、当該構成成分が第 6 部又はこの部の物品を得るために共に混合するためのものに限る。このようなセットにした物品は、当該構成成分がこの注の（a）から（c）までの全ての要件を満たす場合に限り、当該生産品が属する項に属する。

二以上の独立した構成成分から成るセットにした物品で、当該構成成分の一部又は全部が第 7 部に属するもののうち、前もって混合することなく順次使用するものは、この部の注 1 により含まれないことに注意する必要がある。このような物品で小売用に包装されたものは通則（一般に通則 3（b））を適用することによりその所属を決定するが、小売用に包装されていない場合、当該構成成分は別々に所属を決定することになる。

注 2

39.18 項の物品（プラスチック製の床用敷物、壁面被覆材及び天井被覆材）及び 39.19 項の物品（プラスチック製の接着性の板等）は、モチーフ、字又は絵を印刷したもののうち、当該モチーフ、字又は絵がこれらの物品の本来の用途に対し副次的でないものであっても 49 類に属さず、上記各項に属する。ただし、この部に掲げるプラスチック又はゴムから成るその他の全ての物品で、その印刷が本来の用途に対し副次的でなく、プラスチック又はゴムが印刷の媒体のみの役割のものは、49 類に属する。

第 39 類
プラスチック及びその製品

注

- 1 この表において「プラスチック」とは、第 39.01 項から第 39.14 項までの材料で、重合の段階又はその後の段階で、加熱、加圧その他の外部の作用（必要に応じ溶剤又は可塑剤を加えることができる。）の下で、鑄造、押出し、圧延その他の方法により成形することができ、かつ、外部の作用の除去後もその形を維持することができるものをいう。

この表においてプラスチックには、バルカナイズドファイバーを含むものとし、第 11 部の繊維用繊維とみなされる材料を含まない。

- 2 この類には、次の物品を含まない。

- (a) 第 27.10 項又は第 34.03 項の調製潤滑剤
- (b) 第 27.12 項又は第 34.04 項のろう
- (c) 化学的に単一の有機化合物（第 29 類参照）
- (d) ヘパリン及びその塩（第 30.01 項参照）
- (e) 第 39.01 項から 39.13 項までの物品を揮発性有機溶剤に溶かした溶液（溶剤の含有量が全重量の 50%を超えるものに限るものとし、コロジオンを除く。第 32.08 項参照）及び第 32.12 項のスタンプ用のはく
- (f) 第 34.02 項の有機界面活性剤及び調製品
- (g) ランガム及びエステルガム（第 38.06 項参照）
- (h) 鉱物油（ガソリンを含む。）用又は鉱物油と同じ目的に使用するその他の液体用の調製添加剤（第 38.11 項参照）
- (ij) ポリグリコール、シリコーンその他の第 39 類の重合体をもととした調製液圧液（第 38.19 項参照）
- (k) 診断用又は理化学用の試薬（プラスチック製の支持体を使用したものに限る。第 38.22 項）
- (l) 第 40 類の合成ゴム及びその製品
- (m) 動物用の装身具（第 42.01 項参照）及び第 42.02 項のトランク、スーツケース、ハンドバッグその他の容器
- (n) 第 46 類のさなだ、枝条細工物その他の製品
- (o) 第 48.14 項の壁面被覆材
- (p) 第 11 部の物品（繊維用繊維及びその製品）
- (q) 第 12 部の物品（例えば、履物、帽子、傘、つえ及びむち並びにこれらの部分品）
- (r) 第 71.17 項の身辺用模造細貨類
- (s) 第 16 部の物品（機械類及び電気機器）
- (t) 第 17 部の航空機又は車両の部分品
- (u) 第 90 類の物品（例えば、光学用品、眼鏡のフレーム及び製図機器）
- (v) 第 91 類の物品（例えば、時計のケース）
- (w) 第 92 類の物品（例えば、楽器及びその部分品）

- (x) 第 94 類の物品（例えば、家具、照明器具、イルミネーションサイン及びプレハブ建築物）
- (y) 第 95 類の物品（例えば、玩具、遊戯用具及び運動用具）
- (z) 第 96 類の物品（例えば、ブラシ、ボタン、スライドファスナー、くし、喫煙用パイプの吸い口及び柄、シガレットホルダー類、魔法瓶その他これに類する容器の部分品、ペン、シャープペンシル並びに一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品）

3 第 39.01 項から第 39.11 項までには、化学合成により製造した物品で次のもののみを含む。

- (a) 減圧蒸留法により蒸留した場合において 1,013 ミリバールに換算したときの温度 300 度における留出容量が全容量の 60%未満の液状の合成ポリオレフィン（第 39.01 項及び第 39.02 項参照）
- (b) 低重合のクマロンーインデン系樹脂（第 39.11 項参照）
- (c) その他の合成重合体で平均 5 以上の単量体から成るもの
- (d) シリコーン（第 39.10 項参照）
- (e) レゾール（第 39.09 項参照）その他のプレポリマー

4 「共重合体」とは、重合体の全重量の 95%以上を占める一の単量体ユニットを有しない全ての重合体をいう。

この類において共重合体（共重縮合物、共重付加物、ブロック共重合体及びグラフト共重合体を含む。）及びポリマーブレンドは、文脈により別に解釈される場合を除くほか、これらを構成するモノマーユニットのうち最大の重量を占めるモノマーユニットの重合体が属する項に属する。この場合において、同一の項に属する重合体を構成するモノマーユニットは、一のもののみとしその重量を合計する。

最大の重量を占めるモノマーユニットが存在しない場合には、共重合体及びポリマーブレンドは、等しく考慮に値する項のうち数字上の配列において最後となる項に属する。

5 化学的に変性させた重合体、すなわち、重合体の主鎖に付随する部分のみを化学反応により変化させたものは、変性させてない重合体が属する項に属する。この規定は、グラフト共重合体に適用しない。

6 第 39.01 項から第 39.14 項までにおいて一次製品は、次の形状の物品に限る。

- (a) 液状又はペースト状のもの（ディスパーション（乳化し又は懸濁しているもの）及び溶液を含む。）
- (b) 塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールドイングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの

7 第 39.15 項には、一の熱可塑性材料のくずで一次製品の形状にしたものを含まない（第 39.01 項から第 39.14 項まで参照）。

8 第 39.17 項において「管及びホース」とは、中空の物品（半製品であるか又は完成品であるかを問わない。）で、主として気体又は液体の運搬用又は配送用に供するもの（例えば、リブ付きの庭用ホース及び穴あき管）をいうものとし、ソーセージケーシングその他のへん平な管を含む。ただし、内部の横断面が円形、だ円形、長方形（長さが幅の 1.5 倍以下のものに限る。）又は正多角形以外のものは、へん平な管の場合を除くほか、型材とみなすものとし、管及びホースとはしない。

- 9 第 39.18 項において「プラスチック製の壁面被覆材及び天井被覆材」とは、壁又は天井の装飾に適した幅が 45 センチメートル以上のロール状の物品のうちプラスチックを紙以外の材料で裏張りしたもので、プラスチック層の表面に木目付けをし、浮き出し模様を付け、着色し、図案印刷をし又はその他の装飾を施したものをいう。
- 10 第 39.20 項及び第 39.21 項において板、シート、フィルム、はく及びストリップは、板、シート、フィルム、はく、ストリップ（第 54 類のものを除く。）及び規則正しい幾何学的形状の塊（印刷その他の表面加工をしてあるかないかを問わない。）で、切っていないもの及び単に長方形（正方形を含む。）に切ったもの（長方形（正方形を含む。）に切ったことによりそのまま使用することができる製品になったものを含む。）に限るものとし、更に加工したものを除く。
- 11 第 39.25 項には、第 2 節の同項よりも前の項の物品を除くほか、次の製品のみを含む。
- (a) 貯蔵槽、タンク（浄化槽を含む。）、おけその他これらに類する容器（容積が 300 リットルを超えるものに限る。)
 - (b) 構造物の要素（例えば、床用、壁用、仕切り壁用、天井用又は屋根用のもの)
 - (c) 雨どい及びその取付具
 - (d) 戸及び窓並びにこれらの枠並びに戸の敷居
 - (e) バルコニー、手すり、塀、門その他これらに類する仕切り
 - (f) よろい戸、日よけ（ベネシャンブラインドを含む。）その他これらに類する製品並びにこれらの部分品及び取付具
 - (g) 店、作業場、倉庫等において組み立て、恒久的に取り付けるための大型の棚
 - (h) 装飾用の建築用品（例えば、フルーティング、小丸屋根及びはと小屋)
 - (i) 取付具（例えば、取手、掛けくぎ、腕木、タオル掛け及びスイッチ板その他の保護板。戸、窓、階段、壁その他の建物の部分に恒久的に取り付けるためのものに限る。)

号注

- 1 この類の各項において重合体（共重合体を含む。）及び化学的に変性させた重合体は、次に定めるところによりその所属を決定する。
- (a) 一連の号中に「その他のもの」を定める号がある場合には、次に定めるところによる。
 - (1) 号において接頭語として「ポリ」が付された重合体（例えば、ポリエチレン、ポリアミドー 6, 6）は、重合体を構成する一の単量体ユニット又は当該重合体の名称が由来する二以上の単量体ユニットが全重量の 95%以上を占める重合体のみをいう。
 - (2) 第 3901.30 号、第 3901.40 号、第 3903.20 号、第 3903.30 号又は第 3904.30 号の共重合体は、当該共重合体の名称が由来するモノマーユニットが全重量の 95%以上を占める場合に限り、それらの号に属する。
 - (3) 化学的に変性させた重合体は、当該重合体により明確に他の号に該当しない場合に限り、「その他のもの」を定める号に属する。
 - (4) (1)、(2) 及び (3) のいずれにも該当しない重合体は、一連の号中の他の号のうち、当該重合体を構成するいずれのモノマーユニットをも重量において上回る単量体ユニットの重合体が属する号に属する。この場合において、同一の号に属する重合体を構成する

単量体ユニットは、一のもののみとみなしその重量を合計するとともに、当該一連の号に属する重合体を構成するモノマーユニット同士のみの重量を比較する。

(b) 一連の号中に「その他のもの」を定める号がない場合には、次に定めるところによる。

(1) 重合体は、当該重合体を構成するいずれのモノマーユニットをも重量において上回る単量体ユニットの重合体が属する号に属する。この場合において、同一の号に属する重合体を構成する単量体ユニットは、一のもののみとみなしその重量を合計するとともに、当該一連の号に属する重合体を構成するモノマーユニット同士のみの重量を比較する。

(2) 化学的に変性させた重合体は、化学的に変性させていない重合体が属する号に属する。

ポリマーブレンドは、これを構成する単量体ユニットを同一の割合で有する重合体が属する号に属する。

2 第 3920.43 号において「可塑剤」には、二次可塑剤を含む。

総 説

一般に、この類には、この類注 2 により除かれない限り、重合体と呼ばれる物質並びにその半製品及び製品を含む。

重合体

重合体は、一以上の単量体単位の繰り返しによって特徴づけられる分子から成る。

重合体は、同一又は異なる化学組成の数分子間の反応によって形成される。重合体が形成される工程を重合という。広義において「重合」には、次の主な反応がある。

(1) 付加重合：これはエチレン系の不飽和を有する単一の分子が単純な付加により、水その他の副産物を生成することなく、互いに反応し、炭素-炭素結合のみを含む重合鎖を形成するもの（例えば、エチレンからポリエチレンの生成及びエチレンと酢酸ビニルからエチレン-酢酸ビニル共重合体の生成）である。この型の重合は単純重合又は単純共重合と呼ばれる（すなわち、厳密な意味での重合又は共重合である。）。

(2) 転位重合：これは、酸素、窒素又は硫黄のような原子を含む官能基を有する分子が分子内の転位及び付加によって、水その他の副産物を生成することなく互いに反応し、エーテル結合、アミド結合、ウレタン結合その他の結合によって単量体単位が結合し、重合鎖を形成するものである（例えば、ホルムアルデヒドからポリ（オキシメチレン）（ポリホルムアルデヒド）の生成、カプロラクタムからポリアミド-6 の生成及びポリオール及びジイソシアネートからポリウレタンの生成）。この型の重合は重付加とも称する。

(3) 縮合重合：これは、酸素、窒素又は硫黄のような原子を含む官能基を有する分子が縮合反応によって互いに反応し、水その他の副産物の生成を伴ないエーテル結合、エステル結合、アミド結合その他の結合によって単量体単位が結合して重合鎖を形成するものである（例えば、エチレングリコールとテレフタル酸からポリ（エチレンテレフタレート）の生成及びヘキサメチレンジアミンとアジピン酸からポリアミド-6, 6 生成）。この型の重合は縮合又は重縮合と称する。

重合体は、例えば、ポリエチレン又はポリ（塩化ビニル）の塩素化、ポリエチレンのクロソルホン化、セルロースのアセチル化若しくはニトロ化及びポリ（酢酸ビニル）の加水分解のように化学的に変性させることもある。

重合体の略名

この類に記載されている重合体の多くには、略名が知られている。次のリストは、一般的に使用されている略名の例である。

ABS	アクリロニトリル－ブタジエーン－スチレン共重合体
CA	酢酸セルロース
CAB	酢酸酪酸セルロース
CP	プロピオン酸セルロース
CMC	カルボキシメチルセルロース
CPE	塩素化ポリエチレン
EVA	エチレン－酢酸ビニル共重合体
HDPE	高密度ポリエチレン
LDPE	低密度ポリエチレン
LLDPE	直鎖の低密度ポリエチレン
PBT	ポリ（ブチレンテレフタレート）
PDMS	ポリジメチルシロキサン
PE	ポリエチレン
PEOX	ポリ（エチレンオキシド）（ポリオキシエチレン）
PET	ポリ（エチレンテレフタレート）
PIB	ポリイソブチレン
PMMA	ポリ（メタクリル酸メチル）
PP	ポリプロピレン
PPO	ポリ（フェニレンオキシド）
PPOX	ポリプロピレンオキシド（ポリオキシプロピレン）
PPS	ポリ（フェニレンスルフィド）
PS	ポリスチレン
PTFE	ポリテトラフルオロエチレン
PVAC	ポリ（酢酸ビニル）
PVAL	ポリ（ビニルアルコール）
PVB	ポリ（ビニルブチラール）
PVC	ポリ（塩化ビニル）
PVDF	ポリ（ふっ化ビニリデン）
PVP	ポリ（ビニルピロリドン）
SAN	スチレン－アクリロニトリル共重合体

重合体は、商業上それらの略名によって表現される以上の単量体ユニットを含んでいる場合が

あることに注意すべきである（例えば、直鎖の低密度ポリエチレン（LLDPE）は、本質的にエチレンの重合体であるが、少量（しばしば5%以上）のアルファーオレフィン単量体ユニットを含むことがある。）。さらに、重合体中の単量体ユニットの相対的な量は略名によって表現されている順序と同一であるとは限らない（例えば、スチレンを最大重量の単量体ユニットとして含んでいるアクリロニトリル-ブタジエーン-スチレン（ABS）共重合体）。

それゆえ、重合体の略名は、分類を行う場合の参考としてのみ使用すべきである。分類は、すべての場合、類注及び号の注を適用し、重合体中の単量体ユニットの相対的な構成割合をもととして行わなければならない（この類の注4及び号注1参照）。

プラスチック

この類注1に定める「プラスチック」とは、39.01 項から 39.14 項までの材料で、重合の段階又はその後の段階で、外部の作用（通常、加熱又は加圧、必要に応じ溶剤又は可塑剤を加えることができる。）の下で、鑄造、押出し、圧延その他の方法により成形することができ、かつ、外部の作用の除去後もその形を維持することができるものをいう。この表において「プラスチック」には、バルカナイズドファイバーも含む。

ただし、この表現は、11 部の紡織用繊維とみなされる材料には適用しない。「プラスチック」の定義は、この表において適用されるので注意する必要がある。

「重合」とは、この定義において広義に使用しており、重合体を形成するすべての方法をいうものとし、付加重合、転位重合（重付加）及び縮合重合（重縮合）を含む。

この類の材料のうち、熱処理によってくり返し軟化して製品に成形することができ（例えば、型による成形）、次いで冷却によって硬化することができるものを「熱可塑性」と称する。他方、化学的又は物理的（例えば、熱）方法によって不溶解性の物品に変えることができ又はすでに変わっているものを「熱硬化性」と称する。

プラスチックはほとんど無制限に利用されているが、プラスチックから作られた多くの製品は他の類に属する（この類の注2参照）。

この類の全般的な配列

この類は二つの節に分けられている。第1節は一次製品の重合体を含み、第2節にはくず、半製品及び製品を含む。

一次製品に関連する第1節において、39.01 項から 39.11 項までの物品は化学合成によって得られ、また 39.12 項又は 39.13 項の物品は天然重合体か又はこれらの化学処理によって得られたものである。39.14 項には、39.01 項から 39.13 項までの重合体をもととしたイオン交換樹脂を含む。

第2節において、39.15 項はプラスチックのくずに関連している。39.16 項から 39.25 項までは、プラスチックの半製品及び特掲された製品を含む。39.26 項には、他の項に該当する物品を除くものとし、プラスチックの製品及び 39.01 項から 39.14 項までの材料（プラスチックを除く。）の製品を含む最後の項である。

39.01 項から 39.11 項までの範囲

これらの項の範囲は、この類の注3によって定められている。これらの項は化学合成によって製造した物品で、次に掲げるものに限り適用する。

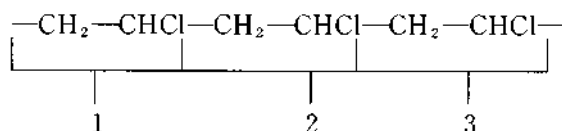
- (a) 液状合成ポリオレフィン：エチレン、プロペン、ブテンその他のオレフィンから得られる重合体である。減圧蒸留法により蒸留した場合において、1,013 ミリバールに換算したときの温度 300 度における留出容量が全容量の 60%に満たないものは 39.01 項及び 39.02 項に属する。
- (b) クマロンインデン系樹脂：コールタールに由来する混合単量体（クマロン及びインデンを含む。）を共重合することによって得られる低重合度のもの（39.11）
- (c) 平均5以上の単量体ユニットよりなり、連続構造を持つその他の合成ポリマー：これらのものには、この類の注1で定めるプラスチックを含む。

類注3（c）における単量体ユニットの平均数の計算において、縮重合体及びある種の転位重合体は、各々が異なる化学組成を有する、2以上の単量体ユニットを有することがある。単量体ユニットは、重合過程において個々の単量体分子から形成される最大の構成単位であるが、重合体を構成する繰り返しの最小単位である繰り返し単位又は重合体を形成する一分子の単量体という語と混同してはならない。

例示：

(a) ポリ塩化ビニル

次の重合鎖は3つの単量体単位を表す。

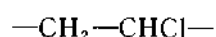
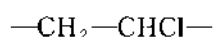
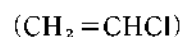


単量体

単量体ユニット

組成上の繰返し単位

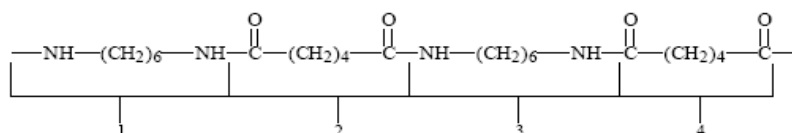
塩化ビニル



(この場合、単量体ユニット及び組成上の繰返し単位は同一)

(b) ポリアミドー6, 6

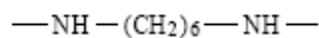
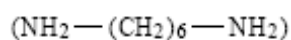
次の重合鎖は4つの単量体ユニットを表す。



単量体

単量体ユニット

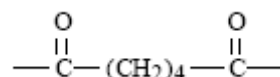
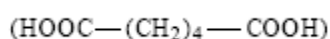
ヘキサメチレンジアミン



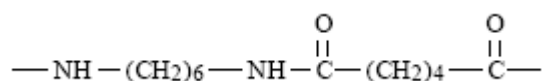
及び

アジピン酸

及び

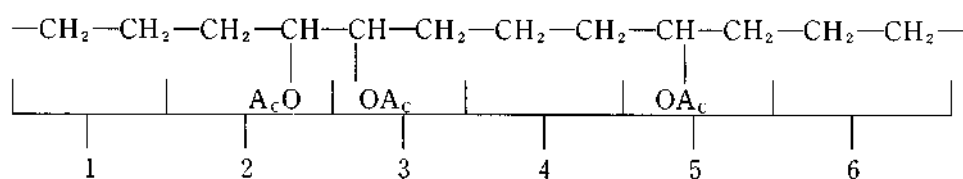


構成上の繰り返し単位



(この場合、2つの異なる単量体ユニットが存在し、組成上の繰り返し単位は各々1の単量体ユニットで構成されている。)

(c) エチレンー酢酸ビニル共重合体



(A_cは $\text{CH}_3\text{—C—}$ を表す。)



単量体	単量体ユニット	組成上の繰返し単体
エチレン ($\text{CH}_2=\text{CH}_2$) 及び 酢酸ビニル ($\text{CH}_2=\text{CH}-\text{OA}_c$)	$-\text{CH}_2-\text{CH}_2-$ 及び $-\text{CH}_2-\underset{\text{ }}{\text{CH}}-\text{OA}_c$	単量体は不規則に配置されており、組成上の繰返し単位という概念は適用されない。

(d) シリコーン：分子内に二以上のけい素－酸素－けい素結合を含み、かつ、けい素原子に直接けい素－炭素の形で結合している有機の基を含む化学的に単一でない物品である(39.10)。

(e) レゾール (39.09) その他のプレポリマー：プレポリマーは、未反応の単量体を含んでいる場合もあるが、単量体ユニットのある程度の繰返しにより特徴付けられるものであり、通常そのままでは使用されず、更に重合することによって、より分子量の大きい重合体にして使用するものである。したがって、プレポリマーには、ジイソブチレン(27.10)又は非常に低分子量のポリ(オキシエチレン)(ポリエチレングリコール)(38.24)のような最終物品を含まない。プレポリマーには、例えば、ビスフェノールAやフェノールホルムアルデヒドをもととし、エピクロロヒドリンによりエポキシ化したエポキシド及びイソシアン化物の重合体がある。

一次製品

39.01 項から 39.14 項までは一次製品の物品のみを含む。「一次製品」とは、この類の注6に規定する次の形状の物品に限る。

(1) 液状又はペースト状のもの：これらは、最終材料にするための熱その他の方法により硬化(curing)を必要とする基礎的な重合体又は未硬化又は部分的に硬化した材料のディスパーション(乳化し又は懸濁しているもの)及び溶液である。硬化に必要な物質(硬化剤(架橋剤)その他の共反応剤及び促進剤等)の他に、これらの液状又はペースト状のものには、主として最終物品に特別な物性その他の所望の特性を与えるために、可塑剤、安定剤、充てん料及び着色料のような他の物質を含んでいてもよい。液状のもの及びペースト状のものは鑄造、押出し等のために使用するほか、含浸材料、表面塗装剤、ワニス及びペイントのベース又は膠(こう)着剤、粘度付与剤、凝集剤等としても使用する。

ある物質を添加した結果、その物品がこの表において、より特殊な限定をした項のいずれかの記載に該当することとなれば、39 類から除かれる。例えば、次のような場合がある。

(a) 調製膠(こう)着剤：この総説の末尾の除外規定(b)を参照

(b) 鉱物油用の調製添加剤(38.11)

39.01 項から 39.13 項までの物品を揮発性有機溶剤に溶かした溶液(コロジオンを除くものとし、溶剤の含有量が全重量の 50%を超えるものに限る。)は 32.08 項に分類されることに注意すべきである(この類の注2(e)参照)。

溶剤を含有しない液状の重合体で、ワニスとしてのみ使用することが明らかに認められる

物品（硬化剤を添加することなく、熱、大気中の湿度又は酸素によって被膜を形成するもの）は、32.10 項に属する。ワニスとして使用することが明らかに認められないものは、この類に含まれる。

マスチックとしての使用に適する物品にするために、添加物をさらに調合した一次製品の重合体は、32.14 項に属する。

(2) 粉、粒及びフレーク：これらの形状のものは、成型用、ワニス、膠（こう）着剤等の製造用又は粘度付与剤、凝集剤等として使用する。これらは成型、硬化の過程でプラスチックとなる不可塑化材料から成るものか又は可塑剤がすでに加えられているものより成る。これらの材料には、充てん料（木粉、セルロース、紡織用繊維、鉱物性物質、でん粉等）、着色料又は上記（1）に掲げた他の物質を含有していてもよい。粉は、例えば、静電気を有しているかないかを問わず、熱を応用して目的物を塗布するのに使用する。

(3) 塊（不規則な形のものに限る。）、その他これらに類する形状のもの（充てん料、着色料又は上記（1）に掲げた物質を含んであるかないかを問わない。）：規則正しい幾何学的形状の塊は一次製品に該当せず、「板、シート、フィルム、はく及びストリップ」に含まれる（この類の注 10 参照。）。

一種類の熱可塑性プラスチックのくずで、一次製品の形状に変形させたものは 39.01 項から 39.14 項まで（その材料によって）に含まれ、39.15 項には含まれない（この類の注 7 参照。）。

共重合体及びポリマーブレンド

「共重合体」はこの類の注 4 で重合体の全重量の 95%以上を占める一の単量体ユニットを有しない重合体であると定義されている。

つまり、例えば、プロピレンの単量体ユニット 96%及び他のオレフィン系単量体ユニット 4%から構成される重合体は共重合体としては扱わない。

共重合体には、共縮重合物、共重付加物、ブロック共重合体及びグラフト共重合体を含む。

ブロック共重合体とは、異なる単量体ユニットから成る少なくとも二種類の重合鎖が、結合した共重合体をいう（例えば、エチレンとプロピレンから成る共重合体で、ポリエチレンとポリプロピレンの部分を交互に有するもの）。

グラフト共重合体とは、主鎖となる重合鎖に、異なる単量体ユニットから成る側鎖が結合している共重合体をいう（例えば、スチレンーブタジエン共重合体ーグラフトーポリスチレン（スチレンーブタジエン共重合体にポリスチレンが側鎖として結合したもの）及びポリブタジエンーグラフトースチレンーアクリロニトリル共重合体）。

最大重量を占める単一のモノマーユニット（又は同一の項に分類される重合体を構成するモノマーユニットのグループ）が存在しない場合には、共重合体及びポリマーブレンドは等しく考慮に値する項のうち数字上の配列において最後となる項に属する。

したがって、例えば、塩化ビニル単量体ユニット 55%を含有する塩化ビニルー酢酸ビニル共重合体は、39.04 項に属するが、酢酸ビニル単量体ユニット 55%を含有するものは 39.05 項に属する。

同様に、エチレン 45%、プロピレン 35%及びイソブチレン 20%の単量体ユニットから成る共

重合体は、プロピレン及びイソブチレンの各々の重合体が 39.02 項に属するので、これらを合計すると共重合体の 55%を構成しており、エチレンの単量体ユニットより大きい重量を占めるので、39.02 項に属する。トルエンジイソシアネートとポリエーテルポリオールをもととしたポリウレタン 55%とポリ（オキシキシリレン）45%から構成されるポリマーブレンドは、ポリウレタンの単量体ユニットがポリ（オキシキシリレン）によるポリエーテルの重量より大きい重量を占めるので 39.09 項に属する。ポリウレタンを定義するにあたってはポリウレタンの単量体ユニットの全て（ポリウレタンの一部分を形成するポリエーテルポリオールの単量体ユニットを含む。）を 39.09 項に属する単量体ユニットとしてその重量を合計する。

化学的に変性させた重合体

化学的に変性させた重合体、すなわち重合体の主鎖に付随する部分のみを化学反応により変性させたものは、変性させていない重合体の属する項に属する（この類の注 5 参照）。この規定はグラフト共重合体には適用しない。

したがって、例えば、塩素化ポリエチレンやクロロスルホン化ポリエチレンは 39.01 項に分類する。

エポキシ樹脂を生成するために反応性エポキシ基を形成するように化学的に変性させた重合体は 39.07 項に分類する（39.07 項の解説参照）。例えば、エピクロルヒドリンによって化学的に変性させたフェノール樹脂はエポキシ樹脂として分類して、39.09 項の化学的に変性させたフェノール樹脂として分類しない。

ポリマーブレンドにおいてそのいずれかの構成成分を化学的に変性させたものは、全体が化学的に変性されたとみなす。

管及びホース

39.17 項の「管及びホース」とは、この類の注 8 に規定されている。

39.20 項又は 39.21 項の板、シート、フィルム、はく及びストリップ

39.20 項及び 39.21 項の板、シート、フィルム、はく及びストリップは、この類の注 10 に規定されている。

板、シート等（表面加工してあるかないかを問わないものとし、長方形（正方形を含む。）に切ったのを含む。）で、縁をみがいたもの、穴をあけたもの、ぎざぎざを付けたもの、へりを付けたもの、よったもの、枠をつけたものその他の加工をしたもの及び長方形（正方形を含む。）以外の形状に切ったものは、一般に 39.18 項、39.19 項及び 39.22 項から 39.26 項までに属する。

多泡性のプラスチック

多泡性のプラスチックは、塊全体に分散した多くの気孔（開いたもの、閉じたもの又は両方の状態のもの）を有するプラスチックである。これらのものには、フォームプラスチック、エキスパンデッドプラスチック、マイクロポーラスプラスチック及びマイクロセルラープラスチックを含む。これらのものには、柔軟性のあるもの及び硬いものがある。

多泡性のプラスチックは、種々の方法により作られる。これらの方法には、プラスチックにガスを混合させる方法（例えば、機械的攪拌、低沸点の溶剤の気化及びガス生成物質の分解）、中空のマイクロスフィア（例えば、ガラス又はフェノール樹脂のもの）をプラスチックに混合する方法、プラスチックの微粒子を焼結する方法及びプラスチックに水又は溶剤可溶物を混合し、それらを取り除くことにより空間を作る方法を含む。

プラスチックと紡織用繊維との結合物品

この類の注 9 に該当する壁面被覆材及び天井被覆材は、39.18 項に属する。この他に、プラスチックと紡織用繊維の結合物品の分類は、基本的に 11 部の注 1（h）、56 類の注 3 及び 59 類の注 2 に従うものとする。次の物品もこの類を含む。

- （a）フェルトにプラスチックを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもので、紡織用繊維重量が全重量の 50%以下の物品及びフェルトをプラスチックの中に完全に埋め込んだ物品
- （b）紡織用繊維の織物類及び不織布をプラスチックの中に完全に埋め込んだ物品並びに紡織用繊維の織物類及び不織布の両面のすべてにプラスチックを塗布し又は被覆した物品で、その結果生ずる色彩の変化を考慮することなく塗布し又は被覆したことを肉眼により判別することができる物品
- （c）紡織用繊維の織物類にプラスチックを染み込ませ、塗布し、被覆し、又は積層したもので、温度 15 度から 30 度までにおいて直径が 7 ミリメートルの円筒に手で巻きつけたときに、き裂を生ずる物品
- （d）紡織用繊維の織物類（59 類注 1 で定義されるもの）、フェルト又は不織布と多泡性のプラスチックの板、シート又はストリップとを結合したもので、紡織用繊維が単に補強の目的で使われている物品

この場合において、模様を有しないもの、漂白してないもの、漂白したもの又は均一に浸染した紡織用繊維の織物類、フェルト又は不織布をこれらの板、シート又はストリップの片側のみに結合した場合は、単に補強の目的で使用したものとみなす。模様を有するもの、なせんしたもの、これら以上の精巧な加工をした織物類（例えば、起毛）及びパイル織物、チュール、レース、58.11 項の織物製品などの特殊な物品は、単なる補強以上の機能を有するものとみなす。

紡織用繊維の織物類を両面に結合した多泡性のプラスチックの板、シート及びストリップは、織物がどのような特性を有しているかによらず、この類から除外する（一般に 56.02 項、56.03 項又は 59.03 項）。

プラスチックと紡織用繊維以外の材料との結合物品

この類には、単一作業又は連続作業によって得られるかを問わず次の物品を含む（ただし、プラスチック製品の特性を有するものに限る。）。

- （a）プラスチック中に他の材料（線、ガラス繊維等）から成る補強材又は支持網が埋め込まれた板、シート等
- （b）金属はく、紙、板紙等の材料を中間層として有するプラスチックの板、シート等

この類には、薄いプラスチックの保護シートで両面を被覆した紙又は板紙から成る物品で、紙又は板紙の重要な特性を有するものを含まない（通常 48.11）。

- （c）紙で補強した積層プラスチックのシート及び一層のプラスチックを塗布し又は被覆した一層の紙又は板紙から成る物品。後者においては、プラスチック層の厚さが全体の半分以上を超えるもの（48.14 項の壁面被覆材を除く。）。
- （d）プラスチックを染み込ませたガラス繊維又は紙のシートで圧搾して作った物品であって、硬い特性を有するもの（紙又はガラス繊維製品の特性を有しているものは 48 類又は 70 類に分類される。）。

前段の規定は、単繊維、棒、型材、管、導管及びホース及び製品についても準用する。

プラスチックを単に含浸した卑金属製の網及び網地製品は、これらの含浸過程において網目が充てんされていてもこの類から除かれる（15 部）ことに注意しなければならない。

木材とプラスチックの層から成る板又はシートで、木材が単にプラスチックの支持体又は補強材となっているものは、この類に属し、プラスチックが単に補助的な役割を有するもの（例えば、プラスチックが薄いベニヤ板用の基材になっている場合）は除かれる（44 類）。これに関連し、木材とプラスチックとの層から成る建築用パネルは通常 44 類に属することに注意しなければならない（44 類総説参照）。

＊

＊ ＊

注 2 に掲げた除外規定に加え、この類には次の物品を含まない。

- （a）プラスチックに着色料を濃厚に分散させたもので、32 類の物品の特性を有するもの。例えば、32.04 項の解説（プラスチックに着色料を濃厚に分散させたものについてはパラグラフ（I）（C）及び有機ルミノホア、例えば、プラスチック中にローダミン B を入れたものについてはパラグラフ（II）（2））、32.05 項の解説（プラスチックにレーキ顔料を濃厚に分散させたものについてはパラグラフ 7）及び 32.06 項の解説（プラスチックにその他の着色料を濃厚に分散させたものについては（A）、パラグラフ 6（I））参照
- （b）接着剤として使用するために特に配合された調製品で、39.01 項から 39.13 項までの重合体又はそれらの混合物から成り、かつ、この類に該当しない他の物質（例えば、ろう、ロジンエステル、変性させてない天然セラック。ただし、この類の物品への添加が許容されている物品（充てん料、可塑剤、溶剤、顔料等）を除く。）を加えたもの及び 39.01 項から 39.13 項までの物品を、膠（こう）着剤又は接着剤として小売用にしたもので正味重量が 1 キログラム以下のもの（35.06）
- （c）プラスチック及びその製品（39.18 項又は 39.19 項の物品を除く。）で、モチーフ、字又は絵を印刷したもののうち、当該モチーフ、字又は絵がこれらの物品の本来の用途に対し副次的でないもの（49 類）

＊

＊ ＊

号の解説

号注 1

この注は、号のレベルにおける重合体（共重合体を含む）、化学的に変性させた重合体及びポリマーブレンドの分類を規定している。ただし、これらの物品は号の所属を決定するまえに、この類の注4および注5の規定にしたがってまず項の所属を決定しなければならない（この類の総説参照）。

重合体（共重合体を含む）及び化学的に変性させた重合体の分類

号注1にしたがって、重合体（共重合体を含む）及び化学的に変性させた重合体は、一連の号中に「その他のもの」を定める号があるかないかにより、号注1（a）又は1（b）の規定にしたがって分類する。

「その他のもの」を定める号には「その他のポリエステル」及び「その他のプラスチックのもの」のような号を含まない。

「一連の号中に」とは、同じ水準の号（すなわち、一段落ちの号（水準1）又は二段落ちの号（水準2）のことをいう。（通則6に関する解説参照。）

2種類の一連の号項（例えば、39.07項）が存在することに注意しなくてはならない。

（A）一連の号中に「その他のもの」を定める号が存在する場合の分類

（1）号注1（a）（1）では接頭語「ポリ」が付された重合体（例えば、ポリエチレン及びポリアミド-6，6）は、重合体を構成する一の単量体ユニット又は当該重合体の名称が由来する二以上の単量体ユニットが重合体の全重量の95%以上を占めるものと定義されている。ある種の単量体ユニットの総称に接頭語「ポリ」が付された重合体（例えば、3911.10号のポリテルペン）の分類の場合では、その種類に属する全ての単量体ユニット（例えば、ポリテルペンの場合は異なるテルペン単量体ユニット）が重合体の重量の95%以上含まれていなければならない。

この定義は一連の号中に「その他のもの」を定める号が存在する号の重合体にのみ適用する。

したがって、例えば、エチレン単量体ユニット96%とプロピレン単量体ユニット4%から構成され比重が0.94以上（この類の注4を適用し39.01項の重合体となる）のものは、エチレン単量体ユニットが重合体の全重量に対して95%以上を占め、一連の号中に「その他のもの」を定める号が存在するので、3901.20号に分類する。

接頭語「ポリ」が付された重合体の上記の定義を、ポリ（ビニルアルコール）に適用する時には、「ビニルアルコール」と命名される単量体ユニットの重量が95%を満たさなくともよい。しかし、酢酸ビニル及びビニルアルコールのそれぞれの単量体ユニットを合計して重合体の重量の95%以上存在することが必要である。

（2）号注1（a）（2）の規定は3901.30号、3901.40号、3903.20号、3903.30号及び3904.30号の物品の分類に関するものである。

これらの号に分類される共重合体は号に分類された重合体を構成する単量体ユニットが重量で95%以上を占めなければならない。

したがって、例えば、塩化ビニル61%、酢酸ビニル35%及び無水マレイン酸4%の各単量体ユニットから構成される共重合体（39.04項の重合体）は、塩化ビニル及び酢酸

ビニル単量体ユニットを合計すると全重合体の 96%を占めるので、塩化ビニル-酢酸ビニル共重合体として 3904.30 号に分類する。一方、スチレン 60%、アクリロニトリル 30% 及びビニルトルエン 10%の各単量体ユニットから構成される共重合体（39.03 項の重合体）は、スチレンとアクリロニトリルを単量体ユニットとして合計したものが、重合体の 90%だけであるので、3903.90 号（「その他のもの」を定める号）に分類され、3903.20 号には分類されない。

- (3) 号注 1 (a) (3) の規定は化学的に変性させた重合体に関するものである。これらの重合体は、化学的に変性させた重合体により特殊な限定をした号に含まれない限り、「その他のもの」を定める号に分類される。この注の結果、化学的に変性させた重合体は、化学的に変性させてない重合体自身が「その他のもの」を定める号に属さない限り、変性させてない重合体と同じ号に分類されない。

したがって、例えば、化学的に変性させたポリエチレン（39.01 項に分類される。）である塩素化ポリエチレン及びクロロスルホン化ポリエチレンは、3901.90 号（「その他のもの」）に分類される。

一方、ポリ（酢酸ビニル）を加水分解して得られるポリ（ビニルアルコール）は、より特殊な限定をしている 3905.30 号に分類する。

- (4) (a) (4) には、(a) (1)、(a) (2)、(a) (3) の規定にしたがって分類できない重合体は、「その他のもの」を定める号に分類すると規定されている。ただし、他の単量体ユニットと比較して最大重量を占める単量体ユニットからなる重合体を分類するより限定された号が存在する場合を除く。

この場合において、同じ号に属する重合体を構成する単量体ユニットは、重量を合計する。考慮する一連の号中に属する重合体を構成する単量体ユニットのみを比較する。

そのような特定の号は、「X の重合体」、「X 共重合体」又は「X-重合体」と規定されている。（例えば、プロピレンの共重合体（3902.30 号）、ふっ素系重合体（3904.61 号、3904.69 号））

これらの号に分類されるためには、号に掲名された単量体ユニットが、考慮される一連の号のいずれの単量体ユニットよりも多いことだけが必要である。つまり、号に掲名された単量体ユニットは考慮される号の重合体の総重量のうち 50%以上存在する必要は無い。

したがって、例えば、エチレン 40%及びプロピレン 60%の各単量体ユニットから構成されるエチレン-プロピレン共重合体（重合体は 39.02 項に分類される。）は、プロピレンが考慮すべき唯一構成単量体ユニットであるので、プロピレンの共重合体として 3902.30 号に分類される。

同様に、エチレン 45%、プロピレン 35%及びイソブチレン 20%の各単量体ユニットから構成される共重合体（重合体は 39.02 項に分類される。）は、プロピレン及びイソブチレンのみが比較されるべき（エチレンは無視する。）でありさらにプロピレンはイソブチレンより多くの重量を占めるので 3902.30 号に分類される。

一方、エチレン 45%、イソブチレン 35%及びプロピレン 20%の各単量体ユニットか

ら構成される共重合体（重合体は 39.02 項に分類される。）は、イソブチレンとプロピレンが比較されるべきでまたイソブチレンがプロピレンに比べて大きい重量を占めるので、3902.90 号に分類する。

（B）一連の号中に「その他のもの」を定める号がない場合の分類

（1）号注 1（b）（1）は、一連の号注に「その他のもの」を定める号がない場合には、当該重合体を構成するいずれの共重合体ユニットをも重量を上回る単量体ユニットの重合体が属する号に重合体を分類することを示している。この場合において、同じ号に属する重合体を構成する単量体ユニットは、その重量を合計する。

これは、この類の注 4 で重合体の項のレベルでの分類に対して示した分類方法と同様である。

一の単量体ユニットについての最大重量の概念は、重合体が考慮される一連の号中に該当しない単量体ユニットを含有する場合を除き適用する。このような場合では、考慮される一連の号の重合体に関する単量体ユニットのみを比較する。

したがって、例えば、尿素及びフェノールのホルムアルヒドドとの共重縮合物（重合体は 39.09 項に分類される。）は、一連の号中に「その他のもの」を定める号が存在しないので、尿素単量体ユニットがフェノール単量体ユニットより多いならば 3909.10 号に、フェノール単量体ユニットのほうが多いときは 3909.40 号に分類する。

号注 1 の（a）（1）での接頭語「ポリ」を持つ重合体の定義は、この範疇に入る号には適用しないことを忘れてはならない。

したがって、例えば、ポリカーボネートとポリエチレンテレフタレートの両者の単量体ユニットから構成される重合体は、一連の号に「その他のもの」を定める号がないので、ポリカーボネートが多いときは 3907.40 号に、ポリエチレンテレフタレートが多いときは 3907.61 号又は 3907.69 号に分類される。

（2）号注 1 の（b）（2）は化学的に変性させた共重合体の分類に関する規定である。これらは考慮される一連の号中に「その他のもの」を定める号が存在しないときは、変性させてない重合体として同じ号に分類する。つまり、例えば、アセチル化フェノール樹脂（重合体は 39.09 項に分類する。）は、一連の号中に「その他のもの」を定める号がないので、フェノール樹脂として 3909.40 号に分類する。

ポリマーブレンドの分類

号注 1 の最後のパラグラフはポリマーブレンドの分類を示している。これらは、同一比率の同一単量体ユニットから構成される重合体が属する項に属する。

次の例はポリマーブレンドの分類を説明している。

ポリエチレン 96%及びポリプロピレン 4%から構成され、かつ比重が 0.94 を超えるポリマーブレンドは、重合体の 95%以上をエチレン単量体ユニットが占めるのでポリエチレンとして、3901.20 項に分類する。

ポリアミド 6 が 60%及びポリアミド 6, 6 が 40%から構成されるポリマーブレンドはどの重合体の単量体ユニットも全重量のうち 95%以上を占めるものがないので、3908.90 号（「その他の

ものJ) に分類する。

ポリプロピレン 45%、ポリ（ブチレンテレフタレート）42%及びポリ（エチレンイソフタレート）13%から構成されるポリマーブレンドは、2種類のポリエステルを構成する単量体ユニットを合計すると、プロピレンの単量体より重量が多いので、39.07 項に分類する。ポリ（ブチレンテレフタレート）及びポリ（エチレンイソフタレート）の単量体ユニットがポリマーブレンド中の個々の重合体中においてどのように結合しているかは考慮しない。この例において、ポリ（エチレンイソフタレート）の一つの単量体ユニットと、ポリ（ブチレンテレフタレート）のもう一つの単量体ユニットは、ポリ（エチレンテレフタレート）を構成する単量体ユニットと同一である。しかし、ポリエステル単量体ユニットを考える限り、正確な化学量論的な割合において「その他のポリエステル」を構成する単量体ユニットが、ポリ（エチレンテレフタレート）の単量体ユニットよりも多くを占めることから、このポリマーブレンドは 3907.99 号に分類される。

第 1 節 一 次 製 品

39.01 エチレンの重合体（一次製品に限る。）

3901.10－比重が 0.94 未満のポリエチレン

3901.20－比重が 0.94 以上のポリエチレン

3901.30－エチレン－酢酸ビニル共重合体

3901.40－比重が 0.94 未満のエチレン－アルファ－オレフィン共重合体

3901.90－その他のもの

この項には、ポリエチレン及び化学的に変性させたポリエチレン（例えば、塩素化ポリエチレン及びクロロスルホン化ポリエチレン）を含む。また、この項には、エチレンの重合体（例えば、エチレン－酢酸ビニル共重合体及びエチレン－プロピレン共重合体）で、エチレンが最大重量を占めるモノマーユニットであるものを含む（重合体（共重合体を含む。）、化学的に変性させた重合体及びポリマーブレンドの所属の決定については、この類の総説を参照）。

ポリエチレンは、半透明の物質で、広範囲に使用されている。低密度ポリエチレン（LDPE）、すなわち、温度 20 度で比重が 0.94 未満（添加物を含まない重合体を基準として計算した場合）のポリエチレンは、特に食料品用の包装フィルム及び紙、繊維板、アルミニウムはく等の塗布用、電気絶縁材料並びに種々の家庭用品、がん具等の製造用として広く使用する。高密度ポリエチレン（HDPE）は、温度 20 度で比重が 0.94 以上（添加物を含まない重合体を基準として計算した場合）のポリエチレンである。これらは、種々の吹込成形製品、射出成形製品、織った袋、ガソリン及び油の容器の製造、管の押出成形用等に使用する。エチレン－酢酸ビニル共重合体は、スナップで取り付けようになったふた（snap-on cap）、bag-in-box container の内張り及び伸縮性の包装材料にも使用する。この項には、比重が 0.94 未満でアルファ－オレフィン単量体が重量比

で 25%以上 50%未満の直鎖の低密度エチレンーアルファーオレフィン共重合体（LLDPE）も他の共重合体（プラストマー）と同様に含む。

この項には、次の物品を含まない。

（a）この類の注 3（a）の規定に合致しない液状合成ポリエチレン（27.10）

（b）ポリエチレンワックス（34.04）

39.02 プロピレンその他のオレフィンの重合体（一次製品に限る。）

3902.10ーポリプロピレン

3902.20ーポリイソブチレン

3902.30ープロピレンの共重合体

3902.90ーその他のもの

この項には、エチレンを除く全てのオレフィン（すなわち、一以上の二重結合を有する非環式炭化水素）の重合体を含む。この項の重要な重合体は、ポリプロピレン、ポリイソブチレン及びプロピレンの共重合体である。重合体（共重合体を含む。）、化学的に変性させた重合体及びポリマーブレンドの分類については、この類の総説を参照すること。

ポリプロピレンの一般的物性は、高密度ポリエチレンの物性に類似している。ポリプロピレン及びプロピレンの共重合体は、例えば、自動車、機器、家庭用品等の成型部品、包装用フィルム、電線及びケーブルの被覆、食品容器の密閉、塗布し及び積層した物品、精密機器保存用のびん、皿及び容器、化学プラントの導管（ducting）、タンクの内張、配管（piping）、ふさ付きのじゅうたんの裏張り等非常に広範囲に使用する。

ポリイソブチレンは、十分に重合されるとゴムに類似するが、合成ゴムの定義に合致しないので、40 類には属しない。このものは、防水塗料用及び他のプラスチックの変性用として使用する。わずかに重合したポリイソブチレンで、この類の注 3 の規定に合致するものはこの項に含まれる。このものは潤滑油の性質を変えるのに使用する粘稠な液体である。

ただし、この項には、液状の合成ポリイソブチレンその他の液状ポリオレフィンでこの類の注 3（a）の規定に合致しないものを含まない（27.10）。

39.03 スチレンの重合体（一次製品に限る。）

ーポリスチレン

3903.11ー多泡性のもの

3903.19ーその他のもの

3903.20ースチレンーアクリロニトリル（SAN）共重合体

3903.30ーアクリロニトリルーブタジエンスチレン（ABS）共重合体

3903.90ーその他のもの

この項には、ポリスチレン及びスチレンの共重合体を含む。最も重要なスチレンの共重合体は、スチレンーアクリロニトリル (SAN) 共重合体、アクリロニトリルーブタジエンスチレン (ABS) 共重合体及びスチレンーブタジエン共重合体である。ブタジエンを主体とする大部分のスチレンーブタジエン共重合体は 40 類の注 4 の規定に該当するもので、合成ゴムとして 40 類に属する。重合体（共重合体を含む。）、化学的に変性させた重合体及びポリマーブレンドの所属の決定についてはこの類の総説を参照すること。

多泡性でないポリスチレンは、無色、透明、熱可塑性の物質で、電気、無線工業において広範囲に使用する。これらは、例えば、食料品や化粧品の包装における包装材としての応用もある。また、がん具、時計のキャビネット及び蓄音機用のレコードの製造にも使用する。

多泡性 (cellular) ポリスチレンは発泡工程で生ずるガスを含み、かさ密度が低い。これらは冷蔵庫の戸、空気調節機のハウジング、低温保管設備、冷凍陳列キャビネットの断熱材として又は建設工業において広範囲に使用する。なお、使い捨て容器及び食品の配膳用製品としても使用する。

スチレンのある種の化学的に変性させた共重合体はイオン交換体である (39. 14)。

スチレンーアクリロニトリル (SAN) 共重合体は、高い引張強さ、良好な成型性及び耐薬品性があり、コップ、タンブラー、タイプライターのキー、冷蔵庫の部分品、オイルフィルターボール及び台所用品の製造に使用する。アクリロニトリルーブタジエンスチレン (ABS) 共重合体は、高い耐衝撃性と耐候性を有し、自動車車体の部分品及び附属品、冷蔵庫の戸、電話機、びん、靴のかかと、機械のケース、水道管、建築用パネル、船舶等の製造に使用する。

39. 04 塩化ビニルその他のハロゲン化オレフィンの重合体（一次製品に限る。）

3904. 10ーポリ（塩化ビニル）（他の物質と混合してないものに限る。）

ーその他のポリ（塩化ビニル）

3904. 21ー可塑化してないもの

3904. 22ー可塑化したもの

3904. 30ー塩化ビニルー酢酸ビニル共重合体

3904. 40ーその他の塩化ビニルの共重合体

3904. 50ー塩化ビニリデンの重合体

ーふっ素系重合体

3904. 61ーポリテトラフルオロエチレン

3904. 69ーその他のもの

3904. 90ーその他のもの

この項には、ポリ（塩化ビニル）(PVC)、塩化ビニルの共重合体、塩化ビニリデンの重合体、ふっ素系重合体その他のハロゲン化オレフィンの重合体を含む（重合体（共重合体を含む。）、化学的に変性させた重合体及びポリマーブレンドの所属の決定についてはこの類の総説を参照）。

PVC は、限られた熱安定性及び加熱すると金属表面に付着する傾向を有する堅い、無色の物質である。このため及びその他の理由から、使い易いプラスチックにするためにしばしば安定剤、可塑剤、伸展剤、充てん料等を添加することが必要である。柔軟性のあるシート状の PVC は、カーテン、エプロン、レインコート等の防水材料として、また室内装飾用品用の高級人工皮革及びあらゆる種類の旅客輸送機関の室内装飾に広く使用されている。堅い PVC シートは化学プラント設備におけるカバー、導管、タンクの内張りその他多くの品目の製造に使用されている。PVC 床タイルもよく知られている。

塩化ビニルの最も重要な共重合体は、塩化ビニル-酢酸ビニル共重合体で、主として蓄音機のレコード及び床材に使用する。

塩化ビニリデンの共重合体は、食料品の包装、室内装飾用品、繊維、ブラシ等の毛及びラテックス塗料並びに化学処理設備のパイプの製造に広く使用する。

ポリテトラフルオロエチレン (PTFE) は、最も重要なふっ素系重合体の一つで、電気、化学、機械工業に幅広く使用されている。その高い作用温度のため優れた絶縁材料となり、また、薬品に対する抵抗性のため殆ど破壊されない。

その他のふっ素系重合体には、塩化三ふっ化エチレンの重合体、ポリ（ふっ化ビニリデン）等を含む。

39.05 酢酸ビニルその他のビニルエステルの重合体及びその他のビニル重合体（一次製品に限る。）

－ポリ（酢酸ビニル）

3905.12－水に分散しているもの

3905.19－その他のもの

－酢酸ビニルの共重合体

3905.21－水に分散しているもの

3905.29－その他のもの

3905.30－ポリ（ビニルアルコール）（加水分解してないアセテート基を含有するかしないかを問わない。）

－その他のもの

3905.91－共重合体

3905.99－その他のもの

この項には、39.04 項の物品以外の全てのビニル重合体を含む。ビニル重合体とは、その単量体が $\text{CH}_2=\text{CHX}$ （ただし、 $\text{C}-\text{X}$ 結合は炭素-炭素結合でも炭素-水素結合でもないもの）の式を有するものである。したがって $\text{C}-\text{X}$ 結合が炭素-炭素結合であるポリビニルケトン、含まない（39.11）。

酢酸ビニルその他のビニルエステルの重合体では、ポリ（酢酸ビニル）が最も重要なものであるが、これは柔らかすぎて弾性があるため製品の製造には適さない。これらは一般にラッカー、

塗料、接着剤、紡織用繊維の仕上げ剤及び浸せき剤等の調製のために使用する。ポリ（酢酸ビニル）の溶液及びディスパーション（乳化し又は懸濁しているもの）は、例えば、接着剤として使用する。

ポリ（ビニルアルコール）は、通常ポリ（酢酸ビニル）の加水分解によって得られる。ポリ（ビニルアルコール）は、加水分解してない酢酸ビニル基の含有量により多くの品質のものがある。これらはすぐれた乳化剤及び分散剤で、保護コロイド、接着剤、結合剤及びペイントの粘度付与剤、医療用品、化粧品及び紡織用繊維に使用する。ポリ（ビニルアルコール）から製造した繊維は、下着、毛布、衣服等の製造に適している。

ポリ（ビニルアセタール）は、ポリ（ビニルアルコール）とホルムアルデヒド若しくはブチルアルデヒドのようなアルデヒドとの反応又はポリ（酢酸ビニル）とアルデヒドとの反応によって得られる。

その他のビニル重合体には、ポリ（ビニルエーテル）、ポリ（ビニルカルバゾール）及びポリ（ビニルピロリドン）を含む。

重合体（共重合体を含む。）、化学的に変性させた重合体及びポリマーブレンドの所属の決定についてはこの類の総説参照のこと。

39.06 アクリル重合体（一次製品に限る。）

3906.10－ポリ（メタクリル酸メチル）

3906.90－その他のもの

アクリル重合体とは、アクリル酸及びメタクリル酸、これらの塩及びエステル並びにこれらのアルデヒド、アミド及びニトリルの重合体を含む。

ポリ（メタクリル酸メチル）は、このカテゴリーのなかでは最も重要な重合体である。その優れた光学的特性及び物理的強度を有するため、光沢材料として、戸外の標識その他の表示用製品、義眼、コンタクトレンズ又は人造義歯の製造に使用する。

アクリロニトリルの重合体は、合成繊維の製造に使用する。

重合体（共重合体を含む。）、化学的に変性させた重合体及びポリマーブレンドの所属の決定についてこの類の総説を参照すること。

この項には、次の物品を含まない。

（a）イオン交換体であるアクリル重合体（39.14）

（b）40類注4の規定に合致するアクリロニトリルの共重合体（40類）

39.07 ポリアセタールその他のポリエーテル、エポキシ樹脂及びポリカーボネート、アルキド樹脂、ポリアリルエステルその他のポリエステル（一次製品に限る。）

3907.10－ポリアセタール

－その他のポリエーテル

3907. 21－ビス（ポリオキシエチレン）メチルホスホネート

3907. 29－その他のもの

3907. 30－エポキシ樹脂

3907. 40－ポリカーボネート

3907. 50－アルキド樹脂

－ポリ（エチレンテレフタレート）

3907. 61－粘度数が1グラムにつき78ミリリットル以上のもの

3907. 69－その他のもの

3907. 70－ポリ乳酸

－その他のポリエステル

3907. 91－不飽和のもの

3907. 99－その他のもの

この項には、次の物品を含む。

- (1) ポリアセタール：アルデヒド（通常、ホルムアルデヒド）から得た重合体で重合鎖中にアセタール官能基が存在することで特徴づけられる。これらはアセタール基が重合鎖上に置換されている 39.05 項のポリビニルアセタールと混同してはならない。このグループのプラスチックには、アセタール共重合体を含む。これは、リングベアリング、カム、自動車用計器の収用箱、ドアのつまみ、ポンプのインペラー、靴のかかと、機械式玩具、鉛管類の取付具等に使用するもので、工業用プラスチックとみなされている。
- (2) その他のポリエーテル：エポキシド、グリコールその他類似の物質から得た重合体で、重合鎖にエーテル官能基が存在することで特徴づけられる。これらは、エーテル官能基が重合鎖上の置換基となっている 39.05 項のポリビニルエーテルと混同してはならない。このグループの中で最も重要なのはポリ（オキシエチレン）（ポリエチレングリコール）、ポリオキシプロピレン及びポリフェニレンオキシド（PPO）（より正確にはポリ（ジメチルフェニレンオキシド）と呼ばれる。）である。これらの物品は、種々の用途があり、ポリフェニレンオキシドはポリアセタールと同様に工業用プラスチックとして使用され、ポリオキシプロピレンはポリウレタンフォームの中間体として使用する。

この項には、また、29 類（1 節から 10 節まで並びに 29.40 項及び 29.42 項）の物品のペグ（ポリエチレングリコール（PEG））化誘導体を含む。

ペグ化された物品で、そのペグ化されていないものが 29 類（29.36 項から 29.39 項まで及び 29.41 項）又は 30 類のいずれかに属するものは、この項には含まれず、一般に、ペグ化されていない物品と同じ項に属する。

- (3) エポキシ樹脂：この重合体は、例えば、エピクロロヒドリン（1-クロロ-2,3-エポキシプロパン）とビスフェノールA（4,4'-イソプロピリデンジフェノール）、ノボラック（フェノール性）樹脂その他のポリヒドロキシ化合物との縮合又は不飽和重合体のエポキシ化によって得られる。重合体の基本構造にかかわらず、これらの樹脂は、使用の際に例えば、ア

ミノ化合物、有機酸又は酸無水物、三ふっ化ほう素複合体又はある種の有機重合体の添加によって使用の際に容易に架橋されうる反応性のエポキシ基の存在により特徴づけられる。

エポキシ樹脂は、低粘度の液体から高融点の固体までの範囲のものがあり、表面塗布剤、接着剤、成型用又は鑄造用樹脂等として使用する。

エポキシ化した動物性又は植物性油脂は、15.18 項に属する。

(4) ポリカーボネート：例えば、ビスフェノール A とホスゲン（塩化カルボニル）又はジフェニルカーボネートとを縮合することにより得た重合体で、重合鎖に炭酸エステル官能基が存在することで特徴づけられる。これらは、特に成型製品及び光沢剤として多くの工業的用途がある。

(5) ポリエステル：これらポリマーの特徴は、重合鎖中にカルボキシエステル官能基が存在することであり、これらのポリマーは、例えば、多価アルコールとポリカルボン酸との縮合によって得られる。したがって、これらの重合体は、エステル基が重合鎖上の置換基である 39.05 項のポリビニルエステル及び 39.06 項のポリアクリル酸エステルとは区別される。ポリエステルには、次の物品を含む。

(a) アルキド樹脂：多価アルコールと多官能酸又はこれらの無水物（少なくともこれらの一つは、一部又は全部に三以上の官能基を有していなければならない。）とから成る重縮合体で、脂肪酸、動物性又は植物性の油、単一官能の酸又はアルコール、ロジンのような他の物質で変性させたものである。これらのものには、油を含まないアルキド（下記（e）項参照）を含まない。これらの樹脂は、主として塗料及び高級ワニスに使用し、通常粘稠状又は溶液で供給される。

(b) ポリアリルエステル：アリルアルコールと二塩基酸とのエステル（例えば、ジアリルフタレート）から得た特殊な不飽和ポリエステル（「不飽和」については下記（e）項参照）である。これらは積層用接着剤、塗料、ワニス及びマイクロ波の透過を必要とする物品に使用する。

(c) ポリ（エチレンテレフタレート）（PET）：通常テレフタル酸をエチレングリコールでエステル化した重合体又はジメチルテレフタレートとエチレングリコールとの反応によって得た重合体である。繊維用繊維としての非常に重要な用途のほか、例えば、包装用フィルム、記録用テープ、清涼飲料用ボトルに使用する。

粘度数が 1 グラムにつき 78 ミリリットル以上のポリ（エチレンテレフタレート）は、ボトルの製造に使用される。

1 グラムにつき 78 ミリリットル以上の粘度数は、1 グラムにつき 0.7 デシリットル以上の固有粘度数に相当する。

粘度数は ISO 規格 1628-5 に従って計算する。

(d) ポリ乳酸：ポリラクタイドとしても知られている。通常、乳酸を合成又は発酵して製造する（この方法は、主に単糖類（ヘキソース）若しくは容易に単糖類（ヘキソース）とすることが可能な混合物を原料としている。例えば、糖類、糖みつ、てん菜搾汁、亜硫酸水溶液、ホエイ及びでん粉）。乳酸は環式のラクタイド二量体に変換され、その環状構造は、最終重合段階で開環する。繊維用繊維、容器の材料及び医療用途として用いら

れている。

(e) その他のポリエステル：これらには、不飽和のもの及び飽和のものがある。不飽和ポリエステルは、十分なエチレン性不飽和を有するもので、エチレン性不飽和を含む単量体と容易に架橋し（又はすでに架橋している。）、熱硬化性樹脂を形成する。

不飽和ポリエステルには、ポリアリルエステル（上記（b）参照）及び不飽和酸（例えばマレイン酸又はフマル酸）をもととしたその他のポリエステル（油を含まないアルキドを含む。）を含む。これらの物品は、通常、液状プレポリマーの形状で、主としてガラス繊維で補強した積層版及び鋳型用の透明な熱硬化性物品の製造に使用する。

飽和ポリエステルには、テレフタル酸をもととした重合体、例えば、ポリ（ブチレンテレフタレート）及び油を含まない飽和させたアルキド樹脂を含む。これらは主として紡織用繊維の糸及びフィルムに使用する。

重合体（共重合体を含む。）、化学的に変性させた重合体及びポリマーブレンドの所属の決定についてはこの類の総説を参照すること。

39.08 ポリアミド（一次製品に限る。）

3908.10－ポリアミド－6、－11、－12、－6，6、－6，9、－6，10又は－6，12

3908.90－その他のもの

この項には、ポリアミド及びその共重合体を含む。線状ポリアミドはナイロンとして知られている。

ポリアミドは、二塩基性有機酸（例えば、アジピン酸、セバシン酸）とジアミンとの縮合重合若しくはある種のアミノ酸（例えば、11－アミノウンデカン酸）の縮合重合又はラクタム（例えば、イブシロン－カプロラクタム）の転位重合によって得られる。

重要なナイロンタイプのポリアミドには、ポリアミド－6、ポリアミド－11、ポリアミド－12、ポリアミド－6，6、ポリアミド－6，9、ポリアミド6，10及びポリアミド－6，12がある。

非線状ポリアミドの例としては、二量化した植物性オイルアシッドとアミンとの縮合物がある。

ポリアミドは、高い引張強度及び耐衝撃性を有する。また、特に芳香族及び脂肪族の炭化水素、ケトン並びにエステルに対しすぐれた耐薬品性を有している。

紡織用繊維としての用途のほかに、ポリアミドは成型用の熱可塑性プラスチックとして広く利用されている。ポリアミドは、塗料、接着剤、包装用フィルムとしても使用する。溶剤に溶解した状態では、ラッカーとしての特殊用途がある。

重合体（共重合体を含む。）、化学的に変性させた重合体及びポリマーブレンドの所属の決定については、この類の総説を参照すること。

39.09 アミノ樹脂、フェノール樹脂及びポリウレタン（一次製品に限る。）

3909.10－尿素樹脂及びチオ尿素樹脂

3909. 20ーメラミン樹脂

ーその他のアミノ樹脂

3909. 31ーポリ (メチレンフェニルイソシアナート) (粗MDI又はポリメリックMDI)

3909. 39ーその他のもの

3909. 40ーフェノール樹脂

3909. 50ーポリウレタン

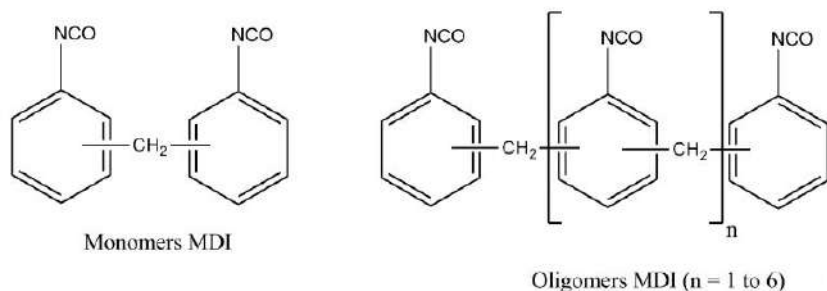
この項には、次の物品を含む。

(1) アミノ樹脂

これらは、アミン又はアミドとアルデヒド (ホルムアルデヒド、フルフラール等) との縮合によって得られる。最も重要なものは、尿素樹脂 (例えば、尿素ーホルムアルデヒド)、チオ尿素樹脂 (例えば、チオ尿素ーホルムアルデヒド)、メラミン樹脂 (例えば、メラミンーホルムアルデヒド) 及びアニリン樹脂 (例えば、アニリンーホルムアルデヒド) である。

これらの樹脂は、透明、半透明又は明るい色で着色したプラスチック製品の製造に使用し、またテーブル、装飾製品及び電気用物品の成型に多く使用する。溶解しているもの及びディスパーション (乳化し又は懸濁しているもの) (油、脂肪酸、アルコール又はその他の合成重合体で変性させてあるかないかを問わない。) の状態で、膠 (こう) 着剤又は紡織用繊維の仕上げ剤等として使用される (膠 (こう) 着剤の分類については、この類の総説の除外規定 (b) を参照)。

ポリ (メチレンフェニルイソシアナート) (しばしば粗MDI、ポリメリックMDI又はポリ (ジフェニルメタン) ジイソシアナートと呼ばれる。) は、不透明、暗褐色から透明、明褐色の液体で、(メチレンフェニルアミン) オリゴマーの混合物を形成するためのアニリンとホルムアルデヒドの反応に続き、ホスゲンと反応させ、遊離イソシアナート官能基を形成するための加熱により合成される。この生成物は、アニリンとホルムアルデヒドの化学的に変性したポリマー (化学的に変性したアミノ樹脂の一つ) である。これは、ピュアMDI及びMDIオリゴマーの混合物を含む。化学構造式については、下記を参照すること。



ポリアミン樹脂 (例えば、ポリ (エチレンアミン)) は、アミノ樹脂といえず、この類の注3の規定に該当する場合、39. 11 項に属する。

(2) フェノール樹脂

このグループは、フェノール、その同族体 (クレゾール、キシレノール等) 又はフェノール類の置換体とホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、フルフラール等のようなアルデヒド

との縮合によって得られた広い範囲の樹脂状物質を含む。生成物の特性は、反応条件及び他の物質と導入することにより変性させてあるかないかによって変わる。

このグループには、次の物品を含む。

- (a) ノボラック樹脂：これは永久的に可融性で、かつ、アルコールその他の有機溶剤に可溶。酸性の条件下で製造される。これらはワニス及びモルディングパウダー等の調製に使用する。
- (b) 熱硬化性フェノール樹脂：これはアルカリ性の条件下で得られる。合成工程では、連続的な範囲の物品が得られる。最初にワニスのベースや含浸剤等として使用する液状、ペースト状又は固体状のレゾール、次にモルディングパウダーの形状をしたレジトール、最後に完全な反応後、一般に 39.16 項から 39.26 項までに属する板、シート、積層板、棒、管その他の製品のようなほとんど最終の形状になったレジットが得られる。
この種類のある樹脂は、イオン交換体であり、39.14 項に該当する。
- (c) 油溶性フェノール樹脂（乾性油に可溶）：この樹脂は、ブチルフェノール、アミルフェノール、パラヒドロキシジフェニルその他のフェノール置換体から得られる。これらは主としてワニスの調製に使用する。
- (d) 上記 (a)、(b) 及び (c) に規定する樹脂をもととした物品で、乾性油に対する溶解性を改良するために、ロジンその他の天然樹脂、合成樹脂（特にアルキド樹脂）、植物油、アルコール、有機酸その他の化学品を使用して変性させたもの。これらの物品は、ワニス又はペイントの調製、表面塗装剤及び含浸剤として使用する。

(3) ポリウレタン

この種類には、多官能イソシアナートと、例えば、ひまし油、ブタン-1, 4-ジオール、ポリエーテルポリオール、ポリエステルポリオール等のポリヒドロキシ化合物との反応によって生成される全ての重合体を含む。ポリウレタンは種々の形状で存在するが、その最も重要なのは発泡体、エラストマー及び塗料である。これらはまた接着剤、成型用配合品及び繊維としても使用する。

このグループは、ポリウレタンと未反応の多官能性のジイソシアナートとの混合物（例えば、トルエンジイソシアナート）も含む。

重合体（共重合体を含む）、化学的に変性させた重合体及びポリマーブレンドの所属の決定については、この類の総説を参照すること。

39.10 シリコーン（一次製品に限る。）

この項のシリコーンは、分子内に二以上のけい素-酸素-けい素結合を含み、かつ、けい素原子に直接けい素-炭素の形で結合している有機の基を含む化学的に単一でない物品である。

これらは、高い安定性を有し、液状、半固体状又は固体状のものがあ、シリコーン油、シリコーングリース、シリコーン樹脂及びシリコーンエラストマーを含む。

- (1) シリコーン油及びシリコーングリースは高温又は低温で安定性のある潤滑剤、撥水用含浸

剤、誘電剤、消泡剤及び離型剤等として使用する。シリコングリース又はシリコン油を含む混合物から成る潤滑油調製品の場合は、27.10 項又は 34.03 項に属する（当該項の解説参照）。

(2) シリコン樹脂は主として高温度での安定性が要求されるワニス、絶縁塗料又は防水塗料の製造に使用する。シリコン樹脂は、また補強材料としてガラス繊維、石綿又は雲母を使用した積層品の調製、柔軟成型及び電気部品の封入に使用する。

(3) シリコンエラストマーは、40 類の合成ゴムの定義に合致しないが、高温又は低温で変化しない伸張性を有する。この性質は高温又は低温で使用される機器のワッシャーその他のパッキングの製造に適している。医療分野における応用は、脳水腫の場合に使用する自動脳バルブの製造である。

重合体（共重合体を含む。）、化学的に変性させた重合体及びポリマーブレンドの所属の決定については、この類の総説を参照すること。

この項には、34 類の注 3 の条件に合致するシリコンを含まない（34.02）。

39.11 石油樹脂、クマロンーインデン樹脂、ポリテルペン、ポリ硫化物、ポリスルホン及びこの類の注 3 のその他の物品（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）

3911.10—石油樹脂、クマロン樹脂、インデン樹脂、クマロンーインデン樹脂及びポリテルペン

3911.20—ポリ（1，3－フェニレンメチルホスホン酸）

3911.90—その他のもの

この項には、次の物品を含む。

(1) 石油樹脂、クマロン樹脂、インデン樹脂、クマロンーインデン樹脂及びポリテルペンは、それぞれ十分に分解した石油留分、コールタール又はテレピン油その他の種類のテルペンから得た多少とも不純な分画物を重合することによって得たもので、低重合度の一群の樹脂である。これらは、接着剤及び塗料に使用するほか、ゴム又はプラスチックに軟化剤（例えば、床タイル用）として混合される。

(2) ポリ硫化物は、例えば、ポリ（フェニレンスルフィド）のように重合鎖中にモノスルフィド結合が存在することで特徴づけられる重合体である。ポリ硫化物のそれぞれの硫黄原子は両側とも炭素原子と結合しており、硫黄－硫黄結合を有する 40 類のチオプラストとは異なっている。ポリ硫化物は、塗料及び航空機部品、自動車部品、ポンプの羽根車等の成型製品に使用される。

(3) ポリスルホンは重合体鎖中にスルホン結合が存在することで特徴づけられる重合体で例えば、ビスフェノール A（4，4’－イソプロピリデン－ジフェノール）のナトリウム塩とビス（4－クロロフェニル）スルホンとを反応することにより得た物品である。これらのものは、電気部品及び家庭用機器等に使用する。

(4) イソシアナート基を有する重合体（他に該当するものを除く。）

(a) ヘキサメチレンジイソシアナート（HDI）を基としたポリウレタン（単量体ユニッ

トの平均数が3～4のプレポリマーが生成するように水とHD Iの反応により合成したもの)：この生成物は、塗料及びワニスの製造に用いられる。

(b) ヘキサメチレンジイソシアナート (HD I) を基としたポリイソシアヌレート (単量体ユニット間にイソシアヌレート結合を持つプレポリマーを生成するようにHD Iを反応し合成したもの)：このプレポリマーの単量体ユニットの平均数は3～5である。この生成物は、塗料及びワニスの製造に用いられる。

(5) この類の注3の他の物品には、ポリキシレン樹脂、ポリ (1, 4-ジイソプロピルベンゼン)、ポリビニルケトン、ポリエチレンイミン及びポリイミドを含む。

重合体 (共重合体を含む。)、化学的に変性させた重合体及びポリマーブレンドの所属の決定については、この類の総説を参照すること。

39.12 セルロース及びその化学的誘導体 (一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。)

—酢酸セルロース

3912.11—可塑化してないもの

3912.12—可塑化したもの

3912.20—ニトロセルロース (コロジオンを含む。)

—セルロースエーテル

3912.31—カルボキシメチルセルロース及びその塩

3912.39—その他のもの

3912.90—その他のもの

(A) セルロース

セルロースは、植物質の固体組織を形成している高分子量の炭水化物であり、綿にほぼ純粋な形で含まれている。一次製品で他の項に該当しないセルロースは、この項に属する。

再生セルロースは、通常、セルロースキサンテートのアルカリ溶液を酸性溶液中に押出した時、沈殿及び凝集によって得られた光沢のある透明な物質である。セルロースは、通常 39.20 項及び 39.21 項に属する薄くて透明なシートの形状か又は 54 類若しくは 55 類の紡織用繊維のフィラメントの形状である。

バルカナイズドファイバーは、紙又はセルロースパルプのシートを塩化亜鉛で処理することによって得られ、一般に棒、管、シート、板又はストリップの形状をしているので、この項には属しない (一般に 39.16、39.17、39.20 及び 39.21)。

(B) セルロースの化学的誘導体

このグループには、セルロースの化学的誘導体を含む。これらはプラスチック製造原料としてのみならず他の用途にも供する。

主なセルロースの化学的誘導体には、次の物品がある (可塑化してあるかないかを問わない。)

- (1) 酢酸セルロース：これらはセルロース（通常、コットンリンター又は化学木材パルプの溶解用のもの）と無水酢酸及び酢酸を触媒（例えば、硫酸）の存在下で処理することにより得られる。可塑剤を添加すると難燃性で射出成形に適したプラスチックとなる。これらは通常、粉末、粒状又は溶液の形状で提示される。シート、フィルム、棒、管等の形状で提示された酢酸セルロースは含まない（通常 39. 16、39. 17、39. 20 及び 39. 21）。
- (2) 硝酸セルロース（ニトロセルロース）：これらの物品は、セルロース（通常、コットンリンター）を硝酸と硫酸の混合物で処理することによって得られる。これらは非常に引火性があり、硝化度の高い種類（綿火薬）は爆薬に使用する。保安上の理由からアルコール（通常はエチルアルコール、イソプロピルアルコール又はブチルアルコール）で湿らせるか又はフタル酸エステルで湿らせるか若しくは可塑化して輸送しなければならない。アルコールの存在下で、しょう腦によって可塑化された硝酸セルロースはセルロイドである。セルロイドは、通常、シート、フィルム、棒又は管その他の押出された形状をしているので、この項から除かれる（通常、39. 16、39. 17、39. 20 又は 39. 21）。セルロイドは射出成形には適さないので、モーディングパウダーとして供されることはない。
- その他の種類の可塑剤と混合した硝酸セルロースは、ワニスのベースとして広く使用する。この目的のために乾燥状態のもの及びペースト状態のものとして提示されることがある。エーテル（ジエチルエーテル）とアルコール（エタノール）の混合物に硝酸セルロースを溶かした溶液は、この項に属するコロジオン（collodions）である。この溶液を部分的に蒸発すると、固体状のセロイジンが得られる。
- (3) 酢酸酪酸セルロース及びプロピオン酸セルロース：これらは、酢酸セルロースによって形成されたプラスチックと同じ一般的性質を有するプラスチックを形成するセルロースエステルである。
- (4) セルロースエーテル：最も重要なものは、カルボキシメチルセルロース、メチルセルロース及びヒドロキシエチルセルロースである。これらは水溶性で、粘度付与剤又は膠（こう）着剤（膠（こう）着剤の所属の決定については、この類の総説、除外規定（b）参照）として使用する。商業的に重要なその他のセルロースエーテルには、軽量プラスチックであるエチルセルロースがある。

セルロースから化学的に誘導させたプラスチックは、一般に可塑剤の添加が必要である。

重合体（共重合体を含む。）、化学的に変性させた重合体及びポリマーブレンドの所属の決定については、この類の総説を参照すること。

39. 13 天然の重合体（例えば、アルギン酸）及び変性させた天然の重合体（例えば、硬化たんぱく質及び天然ゴムの化学的誘導体）（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）

3913. 10－アルギン酸並びにその塩及びエステル

3913. 90－その他のもの

次の物品は、この項のいくつかの主要な天然重合体又は変性させた天然重合体である。

(1) アルギン酸並びにその塩及びエステル

ポリ（ウロン酸）の一種であるアルギン酸は、褐藻類（*phaeophyta*）をアルカリ溶液中に浸せきして抽出される。この抽出物を無機酸で沈殿させるか又はこの抽出物を粗製アルギン酸カルシウムとした後無機酸で処理すると高純度のアルギン酸が得られる。

アルギン酸は水に不溶性であるが、そのアンモニウム塩及びアルカリ金属塩は、冷水に容易に溶けて粘稠な溶液となる。粘稠溶液を形成する性質は、原料とアルギン酸塩の純度によって異なる。水溶性アルギン酸塩は、例えば、製薬工業、食品工業、繊維工業及び製糸工業において粘度付与剤、安定剤、ゲル化剤及びフィルム形成剤として使用する。

これらの物品は、保存剤（例えば、安息香酸ナトリウム）を含有していてもよく、またゲル化剤（例えば、カルシウム塩）、遅延剤（retarders、例えば、りん酸塩、くえん酸塩）、促進剤（例えば、有機酸）及び調整剤（regulators、例えば、しょ糖、尿素）などの添加により標準化されていてもよい。ただし、添加物によって一般的な用途よりむしろ特殊な用途に特に適するようになった物品であってはならない。

これらのエステルの中には、食料品等に使用されるアルギン酸プロピレングリコールがある。

(2) 硬化たんぱく質

たんぱく質は、動物、植物又は微生物に由来する非常に高分子量の含窒素化合物である。これらは、プラスチックに加工するのに適している。この項には、これらを硬化するために処理された全てのたんぱく質を含む。商業的に重要なものは少ない。

硬化たんぱく質は、通常、規則正しい形状の塊、シート、棒又は管の形状である。これらの形状のものはこの項に属しない（一般に 39.16 項、39.17 項、39.20 項及び 39.21 項）。

(3) 天然ゴムの化学的誘導体

天然ゴムは、一種の高重合体で、化学的処理によって可塑性を有するある種の物質を形成する。

これらには、次の物品を含む。

(a) 塩素化ゴム：これは通常小さい白い粒である。使用後に大気及び化学的な劣化に対し抵抗性のある被膜を形成するペイント及びワニスの調製に使用される。

(b) 塩酸ゴム：一般に包装用であり、可塑化されたものは保護衣服用に供する。

(c) 酸化ゴム：触媒の存在下で加熱されたゴムを酸化することによって得られる。ある種のワニスに使用する樹脂状の物質である。

(d) 環化ゴム：ゴムを、例えば、硫酸、クロロスルホン酸又はクロロすず酸で処理することによって得られる。このものは硬さの異なる一連の物品を生成し、ペイントの調製の際のベース、防水塗料、また、ある程度の硬さのものは、成型品の製造に使用する。

(4) デキストラン、グリコーゲン（「動物性でん粉」）及びキチン並びにリグニンから得られたプラスチック

この項には、また、でん粉の分別により得られた単離したアミロペクチン及び単離したアミロースを含む。

重合体（共重合体を含む。）、化学的に変性させた重合体及びポリマーブレンドの所属の決定については、この類の総説を参照すること。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 変性させてない天然樹脂 (13. 01)
- (b) エーテル化又はエステル化したローカストビーン又はグアシードの胚乳粉 (13. 02)
- (c) リノキシシ (15. 18)
- (d) ヘパリン (30. 01)
- (e) エーテル化でん粉及びエステル化でん粉 (35. 05)
- (f) ロジン、樹脂酸及びこれらの誘導体（エステルガム及びランガムを含む。） (38. 06)

39. 14 第 39. 01 項から第 39. 13 項までの重合体をもととしたイオン交換体（一次製品に限る。）

この項のイオン交換体は、架橋した重合体であり、一般に粒状で活性イオン基（通常、スルホン基、カルボキシル基、フェノール基及びアミノ基）を有する。これらの活性イオン基は、重合体を電解質の溶液に接触させた時、重合体自身のイオン型の一つを溶液に含まれているイオン（同じ符号のもの、陽性又は陰性のもの）の一つと交換することが可能である。これらは水の軟化、牛乳の軟化、クロマトグラフィー、酸性溶液からのウランの回収及び培養液からストレプトマイシンの回収並びに種々のその他の工業用目的に使用する。

最もよく知られたイオン交換体には、化学的に変性させたスチレンージビニルベンゼン共重合体、アクリル重合体又はフェノール樹脂がある。

この項には、この項のイオン交換体を充てんしたイオン交換カラムを含まない (39. 26)。

第 2 節

くず、半製品及び製品

39. 15 プラスチックのくず

3915. 10ーエチレンの重合体のもの

3915. 20ースチレンの重合体のもの

3915. 30ー塩化ビニルの重合体のもの

3915. 90ーその他のプラスチックのもの

この項の物品は、破損又は使い古したプラスチックの製品で明らかに本来の目的に使用できないもの及び製造過程におけるくず（削りくず、ダスト、切りくず等）を含む。ある種のくずは、成型材料、ワニスのベース又は充てん料等として再利用できる。

ただし、この項には、単一の熱可塑性材料のくずで、一次製品の形状にしたものを含まない

(39.01 から 39.14 まで)。

単一の熱硬化性材料のくず又は共に混合した二種類以上の熱可塑性材料のくずは、たとえ一次製品の形状になっていてもこの項に含まれる。

この項には貴金属又は貴金属化合物を含有し、主に貴金属を回収するために用いる種類のプラスチックのくず、削りかす及びクラップを含まない (71.12)。

39.16 プラスチックの単繊維で横断面の最大寸法が1ミリメートルを超えるもの、プラスチックの棒及びプラスチックの型材（表面加工をしてあるかないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）

3916.10－エチレンの重合体のもの

3916.20－塩化ビニルの重合体のもの

3916.90－その他のプラスチックのもの

この項には、単繊維で横断面の最大寸法が1ミリメートルを超えるもの、棒及び型材を含む。これらは単一作業（一般には押出成形）により長尺のものが得られ、一方の端から他方の端まで一定の又は繰り返しの横断面をもっている。中空の型材は 39.17 項の管及びホースの横断面とは異なる横断面をもっている（この類の注8参照）。

この項には、また横断面の最大寸法を超える長さに単に切ったもの及び表面加工を行ったもの（磨いたもの、つや消し仕上げをしたもの等）を含むが、その他の加工を行ったものは含まない。窓枠のシーリング用に使われる接着面をもつ型材は、この項に属する。

横断面の最大寸法を超えない長さに切ったもの及びその他の加工を行ったもの（穴あけしたもの、フライス削りをしたもの、のりづけ又は縫製で組合せたもの等）はこの項に含まれない。これらはこの表の他の項に特掲されていない限り、39.18 項から 39.26 項までの製品としてその所属を決定する。

他の材料と結合したプラスチックの単繊維、棒及び型材の所属の決定については、この類の総説を参照すること。

39.17 プラスチック製の管及びホース並びにこれらの継手（プラスチック製のものに限る。例えば、ジョイント、エルボー及びフランジ）

3917.10－硬化たんぱく質製又はセルロース系材料製の人造ガット（ソーセージケーシング）

－管及びホース（硬質のものに限る。）

3917.21－エチレンの重合体製のもの

3917.22－プロピレンの重合体製のもの

3917.23－塩化ビニルの重合体製のもの

3917.29－その他のプラスチック製のもの

－その他の管及びホース

3917. 31ーフレキシブルチューブ及びフレキシブルホース（破裂圧が 27.6 メガパスカル以上のものに限る。）

3917. 32ーその他のもの（継手なしのものに限るものとし、他の材料により補強し又は他の材料と組み合わせたものを除く。）

3917. 33ーその他のもの（継手付きのものに限るものとし、他の材料により補強し又は他の材料と組み合わせたものを除く。）

3917. 39ーその他のもの

3917. 40ー継手

この類の注 8 により、「管及びホース」とは次の物品をいう。

（i）中空の物品（半製品であるか又は完成品であるかないかを問わない。）で、主として気体又は液体の運搬用又は配送用に供するもの（例えば、リブ付きの庭用ホース、穴あき管）をいうものとし、内部の横断面が円形、だ円形、長方形（長さが幅の 1.5 倍以下のものに限る。）又は正多角形の形状のものに限る。

（ii）ソーセージケーシング（縛っているかいないか又は更にその他の加工をしているかいないかを問わない。）その他の扁平な管

この項には、管及びホース用のプラスチック製の継手（例えば、ジョイント、エルボー、フランジ等）を含む。

管、ホース及び継手には、硬質のもの又は軟質のものがあり、また補強したもの、その他の材料と組み合わせているものがある（他の材料と組み合わせたプラスチック製の管等の所属の決定については、この類の総説を参照）。

39. 18 プラスチック製の床用敷物（接着性を有するか有しないか問わないものとし、ロール状又はタイル状のものに限る。）並びにこの類の注 9 のプラスチック製の壁面被覆材及び天井被覆材

3918. 10ー塩化ビニルの重合体製のもの

3918. 90ーその他のプラスチック製のもの

この項の前段には、ロール状又はタイル状の床用敷物として通常使用するタイプのプラスチック製のものを含む。接着性を有する床用敷物はこの項に属することに注意すべきである。

この項の後段は、この類の注 9 の範囲のもので、プラスチック製の壁面被覆材及び天井被覆材を含む（織物で裏打ちしたものを含む。）。プラスチックを塗布し又は被覆した壁紙その他これに類する紙製の壁面被覆材は含まない（48. 14）。

この項には、モチーフ、字又は絵を印刷したもののうち、当該モチーフ、字又は絵がこれらの物品の本来の用途に対し副次的でない製品を含むことに注意しなければならない（7 部の注 2 参照）。

39.19 プラスチック製の板、シート、フィルム、はく、テープ、ストリップその他のへん平な形状の物品（接着性を有するものに限るものとし、ロール状であるかないかを問わない。）

3919.10ーロール状のもので、幅が20センチメートル以下のもの

3919.90ーその他のもの

この項には、39.18 項の床用敷物、壁面被覆材及び天井被覆材を除き、全てのプラスチック製のへん平な形状の物品を含む（接着性を有するものに限るものとし、ロール状であるかないかを問わない。）。ただし、圧力により接着性を有する（pressure-sensitive）へん平な形状の物質に限る。すなわち濡らしたり又他の添加物を加えたりすることなく室温で永続的な接着性（片面又は両面に）を有するもの及び指や手の圧力以上の圧力を必要とせずに単に接触するのみで種々の異なる表面に強固に接着するものである。

この項には、モチーフ、字又は絵を印刷したもののうち、当該モチーフ、字又は絵がこれらの物品の本来の用途に対し副次的でない製品を含むことに注意しなければならない（7部の注2参照）。

39.20 プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ（多泡性のもの並びに補強し、薄層で被覆し又は支持物を使用したもの及びこれらに類する方法により他の材料と組み合わせたものを除く。）

3920.10ーエチレンの重合体製のもの

3920.20ープロピレンの重合体製のもの

3920.30ースチレンの重合体製のもの

ー塩化ビニルの重合体製のもの

3920.43ー可塑剤を全重量の6%以上含むもの

3920.49ーその他のもの

ーアクリル重合体製のもの

3920.51ーポリ（メタクリル酸メチル）製のもの

3920.59ーその他のもの

ーポリカーボネート製、アルキド樹脂製、ポリアリルエステル製その他のポリエステル製のもの

3920.61ーポリカーボネート製のもの

3920.62ーポリ（エチレンテレフタレート）製のもの

3920.63ーその他の不飽和ポリエステル製のもの

3920.69ーその他のポリエステル製のもの

ーセルロース製のもの及びその化学的誘導体製のもの

3920.71ー再生セルロース製のもの

3920.73ー酢酸セルロース製のもの

3920.79ーその他のセルロース誘導体製のもの

ーその他のプラスチック製のもの

3920.91ーポリ（ビニルブチラル）製のもの

3920.92ーポリアミド製のもの

3920.93ーアミノ樹脂製のもの

3920.94ーフェノール樹脂製のもの

3920.99ーその他のプラスチック製のもの

この項には、39.18 項又は 39.19 項の物品を除きプラスチックの板、シート、フィルム、はく及びストリップ（補強し、薄層で被覆し又は支持物を使用したもの及びこれらに類する方法により他の材料と組み合わせたものを除く。）を含む。

この項には、また、平均の長さが約 1 ミリメートルで一般に 50% の水分を含有する凝集していないポリエチレン又はポリプロピレンの繊維（原繊維（fibrils））のシートから成る合成紙パルプを含む。

この項には、補強し、薄層で被覆し又は支持物を使用したもの及びこれらに類する方法によりプラスチック以外の材料と組み合わせたものを含まない（39.21）。この場合「これらに類する方法によりプラスチック以外の材料と組み合わせたもの」とは、プラスチックの強度を高めるプラスチック以外の材料とプラスチックとの組み合わせでなければならない（例えば、金属網、ガラス繊維、鉱物性繊維、ウイスキー又はフィラメントを埋め込んだもの。）。

しかしながら、粉状、粒状、球状又はフレーク状の充てん料を混ぜ合わせたプラスチックから作られた製品はこの項に分類される。さらにまた、着色、印刷（第 7 部注 2 に規定するもの）、金属の真空蒸着のような重要でない表面処理は、この項における補強又はこの項のこれらに類する方法による組み合わせとはみなさない。

この項は、また、多泡性のもの（39.21）及び見かけ上の幅が 5 ミリメートルを超えないプラスチックのストリップ（54 類）を含まない。

この類の注 10 により、板、シート、フィルム、はく及びストリップは、板、シート、フィルム、はく、ストリップ及び規則正しい幾何学的形状の塊（印刷その他の表面加工（例えば、磨いたもの、浮きだし模様を付けたもの、着色したもの、単に曲げたもの及び波形にしたもの）をしてあるかないかを問わない。）で、切っていないもの及び単に長方形（正方形を含む。）に切ったもの（長方形（正方形を含む。）に切ったことによりそのまま使用することができる製品になったものを含む。例えば、テーブルクロス）に限るものとし、更に加工したものを除く。

板、シート等（表面加工してあるかないかを問わないものとし、板、シート等を長方形（正方形を含む。）に切ったものを含む。）で、縁をみがいたもの、穴をあけたもの、フライス削りをしたもの、へりを付けたもの、曲げたもの、枠をつけたもの、その他の加工をしたもの及び長方形（正方形を含む。）以外の形状に切ったものは、一般に 39.18 項、39.19 項又は 39.22 項から 39.26 項までの製品として所属を決定する。

＊

＊ ＊

号の解説

3920. 43 及び 3920. 49

これらの号の物品は、その可塑剤の含有量に基づいて区別される。この目的において、一次可塑剤と二次可塑剤の含有量は合計するものとする（この類の号注2参照）。

一次可塑剤は、揮発性の低い物質で、重合体に添加すると、一般的にその柔軟性を向上させる（例えば、フタル酸エステル、アジピン酸エステル、トリメリト酸エステル、りん酸エステル、セバシン酸エステル、アゼライン酸エステル）。

二次可塑剤は、伸展剤としても知られており、単独で可塑剤として使用することは少ない。一次可塑剤と配合すると、一次可塑剤の作用を変化又は強化する。二次可塑剤は、難燃剤（例えば、塩素化パラフィン）又は潤滑剤（例えば、エポキシ化大豆油、エポキシ化亜麻仁油）としても作用する。

39. 21 プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ

ー多泡性のもの

3921. 11ーースチレンの重合体製のもの

3921. 12ー塩化ビニルの重合体製のもの

3921. 13ーポリウレタン製のもの

3921. 14ー再生セルロース製のもの

3921. 19ーその他のプラスチック製のもの

3921. 90ーその他のもの

この項には、39. 18 項、39. 19 項、39. 20 項又は 54 類の物品を除き、プラスチックの板、シート、フィルム、はく及びストリップを含む。したがって、この項には、単に多泡性の物品並びに補強し、薄層で被覆し、支持物を使用し及びこれらに類する方法により他の材料と組み合わせたもののみを含む（他の材料と組合わせた板等の所属の決定については総説を参照）。

この類の注 10 によれば板、シート、フィルム、はく及びストリップとは、板、シート、フィルム、はく、ストリップ及び規則正しい幾何学的形状の塊（印刷その他の表面加工（例えば、磨いたもの、浮き出し模様を付けたもの、着色したもの、単に曲げたもの及び波形にしたもの）をしてあるかないかを問わない。）で、切っていないもの及び単に長方形（正方形を含む。）に切ったもの（長方形（正方形を含む。）に切ったことによりそのまま使用することができる製品になったものを含む。）をいうものとし、更に加工したものを除く。

板、シート等（表面加工してあるかないかを問わないものとし、板、シート等を長方形（正方形を含む。）に切ったものを含む。）で、縁をみがいたもの、穴をあけたもの、フライス加工をしたもの、へりを付けたもの、曲げたもの、枠をつけたもの、その他の加工をしたもの及び長方形（正方形を含む。）以外の形状に切ったものは、一般に 39. 18 項、39. 19 項又は 39. 22 項から 39. 26 項までの製品としてその所属を決定する。

39.22 プラスチック製の浴槽、シャワーバス、台所用流し、洗面台、ビデ、便器、便座、便器用の覆い、水洗用の水槽その他これらに類する衛生用品

3922. 10－浴槽、シャワーバス、台所用流し及び洗面台

3922. 20－便座及び便器用の覆い

3922. 90－その他のもの

この項には、通常家屋等で、水道又は下水の設備と連結させて、永久的に固定されるよう設計された備付品を含む。この項には、また、携帯用ビデ、ベビー用浴槽、野営トイレ (camping toilet) 等その他これらに類する大きさ及び用途の衛生用品を含む。

プラスチック製の水洗用の水槽は、その機構を取り付けてあるかないかを問わずこの項に属する。

ただし、この項には、次の物品を含まない。

(a) 病人用差込み便器、寝室用便器等小型の可搬式衛生用品 (39. 24)

(b) セッケン皿、タオル掛け用レール、歯ブラシ立て、トイレトペーパーホルダー、タオル掛けその他これらに類する浴室用品、化粧用品又は台所用品。これらの物品は、壁その他の建物の部分に永久的に取り付けられることが意図されていれば 39. 25 項に、それ以外は 39. 24 項に含まれる。

39.23 プラスチック製の運搬用又は包装用の製品及びプラスチック製の栓、ふた、キャップその他これらに類する物品

3923. 10－箱、ケース、クレートその他これらに類する製品

－袋 (円すい状のものを含む。)

3923. 21－エチレンの重合体製のもの

3923. 29－その他のプラスチック製のもの

3923. 30－瓶、フラスコその他これらに類する製品

3923. 40－スプール、コップ、ボビンその他これらに類する支持物

3923. 50－栓、ふた、キャップその他これらに類する物品

3923. 90－その他のもの

この項には、あらゆる種類の物品の包装用又は運搬用に通常供される全てのプラスチック製の物品を含む。これらの物品には、次の物品を含む。

(a) 箱、ケース、クレート、袋 (sacks 及び bags) (円すい状のもの及びごみ袋を含む。)、たる、かん、瓶及びフラスコ等の容器

この項には、次の物品を含む。

(i) ある種の食料品の包装用又は運搬用に供する容器の性格を有するとつ手のないコップ

(cups) (食卓用品又は化粧用品としての二次的な用途を有するか有しないかを問わない。)

(ii) プラスチックボトルの成形前の中間生産品で、管状で一端が閉じており、口の方はネジ式の蓋を取り付けるためにネジが切られている。ネジ切り部より下の部分は、所定の大きさや形に膨張させる。

(b) スプール、コップ (cops)、ボビンその他これらに類する支持物 (磁気テープを有しないビデオ又はオーディオカセットを含む。)

(c) 栓、ふた、キャップその他これらに類する物品

この項には、特にごみ箱及び移動式ごみ箱 (戸外用のものを含む。) のような家庭用品及び食卓用品又は化粧用品として使用するコップで、包装用又は運搬用として容器の性格を有しないもの (時にはこのような目的に使用されるかされないかを問わない。)(39.24)、42.02 項の容器並びに 63.05 項の柔軟性のあるばら荷用中型容器 (flexible intermediate bulk containers) を含まない。

39.24 プラスチック製の食卓用品、台所用品、その他の家庭用品及び化粧用品

3924.10—食卓用品及び台所用品

3924.90—その他のもの

この項には、次のプラスチック製の物品を含む。

(A) 食卓用品：茶用具、コーヒー用具、平皿、スープ入れ、サラダボウル、各種の皿及び盆、コーヒーポット、ティーポット、砂糖入れ、ビール杯、コップ、ソース入れ、果実鉢、薬味瓶、食塩入れ、マスタード入れ、卵用カップ、ティーポット用台、テーブルマット、ナイフ置き、ナプキンリング、ナイフ、フォーク、スプーン等

(B) 台所用品：水鉢、ゼリー用の型、台所用瓶、貯蔵用瓶、貯蔵箱 (ティーキャディー、パン入れ等)、漏斗、ひしゃく、台所用測定具、めん棒等

(C) その他の家庭用品：灰皿、湯入れ瓶、マッチ箱用ホルダー、ごみ箱及び移動式ごみ箱 (戸外用のものを含む。)、ばけつ、じょうろ、食料貯蔵用の容器、カーテン、テーブルカバー、家具用ほこりよけカバー等

(D) 化粧用品 (家庭用であるかないかを問わない。)：化粧セット (水差し、ボウル等)、衛生用おけ、ベッド用便器、しびん、寝室用便器、たんづぼ、注水器、洗眼器、哺乳瓶用の乳首 (nursing nipples)、指サック、せっけん皿、タオル掛け用レール、歯ブラシ立て、トイレットペーパーホルダー、タオル掛け、その他のこれらに類する浴室、化粧室又は台所で使用する物品で、壁等に永久的に取り付けるよう意図されていないものに限る。ただし、建物の壁又はその他の部分に、例えばねじ、釘、ボルト、接着剤により永久的に取り付けるよう意図されたものは含まない (39.25)。

この項には、食卓用又は化粧用に使用するコップ (とつ手のない) で、包装用又は運搬用の容器の性格を有しないもの (時にはこのような目的に使用されるかされないかを問わない。) を含む。

ただし、この項には、包装用又は運搬用に供される容器の性格を有するとつ手のないコップを含まない（39.23）。

39.25 プラスチック製の建築用品（他の項に該当するものを除く。）

3925.10—貯蔵槽、タンク、おけその他これらに類する容器（容積が300リットルを超えるものに限る。）

3925.20—戸及び窓並びにこれらの枠並びに戸の敷居

3925.30—よろい戸、日よけ（ベネシャンブラインドを含む。）その他これらに類する製品及びこれらの部分品

3925.90—その他のもの

この項には、この類の注11に掲名している製品に限り適用する。

＊

＊ ＊

号の解説

3925.20

3925.20 にはちょうつがいに取り付けられている戸及び建物、部屋等の入口を閉鎖するのに使用されるタイプの引戸式の防壁を含む。フィールド、庭、中庭等の入口を閉鎖する防壁を含まない（これらは「門」（gates）と呼ばれる）（3925.90）。

39.26 その他のプラスチック製品及び第39.01項から第39.14項までの材料（プラスチックを除く。）から成る製品

3926.10—事務用品及び学用品

3926.20—衣類及び衣類附属品（手袋、ミトン及びミットを含む。）

3926.30—家具用又は車体用の取付具その他これに類する取付具

3926.40—小像その他の装飾品

3926.90—その他のもの

この項には、他の項に該当するものを除き、プラスチック（この類の注1に規定する。）又はその他の39.01項から39.14項までの材料の製品を含む。

これらには、次の物品を含む。

（1）プラスチックのシートを縫い合せ又は張り合せて製造した衣類及び衣服の附属品（がん具を除く。）、例えば、エプロン、ベルト、乳児用よだれ掛け、レインコート、ドレスシールド等。取りはずしのできるプラスチック製のフードは、それが附属しているプラスチック製のレインコート、ドレスシールドと共に提示された場合この項に属する。

（2）家具用又は車体用の取付具その他これに類する取付具

(3) 小像その他の装飾品

(4) プラスチック製のシートを縫い合わせ、又は張り合わせて製造したほこりよけシート、保護用の袋、日よけ、ファイルカバー、書類用カバー、ブックカバー及び読書用のカバーその他これらに類する保護用物品

(5) 文ちん、ペーパーナイフ、プロットティングパッド、ペン皿、しおり等

(6) ねじ、ボルト、ワッシャーその他これらに類する一般用の取付具

(7) 伝動用、コンベヤ用又はエレベーター用のベルトで、エンドレスのもの、特定の長さに切って両端を連結したもの又は締具を取り付けたもの

特定の機械又は機器とともに提示される伝動用、コンベヤ用又はエレベーター用のあらゆる種類のベルト及びベルチングは、機械又は機器に実際に組み込まれているかいないかを問わず、当該機械又は機器と共に分類される（例えば、16 部）。

さらに、この項には、伝動用又はコンベヤ用のベルト又はベルチングで、プラスチックを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した繊維用繊維製のものを含まない（11 部。例えば、59.10 項）。

(8) 39.14 項の重合体を充てんしたイオン交換カラム

(9) カルボキシメチルセルロースを充てんしたプラスチックの容器（氷のうとして使用する。）

(10) 工具箱及びケースで、個々の工具（附属品を有するか有しないかを問わない。）を収めるために特別に成形され又は内部に取り付けられたものでないもの（42.02 項参照）。

(11) 洗浄器、洗腸液袋及びこれらの附属品、おしゃぶり（又は乳児用おしゃぶり）、氷のう、病人用又はこれに類する看護用クッション、ペッサリー、コンドーム並びに注射器用バルブ

(12) 種々のその他の製品。例えば、ハンドバッグ用のファスナー、スーツケース用のコーナー、吊り鉤、保護用カップ及び家具の下に置くためのグライド、柄（工具、ナイフ、フォーク等用）、ビーズ、時計用“ガラス”、図型及び文字型、手荷物用のラベルホルダー

(13) 人工爪

この項には、ごみ箱及び移動式ごみ箱（戸外用のものを含む。）のような家庭用品を含まない。

第 40 類

ゴム及びその製品

注

- 1 この表において「ゴム」とは、文脈により別に解釈される場合を除くほか、天然ゴム、バラタ、グタペルカ、グアユール、チクルその他これらに類する天然ガム、合成ゴム及び油から製造したファクチス並びにこれらの再生品（加硫してあるかないか又は硬質化してあるかないかを問わない。）をいう。
- 2 この類には、次の物品を含まない。
 - (a) 第 11 部の物品（紡織用繊維及びその製品）
 - (b) 第 64 類の履物及びその部分品
 - (c) 第 65 類の帽子（水泳帽を含む。）及びその部分品
 - (d) 第 16 部の機械類及び電気機器（電気用品を含む。）並びにこれらの部分品で、硬質ゴム製のもの
 - (e) 第 90 類、第 92 類、第 94 類又は第 96 類の物品
 - (f) 第 95 類の物品（運動用の手袋、ミトン及びミット並びに 40.11 項から 40.13 項までの製品を除く。）
- 3 40.01 項から 40.03 項まで及び 40.05 項において一次製品は、次の形状の物品に限る。
 - (a) 液状又はペースト状のもの（ラテックス（プリバルカナイズしてあるかないかを問わない。）その他のディスパーション及び溶液を含む。）
 - (b) 塊（不規則な形のものに限る。）、ペール、粉、粒、小片その他これらに類する形状のもの
- 4 1 及び 40.02 項において「合成ゴム」とは、次の物品をいう。
 - (a) 不飽和の合成物質で、硫黄による加硫により不可逆的に非熱可塑性物質とすることができ、かつ、この非熱可塑性物質が、温度 18 度から 29 度までにおいて、もとの長さの 3 倍に伸ばしても切れず、もとの長さの 2 倍に伸ばした後 5 分以内にもとの長さの 1.5 倍以下に戻るもの。この試験においては、加硫助剤、加硫促進剤その他の架橋反応に必要な物質を加えることができるものとし、5（B）の（ii）又は（iii）の物質の存在も許容される。ただし、エキステンダー、可塑剤、充てん料その他の架橋反応に必要でない物質の存在は許容されない。
 - (b) チオプラスト（TM）
 - (c) 天然ゴムにプラスチックをグラフトし又は混合することにより変性させたもの、天然ゴムを解重合したもの及び不飽和の合成物質と飽和の合成高重合体との混合物で、（a）に定める加硫、伸長性及び復元性に係る要件を満たすもの
- 5（A）40.01 項及び 40.02 項には、凝固の前又は後に次の物品を配合したゴム及びゴムの混合物を含まない。
 - (i) 加硫剤、加硫促進剤、加硫遅延剤又は加硫助剤（プリバルカナイズドラバーラテックスの調製のために加えたものを除く。）
 - (ii) 顔料その他の着色料（単に識別のために加えたものを除く。）
 - (iii) 可塑剤又はエキステンダー（油展ゴムの場合の鉱物油を除く。）、充てん料、補強剤、

有機溶剤その他の物質（(B)の(i)から(iii)までのものを除く。）

(B) 40.01 項及び 40.02 項には、次の物質を含有するゴム及びゴムの混合物を含む。ただし、ゴム及びゴムの混合物が原材料としての重要な特性を保持する場合に限る。

(i) 乳化剤又は粘着防止剤

(ii) 乳化剤の分解生成物（少量を含有する場合に限る。）

(iii) 主として感熱ゴムラテックスを得るための感熱剤、主として酸性ゴムラテックスを得るための陽イオン界面活性剤、老化防止剤、凝固剤、顆粒化剤、凍結防止剤、ペプタイザー、保存剤、安定剤、粘度調整剤その他これらに類する特殊な目的のための添加剤（極めて少量を含有する場合に限る。）

6 40.04 項において「くず」とは、ゴムの製造又は加工により生ずるゴムのくず及び切断、磨耗その他の理由により明らかにそのままで使用することができないゴム製品をいう。

7 加硫したゴムのみから成る糸で横断面の最大寸法が5ミリメートルを超えるものは、ストリップ、棒又は型材として 40.08 項に属する。

8 40.10 項には、コンベヤ用又は伝動用のベルト及びベルチングで、ゴムを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類から製造したもの及びゴムを染み込ませ、塗布し又は被覆した紡織用繊維の糸又はコードから製造したものを含む。

9 40.01 項から 40.03 項まで、40.05 項及び 40.08 項において板、シート及びストリップは、板、シート、ストリップ及び規則正しい幾何学的形状の塊で、切っていないもの及び単に長方形（正方形を含む。）に切ったもの（製品としての特性を有するか有しないか又はプリントその他の表面加工をしてあるかないかを問わない。）に限るものとし、その他の特定の形状に切ったもの及び更に加工したものを除く。

40.08 項において棒及び型材は、棒及び型材で、一定の長さに切っているかないか又は表面加工をしてあるかないかを問わないものとし、その他の加工をしていないものに限る。

総 説

ゴムの定義

「ゴム」とは、この類の注1に定められている。この用語は、文脈により別に解釈される場合を除くほか、この表において次の物品をいう。

(1) 天然ゴム、バラタ、グタペルカ、グアユール、チクルその他これらに類する（すなわち、ゴム様）天然ガム（40.01 項解説参照）。

(2) この類の注4に定める合成ゴム

注4で要求される試験のために、不飽和の合成物質の試料及び注4(c)に特掲された種類の物質（加硫していない原材料の状態のもの）は硫黄により加硫し、更に伸長性及び復元性の試験を行わなくてはならない（40.02 項解説参照）。したがって、例えば、鉱物油のように注4で許容されていない物質を含む物品の場合、試験は当該物質を含まない試料又は試料から当該物質を除去したものについて、行わなければならない。このような試験をすることのできない加硫したゴム製品の場合は、試験を実施するため、その製品が製造された加硫して

ない試料を得ることが必要である。ただし、定義によって合成ゴムとして取り扱われているチオプラストについては、この試験を必要としない。

(3) 油から製造したファクチス (40.02 項の解説参照)

(4) 再生ゴム (40.03 項の解説参照)

「ゴム」とは、前記の物品を含み、加硫してないものであるか、加硫したものであるか又は硬質のものであるかを問わない。

「加硫したもの」とは、一般に硫黄その他の加硫剤（例えば、塩化硫黄、ある種の多価金属の酸化物、セレン、テルル、チウラムジスルフィド、チウラムテトラスルフィド、ある種の有機過酸化物及びある種の合成重合体）とともに、加熱若しくは加圧によるか又は高エネルギー照射によって架橋したゴム（合成ゴムを含む。）をいうものとし、主に可塑性の状態から弾性の変化したものである。硫黄による加硫の基準は、注4の目的、すなわち物質が合成ゴムであるかないかを決定する場合に限って考慮することに注意すべきである。物質が合成ゴムであると確認されるなら、これから得た物品は、硫黄により加硫されているか又はその他の加硫剤により加硫されているかにかかわらず、40.07 項から 40.17 項までに該当する加硫したゴムの物品とみなす。

加硫の目的のために加硫剤の他に通常、ある種の他の物質（例えば、加硫促進剤、加硫助剤、加硫遅延剤、可塑剤、増量剤、充てん剤、補強剤及びこの類の注5（B）に記載した添加剤）が加えられる。このようなものを加えた加硫可能な状態の混合物は配合ゴムとみなされ、提示された形状に応じて 40.05 項又は 40.06 項に属する。

硬質ゴム（例えば、エボナイト）は、ほとんど柔軟性及び弾力が失われるまで高率の硫黄でゴムを加硫することによって得られる。

類の範囲

この類には、上記に定めているように原料のもの及び半製品のもの（加硫してあるかないか又は硬質化してあるかないかを問わない。）、ゴムのみから成る物品並びに重要な特性がゴムにある製品を含む。ただし、この類の注2により除外される物品を除く。

項の一般的配列は次のとおりである。

- (a) 注5に定めるものを除き、40.01 項及び 40.02 項には、本質的に原料ゴム（一次製品、板、シート及びストリップに限る。）を含む。
- (b) 40.03 項及び 40.04 項には、再生ゴム（一次製品、板、シート及びストリップに限る。）及びゴムのくず（硬質ゴムのものを除く。）並びにこれらから得た粉及び粒を含む。
- (c) 40.05 項には、配合ゴム（一次製品、板、シート及びストリップで加硫していないものに限る。）を含む。
- (d) 40.06 項には、加硫してないゴムのその他の形状のもの及び製品（配合しているかいないかを問わない。）を含む。
- (e) 40.07 項から 40.16 項までには、加硫したゴムの半製品及び製品（硬質ゴムのものを除く。）を含む。
- (f) 40.17 項には、硬質ゴム（形状のいかんを問わないものとし、くずを含む。）及び硬質ゴムの製品を含む。

一次製品（40.01 項から 40.03 項まで及び 40.05 項）

一次製品とは、この類の注 3 に定められている。特にプリバルカナイズドラテックスは「一次製品」の定義に該当し、したがって加硫していないものとみなすことに注意する必要がある。40.01 項及び 40.02 項には、有機溶剤に加えられたゴム及びゴムの混合物（注 5 参照）を含まない。注 3 におけるその他のディスパーション及び溶液とは、40.05 項にのみ適用する。

板、シート及びストリップ（40.01 項、40.02 項、40.03 項、40.05 項及び 40.08 項）

これらの用語は、この類の注 9 に定められているが、規則正しい幾何学的形状の塊を含む。板、シート及びストリップは表面加工（プリント、浮出し模様、みぞ付け、リブ付け等をしたもの）し又は単に長方形（正方形を含む。）に切ったものであってもよい（製品としての特性を有するか有しないかを問わない。）が、他の特定の形状に切ったもの及び更に加工したものであってはならない。

セルラーラバー

セルラーラバーは、塊全体に分散した多くの気孔（開いたもの、閉じたもの又は両方の状態のもの）を有するゴムである。これらのものには、スポンジラバー又はフォームラバー、エキスパンデッドラバー、マイクロポーラスラバー及びマイクロセルラーラバーを含む。これらのものには、柔軟性のあるもの及び硬いもの（例えば、エボナイトスポンジ）がある。

注 5

この類の注 5 は、ゴム又はゴムの混合物（一次製品、板、シート及びストリップ）のうち、配合していないもの（40.01 項及び 40.02 項）と配合したもの（40.05 項）とを区別するための基準を示している。この注は、配合が凝固の前又は後のいずれになされたかによって区別するものではない。ただし、ゴム及びゴムの混合物は、原材料としての重要な特性を保持している場合に限り、40.01 項及び 40.02 項のゴム及びゴムの混合物にある種の物質が存在していてもよい。このような物質には鉱物油、乳化剤又は粘着防止剤、乳化剤の少量（通常 5 % 以下）の分解生成物及び極めて少量（通常 2 % 未満）の特殊目的のための添加剤を含む。

ゴムと紡織用繊維とを結合したもの

ゴムと紡織用繊維とを結合したものの所属は、11 部の注 1 (ij)、56 類の注 3 及び 59 類の注 5 によって決定され、コンベヤ用又は伝動用のベルト及びベルチングに関しては 40 類の注 8 及び 59 類の注 7 (b) によって決定される。次の物品がこの類に属する。

- (a) フェルトにゴムを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもので、紡織用繊維の重量が全重量の 50% 以下の物品及びフェルトをゴムの中に完全に埋め込んだ物品
- (b) 不織布をゴムの中に完全に埋め込んだ物品及び不織布の両面を完全にゴムを塗布し又は被覆した物品で、色彩の変化を考慮することなく、塗布又は被覆していることが肉眼により判別できる物品

- (c) 紡織用繊維の織物類（59 類の注 1 に定められている。）で、ゴムを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもののうち一平方メートルの重量が 1,500 グラムを超え、かつ、紡織用繊維の重量が全重量の 50% 以下のもの
- (d) 紡織用繊維の織物類（59 類の注 1 に定められている。）、フェルト又は不織布とセルラーラバーの板、シート又はストリップとを結合したもので紡織用繊維が単に補強の目的で使われているもの

＊

＊ ＊

この類には、この類の注 2 に記載した製品を含まない。その他の除外例はこの類の特定の項の解説に示してある。

40.01 天然ゴム、バラタ、グタペルカ、グアユール、チクルその他これらに類する天然ガム（一次製品、板、シート又はストリップの形状のものに限る。）

4001.10—天然ゴムのラテックス（プリバルカナイズしてあるかないかを問わない。）

—その他の形状の天然ゴム

4001.21—スモークドシート

4001.22—技術的格付けをした天然ゴム（TSNR）

4001.29—その他のもの

4001.30—バラタ、グタペルカ、グアユール、チクルその他これらに類する天然ガム

この項には、次の物品を含む。

(A) 天然ゴムのラテックス（プリバルカナイズしてあるかないかを問わない。）

天然ゴムのラテックスは、主としてゴムの樹、特に *hevea brasiliensis* 種の樹木から分泌された液である。この液は、30% ないし 40% の懸濁状態のゴム分（すなわち、高分子量のポリイソプレン）を含有する有機物及び鉱物物質（たんぱく質、脂肪酸及びこれらの誘導体、塩、糖並びにグリコシド）から成る水溶液である。

これらには、次の物品を含む。

(1) 安定化又は濃縮した天然ゴムのラテックス

ゴムラテックスは、採取後、短時間に自然に凝固する傾向があるので、保存及び腐敗又は凝固の防止のため安定化する必要がある。通常、ラテックス 1 リットルにつき 5 ～ 7 グラムの比率でアンモニアを添加し、フルアンモニア又は FA タイプとして知られている物品を製造する。二番目の安定化の方法は、低アンモニア又は LA タイプを製造するもので、アンモニアと他の物質（例えば、テトラメチルチウラムジスルフィド及び酸化亜鉛）との低濃度の混合物を微量（ラテックス 1 リットルにつき 1 ～ 2 グラム）添加することがある。

また、耐冷凍天然ゴムラテックスがあるが、これは、特にサルチル酸ナトリウム又はホルムアルデヒドの微量の添加により安定化され、寒冷地用として使用する。

天然ゴムのラテックスは、種々の方法（遠心分離、蒸発、クリーミング等）により主として輸送目的のために濃縮される。

市販ラテックスのゴム含有量は通常 60～62%であるが、さらに高濃度のもの又はある場合には固形分の含有量が 70%を超えるものがある。

（2）天然ゴムの感熱ラテックス

これらのものは、感熱剤を加えて得られるものである。これらのタイプのラテックスを加熱すると非感熱性ラテックスより速くゲル化する。一般に浸せき製品又は成型製品の製造用及びフォームラバー又はスポンジラバーの製造用に供する。

（3）陽性ラテックス

これらのラテックスは、通常濃縮ラテックスの粒子の電荷を逆にするにより得られるので“reversed electric charge latex”ともいう。このものは、通常、陽イオン界面活性剤を加えることによって得られる。

このようなラテックスの使用は、ゴムの浸透に抵抗する紡織用繊維の性質を変え、ゴムが浸透しやすくなる（通常ラテックスと同じようにアルカリ性環境の下では、繊維の静電荷は負であるため。）。

（4）天然ゴムのプリバルカナイズドラテックス

これは、通常 100 度以下の温度で加熱下、ラテックスと加硫剤の反応によって得られる。

このラテックスに含まれているゴム粒子は、通常、過剰の沈降硫黄又はコロイド硫黄、酸化亜鉛及び加硫促進剤（例えば、ジチオカルバミン酸塩）を加えて加硫されている。最終物品の加硫の程度は、温度、加熱時間、使用する配合剤の割合を変えることによって随意に変えることができる。通常、ゴム粒子の表面部分のみが加硫されている。ラテックスの過加硫を防ぐために、加熱後、過剰の配合剤は遠心分離によって除去される。

プリバルカナイズドラテックスの外観は、通常ラテックスと同じである。これらの結合硫黄の含有量は通常 1 %程度である。

プリバルカナイズドラテックスを使用することは、いくつかの工程（例えば、粉碎、配合）を省略することができる。浸せき製品又は鑄造製品（医療用品及び外科用品）の製造及び紡織用繊維工業に使用し、接着剤としても使用する。更に、ある種の紙及びコンポジションレザの製造にも使用され、優れた電気絶縁性（たんぱく質及び可溶性物質の濃度が低い）を有するゴム特性を与えている。

天然ゴムのラテックスは内面に塗料を塗布したドラム（約 200 リットル入）又はばら積みで出荷する。

（B）その他の形状の天然ゴム

この項において天然ゴムは、輸送及び保存の目的のため又はその後の使用を容易にし若しくは最終物品の品質を改良する目的で、天然ゴムにある種々の特性を与えるため一般に栽培地の工場において処理された後、伝統的に生産地から出荷されるようなヘベアゴム（Hevea rubber）に限る。ただし、この項に属するためには、処理されたゴムが原材料としての重要な特性を失っていない。更に、カーボンブラック、シリカその他の注 5（A）で許

容されていない物質を加えたものは含まない。

天然ゴムのラテックスの凝固は、可動仕切り板が取り付けられている各種の形のタンクの中で行われる。ラテックスは、水性の乳漿からゴムの小球体を分離するために、例えば、1%酢酸又は0.5%ぎ酸で、わずかに酸性にすることによって凝固させる。凝固工程の終わりに、凝固物はスラブ又は連続したストリップの形で取り出される。

その後の処理は、スモークドシート、パールクレープ、ブラウンクレープ、再凝集粒（re-agglomerated granules）又は流動性粉末（free flowing powder）のいずれを製造するかによって異なる。

（1）ゴムのシート及びクレープ

シートを製造するには、ゴムストリップを圧延機にかけ、型付きロールの最後のところで表面に独特の模様をつける（蒸発面積を大きくして乾燥を容易にするためである。）。ゴムストリップ（厚さ約3～4ミリメートル）が圧延機から取り出される際、シート状に切る。これをさらに乾燥室又はくん煙室に置く。くん煙の目的は、ゴムを乾燥するとともに、ゴムに老化防止剤及び防腐剤の効果をもつクレオソート系の物質を染み込ませることにある。

パールクレープを製造するには、ゴムの凝固物を一連のクレープ機にかける。最初の機械は溝付けローラーであり、最後の機械は、回転速度の異なる平滑ローラーである。この操作は、一定流量の水の存在下で行われるため、ゴムは十分に水洗される。さらに、通気のよい乾燥室において室温又は熱気中で乾燥する。ソールクレープのスラブを形成するために、クレープを2枚以上重ね合わせることがある。

シートは次の工程によっても作られる。すなわち、ラテックスを円筒形のタンクの中で凝固した後、凝固物をのこぎりで長いストリップ状に薄切りし、これをシート状に切って乾燥する（一般に、くん煙をしない。）。

ある種のゴム（特にパールクレープ以外のクレープ）は、ラテックスの凝固によって直接製造するのではなく、切付け（tapping）又は工場の工程で生ずる凝固物の再凝集及びクレープ機による洗浄によって製造する。この方法によって作られたシートは厚さが様々であるが、パールクレープと同様の方法で乾燥する。

上記の天然ゴムは、通常関連する国際機関で設定した国際規格に応じた形状及び等級によって取引する。

そのおもなタイプには、スモークドシート及びそのカッティング、パールクレープ及びそのカッティング、ブラウンクレープ、リブドアンドエアドライシート（ribbed and air dried sheets）がある。

（2）技術的格付けをした天然ゴム（TSNR）

これらのものは、乾燥した原料天然ゴムで、次の表の規格にしたがって加工し、試験し、五つの一般的な等級（5L、5、10、20及び50）に格付けしたものである。

表:各パラメーターに対する TSNR の等級及び最大許容限界値

		等級	5L	5	10	20	50
パラメーター							
325 メッシュに残るごみ量	(最大重量%)		0.05	0.05	0.10	0.20	0.50
灰分	(最大重量%)		0.60	0.60	0.75	1.00	1.50
窒素分	(最大重量%)		0.70	0.70	0.70	0.70	0.70
揮発分	(最大重量%)		1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
ウォーレス迅速可塑性							
ー最小開始値 (Po)			30	30	30	30	30
可塑性残留率、PRI (最小%)			60	60	50	40	30
色限界 (Lovibond scale、最大)			6.00	—	—	—	—

TSNR はゴムの等級、規格及び試験結果を格付けするため製造国のしかるべき権威によって発行された試験証明書を添付していなければならない。ある製造国では、上記の表に記載したものより厳格な規格で格付けしていることがある。TSNR は 33 と 1/3 キログラムのボール状にし、ポリエチレンで包装したものがある。通常 30 又は 36 個のボールはパレット化し、内側をポリエチレンライナーで被覆するか又はポリエチレンで収縮包装するかのいずれかである。各々のボール又はパレットは等級、重量、製造者コード等を示すために特別な印がつけてある。

(3) 再凝集ゴム粒 (re-agglomerated rubber granules)

シート又はクレープよりもきれいで、かつ、品質の安定した製品を得るため、粒状のゴムに加工する方法が採用されている。

その製造工程は、凝固物の粒状化、特に十分な洗浄、乾燥及び圧縮してボール状にすることから成る。粒状化には、rotary blade chopper、cross hammer mill、pelleting machine、creping machine 等のような種々の機械が使用される。これらの機械的な作用を助けるために、凝固前のラテックスに、極く少量 (0.2~0.7%) のひまし油、ステアリン酸亜鉛その他の顆粒化剤を添加することがあるが、これらの顆粒化剤は、以後の用途やゴムの性質に影響を与えることはない。

粒状にされたゴムは、次に半連続式トロリー型乾燥機、ベルトコンベヤ式トンネル乾燥機又は押出式乾燥機によって乾燥する。

乾燥した粒子は、最後に高圧力によって、重量が 32~36 キログラムの平行六面体型のボールに圧縮する。再凝集ゴム粒は、通常、保証付きの技術的な明細書をつけて、販売される。

(4) 天然ゴムの流動性粉末 (free-flowing powders of natural rubber)

これらのものは、上記 (3) に示した工程と同様に製造されるが、圧縮工程がない。個々の粒子が自らの重量の作用によって再凝集することを防ぐために、製造工程中にタルクのような粉状の不活性物質その他の粘着防止剤を混合する。

また、ゴムの粉は、特に粒子の凝集を避けるために、乾燥チャンバー中にラテックスとともにけい酸質の土のような不活性物質を注入することによっても得ることができる。

(5) 特殊なタイプの天然ゴム

種々の特殊なタイプの天然ゴムは、上記の(1)から(4)までに述べた形状で得られる。そのおもなタイプには次のものがある。

(a) CV ラバー (constant viscosity rubber) 及び LV ラバー (low viscosity rubber)

CV ラバーは、凝固前に極少量 (0.15%) のヒドロキシルアミンを添加することにより得られ、また、LV ラバーは、凝固前に少量の鉱物油を添加することによって得られる。ヒドロキシルアミンは、貯蔵中の天然ゴムの粘性の自然増加を防ぐ。これらのゴムを使用すると、製造者は、素練り (mastication) の時間を予測することが可能になる。

(b) しゃく解ゴム (peptised rubber)

このものは、凝固前に約 0.5% のしゃく解剤を加えることにより得られる。しゃく解剤は、乾燥作業中にゴムの粘性を減少させる。したがって、当該ゴムは素練りをできるだけ短時間で済ませる必要がある。

(c) SP ラバー (superior processing rubber)

このものは、普通のラテックスとプリバルカナイズドラテックスとの混合物を凝固させることにより又は天然ラテックス凝固物にプリバルカナイズドラテックス凝固物を混合することにより得られる。これらのものを使用すると、押出し成形及びカレンダーがけが容易になる。

(d) 純化ゴム (purified rubber)

このものは、他の物質の添加を行うことなく、ゴム製造の通常の工程を変化させること (例えば、ラテックスを遠心分離機にかけること) によって得られる。

このものは、塩化ゴムの製造に、また、ゴムに通常含有されている不純物が存在するとその性能が低下するようなある種の加硫品 (電気ケーブル等) の製造に使用する。

(e) スキムラバー (skim rubber)

このものは、ラテックススキムの副産物の凝固によって得られる。

(f) 坑結晶化ゴム (anticrystallising rubber)

このものは、凝固前のラテックスに、チオ安息香酸を添加することにより得られる。このため耐凍結性がある。

(C) バラタ

バラタガム又はバラタは赤鉄科 (*Sapotaceae* family)、特に bullet-tree (*Manikara bideatata*) 樹木 (主としてブラジル産) のラテックスから得られる。

バラタは赤色を帯びた物質で、50 キログラム未満の塊状又は時々 3 ~ 6 ミリメートルの厚さのシート状で出荷する。

主として、コンベヤ用又は伝動用のベルト及びベルチングの製造に使用する。また、グタペルカと混合して海底電線、ゴルフボールの製造にも使用する。

(D) グタペルカ

グタペルカは、赤鉄科の各種の樹木（例えば、*Palaquium* 属、*Payena* 属）のラテックスから得られる。

これは黄色又は黄赤色で、産地によって 0.5 から 3 キログラムのケーキ状又は 25 から 28 キログラムの塊状で出荷する。

また、バラタと混合して、海底電線、ゴルフボール、ベルチング等の製造に使用するほか、ポンプ又はバルブのシーリングリング、亜麻紡績用ローラー、タンクの内張り、ふっ化水素酸用のびん、接着剤等にも使用する。

(E) グアユールガム

このものは、メキシコ原産のかん木（*Parthenium argentatum*）のラテックスから抽出される。

グアユールゴムは、通常ケーキ状又はシート状で出荷する。

(F) チクルガム

このものは、アメリカの熱帯地方に生育する赤鉄科（*Sapotaceae* family）のある種の樹木の樹皮に含まれているラテックスから得られる。

このガムは赤色を帯びており、一般に各種の大きさのケーキ状、約 10 キログラムの塊状で出荷する。

主としてチューインガムの製造に使用するほか、外科用テープ、歯科用物品の製造にも使用する。

(G) その他類似の天然ガム（例えば、ジュルトン）

この項に属するために、これらのガムはゴムのような特性を有していなければならない。

(H) 前述した物品の相互の混合物

この項には、次の物品を含まない。

(a) 40.02 項の物品とこの項の物品との相互の混合物 (40.02)

(b) 凝固の前又は後にこの類の注 5 (A) で許容されていない物品を配合した天然ゴム、バラタ、グタペルカ、グアユール、チクルその他これらに類する天然ゴム (40.05 及び 40.06)

40.02 合成ゴム、油から製造したファクチス及び 40.01 項の物品とこの項の物品との混合物（一次製品、板、シート又はストリップの形状のものに限る。）

ー スチレンーブタジエンゴム (SBR) 及びカルボキシル化スチレンーブタジエンゴム (XSBR)

4002.11ーラテックス

4002.19ーその他のもの

4002.20ーブタジエンゴム (BR)

ー イソブテンーイソプレンゴム (ブチルゴム又は IIR) 及びハローイソブデンーイソプレンゴム (CIIR 及び BIIR)

4002.31ーイソブテンーイソプレンゴム (ブチルゴム又は IIR)

4002. 39—その他のもの

—クロロプレンゴム（クロロブタジエンゴム又は CR）

4002. 41—ラテックス

4002. 49—その他のもの

—アクリロニトリル—ブタジエンゴム（NBR）

4002. 51—ラテックス

4002. 59—その他のもの

4002. 60—イソプレンゴム（IR）

4002. 70—エチレン—プロピレン—非共役ジエンゴム（EPDM）

4002. 80—第 40. 01 項の物品とこの項の物品との混合物

—その他のもの

4002. 91—ラテックス

4002. 99—その他のもの

この項には、次の物品を含む。

- （１）この類の注 4 に定める合成ゴム（下記参照）。このものには、合成ゴムのラテックス（プリバルカナイズしてあるかないかを問わない。）及び合成ゴム（その他の一次製品、板、シート及びブストリップ）を含む。この項には、輸送、保存を目的として又はその後の使用を容易にし若しくは最終物品の品質を改良することを目的として処理されている合成ゴムを含む。

ただし、この処理によって原材料としての重要な特性を変えたものであってはならない。

特に、この類の注 5（A）で許容されていない物質を含んでいてはならない。

配合された物品のうち、注 5 の規定によってこの項から除外されない物品には、油展ゴムがあり、約 50%未満の油を含んでいる。

- （２）油から製造したファクチス

ファクチスは、ある種の植物油又は魚油（酸化してあるか又は部分的に水添してあるかないかを問わない。）に硫黄又は塩化硫黄を反応させて製造する。

ファクチスは、物理的強度が小さく、合成ゴム又は天然ゴムの配合用及び消ゴムの製造に使用する。

- （３）前述した物品の相互の混合物

- （４）第 40. 01 項の物品とこの項の物品との混合物

注 4（合成ゴムの定義）

この注は三つの部分からなっている。（a）及び（c）の物質は（a）に記載した加硫、伸長性及び復元性の要件に該当しなければならないが、（b）のチオプラストはこれらの要件を必要としない。合成ゴムの定義は、40. 02 項のみならず注 1 にも適用されることに注意する必要がある。したがってこの表においてゴムという用語を使用している場合はいつでも注 4 に定めている合成ゴムを含む。

合成ゴムには、次の物品を含む。

(a) 不飽和の合成物質で注 4 (a) に記載された加硫、伸長性及び復元性に係る要件に該当するものである。この試験のために加硫助剤、加硫促進剤、加硫遅延剤その他の架橋に必要な物質を加えてもよい。少量の乳化剤の分解生成物(注 5 (B) (ii)) 及び注 5 (B) (iii) に記載した極めて少量の特殊目的のための添加剤の存在も許容される。ただし、顔料(単に識別を容易にするために加えたものは除く。)、可塑剤、エクステンダー、充てん料、補強剤、有機溶剤のような架橋に必要でない物資の存在は許容されない。例えば、この試験のために鉱物油又はフタル酸ジオクチルの存在は許容されない。

したがって、例えば、鉱物油のような注 4 で許容されていない物質を含んだ物品の場合は、その試験は当該物質を含まない試料か当該物質を除去した試料について実施する必要がある。当該試験を実施することのできない加硫した製品の場合は、試験を実施するために製品を製造したところから加硫してない原料を入手することが必要である。

このような不飽和合成物質には、次のものを含む。スチレンーブタジエンゴム (SBR)、カルボキシル化スチレンーブタジエンゴム (XSBR)、ブタジエンゴム (BR)、イソブテンーイソプレングム (ブチルゴム) (IIR)、ハローイソブテンーイソプレングム (CIIR 又は BIIR)、クロロプレングム (クロロブタジエンゴム) (CR)、アクリロニトリルーブタジエンゴム (NBR)、イソプレングム (IR)、エチレンープロピレンー非共役ジエンゴム (EPDM)、カルボキシル化アクリロニトリルーブタジエンゴム (XNBR) 及びアクリロニトリルーイソプレングム (NIR)。合成ゴムとして分類するためには、これらすべての物質は上記の加硫、伸長性及び復元性に係る基準を満足しなければならない。

(b) チオプラスト (TM) は、脂肪族炭化水素のジハロゲン化物と多硫化ナトリウムを反応させて得られる飽和の合成物品で、一般に古典的なタイプの加硫剤で加硫される。ある種のチオプラストは他の合成ゴムに比して機械的性質の劣るものがあるが、溶剤に対する抵抗性は強い。これらのものは 39.11 項のポリスルフィドと混同してはならない(39.11 項の解説参照)。

(c) 次の物品で、上記 (a) に定める加硫、伸長性及び復元性に係る条件に該当するもの

(1) 変性させた天然ゴム：ゴムにプラスチックをグラフトさせ又は混合することにより得られる。

通常、このようなゴムは、重合触媒を使用してゴムの上へ重合可能な単量体を固定するか又は天然ゴムラテックスと合成重合体のラテックスとの共沈によって得られる。

変性させた天然ゴムの主な特徴は、ある程度自己補強性があり、この点でその性質は天然ゴムにカーボンブラックを混合したものに類似している。

(2) 解重合天然ゴム：一定の温度で機械的処理 (pounding) を行うことにより得られる。

(3) 不飽和の合成物質と飽和の合成重合体との混合物 (例えば、アクリロニトリルーブタジエンゴムとポリ (塩化ビニル) との混合物)

この項には、次の物品を含まない。

(a) この類の注 4 に記載した条件に該当しないエラストマー (通常 39 類)

(b) 凝固の前又は後に、この類の注 5 (A) で許容されていない物質を配合したこの項の物品 (40.05 及び 40.06)

40.03 再生ゴム（一次製品、板、シート又はストリップの形状のものに限る。）

再生ゴムは、使用済みのゴム製品、（特にタイヤ）又は加硫ゴムのくずからゴムを柔軟化（脱硫）し、種々の化学的、機械的処理によって不要な物質を除去することにより得られる。再生ゴムは、硫黄の残渣又は結合したその他の加硫剤を含んでおり、生ゴムより可塑性及び粘着性が大きいので生ゴムに比較して性質は劣る。これらのものは、タルクを打粉したシート又はポリエチレンフィルムで分離したシートになっている。

この項には、再生ゴムで、一次製品、板、シート又はストリップの形状のもの（生ゴムと混合しているかいないか又は他の物質を加えているかいないかを問わない。）を含む。ただし、物品が再生ゴムとしての重要な特性を有しているものに限る。

40.04 ゴム（硬質ゴムを除く。）のくず並びにこれから得た粉及び粒

「くず」とは、この類の注6に定められている。

この項には、次の物品を含む。

- (1) 加硫してないゴム又は加硫したゴムの製造又は加工により生ずるくず（硬質ゴムを除く。）
- (2) 切断、磨耗その他の理由により明らかにそのままでは使用することができないゴム（硬質ゴムを除く。）

このものには、更生に適さない破損したゴムタイヤ及び破損したゴムタイヤから得たくずを含む。通常、次のような工程によって得られる。

- (a) 特殊な機械でトリングルビードワイヤー又はヒールの近接部分から切断したタイヤ
- (b) トレッドを除くために裂いたもの
- (c) 小片に切断したもの

この項には、更生に適する中古のタイヤを含まない (40.12)。

- (3) 上記 (1) 及び (2) の物品から得られる粉及び粒

これらのものは、加硫したゴムを粉砕したくずから成り、道路表面仕上げ材料又はその他のゴムをもととする配合剤の充てん料に又は直接大きな強度を必要としない製品の直接成型に使用する。

この項には、硬質ゴムのくず、粉及び粒を含まない (40.17)。

40.05 配合ゴム（加硫してないもので、一次製品、板、シート又はストリップの形状のものに限る。）

4005.10—カーボンブラック又はシリカを配合したもの

4005.20—ディスパーション（第 4005.10 号のものを除く。）及び溶液

ーその他のもの

4005.91ー板、シート及びストリップ

4005.99ーその他のもの

この項には、加硫してない配合ゴムで、かつ、一次製品、板、シート又はストリップのものを含む。

「ゴム」とは、この類の注1に定めたものと同義である。したがって、この項には、他の物質が配合されている場合に限り、天然ゴム、バラタ、グタペルカ、グアユール、チクルその他これらに類する天然ガム、合成ゴム及び油から製造したファクチス並びにこれらの再生品を含む。

この類の注5（A）により、40.01 項及び 40.02 項には、凝固の前又は後に加硫剤、加硫促進剤、加硫遅延剤又は加硫助剤（プリバルカナイズドラバーラテックスの調製のために加えたものは除く。）、顔料その他の着色料（単に識別を容易にするために加えたものを除く。）、可塑剤又はエクステンダー（油展ゴムの場合の鉱物油を除く。）、充てん料、補強剤、有機溶剤その他の物質を配合したゴム及びゴムの混合物を含まない（この類の注5（B）に規定するものを除く。）。

この項には、次の物品を含む。

（A）カーボンブラック又はシリカを配合したゴム（鉱物油その他の成分を加えてあるかないかを問わない。）

このカテゴリーには、乾燥ゴム 100 部とカーボンブラック約 40 から 70 部とから成るカーボンブラックマスターバッチを含む。通常、ボールで取引される。

（B）カーボンブラック及びシリカを含まない配合ゴム

これらのものは、例えば、有機溶剤、加硫剤、加硫促進剤、可塑剤、エクステンダー、増粘剤及び充てん料（カーボンブラック又はシリカを除く。）のような物質を含んでいる。あるものは赤土又はたんぱくを含んでいることがある。

これら二つのカテゴリーには、次のタイプの物品を含む。

（1）配合ゴムラテックス（プリバルカナイズドラテックスを含む。）。ただし、配合の結果、この表の他の項により特殊な限定をして記載されている調製品の特性を有しないものに限る。

したがって、この項には、ラテックスワニス及びラテックスペイントを含まない（32 類）。

（2）加硫してないゴムを有機溶剤に分散しているもの及び溶解しているもので、浸せき製品の製造用又は最終製品の塗付用として使用するもの

（3）配合ゴムと紡織用繊維の織物類とを結合した板、シート及びストリップで、1 平方メートルの重量が 1,500 グラムを超え、かつ、紡織用繊維の重量が全重量の 50% 以下のもの

これらの物品は、カレンダー掛け、ゴム引き又はこれらの工程の併用で製造する。主としてタイヤ、チューブ、管等の製造に使用する。

（4）配合ゴムのその他の板、シート及びストリップで、例えば、タイヤ又はインナーチューブの修理用（加熱法）、接着性パッチ、ある種の気密シールのワッシャー、ゴム粒等の

製造用又はゴム底の成型用に供するもの

(5) 粒状の配合ゴムで、直ちに加硫できるもの。これは成型用として供する（例えば、製靴工業用）。

この項の板、シート及びストリップ（規則正しい幾何学的な塊を含む。）は、表面加工（プリントし、浮き出し模様を付け、みぞ付け、リブ付け等をしたもの）したもの及び単に長方形（正方形を含む。）に切ったものであってもよい（製品としての特性を有するか有しないか問わない。）が、他の特定形状に切ったもの又は更に加工したものであってはならない。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) ゴムに着色料（レーキ顔料を含む。）を濃厚に分散したもので、ゴム全体を着色するための原材料として使用するもの（32.04、32.05 及び 32.06）
- (b) ラテックスその他のゴムをもととしたペースト状の物品でマスチック、塗装用の充てん料又は非耐火製の調製上塗り材として使用するもの（32.14）
- (c) ゴムの溶液又はディスパーションに充てん料、加硫剤及び樹脂を加えて構成されている調製膠着剤その他の調製接着剤及びゴムの溶液又はディスパーションのうち、膠着剤又は接着剤として小売用に包装したもので正味の重量が 1 キログラム以下のもの（35.06）
- (d) 40.02 項の物品と 40.01 項の物品との相互の混合物（40.02）
- (e) 生ゴムを混合した再生ゴム又はその他の物質を加えた再生ゴムで、再生ゴムの特性を有するもの（40.03）
- (f) 加硫してないゴムの板、シート及びストリップで表面加工以外の加工をしたもの又は長方形（正方形を含む。）以外の形状に切ったもの（40.06）
- (g) 平行した紡織用繊維の糸をゴムで凝着した板、シート及びストリップ（59.06）

40.06 加硫してないゴムで、その他の形状のもの（例えば、棒、管及び形材）及び製品にしたもの（例えば、円盤及びリング）

4006.10－ゴムタイヤ更生用のキャメルバックストリップ

4006.90－その他のもの

この項には、この類の前項までに特掲されていない形状の加硫してないゴム及び加硫してないゴムの製品を含む（配合してあるかないかを問わない。）。

この項には、次の物品を含む。

- (A) 加硫してないゴムの形材、例えば、一般に押出し法によって製造される横断面が四角形以外の形状の板及びストリップ。この項には、特にゴムタイヤ更生用で、わずかに横断面が台形になったキャメルバックストリップを含む。
- (B) 加硫してないゴムの管で押出し法によって製造され、特に、59.09 項の管を裏打ちするためのもの
- (C) 加硫してないゴムのその他の製品、例えば、

- (1) ゴムの糸で、加硫してないゴムのシートをらせん状に切断するか、又はラテックス（プリバルカナイズドラテックスを含む。）をもととする配合物を押出しすることによって製造されるもの
- (2) 加硫してないゴムのリング、ディスク及びワッシャーで主としてある種の気密容器のシーリング又は二つの部分（通常、堅いもの）の間のジョイントのシーリングとして使用するもの
- (3) 加硫してないゴムの板、シート及びストリップで表面加工以外の加工をしたもの又は長方形（正方形を含む。）以外の形状に切ったもの

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 接着テープ（支持体材料を問わない（支持体の材料によってその所属を決定する。例えば、39.19、40.08、48.23、56.03 及び 59.06）。）
- (b) 加硫してないゴムのディスク及びリングで、他の材料のガスケットその他これに類するジョイントを取りそろえて小袋、袋状その他これに類する包装にしたもの（84.84）

40.07 糸及びひも（加硫したゴムのものに限る。）

ゴム糸は、加硫したゴムの板若しくはシートを切断するか又は押出機によって製造した糸を加硫して製造する。

この項には、次の物品を含む。

- (1) 加硫したゴムのみから成る糸（単糸）：横断面の形状を問わないものとし、横断面の最大寸法が5ミリメートル以下のものに限る。5ミリメートルを超える糸は含まない（40.08）。
- (2) ひも（多重糸）：構成するより糸の太さを問わない。

この項には、ゴム糸と結合した紡織用繊維製の物品を含まない（11 部）。例えば、紡織用繊維で被覆したゴム糸及びゴムひもは 56.04 項に属する。

40.08 板、シート、ストリップ、棒及び型材（加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）のものに限る。）

ーセルラーラバーのもの

4008.11ー板、シート及びストリップ

4008.19ーその他のもの

ーセルラーラバー以外のゴムのもの

4008.21ー板、シート及びストリップ

4008.29ーその他のもの

この項には、次の物品を含む。

- (1) 板、シート及びストリップ（横断面の最大寸法が5ミリメートルを超えるものに限る。）で、

長尺のもの又は単に一定の長さに切ったもの及び長方形（正方形を含む。）に切ったもの。

（2）規則正しい幾何学的形状の塊

（3）棒及び型材（横断面の形状を問わないものとし、横断面の最大寸法が5ミリメートルを超える糸を含む。）。型材は単一作業（一般に押出し法）で長尺のものとして得られ、その横断面は一端から他端まで一定であるか又はくりかえされている。これらのものは、一定の長さに切ってあるかないかを問わないものとし、横断面の最大寸法より小さな長さに切っていないものに限り、この項に含む。

この項の物品は、表面加工（例えば、プリント、浮出し模様付け、みぞ付け、リブ付け）したものでもよい。これらは着色していないもの又は着色（全体にわたっているもの又は表面だけのもの）したものでもよい。窓枠用のシーリング材として使用する接着面を有する型材はこの項に含む。この項には、ゴムの板、シートを単に長方形（正方形を含む。）に切断することにより得た反物状のゴム製床用材料、タイル、マットその他の製品も含む。

繊維用繊維と加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）とを結合したもの（全体にわたっているものか又は表面だけのものかを問わない。）から製造する物品の所属の決定は、56 類の注3及び59 類の注5の規定に従う。その他の材料と加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）とを結合したものは、ゴムの重要な特性を有しているものに限り、この項に含む。

この項には、次の物品を含む。

（A）繊維用繊維の織物（59 類注1で定義されるもの）、フェルト又は不織布とセルラーラバーの板、シート及びストリップとを結合したもの。ただし、繊維用繊維が単に補強の目的で使われているものに限る。

この場合において、模様を有しないもの、漂白していないもの、漂白したもの又は均一に浸染した繊維用繊維の織物類、フェルト又は不織布をこれらの板、シート又はストリップの片側のみに結合する場合は、単に補強の目的で使用したものとみなす。模様を有するもの、なせんしたもの、これら以上の精巧な加工をした織物類及びパイル織物、チュール、レースなどの特殊な物品は単なる補強以上の機能を有するものとみなす。

繊維用繊維の織物類をセルラーラバーの板、シート又はストリップの両側に結合した物品は、その織物類の性質に関係なく、この項から除外される（56.02、56.03 及び 59.06）。

（B）フェルトに加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもので繊維用繊維材料の重量が全重量の50%以下の物品及びフェルトをゴムの中に完全に埋め込んだ物品

（C）不織布をゴムの中に完全に埋め込んだ物品及び不織布の両面のすべてにゴムを塗布し又は被覆した物品で、色彩の変化を考慮することなく、塗布又は被覆していることが肉眼により判別できる物品

この項には、次の物品を含まない。

（a）ゴム製のコンベヤ用又は伝動用のベルト及びベルチング（加硫したものに限るものとし、一定の長さに切ってあるかないかを問わない。）（40.10）

（b）板、シート及びストリップ（表面加工してあるかないかを問わないものとし、それらを長

方形（正方形を含む。）に切った製品を含む。）で、縁を斜角にしたもの、型どったもの、隅を円形にしたもの、縁に透かし細工をしたもの、その他の加工をしたもの及び長方形（正方形を含む。）以外の形状に切ったもの（40.14、40.15 及び 40.16）

（c）ゴム糸と結合した紡織用繊維の織物類（50 類から 55 類まで及び 58 類）

（d）56.02 項及び 56.03 項の物品

（e）紡織用繊維のじゅうたん及びじゅうたん地で、セルラーラバーで裏張りしたもの（57 類）

（f）タイヤコードファブリック（59.02）

（g）59 類の注 5 に定められているゴム加工した紡織用繊維の織物類（59.06）

（h）ゴム糸と結合したメリヤス編物及びクロセ編物（60 類）

40.09 管及びホース（加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製のものに限るものとし、継手（例えば、ジョイント、エルボー及びフランジ）を取り付けてあるかないかを問わない。）

－他の材料により補強していないもの及び他の材料と組み合わせていないもの

4009.11－継手なしのもの

4009.12－継手付きのもの

－金属のみにより補強し又は金属のみと組み合わせたもの

4009.21－継手なしのもの

4009.22－継手付きのもの

－紡織用繊維のみにより補強し又は紡織用繊維のみと組み合わせたもの

4009.31－継手なしのもの

4009.32－継手付きのもの

－他の材料により補強し又は他の材料と組み合わせたもの

4009.41－継手なしのもの

4009.42－継手付きのもの

この項には、加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）のみから成る管及びホース並びに加硫したゴム製の管及びホース（注水管を含む。）で、例えば、紡織用繊維織物の一以上の層から成るもの又は平行した紡織用繊維の糸若しくは金属糸の一以上の層から成るものをゴムの中に埋め込んで層形成によって補強したものを含む。このような管及びホースは薄い織物のシース、ジンプヤーン又は組んだ紡織用繊維の糸で被覆されることがある。これらは、内部又は外部にらせん状の針金を組み込んでいてもよい。

この項には、時折織物製のホースと呼ばれる紡織用繊維の管及びホースを含まない。これらのものは、内部にゴムラテックスを塗布して防水加工されていたり又内部に独立したゴムのシースが挿入されている。このような製品は 59.09 項に該当する。

管及びホースは、継手（例えば、ジョイント、エルボー及びフランジ）を取り付けて提示される場合であっても、管としての重要な特性を保持している場合に限り、この項に属する。

この項には、例えば、インナーチューブ製造用のチュービングの長さにしたもので、横断面の

最大寸法より短い長さに切っていない加硫したゴムのチュービングを含む（一定の長さに切っているかないかを問わない。）。

40.10 コンベヤ用又は伝動用のベルト及びベルチング（加硫したゴム製のものに限る。）

ーコンベヤ用のベルト及びベルチング

4010.11ー金属のみにより補強したもの

4010.12ー紡織用繊維のみにより補強したもの

4010.19ーその他のもの

ー伝動用のベルト及びベルチング

4010.31ーエンドレス状の伝動用のベルト（横断面が台形のもの（Vベルト）のうちVーリブ型で、円の外周が 60 センチメートルを超え 180 センチメートル以下のものに限る。）

4010.32ーエンドレス状の伝動用のベルト（横断面が台形のもの（Vベルト）のうちVーリブ型以外のもので、円の外周が 60 センチメートルを超え 180 センチメートル以下のものに限る。）

4010.33ーエンドレス状の伝動用のベルト（横断面が台形のもの（Vベルト）のうちVーリブ型で、円の外周が 180 センチメートルを超え 240 センチメートル以下のものに限る。）

4010.34ーエンドレス状の伝動用のベルト（横断面が台形のもの（Vベルト）のうちVーリブ型以外のもので、円の外周が 180 センチメートルを超え 240 センチメートル以下のものに限る。）

4010.35ーエンドレス状の同期ベルト（円の外周が 60 センチメートルを超え 150 センチメートル以下のものに限る。）

4010.36ーエンドレス状の同期ベルト（円の外周が 150 センチメートルを超え 198 センチメートル以下のものに限る。）

4010.39ーその他のもの

この項には、コンベヤ用又は伝動用のベルト及びベルチングで、加硫したゴムのみから成るもの、ゴムを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類から製造したもの及びゴムを染み込ませ、塗布し、被覆し又は覆った紡織用繊維の糸若しくはひもから製造したものを含む（この類の注8参照）。また、ガラス繊維の織物、ガラス繊維又は金属線の布で補強されている加硫したゴムのベルト及びベルチングも含む。

ベルト及びベルチング（加硫したゴムのみから成るベルト及びベルチングを除く。）は、一般に数層の織物類（ゴム加工してあるかないかを問わない。例えば、織物、メリヤス編物、クロセ編物、平行した糸の層）又は加硫したゴムで完全に被覆した鉄鋼製のケーブル若しくはストリップから製造されたカーカスから成る。

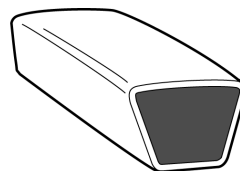
この項には、すでに定尺に切ったベルト類のみならず長尺のベルチング（後で一定の長さに切るためのもの）を含む（端と端を結合してあるか又は締め具を取り付けてあるかないかを問わない。）。また、エンドレスベルトも含む。

これらのすべての物品は、横断面が四角形、台形（Vベルト及びVベルチング）、円形その他の形状のものがある。

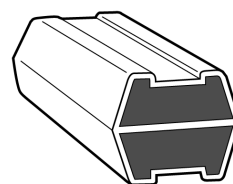
ベルト及びベルチング（横断面が台形のもの）とは、これらの物品が一以上の「V」字型を横断面に持つものをいう。「V」字型の外面は、滑車の両側面に対して良好な締めつけ作用を与え、滑りが最小になるように設計されている。

これらには例えば次のような形状の断面をしたものも含まれる。

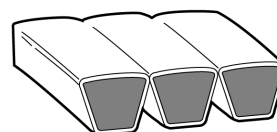
(A) 単に台形の形をしたもの



(B) 両方向に台形の形をしたもの



(C) 二以上の台形の形が同じ面にあるもの
(Vリブ型)



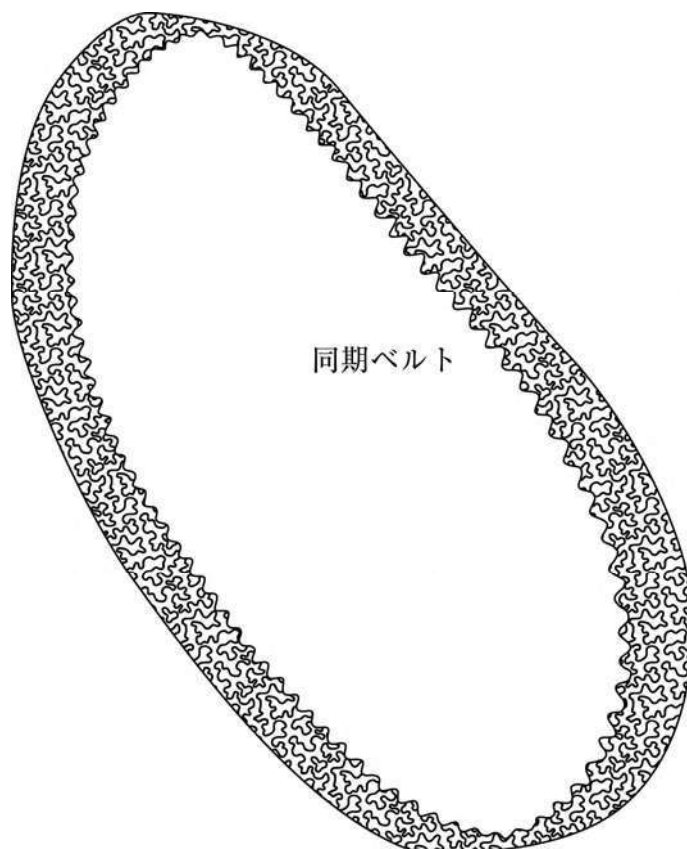
Vーリブ型ベルトは、Vベルトの一種であり、エンドレス状で、縦に畝の入った摩擦表面を有し、この表面は、同様の形状の滑車の溝に摩擦によってかみ合う。

Vベルト又はベルチングの溝（成形又は切り出してつくられる。）は、たわみによる応力を減少させ、急速な曲げによる発熱を発散させる（特に高速で動く小さな滑車に使用されるベルトでは重要である。）。縦溝以外の溝はVベルト又はベルチングの分類に影響を与えない。

同期ベルト（別図参照）は、滑車の間で一定の回転を維持しながら、動力を伝達するように設計されている。完成された物品はしばしば単にタイミングベルトともいわれる。刻み目（通常ベルトの内側にある）は、滑車の刻み目となめらかに合うようになっている。同期ベルト又はベルチングは台形の横断面を持たない。

この項のベルトは最終製品に切るようなスリーブ（管）の形状で提示される場合もあるが、このような提示は分類に影響を与えない。

コンベヤ用また伝動用のベルト及びベルチングで、使用する機械又は機器と共に提示されたものは、当該機械又は機器と共に分類される（実際に組み込まれているかいないかを問わない。）（例えば、16部）。



40.11 ゴム製の空気タイヤ（新品のものに限る。）

4011.10－乗用自動車（ステーションワゴン及びレーシングカーを含む。）に使用する種類のもの

4011.20－バス又は貨物自動車に使用する種類のもの

4011.30－航空機に使用する種類のもの

4011.40－モーターサイクルに使用する種類のもの

4011.50－自転車に使用する種類のもの

4011.70－農業用又は林業用の車両及び機械に使用する種類のもの

4011.80－建設用、鉱業用又は産業用の車両及び機械に使用する種類のもの

4011.90－その他のもの

これらのタイヤは、各種タイプの車両又は航空機、車輪付きのがん具、機械類、大砲等にし、インナーチューブを必要とするもの又は必要としないものがある。

＊

＊ ＊

号の解説

4011.70

この号に含まれる各種タイプのタイヤの画像を以下に示す。

農業用の車両及び機械に使用する種類のタイヤの例



林業用の車両及び機械に使用する種類のタイヤの例





4011.80

この号に含まれる各種タイプのタイヤの画像を以下に示す。

建設用、鉱業用又は産業用の車両及び機械に使用する種類のタイヤの例





40.12 ゴム製の空気タイヤ（更生したもの及び中古のものに限る。）並びにゴム製のソリッドタイヤ、クッションタイヤ、タイヤトレッド及びタイヤフラップ

－更生タイヤ

4012.11－乗用自動車（ステーションワゴン及びレーシングカーを含む。）に使用する種類のもの

4012.12－バス又は貨物自動車に使用する種類のもの

4012.13－航空機に使用する種類のもの

4012.19－その他のもの

4012.20－空気タイヤ（中古のものに限る。）

4012.90－その他のもの

この項には、再使用又は更生用のいずれかに適するゴム製の空気タイヤ（更生したもの及び中

古のものに限る。)を含む。

ソリッドタイヤは、例えば、車輪付きのがん具及び可動式の家具製品に使用する。クッションタイヤは、シールドされた内部空隙を有するソリッドタイヤで手押し車及びトロリー電車に使用する。タイヤトレッドは、空気タイヤカーカスの周りに接着され、通常リブ型のトレッドの模様を有する。これらは、空気タイヤの更生に用いられる。この項には、交換性タイヤトレッド、すなわち、その目的のために特に設計されたタイヤカーカスに取り付けられるように輪状で提示されるものも含む。タイヤフラップは、金属製のリム又はスポークの端からインナーチューブを保護するために使用する。

この項には、39 類の物品から成るソリッドタイヤ及びクッションタイヤ、例えば、ポリウレタンのもの（通常 17 部）及び更生用に適さない破損したタイヤ（40.04）を含まない。

＊

＊ ＊

号の解説

4012.11、4012.12、4012.13、4012.19 及び 4012.20

4012.11、4012.12、4012.13 及び 4012.19 の解釈において「更生タイヤ」には、摩耗したタイヤトレッドをタイヤカーカスから取り除き、次の二つのうちいずれかの方法で、新しいトレッドを再生したものを含む。(i) タイヤカーカスの上に、加硫してないゴムからトレッドを成形する方法。(ii) タイヤカーカスに、すでに加硫されたタイヤトレッドを加硫可能なゴムのストリップによって接着する方法。このようなタイヤは、トップキャッピング（トレッドの交換）、リキャッピング（サイドウォールの一部まで伸びる新しい材料によるトレッドの交換）又はビードからビードまでの更生（トレッドの交換とサイドウォールの一部又は全部の修理）がなされたものとも呼ばれる。

4012.20 の中古タイヤは、摩耗したトレッドの溝（ただし、目視可能なものに限る。）を切込みによって深くすることにより、再切込み又は再溝付けをすることがある。このような再溝付けは、通常、重車両（例えば、バス、貨物自動車）に使用されるタイヤに施される。再切込み又は再溝付けがなされた中古タイヤは、4012.11、4012.12、4012.13 及び 4012.19 には属さない。

4012.11、4012.12、4012.13、4012.19 及び 4012.20 のタイヤは、もとのトレッドの模様に横又は斜めの溝を加えることによる補足的な再切込みがなされることがある。このような補足的な再切込みは、4012.11、4012.12、4012.13 若しくは 4012.19 の更生タイヤ又は 4012.20 の中古タイヤとしての分類に影響を与えない。

ただし、補足的な再切込みがなされた新品の空気タイヤは、40.11 項の適当な号に属する。

40.13 ゴム製のインナーチューブ

4013.10—乗用自動車（ステーションワゴン及びレーシングカーを含む。）、バス又は貨物自動車に使用する種類のもの

4013.20—自転車に使用する種類のもの

4013. 90－その他のもの

インナーチューブは、例えば、乗用自動車、トレーラー又は自転車のタイヤに取り付けられる。

40. 14 衛生用又は医療用の製品（乳首を含み、加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製のものに限り、硬質ゴム製の取付具を有するか有しないかを問わない。）

4014. 10－コンドーム

4014. 90－その他のもの

この項には、衛生又は予防の目的で使用する各種のゴム製品を含む（加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製のものに限り、硬質ゴムその他の材料の取付具を有するか有しないかを問わない。）。したがって、この項には、コンドーム、カニューレ、注射器、噴霧器、点滴等のバルブ、乳首（哺乳瓶用の乳首）、乳首あて、氷のう、湯たんぽ、酸素バッグ、指サック、看護用に特別に作られた空気式のクッション（例えば、リング型のもの）を含む。

この項には、衣類及びその附属品を含まない（例えば、外科医用又はエックス線技師用のエプロン及び手袋）。(40. 15)

40. 15 衣類及び衣類附属品（手袋、ミトン及びミットを含み、加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製のものに限り、用途を問わない。）

－手袋、ミトン及びミット

4015. 12－内科用、外科用、歯科用又は獣医科用のもの

4015. 19－その他のもの

4015. 90－その他のもの

この項には、衣類及びその附属品（手袋、ミトン及びミットを含む。）、例えば、外科医用又はエックス線技師用、潜水夫用等の保護用の手袋及び衣類を含む（接着又は縫製でつなぎ合せたものか又はその他の方法で得られたもの）。これらの物品には、次のものがある。

（１）ゴムのみから成るもの

（２）織物、メリヤス編物、クロセ編物、フェルト又は不織布で、ゴムを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの（11 部に該当するものを除く。）(56 類の注 3 及び 59 類の注 5 参照。)

（３）一部が紡織用繊維の織物類から成るゴム製のもので、ゴムがその物品に重要な特性を付与しているもの

上記（１）～（３）までの物品には、ケープ、エプロン、汗よけ、よだれ掛け、ベルト及びコルセットベルトを含む。

この項には、次の製品を含まない。

(a) ゴム糸と結合した紡織用繊維製の衣類及びその附属品 (61 類及び 62 類)

(b) 64 類の履物及びその部分品

(c) 65 類の帽子 (水泳帽を含む。) 及びその部分品

＊

＊ ＊

号の解説

4015. 12

内科用、外科用、歯科用又は獣医科用の手袋は、無菌の使い捨て包装又は無殺菌のバルク状態のもので、患者及び使用者を二次汚染から保護するために使用する高い防水性と強い伸張性を有する手袋である。これらはまた、診断用として、科学や医学の研究施設において又は汚染された医療材料を取り扱う際にも使用される。

40. 16 その他の製品 (加硫したゴム (硬質ゴムを除く。) 製のものに限る。)

4016. 10—セルラーラバー製のもの

—その他のもの

4016. 91—床用敷物及びマット

4016. 92—消しゴム

4016. 93—ガスケット、ワッシャーその他のシール

4016. 94—防舷 (げん) 材 (膨らませることができるかできないかを問わない。)

4016. 95—その他の製品 (膨らませることができるものに限る。)

4016. 99—その他のもの

この項には、加硫したゴム (硬質ゴムを除く。) のすべての製品で、この類の前項までに含まれないもの及び他の類に含まれないものを含む。

この項には、次の物品を含む。

(1) セルラーラバー製品

(2) 床用敷物及びマット (バスマットを含む。)(ゴムの板又はシートを長方形 (正方形を含む。) に切ったマット及び表面加工を超える加工してないものを除く。)(40. 08 項の解説参照)

(3) 消しゴム

(4) ガスケット、ワッシャーその他のシール

(5) 防舷 (げん) 材 (膨らませることができるかできないかを問わない。)

(6) 空気式のマットレス、まくら及びクッション並びに膨らませることができる物品 (40. 14 又は 63. 06 の物品を除く。) 並びにウォーターマットレス

(7) ゴムバンド、刻みタバコ入れ、日付スタンプその他これに類する物品用の文字

(8) びん用の栓及びリング

(9) ポンプのローター及びモールド、ゴム製ライナーで搾乳機に用いられるもの、タップ、コック、バルブ及びこれらに類する物品並びに技術的用途のためのその他の製品 (16 部の機械

類若しくは電気機器又は 90 類の機器の部分品及び附属品を含む。)

- (10) 乗用自動車用のシャシ取り付け用のゴム、泥除け及びペダルカバー、自転車用のブレーキブロック、マッドガードフラップ及びペダルブロック並びに 17 部の車両用、航空機用又は船舶用のその他の部分品及び附属品
- (11) 板、シート及びストリップで、単に長方形以外の形状に切ったもの及びフライス削りをし、折り返しを付け、のり付け若しくは縫製でつなぎ合わせ又はその他の加工をしたため 40.08 項から除外される製品
- (12) 縁を斜角にした長方形（正方形を含む。）のパッチ及びインナーチューブ修理用のその他の形状のパッチで、成型、裁断又はグラインダー加工で製造され、通常加硫したゴムの裏張り材の上に自己加硫性のゴムの層を構成しているもの。ただし、織物の数層とゴムから成るパッチで 59 類の注 5 の規定に該当するものを除く。
- (13) 頭部がゴム製のハンマー
- (14) 小型吸盤式ホック、テーブルマット、台所流しの栓、台所流しのプランジャー、ドアストップ、家具の脚用のゴム製の足及びその他家庭で使用する物品

この項には、次の物品を含まない。

- (a) ゴムを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した織物、メリヤス編物、クロセ編物、フェルト及び不織布の製品で 11 部に該当するもの（56 類の注 3 及び 59 類の注 5 参照）並びにゴム糸と紡織用繊維材料を結合して作った製品（11 部）
- (b) 64 類の履物及びその部分品
- (c) 65 類の帽子（水泳帽を含む。）及びその部分品
- (d) 卑金属製のベース、ハンドル、真空レバー及びゴムの円盤から構成されている真空カップホルダー（吸着グリップ）（15 部）
- (e) ゴムボート及びいかだ（89 類）
- (f) 楽器の部分品及び附属品（92 類）
- (g) 94.04 項のマットレス、まくら及びクッションでセルラーラバー製のもの（被覆してあるかないかを問わないものとし、セルラーラバーを内部に取り付けた電気式ベッド加熱用のパッドを含む。）
- (h) 95 類のがん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品
- (i) 96 類の日付印、封かん用の印、ナンバリングスタンプその他これらに類する物品（手動式のものに限る。）及びその他の製品

40.17 硬質ゴム（例えば、エボナイト。くずを含むものとし、形状を問わない。）及びその製品

硬質ゴム（例えば、エボナイト）は、高率の結合硫黄（ゴム 100 部に対し 15 部以上）でゴムを加硫することにより得られる。また、硬質ゴムは顔料及び高率の充てん料（例えば、石炭、粘土及びシリカ）を含んでいる場合がある。充てん料、顔料及び多泡性組織が存在しない場合、硬質

ゴムは硬く、かつ色を帯びた黒色（ときには赤色）の物質で相対的に曲がらずまた弾性に乏しいが、成型、切断、穴あけ、折り返し、研磨等の加工ができる。硬質ゴムの多くは、研磨したとき高度の光沢仕上げを必要とする。

この項には、多泡性変種を含む硬質ゴム（形状を問わないものとし、くずを含む。）を含む。

この項には、他の類に該当しない全ての硬質ゴムの製品を含む。桶、管製品、ナイフの柄及びにぎり、グリップハンドルその他これらに類する物品並びに衛生用品を含む。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 16 部の機械類、電気機器及びこれらの部分品（全ての種類の電気用品を含む。）で硬質ゴム製のもの
- (b) 86 類から 88 類までのいずれかの項に属する車両用、航空機用等の硬質ゴム製の部分品及び附属品
- (c) 90 類の医療用又は獣医用の機器その他の機器
- (d) 楽器並びにその部分品及び附属品（92 類）
- (e) 床尾板その他の武器の部分品（93 類）
- (f) 94 類の家具、照明器具及びその他の製品
- (g) 玩具、遊戯用具及び運動用具（95 類）
- (h) 96 類のブラシその他の製品

第 41 類
原皮（毛皮を除く。）及び革

注

- 1 この類には、次の物品を含まない。
 - (a) 原皮くず（第 05.11 項参照）
 - (b) 第 05.05 項又は第 67.01 項の羽毛皮及びその部分
 - (c) 毛が付いている獣皮及びこれをなめし又は仕上げたもの（第 43 類参照）。ただし、牛（水牛を含む。）、馬類の動物、羊（アストラカン羊、ブロードテール羊、カラクル羊、ペルシャ羊その他これらに類する羊、インド羊、中国羊、モンゴル羊又はチベット羊の子羊を除く。）、やぎ（イエメンやぎ、モンゴルやぎ及びチベットやぎを除く。）、豚（ペカリーを含む。）、シャモア、ガゼル、らくだ（ヒトコブラクダを含む。）、となかい、しか又は犬の毛が付いている原皮は、第 41 類に属する。
- 2 (A) 第 41.04 項から第 41.06 項までには、なめし過程（前なめしを含む。）中の皮のうちなめしを終えてないものを含まない（第 41.01 項から第 41.03 項まで参照）。
(B) 第 41.04 項から第 41.06 項までにおいて「クラスト」には、乾燥の前に、再なめし、染色又は加脂を行った場合を含む。
- 3 この表において「コンポジションレザー」とは、第 41.15 項の物品のみをいう。

総 説

この類には、次の物品を含む。

- (I) 原皮（羽毛皮及び毛皮を除く。大きな四足獣の原皮は raw hides という。）（41.01 項から 41.03 項）。また、これらの項には、注 1（c）及び 41.01 項から 41.03 項までの解説に掲げられた動物の毛が付いている原皮を含む。

なめしの前に、皮は一連の準備工程を必要とする。その工程は、アルカリ溶液における浸漬工程（皮を柔らかくし、保存に使用した塩分を除去するため）、脱毛工程、裏打工程、脱毛に使用された石灰その他の物質を取り除く工程及び最後の洗浄工程から成る。

また、41.01 項から 41.03 項までには、毛が付いていない皮でなめし過程（前なめしを含む。）中のもののうちなめしを終えていないものを含む。この皮は一時的に腐敗を防ぐ状態又はスプリットを行える程度に一時的に安定した状態であり、41.04 項から 41.06 項までの物品とはみなさない。

毛が付いている皮で前なめしをし又はさらに加工をしたものは、この類の注 1（c）の規定によりこの類から除かれる。

- (II) なめした皮（なめしたものと及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしたものを除く）（41.04 項から 41.06 項まで）

なめしは、皮に腐朽抵抗性を与るとともにその防水性を増加させる。タンニン、皮に浸透しコラーゲンと架橋する。これは、成果物に、熱光又は汗に対する安定性を与え、皮を型どりでき、かつ、有用なものとする非可逆的な化学反応である。

次いで、これらの皮は植物タンニンなめし（ある種の木、樹皮、葉等又はそのエキスを入れた槽で行う。）、鉍物なめし（無機塩（例えば、クロム塩、鉄塩又はみょうばん）で行う。）又は化学的なめし（ホルムアルデヒド又はある種の合成薬品で行う。）のいずれかの方法によりなめされる。また、これらの方法を組み合わせて行うこともある。みょうばんと塩との混合物で厚手の革をなめす方法はハンガリア仕上げといわれ、みょうばんなめしの場合は、塩、みょうばん、卵黄及び小麦粉の混合物が使用される。みょうばんなめしされた皮は、主に手袋、衣料及び履物の製造に使用される。

なめした又はなめしを超える加工をした皮は、商取引において「革」として知られている。なめした後、乾かした革は「クラスト」又は「クラストレザー」として知られている。クラスト工程において、滑らかさと柔軟性を与えるために液状脂又は油が添加される場合があり、乾燥の前にドラム等に浸して再なめし又は染着色を行う場合がある。

油なめし及び仕上げが施され、シャモア革（コンビネーションシャモア革を含む。）に加工された羊の皮は 41.14 項に規定される。

(III) なめした又はクラストにした後これらを超える加工をした革 (41.07 項、41.12 項及び 41.13 項)

なめした又はクラストにした革は、しばしば表面の凸凹を取り除いたり、柔軟性、防水性等を与えてそのまま使用できるようにするための処理（“currying”）が行われる。これらの工程は柔軟性を与え、ストレッチし、薄くし、ピーティングし、表面を硬くし、加脂を行う各工程より成っている。

更に、この革は、塗装、他の種類の皮に模造するための graining 又は型押し (stamping)、サイジング、polishing、肉面（時には銀面）をスエード又はベルベット仕上げとするための grinding（又は buffing）、waxing、blackening、smoothing (glazing)、サテン仕上げ、印刷等の仕上げが行われる場合がある。

パーチメント仕上げをした革は、なめし工程を行わず、原皮に保存性を与えるための処理をして得られる。原皮を柔軟にし、脱毛し、裏打ちし、洗浄し、これを枠に張り、白亜及びソーダ石灰又は消石灰を含むペーストを塗布し、所要の厚さに削って軽石で磨く。最後にゼラチンとでん粉で仕上げられる。

「ビールム」と呼ばれる高級な品質の革は、生まれたての子牛の皮から作られる。これは書籍の装てい、重要文書、ドラムの皮等に使用される。より厚い皮（通常は大きな牛のもの）は、時に同様に処理されて（“raw hide”として知られるより粗い品質のもの）、機械部品、工具、旅行用品等の製造に使用される。

(IV) シャモア革、パテントレザー及びパテントラミネーテッドレザー、メタライズドレザー (41.14 項)

特殊な仕上げ工程で生産された当該項に掲名される革は、41.14 項に含まれる。したがって、この項には、油なめしして仕上げられ、シャモア革（コンビネーションシャモア革を含む。）に加工された羊の皮、ワニス若しくはラッカーを塗布し又は前もって成形したプラスチックのシートを被覆した革（パテントレザー又はパテントラミネーテッドレザー）及び金属の粉又は金属のはくを被覆した革（メタライズドレザー）を含む。

(V) コンポジションレザー（革又は革繊維をもととして製造したもの）（41.15 項）

(VI) 革又はコンポジションレザーのくず（原皮又は毛皮のくずを含まない。）（41.15 項）

皮革は全形のもの（形は動物の輪郭を有するが、頭部又は脚部の皮が取り除かれることもある。）、一部分のもの（例えば、サイド、ショルダー、バット、ベンズ、ベリー及びチーク）、ストリップのもの又はシート状のもののいずれであってもこの類に属する。ただし、特定の形状に切った革片は、他の類（特に 42 類又は 64 類）の製品とみなされる。

皮革をスプリットしたものは、それぞれ対応する全形の皮革と同じ項に属する。スプリットは、皮革を 2 層以上に水平に分割する工程で、なめしの前又は後に行われる。スプリットすることにより、加工用により均一の厚さのものとなり、また最終の革がより均質のものとなる。「グレーンスプリット」として知られる外側又は銀面層の皮は、エンドレスバンドナイフを通すことにより、数ミリメートルの精度で平らにそろえられる。「フレッシュスプリット」として知られる床皮は、形と厚さが不規則である。いくつかの層が、水牛の皮のような厚い皮から例外的に製造されるが、そのような場合に中間層は外側の層よりも構造的に弱くなっている。

41.01 牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。）

4101.20－全形の原皮（スプリットしてないもので、重量が 1 枚につき、単に乾燥したものは 8 キログラム以下、乾式塩蔵をしたものは 10 キログラム以下又は生鮮のもの若しくは湿式塩蔵その他の保存に適する処理をしたものは 16 キログラム以下のものに限る。）

4101.50－全形の原皮（16 キログラムを超えるものに限る。）

4101.90－その他のもの（バット、ベンズ及びベリーを含む。）

この項には、牛（水牛を含む。）（すなわち 01.02 項の動物。同項の解説参照）又は馬類の動物（馬、ろ馬、ら馬、しま馬等）の原皮（脱毛してあるかないかを問わない。）を含む。

これらの原皮は、生鮮（green）のもの又は短期間腐敗を防止するため、塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存方法で一時的保存をしてあってもよい。また、これらは、洗浄し、スプリット若しくはスクレイプし又はなめし過程（前なめしを含む。）中の皮のうちなめしを終えてないものを含むが、なめした又はこれと同等の処理（例えば、パーチメント仕上げ）をしたもの及びこれら以上の加工をしたものは含まない。

獣皮は、乾式塩蔵され又は塩水によって湿式塩蔵されることがある。乾式塩蔵法による場合には、塩斑の防止のため少量の他の物質が添加されることがある。インドにおいては、硫酸ナトリウムを含む粘土質の土を添加することがある。

獣皮は、直接乾燥するか又は塩蔵後の付随的な処理として乾燥することがある。乾燥工程の際、獣皮は、殺虫剤、消毒剤その他これらに類する調製品で処理することがある。

獣皮は、石灰液に漬けるか又は消石灰を含むペーストを塗布するかによって石灰漬けされる。石

灰漬けは、脱毛を容易にするとともに獣皮の保存にも役立つ。

獣皮は、食塩を添加した塩酸又は硫酸その他の薬品の薄い溶液に浸す方法で酸漬けされる。

この工程は、獣皮を保存するためのものである。

この項には、次の物品を含まない。

(a) 食用の動物の皮で加熱処理をしていないもの (02. 06 又は 02. 10。これらの皮を加熱調理したものは、16. 02 項に属する。)

(b) 原皮くず (05. 11)

41. 02 羊の原皮 (生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、毛が付いているかいないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。ただし、この類の注 1 (c) の規定により除かれているものを含まない。)

4102. 10—毛が付いているもの

—毛が付いていないもの

4102. 21—酸漬けしたもの

4102. 29—その他のもの

この項には、羊の原皮 (毛が付いているかいないかを問わない。) を含む。ただし、アストラカン羊、ブロードテール羊、カラクル羊、ペルシャ羊その他これらに類する羊 (すなわち、カラクル羊、ペルシャ羊に類する種のものであるが、世界の種々の地域で異なる名称で知られている羊)、インド羊、中国羊、モンゴル羊又はチベット羊の子羊の皮で毛が付いているものは含まれない。

これらの原皮は、生鮮 (green) のもの又は短期間腐敗を防止するため、塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存方法で一時的保存をしてあってもよい (41. 01 項の解説参照)。また、これらは、洗浄し、スプリット若しくはスクレイプし又はなめし過程 (前なめしを含む。) 中の皮のうちなめしを終えてないものを含むが、なめした又はこれと同等の処理 (例えば、パーチメント仕上げ) をしたもの及びこれら以上の加工をしたものは含まない。

この項には、次の物品を含まない。

(a) 食用の動物の皮で加熱調理をしていないもの (02. 06 項又は 02. 10 項。これらの皮を加熱処理したものは、16. 02 項に属する。)

(b) 原皮くず (05. 11)

41. 03 その他の原皮 (生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。ただし、

この類の注1の（b）又は（c）の規定により除かれているものを含まない。）

4103.20－爬（は）虫類のもの

4103.30－豚のもの

4103.90－その他のもの

この項には、次の物品を含む。

（A）各種の原皮で毛が付いていないもの又は脱毛したもの（41.01 項又は 41.02 項のものを除く。）。この項には羽毛又は綿毛を除去した鳥の皮及び魚の皮、爬（は）虫類の皮及び脱毛したやぎの皮（イエメンやぎ、モンゴルやぎ及びチベットやぎを含む。）

（B）脱毛していない原皮は下記の動物のものに限る。

（1）やぎ（イエメンやぎ、モンゴルやぎ及びチベットやぎを除く。）

（2）豚（ペカリーを含む。）

（3）シャモア、ガゼル及びらくだ（ヒトコブラクダを含む。）

（4）となかい及びしか

（5）犬

これらの原皮は、生鮮（green）のもの又は短期間一時的に腐敗を防止するため、塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存方法で一時的保存をしてあってもよい（41.01 項の解説参照）。また、これらは、洗浄し、スプリット若しくはスクレイプし又はなめし過程（前なめしを含む。）中の皮のうちなめしを終えてないものを含むが、なめした又はこれと同等の処理（例えば、パーチメント仕上げ）をしたもの及びこれら以上の加工をしたものは含まない。

この項には、次の物品を含まない。

（a）加熱調理していない食用の動物の皮（2 類）又は魚の皮（3 類）（これらの皮を加熱調理したものは 16 類に属する。）

（b）原皮くず（05.11）

（c）05.05 項又は 67.01 項の羽毛皮及びその他の羽毛付きの鳥の部分

41.04 牛（水牛を含む。）又は馬類の動物のなめした皮（なめしたものと及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）

－湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの

4104.11－フルグレーン（スプリットしてないものに限る。）及びグレーンスプリット

4104.19－その他のもの

－乾燥状態（クラスト）のもの

4104.41－フルグレーン（スプリットしてないものに限る。）及びグレーンスプリット

4104.49－その他のもの

この項には、牛（水牛を含む。）又は馬類の動物のなめした皮（なめしたものと及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとする。）を含む（この類の総説参照）。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) シャモア革（コンビネーションシャモア革を含む）（41. 14）
- (b) なめした又はクラストにした革のくず（41. 15）
- (c) 毛が付いている牛（水牛を含む。）又は馬類の皮をなめした又はクラストにしたもの（43 類）

41. 05 羊のなめした皮（なめしたものと及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）

4105. 10－湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの

4105. 30－乾燥状態（クラスト）のもの

この項には、羊（羊とやぎとの交配種を含む。）のなめした皮（なめしたものと及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとする。）を含む（この類の総説参照）。

羊革はやぎ革と似ているが、皮膚組織がち密でなく、より不規則な銀面を有している。

羊皮は、しばしば「みょうばんなめし」される（この類の総説参照）。

羊皮のグレーンスプリットは、なめした際に“skiver”と呼ばれる。“basils”は、ある種の植物タンニンなめしを行った羊皮である。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) シャモア革（コンビネーションシャモア革を含む。）（41. 14）
- (b) なめした又はクラストにした革のくず（41. 15）
- (c) 毛が付いている羊皮をなめした又はクラストにしたもの（43 類）

41. 06 その他の動物のなめした皮（なめしたものと及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）

－やぎのもの

4106. 21－湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの

4106. 22－乾燥状態（クラスト）のもの

－豚のもの

4106. 31－湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの

4106. 32－乾燥状態（クラスト）のもの

4106.40－爬（は）虫類のもの

－その他のもの

4106.91－湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの

4106.92－乾燥状態（クラスト）のもの

この項には、やぎのなめした皮（なめしたものと及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとする。）を含む（この類の総説参照）。

羊革とやぎ革の相違点は、41.05 項の解説に掲げられている。

また、やぎ皮もみょうばんなめしされる場合がある（この類の総説参照）。

また、この項には、41.04 項及び 41.05 項の皮と同じ工程を経た、これらの項に掲げられなかった全ての動物の毛が付いていないものを含む（この類の総説参照）。

したがって、この項には、例えば、豚、爬（は）虫類（トカゲ、蛇、クロコダイル等）、レイヨウ、カンガルー、しか、シャモア、となかい、へらじか、象、らくだ（ヒトコブラクダを含む。）、かば、犬及び魚又は海棲哺乳（かいせいほ）乳類の革を含む。

この項には、次の物品を含まない。

（a）シャモア革（コンビネーションシャモア革を含む）（41.14）

（b）なめした又はクラストにした革のくず（41.15）

（c）毛が付いている皮をなめした又はクラストにしたもの（43 類）

41.07 牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第 41.14 項の革を除く。）

－全形の革

4107.11－フルグレン（スプリットしてないものに限る。）

4107.12－グレンスプリット

4107.19－その他のもの

－その他のもの（サイドを含む。）

4107.91－フルグレン（スプリットしてないものに限る。）

4107.92－グレンスプリット

4107.99－その他のもの

この項には、牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとする。）を含む（この類の総説参照）。

牛又は馬類の動物の革は、特にその丈夫さ及び耐久性で有名であり、したがって、底革（sole leather）及び機械用のベルチング革には、一般に、この種のものが使用される。

底革は、強くロール加工され又はハンマー処理をした革である。通常、これは植物タンニンなめし又はコンビネーションなめしをしたものであり、その色はかつ色である。しかし、ある種の緑青色のものは、クロムなめししたものである。

機械用のベルチング革は、通常雄牛皮の背部より製造されるもので、一般に植物タンニンなめしされ、十分加脂され、引張強さの大きい弾力性のある革に仕上げられている。

また、牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の革は、長靴又は短靴の甲（例えば、ボックスカーフ及びウィーローカーフ（クロムにより又はコンビネーション工程によりクロムなめしした子牛革を染着色し磨いたもの））として使用される。

この項には、次の物品を含まない。

(a) シャモア革（コンビネーションシャモア革を含む。）（41.14）

(b) 革のくず（41.15）

(c) 毛が付いている牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の皮を仕上げたもの（43 類）

41.12 羊革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第 41.14 項の革を除く。）

この項には、羊（羊とやぎの交配種含む。）の革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとする。）を含む（この類の総説参照）。

羊革はやぎ革と似ているが、皮膚組織がち密でなく、より不規則な銀面を有している。

この項には、次の物品を含まない。

(a) シャモア革（コンビネーションシャモア革を含む。）、パテントレザー、パテントラミネーテッドレザー及びメタライズドレザー（41.14）

(b) 革のくず（41.15）

(c) 毛が付いている羊皮を仕上げたもの（43 類）

41.13 その他の動物の革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第 41.14 項の革を除く。）

4113.10—やぎのもの

4113.20—豚のもの

4113.30—爬（は）虫類のもの

4113.90—その他のもの

この項には、やぎの革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとする。）を含む（この類の総説参照）。

羊革とやぎ革の相違点は、41.12 項の解説に掲げられている。

また、やぎ皮もみょうばんなめしされることがある（この類の総説参照）。

また、この項には、41.07 項及び 41.12 項の革と同じ工程を経た、これらの項に掲げられなかった全ての動物の毛が付いていない皮から生産された革を含む（この類の総説参照）。

したがって、この項には、例えば、豚、爬（は）虫類（トカゲ、蛇、クロコダイル等）、レイヨウ、カンガルー、しか、シャモア、となかい、へらじか、象、らくだ（ヒトコブラクダを含む。）、かば、犬及び魚又は海棲哺乳（かいせいほ）乳類の革を含む（41.14 項のものを除く）。

商取引上“doeskin”として知られている革（スプリットした羊皮から製造された洗うことのできる革でホルムアルデヒド又は油でなめしたもの）は含まない（41.12 項又は 41.14 項）。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) シャモア革（コンビネーションシャモア革を含む。）、パテントレザー、パテントラミネーテッドレザー及びメタライズドレザー（41.14）
- (b) 革のくず（41.15）
- (c) 毛が付いている皮を仕上げたもの（43 類）

41.14 シャモア革（コンビネーションシャモア革を含む。）、パテントレザー及びパテントラミネーテッドレザー並びにメタライズドレザー

4114.10—シャモア革（コンビネーションシャモア革を含む。）

4114.20—パテントレザー及びパテントラミネーテッドレザー並びにメタライズドレザー

（I）シャモア革（コンビネーションシャモア革を含む。）

シャモア革は、皮を魚油又は動物性油脂で繰り返し処理し、これらを加温又は空気にさらして乾燥させることにより、なめし及び仕上げを行い、アルカリで余分の油脂を除去するために洗浄される。次いで表面のよごれが取りさらされ、軽石その他の研磨材でけば立たせて仕上げられる。この方法で通常処理される革は、銀面をフライジングで除去した羊の内皮から作られる。

シャモア革は、柔軟で、黄色（染めた場合を除く。）で、かつ、水洗いができる特徴がある。これは、主として手袋、ウォッシュレザー等に使用される。大きな動物（しか、雄じか等）の皮を同様に処理したものは、衣類、馬具又はある種の工業用目的に使用される。

前述のように、油のみを使用して製造されたシャモア革は、時にフルオイルシャモア革ということがある。

黄色いシャモア革にその性質が類似している白色の水洗いのできる革は、ホルムアルデヒドで一部なめした後、前述のような油なめしを行なって製造され、コンビネーションシャモア革とし

て知られている。この項には、この革も含むが、その他の水洗いのできる革（例えば、みょうばんとホルムアルデヒドでなめしたもの）及びその他の処理によって十分になめした後単に加脂することによって製造された革を含まない。

（Ⅱ）パテントレザー、パテントラミネーテッドレザー及びメタライズドレザー

この項には、次の物品を含む。

（1）パテントレザー

ワニス若しくはラッカーを塗布し又は前もって成形したプラスチックシートを被覆した革で、光沢のある鏡のような表面を有する。

使用されるワニス又はラッカーは、着色されているものと着色されていないものがあり、次のようなものをもととしている。

（a）植物性の乾性油（通常、亜麻仁油）

（b）セルロース誘導体（例えば、ニトロセルロース）

（c）合成物品（熱可塑性であるかないかを問わない。）、主にポリウレタン

革に使用する前もって成形したプラスチックシートは、一般にポリウレタン又はポリ（塩化ビニル）から作られる。

このグループの物品の表面は、必ずしもなめらかでない。ある種の皮（クロコダイル、とかげ等）を模造するため型押しをし、人工的に圧縮し又はしわ付け若しくはしぼ付けをすることがある。ただし、光沢のある鏡のような外観を保有していなければならない。

塗布又はシートの厚さが 0.15 ミリメートル以下のものに限る。

このグループには、また、結合剤（例えば、プラスチック又は植物性の乾性油）中に、金属の光沢を革に与えるための顔料（雲母、シリカ又は類似のフレークを含む。）を有するペイント又はラッカーを塗布し又は被覆した革も含む（イミテーションメタライズドレザー）。

（2）パテントラミネーテッドレザー

前もって成形したプラスチックシート（プラスチックの厚さが、0.15 ミリメートルを超え、全体の厚さの半分未満のもの）を被覆した革で、商取引上パテントコーテッドレザーとして知られており、パテントレザーの光沢のある鏡のような外観を有している。前もって成形したプラスチックシートを被覆した革で、プラスチックの厚さが 0.15 ミリメートルを超え、全体の厚さの 2 分の 1 以上のものは、39 類に属する。

（3）メタライズドレザー

金属の粉又は金属のはく（例えば、銀、金、青銅又はアルミニウムのもの）を塗布した革である。

ただし、この項には、ワニス又は金属を被覆したコンポジションレザーを含まない(41.15)。

41.15 コンポジションレザー（革又は革繊維をもととして製造したもので、板状、シート状又はストリップ状のものに限るものとし、巻いてあるかないかを問わない。）、革又はコンポジションレザーのくず（革製品の製造に適しないものに限る。）及び革の粉

4115. 10—コンポジションレザー（革又は革繊維をもととして製造したもので、板状、シート状又はストリップ状のものに限るものとし、巻いてあるかないかを問わない。）

4115. 20—革又はコンポジションレザーのくず（革製品の製造に適しないものに限る。）及び革の粉

（Ⅰ）コンポジションレザー

この項には、天然の革又は革繊維をもととして製造したコンポジションレザーのみを含む。天然の革をもととせず、プラスチック（39 類）、ゴム（40 類）、紙若しくは板紙（48 類）又は塗布した紡織用繊維の織物類（59 類）などをもととして製造したイミテーションレザーを含まない。

“bonded leather”として知られるコンポジションレザーは、次のような種々の製法で作られる。

- （１）革のくず及び細片をにかわその他の結合剤で凝結すること。
- （２）革のくず及び細片を結合剤を使用せず強く加圧して凝結すること。
- （３）くずを結合剤を使用せず紙を作るように熱湯中で加熱により離解させ薄い繊維状にし、このようにして得られたパルプをふるい分けし、圧延し、カレンダー掛けすることによってシートに成形すること。

コンポジションレザーは、染色し、型押しをし、磨き、しば付けをし、スタンプし、カーボランダム若しくはエメリーで grinding してスエード仕上げをし、ワニスを塗布し又は金属を被覆したりすることがある。

かかるコンポジションレザーは、板状、シート状又はストリップ状のもの（巻いてあるかないかを問わない。）に限り、この項に属する。正方形又は長方形以外の形状に切ったものは他の類に分類される（特に 42 類）。

（Ⅱ）くず

この項には、次の物品を含む。

- （１）革製品の製造の際に生じた革（コンポジションレザー及びパーチメント仕上げした革を含む。）のくずで、コンポジションレザー若しくはにかわの製造等に適するもの又は肥料としての用途に適するもの
- （２）使い古した革製品でその本来の用途には使用できず、また他の製品の製造にも使用できないもの
- （３）革のダスト及び粉（バッフィング仕上げ又はけば立たせる作業をした際のくず）で、肥料として使用され又は人造スエード、コンポジション床張り等の製造に使用されるもの
- （４）くず革を grinding することによって生じた革の粉で、スエード織物の製造又はプラスチックの充てん料等に使用されるもの。

革の切端又は使い古した革製品（例えば、古い機械用ベルト）で革製品の製造に使用することのできるものは、革として適当な項に属する（41. 07 項又は 41. 12 項から 41. 14 項）。

この項には、次の物品を含まない。

(a) 原皮くず (05.11)

(b) 63.09 項の中古の履物

第 42 類
革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグ
その他これらに類する容器並びに腸の製品

注

- 1 この類において「革」には、シャモア革（コンビネーションシャモア革を含む。）、パテントレザー、パテントラミネーテッドレザー及びメタライズドレザーを含む。
- 2 この類には、次の物品を含まない。
 - (a) 外科用のカットガットその他これに類する縫合材（殺菌したものに限る。第 30.06 項参照）
 - (b) 毛皮又は人造毛皮を裏張りし又は外側に付けた衣類及び衣類附属品（第 43.03 項及び第 43.04 項参照。毛皮又は人造毛皮を単にトリミングとして使用したもの並びに手袋、ミトン及びミットを除く。）
 - (c) 網地から製造した製品（第 56.08 項参照）
 - (d) 第 64 類の物品
 - (e) 第 65 類の帽子及びその部分品
 - (f) 第 66.02 項のむちその他の製品
 - (g) カフスボタン、腕輪その他の身辺用模造細貨類（第 71.17 項参照）
 - (h) あぶみ、くつわ、真ちゅう製動物用装飾具、留金その他の動物用装着具の取付具及びトリミング（個別に提示するものに限る。主として第 15 部に属する。）
 - (ij) ドラムその他これに類する楽器の革、弦その他の楽器の部分品（第 92.09 項参照）
 - (k) 第 94 類の物品（例えば、家具及び照明器具）
 - (l) 第 95 類の物品（例えば、玩具、遊戯用具及び運動用具）
 - (m) 第 96.06 項のボタン、プレスファスナー、スナップファスナー及びプレススタッド並びにこれらの部分品（ボタンモールドを含む。）並びにボタンのブランク
- 3 (A) 第 42.02 項には、2 の規定により除かれる物品のほか、次の物品を含まない。
 - (a) 取手付きのプラスチックシート製の袋（印刷してあるかないかを問わないものとし、長期間の使用を目的としないものに限る。第 39.23 項参照）
 - (b) 組物材料の製品（第 46.02 項参照）(B) 第 42.02 項又は第 42.03 項の製品には、取付具又は装飾物を構成する部分品として貴金属若しくは貴金属を張った金属、天然若しくは養殖の真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石を使用したもの（当該部分品が当該製品に重要な特性を与えていないものに限る。）を含む。当該部分品が当該製品に重要な特性を与えている場合には、当該製品は、第 71 類に属する。
- 4 第 42.03 項において衣類及び衣類附属品には、手袋、ミトン及びミット（運動用又は保護用のものを含む。）、エプロンその他の保護衣類、ズボンつり、ベルト、負い革並びに腕輪（時計用のものを除く。第 91.13 項参照）を含む。

この類には、主として革製又はコンポジションレザー製の物品を含む。また、42.01 項及び 42.02 項には、他の材料で作られているが、皮革取引において取り扱われる種類の物品を含む。更に、腸、ゴールドビーターズスキン、ぼうこう又は臍のある種の製品も含む。

革

この類において「革」とは、この類の注 1 に定められたものをいう。「革」にはシャモア革（コンビネーションシャモア革を含む。）、パテントレザー、パテントラミネーテッドレザー及びメタライズドレザー（すなわち、41.14 項の物品）を含む。

ただし、ある種の革製品は他の類に分類されるが、これらは各項の解説に記載されている。

42.01 動物用装着具（引き革、引き綱、ひざ当て、口輪、くら敷き、くら袋、犬用のコートその他これらに類する物品を含むものとし、材料を問わない。）

この項には、すべての動物に使用される装着具で、革製、コンポジションレザー製、毛皮製、織物製その他の物品製のものを含む。

これらの物品には、くらその他の馬具類（手綱、ばろく、引き革を含む。）、ひざ当て、馬用目かくし、馬用くつ、サーカス用動物装飾具、首輪、口輪、犬、猫等の引き綱、くら敷、くら用のクッション及び袋、特定の形に仕上げた馬用の毛布並びに犬用のコートを含む。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 馬具用の附属品（例えば、あぶみ、くつわ、留金）で分離して提示されるもの（主として 15 部）及び羽毛等のサーカス動物用飾り（それぞれの項に属する。）
- (b) 子供用又は大人用の馬具（39.26 項、42.05 項、63.07 項等参照）
- (c) 66.02 項のむち、乗馬用のむちその他の物品

42.02 旅行用バッグ、断熱加工された飲食料用バッグ、化粧用バッグ、リュックサック、ハンドバッグ、買物袋、財布、マップケース、シガレットケース、たばこ入れ、工具袋、スポーツバッグ、瓶用ケース、宝石入れ、おしろい入れ、刃物用ケースその他これらに類する容器（革、コンポジションレザー、プラスチックシート、紡織用繊維、バルカナイズドファイバー若しくは板紙から製造し又は全部若しくは大部分をこれらの材料若しくは紙で被覆したものに限る。）及びトランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばん、眼鏡用ケース、双眼鏡用ケース、写真機用ケース、楽器用ケース、銃用ケース、けん銃用のホルスターその他これらに類する容器 ートランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばんその他これらに類する容器

4202. 11ー外面が革製又はコンポジションレザー製のもの

4202. 12ー外面がプラスチック製又は紡織用繊維製のもの

4202. 19ーその他のもの

ーハンドバッグ（取手が付いていないものを含むものとし、肩ひもが付いているかいないかを問わない。）

4202. 21ー外面が革製又はコンポジションレザー製のもの

4202. 22ー外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの

4202. 29ーその他のもの

ーポケット又はハンドバッグに通常入れて携帯する製品

4202. 31ー外面が革製又はコンポジションレザー製のもの

4202. 32ー外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの

4202. 39ーその他のもの

ーその他のもの

4202. 91ー外面が革製又はコンポジションレザー製のもの

4202. 92ー外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの

4202. 99ーその他のもの

この項には、特掲された物品その他これに類する容器のみを含む。

これらの容器には、硬いもの若しくは硬い基体をいれたもの又は柔らかくて基体がないものがある。

この類の注2及び注3の除外例を除き、この項の後半の部分（「及び」以下の部分）に含まれることとなる物品は、いかなる材料であってもよい。当該部分中「これらに類する容器」には、帽子箱、カメラの附属品のケース、弾薬入れ、狩猟用又はキャンプ用のナイフのさや、工具箱及びケースで、個々の工具（附属品を有するか有しないかを問わない。）を収めるために特別に成形され又は内部に取り付けられたもの等が含まれる。

一方、この項の前半の部分に含まれることとなる物品は、項に記載された材料から製造し又全部若しくは大部分をこれらの材料若しくは紙（基体は木材、金属等）で被覆したものに限る。「革」には、シャモア革（コンビネーションシャモア革を含む。）、パテントレザー、パテントラミネーテッドレザー及びメタライズドレザーを含む（この類の注1参照）。当該部分中「これらに類する容器」には、札入れ、文房具箱、ペンケース、切符入れ、針入れ、キーケース、シガーケース、パイプケース、工具及び宝石入れ、靴用ケース、ブラシケース等が含まれる。

この項の物品には、取付具又は装飾物を構成する部分品として貴金属若しくは貴金属を貼った金属、天然若しくは養殖の真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石を使用したもの（当該部分品が当該製品に重要な特性を与えていないものに限る。）を含む。したがって、革製のハンドバッグで、そのフレームが銀製であり、締金がめのうのものも、この項に含まれる（この類の注3（B）参照）。

「スポーツバッグ」には、ゴルフバッグ、体育用バッグ、テニスラケット運搬用バッグ、スキーバッグ及びフィッシングバッグなどの物品を含む。

「宝石入れ」には、宝石を保管するように特に設計された箱だけでなく、それに類する種々の寸法のフタの付いた容器（特に一個以上の宝石を収納するための形状及び適合性を有し、通常、紡織用繊維により裏貼りされており、宝石類を展示及び販売する際に使用する種類のもので、長期間の使用に適するものに限る。蝶番又は留め金具が付いているかいないか問わない。）も含まれる。

「断熱加工された飲食料用バッグ」には、輸送中又は一時的な保管の際に、食品や飲料の温度を維持するために使われる、再利用出来る断熱加工されたバッグを含む。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) この類の注 3 (A) (a) に掲げてあるような買物袋（2つのプラスチックの表層に、多泡性のプラスチックの層を内側にはさみ込んで作られたバッグを含む。）で、長期にわたって使用するように作られていないもの。(39. 23)
- (b) 組物材料の製品 (46. 02)
- (c) 容器の性格は有しているが、この項に列記されている物品に類似していない物品（例えば、ブックカバー、読書用のカバー、ファイルカバー、書類用のカバー、プロットティングパッド、写真用フレーム、砂糖菓子の箱、パイプたばこ用のつぼ、灰皿又は陶磁製若しくはガラス製等のびん類で、全部又は大部分が革、プラスチックシート等で被覆されたもの）。このような物品は、革又はコンポジションレザーで製造され又は被覆されている場合は 42. 05 項に属し、その他の材料で製造され又は被覆されている場合には他の類に属する。
- (d) 網地から製造した製品 (56. 08)
- (e) 身辺用模造細貨類 (71. 17)
- (f) 工具箱及びケースで、個々の工具（附属品を有するか有しないかを問わない。）を収めるために特別に成形されず又は内部に取り付けられていないもの（通常、39. 26 又は 73. 26）
- (g) 刀、剣、やりその他これに類する武器のさや (93. 07)
- (h) 95 類の物品（例えば、がん具、遊戯用具及び運動用具）

＊

＊ ＊

号の解説

4202. 11、4202. 21、4202. 31 及び 4202. 91

これらの号において、「外面が革製のもの」には、革の表面を保護するための肉眼により判別することができない、プラスチック又は合成ゴムの薄い層（一般に厚さは 0.15 ミリメートル未満）で被覆された革を含む。この場合において、色彩及び光沢の変化は考慮しない。

4202. 31、4202. 32 及び 4202. 39

この号には、ポケット又はハンドバッグに通常入れて携帯する製品、例えば、眼鏡用ケース、札入れ、財布、キーケース、シガレットケース、シガーケース、パイプケース及びたばこ入れを含む。

42.03 衣類及び衣類附属品（革製又はコンポジションレザー製のものに限る。）

4203.10－衣類

－手袋、ミトン及びミット

4203.21－特に運動用に製造したもの

4203.29－その他のもの

4203.30－ベルト及び負い革

4203.40－その他の衣類附属品

この項には、革製又はコンポジションレザー製のすべての衣類及び衣類附属品（下記に特に除外するものを除く。）を含む。したがって、コート、オーバーコート、手袋、ミトン及びミット（運動用又は保護用のものを含む。）、エプロン、袖類その他の保護衣類、ズボンつり、ベルト、負い革、肩帯、ネクタイ及び腕輪を含む。

この項には、切断により得られた革のストリップで、一方の端が先細りになっており、明らかにベルトを作るために使用されると認められるものを含む。

革と毛皮又は革と人造毛皮で作られた手袋、ミトン及びミットは、すべてこの項に属する。

手袋、ミトン及びミットの場合を除き、毛皮若しくは人造毛皮を裏貼りし又は外側に付けた衣類及び衣類附属品（毛皮又は人造毛皮を単にトリミング程度以上に使用したもの）は、43.03 項又は 43.04 項に属する。

この項に属する物品は、電熱装置を有しているかいないかを問わない。

この項の物品には、取付具又は装飾物を構成する部分品として貴金属若しくは貴金属を貼った金属、天然若しくは養殖の真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石を使用したもの（当該部分品が当該製品に重要な特性を与えていないものに限る。）を含む。したがって、革製のベルトで金製のバックル付きのものも、この項に含まれる（この類の注3（B）参照）。

この項には、次の物品を含まない。

- （a）毛を付けたままなめした革（特に羊皮）製の衣類及び衣類附属品（43 類）
- （b）革で補強した紡織用繊維製の衣類（61 類又は 62 類）
- （c）64 類の物品（例えば、履物及びその部分品）
- （d）65 類の帽子及びその部分品
- （e）カフスボタン、腕輪その他の身辺用模造細貨類（71.17）
- （f）携帯用時計のバンド（91.13）
- （g）95 類の物品（例えば、クリケット、ホッケー等に使用するすね当てなどのスポーツの必要品及びフェンシング用のマスク又は胸当てなどのスポーツ用の防御用具。ただし、革製の運動用衣類及び運動用グローブ、ミトン及びミットは、この項に属する。）
- （h）ボタン、プレスファスナー、スナップファスナー及びプレススタッド並びにこれらの部分品（ボタンモールドを含む。）並びにボタンのブランク（96.06）

＊

* *

号の解説

4203. 21

「特に運動用に製造した手袋、ミトン及びミット」には、それが単一で売られているか又はペアで売られているかにかかわらず運動用として特に適するような機能的デザインが施されているものを含む（例えば、手を保護し、かつ、ホッケースティックを握りやすくするアイスホッケー用グローブ及びボクシンググローブ）。

42.05 その他の革製品及びコンポジションレザー製品

この項には、この類の前項までの各項に該当せず、また、この表の他の類に該当しない革又はコンポジションレザーの製品を含む。

この項には、以下の機械用その他の技術的用途に供する種類の製品を含む。

- (1) 機械類に使用する伝動用又はコンベヤ用のベルチング（組んだものを含む。）：断面の形状を問わないものとし、ベルトに仕上げたものであるか一定の長さのものであるかを問わない。革製の平ベルチングは選別した革を結合させたストリップより構成され、端と端とをつなぎ合わせるものである。丸ベルチングは通常ストリップより製造され、巻いて断面が丸くなるようにつなぎ合わせたものである。また、コンベヤ用のバケツ状容器も含まれる。

機械とともに提示される伝動用又はコンベヤ用のベルト及びベルチングで、当該機械用に設計されているものは、実際に機械に取り付けてあるかないかを問わず当該機械の属する項に属する（例えば 16 部）。

- (2) ラグストラップ、ピッカー、コーミングレザー、針布用の革（ただし、針布の針付のもの（84.48）を除く）、ヘルドストラップその他の繊維機械用の革製品、ギヤ、ガasket、ワッシャー、バルブ用レザー、ポンプ又はプレス用のレザー、印刷プレス用の革穩ローラー、選別機等に使用する穴のあいた革、生皮製ハンマー、ガスメーター用隔膜その他 90 類の機器類の革製部分品、革製のチューブ及びホースパイピング

この項には、また、次の物品を含む。

手荷物用のラベル、かみそり用革砥、靴ひも、小荷物運搬用ハンドル、トランク、スーツケース等のコーナー補強材、詰物をしていないプフケース（詰物をしたものは、94.04 項に属する。）一般用のひも（42.01 項の物品を除く。）、子供用又は大人用の馬具、長尺の革製のウェルト、革製のマット（42.01 項に属するくら敷きを含まない。）、ブックカバー、ブロッティングパッド、革製又はやぎ皮製の水入れその他の容器（全部又は大部分を革若しくはコンポジションレザーで被覆したものを含む。）で 42.02 項に掲げる物品に類似していないもの、矯正器の部分品、革で被覆したバックル、留め金その他これらに類するもの、かさ、パラソル又はつえ用のケース、ふさその他これらに類するもの、刀剣用のつかぶさ、シャモア仕上げをした革でふちをぎざぎざに切ったもの又は縫い合わせたもの（ただし、シャモア仕上げ

をした革で、例えば、ダスター用として特定の形に切っていないもの又はふちをぎざぎざに切っていないものは 41.14 項に属する。)、鹿皮で被覆した爪磨ぎ、革製又はコンポジションレザー製の物品（例えば、衣類）用として特定の形状に切った片で、他の項に該当しないもの。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 64 類の履物の部分品
- (b) 66.02 項のむちその他の物品
- (c) 人造の花、葉及び果実並びにこれらの部分品 (67.02)
- (d) カフスボタン、腕輪その他の身辺用模造細貨類 (71.17)
- (e) 94 類の物品（例えば、家具、家具の部分品及び照明器具）
- (f) 95 類の物品（例えば、玩具、遊戯用具及び運動用具）
- (g) 96.06 項のボタン、プレスファスナー等

42.06 腸、ゴールドビーターススキン、ぼうこう又は臍（けん）の製品

この項には、次の物品を含む。

(1) カットガット

洗浄及び乾燥した腸（特に羊のもの）のストリップを絡み合わせて作る。カットガットは主として、ラケット、フィッシングタックル又は機械の部分品に使用される。

ただし、この項には、殺菌した外科用のカットガットその他これに類する殺菌した縫合材 (30.06) 又は楽器の弦として調製したガット (92.09) を含まない。

(2) ゴールドビーターススキンで長方形（正方形を含む。）の切片又はその他の形に切ったもの及びその他のゴールドビーターススキンの物品（ゴールドビーターススキンは、羊その他の反すう動物の盲腸を調製したものである。）

(3) ぼうこうの製品（例えば、たばこ入れ）並びに機械用ベルチング及びこれに使用するひも等に作りあげた臍（けん）の製品

天然のガットを割った (split) ものを接着剤で共に固めた人造ガット (artificial gut) もこの項を含む。

第 43 類
毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品

注

- 1 この表において「毛皮」とは、第 43.01 項の原毛皮を除くほか、毛が付いている獣皮をなめし又は仕上げたものをいう。
- 2 この類には、次の物品を含まない。
 - (a) 羽毛皮及びその部分（第 05.05 項及び第 67.01 項参照）
 - (b) 第 41 類の注 1 (c) のただし書の毛が付いている原皮
 - (c) 革と毛皮又は革と人造毛皮とから成る手袋、ミトン及びミット（第 42.03 項参照）
 - (d) 第 64 類の物品
 - (e) 第 65 類の帽子及びその部分品
 - (f) 第 95 類の物品（例えば、がん具、遊戯用具及び運動用具）
- 3 第 43.03 項には、他の材料を加えて組み合わせた毛皮及びその部分品並びに衣類（部分品及び附属品を含む。）その他の製品の形状に縫い合わせた毛皮及びその部分を含む。
- 4 毛皮又は人造毛皮を裏張りし又は外側に付けた衣類及び衣類附属品（2 の物品及び毛皮又は人造毛皮を単にトリミングとして使用したものを除く。）は、第 43.03 項又は第 43.04 項に属する。
- 5 この表において「人造毛皮」とは、獣毛その他の繊維を革、織物その他の材料に接着し又は縫い付けた模造の毛皮をいうものとし、織り又は編むことにより得た模造の毛皮（主として第 58.01 項又は第 60.01 項に属する。）を含まない。

総 説

この類には、次の物品を含む。

- (1) 原毛皮（41.01 項から 41.03 項までの原皮を除く。）
- (2) 毛が付いている獣皮をなめし又は仕上げたもの（組み合わせてあるかないかを問わない。）
- (3) 衣類、衣類附属品その他の毛皮製品（43.03 項の解説で除外するものを除く。）
- (4) 人造毛皮及びその製品

羽毛皮及びその部分は、毛皮として取り扱わないことに注意すべきである。これらは、05.05 項又は 67.01 項に属する。

＊

＊ ＊

43.01 項から 43.03 項までには、現在絶滅のおそれがあるか又はその標本取引を厳重に規制しなければ絶滅のおそれのある野性動物のある種の毛皮及びその製品を含むことに注意すべきである。これらの動物の種は、1973 年に規定された「絶滅のおそれのある野性動植物の種の国際取引に関する条約」（ワシントン条約）の附属書に掲げられている。

43.01 原毛皮（頭部、尾部、足部その他の切片で毛皮業者の使用に適するものを含むものとし、第 41.01 項から第 41.03 項までの原皮を除く。）

4301.10ーミンクのもの（全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）

4301.30ー子羊のもの（アストラカン羊、ブロードテール羊、カラクル羊、ペルシャ羊その他これらに類する羊、インド羊、中国羊、モンゴル羊又はチベット羊の子羊で全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）

4301.60ーきつねのもの（全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）

4301.80ーその他の毛皮（全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）

4301.90ー頭部、尾部、足部その他の切片で毛皮業者の使用に適するもの

この項には、41.01 項から 41.03 項までに属する次の動物から製造した物品を除き、毛が付いている獣皮でなめし又は仕上げてない物品を含む。

（a）牛（水牛を含む。）（すなわち、01.02 項の動物。当該項の解説参照）

（b）馬類の動物（馬、ら馬、ろ馬、しま馬等）

（c）羊（アストラカン羊、ブロードテール羊、カラクル羊、ペルシャ羊その他これらに類する羊、インド羊、中国羊、モンゴル羊又はチベット羊の子羊を除く。）

アストラカン羊、ブロードテール羊、カラクル羊、及びペルシャ羊という名称は、類似した種類の子羊に対し大まかに使用されている。ただし、これらの用語は、毛皮について使用される場合においては、例えば、子羊の年令にしたがって異なった品質の毛皮を意味する。

（d）やぎ（イエメンやぎ、モンゴルやぎ及びチベットやぎを除く。）

（e）豚（ペカリーを含む。）

（f）シャモア、ガゼル及びらくだ（ヒトコブラクダを含む。）

（g）となかい及びしか

（h）犬

毛皮は、剥いだままの状態のもののほか、洗浄したもの及び腐朽を防ぐために乾燥又は塩蔵（湿式、乾式を問わない。）の処理等をしたものも、なめしてないものとしてこの項に属する。また、毛皮は、pulled 又は sheared（すなわち、粗毛を抜き又は切断する。）されることがある。皮の表面は、裏打ちされるか又はスクレイプされることがある。

なめしていない毛皮の切片及び部分（頭部、尾部又は足部等）であっても明らかに毛皮業者の使用に適しないくずでない限り、この項に含む。なめしてない毛皮のくずは含まない（05.11）。

43.02 なめし又は仕上げた毛皮（頭部、尾部、足部その他の切片を含み、組み合わせてないもの及び他の材料を加えることなく組み合わせたものに限るものとし、第 43.03 項のものを除

く。)

－全形のもの（組み合わせてないものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いている
かないかを問わない。）

4302. 11－ミンクのもの

4302. 19－その他のもの

4302. 20－頭部、尾部、足部その他の切片で、組み合わせてないもの

4302. 30－全形のものと及び切片で、組み合わせたもの

この項には、次の物品を含む。

(1) 毛が付いている獣皮（頭部、尾部、足部その他の切片を含む。）をなめし又は仕上げたもので組み合わせてないもの（特定の用途に適する形状に切っていないものに限る。）。

なめし又は仕上げた全形の毛皮で、組み合わせてないものと及び特定の用途用に特定の形状に切り又はその他の処理が施されていないものは、たとえ直接使用（例えば、敷物）が可能であっても、この項に含まれる。

(2) なめし又は仕上げた毛皮又はその部分（ドロップスキンを含む。）を、縫い合わせにより、他の材料を加えることなく通常長方形（正方形を含む。）、台形又は十字形に組み合わせたものの

「ドロップファースキン」は、毛皮をV形又はW形のストリップに切ったうえ、これを再び元の順につなぎ合わせて得られた毛皮で、原形より長いが幅が狭くなっている。

なめし工程は、革の製造の際に使用された方法（41 類の総説参照）と類似した方法で肉面の処理を行うことによってなされる。かかる処理をうけた獣皮は、通常柔軟性によってなめしていないものと区別される。また、毛の部分は、その外観を良くし又は高級な毛皮に模するための処理（例えば、漂白、ブレンディング又はトッピング（ブラシによって表面を染色すること）、染色、櫛がけ、トリミング、つや出し（人造樹脂による処理を含む。））をすることがある。

ポニースキン（子馬の皮）、カーフスキン（子牛の皮）、シープスキン（羊の皮）のように 43. 01 項に含まれない毛が付いている各種の獣皮は、なめし又は仕上げた場合には、この項に属する。

なめし又は仕上げた毛皮又はその部分を組み合わせた物品でこの項に属するものは、二以上の毛皮又はその部分を他の材料を加えることなく縫い合わせ、通常長方形（正方形を含む。）、台形又は十字形にした半製品である。これらの半製品は、更に加工することが意図されているものである。

これらには、次のような形状がある。

(1) 板状、マット状又はストリップ状：長方形（正方形を含む。）に組み合わせたもの

(2) 十字形：十字形に組み合わせたもの

(3) サックス（ライニング又はローブ）状：台形に組み合わせたもの又は場合によっては管状に縫ったもの

毛皮のコート又はジャケットを作るための胴部は、この項を含む。これらは、通常毛皮の三つの組み合わせの部分から構成される。その一つは、長くて曲がった底辺を持った二等辺台形（カ

ットして背部を作るもの）であり、他の二つは長方形（カットして前面と袖を作るもの）である。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 衣類、衣類の部分品若しくは附属品又はその他の製品の形状に粗く作った毛皮及び毛皮を組み合わせたもの（頭部、足部、尾部その他の切片を含む。）並びに直ちに使用可能なトリミング及び単に一定の長さに切るだけでトリミングとして使用できるように仕上げたもの（43. 03）
- (b) 毛皮とその他の材料を組み合わせたもの（ガルーンエッジ）（例えば、革又は織物と組み合わせた尾部）（43. 03）

43. 03 衣類、衣類附属品その他の毛皮製品

4303. 10－衣類及び衣類附属品

4303. 90－その他のもの

この項には、下記の除外例を除き、次の材料で作られたすべての衣類（部分品を含む。）及び衣類附属品（マフ、ストール、ネクタイ、襟等）を含む。

- (A) 毛皮
- (B) 毛皮を裏張りした他の材料
- (C) 毛皮を外側に付けた他の材料（単にトリミングとして使用したものを除く。）

衣類に取り付けた毛皮で、例えば、襟又は折り返しに使用したもの（これらのものが実質的にケープやボレロのような大げさなものを除く。）及びカフス又はポケット、スカート、コート等の縁に使用した程度のものは、単なるトリミングとみなす。この項には、毛が付いている獣皮をなめし又は仕上げたもので、他の材料を加えて組み合わせたものを含む（例えば、ガルーンエッジ）。ただし、他の材料を付け加えることにより毛皮としての重要な特性を失ったものを除く。

更に、この項には、すべての他の毛皮製品（部分品を含む。）及び毛皮が重要な特性を与えている物品を含む。

例えば、敷物、掛けぶとん、パフ（詰物をしてないもの）、ケース、ハンドバッグ、遊戯具入れ、糧のう並びに機械機器用又は工業用の製品及びその附属品（例えば、ポリッシングキャップ及び塗装の際に使用するローラー用のスリーブ）がある。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 42. 02 項の後半部分の物品
- (b) 革と毛皮で作られた手袋、ミトン及びミット（42. 03）（全部が毛皮製のものは、この項に含まれる。）
- (c) 64 類の物品
- (d) 65 類の帽子及びその部分品
- (e) 95 類の物品（例えば、がん具、遊戯用具及び運動用具）

43.04 人造毛皮及びその製品

「人造毛皮」とは、獣毛その他の繊維（シェニールヤーンの形状の繊維を含む。）を、革、織物その他の材料に毛皮を模して接着し又は縫い付けたものをいう。ただし、いわゆる毛皮織物として知られるロングパイル織物又はロングパイル編物（主として 58.01 又は 60.01）及びポイント毛皮（毛皮に他の獣毛を添加したもの）を除く。

この項には、人造毛皮の原反及びこれから作った製品（衣類及び衣類附属品を含む。）を含む。ただし、毛皮製品に関する 43.03 項の解説に記述した条件は、この項の製品についても適用される。

また、この項には、革又はひものしんに獣毛を組み合わせて造った尾状の人造毛皮も含む。ただし、動物の尾又は毛皮のくずを集めてしんに縫い付けて作った尾は含まない（43.03）。

第 44 類
木材及びその製品並びに木炭

注

- 1 この類には、次の物品を含まない。
 - (a) 主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する木材（チップ状のもの、削りくず及び破碎し、粉碎し又は粉状にしたものに限る。第 12.11 項参照）
 - (b) 主として組物に使用する竹その他の木に類する材料（粗のものに限るものとし、割り、縦にひき又は特定の長さに切ったものであるかないかを問わない。第 14.01 項参照）
 - (c) 主として染色又はなめしに使用する木材（チップ状のもの、削りくず及び破碎し、粉碎し又は粉状にしたものに限る。第 14.04 項参照）
 - (d) 活性炭（第 38.02 項参照）
 - (e) 第 42.02 項の製品
 - (f) 第 46 類の物品
 - (g) 第 64 類の履物及びその部分品
 - (h) 第 66 類の物品（例えば、傘及びつえ並びにこれらの部分品）
 - (ij) 第 68.08 項の物品
 - (k) 第 71.17 項の身辺用模造細貨類
 - (l) 第 16 部又は第 17 部の物品（例えば、機械の部分品、ケース、カバー、機械用のキャビネット及び車両）
 - (m) 第 18 部の物品（例えば、時計のケース及び楽器並びにこれらの部分品）
 - (n) 火器の部分品（第 93.05 項参照）
 - (o) 第 94 類の物品（例えば、家具、照明器具及びプレハブ建築物）
 - (p) 第 95 類の物品（例えば、玩具、遊戯用具及び運動用具）
 - (q) 第 96 類の物品（例えば、喫煙用パイプ及びその部分品、ボタン、鉛筆並びに一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品。第 96.03 項の物品用の木製のボデー及び柄を除く。）
 - (r) 第 97 類の物品（例えば、美術品）
- 2 この類において「改良木材」とは、化学的又は物理的な処理（木材を相互に接着したものにあっては、接着に必要とする処理を超えたものに限る。）によって密度又は硬度を増加させることにより、機械的強度、化学的作用に対する抵抗性又は電気抵抗特性を改善した木材をいう。
- 3 第 44.14 項から第 44.21 項までには、パーティクルボードその他これに類するボード、繊維板、積層木材又は改良木材の製品を含む。
- 4 第 44.10 項から第 44.12 項までの物品には、第 44.09 項に定める加工をしたもの及び曲げ、波形にし、穴をあけ、長方形（正方形を含む。）以外の形状に切り若しくは成形し又はその他の加工をしたもので、他の項に属する製品の特性を有しないものを含む。
- 5 第 44.17 項には、刃、作用端、作用面その他の作用する部分が第 82 類の注 1 に定める材料から成る工具を含まない。
- 6 この類の各項において木材には、1 の物品又は文脈により別に解釈される場合を除くほか、

竹その他の木に類する材料を含む。

号注

- 1 第 4401.31 号において「木質ペレット」とは、木材機械加工業、家具製造業その他の木材加工業において生ずる副産物（例えば、削りくず、のこくず及びチップ）で、直接圧縮すること又は全重量の 3 % 以下の結合剤を加えることにより凝結させたもの（直径が 25 ミリメートル以下で、長さが 100 ミリメートル以下の円筒状の物品に限る。）をいう。
- 2 第 4401.32 号において「木質ブリケット」とは、木材機械加工業、家具製造業その他の木材加工業において生ずる副産物（例えば、削りくず、のこくず及びチップ）で、直接圧縮すること又は全重量の 3 % 以下の結合剤を加えることにより凝結させたもの（横断面の最小寸法が 25 ミリメートルを超え、立方体状、多面体状又は円筒状の物品に限る。）をいう。
- 3 第 4407.13 号において「S P F」とは、とうひ、松及びもみが様々な割合で混在し、それらの割合が不明な林分から得られた木材をいう。
- 4 第 4407.14 号において「ヘムファー」とは、ウェスタンヘムロック及びもみが様々な割合で混在し、それらの割合が不明な林分から得られた木材をいう。

総 説

この類には、未加工の木材、木材の半製品及び木製品を含む。

これらの物品は、次のように大別される。

- (1) 粗の木材（原木、割ったもの、粗く角にしたもの、皮をはいだもの等）、薪材、木くず、のこくず及びチップ状又は小片状の木材並びにたが材、ポール、くい等並びに木炭並びに木毛及び木粉並びに鉄道用又は軌道用のまくら木（一般に 44.01 項から 44.06 項まで）。ただし、この類には、主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する木材（チップ状のもの、削りくず及び破砕し、粉砕し又は粉状にしたものに限る。12.11 項参照）及び主として染色又はなめしに使用する木材（チップ状のもの、削りくず及び破砕し、粉砕し又は粉状にしたものに限る。14.04 項参照）を含まない。
- (2) ひき若しくは割り、平削りし、丸はぎし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎ、例えば、フィンガージョイント（すなわち、長尺材を得るために、指を交互に組んだ形に似た継手で、短い木材の端と端とを強固に接着すること）した木材及び連続的な成形加工を施した木材（44.07 項から 44.09 項まで）
- (3) パーティクルボードその他これに類するボード、繊維板、積層木材及び改良木材（44.10 項から 44.13 項まで）
- (4) 木製品（この類の注 1 に規定されているもの及び各項の解説に記載しているある種のものを除く。44.14 項から 44.21 項まで）

一般的に木材とプラスチックの層から成る建築用パネルはこの類に属する。これらのパネルの所属は、その外側の面又はその使用目的に関して重要な特性を有する面によって決定される。したがって、例えば、パーティクルボード製の外層とプラスチックの絶縁層とから成る建築用パネル（屋根ふき又は壁若しくは床張りの構造要素として使用される。）は、当該パネルが構造要素と

して使用されるのは堅固な木材部によるものであり、プラスチック層は付随的な絶縁機能を持つにすぎないものであるから、プラスチック層の厚さにかかわらず、44.10 項に属する。他方、木材を裏張りしたパネルで、木材がプラスチックの外面の単なる支持物にすぎないものは、多くの場合、39 類に属する。

木製品で提示の際に組み立ててないもの又は分解してあるものは、その部分品が共に提示された場合に限り、完成した製品として分類される。同様に、ガラス、大理石、金属その他の材料で製造した附属品又は部分品は、本体の木製品とともに提示されるときは、取り付けてあるかないかを問わず当該木製品に含まれる。

木製品が含まれる 44.14 項から 44.21 項までには、通常の木材、パーティクルボードその他これに類するボード、繊維板、積層木材又は改良木材の製品を含む（この類の注 3 参照）。

この表において、一般に、木材の所属は、保存のために必要な処理によっては影響されない。保存のための処理には、乾燥、表面炭化、目止め、節止め又はクレオソート若しくはその他の木材保存剤（例えば、コールタール、ペンタクロロフェノール（ISO）、クロム性砒酸銅）を染み込ませる等がある。また、塗装、着色又はワニス塗装によっても影響されない。ただし、これらの考え方は、塗装し、着色し又はワニス塗装した木材について特殊な限定をして規定している 44.03 及び 44.06 項の各号については適用しない。

ある種の木に類する材料、例えば、竹及びオーギアは、主にかご細工物の製造に使用される。このような材料は、製品にされてない状態では 14.01 項に属し、製品のかご細工物となったものは 46 類に属する。ただし、文脈により別に解釈される場合（例えば第 44.10 項及び第 44.11 項）を除くほか、チップ又は小片状の竹（パーティクルボード、繊維板、又はセルロースパルプの製造に使用される）及び竹又はその他の木状の材料の製品（かご細工物、家具、その他の他の類に明確に分類される製品を除く。）は、対応する木材製品又は真の木材の製品と同様に、この類に含まれる（この類の注 6 参照）。

＊

＊ ＊

号の解説

ある種の熱帯産木材の名称

第 44.03 項、第 44.07 項、第 44.08 項、第 44.09 項、第 44.12 項、第 44.14 項、第 44.18 項、第 44.19 項及び第 44.20 項の号に掲げる熱帯産木材の名称は、International Technical Association for Tropical Timber (l'Association technique internationale des bois tropicaux) (ATIBT)、French Agricultural Research Centre for International Development (Centre de Coopération Internationale en Recherche Agronomique pour le Développement) (CIRAD) 及び International Tropical Timber Organization (ITT0) が提案した標準名に従って定められている。この標準名は、主要な生産国又は消費国で採用されている一般名に基づくものである。

この類の解説の末尾には、関連する標準名が、それに対応する学名及び俗称とともに掲載され

ている。

44.01 のこくず及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。）、薪材並びにチップ状又は小片状の木材

－薪材

4401.11－針葉樹のもの

4401.12－針葉樹以外のもの

－チップ状又は小片状の木材

4401.21－針葉樹のもの

4401.22－針葉樹以外のもの

－のこくず及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させたものに限る。）

4401.31－木質ペレット

4401.32－木質ブリケット

4401.39－その他のもの

－のこくず及び木くず（凝結させたものを除く。）

4401.41－のこくず

4401.49－その他のもの

この項には、次の物品を含む。

(A) 薪材：一般に薪材の形状は、次のとおりである。

(1) 丸太の短いもの（通常、樹皮がついている。）

(2) 丸太を割ったもの及び木片

(3) 小枝、そだ、粗の棒、つるの幹、樹木の切株及び根

(B) チップ状又は小片状の木材：これらは、木材を機械的に小さなチップ状（偏平で固く、粗く角にしたもの）又は小片状（薄く、しなやかなもの）にしたもので、機械的处理、化学的处理若しくはこれらの併用によりセルロースパルプの製造に使用され又は繊維板若しくはパーティクルボードの製造に使用される。

この類の注6によって、例えば、竹から得られる同様の物品もこの項に含まれる。

丸太又は四つ割りの状態で提示されるパルプ材は含まない（44.03）。

(C) のこくず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。）

(D) 木くずで材木として使用することができないもの：これらは、特にパルプ（紙の製造）用、パーティクルボード若しくは繊維板の製造用又は燃料用として使用される。このような木くずには、のこ盤又は平削り盤からの排出物、製造くず、割れ板、使用できない古クレート、樹皮及び削りくず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。）、建具職及び大工仕事から出るその他のくず並びに使用済みの

染色用又はなめし用の木材又は樹皮を含む。この項には、工事及び取り壊しの際に生ずる木くずで、材木として使用することが出来ないものも含む。しかしながらそのように派生した木工製品で例えば、はり、厚板、ドアのように再利用に適するものはそれぞれ該当する項に属する。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 付け木として使用するために樹脂その他の物品を塗布した木材又は木くず (36. 06)
- (b) パルプ又はマッチ棒の製造に使用する種類の丸太 (44. 03) : これらは、薪材とは異なり厳格に格付けされ、多くの場合、樹皮は取り除かれ、丸はぎされており、通常、折れ、割れ、曲り、節及び二又がない。
- (c) 組物又はふるい、折箱、重箱等の製造に使用する種類のチップウッド及び木酢液製造用又は液体清澄用に使用する経木 (44. 04)
- (d) 木毛及び木粉 (44. 05)

44. 02 木炭(植物性の殻又はナットの炭を含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。)

4402. 10－竹製のもの

4402. 20－殻又はナットのもの

4402. 90－その他のもの

木炭は、空気を遮断した状態で木材を炭化して得られる。この項には、ブロック状、棒状、粒状又は粉状のもの及びタールその他の物質でブリケット状、タブレット状又は球状等に凝結したものを含む。

木炭は、動物性又は鉱物性とは異なり、水よりも軽く、木理が現れている。
やし殻又はその他の殻を炭化して作られる類似の物品も、この項に含まれる。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 30 類に規定されている医薬品の形状にした木炭
- (b) 香料を混合した木炭で、タブレット状その他の形状にしたもの (33. 07)
- (c) 活性炭 (38. 02)
- (d) 図画用木炭 (木炭鉛筆) (96. 09)

44. 03 木材(粗のものに限るものとし、皮若しくは辺材を剥いであるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。)

－ペイント、クレオソートその他の保存剤により処理したもの

4403. 11－針葉樹のもの

4403. 12－針葉樹以外のもの

ーその他のもの（針葉樹のものに限る。）

4403. 21ー松（マツ属のもの）のもの（横断面の最小寸法が 15 センチメートル以上のものに限る。）

4403. 22ー松（マツ属のもの）のその他のもの

4403. 23ーもみ（モミ属のもの）又はとうひ（トウヒ属のもの）のもの（横断面の最小寸法が 15 センチメートル以上のものに限る。）

4403. 24ーもみ（モミ属のもの）又はとうひ（トウヒ属のもの）のその他のもの

4403. 25ーその他のもの（横断面の最小寸法が 15 センチメートル以上のものに限る。）

4403. 26ーその他のもの

ーその他のもの（熱帯産木材のものに限る。）

4403. 41ーダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ及びメランチバカウ

4403. 42ーチーク

4403. 49ーその他のもの

ーその他のもの

4403. 91ーオーク（コナラ属のもの）のもの

4403. 93ービーチ（ブナ属のもの）のもの（横断面の最小寸法が 15 センチメートル以上のものに限る。）

4403. 94ービーチ（ブナ属のもの）のその他のもの

4403. 95ーかば（カバノキ属のもの）のもの（横断面の最小寸法が 15 センチメートル以上のものに限る。）

4403. 96ーかば（カバノキ属のもの）のその他のもの

4403. 97ーポプラ又はアスペン（ヤマナラシ属のもの）のもの

4403. 98ーユーカリ（ユーカリ属のもの）のもの

4403. 99ーその他のもの

この項には、切り倒したままの原木（通常、枝を落してある。）並びにこのような原木から外樹皮又は外樹皮と内樹皮をはいだもの及び単にこぶを取り除いたものを含む。また、運搬の際の経済性のため及び腐朽を防止するため、新しく成長した外側の部分（辺材）を取り除いた木材も含む。

上記性状のもので、ここに属する主な物品には、製材用原木、電柱、端をとがらせておらず、かつ、割ってない木材（例えば、くい、ポール及び支柱）、鉦山用の丸い支柱、パルプ用材（四つ割りであるかないかを問わない。）、薄板等の製造用の原木丸太並びにマッチ軸木又は木製品等の製造用丸太がある。

電柱用丸太で、直ちに使用できるように、その表面をドローナイフで削り、形を整え又は皮をはぎ機で機械的にはぎ、表面を平滑にしたものも、この項に含まれる。これらには、しばしば塗装、着色若しくはワニス塗りを施し又はクレオソートその他の物質を浸み込ませたものもある。

この項には、特殊な樹種の切株及び根並びに単板又は喫煙用パイプの製造に使用されるある種の植物も含まれる。

この項には、また、樹幹又は樹幹の切断部分から成る粗く角にした木材を含む。これは、おのにより又は粗びきして、その丸い表面を平らにし、その横断面を粗く正方形又は長方形にしたものである。粗く角にした木材は、粗い面や樹皮が残っているのが特徴である。また、太鼓落とした木材（相対する二面のみを同様に処理した木材）もこの項に含まれる。原木は、製材用にかかるような形状に調整され又はそのまま屋根用材のようなものに使用される。

ある種の材（例えば、チーク）は、木理に沿ってくさび又はおので割ってそま角にされる。このようなそま角も、この項にふくまれる。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) つえ、傘の柄、工具の柄その他これらに類する物品の製造に適する木材で粗削りしたもの (44. 04)
- (b) 鉄道用又は軌道用のまくら木（横まくら木）の形状に切った木材 (44. 06)
- (c) 厚板、はり等の形状に切った木材 (44. 07 又は 44. 18)

＊

＊ ＊

号の解説

4403. 11 及び 4403. 12

4403. 11 号及び 4403. 12 号には、長期間保存の目的でペンキ、着色料、クレオソートその他の保存剤（コールタール、ペンタクロロフェノール（I S O）、クロム性砒酸銅又はアンモニア性砒酸銅のようなもの）で処理したものを含む。

これらの号には、船積み中又は貯蔵中において、単にそれらの状態を維持するために物質で処理を施した物品を含まない。

4403. 21、4403. 23、4403. 25、4403. 93 及び 4403. 95

これらの号において横断面の最小寸法は、樹幹の上端で測定するものとする。

44. 04 たが材、割ったポール、木製のくい（端をとがらせたものに限るものとし、縦にひいたものを除く。）、木製の棒（つえ、傘の柄、工具の柄その他これらに類する物品の製造に適するもので粗削りしたものに限るものとし、ろくろがけし、曲げ又はその他の加工をしたものを除く。）及びチップウッドその他これに類するもの

4404. 10－針葉樹のもの

4404. 20－針葉樹以外のもの

この項には、次の物品を含む。

- (1) たが材：これは、柳、はしばみ、かばの木等の枝を割って作ったもの（皮付きであるかないか又は粗く削ったものであるかないか問わない。）で、たるのたが、箕等の製造に使用される。

たが材は、通常束ね又は巻かれてある。

一定の長さに切り、たるに固定する際組み合わせるため、両端に切り込みをつけたたが材は、44.16 項に含まれる。

- (2) 割ったポール：これは、樹木の幹又は枝を縦の方向に割ったものである。これらは、主に園芸用若しくは農業用の支え又は垣根として使用され、また、時には天井又は屋根の小舞に使用される。
- (3) 端をとがらせたくい：これらは、割ってない又は割ったポールの先端をとがらせたもので、垣根用のくいを含み、皮をはいであるかないか又は保存剤を染み込ませてあるかないかを問わない。ただし、縦にひいたものは含まない。
- (4) 木製の棒（粗削りしたものに限るものとし、ろくろがけし、曲げ又はその他の加工をしたものを除く。）：これらは、つえ、むち、ゴルフクラブのシャフト、傘の柄、工具若しくはほうき等の柄、染色用の棒又はこれらに類する物品の製造に適するよう明らかに長さ及び厚さをそろえたものである。

類似した木材で、かんながけし、ろくろがけし（普通の方法で又は木工旋盤により）、曲げ又はその他の方法により更に加工され、傘の柄、つえ、工具の柄等と認められるものは、当該製品の属する項に含まれる。

- (5) チップウッド：これは、木材を平削りし、丸はぎし又は時にはひいたもので、柔軟性に富み、狭く、薄く、かつ、一様なストリップである。これらは、組物、ふるい、折箱、折りかご、重箱、マッチ箱等の製造に使用される種類のものである。また、これには、マッチ棒又は靴釘の製造に使用される同種のストリップも含まれる。

この項には、経木も含む。これは、通常ビーチ又ははしばみ材から作られ、巻いたチップウッドに似たもので、木酢液製造用又は液体清澄用に適している。これらは、44.01 項のかんなくずとは、厚さ、幅及び長さが一定で、かつ、一様にロール状に巻かれている点で区別できる。

ブラシのボデー用ブランク及び靴の木型用ブランクは、44.17 項に含まれる。

44.05 木毛及び木粉

木毛は、木材の微細なスライバーから成り、それらがよじれ又はねじれてからまり、塊状となっている。スライバーは、大きさ及び厚さが一様で相当の長さ（この点が通常の 44.01 項のかんなくずとは異なる。）を持つ。これは、ポプラ又は針葉樹等の丸太から特殊の削り盤で作られる。木毛は、圧縮したボール状で提示される。

木毛は、たとえば染色し、ゴム質を塗布し、粗くより合わせ又は紙の間に入れてシート状にしたものであってもこの項に含まれる。これは、主にパッキング又は詰物に使用される。また、凝結パネル（例えば、44.10 項又は 68.08 項のある種のボード）の製造に使用されることもある。

木粉は、のこくず、削りくずその他の木くずをひき又はのこくずをふるいわけして得られる粉である。これは、主にプラスチック工業の充てん材として又はパーティクルボード若しくはリノ

リウムの製造に使用される。木粉は、44.01 項ののこくずとは、粒子が細かく一様であることで区別できる。

この項には、やし殻その他これに類するものから得られる類似の粉を含まない（14.04）。

44.06 木製の鉄道用又は軌道用の枕木

－染み込ませてないもの

4406.11－針葉樹のもの

4406.12－針葉樹以外のもの

－その他のもの

4406.91－針葉樹のもの

4406.92－針葉樹以外のもの

この項には、ほぼ四角のかんながけしてない木材で、通常、鉄道又は軌道の支持に使用されるものを含む。この項には、また、分岐まくら木（まくら木より長尺）及び橋まくら木（まくら木より幅が広く、厚く、通常長い。）も含まれる。

これらの物品の角は、粗く面どりされたものもある。また、レール又は座鉄を固定するため穴をあけ又はくぼみを付けたものもある。これらは、また、しばしばまくら木の割れを防止するため、またくぎ、くぎ、ボルト又は鉄帯で端を強化したものもある。

この項の物品は、保護のため殺虫剤又は殺菌剤で表面を処理する場合がある。長期保存のため、これらは、しばしば、クレオソートその他の物質を染み込ませてある。

＊

＊ ＊

号の解説

4406.11 及び 4406.92

これらの号において「染み込ませた」とは、長期保存のため、クレオソートその他の防腐剤で処理することをいう。単に船積み中又は貯蔵中において、かび又は害虫から保護するために殺菌剤又は殺虫剤で処理したまくら木は、「染み込ませてないもの」に属する。

44.07 木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸剥ぎしたもので、厚さが6ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）

－針葉樹のもの

4407.11－松（マツ属のもの）のもの

4407.12－もみ（モミ属のもの）又はとうひ（トウヒ属のもの）のもの

4407.13－SPF（とうひ（トウヒ属のもの）、松（マツ属のもの）及びもみ（モミ属のもの））

のもの

4407. 14ーヘムファー（ウェスタンヘムロック（ツガ・ヘテロフィルラ）及びもみ（モミ属のもの））のもの

4407. 19ーその他のもの

ー熱帯産木材のもの

4407. 21ーマホガニー（スウィエテニア属のもの）

4407. 22ーバイロラ、インブイア及びバルサ

4407. 23ーチーク

4407. 25ーダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ及びメランチバカウ

4407. 26ーホワイトラワン、ホワイトメランチ、ホワイトセラヤ、イエローメランチ及びアラン

4407. 27ーサペリ

4407. 28ーイロコ

4407. 29ーその他のもの

ーその他のもの

4407. 91ーオーク（コナラ属のもの）のもの

4407. 92ービーチ（ブナ属のもの）のもの

4407. 93ーかえで（かえで属のもの）のもの

4407. 94ー桜（サクラ属のもの）のもの

4407. 95ーとねりこ（トネリコ属のもの）のもの

4407. 96ーかば（カバノキ属のもの）のもの

4407. 97ーポプラ又はアスペン（ヤマナラシ属のもの）のもの

4407. 99ーその他のもの

少数の例外を除き、この項には、長さを問わず厚さが6ミリメートルを超える木材のうち、木目に沿ってひき若しくは割り、平削りし又は丸はぎしたすべてのものを含む。これらの木材には、ひいたはり、厚板、板子、板、木舞等並びにひいた木材製材と同質のものとみなされる物品で、チップングマシンにより正確な寸法で得られ、ひいたものとは異なり後でかんながけを必要としない程の平滑面を有するものも含む。また、この項には、平削りし又は丸はぎ（ロータリーカット）した木材並びに床用の木製のブロック、ストリップ及びフリーズ（いずれかの縁、端又は面に沿って連続的に加工を施したもの（44. 09）を除く。）も含まれる。

なお、この項に含まれる木材は、断面が必ずしも長方形（正方形を含む。）である必要はなく、また、長さ方向に一定の断面を持っている必要もないことに注意しなければならない。

この項の製品は、かんながけ（かんながけの過程において、隣接した二つの面で作られる角が少し丸みを帯びているかいないかを問わない。）、やすりがけ、縦継ぎ（例えば、フィンガージョイント）されたものもある。この項の木材は、この類の総説に記載された場合を除き、端をとがらせ、又は加工をしていない。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 粗く角にした木材（例えば、粗びきしたもの）（44. 03）
- (b) チップウッドその他これに類するもの（44. 04）
- (c) 薄板及び合板用単板（他のどの項にも該当しないその他の木材を含む。）で厚さ6ミリメートル以下のもの（44. 08）
- (d) 44. 09 項のいずれかの縁、端又は面に沿って連続的に加工を施した木材
- (e) 44. 12 項の木材のストリップ及びフリーズ
- (f) 木製建具及び建築用木工品（44. 18）

44. 08 化粧ばり用単板（積層木材を平削りすることにより得られるものを含む。）、合板用単板、これらに類する積層木材用単板及びその他の縦にひき、平削りし又は丸剥ぎした木材（厚さが6ミリメートル以下のものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし、はぎ合わせをし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）

4408. 10－針葉樹のもの

－熱帯産木材のもの

4408. 31－ダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ及びメランチバカウ

4408. 39－その他のもの

4408. 90－その他のもの

この項には、実際に化粧板用、合板製造用又はその他の用途（バイオリン用、葉巻の箱用等）に供されるシート状の木材で、厚さが6ミリメートル（補強材を含まない。）以下のものを含む。これらは、ひき、平削りし又は丸はぎ（ロータリーカット）によって得られる（平滑にし、染色し、塗布し、染み込ませ、紙若しくは織物類の裏張りで補強し又は寄せ木に似せた装飾用のシート状にしてあるかないかを問わない。）。

合板製造に使用される木材は、一般に、丸はぎの方法により切削して得られる。この方法は、通常蒸煮又は煮沸された丸太を、丸はぎ機の刃を当ててその主軸のまわりに回転させることにより連続的なシートに切削するものである。

平削り法では、丸太（しばしば前処理として蒸煮又は煮沸したもの）は、丸太に対して水平方向又は垂直方向に切削運動するナイフによって切断される。一回の操作が終わるごとにナイフは相対的に元の位置に戻る。この変形として、丸太を固定したナイフに当てながら前進させる方法もあるが、これによると非常に薄いシートが得られる。

化粧ばり用単板は、伝統的な方法によって作られる薄板の代用として、積層木材のブロックを平削りすることによっても得られる。

この項の板には、「はぎ合わせ」をしたもの（すなわち、合板その他これに類する積層板の製造用の大きな板を得るために板の縁と縁とをテープ、ステッチ又は接着剤でつなぎ合わせたもの）を含む。また、この項には、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎ（例えば、フィンガージョイント。この類の総説参照）したものも含む。更に、合板用単板で、欠陥個所（例えば、節穴）に紙、プラスチック又は板を張って補強したものであっても、この項における当該物品の所属には

影響されない。

キャビネットの製造に使用される美しい高級な木目の化粧ばり用の単板は、ひき又は平削り加工によって作られることが多い。

この項には、また、横断面がほぼ長方形で厚さが約3ミリメートルの花火、箱、がん具、模型等の製造に使用される短い木材を含む。

この項には、平削りし又は丸はぎした狭いストリップで、組物に使用し又はチップウッド製の折かご、重箱等の製造に使用される種類のものを含まない (44. 04)。

44. 09 さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいずれかの縁、端又は面に沿って連続的に施した木材（寄せ木床用のストリップ又はフリーズで組み立ててないものを含むものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）

4409. 10—針葉樹のもの

—針葉樹以外のもの

4409. 21—竹製のもの

4409. 22—熱帯産木材のもの

4409. 29—その他のもの

この項には、特に板、厚板等の形状の木材であって、ひき又は角材にした後、組立てを容易にするため又は下記（4）に掲げる玉縁及び繰形を得るため、いずれかの縁、端又は面に沿って連続的に加工したものを含む（かんながけ、やすりがけし又は縦継ぎ（例えば、フィンガージョイント。この類の総説参照）したものであるかないかを問わない。）。連続的に加工を施した木材には、長さ又は幅の方向に常に一定の横断面を持つものと反復する意匠を浮彫りしたものを含む。

さねはぎ加工を施した木材は、普通一方の縁又は端に溝が付けられ、もう一方の縁は中心線にそって凸縁となっている板である。並べて組み立てるときは、一方の板の凸縁は他の板の溝にはめ込まれる。

相欠きはぎした板は、一つ以上の縁又は端をステップ状に切ったものである。

面取りした板は、一以上の角を、表面及び縁又は端に対してある角度を付けて除去したものである。

この項に含まれる木材で、その他の一般的なものとしては、次のものがある。

（1）縁又は端を丸くした板

（2）V字継ぎした木材（すなわち、面取りされた縁又は端でさねはぎ加工を施したもの）及び中央V字継ぎした木材（すなわち、板の中央にV字状の溝があり、通常さねはぎ加工を施したもので、縁又は端が面取りされている場合もある。）

（3）玉縁継ぎした木材（すなわち、凸縁と縁の間に一本の単純な玉縁を作ってさねはぎ加工を施した木材）及び中央玉縁継ぎした木材（すなわち、面の中央線に一本の単純な玉縁を作ってさねはぎ加工を施した木材）

（4）玉縁及び繰形：手又は機械により種々の輪郭に成形が施されたストリップ材で、額縁、壁

の装飾物、家具、ドア等の製造並びにその他の木工品及び建具などの製造に使用される。

(5) 引抜材のような丸材：これは非常に細いもので、一般的に断面は丸く、マッチ棒、履物用のくぎ、日除け (Pinoleum blinds)、ようじ、チーズ製造用のふるい等の製造に使用される。

また、長尺の Dowelling (だぼ)、すなわち一定の横断面を有する丸い棒状のもの (一般に直径 2～75 ミリメートル、長さ 45～250 センチメートル) で、家具などの結合部に使用されるものもこの項に属する。

この項には、また、幅の狭い板から成る床用のストリップ及びフリーズで連続的な加工 (例えば、さねはぎ加工) を施した物品を含む。ただし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎ (例えば、フィンガージョイント) しただけの物品は、44.07 項に属する。

この項には、合板又は化粧張りした木材のストリップで寄せ木床用のものを含まない (44.12)。

この項には、次の物品を含まない。

(a) かんながけその他の加工を施した板で、箱板としてセットにしたもの (44.15)

(b) ほぞ穴、ほぞ付け、ありほぞその他これらに類する加工を端に施した木材及び建築用木工品又は木製家具としてのパネルに組み合わせた木材 (例えば、木製のブロック、ストリップ、フリーズ等から作られた寄せ木床用パネルを含む組み合わせた床用パネル (一層以上の木材から成る支持体を有しているかいないかを問わない。)) (44.18)

(c) 粗くひいた木舞からなるパネルで、運搬又は加工を容易にするため、膠着剤で組み立てたもの (44.21)

(d) 玉縁又は繰形を他の玉縁、繰形その他の材に重ねた物品 (44.18 又は 44.21)

(e) かんながけ又はやすりがけ以上の表面加工を施した木材 (塗装し、着色し又はワニス塗装したものを除く。) (例えば、化粧張りし、つや出しをし、青銅色にし又は金属はくを張ったもの) (一般に 44.21)

(f) 食器棚及び本箱の棚等を使用する切り込みの入ったストリップのように、明らかに家具に組み込まれるものと判断できる木製ストリップは、含まれない (94.03)。

44.10 パーティクルボード、オリエンテッドストランドボード (OSB) その他これに類するボード (例えば、ウェファーボード) (木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機結合剤により凝結させてあるかないかを問わない。)

－木材のもの

4410.11－パーティクルボード

4410.12－オリエンテッドストランドボード (OSB)

4410.19－その他のもの

4410.90－その他のもの

パーティクルボードは、圧縮又は押し出しによって種々の長さ、幅及び厚さに作られた平たい物品である。通常、これは、丸太又は木くずを機械的に細片化して得られる木材のチップ又は小

片から製造される。また、パーティクルボードは、その他の木質の材料、例えば、バガス、竹、麦わらの断片又は亜麻若しくは大麻の細片からも製造される。パーティクルボードは普通有機結合剤を添加して凝結させてある。これらの結合剤は通常熱硬化性の樹脂であり、その混入量は、一般にボードの全重量の 15%以下である。

この項のパーティクルボードを構成しているチップ、小片その他の断片は、通常肉眼でボードの縁を見ることにより確認することができる。ただし、時には、当該小片及び断片と、44.11 項の繊維板の特徴であるリグノセルロース系の繊維とを鑑別するために、顕微鏡による観察が必要になる場合もある。

この項には、次の物品を含む。

- (1) Oriented strand board : これは、少なくとも幅の 2 倍以上の長さを有する薄い木材の小片（ストランド）を何層にも重ねて作られた物品である。当該小片は、例えば、イソシアネート樹脂又はフェノール樹脂のような結合剤（通常、防水性）と混ぜられ、交互に重ねられ、弾性的特性を向上させるため、多くの小片が、表面の層では一般的に長さ方向に規則正しく重ねられ、内部の層では一般的に長さ方向と直交して規則正しく又は不規則に重ねられ厚いマット状となるように何層にも重ねられている。このマット状のものに、熱及び圧力を加えると、堅くて均一で曲がらない構造用ボードとなる。
- (2) ウェファーボード : これは、幅の 2 倍未満の長さを有する薄い木材の薄片（ウェファー）を重ねて作られた物品である。当該薄片は、例えば、イソシアネート樹脂又はフェノール樹脂のような結合剤（通常、防水性）と混ぜられ、交互に重ねられ、厚いマット状となるように不規則に重ねられている。このマット状のものに、熱及び圧力を加えると、強靱性及び防水性を有する堅くて均一な構造用ボードとなる。

この項のパーティクルボードは、通常やすりがけされている。更に、構成材料の凝結に関しては本質的ではないが、ボードに附加的な性質（例えば、水を浸透させない性質、防腐性、防虫性、防火性、防炎性、化学薬品若しくは電気に対する抵抗性又は高密度）を与える一以上の物質を染み込ませてあってもよい。密度を高める場合には、染み込ませる物質の量はかなりの割合に達する。

この項には、また積層パネルで次のようなものを含む。

- (1) 片面又は両面を繊維板で被覆したパーティクルボード
- (2) 数枚のパーティクルボード（片面又は両面を繊維板で被覆してあるかないかを問わない。）から成るもの
- (3) 数枚のパーティクルボードと数枚の繊維板とから成るもの（配列のいかんを問わない。）

この項の物品は、44.09 項に規定する形状に加工され、湾曲され、波形にされ、穴をあけられ、正方形若しくは長方形以外の形状に切断され又は成形されているかいないかを問わず、また、表面、縁又は端が加工され、塗布し若しくは被覆され（例えば、紡織用繊維、プラスチック、ペンキ、紙又は金属による塗布若しくは被覆）又は他のいかなる作用が施されているかいないかを問わず、上記の作用が他の項の物品の重要な特性を付与しない限り、この項に含まれる。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 木粉を充てん材として含有する人造プラスチックの板及びストリップ (39 類)
 - (b) ベニヤドパーティクルボードその他これらに類するボード (例えば、veneered oriented strand board 及びベニヤドウェファーボード (一端から他端まで内部を貫通した穴があいているかいないかを問わない。)) (44. 12)
 - (c) セルラーウッドパネルでその両面がパーティクルボードのもの (44. 18)
 - (d) 木質の材料をセメント、プラスターその他の鉱物性結合材により凝結させたボード (68. 08)
- また、この項には、圧縮、押出し、鋳造その他の方法によって直接得られるもので、他の項に該当する物品又はその部分品の特性を有するものを含まない。

44. 11 繊維板 (木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機物質により結合してあるかないかを問わない。)

—ミディアムデンシティファイバーボード (MDF)

4411. 12—厚さが5ミリメートル以下のもの

4411. 13—厚さが5ミリメートルを超え9ミリメートル以下のもの

4411. 14—厚さが9ミリメートルを超えるもの

—その他のもの

4411. 92—密度が1立方センチメートルにつき0.8グラムを超えるもの

4411. 93—密度が1立方センチメートルにつき0.5グラムを超え0.8グラム以下のもの

4411. 94—密度が1立方センチメートルにつき0.5グラム以下のもの

繊維板は、多くの場合、木材のチップを機械的方法若しくは蒸気爆砕法により解繊したもの又はその他の木質繊維性材料 (例えば、バガス及び竹) を解繊したものから製造される。当該繊維板を構成している繊維は、顕微鏡観察により確認することができる。当該繊維は、繊維板中において繊維間のからみ及び繊維間の独自の接着性 (一般に含有しているリグニンに基づくもの) により相互に結合している。繊維を凝結させるため、樹脂その他の有機結合剤が繊維に添加されることがある。また、板に特別な性質 (例えば、水を浸透させない性質、防腐性、防虫性、防火性及び防炎性) を付与するため、添加剤が、板の製造中又は製造後に使用されることがある。繊維板には、単一のシートのもものと数枚のシートを接着したものがある。

この項の繊維板のタイプは、製造法により区別することができ、次のものを含む。

(A) 乾式法により得られた繊維板

このグループは、特に、ミディアムデンシティファイバーボード (MDF) を含む。この物品は、加圧時に接着工程を補助する目的で熱硬化性樹脂を乾燥した木材繊維に加える工程でもって製造される。一般に、密度は1立方センチメートルにつき0.45グラムから1グラムである。加工していない状態では、表面及び裏面は平滑である。本品は、家具、室内装飾、建築物等の多くの異なった用途に使用される。

ミディアムデンシティファイバーボードで密度が1立方センチメートルにつき0.8グラムを超

えるものは、取引上、高密度繊維板（HDF）と呼ばれることもある。

（B）湿式法により得られた繊維板

このグループには次のような繊維板がある。

- （1）硬質繊維板（Hardboard）：水に懸濁した木材繊維を金属網上で高温高压下でマット状に加压する湿式法で製造される。加工していない状態では、このタイプの繊維板は、平滑な面と、メッシュ模様のある粗い面がある。しかし、特別な表面処理又は特別な製造法により、平滑な両面にすることもできる。一般に、密度は1立方センチメートルにつき0.8グラムを超える。硬質繊維板（Hardboard）は、主として、家具用、自動車産業用、ドアスキン用及び包装用（特に、果実や野菜の梱包用）として使用される。
- （2）中質繊維板（Mediumboard）：硬質繊維板と類似した方法で製造されるが、低圧で圧縮されたものである。一般に、密度は1立方センチメートルにつき0.35グラムを超え0.8グラム以下である。主として家具の製造において及び室内又は室外の壁用として使用される。
- （3）軟質繊維板（Softboard）：この繊維板は、湿式法による他のタイプの繊維板のような圧縮をしていないものである。一般に、密度は1立方センチメートルにつき0.35グラム以下である。主として建築物の断熱用又は防音用に使用される。断熱用又は防音用の特殊なタイプの板は、シーシング材又はサーキング材として使用される。

この項の物品は、44.09項に規定する形状に加工され、湾曲され、波形にされ、穴をあけられ、正方形若しくは長方形以外の形状に切断され又は成形されているかいないかを問わず、また、表面、縁又は端が加工され、塗布し若しくは被覆され（例えば、紡織用繊維、プラスチック、ペンキ、紙又は金属による塗布若しくは被覆）又は他のいかなる作用が施されているかいないかを問わず、上記の作用が他の項の物品の重要な特性を付与しない限り、この項に含まれる。

この項には、次の物品を含まない。

- （a）パーティクルボード（一枚又は数枚の繊維板と積層したものであるかないかを問わない。）（44.10）
- （b）繊維板を心板とした積層木材（44.12）
- （c）両面が繊維板から成るセルラーウッドパネル（44.18）
- （d）複合板紙、「プレスパン」及び黄板紙などの板紙（一般にその裂目に層状構造が認められることから繊維板と区別することができる。）（48類）
- （e）明らかに家具の部分品と認められる繊維板のパネル（通常94類）

44.12 合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材

4412.10—竹製のもの

—その他の合板（木材（竹製のものを除く。）の単板のみから成るもので各単板の厚さが6ミリメートル以下のものに限る。）

4412.31—少なくとも一の外面の単板が熱帯産木材のもの

4412. 33ーその他のもの（少なくとも一の外面の単板が針葉樹以外のうちはんの木（ハンノキ属のもの）、とねりこ（トネリコ属のもの）、ビーチ（ブナ属のもの）、かば（カバノキ属のもの）、桜（サクラ属のもの）、くり（カスタネア属のもの）、にれ（ニレ属のもの）、ユーカリ（ユーカリ属のもの）、ヒッコリー（ペカン属のもの）、栃の木（トチノキ属のもの）、しなの木（シナノキ属のもの）、かえで（カエデ属のもの）、オーク（コナラ属のもの）、プラタナス（スズカケノキ属のもの）、ポプラ若しくはアスペン（ヤマナラシ属のもの）、はりえんじゅ（ハリエンジュ属のもの）、ゆりの木（ユリノキ属のもの）又はウォルナット（クルミ属のもの）のものに限る。）
4412. 34ーその他のもの（少なくとも一の外面の単板が針葉樹以外のものに限るものとし、第4412. 33号のものを除く。）
4412. 39ーその他のもの（いずれの外面の単板も針葉樹のものに限る。）
ー単板積層材（L V L）
4412. 41ー少なくとも一の外面の単板が熱帯産木材のもの
4412. 42ーその他のもの（少なくとも一の外面の単板が針葉樹以外のものに限る。）
4412. 49ーその他のもの（いずれの外面の単板も針葉樹のものに限る。）
ーブロックボード、ラミンボード及びバッテンボード
4412. 51ー少なくとも一の外面の板が熱帯産木材のもの
4412. 52ーその他のもの（少なくとも一の外面の板が針葉樹以外のものに限る。）
4412. 59ーその他のもの（いずれの外面の板も針葉樹のものに限る。）
ーその他のもの
4412. 91ー少なくとも一の外面の板が熱帯産木材のもの
4412. 92ーその他のもの（少なくとも一の外面の板が針葉樹以外のものに限る。）
4412. 99ーその他のもの（いずれの外面の板も針葉樹のものに限る。）

この項には、次の物品を含む。

- (1) 3枚以上の木材のシートをお互いに重ね、加圧、膠着した合板：これは、一般に重ねるシートの木目が互いに角度をなすように配置されている。この配置は、パネルを強化し、収縮を相殺することによってそりを防止する。それぞれの構成シートは「単板」といわれ、合板は、通常、奇数の単板で構成されており、中央の単板は心板と呼ばれる。
- (2) ベニヤドパネル：これは基材（通常、劣等材）に木材の薄板を圧力をかけて接着したものである。

木材以外の基材（例えば、プラスチックのパネル）に木材の薄板を張ったものは、薄板が当該パネルに重要な特性を与えている場合に限りこの項に含まれる。

- (3) 類似の積層木材：これは、更に次の2種類に分けられる。

ーブロックボード、ラミンボード及びバッテンボード：これらは心材が厚く、それぞれ木材のブロック、小舞又は小角を並べて膠着したものから成り、表面に外装単板が張られている。この種類のパネルは、非常に強靱で、枠又は裏張りすることなく使用することができる。

一木製の心材を他の材料（一層又は多層のパーティクルボード、繊維板、木くずを接着した板、石綿、コルクのようなもの）で代用したパネル

ただし、この項には“glulam”と呼ばれる積層したはり又はアーチのような大きく、重く、かつ、がっしりした製品は含まない（通常 44.18）。

この項の物品は、44.09 項に規定する形状に加工され、湾曲され、波形にされ、穴をあけられ、正方形若しくは長方形以外の形状に切断され又は成形されているかいないかを問わず、また、表面、縁又は端が加工され、塗布し若しくは被覆され（例えば、紡織用繊維、プラスチック、ペンキ、紙又は金属による塗布若しくは被覆）又は他のいかなる作用が施されているかいないかを問わず、上記の作用が他の項の物品の重要な特性を付与しない限り、この項に含まれる。

この項には、また、床用パネルとして使用される合板パネル、ベニヤドパネル及びこれらに類する積層木材のパネルを含む。これらの中には、「寄せ木フローリング」と呼ばれるものもある。これらのパネルは、組み合わせた床用パネルに似せるため、表面に木製の薄板が圧力をかけて接着してある。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 積層木材を平削りすることにより得られる化粧ばり用単板（44.08）
- (b) 改良木材を積層したパネル（44.13）
- (c) セルラーウッドパネル及び組み合わせた床用パネル（寄せ木床用パネルを含む。）又はタイル（木製のブロック、ストリップ及びフリーズ等から成り、一層以上の木材から成る支持体上に組み合わされ、多層の寄せ木フローリングパネルとして知られるものを含む。）（44.18）
- (d) 寄せ木し又は象眼した木材（44.20）
- (e) 明らかに家具の部分品と認められるパネル（通常 94 類）

＊

＊ ＊

号の解説

4412.10、4412.31、4412.33、4412.34 及び 4412.39

当該各号の合板については、たとえ表面が被覆され又は 44.12 項の解説中「この項の物品は、（以下略）」の段に記された更なる加工を施されても、同号に分類される。

4412.41、4412.42 及び 4412.49

単板積層材（LVL）：高い重量強度比を有し、建築物に使用される合成加工資材であるが、構造物の荷重を支えるようには設計されていない。外面の板の層及びその他のほとんど又は全ての板の層の木目が長手軸方向に平行となるように重ねられた多層の薄板から成る（サクセッシブベニヤ等）。丸太を薄板に削り出し、加熱、加圧の下で接着して作られる。単板積層材（LVL）に使用される薄板は、連続的に強度特性を持たせるためにしばしばスカーフジョイント、バットジョイント又はラップジョイントされる。

44.13 改良木材（塊状、板状、ストリップ状又は型材のものに限る。）

この項に含まれる改良木材は、化学的又は物理的な処理によって、密度又は硬度を増加させることにより、機械的強度、化学的作用に対する抵抗性又は電気抵抗特性を改善した木材である。このような木材には、単一の材から成るもの及び多数の層を相互に接着したものがある。後者のものにあつては、当該処理は、単に木材の各層を接着するのに必要とする処理を超えたものに限る。

この項の物品の製造には、注入法及び圧縮法の二つの主な方法がある。これらの方法は、単独で又は併用して使用される。

注入法は、木材に、通常、熱硬化性のプラスチック又は溶融金属を深く含浸させるものである。

熱硬化性のプラスチック（例えば、アミノ樹脂又はフェノール樹脂）の注入には、薄板から製造した積層材の方が、普通の木材よりも浸透が容易という理由で、多く利用される。金属化木材は、前もって熱処理を行った普通の木材の片を、密封された容器内で、高圧のもとで溶融金属（例えば、すず、アンチモン、鉛、ビスマス又はこれらの合金）の液に漬けて製造される。金属化木材の密度は、一般には1立方センチメートルにつき3.5グラムを超える。

圧縮法は、木材の細胞を圧縮する効果がある。これらは強力な油圧プレス若しくはローラーにより横に圧縮するか又はオートクレープの中で高圧のもとですべての方向に圧縮して作られる。圧縮木材は、1立方センチメートルにつき1.4グラムほどの密度を有する。

注入法と圧縮法とが同時に行われる場合もある。すなわち、木材（通常ビーチ）のごく薄いシートを重ね高温、高圧のもとで合成樹脂で接着して行われる。したがって、木材には十分に樹脂が染み込み、接着と同時に圧縮も行われる。

改良木材は、歯車、シャトル、ベアリングその他の機械の部分品、プロペラ、絶縁物その他の電気用の物品又は化学工業用の容器等の製造に使用される。

44.14 木製の額縁、鏡枠その他これらに類する縁

4414.10－熱帯産木材のもの

4414.90－その他のもの

この項には、形状、大きさを問わず木製の縁を含む（木材の一個のブロックから作ったものであるかないか又は玉縁若しくは繰型から作ったものであるかないかを問わない。）。またこの項の縁には、寄木し又は象眼した木材製のものもある。

この項の物品は、通常の木材、パーティクルボードその他これに類するボード、繊維板、積層木材又は改良木材からなるものがある（44類注3参照）。

縁は、たとえ、裏板、支持物又はガラスが付いていてもこの項に含まれる。

木製の額縁付きの印刷した絵画及び写真も全体としての重要な特性が額縁にある限りは、この項に属する。その他の場合には49.11項に属する。

枠付きのガラス鏡も、この項から除かれる（70.09）。

額縁付きの書画、コラージュその他これに類する装飾板及び銅版画、木版画、石版画その他の版画の場合は、それらを全体としてひとつの物品と見なすか、あるいは額縁を独立した物品と見なすかは、それらの状況による（97 類注 6、97.01 項及び 97.02 項の解説参照）。

44.15 木製のケース、箱、クレート、ドラムその他これらに類する包装容器、木製のケーブルドラム及び木製のパレット、ボックスパレットその他の積載用ボード並びに木製のパレット枠

4415.10—ケース、箱、クレート、ドラムその他これらに類する包装容器及びケーブルドラム

4415.20—パレット、ボックスパレットその他の積載用ボード及びパレット枠

この項の物品は、通常の木材、パーティクルボードその他これに類するボード、繊維板、積層木材又は改良木材からなるものがある（44 類注 3 参照）。

（I）ケース、箱、クレート、ドラムその他のこれらに類する包装容器

これらには、次の物品を含む。

- （1）堅固な横板、ふた板及び底板を有する箱及びケース。これらは、一般に、包装又は運送に使用される。
- （2）クレート、果物又は野菜の箱、エッグトレイ、その他側面が小板で作られているふたのない容器（ガラス製品、陶磁製品、機械類等の運搬用に供する種類のものを含む。）
- （3）チーズ、医療用品等の包装に使用する種類の平削りし又は丸はぎした木材製の箱（組物にした木材のものを除く。）、マッチ箱（側葉を塗布した面を持つものを含む。）及びバター、果物等の販売用のふたなしの円すい形の容器
- （4）染料、化学薬品等の運搬に使用されるドラム又はたる型の容器（たる類製造業者によって作られるものを除く。）

これらの容器には、ふたなしで提示されるもの（ケース、クレートなどのようなふたなしの容器）もある。これらには、組み立ててないもの又は部分的に組み立てたもの（完成した容器又は完成した容器としての重要な特性を有する未完成の容器を作るのに必要な部分のセットになっているものに限る。）もある。このようなセットになっていない木材は、ひき又はかんながけした木材、合板等としてそれぞれの項に属する。

この項のケース等には、単にくぎ付けし又はありほぞその他の組継ぎをしたものがある。これらは、ちょうつがい、取手、ファスナー、脚又はコーナーピースを取り付けたもの及び金属、紙等で裏張りしたものがある。

使用済みの箱、クレート等で、まだ使用可能なものはこの項に含まれるが薪以外には使用できないものは除かれる（44.01）。

この項には、また、次の物品を含まない。

- (a) 42.02 項の製品
- (b) 44.20 項の箱、ケースその他これらに類する製品
- (c) コンテナ（一以上の輸送方法による運送を行うために特に設計し、かつ、装備したものに
限る。）(86.09)

(II) ケーブルドラム

ケーブルドラムは、しばしば1メートルを超える径を持つ大型のドラムで、送電線、電話線その他これらに類するケーブルの保持又は運搬に使用される。これらは、電線の敷設に便利のように転がるようになっている。

(III) パレット、ボックスパレットその他の積載用ボード

積載用ボードは、荷役、輸送及び保管を機械設備でできるように、多くの物品を一つにまとめるための移動可能な台である。

パレットは、栈木でへだてられた二面のデッキ又は脚によって支えられた一面のデッキから成るもので、主としてフォークリフト又はパレットトラックによる取扱いに適するように作られた積載用ボードである。ボックスパレットは、少なくとも三面の上部構造（固定式、取外し式又は折畳み式の側面）を有し、ダブルデッキパレット又は他のボックスパレットと重ねて使用できるようになっている。

積載用ボードのその他の例として、プラットフォーム、支柱付プラットフォーム、枠型ボックスプラットフォーム、側レール付プラットフォーム及び端レール付プラットフォームがある。

(IV) パレット枠

パレット枠は、4個の木材から成り、パレット上に枠を形成するために通常、端にちょうつがいが付いている。

44.16 木製のたる、おけその他これらに類する容器及び木製のこれらの部分品（たる材及びおけ材を含む。）

この項には、たる類製造業者により作られる容器のみを含む。すなわち、これらのものの胴は、ふた及び底をはめ込むための溝がつけられたたる材から成るもので、その形は、木材又は金属のたがによって保持されている。

たる類製造業者の製品には、大おけ、たらい等のほか、すき間がなくしっかりしているか（湿った物品用）いないか（乾燥した物品用）を問わず、各種のおけ及びたる（発酵おけ、胴のふくらんだたる、大だる等）が含まれる。

これらの製品には、分解したもの又は部分的に組み立てられたものもあり、時には、内面を裏張りし又は塗布したものもある。

また、この項には、仕上げ加工のいかんを問わず、たる類製造業者の製品の部分品であること

が明確なおけ材、たる材その他のすべての木製品（例えば、おけのふた及び一定の長さに切り、組み立てるため両端に切り込みを付けたたが材）を含む。

この項には、更に、未完成のおけ材及びたる材、すなわち、たるその他のたる類製造業者の製品の側板、ふた又は底を作るための木製のストリップも含まれる。これらのおけ材及びたる材は、次のような形状を有する。

- （１）樹幹をその髄線の方に割った割材から割り出したストリップ。更に、これから主要な面の一方をひいて平滑にし、他の面をおの又はナイフで単に揃えたものもある。
- （２）主要な二面の少なくとも一方が湾曲面にひかれたおけ材及びたる材。このような曲面は、筒のこでひいて得られる。

この項には、次の物品を含まない。

- （a）主要な二面をひいて平らにした木材（44.07 又は 44.08）
- （b）おけ材及びたる材で製造した容器で、ふた及び底をくぎ付けしたもの（44.15）
- （c）おけ及びたる等で家具（例えば、机及びいす）として使用するための形状に切られたもの（94 類）

44.17 木製の工具並びに工具、ほうき又はブラシの木製のボデー、柄及び握り並びに靴の木型

この項には、次の物品を含む。

- （１）木製の道具（刃、作用端、作用面その他の作用する部分が 82 類注 1 に定める材料から成る工具を除く。）

この項の道具には、ヘラ（44.19 項の台所用品を除く。）、モデリングナイフ、木づち、大づち、熊手、フォーク、シャベル、ベンチスクリュー、かすがい、サンドペーパー台などがある。

- （２）工具の木製のボデー（例えば、かんな、こうがいかな、弓鋸その他これらに類する道具の台）。ただし、金属の作用する部分（刃又は鉄）が付いてないものに限る。
- （３）各種の道具又は器具に使用される木製の柄及び握り（ろくろがけしてあるかないかを問わない。）（例えば、すき、シャベル、熊手、ハンマー、ねじまわし、鋸、やすり、ナイフ、アイロン又は日付印その他これに類するスタンプに使用されるもの）
- （４）ほうき又はブラシの木製のボデー：これらは、ほうき又はブラシのヘッドの形にした木片（仕上げてあるかないかを問わない。）である。これらは複数の木片から成る場合もある。
- （５）ブラシ又はほうきの木製の柄及び握り（ろくろがけしてあるかないかを問わない。）：これらは、一端に繊維又は剛毛を植え付けるか（ペイントブラシのようなもの）又はボデーに固定させる（例えば、ほうきの柄）ものがある。

- （６）靴の木型：履物の製造に使用するものと履物の形を保護し又は整えるためのものがある。

この項の物品は、通常の木材、パーティクルボードその他これに類するボード、繊維板、積層木材又は改良木材からなるものがある（44 類注 3 参照）。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 工具の柄の製造のために、粗削りし又は粗く丸くした木材 (44. 04)
- (b) この項に属する製品の製造用に単に木材を (例えば、ブロック状に) ひいたもの。ただし、ブランクの状態にまで加工したものを除く (44. 07)
- (c) テーブルナイフ、スプーン又はフォークの木製の柄 (44. 21)
- (d) 帽子の製造用の型 (84. 49)
- (e) 84. 80 項の木製の鋳型等
- (f) 機械類及びその部分品 (84 類)

44. 18 木製建具及び建築用木工品 (セルラーウッドパネル、組み合わせた床用パネル及びこけら板を含む。)

―窓及びフランス窓並びにこれらの枠

4418. 11―熱帯産木材のもの

4418. 19―その他のもの

―戸及びその枠並びに敷居

4418. 21―熱帯産木材のもの

4418. 29―その他のもの

4418. 30―くい及びはり (第 4418. 81 号から第 4418. 89 号までの物品を除く。)

4418. 40―コンクリート型枠

4418. 50―こけら板

―組み合わせた床用パネル

4418. 73―竹製のものと及び少なくとも最上層 (摩耗層) が竹製のもの

4418. 74―その他のもの (モザイク状の床用のものに限る。)

4418. 75―その他のもの (多層のものに限る。)

4418. 79―その他のもの

―構造設計用木材製品

4418. 81―構造用集成材 (グルラム)

4418. 82―直交集成板 (C L T 又は X-ラム)

4418. 83―I 型はり

4418. 89―その他のもの

―その他のもの

4418. 91―竹製のもの

4418. 92―セルラーウッドパネル

4418. 99―その他のもの

この項には、あらゆる種類の家屋等の建築に使用される木製の加工品 (寄せ木し又は象眼した

木材のものを含む。)で、組み立てたもの又は組み立ててないが明らかにこの用途に使用されると認められるもの(例えば、ほぞ、ほぞ穴、ありほぞその他これらに類する組み立て用のほぞを備えたもの)を含む(ちょうつがい、錠等のような金属製の取付具の有無を問わない)。

この項の物品は、通常木材、パーティクルボードその他これに類するボード、繊維板、積層木材又は改良木材からなるものがある(44類注3参照)。

ジョイナリ(joinery)とは、より特定の、建築物の附属物(戸、窓、シャッター、階段、戸の枠又は窓枠のようなもの)をいう。一方カーペントリイ(carpenry)とは、建築構造用に又は一時的な足場若しくはアーチの支持物等に使用される木製の加工品(はり、たる木、つかのようなもの)をいい、組み立てたコンクリート型枠を含む。ただし、合板のパネルは、たとえ表面がコンクリート打込み用に処理されたものであっても、44.12項に属する。

カーペントリイ(carpenry)には、木材の層を同一の木目の方向に多数重ね合わせ接着成形した構造用集成材の製品(glulam)を含む。この場合、曲面部では積層面が荷重方向に直角になるように配置される。したがって、まっすぐな集成材のはりでは積層面は水平となっている。

また、この項には、セルラーウッドパネルも含まれる。このパネルは、一見44.12項の解説に記載したブロックボード及びバツテンボードに似ているが、しんを構成する小角又は小舞は、平行又は格子状のいずれかに並べられ、それらの間には空間がある。2枚の表板が縁の木枠の上に取り付けられているだけのものもある。これらのすき間には、防音又は耐熱の材料(例えば、コルク、ガラスウール、木材パルプ又はアスベスト)が詰められている場合もある。表板は、普通の木材の場合もあり、パーティクルボードその他これに類するボード、繊維板又は合板の場合もある。また、当該パネルは、44.12項のように卑金属で表面を覆っているものもある。この種のパネルは、比較的軽くしかも強いので、仕切り、戸、時には家具の製造に使用される。

この項には、また、縁どりしてあるかないかを問わず、床用パネル(寄せ木パネルを含む。)又はタイルに組み合わせた硬質のブロック、ストリップ、フリーズ等を含む。また、ブロック、ストリップ、フリーズ等から成り、一層以上の木材から成る支持体上に組み合わされた、「多層の」寄せ木床用パネルとして知られる床用パネル又はタイルも含む。その最上層(摩耗層)は、通常、パネルを形成する2以上のストリップの列から成る。これらのパネル又はタイルには組み合わせを容易にするために端にさねはぎ加工を施したものもある。

こけら板(シングル)は、通常、一方の端(根元)が5ミリメートルより厚く、もう一方の端(先端)が5ミリメートルより薄くなるように縦にひいた木材である。これには、両縁が平行になるようにひき直したもの又はその根元を縁に対して直角にするため若しくは曲線その他の形状にするためにひき直したものもある。一方の表面が根元から先端までやすりがけされたもの又は縦に溝付けされたものもある。

こけら板(シェーク)は、短く切った丸太又はブロックから手おの類又は機械で割った木材である。その面は、断面特有の木材の自然のはだ目が現れている。こけら板(シェーク)には、二枚のこけら板(シェーク)を得るため、一枚のこけら板(シェーク)を二面の厚みの間でひいたものもある。このようなものは、したがって、割った表面とひかれた裏面を有している。

この項には、次の物品を含まない。

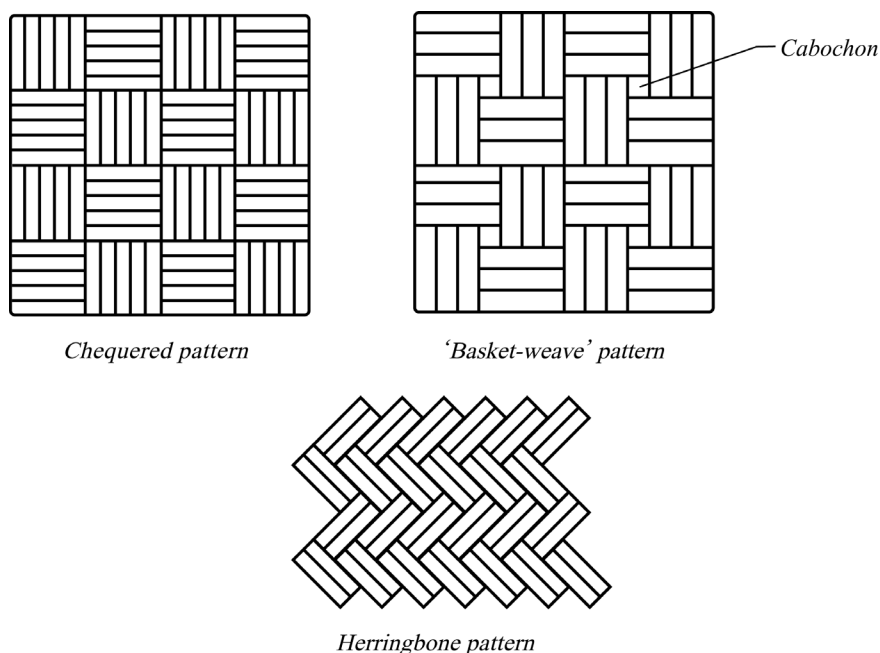
- (a) 床用パネルとして使用される合板パネル、ベニヤドパネル及びこれらに類する積層木材のパネルで、44. 18 項の組み合わせた床用パネルに似せるため、表面に木製の薄板が圧力をかけて接着してあるもの (44. 12)
- (b) 食器棚 (背板の有無を問わず、くぎその他の方法により、天井又は壁に固定できるようにしたものを含む。) (94. 03)
- (c) プレハブ建築物 (94. 06)

*
* *

号の解説

4418. 74

モザイク状の床用の組み合わせた床用パネルには、多数の独立した正方形、長方形の要素から成り、「カボション (cabochons)」(小さな正方形、長方形、三角形、ひし形その他の形状の木片で、目的とする図案を得るための充填物として使用されるもの) と呼ばれるものを含むことがある。ストリップは特定の図案 (例えば、チェッカード (chequered)、バスケットウィーブ (basket-weave)、ヘリンボーン (herringbone)) に従って配置される (下記の例参照)。



4418. 81、4418. 82、4418. 83 及び 4418. 89

これらの号において「構造設計用木材製品」とは、単にひいた木材 (44. 07) よりも強度を高めるため、集成材から成る製品又は木材、単板積層材、合板若しくはオリエンテッドストランドボード (OSB) 等を組み合わせた製品を意味する。これらの製品は、構造物の荷重を支えるように設計されている。

構造用集成材 (glulam) : 連続して隣り合う木材の層の木目を同一方向に多数重ね合わせて接着

成形した大きな構造用資材である。

直交集成板（CLT、X-ラム又は cross-ply timber）：少なくとも 3 層以上の木材を互いに重ねて作られる大きな建築構造用パネルである。各層は、幅方向に並べた複数の木材の板（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸剥ぎしたもので、厚さが 6 ミリメートルを超えるものに限る。）から成る（接着してあるかないかを問わない。）。通常、隣り合う各層の繊維方向が直交するように積層される。

合板は厚さ 6 ミリメートル以下の積層した薄板から成るのに対し、直交集成板は繊維方向にそろえた多数のひき板から成る点において、明確な差異がある。木目が交互に配向されることにより軸方向及び幅方向のいずれにも強度が増し、構造物の荷重を支える性質を有する。

I 型はり（又は I-joists）：上部と底部のフランジ（水平部材）とウェブ（垂直部材）が結合した I 字形状をした構造設計用木材の一種である。一般的にフランジには単板積層材（LVL）又はひき板が、ウェブには積層板又はオリエンテッドストランドボード（OSB）が使用される。

4418.92

4418.92 号には、竹製のセルラーウッドパネルは含まない（4418.91）。

44.19 木製の食卓用品及び台所用品

ー竹製のもの

4419.11ー製パン用の板、まな板その他これらに類する板

4419.12ー箸

4419.19ーその他のもの

4419.20ー熱帯産木材のもの

4419.90ーその他のもの

この項には、木製の家庭用品のみを含む（ろくろがけしてあるかないか又は寄せ木し若しくは象眼した木材のものであるかないかを問わないこととし、食卓用品又は台所用品の特性を有するものに限る。）。ただし、主として装飾的な特性を有するもの及び家具は含まない。

この項の物品は、通常の木材、パーティクルボードその他これに類するボード、繊維板、積層木材又は改良木材からなるものがある（44 類注 3 参照）。

この項には、スプーン、フォーク、サラダサーバー、大皿、盆、ジャー、カップ、受皿、香辛料箱その他の台所用容器、パンくず払い（ブラシの付いてないもの）、ナプキンリング、延べ棒、ペーストリー（こね粉）の型、バターパター、すりこぎ、くるみ割り、トレイ、ボウル、製パン用の板、まな板、皿掛け及び台所用の容積測定器を含む。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) たる類製造業者の製品 (44. 16)
- (b) 食卓用品又は台所用品の木製の部分品 (44. 21)
- (c) ブラシ又はほうき (96. 03)
- (d) 手ふるい (96. 04)

44. 20 寄せ木し又は象眼した木材、宝石用又は刃物用の木製の箱、ケースその他これらに類する製品及び木製の小像その他の装飾品並びに第 94 類に属しない木製の家具

－木製の小像その他の装飾品

4420. 11－熱帯産木材のもの

4420. 19－その他のもの

4420. 90－その他のもの

この項には、寄せ木し又は象眼した木材製のパネル（その材料の一部が木材以外の物品から成るものを含む。）を含む。

この項の物品は、通常の木材、パーティクルボードその他これに類するボード、繊維板、積層木材又は改良木材からなるものがある（44 類注 3 参照）。

また、この項には、多種多様な木製品（寄せ木し又は象眼した木材のものを含む。）を含む。これらは、一般に注意深く製作され仕上げも良好である。これらには、小さな箱細工物（例えば、手箱及び宝石箱）、小型の備付け品及び装飾品などがある。これらの製品には、たとえ鏡が取り付けられたものであっても、それらが本質的に、この項に記載された種類の物品である限りこの項に含まれる。同様に、この項には、木材を主体とした製品であれば、一部又は全部を天然皮革、コンポジションレザー、板紙、プラスチック、紡織用繊維の織物等で内張りしたものであっても、この項に含まれる。

この項には、次の物品を含む。

- (1) うるし塗りの箱並びにナイフ、刃物、科学器具等を入れる木製のケース及び箱並びにかぎたばこ入れその他ハンドバッグ若しくはポケットに入れ又は身に付ける携帯用の小箱並びに文房具箱等並びに針箱並びにたばこ入れ及び砂糖菓子の箱。ただし、台所で使用する通常の香辛料用の箱等を除く（44. 19）。
- (2) 木製の家具（94 類に属するものを除く。94 類の総説参照）。この項には、コート掛け、帽子掛け、洋服ブラシ掛け、事務用レタートレイ、灰皿、ペン皿及びインクスタンドを含む。
- (3) 小像、動物、肖像その他の装飾品

この項には、この項の物品の木製の部分品を含まない（44. 21）。

この項には、また、次の物品を含まない。

- (a) 楽器又は武器用の木製のケース及びさや、ケース、箱その他これらに類する容器で革、コンポジションレザー、紙又は板紙、バルカナイズドファイバー、プラスチックシート又は紡織用繊維で被覆したもの（42. 02）

- (b) 身辺用模造細貨類 (71.17)
- (c) 91 類の時計のケース及びその部分品
- (d) 92 類の楽器及びその部分品
- (e) 携帯武器用のさや (93.07)
- (f) 94 類の物品 (例えば、家具及び照明器具)
- (g) 96 類の喫煙用パイプ及びその部分品並びにボタン、鉛筆その他の物品
- (h) 97 類の美術品及びこつとう

44.21 その他の木製品

4421.10－衣類用ハンガー

4421.20－棺

－その他のもの

4421.91－竹製のもの

4421.99－その他のもの

この項には、ろくろがけその他の方法により又は寄せ木し若しくは象眼した木材から作られたすべての木製品を含む。ただし、前項までに該当する物品及びその構成材料にかかわらず他の項に該当する物品を除く（この類の注1等参照）。

また、前項までに該当する物品の木製の部分品は、44.16 項のものを除き、この項に含まれる。

この項の物品は、通常の木材、パーティクルボードその他これに類するボード、繊維板、積層木材又は改良木材からなるものがある（44 類注3参照）。

この項には、次の物品を含む。

- (1) スプール、コップ、ボビン、糸巻類等。これらの製品は、通常ろくろがけした木材の軸又はしんを有し、その上に糸又は細い線を巻き取ることができるものである。

この軸は円筒形又は円すい形で、通常、内部は空洞となっており、一端又は両端には、つばが付いている。この項には、ろくろがけした木材の軸に木製又はその他の材料製の端を付けたボビンを含む。これらは、例えば、絶縁電線用等に従される

- (2) うさぎ小屋、にわとり小屋、みつばちの箱、鳥かご、犬小屋、かいば槽及び動物のかせ
- (3) 劇場用の大道具、建具用作業台、とじ糸を保持するらせん機構を有し、本を手で縫いとじする場合に使用するテーブル、はしご、脚立、うま、活字、道路標識、肖像、看板、園芸用のレーベル等、楊子、格子及び垣根用パネル、踏切、ローラーブラインド及びベネシャンブラインドその他のブラインド、栓、梁受け、スプリングブラインド用のローラー、衣類用のハンガー、洗濯板、アイロン台、洗濯ばさみ、合わせくぎ、オール、かい、かじ及び棺
- (4) 舗装用の木れんが。これは、通常、四角形の面を持つ一定の大きさのものである。これは複式の丸のこで作られる。

敷設後、木れんがが膨潤しても良いように、しばしば側面にすき間用のストリップをくぎで打ちつけたものがある。

- (5) マッチの軸木。これは、引抜材又はより一般的には平削し若しくは丸はぎした木材を、マッチの寸法に切断して作られる。また、一個のブロックから押抜きにより一度に多数作られることもある。これらに、化学物質（例えば、りん酸アンモニウム）を染み込ませたものもある。ただし、頭薬を付けたものはこの類には含まれない。この項には、また、ブックマッチの製造用に一方の端に刻みを入れ又は溝を付けたストリップを含む。
- (6) 履物用の木くぎ。これはマッチの軸木と同様の方法でつくられる。ただし、これらの一方の端はとがっており、断面は円形、四角形又は三角形である。これらは、長靴若しくは短靴の底又はかかとを固定するため、金属釘の代用としてしばしば使用される。
- (7) 容積測定器（44. 19 項の台所用品を除く。）
- (8) テーブルナイフ、スプーン又はフォークの木製の柄
- (9) 粗く引いた木舞からなるパネルで、運搬又は加工を容易にするため、膠着剤で組み立てたもの
- (10) 玉縁又は繰型を他の玉縁、繰型その他の材に重ねた物品（44. 18 項に該当するものを除く。）

この項には、次の物品を含まない。

- (a) マッチの軸木用の木材のストリップ（44. 04）
- (b) 未完成の履物用の木くぎでストリップ状のもの（一方の縁を両面から斜めに鋭く切ったもので、切断することにより木くぎとなるもの）（44. 09）
- (c) 44. 17 項の刃物（テーブルナイフを除く。）その他の工具又は道具の木製の柄
- (d) 46 類の物品
- (e) 64 類の履物及びその部分品
- (f) つえ及びその部分品並びに傘並びにむち（66 類）
- (g) 16 部の機械類及びその部分品並びに電気機器（例えば、84. 80 項の木製の鑄造用パターン）
- (h) 17 部の物品（例えば、ボート、ねこ車及び荷車その他の車両）
- (i) 数学用又は製図用の器具、度量衡器（容積測定器を除く。）その他の 90 類の物品
- (k) 銃床その他の武器の部分品（93. 05）
- (l) 玩具、遊戯用具及び運動用具（95 類）

*

* *

付 表

熱帯産木材の名称

標準名	学 名	俗 称	
Abarco アバルコ	<i>Cariniana pyriformis</i> Miers.	Venezuela	Bacu
Abura アビュラ	<i>Hallea ciliata</i> Leroy (Syn. <i>Mitragyna ciliata</i> Aubr. & Pellegr.) <i>Hallea rubrostipulata</i> F. Leroy (Syn. <i>Mitragyna</i> <i>rubrostipulata</i> Harv.) <i>Hallea stipulosa</i> O. Kuntze (Syn. <i>Mitragyna stipulosa</i> O. Ktze)	Angola Cameroon Congo Côte d'Ivoire Equatorial Guinea Gabon Ghana Nigeria Sierra Leone Uganda Dem. Rep. of the Congo Zambia <i>France</i>	Mivuku Elolom Vuku Bahia Elelon Elelom Nzam Subaha Abura Mboi Nzingu Mvuku Nzingu <i>Bahia</i>
Acacia アカシア (ア カシアアウ リ、アカシア マンギウム)	<i>Acacia auriculiformis</i> A.Cunn. ex Benth. <i>Acacia mangium</i> Willd.	Australia Indonesia Malaysia Papua New Guinea Thailand <i>UK</i> <i>USA</i>	Black Wattle, Brown Salwood Mangge Hutan, Tongke Hutan Kayu Safoda Arr Kra Thin Tepa <i>Brown Salwood,</i> <i>Black Wattle</i> <i>Brown Salwood,</i> <i>Black Wattle</i>
Acajou d'Afrique アカジョアフ リカ	<i>Khaya</i> spp. <i>Khaya ivorensis</i> A. Chev. (Syn. <i>Khaya klainei</i> Pierre ex A.Chev.)	Angola Cameroon Côte d'Ivoire Equatorial Guinea Gabon Ghana Nigeria <i>France</i> <i>Germany</i> <i>UK</i>	Undia Nunu N'Gollon Acajou Bassam Caoba del Galón Zaminguila Takoradi Mahogany Ogwango <i>Acajou Bassam</i> <i>Khaya Mahagoni</i> <i>African Mahogany</i>

	<i>Khaya anthotheca</i> C. DC.	Angola Cameroon Congo Côte d'Ivoire Ghana Uganda <i>France</i> <i>Germany</i>	N'Dola Mangona N'Dola Acajou Blanc, Acajou Krala Ahafo Munyama <i>Acajou Blanc</i> <i>Khaya Mahagoni</i>
	<i>Khaya grandifoliola</i> C. DC.	Côte d'Ivoire Nigeria Uganda <i>France</i> <i>UK</i>	Acajou à Grandes Feuilles Akuk, Benin Mahogany, Eri Kire <i>Acajou à Grandes Feuilles</i> <i>Heavy African Mahogany</i>
Adjouaba アジョウバ (オジコ)	<i>Dacryodes klaineana</i> (Pierre) H. J. Lam (Syn. <i>Pahylobus deliciosa</i> Pellegr.)	Dem. Rep. of the Congo Congo Gabon	Mouguengueri Safukala Assia, Igaganga, Ossabel
Afina アフィナ	<i>Strombosia glaucescens</i> Engl. <i>Strombosia pustulata</i> Oliv.	Côte d'Ivoire Nigeria	Poe Itako, Otingbo
Afrormosia アフロルモシ ア	<i>Pericopsis elata</i> Van Meeuwen (Syn. <i>Afrormosia elata</i> Harms)	Cameroon Central African Republic Côte d'Ivoire Ghana Dem. Rep. of the Congo <i>France</i>	Obang Obang Assamela Kokrodua Ole, Bohala, Mohole <i>Assamela,</i> <i>Oleo Pardo</i>
Aielé アイエレ (カ ナリウム)	<i>Canarium schweinfurtii</i> Engl.	Angola Cameroon Central African Republic Congo Gabon Ghana Equatorial Guinea Nigeria Uganda Dem. Rep. of the Congo Sierra Leone <i>UK</i>	M'bili Abel Gberi M'bili Abeul, Ovili Bediwunua, Eyere Abe Elemi Mwafu Bidikala, M'bidikala Billi <i>Canarium</i>
Aiéouéko アイエコ	<i>Dimorphandra</i> spp.		

Akak アカク	<i>Duboscia viridiflora</i> (K.Schum.) Mildbr.		
Ako アコ	<i>Antiaris toxicaria</i> subsp. <i>africana</i> (Engl.) C.C.Berg (Syn. <i>Antiaris africana</i> Engl.) <i>Antiaris toxicaria</i> subsp. <i>welwitschii</i> (Engl.) C.C.Berg. (Syn. <i>Antiaris welwitschii</i> Engl.)	Angola Côte d'Ivoire Ghana Nigeria Tanzania Uganda Dem. Rep. of the Congo <i>Germany</i> <i>UK</i>	Sansama Ako, Akede Chenchen, Kyenkyen Oro, Ogiovu Mlulu, Mkuzu Kirundu, Mumaka Bonkonko, Bonkongo <i>Antiaris</i> <i>Antiaris</i>
Akossika アコシカ (オ ドコ)	<i>Scottellia</i> spp. <i>Scottellia coriacea</i> A. Chev.	Cameroon Central African Republic Gabon Ghana Liberia Nigeria <i>Germany</i> <i>Italy</i> <i>UK</i>	Ngobisolo Kelembicho Bilogh-Bi-Nkele Koroko, Kruku Korokon Odoko <i>Odoko</i> <i>Odoko</i> <i>Odoko</i>
Alan アラン	<i>Shorea albida</i> Sym.	Malaysia	Alan-Batu, Red Selangan, Meraka, Selangan Merah, Alan-Paya
Alep アレブ	<i>Desbordesia glaucescens</i> A. Chev. ex Hutch. & Dalziel	Cameroon Congo Gabon Nigeria Dem. Rep of the Congo	Omang Benga Alep Kowo Benga

Almácigo アルマシゴ	<i>Bursera simaruba</i> (L.) Sarg.	South America	Almácigo, Almácigo Blanco, Chacaj Chaca-Jiote, Desnudo, Gumo-Limbo, Indio Desnudo, Indo Desnudo, Jiñocuave
		France	Bois d'encens, Chiboue, Chique, Gommier blanc
		UK	Gum tree, Mexican White Beach, Turpentine Tree, West Indian Birch
Almendrillo アルメンドウ リロ	<i>Taralea oppositifolia</i> Aubl. (Syn. <i>Coumarouna oppositifolia</i> (Willd.) Taub.)	South America	Cumaru Rana, Shihuahuaco, Tarala
Alumbi アルンビ	<i>Julbernardia seretii</i> Troupin (Syn. <i>Berlinia seretii</i> De Wild.)		
Amapa アマパ	<i>Brosimum parinarioides</i> Ducke	Brazil	Amapá Doce
Amapola アマポーラ	<i>Pseudobombax ellipticum</i> (Kunth) Dugand		
Amberoi アンベロイ	<i>Pterocymbium beccarii</i> K. Schum.	Indonesia Malaysia Myanmar Philippines Thailand	Kelumbuk, Papita Melembu, Teluto, Keluak Sawbya Taluto Oi-chang, Po-ikeng, Po-kradang
Amourette アモレット (スネークウ ッド)	<i>Brosimum guianense</i> (Aubl.) Huber	French Guiana Peru Suriname Venezuela UK	Lettre Mouchete, Mourette Cashiba Playa, Waira Caspi Belokoro, Peni-Paia, Poevinga Palo de Oro <i>Snakewood</i>

Andira アディラ	<i>Andira</i> spp.	Brazil Colombia Ecuador French Guiana Guyana Mexico Peru Suriname Trinidad and Tobago Venezuela	Acapurana, Almendo de Rio, Andira Uchi, Angelim Congo Moton Saint Martin Rouge Bat Seed, Koraro Maquilla Quinillo Colorado Rode Kabbes Angelin Sarrapio Montanero
Andiroba アンジローバ	<i>Carapa guianensis</i> Aubl. <i>Carapa procera</i> DC.	Brazil Colombia Costa Rica Ecuador Guyana French Guiana Honduras Panama Surinam Trinidad and Tobago Venezuela	Andiroba, Carapa, Andirobeira, Andiroba Branca, Andiroba Vermelha Masabalo, Mazabalo Cedro Bateo, Cedro Macho Tangare, Figueroa Crabwood Carapa Bastard Mahogany, Cedro Macho Cedro Bateo, Cedro Macho Krappa Crappo Carapa, Masabalo
Andoung アンドン	<i>Monopetalanthus</i> spp. <i>Monopetalanthus coriaceus</i> Morel <i>Monopetalanthus durandii</i> Hallé & Normand <i>Monopetalanthus hedinii</i> (A.Chev.) Aubrev. <i>Monopetalanthus heitzii</i> Pellegr. <i>Monopetalanthus letestui</i> Pellegr.	Gabon	Andjung, Andoung de heitz, Ekop, Ekop-mayo, N'Douma, Zoele

Angelim アンジェリン	<i>Hymenolobium</i> spp.	Brazil French Guiana Suriname	Angelim Amarelo, Angelim da Mata, Angelim Pedra, Angelim Rosa, Mirarena, Sapupira Amarella Saint Martin Gris, Saint Martin Jaune Makkakabes, Saandoe
Angelim rajado アンジェリン ラハド	<i>Marmaroxylon racemosum</i> (Ducke) Killip.	Brazil French Guiana Guyana Suriname	Angelim Rajado, Ingarana da Terra Firma, Ingarana, Bois Serpent Snakewood Bostamarinde Sneki Oedoe
Angelim vermelho アンジェリン ヴェルメーリ ヨ	<i>Dinizia excelsa</i> Ducke	Brazil Guyana	Angelim Falso, Angelim Ferro, Angelim Pedra, Faveira Grande, Faveira Preta, Gurupa, Parakwa
Angueuk アングエク	<i>Ongoeka gore</i> Pierre	Cameroon Côte d'Ivoire Gabon Dem. Rep. of the Congo	Andjek, Angueuk Kouero Andjek, Angueuk Boleko
Aniégré (Aningré) アニグレ (ア ニングレ)	<i>Aningeria</i> spp. <i>Aningeria robusta</i> Aubr. & Pellegr. <i>Aningeria altissima</i> Aubr. & Pellegr. (Syn. <i>Sideroxylon altissimum</i> Hutch. & Dalz.) <i>Pouteria superba</i> A.Chev. (Syn. <i>Aningeria superba</i> A. Chev. Syn. <i>Malacantha superba</i> Verm.) <i>Chrysophyllum giganteum</i> A.Chev (Syn. <i>Gambeyobotrys</i> <i>gigantea</i> (A.Chev.) Aubrev.)	Angola Central African Republic Congo Côte d'Ivoire Ethiopia Kenya Nigeria Uganda Dem. Rep. of the Congo Germany Italy UK	Mukali, Kali M'Boul Mukali, N'Kali Aningueri blanc, Aniegre Kararo Muna, Mukangu Landojan Osan Tutu <i>Aningré-Tanganyika</i> Nuss <i>Tanganyika</i> Nuss <i>Aningeria</i>
Apobeaou アポビュー	<i>Breviea leptosperma</i> (Baehni) Heine		

Araribà アラリバ	<i>Centrolobium</i> spp.	Brazil Colombia Ecuador Panama Paraguay Venezuela	Ararauba, Ararauva Guayacan Hobo, Balaustre Amarillo Guayaquil Amarillo Guayaquil Morosimo Balaustre, Guayacan Hobo
Arisauro アリサウロ	<i>Vatairea guianensis</i> Aubl.	Brazil	Amargoso, Gele Kabbes, Inkassa, Yonko
Aromata アロマタ	<i>Clathrotropis macrocarpa</i> Ducke	South America	Alma negra, Cabari, Sapan, Timbo Pau, Timbo Rana
Assacù アサク	<i>Hura crepitans</i> L.	Bolivia Brazil Colombia Ecuador Guyana French Guiana Peru Suriname Venezuela USA	Ochoco Assacu Ceiba Lechosa Habillo Sandbox Bois du Diable, Sablier Catahua Possentrie, Possum, Ura Wood Ceiba Habillo, Jabillo <i>Possumwood</i>
Assas アサス	<i>Bridelia aubrevillei</i> Pellegr.		
Avodiré アボディラ	<i>Turraeanthus africana</i> Pellegr.	Côte d'Ivoire Ghana Liberia Nigeria Dem. Rep. of the Congo <i>Belgium</i>	Avodiré Apapaye Blimah-Pu Apaya M'Fube, Lusamba <i>Lusamba</i>
Awoura アブラ	<i>Julbernardia pellegriniana</i> Troupin (Syn. <i>Paraberlinia bifoliolata</i> Pellegr.)	Cameroon Gabon <i>France</i> <i>Germany</i>	Ekop-Beli Awoura, Beli <i>Zebrali</i> <i>Zebrali</i>

Ayous (Obéché) アユース (オベチエ)	<i>Triplochiton scleroxylon</i> K. Schum.	Cameroon Central African Republic Côte d'Ivoire Equatorial Guinea Ghana Nigeria <i>France</i> <i>Germany</i> <i>UK</i> <i>USA</i>	Ayous M'Bado Samba Ayus Wawa Arere, Obeche <i>Samba,</i> <i>Abachi</i> <i>Wawa</i> <i>Obeche or Samba</i>
Azobé アゾベ (エッキ、ボンゴシ)	<i>Lophira alata</i> Banks ex Gaertn. (Syn. <i>Lophira procera</i> A. Chev.)	Cameroon Congo Côte d'Ivoire Equatorial Guinea Gabon Ghana Nigeria Sierra Leone <i>Germany</i> <i>UK</i>	Bongossi Bonkolé Azobé Akoga Akoga Kaku Ekki, Eba Hendui <i>Bonkole,</i> <i>Bongossi</i> <i>Ekki</i>
Balata pomme バラタポム	<i>Chrysophyllum sanguinolentum</i> (Pierre) Baehni	South America	Assopokballi, Balata Pommier, Balata Saignant, Barataballi, Bois Cochon, Suitiamini
Balau red	<i>Shorea</i> spp. <i>Shorea balangeran</i> (Korth.) Burck <i>Shorea collina</i> Ridl. <i>Shorea guiso</i> Blume <i>Shorea inaequilateralis</i> Sym. <i>Shorea kunstleri</i> King <i>Shorea ochrophloia</i> Strugnell ex Desch.	Indonesia Malaysia Philippines Thailand <i>Germany</i> <i>UK</i>	Belangeran, Balau Merah Balau Laut Merah, Damar Laut Merah, Balau Membatu, Balau Merah, Red Selangan Batu, Membatu, Seri, Selangan Batu Merah, Seraya Sirup, Selangan Batu No. 1, Sengawan, Semayur, Empenit-Meraka Guijo, Gisok Makata, Chankhau <i>Red Balau</i> <i>Red Balau</i>

Balau yellow イエローバラウ	<i>Shorea</i> spp. <i>Shorea argentea</i> C.F.C. Fisher <i>Shorea atrinervosa</i> Sym. <i>Shorea balangeran</i> (Korth.) Burck <i>Shorea barbata</i> Brandis <i>Shorea ciliata</i> King <i>Shorea exelliptica</i> W. Meijer <i>Shorea foxworthyi</i> Sym. <i>Shorea gisok</i> Foxw. <i>Shorea glauca</i> King <i>Shorea laevis</i> Ridl. <i>Shorea laevifolia</i> (Parijs.) Endert <i>Shorea materialis</i> Ridl. <i>Shorea maxwelliana</i> King <i>Shorea obtusa</i> Wall. ex Blume <i>Shorea roxburghii</i> G. Don <i>Shorea seminis</i> V. Sl. <i>Shorea submontana</i> Sym. <i>Shorea sumatrana</i> Sym. <i>Shorea scrobiculata</i> Burck <i>Shorea superba</i> Sym.	India Indonesia Malaysia Myanmar Philippines Thailand Germany UK	Sal Bangkirai, Agelam, Benuas, Brunas, Selangan batu, Kumus, Kedawang, Pooti Damar laut Kumus, Sengkawan Darat, Balau Kumus, Balau Simantok, Selangan Batu No.1, Selangan Batu No.2 Thitya Yakal, Gisok, Malaykal Chan, Ak or Aek, Pa-Yom Dong <i>Balau</i> <i>Balau</i> , <i>Selangan Batu</i>
Balsa バルサ	<i>Ochroma lagopus</i> Sw. <i>Ochroma pyramidale</i> (Cav. ex Lam.) Urb.	Bolivia Brazil Colombia Central America Ecuador El Salvador Guatemala Honduras Nicaragua Peru Trinidad and Tobago Venezuela	Tami Pau de Balsa Lanu Balsa Balsa Algodon Lanilla Guano, Balsa Gatillo Balsa, Topa, Palo de Balsa Bois flot Balso

Balsamo バルサモ	<i>Myroxylon balsamum</i> Harms.	Mexico Peru France	Arbol del Bálsamo, Bálsamo, Bálsamo de Perú o de Tolu Myroxylon
Banga-wanga ベンガバンガ	<i>Amblygonocarpus andongensis</i> Exell & Torre (Syn. <i>Amblygonocarpus obtusangulus</i> (Oliv.) Harms)		
Baromalli バロマリ	<i>Catostemma fragrans</i> Benth.	South America	Arenillo, Baramalli, Baraman, Baramanni, Flambeau Rouge, Kajoewaballi
Basralocus バスラロカス	<i>Dicorynia guianensis</i> Amshoff & Vouacapoua	Brazil French Guiana Suriname	Angelica do Para, Tapainuna Angelique Basralokus, Barakaroeballi
Batai バタイ (ファ ルカタ、セン ゴンラウト)	<i>Paraserianthes falcataria</i> (L.) I.C.Nielsen (Syn. <i>Albizia falcataria</i> (L.) Fosberg)	Philippines Indonesia Malaysia UK	Falcata, Moluccan sau Jeungjing, Sengon laut, Sikat Batai, Kayu machis, Puah <i>Indonesian albizia</i>
Batibatra バティバトゥ ラ	<i>Enterolobium schomburgkii</i> Benth.	Brazil French Guiana Suriname	Batibatra, Fava de Rosca, Fava Orelha de Macaco, Fava Orelha de Negro, Timbauba, Timborana Acacia Franc, Bougou Bati Batra Tamaren Prokoni
Benuang ビヌアン	<i>Octomeles sumatrana</i> Miq.	Indonesia Papua New Guinea Philippines	Benuang, Binuang Bini, Winuang Erima, Irima, Ilimo Binuang
Bété (Mansonia) ベテ (マンソ ニア)	<i>Mansonia altissima</i> A. Chev.	Cameroon Côte d'Ivoire Ghana Nigeria	Koul Bété Aprono Ofun

Bilinga ビランガ	<i>Nauclea diderrichii</i> Merr. (Syn. <i>Sarcocephalus diderrichii</i> De Wild. Syn. <i>Nauclea trillesii</i> Merr.) <i>Nauclea xanthoxylon</i> (A.Chev.) AubrÉv. (Syn. <i>Sarcocephalus xanthoxylon</i> A. Chev.) <i>Nauclea gillettii</i> De Wild. Merr.	Angola Benin Cameroon Central African Republic Congo Côte d'Ivoire Dem. Rep. of the Congo Equatorial Guinea Ghana Gabon Nigeria Sierra Leone Uganda Germany UK	Engolo Opepe Akondoc Kilu Linzi, Mokesse, N'Gulu-Maza Badi Bonkingu, N'Gulu-Maza Aloma Kusia Bilinga Opepe Bundui Kilingi Aloma Opepe
Billian ブリアン (ウ リン)	<i>Eusideroxylon zwageri</i> Teijsm. & Binn.	Indonesia Philippines	Onglen, Un Tambulian
Bintangor ビンタンゴー ル (カロフィ ラム)	<i>Calophyllum</i> spp.	Indonesia Madagascar Malaysia Myanmar New Caledonia Papua New Guinea Philippines Solomon Islands Sri-Lanka Thailand Vietnam Vanuatu	Bintangur Vintanina Bintangor, Penaga Sultan Champa Tamanou Calophyllum Bansanghal, Vutalau Koila Domba-Gass Poon Cong, Mu-u Tamanou
Bitis ビティス	<i>Madhuca</i> spp.	Southeast Asia	Belian, Betis
Bodioa ボディア	<i>Anopyxis klaineana</i> Pierre ex Engl. (Syn. <i>Anopyxis ealaensis</i> (De Wild) Sprague)		
Bois rose femelle ボアロゼフメ レ	<i>Aniba rosaeodora</i> Ducke (Syn. <i>Aniba duckei</i> Kosterm.)	Brazil	Pau-Rosa

Bomanga ボマンガ	<i>Brachystegia laurentii</i> Louis. <i>Brachystegia mildbraedii</i> Harms (Syn. <i>Brachystegia nzang</i> Pellegr.) <i>Brachystegia zenkeri</i> Harms	Cameroon Congo Dem. Rep. of the Congo Gabon <i>France</i> <i>UK</i>	Ekop-Evene, Ekop-Leke Bomanga Bomanga, Nzang Yegna <i>Ariella</i> <i>Ariella</i>
Bossé clair ボッセクレール (ライトボッセ)	<i>Guarea cedrata</i> Pellegr. <i>Guarea laurentii</i> De Wild.	Côte d'Ivoire Ghana Nigeria Dem. Rep. of the Congo <i>Germany</i> <i>UK</i>	BossÉ Kwabohoro Obobo Nofua Bosasa <i>Bossé</i> <i>Scented Guarea</i>
Bossé foncé ボッセフォン (ダークボッセ)	<i>Guarea thompsonii</i> Sprague & Hutch.	Côte d'Ivoire Kenya Nigeria Dem. Rep. of the Congo <i>Germany</i> <i>UK</i>	Mutigbanaye Bolon Obobo Nekwi Diampi <i>Diampi</i> <i>Black Guarea</i>
Botong ボトン (バリントニア)	<i>Barringtonia asiatica</i> (L.) Kurz.	Southeast Asia	Fish Poison Tree, Sea Poison Tree
Breu-sucuruba ブラウスクラバ	<i>Trattinickia</i> spp.	Brazil	Amesclão, Breu Preto, Mangue, Morcegueira, Ulu
Bubinga ブビンガ	<i>Guibourtia</i> spp. <i>Guibourtia demeusei</i> (Harms) J. Léon. <i>Guibourtia pellegriniana</i> J. Léon. <i>Guibourtia tessmannii</i> (Harms) J. Léon.	Cameroon Gabon <i>UK</i>	Essingang Buvenga <i>Kevasingo</i>

Burada ブラダ パリナリ	<i>Parinari campestris</i> Aubl.	Brazil French Guiana Guyana Suriname Venezuela	Parinari Fongouti Koko, Gaulette Blanc, Gris-Gris Blanc Broad-Leaved Burada, Burada, Candlewood, Kupisini, Mahaicaballi, Makarai, Wamuk, Wamuku Behoerada, Foengoe, Koebesini Guaray, Merecurillo
Burmese Ebony ビルマエボニー (ビルマコクタン)	<i>Diospyros burmanica</i> Kurz.	Myanmar	Burmese Ebony, Hpunmang, Maimakho-Ling, Mia-Mate-Si, Te
Burmese Rosewood ビルマローズウッド (テチガイシタン)	<i>Dalbergia oliveri</i> Gamble ex Prain	Myanmar	Ching-Chan, Ket-Daeng
Busehi ブシャイ	<i>Lebrunia bushaie</i> Staner		
Cabreùva カブレウヴァ	<i>Myrcarpus frondosus</i> Allem.	South America	Cabreùva Parda, Ibirà, Incienso, Oleo de Caboreiba, Oleo de Macaco, Oleo Pardo, Pagé, Payò
Cachimbo カチンボ (ジエクティバ)	<i>Cariniana decandra</i> Ducke		
Cambara (Jaboty) カンバラ (ジャボティ)	<i>Erisma</i> spp. <i>Erisma uncinatum</i> Warm.	Brazil French Guiana Peru Suriname Venezuela Germany	Quarubarana, Jaboty, Cedrinho, Cambara, Quarubatinga, Quaruba, Vermelha Jaboty, Manonti Kouali, Felli Kouali Cambara Singri-Kwari Mureillo Cambara

Canalete カナレテ	<i>Cordia spp.</i>	Argentina Brazil Colombia Cuba Mexico Venezuela	Loro Negro Louro Pardo Canalete Anacahuite, Baria Amapa Asta, Bocote, Cupane, Siricote Canalete
Canelo カネロ (グリーンハート)	<i>Nectandra spp.</i> <i>Ocotea spp.</i>	Brazil Central America Colombia Ecuador French Guiana Guyana Peru Suriname Trinidad and Tobago Venezuela	Louro Louro Branco, Louro Inhamui Aguacatillo Laurel Amarillo Laurel, Canelo Amarillo, Jigua Amarillo Tinchi Cedre Apici Kereti-Silverballi Moena Amarilla Pisi Laurier Laurel
Canelón カネロン	<i>Aniba guianensis</i> Aubl.		
Capomo カポモ	<i>Brosimum alicastrum</i> Sw.	South America	Charo, Ramón
Caracoli カラコリ	<i>Anacardium excelsum</i> Skeels	Brazil Colombia Ecuador Nicaragua Venezuela	Caju Assu, Caju da Matta Caracoli Maranon Espavel Caracoli
Castanheiro Para カスタネイロ パラ	<i>Bertholletia excelsa</i> Humb. & Bonpl.	Brazil Colombia France UK	Castanha-do-Brasil, Castanha-do Pará, Castanheira Canstana do Brasil, Canstana do Pará, Castaña, Castanha-do-Maranhao, Nuez del Brasil <i>Ch,taigne du brésil,</i> <i>Noix du brésil</i> <i>Noix du Pará</i> <i>Brazil nut,</i> <i>Butter nut,</i> <i>Cream nut,</i> <i>Para nut</i>
Castanopsis カスタノプシ ス (シイ)	<i>Castanopsis spp.</i>		

Catiguà カティグア	<i>Trichilia catigua</i> A. Juss.		
Cativo カチヴォ	<i>Prioria copaifera</i> Griseb.	Colombia Costa-Rica Panama Venezuela	Cativo, Trementino Amasamujer Copachu Cativo, Camibar Cativo Muramo, Curucái
Cedro セドロ	<i>Cedrela</i> spp. <i>Cedrela angustifolia</i> DC. (Syn. <i>Cedrela lilloi</i> C. de Candolle) <i>Cedrela fissilis</i> Vell. <i>Cedrela odorata</i> L.	Brazil French Guiana Guyana Honduras Suriname	Cedro Cedrat, Cedro Red Cedar Cedro, Cigarbox Ceder
Cedroi セドロイ	<i>Tapirira</i> spp. <i>Tapirira guianensis</i> Aubl.	Guyana	Warimia
Celtis d'Afrique (Diania, Ohia) アフリカンセ ルティス (デ ィアニア、オ ヒア)	<i>Celtis</i> spp. <i>Celtis adolfi-friderici</i> Engl. <i>Celtis briei</i> De Wild. <i>Celtis gomphophylla</i> Baker (Syn. <i>Celtis durandii</i> Engl.) <i>Celtis mildbraedii</i> Engl. <i>Celtis tessmannii</i> Rendle <i>Celtis zenkeri</i> Engl.	Benin Cameroon Central African Republic Dem. Rep. of the Congo Congo Côte d'Ivoire Gabon Ghana Kenya Liberia Nigeria Uganda Germany UK	Bawe Odou, Odou Vrai Balze Bolunde, Diania, Kayombo Edou, Kiliakamba Asan, Ba, Lohonfe Engo, Celtis, Esa-Kokoo, Esa-Kosua Shiunza Lokonfi Dunki, Ita, Zuwo Ekembe-Bakaswa, Namanuka <i>Celtis</i> <i>Red-Fruited White-</i> <i>Stinkwood</i>

Cerejeira セレジエイラ	<i>Amburana cearensis</i> (Allemão) A. C. Sm.	Argentina Bolivia Brazil Paraguay Peru	Roble Criollo, Roble del País, Roble, Palo Trébol, TrÉbol Roble Americano Amburana, Cerejeira, Cumarú de Cheiro, Umburana Trébol Ishipingo, Sorioco
Champak チャンパカ	<i>Michelia</i> spp. (Syn. <i>Magnolia</i> spp.)	Myanmar Philippines	Saga, Sagawa, Sanga Hangilo, Sandit
Checham チェチャム	<i>Metopium brownei</i> Roxb.	Central and South America	Caribbean Rosewood Black Poisonwood
Chengal チェンガル	<i>Balanocarpus heimii</i> King.	Indonesia Malaysia Thailand	Penak-Bunga, Penak-Sabut, Penak-Tembaga Chengal Takian Chan
Chicha / Xixa チチャ/シーシ ヤ (ステルキ ユリア)	<i>Sterculia</i> spp. <i>Sterculia apetala</i> (Jacq.) Karst.	Bolivia Brazil Colombia Cuba Ecuador French Guiana Guyana Mexico Peru Puerto Rico Suriname Trinidad and Tobago Venezuela	Mani Achicha, Chicha, Tacacazeiro Camajura Anacaguita Cacao de Mote, Sapote, Saput, Zapote Kobe Maho Bellota, Chiapas Huarmi-Caspi, Zapote Silvestre Anacaguita Jahoballi, Kobehe, Okro-Oedoe Mahoe Camoruco, Mayagua, Sunsun
Cocobolo ココボロ	<i>Dalbergia retusa</i> Hemsl.		

Comino Crespo コミノクレス ボ	<i>Aniba perutilis</i> Hemsl.	Bolivia Brazil Colombia Peru <i>UK</i>	Coto, Coto Piquiente Laurel Amarelo, Pau Rosa Aceite de Palo, Caparrapi, Chachajo, Comino, Comino Canelo, Comino Real, Laurel Comino, Punte Comino, Ishpingo Chico, Moena Amarilla, Muen Negro <i>Keriti</i>
Congotali コンゴタリ	<i>Letestua durissima</i> Lecomte	Congo Gabon	Congotali Kong-Afane
Copaiba コパイバ	<i>Copaifera</i> spp.	Argentina Brazil Colombia Panama Venezuela	Timbo-y-Ata Copaibarana, Copahyba Canime, Copaiba Cabino Blanco, Camiba Cabimo, Palo de Aceite
Cordia d'Afrique アフリカンコ ルディア	<i>Cordia</i> spp. <i>Cordia africana</i> Lam. (Syn. <i>Cordia abyssinica</i> R. Br. Syn. <i>Cordia holstii</i> G,rke ex Engl.) <i>Cordia millenii</i> Baker <i>Cordia platythyrsa</i> Baker	Cameroon Central African Republic Congo Ethiopia Gabon Nigeria Uganda <i>UK</i>	Ebais, Ebe Sumba Makobokobo, Mringamringa, Mringaringa, Mukumari Auhi, Awhi, Ekhi Ebais, Ebe Omo Mukebu <i>African Cordia,</i> <i>East African cordia,</i> <i>Large-leafed cordia,</i> <i>Sudan teak</i>
Coula クーラ	<i>Coula edulis</i> Baill.		

Crabwood d'Afrique アフリカンク ラブウッド	<i>Carapa</i> spp. <i>Carapa grandiflora</i> Sprague	Côte d'Ivoire Ghana Liberia Nigeria Sierra Leone Uganda USA UK	Alla, Dona Bete, Krupi Toon-kor-dah Agogo Gobi, Kowi Mujogo, Mutongana <i>African Crabwood</i> <i>African Crabwood</i>
Cristobal granadillo クリストバル グラナディロ	<i>Platymiscium pleiostachyum</i> Donn. Sm.	South America	Jacaranda do brejo
Cumaru クマル	<i>Dipteryx</i> spp.	Bolivia Brazil Colombia Guyana French Guiana Honduras Peru Suriname Venezuela	Almendrillo Cumaru, Cumaru Ferro, Cumarurana Sarrapia Kumaru, Tonka Bean Gaiac de Cayenne, Tonka Ebo Charapilla, Shihuahuaco Amarillo Koemaroe, Tonka Sarrapia
Cupiuba クピウバ	<i>Goupia glabra</i> Aubl.	Brazil Colombia French Guiana Guyana Peru Suriname Venezuela UK	Cachaceiro, Copiuva, Cupiuba Chaquiro, Saino, Sapino Goupi Copi, Kabukalli Capricornia Koepi Congrio Blanco <i>Kabulalli</i>
Curupay クルペイ	<i>Anadenanthera colubrina</i> (Vell.) Brenan	South America	Angico, Cebil, Huilco, Vilca, Wilco

Dabéma ダベーマ	<i>Piptadeniastrum africanum</i> Brenan (Syn. <i>Piptadenia africana</i> Hook. f.)	Cameroon Congo Côte d'Ivoire Equatorial Guinea Gabon Ghana Liberia Nigeria Uganda Sierra Leone Dem. Rep. of the Congo UK	Atui N'Singa Dabema Tom Toum Dahoma Mbeli Agboin, Ekхими Mpewere Mbele, Guli Bokungu, Likundu <i>Dahoma,</i> <i>Ekхими</i>
Dibétou ジベツ	<i>Lovoa spp.</i> <i>Lovoa brownii</i> Sprague <i>Lovoa swynnertonii</i> Baker f. <i>Lovoa trichilioides</i> Harms (Syn. <i>Lovoa klaineana</i> Pierre)	Cameroon Côte d'Ivoire Equatorial Guinea Gabon Ghana Kenya Nigeria Sierra Leone Dem. Rep. of the Congo Uganda France UK USA	Bibolo Dibétou Nivero, Embero Eyan Dubini-Biri, Mpengwa Mukongoro Mukusu Apopo, Sida, Anamenila Wnaime Lifaki-Maindu, Bombulu Nkoba <i>Noyer d'Afrique,</i> <i>Noyer du Gabon</i> <i>African Walnut,</i> <i>Tigerwood</i> <i>Tigerwood, Uganda</i> <i>Walnut Congowood</i>
Difou ディフオウ	<i>Morus lactea</i> Mildbr. <i>Morus mesozygia</i> Stapf	Portugal France UK	Chocobondo Mûrier du Sénégal East African mulberry, African mulberry, Uganda mulberry
Divida ディヴィダ	<i>Scorodophloeus zenkeri</i> Harms		
Djohar ジョハル (タ ガヤサン)	<i>Senna siamea</i> (Lam.) H.S.Irwin & Barneby. (Syn. <i>Cassia siamea</i> (Lam.) H.S.Irwin & Barneby)	Southeast Asia France	Bombay Blackwood, Iron Wood, Kassod Tree, Siamese Senna, Thailand Shower, Yellow Cassia <i>Casse de Siam</i>

Douka (Makoré) ドウカ (マコレ)	<i>Tieghemella</i> spp. <i>Tieghemella africana</i> Pierre (Syn. <i>Dumoria africana</i> Dubard) <i>Tieghemella heckelii</i> Pierre ex Dubard (Syn. <i>Mimusops heckelii</i> Hutch. & Dalz.)	Côte d'Ivoire Ghana Equatorial Guinea Gabon	Makoré Baku, Abacu Okola Douka
Doussié ドウシエ	<i>Afzelia africana</i> Smith <i>Afzelia pachyloba</i> Eggeling & Dale <i>Afzelia bipindensis</i> Harms (Syn. <i>Afzelia bella</i> Harms) <i>Afzelia cuanzensis</i> Oliv.	Angola Cameroon Congo Côte d'Ivoire Ghana Mozambique Nigeria Senegal Sierra Leone Tanzania Dem. Rep. of the Congo <i>Germany</i> <i>Portugal</i> <i>UK</i> <i>USA</i>	N'kokongo Uvala M'Banga, Doussié N'Kokongo Lingue, Azodau Papao Mussacossa, Chanfuta Apa, Aligna Lingue Kpendei Mkora, Mbembakofi Bolengu <i>Afzelia</i> <i>Chafuta</i> <i>Afzelia</i> <i>Afzelia</i>
Drago ドラゴ	<i>Pterocarpus officinalis</i> Jacq.	South America <i>France</i> <i>UK</i>	Lagunero, Pallo de Poyo, Sangre, Sangre de Drago, Sangrillo <i>Mangle-médaille,</i> <i>Mangle-rivière</i> <i>Palétuvier,</i> <i>Sang-dragon</i> <i>Blood-wood,</i> <i>Dragon's-blood</i>
Duabanga ドゥアバンガ	<i>Duabanga grandiflora</i> (Roxb. ex DC.) Walpers	India Indonesia Malaysia Myanmar Papua New Guinea Philippines Thailand Vietnam	Lampati Ramdala Kalam Magas, Magaswith, Phay-Sung, Tagahas Myaukngo Duabanga Loktob Linkwai Phay
Dukali ドゥカリ	<i>Parahancornia fasciculata</i> (Poir.) Benoist		

Durian ドリアン	<i>Durio spp.</i>	Indonesia Malaysia	Durian Apa-Apa, Bengang, Durian, Durian Isa, Punggai
		France UK	<i>Durion</i> <i>Durian</i>
Ebène d'Afrique (Ebène Madagascar) アフリカンエ ボニー (マダ ガスカルエボ ニー)	<i>Diospyros spp.</i> <i>Diospyros crassiflora</i> Hiern. (Syn. <i>Diospyros evila</i> Pierre ex A.Chev.) <i>Diospyros perrieri</i> Jum.	Benin Cameroon Central African Republic Congo Equatorial Guinea Gabon Nigeria Germany UK	Cubaga, EbÈne Epinde-pinde, Mavini, Mevini, Ndou Bingo, Ngoubou Mopini Ébano Evila Abokpo, Kanran, Nyareti Osibin <i>Afrikanisches Ebenholz</i> <i>African ebony</i> , <i>Madagascar ebony</i>
Ebène noire d'Asie アジアンブラ ックエボニー (コクタン)	<i>Diospyros ebenum</i> J. Koen. <i>Diospyros vera</i> (Lour.) A.Chev. (Syn. <i>Diospyros ferrea</i> Willd.) <i>Diospyros melanoxylon</i> Roxb. <i>Diospyros mollis</i> Griff. <i>Diospyros mun</i> A.Chev. & Lecomte		
Ebène noire d'Asie アジアンス トライブエボ ニー (シマコ クタン)	<i>Diospyros celebica</i> Bakh. <i>Diospyros marmorata</i> R.Park. <i>Diospyros rumphii</i> Bakh.		

Ebiara エビアラ	<i>Berlinia bracteosa</i> Benth. <i>Berlinia confusa</i> Hoyle. <i>Berlinia grandiflora</i> Hutch. & Delz.	Angola Benin Cameroon Congo Dem. Rep. of the Congo Côte d'Ivoire Gabon Ghana Nigeria Sierra Leone Germany UK	M'possa Bagbe Abem, Essabem M'Possa M'Possa Melegba, Pocouli Ebiara Berlinia Ekpogoi Sarkpei <i>Berlinia</i> <i>Berlinia</i>
Ekaba エカバ	<i>Tetraberlinia</i> spp. <i>Tetraberlinia bifoliolata</i> (Harms) Hauman (Syn. <i>Berlinia bifoliolata</i> Harms) <i>Tetraberlinia tubmaniana</i> J. LeUn.	Cameroon Congo Equatorial Guinea Gabon Liberia Germany Netherlands Spain UK	Ekop-Ribi Eko-Andoung Ekop Ekop-Andoung Hoh, Sikon <i>Ekop</i> <i>Ekop</i> <i>Ekaban</i> <i>Tetraberlinia</i>
Ekoune エコウネ	<i>Coelocaryon preussii</i> Warb.	Cameroon Central African Republic Congo Dem. Rep. of the Congo Equatorial Guinea Gabon Nigeria	Nom Eteng Kolomeko Kikubi-Lomba Lomba-Kumbi Ekoune, Ekun Ekoune, Ekun Egbenrin
Emien エミアン	<i>Alstonia boonei</i> De Wild. <i>Alstonia congensis</i> Engl. (Syn. <i>Alstonia gillettii</i> De Wild.)	Nigeria Uganda UK	Awun, Egbu Mubajangalabi, Mujua, Mukoge, Musoga <i>Alstonia</i> , <i>Pattern wood</i> , <i>Stool wood</i>

Essessang エセッサン	<i>Ricinodendron</i> spp. <i>Ricinodendron africanum</i> M, Il. Arg. <i>Ricinodendron heudelotii</i> Pierre ex Henckel <i>Ricinodendron rautanenii</i> Schinz.	Benin Congo Côte d'Ivoire Ghana Mozambique Togo UK	Muawa Erimado Erimado Erimado Muawa Erimado <i>African Nut Tree,</i> <i>African Wood,</i> <i>African Wood-Oil Nut</i> <i>Tree,</i> <i>Cork Wood</i>
Essia エシア	<i>Petersianthus macrocarpus</i> Liben (Syn. <i>Petersia africana</i> Welw.)	UK	Esia
Essoula エソウア	<i>Plagiostyles africana</i> Prain ex De Wild.		
Etimóé エティモエ	<i>Copaifera mildbraedii</i> Harms <i>Copaifera salikounda</i> Heckel	Benin Cameroon Central African Republic Congo Côte d'Ivoire Dem. Rep. of the Congo Gabon Ghana Nigeria	Akpaflor Essak Bilombi Yama Etimóé Bofelele Andem-Evine Entedua Ovbialeke
Eveuss エヴェス	<i>Klainedoxa buesgenii</i> Engl. <i>Klainedoxa gabonensis</i> Pierre ex Engl.	Cameroon Central African Republic Congo Côte d'Ivoire Dem. Rep. of the Congo Equatorial Guinea Gabon Ghana Nigeria	Ngon Oboro Kuma-kuma Kroma Ikele, Kuma-kuma Eves Eveuss Kruma Odudu
Evino エヴィノ	<i>Vitex ciliata</i> Pellegr. <i>Vitex pachyphylla</i> Baker		
Eyek エイク	<i>Pachyelasma tessmannii</i> Harms		
Eyong エヨン	<i>Eribroma oblongum</i> Pierre ex A.Chev. (Syn. <i>Sterculia oblonga</i> Masters)	Cameroon Central African Republic Côte d'Ivoire Equatorial Guinea Gabon Ghana Nigeria UK	Bongele, Eyong Bongo Bi N'Chong, N'Zong N'Chong, N'Zong Ohaa Okoko <i>White Sterculia,</i> <i>Yellow Sterculia</i>

Eyoum エヨウム	<i>Dialium</i> spp. <i>Dialium bipindense</i> Harms. <i>Dialium dinklagei</i> Harms. <i>Dialium aubrevillei</i> Pellegr. <i>Dialium pachyphyllum</i> Harms.	Cameroon Congo Côte d'Ivoire Gabon Guinea-Bissau Liberia Mozambique Dem. Rep. of the Congo	Mfang, M'Fan Penzi Afambeou, Kofina Eyoum, Omvong Pau Veludo Ciania, Gbelle-Flu, Gia Kaba Ziba Bongola, Kasudu
Faro ファロ	<i>Daniellia</i> spp. <i>Daniellia klainei</i> Pierre <i>Daniellia ogea</i> Rolfe <i>Daniellia thurifera</i> Bennet	Benin Cameroon Congo Côte d'Ivoire Dem. Rep. of the Congo Equatorial Guinea Gabon Ghana Nigeria Sierra Leone <i>Germany</i> <i>UK</i>	Jatin Nsou Singa N'Dola Faro Bolengu N'Su Lonlaviol Ogea Oziya Gnessi <i>Daniellia</i> <i>Ogea</i>
Faveira ファヴェイラ	<i>Parkia multijuga</i> Benth.	Brazil Colombia Ecuador French Guiana Guyana Peru Suriname Venezuela	Fava Araba Tucupi, Fava Bolota, Faveira, Parica, Visgueiro Huarango, Rayo Tangama Dodomissinga, Kouatakaman Black Manariballi, Ipanai, Uya Goma Pashaco Kwatakama Cascaron

Faveira Amargosa ファヴェイラ アマルゴサ	<i>Vatairea paraensis</i> Ducke	Brazil Colombia Guyana French Guiana Honduras Panama Peru Suriname	Angelim Amargoso, Aracuy, Fava Amarela, Fava Amargosa, Faveria Amarela, Faveira Amargosa, Faveria Bolacha Guerra, Maqui Arisauro, Bastard Purpleheart, Bauwau Inkassa, Yongo Amargo Amargo Mari-Mari, Marupa del Bajo Arisoeroe, Gele Kabbes, Geli-Kabissi
Fijian Sterculia フィジアン ステルクリア	<i>Sterculia vitiensis</i> Seem.	Oceania	Waciwaci
Framiré フラミレ	<i>Terminalia ivorensis</i> A. Chev.	Cameroon Côte d'Ivoire Ghana Liberia Nigeria Sierra Leone <i>UK</i>	Lidia Framiré Emeri Baji Idigbo, Black Afara Baji <i>Idigbo</i>
Formigueiro フォルミゲイ ロ	<i>Triplaris cumingiana</i> Fisch. & C.A.Mey. (Syn. <i>Triplaris guayaquilensis</i> Wedd.)	Ecuador	Fernansanchez
Freijo フレイジョ	<i>Cordia goeldiana</i> Hub.	Brazil	Freijo Frei-Jorge
Fuma (Fromager) フーマ (フロ マジエ)	<i>Ceiba pentandra</i> (L.) Gaertn. (Syn. <i>Ceiba thoningii</i> A. Chev. Syn. <i>Bombax pentandrum</i> L.)	Cameroon Congo Côte d'Ivoire Ghana Liberia Nigeria Sierra Leone Dem. Rep. of the Congo <i>France</i> <i>Germany</i> <i>UK</i>	Doum Fuma Enia, Fromager Onyina Ghe Okha, Araba Ngwe, Banda Fuma <i>Fromager</i> <i>Ceiba</i> <i>Ceiba</i>

Gaiac グアイナック (リグナムバ イタ)	<i>Guaiacum</i> spp.	Mexico Venezuela <i>France</i> <i>Germany</i> <i>Netherlands</i> <i>Spain</i> <i>UK</i>	Palo Santo, Guayacancillo Guayac·n <i>Gaiac</i> <i>Mexiko-Pockholz</i> <i>Pockhout</i> <i>Guayac·n</i> <i>Guaiacum Wood</i>
Galacwood ガラクウッド (パロサンド ア)	<i>Bulnesia sarmientoi</i> Lorentz ex Griseb.		
Gale Silverballi ガレシルベル バリ	<i>Aniba hypoglauca</i> Sandwith (Syn. <i>Aniba ovalifolia</i> Mez.)	South America	Gale Silverballi, Garl, Kawioi, Kurero Shiruaballi, Kurero Silverballi, Moena Puchiri, Silverballi, Yellow Silverballi, Yellow Sweetwood
Gavilan ガヴィラン	<i>Schizolobium amazonicum</i> Huber ex Ducke		Pashaco, Pino Chuncho
Gavil·n Blanco ガヴィランブ ランコ	<i>Oreomunnea pterocarpa</i> Oerst.		
Geronggang ゲロンガン	<i>Cratoxylum arborescens</i> (Vahl) Bl. <i>Cratoxylum arborescens</i> var. <i>miquelli</i> King <i>Cratoxylum glaucum</i> Korth. <i>Cratoxylum lingustrinum</i> Bl. <i>Cratoxylum polyanthum</i> Korth.	Indonesia Malaysia	Gerunggang Mapat Mulu Selunus Gonggang Serungan
Gerutu ゲロトゥ (ウ ラットマタ)	<i>Parashorea densiflora</i> Slooten & Sym. <i>Parashorea lucida</i> (Miq.) Kurz <i>Parashorea parvifolia</i> Wyatt- Smith ex P.S.Ashton <i>Parashorea smythiesii</i> Wyatt- Smith ex P.S.Ashton	India Indonesia Laos Malaysia Thailand	Tavoy Wood White Meranti Mai Hao Gerutu, Gerutu Pasir, Heavy White Seraya, Meranti Gerutu, Meruyun, Urat Mata Batu, Urat Mata Bukit, Urat Mata Daun Kechil, Khai Khieo
Gheombi ゲオンビ	<i>Sindoropsis letestui</i> (Pellegr.) J.L'Éon. (Syn. <i>Copaifera letestui</i> Pellegr.)	Cameroon Gabon	Lumbandjii Gheombi, Ngom

Goiabao ゴイアバオ	<i>Chrysophyllum lucentifolium</i> Cronquist (Syn. <i>Planchonella</i> <i>pachycarpa</i> Pires Syn. <i>Pouteria pachycarpa</i> Pires Syn. <i>Syzygiopsis pachycarpa</i> Ducke)	Brazil	Abiu Casca, Abiurana, Abiurana Amarela, Abiurana Goiaba, Goiabao, Goyabao
Gombé ゴンベ	<i>Didelotia africana</i> Baill. <i>Didelotia idae</i> Oldem., de Wit & Léon. <i>Didelotia letouzeyi</i> Pellegr.	Cameroon Côte d'Ivoire Gabon Liberia Sierra Leone	Ekop-Gombe, Gombe Broutou Angok Bondu Timba
Greenheart グリーンハート	<i>Chlorocardium rodiei</i> (Schomb.) Rohwer, H.G.Richt. & van der Werff	Brazil Guyana Surinam Venezuela	Bibiru, Itauba Branca Bibiru, Demerara, Greenheart Beeberoe Groenhart Sipiroe Viruviru
Grenadille d'Afrique アフリカンブ ラックウッド	<i>Dalbergia melanoxylon</i> Gutif. & Perr.	Chad Dem. Rep. of the Congo Ethiopia Kenya Namibia and South Africa Uganda Zambia Zimbabwe UK	Tabum Kafundula Zobbi, Zebe Kikwaju, Mpingo, Poyi Driedoring Ebbehout, Mokelete, Sebrahout, Swartdriedoring, Umbambangwe Motangu Chinsale, Kasalusalu, Mfwankomo, Mkelete, Mkumudwe, Msalu, Mukelete, Musonkomo Murwiti, Pulupulu <i>African blackwood,</i> <i>African ebony,</i> <i>Mugembe,</i> <i>Poyi</i>

Grigri グリグリ	<i>Licania spp.</i>	Brazil Colombia Costa Rica Guyana Mexico Peru Venezuela	Anauerá, Caraipé, Turiuva Carbonero Zapote Kautaballi, Konoko, Zapote Carbonero, Zapote Carbonero
Guágara グアガラ	<i>Sabal mauritiiformis</i> Griseb. & H.Wendl.	South America	Catarata, Palma Amarga, Palma de Guagara, Palma de Vaca, Palmiche
Guariuba グアリウバ	<i>Clarisia racemosa</i> Ruiz. & Pav.	Bolivia Brazil Colombia Ecuador Peru	Murure Guariuba, Oiticica Amarela, Oiticica da Mata Aji, Guariuba Mata Palo, Moral Bobo, Pituca Capinuri, Guariuba, Murere, Turupay Amarillo
Haiari ハイアリ	<i>Alexa spp.</i>	Brazil Guyana Suriname	Melancieira Haiariballi Nekoe-Oedoe
Haldu ハルドゥ	<i>Haldina cordifolia</i> (Roxb.) Ridsdale (Syn. <i>Adina cordifolia</i> (Roxb.) Hook. f.)	Cambodia India Indonesia Laos Malaysia Myanmar Philippines Sri Lanka Thailand Vietnam	Khvao, Kwao Haldu Lasi Thom Meraga Hnaw Adina, Haldu Kolon Kwao, Tong Lueang Gao-Vang

Hard Alstonia (Pulaï) ハードアルス トニア (プ ライ)	<i>Alstonia angustiloba</i> Miq. <i>Alstonia macrophylla</i> Wall. ex G.Don. <i>Alstonia spatulata</i> Bl. <i>Alstonia scholaris</i> (L.) R. Br. <i>Alstonia pneumatophora</i> Back. ex Den Berger	Indonesia Malaysia Myanmar Papua New Guinea Philippines Thailand Vietnam <i>Australia</i> <i>India</i> <i>UK</i>	Pulai, Sepati Pulai Letok, Sega White Cheese Wood, Mike Wood Dita Thia Mo-Cua <i>White Cheese Wood,</i> <i>Mike Wood</i> <i>Chaitanwood,</i> <i>Chatian</i> <i>Pagoda Tree,</i> <i>Patternwood</i>
Hevea ヘベア (ゴム ノキ)	<i>Hevea brasiliensis</i> (Willd. ex A.Juss.) M.Jl.Arg.	Brazil Guyana Malaysia Peru Thailand Venezuela <i>UK</i> <i>USA</i>	Mapalapa, Seringa, Seringueira Hatti Hevea Wood Jeve, Shirenga Rubber Tree Arbol de Caucho <i>Para Rubber Tree</i> <i>Rubber Wood</i>
Higuerilla イゲリア	<i>Micandra spruceana</i> (Baill.) R. Shultes	Colombia Peru Venezuela	Reventillo, Yetcha Carapacho, Higuerilla Negra, Shiringa Masha Cunuri
Huruasa フルアサ	<i>Abarema jupunba</i> (Willd.) Britton & Killip	Guyana	Ingarana, Tento Azul
Iatandza イアタンザ	<i>Albizia angolensis</i> Welw. <i>Albizia ferruginea</i> Benth.	Angola Benin Cameroon Congo Côte d'Ivoire Gabon Ghana Liberia Nigeria Uganda Dem. Rep. of the Congo <i>UK</i>	Zanzangue Agla Nyinfun Evouvous Sifou-Sifou Yatanza Iatandza Awiemfo-Samina, Okuro Musase Ayinre-Ogo Mugavu, Nongo Elongwamba, Okuru <i>West African Albizia</i>

Ibirà Pytã イビラピタ	<i>Peltophorum dubium</i> (Spreng.) Taub (Syn. <i>Peltophorum vogelianum</i> Benth.)	Argentina Brazil Paraguay	Canafistula Guarucuia Yvyrapyta
Idewa イデワ	<i>Haplormosia monophylla</i> Harms	Liberia	Black Gum, Liberian Black Gum
Igaganga イガガンガ	<i>Dacryodes igaganga</i> Aubr. & Pell.		
Ilomba イロンバ	<i>Pycnanthus angolensis</i> (Welw.) Warb. (Syn. <i>Pycnanthus kombo</i> Baill.) Warb.	Angola Cameroon Congo Côte d'Ivoire Equatorial Guinea Gabon Ghana Nigeria Sierra Leone Dem. Rep. of the Congo	Ilomba Eteng Ilomba Walélé Calabo Eteng OtiÉ Akomu Kpoyéi Lolako, Lejonclo
Imbuia インブイア	<i>Ocotea porosa</i> Barosso (Syn. <i>Phoebe porosa</i> (Nees & Mart.) Mez.)	Brazil South America UK USA	Canela, Imbuia, Embuia Laurel <i>Brazilian Walnut</i> <i>Imbuya</i> , <i>Brazilian Walnut</i>
Inga インガ	<i>Inga</i> spp.	Argentina Brazil French Guiana Guyana Honduras Peru Suriname	Inga Inga, Ingazeira, Inga-Chi-Chi, Inga-Chi-Chica Bois Pagode, Bougouni, Lebi Oueko, Oueko Kurang, Kwari, Kwarye, Maporokon, Yokar Guama Shimbillo Abonkini, Prokonie
Ingyin インギン	<i>Pentacme siamensis</i> (Miq.) Kurz		
Inyak イニヤック	<i>Antonia ovata</i> Pohl		

Ipé イペ	<i>Handroanthus heptaphyllus</i> (Vell.) Mattos (Syn. <i>Tabebuia ipe</i> (Mart.) Standl.) <i>Handroanthus capitatus</i> (Bur & K.Schum) Sanwith (Syn. <i>Tabebuia capitata</i> Sandw.) <i>Handroanthus serratifolius</i> (Vahl) S.O.Grose (Syn. <i>Tabebuia serratifolia</i> Nichols) <i>Handroanthus impetiginosus</i> (Mart. ex DC.) Mattos (Syn. <i>Tabebuia impetiginosa</i> (Mart.) Standl.)	Argentina Bolivia Brazil Central America Colombia French Guiana Guyana Paraguay Peru Suriname Trinidad and Tobago Venezuela	Lapacho Ipé, Lapacho, Tajibo Ipé, Ipé Roxo, Pau d'Arco Amapa, Prieta, Cortez, Guayacan, Cortés Canaguata, Polvillo, Roble Morado Ebene verte Hakia, Ironwood Lapacho Negro Tahuari Negro, Ebano Verde Groenhart Poui, Yellow Poui Acapro,
Iroko イロコ	<i>Milicia</i> spp. <i>Milicia excelsa</i> C.C. Berg (Syn. <i>Chlorophora excelsa</i> (Welw.) Benth.) <i>Milicia regia</i> C.C. Berg (Syn. <i>Chlorophora regia</i> A. Chev.)	Angola Cameroon Congo Côte d'Ivoire East Africa Equatorial Guinea Gabon Ghana Liberia Mozambique Nigeria Sierra Leone Dem. Rep. of the Congo <i>Belgium</i>	Moreira Abang Kambala Iroko Mvuli, Mvule Abang Abang, Mandji Odum Semli Tule Mufula Iroko Semli Lusanga, Molundu, Mokongo <i>Kambala</i>
Itaúba イタウベ	<i>Mezilaurus</i> spp.	Brazil French Guiana Suriname	Louro Itauba Taoub Jaune Kaneelhout
Izombé イゾンベ	<i>Testulea gabonensis</i> Pellegr.	Cameroon Congo Gabon	Rone N'Gwaki Ake, Akewe, Izombe, N'Komi

Jacareuba ジャカレウバ (サンタマリア)	<i>Calophyllum brasiliense</i> Cambess.	Brazil	Árbol de santa María, Calophylle du Brésil, Guanandi, Maria, Santa Maria
Jatoba ジャトバ	<i>Hymenaea courbaril</i> L.	Brazil French Guiana Central and South America, Caribbean Suriname UK	Jatobá Gomme Animée, Pois Confiture Algarrobo, Algarrobo de la Antillas, Algarrobo das Antilhas, Azucar, Cuapinol, Curbaril, Guapinol, Huayo, Jataí, Jutaby Rode Lokus <i>Brazilian Cherry, Brazilian Copal, Cayenne Copal, Copal, Demarara Copal, Kerosene Tree, Stinking Toe, Latin American Locust,</i>
Jelutong ジェルトン	<i>Dyera costulata</i> Hook. f. <i>Dyera polyphylla</i> (Miq.) Steenis (Syn. <i>Dyera lowii</i> Hook. f.)	Indonesia Malaysia Singapore	Jelutong, Djelutong, Melabuwai Jelutong, Andjarotoeng, Letoeng, Pantoeng, Jelutong Bukit, Jelutong Paya Red and/or White Jelutong
Jequitiba ジェキティバ	<i>Cariniana legalis</i> O. Ktze (Syn. <i>Cariniana brasiliensis</i> Casar.) <i>Allantoma integrifolia</i> (Ducke) S.A.Mori (Syn. <i>Cariniana integrifolia</i> Ducke)	Bolivia Brazil	Yesquero Jequitiba, Jequitiba Branco, Jequitiba Rosa, Jequitiba Vermelho, Estopeiro
Jito ジト	<i>Guarea guidonia</i> (L.) Sleumer (Syn. <i>Guarea guara</i> (Jacq.) P. Wils. Syn. <i>Guarea trichilioides</i> L.)		

Jongkong ジョンコン	<i>Dactylocladus stenostachys</i> Oliv.	Indonesia Malaysia	Mentibu, Sampinur Medang-Tabak, Jongkong, Medang, Merubong
Jorori ジョロリ	<i>Swartzia jorori</i> Harms		
Jùraco ジュラコ	<i>Bucida buceras</i> L.	Mexico, Central and South America	Black Olive, Bois Gris-Gris, Bois Margot, Gregre, Jùcaro, Oxhorn Bucida, Ucar
Kabok カボック (パ オキジャン)	<i>Irvingia malayana</i> Oliv. ex A. Benn.	Malaysia Thailand <i>UK</i>	Pau Kijang Kabok <i>Wild Almond</i>
Kadam カダン (カラ ンパヤン、ジ ャボン)	<i>Neolamarckia</i> spp. <i>Neolamarckia cadamba</i> (Roxb.) Bosser (Syn. <i>Anthocephalus</i> <i>cadamba</i> (Roxb.) Miq.) <i>Neolamarckia macrophylla</i> (Roxb.) Bosser (Syn. <i>Anthocephalus</i> <i>macrophyllus</i> (Kuntze) Havil.)	Indonesia Malaysia Myanmar Philippines	Jabon, Kelempajan Kalempayn Kelampo, Kelepayan, Ludai, Kelempayan Mau, Yemau, Maukadon, Mau-Lettan-She Kaatoan Bangkal
Kanda (Kanda brun, Kanda rose) カンダ (カン ダブラ、カン ダローズ)	<i>Beilschmiedia</i> spp. <i>Beilschmiedia congolana</i> Robyns & Wilczek <i>Beilschmiedia gaboonensis</i> Benth. & Hook. <i>Beilschmiedia</i> <i>hutchinsoniana</i> Robyns & Wilczek <i>Beilschmiedia letouzeyi</i> Robyns & Wilczek <i>Beilschmiedia mannii</i> Robyns & Wilczek <i>Beilschmiedia oblongifolia</i> Robyns & Wilczek	Cameroon Central African Republic Côte d'Ivoire Gabon Tanzania	Kanda Bonzale Bitehi Nkonengu Mfimbo
Kapokier カボック	<i>Bombax buonopozense</i> P. Beauv. (Syn. <i>Bombax flammeum</i> Ulbr.)		

Kapur カプール	<i>Dryobalanops</i> spp. <i>Dryobalanops sumatrensis</i> (J.F.Gmel.) Kosterm. (Syn. <i>Dryobalanops</i> <i>aromatica</i> C.F. Gaertn.) <i>Dryobalanops beccarii</i> Dyer <i>Dryobalanops fusca</i> V. St. <i>Dryobalanops lanceolata</i> Burck <i>Dryobalanops oblongifolia</i> Dyer <i>Dryobalanops rappa</i> Becc.	Brunei Darussalam Indonesia Malaysia France UK	Kapur Bukit, Kapur Peringii, Kapur Anggi Kapur Singkel, Kapur Sintuk, Kapur Empedu, Kapur Tanduk, Kapur Kayatan, Petanang Kapur-Kejatan, Keladan, Swamp Kapur, Borneo Camphorwood- Paigie <i>Capur</i> <i>Borneo Camphor</i> , <i>Borneo Camphorwood</i> , <i>Borneo Camphorwood</i> - <i>Paigie</i>
Karité カリテ	<i>Vitellaria paradoxa</i> C.F.Gaertn. (Syn. <i>Butyrospermum</i> <i>paradoxum</i> (C.F. Gaertn.) Hepper Syn. <i>Butyrospermum parkii</i> (G. Don) Kotschy)	Africa	Shea Butter Tree, Shea Tree, Shi Tree
Kasai カサイ (タウン、マトア)	<i>Pometia</i> spp.	Papua New Guinea Myanmar Philippines Vietnam France Spain UK	Taun Sibu Malugai Truong <i>Bois de Pieux</i> <i>Longán de</i> <i>Fiji Fiji</i> <i>Longan</i> , <i>Island Luban</i>
Kaudamu カウダム	<i>Myristica castaneifolia</i> A. Gray	Southeast Asia	Fiji Nutmeg
Kedondong ケドンドン (カナリウム)	<i>Canarium</i> spp. <i>Dacryodes</i> spp. <i>Santiria</i> spp.	India Indonesia Malaysia Philippines Thailand Vietnam	Dhuwhite, White Dhup Kenari, Kiharpan Kedondong, Upi Dulit, Pili Ma-Kerm Cham
Kekaton ケカトン (シノメトラ)	<i>Cynometra</i> spp.	Fiji Malaysia Myanmar Philippines Thailand	Moivi Belangkan, Kekaton Myinga Oringen Mang-kha

Kékélé ケレテ	<i>Holoptelea grandis</i> Mildbr.	Benin Cameroon Central African Republic Congo Côte d'Ivoire Dem. Rep. of the Congo Ghana Nigeria Uganda	Sayo Avep-Ele Gomboul Mbosso Kékélé Nemba-Mbobolo Onakwa Olazo Mumuli
Kelat クラット	<i>Eugenia</i> spp.	India Indonesia Malaysia Myanmar Papua New Guinea Philippines Thailand Vietnam	Jaman Jaman, Jambu, Jamun, Meralu, Nir-Naval Black Kelat, Common Kelat, Kelat Tabye Water Gum Makasin Chomphu Plong, Tram
Keledang (Terap) ケラダン (タ ラップ)	<i>Artocarpus</i> spp.	Indonesia Malaysia Philippines Thailand	Teureup Pudau, Terap Antipolo Ka-ok
Kembang semangkok ケンバンソ マンコック	<i>Scaphium</i> spp.	Malaysia Myanmar Thailand	Kembang semangkok, Selayar Thitlaung Samrong
Kempas ケンパス	<i>Koompassia malaccensis</i> Maing. ex Benth.	Indonesia Malaysia Papua New Guinea Thailand	Menggeris, Toemaling Kempas, Mengris, Impas Kempas Yuan
KerANJI ケランジ	<i>Dialium</i> spp.	Cambodia Indonesia Myanmar Thailand Vietnam UK	Xoay, Kralanh Kerandji Taung-Kaye Kaki-Khao, Khleung, Yi-Thongbung Xoay <i>KerANJI,</i> <i>Kranji</i>

Keriti Silverballi ケリティシル ベルバリ	<i>Ocotea puberula</i> (Rich.) Nees	Argentina Brazil Peru Paraguay Suriname	Canela Guaica, Guaicá Canela-de-Corvo, Guaica, Canela-Parda, Canela-Pimenta, Canela Pinho, Canela-Sebo Moraja Kaspi Laurel Guaika, Guaika Keretiballi
Keruing クルイン	<i>Dipterocarpus spp.</i> <i>Dipterocarpus acutangulus</i> Vesque <i>Dipterocarpus</i> <i>appendiculatus</i> Scheff. <i>Dipterocarpus alatus</i> A. DC. <i>Dipterocarpus baudii</i> Korth. <i>Dipterocarpus gracilis</i> Blume (Syn. <i>Dipterocarpus pilosus</i> Roxb.) <i>Dipterocarpus cornutus</i> Dyer <i>Dipterocarpus costulatus</i> V. Sl. <i>Dipterocarpus kerrii</i> King <i>Dipterocarpus verrucosus</i> Foxw. ex Slooten	Cambodia India Indonesia Laos Malaysia Myanmar Philippines Sri Lanka Thailand Vietnam	Chloeuteal, Dau, Khlóng, Thbeng, Gurjun Keroeing, Nhang, Keruing Gaga, Keruing Bajak, Keruing Beras Yang, Kanyin Apitong Hora Yang Dau (Yaou), Tro
Kiasose キアソセ	<i>Pentadesma butyracea</i> Sabine <i>Pentadesma lebrunii</i> Staner		
Kibakoko キバココ	<i>Anthonotha fragrans</i> (Baker f.) Exell & Hillc. (Syn. <i>Macrolobium fragrans</i> Baker f.)		
Kikenzi キケンジ	<i>Ocotea usambarensis</i> Engl.		

Kokko コッコ (バタ イバトウ)	<i>Albizia lebbek</i> (L.) Benth.	Bangladesh Philippines India Indonesia Malaysia Nepal Thailand Vietnam <i>France</i> <i>Spain</i> UK	Sirish, Sirisha Aninapla, Langil Siris, Sirs Kitoke, Tarisi, Tekik Batai, Batai Batu, Kungkur, Oriang Kalo Siris Cha Kham, Chamchuri, Kampu, Phruek, Suek Lim Xanh <i>Bois noir,</i> <i>Bois savane,</i> <i>Tcha Tcha</i> <i>Acacia Chachá,</i> <i>Algarroba de Olor,</i> <i>Amor PlantÚnico,</i> <i>Aroma,</i> <i>Aroma Fracesca,</i> <i>Cabellos de</i> <i>Ángel, Faurestina,</i> <i>Florestina,</i> <i>Lengua de Mujer,</i> <i>Lengua Viperina</i> <i>Acacia Amarilla,</i> <i>East Indian Walnut,</i> <i>English Woman's</i> <i>Tongue,</i> <i>Fry wood,</i> <i>Indian Siris,</i> <i>Lebbeck,</i> <i>Siris Tree,</i> <i>Womanís Tongue Tree</i>
Kondroti コンドロティ	<i>Rhodognaphalon brevicuspe</i> Roberty (Syn. <i>Bombax brevicuspe</i> Sprague) <i>Rhodognaphalon</i> <i>schumannianum</i> A. Robyns (Syn. <i>Bombax</i> <i>rhodognaphalon</i> K. Schum.) <i>Bombax chevalieri</i> Pellegr.	Benin Cameroon Congo Côte d'Ivoire Gabon Ghana Mozambique Nigeria Tanzania UK	Kpatin Dehun Ovong N'Demo Kondroti Alone, Ogumalanga Bombax Meguza, Mungusa Awori Mfume <i>East African Bombax</i>

Kosipo コシボ	<i>Entandrophragma candollei</i> Harms	Angola Cameroon Côte d'Ivoire Ghana Nigeria Dem. Rep. of the Congo <i>Germany</i> <i>UK</i>	Lifuco Atom-Assie Kosipo Penkwa-Akowaa Omu, Heavy Sapelle Impompo <i>Kosipo-Mahagoni</i> <i>Omu</i>
Kotibé コチベ	<i>Nesogordonia</i> spp. <i>Nesogordonia kabingaensis</i> var. <i>kabingaensis</i> (K.Schum.) Capuron (Syn. <i>Nesogordonia</i> <i>papaverifera</i> R. Capuron Syn. <i>Cistanthera</i> <i>papaverifera</i> A. Chev.)	Angola Cameroon Central African Republic Côte d'Ivoire Gabon Ghana Nigeria Dem. Rep. of the Congo <i>UK</i>	Kissinhungo Ovoe, Ovouï Naouya Kotibé Aborbora Danta Otutu Kondofindo <i>Danta</i>
Koto コト	<i>Pterygota</i> spp. <i>Pterygota macrocarpa</i> K. Schum. <i>Pterygota bequaertii</i> De Wild.	Central African Republic Côte d'Ivoire Gabon Ghana Nigeria Dem. Rep. of the Congo <i>Germany</i> <i>UK</i>	Kakende Koto Ake Kyere, Awari Kefe, Poroposo Ikame <i>Anatolia</i> <i>African Pterygota,</i> <i>Pterygota</i>
Kulim クリム	<i>Scorodocarpus borneensis</i> (Baillon) Becc.	Malaysia	Bawang Hutan
Kumbi クンビ	<i>Lannea welwitschii</i> (Hiern) Engl.	Côte d'Ivoire Ghana Nigeria	Baiséguma, Kakoro, Loloti Kumenini Ekika
Kungkur クンクア (レ インツリー、 モンキーボツ)	<i>Albizia saman</i> (Jacq.) Merr.		

Kurokaï クロカイ	<i>Protium spp.</i>	Bolivia Brazil Colombia Ecuador French Guiana Guyana Peru Suriname Venezuela	Carano Almecega, Aruru, Breu Anime, Carano, Currucay Anime Blanco Encens Blanc, Gris Rouge Haiawa, Kurokay, Porokay Copal-Caspi Tinguimoni Anime, Carano, Azucarito
Landa ランダ	<i>Erythroxylum mannii</i> Oliv.	Cameroon Congo Côte d'Ivoire Gabon Dem. Rep. Of the Congo Sierra Leone	Landa Lukienzo Dabe Landa Nkanza Bimini
Lati ラティ	<i>Amphimas spp.</i> <i>Amphimas pterocarpoides</i> Harms	Cameroon Côte d'Ivoire Ghana Congo	Edjin, Edzil Lati Edzui Muzui, Bokanga
Laurel, Indian インディアン ローレル	<i>Terminalia tomentosa</i> (Roxb.) Wight & Arn.	Cambodia Indonesia Laos Myanmar Philippines Thailand Vietnam	Chhlik Snaeng Arjun, Jaha, Jelawai, Talisai, Telinsi, Kumbuk Suak Dam Taukyan, Thinsein Indian Laurel Hok Fa Chieu-Lieu

Limba リンバ	<i>Terminalia superba</i> Engl. & Diels	Cameroon Central African Republic Congo Côte d'Ivoire Equatorial Guinea Ghana Nigeria Sierra Leone Dem. Rep. of the Congo <i>France</i> <i>USA</i>	Akom N'Ganga Limba Fraké Akom Ofram Afara, White Afara Kojagei Limba <i>Limbo,</i> <i>Fraké,</i> <i>Noyer du MayombÉ</i> <i>Korina</i>
Limbali リンバリ	<i>Gilbertiodendron</i> spp. <i>Gilbertiodendron dewevrei</i> (De Wild.) J. Léon (Syn. <i>Macrolobium dewevrei</i> De Wild.) <i>Gilbertiodendron preussii</i> J. Léon	Cameroon Central African Republic Congo Côte d'Ivoire Dem. Rep. of the Congo Gabon Ghana Liberia	Ekobem Molapa Epal Vaa Ditshipi, Ligudu Limbali Abeum Tetekon, Sehmeh
Limonaballi リモナバリ	<i>Chrysophyllum pomiferum</i> (Eyma) T.D.Penn.		
Loliondo ロリオンド	<i>Olea welwitschii</i> (Knobl.) Gilg. & G.Schellenb. (Syn. <i>Steganthus welwitschii</i> Knobl.)	<i>UK</i>	<i>Elgon olive</i>
Longhi ロンギ	<i>Chrysophyllum</i> spp. (Syn. <i>Gambeya</i> spp.) <i>Chrysophyllum africanum</i> G.Don, (Syn. <i>Gambeya africana</i> Pierre) <i>Chrysophyllum lacourtianum</i> De Wild.) (Syn. <i>Gambeya lacourtiana</i> Aubrev. & Pellegr.) <i>Chrysophyllum subnudum</i> Baker (Syn. <i>Gambeya subnuda</i> Pierre)	Cameroon Central African Republic Congo Côte d'Ivoire Gabon Ghana Nigeria	Abam Bopambu Longhi Akatio, Anandio, Aningueri Rouge M'bebame Akasa Ekpiro, Osan
Lotofa ロトファ	<i>Sterculia rhinopetala</i> Schum.	Cameroon Côte d'Ivoire Ghana Nigeria <i>UK</i>	NíKanang Lotofa Wawabima Aye <i>Brown Sterculia</i>

Louro vermelho ロウロヴェル メルホ	<i>Ocotea rubra</i> Mez.	Brazil French Guiana Guyana Suriname <i>UK</i>	Gamela, Louro Gamela, Louro Vermelho Grignon Franc Baaka, Determa, Red Louro, Wanu Teteroma <i>Determa</i>
Lupuna ルプナ	<i>Chorisia</i> spp.	South America	Árbol botella, Árbol de lana, Paina de seda, Painera, Palo Borracho, Palo Barrigudo, Palo Botella
Lusambya ルサンビヤ	<i>Markhamia lutea</i> (Benth.) K. Schum. (Syn. <i>Markhamia platycalyx</i> Sprague)		
Maçaranduba マカランドウ バ	<i>Manilkara</i> spp. <i>Manilkara bidentata</i> A Chev. (Syn. <i>Manilkara</i> <i>surinamensis</i> (Miq.) Dubard) <i>Manilkara huberi</i> (Ducke) Standl. Dubard	Brazil Colombia French Guiana Guyana Panama Peru Suriname Venezuela <i>UK</i> <i>USA</i>	Maçaranduba, Maparajuba, Paraju Balata, Nispero Balata franc, Balata rouge, Balata gomme, Balata, Bulletwood, Beefwood Nispero Pamashto, Quinilla Colorada Bolletrie Balata Massarandu <i>Bulletwood</i> <i>Bulletwood,</i> <i>Beefwood</i>

Machang マチャン (マ ンゴ)	<i>Mangifera spp.</i>	India Indonesia Malaysia Myanmar Pakistan Papua New Guinea Philippines Solomon Islands Thailand Vietnam <i>France</i> <i>UK</i>	Mangga, Mango Membacang Asam, Machang, Sepam Mangowood, Thayet Mango Mango Ailai, Asai, Pahutan Ma-Muang-Pa Ma-Muang-Pa, Pamutan Xoai <i>Manguier</i> <i>Mangowood</i>
Machiche マチチェ	<i>Lonchocarpus lanceolatus</i> Benth.	Central America	Black Cabbagebark, Chaprerno, Sindjaplé
Mafu マフ	<i>Clausena melioides</i> Hiern. <i>Fagaropsis angolensis</i> H.M.Gardn	Tanzania Kenya	Mfu, Mkunguni, Mtongoti Muyinja
Mafumati マフマティ	<i>Newtonia buchananii</i> Gilb. & Bout (Syn. <i>Piptadenia buchananii</i> Bak.)		

Mahogany マホガニー	<i>Swietenia macrophylla</i> King (Syn. <i>Swietenia candollei</i> Pitt. Syn. <i>Swietenia tessmannii</i> Harms. Syn. <i>Swietenia krukovii</i> Gleason) <i>Swietenia mahagoni</i> (L.) Jacq. <i>Swietenia humilis</i> Zucc.	Bolivia Brazil Central America Colombia Cuba Dominican Republic Guatemala Haiti Mexico Nicaragua Peru Venezuela <i>France</i> <i>Italy</i> <i>Netherlands</i> <i>Spain</i> <i>UK</i> <i>USA</i>	Caoba, Mara Aguano, Mogno Araputanga Caoba, Caoba del Sur, Caoba del Atlantica Caoba Caoba Mahogani Chacalte Mahogani Zopilote, Baywood Mahogani Aguano, Caoba Caoba, Orura <i>Acajou d'Amérique</i> <i>Mogano</i> <i>Mahonie</i> <i>Caoba</i> <i>Mahogany,</i> <i>Brazilian Mahogany</i> <i>Mahogany,</i> <i>Brazilian Mahogany</i>
Malagangai マラガンガイ	<i>Eusideroxylon melagangai</i> (Symington) Kosterm.		
Malas マラス	<i>Homalium</i> spp.	Indonesia Malaysia Philippines Myanmar Laos	Dlingsem, Gia, Melmas, Momala Banisian, Padang, Selimbar, Takaliu, Aranga Myaukchaw, Myaukugo Khen Nang Kha Nang
Manbodé マンボデ	<i>Detarium macrocarpum</i> Harms <i>Detarium senegalense</i> J.F. Gmel.	West and Central Africa	Dankh, Petit Détar, Sweet Dattock

Mandio-queira マンディオク イラ	<i>Qualea spp.</i>	Brazil French Guiana Suriname Venezuela	Mandio, Mandioqueira, Quaruba Gronfolo Gris Grignon Fou, Kouali Gronfoeloe Florecillo
Manil マニル	<i>Symphonia globulifera</i> L.f.	Bolivia Brazil Colombia Ecuador French Guiana Guyana Peru Suriname Trinidad and Tobago Venezuela <i>USA</i>	Azufre, Bolivia Anani, Canadi, Mani Azufre, Machare Machare, Puenga, Zaputi Manil, Manil Marecage Manni Azufre, Brea-Caspi Mani, Mataki Mangue Mani, Paraman, Peramancillo <i>Boarwood</i>
Manil Montagne マニルモンタ ーニュ	<i>Moronobea coccinea</i> Aubl.	Brazil French Guiana Guyana Suriname	Anani Da Terra Firme, Bacuri de Anta Manil Montagne, Manil Peou, Parcouri-Manil Coronobo, Morombo-Rai, Moronobo Manniballi, Matakkie

Marupa マルバ (カイ シエタ)	<i>Simarouba amara</i> Aubl.	Bolivia Brazil Colombia Ecuador French Guiana Guyana Peru Suriname Venezuela <i>UK</i>	Chiriuana Marupa, Marupauba, Parahyba, Paraiba, Tamanquiera Simaruba Cedro Amargo, Cuna, Guitarro Simarouba Simarupa Marupa Soemaroeba Cedro Blanco, Simarouba <i>Bitterwood</i>
Mata-Mata マタマタ	<i>Eschweilera</i> spp. <i>Eschweilera amara</i> Mart. ex O. Berg	Brazil French Guiana Guyana Suriname	Mata-Mata, Matamata Preto Baakalaka, Baikaaki, Balibon, Kouanda, Maho, Mahot Noir, Mahou Black Kakaralli, Kakaralli Hoogland Barklak, Manbarklak
Mata Ulat コクーナ	<i>Kokoona</i> spp.		
Mecrussé メクルッセ	<i>Androstachys johnsonii</i> Prain	Mozambique South Africa	Cimbirre Lebombo Ironwood, Nsimbitsi
Medang メダン	<i>Litsea</i> spp.	Australia Malaysia Myanmar Philippines Vietnam Indonesia Laos Myanmar	Bollywood Medang Padang Ondon Bagaoring, Batikuling Boi loi Huru Chick Dong Kyese
Melunak ムルナク (ペ ンタス、タカ リス)	<i>Pentace</i> spp.	Malaysia Myanmar Thailand	Baru Baran, Melunak, Takalis Baru Baran Sisiat
Mempening メンペニン	<i>Lithocarpus</i> spp.		

Mengkulang メンクラン	<i>Heritiera</i> spp. (Syn. <i>Tarrietia</i> spp.) <i>Heritiera albiflora</i> (Ridl.) Kosterm. <i>Heritiera borneensis</i> (Merr.) Kosterm. <i>Heritiera simplicifolia</i> (Mast.) Kosterm. <i>Heritiera javanica</i> (Bl.) Kosterm. <i>Heritiera kuenstleri</i> (King) Kosterm. <i>Heritiera sumatrana</i> (Miq.) Kosterm. <i>Tarrietia perakensis</i> King	Cambodia Indonesia Malaysia Myanmar Philippines Thailand Vietnam <i>Australia</i>	Don-Chem Palapi, Teraling Mengkulang, Kembang Kanze Lumbayau Chumprag Huynh <i>Red or Brown Tulip Oak</i>
Mepepe メペペ	<i>Albizia adianthifolia</i> W.F. Wight <i>Albizia gummifera</i> A.C. Sm. (Syn. <i>Albizia fastigiata</i> Oliv.) <i>Albizia zygia</i> J.F. Macbr.		
Meransi ムランジ (カ ラリア)	<i>Carallia</i> spp. <i>Carallia borneensis</i> Oliv.	Southeast Asia	Karibas Kemuning Hutan Magtungod

Meranti, Dark red ダークレッド メランチ	<i>Shorea</i> spp. <i>Shorea curtisii</i> Dyer ex King <i>Shorea pauciflora</i> King <i>Shorea platyclados</i> Sloten ex Endert <i>Shorea argentifolia</i> Sym. <i>Shorea ovata</i> Dyer ex King <i>Shorea parvifolia</i> King <i>Shorea singkawang</i> (Miq.) Burck <i>Shorea pachyphylla</i> Ridl. ex Sym. <i>Shorea acuminata</i> Dyer <i>Shorea hemsleyana</i> King <i>Shorea leprosula</i> Miq. <i>Shorea macrantha</i> Brandis <i>Shorea hemsleyana</i> (King) King ex Foxw. <i>Shorea platycarpa</i> Heim. <i>Shorea polysperma</i> (Blanco) Merr.	Indonesia Malaysia Philippines UK USA	Red Meranti, Red Mertih, Meranti Ketung, Meranti Bunga, Meranti Merah-Tua Nemesu, Meranti Bukit, Meranti Daun Basar, Dark Red Seraya, Obar Suluk, Seraya Bukit, Seraya Daun, Binatoh, Engbang-Chenak, Meranti Bunga Sengawan Tanguile, Bataan, Red Lauan <i>Red Lauan,</i> <i>Dark Red Seraya</i> <i>Dark Meranti</i>

Meranti, Light red ライトレッド メランチ	<i>Shorea spp.</i> <i>Shorea acuminata</i> Dyer <i>Shorea dasyphylla</i> Foxw. <i>Shorea hemsleyana</i> (King) King ex Foxw. <i>Shorea macrantha</i> Brandis <i>Shorea johorensis</i> Foxw. <i>Shorea lepidota</i> (Korth.) Bl. <i>Shorea leprosula</i> Miq. <i>Shorea macroptera</i> Dyer <i>Shorea sandakanensis</i> Sym. <i>Shorea ovalis</i> (Korth.) Bl. <i>Shorea parvifolia</i> Dyer <i>Shorea palembanica</i> Miq. <i>Shorea platycarpa</i> Heim. <i>Shorea teysmanniana</i> Dyer ex Brandis <i>Shorea revoluta</i> Ashton <i>Shorea argentifolia</i> Sym. <i>Shorea leptoclados</i> Sym. <i>Shorea smithiana</i> Sym. <i>Shorea albida</i> Sym. <i>Shorea macrophylla</i> (de Vriese) Ashton <i>Shorea quadrinervis</i> Slooten. <i>Shorea gysbertsiana</i> Burck <i>Shorea pachyphylla</i> Ridl. ex Sym.	Indonesia Malaysia Philippines Thailand	Red Meranti, Meranti Merah-Muda, Meranti Bunga Damar Siput, Meranti-Hantu, Meranti Kepong, Meranti Langgang, Meranti Melanthi, Meranti Paya, Meranti Rambai, Meranti Tembaga, Meranti Tengawang, Meranti Sengkawang, Engkawang, Seraya Batu, Seraya Punai Seraya Bunga, Kawang Almon, Light Red Luan Saya Khao, Saya Lueang, Chan Hoi

Meranti, White ホワイトメラ ンチ	<i>Shorea spp.</i>	Cambodia	Lumber, Koki Phnom
	<i>Shorea agami</i> Ashton	Indonesia	Meranti Putih, Damar Puthi
	<i>Shorea assamica</i> Dyer	Malaysia	Meranti Jerit, Meranti Lapis, Meranti Pa'ang or Kebon Tang,
	<i>Shorea bracteolata</i> Dyer		Meranti Temak, Melapi,
	<i>Shorea dealbata</i> Foxw.		White Meranti
	<i>Shorea henryana</i> Lanessan		Makai
	<i>Shorea lamellata</i> Foxw.	Myanmar	White Lauan,
	<i>Shorea resinosa</i> Foxw.	Philippines	White Meranti
	<i>Shorea roxburghii</i> G. Don	Thailand	Pendan, Pa Nong, Sual, Kabak Kau,
	<i>Shorea stalura</i> Roxb.		Xen, Chai
Meranti, Yellow イエローメラ ンチ	<i>Shorea hypochra</i> Hance	Vietnam	
	<i>Shorea hentonyensis</i> Foxw.		
	<i>Shorea sericeiflora</i> C.E.C. Fischer & Hutch.		
	<i>Shorea farinosa</i> C.E.C. Fischer		
	<i>Shorea gratissima</i> Dyer		
	<i>Shorea ochracea</i> Sym.		
	<i>Parashorea malaanonan</i> (Blco.) Merr.		
	<i>Shorea polita</i> S. Vidal		
	<i>Shorea spp.</i>	Indonesia	Meranti Kuning, Kunyit,
	<i>Shorea faguetiana</i> Heim.	Malaysia	Damar Hitam Meranti Telepok, Meranti Kelim, Yellow Meranti, Meranti Damar Hitam, Yellow Seraya, Seraya Kuning, Selangan Kuning, Selangan Kacha, Seraya Kuning, Lun Kuning, Lun Gajah, Lun Merat, Lun Siput Kalo
	<i>Shorea dolichocarpa</i> Slooten.		
	<i>Shorea maxima</i> (King) Sym.		
	<i>Shorea longisperma</i> Roxb.		
	<i>Shorea gibbosa</i> Brandis		
	<i>Shorea multiflora</i> (Burck) Sym.	Thailand	
	<i>Shorea hopeifolia</i> (Heim.) Sym.		
	<i>Shorea resina-nigra</i> Foxw.		
	<i>Shorea peltata</i> Sym.		
	<i>Shorea acuminatissima</i> Sym.		
	<i>Shorea blumutensis</i> Foxw.		
	<i>Shorea faguetioides</i> Ashton		

Meranti, Bakau メランチバカ ウ	<i>Shorea rugosa</i> F. Heim <i>Shorea uliginosa</i> Foxw.		
Merawan メラワン	<i>Hopea</i> spp. <i>Hopea apiculata</i> Sym. <i>Hopea griffithii</i> Kurz <i>Hopea lowii</i> Dyer <i>Hopea mengarawan</i> Miq. <i>Hopea nervosa</i> King <i>Hopea odorata</i> Roxb. <i>Hopea papuana</i> Diels <i>Hopea sangal</i> Korth. <i>Hopea sulcata</i> Sym.	Cambodia Indonesia Malaysia Myanmar Papua New Guinea Philippines Thailand Vietnam	Koki Merawan/Sengal Merawan/Sengal Gagil Selangan, Selangan-Kasha Thingan Light Hopea Manggachapui Takhian Sao, Sau
Merbau メルバウ	<i>Intsia palembanica</i> Miq. (Syn. <i>Intsia bakeri</i> Prain.) <i>Intsia palembanica</i> (Miq.) <i>Intsia bijuga</i> (Colebr.) Kuntze (Syn. <i>Intsia retusa</i> (Kurz.) O.Kuntze.)	Fiji Indonesia Madagascar Malaysia New Caledonia Papua New Guinea Philippines Thailand Vietnam <i>Australia</i> <i>China</i> <i>UK</i>	Vesi Merbau Hintsy Merbau Komu Kwila Ipil, Ipil Laut Lum-Paw, Gonuo <i>Kwila</i> <i>Kalabau</i> <i>Moluccan Ironwood</i>
Merpauh メルパウ	<i>Swintonia</i> spp. <i>Swintonia floribunda</i> Griff. <i>Swintonia schwenkii</i> Teijsm. & Binn. ex Hook. f. <i>Swintonia penangiana</i> King <i>Swintonia pierrei</i> Hance <i>Swintonia spicifera</i> Hook. f.	Cambodia India Malaysia Myanmar Pakistan Vietnam	Muom Thayet-Kin Merpau Merpauh Taung Thayet Civit Taungthayet Civit Muom
Mersawa メルサワ	<i>Anisoptera</i> spp. <i>Anisoptera curtisii</i> King <i>Anisoptera costata</i> Korth. (Syn. <i>Anisoptera oblonga</i> Dyer) <i>Anisoptera laevis</i> Ridl. <i>Anisoptera marginata</i> Korth. <i>Anisoptera thurifera</i> Blume	Cambodia Indonesia Laos Malaysia Myanmar Papua New Guinea Philippines Thailand <i>France</i> <i>UK</i> <i>USA</i>	Phdiek Mersawa Mai Bak Mersawa, Pengiran Kaunghmu Mersawa Palosapis Krabak, Pik <i>Ven-Ven</i> <i>Krabak</i> <i>Bella Rosa</i>

Messassa メッサッサ	<i>Brachystegia spiciformis</i> Benth.		
Metondo メトンド	<i>Cordyla africana</i> Lour.	Tanzania	Mroma, Mpachamu, Mgwata
Mirindiba- Doce ミリティバド セ	<i>Glycydendron amazonicum</i> Ducke	Brazil	Mirindiba-Doce, Pau-de-Casca-Doce
Mjombo ミョンボ	<i>Brachystegia boehmii</i> Taub.	Africa	Miombo
Moabi モアビ	<i>Baillonella toxisperma</i> Pierre (Syn. <i>Mimusops djave</i> Engl.)	Cameroon Congo Equatorial Guinea Gabon Dem. Rep. of the Congo <i>UK</i>	Adjap, Ayap Dimpampi Ayap M'Foi Muamba jaune <i>African Pearwood</i>
Moambé jaune モアンベジョ ンネ	<i>Enantia</i> spp. <i>Enantia chlorantha</i> Oliv.	<i>UK</i>	<i>African whitewood</i>
Molave モラヴェ (ビ デックス)	<i>Vitex parviflora</i> Juss.	Indonesia Philippines	Fuli Kaa, Kayu Kula Amugauan, Molave, Sagat
Momoqui モモクイ	<i>Caesalpinia pluviosa</i> DC.	South America	False Brazilwood, Sibipiruna
Monghinza モンギンザ (マニルカ ラ)	<i>Manilkara maboqueensis</i> Aubr. <i>Manilkara obovata</i> J.H. Hemsley <i>Manilkara sylvestris</i> Aubt. & Pellegr.		
Mopaani モパニ	<i>Colophospermum mopane</i> (J. Kirk ex Benth.) J. L'Éonard. (Syn. <i>Copaifera mopane</i> Kirk & Benth.)		
Mopé モペ	<i>Spondias mombin</i> L.	South America	Coolie Plum Gully Plum, Hog Plum, Jobo, Mopé, Prunier Mombin, Spanish Plum

Mora モラ	<i>Mora</i> spp.	South America	Alcornoque, Morabukea, Nato, Nato Rojo, Pracuba Branca, Pracuuba
Moral モラル	<i>Maclura tinctoria</i> (L.) D. Don ex Steud. (Syn. <i>Chlorophora tinctoria</i> (L) Gaudich.)	Argentina Bolivia Brazil Colombia Costa Rica Mexico Trinidad and Tobago	Tatayiva-Saiyu Amarillo Amarello, Taiuva Dinde, Palo Amarillo Palo de Mora Barossa, Moral Bois d'Orange
Morototo モロトト	<i>Schefflera morototoni</i> (Aubl.) Maguire, Steyer. & Frodin (Syn. <i>Didymopanax</i> <i>morototoni</i> (Aubl.) Decne. & Planch)	Argentina Brazil Colombia Cuba Dominican Rep. Mexico Puerto Rico Suriname Venezuela	Ambayguazu Mandioqueira Yarumero Yagrumo Macho Yagrumo Macho Chancaro Blanco Yagrumo Macho Kasavehout, Morototo Tinajero
Movingui モヴァンギ	<i>Distemonanthus</i> <i>benthamianus</i> Baill.	Benin Cameroon Côte d'Ivoire Equatorial Guinea Gabon Ghana Nigeria <i>UK</i>	Ayan Eyen Barre Eyen Eyen, Movingui Ayan Ayan, Ayanran <i>Ayan,</i> <i>Distemonanthus</i>
Mtambara ムタンバラ	<i>Cephalosphaera</i> <i>usambarensis</i> Warb.		
Mtandarusi ムタンダルシ	<i>Trachylobium verrucosum</i> Oliv.	<i>UK</i>	<i>East African copal</i>
Mubala ムバラ	<i>Pentaclethra macrophylla</i> Benth.		
Mueri ムエリ	<i>Prunus africana</i> (Hook.f.) Kalk. (Syn. <i>Pygeum africanum</i> Hook.f.)	<i>UK</i>	<i>Red Stinkwood</i> <i>Bitter almond</i>
Mugaita ムガイタ	<i>Rapanea rhododendroides</i> Mez.		
Mugonha ムゴンハ	<i>Adina microcephala</i> Hiern.	Africa	Matumi Rhodesian Redwood

Muhimbi ムヒンビ	<i>Cynometra alexandri</i> C.H. Wright	Africa	Angu Baira Bapa Bosengere Kahimbi Kampiniungu Lukuanga Mbombebe Mubale Mubangu Mubindi Mudindi Muhindi Mupombe Tembwe Uganda Ironwood
Mühühü ムフフ	<i>Brachylaena huillensis</i> O.Hoffm. (Syn. <i>Brachylaena hutchinsii</i> Hutch.)	Congo Kenya South Africa Tanzania Uganda UK	Mkalambaki, Mkarambati, Muhugu, Muhuhu, Mvumo Mkalambaki, Mkarambati, Muhugu, Muhuhu, Mvumo Laeveldvaalbos Mkalambaki, Mkarambati, Muhugu, Muhuhu, Mvumo Mkalambaki, Mkarambati, Muhugu, Muhuhu, Mvumo <i>Low Veld Brachyleana,</i> <i>Low Veld Silver Oak,</i>

Muirira-piranga ムイラピラン ガ (ブラッド ウッド、サテ ィネ)	<i>Brosimum rubescens</i> Taub.	Brazil French Guiana Guyana Suriname <i>Italy</i> <i>Spain</i> <i>UK</i>	Amapa Rana, Conduru, Falso Pao Brasil, Muirapiranga, Pau Rainha Satine, Satine Rouge, Satine Rubaine, Siton Paya Satinwood Doekaliballi, Satijnhout <i>Legno Satino,</i> <i>Ferolia</i> <i>Palo de Oro</i> <i>Bloodwood</i>
Muiratinga ムイラティン ガ	<i>Maquira coriacea</i> (H.Karst.) C.C.Berg	Brazil	Capinuri, Muiratinga
Mukarati ムカラティ	<i>Burkea africana</i> Hook.		
Mukulungu ムクルング	<i>Autranella congolensis</i> A. Chev. (Syn. <i>Mimusops congolensis</i> De Wild.)	Angola Cameroon Central African Republic Congo Dem. Rep. of the Congo Gabon Nigeria	Kungulu Elang, Elanzok Bouanga Mfua Mukulungu Akola Uku
Muninga ムニンガ	<i>Pterocarpus angolensis</i> DC.		
Muniridan ムニリダン	<i>Siparuna</i> spp.		
Musharagi ムシャラギ	<i>Olea hochstetteri</i> Baker	UK	East African olive
Musine ムジネ	<i>Croton megalocarpus</i> Hutch.		
Mussibi (Mutenyé) ムッシビ (ミ ュテニエ)	<i>Guibourtia coleosperma</i> J. Léon (Syn. <i>Copaifera coleosperma</i> Benth.) <i>Guibourtia arnoldiana</i> J. Léon	Zimbabwe <i>UK</i>	<i>Muzaule</i> <i>African Rosewood,</i> <i>Copalier,</i> <i>False Mopane,</i> <i>Mushibi,</i> <i>Musibi,</i> <i>Mussive,</i> <i>Muzaule,</i> <i>Muxibe,</i> <i>Rhodesian copalwood</i>

Mutaco ムタコ	<i>Entandrophragma spicatum</i> (C.DC.) Sprague (Syn. <i>Entandrophragma</i> <i>ekebergioides</i> (Harms) Sprague Syn. <i>Wulffhorstia</i> <i>ekebergioides</i> Harms)		
Mutondo ムトンド	<i>Funtumia africana</i> (Benth.) Stapf <i>Funtumia elastica</i> (P.Preuss) Stapf <i>Funtumia latifolia</i> (Stapf) Stapf		
Muziga ムジガ	<i>Warburgia ugandensis</i> Sprague		
N'téné ンテネ	<i>Copaifera religiosa</i> J. Léon.	Africa	Anzem, Bengi
Naga ナガ	<i>Brachystegia cynometroides</i> Harms <i>Brachystegia eurycoma</i> Harms. <i>Brachystegia leonensis</i> Hutch. & Davy <i>Brachystegia nigerica</i> Hoyle & A.P.D. Jones	Cameroon Côte d'Ivoire Gabon Liberia Nigeria Sierra Leone <i>UK</i>	Ekop-Naga Meblo Mendou Tebako Okwen Bogdei <i>Okwen</i>
Nargusta ナルグスタ	<i>Terminalia amazonia</i> (J.F.Gmel.) Exell. <i>Terminaliaguyanensis</i> Eichler	Brazil Colombia Honduras Mexico Panama Venezuela	Pau-Mulato Brancho Guayabo Leon Almendro Canshan Amarillo Carabazuelo Pardillo Negro
Nganga ナンガ	<i>Cynometra</i> spp. <i>Cynometra hankei</i> Harms		
Niangon ニアングン	<i>Tarrietia utilis</i> (Sprague) Sprague (Syn. <i>Heritiera utilis</i> (Sprague) Sprague) <i>Tarrietia densiflora</i> Aubr. & Normand (Syn. <i>Heritiera densiflora</i> (Pellegr.) Kosterm.	Côte d'Ivoire Gabon Ghana Liberia Sierra Leone	Niangon Ogoue Nyankom Whismore Yami
Nieuk ニエク	<i>Fillaeopsis discophora</i> Harms		

Niové ニオヴェ	<i>Staudtia gabonensis</i> Warb. <i>Staudtia kamerunensis</i> Warb. <i>Staudtia stipitata</i> Warb.	Angola Cameroon Central African Republic Equatorial Guinea Gabon Dem. Rep. of the Congo	Menga-Menga M'Bonda, Menga-Menga Molanga Bokapi M'Boun, Niove Kamashi, Susumenga
Nyatoh ニアトー	<i>Palaquium</i> spp. <i>Palaquium gutta</i> (Hook.) Burck (Syn. <i>Palaquium acuminatum</i> Burck) <i>Palaquium hexandrum</i> (Griff.) Baill. <i>Palaquium maingayi</i> Engl. <i>Palaquium rostratum</i> (Miq.) Burck <i>Palaquium xanthochymum</i> Pierre ex Burck <i>Payena</i> spp. <i>Payena maingayi</i> C.B. Clarke <i>Madhuca motleyana</i> (de Vriese) J.F. Macbr. (Syn. <i>Ganua motleyana</i> (de Vriese) Pierre ex Dubard)	India Indonesia Malaysia Papua New Guinea Philippines Thailand Vietnam Netherlands UK	Pali Nyatoh Nyatoh, Mayang Taban, Riam Pencil Cedar Nato Kha-Nunnok Chay Balam Padang
Obéro	<i>Picralima nitida</i> (Stapf) T.Durand (Syn. <i>Picralima klaineana</i> Pierre)		
Odzikouna オジコウナ	<i>Scyttopetalum</i> spp.		
Okan オカン	<i>Cylicodiscus gabunensis</i> Harms	Cameroon Congo Côte d'Ivoire Gabon Ghana Nigeria	Adoum, African Greenheart, Bokoka N'Duma Bouemon Edoum, Oduma Adadua, Benya, Denya Okan

Okoué オクエ	<i>Baphia nitida</i> Lodd. <i>Baphia pubescens</i> Hook.f.		
Okoumé オクメ	<i>Aucoumea klaineana</i> Pierre	Congo Equatorial Guinea Gabon <i>UK</i>	NíKumi Okumé, N'Goumi, Okoumé, Angouma <i>Gaboon</i>
Olon オロン	<i>Fagara heitzii</i> Aubrev. & Pellegr.	Cameroon Congo Dem. Rep. of the Congo Equatorial Guinea Gabon	Bongo M'Banza Kamasumu Olong Olon
Olonvogo オロンヴォゴ	<i>Zanthoxylum gillettii</i> (De Wild.) P.G.Waterman (Syn. <i>Fagara inaequalis</i> Engl. Syn. <i>Fagara macrophylla</i> Engl. Syn. <i>Fagara tessmannii</i> Engl.)		
Onzabili オンザビリ	<i>Antrocaryon micrastr</i> A. Chev. & Guill. <i>Antrocaryon klaineanum</i> Pierre <i>Antrocaryon nannanii</i> De Wild.	Angola Cameroon Côte d'Ivoire Equatorial Guinea Gabon Ghana Dem. Rep. of the Congo <i>Portugal</i>	N'Gongo Angonga Akoua Anguekong Onzabili Aprokuma Mugongo <i>Mongongo</i>
Orey オレイ	<i>Camptosperma panamense</i> Standl. <i>Camptosperma gummifera</i> (L.) March.		
Osanga オサンガ	<i>Pteleopsis hylodendron</i> Mildbr.	Cameroon Côte d'Ivoire Dem. Rep. of the Congo	Sikon Koframire Osanga
Ossimiale	<i>Newtonia leucocarpa</i> Gilb. & Bout. (Syn. <i>Piptadenia leucocarpa</i> Harms)		
Ossoko オソコ	<i>Scyphocephalum ochocoa</i> Warb. <i>Scyphocephalum mannii</i> Warb.	Gabon	Ossoko, Sogho

Ovengkol オバンコル	<i>Guibourtia ehie</i> (A.Chev.) J. L'Éonard	Côte d'Ivoire Equatorial Guinea Gabon Ghana <i>USA</i>	Amazakoue Palissandro Ovengkol Hyeduanini, Anokye <i>Mozambique</i>
Ovoga オヴァガ	<i>Poga oleosa</i> Pierre	Cameroon Gabon Nigeria	Ngale Afo, Ovoga Inoi
Ozigo オジゴ	<i>Dacryodes buettneri</i> (Engl.) H.J. Lam. (Syn. <i>Pachylobus buettneri</i> Engl.)	Equatorial Guinea Gabon <i>Germany</i>	Assia Ozigo, Assia <i>Assia</i>
Ozouga オゾウガ	<i>Sacoglottis gabonensis</i> Urb.	Cameroon Congo Côte d'Ivoire Gabon Ghana Nigeria Sierra Leone	Bedwa, Bidou, Bodoua, Edoue, Eloue Niuka Akouapo, Tougbi Essoua, Ozouga Ozouga, Atala, Tala, Ugu Kpowuli
Paco パコ	<i>Ptaeroxylon obliquum</i> Radlk.		
Padauk Amboyna インディアン パドウク (カ リン)	<i>Pterocarpus indicus</i> Willd. (Syn. <i>Pterocarpus vidalianus</i> Rolfe)	India Indonesia Malaysia Myanmar Papua New Guinea Philippines <i>France</i> <i>Germany</i> <i>UK</i> <i>Japan</i>	<i>Andaman-Padauk</i> <i>Sena</i> , <i>Sonokembang</i> <i>Linggua</i> <i>Angsana</i> <i>Amboina</i> <i>Sena</i> <i>Pashu-Padauk</i> <i>Png-Rosewood</i> <i>Manila-Padouk</i> , <i>Narra</i> <i>Vitali</i> <i>Amboine/Amboyna or</i> <i>Padouk</i> <i>Amboine/Amboyna or</i> <i>Padouk</i> <i>Amboyna or Padouk</i> <i>Karin</i>

Padouk d'Afrique アフリカンパ ドウク	<i>Pterocarpus osun</i> Craib. <i>Pterocarpus soyauxii</i> Taub. <i>Pterocarpus tinctorius</i> Welw.	Angola Cameroon Congo Equatorial Guinea Gabon Nigeria Central African Republic Dem. Rep. of the Congo <i>Germany</i> <i>Belgium</i> <i>Italy</i> <i>Netherlands</i> <i>UK</i>	Tacula Mbel Kisese Palo rojo Mbel Osun Padouk Mongola, Mukula, N'Gula <i>Padauk</i> <i>Corail</i> <i>Paduk</i> <i>Padoek</i> <i>African Padauk,</i> <i>Barwood,</i> <i>Camwood,</i> <i>Padauk</i>
Paldao パルダオ	<i>Dracontomelon dao</i> (Blanco) Merr. & Rolfe <i>Dracontomelon edule</i> Skeeis. <i>Dracontomelon sylvestre</i> Bl.	Malaysia Philippines	Sengkulang Dao, Ulandug, Lamio
Palissandre d'Asie アジアンパリ サンドル (イ ンディアンロ ーズウッド、 シタン)	<i>Dalbergia bariensis</i> Pierre <i>Dalbergia cambodiana</i> Pierre <i>Dalbergia cochinchinensis</i> Pierre <i>Dalbergia latifolia</i> Roxb. <i>Dalbergia oliveri</i> Prain <i>Dalbergia sissoo</i> Roxb.	Cambodia Laos Thailand Vietnam	East Indian Palisander East Indian rosewood Neang Nuon Palissandre d'Asie Tamalan
Palissandre de Guatemala パリッサンド ルグアテマラ	<i>Dalbergia tucurensis</i> Donn. Sm.		
Palissandre de Madagascar マダガスカル パリサンドル (マダガスカル ローズウッ ド)	<i>Dalbergia</i> spp. <i>Dalbergia louveli</i> R. Vig. <i>Dalbergia monticola</i> Bosser & R. Rabev. <i>Dalbergia normandii</i> Bosser & R. Rabev. <i>Dalbergia purpurascens</i> Baill. <i>Dalbergia xerophila</i> Bosser & R. Rabev.	<i>France</i> <i>UK</i>	<i>Bois de rose de</i> <i>Madagascar</i> <i>Madagascar rosewood</i>

Palissandre de Rose パリッサン ドルロゼ	<i>Dalbergia decipularis</i> Rizz. & Matt.	Brazil French Guiana	Pau Rosa Bois de rose femelle
Palissandre de Santos サントスバ リッサンド ル (サント スローズウ ッド)	<i>Machaerium scleroxylon</i> Tul.	Brazil Bolivia French Guiana	Caviuna, Jacarand, Pau Ferro Morado Palissandre de Santos
Palissandre Honduras ホンジュラス パリッサンド ル (ホンジュ ラスローズウ ッド)	<i>Dalbergia stevensonii</i> Standl.		
Palissandre Panama パナマパリス ンドル (パナマロー ズウッド)	<i>Dalbergia darienensis</i> Rudd.		
Palissandre Para パラパリス ンドル (アマ ゾンローズウ ッド)	<i>Dalbergia spruceana</i> Benth.	Brazil France Germany Spain UK USA Japan	Caviuna We-We Jacaranda Palissandre Rio Palissander Palisandro Brazilian Rosewood Jacaranda Pardo Brazilian Rosewood Shitan
Palissandre Rio リオパリス ンドル (ブラ ジリアンロー ズウッド)	<i>Dalbergia nigra</i> (Vell.) Allem. ex Benth.		

Panacoco パナココ	<i>Swartzia leiocalycina</i> Benth.	Brazil French Guiana Guyana Suriname <i>Germany</i> <i>UK</i>	Carrapatinho, Coração de Negro, Gombeira Bois Perdrix, Ferreol, Panacoco Agui, Banya, Wamara Gandoe, Ijzerhart, Zwart Parelhout <i>Wamara</i> <i>Ironwood,</i> <i>Wamara</i>
Pao rosa パオロザ	<i>Bobgunnia fistuloides</i> (Harms) J.H. Kirkbr. & Wiersema (Syn. <i>Swartzia fistuloides</i> Harms) <i>Bobgunnia</i> <i>madagascariensis</i> (Desv.) J.H. Kirkbr. & Wiers. (Syn. <i>Swartzia</i> <i>madagascariensis</i> Desv.)	Cameroon Congo Côte d'Ivoire Central African Republic Dem. Rep. of the Congo Gabon Mozambique Nigeria	Nom Nsas Kisasambra Boto N'Guessa Nsakala Oken Pau Ferro Udoghogho
Parapara パラパラ	<i>Jacaranda copaia</i> Aubl.	Brazil Colombia French Guiana Panama Suriname Venezuela	Carnauba da Matta, Para-Para Chingale Copaia, Faux Simarouba Gualandai Goebaja Abey, Cupay
Parcouri パルコウリ	<i>Platonia insignis</i> Mart.	Brazil Ecuador French Guiana Guyana Suriname	Bacuri, Bacuri-Açu, Bacuriuba Matazama Parcouri Pakuri Goelhart, Pakoeli
Pashaco パシャコ	<i>Parkia velutina</i> Benoist		
Pau amarelo パオアマレロ	<i>Euxylophora paraensis</i> Huber		

Pau marfim (Peroba rosa) パオマフィン (ペローバロ ザ)	<i>Aspidosperma spp.</i>	Belize Bolivia Brazil Colombia French Guiana Guatemala Guyana Honduras Mexico Panama Peru Suriname Venezuela	My Lady Gavetillo Araracanga, Ararauba, Jacamin Copachi Quillo Caspi Kiantioutiou, Koumanti Oudou Chichica Shibadan Chaperna, Chapel Volador Alcarreto Pumaquiro Kormanti kopi Nielillo Negro
Pau mulato パオムラート	<i>Calycophyllum spruceanum</i> (Benth.) K. Schum.	Ecuador	Capirona
Pau rosapau パオロザパオ	<i>Rhamnus zeyheri</i> Sond.	UK	<i>Pink Ivory</i>
Pau Roxo パオローショ (パープルハ ート)	<i>Peltogyne maranhensis</i> Ducke	Brazil Colombia Guyana Mexico Suriname <i>France</i> <i>Netherlands</i> UK USA	Jatobazinho, Guarabu, Roxinho Tananeo Koroborelli, Merawayana, Saka Palo de Rosa, Pau Morado Dastan, Kocolorelli, Malako <i>Bois Pourpre</i> <i>Bois Violet</i> <i>Purpurheart</i> <i>Amarant,</i> <i>Purpleheart,</i> <i>Violetwood</i> <i>Amarant,</i> <i>Purpleheart,</i> <i>Violetwood</i>

Piquia ピクア	<i>Caryocar</i> spp. <i>Caryocar costaricense</i> Donn. Sm.	Brazil Colombia Costa Rica Guyana Suriname	Piquia Almendrillo, Almendron, Cagui Aji, Ajillo Pekia Sawarie
Platano プラタノ	<i>Pouteria</i> spp.		
Pombeira ポンベイラ	<i>Citharexylum fruticosum</i> L.	Southeast Asia	Fiddlewood
Primavera プリマヴェーラ	<i>Tabebuia donnell-smithii</i> Rose	UK	Gold Tree
Punah プナ	<i>Tetramerista glabra</i> Miq.	Indonesia Malaysia	Punal, Bang Kalis, Paya Punam, Ponga, Peda, Entuyut, Amat, Tuyut
Pyinkado ピカンドゥ	<i>Xylia</i> spp.		
Quaruba クアルバ	<i>Vochysia</i> spp. <i>Vochysia guatemalensis</i> Don. Sm. <i>Vochysia schomburgkii</i> Warm.	Guyana	Iteballi, San Juan
Ramin ラミン	<i>Gonystylus bancanus</i> (Miq.) Kurz <i>Gonystylus macrophyllus</i> (Miq.) Airy Shaw (Syn. <i>Gonystylus philippinensis</i> Elm.) <i>Gonystylus reticulatus</i> (Elm.) Merr.	Indonesia Malaysia Philippines Solomon Islands <i>Switzerland</i>	Garu-Buaja, Akenia, Medang Keram Melawis, Ramin Batu, Ramin Telur, Ahmin Lantunan-Bagio Ainunura, Latareko, Petata, Fungunigalo <i>Akenia</i>
Rengas レンガス	<i>Gluta</i> spp.	Malaysia Myanmar Indonesia Thailand	Jalang, Kerbau, Rengas Thayet-Thitsi Rengas, Tembaga Rakban

Resak レサック	<i>Vatica</i> spp.		
Rikio リキオ	<i>Uapaca</i> spp. <i>Uapaca guineensis</i> M,II. Arg.	Cameroon Côte d'Ivoire Nigeria	Borikio, Rikio, Rikio Riviere Borikio, Rikio, Rikio Riviere Abo Emido, Yeye
Rosawa ロサワ	<i>Gmelina vitiensis</i> (Seem) A.C. Sm.		
Rose of the Mountain ローズオブマ ウンテン	<i>Brownea</i> spp.		
Sabicu サビク	<i>Lysiloma latisiliquum</i> (L.) Benth.	Central America	False Tamarind, Tsalam, Tzalam
Saboarana サボアラナ	<i>Swartzia benthamiana</i> Miq.	Guyana	Guyana Rosewood, Wamara
Safukala サフカラ (オ ジゴ)	<i>Dacryodes pubescens</i> H.J. Lam (Syn. <i>Pachylobus pubescens</i> Engl.)		
Sal サラ	<i>Shorea obtusa</i> Wall. <i>Shorea robusta</i> C.F. Gaertn.	Asie du Sud-Est	Rang
Sali サリ	<i>Tetragastris</i> spp.	Brazil Colombia French Guiana Guyana Nicaragua Puerto Rico	Almesca Aguarras, Palo de Cerdo Encens rouge, Gommier Haiawaballi Kerosen Masa, Palo de aceite
Sandalwood サンダルウッ ド (ビヤクダ ン)	<i>Santalum album</i> L.	Southeast Asia	Indian Sandalwood, Santal Blanc
Sapelli サペリ	<i>Entandrophragma</i> <i>cylindricum</i> Sprague	Angola Cameroon Central African Republic Congo Côte d'Ivoire Ghana Nigeria Uganda Dem. Rep. of the Congo <i>Germany</i> <i>UK</i>	Undianuno Assié-Sapelli M'Boyo Undianuno Aboudikro Penkwa Sapele Muyovu Lifaki <i>Sapelli-Mahagoni</i> <i>Sapele</i>

Sapucaia サプカエア	<i>Eschweilera grandiflora</i> (Aubl.) Sandwith (Syn. <i>Lecythis grandiflora</i> Aubl.) <i>Lecythis pisonis</i> Cambess.	South America	Sapucaia Sapukaina
Saqui-Saqui サキサキ	<i>Bombacopsis quinata</i> (Jacq.) Dugand	Central America Colombia Venezuela	Cedro Espino, Cedro Espinoso, Cedro Tolua, Pochote Cedro Tolua, Ceiba Tolua, Cedro Macho Saqui Saqui, Cedro Dulce, Murea
Satin Ceylan セイロンサテ ンウッド	<i>Chloroxylon swietenia</i> DC.	Asia	Buruta, Ceylon Satinwood, East Indian Satinwood
Sepetir セプター	<i>Sindora</i> spp. <i>Sindora affinis</i> De Wit <i>Sindora coriacea</i> (Baker) Prain <i>Sindora echinocalyx</i> Prain <i>Sindora siamensis</i> Teijsm. ex Miq. <i>Sindora velutina</i> Baker (Syn. <i>Sindora parvifolia</i> Backer) <i>Pseudosindora palustris</i> Sym. (Syn. <i>Copaifera palustris</i> (Sym.) De Wit)	Cambodia Indonesia Malaysia Philippines Thailand	Krakas Sindur Sepetir, Meketil, Saputi, Sepeteh, Petir, Petir-Sepetir Pay or Swamp-Sepetir, Sepetir Nin-Yaki Supa Krathon, Maka-Tea
Seraya, white (White Lauan) ホワイトセラ ヤ	<i>Parashorea malaanonan</i> Merr. <i>Parashorea plicata</i> Brandis <i>Parashorea macrophylla</i> Wyatt-Smith ex Ashton <i>Parashorea tomentella</i> Sym. Meijer	Indonesia Malaysia Myanmar Philippines Vietnam	Pendan, Urat Mata, Belutu, White Seraya Urat Mata Thingadu Bagtikan, White Lauan Cho-Chi

Sesendok セセンドック	<i>Endospermum spp.</i>	Fiji Indonesia Malaysia Philippines Papua New Guinea	Kauvula Bakota, Sendok-Sendok Ekor, Sendok-Sendok, Terbulan Gubas Basswood, Endospermum
Simpoh シンポー (デ イレニア)	<i>Dillenia spp.</i> <i>Dillenia aurea</i> Sm. <i>Dillenia eximia</i> Miq.	Indonesia Malaysia Myanmar Philippines Thailand	Sempur, Simpur Simpur Mai-Masan, Zinbyum Katmon, Masan San,
Sipo シボ	<i>Entandrophragma utile</i> Sprague	Angola Cameroon Côte d'Ivoire Equatorial Guinea Gabon Ghana Nigeria Uganda Dem. Rep. of the Congo <i>Germany</i> <i>UK</i>	Kalungi Asseng-Assié Sipo Abebay Assi Utile Utile Mufumbi Liboyo <i>Sipo-Mahagoni</i> <i>Utile</i>
Slanghout スレンジアウト (ホボハ グ)	<i>Loxopterygium sagotii</i> Hook f.	Suriname	Hububalli
Sobu ソブ	<i>Cleistopholis patens</i> Engl. & Diels. <i>Cleistopholis glauca</i> Pierre ex Engl. & Diels.		
Sougué	<i>Parinari excelsa</i> A.Chev, ssp. <i>holsti</i> Engl. (Syn. <i>Parinari tenuifolia</i> A. Chev.)	Liberia Nigeria Senegal Tanzania Uganda	Kpar Esagko, Inyi Mampata Mubura Mubura

Sucupira スクピラ	<i>Bowdichia nitida</i> Benth. <i>Diploptropis martiusii</i> Benth. <i>Diploptropis purpurea</i> (Rich.) Amsh.	Brazil Colombia French Guiana Guyana Peru Suriname Venezuela	Sucupira, Sapurira Arenillo, Zapan Negro Coeur dehors, Baaka Tatabu Chontaquiro, Huasai-Caspi Zwarte Kabbes Congrio, Alcornoque
Sumauma スマウマ (カ ポック)	<i>Ceiba pentandra</i> (L.) Gaertn. <i>Ceiba samauma</i> (Mart. & Zucc.) K.Schum.	Bolivia Brazil Central America Colombia Ecuador French Guiana Guyana Peru Suriname Venezuela	Ceiba, Mapajo Toborochi, Sumauma Paneira Ceiba, Ceibon, Inup, Piton, Panya Ceiba, Bonga Ceiba Uchuputu, Guambush Mahot coton, Fromager, Bois coton Kumaka, Silk Cotton Ceiba, Huimba Kankantrie, Koemaka Ceiba Yucca, Ceiba
Suren スレン	<i>Toona sureni</i> (Bl.) Merr. (Syn. <i>Toona febrifuga</i> Roem.) <i>Toona ciliata</i> M. Roem. (Syn. <i>Cedrela toona</i> (Roxb. ex Rottler) <i>Toona calantas</i> Merr. & Rolfe <i>Toona australis</i> (F. Muell.) Harms	Cambodia India Indonesia Malaysia Myanmar Papua New Guinea Philippines Thailand Vietnam Australia UK USA	Chomcha Toon Surian, Limpagna Surea-Bawang Thitkado Red Cedar Calantas, Toon, Yomham Xoan-Moc Red Cedar, Moulmein Cedar, Burma Cedar Moulmein Cedar, Burma Cedar

Suya スヤ	<i>Pouteria speciosa</i> (Ducke) Baehni	Brazil Guyana	Pajura, Pajura de Obidos Chuya, Durban Pine, Por, Suya
Tali タリ	<i>Erythrophleum</i> spp. <i>Erythrophleum suaveolens</i> Brenan (Syn. <i>Erythrophleum guineense</i> G. Don.) <i>Erythrophleum ivorense</i> A. Chev.	Cameroon Congo Côte d'Ivoire Dem. Rep. of the Congo Equatorial Guinea Gabon Ghana Guinea-Bissau Mozambique Nigeria Senegal Sierra Leone Tanzania Zambia UK	Elone N'Kassa Alui, Tali Eloun Elondo Eloun Potrodom Mancone Missanda Sasswood Tali Gogbei Mwavi Muave Missandra
Tamboti タンボティ	<i>Spirostachys africana</i> Sond.		
Tani タニ	<i>Cryptosepalum staudtii</i> Harms		
Tanimbuca タンブニカ	<i>Buchenavia</i> spp.		
Tapiá タピア	<i>Alchornea triplinervia</i> (Spreng.) Müll.Arg.	Brazil	Kanakudiballi
Tasua アラグイア	<i>Aglaia</i> spp. (Syn. <i>Amoora</i> spp.)		
Tatajuba タタジュバ	<i>Bagassa guianensis</i> Aubl.	Brazil French Guiana Suriname	Amapa-Rana, Tatajuba Bagasse Jaune Gele Bagasse
Tauari タウアリ	<i>Couratari</i> spp.	Brazil Guyana French Guiana Suriname Venezuela	Imbirena Wadara Couatari, Inguipipa, Maho Cigare, Tabari Ingipipa Capa de Tabaco, Tampipio

Tchitola	<i>Oxystigma oxyphyllum</i> (Harms J. Léon.) (Syn. <i>Pterygopodium oxyphyllum</i> Harms)	Angola Cameroon Congo Dem. Rep. of the Congo Gabon Nigeria	Tola Chinfuta Nom Sinedon Kitola, Tchitola Akwakwa, Tshibudimbu Emola, M'Babou Lolagbola
Teak チーク	<i>Tectona grandis</i> L.f.	India Indonesia Laos Myanmar Thailand Vietnam <i>France</i> <i>Germany</i>	Sagwan Jati, Tek May Sak Kyun May Sak Giati, Teck <i>Teck</i> <i>Burma-Rangoon-Java</i> <i>Teak</i>
Tembusu タンブス	<i>Fagraea fragrans</i> Roxb.	Cambodia Fiji Malaysia Myanmar Philippines	Tatro, Trai Buabua Temasuk Anan, Ananma Urung
Tento テント	<i>Ormosia</i> spp. <i>Ormosia coutinhoi</i> Ducke	Brazil Colombia French Guiana Guyana Peru Puerto Rico Suriname Venezuela	Buiucu, Tento Chocho, Choco Agui, Caconnier Rouge, Neko-Oudou Barakaro Huayoro Palo de Matos Kokriki Peonia
Terminalia, brown ブラウンター ミナリア	<i>Terminalia catappa</i> L.		
Terminalia, yellow イエローター ミナリア	<i>Terminalia complanata</i> Schum. <i>Terminalia longispicata</i> V. Sl. <i>Terminalia sogerensis</i> Baker f.		

Thinwin ティンウィン	<i>Phaseolodes pendulum</i> (Benth.) Kuntze (Syn. <i>Millettia pendula</i> Benth.)		
Tiama ティアマ	<i>Entandrophragma angolense</i> C. DC. <i>Entandrophragma</i> <i>congoense</i> A. Chev.	Angola Congo Côte d'Ivoire Equatorial Guinea Gabon Ghana Nigeria Uganda Dem. Rep. of the Congo <i>Germany</i> <i>UK</i>	Acuminata, Livuité Kiluka Tiama Dongomanguila Abeubêgne Edinam Gêdu-Nohor Mukusu Lifaki, Vovo <i>Tiama-Mahagoni</i> <i>Gêdu-Nohor</i>
Timbo ティンボ	<i>Enterolobium</i> <i>contortisiliquum</i> (Vell.) Morong	South America	Caro-Caro, Orejero, Pacara Earpod Tree, Tamboril, Timbo-Colorado, Timbo
Tipa ティパ	<i>Tipuana tipu</i> O. Ktze		
Tola (Oduma) トラ	<i>Gossweilerodendron</i> <i>balsamiferum</i> Harms <i>Gossweilerodendron joveri</i> Normand ex Aubrev.	Angola Cameroon Congo Gabon Nigeria Dem. Rep. of the Congo <i>Germany</i> <i>UK</i>	Tola branca Sinedon Tola, Tola blanc Emolo Agba Ntola <i>Agba,</i> <i>Tola branca</i> <i>Agba</i>
Toubaouaté トゥバルテ	<i>Didelotia brevipaniculata</i> J. Léon.		
Trebol トゥレボル (グラナディ ロ)	<i>Platymiscium</i> spp. <i>Platycyamus regnellii</i> Benth. <i>Platymiscium pinnatum</i> (Jacq.) Dugand <i>Platymiscium trinitatis</i> Benth. (Syn. <i>Platymiscium duckei</i> Hub.) <i>Platymiscium ulei</i> Harms.	Belize Brazil Colombia Costa Rica El Salvador Honduras Mexico Peru Venezuela	Granadillo Jacaranda do Brejo, Macacauba Guayacan trebol, Trebol Coyote, Cristobal Granadillo Granadillo Granadillo Cumaseba Roble

Tsanya ツアニャ	<i>Pausinystalia macroceras</i> Pierre ex Beille (Syn. <i>Corynanthe bequaertii</i> De Wild.) <i>Corynanthe paniculata</i> Welw.		
Tualang トゥアラン (メンガリス)	<i>Koompassia excelsa</i> (Becc.) Taub.	Southeast Asia	Honey Bee Tree, Mangaris, Mengaris, Toale
Umgusi ウングシ	<i>Baikiaea plurijuga</i> Harms	East Africa	Mukusi, Rhodesian Teak, Zambian Teak, Zambesi Redwood
Umiri ウミリ	<i>Humiria balsamifera</i> var. <i>floribunda</i> (Mart.) Cuatrec. (Syn. <i>Humiria floribunda</i> Mart.)	Brazil Colombia Ecuador French Guiana Guyana Peru Suriname Venezuela	Umiri Oloroso Chanul Bois Rouge, Houmiri Bastard Bulletwood, Meri, Tauaranru, Tauroniro Quinilla Colorado Basra Bolletrie, Blakaberi, Tawanonero Nina
Urunday ウルンデイ	<i>Astronium balansae</i> Engl. <i>Astronium concinnum</i> Schott <i>Astronium graveolens</i> Jacq. <i>Astronium urundeuva</i> Engl.	Argentina Bolivia Brazil Paraguay Central and South America	Urunday del Noroeste, Urunday-Mi, Urundel Cuchi Arindeúva, Aroeira-do-Sertão, Aroeira Preta, Urindeúva Urunde'y Mi Bois de Zèbre, Bossonga Mura, Tigerwood, Urunday-Para, Zebrano Zebrawood, Zorrowood

Walaba ワラバ	<i>Eperua</i> spp.	Brazil French Guiana Guyana Suriname Venezuela	Apa, Apazeiro, Copaibarana, Espadeira Bioudou, Wapa Ituri Wallaba, Wallaba Walaba Uapa, Palo Machete
Wamara ワマラ	<i>Bocoa prouacensis</i> Aubl.		
Wamba ワンバ	<i>Tessmannia africana</i> Harms (Syn. <i>Tessmannia</i> <i>claessensii</i> De Wild.) <i>Tessmannia lescrauwaetii</i> (De Wild.) Harms		
Wengé ウェンジ	<i>Millettia laurentii</i> De Wild. <i>Millettia stuhlmannii</i> Taub.	Cameroon Congo Gabon Dem. Rep. of the Congo Mozambique Tanzania <i>Germany</i> <i>France</i> <i>UK</i>	Awoung Wenge Awong Wenge Jambire Mpande <i>Panga-Panga,</i> <i>Panga-Panga,</i> <i>Panga-Panga</i>
Xoan ショアン (セ ンダン)	<i>Melia azedarach</i> L.	Bangladesh Cambodia China India Indonesia Nepal Philippines Thailand Vietnam	Bakarjan, Ghora Nim, Mahanim, Mahnim Dak hien Mindi Kechil Bakain, Bakarja, Betain, Deikna, Dek, Drek, Mallan Nim Gringging, Marambung, Mindi Bakaina, Bakaino, Bakena Balalunga, Balagango, Paraiso Khian, Lian, Lian-Baiyai Xaon

Yemane ヤマネ (メリ ナ)	<i>Gmelina arborea</i> Roxb.	Bangladesh India Myanmar Nepal Thailand <i>France</i> <i>Germany</i> <i>Spain</i> <i>UK</i>	Gamar, Gamari, Gomari, Gumbar, Gumhar Gambhar, Gomari, Gumhar, Kambhari, Sewan Mai Saw, Yemane, Yemani, Yemari Gamari, Gambari, Gumhari, Khamari Gumari, Saw, So, So-maeo <i>Gmelina,</i> <i>Melina,</i> <i>Peuplier d Afrique</i> <i>Gumar-Teak</i> <i>Gmelina,</i> <i>Melina</i> <i>Beechwood,</i> <i>Gmelina,</i> <i>Goomar Teak,</i> <i>Kashmir Tree,</i> <i>Malay Beechwood,</i> <i>White Teak,</i> <i>Yemane</i>
Yungu ユング	<i>Drypetes gossweileri</i> S. Moore		
Zingana ジンガナ (ゼ ブラウッド)	<i>Microberlinia</i> spp. <i>Microberlinia bisulcata</i> A. Chev. <i>Microberlinia brazzavillensis</i> A. Chev.	Cameroon Gabon <i>Germany</i> <i>UK</i>	Allen Ele Zingana <i>Zebrano</i> <i>Zebrano,</i> <i>Zebrawood</i>

注

右欄は、輸出国において使用されている名称を示す。

輸入国で使用されている商取引名が標準名と異なる場合には、イタリック体で示してある。

第 45 類

コルク及びその製品

注

- 1 この類には、次の物品を含まない。
 - (a) 第 64 類の履物及びその部分品
 - (b) 第 65 類の帽子及びその部分品
 - (c) 第 95 類の物品（例えば、がん具、遊戯用具及び運動用具）

総 説

コルクは、ほとんど南欧又は北アフリカに産するコルクがし（*Quercus suber*）の外皮から作られる。

最初に剥いだ皮は、バージンコルクといい、堅く、もろく、弾力性がなく、品質も劣り価格も安い。その外面は泡状のものがあって割れており、内面は黄色がかって、赤い斑点がある。

次に剥いだ皮は経済的により重要であり、これらの品質は緻密、かつ、均質であって、しかも表面には、ある程度割れ目がある、バージンコルクに比べてでこぼこは少ない。

コルクは、軽く、弾力性に富み、柔軟で防水性があり腐朽し難い。また、熱及び音に対して不良導体である。

この類には、45.03 項の解説の末尾で除外されるものを除き、すべての形状の天然コルク及び凝集コルク（天然コルク又は凝集コルクの製品を含む。）を含む。

45.01 天然コルク（粗のもの及び単に調製したものに限る。）、コルクくず及び破碎し、粒にし又は粉碎したコルク

4501.10—天然コルク（粗のもの及び単に調製したものに限る。）

4501.90—その他のもの

この項には、次の物品を含む。

- (1) 天然コルク（粗のもの及び単に調製したものに限る。）：粗のコルクは、コルクの樹から剥いだままの状態のもので、わん曲したスラブ状を呈している。単に調製した天然コルクには、削ることにより又はその他の方法で表面を清浄したもの（例えば、鬼皮を焼いたもの）でなお割れた外皮が残っているもの及び不用の部分を除いた端をきれいにしたもの（trimmed cork）を含む。この項には、また、殺菌処理をしたコルク及び温湯又は蒸気で処理後圧力をかけて平らにしたコルクを含む。ただし、鬼皮を除いたもの及び粗く角にしたものは、この項には含まない（45.02）。
- (2) 天然コルク又は凝集コルクのくず（例えば、削りくず、裁ちくず、打ち抜きくず）：これは、通常、粉碎コルク、粒状コルク又は粉状コルクの製造に使用される。これには、ろくろがけの際に出るコルクウールの形状をしたくずを含み、これらは時々詰物又は充てん材として使

用される。

- (3) 破碎コルク、粒状コルク及び粉碎コルク：これらはバージンコルク又はコルクくずから作られ、主に、凝集コルク、リノリウム又はリンクラスターの製造に使用される。また、粒状コルクは、断熱又は防音の材料としても使用され、時には果実の包装にも使用される。これらのコルクは、染色し、染み込ませ又は熱処理で焼かれ若しくは膨張させたものもこの項に含まれるが、凝集したものは含まない (45.04)。

45.02 天然コルク（鬼皮を除いたもの、粗く角にしたもの及び長方形（正方形を含む。）の塊状、板状、シート状又はストリップ状のものに限るものとし、栓のブランクで角が鋭いものを含む。）

この項には、次の天然コルクのスラブを含む。

- (1) 鋸引きその他の方法により鬼皮を完全に表面から除去したもの (debacked cork)
(2) 鋸引きその他の方法により外表皮の鬼皮及び内表面を切り、両面がほぼ平行になっているもの（粗く角にしたコルク）

この項には、また、45.01 項のコルク樹皮の両面をスライスしその端を直角に切って長方形（正方形を含む。）の塊状、板状、シート状又はストリップ状に加工したものを含む。当該加工品は、コルクを重ね合わせて接着してあるかないかを問わずこの項に属する。

ただし、長方形（正方形を含む。）以外の形状に切った塊、板、シート及びストリップは、コルクの製品 (45.03) とみなす。

この項には、紙又は織物で補強したコルクのシート（タバコのチップ用に使用する非常に薄いロール状のコルクを含む。）を含む（コルクペーパーという用語は、時には、紙で裏張りしていなくても、コルクの非常に薄いシート又はストリップに対して使用される。）。

また、この項には、角が鋭い立方体又は正方形のスラブの形状をした栓用のコルクブランク（二層以上のコルクを接着してできたスラブをカットしたものを含む。）を含む。ただし、丸い縁を有する類似の物品は、含まない (45.03)。

45.03 天然コルクの製品

4503.10－栓

4503.90－その他のもの

この項には、次の物品を含む。

- (1) 天然コルク製の各種の栓（縁を丸くしたブランクを含む。）：コルクの栓は、金属又はプラスチック等のキャップが付けられる場合もある。ただし、ポアーストッパー、メジャーストッパーその他コルクの栓が従属的なものは、その種類又は重要な特性を与える材料にしたがって他の項に属する。

- (2) 王冠の裏張り用その他のびん、つぼ等の密封用の天然コルクのディスク、ワッシャー及びウェファー並びにびん口に使用するコルク製のライニング及びシェル
- (3) 長方形（正方形を含む。）以外の形状に切った天然コルク製の塊、板、シート及びストリップ並びに救命具、漁網用のうき、バスマット、テーブルマット及びタイプライターその他の物品用のマット
- (4) ナイフの柄等各種の握り、ワッシャー及びガasket（84.84 項に含まれる取りそろえてセットにしたものを除く。）

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 64 類の履物及びその部分品（取り外し可能な中敷き（ソックス）を含む。）
- (b) 65 類の帽子及びその部分品
- (c) コルクのディスクを裏張りした卑金属製の王冠（83.09）
- (d) コルク製のカートリッジウッド（93.06）
- (e) がん具、遊戯用具（釣り糸用のうき及びその部分品を含む。）（95 類）

＊

＊ ＊

号の解説

4503.10

4503.10 号の栓は、側面が直線若しくは先細りの円柱形又は側面の端が丸くなっている角柱形の天然コルクで、染めたもの、磨いたもの、パラフィンで処理したもの、穴をあけたもの及び焼き印又は染料で印を施したものがある。中空でない栓には、頭部を大きくしたものや、金属、プラスチック等でキャップしたものがある。コルク栓は、容器に栓をするのに使用される。中空の栓（又はシェルコルク）は、例えば、ガラス製又は陶磁器製瓶用のガラス栓のカバーとして使用される。

この号には、また、確認可能な栓のブランク（縁が丸くなっているものに限る。）を含む。

この号には、王冠用のシールとして使用する薄いコルクディスクを含まない（4503.90）。

45.04 凝集コルク（凝集剤を使用してあるかないかを問わない。）及びその製品

4504.10—塊、板、シート、ストリップ、タイル（形状を問わない。）及び円柱（中空でないものに限るものとし、円盤を含む。）

4504.90—その他のもの

凝集コルクは、破碎コルク、粒状コルク又は粉碎コルクを一般に加熱、加圧の下で次のいずれかの方法により凝集して作られる。

- (1) 結合剤（例えば、未加硫ゴム、にかわ、プラスチック、タール及びゼラチン）を加える方法

(2) 結合剤を加えず温度約 300 度で行う方法。この場合には、コルク中の天然樹脂が結合剤として作用する。

この項の凝集コルクは、油等を染み込ませたり紙や織物を裏張りして補強することがある（ただし、59.04 項に属するリノリウムその他これに類する材料の特性を有するものを除く。）。

凝集コルクには、天然コルクの多くの性質が残っている。このものは、特に優れた断熱及び防音の材料である。ただし、多くの場合、凝集の際に要する結合剤の添加は、コルクの特性の一部、特に比重、張力強度及び圧縮強度を変える。更に、凝集コルクは、各種の寸法又は形状に直接成型するのに適する利点がある。

凝集コルクは、45.03 項に掲げる物品とほとんど同じような製品の製造に使用される。しかし、栓の製造に使用されることは少なく、王冠用ディスクには天然コルクより多く使用されている。

また、凝集コルクは、天然コルクよりも、パネル、ブロック、タイルのような建築材料並びに型に入れて各種の形状（円柱、シェル等）に作られ温水又は蒸気パイプの断熱又は保護材料、石油パイプラインの被覆材料、建築用目地材料及びフィルター製造材料として使用されることが多い。

この項から除外される物品については 45.03 項の解説参照

第 46 類

わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝状細工物

注

- 1 この類において「組物材料」とは、組合せその他これに類する加工方法に適する状態又は形状の材料をいい、当該材料には、わら、オーギア、柳、竹、とう、いぐさ、あし、経木その他の植物性材料のストリップ（例えば、樹皮のストリップ、細い葉及びラフィアその他の広い葉から得たストリップ）、紡績していない天然の紡織用繊維及びプラスチックの単繊維、ストリップその他これらに類する物品並びに紙のストリップを含むものとし、革、コンポジションレザー、フェルト又は不織布のストリップ、人髪、馬毛、紡織用繊維のロービング及び糸並びに第 54 類の単繊維、ストリップその他これらに類する物品を含まない。
- 2 この類には、次の物品を含まない。
 - (a) 第 48.14 項の壁面被覆材
 - (b) ひも、綱及びケーブル（組んであるかないかを問わない。第 56.07 項参照）
 - (c) 第 64 類又は第 65 類の履物及び帽子並びにこれらの部分品
 - (d) かご細工製の乗物及びそのボデー（第 87 類参照）
 - (e) 第 94 類の物品（例えば、家具及び照明器具）
- 3 第 46.01 項において「組物材料又はさなだその他これに類する組物材料の物品を平行につないだ物品」とは、組物材料又はさなだその他これに類する組物材料の物品を並列にしたものをつなぎ合わせてシート状にしたものをいい、つなぎ合わせるために使用した材料が紡績した紡織用繊維であるかないかを問わない。

総 説

この類には、へちま製品のほか、紡績していない材料を組み合わせ、織りその他これらに類する組立て方法によって作った半製品（46.01）及びある種の製品（46.01 又は 46.02）を含む。紡績していない材料には、特に次のような物品がある。

- (1) わら、オーギア、柳、竹、いぐさ、とう、あし、チップウッド（すなわち、薄いストリップ状の木材）、引抜材その他の植物性材料製のストリップ（例えば、樹皮のストリップ、細い葉及びラフィアその他の広い葉（バナナ又はやしの木等の葉）から得たストリップ）。ただし、これらは、組合せその他これに類する加工方法に適する状態又は形状のものに限る。
- (2) 紡績していない天然の紡織用繊維
- (3) 39 類のプラスチックの単繊維、ストリップその他これに類する物品（ただし、54 類の人造の紡織用繊維材料である横断面の最大寸法が 1 ミリメートル以下の単繊維及び見掛け幅が 5 ミリメートル以下のストリップその他これに類するものを除く。）
- (4) 紙のストリップ（プラスチックで被覆したものを含む。）
- (5) プラスチックのストリップを巻きつけ若しくは被覆し又はプラスチックを厚く塗付した紡織用繊維のしん（紡績していない繊維、組ひも等）から成るある種の材料（したがって、これらの物品は、しんを形成しているため、もはや繊維、組ひも等の特性を有しないものであ

る。)

これらの材料のうち、ある種のもの、特に植物性の物品は、組合せその他これに類する加工方法により適するように調製（例えば、割り、引き抜き若しくは皮はぎ等により又はワックス若しくはグリセリン等を染み込ませることにより）される場合もある。

この類において、次のものは組物材料とみなさず、それから作られた物品は、この類には含まない。

- (i) 馬毛 (05.11 又は 11 部)
- (ii) 横断面の最大寸法が 1 ミリメートル以下の単繊維及び見掛け幅（すなわち、折り曲げ、偏平、圧縮又はより合わせの状態での幅）が 5 ミリメートル以下のストリップ又は偏平な管（長さに沿って折り曲げたものを含む。）で、人造の繊維用材料のもの（圧縮してあるかないか又はより合わせてあるかないかを問わない（人造ストローその他これに類するもの）。）(11 部)
- (iii) 繊維用繊維のロービング（上記（5）のプラスチックで完全に被覆したものを除く。）(11 部)
- (iv) 繊維用繊維の糸でプラスチックを染み込ませ、塗布し、被覆し又は覆ったもの (11 部)
- (v) 革又はコンポジションレザーのストリップ（一般に、41 類又は 42 類）、フェルト又は不織布ストリップ (11 部) 及び人髪（5 類、59 類、65 類、又は 67 類）

この類には、次の物品を含まない。

- (a) 動物用装着具 (42.01)
- (b) 44 類の竹製品
- (c) 48.14 項の壁面被覆材
- (d) ひも、綱及ケーブル（組んであるもの及び紡績していない繊維から作ったものを含む。）(56.07)
- (e) 接着材により接着したたて糸のみから成る細幅織物類（ボルダック）(58.06)
- (f) 64 類の履物及びその部分品
- (g) 65 類の帽子及びその部分品（帽体を含む。）
- (h) むち (66.02)
- (ij) 人造の花 (67.02)
- (k) かご細工製の乗物及びそのボデー (87 類)
- (l) 94 類の物品（例えば、家具及び照明器具）
- (m) 95 類の物品（例えば、玩具、遊戯用具及び運動用具）
- (n) ほうき及びブラシ (96.03) 並びにマネキン人形 (96.18)

46.01 さなだその他これに類する組物材料から成る物品（ストリップ状であるかないかを問わない。）並びに組物材料又はさなだその他これに類する組物材料から成る物品を平行につなぎ及び織ったものであってシート状のもの（最終製品（敷物、壁掛等）であるかないかを問わない。）

—敷物及びすだれ（植物性材料製のものに限る。）

4601. 21—竹製のもの

4601. 22—とう製のもの

4601. 29—その他のもの

—その他のもの

4601. 92—竹製のもの

4601. 93—とう製のもの

4601. 94—その他の植物性材料製のもの

4601. 99—その他のもの

（A）さなだその他これに類する組物材料の物品（ストリップ状にしてあるかないかを問わない。）
このグループには、次の物品を含む。

（1）さなだ。これらは、手又は機械のいずれかによって、一般に縦の方向に組み合わせた組物材料のストランドから成るもので、経緯糸はない。ストランドの性質、色、厚さ、より数及び組合せの方法を変えることにより異なった装飾効果が得られる。

この種のさなだは、並べ合わせた後、縫製等の方法によって幅広いストリップ状に仕上げられる。

（2）さなだに類する物品。これらは、さなだと同様又は類似の用途を有し、組合せ以外の方法で作られるが、組物材料から長い革ひもに似た形状、ストリップ状等になる。

これらには、次の物品を含む。

（a）二本以上のストランドを相互により合わせ、相互に結び合わせ又はその他の方法で組み立てて作った物品（ただし、46. 02 項の装飾用モチーフを除く。）

（b）押しつぶさない植物材料を単により合わせて製造した一種の綱から成る物品（例えば、取引上「チャイナコード」と呼ばれるもの）

上記の物品は、主として婦人帽に使用されるが、ある種の家具、靴、マット又はかごその他の容器の製造にも使用される。

この項の物品には、主として組立て又は補強のために紡績した紡織繊維の糸を使用したものもある（付随的な装飾効果を有しているかないかを問わない。）。)

（B）組物材料又はさなだその他これに類する組物材料の物品を平行につないだ物品及び組物材料又はさなだその他これに類する組物材料の物品を織った物品（シート状のものに限るものとし、敷物、すだれその他の最終製品であるかないかを問わない。）

これらの物品は、この類の総説に規定されている組物材料から又は上記（A）に掲げたさなだその他これに類する組物材料の物品から直接作られる。

これらの組物材料から直接作られる物品は、一般に縦糸と横糸から成る織物の方法でストランドを相互に織って作るか又は横のつなぎ糸若しくはストランドで平行に並べた連続的なストランドを固定してシート状に作るかのいずれかである。

織った物品は、すべてが組物材料から成る場合と、縦糸が組物材料で横糸が紡織用繊維の糸の場合又はその逆の場合とがある。ただし、紡織用繊維の糸の機能は、付随的に色彩効果

をもたらず場合を除き、組物材料を結ぶ場合に限る。

同様に、組物材料を平行につなぐことによって作った物品も、結束材は、組物材料、紡織用繊維の糸又はその他の材料の場合がある。

相互につなぐこと又は織ることと同様の工程は、上記（A）に掲げたさなだその他これに類する組物材料の物品からシート状の物品を作る際にも用いられる。

これらの物品は、紡織用繊維の織物又は紙で補強され又は裏張りされる場合もあり、次の物品を含む。

（1）ラフィア、とうその他これらに類する材料で作った織物などの半製品及び婦人帽製造業又は家具製造業等で使用される長尺の巻いた形状又はストリップ状に作った装飾用のもの

（2）ある種の最終製品。例えば、次のようなものがある。

（a）敷物（床用敷物等）：特に、いわゆるチャイニーズ（又はインド）敷物（長方形のものであるか又はその他の形状のものであるかを問わない。）を含む。これらは、組物材料（又は、さなだその他これに類する組物材料の物品）の平行なストランドを他の組物材料、ひも、鋼等で織るか又はつなぐことにより作られたものである。

（b）むしろ等の粗いマット地（園芸用に使用されるもの）

（c）すだれ及びパネル（やなぎ又はオーギアで作ったもの等）並びに組物材料又はさなだその他これらに類する組物材料の物品（わら、あし等）を平行に並べ、圧縮し、そして卑金属の針金で一定間隔おきにつなぎ合わせて作った建築用のパネル：これらの建築用のパネル又はスラブには、表面及び端のすべてがクラフト板紙で被覆されているものがある。

この項には、コイヤ、サイザル麻の繊維その他これらに類するもので作った敷物で、綱又は紡織用繊維の織物をもととしたものを含まない（57 類）。

46.02 かご細工物、枝条細工物その他の製品（組物材料から直接造形したもの及び第 46.01 項の物品から製造したものに限る。）及びへちま製品

－植物性材料製のもの

4602.11－竹製のもの

4602.12－とう製のもの

4602.19－その他のもの

4602.90－その他のもの

この類の総説に特掲した除外物品を除き、この項には、次の物品を含む。

（i）組物材料から直接造形した製品

（ii）既に組み立てられている 46.01 項の物品から作った製品（すなわち、さなだその他これに類する物品、平行につないだ物品又はシート状に織った物品から作った製品）

ただし、この項には、46.01 項の最終製品を含まない。すなわち、これらのものは、組物

材料又はさなだその他これに類する組物材料の物品を平行につなぎ又は織ってシート状にした物品（例えば、敷物及びすだれ）であるため最終製品の特性を有しているものである（46.01 項解説（B）（2）参照）。

（iii）へちま製品（手袋、パッド等）（裏打ちしてあってもよい。）

この項には、次の物品を含む。

- （1）バスケット、背負いかご、詰めかごその他の各種のかご細工容器類（ローラー又は脚車が付いているかいないかを問わないものとし、びく及び果物かごを含む。）
- （2）チップウッドを組み合わせた類似のバスケット又は箱（組み合わせていないチップウッドから成るチップバスケットを除く（44.15）。）
- （3）旅行用バッグ及びスーツケース
- （4）ハンドバッグ、買物袋その他これらに類するもの
- （5）えび捕りかごその他これに類するもの、鳥かご及びみつばちの巣箱
- （6）盆、びんホルダー、じゅうたんたたき、食卓用品、台所用品その他の家庭用品
- （7）婦人帽のモチーフその他の装飾用の物品（67.02 項のものを除く。）
- （8）びん用のわら。これらの製品は、多くの場合粗製のわらその他これに類する材料を粗く平行に並べ、糸又は綱でつなぎ合わせて中空の円すい形にしたものである
- （9）長いさなだを正方形、円形等に組み立てて作った敷物及びより糸でそれらを結び合わせて作った敷物

第 47 類

木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ及び古紙

注

- 1 第 47.02 項において「化学木材パルプ（溶解用のものに限る。）」とは、水酸化ナトリウムを 18%含有するかせいソーダ溶液に温度 20 度で 1 時間浸せきした後の不溶解性部分の重量が、ソーダパルプ及び硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）にあっては全重量の 92%以上、亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）にあっては全重量の 88%以上の化学木材パルプをいう。ただし、亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）については、灰分の含有量が全重量の 0.15%以下のものに限る。

総 説

この類のパルプは、主として各種の植物材料又は植物性紡織用繊維のくずから得られる繊維素繊維から成っている。

国際貿易上最も重要なパルプは木材パルプで、その調製法により機械木材パルプ、化学木材パルプ、セミケミカルパルプ又はケミグランドパルプと呼ばれる。主に使用される木材は、まつ、とうひ、ポプラ及びヤマナラシであるが、ビーチ、くり、ユーカリ及びある種の熱帯産木材等の堅い木材も使用される。

パルプ製造に使用されるその他の材料として次のものを含む。

- (1) コットンリントー
- (2) 古紙
- (3) ぼろ（特に綿、リネン又は麻）その他の紡織用繊維のくず（古ロープ等）
- (4) わら、エスパルト、亜麻、ラミー、黄麻、麻、サイザル麻、バガス、竹、種々のその他の草及びあし

木材パルプはかっ色か白色で、薬品で半さらしにし若しくはさらしてあるか又はさらしてないものもある。パルプは、製造後、その白色度（輝度）を増すために何らかの処置が施されているならば、半さらしのもの及びさらしたものとみなされる。

製紙工業の用途のほか、ある種のパルプ（特にさらしたパルプ）は、人造紡織用繊維材料、プラスチック、ワニス及び爆薬等の各種の物品の製造においてセルロース原料として使用される。また、これらは家畜の飼料にも使用される。

パルプは、通常、梱包されたシート（穴があいているかいないかを問わない。）状で湿った状態又は乾燥した状態で提示される。ただし、時にはスラブ状、ロール状、粉末状又はフレーク状の場合もある。

この類には、次の物品を含まない。

- (a) コットンリントー (14.04)
- (b) 凝集してないポリエチレン又はポリプロピレンの繊維（原繊維（fibrils））のシートから成る合成した製紙用パルプ (39.20)
- (c) 繊維板 (44.11)

- (d) 製紙用パルプ製のフィルターブロック、フィルタースラブ及びフィルタープレート (48.12)
- (e) 製紙用パルプ製のその他の製品 (48 類)

47.01 機械木材パルプ

機械木材パルプは、単に機械処理、すなわち、樹皮及び時には節を除去した木材を離解し又は摩砕することによってのみ得られるものであり、水流のもとで機械的な粉碎によって繊維状になっている。

前もって蒸気処理を施さないで粉碎したものは、いわゆる「ホワイト」機械木材パルプとなり、その繊維は破壊されやすく、かつ、弱い。木材を摩砕の前に蒸気処理すると、かつ色で強い繊維のものが得られる（かつ色機械木材パルプ）。

従来の摩砕法を更に発展させたものは、リファイナー碎木パルプと呼ばれるパルプであり、木材チップは、接近した間隔の溝を有する 2 枚の板（これらの 1 枚又は両方が回転している。）の間にチップを通過させることによってディスクリファイナーで細断される。このタイプのパルプの優れた等級の一つは、木材チップを柔らかくし、繊維の損傷が少なく繊維を容易に分離することができるように予備的に熱処理を行った後、それを精砕することによって製造されるものである。その結果できるパルプの品質は、従来の機械木材パルプに比べて優れたものとなっている。

機械木材パルプの主なタイプには、次のものがある。

碎木パルプ (SGW) : 大気圧のもとで石材製碎木機を使用して丸材又はブロックから製造したもの

加圧式碎木パルプ (PGW) : 加圧式石材製碎木機を使用して丸材又はブロックから製造したもの

リファイナー碎木パルプ (RPM) : 大気圧のもとで吐出しながらリファイナーを使用して木材のチップ又は薄片から製造したもの

サーモメカニカルパルプ (TMR) : 木材を高圧蒸気むしした後、リファイナーを使用して木材のチップ又は薄片から製造したもの

リファイナーで製造されたある種のパルプは、化学処理されていることがあるので注意をする必要がある。このようなパルプは 47.05 項に属する。

機械木材パルプは、繊維が比較的短く、かつ、弱い物品が得られるため、一般に単独で使用されることはない。製紙工程において、しばしば、化学パルプが混合される。新聞用紙は、通常、このような混合物から製造されている（48 類注 4 参照）。

47.02 化学木材パルプ（溶解用のものに限る。）

この項には、この類の注 1 に規定する溶解用の化学木材パルプのみを含む。このパルプは目的とする用途の要求に合致するように特別に精製される。これらのものは、再生セルロース、セル

ロースエーテル、セルロースエステル及びこれらの材料の物品、例えば、板、シート、フィルム、はく、ストリップ、紡織用繊維及びある種の紙等（感光紙、フィルターペーパー及び硫酸紙のベースとして使用される種類の紙等）の製造に使用される。また、最終用途や最終物品によってビスコースパルプ、アセテートパルプ等とも呼ばれる。

化学木材パルプは、木材を最初チップ又は小片状にした後、薬品で処理することによって得られる。この処理の結果、大部分のリグニンその他の非繊維素物質が除去される。

通常使用される薬品には、水酸化ナトリウム（ソーダ法）、水酸化ナトリウムと硫酸ナトリウムの混合物で一部が硫化ナトリウムに変換しているもの（硫酸塩法）、重亜硫酸カルシウム又は重亜硫酸マグネシウム（亜硫酸水素カルシウム又は亜硫酸水素マグネシウムとして知られている。）（亜硫酸塩法）がある。

得られた物品は、同じ原材料から製造された機械パルプに比較して繊維が長く、かつ、セルロースの含有量が多い。

化学木材パルプ（溶解用のものに限る。）は、広汎な化学反応及び物理化学反応によって製造される。化学木材パルプの製造には、白色化の他に化学的精製、脱樹脂、解重合、灰分の減少又は反応性の調製を必要とすることがある。これらの大部分は、複合漂白と精製工程とを組み合わせたものである。

47.03 化学木材パルプ（ソーダパルプ及び硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）に限るものとし、溶解用のものを除く。）

－さらしていないもの

4703.11－針葉樹のもの

4703.19－針葉樹以外のもの

－半さらしのもの及びさらしたもの

4703.21－針葉樹のもの

4703.29－針葉樹以外のもの

ソーダパルプ及び硫酸塩パルプは、通常チップ状の木材を強アルカリ溶液中で煮沸して製造する。ソーダパルプの場合、溶解液は水酸化ナトリウム溶液であり、また硫酸塩パルプの場合は変色した水酸化ナトリウムが使用される。「硫酸塩」という用語は、硫酸ナトリウム（その一部が硫化ナトリウムに変換されている。）が蒸解液の調製段階で使用されることに由来する。硫酸塩パルプは、最も重要なものである。

これらの工程を経たパルプは、高度の引裂き強さ、引張強さ又は破裂強さを必要とする紙及び板紙用のみならず、吸収性の物品（例えば、綿毛状物品又はナプキン（おむつ））の製造にも使用される。

47.04 化学木材パルプ（亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）に限るものとし、溶解用のものを

除く。)

－さらしていないもの

4704. 11－針葉樹のもの

4704. 19－針葉樹以外のもの

－半さらしのもの及びさらしたもの

4704. 21－針葉樹のもの

4704. 29－針葉樹以外のもの

サルファイト法は、一般に酸性溶液を使用し、種々の「亜硫酸塩」化合物（例えば、重亜硫酸カルシウム（亜硫酸水素カルシウム）、重亜硫酸マグネシウム（亜硫酸水素マグネシウム）、重亜硫酸ナトリウム（亜硫酸水素ナトリウム）、重亜硫酸アンモニウム（亜硫酸水素アンモニウム）等）が、溶解液の調製の過程で使用される（47. 02 項の解説参照）のでこの名前が付けられた。この溶液は、遊離した二酸化硫黄を含んでいる。サルファイト法は、とうひ属の繊維の処理に広く使用される。

サルファイトパルプは、単独か他のパルプを混合して各種の筆記用紙、印刷用紙等に使用される。また、サルファイトパルプは、耐脂紙や透明の光沢紙にも使用される。

47. 05 機械的及び化学的パルプ工程の組み合わせにより製造した木材パルプ

この項には、機械的なパルプ工程と化学的なパルプ工程との組み合わせで製造される木材パルプを含む。この様なパルプは、セミケミカルパルプ、ケミグランドパルプ等いろいろな名で呼ばれている。

セミケミカルパルプは、二つの工程、すなわち木材（通常はチップ）を最初に蒸解がまで化学的に柔らかくし、次に機械的に精砕することによって製造される。このパルプは、不純物やリグニン質を多量に含んでおり、主に中質の紙に使用される。これは、一般に中性亜硫酸塩セミケミカル（NSSC）、重亜硫酸塩セミケミカル又はクラフトセミケミカルとして知られている。

ケミグランドパルプは、チップ、削りくず、鋸くずその他これらに類する形状の木材をリファイナーにかけて製造する。木材は、2枚の接近した隆起を有する板又はディスク（これらの1枚又は両方が回転する。）により生じた研磨作用によって繊維状になる。少量の化学物質は、繊維の分離を容易にするため前処理として加えられるか又は精砕中に加えられる。木材は、異なる圧力や温度で、時間間隔を変えて蒸気むしを行うことがある。ケミグランドパルプは、その製造に使用された工程の組み合わせ及びその工程が実施された順序によって、ケミサーモメカニカルパルプ（CTMP）、ケミリファイナーメカニカルパルプ（CRMP）、サーモケミメカニカルパルプ（TCMP）と呼ばれる。

ケミグランドパルプは新聞用紙の製造において使用される（48 類の注4参照）。これらは、また、ティッシュ及びグラフィックペーパーの製造にも使用される。

この項には、スクリーン粕と呼ばれるパルプを含む。

47.06 古紙パルプ及びその他の繊維素繊維を原料とするパルプ

4706.10ーコットンリントーパルプ

4706.20ー古紙パルプ

4706.30ーその他のもの（竹製のものに限る。）

ーその他のもの

4706.91ーー機械パルプ

4706.92ーー化学パルプ

4706.93ーー機械的及び化学的工程の組合せにより製造したもの

パルプ製造に使用される重要な繊維素繊維原料（木材を除く。）は、総説に記載されている。

古紙パルプは、通常、乾燥し、梱包されたシート状で提示され、異種の繊維素繊維の混合物から成っており、漂白されているものと漂白されていないものがある。このパルプは洗浄、スクリーニング及び脱インキの一連の機械工程及び化学工程によって得られる。投入原料や工程の程度により、インキ、粘土、でん粉、重合体コーティング剤及び糊等残留物が少量含まれる場合がある。

この項のパルプは、古紙パルプを除き、機械工程、化学工程又はこれらの工程の組み合わせによって得られる。

47.07 古紙

4707.10ーさらしていないクラフト紙又はクラフト板紙及びコルゲート加工をした紙又は板紙

4707.20ーその他の紙又は板紙（主としてさらした化学パルプから製造したものに限るものとし、全体を着色したものを除く。）

4707.30ー主として機械パルプから製造した紙又は板紙（例えば、新聞、雑紙その他これらに類する印刷物）

4707.90ーその他のもの（区分けしていない古紙を含む。）

この項に含まれる古紙には、切りくず、裁断、端切、選別漏れ裂け紙、古新聞、古雑誌、校正印その他の印刷業の廃棄物及びこれらに類するものが含まれる。

この項には、また紙又は板紙の製品のくずを含む。

これらの古紙は通常パルプ化に使用され、時には、圧搾した梱で提示される。ただし、他の目的（例えば、包装）に使用できるものであっても、この項から除外されないことに注意をする必要がある。

なお、ペーパーウールは古紙から作ったものであっても、この項から除外される（48.23）。また、この項には、主として貴金属の回収に使用される種類の貴金属及び貴金属の化合物を含む古紙（例えば、銀又は銀化合物を含む写真用の古紙）を含まない（71.12）。

＊

＊ ＊

号の解説

4707.10、4707.20、及び 4707.30

原則として 4707.10 号、4707.20 号及び 4707.30 号には区分けした古紙を含むが、これらの号の所属の決定は、47.07 項の他の号の紙又は板紙が少量存在していても影響を受けない。

第 48 類

紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品

注

- 1 この類において「紙」には、文脈により別に解釈される場合を除くほか、板紙（厚さ及び1平方メートルについての重量を問わない。）を含む。
- 2 この類には、次の物品を含まない。
 - (a) 第 30 類の物品
 - (b) 第 32.12 項のスタンプ用のはく
 - (c) 香紙及び化粧料を染み込ませ又は塗布した紙（第 33 類参照）
 - (d) せっけん又は洗剤を染み込ませ、塗布し又は被覆した紙及びセルロースウォッディング（第 34.01 項参照）並びに磨き料、クリームその他これらに類する調製品を染み込ませ、塗布し又は被覆した紙及びセルロースウォッディング（第 34.05 項参照）
 - (e) 第 37.01 項から第 37.04 項までの感光性の紙及び板紙
 - (f) 診断用又は理化学用の試薬を染み込ませた紙（第 38.22 項参照）
 - (g) 一層のプラスチックを塗布し又は被覆した一枚の紙及び板紙で、プラスチックの層の厚さが全体の半分を超えるもの並びに紙又は板紙により補強した積層プラスチックのシート並びにこれらの製品（第 39 類参照。第 48.14 項の壁面被覆材を除く。）
 - (h) 第 42.02 項の製品（例えば、旅行用具）
 - (ij) 第 46 類の製品（組物材料の製品）
 - (k) 紙糸及びその織物製品（第 11 部参照）
 - (l) 第 64 類又は第 65 類の物品
 - (m) 研磨紙及び研磨板紙（第 68.05 項参照）並びに紙又は板紙を裏張りした雲母（第 68.14 項参照）。ただし、雲母粉を塗布した紙及び板紙は、この類に属する。
 - (n) 紙又は板紙を裏張りした金属のはく（主として第 14 部又は第 15 部に属する。）
 - (o) 第 92.09 項の物品
 - (p) 第 95 類の物品（例えば、玩具、遊戯用具及び運動用具）
 - (q) 第 96 類の物品（例えば、ボタン、生理用のナプキン（パッド）及びタンポン並びにおむつ及びおむつ中敷き）
- 3 7 の規定が適用される場合を除くほか、第 48.01 項から第 48.05 項までには、カレンダー仕上げ、スーパーカレンダー仕上げ、グレージング仕上げその他これらに類する仕上げ、擬透き入れ又は表面サイジングをした紙及び板紙並びに着色し又は大理石模様を入れた紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ（全体を着色したものに限る。）を含む。ただし、第 48.03 項に別段の定めがある場合を除くほか、これらの項には、その他の加工をした紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブを含まない。
- 4 この類において「新聞用紙」には、新聞印刷に使用する種類の塗布してない紙（サイジングしていないもの及び軽くサイジングしたものに限る。）であって、機械木材パルプ又はケミグラ

ンド木材パルプの含有量が全繊維重量の 50%以上で、パーカープリントサーフ（クランプ圧 1 メガパスカル）による各面の平滑度が 2.5 マイクロメートル（ミクロン）を超え、かつ、重量が 1 平方メートルにつき 40 グラム以上 65 グラム以下であるもののうち、（a）幅が 28 センチメートルを超えるストリップ状又はロール状のもの及び（b）折り畳んでない状態において一辺の長さが 28 センチメートルを超え、その他の辺の長さが 15 センチメートルを超える長方形（正方形を含む。）のシート状のもののみを含む。

- 5 第 48.02 項において「筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の紙及び板紙」及び「せん孔カード用紙及びせん孔テープ用紙」には、主にさらしパルプ又は機械パルプ若しくはケミグランドパルプから製造した紙及び板紙で、次のいずれかの要件を満たすもののみを含む。

（A）重量が 1 平方メートルにつき 150 グラム以下の紙及び板紙

（a）機械パルプとケミグランドパルプを合わせたものの含有量が 10%以上であり、かつ、次のいずれかの要件を満たすこと。

- 1 重量が 1 平方メートルにつき 80 グラム以下であること。
- 2 全体を着色してあること。

（b）灰分の含有量が 8 %を超え、かつ、次のいずれかの要件を満たすこと。

- 1 重量が 1 平方メートルにつき 80 グラム以下であること。
- 2 全体を着色してあること。

（c）灰分の含有量が 3 %を超え、かつ、白色度が 60%以上であること。

（d）灰分の含有量が 3 %を超え 8 %以下であって、白色度が 60%未満であり、かつ、比破裂強さが 1 グラム毎平方メートルの紙につき 2.5 キロパスカル以下であること。

（e）灰分の含有量が 3 %以下であって、白色度が 60%以上であり、かつ、比破裂強さが 1 グラム毎平方メートルの紙につき 2.5 キロパスカル以下であること。

（B）重量が 1 平方メートルにつき 150 グラムを超える紙及び板紙

（a）全体を着色してあること。

（b）白色度が 60%以上であり、かつ、次のいずれかの要件を満たすこと。

- 1 厚さが 225 マイクロメートル（ミクロン）以下であること。
- 2 厚さが 225 マイクロメートル（ミクロン）を超え 508 マイクロメートル（ミクロン）以下であり、かつ、灰分の含有量が 3 %を超えること。

（c）白色度が 60%未満であって、厚さが 254 マイクロメートル（ミクロン）以下であり、かつ、灰分の含有量が 8 %を超えること。

ただし、第 48.02 項には、フィルターペーパー及びフィルターペーパーボード（ティーバッグペーパーを含む。）並びにフェルトペーパー及びフェルトペーパーボードを含まない。

- 6 この類において「クラフト紙及びクラフト板紙」とは、硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又はソーダパルプの含有量が全繊維重量の 80%以上の紙及び板紙をいう。

- 7 第 48.01 項から第 48.11 項までの二以上の項に属するとみられる紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブは、項において別段の定めがある場合を除くほか、これらの項のうち数字上の配列において最後となる項に属する。

- 8 第 48.03 項から第 48.09 項までには、紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブのうち次のもののみを含む。
- (a) 幅が 36 センチメートルを超えるストリップ状又はロール状のもの
 - (b) 折り畳んでない状態において 1 辺の長さが 36 センチメートルを超え、その他の辺の長さが 15 センチメートルを超える長方形（正方形を含む。）のシート状のもの
- 9 第 48.14 項において壁紙その他これに類する壁面被覆材は、次の物品に限る。
- (a) 壁又は天井の装飾に適するロール状の紙のうち、幅が 45 センチメートル以上 160 センチメートル以下の次のもの
 - (i) 木目付けをし、型押しをし、表面に着色し、図案を印刷し又は繊維のブロックを付着させる等の方法により表面に装飾を施したもの（透明な保護用プラスチックを塗布してあるかないか又は被覆してあるかないかを問わない。）
 - (ii) 木材、わら等の小片を混入した結果、平たんでない表面を有するもの
 - (iii) プラスチックを表に塗布し又は被覆したもの（当該プラスチックの層に、木目付けをし、型押しをし、着色し、図案を印刷し又はその他の装飾を施したものに限る。）
 - (iv) 組物材料（平行につないであるかないか又は織ってあるかないかを問わない。）で表を覆ったもの
 - (b) 縁又はフリーズに使用する（a）の（i）から（iv）までのいずれかの処理をした紙で、壁又は天井の装飾に適するもの（ロール状であるかないかを問わない。）
 - (c) 数枚のパネルから成る紙製の壁面被覆材（ロール状又はシート状のものに限る。）で、壁に張り付けたとき、風景、図案又はモチーフが現れるように印刷したもの
- 紙又は板紙をもととした物品で、床敷き用及び壁面被覆材用のいずれの用途にも適するものは、第 48.23 項に属する。
- 10 第 48.20 項には、特定の大きさに切ったとじてないシート及びカード（印刷し、型押しをし又はせん孔したものであるかないかを問わない。）を含まない。
- 11 第 48.23 項には、ジャカードその他これに類する機械に使用するせん孔した紙及び板紙並びに紙製のレースを含む。
- 12 第 48.14 項又は第 48.21 項の物品を除くほか、紙、板紙及びセルロースウォッディング並びにこれらの製品で、モチーフ、字又は絵を印刷したもののうち、当該モチーフ、字又は絵がこれらの物品の本来の用途に対し副次的でないものは、第 49 類に属する。

＊

＊ ＊

号注

- 1 第 4804.11 号及び第 4804.19 号において「クラフトライナー」とは、木材を原料とした硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又はソーダパルプの含有量が全繊維重量の 80%以上で、重量が 1 平方メートルにつき 115 グラムを超え、かつ、次の表の左欄のひょう量に該当するものにあつては対応する同表の右欄のミューレン破裂強さの最低値を有し、その他のひょう量のものにあつては一次内挿値又は一次外挿値と等値のミューレン破裂強さの最低値を有するマシン仕上げ又はマシングレイズをした紙及び板紙（ロール状のものに限る。）をいう。

ひょう量（グラム毎平方メートル）	ミューレン破裂強さの最低値（キロパスカル）
115	393
125	417
200	637
300	824
400	961

- 2 第 4804.21 号及び第 4804.29 号において「重袋用クラフト紙」とは、硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又はソーダパルプの含有量が全繊維重量の 80%以上であつて、重量が 1 平方メートルにつき 60 グラム以上 115 グラム以下であり、かつ、次のいずれかの要件を満たすマシン仕上げをした紙（ロール状のものに限る。）をいう。

(a) ミューレン比破裂強さが 1 グラム毎平方メートルの紙につき 3.7 キロパスカル以上で、横方向の伸び率が 4.5%を超え、かつ、縦方向の伸び率が 2%を超えること。

(b) 次の表の左欄のひょう量に該当するものにあつては対応する同表の中欄の引裂き強さの最低値及び右欄の引張強さの最低値を有すること又はその他のひょう量のものにあつては一次内挿値と等値の引裂き強さの最低値及び引張強さの最低値を有すること。

ひょう量 (グラム毎平方メートル)	引裂き強さの最低値 (ミリニュートン)		引張強さの最低値 (キロニュートン毎メートル)	
	縦方向	縦方向と横方向の和	横方向	縦方向と横方向の和
60	700	1,510	1.9	6
70	830	1,790	2.3	7.2
80	965	2,070	2.8	8.3
100	1,230	2,635	3.7	10.6
115	1,425	3,060	4.4	12.3

- 3 第 4805.11 号において「セミケミカルパルプ製の段ボール用中芯原紙」とは、機械的及び化学的パルプ工程の組合せにより得られた広葉樹パルプ（さらしてないものに限る。）の含有量が全繊維重量の 65%以上であり、かつ、CMT30（コルゲーテッド中芯試験で 30 分調湿後）による圧縮強さが相対湿度 50%、温度 23 度において 1 グラム毎平方メートルにつき 1.8 ニュートンを超えるロール状の紙をいう。

- 4 第 4805.12 号には、主に機械的及び化学的工程の組合せにより得られたわらパルプから製造した紙であって、1 平方メートルにつき 130 グラム以上で、CMT30（コルゲーテッド中芯試験で 30 分調湿後）による圧縮強さが相対湿度 50%、温度 23 度において 1 グラム毎平方メートルにつき 1.4 ニュートンを超えるロール状のものを含む。
- 5 第 4805.24 号及び第 4805.25 号には、全部又は大部分を再生パルプから製造した紙及び板紙含む。テストライナーには、染色した紙又は非再生パルプ（さらしてあるかないかを問わない。）から製造した紙を表面層として有するものも含む。これらの物品は、ミューレン比破裂強さが 1 グラム毎平方メートルの紙につき 2 キロパスカル以上であるものをいう。
- 6 第 4805.30 号において「サルファイト包装紙」とは、木材を原料とした亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の含有量が全繊維重量の 40%を超え、灰分の含有量が 8 %以下であり、かつ、ミューレン比破裂強さが 1 グラム毎平方メートルの紙につき 1.47 キロパスカル以上のマシングレイズした紙をいう。
- 7 第 4810.22 号において「軽量コート紙」とは、両面を塗布した紙であって、機械木材パルプの含有量が全繊維重量の 50%以上で、片面の塗布量が 1 平方メートルにつき 15 グラム以下であり、かつ、総重量が 1 平方メートルにつき 72 グラム以下であるものをいう。

＊

＊ ＊

号の解説

号注 1

この注においてミューレン破裂強さの最低値は、キロパスカル（kpa）で表わす。グラム毎平方センチメートルへの換算値は、次表のとおりである。

ひょう量 (g/平方メートル)	kPa	(g/平方センチメートル)
115	393	4,030
125	417	4,250
200	637	6,500
300	824	8,400
400	961	9,800

中間値（内挿値）又は 400 グラムを超える値（外挿値）の計算は、次の式による。

<u>基準ひょう量</u>	<u>ミューレン破裂強さの最低値 (g/平方センチメートル)</u>
125g/平方メートル以下のもの	基準ひょう量 (g/平方センチメートル) $\times 22 + 1,500$
125g/平方メートルを超え 200g/平方メートル以下のもの	基準ひょう量 (g/平方センチメートル) $\times 30 + 500$
200g/平方メートルを超え 300g/平方メートル以下のもの	基準ひょう量 (g/平方センチメートル) $\times 19 + 2,700$
300g/平方メートルを超えるもの	基準ひょう量 (g/平方センチメートル) $\times 14 + 4,200$

号注 2

一平方メートルの重量が、この注に示されている値の範囲に属する紙については、その最低値は下記表によって計算することができる（誤差 2 % 以内）。

<u>最 低 値</u>	
引裂き強さ 縦方向 (mN) (0 又は 5 ミリニュートンの いずれか近い方に丸めた値)	基準ひょう量 (g/平方メートル) $\times 13.23 - 94.64$
引裂き強さ 縦方向 + 横方向 (mN) (上記と同様に丸めた値)	基準ひょう量 (g/平方メートル) $\times 28.22 - 186.2$
引張強さ 横方向 (kN/m)	基準ひょう量 (g/平方メートル) $\times 0.0449 - 0.8186$
引張強さ 縦方向 + 横方向 (kN/m)	基準ひょう量 (g/平方メートル) $\times 0.1143 - 0.829$

総 説

この類の解説において、文脈により別に解釈される場合を除くほか、「紙」には板紙（厚さ又は重量に無関係）を含む。

紙は、基本的には、47 類のパルプのセルロース繊維がシートの形状に相互にフェルト化したものから成る。ある種のティーバッグ材料のように、多くの物品は、これらのセルロース繊維と紡織用繊維（特に、54 類注 1 に規定する人造繊維）との混合物から成る。紡織用繊維の重量がセルロース繊維の重量より多い場合には、当該物品は紙とはみなされず不織布に該当する（56.03）。製紙方法は、機械すき、手すきとも、パルプの調製、シート又はウェブの形成及び仕上げの 3 段階に分けて考えられる。

異なる試験方法の使用により得られる結果の相違を避けるために、あらゆる政府は 48 類の紙及び板紙の物理的性質を決定するために、国際標準機構（ISO）のテスト方式を使用することが非常に望まれる。この類において、以下に掲げる分析基準及び物理基準が使用されている場合には、常に次の ISO 規格を使用すべきである。

灰分含有量

ISO2144 紙及び板紙—灰分の測定

白色度

ISO2470 紙及び板紙—拡散青色光反射率因子の測定（ISO 白色度）

破裂強さ及び比破裂強さ

ISO2758 紙—破裂強さの測定

ISO2759 板紙—破裂強さの測定

CMT60（圧縮強さ）

ISO7263 中しん原紙—実験室でのしわつけ後の平面圧縮強さ

繊維組成

ISO9184／1-3 紙、板紙及びパルプ—繊維仕上げ剤の分析

ひょう量（重量）

ISO536 紙及び板紙—ひょう量の測定

パーカープリントサーフ平滑度

ISO8791／4 紙及び板紙—平滑度（脱気法）の測定

単一シート厚さ（厚さ）

ISO534 紙及び板紙—厚さの測定及び見掛け緊度

引裂き強さ

ISO1974 紙—引裂き強さの測定（エルメンドルフ法）

引張強さ及び伸縮

ISO1924/2 紙及び板紙—引張特性の測定

—Part2: 伸び試験法の定測

パルプの調製

パルプは、必要があれば配合し、てん料、サイズ又は必要に応じて着色料を混合し、更に水で適当な濃度になるまで希釈し機械的に叩解することによって調製される。

てん料、一般には無機物質のもの（例えば、カオリン、二酸化チタン、炭酸カルシウム）は、不透明性を増加させ、印刷特性を改良し又はパルプを節約するために使用される。サイズ（例えば、みょうばんを混合したロジン）は、インク等のにじみを防止するために使用される。

シート又はウェブの形成

(A) 機械すきの紙及び板紙

機械すきの紙の最も一般的な製紙方法は、長網式抄紙法（Fourdrinier）である。この方法では、パルプは、上記の調製がされた後、ヘッドボックスを通り、人造繊維の単繊維製又は黄銅若しくは青銅のワイヤー製の大きなエンドレスバンド（一般に、振動しながら前進している。）上に供給される。パルプは、その保有する水分の大部分を重力により、あるいはワイヤーの下側に沿って位置するテーブルロール、フォイル（foils）又は内部吸引箱（サクシオンボックスにより除去される。繊維は、フェルト化されしなやかなウェブ状を呈してくる。ある種の機械においては、このウェブは、更に針金で覆ったロール（ダンディロール）の下を通り固められて平滑になる。また、必要があれば、例えば、ダンディロールカバーの表面に付けられた型押しした図案又は線の効果（line effect）によって透き入れがされる。ウェブは、次にフェルト製のエンドレスベルトを通り圧搾部を通して更に固められ、次に乾燥シリンダーで乾燥される。

他の方法の一つとしてツインワイヤー法（twin wire former 主として新聞用紙の製造に使用される。）がある。パルプは、2個のフォーミングロール（forming rolls）の間を通過し、2枚のワイヤーの間に運ばれる。サクシオンボックス（suction boxes）及びサクシオンロール（suction rolls）の働きにより、水はワイヤーの両側から除去され、ウェブが形成される。新たに形成されたウェブは、圧搾部及び乾燥部へ送り込まれる。ツインワイヤー（twin wires）法によって形成される紙の両面は同一であり、長網抄紙法（Fourdrinier）によって製造される紙に特有のフェルト面及びワイヤー面はない。

その他の型式の機械として、長網（Fourdornier wire）の代わりに、大きなシリンダー（モールド）を使用したものがある。そのシリンダーは、細針金製の金網で覆われており、一部は、調製されたパルプに浸っている。シリンダーは、パルプ層をまき上げ、それを紙のウェブにするが、このウェブは、連続した長いものか又はロールの表面で切断してシート状にして乾燥用フェルトに移される。工程を変化させることにより、径の大きなロール上で形成される紙の層は、所定の厚さに達したところで切断されるようになっている。

複数のワイヤー（multiple wire）式又は丸網（cylinder mould）式の抄紙機（又は長網式

と丸網式が組み合わされたもの）は、同時に作られた各層（時には、色若しくは品質が異なる。）から成る厚紙を、各層が湿った状態で接着剤を使用することなく互いに結合させて製造するのに使用される。

（B）手すきの紙及び板紙の製造においては、主要工程であるパルプ繊維をシート状に成型する工程が手によってなされるものであり、たとえその他の工程が、機械作業によるものであってもかまわない。

手すきの紙及び板紙は、各種の製紙用材料から製造されるが、一般に、上等のリネン又は綿のぼろが使用される。

シートを作るのに、一定量のパルプをふるい状の型に入れ、大部分の水が除かれて繊維がフェルト化するまでゆり動かす。シートは、その後型から取り出され、フェルトの間で圧搾され、吊して乾燥される。

繊維をシート状にする手すきの型は、平行に組んだ針金又は織った金属布から成り、これによって紙に透き入れがされる。また、これらの針金上に透き入れ図案が取り付けられることもある。

手すきの紙の特性は、強度、耐久性及びきめの質である。これらの特徴により、手すきの紙は特殊な用途、例えば、銀行券用紙、書類用紙、筆記用紙、エッチング用紙、特殊フィルターペーパー、元帳、表装用紙、高級印刷用紙又は事務用紙に適している。これらはまた、ウェディングカード、便せん、カレンダー等の製造にも使用される。

手すきの紙は、通常、使用される大きさに作られ、その四辺は、著しい毛羽立ちをしたデッケル耳となっている。ただし、これらは、時には裁断されることもあり、また、ある種の機械すきの紙（特に擬手すき紙）もデッケル耳（ただし、さほど著しい毛羽立ちはないが）を有しているため、これらはいずれにしても、確実に区別できる特徴とはならない。

仕上げ工程

紙は、カレンダー仕上げ又はスーパーカレンダー仕上げ（必要に応じ、前もって加湿される。）が施される。この場合カレンダーは、抄紙機と一体となったもの又は分離したものがある。カレンダー仕上げは、紙の片面又は両面に多少とも磨き又は光沢を与える。加熱したシリンダーを使用した機械つや出しによっても、同様の光沢が紙の片面に得られる。紙は、この段階で擬透き入れがされることもある。通常の筆記用、印刷用又は製図用の紙のほとんどは、また、その表面の強度並びに筆記用インクのような水溶液の浸透及びにじみに対する抵抗性を増すため、ある種のかわ又はでんぷんの溶液で表面サイズが施される。

塗布した紙及び板紙

この用語は、特別な光沢のある仕上げ又は特定の用途に適するような表面にするために、片面又は両面を塗布した紙及び板紙に適用する。

一般に塗布材料は、鉱物性材料、結合剤及び硬化剤、分散剤などの塗装作業に必要なその他の添加剤から成っている。

カーボン紙、セルフコピーペーパーその他の複写紙及び転写紙で特定の寸法のロール状又はシ

ート状のものは、48.09 項に属する。

カオリンその他の無機物質を塗布した紙及び板紙は、結合剤を使用してあるかないかを問わず、ロール状又はシート状であれば、48.10 項に属する。カオリンのほか、塗布に使用される無機物質には、硫酸バリウム、炭酸カルシウム、硫酸カルシウム、けい酸マグネシウム、酸化亜鉛及び金属粉が含まれる。これらの塗布材料は、一般に、にかわ、ゼラチン、アミロース系物質（例えば、でんぷん及びデキストリン）、セラック、アルブミン、合成ラテックスのような結合剤とともに使用される。カオリン等を塗布した物品には、光沢のあるもの、くすんだもの及びつや消しのものがある。カオリンその他の無機物質を塗布した物品の例としては、塗布した印刷用の紙及び板紙（塗布したアート紙又は多色印刷用紙を含む。）、塗布した折畳み箱原紙、金属粉（32.12 項のスタンプ用のはくを除く。）又は雲母粉を塗布した紙、エナメル紙（ラベル用又は箱の包装用に広く供されている。）がある。塗料を固着させるために使用するにかわ又はでんぷんのような結合剤は、表面サイジングにも使用されるが、塗布されてないもので表面サイジングをした紙の場合は塗工用顔料がないことに注意する必要がある。

項に掲げる除外規定により、タール、ビチューメン、アスファルト、プラスチック又はワックス、ステアリン、繊維用繊維くず、のこくず、粉碎したコルク、セラックのような有機質の材料を塗布した紙及び板紙で、ロール状又はシート状のものは、48.11 項に属する。これらの塗布材料には、その使用に際して結合剤を要しないものがある。塗料は、広い範囲の最終用途向け（例えば、防水性容器用、はく離紙用又ははく離板紙用）の物理的特性を得るために使用される。このような塗布した紙及び板紙には、粘着性又は接着性の紙、フロックペーパー（繊維用繊維のダストを塗布したもので箱のカバー及び壁紙に使用する。）、粉碎したコルクを塗布した紙（パッキング材料として使用する。）、グラファイト紙及びタールを塗った包装紙が含まれる。

また、着色料は、塗装用の媒質に添加されている場合が多い。

塗布した紙及び板紙の多くのものは、スーパーカレンダー仕上げにより高度のつや出しがなされており、また、耐湿性を与えるためにワニスで塗布したもの（例えば、洗うことができる紙）がある。

表面サイジングをしたものと塗布したものととの区別は、化学的方法及び物理的方法の組み合わせを利用することにより可能である。多くの場合、使用されている材料の性質若しくは量又は全体的な物理的特性により容易に区別することができる。一般に、表面サイジングの場合、紙又は板紙の本来の外観及び生地が保たれているが、塗布した紙又は板紙の場合、本来の表面の凸凹は、塗布材料によって大幅に消去している。

特に次のような理由により、区別基準が明白でない場合がある。すなわち、薄く塗布した紙は、サイズプレスで塗布がなされること、塗料中に含まれているある種の物質は、紙自身の中にも存在すること（例えば、てん料）、顔料を含まない材料（例えば、ポリ（塩化ビニル）の水分散液）を塗布した紙の場合では、繊維が認められることにより、問題が生じることがある。ただし、次に示す一以上の方法により、このような場合も処理することが可能である。

鉱物質を塗布したアート印刷紙のように、塗布した紙の多くのものは、塗布していない紙で高度に仕上げられたものと、肉眼では容易に区別することはできない。ただし、塗料は、面を引きかくことにより認められたり、又は水に浸せきした際にはく離されることがある。

塗布（特に、無機物質を塗布）した紙であるかないかを判定する試験方法の一つに、接着テープに紙を張り付ける方法がある。テープを引きはがすと塗料の大部分がテープに付着してくる。それからテープに付着している木部繊維及びでんぷん質を同エチレンジアミンで溶解する。塗料の存在の有無は、これらの操作をする前と後におけるテープの重量を比較することにより判定される。この方法は有機物質を塗布した紙にも適用できる。

塗布した紙であることを確認するためのその他の方法には、走査型電子顕微鏡、X線回折装置及び赤外線分光光度計を使用する方法がある。これらの方法は、48.10 項及び 48.11 項の両項の物品の確認のために使用することができる。

着色し又は印刷した紙及び板紙

これらには、単色又は多色で、しま模様、モチーフ、図案等をなんらかの方法で印刷した紙及び表面に大理石模様又は多彩な模様を印刷した紙を含む。これらの紙は、箱の表装、製本のような各種の用途に使用される。

紙には、各色のインキで線（平行線、収斂性の線又はある角度の線）を印刷したものがある。このような紙は、特に、会計帳及び簿記帳、学童練習帳、製図帳、手書き用楽譜シート及び楽譜帳、筆記帳、グラフ用紙及び雑記帳に使用される。

この類には、印刷した紙（商店名、商標、商品の意匠及び使用方法を印刷した個々の商店用の包装紙のようなもの）を含む。ただし、当該印刷された内容が包装用、筆記用等の本来の用途に対し副次的なものであり、49 類の印刷物を構成しないものに限る（類注 12 参照）。

染み込ませた紙及び板紙

この種の紙及び板紙の多くのものは、油、ろう、プラスチック等を紙又は板紙に浸透させて特殊な性質（例えば、耐水性、耐脂性及び時として、半透明性又は透明性）を与えるような方法で処理して得られる。これらは、広く保護用の包装材料又は絶縁材料に使用される。

染み込ませた紙及び板紙には、油を染み込ませた包装紙、油又はろうを染み込ませた複写紙、ステンシルペーパー、プラスチック等を染み込ませた絶縁用の紙及び板紙、ゴム加工した紙並びにタール又は歴青物質を単に染み込ませた紙及び板紙を含む。

壁紙原紙のようなある種の紙には、殺虫剤又は化学品を染み込ませたものがある。

＊

＊ ＊

この類には、また、セルロースウォッディング及びセルロースの繊維のウェブ（ゆるくフェルト化されたセルロース繊維の非常に薄いいくつかの層から成り、湿潤状態でロール状にしたもので乾燥すれば分離しやすくなる。）も含まれる。

類の範囲

この類には、次の物品を含む。

（I）各種の紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ（ロール状又は

シート状のものに限る。)

(A) 48.01 項、48.02 項、48.04 項及び 48.05 項には、塗布していない機械すきの紙を含む。

これらは、必要に応じ、サイジング及び簡単な仕上げ処理（例えば、カレンダー仕上げ、グレージング仕上げ）がされている。48.02 項には、また、塗布していない手すきの紙を含む。これらには、上記と同様の処理がなされているものもある。48.03 項には、家庭用又は衛生用に供する種類の塗布していない紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブを含む。これらには、その項に記載されている処理がされたものもある。この類の注 3 には、48.01 項から 48.05 項までの紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブに許容される加工を規定している。

48.01 項から 48.05 項までにおいて許容される加工は、連続した製紙工程の一部として施されるものである。これらの項の紙の特徴は、紙の本来の表面の外観及び生地が保たれていることである。塗布した紙の場合、本来の表面の凸凹は塗布材料（新しくその上部に形成された非セルロースの表面）によって大幅に消失している。

(B) 48.06 項から 48.11 項までには、ある種の特殊な紙及び板紙（例えば、硫酸紙、耐脂紙、及び張り合わせた紙）並びに各種の処理（塗布、図案印刷、線引き、染み込ませ、コルゲート加工、ちりめん加工、型押し及びせん孔など）がされた紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロースのウェブを含む。48.11 項には、また、紙又は板紙をもととしたある種の床敷きも含む。

＊

＊ ＊

項において別段の定めがある場合を除くほか、上記各項において 2 以上の項に属するとみられる紙及び板紙は、これらの項のうち数字上の配列において最後となる項に属する（類注 7）。

また、48.03 項から 48.09 項までには、紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブのうち次のもののみを含むことに注意しなければならない。

(1) 幅が 36 センチメートルを超えるストリップ状又はロール状のもの

(2) 折り畳んでない状態において 1 辺の長さが 36 センチメートルを超え、その他の辺の長さが 15 センチメートルを超える長方形（正方形を含む。）のシート状のもの

一方、48.02 項、48.10 項及び 48.11 項には、ロール状又は長方形（正方形を含む。）のシート状の紙及び板紙を含む（大きさを問わない。）。もつとも、手すきの紙及び板紙のうち、すいたままのもので縁を切っていないもの（大きさ及び形状を問わない。）は、この類注 7 の規定が適用される場合を除くほか、48.02 項に属する。

(II) 製紙用パルプ製のフィルターブロック、フィルタースラブ及びフィルタープレート (48.12) 並びに製造たばこ用巻紙（特定の大きさに切り、小冊子状にし又は円筒状にしたものであるかないかを問わない。）(48.13) 並びに壁紙その他これに類する壁面被覆剤（類注 9 に規定するもの）及びグラスペーパー (48.14)

(III) 紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ（ただし、48.02 項、

48.10 項及び 48.11 項又は上記（Ⅱ）に属するものを除くものとし、ロール状又はシート状のものに限る。）で、上記（Ⅰ）に掲げる大きさ以下に切ったもの及び長方形（正方形を含む。）以外の形状に切ったもの並びに製紙用パルプ、紙、板紙、セルロースウォッディング又はセルロース繊維のウェブの製品。これらは、48.16 項から 48.23 項までのいずれかの項に属する。

48.12 項、48.18 項、48.22 項及び 48.23 項並びに関連する解説において「製紙用パルプ」とは、47.01 項から 47.06 項までのすべての物品、すなわち木材パルプ及び繊維素繊維を原料とするその他のパルプをいう。

ただし、この類には、この類の注 2 及び注 12 によって除かれる物品を含まない。

48.01 新聞用紙（ロール状又はシート状のものに限る。）

「新聞用紙」という表現は、この類の注 4 に規定されている。

- （1）機械パルプは碎木パルプ（SGW）及び加圧式碎木パルプ（PGW）のみならず、リファイナーで製造されたパルプ（例えば、リファイナー碎木パルプ（RMP）及びサーモメカニカルパルプ（TMP））を含む。
- （2）ケミグランドパルプもリファイナーで製造されるが、少量の化学品で処理されている。これにはケミサーモメカニカルパルプ（CTMP）、ケミリファイナーメカニカルパルプ（CRMP）及びサーモケミグランドパルプ（TCMP）を含むが、中性亜硫酸塩セミケミカル（NSSC）パルプ、重亜硫酸塩セミケミカルパルプ又はクラフトセミケミカルパルプとして一般に知られているセミケミカルパルプは含まない。

これらのパルプの製造方法のより詳しい解説は関税率表解説第 47.01 項及び第 47.05 項を参照。この規定において、「木材パルプ」には竹の繊維を含まない。

この項の新聞用紙は、この類の注 3 に記載する加工が施されることもある。ただし、その他の加工が施された新聞用紙は、この項には含まれない。

48.02 筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の塗布してない紙及び板紙、せん孔カード用紙及びせん孔テープ用紙（ロール状又は長方形（正方形を含む。）のシート状のものに限るものとし、大きさを問わず、第 48.01 項又は第 48.03 項の紙を除く。）並びに手すきの紙及び板紙

4802.10－手すきの紙及び板紙

4802.20－写真感光紙、感熱紙又は感電子紙の原紙に使用する種類の紙及び板紙

4802.40－壁紙原紙

－その他の紙及び板紙（機械パルプとケミグランドパルプを合わせたものの含有量が全繊維重量の 10% 以下のものに限る。）

4802.54－重量が 1 平方メートルにつき 40 グラム未満のもの

4802. 55—重量が1平方メートルにつき 40 グラム以上 150 グラム以下のもの（ロール状のものに限る。）
4802. 56—重量が1平方メートルにつき 40 グラム以上 150 グラム以下のもの（折り畳んでない状態において1辺の長さが435 ミリメートル以下で、その他の辺の長さが297 ミリメートル以下のシート状のものに限る。）
4802. 57—その他のもの（重量が1平方メートルにつき 40 グラム以上 150 グラム以下のものに限る。）
4802. 58—重量が1平方メートルにつき 150 グラムを超えるもの
—その他の紙及び板紙（機械パルプとケミグランドパルプを合わせたものの含有量が全繊維重量の10%を超えるものに限る。）
4802. 61—ロール状のもの
4802. 62—折り畳んでない状態において1辺の長さが435 ミリメートル以下で、その他の辺の長さが297 ミリメートル以下のシート状のもの
4802. 69—その他のもの

この項の筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の塗布してない紙及び板紙、せん孔カード用紙並びにせん孔テープ用紙は、この類の注5で規定されている。当該規定に合致している紙及び板紙は、常にこの項に分類される。

手すきの紙及び板紙のうち、すいたままのもので縁を切っていないもの（大きさ及び形状を問わない。）は、注7の規定が適用される場合を除くほか、この項に属する。

ただし、手すきの紙及び板紙でそのいずれかの縁が整えられ又は切断されたもの並びに機械すきの紙及び板紙は、ストリップ状若しくはロール状のもの又は長方形（正方形を含む。）のシート状のもの（大きさを問わない）に限りこの項に属する。もし、これらの紙及び板紙でその他の形状に切断されたものは、この類の後の項（例えば、48. 17 項、48. 21 項又は48. 23 項）に属する。

この項の紙及び板紙は、この類の注3に記載する加工（着色し又は大理石模様を入れ（全体を着色したものに限る。）及びカレンダー仕上げ、スーパーカレンダー仕上げ、グレージング仕上げ、擬透き入れ又は表面サイジングをすること等）が施されることもある。その他の加工をした紙及び板紙は、この項には含まない（通常 48. 06 から 48. 11 まで）。

この項には、この類の注5の規定により、手すきの紙及び板紙のほか、次の物品を含む。

（A）原紙。例えば、次のようなものがある。

- （1）写真感光紙、感熱紙又は感電子紙の原紙に使用する種類の紙及び板紙
- （2）ワнтаイムカーボン紙その他のカーボン紙用のカーボン原紙（薄くて引き裂きにくい紙で、用途により1平方メートルにつき9 グラムから70 グラムの重量のもの）
- （3）壁紙原紙
- （4）48. 10 項のカオリンを塗布した紙及び板紙用の原紙

（B）筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の紙及び板紙。例えば、次のようなものがある。

- （1）雑誌又は書籍の印刷用紙（薄手印刷物用又は厚手印刷物用のものを含む。）

- (2) オフセット印刷用紙
- (3) 印刷用のブリストル板紙、索引用厚紙、はがき原紙、荷札原紙及びカバーペーパー
- (4) ポスターペーパー、製図用紙、学童練習帳又は雑記帳用の紙、筆記用紙束及び学校用紙
- (5) ボンド紙、複写紙、騰写版原紙用紙、タイプライター用紙、オニオンスキン紙、マニフォールドその他の事務用又は個人の文房具用の紙で、印刷機又は感光式複写機に使用される種類の紙を含む。
- (6) 帳簿用紙及び加算用のロールペーパー
- (7) 封筒用紙及びフォルダー用紙
- (8) レジスター用又は記録用の紙、模型用ボンド紙及び連続筆記用紙
- (9) 小切手、印紙類、銀行券その他これらに類するものに使用する証券用紙
- (C) せん孔カード用紙及びせん孔テープ用紙

この項には、また、次の物品を含まない。

- (a) 新聞用紙 (48.01)
- (b) 48.03 項の紙
- (c) フィルターペーパー及びフィルターペーパーボード (ティーバックペーパーを含む。) 並びにフェルトペーパー及びフェルトペーパーボード (48.05)
- (d) 製造たばこ用巻紙 (48.13)

＊

＊ ＊

号の解説

4802. 20

写真感光紙の原料に使用する種類の紙及び板紙とは、この類の注5によるほか、通常、ぼろパルプ (Rag pulp) から成る紙若しくは板紙又はぼろパルプを含有する上級の紙若しくは板紙であって、異質物 (特に鉄又は銅のような金属) を完全に除去したものをいう。

48.03 トイレットペーパー、化粧用ティッシュ、紙タオル、紙ナプキンその他これらに類する家庭用又は衛生用に供する種類の紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ (ロール状又はシート状のものに限るものとし、ちりめん加工をし、しわ付けをし、型押しをし、せん孔し、表面に着色し若しくは装飾を施し又は印刷したものであるかないかを問わない。)

この項には、二つのカテゴリーの物品が含まれる。

- (1) トイレットペーパー、化粧用ティッシュ、紙タオル、紙ナプキンその他これに類する家庭用又は衛生用の紙。ただし、幅が 36 センチメートル以下のロール状のもの及びこの類の注8

に記載された大きさ又は形状以外のもの並びにこの種の紙から作ったその他の家庭用又は衛生用の製品は、48.18 項に属する。

- (2) セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ。ただし、幅が 36 センチメートル以下のロール状のもの及びこの類の注 8 に記載された大きさ又は形状以外のもの並びにセルロースウォッディング又はセルロース繊維のウェブの製品は、48.18 項、48.19 項又は 48.23 項に属する。

セルロースウォッディングは、すき間がある地合のセルロース繊維のちりめん加工したウェブから成る。クレープ率は 35% を超え、多層構造をしており、各層のひょう量は、ちりめん加工前において重量が 1 平方メートルにつき 20 グラムに達するものである。

セルロース繊維のウェブ（ティッシュ）は、締まった地合のセルロース繊維のちりめん加工したウェブから成る。クレープ率の最大値は 35% であり、多層構造をしており、各層のひょう量は、ちりめん加工前において重量が 1 平方メートルにつき 20 グラムに達するものである。

この項の物品には、この類の注 3 に記載する加工をしたもののほか、ちりめん加工をし、しわ付けをし、型押しをし、せん孔し、表面に着色し若しくは装飾を施し又は印刷したものがあることに注意しなければならない。

この項には、また、次の物品を含まない。

- (a) セルロースウォッディング（医薬を染み込ませ若しくは塗布し又は医療用若しくは獣医用として小売用の形状若しくは包装にしたものに限る。）(30.05)
- (b) せっけん又は洗剤を染み込ませ、塗布し又は被覆した紙及びセルロースウォッディング (34.01) 並びに磨き料、クリームその他これらに類する調製品を染み込ませ、塗布し又は被覆した紙及びセルロースウォッディング (34.05)
- (c) 吸取紙 (48.05)

48.04 クラフト紙及びクラフト板紙(塗布してないものでロール状又はシート状のものに限るものとし、第 48.02 項又は第 48.03 項のものを除く。)

ークラフトライナー

4804.11ーーさらしてないもの

4804.19ーーその他のもの

ー重袋用クラフト紙

4804.21ーーさらしてないもの

4804.29ーーその他のもの

ーその他のクラフト紙及びクラフト板紙（重量が 1 平方メートルにつき 150 グラム以下のものに限る。）

4804.31ーーさらしてないもの

4804.39ーーその他のもの

ーその他のクラフト紙及びクラフト板紙（重量が1平方メートルにつき150グラムを超え225グラム未満のものに限る。）

4804.41ーーさらしてないもの

4804.42ーー全体を均一にさらしたもので化学木材パルプの含有量が全繊維重量の95%を超えるもの

4804.49ーーその他のもの

ーその他のクラフト紙及びクラフト板紙（重量が1平方メートルにつき225グラム以上のものに限る。）

4804.51ーーさらしてないもの

4804.52ーー全体を均一にさらしたもので化学木材パルプの含有量が全繊維重量の95%を超えるもの

4804.59ーーその他のもの

「クラフト紙及びクラフト板紙」については、この類の注6に規定がある。クラフト紙及びクラフト板紙のうち最も重要なものは、クラフトライナー、重袋用クラフト紙及びその他の包装用又は梱包用のクラフト紙である。

「クラフトライナー」及び「重袋用クラフト紙」は、この類の号注1及び2に規定がある。クラフトライナーの定義における「木材パルプ」には竹の繊維を含まない。

クラフト紙及びクラフト板紙は、幅が36センチメートルを超えるストリップ状若しくはロール状のもの又は折り畳んでない状態において1辺の長さが36センチメートルを超え、その他の辺の長さが15センチメートルを超える長方形（正方形を含む。）のシート状のものに限りこの項に属する（この類の注8参照）。その他の大きさ又は形状に切ったものは、通常48.23項に属する。

この項の紙及び板紙は、この類の注3に記載する加工（着色し又は大理石模様を入れ（全体を着色したものに限る。）及びカレンダー仕上げ、スーパーカレンダー仕上げ、グレージング仕上げ又は表面サイジングをすること等）が施されることもある。その他の加工をした紙及び板紙は、この項には含まれない（通常、48.07、48.08、48.10又は48.11）。

48.05 その他の紙及び板紙（塗布してないものでロール状又はシート状のものに限るものとし、この類の注3に規定する加工のほかに更に加工をしたものを除く。）

ー段ボール用中芯原紙

4805.11ーーセミケミカルパルプ製の段ボール用中芯原紙

4805.12ーーわらパルプ製の段ボール用中芯原紙

4805.19ーーその他のもの

ーテストライナー（再生ライナーボード）

4805.24ーー重量が1平方メートルにつき150グラム以下のもの

4805.25ーー重量が1平方メートルにつき150グラムを超えるもの

4805.30ーサルファイト包装紙

4805. 40ーフィルターペーパー及びフィルターペーパーボード

4805. 50ーフェルトペーパー及びフェルトペーパーボード

ーその他のもの

4805. 91ー重量が1平方メートルにつき150グラム以下のもの

4805. 92ー重量が1平方メートルにつき150グラムを超え225グラム未満のもの

4805. 93ー重量が1平方メートルにつき225グラム以上のもの

この項には、機械すきの塗布してない紙及び板紙でロール状又はシート状のもの（寸法については、この類の注8参照）のうち、48. 01 項から 48. 04 項までに属しないものが含まれる。ただし、ある種の特殊な紙及び板紙並びに特殊な物品（48. 06 から 48. 08 まで及び 48. 12 から 48. 16 まで）並びに注3で許容される加工以外の加工をした紙及び板紙、例えば、塗布し又は染み込ませた紙及び板紙（48. 09 から 48. 11 まで）は含まない。

この項に属する紙及び板紙の例としては、次の物品がある。

- （1）この項に号注3に規定する段ボール用中しん原紙（セミケミカルパルプ製のものに限る。）
- （2）多層ずきの紙及び板紙（少なくとも一のパルプが他のパルプと異なる特徴を有する湿ったパルプの二以上の層を相互にプレスすることにより得られるもの）。これらの特徴の相違点は、使用するパルプの性質（例えば、再生くず）、製造方法（例えば、機械的又は、化学的）又はパルプの性質が同じで製法も同じである場合には、加工の程度（例えば、さらしてないもの、さらしたもの又は着色したもの）によって生ずるものである。
- （3）この類の号注6に規定するサルファイト包装紙。この規定において「木材パルプ」には、竹の繊維を含まない。
- （4）フィルターペーパー及びフィルターペーパーボード（ティーバックペーパーを含む。）
- （5）フェルトペーパー及びフェルトペーパーボード
- （6）吸取紙

この項には、繊維板を含まない（44. 11）。

＊

＊ ＊

号の解説

4805. 19

4805. 19 号に含まれる段ボール用中しん原紙「ヴェレンシュトフ」は、大部分を再生パルプから製造したロール状の紙及び板紙で、添加物（例えばでんぷん）を含み、1平方メートルにつき少なくとも100グラムあり、CMT30（コルゲーテッド中しん試験で30分調湿後）による圧縮強さが相対湿度50%、温度23度において1グラム平方メートルにつき1.6ニュートンを超えるものである。

4805. 40

フィルターペーパー及びフィルターペーパーボードとは、機械木材パルプ又はセミケミカル木材パルプを含まない多孔質の物品で、サイジングを施しておらず、かつ、液体又は気体の中から

固体粒子を取り除くように作られているものをいう。これらは、ぼろパルプ若しくは化学パルプ又はこれらの混合物から得られ、合成繊維又はガラス繊維を含むこともある。フィルターの穴の大きさは、除去される粒子の大きさにより決定される。これらの物品には分析用のフィルターペーパー及びフィルターペーパーボード（酸性でもアルカリ性でもなく、灰分の含有量が非常に低い。）と同様に、ティーバッグ、コーヒーフィルター又は自動車用フィルターの製造用のフィルターペーパー及びフィルターペーパーボードを含む。

4805. 50

フェルトペーパー及びフェルトペーパーボードとは、種々の吸収性を有する繊維状の塊から製造された物品である。これらの製造には、紙若しくは板紙のくず、木材パルプ又は繊維状の織物のくずが使用される。フェルトペーパー及びフェルトペーパーボードは、一般に鈍い青灰色で粗い繊維状の表面を有しており、不純物を含んでいる。これらは、特にルーフィング用の板紙の製造用又は箱若しくは高級革製品の間層として使用される。

48.06 硫酸紙、耐脂紙、トレーシングペーパー、グラシン紙その他の透明又は半透明の光沢紙（ロール状又はシート状のものに限る。）

4806. 10－硫酸紙

4806. 20－耐脂紙

4806. 30－トレーシングペーパー

4806. 40－グラシン紙その他の透明又は半透明の光沢紙

硫酸紙は、サイズ及びてん料を施してない良質の紙を硫酸液に数秒間浸して作る。酸の作用により繊維素の一部は、膠状で不浸透性のアミロイドに変化する。この処理の後、十分水洗いし乾燥したものは、もとの紙よりも強く、半透明で、油やグリースに対し抵抗性を有し、大部分のものは水やガスに対しても不浸透である。より重く、より硬い硫酸紙及び湿った状態の硫酸紙を重ね合わせて圧搾した紙は、硫酸紙の板紙（parchment paperboard）と呼ばれる。

類似の紙は同様の方法（ただし、酸化チタンをパルプに添加する点が異なる。）で作られる。このようにして得られた紙もまた依然硫酸紙であるが、不透明である。硫酸紙は、油脂性物質（例えば、バター、ラード）その他の飲食用又はダイナマイトパッキング用の安全包装、浸透及び透析用の隔膜、免許状等の用紙、ある種のトレーシングペーパー及び設計用紙、挨拶状の製造等に使われる。硫酸紙の板紙（parchment paperboard）は、製本における羊皮紙の代用品並びにランプシェード及び旅行用具等の製造に使われる。

一面だけ硫酸紙加工された紙（ある種の壁紙の製造に使われる。）も、この項に属する耐脂紙（国によっては、擬硫酸紙として知られている。）は、水中でパルプを長時間叩解して、繊維をきめ細かい状態まで粉碎し、加水分解したパルプ（通常、亜硫酸パルプ）から、直接作られる。この紙は半透明で油及びグリースに対しかかなりの不浸透性がある。一般に、この紙は、硫酸紙と同様の目的に使われるが、安価であるため、特に、脂肪性食品の包装用に適している。耐油紙は、光沢が付けられたものはほとんどなく、外見上硫酸紙と類似しているが、耐脂紙は水に対して弱

いという点で硫酸紙と区別できる。

硫酸紙と耐脂紙は、時として、グリセリン、ぶどう糖等を表面処理の段階で使用して、柔軟性及び透明性を増加させることもある。このような処理は、これらの紙の所属には何ら影響を与えるものではない。

耐脂紙は、それらの水に対する抵抗性を試験することによって硫酸紙と区別できる。硫酸紙を数分間水に浸した場合、破れ難く、また単に破れるだけで、きれいな裂け目をしているが、一方同様に扱った耐脂紙の方は、簡単に、繊維状の裂け目をした状態に破れる。

耐脂の品質を有しているが、その程度の劣る類似の紙（擬耐脂紙）は、パルプをさほど長時間叩解することなく、また、繊維の加水分解もさほど十分でない場合に得られる。これは、透明性を増し、光沢を与えるため、パラフィンろう又はステアリングがパルプに加えられることがある。

トレーシングペーパーの一種で耐脂紙に類似したものは、高い透明性を出すために長時間パルプを叩解して作られる。この項には、また、その他のトレーシングペーパーを含む。

グラシン紙（透明な光沢紙）は、耐脂紙と同様な方法で作られるが、最終工程においてスーパーカレンダーの加熱ローラー間の加圧下で加湿とつや出しを繰返し行うことにより透明性と高密度を得る。類似の透明な光沢紙は、現在同じ方法で作られるが、パルプに合成樹脂その他の材料が添加される。

透明又は半透明の光沢紙は、主として無色であるが、パルプの段階で着色剤が添加され、さまざまに着色されたもの（半透明の光沢紙）も作られる。これらは、一般に硫酸紙又は耐脂紙よりも浸透性がある。しかし、これらもまた、食料品、砂糖菓子等の包装に、窓付き封筒の窓の製造用に又は細片にしてチョコレート等の上質な包装材料として使用される。

この項の物品の寸法については、この類の注 8 を参照

＊

＊ ＊

この項には、製紙後に塗布し、染み込ませ又はこれに類する加工をすることによって耐脂性又は耐水性を与えた紙（48.09 又は 48.11）を含まない。

48.07 接着剤を使用して張り合わせた紙及び板紙（ロール状又はシート状のものに限るものとし、内部を補強してあるかないかを問わず、表面に塗布し又は染み込ませたものを除く。）

この項には、接着剤の作用により二層以上の紙又は板紙を張り合わせた紙及び板紙を含む。これらの物品は、各種品質の紙及び板紙から製造することができ、また接合材料には、動物性、植物性又は鉱物性のもの（例えば、デキストリン、にかわ、タール、ガム、アスファルト及びラテックス）がある。

この項の物品は、前項までの物品（接着材料によることなく各層を圧着したもの）とは、水又は適当な溶剤に浸せきすれば、層は容易に分離し、接着剤の証明が与えられることで区別できる。張り合わせた紙又は板紙の層は、また、通常、燃焼中に分離する。

接合剤が防水性材料としても作用している張り合わせた紙及び板紙（例えば、タールを接合剤として張り合わせた二重クラフト紙）は、この項に含まれる。また、紙及び板紙でビチューメン、タール、アスファルト、紡織用繊維その他の材料（例えば、紡織用繊維製又は金属製のガーゼ及びプラスチック）で内部を補強したものは、当該物品の重要な特性が、紙又は板紙にあるもの限り、この項に含まれる。これらの物品には、特に防水包装に使用される。

張り合わせた紙及び板紙で高品質のもの（積層の特徴が簡単には見分けられないもの）は、印刷用又は文房具用に供される。その他のものは、箱製造用又は製本用に供される。

この項の物品の寸法については、この類の注 8 を参照。

この項には、繊維板を含まない（44.11）。

48.08 コルゲート加工をし（平らな表面紙を張り付けてあるかないかを問わない。）ちりめん加工をし、しわ付けをし、型押しをし又はせん孔した紙及び板紙（ロール状又はシート状のものに限るものとし、第 48.03 項の紙を除く。）

4808.10—コルゲート加工をした紙及び板紙（せん孔してあるかないかを問わない。）

4808.40—クラフト紙（ちりめん加工又はしわ付けをしたものに限るものとし、型押しをしてあるかないか又はせん孔してあるかないかを問わない。）

4808.90—その他のもの

この項には、ロール状又はシート状の各種の紙で、製造中又は製造後において、表面が平らでなく又は均一でなくなるような方法で加工がされているという一般的な特徴を有するものを含む。この項の物品の寸法については、この類の注 8 を参照。

この項には、次の物品を含む。

（1）コルゲート加工をした紙及び板紙

コルゲート加工をした紙及び板紙は、材料を熱及び蒸気を供給しながら溝付きローラーの間を通すことによって得られる。これらには、一枚のコルゲート加工をした層から成るもの又はコルゲート加工をした層の一つの面（片面）又は二つの面（両面）に平面のシートを張り合わせたものがある。より重い板紙のものには、コルゲート加工をした紙又は板紙の層を連続して重ねて結合したもの及び平面の層と交互に重ねて結合したものがある。

コルゲート加工をした紙及び板紙の最も一般的な用途は、段ボール箱の製造用である。

これらはまた、包装用保護材料としても使用される。

（2）ちりめん加工又はしわ付けをした紙

これらは、湿った状態の紙のウェブを機械的に処理することにより又は透いた紙をしわ付きローラーの間を通すことによって得られる。紙のものと表面積は、工程中にかなり縮小し、結果として、製品は、しわ付けをされた外観と高伸縮性を有する。

通常しわ付けをされた外観を有するセルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブは、ちりめん加工又はしわ付けをした紙とはみなされず、48.03 項、48.18 項又は 48.23 項に属する。製造工程の間に繊維を折り曲げ、ぎっしり詰め込んでペーパーウェブを密にする

クルパック法 (Clupak process) によって作られる伸長紙 (extensible paper) も、この項には属さない。この紙は、湿った状態における機械的処理によって作られ、伸縮性を有しているが、一般に、ちりめん加工又はしわ付けをした紙の通常の外観を有していない (通常、48.04 又は 48.05)。

ちりめん加工又はしわ付けをした紙は、時に着色され、そのまま又は重ね合わせて各種の製品 (例えば、セメント袋その他の包装用紙及び装飾吹流し) の製造に使用される。ただし、家庭用又は衛生用に供する種類の紙は含まれない (48.03)。また、48.18 項に掲げる種類の製品も除かれる。

(3) 型押しをした紙及び板紙

型押しをした紙及び板紙は、表面に認識できるほどの凸凹が付けられたもので、一般に、製紙後に、湿った状態又は乾燥状態の紙を、型付けをしたローラー若しくは表面に型を彫刻したローラーの間に通すことにより又は彫刻し若しくは型付けをした金属板でプレスすることにより得られる。これらの製品は、品質及び外観上の点でさまざまであり、一般に、ひだ付き紙、革の模様を擬装した浮出し模様付きの紙又はリネン仕上げをした紙 (布で覆ったローラーによって製造したものを含む。) として知られるものを含む。これらは、ある種の筆記用紙又は壁紙の製造用、箱の内装外装用、製本用等に供される。

(4) せん孔した紙及び板紙

これは、乾燥状態の紙又は板紙に型で機械的に穴あけしたものである。せん孔には、一定のデザインにしたがってなされたもの又は単に等間隔にされたものがある。

この項には、容易に一定の大きさに切れるように、一列にせん孔した紙を含む。

せん孔した紙は、装飾用紙 (例えば、棚作り用紙及び縁飾り用紙) の製造や包装用等に供される。

この項には、48.03 項及び 48.18 項の物品のほか、次の物品も含まない。

- (1) 自然に隆起した目地を有する紙、例えば、図画用紙 (48.02 又は 48.05)
- (2) ジャカードその他これに類する機械用のせん孔した紙及び板紙並びにペーパーレース (48.23)
- (3) せん孔した紙及び板紙製の楽器用のカード、ディスク及びロール (92.09)

48.09 カーボン紙、セルフコピーペーパーその他の複写紙及び転写紙 (謄写版原紙用又はオフセットプレート用の塗布し又は染み込ませた紙を含み、ロール状又はシート状のものに限るものとし、印刷してあるかないかを問わない。)

4809.20—セルフコピーペーパー

4809.90—その他のもの

この項には、塗布し、染み込ませ又はその他の方法によって得られるある種の紙で、ロール状又はシート状のものを含む。この項の物品の寸法については、この類の注8を参照。これらの条

件を満たさない紙は、48.16 項に属する（これらの紙の詳細は 48.16 項の解説参照。）。

この項には、次の物品を含まない。

（a）スタンプ用のはく（32.12）

（b）感光性の紙（通常 37.03）

48.10 紙及び板紙（カオリンその他の無機物質を片面又は両面に塗布し（結合剤を使用してあるかないかを問わない。）、かつ、その他の物質を塗布してないもので、ロール状又は長方形（正方形を含む。）のシート状のものに限るものとし、大きさを問わず、表面に着色し若しくは装飾を施してあるかないか又は印刷してあるかないかを問わない。）

－筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の紙及び板紙（機械パルプとケミグラントパルプを合わせたものの含有量が全繊維重量の 10%以下のものに限る。）

4810.13－－ロール状のもの

4810.14－－折り畳んでない状態において 1 辺の長さが 435 ミリメートル以下で、その他の辺の長さが 297 ミリメートル以下のシート状のもの

4810.19－－その他のもの

－筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の紙及び板紙（機械パルプとケミグラントパルプを合わせたものの含有量が全繊維重量の 10%を超えるものに限る。）

4810.22－－軽量コート紙

4810.29－－その他のもの

－クラフト紙及びクラフト板紙（筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類のものを除く。）

4810.31－－全体を均一にさらしたもので、化学木材パルプの含有量が全繊維重量の 95%を超え、かつ、重量が 1 平方メートルにつき 150 グラム以下のもの

4810.32－－全体を均一にさらしたもので、化学木材パルプの含有量が全繊維重量の 95%を超え、かつ、重量が 1 平方メートルにつき 150 グラムを超えるもの

4810.39－－その他のもの

－その他の紙及び板紙

4810.92－－多層ずきのもの

4810.99－－その他のもの

カオリン（China clay）以下の無機物質で、通常、塗布に使用されるものには、硫酸バリウム、けい酸マグネシウム、炭酸カルシウム、硫酸カルシウム、酸化亜鉛及び金属粉を含む（この類の総説の「塗布した紙及び板紙」参照）。この項に記載する無機質の塗布材料には、例えば、紙の表面特性を高めるための少量の有機物質を含むものもある。

この項には、筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の紙及び板紙（印刷機又は感光複写機において使用する種類の紙を含む。）（このカテゴリーの軽量コート紙については、号

注 7 に規定がある（この注において「木材パルプ」には、竹の繊維を含まない。）、クラフト紙及びクラフト板紙並びに多層ずきの紙及び板紙（48.05 項の解説に記載）を含む（カオリンその他の無機物質を塗布したものに限る。）。

紙及び板紙は、ストリップ状若しくはロール状のもの又は長方形（正方形を含む。）のシート状のもの（大きさを問わない）に限りこの項に属する。これらの紙及び板紙でその他の形状に切断されたものは、この類の後の項（例えば、48.17 項、48.21 項又は 48.23 項）に属する。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 香紙及び化粧料を染み込ませ又は塗布した紙（33 類）
- (b) 37.01 項から 37.04 項までの感光性の紙及び板紙
- (c) 診断用又は理化学用の試薬を染み込ませたストリップ（38.22）
- (d) 48.09 項又は 48.16 項の複写用紙
- (e) 壁紙その他これに類する壁面被覆材及びグラスペーパー（48.14）
- (f) 通信用カード及び 48.17 項の他の紙製又は板紙製の書簡用紙
- (g) 研磨紙及び研磨板紙（68.05）並びに雲母（雲母粉以外のもの）を紙又は板紙で支持したものの（68.14）
- (h) 紙又は板紙を裏張りした金属のはく（主として第 14 部又は第 15 部に属する。）

＊

＊ ＊

号の解説

4810.13、4810.14、4810.19、4810.22 及び 4810.29

これらの号に含まれる紙及び板紙は、塗布していない状態では、48.02 項に属する。

4810.92

多層ずきの紙及び板紙は、48.05 項の解説に記載がある。

48.11 紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ（ロール状又は長方形（正方形を含む。）のシート状のもので、大きさを問わず、塗布し、染み込ませ、被覆し、表面に着色し若しくは装飾を施し又は印刷したものに限るものとし、第 48.03 項、第 48.09 項又は第 48.10 項の物品を除く。）

4811.10—タール、ビチューメン又はアスファルトを塗布した紙及び板紙

—粘着剤又は接着剤を塗布した紙及び板紙

4811.41—セルフアドヒーシブのもの

4811.49—その他のもの

—プラスチック（接着剤を除く。）を塗布し、染み込ませ又は被覆した紙及び板紙

4811.51—さらしたもので重量が 1 平方メートルにつき 150 グラムを超えるもの

4811.59—その他のもの

4811.60—ろう、パラフィンろう、ステアリン、油又はグリセリンを塗布し、染み込ませ又は被覆

した紙及び板紙

4811. 90ーその他の紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ

紙及び板紙は、ストリップ状若しくはロール状のもの又は長方形（正方形を含む。）のシート状のもの（大きさを問わない）に限りこの項に属する。これらの紙及び板紙でその他の形状に切断されたものは、この類の後の項（例えば、48.23 項）に属する。これらの条件並びにこの項及び項の解説の末尾に掲げる除外規定に従うことを条件として、この項には、次の物品（ロール状又はシート状のものに限る。）を含む。

- (A) 片面又は両面の全部又は一部にカオリンその他の無機物質以外の材料の表面塗布がされている紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ（例えば、テレファックス機器等に使用する感熱紙）
- (B) 染み込ませた紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ（この類の総説の「染み込ませた紙及び板紙」参照）
- (C) 塗布し又は被覆した紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ。
ただし、プラスチックを塗布し又は被覆した紙又は板紙にあつては、プラスチックの層の厚さが全体の半分を超えないものに限る（この類の注 2（g）参照）。
飲料及びその他の食用品の包装の製造のための紙及び板紙であつて、中身に関する説明文及びイラストレーションが印刷されており、両面を透明の薄いプラスチックシートで被覆したもの（包装の内側の面に金属のはくの裏張りがあるものもある。）もこの項に含まれる。これらの物品は個々の容器に相当する部分を識別してロールから切断するために、折り目及び印が付いているものもある。
- (D) 表面に単色又は多色で着色した紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ（表面に大理石模様を入れた紙及び図案を印刷した紙を含む。）で、かつ、これらの印刷されたモチーフ、文字又は絵がそれらの本来の用途に対し副次的なものであり、49 類の印刷物を構成してないもの（この類の注 12 及び総説の「着色し又は印刷した紙及び板紙」参照）

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 30.05 項の医薬を染み込ませ又は塗布したセルロースウォッディング等
- (b) 香紙及び化粧料を染み込ませ又は塗布した紙（33 類）
- (c) せっけん又は洗剤を染み込ませ、塗布し又は被覆した紙及びセルロースウォッディング（34.01）並びに磨き料、クリームその他これらに類する調製品を染み込ませ、塗布し又は被覆した紙及びセルロースウォッディング（34.05）
- (d) 37.01 項から 37.04 項までの感光性の紙及び板紙
- (e) リトマス紙及び極性検定紙並びにその他の診断用又は理化学用の試薬を染み込ませた紙（38.22）
- (f) 一層のプラスチックを塗布し又は被覆した一枚の紙及び板紙で、プラスチックの層の厚さが全体の半分を超えるもの（39 類）

- (g) 単に、線等の透き入れがされた紙。たとえその線が印刷した線と同じ目的を果たすものであっても、本項には含まれない (48. 02、48. 04 及び 48. 05)。
- (h) 壁紙その他これに類する壁面被覆材及びグラスペーパー (48. 14)
- (ij) 通信用カード及び 48. 17 項の他の紙製又は板紙製の書簡用紙
- (k) 屋根用ボード (板紙の基板をアスファルトその他これに類する材料の中に封じ込んだもの及び基板の両面をアスファルトその他これに類する材料で被覆したもの。) (68. 07)

48.12 製紙用パルプ製のフィルターブロック、フィルタースラブ及びフィルタープレート

これらは、セルロースを高濃度に含む植物性繊維（綿、亜麻、木材等）から成り、接着剤を全く使用せずに、ブロック、スラブ又はプレートの形状に圧縮したもので、繊維は緩く付着した状態のものである。

植物性繊維には、石綿繊維を混入することがあるが、このような場合、当該ブロック、スラブ又はプレートは、製紙用パルプ製の物品の特性を保持しているものに限りこの項に属する。

繊維は、ブロック、スラブ又はプレートに作られる前に製紙用パルプの濃度にし、その用途により、ろ過物への着色、着香又は着味をさけるため、すべての不純物を除去する。

フィルターブロックは、調製し精製したパルプから作られたスラブ（時には手製のもの）を2枚以上重ねて作ることもある。

フィルターブロック（また、フィルターマスとして知られる。）は、液体（例えば、ワイン、スピリット、ビール及び酢）の清澄のためのフィルターに使用される。これらは、その大きさ及び形状によらず、この項に属する。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 単にシート状又はスラブ状に圧縮したコットンリントー (14. 04)
- (b) 液体ろ過用のその他の紙製品。（例えば、フィルターペーパー (48. 05 又は 48. 23) 及びろ過用のセルロースウォッディング (48. 03 又は 48. 23)）

48.13 製造たばこ用巻紙（特定の大きさに切り、小冊子状にし又は円筒状にしたものであるかないかを問わない。）

4813. 10—小冊子状又は円筒状のもの

4813. 20—ロール状のもの（幅が5センチメートル以下のものに限る。）

4813. 90—その他のもの

この項には、全ての製造たばこ用巻紙を含む（フィルターマス包装用並びにフィルターチップ及び紙巻きたばこの組み合わせ用に、それぞれ使用されるプラグラップ及びチップングペーパーを含むものとし、その大きさ及び形状を問わない。）。通常、製造たばこ用巻紙は、次の形状のい

ずれかである。

- (1) 紙巻きたばこ 1 本分用として十分な大きさの紙のルーズリーフを多数含むリーフ状又は小冊子状のもの (印刷の有無を問わない。)。これらは紙巻きたばこを手で巻くのに使用される。
- (2) 紙巻きたばこの寸法にした円筒状のもの
- (3) 紙巻きたばこ製造機械用の大きさ (一般に幅 5 センチメートル以下) に切ったロール状のもの
- (4) 幅が 5 センチメートルを超えるロール状のもの

この紙は、時にはすの目が入れられ又は透き入れされた高級紙 (多くの場合麻又はリネンのぼろのパルプ製のもの) で、非常に薄く、比較的強いものである。混合物は全く施されないか又は特別なてん料が少量施されるものもある。これは、通常白色紙から製造されるが、着色紙であることもあり、また時には、硝酸カリウム、クレオソート又は甘草のようなものを染み込ませたものもある。

製造たばこ用巻紙は、その一端に、ろう、金属顔料その他の非吸着性物質が塗布されていることがあり、管状のものには、コルク、わら、絹等の吸口が付いていることもある。管状の紙にはフィルター (通常、吸着紙、セルロースウォッディング又はセルロースアセテート繊維の小さなプラグから成る。) が取り付けられ、また吸口はやや厚手の紙で補強されることもある。

48.14 壁紙その他これに類する壁面被覆材及びグラスペーパー

4814.20—壁紙その他これに類する壁面被覆材 (プラスチックを表に塗布し又は被覆した紙から成るもので、当該プラスチックの層に、木目付けをし、型押しをし、着色し、図案を印刷し又はその他の装飾を施したものに限る。)

4814.90—その他のもの

(A) 壁紙その他これに類する壁面被覆材

この類の注 9 により、「壁紙その他これに類する壁面被覆材」とは、次の物品に限られる。

- (a) 壁又は天井の装飾に適するロール状の紙のうち、幅が 45 センチメートル以上 160 センチメートル以下の次のもの
 - (1) 木目付けをし、型押しをし、表面に着色し、図案を印刷し又は繊維のフロックを付着させる等の方法により表面に装飾を施したもの (洗浄又は洗濯ができるように、透明な保護用プラスチックを塗布してあるかないか又は被覆してあるかないかを問わない。)。これらは、通常「壁紙」として知られるものである。

「リンクラスタ」もこのグループに属する。これは、相当厚い紙に酸化した亜麻仁油及びてん料から成る乾燥混合物を塗布したものである。この塗布は、その紙が壁又は天井の装飾に適するような方法で型押しをし、表面に装飾を施している。
 - (2) 製造の段階において、木材、わら等の小片を混入した結果、平たんでない表面を有するもの。これらの壁面被覆材は、通常「イングレインペーパー」として知られている。

これらには、表面に装飾を施したもの（例えば、印刷したもの）又は装飾を施していないものがある。装飾を施していないイングレインペーパーは、通常、壁に張られた後に彩色される。

- (3) プラスチックを表に塗布し又は被覆したもの（当該プラスチックの層に、木目付けをし、型押しをし、着色し、図案を印刷し又はその他の装飾を施したものに限る。）

これらの壁面被覆材は、洗浄可能であり、かつ、研磨材料製品に対する抵抗性は上記(1)に記載したものよりも大きい。ポリ（塩化ビニル）の層を有する物品は、「ビニル製壁面被覆材」又は「ビニル製壁紙」とも呼ばれる。

- (4) 組物材料（平行につないであるかないか又は織ってあるかないかを問わない。）で表の全部又は一部を覆ったもの。これらの壁面被覆材の中には、紡績した紡織用繊維でつないだ一層の組物材料を有するものがある。

- (b) 縁又はフリーズに使用する (a) の (1) から (4) までのいずれかの処理（例えば、型押しをし、図案を印刷し、乾性油及びてん料の混合物により表面に装飾を施し、又はプラスチックを塗布し若しくは被覆すること）をした紙で、壁又は天井の装飾に適するもの（ロール状であるかないかを問わない。）

- (c) 数枚のパネルから成る紙製の壁面被覆材で、壁に張り付けたとき、風景、図案又はモチーフが現れるように印刷したもの（写真壁画として知られている。）。このパネルは各寸法のものであり、ロール状又はシート状で提示される。

(B) グラスペーパー

これらの物品は、薄く、堅く、強い光沢を有する半透明又は透明の紙で作られる。これらは、各種の装飾用図案が印刷され、多くの場合ステンドグラスに類似した着色がなされており、装飾用として又は単に窓ガラスの透明性を減らすために使用される。これらは、また、例えば、広告又は展示目的のために、文章又はイラストレーションが印刷されていることがある。

これらは、ロール状のもの又は窓若しくは戸のガラスにそのまま張り付けられるような大きさ若しくは形状にしたものがある。これらは、時には接着剤を塗布したものもある。

＊

＊ ＊

この項には、次の物品を含まない。

- (a) プラスチックのシートのみから成るセルフアドヒーシブの壁面被覆材で、使用する際にはく離される紙の保護層を付着したもの (39 類)
- (b) 紙を裏張りした薄板又はコルクから成る壁面被覆材 (44. 08、45. 02 又は 45. 04)
- (c) 壁面被覆材に類する物品であるが、重く、かつ、堅い構造をしており、例えば、板紙のベースと一層のプラスチックとから成っており、通常、幅の広い（例えば、183 センチメートル）ロール状で提示され、床敷き及び壁面被覆材の両方に使用されるもの（主として 48. 23）
- (d) 外観がグラスペーパーにいくぶん類似したデカルコマニア (49. 08)
- (e) 紙をベースとした紡織用繊維の壁面被覆材 (59. 05)

(f) 紙を裏張りしたアルミニウムのはくから成る壁面被覆材 (76.07)

＊

＊ ＊

号の解説

4814.10

「イングレイン」ペーパーとは、この類の注9の(a)の(ii)に規定された紙をいう。

48.16 カーボン紙、セルフコピーペーパーその他の複写紙及び転写紙（箱入りにしてあるかないかを問わないものとし、第48.09項のものを除く。）並びに謄写版原紙及び紙製のオフセットプレート（箱入りにしてあるかないかを問わない。）

4816.20—セルフコピーペーパー

4816.90—その他のもの

この項には、圧力（例えば、タイプライターのキーの衝撃）、水分、インキ等を与えることによって原本から一以上のコピーを作ることができるように、塗布し又は染み込ませた紙を含む。

これらの紙は、幅が36センチメートル以下のロール状若しくは折り畳んでない状態において各辺の長さが36センチメートル以下の長方形（正方形を含む。）のシート状又は長方形（正方形を含む。）以外の形状に切った状態で提示されるものに限りこの項に属する。その他のものは、48.09項に属する。謄写版原紙及びオフセットプレートについては、大きさに関する条件はない。この項の物品は、通常、箱詰めされている。

この項の物品は、複写のプロセスにより次の二つのカテゴリーに大別される。

(A) 塗布した物質又は染み込ませた物質の全部又は
一部を他の表面に移すことにより原本を複写する紙

このカテゴリーには、次の物品を含む。

(1) カーボン紙その他これに類する複写紙

これらは、脂肪性又はろう状の物質にカーボンブラックその他の着色料を混合したものを塗布し又は染み込ませた紙から成る。これらは、ペン、鉛筆又はタイプライターで普通の紙に複写する際に使用される。

これらの紙には、次のものがある。

(a) 間に挿入して1回又は繰り返して使用する薄い紙

(b) 普通の重さの塗布された紙で、通常セットの一部を構成するもの

このグループには、また、こんにやく版式複写に使用するカーボンペーパーを含む。

当該物品は、より多くのコピー作するための「印刷プレート」と同様の働きをするマスターシートを作るために使用される。

(2) セルフコピーペーパー

セルフコピーペーパーは、カーボンレスコピーペーパーとしても知られ、束状にとじられ

ている。事務用機械又は鉛筆によって原本に加えられた圧力は、同一シート又は二枚の隣接するシート中で、通常、互いに分離状態にある二種類の成分の間に反応を起こさせ、原本が受けた圧力の形を複写する。

(3) 感熱性複写紙 (Heat transfer papers)

これらは、感熱性物質を片面に塗布したものであり、赤外線複写機で染料を塗布物質と共に普通の紙の上に移す方法（感熱性複写法）によって原本の複写を作る際に使用される。

(B) 上記 (A) 外の方法による複写紙、謄写版原紙及びオフセットプレート

このカテゴリーは、次の物品を含む。

(1) 謄写版原紙用の紙及び謄写版原紙

謄写版原紙用の紙は、薄くて強い、サイジングされていない紙に、パラフィンその他のろう、コロジオン又はこれらに類する物品の調製品を、塗布し、又は染み込ませて防水性を付与したものである。タイプライター、鉛筆その他の適当な器具により加えられた圧力は、表面塗布物質に、複製されるべき文字又は模様をの穴をあける。

謄写版原紙は、通常、取外しが可能な厚い裏打ち紙を上端に取り付け、更に製版された原紙を謄写版に取り付けるため特別な穴があけられており、またある場合には、カーボンコピーが得られる普通の紙がはさみ込まれている。更に、謄写版原紙には、通常ガイドマーク及びその他各種の印刷された標識が記されている。

この項には、あて名印刷機用の枠を取り付けた原紙を含む。

(2) オフセットプレート用の紙及びオフセットプレート

オフセットプレート用の紙は、片面にリソグラフィックインキを通さない特殊な物質を塗布したものである。これらの物品は、手書き、機械その他の方法で描かれた文字又は模様を普通の紙に複写するための事務用オフセット印刷機に使用される。

＊

＊ ＊

この項の紙には、束状に閉じたものもあり、また、上記の複写プロセスの二以上を組み合わせたものもある。代表的な例の一つとしては、片面に特殊インキが塗布された紙で（カーボンペーパーのように）文字又は図案の反対像が上記 (B) の (2) に掲げるプレートに類する第 2 の紙に形成されたものである。この第 2 の紙を適当な複写機にセットすると、この紙の反対側に付着しているインキが普通の紙の上に原本の正像として転写され、多数の複写が得られる。

複写紙又は転写紙で、複写用の文字又は図案が記されているものは、順番にとじてあるかないかを問わず、この項に属する。

この項には、次の物品を含まない。

(a) スタンプ用のはく又はブロッキングフォイルとして知られる転写紙：これらは、金属、金属粉又は顔料を塗布した薄い紙で、本の表紙、帽子のリボン等の印刷に使用される (32. 12)。

(b) 37. 01 項から 37. 04 項までの感光性の紙又は板紙

- (c) ゼラチンをもととした複写用ペーストで、紙を裏張りしたもの (38.24)
- (d) プラスチックの薄い層からなる謄写版原紙で、取外しのできる紙を裏張りしており、特定の大きさに切られ、一方の端に穴がけられたもの (39 類)
- (e) 感熱物質を塗布した紙で、塗布物質の直接の黒変 (thermocopying process) によって原本のコピーを作るもの (48.11 又は 48.23)
- (f) 転写式の事務用印刷物及び挿入式カーボンセット (48.20)
- (g) デカルコマニア (49.08)

48.17 紙製又は板紙製の封筒及び通信用カード並びに封筒、通信用カード、便せん等を紙製又は板紙製の箱、袋その他の容器に詰め合わせたもの

4817.10－封筒

4817.20－通信用カード

4817.30－封筒、通信用カード、便せん等を紙製又は板紙製の箱、袋その他の容器に詰め合わせたもの

この項には、通信に使用する種類の紙又は板紙製の書簡用紙、例えば、封筒、封かん葉書、郵便葉書（通信用カードを含む。）を含む。ただし、ルーズシート状又はブロック状の分離されている筆記用紙及び次に記載したある種の製品は含まない。

これらの物品には、住所、氏名、商標、装飾、紋章、イニシャル等が書簡用紙としての用途に対し単に副次的に印刷されたものがある。

封かん葉書は、紙若しくは板紙のシート又はカードで、封筒を使用することなく閉じ又は施封ができるように粘着性の（及び時にはミシン目が入れられた）縁又はその他の準備がされたものである。

郵便葉書は、住所用又は郵便切手用の印刷その他通信用のものであることの表示がされたもの以外は、この項には属さない。

通信用カードは、縁がデッセル耳若しくは金縁となっているもの、角が丸いもの又は書簡用紙としての用途を明らかに表示する印刷その他の調製がされたもの以外は、この項には属さない。このような調製がなされていない普通のカードは、48.02 項、48.10 項、48.11 項又は 48.23 項に属する。

この項には、また、封筒、通信用カード、便せん等を紙製又は板紙製の箱、袋その他の容器に詰め合わせたものを含む。

この項には、更に次の物品を含まない。

- (a) シート状のレターペーパー（折り畳んであるかないか、印刷してあるかないか又は容器に詰められてあるかないかを問わない。） (48.02、48.10 又は 48.11)
- (b) 48.20 項の便せん、メモ帳等
- (c) 現在通用する切手を印刷その他の方法で表示した封筒、郵便葉書及び封かん葉書等 (49.07)

- (d) 49.09 項の葉書（印刷したもの及び挿絵を有するものに限る。）及び印刷したカード
- (e) 特殊な目的をもって印刷された書状その他これに類する物品（例えば、請求書、転居通知状及び広告用書状（肉筆により記入することが必要なものを含む。））（49.11）
- (f) 挿絵入りの初日カバー及びマキシムカード（maximum cards）で、郵便切手を貼っていないもの（49.11）又は郵便切手を貼ってあるもの（97.04）

48.18 トイレットペーパーその他これに類する家庭用又は衛生用に供する種類の紙、セルロースウオッディング及びセルロース繊維のウェブ（幅が 36 センチメートル以下のロール状にし又は特定の大きさ若しくは形状に切ったものに限る。）並びに製紙用パルプ製、紙製、セルロースウオッディング製又はセルロース繊維のウェブ製のハンカチ、クレンジングティッシュ、タオル、テーブルクロス、ナプキン、ベッドシーツその他これらに類する家庭用品、衛生用品及び病院用品、衣類並びに衣類附属品

4818.10－トイレットペーパー

4818.20－ハンカチ、クレンジングティッシュ、化粧用ティッシュ及びタオル

4818.30－テーブルクロス及びナプキン

4818.50－衣類及び衣類附属品

4818.90－その他のもの

この項には、トイレットペーパーその他これに類する紙、セルロースウオッディング及びセルロース繊維のウェブの家庭用又は衛生用に供する種類の次の物品を含む。

- (1) 幅が 36 センチメートル以下のストリップ状若しくはロール状のもの
- (2) 折り畳んでない状態において、各辺の長さが 36 センチメートル以下の長方形（正方形を含む。）のシート状のもの
- (3) 長方形（正方形を含む。）以外の形状に切ったもの

また、この項には、製紙用パルプ製、紙製、セルロースウオッディング製及びセルロース繊維のウェブ製の家庭用品、衛生用品及び病院用品のみならず、衣類及び衣類附属品を含む。

この項の物品は、48.03 項の材料で作られることが多い。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 医薬を染み込ませ若しくは塗布し又は医療用若しくは獣医用として小売用の形状若しくは包装にしたセルロースウオッディング（30.05）
- (b) 香紙及び化粧料を染み込ませ又は塗布した紙（33 類）
- (c) せっけん又は洗剤を染み込ませ、塗布し又は被覆した紙及びセルロースウオッディング（34.01）並びに磨き料、クリームその他これらに類する調製品を染み込ませ、塗布し又は被覆した紙及びセルロースウオッディング（34.05）
- (d) 64 類の物品
- (e) 65 類の帽子及びその部分品

- (f) 96.19 項の生理用のナプキン（パッド）及びタンポン、おむつ及びおむつ中敷きその他これらに類する物品

48.19 紙製、板紙製、セルロースウォッディング製又はセルロース繊維のウェブ製の箱、ケース、袋その他の包装容器及び紙製又は板紙製の書類箱、レタートレイその他これらに類する製品で事務所、商店等において使用する種類のもの

4819.10 一段ボール製の箱及びケース

4819.20 紙製又は板紙製の折畳み式の箱及びケース（段ボール製のものを除く。）

4819.30 袋（底の幅が 40 センチメートル以上のものに限る。）

4819.40 その他の袋（円すい形のものを含む。）

4819.50 その他の包装容器（レコード用ジャケットを含む。）

4819.60 書類箱、レタートレイ、格納箱その他これらに類する製品で事務所、商店等において使用する種類のもの

(A) 箱、ケース、袋その他の包装容器

このグループには、商品の包装、輸送、貯蔵又は販売に通常使用される各種各サイズの容器（装飾的価値を有しているかいないかを問わない。）を含む。この項には、箱、ケース、袋、コーン、パッケージ、板紙製ドラム（容器）（巻いて製造したものであるかないか若しくはその他の方法によるものであるかないか又は補強用の他の材料製の丸バンドが付いているかいないかを問わない。）、書類郵送用の筒状容器、衣類袋、ジャー、ポットその他これらに類する物品（例えば、ミルク又はクリーム用のもの）を含む。これらは、ろう塗りしてあるかないかを問わない。またこの項には、真空掃除機用のゴミ収容袋、乗物酔い用袋並びにレコードボックス及びジャケットのような特殊な目的用の紙袋を含む。

この項には、折畳み式の箱を含む。これらには、次の物品がある。

ーはさみ込むことによって組み立てられる一枚の平面状の箱及びケース（例えば、ケーキボックス）

ー一方の側のみを膠着剤、ステープル等によって組み立て又は組み立てるようにした容器。容器の組立て、それ自体が他方の側を形成するようになっているが、必要に応じて、底又はふたをしっかりと締めるため、更に固着する方法（接着テープ又はステープルによる方法等）がとられる。

これらの商品には、例えば、商店名、使用方法又は挿絵を印刷したものがある。したがって、種子袋で農場名に加えて商品の絵及び種まき法の説明があるもの並びにチョコレート、菓子等の袋で子供を喜ばせるための絵があるものは、この項に属する。

この項の製品には、紙以外の補強材料又は附属品（例えば、繊維製の裏張り、木製の支持物、手持ちのためのひも及び金属又はプラスチックのコーナー）を取り付けたものもある。

(B) 書類箱、レタートレイその他これらに類する製品で事務所、商店等において使用する種類のもの

このグループには、ファイリングキャビネット、書類箱、レタートレイ、格納箱その他これに類する硬く耐久性のある容器を含む。これらは、通常上記（A）の包装容器よりも仕上げが良く、事務所、商店、倉庫等において、各種の書類又は商品の保管に使用される。

これらの製品は、紙以外の補強材料又は附属品（例えば、金属製、木製、プラスチック製又は繊維製のちょうつがい、ハンドル、鍵等）を取り付けたものもある。また、これらは、名札入れ用に金属製、プラスチック製等の枠が付いたものもある。

この項には、次の物品を含まない。

（a）42.02 項の物品（旅行用品等）

（b）紙の組物製品（46.02）

（c）48.11 項の塗布し、被覆し又は印刷した紙及び板紙（ロール状で、容器の製造に使用するもので、個々の容器に相当する部分を識別してロールから切断するために、折り目及び印が付いているもの）

（d）見本用又は収集用のアルバム（48.20）

（e）63.05 項の紙糸製織物の袋

48.20 紙製又は板紙製の帳簿、会計簿、雑記帳、注文帳、領収帳、便せん、メモ帳、日記帳その他これらに類する製品、練習帳、吸取紙、バインダー、書類挟み、ファイルカバー、転写式の事務用印刷物、挿入式カーボンセットその他の文房具及び事務用品、アルバム（見本用又は収集用のものに限る。）並びにブックカバー

4820.10－帳簿、会計簿、雑記帳、注文帳、領収帳、便せん、メモ帳、日記帳その他これらに類する製品

4820.20－練習帳

4820.30－バインダー（ブックカバーを除く。）、書類挟み及びファイルカバー

4820.40－転写式の事務用印刷物及び挿入式カーボンセット

4820.50－アルバム（見本用又は収集用のものに限る。）

4820.90－その他のもの

この項には、48.17 項の通信用の物品及びこの類の注 10 に規定する物品を除き、各種の文房具及び事務用品を含む。これには、次の物品を含む。

（1）帳簿、会計簿、各種の雑記帳、注文帳、領収帳、複写帳、日記帳、便せん、メモ帳、約束帳、住所帳及び電話番号記載用の帳簿等

（2）練習帳：これは、罫紙だけでなく、手書きで模写するための印刷した手書きの手本も含む。

しかしながら、叙述体の文章を含むか含まないかを問わず、ワークブックとしての一義的な使用に対して副次的でない印刷された文章の質問又は練習問題を含み、また、通常は書き込みを行うための空白部分を有する教育用のワークブック（ライティングブックと呼ばれることもある。）は、この項に含まれない（49.01）。書くことその他の練習のための幼児用ワー

- クブックで、補足の文章のついた本質的に絵から成るものもまたこの項に含まれない(49.03)。
- (3) ルーズシート、雑誌あるいはこれらに類するものをとじるように設計されたバインダー（例えば、クリップバインダー、スプリングバインダー、スクリューバインダー、リングバインダー）又は書類挟み、ファイルカバー、ファイル（ボックスファイル以外のもの）及び紙鈹み
 - (4) 転写式の事務用印刷物：これらは、セルフコピーペーパーに印刷し又はカーボン紙を挿入した多数の印刷物のセットである。これらの印刷物は、数枚の複写を作るのに使用され、連続しているものも連続してないものもある。これらには、完全なものとするために追加情報の書き込みを必要とする印刷物を含む。
 - (5) 挿入式カーボンセット：転写式の事務用印刷物に類するものであるが、印刷物を全く含まないか又はレターヘッドのような確認用の情報のみを含んでいる。これらは、タイプして数枚の複写を作成するのに広く使用され、転写式の事務用印刷物の多くのものと同様に、ミシン目を付け、膠着して閉じられている。
 - (6) 見本用又は収集用のアルバム（例えば、切手又は写真用のもの）
 - (7) ブロッキングパッドのようなその他の文房具及び事務用品（折り畳んであるかないかを問わない。）
 - (8) ブックカバー（バインディングカバー及びダストカバー）（書名等の文字やさし絵が印刷されているかどうかを問わない。）

この項の製品には、相当の部分が印刷されているものがある。しかし、印刷が主要な用途に対して副次的なもの（例えば、書式（基本的に手書き又はタイプにより完成するもの）又は日記帳（基本的に書くためのもの））に限り（49 類ではなく）この項に属する。

この項の製品は、紙以外の材料（例えば、革、プラスチック又は紡織用繊維材料）で装ていされ、金属、プラスチック等の補強又は取付けが行われることがある。

一方、主として木材、大理石等で作られている卓上メモブロックのような製品は、その構成材料により木材、大理石等の製品に分類される。練習用紙その他の筆記用紙のルーズシート（ルーズリーフブック用の穴をあけたシートを含む。）は、一般に、48.02 項、48.10 項、48.11 項又は 48.23 項に属する。アルバム用のルーズリーフシートもこの項に属さず、その特性により他の項に属する。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 小切手帳 (49.07)
- (b) クーポン式の旅行券のブランク (49.11)
- (c) 種々の宝くじ券（通常 49.11）

48.21 紙製又は板紙製のラベル（印刷してあるかないかを問わない。）

4821.10－印刷したもの

4821.90－その他のもの

この項には、各種の製品に取り付けて使用する種類の紙製又は板紙製の各種のラベルで、当該製品の特徴、身元、所有者、届け先、価格等を表すためのものを含む。これらの物品には、張り付けにより取り付けるタイプのもの（粘着剤によるもの又はセルフアドヒーシブのもの）又はひもその他の方法で取り付けるように作られたものがある。

これらのラベルには、無地のもの、文字又は絵を印刷したもの（印刷の程度を問わない。）、粘着性のもの、ひも、留金、ホックその他の留め具を取り付けたもの又は金属その他の材料で補強したものがある。これらには、穴あけしたもの又はシート状若しくは小冊子状にしたものもある。

印刷したステッカー（セルフアドヒーシブのものに限る。）で、宣伝、広告、単なる装飾（例えば、漫画ステッカー及び窓用ステッカー）等に使用するようになされたものは、この項には属しない（49.11）。

この項には、比較的強い卑金属の板の1面又は両面を薄い紙（印刷してあるかないかを問わない。）で被覆した「ラベル」を含まない（73.26、76.16、79.07等又は83.10）。

＊

＊ ＊

号の解説

4821.10

この号には、印刷の重要性及び程度にかかわらずあらゆる印刷したラベルを含む。したがって、この号においては、例えば、線その他の単純な枠又は単に小さなモチーフその他のシンボルを組み合わせたものを印刷したラベルは、「印刷したもの」とみなす。

48.22 製紙用パルプ製、紙製又は板紙製のボビン、スプール、コップその他これらに類する糸巻類（せん孔してあるかないか又は硬化してあるかないかを問わない。）

4822.10－紡織用繊維の糸を巻くために使用する種類のもの

4822.90－その他のもの

この項には、糸又は線を巻くためのボビン、チューブ、スプール、コップ、コーンその他これらに類する糸巻類（工業用又は小売用のもの）を含む。また、布、紙その他の材料を巻くために使用する種類の円筒状の芯（端が開いているもの又は閉じているもの）もこの項に含まれる。

これらは、板紙、シート状の紙を巻いたもの又はプレス若しくは成形したパルプ（この類の総説の最後から2番目のパラグラフを参照）から製造される。これらには、時には、穴をあけたものがあり、また、膠着し又はプラスチック等を染み込ませ若しくは塗布したものもある。ただし、積層したプラスチックの製品の性格を有するものは含まない（39類）。

ボビン、チューブ、スプール等は、その一端又は両端に、木、金属その他の材料製の補強具又は取付具を取り付けたものがある。

この項には、類似の目的に使用される各種の形状をした平板状の支持物を含まない（48.23）。

48.23 その他の紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ（特定の大きさ又は形状に切ったものに限る。）並びに製紙用パルプ、紙、板紙、セルロースウォッディング又はセルロース繊維のウェブのその他の製品

4823.20—フィルターペーパー及びフィルターペーパーボード

4823.40—自動記録装置用に印刷したロール、シート及び円盤

—紙製又は板紙製の盆、皿、コップその他これらに類する製品

4823.61—竹製のもの

4823.69—その他のもの

4823.70—成型し又は加圧成形をした製紙用パルプの製品

4823.90—その他のもの

この項には、次の物品を含む。

(A) 紙及び板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブで、この類の前項までのいずれの項にも含まれないもの

—幅が 36 センチメートル以下のストリップ状又はロール状のもの

—折り畳んでない状態において、いずれの辺も長さが 36 センチメートル以下の長方形（正方形を含む。）のシート状のもの

—長方形（正方形を含む。）以外の形状に切ったもの

しかしながら、48.02 項、48.10 項及び 48.11 項の紙及び板紙で、ストリップ状、ロール状又は長方形（正方形を含む。）のシート状のものは、大きさを問わずこれらの項に属することに注意しなければならない。

(B) 製紙用パルプ、紙、板紙、セルロースウォッディング又はセルロース繊維のウェブの製品で、この類の前項までのいずれの項にも含まれず、かつ、この類の注 2 によっても除外されないもの

この項には、従って次の物品を含む。

(1) フィルターペーパー及びフィルターペーパーボード（折ってあるかないかを問わない。）：

一般に、これらは、円形のフィルターペーパー及びフィルターペーパーボードのような長方形（正方形を含む。）以外の形状のものである。

(2) 印刷した自動記録装置用の目盛り紙で、長方形（正方形を含む。）以外のもの

(3) 筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の紙及び板紙で、この類の前項までの項に含まれないもの（長方形（正方形を含む。）以外の形状に切ったものに限る。）

(4) 紙製又は板紙製の盆、皿、コップその他これらに類する製品

(5) 成型し又は加圧成形をした製紙用パルプの製品

(6) 組物又はその他に使用する塗布してないストリップ状の紙でグラフィック用に供する以外のもの（折ってあるかないかを問わない。）

(7) ペーパーウール（すなわち、からまり合った塊状の細幅のストリップで、包装に使用され

る。)

- (8) 菓子包装紙、果物包装紙その他の包装紙で、特定の大きさに切ったもの
- (9) ケーキ用のカード、ケーキ用の紙、ジャムポットカバー及び袋用の形をした紙
- (10) ジャカードその他これに類する機械に使用するせん孔した紙及び板紙(この類の注 11 参照)。
これらは、織機を運転するのに必要な穴があげられているもの(「パンチ」した紙及び板紙カード)である。
- (11) 紙製のレース及びししゅう並びに紙製の棚用縁飾り
- (12) 紙製のガスカート及びワッシャー
- (13) スタンプ台紙、写真用のコーナー及び台紙及びスーツケースの補強用コーナー
- (14) 紡績用の筒、糸、リボン等の巻取り用平板状カード及び卵の包装用に成型したシート
- (15) ソーセージケーシング
- (16) ドレスパターン、モデル及び型板(組み合わせてあるかないかを問わない。)
- (17) 扇子及びうちわ(表装が紙製のものに限るものとし、骨の材料のいかんを問わない。)並びに分離して提示された表装部分。ただし、貴金属製の骨を有する扇子又はうちわは 71.13 項に属する。

この類の注 2 によって除かれる物品のほか、この項には、次の物品を含まない。

- (a) はえ取り紙 (38.08)
- (b) 診断用又は理化学用の試薬を染み込ませたストリップ (38.22)
- (c) 繊維板 (44.11)
- (d) 48.02 項の筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の塗布してないストリップ状の紙
- (e) 48.10 項又は 48.11 項の塗布し、被覆し又は染み込ませたストリップ状の紙
- (f) 種々の宝くじ券 (通常 49.11)
- (g) 紙製の日傘 (66.11)
- (h) 人造の花、葉及び果実並びにこれらの部分品 (67.02)
- (i) 絶縁用物品その他の電気製品 (85 類)
- (k) 90 類の製品 (例えば、整形外科用機器又は実物説明用の機器、科学機器の文字盤)
- (l) 時計用の文字盤 (91.14)
- (m) カートリッジケース及びカートリッジワッド (93.06)
- (n) ランプのかさ (94.05)

第 49 類

印刷した書籍、新聞、絵画その他の印刷物並びに
手書き文書、タイプ文書、設計図及び図案

注

- 1 この類には、次の物品を含まない。
 - (a) 透明なベース上の写真のネガ及びポジ（第 37 類参照）
 - (b) 浮出し地図、浮出し設計図及び浮出し地球儀（印刷してあるかないかを問わない。第 90.23 項参照）
 - (c) 第 95 類の遊戯用カードその他の物品
 - (d) 銅版画、木版画、石版画その他の版画（第 97.02 項参照）、第 97.04 項の郵便切手、収入印紙、郵便料金納付の印影、初日カバー、切手付き書簡類その他これらに類する物品及び製作後 100 年を超えたこつとうその他の第 97 類の物品
- 2 この類において印刷したものには、複写機により複写したもの、自動データ処理機械により打ち出したもの、型押しをしたもの、写真に撮ったもの、感光複写をしたもの、感熱複写をしたもの及びタイプしたものを含む。
- 3 新聞、雑誌その他の定期刊行物を紙以外の物品により製本したもの及び新聞、雑誌その他の定期刊行物の 2 号以上を単一のカバーによりセットしたもの（広告を含んでいるかないかを問わない。）は、第 49.01 項に属する。
- 4 第 49.01 項には、次の物品を含む。
 - (a) 美術品、図案等を複製した印刷物を集めたもの（内容に関連する文章を伴うもので、ページを入れて書籍の作成に適するようにしたものに限る。）
 - (b) 書籍に補足として附属する絵画（書籍とともに提示するものに限る。）
 - (c) 書籍又は小冊子を構成する印刷物（束ねた若しくは単独のシート又は折り丁のもので、完成品の全体又は一部を構成し、かつ、製本に適するものに限る。）
もっとも、絵又は挿絵を印刷したもの（折り丁又は単独のシートのものに限る。）で文章を伴わないものは、第 49.11 項に属する。
- 5 3 の物品を除くほか、第 49.01 項には、本質的に広告を目的とする出版物（例えば、小冊子、パンフレット、リーフレット、商業用カタログ、商業団体が出版した年鑑及び観光案内書）を含まない。これらの物品は、第 49.11 項に属する。
- 6 第 49.03 項において「幼児用の絵本」とは、絵が主体で、文章が副次的な幼児用の本をいう。

総 説

下記の若干の例外を除いて、この類には、その物品の本質的な性格及び用途が、モチーフ、文字又は絵が印刷されているという事実によって決定される全ての印刷物を含む。

一方、48.14 項又は 48.21 項の物品は別として、紙、板紙若しくはセルロースウォッディング又はこれらの製品で、当該印刷がこれらの物品の本来の用途（例えば、印刷した包装紙及び印刷した文房具）に対して単に副次的なものは、48 類に属する。また、スカーフ又はハンカチのよう

な印刷した紡織用繊維製品（当該印刷が、主として装飾又は趣向を変えることを目的としたもので、その物品の重要な特性に影響を与えないものに限る。）並びに印刷したデザインを有するししゅう用織物類及び調製したつづれ織物用カンバス地は、11 部に属する。

更に、39.18 項、39.19 項、48.14 項又は 48.21 項の物品は、たとえこれがモチーフ、字又は絵がこれらの物品の本来の用途に対し副次的でないものであっても、この類には属しない。

この類において「印刷したもの」には、通常的手工的印刷（例えば、原版以外の版木による版画印刷）又は機械印刷（凸版印刷、オフセット印刷、石版印刷、グラビア印刷等）による複写物だけでなく、複写機により複写したもの、自動データ処理機械により打ち出したもの、型押しをしたもの、写真、感光複写をしたもの、感熱複写をしたもの及びタイプしたもの（この類の注 2 参照）を含むものとし、印刷されたキャラクター（例えば、各種の文字、数字、速記記事、モース符号その他の符号、点字、音符、絵及び図）の形態の別を問わない。ただし、「印刷したもの」には、色彩若しくは装飾的印刷又は繰り返し模様の印刷によるものを含まない。

また、この類には、手書き文書又はタイプした文書をカーボン複写したものと同様に、手書きによる類似の物品（手書きの地図及び設計図を含む。）を含む。

この類の物品は、一般に紙で作られるが、この解説の総説の第 1 文に記載された特性を有することを条件に、紙以外の材料で作られることもある。ただし、商店の広告板又は窓に使用される文字、数字、サインプレートその他のモチーフで印刷した絵画又は文を有する陶磁器、ガラス製又は卑金属製のものは、それぞれ、69.14 項、70.20 項又は 83.10 項に属する。また、イルミネーションの場合は、94.05 項に属する。

この類には、普通の形式の印刷物（例えば、書籍、新聞、パンフレット、絵及び広告宣伝物）のほか、印刷したデカルコマニア、葉書（印刷したもの及び挿絵入りのものに限る。）、あいさつ状、カレンダー、地図、設計図、図案、郵便切手及び収入印紙類等の物品を含む。この類に属する物品の縮小コピーで、不透明なベース上に作成したものは、49.11 項に属する。縮小コピーは、光学装置により書類の寸法を大幅に縮小して作成したものであり、これを読むためには、通常、拡大装置を使用する必要がある。

この類には、また、次の物品を含まない。

- (a) 37 類の透明なベース上の写真のネガ及びポジ（例えば、マイクロフィルム）
- (b) 97 類の物品

49.01 印刷した書籍、小冊子、リーフレットその他これらに類する印刷物（単一シートのものであるかないかを問わない。）

4901.10—単一シートのもの（折り畳んであるかないかを問わない。）

—その他のもの

4901.91—辞典及び事典（シリーズの形式で発行するものを含む。）

4901.99—その他のもの

この項には、事実上すべての出版物及び印刷した書物を含む（挿絵があるかないかを問わない）

ものとし、広告物及びこの類の他の項（特に 49.02 項、49.03 項又は 49.04 項）に限定して含まれるものを除く。）。

この項には、次の物品を含む。

(A) 書籍：これらの物品は、本質的に各種の文言から成っており、各種の言語又は文字（点字及び速記を含む。）により印刷されたものである。これらの物品には、各種文芸作品、教科書（ライティングブックと呼ばれることもある教育用のワークブックを含むものとし、叙述体の文章を含むか含まないかを問わず、質問又は練習問題（通常は書込みを行うための空白部分がある。）を含むもの。）、専門書、参考書（辞典、事典、名鑑（例えば、電話帳（職業用電話帳「イエローページ」を含む。））のようなもの）、博物館又は公的図書館用のカタログ（商業用カタログを除く。）、典礼書（祈とう書及び賛美歌集のようなもの。ただし、49.04 項の楽譜を除く。）及び子供用の本（49.03 項の幼児用の絵本及び習画本を除く。）を含む。これらの書籍には、1 巻以上の巻に（紙又はその他の硬軟各種の表装で）製本したものと及び完成品の全体若しくは一部を構成し、かつ製本にするもので印刷した、シート状のものがある。書籍とともに提供されるダストカバー、締め具、しおりその他のさ細な附属品は、書籍の一部を構成するものとみなす。

(B) 小冊子、パンフレット及びリーフレット：これらの物品には、書物の内容を有する数枚のシートをステープル等によりとじたもの若しくはとじてないもの又は単一シートのものがある。

またこれらには、短文の学術論文、専攻論文、政府又は他の機関によって発行された通達、宗教関係のパンフレット、賛美歌集等の出版物を含む。

このグループには、個人のあいさつ、伝言又は通知を印刷したカード（49.09）、及びある種の追加情報を付加することが必要な印刷した書式（49.11）を含まない。

(C) ルーズリーフ式バインダー用のシート状の書物

この項には、次の物品を含む。

(1) 新聞、雑誌その他の定期刊行物を紙以外の物品により製本したものと及び新聞、雑誌その他の定期刊行物の 2 号以上を単一のカバーによりセットしたもの（広告を含んでいるかないかを問わない。）

(2) 製本した絵本（49.03 項の幼児用の絵本を除く。）

(3) 美術品、図案等を複製した印刷物を集めたもの（内容に関連する文章（例えば、芸術家の伝記）を伴うもので、ページを入れて書籍の作成に適するようにしたものに限る。）

(4) 関連する文章を伴う書籍に補足として附属する絵画（書籍とともに提示するものに限る。）

その他の絵画出版物は、この項には含まれず通常 49.11 項に属する。

この類の注 3 の物品を除くほか、この項には、本質的に広告を目的とする出版物（観光案内書を含む。）及び商人により又は商人のために広告を目的として出版された出版物（後者の場合には、たとえ直接的な広告価値を有しないものであっても、広告を目的とした物品とみなす。）を含まない。これらの広告用の出版物には、例えば、商業用カタログ、商業団体が出版した年鑑（会員によるかなりの数の広告を伴うもので、ある程度の情報的内容を含むもの）及び出版者により供給

される製品又はサービスについて注目させる出版物がある。この項には、更に、間接的な広告を含む出版物、すなわち、本質的に広告を目的としているが、一見、広告を目的としてないように思われる出版物を含まない。

一方、会社その他の産業組織により又は会社その他の産業組織のために出版された学術論文のような出版物及び商工業のある一分野の動向、技術進歩又は活動状況を単に記述している出版物で、直接的にも間接的にも広告価値を持たないものは、この項に属する。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 複写紙及び転写紙で、複写用の文章又はデザインが記されており順番にとじたもの (48.16)
- (b) 48.20 項の日記帳その他の文房具及び事務用品。これらは、基本的には手書き又はタイプにより仕上げるためのものである。
- (c) 新聞、雑誌その他の定期刊行物の単一のコピーで、製本していないもの及び紙のみにより製本したもの (49.02)
- (d) 幼児用のワークブック（書くことその他の練習のためのもので、補足の文章の付いた本質的に絵から成るもの。） (49.03)
- (e) 楽譜 (49.04)
- (f) 地図書 (49.05)
- (g) 折り丁、単独のシートその他書籍の一部を構成するもので、絵のみのもので文章のないもの (49.11)

49.02 新聞紙、雑誌その他の定期刊行物（挿絵を有するか有しないか又は広告を含んでいるかないかを問わない。）

4902.10－1 週に4回以上発行するもの

4902.90－その他のもの

この項の定期刊行物は、同一の表題で一定の間隔をおいて発行される一連の刊行物の一号をなすもので、それぞれの号には日付が付いており（又は単に「Spring 1966」のように季節名のみを示すものもある。）、更に、通し番号が付いているものが多いのがその特徴である。これらは、製本されていないか又は紙により製本されている。

ただし、他の方法で製本したもの及び2号以上を単一のカバーによりセットしたものは除かれる (49.01)。これらは、通常、大部分読み物で占められているが、豊富な挿絵があるもの及び絵が大部分を占めるものもある。これらは、また広告を含むものもある。

この項に含まれる刊行物は、次のものである。

- (1) 新聞：日刊又は週間のもので、主として、通常興味のある現代、歴史、伝記等に関する記事とともに、一般的興味のある時事から構成されている製本していない印刷物である。これらのかなりの部分は、挿絵及び広告に使用されている。
- (2) 雑誌その他の定期刊行物：週間、隔週、月刊、季刊又は半年毎に、新聞又は紙装本の形態

で発行される。これらは、主として専門的又は部門的な事項（例えば、法律、薬品、財政、商業、流行及びスポーツ）に関する情報刊行物として発行され、しばしば関係機関により又は関係機関のため発行される。また、これらは、普通のフィクション雑誌のような、より一般的な興味のあるものもある。これらのものには、著名な工業会社（例えば、自動車メーカー）が刊行者の製品に対する関心を寄せさせるために出版する定期刊行物、通常、業界等内部に限られた機関誌及び広告を目的として商人や組合が発行するファッション雑誌などの定期刊行物を含む。

大作（例えば、参考書）の一部で、あらかじめ決定した一定期間内に毎週、隔週等数回に分けて発行されるものは定期刊行物とはみなされず、49.01 項に属する。

絵又はパターン等で通常新聞又は定期刊行物とともに売られる付録は、その刊行物の一部分とみなす。

古新聞、古雑誌又は古い定期刊行物から成る古紙は、47.07 項に属する。

49.03 幼児用の絵本及び習画本

この項に属する「幼児用の絵本」は、幼児の興味若しくは娯楽又は幼児の初期教育の最初の段階における指導のために編集されたことが明らかな絵本であり、かつ、絵が主体で文章に対して副次的でないものに限られる（この類の注6参照）。

これらには、例えば、絵入りのアルファベットブック及び物語の意味を個々の絵について表題又はあらすじを添えた一連の挿話風の絵によって伝える種類の本を含む。また、書くことその他の練習のための幼児用のワークブックで、補足の文章の付いた本質的に絵から成るものもこの項に含まれる。

挿絵が多い本であっても、断片的な挿話の挿絵がされた連続的な物語形式となったものは含まない。これらは 49.01 項に属する。

この項には、紙、紡織用繊維製品等に印刷されたもの及び幼児用の rag books（破けない本）を含む。

また、幼児用の絵本で、本を開くと起き上がる絵又は動く絵を取り付けたものは、この項に属するが本質的にがん具であるものは、この項には属しない（95 類）。同様に、絵又はモデルを切り取るようになっている子供用の絵本は、切り取り部分が少ないものだけに限りこの項に含まれ、切り取り部分（ページの全体であるか又は一部であるかを問わない。）が全ページ数（表紙を含む。）の半分以上を超えるものは、たとえある程度の文章を有するものであっても、がん具（95 類）とみなす。

この項には、また、幼児用の習画本を含む。これは、主として模写のための単純な絵又は描画、塗色若しくは彩色により完成する絵の輪郭（描く方法を印刷したものもある。）を有するページ（取外し可能な葉書の形状のものもある。）をとじたもので、着色された絵が手本用に挿入されている場合もある。これらには、鉛筆でこすったり又は絵筆で水を付けることによって輪郭又は色彩が現れるようにした類似の本を含み、また、ぬり絵に必要な少量の絵の具を、例えば、パレットの

ような形にして添えた本も含む。

49.04 楽譜（印刷したもの及び手書きのものに限るものとし、製本してあるかないか又は挿絵を有するか有しないかを問わない。）

この項には、楽器用又は声楽用の各種の楽譜（印刷したもの及び手書きのものに限るものとし、製本してあるかないか又は挿絵を有するか有しないか及び表示方式（例えば、字音記譜法、譜表（五線）記法、数字記譜法及び点字楽譜）の別を問わない。）を含む。

この項の楽譜は、紙その他の材料に印刷や手書きされたものがあり、また分離したシート（板紙を含む。）状のもの、製本されたもの等がある（挿絵を有するか有しないか又は挿入文があるかないかを問わない。）。

印刷又は手書きされた通常の楽譜のほか、賛美歌集、総譜（縮小版を含む。）及び音楽教本（tutors と呼ばれる。）等であっても、これらが指導用の文言又は歌詞に加えて練習用又は演奏用の楽譜を含むものであれば、この項に含まれる。

上記の楽譜に付帯するダストカバーは、楽譜の一部を構成するものとみなす。

この項には、次の物品を含まない。

- （a）書籍又はカタログ等で、単に、文章に対し副次的に又は本文の補足的説明（例えば、書籍の本文中に引用した特定のテーマ又はモチーフ）として楽譜が記入されているもの（49.01 又は 49.11）
- （b）機械式演奏用のカード、ディスク及びロール（92.09）

49.05 地図、海図その他これらに類する図（製本したもの、壁掛け用のもの、地形図及び地球儀、天球儀その他これらに類するものを含むものとし、印刷したものに限る。）

4905.20－製本したもの

4905.90－その他のもの

この項には地形等を表示するために定式記号を使用して、国、町、海、天空等の自然的特徴又は人工的特徴を表示するために作られた各種の球儀（例えば、地球儀、月球儀又は天球儀）、地図、図及び設計図（印刷したものに限る。）を含む。広告宣伝物が入った地図及び図も本項に属する。

これらの物品には、紙その他の材料（例えば、布）に印刷したもの（補強してあるかないかを問わない。）があり、また単一シート状のもの、折り畳んだシート状のもの又はこれらのシートを集めて製本したもの（例えば、地図書）がある。また、これらの物品には、移動指示器又はローラーを取り付けたもの及び透明な保護用カバー又はその他の附属品を有するものがある。

この項には、特に、地理学用の地図（地球の扇形断面図を含む。）、道路地図、壁掛地図、地図書、水路学用、地理学用又は天文学用の図、地質学の測量図及び地形学用の設計図（例えば都市

又は地区計画図)を含む。

この項には、更に内部に照明装置の付いた地球儀及び天球儀（印刷したものに限る。）で、単なる玩具でないものを含む。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 地図又は図が単に付随的に入っている書籍 (49. 01)
- (b) 手書きの地図、設計図等及びこれらをカーボン複写し又は写真複写したもの (49. 06)
- (c) 航空測量図又は地形写真（地形的に正確であるかないかを問わないものとし、地図、図又は設計図として完成されてないものに限る。） (49. 11)
- (d) 国又は地方の特定の産業、観光その他の活動、鉄道体系等を適当な図解によって示した概略的な地図 (49. 11)
- (e) 装飾を目的として地図をプリントしたスカーフ、ハンカチーフ等の紡織用繊維製品 (11 部)
- (f) 浮出し地図、浮出し設計図及び浮出し地球儀（印刷してあるかないかを問わない。） (90. 23)

49. 06 設計図及び図案（建築用、工学用、工業用、商業用、地形測量用その他これらに類する用途に供するもので手書き原図に限る。）並びに手書き文書並びにこれらをカーボン複写し又は感光紙に写真複写したもの

この項には、工業用の設計図及び図案（一般に建築物、機械類その他の建設物の配置及び部品の関係を実物のとおりに示すもの又は建設の際に建設者又は製造者の手引きのために示すもの、例えば、建築用又は工学用の設計図及び図案）を含む。これらの設計図及び図案には、説明書、指示書等（印刷したものであるかないかを問わない。）を含むものがある。

この項には、また、一般向けの図案及びスケッチ（例えば、ファッション用図案、ポスターデザイン及び陶磁器、壁紙、宝石又は家具のデザイン）を含む。

この項に属する物品は、原図、手書きによるもの及びこれらを感光紙に写真複写し又はカーボン複写したものから成るものに限られることに注意しなければならない。

地図、図及び地形学上の設計図は、印刷したものは 49. 05 項に属するが、手書き原図及びそれをカーボン複写し又は感光紙に写真複写したものは、この項に含まれる。

手書き文書（速記を含むものとし、楽譜を除く。）及びこれらをカーボン複写し又は感光紙に写真複写したものは、製本してあるかないかを問わず、この項に含まれる。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 複写紙及び転写紙で、手書き又はタイプ印刷により複写用の原文が記されているもの (48. 16)
- (b) 印刷した設計図及び図案 (49. 05 又は 49. 11)
- (c) タイプ文書（カーボン複写を含む。）及び手書き文書又はタイプ文書を複写機により複写したもの (49. 01 又は 49. 11)

49.07 郵便切手、収入印紙その他これらに類する物品（発行国（額面で流通する国を含む。）で通用するもので使用していないものに限る。）、これらを紙に印刷した物品、紙幣、銀行券及び小切手帳並びに株券、債券その他これらに類する有価証券

この項の物品の特徴は、特定の当局（者）により発行され、必要に応じ、完成し又は有効にした後に、その物品固有の物質的価値よりも大きな信用上の価値を有するということである。

これらの物品には、次のようなものがある。

- (A) スタンプ（印刷したものに限る。）：これらの物品は、使用されていないもの（すなわち、消印のないもの）で、かつ、発行国（額面で流通する国を含む。）で通用するものに限る。

この項のスタンプ類は、紙に各種のデザイン及び色を印刷したもので、通常、のりが塗布されており、その物品の価値の表示及び特定の用途又はその物品の意図する用途の表示が印刷されているものである。

これらには、次の物品を含む。

- (1) 郵便切手：通常、郵便料金の前払いに使用されるが、国によっては、収入印紙（例えば、領収書用又は証明書用）として使用できるものもある。料金不足の手紙の追加料金を徴収するために使用される切手（“postage due” stamps）等も含まれる。
- (2) 収入印紙類：公文書、商用文書等各種の書類に使用され、また、ある場合には、印紙の示す金額をもって政府機関への税金の支払証明書として商品に張り付けて使用される。税金の支払証明書としてある種の課税物品に貼付するラベル状の納税証紙は、この項に属する。
- (3) その他のスタンプ：これらの物品の例としては、国家又は他の公的機関に対する強制的又は自発的な支払手段として国民が購入する物品（例えば、国の福祉その他社会奉仕計画に貢献するため又は国家救済のためのもの）がある。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 小売商人が、顧客に対して購入の際、割引き（リベート）として発行する切手状の証票、学校の児童に対して発行される種類の宗教的なスタンプ、基金を集めるため又は周知をはかるための手段として慈善団体等により発行されるスタンプ及び私人若しくは商業団体が顧客に対して発行する蓄積証票（49.11）
- (b) 使用済の切手並びに仕向国において通用せず又は発行もしないもので使用していない切手（97.04）

- (B) スタンプした封筒、封かん葉書、郵便葉書等：上記種類の郵便切手を印刷し又は押印したもの（消印のないもので、かつ、発行国（額面で流通する国を含む。）で通用するものに限る。）又は返信用郵便スタンプを印刷し又は押印したもの

- (C) その他のスタンプを押印した用紙：これらは、公文書用紙、ブランクフォーム（例えば、収入印紙税を必要とする法律上の書式類）のようなもので収入印紙を印刷し又は型押ししたものである。

(D) 紙幣及び銀行券：これらには、発行国又はその他の地域で通貨又は法貨として使用するために国又は承認された発券銀行により発行された各種の額面金額の紙幣及び銀行券を含む。これらには、提示の際に、いずれの国においても、いまだ法貨ではなく又はもはや法貨ではない紙幣及び銀行券を含む。しかしながら、収集品又は標本を構成する紙幣及び銀行券は、97.05 項に属する。

(E) 小切手帳：これはスタンプをしたもの又はしていない小切手用の帳面で、紙カバーが付いて本のようにになっていることが多く、顧客の使用のために銀行（国によっては郵便局）で発行するものである。

(F) 株券、債券その他これらに類する有価証券：これらは、その中に記載された財政上の利益、物品又は恩典の所有権又は資格を授与するために、公人若しくは私人により発行され又は発行するための公的な書類である。上記のほか、これら証券類には、信用状、為替手形、トラベラーズチェック、船荷証券、不動産権利証及び分割クーポンを含む。これは、通常完成し又は有効化することが必要である。

銀行券、小切手帳及び株券等証券類は、一般に特別な透き入れその他の記号を有する特殊用紙に印刷されたもので、通常一連番号が付されている。

しかしながら、特別な偽造できない用紙に印刷され一連番号が付された宝くじ券はこの項には含まれず、通常 49.11 項に属する。

上記の種類の商品は、通常発行当局（者）により商業量で輸入された場合には、その書類（例えば、株券）について完成し又は有効化することが必要であるかないかを問わずこの項に属する。

49.08 デカルコマニア

4908.10—デカルコマニア（ガラス化することができるものに限る。）

4908.90—その他のもの

デカルコマニアは、吸収性のある軽量紙（ある場合には薄い透明なプラスチックのシート）に印紙をうけるためのでん粉、ガム等の調製品を塗布し、その上に平板印刷その他の方法によって単色又は多色で絵、デザイン又は文書を印刷し、更にその上に接着剤を塗布したものである。当該物品は、しばしば、厚手の支持紙で裏張りされている。また、ある場合には、デザイン等が金属はくのはく素地に印刷されたものもある。

上記の印刷された紙を湿らせてガラス、陶磁器、木、金属、石、紙等の表面にあてがって軽く圧力を加えると、印刷された絵等の塗布膜がそれらの表面に移される。この項には、また、ガラス化し得るデカルコマニア、すなわち、32.07 項のガラス化し得る調製品に印刷されたデカルコマニアを含む。

デカルコマニアは、装飾品（例えば、陶磁器又はガラスの装飾用）又は実用（例えば、自動車、機械類等の各種製品のマーク付け用）に使用される。

主として、子供の娯楽用に供されるデカルコマニア（うつし絵）もこの項に含まれ、またしゅう用又は洋品類用の転写紙（デザインを紙の上に顔料で型取っており、加熱アイロンでプレス

することにより布地の上にデザインを転写するもの）等も含まれる。

上記物品は、48.14 項又は 49.11 項に属するグラスペーパーとして知られる物品と混同してはならない（前の類の解説参照）。

この項には、またスタンプ用のはく又はブロッキングフォイルとして知られる転写紙を含まない。これらは、金属、金属の粉又は顔料の被膜で調製したもので、書籍の表紙、帽子のリボン等に使用される（32.12）。石版印刷に使用される上記以外の転写紙、48.09 項又は 48.16 項に属する。

49.09 葉書（印刷したもの及び挿絵を有するものに限る。）及び個人のあいさつ、伝言又は通知を印刷したカード（挿絵を有するか有しないか又は封筒若しくはトリミング付きであるかないかを問わない。）

この項には、次の物品を含む。

- （i）葉書（印刷したもの及び挿絵を有するものに限るものとし、個人用であるかないか、商業用であるかないか又は広告を目的としたものであるかないかを問わない。）
- （ii）個人のあいさつ、伝言又は通知を印刷したカード（挿絵を有するか有しないか又は封筒若しくはトリミング付きであるかないかを問わない。）

この項には、特に次の物品を含む。

- （1）絵葉書：すなわち、葉書として使用することの表示が印刷されており、かつ、片方の面の全体又は大部分が何らかの絵によって占められているカードをいう。葉書として使用することの表示がない類似の物品は、49.11 項の「絵」に属する。これらの絵葉書には、シート状のもの又は小冊子状のものがある。絵が主たる特性を構成していない絵葉書（例えば、広告宣伝入り又は小さな絵が入ったある種の葉書）もこの項に属する。ただし郵便切手を印刷し又は型押しした葉書は除かれる（49.07）。当該印刷がその主たる用途に対し単に副次的なものである葉書もこの項には含まない（48.17）。
- （2）クリスマスカード、年賀状、バースデイカードその他これらに類するカード：これらは、絵葉書の形状をしたもの又は二つ以上に折り畳んだもので、その一以上の面に絵が印刷されている。また、「これらに類するカード」には、誕生若しくは洗礼の通知又は祝辞若しくは謝辞等の伝達に使用されるカードを含む。この項の物品には、リボン、コード、ふさ、ししゅう等で飾りを付けたもの、折畳み絵を取り付けて趣向を変えたもの又はガラスの粉等で装飾したものもある。

この項の物品には、ある場合には、紙以外の材料（例えば、プラスチック又はゼラチン）に印刷したものもある。

この項には、次の物品を含まない。

- （a）幼児用の絵本及び習画本の形式にした絵葉書（49.03）
- （b）カレンダーの形式にしたクリスマスカード又は年賀状等（49.10）

49.10 カレンダー（カレンダーブロックを含むものとし、印刷したものに限る。）

この項には、紙、板紙、織物その他種々の物品に印刷した各種のカレンダー（当該印刷がこれらの物品に重要な特性を与えているものに限る。）を含む。カレンダーには、日付、曜日などに加えて重要な行事についての注、祝祭日、星学その他の資料、詩句、ことわざ等の参考事項を記載したものもある。また、絵又は広告宣伝の入ったものもある。ただし、日付け入りであっても公的又は私的な事項に関する情報を提供することを本来の目的とした出版物で、カレンダーと呼ぶには不適当なものは、49.01 項に属する（広告物として 49.11 項に属するものを除く。）。

この項には、また、万年暦又は紙若しくは板紙以外の材料（例えば、木、プラスチック及び金属）製の台に取替え可能なブロックを取り付けたカレンダーも含まれる。この項には、更にカレンダーブロックを含む。これらは、年間の個々の日についての事項が印刷された紙片を月、日の順番にブロック状にした日めくりである。これらのブロックは、通常板紙製のベースに取り付けて又は更に耐久性のあるベースを有するカレンダーの一年毎の交換用に使用される。

ただし、この項には、当該物品の重要な特性がカレンダーの存在によって与えられたものではない物品は含まない。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) カレンダーと日記とを組み合わせたメモ帳（業務予定表と呼ばれるものを含む。）（48.20）
- (b) カレンダーブロックの付いてない印刷したカレンダーバック（49.11）

49.11 その他の印刷物（印刷した絵画及び写真を含む。）

4911.10—広告、商業用カタログその他これらに類する物品

—その他のもの

4911.91—絵画、デザイン及び写真

4911.99—その他のもの

この項には、この類（上記総説参照）の全ての印刷物（写真及び印刷した絵画を含む。）のうち、この類の前項までのいずれの項にも属さないものを含む。

額縁に入れられた絵画又は写真は、全体としての重要な特性が絵画又は写真にある限りは、この項に属する。その他の場合には、木製、金属製等の額縁として適する項に属する。

使用時に手書き又はタイプ打ちによって完成するある種の印刷物にあっては、当該物品が本質的に印刷物であれば、この項に含まれる（48 類注 12 参照）。したがって、印刷された書式類（例えば、雑誌の購読申込書）、クーポン式の旅行券のブランク（例えば、航空、鉄道及び自動車）、回覧文及びその他の物品（伝言、通知事項等が印刷されたもの）で、細目（例えば、日付及び名前）を記入することのみが必要となるものは、この項に含まれる。ただし、記入及び確認が必要

な、株券、債券その他これらに類する有価証券及び小切手帳は、49.07 項に属する。

他方、手書き用又はタイプ用という本来の用途に対して単に副次的である印刷を伴う事務用品類は 48 類に属する（48 類注 12、48.17 項及び 48.20 項の解説参照）。

この項には、次の物品を含む。

- (1) 広告用の印刷物（ポスターを含む。）、年鑑その他これらに類する出版物で本質的に広告に使用されるもの、各種の商業用カタログ（書籍又は楽譜の出版者のリスト及び芸術作品のカタログを含む。）及び観光案内書。ただし、新聞、雑誌その他の定期刊行物は、広告を含んでいるかいないかを問わず除かれる（49.01 又は 49.02）。
- (2) サーカス、スポーツ競技、オペラ、演劇その他の催し物のプログラムを含む小冊子
- (3) 印刷したカレンダーバック（挿絵を有するか有しないかを問わない。）
- (4) 図解的な地図
- (5) 解剖学、植物学等の教育用の図及び図解
- (6) 娯楽施設（例えば、映画、劇場及びコンサート）への入場券、公的又は私的な輸送のためのチケットその他これらに類するチケット
- (7) 不透明なベース上に作成したこの類の物品のマイクロコピー
- (8) デザイン加工で切り抜いて使用する文字及び符号をプラスチックのフィルムに印刷したスクリーン
単に点、線又は方眼線を印刷したスクリーンは、含まない（39 類）。
- (9) マキシムカード及び挿絵入りの初日カバー（郵便切手のないものに限る。）（97.04 項の解説の（D）参照）
- (10) 印刷したステッカー（セルフアドヒーズのものに限る。）で、宣伝、広告、単なる装飾（例えば、漫画ステッカー及び窓用ステッカー）等に使用するように作られたもの
- (11) 種々の宝くじ券

この項には、次の物品を含まない。

- (a) ネガ又はポジの写真のフィルム又はプレート（37.05）
- (b) 39.18 項、39.19 項、48.14 項又は 48.21 項の物品及び 48 類の印刷した紙製品で当該印刷した字又は絵がこれらの物品の本来の用途に対し単に副次的なもの
- (c) 商店の広告板又は窓に使用される文字、数字、サインプレートその他のモチーフで、印刷した絵画又は文を有する陶器製、ガラス製又は卑金属製のもの（それぞれ、69.14 項、70.20 項又は 83.10 項に属する。また、イルミネーションの場合は、94.05 項に属する。）。)
- (d) 装飾したガラス鏡（枠付きのもの又は片面に印刷した挿絵を有するものであるかないかを問わない。）（70.09 又は 70.13）
- (e) 85 類の注 6（b）で規定する印刷した「スマートカード」（プロキシミティカード又はタグを含む。）（85.23）
- (f) 90 類又は 91 類の機器又は装置の印刷した文字盤及び表示盤
- (g) 印刷した紙製の玩具（例えば、幼児用の切り取り用シート）及びトランプ類その他の印刷した遊戯用具（95 類）

- (h) 97.02 項の銅版画、木版画、石版画その他の版画：すなわち、芸術家の手による 1 個又は数個の原版から直接作られた白黒又は色彩の版画で、原版の材料及びその作成様式を問わないものとし、機械的方法又は写真的方法で作った版画を含まない。

第 11 部

紡織用繊維及びその製品

注

- 1 この部には、次の物品を含まない。
 - (a) ブラシ製造用の獣毛（第 05.02 項参照）並びに馬毛及びそのくず（第 05.11 項参照）
 - (b) 人髪及びその製品（第 05.01 項、第 67.03 項及び第 67.04 項参照。搾油機その他これに類する機械に通常使用する種類のろ過布（第 59.11 項参照）を除く。）
 - (c) 第 14 類のコットンリントーその他の植物性材料
 - (d) 第 25.24 項の石綿及び第 68.12 項又は第 68.13 項の石綿の製品その他の物品
 - (e) 第 30.05 項又は第 30.06 項の物品及び第 33.06 項の小売用の包装にした歯間清掃用の糸（デンタルフロス）
 - (f) 第 37.01 項から第 37.04 項までの感光性の紡織用繊維
 - (g) プラスチックの単繊維で横断面の最大寸法が 1 ミリメートルを超えるもの及びプラスチックのストリップその他これらに類する物品（例えば、人造ストロー）で見掛け幅が 5 ミリメートルを超えるもの（第 39 類参照）並びにこれらの組物、織物類、かご細工物及び枝条細工物（第 46 類参照）
 - (h) 織物、メリヤス編物、クロセ編物、フェルト及び不織布で、プラスチックを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの並びにこれらの製品のうち、第 39 類のもの
 - (i) 織物、メリヤス編物、クロセ編物、フェルト及び不織布で、ゴムを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの並びにこれらの製品のうち、第 40 類のもの
 - (k) 毛が付いている獣皮及び毛皮（第 41 類及び第 43 類参照）、第 43.03 項の毛皮製品並びに第 43.04 項の人造毛皮及びその製品
 - (l) 第 42.01 項又は第 42.02 項の紡織用繊維の製品
 - (m) 第 48 類の物品（例えば、セルロースウォッディング）
 - (n) 第 64 類の履物及びその部分品並びにゲートル、レギンスその他これらに類する物品
 - (o) 第 65 類のヘアネット及びその他の帽子並びにこれらの部分品
 - (p) 第 67 類の物品
 - (q) 研磨材料を塗布した紡織用繊維（第 68.05 項参照）並びに第 68.15 項の炭素繊維及びその製品
 - (r) ガラス繊維及びその製品（第 70 類参照。ガラス繊維の糸によりししゅうしたもので基布が見えるものを除く。）
 - (s) 第 94 類の物品（例えば、家具、寝具及び照明器具）
 - (t) 第 95 類の物品（例えば、玩具、遊戯用具、運動用具及びネット）
 - (u) 第 96 類の物品（例えば、ブラシ、裁縫用のトラベルセット、スライドファスナー、タイプライターリボン、生理用のナプキン（パッド）及びタンポン並びにおむつ及びおむつ中敷き）
 - (v) 第 97 類の物品
- 2 (A) 第 50 類から第 55 類まで、第 58.09 項又は第 59.02 項のいずれかに属するとみられる物

品で二以上の紡織用繊維から成るものは、構成する紡織用繊維のうち最大の重量を占めるものから成る物品とみなしてその所属を決定する。構成する紡織用繊維のうち最大の重量を占めるものがない場合には、当該物品は等しく考慮に値する項のうち数字上の配列において最後となる項に属するもののみから成る物品とみなしてその所属を決定する。

(B) (A) の規定の適用については、次に定めるところによる。

- (a) 馬毛をしん糸に使用したジンプヤーン（第 51.10 項参照）及び金属を交えた糸（第 56.05 項参照）は、単一の紡織用繊維とみなすものとし、その重量は、これを構成する要素の重量の合計による。また、織物の所属の決定に当たり、金属糸は、紡織用繊維とみなす。
- (b) 所属の決定に当たっては、まず類の決定を行うものとし、次に当該類の中から、当該類に属しない構成材料を考慮することなく、項を決定する。
- (c) 第 54 類及び第 55 類の両類を他の類とともに考慮する必要がある場合には、第 54 類及び第 55 類は、一の類として取り扱う。
- (d) 異なる紡織用繊維が一の類又は項に含まれる場合には、これらは、単一の紡織用繊維とみなす。

(C) (A) 及び (B) の規定は、3 から 6 までの糸についても適用する。

3 (A) この部において次の糸（単糸、マルチプルヤーン及びケーブルヤーン）は、(B) の物品を除くほか、ひも、綱及びケーブルとする。

- (a) 絹糸、絹紡糸及び絹紡紬（ちゅう）糸で、20,000 デシテックスを超えるもの
- (b) 人造繊維の糸（第 54 類の 2 本以上の単繊維から製造した糸を含む。）で、10,000 デシテックスを超えるもの
- (c) 大麻糸及び亜麻糸で、次のもの
 - (i) 磨き又はつや出したもので、1,429 デシテックス以上のもの
 - (ii) 磨いてなく、かつ、つや出ししてないもので、20,000 デシテックスを超えるもの
- (d) コイヤヤーンで 3 本以上の糸をよったもの
- (e) その他の植物性繊維の糸で、20,000 デシテックスを超えるもの
- (f) 金属糸で補強した糸

(B) (A) の規定は、次の物品については適用しない。

- (a) 羊毛その他の獣毛の糸及び紙糸（金属糸で補強した糸を除く。）
- (b) 第 54 類のマルチフィラメントヤーン（よってないもの及びより数が 1 メートルにつき 5 未満のものに限る。）及び第 55 類の人造繊維の長繊維のトウ
- (c) 第 50.06 項の天然てぐす及び第 54 類の単繊維
- (d) 第 56.05 項の金属を交えた糸（金属糸で補強した糸を除く。）
- (e) 第 56.06 項のシェニールヤーン、ジンプヤーン及びループウェールヤーン

4 (A) 第 50 類から第 52 類まで、第 54 類及び第 55 類において糸との関連で「小売用にしたもの」とは、(B) の物品を除くほか、次のいずれかの糸（単糸、マルチプルヤーン及びケーブルヤーン）をいう。

- (a) カード、リール、チューブその他これらに類する糸巻に巻いた糸で 1 個の重量（糸

巻の重量を含む。) が次の重量以下であるもの

- (i) 絹糸、絹紡糸、絹紡紬（ちゅう）糸及び人造繊維の長繊維の糸については、85 グラム
- (ii) その他の糸については、125 グラム
- (b) ボール巻又はかせ巻の糸については、1 個の重量が次の重量以下であるもの
 - (i) 絹糸、絹紡糸、絹紡紬（ちゅう）糸及び 3,000 デシテックス未満の人造繊維の長繊維の糸については、85 グラム
 - (ii) 2,000 デシテックス未満のその他の糸については、125 グラム
 - (iii) その他の糸については、500 グラム
- (c) 数個の小さなかせに区分してある等しい重量のかせ巻の糸については、1 個の小さなかせの重量が次の重量以下であるもの
 - (i) 絹糸、絹紡糸、絹紡紬（ちゅう）糸及び人造繊維の長繊維の糸については、85 グラム
 - (ii) その他の糸については、125 グラム
- (B) (A) の規定は、次の物品については適用しない。
 - (a) 紡織用繊維の単糸。ただし、次のものを除く。
 - (i) 羊毛又は繊維獣毛の単糸で漂白してないもの
 - (ii) 羊毛又は繊維獣毛の単糸で、漂白し、浸染し又はなせんしたもののうち、5,000 デシテックスを超えるもの
 - (b) マルチプルヤーン及びケーブルヤーンで、漂白してないもののうち、次のもの
 - (i) 絹糸、絹紡糸及び絹紡紬（ちゅう）糸（体裁を問わない。）
 - (ii) その他の紡織用繊維の糸でかせ巻きのもの（羊毛又は繊維獣毛の糸を除く。）
 - (c) マルチプルヤーン及びケーブルヤーン（絹糸、絹紡糸及び絹紡紬（ちゅう）糸に限る。）で漂白し、浸染し又はなせんしたもののうち、133 デシテックス以下のもの
 - (d) 紡織用繊維の単糸、マルチプルヤーン及びケーブルヤーンで、次のもの
 - (i) あやかせのもの
 - (ii) コップ、ねん糸用のチューブ、パーン、円すい状ボビン、スピンドルその他の糸巻に巻いたもの、繭の形状に巻いたものでしゅう機に使用するものその他の繊維工業において使用する体裁にしたもの

5 第 52.04 項、第 54.01 項及び第 55.08 項において「縫糸」とは、マルチプルヤーン及びケーブルヤーンで、次の全ての要件を満たすものをいう。

- (a) 糸巻（例えば、リール及びチューブ）に巻いたもので重量（糸巻の重量を含む。）が 1,000 グラム以下であること。
- (b) 縫糸用としての仕上加工をしてあること。
- (c) 最後に Z よりをかけてあること。

6 この部において「強力糸」とは、次の糸をいう。

ナイロンその他のポリアミド又はポリエステル単糸で、テナシティが 1 テックスにつき 60 センチニュートンを超えるもの

ナイロンその他のポリアミド又はポリエステルマルチプルヤーン及びケーブルヤーンで、テナシティが1テックスにつき53センチニュートンを超えるもの

ビスコースレーヨンの単糸、マルチプルヤーン及びケーブルヤーンで、テナシティが1テックスにつき27センチニュートンを超えるもの

7 この部において「製品にしたもの」とは、次の物品をいう。

- (a) 長方形（正方形を含む。）以外の形状に裁断した物品
- (b) 完成したもので、単に分割糸を切ることにより又はそのまま使用することができるもの（縫製その他の加工を要しないものに限る。例えば、ダスター、タオル、テーブルクロス、スカーフ及び毛布）
- (c) 特定の大きさに裁断し、少なくとも一の縁を熱溶着し（縁を先細にし又は圧着したのが見えるものに限る。）、その他の縁をこの注に規定される他の加工をした物品（反物の裁断した縁にほつれ止めのための熱裁断その他の簡単な加工をしたものを除く。）
- (d) 縁縫いし、縁かがりをし又は縁に房を付けた物品（反物の裁断した縁にほつれ止めのための簡単な加工をしたものを除く。）
- (e) 特定の大きさに裁断した物品でドロンワークをしたもの
- (f) 縫製、のり付けその他の方法によりつなぎ合わせた物品（同種の織物類を二以上つなぎ合わせた反物及び二以上の織物類を重ね合わせた反物（詰物をしてあるかないかを問わない。）を除く。）
- (g) メリヤス編み又はクロセ編みにより特定の形状に編み上げたもの（単一の物品に裁断してあるかないかを問わない。）

8 第50類から第60類までにおいては、次に定めるところによる。

- (a) 第50類から第55類まで、第60類及び、文脈により別に解釈される場合を除くほか、第56類から第59類までには、7に定義する製品にしたものを含まない。
- (b) 第50類から第55類まで及び第60類には、第56類から第59類までの物品を含まない。

9 第50類から第55類までの織物には、紡織用繊維の糸を平行に並べた層を鋭角又は直角に重ね合わせ、糸の交点で接着剤又は熱溶融により結合した物品を含む。

10 紡織用繊維にゴム糸を組み合わせたものから成る弾力性のある物品は、この部に属する。

11 この部において染み込ませたものには、浸せきしたものを含む。

12 この部においてポリアミドには、アラミドを含む。

13 この部及び適用可能な場合にはこの表において「弾性糸」とは、合成繊維の長繊維の糸（単繊維を含むものとし、テクスチャード加工糸を除く。）で、もとの長さの3倍に伸ばしても切れず、もとの長さの2倍に伸ばした後、5分以内にもとの長さの1.5倍以下に戻るものをいう。

14 文脈により別に解釈される場合を除くほか、紡織用繊維から成る衣類で異なる項に属するのは、小売用のセットにした場合であっても当該各項に属する。

この場合において、「紡織用繊維から成る衣類」とは、第61.01項から第61.14項まで及び第62.01項から第62.11項までの衣類をいう。

15 紡織用繊維、衣類その他の紡織用繊維の製品で、追加的な機能性を与える化学的要素、機械的要素又は電子的要素を有するもの（組込要素として取り付けられているか又は繊維若しくは

織物類と共に織り込まれているかを問わない。)は、この部の注1の物品を除くほか、この部に属する物品の重要な特性を保持している物品に限り、この部のいずれかの項に属する。

＊

＊ ＊

号注

1 この部及び適用可能な場合にはこの表において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a) 「漂白してない糸」とは、次のいずれかの糸をいう。

(i) 構成繊維固有の色を有するもので、漂白、浸染（全体を浸染してあるかないかを問わない。）及びなせんのいずれもしていないもの

(ii) 反毛した紡織用繊維から製造したもので、色を特定することができないもの（グレーヤーン）

漂白してない糸には、無色の仕上げをしたもの又は一時的に染めたもので単にせっけんで洗浄することにより染めが消失するものを含むものとし、人造繊維の糸にあっては、つや消し剤（例えば、二酸化チタン）により全体を処理したものを含む。

(b) 「漂白した糸」とは、次のいずれかの糸をいう。

(i) 漂白工程を経たもの、漂白した繊維から成るもの又は、文脈により別に解釈される場合を除くほか、白色に浸染し（全体を浸染してあるかないかを問わない。）若しくは白色の仕上げをしたもの

(ii) 漂白してない繊維と漂白した繊維とを混合したものから成るもの

(iii) マルチプルヤーン又はケーブルヤーンで、漂白してない糸と漂白した糸とから成るもの

(c) 「着色した糸（浸染し又はなせんした糸）」とは、次のいずれかの糸をいう。

(i) 浸染したもの（全体を浸染してあるかないかを問わないものとし、白色に浸染したものと及び一時的に染めたものを除く。）、なせんしたものの又は浸染し若しくはなせんした繊維から成るもの

(ii) 異なる色に浸染した繊維を混合したものから成るもの、漂白してない繊維若しくは漂白した繊維と着色した繊維とを混合したものから成るもの（単糸杓（モク）又はミキスチュアヤーン）又は一以上の色で点状の模様をなせんしたものの

(iii) なせんしたスライバー又はロービングから得たもの

(iv) マルチプルヤーン又はケーブルヤーンで、着色した糸と漂白してない糸又は漂白した糸とから成るもの

(a) から (c) までの規定は、単繊維及び第 54 類のストリップその他これに類する物品に準用する。

(d) 織物との関連で「漂白してないもの」とは、漂白してない糸から成る織物で、漂白、浸染及びなせんのいずれもしていないものをいうものとし、無色の仕上げをしたものと及び一時的に染めたものを含む。

- (e) 織物との関連で「漂白したもの」とは、次のいずれかの織物をいう。
- (i) 織った後に漂白したもの又は、文脈により別に解釈される場合を除くほか、織った後に白色に着色し若しくは白色の仕上げをしたもの
 - (ii) 漂白した糸から成るもの
 - (iii) 漂白してない糸と漂白した糸とから成るもの
- (f) 織物との関連で「浸染したもの」とは、次のいずれかの織物をいう。
- (i) 織った後に単一の色で均一に浸染したもの（文脈により別に解釈される場合を除くほか、白色に浸染したものを除く。）又は織った後に色付きの仕上げをしたもの（文脈により別に解釈される場合を除くほか、白色の仕上げをしたものを除く。）
 - (ii) 単一の色で均一に着色した糸から成るもの
- (g) 織物との関連で「異なる色の糸から成るもの」とは、次のいずれかの織物（なせんした織物を除く。）をいう。この場合において、織物の耳又は端に使用する糸は、考慮しない。
- (i) 異なる色の糸から成るもの又は同色で濃淡の異なる糸から成るもの（構成繊維固有の色のみを有するものを除く。）
 - (ii) 着色した糸と漂白してない糸又は漂白した糸とから成るもの
 - (iii) 単糸杁（モク）又はミクスチュアヤーンから成るもの
- (h) 織物との関連で「なせんしたもの」とは、織った後なせんした織物をいい、異なる色の糸から成るものであるかないかを問わないものとし、ブラシ、スプレーガン、転写紙、フロックプリント、ろうけつ染め等により模様付けをした織物を含む。
- (a) から (h) までの規定の適用に当たりマーセライズ加工は、考慮しない。
 - (d) から (h) までの規定は、メリヤス編物及びクロセ編物に準用する。
- (ij) 「平織り」とは、各よこ糸が交互にたて糸の上下を通過し、各たて糸が交互によこ糸の上下を通過する織物組織をいう。
- 2 (A) 第 56 類から第 63 類までの物品で二以上の紡織用繊維から成るものは、第 50 類から第 55 類までの物品及び第 58.09 項の物品で当該二以上の紡織用繊維から成るものの所属の決定に際してこの部の注 2 の規定に従い選択される紡織用繊維のみから成る物品とみなす。
- (B) (A) の規定の適用については、次に定めるところによる。
- (a) 関税率表の解釈に関する通則 3 を適用する場合には、同通則 3 により当該物品の所属を決定する部分についてのみ (A) の規定を適用する。
 - (b) 基布とパイル又はループの面とから成る紡織用繊維製の物品については、基布を考慮しない。
 - (c) 第 58.10 項のししゅう布及びその製品については、基布のみを考慮する。ただし、基布が見えないししゅう布及びその製品については、ししゅう糸のみを考慮する。

総 説

一般に、11 部には、紡織用繊維工業の原材料（絹、羊毛、綿、人造繊維等）、半製品（糸及び織物類）及びこれらのものから製造される物品を含む。ただし、11 部の注 1 又はこの部に属する

類の注若しくは項の解説に規定しているある種の原料及び製品は除く。特に下記のものは、この部に属さない。

- (a) 人髪及びその製品（通常、05.01、67.03 又は 67.04）、ただし、搾油機その他これに類する機械に通常使用するろ過布（59.11）を除く。
- (b) 石綿及びその製品（糸、織物類、衣類等）（25.24、68.12 又は 68.13）
- (c) 炭素繊維その他の非金属性鉱物繊維（例えば、炭化けい素、ロックウール）及びこれらの製品（68 類）
- (d) ガラス繊維、ガラス繊維の糸、ガラス繊維の織物類及びこれらの製品又はガラス繊維と紡織用繊維との混用品でガラス繊維製品としての性格を有するもの（70 類）、ただし、明らかに紡織用繊維の基布と認められるものにガラス繊維の糸でしゅうをしたものは、この部に含まれる。

この部は、14 の類に区分されているが、これは二つの部分に大別できる。その初めの部分（50 類から 55 類まで）は、紡織用繊維の種類にしたがって区分され、残りの部分（56 類から 63 類まで）は、58.09 項及び 59.02 項を除き、項のレベルでは、紡織用繊維の種類を考慮することなく区分されている。

（I）50 類～55 類

50 類から 55 類においては、一種又は二種以上の紡織用繊維の単独のもの又は混用のものを扱い、総説（I）（C）に規定する織物及びこれらの織物を製造するまでの各段階の物品を含む。すなわち、これらには多くの場合、原材料、回収くず（反毛した材料を含み、反毛していないぼろは除く。）、カードし又はコームしたスライバー、ロービング等の形状の繊維、糸及び織物を含む。

（A）二以上の紡織用繊維で構成される物品の所属の決定（11 部注 2 参照）

50 類から 55 類まで（くず、糸、織物等）、58.09 項又は 59.02 項のいずれかに属するとみられる物品で二以上の紡織用繊維から成るものは、構成する紡織用繊維のうち最大の重量を占めるもののみから成る物品とみなしてその所属を決定する。

構成する紡織用繊維のうち最大の重量を占めるものがない場合には、当該物品は等しく考慮に値する項のうち数字上の配列において最後となる項に属するもののみから成る物品とみなしてその所属を決定する。

紡織用繊維は、次の工程により混用される。

- －紡績工程前又は紡績工程中
- －ねん糸工程中
- －製織工程中

縫製、のり付け等により、二以上の異なる組成の織物を重ね合わせた物品（58.11 項のものを除く。）にあつては通則 3 の規定によりその所属を決定する。したがって、11 部の注 2 は、この種の物品を全体として所属を決定するために考慮される織物において、最大重量を占める紡織用繊維を決定する必要がある場合にのみ適用する。

同様に、11 部の注 2 の規定は、紡織用繊維と非紡織用繊維とから成る混用物品についても、そ

れがこの表の解釈に関する通則の適用によって紡織用繊維の物品とみられるものに限り適用される。11 部の注 2 の適用に際しては、次に掲げる諸点に注意しなければならない。

- (1) ある一の類又は項において、異なる種類の紡織用繊維から構成される物品について規定されている場合には、当該材料と他の材料とが混用している物品の所属の決定のために、当該材料は合計するものとする。すなわち、当該物品の所属の決定に当たっては、まず類の決定を行うものとし、次に当該類のなかから、該当する項を決定するものとする。この際、当該類に属さない構成材料は考慮しない。

例：(a) 各繊維の全重量に対する重量割合が次のものから成る織物の場合

合成繊維の短繊維	40%
梳(そ)毛(羊毛)	35%
梳(そ)毛(織獣毛)	25%

羊毛と織獣毛の重量は合算される ($35\% + 25\% = 60\%$) ので、55.15 項(合成繊維の短繊維のその他の織物)には属さず、51.12 項(梳(そ)毛織物(羊毛製又は織獣毛製のものに限る。))に属する。

(b) 全重量に対する各繊維の重量割合が次のものから成り、重量が 1 平方メートルにつき 210 グラムの織物の場合

綿	40%
再生繊維又は半合成繊維の短繊維	30%
合成繊維の短繊維	30%

52.11 項(綿の重量が全重量の 85%未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が人造繊維のものうち、重量が 1 平方メートルにつき 200 グラムを超えるものに限る。)及び 55.14 項(合成繊維の短繊維の重量が全重量の 85%未満のものうち、混用繊維の全部又は大部分が綿のもので、重量が 1 平方メートルにつき 170 グラムを超えるものに限る。)には属さず、55.16 項(再生繊維又は半合成繊維の短繊維の織物)に属する。この所属の決定に当たっては、まず関連する類(この事例の場合、合成繊維の短繊維と再生繊維又は半合成繊維の重量は合算されるので 55 類)を決定し、次に当該類の中から適切な項(この事例の場合、項を決定する構成材料の重量割合が同じなのでそれぞれ該当すると認められる項のうち数字上の配列において最後となる項に属する。)を決定する。

(c) 全重量に対する各繊維の重量割合が次のものから成る織物の場合

亜麻	35%
ジュート	25%
綿	40%

52.12 項(その他の綿織物)には属さず 53.09 項(亜麻織物)に属する。この所属の決定に当たっては、まず関連する類(この事例の場合、亜麻とジュートの重量は合算されるので 53 類)を決定し、次にその類の中から、適切な項(この事例の場合、綿の重量割合は 11 部の注 2 (B) (b) により考慮されず、また亜麻の重量割合がジュートの重量割合を上回っているため 53.09 項)を決定する。

- (2) 馬毛をしん糸に使用したジンプヤーン及び金属を交えた糸は単一の紡織用繊維とみなし、

その重量はこれを構成する要素の重量の合計による。

(3) 織物の所属の決定上、金属糸は紡織用繊維とみなす。

(4) 54 類及び 55 類の両類が他の類とともに関係する場合には、54 類及び 55 類は一の類として取り扱うものとする。

例：全重量に対する各繊維の重量割合が次のものから成る織物の場合

合成繊維の長繊維	35%
合成繊維の短繊維	25%
梳（そ）毛（羊毛）	40%

この事例の場合、合成繊維の長繊維と短繊維の重量割合は合算される（35%+25%=60%）ので、51.12 項（梳毛織物）には属さず、54.07 項（合成繊維の長繊維の糸の織物）に属する。

(5) 糊付け剤、仕上げ剤（例えば、絹の増量仕上げ）及び染み込ませ、塗布し又は被覆するための物品で、紡織用繊維の中に混入されるものは、非紡織用繊維とはみなさない。換言すれば、紡織用繊維の重量は、それが現在あるがままの状態を基礎として計算されるものである。

混用繊維が主に特定の紡織用繊維で構成されている場合の所属の決定に当たっては、混用繊維のうち、最大重量を占める単一の紡織用繊維に着目して所属を決定する。

例：全重量に対する各繊維の重量割合が次のものから成り、重量が 1 平方メートルにつき 200 グラム以下の織物の場合

綿	55%
人造繊維	22%
羊毛	21%
絹	2%

52.12 項（その他綿織物）には属さず、52.10 項（綿の重量が全重量の 85%未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が人造繊維のものうち、重量が 1 平方メートルにつき 200 グラム以下のものに限る。）に属する。

（B）糸

（1）一般事項

紡織用繊維の糸には、単糸、マルチプルヤーン及びケーブルヤーンがある。この表において、これらの糸は、それぞれ次に定めるところによる。

（i）単糸とは、次のいずれかの物品をいう。

（a）通常、よることにより相互に抱合させた短繊維の糸（紡績糸）

（b）54.02 項から 54.05 項までのフィラメントの 1 本（単繊維）又は 54.02 項若しくは 54.03 項のフィラメントの 2 本以上のフィラメント（マルチフィラメント）を相互に抱合させた糸（よってあるかないかを問わない。）（長繊維の糸）

（ii）マルチプルヤーンとは、単糸（54.04 項又は 54.05 項の単繊維から得られるものを含む。）の 2 本以上を 1 回の操作で、より合わせた糸（双糸、三子糸、四子糸等）をいう。ただし、54.02 項又は 54.03 項の単繊維のみをよった糸は、マルチプルヤーンとはみなさない。

マルチプルヤーンの「ply (fold)」とは、マルチプルヤーンを構成しているそれぞれの単糸をいう。

(iii) ケーブルヤーンとは、少なくとも1本のマルチプルヤーンを含む2本以上の糸を1回以上の操作で寄り合わせて作った糸をいう。

ケーブルヤーンの「ply (fold)」とは、ケーブルヤーンを構成しているそれぞれの単糸又はマルチプルヤーンをいう。

上記の糸のうち、2本以上の単糸、マルチプルヤーン又はケーブルヤーンを並列に引きそろえて作ったものは、multiple wound (assembled) yarns と呼ばれることがある。これらは、構成する糸の種類に従い、単糸、マルチプルヤーン又はケーブルヤーンとして取り扱うものとする。

単糸、マルチプルヤーン又はケーブルヤーンには、所々ループ又は節（スラブ）を付けたもの（ブークレヤーン、ループヤーン、スラブヤーン又はフレームヤーン）がある。これらには、2本以上の糸から成り、そのうちの1本が所々で折り返されてループ又は節を作っているものもある。

ポリッシュドヤーン又はグレーズドヤーンは、天然物質（ろう、パラフィン等）又は合成物質（特にアクリル樹脂）をもととした調製品で処理した後、みがきローラーにより光沢を付けたものである。

糸は、測定方法にしたがって表示されており、現在、種々の方式が使用されているが、この表では、「テックス」方式を採用する。これは、糸、フィラメント、ファイバーその他の紡織用繊維のストランドの1キロメートルあたりのグラム数に相当する繊維を表示する単位である。デシテックスは0.1 テックスである。メートル式番手からデシテックスへの換算式は次による。

$$10,000 / \text{メートル式番手} = \text{デシテックス}$$

糸は、漂白してないもの又は洗浄、漂白、半さらし、浸染、なせん、空（もく）染等の加工がされたものがある。また、ガス焼きしたもの（すなわち、表面に毛羽立っている繊維を焼き取ったもの）、マーセライズしたもの（すなわち、構成繊維に張力をかけた状態でかせいソーダの溶液に浸せきして処理したもの）、油処理したもの等もある。

ただし、50 類から 55 類までには、次の物品を含まない。

- (a) 56.04 項のゴム糸（紡織用繊維で被覆したものに限る。）及び紡織用繊維の糸（ゴム又はプラスチックを染み込ませ（浸せきしたものを含む。）、塗布し又は被覆したものに限る。）
- (b) 金属を交えた糸（56.05）
- (c) ジンプヤーン、シェニールヤーン及びループウェールヤーン（56.06）
- (d) 組んだ紡織用繊維の糸（56.07 又は 58.08）
- (e) 金属糸で補強された紡織用繊維の糸（56.07）
- (f) 糸、単繊維及び紡織用繊維を平行に並べて接着剤により接着したもの（ボルダック）（58.06）

- (g) 59.06 項の平行した紡織用繊維の糸をゴムにより凝結させたもの
- (2) 50 類から 55 類までの単糸、マルチプルヤーン及びケーブルヤーンと、56.07 項のひも、綱及びケーブルと 58.08 項の組みひもとの区別 (11 部注 3 参照)

50 類から 55 類はすべての糸を含むものではない。糸は、その特徴 (規格、つや出ししてあるかないか、構成する単糸の数) にしたがって、50 類から 55 類までの糸として各項に、56.07 項のひも、綱及びケーブル又は 58.08 項の組みひもに属する。下記表 I は各々のケースについての正しい所属を示したものである。

表 I 紡織用繊維の糸、ひも、綱及びケーブルの所属の一覧表

種類（注 1）	適用	分類
金属糸で補強された糸	すべてのもの	56.07 項
金属糸を交えた糸	すべてのもの	56.05 項
ジンプヤーン（51.10 項及び 56.05 項のものを除く。）、シェニールヤーン及びループウェールヤーン	すべてのもの	56.06 項
組んだ紡織用繊維の糸	（1）堅く組み、ち密な構造を有するもの （2）その他のもの	56.07 項 58.08 項
その他 —絹糸、絹紡糸及び絹紡糸糸 （注 2）	（1）20,000 デシテックス以下のもの （2）20,000 デシテックスを超えるもの	50 類 56.07 項
—羊毛その他の獣毛のもの	すべてのもの	51 類
—亜麻又は大麻のもの	（1）磨いたもの又はつや出したもの （a）1,429 デシテックス以上のもの （b）1,429 デシテックス未満のもの （2）磨いてないもの又はつや出ししてないもの （a）20,000 デシテックス以下のもの （b）20,000 デシテックスを超えるもの	56.07 項 53 類 53 類 56.07 項
—コイヤのもの	（1）単より又は双よりのもの （2）3 本より以上のもの	53.08 項 56.07 項
—紙のもの	すべてのもの	53.08 項
—綿その他の植物性繊維のもの	（1）20,000 デシテックス以下のもの （2）20,000 デシテックスを超えるもの	52 類又は 53 類 56.07 項
—人造繊維のもの（54 類の 2 本以上の単繊維から製造した糸を含む。）（注 2）	（1）10,000 デシテックス以下のもの （2）10,000 デシテックスを超えるもの	54 類又は 55 類 56.07 項

注 1：この表の各種の紡織用繊維については、11 部の注 2（総説（I）（A）参照）の規定によりこれらに属することとなる混用繊維にも適用する。

注 2：50.06 項の天然てぐす、54 類のマルチフィラメントヤーン（よってないもの及びより数が 1 メートルにつき 5 未満のものに限る。）、54 類の単繊維及び 55 類の人造繊維のトウは、いかなる場合においても 56.07 項には属さない。

(3) 小売用の糸 (11 部の注 4 参照)

50 類、51 類、52 類、54 類及び 55 類には、小売用の糸について規定されている項がある。
糸がこれらの項に属するには、下記の表Ⅱの基準を満たさなければならない。

ただし、次に掲げる糸は、小売用の糸とはみなさない。

- (a) 絹糸、絹紡糸、絹紡紬（ちゅう）糸、綿及び人造繊維の単糸（体裁は問わない。）
- (b) 羊毛又は織獣毛の単糸で、漂白し、浸染又はなせんしたものうち、5,000 デシテックス以下のもの（体裁は問わない。）
- (c) マルチプルヤーン又はケーブルヤーン（絹糸、絹紡糸及び絹紡紬（ちゅう）糸に限る。）で未漂白のもの（体裁は問わない。）
- (d) マルチプルヤーン又はケーブルヤーン（綿又は人造繊維に限る。）で未漂白のものをかせ巻きしたもの
- (e) マルチプルヤーン又はケーブルヤーン（絹糸、絹紡糸及び絹紡紬（ちゅう）糸に限る。）で漂白し、浸染し又はなせんしたものうち、133 デシテックス以下のもの
- (f) 紡織用繊維の単糸、マルチプルヤーン又はケーブルヤーンであやかせのもの（注）
- (g) 紡織用繊維の単糸、マルチプルヤーン又はケーブルヤーンでコップ、ねん糸用チューブ、パーン、円すい状ボビン、スピンドルその他の糸巻に巻いたもの、繭の形状に巻いたものでししゅう機に使用するもの、その他繊維工業において使用する体裁にしたもの

＊

＊ ＊

（注）あやかせ（cross reeling）とは、かせがはじけるのを防ぐために糸を対角線状に巻いたもので、かせ巻のまま浸染を行う場合に通常使用される方法である。

あやかせでないもの



あやかせのもの



表Ⅱ 小売用の糸（上記の例外を除く。）

形状	糸の種類（注 1）	小売用とみなす糸の条件
カード、リール、チューブ その他これらに類する糸巻 に巻いた糸	(1) 絹糸、絹紡糸、絹紡紬糸及 び人造繊維の長繊維の糸 (2) 羊毛、繊獣毛、綿及び人造 繊維の短繊維の糸	糸巻を含む重量が 85 グラム以 下のもの 糸巻を含む重量が 125 グラム 以下のもの
ボール巻又はかせ巻の糸	(1) 絹糸、絹紡糸、絹紡紬糸及 び 3,000 デシテックス未満の 人造繊維の長繊維の糸 (2) その他の糸で 2,000 デシテ ックス未満のもの (3) その他の糸	85 グラム以下のもの 125 グラム以下のもの 500 グラム以下のもの
数個の小さなかせに区分し てあるかせ巻の糸（注 2）	(1) 絹糸、絹紡糸、絹紡紬糸及 び人造繊維の長繊維の糸 (2) 羊毛、繊獣毛、綿又は人造 繊維の短繊維の糸	1 個の小さなかせの重量が 85 グラム以下のもの 1 個の小さなかせの重量が 125 グラム以下のもの

（注 1）この表の各種の紡織用繊維については、11 部の注 2（総説（I）（A）参照）の規定によりこれらに属することとなる混用繊維にも適する。

（注 2）一以上の分割糸で区分されている数個の小さなかせから成るかせは、糸が連続しており、分割糸を切ることによってそれぞれのかせに容易に分離できるものである。一以上の分割糸がかせの間にあり、それぞれのかせを分割している。これらのかせは、紙バンドでまわりを包まれることもある。その他糸が連続しているかせ又は分割糸のある糸であっても、均一な重量の小さなかせに分割するものでなく単に加工工程（例えば、浸染）中の糸のもつれを防止する目的のものについては、一以上の分割糸で区分されている数個の小さなかせから成るかせとはみなさず、また、小売用のものとはみなさない。

（4）縫糸（11 部の注 5 参照）

52.04 項、54.01 項及び 55.08 項において「縫糸」とは、マルチプルヤーン又はケーブルヤーンで次の各要件を満たすものをいう。

- （a）糸巻（例えば、リール及びチューブ）に巻いたもので重量（糸巻きの重量を含む。）が 1,000 グラム以下であること。
- （b）縫糸用としての仕上加工をしてあること。
- （c）最後に Z よりをかけてあること。

「仕上げ加工（dressed）」とは、最終処理が施されていることを意味する。この処理は、紡織用繊維の糸を縫糸として使用しやすいようにするために施すもので、例えば、摩擦を小さくする性質や耐熱性を付与したり、静電気の発生を防止したり、外観を改善したりする処理である。このような処理には、シリコン、でん粉、ろう、パラフィン等をもととした物質

の使用を含む。

縫糸の長さは、一般的には糸巻きに表示されている。

図 “S”

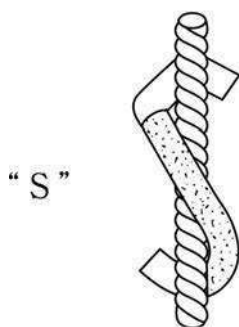
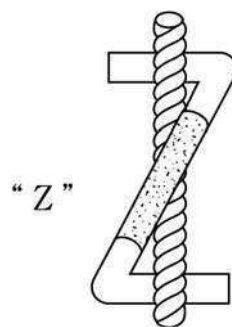


図 “Z”



(5) 強力糸 (11 部の注 6 参照)

54 類及び 59 類において、「強力糸」及び「強力糸」から成る織物に関する規定が設けられている。

「強力糸」とは次の糸をいう。

ナイロンその他のポリアミド又はポリエステル単糸で、テナシティが 1 テックスにつき 60 センチニュートンを超えるもの

ナイロンその他のポリアミド又はポリエステルのマルチプルヤーン又はケーブルヤーンで、テナシティが 1 テックスにつき 53 センチニュートンを超えるもの

ビスコースレーヨンの単糸、マルチプルヤーン又はケーブルヤーンで、テナシティが 1 テックスにつき 27 センチニュートンを超えるもの

(6) 弾性糸及びテクスチャード加工糸 (11 部の注 13 参照)

弾性糸は、11 部の注 13 に規定されている。当該規定の中で述べられているテクスチャード加工糸については、5402.31 号から 5402.39 号の号の解説に規定されているので注意しなければならない。

(C) 織物

50 類から 55 類までの織物は、紡織用繊維の糸 (50 類から 55 類までの糸又は 56.07 項のひも、綱等)、54 類のロービング、単繊維、ストリップその他これらに類するもの、ループウェールヤーン、細幅のリボン、細ひも又は細幅織物 (たて糸のみで構成され、接着剤で結合したもの等) をたて糸及びよこ糸として交錯させることにより織り上げたものである。ただし、ある種の織物、例えば、次の物品は除かれる。

(a) じゅうたんその他の床用敷物 (57 類)

(b) 58.01 項のパイル織物及びシェニール織物、58.02 項のテリータオル地その他のテリー織物、58.03 項のもじり織物、58.05 項のつづれ織物、58.06 項の細幅織物及び 58.09 項の金属糸又は金属を交えた糸の織物

(c) 59.01 項及び 59.03 項から 59.07 項までの塗布し、染み込ませた等の織物、59.02 項のタイヤコードファブリック又は 59.11 項の技術的用途に供する種類の紡織用繊維の織物

(d) 11 部の注 7 に規定する製品にしたもの（総説Ⅱ参照）

上記（a）から（d）までに掲げるものを除き、50 類から 55 類までの織物には、11 部の注 9 の適用により、例えば、次のような織物を含む。

－平行に並べた一層のたて糸層に、平行に並べた一層のよこ糸層を鋭角又は直角に重ねたもの

－平行に並べた二層のたて糸層の間に、一層のよこ糸層を鋭角又は直角にはさみ込んだもの

これらの織物は、一般の織物のようにたて糸とよこ糸が交錯していないが、これらの交点を接着剤又は熱溶融によって結合しているところに特色がある。

これらの織物は、“mesh scrims”と呼ばれることがあり、他の材料（プラスチック、紙等）の補強、農産物の保護等に使用される。

50～55 類の織物には、未漂白のもの、精練したもの、漂白したもの、浸染したもの、異なる色の糸から成るもの、なせんしたもの、マーセライズしたもの、つや出ししたもの、波紋型を付けたもの、起毛したもの、しわ付けしたもの、ガス焼きしたもの等がある。50～55 類の織物には、普通織物、紋織物及び製織中にたて糸とよこ糸を添加して織り上げた織物（ししゅう布とみなさない。）などがある。

50～55 類には、また、意匠効果を与えるために部分的によこ糸を溶解して透かし効果を布面に与えた織物（一例として、たて糸にビスコースレーヨン、よこ糸にアセテートを使用し、溶解法により、よこ糸を部分的に除去した織物がある。）も含まれる。

＊

＊ ＊

号の解説

異なる色の糸から成る織物

異なる色になせんした糸又は同色の濃淡の異なる色になせんした糸を、全部又は一部に使用したのものから成る織物は、異なる色の糸から成る織物であり、浸染した織物又はなせんした織物とはみなさない。

織り方

「平織り」とは、各よこ糸が交互にたて糸の上下を通過し、各たて糸が交互によこ糸の上下を通過する織物組織であると、11 部の号注 1（ij）に規定されている。この織柄を図式化すると次の通りである。

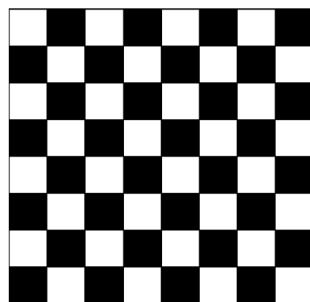


図 平織り

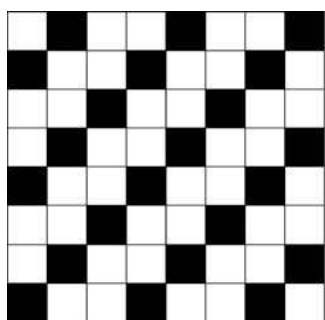
平織りは、最も単純で一般的に使用される織り方である。平織物は、たて糸とよこ糸がそれぞれの面に同一割合で現れるため、二つの面は常に同じである（両面織物）。

綾織りにおいては、第1のたて糸（エンド）は、第1のよこ糸（ピック）により、第2のたて糸は第2のよこ糸により、第3のたて糸は第3のよこ糸により（以下同様）バインドされる。この種の織り方のステップは、たて糸及びよこ糸双方に対して一つである。織りの繰り返し、すなわち模様を繰り返すために要するたて糸とよこ糸の数は常に二以上である。最も緊密な綾織りは、よこ糸がたて糸を2本飛びこす（フロート）。これは3枚綾織りである。4枚綾織りにおいては、よこ糸がたて糸を3本飛びこす。

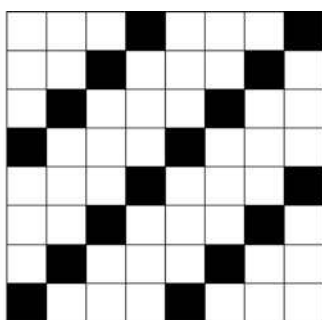
綾織りは、交錯点がずれることにより形成される斜文線が一方の耳から他方の耳へ伸び、うね模様を形成し、その織り方が綾織りであるという印象を与えている。そのうねは、右から左へ走るものもあるし、左から右へ走るものもある。よこ糸が多く現れたよこ綾織りとたて糸が多く現れたたて綾織りには、相違がある。これら両方の綾織りは、表面と裏面とに違った外観を示す。ただし、両面とも同じ外観を有する、両面綾織り又は破れ斜文織りと呼ばれる綾織りの種類がある。

両面綾織り又は破れ斜文織りは、たえず均一の織り方を繰り返す。たて糸又はよこ糸のフロート（糸の飛びこし）は、両面とも同じであって、うねの方向だけが逆になる。最も単純な模様は4枚破れ斜文織りである。たて糸は、それぞれ連続した2本のよこ糸の上に浮き、次の2本の下に沈む。

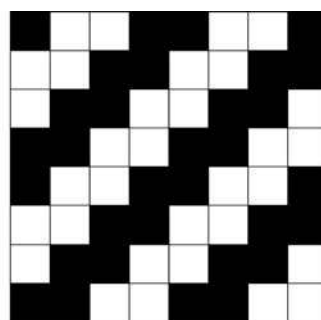
52.08 項、52.09 項、52.10 項、52.11 項、55.13 項及び 55.14 項において、3枚綾織り及び4枚綾織りに関連した各号（両面綾織り又は破れ斜文織りを含む。）は、その用語が限定的であるので、次図に示す織り組織の綾織りのみが含まれることに注意しなければならない。



(図) 3枚綾織り

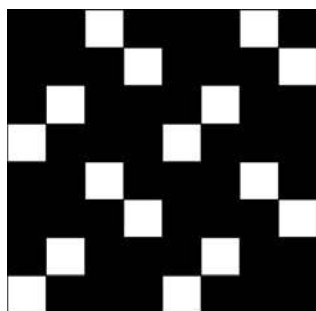


(図) 4枚綾織り



(図) 4枚両面綾織り
又は破れ斜め文織り

ただし、5209.42 号及び 5211.42 号のデニム織物は、4枚両面綾織り又は4枚破れ斜文織りを含まない。これらの号には、たて綾織物のみを含む（52 類の号注1 参照）。これらの号には、3枚たて綾織り及び4枚たて綾織りのほか4枚たて破れ斜文織りをも含む。その織り組織は次の通りである。



(図) 4枚たて破れ斜め織り

(Ⅱ) 56～63 類

56 類から 63 類までには、50 類から 55 類までに含まれない各種の紡織用繊維の織物類及びその他の紡織用繊維の製品を含む（例えば、パイル織物、細幅織物、56.06 項又は 58.08 項のシェニールヤーン、ジンプヤーン、組ひも、ガルーンその他のトリミング及びチュールその他の網地、レース、織物その他の紡織用繊維にしゅうしたもの、メリヤス編物又はクロセ編物）。また、11 部以外の他の部に含まれるある種の物品を除き、これらの類には、紡織用繊維の製品にしたものを含む。

製品にしたもの (made up articles)

この部の注 7 により 56 類から 63 類までにおける「製品にしたもの」とは、次の物品を意味する。

- (1) 単に長方形（正方形を含む。）以外の形状に裁断したもの。例えば、紡織用繊維製のドレスパターン。縁を鋸歯状に裁断した物品（例えば、ある種のダスター）も製品にしたものとみなす。
- (2) 完成したもので、単に分割糸を切ることにより又はそのまま使用することができるもの（縫製その他の加工を要しないものに限る。）：この種のものには、メリヤス編み又はクロセ編みにより直接特定の形状に編み上げた物品並びに房飾りとするために織り残したたて糸又は端を切断したよこ糸が付いているダスター、タオル、テーブルクロス、スカーフ及び毛布等を含む。このような製品は、織機で一枚ずつつけて織られるものもあるが、また、一定間隔ごとに糸（通常は、たて糸）のままで織っていない部分を有する長尺の織物を単に裁断して得られるものもある。これらの長尺の織物は、単に分割糸を切れば上記のそのままで使用することができる物品となることから、製品にしたものとみなす。

しかしながら、他の加工をしていない大きな反物から単に裁断した長方形（正方形を含む。）のもので、分割糸を切ることによりできる房飾りを有しないものは、この注における製品にしたものとみなさない。

これらの製品においては、折りたたんで提示されるか又は包装（例えば、小売用にしたもの）してあるかを問わない。

- (3) 特定の大きさに裁断し、少なくとも一の縁を熱溶着し（縁を先細にし又は圧着したのが見えるものに限る。）、その他の縁をこの注に規定される他の加工をした物品（反物の裁断した

縁にほつれ止めのための熱裁断その他の簡単な加工をしたものを除く。)

(4) 縁縫いし、縁かがりをし又は縁に房を付けた物品（添加糸の有無を問わない。）（例えば、縁かがりをしたハンカチ及び縁に房をつけたテーブルカバー）。ただし、反物の裁断した縁にほつれ止めのための簡単な加工をしたものを除く。

(5) 特定の大きさに裁断した物品でドロンワークをしたもの

ドロンワーク（drawn-thread work）とは、織り上げた後、あるたて糸又はよこ糸を抜くだけの簡単な加工をいい、織物にそれ以上の加工（例えば、ししゅう）を施したものは含まない。ドロンワークをした反物は、婦人用下着の製造に使用されるものが多い。

(6) 縫製、のり付けその他の方法によりつなぎ合わせた物品

これらの製品は、非常に多く、衣類も含む。ただし、同種の織物類を二以上つなぎ合わせた反物及び二以上の紡織用繊維の織物類を重ね合わせた反物は、「製品にしたもの」とはみなさないので注意しなければならない。また、一以上の紡織用繊維から成る物品で、縫製その他の方法で詰物をしたものも「製品にしたもの」とはみなさない。

(7) メリヤス編み又はクロセ編みにより特定の形状に編み上げたもの（単一の物品に裁断してあるかないかを問わない。）

＊

＊ ＊

号の解説

パイル又はループの面から成る 56 類から 63 類までの物品

パイル又はループの面に基布が見えるか見えないかを問わず、11 部号注 2（B）（b）を適用する。

（Ⅲ）ゴム糸と結合した紡織用繊維製の物品

この部の注 10 により、紡織用繊維にゴム糸を組み合わせたものから成る弾力性のある物品は、11 部に属する。

ゴム糸及びゴムひも（紡織用繊維で被覆したものに限る。）は、56.04 項に属する。

紡織用繊維にゴム糸を組み合わせたものは、その状態に応じて 50 類から 55 類まで、58 類又は 60 類から 63 類までに属する。

（Ⅳ）化学的要素、機械的要素又は電子的要素を有する紡織用繊維の製品

この部の注 15 により、紡織用繊維、衣類その他の紡織用繊維の製品で、追加的な機能性を与える化学的要素、機械的要素又は電子的要素を有するもの（組込要素として取り付けられているか又は繊維若しくは織物類と共に織り込まれているかを問わない。）は、この部に属する物品の重要な特性を保持している物品に限り、この部に属する。これらの紡織用繊維の製品は、身に着けるものもあれば身に着けないものもある。これらは、例えば、次のものを含む。

－LED 照明又はオーディオ装置を有する衣類

－ヘッドフォン（携帯電話又はこれに類する機器用のドッキングステーションを含む。）を有する衣類

- －身体機能監視用装置を有する衣類（例えば、心拍・体温監視用装置を有するスポーツブラ）
- －圧力又は動き（人の転倒又は倒れ込み）を検出するじゅうたん
- －加熱式の手袋又は靴下
- －光学センサー又は光ファイバーのような電子的要素があり、構造物の強化及び監視のために建築又はリノベーションを行う際に使用される「耐震壁紙」とも言われる耐震壁面被覆材
- －例えば地震で生ずる変形及び歪みを測定するために、センサーが組み込まれ又は光ファイバーが完全に取り付けられたジオテキスタイル

（V）紡織用繊維の標準状態と試験

（A）適用範囲

標準状態の設定並びに紡織用繊維の物理的及び機械的特性の測定方法は、以下のとおりである。

（B）定義

（a）相対湿度：大気における実際の水蒸気圧の、同温度における飽和水蒸気圧に対する比率

この比率は、通常百分率（パーセント）で示す。

（b）標準温湿状態（standard temperate atmosphere）：相対湿度 65%、温度 20 度の状態

（c）試験室の標準温湿状態（standard temeperate atmosphere for testing）：相対湿度 65%、温度 20 度の状態

（注）上記の「temperate」は、繊維工業に限定して使用されるものである。

（C）予備処理

紡織用繊維の測定条件設定前に予備処理が必要なことがある。この場合、紡織用繊維は、相対湿度 10～25%、温度 50 度以下で予備乾燥を行い、おおむね平衡状態にする。この状態は、相対湿度 65%、温度 20 度の空気を 50 度に加熱することによって得られる。

（D）測定条件設定

紡織用繊維は、その物理的又は機械的特性を測定するための試験を行う前に、試験をするための標準状態下に放置されることによって測定条件をととのえなければならない。この方法は、空気が紡織用繊維中を自由に通過させ、大気と平衡状態に達するまでの間放置される。

他に特定の試験方法が定められている場合を除き、流動する大気中に放置された紡織用繊維の重量を、2 時間の間隔で連続して測定し、漸進変化が 0.25% 以下となった時を当該紡織用繊維が平衡状態に達したものとみなす。

（E）試験

特別な場合（例えば、湿り試験）を除き、紡織用繊維の物理的及び機械的試験は、試験のための標準状態において行われる。

第 50 類 絹及び絹織物

総 説

この類の解説については、11 部の総説を参照すること。

この類において「絹」とは、*Bombyx mori*（家蚕、桑で飼育される蚕）によって分泌される繊維性物質だけでなく、野蚕と呼ばれる類似の虫（例えば、*Bombyx textor*）が分泌するものも含む。種々の野蚕絹（めったに飼い慣らせない虫から採るので野蚕絹と呼ばれている。その中で最も重要なものは、オークの葉を食する蚕から得られる tussah-silk（サク蚕絹）である。この類にはまた、spider silk（くもの糸）及び marine 又は byssus silk（岩についている *Pinna* 科のある種の貝のフィラメント）も属する。

一般的に言えば、この類には、絹（絹に属する混用繊維を含む。）の原料から織物までの各段階のものを含み、また、天然てぐすも含まれる。

50.01 繭（繰糸に適するものに限る。）

この項には、50.02 項に属する生糸となるような繰糸をすることができる繭のみが該当し、繰糸に適しない繭は除かれる（50.03）。

繭は、通常白いが、黄色がかったもの、時には緑色がかったものがある。

50.02 生糸（よってないものに限る。）

生糸は、繭からフィラメントを繰糸することにより得られる。繭を形成しているフィラメントは非常に細いので、実際には、生糸は繰糸工程において数本のフィラメント（通常 4～20 本）を抱合させることによって得られる（これらのフィラメントはガム質（セリシン）で覆われているために繰糸される際、相互にゆ着する）。この生糸のフィラメントは、繰糸の間に絡み合い、個々のフィラメントの弱さを補強し、余分な水分を排除しつつ、均一な構造及び断面となる。この操作によって、しばしば、フィラメントにいくらかのよりが生じる。ただし、この段階での生糸は、よりは非常にわずかであり、50.04 項の単ねん糸と混同してはならない。生糸は、通常白いが、黄色がかったもの、時には緑色がかったものがある。この項には、精練したもの（熱い石けん水や希アルカリ等でセリシンを除去したもの）又は浸染したものも含まれるが、よったものは含まれない。生糸は、通常長いままで円錐ボビン又は種々の重量のかせに巻かれており、ゆるく結束されている。

よった生糸は、この項から除かれる（50.04）。

50.03 絹のくず（繰糸に適しない繭、糸くず及び反毛した繊維を含む。）

この項には、あらゆる種類の絹のくず（未加工の生のもの又は糸になるまでの工程の各段階のもの）を含む。

これらには、次の物品を含む。

（A）原料から得られる絹のくず

- （1）繰糸に適しない繭：フィラメントの破損で穴があき又は破れた繭（それ自身の蛾、寄生虫又はその他の事故による損傷を受けたもの）、まだ破れてなくてもフィラメントがひどく損傷を受けており、繰糸工程の間に破れそうな繭、さなぎの有無にかかわらずひどく汚れた繭等
- （2）ブレース：蚕が繭を木の枝の一定のところに固定させるために張りめぐらす絹の網で、そのフィラメントはもつれており不揃いな形状をしている。これらにはしばしば、小枝や木の葉が混入している。

（B）繰糸工程で生ずる絹のくず

- （1）フリゾン（フロスシルク）：フリゾンとは、繭の外側を形成している粗雑な繊維に使用される用語である。これは、繰糸する前に小さいブラシで取り除かれるもので、繰糸できる繭の部分を残して切りはなされる。これらは、もつれたまま糸のボール又は小束の形状で市場に出される。
- （2）繰糸工程中にきずが発見されて取り除かれた繭（“bassinls”ともいう。）
- （3）“pelettes”又は“tellettes”これは、繭の内部に形成される繰糸できない部分であって、まださなぎを包んでいる。“pelades”は、“pelettes”を温湯に浸し、さなぎを除去し乾燥したものである。

（C）切断又は結節した糸及び繊維又は糸のもつれた塊

これらは、ねん糸、繰糸又は製織工程の際くずとして得られる。

（D）絹のくずを精練及びコムすることによって得られる物品（“schappe”ともいう。）

これらは、多少平行な繊維から構成されるシート又はラップ状のものであるが、加工の終りの段階では、細いストリップ、トウ又はロープ状（スライバー又はロービング）に変えられる。まだ糸に紡がれていないこれらの形状のものは、この項に含まれる。これらには、単糸とほとんど同じくらいに非常に細く引き延ばされ、通常は、極くわずかなよりがかけられているロービングを含むが、50.05 項の糸と混同してはならない。

（E）絹ノイル

絹ノイルは、上記（D）の絹くずをコムするときに除かれるものであって、（D）の絹のくずよりも劣等な品質であり、繊維が短く、それ以上コムすることはできないがカードすることはできるので、その他各種の紡績準備工程に使用される。このような方法で処理された絹ノイルは、それがまだ紡績糸の段階に達してない場合には、この項に含まれる。

（F）コーミングス

これらは絹ノイルをカードする際、除去される非常に短い繊維である。

（G）反毛した絹のぼろ

絹織物又は絹製品のぼろ又はその他のくずをばらばらに引き裂くことによって得られる繊維状のものである。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 脱脂綿及びウォッディング (30.05 又は 56.01)
- (b) 絹のフロック、ダスト及びミルネップ (56.01)
- (c) 絹のぼろ (63 類)

50.04 絹糸（絹紡糸、絹紡紬（ちゅう）糸及び小売用にしたものを除く。）

この項には、50.02 項の生糸 1 本又は 2 本以上をより合わせて得られる絹ねん糸を含む。

ただし、小売用にしたもの (50.06) 及びひも、綱等の規定に該当するもの (56.07) は含まない (11 部の総説 (I) (B) (2) 及び (3) 参照)。

この項の糸は、長いフィラメントで形成されるものであり、次の 50.05 項に属する絹紡糸又は絹紡紬（ちゅう）糸とは異なる。

この項には、次の物品を含む。

- (1) 単ねん糸（ポイルともいう）：一本の生糸をよったもので、強ねんのものは、クレープポイル、モスリン又は chiffon twist と呼ばれる。
- (2) ترام糸：2 本又はそれ以上の生糸をゆるくよったもので、絹織物のよこ糸に使用する。
- (3) “crepe twist”：一般に強ねんの ترام糸をいう。
- (4) オーガンヂー糸：かなり強くよられた生糸の 2 本又はそれ以上を引き揃え逆よりをかけて 1 本の糸にしたものである。グレナジン糸 (grenadine yarn) は、このオーガンヂー糸に更に強いよりをかけたものである。これらは主にたて糸として使用される。

これらすべての糸は、精練又は仕上げ加工をしていてもよい。

この項には、56.04 項の絹の模造カットガットを含まない。

50.05 絹紡糸及び絹紡紬（ちゅう）糸（小売用にしたものを除く。）

この項には、50.03 項の絹ノイル又は絹のくずを紡績することによって製造される単糸及びその単糸から作られるマルチプルヤーンを含む。

ただし、小売用にしたもの (50.06) 及びひも、綱等の規定に該当するもの (56.07) は含まない (11 部の総説 (I) (B) (2) 及び (3) 参照)。

- (A) 絹紡糸（絹ノイル以外の絹のくずを紡いだもの）

絹ノイル以外の絹のくずを紡いだ絹紡糸は、前項の絹糸と異なり短繊維を紡いだものである。これらの繊維は、約 20 センチメートルの長さまでのもので、平行に並べられており、滑らかさと絹特有の美しい光沢面を有していることから絹紡紬（ちゅう）糸と区別できる。

(B) 絹紡紬（ちゅう）糸（絹ノイルを紡いだもの）

絹紡紬（ちゅう）糸は、絹紡糸よりも品質が劣り、通常5センチメートル未満の不規則な長さの繊維で構成されている。これらの繊維は単にカードされたのみでコムされていないため、通常ところどころにいくらかのもつれ及び小さな節を有している。したがって、他の絹のくずを紡いだ絹紡糸のような均一性及び強さに欠け、表面はくすんでいる。

この項には、11 部の総説（I）（B）（1）に規定する処理をしている糸も含む。

この項には、56.04 項の絹の模造カットガットを含まない。

50.06 絹糸、絹紡糸及び絹紡紬（ちゅう）糸（小売用にしたものに限る。）並びに天然てぐす

(A) 絹糸、絹紡糸及び絹紡紬（ちゅう）糸

このグループには、50.04 項及び 50.05 項の糸で小売用にしたもの、すなわち 11 部の総説（I）（B）（3）に規定する条件に適合する形態のものを含む。

(B) 天然てぐす

天然てぐすは、蚕が既に繭糸を紡出できる程度に成長した段階で、蚕を希酢酸液に浸して殺し、その体の中の絹糸腺を摘出し、引き伸ばして得られるものである。天然てぐすは、しなやかさ及びつやが馬毛よりも少ない。また、50 センチメートルを超える長さのものはほとんどない。

この項には、次の物品を含まない。

(a) 殺菌した天然てぐす (30.06)

(b) 56.04 項の絹の模造カットガット

(c) 釣針が取り付けられたり、釣糸として製品になっている天然てぐす (95.07)

50.07 絹織物

5007.10—絹ノイル織物

5007.20—その他の織物（絹又はそのくず（絹ノイルを除く。）の重量が全重量の 85%以上のものに限る。）

5007.90—その他の織物

この項には、11 部の総説（I）（c）に規定する織物で絹糸、絹ノイルその他の絹くず糸から織ったものが含まれる。

この項には、次の物品を含む。

(1) 羽二重、シャンタン、タッサーその他の東洋風の織物

(2) ちりめん

(3) モスリン、グレネジン (grenadine)、ボイル (voiles) 等の透けて見える織物

(4) タフタ（琥珀（こはく）織り）、サテン（朱子）、ファイユ（うね織り）、モアーレ及びダマ
スク等の密に織った織物

この項には、57 類から 59 類までの織物（例えば、59.11 項のふるい布）を含まない。

＊

＊ ＊

号の解説

5007.20

この号には絹又はそのくず（絹ノイルを除く。）の重量が全重量の 85%以上の絹織物を含む。
ただし、85%には絹ノイルを含めてはならない。

第 51 類

羊毛、繊獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物

注

1 この表において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a) 「羊毛」とは、羊又は子羊の天然繊維をいう。

(b) 「繊獣毛」とは、アルパカ、ラマ、ビクナ、らくだ（ヒトコブラクダを含む。）、やく、うさぎ（アンゴラうさぎを含む。）、ビーバー、ヌートリヤ又はマスカラットの毛及びアンゴラやぎ、チベットやぎ、カシミヤやぎその他これらに類するやぎの毛をいう。

(c) 「粗獣毛」とは、(a) の羊毛及び (b) の繊獣毛以外の獣毛をいう。ただし、ブラシ製造用の獣毛（第 05.02 項参照）及び馬毛（第 05.11 項参照）を除く。

総 説

この類の解説については、11 部の総説を参照すること。

この類には、羊毛、繊獣毛及び粗獣毛（羊毛又は獣毛に属する混用繊維を含む。）のもので、原料から織物となるまでの各段階のものを含む。また、馬毛の糸及び織物も含まれるが、05.11 項の馬毛及び馬毛のくずは、この項から除かれる。「馬毛」とは、馬属の動物又は牛のたてがみ及び尾毛をいう（5 類注 4）。

51.01 羊毛（カードし又はコムしたものを除く。）

－脂付きのもの（フリースウォッシュしたものを含む。）

5101.11－剪（せん）毛したもの

5101.19－その他のもの

－脂を除いたもの（化炭処理をしてないものに限る。）

5101.21－剪（せん）毛したもの

5101.29－その他のもの

5101.30－化炭処理をしたもの

この表において「羊毛」とは、羊又は子羊の天然繊維をいう。羊毛繊維は、本質的にはケラチンたんぱくから構成され、特有なうろこ状の面を有している。羊毛は弾力性に富み、吸湿性が非常に高く（空気中の水分を吸収する）、一般に、顕著な縮絨（じゅう）性を有している。羊毛は、燃えにくいですが燃やすと角を焼いたときと同じような臭気を発して焦げる。

この項には、羊又は子羊の毛で、カード又はコムしてないものを含むが、これらは、生体又は死んだものの毛皮から刈り取ったもの（shorn wool）か、発酵又は適切な化学処理の後に毛皮から抜き取ったもの（例えば、pulled wool、slipe wool 又は skin wool）かは問わない。

カード及びコムしてない羊毛には、一般に次の物品がある。

(A) 脂付きのもの（フリースウォッシュしたものを含む。）

脂付き羊毛は、まだ洗毛その他の洗浄をしてない羊毛である。したがって、羊の体から出てくる脂肪物質がまだ羊毛に染み込んでおり、多少の夾（きょう）雑物（草の実、種子、土等）が混入していることもある。剪（せん）毛した脂付き羊毛は、しばしばフリースの形状を持ち、多かれ少なかれ毛皮の外形を保っている。

脂付きの pulled wool は、発酵法（sweating）により羊又は子羊の毛皮から抜き取られる。この過程において繊維及び毛皮は、熱及び水分の相互作用を受ける。また、皮の内側を硫化ナトリウム又は石灰の溶液で処理する脱毛法によることもある。これらの羊毛は、毛根の存在によって識別できる。

フリースウォッシュした羊毛は、羊を水で洗ってから刈り取った羊毛又は毛皮のまま洗ってから抜き取った羊毛で、完全にきれいになっていない。

脂付きの羊毛は、通常黄色がかっているが、なかには、灰色、黒、茶又はあずき色のものもある。

（B）脂を除いた羊毛（化炭処理をしてないものに限る。）

これには、次の物品を含む。

- （1）Hot washed wool：熱湯のみで洗い、大部分の脂や土は除かれている。
- （2）洗上羊毛：熱湯及び石けん若しくはその他の洗剤又はアルカリ溶液で洗い、脂はほぼ完全に除去されている。
- （3）揮発性の溶剤（ベンゼン、四塩化炭素等）で処理し、脂を除いた羊毛
- （4）Frosted wool：脂は、低温にして凍らせると非常にもろくなり、容易に粉碎される。

脂は羊毛の中に混入している脂に付着した大部分の夾（きょう）雑物と共に除去される。

洗った羊毛及び脂を取り除いた羊毛には、多くの場合、まだ少量の脂及び植物性夾雑物（草の実、種子等）が混入している。この植物性夾（きょう）雑物は、その後の工程で機械的（51.05 項の解説参照）又は化炭処理により除去される。

（C）化炭処理をした羊毛

上記（B）に掲げた羊毛に混入している植物性夾（きょう）雑物は、化炭処理により除かれる。

羊毛は、通常植物性夾（きょう）雑物を破壊するが羊毛繊維には作用しない無機酸又は酸性塩の溶液の中に浸せきされる。

漂白、浸染その他の処理が、カード又はコームの前に施されても、この項の羊毛の所属の決定には影響を及ぼさない。

この項には、次の物品を含まない。

- （a）原皮（毛が付いている羊の毛皮を含み、スプリットしてあるかないかを問わない。）（41.02 又は 43.01）
- （b）51.03 項の羊毛のくず又は 51.04 項の反毛した羊毛のくず
- （c）小塊状のコームした羊毛（51.05）

51.02 織獣毛及び粗獣毛（カードし又はコームしたものを除く。）

－織獣毛

5102. 11－カシミヤやぎのもの

5102. 19－その他のもの

5102. 20－粗獣毛

- (1) この表において、「織獣毛」とは、アルパカ、ラマ、ビクナ、らくだ（ヒトコブラクダを含む。）、やく、うさぎ（アンゴラうさぎを含む。）、ビーバー、ヌートリヤ又はマスキラットの毛及びアンゴラやぎ、チベットやぎ、カシミヤやぎその他これらに類するやぎの毛をいう（類注1（b）参照）。

織獣毛は、一般に羊毛よりも柔らかく、捲縮が少ない。アルパカ、ラマ、ビクナ、らくだ（ヒトコブラクダを含む。）、やく、アンゴラやぎ、カシミヤやぎその他これらに類するやぎ及びアンゴラうさぎの獣毛は、一般に羊毛と同じように紡績することができる。これらは、また、かつらを作るのに使用したり、人形の髪を作るのにも使われる。他の織獣毛（普通のうさぎ、ビーバー、ヌートリヤ又はムスキラット）は、通常、紡績には適さないのでフェルトの製造や詰物等として使用される。

- (2) この表において、「粗獣毛」とは、上記1以外のすべての獣毛をいう。ただし、羊毛（51. 01 項）、馬又は牛のたてがみ及び尾毛（05. 11 項の馬毛に属する。）、豚毛、いのししの毛、あなぐまの毛その他のブラシ製造用の獣毛（05. 02 項）（注1（C）参照）を除く。

この項に属する粗獣毛には、馬又は牛の横腹の毛及び普通のやぎ、犬、猿及びかわうその毛を含む。

粗獣毛は一般に粗毛糸、粗織物、フェルト、敷物又は詰物として使用される。

獣毛には、抜け落ちた毛を集めたもの、剪（せん）毛したもの、毛皮から抜き取ったもの等があり、カード又はコームしてないものだけに限りこの項に属する。しかし、洗浄、漂白、浸染又は人為的な捲（けん）縮加工（詰物として使用する粗獣毛に行う加工）を施していてもこの項の所属の決定には影響を及ぼさない。

＊

＊ ＊

号の解説

5102. 11

第 5102. 11 号において、「カシミヤやぎのもの」とは、本来カシミヤ原産だが今日では世界の他の地域で飼育されているやぎの品種の下毛である柔らかい織毛（綿毛のフリース）をいう。この号において、カシミヤやぎが飼育される地域は考慮しない。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 人髪（05. 01）
- (b) 原皮及び毛皮（41. 01 から 41. 03 まで又は 43. 01）
- (c) 織獣毛又は粗獣毛のくず（51. 03）

- (d) 繊獣毛又は粗獣毛のくず（反毛した繊維に限る。）（51. 04）
- (e) 繊獣毛又は粗獣毛（カードし又はコムしたものに限る。）（51. 05）
- (f) かつらその他これに類する物品の製造用に調製した繊獣毛又は粗獣毛（67. 03）

51.03 羊毛、繊獣毛又は粗獣毛のくず（糸くずを含むものとし、反毛した繊維を除く。）

5103. 10－羊毛又は繊獣毛のノイル

5103. 20－羊毛又は繊獣毛のその他のくず

5103. 30－粗獣毛のくず

一般に、この項には、羊毛、繊獣毛又は粗獣毛のくず（反毛した繊維を除く。）を含む。すなわち、このくずは、原料の羊毛又は獣毛を洗毛し、カードし、コムし、紡績し、織物又は編物等の製品とするための一連の工程の間に生じるくずを回収したものである。

この項に含まれるくずの主なものは、次のとおりである。

- (1) コーミング、カーディングその他の紡績準備工程中に生じるくず：このうちノイルは、最も重要なくずで、コーミングで除かれる短繊維から構成される。また、ラップやスライバーの端末、カーディングの工程で生じる burr waste 及びショディ、カードのローラーを掃除する際に回収される繊維で、stripping といわれているもの等がある。
- (2) 紡績、ねん糸、巻き返し、製織、編組等の工程中にくずとして集められる切れたり、巻きついたり又はもつれたりしている糸くず
- (3) 洗浄槽の底から集められた、洗浄くず及び選別くず
- (4) 古いマットレスの中の羊毛又は獣毛のくず

これらのくずには、機械油が染み込んだり、ゴミその他の夾（きょう）雑物（例えば、植物性の天然のもの。）が混入していることがあり、その形や品質に応じて、紡績用、詰物用等に供される。化炭、漂白、浸染等は、この項の所属の決定には影響を及ぼさない。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 馬毛のくず（05. 11）
- (b) 脱脂綿及びウォッディング（30. 05 又は 56. 01）
- (c) 肥料用のみに適する羊毛又は獣毛のくず（31 類）
- (d) 羊毛、繊獣毛又は粗獣毛のくず（反毛した繊維に限る。）（51. 04）
- (e) 羊毛、繊獣毛又は粗獣毛のくず（カード又はコムしたものに限る。）（51. 05）
- (f) 紡織用繊維のフロック、ダスト及びミルネップ（56. 01）

51.04 羊毛、繊獣毛又は粗獣毛のくず（反毛した繊維に限る。）

この項には、羊毛、繊獣毛又は粗獣毛のくずで、編物、織物等のぼろを反毛した繊維又は紡績、

製織、編組等の工程中に得られる糸くずを反毛した繊維を含む。

反毛した羊毛（回収毛（reclaimed or reworked wool））には、次の物品を含む。

- （１）ショディ及びムンゴー：紡毛糸、梳毛糸又はぼろを反毛した繊維
- （２）エクストラクトウール：混用した織物のぼろを、通常酸で処理して、植物性繊維（例えば、綿）又は再生繊維若しくは半合成繊維の短繊維を除去し、残った羊毛を反毛した繊維

この項に含まれる羊毛、織獣毛又は粗獣毛のくず（反毛した繊維）は、単独又は新しい繊維と混合して糸に紡績されるが、また、織物、編物若しくはフェルトの製造又は詰物として使用される。

これらは、漂白又は浸染の有無を問わずこの項を含む。

この項には、次の物品を含まない。

- （a）脱脂綿及びウォッディング（30.05 又は 56.01）
- （b）反毛した羊毛、織獣毛又は粗獣毛のくず（カード又はコームしたものに限る。）（51.05）
- （c）紡織用の繊維のフロック、ダスト及びミルネップ（56.01）
- （d）使用したぼろ又は未使用のぼろで反毛していないもの（63.10）

51.05 羊毛、織獣毛及び粗獣毛（カードし又はコームしたもの（小塊状のコームした羊毛を含む。）に限る。）

5105.10－羊毛（カードしたものに限る。）

－羊毛のトップその他の羊毛（コームしたものに限る。）

5105.21－小塊状のもの（コームしたものに限る。）

5105.29－その他のもの

－織獣毛（カードし又はコームしたものに限る。）

5105.31－カシミヤやぎのもの

5105.39－その他のもの

5105.40－粗獣毛（カードし又はコームしたものに限る。）

この項には、次の物品を含む。

- （１）羊毛、織獣毛及び粗獣毛（くず及び反毛したくずを含む。）で紡毛紡績するための準備としてカードしたもの

- （２）羊毛及び織獣毛でギリング又はカーディングの工程を経たのちにコームしたもの

カーディング（特にカード機について）の目的は、繊維のもつれをほぐし、それらのある程度平行に引き揃え、かつ、まだ混入している夾（きょう）雑物（主として植物性物質）を除去することである。カーディングにより繊維は、ウェブ状（薄膜状）となる。

「紡毛」（カードのみのもの）の場合、繊維のウェブは、長さの方向に多数の条に分けられ、繊維の抱合力を強め、糸の紡績を容易にするため、rolled 又は rubbed されスラッピング状にされる。このスラッピングは、ボビンに巻かれ、それ以上の工程にかけられることなくそのまま紡毛

紡績に使用される。

他方、「梳（そ）毛」（コームしたもの）の場合は、次の二つの工程のうち、どちらかを使用する。すなわち、カードしたウェブをコームするか又はカードせずに、コーミングの前の準備工程として gilling machine（ギスボックスともいう。）にかけ、繊維を開毛し、まっすぐに引き伸ばしてからコームするかのいずれかである。

コーミング工程の間に短繊維（主としてノイル状のもの）は除去され、残った繊維は、スライバーの形状に平行に引き揃えられる。その際、植物性の夾（きょう）雑物もノイルとともに除去される。コームされたスライバーは更に長さの異なった繊維を完全に混合して太さのむらを平均化させるために、延伸され、くしけずられてボール状に巻き取られる。これを、「トップ」という。ボール状になりにくいもの（主に獣毛）は、2枚の紙の間にきつくはさんで、圧縮しコイル状（bumped top という。）にすることがこの段階においてしばしばある。コームされたトップは何本かを合わせてむらを平均化しながら引き伸ばしていく一連の工程を経て、ロービング（粗糸）となる。これらは、梳（そ）毛糸紡績用としてボビンに巻き取られる。

この項には、スラッピング、カードしたスライバー、トップ及びロービング並びに均一な長さに短く切断し又はくずしたトップ又はカードしたスライバーを含む。

また、この項にはコームした羊毛を小塊状としたもの（“combed wool in bulk”、“scoured deburred wool” 又は “opentops” という。）も含む。これは、梳（そ）毛紡績用のトップを製造するために使用される生産工程の機械の一部（カード工程及びコーム工程）を利用して、機械的に夾（きょう）雑物が除去されており、通常、洗毛されている。コーミング機から取り出されたスライバー状のものは、引きちぎられて、ふぞろいのふわふわした断片にされ、梱包される。これは、平均の長さが 45 ミリメートル未満の短繊維で、紡毛紡績又は綿紡績システムに適するが、梳（そ）毛紡績用には適しない。したがって、紡績の前に再びカードする必要がある。

外観上、これは、植物性夾（きょう）雑物の含まれていないふわふわした洗上羊毛に類似している。

ある種のロービングは、51.06 項から 51.10 項までの単糸と同様の直径を持ち、わずかによりがかかっているが、まだ紡績されておらず、糸になっていないため、この項に属するので注意しなければならない。

漂白、浸染等の加工は、この項の物品の所属の決定には影響を及ぼさない。

この項には、次の物品を含まない。

（a）脱脂綿及びウォッディング（30.05 又は 56.01）

（b）かつらその他これに類する物品の製造用に調製した羊毛（67.03）

＊

＊ ＊

号の解説

5105.31

この号の物品については、第 5102.11 号の解説の規定を準用する。

51.06 紡毛糸（羊毛製のものに限るものとし、小売用にしたものを除く。）

5106.10－羊毛の重量が全重量の 85%以上のもの

5106.20－羊毛の重量が全重量の 85%未満のもの

この項には、カードした羊毛のスラッピング（ただし、コームしていない。）を紡績して得られる紡毛糸（単糸又はマルチプルヤーンであるかないかを問わない。）を含む。また、この項には、カードしたスライバー（ただし、コームしていない。）を梳毛糸に使用するために紡績工程を経て得られる“combed-carded yarns”といわれる糸も含む。これらの糸は、通常ボビン又はコーンに巻かれる。

また、この項には、51.05 項の解説に規定するコームした羊毛を小塊状としたものから得られる紡毛糸を含む。

ただし、小売用にした糸（11 部の総説（I）（B）（3）の規定参照）は含まない。

この項に含まれる糸は、短い繊維又は繊維の混合したもので構成されているが、これらの繊維は、平行状態になく、縦横に交錯している。これらは、梳（そ）毛糸よりも一般に均一性を欠いており、よりも甘い。

糸には、11 部の総説（I）（B）（1）に規定する処理をしているものもある。

紡毛糸と梳（そ）毛糸を引き揃えてよったマルチプルヤーンは、紡毛糸又は梳（そ）毛糸のうち最大の重量を占めるものによって 51.06 項又は 51.07 項に属する。

51.07 梳（そ）毛糸（羊毛製のものに限るものとし、小売用にしたものを除く。）

5107.10－羊毛の重量が全重量の 85%以上のもの

5107.20－羊毛の重量が全重量の 85%未満のもの

この項には、コームした羊毛のロービングを紡績して得られる梳（そ）毛糸（単糸又はマルチプルヤーン）を含む。

ただし、小売用にしたもの（11 部の総説（I）（B）（3）の規定参照）は含まない。

梳（そ）毛糸は、その糸面がなめらかであって太さも均一であり紡毛糸とは異なる。糸を構成する繊維は、平行であり、短い繊維及びからみ合った繊維は、コーミングによって除去されている。

これらの糸には、11 部の総説（I）（B）（1）に規定する処理をしているものもある。

この項には、コームした羊毛を小塊状としたものから得られる紡毛糸又は“combed-carded yarns”といわれる糸（51.06）を含まない。

51.08 紡毛糸及び梳（そ）毛糸（織獣毛製のものに限るものとし、小売用にしたものを除く。）

5108.10－紡毛糸

5108.20－梳（そ）毛糸

この項には、カード又はコームした繊獣毛（繊獣毛については 51.02 項の解説参照）のロービングを紡績して得られる糸（単糸又はマルチプルヤーン）を含む。

ただし、小売用にしたもの（11 部の総説（I）（B）（3）の規定参照）は含まない。

この項の糸は、主に、薄地の衣類用（例えば、アルパカ）、オーバーコート用又は毛布用（例えば、らくだ（ヒトコブラクダを含む。）の毛）、ベルベット用及び模造毛皮用の織物又は編物の製造に使用される。

これらの糸には、11 部の総説（I）（B）（1）に規定する処理をしているものもある。

51.09 羊毛製又は繊獣毛製の糸（小売用にしたものに限る。）

5109.10－羊毛又は繊獣毛の重量が全重量の 85%以上のもの

5109.90－その他のもの

この項には、紡毛糸、梳（そ）毛糸及び繊獣毛の糸で、11 部の総説（I）（B）（3）に規定す条件に適合する小売用にしたものを含む。

51.10 粗獣毛製又は馬毛製の糸（馬毛をしん糸に使用したジンプヤーンを含むものとし、小売用にしたものであるかないかを問わない。）

この項には、次の物品を含む。

- （1）粗獣毛（粗獣毛については、51.02 項の解説参照）のロービングを紡績して得られる糸（単糸又はマルチプルヤーン）

これらの糸は、ある種の織物、しん地又は技術的用途に供する物品の製造に使用される。

- （2）馬毛の糸。これらの糸は、一般に短い馬毛（馬のたてがみ又は牛の尾毛）を紡績して得られる。馬の尾毛からの長い馬毛は紡績できない。これらは、しばしば両端を結ぶことにより、ある種の馬毛繊維の製造にたて糸として使用される連続したフィラメントを形成する。その用途から、この種のフィラメントはこの項に分類される。しかしながら、馬毛の単毛（両端を結んでいないもの）は 05.11 項に属する。

馬毛を綿糸又はその他の糸で巻きつけた馬毛の束からなる馬毛の糸は、この項に属する。

これらの糸には、11 部の総説（I）（B）（1）に規定する処理をしているものもある。

51.11 紡毛織物（羊毛製又は繊獣毛製のものに限る。）

－羊毛又は繊獣毛の重量が全重量の 85%以上のもの

5111.11－重量が 1 平方メートルにつき 300 グラム以下のもの

5111. 19－その他のもの

5111. 20－その他のもの（混用繊維の全部又は大部分が人造繊維の長繊維のものに限る。）

5111. 30－その他のもの（混用繊維の全部又は大部分が人造繊維の短繊維のものに限る。）

5111. 90－その他のもの

この項には、羊毛又は繊獣毛の紡毛糸で製造された織物（11 部の総説（I）（C）に規定する。）を含む。

これらの織物には、各種のものがある。すなわち、服地、フランネル、molleton（起毛した衣類用織物）その他の衣類、毛布、室内用等の織物を含む。

この項には、次の物品を含まない。

（a）包帯で、医薬用又は小売用にしたもの（30. 05）

（b）59. 11 項の技術的用途に供する織物

51.12 梳（そ）毛織物（羊毛製又は繊獣毛製のものに限る。）

－羊毛又は繊獣毛の重量が全重量の 85%以上のもの

5112. 11－重量が 1 平方メートルにつき 200 グラム以下のもの

5112. 19－その他のもの

5112. 20－その他のもの（混用繊維の全部又は大部分が人造繊維の長繊維のものに限る。）

5112. 30－その他のもの（混用繊維の全部又は大部分が人造繊維の短繊維のものに限る。）

5112. 90－その他のもの

この項には、羊毛又は繊獣毛の梳（そ）毛糸で製造された織物（11 部総説（I）（C）に規定する。）を含む。

これらの織物には、各種のものがある、すなわち、服地その他の衣類、室内用等の織物を含む。

この項には、次の物品を含まない。

（a）包帯で、医薬用又は小売用にしたもの（30. 05）

（b）59. 11 項の技術的用途に供する織物

51.13 毛織物（粗獣毛製又は馬毛製のものに限る。）

この項には、51. 02 項に含まれる粗獣毛又は馬毛の糸（51. 10）で製造した織物（11 部の総説（I）（C）に規定する。）を含む。ただし、馬毛製の織物は、05. 11 項の馬毛（単毛）で製造されることもある。

粗獣毛の織物は、家具又は室内用品の内張り、衣類のしん地等に使用される。

馬毛（単毛）で製造した織物は、特殊な織物で、通常、手織りによって織られる。これらの織物は、毛が短い（20 センチメートル～70 センチメートル）ため一般に小さなもので、主にふるいに使用される。

その他の馬毛製織物は、主に衣類のしん地に使用される。

この項には、59.11 項の技術的用途に供する織物は含まない。

第 52 類

綿及び綿織物

号注

- 1 第 5209.42 号及び第 5211.42 号において「デニム」とは、異なる色の糸から成る 3 枚たて綾（あや）織り又は 4 枚たて綾（あや）織り（破れ斜文織りを含む。）の織物で、たて糸に同一色の糸を使用し、よこ糸に漂白してない糸、漂白した糸、灰色に浸染した糸又はたて糸より淡い色に着色した糸を使用したものをいう。

総 説

この類の解説については、11 部の総説を参照すること。

一般にこの類には、綿の原料から織物となるまでの各段階のもの及び綿に属する混用繊維の物品を含む。

52.01 実綿及び繰綿（カードし又はコムしたものを除く。）

綿（*Gossypium*）のさく果の中に入っている種子は、綿の繊維で覆われている。この繊維の本質的な構成要素は、セルロースであり、それはロウ質で覆われている。繊維の表面はなめらかで、色が白いもの、黄味がかかったもの、茶色つばいもの、赤味がかかったものがある。さく果は成熟し、ある程度開いてから摘み取られる。その際、さく果は摘み取らずに通常、種子のついた綿繊維を摘み取る。その後、種子は綿繰機で分離される。

この項には、カード及びコム of いずれもしていない摘み取ったままのもの（実綿）又は単に綿繰機で種子を取っただけのもの（繰綿の中には、まだいくらかのさく果のくず、葉又は土が残っている。）を含む。また、洗浄し、漂白し、浸染し又は脱脂した綿繊維（リンター及びくずを除く。）も含む。

国際貿易における原綿は、そのほとんどがベール状に強く圧縮された繰綿である。開綿機又は打綿機にかけた綿は、不正確な幅と長さのシート状を形成している。

コットンリンターは、14.04 項に属する。本項に属する繊維の長さは、一般に 1 センチメートルから 5 センチメートルであり、繊維の長さが、通常 5 ミリメートル未満のコットンリンターとは容易に区別できる。

この項には、次の物品を含まない。

- （1）脱脂綿及びウォッディング（30.05 又は 56.01）
- （2）綿のくず（52.02）
- （3）カードし又はコムした綿（52.03）

52.02 綿のくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）

5202.10—糸くず

—その他のもの

5202.91——反毛した繊維

5202.99——その他のもの

この項には、一般に、紡績準備工程、紡績工程、製織工程、編組工程等の間に生じる綿のくず及び綿製品を反毛した繊維を含む。

これらには、通常、コーマノイルと呼ばれるコームくず、カーディング機やコーミング機のシリンドラーを掃除する際に回収される繊維、練篠工程中に分離した破損繊維、スライバーやロービングの断片、カーディングフライ、絡み合った糸その他の糸くず又はぼろを反毛して得られる糸及び繊維を含む。

これらのくずは、油にまみれ又は夾（きょう）雑物が入っていてもよく、また、洗浄し、漂白し又は浸染したものであってもよい。これらは、紡績その他の用途にも供する。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) コットンリントー（14.04）
- (b) 脱脂綿及びウォッディング（30.05 又は 56.01）
- (c) カードし又はコームした綿のくず（52.03）
- (d) 紡織用繊維のフロック、ダスト及びミルネップ（56.01）
- (e) ぼろその他の紡織用繊維製品のくず（63.10）

52.03 綿（カードし又はコームしたものに限る。）

この項には、カードし又はコームした綿（反毛した繊維及びその他のくず綿を含み、更にそれ以上の紡績のための準備工程を経たものであるかないかを問わない。）を含む。

カーディングの主な目的は、綿繊維のもつれを解いて繊維をある程度平行に引き揃えらるとともに、混入している夾（きょう）雑物の全部又は大部分を除去することである。カードされた繊維は幅広いウェブを形成するが、通常は、スライバーとして集められる。これらのスライバーは、ロービングとなる前にコームされる場合もあり、また、コームされない場合もある。

コーミングは、主に長い綿繊維の紡績のために実施されるもので、繊維に付着している夾（きょう）雑物を除去するとともに、短い繊維をコーミングくずの形で除去し、長い繊維のみを平行に引き揃える。

スライバー（コームしてあるかないかを問わない。）は、練篠機や粗紡機による引き延ばしや重ね合わせの工程を経てロービングとなる。粗紡機から出てくるロービングは、その直径が 52.05 項又は 52.06 項の単糸と同じくらいであり、また、わずかであるがよりがかけられている。ただ

し、これはまだ精紡工程を経ておらず、糸としての構成を有していないので、この項に属する。

通常、スライバーは容器（ケンス）の中にうず巻状に入れられ、ロービングは、大きなボビンに巻かれている。ラップは、木の巻板に巻かれている。

この項の物品は、漂白又は浸染されたものであってもよい。

理髪師 (hairdressers) が使用するカードした綿のスライバー（しばしば、“barbers' wadding” と呼ばれる。）はこの項に属するが、綿のウォッディングは、56.01 項に、医薬用又は医療用として小売用に包装した綿の脱脂綿は 30.05 項に属する。

52.04 綿製の縫糸（小売用にしたものではないかを問わない。）

—小売用にしたものではないもの

5204.11—綿の重量が全重量の 85%以上のもの

5204.19—その他のもの

5204.20—小売用にしたもの

この項には、11 部の総説（I）（B）（4）に規定する条件に適合した縫糸を含む。

ただし、そのような糸が、ひも等の規定（11 部総説（I）（B）（2）参照）に該当する場合には、この項には含まれない（56.07）。

縫糸は、小売用にしたものではないか又は 11 部の総説（I）（B）（1）に示されている加工をしてあるかないかを問わずこの項に属する。

52.05 綿糸（綿の重量が全重量の 85%以上のものに限るものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。）

—単糸（コームした繊維製のものを除く。）

5205.11—714.29 デシテックス以上のもの（メートル式番手 14 以下のもの）

5205.12—232.56 デシテックス以上 714.29 デシテックス未満のもの（メートル式番手 14 を超え 43 以下のもの）

5205.13—192.31 デシテックス以上 232.56 デシテックス未満のもの（メートル式番手 43 を超え 52 以下のもの）

5205.14—125 デシテックス以上 192.31 デシテックス未満のもの（メートル式番手 52 を超え 80 以下のもの）

5205.15—125 デシテックス未満のもの（メートル式番手 80 を超えるもの）

—単糸（コームした繊維製のものに限る。）

5205.21—714.29 デシテックス以上のもの（メートル式番手 14 以下のもの）

5205.22—232.56 デシテックス以上 714.29 デシテックス未満のもの（メートル式番手 14 を超え 43 以下のもの）

5205.23—192.31 デシテックス以上 232.56 デシテックス未満のもの（メートル式番手 43 を超

え 52 以下のもの)

5205.24――125 デシテックス以上 192.31 デシテックス未満のもの(メートル式番手 52 を超え 80 以下のもの)

5205.26――106.38 デシテックス以上 125 デシテックス未満のもの(メートル式番手 80 を超え 94 以下のもの)

5205.27――83.33 デシテックス以上 106.38 デシテックス未満のもの(メートル式番手 94 を超え 120 以下のもの)

5205.28――83.33 デシテックス未満のもの(メートル式番手 120 を超えるもの)

――マルチプルヤーン及びケーブルヤーン(コームした繊維製ものを除く。)

5205.31――構成する単糸が 714.29 デシテックス以上のもの(構成する単糸がメートル式番手 14 以下のもの)

5205.32――構成する単糸が 232.56 デシテックス以上 714.29 デシテックス未満のもの(構成する単糸がメートル式番手 14 を超え 43 以下のもの)

5205.33――構成する単糸が 192.31 デシテックス以上 232.56 デシテックス未満のもの(構成する単糸がメートル式番手 43 を超え 52 以下のもの)

5205.34――構成する単糸が 125 デシテックス以上 192.31 デシテックス未満のもの(構成する単糸がメートル式番手 52 を超え 80 以下のもの)

5205.35――構成する単糸が 125 デシテックス未満のもの(構成する単糸がメートル式番手 80 を超えるもの)

――マルチプルヤーン及びケーブルヤーン(コームした繊維製ものに限る。)

5205.41――構成する単糸が 714.29 デシテックス以上のもの(構成する単糸がメートル式番手 14 以下のもの)

5205.42――構成する単糸が 232.56 デシテックス以上 714.29 デシテックス未満のもの(構成する単糸がメートル式番手 14 を超え 43 以下のもの)

5205.43――構成する単糸が 192.31 デシテックス以上 232.56 デシテックス未満のもの(構成する単糸がメートル式番手 43 を超え 52 以下のもの)

5205.44――構成する単糸が 125 デシテックス以上 192.31 デシテックス未満のもの(構成する単糸がメートル式番手 52 を超え 80 以下のもの)

5205.46――構成する単糸が 106.38 デシテックス以上 125 デシテックス未満のもの(構成する単糸がメートル式番手 80 を超え 94 以下のもの)

5205.47――構成する単糸が 83.33 デシテックス以上 106.38 デシテックス未満のもの(構成する単糸がメートル式番手 94 を超え 120 以下のもの)

5205.48――構成する単糸が 83.33 デシテックス未満のもの(構成する単糸がメートル式番手 120 を超えるもの)

この項には、単糸であるかマルチプルヤーンであるかないかを問わず、52.03 項のロービングを紡いで得られた綿の重量が全重量の 85%以上の綿糸(縫糸を除く。)を含む。

ただし、その糸が、ひも、綱等(56.07)又は小売用にしたものの規定に該当するものは含まな

い（11 部総説（I）（B）（2）及び（3）参照）。

当該糸は、11 部の総説（I）（B）（1）に規定する加工をしてあるかないかを問わずこの項に属する。

**52.06 綿糸（綿の重量が全重量の 85%未満のものに限るものとし、縫糸及び小売用にしたもの
を除く。）**

ー単糸（コームした繊維製のものを除く。）

5206.11ー714.29 デシテックス以上のもの（メートル式番手 14 以下のもの）

5206.12ー232.56 デシテックス以上 714.29 デシテックス未満のもの（メートル式番手 14 を超え 43 以下のもの）

5206.13ー192.31 デシテックス以上 232.56 デシテックス未満のもの（メートル式番手 43 を超え 52 以下のもの）

5206.14ー125 デシテックス以上 192.31 デシテックス未満のもの（メートル式番手 52 を超え 80 以下のもの）

5206.15ー125 デシテックス未満のもの（メートル式番手 80 を超えるもの）

ー単糸（コームした繊維製のものに限る。）

5206.21ー714.29 デシテックス以上のもの（メートル式番手 14 以下のもの）

5206.22ー232.56 デシテックス以上 714.29 デシテックス未満のもの（メートル式番手 14 を超え 43 以下のもの）

5206.23ー192.31 デシテックス以上 232.56 デシテックス未満のもの（メートル式番手 43 を超え 52 以下のもの）

5206.24ー125 デシテックス以上 192.31 デシテックス未満のもの（メートル式番手 52 を超え 80 以下のもの）

5206.25ー125 デシテックス未満のもの（メートル式番手 80 を超えるもの）

ーマルチプルヤーン及びケーブルヤーン（コームした繊維製のものを除く。）

5206.31ー構成する単糸が 714.29 デシテックス以上のもの（構成する単糸がメートル式番手 14 以下のもの）

5206.32ー構成する単糸が 232.56 デシテックス以上 714.29 デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手 14 を超え 43 以下のもの）

5206.33ー構成する単糸が 192.31 デシテックス以上 232.56 デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手 43 を超え 52 以下のもの）

5206.34ー構成する単糸が 125 デシテックス以上 192.31 デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手 52 を超え 80 以下のもの）

5206.35ー構成する単糸が 125 デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手 80 を超えるもの）

ーマルチプルヤーン及びケーブルヤーン（コームした繊維製のものに限る。）

5206.41ー構成する単糸が 714.29 デシテックス以上のもの（構成する単糸がメートル式番手 14

以下のもの)

- 5206.42—構成する単糸が 232.56 デシテックス以上 714.29 デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手 14 を超え 43 以下のもの）
- 5206.43—構成する単糸が 192.31 デシテックス以上 232.56 デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手 43 を超え 52 以下のもの）
- 5206.44—構成する単糸が 125 デシテックス以上 192.31 デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手 52 を超え 80 以下のもの）
- 5206.45—構成する単糸が 125 デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手 80 を超えるもの）

52.05 項の解説は、この項の糸に準用する。

52.07 綿糸（小売用にしたものに限るものとし、縫糸を除く。）

- 5207.10—綿の重量が全重量の 85%以上のもの
- 5207.90—その他のもの

この項には、11 部の総説（I）（B）（3）に規定する条件に適合する小売用にした綿糸（縫糸を除く。）を含む。

52.08 綿織物（綿の重量が全重量の 85%以上で、重量が1平方メートルにつき 200 グラム以下のものに限る。）

—漂白してないもの

- 5208.11—平織りのもので、重量が1平方メートルにつき 100 グラム以下のもの
- 5208.12—平織りのもので、重量が1平方メートルにつき 100 グラムを超えるもの
- 5208.13—3 枚綾（あや）織り又は4枚綾（あや）織り（破れ斜文織りを含む。）のもの
- 5208.19—その他の織物

—漂白したもの

- 5208.21—平織りのもので、重量が1平方メートルにつき 100 グラム以下のもの
- 5208.22—平織りのもので、重量が1平方メートルにつき 100 グラムを超えるもの
- 5208.23—3 枚綾（あや）織り又は4枚綾（あや）織り（破れ斜文織りを含む。）のもの
- 5208.29—その他の織物

—浸染したもの

- 5208.31—平織りのもので、重量が1平方メートルにつき 100 グラム以下のもの
- 5208.32—平織りのもので、重量が1平方メートルにつき 100 グラムを超えるもの
- 5208.33—3 枚綾（あや）織り又は4枚綾（あや）織り（破れ斜文織りを含む。）のもの
- 5208.39—その他の織物

－異なる色の糸から成るもの

5208.41－平織りのもので、重量が1平方メートルにつき 100 グラム以下のもの

5208.42－平織りのもので、重量が1平方メートルにつき 100 グラムを超えるもの

5208.43－3枚綾（あや）織り又は4枚綾（あや）織り（破れ斜文織りを含む。）のもの

5208.49－その他の織物

－なせんしたもの

5208.51－平織りのもので、重量が1平方メートルにつき 100 グラム以下のもの

5208.52－平織りのもので、重量が1平方メートルにつき 100 グラムを超えるもの

5208.59－その他の織物

この項には、重量が1平方メートルにつき 200 グラム以下で、綿の重量が全重量の 85%以上の織物を含む（織物については、11 部の総説（I）（C）に記載がある。）。

綿織物には、各種のものがあつて、その特性にしたがつて、衣類、家庭用リネン、寝台覆い、カーテンその他の室内用品等の製造に使用される。

この項には、次の物品を含まない。

（a）包帯で、医薬用又は小売用にしたもの（30.05）

（b）58.01 項の織物

（c）テリータオル地及び類似のテリー織物（58.02）

（d）もじり織物（58.03）

（e）59.11 項の技術的用途に供する織物

52.09 綿織物（綿の重量が全重量の 85%以上で、重量が1平方メートルにつき 200 グラムを超えるものに限る。）

－漂白してないもの

5209.11－平織りのもの

5209.12－3枚綾（あや）織り又は4枚綾（あや）織り（破れ斜文織りを含む。）のもの

5209.19－その他の織物

－漂白したもの

5209.21－平織りのもの

5209.22－3枚綾（あや）織り又は4枚綾（あや）織り（破れ斜文織りを含む。）のもの

5209.29－その他の織物

－浸染したもの

5209.31－平織りのもの

5209.32－3枚綾（あや）織り又は4枚綾（あや）織り（破れ斜文織りを含む。）のもの

5209.39－その他の織物

－異なる色の糸から成るもの

5209.41――平織りのもの

5209.42――デニム

5209.43――その他の3枚綾（あや）織り又は4枚綾（あや）織り（破れ斜文織りを含む。）の織物

5209.49――その他の織物

――なせんしたもの

5209.51――平織りのもの

5209.52――3枚綾（あや）織り又は4枚綾（あや）織り（破れ斜文織りを含む。）のもの

5209.59――その他の織物

52.08 項の解説は、この項の物品に準用する。

52.10 綿織物（綿の重量が全重量の 85%未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が人造繊維のものうち、重量が1平方メートルにつき 200 グラム以下のものに限る。）

――漂白してないもの

5210.11――平織りのもの

5210.19――その他の織物

――漂白したもの

5210.21――平織りのもの

5210.29――その他の織物

――浸染したもの

5210.31――平織りのもの

5210.32――3枚綾（あや）織り又は4枚綾（あや）織り（破れ斜文織りを含む。）のもの

5210.39――その他の織物

――異なる色の糸から成るもの

5210.41――平織りのもの

5210.49――その他の織物

――なせんしたもの

5210.51――平織りのもの

5210.59――その他の織物

この項には、第11部の総説（I）（C）に規定する織物を含む。

これらの織物は、11部の注2（11部総説（I）（A）参照）の適用により綿織物に属し、かつ、次の要件を満たす場合には、この項を含む。

（a）綿の重量が全重量の85%未満のもの

（b）混用繊維の全部又は大部分が人造繊維のもの

（c）重量が1平方メートルにつき200グラム以下のもの

重量割合を計算する際は、人造繊維の全重量を考慮するものとし、長繊維と短繊維を区別しないものとする。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 包帯で、医薬用又は小売用にしたもの (30.05)
- (b) 58.01 項の織物
- (c) テリータオル地及び類似のテリー織物 (58.02)
- (d) もじり織物 (58.03)
- (e) 59.11 項の技術的用途に供する織物

52.11 綿織物（綿の重量が全重量の 85%未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が人造繊維のものうち、重量が1平方メートルにつき 200 グラムを超えるものに限る。）

－漂白してないもの

5211.11－平織りのもの

5211.12－3 枚綾（あや）織り又は4 枚綾（あや）織り（破れ斜文織りを含む。）のもの

5211.19－その他の織物

5211.20－漂白したもの

－浸染したもの

5211.31－平織りのもの

5211.32－3 枚綾（あや）織り又は4 枚綾（あや）織り（破れ斜文織りを含む。）のもの

5211.39－その他の織物

－異なる色の糸から成るもの

5211.41－平織りのもの

5211.42－デニム

5211.43－その他の3 枚綾（あや）織り又は4 枚綾（あや）織り（破れ斜文織りを含む。）の織物

5211.49－その他の織物

－なせんしたもの

5211.51－平織りのもの

5211.52－3 枚綾（あや）織り又は4 枚綾（あや）織り（破れ斜文織りを含む。）のもの

5211.59－その他の織物

52.10 項の解説は、この項の物品に準用する。

52.12 その他の綿織物

－重量が1平方メートルにつき 200 グラム以下のもの

5212.11－漂白してないもの

5212.12――漂白したもの

5212.13――浸染したもの

5212.14――異なる色の糸から成るもの

5212.15――なせんしたもの

――重量が1平方メートルにつき 200 グラムを超えるもの

5212.21――漂白してないもの

5212.22――漂白したもの

5212.23――浸染したもの

5212.24――異なる色の糸から成るもの

5212.25――なせんしたもの

この項には、綿糸で織られた織物（11 部の総説（I）（C）に規定する。）を含む。ただし、この項には、この類の他の項又はこの部の後半部（通常、58 類又は 59 類）に特掲され又は含まれるもの以外の混用織物のみを含む。

包帯で、医薬用又は小売用にしたものは、この項には属さない（30.05）。

第 53 類

その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物

総 説

この類の解説については 11 部の総説を参照すること。

一般にこの類には、53.05 項の解説に掲げる例外を除き、綿以外の植物性紡織用繊維の原料から織物となるまでの各段階のものを含む。

また、紙糸及びその織物並びに 11 部の注 2 の規定によりこの類に属する混用繊維の物品も含む。

53.01 亜麻(精紡したものを除く。)並びにそのトウ及びくず(糸くず及び反毛した繊維を含む。)

5301.10—亜麻(生のもの及びレッティングしたものに限る。)

—亜麻(破茎、スカッチング、ハックリングその他の処理をしたものに限るものとし、精紡したものを除く。)

5301.21——破茎し又はスカッチングしたもの

5301.29——その他のもの

5301.30—亜麻のトウ及びくず

亜麻には、多くの種類があるが、最も知られているのは“*Linum usitatissimum*”である。亜麻(又はリネン)の繊維は、ペクチン質で結合されたち密な束状の靱(じん)皮として存在している。繊維工業に使用するためには、靱(じん)皮と靱(じん)皮以外の部分(特に木質部)を分離するとともに、靱(じん)皮を構成する繊維を個々に分離しなければならない。

この項には、亜麻(生のもの、レッティングしたもの、スカッチングしたもの、ハックリングその他の処理をしたもので精紡してないもの)を含む。

(A) 生の亜麻

これは収穫したままの亜麻で、麻こきでこいてあるかないか又は balled (葉及び種子を除去したもの) してあるかないかを問わない。

(B) レッティングした亜麻

亜麻の繊維を取り巻くペクチン質の大部分を除去するレッティングには、バクテリア若しくはカビの働きによる発酵法又は化学的な処理による方法がある。この処理は、通常、次のいずれかの方法で行われる。

(1) 亜麻の茎を露又は湿気でしめらせる。

(2) 亜麻の茎を静かな流れの川に浸水させるか又は堀やプールの濁った水に浸せきさせる。

(3) 大きなタンクの温かい湯に浸水させる。

(4) 蒸気処理、化学処理又は微生物処理を行う。

レッティングした亜麻は、戸外で又は機械的に乾燥すると、その繊維は木質部から分離しやすくなるとともに、繊維が個々に分離しやすくなり、ブレーキング及びスカッチングによ

り繊維は分離する。

(C) スカッチングした亜麻

亜麻は最初、木質部を小片に割るために押しつぶされてからスカッチング（すなわち、手又は機械で木質部を破碎し、亜麻繊維を採る。）される。ある種のトウ及びくずはこの処理の際に生ずる。

(D) 綿化した亜麻

この処理では、生の亜麻を水酸化ナトリウム溶液で煮沸してから炭酸ナトリウムを染み込ませ、更に弱酸で処理すると、二酸化炭素の遊離により茎がほぐれ、亜麻繊維が得られる。この処理が施されたものは、レッティング又はスカッチングを行う必要はない。

綿化した亜麻は、通常漂白される。

(E) ハックリングした（コームした）亜麻

ハックリングでは、靱（じん）皮を引き裂き、平行状態にするとともに、夾（きょう）雑物、短繊維、及び破碎した繊維（機械トウ）を除去する。亜麻はハックリング機にかけると、通常、繊維は連続したゆるい束状となる。更にその繊維を延展機（spreader）にかけて長いスライバーとする。このスライバーは、ダブリング、練篠工程を経てロービングとなる。スライバー及びロービングは、精紡して糸になっていなければこの項に含まれる。ロービングの最終段階では、単糸に近い細さにまで引き伸ばされて、通常わずかなよりもあるが、この項に属する。なお、53.06 項の単糸と混同してはならない。

(F) 亜麻のトウ及びくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）

トウは、一般に紡績に適するような異なった品質の亜麻のくずで、スカッチング、ハックリング（コーミング）、紡績等の各種工程中に得られるもので主として、短かったり、巻きついたり、破碎したり、もつれたりしている繊維から成る。

また、この項には、紡績、繰糸又は製織の際に生じる糸くず及び織物の断片又は製品を反毛して得られる繊維くずを含む。これらは、通常、紡績して糸にされる。

トウその他のくずは、構成繊維が短いので、紡績するためには、通常、カードはするがハックリング（コーム）はしない。カードした後に得られるスライバー及びロービングもこの項に含まれる。

この項には、主にスカッチング又はカーディング工程で得られるくずで、紡績には適さないが、モルタルのバインディング等の詰物又は製紙用の原料に使われるものも含む。

前記の物品は、漂白又は浸染をしてあるかないかを問わずこの項に属する。

この項には、次の物品を含まない。

(a) スカッチングによって破碎された亜麻の木質部 (44.01)

(b) 亜麻として知られているある種の植物性紡織用繊維（例えば、Indian flax (*Abroma augusta*) (53.03) 並びに New Zealand hemp 及び New Zealand flax (*Phormium tenax*) (53.05))

＊

＊ ＊

号の解説

5301.21

この項には、トウから得られるスカッチングした亜麻を含む。

53.02 大麻（カナビス・サティヴァ。精紡したものを除く。）並びにそのトウ及びくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）

5302.10—大麻（生のもの及びレッティングしたものに限る。）

5302.90—その他のもの

この項には、種々の気候及び土地で生長する植物である大麻（カナビス・サティヴァ）のみを含み、その繊維は、植物の靱皮の中に存在し、亜麻の場合に適用されるものと同様の一連の処理によって分離される（53.01 項の解説参照）。

この項には、次の物品を含む。

- （1）収穫されたままの生の大麻（葉及び種子を除去してあるかないかを問わない。）
- （2）レッティングした大麻：レッティングによって繊維の束はゆるめられているが、繊維はまだ大麻の木質部に密着している。
- （3）スカッチングした大麻：スカッチングによって大麻植物から分離された繊維で、長さが2メートル以上のものもある。繊維は単離した状態である。
- （4）コームした大麻：コームその他の紡績準備の処理をした大麻繊維で、一般にスライバー又はロービングの形状のものである。
- （5）大麻のトウ及びくず：この項には、スカッチング又はコーミングの工程中に生じる大麻繊維のくず、紡績又は製織等の際に生じる大麻の糸くず及びロープ類のくず又はぼろを反毛した繊維を含む。トウ及びくずは、糸を紡ぐのに適するもの（スライバー又はロービングの形状であるかないかを問わない。）であるが、充てん材料、詰物、製紙等の用途にのみ適するものであるかないかを問わずこの項に含まれる。

綿化（亜麻にして行うものと同様のもの）、漂白又は浸染は、この項の所属の決定には影響を及ぼさない。

この項には、次の物品を含まない。

- （a）大麻と呼ばれることもある植物性繊維で、例えば、次の物品
 - （1）Tampico hemp (istle) (14.04 又は 53.05)
 - （2）Gambo hemp 又は Ambari hemp (*Hibiscus cannabinus*)、Rosella hemp (*Hibiscus sabdariffa*)、abutilon hemp 又は China jute (*Abutilon avicennae*)、Indian hemp、sunn hemp、Madras hemp、Calcutta hemp、Bombay hemp 又は Benares hemp (*Crotalaria juncea*) 及び Queensland hemp (*Sida*) (53.03)
 - （3）Haiti hemp (*Agave foetida*)、Manila hemp (abaca)、Mauritius hemp (*Furcraea gigantea*) 及び New Zealand hemp 又は New Zealand flax (*Phormium tenax*) (53.05)
- （b）スカッチングの際に除去された大麻の堅い木質部 (44.01)
- （c）大麻の糸 (53.08)

(d) ぼろ又は綱のくず (63 類)

53.03 ジュートその他の紡織用靱(じん)皮繊維(精紡したもの、亜麻、大麻及びラミーを除く。)並びにそのトウ及びくず(糸くず及び反毛した繊維を含む。)

5303.10—ジュートその他の紡織用靱(じん)皮繊維(生のもの及びレッティングしたものに限る。)

5303.90—その他のもの

この項には、亜麻 (53.01)、大麻 (53.02) 及びラミー (53.05) 以外の双子葉植物の茎 (stems) から得られるすべての紡織用繊維を含む。

この項に属する紡織用靱(じん)皮繊維は、53.05 項の大部分の植物性繊維よりも感触がやわらかく、また、より繊細である。

この項には、次の繊維を含む。

- (1) True jute : *Corchorus capsularis* (又は white jute) 及び *Corchorus olitorius* (又は red jute) の 2 種が主要なもので、これらは、Tossa とも呼ばれている。
- (2) Hibiscus cannabinus : 取引上、Hibiscus hemp、Gambo hemp、Siam jute、Kenaf、Bimlipatam jute 又は Bimli jute、Ambari hemp、Papoulade San Francisco、Dah、Meshta 等とも呼ばれている。
- (3) Hibiscus sabdariffa : 取引上、Roselle hemp 又は Rosella hemp、Siam jute、Kenaf、Java jute 等とも呼ばれている。
- (4) Abutilon avicennae : abutilon hemp、China jute、Tien-Tsin、Ching-ma、King-ma 等とも呼ばれている。
- (5) Broom fibres : Spanish broom (*Spartium junceum*) 又は Common broom (*Cytisus scoparius*) の靱(じん)皮から得られる。
- (6) Urena lobata 及び Urena sinuata : これらは、原産地によって次のような異なる名称で呼ばれている。Congo jute、Madagascar jute 又は Paka、Malva blanca 又は Cadillo (cuba)、Guaxima、Aramina 又は Malava roxa (Brazil)、Caesarweed (Florida)
- (7) Crotalaria juncea : Indian hemp、Sunn hemp、madras hemp、Calcutta hemp、Bombay hemp 又は Benares hemp 又は Julburpur jute とも呼ばれている。
- (8) Sida : 主として Escobilla、Malvaisco、Queensland hemp 又は Cuba jute と呼ばれている。
- (9) Thespesia : Polompon (Vietnam) とも呼ばれている。
- (10) Abroma augusta : Devil's cotton 又は Indian flax とも呼ばれている。
- (11) Clappertonia ficifolia : Punga (Congo) 又は Guaxima (Brazil) とも呼ばれている。
- (12) Triumfetta : Punga (Congo) 又は Carapicho (Brazil) とも呼ばれている。
- (13) Nettles

この項には、次の物品を含む。

- (I) 繊維の原材料(レッティング又はストリップングしてない茎)、レッティングした繊維、ストリップングした繊維(機械によって得たもの): すなわち、時には 2 メートル以上に及ぶレ

ッティング又はストリップングによって得られる繊維及び「カッティング」（切断した繊維の根元で単独に取引されるもの）。

ただし、粗の状態のもの又は 14 類に属する状態の植物性材料（例えば、broom の茎）は、紡織用繊維としての用途を示す状態に加工（例えば、紡績準備としての破砕、カード又はコム）してある場合にのみこの項に属する。

（Ⅱ）カード、コムその他の紡績準備の処理をした繊維（通常、スライバー状である。）

（Ⅲ）主に靱（じん）皮繊維をカード又はコムする際に生ずる繊維のトウ及びくず：紡績、製織等の際に生ずる靱皮繊維の糸くず及びぼろ又はロープ若しくは綱のくずを反毛した繊維。

トウ及びくずは、糸を紡ぐのに適するもの（スライバー状であるかないかを問わない。）であるか又は充てん材料、詰物、フェルトの製造、紙の製造等の用途にのみ適するものであるかを問わずこの項に含む。

漂白又は浸染は、この項の物品の所属の決定には影響を及ぼさない。

この項には、次の物品を含まない。

- （a）エニシダ（broom）の茎（14. 04）
- （b）トウ（医療用として医薬用又は小売用に包装したもの）（30. 05）
- （c）この項のジュートその他の紡織用靱（じん）皮繊維の糸（53. 07）
- （d）ぼろ又はロープ若しくは綱のくず（63 類）

53. 05 ココやし、アバカ（マニラ麻又はムサ・テクスティリス）、ラミーその他の植物性紡織用繊維（他の項に該当するもの及び精紡したものを除く。）並びにそのトウ、ノイル及びくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）

この項には、ある種の単子葉植物（例えば、ココやし、アバカ又はサイザル）の葉若しくは果実から得られる植物性紡織用繊維又はラミーのように *urticaceae* 科の双子葉植物の茎から得られる植物性紡織用繊維（他の項に該当するものを除く。）を含む。

これらの繊維は、多くの場合 53. 03 項の紡織用靱（じん）皮繊維よりも粗硬、かつ、太いものである。

一般にこの項には、生のもの、紡績用に調製したもの（例えば、カード又はコムしてスライバーにしたもの）、トウ若しくは繊維のくず（主としてコーミングの際に得られるもの）、糸くず（主として紡績又は製織の際に得られるもの）又は反毛した繊維（ぼろ又は綱のくず等から得られるもの）を含む。

ただし、生のもの又は 14 類に属する状態の植物性材料（特に、カポック）から得られる繊維は、紡織用繊維としての用途を示す状態に加工（例えば、紡績準備としての破砕、カード又はコム）してある場合にのみ、この項に属する。

この項には、次の植物性紡織用繊維を含む。

ココやし（コイヤ）：この繊維は、ナットの外表面から得られるもので、かつ色の粗硬でもろい

ものである。これは、ばらであるか又は束にしてあるかを問わずこの項に属する。

アバカ：アバカ（又はマニラ麻）の繊維は、主にフィリピン島において栽培されているバナナ（*Musa textiles Nee*）の葉柄から得られるものである。この繊維は、ナイフ又は機械的に葉柄の非繊維質部分をけずり落として得られるもので、コムその他の紡績準備の処理（例えば、スライバー又はロービングの形状にしたもの）をしてあるかないかを問わずこの項に属する。

マニラ麻の繊維は、気候又は海水の作用に対して非常に抵抗力があるので、主に船舶用のケーブル又は魚網の製造に使用される。また、これらは粗硬織物又は帽子用のさなだを製造する糸にも紡がれる。

ラミー：ラミーの繊維は、種々の植物、主に極東地方で栽培されている *Boehmeria tenacissima* (Rhea, green ramie) 及び *Boehmeria nivea* (China grass, White ramie) の靱（じん）皮から得られる。

ラミーの茎は根元から切りとられ、そのまま（時には予備的な乾燥をした後に）手又は機械によって茎の外皮を除去し、木質部を除去すると長いリボン状のラミーが得られる。これを通常、アルカリ液で煮沸して、繊維が膠着しているペクチン質を除去する。これを絞って乾燥すると真珠のように白い繊維となる。

Alfa 又は Esparto：これらの繊維は、植物の葉から得られる。ただし、これらはロール、破碎、コムその他紡織用としての用途を示す状態に加工した場合にのみこの項に属する。そのような加工をしてない葉は、この項には含まない（14 類）。

Aloe fibre

Haiti hemp (Agave foetida)

Henequen (Agave fourcroydes)

Istle 又は ixtle (Tampico hemp 又は Mexican hemp)：これらの繊維は、Agave funkiana 又は Agave lechungilla から採取したもので、主としてブラシの製造に使用され、通常 14.04 項に属するものであるが、紡織用としての用途を示す状態に加工した場合には、この項に属する。

Maguey 又は Cantala：Agave cantala（フィリピン又はインドネシア）又は Agave tequilana（メキシコ）から得られる。

Mauritius hemp (Furcraea gigantea)：piteira と呼ばれる（ブラジル）。

New Zealand hemp 又は New Zealand flax (Phormium tenax)

Peat fibre (Berandine peat 又は Beraudine peat と呼ばれる。)：この繊維は、木質の泥炭から得られる。この繊維は、紡織用繊維としての用途を示す状態に加工した場合にのみこの項に属する。その他の場合にはこの項には含まない（27.03）。

パイナップル：この繊維は、Curana（アマゾン）、Pina（メキシコ）又は Silkgrass と呼ばれ、Bromeliaceae 科のパイナップル系植物の葉から得られる。この繊維には、Pita floja、Colombia pita、Arghan、Caroa（ブラジル）、Karates 等の繊維を含む。

Pita (Agave americana)

Sansevieria：Bowstring hemp 又は Ife hemp と呼ばれる。

Sisal (Agave sisalana)

Typha：この繊維は、typha 又は cattail 植物の葉から得られる。これら繊維は同じ植物の種子

に付いている短い毛と混同してはならない。これらの毛は、救命具、がん具等の詰物材料として使用されるものであり、この項には含まない（14. 04）。

Yucca

漂白又は浸染は、この項の物品の所属の決定には影響を及ぼさない。

53.06 亜麻糸

5306.10－単糸

5306.20－マルチプルヤーン及びケーブルヤーン

この項には、53.01 項の亜麻繊維のロービングを紡績して得られる単糸及び当該単糸を組み合わせて製造したマルチプルヤーン又はケーブルヤーンを含む。

ただし、ひも、綱及びケーブル等の規定に該当するものは、この項には含まない。（56.07）（11 部総説（I）（B）（2）参照）。

これらの糸は、小売用にしたものであるかないか又は 11 部の総説（I）（B）（1）に規定する加工をしてあるかないかを問わずこの項に属する。

金属を交えた糸（亜麻糸と金属糸を組み合わせたもので、金属糸の割合は問わない。）は、この項には含まない（56.05）。

53.07 第 53.03 項のジュートその他の紡織用靱（じん）皮繊維の糸

5307.10－単糸

5307.20－マルチプルヤーン及びケーブルヤーン

この項には、53.03 項のジュートその他の紡織用靱（じん）皮繊維のスライバーを紡績して得られる単糸又はマルチプルヤーンを含む。

ただし、ひも、綱、ケーブル等の規定（11 部総説（I）（B）（2）参照）に該当するものは含まない（56.07）。

これらの糸は、小売用にしたものであるかないか又は 11 部の総説（I）（B）（1）に規定する加工をしてあるかないかを問わずこの項に属する。

53.08 その他の植物性紡織用繊維の糸及び紙糸

5308.10－コイヤヤーン

5308.20－大麻糸

5308.90－その他のもの

（A）その他の植物性紡織用繊維の糸

このグループには、53.02 項の大麻繊維、53.05 項の植物性紡織用繊維又は 11 部に属さない植物性繊維（特に、カボック、イストル等 14 類のもの）を紡績して得られる単糸又はマルチプルヤーンを含む。

ただし、ひも、綱及びケーブル等の規定（11 部総説（I）（B）（2）参照）に該当するものは、56.07 項に属する。

大麻糸は、縫糸（例えば、靴又は革製品の製造用）又は織物用として供される。

これらの糸は、小売用にしたものであるかないか又は 11 部の総説に規定する加工をしてあるかないかを問わずこの項に属する。

金属を交えた糸（このグループの糸と金属糸を組み合わせたもので、金属糸の割合は問わない。）は、この項には含まれない（56.05）。

（B）紙糸

このグループには、紙製の単糸又はマルチプルヤーンを含む。これらは、小売用にしているかないかを問わない。また、ひも、綱及びケーブルの形状であるかないかを問わずこの項に属する。ただし、組んだひも、綱及びケーブルは含まない。

11 部の総説（I）（B）（1）に規定する加工をしてあるかないかを問わず紙糸は、このグループに属する。

単糸は、湿らせた紙のストリップ（塗布したものもある。）を長くよるか又はローリングして作られ、また、マルチプルヤーンは、単糸を 2 本又はそれ以上より合わせて得られる。

この項には、次の物品を含まない。

- （a）紙を 1 回以上単に長さの方向に折り重ねたもの（48 類）
- （b）金属糸とともに紡績した紙糸又は金属を被覆した紙糸（金属を交えた糸）（56.05）
- （c）金属で単に補強した紙糸並びに紙糸を組んだ綱及びケーブル（56.07）

53.09 亜麻織物

－亜麻の重量が全重量の 85%以上のもの

5309.11－漂白してないもの及び漂白したもの

5309.19－その他のもの

－亜麻の重量が全重量の 85%未満のもの

5309.21－漂白してないもの及び漂白したもの

5309.29－その他のもの

この項には、亜麻糸で織られた織物（11 部の総説（I）（C）に規定するもの）を含む。これらの織物には、婦人用の下着及びドレス用織物、シート、テーブルリネン用等の織物を含む。リネン織物は、また、マットレスのカバー、袋、ターポリン、帆等にも使用される。

包帯で、医療用又は小売用にしたものは含まない（30.05）。

53.10 第 53.03 項のジュートその他の紡織用靱（じん）皮繊維の織物

5310.10－漂白していないもの

5310.90－その他のもの

この項には、53.03 項のジュートその他の紡織用靱（じん）皮繊維の糸で織られた織物（11 部の総説（I）（C）に規定するもの）を含む。

ジュート織物は、袋、包装用品、リノリウムを製造する際の基布、室内用品の裏張り等を使用される。

53.11 その他の植物性紡織用繊維の織物及び紙系の織物

この項には、53.08 項の糸で織られた織物（11 部の総説（I）（C）に規定するもの）を含む。

これらの織物は、主に包装用品、帆布、ターポリンの製造、袋、テーブルクロス、敷物又はリノリウム用の基布等を使用される。

この項には、紙のストリップを交錯させて作った織物を含まない（46.01）。

第 54 類

人造繊維の長繊維並びに人造繊維の織物
及びストリップその他これに類する人造繊維製品

注

1 この表において「人造繊維」とは、次の繊維をいう。

(a) 有機単量体の重合により製造した短繊維及び長繊維（例えば、ポリアミド、ポリエステル、ポリオレフィン又はポリウレタンのもの）、又は、この工程により得た重合体を化学的に変性させることにより製造した短繊維及び長繊維（例えば、ポリ（酢酸ビニル）を加水分解することにより得たポリ（ビニルアルコール））

(b) 繊維素その他の天然有機重合体を溶解し若しくは化学的に処理することにより製造した短繊維及び長繊維（例えば、銅アンモニアレーヨン（キュプラ）及びビスコースレーヨン）、又は、繊維素、カゼイン及びその他のプロテイン、アルギン酸その他の天然有機重合体を化学的に変性させることにより製造した短繊維及び長繊維（例えば、アセテート及びアルギネート）

この場合において、「合成繊維」とは（a）の繊維をいうものとし、「再生繊維又は半合成繊維」又は場合により「再生繊維若しくは半合成繊維」とは（b）の繊維をいう。第 54.04 項又は第 54.05 項のストリップその他これに類する物品は、人造繊維とみなさない。

人造繊維、合成繊維及び再生繊維又は半合成繊維の各用語は、材料の語とともに使用する場合においても、それぞれ前記の意味と同一の意味を有する。

2 第 54.02 項及び第 54.03 項には、第 55 類の合成繊維の長繊維のトウ及び再生繊維又は半合成繊維の長繊維のトウを含まない。

総 説

この類の解説については、11 部の総説を参照すること。

「人造繊維」とは、54 類及び 55 類又はこの表の他の部分において使用する場合、54 類の注 1 により、次のいずれかの製造方法で作られた有機重合体で構成される長繊維又は短繊維を意味する。

(1) 有機単量体の重合又はこれにより得た重合体の化学的変性（39 類総説参照）によるもの（合成繊維）

(2) 天然有機重合体を溶解し若しくは化学的に処理したもの、又は、天然有機重合体を化学的に変性させたもの（再生繊維又は半合成繊維）

(I) 合成繊維

合成繊維を製造するもとなる材料は、一般に石炭若しくは石油の蒸留物又は天然ガスから誘導される。重合して生じる物質は、溶融させるか又は適当な溶媒に溶解させるかのどちらかを行ったあと、紡出口金（噴出口）を通して空気中か又は適当な凝固浴中へ紡出し、冷却によって、あるいは、その溶媒を蒸発させることによって固化させるか又は長繊維の形状で沈殿させる。

この段階では、これらの繊維の性質は、通常、次の紡織工程に直接使用するには不適當であり、長繊維の方向に分子を配向させる追加工程である延伸を行わなければならない。このようにして、ある種の技術的特性（例えば、強度）が著しく改善される。

主な合成繊維には、次のものがある。

- (1) アクリル：線状高分子で構成される繊維で、当該高分子中、全重量の 85%以上がアクリロニトリル単位から成るもの
- (2) モダクリル：線状高分子で構成される繊維で、当該高分子中、全重量の 35%以上、85%未満がアクリロニトリル単位から成るもの
- (3) ポリプロピレン：飽和非環式炭化水素の直線状高分子で構成される繊維で、当該高分子中、全重量の 85%以上が一つおきの炭素原子のアイソタクチックの位置で 1 個のメチル基を有し、それ以上の置換基を有しない単位から成るもの
- (4) ナイロンその他のポリアミド：合成線状高分子で構成される繊維で、当該高分子中、85%以上が非環式基又は環式基に結合されているアミド結合のくり返しであるか又は 85%以上がアミド結合によって 2 個の芳香環が直接に結合している芳香族基から成るもの。その組成中、アミド基の 50%未満はイミド基で置換されていてもよい。

「ナイロンその他のポリアミド」という用語には、アラミドを含む（部注 12 参照）。

- (5) ポリエステル：線状高分子で構成される繊維で、当該高分子中、全重量の 85%以上がジオール及びテレフタル酸のエステルから成るもの
- (6) ポリエチレン：線状高分子で構成される繊維で、当該高分子中、全重量の 85%以上がエチレン単位から成るもの
- (7) ポリウレタン：ポリヒドロキシ化合物（例えば、ひまし油、ブタン-1,4-ジオール、ポリエーテルポリオール、ポリエステルポリオール）と多官能イソシアナートを重合させてできる繊維

その他の合成繊維には、塩化系繊維（chlorafibre）、ふっ化系繊維（fuorofibre）、ポリカーボアミド（polycarbamide）、トリビニール（trivinyll）及びビニラール（vinylal）を含む。

合成繊維の構成物質は 39 類で解説されている共重合物又はホモポリマーの混合物であり、例えば、エチレン及びプロピレンの共重合物でこの繊維の所属については、それぞれの構成物の各割合について考慮しなければならない。ポリアミド系を除き、これらの割合は重量割合である。

（Ⅱ）再生繊維又は半合成繊維

これらの繊維を製造するもととなる材料は、天然原料を処理（溶解若しくは化学的処理、又は化学的変性を含む。）することによって抽出される有機重合物である。

主な再生繊維又は半合成繊維には次の物品がある。

- (A) セルロース繊維。次の物品である。

- (1) ビスコースレーヨン：これは、一般に、亜硫酸木材パルプの形状のセルロースを水酸化ナトリウムを使用して処理することによって得られる。生じたアルカリセルロースは、そのあと二硫化炭素で処理されセルロースキサントゲン酸ナトリウムに変わる。後者は、次に水酸化ナトリウムの薄い溶液に溶解させて、ビスコースの名で知られる濃い溶液に

する。精製し、熟成したのち、ビスコースは紡糸口金を通じ酸性凝固浴中へ紡出し、再生セルロースの長繊維を形成させる。ビスコースレーヨン、また、ビスコース工程を変形して再生セルロースから得られる同形態の繊維も含む。

- (2) 銅アンモニアレーヨン（キュプラ）：一般にリンター又は化学木材パルプの形状のセルロースを銅アンモニア溶液に溶解させて得られる。生じた粘性の大きい溶液は、浴中へ紡出されて、凝固したセルロースの長繊維が形成される。
- (3) セルロースアセテート（トリアセテートを含む。）：セルロース中の水酸基の74%以上がアセチル化されたセルロースアセテートから得られる繊維である。これは、コットンリンター又は化学木材パルプの形状のセルロースを無水酢酸、酢酸及び硫酸の混合物で処理して製造される。生じた第1次セルロースアセテートは可溶性の形に変えられ、例えば、アセトンのような揮発性の溶媒に溶解させ、そのあと（一般に暖かい空気中へ）紡出する。このとき、溶媒は蒸発し、セルロースアセテートの長繊維が残る。
- (B) 動植物性のたんぱく繊維。これには、次の物品を含む。
 - (1) アルカリ（一般に、水酸化ナトリウム）中にミルクカゼインを溶解させて得られる繊維：熟成させたのち、溶液は酸性凝固浴中へ紡出される。生じた長繊維は続いてホルムアルデヒド、タンニン、クロム塩その他の化合物で処理し硬化する
 - (2) 落花生、大豆、とうもろこし（ゼイン）等のたんぱくから類似の方法で得られるその他の繊維
- (C) アルギン酸繊維：種々の海藻を化学処理すると、一般に、アルギン酸ナトリウムの粘性の溶液が得られる。この溶液を浴中へ紡出し、ある金属のアルギン塩酸に変える。これらには、次の物品を含む。
 - (1) アルギン酸クロムカルシウム繊維：不燃性である。
 - (2) アルギン酸カルシウム繊維：石けんの弱アルカリ性溶液にはたやすく溶ける。このため、この繊維は通常の紡織用繊維としての使用に不適であり、ある種の製造作業における仮糸として使用されることが最も多い。

＊

＊ ＊

この類には、人造繊維の長繊維、糸及び長繊維の織物を含む。同様に人造繊維の長繊維の糸及び織物として11部の注2の適用により所属が決定される混用繊維の糸及び織物を含む。また単繊維及び54.04項又は54.05項のその他の物品並びにそれらの物品の織物を含む。長繊維のトウは、55類の注1に規定されているものを除き、この類に含まれる。55類の長繊維のトウは、短繊維の製造に使用されるが、この類のトウは、一般に、タバコのフィルター製造に使用する。

この類には、次の物品を含まない。

- (a) 33.06項の小売用の包装にした歯間清掃用の糸（デンタルフロス）
- (b) 40類の物品、特に40.07項の糸及びひも
- (c) 55類の物品、特に、人造繊維の短繊維、糸及び短繊維の織物並びに人造繊維のくず（ノイル、糸くず及び反毛した繊維を含む。）

- (d) 68.15 項の炭素繊維及び炭素繊維の製品
- (e) 70.19 項のガラス繊維及びガラス繊維の製品

54.01 縫糸（人造繊維の長繊維のものに限るものとし、小売用にしたものであるかないかを問わない。）

- 5401.10－合成繊維の長繊維のもの
- 5401.20－再生繊維又は半合成繊維の長繊維のもの

この項には、11 部の総説（I）（B）（4）に規定されている条件に該当する形態の人造繊維の長繊維の縫糸を含む。

ただし、そのような糸が、ひも等の規定（11 部総説（I）（B）（2）参照）に該当する場合には、この項には含まれない（56.07）。

縫糸は、小売用にしたものであるかないか又は 11 部の総説（I）（B）（1）に規定する加工をしてあるかないかを問わずこの項に属する。

この項には、また、縫糸として使用される場合であっても単糸及び単繊維は含まない（54.02、54.03、54.04 又は 54.05）。

54.02 合成繊維の長繊維の糸（67 デシテックス未満の単繊維のものを含むものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。）

－強力糸（ナイロンその他のポリアミドのものに限るものとし、テクスチャード加工をしているかないかを問わない。）

- 5402.11－アラミドのもの
- 5402.19－その他のもの
- 5402.20－強力糸（ポリエステルのものに限るものとし、テクスチャード加工をしているかないかを問わない。）
 - －テクスチャード加工糸
- 5402.31－ナイロンその他のポリアミドのもの（構成する単糸が 50 テックス以下のものに限る。）
- 5402.32－ナイロンその他のポリアミドのもの（構成する単糸が 50 テックスを超えるものに限る。）
- 5402.33－ポリエステルのもの
- 5402.34－ポリプロピレンのもの
- 5402.39－その他のもの
 - －その他の単糸（より数が 1 メートルにつき 50 以下のものに限る。）
- 5402.44－弾性を有するもの
- 5402.45－その他のもの（ナイロンその他のポリアミドのものに限る。）

5402. 46ーその他のもの（ポリエステルのもので、部分的に配向性を与えたものに限る。）

5402. 47ーその他のもの（ポリエステルのものに限る。）

5402. 48ーその他のもの（ポリプロピレンのものに限る。）

5402. 49ーその他のもの

ーその他の単糸（より数が1メートルにつき50を超えるものに限る。）

5402. 51ーナイロンその他のポリアミドのもの

5402. 52ーポリエステルのもの

5402. 53ーポリプロピレンのもの

5402. 59ーその他のもの

ーその他のマルチプルヤーン及びケーブルヤーン

5402. 61ーナイロンその他のポリアミドのもの

5402. 62ーポリエステルのもの

5402. 63ーポリプロピレンのもの

5402. 69ーその他のもの

この項には、合成繊維の長繊維の糸（縫糸を除く。）を含む。これには、次の物品がある。

（1）67 デシテックス未満の単繊維（monofil）

（2）マルチフィラメント。一般には、紡糸口金から長繊維が紡出されると同時に多数の単繊維（2本から数百本）を集束して得られる。これらの糸は、よってないもの及びよったもの（単糸、マルチプルヤーン及びケーブルヤーン）である。

これらには、次の物品を含む。

（i）平行に引きそろえたフィラメントから成るよってない単糸。55 類に該当しないフィラメントのトウも含む。

（ii）紡糸又はその後のねん糸工程において得られるよった長繊維の単糸

（iii）単糸をより合わすことによって作られるマルチプルヤーン及びケーブルヤーン。これらには、54. 04 項の単繊維から得られるものも含まれる（11 部総説（I）（B）（1）参照）。

ただし、上記の糸は、56. 07 項のひも又は54. 06 項の小売用にした糸（11 部総説（I）（B）（2）及び（3）参照）である場合には、この項には含まれない。

小売用にしたもの以外の通常の形状にした紡織用繊維の糸のほか、この項のある種の糸は糸巻を使用しない形状にしたもの（ケーキ等）もある。

上記除外規定のほか、この項には、次の物品を含まない。

（a）54. 04 項の合成繊維の単繊維及び合成繊維材料のストリップその他これに類する物品

（b）55. 01 項の長さが2メートルを超える合成繊維の長繊維のトウ

（c）55. 03 項の長さが2メートル以下の合成繊維の長繊維のトウ

（d）55. 06 項のトップ（けん切したトウ）

（e）金属を交えた糸（この項の糸と金属糸（金属の量は問わない。）とを結合したものと及び金属

で被覆したものを含む。) (56. 05)

＊

＊ ＊

号の解説

5402. 31 から 5402. 39 まで

テクスチャード加工糸は、機械的又は物理的手段により（例えば、より、無より、仮より、押込み、たるみ付け、熱処理又はこれらの工程のいくつかを組み合わせる。）加工された糸である。これらは個々の繊維に、カール、クリンプ、ループ等が施されている。これらのけん縮は伸張すると部分的又は完全に直線状になるが、伸張を解くともとのけん縮の状態に戻る。

テクスチャード加工糸は、高いバルキー性又は高い伸縮性のいずれかを有することで特徴づけられる。両タイプの高伸縮性のものは、伸縮性衣類（例えば、タイツ、長靴下、下着）の製造に使用するのに特に適しており、他方、高いバルキー性のある糸は柔らかさ及び暖かさといった風合を繊維に与えている。

テクスチャード加工糸は、独特なよりの特徴、小さなループ又は糸中の長繊維の平行配向性が低下していることにより、テクスチャード加工されていない（フラット）長繊維の糸とは区別される。

5402. 46

この号には、分子が部分的に配向している繊維で構成している糸を含む。これらの糸（一般に、平らである。）は、直接織物の製造に使用することはできない。これらの糸は、最初に延伸又は延伸－テクスチャード加工工程を経なければならない。これらは“POY”という名で呼ばれている。

54. 03 再生繊維又は半合成繊維の長繊維の糸（67 デシテックス未満の単繊維のものを含むものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。）

5403. 10－強力糸（ビスコースレーヨンのものに限る。）

－その他の単糸

5403. 31－ビスコースレーヨンのもの（より数が1メートルにつき120以下のものに限る。）

5403. 32－ビスコースレーヨンのもの（より数が1メートルにつき120を超えるものに限る。）

5403. 33－アセテートのもの

5403. 39－その他のもの

－その他のマルチプルヤーン及びケーブルヤーン

5403. 41－ビスコースレーヨンのもの

5403. 42－アセテートのもの

5403. 49－その他のもの

54. 02 項の解説は、この項において準用する。

54.04 合成繊維の単繊維（67 デシテックス以上のもので、横断面の最大寸法が1ミリメートル以下のものに限る。）及び合成繊維材料のストリップその他これに類する物品（例えば、人造ストロー。見掛け幅が5ミリメートル以下のものに限る。）

－単繊維

5404.11－弾性を有するもの

5404.12－その他のもの（ポリプロピレンのものに限る。）

5404.19－その他のもの

5404.90－その他のもの

この項には、次の物品を含む。

- (1) 合成繊維の単繊維：これらは、長繊維として紡出された1本の長繊維である。これらは、67デシテックス以上で横断面の最大寸法が1ミリメートル以下のものに限りこの項に属する。この項の単繊維は紡出したものだけではなく、積層又は融解によって得られることもあり、横断面が凹凸のものがある。

- (2) 合成繊維のストリップその他これに類するもの：この項のストリップは、紡出するか又は幅広ストリップ若しくはシートを切断することによって作られ、幅が5ミリメートル以下の平たいものである。

これらのものが、見掛け幅（すなわち、折り、偏平にし、圧縮し又はよった状態のもの）が5ミリメートル以下のものはこの項を含む。

(i) 長さに沿って折ったストリップ

(ii) 偏平にしたチューブ（長さに沿って折ってあるかないかを問わない。）

(iii) ストリップ並びに上記(i)及び(ii)の製品で圧縮し又はよったもの

その幅（又は見掛け幅）が、不均一な場合は、その所属は平均幅によって決定するものとする。

この項には、マルチプル（双系）化又はケーブル化されたストリップその他これらに類するものも含む。

これらのすべての物品は、一般には長尺のものであるが、短く切断されているもの及び小売用にしたものであるかないかを問わずこの項に属する。これらは、これらの有する異なった特性に応じてそれぞれブラシ、スポーツラケット、釣糸、外科用の縫合糸、室内装飾用織物、ベルト、婦人用帽子、組ひも等の製造に使用される。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 殺菌した合成繊維の単繊維（30.06）

- (b) 横断面の最大寸法が1ミリメートルを超える合成繊維の単繊維又はストリップ及び偏平なチューブ（長さの方向に沿って折ったストリップ及び偏平なチューブを含む。）で、圧縮してあるかないか又はよって（例えば、人造ストロー）あるかないかを問わず、見掛け幅（すなわち、折り、偏平にし、圧縮し又はよった状態）が5ミリメートルを超えるもの（39類）

- (c) 54.02 項の合成繊維の単繊維で 67 デシテックス未満のもの
- (d) 56 類のストリップその他これに類するもの
- (e) 合成繊維の単繊維で、釣針を付けたもの又はその他の方法で釣糸に仕上げたもの (95.07)
- (f) ブラシ製造用に結束し又は房状にしたもの (96.03)

54.05 再生繊維又は半合成繊維の単繊維 (67 デシテックス以上のもので、横断面の最大寸法が 1 ミリメートル以下のものに限る。) 及び再生繊維又は半合成繊維の材料のストリップその他これに類する物品 (例えば、人造ストロー。見掛け幅が 5 ミリメートル以下のものに限る。)

54.04 項の解説は、この項において準用する。

54.06 人造繊維の長繊維の糸 (小売用にしたものに限るものとし、縫糸を除く。)

この項には、11 部の総説 (I) (B) (3) に規定する条件に適合する小売用にした人造繊維の長繊維の糸 (縫糸を除く。) を含む。

54.07 合成繊維の長繊維の糸の織物 (第 54.04 項の材料の織物を含む。)

5407.10—強力糸 (ナイロンその他のポリアミド又はポリエステルのものに限る。) の織物

5407.20—ストリップその他これに類する物品の織物

5407.30—この部の注 9 の織物

—その他の織物 (ナイロンその他のポリアミドの長繊維の重量が全重量の 85% 以上のものに限る。)

5407.41—漂白してないもの及び漂白したもの

5407.42—浸染したもの

5407.43—異なる色の糸から成るもの

5407.44—なせんしたもの

—その他の織物 (テクスチャード加工をしたポリエステルの長繊維の重量が全重量の 85% 以上のものに限る。)

5407.51—漂白してないもの及び漂白したもの

5407.52—浸染したもの

5407.53—異なる色の糸から成るもの

5407.54—なせんしたもの

—その他の織物 (ポリエステルの長繊維の重量が全重量の 85% 以上のものに限る。)

5407.61—テクスチャード加工をしてないポリエステルの長繊維の重量が全重量の 85% 以上の

もの

5407. 69ーその他のもの

ーその他の織物（合成繊維の長繊維の重量が全重量の 85%以上のものに限る。）

5407. 71ー漂白してないもの及び漂白したもの

5407. 72ー浸染したもの

5407. 73ー異なる色の糸から成るもの

5407. 74ーなせんしたもの

ーその他の織物（合成繊維の長繊維の重量が全重量の 85%未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が綿のものに限る。）

5407. 81ー漂白してないもの及び漂白したもの

5407. 82ー浸染したもの

5407. 83ー異なる色の糸から成るもの

5407. 84ーなせんしたもの

ーその他の織物

5407. 91ー漂白してないもの及び漂白したもの

5407. 92ー浸染したもの

5407. 93ー異なる色の糸から成るもの

5407. 94ーなせんしたもの

この項には、合成繊維の長繊維の糸又は 54. 04 項の単繊維及びストリップから製造した織物（織物については 11 部総説（I）（C）に記載がある。）を含む。これらには、服地、裏地、カーテン生地、室内用織物、テント生地、パラシュート生地等の各種のものを含む。

この項には、次の物品を含まない。

（a）包帯で、医薬用又は小売用にしたもの（30. 05）

（b）横断面の最大寸法が 1 ミリメートルを超える合成繊維の単繊維の織物又は見掛け幅が 5 ミリメートルを超えるストリップその他これらに類する合成繊維材料の織物（46. 01）

（c）合成繊維の短繊維の織物（55. 12 から 55. 15 まで）

（d）59. 02 項のタイヤコードファブリック

（e）59. 11 項の技術的用途に供する織物

54. 08 再生繊維又は半合成繊維の長繊維の糸の織物（第 54. 05 項の材料の織物を含む。）

5408. 10ー強力糸（ビスコースレーヨンのものに限る。）の織物

ーその他の織物（再生繊維若しくは半合成繊維の長繊維又は再生繊維若しくは半合成繊維の材料のストリップその他これに類する物品の重量が全重量の 85%以上のものに限る。）

5408. 21ー漂白してないもの及び漂白したもの

5408.22－浸染したもの

5408.23－異なる色の糸から成るもの

5408.24－なせんしたもの

－その他の織物

5408.31－漂白してないもの及び漂白したもの

5408.32－浸染したもの

5408.33－異なる色の糸から成るもの

5408.34－なせんしたもの

この項には、再生繊維若しくは半合成繊維の長繊維の糸又は 54.05 項の単繊維及びストリップから製造した織物（11 部総説（I）（C）に規定。）を含む。これらには、服地、裏地、カーテン生地、室内用織物、テント生地、パラシュート生地等の各種のものを含む。

この項には、次の物品を含まない。

（a）包帯で、医薬用又は小売用にしたもの（30.05）

（b）横断面の最大寸法が 1 ミリメートルを超える再生繊維若しくは半合成繊維の単繊維又は見掛け幅が 5 ミリメートルを超えるストリップその他これに類する再生繊維若しくは半合成繊維の材料の織物（46.01）

（c）再生繊維又は半合成繊維の短繊維の織物（55.16）

（d）59.02 項のタイヤコードファブリック

（e）59.11 項の技術的用途に供する織物

第 55 類

人造繊維の短繊維及びその織物

注

- 1 第 55.01 項及び第 55.02 項には、人造繊維の長繊維のトウで、同一の長さの平行した繊維（トウの長さに等しい長さのものに限る。）から成るもののうち、次のすべての要件を満たすもののみを含む。
- (a) 長さが 2 メートルを超えること。
 - (b) より数が 1 メートルにつき 5 未満であること。
 - (c) 構成する 1 本の長繊維が 67 デシテックス未満であること。
 - (d) 合成繊維の長繊維のトウについては、延伸処理をしたもので、その長さの 2 倍を超えて伸びないこと。
 - (e) 1 束につき 20,000 デシテックスを超えること。
- 長さが 2 メートル以下のトウは、第 55.03 項又は第 55.04 項に属する。

総 説

この類の解説については、11 部の総説を参照すること。

この類には、54 類の総説に記述する人造繊維の短繊維の形状のもの（すなわち、スフ）又はある種の長繊維のトウを含む。また、これらの繊維又はトウから糸及び織物までの各段階の物品を含む。更に、11 部の注 2 の適用により人造繊維の短繊維の物品に属する混用繊維の物品も含まれる。

人造繊維の短繊維は、通常多数の（時には数千の）穴を有する紡糸口金（ジェット）から押し出すことによって製造される。多数の紡糸口金（ジェット）から押し出された長繊維は、トウの形状に寄せ集められる。このトウは、トウの形状のまま直ちに、あるいは各工程（洗浄、漂白、浸染等）を経たのちに、延伸して短く切断される。切断される繊維の長さは、通常 25 ミリメートルから 180 ミリメートルの間であるが、人造繊維の固有の性質や、混用される他の紡織用繊維の性質及び製造しようとする糸のタイプによって変わる。

人造繊維の長繊維又は短繊維のくず（ノイル、糸くず及び反毛した繊維）もこの類に含まれる。

この類には、次の物品を含まない。

- (a) 56.01 項の長さが 5 ミリメートル以下の紡織用繊維
- (b) 25.24 項の石綿及び 68.12 項又は 68.13 項の石綿の製品その他の物品
- (c) 68.15 項の炭素繊維及びその製品
- (d) 70.19 項のガラス繊維及びその製品

55.01 合成繊維の長繊維のトウ

ーナイロンその他のポリアミドのもの

5501. 11ーアラミドのもの

5501. 19ーその他のもの

5501. 20ーポリエステルのも

5501. 30ーアクリル又はモダクリルのもの

5501. 40ーポリプロピレンのもの

5501. 90ーその他のもの

この項には、この類の総説に規定する方法により製造された合成繊維の長繊維のトウで、下記の要件を備えているもののみを含む（類注1参照）。

- (A) 長さが2メートルを超えること。
- (B) よってないもの及びより数が1メートルにつき5未満であること。
- (C) 構成する1本の長繊維が67デシテックス未満であること。
- (D) 延伸処理をしたもので、その長さの2倍を超えて伸びないこと。
- (E) 一束につき20,000デシテックスを超えること。

上記(D)の要件は、トウが短繊維に形態が変えられる条件を具備していることの証しとして設けられているものである。紡出された直後の合成繊維の長繊維は、配列が不十分であるので、その分子の配向効果のために延伸をしなければならず、延伸によって繊維の必要とする特性が得られる。延伸したトウは、まだ伸縮性を保持しているが、その長さは2倍ぐらいまで引き伸ばすことによって通常は切れるものである。これに反して、延伸していないトウは、切れるまでには、その長さの3倍から4倍の間まで伸ばすことができる。

この項のトウは、一般に合成繊維の短繊維の製造に使用されるものであって、その方法は次の通りである。

- (1) 短繊維にカットし、一般に綿及び羊毛の場合と同様の方法によってスライバー、ロービング及び糸と形が変えられる。
- (2) tow-to-topの方法(55.06項の解説参照)によってトップに変えられ、それを糸にする。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 上記(A)、(B)及び(C)の要件を満たす合成繊維の長繊維を集束したもので、一束につき20,000デシテックス以下のもの又は総重量を問わず、延伸してない長繊維(54.02)
- (b) 合成繊維の長繊維(構成する1本の長繊維が67デシテックス以上)を集束したもので、よってないもの及びより数が1メートルにつき5未満であるもの(延伸してあるかないか及び重量を問わない。)(各長繊維の横断面の最大寸法が1ミリメートル以下のものは54.04項に、その他のものは39類にそれぞれ属する。)
- (c) 上記(B)及び(C)の要件を満たす合成繊維の長繊維のトウで、延伸してあるかないか及び総重量を問わず長さが2メートル以下のもの(55.03)

55.02 再生繊維又は半合成繊維の長繊維のトウ

5502.10－アセテートのもの

5502.90－その他のもの

この類の注1（d）を除き、55.01 項の解説は、この項において準用する。

55.03 合成繊維の短繊維（カード、コームその他の紡績準備の処理をしたものを除く。）

－ナイロンその他のポリアミドのもの

5503.11－アラミドのもの

5503.19－その他のもの

5503.20－ポリエステルのもの

5503.30－アクリル又はモダクリルのもの

5503.40－ポリプロピレンのもの

5503.90－その他のもの

この項の繊維は、この類の総説に規定する方法により製造される。

合成繊維の短繊維は、通常、ボールに圧縮梱包されている。繊維は一般的に長さがそろっており、55.05 項のくずとは区別される。

この項には、また、構成する1本の長繊維が67 デシテックス未満であって、長さが2メートル以下の合成繊維の長繊維のトウも含む。長さが2メートルを超える合成繊維の長繊維のトウは含まない（54.02 又は 55.01）。

紡績のためにカード、コームその他の紡績準備の処理をした合成繊維の短繊維を含まない（55.06）。

55.04 再生繊維又は半合成繊維の短繊維（カード、コームその他の紡績準備の処理をしたものを除く。）

5504.10－ビスコースレーヨンのもの

5504.90－その他のもの

55.03 項の解説は、この項において準用する。

55.05 人造繊維のくず（ノイル、糸くず及び反毛した繊維を含む。）

5505.10－合成繊維のもの

5505.20－再生繊維又は半合成繊維のもの

この項には、人造繊維（長繊維及び短繊維－54 類総説参照）のくず及び次の物品を含む。

- (1) 繊維のくず (soft waste) : 比較的長い繊維は、長繊維の製造及び加工工程にくずとして得られる。短い繊維は、カード、コームその他の短繊維の紡績準備工程でくずとして得られる（例えば、ノイル並びにラップ、スライバー及びロービングの小さな破損くず）。
- (2) 糸くず (hard waste) : 紡績、合糸、巻き取り、製織、編組等の工程にくずとして集められる破損したり、巻きついたり、もつれたりした糸
- (3) 反毛した繊維 : ぼろ又はぼろ糸を構成している繊維をほぐすことによって得られる繊維
このようなくずは、漂白又は浸染をしてあるかないかを問わず、カード、コームその他の紡績準備の処理をしていないものに限りこの項に属する。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 脱脂綿及びウォッディング (30.05 又は 56.01)
- (b) 繊維のくず (カード、コームその他の紡績準備の処理をしたものに限る。) (55.06 又は 55.07)
- (c) 紡織用繊維のブロック、ダスト及びミルネップ (56.01)
- (d) ぼろ (63 類)

55.06 合成繊維の短繊維（カード、コームその他の紡績準備の処理をしたものに限る。）

5506.10－ナイロンその他のポリアミドのもの

5506.20－ポリエステルのも

5506.30－アクリル又はモダクリルのもの

5506.40－ポリプロピレンのもの

5506.90－その他のもの

この項には、カード、コームその他の紡績準備の処理をした後の合成繊維の短繊維（合成繊維の短繊維又は長繊維のくずを含む。）を含む。

カーディング工程においては、短繊維及びくず繊維は幅の広いウェブ又はラップの形状で送られて、カード機にかけられて繊維をある程度平行にしてから、通常はスライバーとなる（繊維の束はよられていないがゆるく絡み合っている。）。

コーミング工程においては、カードされたスライバーをコーミング機にかけ繊維を完全に平行にする。また、くずの場合には、短い繊維（ノイル）は除去される。コームされたスライバーは、通常、コイル又はボール状に巻かれ、いわゆるトップと云われる形を形成する。

トップは、また、いわゆる tow-to-top の工程によって長繊維のトウから直接作られる。トウは、連続性や平行な配列を乱すことなく長繊維をけん切又は切断する装置にかけられる。この作業は、例えば、トウの一定張力の下に、回転速度の異なる 2 個のローラーを通して長繊維をけん切し又は長繊維に歯の付いたローラーを直接圧着してけん切するか若しくは切断機でトウを斜めに切断する。これらの機械を通過する間に、トウは引き伸ばされてスライバーとなる。これらの工程は、トウを切断して短繊維とする必要性を避けることができ、またカーディング又は通常カーディン

グとコーミングの両方の工程を省くことができる。

スライバーは、カーディング、コーミング又は“tow-to-top”のいずれかの工程によって作られるものでも、引き伸ばされてロービング（繊維が平行なストランドでわずかによりがある。）となり、精紡機にかけるだけで糸にすることができる。

この項には、脱脂綿及びウォッディングを含まない（30.05 又は 56.01）。

55.07 再生繊維又は半合成繊維の短繊維（カード、コームその他の紡績準備の処理をしたものに限る。）

55.06 項の解説は、この項において準用する。

55.08 縫糸（人造繊維の短繊維のものに限るものとし、小売用にしたものではないかを問わない。）

5508.10－合成繊維の短繊維のもの

5508.20－再生繊維又は半合成繊維の短繊維のもの

この項には、11 部の総説（I）（B）（4）に規定する条件に適合した縫糸を含む。

ただし、そのような糸が、ひも等の規定（11 部総説（I）（B）（2）参照）に該当する場合には、この項には含まれない（56.07）。

縫糸は、小売用にしたものであるかないか又は 11 部の総説（I）（B）（1）に規定する加工をしてあるかないかを問わずこの項に属する。

55.09 合成繊維の紡績糸（縫糸及び小売用にしたものを除く。）

－ナイロンその他のポリアミドの短繊維の重量が全重量の 85%以上のもの

5509.11－単糸

5509.12－マルチプルヤーン及びケーブルヤーン

－ポリエステル短繊維の重量が全重量の 85%以上のもの

5509.21－単糸

5509.22－マルチプルヤーン及びケーブルヤーン

－アクリル又はモダクリルの短繊維の重量が全重量の 85%以上のもの

5509.31－単糸

5509.32－マルチプルヤーン及びケーブルヤーン

－その他の紡績糸（合成繊維の短繊維の重量が全重量の 85%以上のものに限る。）

5509.41－単糸

5509.42－マルチプルヤーン及びケーブルヤーン

－その他の紡績糸（ポリエステルの短繊維のものに限る。）

5509.51－混用繊維の全部又は大部分が再生繊維又は半合成繊維の短繊維のもの

5509.52－混用繊維の全部又は大部分が羊毛又は繊獣毛のもの

5509.53－混用繊維の全部又は大部分が綿のもの

5509.59－その他のもの

－その他の紡績糸（アクリル又はモダクリルの短繊維のものに限る。）

5509.61－混用繊維の全部又は大部分が羊毛又は繊獣毛のもの

5509.62－混用繊維の全部又は大部分が綿のもの

5509.69－その他のもの

－その他の紡績糸

5509.91－混用繊維の全部又は大部分が羊毛又は繊獣毛のもの

5509.92－混用繊維の全部又は大部分が綿のもの

5509.99－その他のもの

この項には、55.06 項の合成繊維の短繊維のロービングを紡績することにより得られた糸（縫糸を除く。）を含む（単糸又はマルチプルヤーン）。ただし、合成繊維の短繊維の糸で、小売用にしたもの（55.11）又はひも等の規定に該当するもの（56.07）は含まない（11 部総説（I）（B）（2）及び（3）を参照）。

この項には、11 部の総説（I）（B）（1）に規定する加工をした糸を含む。

55.10 再生繊維又は半合成繊維の紡績糸（縫糸及び小売用にしたものを除く。）

－再生繊維又は半合成繊維の短繊維の重量が全重量の 85%以上のもの

5510.11－単糸

5510.12－マルチプルヤーン及びケーブルヤーン

5510.20－その他の紡績糸（混用繊維の全部又は大部分が羊毛又は繊獣毛のものに限る。）

5510.30－その他の紡績糸（混用繊維の全部又は大部分が綿のものに限る。）

5510.90－その他の紡績糸

55.09 項の解説は、この項において準用する。

55.11 人造繊維の紡績糸（小売用にしたものに限るものとし、縫糸を除く。）

5511.10－合成繊維の短繊維のもの（合成繊維の短繊維の重量が全重量の 85%以上のものに限る。）

5511.20－合成繊維の短繊維のもの（合成繊維の短繊維の重量が全重量の 85%未満のものに限る。）

5511.30－再生繊維又は半合成繊維の短繊維のもの

この項には、11 部の総説（I）（B）（3）に規定する条件に適合する小売用にした人造繊維の短繊維の糸（縫糸を除く。）を含む。

55.12 合成繊維の短繊維の織物（合成繊維の短繊維の重量が全重量の 85%以上のものに限る。）

－ポリエステル短繊維の重量が全重量の 85%以上のもの

5512.11－漂白してないものと及び漂白したもの

5512.19－その他のもの

－アクリル又はモダクリルの短繊維の重量が全重量の 85%以上のもの

5512.21－漂白してないものと及び漂白したもの

5512.29－その他のもの

－その他のもの

5512.91－漂白してないものと及び漂白したもの

5512.99－その他のもの

この項には、合成繊維の短繊維の重量が全重量の 85%以上の織物（11 部総説（I）（C）に規定する。）を含む。この織物には、服地、カーテンその他の室内用織物及びテーブルクロス、毛布、タオル等の各種のものを含む。

包帯で、医薬用又は小売用にしたものとは含まない（30.05）。

55.13 合成繊維の短繊維の織物（合成繊維の短繊維の重量が全重量の 85%未満のものうち、混用繊維の全部又は大部分が綿のもので、重量が 1 平方メートルにつき 170 グラム以下のものに限る。）

－漂白してないものと及び漂白したもの

5513.11－ポリエステルの短繊維のもの（平織りのものに限る。）

5513.12－ポリエステルの短繊維のもの（3 枚綾（あや）織り又は 4 枚綾（あや）織り（破れ斜文織りを含む。）のものに限る。）

5513.13－ポリエステルの短繊維のその他の織物

5513.19－その他の織物

－浸染したもの

5513.21－ポリエステルの短繊維のもの（平織りのものに限る。）

5513.23－ポリエステルの短繊維のその他の織物

5513.29－その他の織物

－異なる色の糸から成るもの

5513.31－ポリエステルの短繊維のもの（平織りのものに限る。）

5513.39－その他の織物

－なせんしたもの

5513.41－ポリエステルの短繊維のもの（平織りのものに限る。）

5513.49－その他の織物

この項には、11 部の総説（I）（C）に規定する織物を含む。

この項には、11 部の注 2 の適用（11 部総説（I）（A）参照）により合成繊維の短繊維の織物に属する織物及び次の条件を満足する織物を含む。

- （a）合成繊維の短繊維の重量が全重量の 85%未満のもの
 - （b）混用繊維の全部又は大部分が綿のもの
 - （c）重量が 1 平方メートルにつき 170 グラム以下のもの
- 包帯で、医薬用又は小売用にしたものは含まない（30.05）。

55.14 合成繊維の短繊維の織物（合成繊維の短繊維の重量が全重量の 85%未満のもののうち、混用繊維の全部又は大部分が綿のもので、重量が 1 平方メートルにつき 170 グラムを超えるものに限る。）

－漂白してないもの及び漂白したもの

5514.11－ポリエステル短繊維のもの（平織りのものに限る。）

5514.12－ポリエステル短繊維のもの（3 枚綾（あや）織り又は 4 枚綾（あや）織り（破れ斜文織りを含む。）のものに限る。）

5514.19－その他の織物

－浸染したもの

5514.21－ポリエステル短繊維のもの（平織りのものに限る。）

5514.22－ポリエステル短繊維のもの（3 枚綾（あや）織り又は 4 枚綾（あや）織り（破れ斜文織りを含む。）のものに限る。）

5514.23－ポリエステル短繊維のその他の織物

5514.29－その他の織物

5514.30－異なる色の糸から成るもの

－なせんしたもの

5514.41－ポリエステル短繊維のもの（平織りのものに限る。）

5514.42－ポリエステル短繊維のもの（3 枚綾（あや）織り又は 4 枚綾（あや）織り（破れ斜文織りを含む。）のものに限る。）

5514.43－ポリエステル短繊維のその他の織物

5514.49－その他の織物

55.13 項の解説は、この項において準用する。

55.15 合成繊維の短繊維のその他の織物

－ポリエステルの短繊維のもの

5515.11－混用繊維の全部又は大部分がビスコースレーヨンの短繊維のもの

5515. 12――混用繊維の全部又は大部分が人造繊維の長繊維のもの

5515. 13――混用繊維の全部又は大部分が羊毛又は繊獣毛のもの

5515. 19――その他のもの

――アクリル又はモダクリルの短繊維のもの

5515. 21――混用繊維の全部又は大部分が人造繊維の長繊維のもの

5515. 22――混用繊維の全部又は大部分が羊毛又は繊獣毛のもの

5515. 29――その他のもの

――その他の織物

5515. 91――混用繊維の全部又は大部分が人造繊維の長繊維のもの

5515. 99――その他のもの

この項には、合成繊維の短繊維の糸で製造した織物（11 部総説（I）（C）に規定する。）を含む。ただし、この類の前項まで又はこの部の後半（通常、58 類又は 59 類）に該当するものを除き、11 部の注 2 に規定する混用織物のみを含むことに注意すべきである。

包帯で、医薬用又は小売用のものは含まない（30. 05）。

55. 16 再生繊維又は半合成繊維の短繊維の織物

――再生繊維又は半合成繊維の短繊維の重量が全重量の 85%以上のもの

5516. 11――漂白してないもの及び漂白したもの

5516. 12――浸染したもの

5516. 13――異なる色の糸から成るもの

5516. 14――なせんしたもの

――再生繊維又は半合成繊維の短繊維の重量が全重量の 85%未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が人造繊維の長繊維のもの

5516. 21――漂白してないもの及び漂白したもの

5516. 22――浸染したもの

5516. 23――異なる色の糸から成るもの

5516. 24――なせんしたもの

――再生繊維又は半合成繊維の短繊維の重量が全重量の 85%未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が羊毛又は繊獣毛のもの

5516. 31――漂白してないもの及び漂白したもの

5516. 32――浸染したもの

5516. 33――異なる色の糸から成るもの

5516. 34――なせんしたもの

――再生繊維又は半合成繊維の短繊維の重量が全重量の 85%未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が綿のもの

5516. 41――漂白してないもの及び漂白したもの

5516. 42－浸染したもの

5516. 43－異なる色の糸から成るもの

5516. 44－なせんしたもの

－その他のもの

5516. 91－漂白してないもの及び漂白したもの

5516. 92－浸染したもの

5516. 93－異なる色の糸から成るもの

5516. 94－なせんしたもの

この項には、再生繊維又は半合成繊維の糸で製造した織物を含む（織物については 11 部総説（I）（C）に記載してある。）。このような織物には、服地、カーテンその他の室内用織物及びテーブルクロス、ブランケット、タオル等の各種のものを含む。

包帯で、医薬用又は小売用にしたものはいらない（30. 05）。

第 56 類

ウォッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、
網及びケーブル並びにこれらの製品

注

- 1 この類には、次の物品を含まない。
 - (a) 第 33 類の香料若しくは化粧品、第 34.01 項のせっけん若しくは洗剤、第 34.05 項の磨き料、クリームその他これらに類する調製品又は第 38.09 項の織物柔軟剤等の物質又は調製品を染み込ませ、塗布し又は被覆したウォッディング、フェルト及び不織布（紡織用繊維が単に媒体となっているものに限る。）
 - (b) 第 58.11 項の紡織用繊維の物品
 - (c) 天然又は人造の研磨材料の粉又は粒をフェルト又は不織布に付着させたもの（第 68.05 項参照）
 - (d) 凝結雲母又は再生雲母をフェルト又は不織布により裏張りしたもの（第 68.14 項参照）
 - (e) 金属のはくをフェルト又は不織布により裏張りしたもの（主として第 14 部又は第 15 部に属する。）
 - (f) 第 96.19 項の生理用のナプキン（パッド）及びタンポン、おむつ及びおむつ中敷きその他これらに類する物品
- 2 フェルトには、ニードルルームフェルト及び紡織用繊維のウェブから成る織物類でウェブ自体の繊維を使用してステッチボンディング方式により当該織物類の抱合力を高めたものを含む。
- 3 第 56.02 項及び第 56.03 項には、それぞれフェルト及び不織布で、プラスチック又はゴム（性状が密又は多泡性であるものに限る。）を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものを含む。
また、第 56.03 項には、プラスチック又はゴムを結合剤として使用した不織布を含む。
ただし、第 56.02 項及び第 56.03 項には、次の物品を含まない。
 - (a) フェルトにプラスチック又はゴムを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもので紡織用繊維の重量が全重量の 50%以下の物品及びフェルトをプラスチック又はゴムの中に完全に埋め込んだ物品（第 39 類及び第 40 類参照）
 - (b) 不織布をプラスチック又はゴムの中に完全に埋め込んだ物品及び不織布の両面をすべてプラスチック又はゴムで塗布し又は被覆した物品でその結果生ずる色彩の変化を考慮することなく塗布し又は被覆したことを肉眼により判別することができるもの（第 39 類及び第 40 類参照）
 - (c) フェルト又は不織布と多泡性のプラスチック又はセルラーラバーの板、シート又はストリップとを結合したもので、当該フェルト又は不織布を単に補強の目的で使用したもの（第 39 類及び第 40 類参照）
- 4 第 56.04 項には、紡織用繊維の糸及び第 54.04 項又は第 54.05 項のストリップその他これに類する物品で、染み込ませ、塗布し又は被覆したことを肉眼により判別することができないものを含まない（通常、第 50 類から第 55 類までに属する。）。この場合において、染み込ませ、塗布し又は被覆した結果生ずる色彩の変化を考慮しない。

総 説

この類には、特殊な多数の紡織用繊維の物品が含まれる（例えば、ウォッディング、フェルト、不織布、特殊糸、ひも及びこれらの製品）。

56.01 紡織用繊維のウォッディング及びその製品並びに長さが5ミリメートル以下の紡織用繊維（フロック）、紡織用繊維のダスト及びミルネップ

－紡織用繊維のウォッディング及びその製品

5601.21－綿製のもの

5601.22－人造繊維製のもの

5601.29－その他のもの

5601.30－紡織用繊維のフロック、ダスト及びミルネップ

（A）紡織用繊維のウォッディング及びその製品

ここに掲げるウォッディングは、カード又は空気集積した紡織用繊維の層を互いに幾層にも重ねて作られるもので、繊維の抱合力を増大させるために圧力を加えている。ウォッディングは、時にはその繊維の抱合力を増大させるために軽くたたき、ウォッディングの層を固定するのに織物その他の紡織用繊維織物類で保持されることもある。ウォッディングは、しなやかな形状で、海綿状の高いバルキー性を有する均一な厚さのシートで、その繊維は容易に分離できる。通常、綿繊維（脱脂綿その他の綿製のウォッディング）又は人造繊維の短繊維から作られる。低品質のウォッディングは、通常、ネップや糸くずが相当混入しているぼろをカーディングし又は反毛したくずから作られる。

ウォッディングは、漂白、浸染及びなせんしてあるかないかを問わず、この項に属する。

この項には、またその表面の繊維の抱合力を増大させるため、少量の粘着材を分散させたウォッディングも含む（ウォッディングの内部の繊維の層は、不織布に比べて分離しやすい。）。

ただし、ウォッディングが粘着材で処理され、その粘着材が内部の層に染み込んでいるときは、内部の層の繊維が簡単に分離できる場合であっても 56.03 項の不織布に属するので注意すべきである。

内側又は外側の紡織用繊維を軽くパンチングすることにより、保持して固定されたウォッディング及びその片側又は両側を紙、紡織用繊維その他の材料で被覆されたウォッディング（縫製又はのり付け）も、ウォッディングとしての本質的な特性を有する限り 58.11 項の物品ではなく、この項に属する。

ウォッディングは、詰物（例えば、肩あて、衣類の内張り、宝石箱等、家具及び洗濯用プレス機の詰物）として使用されるものが非常に多く、包装用材料や衛生用品にも使用される。

この項には、反物状又は一定の寸法に切ったウォッディング及びこの表の他の項に特に含まれないウォッディングの製品も含まれる（下記の除外品目参照）。

この項に属するウォッディングには、次のものがある。

- (1) 窓、戸その他これらに類するもののすき間風を防止するために糸をうず巻状に巻いて被覆したウォッディングのロール、ただし、紡織用繊維の織物で完全に被覆したものは含まない(63.07)。
- (2) 装飾用のウォッディングの製品で 95 類の製品の特性を有していないもの
次のウォッディングの製品は、この項には属さない。
 - (a) ウォッディング又はウォッディングの製品で、医薬を染み込ませ若しくは塗布し又は医療用若しくは獣医用として小売用の形状若しくは包装にしたもの (30.05)
 - (b) 物質又は調製品 (例えば、香料及び化粧料 (33 類)、せっけん及び洗浄剤 (34.01)、磨き料、クリームその他これらに類する調製品 (34.05)、織物柔軟剤 (38.09)) をウォッディングに染み込ませ、塗布し又は被覆したもので、紡織用繊維が単に媒体となっているもの
 - (c) セルロースウォッディング及びその製品 (通常、48 類)
 - (d) 調髪用のスライバー状のカードした綿 (例えば、床屋用のウォッディング) (52.03)
 - (e) 縫製その他の方法により紡織用繊維の一以上の層と詰物材料を重ね合わせた反物状のキルティングした物品 (58.10 項のししゅう布を除く。) (58.11)
 - (f) 衣類用のパッド (61.17 又は 62.17)
 - (g) 人造の花、葉及び果実並びにこれらの部分品 (67.02)
 - (h) 67.04 項のかつら、付けひげその他の物品
 - (ij) 95 類の祝祭用品、カーニバル用品その他の娯楽用品、クリスマスツリーデコレーションその他の物品 (例えば、人形のかつら)
 - (k) 96.19 項の生理用のナプキン (パッド) 及びタンポン、おむつ及びおむつ中敷きその他これらに類する物品

(B) 長さが 5 ミリメートル以下の紡織用繊維 (フロック) 及び紡織用繊維のダスト

紡織用繊維のフロックは、長さが 5 ミリメートル以下の紡織用繊維から成る (絹、羊毛、綿、人造繊維等)。フロックは、各種の仕上工程中、とりわけベルベットのパイルを切断したときに、くずとして得られるものである。またトウや繊維を切断することによっても作られる。紡織用繊維のダストは、紡織用繊維のくず又は紡織用繊維を粉碎して粉状にして得られる。紡織用繊維のフロック及びダストは、漂白し、浸染し又は繊維を人工的にカールしてあってもこの項に属する。

これらの物品は、各種の用途に供される (例えば、他の繊維と混用して糸を紡ぐため、模造スエードの製造、壁紙を塗布又は飾り付けするため、フェースパウダー (face powder) 又はメーキャップ用のベースとして使用する。)

ただし、香料を含ませた紡織用繊維及びフロックやダストは、この項には含まれない。(33.07) この項のフロックは、寝具、クッション等の詰物として使用するぼろから作ったフロックス (flocks) と混同してはならない。そのようなフロックスは、50 類から 55 類の「くず」の項に属する。

(C) ミルネップ

ミルネップは、絹、羊毛、綿、人造繊維の短繊維等の均一なサイズの小さなボールで（時には長めのものもある。）、一般に2枚のディスクの間に繊維を入れて回転させることにより作られる。これらは漂白され又は浸染されて模造ホームスパン糸のようなファンシーヤーンの製造に使用される。

56.02 フェルト（染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものであるかないかを問わない。）

5602.10－ニードルルームフェルト及びステッチボンディング方式により製造した織物類

－その他のフェルト（染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものを除く。）

5602.21－羊毛製又は繊獣毛製のもの

5602.29－その他の紡織用繊維製のもの

5602.90－その他のもの

フェルトは、通常、紡織用繊維の一以上の層を重ねることによって得られる（通常、カーディング又は空気集積をすることによりラップ状のものが作られる。）。

ラップ状のものは、湿度（一般に蒸気又は熱い石鹼水）を与えられ、高圧と摩擦又は打撃作用を受ける。その理由は、繊維を結合させ、よりち密な、平均した厚さのシートを作るのでウォッシュディンクより層を分離し難く、また織物のフェルト化したもの（通常 50 類から 55 類）とは全く明確に区別できる。

フェルトは、通常、羊毛その他の獣毛又はこれらの繊維に他の天然繊維（例えば、植物繊維、馬毛）若しくは人造繊維を混用して製造される。

フェルトは、衣類、帽子、靴、靴底、ピアノハンマー、室内用品、装飾用物品等の製造に使用したり、断熱、防音等の各種の技術的用途に供される。

この項には、次の製法によるニードルルームフェルトを含む。

（1）布を有しない紡織用繊維の短繊維のシート又はウェブを刺針（notched needles）でパンチングすることにより製造する方法

（2）紡織用繊維織物その他の材料の基布に針を使用して紡織用繊維を突きさすことによって（最終的には、その織物類は繊維で覆われる。）製造する方法

ニードルルーム技術は、フェルト化しない植物性繊維（例えば、ジュート）又は人造繊維からフェルトを製造することができるようにしたものである。

ニードリングが他の結合方法のために補足的に行われている短繊維のウェブと長繊維をベースとしたウェブをニードルした物品は不織布とみなす（56.03）。

この項には、また、ステッチボンディング方式により製造された織物類を含む。その本質的な特徴は、紡織用繊維のウェブから成っていて、その抱合力が紡織用繊維の糸によらず、ウェブ自体の繊維を突き上げることによって抱合力が高められているということである。その繊維は、針によりウェブを通して引き上げられ、表面にチェーンステッチの列を形成している。これらの織物類のあるものは、パイル状の表面を有し（パイルを切ってあるかないかを問わない。）また紡織用繊維その他の材料により補強されていることもある。ステッチボンディング方式のメリヤス編

みの工程は、60 類の総説に規定されている。

この表の他の項に含まれるものを除き、この項には、反物状、一定の寸法に切断したもの又は他の加工をしていない大きな反物から単に長方形（正方形も含む）に切断した（例えばある種のぞうきん又は毛布）フェルトを含み、折りたたんで提示されるか又は包装（例えば小売用にしたもの）してあるかを問わない。

フェルトは、浸染、なせん、染み込ませ、塗布し、被覆し、積層し又は補強（例えば、紡織用繊維の糸又は針金）してあってもよい。また、フェルトとしての特徴を有している限り、紙、板紙、紡織用繊維等で片面又は両面を被覆していてもよい。

ただし、39 類又は 40 類に属する下記の物品は、この項には含まれない。

- (a) フェルトにプラスチック又はゴムを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもので紡織用繊維の重量が全重量の 50% 以下の物品及びフェルトをプラスチック又はゴムの中に完全に埋め込んだ物品
- (b) フェルトと多泡性プラスチック又はセルラーラバーの板、シート又はストリップとを結合したもので、当該フェルトを単に補強の目的で使用したもの（39 類総説の「プラスチックと紡織用繊維との結合物品」及び 40.08 項の解説の（A）参照）

この項には、通常のフェルトの工程で作られた後に、タールその他これらに類する物質を染み込ませた屋根用フェルトも含む。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) フェルトに物質又は調製品を染み込ませ、塗布し又は被覆したもの（例えば、香料及び化粧品類（33 類）、せっけん及び洗浄剤（34.01）、みがき料、クリームその他これらに類する調製品（34.05）、織物柔軟剤（38.09）で紡織用繊維が、単に媒体となっているもの
- (b) くら敷き及びパッド（42.01）
- (c) 57 類のフェルト製のじゅうたんその他の床用敷物
- (d) 58.02 項のタフテッドフェルト
- (e) 反物状、ストリップ状又はモチーフ状のししゅうしたフェルト（58.10）
- (f) 縫製その他の方法により紡織用繊維の一以上の層と詰物材料を重ね合わせた反物状のキルティングした物品（58.10 項のししゅう布を除く。）（58.11）
- (g) フェルトの基布に塗布し又は被覆した床用敷物（特定の形状に切ってあるかないかを問わない。）（59.04）
- (h) ゴム、革その他の材料を塗布し、被覆し又は積層したフェルトで 59.11 項の針布用（card clothing）その他これらに類する紡織用繊維で技術的用途に供するもの
- (i) 研磨材料の粉又は粒をフェルトに付着させたもの（68.05）及び凝結雲母又は再生雲母をフェルトにより裏張りしたもの（68.14）
- (k) 紡織用繊維の層をアスファルトその他これらに類する材料で完全に被覆した建築用ボード（68.07）
- (l) 金属のはくをフェルトにより裏張りしたもの（主として第 14 部又は第 15 部に属する。）

56.03 不織布（染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものであるかないかを問わない。）

－人造繊維の長繊維製のもの

5603.11－重量が1平方メートルにつき25グラム以下のもの

5603.12－重量が1平方メートルにつき25グラムを超え70グラム以下のもの

5603.13－重量が1平方メートルにつき70グラムを超え150グラム以下のもの

5603.14－重量が1平方メートルにつき150グラムを超えるもの

－その他のもの

5603.91－重量が1平方メートルにつき25グラム以下のもの

5603.92－重量が1平方メートルにつき25グラムを超え70グラム以下のもの

5603.93－重量が1平方メートルにつき70グラムを超え150グラム以下のもの

5603.94－重量が1平方メートルにつき150グラムを超えるもの

不織布は、主として紡織用繊維を一定方向に、あるいは不規則に接合させたシート又はウェブである。これらの繊維は、天然又は人造である。また、不織布は短繊維（天然又は人造）、人造繊維の長繊維又は紡糸から直接形成する。

不織布は、各種の方法で製造することができ、また製造には便宜3段階に分けることができる（ウェブ形成、接合及び仕上）。

I ウェブ形成

次の基本的な4方式がある。

- (a) シートを形成するために、繊維をカーディング又は空気集積（air laying）する方法（乾式集積プロセス）：これらの繊維は平行、交互又はランダムに配列される。
- (b) フィラメントを、一定方向に熔融紡糸することにより直接冷却及び沈積されてウェブとするか、また、直接、凝結、洗浄及び沈積することにより、浸式でウェブとする方法（スパン集積プロセス）
- (c) 水の中に繊維を浮遊、分散させて、ワイヤースクリーンの上にスラリー（水と繊維が混合したもの）を沈着させ、その水を除くことによりウェブを形成する方法（湿式集積プロセス）
- (d) 繊維の製造、ウェブの形成及び通常の結合が同時にできる各種の特殊な技術による方法（in situ process）

II 接合

ウェブ形成後、繊維はウェブの厚さ及び幅の全体にわたって接合され（連続方法）又は部分的に点在して（間欠方法）接合される。

この接合は、三つの方法に分けられる。

- (a) 化学的接合法：繊維を結合剤によって接合する。この方法は、溶液又はエマルジョン中にゴム、ガム、でんぷん、のり若しくはプラスチックのような粘着剤を染み込ませ又は粉状のプラスチックで熱処理あるいは媒体等によって接合される。接合繊維は化学的接合にも使用される。

(b) 熱的接合法：繊維を熱（又は超音波）処理によって接合する。すなわち、ウェブが炉若しくは熱ロールの間を通過する（面接合）か又は凸凹のある熱カレンダーを通過する（点接合）。接合繊維は熱的接合にも使用される。

(c) 機械的接合法：ウェブを構成する繊維自身の絡み合いによって接合を強化する方法である。この方法は高圧エア―又はウォータージェットによって形成される。それらはニードリングによっても形成されるが、ステッチボンディング方式では形成されない。ただし、不織布とみなすニードルした物品は下記のものに限る。

―長繊維をベースとしたウェブ

―ニードリングが他の接合方法のために補足的に行なわれている短繊維のウェブ

これらの各種の接合プロセスは、組み合わせて使用することもある。

III 仕上げ

不織布は、浸染、なせん、染み込ませ、塗布、被覆又は積層されることもある。これらは紡織用繊維その他の材料のシートによって、片面あるいは両面を（ガム、縫製その他の方法により）被覆されていても、これらが不織布としての特徴を有している限り、この項に属する。

この項には、ゴム、プラスチック又はこれらの材料を混合した粘着剤を不織布に塗布したものから成る粘着テープを含む。

この項には、また、紡織用繊維をタールその他これらに類する物質で固めた「屋根用フェルト (roofing felts)」及び同じ方法で得られるが少量のコルク片を混入させた「fitumen felt」と呼ばれている物品も含む。

ただし、この項には、39 類又は 40 類に該当する下記の物品を含まない。

(a) 不織布をプラスチック又はゴム中に完全に埋め込んだ物品及び不織布の両面をすべてプラスチック又はゴムで塗布し又は被覆した物品で、その結果生ずる色彩の変化を考慮することなく塗布し又は被覆したことを肉眼により判別することができるもの

(b) 不織布と多泡性のプラスチック又はセルラーラバーの板、シート又はストリップとを結合したもので、当該不織布を単に補強の目的で使用了もの（39 類総説の「プラスチックと紡織用繊維との結合物品」及び 40.08 項の解説の (A) 参照）

＊

＊ ＊

不織布は、製造工程、接合プロセス、繊維又は長繊維の密度及びウェブの量によってその厚さ並びにそれらの特性（たわみ性、弾力性、耐破壊性、吸収性、安定性等が異なる。不織布のあるものは紙、板紙、セルロースウォッディング、シャモア仕上げした革又は 56.01 項のウォッディングに類似しているが、不織布は、製造工程中に紡織用繊維が消化しないという事実によって紙、板紙、セルロースウォッディングと区別することができる。

結局、ウェブ又はシートの幅全体及び厚さの全体にわたって、その紡織用繊維又は長繊維が接合しているという事実が不織布と、56.01 項のある種のウォッディングとの区別の手助けとなっている（56.01 項の解説参照）。

不織布も他の紡織用繊維と同じように洗ったり又は絞ったりすることができる。

この表の他の項に該当するものを除き、この項には、反物状、一定の寸法に切断したもの又は

他の加工をしていない大きな反物から単に長方形（正方形も含む。）に切断した不織布を含み、折りたたんで提示されるか又は包装（例えば、小売用にしたもの）してあるかを問わない。

この項には、プラスチックを積層して接合させるための facing webs (overlay)、使い捨てのおむつ又は衛生用タオルの製造用トップシート、防護用衣類又は衣類の裏地を製造するための織物類、液体又は気体のろ過用のシート、詰物材料として使用するもの、防音用のもの、道路建設やその他民間産業で使用するろ過用又は仕切用のもの、歴青質の屋根用織物を製造するための土台、タフテッドカーペットの一重又は二重の裏貼り用のもの、ハンカチーフ、ベッドリネン、テーブルリネン等を含む。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 包帯で、医療用又は小売用にしたもの (30.05)
- (b) 物質又は調製品（例えば、香料又は化粧料 (33 類)、せっけん及び洗浄剤 (34.01) 磨き料、クリームその他これらに類する調製品 (34.05)、織物柔軟剤 (38.09)）を不織布に染み込ませ、塗布し又は被覆したもので紡織用繊維が単に媒体となっているもの
- (c) ニードルルームフェルト (56.02)
- (d) 57 類の不織布製のじゅうたんその他の床用敷物
- (e) 58.02 項のタフトした不織布
- (f) ボルダック (58.06)
- (g) 反物状、ストリップ状又はモチーフ状のししゅうした不織布 (58.10)
- (h) 縫製その他の方法により紡織用繊維材料の一以上の層と不織布の詰物材料を重ね合わせた反物状のキルティングした物品 (58.10 項のししゅう布を除く。)(58.11)
- (ij) 59.11 項の技術的用途に供する種類の不織布
- (k) 研磨材料の粉又は粒を不織布に付着させたもの (68.05) 及び凝結雲母又は再生雲母を不織布により裏貼りしたもの (68.14)
- (l) 金属のはくを不織布により裏貼りしたもの（主として第 14 部又は第 15 部に属する。)

56.04 ゴム糸及びゴムひも（紡織用繊維で被覆したものに限る。）並びに紡織用繊維の糸及び第 54.04 項又は第 54.05 項のストリップその他これに類する物品（ゴム又はプラスチックを染み込ませ、塗布し又は被覆したものに限る。）

5604.10—ゴム糸及びゴムひも（紡織用繊維で被覆したものに限る。）

5604.90—その他のもの

(A) ゴム糸及びゴムひも（紡織用繊維で被覆したものに限る。）

これらには紡織用繊維で被覆されている（例えば、ジンプしたもの又は組んだもの）物品を含む。このグループには、横断面の形状を問わずゴム糸（単糸）及びこれらの糸で作られたゴムひも（マルチプル）を含む。

(B) 紡織用繊維の糸、54.04 項又は 54.05 項のストリップその他これに類する物品（ゴム又はプラスチックを染み込ませ、塗布し又は被覆したものに限る。）

このグループには、紡織用繊維の糸、54.04 項又は 54.05 項のストリップその他これに類するものでゴム又はプラスチックを染み込ませ、塗布し又は被覆したもの、すなわち、染み込ませ、塗布し又は被覆した糸等で、その結果生ずる色彩の変化を考慮することなく、当該染み込ませ、塗布し又は被覆したことを肉眼により判別することができるものを含む。

染み込ませた紡織用繊維の糸には、タイヤ、機械ベルト、ベルチング及びチューブのような製品の製造工程において連結するのにゴムの固着力を使用するため、ゴムによる表面処理を施した紡織用繊維の糸から成る dipped yarn を含む。

このグループには、スポーツ用ラケット、釣糸、ベルト、ひも、室内装飾用織物、外科用縫合糸等の製造にそれぞれ異なった特性にしたがって使用され、プラスチックで厚く仕上げた紡織用繊維の糸から成る模造カットガット及びプラスチックのさやの中に紡織用繊維の糸を埋め込んだ干し物網も含む。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 平行した紡織用繊維の糸をゴムにより凝結させた織物類 (59.06)
- (b) フックを取り付けるか又はその他の方法で釣糸に仕上げられた模造カットガット (95.07)

56.05 金属を交えた糸（紡織用繊維の糸及び第 54.04 項又は第 54.05 項のストリップその他これに類する物品で、糸状、ストリップ状又は粉状の金属と結合したもの及び金属で被覆したものに限るものとし、ジンプヤーンであるかないかを問わない。）

この項には、次の物品を含む。

- (1) 金属の糸又はストリップと結合している紡織用繊維（単繊維、ストリップその他これらに類するもの又は紙糸を含む。）から成る糸（よること、ケーブリング又はジンプイングによって得られるが、金属の割合を問わない。）。ジンプヤーンは金属をよるのではなく、紡織用繊維のしんに金属の糸又はストリップを巻き付けて覆うことにより得られる。貴金属又はめっきした金属がよく使用される。
- (2) その他の方法により金属で被覆された紡織用繊維の糸（単繊維、ストリップその他これらに類するもの又は紙糸を含む。）。これらには、静電誘着により金属で覆われた糸又は粘結剤（例えば、グルテン）を塗布した後、金属粉（アルミニウム又は青銅）を噴霧した糸を含む。

この項には、また、金属はくのしん（通常、アルミニウム）又は金属粉を塗布したプラスチックフィルムのしんを二層のプラスチックフィルムの間に接着剤によりサンドイッチしたのから成る物品を含む。

この項には、上記ねん糸で構成するマルチプルヤーン（双糸）又はケーブルヤーンを含む（例えば、上記に規定する二以上の金属を交えた糸とともに、よることによって得られる製菓用に使

用するファンシーコード。)

更に、これに類する用途に供するもので、同じ方法で作られるその他の形状の糸を含む。2 本以上の金属を交えた糸を平行に並べ、金属の糸又はストリップで結束（縛る）したもの及び糸又は糸の束をこの項の糸でジンプしたもののから成るものを含む。

金属を交えた糸は、ジンプされているものもあり、トリミング及びレース並びにある種の織物の製造のために、ファンシーコード等として使用する。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 滞電防止効果を与えるために金属繊維を紡織用繊維と混合して紡糸された糸（50 類から 55 類）
- (b) 金属糸で補強した糸（56. 07）
- (c) ひも、ガルーンその他の装飾用トリミングの性格を有している物品（58. 08）
- (d) 金、銀、銅、アルミニウムその他の金属の線又はストリップ（14 部又は 15 部）

56. 06 ジンプヤーン（第 54. 04 項又は第 54. 05 項のストリップその他これに類する物品をしんに使用したものを含むものとし、第 56. 05 項のもの及び馬毛をしん糸に使用したジンプヤーンを除く。）、シェニールヤーン（フロックシェニールヤーンを含む。）及びループウェールヤーン

（A）ジンプヤーン（54. 04 項又は 54. 05 項のストリップその他これに類する物品をしんに使用したものを含むものとし、56. 05 項のもの及び馬毛をしん糸に使用したジンプヤーンを除く。）

これらの物品は、しん糸（通常 1 本又は 2 本以上の紡織用繊維の糸）のまわりを他の糸でうず巻状に巻いたものから成る。しんが被覆糸によって完全に覆われていることが多いが、うず巻状に巻いた部分に間隔があることもある。後者の場合、その物品が 50 類から 55 類までのある種のマルチプルヤーン（双糸）、ケーブルヤーン又はファンシーヤーンの外観を有している。しかし、しん糸は被覆した糸と共によられていないというジンプヤーンの特徴によってこれらから区別される。

この項のジンプヤーンのしん糸は、通常、綿その他の植物繊維又は人造繊維であり、また、被覆糸は通常、美しく光沢がある糸である（例えば、絹、マーセライズされた綿又は人造繊維）。しん糸がその他の材料であるジンプヤーンは、紡織用繊維の特性を有する物品である限り除外されない。

ジンプヤーンは、トリミングとして又は大部分トリミングの製造に使用されている。

ただし、ジンプヤーンは、また、他の用途にも適している（例えば、ボタン穴用のコード、しゅう用又は包装用）。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) ジンプされた馬毛製の糸 (51.10)
- (b) 紡織用繊維でジンプされたゴム糸 (56.04)
- (c) ジンプされた金属を交えた糸 (56.05)
- (d) ミラノ風その他これに類するコード及びその他のジンプされた 58.08 項の紡織用繊維の物品
- (e) ジンプされた金属の線。例えば、
 - (i) 帽子のフレーム製造用の鉄鋼製の線（婦人帽用の線）及び造花用又はヘアーカール用の鉄鋼製の線 (72.17)
 - (ii) 電気絶縁用をした線 (85.44)

(B) シェニールヤーン（ブロックシェニールヤーンを含む。）

シェニールヤーンは、一般に、二以上の紡織用繊維の糸のストランドを相互により合わせそして紡織用繊維の糸の短い端末（ストランドはメリヤス織機で形づくられたループの中に維持されている。）がほとんど垂直になるように gripping されている。すべての場合において、その長さの全体は、パイル糸で房をつけたように見える。通常、特殊なねん糸機（例えば、ring twister や Raschel knitting machines）で直接に、又は特殊な織物を切断することによって製造される。後者のプロセスで、織物が各グループのたて糸のいずれかの側に沿って切断されたのち、これらのたて糸（地糸又はもじり糸）が、シェニールヤーンを保持するのに役立っており、横糸がパイルを形成している。

この項には、また、紡織用繊維の糸のしんに紡織用繊維のブロックを付着して得られるシェニールヤーンも含む。このプロセスは、しん糸を接着剤の層を通過させ、続いて、高圧静電界の下で紡織用繊維のブロックをしんに放射線状に固着させる装置の中を通過させたものである。

シェニールヤーンは、シェニール織物 (58.01) の製造又はカーテン、寝具類、カーペット、トリミング、衣服のような種々の製品の製造に使用される。

(C) ループウェールヤーン

ループウェールヤーンは、丸編機で製造される管状の糸で、平らに押さえたときの幅が 1.5 ミリメートルから 2 ミリメートルである。

この糸は、フリンジその他の紡織用繊維の装飾品を製造するため及び通常の製織機で織物を製造するのに使用する。

56.07 ひも、綱及びケーブル(組んであるかないか又はゴム若しくはプラスチックを染み込ませ、塗布し若しくは被覆したものであるかないかを問わない。)

ーサイザルその他のアゲープ属の紡織用繊維製のもの

5607.21ーー結束用又は包装用のひも

5607.29ーーその他のもの

ーポリエチレン製又はポリプロピレン製のもの

5607. 41－結束用又は包装用のひも

5607. 49－その他のもの

5607. 50－その他の合成繊維製のもの

5607. 90－その他のもの

この項には、よること又は組むことによって製造されるひも、綱及びケーブルを含む。

(1) ひも、綱及びケーブル（組んだものを除く。）

単糸、マルチプルヤーン（双糸）又はケーブルヤーンが、この項のひも、綱及びケーブルとみなされる場合の条件については、11 部総説の（I）（B）（1）及び（2）（特に表）に規定されている。

金属糸で補強された紡織用繊維の糸は、すべてこの項に属する。そしてこれらは、56. 05 項の金属を交えた糸とは異なり、金属ストランドは通常太く、補強の目的のみを有し、装飾的な用途に供するものではない。

このグループには、フィブリル化したストリップ（よることによってある程度完全にフィラメントに分割されたストリップ）から成るひも、綱及びケーブルを含む。

(2) 組んだひも、綱及びケーブル

これらは単位長さ当たりの重量にかかわらず、すべてこの項に属する。これらは一般的に 58. 08 項の組ひもよりも粗雑な材料で製造され、通常、管状のひもである。

ただし、この項の組物製品は、使用された糸の性状によるよりも、むしろ、ひも、綱及びケーブルに使用するのに適するようにち密に硬く組んで製造されている点で、58. 08 項の物品とは異なる。加えてこれらは、通常着色されていない。

ひも、綱及びケーブルの製造に使用される最も重要な繊維は、麻、ジュート、サイザル、綿、コイヤ及び合成繊維である。

紙糸のひも、綱及びケーブルは、組んであるか又は金属糸で補強されている場合に限りこの項に属する。

ひも、綱及びケーブルは、包装用、引綱用、積荷用等の結びひもに供される。これらの横断面は通常丸いが、用途によっては（例えば、ある種の伝動用ケーブル）四角形、台形又は三角形のものもある。これらは、通常漂白されていないが、浸染したり、防腐のために染み込ませたり、異なった色のストランドで形成したり若しくはゴム又はプラスチックを染み込ませ、塗布し又は被覆されている。

これらの物品は、一定の寸法に切ってあるかないかを問わずこの項に属する。

この項には、次の物品を含まない。

(a) 56. 05 項の菓子屋、花屋等で使用されるファンシーコード

(b) 56. 06 項のジンプヤーン、シェニールヤーン及びループウェールヤーン

(c) 56. 09 項の製品

(d) 58. 08 項のミラノ風その他これらに類するコード及びその他のジンプされた紡織用繊維の物品

(e) コード、組ひもその他これらに類するもので、パッキング又は潤滑材料のような工業用に供する種類のもの（塗布し、染み込ませ又は金属で補強してあるかないかを問わない。）

(59.11)

(f) 63.10 項のひも、綱及びケーブルのくず

(g) 研磨材料を付着させたひも等 (68.05)

(h) 体操用具 (95.06)

*

* *

号の解説

5607.21

この号には、アゲープ属のサイザルその他の紡織用繊維の Z よりした 1 本のひもで、下記の公式により計算されたひもの切断力の最少値を有するものを含む。

$$R = \frac{17,400}{n} - 18$$

(R はひもの切断力をデカニュートン (daN) で表示したもの)

(n は 1 キログラム当たりのひもの長さをメートルで表示したもの)

例えば、

N0150 (1 キログラム当たり 150 メートル) のひもの切断力の最少値は、98 デカニュートン (daN)

N0200 (1 キログラム当たり 200 メートル) のひもの切断力の最少値は、69 デカニュートン (daN)

N0300 (1 キログラム当たり 300 メートル) のひもの切断力の最少値は、40 デカニュートン (daN)

5607.41

この号には、日光による品質の低下を防止し、強固にした Z よりのもので、下記 (a) (b) の条件を備えているポリエチレン又はポリプロピレンの 1 本のひもを含む。

(a) 下記の公式により計算されたひもの切断力の最少値を有するもの

$$R = \frac{32,400}{n}$$

(R は、ひもの切断力をデカニュートン (daN) で表示したもの)

(n は、1 キログラム当たりのひもの長さをメートルで表示したもの)

(b) 下記の公式により計算された結び目の平均切断力の最少値を有するもの

$$R' = 0.58R$$

(R' は結び目の平均切断力をデカニュートン (daN) で表示したもの)

例えば、切断力の最少値が 98 デカニュートン (daN) のひも及び結び目の平均切断力が 57 デカニュートン (daN) のものは、N0330 (1 キログラム当たり 330 メートル) のひもに適用される。

56.08 結び網地（ひも又は綱から製造したものに限る。）及び漁網その他の網（製品にしたもので、紡織用繊維製のものに限る。）

－人造繊維製のもの

5608.11－漁網（製品にしたものに限る。）

5608.19－その他のもの

5608.90－その他のもの

（１）結び網地（ひも又は綱から製造したものに限る。）

これらの物品は、単に長尺の網地である（手又は機械で製造されるオープンメッシュの結び網地）。これらは 56.07 項のひも又は綱で製造され、58.04 項のチュールその他の網地とは異なる。

（２）漁網その他の網（製品にしたもので、紡織用繊維製のものに限る。）

上記（１）の物品と異なる点は、このグループの製品にした物品は糸で製造され、オープンメッシュは、結びその他の方法によって得られる点である。

製品にした網（そのまま使用するかしないかを問わない。）は、直接形成されたもの又は反物状の網から組み合わせて製造された網である。持ち手、リング、おもり、浮き、綱その他の附属品が付いていても、このグループの物品の所属には影響を及ぼさない。

この項の製品にした網は、この表の他の項に特掲されていない網に限定される。すなわち、漁網、カモフラージュネット、劇場用スクリーンネット、安全ネット、網製の買物袋その他これらに類する運搬用網（例えば、テニスボール用又はフットボール用）、ハンモック、気球用又は飛行船用の網、虫よけ網等を含む。

この項の物品は、染み込ませたもの（例えば、水や、天候から保護するために）であってもこの項に属する。

この項には、次の物品を含まない。

- （a）メリヤス編み又はクロセ編みによって作られた反物状の網地（60.02 から 60.06 まで）
- （b）ヘアネット（65.05）
- （c）運動用網（例えば、ゴールネット及びテニスネット）、95 類のたも網その他の網

56.09 糸、第 54.04 項若しくは第 54.05 項のストリップその他これに類する物品、ひも、綱又はケーブルの製品（他の項に該当するものを除く。）

この項には、50 類から 55 類までの糸の製品、54.04 項若しくは 54.05 項のストリップその他これに類する物品の製品及び 56.07 項のひも、綱又はケーブルの製品（この表の他の項に該当するものを除く。）を含む。

糸、ひも、綱等一定寸法に切断又は片端若しくは両端を環状にしたもの及びタグ、リング、フック等を付けたもの（例えば、靴ひも、衣類用ひも、引き綱）、船のフェンダー、荷おろし用クッション、なわばしご、糸の束を二つに折り畳んだ端をひとまとめにくくって作った皿ふき等を含

む。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 手綱 (Bridles、reins)、端綱、馬具等 (42.01)
- (b) ジャカードその他の機械に使用する種類の一定の寸法に切断したコードで、結び目、環、金属又はガラスの止め具を付けたもの (59.11)
- (c) 紡織用繊維の織物類及びそれらの製品は、それぞれ該当する項に属する (例えば、組みひもから製造された靴ひもは 63.07 項に属する。)
- (d) サンダル用のロープソール (64.06)
- (e) 95 類の運動用具その他の物品

第 57 類

じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物

注

- 1 この類において「じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物」とは、使用時の露出面が紡織用繊維である床用敷物をいうものとし、床用敷物としての特性を有する物品で他の用途に供するものを含む。
- 2 この類には、床用敷物の下敷きを含まない。

総 説

この類には、使用時の露出面が紡織用繊維であるじゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物を含むものとし、本来床用敷物としての特性（例えば、厚さ、硬さ及び強さ）を有する物品で他の用途（例えば、壁掛け、テーブルカバーその他の室内用品）に供するものを含む。

上記の物品で、寝室用敷物、炉ばた用敷物のような四角いじゅうたんの形に仕上げられたもの（直接一定の寸法に作ったもの、縁かがりしたもの、裏打ちしたもの、房を付けたもの、組み合わせたもの等）若しくは室内廊下、出入口又は階段に敷くためのじゅうたん地の形状のもので、裁断して作り上げるための長尺のものが、この類に属する。

これらはまた、染み込ませたもの（例えば、ラテックス）又は織物、不織布、セルラーラバー若しくはプラスチックで裏打ちしたものであってもよい。

この類には、次の物品を含まない。

- (a) 床用敷物の下敷き、すなわち、床とじゅうたんとの間に敷く粗い織物又はフェルト（構成する材料によりその所属を決定する。）
- (b) リノリウムその他の紡織用繊維の基布に塗布し又は被覆したその他の床用敷物（59.04）

57.01 じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（結びパイルのものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わない。）

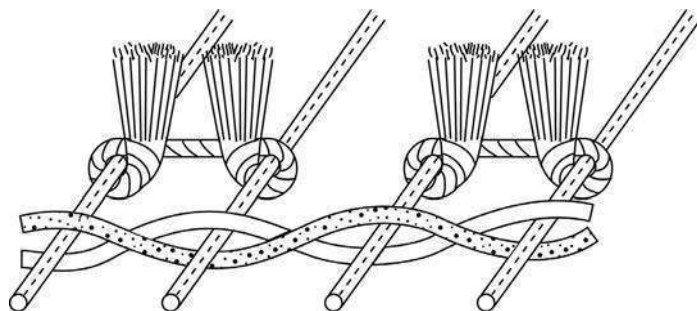
5701.10－羊毛製又は織獣毛製のもの

5701.90－その他の紡織用繊維製のもの

結びパイルのじゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物は、きつく張ったたて糸のまわりで、パイル糸が、少なくとも1本のたて糸の回りを完全に1回転して結び目又は絡み目を作ることにより構成される。このパイル糸はきつく織り込まれたよこ糸の間に挿入され、所定の場所に保持される。この結び目又は絡み目があることがこの項の物品の特徴である。

最も一般的に使用される結びパイルには、次のような物品がある。

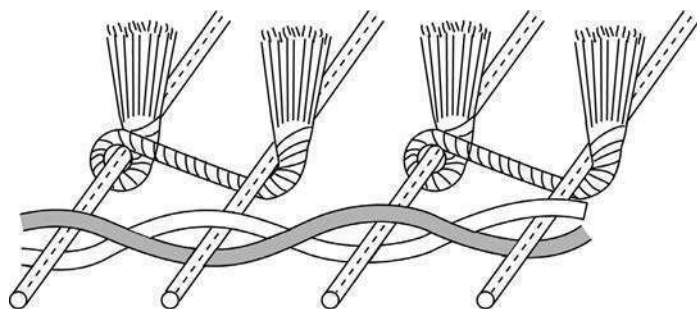
- (1) Ghiordes knot 又は Turkish knot : パイル糸を2本の隣接するたて糸の上におき、2本のたて糸のまわりを完全に1回転するように巻きつけ、その二つの端を2本のたて糸の間から引き出すと (第1図参照)、パイル糸の両端が上面に出て、じゅうたんの表面を形成する。



第1図

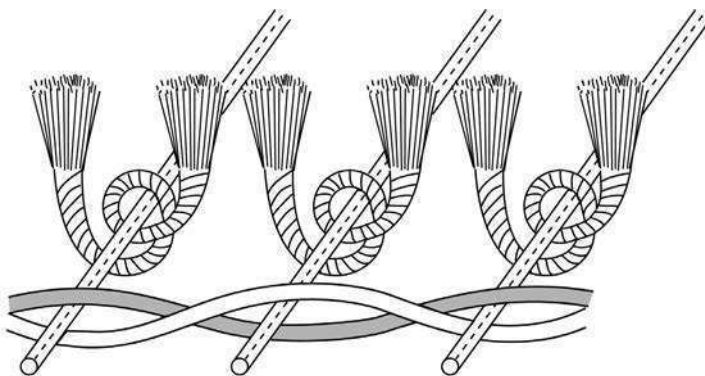
- (2) Senna knot 又は Persian knot : パイル糸を1本のたて糸のまわりに巻きつけ、次のたて糸の下を通して引き出すと (第2図参照)、パイル糸の両端が上面に出て、じゅうたんの表面を形成する。

Ghiordes knot 及び Senna knot は、パイル糸が4本のたて糸にわたって結び目を作ることもある。



第2図

- (3) Single warp knot : 各々のパイル糸がそれぞれ1本のたて糸のまわりに結び目又は絡み目を作るもので、各パイル糸をそれぞれたて糸のまわりに1回半巻くと (第3図参照) パイル糸の両端が上面に出て、じゅうたんの表面を形成する。



第3図

このような一連の結び目が隣接し、しかも完全にお互いが独立して基布の幅全体を覆うことにより、じゅうたんを形成している。

この項にはまた、ゆるく織った基布（woven backing）にパイル糸を結びつけることによって作られたある種のじゅうたんを含む。

結びパイルのじゅうたん、じゅうたん地及び敷物は手織りのものが多く、異なった色に着色し、パイル糸で模様を作り、直接使用する寸法に織り上げられる。ただし、機械織りのものもあり、それらは、一般に手織りのものに比べて、耳が平行で、均一に織り上げられている。パイル糸は、通常、羊毛又は絹であるが、モヘア又はカシミヤ山羊の毛が使用されることもある。基布には、手織りのじゅうたんの場合、一般に綿、羊毛又は織獣毛が使用されるが、機械織りの場合では、綿、亜麻、大麻又はジュートが使用される。

この項の物品は、通常、床用敷物として使用されるが、他の室内用品（例えば、壁掛け、テーブルカバー）として使用されることもある（この類の総説参照）。

これらのじゅうたんは、房で縁どりされ（製織工程に作られたもの又は製織後に付けられたもの）又は特定の用途のためにその他の仕上げが施されていても、この項に属する。

これらの物品は、主に東洋（イラン、トルコ、トルキスタン、アフガニスタン、パキスタン、中国、インド）又は北アフリカ（アルジェリア、チュニジア、モロッコ、エジプト）で作られている。

この項には、パイル糸を巻きつけることなしで、単にたて糸の下にループ状に通しただけのもの（第4図及び第5図参照）は含まない（57.02）。

57.02 じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（ケレムラグ、シュマックラグ、カラマニラグその他これらに類する手織りの敷物を含み、織物製のものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わず、タフトし又はフロック加工をしたものを除く。）

5702.10—ケレムラグ、シュマックラグ、カラマニラグその他これらに類する手織りの敷物

5702.20—ココやし繊維（コイヤ）製の床用敷物

—その他のもの（パイル織物のものに限るものとし、製品にしたものを除く。）

5702.31—羊毛製又は織獣毛製のもの

5702.32—人造繊維材料製のもの

5702.39—その他の紡織用繊維製のもの

—その他のもの（パイル織物のもので製品にしたものに限る。）

5702.41—羊毛製又は織獣毛製のもの

5702.42—人造繊維材料製のもの

5702.49—その他の紡織用繊維製のもの

5702.50—その他のもの（パイル織物のもの及び製品にしたものを除く。）

—その他のもの（製品にしたものに限るものとし、パイル織物のものを除く。）

5702.91—羊毛製又は織獣毛製のもの

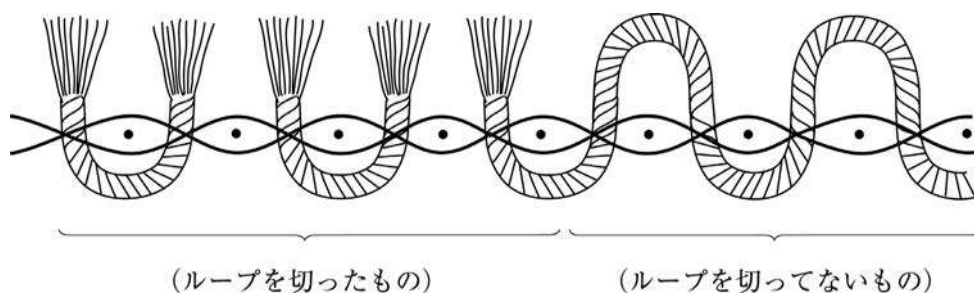
5702. 92—人造繊維材料製のもの

5702. 99—その他の紡織用繊維製のもの

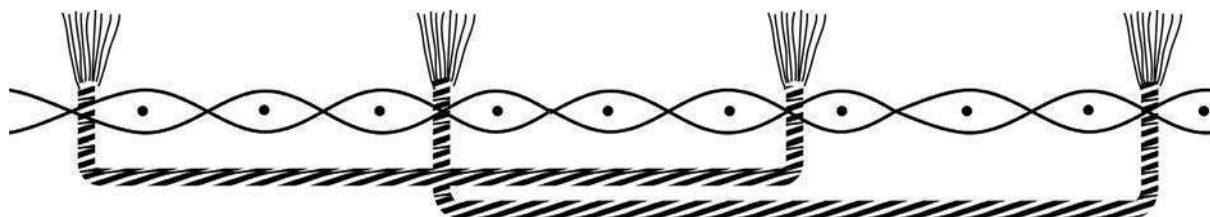
この項のじゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物には、次の物品を含む。

- (1) ウィルトンその他これに類するじゅうたん：丈夫で重厚な基布をパイル面（すなわち、表面はまっすぐに立った隣接した糸又は房で形成されている。）又はループ面で覆ったものである。

これらのじゅうたんの面は、基布の表面にループを作る添加たて糸によって形成されているが、このループを作るためには製織工程中に金属の棒又は針金を一時的に挿入する。このループを切ったものがウィルトンのようなパイルじゅうたん（第4図参照）で、この種のものは、パイルたて糸が単によこ糸の下にループを作るだけである。これに対してループを切らずに残したものは、ブラッセルじゅうたんのようなものである（第4図又は第5図参照）。



第4図



第5図

これらのじゅうたんには、無地又は模様を有するのがある。この模様は、2から5種類の異なった色の糸を使用してデザインを描くことができる機構を有する織機（例えば、ジャカード機）で織られる。

ウィルトンじゅうたんには、また、共通のパイル糸を有する2枚の織物（織り上げた後にパイル糸を切って2枚のじゅうたんを形成する。）を織ることによって作られるものもある（face-to-face wilton）。

パイル糸には、通常、羊毛又は羊毛とナイロンの混紡糸が使用されるが、綿、ポリアミド、アクリル、ビスコースレーヨン又はこれらの繊維の混紡糸も使用される。基布には、通常、綿、ジュート又はポリプロピレンが使用される。

- (2) アクスマinsterじゅうたん：機械織りのじゅうたんで、あらかじめ定めた色の配列に従

って横方向に連続したパイルの列が製織工程中に挿入されるものである。

- (3) シェニールじゅうたん：これらのじゅうたんの主な特徴は、パイル面がシェニールヤーン（56.06 項の解説参照）を使用することによって形成されることである。シェニールヤーンは、通常の織り方の場合には、添加よこ糸として使用されるが、短いシェニールヤーンを、特殊な不連続状のたて糸として挿入し、基布によって保持するものもある。
- (4) 平織りじゅうたん：パイル及びループも持たない平織りのじゅうたんであるが、厚さ、強さ及び明らかに床用敷物として織られている点で 50～55 類の紡織用繊維の織物と区別することができる。

これらには、二重織り（2 枚の織物を重ねて同時に織り上げるもので、2 枚をとところどころ交錯させて模様を表したものの）の“kidderminster”又は“Belgian”と呼ばれるじゅうたんを含む。これら住宅用の比較的高級なじゅうたんとは別に、この項には、ジュート製、コイヤ製、紙糸製等の低級なじゅうたん又はじゅうたん地（例えば、粗毛じゅうたんで、通常、平織り、綾（アヤ）織り又は杉綾（アヤ）織り）及びジュートのたて糸と織物の切れ端をつなぎ合わせたストリップをよこ糸にして織ったラグカーペットも含む。

- (5) ドアーマット及びマット地：これらのものは、主として硬い房から成るもので、通常、ココヤシ繊維製又はサイザル製であり単に基布のたて糸の下にループを作っているだけである。これらは、その用途に合わせて小さい寸法に織られる。
- (6) テリートオル地その他これに類するバスマット

ある種のじゅうたんは、58.01 項のパイル織物又はシェニール織物に類する方法で織られているが、本質的に、床用敷物として作られたものであり、その製造に使用する材料が粗雑なこと又は基布が硬く一般に添加たて糸（stuffer）を有することで区別できる。

- (7) ケレム、シュマック、カラマニその他これらに類する手織りの敷物：ケレム（kelem 又は khilim）は、カラマニ（karamanie）とも呼ばれ、58.05 項の解説（A）に規定する手織りのつづれ織物と同じ製造法で作られる。このため、この織物は、上記のつづれ織物に類似しており、通常たて糸に沿って同じ透き間が見られる。しかし、模様に関する限り、ケレムは、通常花模様又は葉模様を有することはなく、主として直線的な模様を有する。表面と裏面とは区別できるが、その違いはわずかであり両面とも使用できる。ケレムは、二つの長いストリップを縫い合わせるにより作られることもあるが、縫目は、隠すようにデザインされている。このため、このケレムには、ボーダー（織り端）を短い端にのみ有するか又は全く有しないものもある。しかし、この項には、ボーダーを添加したものも含む。

一般にたて糸は、紡毛糸で、よこ糸は羊毛製又は綿製である。

この項には、また、特にヨーロッパ中央部において、ケレムの技法により製造されているもので東洋のケレムと同じタイプの装飾的な模様が施されているものも含む。

シュマックは、ケレムと同じ方法で織られるが、次の点において異なる。

— 模様を形成する 1 又は 2 のよこ糸の線が完全に作られると、すぐに補充のよこ糸が幅方向に挿入され、たて糸の透き間を埋める。

— 模様に関しては、織物の地は、通常 3 個から 5 個の平たい種々の色彩の円形に近い星の模様で飾られ、ボーダーは、一般に、1 本の幅広い主バンドと 2 又は 3 本の補助的なバ

ンドから成る。裏面はよこ糸を切断した後に残る数センチメートルの長さの切り端のために毛で覆われたような外観を有している。

シュマックのよこ糸は、紡毛製であるが、たて糸は紡毛製又は綿製であり、やぎの毛の場合もある。

これに類似するじゅうたんには、特にシュマックと類似の方法で製造されるシラー (Sileh) を含む。シラーの模様は、基本的には右回りか又は後方から前方へ向かう S 字形のモチーフと、表面全体にわたって点在する動物模様のモチーフからでき上がっている。シラーのたて糸及びよこ糸は紡毛製であるが、たて糸は、まれに綿製のこともある。

この項には、組物材料製のマット及びマット地を含まない (46 類)。

57.03 じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物 (人工芝を含み、タフトしたものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わない。)

5703.10ー羊毛製又は織獣毛製のもの

ーナイロンその他のポリアミド製のもの

5703.21ー人工芝

5703.29ーその他のもの

ーその他の人造繊維材料製のもの

5703.31ー人工芝

5703.39ーその他のもの

5703.90ーその他の紡織用繊維製のもの

この項には、タフティングマシン (tufting machine) を使用し、ニードル及びフックの方式で、基布 (通常、織物又は不織布) に紡織用繊維の糸を挿入して基布の表面にループ (針及びフックに切断装置を組み合わせている場合は房) を形成することにより作られるタフトッドじゅうたんその他のタフトした紡織用繊維の床用敷物を含む。このパイルを形成する糸は、その後にゴム又はプラスチックを塗布して固定される。通常、このゴム又はプラスチックが乾燥する前に、ゆるく織られた紡織用繊維 (例えば、ジュート) による補助的な基布又は発泡ゴムで覆われる。

この項には、また、その色を問わず、タフトした紡織用繊維の床用敷物で芝を模した人工芝を含む。人工芝は、屋内又は屋外のスポーツ競技場 (例えば、サッカー、野球、ホッケー、ゴルフ、テニス) 及びその他の用途 (例えば、造園、空港) に使用される。この項には、39 類のプラスチック製品を含まない。

この項には、またタフティングガンを使用して作られるか、又は手作業により作られるタフトッドじゅうたんその他のタフトした紡織用繊維の床用敷物を含む。

この項の物品は、例えば、床用敷物としての用途に適する硬さ、厚さ、強さで 58.02 項のタフトッド織物と区別される。

57.04 じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（フェルト製のものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わず、タフトし又はフロック加工をしたものを除く。）

5704.10－タイル（表面積が 0.3 平方メートル以下のものに限る。）

5704.20－タイル（表面積が 0.3 平方メートルを超え 1 平方メートル以下のものに限る。）

5704.90－その他のもの

この項には、フェルト製のじゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物を含む。この「フェルト」の意味は 56.02 項の解説を参照。

この項には、次の物品を含む。

- （１）タイル（通常、羊毛その他の獣毛製のフェルト製のもの）
- （２）ニードルルームフェルトの紡織用繊維の床用敷物（通常、製品の強度を高めたり、滑り止めのためゴム又はプラスチックを裏張りするか、裏側に染み込ませてある。）

57.05 じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（製品にしたものであるかないかを問わないものとし、この類の他の項に該当するものを除く。）

この項には、じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物で、この類の他の項に該当するもの以外のものを含む。

この項には、次の物品を含む。

- （１）接着パイルじゅうたん（Bonded pile carpets）：表面のパイルは、基面に接着されるか又は接着性のある基面に直接接着される。パイルの接着は、接着剤、熱若しくはこの両者又は超音波溶着により形成されることもある。そのパイルは、1 枚の基布の表面に接着されるか又は 2 枚の基布の間に接着され、その後、2 枚のじゅうたんに分離される。
- （２）不織布製のじゅうたん：ループを形成するために、カードした紡織用繊維の層を溝付きローラーの間を通してクリンプし、ゴム、プラスチック等を厚く塗布（この塗布はまた基布としての役をはたす。）して所定の位置に固定したものと、このクリンプした紡織用繊維の層を類似の接着剤で基布に接着させたものがある。
- （３）「フロッキング」によって製造されたじゅうたん：ゴム、プラスチック等を塗布した紡織用繊維の基布に紡織用繊維を垂直に植え込んだものである。
- （４）編物製のじゅうたん及びじゅうたん地：これらは、一般にモケット又は場合によっては毛皮のような外観を有する。

第 58 類

特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びししゅう布

注

- 1 この類には、第 59 類の注 1 の紡織用繊維の織物類で、染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの及び第 59 類のその他の物品を含まない。
- 2 第 58.01 項には、よこパイル織物で、その浮糸を切らず、起毛したパイルを有しないものを含む。
- 3 第 58.03 項において「もじり織物」とは、その組織の全部又は一部において地たて糸及びこれに絡まるもじりたて糸が 1 本以上のよこ糸ごとに 1 以上の絡み目を作っているものをいう。
- 4 第 58.04 項には、第 56.08 項のひも又は綱から製造した結び網地を含まない。
- 5 第 58.06 項において「細幅織物」とは、次のいずれかの物品をいう。
 - (a) 幅が 30 センチメートル以下の織物（切って幅を 30 センチメートル以下にしたものを含むものとし、両側に織込み、のり付けその他の方法により作った耳を有するものに限る。）
 - (b) 袋織物で平らにした幅が 30 センチメートル以下のもの
 - (c) 縁を折ったバイアステープで縁を広げた幅が 30 センチメートル以下のもの織物自体の糸により縁に房を付けた細幅織物は、第 58.08 項に属する。
- 6 第 58.10 項においてししゅう布には、金属糸又はガラス繊維の糸によりししゅうした物品で紡織用繊維の織物類の基布が見えるもの及び紡織用繊維その他の材料の薄片、ビーズ又は装飾品を縫い付けてアプリーケにした物品を含むものとし、手針によりつづれ織り風にした織物（第 58.05 項参照）を含まない。
- 7 この類には、第 58.09 項の物品のほか、衣類、室内用品その他これらに類する物品に使用する種類の金属糸製の製品を含む。

総 説

この類にはあらゆる種類の紡織用繊維製の物品が含まれるが、項の段階での所属の決定に当たっては、58.09 項を除き構成する紡織用繊維を考慮する必要はない。これらのうちのあるものについては、11 部総説の（Ⅱ）に規定する「製品にしたもの」でないもののみがこの類に属するが、他のものについては、「製品にしたもの」であるかないかを問わずこの類に含む。

59 類注の規定により、58.03 項のもじり織物、58.06 項の細幅織物、58.08 項の組ひも及び装飾用トリミングで染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものは、58 類に含まれない（通常、39 類、40 類又は 59 類）が、この類の他の物品については、同様な加工がされたものであっても 39 類又は 40 類の物品の特性を有していない限り、この類に属するので注意しなければならない。

58.01 パイル織物及びシェニール織物（第 58.02 項又は第 58.06 項の織物類を除く。）

5801.10－羊毛製又は織獣毛製のもの

―綿製のもの

5801. 21―よこパイル織物（パイルを切っていないものに限る。）

5801. 22―コール天（パイルを切ったものに限る。）

5801. 23―その他のよこパイル織物

5801. 26―シェニール織物

5801. 27―たてパイル織物

―人造繊維製のもの

5801. 31―よこパイル織物（パイルを切っていないものに限る。）

5801. 32―コール天（パイルを切ったものに限る。）

5801. 33―その他のよこパイル織物

5801. 36―シェニール織物

5801. 37―たてパイル織物

5801. 90―その他の紡織用繊維製のもの

（A）パイル織物（58.02 項の織物類を除く。）

パイル織物は、少なくとも3系列の糸、すなわち、基布を形成するきつく張ったたて糸及びよこ糸並びにパイルを形成するたて糸又はよこ糸で構成されている。このパイルは房状又はループ状のもので、織物の面全体又はその一部に形成される。また、このパイルは、通常、織物の片面のみに作られるが、時にはその両面に作られることもある。

たてパイル織物（ベルベット、ブラッシュ、モケット等）は、よこ糸の方向に挿入した針金の上のパイルたて糸を起毛させて作られる。このようにして作られたループは、製織中又は織り上げた後に切ることもあるが、切らないでループ状のパイルをそのまま残すこともある。このループ又はループを切って房状にしたパイルは、よこ糸によって所定のところに保持される。

また、たてパイル織物は、共通のパイルたて糸を有する2枚の織物を織ることによっても作ることができる。すなわち、この織物は、共通のパイルたて糸を切断することによって、カットパイル面を持った2枚のたてパイル織物となる。

パイルを切ったよこパイル織物（ベルベツチン、コール天等）は、通常よこ糸によって作られるパイルを有している。

このよこ糸は交互にたて糸の下を通し、織物表面に引き上げてから2本以上のたて糸の上を浮かせる。織り上げ後表面に浮いている部分を切断し、その端をパイル状に起毛させたものである。たて糸に平行に針金を挿入して作っても同様の結果が得られるが、この場合は織りながらよこパイルを切断する。このパイルの房はたて糸によって所定のところに保持される。

よこパイル織物で未だ浮糸を切らず起毛したパイルを有しないものもこの項に含む（類注2参照）。

（B）シェニール織物

シェニール織物は、57.02 項のシェニールカーペットに非常に良く類似している。

シェニールカーペットと同様にそのパイル面（通常、両側にある。）は、シェニールヤーンにより作られる。これらは一般に、シェニールヤーンの添加よこ糸又は基布の製織中にたて糸の中に

異なった長さ及び色のシェニールヤーンを挿入することによって作られる。

＊

＊ ＊

パイル織物及びシェニール織物は、各種の材料で製造されるが、パイルには、絹、羊毛、繊獣毛、綿及び人造繊維が最も一般的に使用される。

この種の織物は、平織りのもの、畝（畦）織りのもの若しくは紋織りのもの又は製織後型押し加工をしたものなど種類が多い。紋パイル織物には、その面の一部だけをパイルで覆ったもの又はパイル面の一部をカットし、他の部分はループを形成しているもの（cisele velvets）を含むので、変化に富んだ模様となる。毛皮を模造したパイル織物（例えば、アストラカン、カラキュール又は模造の豹の毛皮）もこの項に属するが、縫製、接着等によりパイル状にした模造毛皮は含まれない（43.04）。

この項の多くの織物は、57.02 項のじゅうたんと同じ方法で製造されているので注意しなければならない。ただし、これらは、本来床用敷物としてではなく、室内用又は衣類用の織物として製造されており、繊細な材料が使用され、柔軟な基布を有していることからじゅうたんとは容易に区別できる。

この項には、次の物品を含まない。

- （a）ブークレ織物（Bouclé fabrics）、ラチンその他の織物で、外観はパイル織物に類似しているが、特殊な糸（例えば、ブークレ糸）で織ったもの又は普通の織物に処理（例えば、起毛（scraping、teasing））して作ったもの（一般に 50 類から 55 類まで）
- （b）58.02 項のテリータオル地その他のテリー織物及びタフテッド織物
- （c）細幅織物の規定に該当するパイル織物類（58.06）
- （d）メリヤス編物又は房状若しくはループ状のパイル面を有するステッチボンディング方式により作られた物品（60.01 又は 56.02）
- （e）11 部総説（Ⅱ）に規定する「製品にしたもの」に該当するパイル織物類

＊

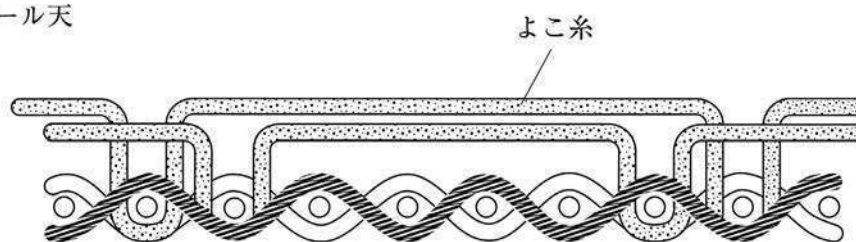
＊ ＊

号の解説

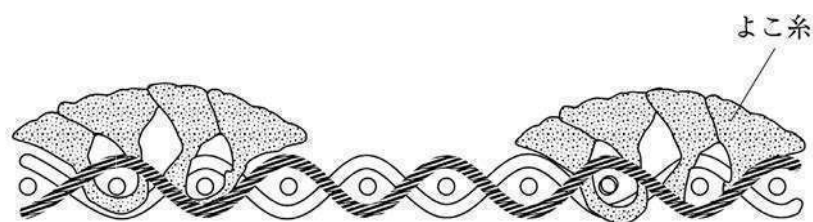
5801.22 及び 5801.32

5801.22 号及び 5801.32 号において、次の断面図（たて糸に直角のもの）は、コール天（パイルを切ったもの）とその他のよこパイル織物（パイルを切ったもの）を区別するために示したものである。

コール天

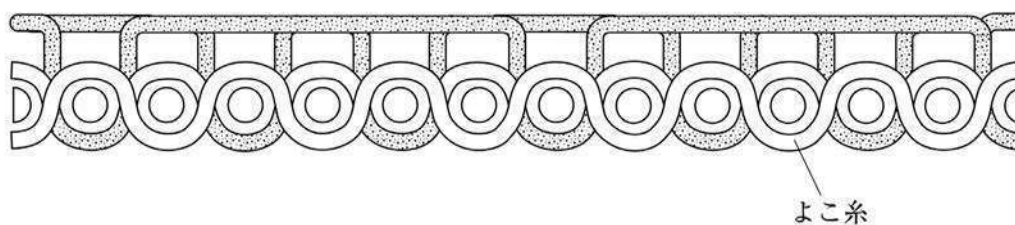


(パイルを切っていないもの)

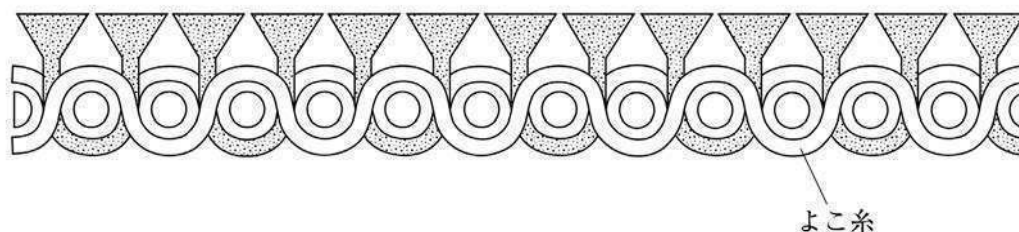


(パイルを切ったもの)

別珍 (ベルベット)



(パイルを切っていないもの)



(パイルを切ったもの)

58.02 テリータオル地その他のテリー織物（第 58.06 項の細幅織物類を除く。）及びタフテッド織物類（第 57.03 項の物品を除く。）

5802.10—テリータオル地その他のテリー織物（綿製のものに限る。）

5802.20—テリータオル地その他のテリー織物（その他の紡織用繊維製のもの）

5802.30—タフテッド織物類

（A）テリータオル地その他のテリー織物

これらの織物は、タオル地、バスローブ、ビーチローブ、レジャーローブ、トイレットグローブ等に使用されるループを有するパイル織物で、1本のよこ糸に対して強く張ったものとゆるく張ったもの各1本ずつ計2本のたて糸を使用して組織され、後者のゆるい方のたて糸が織物の面にループを形成するものである。この2種類のたて糸の比率は、織物によって異なるが、通常は地たて糸と、パイルたて糸は同数である。

これらのループは、よったように見えることがあり、通常、織物地の両側に作られるが、片面だけに作られることもあり、更に切ってあることもある。また、これらのループが、織物の全面を均一に覆ったもの及び帯状、格子状、亀甲状又はより複雑な柄を描き出すものもある。しかしながらこの項には、片面にのみパイルを有する織物で、そのループのすべてを切ってあるものを含まない（58.01）。

また、この項には、次の物品も含まない。

（a）テリー編物（60.01）

（b）反物状の織物でよこ糸が存在しないことによって示された線に沿って単に裁断することにより、房のある製品に分割できるものは含まない（63.02）。

（B）タフテッド織物類

これらの織物類は、紡織用繊維の基布（織物、メリヤス編物、クロセ編物、フェルト、不織布等）にニードルとフックを使用し糸を挿入して製造される。基布の表面にはループが形成されるが、フックに切断装置を組み合わせると、房状のカットパイルとなる。

この項の物品は、硬さ、厚さ、強さ等が欠如しているため、床用敷物には適さないので 57.03 項のタフテッドじゅうたん及び床用敷物とは区別される。

更に、これらの織物類は、織物の裏面に長さの方向に沿ってランニングステッチの外観を有するステッチが並んでいるのが特徴で、裏面にチェーンステッチが並んでいる 60.01 項のパイル編物とは区別することができる。

58.03 もじり織物（第 58.06 項の細幅織物類を除く。）

もじり織物（leno weave と呼ばれる。）は、この類の注 3 に規定されている。

もじり平織物の場合には、もじりたて糸はよこ糸と交錯する際、地たて糸の左右を交互に転じながら走り、地たて糸の下を通る時以外はよこ糸の上を通り越すので、地たて糸は常によこ糸の

片側（下）にあり、地たて糸とよこ糸とは交錯しないが、もじりたて糸によって相互に保持される。

もじりたて糸を相互に交差させたり（クロッシェガーゼ（crocheted gauze）、マーリ（Marly）ガーゼと呼ばれる。）、地たて糸ともじりたて糸で作る絡み目に2本以上のよこ糸を同時に挿入したり、1本のもじりたて糸に対して2本以上の地たて糸又は1本の地たて糸に対して2本以上のもじりたて糸を使用したりすることにより各種のもじり織物が得られる。

この項には、また、次の物品を含む。

- （1）もじり織りの地にデザインの効果を与えるため、製織工程中に特別な糸（ブロシェ糸）を挿入して製造したブロシェガーゼ（Broch1 gauze）
- （2）もじり織りの部分と他の方法により織られた部分（織り方を問わない。）から成る織物（構成割合を問わない。）。これらは通常、たて糸方向に走る縞模様、格子模様その他各種の模様を有している。

もじり織物は、通常、ゆるく織られるために軽量である。主にカーテン地として使用されるが、ある種のものは、たて糸方向に細い帯状に切ってシェニールヤーンの製造に使用される。

もじり織物は、外観においても、また、製織中に作られるデザインにおいても非常に変化に富むもので、50 類から 55 類までのブロシェ（broch1）その他の織物又はこの類に含まれる手製若しくは機械製のレース、ししゅう布、チュールその他の網地と混同しないよう注意をしなければならない。

この項には、平織りでゆるく織ったもの（例えば、主として包帯及び外科用被覆材に使用されるもの）を含まない。これらはガーゼと呼ばれ、30.05 項（医療用又は獣医用として小売用の形状若しくは包装にしたもの）又は 50 類から 55 類までに属する。この項には、また、ふるい用の布を含まない（59.11 項）。

58.04 チュールその他の網地（織ったもの及びメリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）及びレース（レース地及びモチーフに限るものとし、第 60.02 項から第 60.06 項までの編物を除く。）

5804.10—チュールその他の網地

—機械製のレース

5804.21—人造繊維製のもの

5804.29—その他の紡織用繊維製のもの

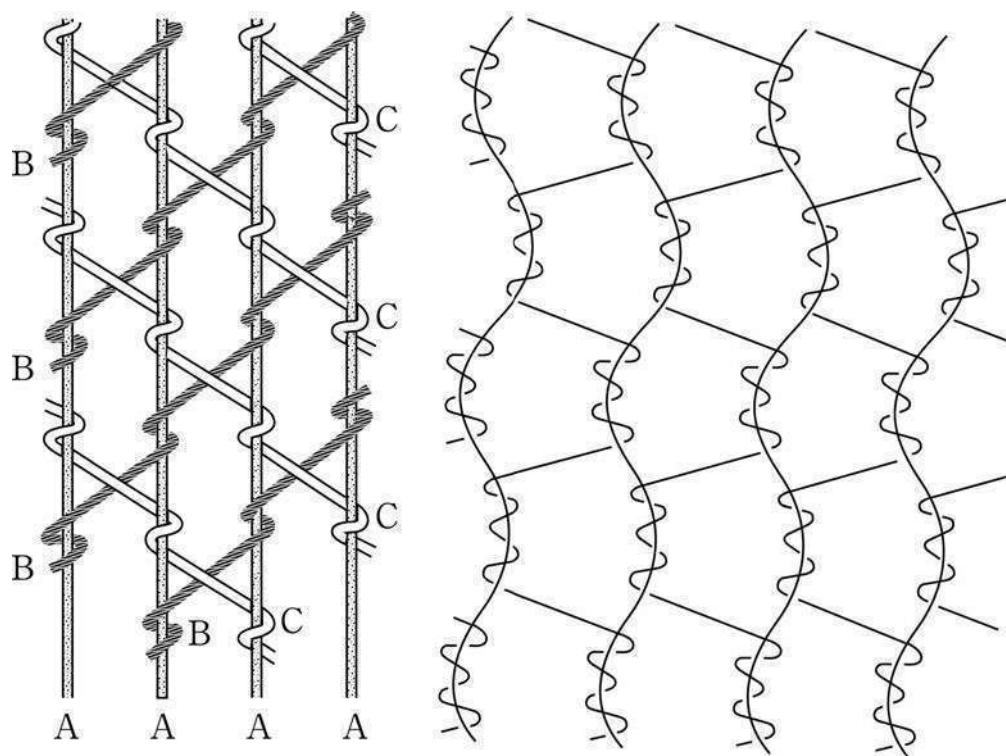
5804.30—手製のレース

（I）チュールその他の網地

これらの物品は、カーテン、ベットスプレッドその他これらに類する家庭用の室内用品、ベール、婦人用衣類、ししゅう布等の製造に使用される。これらは一般に、絹、人造繊維、綿又は亜麻製である。

（A）チュールその他のボビンネット網地

これらはたて糸と、そのまわりに巻きつけられながら耳から斜めに走るよこ糸から構成される網地で、よこ糸の半分は一方に傾斜し、他の半分は反対の方向に傾斜している（第1図参照）。これらのよこ糸は、たて糸と開いたメッシュ（網の目）を形成し、このメッシュは、規則的な六角形、正方形又はダイヤモンド形となる（Neuville net）。六角形のチュールの変わったものには、2本のたて糸のみの間を縦に進むボビン式の糸と、たて糸から構成されるメクリンネット（Mechlin net）がある（第2図参照）。



A たて糸

B及びC 斜めよこ糸

チュール

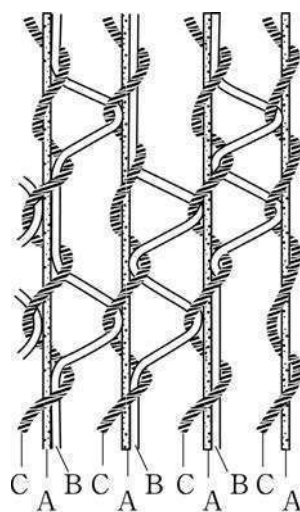
(第1図) (TULLE)

メクリンネット

(第2図) (MECHLIN)

(B) チュールボビンネット

チュールボビンネットは、三種の糸（たて糸、柄糸及び絡み糸）で組織される特殊なチュールである（第3図参照）。たて糸は普通のチュールと同様平行に配列されている。柄糸（柄を作るのでそう呼ばれる。）は、交互にたて糸に沿って走り、一時そのたて糸から離れ他のたて糸（通常、隣接のたて糸）に向かい、ところどころに台形その他の形の空間を配置した三角形のメッシュを形成する。絡み糸は、たて糸のまわりに巻きつき柄糸をたて糸に結びつける。デザインの中の不透明の部分は、このような三角形のメッシュが多数互いに密着して集まって引っぱられできたものである。



第3図

チュールボビノット

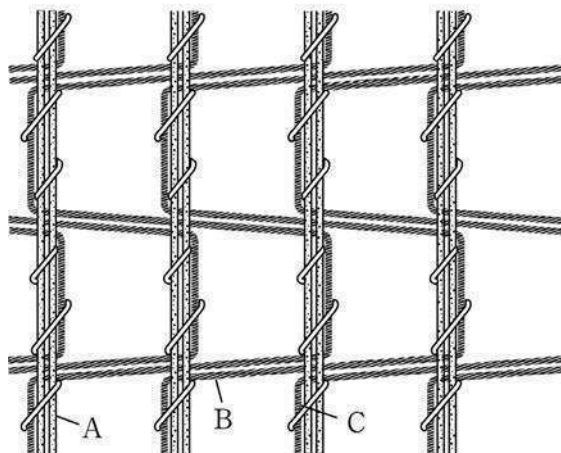
A - たて糸
B - 柄糸
C - からみ糸

(C) 3種の糸を有する網地

これは平行なたて糸とメッシュ糸及び結び糸から成る網地である（例えば、フィレットネット (filet net)）。各メッシュ糸は、異なるたて糸に交互に沿って走り、1本のたて糸から他のたて糸を通過し、正方形のメッシュを形成する。結び糸は、メッシュ糸をたて糸に結びつけて保持する（第4図参照）。

(第4図)

Plain Filet Net



A : たて糸 B : メッシュ糸 C : 結び糸

(D) 組織に結び目を有するネット網の網地

均一な正方形又はダイヤモンド形のメッシュを持つ網地で、糸が引っぱられても離れないよう各々の角で結び目を作っている。これらは手又は機械で製作される。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 50 類から 55 類までのゆるく織られた織物及び 58.03 項のもじり織物
- (b) 56.08 項の網及び網地
- (c) ふるい用の布 (59.11)
- (d) 60 類のメリヤス編物及びクロセ編物
- (e) チュールその他の網地で、11 部総説 (II) に規定する「製品にしたもの」とみなされるものの

(II) レース

レースは、糸の絡み合わせによって形成されるデザイン要素（多少複雑な）が明らかに透かし模様の地組織を形成しているメッシュ（通常、規則的な寸法及び形状のもの）又はそれ自身柄効果を与える装飾的なリンク（brides）により結合されている装飾的な透かし模様の布である。このデザイン要素とメッシュ又はリンク（brides）の地組織は、通常、同時に作られるが、時には、デザイン要素を別々に作り、これらを後で組み合わせるものもある。

レースの本質的な特徴は、そのデザイン要素がすでに先在する基布の上に細工されるものではないということである。従って、この項においてレースという用語は、レースに類似の外観を有し、実際にレース（例えば、フィレレース（filet lace））と呼ばれる物品（チュール若しくは網地のような先在する基布のメッシュを埋め飾り付けすることにより作ったもの又は基布に縫い付けのアプリケ加工をすることにより作ったもので、加工後、基布の全部又は一部を除去してあるかないかを問わない。）にまで拡大されるものではない。このような物品は、レースに後からししゅうを施したもの及び縫い付けのアプリケ加工によって作られた encrusted lace と同様に、ししゅう布として 58.10 項に属する。

手又は機械で編んだ各種のメリヤス編みの透かし模様を有する編地（60 類）もまた、この項には含まない。これは、目の詰まった特徴あるメリヤス編みのステッチによって見分けることができる。

チュール、もじり織物その他のゆるく織られた織物とは異なり、レースは、明白なたて糸及びよこ糸を有していない。レースは、しばしば 1 本の糸で作られるが、2 本以上の糸を使用したときは、これらの糸はすべて同じ機能をはたす。

レースは手又は機械により作られる。

手製のレースの主なものには、次の物品がある。

- (A) ニードルポイントレース：模様を描いた紙又は羊皮紙の上で針により編み上げられる。レースは模様の輪郭に沿って作られるものであり、レースを構成する糸は、紙に刺し通されることなくその上に並べられる。フレーム糸（レースの最初の骨格を形成する糸）は、作業を容易にするため模様にクロスステッチにより仮留めされる。

このニードルポイントレースには、アランソン (Alençon)、アルジャンタン (Argentan)、ベニス (Venetian) 等を含む。

- (B) ボビンレース (ピローレース) : レースの製作を容易にするためピンを仮にさしてある枕又はクッションの (図柄が固定されている。) 上にボビンに巻きつけられた数本の糸をよることによって作られる。

ボビンレース又はピローレースには、バランシエンヌ (Valenciennes)、シャンティリー (Chantilly)、マリーヌ (Malines)、ブルージュ (Bruges)、デュシュス (Duchesse) 等がある。

- (C) クロセ編みのレース (例えば、アイリッシュクロッシェレースと呼ばれている) : クロセ編みのレースは、上述のものと異なり、図柄又は支持物の上に作るものではなく、クロセかぎ針を使用して手で編むものである。

- (D) その他のレース : 多少他のレースに類似しており、例えば、次の物品を含む。

(1) テネリフレース (Teneriffe lace) : ニードルポイントレースと同様の方法で作られる。

(2) ラセットワーク (Lacet work) : 一部分がラセットブレード (lacet braid) を使用して作られているニードルポイントレース

(3) タッチング (Tatting) : クロセ編みのレースに類似している。ただし、円形のデザインを有しており、シャトルの操作により、結び目が作られている。

(4) マクラメレース (Macrame lace) : 先導の糸に直角に整えた一組の糸を各種の方法で結びつけることにより得られる重量感のあるレース

機械製のレースは、一般的な外観は、手製のものに類似しているが、ボビンレースの場合を除き、糸の編み方が異なり手製のものに比べてより均一である。

手製又は機械製のレースで次の形状の物品はこの項に属する。

(i) 反物状のもの及びストリップ状のもの (長さを問わない。)

(ii) モチーフ状のもの (ナイトドレス、スリップ、ブラウスその他の衣類、ハンカチ、テーブルクロスその他の室内用品に単に取り付け又はアプリークするように作られた個々のもの)

これらの物品は、レースメーカーにより直接一枚に作られたもの、長尺のものから裁断したもの又は数個に分離されたレースの要素を組合わせたもののいずれもがこの項に属する。

この項にはレースの製品を含まない。これらはその特性により、通常、62 類又は 63 類に属する (例えば、62. 14 項のレース製のマンティーラ、62. 17 項の女子用衣類に付けるレース製のヨーク及びカラー、63. 04 項のレース製のテーブルマット)。

*

* *

号の解説

5804. 21、5804. 29 及び 5804. 30

手製レースに類似させて作られた機械製のレースは、一般的に見かけは手製レースに類似しているが、次により区別することができる。

機械製のレースは、しばしば、かなり幅広の反物状のレースとして製造され、最終工程でスト

リップ状に切断される。この場合、ストリップ状にカットされたレースの端には、たいてい織機上でストリップを互いに結合させた透かし模様の布帛からのステッチ又はステッチの部分が残っている。これらのステッチやステッチの部分は、レースの外側に見られる。これらは通常、凹の角を形成する端の線がある場所、すなわち、端自体をこわすことなしに触れることが困難な場所に見られる。これらのステッチ及びステッチの部分の存在は、レースが機械製であることの明らかなしるしである。

区別は、また、レースの装飾的なモチーフ、レリーフ（又は輪郭）糸及び埋め込み糸（filling in thread）の流れの検査によっても可能である。手製のレースでは、これらの糸はいかなる方向へも走ることができ、実際元の方向へ戻ることがある。機械製のレースでは、そのようなリバーステッチは不可能であり、これらの糸は、左又は右へ傾くことはあるが、必ず作業の進行方向に沿っている。

デザインの中の不透明な部分への埋め込み（filling in）方法は、手製レースと機械製のレースとを区別するに際し、注意すべき第3番目の要素である。手製レースにおいては、次のような方法のみが使用される。

ーロックステッチ（lock-stitch）、すなわちスカラップステッチ又はボタンホールステッチ（ニードルポイントレースの場合）

ークロスステッチ（cloth stitch）又はゲートステッチ（gate stitch）（ボビンレースの場合）

クロスステッチは、平織りを正確に作る。ゲートステッチでは、これらの糸はたて糸として機能し、互いに約90度の角度を形成する2組の重ね合わされた糸に分けられる。よこ糸は、最初の組（上方の組）の1本の糸の上と、それにすぐ続く2組目の糸の下を交互に通過しながら、この表面を横切って走る。

機械製のレースにおいて、最も幅広く使われる埋め込み方法としては、次のものがある。

ークロスステッチ（cloth stitch）、しかし、これは一つの特色をもっており、よこ糸を形成する糸は必ずしもデザインの一方の端（edge）から他方の端へと走ることではない。ある場合には、これらの糸は行程の一部分のみを進み、他の糸が最初の糸に出会い一区間を完成させる。

ーチュールボビノット製造の際に使用されているのと同じような糸かけ法（たて糸、柄糸、絡み糸）

ーたて糸とともに平織りを形成する糸を網地に差し込む方法。上記二つの方法では、網地はデザインの始まる箇所ですべて終わるが、この方法によった場合はそのようなことはない。

次の考察は、また機械製のレースから手製のレースを区別する助けとすることができる。実際、いくつかの場合、特に手製のボビンレースと機械製のボビンレースとの区別の場合には、このような考察は唯一の識別のための手段となる。

（a）手製のレースに見られる小さな欠陥又は不完全さは、間隔が一定でなく、外観上もほとんど類似していない。一方、機械製のレースでは、それらはレース製造に使用される機械装置の動きのため規則的に繰り返されている。

（b）手製のレースでは、しばしばレースの縁を飾るピコットループは、常に網地を構成する糸により形成されるが、機械製のレースでは、この縁飾りは時として付け加えられたものである。このような場合、縁飾りはそれ程しっかりとくっついてはおらず、レース自体を損なう

ことなく引き離すことができる。これは手製のレースではできないことである。

(c) 出荷及び包装もまた、手製レースと機械製のレースとを区別する手段である。手製のレースは、通常、20 メートル以上の長さで出荷されることはない。また、出荷貨物中の各反物は、一般的にパターンの異なるものである。機械製のレースは、常に手製レースより長く 500 メートルにもおよぶものがある。このような出荷貨物には、常に同じパターンの反物をかなりの数含んでいる。

これに加えて、ラセットレース (lacet lace)、ルネッサンスレース (renaissance lace)、Luxeuil lace 及びプリンセスレース (princess lace) と呼ばれる「Mixed lace」がある。これらのレースの製造は、機械的に得られるラセットブレードから始められ、最初にこのブレードをトレーシングの上に平らに置き、デザインの線に沿うようにする。隅では、ブレードを再び折り重ね、トレーシングに沿うようにする。重なり合った部分は縫合する。カットしたブレードの端は、注意深くそこに縫い付ける。そのあと針でループ及び埋め込みステッチ (filling in stitch) を作る。

このようなレースは、ブレードが折り重ねられたり、カットされたり、前述のように縫合されているといった事実に加えて、時々デザインの凹面の端にあるブレード中のギャザー (gather) によって見分けられることがある。

このようなレースは、手製のレースとみなされる。

58.05 ゴブラン織り、フランダース織り、オービュソン織り、ボーベ織りその他これらに類する手織りのつづれ織物及びプチポワン、クロスステッチ等を使用して手針によりつづれ織り風にした織物（製品にしたものであるかないかを問わない。）

この項には、手織り又は基布（通常、カンバス）にニードルワークしたつづれ織物を含む。これらの本質的な特徴は、完全な個々のデザイン（しばしば絵画的な性格を有する。）を描いたパネル画の形状で作られているということである。

（A）手織りのつづれ織物

手織りのつづれ織物は、たて糸織機の上にきつく張り、たて糸を覆う色の異なったよこ糸を交錯させ、デザインを形成しながら織物の形状に織り上げられる。

通常の経緯糸織物に使用する方法とは異なり、異なった色のよこ糸は、意匠を構成するのに必要な長さしかなく、このよこ糸は織物の幅全体にわたっては交錯しない。すなわち、たて糸は、よこ糸の各線に沿って異なった色のよこ糸の連続によって覆われ、よこ糸の端末は意匠の裏面にたれ下がっている。この方法による織り方では、たて糸の織り残されたすき間は、通常、縫製により補強される。

このようなつづれ織物には、ゴブラン (Gobelins)、フランダース (Flanders)、オービュソン (Aubusson) 及びボーベ (Beauvais) を含む。

上記の手織りのものに類似させて機械（ジャカードその他これに類する機械）で織った模造のつづれ織物は、通常の長さのたて糸とよこ糸を持つ織物で、その着色したよこ糸は織物の耳から

他の耳まで走っているものは通常の織物に含まれる。またその織物で製品となったものは各々該当する項に属する。

(B) ニードルワークによるつづれ織物

ニードルワークによるつづれ織物（別名ポイントタペストリー）は、基布（通常正方形のメッシュ状のカンバス）を有し、その上に希望するデザインをニードルワークにより多くの異なった色糸で埋めつくして模様を現すということにより特徴づけられる。このニードルワークによるつづれ織物は、場合によりステッチ縫いで更に加工されることもあるが、それでもししゅう布とは認められずこの項に属する。

58.10 項のししゅう布の多くのものと異なり、この基布（通常、カンバス）は縁を除いて、デザインを構成する糸により完全に覆われている。このステッチ縫いには、それを行う方法によりプチポン、グロポン、クロスステッチ、ダブルクロスステッチ、ゴブランステッチといろいろな名称が使用されている。

＊

＊ ＊

つづれ織物は、主に室内用として壁かけ、シートカバー等に使用される。そして通常、絹、羊毛、人造繊維又は金属を交えた糸であっても作られる。

縁縫い、縁かがり、縁留め等がされてあってもこの項に属するが、ハンドバッグ、クッション、スリッパ等のように製品に作り上げられたものは、当然のことながらこの項には含まれない。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) ケレム (Kelem)、シュマック (Schumacks)、カラマニ (Karamanie) その他これらに類する敷物 (57.02)
- (b) つづれ織物を作るための織物と糸から成るセット (63.08)
- (c) 制作後 100 年を超えるつづれ織物 (97 類)

58.06 細幅織物（第 58.07 項の物品を除く。）及び接着剤により接着したたて糸のみから成る細幅織物類（ボルダック）

5806.10－パイル織物（テリートオル地その他のテリー織物含む。）及びシェニール織物

5806.20－その他の織物（弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の 5 % 以上のものに限る。）

－その他の織物

5806.31－綿製のもの

5806.32－人造繊維製のもの

5806.39－その他の紡織用繊維製のもの

5806.40－接着剤により接着したたて糸のみから成る細幅織物類（ボルダック）

(A) 細幅織物

この類の注 5 に基づいて、この項に含まれる細幅織物は、下記のものとする。

- (1) 幅が 30 センチメートル以下で、たて糸及びよこ糸から成るストリップ状の織物（両側にフラット又は筒状の耳を有するものに限る。）：このような細幅織物は、特殊なりボン織機でしばしば何枚かが同時に織り上げられる。両耳あるいは片方の耳が波状に織られる場合もある。
- (2) たて糸とよこ糸から成る幅広い織物をたて糸又はよこ糸方向に切った幅が 30 センチメートル以下のストリップ状の織物（仮耳を両縁に付けたもの又は一方の縁に実際の耳を、他の縁に仮耳を付けたものに限る。）：仮耳は、切った織物の縁のほつれるのを防ぐために付けるもので、例えば、広幅の織物を裁断する前（すなわち製織中）に織り込まれたもじり織りのステッチの列（簡単な縁付け）から成るものや、ストリップの縁をゴムで固着させることにより又はある種の人造繊維製のリボンのように縁を溶着させることにより作られるものもある。また仮耳はストリップの縁がほつれないように、織物をストリップの形状に裁断する前に付けられることもある。この場合には、細幅織物と仮耳の区分は明瞭である必要はない。織物をカットして得たストリップはその両縁に耳（仮耳又は真の耳）を持たない限りこの項には含まれず通常の織物の項に属する（バイアステープについては下記（4）を参照のこと。）。
- (3) 継目なしのたて糸とよこ糸から成る袋織物で、平らにしたときの幅が 30 センチメートル以下のもの：ただしチューブ状にするためその縁を縫い付け、接着又は他の方法で固着させた細幅織物は、この項に含まれない。
- (4) たて糸とよこ糸から成る織物を斜めに切ってその縁を折ったバイアステープで、その縁を広げた幅が 30 センチメートル以下のもの：このバイアステープは、広幅織物から切った物品であり、そのため真の耳又は仮の耳が付いていない。

上記の物品には、織りリボンの特性を有するある種のガルーンのほか、リボン及びウェッピングも含まれる。

リボンは、通常、絹、羊毛、綿又は人造繊維で作られ（弾性糸又はゴム糸を含んでいるかいないかを問わない。）、下着、婦人用衣類、帽子、飾りえり、室内用品等の装飾的な縁どり材料として使用される。

この項には、金属糸から作られた細幅織物も、明らかに衣類、室内用品その他これらに類する用途に供するものに限り含まれる（類注 7 参照）。

この項に属するガルーンは、細いリボンであり、ウェッピングは、厚い丈夫な細幅織物で、通常、綿、亜麻、大麻又はジュートが使用され、馬具屋における馬具の製造、つりひも、ベルト、椅子等の製造に使用される。

この項には、また、細いバンドで一定の間隔に結合された 2 本のテープから成るブラインド用のウェッピング（全体が一間の連続した製織作業により得られる。）を含む。この項に含まれる物品は、通常 50 類から 55 類又は 58.01 項の織物と同様の織り方で織られたものであるがその異なる点は、上記（1）から（4）までの基準（サイズ）に関するところだけである。これらの物品は、moire 仕上げ、押型、なせん等の加工がされていてもこの項に含まれる。

（B）ボルダック

この項には、ボルダック（bolduc）といわれる、通常、数ミリメートルから 1 センチメートルの幅を持ったて糸（たて方向のみに並べた糸、単繊維又は紡織用繊維）のみを接着剤によって結

合させたよこ糸なしの細幅の織物類も含む。ボルダックは主として荷物の包装に使用されるが、婦人帽子製造用組物材料に使用されるものもある。

ボルダックには、一定間隔ごとに使用者のトレードネームを印刷したものもあるが、これは所属の決定には影響を及ぼさない。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 包帯で、医療用又は小売用の形状若しくは包装にしたもの (30. 05)
- (b) 縁に織り出した房を有する細幅織物並びに組んだガルーン及び組ひも (58. 08)
- (c) 他の項に含まれる特殊な細幅織物。例えば、次の物品
 - (1) 織ったラベル、バッジその他これらに類する物品 (58. 07 又は 58. 10)
 - (2) ランプ用、ストーブ用、ライター用、ろうそく用等のしん (59. 08)
 - (3) 紡織用繊維製のホースその他これに類する管状の製品 (59. 09)
 - (4) 伝動用又はコンベヤ用のベルト及びベルチング (59. 10)
- (d) 59 類の染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した細幅織物（特にゴムを染み込ませたベレット製の細幅織物で、機織用のスピンドル（ビーム）の被覆用のものを含む (59. 11)。）
- (e) 11 部総説（Ⅱ）に規定する「製品にしたもの」に該当する細幅織物（前記（A）（2）に掲げるものを除く。）
- (f) スライドファスナー (96. 07) 及び卑金属製のフック、アイ又はプレスファスナーで、テープに取り付けたもの（フック、アイ又はプレスファスナーが物品に重要な特性を与えている場合に限る。） (83. 08 又は 96. 06)
- (g) タイプライターリボン (96. 12)

58. 07 紡織用繊維から成るラベル、バッジその他これらに類する物品（反物状又はストリップ状のもの及び特定の形状又は大きさに切ったものに限るものとし、ししゅうしたものを除く。）

5807. 10－織ったもの

5807. 90－その他のもの

この項には、次の物品を含む（下記（1）及び（2）に限定する条件を充足するものに限る。）。

- (A) 紡織用繊維のラベル（編んだものを含む）：これには衣類、家庭用リネン、マットレス、テント、軟質おもちゃその他の物品のマーク付けに使用するものを含む。これらはマークする物品の個々の銘又はモチーフを表現している商業的なラベルである。そのようなラベルには、製品のトレードネーム若しくはトレードマーク又は構成する繊維の種類（絹、ビスコースレーヨン等）が表されているものを含む。ラベルには、学生、軍人等が各個人の所属を明らかにするために使用するものもある。後者には、イニシャル又は模様を表したもの、手書きの銘をつけるようなスペースを有しているものがある。
- (B) 紡織用繊維のバッジその他これに類する物品（編んだものを含む。）：このカテゴリーに含

まれるものは、バッジ、記章、「flashes」等で、衣類（スポーツウェア、軍服等）に縫い付けられるもの、ユース協会のバッジ、艦名を表す水兵帽のバッジ等がある。上記の物品は、次の条件を満たす場合に限り、この項に属する。

- （１）ししゅうしたものでないこと。この項に属する物品の銘又はモチーフは、通常、織ったもの（ふつう brooch work）又は印刷したものである。
- （２）反物状のもの、ストリップ状のもの（このケースが通常である。）又は一定の寸法若しくは形状に切断することにより得られる分離したユニット状のものであって他の方法により製品にしていないもの

この項には、ラベル、バッジその他これらに類する物品でししゅうしたもの（58.10）又は一定の寸法若しくは形状に切断すること以外の方法で製品にしたもの（61.17、62.17 又は 63.07）を含まない。

58.08 組ひも及び装飾用トリミング（そのまま特定の用途に供しないものに限るものとし、装飾用トリミングにあつては、ししゅうしたもの及びメリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）並びにタッセル、ポンポンその他これらに類する製品

5808.10—組ひも（そのまま特定の用途に供しないものに限る。）

5808.90—その他のもの

（A）組ひも及び装飾用トリミング（ししゅうしたものと及びメリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）

この項には、組ひものほか衣類（例えば、婦人用衣類、軍服、教会用の法衣、演劇用の衣装）又は室内用品（船用又は車用のものを含む。）の装飾用にデザインされた各種の長尺の物品を含む。

これらの物品には、フック、留金、アイレット、リングその他これらに類するものが物品の特徴に影響を与えることなく、単にアクセサリーとして付いている場合もある。また 58.10 項のししゅう布に属するアプリーク縫いしていない円形小金属片、ビーズその他これらに類するアクセサリーでトリミングされているものもある。

組ひも及び装飾用トリミングには、次の物品がある。

（１）平ひも及び管ひも

これらは、糸、54 類の単繊維、ストリップその他これらに類する物品を斜めに交錯させて得られるものである。

平ひもは、糸を一の端から他の端へジグザグ又はより複雑な方法で走らせたものであるのに対し、管ひもは糸をうず巻状に走らせたものである。両方とも糸の半分は一方向に、残りの半分は他の方向に走らせて、通常は極めて単純な固定した型に従って交錯されているが、ある種の組ひもは、特別な糸を長さの方向に沿って交錯させて縁辺の強さを増すとともに連続する列を作って模様効果を表している。

組ひもは、ブレードニング機又はスピンドル機と呼ばれる特殊な機械で製造される。

組ひもの各種のものには、靴等の締めひも、パイピング、さなだひも、装飾用のコード、

組んだガルーン等がある。管ひもには、紡織用繊維のしんを有するものもある。組ひもは、衣類（例えば、装飾的なトリム又はパイピング）又は室内用品（例えば、カーテンの留め飾り）の縁かがり又は装飾用に、電線の外装として、及び靴ひも、アノラック若しくはトラックスーツの締めひも又は化粧着（dressing gowns）のベルト用のひも等の製造用に供される。

これらの組ひもは、56.07 項の物品と比べると、組み方がゆるく、構造が緻密ではない点で異なる。

しかし、この項には、他の項に含まれる組ひも、特に次の物品を含まない。

- (a) プラスチックの単繊維で横断面の最大寸法が 1 ミリメートルを超えるもの及びプラスチックのストリップその他これに類する物品で見掛け幅が 5 ミリメートルを超えるもの又はその他の材料で作った組ひも (46.01)
 - (b) 56.07 項のひも、綱、ケーブル及び組んだ模造カットガット
 - (c) ランプ用、ストーブ用、ライター用、ろうそく用その他これらに類するものに使用する組ひものしん (59.08)
 - (d) ホースその他これに類する管状の製品 (59.09)
 - (e) 59.10 項の伝動用又はコンベヤ用のベルト及びベルチング
 - (f) 59.11 項の技術的用途に供する物品（例えば、包装又は潤滑材料として工業において使用される組ひも）
 - (g) スライドファスナー (96.07)、卑金属製のフック、アイ及びプレスファスナーを組んだテープに一定間隔に取り付けたもの（フック、アイ及びプレスファスナーが物品に重要な特性を与えている場合に限る。）(83.08 又は 96.06)
- (2) ミラノ風その他これに類するコード

これらはジンプヤーンに類似のジンプされた物品であるが、そのしんは、ジンプヤーンより太く、ジンプング工程中によられる紡織用繊維の糸の束又はロービングで構成されている。時には、すでにジンプされた糸により、更にジンプされることもある。これらの製品は装飾、ドレッシングガウンのガードル、カーテンの引きひも等の製造に使用されるものであり、長尺のものに限りこの項に属する。

この項には、紡織用繊維で被覆した針金、例えば、次の物品を含まない。

- (a) 帽体製造用の針金及び造花又はヘアーカラー用の針金 (72.17)
 - (b) 電気絶縁体用の針金 (85.44)
- (3) 縁に織り出した房（ループ状又はループを切ったもの）を有する細幅織物

リボン織機で織られるもので、縁にあるトリミングは、よこ糸の操作によるか又は roquetins と呼ばれるゆるくて粗いたて糸を使用することによって作られる。

第 1 の方法の場合、よこ糸は織物の両縁の 2 本のたて糸とは耳を形成しないで、それを通り越した先にループを形成する。これらのループは、織機上にたて糸と平行におかれた 2 本以上の針金のストランドのまわりによこ糸を通すことによって得られるものであり、針金は織物が織り上がったときに除去される。

第 2 の方法の場合、ゆるく粗いたて糸は、あるよこ糸によってところどころで耳に織り込められ、その間、針金は介在場所でこのたて糸を織物から保持し、ループを形成する。

このような方法で作られるループは、ある程度の空間と規則的なあるいは不規則的な間隔を有しているものである。これらのループは、ある場合にはカットされて房状の縁を形成し、その後、結び目を作ったり、タッセル、ポンポン等で飾られる。これらの細幅織物は、主に縁取り又は室内用品や衣類の装飾に用いられる。

この項には、輪（picot）又は波紋状に縁どりされたリボン及びラットトゥースリボン（58.06）を含まない。

（4）その他の装飾用トリミング

この項には、また、衣類、室内用品等の装飾に使用するのに適する長尺の各種細幅物品を含む。

これらは通常、リボン、組ひも又は上記に掲げたその他の物品から作られる。すなわち、それらのうちの1個の物品を縫製その他の加工をすることにより又は2個以上の物品を装飾的な方法により組み合わせることによって作られる（例えば、リボン又は装飾的な縁を付けた組ひも、ガルーン又はさなだひもを組み合わせたもの、リボン又は長さに沿って一定間隔ごとにタッセルその他の装飾的な物品を組み合わせた組ひも。ただし、アプリケしゅうによるものを除く。）。

この項には、60.02 項から 60.06 項までのメリヤス編み及びクロセ編みの装飾用トリミングを含まない。

（B）タッセル、ポンポンその他これらに類する製品

上記（A）の物品と異なり、これらは長尺のものでなく、1個1個に分離したもので、各種の寸法及び形状のタッセル並びに室内用品用のひも等の装飾用端末を含む。

例えば、次のような物品がある。

- （1）紡織用繊維の糸で被覆した木その他の材料のしん。糸の端は、しばしば垂れ下がったままである。多くのものはレース又は小さいタッセルの列で飾られている。
- （2）ゆるくたれ下がった端末を折り又は結んだだけの紡織用繊維の糸の束
- （3）紡織用繊維で被覆された木製又は紙製等のオリーブ又はナットの形をしたしん（時には sliding ring として使用されるように開くようになっているものもある。）
- （4）ポンポン：短い糸を互いに中心へ向けて結束し、そのまわりを外側の方向に向けて毛羽立てたもの

これらの物品は、すべて他のものに取り付けるためのループを有しており、一般に室内用品に使用されるが、衣類に使用されるものもあり、主に装飾用としての特徴を有している。

この項には、上述以外の個々の物品を含まない。

この項の組ひも及びトリミングで作ったロゼット（バラ結びのアクセサリー）は 62.17 項又は 63.07 項に属する。これらの材料で作った包みボタン、肩章及び締めひもは 62.17 項に属する。また、これらの材料で作った靴ひも、コルセットの締めひも等で、その端をほつれないように固着その他の処理をしたものは、これらの材料で作ったつかふさと同じく 63.07 項に属する。

この項の物品の製造に使用される紡織用繊維は、非常に多く、絹、羊毛、織獣毛、綿、亜麻、人造繊維、金属を交えた糸等が使用されている。

すでに前記で除外したものに加えて、この項には、細幅織物の規定に該当する単に織られたストリップ状のガルーンその他のトリミングを含まない（58.06）。

58.09 金属糸又は第 56.05 項の金属を交えた糸の織物（衣類、室内用品その他これらに類する物品に使用する種類のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）

この項には 56.05 項の金属を交えた糸を使用した織物（11 部総説（I）（C）に規定する。）及び 14 部又は 15 部の金属糸で織った織物を含む（衣類、室内用品その他これらに類する物品に使用する種類のもので、かつ、他の項、特にこの類の前掲の項のいずれにも該当しないものに限る。）。

金属糸又は金属を交えた糸とその他の紡織用繊維の糸とで構成されている織物については、金属糸又は金属を交えた糸の重量が他の紡織用繊維の糸より多い場合に限りこの項に属する。この場合において、金属を交えた糸は、単一の紡織用繊維とみなし、そこに含まれる紡織用繊維と金属との両者の重量の総計を交えた糸の重量とする（11 部総説（I）（A）参照）。

この項には、衣類、室内用品その他これらに類する物品に使用されない織物（例えば、鉄、銅、銅、アルミニウム、貴金属製のワイヤガーゼ又はワイヤクロス（71.15、73.14、74.19、76.16 等）を含まない。

58.10 ししゅう布（モチーフを含む。）

5810.10—ししゅう布（基布が見えないものに限る。）

—その他のししゅう布

5810.91—綿製のもの

5810.92—人造繊維製のもの

5810.99—その他の紡織用繊維製のもの

ししゅう布は、チュール、網地、ベルベット、リボン、メリヤス編物、クロセ編物、レース、織物、フェルト及び不織布の先在する基布に装飾的な効果を現すためししゅう糸でししゅう加工することによって得られるものである。ししゅう糸は、通常、紡織用繊維であるが、他の材料（例えば、金属、ガラス又はラフィア）で、ししゅう加工されたものもこの項に含む。基布は、通常完成したししゅう布の一部を形成するが、ある場合には、ししゅうした後（例えば、化学的に又は裁断により）デザインのみを残して除去される。またある種のししゅう布は、ししゅう糸ではなくストリップ又は組ひもで作られるものもある。

このため、ししゅう布はその製造が、先在する基布から出発することでレースと区別されるが、ししゅうした後で基布を除去されたししゅう布は、レースと混同しやすいので注意しなければならない。また、製織工程の間にブロシェ糸によって作られたデザイン（plumetis その他のブロシェ加工）を有する織物もししゅう布と混同しやすいので注意しなければならない。

ししゅう布をこれらその他の物品から区別する特徴については、この解説書の所定の場所で触

れることにする。

ししゅう布は手製又は機械製である。手製のものは比較的小さい寸法のものであるが、機械製のものは、手製のものよりしばしば非常に長いものがある。

この項に属するししゅう布には、主として次の三つのグループがある。

(I) 基布を有しないししゅう布

これは基布を取り除かれたししゅう布であり（例えば、化学的处理又は切り離すことにより）そのためししゅうされたデザインのみから成り立っている。

このタイプのある種の機械製ししゅう布は、基布を有してないために 58.04 項のレースと混同しやすいが、次の点を考慮することにより区別することができる。

(A) レースは、1 本の連続した糸又は同じ機能を有する 2 本以上の連続した糸を絡み合わせることによって作られるもので、一般にその外観は表も裏も同じである。これに対しこの種の機械製のししゅう布は、それぞれ異なる動きをする 2 本の糸で構成され、一方の糸はししゅう糸となり、他方の糸はシャトル糸となり、通常、前者のししゅう糸より細いものが使われて基布の下でししゅう糸を固定している。そのため、ししゅう布の表面と裏面は異なった外観を有し、裏面は平らであるのに表面は、いくぶん浮き上がって見える。

(B) 基布を切り離されたししゅう布には、しばしば、完全に除去されなかった基布の糸の末端が見られる。

(II) ししゅう後も基布を有するししゅう布

このししゅう布では、ししゅう糸が、通常、基布全体を覆い隠すことなく、その表面又はまわりの縁に柄を形成している。そのししゅうの方法には色々あり、ランニングステッチ、チェーンステッチ、バックステッチ、ロックステッチ、ヘリン・ボーンステッチ、ポワンドゥポストウ（ブリオンステッチ、point de poste）、シードステッチ、ループステッチ、ボタンホールステッチがある。一般的に完全なデザインは、基布の表面にのみ見ることができる。ししゅう布の多くの中には、小穴又は透かし（基布をカットし、目打ちで穴あけし又は基布からたて糸若しくはよこ糸（時にはその両者）を引き抜きし、その後、ししゅうかがりで仕上げ又は飾ることによって得られる。）がある。これはししゅう布に優美さを加えたり、主要な魅力のもととなることさえある。例えば、イギリスししゅう（broderie anglaise）及び糸抜き加工がある。

単に糸抜き加工のみをしたものは、この項に含まない。

ししゅう布のある種のものには、大きな浮き模様のししゅうを得るため、最初に詰糸（padding thread）で希望するデザインの輪郭を描いたり又は埋めて行くものがある。

機械製ししゅう布のある種のもの、特にサテンかがりししゅう及びししゅうモスリンは、50 類から 55 類までに属するいわゆるブロッシェモスリンその他のブロッシェ織物に非常に良く似た外観を有している。

しかしこれらについては、その製造方法から生ずる次のような特徴で識別することができる。すなわち、ブロッシェ織物のデザインは、その製織工程中において、ブロッシェ糸を挿入することにより作られるもので、デザインを形成する糸のすべてが、基布のよこ糸又はたて糸の間に正

確にそれらと平行に並べられるものである。ところが、ししゅう布は、先在する基布の表面にデザインを作るもので、デザインを得るためには、基布をししゅう機械の上に広げて張って、ししゅうしなければならず、このため、基布の張力及び位置は、機械の針で作業するには完ぺきとは言い難く、基布のたて糸又はよこ糸の間で、ししゅうに対応する全ての部分に正確に機械針を一致させて挿入することはできない。更に、ししゅう布では、しばしば針が基布の糸を突き通すことがあるが、ブロッシェ織物では、このようなことは起こり得ないものである。

これらの特徴によるブロッシェ織物とししゅう布との区別は、デザインの端をほつれ上げることにより行うことができる。

(Ⅲ) アプリケ加工

これは紡織用繊維の織物又はフェルトの基布に、次に掲げるものをししゅう縫い又は通常、ステッチによって縫い付けたものである。

- (A) ビーズ、小円板その他これらに類する装飾的アクセサリー：これらのアクセサリーは、通常、ガラス、ゼラチン、金属又は木で作り、基布に柄又はデザインを表すように縫い付けられる。
- (B) 紡織用繊維その他の材料の装飾的なモチーフ：これらのモチーフは、通常、基布と異なった組織の紡織用繊維の織物類（レースを含む。）を種々の柄に切り抜き、基布に縫い付けるものである。ある場合には、モチーフを取り付けた場所の基布を取り除くこともある。
- (C) 組ひも、シェニールヤーンその他のトリミング等：これらは、基布に取り付けられデザインを形成する。

上記に述べた全てのししゅう布は、次の形状のとき、この項に属する。

(1) 種々の幅を有する反物状又はストリップ状のもの

これらの反物及びストリップには、同一のデザインを連続してししゅうしているものもあり、完成品を作るために事後分離されるようになっているか否かを問わない（例えば、衣類のマーク付けに使用するししゅうしたラベルのストリップ又は裁断することにより bibs（前かけ、よだれかけ等）が得られるよう一定間隔にししゅうをした反物）。

(2) モチーフ状のもの

例えば、衣類又は室内用品にししゅうの要素として結合又はアプリケする以外に何らの用途を有しないししゅうによりデザインを形成した個々の布片。これらには、各種の形状に裁断したもの、裏張りその他の方法で組み合わせたものがあり、バッジ、記章、flashes、イニシャル、標識、星、勲章等を含む。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 紡織用繊維以外の材料（例えば、皮革、枝条細工物、プラスチック、板紙）にししゅうしたもの
- (b) ニードルワークしたタペストリー (58.05)
- (c) ししゅうを施したテーブルクロス又はナプキンその他これらに類する製品を作るための織物と糸から成るセット (63.08)

- (d) 11 部総説(Ⅱ)に規定する「製品にしたもの」とみなされるモチーフ以外のししゅう布(完成したもので、そのまま、使用できるかできないかを問わない。)及びししゅう布の製品(完成したもので、そのまま使用でき、更に加工することなくその最終の形状で直接ししゅうしたもの)。この広範囲にわたる物品は、製品にしたものに属する(例えば 61 類、62 類、63 類又は 65 類)。例えば、ハンカチ、前かけ、カフス、カラー、ボディス、ドレス、トレークロス、テーブルセンター、マントルピースカバー、テーブルマット及びカーテンを含む。
- (e) ガラス繊維の糸でししゅうしたもので、基布を有しないもの (70. 19)

＊

＊ ＊

号の解説

5810. 10

この号には、イギリスししゅう (broderie anglaise) を含まない。

58. 11 縫製その他の方法により紡織用繊維の一以上の層と詰物材料とを重ね合わせた反物状のキルティングした物品 (第 58. 10 項のししゅう布を除く。)

この項には紡織用繊維の反物で、次のいずれかの物品を含む。

- (1) 一層の織物類(通常、メリヤス編物、織物又は不織布)と一層の詰物材料(例えば、しばしばウェブの形状の紡織用繊維、フェルト、セルロースウオッディング、発泡プラスチック又はフォームラバー)から成るもの
- (2) 二層の織物類(通常、メリヤス編物、織物、不織布又はこれらの組合せ)と一層の詰物から成るもので織物の層が詰物の層により隔てられているもの

これらの層は、通常、ニードリング又はステッチ(ステッチボンディングを含む。)により相互に固定される。ニードリング又はステッチによる固定には、直線的に行うもの、あるいは装飾的な柄を描き出すものがあるが、この項には、ステッチにより形成される模様がししゅうの特性を示すものではなく、主に層の結合のために使用されているものを含む。これらの層は、また、結びひも、接着剤、加熱処理その他の方法で結合されることもあり、キルト効果、すなわち、ステッチ、ニードリング又はステッチボンディングによる刺し子縫い(quilting)と同様のふくらみ効果を有するものを含む。

この項の物品は、染み込ませ、塗布し又は被覆したものであってもよく、また、製造工程で用される織物類が染み込ませ、塗布し又は被覆したものであってもよい。

これらの物品は、キルティングした衣類、ベッド用品、ベッドスプレッド、マットレスパッド、衣類、カーテン、敷物、テーブルリネン用の下敷等の製造に通常使用する。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) プラスチックのシートの上に詰物をしてステッチ又は熱でキルティングしたもの (39 類)
- (b) ステッチ又はキルティングした紡織用繊維の物品で、ステッチにより形成される模様がし

- しゅうの特性を与えているもの (58.10)
- (c) この部の製品にしたもの (部注 7 参照)
- (d) 94 類のベッド用品その他これに類する室内用品で、詰物又は内部に材料を入れたもの

第 59 類

染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類
及び工業用の紡織用繊維製品

注

- 1 文脈により別に解釈される場合を除くほか、この類において紡織用繊維の織物類は、第 50 類から第 55 類まで、第 58.03 項又は第 58.06 項の織物、第 58.08 項の組ひも及び装飾用トリミング並びに第 60.02 項から第 60.06 項までのメリヤス編物及びクロセ編物に限る。
- 2 第 59.03 項には、次の物品を含む。
 - (a) 紡織用繊維の織物類で、プラスチックを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの（1 平方メートルについての重量を問わず、また、当該プラスチックの性状が密又は多泡性であるものに限る。）。ただし、次の物品を除く。
 - (1) 染み込ませ、塗布し又は被覆したことを肉眼により判別することができない織物類（通常、第 50 類から第 55 類まで、第 58 類又は第 60 類に属する。）。この場合において、染み込ませ、塗布し又は被覆した結果生ずる色彩の変化を考慮しない。
 - (2) 温度 15 度から 30 度までにおいて直径が 7 ミリメートルの円筒に手で巻き付けたときに、き裂を生ずる物品（通常、第 39 類に属する。）。)
 - (3) 紡織用繊維の織物類をプラスチックの中に完全に埋め込んだ物品及び紡織用繊維の織物類の両面をすべてプラスチックで塗布し又は被覆した物品で、その結果生ずる色彩の変化を考慮することなく塗布し又は被覆したことが肉眼により判別することができるもの（第 39 類参照）
 - (4) 織物類にプラスチックを部分的に塗布し又は被覆することにより図案を表したもの（通常、第 50 類から第 55 類まで、第 58 類又は第 60 類に属する。）。)
 - (5) 紡織用繊維の織物類と多泡性のプラスチックの板、シート又はストリップとを結合したもので、紡織用繊維の織物類を単に補強の目的で使用したもの（第 39 類参照）
 - (6) 第 58.11 項の紡織用繊維の物品
 - (b) 第 56.04 項の糸、ストリップその他これらに類する物品（プラスチックを染み込ませ、塗布し又は被覆したものに限る。）から成る織物類
- 3 第 59.03 項において「プラスチックを積層した紡織用繊維の織物類」とは、一以上の織物類の層と一以上のプラスチックのシート又はフィルムとを組み合わせで作った物品で、各層が互いに接着する処理により結合されたものをいう（プラスチックのシート又はフィルムが横断面において肉眼により判別できるかできないかを問わない。）。)
- 4 第 59.05 項において「紡織用繊維の壁面被覆材」とは、壁又は天井の装飾に適するロール状の物品（表面が紡織用繊維製のものに限る。）。で、幅が 45 センチメートル以上のもののうち裏張りしたもの及びのり付けできるよう裏面に染み込ませ又は塗布したものをいう。

もともと、第 59.05 項には、紡織用繊維のフロック又はダストを直接紙に付着させた壁面被覆材（第 48.14 項参照）及び当該フロック又はダストを直接紡織用繊維に付着させた壁面被覆材（主として、第 59.07 項に属する。）。を含まない。

5 第 59.06 項において「ゴム加工した紡織用繊維の織物類」とは、次の物品をいう。

(a) ゴムを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類で、次のいずれかの要件を満たすもの

(i) 重量が 1 平方メートルにつき 1,500 グラム以下であること。

(ii) 重量が 1 平方メートルにつき 1,500 グラムを超え、かつ、紡織用繊維の重量が全重量の 50%を超えること。

(b) 第 56.04 項の糸、ストリップその他これらに類する物品（ゴムを染み込ませ、塗布し又は被覆したものに限る。）から成る織物類

(c) 平行した紡織用繊維の糸をゴムにより凝結させた織物類（1 平方メートルについての重量を問わない。）

もっとも、この項には、紡織用繊維の織物類とセルラーラバーの板、シート又はストリップとを結合したもので当該紡織用繊維の織物類を単に補強の目的で使用したもの（第 40 類参照）及び第 58.11 項の紡織用繊維の物品を含まない。

6 第 59.07 項には、次の物品を含まない。

(a) 染み込ませ、塗布し又は被覆したことを肉眼により判別することができない織物類（通常、第 50 類から第 55 類まで、第 58 類又は第 60 類に属する。）。この場合において、染み込ませ、塗布し又は被覆した結果生ずる色彩の変化を考慮しない。

(b) 図案を描いた織物類（劇場用又はスタジオ用の背景幕その他これに類する物品を除く。）

(c) 紡織用繊維のフロック又はダスト、コルク粉その他これらに類する物品を付着させて図案を表した織物類。ただし、模造パイル織物類は、第 59.07 項に属する。

(d) でん粉質その他これに類する物品を使用して通常の仕上げをした織物類

(e) 木製薄板を紡織用繊維の織物類により裏張りしたもの（第 44.08 項参照）

(f) 天然又は人造の研磨材料の粉又は粒を紡織用繊維の織物類に付着させたもの（第 68.05 項参照）

(g) 凝結雲母又は再生雲母を紡織用繊維の織物類により裏張りしたもの（第 68.14 項参照）

(h) 金属のはくを紡織用繊維の織物類により裏張りしたもの（主として第 14 部又は第 15 部に属する。）

7 第 59.10 項には、次の物品を含まない。

(a) 伝動用又はコンベヤ用のベルチング（紡織用繊維製のもので、厚さが 3 ミリメートル未満のものに限る。）

(b) 伝動用又はコンベヤ用のベルト及びベルチングで、ゴムを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類から製造したもの及びゴムを染み込ませ、塗布し又は被覆した紡織用繊維の糸又はコードから製造したもの（第 40.10 項参照）

8 第 59.11 項には、次の物品のみを含むものとし、当該物品は、この部の他のいずれの項にも属しない。

(a) 特定の長さに裁断し又は単に長方形（正方形を含む。）に裁断した紡織用繊維の物品及び反物状の紡織用繊維の物品（第 59.08 項から第 59.10 項までの物品の特性を有するものを除く。）で、次のもの

- (i) フェルト、フェルトを張り付けた織物及び紡織用繊維の織物類で、ゴム、革その他の材料を塗布し、被覆し又は積層したもののうち針布に使用する種類のもの並びにこれらに類する織物類でその他の技術的用途に供する種類のもの（ゴムを染み込ませたベルベット製の細幅織物で、機織用のスピンドル（ビーム）の被覆用のものを含む。）
- (ii) ふるい用の布
- (iii) 搾油機その他これに類する機械に使用する種類のろ過布（紡織用繊維製又は人髪製のものに限る。）
- (iv) 機械又はその他の技術的用途に供する種類の紡織用繊維の織物（シート状に織ったもので経緯糸のいずれかに合ねん糸を使用したものに限るものとし、フェルト化し、染み込ませ又は塗布したものであるかないかを問わない。）
- (v) 技術的用途に供する紡織用繊維の織物類（金属により補強したものに限る。）
- (vi) パッキング又は潤滑材料として工業において使用する種類のコード、組ひもその他これらに類する物品（染み込ませ、塗布し又は金属により補強したものであるかないかを問わない。）
- (b) 技術的用途に供する種類の紡織用繊維製品（例えば、エンドレス状又は連結具を有する紡織用繊維の織物類及びフェルト（製紙用、パルプ用、石綿セメント用その他これらに類する用途に供する機械に使用する種類のものに限る。）、ガスケット、ワッシャー、ポリッシングディスクその他の機械部分品。第 59.08 項から第 59.10 項までのものを除く。）

59.01 書籍装丁用その他これに類する用途に供する種類の紡織用繊維の織物類でガム又はでん粉質の物質を塗布したもの、トレーシングクロス、画用カンバス及びハットファンデーション用バックラムその他これに類する硬化紡織用繊維の織物類

5901.10－書籍装丁用その他これに類する用途に供する種類の紡織用繊維の織物類で、ガム又はでん粉質の物質を塗布したもの

5901.90－その他のもの

- (1) 書籍装丁用その他これに類する用途に供する種類の紡織用繊維の織物類でガム又はでん粉質の物質を塗布したもの

これらは一般に平織りの織物で、通常、綿製、亜麻製又は人造繊維製であり、ガム又はでん粉質の物質（例えば、のり）を厚く塗布し、書籍装丁用、箱、眼鏡類又は刃物類のケース、ナイフの鞘等の製造に使用する。

これらには、漂白してないもの、漂白したもの、浸染したもの又はなせんしたものがあり、また、その表面に模様の浮き出し加工、ひだ加工、表面をざらざらにする粒起皮加工、押型加工その他の加工をしたものもある。

類似の用途の織物類であっても、プラスチックを染み込ませ又は塗布したもの（例えば、イミテーションレザー）は、この項には含まれない（59.03）。

- (2) トレーシングクロス

トレーシングクロスは、通常、綿又は亜麻の目の詰まった繊細な織物で、芸術家、製図家等が透写をするのに適するように天然樹脂の溶液等で処理を行い表面を滑らかにし、かつ、多少透明にしたものである。

(3) 画用カンバス

画用カンバスは、通常、亜麻製、大麻製又は綿製で、一定のサイズに切ったもので、表面に亜麻仁油と他の物質（例えば、酸化亜鉛）の混合物を塗布したものである。これらは、通常、枠に張って使用するのに適するサイズのものであるが、木又は板紙で裏打ちしてあっても、この項に属する。

(4) ハットファンデーション用バックラムその他これに類する硬化紡織用繊維の織物類

これらは、軽くて目の粗い織物類に粘性物質及び充てん剤（例えば、にかわ又はでん粉質の物品とカオリンの混合物）を染み込ませることによって作られる硬化紡織用繊維の織物類である。ある種のバックラムその他これに類する織物類は、このような硬化織物類を2枚合わせて糊付けすることにより製造される。これらは、主に 65.07 項のハットファンデーションの製造に使用する。

類似の用途の織物類であっても、プラスチックを染み込ませ又は塗布したものはこの項には含まれない (59.03)。

この項には、上記 (1)、(2) 及び (4) に掲げる物品で、11 部総説 (II) に規定する製品にしたものは含まない。

59.02 タイヤコードファブリック（ナイロンその他のポリアミド、ポリエステル又はビスコースレーヨンの強力糸のものに限る。）

5902.10—ナイロンその他のポリアミド製のもの

5902.20—ポリエステル製のもの

5902.90—その他のもの

本項には、タイヤコードファブリック（ゴム又はプラスチックに浸せきしてあるか又は染み込ませてあるかないかを問わない。）を含む。

タイヤコードファブリックは、タイヤの製造に使用するもので一定間隔で平行に並んだ長繊維のたて糸と、当該たて糸を所定の位置に保持するよこ糸から成っている。たて糸は、ナイロンその他のポリアミド、ポリエステル又はビスコースレーヨンの強力糸に限られるが、よこ糸は広い間隔で、単にたて糸をある一定の位置に保持するためにのみ使用するので、たて糸と違ってその他の糸であってもよい。なお、強力糸の説明については、第 11 部注 6 を参照のこと。

この項には、タイヤの製造に使用するその他の織物又は 11 部注 6 の規格に該当しない糸から製造した織物類は含まない (54 類、59.03 項又は 59.06 項参照)。

59.03 紡織用繊維の織物類（プラスチックを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものに限る。）

るものとし、第 59.02 項のものを除く。)

5903.10ーポリ（塩化ビニル）を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの

5903.20ーポリウレタンを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの

5903.90ーその他のもの

この項には、プラスチック（例えば、ポリ（塩化ビニル））を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類を含む。

このような物品は、1 平方メートルについての重量を問わず、また、当該プラスチックの性状が密又は多泡性であり次の要件を満たす場合に、この項に属する。

- （1）染み込ませ、塗布し又は被覆した織物類にあつては、当該染み込ませ、塗布し又は被覆したことを、肉眼により判別することができること。この場合において染み込ませ、塗布し又は被覆した結果生ずる色彩の変化を考慮しない。

染み込ませ、塗布し又は被覆したことを、肉眼により判別することができない紡織用繊維の織物類及び染み込ませ、塗布し又は被覆した結果生ずる色彩の変化によってのみ判別することができる紡織用繊維の織物類は、通常、50 類から 55 類まで、58 類又は 60 類に属する。このような織物類には、防しわ性、防虫性、防縮性又は防水性（例えば、防水ギャバジン及び防水ポプリン）を付与することのみを目的として物質を染み込ませたものがある。また、紡織用繊維の織物類にプラスチックを部分的に塗布し又は被覆することにより図案を表したものの、50 類から 55 類まで、58 類又は 60 類に属する。

- （2）硬質でないこと、すなわち、温度 15 度から 30 度までにおいて、直径が 7 ミリメートルの円筒に手で巻き付けたとき、き裂が生じないこと。

- （3）紡織用繊維の織物類をプラスチックの中に完全に埋め込んでないこと及び紡織用繊維の織物類の両面をすべてプラスチックで塗布し又は被覆してないこと。

上記（2）又は（3）の要件を満たさない物品は、通常 39 類に属する。ただし、プラスチックで両面を塗布し又は被覆した紡織用繊維の織物類であっても、塗布し又は被覆したことを肉眼により判別することができないもの又は染み込ませ、塗布し又は被覆した結果生ずる色彩の変化によってのみ判別することができるものは、通常、50 類から 55 類まで、58 類又は 60 類に属する。58.11 項の物品を除くほか、紡織用繊維の織物類と多泡性のプラスチックの板、シート又はストリップとを結合したもので、紡織用繊維の織物類が単に補強の目的で使用されているものは 39 類に属する（39 類総説の「プラスチックと紡織用繊維との結合物品」の最終節参照）。

この項には、また、この類の注 3 に規定する「プラスチックを積層した紡織用繊維の織物類」を含む。

この項の積層した織物類とプラスチックの接着剤で層状に単に接着した織物類（一般に 50 類から 55 類までに属する。）とを混同してはならない。

この項に属する紡織用繊維の織物類の多くのものは、通常、着色されたプラスチックで表面層が形成されており、その表面がなめらかにされたり又は革の面等に類似するように浮出し模様をつけたもの（レザークロス）がある。

この項にはまた、浸せきした織物類（59.02 項のものを除く。）で、ゴムを使用して粘着力を高めるため、染み込ませたもの及び熱可塑性物質の目に見える程度の粒子を吹き付けて付着させた

紡織用繊維の織物類（熱及び圧力を加えると他の織物類又は材料と接着することができる。）を含む。

この項には、また 56.04 項の糸、ストリップその他これらに類する物品（プラスチックを染み込ませ、塗布し又は被覆したものに限る。）から成る織物類を含む。

この項の織物類は、各種の用途に供される。例えば、室内用品、ハンドバッグ、旅行用具、衣類、スリッパ、がん具等の製造、製本用材料、接着テープ、電気器具製造等に使用される。

この項には、次の物品を含まない。

（a）58.11 項のキルティングした紡織用繊維の物品

（b）床用敷物として使用するためにプラスチックを塗布し又は被覆した紡織用繊維の織物類（59.04）

（c）壁面被覆材の特性を有する染み込ませ又は塗布した紡織用繊維の織物類（59.05）

（d）プラスチックを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類で、11 部総説（II）の規定により製品にしたもの

59.04 リノリウム及び床用敷物で紡織用繊維の基布に塗布し又は被覆したもの（特定の形状に切 ってあるかないかを問わない。）

5904.10－リノリウム

5904.90－その他のもの

（1）リノリウム

リノリウムは、紡織用繊維の基布（通常、ジュート、時には綿等のキャンバス）の片面に酸化亜麻仁油、樹脂、ゴム及び充てん物（通常、コルク、時には木の粉末又は切りくず）から成る密度の高いペーストを塗布したもので、多くの場合そのペーストには色のついた顔料が加えられている。リノリウムには無地のもの又は模様のあるものがあり、後者の場合はなせんによって得られるが、模様をちりばめたリノリウムの場合のように、異なった色のペーストを使用して模様を付けたものもある。

顔料なしの粉コルクで作ったペーストを使用したものに、コルクカーペットがある。

コルクカーペットは、紡織用繊維を裏張りした敷物類又は 45.04 項の凝集コルクのその他の製品と混同してはならない。凝集コルクの製品は、上記のリノリウム混合品で作られておらず、一般に折り曲げに弱く粗雑である。

リノリウムは、種々の厚さに作られ、床用敷物及び壁、棚等の被覆材として使用される。

この項には、また、顔料なしのリノリウムのペーストで被覆した紡織用繊維の織物類（主に綿織物）も含む。これらの物品は、コルクのような外観を有し、靴の中敷きの製造に使用される。

（2）床用敷物で紡織用繊維の基布に塗布し又は被覆したもの

これらの床用敷物は、かなり硬いものであり、紡織用繊維の基布（フェルトを含む。）の片

面を完全に覆うように塗布された硬い被覆物品である。通常、油及び白亜から成る混合物を基布に塗布した後、その上から更に塗料を塗布する。これらの敷物には、紡織用繊維の基布にプラスチック（例えば、ポリ（塩化ビニル））の厚い層を被覆したもの又は紡織用繊維の基布に直接塗料を単に数回塗布したものがある。

この項の物品は、多くの場合強度を増すよう裏側にも塗布される。これらはロール状のものであるか又はそのまま使用できるような形に裁断したものであるかを問わずこの項に属する。

この項には、リノリウム混合品のシート及び板並びに床用敷物で基布を有しないものを含まない。これらは、構成する材料によりその所属を決定する（39 類、40 類、45 類等）。

また、この項には、靴の中敷きを含まない（64.06）。

59.05 紡織用繊維の壁面被覆材

この項には、この類の注4の規定を満たす紡織用繊維の壁面被覆材を含む。すなわち、壁又は天井の装飾に適するロール状の物品（表面が紡織用繊維製のものに限る。）で、幅が45センチメートル以上のもののうち、裏張りしたもの（裏張り材料の種類を問わない。例えば、紙）及びのり付けできるよう裏面に染み込ませ又は塗布したものをいう。

この項には、次の物品を含む。

- （1）平行に並べた糸、織物、フェルト、メリヤス編物又はクロセ編物（ステッチボンディングファブリックを含む。）で、裏張りしたもの（裏張り材料の種類を問わない。）
- （2）薄いプラスチック層の上に平行に並べた糸、織物又はレースを重ねたもので、裏張りしたもの（裏張り材料の種類を問わない。）
- （3）平行に並べた糸（第一層）をチェーンステッチにより、薄い不織布（中間層）に固定させ、更に裏張りしたもの（裏張り材料の種類を問わない。）
- （4）紡織用繊維のウェブ（第一層）と単に糸を重ね合わせたもの（中間層）をチェーンステッチにより組み合わせ、更に裏張りしたもの（裏張り材料の種類を問わない。）
- （5）紡織用繊維のブロックで表面を覆った不織布（イミテーションスエード）で、更に裏張りしたもの（裏張り材料の種類を問わない。）
- （6）手描きの図案で装飾した織物に裏張りしたもの（裏張り材料の種類を問わない。）

この項の壁面被覆材は、表面の紡織用繊維が着色、なせんその他の装飾がされてあってもよい。また、裏張りしてある場合、全部又は一部が覆われている。

この項には、次の物品を含まない。

- （a）39 類注9に規定されているプラスチックの壁面被覆材（39.18）
- （b）表面に紡織用繊維のブロック又はダストを直接紙又はプラスチックで覆った紙に付着させた壁面被覆材（48.14）
- （c）紡織用繊維のブロックで被覆された織物（更に裏張りしてあるかないか又はのり付けできるように染み込ませ若しくは塗布してあるかないかを問わない。）（59.07）

59.06 ゴム加工をした紡織用繊維の織物類（第 59.02 項のものを除く。）

5906.10－接着テープ（幅が 20 センチメートル以下のものに限る。）

－その他のもの

5906.91－メリヤス編み又はクロセ編みのもの

5906.99－その他のもの

この項には、次の物品を含む。

（A）ゴムを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類（浸せきした織物類を含み 59.02 項の物品を除く。）で、次の要件を満たすもの

（1）重量が 1 平方メートルにつき 1,500 グラム以下であること（紡織用繊維とゴムの比率の如何を問わない。）。

（2）重量が 1 平方メートルにつき 1,500 グラムを超え、かつ、紡織用繊維の重量が全量の 50%を超えること。

これらのゴム加工した織物類は、主に防水加工の衣類、放射線保護服、空気入れ製品、キャンプ用品、衛生用品等の製造に使用される。

ゴムラテックスが片面に薄く塗布されたある種の室内装飾用の織物類は、必ずしも防水性があるとは限らないが、この項に属する。

これらの織物類は、履物又は coachwork に使用するような、ゴムの接着剤で重ね合わせた織物類と混同してはならない。後者の織物類の断面には、ゴムの厚さは見られず、これらは通常、50 類から 55 類までに属する。

（B）56.04 項の糸、ストリップその他これらに類する物品（ゴムを染み込ませ、塗布し又は被覆したものに限る。）から成る織物類

（C）平行した紡織用繊維のたて糸をゴムの接合又は圧着によって凝結した織物類（1 平方メートルについての重量を問わない）。これらの物品は、タイヤ、チューブ、伝動用又はコンベヤ用のベルト及びベルチング等に使用される。

（D）紡織用繊維の織物類（前もってゴム加工してあるかないかを問わない。）を基布とした粘性のゴムからなる接着テープ（電気絶縁テープを含む。）

この項には、次の物品を含まない。

（a）接着テープで、医薬を染み込ませ若しくは塗布し又は医療用若しくは獣医用として小売用の形状若しくは包装にしたもの（30.05）

（b）上記（A）（2）に規定する種類のゴム加工した織物類で紡織用繊維の重量が全重量の 50% 以下のもの（40.05 又は 40.08）

（c）紡織用繊維の織物類とセルラーラバーの板、シート又はストリップとを結合したもので、当該紡織用繊維の織物類を単に補強の目的で使用したもの（40.08）。これらの物品と 59.06 項の類似物品とを区別するための基準については、40.08 項の解説（A）参照。

- (d) 一般に紡織用繊維の織物類（ゴム加工がしてあるかないかは問わない。）の数本のプライから成る骨組で構成されているコンベヤ用又は伝動用のベルト及びベルチングで加硫したゴムで被覆したもの（40.10）
- (e) じゅうたん、リノリウムその他の床用敷物で、そのしなやかさの増大及び床への固着性を確保するためゴムで裏打ちしたもの（57 類又は 59.04）
- (f) 58.11 項のキルティングした紡織用繊維の物品
- (g) 加圧下で加硫したゴムで結合し、数層の織物で構成される紡織用繊維の織物類（フェルトで裏張りしてあるかないかを問わない。）で、59.11 項の針布の製造に使用するもの、印刷用ブランケットその他これらに類する技術的用途に供する種類のもの（ゴムを染み込ませたベルベット製の細幅織物で、機織用のスピンドル（ビーム）の被覆用のものを含む。）
- (h) ゴム加工した織物類で 11 部総説の（Ⅱ）に規定する製品にしたもの（一般に 61 類から 63 類まで）

59.07 その他の紡織用繊維の織物類（染み込ませ、塗布し又は被覆したものに限る。）及び劇場用又はスタジオ用の背景幕その他これに類する物品に使用する図案を描いた織物類

（Ⅰ）その他の紡織用繊維の織物類（染み込ませ、塗布し又は被覆したものに限る。）

この項には、染み込ませ、塗布し又は被覆した紡織用繊維の織物類（59.01 項から 59.06 項までのものを除く。）で、染み込ませ、塗布し又は被覆したことを肉眼により判別することができるものを含む。この場合において、染み込ませ、塗布し又は被覆した結果生ずる色彩の変化を考慮しない。

染み込ませ、塗布し又は被覆したことが判別できないか又は染み込ませ、塗布し又は被覆した結果生ずる色彩の変化のみでしか判別できない紡織用繊維の織物類及びでん粉その他これに類する物品を使用して通常の仕上げをした織物類は含まない（この類の注 6 参照）。これらは通常、50 類から 55 類まで、58 類又は 60 類に属する。除外される織物の例を挙げれば、サイズ剤、でん粉その他これらに類する仕上げ剤を染み込ませた織物類（例えば、オーガンジー、モスリン）及び単に防しわ、防虫、防縮、防水等の目的で物質を染み込ませた織物類（例えば、防水ギャバジン又は防水ポプリン）がある。

この項には、次の織物類を含む。

- (A) タール、歴青その他これらに類する物品を塗布した織物類で、防水布（ターポリン）又は包装用の布の製造に使用されるもの
- (B) ろうを塗布した織物類
- (C) 天然樹脂及び樟脳をベースとした調製品を塗布し又は染み込ませた繊細な織物類並びに油を染み込ませ又は塗布することによって防水性を付与した繊細な織物類（“taffetas cires”と呼ばれる）
- (D) 油又は乾性油をベースとした調製品を染み込ませ又は塗布したその他の紡織用繊維の織物類

このグループには、通常、綿又は亜麻の織物で、その片面又は両面にペースト（本質的には、酸化亜麻仁油、充てん物及び着色材から成るもの）を塗布した油布を含む。

また、大麻、ジュート、綿、亜麻又は人造繊維の丈夫な粗硬織物類に、乾性油及びランプブラックの混合物をもととしたものを厚く塗布して防水性を付与した包装用の布も含む。

(E) 不燃性を付与するために珪酸塩を塗布した織物類（例えば、防火スクリーン用の織物類）

(F) 均一に着色されたペイント又は金属粉の層で完全に塗布した織物類

(G) 表面にのり（ゴムのりその他ののり）、プラスチック、ゴムその他の材料を塗布した織物で、次の物質等を層状に薄く付着させたもの

(1) 模造スエードを作るための紡織用繊維のフロック又はダスト（同じような方法で長い紡織用繊維を付着させた織物で、43.04 項の人造毛皮の性格を有するものは含まない。）。

模造パイル（例えば、模造コール天）を作るために紡織用繊維のフロック又はダストで被覆した織物類は、この項に属する。

(2) コルク粉（例えば、壁面被覆材用のもの）

(3) ガラスの粉又は小さな粒（例えば、映画のスクリーン用の “microspheres”）

(4) 雲母の粉末

(H) 石油ゼリーをベースとしたマスチック又はその他のマスチックを染み込ませた織物類で、つや出し用のシール、屋根の防水用、といの修理用等に供されるもの

この項には、例えば、紡織用繊維のダスト等（この類の注 6 参照）を付着させて図案を表した織物類を含まない（一般に 59.05 項、50 類から 55 類まで、58 類又は 60 類）。

この項には、次の物品を含まない。

(a) 油絹布その他これらに類する油布類で、医療用若しくは獣医用として小売用の形状又は包装にしたもの並びに膏薬及び包帯類並びに石膏を塗布した接骨用包帯で小売用の形状又は包装にしたもの（30.05）

(b) 感光性の紡織用繊維の織物類（37.01 から 37.04 まで）

(c) 紡織用繊維の織物類で裏張りした薄板（44.08）

(d) 染み込ませ、塗布し又は被覆した織物類で 11 部総説（Ⅱ）に規定されている製品にしたもの

(e) 画用カンバス（59.01）

(f) 59.04 項のリノリウムその他の物品

(g) 天然又は人造の研磨材料の粉又は粒を紡織用繊維の織物に付着させたもの（68.05）

(h) ルーフィングボード（アスファルトその他これに類する材料の層で紡織用繊維の織物の基布を完全に包み込み又は当該基布の両面を被覆したもの）（68.07）

(i) 金属のはくを紡織用繊維の織物類で裏張りしたもの（主として第 14 部又は第 15 部に属する。）

(Ⅱ) 劇場用又はスタジオ用の背景幕その他これに類する物品に使用する図案を描いた織物類

このグループには、劇場の背景幕、肖像写真又は映画スタジオ用の backcloth 等に供する種類の屋内若しくは屋外の風景又は装飾的な効果を描き出したカンバスその他これに類する紡織用織

維のシートを含む。これらは、一定の形状に裁断したもの、ロール状のもの又は木若しくは金属の枠に張ったものであってもよい。

59.08 紡織用繊維製のしん（織り、組み又は編んだものでランプ用、ストーブ用、ライター用、ろうそく用その他これらに類する用途に供するものに限る。）並びに白熱ガスマントル及び白熱ガスマントル用の管状編物（染み込ませてあるかないかを問わない。）

（A）紡織用繊維のしん

この項に含まれるしんは、平板状、円形状、管状の紡織用繊維の織物類で、通常、綿製であり、織ったもの、編んだもの又は組んだものがある。これらには、ろうそく用又はメカニカルライター用に適するしんから、石油ランプ用、石油ストーブ用等の大きいしんまで、各種の大きさ及び形状のものがある。

これらは、切断してあるかないか又は挿入を容易にするため針金や金属片を取り付けてあるかないかを問わず、この項に属する。

この項には、次の物品を含まない。

- （a）ろうそく（34.06）
- （b）導火線及び導爆線（36.03）
- （c）紡織用繊維の糸、ひも、綱等を単によって又は合わせて作ったしん。このようなしんは、糸として 50 類から 55 類までに又はひも、綱等として 56.07 項に属する。
- （d）ガラス繊維のしん（70.19）

（B）ガスマントル用の管状編物

ガスマントル用の編物は、ラミー、綿又はビスコースレーヨンの編目の密な細幅の管状編物であり、化学薬品（特に、硝酸トリウム又は硝酸セリウム）を染み込ませてあるかないかを問わずこの項に属する。

（C）白熱ガスマントル

この項に属するガスマントルは、半製品（例えば、短いシリンダー又は袋状の編物で上記（B）に掲げる化学薬品を染み込ませてあるかないかを問わない。）及び製品（すなわち、燃やすことにより基布の紡織用繊維は消失し、硝酸塩が酸化して織物の原形を留めるもので、使用するまで安定性を保つためコロジオンを染み込ませたもの。）であつてもよい。これらは石綿の糸を混入してあるかないか又は支持具を取り付けてあるかないかを問わずこの項に属する。

59.09 紡織用繊維製のホースその他これに類する管状の製品（他の材料により内張りし又は補強したもの及び他の材料の附属品を有するものを含む。）

この項には、ホース（消火用ホース等）その他これらに類する流体の通過に使用する紡織用繊維製の管状の製品を含む。通常、綿、亜麻、大麻又は人造繊維の重厚で緻密な織物で、縫製又は製織により管状にしたものであり、油、タール又は化学調製品を染み込ませ又は塗布したものもある。

紡織用繊維の管状の製品は、内側にゴム若しくはプラスチックを塗布したもの、金属で補強したもの（例えば、針金をらせん状に巻き付けたもの）又は接続用具、ノズル等の非紡織用繊維の附属品を取り付けたものであってもこの項に属する。

紡織用繊維で内面を補強し又は薄い織物で外側を鞘のように被覆している加硫したゴムのチューブ、パイプ及びホースは、40.09 項に属する。

59.10 伝動用又はコンベヤ用のベルト及びベルチング（紡織用繊維製のものに限るものとし、プラスチックを染み込ませ、塗布し、被覆し若しくは積層してあるかないか又は金属その他の材料により補強してあるかないかを問わない。）

これらの伝動用又はコンベヤ用のベルト及びベルチングは、動力の伝動又は物品の運搬に使用される。これらは、通常、羊毛、綿又は人造繊維等の糸を織り又は組んだものである。これらはそのような繊維の2本又はそれ以上のプライを織り又は互いに接着させて種々の幅に形成される。時にはその面を短いループパイル状又はその端をひも状に織ったものもある。これらは、亜麻仁油、ストックホルムタールを染み込ませたり、ワニス、赤鉛等を塗布して、酸性ガス等の大気の状態による退化原因を防いでいる。

この項には、合成繊維から製造したベルト及びベルチングも含む（特にプラスチックで塗布し、被覆し又は積層したポリアミドの物品）。

これらには、金属若しくは革のストリップ又は糸で補強したものもある。

厚さが3ミリメートル未満のベルチングは、この類の注7の規定により、この項に含まれず、50 類から 55 類までに属する（細幅織物（58.06）、組ひも（58.08）等）。伝動用又はコンベヤ用のベルト（すなわち、ベルチングを一定の形状に裁断して両端を接合し又は接合できるようにファスナーを取り付けたもの）は、その厚さの如何にかかわらずこの項に属する。

また、この項には、紡織用繊維製のロープ又はひもでそのまま伝動用ベルトとして使用できるものも含む。これらにはエンドレスのもの又は両端を接合させたものがある。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 機械又は装置に適合させてある伝動用若しくはコンベヤ用のベルト及びベルチングで当該機械とともに提示されたもの（実際に取り付けてあるかないかを問わない。）（当該機械装置（例えば第16部のもの）とともに所属を決定する。）
- (b) ベルト及びベルチングで、ゴムを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類から製造したもの及びゴムを染み込ませ、塗布し又は被覆した紡織用繊維の糸又はコードから製造したもの（40.10、この類の注7（b）参照）

59.11 紡織用繊維の物品及び製品（技術的用途に供するもので、この類の注8のものに限る。）

5911.10—フェルト、フェルトを張り付けた織物及び紡織用繊維の織物類で、ゴム、革その他の材料を塗布し、被覆し又は積層したもののうち針布に使用する種類のもの並びにこれらに類する織物類でその他の技術的用途に供する種類のもの（ゴムを染み込ませたベルベット製の細幅織物で、機織用のスピンドル（ビーム）の被覆用のものを含む。）

5911.20—ふるい用の布（製品にしたものであるかないかを問わない。）

—エンドレス状又は連結具を有する紡織用繊維の織物類及びフェルト（製紙用、パルプ用、石綿セメント用その他これらに類する用途に供する機械に使用する種類のものに限る。）

5911.31—重量が1平方メートルにつき650グラム未満のもの

5911.32—重量が1平方メートルにつき650グラム以上のもの

5911.40—搾油機その他これに類する機械に使用する種類のろ過布（人髪製のものを含む。）

5911.90—その他のもの

この項に属する紡織用繊維の物品及び紡織用繊維の製品は、16部の物品のほか各種の機械、装置及び機器に使用するもの又は道具及び道具の部分品としての明らかな特徴を有している。

紡織用繊維の物品で、他の項に含まれず、この表の特別の規定（例えば、16部の注1（e））により、59.11項に属することが指示されているものは、特に、この項に含む。ただし、17部に属する物品のある種の繊維製の部分品及び附属品で、シートベルト、自動車の車体に合わせた形状の内装材及び保護用材（87.08）並びに自動車用の敷物（57類）のようなものは、この項には属しない。

（A）技術的用途に供する特定の長さに裁断し又は単に長方形（正方形を含む。）に

裁断した反物状の紡織用繊維の織物類及びその他の紡織用繊維の物品

これらの物品は、59.08項から59.10項までに属する物品の特性を有していなければ、反物状であるかないか、特定の長さに裁断したものであるかないか又は単に長方形（正方形を含む。）に裁断してあるかないかを問わずこの項に属する（11部の他のいずれの項にも属さない。）。

このグループには、この類の注8（a）に規定する紡織用繊維の織物類その他の紡織用繊維の物品のみを含み、これらは下記（1）から（6）までの物品である。

（1）フェルト、フェルトを張り付けた織物及び紡織用繊維の織物類で、ゴム、革その他の材料（例えば、プラスチック）を塗布し、被覆し又は積層したもののうち針布に使用する種類のもの並びにこれらに類する織物類でその他の技術的用途に供する種類のもの（ゴムを染み込ませたベルベット製の細幅織物で、機織用のスピンドル（ビーム）の被覆用のものを含む。）

（2）ふるい用の布：目の粗い織物（例えば、もじり織り又は平織りのもの）で、その織り目は幾何学的に正確なサイズ及び形状（通常正方形）を有しており、使用することにより形の崩れるものであってはならない。これらは、主に小麦粉、研磨用の粉、粉末のプラスチック、

飼料等のふるい用、ろ過用又は印刷用のスクリーンに供される。ふるい用の布は一般に、強ねんの漂白してない絹糸又は合成繊維の長繊維の糸で作られる。

- (3) ろ過用の布（例えば、織物及び針で穴を開けたもの）：搾油機その他これに類する機械に使用する種類のろ過用（例えば、砂糖の精製用又は醸造用）及びガスの清浄その他これに類する工業用集塵装置における技術的用途に供されるもので、染み込ませてあるかないかを問わない。また、羊毛その他の獣毛の重厚な織物類及び漂白してない合成繊維（例えば、ナイロン）の織物類で、(2) のものより薄い、目の密な硬くて曲げにくい特徴を有する油のろ過用の布もこの項に含まれる。また、人髪製のろ過用の布もこの項に含まれる。
- (4) 機械その他の技術的用途に供する種類の紡織用繊維の織物（シート状に織ったもので経緯糸のいずれかに合ねん糸を使用したものに限るものとし、フェルト化し、染み込ませ又は塗布してあるかないかを問わない。）
- (5) 技術的用途に供する紡織用繊維の織物類（金属により補強したものに限る。）：この場合の金属糸（裸線、紡織用繊維の糸をより合わせ又はジンプした線等）は、例えば、製織中に織り込まれるもの（特にたて糸として）又はその材料である糸のプライの間に挿入されるものである。

金属で補強されたフェルトは、この項に含まない（56.02）。

- (6) パッキング又は潤滑材料として工業において使用するコード、組ひもその他これらに類する物品：これらは、通常、正方形の断面を持ち、グリース、黒鉛、タルク等を塗布し又は染み込ませたものであり、金属で補強されていることもある。コード等のうち塗布し又は染み込ませてないものは、それらがパッキング又は潤滑材として工業において使用することが明らかに認められるものに限りこの項に属する。

（B）技術的用途に供する種類の紡織用繊維製品

技術的用途に供するあらゆる種類の紡織用繊維製品（59.08 項から 59.10 項までのものを除く。）は、この項に属し、11 部の他のいずれの項にも属さない（この類の注 8（b）参照）。例えば、次の物品がある。

- (1) 上記（A）に掲げる各種の織物で作った製品（一定の形状に裁断したもの、縫い合わせたもの等）。例えば、何枚かの織物を組み合わせて作った搾油機用のろ過用の布及び一定の形状に裁断して、テープでトリミングしたもの若しくは金属のアイレットを取り付けたふるい用の布又は印刷用スクリーンに使用するため、枠の上に張った織物
- (2) エンドレス状又は連結具を有する紡織用繊維の織物類及びフェルト（製紙用その他これらに類する用途、例えば、パルプ用、石綿セメント用に供する機械に使用する種類のものに限る（59.10 項の機械用ベルトを除く。）。）
- (3) 単繊維の糸をらせん状に連結した物品で上記（2）の製紙用その他これに類する用途に供する機械に使用する種類の紡織用繊維の織物類及びフェルトと類似の用途を持ったもの
- (4) ポンプ、モーター等に使用するガスケット、ダイヤフラム及びワッシャー（84.84 項のものを除く。）
- (5) 靴みがき用その他の機械用のディスク、スリーブ及びパッド

(6) 搾油機用の紡織用繊維製の袋

(7) 一定の長さに切断したコードで、結び目、輪奈、金属又はガラスのアイレットが付いており、ジャカードその他の織機に使用するもの

(8) 織機用のピッカー

(9) 真空掃除機用の袋、空気ろ過機用のフィルターバッグ、エンジン等のオイルフィルター

この項の紡織用繊維の物品は、紡織用繊維の物品としての、本質的な性格を有している場合に限る、他の材料の附属品が付いていてもよい。

＊

＊ ＊

号の解説

5911. 90

単繊維の糸をらせん状に連結した物品で、製紙用その他これに類する用途に供する機械に使用する種類の紡織用繊維の織物類及びフェルトと類似の用途を持つものはこの号に属し、5911. 31号又は5911. 32号には属さない。

第 60 類
メリヤス編物及びクロセ編物

注

- 1 この類には、次の物品を含まない。
 - (a) 第 58.04 項のクロセ編みのレース
 - (b) 第 58.07 項のメリヤス編み又はクロセ編みのラベル、バッジその他これらに類する物品
 - (c) メリヤス編物及びクロセ編物で、染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの（第 59 類参照）。ただし、メリヤス編み又はクロセ編みのパイル編物で、染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものは、第 60.01 項に属する。
- 2 この類には、衣類、室内用品その他これらに類する物品に使用する種類の金属糸製の編物を含む。
- 3 この表においてメリヤス編みの物品には、ステッチボンディング方式により得た物品でチェーンステッチが紡織用繊維の糸のものを含む。

号注

- 1 第 6005.35 号には、ポリエチレンの単繊維又はポリエステルマルチフィラメントの編物で、重量が 1 平方メートルにつき 30 グラム以上 55 グラム以下、網目が 1 平方センチメートルにつき 20 穴以上 100 穴以下であり、アルファーシペルメトリン（ISO）、クロルフェナピル（ISO）、デルタメトリン（INN、ISO）、ラムダーシハロトリン（ISO）、ペルメトリン（ISO）又はピリミホスメチル（ISO）を染み込ませ又は塗布したものを含む。

総 説

この類には、織物のようにたて糸及びよこ糸を交錯させて作ったものではなく、連結したループの連続によって組織される紡織用繊維の編物を含む。

一般に次のような物品である。

(A) メリヤス編物（よこメリヤス及びたてメリヤス）

(I) よこメリヤスは、一本の連続して絡み合った糸から成り、この糸は編地の全面にわたり、同じ方向に配列されたループの列を形成し、隣接したループの列は互いに組み合わされて編目を作っている。これらの編地の編目の間には、編地がすべての方向に容易に伸び縮みするように遊び（free play）を持たせてある。糸が切れた時には“Ladder”が起こる。

(II) たてメリヤスは、たて方向に（すなわち、編物の長さに沿って）走る多数の糸から成り、その各々の糸は、左右の列を成しているループと交互に組み合わされてループを形成している。

たてメリヤスのループは、通常編物の幅を横切っているように見える。

ある種のたてメリヤス編物では、編地のあちらこちらにおいて、2 組のたて糸が逆の方向に斜めに走っている。

この編物は、“Ladder”は起こさない。たてメリヤス編物を小さな正方形に裁断しようとする場合、糸はどの側からも簡単にほどくことは出来ない。糸をほどくことができるとす

れば、それはたて方向（ループの見かけ上の列に直角）からである。

たてメリヤスには、更に次の物品を含む。

- (1) ステッチボンディング方式により得た物品（紡織用繊維の糸によって形成されたチェーンステッチを有するものに限る。）

ステッチボンディング方式の工程は、たてメリヤス機に類似した編機を使用するもので、この編機は、とがったオープンフックの針（移動針）及びヘルドワイヤーで操作する。これらの針は、紡織用繊維の糸でステッチを形成することにより、紡織繊維のウェブ、紡織用繊維の糸の一以上の層又は織物若しくはプラスチックのシート等の下地から編物を作る。

ある場合には、これらのステッチがパイル（カットしてあるかないかを問わない。）を形成し又は固定することもある。

ステッチボンディング方式によって組み合わせて作るキルティングの物品は含まない(58.11)。

- (2) たてメリヤス機で作られた編物。たて糸は、クロセ編みのループのチェーンから成り、所定の位置によこ糸を保持し、ある場合には、模様を形成する。

上記の（I）及び（II）のメリヤス編物には、簡単なステッチのもの又は多少複雑なステッチのものがある。

これらのある種のものには、レースに類似した透かし模様（Open-Work）を有するものもあるが、それでもこの項に属する。これらは一般にメリヤス編みの特徴的なステッチ（特に目のぎっしり詰まった部分でのステッチ）によってレースから区別することが出来る。

(B) クロセ編物

1本の連続した糸を使用し、クロセかぎ針1本で手編みによって編み上げるものである。すなわち、一つのループの中に他のループを通し、それを引き出し、一つの連続したループを作り、そのループの集め方により、平編みのもの又は編目の詰まった模様若しくは編目の開いた透し編みの模様を有する装飾的な編物を作る。ある種の透かし編みのものは、正方形、六角形又は他の装飾的な模様を形成するループのチェーンを有する。

＊

＊ ＊

この類の物品は、2本以上の編針又は1本のクロセかぎ針を使用して手編みによって作られる。それらは、また、小さい特殊な形状のかぎ針（ひげ又はスプリング針、べら針及び管針）を取り付けた直線式編機又は丸編機によって作られる。

この類の項には、編物の製造に使用される11部の紡織用繊維の種類を問わず、また、弾性糸又はゴム糸を使用しているか使用していないかを問わず、メリヤス編物及びクロセ編物を含む。また、この類には、明らかに衣類、室内用品その他これらに類する物品に使用する種類の非常に細かい金属糸で編んだメリヤス編物又はクロセ編物を含む。

この類には、メリヤス編物又はクロセ編物で反物状のもの（管状のものを含む。）及び単に長方形（正方形を含む。）の形状に裁断したものを含む。これらの編物には平編みのもの、ゴム編みの

もの及び縫い合わせ又は接着により二重に重ね合わせた編物を含む。

すべてのこれらの編物には、浸染したもの、なせんしたもの又は異なる色の糸から成るものがあり、60.02 項から 60.06 項までの編物は時々毛羽立てられ、編物の性質が隠されることがある。

この類には次の物品を含まない。

- (a) 紡織用繊維のウェブから紡織用繊維を引き上げることによって得られるステッチボンディング方式の織物類 (56.02)
- (b) 56.08 項の網及び網地
- (c) 編物製のじゅうたん及びじゅうたん地 (57.05)
- (d) 網地及びクロセ編みのレース (58.04)
- (e) 長方形 (正方形を含む。) の形状に裁断した編物で、更に加工したもの (例えば、縁かがり)、完成したものでそのまま使用することができる製品 (例えば、マフラー等) 及びメリヤス編物又はクロセ編物で特定の形状に編み上げたもの (単一の物品に裁断してあるかないかを問わない。)(特に 61 類、62 類及び 63 類の製品)

＊

＊ ＊

号の解説

6005.21 から 6005.44 及び 6006.21 から 6006.44

メリヤス編物及びクロセ編物で漂白していないもの及び漂白したもの、浸染したもの、異なる色の糸から成るもの又はなせんしたもの

11 部の号注 1 の (d) から (h) までの規定はメリヤス編物及びクロセ編物で漂白していないもの及び漂白したもの、浸染したもの、異なる色の糸から成るもの又はなせんしたものに準用する。

異なる色になせんした糸又は同色で濃淡の異なる色になせんした糸を全部又は一部に使用したものから成る編物は、異なる色の糸から成る編物であり、浸染した編物又はなせんした編物とはみなさない。

60.01 パイル編物 (ロングパイル編物及びテリー編物を含むものとし、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)

6001.10—ロングパイル編物

—ループドパイル編物

6001.21—綿製のもの

6001.22—人造繊維製のもの

6001.29—その他の紡織用繊維製のもの

—その他のもの

6001.91—綿製のもの

6001.92—人造繊維製のもの

6001.99—その他の紡織用繊維製のもの

この項の物品は、58.01 項の織物と異なり、編むことによって得られる。主として使用される製造方法には、次のものがある。

- (1) 丸編機によるメリヤス編物の製造。添加糸によって突き出したループが形成される。その後ループは、切断されパイル状となり、そのため表面はベルベットの様になる。
- (2) 特別なたて編機により共通のパイル糸を使用して向かい合った2枚の編生地を編み上げる。その後2枚の編生地を切断し、カットパイルを有する2枚のメリヤス編物に分離する。
- (3) カードした紡織用繊維のスライバーを、メリヤス編みの基布を形成する際に当該基布のループに挿入する（ロングパイル編物）。
- (4) ループを形成する紡織用繊維の糸（模造テリー編物）（総説参照）。この編物は生地の裏面にチェーンステッチの列を有しており、生地の裏面を長さに沿ってランニングステッチの外観を有するステッチの列により特徴づけられる 58.02 項のパイル織物と異なる。

染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したメリヤスパイル編物及びクロセパイル編物はこの項に属する。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 43.04 項の人造毛皮
- (b) パイル織物（58.01）
- (c) タフテッドされたメリヤス編物及びクロセ編物（58.02）

60.02 メリヤス編物及びクロセ編物（幅が 30 センチメートル以下で、弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の 5 % 以上のものに限るものとし、第 60.01 項のものを除く。）

6002.40—弾性糸の重量が全重量の 5 % 以上のもの（ゴム糸を含まないものに限る。）

6002.90—その他のもの

第 60.01 項のパイル編物を除き、この項は幅が 30 センチメートル以下で、弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の 5 % 以上のメリヤス編物及びクロセ編物を含む。

弾性糸は 11 部の注 13 に規定されている。この注におけるテクスチャード加工糸は 54.02 項の解説末尾にある号の解説に規定されている。

この項には、また次の物品を含まない。

- (a) 包帯で、医薬用又は小売用にしたもの（30.05）
- (b) ループウェールヤーン（56.06）
- (c) 58.07 項のラベル、バッジその他これらに類するもの（メリヤス編物及びクロセ編物に限る。）
- (d) 58.10 項のししゅう布
- (e) 59 類の織物類（例えば、59.03 項又は 59.07 項の染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した織物類、59.06 項のゴム加工した織物類）

(f) 第 11 部注 7 に規定する製品にしたもの（第 11 部総説（Ⅱ）参照）

60.03 メリヤス編物及びクロセ編物（幅が 30 センチメートル以下のものに限るものとし、第 60.01 項及び第 60.02 項のものを除く。）

6003.10－羊毛製又は織獣毛製のもの

6003.20－綿製のもの

6003.30－合成繊維製のもの

6003.40－再生繊維又は半合成繊維製のもの

6003.90－その他のもの

第 60.01 項のパイル編物を除き、この項は幅が 30 センチメートル以下で、弾性糸又はゴム糸を含まないか又はその重量が全重量の 5 % 未満のメリヤス編物及びクロセ編物を含む。

この項には、また次の物品を含まない。

(a) 包帯で、医薬用又は小売用にしたもの（30.05）

(b) ループウェールヤーン（56.06）

(c) 58.07 項のラベル、バッジその他これらに類するもの（メリヤス編物及びクロセ編物に限る。）

(d) 58.10 項のししゅう布

(e) 59 類の織物類（例えば、59.03 項又は 59.07 項の染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した織物類、59.06 項のゴム加工した織物類並びに 59.08 項のしん又はガスマントル用の織物類）

(f) 第 11 部注 7 に規定する製品にしたもの（第 11 部総説（Ⅱ）参照）

60.04 メリヤス編物及びクロセ編物（幅が 30 センチメートルを超え、弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の 5 % 以上のものに限るものとし、第 60.01 項のものを除く。）

6004.10－弾性糸の重量が全重量の 5 % 以上のもの（ゴム糸を含まないものに限る。）

6004.90－その他のもの

第 60.01 項のパイル編物を除き、この項は幅が 30 センチメートルを超え、弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の 5 % 以上のメリヤス編物及びクロセ編物を含む。

弾性糸は 11 部の注 13 に規定されている。この注におけるテクスチャード加工糸は、54.02 項の解説末尾にある号の解説に規定されている。

この項には、また次の物品を含まない。

(a) 包帯で、医薬用又は小売用にしたもの（30.05）

- (b) 58.07 項のラベル、バッジその他これらに類するもの（メリヤス編物及びクロセ編物に限る。）
- (c) 58.10 項のししゅう布
- (d) 59 類の織物類（例えば、59.03 項又は 59.07 項の染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した織物類、59.06 項のゴム加工した織物類
- (e) 第 11 部注 7 に規定する製品にしたもの（第 11 部総説（Ⅱ）参照）

60.05 たてメリヤス編物（ガルーンメリヤス機により編んだものを含むものとし、第 60.01 項から第 60.04 項までのものを除く。）

—綿製のもの

6005.21—漂白してないもの及び漂白したもの

6005.22—浸染したもの

6005.23—異なる色の糸から成るもの

6005.24—なせんしたもの

—合成繊維製のもの

6005.35—この類の号注 1 の編物

6005.36—その他のもの（漂白してないもの及び漂白したものに限る。）

6005.37—その他のもの（浸染したものに限る。）

6005.38—その他のもの（異なる色の糸から成るものに限る。）

6005.39—その他のもの（なせんしたものに限る。）

—再生繊維又は半合成繊維製のもの

6005.41—漂白してないもの及び漂白したもの

6005.42—浸染したもの

6005.43—異なる色の糸から成るもの

6005.44—なせんしたもの

6005.90—その他のもの

第 60.01 項のパイル編物を除き、この項には幅が 30 センチメートルを超え、弾性糸又はゴム糸を含まないか又はその重量が 5 % 未満のたてメリヤス編物を含む。この項には、また、ポリエチレンの単繊維又はポリエステルマルチフィラメントの編物で、重量が 1 平方メートルにつき 30 グラム以上 55 グラム以下、網目が 1 平方センチメートルにつき 20 穴以上 100 穴以下であり、アルファーシペルメトリン（ISO）、クロルフェナピル（ISO）、デルタメトリン（INN、ISO）、ラムダーシハロトリン（ISO）、ペルメトリン（ISO）及びピリミホスメチル（ISO）を染み込ませ又は塗布したものを含む（この類の号注 1 参照）。ガルーンメリヤス機により編んだものを含むたてメリヤス編物についての詳細は 60 類の総説（A）（Ⅱ）参照。

たてメリヤス編物は種々の形状をとりうる。衣服を作るために使われるような編目の開いた部分がない伝統的な編物とは別に、このたてメリヤス編物には透かし編みのものを含む。これらの

たてメリヤス機で（特にラッセル機）で作られた編物は、網地又はレースに類似したものが多く（しかし、後者と混同してはならない。58.04 項の解説参照）、しばしばカーテンの作成に用いられる。機械製のレースのように、レースに類似したメリヤス編み又はクロセ編みは、しばしばかなり幅広の反物状のレースとして製造され、最終工程でストリップ状に切断される。それらのストリップは長さを問わず、その両端がまっすぐで平行であり、幅が 30 センチメートルを超える限り、この項に属する。

この項には、また次の物品を含まない。

（a）包帯で、医薬用又は小売用にしたもの（30.05）

（b）58.07 項のラベル、バッジその他これらに類するもの（メリヤス編物及びクロセ編物に限る。）

（c）58.10 項のししゅう布

（d）59 類の織物類（例えば、59.03 項又は 59.07 項の染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した織物類、59.06 項のゴム加工した織物類並びに 59.08 項のしん又はガスマントル用の織物類）

（e）第 11 部注 7 に規定する製品にしたもの（第 11 部総説（Ⅱ）参照）

60.06 その他のメリヤス編物及びクロセ編物

6006.10—羊毛製又は織獣毛製のもの

—綿製のもの

6006.21—漂白してないもの及び漂白したもの

6006.22—浸染したもの

6006.23—異なる色の糸から成るもの

6006.24—なせんしたもの

—合成繊維製のもの

6006.31—漂白してないもの及び漂白したもの

6006.32—浸染したもの

6006.33—異なる色の糸から成るもの

6006.34—なせんしたもの

—再生繊維又は半合成繊維製のもの

6006.41—漂白してないもの及び漂白したもの

6006.42—浸染したもの

6006.43—異なる色の糸から成るもの

6006.44—なせんしたもの

6006.90—その他のもの

この項にはこの類の前項までに含まれないメリヤス編物及びクロセ編物を含む。

この項には例えばよこメリヤス及びクロセ編物で幅が 30 センチメートルを超え、弾性糸又はゴム糸を含まないか又はその重量が全重量の 5 %未満のものを含む。

「よこメリヤス」及び「クロセ編物」はこの類の解説に規定されている。(総説 (A) (I) 及び (B) 参照)

この項には、また次の物品を含まない。

(a) 包帯で、医薬用又は小売用にしたもの (30.05)

(b) 58.07 項のラベル、バッジその他これらに類するもの (メリヤス編物及びクロセ編物に限る。)

(c) 58.10 項のししゅう布

(d) 59 類の織物類 (例えば、59.03 項又は 59.07 項の染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した織物類、59.06 項のゴム加工した織物類並びに 59.08 項のしん又はガスマントル用の織物類)

(e) 第 11 部注 7 に規定する製品にしたもの (第 11 部総説 (II) 参照)

第 61 類

衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）

注

- 1 この類の物品は、メリヤス編物又はクロセ編物を製品にしたものに限る。
- 2 この類には、次の物品を含まない。
 - (a) 第 62.12 項の物品
 - (b) 第 63.09 項の中古の衣類その他の物品
 - (c) 整形外科用機器、外科用ベルト、脱腸帯その他これらに類する物品（第 90.21 項参照）
- 3 第 61.03 項及び第 61.04 項においては、次に定めるところによる。
 - (a) 「スーツ」とは、表地を同一の生地から製造した 2 点又は 3 点の衣類を組み合わせたもので、次の構成部分から成るものをいう。

上半身用のスーツコート又はジャケット 1 点（袖の部分を除くほか、表地が四以上の身ごろから成るもので、縫製したベスト（正面がセットを構成する他の部分の表地と同一の生地で、背中が当該スーツコート又はジャケットの裏地と同一の生地から成るものに限る。）が附属しているかいないかを問わない。）

下半身用の衣類 1 点（ズボン、半ズボン若しくはショーツ（水着を除く。）又はスカート若しくはキュロットスカートで、つりひも又は胸当てのないもの）

スーツを構成する衣類は、生地組織、スタイル、色及び素材が同一のもの（異なる生地のパイピング（生地の継目に縫い付けたストリップ状の生地）を有するものを含む。）であり、互いに適合するサイズのものでなければならない。

下半身用の構成部分が 2 点以上ある場合（例えば、ズボン 2 点、ズボンと半ズボン又はスカート若しくはキュロットスカートとズボン）には、ズボン 1 点（女子用のスーツの場合には、スカート又はキュロットスカート）をスーツの下半身用の構成部分とみなし、その他の衣類は、スーツの構成部分としない。

スーツには、前記のすべての要件を満たしているかいないかを問わず、次の衣類の組合せを含む。

モーニング（背中に十分下まで下がる丸みを持つ垂れを有する無地のジャケット（カッタウェイ）と縞（しま）模様のズボンとを組み合わせた製品）

燕（えん）尾服（テールコート。通常、黒い生地から製造し、ジャケットの正面の部分が比較的短く、正面で閉じることができず、後部には、臀（でん）部から切込みのある細幅の垂れを有する製品）

タキシード（ジャケットのスタイルは、シャツの胸部の露出部分が一層大きい場合があることを除くほか、通常のジャケットに類似しているが、光沢のある絹又はイミテーションシルクの下襟を有する製品）
 - (b) 「アンサンブル」とは、第 61.07 項から第 61.09 項までの製品以外の衣類を組み合わせ小売用にした製品（スーツを除く。）で、同一の生地から製造したもののうち次の構成部分から成るものをいう。

上半身用の衣類 1 点（プルオーバー 1 点がツインセットを構成する場合及びベスト 1 点と他の上半身用の衣類 1 点とを組み合わせた場合に限り、当該ツインセット又は当該組合せを 1 点とみなす。）

一又は二種類の下半身用の衣類（ズボン、胸当てズボン、半ズボン、ショーツ（水着を除く。）、スカート又はキュロットスカート）

アンサンブルを構成する衣類は、生地組織、スタイル、色及び素材が同一のものであり、互いに適合するサイズのものでなければならない。アンサンブルには第 61.12 項のトラックスーツ及びスキースーツを含まない。

- 4 第 61.05 項及び第 61.06 項には、ウエストより下の部分にポケットのある衣類、裾にゴム編みのウエストバンドその他の絞る部分がある衣類及び少なくとも縦 10 センチメートル、横 10 センチメートルの範囲で数えた編目の数の平均値が編目の方向にそれぞれ 1 センチメートルにつき 10 未満である衣類を含まない。第 61.05 項には、袖無しの衣類を含まない。

「シャツ」及び「シャツブラウス」とは、長袖又は半袖を有し、ネックラインが一部又は全部開いている上半身用の衣類である。「ブラウス」とは、上半身用のゆったりした衣類であり、袖無し及びネックラインが開いているものであるかないかを問わない。「シャツ」、「シャツブラウス」及び「ブラウス」は、襟を有するものを含む。

- 5 第 61.09 項には、すそに締めひも、ゴム編みのウエストバンドその他の絞る部分がある衣類を含まない。

- 6 第 61.11 項については、次に定めるところによる。

(a) 「乳児用の衣類及び衣類附属品」とは、身長が 86 センチメートル以下の乳幼児用のものをいう。

(b) 第 61.11 項及びこの類の他の項に同時に属するとみられる物品は、第 61.11 項に属する。

- 7 第 61.12 項において「スキースーツ」とは、全体的な外観及び風合により、主にスキー（クロスカントリー又はアルペン）を行う際に着用するものと認められる衣類及び当該衣類を組み合わせたもので、次のものをいう。

(a) スキーオーバーオール（上下一体の全身用の衣類。袖及び襟のほか、ポケット又は足部の締めひもを有するものを含む。）

(b) スキーアンサンブル（2 点又は 3 点の衣類を組み合わせる小売用にした製品で、次の構成部分から成るもの）

アノラック、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する衣類 1 点（スライドファスナー（ジッパー）で閉じるものに限るものとし、ベストが附属しているかないかを問わない。）

ズボン（ウエストより上部まで届くか届かないかを問わない。）、半ズボン又は胸当てズボンのいずれか 1 点

スキーアンサンブルには、(a) のスキーオーバーオールに類似したオーバーオールとこの上に着用する詰物をした袖無ジャケットとから成る製品を含む。

スキーアンサンブルを構成する衣類は、風合、スタイル及び素材が同一のものであり、互いに適合するサイズのものでなければならない。ただし、色が同一であるかないかを問わな

い。

8 第 61.13 項及びこの類の他の項（第 61.11 項を除く。）に同時に属するとみられる衣類は、第 61.13 項に属する。

9 この類の衣類で、正面で左を右の上にして閉じるものは男子用の衣類とみなし、正面で右を左の上にして閉じるものは女子用の衣類とみなす。この注 9 の規定は、衣類の裁断により男子用の衣類であるか女子用の衣類であるかを明らかに判別することができるものについては、適用しない。男子用の衣類であるか女子用の衣類であるかを判別することができないものは、女子用の衣類が属する項に属する。

10 この類の物品には、金属糸から製造したものを含む。

総 説

この類には、メリヤス編み又はクロセ編みの男子用の衣類又は女子用の衣類及びメリヤス編み又はクロセ編みの衣類附属品を含む。この類には、衣類若しくは衣類附属品の部分品でメリヤス編み又はクロセ編みのものも含む。ただし、この項には、ブラジャー、ガードル、コルセット、サスペンダー、ガーターその他これらに類する物品及びこれらの部分品でメリヤス編み又はクロセ編みのものを含まない（62.12）。

この類の物品の所属の決定に際し、例えば、織物、毛皮、羽毛、革、プラスチック若しくは金属製の部分品又は附属品の存在は何ら影響を及ぼさない。しかし、それらの材料の存在が単なるトリミング以上の構成を成している場合には、その物品は、それらの材料の関連する類の注（特に毛皮及び羽毛の存在に関してはそれぞれ、43 類の注 4 及び 67 類の注 2（b））に従い、それで決定できないときは、通則に従ってその所属を決定する。

電熱式の物品もこの類に属する。

この類の注 9 の規定の適用により、正面が開いている衣類で、左を右の上にして留めるか又は重ねるものは男子用の衣類とみなし、右を左の上にして留めるか又は重ねるものは女子用の衣類とみなす。

この規定は、衣類の裁断により男子用の衣類であるか女子用の衣類であるかを明らかに判別することができるものについては、適用しない。男子用の衣類であるか女子用の衣類であるかを判別することができないものは、女子用の衣類が属する項に属する。

11 部の注 14 の適用により異なる項に属する衣類は、小売用のセットにした場合であっても当該各項に属する。しかしながら、各項の本文で特掲されている小売用のセットにした衣類（例えば、スーツ、パジャマ、水着）については適用しない。この 11 部の注 14 の適用において「紡織用繊維から成る衣類」とは、61.01 項から 61.14 項までの衣類をいうことに注意しなければならない。

この類には、この類に規定された衣類の未完成品も含む。また、そのような衣類を作るために特定の形状に編み上げたメリヤス編み又はクロセ編みの編地を含む。それらの物品がその製品の重要な特性を有しているときは完成品と同じ項に属する。ただし、衣類の部分品及び衣類の附属品の部分品でメリヤス編み及びクロセ編みのもの（62.12 項のものを除く。）は 61.17 項に属する。

メリヤス編み若しくはクロセ編みの衣類、衣類附属品又はこれらの部分品で特定の形状に編み

上げたもの（単一の物品に裁断してあるかないかを問わない。）は、製品にしたものとみなされる（第 11 部注 7（b）、7（g））。

この類には、次の物品を含まない。

- （a）39.26 項、40.15 項、42.03 項又は 68.12 項の衣類及び衣類附属品
- （b）メリヤス編み又はクロセ編みの物品で（縁縫い又はネックライン形成等の）加工がなされた衣類製造用のものであるが、衣類又は衣類の部分品として確認できるほど十分に完成されていないもの（63.07）
- （c）63.09 項の中古の衣類その他の中古の物品
- （d）人形用衣類（95.03）

＊

＊ ＊

号の解説

58.11 項に属する反物状のキルティングした紡織用繊維の物品から作られた衣類の所属の決定

58.11 項に属する反物状のキルティングした紡織用繊維の物品から作られた衣類は、11 部号注 2 の規定によりこの類の号に属する。この所属の決定において、それらの製品に重要な特性を与えているものは表生地 of 紡織用繊維である。これは、例えば、表生地が綿 60%、ポリエステル 40% のメリヤス編物製のキルティングした男子用のアノラックは、6101.20 号に属することを意味する。たとえ表生地が 59.03 項、59.06 項又は 59.07 項に属するものであっても、その衣類は 61.13 項に属さないので注意しなければならない。

61.01 男子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローク、アノラック（スキージャケットを含む。）、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものとし、第 61.03 項のものを除く。）

6101.20－綿製のもの

6101.30－人造繊維製のもの

6101.90－その他の紡織用繊維製のもの

この項には男子用のメリヤス編み又はクロセ編みの衣類で外気に対する身体の保護を目的に通常、他の衣類の上に着用する種類のものを含む。

この項には、次の物品を含む。

オーバーコート、レインコート、カーコート、ケープ（ポンチョを含む）、クローク、アノラック（スキージャケットを含む。）、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する物品（例えば、スリクォーターコート、グレートコート、フード付きケープ、ダッフルコート、トレンチコート、ギャバジンズ、パーカー、詰物の入ったウエストコート）

この項には、次の物品を含まない。

- （a）61.03 項の衣類

(b) 59.03 項、59.06 項又は 59.07 項のメリヤス編物又はクロセ編物から製品にした衣類 (61.13)

61.02 女子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローク、アノラック（スキージャケットを含む。）、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものとし、第 61.04 項のものを除く。）

6102.10－羊毛製又は繊獣毛製のもの

6102.20－綿製のもの

6102.30－人造繊維製のもの

6102.90－その他の紡織用繊維製のもの

61.01 項の解説の規定は、この項において準用する。

61.03 男子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ（水着を除く。）（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）

6103.10－スーツ

－アンサンブル

6103.22－綿製のもの

6103.23－合成繊維製のもの

6103.29－その他の紡織用繊維製のもの

－ジャケット及びブレザー

6103.31－羊毛製又は繊獣毛製のもの

6103.32－綿製のもの

6103.33－合成繊維製のもの

6103.39－その他の紡織用繊維製のもの

－ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ

6103.41－羊毛製又は繊獣毛製のもの

6103.42－綿製のもの

6103.43－合成繊維製のもの

6103.49－その他の紡織用繊維製のもの

この項には、男子用のメリヤス編み又はクロセ編みのものであって、スーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ズボン、半ズボン及びショーツ（水着を除く。）並びに胸当てズボンのみを含む。

(A) 類注 3 (a) を適用するにあたっては、下記の点に注意しなければならない。

(a) 上半身用の「スーツコート又はジャケット」は、全正面が開くもので締め具が付いていないもの又はスライドファスナー（ジッパー）以外の締め具で閉じるようになっているも

の。このスーツコート又はジャケットは太股の中間より下までくることはなく、他のコート、ジャケット及びブレザーの上に重ねて着用しない。

(b) スーツコート又はジャケットの表地を構成する「身ごろ」(少なくとも二の前身ごろ及び二の後身ごろ)は、縦に縫合されなければならない。この類注で定める身ごろには、袖及び縁どり又は襟を含まない。

(c) 正面がセットを構成する他の部分の表地と同一の生地で、背中が当該スーツコート又はジャケットの裏地と同一の生地から成る「縫製したベスト」もスーツのセットに含まれる。

スーツを構成する衣類は、生地組織、スタイル、色および素材が同一のもの(異なる生地のパイピング(生地の継目に縫い付けたストリップ状の生地)を有するものを含む。)であり、互いに適合するサイズのものでなければならない。

下半身用の構成部分が2点以上ある場合(例えば、ズボン2点、又はズボンと半ズボン)には、ズボン1点をスーツの下半身用の構成部分とみなし、その他の衣類は、スーツの構成部分としない。

類注3(a)において、「同一の生地」とは、単一の同一生地で、次のものをいう。

同じ組織のもの。すなわち、同じ編み方で製造され(編み目の大きさが同一のもの)、使用される糸の組織及び寸法(例えば、デシテックス数)が同一のもの。

同じ色(色合い及び色のパターンも同じ)のもの。これは、異なる色の糸からなる生地及びなせんした生地を含む。

同じ素材のもの。すなわち、使用される繊維の材質の組成(例えば、毛100%のもの。合成繊維51%、綿49%のもの。)が同一のもの。

(B)「男子用のアンサンブル」とは、61.07項から61.09項までの製品以外の衣類を組み合わせ、て小売用にした製品(スーツを除く。)で、同一の生地から製造したもののうち次の構成部分から成るものをいう。

上半身用の衣類1点(プルオーバー1点がツインセットを構成する場合及びベスト1点と他の上半身用の衣類1点とを組み合わせた場合に限り、当該ツインセット又は組合せを1点とみなす。)

一又は二種類の下半身用の衣類(ズボン、胸当てズボン、半ズボン、ショーツ(水着を除く。))

アンサンブルを構成する衣類は、生地組織、スタイル、色及び素材が同一のものであり、互いに適合するサイズのものでなければならない。アンサンブルには、61.12項のトラックスーツ及びスキースーツを含まない(類注3(b)参照)。

更に

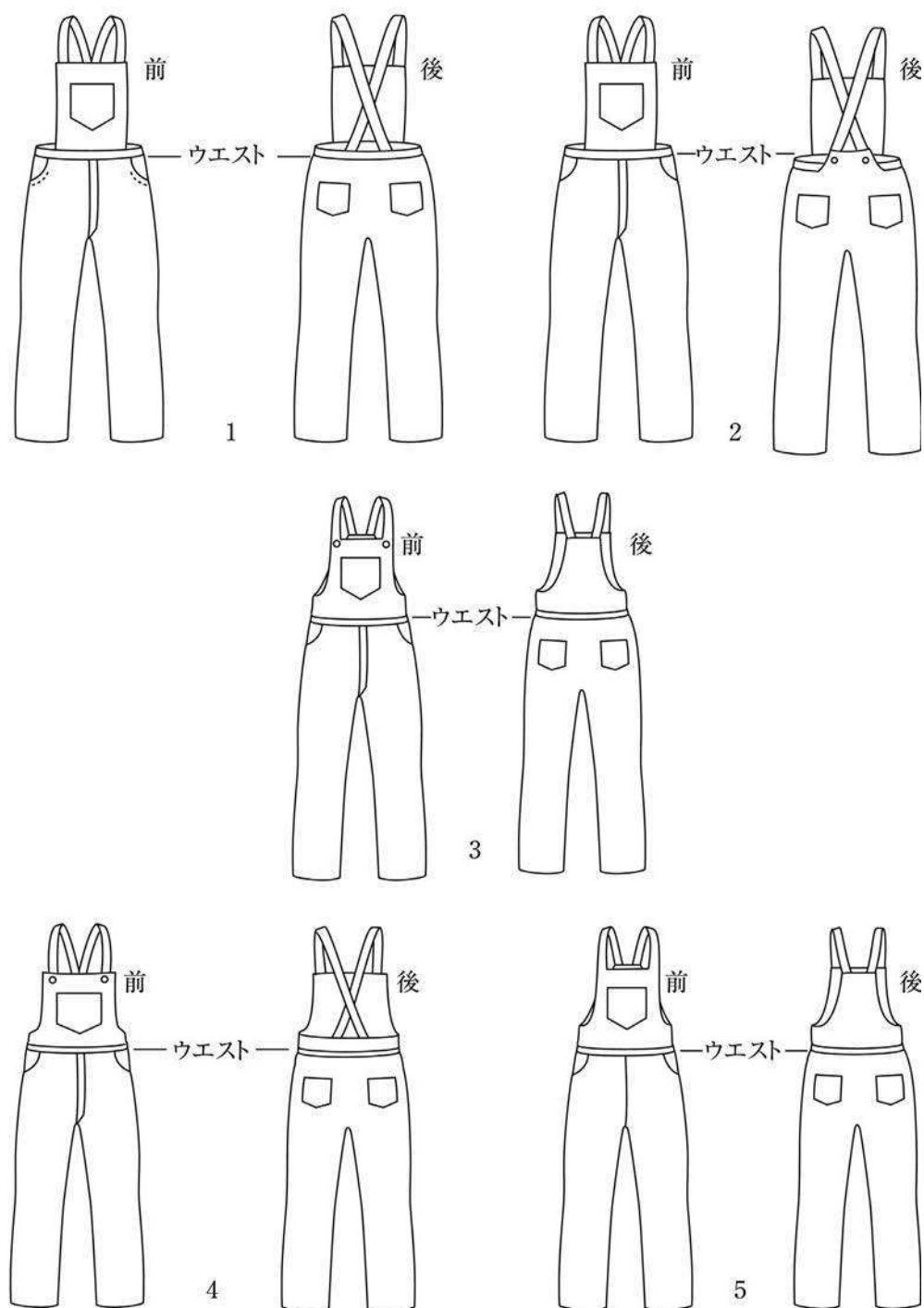
(C)「ジャケット又はブレザー」とは、袖及び縁どり又は襟を除くほか、表生地が縦に縫合されている三以上の身ごろ(そのうち二は前身ごろ)から成る点を除けば、類注3(a)及び上記(A)で述べたスーツコート及びスーツジャケットと同じような特徴を有している。ただし、この項には、61.01項又は61.02項のアノラック、ウインドチーター、スキージャケットその他これらに類する衣類を含まない。

(D)「ズボン」とは、各々の脚を包み、ひざを覆い、通常足首まで又は足首の下まで達している

衣類をいう。この衣類は、通常、ウエストの部分までで、ズボンつりがあってもズボンの重要な特性を失うことにはならない。

(E)「胸当てズボン」とは、次図の1から5までに図解した型の衣類その他これらに類するひざを覆わない衣類をいう。

図



(F)「ショーツ」とは、ひざを覆わないズボンをいう。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 単独で提示された縫製したベスト (61.10)
- (b) トラックスーツ、スキースーツ及び水着 (61.12)

61.04 女子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ドレス、スカート、キュロットスカート、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ（水着を除く。）（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）

－スーツ

6104.13－合成繊維製のもの

6104.19－その他の紡織用繊維製のもの

－アンサンブル

6104.22－綿製のもの

6104.23－合成繊維製のもの

6104.29－その他の紡織用繊維製のもの

－ジャケット及びブレザー

6104.31－羊毛製又は繊維獣毛製のもの

6104.32－綿製のもの

6104.33－合成繊維製のもの

6104.39－その他の紡織用繊維製のもの

－ドレス

6104.41－羊毛製又は繊維獣毛製のもの

6104.42－綿製のもの

6104.43－合成繊維製のもの

6104.44－再生繊維又は半合成繊維製のもの

6104.49－その他の紡織用繊維製のもの

－スカート及びキュロットスカート

6104.51－羊毛製又は繊維獣毛製のもの

6104.52－綿製のもの

6104.53－合成繊維製のもの

6104.59－その他の紡織用繊維製のもの

－ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ

6104.61－羊毛製又は繊維獣毛製のもの

6104.62－綿製のもの

6104.63－合成繊維製のもの

6104.69－その他の紡織用繊維製のもの

61.03 項の解説の規定は、この項において準用する。

女子用のスーツを構成する衣類は、生地組織、スタイル、色及び素材が同一のもの（異なる生地のパイピング（生地継目に縫い付けたストリップ状の生地）を有するものを含む。）であり、互いに適合するサイズのものでなければならない。

下半身用の構成部分が2点以上ある場合（例えば、スカート又はキュロットスカートとズボン）には、スカート又はキュロットスカートのいずれか1点をスーツの下半身用の構成部分とみなし、その他の衣類は、スーツの構成部分としない。

しかし、この項においては、次に定めるところによる。

「女子用のアンサンブル」とは、61.07 項から 61.09 項までの製品以外の衣類を組み合わせ、小売用にした製品（スーツを除く。）で、同一の生地から製造したもののうち次の構成部分から成るものをいう。

上半身用の衣類1点（プルオーバー1点がツインセットを構成する場合及びベスト1点と他の上半身用の衣類1点とを組み合わせる場合に限り、当該ツインセット又は組合せを1点とみなす。）

一又は二種類の下半身用の衣類（ズボン、胸当てズボン、半ズボン、ショーツ（水着を除く。）、スカート又はキュロットスカート（これらは、つりひも又は胸当てがあるかないかを問わない。））

アンサンブルを構成する衣類は、生地組織、スタイル、色及び素材が同一のものであり、互いに適合するサイズのものでなければならない。

アンサンブルには 61.12 項のトラックスーツ及びスキースーツを含まない（類注 3（b）参照）。

更に、この項には、61.08 項のペティコート及びスリッパを含まない。

61.05 男子用のシャツ（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）

6105.10—綿製のもの

6105.20—人造繊維製のもの

6105.90—その他の紡織用繊維製のもの

この項には、61.07 項のナイトシャツ及び 61.09 項の T シャツ、シングレットその他これらに類する肌着を除き、メリヤス編み又はクロセ編みの男子用シャツ（襟を取り外しできるシャツ、ドレスシャツ、スポーツシャツ及びレジャー用シャツを含む。）を含む。

この項には、袖無しの衣類を含まない。また、ウエストより下の部分にポケットのある衣類、すそにゴム編みのウエストバンドその他の絞る部分がある衣類及び少なくとも縦 10 センチメートル、横 10 センチメートルの範囲で数えた編目の数の平均値が編目の方向にそれぞれ 1 センチメートルにつき 10 未満である衣類も含まない（類注 4 参照）。男子用のシャツとはみなされず、類注 4 によってこの項に含まない衣類は主として下記により所属を決定する。

ウエストより下の部分にポケットのある衣類：61.03 項のジャケット又は 61.10 項のカーディガン

すそにゴム編みのウエストバンドその他の方法で絞る部分がある衣類及び編目の数の平均値が

1 センチメートルにつき 10 未満である衣類：61.01 項又は 61.10 項

袖無しの男子用衣類：61.09 項、61.10 項又は 61.14 項

61.06 女子用のブラウス、シャツ及びシャツブラウス（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）

6106.10－綿製のもの

6106.20－人造繊維製のもの

6106.90－その他の紡織用繊維製のもの

この項には、メリヤス編み又はクロセ編みの女子用のブラウス、シャツ及びシャツブラウスを含む。

この項には、ウエストより下の部分にポケットのある衣類、すそにゴム編みのウエストバンドその他の絞る部分がある衣類及び少なくとも縦 10 センチメートル、横 10 センチメートルの範囲で数えた編目の数の平均値が編目の方向にそれぞれ 1 センチメートルにつき 10 未満である衣類を含まない（類注 4 参照）。

女子用のブラウス、シャツ及びシャツブラウスとみなされず、類注 4 によってこの項に含まれない衣類は、主として下記により所属を決定する。

ウエストより下の部分にポケットのある衣類：61.04 項のジャケット又は 61.10 項のカーディガン

すそにゴム編みのウエストバンドその他の絞る部分がある衣類及び編目の数の平均値が 1 センチメートルにつき 10 未満である衣類：61.02 項又は 61.10 項

更に、この項には、次の物品を含まない。

(a) T シャツ、シングレットその他これらに類する肌着（61.09）

(b) 59.03 項、59.06 項又は 59.07 項の織物類から製品にした衣類（61.13）

(c) 61.14 項の作業服その他これに類する保護用衣類

61.07 男子用のパンツ、ズボン下、ブリーフ、ナイトシャツ、パジャマ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）

－パンツ、ズボン下及びブリーフ

6107.11－綿製のもの

6107.12－人造繊維製のもの

6107.19－その他の紡織用繊維製のもの

－ナイトシャツ及びパジャマ

6107.21－綿製のもの

6107.22－人造繊維製のもの

6107. 29ーその他の紡織用繊維製のもの

ーその他のもの

6107. 91ー綿製のもの

6107. 99ーその他の紡織用繊維製のもの

この項には、二種類の男子用衣類（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）、すなわち、パンツ、ズボン下、ブリーフその他これらに類する製品（下着類）と、ナイトシャツ、パジャマ、バスローブ（ビーチローブを含む。）、ドレッシングガウンその他これらに類する製品を含む。

この項には、シングレットその他これに類する肌着を含まない（61. 09）。

61. 08 女子用のスリップ、ペティコート、ブリーフ、パンティ、ナイトドレス、パジャマ、ネグリジェ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）

ースリップ及びペティコート

6108. 11ー人造繊維製のもの

6108. 19ーその他の紡織用繊維製のもの

ーブリーフ及びパンティ

6108. 21ー綿製のもの

6108. 22ー人造繊維製のもの

6108. 29ーその他の紡織用繊維製のもの

ーナイトドレス及びパジャマ

6108. 31ー綿製のもの

6108. 32ー人造繊維製のもの

6108. 39ーその他の紡織用繊維製のもの

ーその他のもの

6108. 91ー綿製のもの

6108. 92ー人造繊維製のもの

6108. 99ーその他の紡織用繊維製のもの

この項には、二種類の女子用衣類（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）、すなわち、スリップ、ペティコート、ブリーフ、パンティその他これらに類する製品（下着類）と、ナイトドレス、パジャマ、ネグリジェ、バスローブ（ビーチローブを含む。）、ドレッシングガウンその他これらに類する製品を含む。

この項には、シングレットその他これに類する肌着を含まない（61. 09）。

61. 09 Tシャツ、シングレットその他これらに類する肌着（メリヤス編み又はクロセ編みのもの

に限る。)

6109.10－綿製のもの

6109.90－その他の紡織用繊維製のもの

「Tシャツ」とは、メリヤス編み又はクロセ編みのベスト型の軽量の衣類であり綿製又は人造繊維製で、起毛してなく、パイル編物又はテリー編物でもなく、色は一以上である。ポケットはあってもなくてもよい。袖はぴったりしており、ボタンその他の締め具はなく、襟もない。ネックラインは開閉しておらず、ぴったりしているか又は低いネックライン（ラウンドネック、スクエアネック、ボートネック又はVネック）になっている。これらの衣類には、印刷、編み上げその他の方法による広告、絵又は文字による飾り（レースを除く。）があるものがある。これらの衣類の裾には、通常、縁どりがしてある。

この項には、シングレットその他これに類する肌着を含む。

上述の物品は、男子用又は女子用の区別をすることなしにこの項に属するので注意しなければならない。

類注5により、この項にはすそに締めひも、ゴム編みのウエストバンドその他の絞る部分がある衣類を含まない。

更に、この項には、次の部品を含まない。

(a) 61.05 項の男子用のシャツ

(b) 61.06 項の女子用のブラウス、シャツ及びシャツブラウス

61.10 ジャージー、プルオーバー、カーディガン、ベストその他これらに類する製品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）

－羊毛製又は繊獣毛製のもの

6110.11－羊毛製のもの

6110.12－カシミア毛製のもの

6110.19－その他のもの

6110.20－綿製のもの

6110.30－人造繊維製のもの

6110.90－その他の紡織用繊維製のもの

この項には、上半身用のメリヤス編み又はクロセ編みのジャージー、プルオーバー、カーディガン、ベストその他これらに類する衣類を含む（男子用又は女子用の区別を問わない。）。袖に縫い付けられた肘当て等の些細な保護部分が結合している衣類で、ある種のスポーツに使用されるもの（例えば、サッカーのゴールキーパー用ジャージー）はこの項に属する。

この項には、縫製したベストも含む（ただし、61.03 項又は 61.04 項の男子用スーツ又は女子用スーツの一部を構成しているものを除く。）。

この項にはまた、61.01 項又は 61.02 項の外気に対する身体の保護を目的に通常、他の衣類の上に着用する詰物をしたベストを含まない。

＊
＊ ＊

号の解説

6110.12

この号の物品については、第 5102.11 号の解説の規定を準用する。

61.11 乳児用の衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）

6111.20－綿製のもの

6111.30－合成繊維製のもの

6111.90－その他の紡織用繊維製のもの

この類の注 6（a）の規定により、「乳児用の衣類及び衣類附属品」とは、身長 86 センチメートル以下の乳児用のものをいう。

この項には、メリヤス編み又はクロセ編みのマティニーコート、ピクシースーツ、ロンパース、よだれかけ、手袋、ミトン、ミット、タイツ及び甲にのり付け、縫製その他の方法で取り付けられた本底を有しない乳児用のブーティーを含む。

61.11 項及びこの類の他の項に属するとみられる物品は、61.11 項に属するので注意しなければならない（この類の注 6（b）参照）。

この項には、次の物品を含まない。

（a）メリヤス編み又はクロセ編みの乳児用ボンネット（65.05）

（b）乳児用のおむつ及びおむつ中敷き（96.19）

（c）より明確にこの表の他の類に含まれる乳児用の衣類附属品

61.12 トラックスーツ、スキースーツ及び水着（メリヤス編み又クロセ編みのものに限る。）

－トラックスーツ

6112.11－綿製のもの

6112.12－合成繊維製のもの

6112.19－その他の紡織用繊維製のもの

6112.20－スキースーツ

－男子用の水着

6112.31－合成繊維製のもの

6112.39－その他の紡織用繊維製のもの

－女子用の水着

6112.41－合成繊維製のもの

6112.49－その他の紡織用繊維製のもの

この項には、次の物品を含む。

- (A) トラックスーツ：2点の衣類から成るメリヤス編みの製品で、裏地がなく、時には内側の面を起毛してあり、全般的な外観及び生地の性質から、スポーツを行う際に専ら着用することが明白なもの

トラックスーツは、次の2点の衣類から成っている。

ウエストまで又はウエストより僅かに下まで覆う上半身用の衣類：この1点目の衣類は、長袖で、袖口にはゴム編み又はゴム糸を使用したウエストバンド、スライドファスナーその他の締具が付いている。同じような締具は（締めひもを含む。）、この衣類のすそにも見られる。正面で一部又は全面を開くようになっている場合には、通常スライドファスナー（ジッパー）で留めるようになっている。フード、襟及びポケットが取り付けられているかを問わない。

ズボン：2点目の衣類（ズボン）には、身体にぴったり合ったもの又はゆったりしたものがあるが、ポケットがあるかを問わない。腰部にはゴム糸を使用したウエストバンド、締めひもその他の締具が付いているが、開く部分がなく、そのためボタンその他の留具が付いていない。しかし、このズボン（一般に足首のところで覆うようになっている。）の足の底部には、ゴム編み又はゴム糸を使用したウエストバンド、スライドファスナー（ジッパー）その他の締具が付いているものがある。足部に締めひもが付いているかを問わない。

- (B) 「スキースーツ」：全体的な外観及び風合により、主にスキー（クロスカントリー又はアルペン）を行う際に着用するものと認められる衣類及び当該衣類を組み合わせたもので、次の物品をいう。

- (1) スキーオーバーオール（上下一体の全身用の衣類。袖及び襟のほか、ポケット又は足部の締めひもを有するものを含む。）

- (2) スキーアンサンブル（2点又は3点の衣類を組み合わせる小売用にした製品で、次の構成部分から成るもの）

アノラック、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する衣類1点（スライドファスナー（ジッパー）で閉じるものに限るものとし、ベストが附属しているかを問わない。）

ズボン（ウエストより上部まで届くか届かないかを問わない。）、半ズボン又は胸当てズボンのいずれか1点

スキーアンサンブルには上記（1）のスキーオーバーオールに類似したオーバーオールとこの上に着用する詰物をした袖無しジャケットから成る製品を含む。

スキーアンサンブルを構成する衣類は、風合、スタイル及び素材が同一のものであり、互いに適合するサイズのものでなければならない。ただし、色が同一であるかを問わない（この類の注7参照）。

- (C) 水着（メリヤス編み又はクロセ編みのワンピース又はツーピースの水着、水泳用パンツ及びトランクス、ゴム糸を使用しているかを問わない。）

にしたものに限る。)

この項には、61.11 項の乳児用の衣類を除き、59.03 項、59.06 項又は 59.07 項のメリヤス編物又はクロセ編物から成る全ての衣類を含む（男子用又は女子用の区別を問わない。）。

この項には、レインコート、防水服、ダイバースーツ及び放射線防護服（呼吸装置が付いていないものに限る。）を含む。

61.13 項及びこの類の他の項（61.11 項を除く。）に同時に属するとみられる衣類は、この項に属するので注意しなければならない（この類の注 8 参照）。

この項には、メリヤス編み又はクロセ編みの衣類附属品（例えば、メリヤス編み又はクロセ編みの手袋、ミット及びミトン）を含まない（61.16）。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 58.11 項の反物状のキルティングした紡織用繊維の物品から作られた衣類（通常、61.01 項又は 61.02 項、この類の総説の末尾の号の解説参照）
- (b) メリヤス編み又はクロセ編みの手袋、ミトン及びミット（61.16）並びにメリヤス編み又はクロセ編みのその他の衣類附属品（61.17）

61.14 その他の衣類（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）

6114.20－綿製のもの

6114.30－人造繊維製のもの

6114.90－その他の紡織用繊維製のもの

この項には、この類の前項までに含まれないメリヤス編み又はクロセ編みの衣類を含む。

この項には、次の物品を含む。

- (1) エプロン、ボイラー服（カバーオール）、作業服及び機械工、工員、外科医等が着用するその他の保護用衣類
- (2) 僧又は牧師用の衣類及び法衣（例えば、修道士（尼）服、カソック、コープ、スータン、サープリス）
- (3) 職業用又は学者用のガウン及びローブ
- (4) 飛行士用の特殊衣類（例えば、飛行士用の電熱式衣類）
- (5) ある種のスポーツ又はダンス若しくは体操に使用する特殊衣類（肘、膝又は鼠径部のパッド又は詰め物等の些細な保護部分が結合しているかいないかを問わない（例えば、フェンシング用衣類、騎手用衣類、バレエ用スカート及びレオタード）。ただし、運動用又は遊戯用の保護用具（例えば、フェンシング用マスク、胸当て、肘当て、アイスホッケーパンツ等）は含まない（95.06）。）

61.15 パンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類（段階的圧縮靴下（例えば、静脈瘤（りゅう）症用のストッキング）及び履物として使用するもの（更に別の底を取り付けてないものに限る。）を含むものとし、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）

6115.10 一段階的圧縮靴下（例えば、静脈瘤症用のストッキング）

— その他のパンティストッキング及びタイツ

6115.21 — 合成繊維製のもの（構成する単糸が 67 デシテックス未満のものに限る。）

6115.22 — 合成繊維製のもの（構成する単糸が 67 デシテックス以上のものに限る。）

6115.29 — その他の紡織用繊維製のもの

6115.30 — その他の女子用の長靴下（構成する単糸が 67 デシテックス未満のものに限る。）

— その他のもの

6115.94 — 羊毛製又は絨獣毛製のもの

6115.95 — 綿製のもの

6115.96 — 合成繊維製のもの

6115.99 — その他の紡織用繊維製のもの

この項には、次のメリヤス編み又はクロセ編みの物品を含む（男子用又は女子用の区別を問わない。）。

- （1）パンティストッキング及びタイツ（足部と脚部及び下半身（ウエストまで）を覆うように作られたもので、足部のないものを含む。）
- （2）ストッキング及びソックス（アンクルソックスを含む。）
- （3）アンダーストッキング（主として防寒用に使用される。）
- （4）段階的圧縮靴下（例えば、静脈瘤（りゅう）症用のストッキング）
- （5）ソケット（ストッキングの足又はつま先の摩擦又は消耗を防ぐために使用される。）
- （6）甲にのり付け、縫製その他の方法で取り付けられた本底を有しない履物（乳児用のブーティーを除く。）

この項には、完成品としての重要な特性を有するメリヤス編み又はクロセ編みの未完成のストッキング、ソックス等も含まれる。

この項には、次の物品を含まない。

- （a）乳児用のストッキング、ソックス及び甲にのり付け、縫製その他の方法で取り付けられた本底を有しないブーティー（61.11）
- （b）メリヤス編み及びクロセ編み以外のストッキング、ソックス等（通常 62.17）
- （c）甲にのり付け、縫製その他の方法で取り付けられた本底を有するメリヤス編みの履物（64 類）
- （d）レギンス及びゲートル（足部のない「登山用のストッキング」を含む。）（64.06）

＊

＊ ＊

号の解説

6115.10

6115.10 号において、「段階的圧縮靴下」とは、血流が促進されるよう、圧縮力が足首において最も強く、脚上部にいくに従って段階的に弱まるような靴下をいう。

61.16 手袋、ミトン及びミット（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）

6116.10—プラスチック又はゴムを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの

—その他のもの

6116.91—羊毛製又は織獣毛製のもの

6116.92—綿製のもの

6116.93—合成繊維製のもの

6116.99—その他の紡織用繊維製のもの

この項には、メリヤス編み又はクロセ編みのすべての手袋を含む（男子用又は女子用の区別を問わない。）。これには、指の部分が別々になった短い通常の手袋、指の部分のみを覆うミトン、親指のみが分かれているミット及び前腕又は上腕の一部まで覆うゴーントリット（gauntlet）その他の長い手袋が含まれる。

この項には、完成品としての重要な特性を有するメリヤス編み又はクロセ編みの未完成の手袋も含む。

この項には、次の物品を含まない。

- （a）メリヤス編み又はクロセ編みの手袋、ミトン及びミットで裏地に毛皮又は人造毛皮を使用したもの及び外側に毛皮又は人造毛皮を使用したもの（単にトリミングしたものを除く。）
（43.03 又は 43.04）
- （b）乳児用の手袋、ミトン及びミット（61.11）
- （c）メリヤス編み又はクロセ編みでない紡織用繊維製の手袋、ミトン及びミット（62.16）
- （d）マッサージ又は化粧用の摩擦用手袋（63.02）

61.17 その他の衣類附属品（製品にしたもので、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。） 及び衣類又は衣類附属品の部分品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）

6117.10—ショール、スカーフ、マフラー、マンティーラ、ベールその他これらに類する製品

6117.80—その他の附属品

6117.90—部分品

この項には、メリヤス編み又はクロセ編みの衣類附属品（製品にしたものに限る。）で、この類の前項まで又はこの表の他の項のいずれにも属さないものを含む。

この項には、メリヤス編み又はクロセ編みの衣類及び衣類附属品の部分品（62.12 項の製品の部分品を除く。）も含む。

この項には、次の物品を含む。

- (1) ショール、スカーフ、マフラー、マンティーラ、ベールその他これらに類する製品
- (2) ネクタイ（ちょうネクタイ及びクラバット (cravats) を含む。）
- (3) ドレスシールド、肩パッドその他のパッド
- (4) あらゆる種類のベルト（弾薬帯を含む。）及び肩帯（例えば、軍隊用又は教会用）：ゴム糸を使用しているかいないかを問わないものとし、貴金属製のバックルその他の取付具を取り付けたもの及び真珠、貴石又は半貴石（天然、合成又は再生）で飾ったものを含む。
- (5) マフ：その外側に毛皮又は人造毛皮を単なるトリミングとして使用したものを含む。
- (6) スリーブプロテクター
- (7) ひざ用バンド（95.06 項のスポーツ用のものを除く。）
- (8) 単なる裁断以外の方法により製品にしたラベル、バッジ、記章、“flashes” その他これらに類するもの（58.10 項のししゅうしたモチーフを除く。）：単に特定の形状又は寸法に裁断することにより製品にしたものは、この項から除外され 58.07 項に属する。
- (9) レインコートその他これに類する衣類に使用される取外し可能な裏地 (linings) で単独に提示されたもの
- (10) ポケット、袖、襟、修道女のずきん、各種の装飾物（ロゼット、蝶結び、ひだ飾り及びすそ飾り等）、ボディスフロンツ (bodice-fronts)、ジャボ、カフス、ヨーク、折り襟その他これらに類するもの
- (11) ハンカチ
- (12) 防寒用、髪留め用等に使用するヘッドバンド

この項には、次の物品を含まない。

- (a) メリヤス編み又はクロセ編みの乳児用の衣類附属品（61.11）
- (b) ブラジャー、ガードル、コルセット、つりひも、サスペンダー、ガーターその他これらに類する製品及びこれらの部分品（62.12）
- (c) 職業用のベルト（例えば、窓清掃夫用又は電気工夫用のベルト）及び衣類用でないロゼット（63.07）
- (d) メリヤス編み又はクロセ編みの帽子（65.05）及びその附属品（65.07）
- (e) 羽毛製トリミング（67.01）
- (f) 人造の花、葉又は果実のトリミング（67.02）
- (g) プレスファスナーのストリップ及び留め金（ホック）を付けたメリヤス編みのテープ（60.01、60.02、60.03、83.08 又は 96.06）
- (h) スライドファスナー（ジッパー）（96.07）

第 62 類

衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）

注

1 この類の物品は、紡織用繊維の織物類（ウォッディングを除く。）を製品にしたものに限るものとし、メリヤス編み又はクロセ編みの物品（第 62.12 項のものを除く。）を含まない。

2 この類には、次の物品を含まない。

（a）第 63.09 項の中古の衣類その他の物品

（b）整形外科用機器、外科用ベルト、脱腸帯その他これらに類する物品（第 90.21 項参照）

3 第 62.03 項及び第 62.04 項においては、次に定めるところによる。

（a）「スーツ」とは、表地を同一の生地から製造した 2 点又は 3 点の衣類を組み合わせたもので、次の構成部分から成るものをいう。

上半身用のスーツコート又はジャケット 1 点（袖の部分を除くほか、表地が四以上の身ごろから成るもので、縫製したベスト（正面がセットを構成する他の部分の表地と同一の生地、背中が当該スーツコート又はジャケットの裏地と同一の生地から成るものに限る。）が附属しているかいないかを問わない。）

下半身用の衣類 1 点（ズボン、半ズボン若しくはショーツ（水着を除く。）又はスカート若しくはキュロットスカートで、つりひも又は胸当てのないもの）

スーツを構成する衣類は、生地組織、スタイル、色及び素材が同一のもの（異なる生地のパイピング（生地継目に縫い付けたストリップ状の生地）を有するものを含む。）であり、互いに適合するサイズのものでなければならない。

下半身用の構成部分が 2 点以上ある場合（例えば、ズボン 2 点、ズボンと半ズボン又はスカート若しくはキュロットスカートとズボン）には、ズボン 1 点（女子用のスーツの場合には、スカート又はキュロットスカート）をスーツの下半身用の構成部分とみなし、その他の衣類は、スーツの構成部分としない。

スーツには、前記のすべての要件を満たしているかいないかを問わず、次の衣類の組合せを含む。

モーニング（背中に十分下まで下がる丸みを持つ垂れを有する無地のジャケット（カッタウェイ）と縞（しま）模様のズボンとを組み合わせた製品）

燕（えん）尾服（テールコート。通常、黒い生地から製造し、ジャケットの正面の部分が比較的短く、正面で閉じることができず、後部には、臀（でん）部から切込みのある細幅の垂れを有する製品）

タキシード（ジャケットのスタイルは、シャツの胸部の露出部分が一層大きい場合があることを除くほか、通常のジャケットに類似しているが、光沢のある絹又はイミテーションシルクの下襟を有する製品）

（b）「アンサンブル」とは、第 62.07 項又は第 62.08 項の製品以外の衣類を組み合わせて小売用にした製品（スーツを除く。）で、同一の生地から製造したもののうち次の構成部分から成るものをいう。

上半身用の衣類 1 点（ベスト 1 点と他の上半身用の衣類 1 点とを組み合わせた場合に限り、当該組合せを 1 点とみなす。）

一又は二種類の下半身用の衣類（ズボン、胸当てズボン、半ズボン、ショーツ（水着を除く。）、スカート又はキュロットスカート）

アンサンブルを構成する衣類は、生地組織、スタイル、色及び素材が同一のものであり、互いに適合するサイズのものでなければならない。アンサンブルには、第 62.11 項のトラックスーツ及びスキースーツを含まない。

- 4 第 62.05 項及び第 62.06 項には、ウエストより下の部分にポケットのある衣類、裾にゴム編みのウエストバンドその他の絞る部分がある衣類を含まず、第 62.05 項には、袖無しの衣類を含まない。

「シャツ」及び「シャツブラウス」とは、長袖又は半袖を有し、ネックラインが一部又は全部開いている上半身用の衣類である。「ブラウス」とは、上半身用のゆったりした衣類であり、袖無し及びネックラインが開いているものであるかないかを問わない。「シャツ」、「シャツブラウス」及び「ブラウス」は、襟を有するものを含む。

- 5 第 62.09 項については、次に定めるところによる。

(a) 「乳児用の衣類及び衣類附属品」とは、身長が 86 センチメートル以下の乳幼児用のものをいう。

(b) 第 62.09 項及びこの類の他の項に同時に属するとみられる物品は、第 62.09 項に属する。

- 6 第 62.10 項及びこの類の他の項（第 62.09 項を除く。）に同時に属するとみられる衣類は、第 62.10 項に属する。

- 7 第 62.11 項において「スキースーツ」とは、全体的な外観及び風合により、主にスキー（クロスカントリー又はアルペン）を行う際に着用するものと認められる衣類及び当該衣類を組み合わせたもので、次のものをいう。

(a) スキーオーバーオール（上下一体の全身用の衣類。袖及び襟のほか、ポケット又は足部の締めひもを有するものを含む。）

(b) スキーアンサンブル（2 点又は 3 点の衣類を組み合わせる小売用にした製品で、次の構成部分から成るもの）

アノラック、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する衣類 1 点（スライドファスナー（ジッパー）で閉じるものに限るものとし、ベストが附属しているかないかを問わない。）

ズボン（ウエストより上部まで届くか届かないかを問わない。）、半ズボン又は胸当てズボンのいずれか 1 点

スキーアンサンブルには、(a) のスキーオーバーオールに類似したオーバーオールとこの上に着用する詰物をした袖無しジャケットから成る製品を含む。

スキーアンサンブルを構成する衣類は、風合、スタイル及び素材が同一のものであり、互いに適合するサイズのものでなければならない。ただし、色が同一であるかないかを問わない。

- 8 スカーフその他これに類する物品で正方形又は正方形に近い形状のもののうち各辺の長さが

60 センチメートル以下のものは、ハンカチとして第 62.13 項に属する。ハンカチで 1 辺の長さが 60 センチメートルを超えるものは第 62.14 項に属する。

9 この類の衣類で、正面で左を右の上にして閉じるものは男子用の衣類とみなし、正面で右を左の上にして閉じるものは女子用の衣類とみなす。この注 9 の規定は、衣類の裁断により男子用の衣類であるか女子用の衣類であるかを明らかに判別することができるものについては、適用しない。男子用の衣類であるか女子用の衣類であるかを判別することができないものは、女子用の衣類が属する項に属する。

10 この類の物品には、金属糸から製造したものを含む。

総 説

この類には、男子用の衣類又は女子用の衣類、衣類附属品及び衣類若しくは衣類附属品の部分品で、50 類から 56 類、58 類又は 59 類までの織物類（フェルト及び不織布を含むものとし、ウォッディングを除く。）から製造したものを含む。62.12 項の製品を除き、この類にはメリヤス編み又はクロセ編みの衣類、衣類附属品及び部分品を含まない。

この類の物品の所属の決定に際し、例えば、メリヤス編物又はクロセ編物、毛皮、羽毛、革、プラスチック若しくは金属製の部分品又は附属品の存在は何ら影響を及ぼさない。しかし、それらの材料の存在が単なるトリミング以上の構成を成している場合には、その物品は、それらの材料の関連する類の注（特に毛皮及び羽毛の存在に関してはそれぞれ、43 類の注 4 及び 67 類の注 2（b））に従い又はそれで決定できないときは、通則に従ってその所属を決定する。

電熱式の物品もこの類に属する。

この類の注 9 の規定の適用により、正面が開いている衣類で、左を右の上にして留めるか又は重ねるのは男子用の衣類とみなし、右を左の上にし留めるか又は重ねるものは女子用の衣類とみなす。

この規定は、衣類の裁断により男子用の衣類であるか女子用の衣類であるかを明らかに判別することができるものについては、適用しない。男子用の衣類であるか女子用の衣類であるかを判別することができないものは、女子用の衣類が属する項に属する。

11 部の注 14 の適用により異なる項に属する衣類は、小売用のセットにした場合であっても当該各項に属する。しかしながら、各項の本文で特掲されている小売用のセットにした衣類（例えば、スーツ、パジャマ、水着）については適用しない。この 11 部の注 14 の適用において「紡織用繊維から成る衣類」とは、62.01 項から 62.11 項までの衣類をいうことに注意しなければならない。

この類には、この類に規定された衣類の未完成品も含む。また、そのような衣類を作るために特定の形状となった紡織用繊維の織物類及び 62.12 項の物品若しくはその部分品を作るために特定の形状に編み上げたメリヤス編み又はクロセ編みの編地を含む。それらの物品がその製品の重要な特性を有しているときは、完成品と同じ項に属する。ただし、メリヤス編み又はクロセ編みでない衣類又は衣類附属品の部分品（62.12 項のものを除く。）は 62.17 項に属する。

この類には、次の物品を含まない。

- (a) 39.26 項、40.15 項、42.03 項又は 68.12 項の衣類及び衣類附属品
- (b) 紡織用繊維の織物類で（縁縫い又はネックライン形成等の）加工がなされた衣類製造用のものであるが、衣類又は衣類の部分品と確認できるほど十分に完成されていないもの (63.07)。
- (c) 63.09 項の中古の衣類その他の物品
- (d) 人形用衣類 (95.03)

＊

＊ ＊

号の解説

58.11 項に属する反物状のキルティングした紡織用繊維の物品から作られた衣類の所属の決定

58.11 項に属する反物状のキルティングした紡織用繊維の物品から作られた衣類は、11 部の号注 2 の規定によりこの類の号に属する。この所属の決定において、それらの製品に重要な特性を与えているものは表生地 of 紡織用繊維である。これは、例えば、表生地が綿 60%、ポリエステル 40% のキルティングした男子用のアノラックは、6201.30 号に属することを意味する。たとえ、表生地が 59.03 項、59.06 項又は 59.07 項に属するものであっても、その衣類は 62.10 項には属さないので注意しなければならない。

62.01 男子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローク、アノラック（スキージャケットを含む。）、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品（第 62.03 項のものを除く。）

6201.20－羊毛製又は繊獣毛製のもの

6201.30－綿製のもの

6201.40－人造繊維製のもの

6201.90－その他の紡織用繊維製のもの

61.01 項の解説の規定は、この項において準用する。

しかし、この項には 56.02 項、56.03 項、59.03 項、59.06 項又は 59.07 項の織物類から製品にした衣類を含まない (62.10)。

62.02 女子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローク、アノラック（スキージャケットを含む。）、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品（第 62.04 項のものを除く。）

6202.20－羊毛製又は繊獣毛製のもの

6202.30－綿製のもの

6202.40－人造繊維製のもの

6202. 90－その他の紡織用繊維製のもの

61. 02 項の解説の規定は、この項において準用する。

しかし、この項には、56. 02 項、56. 03 項、59. 03 項、59. 06 項又は 59. 07 項の織物類から製品にした衣類は、この項には含まない（62. 10）。

62. 03 男子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ（水着を除く。）

－スーツ

6203. 11－羊毛製又は繊獣毛製のもの

6203. 12－合成繊維製のもの

6203. 19－その他の紡織用繊維製のもの

－アンサンブル

6203. 22－綿製のもの

6203. 23－合成繊維製のもの

6203. 29－その他の紡織用繊維製のもの

－ジャケット及びブレザー

6203. 31－羊毛製又は繊獣毛製のもの

6203. 32－綿製のもの

6203. 33－合成繊維製のもの

6203. 39－その他の紡織用繊維製のもの

－ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ

6203. 41－羊毛製又は繊獣毛製のもの

6203. 42－綿製のもの

6203. 43－合成繊維製のもの

6203. 49－その他の紡織用繊維製のもの

61. 03 項の解説の規定は、この項において準用する。

しかし、この項には、56. 02 項、56. 03 項、59. 03 項、59. 06 項又は 59. 07 項の織物類から製品にした衣類を含まない（62. 10）。

62. 04 女子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ドレス、スカート、キュロットスカート、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ（水着を除く。）

－スーツ

6204. 11－羊毛製又は繊獣毛製のもの

6204. 12－綿製のもの

- 6204. 13－合成繊維製のもの
- 6204. 19－その他の紡織用繊維製のもの
 - －アンサンブル
- 6204. 21－羊毛製又は絨獣毛製のもの
- 6204. 22－綿製のもの
- 6204. 23－合成繊維製のもの
- 6204. 29－その他の紡織用繊維製のもの
 - －ジャケット及びブレザー
- 6204. 31－羊毛製又は絨獣毛製のもの
- 6204. 32－綿製のもの
- 6204. 33－合成繊維製のもの
- 6204. 39－その他の紡織用繊維製のもの
 - －ドレス
- 6204. 41－羊毛製又は絨獣毛製のもの
- 6204. 42－綿製のもの
- 6204. 43－合成繊維製のもの
- 6204. 44－再生繊維又は半合成繊維製のもの
- 6204. 49－その他の紡織用繊維製のもの
 - －スカート及びキュロットスカート
- 6204. 51－羊毛製又は絨獣毛製のもの
- 6204. 52－綿製のもの
- 6204. 53－合成繊維製のもの
- 6204. 59－その他の紡織用繊維製のもの
 - －ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ
- 6204. 61－羊毛製又は絨獣毛製のもの
- 6204. 62－綿製のもの
- 6204. 63－合成繊維製のもの
- 6204. 69－その他の紡織用繊維製のもの

61. 04 項の解説の規定は、この項において準用する。

しかし、この項には、56. 02 項、56. 03 項、59. 03 項、59. 06 項又は 59. 07 項の織物類から製品にした衣類を含まない（62. 10 項）。

62. 05 男子用のシャツ

- 6205. 20－綿製のもの
- 6205. 30－人造繊維製のもの
- 6205. 90－その他の紡織用繊維製のもの

この項には、62.07 項のナイトシャツ、シングレットその他これに類する肌着を除き、メリヤス編み又はクロセ編み以外の男子用シャツ（この類の注4に規定するものに限るものとし、襟を取り外しできるシャツ、ドレスシャツ、スポーツシャツ及びレジャー用シャツを含む。）を含む。

この項には、一般にすそに締める部分がある 62.01 項のウインドチーター、ウインドジャケット等又はウエストより下の部分にポケットのある 62.03 項のジャケットの特徴を有する衣類を含まない。この項には、袖無しの衣類も含まない。

62.06 女子用のブラウス、シャツ及びシャツブラウス

6206.10－絹（絹のくずを含む。）製のもの

6206.20－羊毛製又は繊獣毛製のもの

6206.30－綿製のもの

6206.40－人造繊維製のもの

6206.90－その他の紡織用繊維製のもの

この項には、メリヤス編み又はクロセ編み以外の女子用のブラウス、シャツ及びシャツブラウスを含む（この類の注4参照）。

この項には、ウエストより下の部分にポケットのある衣類、すそにゴム編みのウエストバンドその他の絞る部分がある衣類を含まない。

この項には、更に次の物品も含まない。

（a）シングレットその他これに類する肌着（62.08）

（b）56.02 項、56.03 項、59.03 項、59.06 項又は 59.07 項の織物類から製品にした衣類（62.10）

（c）62.11 項の作業服その他これに類する保護用衣類

62.07 男子用のシングレットその他これに類する肌着、パンツ、スポン下、ブリーフ、ナイトシャツ、パジャマ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品

－パンツ、ズボン下及びブリーフ

6207.11－綿製のもの

6207.19－その他の紡織用繊維製のもの

－ナイトシャツ及びパジャマ

6207.21－綿製のもの

6207.22－人造繊維製のもの

6207.29－その他の紡織用繊維製のもの

－その他のもの

6207.91－綿製のもの

6207. 99ーその他の紡織用繊維製のもの

この項には、メリヤス編み又はクロセ編み以外の男子用の下着類（シングレットその他これに類する肌着、パンツ、ズボン下、ブリーフその他これらに類する製品）を含む。

この項には、また、男子用のナイトシャツ、パジャマ、バスローブ（ビーチローブを含む。）、ドレッシングガウンその他これらに類する製品を含む（これらの衣類は、通常室内で使用される。）。

この種の衣類でメリヤス編み又はクロセ編みのものは、61. 07 項又は 61. 09 項に属するので注意しなければならない。

**62. 08 女子用のシングレットその他これに類する肌着、スリッパ、ペティコート、ブリーフ、パ
ンティ、ナイトドレス、パジャマ、ネグリジェ、バスローブ、ドレッシングガウンその他
これらに類する製品**

ースリッパ及びペティコート

6208. 11ー人造繊維製のもの

6208. 19ーその他の紡織用繊維製のもの

ーナイトドレス及びパジャマ

6208. 21ー綿製のもの

6208. 22ー人造繊維製のもの

6208. 29ーその他の紡織用繊維製のもの

ーその他のもの

6208. 91ー綿製のもの

6208. 92ー人造繊維製のもの

6208. 99ーその他の紡織用繊維製のもの

この項には、メリヤス編み又はクロセ編み以外の女子用の下着類（シングレットその他これに類する肌着、スリッパ、ペティコート、ブリーフ、パantiその他これらに類する製品）を含む。

この項には、また、女子用のナイトシャツ、パジャマ、ネグリジェ、バスローブ（ビーチローブを含む。）、ドレッシングガウンその他これらに類する製品を含む（これらの衣類は、通常室内で使用される。）。

この種の衣類でメリヤス編み又はクロセ編みのものは、61. 08 項又は 61. 09 項に属するので注意しなければならない。

この項には、また、ブラジャー、ガードル、コルセットその他これらに類する製品を含まない（62. 12）。

62. 09 乳児用の衣類及び衣類附属品

6209. 20ー綿製のもの

6209. 30－合成繊維製のもの

6209. 90－その他の紡織用繊維製のもの

この類の注5（a）の規定により、「乳児用の衣類及び衣類附属品」とは、身長 86 センチメートル以下の乳幼児用のものをいう。

この項には、マティニーコート、ピクシースーツ、ロンパース、よだれかけ、手袋、ミトン、ミット、タイツ及び甲にのり付け、縫製その他の方法で取り付けられた本底を有しない乳児用のブーティー（メリヤス編み及びクロセ編みのものを除く。）を含む。

62. 09 項及びこの類の他の項に同時に属するとみられる物品は、62. 09 項に属するので注意しなければならない（類注5（b）参照）。

この項には、次の物品を含まない。

（a）乳児用ボンネット（65. 05）

（b）乳児用のおむつ及びおむつ中敷き（96. 19）

（c）より明確にこの表の他の類に含まれる乳児用の衣類附属品

62. 10 衣類（第 56. 02 項、第 56. 03 項、第 59. 03 項、第 59. 06 項又は第 59. 07 項の織物類から製品にしたものに限る。）

6210. 10－第 56. 02 項又は第 56. 03 項の織物類から成るもの

6210. 20－その他の衣類（第 62. 01 項のものと同一種類のものに限る。）

6210. 30－その他の衣類（第 62. 02 項のものと同一種類のものに限る。）

6210. 40－その他の男子用の衣類

6210. 50－その他の女子用の衣類

この項には、62. 09 項の乳児用の衣類を除き、フェルト若しくは不織布（染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層してあるかないかを問わない。）又は 59. 03 項、59. 06 項若しくは 59. 07 項の紡織用繊維の織物類（メリヤス編物及びクロセ編物を除く。）から製品にした全ての衣類を含む（男子用又は女子用の区別を問わない。）。

この項には、レインコート、防水服、ダイバースーツ及び放射線防護服（呼吸装置が付いていないものに限る。）を含む。

62. 10 項及びこの類の他の項（62. 09 項を除く。）に同時に属するとみられる衣類は、62. 10 項に属するので注意しなければならない（類注6参照）。

この項には次の物品を含まない。

（a）紙製、セルロースウォッディング製又はセルロースの繊維のウェブ製の衣類（48. 18）

（b）58. 11 項の反物状のキルティングした紡織用繊維の物品から作られた衣類（通常、62. 01 項又は 62. 02 項、この類の総説の末尾の号の解説参照）

（c）衣類の附属品（例えば、62. 16 項の手袋、ミット及びミトン）

62.11 トラックスーツ、スキースーツ及び水着並びにその他の衣類

－水着

6211.11－男子用のもの

6211.12－女子用のもの

6211.20－スキースーツ

－その他の男子用の衣類

6211.32－綿製のもの

6211.33－人造繊維製のもの

6211.39－その他の紡織用繊維製のもの

－その他の女子用の衣類

6211.42－綿製のもの

6211.43－人造繊維製のもの

6211.49－その他の紡織用繊維製のもの

トラックスーツ、スキースーツ及び水着に関する 61.12 項の解説の規定及びその他の衣類に関する 61.14 項の解説の規定は、この項において準用する。しかしながら、この項のトラックスーツには裏地を有するものを含む。

61.14 項と異なり、縫製したベスト（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）で単独に提示されたものは、この項に含まれるので注意すべきである。

この項には、また、反物状の織物で、よこ糸が一定の間隔で省かれており、更に加工することなく単に裁断することにより腰巻き（loin-clothes）を得ることができるものも含まれる。単独の腰巻きもこの項に含む。

62.12 ブラジャー、ガードル、コルセット、サスペンダー、ガーターその他これらに類する製品及びこれらの部分品（メリヤス編みであるかないか又はクロセ編みであるかないかを問わない。）

6212.10－ブラジャー

6212.20－ガードル及びパンティーガードル

6212.30－コースレット

6212.90－その他のもの

この項には、体をサポートする衣類又はその他のある種の衣類をサポートするために着用する製品及びその部分品を含む。これらの製品は種々の紡織用繊維で作られるが、メリヤス編み又はクロセ編みのものも含まれる（ゴム糸を使用したもの及びゴム加工したものであるかないかを問わない。）。

この項には、次の物品を含む。

- (1) あらゆる種類のブラジャー
- (2) ガードル及びパンティーガードル
- (3) コースレット (ガードル又はパンティーガードルとブラジャーが一体となっているもの)
- (4) コルセット及びコルセットベルト。これらは、通常、フレキシブルな金属又はプラスチックの支えで補強されており、一般にひも又はホックで留めるようになっている。
- (5) サスペンダーベルト、生理帯、吊包帯、騎手用の吊り帯、サスペンダー、ガーター、袖留のアームバンド及びアームレット
- (6) 男子用の腹帯 (アンダーパンツと組み合わせたものを含む。)
- (7) 妊婦用又は産後の婦人用ベルトその他これに類する身体支持用又は矯正用のベルト (90. 21 項の整形外科用のものを除く。)(当該項の解説参照)

すべての上記物品には、各種のトリミング (リボン、レース等) が取り付けられたりあるいは非紡織用繊維 (例えば、金属、ゴム、プラスチック又は革) のアクセサリーが取り付けられているものがある。

この項には、この項の物品を作るため、編目の数又は寸法を増減させることにより、直接特定の形状に編み上げたメリヤス編み又はクロセ編みの製品 (単一の物品に裁断してないものを含む。) 及びその部分品を含む。

この項には、全部がゴムからなるコルセット及びベルトを含まない (40. 15)。

62.13 ハンカチ

6213. 20－綿製のもの

6213. 90－その他の紡織用繊維製のもの

この項の製品は、正方形又は正方形に近い形状のもののうち各辺の長さが 60 センチメートル以下のもので (類注 8 参照)、通常のハンカチ又は頭にかぶったり、首に巻いたり、ウエストに飾りとして使用したりするスカーフタイプの正方形のものである。

これらのハンカチ及びスカーフの各辺はまっすぐ又は扇形で縁どり若しくは縁かがり、或いは房で境を付けられている。後者の房は、通常、突き出たたて糸又はよこ糸によって構成されている。房付きのものの長さは房を含めて算定する。

レースのみでできているハンカチもこの項に含む。

この項には、たて糸又はよこ糸が存在しないことによって示された線に沿って単に裁断する以外に何ら加工することなしに、ハンカチ又はスカーフとして房付きの製品に分割することができるよう織られた多数の正方形から成る反物状の織物も含まれる。

同様に、必要とする寸法及び形状が、単に切断することによって得られるような糸抜き加工 (ドロワーク) をされたもので、ハンカチ又はスカーフの特性を有する未完成の製品もこの項に属する。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 紙製、セルロースウッドディング製又はセルロース繊維のウェブ製のハンカチ (48. 18)
- (b) 単に長方形（正方形を含む。）に切った不織布 (56. 03)
- (c) 単に正方形に切って、ししゅうした織物で端が未完成のもの又は縁どりしてないもの (58. 10)
- (d) ハンカチ又は正方形のスカーフの性格を有する製品で、1 辺の長さが 60 センチメートルを超えるもの及び正方形又は正方形に近い形状以外のもの (62. 14)

62.14 ショール、スカーフ、マフラー、マンティーラ、ベールその他これらに類する製品

6214. 10－絹（絹のくずを含む。）製のもの

6214. 20－羊毛製又は繊獣毛製のもの

6214. 30－合成繊維製のもの

6214. 40－再生繊維又は半合成繊維製のもの

6214. 90－その他の紡織用繊維製のもの

この項には、次の物品を含む。

- (1) ショール：正方形、三角形又は円形のもので頭及び肩を覆うことができるもの
- (2) スカーフ及びマフラー：通常、長方形（正方形を含む。）で、首に巻いて使用する。
- (3) マンティーラ：婦人が頭部及び肩に着用する軽量のショール又はスカーフ、通常レース製である。
- (4) ベール：この種の製品には、各種のものがあり、普通軽量の透けている生地又は網地、時には、レース製で、装飾用に着用するものであるか実用的に着用するものであるかを問わない（例えば、結婚式用、喪服用、宗教用その他これらに類する用途に供するベール及び帽子用ベール、顔用ベール）。

これらの製品の端には、通常、縁縫い、縁かがり又は縁に房が付けられている。

この項には、一定間に隔带状の織ってない糸を有する反物状の織物で、単にその糸を切断することにより、この項の房を付けた製品となるように織られたものを含む。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 単に長方形（正方形を含む。）に切った不織布 (56. 03)
- (b) 単にショール、スカーフ等の形状に切って、ししゅうした織物で端が未完成のもの又は縁どりしてないもの (58. 10)
- (c) メリヤス編み又はクロセ編みのショール、スカーフ等 (61. 17)
- (d) 正方形のスカーフの性格を有するもので、各辺の長さが 60 センチメートル以下のもの (62. 13)
- (e) 軍人用、僧侶用等の肩帯 (62. 17)

62.15 ネクタイ

6215.10－絹（絹のくずを含む。）製のもの

6215.20－人造繊維製のもの

6215.90－その他の紡織用繊維製のもの

この項には、一般に男子が着用するネクタイ、蝶ネクタイ及びストックタイ（stocks）（襟に取り付けるのを容易にするためプラスチック、金属等の取付具を付けたものを含む。）を含む。

また、この項には、ネクタイ等を製造するための形に裁断した織物（単に斜めに裁断しただけのストリップを除く。）も含む。

この項には、次の物品を含まない。

（a）メリヤス編み又はクロセ編みのネクタイ（61.17）

（b）聖職者用ネクタイ、ジャボその他これらに類するもの（62.17）

62.16 手袋、ミトン及びミット

この項には、紡織用繊維の織物類（レースを含む。）で作られた手袋、ミトン及びミットを含む（メリヤス編物及びクロセ編物製のものを除く。）。

61.16 項の解説の規定は、この項において準用する。

この項には、工業用等の保護のために使用する手袋も含まれる。

この項には、次の物品を含まない。

（a）へちま製の摩擦用手袋（織物の裏を付けてあるかないかを問わない。）（46.02）

（b）紙製、セルロースウォッディング製又はセルロース繊維のウェブ製の手袋、ミトン及びミット（48.18）

62.17 その他の衣類附属品（製品にしたものに限る。）及び衣類又は衣類附属品の部分品（第62.12 項のものを除く。）

6217.10－附属品

6217.90－部分品

この項には、紡織用繊維の衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）で、この類の他の項又はこの表の他のいずれの項にも属さないものを含む。この項には、またメリヤス編み又はクロセ編みでない衣類又は衣類附属品の部分品を含む（62.12 項の物品の部分品を除く。）。

この項には、次の物品を含む。

- (1) ドレスシールド：通常、ゴム加工した織物又は紡織用繊維で被覆したゴム製のものである。
プラスチック又はゴムのみのは、この項には含まれない (39.26 及び 40.15)。
- (2) 肩パッドその他のパッド：これらは、ウォッディング、フェルト又は紡織用繊維のくずから作られ、紡織用繊維の織物で被覆されている。
ゴム（通常、セルラーラバー）製のパッドで、紡織用繊維で被覆してないものは、この項には含まれない (40.15 項)。
- (3) あらゆる種類のベルト（弾薬帯を含む。）及び肩帯、腰帯（例えば、軍隊用又は教会用）：
紡織用繊維の織物製で、ゴム糸を使用してあるか、ゴム加工をしてあるか又は金属糸で織ってあるかないかを問わない。これらの製品には、貴金属製のバックルその他の取付具を取り付けたもの及び真珠、貴石又は半貴石（天然、合成又は再生）で飾ったものも含む。
- (4) マフ：その外側に毛皮又は人造毛皮を単なるトリミングとして使用したものを含む。
- (5) スリーブプロテクター
- (6) 水兵服用の襟
- (7) 肩章、腕章等
- (8) 単なる裁断以外の方法により製品にしたラベル、バッジ、記章、“flashes” その他これらに類するもの (58.10 項のししゅうしたモチーフを除く。)：単に特定の形状又は寸法に裁断することにより製品にしたものは、この項から除外され 58.07 項に属する。
- (9) フロッグス (frogs)、ラニューアード (lanyards) 等
- (10) レインコートその他これに類する衣類の取外し可能な裏地 (linings) で単独に提示されたもの
- (11) ポケット、袖、襟、修道女のずきん、各種の装飾物（ロゼット、蝶結び、ひだ飾り、すそ飾り等）、ボディスフロンツ (bodice-fronts)、ジャボ（カラーと結合しているものを含む。）、カフス、ヨーク、折り襟その他これらに類するもの
- (12) ストッキング、ソックス及びソケット（レース製のものを含む。）並びに甲にのり付け、縫製その他の方法で取り付けられた本底を有しない履物類（乳児用のブーティーを除く。）
ある種のトリミング（例えば、ポンポン、タッセル及びレース又はししゅう布のモチーフ）は 58 類に属する。また一般に反物状のトリミングも同様に 58 類に属する。
この項の製品には、レース製又はししゅうしたのものが多いが、これらの物品は、直接一定の形状に作り上げたものであるか又は 58.04 項若しくは 58.10 項のレース若しくはししゅう布から製品にしたものであるかないかを問わずこの項に属する。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 乳児用の衣類附属品 (62.09)
- (b) 職業用のベルト（例えば、窓清掃夫用又は電気工夫用のベルト）及び衣類用でないロゼット (63.07)
- (c) 羽毛製トリミング (67.01)
- (d) 67.02 項の人造の花、葉又は果実のトリミング
- (e) プレスファスナーのストリップ及び留め金（フックアンドアイ）を付けたテープ (58.06)

項、83.08 項、96.06 項)

(f) スライドファスナー (ジッパー) (96.07)

第 63 類

紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びぼろ

注

- 1 第 1 節の物品は、紡織用繊維の織物類を製品にしたものに限る。
- 2 第 1 節には、次の物品を含まない。
 - (a) 第 56 類から第 62 類までの物品
 - (b) 第 63.09 項の中古の衣類その他の物品
- 3 第 63.09 項には、次の物品のみを含む。
 - (a) 次の紡織用繊維製の物品
 - (i) 衣類及び衣類附属品並びにこれらの部分品
 - (ii) 毛布及びひざ掛け
 - (iii) ベッドリネン、テーブルリネン、トイレットリネン及びキッチンリネン
 - (iv) 室内用品(第 57.01 項から第 57.05 項までのじゅうたん及び第 58.05 項の織物を除く。)
 - (b) 履物及び帽子で、石綿以外の材料のものただし、第 63.09 項には (a) 又は (b) の物品で次のいずれの要件も満たすもののみを含む。
 - (i) 使い古したものであることが外観から明らかであること。
 - (ii) ばら積み又はベール、サックその他これらに類する包装で提示すること。

＊

＊ ＊

号注

- 1 第 6304.20 号には、アルファースィペルメトリン (ISO)、クロルフェナピル (ISO)、デルタメトリン (INN、ISO)、ラムダーシハロトリン (ISO)、ペルメトリン (ISO) 又はピリミホスメチル (ISO) を染み込ませ又は塗布したたてメリヤス編物から製造した物品を含む。

総 説

この類には、次の物品を含む。

- (1) 63.01 項から 63.07 項まで(第 1 節)の紡織用繊維の織物類(織物、編物、フェルト、不織布等)の製品で、この表の他の部又は 11 部の他の類に属さないもの。「製品」にしたものとは、第 11 部の注 7 に規定するものをいう(11 部総説(Ⅱ)参照)。

この節には、チュールその他の網地、レース又はししゅう布の製品(直接一定の形状に作り上げたものであるか又は 58.04 項若しくは 58.10 項の物品から製品にしたものであるかないかを問わない。)を含む。

この節の物品の所属の決定に当たっては、毛皮、金属(貴金属を含む。)、革、プラスチック材料等のトリミング又は附属品が少量存在することは何ら影響を及ぼさない。

しかし、それらの紡織用繊維以外の材料の存在が単なるトリミング又は附属品以上の構成

を成している場合には、その物品はそれらの材料の関連する部若しくは類の注に従って（通則 1）又は関連するその他の通則に従ってその所属を決定する。

この節には、次の物品を含まない。

- (a) 56.01 項のウォッディングの製品
 - (b) 単に長方形（正方形を含む。）に裁断した不織布（例えば、使い捨てのベットシート）
(56.03)
 - (c) 56.08 項の網（製品にしたものに限る。）
 - (d) 58.04 項若しくは 58.10 項のレース又はししゅう布のモチーフ
 - (e) 61 類又は 62 類の衣類及び衣類附属品
- (2) 63.08 項（第 2 節）の織物と糸から成るある種のセット（附属品を有するか有しないかを問わないものとし、ラグ、つづれ織物、ししゅうを施したテーブルクロス又はナプキンその他これらに類する紡織用繊維製品を作るためのもので、小売用の包装をしたものに限る。）
- (3) 63.09 項又は 63.10 項（第 3 節）の中古の衣類その他の物品で、類注 3 に規定するもの及びぼろ、ひものくず等

第 1 節

紡織用繊維のその他の製品

63.01 毛布及びひざ掛け

6301.10－電気毛布

6301.20－ひざ掛け及び毛布（電気毛布を除く。）（羊毛製又は織獣毛製のものに限る。）

6301.30－ひざ掛け及び毛布（電気毛布を除く。）（綿製のものに限る。）

6301.40－ひざ掛け及び毛布（電気毛布を除く。）（合成繊維製のものに限る。）

6301.90－その他の毛布及びひざ掛け

毛布及びひざ掛けは、通常、羊毛製、織獣毛製、綿製又は人造繊維製で、起毛させたパイル面を有するものが多く、そして一般的に防寒を目的とする厚手の織物が使用される。この項には、乳母車等の毛布及びひざ掛けも含む。

ひざ掛けは、通常、房（一般に、たて糸又はよこ糸を突き出すことにより形成される。）を有する。しかし、毛布の各辺は、毛布縫い又は折り込まれることによって通常の形を保持する。

この項には、よこ糸が存在しないことによって示された線に沿って単に裁断するだけで、完成された毛布又はひざ掛けとしての特性を有する製品が得られる反物状の織物類も含む。

電気毛布もこの項に含む。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 動物用の特殊な形状にした毛布 (42.01)

- (b) ベッドスプレッド及び布団カバー (63.04)
- (c) 94.04 項のキルティング又は詰物をしたベッドカバー

63.02 ベッドリネン、テーブルリネン、トイレトリネン及びキッチンリネン

- 6302.10—ベッドリネン（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）
 - その他のベッドリネン（なせんしたものに限る。）
- 6302.21—綿製のもの
- 6302.22—人造繊維製のもの
- 6302.29—その他の紡織用繊維製のもの
 - その他のベッドリネン
- 6302.31—綿製のもの
- 6302.32—人造繊維製のもの
- 6302.39—その他の紡織用繊維製のもの
- 6302.40—テーブルリネン（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）
 - その他のテーブルリネン
- 6302.51—綿製のもの
- 6302.53—人造繊維製のもの
- 6302.59—その他の紡織用繊維製のもの
- 6302.60—トイレトリネン及びキッチンリネン（テリータオル地その他のテリー織物で綿製のものに限る。）
 - その他のもの
- 6302.91—綿製のもの
- 6302.93—人造繊維製のもの
- 6302.99—その他の紡織用繊維製のもの

これらの物品は、通常、綿製又は亜麻製であるが、大麻製、ラミー製又は人造繊維製等のものもあり、これらは、通常、洗濯に適する品質のものである。これらの物品には、次のものを含む。

(1) ベッドリネン

(例) 敷布、枕カバー、布団カバー及びマットレスカバー

(2) テーブルリネン

(例) テーブルクロス、テーブルマット、テーブルランナー、さら敷、テーブルセンター、ナプキン、ティーナプキン、ナプキン袋、小ナプキン、花びん敷、ドリップマット

しかしながら、上記の製品のうちのある種のもの（例えば、レース、ベルベット又はブローケードの材料で作られたテーブルセンター）は、テーブルリネンとはみなされないということに注意しなければならない。これらは、通常 63.04 項に属する。

(3) トイレトリネン

(例) 手ふきタオル、おしぼり用タオル（環状タオルを含む。）、バスタオル、ビーチタオル、

顔ふき布及びトイレットグローブ

(4) ティータオル及びコップふき布のようなキッチンリネン

床磨き布、皿磨き布、鍋磨き布、ぞうきんその他これに類する清掃用の布（一般的に厚手の粗い布製である。）は、キッチンリネンとは認められない（63.07）。

この項には、上記の各物品の他に、よこ糸が存在しないことによって示された線に沿って単に裁断するだけで、個々の房付きの製品（例えば、タオル）になる反物状の織物を含む。

63.03 カーテン（ドレープを含む。）、室内用ブラインド、カーテンバランス及びベッドバランス

－メリヤス編み又はクロセ編みのもの

6303.12－合成繊維製のもの

6303.19－その他の紡織用繊維製のもの

－その他のもの

6303.91－綿製のもの

6303.92－合成繊維製のもの

6303.99－その他の紡織用繊維製のもの

この項には、次の物品を含む。

(1) 例えば、窓の内側又は小室の仕切り、劇場のステージ等を使用されるカーテン（ドレープを含む。）。カーテンには、軽量で透明なもの又は半透明なもの及び厚い織物類で作られたものがある。

(2) 通常、不透明で各種ローラー式の室内用ブラインド（例えば、鉄道車両用のもの）

(3) 窓の上部に取り付けて、カーテンの上部を覆うように、デザインされた細長の織物で構成されるカーテンバランス（又はペルメット）及びベッドの下部を隠し、飾るため取り付けられるベッドバランス

この項にはまた、簡単な処理によりこの項の完成された製品となるように製織後に加工された長尺の材料（例えば、一端にひだ飾りの付いたへりが付けてあり、単に必要なとする長さに裁断し、へり縫いをするだけでカーテンになるような長尺の織物類）を含む。

この項には、室外用の日よけを含まない（63.06）。

63.04 その他の室内用品（第 94.04 項のものを除く。）

－ベッドスプレッド

6304.11－メリヤス編み又はクロセ編みのもの

6304.19－その他のもの

6304.20－蚊帳（この類の号注 1 の物品に限る。）

－その他のもの

6304.91－メリヤス編み又はクロセ編みのもの

6304. 92ー綿製のもの（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）

6304. 93ー合成繊維製のもの（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）

6304. 99ーその他の紡織用繊維製のもの（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）

この項には、前項まで又は 94. 04 項のもの以外の紡織用繊維の製品で、家庭、公共の建物、劇場、教会等において使用する室内用品及び船舶、鉄道車両、航空機、キャンピングトレーラー、自動車等において使用する類似の製品を含む。

これらの物品には、壁掛け、儀式（冠婚葬祭等）用の繊維製品、蚊帳又はベッドネット（この類の号注 1 のものを含む。）、ベッドスプレッド（ただし、94. 04 項のベッドカバーを除く。）、クッションカバー、たんすカバー、椅子カバー、テーブルカバー（床用敷物としての特性を有するものを除く。57 類注 1 参照）、マントルピースランナー、カーテンループ、バランス（63. 03 項のものを除く。）を含む。

この項には、ランプシェードを含まない（94. 05）。

63. 05 包装に使用する種類の袋

6305. 10ー第 53. 03 項のジュートその他の紡織用靱（じん）皮繊維製のもの

6305. 20ー綿製のもの

ー人造繊維材料製のもの

6305. 32ーフレキシブルコンテナ

6305. 33ーその他のもの（ポリエチレン又はポリプロピレンのストリップ又はこれに類するものから製造したものに限る。）

6305. 39ーその他のもの

6305. 90ーその他の紡織用繊維製のもの

この項には、輸送、貯蔵又は販売用の物品の包装に供する種類の紡織用繊維の袋を含む。これらの製品には、種々の形状及びサイズのものがあり、特にフレキシブルコンテナ、石炭、穀物、小麦粉、ばれいしょ、コーヒーその他これらに類するものを入れる袋、郵便袋、商用見本を小包郵便で送るときの小さい袋が含まれる。この項にはまた、茶の小袋も含む。

この項には、包装用の布をバール包装に使用した後に、その縁を粗雑に縫ったもので完成品又は未完成品の袋とはいえないものは含まれない（63. 07）。

＊

＊ ＊

号の解説

6305. 32

フレキシブルコンテナは、通常、ポリプロピレン又はポリエチレンの織物製であり、一般に、250 キログラムから 3, 000 キログラムまでの容量を持っている。これらは、上面四隅に吊り下げするためのストラップを有していたり、荷の積み降しを容易にするため上面及び底に開口部を備え

ていたりしている。フレキシブルコンテナは、一般に、乾燥した流動性のある物質の包装、保管、輸送又は荷さばきに使用される。

63.06 ターポリン及び日よけ、テント（仮設の日よけテントその他これに類する物品を含む。）、帆（ボート用、セールボード用又はランドクラフト用のものに限る。）並びにキャンプ用品

－ターポリン及び日よけ

6306.12－合成繊維製のもの

6306.19－その他の紡織用繊維製のもの

－テント（仮設の日よけテントその他これに類する物品を含む。）

6306.22－合成繊維製のもの

6306.29－その他の紡織用繊維製のもの

6306.30－帆

6306.40－空気マットレス

6306.90－その他のもの

この項には、通常、丈夫で目の詰まった織り方をしたカンバスで作られた紡織用繊維の製品を含む。

（１）ターポリン：露天又は船舶、車両等に積んだ物品を悪天候から保護するために使用する。

これらは一般に、人造繊維の織物（塗布してあるかないかを問わない。）又は大麻、ジュート、亜麻若しくは綿等のかなり重厚なカンバスから作られており、防水性である。カンバス類から作られたこれらの物品は、通常、タール若しくは化学品等により防水処理又は防腐処理をしてある。ターポリンは、一般に長方形のシート状で、そのへりに沿って縁縫いされ、アイレット、綱、コード等が取り付けられている。特殊な形状のターポリン（例えば、ほし草の山を覆うのに使用するものや小さな船のデッキ用のもの等）もまた、それらが平板なものに限りこの項に属する。

自動車、機械等のカバー用として、ターポリンの生地からこれらの製品の形状に作られたカバー又はターポリンと同じように作られた軽量の平板な保護シートをターポリンと混同してはならない（63.07）。

（２）帆（ヨット、デインギー、小型漁船その他の船舶、セールボード及びランドクラフトに使用される。）：これらは、丈夫な紡織用繊維（例えば、強力糸の人造繊維等）を特殊な形状に裁断し縁縫いしたもので、通常、アイレットその他の留具が取り付けられている。

（３）日よけ：商店、喫茶店等に使用され、日光をさえぎる様にデザインされている。一般に丈夫な平織り又はカンバス地のストリップで作られ、ローラー又は畳むための機構を取り付けたものを含む。更に、フレームの付いたものも、この項に属する。

（４）テント：人造繊維、綿又は混用した織物用繊維の軽量若しくはかなり厚手の織物類（塗布し、被覆し又は積層してあるかないかを問わない。）又はカンバスから作られるシェルターで

ある。通常、一重又は二重の屋根を有しており、また、周囲をとりかこむ構造となる壁（一重又は二重）を有するものもある。この項には、各種の形状及びサイズのテント、例えば、劇場用の大天幕、軍用のテント、キャンプ用のテント（小型テントを含む。）、サーカス用のテント、ビーチテントを含む。これらのテントは、テント用の柱、くい、ロープその他の附属品と一緒にあるかないかを問わず、この項に属する。

キャラバン用「日よけ」（キャラバンの附属品として知られている。）は、テント様の構造で、テントとして認められる。これらは、一般に人造繊維の織物又はかなり厚手のキャンバス製のもので、三方の壁と一つの屋根から成り、キャラバンの居住性を増すようにデザインされている。

仮設の日よけテント：一般的に屋外で使用されるもので、一以上の側面に開口部を有し（完全に囲われているものもある。）、全面又は部分的な屋根を有している。これらには、一以上の気象要素（例えば、日光、雨、風）から完全又は部分的に保護するものがある。仮設の日よけテントのフレームは、通常、金属部品で構成されており、伸縮するシャフトを有するものがある。屋根と壁は、フレームを組み立てた後に別々に設置するものや、ポップアップ構造のフレームに組み込まれているものがある。仮設の日よけテントには、地中アンカーを有するものがある。

この項には、66.01 項のアンブレラテントを含まない。

- (5) キャンプ用品：このグループには、キャンバスバケツ、ウオーターバッグ、キャンバス製洗面器、グランドシート並びに空気式のマットレス、枕及びクッション（40.16 項のものを除く。）並びにハンモック（56.08 項のものを除く。）を含む。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) ナップサック、リュックサックその他これらに類する容器（42.02）
- (b) 詰物をした寝袋並びにマットレス、枕及びクッション（94.04）
- (c) 屋内外において子供が使用する遊戯用テント（95.03）

63.07 その他のもの（ドレスパターンを含むものとし、製品にしたものに限る。）

6307.10－床掃除用の布、皿洗い用の布、ぞうきんその他これらに類する清掃用の布

6307.20－救命胴衣及び救命帯

6307.90－その他のもの

この項には、紡織用繊維の製品で、この表の他のいずれの部及び 11 部の他のいずれの項にも属さないものを含む。

この項には、次の物品を含む。

- (1) 床掃除用の布、皿洗い用の布、ぞうきんその他これらに類する清掃用の布（磨き剤を染み込ませてあるかないかを問わないものとし、34.01 項又は 34.05 項のものを除く。）
- (2) 救命胴衣及び救命帯

- (3) 通常、硬いカンバスで作ったドレスパターン：これには、各部分を縫い合わせて衣類の形状にしたものもある。
- (4) 旗、ペナント（催し物、お祭り等の旗を含む。）
- (5) 家庭用の洗たく袋又はくつ入れ、ストッキング入れ、ハンカチ入れ、スリッパ入れ、パジャマ入れ、夜着入れその他これらに類する物品
- (6) 衣装袋（持ち運びできるもの）（42.02 項のものを除く。）
- (7) 自動車、機械、スーツケース、テニスラケット等のルーズカバー
- (8) 平板な保護用シート（63.06 項のターポリン及びグランドシートを除く。）
- (9) 繊維用繊維製のコーヒー用フィルター、砂糖菓子用の袋
- (10) 靴みがき用のパッド（34.05 項のものを除く。）
- (11) 空気式のクッション（63.06 項のキャンプ用品を除く。）
- (12) 茶の保温用カバー
- (13) 針差し
- (14) 長靴、靴、コルセット等の締めひも（laces）で末端を取り付けたもの。ただし、末端が取り付けてあってもスパンヤーン又はひもから成る締めひもは除かれる（56.09）。
- (15) 腰に付けるものであっても 62.17 項のベルトとしての特性を有していないベルト、例えば、職業用（電気工、航空機のパイロット、落下傘降下用等）のベルト、荷物運搬人用の帯ひもその他これらに類するもの（動物用装着具の特性を有する帯は、この項から除外され 42.01 項に属する。）
- (16) 幼児用の運搬式ゆり床、可搬式ゆりかごその他これらに類する運搬用具。自動車の座席の背にひっかける型の幼児用シートは含まれない（94.01）。
- (17) 傘又は日傘のカバー及びケース
- (18) 扇子（繊維用繊維製のマウント及びフレーム（材料を問わない。）を有するものに限る。）及び扇子のマウント。ただし、扇子で、貴金属のフレームを有するものは、71.13 項に属する。
- (19) ベール包装に使用した包装用の布で使用した後に、その両端を粗雑に縫ったもの（63.05 項の袋及び未完成の袋に属さないものに限る。）
- (20) チーズクロス（長方形に裁断し、そのたて糸の末端のほつれるのを防止するために結んだもの）ただし、特定の寸法又は形状への裁断を目的として反物状に織ったもので、チーズクロスに使用するために、更に裁断以上の加工を必要とするものは、反物に属する。
- (21) 傘、日傘、つえ等に使用するトリミング、刀の房その他これに類するもの
- (22) 外科医が手術中に着用する繊維用繊維製の顔マスク
- (23) ほこり、臭気等を防ぐための顔マスク（取換可能なフィルターが付いておらず、数層の不織布（活性炭で処理してあるか又は中央に合成繊維の層を有しているか有していないかを問わない。）から成るものに限る。）
- (24) ロゼット（例えば、競技会において賞として与えられるもので衣類に使用するものを除く。）
- (25) 繊維用繊維の織物類で（縁縫い又はネックライン形成等の）加工がなされた衣類製造用のものであるが、衣類又は衣類の部分品と確認できるほど十分に完成されていないもの。

(26) 関節（例えば、膝、足首、肘又は手首）又は筋肉（例えば、大腿筋）支持用の製品で 90 類の注 1（b）の種類のもの（11 部の他の項に該当するものを除く。）

(27) 不織布から成る製品で、特定の形状に裁断され、片面は紙その他の材質のシートで保護された粘着剤が塗布され、さらに乳房を整形する又は形作ることを目的として乳房下部の周りに貼り付けるためにデザインされたもの

上記物品のほか 11 部注 7 に規定する製品にしたものは、11 部の他の項に含まれない限りこの項に含まれる（例えば、ドア又は窓のすきま風を防止するために使用する紡織用繊維物品（ウォッディングを詰めたものを含む。））。

この項には、この類又は 56 類から 62 類においてより特殊な限定をしている項に属する織物製品を含まない。

この項には、次の物品を含まない。

(a) 動物用の装着具 (42. 01)

(b) 42. 02 項の旅行用品（スーツケース、リュックサック等）、買物用袋、化粧箱及びこれらに類する容器

(c) 印刷物 (49 類)

(d) 58. 07 項、61. 17 項又は 62. 17 項のラベル、バッジその他これらに類する物品

(e) メリヤス編みのヘッドバンド (61. 17)

(f) 63. 05 項の袋

(g) 64 類の履物、履物の部分品（取外し可能な中敷きを含む。）その他の物品（ゲートル、スパッツ、レギンス等）

(h) 65 類の帽子及びその部分品

(ij) 傘及び日傘 (66. 01)

(k) 人造の花、葉及び果実並びにその部分品及び製品 (67. 02)

(l) 空気式のカヌーその他の舟 (89. 03)

(m) 巻尺その他の測長用テープ (90. 17)

(n) 腕時計用バンド (91. 13)

(o) 95 類のがん具、遊戯用その他の娯楽用品等

(p) モップ (96. 03)、手ふるい (96. 04) 及び化粧用パフ (96. 16)

(q) 96. 19 項の生理用のナプキン（パッド）及びタンポン、おむつ及びおむつ中敷きその他これらに類する物品

第 2 節

セット

63. 08 織物と糸から成るセット（附属品を有するか有しないかを問わないものとし、ラグ、つづれ織物、ししゅうを施したテーブルクロス又はナプキンその他これらに類する紡織用繊維

製品を作るためのもので、小売用の包装をしたものに限る。)

この項のセットは、ししゅう、ラグを作るため等に使用される。

これらは少なくとも一枚の織物、例えば、カンバス（予定のデザインが印刷されているかいないかを問わない。）及び糸（ししゅう糸、ラグ用パイル糸等で特定の長さに切ってあるかないかを問わない。）で構成されたものでなければならない。これらには、また、針及びフック等の附属品が含まれているものもある。

この織物は、いかなる形状でもよく、また、例えば、ニードルワークによるつづれ織物を作るために縁どりされたカンバスのように、加工されていてもよい。ただし、当該織物は、これらの物品を作るための材料としての特性を保持したものでなければならず、またそれ以上の仕上げを行うことなく使用に適する状態のある種の「製品」（例えば、いくつかのししゅうしたデザインによって飾られた縁どりのあるテーブルクロス）を構成するものであってはならないことに注意しなければならない。

この項に属するためには、当該セットは、小売用に包装をしたものでなければならない。この項には、衣類を作るための織物（特定の形状に裁断してあるかないかを問わない。）からなるセットは含まない。それらは、それぞれ該当する項に属する。

第 3 節**中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びぼろ****63.09 中古の衣類その他の物品**

この項に属する物品は、下記（１）及び（２）の限定的なリストに掲げたもので、次の（Ａ）及び（Ｂ）の条件を充足するものに限られる。必要条件に合致しないものはそれぞれの項に属する。

（Ａ）使用する前に洗濯又は補修の必要があるかないかを問わず、使い古したものであることが明らかであること。

織り傷、染め傷等がある新品や棚ざらしの物品は、この項に含まれない。

（Ｂ）ばら積み又はベール、サックその他これらに類する包装で提示されるもの：外装をすることなく束にしたもの又は粗クレート（crate）に包装したものであること。

これらのものは、通常再販売のため大量の貨物として取引されるもので、新品よりも包装状態が悪い。

＊

＊ ＊

この項には、上記の必要条件に該当するもので次の限定的なリストに掲げてあるもののみを含む。

（１）11 部の紡織用繊維の製品のうち衣類及び衣類附属品（例えば、衣類、ショール、スカーフ、

ストッキング、ソックス、手袋及び襟)、毛布、ひざ掛け、家庭用のリネン(例えば、ベッドシーツ及びテーブルリネン)並びに室内用品(例えば、カーテン及びテーブルカバー)。この項には、これらの衣類又は衣類附属品の部分品を含む。

ただし、57 類又は 58.05 項の室内用品(じゅうたん及びケレムラグ、シュマックラグ、カラマニラグ等の床用敷物その他これらに類する手織りのラグ並びにつづれ織物)は上記(A)及び(B)に該当するものであっても、この項には含まれない。また、94 類の製品、特に 94.04 項の物品(マットレスサポート、寝具類その他これらに類する室内用品でスプリングを付けたもの又は詰物をしたもの(例えば、マットレス、キルティングしたふとん、クッション、パフ、枕))も、使い古しの程度及び包装の状態にかかわらずこの項に含まれない。

(2) 履物及び帽子で石綿以外の材料のもの(例えば、革、ゴム、繊維用繊維、わら、プラスチック材料)

上記(1)及び(2)以外の物品(例えば、サック、袋、ターポリン、テントその他のキャンプ用品)は、中古のものであってもこの項に含まれず、新品が属する項に属する。

63.10 ぼろ及びくず(ひも、綱若しくはケーブル又はこれらの製品のものに限る。)(繊維用繊維のものに限る。)

6310.10—選別したもの

6310.90—その他のもの

この項には、次の繊維用繊維の物品を含む。

(1) 繊維用繊維の織物類(メリヤス編物、クロセ編物、フェルト及び不織布を含む。)のぼろ。

ぼろは、室内用品又は衣類その他の中古の繊維用繊維の製品で、洗濯又は補修によって本来の用途に供することができないほど、すり切れ、汚れ又は破れたもの及び繊維用繊維の織物類の新しい裁断小片(例えば、洋服屋及び仕立屋がはさみで切り落としたもの)からなる場合がある。

(2) ひも、綱又はケーブル(使用しているかいないかを問わない。)のくず(例えば、ひも、綱又はケーブル若しくはこれらの製品の製造工程中に生じるくず)及び中古のひも、綱、ケーブル並びにこれらの材料を使用したもので本来の用途に供することができないもの。

この項に属する物品は、すり切れ、よごれ若しくは破れたもの又は小片でなければならない。これらは、一般に繊維の再生用(例えば、反毛して再紡績する。)、紙又はプラスチックの製造用、ポリッシング材料(例えば、ポリッシングホイール)の製造用又は工業用のワイパー(例えば、マシンワイパー)としての使用のみに適するものである。

その他の繊維用繊維のくず又はスクラップは、いずれもこの項に含まれない。この項に含まれない物品を特に挙げれば、メリヤス編み及びクロセ編みの織物の製造工程中に生じるもつれた糸又は着古したメリヤス編み及びクロセ編みの製品をほぐすことにより得られるもつれた糸、繊維用繊維の糸のくず又は繊維用繊維のくず(中古のマットレス、クッション、ベッドスプレット等の詰物から得られるものを含む。)、反毛した繊維がある。これらは「くず」又は「反毛した繊維」

に関連する 50 類から 55 類のそれぞれの項に属する。

製織工程、染色工程等において欠陥を生じた織物類で上記の要件を満たさないものはこの項には属さない。これらの織物類は、新品のものと同じ項に属する。

＊

＊ ＊

号の解説

6310.10

63.10 項において「選別したもの」とは、特別な基準によって種類別にしたもの又は特別な紡織用繊維物品（例えば、同じ種類又は同じ紡織用繊維の物品、繊維の材質が均一のひも、すべて同じ色の新しい小片）を使用したものから得られる物品をいう。

第 64 類

履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品

注

- 1 この類には、次の物品を含まない。
 - (a) もろい材料（例えば、紙又はプラスチックシート）製の使い捨ての足又は靴のカバーで更に別の底を取り付けてないもの。これらの製品は、構成する材料により該当する項に属する。
 - (b) 紡織用繊維製の履物で、甲にのり付け、縫製その他の方法で取り付けられた本底を有しないもの（第 11 部参照）
 - (c) 第 63.09 項の中古の履物
 - (d) 石綿製品（第 68.12 項参照）
 - (e) 整形外科用の履物その他の機器及びその部分品（第 90.21 項参照）
 - (f) がん具の靴及びアイススケート又はローラースケートを取り付けたスケート靴並びにすね当てその他これに類する保護用スポーツウェア（第 95 類参照）
- 2 第 64.06 項において部分品には、くぎ、プロテクター、アイレット、フック、バックル、装飾品、ひも、レース、ポンポンその他のトリミング（それぞれ該当する項に属する。）及び第 96.06 項のボタンその他の物品を含まない。
- 3 この類においては、次に定めるところによる。
 - (a) ゴム又はプラスチックには、織物その他の紡織用繊維製品であって、肉眼により判別できる程度のゴム又はプラスチックの外面層を有するものを含む。この場合において、ゴム又はプラスチックの外面層を有する結果生ずる色彩の変化を考慮しない。
 - (b) 「革」とは、第 41.07 項及び第 41.12 項から第 41.14 項までの物品をいう。
- 4 3 の規定に従うことを条件として、
 - (a) 甲の材料は、外面に占める面積が最も大きい構成材料により決定するものとし、附属品及び補強材（例えば、アングルパッチ、縁取り、装飾品、バックル、タブ及びアイレットステータ）を考慮しない。
 - (b) 本底の構成材料は、地面に接する面積が最も大きい材料により決定するものとし、附属品及び補強材（例えば、スパイク、バー、くぎ及び保護物）を考慮しない。

号注

- 1 第 6402.12 号、第 6402.19 号、第 6403.12 号、第 6403.19 号及び第 6404.11 号においてスポーツ用の履物は、次の物品に限る。
 - (a) スポーツ活動用として製造した履物で、スパイク、スプリング、ストップ、クリップ、バーその他これらに類する物品を取り付けてあるもの及び取り付けることができるもの
 - (b) スケート靴、スキー靴（クロスカントリー用のものを含む。）、スノーボードブーツ、レスリングシューズ、ボクシングシューズ及びサイクリングシューズ

この類においては、若干の例外（この総説の最後に記述されている除外例を参照）を除き 64.01 項から 64.05 項までの各項には、形状及びサイズ、特に用途、製造方法及び構成材料の如何を問わず各種のタイプの履物（オーバーシューズを含む。）を含む。

この類の履物には、底の付いていないもろい材料（紙、プラスチックシート等）で足又は靴を覆う使い捨ての物品を含まない。これらの物品は、構成する材料により該当する項に属する。

（A）履物には、甲が単に調節できるひも又はリボンから成るサンダルから大股までであるブーツ（甲の部分が脚部及び大腿部をカバーし、よりよく保持するために、甲の上部を腰に結びつけるために、ひも等を有していることもある。）までの範囲のものを含む。

この類には、次の物品を含む。

- （1）通常、室内用若しくは外用の平底靴又はヒールの短靴
- （2）アングルブーツ、ハーフブーツ、ニーブーツ及びサイブーツ
- （3）各種のサンダル、エスパドリル（本底が植物性組物材料で、甲がキャンバス製の短靴）、テニスシューズ、ジョギングシューズ、バススリッパその他のカジュアルシューズ
- （4）スポーツ活動用として特に製造した履物で、スパイク、スプリング、ストップ、クリップ、バーその他これらに類する物品を取り付けてあるもの及び取り付けることができるもの並びにスケート靴、スキー靴（クロスカンントリー用のものを含む。）、スノーボードブーツ、レスリングシューズ、ボクシングシューズ及びサイクリングシューズ（この類の号注 1 参照）
ただし、スケートを底に取り付けたローラースケート靴又はアイススケート靴は含まない（95.06）。
- （5）ダンスシューズ
- （6）室内用の履物（例えば、Bedroom slippers）
- （7）ゴム又はプラスチックの成型、木彫により一体として製造された履物
- （8）その他耐油性、耐薬品性又は防寒用の履物
- （9）オーバーシューズ類（かかとのないものを含む。）
- （10）底を取り付けた使い捨て用履物で、一般に 1 回のみ使用するように製造されているもの

（B）この類に含まれる履物は、石綿を除き、ゴム、革、プラスチック、木、コルク、繊維用繊維（フェルト及び不織布を含む。）、毛皮、組物材料等のいかなる材料であってもよい。また 71 類の材料をいくらかの割合で含んでもよい。

ただし、この類の限定により、64.01 項から 64.05 項までの各項に所属を決定するのは、本底及び甲の構成材料である。

（C）64.01 項から 64.05 項までにおいて使用される「本底」とは、それらの履物を履いたときに地面に接する（取り付けたかかと以外）部分をいう。所属の決定上、本底の構成材料は、地面に接する最も大きい表面の材料によって決定する。本底の構成材料の決定に当たっては、本底の一部に取り付けた附属品及び補強材を考慮しない（この類の類注 4（b）参照）。これらの附属品及び補強材には、スパイク、バー、くぎ、保護物（繊維用繊維のフロックの薄い層（例えば、図案を表すもの）又は取り外しできる繊維用繊維で、本底に固着されたもので

あつて、埋め込まれていないものを含む。)を含む。

一体として成型されていて底を取り付けてなく、別の本底を必要としない履物（例えば、木靴）の場合には、下部表面の構成材料に基づき所属を決定する。

- (D) この類の履物の所属の決定に当たっては、甲の構成材料も考慮する必要がある。甲とは、靴又はブーツの底より上の部分をいう。ただし、プラスチックの成型した底を使用したある種の履物又はアメリカンインディアンのモカシタイプ靴のように底及び甲の全部又は一部が単一の材料片で作られたものは、本底と甲との区別が困難になっている。このような場合、甲は足の横及び上部を覆う部分とする。甲の大きさは、足部及び大腿部を含む脚部全体を包むもの（例えば、漁師用ブーツ）から、簡単なひもから成るもの（例えば、サンダル）まで多種多様である。

甲が二以上の構成材料から成る場合には、当該物品の所属の決定は、甲の外面に占める面積が最も大きい構成材料により決定する。この場合、アングルパッチ、保護用又は飾り用ストリップ又は縁取り、その他の装飾品（例えば、タッセル、ポンポン、ひも）、バックル、タブ、アイレットステー、ひも又はスライドファスナー等の附属品及び補強材を考慮しない。裏張りの構成材料は、所属の決定上何ら影響を及ぼさない。

- (E) この類において「ゴム又はプラスチック」には、織物その他の紡織用繊維製品であつて、肉眼により判別できる程度のゴム又はプラスチックの外面層を有するものを含み、ゴム又はプラスチックの外面層を有する結果生ずる色彩の変化を考慮しないことに注意しなければならない。
- (F) 上記 (E) の規定により、この類において「紡織用繊維」には、50 類から 60 類までの繊維、糸、織物、フェルト、不織布、ひも、綱、ケーブル等を含む。
- (G) この類において「革」とは、第 41.07 項及び第 41.12 項から第 41.14 項までの物品をいう。
- (H) 本底に未完成の甲を取り付けたくるぶしを覆わないブーツボトム又は靴底は、履物（履物の部分品とみなさない。）とみなす。これらの物品は、飾り縁とともに上端部をトリミングし、留め具を取り付けるだけで完成品となる。

この類には、また次の物品を含まない。

- (a) 履物として使用する紡織用繊維製品で、甲に本底をのり付け、縫製その他の方法で取り付けてないもの（第 11 部参照）
- (b) 中古の履物で、ばら積み、ベール、サックその他これらに類する包装で提示されたもの (63.09)
- (c) 石綿製の履物 (68.12)
- (d) 整形外科用の履物 (90.21)
- (e) がん具の靴及びアイススケート又はローラースケートを取り付けたスケート靴並びにすね当てその他これに類する保護用のスポーツウエア (95 類)

64.01 防水性の履物（本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限るものとし、縫合、リ

ベット締め、くぎ打ち、ねじ締め、プラグ止めその他これらに類する方法により甲を底に固定し又は組み立てたものを除く。)

6401. 10－履物（保護用の金属製トーキャップを有するものに限る。）

－その他の履物

6401. 92－くるぶしを覆うもの（ひざを覆うものを除く。）

6401. 99－その他のもの

この項には、防水性の履物のうち、本底及び甲（総説（C）及び（D）参照）がゴム（40 類注 1 に規定されたものに限る。）製、プラスチック製又は肉眼により判別できる程度のゴム若しくはプラスチックの外面層を有する紡織用繊維のもの（類注 3（a）参照）であって、この項に掲名されている方法により甲を底に固定し又は組み立てたもの以外のものを含む。

この項には、水その他の液体の浸透を防止するために製造された履物を含み、特に、ある種のスノーブーツ、ガロシュ、オーバーシューズ及びスキー靴を含む。

この項に規定されている材料の一つの一部に、もう一つの材料をその他の部分に使用して製造された履物（例えば、本底はゴム製で、甲は肉眼により判別できる程度（この場合において、プラスチックの外面層を有する結果生ずる色彩の変化を考慮しない。）のプラスチックの外面層を有する紡織用繊維製のもの）であってもこの項に含まれる。

この項には、次のいずれかの方法により、製造された履物を含む。

（1）圧縮成型法

この方法では、しん（場合によっては、裏張りとなる紡織用繊維の「靴下」で包まれている。）を予備成形品又は粒状の材料とともに成形用の型に詰める。

成型は、成形用の型を閉じ、プレスの熱盤の間に置きそれを高温に加熱する。

熱の影響により、予備成形品又は粒状の材料は、ある程度の粘度を有するようになり、しん型と成形用の型の間の空間を満たし余分の材料は、成形用の逃し口から排出される。その後、材料は、加硫硬化（ゴムの場合）又は膠質化（ポリ（塩化ビニル）の場合）する。

成型行程が終わると、成形用の型から靴を取り出し、しんを取り外す。

（2）射出成型法

この方法は、圧縮成型法に類似したものである。異なる点は、圧縮成型法では、予備成形品又は粒状の材料を使用するのに対し、この方法では、成形用の型に注入するのに必要な粘度を与えるため予熱した、ゴムベース又はポリ（塩化ビニル）ベースの混合物が使用される。

（3）スラッシュ成型法

この方法では、ポリ（塩化ビニル）又はポリスチレンのペーストは膠質化した完全な被覆物を形成するために成形用の型に注入される。余分な材料は、逃し口から成形用の型の外に排出される。

（4）回転成型法

この方法は、スラッシュ成型法に類似したものであるが、密閉した成形用の型内でペーストが回転しながら被覆物を形成するという点がスラッシュ成型法と異なる。

（5）ディップ成型法

この方法は、ペーストの中に加熱した成形用の型を浸すものである（この方法は、靴産業では、まれにしか行われていない。）。

（6）加硫硬化による組立て

この方法は、原料（通常、ゴム又は熱可塑性プラスチック）を硫黄の粉で調製し、圧延してシート状のものを作る。このシートは、本底及び甲の各種部分品（つま革、腰革、カウンター、つま先等）の形にカットする（つや出しすることもある。）。この部分品は、素材が粘着性を持つ程度に加熱し、靴型（その型は、履物の型と一致する）のうえに組み合わせて行く。組み合わせた履物は、靴型に押しつけて圧着、加硫硬化する。この方法により製造された靴は、業界では、「built-up footwear」の名で呼ばれる。

（7）接着及び加硫硬化

この方法は、事前に組み立てた甲に、ゴム製の本底及びヒールを一回の作業で成型し硬化させるものである。底は、加硫硬化した接合剤により、甲にしっかりと固着する。

（8）高周波溶着

この方法は、接合剤を使用することなく、熱と圧力により材料を接着するものである。

（9）接合

この方法は、事前に成型され又はシートからカットされた底を、接着材を使用し、加圧、放置乾燥して甲に接着するものである。加熱時に加圧することもあるが底の材料は、甲に取り付ける前に、最終的な形状になっており、この作業工程中に底の物理的な特性が変わるものではない。

64.02 その他の履物（本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限る。）

－スポーツ用の履物

6402.12－スキー靴（クロスカントリ用のもを含む。）及びスノーボードブーツ

6402.19－その他のもの

6402.20－履物（甲の部分のストラップ又はひもを底にプラグ止めしたものに限る。）

－その他の履物

6402.91－くるぶしを覆うもの

6402.99－その他のもの

この項には、本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のもので 64.01 項のもの以外のものを含む。

この項に規定されている材料の一つを一部に、もう一つの材料をその他の部分に使用して製造された履物（例えば、本底はゴム製で、甲は肉眼により判別できる程度（この場合において、プラスチックの外面層を有する結果生ずる色彩の変化を考慮しない。）のプラスチックの外面層を有する紡織用繊維製のもの）であってもこの項に含まれる。

この項には、次の物品を含む。

（a）スキー靴（成型した数個の部分品がリベットその他これに類するもので止められたもの）

- (b) 腰革又はカウンターのないクログ（甲は、単一の部分品で構成され、通常、リベット止めによりベース又はプラットフォームに取り付けられている。）
- (c) 腰革又はカウンターのないスリッパ又はミュール：甲（単一の部分品で構成されているか又は縫合以外の方法で組み立てられたもの）は縫合により底に取り付けられている。
- (d) サンドル（甲を横切るストラップ及びカウンター又はヒールストラップが何らかの方法で底に取り付けられたもの）
- (e) ひも式のサンダル（ひもが、プラグ止めにより底に固定されているもの）
- (f) 一体成型法によりできた防水性のない履物（例えば、バススリッパ）

64.03 履物（本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が革製のものに限る。）

－スポーツ用の履物

6403.12－スキー靴（クロスカンントリー用のものを含む。）及びスノーボードブーツ

6403.19－その他のもの

6403.20－履物（本底が革製で、革製のストラップが足の甲及び親指のまわりにかかるものに限る。）

6403.40－その他の履物（保護用の金属製トーキャップを有するものに限る。）

－その他の履物（本底が革製のものに限る。）

6403.51－くるぶしを覆うもの

6403.59－その他のもの

－その他の履物

6403.91－くるぶしを覆うもの

6403.99－その他のもの

この項には、甲（総説（D）参照）が革製のもので、本底（総説（C）参照）が、次に掲げるもので製造されたものを含む。

- (1) ゴム（40 類注 1 に規定されたもの）
- (2) プラスチック
- (3) 織物その他の紡織用繊維製品のもので、肉眼により判別できる程度のゴム又はプラスチックの外面層を有するもの。この場合において、ゴム又はプラスチックの外面層を有する結果生ずる色彩の変化を考慮しない。（この類の注 3（a）及び総説（E）参照）
- (4) 革（この類の注 3（b）参照）
- (5) コンポジションレザー（41 類注 3 の規定に基づき「コンポジションレザー」とは、革又は革繊維をもととして製造したものに限る。）

64.04 履物（本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で甲が紡織用織

維製のものに限る。)

ー履物（本底がゴム製又はプラスチック製のものに限る。）

6404. 11ースポーツ用の履物及びテニスシューズ、バスケットシューズ、体操シューズ、トレーニングシューズその他これらに類する履物

6404. 19ーその他のもの

6404. 20ー履物（本底が革製又はコンポジションレザー製のものに限る。）

この項には、甲（総説（D）参照）が紡織用繊維製のもので、本底（総説（C）参照）が 64. 03 項（同項解説参照）の履物と同じ材料の履物を含む。

64. 05 その他の履物

6405. 10ー甲が革製又はコンポジションレザー製のもの

6405. 20ー甲が紡織用繊維製のもの

6405. 90ーその他のもの

この類の注 1 及び注 4 の規定に従うことを条件として、この項には、この類の前項までに記載されていない材料又はこれらを組み合わせた材料の本底及び甲を有しているすべての履物を含む。

この項には、特に次の物品を含む。

（1）本底がゴム製又はプラスチック製のもので、甲がゴム製、プラスチック製、革製又は紡織用繊維製以外の材料でできている履物

（2）本底が革製又はコンポジションレザー製で、甲が革製又は紡織用繊維製以外の材料でできている履物

（3）本底が木製、コルク製、ひも製又は綱製、板紙製、毛皮製、織物製、フェルト製、不織布製、リノリウム製、ラフィア製、麦わら製、へちま製等の履物

なお、これらの履物の甲は、材料が何であるかを問わない。

この項には、64. 01 項から 64. 05 項に規定されている履物を未だ構成しておらず又は履物としての特性を有していない部分品の集合体（例えば、甲（中底を取り付けてあるかないかを問わない。)) を含まない。

**64. 06 履物の部分品（甲を含むものとし、本底以外の底に取り付けてあるかないかを問わない。）
及び取り外し可能な中敷き、ヒールクッションその他これらに類する物品並びにゲートル、
レギンスその他これらに類する物品及びこれらの部分品**

6406. 10ー甲及びその部分品（しんを除く。）

6406. 20ー本底及びかかと（ゴム製又はプラスチック製のものに限る。）

6406. 90ーその他のもの

- (I) 履物の部分品（甲を含むものとし、本底以外の底に取り付けてあるかないかを問わない。）及び取り外し可能な中敷き、ヒールクッションその他これらに類する物品

この項には、次の物品を含む。

(A) 履物の各種の部分品で、石綿製以外の材料製のもの

履物の部分品は、それを取り付ける履物のタイプ又はスタイルに従って各種の形状のものがある。

これらには、次の物品を含む。

- (1) 甲の部分品：例えば、つま革、飾革、腰革、裏革、鼻緒、甲の概形にカットされた靴製造用の革片を含む。
 - (2) しん：腰革と裏革の間又は飾革と裏革の間に入れ、履物のこれらの部分の堅固さと密着性を持たせるためのものである。
 - (3) 内底、中入れ底、本底：半底及びパテナを含む。更に、内底の表面に接着する中敷きを含む。
 - (4) 履物の曲線的アーチを形成するために底に入れるアーチサポーター又は土ふまずしん（通常、木製、革製、繊維板製又はプラスチック製）
 - (5) 木製、ゴム製等の各種のかかと（接着のもの、くぎ止めのもの、ねじ止めのものを含む。）及びかかとの部分品（例えば、化粧革）
 - (6) スポーツ用靴のスタッド、スパイク等
 - (7) 64.01 項から 64.05 項までに規定する履物を未だ構成しておらず又履物としての重要な特性を有していない部分品の集合体：例えば、甲（中底を取り付けてあるかないかを問わない。）
- (B) 履物の内部に使用される附属品（石綿製のものを除く。）：取り外し可能な中敷き、hose protectors（ゴム製又はゴム加工した織物製等）及び取り外し可能なヒールクッション

(II) ゲートル、レギンスその他これらに類する物品及びこれらの部分品

これらの物品は、脚部の一部又は全部及び場合によっては、足の一部（例えば、くるぶし、甲）を覆うように製造されている。これらは、ソックス及びストッキングとは異なり、足の全体を覆うものではない。

これらは、石綿を除き、その材料を問わない（革、キャンバス、フェルト、メリヤス編物又はクロセ編物等）。

これらは、ゲートル、レギンス、スパッツ、パティー、登山用ストッキング（足の部分のないもの）、レッグウォーマーその他これらに類する物品を含む。

これらの物品のある種のものは、足の土ふまずの部分にかけるためのひも又はゴムのバンドが付いているものもある。

この項にはまた、上記の物品の部分品として明らかに認められるものを含む。

＊

＊ ＊

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 長尺のウエルト：革製又はコンポジションレザー製（42.05）、プラスチック製（39 類）及びゴム製（40 類）のもの
- (b) ひざ当て及びアングルサポーター（弱い関節部分を単に支持し、保護するようにデザインされたゴム加工した織物から成るもの）：これらは、構成する材料によりそれぞれ該当する項に属する。
- (c) 幼児用のワンピースレギンス（タイツ）：これらの物品は、ウエストまで届く衣類で、脚部に密着するものであるが、更に足全体を包むものもある（61 類又は 62 類）。
- (d) 石綿製の履物の部分品及び附属品（68.12）
- (e) 寸法をとって作られたアーチサポーター用の特殊中敷き及び整形外科用のもの（90.21）
- (f) クリケットパッド、すね当て、ひざ当てその他のスポーツ用の保護物品（95.06）
- (g) 木くぎ、くぎ、アイレット、フック、バックル、プロテクター、組ひも、ポンポン及びひも（それぞれの該当する項に属する。）、ボタン、スナップファスナー、プレススタッド及び押しボタン（96.06）並びにスライドファスナー（ジッパー）（96.07）

第 65 類

帽子及びその部分品

注

- 1 この類には、次の物品を含まない。
 - (a) 第 63.09 項の中古の帽子
 - (b) 石綿製の帽子（第 68.12 項参照）
 - (c) 第 95 類の人形又はがん具の帽子及びカーニバル用品
- 2 第 65.02 項には、縫い合わせて作った帽体（単にストリップをらせん状に縫い合わせて作ったものを除く。）を含まない。

総 説

この類には、下記の除外規定の製品を除き、帽体（hat-shapes、hat-forms、hat bodies 及びフード）及びハットその他あらゆる種類の帽子を含む（材質及び用途（日常用、劇場用、仮装用、保護用等）を問わない。）。

この類には、また、各種材料のヘアネット及び帽子用のある種の附属品を含む。

この類の帽子は、71 類の材料から作られたトリミングを含み、あらゆる種類の材料から作った各種のトリミングが取り付けられていてもよい。

この類には、次の物品を含まない。

- (a) 動物用の帽子（42.01）
- (b) ショール、スカーフ、マントーラ、ベールその他これらに類する製品（61.17 又は 62.14）
- (c) 中古の帽子類で、ばら積、ベール、サックその他これらに類する包装のもの（63.09）
- (d) かつらその他これに類するもの（67.04）
- (e) 石綿製の帽子（68.12）
- (f) 人形用帽子、その他がん具用の帽子又はカーニバル用品（95 類）
- (g) 帽子用トリミングの各種の製品（バックル、留金、バッジ、羽毛、造花等）で帽子に取り付けてないもの（それぞれ該当する項）

65.01 フェルト製の帽体（成型し又はつばを付けたものを除く。）並びにフェルト製のプラトウ及びマンション（スリットマンションを含む。）

(A) フェルト製の帽体（成型し又はつばを付けたものを除く。）

ファーフェルト（fur-felt）製の帽体は、通常、うさぎ、野うさぎ、ムスクラット、ヌートリヤ又はビーバーの毛から作られる。ウールフェルト製の帽体は、通常、羊毛又はビキューナ、らくだ（ヒトコブラクダを含む。）等の毛から作られる。また、ある場合にはフェルトは、これらの材料を混合したものから作られ、時には人造繊維を混ぜることもある。

ファー（fur）は、適当な処理をした後に、円すい形の型に均等に吸取法によって付着させ、

羊毛の場合は、カードした羊毛の繊維を二重円すい形の型に巻き付ける（後者の場合は、その一番太いところで二つに切れれば、2個の円すい形をした帽体が得られる。）。これらの帽子型のものは、熱湯又は蒸気を吹きつけることによりその円すい形の型から取り外される。これらは、まだ完全にフェルト化していないもの（通常の国際貿易には見られない。）であるが、一連の硬化及び収縮の処理を受けて完全にフェルト化し、ほぼ円すい形の帽体となる。

この項には、帽子の丸いクラウンを形成するために先端を伸長させたもの（時には、外側が平行のものもあるが、通常、外側が傾斜しているもの及びつばに成りかけのものが付いている。）も含む。その後者のものは、平らな面に垂直に置いたとき、つばは、クラウンからほぼ直角には突き出ないので、成型したフードとは区別される（65.05 項参照）。この項の成型されていない帽体のある種のものは、時には、half capelines と呼ばれることもある（ただし、full capelines と呼ばれる製品は、成型処理を経ているので、65.05 項に属する。）。

この項の、所属の決定に当たっては、穴あけ、浸染又は硬化処理は何ら影響を及ぼさない。

この項には、硬いハットファンデーションに取り付けるために使用する chemises 又はハンカチーフフェルトとして呼ばれるある種の非常に軽くて薄いフードを含む。

(B) この項には、また次の物品を含む

- (1) フェルト製のプラトウ：最初に幅広い底の円すい状に作り、あとから直径約 60 センチメートルの平板な円盤状に引き伸ばしたもの。この円盤状のフェルトは、しばしば裁断のうえ、帽子の形状に縫い合わされる。軍帽その他の制帽は、このタイプのフェルトから縫い合わされる。
- (2) フェルト製のマンション：通常、ファー（fur）で fur-felt の円すい形を作るときと同様に吸取法によって円筒形（高さ 40 センチメートルから 50 センチメートル、円周約 100 センチメートル）に成型したものである。これらは通常、婦人帽に使用されるもので、円筒状でも、長方形に切り開いたものでもこの項に属する。長方形のフェルトは、トリミングとして使用するために裁断するか又は帽子の型に縫い合わせる。

65.02 帽体（組んだもの及びストリップ（材料を問わない。）を組み合わせて作ったものに限るものとし、成型し、つばを付け、裏張りし又はトリミングしたものを除く。）

この項には、成型し、つばを付け、裏張りし又はトリミングしたものの以外の帽体で、次のいずれかの方法で製造されたものを含む。

- (1) 種々の材料（特に、わら、あし、パーム、ラフィヤ、サイザル麻、紙のストリップ、プラスチックのストリップ又は木のストリップ）の繊維又はストリップを直接組み合わせて作ったもの。その組み方には、これらの繊維又はストリップの一组をクラウン（帽子の山）の中心から放射線状に配列させるように組んで行く方法及び他の繊維又はストリップと交錯させてうず巻き状に組んで行く方法等種々の方法がある。放射線状に追加された繊維又はストリップは、中心からの距離が離れて行くことによって組まれていく。
- (2) この類の注 2 の規定に従うことを条件として、種々の材料（例えば、フェルトその他の紡

織用繊維の織物を組んだストリップ又はフェルトその他の紡織用繊維の織物のストリップ、単繊維又はプラスチック)のストリップ(通常、その幅は5センチメートル以下)を縫い合わせて作ったもの。この場合は、通常、クラウンから始められ、最初の一本のストリップに次々にストリップをうず巻き状に重ねて行き縫い合わせるか又は組んだものをうず巻き状に配列してその鋸歯状の端を組み合わせ、そこに糸を通して縫い合わせるにより作り上げる。

ストリップから直接組んで行く方法又はストリップの組合せによって作られるため、この項の帽体は 65.01 項の物品と異なり、クラウンとつばとの間に境界線を有する場合が多く、クラウンとつばとのなす角が直角に近いものもある。この種の帽体は、例えば、ビーチウェア又はカントリーウェアとしてそのまま使用されることもあるが、成型もつば付けもしておらず、裏張り又はトリミングしてないものは、この項に属する。

通常、帽体のクラウンの部分は成型により卵形となるのでそのように成型されたものと、この項の物品とは区別することができる(65.04 項の解説参照)。

浸染、漂白、組んだ端のはみ出した部分の刈り取り若しくは固定化又は漂白、浸染等の後に、丸くほどこけたものを単に原形に戻すようなさ細な処理は、この項の所属の決定には影響を及ぼさない。

ただし、この項に属する種類の成型していない帽体であっても、裏張りし又はトリミングしたものは、65.04 項の帽子に属するので注意しなければならない。

65.04 帽子(組んだもの及びストリップ(材料を問わない。)を組み合わせて作ったものに限るものとし、裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。)

この項には、基本的に、65.02 項の帽体を成型し、つばを付け、裏張りし又はトリミングして作った帽子を含む。

帽体は、通常、ゼラチン、サイズ、ガム等の使用により硬化させた後に *matrice* の上でプレス又はアイロンかけによって成型される。成型処理中にクラウンは必要とする寸法の卵型となり、同時につばも明らかにつばと認定できるものになる。

成型の後につばは、必要とする形状に形成される。

成型された帽体と、65.02 項の成型されていないにもかかわらず、例えば、ビーチウェア又はカントリーウェアとしてトリミングもしないで使用されている帽子を混同してはならない。

帽子は成型後、ある場合にはつばを形成後、更に仕上げ加工(例えば、裏張り、headband、リボン、あごひも、人造の花、果実又は葉のような装飾品、ピン及び羽毛の取り付け)が加えられることがある。

上記の物品に加えて、この項には次の物品も含む。

- (1) 65.02 項の帽体から帽子屋が作った各種の形状の帽子で、成型もつば付けもされていないもの
- (2) 各種材料のストリップを組み合わせて直接作りあげた帽子(帽子として直接使用すること

ができるようにうず巻き状に縫い合わせた 65.02 項のものを除く。)

- (3) 65.02 項の帽体を単に成型し又はつばを付けたもの及び成型もつば付けもされてないが、裏張り又はリボン、ひも等でトリミングしてある帽体

65.05 帽子（メリヤス編み又はクロセ編みのもの及びレース、フェルトその他の紡織用繊維の織物類（ストリップのものを除く。）から作ったものに限るものとし、裏貼りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）及びヘアネット（材料を問わないものとし、裏貼りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）

この項には、裏貼り又はトリミングしてあるかないかを問わず、メリヤス編み若しくはクロセ編み（縮絨（じゅう）し又はフェルト化してあるかないかを問わない。）により直接編み上げた帽子類又はレース、フェルトその他の紡織用繊維の織物類（油、ワックス、ゴムその他の物質を染み込ませてあるかないか又は被覆してあるかないかを問わない。）から作り上げたものを含む。

また、縫い合わせることにより作られる帽体も含むが、ストリップ若しくは組ひもを縫製その他の方法により組み合わせて作った帽体又は帽子は含まない（65.04）。この項には、また、65.01 項の帽体又はプラトウ（フェルトディスク）から作ったフェルト製の帽子（単に成型し又はつばを付けたフードを含む。）を含む。

これらの物品は、裏貼りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わずこの項に属する。

この項には、次の物品を含む。

- (1) 帽子（リボン、ピン、バックル、人造の花、人造の葉、人造の果実、羽毛その他の各種材料のトリミングで、飾り付けしてあるかないかを問わない。）
羽毛又は人造の花で作られた帽子は含まない（65.06）。
- (2) ベレー帽、ボンネット、頭きんその他これに類するもの。これらは通常、メリヤス編み又はクロセ編みにより直接作られ、しばしば縮絨されている（例えば、バスクベレー帽）。
- (3) ある種の東洋風帽子（例えば、トルコ帽）。これらは通常、メリヤス編み又はクロセ編みにより直接作られ、しばしば縮絨（じゅう）されている。
- (4) ひさしを付けた各種帽子（制帽等）
- (5) 職業用及び宗教用の帽子（司教冠、ビレッタ帽、角帽等）
- (6) シェフ用、尼用、看護師用又はウェイトレス用等の帽子のように、織物、レース、ネット等で作られ、明らかに帽子の特性を有しているもの
- (7) コルク又は木髄製のヘルメットで、紡織用繊維の織物を被覆したもの
- (8) サウウェスター（暴風雨帽）
- (9) フード
ただし、ケープ、外とう等に取り付けられるもので、衣類とともに提示されたフードは、この項に含まれず、その構成する材料に従い衣類の項に属する。
- (10) トップハット及びオペラハット

この項には、またヘアネット、スヌードその他これらに類する物品も含む。

これらは各種材料で作られており、一般にはチュールその他のネット、メリヤス編物又はクロセ編物又は人髪から作られる。

65.06 その他の帽子（裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）

6506.10－安全帽子

－その他のもの

6506.91－ゴム製又はプラスチック製のもの

6506.99－その他の材料製のもの

この項には、この類の前項まで又は 63 類、68 類若しくは 95 類に属しないすべての帽子を含む。

本項には、特に安全帽子（例えば、スポーツ用、軍用若しくは消防士用ヘルメット又はオートバイ用、鉱夫用若しくは建築作業員用ヘルメット）を含む（保護用パッドが付いているかいないかを問わず、ある種のヘルメットの場合にはマイクロフォン又はイヤホンの付いたものも含む。）。

この項には、次の物品も含む。

- （１）ゴム製又はプラスチック製の帽子（例えば、水泳用の帽子、フード）
- （２）革製又はコンポジションレザー製の帽子
- （３）毛皮製又は人造毛皮製の帽子
- （４）羽毛製又は造花の帽子
- （５）金属製の帽子

65.07 帽子用のすべり革、裏、カバー、ハットファンデーション、ハットフレーム、ひさし及びあごひも

この項には、次に掲げる帽子の附属品のみを含む。

- （１）すべり革：クラウンの内側に縁に取り付けられるもの。通常、革製であるが、コンポジションレザー製、油引き布その他の塗布した織物製等のものもある。この項には、一定の長さに切ったもの又はそれ以外のもので帽子に取り付けられるように調整されたもののみを含む。それらはしばしば帽子メーカーのネーム等が付いている。
- （２）裏及び裏の部分品：通常、紡織用繊維の織物製であるが、プラスチック製、革製等のものもある。それらは通常、帽子メーカーのネーム等が印刷してある。
ただし、この項には帽子のクラウンの内側に付けるためのラベルを含まないので注意しなければならない。
- （３）カバー：一般に紡織用繊維の織物製又はプラスチック製のもの
- （４）ハットファンデーション：硬化させた織物製（バックラム等）、板紙製、張り子紙製、コルク製、木随製、金属製のもの等がある。

- (5) ハットフレーム：例えば、針金製フレーム（紡織用繊維その他の材料で巻き付けているものもある。）及びオペラハット用のスプリングフレーム
- (6) ひさし（例えば、制帽その他の帽子用のもの）：主として日よけを目的として作られたひさは、各種の head piece（クラウン）に取り付けているものは、帽子に属し、その他のものは、それぞれ構成する材料に従ってその所属を決定する。
- (7) あごひも：革、紡織用繊維の織物、プラスチック等の細幅のストリップ又はバンド（組んだストリップを含む。）で、通常、必要とする長さに調節できるように作られている。これらは、一種の装飾的なトリミングとしても役立つ。あごひもは、帽子に取り付けられるように調整されたものに限り、この項に含む。

第 66 類**傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品**

注

- 1 この類には、次の物品を含まない。
 - (a) ものさし兼用のつえその他これに類する物品（第 90.17 項参照）
 - (b) ステッキ銃、仕込みづえ、鉛を詰めた護身用のつえその他これらに類する物品（第 93 類参照）
 - (c) 第 95 類の物品（例えば、がん具の傘）
- 2 第 66.03 項には、紡織用繊維製の部分品、トリミング及び附属品並びにカバー、タッセル、ひも、傘のケースその他これらに類する物品（材料を問わない。）を含まない。これらの物品は、提示の際に第 66.01 項又は第 66.02 項の製品に取り付けてない場合には、当該製品を構成する部分品として取り扱わないものとし、それぞれ該当する項に属する。

66.01 傘（つえ兼用傘、ビーチパラソルその他これらに類するものを含む。）

6601.10—ビーチパラソルその他これに類する傘

—その他のもの

6601.91—折り畳み式のもの

6601.99—その他のもの

がん具又はカーニバル用品として使用されることが明らかなデザインの傘（95 類）を除き、この項には、その各種部品を構成する材料（アクセサリ及びトリミングを取り付けたものを含む。）には関係なく、あらゆる種類の傘（例えば、儀式用の傘、アンブレラテント、つえ及びシートステッキ兼用の傘、喫茶店用の傘、マーケット用の傘又はビーチパラソルその他これらに類する傘）を含む。従って、傘地は紡織用繊維の織物類、プラスチック、紙等でもよく、これらは、ししゅう、レースのトリミング、房付けその他の方法で飾り付けられていてもよい。

つえ兼用の傘は、傘につえのような外観を与える硬いカバーを有している。

アンブレラテントは、周りをとり囲む幕を有する大きな傘で、その幕は、地面に固定する（例えば、つり鐘型テントの方法で杭により又は幕の内側の砂袋をおもりとして固定する。）こともある。

傘の中棒（つえ）は、通常、木製、とう製、プラスチック製又は金属製である。その握りは、中棒（つえ）と同じ材料のもの又はその全部若しくは一部が貴金属、貴金属を張った金属、ぞうげ、角、骨、こはく、べっこう、真珠母貝等から成るもの及び貴石又は半貴石（天然、合成又は再生のもの）等を取り付けたものがある。これらの握りは、革その他の材料で被覆されていてもよいし、タッセルや下げ緒が付いていてもよい。

この項には、次の物品を含まない。

(a) 傘その他これに類する物品のケースで、傘その他これに類する物品とともに提示されているかいないかを問わず、取り付けられてないもの（それぞれ該当する項に属する。）

(b) 傘又はアンブレラテントの特性を有しないビーチテント（63.06）

＊

＊ ＊

号の解説

6601.10

ハンドホールドはないが、固定するようになっている傘（例えば、座席、テーブル又はスタンド）は、ビーチパラソルその他これに類する傘と認められる。この項には、戸外の座席、画架用、ガーデンテーブル、サーベヤテーブル（surveyors' tables）等のための傘及びアンブレラテントを含む。

66.02 つえ、シートステッキ、むちその他これらに類する製品

下記の除外物品を例外として、この項には、つえ（walking-sticks、canes）、むち（whips（whip-leads を含む。）、乗馬用むちその他これらに類する物品（構成材料の如何を問わない。）を含む。

(A) つえ、シートステッキその他これらに類する製品

通常のかつえの他、このグループには、シートステッキ（腰掛けの形に広がるように作られた握りの付いているもの）、身体障害者用又は高齢者用に特別に作られたつえ、ボーイスカウトのポール、羊飼いの柄の曲がつたつえを含む。

また、このグループには曲げたり、ねじったりその他の加工をしてある木又はとうの未完成のかつえを含む。ただし、つえを作るのに適するように単に粗けずり又は丸くしただけのとう又は木は含まない（14.01 又は 44 類）。この項にはまた、未完成の握りと認められるブランクも含まない（66.03）。

つえの握り及び中棒の一部には、各種材料のものがあつ、貴金属若しくは貴金属を張つたもの又は貴石若しくは半貴石（天然、合成又は再生のもの）を取り付けたものもある。これらは一部又は全部を革その他の材料で被覆されていてもよい。

(B) むち、乗馬用むちその他これらに類する物品

このグループには、次の物品を含む。

(1) 一般に、握りにむちひもが付いているすべてのむち

(2) 一般に、むちひもの部分に短い革の輪がある握りの付いている乗馬用むち

＊

＊ ＊

これらすべての物品は、各種の材料から作られた下げ緒その他の附属品が取り付けられていて

もよい。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) ものさし兼用のつえその他これに類する物品 (90.17)
- (b) 松葉づえ (90.21)
- (c) ステッキ銃、仕込みづえ、鉛を詰めたつえその他これらに類する物品 (93 類)
- (d) 95 類の物品 (例えば、ゴルフクラブ、ホッケーステッキ、スキースtock、登山用ピッケル)

66.03 第 66.01 項又は第 66.02 項の製品の部分品、トリミング及び附属品

6603.20—傘の骨（中棒に取り付けたものを含む。）

6603.90—その他のもの

この項には、紡織用繊維製の部分品、トリミング及び附属品並びにあらゆる材料のカバー、タッセル、革ひも、傘ケースその他これらに類する物品を含まない。これらは、たとえ、傘、つえ等とともに提示されても、取り付けてない場合は分離して所属を決定する。(この類の注2参照)。これらの除外例を除き、この項には 66.01 項又は 66.02 項の物品の部分品及び附属品と認められるものを含む。

これらは、その構成材料（貴金属若しくは貴金属を張ったもの又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石のものを含む。）の如何を問わずこの項に属する。

この項には、次の物品を含む。

- (1) 傘、つえ、むち等に使用する握り（未完成の握りと認められるブランクを含む。）
- (2) 傘の骨（中棒に取り付けたものを含む。）、リブ及び受骨
- (3) 傘の中棒（握りを取り付けてあるかないかを問わない。）
- (4) むちの握り
- (5) ランナー、傘の骨の先端、オープンカップ及びチップカップ、石突き、ばね、カラー、傘のトップを柱に対して一定の角度に調整するための傾斜装置、スパイク、シートステッキその他これらに類するものに使用する接地板等

この項には、次の物品を含まない。

- (1) 未完成のつえ（66.02 項の解説参照）
- (2) 鉄又は鋼鉄製の管、傘の骨用の溝形帯金で単に一定の長さに切断したもの（72 類又は 73 類）

第 67 類
調製羽毛、羽毛製品、造花及び人髪製品

注

- 1 この類には、次の物品を含まない。
 - (a) 人髪製のろ過布（第 59.11 項参照）
 - (b) レース、ししゅう布その他の紡織用繊維の織物類から製造した花柄のモチーフ（第 11 部参照）
 - (c) 履物（第 64 類参照）
 - (d) 帽子及びヘアネット（第 65 類参照）
 - (e) がん具、運動用具及びカーニバル用品（第 95 類参照）
 - (f) 羽毛製のダスター、化粧用パフ及び人髪製のふり（第 96 類参照）
- 2 第 67.01 項には、次の物品を含まない。
 - (a) 羽毛又は鳥の綿毛を詰物としてのみ使用した物品（例えば、第 94.04 項の羽根布団）
 - (b) 衣類及び衣類附属品で羽毛又は鳥の綿毛を単にトリミング又は詰物として使用したもの
 - (c) 第 67.02 項の人造の花及び葉並びにこれらの部分品及び製品
- 3 第 67.02 項には、次の物品を含まない。
 - (a) ガラス製品（第 70 類参照）
 - (b) 陶磁器、石、金属、木その他の材料から製造した人造の花、葉及び果実で、成型、鍛造、彫刻打抜きその他の方法により一体として製造したもの並びに結束、接着、はめ込み結合及びこれらに類する方法以外の方法により部分品を組み立てたもの

67.01 羽毛皮その他の羽毛付きの鳥の部分、羽毛、羽毛の部分及び鳥の綿毛並びにこれらの製品
（この項には、第 05.05 項の物品並びに加工した羽軸及び羽茎を含まない。）

他の項に該当するある種の物品及び下記の除外規定に掲げられたものを除き、この項には、次の物品を含む。

- (A) 羽毛皮その他の羽毛付きの鳥の部分、羽毛及び鳥の綿毛並びに羽毛の部分で、まだ製品として作り上げられたものではないが、単に清浄、消毒又は保存のための処理（05.05 項参照）以外の処理をしたもの
この項の物品は、例えば、漂白、浸染、カール付け又はウェーブ付けの処理が施されていてもよい。
- (B) 羽毛皮その他の羽毛付きの鳥の部分で作った製品及び羽毛、鳥の綿毛又は羽毛の部分で作った製品（当該羽毛又は鳥の綿毛等は、加工していないか又は単に清浄してあるだけでもよい。）。ただし、羽軸、羽茎で作った製品はこの項には含まれない。
従って、この項には、次の物品を含む。
 - (1) 例えば、婦人用帽子のマウントとして使用するために羽軸を針金で巻いたり又は束ね

た羽毛及び異なる要素（羽毛）をよせ集めて作った単一の集成羽毛

- （２）房のような形状に作った羽毛及び紡織用繊維の織物類その他のベースに接着又ははめ込み結合により組み合わせた羽毛又は鳥の綿毛
- （３）鳥、鳥の部分、羽毛若しくは鳥の綿毛で作ったトリミングで、帽子、ボア、カラー、ケープその他の衣類又は衣類附属品に使用されるもの
- （４）装飾用の羽毛で作られた扇子（フレームの材質は問わない。）

ただし、貴金属製のフレームから成るものは 71.13 項に属する。

この項には、衣類及び衣類附属品で羽毛又は鳥の綿毛が、単なるトリミング又は詰物としてのみ使用され、それ以上の構成を成していないものは属しない。

この項には、次の物品を含まない。

- （a）羽毛又は鳥の綿毛製の履物（64 類）
- （b）羽毛又は鳥の綿毛製の帽子（65 類）
- （c）67.02 項の物品
- （d）羽毛又は鳥の綿毛が、詰物としてのみ入っている寝具類（94.04）
- （e）95 類の物品（例えば、バトミントンの羽根、羽毛製の矢又は釣用の浮き）
- （f）羽軸及び羽茎の加工品（例えば、つまようじ（96.01））、羽毛製ダスター（96.03）、化粧用の綿毛製パフ及びパッド（96.16）
- （g）収集品（97.05）

67.02 人造の花、葉及び果実並びにこれらの部分品及び製品

6702.10－プラスチック製のもの

6702.90－その他の材料製のもの

この項には、次の物品を含む。

- （１）各種の部分品を組み合わせ（結束、接着、はめ込み結合その他これらに類する方法）で天然産の形状に模して作った人造の花、葉及び果実。これらには、人造の花等と同じ方法で作ったもので、花、葉又は果実を示すと認められる物品も含む。
- （２）人造の花、葉又は果実の部分（例えば、雄しべ、雌しべ、子房、花卉、がく、葉及び茎）
- （３）人造の花、葉又は果実で作った物品（例えば、花束、花環、花輪、草木）及び人造の花、葉又は果実を組み合わせで作ったトリミング又は装飾品として使用するその他の物品

この項には、人造の花、葉又は果実でピンその他の小さな取付具を付けたものも含む。

この項の物品は、主に飾り付け（例えば、家又は教会の中を）又は帽子や衣類等の装飾にも使用される。

下記に掲げる除外例を除き、この項の物品は、紡織用繊維、フェルト、紙、プラスチック、ゴム、革、金属のはく、羽毛、貝がらその他の動物性材料（例えば、海棲動物、特にヒドロ類又はこけむし類の本体の軟弱な死体を調製、浸染したもので作った人造の葉）等で作られていてもよ

い。上記説明の物品は、その仕上げの程度にかかわらずすべてこの項に属する。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 06.03 項又は 06.04 項の天然の花及び葉（例えば、浸染、銀メッキ又は金メッキしたもの）
- (b) レース、ししゅう布その他の紡織用繊維の織物類から製造した花柄のモチーフ：これらは、衣類のトリミングに使用できるもので、人造の花を製造する方法（すなわち、花卉、雄しべ、茎等の各種の部分品を針金、紡織用繊維、紙、ゴム等により結束又は接着する方法その他これらに類する方法）で作られていないもの（第 11 部）
- (c) 人造の花又は葉で作った帽子（65 類）
- (d) ガラス製品（70 類）
- (e) 陶磁器、石、金属、木等の材料から製造した人造の花、葉及び果実で、成型、鍛造、彫刻、打抜きその他の方法により一体として製造したもの並びに結束、接着、はめ込み結合及びこれらに類する方法以外の方法により部分品を組み立てたもの
- (f) 人造の花の茎等を作るために、単に一定の長さに切った針金で、紡織用繊維、紙等を被覆したもの（15 部）
- (g) がん具又はカーニバル用品と明らかに認められる物品（95 類）

67.03 人髪（仕上げをし、梳（す）き、漂白し又はその他の加工をしたものに限る。）及び羊毛、獣毛その他の紡織用繊維（かつらその他これに類する物品の製造用に調製したものに限る。）

単に洗浄した人髪又は単に一定の長さに選別した人髪（根元と先端をそろえたものを除く。）及び人髪のくず（05.01）を除き、この項には、postiche（例えば、かつら、巻き毛又はかまじの製造）の製作又はその他の用途に供するための仕上げその他の加工（例えば、梳き、漂白、浸染、ウェーブ又はカールしたもの）をした人髪を含む。

ここでいう仕上げをした人髪には、個々の根元及び先端をそろえるように調製した人髪を含む。

この項にはまた、羊毛その他の獣毛（例えば、ヤク、アンゴラ山羊又はチベット山羊の毛）その他の紡織用繊維（例えば、人造繊維）で、かつらその他これに類する物品又は人形の髪の製造用に調製したものを含む。これらの目的のために調製された物品には、特に次の物品を含む。

- (1) スライバー（一般には、羊毛その他の獣毛のもの）を平行な 2 本のひもに絡み合わせて作ったもので、組ひもの外観を有する物品。これらの物品（クレープといわれる。）は、通常約 1 キログラムの重さを有する長尺のものである。
- (2) 紡織用繊維のスライバーをウェーブ（カール）したもので、小さな束にしたもの（長さ 14 ～15 メートル、重さ約 500 グラム）
- (3) 全体的に浸染した人造繊維の束を二つ折りにし、その折った端を組ひも（機械を使用して紡織用繊維の糸から作ったもので、約 2 ミリメートルの太さを有する。）で縛り合わせて房状にしたウェフト（wefts）。これらのウェフトは特定の長さの房飾りの外観を有する。

羊毛、その他の獣毛又はその他の紡織用繊維で、トウにしたもの又は紡績準備の処理をしたものは 11 部に属する。

67.04 かつら、付けひげ、付け眉（まゆ）毛、付けまつげ、かもじその他これらに類する物品（人髪製、獣毛製又は紡織用繊維製のものに限る。）及び人髪製品（他の項に該当するものを除く。）

－合成繊維材料製のもの

6704.11－かつら（完成品に限る。）

6704.19－その他のもの

6704.20－人髪製のもの

6704.90－その他の材料製のもの

この項には、次の物品を含む。

- （１）人髪、獣毛又は紡織用繊維で作った各種の postiche の製品。これらの物品は、かつら、付けひげ、付け眉（まゆ）毛、付けまつげ、かもじ、巻き毛、まげ、付け口ひげその他これらに類するものを含む。これらは個人的な化粧又は職業用（例えば、芝居用のかつら）に使用するもので、通常高級な手作りのものである。

このカテゴリーには、次の物品を含まない。

（a）人形用のかつら（95.03）

（b）カーニバル用の物品（一般に材料及び仕上げが粗悪である。）（95.05）

- （２）人髪製品（他の項のものを除く。）：特にある種の人髪製の軽量織物

このカテゴリーには、次の物品を含まない。

（a）59.11 項の人髪製のろ過布

（b）ヘアネット（65.05）

（c）人髪製の手ふるい（96.04）

第 68 類

石、プaster、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品

注

- 1 この類には、次の物品を含まない。
 - (a) 第 25 類の物品
 - (b) 第 48.10 項又は第 48.11 項の塗布し、染み込ませ又は被覆した紙及び板紙（例えば、雲母粉、黒鉛、ビチューメン又はアスファルトを塗布した紙及び板紙）
 - (c) 第 56 類又は第 59 類の塗布し、染み込ませ又は被覆した紡織用繊維の織物類（例えば、雲母粉を塗布し又は被覆した織物類及びビチューメン又はアスファルトを塗付した織物類）
 - (d) 第 71 類の製品
 - (e) 第 82 類の工具及びその部分品
 - (f) 第 84.42 項のリソグラフィックストーン
 - (g) がい子（第 85.46 項参照）及び第 85.47 項の電気絶縁用物品
 - (h) 歯科用バー（第 90.18 項参照）
 - (ij) 第 91 類の物品（例えば、時計及び時計のケース）
 - (k) 第 94 類の物品（例えば、家具、照明器具及びプレハブ建築物）
 - (l) 第 95 類の物品（例えば、がん具、遊戯用具及び運動用具）
 - (m) 第 96.02 項の物品で第 96 類の注 2（b）に掲げる材料から製造したもの、第 96.06 項の物品（例えば、ボタン）、第 96.09 項の物品（例えば、石筆）、第 96.10 項の物品（例えば、石盤）及び第 96.20 項の物品（一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品）
 - (n) 第 97 類の物品（例えば、美術品）
- 2 第 68.02 項において加工した石碑用又は建築用の石には、第 25.15 項又は第 25.16 項の石を加工したもののほか、その他の天然石（例えば、けい石、フリント、ドロマイト及びステアタイト）を加工したものを含むものとし、スレートを加工したものを含まない。

総 説

この類には、次の物品を含む。

- (A) 25 類の物品を同類の注 1 に定める方法よりも更に加工した各種の物品
- (B) 25 類の注 2（f）の規定により 25 類から除かれる物品
- (C) 5 部の鉱物性材料から製造したある種の物品
- (D) 28 類のある種の材料（例えば、人造研磨材料）から製造した物品

上記の（C）又は（D）に該当する物品のうちある種のものには、結合材により凝固されたものの、充てん料を含有するもの又は補強されたものがあり、また、研磨材料、雲母のような物品にあっては、紡織用繊維材料、紙、板紙その他の裏打ち材料又は支持物の上に固着されたものがある。

これらの生産品及び完成品の多くは、構成材料の性質よりはむしろ形状を変更させるような加工方法（例えば、成形、鋳造）により得られる。また、凝結によって得られるもの（例えば、結

合剤のガラス化により凝結させたグラインディングホイール、アスファルト製品）もあり、オートクレーブ (autoclave) の中で硬化させて得られるものもある（灰砂れんがーsand-lime brick）。この類には、原材料の基本的な変質を伴う方法（例えば、スラグウール、溶融玄武岩等を製造するための溶融法）により得られる物品も含む。

＊

＊ ＊

前もって成形した土を焼成することにより得られる物品（すなわち陶磁製品）は 68.04 項の陶磁製研磨用物品を除き、通常 69 類に含まれる。ガラス及びその製品（ガラスセラミックス製品及び石英ガラス製品を含む。）は 70 類に属する。

さらにこの類には、解説の除外規定に別個に掲げる物品に加え、次の物品を含まない。

- （a）ダイヤモンドその他の貴石及び半貴石（天然、合成又は再生のもの）並びにこれらの製品並びに 71 類のその他のすべての物品
- （b）84.42 項のリソグラフィックストーン
- （c）穴あけその他の方法で明らかに制御盤として加工されたスレート製、大理石製、石綿セメント製等のパネル（85.38）、85.46 項又は 85.47 項のがい子及び電気絶縁用物品
- （d）94 類の物品（例えば、家具、照明器具及びプレハブ建築物）
- （e）がん具、遊戯用具及び運動用具（95 類）
- （f）96 類の注 2（b）に規定する鉱物性の彫刻用材料（加工したもの及び製品の形状のものに限る。）（96.02）
- （g）97 類の彫刻、塑像、鑄像その他これらに類する物品、収集品及びこつとう

68.01 舗装用の石、縁石及び敷石（天然石のものに限るものとし、スレートのものを除く。）

この項には、スレート以外の天然石（例えば、砂岩、花こう岩及びはん岩）で道路その他の舗装用の石、縁石又は敷石として通常使用される形状に加工したものを分類する。これらの石は他の用途に適するものであってもこの項に属する。シングル、小石その他これらに類する成形していない舗装用の石は 25.17 項に属する。

この項の物品は、手作業又は機械により採石場から切り出した状態の石を割り、粗くひき又は成形することによって得られる。舗装用の石及び敷石は、通常、長方形（正方形を含む。）の表面を有するが、敷石が長さ及び幅に比して厚さが薄いものであるのに対して、舗装用の石はほぼ立方体又は角錐台の形状のものである。縁石には、まっすぐのものや曲がったものがあり横断面は通常長方形（正方形を除く。）である。

この項の物品には、単に割り、ひき又は粗く角にしたものであっても明らかに舗装用の石、縁石及び敷石として認められる形状のものを含むものとし、また装飾、砂磨き又は研磨したもの、端部を丸くしたもの、面とりしたもの、ほぞにしたもの、ほぞ穴をあけたもの、その他特殊の舗装用のために特殊加工したもの（例えば、道路の排水溝、ガレージ出入り口に成形した縁石）を

含む。

この項には、コンクリート又は人造石の縁石等（68.10）及び陶磁製の敷石（69 類）を含まない。

68.02 加工した石碑用又は建築用の石及びその製品（スレートを加工したもの及び第 68.01 項の物品を除く。）、天然石（スレートを含む。）製のモザイクキューブその他これに類する製品（裏張りしてあるかないかを問わない。）並びに人工的に着色した天然石（スレートを含む。）の粒、細片及び粉

6802.10—タイル、キューブその他これらに類する物品（長方形（正方形を含む。）であるかないかを問わないものとし、最大の面を1辺が7センチメートル未満の正方形により包含することができるものに限る。）並びに人工的に着色した粒、細片及び粉

—その他の石碑用又は建築用の石及びその製品（単に切り又はのこぎりでひいたもので、表面が平らなものに限る。）

6802.21—大理石、トラバーチン及びアラバスター

6802.23—花こう岩

6802.29—その他の石

—その他のもの

6802.91—大理石、トラバーチン及びアラバスター

6802.92—その他の石灰質の石

6802.93—花こう岩

6802.99—その他の石

この項には、天然の石碑用又は建築用の石（スレートを除く。）で 25 類の採石場の製品の段階を超える加工をしたものを分類する。ただし、この表の他の項においてより特殊な限定をして記載されているものは除かれる。この除外例は、この項の解説の最後及びこの類の総説に掲げられている。

この項には、割り、粗く切り若しくは角材にし又は角材にひいて（正方形又は長方形の表面）単にブロック、シート又はスラブに成形することよりも高度の加工をした石を含む。

この項には、石工や彫刻師等により次の形状に作られたものを含む。

（A）粗くのこぎりでひいた製品のブランク：一面又は二面以上が三角形、六角形、台形、円形等のシート（長方形のものを除く。）

（B）各種の形状の石（ブロック、スラブ及びシートを含み、完成品の形状であるかどうかを問わない。）で、浮き彫り加工をしたもの（縁は平滑に仕上げられているが、粗い隆起した面が残っているもの）、ピック、ハンマー、のみ等で仕上げたもの、ドラグコーム（drag-comb）等でみぞをつけたもの、平らにしたもの、砂磨きしたもの、研磨したもの、面とりしたもの、成形したもの、旋盤で仕上げたもの、装飾したもの、彫刻したもの等

この項には、上記のように加工した建築用の石（上張り用のスラブを含む。）のほか踏み段、

軒蛇腹、切妻壁、手すり、肱木、受け材、ドア用又は窓用のわく及びまぐさ、敷居、マントルピース、窓敷居、戸口の段、墓石、境界線用石、里程標、けい索柱、方向指示盤（エナメル塗装してあるかないかを問わない。）、ガードポスト及びフェンダー、台所用流し、おけ、水槽、製粉機用のボール、花びん、円柱、土台及び柱頭、彫像、小像、台、浮き彫り、十字架、動物像、ボウル、つぼ、カップ、口中剤入れ、文房具、灰皿、文鎮、人造の果実及び葉等の物品を含む。他の材料と結合された石の装飾品は、身辺用細貨類、身辺用模造細貨類又は貴金属細工品として分類されるものもある（71 類解説参照）。その他の石の装飾品にあっては、石としての重要な特性を有するものであれば、一般にこの項に属する。

家具（サイドボード、洗面台、テーブル等）の上部を形成するスラブ状の石で、家具の他の部分品とともに提示され（組み立ててあるかないかを問わない。）、かつ、明らかに部分品として作られたものと認められるものは、94 類に属するが、単独に提示されたときはこの項に属する。

加工した石碑用又は建築用の石の製品は、通常は、25. 15 項又は 25. 16 項の石から得られるが、スレート以外の他のいかなる天然石（例えば、けい石、ドロマイト、フリント、ステアタイト）からも得られる。例えば、ステアタイトは耐熱性、耐食性が要求される工業用構造物（例えば、復熱炉）に使用される。また、パルプ工業、化学プラントにも使用される。

この項には各種の床、壁等に使用される大理石等で作った小さなモザイクキューブその他これに類する物品（紙その他の材料で裏張りしてあるかないかを問わない。）を含む。この項にはまた大理石その他の天然の石（スレートを含む。）の粒、細片及び粉を人工的に着色したもの（例えば、店頭展示用のもの）も含むが、未処理の小石、粒、細片及び色のついている天然の砂は 25 類に属する。

天然石の破片をセメントその他の結合材（例えば、プラスチック）で凝結して得られるスラブ、タイル等の製品並びに石の粉又は粒を成型し、かつ、凝結して作った小像、柱、カップ等は人造石製品として 68. 10 項に属する。

この項には、また、次の物品を含まない。

- (a) スレートの加工品及び製品（モザイクキューブその他これに類する物品を除く。）（68. 03、96. 09、96. 10）
- (b) 溶融玄武岩の製品（68. 15）
- (c) 焼成したステアタイトの製品（69 類又は 85 類）
- (d) 身辺用模造細貨類（71. 17）
- (e) 91 類の物品（例えば、時計、時計用ケース及びその部分品）
- (f) 照明器具及びその部分品（94. 05）
- (g) 石製ボタン（96. 06）及び 95. 04 又は 96. 09 項のチョーク
- (h) 彫刻、塑像、铸像その他これらに類する物品（97. 03）

68. 03 スレート（加工したものに限る。）、スレート製品及び凝結スレート製品

天然スレートで、塊のもの及び割り、粗く切り若しくは角材にし又は角材にひいてブロック、スラブ又はシートにしたものは、25.14 項に属する。この項には、より高度の加工をした類似の物品（例えば、長方形（正方形を含む。）以外の形状にひき又は切ったもの、研磨したもの、面とりしたもの、穴をあけたもの、塗装したもの、成型したもの、その他の装飾したもの）を含む。

この項には、特に、壁タイル、敷石及びスラブ（舗装用、建築用、化学装置用等に使用されるもの）のような研磨その他の加工をした製品、水槽、貯水槽、たらい、台所用流し、排水用石及びマントルピースを含む。

この項には、また、屋根用、化粧用又は防湿層用に明らかに使用されると認められるスレート（多角形、円形等の特殊な形状のもののほか、長方形（正方形を含む。）のものを含む。）を含む。

この項には、凝結スレート製品を含む。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 人工的に着色してないスレートの粒、細片及び粉 (25.14)
- (b) モザイクキューブその他これに類する物品並びに人工的に着色したスレートの粒、細片及び粉 (68.02)
- (c) 石筆 (96.09) 並びに筆記用又は図画用のスレート（そのまま使用されるもの）及びボード（枠を有するか有しないかを問わない。） (96.10)

68.04 ミルストーン、グラインドストーン、グラインディングホイールその他これらに類する物品（粉碎用、研磨用、整形用又は切断用のものに限るものとし、フレーム付きのものを除く。）及び手研ぎ用砥石並びにこれらの部分品で、天然石製、凝結させた天然若しくは人造の研磨材料製又は陶磁製のもの（この項の物品については、他の材料の部分品を有するか有しないかを問わない。）

- 6804.10ーミルストーン及びグラインドストーン（製粉用、粉碎用又はパルプ用のものに限る。）
 - ーその他のミルストーン、グラインドストーン、グラインディングホイールその他これらに類する物品
- 6804.21ー凝結させた合成又は天然のダイヤモンド製のもの
- 6804.22ーその他の凝結させた研磨材料製のもの及び陶磁製のもの
- 6804.23ー天然石製のもの
- 6804.30ー手研ぎ用砥（と）石

この項には、次の物品を含む。

- (1) ミルストーン及びグラインドストーン：破碎用、粉碎用又はパルプ用のもので、かなりの大きさのものもある（例えば、穀物の製粉用のもの、木材、石綿等のパルプ用のもの、製紙業者用又はペイントミキサー用のグラインドストーン）。
- (2) グラインドストーン（刃物、工具等の研磨用のもの）：手回し式、足踏み式又は動力駆動式

の機器に取り付けるように作られたものである。

上記（１）及び（２）の物品は通常平板状、円筒状又は先端を切り取った円すい状の形状を有する。

- （３）グラインディングホイール、ヘッド、ディスク、ポイント等：加工機械、電動工具又はニューマチック手持工具に取り付けて、金属、石、ガラス、プラスチック、陶磁器、ゴム、革、真珠光沢を有する貝殻、アイボリー等のトリミング、研磨、研削、切断等に使される。

ある種のかんりの直径を有する切断用ディスクを除き、これらの物品は上記（１）及び（２）の物品よりも通常かなり小さいものであり、平板状、円すい形状、球形状、皿状、環状、凹形状、階段状等の形状を有し、端部は、平板状であるか又は型が付けられている。

この項には、主として研磨材料で製造されたもののほか、金属製の軸にごく少量の研磨材料製のヘッドを取り付けたもの及び硬質材料（金属、木、プラスチック、コルク等）製のしんの上に凝結させた研磨材料の層が永久的に接着されたもの（例えば、金属等の切断用ディスクで、研磨材料製のリムを有するもの又は周辺に研磨材料をつけたもの）を含む。また、この項には、ホーニング盤用の研磨用品（ホーニング盤に取り付けるのに必要な支持具に取り付けてあるかないかを問わない。）を含む。

しかしながら、ある種の研磨具はこの項から除外され 82 類に分類されることに留意すべきである。82 類には、切削歯、みぞ等を有する工具のうち、これに研磨材料を取り付けた後においてもその機能を有するもの（すなわち、この項の物品とは異なり研磨材料を取り付けなくても使用することができるもの）のみが分類される。従って、研磨材料で被覆された切削歯を有するのこぎりは 82.02 項に属する。同様に、ガラス、水晶等の板からディスクを切断するために使用されるクラウンドリルは、作用端が、取り付けた研磨材料を別として、滑らかなものであればこの項に分類されるが、歯付けされたもの（研磨材料が取り付けられているかを問わない。）であれば、82.07 項に属する。

- （４）直接手に持って金属その他の材料の研磨に使用する砥石、ウェットストーン、オイルストーン、ホーンその他これらに類する物品（柄を有するか有しないかを問わない。）：これらには、長方形、台形、扇形、ナイフのブレード状、先細りになった長方形等の各種の形状を有し、その横断面は四角形、三角形、円形、半円形等のものである。これらは、一般に凝結させた炭化ほう素からできた三稜形の板から成っているものもあり、手に持って、人造研磨材のグライندストーンを研磨するのに使用され、また副次的に金属工具の研磨にも使用される。

これらの石は、特に工具及び刃物類（例えば、刃物、収穫機のブレード、鎌、草刈り機等）を研ぎ又は金属等を研磨するのに使用される。

鋭い切断用作用端を有する工具（例えば、かみそり又は医療用の器具）は特に粒子の細かい石又はスレートで作ったオイルストーン又はホーンで研磨する。これらの石は通常使用前に水又は油で吸湿される。ある種の砥石（例えばパミス）は化粧用、マニキュア用又はペディキュア用に使用され、また金属等のクリーニング用又は研磨等にも使用される。

グラインディングストーン、グラインディングホイール等は、本質的には、天然石（凝結してあるかないかを問わない。）（例えば、砂岩、花こう岩、溶岩、フリント、モラッセ、ドロマイト、

水晶、粗面岩)、凝結させた天然若しくは人造の研磨材(例えば、エメリー、パミス、トリポリ、けいそう土、粉碎したガラス、コランダム、炭化けい素、ガーネット、ダイヤモンド、炭化ほう素)又は陶磁器(焼成した土、耐火性の土又は磁器)から作られなければならない。

凝結させたグライディングホイール等は粉碎した研磨材料又は石に結合剤(セラミック材料(例えば、粉碎した粘土カオリン及び長石)、けい酸ナトリウム、セメント(特にマグネシアセメント)又はそれ程硬くない結合材料(ゴム、セラック、プラスチック等))を混ぜて製造される。また、綿、ナイロン、亜麻等の繊維用繊維が混合される場合がある。これらの混合物は成型され、乾燥した後加熱される。セラミック材料を結合剤に使用したものは必要に応じガラス化されるまで加熱され、また、ゴム、プラスチック等を使用したものは硬化される。ついで必要な寸法及び形状にトリミングされる。

ある種の研磨用の石(オイルストーン)の場合には、洗浄された粉状研磨材料が使用される。

この項のグライディングストーン(特に穀物用、パルプ化用のもの)には、リブ付きの表面を有するものもある。これらの物品は一体として作られたもの又はセグメントを組み立てて作ったものがあり、また、ソケット、たが(内面又は外面に)又は釣り合いおもりを付けたり、空所を有するものがある。また、軸又はスピンドルを取り付けたものも含まれるが、フレーム付きのものは含まれない。フレーム付きのものは手動式又は足踏み式のものであれば 82.05 項に、動力駆動式のものであれば 84 類又は 85 類に属する。

この項には、上記に掲げるミルストーン、グラインドストーン等の完成品等に加え、確認可能なブランクを含む。また、これらの物品のセグメント及びその完成部分品も本質的に石、凝結させた研磨材料又はセラミックスから成っていればこの項に属する。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 33.04 項の香水を染み込ませたパミスストーンでブロック状、タブレット状その他これらに類する形状に調製したもの
- (b) 天然又は人造の研磨材料の粉又は粒を繊維用繊維材料、紙、板紙その他の材料に塗布したもの(繊維用繊維材料、紙等を木製のディスク又はストリップのような支持物上に膠着させてあるかないかを問わない。)(時計工具用、機械工学用の磨き棒等)(68.05)
- (c) 歯科用バー(90.18)

＊

＊ ＊

号の解説

6804.10

この号の製品は、穀物、パルプ、顔料等の材料の粒子の大きさを小さくするためにデザインされたものであって、トリミング、研磨、整形その他の材料除去に使用されるものではない。

製粉用のミルストーン及びグラインドストーン

これらの製品は、通常一対になっており、粉碎された穀物が石の中央を経て流れるように中央に向かって溝が掘られた円すい形の表面(一方の石は凹面でもう一方の石は凸状)をもつものである。

パルプ用のミルストーン及びグライندストーン

これらの製品は通常、数トンの重さがあるかなり大きなもので、一個の石又は接着剤で組み合せた数個のブロックから製造される。これらは、直径 1,200 ミリメートルを越え厚さ 500 ミリメートルを越えたものである。

68.05 粉状又は粒状の天然又は人造の研磨材料を紡織用繊維、紙、板紙その他の材料に付着させた物品（特定の形状に切り、縫い合わせ又はその他の加工をしたものであるかないかを問わない。）

6805.10－紡織用繊維の織物のみに付着させたもの

6805.20－紙又は板紙のみに付着させたもの

6805.30－その他の材料に付着させたもの

この項は、紡織用繊維、紙、板紙、バルカナイズドファイバー、革その他の材料で、ロール状、特定の形状に切断したもの（シート、帯、ストリップ、ディスク、セグメント等）、糸状、またはコード状のものに、通常接着剤又はプラスチックを使用し、粉碎した天然又は人造の研磨材料を付着させたものを分類する。この項には、また繊維材料に均一に研磨材料を染み込ませ、結合剤で繊維の上に固着させた不織布製の類似品を含む。研磨材料として使用されるものには、エメリー、コランダム、炭化けい素、ガーネット、パミス、フリント、石英、砂、ガラス粉等がある。帯状、ディスク状等のものは縫い合わされたりステープルでとじられたり接着されたりその他の方法で製品に作りあげられたものであってもさしつかえない。また、木等のブロック、ストリップに研磨紙又は研磨布を永久的にとりつけた磨き棒のような工具もこの項に属する。しかし、この項にはグラインディングホイールのように硬質材料の支持物（板紙、木、金属等）の上に研磨材料が粉状又は粒状というよりはむしろ密に凝集した層状に取り付けられたグラインディングホイール及び類似の構成よりなる手工具（68.04）を含まない。

この項の物品は、金属、木、コルク、ガラス、革、ゴム（硬化したものであるかないかを問わない。）又はプラスチックの表面を滑らかにし又はクリーニングするために主として使用（手又は機械によって）する。またワニス又はラッカーで塗装した表面の研磨又はカードクローシングを研ぐためにも使用する。

68.06 スラグウール、ロックウールその他これらに類する鉱物性ウール及びはく離させたバーミキュライト、エキスパンデッドクレー、フォームスラグその他これらに類する膨脹させた鉱物性材料並びに断熱用、防音用又は吸音用の鉱物性材料の混合物及び製品（第 68.11 項、第 68.12 項又は第 69 類のものを除く。）

6806.10－スラグウール、ロックウールその他これらに類する鉱物性ウール（これらの相互の混合物を含むものとし、バルク状、シート状又はロール状のものに限る。）

6806.20－はく離させたバーミキュライト、エキスパンデッドクレー、フォームスラグその他これ

らに類する膨脹させた鉱物性材料（これらの相互の混合物を含む。）

6806. 90－その他のもの

スラグウール及びロックウール（例えば、花こう岩、玄武岩、石灰岩又はドロマイト）は、それらの構成成分の一以上を熔融して得られる液状物質を遠心力の作用により又は蒸気若しくは空気により吹きとばすことにより繊維状にしたものである。

この項には、「セラミックファイバー」として知られる「アルミナけい酸塩」を含む。これらは、アルミナとシリカを種々の割合で混合し、時にはジルコニア、クロミア又はほう素の酸化物のような他の酸化物を少量加え、熔融したものを吹きとばし又は押し出すことにより作られた繊維である。

この項の鉱物性ウールは、70. 19 項のグラスウールに類似した綿毛状又は繊維状の外観を有している。グラスウールとは化学的組成（70 類注 4 参照）において異なるほか、一般にグラスウールより繊維が短く、色が白くない。

膨脹又ははく離させたパーミキュライトは、パーミキュライト（25. 30）を熱処理により非常に大きく膨脹させて得られるもので、原形の 35 倍程度に膨脹したものもある。この項には、パーライト、緑泥岩、黒曜石等を熱処理によって同様に得られる物品も含まれる。これらは、通常非常に軽量で長球形の粒の状態である。熱処理によって活性化したパーライトは、白い光沢のある細かい層状の粉の形状をしており、38. 02 項に属する。

エキスパンデッドクレイは、特別に選別した粘土を焼くか又は粘土と亜硫酸塩廃液等の混合物を焼くことにより得られる。フォームスラグは熔融スラグに少量の水を加えて製造したもので、はるかに密度の高いグラニュレイトスラグと混同すべきではない。後者は熔融したスラグを水に注ぐことにより製造され、26. 18 項に属する。

上記材料のすべては、燃えないすぐれた断熱用、防音用、吸音用の製品である。バルク状でもこの項に含まれる。

＊

＊ ＊

石綿の含有量に関する許容限度の規定（下記参照）に該当する場合を除き、この項にはまた、断熱用、防音用又は吸音用の鉱物性材料の混合物でバルク状のもの（例えば、主としてけいそう土、炭酸マグネシウム等から成る混合物）を含む。これらの混合物には、しばしばプラスター、スラグ、粉末コルク、のこくず、かんなくず、紡織用繊維等が添加される。また、上記の鉱物性ウールが混合物の成分を形成するものもある。これらの混合物は、塊状（in the mass）で、天井、屋根、壁等の絶縁用のパッキング材料として使用される。

この項には、上記の物品又は混合物から製造した通常、密度の小さい製品（例えば、ブロック、シート、れんが、タイル、管、円筒状のシェル、コード、パッド）を含む。これらには、全体を人工的に着色したもの、防火剤を染み込ませたもの、紙を貼り付けたもの又は金属で補強したものがある。

この項の混合物及び製品は、特に使用を容易にするために少量の石綿を含有してもよい。この

場合において石綿の添加量は通常全重量の 5 % 以下である。この項には石綿セメント製品 (68. 11) 及び石綿又は石綿と炭酸マグネシウムとをものとした混合物 (それらの製品を含む。) (68. 12) を含まない。

この項には、けいそう土その他のけい酸質の土をブロック状又はその他の形状に切りとったものを含む。

軽量コンクリート (はく離させたバーミキュライト、エキスパンデッドクレーその他これらに類するものを凝結して得られるコンクリートを含む。) の製品は除かれる (68. 10)。

焼成した物品は 69 類に属する。

68. 07 アスファルトその他これに類する材料 (例えば、石油アスファルト及びコールタールピッチ) の製品

6807. 10ーロール状のもの

6807. 90ーその他のもの

この項には、天然アスファルト、コールタールピッチ、石油アスファルト、歴青質混合物等 (27. 08、27. 13、27. 14 又は 27. 15 参照) から作られた製品を分類する。これらの製品は、通常、砂、スラグ、白亜、プラスター、セメント、タルク、硫黄、石綿繊維、木材繊維、のこくず、くずコルク、天然樹脂等の充てん料を含有している。使用前に再溶解されるブロック状のアスファルト、ピッチ等は、精製してあるかないか、脱水してあるかないか又は他の材料と混合してあるかないかを問わず、除外される (27 類)。

この項の物品は、特定の製品として確認できるものでなければならない。

この項には、次の物品を含む。

- (1) プレス又は成型により製造したもので、屋根用、上張り用、タイル張り用又は舗装用に供される板、れんが、タイル、敷石
- (2) アスファルトその他これに類する材料の層で基板 (例えば、板紙、ガラス繊維のウェブあるいは織物、人造繊維あるいは黄麻の織物又はアルミニウムのはく) を完全に包み込み又はその基板の両面を被覆したルーフィングボード
- (3) アスファルトその他これに類する材料で紡織用繊維の織物類又は紙の一以上の層を完全に包み込んだ建築用ボード
- (4) 鑄造又は成型した管又は容器

金属で被覆し又は補強したアスファルトの管及び容器は、構成要素のいずれが当該物品に重要な特性を与えているかによって、その属する項を定めるものとする。

アスファルト等を塗布した金属 (例えば、鑄鉄及び鋼) 製の管及び容器は金属製品として分類する。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) タールその他これに類する材料を単に塗布し、染み込ませ又は被覆した紙 (例えば、包装

紙として使用されるもの) (48. 11)

(b) 塗布し、染み込ませ又は被覆した織物類 (例えば、アスファルトを使用したもの) (56 類又は 59 類)

(c) アスファルトが加えられているが、主として石綿セメントで作った製品 (68. 11)

(d) アスファルトを単に塗布し又は染み込ませたガラス繊維製の織物及びウェブ等 (70. 19)

68.08 パネル、ボード、タイル、ブロックその他のこれらに類する物品 (植物性繊維、わら又はかんなくず、ウッドチップ、小片、のこくずその他の木くずをセメント、プラスターその他の鉱物性結合材により凝結させたものに限る。)

この項には、植物性材料 (セルロース繊維、木材繊維、木毛、ウッドチップ、かんなくずその他の木くず、のこくず、わら、あし、い草、植物繊維 (crin vegetal) 等) をセメント (マグネシウムオキシクロライドセメントを含む。)、プラスター、石灰、けい酸ナトリウム等の鉱物性結合材を使用して建築用、断熱用又は防音用のパネル、ボード、タイル、ブロック等に凝結し又は成型したものを含む。これらの物品には、鉱物性の充てん料 (けいそう土、マグネサイト、砂又は石綿等) を含有し又は金属で補強したものもある。

この項のボード、パネル等は、すべて比較的軽量ではあるが硬質であり、また植物性材料は結合材の中で本来の特性を維持している。

これらの物品は、鉱物性結合剤で凝結されなければならないので有機結合剤で凝結された 44. 10 項のパーティクルボード、44. 11 項の繊維板と混同してはならない。この項は凝集コルク (45. 04) 及び 68. 11 項の物品を含まない。

68.09 プラスター又はプラスターをもととした材料から成る製品

ーボード、シート、パネル、タイルその他これらに類する製品 (装飾してないものに限る。)

6809. 11ー紙又は板紙のみを張ったもの及びこれらのみにより補強したもの

6809. 19ーその他のもの

6809. 90ーその他の製品

この項は、stucco (プラスターににかわ溶液を混合したもので、成型するとその表面が大理石様の外観を呈するもの)、fibrous plaster (プラスターを麻くず等の小さなしんで補強し、一般にゼラチン又はにかわの溶液と混合したもの)、alumed plaster (keened's cement 又は English cement と呼ばれる。) 及びこれらに類する調製品 (紡織用繊維、木材繊維、のこくず、砂、石灰、スラグ、りん酸塩等を含んでもさしつかえないがプラスターが主成分であるもの) のようなプラスター又はプラスター材料の製品 (着色してあるかないかを問わない。) を含む。

これらの製品には、染色したもの、ワニス塗布したもの、ろうを塗ったもの、ラッカーを塗布したもの、青銅色にしたもの、金色又は銀色にしたもの (方法を問わない。)、アスファルトを

塗布したもの及び補強したものがある。この項には、建築工業において使用されるパネル、ボード、シート又はタイル（板紙をその上に張ることもある。）及び鋳造物、彫像、小像、ローゼット、円柱、ボウル、花瓶、装飾品、工業用鋳型等の鋳造製品を含む。

この項には、次の物品を含まない。

- （a）骨折用の包帯でプラスターを塗布し、小売用に包装したもの（30.05）及びプラスター製の骨折用そえ木（90.21）
- （b）68.06 項又は 68.08 項のプラスターで凝結させたパネル等
- （c）90.23 項の解剖学模型、結晶模型、幾何学模型、模型地図その他の模型で、実物説明のみに適するもの
- （d）マネキン人形等（96.18）
- （e）彫刻、塑像、鋳像その他これらに類する物品（97.03）

68.10 セメント製品、コンクリート製品及び人造石製品（補強してあるかないかを問わない。）

－タイル、敷石、れんがその他これらに類する製品

6810.11－建築用のブロック及びれんが

6810.19－その他のもの

－その他の製品

6810.91－建築用又は土木建設用のプレハブ式の構築材

6810.99－その他のもの

この項には、セメント（スラグセメントを含む。）、コンクリート又は人造石を鋳込み法、プレス法又は遠心法により成型した製品（例えばある種のパイプ）を含み、68.06 項又は 68.08 項の製品（セメントは単に結合剤である。）及び 68.11 項の製品（石綿セメント製品）を含まない。

この項には、建築用又は土木建設用のプレハブ式の構築材も含む。

人造石は、天然石（石灰石、大理石、花こう岩、はん岩、蛇紋岩等）の破片、粒又は粉を石灰、セメント又はその他の結合材（例えばプラスチック）で凝結させて得られる天然石の模造品である。人造石製品にはテラッツォ（terrazzo）、グラニト（granito）等の製品を含む。

この項には、スラグセメントの製品も含む。

この項には、ブロック、れんが、タイル、天井用又は壁用の網板（ワイヤー製骨を有するものでコンクリートの量が多いもの）、敷石、梁、床用中空板そのほか建設用品、柱、柱標、境界石、縁石、管、踏み段、手すり、浴槽、台所用流し、水槽、おけ、貯水槽、噴水槽、墓石、支柱、ポール、鉄道用坑木、ホーバートレイン用軌道ブロック、ドア又は窓用の枠、マントルピース、窓敷居、ドアステップ、フリーズ、軒蛇腹、花瓶、フラワーポット、建築用又は庭園用の装飾品、像、小像、動物像及び装飾品を含む。

この項には、また、砂、石灰及び水より成るペースト状混合物から得られるれんが、タイルその他の砂石灰製品（加圧成型後横型オートクレーブで約温度 140 度で数時間蒸気で処理して得ら

れるもので、白色のもの又は人工的に着色したものがあり、通常のれんが、タイル等とほとんど同じ目的に使用される。) も含む。

各種の形状の石英の塊を上記の混合物に加えると人造石タイプの製品が得られる。絶縁用の軽量で多孔質の砂石灰製シートは、上記の混合物にガスを放出せしめるように金属粉を添加して製造される。このシートは圧力下での成型ではないが、模型オートクレーブに挿入する前に鑄込まれたものである。

＊

＊ ＊

なお、この項の物品は、研磨したもの、ワニスを塗布したもの、青銅色にしたもの、エナメルを塗布したもの、模造スレートにしたもの、くり形をつけたもの又はその他の装飾をしたもの、生地に着色したもの、金属等で補強したもの（例えば、鉄筋のコンクリート又はプレストレスコンクリート）又はその他の材料製の附属品（例えば、取付具）を有するものであってもさしつかえない。

この項には、次の物品を含まない。

(a) コンクリートの破片 (25. 30)

(b) 凝結したスレート製品 (68. 03)

＊

＊ ＊

号の解説

6810. 91

この号には、上張りパネル、室内壁、床又は天井部分、土台用構築材、抗材、抗道部分、水門又はダム用の構築材、通路、軒蛇腹等の建築用又は土木建設用のプレハブ式の構築材を含む。これらの構築材は、一般的にコンクリート製で、通常、組み立てを容易にするための装置がついている。

68. 11 石綿セメント製品、セルロースファイバーセメント製品その他これらに類する製品

6811. 40－石綿を含有するもの

－石綿を含有しないもの

6811. 81－波板

6811. 82－その他のシート、パネル、タイルその他これらに類する製品

6811. 89－その他の製品

この項には、主として繊維（例えば、石綿、セルロースその他の植物性繊維、合成ポリマー、ガラス又は金属繊維）とセメントその他の水硬性結合剤との混合物から作る硬化製品（繊維類は強化材としての働きをしている。）を含む。これらの製品は、またアスファルト、タール等を含むものもある。

これらの製品は、通常、繊維類、セメント及び水の混合物の薄い層を加圧し、あるいは成型し（できる限り加圧下で）、プレスし又は押出しをして製造される。

この項には、上記のようにして得られるあらゆる寸法及び厚さのシート並びにこれらのシートを切断して作った製品及び固める前にプレスし、成型し又は曲げて作った製品を含む（例えば、屋根用、上張り用又は仕切り用のシート及びタイル、家具製造用のシート、窓敷居、サインプレート、文字及び数字、棚棒、波板、貯水槽、水槽、浴槽、台所用流し、管用継手、パッキング用のワッシャー及び継手、彫刻を模造したパネル、屋根がわら、とい、窓わく、花瓶、換気用その他の管、ケーブル導管、煙突の通風帽等）。

これらの製品は、全体を着色したもの、ワニスを塗布したもの、印刷したもの、エナメルを塗布したもの、装飾したもの、穴をあけたもの、とじ込んだもの、平らにしたもの、滑らかにしたもの、研磨したもの、その他の加工したもの又は金属等で補強したものであってもさしつかえない。

68.12 石綿繊維（加工したものに限る。）、石綿をもととした混合物及び石綿と炭酸マグネシウムとをもととした混合物並びにこれらの混合物又は石綿の製品（例えば、糸、織物、衣類、帽子、履物及びガセット。補強してあるかないかを問わないものとし、第 68.11 項又は第 68.13 項の物品を除く。）

6812.80—クロシドライト製のもの

—その他のもの

6812.91—衣類、衣類附属品、履物及び帽子

6812.99—その他のもの

この項には、石綿繊維で叩解、洗浄、選別又は等級別選別の工程を超える加工をしたもの（例えば、カードした繊維、着色した繊維）を含む。これらの製品は各種の用途（紡績用、フェルト用又はろ過用、絶縁用若しくは包装用の材料等）に使用される。この項には、石綿繊維で、加工していないもの並びに単に長さにより選別したもの、叩解したもの及び洗浄したものを含まない（25.24）。

この項には、石綿と炭酸マグネシウム、セルロースファイバー、のこくず、パミスストーン、タルク、プラスター、けいそう土、スラグ、酸化アルミニウム、ガラス繊維、コルク等との混合物（熱絶縁用の包装材料、ろ過材料用又は成型石綿製品のもとして使用されるもの）を含む。

この項には、石綿又は上記の混合物（しばしばこれらに天然樹脂、プラスチック、けい酸ナトリウム、アスファルト、ゴム等が混合される場合がある。）の製品（フェルト化、紡績、より合せ、編組、紡織、成型等により作られる。）を含む。

クロシドライトの記載については、第 25.24 項解説を参照すること。

石綿のペーパー、板及びフェルトは、通常、石綿繊維をパルプ状に叩解して、成形した後石綿セメントのシート（68.11）のようにプレスしてシートにすることにより得られる。また、板は石綿のシートを重ねてプラスチックで接着することによっても作られる。これらは 68.11 項の物品

とは異なり、石綿繊維を簡単に識別することができる。これらはロール状、シート状若しくは板状又はストリップ、フレーム、ディスク、リング等の特定の形状に切断したものであってもさしつかえない。

単糸及びマルチプルヤーンは、石綿繊維を叩解し、カードし、次いで紡績することによって得られる。なお、石綿繊維は延伸できないので、長い繊維のものが紡績用に使用され、短い繊維のものは、板、フェルト、ペーパー、石綿セメント又は石綿粉の製造に使用される。

この項には、上記の他にコード、組物、パッド、織物（反物状であるか又は特定の形状に切つてあるかないかを問わない。）、ストリップ、さや、管、導管、管用継手、コンテナ、棒、スラブ、タイル、パッキングジョイント（84.84 項の金属又は石綿製のガスケット及びジョイント並びにガスケット又はジョイントのセットを除く。）、フィルターブロック、テーブルマット、保護用衣類、帽子及び履物で消防用、工業用、化学用その他保護用のもの（例えば、ジャケット、ズボン、エプロン、スリーブ、手袋、ゲートル、フード、通常雲母製眼鏡が付いているマスク、ヘルメット、甲又は本底に石綿を使用した長靴）、マットレス、消防士用のたて、消火用のシート、劇場用カーテン、ガス本管中の防火に使用する石綿を被覆した鉄製の球又は円すい体を含む。

なお、この項の物品は、金属（通常、黄銅又は亜鉛の線）若しくはその他の材料（紡織用繊維、ガラス繊維等）で補強したもの、グリース、タルク、黒鉛又はゴムを塗布したもの、ワニスを塗ったもの、青銅色にしたもの、全体を着色したもの、研磨したもの、穴をあけたもの、ミリングその他の加工をしたものであってもさしつかえない。

68 類の総説により除外される物品に加え、この項には次のものを含まない。

- (a) 石綿の粉及びフレーク（25.24）
- (b) 主としてプラスチックで作った材料及びその製品で、石綿を充てん料として含有するもの（39 類）
- (c) 石綿セメント製品（68.11）
- (d) 石綿をもととした摩擦材料（68.13）

68.13 ブレーキ用、クラッチ用その他これらに類する用途に供する摩擦材料及びその製品（例えば、シート、ロール、ストリップ、セグメント、ディスク、ワッシャー及びパッド。取り付けてないもので、石綿その他の鉱物性材料又は繊維素をもととしたものに限るものとし、紡織用繊維その他の材料と組み合わせてあるかないかを問わない。）

6813.20－石綿を含有するもの

－石綿を含有しないもの

6813.81－ブレーキライニング及びブレーキパッド

6813.89－その他のもの

石綿摩擦材料は、通常、石綿繊維、プラスチック等の混合物を高圧下で成型することにより製造されるが、プラスチック、ピッチ又はゴムを染み込ませた石綿の織物や組物の層を圧縮して作ることができる。この摩擦材料は黄銅、亜鉛又は鉛の線で補強したり、時には石綿で被覆した金

属の線又は綿糸から作りあげられることもある。この石綿摩擦材料は、摩擦係数が大きく、かつ、耐熱性や耐摩耗性があることから、各種の車両、クレーン、しゅんせつ機その他の機械のブレーキシューズ、クラッチディスク等のライニングに使用される。この項にはその他の鉱物性材料（例えば、黒鉛、けいそう土）又は繊維素をもととして作られた類似の摩擦材料も含まれる。

その目的とする用途に合わせて、この項の摩擦材料には、シート状、ロール状、ストリップ状、セグメント状、ディスク状、リング状、ワッシャー状、パッド状その他のあらゆる形状に切断されたものがある。また縫い合わせたり、穴をあけたりその他の加工をしたものもある。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 鉱物性材料又は繊維素を含有しない摩擦材料（例えば、コルク製のもの）：これらは、通常、構成材料に従ってその属する項を定める。
- (b) ブレーキライニング（取り付けしたもの）（ディスクブレーキ用の摩擦材料で、円形のくぼみ、せん孔により作ったトングその他の取付具を有する金属板に取り付けたものを含む。）。これらは使用することが意図されている機械又は車両の部分品として分類する（例えば、87.08）。

68.14 雲母（加工したものに限る。）及び雲母製品（凝結雲母及び再生雲母を含むものとし、紙、板紙その他の材料により支持してあるかないかを問わない。）

6814.10－凝結雲母又は再生雲母の板、シート及びストリップ（支持してあるかないかを問わない。）

6814.90－その他のもの

この項には、単に裂き又はトリミングしたものよりも更に加工を加えた天然雲母（例えば、特定の形状に切ったもの）及び凝結又は再生の雲母並びにこれらの材料から作った雲母製品を分類する。

採掘した状態の雲母を単に裂き又はトリミングして得られる雲母の薄板及びはく離雲母は鉱物として 25.25 項に属する。

この項には、上述の薄板やはく離雲母を切断して得られる物品（これらはせん孔ダイスで切断されたもので、端部はきれいにカットされている。）を含む。

天然雲母は、しばしば、薄板やはく離雲母の状態でそのまま使用されるが、その結晶の小さなこと、柔軟性に欠けること、コスト高であること等から用途が限られる。そのため、天然雲母の代りに、はく離雲母をセラック、天然樹脂、プラスチック、アスファルト等で平行に継ぎ又は積層して得られる凝結雲母（例えば、マイカナイト、マイカフォーリウム）がよく使用される。この凝結雲母は各種の厚さのシート、板又はストリップ状に作られ（かなり大きな表面積をもつこともある。）、一般に片面又は両面を紡織用繊維織物、ガラス繊維織物、紙又は石綿で裏張りされている。

薄い雲母のシートは、また、粉状又はパルプ状の雲母くずを製紙する方法に類似した加熱、化学的处理又は機械的方法で接着剤を使用しないで作られることもある（再生雲母）。

これらの薄いシートはフレキシブルな接着材料を使用して紙又は織物で裏打ちされるか、数枚のシートを有機結合剤で接着して積層し特定の厚さの板又はストリップの製造に使用される。

この項には、シート、ストリップ及びロール並びに特定の用途のために長方形(正方形を含む。)、ディスク等に切ったもの並びに管、導管等の成型品を含む。これらの製品は生地段階で着色されたもの、塗装したもの、あなをあけたもの、その他の加工を加えたものであってもさしつかえない。

雲母は、耐熱性が大きく、透明性があるために、炉、ストーブ等の窓の製造又はランプのガラス、防じん用眼鏡用のガラス等の製造にも使用されるが、すぐれた不電導性を有するので、主として、電動機、発電機、トランスフォーマー、蓄電器、抵抗器等の電気用品に使用される。ただし、電気器具の雲母がい子及び雲母絶縁体部品（取り付けてないものを含む。）は、85.46 項から 85.48 項までに属し、マイカコンデンサーは、85.32 項に属する。

この項には、更に次の物品を含まない。

- (a) 粉状の雲母及び雲母のくず (25.25)
- (b) 雲母粉を塗布した紙及び板紙 (48.10 又は 48.14) 及び雲母粉を塗布した織物 (59.07)
これらの製品と上記凝結雲母又は再生雲母とを混同してはならない。
- (c) 膨脹させたバーミキュライト (68.06) (関連する解説参照)
- (d) 雲母製防じん用眼鏡及びこれらのレンズ (90.04)
- (e) クリスマスツリー装飾用の形状に作った雲母 (95.05)

68.15 石その他の鉱物性材料の製品（炭素繊維及びその製品並びに泥炭製品を含むものとし、他の項に該当するものを除く。）

－炭素繊維及びその製品（電気用品を除く。）並びにその他の黒鉛又はその他の炭素の製品（電気用品を除く。）

6815.11－炭素繊維

6815.12－炭素繊維製の織物類

6815.13－炭素繊維製のその他の製品

6815.19－その他のもの

6815.20－泥炭製品

－その他の製品

6815.91－マグネサイト、マグネシア（ペリクレースのものに限る。）、ドロマイト（ドライムのものを含む。）又はクロマイトを含有するもの

6815.99－その他のもの

この項には、石その他の鉱物性材料の製品で、この表の他の項に該当しない物品を含む。従って、例えば、69 類の陶磁製品は除かれる。

この項には、次の物品を含む。

- (1) 非電気用の天然又は人造の黒鉛製品（原子炉用のものを含む。）及びその他の炭素製品：例えば、フィルター、ディスク、ベアリング、管、シース、加工したれんが、加工したタイル、繊細なデザインを有する小型の物品（例えば、貨幣、メダル、収集用の鉛製兵隊）を製造するための鋳型
- (2) 炭素繊維及びその製品：炭素繊維は、通常フィラメント状の有機重合体を炭化することにより作られ、補強材等に使用される。
- (3) 泥炭製品（例えば、シート、シリンダーシェル、植木鉢）：ただし、泥炭繊維の紡織用繊維製品は除かれる（11 部）。
- (4) タールで凝結させたドロマイトレんがで焼成していないもの
- (5) 化学的に結合しているが焼成していないれんがその他の形状の物品（特に、マグネサイト又はクロムマグネサイトの製品）：これらの物品は炉に取り付けられて、最初の火入れを通じて焼成する。焼成した類似の物品は 69.02 項又は 69.03 項に属する。
- (6) シリカ又はアルミナで作ったバット（vat）で焼成していないもの（例えば、ガラス溶融に使用されるもの）
- (7) 貴金属検査用の試金石：これらには天然石（例えば、lydite（硬い、極めて細粒質の黒色の石で、耐酸性））製のものがある。
- (8) 溶融したスラグを粘結材を使用しないで、成型して得られる舗装用のブロック及びスラブ。ただし、耐熱性物品の特性を有するものは 68.06 項に属する。
- (9) 細かく砕いて凝結させた石英又はフリントのろ過管
- (10) 溶融玄武岩のブロック、スラブ、シートその他の製品。これらは大きな耐摩耗性を有するもので、パイプ、ベルトコンベア又はコークス、石炭、鉍石、砂利、石等用のシュートの内張りに使用される。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 電気ブラシ製造用に主として使用される人造黒鉛その他の炭素のブロック、プレートその他これらに類する半製品（38.01）（関連する解説参照）
- (b) 黒鉛、コークス等の炭素質材料とコールタールのピッチ又は粘土をもととして陶磁製品として焼成した耐火製品（69.02 又は 69.03）
- (c) 電氣的用途に供する炭素棒、ブラシ、電極その他の部分品及び製品（85.45）

第 69 類

陶 磁 製 品

注

- 1 この類には、次に定めるところにより成形した後に焼成した陶磁製品のみを含む。
 - (a) 第 69.04 項から第 69.14 項までには、第 69.01 項から第 69.03 項までに属するとみられる物品を含まない。
 - (b) 樹脂の硬化、水和反応の促進、水分その他の揮発性成分の除去等を目的として、800 度未満の温度で加熱された製品は、焼成されたものとは見なされず、この類に属しない。
 - (c) 陶磁製品は、無機の非金属材料を一般に室温で調製、成形した後に焼成することにより得られる。原材料は、粘土、けい酸質の材料（シリカフュームを含む。）及び高融点を有する材料（酸化物、炭化物、窒化物、黒鉛その他の炭素等）から成り、耐火性粘土又はりん酸塩等の結合剤が使用される場合がある。
- 2 この類には、次の物品を含まない。
 - (a) 第 28.44 項の物品
 - (b) 第 68.04 項の物品
 - (c) 第 71 類の物品（例えば、身辺用模造細貨類）
 - (d) 第 81.13 項のサーメット
 - (e) 第 82 類の物品
 - (f) がい子（第 85.46 項参照）及び第 85.47 項の電気絶縁用物品
 - (g) 義歯（第 90.21 項参照）
 - (h) 第 91 類の物品（例えば、時計及び時計のケース）
 - (i) 第 94 類の物品（例えば、家具、照明器具及びプレハブ建築物）
 - (k) 第 95 類の物品（例えば、がん具、遊戯用具及び運動用具）
 - (l) 第 96.06 項の物品（例えば、ボタン）及び第 96.14 項の物品（例えば、喫煙用パイプ）
 - (m) 第 97 類の物品（例えば、美術品）

総 説

「陶磁製品」とは、次の方法により得られる物品をいう。

- (A) 無機の非金属材料を一般に室温で調製、成形した後に焼成する方法。原料は粘土、けい酸質の材料（シリカフュームを含む。）及び高融点を有する材料（酸化物、炭化物、窒化物、黒鉛その他の炭素等）であるが、場合によっては耐火性粘土又はりん酸塩等の結合材が使用される。
- (B) 岩石（例えば、ステアタイト）を成形した後に焼成する方法
上記（A）に述べた陶磁製品の製造方法は、主として次のような製造段階を経る。
 - (i) ペースト（ボデー）の調製

焼結アルミナ製品の製造のような場合には、その構成材料は、直接粉状で少量の潤滑剤を添加して使用されるが、多くの場合、まず、ペースト状に調製される。この場合には各構成

材料の秤量及び混合、必要な場合には、粉碎、ふるい分け、加圧ろ過、混練り、熟成及び脱気の工程が含まれる。ある種の耐火物はまた選別された細粒土壌 (aggregate) と粉鉱 (fines) とをブレンドしたものを少量の液状の結合剤（例えば、タール樹脂材料、りん酸、リグニンリカー）で練ったものから製造される。

(ii) 成形 (shaping)

調製された粉又はペーストは、できるだけ希望する形に成形される。成形は、押出し（押出しダイスによる。）、プレス、鋳込み、手による成形等で行われる。場合によっては、その後、若干の機械処理が施される。

(iii) 乾燥

成形した物品を乾燥する。

(iv) 焼成

生素地 (green ware) は、製品の性質に従い温度 800° C 又はそれ以上の温度で焼成される。焼成後は、これらの物質の粒子は、拡散、化学変化又は一部熔融の結果互いに密に結合する。

樹脂の硬化、水和化の促進、水分その他の揮発性成分の除去等を目的として、800° C 未満の温度で加熱された製品は、類注 1 でいう焼成されたものとは見なされない。当該製品は 69 類から除外される。

(v) 仕上げ

仕上げ方法は陶磁製品の用途により異なる。時には機械加工により精密仕上げを要するものもある。仕上げには、また、マーキング、金属付着又は浸透を含む。

陶磁製品は、また多くの場合、特別に調製した絵の具又は乳白剤、ほうろう、うわぐすり、スリップ、ラスター等を使用し、着色（素地又は表面）、装飾あるいはうわぐすりがけが施される。この類の物品は成形した後に焼成した物品であるという点において、通常焼成しない 68 類の石又は鉱物性材料の物品と異なり、またガラス化しうる成分が完全に熔融されたものである 70 類のガラスとも異なる。

組成及び焼成方法により次の製品が得られる。

- I 第 1 節に掲げるもの (69.01 項から 69.03 項まで) : けいそう土その他これに類するけい酸質の土で製造した製品及び耐火製品
- II 第 2 節に掲げるその他の陶磁製品 (69.04 項から 69.07 項まで及び 69.09 項から 69.14 項まで) : 通常の土器、せつ器、陶器及び磁器等

この類には、次の物品を含まない。

- (a) 陶磁製品及びれんがの破片 (25.30)
- (b) 28.44 項の物品
- (c) 黒鉛その他の炭素又は金属組織学におけるその他の種類の黒鉛で作ったブロック、プレート、棒その他これらに類する一次製品で、電気用ブラシ等に切断して使用されるもの (38.01) (関連する解説参照)
- (d) チタン酸バリウム、ジルコン酸チタン酸鉛等のセラミック材料で圧電気素子に切断したもので取り付けてないもの (38.24)

- (e) 68.04 項の物品
- (f) ガラスセラミックス (70 類)
- (g) 卑金属粉の混合物を焼結したもの及び溶接により製造した卑金属の不均質な混合物 (15 部)
- (h) 81.13 項のサーメット
- (ij) 工具用の板、棒、チップその他これらに類する物品で支持物に取り付けてないもの (サーメット製のもの (82.09) に限る。) 及びその他の 82 類に掲げる物品

第 1 節

けいそう土その他これに類するけい酸質の土から製造した
製品及び耐火製品

総 説

この節には次のもの (粘土を含有するか含有しないかを問わない。) を含む。

- (A) 69.01 項に掲げる陶磁製品：これらの物品は、けいそう土その他これらに類するけい酸質の土 (通常 25.12 項に該当する。) 又はある種の植物性生産品 (例えば、もみ穀灰) を焼いて得られるシリカを成形した後焼成して得られる。これらの材料は通常粘土又はマグネシア等の結合材及び場合によってはその他の物質 (例えば、石綿、人髪、のこくず、石炭くず) と混合される。

これらの物品は通常、軽く、また、多孔質の構造を有しているので、建築物の断熱材として、またガス及び蒸気利用パイプの外被として使用される。ある種のもの、炉、工業用の炉、蒸気発生用ボイラーその他の工業用プラントの建設の際に耐火製品として及び耐熱性と共に軽量性、低熱伝導性が要求されるその他の用途に使用される。また、温度 1,000 度未満において断熱材として使用される。

- (B) 69.02 項及び 69.03 項に掲げる耐火製品：これらは冶金工業、ガラス工業等の高温作業 (通常、温度 1,500 度以上) に使用される焼成品である。目的とする用途により、耐火製品は、温度の急速な変化に耐えること、断熱性又は熱伝導度が良いこと、熱膨脹係数が小さいこと、多孔質又は密なものであること、それらの製品が接触している物品に対して耐食性があること、機械的強度や耐摩耗性等が良いことが必要である。

しかしながら、耐火製品として 69.02 項及び 69.03 項に属する物品は、高温に耐えられるだけでなく、高温作業用に設計されたものでなければならない。従って、焼結アルミナで製造したるつばは、69.03 項に含まれるが、同原料で製造された繊維機械用の糸道 (thread guides) は明らかに非耐火用品として作られているので 69.09 項に属する。

耐火製品には、次のようなものがある。

- (1) ボーキサイト、ムライト若しくはコランダム (時には、粘土と混合される場合もある。) 又はカイアナイト、シリマナイト若しくは粘土と混合されたアンダルーサイト (けい酸アルミニウム) 又は焼結アルミナをもととして製造した高アルミナ性耐火製品
- (2) アルミノけい酸塩耐火製品 (例えば、耐火粘土とシャモット又はグロググとの混合物をもととしたもの)

- (3) シリカ及びセミシリカ耐火製品（砂、粉碎した石英、フリント等をもととし粘土又は石灰で結合したもの）
- (4) マグネサイト（ギオベルタイト）、海水マグネシア又はドロマイトをもととしたマグネサイト耐火製品、クロマイト又は酸化クロムをもととした耐火製品及びクロムマグネサイト耐火製品
- (5) 炭化けい素をもととした耐火製品
- (6) 酸化ジルコニウム又はけい酸ジルコニウムの耐火製品（通常、粘土で凝結させる。）及び酸化ベリリウム、酸化トリウム、酸化セリウム等をもととした耐火製品
- (7) 黒鉛その他の炭素をもととした耐火製品（通常、ピッチ、タール又は粘土で凝結させる。ただし、電気用の黒鉛炭素製品は 85.45 項に属する。）
- (8) その他の材料（例えば、窒化けい素、窒化ほう素、チタン酸アルミニウム及び関連化合物）をもととした耐火製品

耐火製品は、主として溶鉱炉、コークス炉、石油のクラッキング装置又はガラス工業、窯業その他の工業用の炉の内張りに、また、化学工業、ガラス工業、セメント工業、アルミニウム工業その他の冶金工業に使用されるポット、るつぼその他の装置の製造に使用される。

ただし、69.02 項及び 69.03 項には、当該物品が耐火製品又は半耐火製品と呼ばれるものであっても、上記の工業で必要な温度に耐えられないものは含まれない。これらの物品は第 2 節のそれぞれの項に属する。

69.01 れんが、ブロック、タイルその他の陶磁製品（けいそう土その他これに類するけい酸質の土から製造したものに限る。）

この項には、項に掲げる材料から製造されるすべての製品を含むものとし、その形状（例えば、れんが、ブロック、スラブ、パネル、タイル、中空れんが、シリンダーシェル、管）及び耐火製品であるかないかを問わない。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) けいそう土その他これに類するけい酸質の土を含まない軽量非耐火性れんが（例えば、切ったわら、のこくず、泥炭繊維等を含有する素地から作られたもので、焼成の段階で有機物が燃焼して多孔質となっているもの）（69.04）
- (b) けいそう土と石英を含む素地から作ったろ過用プレート（69.09）

69.02 耐火れんが、耐火ブロック、耐火タイルその他これらに類する建設用陶磁製耐火製品（けいそう土その他これに類するけい酸質の土から製造したものを除く。）

6902.10—マグネシウム、カルシウム又はクロムを酸化マグネシウム、酸化カルシウム又は三酸化二クロムとして計算した重量が、単独で又は合計して全重量の 50%を超えるもの

6902. 20—アルミナ (Al_2O_3) 若しくはシリカ (SiO_2) 又はこれらの相互の混合物若しくは化合物の含有量が全重量の 50%を超えるもの

6902. 90—その他のもの

この項には、69. 01 項に掲げるものを除き、通常、冶（や）金工業、化学工業、窯業、ガラス工業その他の工業用の炉その他の装置の建設に使用される耐火製品を含む。

この項には、次の製品を含む。

(1) 全ての形状のれんが（平行六面体、くさび形、円筒形、半円筒形等）。なお、明らかに 16 部の機械又は装置の建設用に特に設計されたものと認められるかなめ石 (keystones) 及び異形れんがも含まれる。

(2) 床、壁、炉等に使用する耐火ブロック及び耐火タイル

この項には、管（半円筒形のものを含む。）及びアングル、ベンドその他の管用継手を含まない (69. 03)。

＊

＊ ＊

号の解説

6902. 10

この号の適用にあたって決定すべきことは、酸化マグネシウム、酸化カルシウム又は三酸化二クロムの含有量である。通常これらは、存在する元素（すなわち、マグネシウム、カルシウム又はクロム）の量を定量し、この量から対応する酸化物の量を計算することにより求められる。例えば、40%のカルシウムは 56%の酸化カルシウムに相当し、24%のマグネシウムは 40%の酸化マグネシウムに相当する。このようにして、けい酸カルシウムをもととした製品で 40%のカルシウム（56%の酸化カルシウムに相当）を含むものはこの号に分類されることになる。

69. 03 その他の陶磁製耐火製品（例えば、レトルト、るつぼ、マッフル、ノズル、プラグ、支持物、キューペル、管、さや、棒及びスライドゲート。けいそう土その他これに類するけい酸質の土から製造したものを除く。）

6903. 10—遊離炭素の含有量が全重量の 50%を超えるもの

6903. 20—アルミナ (Al_2O_3) 又はアルミナとシリカ (SiO_2) との混合物若しくは化合物の含有量が全重量の 50%を超えるもの

6903. 90—その他のもの

この項には、前項までに分類されない全ての耐火物を含む。

これらの物品には、次のものがある。

(1) 69. 02 項の耐火製品とは異なり、多くの場合において永久的には取り付けられないような物品。例えば、レトルト、反応器、るつぼ、キューペルその他これらに類する工業用又は理化学用の製品、マッフル、ノズル、プラグ、バーナー噴射管その他類似の炉の部分品、陶磁

器焼成の際に炉内において陶磁器の支持物又は隔離材として使用されるさや、スタンドその他の炉の附属品、シース及び棒、るつぽ用スタンド、インゴット用型、スライドゲート、ローラー、ブランク、成形工具、ポット等。

(2) 管（半円筒形のものを含む。）及びアングル、ベンドその他これらに類する管用継手（構造物に永久に取り付けられるものを含む。）

ただし、この項にはゼーゲルコーン（窯業炉用テスター）を含まない（38.24 項の解説参照）。これは成形後に焼成したものではない。

＊

＊ ＊

号の解説

6903.10

この号において、「遊離炭素」とは、黒鉛、非晶質炭素（カーボンブラック）及び有機炭素（ピッチ、タール又は樹脂）のような炭素種をいう。

第 2 節

その他の陶磁製品

総 説

この節は、第 1 節に該当するけいそう土その他これに類するけい酸質の土から製造した陶磁製品及び耐火製品以外の陶磁製品を分類する。

この表において、これらの製品は種類（れんが、タイル、衛生用品等）に従って分類され、当該分類は、食卓用品、台所用品、その他の家庭用品、化粧用品及び衛生用品を除き、製造に使用された陶磁器の性質に影響されない。

食卓用品、台所用品、その他の家庭用品、化粧用品及び衛生用品については、磁器製のものは 69.11 項に、その他のものは 69.12 項に属する。

(I) 磁器 (porcelain or china)

磁器とは、硬質磁器 (hard porcelain)、軟質磁器 (soft porcelain)、無釉 (ゆう) 磁器 (biscuit porcelain、パリアン磁器 (parian) を含む。) 及び骨灰磁器 (bone china) をいう。これらの磁器は殆んど完全にガラス化しており、硬く、本質的に不浸透性（うわぐすりを施してなくともこの性質を有する。）である。白色又は人工的に着色されており、半透明（相当に厚い場合を除く。）で、反響性がある。

硬質磁器は、カオリン（又はカオリン系の土）、石英、長石（又は准長石）よりなる素地（時には炭酸カルシウムを加えることがある。）から製造され、素地と同時に焼成され溶融する無色透明のうわぐすりによって被覆されている。

軟質磁器は、アルミナ分が少なく、シリカ分及び融剤分（例えば、長石）が多い。骨灰磁器は、

アルミナ分が少なく、りん酸カルシウム（例えば、骨灰の形で）を含有しているので、硬質磁器よりも低い構成温度で透明な素地が得られる。うわぐすりはより低い温度でさらに焼成することにより通常、得られるので、より広範囲の下絵付け装飾が可能である。

無釉磁器は、無釉の磁器で、そのうちパリアン磁器（一名 Carrara 磁器）は、長石分の多い組織の細かい帯黄色の特殊な種類のもので、外観がしばしば大理石（Paros marble）に似ているのでこの名称が与えられている。

（Ⅱ）その他の陶磁製品

磁器以外のその他の陶磁製品には、次のものを含む。

（A）多孔質の陶磁器：本品は、多孔質の素地を有し、磁器と異なり、不透明で、透水性があり、鉄で容易に傷つき、破砕面は舌に吸着する。これらの陶磁器には、次のものが含まれる。

（1）土器（pottery）：本品は、通常、含鉄質又は石灰質の粘土（brick earth）から作られたもので鈍い土質の肌合いを有し、通常褐色、赤色又は黄色である。

（2）陶器（earthenware, majolica, delftware 等）：本品は、白色又は有色である。素地は多孔質であり不浸透性とするために白色又は有色の金属酸化物のような透明又は不透明のうわぐすりを施している。陶器（earthenware 等）は非常に細かくふるい分けられた粘土を水と混合したものから作られる。本品は上記の通常の粘土から作られる土器よりも高温で焼成することによって得られる微粒の素地を有しているが、磁器と異なり完全にガラス化されていない。

（B）石器（stoneware）：本品は鋼先でかいても傷がつかないくらい十分に密で硬いが、磁器と異なり、不透明であり、通常部分的にしかガラス化していない。せつ器は、ガラス質（不浸透性）又は半ガラス質である場合もある。通常製造の際に使用した粘土に含まれる不純物のため灰色又は褐色がかっており、通常、うわぐすりを施している。

（C）半磁器（semi-porcelain 又は imitation porcelain）：本品は、いわゆる半磁器又は模造磁器と呼ばれているもので、しばしば、外観を磁器に類似させるため調製、装飾又はうわぐすりが施される。陶器のように完全に不透明でなく、磁器のように半透明ではないが、カップの底等の薄い部分では僅かに半透明である。これらの材料は、破砕面が粗粒状であり、鈍く、かつ、ガラス化していないので、本物の磁器と区別できる。従って、これらのうわぐすりの下は多孔質であり、破砕面は舌に吸着する。さらにこれらは容易に鉄鋼製のナイフで傷つく。ただし、ある種の軟質磁器にも鉄鋼で傷つくものがあるから注意すべきである。これらの模造磁器の製品は磁器とは見なされない。

なお、この節は粉状のステアタイト等で粘土（例えば、カオリン）、長石等と混合したものを成形した後に焼成したものも含む。しかしながら、これらの材料から製造した物品の多くは電気用に作られているので 85 類に分類されることに注意すべきである。この節にはのこびきによって成形したステアタイトを焼成して作った製品も含む。

また、耐火製材料（例えば、焼結アルミナ）から作ったある種の陶磁製品も、耐火製品として使用するようになされたものでない場合には、この節に属する（69.09 項解説参照）。

69.04 陶磁製の建設用れんが、床用ブロック、サポートタイル、フィラータイルその他これらに類する物品

6904.10－建設用れんが

6904.90－その他のもの

この項には、通常、壁、家屋、工業用煙突等の建設に使用される非耐火陶磁製れんが（1,500度以上の温度に耐えられないもの）を含む。このれんがは他の用途にも使用できるもの（例えば、建築用のほか舗装用又は橋ぐい用にも使用できるガラス化したれんが）であってもさしつかえない。

れんがは、通常、比較的多孔質であるが（普通の土器）、多少ガラス化したものもあり（せつ器又は工業用れんが）、機械的強度又は耐酸性（例えば、化学プラント）を必要とする建設用に使用される。

この項には、次の物品を含む。

- （1）通常の長方形れんが（表面に凹みのあるものを含む。）
- （2）工業用煙突用の曲面れんが（穴あきのものを含む。）
- （3）中空れんが、穴あきれんが、特に床、天井等で建設用の鋼製品と組み合わせて使用される長い中空の床用ブロック及び建設用スラブ並びにサポートタイル及びフィラータイル（けたを包んで当該ブロックを支持するように設計された陶磁製の取付具）
- （4）上張り用のれんが（例えば、家屋、壁、ドア又は窓の周囲の上張り用のもの（柱頭、縁、フリーズその他の建築用の装飾用れんがを含む。））

いわゆるダブルブリック（長さの方向に特殊の穴をあけたもので、使用の際に割るようになっているもの）で、分割後建設用れんがの性格を保持しているものは、この項に属する。

これら全てのれんが、特に上張り用のものには、研磨したもの、表面に砂をまぶしたもの（焼成の際に表面に砂を熔融することにより付着させる。）、素地の色をかくすために白色又は有色の薄い層で被覆したもの、焦がしたもの又はいぶしたもの、素地又は表面を着色したもの（金属酸化物の添加、含鉄質の粘土の使用又は炭化水素若しくは炭素とともに減圧下で加熱する方法で行われる。）、タールを染み込ませたもの、うわぐすりを施したもの等がある。また、浮出し模様、刻み目模様等を片面又は両面に施したものもある。

この項には、のこくず、泥炭繊維、刻んだわら等を混合して製造した軽量れんが（これらの混合物は、焼成の際に焼失し、非常に多孔質の構造のれんがとなる。）を含む。

この項には、次の物品を含まない。

- （a）けいそう土等で作ったれんが（69.01）及び耐火れんが（69.02）
- （b）舗装用品及び炉用又は壁用タイル（69.07 項の解説参照）

69.05 かわら、煙突用品、建築用装飾品その他の建設用陶磁製品

6905. 10－かわら

6905. 90－その他のもの

この項には、れんがの場合と同様、建設に使用される一連の非耐火製品が含まれる。通常は土器製のものが多いが、時には多少ガラス化したものもある。

この項には、次の物品を含む。

- (1) 屋根用かわら（屋根用、壁の頂部の被覆用等）：これらは、通常突起がついていてくぎあながつけてあるか又は連結できるように成形されており、この点で 69. 07 項のタイルとは異なっている。これらには、平らなもの、半円筒形のものと及びひさし、棟、隅棟又は屋根の谷等に使用される特殊の形状のものがある。
- (2) 煙突用頂管、煙突帽、煙突用内張、煙道ブロック等
- (3) 建築物、壁、門等の建築用装飾品（例えば、軒蛇腹及びフリーズ）、屋根の水の落し口、切妻、ばら形装飾、手すり、肱木、柱頭、切妻壁、ひさし、屋根用又は棟用の装飾等
- (4) その他の建設用陶磁製品：例えば、ベンチレーターグリル、粘土製木ずり（claylath）（左官工事用の支持物として使用するもので、金属の網目の交点に焼成粘土製の十字形のもの又は板がつけてあり、焼成粘土が主要構成成分であるもの）

これらの物品は、平面のもの、砂をまぶしたもの、スリップで被覆したもの、素地に着色したもの、他の材料を染み込ませたもの、うわぐすりを施したもの、リブ付きのもの、みぞ形のもの又はその他の装飾をしたものであるかないかを問わず、この項に含まれる。

この項には、管、とい及びこれらに類するもの（例えば、雨水排水管）は、建設用に使用されるものであっても含まれない（69. 06）。

69. 06 陶磁製の管、導管、とい及び管用継手

この項には、非耐火性の管等で、一般にこれらを連結して液体の排水又は分配用に使用するよう設計されているものを分類する。これらは、形状又は断面（直管、曲管、多枝管又は径が一定のもの若しくは変化のあるもの等）を問わず、またうわぐすりを施したものであってもこの項に含まれる。

この項には、次の物品を含む。

- (1) 農業用又は園芸用の排水管（低温のみで焼成を行った粗仕上げの多孔質の普通の土器製のもの）
- (2) 管、導管及びとい（例えば、雨水排水管、下水道管、電線保護管（絶縁用として設計されたものを除く。）、といの形状を有する半形管、壁用排水管）

これらの物品は、うわぐすりを施してない普通の土器製のものであるが、うわぐすりを施すこと又はガラス化により不浸透性とした化学用の管のようなものもある。

- (3) 連結用又は分岐用の管用継手（カラー、フランジ、エルボー、T 字形、凝気弁（clean out trap）等）

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 管状の煙突部品（例えば、煙突用頂管、煙突帽、煙突用内張、煙道用ブロック）(69.05)
- (b) 理化学用の小管類（通常、磁器のもの、例えば、燃焼管）(69.09)
- (c) 電気絶縁用の導管、ジョイント及び電気用の管状取付具（特に、85.46 及び 85.47）

69.07 陶磁製の舗装用品及び炉用又は壁用のタイル、陶磁製のモザイクキューブその他これに類する物品（裏張りしてあるかないかを問わない。）並びに仕上げ用の陶磁製品

－舗装用品及び炉用又は壁用のタイル（第 6907.30 号又は第 6907.40 号のものを除く。）

6907.21－吸水率が全重量の 0.5%以下のもの

6907.22－吸水率が全重量の 0.5%を超え 10%以下のもの

6907.23－吸水率が全重量の 10%を超えるもの

6907.30－モザイクキューブその他これに類する物品（第 6907.40 号のものを除く。）

6907.40－仕上げ用の陶磁製品

この項には、通常、舗装用品、壁用又は炉用に供される陶磁製の敷石及びタイル（角形タイルを含む。）を含む。

敷石及び舗装用、炉用又は壁用のタイルは、表面の寸法に比べ厚さが建築用れんがにおけるよりも薄く、れんがが建築物の重要な骨組を形成し、建設工事上主要な役割を果たすのに対し、敷石及びタイルは既存の壁等の表面にセメント、接着剤その他の方法で固定することを目的としたものである。また、屋根用のかわらと異なり、通常平らなものであり、穴あけ、連結するための突起その他の特殊な形状を必要とせず、重ね合わせることなく平行に並べて設置するように作られている。敷石はタイルよりも大きく、通常長方形である。タイルは他の幾何学的形状（六角形、八角形等）を有するものもあり、壁、マントルピース、炉、床又は歩道の上張りに使用される。敷石は、特に舗装用若しくは床用又は炉用スラブとして多く使用される。両者とも粘土又はその他の無機の原材料から製造され、通常、室温で押出し又はプレスにより成形されるが、その他の方法によって成形されるものもあり、乾燥された後、必要とされる性質を得るために十分な温度で焼成される。しかしながら、激しい摩耗に耐える性質を有するものには、しばしばガラス化しているものがある（例えば、せっ器製、磁器製又は焼成ステアタイト製のタイル（グラインディングミルのライニング用のタイル等））。

耐摩耗性及びガラス化率は、タイルの構造によって異なる。これらの構造的特徴は、吸水能力により与えられる。吸水率が高いものは多孔質の構造であり、吸水率が低いものは密な（ガラス化された）構造である。

気孔率又は吸水率は、乾燥したサンプル（タイル）を水で飽和した後の水分率により定義される。

吸水率の測定は、ISO 規格 10545-3 に定める真空法に基づく。

吸水率の計算は次の式による。

$$E = \{(M_f - M_i) / M_i\} \times 100$$

E : 吸水率

M_i : 乾燥した試料の質量

M_f : 水で飽和した試料の質量

ある種の陶磁製タイルは、専ら道路舗装用に使用される。この種のタイルは、れんがと異なり、通常立方体又は截頭ピラミッド形であり、せつ器製のものが通常であるが、例外的に陶磁製の（例えば、横断歩道用の敷石）もある。

この項の物品の分類は、その構成材料によるよりも、むしろ、当該物品の形状及び大きさによる。したがって、建設用及び舗装用の両方に使用するのに適するれんが（例えば、ガラス化したれんが）は除外され、69.04 項に属する。

また、素地に着色したもの、大理石模様を有するもの、リブ付きのもの、みぞ付きのもの、うわぐすりを施したものも含む。

この項は、上記のほか次の物品を含む。

- (1) 仕上げ用の陶磁製品：上張り用、舗装用等の仕上げに補完的要素として使用される縁取り、上辺装飾、裾装飾、フリーズ、角、隅等のタイルで、縁を丸くしてあるかないかを問わず、平らでなく又は三次元的であり、仕上げ用の製品としての特性を有するもの。特に、縁取り、裾装飾、フリーズ、隅に用いる要素、装飾性を有する挿入物 (decorative inserts) その他の陶磁製の装飾品がこれに該当する。これらの場合、当該製品は、その他の装飾性のないタイル (basic tiles) と調和する必要があるが、当該製品の表面は、基本的に、それらのタイルと同様の色調又は仕上げがなされている。これらは一般に、製品単位又はメートル単位で販売される。
- (2) 使用前に割って使うようになっているダブルタイル
- (3) テラコッタ製のクラッディング部材：建築業において屋外又は屋内のクラッディングに使用されるものであり、様々な寸法のものがあり、それらの構造は規格化されていて、それらは、例えば金具により、主要構造物の壁に固定された垂直又は水平の金属型材に取り付けられる。
- (4) モザイクキューブ（紙その他のもので裏張りしてあるかないかを問わない。）

一方、この項には、次の物品を含まない。

- (a) テーブルマット等に適合するように特に製造されたタイル (69.11 又は 69.12)
- (b) 69.13 項の装飾品及びこれに類する物品
- (c) ストープに適合するように特に製造されたタイル (69.14)

＊

＊ ＊

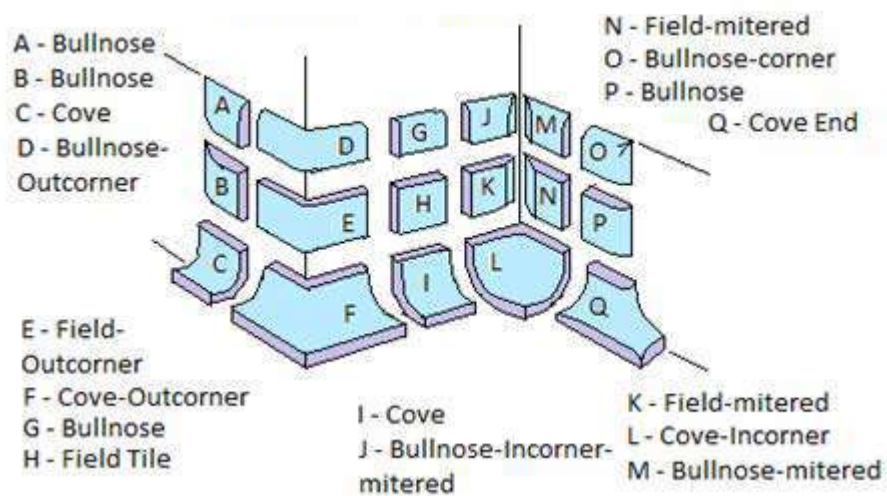
号の解説

6907.40

この号に含まれる各種タイプの仕上げ用の陶磁製品の図を以下に示す。

仕上り用の陶磁製品

Exploded view – three rows of trim tiles



69.09 陶磁製の理化学用その他の技術的用途に供する物品、農業に使用する種類のおけ、かめその他これらに類する容器及び輸送又は包装に使用する種類のつぼ、ジャーその他これらに類する製品

－陶磁製の理化学用その他の技術的用途に供する物品

6909. 11－磁器製のもの

6909. 12－モース硬さが9以上の物品

6909. 19－その他のもの

6909. 90－その他のもの

この項には、通常、ガラス化された陶磁器（せつ器、磁器、ステアタイトセラミックス等）から作られた各種の製品（うわぐすりを施してあるかないかを問わない。）を含む。ただし、第1節総説に記載した高温に耐えるように作られた耐火製品は含まれない。しかし耐火材料で製造されていても高温作業用に設計されていない物品（例えば、焼結アルミナ製の糸道、研磨装置等）はこの項に含まれる。

この項には、次の物品を含む。

- （1）理化学用品（例えば、研究用又は工業用に使用するもの）：るつぼ及びそのふた、蒸発皿、燃焼用ボート、キューペル、乳鉢及び乳棒、酸用のスプーン及びへら、ろ過用又は触媒用の支持物、ろ過用のプレート、管、キャンドル、コーン、漏斗等、ウォーターバス、ビーカー、目盛り付き容器（台所用のものを除く。）、実験室用の皿、水銀槽、小管類（例えば、燃焼管（炭素、硫黄等の測定用の分析管を含む。））
- （2）その他の技術的用途に供する陶磁製品：ポンプ、弁、レトルト、バット、化学浴及び1個又は2個の壁を有する電気めっき用、酸貯蔵用等に使用される容器、酸用の詮、コイル、分留又は蒸留用のコイル及び塔、石油分留装置用のラシッヒリング、研磨装置及び研磨ミル用のボール等、繊維機械用の糸道、人造繊維紡糸用ダイス、工具用のもので、板、棒、チップその他これらに類するもの
- （3）輸送用又は包装用に供する容器：酸その他の化学品の運搬に使用される大型の容器及び瓶等、食料品（ジャム、調味料、肉のペースト、酒類等）、医薬品又は化粧品（ポマード、軟膏、クリーム等）、インキ等に使用される瓶、つぼ等（flagons, jars, pots）
- （4）農業用のおけ、かめその他これらに類する容器

この項には、次の物品を含まない。

- （a）68. 04 項の物品
- （b）レトルト、るつぼ、マッフル、キューペルその他これらに類する物品で耐火性材料製のもの（69. 03）
- （c）台所用又は家庭用の容器（例えば、ティーキャディー、パン入れ、ビスケット入れ）（69. 11又は69. 12）
- （d）実験室で使用するはん用の瓶その他の容器及び医薬品、菓子等の展示用の瓶（69. 14）
- （e）サーメットの物品（81. 13）
- （f）85. 33 項から 85. 38 項までの電気機器（スイッチ、接続箱、ヒューズ等）及び 85. 46 項又は 85. 47 項のがい子その他の電気絶縁用物品等

* *

号の解説

6909. 12

この号には、高機能セラミック製品を含む。これらの製品は結晶セラミックマトリクス（例えば、アルミナ、炭化けい素、ジルコニア若しくはけい素、ほう素及びアルミニウムの窒化物又はこれらの結合物）で作られている。

複合セラミック製品を作るために、強化材（例えば、金属又は黒鉛）のひげ結晶や繊維をそのマトリクス中に分散させることがある。

これらの製品はマトリクスが非常に低い気孔率を有すること及びマトリクス中の結晶粒が非常に小さいこと並びに磨耗、腐食、疲労及び熱衝撃に対する高い耐性、高温における耐熱性及び鋼と同等以上の重量強度比を有する特徴がある。

これらは厳しい寸法許容誤差が求められる機械装置（例えば、エンジンのターボチャージャー用ローター、ころがり接触軸受及び工作機械）の鉄鋼製その他の金属製の部分品の代わりにしばしば使用される。

この号におけるモース硬さはその硬さの下の方の物質の表面を傷つけることができる性質によって物質に等級をつけたものである。物質は 1（滑石）から 10（ダイヤモンド）まで等級づけられる。高機能セラミック製品のほとんどは、硬度の最高値に近いところに位置づけされる。

炭化けい素と酸化アルミニウムは、両方とも高機能セラミック製品に使われており、モース硬さの 9 以上に値する。より硬い物質のなかで区別をつけるために、モース硬さは時おり滑石を 1、ダイヤモンドを 15 として拡大される。拡大モース硬さにおいては溶融アルミナは硬さ 12、シリコン窒化物は硬さ 13 に相当する。

69. 10 陶磁製の台所用流し、洗面台、浴槽、ビデ、便器、水洗用水槽その他これらに類する衛生用備付品

6910. 10－磁器製のもの

6910. 90－その他のもの

この項には、家屋等で、通常、水道又は下水の設備と連結させて、永久的に固定されるように設計された備付品を分類する。これらの物品は、うわぐすりを施したり又は長時間焼成することにより水に対して不浸透性にしたもの（例えば、せつ器製、陶器製、耐火粘土製、半磁器製）である。この項には、更に便所用の水槽等の物品を含む。

陶磁製の水洗用水槽は、機構を有するか有しないかを問わず、この項に属する。

この項には、浴室用又は衛生用の小さな附属品（せっけん皿、スポンジ入れ、歯ブラシ立て、タオル掛け、トイレトーパーホルダー等）で壁に固定して使用するようになられているもの及び可搬式の衛生用品（ベッド用便器、しびん、室内用便器等）を含まない（これらの物品は、69. 11 項又は 69. 12 項に属する。）。

69.11 磁器製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び化粧用品

6911.10－食卓用品及び台所用品

6911.90－その他のもの

69.12 項の解説参照

69.12 陶磁製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び化粧用品（磁器製のものを除く。）

食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び化粧用品については、磁器のものは 69.11 項に、せつ器、陶器、半磁器等その他のものは 69.12 項に属する（第 2 節の総説参照）。

この項には、次の物品を含む。

- (A) 食卓用品：茶用具、コーヒー用具、プレート、スープ入れ、サラダボウル、各種の皿及び盆、コーヒーポット、ティーポット、砂糖入れ、ビール杯、カップ、ソース入れ、果物鉢、薬味瓶、食塩入れ、マスタード入れ、卵用カップ、ティーポット用台、テーブルマット、ナイフ置き、スプーン、ナプキンリング等
- (B) 台所用品：シチュー鍋、キャセロール（形状及び寸法を問わない。）、ベーキング用又はロースト用の皿、水鉢、ペーストリー又はゼリー用の型、台所用瓶、貯蔵用瓶、貯蔵箱（ティーキャディー、パン入れ等）、漏斗、ひしゃく、目盛り付台所用測定具、めん棒
- (C) その他の家庭用品：灰皿、湯入れ瓶、マッチ箱用ホルダー等
- (D) 化粧用品（家庭用であるかないかを問わない。）：化粧セット（水差し、ボウル等）、衛生用おけ、ベッド用便器、しびん、寝室用便器、たんつぼ、注水器、洗眼器、せっけん皿、タオル掛け用のレール、歯ブラシ立て、トイレットペーパーホルダー、タオル掛けその他これらに類する浴室、化粧室又は台所で使用する物品（壁等に取り付け又ははめこんで使用するように設計されてあるかないかを問わない。）

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 輸送用又は包装用に供する瓶、ジャー、ボトル、つぼその他これらに類する容器（69.09）
- (b) 浴槽、ビデ、台所用流しその他これらに類する衛生用備付品（69.10）
- (c) 69.13 項の小像その他の装飾品
- (d) 貴金属又はこれを張った金属を使用した陶磁製品（ただし、これらをさ細なトリミングとして使用したものを除く。）（71 類）
- (e) 陶磁製の容器及び金属製の作用する部分を備えたコーヒーミル及び香辛料用ミル（82.10）
- (f) 85.16 項の調理用、加熱用等の電熱装置（加熱調理板、電熱用抵抗体等の電熱要素を含む。）
- (g) 91 類の物品（時計用ケースを含む。）
- (h) 96.13 項のライター及び香水用噴霧器等（96.16）

69.13 陶磁製の小像その他の装飾品

6913.10—磁器製のもの

6913.90—その他のもの

この項には、主として家庭、事務室、集会所、教会等の内部装飾用及び庭園装飾用等の戸外装飾品用に設計された種々の陶磁製品を含む。

この項には、当該物品がその性質及び仕上げによって装飾用に適するものであっても、この表においてより特殊な限定をして記載している項に該当するものは含まれない。このような物品には、例えば、次のようなものがある。

- (a) 軒蛇腹、フリーズその他これらに類する建築用装飾品 (69.05)
- (b) 貴金属又はこれを張った金属を単なるさ細な取付具よりも多く使用した物品 (71 類)
- (c) 身辺用模造細貨類 (71.17)
- (d) 90 類の気圧計、温度計その他の機器
- (e) 時計及びそのケース（ケースにあっては、時計用のケースとして使用するよう明らかに設計された小像その他の装飾物を含む。）
- (f) 94.05 項の照明器具及びこれらの部分品
- (g) がん具、遊戯用具及び運動用具 (95 類)
- (h) ボタン、喫煙用パイプ、卓上用ライター、香水用噴霧器その他の 96 類の物品
- (ij) 書画（肉筆のものに限る。）、彫刻、収集品及び製作後 100 年を超えたこつとう (97 類)

この項には、次の物品を含む。

- (A) 実用的価値がなく、完全に装飾用のもの及びその唯一の効用が他の装飾品を保持し若しくは納め又は装飾的效果を高めることにあるもの
 - (1) 像、小像、胸像、高浮彫り、薄浮彫りその他の装飾用の像、マントルピース、棚等の装飾品（時計セットの部分品を構成するものを含む。動物、象徴的又は寓話上の像等）、スポーツ又は芸術に対して授与されるトロフィー、壁用装飾品（壁掛け用の附属具の付いたもの、額皿類）、メダリオン (medallion)、ファイヤスクリーン、人造の花、果実、葉等、花輪その他これに類する墓場用の装飾品、棚又は家庭用陳列キャビネット等の装飾用小間物類
 - (2) キリスト像その他教会用又は宗教用の装飾品
 - (3) 装飾のみを目的とした食卓用ボウル、花びん、ポット及び装飾用植木鉢 (jardinières)
- (B) 食卓用品その他の家庭用品であって、その実用性がその物品の装飾的性格に対して明らかに従属的であるもの、例えば、浮彫りに成型した皿で、その実用性が事実上なくなったもの、全く附属的な盆又は容器（当該盆及び容器は小さい飾り物用の皿又は灰皿として使用できる。）と組み合わせられた装飾品、本来の実用価値のない縮小品等。しかしながら、一般に食卓用品その他の家庭用品は主として実用性を目的として作られており、いかなる装飾も通常は二次的なものでありその実用性をそこなわないように付けられている。従って、このような物品は、その実用性が装飾のない同種のものに比べ小さくないものであれば、この項よりは

むしろ 69.11 項又は 69.12 項に属する。

- (C) 家庭用、事務室用等の装飾用品（食卓用品及び家庭用品を除く。）、例えば、喫煙用セット、宝石箱、口中剤入れ、シガレットボックス、香料焚器、インキスタンド、ブックエンド、文鎮及び類似の机上用備付品及び額縁

69.14 その他の陶磁製品

6914.10—磁器製のもの

6914.90—その他のもの

この項には、この類の他の項又はこの表の他の類に属さないすべての陶磁製品を含む。

この項には、次の物品を含む。

- (1) ストープその他の加熱装置（主として陶磁製（一般に陶磁製であるが普通の土器製等のものもある。）のもの）、非耐火製の耐火レンガのチーク（cheek）、ストープ又は暖炉の陶磁製部分品、まき用ストープの陶磁製の内張り（ストープ用に適合するように特に作ったタイルを含む。）。ただし、電気加熱装置は除く（85.16）。
- (2) 装飾性のない花鉢（例えば、園芸用のもの）
- (3) ドア用、窓用等の取付具（例えば、ハンドル、握り、指板（finger plate）等）、水洗用鎖のノブ等
- (4) 商店の広告板又は窓に使用される文字、数字、サインプレートその他のモチーフ（印刷した絵画又は文を有するか有しないかを問わない。ただしイルミネーションを除く。（94.05））
- (5) ばね付き栓（レモネード用瓶等に使用するもので、主として陶磁製のもの）
- (6) 実験室用のはん用性のある瓶その他の容器及び医薬品又は菓子等の展示用の瓶
- (7) ナイフの柄、学校用のインキつぼ、ラジエーター用の給湿器、鳥かご用の附属品等各種のその他の物品

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 陶磁製の義歯（90.21）
- (b) がん具、遊戯用具及び運動用具（95 類）
- (c) 96 類のボタン、喫煙用パイプその他の物品

第 70 類
ガラス及びその製品

注

- 1 この類には、次の物品を含まない。
 - (a) 第 32.07 項の物品（例えば、ほうろう及びうわぐすり並びにガラスフリットその他のガラスで粉状、粒状又はフレーク状のもの）
 - (b) 第 71 類の物品（例えば、身辺用模造細貨類）
 - (c) 第 85.44 項の光ファイバーケーブル、がい子（第 85.46 項参照）及び第 85.47 項の電気絶縁用物品
 - (d) フロントガラス（風防）、後部の窓及びその他の窓（枠付きのもので、第 86 類から第 88 類までの物品用のものに限る。）
 - (e) フロントガラス（風防）、後部の窓及びその他の窓（枠付きであるかないかを問わず、加熱装置又はその他の電氣的若しくは電子的装置を自蔵する第 86 類から第 88 類までの物品用のものに限る。）
 - (f) 第 90 類の光ファイバー、光学的に研磨した光学用品、皮下注射器、義眼、温度計、気圧計、浮きばかりその他の物品
 - (g) 第 94.05 項の照明器具、イルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品（光源を据え付けたものに限る。）及びこれらの部分品
 - (h) 第 95 類の玩具、遊戯用具、運動用具、クリスマスツリー用装飾品その他の物品（仕掛けを有しないガラス製の眼で第 95 類の人形その他の物品に使用するものを除く。）
 - (ij) 第 96 類のボタン、魔法瓶、香水用噴霧器その他の物品
- 2 第 70.03 項から第 70.05 項までにおいては、次に定めるところによる。
 - (a) 焼きなまし前に経た工程は、加工としない。
 - (b) 板ガラスには、特定の形状に切ったものを含む。
 - (c) 「吸収層、反射層又は無反射層」とは、赤外線等を吸収し、ガラスの透明度若しくは半透明度を保持しつつ反射特性を高め、又は反射光を防止するために塗布した金属又は化合物（例えば、金属酸化物）の極めて薄い層をいう。
- 3 第 70.06 項の物品は、製品の特性を有するか有しないかを問わない。
- 4 第 70.19 項において「グラスウール」とは、次の物品をいう。
 - (a) シリカ (SiO_2) の含有量が全重量の 60%以上の鉍物性ウール
 - (b) シリカ (SiO_2) の含有量が全重量の 60%未満の鉍物性ウールで、アルカリ金属の酸化物 (K_2O 又は Na_2O) の含有量が全重量の 5%を超え又は三酸化二ほう素 (B_2O_3) の含有量が全重量の 2%を超えるもの
 - (a) 及び (b) に該当しない鉍物性ウールは、第 68.06 項に属する。
- 5 この表においてガラスには、石英ガラスを含む。

号注

- 1 第 7013.22 号、第 7013.33 号、第 7013.41 号及び第 7013.91 号において「鉛ガラス」とは、一酸化鉛 (PbO) の含有量が全重量の 24%以上のガラスのみをいう。

総 説

この類にはすべての形状のガラス及びその製品（この類の注 1 に掲げるもの及びこの表の他の項に該当するものを除く。）を含む。

ガラス（下記の石英ガラスを除く。）は、アルカリけい酸塩（けい酸ナトリウム又はけい酸カリウム）と一以上のけい酸カルシウム及びけい酸鉛（付随的にバリウム、アルミニウム、マンガン、マグネシウム等を含む場合もある。）の種々の割合から成る熔融した均質な混合物である。

ガラスは、成分によってたくさんの種類（例えば、ボヘミアンガラス、クラウンガラス、鉛クリスタルガラス、フリントガラス、ストラスペースト）がある。これら各種のタイプは、非結晶質で、かつ、完全に透明である。

この類の各項には、ガラスを構成する成分の種類に関係なく、相当する物品を含む。

ガラスの製法は種々あるが次のようなものである。

- (A) 鋳込み法（例えば、平面ガラスの製造）
- (B) ロール法（例えば、平面ガラス又は金属の線若しくは網を入れたガラスの製造）
- (C) フロート法（フロートガラスの製造）
- (D) 鋳造法（プレス法、吹上げ法又は引上げ法と併用されるかされないかを問わない。）（例えば、瓶、コップ製品、ある種の光学用ガラス、灰皿の製造）
- (E) 吹上げ法（機械式であるかないか又は型を使用するかしないかを問わない。）（例えば、瓶、アンプル、装飾品、時には板ガラスの製造）
- (F) 引上げ法又は押出法（特に、板ガラス、棒、管又はガラス繊維の製造）
- (G) プレス法（例えば、灰皿の製造。一般に型を使用し、ロール法（例えば、ロールガラスの製造）又は吹上げ法（例えば、瓶の製造）と併用されることもある。）
- (H) ブロウランプを用いたランプ加工（ガラスの棒及び管からアンプル、装飾品等の製造）
- (IJ) 各種の方法で得られるブランク、球形等から必要な製品を切りだす方法（特に石英ガラス製品は、中空でないブランク又は中空の形材から得られる。）

なお、多泡ガラスについては、70.16 項の解説参照のこと。

この類において、物品の製造方法が分類を決定する場合がある。例えば、70.03 項には、鋳込み法又はロール法により製造したもののみを分類し、70.04 項には、引上げ法又は吹上げ法により製造したもののみを分類する。

＊

＊ ＊

この類の注 5 により、「ガラス」には、石英ガラスを含む。

この類には、次の物品を含む。

- (1) 乳白ガラス及びオパールガラス：ガラスの塊にほたる石、骨灰のような物質を約 5 % の割合で添加して製造した半透明のガラスである。添加物質は、冷却又は再加熱の際、熔融した状態において部分的に結晶を生じさせる働きをする。

- (2) ガラスセラミックスと呼ばれる特殊材料：結晶の生成を制御することによりほとんど全部が結晶集合体に転換されたガラスである。ガラスバッチに核生成物質（二酸化チタン若しくは酸化ジルコニウムのような金属酸化物又は銅粉のような金属であることが多い。）を加えて製造される。これらの物品は、通常のガラス製造技術によって成型された後、結晶核のまわりにガラス質の結晶が析出するような温度に保たれる。ガラスセラミックスは、一般に不透明であるが透明なものもある。ガラスセラミックスは、通常のガラスに比し機械的性質、電氣的性質及び耐熱性が優れている。
- (3) 膨脹係数が小さいガラス（例えば、ほうけい酸ガラス）

70.01 ガラスのくず（第 85.49 項の陰極線管由来のガラスその他の活性化ガラスを除く。）及び塊

この項には、次の物品を含む。

- (1) ガラス製造の際に生ずるあらゆる種類のくず（溶融ポットの外側に飛び散ったものを回収したものを含む。）及びガラス製品のくず（くずは通常その特徴として鋭い切れ端を有している。）
- (2) ガラス（エナメルガラスを含む。）の塊で特定の用途を有しないもの

エナメルガラスには、普通一般のガラスに比し熔融性が大きく、密度が大きい。通常不透明であるが、時に透明のものもあり、無色のものも有色のものもある。この項に該当するものは、塊状（ランプ状又はスラブ状）のものであり、他のガラスの着色又は不透明化、ランプ加工による装飾品等の製造、陶器のうわぐすり等に使用される。

この項には、塊状のビトライト（vitrite）を含む。ビトライトは、低融点ガラスの一種で、電球基部の接触端の絶縁用に供される。二酸化マンガンの含有量が多く、黒色を呈しているため、基部の内部附属品は隠ぺいされる。

この項には、ガラス（ビトライト及びエナメルガラスを含む。）の粉、粒及びフレークは含まない（32.07）。

70.02 ガラスの球（第 70.18 項のマイクロスフィアを除く。）、棒及び管（加工していないものに限る。）

7002.10－球

7002.20－棒

－管

7002.31－石英ガラスのもの

7002.32－その他のガラス（線膨脹係数が温度 0 度から 300 度までの範囲において 1 ケルビンにつき 100 万分の 5 以下のものに限る。）のもの

7002.39－その他のもの

この項には、次の物品を含む。

- (1) 球：中空でないもので、通常鑄造法、プレス法又はダブルスクリーマシン (double screw machine) により製造され、主としてガラス繊維の製造用又は石版の調製用の原料として供される。
- (2) 棒及び管（各種の直径のもの）：通常引上げ法により得られ（管の場合には吹上げ法と併用される。）、化学機器用、工業用機器用、繊維工業用又は温度計、アンプル、電気用バルブ、装飾品の製造用等各種の用途に供される。蛍光照明用管（主に広告用）は、長さを仕切って引き上げられる。

ここには、エナメルガラスの棒及び管を含む（エナメルガラスは 70.01 項の解説に規定されている。）。

この項の球、棒及び管は、未加工のもの（すなわち、引上げ法により直接得られるもの又は単に一定の長さに切ってその両端を簡単に滑らかにしたようなもの）である。

この項には、球、棒及び管で完成品に仕上がったもの及び完成品の部分品として認められるものは含まない。それらは該当する項（例えば、70.11 項、70.17 項、70.18 項又は 90 類）に分類する。加工したもので、特定の用途を有するものと認められないものは、70.20 項に属する。

この項には、ガラスの塊中に蛍光物質を加えて製造したガラス管（一定の長さに切つてあるかないかを問わない。）を含む。他方、蛍光物質を管の内側に塗布した管（その他の加工がなされているかいないかを問わない。）は含まない（70.11）。

がん具の性格を有するガラスの球（すじの付いた丸いはじき石で各種の形状のもの及び子供の遊戯用に小型包装にしたもの）は、95.03 項に属する。成形後研磨された瓶の栓用の球は、70.10 項に属する。

この項には、球状のガラス細粒（直径が 1 ミリメートル以下のマイクロスフィア）で、例えば、道路標識、反射サイン又は映画用スクリーンのパネル用、航空機のジェットエンジンの清掃及び金属表面の清掃の用途に供するものを含まない（70.18）。

70.03 鑄込み法又はロール法により製造した板ガラス及び溝型ガラス（吸収層、反射層又は無反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）

－板ガラス（金属の線又は網を入れたものを除く。）

7003.12－色つきのもの、不透明のもの、色きせのもの及び吸収層、反射層又は無反射層を有するもの

7003.19－その他のもの

7003.20－板ガラス（金属の線又は網を入れたものに限る。）

7003.30－溝型ガラス

この項は鑄込み法又はロール法によって製造したすべての種類の板ガラス（厚さ及び切断の形状を問わない。）及び溝型ガラスを含み、吸収層、反射層又は無反射層を有するか有しないかを問

わないものとし、その他の加工をしたものを除く。

この項には、次の物品を含む。

- (A) 板ガラス（加工していないものに限る。）：これらは、通常その表面が粒状又は粗いために不透明である。金属の酸化物その他の塩類で人工的に着色したものもある。ただし、表面を研磨したもの及び磨き板ガラスは含まない（70.05）。
- (B) 多少とも不透明になったもの及び完全に不透明になったもの：これらは、大理石、磁器又はアラバスターにその外観が類似するように作られる。この種類のガラスは、白色、黒色その他の色を呈し、平板状又は木目を有するように作られ、壁の上張り用、洗面台、カウンター、机、テーブル、手術台等の上面の製造用、石碑用の銘板用、広告用ボード、サイン等の製造用に供される。

これらは、通常、機械研磨により一面又は両面が磨かれるが、そのような加工をしたものはこの項には含まれない（70.05）。未加工の状態において、これらは、ローラーと接触した痕跡又は鑄造の際の砂の痕跡を残している。ある種の不透明ガラスは取付けを容易にするためにリブ又は粗い一面を有する。

- (C) 製造工程で不規則な表面を付けられた不透明ガラス：ここには、次のようなものを含む。
- 粗く鑄込んだガラス、カセドラルガラス、ハンマードカセドラルガラス等及び型模様付きガラス（一面に筋、ダイヤモンド形、うね等の型を刻印したもの）及び波板ガラス及びいわゆる古代ガラス（気泡を含有するもの、表面に割れ目のあるもの又はその他計画的に付けられたきずがあるもの）。この種類のガラスは、素地で着色されたものもあり、工場、倉庫、事務所、浴室等、一般に光線を透過し、しかも外部から見えないことが要求される場所の窓ガラスに使用される。

これらのガラスは、製造方法の特性上、更に加工して平板状にされることはない。

先に述べたとおり、この項には、鑄込み法又はロール法により製造したガラスのみを含む。

鑄込み法による製造方法は、（鑄込み法は大型の板ガラスを製造する場合を除き、ロール法によって置きかえられつつある。）まず、溶融ガラスを固定したテーブル上に流す。テーブルの両端に二つの金属製フランジがあり、その高さにより板の厚みを決定する。フランジの上に重い金属製のローラーが装着され、るつぽからローラーの前に溶融ガラスを流し、ローラーをフランジに沿って進めてフランジの高さに沿った厚みのガラス板にする。ガラス板が所要の硬さになると焼なまし炉又はレヤーをゆっくり通過させながら温度を徐々に下げていき、出口において温度は完全に下げられている。鑄込み工程において、溝型ガラス（例えば、U字型）は半溶融状態でガラスリボンを経長の方向に沿って曲げることによっても製造される。

ロール法による製造方法は、溶融ガラスをローラーの間を通過させて、そのローラーの間隙から連続したリボン状のもの、板状のもの又は型状のものを得る。ついでこれは機械的方法によりレヤーに運び込まれる。

模様付きのガラス等に模様を付けるのは、鑄込み法又はロール法による製造の時である。鑄込み法では、彫版した鑄物テーブル又は彫版したローラーにより、半溶融ガラスに模様を付ける。ロール法では、彫版した最終ローラーで模様を付けたり、刻印する。

上記のガラスのタイプは、ガラス製造中にあけられる穴を有するもの及び金属の線又は網を入

れたものも含む。模様付きの板ガラス、カセドラル及びこれに類するタイプのガラスは時には金属の線又は網を入れる。これは崩壊又は破損した際にガラス片が散乱するのを保護するので建築用に使用される。金属の線又は網入りガラスは、通常軟らかいガラスに鉄鋼の網を埋め込み、これをロールすることにより製造される。

この項に分類されるガラスは、製造工程において、通常他の着色ガラスで色きせされているものもあり、また、吸収層、反射層又は無反射層を被覆されてあってもよいが、更に加工したものは含まない。

この項には、更に加工したことにより、他の項に該当することとなった鑄込み法及びロール法によって得られたガラス（例えば、70.05、70.06、70.08 及び 70.09）ばかりでなく、安全ガラス（製造の際ロール法によったものを含む。）（70.07）も含まない。

70.04 引上げ法及び吹上げ法により製造した板ガラス（吸収層、反射層又は無反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）

7004.20—板ガラス（色付きのもの、不透明のもの、色きせのもの及び吸収層、反射層又は無反射層を有するものに限る。）

7004.90—その他のもの

この項は、引上げ法又は吹上げ法により製造したもので、未加工及び板状（特定の形状に切つてあるかないかを問わない。）のものに限る。

機械的でない吹上げ法は、今日では、ごく特殊なタイプの板ガラスの製造以外はほとんど採用されず、主に引上げ法（例えば、フルコール法、リベイーオウエン法又はピッツバーグ法）による各種機械的方法によって置き換えられた。

この項の板ガラスは、各種の厚さのものがあるが、通常 70.03 項の鑄込み法によるガラスよりも少し薄い。また、色付きのもの、不透明のもの又は製造中他の着色ガラスと共に色きせされたもの及び吸収層、反射層又は無反射層で被覆されているものもある。

引上げ法又は吹上げ法による板ガラスは、更に加工することなく、そのままの形状で使用される。主な用途は、窓、戸、陳列ケース、温室、時計、絵画等用の板ガラスであるが、この種類のガラスは、また、家具の部分品、写真乾板用、眼鏡用平面ガラス等にも使用される。

この項には、製造後表面を磨いたもの又はその他の加工をしたものを含まない（70.05、70.06、70.09 等の解説参照）。

70.05 フロート板ガラス及び磨き板ガラス（吸収層、反射層又は無反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）

7005.10—金属の線又は網を入れてないガラスで吸収層、反射層又は無反射層を有するもの

—金属の線又は網を入れてないその他のガラス

7005.21—色付きのもの、不透明のもの、色きせのもの及び単に表面を粗く磨いたもの

7005. 29—その他のもの

7005. 30—金属の線又は網を入れたもの

この項には、フロート板ガラスを含む。原料は炉で熔融される。熔融されたガラスは熔融金属のフロート槽に送られ、液面のような平らさと表面の仕上りが得られる。熔融されたガラスがフロート槽の終端に達する前に、ガラスが傷ついたり、ゆがんだりしないでローラーを通過できるだけの硬さになるまで冷却される。

フロート槽から出たガラスは焼なましレヤーを通過して冷却され、切断ができる状態になる。このガラスは研磨されていないもので、製造の過程で完全に平らになる。

この項には、また、70. 03 項及び 70. 04 項の板ガラスで、その表面を研磨し又は磨いた（通常はこの二つの工程が併用される。）ものを含む。

ガラスの表面を磨く工程は、鉄製の輪をはめたディスクを回転することによって行われる。この際、ガラスの表面を平滑にするため、研磨材を含む水を注入する。透明性は、酸化鉄を染み込ませたフェルトで被覆したディスクを有する機械で磨かれて得られる。表面磨きは連続して行うことができる。また、ツイングラインディングマシン（twin-grinding machine）は、同時にガラスの両面を磨くことができる。最終磨きも時々行われる。

この項のガラスには、色つきのもの、不透明のもの、製造工程中に他の着色ガラスで色きせしたもの及び吸収層、反射層又は無反射層で被覆したものもある。

この項のガラスは、窓及び戸、自動車、船舶、航空機等によく使用されており、鏡、テーブル及び机のトップ、棚、陳列ケース等の製造及び 70. 07 項の安全ガラスの製造に使用されている。

この項及びこの類の注 2（b）に規定されていない処理がなされた板ガラス（曲げたガラスを含む。）は含まない（70. 06、70. 07、70. 09 等）。

**70. 06 ガラス（第 70. 03 項から第 70. 05 項までのガラスを曲げ、縁加工し、彫り、穴をあけ、ほ
うろう引きをし又はその他の加工をしたものに限るものとし、枠付きのもの及び他の材
料を取り付けたものを除く。）**

この項には、70. 03 項から 70. 05 項のガラスに次の加工を一以上行ったものを分類する。ただし、この項には、安全ガラス（70. 07）、断熱用複層ガラス（70. 08）及びガラス鏡（70. 09）を含まない。

この項には、次の物品を含む。

- (A) 曲げたもの：平板状の板ガラスを適当な炉及び型を使用して、熱により曲げて得られる特殊なガラス（例えば、陳列窓用のもの）等。ただし、例外として 70. 15 項の曲げたガラスは含まない。
- (B) 縁加工したもの（縁を研磨したもの、縁を丸めたもの、縁に刻み目を入れたもの、縁を面取りしたもの、はす縁にしたもの等）：例えば、テーブルトップ用の厚板ガラス、はかりその他の重量測定機器用のもの、観測用スリット用その他これに類するもの、各種のサインプレ

ート用のもの、指板 (finger plates)、写真用フレーム等に使用するガラス、窓ガラス (window panes)、家具用のフロントガラス等の製品としての性格を有するもの

(C) 製造後に穴をあけ又は溝を付けたもの

(D) 製造後にその他の表面加工をしたもの：例えば、すりガラスに加工したもの（砂を吹き付けたもの、エメリー又は酸処理によってぼかしたもの）、彫刻又は腐食したもの（その方法を問わない。）、エナメルガラス（エナメル又はガラス化着色料で装飾したもの）、デザイン、装飾その他のモチーフ等を手描き、印刷その他の方法により付けたガラス及びその他の方法により装飾したすべてのその他のガラス。ただし 97.01 項の書画（肉筆のもの）は含まない。

この項には、半製品の形状の平面ガラス（例えば、特定の用途を有しないもの）のみならず、特定の用途に供するように作られた平面ガラスで、枠、裏張りその他ガラス以外の他の材料を取り付けてないものを含む。従って、はす縁にし又は穴をあけたガラスのみから成る指板（戸又はスイッチ用）及びサインプレートは、はす縁にしたり、着色したり又はデザインその他の装飾があってもこの項に属する。

他方、額縁その他これに類する物品で、木製又は金属製の枠に取り付けたものは、44.14 項又は 83.06 項にそれぞれ属する。ガラス板製の盆（着色してあってもよい。）で、枠、取手等の付いたものは 70.13 項に属する。装飾したガラス鏡（枠付きのもの又は片面に印刷した挿絵を有するものであるかないかを問わない。）は、70.09 項又は 70.13 項に属する。

広告用パネル、サインプレート、表札、パネル、文字、その他のモチーフで、紙、板紙、フェルト、金属等で裏張り又は枠を取り付けたものは 70.20 項（又はイルミネーションが施されている場合は 94.05 項）に属する。同様に、ガラス板で、ガラス以外の材料の枠にはめ又は埋め込んだため、機器又は家具の部分品としての性格を有するものはそれらの機器又は家具とともに分類する。

家具用のガラス板で、ガラス以外の材料の枠にはめ又は埋め込んでないもので、単独で提示されるものは、この項に属する。しかし、家具とともに提示されるもの（組み立ててあるかないかを問わない。）で明らかにその家具に使用されると認められるものは家具と共に分類する。

感光性のガラス乾板（露光したもの及び現像したものを含む。）は 37 類に属する。電導金属ペーストによってプリント配線を付けたガラス板及び電気抵抗体として作用する金属のストリップ又はデザインの付いた加熱用電熱ガラス板は、85 類に属する。

70.07 安全ガラス（強化ガラス及び合わせガラスに限る。）

－強化ガラス

7007.11－車両用、航空機用、宇宙飛行体用又は船舶用に適する寸法及び形状のもの

7007.19－その他のもの

－合わせガラス

7007.21－車両用、航空機用、宇宙飛行体用又は船舶用に適する寸法及び形状のもの

7007.29－その他のもの

「安全ガラス」とは、以下に記述するガラスのタイプのみをいい、通常の金属の線又は網入りガラスのような保護ガラス及び選択的吸収ガラス（例えば、耐眩光ガラス及びX線保護ガラス）のような保護ガラスを含まない。

（A）強化ガラス

強化ガラスには、次のものがある。

- （1）板ガラスを再加熱してその形がなくなる程度まで軟らかくし、適当な方法により急冷して作ったもの（熱強化ガラス）
- （2）ガラスをイオン交換処理等の物理化学的複合処理（ガラスの表面構造の変化を伴うこともある。）により、その強度、耐久性及びたわみ性を十分に増大させたもの（一般に「化学強化ガラス」として知られている。）

このガラスは、上記の処理によって生じた内部応力のために製造後は加工ができないので、当該処理を施す前に、常に、必要とされる形状及び寸法に成形される。

（B）合わせガラス

通常、合わせガラス、サンドイッチガラス等として知られているもので、このタイプの安全ガラスは、2枚以上の板ガラスの間に一以上のプラスチックの中間層を入れてサンドイッチ状に重ね合わせたものである。プラスチックのしんは、通常、酢酸セルロース、ビニル又はアクリル樹脂のシートから成る。両者の接合はかなりの温度と圧力下で行われ、板ガラスの内面に特殊の接着剤を散布する場合もある。また、板ガラスの表面に直接プラスチックのフィルムを作り、ついで、加熱及び圧力により板ガラスを接着させる方法もある。

強化ガラスは、破損すると小粒状に碎けるが、その粒子が鋭い稜を持たないため危害のおそれがないという特徴を有する。合わせガラスは、破損しても粉々に飛び散らないでひびがはいる。衝撃がガラスを破壊するほど大きい場合でもその破片はそれほど大きくなく、大けがをすることはない。特殊用途のものとして、合わせガラス中に金網を入れたもの又はプラスチック中間層を着色したものがある。

これらのガラスは、自動車のフロントガラス及び窓、戸用、舷窓用、作業用又はドライバーの保護用眼鏡用、ガスマスク又は潜水帽のレンズ用に供される。また、防弾ガラスも合わせガラスの特殊な種類のものである。

この項には、曲げたものその他特定の形状にしたものを含む。

ただし、安全ガラスを曲げて作ったもので時計用又はサングラス用の性格を有するものは70.15項に属する。安全ガラスを他の材料に結合したもので、機器用又は車両用の部品の形状になっているものは、これらの機器の属する項に属する。安全ガラス製のレンズを有する保護用眼鏡は、90.04項に属する。

ガラス繊維を中間層に入れた防音用又は断熱用複層ガラスは、70.08項に属する。

強化ガラス及びガラスセラミックス製の物品で、上記の目的以外に使用されるものは、その特性に応じて分類する（例えば、強化ガラス製のタンブラー、ほうけい酸塩で処理した皿及びガラスセラミックス製のプレートは70.13項に属する。）。

安全ガラスの代用品として使用されるプラスチック製品は、その構成材料によって分類される（39類）。

70.08 断熱用複層ガラス

この項には、断熱用複層ガラスを含む。最も普通のものは、2枚以上のガラスのパネル（板プレート、フロート等）を乾燥空気又は不活性ガスの層で分離し、縁を金属、プラスチック又はその他の接合剤で全体を完全に気密にしたものである。

2枚の板ガラスの間にガラス繊維の中間層を持ったサンドイッチ状のものもある。これらは、窓、屋根等に使用されて、断熱、防音の役目をし、また、結露を少なくする。

70.09 ガラス鏡（枠付きであるかないかを問わないものとし、バックミラーを含む。）

7009.10—バックミラー（車両用のものに限る。）

—その他のもの

7009.91—枠付きでないもの

7009.92—枠付きのもの

「ガラス鏡」とは、像を明瞭に反射するために片面に金属（通常銀を使用するが、時には白金又はアルミニウムを用いる。）を塗布したガラスをいう。

銀めっき法は、硝酸銀の希アンモニア性溶液に酒石酸カリウムナトリウム又は転化糖をもととした還元液を混合したものを使用する。ガラスの表面を念入りに浄化した後この液を塗布する。銀塩は還元されて永久に、かつ、輝く金属銀の推積を形成する。

白金めっき法は、塩化白金の化合物をガラスの表面にブラシで塗装する。その後ほとんど軟化点まで加熱すると堅固な金属の塗膜が形成される。

これらの金属の塗布（特に銀めっきのもの）の保護のために一層以上のワニス塗装又は電気めっきによる銅めっき（銅めっき自体もワニス塗装により保護されている。）が施される。

この項には、板状の鏡を含む（更に加工処理されたものも含む。）。この項には、形作った鏡（寸法を問わない。）も含む（例えば、家具用、室内装飾用、鉄道車両用等の鏡、化粧用鏡（手持ち用又は壁掛け用のものを含む。）、ポケット用鏡（保護用のケースに入れたものであるかないかを問わない。）。この類はさらに、凸面鏡、凹面鏡及びバックミラー（例えば車両用）を含む。これらの鏡には、板紙、織物等で裏張りされたもの、金属、木材、プラスチック材料等の枠を取り付けたもの（当該枠が、織物、貝殻、べっこう等でトリミングされたものを含む。）を含む。床又は地面において使用するようにつくられた鏡（例えば、洋服屋の試着室又は靴販売店において使用される姿見等）は、94類の注1（b）の規定により、この項に含まれる。

この項には、鏡（枠付きのもの又は片面に印刷した挿絵を有するものであるかないかを問わず、鏡としての本質的特性を維持しているものに限る。）も含む。しかし、その印刷が鏡としての使用を妨げるような時は、それらの物品はガラス製の装飾品として70.13項に属する。

ただし、94類の家具の部分品となるもの（例えば洋ダンス扉）は、家具とともに分類される。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 他の部分品を取り付けることによって他の製品となったもの（例えば、取手のついた給仕用の盆（70.13）。ただし、単に鏡のみからなるテーブルセンターはこの項に含まれる。）
- (b) 貴金属又は貴金属を張った金属を使用した台又は枠を使用した鏡（天然若しくは養殖の真珠又はダイヤモンドその他の天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石を使用しているかないかを問わない。単なるトリミングとして使用したものを除く。）（71.14）又は天然若しくは養殖真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石を使用したその他の台又は枠を使用した鏡（71.16）
- (c) 光学的に研磨した鏡（90 類、関連する解説参照）
- (d) がん具、遊戯用具又は狩猟用具（例えば lark mirror）に取り付けたもの（95 類）
- (e) 製作後 100 年を超えた鏡（97.06）

70.10 ガラス製の瓶、フラスコ、ジャー、つぼ、アンプルその他の容器（輸送又は包装に使用する種類のものに限る。）、保存用ジャー及び栓、ふたその他これらに類する物品

7010.10－アンプル

7010.20－栓、ふたその他これらに類する物品

7010.90－その他のもの

この項には、液体又は固体（粉、粒等）物品の輸送又は包装に通常、使用される種類の全てのガラス製容器を含む。

これらには、次の物品がある。

- (A) 瓶類（carboys、demijohns、bottles（syphon vases を含む。）、phials 等）

これらは、化学製品（酸等）、飲食物、油、ミートエキス、香水、医薬品、インキ、にかわ等の容器として使用されるもので、各種の形状及び寸法のものがある。

これらの物品は、昔は吹き加工によって製造されていたが、現在ではほとんど機械により製造される。自動的に熔融ガラスを型に流し込み、圧搾空気の吹込みにより成型される。通常のガラス（着色したものも含まれる。）を原料として製造されるが、香水用等の特殊なものは、鉛ガラスで製造され、また、ある種のカーボイ（carboys）は石英ガラスで製造される。

これらの物品は、通常、普通の栓（コルク製、ガラス製等のもの）、ガラス製ボール、金属製キャップ、スクリュウキャップ（金属製又はプラスチック製のもの）又は特殊な栓（例えば、ビール瓶用、炭酸水瓶用、ソーダ水サイフォン用等のもの）で封止されるようになっている。

また、研磨したもの、カットしたもの、砂を吹き付けたもの、彫刻したもの、腐食したもの、装飾したもの（特に香水用、アルコール飲料用等のものに施される。）、枝条、わら、金属その他の材料を巻き、編みその他の方法でトリミングしたもの、瓶等のくびにタンブラーキャップを付けたもの、目盛りを付けたもの（理化学用のものを除く。）等もある。

(B) ジャー、つぼ等 (jars, pots 等) : これらは、調味料、ソース、果実、はちみつ等の飲食物、化粧品 (クリーム、ヘアローション等)、医薬品 (軟膏等)、研磨材料等の輸送又は包装に使用する。

これらの物品は、通常、普通ガラス (着色してあるかないかを問わない。) を型に入れてプレス成型し、次いで圧搾空気で吹き加工して製造される。

これらの物品は、通常、広口のもので、首は短く、原則として栓を保持するための縁又はフランジを有する。しかし、コルク栓又はスクリュー栓で封止されるものもある。

上記の瓶類と同様に、これらの物品には、砂を吹き付けたもの、カットしたもの、彫刻したもの、腐食したもの、装飾したもの等も含む。

(C) アンブル : 通常、引きのばしたガラス管から得られ、血清その他の医薬品、液体燃料 (例えば、シガレットライター用の燃料入れアンブル) 又は化学薬品等の容器として、封印後使用する。

(D) 管状の容器その他これに類する容器 : 一般的にランプ加工したガラス管から又は吹き上げ法により製造され、医薬品の運送、包装その他これらに類する用途に供される。

この項には、また、ガラス製の保存用ジャーを含む。

各種材料のふたで容器とともに使用するものとして提示されればこの項に属する。

この項には、また、ガラス製の栓及びふたも含まれ、普通のガラス又は鉛ガラスで製造され、研磨したもの、カットしたもの、砂を吹き付けたもの、彫刻したもの、腐食したもの、装飾したものがある。栓用のガラス製ボール (ガラスの厚板を切断し、機械的にボールに成形したもの) もこの項に含む。

鍋又はソースパンなどの中 of 食材をほこり及び水分の過剰な蒸発から保護するために使用される耐熱ガラス製のふたで、台所用調理器具とは別に提示されるものは、この項に属する。

この項には、次の物品を含まない。

(a) 全部又は大部分が革又はコンポジションレザーで被覆された瓶 (bottles 及び flasks) (42.05)

(b) 魔法瓶その他の真空容器に使用するガラス製の瓶 (70.20)

(c) デカンタ、飲料用その他家庭用の容器で物品の輸送又は包装に第一義的に使用されないものの (70.13)

(d) 哺乳瓶 (70.13)

(e) 理化学用又は衛生用のガラス製品 (70.17)

(f) 商店用の特殊の陳列瓶及びジャー (70.20)

(g) 香水用噴霧器用の瓶、フラスコ等 (70.13)、香水用噴霧器 (96.16) 及び魔法瓶その他の真空容器 (96.17)

70.11 ガラス製のバルブ、チューブその他これらに類する物品で封じてないもの及びこれらの部分品 (電灯その他の光源、陰極線管その他これらに類する物品に使用するもので取付具

を有しないものに限る。)

7011. 10－電灯用のもの

7011. 20－陰極線管用のもの

7011. 90－その他のもの

この項には、次の物品を含む。

- (A) ガラス製のバルブ、チューブその他これらに類する形状又は寸法の物品（封じてないものに限る。）で、電球、電子管その他これらに類する物品（照明用のものであるか他の用途のものであるかを問わない。）（白熱電球、放電灯、X線管、ラジオ用真空管、陰極線管、整流管、その他の電子管、赤外線電球等）の製造に使用し、取付具を有しないもの。これらの多くは、自動機械により大量生産され、つや消したものの、着色したものの、乳白色のものの、金属を付けたもの、蛍光剤を塗布したものの等がある。

テレビジョン受像機、スポットライト電球反射鏡のフェースプレート又はコーンのようなガラス製の部分品はこの項に属する。

- (B) 明らかに電灯その他の光源用に作られた端部を狭めた管及び広告サイン用の形に曲げたものの

- (C) 蛍光物質（例えば、けい酸亜鉛、ほう酸カドミウム、タングステン酸カルシウム）を内張りした管

これらの物品は、各種の工程（フィラメント及び電極の取付け、管の脱気、一以上の希ガス、水銀等の注入、キャップ又は接続子の取付け）を経て、85 類の電灯その他の光源、陰極線管その他これらに類する物品を作る。

この項の物品は、すべて普通ガラス、クリスタルガラス又は石英ガラスで製造される。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 単に一定の長さに切ったガラス製の管（端部が火仕上げその他の加工により滑らかにしてあるかないかを問わない。）及び原料中に蛍光物質（例えば、ウラン酸ナトリウム）を添加して製造した管（70. 02）
- (b) 封止したもの、附属品を取り付けたもの及び完成品（85. 39、85. 40、90. 22 等参照）

70. 13 ガラス製品（食卓用、台所用、化粧用、事務用、室内装飾用その他これらに類する用途に供する種類のものに限るものとし、第 70. 10 項又は第 70. 18 項のものを除く。）

7013. 10－ガラスセラミックス製のもの

－脚付きグラス類（ガラスセラミックス製のものを除く。）

7013. 22－鉛ガラス製のもの

7013. 28－その他のもの

－その他のコップ類（ガラスセラミックス製のものを除く。）

7013. 33－鉛ガラス製のもの

7013. 37—その他のもの

—食卓用又は台所用に供する種類のガラス製品（コップ類及びガラスセラミックス製のものを除く。）

7013. 41—鉛ガラス製のもの

7013. 42—線膨脹係数が温度 0 度から 300 度までの範囲において 1 ケルビンにつき 100 万分の 5 以下のもの

7013. 49—その他のもの

—その他のガラス製品

7013. 91—鉛ガラス製のもの

7013. 99—その他のもの

この項には、次の物品を含む。これらのうちほとんどのものが型の中でプレス加工又は吹き加工することにより得られる。

- （1）食卓用又は台所用のガラス製品：例えば、コップ類、ゴブレット、tankards、デカンタ、哺乳瓶、水さし、ジョッキ類、プレート、サラダボウル、砂糖入れ、ソース入れ、果物入れ、ケーキ入れ、オードブル皿、ボウル、鉢、卵用カップ、バター皿、油又は酢を入れる瓶、食卓用又は調理用の皿、シチューなべ、キャセロール、盆、食塩入れ、砂糖振りかけ器、ナイフ置き、ミキサー、テーブル用のハンドベル、コーヒーポット及びコーヒーフィルター、砂糖菓子入れ、目盛りの付いた台所用品、プレートウォーマー、テーブルマット、家庭用攪（かく）乳器のある種の部分品、コーヒーミルク用のカップ、チーズ皿、レモンしぼり器、氷入れ
- （2）化粧用品：せっけん入れ、スポンジかご、液状せっけん容器、タオル掛け用のフック及びレール、おしろい入れ、香水瓶、化粧用噴霧器の部分品（頭部を除く。）及び歯ブラシ立て
- （3）事務用のガラス製品：文鎮、インキスタンド及びインキつぼ、ブックエンド、ピン入れ、ペン皿及び灰皿
- （4）室内装飾用のガラス製品及びその他のガラス製品（教会用その他これに類する用途に供するものを含む。）：例えば、花瓶、装飾用果物鉢、小像、小型装飾品（動物、花、葉、果実等）、テーブルセンター（70. 09 項のものを除く。）、養魚器、香炉等及び土産品

この項の物品は、普通ガラス、鉛ガラス、低膨脹係数のガラス（例えば、ほうけい酸ガラス）又はガラスセラミックス（後者の二つは特に台所用品に使用される。）で製造され、無色、着色又は色きせガラスのものもあり、切断、つや消し、腐食若しくは彫刻その他の装飾をしたもの又はめっきしたもの（例えば、ハンドルを取り付けたある種の盆）もある。ただし、単に鏡のみからなるテーブルセンターは含まない（70. 09 項の解説参照）。

他方、この項には、鏡の形状を有する装飾品で、印刷した挿絵があるために鏡として使用できないものを含む。その他の場合には、70. 09 項に属する。

卑金属、木その他の材料と結合された物品は、使用されたガラスが全体としてガラス製品の特性を当該物品に付与している場合にはこの項に含まれる。しかしながら、貴金属又はこれを張った金属を単なるトリミング以上に使用したものは含まれない（71. 14）。

この項には、また、次の物品を含まない。

- (a) ガラス鏡（枠を有するか有しないかを問わない。）（70. 09）
- (b) 瓶、フラスコ、ジャー及びつぼで通常輸送又は包装に使用する種類のもの、保存用ジャー並びに調理器具とは別に提示される台所用調理器具のふた（70. 10）
- (c) ステンドグラスその他これに類するガラス（70. 16）
- (d) 室内装飾用に適する 70. 18 項の物品（例えば、ガラスビーズ製の造花及び葉並びにランプ加工をした装飾品）
- (e) 時計用ケース（91. 12）
- (f) 94. 05 項の照明器具及びその部分品
- (g) 香水用噴霧器その他これに類する化粧用噴霧器（96. 16）
- (h) 96. 17 項の魔法瓶その他の真空容器

70. 14 ガラス製の信号用品及び光学用品(第 70. 15 項のもの及び光学的に研磨したものを除く。)

この項には、光学的に研磨されていない次の物品を含む。

- (A) 信号用品（着色してあるかないかを問わない。）：反射光方式による道路標識（例えば、パネル、プレート、ポスト等）又は広告サイン用標識に使用するガラス製品及び自転車、自動車等の簡単な反射物として使用されるガラス製品。これらの物品は、通常凸状、半球状又は溝（一般には平行の溝）を付けた平板状であり、例えば、自動車のヘッドランプにより投射された光線を反射する性質を有し、暗くても遠方から見える性質のものである。
- (B) 光学用品（着色してあるかないかを問わない。）：これらの物品は光学的に加工することなしに、必要とされる光学的効果を持たせるように製造されたものである（例えば、自動車のヘッドランプ、駐車灯、方向指示灯、自転車の後部ライト、道路交通灯、ある種のブイ、スポットライト用電球、懐中電灯、電気トーチ、配電盤、パネルライト等に使用されるレンズその他これに類する物品並びにある種の普通の拡大用ガラス）。

この項には、また、光学用品のブランク及び光学的に研磨を要する光学用品を含む。

光学的に研磨する工程は、まず、その表面を粗磨きし徐々に細かい研磨材で磨くことであり、粗ざり (roughing)、砂掛け (trueing 及び smoothing) 及び研磨又はつや出し (polishing) という順である。

polishing に先行する上記の研磨の一以上の工程を経てもこの項に含まれるが、その表面の全部又は一以上の部分について全研磨工程を完了して所要の光学的効果を生じさせた光学用品は含まない（取り付けているかないかにより 90. 01 又は 90. 02。関連する解説参照）。

ディスク、レンズ等の縁を単に研磨したもので、それ以上の研磨をしていないものは、光学的に研磨したものとはみなさない。

この項の物品は、通常、簡単な成型、プレス又はシート、ストリップ、ランプ、スラブを切ることで得られる。

これらの物品は、枠付きのもの、取り付けたもの又は反射層で裏張りされたものを含むが、完成品と認められるものは含まない（例えば、卑金属製のサインプレート、数字、文字その他の標

章は 83.10 項に、自転車又は自動車に使用するヘッドランプ、ヘッドライト、駐車灯は 85.12 項に属する。))。

この項には、また、次の物品を含まない。

- (a) 眼鏡用のガラス（視力矯正用であるかないかを問わないものとし、光学的に研磨してないもの）（70.15 項の解説参照）
- (b) マイクロスフィア（70.18 項の解説参照）。ただし、道路標識として使用されるマイクロスフィアを塗布したプレートはこの項に含む。
- (c) 光学的に研磨したガラス製の光学用品及びガラス以外の物質の光学用品（90 類）
- (d) 94.05 項の照明器具及びその部分品

70.15 時計用ガラスその他これに類するガラス及び眼鏡用（視力矯正用であるかないかを問わない。）のガラス（曲面のもの、曲げたもの、中空のものその他これらに類する形状のものに限るものとし、光学的に研磨したものを除く。）並びにこれらの製造に使用する中空の球面ガラス及びそのセグメント

7015.10－視力矯正眼鏡用のガラス

7015.90－その他のもの

この項には、次の物品を含む。

- (A) 時計用ガラス（各種の形状又は寸法のもので、平行な面を有するか有しないかを問わず、曲面のもの、曲げたもの、中空のものその他これらに類する形状のもの）：ここには、時計用ガラスに類似のガラスで写真用枠その他これに類するもの、メダリオン、湿度計、気圧計その他の機器に使用するものも含む。通常これらのガラスは、目盛盤又は指針面の保護を目的とするものである。特殊な場合においては、実験室用の時計皿又は鏡の製造にも使用されることもある。

これらのガラスは、平行した面を有しないとき、ある種の光学的性質を有するかも知れないが、70.14 項の光学用品の一義的な機能は所要の光学的効果を作るためであるのに対し、

(A) の物品の主要な機能は保護を目的とするものである。

- (B) 視力矯正用でない眼鏡用のガラス（曲面のものその他これに類する形状のもの）：例えば、サングラス及びその他の保護用眼鏡に使用され、一般に、視力矯正用眼鏡に使用されるものよりは低品質である。

これらのガラスは、通常平行した面を有しており、現実には光学的に研磨されないが、光学的に研磨された場合には除外される（90.01）。

上記 (A) 及び (B) のガラスは、主として次の方法で製造される。

- (1) ガラスは、通常直径が 80 センチメートルを超えない中空の球面に吹き加工により作られる。この球面ガラスは、3～4 の部分に分割され、更に、ダイヤモンドチップを有するコンパスで小さなセグメントに切りとられる。これらのセグメントの端は、型に入れ

て高温プレスで内側に曲げられる。

(2) 平面ガラスから小さな四辺形又はディスクを切り取り、それらは加熱下において凸形の型若しくは回転リングを使用して軟らかくすることにより又は型に入れて高温プレスすることにより曲げられる。

(3) 溶融ガラスを機械プレスの型に直接注入する。

(4) 時計の針が自由に動けるように、平板状のガラス（円形又は長方形（正方形を含む。）のもの）の片面を削ってくぼみを作る。

この項には、円形、卵形、長方形（正方形を含む。）のほか、上記（1）の製造に使用する中空の球面ガラス及びそのセグメントを含む。

(C) 視力矯正眼鏡用のガラス（ブランク（単にプレス又は成型したもので、光学的に研磨していないもの）を含む。）：通常、視力矯正眼鏡用のガラスは、溶融ガラスをほぼ完成品の眼鏡レンズの形をしたブランクになるようプレスして得られる。また、眼鏡レンズのブランクは、ロール又は引上げ加工により製造されるシートガラスを切断した後、これらを炉の中で軟らかくしてブランクにプレスすることによって得られる。ブランクは、視力矯正眼鏡レンズとして使用される前に表面加工、主に研磨が必要とされる。

この項には、視力矯正眼鏡レンズ用のブランク（単に成型したもので光学的に研磨していないもの）を含む（この種のガラスは、成型前においては、70.03 項、70.04 項、70.05 項又は 70.06 項に属する。）。

この項には、次の物品を含まない。

(a) この項の物品と同一の用途に使用される平面ガラス（特に、70.05、70.06 及び 70.07）

(b) 70.14 項の光学用品

(c) 実験室用に特に作られた時計皿（中心に穴をあけたもの、気密のシールを可能にするために縁を研磨したもの等）（70.17）

(d) 視力矯正眼鏡用のガラス又はコンタクトレンズで光学的に研磨したもの（90 類）

70.16 ガラス製の舗装用ブロック、スラブ、れんが、タイルその他の建築又は建設に使用する種類の製品（プレスし又は成型したものに限るものとし、金属の線又は網を入れてあるかないかを問わない。）、ガラス製のキューブその他の細貨（モザイク用その他これに類する装飾用のものに限るものとし、裏張りしてあるかないかを問わない。）、ステンドグラスその他これに類するガラス及びブロック、パネル、板、殻その他これらに類する形状の多泡ガラス

7016.10—ガラス製のキューブその他の細貨（モザイク用その他これに類する装飾用のものに限るものとし、裏張りしてあるかないかを問わない。）

7016.90—その他のもの

この項には、プレス又は成型（吹き加工を併用したかしないかを問わない。）により製造された

ガラス製品を含む。主に、屋根、丸天井、アーチウェイに使用される。また、地下室、地下廊下等の壁の内張り用のスラブを作るためコンクリートと共に使用される。

このように、この項には、中空の又は中空でないれんが、タイル、スラブ及び各種の成型品（二種連結等）を含む。この項には、また、建築用装飾品（円花飾り、真束等）、階段のステップ及びけ込み、らんかんの取手等を含む。

これらの物品（程度は異なるが半透明）は、縁加工したもの又は縁に溝を付けたもの、模様付けたもの、金属の線若しくは網を入れたもの又は金属、コンクリートその他の材料を結合したものがある。

この項には、更に、次の物品を含む。

- (1) モザイクキューブ（通常色つけされており、また、一面が金めつきされたもの）及び小板（銀めつきしてあるかないかを問わないものとし、壁、家具等の上張り用として使用されるもの）：これらの物品は、紙、板紙、紡織用繊維の織物その他の材料で裏張りしてあるかないかを問わず、この項に属する。通常、オパールガラス製の色つけされた小片（fragment 又は chipping）で、建築物の正面に装飾用のデザインを作るためにセメントにはめこんだものもここに含む。
- (2) 個人住宅のステンドグラス、教会用のステンドグラス等：これらは、各種形状のガラス（通常、全体に色つけしてあるか、表面着色してあるか又は古代ガラスから作られる。）より成るパネル、円花飾り等を鉛製の棧に埋めこんだものであり、時には金属製の棒で補強されている。

耐火性を良くするために他の金属製の棧を使用したものも含む。

- (3) 多泡ガラスのブロック、パネル、板、殻、その他これらに類する形状のもの：本品は、通常溶融ガラスに圧搾空気を吹き込むか又はガス化物質を注入することにより得られ、パミストーンに類似する構造を有する無色又は有色のもので、比重は 0.5 以下（そのためにコルクの代用物として使用される。）のガラスである。容易に穴をあけ、ひき又はやすりをかけること等ができる。上記の形状で断熱用又は防音用として建築物等に使用される。

このガラスは、また、救命帯、救命ブイ、装飾物等の製造にも使用される。そのような形状のものは、この項に属さず、ガラスの他の製品として該当する項に属する（特に、70.13、70.17 又は 70.20）。

この項には、また、次の物品を含まない。

- (a) 70.04 項から 70.06 項までのガラス
- (b) 断熱用複層ガラス（70.08）
- (c) モザイクキューブから作った完成パネル及びその他の装飾モチーフ（70.20）
- (d) 製作後 100 年を超えるステンドグラス（97.06）

70.17 理化学用又は衛生用のガラス製品（目盛りを付してあるかないかを問わない。）

7017.10－石英ガラス製のもの

7017. 20—その他のガラス（線膨脹係数が温度 0 度から 300 度までの範囲において 1 ケルビンにつき 100 万分の 5 以下のものに限る。）製のもの

7017. 90—その他のもの

この項には、実験室（研究用、医薬用、工業用等のもの）で一般に使用される各種の理化学用ガラス製器具類を含む。例えば、次の物品がある。特殊な瓶（ガス洗浄用、試薬用、Woulfd's 用等のもの）、特殊な管（ガス洗浄用、乾燥用、凝縮用又はろ過用のもの、ガスビュレット、試験管等）、かくはん棒、蒸留フラスコ、目盛り付きジャー、培養フラスコ（Koll、Roux 等）、各種のビュレット、蒸発皿、容量フラスコ、特殊なガラス鐘及び受け器（真空式のもの等）、特殊な点滴瓶（目盛り付きのもの等）、レトルト、結晶皿、乾燥シリンダー、ろ過用のプレート及びディスク、スプーン、デシケーター、透析器、アダプター、コンデンサー、蒸留装置用の受け器、特殊な漏斗（止め栓付きのもの等）、シリンダー、ろつぼ及びろ過ろつぼ、特殊なフラスコ（円すい形のもの、複数のくびを有するもの等）、特殊なアルコールバーナー、モルタル、はかり用の皿、ピペット、各種の特殊な真空容器（96. 17 項に該当するものを除く。）、洗浄瓶、止め栓、へら、ジャー（ろ過用、沈殿用等）、マッフル、ろつぼ支持台、顕微鏡用のスライド及びカバーガラス等

物理分析用又は化学分析用の機器の分類基準に関しては、90. 27 項の解説に記載してあり同項に含まれるものが多いが、この項に含まれる分析用ガラス製品もある。この項に含まれるものは、例えば、酸度計（90. 25 項に該当するものを除く。）、ガラクトメーター、ブチロメーター、ラクトブチロメーターその他の酪農品検査用機器、たんぱく計及びウレオメーター、ユージオメーター、ボリュメノメーター、ニトロメーター、キップ装置、ケルダール装置その他これらに類するもの、カルシメーター、分子量測定用の氷点計及び沸点計である。

「衛生用のガラス製品」とは、医師の手を要しない一般用途のものをいう。例えば、洗浄器ノズル（注射器、かん腸器等に使用するもの）、しびん、室内便器、たんつぼ、吸角、breast relievers（ゴム製バルブを有するか有しないかを問わない。）、洗眼器、吸入器及び舌圧低器、並びに外科用カットガット巻き用のスプール及びリールを含む。

この項の物品は、目盛を付してあるかないかを問わない。これらは、普通のガラスから作られるが（特に衛生用のもの）、理化学用のものは化学的安定性及び膨脹係数が低いことが必要であるので、しばしばほうけい酸ガラス又は石英ガラスが使用される。

この項には、次の物品を含まない。

- （a）輸送又は包装に使用する種類の容器（70. 10）、通常の時計皿で、時に実験室において使用されるもの（70. 15 項の解説参照）及び工業上の目的に使用される特殊の化学展示瓶及びガラス製品（70. 20）
- （b）90 類の機器類、例えば、皮下注射器、特殊なカニューレその他の医療用又は獣医用機器（90. 18）、90. 25 項のハイδροメーターその他の浮きばかり、温度計、パイロメーター及び気圧計、90. 26 項の機器（液体の流量等の検査、測定等を行うもの）並びに 90. 27 項の物理分析用又は化学分析用の機器等

70.18 ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石、模造半貴石その他これらに類する細貨及びこれらの製品（身辺用模造細貨類を除く。）、ガラス製の眼（人体用のものを除く。）、ランプ加工をしたガラス製の小像その他の装飾品（身辺用模造細貨類を除く。）並びにガラス製のマイクロスフィア（直径が1ミリメートル以下のものに限る。）

7018.10ーガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石、模造半貴石その他これらに類する細貨

7018.20ーガラス製のマイクロスフィア（直径が1ミリメートル以下のものに限る。）

7018.90ーその他のもの

この項には、各種ガラス製品を含む。これらの多くは直接又は更に加工することにより、装飾に使用される。

これらには、次の物品を含む。

(A) ガラス製のビーズ（例えば、首飾り、ロザリオ、造花、墓用飾り等を使用されるもの、繊維用繊維製品の装飾に使用されるもの（トリミング、ししゅう等）、ハンドバッグその他これに類する物品の装飾に使用されるもの、電気絶縁体に使用されるもの）：ビーズは、有色であるかないかを問わず、穴のあいた小型のほぼ円形をしたボールである。製法としては、管を長さとして直径がほぼ等しくなるように切断し、木炭、黒鉛、プラスター等の粉末状材料と混合し、金属製ドラムに入れ、炉の中でドラムを回転させる。加熱によりガラスは軟化するとお互いの摩擦により球形状になる。なお、粉末状材料は、ガラス球がお互いに接着するのを防ぐために使用される。

(B) 模造真珠：本物の真珠に模造したもので、中空であるかないかを問わず、各種の色、形状又は寸法のものがある。最も一般的な中空の模造真珠は、非常に小径のガラス管の周囲に薄くガラスの球形状のものを吹き加工することによって製造する。このように製造したものは、二つの相対する穴を有し、これに糸通しされる。パールエッセンスを含有する材料（ある種の魚のうろこをアンモニアに分解したものから成るペースト状のもの）をこのガラス球の内面に吹き塗装する。また、硬さを増すために白色のろうとともに内部に充てんされる場合がある。本物の真珠とは、光沢及び軽い圧力で碎かれることにより容易に鑑別しうる。

中空でない模造真珠は、銅線の上に溶融ガラスを棒状に付着させて火の上で回転させながら球状にするか、又は薄い銅管を渡した小型の型に鑄込むことにより製造する。冷却した後、銅管は硝酸で溶解する。ガラスは侵されずに直径方向に穴が残る。その後パールエッセンスを塗布し、最終的に透明なワニスの保護膜を塗布する。

(C) 模造貴石及び模造半貴石（71.04 項の合成又は再生の貴石と混同してはならない。関連する解説参照）：これらの模造石は、無色又は金属酸化物で直接着色された高屈折率を有する特殊なガラス（例えばストラス）で製造される。

模造石は、通常、ガラスのブロックを所定の寸法の断片に切断する。これらの断片をトリポリを塗布した金属製シートの上にならべて、それを小型炉の中に入れる。熱の作用により断片の角は丸味を帯びてくる。これをダイヤモンド型、ローズカットダイヤモンド型等の形に切断するか、又は模造浮き彫り、沈み彫りに彫刻する。また、例えば、小型装飾物に使用

されるものの製造においては、直接鑄込みにより製造する。このような場合には、裏面に金属ペイントを塗布して石の反射を強くしている場合がある。

(D) その他のガラス細貨類（例えば模造さんご）

(E) 上記の物品を組み合わせることにより得られる各種のガラス製品（身辺用模造細貨類を除く。）：例えば、造花、葉及び花輪用の真珠飾り、ビーズその他の装飾用ガラス玉から作った縁飾りで、ランプのかさ又は棚に使用するもの、ビーズその他の装飾用ガラス玉から作ったブラインド及び幕、テーブルマットで同様に作られたもの、ロザリオ（ガラスビーズ、模造貴石又は模造半貴石製のもの）

(F) ガラス製の眼（人体用のものを除く。90.21）：これらは人形、ロボット、はく製動物等を使用される。ただし、眠り人形用の仕掛けを取り付けた眼は含まない（95.03）。

(G) ランプ加工をしたガラス製の小像その他の装飾品（身辺用模造細貨類を除く。）（ブローランプを用いてペースト状にしたガラスから得られるもの）：これらは、棚に置くように動物、植物、小像等に形作ったものである。通常、鉛ガラス、ストラス等の透明ガラス又はエナメルガラスで製造される。

(H) ガラス製のマイクロスフィア（直径が1ミリメートル以下のものに限る。）：道路標識、反射サイン及び映画用スクリーンのパネル、又は飛行機のジェットエンジン及び金属表面の清掃用に使用される。これらは、中空でない完全な球である。

室内装飾用等を使用される鑄込みによって作った花、葉及び果実は含まない（70.13）。細工品で、貴金属又は貴金属を張った金属をさ細な量以上に使用したもの及び71類に定める身辺用模造細貨類を構成するものは71類に属する。

この項には、また、次の物品を含まない。

(a) ガラスの粉（葉書、クリスマスツリー用装飾品等の装飾に使用されるもので、しばしば、銀めっき又は着色されているもの）（32.07）

(b) ハンドバッグその他これに類する物品（革又は紡織用繊維の織物類で作ったものに、ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石又は模造半貴石で装飾したもの）（42.02）

(c) 絵葉書、クリスマスカードその他これらに類するもの（ガラスでトリミングしたもの）（49.09）

(d) ガラス製のビーズでアプリーケ加工した紡織用繊維製品（11部。特に58.10）

(e) 映画用スクリーン用にマイクロスフィアを塗布した織物等（59.07）

(f) 履物、帽子、つえ及び傘で、ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石又は模造半貴石で装飾したもの（64類、65類及び66類）

(g) 模造真珠、模造貴石又は模造半貴石を貴金属又は貴金属を張った金属に取り付けたもの（71.13及び71.14）又は71.17項に該当する身辺用模造細貨類（関連する解説参照）

(h) カフスボタン（71.13又は71.17）

(i) がん具、遊戯用具及びクリスマスツリー用装飾品（吹きガラス製の薄いボールを含む。）（95類）

(k) ボタン及び飾りボタン（96.06又は71類）

70.19 ガラス繊維（グラスウールを含む。）及びその製品（例えば、ガラス繊維の糸、ロービング及び織物）

－スライバー、ロービング、糸及びチョップドストランド並びにこれらから成るマット

7019.11－－チョップドストランド（長さが 50 ミリメートル以下のものに限る。）

7019.12－－ロービング

7019.13－－その他の糸及びスライバー

7019.14－－機械的に結合したマット

7019.15－－化学的に結合したマット

7019.19－－その他のもの

－機械的に結合した織物類

7019.61－－ロービング製の目の細かい織物

7019.62－－ロービング製のその他の織物類

7019.63－－糸から成る目の細かい織物（平織りのものに限るものとし、塗布したもの及び積層したものを除く。）

7019.64－－糸から成る目の細かい織物（平織りのもので、かつ、塗布したもの及び積層したものに限る。）

7019.65－－目の粗い織物（幅が 30 センチメートル以下のものに限る。）

7019.66－－目の粗い織物（幅が 30 センチメートルを超えるものに限る。）

7019.69－－その他のもの

－化学的に結合した織物類

7019.71－－ベール（薄いシート）

7019.72－－その他の目の細かい織物類

7019.73－－その他の目の粗い織物類

7019.80－グラスウール及びその製品

7019.90－その他のもの

この項には、ガラス繊維、各種の形状に作り上げたガラス繊維（この類の注 4 に規定されているグラスウールを含む。）及びガラス繊維であるために他の項から除かれたガラス繊維製品を含む。

ガラス繊維は次のような特性を有する。植物性又は動物性の紡織用繊維よりも柔軟性が劣る（ガラス糸は、容易に結ぶことはできない。）。11 部の紡織用繊維のいずれよりも強く、引張り強さという点においては鋼よりも軽くて強い。伸びたり縮んだりせずに、寸法の安定性が高い。吸湿性が低い。ある場合においては、燃えにくく、音及び熱の伝導性が低い。腐敗しにくく、防水性及び耐酸性がある。紫外線の感度は低い。電導率は小さく、誘電透過性を有する。有機基質と親和性がある。

グラスウール（ランダム配向繊維）は、そのフィラメントがランダム方向のガラス製品であり、バルク状の製品を形成し、主に断熱用に使用される。

ガラス繊維には次の 2 種類がある。

(a) (連続した) フィラメントのガラス繊維は、直径が通常3ミクロンから34ミクロンの連続した平行の無数のフィラメントで構成されており、それらの連続したフィラメントは、形成された後、ストランド状に結合され（その工程は「寸法調整」とも呼ばれる。）、後続の製造工程（細断、巻取り、ねじり、製織等）を容易にするように配置される。

(b) 連続していないガラス繊維（ステープルガラス繊維）は、製造工程で短く切断されたフィラメントで構成されており、ゆるく集められた繊維から成る連続したストランドに引き込まれる。

ガラス繊維は、この項の次の物品に更に加工することができる。

－化学的に結合した繊維のあるマット及びスクリム、すなわち、チョップドストランドマット、連続したストランドマット及びベール（薄いシート）又はレイドスクリム等のように製織していない典型的な生地

－機械的に結合した繊維のある織物類及びマット、すなわち、織物、しわの無い織物類、編物類、縫合及びロービング織物、メッシュ地の織物又はスクリーン等のような針織物

ガラス繊維は各種の製法によって得られるが、若干の例外を除いて、次の三つの製法に大別される。

(I) 機械的引抜き法

この方法は、砂、ライムストーン及びカオリンの混合物を炉で熔融してガラスを製造する。配合によって、種々のガラスが製造される。高温に耐えるように、貴金属合金（普通ロジウム又は白金）からできているブッシングを前床の炉床に取り付けておき、そこにガラスを流し込む。このブッシングには、熔融ガラスのフィラメントが流れることができるように、多くの細い穴があげられている。寸法調整（例えば、シリコーン）の後で、形成されたストランドは、板紙の筒の上で高速の心棒を通過させられるか又はブッシングの下で直接細断が行われる。得られたガラス繊維（チョップドストランド）は、マット及び織物類に更に加工することができる。

(II) 遠心引抜き法

ポットで熔融したガラスを急速度で回転する耐火性粘土製のディスク（ディスクの周囲上に非常に多くの歯を有するもの）上に落とす。炉の炎で加熱されたディスクに当該熔融ガラスは付着するが、同時に遠心力によってフィラメント状になる。これらのフィラメントは固定されたテーブル上に吹き出され、ついでに冷却したドラムに巻き取られる。

この方法によりグラスウールと称される短い繊維を製造する。グラスウールは、紡績することなしにバルク状で使用される。

(III) 吹付け法

この方法は、炉から熔融ガラスを引抜きプレートによりフィラメント状に流出せしめて、これに側面より高压蒸気又は圧搾空気を吹き付けるものである。この吹付けの結果、フィラメントは短い繊維に切断され、更に製造中に潤滑剤で被覆される。

このようにして製造された連続していない繊維は、そのまま使用されるウェブ（絶縁性のブランケット）又は紡績されて糸になるステープル繊維をつくるために、ドラムに巻かれる。ガラス繊維製の織物類は、通常、二つの主要な製法によって得られる。

(I) 化学的結合法

- (a) 湿式又は乾式のガラスベール工程
- (b) レイドスクрим工程

(II) 機械的結合法

(a) 製織工程

種々の製織パターン（平織り、もじり織り等）に従って、製織機でたてとよこ糸を織り合わせて目が細かい又は粗い織物構造を形成する。

(b) メリヤス編み工程

編機を用いて、隣接する繊維のループを長さ方向（たてメリヤス）又は幅方向（よこメリヤス）にメリヤス編みをすることで、平面又はチューブ状の繊維構造を得られる。たてメリヤスの技術は何層にも積層した織物類の縫製によく使用される。

(c) その他の繊維工程

ステッチボンディング、ニードリング等

織物類は、最終製品を得るために必要な更なる生産工程の技術的な必要性に応じて、目の細かい構造（例えば、ロービング織物、多軸織物）又は目の粗い構造（例えば、メッシュ地の織物、レイドスクрим）をもつ。目の細かい織物類は、樹脂含浸に必要とされ、一方で規則的な目の粗い構造をもつ織物類は、蚊帳又は壁面修理用の補強メッシュ（メッシュ構造を通して精製油又はしっくいを通す）の製造に必要とされる。

＊

＊ ＊

この項に含まれるガラス繊維及びその製品の形状には、特に、次のものがある。

- (A) グラスウール（バルク状、ボード状、パネル状又はマットレス状のもの）
- (B) スライバー、ロービング、糸、チョップドストランド及びこれらから成るマット
- (C) 機械的に結合した織物類（細幅織物を含む。）
- (D) 化学的に結合した織物類（ベール（薄いシート）又はレイドスクримを含む。）

この項には、また、ガラス繊維のカーテン、織物及びその他の製品を含む。

この項には、「ケミカルししゅう」又はガラス繊維の糸から成るししゅう品で基布が見えないものを含むが、11 部の紡織用繊維の基布にししゅうしたもので、ししゅうの効果の一部がガラス繊維によるししゅうにより得られたものは含まない (58.10)。

＊

＊ ＊

ガラス繊維及びガラス繊維から成る織物類の用途は多数ある。例えば、

- (1) インフラ用、環境用及び自然エネルギー発電（例えば、風刃を補強する多軸織物、道路強化のためのジオテキスタイル、橋構造の複合物等）に使用される。

- (2) 建築物及び建設セクター（例えば、屋根膜又は屋根板の補強用、カーペット、セメント及び石膏（こう）板、建築用の織物、ファサードクラディング、壁面修理及び外部断熱合成システム等）に使用される。
- (3) 調度品及び室内装飾品（例えば、家具装飾用、壁張り用、カーテン、蚊帳、日よけスクリーン）に使用する織物類（染色又は印刷ができる。）
- (4) 断熱用及び高温保護用（例えば、天井、煙突、ボイラー、炉、蒸気パイプ、蒸気タービンのボデー、管又はパイプ、冷蔵庫、保冷車に使用される。）に、バルク状の繊維、ノジュール状、フェルト、パッド、ケーシング又は組ひもの形で使用される（にかわ、ピッチその他の材料を染み込ませてあるか又は紙、紡織用繊維、金網で補強してあるかないかを問わない。）。
- (5) 電気絶縁用（例えば、電線その他の電流搬送用装置に使用される。）にフィラメント、糸、テープ、ひも、織物（天然の樹脂、プラスチック、アスファルト等を染み込ませてあるかないかを問わない。）の形で使用される。また、自動データ処理機械、電話等の電気産業で使用される印刷回路基板（PCB）を強化するために使用される。
- (6) 防音用（例えば家屋、事務所、船室、劇場で使用される。）にバルク状の繊維、フェルト、マットレス、硬いボードの形で使用される。
- (7) 様々な製造工程において又は多くの用途のために、熱可塑性及び熱硬化性の補強材として使用される。例えば、液体貯蔵用又は輸送用のタンク、たる及びパイプ、工業用又は農業用に使用される機械の覆い及びその他鋳型部品、自動車のバンパー、トラック、鉄道の客車又は飛行機用の装備品、家電、ボートの船体、釣竿、スキー、テニスラケット及びその他のスポーツ用品等に使用される。
- (8) その他、エアコンディショナー又は化学工業のろ過用材料、グラインディングホイールの強化材、医療、包装強化材など多種多様の工業用製品の製造に使用される。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) ガラス繊維を圧縮し又は積層し、プラスチックを染み込ませて作った半製品及び製品（硬い特性を有し、ガラス繊維製品の特性を失ったもの）(39 類)
- (b) 68.06 項の鉱物性ウール（70 類の注 4 参照）及びその製品
- (c) ルーフィングボード（アスファルトその他これに類する材料で、ガラス繊維のウェブ又は織物の基板を完全に包み込み又は当該基板の両面を被覆したもの）(68.07)
- (d) 断熱用複層ガラス（ガラス繊維の中間層を有するもの）(70.08)
- (e) 85.44 項の光ファイバーケーブル、がい子（85.46）及び電気絶縁用物品（85.47）
- (f) 90.01 項の光ファイバー（束にしたものを含む。）及び光ファイバーケーブル
- (g) ガラス繊維の人形のかつら（95.03）及びガラス繊維を合成樹脂で凝結して作った釣りざお（95.07）
- (h) ガラス繊維のブラシ（96.03）

* *

号の解説

7019. 11

チョップドストランドは多くの平行のフィラメントを含むストランドを切ることにより製造される。一般に、チョップドストランドが使われるのは、例えばプラスチック、モルタル又は種々のフィルター（エアー、オイル等）を補強するためである。

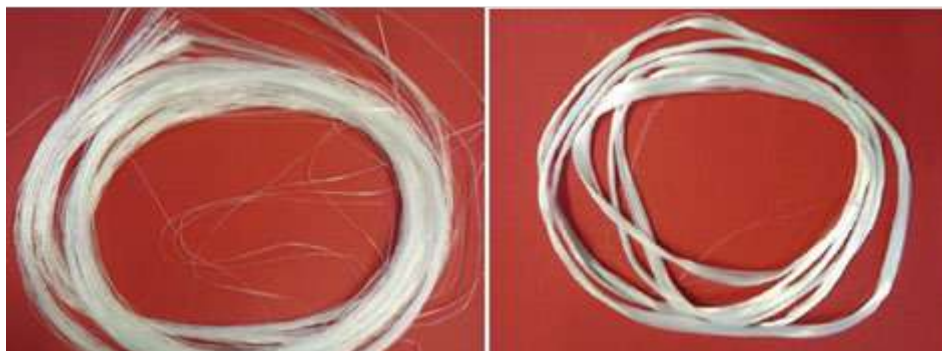


7019. 12

ガラスロービングは平行のストランド（組み合わせ又は多面化したロービング）又は平行のフィラメント（真っすぐ又は一面のロービング）を組み合わせた集合体で、ガラス繊維ケーキ（後述参照）と意図的なねじれはなく、通常板紙の筒を有しない。

機械的引抜き法によって得られたガラスフィラメントで、柔らかい板紙の筒の上でブッシング下で風にさらされたものは、「ガラス繊維ケーキ (glass fibre cakes)」と呼ばれる。ねじれていないガラス繊維のケーキは中間生成物で、それらのフィラメントの直径（ミクロン単位）及び重量（テックス単位）に応じて、更なる加工と分類が行われる。

フィラメントの直径が 14 ミクロン以下で、重さが 300 テックス以下のガラス繊維ケーキは、通常「繊維ケーキ (textile cakes)」と呼ばれる軽くて太い繊維で、糸や軽く柔らかい織物類の製造に用いられる。この軽くて太い繊維はこの号から除かれる（7019. 19）。



7019. 13

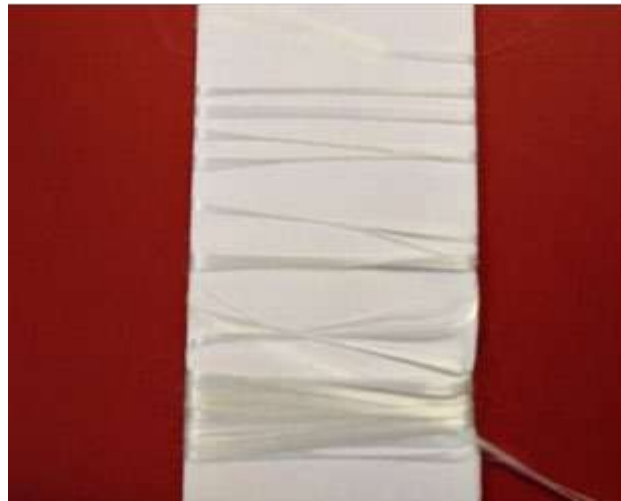
この号にはスライバーを含む。スライバーは通常 380 ミリメートルより短い、短いステープル繊維から成る。ステープル繊維はゆるく平行に並び、ほとんどねじれない（メートルあたりよじれが 5 未満の）縄のようなストランドである。スライバーが一般に使用されるのはステープル繊維糸を製造するためだが、線やケーブルを製造するのにも使われる。

この号の糸は、ねじれていて、連続したフィラメント又はステープル繊維から成る。糸は通常、プラスチック製のボビン又は金属製のたて糸ビームのいずれかの上で供給される。

これは、織物の質感を出し又はボリューム感を出すこともできる。この工程において、ガラス糸は気流が乱流となるノズルで過給され、ループを形成し、非常に小さいバルク（質感を出す）又は大きなバルク（ボリューム感を出す）を生じさせる。

このタイプの糸は、通常、板紙の筒の上で供給され、次のような様々な用途で使用する。

- －平面を避けるため壁を覆う織物類
- －屋根ふき用の織物類
- －断熱製品



7019. 14

機械的に結合したマットは、数百の平行のフィラメントから成るガラスのストランドからできた平面状の補強材である。そのガラスのストランドは、不規則に配分されている。

機械的に結合したマットにおいて、そのストランドはステッチ縫い又はニードル縫いにより一緒にされる。ガラスのストランドは、不規則に配分された平行のフィラメントの形を保ち、手で傷つけることなくマットから個々に分離できる。

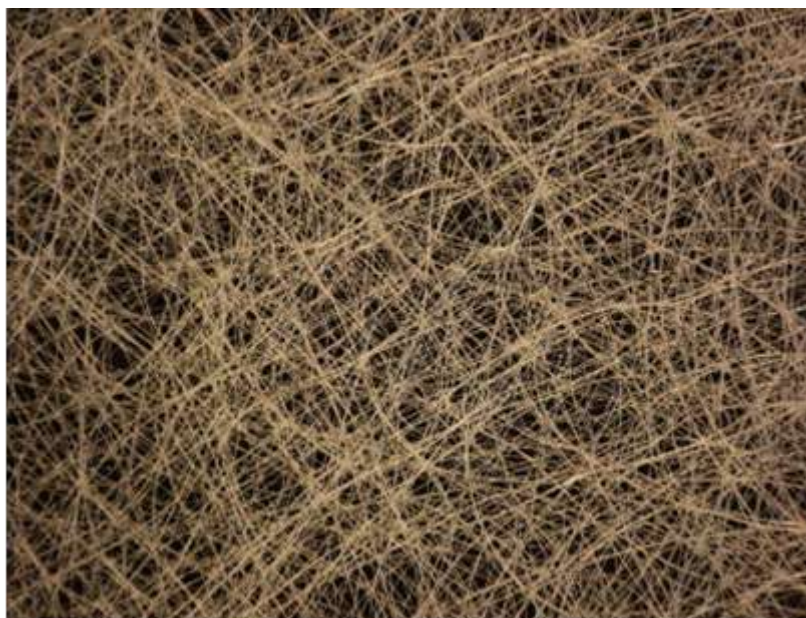


7019. 15

化学的に結合したマットは、不規則に配分された数百の平行のフィラメントから成るガラスのストランドからできた平面状の補強材である。

化学的に結合したマットにおいて、そのストランドは切断され（短繊維のマット）又は切断されず（長繊維のマット）結合剤により束ねられる。

これらは不規則に配分された平行なフィラメントの形を保ち、手で傷つけることなく（結合剤が分解された後に）マットから個々に分離できる。



7019. 61

ロービング製の目の細かい織物（規則的な開いた構造が無い）は、製織機で織ることで織り交ぜられ、塗布又は積層がなされていない。この重量は、通常、 200 g/m^2 以上である。これは、主に、複合した用途（例えば、風力エネルギー、自動車工業）に使用される。



7019. 62

ロービング製のその他の目の細かい織物類（規則的な開いた構造が無い）は、機械的に結合しているが、織って作られておらず、主に複合した用途に使用される。

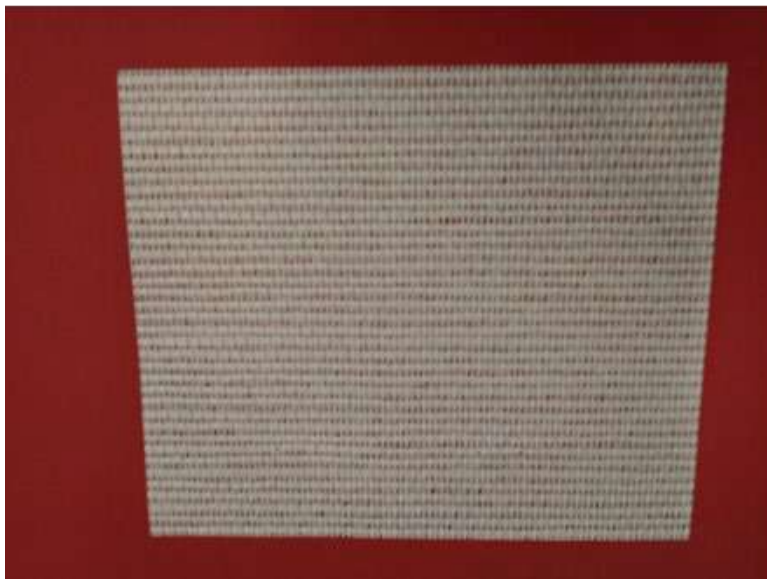
一般的にステッチ縫いによって結合されるが、ニードリングによって行われることもある。

典型的な製品は、多軸織物、複合体又は結合体（多面化したロービングのチョップドファイバーを伴うロービング織物）であり、何層にも積層した織物類がステッチ縫いによって組み合わされている。



7019. 63

糸から成る目の細かい織物（平織りのものに限るものとし、塗布したもの及び積層したものを除く。）は、例えば、壁面被覆又は断熱及び防音の用途で使用される。



7019.64

糸から成る目の細かい織物（平織りのもので、シリコン、ポリテトラフルオロエチレン（PTFE）若しくはアルミニウムを塗布又は積層したものに限る。）は、工業又は建物の様々な用途で使用される。例えば、次のようなものがある。

- － 建築用品
- － 防煙防火材



（塗布したもの）



(積層したもの)

7019. 65

この号における目の粗い織物は、規則的な開いた構造、例えば、機械的に結合した円形、楕円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は規則的な凸多角形がある幅の狭いメッシュ地の織物を含む。これらは、通常、建物外部のコーナー補強又は壁をつなぐテープとして使用される。



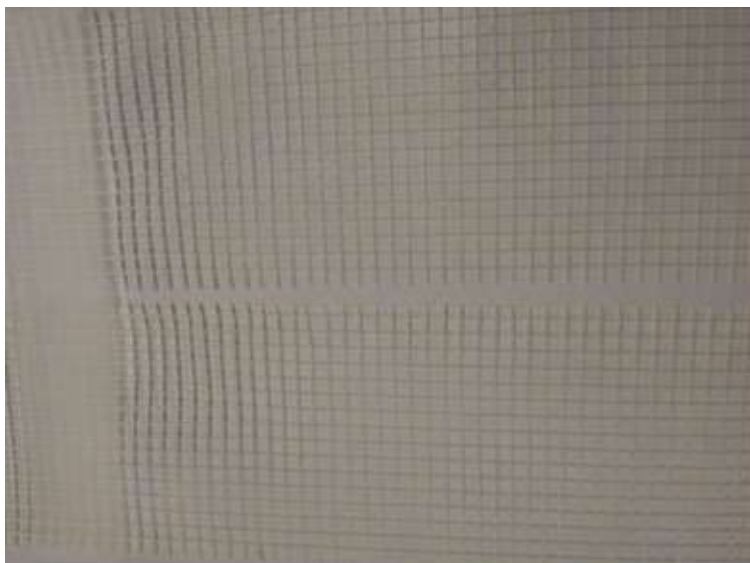
7019. 66

目の粗い織物は、規則的な開いた構造、例えば、機械的に結合した円形、楕円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は規則的な凸多角形がある。この織物は、幅が 30 センチメートルを超え、通常、外部断熱複合システムの建物正面、大理石、モザイク、石膏（こう）ボード、壁及び床の補強材として使用される。

セル開口部が 1.8 ミリメートル未満の軽いメッシュ地の織物は、通常、防虫スクリーン又は日よけスクリーンとして使用される。

重い目の粗いメッシュ地の織物は、通常、ジオテキスタイル織物と呼ばれ、補強材又は傾斜安定材のような下地として使用される。

特別な耐性を有する又は石英ガラスが塗布された目の粗いメッシュ地の織物は、通常、高温ろ過又はグラインディングホイールの補強材に使用される。



7019.71

ベール（薄いシート）は、織ってなく、不規則に配分された個々のガラス繊維（フィラメント）から成り、繊維は結合剤により固定されプレスされる。そして、シート全体に長く伸ばされた補強糸が組み込まれていることもある。

ガラスマットと異なり、シートを傷つけることなく、シートの個々のフィラメントを手によって取り除くことはできない。薄いシートは、ウェブ、マットレス及びその他の絶縁製品から、その厚さ（10 ミリメートルを超えない。）により区別される。



7019.72

その他の化学的に結合した目の細かい織物類は、多面化したロービングのチョップドファイバーを伴うロービング織物の複合体を含む。それは、何層にも積層した織物類であり、粉末と熱接合によって組み合わせられている。



7019.73

その他の化学的に結合した目の粗い織物類は、(規則的な開いた構造のある)糸で作られたレイドスクリーンを含む。



70.20 その他のガラス製品

この項には、この類又はこの表の他の類の他の項に含まれないガラス製品（ガラス製の部分品を含む。）を含む。

これらの物品は、ガラス以外の材料を結合したものであっても、ガラス製品の重要な特性を有する限りこの項に分類する。この項には、次のものを含む。

- (1) 工業用品（例えば、皮革のつや出し用のポット、ボウル、シリンダー及びディスク、安全装置その他の装置のプロテクター、油差し、糸用ガイド、サイトホール (sight-hole) 及び験水管、S型管、コイル、浸食性物質用のとい及び排水管（石英ガラス製のものが多い。）、塩酸用の吸収ドラム、滴下コラム）
- (2) 栽培用品（タンク、水槽用）及び園芸用品（鐘形ガラス器等）
- (3) 商店の広告板又は窓に使用される文字、数字、サインプレートその他のモチーフ（印刷した絵画又は文を有するか有しないかを問わず、70.06 項、70.09 項及び 70.14 項のものを除

く。また、イルミネーションの場合は、94.05 項のものを除く。)

- (4) 魔法瓶その他の真空容器に使用するガラス製の内部容器（ただし、ケースその他の保護用の容器を全部又は一部に取り付けて魔法瓶その他の真空容器になったものを除く(96.17)。）：この項の内部容器は、普通ガラス又は膨張係数の小さいガラスで、二重壁を有するほぼ円筒形の形状に作り、壁の内部に銀又は金めっきされる。壁の空間部は脱気されて、次いで壁が封止される。この項には、ガラス製の内部容器のみを含み、これらは仕上げられているか、栓その他のこれに類する物品を有するか有しないかを問わない。
- (5) その他のもの、例えば、漁網用の浮き、戸又は cistern chain 等の握り及び取手、水彩絵の具用のポット、とりかご用の附属品（餌入れ、水槽等）、店頭装飾用の陳列瓶、点滴管、アルコールバーナー（70.17 項のものを除く。）、ピアノ又は家具の脚に使用するベースカップ、ガラス製モザイクキューブから作り上げた完成したパネルその他の装飾用モチーフ（枠を有するか有しないかを問わない。）、救命ブイ及び救命帯

この項には、また、次の物品を含まない。

- (a) 傘又はつえに使用するガラス製の握り、取手その他これらに類する物品（66.03）
- (b) 85.46 項又は 85.47 項のがい子又は電気絶縁用物品
- (c) 90 類の機器
- (d) 91 類の物品（例えば、時計用ガラスケース。ただし、単に保護用カバーとして使用するものを除く。）
- (e) 92 類の楽器並びにこれらの部分品及び附属品（例えば石英ガラス製の音さ）
- (f) ガラス製家具及び明らかに家具の部分品として認められるもの（94 類）
- (g) 95 類のがん具、遊戯用具、クリスマスツリー用装飾品、魚釣用具、狩猟用具その他のガラス製品
- (h) 96 類のガラス製品（例えば、ボタン、ペンホルダー、ペンシルホルダー、ペン先、ライター、香水用噴霧器、魔法瓶その他の真空容器（完成品に限る。））
- (ij) こっとう（製作後 100 年を超えたものに限る。）（97.06）

第 71 類

**天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属
並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣**

注

- 1 全部又は一部が次の材料から成る製品は、第 6 部の注 1 (A) 及びこの類の他の注において別段の定めがある場合を除くほか、すべてこの類に属する。
 - (a) 天然若しくは養殖の真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石
 - (b) 貴金属又は貴金属を張った金属
- 2 (A) 第 71.13 項から第 71.15 項までには、貴金属又は貴金属を張った金属をさ細な取付具、装飾物その他の部分（例えば、頭文字、はめ輪及び縁金）のみに使用した物品を含まない。
(B) 第 71.16 項には、貴金属又は貴金属を張った金属を使用した製品（これらをさ細な部分に使用したものを除く。）を含まない。
- 3 この類には、次の物品を含まない。
 - (a) 貴金属のアマルガム及びコロイド状貴金属（第 28.43 項参照）
 - (b) 第 30 類の殺菌した外科用縫合材、歯科用充填料その他の物品
 - (c) 第 32 類の物品（例えば、液状ラスター）
 - (d) 担体付き触媒（第 38.15 項参照）
 - (e) 第 42 類の注 3 (B) に該当する第 42.02 項又は第 42.03 項の製品
 - (f) 第 43.03 項又は第 43.04 項の製品
 - (g) 第 11 部の物品（紡織用繊維及びその製品）
 - (h) 第 64 類又は第 65 類の履物、帽子その他の物品
 - (i) 第 66 類の傘、つえその他の物品
 - (k) 第 68.04 項、第 68.05 項又は第 82 類の研磨用品で天然又は合成の貴石又は半貴石のダスト又は粉を使用したもの、第 82 類の物品で作用する部分が天然、合成又は再生の貴石又は半貴石であるもの並びに第 16 部の機械類、電気機器及びこれらの部分品。ただし、第 16 部の物品で全部が天然、合成又は再生の貴石又は半貴石であるものは、針用に加工したサファイヤ及びダイヤモンド（取り付けられていないものに限る。第 85.22 項参照）を除くほか、この類に属する。
 - (l) 第 90 類から第 92 類までの物品（精密機器、時計及び楽器）
 - (m) 武器及びその部分品（第 93 類参照）
 - (n) 第 95 類の注 2 の物品
 - (o) 第 96 類の注 4 の規定により同類に属する物品
 - (p) 彫刻、塑像、铸像その他これらに類する物品（第 97.03 項参照）、収集品（第 97.05 項参照）及び製作後 100 年を超えたこつとう（第 97.06 項参照）。ただし、天然又は養殖の真珠、貴石及び半貴石を除く。
- 4 (A) 「貴金属」とは、銀、金及び白金をいう。
(B) 「白金」とは、白金、イリジウム、オスミウム、パラジウム、ロジウム及びルテニウムを

いう。

(C) 貴石又は半貴石には、第 96 類の注 2 (b) の物品を含まない。

5 この類において貴金属を含有する合金（焼結したもの及び金属間化合物を含む。）のうち、貴金属のいずれか一の含有量が全重量の 2 % 以上であるものは、貴金属の合金として取り扱う。

この場合において、貴金属の合金については、次に定めるところによる。

(a) 白金の含有量が全重量の 2 % 以上のものは、白金の合金として取り扱う。

(b) 金の含有量が全重量の 2 % 以上で、白金の含有量が全重量の 2 % 未満のものは、金の合金として取り扱う。

(c) その他の合金で、銀の含有量が全重量の 2 % 以上のものは、銀の合金として取り扱う。

6 この表において貴金属には、文脈により別に解釈される場合を除くほか、5 の規定により貴金属の合金として取り扱われる合金を含むものとし、貴金属を張った金属及び貴金属を卑金属又は非金属にめっきした物品を含まない。

7 この表において「貴金属を張った金属」とは、金属の一面以上にはんだ付け、ろう付け、溶接、熱間圧延その他これらに類する機械的方法により貴金属を張った金属をいう。ただし、文脈により別に解釈される場合を除くほか、卑金属に貴金属を象眼したものを含む。

8 第 71.12 項に該当する物品は、第 6 部の注 1 (A) に規定する場合を除くほか、同項に属するものとし、この表の他の項には属しない。

9 第 71.13 項において「身辺用細貨類」とは、次の物品をいう。

(a) 小形の身辺用装飾品（例えば、指輪、腕輪、首飾り、ブローチ、イヤリング、時計用鎖、ペンダント、ネクタイピン、カフスボタン、衣服用飾りボタン、メダル及び記章。）

(b) 通常、ポケット若しくはハンドバッグに入れて携帯し又は身辺に付けて使用する身辺用品（例えば、シガーケース、シガレットケース、嗅ぎたばこ入れ、口中香剤入れ、錠剤入れ、おしろい入れ、鎖入れ及び数珠）

これらの物品は、組み合わせてあるかセットであるかを問わない（例えば、天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、合成若しくは再生した貴石又は半貴石、べっ甲、真珠層、象牙、天然又は再生させたこはく、黒玉及びさんご）。

10 第 71.14 項において細工品には、装飾品、食卓用品、化粧用品、喫煙用具その他家庭用、事務用又は宗教用の製品を含む。

11 第 71.17 項において「身辺用模造細貨類」とは、9 (a) の身辺用細貨類（第 96.06 項のボタンその他の物品並びに第 96.15 項のくし、ヘアスライドその他これらに類する物品及びヘアピンを除く。）で、天然若しくは養殖の真珠、天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石又は貴金属若しくは貴金属を張った金属を使用してないものをいう。これらの物品で、貴金属をめっきしたもの及び貴金属又は貴金属を張った金属をさ細な部分に使用したものは身辺用模造細貨類に含まれる。

号注

1 第 7106.10 号、第 7108.11 号、第 7110.11 号、第 7110.21 号、第 7110.31 号及び第 7110.41 号において「粉」及び「粉状のもの」とは、目開きが 0.5 ミリメートルのふるいに対する通過

率が全重量の 90%以上のものをいう。

- 2 第 7110.11 号及び第 7110.19 号において白金には、注 4 (B) の規定にかかわらず、イリジウム、オスミウム、パラジウム、ロジウム及びルテニウムを含まない。
- 3 第 71.10 項の合金は、白金、パラジウム、ロジウム、イリジウム、オスミウム又はルテニウムのうち含有する重量が最大の金属が属する号に属する。

総 説

- (1) 71.01 項から 71.04 項までには、天然又は養殖の真珠及びダイヤモンドその他の天然、合成又は再生の貴石又は半貴石（加工してあるかないかを問わないものとし、取り付けたもの及び糸通ししたものを除く。）を含み、また、71.05 項には、天然又は合成の貴石又は半貴石を加工する際に生ずるある種のくずを含む。
- (2) 71.06 項から 71.11 項までには、貴金属又は貴金属を張った金属のうち、塊、一次製品又は粉状のもので 3 節に該当する製品の段階までに到達していないものを含み、また、71.12 項には、貴金属又は貴金属を張った金属のくず及び主として貴金属の回収に使用する種類の貴金属又は貴金属の化合物を含有するくずを分類する。

この類の注 4 の規定により、「貴金属」とは銀、金及び白金をいう。「白金」にはイリジウム、オスミウム、パラジウム、ロジウム及びルテニウムを含む。

この類の注 5 の規定により、貴金属を含有する合金（アマルガムを除く。28.43）の分類については、下記のように取り扱う。

- (A) 白金の合金とは、白金の含有量が全重量の 2 % 以上のものをいう。
- (B) 金の合金とは、金の含有量が全重量の 2 % 以上で、白金を含有しないもの又は白金を含有する場合には白金の含有量が全重量の 2 % 未満のものをいう。
- (C) 銀の合金とは、その他の合金で、銀の含有量が全重量の 2 % 以上のものをいう。
- (D) 卑金属の合金（15 部）とは、白金、金及び銀の含有量がそれぞれ全重量の 2 % 未満のものをいう。

この類の注 6 の規定により、貴金属には、文脈により別に解釈される場合を除くほか、上記 (A)、(B) 及び (C) に記載された各貴金属の合金を含む。ただし、貴金属を張った金属及び銀、金又は白金を卑金属又は非金属にめっきしたものは含まない。

この類の注 7 の規定により、「貴金属を張った金属」とは、金属の一面以上にはんだ付け、ろう付け、溶接、熱間圧延その他これらに類する機械的方法により貴金属を各種の厚さに張ったものをいう。

貴金属を張った金属製の板、棒等は、ベースとなる金属の一面又は両面に貴金属を重ね合わせ、これらをともにあらかじめ加熱し、次いで圧延することにより最もよく作られる。

貴金属を張った金属製の線は、貴金属製の管に卑金属製のしんを挿入し、これをあらかじめ加熱し、次いでダイスで引抜くことにより作られる。

文脈により別に解釈される場合を除くほか、貴金属を象眼した卑金属製品は、貴金属を張った金属の製品として分類する（例えば、電気工業で使用するもので銅板に金の帯を象眼したもの及びダマスキン（damaskeen）加工品として知られているもので、鉄鋼に鍛練した

金の帯又はひもを象眼したもの)。

この類に規定した貴金属を張った金属は、電気分解、蒸着、吹き付け又は貴金属の塩の溶液に浸すこと等によって貴金属めっきした卑金属と混同してはならない。貴金属をめっきした卑金属は、めっき層の厚みに関係なく、ベースである当該金属の類にそれぞれ分類する。

この類には、次の物品を含まない。

- (a) コロイド状貴金属及び貴金属のアマルガム (28.43)
 - (b) 放射性同位元素 (例えば、イリジウム 192。放射性同位元素を含有する針状、糸状又はシート状の貴金属を含む。) (28.44)
 - (c) 歯科用充てん料として、特に調製された合金 (30.06)
- (3) 通常、全部又は一部に、天然若しくは養殖の真珠、ダイヤモンドその他の天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石又は貴金属若しくは貴金属を張った金属を使用した製品は、71.13 項から 71.16 項までに属する。

これらの項には、通常身辺用細貨類、金銀細工品 (71.13 項又は 71.14 項の解説参照) を含むが、次の物品は含まない。

- (a) 注 3 に掲げる物品
- (b) 貴金属又は貴金属を張った金属をさ細な取付具その他の部分 (例えば、頭文字、はめ輪、縁金) のみに使用した物品 (天然若しくは養殖の真珠又はダイヤモンドその他の天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石を使用したものを除く。)

ナイフ、ペンナイフ、彫刻用セット、かみそりその他の刃物で、卑金属製又は非金属製の柄を有するものは、貴金属又は貴金属を張った金属で作った記号、頭文字、縁金を付けたものであっても 82 類に属するが、貴金属又は貴金属を張った金属で作った柄を有する同種の刃物は、この類に属する。

同様に、ボウル、花瓶その他の磁器製又はガラス製の食卓用品は、貴金属又は貴金属を張った金属で作った縁金のようなさ細な取付具及び装飾品を取り付けたものであっても 69 類又は 70 類に属する。

ここには、貴金属をめっきした卑金属又は非金属の製品 (貴金属を張った金属の製品を除く。) は含まない。

- (4) 71.17 項において身辺用模造細貨類は、この類の注 11 に定める物品 (関連する解説参照) に限り適用するものとし、この類の注 3 に掲げる物品を含まない。
- (5) 71.18 項には、貨幣 (収集品 (97.05) を除く。) を分類する。

第 1 節

天然又は養殖の真珠、貴石及び半貴石

71.01 天然又は養殖の真珠(加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたものを除く。ただし、天然又は養殖の真珠を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。)

7101.10—天然真珠

－養殖真珠

7101. 21－加工していないもの

7101. 22－加工したもの

この項に分類する真珠は、真珠光沢を有する貝殻と同様に、海水又は淡水に生棲（せい）する軟体動物（特にあこや貝及びい貝）の分泌物の生成物である。

真珠は、輝く表面を有し、コンキオリンと呼ばれる角質で覆われた炭酸カルシウムの層から成る。この炭酸塩の層は、光の反射及び屈折を生ぜしめ、特徴のある真珠光沢（orient）を生ぜしめる。コンキオリンは真珠に半透明性又は光沢を与える。

真珠は、通常白色であるが、灰色、黒色、紫色、赤色、黄色、緑色、青色の有色のものもある。

真珠は、通常球形であるが、半円（ボタンパール）又は不整形（バロックパール又はブリストーパール）のものもあり、大きさも種々のものがある。真珠光沢を有する貝殻（05. 08 又は 96. 01）は、真珠とかなり同じ組成を有するが通常薄いシート状に真珠層が形成されたものである。

この項には、養殖真珠を含む。養殖法は外套膜の一部を切り取り、これで真珠光沢を有する貝殻で作ったビーズを包み、これを貝体に挿入する。数年間を経て、このビーズは徐々に真珠層で被覆される。養殖真珠は、天然真珠と非常に類似した外観を有するが、特殊な装置（内視鏡）又はX線装置により区別される。

この項には、天然又は養殖の真珠で、加工していないもの（例えば、採集後水と塩を使用して単に汚れを除いただけのもの）及び加工したもの（きずの部分を取り除くために加工したもの、穴あけしたもの又はひいたもの（例えば、二分の一真珠、四分の三真珠）を分類する。この項の真珠は、輸送のために一時的に糸に通したものも含む。取り付けたもの及び格付けした後に恒久的に糸通した真珠は含まない（例えば、71. 13、71. 14、又は 71. 16）。

天然又は養殖の真珠は、97 類（収集品、こっとう等）に含まれずこの項に属することに注意すべきである。

この項には、次の物品を含まない。

（a）模造真珠（プラスチック製のものは 39. 26 項、ガラス製のものは 70. 18 項、ろう製のものは 96. 02 項）

（b）未加工又は単に調製した真珠光沢を有する貝殻（05. 08）及び加工した真珠光沢を有する貝殻（96. 01）

71.02 ダイヤモンド（加工してあるかないかを問わないものとし、取り付けたものを除く。）

7102. 10－選別していないもの

－工業用のもの

7102. 21－加工していないもの及び単にひき、クリーブし又はブルーチしたもの

7102. 29－その他のもの

－工業用以外のもの

7102. 31ー加工していないもの及び単にひき、クリーブし又はブルーチしたもの

7102. 39ーその他のもの

ダイヤモンドは、純粋な炭素の同素結晶体で、高い屈折率及び光分散力を有する。ダイヤモンドは、既知の物質で最高の硬度をもつ。ダイヤモンドはその特性から、美術品、装飾品の製造に使用され、また、特に線引きなどの工業用として使用される。

この項は、未加工のもの及び加工したものを含む。この場合において加工したものには、クリーブしたもの、ひいたもの、ブルーチしたもの、タンブルしたもの、面付けしたもの、研磨したもの、穴あけしたもの、彫刻をしたもの（浮彫り及び沈み彫りを含む。）、張り石したもの等を含む。ただし、取り付けたものは含まない。

この項には、次の物品を含まない。

(a) ダイヤモンドのダスト及び粉 (71. 05)

(b) レコード針用の加工したダイヤモンド（取り付けられていないものに限る。85. 22）

(c) 90 類の計器、計測機器その他の物品の部分品として認められる加工をしたダイヤモンド (90 類)

＊

＊ ＊

号の解説

7102. 10

未加工又は粗のダイヤモンドは、工業用のもの又は工業用以外のものとして市販される前に、ダイヤモンド技師により工業規格で格付けされ、選別される。この規格には、重さ（塊）及びカットのための結晶学上の適否を含んでいる。また、結晶の形状、透明性、色、クラリティ及び品質も含む。

この号には、このような技師の検査を受けないダイヤモンドを含む。

この号には、単にふるいにかけただけのものや、大きさに従って包装しただけで、さらなる技師の検査を受けない粗のダイヤモンドの選別物も含む。

7102. 21 及び 7102. 29

これらの号には、次の天然のダイヤモンドを含む。

(1) ダイヤモンド原石（透明又は半透明なダイヤモンドで、その特性のために、通常宝石、金銀細工品として使用出来ないもの。）

(2) 黒ダイヤモンドその他の多結晶質のダイヤモンド集合体（透明ダイヤモンドより硬いカルボナードを含む。）

(3) ボルト原石（乳白ダイヤモンド及びその他のダイヤモンド（ダイヤモンド加工くずを含む。）で、カットには適さないもの）

(4) 宝石に使用することにも適しているが、その特徴（色、クラリティ、品質、透明性等）により明確で、特定の工業的用途（ドレッサー、線引ダイス、ダイヤモンドアンビル等）に用

いられるダイヤモンド

これらのダイヤモンドは、通常、工具用（ダイヤモンドカutting工具、ボーリング用工具等）及び機械の附属品又は機械に取り付けて使用する。

7102. 21 号には、次の物品を含む。

- (1) 天然の状態のダイヤモンド：鉱床から取り出された状態のもの又は母岩から摘出された状態のもので、選別したもの
- (2) 単にひき（例えば、薄いストリップ状に）、クリーブし（結晶の層に沿って割ることによって）、ブルーチし、タンブルし又はわずかに面を磨いただけ（いわゆる、窓（ウィンドウズ）：主として技師が粗のダイヤモンドの内部特性の検査を行なうためのもの）のダイヤモンド：これらは、暫定的な形状を有しており、明らかにより高度な加工を必要とするものである。ダイヤモンドのストリップは、面や稜が粗く、光沢がなく、研磨しない状態であれば、円板、長方形、六角形又は八角形に切ってあってもかまわない。
- (3) 表面が化学処理（化学的研磨（ケミカルポリッシング）としても知られている。）により、光沢と輝きのあるタンブルしたダイヤモンド。化学的研磨（ケミカルポリッシング）は、伝統的な研磨材による研磨（アブラシブポリッシング）（ダイヤモンドを別々に取り付け、研磨盤（ポリッシングホイール）で研磨する。）とは異なり、ダイヤモンドをケミカルリアクターの中にばらで詰め込む。
- (4) 破碎したダイヤモンド

7102. 29 号は、研磨し又は穴をあけたダイヤモンド、彫刻をしたダイヤモンド（鑑別の目的のためだけに彫刻をされたダイヤモンドを除く。）を含む。

7102. 31 及び 7102. 39

この号には、天然ダイヤモンドで、その特性（色、クラリティ、純度、透明性等）のため宝石細工、金銀細工に適するものを含む。

7102. 31 号は、次のものを含む。

- (1) 天然の状態のダイヤモンド：鉱床から取り出された状態のもの又は母岩から摘出された状態のもので、選別したもの
- (2) 単にひき、クリーブし（結晶の層に沿って割ることによって）、ブルーチした又はわずかに面を磨いただけ（いわゆる、窓（ウィンドウズ）：主として技師が粗のダイヤモンドの内部特性の検査を行なうためのもの）のダイヤモンド：これらは、暫定的な形状を有しており、明らかにより高度な加工を必要とするものである。
- (3) 表面が化学処理（化学的研磨（ケミカルポリッシング）としても知られている。）により、光沢と輝きのあるタンブルしたダイヤモンド。化学的研磨（ケミカルポリッシング）は、伝統的な研磨材による研磨（アブラシブポリッシング）（ダイヤモンドを別々に取り付けて研磨盤（ポリッシングホイール）で研磨する。）とは異なり、ケミカルリアクターの中にばらで詰め込む。

7102. 39 号は次のものを含む。

- (1) 研磨したダイヤモンド（多くの平らに研磨された面を有し、宝石に使用するまでは、さらなる加工を要しない。）

(2) 穴をあけたダイヤモンド、彫刻をしたダイヤモンド（浮彫り及び沈み彫りを含む。）及び張り合わせ宝石用に調製されたダイヤモンド

(3) 研磨、穴あけ又は彫刻が必要なダイヤモンド及びこれらの操作中に破損してしまったダイヤモンド（研磨したダイヤモンドで輸送中又は保管中に破損したものと同じ。）

7102.39 号は 次のものを含まない。

(a) わずかに面を磨いただけのダイヤモンド（例えば、窓（ウィンドウズ）：技師が粗のダイヤモンドの内部特性の検査を行なうためのもの）及び明らかにより高度な加工を必要とするダイヤモンド

(b) 鑑別目的のためにだけ彫刻をされたダイヤモンド

71.03 貴石及び半貴石（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたもの及びダイヤモンドを除く。ただし、格付けしていない貴石（ダイヤモンドを除く。）又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。）

7103.10－加工していないもの、単にひいたもの及び粗く形作ったもの

－その他の加工をしたもの

7103.91－ルビー、サファイヤ及びエメラルド

7103.99－その他のもの

貴石及び半貴石は、通常、結晶質のものであり、色、光沢、変質しないこと、また、しばしば稀少性のために、身近用品又は装飾品を作るために、宝石細工師又は金銀細工師により使用される。若干のものは、硬度その他の特性のために、時計、工具その他の産業用に使用される（例えば、ルビー、サファイヤ、めのう、圧電エレクトロニックオーツ）。

71.02 項の解説第 2 パラグラフの規定は、この項にも準用する。

ただし、この項には、たとえ取り付けられていなくても次の物品は含まない。

(a) レコード針用に加工したサファイヤ（取り付けられていないものに限る。85.22）

(b) 90 類又は 91 類の計器、計測機器、時計その他の物品の部分品として認められる加工をした石並びに石英の光学用品（90.01 又は 90.02）

この項の石は、主として宝石細工品又は金銀細工品に取り付けるのに使用されるが、また、82.01 項から 82.06 項の工具に使用されるもの又は 16 部の機械類に使用されるもの（例えば、高周波機器用の圧電エレクトロニックオーツ）もある。

この項には、製品に作り上げたものは含まない。例えば、めのう製の乳鉢及び乳棒、めのうの十字架及び指環、ガーネットのゴブレット及びカップ、ひすいの小像及び細貨、めのう又はしまめのうの灰皿及び文鎮、釣りざお用のリング等。これら製品は主として 71.16 項に属する。

この項には、格付けしていないもの又は宝石として直接使用に適さないものを、輸送のために一時的に糸に通したものを含む。取り付けた貴石又は半貴石は、この類の注 1 の規定により、他の項に該当する場合を除き、71.13 項、71.14 項又は 71.16 項（関連する解説参照）に含まれる。

この項には、この類の末尾に掲げた貴石又は半貴石を含む。これらのリストには、鉱物学上の

種類の名とともに商取引上の名を併記した。

しかしながら、この項は、これらのうち宝石等として使用するのに適する品質のものに限られる。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 鉱物学上では上記に記載した石に属するが、卑なる非貴石のもの又は宝石細工品、金銀細工品等に適しない品質のもの（25 類、26 類又は 68 類）
- (b) ステアタイト（未加工のもの 25.26、加工したもの 68.02）
- (c) 黒玉（未加工のもの 25.30、加工したもの 96.02）
- (d) ガラス製の模造貴石及び模造半貴石（70.18）

＊

＊ ＊

号の解説

7103.10

この号は、単にひき（例えば、薄いストリップ状に）、クリーブシ（石の層に沿って割ることによって）又はブルーチすることにより粗く加工したものを含む。これらは、暫定的な形状を有しており、明らかにより高度な加工を必要とするものである。ストリップは、面や稜が粗く、光沢がなく、研磨してない状態であれば、円板、長方形、六角形又は八角形に切ってもかまわない。

7103.91 及び 7103.99

7103.91 号及び 7103.99 号は、研磨した又は穴をあけた石、彫刻をした石（浮彫り及び沈み彫りを含む。）及び張り合わせ宝石用に調製した石を含む。

71.04 合成又は再生の貴石及び半貴石(加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたものを除く。ただし、格付けしていない合成又は再生の貴石又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。)

7104.10ーピエゾエレクトリックオーツ

ーその他のもの（加工してないもの、単にひいたもの及び粗く形作ったものに限る。）

7104.21ーダイヤモンド

7104.29ーーその他のもの

ーその他のもの

7104.91ーダイヤモンド

7104.99ーーその他のもの

この項の物品は、前の 2 項の天然の貴石又は半貴石と同じ目的に使用される。

(A) 合成の貴石及び半貴石：これらには化学的に製造された石で次のものを含む。

ー本質的に特定の天然石（例えば、ルビー、サファイヤ、エメラルド、ダイヤモンド、ピエ

ゾエレクトリッククォーツ）と同じ化学的組成と結晶構造を有するもの。又は一たとえ、イットリウムアルミニウムガーネット（YAG）、キュービックジルコニア（CZ）、合成モアッサナイト（これらは全て模造ダイヤをつくるのに使用する。）等に似ている石と同じ化学的組成及び結晶構造を有していなくても、その色、輝き、劣化抵抗及び硬度のために宝石細工師、金銀細工師により天然の貴石又は半貴石のかわりに使用されるもの。

これらルビーやサファイヤ等の合成石は、加工していない状態では、小円筒状又はなし状のドロップの外観を示し、「boules」として知られており、また、これらを長さの方向に割り又はディスク状にひいたりする。

高圧高温製法（HPHT）により製造された合成ダイヤモンドは、加工していない状態では、特徴的な斜方切頂立方八面体の形状を示しており、多くの場合で、種結晶の元の位置はその基礎の上で見ることができる。それに対して、化学蒸着製法（CVD）により製造された合成ダイヤモンドは、加工していない状態では、ほとんどが正方形又は長方形の形状をしており、通常、結晶の形では見られない。

合成ダイヤモンドは、HPHT 又は CVD 以外の製法により製造されるものもある。

（B）再生の貴石及び半貴石：通常、粉程度に砕いた天然の貴石又は半貴石の微塵を凝結、プレス又は溶融（通常ブローパイプを使用する。）等種々の方法により人工的に得たものである。

合成又は再生のものは、通常顕微鏡検査（空気以外の媒体の中で行われる方が望ましい。）で小粒のあわ及びすじがあることにより識別できる。

71.02 項及び 71.13 項の解説の規定は、特に加工の程度については、この項にも準用する。合成又は再生のものは、70.18 項のガラス製の模造貴石又は模造半貴石と混同してはならない。

＊

＊ ＊

号の解説

7104.10

ピエゾエレクトリッククォーツは、機械的圧力を加えると電荷が生じ（電荷の程度は圧力に従い変化する。）、逆に、電圧がかけられると機械的圧力を生じるという性質を有する。

この性質により、ピエゾエレクトリッククォーツは電気工業において、さまざまな目的で使用される。例えば、マイクロホン、拡声器、超音波の送信用又は受信用の装置、固定周波数発振用の装置の製造に使用される。

この号に属するピエゾエレクトリッククォーツは、一般に薄いシート、板、棒等の形状であり、これらの形状は、合成クォーツを電気軸に沿って正確にひくことにより得られる。

7104.21

この号には、単にひき、（天然の石の層に沿って割ることによって）クリーブし若しくはブルーチした合成ダイヤモンド又はわずかに面を磨いただけのもの、例えば、暫定的な形状を有しており、明らかにより高度な加工を必要とする石を含む。

7104.29

7103.10 号の解説は、この号において準用する。

7104.91

この号には、次の物品を含む。

- (1) 研磨した合成ダイヤモンド：複数の平らに研磨した面を有し、宝石又は特定の工業的用途に使用する前に更なる加工を要しないもの
- (2) 合成ダイヤモンド：穴をあけてあるかないか又は彫刻（浮彫り及び沈み彫りを含む。）をしてあるかないかを問わない。
- (3) 張り合わせた石：少なくとも一の合成ダイヤモンドを含む二以上の要素を組み合わせ形成されるもの。合成ダイヤモンド（通常、より大きな基礎の部分）と天然ダイヤモンド（通常、より小さなトップピース）を一緒に結合させて作られる合成又は天然のダイヤモンドは、この項に属する。

7104.99

7103.91 号及び 7103.99 号の解説は、この号において準用する。

71.05 天然又は合成の貴石又は半貴石のダスト及び粉

7105.10—ダイヤモンドのもの

7105.90—その他のもの

この項には、前の3項に属する石から得られる（例えば、研磨又は粉砕することにより）ダスト及び粉を含む。これらのうち、最も重要なものは、ダイヤモンド又はガーネットから得られる粉である。

天然のダイヤモンドのダスト及び粉は、主として「ボルト」（工業用の品質のダイヤモンド粒）を粉砕して得られる。合成のダイヤモンドのダスト及び粉は、高温及び高圧下で、通常、黒鉛の直接変換によって製造される。

これらのダスト及び粉は、実用上一つ一つを取り付けて使用するには余りにも小さすぎるという点で、71.02 項又は 71.04 項のダイヤモンドとは異なっている。これらは、通常研磨用に供されるものであり、それらの粒子の寸法は、一般に 1,000 ミクロン以下であるが、寸法の測定は、粒子を一つ一つ測定するというよりも、ふるいによってなされる。ダスト及び粉の粒子の寸法と石の寸法との間には、かなりの程度、重なり合う部分があり得るが、石は数量を決定するのに一つ一つ計測されるのに対し、ダスト及び粉はまとめて計量される。

ダイヤモンドのダスト及び粉は、グラインディングホイール、ポリッシングホイール、カッター、ポリッシングペースト等の製造に使用される。

ガーネットの粉は、主として光学レンズの研磨用又は紙その他の材料の基材上の研磨剤として使用される。

この項には、人造コランダムの粉（28.18）を含まない。

第 2 節

貴金属及び貴金属を張った金属

71.06 銀（金又は白金をめっきした銀を含むものとし、加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。）

7106.10—粉

—その他のもの

7106.91—加工してないもの

7106.92—一次製品

この項には、銀、銀合金（総説参照）、金をめっきした銀及び白金をめっきした銀（加工してないもの、一次製品及び粉状のもの）を分類するものとし、貴金属を張った銀を含まない。

＊

＊ ＊

銀は、白色の金属で、大気中では腐食しないが曇る傾向がある。熱及び電気の最高の良導体であり、金に次いで展性及び延性が優れている。純銀は、非常に柔軟であるため、しばしば他の金属と合金にして利用される。純銀は、電気機器（例えば、接点、ヒューズ等）、化学工業用、食品工業用又は外科用の機器に使用され、また、被覆用金属としても広く使用されている。

71 類の注 5 の規定（総説参照）に従って、この項の銀合金には、次のものを含む。

- （１）銀・銅合金：このうち最も重要なものは、貨幣、金銀細工品の製造に使用され、一部のものは電気接点の製造に使用される。
- （２）銀・銅・カドミウム合金、銀・銅・チタン合金及び銀・インジウム合金：金銀細工品の製造に使用される。
- （３）銀・銅・亜鉛合金：カドミウム、すず又はりんを含有するものもあり、はんだとして使用される。
- （４）銀・アンチモン・すず・鉛減摩合金、銀・銅・鉛減摩合金、銀・カドミウム減摩合金及び銀・タリウム減摩合金
- （５）銀・タングステン焼結合金、銀・モリブデン焼結合金、銀・ニッケル焼結合金及び銀・鉄焼結合金：電気接点の製造に使用される。

この項には、次の形状の銀及び銀合金を含む。

（I）粉

機械的方法又は化学的方法により作られた一般に微粉状のものである。冶（や）金、電子機器の金属的处理及び電導性結合剤の製造に使用される。

この項には、絵の具、ペイントその他これらに類する物品として調製した粉又はフレーク（例えば、他の着色料とともに作り上げたもの、結合剤又は溶剤中に液状又はペースト状に分散したもの）を含まない。これらは、32.06 項、32.07 項（陶磁器工業用又はガラス工業用の液状ラスター及びこれに類する物品）、32.08 項から 32.10 項まで、32.12 項又は 32.13 項に属する。

(II) ランプ、粒、インゴット、鋳込み棒、ペレット等の形状を有する加工していない銀：脈石から分離したランプ、塊、結晶等の形状を有する自然銀を含む。

(III) 棒、形材、線、板、シート及びストリップ：これらは通常圧延又は引抜きにより製造される。また、ストリップ、ディスク等は、板を切断して作ることもある。繊維工業で使用される銀糸は、紡織用繊維の糸と紡績その他の方法で結合していないものに限りこの項に含む（結合したものは 11 部）。ただし、外科用縫合材として使用される極細の殺菌した線は、30.06 項に属する。

銀を含有する炭素をもととした金属黒鉛質のブロック、板、棒等はこの項に含む（38.01 項の解説参照）。

(IV) 管（巻いた管を含む。）：化学機器の部分品等特定の製品として明らかに認められるものにより作られていないものに限る。

(V) はく：通常銀の薄板をゴールドビーターズスキン（金ぱく師がはくの間にはさむ薄皮）のシートにはさみ、ハンマー等で打ちたたくことにより得られる。通常小冊子状に調製され、紙、プラスチック等で裏張りされることもある。

ただし、この項には、スタンプ用のはく（銀粉をゼラチン、にかわその他の結合剤を使用して薄いシート状にしたもの及び紙、プラスチックその他の支持物の上に銀を付着させたもの）を含まない（32.12）。

(VI) より糸、スパングル及び切片：より糸（purls）は、銀線をゆるくよったもので、ししゅう及びトリミングに使用される。スパングル及び切片は、幾何学的形状（円形、星形等）に切断された小片で、通常、中央に穴があけられており、同じ目的に使用される。

この項には、3 節に該当する身辺用細貨類等のブランクの形に鋳込んだもの、焼結したもの、打ち抜いたもの及びプレスしたもの（例えば、取付台、指輪のブランク、バッジ、花及び像）を含まない。

71.07 銀を張った卑金属（一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。）

貴金属を張った金属（貴金属を象眼した卑金属を含む。）は、この類の注 7 及びこの類の総説に規定されている。

すず、ニッケル又は亜鉛の合金及び特に銅合金は、時々、銀で張られている。同様に銅又は鋼も銀で張られていることもある。このような金属は、銀細工品（食卓用品、室内装飾品等）、化学工業用又は食品工業用の管、容器又は装置に使用される。

この項に該当する銀を張った卑金属は、通常、棒、形材、線、板、シート、ストリップ又は管の形状である。

通常、71.06 項の解説の規定は、銀を張った卑金属において準用する。

71.08 金（白金をめっきした金を含むものとし、加工していないもの、一次製品及び粉状のものに

限る。)

ーマネタリーゴールド以外のもの

7108.11ー粉

7108.12ーその他の形状のもの（加工してないものに限る。）

7108.13ーその他の形状のもの（一次製品に限る。）

7108.20ーマネタリーゴールド

この項には、金、金合金（71 類総説参照）及び白金をめっきした金で加工してないもの、一次製品及び粉状のものを分類するものとし、貴金属を張った金を含まない。

＊

＊ ＊

金は、特徴のある黄金色を呈し、高温においても酸化されず、酸を含むほとんどの試薬に対して著しい化学的抵抗性を有している（ただし、王水には侵される。）。銀及び銅に次ぐ熱及び電気の良い良導体である。金属のうちで最も展性及び延性に富むが、非常に柔らかいので、電気めっき用及び電着物以外には純金のままで使用されることはほとんどない。

この類の注5の規定（総説参照）に従って、この項の合金には次のものを含む。

- （1）金・銀合金：合金を構成する金属の比率により色は黄から緑を経て白に至る各種のものがある。身辺用細貨類に使用されるが、電気接点及び特殊な高融点をもつはんだとしても使用される。
- （2）金・銅合金：貨幣、身辺用細貨類及び金細工品に使用され、また、電気接点（71.08）としても使用される。
- （3）金・銀・銅合金：主として身辺用細貨類及び金細工品に使用され、また、歯科用合金及びはんだ用合金としても使用される。亜鉛又はカドミウムを含有するものもあり、これらははんだ用合金として使用される。主として銀及び銅から成るドレ（dore）又はブリオンドレ（bullion dore）と呼ばれる合金で、金の含有量が全重量の2%以上のものは、この項に属する。これらは、ある種の含銅硫化鉄鋼から又はブリストア銅の処理の際に生ずる残留物から得られるものであり、その後、これらの構成金属を分離するために精錬される。
- （4）金・銅・ニッケル合金：亜鉛及びマグネシウムを含有するものもある。各種の合金（ホワイトゴールド又はグレイゴールドとして知られている。）は、しばしば白金の代用物として使用される。ただし、パラジウムを2%以上含有するホワイトゴールドは、71.10 項に属する。
- （5）金・ニッケル合金：電気接点の製造に使用される。

この項には、銀について記載したものと同様の形状を有する金及び金合金を含む（71.06 項の解説参照）。従って、71.06 項の解説の規定は、この項において準用する。

＊

＊ ＊

号の解説

7108.20

この号には、財政当局、国際財政機関又は公認銀行間で交換される金を含む。

71.09 金を張った卑金属又は銀（一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。）

貴金属を張った金属（貴金属を象眼した卑金属を含む。）は、この類の注7及びこの類の総説に規定されている。金を張った卑金属又は銀は、通常、銀を張った卑金属（71.07 項の解説参照）と同様の形状である。

卑金属（例えば、銅及びその合金）又は銀は、身近用細貨類（腕輪、時計用鎖、イヤリング等）、時計用ケース、シガーホルダー、シガレットホルダー、ライター、金細工品、電気接点又は化学装置等の製造のために金で張られている。

71.10 白金（加工していないもの、一次製品及び粉状のものに限る。）

ー白金

7110.11ー加工していないもの及び粉状のもの

7110.19ーその他のもの

ーパラジウム

7110.21ー加工していないもの及び粉状のもの

7110.29ーその他のもの

ーロジウム

7110.31ー加工していないもの及び粉状のもの

7110.39ーその他のもの

ーイリジウム、オスミウム及びルテニウム

7110.41ー加工していないもの及び粉状のもの

7110.49ーその他のもの

この項には、71.06 項の銀及び 71.08 項の金と同様に総説に規定した白金及びこれらの合金を分類する。

＊

＊ ＊

白金には、次のものを含む（71 類注 4（B）参照）。

（A）白金：白金は、灰白色の金属で、柔らかく延性に富んでいる。室温で曇ることはなく、王水以外の酸には腐食されない。鍛造、圧延又は引抜きによって棒、シート、ストリップ、管、線その他の一次製品の形状に加工される。

白金及びその合金は、優れた耐食性、高融点及び優れた触媒作用があるので、工業用の多くの重要な用途に供されるほか、優れた身近用細貨類及び歯科用材料として使用される。例えば、電気工業においては、熱電対及び抵抗温度計の製造、各種の機器の電気接点及び電極、繊維工業においては、人造繊維紡糸機のノズルに、ガラス工業においては、るつぼ、かくは

ん棒、ガラス繊維製造用のブッシング等溶融ガラス用の諸器具に、化学工業及び石油工業においては、触媒（例えば、硝酸を製造する際のアンモニア酸化工程の触媒、プラットホーミング用触媒）に、また、化学器具（例えば、るつぼ）に、航空機産業においては、航空機用火花点火内燃機関の点火プラグの電極及び航空機用ガスタービンエンジンの点火装置として使用される。

白金及びその合金は、外科用の器具（特に注射針）の製造、ある種のガスライター、測定用の基準器、光学機器用のヘアライン等の製造にも使用される。

- (B) パラジウム：パラジウムは、銀白色の金属で、柔らかく非常に展性に富み耐食性も優れている。王水及び硝酸に溶解し、熱硫酸に侵される。鍛造、圧延又は引抜きによって棒、シート、ストリップ、管、線その他の一次製品の形状に加工される。

主に電気接点、はんだ用合金、水素精製設備、水素添加用触媒、身近用細貨類の製造又はプラスチックに貴金属を塗布するための下地として使用される。

- (C) ロジウム：ロジウムは、銀白色の硬い金属で延性を有している。高い反射率を有しており、電気伝導度及び熱伝導度は、白金族の金属中最も高い。ほとんどすべての水溶液（高温にした鉍酸を含む。）に対し耐食性がある。

鍛造、圧延又は引抜きによって棒、シート、ストリップ、管、線その他の一次製品の形状に加工される。

主として白金の合金金属として使用され、また、合金の状態で電気工業及びガラス製造工業において各種の用途に供される。ロジウムは、その低い電気抵抗及び優れた耐食性により電着物の形で、電気接点又は耐摩耗性が重要な接触面（例えば、スリップリング）に使用するのに適している。触媒としても使用され、また、銀製又は銀めっきした金属製の刃物及び深い容器に耐食性の仕上げを行うためのめっきに使用される。

- (D) イリジウム：イリジウムは、灰白色の硬い金属で、常温及び高温の酸（王水を含む。）に侵されない。

圧延又は引抜きによって、薄いストリップ又は線を製造することができる。

イリジウムは、熱電対用合金、るつぼ用合金又は航空機エンジンの点火プラグの電極用合金の合金成分として使用される。

- (E) オスミウム：オスミウムは、この項に含まれる金属の中で最も溶融し難い金属である。塊の状態では、亜鉛に類似した青白色を呈し、耐酸性を有する。微細にした状態では、非晶質の黒い粉末であり、硝酸及び王水に侵され、大気中で徐々に酸化される。

ペン先及び回転軸に使用される各種の硬い耐食性合金に主として使用され、また、触媒としても使用される。

- (F) ルテニウム：ルテニウムは、灰色のもろくて硬い金属である。優れた耐食性を有し、王水には侵されないが、次亜塩素酸ナトリウムの溶液には徐々に侵される。シート、ストリップ又は線の形で小規模に生産されている。

白金、パラジウム、モリブデン、タングステン等に添加する合金成分として使用される（例えば、ペン先のニブポイント及びコンパスの先端の製造）。また、触媒、電着物の形で電気接点及び耐摩耗性が重要な電氣的接触面に使用される。

この類の注5の規定（総説参照）に従って、この項の合金には次のものを含む。

- (1) 白金・ロジウム合金：熱電対の線、炉の巻線、ガラス工業で使用する機器の構成部分、金網状の触媒及び紡糸機のノズル
- (2) 白金・イリジウム合金：電気接点、身近用細貨類及び注射針
- (3) 白金・ルテニウム合金：電気接点
- (4) 白金・銅合金（銅5%以下）：身近用細貨類
- (5) 白金・タングステン合金：真空管の電極用又は火花点火用の線
- (6) 白金・コバルト合金：永久磁石
- (7) パラジウム・ルテニウム合金：身近用細貨類
- (8) パラジウム・銀合金：はんだ用合金、水素拡散用薄膜及び電気接点
- (9) パラジウム・銅合金：電気接点及びはんだ用合金
- (10) パラジウム・アルミニウム合金：ヒューズ用の線
- (11) ロジウム・イリジウム合金：熱電対
- (12) イリジウム・オスミウム合金：ペン先のチップ
- (13) イリジウム・タングステン合金：高温用スプリング
- (14) 金・白金合金：紡糸機のノズル
- (15) 金・銀・パラジウム・銅合金：身近用細貨類及び電気接点用スプリング
- (16) 銀・銅・パラジウム合金：はんだ用合金
- (17) オスミリジウム（イリドスミン）：オスミウム、イリジウム、ルテニウム及び白金を含有する自然合金。オスミウムの主要原料である。

71.11 白金を張った卑金属、銀及び金（一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。）

貴金属を張った金属（卑金属に貴金属を象眼したものを含む。）は、この類の注7及び総説に規定されている。この項の物品は、通常 71.07 項の解説に記載したものに類似する形状のものである。

白金を張った卑金属（例えば銅、タングステン）、銀又は金は、主として身近用細貨類及び電気機器に使用する。

71.12 貴金属又は貴金属を張った金属のくず及び主として貴金属の回収に使用する種類のその他のくずで貴金属又はその化合物を含有するもの（第 85.49 項の物品を除く。）

7112.30—貴金属又はその化合物を含む灰

—その他のもの

7112.91—金のくず（金を張った金属のくずを含むものとし、その他の貴金属を含有するものを除く。）

7112.92—白金のくず（白金を張った金属のくずを含むものとし、その他の貴金属を含有するも

のを除く。)

7112. 99—その他のもの

この項のくずには、貴金属の回収又は化学品の製造のみに適する金属のくずを分類する。また、主として貴金属の回収に使用する種類の貴金属又は貴金属の化合物を含有するくずも材質を問わずこの項に分類される。

この項には、特に次の物品を含む。

- (A) 写真のフィルム、プリント回路基板等の焼却から生ずる、貴金属又はその化合物を含む灰
- (B) 貨幣鑄造、金細工、銀細工、身辺用細貨類等の製造場で貴金属又は貴金属を張った金属を機械加工する際に生ずるくず（切削、穴あけ、加工等で生ずるダスト、やすりくず、削りくず等）
- (C) 食卓用品、金又は銀細工品、触媒（金網の形状のもの）等の製品のくずで、本来の用途に供することができなくなったもの。これらのくずには、本来の用途に再使用できるもの（修理又は修繕を行うか行わないかを問わない。）及び貴金属の回収工程を経ないで他の用途に転用できるものを含まない。
- (D) 貴金属を金属又は化合物（例えば、ハロゲン化銀）として含有する写真用の乾板、フィルム、紙、板紙、織物のくず
- (E) 冶金、電解又は化学的处理により生ずる貴金属を含む残留物（例えば、電解精製又は電気めっきの際に生ずるスラグ又はスラッジ並びに写真の定着槽から生ずる銀の残留物）

この項には、貴金属（例えば、金又は銀）を含有する電子回路基板及び類似の担体のくずを含まない（85. 49）。

第 3 節

身辺細貨類、細工品その他の製品

71. 13 身辺用細貨類及びその部分品（貴金属製又は貴金属を張った金属製のものに限る。）

— 貴金属製のもの（貴金属をめっきしてあるかないか又は張ってあるかないかを問わない。）

7113. 11—銀製のもの（その他の貴金属をめっきしてあるかないか又は張ってあるかないかを問わない。）

7113. 19—その他の貴金属製のもの（貴金属をめっきしてあるかないか又は張ってあるかないかを問わない。）

7113. 20—貴金属を張った卑金属製のもの

この項には、この類の注9に規定した物品で、全部又は一部に貴金属又はこれを張った金属を使用した次の物品を含む。

- (A) 小形の身辺用装飾品：指輪、腕輪、首飾り、ブローチ、イヤリング、首用鎖、時計用鎖その他の装飾用鎖、鎖等に付ける小さな飾り、ペンダント、ネクタイピン、クリップ、カフス

ボタン、衣服用飾りボタン、ボタン等、宗教用その他の十字架、メダル及び記章、帽子用装飾品（ピン、バックル、リング等）、ハンドバック用装飾品、バックル及びスライド（ベルト、靴等に使用するもの）、ヘアスライド、装飾用くし、髪飾り用ピンその他の髪用装飾品

(B) 通常、ポケット若しくはハンドバッグに入れて携帯し又は身辺に付けて使用する身辺用品：シガーケース、シガレットケース、かぎたばこ入れ、眼鏡用ケース、おしろい入れ、口紅入れ、ポケット用くし、口中剤入れ、鎖入れ、ロザリオ、キーリング

この項に該当する物品は、貴金属又は貴金属を張った金属（貴金属を象眼した卑金属を含む。）を使用したものでなければならない。ただし、さ細な部分に使用したものを除く。従って、卑金属製のシガレットケースで金又は銀で作った簡単な頭文字を付けたものは、卑金属製品とされる。この項の物品は、上記の条件を有する限り、真珠（天然、養殖又は模造のもの）、貴石又は半貴石（天然、合成又は再生のもの）、模造貴石、べっこう、真珠光沢を有する貝殻、アイボリー、こはく（天然又は凝結したもの）、黒玉、さんご等を使用してあっても差し支えない。

この項には、貴金属又は貴金属を張った金属で作った身辺用細貨類の未完成品及び部分品（例えば、指輪、ブローチ等に取り付けるモチーフ）を含む。ただし、貴金属又は貴金属を張った金属をさ細な部分に使用したものを除く。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 42 類の注 3 (B) に該当する 42.02 項又は 43.03 項の製品
- (b) 43.03 項又は 43.04 項の物品（毛皮又は人造毛皮の製品）
- (c) 履物、帽子及び 64 類及び 65 類の他の物品でこの類の物品を一部に使用したもの
- (d) 71.17 項の身辺用模造細貨類
- (e) 貨幣（身辺細貨として取り付けたものを除く。71.18 又は 97 類）
- (f) 90 類の物品（例えば、眼鏡等及びこれらの取付具）
- (g) 時計及び腕時計用腕輪（91 類）
- (h) 96 類の物品（96.01 から 96.06 まで又は 96.15 の物品を除く。）、例えば、万年筆、ペンホルダー、ペンシルホルダー及びシャープペンシル（これらの部分品及び取付具を含む。）、ライター、喫煙用パイプ又はシガーホルダー及びシガレットホルダー並びにこれらの部分品並びに香水用噴霧器その他これに類する化粧用噴霧器及びこれらの頭部
- (ij) 製作後 100 年を越えた身辺用細貨類（97.06）

71.14 細工品及びその部分品（貴金属製又は貴金属を張った金属製のものに限る。）

－貴金属製のもの（貴金属をめっきしてあるかないか又は張ってあるかないかを問わない。）

7114.11－銀製のもの（その他の貴金属をめっきしてあるかないか又は張ってあるかないかを問わない。）

7114.19－その他の貴金属製のもの（貴金属をめっきしてあるかないか又は張ってあるかないか

を問わない。)

7114. 20—貴金属を張った卑金属製のもの

この項には、この類の注 10 に規定した金又は銀細工品で、全部又は一部に貴金属又は貴金属を張った金属を使用した物品を含む。通常、これらの物品は、71. 13 項の身近用細貨類よりも大きい。これらには、次の物品を含む。

- (A) 食卓用品：テーブルナイフ、食器セット、スプーン、フォーク、ひしゃく、肉挟み、盆、プレート、スープ用又は野菜用の皿、ボウル、ソース入れ、果物皿、砂糖入れ、コーヒーポット、ティーポット、ティーカップ、コーヒーカップ、ゴブレット、エッグカップ、デカンタ、リキュールサービス用品、パン、ケーキ、果物等用の台及びバスケット、フィッシュサーバー、ケーキサーバー、ワインの冷し用バケツ、薬味入れ、砂糖挟み、ナイフ置き、ナプキンリング、テーブル用ベル、装飾用栓等
- (B) 化粧用品：手鏡、瓶及びおしろい入れ（71. 13 項のものを除く。）、ブラシ用箱、衣類用ブラシ、つめ用ブラシ、ヘアブラシ、くし（装飾用くし及びポケット用くしを除く。71. 13）、水さし等（香水用噴霧器を除く。96. 16）
- (C) 事務用品：インキ入れ、インキスタンド、ブックエンド、文鎮、ペーパーナイフ
- (D) 喫煙用具：シガーボックス、シガレットボックス、たばこ入れ、灰皿、マッチ箱ホルダー等（96. 13 項又は 96. 14 項のライター、喫煙用パイプ、シガレットホルダーその他の物品を除く。)
- (E) その他の家庭用品及びこれに類する用途のもの：胸像、小像、その他の室内装飾用の像宝石箱、テーブルセンターピース、花瓶、装飾用植木鉢 (jardinières)、額縁、ランプ、燭（しょく）台、シャンデリア、マントルピース装飾品、装飾用の皿及びプレート、メダル、メダリオン（身近用装飾品を除く。）、運動競技用のトロフィー、香水バーナー等
- (F) 宗教上の装飾品：聖櫃、聖杯、聖体器、顕示台、十字架上のキリスト像、燭（しょく）台、ランプ

この項には、また、金又は銀細工品の未完成品及び部分品（明らかに認定できるものに限る。）を含む（例えば、食卓用品の銀製の柄、化粧用ブラシの銀製の背板等）。

この項の物品は、身近用細貨類と同様に、貴金属又は貴金属を張った金属を使用しなければならない（ただし、さ細な部分に使用したものを除く。）。

これらは、真珠（天然、養殖又は模造のもの）、貴石又は半貴石（天然、合成又は再生のもの）、模造貴石、べっこう、真珠光沢を有する貝殻、アイボリー、こはく（天然又は凝結したもの）、黒玉又はさんごを使用してあっても差し支えない。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 66. 01 項又は 66. 02 項の傘、つえその他これらに類する物品で、この類の材料を使用したもの並びにそれらの物品の部分品、取付具及び附属品で、それらの材料の全部又は一部にこの類の材料を使用したもの（66. 03）
- (b) 90 類の物品（例えば、双眼鏡及び望遠鏡）

- (c) 時計及びそのケース (91 類)
- (d) 楽器 (92 類)
- (e) 93 類の武器及びその部分品 (携帯武器、けん銃等)
- (f) 香水用噴霧器その他これに類する化粧用の噴霧器及びこれらの頭部 (96. 16)
- (g) 彫刻、塑像、铸像その他これらに類する物品 (97. 03)、収集品 (97. 05) 及び 97. 06 項のこ
つと

71.15 その他の製品 (貴金属製又は貴金属を張った金属製のものに限る。)

7115. 10—触媒 (白金をワイヤクロス状又はワイヤグリル状にしたものに限る。)

7115. 90—その他のもの

この項には、全部又は一部に貴金属又は貴金属を張った金属のすべての製品を含む。ただし、
身近用細貨類並びにその部分品及び未完成品 (71. 13) 並びに細工品並びにその部分品及び未完成
品 (71. 14) 並びにこの類の注 2 (A) 及び 3 に規定する物品を除く。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 貴金属又は貴金属を張った金属をさ細な部分に使用したもの
- (b) 30 類の殺菌した外科用縫合材、歯科用充てん料その他の物品
- (c) 58. 09 項の織物その他 11 部に該当する物品
- (d) 16 部の機械類、電気機器及びこれらの部分品 (例えば、白金製の人造繊維用のノズル、こ
ろがり軸受、化学工業機械又は産業機械の部分品、電気接点等)
- (e) 90 類の物品 (例えば、義肢、義歯その他人体の人造部分品並びに貴金属製の骨折用プレー
ト、医療用機器及び熱電対を有するパイロメーター並びに金、銀又は白金製の理化学用機器
及びその部分品)、91 類の物品 (時計) 及び 96 類の物品 (例えば、白金スポンジガスライタ
ー)

この項は、工業用又は理化学用の物品に限られる (例えば、るつぼ、灰吹皿及びへら (例えば、
白金族の金属製のもの)、白金製又は白金合金製のクロス又はグリルの形状にした物品で触媒とし
て使用するもの、容器 (内張りしてあるかないか又は断熱してあるかないかを問わないものとし、
機械装置又は加熱用若しくは冷却用の装置を有するもの又は有するようにデザインされたものを
除く。)、電気めっき用の陽極)。電気めっき用の金陽極は、必要な寸法に切断した純金のシートで、
電気めっき槽に吊り下げるためのフックを取り付けるための穴が両すみにあけられたものである。
電気めっき用の銀陽極は、上記金陽極と同じ形状のもの又は横断面が dog-bone の形状の押出製品
で両端に穴あけされたものである。電気めっき用の白金陽極は、通常小さい波形を付けた板若し
くはストリップに電気めっき槽に吊り下げるための細幅の白金のストリップを溶接したもの又は
白金の線でできた金網に吊り下げ用の白金の線若しくは白金の金網製の細幅のストリップを取り
付けたものである。

貴金属又は貴金属を張った金属が重要な特性を与えているようなハンドバッグ等がこの項に含

まれる。このような物品は、真珠、貴石、半貴石、べっこう等を取付具又は装飾品として取り付けてあってもよい。

71.16 天然若しくは養殖の真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石の製品

7116.10—天然又は養殖の真珠製のもの

7116.20—天然、合成又は再生の貴石製又は半貴石製のもの

この項には、全部又は一部に、天然若しくは養殖の真珠、貴石又は半貴石を使用したすべての製品（この類の注2（B）及び3に規定する物品を除く。）を含む。ただし、貴金属又は貴金属を張った金属（さ細な部分に使用したものを除く。）を含まない（この類の注2（B）参照）。

この項には、次の物品を含む。

（A）身辺用装飾品その他の装飾品（例えば、ハンドバッグ用の留金及びフレーム等、くし、ブラシ、イヤリング、カフスボタン、飾りボタンその他これに類するもの）で、卑金属（貴金属でめっきしてあるかないかを問わない）、アイボリー、木材、プラスチック等に天然若しくは養殖真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石を取り付けたもの：真珠、貴石又は半貴石を寸法、品質、色彩等に従って格付けを行い、身辺用細貨類として使用できるようにしたものは、この項に含まれるが、格付けしてない又は格付けしてある真珠及び格付けしてない貴石又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したもので、金属その他の材料製の取付具を有しないものはこの項に含まない。これらは、71.01 項、71.03 項又は 71.04 項に分類する（71.01 項から 71.03 項までの解説参照）。

この項の物品は、この類の注2（B）の規定により、貴金属又は貴金属を張った金属をさ細な部分に使用したものを含む。例えば、真珠の首飾りに金製の留金を有するものはこの項に含まれる。しかしながら、貴金属又は貴金属を張った金属をさ細な部分以上に使用したものの（例えば、金製留金を有するイヤリング）は含まない（71.13）。

（B）その他の製品で、全部又は一部に貴石又は半貴石を使用したもの：これらは、貴金属又は貴金属を張った金属（さ細な部分のみに使用した場合に限る。）、その他の材料を含んでもよい。これらの条件に従い、この項には、十字架、指輪（しばしば、めのう製のものがある。）、腕輪（腕時計用腕輪を除く。）、ゴブレット及びカップ（しばしば、ガーネット製のものがある。）、小像及び装飾品（例えば、ひすい製のもの）、乳鉢及び乳棒（例えば、めのう製のもの）、計量器に使用するめのうその他の貴石若しくは半貴石製のナイフエッジ及び軸受、めのう製の紡績用の糸通し、めのう製の頭部を有する装飾用栓、金めっき用又は革、紙等の研磨用めのう製バニシ仕上げ用工具、釣りざお用めのう製リング、ペーパーナイフ、インキスタンド、文鎮並びに灰皿（例えば、めのう製又はしほめのう製のもの）を含む。

この項には、次の物品を含まない。

（a）82 類の物品で天然、合成又は再生の貴石製又は半貴石製の作用する部分を卑金属、金属炭化物又はサーメット製の支持物に取り付けたもの（組み立ててあるかないかを問わない。）（例えば、ダイヤモンドガラス切り）

- (b) 16 部の機械類、電気機器及びこれらの部分品（この類の注 3（k）参照）
- (c) 90 類の物品（例えば、機器に取り付けるのに適する石英製の光学用品（取り付けてあるかないかを問わない。））
- (d) 時計の部分品又は時計とその他の物品に等しく使用するのに適する部分品（91 類注 4 参照）として加工した貴石及び半貴石（取り付けてあるかないかを問わない。）

71.17 身辺用模造細貨類

－卑金属製のもの（貴金属をめっきしてあるかないかを問わない。）

7117.11－カフスボタン及び飾りボタン

7117.19－その他のもの

7117.90－その他のもの

この項において、身辺用模造細貨類とは、この類の注 11 に規定したように、小型の身辺装飾品に限る。すなわち、71.13 項の解説の（A）に掲げる物品のようなもの、例えば、指輪、腕輪（腕時計用腕輪を除く。）、首飾り、イヤリング、カフスボタン等（ただし、96.06 項のボタンその他の物品並びに 96.15 項の装飾用くし、ヘアスライドその他これらに類する物品及びヘアピンを除く。）で貴金属又は貴金属を張った金属を使用してないもの（この類の注 2（A）に規定するようにめっきしたもの及びさ細な部分に使用したものを除く。例えば、頭文字、はめ輪、縁金）及び天然若しくは養殖の真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石を使用してないものである。

この項には、次の未完成の身辺用模造細貨類（例えば、イヤリング、腕輪、首飾り）を含む。

- (a) 酸化被膜生成処理を施したアルミニウム線のスプリットリングの半完成品（通常、ねじられ又は表面に加工が施されている（未加工の止め金に取り付けられているかいらないかを問わない。）。これらは、時には更に加工されることなくイヤリングとして使用される。）
- (b) 卑金属製の装飾用モチーフ（研磨してあるかないかを問わない。）。小型の環で、不特定の長さの帯状に組み立てたもの

通常、ポケット又はハンドバックに入れて携帯し、又は身辺に付けて使用するもので、71.13 項の解説（B）に記載した物品（例えば、シガレットケース、おしろい入れ）は、身辺用模造細貨類としては認めないことに注意しなければならない。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) この類の注 3 に掲げる物品
- (b) 83.08 項の物品（バックル、留金、フック、アイレット等）

71.18 貨幣

7118.10－貨幣（法貨でないものに限るものとし、金貨を除く。）

7118.90－その他のもの

この項は、各種の金属材料（貴金属を含む。）製の貨幣で、公式に定められた重量及びデザインを有し、法貨として使用するために政府の管理下で発行されたものに適用する。発行国で法貨となっている貨幣を1枚ずつ又はセットにした物品は、たとえそれが一般に販売される形態になっていてもこの項に含まれる。この項には、法貨として使用されない貨幣を含む。ただし、収集用のものは含まない（97.05の解説参照）。

貨幣は、金属の板から打抜きによりブランクを作り、ついでダイスで同時に両面にデザインを型打ちすることにより製造する。

この項には、次の物品を含まない。

- （a）メダル（貨幣と同様に型打ちされたものを含む。）（通常 71.13、71.14、71.17 又は 83.06）
（関連する解説参照）
- （b）ブローチ、ネクタイピンその他身辺装飾品に取り付けられたもの（71.13 又は 71.17）
- （c）破損し、切断し又は打ちつぶしたもので、金属のくずとしてのみ使用するもの

＊

＊ ＊

号の解説

7118.10

この号には、次の物品を含む。

- （1）法貨となっていたが、流通から回収済みの貨幣
- （2）ある国において、他国で流通するために鑄造された貨幣（国境通過時点で、権限のある当局により法貨としていまだ発行されていない。）

一覧表

71.03 項に該当する貴石又は半貴石

鉱 石	商 取 引 上 の 名
アンブリゴナイト	アンブリゴナイト モンテブラサイト
アンフィボール（角閃石）（族）	
アクチノライト	アクチノライト（陽起石）、ネフライト（軟玉）、 ジェード（ひすい）
トレモライト	トレモライト（透角閃石）
ロードナイト	ロードナイト（ばら輝石）
アンダルサイト	アンダルサイト（紅柱石） チアストライト（空晶石）
アパタイト	アパタイト（燐灰石）（各色のもの）
アラゴナイト	アラゴナイト（霰石）、アモライト
アキシナイト	アキシナイト（斧石）
アズライト	アズライト（藍銅鉱、チェシライト） アズライトマラカイト（藍孔雀石）
ベニトアイト	ベニトアイト
ベリル（緑柱石）	エメラルド（緑玉） アクアマリン（藍玉） 無色ベリルゴシェナイト（ゴッセン石） イエローベリル（黄ベリル） ピンクベリルモルガナイト（モルガン石） ヘリオドール ゴールデンベリル（金緑柱石） グリーンベリル（緑緑柱石） レッドベリル（赤緑柱石）、ビックスバイト
ベリロナイト	ベリロナイト
ブラジリアナイト	ブラジリアナイト
カルサイト	カルサイト（方解石）
カシテライト	カシテライト（錫石）
セルサイト	セルサイト
クリソベリル	クリソベリル（金緑石） クリソベリルキャッツアイ アレキサンドライト（アレキサンドル石） アレキサンドライトキャッツアイ
クリソコラ	クリソコラ（珪孔雀石）
コーディアライト	コーディアライト（堇青石）

コランダム (鋼玉石)	アイオライト (堇青石)
	ルビー (紅玉)
	スタールビー (星彩紅玉)
	サファイヤ (青玉)
	スターサファイヤ (星彩青玉)
	サファイヤキャッツアイ
	サファイヤ (青又は紅以外のコランダム)
	パパラシヤ (オレンジ色のもの)
	ブラックスターサファイヤ等
ダンプライト	ダンプライト (ダンプリ石)
ダトライト	ダトライト (ダトー石)
ダイアスポア	ダイアスポア
ジュモルチライト	ジュモルチライト (ジュモルチェル石)
エピドット	エピドット (緑れん石)
ユークレーズ	ユークレーズ
フェルドスパー (族)	
アルバイト	アルバイト (曹長石)
	モウセットセット/ジェーダイトアルバイト
ラブラドライト	ラブラドライト (曹灰長石)、スペクトロライト
ミクロクライン	アマゾナイト (天河石)、ミクロクライン (微斜長石)
オリゴクレーズ	アベンチュリンフェルドスパー
	サンストーン (日長石)
オーソクレーズ	オーソクレーズ (正長石、黄色のもの)
	ムーンストーン (月長石)
フルオライト	フルオライト (螢石)
ガーネット (族)	
アルマンデイン	ガーネット (ざくろ石)、アルマンデイン (鉄礬ざくろ石)
	ガーネット、ロードライト
アンドラダイト	ガーネット、アンドラダイト (灰鉄ざくろ石)
	ガーネット、デマントイド (翠拓ざくろ石)
	ガーネット、メラナイト (黒拓ざくろ石)
グロッシュラー	ガーネット、グロッシュラー (灰鉄ざくろ石)
	(各色のもの)
	ガーネット、グロッシュラークロム
	ツァボライト
	ガーネット、ヘソナイト (緑ざくろ石)
パイロープ	ガーネット、パイロープ (苔礬ざくろ石)
スペッサータイト	ガーネット、スペッサータイト (マンガンざくろ石)

ヘマタイト

イドクレス

コールネルーピン

カイアナイト

ラズライト (Lazurite)

ラズライト (Lazulite)

マラカイト

マーカサイト

オブシディアン (ボルカニックガラス)

オリビン

オパール

プレーナイト

パイライト

パイロファイライト

パイロクシーン (族)

ディオブサイド

エンスタタイトハイパースシーン

スポジュミーン

石英

ヘマタイト (赤鉄鉱)

イドクレス

ベスピアナイト (ベスブ石)

カリフォルナイト (カリフォルニア石)

コールネルーピン

カイアナイト (藍晶石)

ラズライト (青金石)

ラピスラジュリ (青金石)

ラピス (青金石)

ラズライト (青金石)

マラカイト (孔雀石)

マーカサイト (白鉄鉱)

オブシディアン (黒曜石)

ペリドット

オパール (たんぱく石)、ブラックオパール

ボールダーオパール

ファイアオパール

ハーレクインオパール

モスオパール (苔オパール)、プレイズオパール (緑石
英オパール)

オパールマトリックス

ウォーターオパール

ウッドオパール

プレーナイト (葡萄石)

パイライト (黄鉄鉱) (マルカサイト (白鉄鉱))

パイロファイライト (葉ろう石)

ディオブサイド (透輝石)

スターディオブサイド

エンスタタイトハイパースシーン (頑火石、紫蘇輝石)

ジェーダイトジェーダイト、ジェード (ひすい)

クロロメラナイト (濃緑玉)

スポジュミーン (各色のもの) (輝石)

クンツァイト

ヒッデナイト (緑黝輝石)

アゲート (各色のもの) (めのう)

ファイヤアゲート

オニックス (縞めのう)

	サードオニックス（紅縞めのう）
	アメジスト（紫水晶）
	アベンチュリンクオーツ
	アベンチュリン（砂金水晶）
	ブルークオーツ（青石英）
	カルセドニー（玉髄）
	クリソプレーズ（緑玉髄）
	シトリーン（黄水晶）、イエロークオーツ（黄石英）
	コーネリアン（紅玉髄）
	グリーンクオーツ（緑石英）、プラジオライト（董青石）
	ヘリオトロープ（血玉髄）、ブラッドストーン（血石）
	ジャスパー（碧玉）
	マルチカラードジャスパー（多色碧玉）
	オービキュテージャスパー
	サイレックス
	モリオン、ケアンゴーム（煙水晶）
	モスアゲート（苔めのう）
	アゲートデンドリチック（樹枝状めのう）
	バンデットアゲート（縞状めのう）
	プレーズ（緑石英）
	クオーツキャッツアイ
	クオーツファルコンズアイ
	クオーツタイガーズアイ
	ロッククリスタル、クオーツ（水晶、石英）
	ローズクオーツ（バラ水晶）
	スモーククオーツ（煙水晶）
	バイオレットクオーツ
ロードクローサイト	ロードクローサイト（菱マンガン鉱）
スキヤポライト	スキヤポライト（柱石）
サーペンチン	ボーウェナイト（ボーウェー岩）
	サーペンチン（蛇紋石）
	ウィリアムサイト
シンファライト	シンファライト
ソーダライト	ソーダライト（方ソーダ石）
スミソナイト	スミソナイト、ボナマイト（菱亜鉛鉱）
スファリライト	スファリライトブレンド
スピネル	スピネル（各色のもの）（尖晶石）
	プリーオナストブラックスピネル（鉄尖晶石）

スフィン (チタナイト)	スフィン (屑石)
トパーズ	トパーズ (各色のもの) (黄玉)
トルマリン	トルマリン (各色のもの) (電気石)
	アンコライト (アンコール岩)
	ドラバイト (褐電気石)
	インデゴライト (藍電気石)
	ルーベライト (紅電気石)
	トルマリンキャッツアイ
ツグツパイト	ツグツパイト
ターコイズ	ターコイズ (トルコ石)
	ターコイズマトリックス
バリサイト	バリサイト (バリッスシア石)
バーダイト	バーダイト
ベスピアナイト (イドクレス参照)	
ジルコン	ジルコン (各色のもの)
ゾイサイト	ゾイサイト (黝れん石) (各色のもの)
	タンザナイト
	チューライト (桃れん石)

第 15 部

卑金属及びその製品

注

- 1 この部には、次の物品を含まない。
 - (a) 調製ペイント、インキその他の物品で金属のフレーク又は粉をもととしたもの（第 32.07 項から第 32.10 項まで、第 32.12 項、第 32.13 項及び第 32.15 項参照）
 - (b) フェロセリウムその他の発火性合金（第 36.06 項参照）
 - (c) 第 65.06 項又は第 65.07 項の帽子及びその部分品
 - (d) 第 66.03 項の傘の骨その他の物品
 - (e) 第 71 類の物品（例えば、貴金属の合金、貴金属を張った卑金属及び身辺用模造細貨類）
 - (f) 第 16 部の物品（機械類及び電気機器）
 - (g) 組み立てた鉄道用又は軌道用の線路（第 86.08 項参照）その他の第 17 部の物品（車両、船舶及び航空機）
 - (h) 第 18 部の機器（時計用ばねを含む。）
 - (i) 銃砲弾用に調製した鉛弾（第 93.06 項参照）その他の第 19 部の物品（武器及び銃砲弾）
 - (k) 第 94 類の物品（例えば、家具、マットレスサポート、照明器具、イルミネーションサイン及びプレハブ建築物）
 - (l) 第 95 類の物品（例えば、がん具、遊戯用具及び運動用具）
 - (m) 手ふるい、ボタン、ペン、ペンシルホルダー、ペン先、一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品その他の第 96 類の物品（雑品）
 - (n) 第 97 類の物品（例えば、美術品）
- 2 この表において「汎用性の部分品」とは、次の物品をいう。
 - (a) 第 73.07 項、第 73.12 項、第 73.15 項、第 73.17 項又は第 73.18 項の物品及び非鉄卑金属製のこれらに類する物品（内科用、外科用、歯科用又は獣医科用の物品で専らインプラントに使用するために特に設計されたもの（第 90.21 項参照）を除く。）
 - (b) 卑金属製のばね及びばね板（時計用ばね（第 91.14 項参照）を除く。）
 - (c) 第 83.01 項、第 83.02 項、第 83.08 項又は第 83.10 項の製品並びに第 83.06 項の卑金属製の縁及び鏡第 73 類から第 76 類まで及び第 78 類から第 82 類まで（第 73.15 項を除く。）において部分品には、(a) から (c) までに定める汎用性の部分品を含まない。
第二文及び第 83 類の注 1 の規定に従うことを条件として、第 72 類から第 76 類まで及び第 78 類から第 81 類までの物品には、第 82 類又は第 83 類の物品を含まない。
- 3 この表において「卑金属」とは、鉄鋼、銅、ニッケル、アルミニウム、鉛、亜鉛、すず、タングステン、モリブデン、タンタル、マグネシウム、コバルト、ビスマス、カド

ミウム、チタン、ジルコニウム、アンチモン、マンガン、ベリリウム、クロム、ゲルマニウム、バナジウム、ガリウム、ハフニウム、インジウム、ニオブ、レニウム及びタリウムをいう。

- 4 この表において「サーメット」とは、金属成分とセラミック成分から成る微細で不均質な複合体を含有する物品をいう。サーメットには、焼結した金属炭化物（一の金属を焼結した金属炭化物をいう。）を含む。
- 5 合金（第 72 類注 1（c）又は第 74 類注 1（c）のフェロアロイ及びマスターアロイを除く。）については、次に定めるところによりその所属を決定する。
 - （a）卑金属合金は、含有する金属のうち重量が最大の金属の合金とする。
 - （b）この部の卑金属とこの部に属しない元素とから成る合金であって、当該卑金属の含有量の合計重量が当該元素の含有量の合計重量以上であるものは、この部の卑金属の合金として取り扱う。
 - （c）この部において合金には、金属粉の混合物を焼結したもの、熔融により製造した金属の不均質な混合物（サーメットを除く。）及び、金属間化合物を含む。
- 6 この表において卑金属には、文脈により別に解釈される場合を除くほか、5 の規定によりそれぞれの卑金属の合金とされるものを含む。
- 7 二以上の卑金属を含む卑金属の物品（卑金属以外の材料を混ぜた物品で、関税率表の解釈に関する通則の規定により卑金属の物品とされるものを含む。）は、項において別段の定めがある場合を除くほか、含有する金属のうち重量が最大の卑金属の物品として取り扱う。この場合においては、次に定めるところによる。
 - （a）鉄及び鋼は、同一の金属とみなす。
 - （b）合金は、5 の規定によりその合金とされる金属ですべて構成されているものとみなす。
 - （c）第 81.13 項のサーメットは、一の卑金属とみなす。
- 8 この部の次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。
 - （a）「くず」とは、次のものをいう。
 - （i）全ての金属くず
 - （ii）破損、切断、摩損その他の理由により明らかにそのままでは使用することができない金属の物品
 - （b）「粉」とは、目開きが 1 ミリメートルのふるいに対する通過率が全重量の 90% 以上のものをいう。
- 9 第 74 類から第 76 類まで及び第 78 類から第 81 類までにおいて次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。
 - （a）「棒」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品、引抜製品及び鍛造製品（巻いてないものに限る。）で、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形（横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び

変形した長方形を含む。)のものをいうものとし、横断面が長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形(変形した長方形を含む。)のものにあつては厚さが幅の10分の1を超えるものに限る。棒には、鑄造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないもののうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。

もっとも、第74類のワイヤバー及びビレットで、これらから線材、管その他の物品を製造する機械への送り込みを単に容易にする目的のため、その端部にテーパ加工その他の加工をしたものは、第74.03項の銅の塊とみなす。この規定は、第81類において準用する。

- (b)「形材」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有する圧延製品、押出製品、引抜製品、鍛造製品及び成形製品(巻いてあるかないかを問わない。)で、棒、線、板、シート、ストリップ、はく及び管のいずれの定義にも該当しないものをいう。形材には、鑄造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないもののうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。
- (c)「線」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品及び引抜製品(巻いたものに限る。)で、横断面が円形、だ円形、長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形(横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。)のものをいうものとし、横断面が長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形(変形した長方形を含む。)のものにあつては厚さが幅の10分の1を超えるものに限る。
- (d)「板」、「シート」、「ストリップ」及び「はく」とは、均一な厚さを有し、かつ、中空でない平板状の製品(巻いてあるかないかを問わないものとし、塊を除く。)で、横断面が長方形(角を丸めてあるかないかを問わないものとし、横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成る変形した長方形を含み、正方形を除く。)のもののうち次のものをいう。

長方形(正方形を含む。)のもので厚さが幅の10分の1以下のもの

長方形(正方形を含む。)以外のもの(大きさを問わない。)で他の項の物品の特性を有しないもの

板、シート、ストリップ及びはくには、模様(例えば、溝、リブ、市松、滴、ボタン及びひし形)を有し、穴をあけ、波形にし、研磨し又は被覆したもので、他の項の物品の特性を有しないものを含む。

- (e)「管」とは、均一な肉厚の中空の製品(巻いてあるかないかを問わない。)であつて、横断面が全長を通じて閉じた一の空間を有する一様な形状であり、かつ、横断面が円形、だ円形、長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形のものをいうものと

し、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあっては、全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面の外側と内側とが相似形であり、これらの配置が同心かつ同方向のものに限る。管には、研磨し、被覆し、曲げ、ねじを切り、穴をあけ、くびれを付け、広げ、円すい形にし又はフランジ、カラー若しくはリングを取り付けたものを含む。

総 説

この部は、卑金属（化学的に純粋なものを含む。）及びこれらの多くの製品を含む。この部に含まれない卑金属製の物品のリストは、この総説の末尾に掲げてある。この部には、また、脈石から分離された純粋な金属及び銅マット、ニッケルマット又はコバルトマットを含む。ただし、金属鈹及び脈石中に存在している金属は含まない（26.01 項から 26.17 項まで）。

この部の注 3 の規定に従い、この表において「卑金属」とは、鉄鋼、銅、ニッケル、アルミニウム、鉛、亜鉛、すず、タングステン、モリブデン、タンタル、マグネシウム、コバルト、ビスマス、カドミウム、チタン、ジルコニウム、アンチモン、マンガン、ベリリウム、クロム、ゲルマニウム、バナジウム、ガリウム、ハフニウム、インジウム、ニオブ、レニウム及びタリウムをいう。

72 類から 76 類まで及び 78 類から 81 類までの各々には、卑金属の塊、棒、線、シート等の物品並びにこれらの製品を含む。ただし、卑金属製のある種の特殊な物品は、その構成金属に関係なく 82 類又は 83 類（これらの類は特殊な物品に限る。）に属する。

（A）卑金属の合金

この部の注 6 の規定に従い、文脈により別に解釈される場合（例えば、合金鋼の場合）を除くほか、72 類から 76 類まで及び 78 類から 81 類まで並びにこの表の他の類において、卑金属には当該金属の合金を含む。同様に 82 類、83 類及びこの表の他の類において、「卑金属」には卑金属の合金として分類する合金を含む。

卑金属の合金は、71 類の注 5 及びこの部の注 5 により、次のように分類する。

（1）卑金属と貴金属との合金

卑金属と貴金属（銀、金及び白金）の合金のうち、いずれかの貴金属の含有量も全重量の 2 % 未満のものは卑金属として、その他のものは 71 類に属する。

（2）卑金属合金

卑金属合金は、フェロアロイ（72.02 項の解説参照）及び銅のマスターアロイ（74.05 項の解説参照）を除き、重量が最大の金属の合金として分類する。

（3）この部の卑金属と非金属又は 28.05 項の金属との合金

これらの合金のうち、この部の卑金属の含有量の合計重量が全重量の 50 % 以上のものは、この部の卑金属合金として、その他の合金は、通常 38.24 項に属する。

（4）金属粉の混合物を焼結した物品、溶解により製造した金属の不均質な混合物（サー

メットを除く。) 及び金属間化合物

金属粉の混合物を焼結した物品及び溶解により製造した金属の不均質な混合物（サーメットを除く。）は、合金として取り扱う。後者の混合物には、金属のくずを溶解して製造した各種の成分割合のインゴットを含む。

ただし、金属粉の混合物で焼結していないものの分類は、この部の注 7 の規定による（二以上の構成成分からなる製品、下記（B）参照）。

二以上の卑金属から成る金属間化合物は、合金として取り扱う。金属間化合物と合金との基本的な相違は、金属間化合物の結晶格子中の異種原子の配列が規則正しくなっているのに対し、合金中では不規則となっていることである。

（B）卑金属の製品

この部の注 7 の規定に従い、二以上の卑金属から構成される物品は、構成する卑金属のうち重量が最大の卑金属から成る物品として分類する。ただし、別に規定されている場合（例えば、銅製の頭部を有する鉄鋼製のくぎは、銅分が鉄分より少ない場合でも 74.15 項に属する。）を除く。同様の規則は、通則により卑金属が当該物品に重要な特性を与えていると認められる場合には、部分的に非金属から作られている物品にも適用する。

この場合において各金属の計算は次の方法による。

- （1）各種の鉄及び鋼は、同一の金属とみなす。
- （2）合金は、その合金とされる金属ですべて構成されているものとみなす（例えば、黄銅を使用している部分は、当該部分の全部が銅から構成されているものとして取り扱うものとする。）。
- （3）81.13 項のサーメットは、一の卑金属とみなす。

（C）部分品

物品の専用部分品は、一般にこの表においては該当する項中の部分品として分類する。ただし、この部の注 2 に規定されたはん用性の部分品で単独に提示されるものは、部分品として取り扱わず、この部のそれぞれ該当する項に属する。例えば、セントラルヒーティング用のラジエーターに使用するように作ったボルト又は自動車用に特に作ったばねが単独に提示された場合においては、ボルトは、73.18 項に属し、73.22 項のラジエーターの部分品には属さず、また、ばねは 73.20 項に属し、87.08 項の自動車の部分品には属しない。

＊

＊ ＊

ただし、時計用ばねは、この部の注 2（b）により除かれ、91.14 項に属する。

この部の注 1 の除外規定に加え、この部には、次の物品を含まない。

- （a）卑金属のアマルガム（28.53）
- （b）卑金属のコロイド状懸濁液（通常、30.03 又は 30.04）
- （c）歯科用セメントその他の歯科用充てん料（30.06）

- (d) 感光性の金属製写真プレート (37.01)
- (e) 37.07 項の写真用せん光材料
- (f) 金属を交えた糸 (56.05) 及び金属糸又は金属を交えた糸を使用した織物 (衣類、室内用品その他これらに類する物品に使用したものに限る。58.09)
- (g) 金属糸製のししゅう布その他 11 部に掲げる物品
- (h) 履物の部分品 (64 類の注 2 に記載の物品、特にプロテクター、アイレット、フック及びバックルを除く。) (64.06)
- (ij) 貨幣 (71.18)
- (k) 一次電池又は蓄電池のくず及び使用済みの一次電池及び蓄電池 (85.49)
- (l) ワイヤブラシ (96.03)

第 72 類

鉄 鋼

注

1 この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。ただし、(d) から (f) までの規定は、この表全体について適用する。

(a) 「銑鉄」とは、実用上圧延又は鍛造に適しない鉄と炭素の合金のうち、炭素の含有量が全重量の 2 % を超え、鉄及び炭素以外の元素の含有量が全重量に対してそれぞれ次に掲げる限度を超えないものをいう。

クロム	10%
マンガン	6 %
りん	3 %
けい素	8 %
その他の元素合計	10%

(b) 「スピーゲル」とは、マンガンの含有量が全重量の 6 % を超え 30% 以下である鉄と炭素の合金で、マンガン以外の元素の含有量については、(a) に定める要件を満たすものをいう。

(c) 「フェロアロイ」とは、なまこ形、ブロック、ランプその他これらに類する一次形状、連続鑄造法により得た形状又は粒状若しくは粉状（凝結させてあるかないかを問わない。）の合金であって、他の合金製造の際の添加用又は鉄の冶（や）金の際の脱酸用、脱硫用その他これらに類する用途に通常供するもので、主として実用上圧延又は鍛造に適しないもののうち、鉄の含有量が全重量の 4 % 以上であり、次に掲げる元素の一以上の含有量が全重量に対してそれぞれ次に掲げる割合を超えるもの（銅の含有量が全重量の 10% を超えるものを除く。）をいう。

クロム	10%
マンガン	30%
りん	3 %
けい素	8 %
その他の元素（炭素を除く。）合計――	10%

(d) 「鋼」とは、実用上圧延又は鍛造に適する鉄材（鑄造により製造した鉄材にあつては、実用上圧延又は鍛造に適しないものを含むものとし、第 72.03 項のものを除く。）で、炭素の含有量が全重量の 2 % 以下のものをいう。ただし、クロム鋼には、炭素の含有量が全重量の 2 % を超えるものを含む。

(e) 「ステンレス鋼」とは、炭素の含有量が全重量の 1.2% 以下で、クロムの含有量が全重量の 10.5% 以上の合金鋼（鉄、炭素及びクロム以外の元素を含有するかしないかを問わない。）をいう。

(f) 「その他の合金鋼」とは、次に掲げる元素の一以上の含有量が重量に対してそれぞれ次に掲げる割合以上の鋼で、ステンレス鋼の定義に該当しないものをいう。

アルミニウム	0.3%
ほう素	0.0008%
クロム	0.3%
コバルト	0.3%
銅	0.4%
鉛	0.4%
マンガン	1.65%
モリブデン	0.08%
ニッケル	0.3%
ニオブ	0.06%
けい素	0.6%
チタン	0.05%
タングステン	0.3%
バナジウム	0.1%
ジルコニウム	0.05%
その他の元素（硫黄、りん、炭素及び窒素を除く。）	0.1%

(g)「鉄鋼の再溶解用のインゴット」とは、フィーダーヘッド若しくはホットトップのないインゴット状又はなまこ形の粗鑄造品で、表面に明らかに欠陥があり、かつ、銑鉄、スピーゲル又はフェロアロイの化学的組成に該当しないものをいう。

(h)「粒」とは、目開きが1ミリメートルのふるいに対する通過率が全重量の90%未満の物品で、目開きが5ミリメートルのふるいに対する通過率が全重量の90%以上のものをいう。

(ij)「半製品」とは、中空でない連続鑄造製品（第一次の熱間圧延をしてあるかないかを問わない。）及び第一次の熱間圧延をし又は粗鍛造した中空でないその他の物品（形鋼のブランクを含むものとし、更に加工したものを除く。）をいうものとし、巻いたものを除く。

(k)「フラットロール製品」とは、横断面が長方形（正方形を除く。）であり、かつ、中空でない圧延製品で、(ij)の規定に該当しないもののうち次のものをいう。

連続的に層状に重ねて巻いたもの

巻いてないもので、厚さが4.75ミリメートル未満、幅が厚さの10倍以上であるもの又は厚さが4.75ミリメートル以上で、幅が150ミリメートルを超え、かつ、幅が厚さの2倍以上であるもの

フラットロール製品には、圧延工程中に直接付けた浮出し模様（例えば、溝、リブ、市松、滴、ボタン及びひし形）を有し、穴をあけ、波形にし又は研磨したもので、他の項の物品の特性を有しないものを含む。

フラットロール製品で、長方形（正方形を含む。）以外の形状のもの（大きさを問わない。）のうち、他の項の物品の特性を有しないものは、幅が600ミリメートル以上の物品とみなしてその所属を決定する。

(1)「棒（熱間圧延をしたもので、不規則に巻いたものに限る。）」とは、中空でない不規則に巻いた熱間圧延製品で、横断面が円形、弓形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、三角形その

他凸多角形（横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。）のものをいうものとし、圧延工程で節、リブ、溝その他の異形を付けたもの（鉄筋用の棒）を含む。

(m)「その他の棒」とは、横断面が全長を通じて一様な形状（円形、弓形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、三角形その他凸多角形（横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。）に限る。）を有し、かつ、中空でない物品で (ij) から (1) までの規定及び線の定義のいずれにも該当しないものをいうものとし、圧延工程で節、リブ、溝その他の異形を付けたもの（鉄筋用の棒）及び圧延後ねじったものを含む。

(n)「形鋼」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない物品で、(ij) から (m) までの規定及び線の定義のいずれにも該当しないものをいう。

ただし、第 72 類には、第 73.01 項又は第 73.02 項の物品を含まない。

(o)「線」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない冷間成形をした物品（巻いたものに限るものとし、横断面の形状を問わない。）で、フラットロール製品の定義に該当しないものをいう。

(p)「中空ドリル棒」とは、ドリル用の中空棒であって、横断面の外側の最大寸法が 15 ミリメートルを超え 52 ミリメートル以下であり、かつ、横断面の内側の最大寸法が外側の最大寸法の 2 分の 1 以下であるもの（横断面の形状を問わない。）をいうものとし、鉄鋼のその他の中空棒は、第 73.04 項に属する。

2 材質の異なる鉄鋼によりクラッドした鉄鋼の物品は、重量が最大の鉄鋼から成るものとみなしてその所属を決定する。

3 電解法、圧力鑄造法又は焼結法により製造した鉄鋼は、その形状、組成及び外観に従い、これに類する熱間圧延をした物品が属するこの類の項に属する。

号注

1 この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a)「合金銑鉄」とは、次に掲げる元素の少なくとも一の含有量が全重量に対してそれぞれ次に掲げる割合を超える銑鉄をいう。

クロム	0.2%
銅	0.3%
ニッケル	0.3%
アルミニウム、モリブデン、チタン、タングステン、バナジウム	0.1%

(b)「非合金快削鋼」とは、次に掲げる元素の一以上の含有量が全重量に対して硫黄及び鉛にあってはそれぞれ次に掲げる割合以上の非合金鋼をいい、これら以外の元素にあってはそれぞれ次に掲げる割合を超える非合金鋼をいう。

硫黄	0.08%
鉛	0.1%
セレン	0.05%

テルル	0.01%
ビスマス	0.05%

(c)「けい素電気鋼」とは、けい素の含有量が全重量の0.6%以上6%以下で、炭素の含有量が全重量の0.08%以下の合金鋼（アルミニウムの含有量が全重量の1%以下のものを含むものとし、他の合金鋼の特性を付与する量のその他の元素を含有するものを除く。）をいう。

(d)「高速度鋼」とは、モリブデン、タングステン及びバナジウムのうちいずれか二以上を含有し、その含有量の合計が全重量の7%以上であって、炭素の含有量が全重量の0.6%以上であり、かつ、クロムの含有量が全重量の3%以上6%以下である合金鋼（その他の元素を含有するかしないかを問わない。）をいう。

(e)「シリコマンガ鋼」とは、次のすべての要件を満たす合金鋼をいう。

炭素の含有量が全重量の0.7%以下であること。

マンガン含有量が全重量の0.5%以上1.9%以下であること。

けい素の含有量が全重量の0.6%以上2.3%以下であること。

ただし、他の合金鋼の特性を付与する量のその他の元素を含有するものを除く。

2 第72.02項のフェロアロイについては、次に定めるところによりその所属を決定する。

一の合金元素の含有量が全重量に対して注1(c)に掲げる当該元素の割合を超えるフェロアロイは、二成分系のフェロアロイとみなして、該当する号に属する。同様に、二又は三の合金元素の含有量が注1(c)に掲げる当該元素の全重量に対する割合を超える場合には、それぞれ三成分系又は四成分系のフェロアロイとみなす。

この規定は、注1(c)に掲げるその他の元素については、それぞれの元素の含有量が全重量に対して10%を超える場合に限り適用する。

総 説

この類には、鉄鋼、すなわち銑鉄、スपीゲル、フェロアロイその他の一次材料（1節）並びに鉄鋼工業におけるある種の生産品（インゴットその他の一次形状のもの、半製品及びそれらから直接得られる主要生産品）で、鉄又は非合金鋼のもの（2節）、ステンレス鋼のもの（3節）及びその他の合金鋼のもの（4節）を含む。

更に加工した物品（鑄造品、鍛造品等）並びに鋼矢板、溶接形鋼、鉄道又は軌道の線路用の建設資材及び管は、73類に又は場合によってはその他の類に属する。

鉄鋼工業では、原料として、26.01項の解説に記載されている種々の天然の鉄鉱石（酸化物、水酸化物、炭酸塩）、硫化焼鉱（黄鉄鉱、白鉄鉱、磁硫鉄鉱等から硫黄を焼去した後の残留焼結鉄酸化物）及び鉄鋼のくずを使用する。

(I) 鉄鉱石の還元

鉄鉱石は高炉又は電気炉で還元により銑鉄に変えられるか又は種々の直接還元法により海綿状（海綿鉄）若しくはランプに変えられる。特殊な用途（例えば化学工業）に要求される特別に純粋な鉄は電気分解その他の化学的方法によって製造される。

(A) 高炉法による鉄鉱石の還元

鉄鉱石から得られる鉄の大部分は、高炉法により作られる。この方法は、主に鉄石を

原材料として使用するが、鉄鋼のくず、あらかじめ還元した鉄鉱石及び他の鉄鋼のくずも使用することができる。

高炉還元剤は、基本的にハードコークス（時には少量の石炭、液状若しくはガス状の炭化水素と結合している。）から成る。

このようにして得られた鉄は、熔融銑鉄の状態であり、副産物は鉱滓、高炉ガス、高炉灰である。

このように製造された熔融銑鉄の大部分は、製鋼所において直接鋼に変えられる。

一部のものは、鑄造工場（鉄工場）においてインゴット鑄型、鑄鉄管等の製造に使用される。

その他のものは、鑄造機又はサンドベッドによりなまこ形又はブロックに鑄造されるものがあり、また、プレートアイアンとして知られる不規則な形状をしたランプに製造され又は水中に注ぐことにより粒状にされるものもある。

固体状の銑鉄は、製鋼所において製鋼用に鉄くずとともに再溶解されるか又は鑄物工場において、キュポラ（cupola）若しくは電気炉で鉄くずとともに溶解され、鑄物にされる。

（B）直接還元炉における鉄鉱石の還元

上記の方法と異なり、還元剤は通常、気体状若しくは液体状の炭化水素又は石炭であり、ハードコークスの必要はない。

これらの方法では、還元温度は低いから、その結果生じる生産物（通常、海綿鉄として知られている。）は熔融状態を経ずに、海綿状、あらかじめ還元されたペレット状又はランプ状で得られる。この理由により、これらの炭素含有量は高炉銑鉄（ここでは熔融金属が炭素と密接に接触している。）よりも通常、少ない。これらの粗生産物の大部分は製鋼所で溶解され鋼に変えられる。

（Ⅱ）製鋼

熔融状又は固体状の銑鉄又は鑄鉄及び直接還元によって得られた鉄生産品（海綿鉄）は、鉄くずとともに主要製鋼原料である。これらの原料には、生石灰、ほたる石、脱酸剤（例えば、フェロマンガ、フェロシリコン、アルミニウム）のようなスラグ形成添加剤及び種々の合金元素が添加される。

製鋼法は、二つの主な種類に分かれる。すなわち、熔融銑鉄が転炉により又は吹込み空気によって精錬されるニューマチック法及び平炉又は電気炉のような炉床法である。

ニューマチック法では、外部熱源を必要としない。この方法は、原料が主に熔融銑鉄である場合に用いられる。銑鉄中の元素（例えば、炭素、りん、けい素及びマンガ）の酸化は、鋼を熔融状態に保ち、いかなる添加鉄くずさえも再溶解するのに十分な熱を発生する。これらの方法は純酸素を熔融金属に吹込む方法（リンツ・ドナウイツツ法（LD 又は LDAC）、OBM、OLP、カルドー法その他の方法）及び、現在では古くなったが、空気（酸素を富ませることもある。）を使用する方法（トーマス及びベッセマー法）がある。

ただし、平炉精錬法では、外部熱源を必要とする。これは原料が固体のもの（例えば、鉄くず、海綿鉄及び固状銑鉄）の場合に使用される。

この種には、熱が重油又はガスによって与えられるマーチン炉法（平炉製鋼法）及び熱が電気によって与えられるアーク又は誘導炉法の二つの主な方法がある。

ある種の鋼の生産のために二つの異なる方法が引き続いて使用されることがある（合併法）。例えば、精錬は平炉で始まり電気炉で終わる場合や電気炉内で鋼を溶解し特別の転炉に移して酸素及びアルゴンを吹き込むことにより脱炭が行われる場合もある（例えばステンレス鋼の製造に使用する方法）。

特殊な成分又は性質をもつ鋼を製造するために多くの新しい方法が開発されてきた。これらの方法には、真空中でのアーク溶解、電子衝撃による溶解及びエレクトロスラグ法がある。これらのいずれの方法においても、鋼は自焼式電極により製造されるもので、溶解して、水冷鑄型に流込まれる。この鑄型は、ワンピースで作られているか又は凝固した鑄物を下から引き出せるように底が取り外せるようになっている。

上述の方法により得られた溶鋼は（更に精錬される場合もある。）、通常、取鍋に流入される。この過程で合金を作る元素又は脱酸剤が固体又は液体の状態で添加されることがある。これは、ガス状の不純物が入らないように、真空中で行われることもある。

これらのすべての方法により得られた鋼は、合金を作る元素の含有量により非合金鋼又は合金鋼（ステンレス又はその他のもの）に分けられる。これらは、その特性に従い、例えば、快削鋼、けい素電気鋼、高速度鋼、シリコマンガ鋼等にさらに区分される。

（Ⅲ）インゴットその他の一次形状のもの及び半製品の製造

溶鋼は鑄造工場において鑄型で最終形状に鑄造されることもあるが（鋼鑄造）、溶鋼の大部分はインゴット鑄型でインゴットに鑄造される。

鑄造過程又は注入過程及び凝固過程で鋼は、三種の主なグループ、すなわち、リミング（又は不鎮静）鋼、キルド（又は鎮静）鋼及びセミキルド（又は半鎮静）鋼に分けられる。リミング状態で鑄込まれた鋼は、注入過程の途中又は後で、鋼の中に溶解した酸化鉄と炭素との反応が鋼を泡立たせるのでこのように名付けられている。冷却過程で、不純物は、インゴットの中心及び上半分に凝集するため、不純物に影響を受けない外層は、これらのインゴットから得られる圧延製品の表面に、より優れた外観を与える。このより経済的な種類の鋼は、コールドディッシングにも使用される。

多くの場合、鋼は泡立ち状態で満足に鑄造することはできない。このことは特に合金鋼及び高炭素鋼にあてはまる。これらの場合、鋼はキルドすなわち脱酸しなければならない。脱酸は部分的には真空中の処理で行われるが、通常はけい素、アルミニウム、カルシウム又はマンガンその他の元素を添加することによって達せられる。この様にして、残留不純物はインゴット全体に一層均一に配合され、塊のどの部分でも鋼の性質が同じであるため、特定用途向けの信頼も比較的高い。

鋼のあるものは部分的に脱酸されることがあるが、これは、セミキルド（又は半鎮静）鋼として知られる。

鋼が凝固し、温度が均一化した後にそのインゴットは第一分塊圧延機又は粗圧延機（ブルーム、スラブにするもの等）で半製品（ブルーム、ビレット、ラウンド、スラブ、シートバー）に圧延されるか又はドロップハンマー若しくは鍛造プレスにより鍛造半製品に変えられ

る。

鋼は、連続鑄造機により直接半製品の形に鑄造されるものが増えている。これらのものの断面の形状は、ある場合には、完成品の形状に近い。連続鑄造法により得られる半製品は、通常、ある程度規則的な間隔をおいて異なった色の横紋を示す外面及び急速冷却の結果生じる放射状の結晶を示す切断面の外観により特徴づけられる。連続鑄鋼は常にキルドされる。

(IV) 完成品の製造

半製品及び時にはインゴットはその後完成品に加工される。

これらは通常、フラット製品（ユニバーサルプレート、ワイドコイル、シート及びストリップを含むワイドフラット）及びロング製品（不規則に巻いた熱間圧延した棒、その他の棒、形鋼及び線）に区分される。

これらの製品は、直接、インゴット又は半製品から熱間（熱間圧延、鍛造又は熱間引抜き）で又は間接的に熱間完成品から冷間（冷間圧延、押出し、線の引抜き、光輝引抜き）で、塑性加工することにより得られ、場合によっては引き続いて仕上げ作業が行われるものもある（例えば、心無研削、精密旋盤加工により得られる冷間仕上げ棒）。

この類の注3の規定により、電解法、圧力鑄造法又は焼結法により得た鉄鋼は、その形状、組成及び外観に従い、これと同種の熱間圧延製品の属するこの類の項に属する。

この注の次の用語については、それぞれ次に定めるところによる。

（1）「圧力鑄造（ダイカスト）」とは、熔融又は半熔融の合金を若干の高圧下において鑄型に流し込む製法をいう。

この方法は大量生産を助長し、寸法の精密さを確保する。

（2）「焼結」とは、型に入れ、通常、圧力を加えて得た圧縮粉末製品を特殊炉で熱する粉末冶金の作業をいう。この作業は、焼結材料に最終的な性質を与え、特定の温度、タイミング及び環境で行われ、固形状の凝集物を産出する。また焼結は、真空中で行われることがある。

(A) 熱間塑性加工

（1）「熱間圧延」とは、急速再結晶点と溶融点との間の温度における圧延をいう。この温度範囲は、鋼の組成等種々の要素により変化し、一般に熱間圧延での製造中の加工終了温度は、約 900 度である。

（2）「鍛造」とは、何らかの形をしたものを得るため、ドロップハンマー又はプレスによる金属全体の熱間変形加工をいう。

（3）「熱間引抜き」において、鋼は、棒、管又は各種の形鋼を作るため、熱せられ、ダイスを通される。

（4）「熱間ドロップ鍛造及びドロップスタンピング」とは、特殊な工具を使用し、ダイス（閉じているか又はバージョイント付きである。）での熱間型削りにより、形鋼（通常、コンベアラインによる。）を成形することをいう。作業は衝撃又は加圧により行い、通常、圧延、ハンマリング、ハンドフォーミング又は曲げの準備作業に続いて行われる。

(B) 冷間塑性加工

（1）「冷間圧延」は、室温、すなわち、再結晶温度より低い温度において行われる。

- (2)「冷間ドロップ鍛造及びドロップスタンピング」とは、前記 A (4) に記載した作業に類する冷間作業により、形鋼を成形することをいう。
- (3)「押し出し」とは、通常冷間で所要の形を得るため、粗材が通る開孔により（他の側面はすべて閉じている）ダイス及びプレス工具の高圧下で鋼全体を変形加工するための方法をいう。
- (4)「線の引抜き」とは、より小さい直径の巻いた線を得るため、不規則に巻いた棒又は線材を高速で 1 個以上のダイスを通して引き抜く冷間作業をいう。
- (5)「光輝引抜き」とは、棒（不規則に巻いてあるかないかを問わない。）をより小さく又は異なる断面の形をした製品を得るため、1 個以上のダイスを通して比較的到低速で引き抜く冷間作業をいう。

冷間加工製品は、熱間圧延製品又は熱間引抜き製品と、次の基準により区別できる。

- －冷間加工製品の表面は、熱間作業による製品より優れた外観を示し、スケールの層がない。
- －寸法公差は、冷間加工製品が小さい。
- －薄いフラット製品（薄いワイドコイル、板及び帯）は通常、冷間圧延により製造される。
- －冷間加工製品の顕微鏡観察では、顕著な結晶状態の変形及び加工方向に並行な結晶状態の配向が現れるのに対して、熱間作業により得られた製品は、再結晶によりほとんど規則的な結晶状態を示す。

更に、冷間加工製品は、ある種の熱間圧延又は熱間引抜き製品にもみられる次の性質を有している。

- (a) 冷間加工製品は、ひずみ硬化すなわち加工硬化により非常に硬くなり、大きな引張り強さをもつようになるが、熱処理でこの特性が多少少なくなることがある。
- (b) 冷間加工製品では、破壊時の伸び率は非常に低い、熱処理により得られた製品は高い。

熱間圧延フラット製品に使用する厚さの著しい減少を伴わない非常に軽度の冷間圧延処理（スキンプラス又はピンチパスとして知られる）は、熱間圧延製品の性質を変えることはない。この低圧でのコールドパスは、本質的に製品の表面のみに作用し、一方真の意味での冷間圧延（冷間圧縮としても知られる。）は、横断面を相当変形することにより、製造中の加工品の結晶構造を変えるものである。

(C) その後の製造及び仕上げ

製品は、更に次に掲げる一連の作業により仕上げ処理を受けるか又は他の製品に加工される。

(1) 機械加工

例えば、旋盤加工、フライス削り、研削、穴あけ、ホールディング、サイジング、ピーリング。ただし、単なる酸化物のスケール及びクラスト除去のための粗いターニング及びトリミングは、分類に変更を与える仕上作業とはみなさない。

(2) 表面処理その他の作業（クラッドを含む。）

これは金属の性質又は外観を改善するため、さび止め、耐食性等を与えるためのもの

である。このような処理は、特定の項において別に定めがある場合を除くほか、物品が属する項に影響を与えない。これらには、次の処理を含む。

- (a) 金属の性質を改善するための焼なまし、焼入れ、焼もどし、肌焼、窒化法による処理その他これらに類する熱処理
- (b) 金属の熱間加工工程中に生ずる酸化物のスケール及びクラストを除去するためのスケール除去、酸洗い、削り落としその他の処理
- (c) 単に製品をさびその他の酸化から保護し、運搬時のスリップから防止し、取扱いを容易にするために施された粗い被覆加工。例えば、有効防錆顔料（鉛丹、亜鉛粉末、酸化亜鉛、クロム酸亜鉛、酸化鉄、アイアンミニウム、ジュウェラーズブルー）を含む塗料並びに油、グリース、ろう、パラフィンろう、黒鉛、タール又はアスファルトをもととした非顔料系塗料の塗布
- (d) 表面仕上処理（次のものを含む。）
 - (i) 研磨、バニシ仕上げ又はこれに類する処理
 - (ii) 人工酸化（酸化溶剤に浸す等の各種の化学的方法による。）、パチナ仕上げ、ブルーイング（ブルー焼なまし）、ブラウニング又はブロンジング（各種の技法による。）これらは、その外観を改善するため、製品の表面に酸化皮膜を形成するものである。この処理によりさびに対する抵抗力が増加する。
 - (iii) 化学的表面処理
 - －金属のりん酸塩、特にマンガン、鉄及び亜鉛のりん酸塩の溶液に物品を浸漬するりん酸塩処理。この方法は処理の時間及び浴の温度に従いパーカライジング又はボンデライジングとして知られる。
 - －適当な塩又は酸を使用する、りん酸塩処理に類する方法によるしゅう酸塩処理、ほう酸塩処理等
 - －クロム酸又はクロム酸塩を主成分とする溶液に物品を浸漬するクロメート処理。この方法は、例えば、亜鉛めっきした鋼板の表面処理に使用される。これらの化学的表面処理は、金属の表面を保護し、製品のその後の冷間変形加工及びペイントの塗布又はその他の非金属性保護物質の被覆を容易にする利点がある。
 - (iv) 金属の被覆（メタライゼーション）の主な方法は、次のとおりである。
 - －熔融した金属又は合金の浴に浸漬する溶融めっき。例えば、溶融亜鉛めっき、すずめっき、溶融鉛めっき、アルミニウムめっき
 - －電気めっき（金属塩（例えば、亜鉛、カドミウム、すず、鉛、クロム、クロム酸塩、銅、ニッケル、金又は銀）の安定な溶液の電気分解により被覆金属の陰極につないだ製品上への析出）
 - －浸透法又は拡散法：粉末状の被覆金属を被覆される製品とともに加熱することによる。例えば、シエラダイジング（亜鉛のセメンテーション）、カロライジング（アルミニウムのセメンテーション）及びクロマイジング（クロムの拡散）

- －溶射法（溶融した被覆金属を噴射して、物品に直接吹付ける。）。例えば、スクープ法並びにガスピストル法、アーク法、プラズマ法及び静電スプレー法
- －真空蒸着法等による金属被覆法
- －グロー放電で、イオン化した金属の衝撃による金属被覆法（イオン化メッキ）
- －陰極蒸着による被覆法（スパッタリング）

（v）非金属物質による被覆法

例えば、エナメル、ワニス、ラッカー、ペイントの塗装、表面印刷、セラミック又はプラスチックでの被覆（グロー放電、電気泳動、静電射出及び静電流動槽への浸漬後のラジエーションファイヤリングによる特殊な方法等を含む。）

（e）クラッド処理

異なる色又は性質の金属層を組み合わせて接触面の分子拡散によって張り合わせることをいう。この限定された拡散はクラッド製品の特徴であり、前記の方法で金属被覆したもの（例えば、電気めっきしたもの）とは異なるものである。

各種のクラッドの方法には、溶融金属を基体金属に注いだ後に圧延する方法、基体金属に十分溶接させるための単なる熱間圧延法、その他クラッド用の金属を沈積させ又は重ね合わせた後に、十分溶接させるための機械的又は熱的過程を経る方法を含む。例えば、電気クラッドでは、ニッケル、クロム等のクラッド用の金属は、電気めっきによって基体金属に付着させる。次いで接触面における分子拡散は、熱間圧延により行なわれ、更に適当な温度で冷間圧延で行われる。

非鉄金属とのクラッドのものは、鉄鋼の重量が最も多い場合に限り 72 類の該当する項に含まれる（15 部注 7 参照）。材質の異なる鉄鋼でクラッドした鉄鋼は、原物品又はクラッド金属の成分に従って 2 つの節（2 節、3 節又は 4 節）に該当するが、これらは、同様に、重量が最も多い鉄鋼の該当する項に属する（類注 2 参照）。例えば、ステンレス鋼でクラッドした非合金普通鋼の棒については、普通鋼の重量が多いときは 2 節に、そうでないときは 3 節に属する。

（f）材料試験用に金属の一部を除去したもの

（g）積層

例えば、粘弾性物質（音等の絶縁体（insulator）用）の中間層の上に金属の層を重ねたもの

＊

＊ ＊

鉄金属の合金と他の物品とを結合した物品の所属については、15 部総説を参照

第 1 節

一次材料及び粒状又は粉状の物品

総 説

この節には、次の物品を含む。

- (1) 鉄鋼製造の一次材料（銑鉄、スピーゲル、フェロアロイ、鉄鉱石の直接還元により得られた鉄鋼及び海綿鉄鋼、くず及び再溶解用インゴット）及び重量比で 99.94%以上の純度の鉄（72.01 から 72.04 まで）
- (2) 銑鉄、スピーゲル又は鉄鋼の粒及び粉（72.05）

72.01 銑鉄及びスピーゲル（なまこ形、ブロックその他の一次形状のものに限る。）

7201.10－非合金銑鉄（りの含有量が全重量の 0.5%以下のものに限る。）

7201.20－非合金銑鉄（りの含有量が全重量の 0.5%を超えるものに限る。）

7201.50－合金銑鉄及びスピーゲル

（A）銑 鉄

銑鉄は、この類の注 1（a）に規定されている。ただし、2%以上の炭素を含むクロム鋼は、この類の注 1（d）の規定により、その他の合金鋼とともに第 4 節に属する。

銑鉄は、鉄鋼産業の主な一次産品であり、高炉で鉄鉱石を還元、熔融することにより又は電気炉若しくは熔銑炉で鉄くずを熔融することにより製造する。これは鉄と炭素の合金であるが、また鉱石、くず、フラックス又は燃料から生ずるけい素、マンガン、硫黄、りん等を含んでいる。更に、特殊な性質を与えるために、クロム、ニッケルのような他の元素を添加することがある。

この項には、便宜上、再溶解し、多少精錬し、混合し及び合金にした粗銑鉄又は銑鉄で金属の成分が注 1（a）に定める規格に該当するものを含む。銑鉄は、なまこ形、ブロック、ランプ（砕いてあるかないかを問わない。）又は熔融状態のものであるが、成形し又は加工して製品にしたものは含まない（例えば、粗製の又は仕上げた鑄造品及び管）。銑鉄は、かなりもろく、加工が困難である。これは焼なましによりある程度表面に鋼の性質を与えることにより改善できる。それは可鍛鑄鉄（白心のもの又は黒心のもの）として知られているものであり、通常、この処理方法は鑄造品に施され、それは他の項に含まれる。可鍛鑄鉄でなまこ形のもの、ブロック状等の一次形状を有し、炭素の含有量が全重量の 2%を超えるものであればこの項に属する。

合金銑鉄とは、号注 1（a）に規定されている元素の一以上のものの含有量が重量比で当該注に規定されている割合で含有しているものをいう。

（B）スピーゲル

スピーゲルは、この類の注 1（b）に規定されている。取引上フェロアロイとして考えられることもあるが、通常、鉱石から直接得られるので、銑鉄と同じ項に属する。

これは、主として鉄鋼製造の際に脱酸剤、鉄の加炭又は合金の製造に使用する。マンガン含有量が多いため、その破砕面は光輝性を示し、銑鉄と同じ形状で提示される。

72.02 フェロアロイ

ーフェロマンガン

7202. 11ー炭素の含有量が全重量の 2 %を超えるもの

7202. 19ーその他のもの

ーフェロシリコン

7202. 21ーけい素の含有量が全重量の 55%を超えるもの

7202. 29ーその他のもの

7202. 30ーフェロシリコマンガン

ーフェロクロム

7202. 41ー炭素の含有量が全重量の 4 %を超えるもの

7202. 49ーその他のもの

7202. 50ーフェロシリコクロム

7202. 60ーフェロニッケル

7202. 70ーフェロモリブデン

7202. 80ーフェロタングステン及びフェロシリコタングステン

ーその他のもの

7202. 91ーフェロチタン及びフェロシリコチタン

7202. 92ーフェロバナジウム

7202. 93ーフェロニオブ

7202. 99ーその他のもの

フェロアロイは、この類の注 1（c）に規定されている。

フェロアロイは、鉄の含有量が少なく、その鉄は、相当量の含有量の合金元素（例えば、マンガン、クロム、タングステン、けい素、ほう素又はニッケル）のための単なる溶剤として作用しているにすぎないこと及び炭素の含有量は 2 %以下であってもよいという点で銑鉄とは異なる。

フェロアロイは、若干可鍛性を有していたとしても少なくとも工業上圧延、鍛造その他の加工には使用されない。本品は、鉄鋼業において、主として鋼又は銑鉄に特殊な性質を付与するための一定の割合の合金元素を添加するために使用される。これらの場合において、純粋な元素の使用は、一般に非実用的で、また非経済的であるからである。また、脱酸剤、脱硫剤若しくは脱窒剤又は鋼の鎮静剤として使用されるものもあり、溶接又は金属沈殿に使用されるものもある。

ある種のフェロアロイは、直接鑄造品に使用される。この項に該当するフェロアロイは、なまこ形のもの、ブロック、ランプその他これに類する一次形状、粒、粉又は連続鑄造法により得られる形状のもの（例えば、ビレット）でなければならない。

フェロシリコンは、特殊処理により表面が硬化された球状微小粉の状態で金属鉍の比重選鉍（選択浮選）における比重媒体（パルプ）としても使用されるが、これらはこの項に残る。

この項には、あらかじめ粒又は粉にし、セメントその他のバインダーにより、また、場合によっては発熱性添加剤を加えて、ブリケット、円筒状、薄いスラブ状に固めたものを含む。

ある種のフェロアロイ（フェロマンガン、フェロシリコン等）は、高炉で製造されるが、通常、電気炉又はテルミット法等でるつぽで製造される。

主な種類としては、次の物品がある。

- (1) フェロマンガン
- (2) フェロシリコン
- (3) フェロシリコマンガン
- (4) フェロクロム
- (5) フェロシリコクロム
- (6) フェロニッケル
- (7) フェロモリブデン
- (8) フェロタングステン及びフェロシリコタングステン
- (9) フェロチタン及びフェロシリコチタン
- (10) フェロバナジウム
- (11) フェロニオブ
- (12) フェロシリコマグネシウム及びフェロシリコカルシウム

この項には、次の物品を含まない。

- (a) フェロアロイと同様の目的及び方法で使用される酸化モリブデン、モリブデン酸カルシウム及び炭化けい素並びに鉄の含有量が全重量の4%未満のけい化カルシウム及びけい化マンガンのような化学製品 (28 類)
- (b) フェロウラン (28.44)
- (c) フェロセリウムその他の発火性鉄合金 (形状を問わない。) (36.06)
- (d) ある国ではフェロニッケル又はフェロニッケルクロムとして知られている物品で、可鍛性を有し、通常、鉄鋼製造の際に添加剤として使用しないもの (72.18 から 72.29 まで又は 75 類)

72.03 鉄鉱石を直接還元して得た鉄鋼その他の海綿状の鉄鋼及び重量比による純度が 99.94% 以上の鉄 (ランプ、ペレットその他これらに類する形状のものに限る。)

7203.10－鉄鉱石を直接還元して得た鉄鋼

7203.90－その他のもの

この項には、鉱石を溶融することなく還元して製造した鉄鋼を含む。(72 類総説 (I) (B) 参照)。これらの製品は、鉱石から塊状又は粒状で、また、精鉱からブリケット状又はペレット状で得られ、通常、金属鉄の含有量が全重量の 80%を超える海綿状の構造 (海綿鉄) で、製鋼に使用される。ブリケット状又はペレット状のこの項の製品は、26.01 項の精鉱から成るものと混同しないように注意しなければならない。前者は、その切断面が光沢を有するということで後者と著しく相違している。

直接還元により得られた鉄鋼は、粗く多孔性の表面を有しているのに対し、アトマイゼーション法により、溶融した銑鉄から得られたその他の海綿状の鉄鋼は、溶融工程を経たことを明らか

に示す丸みのある表面を有しているので容易に区別できる。

この項には、非常に高純度の鉄（不純物の含有量が 0.06% 以下の鉄）を含む。この鉄は研究所及び製鉄業のある部門（例えば、粉末冶金）において使用され、金属のすぐれた稀釈剤である。

この項には、時には「スチールスポンジ」として知られている鉄鋼のウール等を含まない(73.23)。

72.04 鉄鋼のくず及び鉄鋼の再溶解用のインゴット

7204.10－鋳鉄のくず

－合金鋼のくず

7204.21－ステンレス鋼のもの

7204.29－－その他のもの

7204.30－すずをめっきした鉄鋼のくず

－その他のくず

7204.41－－切削くず及び打抜きくず（束ねてあるかないかを問わない。）

7204.49－－その他のもの

7204.50－再溶解用のインゴット

(A) くず

この項には、15 部の注 8（a）に規定する鉄鋼のくずを含む。

鉄鋼のくずには、さまざまな性状のものがあり、通常、次の形状をしている。

- (1) 鉄鋼の製造又は機械加工くず（例えば、切れ端、やすりくず及び旋盤くず）
- (2) 破損、切断、摩損その他の理由により、明らかに本来の用途に供することができない鉄鋼の製品及びその様な製品のくず：この種の鉄鋼のくずは、使用者の要求する寸法及び品質に適合させるため、通常次のような方法により調製される。
 - (a) 巨大重量物の剪（せん）断、炎切断
 - (b) 例えば、油圧プレスによるベール状への圧縮（特に軽量くずの場合）
 - (c) 車体その他の軽量くずの破碎（シュレディンク）及びその後続く純粋な高濃度品を得るための分離（磁気分離もある。）
 - (d) 鉄鋼のやすりくず及び旋盤くずのブリケット状への圧搾、凝集
 - (e) 古い鉄製品の破壊くずは、通常、再溶解による金属の回収及び化学品の製造に使用する。

ただし、この項には、修繕するかしないかにかかわらず、もとの用途に再使用でき又は他の用途に適する物品並びに当初金属として回収することなく、他の物品に再生できる物品を含まない。従って、例えば、中古部分を再生した後使用できる鉄鋼骨組、中古の鉄道線路で坑木として使用できるもの及び再圧延により他の製品に転換できるもの並びに洗浄及び研削後再使用できる鋼製のやすりは含まない。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) スラグ、ドロス、スケールその他のくず（鉄鋼製造の際に生じる金属回収に適するものを含む。）(26. 19)
- (b) 放射性であるため鉄鋼工業で直接使用できないくず (28. 44)
- (c) 銑鉄及びスピーゲルの破片 (72. 01)

(B) 再溶解用のインゴット

再溶解用のインゴットは、この類の注 1 (g) に規定され、通常微細な形状のくず（例えば、研磨くず又は微細な旋盤削りくず）を再溶解及び鑄造して得られる高合金鋼のインゴット又はなまこ型のものから成る。これらは、圧延されず、鉄鋼製造での添加物として使用され、チル鑄型で鑄造されたことにより生じた気泡、割れ目、裂け目及び収縮孔のある粗く平坦でない表面を有している。インゴットへの鑄造は注入管なしに行われる。その結果、フィーダーヘッド又はホットトップ（デッドヘッド）の痕跡を示さないが、不規則な表面を有し、時には上端がすり鉢状をしている。この表面には、しばしば多孔性のドロスの一部が見られるクレター状の裂け目がある。

72.05 銑鉄、スピーゲル又は鉄鋼の粒及び粉

7205. 10－粒

－粉

7205. 21－合金鋼のもの

7205. 29－その他のもの

(A) 粒

粒は、この類の注 1 (h) に規定されている。

この項には、粒、すなわちほぼ球形のショット及び角のある「グリット」を含む。ショットは、溶解した鉄鋼を冷水中に又は蒸気の噴流に注入して得られ、グリットは、ショットの破碎又は硬化した金属の板等を冷間破碎することにより得られる。

これらの物品は、寸法によって類別してあるかないかを問わずこの項に含まれる。

ショット及びグリットは、金属の洗浄、スケール除去若しくは表面硬化（ショッピニング）、金属若しくはガラスの研磨若しくは彫刻又は石材加工等に使用される。また、コンクリートの硬化剤として又はエックス線、ガンマ線の不透過性を高めるために添加される。

この項には、鉄鋼の線を切断して製造したもので、上記の物品と同じ目的に使用されるワイヤーペレットを含む。

(B) 粉

粉は、15 部の注 8 (b) に規定されている。

銑鉄、スピーゲル又は鉄鋼の粉は、圧縮又は凝集するのに適した材料であり、溶融した鉄鋼をアトマイゼーションすることにより、酸化鉄を還元し（ドライ法）、銑鉄、海綿鉄若しくは鋼線の

破碎、析出（ウエット法）、フェロカルボニルの分解、鉄塩溶液の電気分解又は鉄鋼の粉碎により得られる（粉碎したやすりくずを含む。）。

これらの粉（海綿状の鉄の粉を含む。）は、焼結して各種の製品（電話機（telephony）又はマグネット発電機（magnetos）等の電磁気コイル用のコアを含む。）の製造に使用されるまた、溶接用の電極若しくは粉の製造、化学工業（特に還元剤として）又は医薬品の調製（やすりくずを粉碎して得られる粉）にも使用される。

この項には、次の物品を含まない。

- （a）放射性の鉄粉（同位元素）（28. 44）
- （b）30. 03 項又は 30. 04 項の方法で医薬品にした鉄粉
- （c）フェロアロイの粒及び粉（72. 02）
- （d）鉄鋼のやすりくず及び研削くず（72. 04）
- （e）小さく不完全な軸受用の球は、しばしばショットと同様に使用されるものであっても 84 類の注 7 により 73. 26 項に属する。このような軸受用の球は、ショットよりも整形され、かつ、仕上げられた外観を有しており、更により品質の良い鋼で製造されている点でショットと異なる。

第 2 節

鉄及び非合金鋼

総 説

この節に規定される鉄及び非合金鋼には、次のものを含む。

- （1）インゴット、パドルバー、パドルパイリング、ブロック及びランプのような一次形状のもの（溶融状態の鋼を含む。）（72. 06）
- （2）ブルーム、ビレット、ラウンド、スラブ、シートバー、粗鍛造品及び形鋼のブランクのような半製品（72. 07）
- （3）フラットロール製品（72. 08 から 72. 12 まで）
- （4）熱間圧延し、かつ、不規則に巻いた棒（72. 13）及びその他の棒（72. 14 又は 72. 15）
- （5）形鋼（72. 16）
- （6）線（72. 17）

降伏点

これらの号に属する物品の降伏点は、荷重を加えた際に、非弾性変形が起こる点をいう。

72. 06 鉄又は非合金鋼のインゴットその他の一次形状のもの（第 72. 03 項の鉄を除く。）

7206. 10－インゴット

7206. 90－その他のもの

(I) インゴット

インゴットは、この類の総説に記載された方法の一つにより製造した後で鑄造した鉄鋼の一次形状のものである。通常、横断面は、正方形、長方形又は八角形のもので、鑄型から容易に取り出せるように一端は他の端よりも細くなっている。これらは規則的で一様な面を有し、基本的に欠陥のないものである。

インゴットは、圧延又は鍛造により、通常、半製品に加工されるが、直接、棒、板その他の最終製品になることもある。

(II) その他の一次形状のもの

溶融した状態の鋼のほか、この項にはブロック、ランプ、パドルバー及びパドルパイリングを含む。

ブロック及びランプは、主として鉄鉱石の直接還元又は電解法により製造された塊から得られる。ランプ及びボールから半溶融状態でプレス機により又はシングリング若しくは槌打鍛造によってスラグの大部分を除去したのち、これを圧延してパドルバー及びパイリングが得られる。これらは、スラグの含有量により特有の繊維性組織を有する製品となる。これらの製品は特殊な用途（例えば、アンカーチェーン、ホイストフック）に供する。

この項には、次の物品を含まない。

(a) 再溶解用のインゴット (72.04)

(b) 連続鑄造製品 (72.07)

72.07 鉄又は非合金鋼の半製品

－炭素の含有量が全重量の 0.25%未満のもの

7207.11－横断面が長方形（正方形を含む。）のもので、幅が厚さの 2 倍未満のもの

7207.12－その他のもの（横断面が長方形のものに限るものとし、正方形のものを除く。）

7207.19－その他のもの

7207.20－炭素の含有量が全重量の 0.25%以上のもの

半製品は、この類の注 1 (ij) に規定されている。この注において、「第一次の熱間圧延をしたもの」には、粗い外観を与えた圧延作業による製品に適用する。

この項には、ブルーム、ビレット、ラウンド、スラブ、シートバー、粗鍛造品、形鋼のブランク及びすべての連続鑄造製品を含む。

(A) ブルーム、ビレット、ラウンド、スラブ及びシートバー

これらの物品は、すべて 72.06 項のインゴット、パドルバー又はパドルパイリングを熱間圧延又は鍛造することにより製造されたものであり、これらは更に熱間圧延又は鍛造される半製品で

ある。そのために正確なサイズに作ることは要しないし、端部は正確でなく、表面はしばしば凹凸があり、製造工程により生じた跡（ローラーの跡）が残っている。

ブルームは、通常横断面が正方形であり、ビレットよりも大である。ビレットは、正方形又は長方形である。両者とも再圧延に使用され、棒、形鋼又は鍛造品に使用される。

ラウンドは、横断面が円形又は四辺を超える多角形で、主としてシームレス鋼管の製造のための中間製品として使用される。これらは、半製品としての一般的特徴だけでなく、通常は1メートルないし2メートルの長さで供給され、その端はしばしば、ブローランプで切断されていることにより棒と区別される（棒は、通常、より正確に切断されている。）。。

スラブ及びシートバーは、断面が長方形（正方形を除く。）のもので、厚さよりも幅がかなり大であり、スラブはシートバーよりも厚い。スラブは、通常、再圧延により厚板に製造され、シートバーは、通常、薄板又はストリップの製造に使用される。チンプレートバーは、ブリキ板の製造に使用されるシートバータイプのものである。

スラブ及びシートバーとある種の板との区分に関しては、72.08 項以下の解説を参照

（B）粗鍛造品

この物品は、ブロック又はインゴットをパワーハンマー又は鍛造プレスにより製造したもので、粗い外観と大きな公差を有する半製品である。粗鍛造品には、過度のくずを生ずることなしに最終製品に完成できるようにした未完成の形状のものもあるが、この項には、更に鍛造、プレス、旋盤等による重要な成形加工をして完成品とするもののみを含む。この項には、例えば、インゴットを平ジグザグの形状に粗く鍛造し、船舶用クランクシャフトにするためには更に成形加工の準備のできたものを含む。ただし、最終機械加工の準備のできたクランクシャフト鍛造品は含まない。同様にドロップ鍛造機又はプレスにより型鍛造し、最終機械加工のみを要する物品は含まない。

（C）形鋼のブランク

形鋼のブランクは、最終製品に適合する複雑な形状の横断面を有し、圧延処理に適する。

この項には、例えば、広いフランジ付のビーム及びガードのブランクを含む。

（D）連続 casting による半製品

このグループには、連続 casting により得られる鉄又は非合金鋼のすべての半製品を含む。この方法では、取鍋からディストリビューターで運搬された鋼は、別々の casting フローラインへ供給される。これらのフローラインには次のものを含む。

- （a）底のない冷却装置付 casting 型
- （b） casting 金属を冷却するために水を噴霧する casting 外周システム
- （c）凝固した金属の規則的な引抜きを行うコンベヤローラー設備
- （d）引抜き装置に続く切断機械システム

連続 casting 製品と他の製品とを区別する基準については、この類の総説（Ⅲ）を参照

72.08 鉄又は非合金鋼のフラットロール製品(熱間圧延をしたもので幅が 600 ミリメートル以上のものに限るものとし、クラッドし、めっきし又は被覆したものを除く。)

7208.10—熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いたもの（浮出し模様のあるものに限る。）

—その他のもの（熱間圧延及び酸洗いをしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いたものに限る。）

7208.25—厚さが 4.75 ミリメートル以上のもの

7208.26—厚さが 3 ミリメートル以上 4.75 ミリメートル未満のもの

7208.27—厚さが 3 ミリメートル未満のもの

—その他のもの（熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いたものに限る。）

7208.36—厚さが 10 ミリメートルを超えるもの

7208.37—厚さが 4.75 ミリメートル以上 10 ミリメートル以下のもの

7208.38—厚さが 3 ミリメートル以上 4.75 ミリメートル未満のもの

7208.39—厚さが 3 ミリメートル未満のもの

7208.40—熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いてないもの（浮出し模様のあるものに限る。）

—その他のもの（熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いてないものに限る。）

7208.51—厚さが 10 ミリメートルを超えるもの

7208.52—厚さが 4.75 ミリメートル以上 10 ミリメートル以下のもの

7208.53—厚さが 3 ミリメートル以上 4.75 ミリメートル未満のもの

7208.54—厚さが 3 ミリメートル未満のもの

7208.90—その他のもの

フラットロール製品は、この類の注 1（k）に規定されている。

この項の物品は、次の表面処理を受けることもある。

- （1）金属の熱間加工工程中に生ずる酸化物スケール及びクラストを除去するためのスケール除去、酸洗い、削り落としその他の処理
- （2）単に製品をさびその他の酸化から保護し、運搬時のスリップを防止し、取扱いを容易にするために施された粗い被覆加工、例えば、有効防錆顔料（鉛丹、亜鉛粉末、酸化亜鉛、クロム酸亜鉛、酸化鉄（アイアンミニウム、ジュウェラーズブルージュ）を含む塗料及び油、グリース、ろう、パラフィンろう、黒鉛、タール又はアスファルトをもととした非顔料系塗料の塗布
- （3）研磨、バニシ仕上げ又はこれに類する処理
- （4）人工酸化（酸化溶剤に浸す等の各種の化学的方法による。）、パチナ仕上げ、ブルーイング（ブルー焼なまし）、ブラウニング又はブロンジング（各種の技法による。）。これらは、その外観を高めるため、製品の表面に酸化被膜を形成するものである。この処理によりさびに対

する抵抗力が増加する。

(5) 化学的表面処理

ー金属のりん酸塩、特にマンガン、鉄及び亜鉛のりん酸塩の溶液に物品を浸せきするりん酸塩被膜形成。この方法は処理の時間及び浴の温度に従いパーカライジング又はボンデライジングとして知られる。

ー適当な塩又は酸を使用し、りん酸塩処理に類する方法によるしゅう酸塩処理、ほう酸塩処理等

ークロム酸又はクロム酸塩を主成分とする溶液に物品を浸漬するクロメート処理

これらの化学的表面処理は、金属の表面を保護し、製品のその後の冷間変形加工及びペイントの塗布又はその他の非金属性保護物品の被覆を容易にする利点がある。

この項のフラットロール製品は、圧延工程中に直接付けられた浮出し模様（例えば、溝、リブ、市松、滴、ボタン及びひし形）を有するものであってもよい。また、圧延工程後に加工されたもの（例えば、穴をあけたもの、波形のもの、はす縁にしたもの又は縁を丸くしたもの）で、他の項の物品の特性を有しないものもこの項に含まれる。

ただし、この項には、金属を被覆し、めっきし、クラッドし又はペイント、エナメル若しくはプラスチックのような非金属物質を被覆したフラットロール製品は含まない（72. 10）。

この項には、貴金属を張ったフラットロール製品も含まない（71 類）。

「波型フラットロール製品」とは、曲がった（例えば、正弦曲線状の）線の形状で規則的な波模様を有しているものをいう。所属の決定のための波形面の幅は、波形の状態での実際の幅を測定する。

ただし、この項には、角のある外形（例えば、正方形、長方形又は台形）を有するいわゆる肋材を含まない（通常、72. 16）。

この号には、正方形又は長方形以外の形状の種々の寸法のフラットロール製品で、他の項の物品の特性を有しないものも含む。

この項には、特に「ワイドコイル」、「シート」及び「板」を含む。

この項には、「ワイドフラット」と称する物品（ある国でユニバーサルプレートと呼ばれている。）も含む。

この項において「ワイドフラット」とは、クローズドボックスパス又はユニバーサルミルで四面を熱間圧延した横断面が長方形（正方形を除く。）の巻いてない製品で、厚さが4ミリメートル以上、幅が600ミリメートル以上1,250ミリメートル以下のものである。

従って、「ワイドフラット」は、「ワイドコイル」、「シート」及び「板」よりも非常に真直で精密に仕上げた面及び鋭い縁を有している。本品は、再圧延されることはなく、更に縁の機械加工をすることなしに構造物等に使用される。

「ワイドコイル」、「板」及び「シート」は、インゴット、スラブ及びシートバーの熱間圧延によって製造され、時には続いて幅の方向又は長さの方向に切断される。

「ワイドコイル」は、「シート」及び「板」が平らな状態で提示されるのに対し、ほとんど平らな側面を有し、連続的に層状に重ねて巻かれて提示される点から「シート」及び「板」と区別できる。

熱間圧延した「ワイドコイル」は、「シート」及び「板」と同じ方法で直接使用されるか又は「シート」、「板」、溶接管、形鋼のような他の製品に変えられる。

「シート」及び「板」は、主として船舶、鉄道車両、タンク、ボイラー、橋その他の構造物で強度が要求されるものの製造に使用される。ある種の「シート」及び「板」は、スラブ又はシートバーの寸法と類似の寸法を有するものがある。ただし、この種の板は、次の点でスラブ及びシートバーと区分することができる。

- (1) シート及び板は、クロスロール（長さ方向及び幅方向に圧延）が行われていることが多く、また、時には斜め方向の圧延が行われていることもある。これに対してスラブ及びシートバーは粗圧延機（slabbing or roughing mill）で縦にのみに粗く圧延されている。
- (2) シート及び板は、せん断機又は炎切断設備でその縁が切断されており、せん断又は炎切断のあとがその縁に見られる。これに対して、スラブ及びシートバーは、丸味を帯びた縁を有する。
- (3) シート及び板は、厚さ及び表面の欠陥に関する公差について厳密さが要請される。これに対してスラブ及びシートバーは、厚さが均一でなく、また、表面に各種の欠陥を有する。

＊

＊ ＊

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 鉄鋼のエキスパンデッドメタル (73.14)
- (b) 82 類の製品のブランク

＊

＊ ＊

号の解説

7208.10、7208.25、7208.26、7208.27、7208.36、7208.37、7208.38、7208.39、7208.40、7208.51、7208.52、7208.53 及び 7208.54

熱間圧延に加え、これらの号の物品は、次の加工又は表面処理が行われる場合がある。

- (1) 熱間ならし加工
- (2) 焼なまし、焼入れ、焼もどし、肌焼き、窒化その他の熱処理で金属の性質を改善するもの
- (3) 文脈により別に解釈される場合以外の、72.08 項の解説の第2パラグラフの1及び2に掲げられた表面処理

スケール除去は次の方法で行われる。

- (a) 酸洗い又は還元処理（化学的又は熱的方法。石灰乳液による処理（ライミング）と組み合わせるあるかないかを問わない。）
- (b) 機械的なスケール除去（平削り、粗い研磨、粗い砂磨き、砂吹き等）

機械的なスケール除去が行われた物品は、一般に次のような特徴により確認される

- (i) 平削りした鋼は粗い連続した平行な傷のある明るい表面を有しており、その傷は肉眼で明らかに見ることができ、触って感じる事ができる。
- (ii) 粗く研磨し又は粗く砂磨きした表面は、一般にでこぼこした光沢のない仕上がりである。研磨工具により付けられた傷は明らかに見ることができ。一方、きめの細

かい研磨は光沢のある仕上りで完全になめらかな表面を有し、その表面は鏡面のようですらある。加工工具によって付けられた傷は、一般にほとんど見えない。

- (4) この類の総説の (IV) (B) の最後のパラグラフに掲げられたスキンプス及びピンチパス
- (5) 商標等の単なる銘刻のための型打ち、穴あけ、印刷等
- (6) 長方形（正方形を含む。）に切ること。
- (7) 金属中の欠陥を探すために行われる操作

72.09 鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（冷間圧延したもので、幅が 600 ミリメートル以上のものに限るものとし、クラッドし、めっきし又は被覆したものを除く。）

ー冷間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いたもの

7209.15ー厚さが 3 ミリメートル以上のもの

7209.16ー厚さが 1 ミリメートルを超え 3 ミリメートル未満のもの

7209.17ー厚さが 0.5 ミリメートル以上 1 ミリメートル以下のもの

7209.18ー厚さが 0.5 ミリメートル未満のもの

ー冷間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いてないもの

7209.25ー厚さが 3 ミリメートル以上のもの

7209.26ー厚さが 1 ミリメートルを超え 3 ミリメートル未満のもの

7209.27ー厚さが 0.5 ミリメートル以上 1 ミリメートル以下のもの

7209.28ー厚さが 0.5 ミリメートル未満のもの

7209.90ーその他のもの

72.08 項の解説の規定はこの項の物品について準用する。

この項の冷間圧延製品と 72.08 項の熱間圧延製品との区別の基準については、この類の総説に記載がある（(IV) (B) 参照）。

これらの特性（より優れた表面仕上げ、より優れた冷間成形適性、精密公差、均一に圧延された厚さ、高い機械的強度等）のために、この項の物品は、通常、熱間圧延した物品とは別の目的で使用されており、徐々にそれにとって代わろうとしている。これらは、特に、自動車の車体、金属家具、家庭用品、セントラルヒーティング用のラジエーターの製造及び冷間処理（ホーミング又はプロフィーリング）による形鋼の生産に使用される。これらは、被覆（すずめっき、電気めっき、ワニス仕上げ、エナメル仕上げ、ラッカー仕上げ、塗装、プラスチックによる被覆等）が容易である。

これらは、しばしば焼なまし、焼ならし又はその他の熱処理の後に出荷される。非常に薄く（通常 0.5 ミリメートル未満）、かつ、表面がすずめっき、ワニス仕上げ又は印刷のために酸洗いされていれば、巻かれていても「ブラックプレート」と称される。

＊

＊ ＊

7209. 15、7209. 16、7209. 17、7209. 18、7209. 25、7209. 26、7209. 27 及び 7209. 28

冷間圧延に加え、これらの号の物品は、次の加工又は表面処理が行われる場合がある。

- (1) 平削り
- (2) 焼なまし、焼入れ、焼もどし、肌焼き、窒化その他の熱処理で金属の性質を改善するもの
- (3) 酸処理
- (4) 72. 08 項の解説の第 2 パラグラフの (2) に掲げられた表面処理
- (5) 商標等の単なる銘刻のための型打ち、穴あけ、印刷等
- (6) 長方形（正方形を含む。）に切ること
- (7) 金属中の欠陥を探すために行われる操作

72. 10 鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（クラッドし、めっきし又は被覆をしたもので、幅が 600 ミリメートル以上のものに限る。）

－ずずをめっきしたもの

7210. 11－厚さが 0. 5 ミリメートル以上のもの

7210. 12－厚さが 0. 5 ミリメートル未満のもの

7210. 20－鉛をめっきしたもの（ターンプレートを含む。）

7210. 30－亜鉛を電気めっきしたもの

－亜鉛をめっきしたもの（電気めっきによるものを除く。）

7210. 41－波形にしたもの

7210. 49－その他のもの

7210. 50－クロムの酸化物を被覆したもの及びクロムとクロムの酸化物とを被覆したもの

－アルミニウムをめっきしたもの

7210. 61－アルミニウム・亜鉛合金をめっきしたもの

7210. 69－その他のもの

7210. 70－ペイント若しくはワニスを塗布し又はプラスチックを被覆したもの

7210. 90－その他のもの

この項には、72. 08 項又は 72. 09 項に記述された物品と同種のもが含まれるが、クラッドのもの、めっきしたもの又は被覆したものでなければならない。

この項において、「クラッドのもの、めっきしたもの又は被覆したもの」とは、この類の総説 (C) (2) の (d) (iv)、(d) の (v) 及び (e) に記載した処理の一を受けた製品に適用する。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 貴金属をクラッドしたフラット製品 (71 類)
- (b) 83. 10 項の物品

＊

＊ ＊

号の解説

72.10 項の号において、一以上の被覆、めっきまたはクラッドの処理を行った製品については、最終処理によって所属を決定する。しかしながら、クロメート処理のような化学的表面処理は、最終処理とみなさない。

7210.30、7210.41 及び 7210.49

7210.30 号の物品は 72 類の総説の (IV) (C) (2) (d) (iv) の第 2 番目の方法によりめっきされ、7210.41 号及び 7210.49 号の物品は 72 類の総説の (IV) (C) (2) (d) (iv) のその他の方法のうちいずれかの方法により被覆される。

亜鉛を電気めっきした物品とその他の方法により亜鉛をめっき又は被覆した物品とを識別するために、次のような方法がとられる。

- －まず最初に製品は、顕微鏡観察によりスパングルが存在するかしないか検査される。
- －スパングルが観察されれば、その製品は溶融亜鉛めっきしたものである。50 倍に拡大してもスパングルが観察されなければ、被覆物は化学的に分析しなければならない。
- －アルミニウムが検出され又は鉛が 0.5% を超えて検出されれば、その製品は溶融亜鉛めっきしたものである。そうでなければその製品は亜鉛を電気めっきしたものである。

72.11 鉄又は非合金鋼のフラットロール製品(幅が 600 ミリメートル未満のものに限るものとし、クラッドし、めっきし又は被覆したものを除く。)

－熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）

7211.13－四面圧延又はクローズドボックスパスによるもの（幅が 150 ミリメートルを超え、厚さが 4 ミリメートル以上で、浮出し模様がなく、かつ、巻いてないものに限る。）

7211.14－その他のもの（厚さが 4.75 ミリメートル以上のものに限る。）

7211.19－その他のもの

－冷間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）

7211.23－炭素の含有量が全重量の 0.25% 未満のもの

7211.29－その他のもの

7211.90－その他のもの

この項には、72.08 項又は 72.09 項に記載された製品と同種のものが含まれるが、幅が 600 ミリメートル未満のものでなければならない。

72.08 項及び 72.09 項の解説の規定は、幅に関する規定を除き、この項の製品について準用する（この類の総説参照）。

この項の製品には、幅が 150 ミリメートルを超え 600 ミリメートル未満の「ワイドフラット」（「ユニバーサルプレート」）並びにフープ及びストリップを含む。

フープ及びストリップは、通常 72.07 項の半製品を再圧延して製造される。更に冷間圧延により薄板にし、良質の仕上げ加工がなされるものもある。ストリップは、72.08 項又は 72.09 項のワイドコイル、シート又は板を剪断して製造されるものもある。

この項の製品には、波形のもの、リブ付きのもの、模様付けしたもの、浮出し模様を付けたもの、はす縁にしたもの、端を丸くしたもの等の加工をしたもので、他の項の製品又は物品の特性を有しないものを含む。

この項の製品は各種の用途に使用される。例えば、箱、たるその他の容器のたが、ブリキ板の原板、溶接管の製造、工具（例えばのこぎりのブレード）の製造、冷間成形の形鋼、コンベア及び機械用のベルチング、自動車工業及びその他の物品の製造に使用する（打抜き、折りたたみ等による。）。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 鉄鋼製のねじったフープで、柵用のもの（73. 13）
- (b) 一端がのこ歯状又ははす縁になっている波形の帯で、木製の部分品を組み立てるのに使用される長尺の波形くぎ（73. 17）
- (c) 82 類の製品のブランク（かみそりの刃のブランクでストリップ状のものを含む。）

＊

＊ ＊

号の解説

7211. 13、7211. 14 及び 7211. 19

7208. 10、7208. 25、7208. 26、7208. 27、7208. 36、7208. 37、7208. 38、7208. 39、7208. 40、7208. 51、7208. 52、7208. 53 及び 7208. 54 の号の解説参照

7211. 23 及び 7211. 29

7209. 15、7209. 16、7209. 17、7209. 18、7209. 25、7209. 26、7208. 27 及び 7209. 28 の号の解説参照

72. 12 鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（クラッドし、めっきし又は被覆したもので、幅が 600 ミリメートル未満のものに限る。）

7212. 10－すずをめっきしたもの

7212. 20－亜鉛を電気めっきしたもの

7212. 30－亜鉛をめっきしたもの（電気めっきによるものを除く。）

7212. 40－ペイント又はワニス塗布し又はプラスチックを被覆したもの

7212. 50－その他のもの（めっきし又は被覆したものに限る。）

7212. 60－クラッドしたもの

この項には、72. 10 項に記載された物品と同種のものを含むが、幅が 600 ミリメートル未満のものでなければならない。

この項には、電気絶縁をしたストリップを含まない（85. 44）。

＊

＊ ＊

号の解説

ー以上の被覆、めっき又はクラッドの処理を行った製品については、72.10 項の号の解説参照
7212.20 及び 7212.30

7210.30、7210.41 及び 7210.49 の号の解説参照

72.13 鉄又は非合金鋼の棒（熱間圧延をしたもので不規則に巻いたものに限る。）

7213.10ー節、リブ、溝その他の異形を圧延工程において付けたもの

7213.20ーその他のもの（非合金快削鋼のものに限る。）

ーその他のもの

7213.91ー横断面が円形のもの（直径が 14 ミリメートル未満のものに限る。）

7213.99ーその他のもの

棒（熱間圧延したもので、不規則に巻いたものに限る。）は、この類の注 1（1）に規定されている。

これらの製品（ワイヤロッドとして知られている。）は、主として線引きにより線（72.17）にされるが、また、他の目的、特に建築作業（例えば、溶接金網のようなもの）、ボルトナット製造業、冷間引抜工業等及び溶接棒の製造にも使用される。

この項には、圧延工程で突起又は節（例えば、歯形、溝、フランジ）を付けられたコンクリート補強用の棒で、一般的な横断面の形状が、この類の注（1）の幾何学的形状のいずれかに該当するものを含む。これらの突起又は節は、コンクリート等の接着性を改善するためにのみ付けられたものでなければならない。

この項には、主として真直にし、一定の長さに切断した棒を含まない（72.14）。

72.14 鉄又は非合金鋼のその他の棒（鍛造、熱間圧延、熱間引抜き又は熱間押しをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。ただし、圧延後ねじったものを含む。）

7214.10ー鍛造したもの

7214.20ー節、リブ、溝その他の異形を圧延工程において付けたもの及び圧延後ねじったもの

7214.30ーその他のもの（非合金快削鋼のものに限る。）

ーその他のもの

7214.91ー横断面が長方形（正方形を除く。）のもの

7214.99ーその他のもの

その他の棒については、この類の注 1（m）規定されている。

この項の棒は、通常、ブルーム、ビレット、パドルバー又はパドルパイリングを熱間圧延又は鍛造することにより製造する。また、熱間引抜き又は熱間押しによって製造される。

一般に棒は、圧延、鍛造又は引抜きされた他の項の物品とは次のような点で区分される。

(1) 棒は、パドルバー (72.06)、ブルーム、ビレット、ラウンド、スラブ及びシートバー (72.07) よりも正確な、かつ、仕上げられた外観を有する。それらの横断面は、一様の形状であり、横断面が正方形又は長方形のものについては鋭い縁を有する。

(2) 幅と厚さの関係が、棒は 72.08 項又は 72.11 項の物品よりも幅に対する厚さが大である。この項の棒は、主として真直な形状又は折り重ねた束で出荷される。

この項の物品は、次の表面処理を受けても差し支えない。

(1) 金属の熱間加工工程中に生ずる酸化物スケール及びクラストを除去するためのスケール除去、酸洗い、削り取りその他の処理

(2) 単に製品をさびその他の酸化から保護し、運搬時のスリップを防止し又は取扱いを容易にするためのみに施された粗い被覆加工。例えば、有効防錆顔料（鉛丹、亜鉛粉末、酸化亜鉛、クロム酸亜鉛、酸化鉄、アイアンミニウム、ジュウエラズルージュ）を含む塗料及び油、グリース、ろう、パラフィンろう、黒鉛、タール又はアスファルトをベースとした非顔料系塗料の塗布

(3) 材料試験のための金属の一部除去

この項には、次の物品を含む。

(1) 圧延工程で突起又は節（例えば、歯形、溝、フランジ）を付けられた棒で、一般的な横断面の形状が、この類の注 1 (m) の幾何学的形状のいずれかに該当するもの。これらの突起又は節は、コンクリート等の接着性を改善するためにのみ付けられたものでなければならない。

(2) 圧延後、個々にねじられた棒。例えば、長さの方向に二以上のフランジが圧延工程で付けられ、その後当該フランジはねじられてらせん状になっている棒（鉄鋼のツイスト）

(3) 輸送を容易にするため 1 個の穴をあけた棒

ただし、この項には次の物品を含まない。

(a) とともにねじった二以上の圧延棒からなる製品 (73.08)

(b) 長さが横断面の最大寸法以下の棒の切断片 (73.26)

72.15 鉄又は非合金鋼のその他の棒

7215.10－非合金快削鋼のもの（冷間成形又は冷間仕上げをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）

7215.50－その他のもの（冷間成形又は冷間仕上げをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）

7215.90－その他のもの

この項には、72.13 項又は 72.14 項の物品以外の棒を含む。

この項の棒は、次のものを含む。

(1) 冷間成形又は冷間仕上げによって得られたもの。すなわち、一以上のダイスを通すコール

ドパスによるもの（冷間引抜き棒）又は研削加工若しくは切削加工によるもの（研削棒又は定尺棒）

- （2）加工されたもの（穴あけ若しくは定形加工のようなもの）又は 72.14 項の物品に許されている以上の処理（例えば、めっき、被覆又はクラッドのような表面処理（この類の総説（IV）（C）参照）をしたもので、他の項に該当する製品又は物品の特性を有しないもの
冷間成形又は冷間仕上げした棒は、真直な形状で出荷され、常に巻かれている 72.17 項の線と区別できる。

この項には、次の物品を含まない。

- （a）鉄又は非合金鋼のその他の棒で、熱間圧延後ねじったもの（72.14）
- （b）中空ドリル棒（72.28）
- （c）ともにねじった二以上の圧延した棒からなる製品（73.08）
- （d）鉄鋼の先細棒（73.26）

＊

＊ ＊

号の解説

7215.10 及び 7215.50

冷間成形又は冷間仕上げに加え、これらの号の物品は、次の加工又は表面処理が行われる場合がある。

- （1）直線加工
- （2）72.08 項の解説の第 2 パラグラフの（2）に掲げられた表面処理
- （3）商標等の単なる銘刻のための型打ち、穴あけ、印刷等
- （4）金属中の欠陥を探すために行われる操作

72.16 鉄又は非合金鋼の形鋼

7216.10－U形鋼、I形鋼及びH形鋼（高さが 80 ミリメートル未満のもので、熱間圧延、熱間引抜き又は押出しをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）

－山形鋼及びT形鋼（高さが 80 ミリメートル未満のもので、熱間圧延、熱間引抜き又は押出しをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）

7216.21－山形鋼

7216.22－T形鋼

－U形鋼、I形鋼及びH形鋼（高さが 80 ミリメートル以上のもので熱間圧延、熱間引抜き又は押出しをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）

7216.31－U形鋼

7216.32－I形鋼

7216.33－H形鋼

7216.40－山形鋼及びT形鋼（高さが 80 ミリメートル以上のもので熱間圧延、熱間引抜き又は押

出しをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。)

7216. 50－その他の形鋼（熱間圧延、熱間引抜き又は押出しをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）

－形鋼（冷間成形又は冷間仕上げをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）

7216. 61－フラットロール製品から製造したもの

7216. 69－その他のもの

－その他のもの

7216. 91－フラットロール製品から冷間成形又は冷間仕上げをしたもの

7216. 99－その他のもの

形鋼については、この類の注 1（n）に規定されている。

この項に該当するものの断面は、一般に H、I、T、Ω、Z、U（溝形鋼を含む。）、鈍角、鋭角又は直角（L）形である。その角は直角になっているもの又は丸くなっているもの、リム（limbs）が等しいもの又は等しくないもの、端部が球状になったもの又は球状でないもの（球山形鋼、造船形鋼（shipbuilding beam））がある。

形鋼は、通常ブルーム又はビレットを熱間圧延、熱間引抜き、熱間押出し、熱間鍛造又は鍛造によって製造する。

この項には、冷間引抜き等による冷間成形又は冷間仕上げをしたものを含み、また、圧延機で成形により製造したもの又はプレスで板、帯を成形により製造した形鋼を含む。角のある輪郭を有するリブ付板と称するものもこの項に含まれる。

穴あけ、穴抜き若しくはねじり等の加工をしたもの又は被覆、めっき、クラッドのような表面処理（この類の総説（IV）（C）参照）をしたもので、他の項の物品の特性を有しないものは、この類に含まれる。

大型形鋼（例えば、ガーター、ビーム、バイラー及びジョイスト）は、橋の建設、建築物、船舶等に使用され、小形形鋼は農業用品、機械、自動車、フェンス、家具、スライディングドア、カーテントラック、かさの骨その他の製品の製造に使用される。

この項には、次の物品を含まない。

（a）溶接形鋼及び鋼矢板（73. 01）並びに鉄道又は軌道の線路用の建設資材（73. 02）

（b）構造物用に加工した物品（73. 08）

＊

＊ ＊

号の解説

7216. 10、7216. 21、7216. 22、7216. 31、7216. 32、7216. 33 及び 7216. 40

これらの号において、U形鋼、I形鋼、H形鋼、山形鋼又はT形鋼の分類のための高さは、次によることとする。

－U形鋼、I形鋼又はH形鋼：2 平行面の外側面間の距離

－山形鋼：最も大きい外側の高さ

ー T 形鋼：断面の全高

I 形鋼（細い又は普通のフランジ）は、幅が高さの 0.66 以下で 300 ミリメートル未満のフランジを有する製品である。

7216. 10、7216. 21、7216. 22、7216. 31、7216. 32、7216. 33、7216. 40 及び 7216. 50

表面処理に関する 72. 14 項の解説の規定はこれらの号にも適用する。

7216. 61 及び 7216. 69

7215. 10 及び 7215. 50 の号の解説参照

72. 17 鉄又は非合金鋼の線

7217. 10ーめっき及び被覆のいずれもしてないもの（研磨してあるかないかを問わない。）

7217. 20ー亜鉛をめっきしたもの

7217. 30ーその他の卑金属をめっきしたもの

7217. 90ーその他のもの

この項の線については、この類の注 1（o）に規定されている。

線は、主として、72. 13 項の熱間圧延した棒をダイスを通して引き抜いて製造するが、その他の冷間成形工程（例えば、冷間圧延）により得られることもある。線は、巻いた状態で提示される（一列にそろえて渦巻状にしたものであるかないか、支持物を有するか有しないかを問わない。）。

加工（例えば、クリンピング加工したもの）した線で、他の項の物品の特性を有しないものは、この項に含まれる。

紡織用繊維のような材料で被覆した線で、鉄鋼のしんが主要な要素であり、他の材料が単に被覆のためにのみ使用されたもの（例えば、帽子のフレームに使用される線（millinerd's wire）及び人造の花又はヘアカーラー用のしんに使用される線）は、この項に含まれる。

線は非常に多くの用途（例えば、柵、ガーゼ、網、くぎ、ロープ、ピン、針、工具、ばね等の製造）を有する。

この項には、次の物品を含まない。

（a）金属を交えた糸（56. 05）、線で補強した糸及びコード（56. 07）

（b）73. 12 項のより線、ロープ、ケーブルその他これに類する物品

（c）有刺線及びねじった平線で柵用のもの（有刺のものであるかないかを問わない。）（73. 13）

（d）織機用ヘルドに使用される Duplex wire（引き抜き後 2 本のより線をろう付けしたもので、結ぶために一端又は両端でねじって穴又は輪としたもの）（73. 26）

（e）被覆した溶接棒等（83. 11）

（f）針布として使用されるのこ歯をつけた線（全鉄鋼製の針布 84. 48）

（g）電気絶縁をした線（エナメル線を含む。）（85. 44）

（h）楽器の弦（92. 09）

* *

号の解説

ー以上の被覆、めっき又はクラッドの処理を行った製品については、72.10 項の号の解説参照

第 3 節 ステンレス鋼

総 説

この類の注 1（e）に規定した基準に従い耐熱鋼、耐クリープ鋼及びその他の鋼は、ステンレス鋼として分類する。

ステンレス鋼は、高耐食性のため非常に広範囲の用途（例えば、消音器、触媒コンバーター、変圧器タンクの製造）に使用される。

この節には、72.18 項から 72.23 項に掲げる形状のステンレス鋼を含む。

72.18 ステンレス鋼のインゴットその他の一次形状のもの及び半製品

7218.10ーインゴットその他の一次形状のもの

ーその他のもの

7218.91ー横断面が長方形（正方形を除く。）のもの

7218.99ーその他のもの

72.06 項及び 72.07 項の解説の規定は、この項の物品について準用する。

72.19 ステンレス鋼のフラットロール製品（幅が 600 ミリメートル以上のものに限る。）

ー熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いたもの

7219.11ー厚さが 10 ミリメートルを超えるもの

7219.12ー厚さが 4.75 ミリメートル以上 10 ミリメートル以下のもの

7219.13ー厚さが 3 ミリメートル以上 4.75 ミリメートル未満のもの

7219.14ー厚さが 3 ミリメートル未満のもの

ー熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いてないもの

7219.21ー厚さが 10 ミリメートルを超えるもの

7219.22ー厚さが 4.75 ミリメートル以上 10 ミリメートル以下のもの

7219.23ー厚さが 3 ミリメートル以上 4.75 ミリメートル未満のもの

7219.24ー厚さが 3 ミリメートル未満のもの

ー冷間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）

7219.31ー厚さが 4.75 ミリメートル以上のもの

7219.32ー厚さが 3 ミリメートル以上 4.75 ミリメートル未満のもの

7219. 33－厚さが 1 ミリメートルを超え 3 ミリメートル未満のもの

7219. 34－厚さが 0.5 ミリメートル以上 1 ミリメートル以下のもの

7219. 35－厚さが 0.5 ミリメートル未満のもの

7219. 90－その他のもの

72. 08 項から 72. 10 項までの解説の規定は、この項の製品について準用する。

＊

＊ ＊

号の解説

7219. 11、7219. 12、7219. 13、7219. 14、7219. 21、7219. 22、7219. 23 及び 7219. 24

7208. 10、7208. 25、7208. 26、7208. 27、7208. 36、7208. 37、7208. 38、7208. 39、7208. 40、7208. 51、
7208. 52、7208. 53 及び 7208. 54 の号の解説参照

7219. 31、7219. 32、7219. 33、7219. 34 及び 7219. 35

7209. 15、7209. 16、7209. 17、7209. 18、7209. 25、7209. 26、7208. 27 及び 7209. 28 の号の解説
参照

72. 20 ステンレス鋼のフラットロール製品（幅が 600 ミリメートル未満のものに限る。）

－熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）

7220. 11－厚さが 4. 75 ミリメートル以上のもの

7220. 12－厚さが 4. 75 ミリメートル未満のもの

7220. 20－冷間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）

7220. 90－その他のもの

72. 11 項又は 72. 12 項の解説の規定は、この項の製品について準用する。

＊

＊ ＊

号の解説

7220. 11 及び 7220. 12

7208. 10、7208. 25、7208. 26、7208. 27、7208. 36、7208. 37、7208. 38、7208. 39、7208. 40、7208. 51、
7208. 52、7208. 53 及び 7208. 54 の号の解説参照

7220. 20

7209. 15、7209. 16、7209. 17、7209. 18、7209. 25、7209. 26、7208. 27 及び 7209. 28 の号の解説
参照

72. 21 ステンレス鋼の棒（熱間圧延をしたもので不規則に巻いたものに限る。）

72. 13 項の解説の規定は、この項の物品について準用する。

72.22 ステンレス鋼のその他の棒及び形鋼

－棒（熱間圧延、熱間引抜き又は押出しをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）

7222.11－横断面が円形のもの

7222.19－その他のもの

7222.20－棒（冷間成形又は冷間仕上げをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）

7222.30－その他の棒

7222.40－形鋼

72.14 項から 72.16 項までの解説の規定は、この項の物品について準用する。

＊

＊ ＊

号の解説

7220.20

7215.10 及び 7215.50 の号の解説参照

72.23 ステンレス鋼の線

72.17 項の解説の規定は、この項の物品について準用する。

この項には、外科用縫合糸として使用する非常に細い滅菌したステンレス鋼の線を含まない (30.06)。

第 4 節

その他の合金鋼及び合金鋼又は非合金鋼の中空ドリル棒

総 説

その他の合金鋼についてはこの類の注 1（f）に、また、中空ドリル棒についてはこの類の注 1（p）に規定されている。

この節には、ステンレス鋼以外の合金鋼でインゴットその他の一次形状のもの、半製品（例えば、ブルーム、ビレット、ラウンド、スラブ、シートバー、粗鍛造品）、フラットロール製品（巻いてあるかないかを問わない。いわゆるワイドフラット、ワイドコイル、シート、板又はストリップ）、棒、形鋼及び線を含む。

これらの物品は、加工したものであっても他の項の物品の特性を有しない限りこの項に含まれる（72.06 項から 72.17 項までの解説参照）。

その他の合金鋼の中に最も一般的に存在する金属は、マンガン、ニッケル、クロム、タングステン、モリブデン、バナジウム又はコバルトであり、非金属添加物としては、けい素がある。これらの合金材料は、鋼に対して特殊な性質、例えば、耐衝撃性又は耐摩耗性（マンガン鋼）、電気特性の改善（けい素鋼）、焼き戻し性の改善（バナジウム鋼）、切削速度の増大（クロム・タングステン鋼）を与える。

その他の合金鋼は、特殊な品質、例えば耐久性、硬度、弾性、強度が要求される各種の用途（例えば、兵器、工具、刃物、機械）に使用される。

この節の合金鋼には、次のものを含む。

- (1) 通常、クロム、マンガン、モリブデン、ニッケル、けい素及びバナジウムを含む工学用及び構造用合金鋼
- (2) 特に微量のボロン（全重量の 0.0008%以上）又はニオブ（全重量の 0.06%以上）を含み、引張強さ及び溶接特性を改善した合金鋼
- (3) クロム又は銅を含み、耐候性を有する合金鋼
- (4) 通常、3%ないし4%のけい素又は時としてアルミニウムを含む、いわゆる「マグネチック」シート（磁気損失が低い。）と称されている合金鋼
- (5) 注1（f）の条件に適合し、かつ、鉛、硫黄、セレン、テルル又はビスマスの少なくとも一を含む合金快削鋼
- (6) 軸受用合金鋼（通常、クロムを含む。）
- (7) ばね用シリコマンガン鋼（マンガン、けい素及び時としてクロム又はモリブデンを含む。）及びその他のばね用合金鋼
- (8) マンガンの含有量が高い耐衝撃、耐摩耗性の非磁性合金鋼
- (9) 高速度鋼：これは、モリブデン、タングステン及びバナジウムのうちいずれか二以上の元素を含有し、その含有量の合計が全重量の7%以上で炭素の含有量が全重量の0.6%以上、クロムの含有量が全重量の3%から6%までの合金鋼（他の合金元素を含有するかしないかを問わない。）をいう。
- (10) 非歪工具鋼：通常、クロムの含有量が全重量の12%以上で炭素の含有量が全重量の2%以上のもの
- (11) その他の合金工具鋼
- (12) アルミニウム、ニッケル及びコバルトを含む永久磁石鋼
- (13) マンガン又はニッケル含有量によって特徴づけられる非磁性合金鋼（第3節に該当するものを除く。）
- (14) ボロン含有量の高い原子炉の制御棒用鋼

この節には、合金鋼又は非合金鋼の中空ドリル棒を含む（72.28）。

72.24 その他の合金鋼のインゴットその他の一次形状のもの及び半製品

7224.10—インゴットその他の一次形状のもの

7224.90—その他のもの

72. 06 項及び 72. 07 項の解説の規定は、この項の物品について準用する。

72. 25 その他の合金鋼のフラットロール製品（幅が 600 ミリメートル以上のものに限る。）

－けい素電気鋼のもの

7225. 11－方向性けい素鋼のもの

7225. 19－その他のもの

7225. 30－その他のもの（熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いたものに限る。）

7225. 40－その他のもの（熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いてないものに限る。）

7225. 50－その他のもの（冷間圧延をしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）

－その他のもの

7225. 91－亜鉛を電気めっきしたもの

7225. 92－亜鉛をめっきしたもの（電気めっきによるものを除く。）

7225. 99－その他のもの

72. 08 項から 72. 10 項までの解説の規定は、この項の製品について準用する。

＊

＊ ＊

号の解説

7225. 30 及び 7225. 40

7208. 10、7208. 25、7208. 26、7208. 27、7208. 36、7208. 37、7208. 38、7208. 39、7208. 40、7208. 51、7208. 52、7208. 53 及び 7208. 54 の号の解説参照

7225. 50

7209. 15、7209. 16、7209. 17、7209. 18、7209. 25、7209. 26、7209. 27 及び 7209. 28 の号の解説参照

7225. 91 及び 7225. 92

7210. 30、7210. 41 及び 7210. 49 の号の解説参照

72. 26 その他の合金鋼のフラットロール製品（幅が 600 ミリメートル未満のものに限る。）

－けい素電気鋼のもの

7226. 11－方向性けい素鋼のもの

7226. 19－その他のもの

7226. 20－高速度鋼のもの

－その他のもの

7226. 91－熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）

7226. 92—冷間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）

7226. 99—その他のもの

72. 11 項及び 72. 12 項の解説の規定は、この項の製品について準用する。

＊

＊ ＊

号の解説

7226. 91

7208. 10、7208. 25、7208. 26、7208. 27、7208. 36、7208. 37、7208. 38、7208. 39、7208. 40、7208. 51、7208. 52、7208. 53 及び 7208. 54 の号の解説参照

7226. 92

7209. 15、7209. 16、7209. 17、7209. 18、7209. 25、7209. 26、7209. 27 及び 7209. 28 の号の解説参照

72. 27 その他の合金鋼の棒（熱間圧延をしたもので不規則に巻いたものに限る。）

7227. 10—高速度鋼のもの

7227. 20—シリコマンガ鋼のもの

7227. 90—その他のもの

72. 13 項の解説の規定は、この号の物品について準用する。

72. 28 その他の合金鋼のその他の棒、その他の合金鋼の形鋼及びに合金鋼又は非合金鋼の中空ドリル棒

7228. 10—高速度鋼の棒

7228. 20—シリコマンガ鋼の棒

7228. 30—その他の棒（熱間圧延、熱間引抜き又は押出しをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）

7228. 40—その他の棒（鍛造したものに限るものとし、更に加工したものを除く。）

7228. 50—その他の棒（冷間成形又は冷間仕上げをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）

7228. 60—その他の棒

7228. 70—形鋼

7228. 80—中空ドリル棒

（A）その他の棒及び形鋼

72. 14 項から 72. 16 項までの解説の規定は、この項の物品について準用する。

(B) 中空ドリル棒

中空ドリル棒については、この類の注 1 (p) に規定されている。これらは、ドリル鋼としても知られている。

ドリル鋼は、合金鋼又は非合金鋼のビレットに穴をあけ、次いで再圧延を行って製造する。通常、横断面は円形、六角形、八角形又は八辺形（四角形の角を切ったもの）である。82.07 項に該当するドリルビットの製造用に短く切断した鋼もある。これらは、また、遠方でドリルする時に伝動用に 5 メートル又は 6 メートルの長さで使用される。この中空部分は、潤滑用及びダストの拡散防止用に、先端の切削部に液体を導入するためのものである。

＊

＊ ＊

号の解説

7228.50

7215.10 及び 7215.50 の号の解説参照

72.29 その他の合金鋼の線

7229.20－シリコマンガ鋼のもの

7229.90－その他のもの

72.17 項の解説の規定は、この項の物品について準用する。

第 73 類

鉄 鋼 製 品

注

- 1 この類において「鑄鉄」とは、含有する元素のうち鉄の重量が最大の鑄造品で、第 72 類の注 1（d）に定義する鋼の化学的組成を有しないものをいう。
- 2 この類において「線」とは、熱間成形又は冷間成形をした製品で、横断面の最大寸法が 16 ミリメートル以下のもの（横断面の形状を問わない。）をいう。

総 説

この類には、73.01 項から 73.24 項までに特掲された鉄鋼製品並びに 82 類若しくは 83 類及びこの表の他の類に該当しない 73.25 項及び 73.26 項の鉄鋼製品（鉄には、この類の注 1 に規定する鑄鉄を含む。）を含む。

この類において、「管」及び「中空型材」とは、次のものをいう。

（1）管

横断面が全長を通じて一様な閉じられた一の空間を有する同心中空製品で、内表面と外表面が同じ形状のもの。鋼管の横断面は、主として円形、だ円形、正方形又は長方形であるが、正三角形その他正凸多角形のものも含む。また、横断面が円形以外の製品で全長を通じて角を丸めたもの及び端を膨径したものを含む。これらの管には研磨したもの、被覆したもの、曲げたもの（巻いたものを含む。）、ねじを切ったもの、接合したもの、穴をあけたもの、くびれを付けたもの、広げたもの、円すい形にしたもの又はフランジ、カラー若しくはリングを付けたものを含む。

（2）中空型材

上記の定義に該当しない中空の物品で、主として、内表面と外表面の形状が異なるものである。

72 類の総説はこの類において準用する。

73.01 鋼矢板（穴をあけてあるかないか又は組み合わせてあるかないかを問わない。）及び溶接形鋼

7301.10－鋼矢板

7301.20－形鋼

鋼矢板は、圧延、引抜き、プレス、プレスフォールデング若しくはロール機により成形された形状のもの又は圧延した部分品を、例えば、びょう接、溶接、クリンピングによって組み合わせたものから成る。これらは、単に連結することにより又は縦に並べることによって、互いに接合される。このため、少なくとも縦の辺に連結のための仕組み（例えば、溝、フランジ、インターロック）を有する。

この項には、次の物品を含む。

- (1) 鋼矢板の角又は隅を形成するもの。このため、折り曲げられたもの又は長さ方向に切られたものが使用され、角を形成するために溶接又はびょう接される。
- (2) 隔壁を作るために、三つ又は四つの腕を有する鋼矢板を接合するもの
- (3) 異なる型の鋼矢板を連結するために使用されるもの
- (4) 地面に打ち込まれた時に無理に組み合わせることなく結合する状態の鋼矢板の導管及びコラム。導管の形状は波形でコラムは二つの部分を溶接したものから成っている。

鋼矢板は、一般に、ダム、堤防又は堀のような土木工事で砂地、湿地又は水で覆われた土地に壁を作るために使用される。

この項には、溶接形鋼を含む。72.16 項の解説は、溶接された形鋼について準用する。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 溶接中空形材 (73.06)
- (b) 外部連結用のインターロックを有しないパイルに組み合わせた鋼矢板 (73.08)

73.02 レール、ガードレール、ラックレール及びトン GREIL、轍（てつ）差、転轍（てつ）棒その他の分岐器の構成部分（鉄鋼製の建設資材で鉄道又は軌道の線路用のものに限る。）並びにまくら木、継目板、座鉄、座鉄くさび、ソールプレート、レールクリップ、床板、タイその他の資材で、レールの接続又は取付けに専ら使用するもの（鉄鋼製の建設資材で鉄道又は軌道の線路用のものに限る。）

7302.10－レール

7302.30－トン GREIL、轍（てつ）差、転轍（てつ）棒その他の分岐器の構成部分

7302.40－継目板及びソールプレート

7302.90－その他のもの

この項には、鉄鋼の鉄道又は軌道の線路（標準軌用又は狭軌用のもの）用の建設資材で次に掲げるものを含む。

- (1) 鉄道線路用レール：熱間圧延により製造される。この項には各種の長さのもの、硬頭軌条、フランジレール（又は平底のもの）、溝付き炭車用レール、電鉄用レール及び導体レールを含む。

この項には通常、鉄道又は軌道の線路に使用されるすべての型式（使用される場所を問わない。例えば、天井用、移動用クレーン等）を含む。ただし、鉄道用の型式でないもの（例えば、ドア用レール及びリフト用レール）は含まない。

チェックレールは、ガードレール又は安全レールとしても知られるもので、交叉（さ）点又はカーブで脱線を防ぐために通常のレールに取り付けられるものである。

ラックレールは、急勾配の線路に使用される。一つは二本の平行した長い棒を正確な間隔で並べ、これに直角に交わる棒を、機関車の下に取り付けた歯車の歯がかみ合うような間隔

で接続して製造する。他の種類は、同じように歯車の歯がかみ合うように作られた歯を有するレールである。

上記の物品は、真直なもの、曲げたもの、ボルト閉め用の穴を有するものがある。

- (2) トングレール、轍差、転轍棒その他の分岐器の構成部分：これらは、鑄造その他の方法で製造されるもので、レールの接合点又は交叉点に使用される。
- (3) 鉄鋼製のまくら木：レールを平行に維持するために使用されるものである。通常、圧延後最終の形状にプレスして製造するが、数個の部分に溶接又はリベット接合して製造する場合もある。通常、横断面はU型であるが、Ω型（非常に短い足付きのもの）のものもあり、また、この項には、穴をあけたもの、溝をほったもの、座鉄若しくはソールプレートを取り付けたもの又はレールを留めるために成形されたハウジングを取付けたものも含む。
- (4) 継目板：各種の形状（平面状、肩を有するもの、角ばったもの等）に熱間圧延、鍛造又は鑄造されたもので、軌条の接続に使用する。穴をあけてあるかないかを問わない。
- (5) 座鉄（通常鑄鉄製）：まくら木に硬頭軌条を固定するのに使用され、ねじくぎ (coachscrew) 又はボルトでレールに取り付けられる。

座鉄くさびは、座鉄でレールを保持する際に使用する。

ソールプレート（ベースプレート、スリーパープレート）は、まくら木に平底軌条を固定するのに使用され、まくら木を保護し、クランプ、ボルト、ねじくぎ又はスパイクでまくら木に、鉄鋼製の場合は溶接で取り付けられる。

レールクリップも同様にまくら木に平底軌条を固定するのに使用され、まくら木にレールの平底をボルト締めにより固定する。

この項には、棒をほぼL型に成型したもので短い1辺がレールのフランジを押さえ、長い1辺（末端は少し平らになっているが、とがっていないもの）が前もって穴をあけたまくら木の穴にはめ込まれるようになったもの等その他の鉄道のレールの固定装置を含む。また、この項には、弾力性のあるレールを留める装置を含む。これらは、ばね鋼から製造され、レールをまくら木又はソールプレートに締めつける。この締めつける力は製造された時の条件で留め具の幾何学的たわみから得られる。通常ゴム又はプラスチック製のパッド又は絶縁装置が、留め具とレール又は留め具とまくら木の間にはさまれる。

- (6) 床板及びタイ：これらは、レールを平行な位置に保持するために使用されるものである。ある種の特殊なスペーシングタイ (spacing-ties) 及びアングルバー (angle-bars) は、連続して並べた数本の木製まくら木にボルトでとめるように設計されている。これらは、まくら木に直角に取り付けてレールの変形（クリープ）をある点で防止するために使用される。
- (7) 長さの方向のクリープ変形が生じるレールに取り付けるその他の特殊な匍進（ふくしん）止め：これらは、この長さの方向のクリープの変形を阻止するまくら木又はソールプレートを押さえつけるものである。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) ねじ、ボルト、ナット、びょう及び犬くぎ（鉄道線路の建設材料の取付けに使用されるもの）(73. 17 及び 73. 18)
- (b) 組み立てた鉄道線路、転車台、プラットホーム用緩衝器及びローディングゲージ (86. 08)

73.03 鑄鉄製の管及び中空の形材

この項の物品は、この類の注1に定める鑄鉄製の管及び中空の形材をいう。

これらは、型鑄造又は遠心鑄造で製造される。後者の場合においては、溶融鉄を水平シリンダーに流しシリンダーを急速に回転させることにより、鉄は遠心力によってシリンダーの内壁に押しつけられ凝固する。

これらの管及び中空の形材には、真直のもの、曲げたもの、平坦なもの又はひれ若しくはひだを付けたものがある。また、ソケット、若しくはフランジを付けたもの、また、溶接若しくはねじ切りによりフランジを付けたものもある。組立ての便宜のために、ソケット付きの管は、一端が他の管と接続できるように拡大している。フランジ付きの管は、カラー、ナット、ボルト、クランプ等で組み立てられる。また、端部にねじ切りを付けた管又は端部が平坦な管は、カップリング、リング又はカラーによって組み立てられる。

この項には、管及び中空の形材に多数の開口を付けたもの若しくは分岐用の開口を付けたもの又は例えば、垂鉛、プラスチック、ビチューメンで被覆したものを含む。

この項の管は、主として、水用若しくは下水用の圧力若しくは重力パイプライン、低圧ガス配管、とい又は排水管として使用される。

この項には、次の物品を含まない。

(a) 管用継手 (73.07)

(b) 製品の特典部分として作り上げた管及び中空形材で、それぞれの項に該当するもの：例えば、セントラルヒーティング用のラジエーターの部分品 (73.22) 及び機械の部分品 (16 部)

73.04 鉄鋼製の管及び中空の形材（継目なしのものに限るものとし、鑄鉄製のものを除く。）

－油又はガスの輸送に使用する種類のラインパイプ

7304.11－ステンレス鋼製のもの

7304.19－その他のもの

－油又はガスの掘削に使用する種類のケーシング、チュービング及びドリルパイプ

7304.22－ドリルパイプ（ステンレス鋼製のもの）

7304.23－その他のドリルパイプ

7304.24－その他のもの（ステンレス鋼製のもの）

7304.29－その他のもの

－その他のもの（鉄製又は非合金鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。）

7304.31－冷間引抜き又は冷間圧延をしたもの

7304.39－その他のもの

－その他のもの（ステンレス鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。）

7304. 41ー冷間引抜き又は冷間圧延をしたもの

7304. 49ーその他のもの

ーその他のもの（その他の合金鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。）

7304. 51ー冷間引抜き又は冷間圧延をしたもの

7304. 59ーその他のもの

7304. 90ーその他のもの

この項の管及び中空の形材は、次の方法で製造される。

(A) 中間製品（インゴット（圧延及びはく離したもの）、ビレット又は圧延若しくは連続鑄造によって得られた円形物）の熱間圧延

この製造には、次の方法がある。

(1) クロス圧延機（マンネスマン式）、ディスクミル又は円錐型せん孔機によるせん孔法で最終製品よりも厚肉で短い中空ブランクを得るための方法

(2) マンドレル又はプラグを挿入し、この上部での熱間圧延する方法。これには次の方式がある。

ーベアリング管の製造に主として使用される3重ロール式圧延（アセル又はトランスバル、ガイディングディスクの付いた2重ロール式圧延（ディーシャー式）又は3重プラネタリー圧延

ー完全に浮いた状態又は半ば浮いた状態に固定されたマンドレルに種々のロールを配置した連続式管圧延（ノイバル式又はダルミン式）

ーピルガー圧延

ーステューフェル圧延

ー連のロールにブランクを押し込むプッシュベンチ法

ーストレッチを減少させる圧延（この場合完成した管が製造される。）

(B) 円形のガラスを使用したプレスによる円形物の熱間押し出し（ユージンセルジュネ法）又は他の潤滑剤を使用したプレスによる円形物の熱間押し出し。この方法は、実際には、せん孔、伸張（伸張のないものもある。）及び押し出しの操作を含む。

上記作業に次いで、次のような仕上げ作業が行われる。

ー再加熱したブランクの寸法を矯正若しくは引伸ばし、圧延し、最終的に真直に加工する熱間仕上げ

ーマンドレル上での冷間仕上げ、ベンチ上での冷間引抜き若しくはピルガーミルによる冷間圧延（マンネスマン式又はメガバル式）。これらの作業によって、ブランクとして使用される熱間圧延又は熱間押し出しをした管から、肉厚の薄い管（トランスバル法では、肉厚の薄いものが直接得られる。）若しくは口径の小さい管、更に口径及び肉厚の高精度の管を製造することができる。冷間加工法には、また、研磨した表面（低い粗さの管）が要求されるもの、例えば、ニューマチックジャッキ又は水圧シリンダーを製造するためのホーニング及び圧延バニシ仕上げを含む。

(C) 鑄造又は遠心鑄造

(D) 成形型の上に置いたディスクを深絞りし、次いで熱間引抜きにより、ブランクを製造する。

(E) 鍛造

(F) 冷間引抜き又は冷間圧延を伴う棒の切削加工 (72.28 項の中空ドリル棒を除く。)

管及び中空の型材の区分については、この類の総説を参照

＊

＊ ＊

この項の物品には、例えば、ビチューメンで結合したもののグラスウール又はプラスチックを被覆したものもある。

この項には、また、ひれ又はひだを付けた管及び中空型材 (管全体に縦ひれ又は横ひれを付けたもの) を含む。

この項の物品には、特に、油又はガスの輸送に使用する種類のラインパイプ、油又はガスの掘削用に使用する種類のケーシング、チュービング及びドリルパイプ、ボイラー用、過熱器用、熱交換器用、凝縮器用、精練炉用、発電所の給水加熱器用の管、高・中圧蒸気供給用の垂鉛引き管又は黒管 (いわゆるガス管) 並びに水又はガスの市街地供給主管用の管及び建造物の中でのガス又は水の供給用の管を含む。更に、これらの管は、自動車の部品の製造用、玉軸受、円筒軸受、円すい軸受又は針状軸受用のリングの製造用、その他の機械用、足場用、管状構造物用又はビル建設用に供される。

この項には、次の物品を含まない。

(a) 鋳鉄製の管 (73.03) 及び鉄鋼製の管 (73.05 又は 73.06)

(b) 鋳鉄製の中空型材 (73.03) 及び鉄鋼製の中空の型材 (73.06)

(c) 鉄鋼製の管用継手 (73.07)

(d) 鉄鋼製のフレキシブルチューブ (自動調温ふいご及び拡張ジョイントを含み、継手があるかないかを問わない。) (83.07)

(e) 絶縁した電線用導管 (85.47)

(f) 特定の物品に作り上げた管及び中空の型材。例えば、構造物用に加工したもの (73.08)、セントラルヒーティング用のラジエーターの管状の部分品 (73.22)、ピストン式内燃機関の排気マニホールド (84.09)、その他の機械類の部分品 (16 部)、87 類の車両の排気ボックス (消音器) 及び排気管 (例えば、87.08 又は 87.14)、自転車のサドル用柱及びフレーム (87.14)

＊

＊ ＊

号の解説

7304.11、7304.19、7304.22、7304.23、7304.24 及び 7304.29

これらの号は、規格又は技術的スペック (例えば、米国石油協会 (API) のラインパイプ用規格 5L 又は 5LU 及びケーシング、チュービング、ドリルパイプ用規格 5A、5AC 又は 5AX) に適合しているかないかを問わず、すべての製品を含む。

7304.31、7304.39、7304.41、7304.49、7304.51 及び 7304.59

これらの号の冷間加工した物品とその他の物品の区分については、72 類総説 (iv) (B) 第 2

パラグラフを参照

**73.05 鉄鋼製その他の管（例えば、溶接、リベット接合その他これらに類する接合をしたもの。
横断面が円形のもので、外径が406.4ミリメートルを超えるものに限る。）**

－油又はガスの輸送に使用する種類のラインパイプ

7305.11－縦方向にサブマージアーク溶接をしたもの

7305.12－その他のもの（縦方向に溶接したものに限る。）

7305.19－その他のもの

7305.20－油又はガスの掘削に使用する種類のケーシング

－その他の溶接管

7305.31－縦方向に溶接したもの

7305.39－その他のもの

7305.90－その他のもの

この項の管は、例えば、フラットロール物品から前もって管状に成形したもの（未接合のもの）を、溶接又はリベット接合することにより作られる。

管状の成形は、次の方法で行われる。

－巻いたフラットロール製品は、一連のローラーによる連続作業で縦方向に又はらせん状に作られる。

－巻いていないフラットロール製品は、プレス又はロール機による非連続作業で縦方向に作られる。

溶接製品の場合、接合部は、充てん金属を使用しないフラッシュ溶接、電気抵抗溶接若しくは電気誘導溶接により、また、充てん金属及び酸化を防止するためフラックス若しくはガスによる保護を使用したサブマージアーク溶接により接合される。リベット接合製品の場合、接合部を重ねてリベットで接合される。

この項の製品には、例えば、ガラスウール（ビチューメンで結合したもの）又はプラスチックを被覆したものもある。

この項には、油又はガスの輸送に使用する種類のラインパイプ、油又はガスの掘削に使用する種類のケーシング、長距離排水管、石炭その他の固形物用スラリーメーン、くい打ち又は構造物の円柱用の管並びに通常リングで補強されている水力発電用導水管を含む。

この項には、次の物品を含まない。

（a）73.03 項、73.04 項又は73.06 項の管及び中空形材

（b）鉄鋼製の管用継手（73.07）

（c）特定の物品に作り上げた管

＊

＊ ＊

号の解説

7305. 11、7305. 12、7305. 19 及び 7305. 20

7304. 11 号、7304. 19 号、7304. 22 号、7304. 23 号、7304. 24 号及び 7304. 29 号の解説の規定は、これらの号において準用する。

7305. 11

この号には、鋼板からプレス成形又は圧延によって作られた管、金属を添加し、溶解時に金属の酸化を防止するためのフラックスを使用して電気アーク溶接によって製造された管を含む。

溶接後、完成した管の外表面には、はっきり見える金属の隆起したビード (weld bead) が存在する。

7305. 12

この号の管は、主として鋼のコイルから一連の成形ロールによる連続成形及び金属を添加しない電気抵抗溶接又は電気誘導溶接によって製造される。溶接後完成した管の外表面には金属の隆起したビードは存在しない。

73. 06 鉄鋼製のその他の管及び中空の形材（例えば、オープンシームのもの及び溶接、リベット接合その他これらに類する接合をしたもの）

ー油又はガスの輸送に使用する種類のラインパイプ

7306. 11ー溶接管（ステンレス鋼製のものに限る。）

7306. 19ーその他のもの

ー油又はガスの掘削に使用する種類のケーシング及びチュービング

7306. 21ー溶接管（ステンレス鋼製のものに限る。）

7306. 29ーその他のもの

7306. 30ーその他の溶接管（鉄製又は非合金鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。）

7306. 40ーその他の溶接管（ステンレス鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。）

7306. 50ーその他の溶接管（その他の合金鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。）

ーその他の溶接管（横断面が円形のものを除く。）

7306. 61ー横断面が正方形又は長方形のもの

7306. 69ーその他のもの（横断面が円形のものを除く。）

7306. 90ーその他のもの

73. 05 項の解説の規定は、この項の物品に準用する。

この項には、次の物品を含む。

- (1) 突合せ溶接管として知られる鍛造によって溶接された管
- (2) 端を閉じた管。すなわち端が互いに接触又は重なり合っている管（オープンシーム管で知られる。）。ただし、全長を通じてオープンスリットを有する製品は形鋼として 72. 16 項、72. 22 項又は 72. 28 項に分類される。
- (3) 接合部がクリップ留めされた管

この項の溶接管には、縦方向に冷間引抜き又は圧延されて、外径又は肉厚を薄くしたもの及びより厳しい寸法公差にしたものもある。これらの冷間加工方法によって、73.04 項の解説に記載されている研磨した表面を持つものを含め、種々の表面仕上げが行われる。

管と中空の形材の区分に関しては、この類の総説を参照

＊

＊ ＊

この項には、油又はガスの輸送に使用する種類のラインパイプ、油又はガスの掘削に使用する種類のケーシング及びチュービング、ボイラー用、熱交換器用、凝縮器用又は発電所の給水加熱器用の管、高・中圧蒸気供給用の亜鉛引き管又は黒管（いわゆるガス管）、建物の中での給水用の管並びに水又はガスの市街地供給主管用の管を含む。更に、管及び中空の形材は、自動車若しくは機械の部分品の製造用、自転車のフレーム若しくは乳母車の製造用又はその他構造物用、足場用、管状構造物用若しくはビル建設用に供される。オープンシーム管は、例えば、金属製家具のフレームに使用される。

この項の管及び中空の形材には、ビチューメンで結合したガラスウール又はプラスチックを被覆したもの及び縦又は横方向にひれ又はひだを付けたものを含む。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 鋳鉄製の管（73.03）及び鉄鋼製の管（73.04 又は 73.05）
- (b) 鋳鉄製の中空の形材（73.03）及び鉄鋼製の中空の形材（73.04）
- (c) 鉄鋼製の管用継手（73.07）
- (d) 鉄鋼製のフレキシブルチューブ（自動調温ふいご及び拡張ジョイントを含み、継手があるかないかを問わない。）（83.07）
- (e) 絶縁された電線用導管（85.47）
- (f) 特定の物品に作り上げた管及び中空の形材。例えば、構造物用に加工したもの（73.08）、セントラルヒーティング用のラジエーターの管状の部分品（73.22）、ピストン式内燃機関の排気マニホールド（84.07）、その他の機械類の部分品（16 部）87 類の車両の排気ボックス（消音器）及び排気管（例えば、87.08 又は 87.14）、自転車のサドル用の柱及びフレーム（87.14）

＊

＊ ＊

号の解説

7306.11、7306.19、7306.21 及び 7306.29

7304.11 号、7304.19 号、7304.22 号、7304.23 号、7304.24 号及び 7304.29 号の解説の規定は、これらの号において準用する。

73.07 鉄鋼製の管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）

－ 鋳造した継手

7307.11－非可鍛鋳鉄製のもの

7307.19ーその他のも

ーその他のも (ステンレス鋼製のものに限る。)

7307.21ーフランジ

7307.22ーエルボー、ベンド及びスリーブ (ねじ式のものに限る。)

7307.23ー継手 (突合せ溶接式のものに限る。)

7307.29ーその他のも

ーその他のも

7307.91ーフランジ

7307.92ーエルボー、ベンド及びスリーブ (ねじ式のものに限る。)

7307.93ー継手 (突合せ溶接式のものに限る。)

7307.99ーその他のも

この項には、主として、二つの管の穴の接続、管と他の装置との接続又は管の穴の密閉に使用される鉄鋼製の継手を含む。ただし、この項には、管を取り付けるのに使用する物品であるが、管の穴 (bore) として不可欠な部分を形成しないもの (例えば、壁の管を単に固定し又は支持するために使用するハンガー、ステーその他これらに類する支持具及び硬質の管、タップ、コネクティングピース等にフレキシブルなチューブ又はホースを締め付けるのに使用する締付け用のバンド又はカラー (ホースクリップ) (73.25 又は 73.26) を含まない。

接続は、次の方法で行われる。

ー鉄鋼製のねじ継手を用いたねじ留め

ー鋼製の突合わせ溶接又はソケット溶接式の継手を使用した溶接。突き合わせ溶接の場合、継手と管の端部は、直角に切断されるか又は面取りされている。

ー鋼製の取り外しのできる継手を使用した接触

この項には、平らなフランジや鍛造カラー付フランジ、エルボー、ベンド、リターンベンド、リデューサー、ティー、クロス、キャップ、プラグ、ラップジョイントスタブエンド、管状のレール及び構造物用の継手、オフセット、マルチブランチピース、カップリング又はスリーブ、掃除口用トラップ、ニップル、ユニオン、クランプ及びカラーを含む。

この項には、次の物品を含まない。

(a) 構造物の組立て部分品として特に作られたクランプその他の取付具 (73.08)

(b) 管用継手の組立てに使用するのに適するボルト、ナット、ねじ等 (73.18)

(c) 自動調温ふいご及び拡張ジョイント (83.07)

(d) ハンガー、ステーその他の物品 (前に記載したもの) 及び管状プラグ (ねじを切ってあるかないかを問わないものとし、リング、フック等を取り付けたもので、例えば、洗たくひもを取り付けるのに使用するもの) (73.26)

(e) タップ、コック、バルブ等を取り付けた継手 (84.81)

(f) 電気用導管に使用する絶縁した継手 (85.47)

(g) 自転車又はモーターサイクルのフレームを組み立てる継手 (87.14)

73.08 構造物及びその部分品（鉄鋼製のものに限る。例えば、橋、橋げた、水門、塔、格子柱、屋根、屋根組み、戸、窓、戸枠、窓枠、戸敷居、シャッター、手すり及び柱。第 94.06 項のプレハブ建築物を除く。）並びに構造物用に加工した鉄鋼製の板、棒、形材、管その他これらに類する物品

7308.10－橋及び橋げた

7308.20－塔及び格子柱

7308.30－戸及び窓並びにこれらの枠並びに戸敷居

7308.40－足場用、枠組み用又は支柱用（坑道用のものを含む。）の物品

7308.90－その他のもの

この項には、完成した又は未完成の金属製構造物及びその部分品を含む。この項において構造物とは、いったんある場所に設置されれば通常その位置に留まるものをいう。構造物は鉄鋼製の棒、管、形鋼、シート、板、幅広のフラット（ユニバーサルプレートを含む。）、フープ、ストリップ、鍛造品又は鑄造品から成り、リベット接合、ボルト締め、溶接等により組み立てられる。このような構造物は、時には 73.14 項の網のパネル又はエキスパンデッドメタルのような他の項に該当する物品を結合したものもある。部分品には、横断面が円形（管状又はその他のもの）の金属の構造物を組み立てるために特に作られたクランプその他の取付具を含むものとし、これらの取付具は、通常組立ての際に管にクランプを取り付けるためのねじを挿入するためのねじ穴のある突起を有する。

この項に記載した構造物及びその部分品のほか、この項には次のものを含む。

鉱山のたて坑用の骨組、調節可能な又ははめ込み式の支柱、管状の支柱、伸縮性の格間の梁、管状の足場その他これに類するもの、水門、埠頭、棧橋、防波堤、灯台の上部構造物、帆柱、歩板、棧及び隔壁（船舶用のもの）、バルコニー及びベランダ、シャッター、門、滑りドア、組み立てた棧及び柵、遮断用の門及びこれに類する防柵、温室用のフレーム及び促成栽培用のフレーム、商店、工場、倉庫等において組み立てられ、かつ、永久の設備として備え付けられる大型の棚（たな）、牛舎及び飼葉格子、シートメタル又は形材から作られた高速道路の保護壁。

この項には、また、構造物用に加工された（例えば、穴をあけたもの、曲げたもの、刻み目を付けたもの）フラットロール製品、幅広のフラット（ユニバーサルプレートを含む。）、ストリップ、棒、形材及び管のような部分品を含む。

この項には、また、コンクリート作業の補強用又は圧縮応力を与えるのに使用される別々の圧延棒をより合わせたものからなる製品を含む。

この項には、次の物品を含まない。

（a）組み立てた鋼矢板（73.01）

（b）コンクリートを注入するように作られた格間用パネルで鑄型の特性のあるもの（84.80）

（c）機械部分品として明らかに認められる構造物（16 部）

(d) 17 部の構造物：例えば、86.08 項の鉄道又は軌道の線路用装備品及び機械式信号機、自動車用又は鉄道車両用のシャシ（86 類及び 87 類）並びに 89 類の浮き構造物

(e) 移動させることのできる棚付きの家具（94.03）

＊

＊ ＊

号の解説

7308.30

この号には、各種の住宅に使用する鋼製の防犯ドアを含む。

73.09 鉄鋼製の貯蔵タンクその他これに類する容器（内容積が 300 リットルを超えるものに限るものとし、内張りしてあるかないか又は断熱してあるかないかを問わず、圧縮ガス用又は液化ガス用のもの及び機械装置又は加熱用若しくは冷却用の装置を有するものを除く。）

この項の容器は、工場、化学工業、染色加工業、ガス製造業、醸造業、蒸留作業所、精製所等及び時には家庭、商店等の分野において、貯蔵用又は製造用のために、通常固定物として設置されるものである。この項には、各種の材料（圧縮ガス及び液化ガスを除く。）用の容器を含む。圧縮ガス用又は液化ガス用の容器は、その内容積のいかにかわらず、73.11 項に属する。アジテーター、加熱コイル、冷却コイル、電気式部分品等の機械装置又は温度調節用の装置を有する容器は、84 類又は 85 類に該当する。

一方、タップ、弁、液面計、安全弁、マノメーター等が単に取り付けられた容器は、この項に含まれる。

この項の容器は、解放式のもの、密閉式のもの、エボナイト、プラスチック又は非鉄金属で内張りしたもの、断熱したもの（例えば、石綿、スラグウール又はガラス繊維を使用したもので、これらの被覆材が金属の外壁で被覆されてあるかないかを問わない。）であっても差し支えない。

また、二重壁又は二重底で絶縁された容器（ただし、壁の間を加熱又は冷却のための液が循環する装置を有するものを除く。84.19 参照）も含まれる。

この項の容器には、次の物品を含む。

ガソリタンク、油タンク、大麦を浸漬するために麦芽製造所で使用される容器、酒、ビール等の醗酵槽、各種の液体の清澄用のタンク、金属の焼鈍用又は焼戻用タンク、貯水用タンク（家庭用その他の用途のものであり、セントラルヒーティング装置用の拡張貯蔵タンクを含む。）、固体用容器

この項には、一以上の輸送方式による運送を行うために特に設計され、かつ、装備された容器を含まない（86.09）。

73.10 鉄鋼製のタンク、たる、ドラム、缶、箱その他これらに類する容器（内容積が 300 リット

ル以下のものに限るものとし、内張りしてあるかないか又は断熱してあるかないかを問わず、圧縮ガス用又は液化ガス用のもの及び機械装置又は加熱用若しくは冷却用の装置を有するものを除く。）

7310. 10ー内容積が 50 リットル以上のもの

ー内容積が 50 リットル未満のもの

7310. 21ー缶（はんだ付け又はクリンプ加工により密閉するものに限る。）

7310. 29ーその他のもの

前項は、通常、工場等に固定物として設置される内容積が 300 リットルを超える容器を含むのに対し、この項には、鉄鋼製の板で製造した容器で、その内容積が 300 リットル以下のもの（ただし、容易に移動又は取扱いができる大きさのもの）を含む。これらは、通常物品の輸送用若しくは包装用に供され、又は、固定物として設置される容器である。

この項に含まれるもので大型の容器には、タール又は油のドラム、ガソリン缶、ミルクチャーン並びにアルコール、ラテックス、かせいソーダ、炭化カルシウム、染料その他の化学品に使用するドラム等があり、小型のものには、主としてバター、ミルク、ビール、ジャム、果実、果汁、ビスケット、茶、菓子、たばこ、くつずみ、医薬品等を販売用に包装するのに使用する箱、缶等がある。

この項の容器は、特に取扱いの容易性又は補強のために、たがその他の取付具を有するものもあり、また、充てん又は取出しを容易にするためにタップホール、栓、ふたその他の閉止用具が取り付けられているものもある。

また、二重壁又は二重底により絶縁したもの（ただし、壁の間を加熱又は冷却用の液が循環する装置を有するものを除く（84. 19 参照）。）も含む。

この項には、次の物品を含まない。

（a）42. 02 項の製品

（b）ビスケット入れ、茶筒、砂糖入れその他これらに類する家庭用又は台所用の容器（73. 23）

（c）シガレットケース、おしろい入れ、工具箱その他これらに類する個人用又は職業用の容器（73. 25 又は 73. 26）

（d）金庫、キャッシュボックス、証書入れその他これらに類する物品（83. 03）

（e）83. 04 項の製品

（f）装飾箱（83. 06）

（g）コンテナ（一以上の輸送方式により運送するため特に設計され、かつ、装備されたものに限る。）（86. 09）

（h）96. 17 項の魔法瓶その他の真空容器（完成品に限る。）

73. 11 圧縮ガス用又は液化ガス用の鉄鋼製の容器

この項には、圧縮ガス又は液化ガス（例えば、ヘリウム、酸素、アルゴン、水素、アセチレン、二酸化炭素、ブタン）の運送又は貯蔵に使用する容器（内容積のいかんを問わない。）を含む。

ある種の容器は、高圧の下で試験された堅ろうなシリンダー、チューブ、瓶等の形状である。これらは、溶接してないもの又は溶接したもの（例えば、底部、中央部の周り又は縦の方向）がある。そのほか、一の内部容器と一以上の外部容器とから成る容器がある。これら両容器の間隙は、絶縁材料がつめられたもの、真空にされたもの又は冷凍液が封入されたものがあり、そのため常圧又は低圧の下である種の液化ガスを保存することができるようになっている。

これらの容器には、弁、タップ、圧力計、液面計等の制御用、調整用又は測定用の装置を取り付けたものもある。

ある種の容器（例えばアセチレン用のもの）には、ガスの充てんを容易にし、かつ、アセチレンのみを圧縮した際の爆発の危険性を予防するため、けいそう土、木炭、石綿等の不活性の多孔性物質をセメント等の凝結材で封入し、場合によってはこれにアセトンを染み込ませたものがある。

また、液体又はガスを必要に応じて供給できるように設計された容器の場合においては、液化ガスは外側の容器の内壁に取り付けられたコイル内を通過することにより外気の温度の影響下でのみ気化するようになっている。

この項には、蒸気アキュムレーター（84.04）を含まない。

73.12 鉄鋼製のより線、ロープ、ケーブル、組ひも、スリングその他これらに類する物品（電気絶縁をしたものを除く。）

7312.10－より線、ロープ及びケーブル

7312.90－その他のもの

この項には、2本以上の単線を堅くより合わせたより線並びにより線をより合わせて作ったあらゆる寸法のケーブル及びロープを含む。これらは、紡織用繊維製（亜麻、黄麻等）のしんを有するもの又は紡織用繊維、プラスチック等で被覆したものであっても、鉄鋼の線の物品の特性を有する限りこの項を含む。

ロープ及びケーブルは、一般に横断面は円形であるが、単線又はより線を組んで作ったバンド（通常横断面は長方形（正方形を含む。）のもの）もこの項に含まれる。

また、この項には、ロープ、ケーブル、バンド等（特定の長さに切ったものであるかないか又はフック、スプリングフック、スィーベル、リング、シンブル、クリップ、ソケット等を取り付けてあるかないかを問わないものとし、他の項の物品の特性を有しないものに限る。）及び単線又は複線で作ったスリング、滑車の環索等を含む。

これらの物品は、鉱山、採石場、船舶等のクレーン、ウインチ、プーリー、リフト等での引上げ用に、運搬用若しくは曳綱用に、繫留用として、伝動ベルトとして、マスト、塔門等の索具若しくは張索として又は柵用のより線として又は石きり用のより線（通常、特殊鋼の3本よりのもの）として使用する。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 有刺線及びゆるくよった二重線で柵用のもの (73.13)
- (b) 電気絶縁をしたケーブル (85.44)
- (c) ブレーキケーブル、アクセルケーブルその他これらに類するケーブルで、87 類の乗物用に適するもの

73.13 鉄鋼製の有刺線並びに鉄鋼製の帯又は平線をねじったもの(有刺のものであるかないかを問わない。)及び緩くよった二重線で柵(さく)に使用する種類のもの

この項には、次のタイプの柵用又は囲い用の帯及び線を含む(線の定義は、類注2参照)。

(1) 有刺線

鉄鋼の線とともに緩くより合わせて、適当な間隔で、有刺のもの又は金属のストリップでできた小形の鋭いピースを取り付けたものである。

(2) 狭い平らな帯又は線で、所々がのこ歯状になっているもの(有刺線の代用として使用されるもの)

(3) 帯又は平線をねじったもの: このリボン状の柵(さく)用の線は、しばしば torsades の名称で使用されているもので、狭いストリップ又は平線を緩くねじったものである。この項に該当する物品は、有刺のものであるかないかを問わない。

(4) 2本の線をゆるくよったもので、明らかに柵(さく)用に適するもの。これもまた、torsades として知られている。

この項には、dannert 及びこれに類する鉄条網(時には木製又は金属製の支柱に既に取り付けたものもある。)(軍用又は柵(さく)用等として使用されるもの)を含む。

使用される帯又は線は、通常、亜鉛めっきされるか又は例えばプラスチックで被覆されている。

この項には、堅くよったより線又はケーブルで、時として柵(さく)用に供されるものを含まない(73.12)。

73.14 ワイヤクロス(ワイヤエンドレスバンドを含む。)、ワイヤグリル、網及び柵(さく)(鉄鋼の線から製造したものに限る。)並びに鉄鋼製のエキスパンデッドメタル

ー織ったワイヤクロス

7314.12ー機械用ワイヤエンドレスバンド(ステンレス鋼製のものに限る。)

7314.14ーその他の織ったクロス(ステンレス鋼製のものに限る。)

7314.19ーその他のもの

7314.20ーワイヤグリル、網及び柵(さく)(横断面の最大寸法が3ミリメートル以上の線から製造し、網目の大きさが100平方センチメートル以上のもので、網目の交点を溶接したものに限る。)

ーその他のワイヤグリル、網及び柵（さく）（網目の交点を溶接したものに限る。）

7314.31ー垂鉛をめっきしたもの

7314.39ーその他のもの

ーその他のワイヤクロス、ワイヤグリル、網及び柵

7314.41ー垂鉛をめっきしたもの

7314.42ープラスチックを被覆したもの

7314.49ーその他のもの

7314.50ーエキスパンデッドメタル

（A）ワイヤクロス（ワイヤエンドレスバンドを含む。）、ワイヤグリル、網及び柵（さく）

これに該当する物品は、大体において、鉄鋼の線を手又は機械で交叉（さ）、織込み、網目の形成等により製造したもので、製造方法は、繊維産業で使用方法（例えば、単に経緯糸から成る織物、メリヤス編物、クロセ編物等）と大体類似している。

ワイヤグリルは、各線の接点を溶接又は添加線でしばったものであり、線は交叉（さ）しているかないかを問わない。

「線」とは、熱間又は冷間成形された物品で、横断面の形状は問わないが、横断面の最大径が16ミリメートル以下のものをいい、板を切断した平帯、圧延された線及びワイヤロッドを含む（類注2参照）。

この項の物品は、多目的に使用される。例えば、各種物品の洗浄、乾燥及びろ過用、柵（さく）用、食料品保護用カバー及び防虫スクリーン用、機械の安全覆い用、コンベアベルト用、柵（さく）用、マットレス用、室内装飾用、ふるい用、コンクリート補強用等に使われる。

これらの物品は、ロール状のもの、エンドレスのもの（例えば、ベルト用のもの）、シート状のもの（特定の形状に切ったものであるかないかを問わない。）、2枚以上を重ね合わせたもの等がある。

（B）エキスパンデッドメタル

エキスパンデッドメタルは、帯又は板に平行な刻み目を入れて、それを引き伸ばしてダイヤモンドの形状の網目を作ったものである。

本品は、非常に堅く、また、強く、柵（さく）用のワイヤグリル又はせん孔した板の代用として、機械の安全覆い、歩道橋の床材、クレーンの走り道、建築用材料（コンクリート、セメント、プラスター、ガラス等）の補強等として代用される。

＊

＊ ＊

網類から製造した製品で、一般に、この項から除外されるもののほかに、次の物品は、他の類に含まれる。

（a）衣類、室内用品その他これらに類する物品に使用する金属糸を使用した織物（58.09）

（b）金網で補強したプラスチック製品、石綿製品及び網入りガラス（39類、68類及び70類）

bricanionlath（焼いた粘土を結合した金網で建築用に使用されるもの）（69 類）、紙製屋根用シート（通常、タールを塗布し、金網で補強したもの）（48 類）ただし、軽くプラスチックを塗装したもの（網目が充てんされたものを含む。）及び紙を裏張りしたもので、セメント、プラスターとともに使用される金網又はワイヤグリルは、この項に含まれる。

（c）ワイヤクロス等で機械部分品に作り上げられたもの（例えば、他の材料と結合されたもの）（84 類及び 85 類）

（d）手ふるいに作り上げられたもの（96.04）

＊

＊ ＊

号の解説

7314.12、7314.14 及び 7314.19

「織ったワイヤクロス」とは、紡織用繊維の織物と同じ方法（2本の糸を直角に交叉（さ）させる。）で製造されるワイヤ製品に対してのみ適用する。クロスは、綾織り等もあるが、通常は平織りであり、たて糸はよこ糸と交錯して前後に走る連続したより線で、連続運転織機で製造される。より線が交叉（さ）する接点は、例えば、特別のより線でしばることにより、補強されている。このようにして織ったものは、四角い網目にグリル効果を持たせるため、比較的広いスペースをとったより線からできている。縁曲げされたものの多くは、縁曲げされたより線からできている。交叉（さ）する接点をより堅くするため、縁曲げは互いにかみ合わされている。一方クロスには、まっすぐなより線から織られ、次いでプレスされるものもある。交叉（さ）する接点に生じるひずみによって織りが補強される。

クロスはロール状又は特定の長さ、形状に切られたシート状に作られ、シートの端部は、溶接又ははんだづけされる。

73.15 鉄鋼製の鎖及びその部分品

－連接リンクチェーン及びその部分品

7315.11－ローラーチェーン

7315.12－その他の鎖

7315.19－部分品

7315.20－スキッドチェーン

－その他の鎖

7315.81－スタッド付きチェーン

7315.82－その他のもの（溶接リンクのものに限る。）

7315.89－その他のもの

7315.90－その他の部分品

この項には、鋳鉄（通常可鍛鋳鉄）、加工した鉄鋼で製造した鎖（形状、製法及び用途を問わない。）を含む。

鎖には、接続リンクチェーン（例えば、ローラーチェーン、さかさ歯のサイレントチェーン及びガレチェーン（Galle chain）、鍛造、鑄造若しくは溶接により、帯若しくは板からの打抜きにより又は線から作ったその他の鎖（スタッド付きチェーンを含む。）及びボールチェーンがある。

この項には、次の物品を含む。

- （１）自転車、自動車又は機械の伝動用鎖
- （２）いかり用又は繫留用の鎖、リフト用又は索引用の鎖及び自動車のすべり止め用鎖
- （３）マットレスチェーン、台所用流し及び実験室の水槽等の栓用の鎖等

この項の鎖には、末端部分品又は附属品として、例えば、フック、スプリングフック、スィーベル、シャックル、ソケット、リング、スプリットリング、ティーピース等を取付けたもの、また特定の長さにしたもの又は明らかに特定の用途に供するようにしたものを含む。

この項には、鎖用に作った鉄鋼製部分品で、接続リンクチェーン用のサイドリンク、ローラー、スピンドル等、その他の鎖用のリンク及びシャックルを含む。

この項には、次の物品を含まない。

- （a）71.17 項の身近用模造細貨類の特性を有する鎖（例えば、時計用鎖及び装飾用具用鎖）
- （b）切削歯等を有する鎖で、チェーンソー又は切削工具として使用されるもの（82 類）及びバケットチェーン、コンベアフックチェーン又は紡織用繊維の仕上げ工程の引伸し機におけるように、鎖が補助的な役割で作動するその他の製品
- （c）扉用ガード（鎖を取り付けたもの）（83.02）
- （d）測量用鎖（90.15）

73.16 鉄鋼製のいかり及びその部分品

この項のいかりは、各種重量の船舶、沖合のプラットフォーム、ブイ、ビーコン、機雷等の係留に使用される型式に限るものとし、通称「アンカー」として知られているもの（例えば、れんがを接合するために使用されるもの、建物の壁にたるきを取り付けるのに使用されるような物品等）を含まない。

この項のいかりには、横材若しくはストック（時として木製のものもある。）を取り付けた物又はいかり爪のアームが固定されているもの若しくはいないものもある。通常はいかり（anchors）よりは小型で、2 本以上のアーム（通常 4 本）を有し、ストックを有しない引掛けいかり（grapnel）を含む。これは小型船舶の係留、他の船舶を捕え継ぐため、水の底に落ちたものを引き揚げするため又は木、岩石等をつかむために使用する。

この項には、また、いかりの鉄鋼製部分品を含む。

73.17 鉄鋼製のくぎ、びょう、画びょう、波くぎ、またくぎ（第 83.05 項のものを除く。）その他これらに類する製品（銅以外の材料から製造した頭部を有するものを含む。）

この項には、次の物品を含む。

(A) くぎ、びょう、またくぎ（83.05 項のものを除く。）その他これらに類する物品で通常、次の方法で製造されるもの

- (1) 必要な厚さの線を冷間プレスしたもの：通常平面状又は丸味を帯びた頭部を有するが、場合によっては頭部を有せず、一端又は両端がとがったものもある。先端が細くなった軸を有するくぎ及びびょうは、ななめに剪（せん）断して製造されることを除いては同様な方法で製造される。
- (2) 必要な厚さの軸を鍛造（手又は機械により）する方法：先端をハンマーで加工し、頭部はくぎ製造機で打抜きされる。
- (3) 板又は帯から切断する方法：必要に応じ、機械又は手により仕上げ加工される。
- (4) くぎ製造機械で棒を熱間圧延する方法：頭部及び軸は同時に成型される。
- (5) 型打抜き法：小型のディスクから頭部を型打抜きし、前もって加工された軸に同時に取り付け。この方法は、通常丸味を帯びた頭部を有するくぎ（主として室内装飾用のもの）の製造に使用される。

(6) 鑄造

これらの方法により得られる主な物品には次のものがある。

大工等により使用される横断面が一定の丸くぎ、鑄型工用のくぎ、ガラス屋用のくぎ、靴屋用のくぎ、またくぎ（絶縁してあるかないかを問わない。）で両端がとがっており、電線、額縁、柵（さく）用等に使用されるもの、その他のステープル（ストリップ状でないもの）、尖（せん）端を有するねじくぎ（よじった軸のもので頭部に溝を有しないもの）、びょう及び小さいくぎ（くつ屋、家具装飾屋等で使用されるもの）、頑丈な靴の靴底に打ちつける頭の大きなびょうくぎ、写真、鏡、柵（さく）用等のくぎ、動物のてい鉄用のねじの切っていないくぎ、動物用のねじの切っていないてい鉄のすべり止め用のくぎ、小形の三角くぎ（通常、ブリキ板製のもので、窓ガラスを取り付けるのに使用される。）、家具装飾屋の飾りくぎ、鉄道のまくら木のマーキング用の飾りくぎ

(B) その他の特殊のものには、次の物品を含む。

- (1) 鍛造したかすがい（直角に曲げられた角ばった軸を有し、先端はとがっているもので、岩石や巨大な材木等のしめつけに使用する。）並びに犬くぎ（軌条をまくら木に取り付けるのに使用する。）
- (2) 波形くぎ：一端が鋸歯状又は斜角になっているもので、木製部品を組み立てるのに使用する。長尺のもの（ストリップ状のもの）で提示する場合も含む。
- (3) かぎくぎ：板から打抜き又は鍛造によって製造され、一端はとがっており、他の端は直角に曲げ又はリング状にされており、各種の物品をかけるのに使用する。
- (4) 画びょう：黒板、事務等に使用される各種のもので、平板状又は丸味を帯びた頭部を有するもの
- (5) カーディングタック（カード機その他これに類する機械に使用するもの）

上記の物品は、非鉄金属（銅又は銅合金を除く。）若しくはその他の材料（陶磁器、ガラス、木、

ゴム、プラスチック等）で作った頭部を有するか有しないか又は金属でめっきしたもの（銅めっき、金めっき、銀めっき等）及びワニス塗装若しくはその他の材料で被覆してあるかないかを問わず、この類に含まれる。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) スクリューフック、スクリューリング、頭部に溝を有し、かつ、先端を有するねじ及び先端を有しないねじ (73.18)
- (b) くつ用プロテクター（取付用ポイントを有するか有しないかを問わない。）、絵画用フック（しめくぎを有するもの）及びベルトファスナー (73.26)
- (c) 銅又は銅合金製の頭部を有するくぎ、びょう等 (74.15)
- (d) ストリップ状ステープル（例えば、事務用、いす張り用又は梱包用のもの）(83.05)
- (e) ピアノ用のくぎ (92.09)

73.18 鉄鋼製のねじ、ボルト、ナット、コーチスクリュー、スクリューフック、リベット、コッター、コッターピン、座金（ばね座金を含む。）その他これらに類する製品

－ねじを切った製品

7318.11－コーチスクリュー

7318.12－その他の木ねじ

7318.13－スクリューフック及びスクリューリング

7318.14－セルフタッピングスクリュー

7318.15－その他のねじ及びボルト（ナット又は座金付きであるかないかを問わない。）

7318.16－ナット

7318.19－その他のもの

－ねじを切っていない製品

7318.21－ばね座金その他の止め座金

7318.22－その他の座金

7318.23－リベット

7318.24－コッター及びコッターピン

7318.29－その他のもの

(A) ねじ、ボルト及びナット

ボルト及びナット（ボルトエンドを含む。）、スクリュースタッドその他金属用のねじ（ねじを切っているかないかを問わない。）並びに木ねじ及びコーチスクリューは、仕上げられた状態においてはねじが切っており、物品を破損しないで分解できるので物品の組立て又は締め付けに使用される。

ボルト及び金属用のねじは、円筒状の形状で、密な、僅かに傾斜したねじを有する。これらは、まれには、先端を有し、また、溝付きの頭部又はスパナで締め付けるのに適する頭部を有し、ま

た、頭部にくぼみを有するものもある。ボルトは、ナットと組み合わせられるように作られており、通常ねじの切っていない軸の部分有する。これに対して金属用のねじは、締め付ける材料にねじ立てされた穴にねじ込まれるものであり、そのために、その長さの全体に通常、ねじが付けられている。

この項には、形状及び用途を問わず、すべての締め付け用ボルト及び金属用のねじ（Uボルト、ボルトエンド（円筒形の棒で一端のみにねじを切っているもの）、スクリュースタッド（短い棒で両端にねじを切っているもの）及びスクリュースタッディング（全体にねじを切っている棒））を含む。

ナットは、ボルトを適切に保持するように作られたもので、通常、全体にねじを切っているが、時には片側がふさがっているものがある。この項には、蝶（ちょう）ナット等も含む。留めナット（lock nut。肉薄で、溝付きのもの）は、時にはボルトとともに使用される。

ボルトのブランク及びねじを切っていないナットもこの項に含まれる。

木ねじは、ボルト及び金属用のねじと異なり、先細りで、先端がとがっており、対象物にねじ自体で取り込めるように急勾配の切削ねじを有する。通常頭部に溝又はくぼみが付けられており、ナットと共に使用されることはない。

コーチスクリュー（スクリュースパイク）は、大型の木ねじで、四角形又は六角形の溝のない頭部を有し、まくら木に軌条を固定するのに使用される。また、たる木の組立てその他巨大な木製品の組立てにも使用される。

この項には、セルフタッピングスクリュー（パーカースクリュー）を含む。これは、溝を付けた頭部及び切削ねじを有し、先細りで先端がとがっているもので、木ねじに類似している。金属、大理石、スレート、プラスチック等の薄板にこれ自体で穴をあけることができる。

この項には、先端のとがっていない打込みねじ（又はスクリューネイル）及び先端のとがったもので頭部に溝を付けた打込みねじを含む。これは、非常に急勾配のねじを有し、しばしば、ハンマーでねじ込まれるが、ねじ回しの使用によってのみ引き抜くことができるものである。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 頭部に溝を有しない先端のとがったねじくぎ（73.17）
- (b) ねじ付き栓（83.09）
- (c) ねじ機構（時にはねじと称されるが、伝動用その他機械の運動部分として使用されるもの。
例えば、アルキメデスのらせん式水揚げ機構、ウォーム機構、プレス用のねじ切りシャフト、閉止機構付きの弁及びコック等。84類）
- (d) ピアノ用のくぎその他これに類する楽器のねじ付き部分品（92.09）

(B) スクリューフック及びスクリューリング

これらは、他の物品をつり下げ又は固定するのに使用される。前項のかぎくぎとは、これらは、ねじが切っている点のみが異なる。

(C) リベット

上記の物品とは異なり、ねじを切っていない通常、円筒形のもので、円形、平板状、平なべ状又

は円すい状の頭部を有する。

金属部分の永久的組立て（例えば、巨大構造物、船舶、コンテナ等）に使用する。この項には、管状リベット及びふたまたリベットを含まない（83.08）。ただし、一部のみ中空のものは、この項に属する。

（D）コッターピン及びコッター

コッターピンは、通常、ふたまた状に作られ、スピンドル、シャフト、ボルト等の穴に取り付けて、取り付けられた物品が移動するのを防ぐために使用する。

コッター及びテーパーピンは、同様の目的に使用されるが、通常コッターピンよりも大きく、堅ろうである。コッターピンと同様に、シャフト、スピンドル等の穴に挿入されたり（通常この場合にはくさび形に作られている。）、シャフト、スピンドル等の溝に取り付けられる（この場合においては、馬てい状、円すい状等の各種の形状に作られている。）。

サークリップには、すき間のある単純なリング状のものから、より複雑な形状のもの（特殊なプライヤーでこれを使用する場合に便利のようにアイレットをあけたもの又は刻み目を入れたもの）まで種々の形状のものがある。サークリップは、その形状の如何を問わず、シャフトの周辺又はシリンダー孔の内側の溝に取り付けて、部品の相対的移動を防止するために使用される。

（E）座金

座金は、通常、小形の薄いディスクで中心に穴を有する。ナットと締めつけられる対象物の間におかれ、後者を保護するために使用される。平板状のもの、切断したもの、裂け目のあるもの（例えば、Groverd's ばね座金）、曲げたもの、円すい形のもの等各種形状のものがある。

＊

＊ ＊

号の解説

7318.12

「ねじ」という用語には、スクリューフック及びスクリューリングを含まない。これらのものは 7318.13 号に属する。

7318.14

この号には、73.18 項の解説（A）の第 8 パラグラフに掲げたセルフタッピングスクリュー（パークースクリュー）を含む。

73.19 鉄鋼製の安全ピンその他のピン（他の項に該当するものを除く。）及び鉄鋼製の手縫針、手編針、ボドキン、クロセ編み用手針、ししゅう用穴あけ手針その他これらに類する物品

7319.40—安全ピンその他のピン

7319.90—その他のもの

（A）手縫い針、手編み針、ボドキン、クロセ編み用手針、ししゅう

用穴あけ手針その他これらに類する物品

この項には、縫製、メリヤス編み、ししゅう、クロセ加工、じゅうたん製造等において手で使用する次の物品を含む。

- (1) 手縫い針、かがり針、ししゅう針、荷造り用の太い針、マットレス用針、帆布製造用針、本とじ用針、家具装飾用針、じゅうたん用手針、くつ用針（針穴を有するつきぎりを含む。）、革加工用の三角形の末端を有する針等
- (2) 手編み針（針穴を有しない長い針）
- (3) ボドキン（レース、細ひも、リボン等を通すのに使用されるもの。フットボールのひもを通すのに使用されるものを含む。）
- (4) クロセ編み用手針（先端を細くしてフックを有するものでクロセ加工に使用されるもの）
- (5) ししゅう用穴あけ手針（ししゅうをする際に生地に穴をあけるもの）
- (6) 網さし針（一端又は両端がとがっているもの）

この項のある種の物品には、柄を取り付けたものがある。

この項には、それぞれのブランク、例えば仕上げてない軸（針穴を有するか有しないかを問わない。）、針穴を有するが先端を鋭くし又は研磨してないもの及びししゅう用穴あけ手針又はボドキン用の刃で柄を取り付けてないものを含む。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 針穴を有しないくつ屋のつきぎり及び革加工、事務室等でせん孔用に使用する穴あけ工具 (82. 05)
- (b) メリヤス機、レース製造機械、ししゅう製造機械等の機械用針 (84. 48) 及びミシン針 (84. 52)
- (c) ピックアップカートリッジ針 (85. 22)
- (d) 医療用又は獣医用の針 (90. 18)

(B) 安全ピンその他のピン（他の項に該当するものを除く。）

これらのピンは、非鉄卑金属、ガラス、プラスチック等の頭部その他の附属部分を有するものがある。ただし、この場合において、これらは装飾用の性格を有せず、かつ、本質的に鉄鋼製品の特性を有するものに限る。これらには、次の物品を含む。

- (1) 安全ピン
- (2) 通常のピン

また、これらには、ブローチ、バッジ(回り継手又は連結部を有するか有しないかを問わない。)、ハットピンに使用する先端のとがったピン及びラベル取付け、昆虫取付け用等のピンその他の先端のとがった軸を含む。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) ネクタイピン、バッジ等及びハットピンその他これらに類する身辺用装飾品 (71. 17)
- (b) 画びょう (73. 17)
- (c) ヘアスライド、ヘアピン、カールピン、カールグリッパ、ヘアカーラーその他これらに類する物品 (85. 16 又は 96. 15)

73.20 鉄鋼製のばね及びばね板

7320.10－板ばね及びそのばね板

7320.20－コイルばね

7320.90－その他のもの

この項には、用途のいかんを問わずすべての種類の鉄鋼製のばね（91.14 項の時計用のばねを除く。）を含む。

ばねは、弾性を有する金属の板、線又は棒から製造され、かなり変形した後においてもなお、元の形に戻る性質を持つように作られる。

この項には、次の種類のばねを含む。

（A）板ばね（単板又は積層したもの）：主として車両（機関車、鉄道車両、自動車等）の懸架装置に使用する。

（B）コイルばね（二つの主要なグループがある。）

（1）うず巻ばね：断面が円形又は長方形の線又は棒から作られ、圧縮、張力及びねじりばねからなる。車両、一般工業等多くの目的に使用する。

（2）竹の子ばね：通常横断面が長方形若しくはだ円形の線若しくは棒又は平帯から作られ、円すい形に製造される。緩衝器、鉄道車両連結緩衝器、剪定ばさみ、バリカン等に使用する。

（C）板ばね（うず巻状に巻いたものを含む。）：ばね仕掛原動機、錠等に使用されるもの

（D）ディスクばね及びリングばね：鉄道車両の緩衝器等に使用されるもの

Uボルトを取り付けたもの（例えば、板ばね）その他の組立て用の取付け用具又は附属品を有するものもこの項を含む。

また、ばね板もこの項に含まれる。

この項には、次の物品を含まない。

（a）かさ又は日よけのシャフトに使用するばね（66.03）

（b）ばね座金（73.18）

（c）他の物品と組み合わせたばねで、例えば、自動ドアクローザー（83.02）、機械類（16 部）、90 類又は 91 類の機器の部分品として明らかに認められるもの

（d）緩衝器及び 17 部のねじり棒

73.21 鉄鋼製のストーブ、レンジ、炉、調理用加熱器（セントラルヒーティング用の補助ボイラーを有するものを含む。）、肉焼き器、火鉢、ガスこんろ、皿温め器その他これらに類する物品（家庭用のものに限るものとし、電気式のものを除く。）及びこれらの部分品（鉄鋼製のものに限る。）

－調理用加熱器具及び皿温め器

7321. 11－－気体燃料用のもの並びに気体燃料及びその他の燃料共用のもの

7321. 12－－液体燃料用のもの

7321. 19－－その他のもの（固体燃料用のものを含む。）

－その他の器具

7321. 81－－気体燃料用のもの並びに気体燃料及びその他の燃料共用のもの

7321. 82－－液体燃料用のもの

7321. 89－－その他のもの（固体燃料用のものを含む。）

7321. 90－部分品

この項には、次の要件をすべて備えている器具類を含む。

- (i) 空間の加熱、加熱調理又は煮沸の目的で熱を発生し、かつ、それを利用するために作られていること
- (ii) 固体燃料、液体燃料、気体燃料又はその他のエネルギー源（例えば、太陽エネルギー）を使用すること（電気式のものを除く。）
- (iii) 通常、家庭又はキャンプにおいて使用されること

これらの器具は、型式に従い、全体の寸法、デザイン、最大加熱容量、固体燃料用のものにあつては炉容積、液体燃料用のものにあつては燃料タンクの容積等に関する一以上の特徴的な様式により確認することができる。これらの特徴を判断するための標準は、当該器具が家庭で使用するのに必要な要件を超えない限度において作動するというものである。

この項には、次の物品を含む。

- (1) 空間の加熱に使用されるストーブ、ヒーター、炉及び火鉢等
- (2) 同じ用途に供される加熱装置を有するガス又は石油燃焼式ラジエーター
- (3) 台所用レンジ、ストーブ及び調理用加熱器
- (4) 加熱装置を有するオープン（例えば、ロースト用、ペーストリー用及びパン焼き用のもの）
- (5) アルコールストーブ、圧カストーブ、キャンプ用ストーブ、旅行用ストーブ等、ガスコンロ及び加熱装置を組み込んだ皿温め器
- (6) 炉その他の加熱装置を有する洗たくボイラー

この項には、セントラルヒーティング用の補助ボイラーを有するストーブを含む。一方、この項は、加熱のために電気も使用する機器、例えば、ガス加熱調理器と電気加熱調理器とを結合した機器を除く（85. 16）。

この項の物品には、ほうろう引き、ニッケルめっき、銅めっき等を施したもの、他の卑金属製の附属品を取り付けたもの及び断熱材で内張りしたものも含む。

この項には、また、明らかに上記器具の部分品と認められる鉄鋼製の物品（例えば、オープンの内部の棚、加熱用のプレート及びリング、灰受け、取りはずしのできる火室及び火かご、ガスバーナー、オイルバーナー、戸、火格子、脚、ガードレール、タオルレール並びにプレートラック）を含む。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 73.22 項のセントラルヒーティング用のラジエーター、エアヒーター、温風分配器及びこれらの部分品
- (b) 加熱装置を取り付けるのに適しないオープン及びボイラー (73.23)
- (c) トーチランプ及び可搬式かじ炉 (82.05)
- (d) 炉用バーナー (84.16)
- (e) 84.17 項の工業用又は理化学用の炉
- (f) 84.19 項の加熱、調理、ばい焼、蒸留等の機器及びこれらに類する理化学用機器のもの。
84.19 項は、次の物品を含む。
 - (i) 瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器（電気式のものを除くものとし、家庭用のものであるかな
いかを問わない。）
 - (ii) 通常家庭で使用されないある種の特殊な加熱用、加熱調理用等の機器（例えば、カウン
ター式のコーヒー沸し器、深くて厚い揚げ物器、殺菌器、皿温め器、乾燥器その他蒸気又
は間接加熱による器具（しばしば、加熱用コイル、二重壁、二重底等で構成されている。))
- (g) 85.16 項の電熱器具

**73.22 セントラルヒーティング用のラジエーター（電気加熱式のものを除く。）及びその部分品
並びに動力駆動式の送風機を有するエアヒーター及び温風分配器（新鮮な又は調節した空
気を供給することができるものを含むものとし、電気加熱式のものを除く。）並びにこれ
らの部分品（この項の物品は、鉄鋼製のものに限る。）**

ーラジエーター及びその部分品

7322.11ーー鑄鉄製のもの

7322.19ーーその他のもの

7322.90ーその他のもの

この項には、次の物品を含む。

(1) セントラルヒーティング用のラジエーター

これは、フランジ若しくはひれを付けた管で作ったセクション又は中空パネルを組み合わ
せたもので、これにボイラーから水又は蒸気を循環させて空間を加熱する器具である。木製
又は金属製のケーシングに納めたものであってもよい。

このラジエーターには、温水又は冷水を循環させるラジエーターと加圧下で調節した空気
を通す放出ノズルとを組み合わせたもの（2つの機構は格子を有する共通の枠に組み込んだ
もの）を含む。このラジエーターは、ラジエーター部分が停止したときには、温風分配器と
して使用される。

この項には、エアコンディショナー (84.15) 及び電気式ラジエーター (85.16) を含まな
い。

(2) ラジエーター専用のセクションその他の部分品

次の物品は、部分品とは認められない。

- (a) セントラルヒーティング用ボイラーとラジエーターを接続するための管及び継手 (73. 03 から 73. 07 まで)
- (b) ラジエーター用の台 (73. 25 及び 73. 26)
- (c) 蒸気又は温水用のタップ、コック等 (84. 81)

(3) エアヒーター (各種の燃料 (石炭、重油、ガス等) を使用するもの)

この機器 (定置式又は移動式のもの) は、主たる機構として、燃焼室 (バーナー付き) 又は火格子、熱交換器 (管を組み合わせたものから構成されたもの等で、その内部に燃焼ガスを循環させながらを放熱させて、その外表面を循環する空気に伝熱させるもの) 及び動力駆動式の送風機を自蔵するものである。これらのヒーターは通常、燃焼ガスの排気用導管を取り付けている。

直接拡散するための熱風発生用のエアヒーター (定置式又は移動式のもの) は、加熱される場所に温風を分配し又は直接供給するための送風装置 (ファン又はブローア) と組み合わされている点で、加熱部分を結合したラジエーター (73. 21 項の解説参照) とは異なる。

エアヒーターは、各種の附属装置 (例えば、バーナー (ポンプ付き)、バーナーに空気を供給する電気式ファン、制御機器 (サーモスタット、パイロスタット等)、エアフィルター等を備えたものであってもよい。

(4) 温風分配器: 通常、フランジ又はひれを付けた管を組み合わせたものから成る空気加熱部分及び電気式ファンを空気放出口 (格子又は調節できるシャッター) を有する共通のハウジングに取り付けたものである。

これは、セントラルヒーティング用ボイラーに接続するように作られており、地面の上に置き、壁に取り付け、又は天井、はり、柱等から吊り降すようになっている。

これらの装置のうち、あるものは、加熱部分が停止したときには、冷風分配器として使用できるように外気の入入口を備えたものもある。

ただし、この項には、次の物品を含まない。

室温温度調節装置のもとで、高圧下で供給された熱風及び冷風を混合して調節した空気を分配する機器 (主として混合室及びニューマチック作動装置で作動する制御バルブを有する 2 個の入口ノズルを共通のハウジングに取り付けて一体構造としたものでラジエーター並びに動力駆動式の送風機を有してないもの) (84. 79)

＊

＊ ＊

エアヒーター及び温風分配器は、使用される場所のいかんを問わず、この項に含まれる。従って、この項には、空間の加熱用又は各種の材料 (飼料、穀物等) の乾燥用のエアヒーター及び 17 部の車両用の加熱装置を含む。ただし、車両のエンジンにより発生する熱を利用し、かつ、当該エンジンに接続しなければならない温風分配器は、15 部の注 1 (g) 及び 17 部の注 3 により 17 部に属する。

(5) エアヒーター及び温風分配器の部分品 (熱交換器、ノズル、直接拡散用の導管、ダンパー、格子等)

ただし、次の物品は、部分品とは認められない。

- (a) 温風分配器をボイラーに接続するための管及び管用継手 (73.03 から 73.07 まで)
- (b) ファン (84.14)、エアフィルター (84.21)、自動制御装置 (90 類) 等

73.23 食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品（鉄鋼製のものに限る。）、鉄鋼のウール並びに鉄鋼製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品

7323.10—鉄鋼のウール及び鉄鋼製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品

—その他のもの

7323.91——鑄鉄製のもの（ほうろう引きのものを除く。）

7323.92——鑄鉄製のもの（ほうろう引きのものに限る。）

7323.93——ステンレス鋼製のもの

7323.94——その他の鉄鋼製のもの（ほうろう引きのものに限るものとし、鑄鉄製のものを除く。）

7323.99——その他のもの

(A) 食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品

これらには、この表の他の項においてより特殊な限定をして記載されている物品を除き、台所用、食卓用その他の家庭用に供する広範囲の鉄鋼製品を含む。これらは、ホテル、レストラン、下宿屋、病院、酒保、兵営等で使用される同様な物品を含む。これらは、鑄鉄又は鉄鋼のシート、板、帯、ストリップ、線、ワイヤグリル、ワイヤクロス等から、鑄込み、鍛造、打抜き等の各種の方法で製造される。また、他の材料製のふた、取手その他の部分品及び附属品を有するものであっても、鉄鋼製品としての特性を有するものは、この項に属する。

このグループには、次の物品を含む。

(1) 台所用品

ソースパン、蒸し器、圧力がま、保存用なべ、シチューなべ、キャセロール、魚なべ、たらい、フライパン、ロースト用又はベーカリー用の皿及びプレート、鉄格子及びオーブン（加熱部分を結合するように作ってないもの）、やかん、うらごし器、フライ用のかご、ゼリー又はペーストリー用の型、水さし、家庭用ミルク入れ、台所用の貯蔵用缶及び容器類（パン入れ、茶入れ、砂糖入れ等）、サラダ洗浄具、台所用容量測定具、皿かけ、漏斗等

(2) 食卓用品

盆、皿、プレート、スープ皿、野菜皿、ソース入れ、砂糖入れ、バター皿、ミルク又はクリーム入れ、オードブル用皿、コーヒーポット及びパーコレーター（加熱源を有する家庭用のものを除く。73.21）、ティーポット、カップ、マグ、タンブラー、卵入れ、フィンガーボウル、パン又は果物の皿及びかご、ティーポット用の台、茶こし、薬味入れ、ナイフ置き、ワイン冷却用のバケツ等、ワイン給仕用の台、ナプキンリング、テーブルクロスをはさむためのクリップ等

(3) その他の家庭用品

洗たく用の大がま及びボイラー（加熱器具を有しないもの）、ごみ箱及び移動式ごみ箱（戸外用のものを含む。）、バケツ、石炭入れ、水おけ、灰皿、熱湯用びん、びん用かご、移動式くつ拭き、アイロン台、洗たくかご、果物かご、野菜かご等、手紙入れ、洋服掛け、くつの保存型、弁当箱等

この項には、上記物品の鉄鋼製部分品（例えば、ふた、にぎり、柄、圧力がま用の部分品等）を含む。

（B）鉄鋼のウール及び鉄鋼製の瓶洗い、ポリッシングパッドポリッシンググラブその他これらに類する物品

鉄鋼のウールは、非常に繊細な線又はストリップを共に絡み合うように集めたもので、通常、小売用に供することができるように容器に包装されている。

瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する物品は、線、ストリップ、スチールウール等から製造したもので、柄を有するものもある。鉄鋼製品の特性を本質的に有する限り、紡織用繊維材料と織り込んだものであってもこの項に含む。

各種の用途を有する鉄鋼のウールを除き、このグループの物品は、主として家庭用（例えば、台所用品又は衛生用品の洗浄、金属製品の研磨、床板、寄せ木細工の床、その他の木製の床用敷物及びその他の木製品の手入れ）に供される。

この項には、次の物品を含まない。

- （a）缶、箱その他これらに類する容器（73.10）
- （b）73.21 項に該当するストーブ、炉、台所用レンジ、調理用加熱器等
- （c）紙くずかご（73.25 又は 73.26）
- （d）工具の特性を有する家庭用品：例えば、各種のショベル、コルク抜き、チーズおろし器等、脂肉をさしこむ針、かん切り、くるみ割り、瓶の栓抜き、カールごて、アイロン、火挟み、たまご泡立器、ワッフルの焼き型、コーヒー粉碎器、香辛料粉碎器、肉ひき器、果汁しぼり機、野菜用プレス、野菜すりつぶし器（82 類）
- （e）刃物、スプーン、フォーク、ひしゃく等（82.11 から 82.15 まで）
- （f）金庫、キャッシュボックス、証書入れ（83.03）
- （g）装飾品（83.06）
- （h）家庭用のはかり（84.23）
- （ij）85 類の家庭用電気機器（特に、85.09 又は 85.16 の物品）
- （k）94 類の小型の吊り下げ用肉保存箱及びその他の家具
- （l）94.05 項の照明器具
- （m）手ふりい（96.04）、たばこ用ライターその他のライター（96.13）、96.17 項の魔法瓶その他の真空容器

73.24 衛生用品及びその部分品（鉄鋼製のものに限る。）

7324. 10－ステンレス鋼製の台所用流し及び洗面台

－浴槽

7324. 21－－鋳鉄製のもの（ほうろう引きをしてあるかないかを問わない。）

7324. 29－－その他のもの

7324. 90－その他のもの（部分品を含む。）

この項には、この表の他の項においてより特殊な限定をして記載されているものを除き、室内衛生用に供する広範囲の鉄鋼製品を含む。

これらは、鋳鉄又は鉄鋼のシート、板、帯、ストリップ、線、ワイヤグリル、ワイヤクロス等から、鋳込み、鍛造、打抜き等の各種の方法で製造される。また、他の材料製のふた、取手その他の部分品及び附属品を有するものであっても、鉄鋼製品としての特性を有するものは、この項に含まれる。

この項には、次の物品を含む。

浴槽、ビデ、座浴槽、足洗い、流し、洗面台、化粧用セット、石けん入れ、スポンジ入れ、注水器、衛生用おけ、しびん、室内便器、水洗便器及び水洗用タンク（機構を有しているかないかを問わない。）、たんづぼ、トイレットペーパーホルダー

この項には、次の物品を含まない。

（a）缶、箱その他これらに類する容器（73. 10）

（b）94 類の壁掛け式の医療用品用又は化粧用具用の小型キャビネット及びその他の家具

73. 25 その他の鋳造製品（鉄鋼製のものに限る。）

7325. 10－非可鍛鋳鉄製のもの

－その他のもの

7325. 91－－粉碎機用のグラインディングボールその他これに類する製品

7325. 99－－その他のもの

この項には、他の項に該当しないすべての鋳造製品を含む。

この項には、上下水道等の検査用はしご、格子状の鉄ぶた、ドレンカバーその他これらに類する鋳物製品、消化栓の支柱及びカバー、飲用噴水、郵便ポスト、火災警報用の支柱、繫索柱、と、鉋坑壁の板張材、研磨用ミル又は粉碎用ミルのボール、冶（や）金用のつぼ及びるつぼ（機械装置又は温度装置を有しないもの）、釣り合いおもり、人造の花及び葉等（83. 06 項の物品を除く。）並びに水銀容器を含む。

この項には、この表の他の項に該当する鋳造品（例えば、機械類又は機械装置の部分品と認められるもの）及びこれらの未完成の鋳造品（更に加工を必要とするが、最終製品としての重要な特性を有するもの）を含まない。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 鑄造以外の方法で製造された上記に類似する製品（例えば、焼結したもの）（73.26）
- (b) 装飾用に供される像、花瓶、つぼ及び十字架（83.06）

73.26 その他の鉄鋼製品

－鍛造又は型打ちをしたもの（更に加工したものを除く。）

7326.11－粉碎機用のグラインディングボールその他これに類する製品

7326.19－その他のもの

7326.20－鉄鋼の線から製造したもの

7326.90－その他のもの

この項には、鍛造、打抜き、切断、スタンピングその他の加工（例えば、折り曲げ、組立て、溶接、旋盤加工、平削り又はせん孔）によって製造されたすべての鉄鋼製品（この類の前項までに掲げるもの、15 部の注 1 に掲げるもの、82 類又は 83 類に含まれるもの及びこの表の他の項においてより特殊な限定をして記載されているものを除く。）を含む。

この項には、次の物品を含む。

- (1) 蹄鉄、履物用プロテクター（取付け用ポイントを有しているかないかを問わない。）、木登り用の昇柱器、機構を有しないベンチレーター、ベネシャンブラインド（窓すだれ）、たる用のたが、電線用の支持具（例えば、支索、クリップ、腕木）、絶縁物の系列を接続又は吊り下げる器具（サスペンションロッド、シャックル、エクステンション、接続用のスタッドを有するアイ及びリング、ボールソケット、サスペンションクランプ、デッドエンドクランプ等）、寸法が基準に合っていない鋼球（84 類の注 7 参照）、柵用の柱、テント用支柱、家畜係索用柱等、庭園の縁用の輪、樹木及びスイートピー等の支柱等、柵用の線を組み合わせるのに使用するひきしめねじ、タイル（73.08 項に該当する構造物に使用するものを除く。）及びとい、硬質の管及びタップ等にフレキシブルなチューブ又はホースを締め付けるのに使用する締め付け用のバンド又はカラーホースクリップ、管を取り付けるのに使用するハンガー、支柱その他これらに類する支持具（73.08 項に該当する管状の構造物を組み立てるために特につくられたクランプその他の器具を除く。）、容量測定具（家庭のもの（73.23）を除く。）、はめ輪、横断歩道用のびょう、クレーン用の鍛造したフック、各種用途のスナップフック、はしご、脚立、うま、鋳物用中子の支持具（鋳物用のくぎを除く。73.17）、人造の花及び葉（83.06 項の物品及び 71.17 項の身辺用模造細貨類を除く。）
- (2) 線で作った製品：例えば、わな、ねずみ用わな、うなぎ用うえその他のわな、まぐさ用のひも等、tyre tringles、duplex wire（織機のヘルドを製作するもので、2 本の線をはんだ付けしたもの）、動物用の鼻輪、マットレスフック、肉屋用のフック、タイルハンガー等、紙くずかご
- (3) ある種の箱又はケース（例えば、工具箱及びケースで、個々の工具（附属品を有するか有しないかを問わない。）を収めるために特別に成形されず又は内部に取り付けられていないも

の(42.02 項の解説参照)、植物採取用、収集用又は標本用の箱、化粧道具箱、おしろい入れ、シガレットケース、たばこ入れ、口中剤入れ等(ただし、73.10 項の容器、家庭用のもの(73.23)及び装飾用として使用されるもの(83.06)を除く。))

また、この項には、ベース、ハンドル、真空レバー及びゴムの円盤から構成され移動させようとする物品(特にガラス)に一時的に固定する真空カップホルダー(吸着グリップ)を含む。

この項には、この表の他の項に該当する鍛造品(例えば、機械類の部分品と認められるもの)及びこれらの未完成の鍛造品(更に加工を必要とするが、最終製品としての重要な特性を有するもの)を含まない。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 42.02 項の物品
- (b) 73.09 項又は 73.10 項の貯蔵タンクその他これに類する容器
- (c) 73.23 項のごみ箱及び移動式ごみ箱(戸外用のものを含む。)
- (d) 鉄鋼製の鑄造製品(73.25)
- (e) 事務用具(例えば、ブックエンド、インキスタンド、ペン皿、吸取紙の台、文鎮、スタンプ台)(83.04)
- (f) 装飾用に供される像、花びん、つぼ及び十字架(83.06)
- (g) 商店、工場、倉庫等において永久設備として備え付けられる大型の棚(73.08)及び 94.03 項の棚付き家具
- (h) 紡織用繊維製又は紙製のランプのかさを作るための骨組(94.05)

＊

＊ ＊

号の解説

7326.11 及び 7326.19

鍛造又は型打ちの後、これらの号の製品は次のような加工又は表面処理が行われる場合がある。

粗いばり取り、研磨、槌打鍛造、彫刻又は充てんによるばり、湯もれその他の型打ちで生じた欠陥の除去、酸漬けによる焼なましの除去、単なる砂吹き、粗圧延、粗い漂白、金属中の欠陥を探すために行われる操作、明らかにさびその他の酸化から製品を守るために行われる黒鉛、油、タール、鉛丹その他これらに類する物品による被覆並びに商標等の単なる銘刻のための型打ち、穴あけ、印刷等。

第 74 類

銅及びその製品

注

1 この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a) 「精製銅」とは、銅の含有量が全重量の 99.85%以上である金属及び銅の含有量が全重量の 97.5%以上であり、かつ、銅以外の元素の含有量が全重量に対してそれぞれ次の表に掲げる限度を超えない金属をいう。

元 素	全重量に対する限度 (%)
銀 (Ag)	0.25
砒素 (As)	0.5
カドミウム (Cd)	1.3
クロム (Cr)	1.4
マグネシウム (Mg)	0.8
鉛 (Pb)	1.5
硫黄 (S)	0.7
すず (Sn)	0.8
テルル (Te)	0.8
亜鉛 (Zn)	1
ジルコニウム (Zr)	0.3
その他の各元素 (*)	0.3

*その他の各元素とは、例えば、アルミニウム、ベリリウム、コバルト、鉄、マンガン、ニッケル及びけい素をいう。

(b) 「銅合金」とは、含有する元素のうち銅の重量が最大の金属（粗銅を除く。）で次のいずれかのものをいう。

(i) 銅以外の元素の少なくとも一の含有量が全重量に対してそれぞれ (a) の表に掲げる限度を超えるもの

(ii) 銅以外の元素の含有量の合計が全重量の 2.5%を超えるもの

(c) 「マスターアロイ」とは、銅と他の元素の合金（銅の含有量が全重量の 10%を超えるものに限る。）で、実用上圧延及び鍛造のいずれにも適せず、かつ、通常その他の合金の製造の際の添加用又は非鉄金属の冶金の際の脱酸用、脱硫用その他これらに類する用途に供するものをいう。ただし、りん含有量が全重量の 15%を超えるりん銅は、第 28.53 項に属する。

号注

1 この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a) 「銅・亜鉛合金（黄銅）」とは、銅と亜鉛の合金（銅及び亜鉛以外の元素を含有するかしないかを問わない。）をいうものとし、銅及び亜鉛以外の元素を含有する場合には、次のすべての要件を満たすものをいう。

銅以外の含有する元素のうち亜鉛の全量が最大であること。

ニッケルの含有量が全重量の 5 %未満であること（銅・ニッケル・亜鉛合金（洋白）参照）。

すずの含有量が全重量の 3 %未満であること（銅・すず合金（青銅）参照）。

（b）「銅・すず合金（青銅）」とは、銅とすずの合金（銅及びすず以外の元素を含有するかしないかを問わない。）をいうものとし、銅及びすず以外の元素を含有する場合には、銅以外の含有する元素のうちすずの重量が最大であるものをいう。ただし、すずの含有量が全重量の 3 %以上であり、かつ、亜鉛の含有量が全重量の 10%未満である場合には、含有する亜鉛の重量がすずの重量を超えるものも含む。

（c）「銅・ニッケル・亜鉛合金（洋白）」とは、銅とニッケルと亜鉛の合金（銅・ニッケル及び亜鉛以外の元素を含有するかしないかを問わない。）で、ニッケルの含有量が全重量の 5 %以上のものをいう（銅・亜鉛合金（黄銅）参照）。

（d）「銅・ニッケル合金」とは、銅とニッケルの合金（銅及びニッケル以外の元素を含有するかしないかを問わないものとし、亜鉛の含有量が全重量の 1 %以下のものに限る。）をいうものとし、銅及びニッケル以外の元素を含有する場合には、銅以外の元素のうちニッケルの重量が最大であるものをいう。

総 説

この類には、銅、銅合金及びこれらのある種の製品を含む。

銅は、各種の金属鉱（26.03 項の解説参照）から採取されるが、また、自然銅から作り上げられ又はくずから回収される。

銅は、硫化鉱から乾式製錬により製造される。この場合、まず粉鉱又は精鉱を焙焼し、余分の硫黄を除去し、ついで溶鉱炉で溶錬し、銅マット又はかわとする。

場合によっては、精鉱は、事前に焙焼することなく、酸化製錬によりフラッシュ焙焼炉で空気又は酸素を使用して溶錬される。

マットは、転炉で処理され、鉄及び硫黄が大部分除去されてプリスター銅（表面が粗く、かつ火ぶくれによるあばたがあるためこのように呼ばれる。）となる。プリスター銅は、反射炉で精錬され精製銅となるが、必要に応じて更に電解によって精錬される。

酸化鉱及びある種のその他の鉱石及び残さは、湿式法で製錬される（第 74.01 項の解説参照）。

＊

＊ ＊

銅は、非常に延性及び可鍛性があり、銀に次ぐ熱又は電気の最良の伝導体である。銅は、純粋の状態のものが、特に電線の形状で又は冷却用の構成要素としてコイル若しくは板の形状で使用する。しかし、一般的用途としては主に合金の形態で使用する。

＊

＊ ＊

15 部の注 5 の規定（当該部の総説参照）に基づき、銅に分類される銅・卑金属合金には次の物品を含む。

（1）銅・亜鉛合金（黄銅）（号注 1（a）参照）：銅と亜鉛との各種割合のものであり、例えば、

各種用途に使用される通常の黄銅、特に身近用模造細貨類及び細工品の製造に供されるトムバックがある。

銅・亜鉛合金で他の元素を少量含有するものには、特徴的な性質を有する特殊黄銅がある。特殊黄銅には、高力黄銅（しばしば、マンガン青銅として知られているもので、船舶建造用のもの）鉛入黄銅、鉄入黄銅、アルミニウム黄銅及びシリコン黄銅を含む。

- (2) 銅・すず合金（青銅）（号注 1（b）参照）：時には、特殊な性質を与えるため他の元素を含有するものがある。青銅には、貨幣鑄造青銅、硬質青銅（歯車、軸受その他機械部分品製造用）ベルメタル（鐘青銅）、彫像用青銅、軸受用鉛入青銅、りん青銅（脱酸青銅でばね又はフィルター若しくはスクリーン用のワイヤーガーゼ製造用）等を含む。
- (3) 銅・ニッケル・亜鉛合金（洋白）（号注 1（c）参照）：これらは、耐食性及び機械的強度を有するもので、主として電気通信（中でも電話工業において）に使用されるほか、タップ、高品質の導管附属品、スライドファスナー及びクランプ、ばね、接続子、コンセント等の電気部分品等、装飾品、建築用金具、化学品や食品の製造装置等に使用される。また、この合金のある種のものは、食卓用具の製造等にも使用される。
- (4) 銅・ニッケル合金（白銅）（号注 1（d）参照）：これは、しばしば少量のアルミニウム又は鉄を含有している。これは、海水に浸食されない特徴をもつ合金の代表的品種である。そのため各種の海洋若しくは造船用、特にコンデンサー及びパイピング用に並びに硬貨及び電気抵抗体の製造に広く供される。
- (5) アルミニウム青銅：主として銅とアルミニウムとから成る合金で、高強度、耐食性及び硬さが重要な要素となっている工業に使用される。
- (6) ベリリウム銅（ベリリウム青銅と称されることもある。）：主として銅とベリリウムとから成る合金で、硬さ、強度及び耐食性にすぐれており、各種のばね、プラスチック用の鑄型、抵抗溶接用電極及び火花を発生しない工具の製造に使用される。
- (7) けい素銅：主として銅及びけい素から成る合金で、強度及び耐食性にすぐれており、貯蔵用タンク、ボルト、ファスナー等の製造に使用される。
- (8) クロム銅：主として抵抗溶接用電極の製造に使用される。

＊

＊ ＊

この類には、次の物品を含む。

- (A) マットその他銅製錬の中間生産物、塊及びくず（74.01 から 74.05 まで）
- (B) 銅の粉及びフレーク（74.06）
- (C) 74.03 項の銅を通常圧延、押出し、引抜き又は鍛造により加工して得た物品（74.07 から 74.10 まで）
- (D) 74.11 項から 74.18 項までに掲げる各種の製品及び 74.19 項に該当するその他の製品：74.19 項には、15 部の注 1 に規定する物品、82 類又は 83 類に該当する物品及びこの表の他の項においてより特殊な限定をして記載されている物品を除き、その他のすべての銅製品を含む。
銅の物品及び製品には、金属の性質及び外観を改善するために各種の処理が施されることがある。

これらの処理は、通常 72 類の総説に記載されているものであり、物品の所属には影響を与えない。

＊

＊ ＊

他の物品と結合した物品（特に製品にしたもの）の所属については、15 部の総説に記載されている。

74.01 銅のマット及びセメントカップパー（沈殿銅）

（A）銅のマット

マットは、焼いた硫化銅鉱を熔融し、マットの表面に浮かぶスラグ状の脈石及びその他の金属から硫化銅を分離して得られる。マットは、主として銅及び鉄の硫化物から成り、一般に黒色又は褐色の粒（熔融マットを水中に落として得られる。）又は粗塊で、にぶい金属光沢のある外観をしている。

（B）セメントカップパー（沈殿銅）

セメントカップパー（沈殿銅）は、ある種の焙焼鉱又は残さを浸出させて得た水溶液に鉄を加えて沈殿させて得た産物である。これは、酸化物及び不溶性の不純物を含有する微細な黒色粉にはっきりと分離される。本品は、船体防汚ペイント及び農業用殺菌剤として使用されることもあるが、多くの場合銅のマットを製造する際に溶鉱炉に投入される装入材に添加される。

セメントカップパーは、不純物を含有しない 74.06 項の銅の粉と混同してはならない。

74.02 粗銅及び電解精製用陽極銅

この項には、次の物品を含む。

- （1）ブラック銅：これは、通常高炉において、酸化銅鉱又は不純物を含む銅のくずを溶錬して得られる不純物を含む銅である。銅の含有量は大きなばらつきがあり、通常全重量のほぼ 60% から 85% の範囲内にある。
- （2）ブリストア銅：これは、熔融したカップパーマットに空気を通すことにより得られる不純物を含む銅である。この変換過程において、硫黄、鉄及びその他の不純物は酸化される。銅の含有量は通常全重量の約 98% である。
- （3）電解精製の陽極銅：完全に熔融して部分的に精製した銅は、さらに電解精製の陽極銅として鑄造される。この陽極は、通常スラブ状であり、電解精製タンクにつり下げるための 2 個のラグを有する。本品は、電気銅めっき用の陽極（74.19）と混同してはならない。

74.03 精製銅又は銅合金の塊

— 精製銅

7403.11 — 陰極銅及びその切断片

7403.12 — ワイヤバー

7403.13 — ビレット

7403.19 — その他のもの

— 銅合金

7403.21 — 銅・亜鉛合金（黄銅）

7403.22 — 銅・すず合金（青銅）

7403.29 — その他の銅合金（第 74.05 項のマスターアロイを除く。）

この項は、それぞれこの類の注 1（a）及び 1（b）に規定した精製銅及び銅合金の塊を含む。銅の含有量が全重量の 99.85%以上の精製銅は、電解精製、電解析出、化学精製又は乾式精錬によって得られる。その他の精製銅（銅の含有量が全重量の 97.5%以上のもの）は、通常前記の精製銅に、一以上の他の元素をこの類の注 1（a）の表に示されている最大含有量限度以下添加して合金にすることによって製造される。

精製銅は、インゴット、再溶解用のインゴットバー（例えば、合金製造用のもの）、ワイヤバー、圧延用のスラブ、ビレット（横断面が円形のものを含む。）その他これらに類する形状のもの（圧延、押出し、引抜き又は鍛造により板、シート、ストリップ、線、管その他の物品の製造用のもの）に製造される。

電解精製銅は、電解精製用タンクに 2 個のループによりつり下げられた種板（starting sheets）上に析出させて得られるが、板状の陰極のままの状態又はそのループを切断したり若しくはさらに切断した状態で提示される。

精製銅には、また、主として合金用及び時には研磨用の粉の製造用のショットの形状にしたものがあるが、銅の粉及びフレークは、74.06 項に属する。

更に、この項には、製造若しくは焼結したスラブ、棒及びインゴット等であって、単なるトリミング若しくはスケール除去（主として酸化銅から成る凝結物又は表面層の除去）又は凝結その他製造の際の欠陥を除去するための切削、傷とり、研削等よりも高度な加工をしていないもの及び検査のため（品質管理）一つの面を機械加工したものを含む。

焼結製品は、銅の粉、銅合金の粉又は他の金属粉を混合した銅の粉を圧縮し、ついで焼結（金属の溶融点以下の適当な温度で加熱する。）して製造される。焼結した状態においては、焼結品に空洞があり、強度が低いので、有用な密度を得るために通常圧延、押出し、鍛造等の加工が施される。圧延等の加工がなされた物品は、この項には含まない（例えば 74.07 又は 74.09）。

この項には、また、ワイヤバー及びビレットでこれらから線材、管その他の物品を製造する機械への送り込みを単に容易にする目的のため、その端部にテーパ加工その他の加工をしたものを含む。

製造後の加工に関する上記に掲げる要件を満たすことを条件として、この項に該当する製造した棒には、次の物品を含む。

- (1) 特殊鑄型により、断面が円形、正方形又は六角形の形状に精密鑄造したもので、通常長さが1メートル以下のもの（時には、ジェット（jet）と称される。）
- (2) 連続鑄造法で製造した長い物品（溶融金属を連続して水冷した鑄型に注入し、急速に固化したもの）

ジェット及び連続鑄造法で製造したバーはいずれも、しばしば圧延、引抜き又は押出しにより棒に加工され同じ目的に使用される。

74.04 銅のくず

72.04 項の解説中くずに関する記述は、26.20 項に属する第一銅のスラグ、灰及び残留物を除き、この項において準用する。この項の銅のくずには、銅の引抜き加工スラッジで、主として銅粉から成り、引抜き加工の際、使用された潤滑剤が混入しているものを含む。

この項には、インゴット及び再溶解した銅のくずから鑄造したこれに類する未加工の形状の塊を含まない（74.03）。

74.05 銅のマスターアロイ

マスターアロイは、この類の注1（c）に規定されている。

この項のマスターアロイは、銅と他の元素との合金（銅の含有量が全重量の10%を超えるものに限る。）であり、その組成に基因して、通常金属加工用として利用するにはもろすぎる。本品は、黄銅、青銅若しくはアルミニウム青銅にこれらの合金よりも高溶融点の他の元素、非常に酸化し易い元素（例えば、アルミニウム、カドミウム、砒（ひ）素及びマグネシウム）若しくは溶融温度で昇華し易い元素を添加するため又はある種の合金の製造の際に脱酸用、脱硫用その他これらに類する用途に供する元素（例えば、カルシウム）を添加するために使用される。

銅は、他の元素の溶媒又は希釈剤として作用し、マスターアロイの溶融点を低下させ、又は酸化若しくは昇華の作用を減少させるために十分な量でなければならない。しかしながら、銅の割合が多過ぎると、製造しようとする合金に添加される元素が過度に希釈される。マスターアロイの銅の含有量は、通常全重量の30%から90%の間であるが、特殊な場合には、これらの限度よりも高い場合又は低い場合がある。

この項には、例えば、すべての銅・ニッケル合金（これは、たとえ、マスターアロイとして使用するものであっても、ニッケルの含有率のいかんにかかわらず実用上圧延又は鍛造に適する。）を含まない。その他の合金のうち、例えば、銅・マンガン合金及び銅・けい素合金には、当該構成金属の含有割合により実用上圧延又は鍛造に適するものと適しないものがある。この項には、実用上圧延又は鍛造に適しない合金のみを含む。

この項のマスターアロイには、アルミニウム銅、ベリリウム銅、ほう素銅、カドミウム銅、クロム銅、鉄銅、マグネシウム銅、マンガン銅、モリブデン銅、けい素銅、チタン銅又はバナジウム

銅を含む。

マスターアロイは、通常、破碎し易いように小形のブロック状若しくはケーキ状に又はもろいスティック状若しくはペレット状に作られており、粗鑄造品の外観をしている。

りん銅のうち、りんの含有量が全重量の 15%を超えるものは、28.53 項に属する。

74.06 銅の粉及びフレーク

7406.10—粉（薄片状のものを除く。）

7406.20—粉（薄片状のものに限る。）及びフレーク

この項には、銅のフレーク及び 15 部の注 8（b）に規定する銅の粉を含むものとし、74.01 項の黒粉状のセメントカップパー（沈殿銅）を含まない。また、15 部の注 7 の規定により、銅粉と他の卑金属粉との混合物（例えば、銅粉とすず粉とを単に混合した「ブロンズパウダー」）を含む。

銅の粉は、主として電着法又は噴霧法（溶融金属を水、蒸気、空気その他のガスの高速度のクロスジェットに注入する方法）により製造される。

上述した主な二つの製法のほか、銅の粉は、微粉末にした酸化物のガス還元、溶液からの沈殿又は固体の粉碎により小規模に生産される場合もある。薄片状の粉及びフレークは、通常はくを粉碎して製造される。薄片状の形は、フレークの場合には肉眼又は拡大鏡により確認できるが、真正の粉の場合には顕微鏡が必要である。

製造方法により粒子の大きさ及び形状（多少不規則な形状、球状又は薄片状組織）の特徴が定まる。薄片状組織の粉は、しばしば研磨されるが、その調製の過程で使用されるグリース又はワックス（例えば、ステアリン酸及びパラフィンろう）のこん跡が残っているものもある。

粉は、圧縮及び焼結により軸受、ブッシュその他の機械部分品の製造に使用される。また、化学用若しくは冶（や）金用の試薬用又ははんだ付け若しくはろう付用、特殊セメントの製造用、又は電気めっき用のベースとして非金属表面の塗装用等に供される。フレークは、主としてインキ及びペイントを製造する際に、金属顔料として使用される。また、フレークは金属着色料としてワニス塗装に直接吹き付けて固着させる方法で使用する。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) ペイントの調製に使用するある種の粉及びフレーク状の粉で、「ブロンズ」又は「ゴールド」として知られるもの（ある種のアンチモン塩、二硫化すず等のように化合物となっているもの。28 類及びペイントとして調製したものは 32 類）
- (b) 着色料、ペイントその他これらに類する物品として調製した粉及びフレーク（例えば、他の着色料とともに調製したもの及びバインダー又は溶剤とともに懸濁液、分散液又はペーストとして調製したもの）（32 類）
- (c) 74.03 項の銅のショット
- (d) 銅のはくを切断したスパングル（83.08）

74.07 銅の棒及び形材

7407.10—精製銅のもの

—銅合金のもの

7407.21—銅・亜鉛合金（黄銅）のもの

7407.29—その他のもの

棒については、15 部の注 9（a）に、形材については、15 部の注 9（b）に規定されている。

この項の物品は、通常、圧延、押出し又は引抜きにより製造されるが、また、プレス又はハンマーで鍛造により製造されるものもある。これらには、精密仕上げをするため（必要に応じ、焼鈍した後に）冷間引抜き、ひずみ取りその他の方法による冷間仕上げが行なわれるものもある。また、加工したもの（例えば、穴あけをしたもの、ねじったもの、しわ付けをしたもの）もこの項に含まれる。ただし、加工により他の項の物品の特性を有することとなるものを除く。また、この項には、中空の形材で押出しによって得られたひれ又はひだ付きの管を含む。ただし、当該ひれ又はひだが、例えば、溶接によって取付けられた管は含まない（一般に 74.19 項）。

鑄造により製造した棒（いわゆるジェット及び連続鑄造による棒を含む。）及び焼結により製造した棒であって単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしてないものは 74.03 項に含まれる。ただし、もし、この段階よりもさらに高度の加工をしたものは、当該加工により他の項に該当する物品の特性を有することとなるものを除き、この項に属する。

ワイヤバー及びビレットで、これらから線材、管その他の物品を製造する機械への送り込みを単に容易にする目的のため、その端部にテーパ加工その他の加工をしたものは、74.03 項に属する。

74.08 銅の線

—精製銅のもの

7408.11—横断面の最大寸法が 6 ミリメートルを超えるもの

7408.19—その他のもの

—銅合金のもの

7408.21—銅・亜鉛合金（黄銅）のもの

7408.22—銅・ニッケル合金（白銅）又は銅・ニッケル・亜鉛合金（洋白）のもの

7408.29—その他のもの

線は、15 部の注 9（c）に規定されている。

線は、圧延、押出し又は引抜きにより製造され、コイルの形状で提示される。74.07 項の解説の第 2 パラグラフはこの項において準用する。

この項には、次の物品を含まない。

（a）外科用縫合材として使用される極めて細い滅菌した青銅線（30.06）

- (b) 金属を交えた糸 (56. 05)
- (c) 銅線で補強したひも及びコード (57. 07)
- (d) 74. 13 項のより線、ケーブルその他の物品
- (e) 被覆溶接棒等 (83. 11)
- (f) 電気絶縁をした線及びケーブル (エナメルを塗布したものを含む。) (85. 44)
- (g) 楽器用の弦 (92. 09)

74.09 銅の板、シート及びストリップ（厚さが0.15 ミリメートルを超えるものに限る。）

－精製銅のもの

7409. 11－巻いたもの

7409. 19－その他のもの

－銅・亜鉛合金（黄銅）のもの

7409. 21－巻いたもの

7409. 29－その他のもの

－銅・すず合金（青銅）のもの

7409. 31－巻いたもの

7409. 39－その他のもの

7409. 40－銅・ニッケル合金（白銅）又は銅・ニッケル・亜鉛合金（洋白）のもの

7409. 90－その他の銅合金のもの

この項は、15 部の注 9（d）に規定する物品を含む。ただし、厚さが 0.15 ミリメートルを超えるものに限る。

板及びシートは、通常 74.03 項のある種の物品を熱間圧延又は冷間圧延により製造され、銅のストリップは、圧延によって製造されるか又はシートを剪（せん）断して製造する。

この項の物品には、特定の形状に切ったもの、穴をあけたもの、波形のもの、リブ付のもの、溝形のもの、研磨したもの、被覆したもの、浮出し模様を付けたもの、縁を丸めたもの等で、他の項に属する物品の特性を有しないものを含む（15 部の注 9（d）参照）。

0.15 ミリメートルの厚さの限度には、ワニス等の被覆物を含める。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 厚さが 0.15 ミリメートル以下のはく (74. 10)
- (b) 銅のエキスパンデッドメタル (74. 19)
- (c) 電気絶縁をしたストリップ (85. 44)

74.10 銅のはく（厚さ（補強材の厚さを除く。）が 0.15 ミリメートル以下のものに限るものとし、印刷してあるかないか又は紙、板紙、プラスチックその他これらに類する補強材によ

り裏張りしてあるかないかを問わない。)

－裏張りしてないもの

7410.11－精製銅のもの

7410.12－銅合金のもの

－裏張りしたもの

7410.21－精製銅のもの

7410.22－銅合金のもの

この項は、15 部の注 9（d）に規定する物品を含む。ただし、厚さが 0.15 ミリメートル以下のものに限る。

この項のはくは、圧延、鍛造又は電解により製造された非常に薄いシート（厚さが 0.15 ミリメートル以下のものに限る。）である。模造の金のはく等として使用される極薄いはくは、非常にもろいため、通常紙のシートをはくの間に挿入した小冊子状になっている。他方、装飾品製造用のはくは、しばしば、輸送若しくは取扱いの便宜又はその後の処理を容易にするために紙、板紙、プラスチック又はこれらに類する補強材で裏張りされている。この項には、浮出し模様を付けたもの、長方形その他特定の形状に切ったもの、穴をあけたもの、被覆（金めっき、銀めっき、ワニス塗装等）したもの又は印刷したものも含む。

0.15 ミリメートルの厚さの限度には、ワニス等の被覆物を含める。ただし、紙等の補強材は除く。

この項には、次の物品を含まない。

- （a）スタンプ用のはく（銅粉をゼラチン、にかわその他の結合材を使用して固めたもの及び銅を紙、人造プラスチックその他の支持物の上に付着させたもので、ブックカバー、帽子用すべり革等に印捺するものでブロッキングフォイルとして知られている。）（32.12）
- （b）印刷された銅のはくのラベル（印刷用によりラベルとして認識可能のもの）（49.11）
- （c）金属を交えた糸（56.05）
- （d）厚さが 0.15 ミリメートルを超える板、シート及びストリップ（74.09）
- （e）クリスマスツリーデコレーションの形状のはく（95.05）

74.11 銅製の管

7411.10－精製銅のもの

－銅合金のもの

7411.21－銅・亜鉛合金（黄銅）のもの

7411.22－銅・ニッケル合金（白銅）又は銅・ニッケル・亜鉛合金（洋白）のもの

7411.29－その他のもの

管は、15 部の注 9（e）に規定している。

73.04 項から 73.06 項までの解説は、この項において、項の範囲及び物品の製造方法について準用する。

銅製の管は、継目なしのものが多いが、ストリップの縁を溶接し若しくはろう付けすることにより又はその他の方法により製造されることもある。継目なし管は、通常ビレットのせん孔及び押出しにより素管を造り、ついで、素管を熱間圧延又はダイスを通して引抜きすることにより最終寸法に作られる。ある目的のため、管は引抜き工程を経ないで押出しにより最終寸法に作られる管もある。

銅製の管は、多くの工業的用途（例えば、調理用、加熱用、冷却用、蒸留用、精製用又は蒸発用の機器に使用する。）を有し、また、建造物において、家庭用又は一般用の水又はガスの供給用に使用される。銅合金のコンデンサーチューブは、耐腐食性（特に海水に対して）が大であるので、船舶及び発電所において広く使用される。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 中空型材（押出しによって得たひれ又はひだ付きの管を含む。）（74.07）
- (b) 管用継手（74.12）
- (c) ひれ又はひだが取り付けられた管、例えば、溶接による（一般に、74.19）。
- (d) フレキシブルチューブ（83.07）
- (e) 他の類に属する製品。例えば、機械の部分品として作り上げた管（16 部）

74.12 銅製の管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）

7412.10－精製銅のもの

7412.20－銅合金のもの

73.07 項の解説は、この項において準用する。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 管の組立て又は固定に使用されるボルト及びナット（74.15）
- (b) コック、弁等を取り付けた継手（84.81）

74.13 銅製のより線、ケーブル、組ひもその他これらに類する製品（電気絶縁をしたものを除く。）

73.12 項の解説は、この項において準用する。

銅は、電氣的伝導性が優れているために、通常、電線及びケーブルの製造に供される。これらは、鉄鋼その他の金属をしんとして使用してあるかないかを問わないが、重量割合で銅の含有量が最大のものである場合に限りこの項に属する（15 部注 7 参照）。ただし、この項には、電気絶縁をした線及びケーブルは含まない（85.44）。

74.15 銅製のくぎ、びょう、画びょう、またくぎ（第 83.05 項のものを除く。）その他これらに類する製品（銅製の頭部を有する鉄鋼製のものを含む。）及び銅製のねじ、ボルト、ナット、スクリューフック、リベット、コッター、コッターピン、座金（ばね座金を含む。）その他これらに類する製品

7415.10－くぎ、びょう、画びょう、またくぎその他これらに類する製品

－その他のもの（ねじを切ったものを除く。）

7415.21－座金（ばね座金を含む。）

7415.29－その他のもの

－その他のもの（ねじを切ったものに限る。）

7415.33－ねじ、ボルト及びナット

7415.39－その他のもの

この項には、鉄鋼製の軸に銅製の頭部を付けたくぎ（主として家具装飾用その他の装飾用に使用されるもの）を含むほか、73.17 項及び 73.18 項の解説は、この項において準用する。

この項には、くつ用プロテクター（取付け用ポイントを有するか有しないかを問わない。）を含まない（74.19）。

＊

＊ ＊

号の解説

7415.33

「ねじ」には、スクリューフック及びスクリューリングを含まない。これらは 7415.39 号に属する。

74.18 食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品（銅製のものに限る。）、銅製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品並びに衛生用品及びその部分品（銅製のものに限る。）

7418.10－食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品並びに瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品

7418.20－衛生用品及びその部分品

73.21 項、73.23 項及び 73.24 項の解説は、この項において準用する。

この項には、銅製の加熱器具（調理用その他家庭用に供する種類のものに限る。）を含む。例えば、通常、旅行用、キャンプ用等、また、時には家庭用に供する小型の加熱器具（例えばガソリン、パラフィン、アルコール等を使用するストーブ）がある。また、この項には、73.22 項の解説に記載された家庭用器具を含む。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 工具の性格を有する家庭用品 (82 類) (73. 23 項の解説参照)
- (b) トーチランプ (82. 05)
- (c) 刃物、スプーン、フォーク、ひしゃく等 (82. 11 から 82. 15 まで)
- (d) 83. 06 項の装飾品
- (e) 84. 19 項の加熱、調理、ばい焼、蒸留等を行う機器 (理化学用のものを含む。) : 例えば、次のような物品がある。
 - (1) 瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器 (電気式のものを除くものとし、家庭用のものであるかな
 - いかを問わない。)
 - (2) カウンター式のコーヒー沸器及び特定用途の加熱装置又は調理装置 (家庭用のものを除
 - く。)
- (f) 85 類の家庭用機器 (特に 85. 09 項又は 85. 16 項の機器)
- (g) 94 類の物品
- (h) 手ふるい (96. 04)
- (ij) たばこ用ライターその他のライター (96. 13)
- (k) 香水用噴霧器その他これに類する化粧用噴霧器 (96. 16)

74. 19 その他の銅製品

7419. 20—鑄造、型打ち又は鍛造をしたもの (更に加工したものを除く。)

7419. 80—その他のもの

この項には、すべての銅製品 (この類の前項までに掲げる物品、15 部の注 1 に規定する物品、82 類若しくは 83 類に該当する物品及びこの表の他の類においてより特殊な限定をして記載されている物品を除く。) を含む。

この項には、特に次の物品を含む。

- (1) 銅製の安全ピン及びその他のピン (ハットピンその他の装飾用ピン及び画びょうを除くものとし、他の項に該当しないものに限る。)
- (2) 銅製の貯蔵タンクその他これに類する容器 (容量の如何、内張りしてあるかないか又は断熱してあるかないかを問わないものとし、機械装置又は加熱用若しくは冷却用の装置を有するものを除く。)(73. 09 項及び 73. 10 項の解説参照)
- (3) 圧縮ガス用又は液化ガス用の容器 (73. 11 項の解説参照)
- (4) 銅製の鎖及び鎖の部分品 (73. 15 項の解説参照)。ただし、身辺用模造細貨類の性格を有する鎖 (例えば、時計用鎖及び装身具用鎖) を含まない (71. 17)。
- (5) 73. 25 項及び 73. 26 項の解説に記載されている銅製品
- (6) 電気めっき用の銅又は銅合金 (例えば、黄銅) の陽極 (75. 08 項の解説 (A) 参照)
- (7) ひれ又はひだのある管、例えば、溶接によって取り付けられたもの (他の項に特掲されて

いるものを除く。)

(8) ワイヤクロス、ワイヤグリル及び網（銅の線から製造したものに限る。）並びに銅製のエキ
スパンデッドメタル

(9) ばね（ただし、91.14 項の時計用ばねを除く。）

この項には、次の物品を含まない。

(a) 金属糸の織物（衣類、室内用品その他これらに類する物品に使用するものに限る。）(58.09)

(b) 金属網製の調製したろう付け用溶接プレート (83.11)

(c) ワイヤクロスで手ふるいに作りあげたもの (96.04)

＊

＊ ＊

号の解説

7419.20

7326.11 号及び 7326.19 号の解説はこの号の製品において準用する。鑄造製品にあつては、湯
口や押湯は除去される場合がある。

第 75 類

ニッケル及びその製品

号注

- 1 この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。
- (a) 「ニッケル（合金を除く。）」とは、ニッケル及びコバルトの含有量の合計が全重量の 99% 以上の金属で次のいずれの要件も満たすものをいう。
- (i) コバルトの含有量が全重量の 1.5% 以下であること。
- (ii) ニッケル及びコバルト以外の元素の含有量が全重量に対してそれぞれ次の表に掲げる限度を超えないこと。
- | 元 素 | 全重量に対する限度 (%) |
|---------|---------------|
| 鉄 (Fe) | 0.5 |
| 酸素 (O) | 0.4 |
| その他の各元素 | 0.3 |
- (b) 「ニッケル合金」とは、含有する元素のうちニッケルの重量が最大の金属で次のいずれかのものをいう。
- (i) コバルトの含有量が全重量の 1.5% を超えるもの
- (ii) ニッケル及びコバルト以外の元素の少なくとも一の含有量が全重量に対してそれぞれ (a) の表に掲げる限度を超えるもの
- (iii) ニッケル及びコバルト以外の元素の含有量の合計が全重量の 1% を超えるもの
- 2 第 7508.10 号において線には、15 部の注 9 (c) の規定にかかわらず、横断面の最大寸法が 6 ミリメートル以下のもの（横断面の形状及び巻いてあるかないかを問わない。）のみを含む。

総 説

この類には、ニッケル、ニッケル合金及びこれらのある種の製品を含む。

ニッケルは、比較的硬く、温度 1,453 度で融解する灰白色の金属である。強磁性を有し、可鍛性及び延性があり、また、耐食性及び耐酸化性がある。

＊

＊ ＊

ニッケルは、主として合金鋼その他の合金の製造用、通常、電着法による他の金属の被覆用、化学反応における触媒として使用される。純ニッケルの塊は、化学工業設備の製造に広く使用される。更にニッケル及びその合金は、貨幣の製造に使用される。

＊

＊ ＊

この類に該当する主なニッケル合金には、15 部の注 5 の規定に基づき次のものを含む。

- (1) ニッケル・鉄合金：これらは、その高透磁率性及び低ヒステリシス性のため、海底ケーブル、誘導コイル心、磁気しゃへい等に使用されるものがある。
- (2) ニッケル・クロム合金又はニッケル・クロム・鉄合金：この種の合金には、十分な強度を

有し、かつ、高温での酸化、スケールの発生及び種々の腐食に対してすぐれた抵抗性を有するので、各種の商品がある。これらは、電気抵抗型加熱機器の発熱体に使用され、また、鉄鋼その他の金属の熱処理に使用するマッフル及びレトルトの構成物品その他の物品又は高温化学（又は石油化学）処理用の管として利用される。更に、この種の合金には、超合金（super alloy）として知られているものがある。これは、航空機のタービン用に特別に開発された合金で高温強度が大きく、タービン翼、燃焼室のライナー、transition section 等を使用されるものである。これらの合金は、しばしばニッケルベースの合金の強度を著しく改善するのに有効なモリブデン、タングステン、ニオブ、アルミニウム、チタン等を含有している。

- (3) ニッケル・銅合金：これは、耐食性のほか、強度もよいので、プロペラ軸及びファスナー等に使用され、また、ある種の無機酸、有機酸、アルカリ、塩類等を取り扱う機器のポンプ、弁、配管その他の部分に使用される。

＊

＊ ＊

この類には、次の物品を含む。

- (A) ニッケルのマット、焼結した酸化ニッケルその他ニッケル製錬の中間生産物、塊及びくず（75.01 から 75.03 まで）
- (B) ニッケルの粉及びフレーク（75.04）
- (C) 75.02 項の塊を圧延、鍛造、引抜き又は押出すことにより通常得られる物品（75.05 及び 75.06）
- (D) 管及び管用継手（75.07）並びに電気めっき用のニッケル陽極その他 75.08 項に含まれる全てのニッケル製品（15 部の注 1 に規定する物品、82 類若しくは 83 類に属する物品又はこの表の他の項においてより特殊な限定をして記載されている物品を除く。）

＊

＊ ＊

ニッケルの物品及び製品には、金属の性質及び外観を改善するために各種の処理が施されることがある。これらの処理は、通常 72 類の総説の末尾に記載されているものであり、物品の所属には影響を与えない（ただし、電気めっき用の陽極に施される特別な処理については、75.08 項参照）。

＊

＊ ＊

他の物品と結合した物品の所属については、15 部の総説に解説されている。

75.01 ニッケルのマット、焼結した酸化ニッケルその他ニッケル製錬の中間生産物

7501.10－ニッケルのマット

7501.20－焼結した酸化ニッケルその他ニッケル製錬の中間生産物

- (1) ニッケルのマット

マットは、ニッケル鉱のばい焼、溶融等により処理して得られ、使用された金属鉱又は製法により、ニッケル・鉄・硫黄系、ニッケル・鉄・銅・硫黄系、ニッケル・硫黄系又はニッケル・銅・硫黄系の組成を有する硫化物である。

マットは、通常ブロック又はスラブの形状に鑄造したもの（包装又は輸送の便宜のため小片に破碎されることが多い。）、粒又は粉（特にある種の硫化ニッケルの場合）の形状になっている。

これらのマットは、ニッケルの塊の製造に使用される。

（2）ニッケル製錬のその他の中間生産物

これらには、次の物品を含む。

- （i）不純物を含む酸化ニッケル（例えば、焼結した酸化ニッケル、粉状の酸化ニッケル（いわゆる“green nickel oxide”）：これは、硫鉄ニッケル鉱又は酸化鉱を処理して得られ、主として合金鋼の製造に使用される。

焼結した酸化ニッケルは、通常、粉状又は 50 ミリメートル以下のランプ状のものである。

- （ii）不純物を含むフェロニッケル：これは、硫黄（0.5%以上）、りんその他の不純物を相当量含有しているため、事前に精製しなければ鉄鋼業において合金元素として使用することができないものである。精製されたフェロニッケルは、専ら鉄鋼業において、ある種の特殊鋼の製造に必要なニッケル源として使用される。従って、精製されたフェロニッケルは、72 類の注 1（c）の規定に該当する限り、72.02 項のフェロアロイとして分類する。

- （iii）ニッケルスライス：これは、例えば、砒（ひ）化物の混合物でランプ状のものがある。今日では、商業上あまり重要ではない。

75.02 ニッケルの塊

7502.10－ニッケル（合金を除く。）

7502.20－ニッケル合金

ニッケルの塊は、通常、インゴット、なまこ形、ペレット、フラット、キューブ、ロンデル（円筒形）、ブリケット、ショット、陰極又はその他の電解精製用の形状である。これら一次形状の物品は、主に添加物として合金鋼、非鉄金属の合金又はある種の化学品の製造用に供される。ある種の形状の物品は、チタン製バスケットに入れて電気めっき用又はニッケル粉の製造用に供される。

精製されていないニッケルは、通常、電解精製用陽極に鑄造される。この項の陽極は、普通、電解精製用タンクにつり下げるための 2 個のラグを有するスラブの形状に鑄造される。本品と 75.08 項の解説に記載されている電気めっき用の陽極とを混同してはならない。

陰極は、電解精製用タンクに 2 個のニッケル製ループによりつり下げられた精製ニッケル製の「種板（starting sheets）」上に電解析出により得られる板である。析出し、精製されたニッケルが沈着するに従い、種板は陰極の一部を構成し、かつ、不可分のものとなる。

トリミングしていない陰極は、通常ループを除去することなしに船積みされる。この場合ルー

プが接合された部分はしばしば析出したニッケルの多くが付着しているが、電気めっき用の陽極に取り付けられたつり下げ用のフックと混同してはならない。トリミングしてない陰極は、シート状の電気めっき用の陽極（幅が 30.5 センチメートルを超えるものは、まれである。）よりも大きい寸法（約 96×71×1.25 センチメートル）のものである。

単にトリミングし又はシート、ストリップ若しくは長方形の小片に切断した陰極は、その寸法及びその用途のいかんを問わず、この項に属する。これらは、つり下げ用のフックを取り付けてないこと又はフックを取り付けるように調製（例えば、穴あけ又はねじ切り）がされていないことにより、75.08 項の電気めっき用のニッケル陽極と区別される。

この項には、また、ニッケルの粉及びフレークを含まない（75.04）。

75.03 ニッケルのくず

72.04 項の解説のくずに関する規定は、この項において準用する。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) ニッケル製造の際に生ずるスラグ、灰及び残留物（26.20）
- (b) ニッケルのくずを再溶解して鑄造したインゴット及びこれに類する塊（75.02）

75.04 ニッケルの粉及びフレーク

この項には、あらゆる種類のニッケルの粉及びフレークを含む（その用途は問わない。）。粉については、15 部の注 8（b）に規定されている。

粉及びフレークは、その物理的特徴により、合金でない状態で、ニッケル・カドミウム蓄電池のプレート用、硫酸ニッケル、塩化ニッケルその他のニッケル塩の製造用、金属炭化物の結合剤用、ニッケル合金（例えば、合金鋼）の製造用又は触媒用に供される。

これらは、また、純粋な状態、合金又は他の金属粉（例えば、鉄粉）との混合物の状態で、磁石のような工業製品に成形し焼結するか又は板、帯若しくははくに直接圧延するために使用される。

この項には、焼結した酸化ニッケルを含まない（75.01）。

75.05 ニッケルの棒、型材及び線

－棒及び型材

7505.11－ニッケル（合金を除く。）のもの

7505.12－ニッケル合金のもの

－線

7505.21—ニッケル（合金を除く。）のもの

7505.22—ニッケル合金のもの

15 部の注 9（a）、（b）及び（c）に規定されているこれらの物品は、電気めっき用の陽極の特別の規定（75.08 項の解説参照）を除き、銅製の類似の物品に相当する。従って、74.07 項及び 74.08 項の解説の規定は、この例外を除き、この項において準用する。

この項には、次の物品を含まない。

（a）金属を交えた糸（56.05）

（b）棒又は型材で、構造物用に加工したもの（75.08）

（c）電気絶縁をした棒（通常、母線（busbars）として知られているもの）及び線（エナメル塗装をした線を含む。）（85.44）

75.06 ニッケルの板、シート、ストリップ及びはく

7506.10—ニッケル（合金を除く。）のもの

7506.20—ニッケル合金のもの

この項には、15 部の注 9（d）に規定する板、シート、ストリップ及びはくを含む。これらの物品は、74.09 項及び 74.10 項の解説に記載された銅製の物品に相当する。

板及びシートは、溶接、圧延等による鉄鋼とのクラッドに、また、特に化学工業用の装置の建設に使用される。

この項には、エキスパンデッドメタルを含まない（75.08）。

75.07 ニッケル製の管及び管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）

—管

7507.11—ニッケル（合金を除く。）のもの

7507.12—ニッケル合金のもの

7507.20—管用継手

15 部の注 9（e）は、管について規定している。

73.04 項から 73.07 項までの解説の規定は、この項において準用する。

ニッケル製又はその合金製の管及び管用継手は、酸、蒸気等に対する耐食性があるため、化学工業、食品工業、製紙工業等の装置、復水器、皮下注射針等の製造に使用される。

この項には、次の物品を含まない。

（a）中空型材（75.05）

- (b) 管等を接続し又は組み立てるのに使用するニッケル製のボルト及びナット (75.08)
- (c) コック、弁等を取り付けた管用継手 (84.81)
- (d) 機械類の部分品 (16 部) 等として特定の物品に作られた管及び管用継手

75.08 その他のニッケル製品

7508.10－ワイヤクロス、ワイヤグリル及び網（ニッケルの線から製造したものに限る。）

7508.90－その他のもの

(A) 電気めっき用のニッケル陽極（電気分解により製造したものを含む。）

ここには、電着による電気めっき用の精製ニッケル陽極を含む。これは、鑄造、圧延、引抜き若しくは押出しにより又は 75.02 項の陰極その他の電解精製用の形状から製造される。

この項の陽極は、次のいずれかのものである。

- (1) めっきされる物品に適する最大の陽極面を与える特定の形状（星形、リング、特殊の形状）を有するもの又は陽極として使用するのに適当な長さの棒状のもの（通常、横断面が卵形、だ円形、菱形又はダイヤ形である。）
- (2) 板（平面状又は曲面状のもの）、ストリップ、シート、ディスク（平面状又は波形状のもの）、半球又は球状のもの。これらの物品が、この項に属するためには電気めっき用の陽極として確認できる外観を有していなければならない。すなわち、電気めっき用のタンクにつり下げるためのフックの取り付け又はフックを取り付けるための調製（例えば、ねじ切り、穴あけ）がなされていないなければならない。

これらの陽極は、通常高純度のものである。しかしある種の少量の元素を製錬の際残留させ又は意図的に添加したものもある。これは、例えば、陽極の全表面から均一に溶出させ、かつ、スラッジの発生によるニッケルの損失をさけるため陽極の分極を減少させることを目的としたものである。これらの特徴は、上記に記載した特徴的な外観とともに、電気めっき用陽極と 75.02 項の解説の第 2 パラグラフに記載するこの項に含まれない電解製錬用の鑄造した陽極 (75.02) とを区別するものである。

しかしながら、これらニッケルめっき用の従来の陽極は、バスケットアノード、すなわち、チタン製バスケットに入れられた、ニッケルロンデルのような塊 (75.02 項の解説参照) にますますとって代わられている。

この項には、次の物品を含まない（ニッケルめっきに使用するかしないか又は電気めっき用の陽極に改造するものであるかないかを問わない。）。

- (a) 単に電解により得られたプレート（陰極。トリミングしてあるかないか又はストリップ若しくは長方形に切ってあるかないかを問わないものとし、更に加工をしてないものに限る。） (75.02)
- (b) ペレット状の塊 (75.02)
- (c) 単に鑄造、圧延又は押出しにより製造した棒（上記の形状、長さ及び加工の要件に該当しないものに限る。） (75.02 又は 75.05)

(d) 単に圧延した板 (75.06)

(B) その他

このグループには、すべてのニッケル製品（前記のグループに掲げる物品、この類の前項までに掲げる物品、15 部の注 1 に規定する物品、82 類若しくは 83 類の物品及びこの表の他の項においてより特殊な限定をして記載されている物品を除く。）を含む。

このグループには、次の物品を含む。

- (1) 窓枠、構造物用に加工した部分品等の構造物
- (2) 貯蔵タンクその他これらに類する容器（容量を問わないものとし、機械装置又は加熱用若しくは冷却用の装置を有するものを除く。）
- (3) ワイヤクロス、ワイヤグリル及び網（ニッケルの線を使用して製造したものに限る。）並びにニッケル製のエキスパンデッドメタル
- (4) ニッケル製のくぎ、びょう、ナット、ボルト、ねじその他 73.17 項又は 73.18 項の解説に記載された各種のその他の物品
- (5) ばね（91.14 項の時計用ばねを除く。）
- (6) 家庭用品、衛生用品及びこれらの部分品
- (7) 縁が盛り上がったニッケル円盤状の貨幣のブランク
- (8) 73.25 項及び 73.26 項の解説の鉄鋼製品に相当するニッケル製品

第 76 類

アルミニウム及びその製品

号注

1 この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a) 「アルミニウム (合金を除く。)」とは、アルミニウムの含有量が全重量の 99%以上で、アルミニウム以外の元素の含有量が全重量に対してそれぞれ次の表に掲げる限度を超えない金属をいう。

元 素	全重量に対する限度 (%)
鉄 (Fe) 及びけい素 (Si)	合計 1
その他の各元素 (注(1))	0.1 (注(2))
注(1) その他の各元素とは、例えば、クロム、銅、マグネシウム、マンガン、ニッケル及び亜鉛をいう。 注(2) クロム又はマンガンの含有量がそれぞれ全重量の 0.05%以下である場合には、銅の含有量は、全重量の 0.2%を限度として 0.1%を超えることができる。	

(b) 「アルミニウム合金」とは、含有する元素のうちアルミニウムの重量が最大の金属で次のいずれかのものをいう。

(i) 鉄及びけい素の含有量の合計又はアルミニウム、鉄及びけい素以外の元素のうち少なくとも一の元素の含有量が全重量に対して (a) の表に掲げる限度を超えるもの

(ii) アルミニウム以外の元素の含有量の合計が全重量の 1 %を超えるもの

2 第 7616.91 号において線には、15 部の注 9 (c) の規定にかかわらず、横断面の最大寸法が 6 ミリメートル以下のもの (横断面の形状及び巻いてあるかないかを問わない。) のみを含む。

総 説

この類には、アルミニウム、その合金及びこれらのある種の製品を含む。

アルミニウムは、主としてボーキサイト (粗のアルミナ水和物。26.06 項の解説参照) から得られる。抽出の第一段階は、ボーキサイトを純粋な酸化アルミニウム (アルミナ) に変換することである。

このために粉碎した鉱石を焼き、水酸化ナトリウムで処理し、アルミン酸ナトリウムの溶液とする。これを不溶解性の不純物 (酸化鉄、シリカ等) を除去するためにろ過し、水酸化アルミニウムとして沈殿させ、それを焼いて酸化アルミニウムの白色粉末とする。ただし、水酸化アルミニウム及び酸化アルミニウムは、28 類に属する。

第 2 段階では、熔融氷晶石に溶解した酸化アルミニウムを電解還元することによって金属を抽出する (氷晶石は、ふっ化アルミニウムナトリウムであるが、溶媒としてのみ作用する。)。電解は、陰極として作用する炭素を内張りした電解槽で行い、陽極として炭素棒が使用される。アルミニウムは電解槽の底部に沈殿し、そこからサイフォンで吸上げられて、通常、精製されてからブロック、インゴット、ビレット、スラブ、ワイヤバー等に鑄造される。電解をくり返すことにより、高純度のアルミニウムが得られる。

アルミニウムは、また、ある種のその他の鉱石、例えば、白榴（りゅう）石（カリウムのアルミノけい酸複塩鉱物）の処理、アルミニウムくずの再溶解又はスラグ、ドロス等の残留物処理により得られる。

＊

＊ ＊

アルミニウムは、青味がかった白色金属で、軽いのが特徴である。非常に展性に富むので、容易に圧延、引抜き、鍛造、打抜きができ、また鑄造等も容易である。他の軟金属と同様に、アルミニウムは押出し又はダイカストに非常に適している。最近では、はんだ付けも可能である。熱又は電気の非常に優れた伝導体であり、また、非常にすぐれた反射鏡である。

金属の表面に自然に形成される酸化被膜は、金属を保護するので、被膜は、しばしば、陽極処理又は化学処理により、深部に到るまで人工的に形成される。表面は、これらの処理を通じて、着色されるものもある。

＊

＊ ＊

アルミニウムの硬度、靱性等は、銅、マグネシウム、けい素、亜鉛、マンガン等の他の元素を添加して合金とすることにより実質的に非常に増大される。合金のある種のものは、時効硬化処理により改善される。この処理の後、焼きもどしが行われることもある。

15 部の注 5 の規定によりこの類に含まれる主なアルミニウム合金には、次のものがある（15 部参照）。

- (1) アルミニウム・銅合金（アルミニウムをもととして、低い含有量の銅との合金）
- (2) アルミニウム・亜鉛・銅合金
- (3) アルミニウム・けい素合金（例えば、alpax 及び silumin）
- (4) アルミニウム・マンガン・マグネシウム合金
- (5) アルミニウム・マグネシウム・けい素合金（例えば、almalec 及び aldrey）
- (6) アルミニウム・銅・マグネシウム・マンガン合金（例えば、duralumin）
- (7) アルミニウム・マグネシウム合金（例えば、magnalium）
- (8) アルミニウム・マンガン合金
- (9) アルミニウム・亜鉛・マグネシウム合金

これらの合金の大部分は、少量の鉄、ニッケル、クロム等を含有している。これらは、しばしば原産国により異なった商品名が付されて市販されている。

＊

＊ ＊

アルミニウム及びその合金は、その特性のため、非常に広範な用途を有し、例えば、航空機産業、自動車工業、造船業、建設業、鉄道車両の建造、電気工業（例えば、ケーブルとして）、各種の容器（各種の寸法のタンク及びバット、輸送用のおけ、ドラム等）、家庭用品、台所用品、はく等の製造に使用される。

＊

＊ ＊

この類には、次の物品を含む。

(A) アルミニウムの塊及びくず (76.01 及び 76.02)

(B) アルミニウムの粉及びフレーク (76.03)

(C) 76.01 項のアルミニウムの塊を圧延、押出し、引抜き又は鍛造することにより通常得られる物品 (76.04 から 76.07)

(D) 76.08 項から 76.15 項までに特掲された各種の製品並びに最後の項である 76.16 項に属する全てのその他のアルミニウム製品 (82 類若しくは 83 類又はこの表の他の項においてより特殊な限定をして記載されている物品を除く。)

＊

＊ ＊

アルミニウム及びアルミナを焼結して得られた物品は、サーメットとみなし、この類には属しない (81.13)。

＊

＊ ＊

アルミニウムの物品及び製品には、金属の性質若しくは外観を改善するため又は腐食から保護するために各種の処理が施されることがある。これらの処理は、通常 72 類の総説の末尾に記載されているものであり、物品の所属には影響を与えない。

＊

＊ ＊

他の物品と結合した物品（特に製品にしたもの）の所属については、15 部の総説に記載されている。

76.01 アルミニウムの塊

7601.10—アルミニウム（合金を除く。）

7601.20—アルミニウム合金

この項には、アルミニウムの塊で液体状のもの、ブロック、インゴット、ビレット、スラブ、切欠きバー、ワイヤバーその他これらに類する形状のもの、電解アルミニウムを鑄造し又は金属くずの再溶解により得られるものを含む。これらは、通常、圧延、鍛造、引抜き、押出し又は槌打鍛造されるか又は再溶解若しくは成型品に鑄造される。

この項には、主として冶（や）金に使用されるペレット（脱酸剤。特に鉄鋼の製造に使用される。）を含む。

また、この項には、ある種の鑄造又は焼結した棒等も含む（74.03 項の解説参照。74.03 項の解説は、この項において準用する。）。

この項には、アルミニウムの粉及びフレークは含まない (76.03)。

76.02 アルミニウムのくず

72.04 項の解説のくずに関する規定は、この項において準用する。

アルミニウムのくずは、アルミニウム工業において重要な原料である。また、冶（や）金の際、脱酸剤又は脱炭剤として使用される。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 鉄鋼製造の際に生ずるスラグ、ドロス等（回収できるアルミニウムをけい酸塩の形で含有しているもの）(26.18 又は 26.19)
- (b) アルミニウム製造の際に生ずるスラグ、灰及び残留物 (26.20)
- (c) アルミニウムのくずを再溶解して鑄造したインゴット及びこれに類する塊 (76.01)

76.03 アルミニウムの粉及びフレーク

7603.10—粉（薄片状のものを除く。）

7603.20—粉（薄片状のものに限る。）及びフレーク

この項の物品には、15 部の注 8（b）に規定するアルミニウムの粉及びフレークを含む。一般にこれらの物品は、銅のこれらのものに相当し、従って、74.06 項の解説は、この項において準用する。ただし、アルミニウムの粉及びフレークは、火工品に使用され、また、熱発生源（例えば、テルミット法）、他の金属の腐食保護（例えば、カロライジング、金属セメンテーション）、ロケット推進燃料用及び特殊セメントの調製用に供される。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 着色剤、ペイントその他これらに類する物品として調製された粉及びフレーク例えば、他の着色材と混合して製造したもの又は結合剤若しくは溶剤で懸濁液、分散液又はペーストに調製したもの）(32 類)
- (b) アルミニウムのペレット (76.01)
- (c) アルミニウムのはくを切断したスパングル (83.08)

76.04 アルミニウムの棒及び型材

7604.10—アルミニウム（合金を除く。）のもの

—アルミニウム合金のもの

7604.21——中空の型材

7604.29——その他のもの

これらの物品は、15 部の注 9（a）及び（b）に規定されており、銅製の類似の物品に相当する。従って、74.07 項の解説の規定は、この項において準用する。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 棒及び型材で構造物用に加工したもの (76.10)
- (b) 被覆した溶接棒 (83.11)

76.05 アルミニウムの線

－アルミニウム（合金を除く。）のもの

7605.11－横断面の最大寸法が 7 ミリメートルを超えるもの

7605.19－その他のもの

－アルミニウム合金のもの

7605.21－横断面の最大寸法が 7 ミリメートルを超えるもの

7605.29－その他のもの

線は、15 部の注 9（c）に規定されている。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 金属を交えた糸 (56.05)
- (b) アルミニウムの線で補強したひも及び綱 (56.07)
- (c) 76.14 項のアルミニウム製のより線、ケーブルその他の物品
- (d) 被覆した溶接棒 (83.11)
- (e) 電気絶縁をした線及びケーブル（エナメルを塗布したもの及び陽極処理をしたものを含む。）
(85.44)
- (f) 楽器用の弦 (92.09)

76.06 アルミニウムの板、シート及びストリップ（厚さが 0.2 ミリメートルを超えるものに限る。）

－長方形（正方形を含む。）のもの

7606.11－アルミニウム（合金を除く。）のもの

7606.12－アルミニウム合金のもの

－その他のもの

7606.91－アルミニウム（合金を除く。）のもの

7606.92－アルミニウム合金のもの

これらの物品は、15 部の注 9（d）に規定されており、銅製の類似の物品に相当する。

74.09 項の解説の規定は、この項において準用する。

この項には、次の物品を含まない。

(a) 厚さが 0.2 ミリメートル以下のはく (76. 07)

(b) エキスパンデッドメタル (76. 16)

**76. 07 アルミニウムのはく（厚さ（補強材の厚さを除く。）が 0.2 ミリメートル以下のものに
限るものとし、印刷してあるかないか又は紙、板紙、プラスチックその他これらに類する補
強材により裏張りしてあるかないかを問わない。）**

－裏張りしてないもの

7607. 11－－圧延したもの（更に加工したものを除く。）

7607. 19－－その他のもの

7607. 20－裏張りしたもの

この項には、15 部の注 9（d）に規定する物品で、厚さが 0.2 ミリメートル以下のものを含む。

74. 10 項の解説の銅のはくに関する規定は、この項において準用する。

アルミニウムのはくは、瓶のふた及び瓶用口金の製造、食料品又はたばこ等の包装、76. 03 項の細粉の製造、断熱用のひだ付きシートの製造、模造銀張り用又は獣医外科の傷の手当て材に使用される。

この項には、次の物品を含まない。

(1) スタンプ用のはく（ブロッキングフォイルとして知られる。アルミニウム粉をゼラチン、にかわその他の結合剤で固めたもの及びアルミニウムを紙、プラスチックその他の支持物の上に付着させたもので、ブックカバー、帽子用すべり革等に印捺するもの）(32. 12)

(2) ミルク、果実のジュースその他の食品用の容器の製造用に供される紙又は板紙であって、アルミニウムのはくで容器の内側を裏張りしてあるもの（紙又は板紙の重要な特性を有するものに限る。）(48. 11)

(3) 印刷されたアルミニウムのはくのラベル（印刷によりラベルとして認識可能なもの）(49. 11)

(4) 厚さが 0.2 ミリメートルを超えるアルミニウムの板及び帯 (76. 06)

(5) クリスマスツリーデコレーションの形状のはく (95. 05)

＊

＊ ＊

号の解説

7607. 11

冷間圧延又熱間圧延に加え、この号の物品は次のような加工又は表面処理が行われることがある。

(1) 応力除去又は焼なましのような熱処理：これらの処理は余分な圧延ミルの潤滑剤の除去も行う。

(2) トリミング、切断、長方形（正方形を含む。）への切断（例えば、幅広のストリップからより細いストリップへの切断）

(3) 薄い多層積層シートの分離（ほどくこと）：この操作は、二以上のはくが最後の圧延ミルを通る際に同時に巻かれるときに必要である。

(4) 化学的洗浄：これは、熱処理が行われない際に、余分な油を除去するために行われる。

76.08 アルミニウム製の管

7608.10－アルミニウム（合金を除く。）のもの

7608.20－アルミニウム合金のもの

管は、15 部の注 9（e）に規定されている。

この項の管は、次の方法で製造される。

(a) 中空に鋳造し又は穴をあけた丸筒状のインゴットを押出しする方法

(b) 鋳型又は圧延機で成形したフラットロール半製品（ストリップ又は板）を縦に又はらせん状に溶接する方法

(c) 衝撃押出しによる方法

(d) 鋳造による方法

押し出し又は溶接された管は、より薄い管壁、より正確な寸法及びよりよい仕上げの管にするために冷間引抜き工程にかけられることがある。

この項の管は、多くの用途、例えば、油又は水のパイプライン、電線用導管、家具、熱交換器、構造物の製造用として使用される。

管は、端部にねじが切ってあるかないか又はソケット、フランジ、カラー、リング等が取り付けられているかないかを問わずこの項に属する。

この項には、次の物品を含まない。

(a) 中空型材（76.04）

(b) 管用継手（76.09）

(c) フレキシブルチューブ（83.07）

(d) 特定の物品に作り上げた管（例えば、構造物に加工したもの（76.10）、機械類又は車両の部分品（16 部及び 17 部）等）

76.09 アルミニウム製の管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）

73.07 項又は 74.12 項の解説の規定は、この項において準用する。

この項には、次の物品を含まない。

(a) 構造物の部品を組み立てるために特に作られたクランプその他の器具（76.10）

(b) 管を支持するためのハンガー及びブラケット、管を組み立て又は取り付けるのに使用する

- アルミニウム製のボルト及びナット (76.16)
(c) コック、弁等を有する継手 (84.81)

76.10 構造物及びその部分品（アルミニウム製のものに限る。例えば、橋、橋げた、塔、格子柱、屋根、屋根組み、戸、窓、戸枠、窓枠、戸敷居、手すり及び柱。第 94.06 項のプレハブ建築物を除く。）並びに構造物用に加工したアルミニウム製の板、棒、型材、管その他これらに類する物品

7610.10 一戸及び窓並びにこれらの枠並びに戸敷居

7610.90 一その他のもの

73.08 項の解説の規定は、この項において準用する。

アルミニウムの場合において、構造物の各部分は、通常のリベット接合、ボルト締め等の代りに合成樹脂又はラバーコンパウンドで、お互いに接着される場合がある。

アルミニウム又はアルミニウム合金は、その軽量性のために鉄鋼に代って、構造物の骨格、船舶の上部構造物、橋、引戸、電気格子、ラジオ用塔、望遠鏡用支柱、戸枠、窓枠、レール等の製造に使用される。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 84 類から 88 類までの物品の部分品として明らかに組み立てたもの
(b) 89 類の浮き構造物
(c) プレハブ建築物 (94.06)

76.11 アルミニウム製の貯蔵タンクその他これに類する容器（内容積が 300 リットルを超えるものに限るものとし、内張りしてあるかないか又は断熱してあるかないかを問わず、圧縮ガス用又は液化ガス用のもの及び機械装置又は加熱用若しくは冷却用の装置を有するものを除く。）

73.09 項の解説は、この項において準用する。

アルミニウムの軽量性及び耐食性のために、特に化学工業、醸造業、酪農業、チーズ工業における貯蔵タンクの製造において鉄鋼にとって代わるようになってきた。

ただし、この項には、コンテナ（一以上の輸送方式により運送を行うために特に設計し、かつ、装備したものに限る。）は含まない (86.09)。

76.12 アルミニウム製のたる、ドラム、缶、箱その他これらに類する容器（折畳み可能な又は硬いチューブ状のものを含み、内容積が 300 リットル以下のものに限るものとし、内張りし

であるかないか又は断熱してあるかないかを問わず、圧縮ガス用又は液化ガス用のもの及び機械装置又は加熱用若しくは冷却用の装置を有するものを除く。)

7612. 10－折畳み可能なチューブ状のもの

7612. 90－その他のもの

73. 10 項の解説の規定はこの項において準用する。

アルミニウム製のたる及びドラムは、主としてミルク、ビール、ぶどう酒等の輸送用に供され、アルミニウムの缶及び箱は、食料品の包装用にしばしば供される。

この項には、硬いチューブ状の容器（例えば、丸薬、錠剤等の医薬品用のもの）及びクリーム、歯みがき等用の折畳み可能なチューブ状の容器を含む。

この項には、次の物品を含まない。

(a) 42. 02 項の物品

(b) ビスケット入れ、茶入れ、砂糖入れその他これらに類する家庭用又は台所用の容器 (76. 15)

(c) シガレットケース、おしろい入れ、工具箱その他これらに類する個人用又は職業用に供される容器 (76. 16)

(d) 83. 04 項の物品

(e) 装飾用の箱 (83. 06)

(f) コンテナ（一以上の輸送方式により運送を行うために特に設計し、かつ、装備したものに限る。）(86. 09)

(g) 96. 17 項の魔法瓶その他の真空容器（完成品に限る。）

76. 13 圧縮ガス用又は液化ガス用のアルミニウム製の容器

73. 11 項の解説参照

76. 14 アルミニウム製のより線、ケーブル、組ひもその他これらに類する製品（電気絶縁をしたものを除く。）

7614. 10－しんに鋼を使用したもの

7614. 90－その他のもの

73. 12 項の解説は、この項において準用する。

軽量で、かつ、電気の良い導体であることからアルミニウム及びアルミニウム・マグネシウム・けい素合金（例えば、almelec、aldrey）は、銅に代って電線又はケーブルの製造に使用される。

アルミニウムケーブルは、しんに鋼又は他の金属を使用したものもあるが、アルミニウムの重量が多い限り、この項に属する（15 部注 7 参照）。

ただし、この項には、電気絶縁をした線又はケーブルを含まない（85.44）。

76.15 食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品（アルミニウム製のものに限る。）、アルミニウム製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品並びに衛生用品及びその部分品（アルミニウム製のものに限る。）

7615.10－食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品並びに瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品

7615.20－衛生用品及びその部分品

この項には、73.23 項及び 73.24 項の解説に記載された同じ型式の物品（特に、台所用、衛生用、化粧用に供されるもの）、74.18 項の解説に記載されたものに類するアルミニウム製の調理器具又は加熱器具を含む。

ただし、この項には、次の物品を含まない。

- (a) 76.12 項の缶、箱その他これらに類する容器
- (b) 工具の性格を有する家庭用品（82 類。73.23 項の解説参照）
- (c) 82.11 項から 82.15 項までに属する刃物、スプーン、ひしゃく、フォークその他の物品
- (d) 装飾品（83.06）
- (e) 84.19 項の瞬間湯沸器、貯蔵式湯沸器その他の機器
- (f) 85 類の家庭用電気機器（特に、85.09 項及び 85.16 項の機器）
- (g) 94 類の物品
- (h) たばこ用ライターその他のライター（96.13）
- (ij) 96.17 項の魔法瓶その他の真空容器

76.16 その他のアルミニウム製品

7616.10－くぎ、びょう、またくぎ（第 83.05 項のものを除く。）、ねじ、ボルト、ナット、スクリュー、リベット、コッター、コッターピン、座金その他これらに類する製品
－その他のもの

7616.91－ワイヤクロス、ワイヤグリル、網及び柵（さく）（アルミニウムの線から製造したものに限る。）

7616.99－その他のもの

この項には、すべてのアルミニウム製品（この類の前項までの物品、15 部の注 1 に規定する物品、82 類若しくは 83 類の物品及びこの表の他の項においてより特殊な限定をして記載されている物品を除く。）を含む。

この項には、特に次の物品を含む。

- (1) くぎ、びょう、またくぎ（83.05 項のものを除く。）、ねじ、ボルト、ナット、スクリュー

フック、リベット、コッター、コッターピン、座金その他 73.17 項及び 73.18 項の解説に記載された形の物品

(2) 手編針、ボドキン、クロセ編み用手針、ししゅう用穴あけ手針、安全ピン、その他のピン及び 73.19 項の解説に記載された形の物品

(3) アルミニウム製の鎖及びその部分品

(4) ワイヤクロス、ワイヤグリル及び網（アルミニウムの線から製造したものに限る。）並びにアルミニウム製のエキスパンデッドメタル（73.14 項の解説参照）。エキスパンデッドメタルは、店頭陳列用、拡声器のグリル用、揮発性の液体及びガスの運搬、貯蔵において爆発抑制用等に供される。

(5) 73.25 項及び 73.26 項の解説の鉄鋼製品に相当するアルミニウム製品

この項には、次の物品を含まない。

(a) 金属糸の織物（衣類、室内用品その他これらに類する物品に使用するものに限る。）（58.09）

(b) 機械部分品の形に作り上げられたワイヤクロス等（例えば、他の材料を使用して組み立てられたもの）（84 類又は 85 類）

(c) ワイヤクロス等で、手ふるいに作り上げられたもの（96.04）

第 78 類

鉛及びその製品

号注

- 1 この類において「精製鉛」とは、鉛の含有量が全重量の 99.9%以上で、鉛以外の元素の含有量が全重量に対してそれぞれ次の表に掲げる限度を超えない金属をいう。

元 素	全重量に対する限度 (%)
銀 (Ag)	0.02
砒 素 (As)	0.005
ビスマス (Bi)	0.05
カルシウム (Ca)	0.002
カドミウム (Cd)	0.002
銅 (Cu)	0.08
鉄 (Fe)	0.002
硫黄 (S)	0.002
アンチモン (Sb)	0.005
すず (Sn)	0.005
亜鉛 (Zn)	0.002
その他の各元素 (例えば、テルル)	0.001

総 説

この類には、鉛、その合金及びこれらのある種の製品を含む。

鉛は種として方鉛鉱（天然の硫化鉛鉱でしばしば銀を含有する。）から抽出される。鉱石は、粉碎し、浮遊選鉱した後に、通常焙焼又は焼結し、ついで還元製錬する。焙焼又は焼結の過程において硫化物は、大部分酸化物に変る。製錬過程で酸化物はコークス及びフラックスで鉛に還元される。このような方法で製錬された鉛は“Bullion lead”又は“Work lead”であり、多くの不純物を含有し、しばしば銀を含有している場合がある。従ってこれらは、通常ほぼ完全に純粋な鉛を製造するために更に精製される。

鉛は、また、くずを再溶解することによっても得られる。

＊

＊ ＊

鉛は青味がかった灰色の重い金属で、可鍛性に富み、容易に溶解し、非常に軟らかい（親指の爪で容易にあとをつけられる。）。ほとんどの酸（例えば、硫酸、塩酸）に対して耐酸性を有するので、化学プラントの建設に使用される。

＊

＊ ＊

鉛は、溶融点が低いので、容易に他の元素とともに合金を作る。15 部の注 5 の規定により（15 部総説参照）、この類に含まれる主要な鉛合金には、次のようなものがある。

- (1) 鉛・すず合金：例えば、鉛ベースのはんだ、ターンプレート（terneplate）及び茶包装用のはく使用される。
- (2) 鉛・アンチモン・すず合金：印刷活字又は減摩軸受に使用される。
- (3) 鉛・ひ素合金：鉛弾に使用される。
- (4) 鉛・アンチモン合金（硬鉛）：弾丸、蓄電池用プレート等に使用される。
- (5) 鉛・カルシウム合金、鉛・アンチモン・カドミウム合金、鉛・テルル合金

＊

＊ ＊

この類には、次の物品を含む。

- (A) 鉛の塊及びくず（78.01 及び 78.02）
- (B) 78.01 項に掲げる塊から通常圧延又は押出しにより製造した製品（78.04 及び 78.06）並びに鉛の粉及びフレーク（78.04）
- (C) 管及び管用継手並びに最後の項である 78.06 項に属する全てのその他の鉛製品（15 部の注 1、82 類若しくは 83 類の物品及びこの表の他の項においてより特殊な限定をして記載されている物品を除く。）

＊

＊ ＊

鉛の物品及び製品には、性質、外観等を改善するために各種の処理が施されることがある。これらの処理は、通常 72 類の総説の末尾に記載されているものであり、物品の所属には影響を与えない。

＊

＊ ＊

他の物品と結合した物品の所属については、15 部の総説に記載されている。

78.01 鉛の塊

7801.10—精製鉛

—その他のもの

7801.91—含有する鉛以外の元素のうち重量においてアンチモンが主なもの

7801.99—その他のもの

この項には、金及び銀を含有する鉛（lead bullion）、銀を含有する鉛のように不純物を含有するものから、電解精製された高純度の鉛までの各種の純度の鉛の塊を含む。ブロック、インゴット、なまこ形、スラブ、ケーキその他これらに類する形状のもの又は鑄造した棒のものがある。これらの形状の多くのものは、圧延、押出し、合金製造、成型品の鑄造に使用する。この項には、また、電解精製用の鑄造した陽極、又は、例えば、圧延若しくは引抜きをするため又は成型品に再鑄造するために鑄造した棒を含む。

この項には、鉛の粉又はフレークを含まない（78.04）。

78.02 鉛のくず

72.04 項の解説のくずに関する規定は、この項において準用する。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 鉛製造の際に生ずるスラグ、灰及び残留物（例えば、鉛マット）(26.20)
- (b) くずを再溶解して鑄造したインゴットその他これに類する形状の塊 (78.01)

78.04 鉛の板、シート、ストリップ、はく、粉及びフレーク

ー板、シート、ストリップ及びはく

7804.11ーシート、ストリップ及びはく（厚さ（補強材の厚さを除く。）が 0.2 ミリメートル以下のものに限る。）

7804.19ーその他のもの

7804.20ー粉及びフレーク

鉛の板、シート、ストリップ及びはくは、15 部の注 9（d）に規定されている。

74.09 項及び 74.10 項の解説の規定は、この項において準用する。

鉛の板、シート及びストリップの主な用途には、屋根材、貯蔵タンク、バットその他の化学プラントのクラッド材、X線用防護物の製造等がある。

鉛はくは、主として包装材（特に、茶箱の内張り、絹の包装ケース）に使用される。ある場合には、はくは、すずその他の金属で被覆又はクラッドされる。

この項には、15 部の注 8（b）に規定する鉛の粉及び鉛のフレークを含む。74.06 項の解説の規定は、この項において準用する。

この項には、着色剤、ペイントこれらに類する物品に調製した鉛の粉及びフレーク（例えば、他の着色剤を調合したもの又は結合剤若しくは溶剤で懸濁液、分散液若しくはペーストにしたもの）を含まない（32 類）。

78.06 その他の鉛製品

この項には、この類の前項までの物品、82 類又は 83 類の物品及びこの表の他の類においてより特殊な限定をして記載されている物品（15 部注 1 参照）を除き、鑄造、プレス、打抜き等によって製造された総ての鉛製品を含む。

この項には、特に次の物品に適用する。絵の具その他の物品の包装用の折り畳むことのできるチューブ形容器、貯蔵タンク、ドラム缶その他これらに類する容器（酸、放射性物質又はその他

の化学薬品用のもので機械装置又は加熱用若しくは冷却用の装置を有しないもの)、魚網用のおもり、衣類用、カーテン用のおもり等、時計用のおもり及び汎用性の平衡おもり、鉛の繊維又はより線をかせ巻若しくはロープにしたもので、包装用若しくはパイプの継目充填に使用するもの、構築物の部分品、ヨットの竜骨及び潜水着用の胸板、電気めっき用の鉛陽極(75.08 項の解説(A)参照)、15 部の注9 (a)、(b) 及び (c) に規定されている鉛の棒、形材、線(ただし、例えば、圧延若しくは引抜きをするため又は成型品に再鑄造するために鑄造した棒(78.01) 及び被覆した棒(83.11) を除く。)

この項には、15 部の注9 (e) に規定されている鉛製の管及び管用継手(例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ) を含む(ただし、コック、弁等をつけた継手(84.81)、明らかに特定の製品に作り上げられた管(例えば、機械類の部分品(16 部))、絶縁電線で鉛製の外装を被覆したもの(85.44) を除く。)。これらは、73.04 項から 73.07 項までの解説に記載された鉄鋼製品に相当するものである。

第 79 類

亜鉛及びその製品

号注

- 1 この類において次の用語の意味は、それぞれ次に定めるところによる。
- (a) 「亜鉛（合金を除く。）」とは、亜鉛の含有量が全重量の 97.5%以上の金属をいう。
 - (b) 「亜鉛合金」とは、含有する元素のうち亜鉛の重量が最大の金属で、他の元素の含有量の合計が全重量の 2.5%を超えるものをいう。
 - (c) 「亜鉛のダスト」とは、亜鉛蒸気を凝結させて得た球状の粒子で粉よりも微細なもの（目開きが 63 ミクロンのふるいに対する通過率が全重量の 80%以上のものに限る。）のうち、金属亜鉛の含有量が全重量の 85%以上のものをいう。

総 説

この類には、亜鉛、その合金及びこれらのある種の製品を含む。

亜鉛は、主として硫化亜鉛（閃亜鉛鉱）から抽出されるが、炭酸塩亜鉛及びけい酸塩亜鉛（菱亜鉛鉱、異極鉱等）も使用される（26.08 項の解説参照）。

いずれの鉱石についても、まず精鉱にし、焙焼して酸化亜鉛（硫化亜鉛及び炭酸塩亜鉛の場合）又は無水けい酸亜鉛（けい酸塩亜鉛の場合）とする。これを熱還元又は電解（けい酸塩亜鉛を除く。）して亜鉛に精錬する。

- (I) 熱還元法とは、酸化物又はけい酸塩を密封レトリット内でコークスとともに加熱して行われる。亜鉛が蒸発するのに十分な温度になると、蒸留され、凝縮器に入り、大部分がスペルター（spelter）として集められる。この不純物を含有する亜鉛は、直接亜鉛めっきに使用されるか又は種々の方法で精製される。一部の不純物を含む亜鉛がレトリットの延長部に微粉（zinc dust 又は blue powder として知られる。）となって堆積する。

最近の改良された製法は、立型るつぼで酸化亜鉛を連続還元し、亜鉛を蒸留する方法に基礎を置いている。この方法によりダイカスト合金製造に適する純粋な亜鉛が得られる。

- (II) 電解法では、酸化亜鉛を希硫酸に溶解する。この硫酸亜鉛の溶液は、カドミウム、鉄、銅等を除くことにより注意深く純度を高め、ついで高純度の亜鉛を得るため電解する。

亜鉛は、また、亜鉛くずの再溶解により得られる。

＊

＊ ＊

亜鉛は、青味がかった白色の金属で適当な温度において圧延、引抜き、型打ち、押出し等の加工ができ、容易に鋳造できる。空気中にさらしても腐食しないので建築用（例えば、屋根用）、他の金属、特に鉄鋼の保護被覆用（例えば、溶融めっき、電気めっき、シェラダイジング（亜鉛やき）、塗布又は吹付けによる。）に供される。

＊

＊ ＊

亜鉛は、また、合金製造用に供される。多くの場合他の金属の含有量が多い（例えば、黄銅）

が、15 部の注 5 の規定によりこの類に該当する主要な亜鉛合金には、次のものがある。

- (1) 亜鉛・アルミニウム合金：これは、通常、銅又はマグネシウムを含有しダイカストに使用される。特に自動車の部分品（電化器のボデー、ラジエーターグリル、計器盤等）、自転車の部分品（ペダル、ダイナモケース等）、ラジオの部分品、冷蔵庫の部分品等に使用される。

この合金のうちある種のものは、通常の亜鉛よりも強度を有する板の製造、プレス工具の製造、またパイプライン、コンデンサー等を腐食から保護するための陰極紡食陽極（電気紡食用陽極）製造に使用される。

- (2) 亜鉛・銅合金（Button 合金）：これは、鑄造用、型打ち等に使用される（亜鉛と亜鉛合金との区別に関する号注 1（a）及び 1（b）参照）。

＊

＊ ＊

この類には、次の物品を含む。

- (A) スペルター（spelter）、塊及びくず（79.01 又は 79.02）
 (B) 亜鉛のダスト、粉及びフレーク（79.03）
 (C) 79.01 項の塊を、通常圧延、引抜き又は押出しにより製造した物品（79.04 又は 79.05）
 (D) 管及び管用継手並びにその他のものの項である 79.07 項に属するすべての亜鉛製品（15 部注 1、82 類若しくは 83 類の物品及びこの表の他の項においてより特殊な限定をして記載されている物品を除く。）

＊

＊ ＊

亜鉛の物品及び製品は、性質、外観等を改善するために各種の処理が施されることがある。これらの処理は、通常 72 類の総説の末尾に記載されているものであり、物品の所属には影響を与えない。

＊

＊ ＊

他の物品と結合した物品については 15 部の総説に記載されている。

79.01 亜鉛の塊

－亜鉛（合金を除く。）

7901.11－亜鉛の含有量が全重量の 99.99%以上のもの

7901.12－亜鉛の含有量が全重量の 99.99%未満のもの

7901.20－亜鉛合金

この項には、不純物を含有するスペルター（spelter）（上記総説参照）から精製した亜鉛までの各種の純度のもので、ブロック、プレート、インゴット、ビレット、スラブその他これらに類する形状のもの又はペレット状のものを含む。この項に含まれる物品は、通常、亜鉛めっき（溶融めっき又は電気めっき法）、合金製造、圧延、引抜き、押出し又は成型品の鑄造に使用される。

この項には、亜鉛のダスト、粉及びフレークを含まない (79.03)。

79.02 亜鉛のくず

72.04 項の解説のくずに関する規定は、この項において準用する。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 亜鉛の製造亜鉛めっき等の際に生じるスラグ、灰及び残留物（例えば、電気めっきの際沈殿するスラッジ、浸せきタンクからの金属残留物）(26.20)
- (b) くずを再溶解して鑄造したインゴットその他これに類する形状の塊 (79.01)

79.03 亜鉛のダスト、粉及びフレーク

7903.10－亜鉛のダスト

7903.90－その他のもの

この項には、次の物品を含む。

- (1) 号注1(c)に規定されている亜鉛のダスト：これは、亜鉛蒸気を凝結して得られる。この亜鉛蒸気は、亜鉛鉱石からの還元により直接得るか又は亜鉛ベアリング材料の処理の際の煮沸によって得られる。これらの亜鉛のダストは、「亜鉛煙道ダスト」、「酸化亜鉛煙道ダスト」又は「亜鉛バグハウス煙道ダスト」として知られているいろいろな煙道ダストと混同してはならない（これらは、26.20 項に属する。）。
- (2) 15 部の注8(b)に規定される亜鉛の粉及びフレーク：74.06 項の解説の規定は、この項において準用する。

＊

＊ ＊

亜鉛のダスト、粉及びフレークは、主として金属セメンテーションによる他の金属への被覆（亜鉛焼き）、ペイントの製造、化学還元剤等に使用される。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 着色剤、ペイントその他これらに類する物品に調製した亜鉛のダスト、粉及びフレーク（例えば、他の着色料と調合したもの又は結合剤若しくは溶剤で懸濁液、分散液若しくはペーストにしたもの）(32 類)
- (b) 亜鉛のペレット (79.01)

79.04 亜鉛の棒、型材及び線

これらの物品は、15 部の注 9（a）、（b）及び（c）に規定されており、銅製の類似の物品に相当する。従って、74.07 項及び 74.08 項の解説の規定は、この項において準用する。

亜鉛の棒及び形材は、主として建築用材料（79.07）の製造に使用され、線は酸素アセチレンピストルで金属を噴霧する際の亜鉛源として利用される。

この項には、また、亜鉛ベースのろう接又は溶接用の棒（通常押出しにより製造される。）で、フラックスで被覆していないものを含む（特定の長さに切ってあるかないかを問わない）。被覆したものは含まない（83.11）。

この項には、例えば、圧延若しくは引抜きをするため又は成型品に再鑄造するために鑄造した棒を含まない（79.01）。

79.05 亜鉛の板、シート、ストリップ及びはく

この項には、15 部の注 9（d）に規定する板、シート、ストリップ及びはくを含む。これらの物品は 74.09 項及び 74.10 項の解説に記述した銅の製品に相当する。

亜鉛の板は、屋根ふき用のタイル、乾電池の容器、写真製版、リソグラフの他の印刷用プレート等の製造に使用される。

この項には、次の物品を含まない。

- （a）エキスパンデッドメタル（79.07）
- （b）84.42 項の調製した印刷用プレート等

79.07 その他の亜鉛製品

この項には、すべての亜鉛製品（この類の前項までの物品、第 15 部の注 1 に規定する物品、82 類又は 83 類に該当する物品及びこの表の他の項においてより特殊な限定をして記載されている物品を除く。）を含む。

この項には、次の物品を含む。

- （1）貯蔵タンク、ドラム缶その他類似の容器（機械装置又は加熱用若しくは冷却用の装置を有するものを除く。）
- （2）医薬品等の包装に使用するチューブ型容器
- （3）ワイヤクロス、ワイヤグリル及び綱（亜鉛の線から製造したものに限る。）並びに亜鉛製のエキスパンデッドメタル
- （4）亜鉛製のくぎ、びょう、ナット、ボルト、ねじその他 73.17 項及び 73.18 項の解説に記載した形の物品
- （5）家庭用品及び衛生用品（バケツ、台所用流し、浴槽、たらい、じょうろ、シャワー、洗浄

用ボード、水差し等)。ただし、これらの物品は、しばしば亜鉛めっきした鉄鋼で製造されるが、これらは、この類には含まない (73.23 及び 73.24)。

(6) 亜鉛製のラベル (樹木、植物等に使用されるもの) で、文字、数字若しくはデザインを有しないもの又は後で追加される主要な事項に対して特定の付随的な事項のみを有するもの。

ただし、すべての主要な事項を有する完成されたラベルは 83.10 項に含まれる。

(7) 謄写版用プレート

(8) タイルハンガーその他 73.25 項及び 73.26 項の解説の鉄鋼製品に相当する各種の亜鉛製品

(9) 電気めっき用の陽極 (75.08 項の解説の (A) 参照)

(10) 陰極防食陽極 (電気防食用陽極)。これは、パイプラインや船のタンクの腐食を防止するために使用する。

(11) とい、ルーフキャッピング、天窓枠、雨どい、戸枠、窓枠、手すり、レール、温室用の枠、その他の加工した建築用材料。これらは、73.08 項の解説に記載された鉄鋼の製品に相当するものである。

(12) 15 部の注 9 (e) に規定されている亜鉛製の管及び管用継手 (例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ) (ただし、79.04 項の中空の型材、84.81 項のコック、弁等をつけた継手、明らかに特定の物品に作り上げられた管 (例えば、機械類の部分品 (16 部)) を除く。)。これらは、73.04 項から 73.07 項までの解説に記載された鉄鋼の製品に相当するものである。

第 80 類

すず及びその製品

号注

1 この類において次の用語の意義は、それぞれ次の定めるところによる。

(a) 「すず（合金を除く。）とは、すずの含有量が全重量の 99%以上で、ビスマス又は銅の含有量が全重量に対してそれぞれ次の表に掲げる限度未満の金属をいう。

元 素	全重量に対する限度（％）
ビスマス（Bi）	0.1
銅（Cu）	0.4

(b) 「すず合金」とは、含有する元素のうちすずの重量が最大の金属で次のいずれかのものをいう。

(i) すず以外の元素の含有量の合計が全重量の 1 %を超えるもの

(ii) ビスマス又は銅の含有量が全重量に対してそれぞれ（a）の表に掲げる限度以上のもの

総 説

この類には、すず、その合金及びこれらのある種の製品を含む。

すずは、商業的には 26.09 項に属する酸化鋳であるすず石から抽出される。この鋳石は、鋳脈中に又は沖積層中に生ずる。

主要な精錬工程は、次のとおりである。

(1) 洗浄又は粉碎浮遊選鋳による精鋳の製造

(2) 硫黄、砒（ひ）素、銅、鉄、タングステン等の不純物を除去するため、ばい焼、磁選又は酸その他の溶剤による酸化物の処理

(3) 純粋にした酸化すずをコークスで還元し、粗すずを精錬する。

(4) 粗すずを各種の方法により精製し、ほとんど完全に純粋のすずを製造する。

すずは、また、すずめっき板くずを塩素処理又は電気分解することにより又はすずのくずを再溶解することにより回収される。これらの回収法においても、非常に高純度のすずを得ることができる。

＊

＊ ＊

純粋なすずは、銀白色で非常に光沢を有する。展性はあまりないが、可鍛性を有し、容易に溶解し、また軟らかい（鉛よりは硬い）。鑄造、槌打鍛造、圧延又は押出しの加工も容易にできる。すずは、空気中にさらしても腐食しないが、濃酸に侵される。

＊

＊ ＊

すずは、主として、他の卑金属、特に鉄鋼へのめっき用（例えば、缶詰産業用のブリキ板の製造）、合金製造用（青銅等）に供する。また、純粋な状態又は合金で、食用工業用の機器及び管、蒸留器用ヘッド、冷蔵装置、工業用貯蔵タンク、はんだ付け用の棒若しくは線、装飾品、食卓用

品（例えば、ピューター）、がん具、オルガン用パイプ等の製造に使用される。はく又はチューブ形容器としての用途もある。

＊

＊ ＊

15 部の注 5 の規定（15 部の総説参照）により、この類に属する主要なすず合金には、次のものを含む。

- （１）すず・鉛合金：例えば、すずをもととしたはんだ、ピューター製の器、がん具の製造、ある種の容積測定具等に使用される。
- （２）すず・アンチモン合金（通常、銅を含有する。例えば、Britannia metal）：食卓用品、ベアリングの製造等に使用される。
- （３）すず・鉛・アンチモン合金（時には銅を含有するものもある。例えば、すずをもととした減摩メタル）：鑄造用（軸受製造用）又はパッキングとして使用される。
- （４）すず・カドミウム合金（時には亜鉛を含有するものもある。）：減摩メタルとして使用される。

＊

＊ ＊

この類には、次の物品を含む。

- （A）すずの塊及びくず（80.01 及び 80.02）
- （B）80.01 項の塊から通常、圧延又は押出しにより製造した物品（80.03 項及び 80.07 項）並びに粉及びフレーク（80.07）
- （C）管及び管用継手並びに最後の項である 80.07 項に属するその他のすべてのすず製品（15 部の注 1 に規定する物品、82 類若しくは 83 類に該当する物品及びこの表の他の項においてより特殊な限定をして記載されている物品を除く。）

＊

＊ ＊

すずの物品及び製品は、性質又は外観を改善するために各種の処理が施されることがある。これらの処理は、通常、72 類の総説の末尾に記載されているものであり、物品の所属に影響を与えない。

＊

＊ ＊

他の物品と結合した物品の所属については、15 部の総説に解説されている。

80.01 すずの塊

8001.10－すず（合金を除く。）

8001.20－すず合金

この項には、すずのブロック、インゴット、なまこ形、スラブ、バー、スティックその他これ

らに類する形状の塊及びすずの破片、粒その他これらに類する物品を含む。この項の物品の多くは、すずめっき用、圧延、押出し、合金製造、成型品の鑄造に使用される。

この項には、粉及びフレークを含まない (80.07)。

80.02 すずのくず

72.04 項の解説のくずに関する規定は、この項において準用する

この項には、次の物品を含まない。

- (a) すず製造の際に生じるスラグ、灰その他の残留物 (26.20)
- (b) すずのくずを再溶融して鑄造されたインゴットその他これに類する形状のもの (80.01)

80.03 すずの棒、形材及び線

15 部の注 9 (a)、(b) 及び (c) に規定されたこれらの物品は、銅製の類似の物品に相当する。従って、74.07 項又は 74.08 項の解説の規定は、この項において準用する。

この項には、また、すずをベースにしたはんだ付け用の棒 (通常、押出しにより製造される。) で、フラックスで被覆していないものを含む (特定の長さに切ってあるかないかを問わない)。被覆したものは含まない (83.11)。

この項には、また、例えば、圧延若しくは引抜きをするため又は成型品に再鑄造するために鑄造した棒を含まない (80.01)。

80.07 その他のすず製品

この項には、すべてのすず製品 (この類の前項までに掲げる物品、15 部の注 1 に規定する物品、82 類若しくは 83 類に該当する物品及びこの表の他の項においてより特殊な限定をして記載されている物品を除く。) を含む。

この項には、次の物品を含む。

- (1) 貯蔵タンク、ドラム缶その他の容器 (機械装置又は加熱用若しくは冷却用の装置を有するものを除く。)
- (2) 歯みがき、絵の具その他の物品の包装用のチューブ型容器
- (3) 家庭用品及び食卓用品 (通常、ピューター製のもの) : 例えば、ジョッキ、盆、プレート、マグ、サイフォンヘッド、ビール用のジョッキのふた
- (4) 容積測定具
- (5) 電気めっき用のすず陽極 (75.08 項の解説 (A) 参照)

- (6) すずの粉（15 部の注 8（b）参照）及びフレーク
- (7) すずの板、シート、ストリップ及びすずのはく（印刷してあるかないか又は紙、板紙、プラスチックその他これらに類する補強材により裏張りしてあるかないかを問わない。）。これらの製品は 15 部の注 9（d）に規定されている。
- (8) 15 部の注 9（e）に規定されているすず製の管及び管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）（ただし、80.03 項の中空型材、84.81 項のコック、弁等をつけた継手、明らかに特定の製品に作り上げられた管（例えば、機械類の部分品（16 部））を除く。）。これらは、73.04 項から 73.07 項までの解説に記載された鉄鋼製品に相当するものである。

第 81 類

その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品

総 説

この類は、次に記載する卑金属、その合金及びこれらの製品（この表の他の類においてより特殊な限定をして記載されている物品を除く。）に限る。

- (A) タングステン (81.01)、モリブデン (81.02)、タンタル (81.03)、マグネシウム (81.04)、コバルト（コバルトのマットその他コバルト製錬の中間生産物を含む。）(81.05)、ビスマス (81.06)、チタン (81.08)、ジルコニウム (81.09)、アンチモン (81.10) 及びマンガン (81.11)
- (B) ベリリウム、クロム、ハフニウム、レニウム、タリウム、カドミウム、ゲルマニウム、バナジウム、ガリウム、インジウム及びニオブ (81.12)

この類には、また、サーメットを含む (81.13)。

この類又は 15 部中の前の類のいずれにも含まれない卑金属は、28 類に属する。

この類に含まれる大部分の卑金属は、純粋な状態よりはむしろ主として合金又は炭化物として使用される。当該合金の所属については、15 部の注 5 の規定に従う。金属炭化物は、この類には属しない。

＊

＊ ＊

他の物品と結合した物品（特に製品に作り上げられたもの）の所属については、15 部の総説に解説されている。

「くず」及び「粉」については、15 部の注 8 に規定がある。

81.01 タングステン及びその製品（くずを含む。）

8101.10－粉

－その他のもの

8101.94－タングステンの塊（単に焼結して得た棒を含む。）

8101.96－線

8101.97－くず

8101.99－その他のもの

タングステンは、鉄マンガン重石（鉄・マンガン・タングステン酸塩）及び灰重石（タングステン酸カルシウム）から得られる。鉍石はまず酸化物とし、電気炉で水素により又はるつぽでアルミニウム又は炭素により高温下で還元する。このようにして得られた粉状タングステンは、ブロック状又はバー状に加圧成形し、これを電気炉において水素のもとで、焼結する。コンパクトに焼結された棒は、機械的に槌打鍛造され、最終的に圧延又は引抜きにより、板、小さな断面の棒又は線にされる。タングステンは、密な鋼灰色の金属で融点が高い。もろいが硬く、また、耐食性も高い。

タングステンは、照明用電球又はラジオ用真空管のフィラメント、電気炉用品、X線管の対陰

極、電気接点、電気計測器若しくは時計の非磁性ばね、望遠鏡用のレンズのヘヤライン又は水素アーク溶接用の電極に使用される。

しかし、タングステンの最も重要な用途（通常フェロタングステンとして使用する。72 類参照）は、特殊鋼の製造である。タングステンは、また、炭化タングステンの製造に使用される。

＊

＊ ＊

15 部の注 5 により、この類に該当する主要なタングステン合金は、焼結により造られるが、これには次の物品を含む。

- (1) タングステン・銅合金（例えば、電気接点用）
- (2) タングステン・ニッケル・銅合金は、エックス線防護用、ある種の航空機用部分品等の製造に使用される。

＊

＊ ＊

この項に含まれるタングステンは、次の形状のいずれかである。

- (A) 粉
- (B) 塊（例えば、ブロック、インゴット、焼結した棒）及びくず（くずについては 72.04 項の解説参照）
- (C) 加工した金属（例えば、圧延又は引抜きにより製造した棒、型材、板、シート、ストリップ及び線）
- (D) 製品（15 部の注 1 に規定する物品、82 類若しくは 83 類に該当する物品及びこの表の他の項においてより特殊な限定をして記載されている物品を除く。）：大部分のタングステン製品は、ばねを除き、実際 16 部又は 17 部に属する。例えば、完成された電気接点は、85 類に属する。しかしながら、電気接点を製造するために使用されるタングステンの板はこの項に属する。

この項には、炭化タングステン（例えば、切削工具又はダイスの作用する刃の製造に使用するもの）を含まない。炭化タングステンの所属は次のとおりである。

- (a) 混合してない粉 (28.49)
- (b) 調製してあるが焼結してない混合物（例えば、モリブデン炭化物又はタンタル炭化物と混合したもの（結合材の有無を問わない。）(38.24)
- (c) 工具用の板、棒、チップその他これらに類する物品（焼結したもので支持物に取り付けてないものに限る。）(82.09)（関連する解説参照）

81.02 モリブデン及びその製品（くずを含む。）

8102.10—粉

—その他のもの

8102.94—モリブデンの塊（単に焼結して得た棒を含む。）

8102.95—棒（単に焼結して得た棒を除く。）、型材、板、シート、ストリップ及びはく

8102.96—線

8102.97—くず

8102.99—その他のもの

モリブデンは、主として輝水鉛鉱（硫化モリブデン）及びモリブデン鉛鉱（モリブデン酸鉛）から得られる。鉱石を浮遊選鉱により精鉱し、ついで酸化物とした後金属に還元精錬する。

金属は圧延、引抜き等に適するコンパクトな形状（compact form）に又はタングステンと同様に焼結できる粉状に精錬される（81.01 項の解説参照）。

コンパクトな形状のモリブデンは、鉛に類似する外観を有するが、非常に硬く、溶融点も高い。可鍛性を有し、常温では耐食性を有する。

モリブデンは、（金属又は 72 類のフェロモリブデンとして）合金製造に使用される。モリブデン金属は、照明用電球のフィラメントサポート、電子管のグリッド、電気炉用品、整流器又は電気接点に使用され、また、歯科用品及び光沢を失わないので白金代用品として身近用細貨類に使用される。

一般に使用されているモリブデン合金は、モリブデンの含有量が他の金属よりも少ないので、15 部の注 5 によりこの項には属しない。

モリブデンの精錬法はタングステンに類似しているので、81.01 項の解説の後半（流通市場における金属の形状及び炭化物の分類に関する部分）は、この項において準用する。

81.03 タンタル及びその製品（くずを含む。）

8103.20—タンタルの塊（単に焼結して得た棒を含む。）及び粉

8103.30—くず

—その他のもの

8103.91—るつぼ

8103.99—その他のもの

タンタルは、主としてタンタル鉱及びニオブ鉱（26.15）から酸化物の還元により、又は溶融ふっ化タンタル酸カリウムの電解により抽出する。

これは、コンパクトな金属として又はタングステン若しくはモリブデンと同様に、焼結用の粉として得られる。

タンタル粉は、黒色であるが、その他の形状のものは研磨すれば白色であり、研磨しないときは鋼青色を呈する。純タンタルは、非常に可鍛性及び延性を有し、通常、耐食性（大部分の酸に対する耐食性を含む。）もある。

タンタルは、炭化物製造、合金鋼の製造（フェロタンタルとして。72 類参照）、電子管のグリッド及び陽極、整流器、るつぼ、熱交換機その他の化学用機器、人造繊維防糸機用の口金（spinneret）、歯科用又は外科用の器具、外科用の骨定着用物品等又はゲッター（ラジオ用真空管のガスを除去するもの）製造用に供される。

15 部の注 5 の規定により、この項に属するタングステン合金には、タンタルの含有量の多いタンタル・タングステン合金（例えば、電子管の製造に使用される。）を含む。

この項には、全てのタンタル、すなわち粉、ブロック、くず、棒、線、フィラメント、シート、ストリップ、はく、形材、管及びその他の製品（例えば、ばね又はワイヤクロス）（他の項においてより特殊な限定をして記載されているものを除く。）を含む。

なお、炭化タンタルの所属については、炭化タングステンのそれに従う（81.01 項の解説参照）。

81.04 マグネシウム及びその製品（くずを含む。）

—マグネシウムの塊

8104.11—マグネシウムの含有量が全重量の 99.8%以上のもの

8104.19—その他のもの

8104.20—くず

8104.30—大きさをそろえた削りくず及び粒並びに粉

8104.90—その他のもの

マグネシウムは、各種の原料から抽出する。これらの原料は、ほとんど全てが 26 類の金属鉱ではなく、ドロマイト（25.18）、マグネサイト（25.19）、カーナリット（31.04）等 25 類又は 31 類に属するものである。マグネシウムは、また、海水若しくはかん水（25.01）又は塩化マグネシウムを含有するライ（灰汁）からも抽出される。

金属の工業的製法の第 1 段階では、塩化マグネシウム又は酸化マグネシウム（マグネシア）を、使用するマグネシウム原料に応じそれぞれの方法で製造する。その後、金属の抽出は、通常、次の二つの方法のうちのいずれかの方法により行われる。

（A）アルカリの金属の塩化物又はふっ化物等の溶剤と混合した熔融塩化マグネシウムの電気分解：分離したマグネシウムは、電解槽の陰極の周囲の表面に集められ、塩素は陽極に集まる。

（B）炭素、フェロシリコン、炭化けい素、炭化カルシウム、アルミニウム等によるマグネシアの熱還元：反応の際の高熱により金属は蒸発するが、これを急冷し、非常に純粋の状態でマグネシウムを凝結する。

電解法により得られるマグネシウムは、通常、更に精製する必要がある。熱還元法により得られるマグネシウムは、通常、高純度であるので、精製することなしに溶解してインゴットにする。

＊

＊ ＊

マグネシウムは、アルミニウムと同様に銀白色であるが、アルミニウムよりも軽い。研磨により非常に強い光沢がでるが、空気にさらすとかなり急激に消滅する。これは酸化皮膜が形成されるため、これにより腐食から金属を保護する。マグネシウムの線、シート、ストリップ、はく及び粉は、せん光を発し、激しく燃焼するので、取扱いに注意する必要がある。

微粉末は、空気と混合すると爆発する危険がある。

＊

* *

マグネシウム（合金を除く。）は、多くの化合物の製造、冶金の際（例えば、鉄、銅、ニッケルの製造及びこれらの合金の製造）の脱酸剤及び脱硫剤として並びに火工品等に使用される。

純粋な金属は、機械的性質が劣るが、他の元素と強い合金を形成して、圧延、鍛造、押出し及び鋳造を可能にするため、軽金属工業において、多くの工業上の用途が開けている。

*

* *

15 部の注 5 の規定（15 部の総説参照）により、この類に属する主要なマグネシウム合金には、次のものを含む。

- （1）マグネシウム・アルミニウム合金及びマグネシウム・アルミニウム・亜鉛合金（しばしばマアングンを含有する。）：これらは、マグネシウムをもととしたエレクトロン（Elektron）又はダウ（Dow）型の合金である。
- （2）マグネシウム・ジルコニウム合金（しばしば亜鉛が添加される。）
- （3）マグネシウム・マンガン合金及びマグネシウム・セリウム合金

これらの合金は軽量性、強度、耐食性に優れるので、航空機産業（例えば、エンジンカバー、車輪、気化器、磁石発電機のベース、ガソリンタンク、油タンク用）、自動車工業、建築業又は機械の部分品及び附属品（特に、繊維機械用のスピンドル、ボビン、ワインダー等）、加工機械、ライター、ミシン、チェーンソー、芝刈り機、はしご、若しくは荷役用機器、石版用の板等の製造に使用される。

*

* *

マグネシウム製の物品の所属は、72 類の総説に記載されているような、金属の性質、外観等を改善するための処理によっては影響されない。

この項には、次の物品を含む。

- （1）マグネシウムの塊：インゴット、切欠きバー、スラブ、スティック、ケーキ、キューブ、ビレットその他これらに類する形状のもの。これらは、通常、圧延、引抜き、押出し、鍛造又は成型品の鋳造に使用される。
- （2）マグネシウムのくず：72.04 項の解説は、この項において準用する。

ここには、削りくず及び粒で、等級付けされてないもの及び大きさを揃えてないものを含む。等級付けし又は大きさを揃えた削りくず及び粒は、下記（3）のグループに記述されている。

- （3）棒、型材、板、シート、ストリップ、はく、線、管、中空型材、粉及びフレーク並びに大きさを揃えた削りくず及び粒

ここには、次に掲げるマグネシウムの商慣行上の形状の物品を含む。

- （a）上記（1）に掲げる物品の圧延、引抜き、押出し、鍛造等による製品（すなわち、加工した棒、型材、線、板、シート、ストリップ及びはく）並びに、管及び中空型材（その他の卑金属の類似物品の項に対応する解説参照）：これらの物品は、軽量製及び強靱性が共に要求される金属に使用される。

(b) 大きさを揃えた削りくず及び粒並びにすべての種類の粉及びフレーク：これらは、火工品（花火、信号用品等）に、また、化学工業又は冶金工業における還元剤として使用される。削りくず及び粒は、これらの目的に適するよう特別に作られ等級付けされる。

(4) その他の製品

このグループには、すべてのマグネシウムの製品（上記に含まれる物品、15 部の注 1 に規定する物品、82 類若しくは 83 類に含まれる物品又はこの表の他の項においてより特殊な限定をして記載されている物品を除く。）を含む。

マグネシウムは、主として航空機、車両又は機械部分品の製造に使用されるなど（前記参照）、大部分のマグネシウム製品は、他の項（特に、16 部及び 17 部）に属する。

ここに属する製品には、次の物品を含む。

(a) 構造物及びその部分品

(b) 貯蔵タンクその他これに類する容器（機械装置又は加熱用若しくは冷却用の装置を有するものを除く。）並びにたる、ドラム及び缶

(c) ワイヤクロス

(d) ボルト、ナット、ネジ等

この項には、マグネシウム製造の際に生ずるスラグ、灰及び残留物を含まない (26. 20)。

＊

＊ ＊

号の解説

8104. 11 及び 8104. 19

これらの号には、インゴット及び再溶解したマグネシウムのくずを鑄造したこれに類する塊を含む。

81. 05 コバルトのマットその他コバルト製錬の中間生産物並びにコバルト及びその製品(くずを含む。)

8105. 20－コバルトのマットその他コバルト製錬の中間生産物並びにコバルトの塊及び粉

8105. 30－くず

8105. 90－その他のもの

コバルトは、主としてヘトロジェナイト鉱（コバルトの水酸化物）、硫コバルト鉱（コバルト及びニッケルの硫化物）及び砒（ひ）コバルト鉱（コバルトの砒（ひ）化物）から得られる。硫化物及び砒化物を溶融してマット及びその他の中間生産物を製造する。他の金属を除去する処理を行なって酸化コバルトにし、これを炭素、アルミニウム等で還元する。コバルトは、また、電解法又は銅、ニッケル、銀等の精製の際に生ずる残留物からの処理によっても抽出される。

コバルトは、銀色を呈し、耐食性があり、ニッケルよりも硬く、非鉄金属のうちで最も磁性を有する。

コバルトは、純粋な状態で、他の金属の被覆（電着による）、触媒、金属炭化物切削工具製造の

際の結合剤、コバルト・サマリウム磁石又はある種の合金鉍の構成成分等として使用される。

15 部の注 5 の規定により、この項に含まれる主なコバルト合金には次のものがある。

- (1) コバルト・クロム・タングステン系（ステライト系）のもの（しばしば他の元素を少量含む。）：高温における耐磨耗性及び耐食性があるので、弁、弁のシート、工具等の製造に使用する。
- (2) コバルト・鉄・クロム合金：例えば、熱膨張率が低いもの又は強い磁性を示すものがある。
- (3) コバルト・クロム・モリブデン合金：ジェットエンジンに使用される。

この項には、コバルト、マットその他コバルト製錬の中間生産物及びあらゆる形状のコバルト（例えば、インゴット、陰極、粒、粉、くず及び他の項に特掲されない製品）を含む。

81.06 ビスマス及びその製品（くずを含む。）

8106.10－ビスマスの含有量が全重量の 99.99%を超えるもの

8106.90－その他のもの

この金属は、天然のままでも産出するが、主として鉛、銅等の精錬の際に生ずる残留物の精製や硫化鉍又は炭酸塩鉍（例えば、そう鉛鉍及び泡そう鉛）の抽出により得られる。ビスマスは、赤色がかった色合の白色で、もろく加工は困難であり、伝導率は悪い。化学機器及び医薬用の化学薬品調製に使用される。易融合金（時には溶融点は 100 度以下）を形成し、15 部の注 5 の規定により、この項に属する合金には次のものがある。

- (1) ビスマス・鉛・すず合金（時にはカドミウム等を含む。）（例えば、Darcet 合金、Lipowitz 合金、Newton 合金及び Wood 合金）：ろう接、鑄造合金、消化器又はボイラーの可溶性部分品等に使用される。
- (2) ビスマス・インジウム・鉛・すず・カドミウム合金：外科用の型をとるのに使用される。

81.08 チタン及びその製品（くずを含む。）

8108.20－チタンの塊及び粉

8108.30－くず

8108.90－その他のもの

チタンは金紅石、板チタン石又はチタン鉄鉍の還元精錬で製造する。精錬法により、金属は、コンパクトな形状、焼結用の粉状（タングステンと同様）、フェロチタン（72 類）又は炭化チタンとして製造される。

チタンは、コンパクトなものは白色で光沢を有するが、粉末は暗灰色である。耐食性を有し、硬く、純度が高いもの以外はもろい。

フェロチタン及びフェロシリコチタン（72 類）は、鉄鋼の製造に使用される。また、金属チタンは、アルミニウム、銅、ニッケル等とも合金を作る。

チタンは、主として、航空機産業、造船業に使用され、また、化学工業用の槽、かくはん器、熱交換機、弁及びポンプ等の製造用、海水淡水化装置用又は原子力発電所の建設用に供される。

この項には、すべての形状のチタン、特に海綿状、インゴット、粉、陽極板、棒、シート、板及びくず並びにこの表の他の項に該当しない製品を含む。(他の項に含まれる物品には、ヘリコプター用回転翼、プロペラのブレード、ポンプ、弁等通常、16 部又は 17 部に含まれるものがある。)

炭化物の所属の決定については、炭化タングステンのそれに従う (81.01 項の解説参照)。

81.09 ジルコニウム及びその製品 (くずを含む。)

ージルコニウムの塊及び粉

8109.21ーハフニウムとジルコニウムの重量比が 1 未満対 500 のもの

8109.29ーその他のもの

ーくず

8109.31ーハフニウムとジルコニウムの重量比が 1 未満対 500 のもの

8109.39ーその他のもの

ーその他のもの

8109.91ーハフニウムとジルコニウムの重量比が 1 未満対 500 のもの

8109.99ーその他のもの

ジルコニウムは、けい酸塩鉱であるジルコンから、酸化物、塩化物等の還元又は電解により得られる。

これは銀灰色で、可鍛性及び延性を有する金属である。

ジルコニウムは、写真用せん光電球、ラジオ用真空管のゲッター又は吸収剤の製造等に使用される。フェロジルコニウム (72 類) は鉄鋼の製造に使用される。また、ニッケル等と合金にされる。

ジルコニウムは、それ自体又はずずとの合金 (zircalloy) の状態で原子炉燃料用カートリッジのシース又は原子炉の金属構造物の製造に使用される。ジルコニウム・プルトニウム合金及びジルコニウム・ウラン合金は、核燃料として使用される。原子炉用を使用するためには、第一に、ハフニウムをほとんど痕跡程度にまで取り除かなければならない。

81.10 アンチモン及びその製品 (くずを含む。)

8110.10ーアンチモンの塊及び粉

8110.20ーくず

8110.90ーその他のもの

アンチモンは、主として輝安鉱 (硫化鉱) から次の方法で得られる。

(1) 選鉱及び溶離により、いわゆる「粗製アンチモン」を得る。これは、実際は粗製硫化物で

26.17 項に属する。

(2) 熔融して「シングル」(かわ)として知られている不純物を含有するアンチモンとする。

(3) 更に熔融してスターボウル (star bowl) し、これを精製して最も純粋な形状のスターアンチモン (star antimony) 又はフレンチメタル (French metal) になる。

アンチモンは、青味がかった薄い色合の白色の金属光沢を有し、もろく、容易に粉状となる。

非合金の状態では用途は非常に少ないが、合金 (特に鉛及びすずとの合金) は硬くなるので、ベアリング合金、印刷用活字その他の鑄造用合金、ピューター、ブリタニア・メタル等として使用される (78 類及び 80 類参照。これら合金は、鉛又はすずの含有量が多いので、通常、78 類又は 80 類に属することとなる。)。

81.11 マンガン及びその製品 (くずを含む。)

マンガンは、軟マンガン鉱、褐マンガン鉱、水マンガン鉱の還元精錬又は電気分解により抽出される。

金属は、それ自体、灰色がかったピンク色で、硬く、かつ、もろい。マンガン単独で使用されることはまれである。

しかしながら、マンガンは、スピーゲル、フェロマンガン、シリコマンガン、ある種の合金鉄又は合金鋼の構成成分として使用される。これらの物品は、通常 72 類に属する。ただし、フェロマンガン及びシリコマンガンは、鉄の含有量が非常に少ない場合には、この項に属する (72 類の注 1 (c) 参照)。マンガンは、また、銅、ニッケル、アルミニウム等と合金を作る。

81.12 ベリリウム、クロム、ハフニウム、レニウム、タリウム、カドミウム、ゲルマニウム、バナジウム、ガリウム、インジウム及びニオブ (くずを含む。) 並びにこれらの製品 (くずを含む。)

ーベリリウム

8112.12ー塊及び粉

8112.13ーくず

8112.19ーその他のもの

ークロム

8112.21ー塊及び粉

8112.22ーくず

8112.29ーその他のもの

ーハフニウム

8112.31ー塊、くず及び粉

8112.39ーその他のもの

ーレニウム

8112.41――塊、くず及び粉

8112.49――その他のもの

――タリウム

8112.51――塊及び粉

8112.52――くず

8112.59――その他のもの

――カドミウム

8112.61――塊及び粉

8112.69――その他のもの

――その他のもの

8112.92――塊、くず及び粉

8112.99――その他のもの

(A) ベリリウム

ベリリウムは、ほとんど例外なく緑柱石（アルミニウムとベリリウムとのけい酸複塩）から得られる。なお緑柱石は、貴石（例えば、エメラルド）の形状のもの（71 類）を除き、26.17 項に属する。

この金属の主な商業上の抽出法は次のとおりである。

(1) オキシふっ化ベリリウム（鉍石から製造したもの）とバリウムその他のふっ化物との混合物を高温下で電解する。黒鉛製るつぼを陽極として使用し、水冷した鉄製陰極の上に金属を析出させる。

(2) ふっ化ベリリウムをマグネシウムを使用して還元する。

＊

＊ ＊

ベリリウムは、鋼灰色を呈し、非常に軽く、また硬いが非常にもろい。特殊な条件のもとでのみ圧延又は引抜きが可能である。

＊

＊ ＊

合金でないベリリウムは、X線管用の窓の製造、原子炉の構成材料、航空機及び宇宙産業、兵器産業、サイクロトロン用のターゲット、ネオンサイン等の電極又は冶（や）金の脱酸剤等に使われる。

ベリリウムは、また、多くの合金用に供される。例えば、鉄鋼（ばね鋼等）、銅合金（例えば、ベリリウム銅として知られたもので、ばね、時計部分品、工具等）に使用される。）、ニッケル合金の製造に使用する。ただし、これらの合金は、ベリリウムの含有量が非常に少量であるので、それぞれ 72 類、74 類又は 75 類に属する。

この項には、あらゆる形状のベリリウム、すなわち、ブロック、ペレット及びキューブ等の塊並びに棒、線及びシート等の物品並びに製品を含む。ただし、機械類の部分品、機器の部品等のような明らかに特定の製品に作り上げた物品は含まない（特に、85 類及び 90 類参照）。

(B) クロム

クロムは、主としてクロマイト（クロム鉄鉱）から抽出される。三二酸化物に変えたクロム鉄鉱を還元してクロム金属が得られる。

クロムは研磨してない状態では、鋼灰色を呈するが、研磨すると白色で、光輝を呈する。

非常に硬く、耐食性を有するが、可鍛性及び延性はない。純粋なクロムは、他の金属の各種の物品の被覆物（電気クロムめっき）となる。クロムの主要な用途は、通常、フェロクロム（72 類参照）として、ステンレス鋼の調製品である。ただし、ほとんどの合金（例えば、ニッケル又はコバルトとの合金）は、15 部の注 5 の規定によりこの項には属しない。

クロムをもととしたある種の合金は、ジェットエンジン、電熱器具の保護用チューブに使用される。

(C) ゲルマニウム

ゲルマニウムは、亜鉛製造の際に生ずる残留物、ゲルマナイト（銅ゲルマニウム硫化物）又はガス製造工場煙じんから抽出される。

灰白色の金属で、ある種の特殊な電子イオン特性を有する。そのため、ダイオード、トランジスタ、電子管等の電子部品の製造に使用される。これは、また、すず、アルミニウム又は金との合金に使用される。

(D) バナジウム

バナジウムは、主としてパトロナイト又はカルノタイトから、通常、酸化物の還元により抽出され、また、鉄、ラジウム又はウラニウム製造の際に生じる残留物から抽出される。金属自体としては僅かな用途しかないが、通常、フェロバチジウム（72 類）又は銅バナジウムマスターアロイ（74 類）として製造され、鋼、銅、アルミニウム等との合金に使用される。

(E) ガリウム

ガリウムは、アルミニウム、亜鉛、銅又はゲルマニウムの精錬の際の副産物として又はガス製造工場の煙道ダストから得られる。

これは軟らかく、灰白色で、温度約 30 度で熔融し、高沸点を有する。このように、広範囲の温度にわたって液状にあるため、温度計、蒸気アーク燈において水銀の代用として使用される。また、歯科用合金、特殊な鏡の裏張り材として使用される。

(F) ハフニウム

ハフニウムは、ジルコニウムと同じ鉱石（ジルコン等）から抽出され、ジルコニウムと非常に類似した特性を有する。熱中性子の吸収率が非常に高いので、原子炉のコントロール用又はモニター用のロッドの製造に供される。

(G) インジウム

インジウムは、亜鉛精錬の残留物から抽出される。

インジウムは、軟らかい、銀色の金属で耐食性を有する。

従ってこれは、単独で又は亜鉛等とともに他の金属の被覆に使用される。ビスマス、鉛又はすずとの合金（外科用の型をとるのに使用される合金）銅又は鉛との合金（軸受用合金）又は金との合金（身辺用細貨類、歯科用合金等に）に使用される。

（H）ニオブ

ニオブは、ニオブ鉱及びタンタル鉱を処理しふっ化ニオブ酸カリウムを得、これから電解その他の方法により抽出する。

銀色がかった灰色の金属で、ゲッター（ラジオ用真空管において最後まで残っている微量のガスを除去するためのもの）の製造に使用する。

ニオブ及びそのフェロアロイ（72 類）は、また、鋼その他の合金の製造に使用される。

（IJ）レニウム

レニウムは、モリブデン、銅等の精錬の副産物として得られる。

現在、あまり使用されていないが、めっき用又は触媒としての用途が得られている。

（K）タリウム

タリウムは、硫化鉄鉱その他の鉱石の処理の際に生ずる残留物から抽出される。軟らかい金属で、鉛に類似した灰白色を呈する。

これは、溶融点、強度、耐食性等を向上させるため鉛と合金に、また、曇りを防止するため銀と合金にされる。

（L）カドミウム

カドミウムは、主として亜鉛、銅又は鉛の精錬の際に生ずる残留物から蒸留又は電解により得られる。

外観上は亜鉛に類似するが、亜鉛よりも軟らかい。

主として、他の金属の被覆（噴霧又は電気めっきによる。）、銅、銀、ニッケル等の製造の際の脱酸剤として使用される。

また、熱中性子の吸収率が高いので、原子炉の制御棒又はモニター用のロッドの製造に供される。

15 部の注 5 の規定によりこの項に該当する主なカドミウム合金としては、カドミウム・亜鉛合金（耐食性溶融めっき、はんだ付け及びろう付けに使用される。）がある。

ただし、同じ金属を含有するその他の合金（例えば、ある種の軸受用合金）はこの項から除かれる。

81.13 サーメット及びその製品（くずを含む。）

サーメットは、セラミック成分（耐熱性で溶融点が高い）と金属成分の両者を含有している。これらの物品の製造方法並びに物理的性質及び科学的性質は、セラミック成分（ceramic constituent）及び金属成分（metallic constituent）の両者に関係している。ここからサーメット（cermet）の名称が生じた。

セラミック成分は、通常、酸化物、炭化物、ほう化物等から成る。

金属成分は、鉄、ニッケル、アルミニウム、クロム、コバルト等の金属から成る。

サーメットは焼結、分散その他の方法で製造される。

主要なサーメットは、次の物品から得られる。

- （1）金属と酸化物：例えば、鉄と酸化マグネシウム、ニッケルと酸化マグネシウム、クロムと酸化アルミニウム、アルミニウムと酸化アルミニウム
- （2）ほう化ジルコニウム又はほう化クロム：これらの物品はボロライト（borolite）として知られている。
- （3）ジルコニウム、クロム、タングステン等の炭化物にコバルト、ニッケル又はニオブを混合したもの
- （4）炭化ほう素とアルミニウム：ボーラルサーメットとして知られているアルミニウムクラッド物品

この項には、サーメットを含む（塊であるか又は製品の形状であるかを問わないものとし、この表の他の項に該当しないものに限る。）。

サーメットは航空機産業、原子力工業及びミサイルに使用される。これらは、また、炉及び金属の鑄造に（例えば、つぼ、注口、管として）使用するほか、軸受、ブレーキのライニング等の製造に使用される。

この項には、次の物品を含まない。

- （a）核分裂性又は放射性の物質を含有するサーメット（28.44）
- （b）焼結して凝結した金属炭化物をもととしたサーメット製の工具用の板、棒、チップその他のこれらに類する物品（82.09）

第 82 類

卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品

注

- 1 トーチランプ、可搬式鍛冶炉、フレーム付きグラインディングホイール、マニキュアセット、ペディキュアセット及び第 82.09 項の物品を除くほか、この類の物品は、次のいずれかの物品から成る刃、作用する面その他の作用する部分を有するものに限る。
 - (a) 卑金属
 - (b) 金属炭化物又はサーメット
 - (c) 卑金属製、金属炭化物製又はサーメット製の支持物に取り付けた天然、合成又は再生の貴石及び半貴石
 - (d) 卑金属製の支持物（卑金属製の切削歯、溝その他これらに類する作用する部分を有し、これに研磨材料を取り付けた後においてもその機能を維持する場合に限る。）に取り付けた研磨材料
- 2 この類の物品の卑金属製の部分品（当該物品とは別に掲げてあるもの及び第 84.66 項の手工具用ツールホルダーを除く。）は、当該物品が属する項に属する。ただし、第 15 部の注 2 のはん用性の部分品は、すべてこの類に属しない。

電気かみそり又は電気バリカンの頭部及び刃は、第 85.10 項に属する。
- 3 第 82.11 項の一以上のナイフとこれと同数以上の第 82.15 項の製品とをセットにした製品は、第 82.15 項に属する。

総 説

この類には、工具、道具、刃物、食卓用品等の性格を有する卑金属製の特定の種類の製品が含まれ、これらは 15 部中のこの類の前の類には属さず、16 部の機械類（下記参照）、90 類の計測機器類、96.03 項又は 96.04 項の物品にも該当しない。

この類には、次の物品を含む。

- (A) ある種の特定の例外（例えば、機械式ののこぎりのブレード）を除き、手で使用する工具（82.01 項から 82.05 項まで）
 - (B) 手道具又は手工具のセット（82.02 項から 82.05 項までの二以上の項の製品を小売用のセットにしたものに限る（82.06）。）
 - (C) 手工具（動力駆動式であるかないかを問わない。）用又は加工機械用の互換性工具（82.07）、機械用又は器具用のナイフ及び刃（82.08）並びに工具用の板、棒、チップその他これらに類する物品（82.09）
 - (D) 刃物（職業用、個人用又は家庭用に使用するもの）、ある種の機械式家庭用器具、スプーン、フォークその他これらに類する食卓用品及び台所用品（82.10 項から 82.15 項まで）
- 一般にこの類には、独立して手で使用することのできる工具（ギヤ、クランクハンドル、プランジャー、ねじ機構、レバー等の簡単な機構を取り付けてあるかないかを問わない。）を含む。ただし、作業台、壁等に固定するように設計されたもの、また、重量、寸法又はそれを使用するの

に必要とされる力により、床、作業台等におくためのベースプレート、スタンド、サポート用フレーム等が取り付けられている器具は、通常 84 類に属する。

胸あてぎりで、支持物なしに使用者が自由に手で使用するものは、簡単なギヤ機構を有していたとしても、82.05 項の工具に属する。他方、スタンド又はサポート用フレームに固定するように設計されたドリルは、84.59 項に属する。同様に、プライヤータイプの金属切断用ばさみは 82.03 項に属するが、スタンド又はベースプレートに取り付けたギロチン式の剪（せん）断機は、たとえ手動式のものであっても、84.62 項に属する。

ただし、この基準には、器具の性格から生ずる例外がある。万力、フレーム付きグラインディングホイール及び可搬式鍛冶炉は、特に 82.05 項に属する。同様にある種の器具（コーヒー粉碎器、果汁しぼり器、肉ひき器等）は、特に定める基準に従い 82.10 項に属する（下記の当該解説参照）。一方、粉用又は液体用の噴霧用の機器（84.24）、ニューマチックツール（84.67）、事務用ステープル打ち機（ピストル型でないもの）（84.72）のように独立して手で使用されるある種の機器は特に 84 類に含まれる。後者のもののうちには、非常に小型でベースプレート又はサポート用フレームを有するとはいえないものがある。

＊

＊ ＊

工具、刃物等は、刃、作用する刃、面その他の作用する部分が、卑金属製、金属炭化物製（28.49 項の解説参照）又はサーメット製（81.13 項の解説参照）でない限り、一般にこの類には該当しない。ただし、この条件に該当する物品は、金属製の作用部分の重量を超える重量の非金属製の柄、ボディー等を有するものであっても、この類に属する（例えば、金属製の刃を有する木製かんな）。

この類には、卑金属製、金属炭化物製又はサーメット製の支持物に、天然、合成又は再生の貴石又は半貴石（例えば、黒色ダイヤモンド）からなる作用する部分を取り付けた工具を含む。さらに、この類には、ある種のもので卑金属製の作用部分に研磨材料を取り付け又は被覆したのもも属する。

これらの一般的基準は、項に特に掲げるある種の物品（例えば、可搬式鍛冶炉及びフレーム付きグラインディングホイール）には例外がある。また、68.04 項は、グラインディングホイールその他これらに類するもの（粉碎用、研磨用、整形用又は切断用のホイール、ヘッド、ディスク及びポイントを含む。）で、天然石製、凝結させた研磨材料製、陶磁器のもの（他の材料製のしん、軸、ソケット、心棒その他これらに類するものを有しているかいないかを問わないものとし、フレーム付きのものを除く。）を含むので、研磨材料を取り付けた工具でこの類に該当するものは極めて少ない（82.02 項及び 82.07 項の解説参照）。

手工具（動力駆動式であるかないかを問わない。）用又は加工機械用の卑金属の互換性工具で、作用する部分が注 1 に特定された材料で構成されていないものは、この類に含まれない。これらのものは、通常、作用する部分の構成する材料の属する項に属する。例えば、作用する部分がゴム製のものは 40 類に、革製のものは 42 類に、毛皮製のものは 43 類に、コルク製のものは 45 類に、繊維用繊維製のものは 59 類に、陶磁製のものは 69.09 項に属し、機械用のブラシは 96.03 項に属する。

工具、刃物等の卑金属製部分品（例えば、のこぎりのフレーム、かんな用の刃）は、通常、完成品と同じ項に属する。ただし、この規定は、部分品が特定の項に掲げられているものについては適用しない。鎖、くぎ、ボルト、ナット、ねじ、リベット、ばね（例えば、剪（せん）定ばさみ用のもの）その他 15 部の注 2 に規定するはん用性の部分品はこの類に属さない。これらの物品は、73 類から 76 類まで及び 78 類から 81 類までの該当する項に属する。

82.08 項から 82.15 項までに属する刃物その他の物品には、貴金属又は貴金属を張った金属をさ細な装飾物（例えば、頭文字又はバンド）として使用したものもある。ただし、もし、貴金属又は貴金属を張った金属を他の部分（例えば、柄又は刃）に使用したものである場合又は天然若しくは養殖の真珠、天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石を使用したもの（上述のように、作用する部分のものを除く。）である場合、これらの物品は 71 類に属する。

この類には、次の物品を含まない。

- (a) 医療用又は獣医用の器具として使用される工具、はさみその他の刃物 (90.18)
- (b) 明らかにがん具の性格を有する工具 (95 類)

82.01 手道具（スピード、ショベル、つるはし、くわ、フォーク及びレーキ並びになた、なたがまその他のおの類、各種の剪（せん）定ばさみ並びに農業、園芸又は林業に使用する種類のかま、草切具、刈込みばさみ、くさびその他の道具に限る。）

8201.10－スピード及びショベル

8201.30－つるはし、くわ及びレーキ

8201.40－なた、なたがまその他のおの類

8201.50－片手剪（せん）定ばさみその他これに類する片手ばさみ（家きん切断用のものを含む。）

8201.60－刈込みばさみ、両手剪（せん）定ばさみその他これらに類する両手ばさみ

8201.90－その他の農業、園芸又は林業に使用する種類の手道具

この項には、主として農業、園芸又は林業に使用する種類の手道具を含むが、若干のものは他の用途（例えば、道路作業、土木工事、鉱業、石工、木工又は家事用）にも供される。

この項には、次の物品を含む。

- (1) スピード及びショベル（家庭用の石炭用ショベル及びキャンプ用、軍隊用等の塹壕用の特殊な型のものも含む。）
- (2) フォーク（乾草用フォークを含む。）
- (3) つるはし、くわ及びレーキ（芝生用レーキ、ホーレーキ（ホーとレーキが一体となったもの）、グラバー、除草具及び中耕具を含む。）
- (4) なた、なたがまその他のおの類（伐採用おの、手おの、チョッパー、ちょうな、スラッシャー又はマチューテ）
- (5) 片手剪（せん）定ばさみその他これに類する片手ばさみ（家きん切断用のものを含む。）：
これらは、通常 2 本の軸をその長さの方向の約 3／4 の点で連続したものから成る。これらはしばしば、一方の軸の先が凹形、他方が凸形の切断用の刃（おうむのくちばしのような形

状のもの)になっている。さらに、これらは、フィンガーリングが付いていないので、82.13 項のはさみと区別される。

これらは、通常、切断後軸を離れさせるためのばね及びフック又は留め金具を有し、片手で容易に開閉できる。これらは片手で扱われ、強力な切断力を有する。

この項には、庭師用、花き用又は果實用（先の細くなった刃を有するぶどう園用）等の剪（せん）定ばさみを含む。

ただし、この項には、剪（せん）定ばさみのような刃を有してはいるが、フィンガーリングの付いている剪（せん）定ばさみを含まない（82.13 項の解説参照）。

(6) 刈込みばさみ、両手剪（せん）定ばさみその他これらに類する両手ばさみ（草刈りばさみを含む。）

(7) その他の農業、園芸又は林業に使用する種類の手工具：ここには、大がま、小がま (bagging、刈り入れ又は草刈りに使用する種類のかまを含む。)、牧草用又はわら用の各種のナイフ、植付機、播（は）種機、苗植え用の穴あけ道具、移植ごて、果実採取器、牛用くし、馬ぐし、豚用くし、皮はぎ器、皮はぎナイフ、木材用くさび、木材業者用の丸太ころがし用具（丸太用フック、丸太鋏み、丸太用ピック、カントフック）、芝刈り用具、羊毛刈り取りに使用する種類のはさみを含む。

これらのすべての手工具は、柄を有するか有しないかを問わず、この項に含まれる。また、この項には、上記の物品の卑金属の部分品を含む。

この項には、次の物品を含まない。

(a) 羊の耳その他の動物のマーキング用のプライヤー（82.03）

(b) 道路又は石割用のくさび及びかまの刃を研ぐのに使用する金敷き（82.05）

(c) 剪（せん）定ナイフ（82.11）

(d) 庭園用ローラー、ハロー、草刈機その他これらに類する機器（手で押し又は引張るものを含む。）（84 類）

(e) ピッケル（95.06）

82.02 のこぎり（種類を問わない。）のブレード（切開き用、溝彫り用又は無歯式ののこぎりのブレードを含む。）及び手のこぎり

8202.10－手のこぎり

8202.20－帯のこぎりのブレード

－サーキュラーソーのブレード（切開き用又は溝彫り用ののこぎりのブレードを含む。）

8202.31－作用する部分に鋼を使用したもの

8202.39－その他のもの（部分品を含む。）

8202.40－チェーンソーのブレード

－その他ののこぎりのブレード

8202.91－ストレートソーのブレード（金属加工用のものに限る。）

8202. 99—その他のもの

この項には、次の物品を含む。

(A) 手のこぎり（木、金属、石、その他の材料をひくのに使用するもので、職業用であるかないか又は家庭用であるかないかを問わない。）

これらには、弓のこぎり、ハックソー、糸のこその他の手のこぎり（木製又は金属製のフレームに取り付けたもの）、パネルソー、ぼそ取り用のこぎり、回しのこぎり、横びきのこぎり（通常、両端に柄を有する。）、庭師又は坑夫の使用するナイフに類似する形に作ったのこぎり（折り畳み式であるかないかを問わない。）、時計屋又は宝石細工師の使用する特殊なのこぎり、組のこぎり（nests of saw）、キャンプ用及び軍隊用等の接続のこぎり、ベニヤソー、留め継ぎ箱を永久的に取り付けたのこぎり並びにのこぎりが重要な特性を有する物品を含む。

(B) 各種ののこぎりのブレード（手のこぎり又は機械に使用するもので、各種の材料のもの）：これらには、次の物品がある。

(1) 帯のこぎり及びエンドレスソーのブレード（例えば、製材機械用のもの）

(2) サーキュラーソーのブレード（フライス盤の切開き用又は溝彫り用ののこぎりのブレードを含む。）：これは、ミリングカッターとは、直径に対する厚さの比率がミリングカッターの場合よりも小さいこと、通常のサーキュラーソーと同様に円周上にのみこの歯が付けられていること（ミリングカッターはその表面にしばしば歯が付けられていたり、また、凹形又は凸形の歯を有する。）により区別される。

(3) チェーンソーのブレード（チェーン状になったもので、木材の伐採用、木の幹切断用等のもので、ブレードの歯はしばしば金属炭化物又はサーメットでできている。）

(4) ストレートソーのブレード（パネルソー、ぼそ取り用のこぎり、ハックソー等）に使用されるもの。のこやすり（filigree sawとして知られるやすり状ののこ歯を有する円形ブレードのもので、糸のこに類する方法でのこびきするもの）を含む。）

(5) ストレートで無歯式の石の切断用ののこぎりのブレード（完全に平板状又は波形状にハンマー仕上げ又は機械仕上げしたもので、先端を取付用に穴あけその他の加工をしたものに限る。）

(6) 無歯式の切断用ディスク（フリクションディスク）（金属加工用のもの）

この項には、のこぎりのブレードのブランクを含む。のこ歯を有する限り、帯状のもの（定尺に切断してあるかないかを問わない。）及びディスク（駆動軸にディスクを取り付けるための中心に穴があるもの）は、ブランクとして認める。この項の物品は、通常高炭素鋼が使用される。

のこぎりのブレードには、のこぎり自体にのこ歯を付けたもの、ある種のサーキュラーソーのようにのこ歯又はセグメントを取り付けたものがある。のこ歯は全部が卑金属のもの、卑金属に金属炭化物、ダイヤモンド（特に黒色ダイヤモンド）又はある場合には研磨材料の粉を取り付け又は被覆したものもある。ある種ののこぎりにおいては、歯の代わりにディスクの円周に沿ってセットされたダイヤモンド又は金属炭化物製の材料が取り付けられたものもある。

ただし、研磨材料製のリムを取り付けた無歯式のディスク（例えば、大理石、石英、ガラスを切断するもの）又は研磨材料を円周上に連続して挿入した無歯式のディスクは、この項には含ま

ない（68.04 項の解説参照）。

この項には、手のこぎりの卑金属製の部分品（例えば、フレーム、弓、柄及び伸張具）、卑金属製のこの歯及びのこぎりのブレードに取り付けるのこ歯を付けたセグメントで、単独で提示されるものを含む。

この項には、次の物品を含まない。

- （a）石を切断するのに使用するストランド（通常、特殊綱の線を三つ撚りにして作ったもの）（73.12）
- （b）ほぞ穴あけ用チェーンカッター（82.07）
- （c）原動機を自蔵する手のこぎり（84.67）
- （d）ミュージカルソー（92.08）

82.03 やすり、プライヤー（切断用プライヤーを含む。）、やっこ、ツイーザー、金属切断用ばさみ、パイプカッター、ボルトクリッパー、せん孔ポンチその他これらに類する手工具

8203.10－やすりその他これに類する手工具

8203.20－プライヤー（切断用プライヤーを含む。）、やっこ、ツイーザーその他これらに類する手工具

8203.30－金属切断用ばさみその他これに類する手工具

8203.40－パイプカッター、ボルトクリッパー、せん孔ポンチその他これらに類する手工具

この項には、次の物品を含む。

- （A）やすりその他これに類する手工具（やすりと石目やすりが一体となったものを含むものとし、金属、木材その他の材料用のもので、形状（平板、円形、半円形、四角形、三角形、だ円形等）又は寸法のいかに問わない。）
- （B）プライヤー（切断用プライヤーを含む。）、やっこ、ツイーザーその他これらに類する手工具：これらには、次の物品を含む。
 - （1）プライヤー（例えば、封緘器及び封緘用プライヤー、羊の耳その他の動物のマーキング用のプライヤー、ガスマン用プライヤー、コッターピンの挿入又は抜取り用のプライヤー、アイレット用又はアイレット締付用のプライヤー、プライヤー型ののこぎりの目立て具）
 - （2）やっこ（例えば、てい鉄用のやっこ及び鍛冶屋用やっこ）
 - （3）ツイーザー（例えば、時計屋、花屋、切手収集家、脱毛用のもの）
 - （4）くぎぬき（やっこの原理で作動するもの。ジョー（jaw）タイプ）
- （C）金属切断用ばさみその他これに類する手工具（ブリキ屋用のブリキばさみその他金属の板又は線を切断するためのはさみ）
- （D）パイプカッター、ボルトクリッパー、せん孔ポンチその他これらに類する手工具

これらには、次の物品を含む。

 - （1）パイプカッター切断用ホイールを有するもの、プライヤー型のボルトクリッパー及びチ

エンカッター

- (2) せん孔ポンチ、例えば、ボタン穴あけ用ポンチ、切符切り用ポンチ（目付けその他の標章を切符に型打ちするものを除く（96.11）。）、馬具用ポンチ、マットレス用ポンチ等（革、フェルト等にせん孔するもので、プライヤー式であるかないか又はハンマーとともに使用されるものであるかないかを問わない。）。ただし、中空でないくぎ及びこれに類するポンチを除く。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 機械用のポンチ及びやすり（回転式やすりを含む。）（82.07）
- (b) つめやすり及びつめ切り（82.14）
- (c) 砂糖鋏み（82.15）
- (d) 機械式の金属剪（せん）断機（84.62）及び事務用穴あけ機（テーブル、机等に穴あけ機を固定し又は支持するためのベースを有するもの）（84.72）
- (e) 目付けその他の標章を切符に型押しするための切符用ポンチ（96.11）

82.04 スパナ及びレンチ（トルクレンチを含み、手回しのものに限るものとし、タップ回しを除く。）並びに互換性スパナースOCKET（ハンドル付きであるかないかを問わない。）

—スパナ及びレンチ（手回しのものに限る。）

8204.11—調節式でないもの

8204.12—調節式のもの

8204.20—互換性スパナースOCKET（ハンドル付きであるかないかを問わない。）

この項には、次の手工具を含む。

- (1) スパナ及びレンチ（手回しのものに限る。例えば、固定式又は調節式のあごを有するもの、ソケットスパナ、箱スパナ及びラチェットスパナ、クランクハンドルスパナ）、自転車又は自動車用、コーチスリユ用、水道栓用又は配管用のレンチ又はスパナ（チェーン式のパイプレンチを含む。）並びにトルクレンチ。ただし、この項には、タップ回しを含まない（82.05）。
- (2) 互換性スパナースOCKET（ハンドル付きであるかないかを問わないものとし、手回し部分及びその継足しレバーを含む。）

82.05 手道具及び手工具（ダイヤモンドガラス切りを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）、トーチランプ並びに万力、クランプその他これらに類する物品（加工機械又はウォータージェット切断機械の附属品及び部分品を除く。）、金敷き、可搬式鍛冶炉並びにフレーム付きグラインディングホイールで手回し式又は足踏み式のもの

8205.10—穴あけ用、ねじ切り用又はねじ立て用の工具

8205. 20－ハンマー

8205. 30－かんな、のみ、丸のこその他これらに類する刃工具（木工用のものに限る。）

8205. 40－ねじ回し

－その他の手道具及び手工具（ダイヤモンドガラス切りを含む。）

8205. 51－家庭用のもの

8205. 59－その他のもの

8205. 60－トーチランプ

8205. 70－万力、クランプその他これらに類する物品

8205. 90－その他のもの（この項の二以上の号の製品をセットにしたものを含む。）

この項には、この類の他の項又はこの表の他の項のいずれにも属しないすべての手道具及び手工具（この類の総説参照）並びにこの項において特に掲げたその他の工具及び器具を含む。

この項には、多数の手道具及び手工具（クランプ、ラチェット又は歯車のような単純な手で操作する機構を有するものを含む。）を含む。これらには、次の物品を含む。

（A）穴あけ用、ねじ切り用又はねじ立て用の工具：例えば、ブレース（ラチェット式のものを含む。）、胸当てぎり、手回しぎり、ダイス回し、タップ回し及びスクリューププレート、ただし、これらの手工具用の互換性工具（ドリル、ビット、タップ、ダイス等）は、この項に含まれない（82. 07 参照）。

（B）ハンマー：例えば、鍛冶屋用、ボイラーメーカー用、大工用、てい鉄工用、石工用、ガラス屋用、レンガ工用及びセメント細工師用のハンマー、砕石用ハンマー、大づち、石の粗削り用ハンマー及びつるはし、くぎ抜き等の附属具を取り付けたハンマー

（C）かんな、のみ、丸のこその他これらに類する刃工具（木工用のものに限る。）：例えば、大工、建具師、家具職人、たる屋、木彫職人等が使用する各種のかんな及び溝かんな（平滑にし、溝を付け、さねはぎ加工し、粗くかんながけをする際に使用するもの）、輻刀、ウッドスクレーパー、彫刻刀及び引き削り刀

（D）ねじ回し（ラチェット式のものを含む。）

（E）その他の手道具及び手工具（ダイヤモンドガラス切りを含む。）

これらには、次の物品を含む。

（1）家庭用器具（切断用ブレードを有するものも含まれるが機構を有するものは除く。82. 10 項解説参照）のうち、工具の特性を有するもので 73. 23 項に該当しないもの：例えば、アイロン（ガス、パラフィン（灯油）、木炭等を使用するもの。ただし 85. 16 項の電気式のものを除く。）、カール用こて、瓶の栓抜き、コルク抜き、単純な缶切り（key）を含む。）、くるみ割り、cherry stoners（ばね式のもの）、ボタンがけ、くつべら、鋼研その他の金属製のナイフ研ぎ、ペーストリー用のカッター及びジャガー、チーズ用のおろし金、ライトニングミンサー（切断用ホイールを有するもの）、チーズスライサー、野菜用スライサー、ワッフル焼き型、クリーム又は卵の泡立て器、卵用スライサー、バターカーラー、氷割り器、野菜すりつぶし器、脂肉をさし込む針、ストーブ用又は暖炉用の火かき棒、火ばし、レーカー及びカバーリフト

- (2) 時計屋用工具：例えば、石のプレス工具、天輪の平衡用工具、軸のリベット用工具、ぜんまい巻き具、ピボット工具、天輪のねじ止め工具及び調整用工具
- (3) ダイヤモンドガラス切り（目盛りを付けたスケールに取り付けたコンパス式のダイヤモンドポイント付きのガラス切り（円板を切断するのに使用するもの）及びガラスにデザインするためのダイヤモンドポイント付きのけがき針を含む。）。ただし、単独に提示されるダイヤモンドは含まない（71.02）。
- (4) 鍛冶屋用工具：例えば、当てハンマー、スウェッジ（鍛造用タップ）、丸へし、鍛冶工用の広刃のみ及びポンチ
- (5) 鉱業、道路工事用等の工具：例えば、クローバー、金てこ、石割り用ののみ、ポンチ及びくさび
- (6) れんが師用、鋳造師用、セメント細工用、左官用及びペンキ屋用等の工具：例えば、こて、スムーザー、サーバー、スクレーパー、ストリップングナイフ、スムーザーの針及びクリーナー、くぼみローラー、カッティングホイール式のガラス切り、パレットナイフ及びパテナイフ
- (7) その他の手道具及び手工具：例えば、てい鉄工用の皮むきナイフ、つま先削り用ナイフ、ひづめほじり具及びひづめカッター、冷鉄たがね及びポンチ、リベット工用のドリフト、締め金具及びポンチ、非プライヤー式のくぎ抜き、ケースオープナー及びピンポンチ、タイヤレバー、くつ屋用の突きざり（糸通し用の穴を有しないもの）、室内装飾屋又は製本師用のポンチ、ハンダごて及び焼印用こて、メタルスクレーパー、非プライヤー式ののこぎりの歯立て具、留め継ぎ箱、チーズ見本採取器その他これらに類するもの、アースランマー、グライインディングホイールドレッサー、クレート等を締める器具（84.22 項に属するものを除く。当該解説参照）、包装物、板紙等を綴じるスプリング式のピストル、カートリッジ式のリベット用、壁打ち用等の工具、ガラス吹き用の管、口吹き用の管、油缶及び油さし（ポンプ又はねじ機構を有するものを含む。）、グリースガン
- (F) トーチランプ（例えば、はんだ付け又はろう付け用、ペイント除去用、セミディーゼルエンジンの始動用に供されるもの）：これらは、いずれも燃料自蔵式のものであるが、使用する燃料により、鉱油又は他の液体の燃料タンク（いい小型ポンプを有する。）を自蔵するもの及び交換式のガスカートリッジを自蔵するものの二つのタイプがある。また、はんだ付け用又はろう付け用のこて又はその他の附属品がランプの先端に取り付けられているものもある。この項には、ガス式の溶接用の機器を含まない（84.68）。
- (G) 万力、クランプその他これらに類するもの：手万力、ピン万力、台万力及びテーブル万力（建具屋、大工、鋳前師、銑工、時計屋等で使用するもの。ただし、機械又はウォータージェット切断機械の部分品又は附属品として使用する万力を除く。）これらには、クランプ及び台はどめ（万力と同様に工具を保持するのに使用するもの。例えば、建具屋用のクランプ、フロアクランプ及び工具製作工用のクランプ）を含む。
- また、金属製の万力で、保持される物品の損傷を防ぐための木、繊維等の非金属製のジョーグリップで表面を張ったものもこの項に含む。
- ただし、この項には、卑金属製のベース、ハンドル、真空レバー及びゴムの円盤から構成

され、移動させようとする物品に一時的に固定する真空カップホルダー（吸着グリップ）は含まない（例えば、73.23、73.26 又は 76.16）。

(H) 金敷き、可搬式鍛冶炉及びフレーム付きグラインディングホイールで手回し式又は足踏み式のもの

これらには、次の物品を含む。

- (1) 金敷き（角金敷（two beaked anvil）を含み、寸法及び用途を問わない。）：例えば、鍛冶屋用金敷き、時計屋用又は宝石細工師用の金敷き、くつ屋用のくつ型、かまの刃の形直し用手動式金敷き
- (2) 可搬式鍛冶炉（通常、ブローアが、また、時には、金敷きに取り付けられており、主として小さな工作場、造船所等で使用される。）
- (3) グラインディングホイール（手回し式又は足踏み式のもので、木製その他の材料製のフレーム付きのもの）：機械駆動式のグラインディングホイールは、84 類又は 85 類に、また、フレームに取り付けずに単独に提示される砥（と）石その他これに類するものは 68.04 項に属する。

金属部分を有していても、作用する部分がゴム、革、フェルト等でできている工具はその構成する材料によって所属を決定する（40 類、42 類、59 類等）。

上記の除外規定のほか、この項には次の物品を含まない。

- (a) 73.19 項の手縫針その他の物品
- (b) 手工具（動力駆動式であるかないかを問わない。）用又は加工機械用の互換性工具（例えば、ねじ回し用ビット及び削岩用ビット）（82.07）
- (c) 噴射用、散布用又は噴霧用の機器（液体用又は粉用のものに限るものとし、手動式であるかないかを問わない。）（84.24）
- (d) 手持工具用ツールホルダー（84.66）
- (e) 手持工具（ニューマチックツール、液圧式のもの又は原動機（電気式であるかないかを問わない。）を自蔵するものに限る。）（84.67）
- (f) 90 類のけがき用、測定用又は検査用の機器（例えば、けがき用のゲージ、ポンチ、センターポンチ及びけがき針、キャリパー及びゲージ）

82.06 手道具又は手工具のセット（第 82.02 項から第 82.05 項までの二以上の項の製品を小売用のセットにしたものに限る。）

この項には、手道具又は手工具のセット（第 82.02 項から第 82.05 項までの少なくとも二以上の項の製品を小売用のセットにしたものに限る。）を含む（例えば、プラスチックケース又は金属製工具箱に収納したもの）。

この項には、次の物品を含む。

- (1) 自動車修理工具セット（例えば、ソケットセット、スパナー、ラチェットレンチ、ねじ回し、プライヤー等のセット

(2) スパナーとねじ回しのセットのような単純な取り合せのセット

この表の他の項又は類に属する手道具又は手工具を含むセットであっても、当該手工具等にさして重要性がなく、82.02 項から 82.05 項までの二以上の製品のセットとしての重要な特性を変えない場合にはこの項に含まれる。

82.07 手工具（動力駆動式であるかないかを問わない。）用又は加工機械用の互換性工具（例えば、プレス、型打ち、押抜き、ねじ立て、ねじ切り、穴あけ、中ぐり、ブローチ削り、フライス削り、切削又はねじの締付けに使用するもの。金属の引抜き用又は押出し用のダイス及び削岩用又は土壌せん孔用の工具を含む。）

－削岩用又は土壌せん孔用の工具

8207.13－作用する部分にサーメットを使用したもの

8207.19－その他のもの（部分品を含む。）

8207.20－金属の引抜き用又は押出し用のダイス

8207.30－プレス用、型打ち用又は押抜き用の工具

8207.40－ねじ立て用又はねじ切り用の工具

8207.50－穴あけ用工具（削岩用のものを除く。）

8207.60－中ぐり用又はブローチ削り用の工具

8207.70－フライス削り用工具

8207.80－切削用工具

8207.90－その他の互換性工具

この類の前項までの各項は、機械式ののこぎりのブレード等の若干の例外を除き、手持式の工具及び道具でそのまま直接又は柄を取り付けて使用するものについて適用されるが、この項には、単独で使用するのに適しないか、次に掲げる物品に取り付けて使用するよう設計されたもので、プレス、型打ち、押抜き、ねじ立て、ねじ切り、穴あけ、中ぐり、穴ぐり、ブローチ削り、フライス削り、歯切り、切削、切断、ほぞ穴あけ、引抜き等の加工を金属、金属炭化物、木材、石、エボナイト、ある種のプラスチックその他の材料に行う工具又はねじの締付けに使用する工具を含む。

(A) 手工具（動力駆動式であるかないかを問わない。例えば、胸あてぎり、ブレース及びダイストック）

(B) 加工機械（84.57 項から 84.65 項までのもの及び 84 類の注 8 の理由により 84.79 項に属するもの）

(C) 84.67 項の工具

また、この項には 84.30 項の削岩用又は土壌せん孔用の機械に使用する工具を含む。

上記に記載した以外の機械又は器具に使用するダイス、ポンチ、ドリルその他の互換性工具は、それらが使用される機械又は器具の部分品に含まれる。

この項の工具は、一体として作ったもの又は結合して作ったものがある。

全部を同一の材料のみで一体として作った工具は、通常合金鋼製又は高炭素鋼製のものである。

結合して作った工具は、一以上の作用する部分から成り、その作用する部分は卑金属、金属炭化物サーメット又はダイヤモンドその他の貴石若しくは半貴石で作られ、卑金属製の支持物に溶接又は挿入により永久的に又は取りはずしできる部分品として取り付けられている。後者の場合、当該工具は卑金属製のボディーと一以上の作用する部分（ブレード、プレート、ポイント等）とから成り、作用する部分は特定の場所にブリッジ板、締付ねじ、ばねコッターピン、チップブレーキングリップ等の器具でボディーに取り付けられる。

更に、この項には、研磨材料を取り付け又は被覆した卑金属製の作用する部分を有する工具（切削歯、溝等の作用する部分を有し、研磨材料を取り付けなかったとしても、使用可能であり又研磨材料の取り付けた後においてもその機能を有するものに限る。）を含む。ただし、ほとんどの研磨工具は、この項には含まれない（68.04 項の解説参照）。

この項には、次の物品を含む。

- （1）削岩用又は土壌せん孔用の工具（鉱業用、油井の穴あけ用又は測深用の工具（例えば、オーガー、ボーリングビット及びドリル）を含む。）
- （2）金属の引抜き用又は押出し用のダイス（引抜きプレートを含む。）
- （3）プレス用、型打ち用又は押抜き用の工具（金属板の冷間プレス又は型打ちに使用するポンチ及びダイス、ドロップ鍛造機のダイス、機械用のせん孔用又は切断用のダイス及びポンチを含む。）
- （4）ねじ立て用又はねじ切り用の工具（例えば、タップ、ダイス、チェーサー及びチェーサーダイス）
- （5）穴あけ用工具（削岩用のものを除く。）（ドリル（スパイラルドリル、ねじれぎり、センタービット等）、ブレースビット等をも含む。）
- （6）中ぐり用又はブローチ削り用の工具（リーマー通し用のものを含む。）
- （7）フライス削り用の工具、（例えば、ミリングカッター（プレーンカッター、ヘリカルカッター、スタッガーカッター及びアングルカッター）、歯切ホブ等）
- （8）切削用の工具
- （9）その他の互換性工具：これには、次のようなものがある。
 - （a）仕上げ用、平削り用、溝切り用、ラップ仕上げ用又は形直し用の工具
 - （b）木材のほぞ穴あけ、造形又はさねはぎ作業に使用する工具（木材のほぞ穴あけ用のカッティングチェーンを含む。）
 - （c）ペイント、にかわ、モルタル、マスチック及び釉薬のような材料の混合、かくはん等を行う工具
 - （d）ねじ回し用ビット

なお、伸線用ダイス、旋盤用工具等は、それらが放射性のものであってもこの項に含む。

この項には、次の物品を含まない。

- （a）ゴム、革、フェルト等の作用する部分を有するボブ、ホイールその他の工具（構成する材料に従い、40 類、42 類、59 類等）
- （b）各種ののこぎり用のプレート（82.02）

- (c) かなの刃その他これらに類する工具の部分品 (82.05)
- (d) 機械用又は器具用のナイフ及び刃 (82.08)
- (e) 工具用の板、棒、チップその他これらに類する物品（サーメットのもので、取り付けてないものに限る。）(82.09)
- (f) 人造繊維紡糸機用の口金 (84.48)
- (g) 機械又は手持工具に使用する工作物保持具及びツールホルダー並びに自動開きダイヘッド (84.66)
- (h) ガラス繊維引抜き用ダイス (84.75)
- (ij) 機械の部分品として使用するブラシ（金属製であるかないかを問わない。）(96.03)

82.08 機械用又は器具用のナイフ及び刃

8208.10－金属加工用のもの

8208.20－木工用のもの

8208.30－台所用のもの及び食品工業用の機械に使用するもの

8208.40－農業用、園芸用又は林業用の機械に使用するもの

8208.90－その他のもの

この項には、機械用又は器具用の長方形、円形その他の形状のナイフ及び刃で取り付けてないものを含む。ただし、この項には、82.01 項から 82.05 項までの手工具用のナイフ及び刃（例えば、かな用の刃）を含まない。

この項には、次のナイフ及び刃を含む。

(1) 金属加工用のもの

(a) 機械用の工具（例えば、リーマー、ミリングカッター）に取り付ける刃及びナイフ

(b) 金属板、線、棒等の剪（せん）断機用又はギロチン式の剪（せん）断機用の刃

(2) 木工用のもの

(a) かな盤その他これに類する木工機械用の刃

(b) ベニヤ切断機械用のブレード

(3) 台所用のもの及び食品工業用の機械に使用するもの：家庭、肉屋、パン屋等で使用する器具又は機械に使用する刃（例えば、ミンシングマシン、野菜用チョッパー、パン用スライサー、ベーコンスライサー、ハムスライサー等に使用する刃）

(4) 農業用、園芸用又は林業用の機械に使用するもの：例えば、ルートカッター、わら用のカッター等の刃及びナイフ、芝刈機の刃及びナイフ、収穫機又は刈取機の刃及び刃のセグメント。ただし、この項にはプラウ用の刃及びハロー用の刃は含まない。

(5) その他の機械又は器具に使用するもの：これには、次のようなものがある。

(a) 革の表面のスプリット、はぎ取り又はトリミングに使用する機械の刃及びナイフ（円形のもの及びコップ状のものを含む。）

(b) 紙、織物、プラスチック等の切断機のブレード及び刃並びにたばこ裁断機等のブレード

及び刃

82.09 工具用の板、棒、チップその他これらに類する物品（サーメットのもので、取り付けてないものに限る。）

この項の物品は、通常、板、棒、チップ、ロッド、ペレット、リング等の形状をしており、熱した状態でも非常な硬さ及び剛性を持っているのが特徴である。

これらの板、チップ等はその特性から、金属その他の硬質材料加工用の旋盤、フライス盤、ドリル、ダイスその他の高速切削機の工具に溶接、ろう付け又は締め具により取り付けられる。この項の物品は、先端を鋭くしてあるかないか又はその他の調整をしてあるかないかを問わないが、工具に取り付けてないものに限る。工具に取り付けたものは、該当する工具の項（特に 82.07 項）に属する。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 混合してないもので、かつ、焼結してない金属炭化物 (28.49)
- (b) 混合して調製したもので、かつ、焼結してない金属炭化物 (38.24)
- (c) 工具用のもので、陶磁器製の板、棒、チップその他これらに類するもの (69.09)
- (d) 砂吹付用のノズルその他の機械用耐磨耗性部分品で、サーメット製のもの (84 類)

82.10 手動式器具（飲食物の調製に使用するもので、重量が 10 キログラム以下のものに限る。）

この項には、電気式でない機構を有する、通常、手動式の器具を含む（飲食物の調製に使用するもので重量が 10 キログラム以下のものに限る。）。

この項において、クランク機構、ギア機構、アルキメデスのらせん水揚げ機構、ポンプ機構等のようなメカニズムを有する器具は、機構を有するものとみなす。ただし、簡単なレバー又はプランジャー機構それ自体は、当該器具が壁その他の表面に固定されるようになったもの若しくはテーブル、床等に置くためにベースプレート等に取り付けられたもの以外は、この項に含まれる機構の特徴を有するものとはみなさない。

この項の物品は、82.05 項又は 84 類のいずれかに該当する可能性があるが、次の条件を満たす限り、この項に属する。

- (1) 1 個の重量が 10 キログラム以下であること
- (2) 前述の機構を有すること

この項に含まれる例示物品として次のものがある（上記の条件に該当するものに限る。）。

コーヒー粉砕器、香辛料粉砕器、野菜用ミキサー及びすりつぶし器、肉ひき器、肉円スライサー、肉用プレス、チーズ等のおろし器等、野菜用又は果物用のスライサー、カッター及び皮むき器（ポテトチップーを含む。）、パン用スライサー、マカロニ用又はスパゲッティ用カッター、果

実の種取り用の器具（ただし、ばね式の手で持って使用されるものを除く。）、びんのふたあけ器、コルク栓打器、機構を有するかん切り（82.05 項の単純なかん切りを除く。）、かんの封口器、バターチャーン、アイスクリームフリーザー、ポーションサーバー、卵用、クリーム用又はマヨネーズ用のかくはん器及びミキサー、果汁搾り器、肉汁搾り器、氷かき器

82.11 刃を付けたナイフ（剪（せん）定ナイフを含み、のこ歯状の歯を有するか有しないかを問わないものとし、第 82.08 項のナイフを除く。）及びその刃

8211.10－詰合せセット

－その他のもの

8211.91－テーブルナイフ（固定刃のものに限る。）

8211.92－その他のナイフ（固定刃のものに限る。）

8211.93－その他のナイフ（固定刃のものを除く。）

8211.94－刃

8211.95－卑金属製の柄

この項には、刃（のこ歯状のものであるかないかを問わない。）を付けたナイフを含む。ただし、82.08 項に属するもの並びに時にはナイフと称されるある種の工具及び食卓用具で、この類の他の項に当然に又は明白に含まれるもの（例えば、82.01 項の草切具その他この解説の末尾に除外物品として記載したもの）を除く。

この項には、次の物品を含む。

（1）各種の折畳み式でないテーブルナイフ（肉切り用の大形ナイフ又はデザート用のナイフを含む。）：これらは刃と柄とを金属で一体として作ったもの及び卑金属、木、角、プラスチック等の柄を取り付けたものである。

（2）台所用、職業用その他の用途に供される折畳み式でないナイフ：前記のナイフより通常外観は装飾されていないが、これらには次の物品を含む。

肉屋用のナイフ、本とじその他紙製品製造者用のナイフ、なめし業者、毛皮商、馬具屋又はくつ屋用のナイフ（柄を有しているかないかを問わない。）、養蜂業者用のふたとり用ナイフ、庭師用の剪（せん）定用ナイフ等、狩猟用ナイフ、さや付きナイフ、かきの殻を開くためのナイフ、果物の皮むき用ナイフ

（3）各種の折畳みナイフ（卑金属、木、角、プラスチック等で作った柄を有するもの）これらには、次の物品を含む。

ポケットナイフ、ペンナイフ、ジャックナイフ、キャンプ用ナイフ及び運動用ナイフ（これらすべてのナイフは一本以上の刃を有するものや附属品としてコルク抜き、スパイク、ねじ回し、はさみ、かん切り等を有するものもある。）並びに折畳み式のポケット型の剪（せん）定用、さし木用、つぎ穂用等に使用するナイフ

（4）数本の互換性の刃を有するナイフ（刃が柄の中に収納されているかないかを問わない。）

この項には、また、上記のナイフを製造するのに使用される刃を含む。これらには、未加工の

ブランク、機械にかけたブランク又は研磨し若しくは完全に仕上げた刃を含む。また、この項のナイフ用の卑金属製の柄も含む。

この項には、上記第1パラグラフに記載された除外規定のほか、次の物品を含まない。

- (a) なたがま及びマチェーテ (82.01)
- (b) 82.14 項の刃物
- (c) フィッシュナイフ及びバターナイフ (82.15)

＊

＊ ＊

号の解説

8211.10

8211.10 号に含まれる物品の範囲は、異なる種類のナイフのセット又はナイフと他の物との詰合せセットでナイフの数が他の物品の数より多いものに限られる。

82.12 かみそり及びその刃（かみそりの刃のブランクでストリップ状のものを含む。）

8212.10－かみそり

8212.20－安全かみそりの刃（かみそりの刃のブランクでストリップ状のものを含む。）

8212.90－その他の部分品

この項には、次の物品を含む。

- (1) かみそり (open blade razors) (単独に提示される刃（仕上げてあるかないかを問わない。）及び単独で提示される卑金属製の柄を含む。)
- (2) 安全かみそり並びにその卑金属製部分品及び刃（仕上げてあるかないかを問わない。)
- (3) プラスチック製の安全かみそり（刃とともに提示されるものに限る。)

この項にはまた、電気式でないドライシェーバー並びに電気式でないかみそりの刃及び頭部を含む。

この項には、また安全かみそりの刃のブランクを含む（鉄鋼製のストリップ状のもの（焼戻してあるかないかを問わない。）で安全かみそりの刃の製造用に穴をあけ又は、わずかの圧力で分離できるように刃の形状の切り込みがあるものに限る。）。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 刃を付けないで提示されるプラスチック製の安全かみそり (39.26)
- (b) 電気かみそり又は電気かみそりの刃及び頭部 (85.10)

82.13 はさみ、テールスシャーその他これらに類するはさみ及びこれらの刃

この項に属するはさみは、2本の刃（のこ歯状のものを含む。）を重ねて、そのほぼ中心点ねじ又はピンで接続したものである。この項には、通常、各刃の末端部にフィンガーリングを有するはさみのみを含む。刃は一体として作られたもの又は刃の部分と柄の部分とを接合したものである。

この項には、また末端部で接続され、一つのフィンガーリングを有するある種のはさみを含む（主として繊維工業で使用するもの）。

この項には、次の物品を含む。

- (1) 家庭用、事務用又は裁縫用等の通常のはさみ（直線状又は曲線状の刃を有するもの）
 - (2) 職業用のはさみ：例えば、洋服屋用又はドレスメーカー用のはさみ及びテーラースシャー（ボタンホール用のはさみを含む。）、調髪師用のはさみ（透きばさみを含む。）、衣類業者、革加工者用、手袋製造者用又は帽子屋用のはさみ
 - (3) マニキュア用のはさみ（刃の片面がつめやすりにになっているものを含む。）
 - (4) 小型の折畳み式はさみ：例えば、ポケット用はさみ、ししゅう用はさみ、花ばさみ、ぶどうを摘みとるためのはさみ、シガー用のはさみ
 - (5) 特殊なはさみ：例えば、ピンキングばさみ、ツインシザーズ（4本の刃を有するもので布地のストリップを切るためのもの）、馬の毛を刈り込むためのはさみ、ひづめ切りはさみ、剪（せん）定ばさみ型のはさみ（1本の刃は凸形、他方の刃は凹形のもので、フィンガーリングを有するはさみの特徴を有するもの、例えば、花を切るためのもの）
- この項には、はさみの刃（仕上げてあるかないかを問わない。）を含む。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 82.01 項の刈り込みばさみ、羊毛刈取り用はさみ等（刃を有するがフィンガーリングを有しないもの）及び剪（せん）定ばさみその他これに類する片手ばさみ（家きん切断用のものを含む。）
- (b) 動物のひづめを切り取るための特殊なてい鉄工用のはさみ（両手で使用するもの）（82.05）

82.14 その他の刃物（例えば、バリカン、肉切り用又は台所用のクリーパー、チョッパー、ミンシングナイフ及びペーパーナイフ）並びにマニキュア用又はペディキュア用のセット及び用具（つめやすりを含む。）

8214.10－ペーパーナイフ、レターオープナー、擦り消し用ナイフ及び鉛筆削り並びにこれらの刃

8214.20－マニキュア用又はペディキュア用のセット及び用具（つめやすりを含む。）

8214.90－その他のもの

この項には、次の物品を含む。

- (1) ペーパーナイフ、レターオープナー、擦り消し用ナイフ及び鉛筆削り（ポケット型のものを含む。）並びにこれらの刃（84.72 項の鉛筆削り機を除く。）。
- (2) マニキュア用又はペディキュア用のセット及び用具（つめやすりを含み、折畳み式であるかないかを問わない。）：これらの用具には、つめ用クリーナー、たこ切り、たことり用具、

あま皮切り取り用ナイフ、あま皮の押し具及びつま切りを含む。

マニキュア用又はペディキュア用のセットは、通常、上記の物品を箱、ケース等に入れたもので、はさみ、非金属製のつまみがき、毛抜き用具等を含む（これらの物品は単独では、それぞれの項に属する。）。

(3) バリカン（手で作動するもので、電気式でないもの）

電動機を自蔵する電気バリカンは 85.10 項に属する。また、動物用の機械式バリカン（通常、スタンドに取り付けられ、フレキシブル伝動機構を有するもの）は、84.36 項に属する。

この項には、この項のバリカンの部分品だけでなく、84.36 項の機械式バリカン用の刃及び頭部も含む。

(4) 肉切り用又は台所用のチョッパー、クリーバー及びミンシングナイフ：これらの物品は、通常のナイフの形状を有しない。片手又は両手で使用されるように作られていても差支えない。

82.15 スプーン、フォーク、ひしゃく、しゃくし、ケーキサーバー、フィッシュナイフ、バターナイフ、砂糖挟みその他これらに類する台所用具及び食卓用具

8215.10－詰合せセット（貴金属をめっきした少なくとも一の製品を含むものに限る。）

8215.20－その他の詰合せセット

－その他のもの

8215.91－貴金属をめっきしたもの

8215.99－その他のもの

この項には、次の物品を含む。

(1) 各種のスプーン（塩用又はマスタード用のスプーンを含む。）

(2) テーブルフォーク、肉切り用の大型のフォーク、サービングフォーク、調理用フォーク、ケーキ用フォーク、かき用のフォーク、かたつむり用フォーク、トースト用フォーク

(3) ひしゃく及びしゃくし（野菜用、フライ用等）

(4) 魚、ケーキ、いちご及びアスパラガス用のスライス

(5) 刃を有しないフィッシュナイフ及びバターナイフ

(6) 各種の砂糖挟み（刃を有しているかいないかを問わない。）、ケーキ挟み、オードブル挟み、アスパラガス挟み、かたつむり挟み、肉挟み及び氷挟み

(7) その他の食卓用具（家きん用又は肉用のグリップ、ロブスター用のグリップ等）

これらの物品には、一体として作られているもの及び卑金属、木、プラスチック等で作った柄を取り付けたものがある。

この類の注3に従い、この項には、82.11 項の一以上のナイフ及びこれと同数以上のこの項に含まれる製品から成るセットを含む。

この項には、剪（せん）定ばさみ型又ははさみ型のロブスター切断用の刃物及び家きん切断用のはさみを含まない（82.01 又は 82.13）。

第 83 類
各種の卑金属製品

注

- 1 この類において卑金属製の部分品は、本体が属する項に属する。ただし、第 73.12 項、第 73.15 項、第 73.17 項、第 73.18 項又は第 73.20 項の鉄鋼製品及びこれらに類する物品で鉄鋼以外の卑金属製のもの（第 74 類から第 76 類まで又は第 78 類から第 81 類までのものに限る。）は、この類の物品の部分品とはしない。
- 2 第 83.02 項において「キャスター」とは、直径（タイヤ部分がある場合には、これを含む。）が 75 ミリメートル以下のもの及び直径（タイヤ部分がある場合には、これを含む。）が 75 ミリメートルを超えるものにあつては取り付けである車輪又はタイヤの幅が 30 ミリメートル未満のものをいう。

総 説

73 類から 76 類まで又は 78 類から 81 類までにおいて、物品は特定の金属の項に属することとされているが、この類は、82 類と同様、それらを構成する卑金属にかかわらず、特定の種類の物品を含む。

通常、卑金属製の部分品は、本体の属する項に属する（類注 1 参照）。ただし、この類には、ばね（錠等用に特別に作ったものを含む。）、鎖、ケーブル、ナット、ボルト、ねじ又はくぎを含まない。これらの物品は 73 類から 76 類まで又は 78 類から 81 類までの属する項に属する（15 部注 2 及びこの類の注 1 参照）。

83.01 卑金属製の錠（かぎを使用するもの、ダイヤル式のもの及び電気式のものに限る。）並びに卑金属製の留金及び留金付きフレームで、錠と一体のもの並びにこれらの卑金属製のかぎ

- 8301.10－南京（きん）錠
- 8301.20－自動車に使用する種類の錠
- 8301.30－家具に使用する種類の錠
- 8301.40－その他の錠
- 8301.50－留金及び留金付きフレームで、錠と一体のもの
- 8301.60－部分品
- 8301.70－かぎ（単独で提示するものに限る。）

この項には、かぎによって操作する締付具（例えば、シリンダー式、レバー式、タンブラー式又はブラマ式のもの）及び文字又は記号の組合せによって制御する締付具（ダイヤル式のもの）を含む。

この項には、また電気式の錠（例えば、街路に面するドア用のものでブロック状のもの又はフ

ラット状のもの及び昇降機のドア用のもの)を含む。これらの錠は、例えば、磁気カードの挿入、電子式キーボードに組合せ情報を入れること又は無線信号により操作される。

従って、この項には、次の物品を含む。

(A) 南京 (きん) 錠 (ドア、トランク、衣装箱、袋、自転車等に使用する種類のもの。かぎで操作する錠式の金具 (hasp) を含む。)

(B) 錠 (ドア、門、郵便箱、金庫、箱、家具、ピアノ、トランク、スーツケース、ハンドバッグ、速達便用箱等、自動車、鉄道用又は軌道用の車両等、昇降機、シャッター、スライディングドア等に使用する種類のもの)

(C) 留金及び留金付きフレームで、錠と一体のもの

この項には、また、次の物品を含む。

(1) 上記の物品の卑金属製の部分品として明らかに認められるもの (例えば、ケース、かんぬき、受座、かぎ座金、表板、突起、機構及びシリンダー胴)

(2) 上記に掲げる物品に使用する卑金属製のかぎ (仕上げてあるかないかを問わない。粗く鋳造し、鍛造し又は打ち抜いたブランクを含む。)

この項には、また、鉄道用の客車のコンパートメント用に特に作ったかぎ及び合かぎ等を含む。

ただしこの項には、単なる掛け金、かんぬき等 (83.02) 及びハンドバッグ、書類かばん、エグゼクティブケース等用のファスナー又は留金 (かぎ又はダイヤル式で操作しないもの) を含まない (83.08)。

＊

＊ ＊

号の解説

8301.30

この号には、家庭用の家具の錠のほか事務所用の家具に使用される錠も含む。

83.02 卑金属製の帽子掛け、ブラケットその他これらに類する支持具、取付具その他これに類する物品 (家具、戸、階段、窓、日よけ、車体、馬具、トランク、衣装箱、小箱その他これらに類する物品に適するものに限る。)、取付具付きキャスター及びドアクローザー

8302.10ーちょうつがい

8302.20ーキャスター

8302.30ーその他の取付具その他これに類する物品 (自動車に適するものに限る。)

ーその他の取付具その他これに類する物品

8302.41ー建築物に適するもの

8302.42ーその他のもの (家具に適するものに限る。)

8302.49ーその他のもの

8302.50ー帽子掛け、ブラケットその他これらに類する支持具

8302.60ードアクローザー

この項には、家具、戸、窓、車体等に広く使用される、一般的な種類の卑金属製の附属的な取付具 (fittings and mountings) を含む。このような一般的な種類の物品は、特定の用途（例えば、自動車のドアの取手又はちょうつがい）に供するように設計されていたとしてもこの項に属する。ただし、この項には、窓のフレーム又は回転いすの回転装置のようなその物品の構造の重要な部分を構成する物品は含まない。

この項には、次の物品を含む。

(A) 各種のちょうつがい（例えば、butt hinges、lift-off hinges、angle hinges、strap hinges 及び garnets）

(B) キャスター（この類の注2に規定されているもの）

この項のキャスターは、卑金属製の取付具を有するものに限られるが、車輪はどのような材質のものであってもよい（ただし、貴金属のものを除く。）。空気タイヤを有するキャスターは、正常の空気圧のもとでその直径を計測するものとする。

この項において、スポークの存在は、キャスターの分類に影響を与えない。

この項又はこの類の注2の規定に該当しないキャスターは除外される（例えば、87 類）。

(C) 自動車（例えば、乗用自動車、貨物自動車、乗合自動車）に使用する取付具その他これに類する物品（17 部の部分品及び附属品を除く。）：例えば、玉くり形の装飾用品、足掛け台、握り棒、手すり、取手、ブラインド用の取付具（棒、ブラケット、締付具、ばね機構等）、車内の荷物掛け、窓の開閉機構、特殊な灰皿、尾板の締付具

(D) 建築物用の取付具及びこれに類する物品

これらには、次の物品を含む。

(1) 鎖、棒等を取り付けたドアガード、イスパニア錠及び片開き窓用のボルト及び取付具、片開き窓用のファスナー及び支柱、らん間又は天窓用の開閉具、支柱及び取付具、キャビン用のフック及びアイ、二重窓用のフック及び取付具、シャッター又は日よけ用のフック、ファスナー、ストップ、ブラケット及びローラーエンド、郵便受け用プレート、ドアノッカー及びのぞき穴等（光学用品を取り付けたものを除く。）

(2) 戸用の掛け金（玉ばね式掛け金を含む。）、かんぬき及びファスナー等（83.01 項のかぎで操作するかんぬきを除く。）

(3) スライディングドア又は商店、ガレージ、物置、格納庫の窓に使用する取付具（例えば、溝、トラック、ランナー及びローラー）

(4) 建物、ドアのかぎ穴用プレート及び指板

(5) カーテン、日よけ又は仕切り幕に使用する取付具（例えば、棒、管、ばら形の装飾、ブラケット、バンド、タッセルフック、クリップ、スライディングリング、ランナーリング及びストップ）、日よけ用コード等の索耳、ガイド及びノットホルダー等、階段用取付具（段の縁板、階段のじゅうたん用のクリップ、ロッド、手すり用のノブ等）。

カーテン又は階段用のロッド等として使用するのに適する棒及び管で単に特定の長さに切断したもの又は穴をあけたものは、それを構成する金属の属する項に属する。

(6) 戸用、窓用又はシャッター用のコーナースプレイス、補強板、アングル等

(7) 戸用の留金及びステーブル、戸用のハンドル及びノブ（錠又は掛け金用のものを含む。）

- (8) ドアストップ及びドアクローザー（下記（H）に掲げるものを除く。）
- (E) 家具用の取付具その他これに類する物品
- これらには、次の物品を含む。
- (1) 家具等の脚部に使用する保護用飾りびょう（一以上のポイントを有するもの）、金属製の装飾用取付具、本箱等用の棚の調節具、食器棚、寝台枠等の取付具、かぎ穴用プレート
 - (2) コーナーブレイス、補強板、アングル等
 - (3) 掛け金（玉ばね式の掛け金を含む。）、かんぬき、ファスナー等（83.01 項のかぎで操作するかんぬきを除く。）
 - (4) 衣装箱等の留金及びステープル
 - (5) ハンドル及びノブ（錠又は掛け金用のものを含む。）
- (F) (1) トランク、衣装箱、スーツケースその他これらに類する旅行用具の取付具その他これらに類する物品：例えば、ふた用のガイド（ファスナーを除く。）、ハンドル、コーナープロテクター、ふた用の支柱及びランナー、バスケット用の閉止用ロッド、キスパンディングケース用の取付具。ただし、ハンドバッグ用の装飾品は 71.17 項に属する。
- (2) 衣装箱、トランク、小箱、スーツケース等のコーナーブレイス、補強板、アングル等
 - (3) 馬具の取付具その他これに類する物品：例えば、くつわ、くつわ鎖、くらの前弓、あぶみ、引き革、動物用装着具又は手綱に使用する環、真ちゅう製動物用装飾具その他の取付具
 - (4) 棺の取付具その他これに類する物品
 - (5) 船舶（船及びボート）用の取付具その他これに類する物品
- (G) 帽子掛け、ブラケット（固定式、ちょうつがい式、のこ歯式のもの等）その他これらに類する支持具（洋服掛け、タオル掛け、皿ふき掛け、ブラシ掛け、かぎ掛け等）
- 洋服掛け等で家具の性格を有するもの、例えば、棚を有する洋服掛けは 94 類に属する。
- (H) ドアクローザー（ばね式又は油圧式のもので戸、門等に使用されるもの）

83.03 卑金属製の金庫、金庫室の扉及び貴重品保管ロッカー並びに卑金属製のキャッシュボックスその他これに類する物品

この項には、貴重品、宝石額、書類等を盗難又は火災から守るために作った容器及び金庫室の扉を含む。

この項の金庫は鉄鋼製の容器であり、その壁が鎧装されているもの（すなわち、高耐久性合金鋼で作られたもの）又は例えば、鉄筋コンクリートで補強された鉄鋼の板から成っているものである。これらは、銀行、事務所、ホテル等で使用される。これらは、非常に安全度の高いかぎを有し、また、しばしば、気密の扉を有するもの又は二重壁になっているもの（空間には、通常、耐熱材が充てんされている。）である。この項には、金庫室の扉（扉用のフレームがついているかいないかを問わない。）及び貴重品保管ロッカーを含む。これらは、銀行、保護室、工場等において使用され、設置するには相当のスペースを必要とする。

この項には、また、金属製のキャッシュボックス（内部に仕切りがあるかないかを問わない。）を含む。これらは、可搬式の容器（かぎ穴又はダイヤル式の錠を有する。）であり、時には二重壁のものであるが、そのデザイン、構成材料等のために、盗難及び火災から守るために作られたものであることを示している。収集用箱、金銭用箱等については、安全のための類似の設備を有する限りこの項に属する。その他のものにあつては、それを構成する金属の項又はがん具の項に属する。

この項には、次の物品を含まない。

（a）各種の住宅に使用する鋼製の防犯ドア（73.08）

（b）火災、衝撃及び破砕に耐えるように特別に設計された容器で、その壁が穴あけ又は切断による破壊攻撃に対して特に大きな抵抗性を示さないもの（94.03）

83.04 卑金属製の書類整理箱、インデックスカード箱、書類入れ、ペン皿、スタンプ台その他これらに類する事務用具及び机上用品（第 94.03 項の事務所用の家具を除く。）

この項には、通信文書、インデックスカードその他の文書を保存、ファイリング又は分類するために使用する書類整理箱、インデックスカード箱、分類箱その他これらに類する事務用具（床に置くように設計されたもの及び 94 類の注 2 の規定に該当するものを除く（94.03）。94 類の総説参照）を含む。この項には、また、文書分類用の書類入れ、タイピスト用の書類入れ、机上の書類棚及びブックエンド、文鎮、インキスタンド、インキ入れ、ペン皿、スタンプ台及び吸取紙用の台等の机上用品を含む。

ただし、この項には、くず紙入れは含まない。これらは、構成する金属の項に属する（例えば、73.26 項）。

83.05 卑金属製の書類とじ込み用金具、クリップ、レターコーナー、インデックスタグその他これらに類する事務用品及びストリップ状ステープル（例えば、事務用、いす張り用又は梱包用のもの）

8305.10－書類とじ込み用金具

8305.20－ストリップ状ステープル

8305.90－その他のもの（部分品を含む。）

この項には、書類とじ込み用のクリップ、コード、スプリングレバー、リング、スクリュウ等の卑金属製の金具を含む。さらに、この項には、台帳その他の事務用帳簿に使用する保護用のリング、バンド及びコーナー、また、ともにとじ込み又は見出しに使用される型式の金属製事務用品（例えば、レタークリップ、ペーパークリップ、ペーパーファスナー、レターコーナー、カードインデックスタグ、ファイルタグ、スパイクファイル）並びに事務用、いす張り用及び梱包用等のステープル打ち機に使用するストリップ状のステープルを含む。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 画びょう（例えば、73.17 又は 74.15）
- (b) 書籍、帳簿等の留金及びファスナー（83.01 又は 83.08）

83.06 卑金属製のベル、ゴングその他これらに類する物品（電気式のものを除く。）、小像その他の装飾品、額縁その他これに類するフレーム及び鏡

8306.10—ベル、ゴングその他これらに類する物品

—小像その他の装飾品

8306.21—貴金属をめっきしたもの

8306.29—その他のもの

8306.30—額縁その他これに類するフレーム及び鏡

（A）ベル、ゴングその他これらに類する物品（電気式のものを除く。）

これらには、卑金属製の電気式でないベル及びゴングを含む。これらには礼拝場、学校、集会所、工場、船、消防車等に使用するベル、ドア用ベル、卓上ベル、ハンドベル、牛その他の動物に取り付けるベル、自転車、スクーター、乳母車、魚釣具に使用するベル（外付けのクランプ、クリップその他の器具に取り付けられたものを除く。）、ドアチャイム、卓上ゴング等、観光みやげ用として装飾したベルを含む。

この項には、また、金属製部分品、例えば、ベルの舌、ハンドル及びドーム（電気式ベルその他のベルに共通して使用されるものを含む。）又は電気式でない卓上用又はドア用のベルの金属製の押しボタン及びターンキーを含む。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 教会用ベル等を支持するための鉄鋼製の枠組み（73.08）
- (b) 機械式のドア用ベルを鳴らす把手、レバー機構及び取付具（73.25、73.26 等）
- (c) 85.31 項の電気式ベルその他の信号機器
- (d) 時計式のチャイム及びゴング（91.14）
- (e) 92.06 項又は 92.07 項の楽器の性質を有する管鐘及びゴング
- (f) ベル付きの物品。例えば、犬用の首輪（42.01）、ある種の楽器（例えば、タンバリン、92 類）、がん具（95.03）及び外付けのクランプ、クリップその他の器具に取り付けられた釣りざお用のベル（95.07）

（B）小像その他の装飾品

これらには、本来、家庭、事務所、集会所、礼拝場、庭園等の装飾用に作られた広い範囲の卑金属製の装飾品（非金属製の部分品を補助的に使用したものを含む。）を含む。

ただし、物品の性質及び仕上げからみて装飾品として適合するものであっても、この表においてより特殊な限定をして記載されている項の物品を含まないことに注意すべきである。

ここには、実用性を有さず、全く装飾性のみを有する物品及びその唯一の効用が他の装飾品を納め若しくは支持し又は装飾効果を加えることにある物品を含む。例えば、次のものがある。

- (1) 胸像、小像その他装飾用の像。マントルピース、棚等の装飾品（時計用セットの部分を構成するものを含む。動物像、象徴的又は寓話上の像等）。スポーツ用又は芸術用トロフィー（カップ等）。壁用装飾品（吊り下げ用の附属品を取り付けたもので、身辺用の装飾品以外の壁掛け、盆、プレート、メダリオン）。人造の花、ばら形装飾品その他これらに類する装飾品（鑄造又は鍛造した金属により製造されるが、通常錬鉄製のものである）。棚、家庭用展示キャビネット用の装飾品
- (2) 聖骨箱、聖杯、聖体器、顕示台及び十字架上のキリスト像等の宗教上の装飾品
- (3) テーブルボウル、花びん、つぼ、装飾用植木鉢 (jardinières) (七宝製のものを含む。)

＊

＊ ＊

これらには、また、下記の状況下で、実用的価値を有する物品であっても次の二つのグループに属するある種の物品を含む。

- (A) 家庭用品としての特定された項 (73.23、74.18 及び 76.16) 又はその他の製品の項（ニッケル製品及びすず製品）に含まれることが可能である家庭用品：これらの家庭用品は、通常、実用に役立つように本来作られており、なんらかの装飾が実用性をそこなわない程度に二次的に付けられている。それゆえに、そのように装飾された物品が装飾されていない同種物品と同程度以上の実用性を有するものであるときは、当該物品はここには含まれず、家庭用品の項に属する。他方、当該物品の実用性が、その装飾的性格に対して明らかに付随的である場合にはこの項に属する。このような物品として、例えば、非常に深く浮出し模様をつけたために実用性が事実上無効となったような盆又は装飾品入れ若しくは灰皿として使用できる盆若しくは容器を全く付随的に取り付けた装飾品又は真正の実用価値を有しないミニチュア（台所用具のミニチュア）がある。
- (B) 家庭用品以外の物品で、金属の各類の最終の項（その他の製品）の物品（例えば、喫煙用セット、宝石箱、シガレットボックス、香炉、線香差し、マッチ消し）。これらの物品は、明らかに本来装飾品として作られたものであれば、この項に属する。

(C) 卑金属製の額縁その他これに類するフレーム及び鏡

これらには、形状及び寸法を問わず写真、絵画、鏡等用の卑金属製のフレームを含む。これらを板紙、木その他の材料で支持し又は裏張りをしたものもこの項に含む。ここには、平面ガラスを取り付けたフレームも含まれるが、ガラス製の鏡をはめ込んだものは除く (70.09)。

卑金属製のフレームに入れて提示された印刷された絵及び写真は、全体としての重要な特性が当該フレームにより与えられている場合にはこの項に含む。その他の場合には、49.11 項に分類する。

フレームを取り付けた書画又はコラージュその他これに類する装飾板若しくは版画については、フレームを取り付けた当該物品を全体として分類すべきかどうか、当該フレームを別個の物品と見なすべきかどうかについては、状況による (97 類注 6、97.01 項及び 97.02 項の解説参照)。

ここには、また、金属製の鏡、例えば、鉄鋼又はクロム、ニッケル若しくは銀をめっきした鉄鋼若しくは黄銅で製造された壁用鏡、ポケット用鏡及びバックミラーを含む（ただし、光学用品を除く。90.01 項及び 90.02 項の解説参照）。これらには、フレームを付けたもの、裏張りしたもの及び支持物を取り付けたものがあり、また、革、紡織用繊維その他の材料製のひも又はケースを伴って完成品として提示されるものもある。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 鋳鉄及びその他の金属の仕切り用壁及び手すり（例えば、73.08）
- (b) ナイフ、スプーン、フォーク等（82 類）
- (c) 錠及びその部分品（83.01）
- (d) 家具、戸、階段及び窓の取付具（83.02）
- (e) 90 類の機器（例えば、気圧計及び温度計で、本質的に装飾された形式のものを含む。）
- (f) 時計及びそのケース（ケースが、例えば、小像その他これらに類する形に作られ又は装飾されたものであっても、時計のケースとして役立つように明らかに作られたものを含む。）（91 類）
- (g) 94 類の物品
- (h) がん具及び遊戯用具（95 類）
- (ij) テーブルライター（96.13）、香水用噴霧器その他これらに類する噴霧器（96.16）
- (k) 美術品、収集品及びこつとう（97 類）

83.07 卑金属製のフレキシブルチューブ（継手があるかないかを問わない。）

8307.10－鉄鋼製のもの

8307.90－その他の卑金属製のもの

金属製のフレキシブルチューブには、製造方法に従って、次の二つの主要なタイプがある。

- (1) ら旋状に巻いたストリップを成形したものから成るもの（端部が締め付けられてあるかないかを問わない。）：このタイプのチューブは、ゴム、石綿、紡織用繊維等で被覆することにより防水性及び耐ガス性が生ずるので、電線又はフレキシブル伝動システムの防水用保護物、真空掃除機用チューブとして若しくは機関、機械、ポンプ、トランスフォーマー、油圧装置、ニューマチック装置、高炉等において圧縮空気、蒸気、ガス、水、ガソリン、油その他の液体の導管として使用される。防水性を有しない類似の物品は、砂、粒、ダスト、削りくず等の導管として、また、電線、その他のフレキシブル伝動パイプ、ゴム管等の被覆材として使用される。
- (2) 表面が滑らかな管を、例えば、変形することによって製造した波形のフレキシブルチューブ：このチューブは、その性質上防水性及び気密性を有するので、上記（1）の用途のために更に加工することなしに使用できる。

これらの両者のタイプのフレキシブルチューブは、耐圧性を増加させるために線又は金属のス

トリップを編んだ一以上のスリーブで補強又は装備されることもある。これらのスリーブは、時には螺旋状に巻いた線により保護されたり、また、プラスチック、ゴム又は紡織用繊維材料で被覆されることもある。

この項には、また、密に螺旋状に線を巻いて作られたフレキシブルチューブ（例えば、Bowden ケーブルのシース又は自転車のブレーキケーブルのシースとして使用されるもの）を含む。ただし、管として使用されない類似の物品（例えば、カーテン用のフレキシブル金棒（通常 73.26））は含まない。

この項には熱又は耐振動性の用途に供するための短尺のフレキシブルチューブ（温度調節ベロー又はエキスパンションジョイントとして知られている。）を含む。

この項には、また、ソケットジョイント等を取り付けたチューブを含む。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 金属製補強材を外部に取り付けたゴム製チューブ (40.09)
- (b) 例えば、他の物品を取り付けることにより機械類、車両の部分品等の形状に作られたフレキシブルチューブ (16 部及び 17 部)

83.08 卑金属製の留金、留金付きフレーム、バックル、フック、アイ、アイレットその他これらに類する物品（衣類又は衣類附属品、履物、身辺用細貨類、腕時計、書籍、日よけ、革製品、旅行用具、馬具その他の製品に使用する種類のものに限る。）、管リベット、二股リベット、ビーズ及びスパンゲル

8308.10－フック、アイ及びアイレット

8308.20－管リベット及び二股リベット

8308.90－その他のもの（部分品を含む。）

この項には、次の物品を含む。

- (A) フック、アイ及びアイレット（衣類、履物、日よけ、テント又は帆に使用する種類のもの）
- (B) 各種の管リベット及び二股リベット：これらは、衣類、履物、日よけ、テント、旅行用具、革製品、ベルト地等に使用される。また、工学用（航空機組立て等）にも使用される。この項には、また、心棒破損型のブラインドリベットを含む。このリベットは、締め付け作業において、心棒をリベット本体の中に引き込み又は押し込み、心棒の軸とその頭部との接合点又はその近くで切断（又は破壊）し、端を丸く止めるものである。
- (C) 留金、ファスナー及び留金付きフレーム（ハンドバッグ、財布、書類かばん、エグゼグティブケースその他の旅行用具、書籍又は腕時計に使用されるもの）：ただし、この項には、錠（錠式の留め金を含む。）及び錠と一体の留金付きフレームを含まない (83.01)。
- (D) バックル（針が付いているかいないか、装飾してあるかないかを問わない。）：衣類、ベルト、ブレース、サスペンダー、手袋、履物、ゲートル、腕時計、背のう、旅行用具又は革製品に使用するもの

(E) ビーズ及びスパングル：これらは通常身辺用模造細貨類の製造用又は紡織用繊維材料、しゅう布、衣類等の装飾用に供される。これらは、一般に銅、銅合金又はアルミニウムから製造され（しばしば、金又は銀でめっきされる。）、にかわ付け、縫い付け等により所定の位置に取り付けられるよう作られている。ビーズは、通常球形又は管状であるが、時には刻面を有する。スパングルは、一般に円形、六角形等の幾何学的形状に金属のはくから切りとられたもので、通常穴があけてある。

上記（A）、（C）及び（D）に掲げる物品は革、紡織用繊維、プラスチック、木、角、骨、エボナイト、真珠光沢を有する貝殻、アイボリー、模造貴石等で作った部分を含んでいても、卑金属製品としての特性を有する限りこの項に含まれる。またこれらには金属の加工によって装飾されたものもある。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 帽子、ハンドバッグ、履物、ベルト等に使用する装飾品（バックルを除く。）（71.17）
- (b) 金属のフレーク（特に、74 類から 76 類まで）
- (c) びょう（管リベット及び二股リベットを除く。）、スナップフック（通常 73 類から 76 類まで）
- (d) プレススタッド及びプッシュボタン（96.06）
- (e) スライドファスナー及びその部分品（96.07）

83.09 卑金属製の栓及びふた（王冠、ねじふた及び注水口用の栓を含む。）、瓶用口金、ねじ式たる栓、たる栓用カバー、シールその他これらに類する包装用の附属品

8309.10－王冠

8309.90－その他のもの

この項には、卑金属製品（しばしばプラスチック、ゴム、コルク等のワッシャーその他の取付具を有するものを含む。）で、ドラム缶、たる、瓶等に栓をし又は箱その他の包装物をシールするのに使用されるものを含む。

この項には、次の物品を含む。

- (1) 金属製の栓及びふた：例えば、王冠、クラウンキャップ、クラウンシール並びに栓、ふた及びカバー（ビール瓶、鉱水用瓶、貯蔵用ジャー、管状容器その他これらに類する物品の栓及びふたに使用するもので、スクリュー式、クリップ式、レバー式、スプリング式等のもの）。ただし、この項には、そのほとんどがプラスチック、陶磁器等でできているスプリング式レバーストッパーは含まない。
- (2) 金属製ドラム缶用のたる栓
- (3) リキュール、油、医薬品等の瓶用の注水口、点滴口及び点滴押え口等に使用する栓
- (4) ミルク瓶等の口金（引き裂かれるもの）、鉛又はすずはくで作った口金（ある種のシャンペン又はワインの瓶に使用される形式のもの）
- (5) たる栓用カバー（金属の板から円板状等に切断したもので、たる栓の上に取り付けて栓の

保護をするもの)

- (6) シャンパンの瓶等のコルクを保持するために使用される特殊な線の取付具
- (7) 各種のシール（一般に鉛製又はブリキ板製のもので、箱、包装物、建物、鉄道車両、車両等の封をするために使用されるもの、保証用シールを含む。）
- (8) 箱のコーナープロテクター
- (9) 2枚のプラスチック又は紙のストリップの間に1本又は2本の鋼線をはさみ込んだもので、袋、香料袋その他これらに類する容器のシールに使用する締め金具
- (10) 切込みの入ったつまみ及びリングのプルを持つトップ。卑金属製で、飲料又は食品等の缶に使用する。

83.10 卑金属製のサインプレート、ネームプレート、アドレスプレートその他これらに類するプレート及び数字、文字その他の標章（第94.05項のものを除く。）

94.05 項の固定した光源を有するイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品およびその部分品（他の項のものを除く。）を除き、この項には、サインプレート、ネームプレート、広告用プレート、アドレスプレートその他これらに類するプレートとして必要なすべての主要な事項をエナメル、ワニス、印刷、浮彫り、せん孔、打抜き、鋳造、浮出し、成形その他の方法でことば、文字、数字又はデザインを施した卑金属製のプレートを含む。これらは、通常、永久に取り付け（例えば、道路用のサインプレート、広告用プレート、機械のネームプレート）又は何度も使用される（例えば、一時預り所の預り証及びタグ）ように作られているのが特徴である。

ある種のプレートは、当該プレートに既に記載された事項に補助的な細部をその後に追加するように作られたものがある（例えば、機械についての全ての主要な事項を示すプレートに個々の通しナンバーを挿入するもの）。ただし、この項には、印刷等をしたプレート、ラベル、タグその他これらに類するもので、当該印刷等が、後で手書きその他の方法で追加される主要な事項に対し、単に副次的なものであるものは含まない。

この項には、次の物品を含む。

- (1) 地域、街路等のネームプレート、建物、墓等のナンバープレート及びネームプレート、公共用のサインプレート（警察、消防署等）、禁止用プレート（「禁煙」、「禁猟区」等）、道標及び交通用サインプレート等
- (2) 宿屋、商店、工場等の標章
- (3) 広告用のサインプレート
- (4) 家屋、戸、郵便受け、車両、犬の首輪等のアドレスプレート、園芸用ラベル、掛け金のかぎ用のタグ、一時預り所の預り証及びタグ
- (5) 機械、メーター、自動車等の類似のプレート及び標章（例えば、ナンバープレート）

この項には、また、単独の文字、数字又はデザイン（これらのセットを含み、上記のサインプレートを作り上げるのに使用されるもの、ショーウィンドウのディスプレイ用、列車指

示用のサインボード等に供されるもの)を含む。

なお、ステンシル用の型板は、構成する金属の項に属する。

この項には次の物品を含まない。

- (a) 文字、数字又はデザインを有しないプレート及び単に付随的な事項のみで主要な事項は後で追加されるようになっているプレート（例えば、73.25、73.26、76.16、79.07）
- (b) 印刷機用の活字（84.42）、タイプライター用の活字及びあて名印刷機用のあて名板（84.73）
- (c) 86.08 項の信号用のプレート、ディスク及び腕木信号機

83.11 卑金属製又は金属炭化物製の線、棒、管、板、アーク溶接棒その他これらに類する物品（金属又は金属炭化物のはんだ付け、ろう付け、溶接又は融着に使用する種類のもので、フラックスを被覆し又はしんに充てんしたものに限る。）並びに卑金属を凝結させて製造した金属吹付け用の線及び棒

8311.10－卑金属製の被覆アーク溶接棒（電気アーク溶接に使用するものに限る。）

8311.20－卑金属製の線（しんに充てんしたもので、電気アーク溶接に使用するものに限る。）

8311.30－卑金属製の被覆した棒及びしんに充てんした線（炎によるはんだ付け、ろう付又は溶接に使用するものに限る。）

8311.90－その他のもの

この項には、卑金属製又は金属炭化物製の線、棒、管、板、アーク溶接棒その他これらに類する物品（金属又は金属炭化物のはんだ付け、ろう付け、溶接又は融着に使用する種類のもので、フラックスを被覆し又はしんに充てんしたものに限る。）を含む。フラックスをしんに充てんした物品にあつては、その外側の部分は、管又は時にはストリップをらせん状に巻いたもので構成されている。卑金属製の線、棒、管、板、アーク溶接棒等でフラックスを被覆し又はしんに充てんしていないものはこの項には含まない（72 類から 76 類まで又は 78 類から 81 類まで）。

被覆又はしんに充てんされる材料は、フラックス（例えば、塩化亜鉛、塩化アンモニウム、ほう砂、石英、樹脂又はラノリン）で、被覆し又はしんに充てんされていない場合には、はんだ付け、ろう付け、溶接又は融着の際に別個に添加される。アーク溶接棒等は、粉状の添加金属を含有していても差し支えない。電気溶接においては、被覆材料は、溶接部分にアークを導くためにある種の耐熱材（石綿等）を含有しているものもある。

電気アーク溶接には、被覆アーク溶接棒又はしんに充てんした線が使用される。前者は、金属製のしん及び種々の組成と厚さを有する非金属物質の被覆材料とから成る。しんに充てんした線は、アーク溶接棒の被覆に使用する種類のもので類似の材料を充てんした中空物品である。この線はコイル状又はスプールに巻いて提示される。

ろう付け用に調製した板は、接合すべき部分の間に挿入される（通常鉄鋼に使用される。）。これは、金属のストリップ、ワイヤークロス又はワイヤークリルにフラックスを被覆したもので、使用目的に応じた形状又は必要に応じて切断できるようにストリップ状になっている。

この項には、プラスチックをもととした結合剤で凝結した卑金属粉（通常、ニッケル）を押し出して作った線及び棒を含む。これは、各種の材料（例えば、金属又はセメント）に金属を吹き付けるのに使用される。

この項には、しんに充てんしたはんだの線及び棒（ただし、フラックス材料を除くものとし、貴金属のいずれか一の含有量が全重量の2%以上含む合金から成るはんだに限る。）を含まない（71 類）。

第 16 部

機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生機の機器並びにこれらの部分品及び附属品

注

- 1 この部には、次の物品を含まない。
 - (a) 伝動用又はコンベヤ用のベルト及びベルチングで、第 39 類のプラスチック製のもの及び加硫ゴム製のもの（第 40.10 項参照）並びに機械類、電気機器その他の技術的用途に供する種類の加硫ゴム（硬質ゴムを除く。）製品（第 40.16 項参照）
 - (b) 革製品及びコンポジションレザー製品（第 42.05 項参照）並びに毛皮製品（第 43.03 項参照）で、機械類その他の技術的用途に供する種類のもの
 - (c) ボビン、スプール、コップ、コーン、コア、リールその他これらに類する巻取用品（材料を問わない。例えば、第 39 類、第 40 類、第 44 類、第 48 類及び第 15 部参照）
 - (d) ジャカードその他これに類する機械に使用するせん孔カード（例えば、第 39 類、第 48 類及び第 15 部参照）
 - (e) 伝動用又はコンベヤ用の紡織用繊維製ベルト又はベルチング（第 59.10 項参照）及び技術的用途に供する紡織用繊維製のその他の製品（第 59.11 項参照）
 - (f) 第 71.02 項から第 71.04 項までの天然、合成又は再生の貴石及び半貴石並びに第 71.16 項の製品でこれらの貴石又は半貴石のみから成るもの（針用に加工したサファイヤ及びダイヤモンドで、取り付けられていないものを除く（第 85.22 項参照）。）
 - (g) 第 15 部の注 2 の卑金属製のはん用性の部分品（第 15 部参照）及びプラスチック製のこれに類する物品（第 39 類参照）
 - (h) ドリルパイプ（第 73.04 項参照）
 - (i) 金属の線又はストリップから製造したエンドレスベルト（第 15 部参照）
 - (k) 第 82 類又は第 83 類の物品
 - (l) 第 17 部の物品
 - (m) 第 90 類の物品
 - (n) 第 91 類の時計その他の物品
 - (o) 第 82.07 項の互換性工具、これに類する互換性工具（作用する部分を構成する材料により、例えば、第 40 類、第 42 類、第 43 類、第 45 類、第 59 類、第 68.04 項又は第 69.09 項に属する。）及び機械の部分品として使用する種類のブラシ（第 96.03 項参照）
 - (p) 第 95 類の物品
 - (q) タイプライターリボン又はこれに類するリボン（スプールに巻いてあるかないか又はカートリッジに入れてあるかないかを問わない。インキを付けたもの及びその他の方法により印字することができる状態にしたものは第 96.12 項に属する。その他のリボンは、その構成する材料により該当する項に属する。）及び第 96.20 項の一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品
- 2 機械の部分品（第 84.84 項又は第 85.44 項から第 85.47 項までの物品の部分品を除く。）は、

この部の注1、第84類の注1又は第85類の注1のものを除くほか、次に定めるところによりその所属を決定する。

- (a) 当該部分品は、第84類又は第85類のいずれかの項（第84.09項、第84.31項、第84.48項、第84.66項、第84.73項、第84.87項、第85.03項、第85.22項、第85.29項、第85.38項及び第85.48項を除く。）に該当する場合には、当該いずれかの項に属する。
 - (b) (a) のものを除くほか、特定の機械又は同一の項の複数の機械（第84.79項又は第85.43項の機械を含む。）に専ら又は主として使用する部分品は、これらの機械の項又は第84.09項、第84.31項、第84.48項、第84.66項、第84.73項、第85.03項、第85.22項、第85.29項若しくは第85.38項のうち該当する項に属する。ただし、第85.17項の物品及び第85.25項から第85.28項までのいずれかの項の物品に共通して主として使用する部分品は、第85.17項に属し、第85.24項の物品に専ら又は主として使用する部分品は、第85.29項に属する。
 - (c) その他の部分品は、第84.09項、第84.31項、第84.48項、第84.66項、第84.73項、第85.03項、第85.22項、第85.29項又は第85.38項のうち該当する項に属する。この場合において、該当する項がない場合には、第84.87項又は第85.48項に属する。
- 3 二以上の機械を結合して一の複合機械を構成するもの及び二以上の補完的又は選択的な機能を有する機械は、文脈により別に解釈される場合を除くほか、主たる機能に基づいてその所属を決定する。
- 4 個別の構成機器から成る機械（機械を結合したものを含む。）については、当該構成機器（分離しているかいないか又は配管、伝動装置、電線その他の装置により相互に接続しているかいないかを問わない。）が第84類又は第85類のいずれかの項に明確に規定された単一の機能を分担して有している場合には、当該機械は、当該単一の機能に基づいてその所属を決定する。
- 5 1から4までにおいて「機械」とは、第84類又は第85類の各項の機械類及び電気機器をいう。
- 6 (A) この表において「電気電子機器のくず」とは、電気電子機器を組み合わせたもの、印刷回路基板及び電気電子機器製品で、次のものをいう。
- (i) 破損、切断又はその他の加工により本来の用途に用いることができなくなったもの及び本来の用途に用いることができるよう修理することが経済的に適しないもの
 - (ii) 輸送、積み込み又は荷卸しの際に、個々の製品を損傷から保護するような形で梱（こん）包又は輸送されなかったもの
- (B) 「電気電子機器のくず」及びその他のくずを混載した貨物は、第85.49項に属する。
- (C) この部には、第38類の注4の都市廃棄物を含まない。

総 説

(I) 部の概説

- (A) この部には、この部、84類又は85類の注の規定で除外されるもの及び他の部に特掲されているものを除くほか、すべての機械類及び電気機器並びにこれらの部分品を含むとともに、機械式又は電気式でない機器（例えば、ボイラー、ボイラー附属装置、ろ過用機器等）及び

これらの部分品も含まれる。

この部から除外される物品の主なものは、次の物品である。

- (a) スプール、コップ、ボビン、リール等（材料のいかんを問わない。構成する材料により該当する項に属する。）。ただし、整経ビームはボビン、スプールその他これらに類する支持具とみなさず、84.48 項に属する。
- (b) 15 部の注 2 に規定する鉄鋼製のワイヤ、チェーン、ボルト、スクリュー並びにばね(73.12、73.15、73.18、73.20) 等のはん用性の部分品及びその他の卑金属製のこれらに類する物品(74～76 類及び 78～81 類)、83.01 項の錠、83.02 項の戸、窓等の取付具。また、人造プラスチック製のこれらに類する物品もこの部から除かれ、39 類に属する。
- (c) 82.07 項の互換性工具その他これに類する互換性工具（作用する部分を構成する材料により、例えば、40 類（ゴム製）、42 類（革製）、43 類（毛皮製）、45 類（コルク製）、59 類（紡織用繊維製）、68.04 項（研磨材料製等）又は 69.09 項（陶磁製）に属する。）
- (d) 82 類のその他の物品（例えば、工具、ツールチップ、ナイフ、刃物、電気式でないヘアクリッパー及びある種の機械式の家庭用機器）及び 83 類の物品
- (e) 17 部の物品
- (f) 18 部の物品
- (g) 武器及び銃砲弾（93 類）
- (h) がん具、遊戯用具、運動用具としての特性を有し、専ら又は主としてがん具、遊戯用具、運動用具として使用する機器及びこれらに固有の部分品及び附属品（電気式でない原動機を含む。ただし、液体ポンプ、液体又は気体のろ過器及び清浄機は、84.13 又は 84.21 のそれぞれの項に、電動機、トランスフォーマー、無線遠隔制御機器は、85.01、85.04 又は 85.26 のそれぞれの項に属する。）（95 類）
- (i) 機械の部分品として使用する種類のブラシ（96.03）
- (B) 通常、この部の物品は、その材質を問わない。大部分の機器は卑金属製であるが、卑金属以外の材料製の機械（例えば、全体がプラスチック製のポンプ等）及びプラスチック製、木製、貴金属製の部分品も含まれる。

ただし、この部には、次の物品を含まない。

- (a) プラスチック製の伝動用又はコンベヤ用のベルト及びベルチング（39 類）、加硫ゴム製品（例えば、伝動用又はコンベヤ用のベルト及びベルチング）（40.10）、ゴム製のタイヤ、チューブ等（40.11～40.13）及びワッシャー等（40.16）
- (b) 革製品及びコンポジションレザー製品（例えば、繊維用のピッカー）（42.05）並びに毛皮製品（43.03）
- (c) 紡織用繊維製品。例えば、伝動用又はコンベヤ用のベルト（59.10）、フェルトパッド及び研磨用ディスク（59.11）
- (d) 69 類のある種の陶磁製品（84 類及び 85 類の総説参照）
- (e) 70 類のある種のガラス製品（84 類及び 85 類の総説参照）
- (f) 天然、合成又は再生の貴石及び半貴石のみから成る製品（71.02、71.03、71.04 又は 71.16）。

ただし、針用に加工したサファイヤ及びダイヤモンドで取り付けられていないものを除く (85. 22)。

(g) 金属の線又は帯で製造したエンドレスベルト (15 部)

(Ⅱ) 部 分 品

(部 注 2)

一般に、特定の機械及び機器 (84. 79 項又は 85. 43 項の機械を含む。) 又は同一の項に該当する機械及び機器のグループに専ら又は主として使用する部分品は、これらの機械又は機器と同一の項に属する (ただし、前記 (Ⅰ) に掲げる除外物品を除く。)。ただし、次の物品は、それぞれ独立した項に属する。

- (A) 84. 07 項又は 84. 08 項のエンジンの部分品 (84. 09)
- (B) 84. 25 項から 84. 30 項までの機械類の部分品 (84. 31)
- (C) 84. 44 項から 84. 47 項までの繊維機械の部分品 (84. 48)
- (D) 84. 56 項から 84. 65 項までの機械の部分品 (84. 66)
- (E) 84. 70 項から 84. 72 項までの事務用機器の部分品 (84. 73)
- (F) 85. 01 項又は 85. 02 項の機械の部分品 (85. 03)
- (G) 85. 19 項又は 85. 21 項の機器の部分品 (85. 22)
- (H) 85. 25 項から 85. 28 項までの機器の部分品 (85. 29)
- (IJ) 85. 35 項から 85. 37 項までの機器の部分品 (85. 38)

上記の規定は、部分品それ自体がこの部の各項 (84. 87 項及び 85. 48 項を除く。) に該当する物品である場合には適用しない。これらの場合には、たとえ、特定の機械の部分品として作動するように特に設計されていても、すべて当該各項に属する。

このことは、特に次の物品に対し適用される。

- (1) ポンプ及び気体圧縮機 (84. 13 及び 84. 14)
- (2) 84. 21 項のろ過機
- (3) 持上げ用又は荷扱い用の機械 (84. 25、84. 26、84. 28 又は 84. 86)
- (4) コック、弁等 (84. 81)
- (5) 玉軸受又はころ軸受並びに誤差が 1 % 又は 0. 05 ミリメートル以下の磨き鋼球 (84. 82)
- (6) 伝動軸、クランク、軸受箱、滑り軸受、歯車及び歯車伝動機 (摩擦車及びギヤボックスその他の変速機を含む。) 並びにはずみ車、プーリー、プーリーブロック、クラッチ及び軸継手 (84. 83)
- (7) 84. 84 項のガスケット及びこれに類するジョイント
- (8) 85. 01 項の電動機
- (9) 85. 04 項のトランスフォーマー及びその他の機器
- (10) バッテリーパックに組み立てられた蓄電池 (85. 07)
- (11) 電熱用抵抗体 (85. 16)
- (12) コンデンサー (85. 32)
- (13) 電気回路の開閉用、保護用等の電気機器 (スイッチ、ヒューズ、接続箱等) (85. 35 及び 85. 36)
- (14) 電気制御用又は配電用の盤、パネル、コンソール、机、キャビネット及びその他の機器

(85. 37)

(15) 85. 39 項の電球

(16) 85. 40 項の管並びに 85. 41 項のダイオード、トランジスター等

(17) 電気用炭素製品（例えば、アーク灯用炭素棒、炭素電極及び炭素ブラシ）（85. 45）

(18) がい子（材料を問わない。）（85. 46）

(19) 85. 47 項の電気機器等の絶縁用物品

その他の部分品で部分品とは認められるが、特定の機械又はある種の機械に専ら又は主として使用されると認め難い（例えば、異なる項に該当する数種の機械に共通して使用される。）部分品は、それらが上記の規定によって除外されない限り、84. 87 項（電気式でないもの）又は 85. 48 項（電気式のもの）に属する。

部分品の所属の決定に関する上記の規定は、84. 84 項（ガスケット等）、85. 44 項（絶縁電線）、85. 45 項（電気用炭素製品）、85. 46 項（がい子）又は 85. 47 項（電線用導管）に該当する物品の部分品には適用しない。一般に、このような部分品は、該当する材料の属する類に属する。

機械の部分品は、使用できるように仕上げてあるかないかを問わず、この部に属する。ただし、鉄鋼製の粗鍛造品は、72. 07 項に属する。

（Ⅲ）附 属 機 器

（通則 2（a）及び 3（b）並びに部注 3 及び 4 参照）

通常、当該機械又は装置に属するもので、当該機械又は装置とともに提示される附属機器（例えば、圧力計、温度計、液面計その他の測定用又は検査用の機器、出力計、タイムスイッチ、制御盤、自動調整機器）は、一の特定の機械又は装置（機械を結合したものであってもよい。下記Ⅵ参照。）又は機能ユニット（下記Ⅶ参照）の測定、検査、制御又は調整をするために設計されたものの場合は、当該機械又は装置とともに属する。ただし、附属機器が、数種の機械（同一のタイプであるかないかを問わない。）の測定、検査、制御又は調整をするために設計されたものである場合は、それぞれ該当する項に属する。

（Ⅳ）未完成の機械

（通則 2（a）参照）

この部において、機械又は装置には完成した機械のみならず未完成の機械（例えば、部分品を組み合わせたものが、完成品としての重要な形態を有するもの）を含む。従って、フライホイール、ベッドプレート、カレンダー、工具用の保持具等のみを欠いた機械は、完成品と同じ項に属し、部分品の項には属しない。同様に、電動機を通常組み込む機械又は装置（例えば、84. 67 項の手持電動工具）は、電動機が提示されない場合であっても、該当する完成した機械と同一の項に属する。

（Ⅴ）未組立の機械

（通則 2（a）参照）

輸送上の便宜のため、多くの機械及び装置は未組立の状態で輸送される。これらの物品は事実

上部分品の集合体ではあるが、これらは機械に属し、部分品としてそれぞれの項には属しない。同様に、このことは完成した機械の重要な形態を有する未完成の機械（上記Ⅳ参照）、未組立で提示される機械（この点に関しては 84 類及び 85 類の総説参照）にも適用する。ただし、完成した機械又は完成した機械の特性を有する未完成の機械として必要な数量以上の構成要素はそれぞれ該当する項に属する。

（Ⅵ）多機能機械及び複合機械

（部 注 3）

多機能機械は、一般にその主たる機能によりその所属を決定する。

多機能機械とは、例えば、互換性工具を使用して金属を加工する機械であり、異なった機械操作（例えば、フライス削り、中ぐり、ラッピング）を行うことができるものをいう。

文脈により別に解釈されず、部注 3 の規定を適用する際に、主たる機能を決定することができない場合には、通則 3（c）を適用する。この場合、多機能機械については、例えば、84.25 項から 84.30 項まで、84.58 項から 84.63 項まで、84.70 項から 84.72 項までのうちのいくつかの項に属する可能性がある。

一体構造に結合された二以上の異なる種類の機械又は機器で、連続的又は同時に個別の機能（一般に補足的であり、これらの機能は 16 部の異なる項に記載されている。）を遂行する複合機械は、主たる機能によりその所属を決定する。

このような複合機械の例としては、紙の折畳み用の補助機械を結合した印刷機械（84.43）、紙箱製造機械に名称又は簡単な図柄を印刷するための補助機械を結合したもの（84.41）、工業用炉に持ち上げ用又は荷扱い用の機械を結合したもの（84.17 又は 85.14）、紙巻たばこ製造機械に包装用の補助機械を結合したもの（84.78）がある。

上記の規定の適用上、異なる機械の一方が他方に合体され若しくは据え付けられ又はこれらが共通のベース又はフレームに取り付けられ若しくは共通のハウジング内に組み込まれている場合には、これらは一の機械を構成するものとして取り扱う。

組み合わせられた機械は、これが相互に又は共通のベース、フレーム、ハウジング等に恒久的に取り付けられるように設計されていない限り、一の機械を構成するものとしては取り扱わない。従って、組み合わせられた機械でも、一時的性格のもの又は通常複合機械として作られていないものは、一の複合機械を構成するものから除外される。

ベース、フレーム又はハウジングは、複合機械を使用中に必要に応じて移動することができるように車輪を備えていてもよいが、ただし、それによって、これらがこの表においてより特殊な限定をしている特定の項に該当する物品（例えば、車両）の特性を有するようにならないことを条件とする。

床、コンクリート製ベース、壁、仕切り、天井等については、機械又は機器を据え付けるように特に装備されたものであっても、機械又は機器が一体構造に結合される共通ベースとはみなさない。

複合機械が特定の項に含まれる機械（例えば、ある種のエアコンディショナー（84.15））である場合には、16 部の注 3 の規定を援用しない。

多機能機械、(例えば、金属その他の材料を加工することができる工作機械又は紙、織物、皮、プラスチック等の工業において共通してよく使用されるはと目打ち機)は、84 類の注 8 の規定によりその所属が決定されるので注意しなければならない。

(VII) 機能ユニット

(部 注 4)

この注は、個別の構成機器から成る機械(機械を結合したものを含む。)で当該構成機器が 84 類又は 85 類のいずれかの項(85 類の項である場合が多い。)に明確に規定された単一の機能を分担している場合に適用する。この場合において、各種の構成機器(便宜上又はその他の理由による。)が分離しているかいないか又は配管(空気、圧縮ガス、油等を送るため)、動力伝達装置、電線その他の装置により相互に接続してあるかないかを問わず、当該機械は、当該単一の機能に基づいてその所属を決定する。

この注において「明確に規定された単一の機能を分担して有している場合」とは、機能ユニット全体として、特定の機能を遂行する機械及び機械の結合したもののみを意味し、全体の機能を分担しない補助的機能を遂行する機械又は装置を含まない。

この部の注 4 に該当する機能ユニットの例は次のとおりである。

- (1) 液体原動機(主として液体ポンプ、電動機、調整弁及び油タンクから成るもの)、液体シリンダー及びシリンダーと液体原動機とを結合するための管又はホースから成る液压装置(84. 12)
- (2) 冷凍機械(その構成機器が一体構造に結合されておらず、冷媒が循環する配管により相互に接続されているもの)(84. 18)
- (3) かんがい装置(制御装置(フィルター、注入口、流量調整弁等)、地下配管、地表排水機構等から成るもの)(84. 24)
- (4) 搾乳機(その個別の構成部分品である真空ポンプ、パルセーター、ティートキャップ及び牛乳容器がホース又は管で相互に接続されるもの)(84. 34)
- (5) 醸造機械(特に、発芽用機械、麦芽破碎機、仕込槽及びろ過槽から成るもの)(84. 38)。ただし、瓶詰機、ラベル張付機等の補助装置は含まれず、それぞれ該当する項に属する。
- (6) 手紙選別装置(基本的にはコーディング台、予備選別システム、中間仕分け機及び最終仕分け機から成り、全体が自動データ処理機械により制御されているもの)(84. 72)
- (7) アスファルトプラント(フィードホッパー、コンベヤ、乾燥機、振動ふるい、混合機、貯蔵箱、制御装置等の個々の構成機器を相互に連結したもの)(84. 74)
- (8) フィラメント電球の組立て機械(構成部分がコンベアにより相互に結合されており、かつ、ガラスの熱処理装置、ポンプ及び電球の試験装置からなるもの)(84. 75)
- (9) 溶接機械(溶接用のヘッド又は tong 及び電流供給用のトランスフォーマー、発電機又は整流器)(85. 15)
- (10) 携帯用無線電話送信機(手持ちマイクロホンと一組になっているもの)(85. 17)
- (11) レーダー(電源装置、増幅器等と一組になっているもの)(85. 26)
- (12) 受信機、パラボラアンテナ用反射鏡、反射鏡用制御回転装置、フィードホーン(導波管)、

ポライザー、低雑音増幅機能を有するダウンコンバーター及び赤外線遠隔操作機から成る衛星テレビジョン受信システム (85. 28)

(13) 盗難警報器 (例えば、赤外線電球、光電池及びベルから成るもの) (85. 31)

16 部の注 4 の規定に該当しない構成部分品は、それぞれ該当する項に属するので注意しなければならない。これは、例えば、閉回路のビデオ監視装置 (様々な数のテレビカメラ及びビデオモニターが、同軸ケーブルで接続されたコントローラー、スイッチャー、オーディオボード／受信機、場合によっては自動データ処理機械 (データ保存用) 及び (又は) ビデオレコーダー (録画用) に接続されたものの組み合わせから成る。) に適用する。

(Ⅷ) 車両式の機械

自走式の機械その他の車両式の機械については、機械の各項の解説 (例えば、84. 25 項から 84. 28 項までの持上げ用又は荷扱い用の機械並びに 84. 29 項及び 84. 30 項の掘削用の機械) 並びに 17 部の各類及び各項の解説を参照すること。

(Ⅸ) 理化学用に使用される機械及び装置

この部に該当する機械又は装置は、たとえ実験室で使用されるように又は理化学用若しくは測定用の機器と関連して使用されるように、特に作られたものであっても、90. 23 項の工業用でない展示用の機器又は 90 類の測定用、検査用等の機器を構成しないときは、この部に属する。例えば、実験室で使用される小型の炉、蒸留装置、グラインダー、ミキサー、トランスフォーマー及び蓄電器は、この部に属する。

(Ⅹ) 電気電子機器のくず (E-WASTE)

(部 注 6)

16 部の注 6 に規定する、「本来の用途」とは、電気電子機器としての機能的用途をいう。

第 84 類

原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品

注

- 1 この類には、次の物品を含まない。
 - (a) 第 68 類のミルストーン、グラインドストーンその他の物品
 - (b) 陶磁製のポンプその他の機械類及び機械類（材料を問わない。）の陶磁製の部分品（第 69 類参照）
 - (c) 理化学用ガラス製品（第 70.17 項参照）並びに技術的用途に供する機械類及びその部分品（ガラス製のものに限る。第 70.19 項及び第 70.20 項参照）
 - (d) 第 73.21 項又は第 73.22 項の物品及びこれに類する物品で鉄鋼以外の卑金属製のもの（第 74 類から第 76 類まで及び第 78 類から第 81 類まで参照）
 - (e) 第 85.08 項の真空式掃除機
 - (f) 第 85.09 項の家庭用電気機器及び第 85.25 項のデジタルカメラ
 - (g) 第 17 部の物品用のラジエーター
 - (h) 動力駆動式でない手動式床掃除機（第 96.03 項参照）
- 2 第 84.01 項から第 84.24 項まで又は第 84.86 項に該当する機械類で同時に第 84.25 項から第 84.80 項までに該当するものは、この部の注 3 及びこの類の注 11 の規定によりその所属が決定される場合を除くほか、第 84.01 項から第 84.24 項まで又は第 84.86 項の該当する項に属する。
 - (A) 第 84.19 項には、次の物品を含まない。
 - (i) 発芽用機器、ふ卵器及び育すう器（第 84.36 項参照）
 - (ii) 穀物給湿機（第 84.37 項参照）
 - (iii) 糖汁抽出用浸出機（第 84.38 項参照）
 - (iv) 紡織用繊維の糸、織物類又は製品の熱処理用機械（第 84.51 項参照）
 - (v) 機械的作業を行う機器（理化学用のものを含む。）で、温度の変化を必要とする場合であつてもこれを主たる機能としないもの
 - (B) 第 84.22 項には、次の物品を含まない。
 - (i) 袋その他これに類する容器の封口用ミシン（第 84.52 項参照）
 - (ii) 第 84.72 項の事務用機器
 - (C) 第 84.24 項には、次の物品を含まない。
 - (i) インクジェット方式の印刷機（第 84.43 項参照）
 - (ii) ウォータージェット切断機械（第 84.56 項参照）
- 3 第 84.56 項に該当する加工機械で、同時に第 84.57 項から第 84.61 項まで、第 84.64 項又は第 84.65 項のいずれかの項に該当するものは、第 84.56 項に属する。
- 4 第 84.57 項には、次のいずれかの方法により異なる種類の機械加工を行う金属加工機械（旋盤（ターニングセンターを含む。）を除く。）のみを含む。
 - (a) 加工プログラムに従ってマガジンその他これに類する装置から自動的に工具を交換する方法（マシニングセンター）

(b) 固定した工作物に対し、異なるユニットヘッドが同時に又は連続して自動的に作用する方法（シングルステーションのユニットコンストラクションマシン）

(c) 工作物を異なるユニットヘッドに自動的に転送する方法（マルチステーショントランスフアーマシン）

5 第 84.62 項において、圧延製品の「スリッター工程」とは、巻き戻し器、コイルフラットナー、スリッター及びリコイラーから成る加工工程をいう。圧延製品の「切断工程」とは、巻き戻し器、コイルフラットナー及び剪（せん）断機から成る加工工程をいう。

6 (A) 第 84.71 項において「自動データ処理機械」とは、次の能力を有する物品をいう。

(i) 処理用プログラム及びその実行に直接必要なデータを記憶すること。

(ii) 使用者の必要に応じて異なるプログラムを受け入れることができること。

(iii) 使用者が特定する算術計算を実行すること。

(iv) 人の介入なしに、処理用プログラム（処理の進行中において論理判断によりその実行の変更を命令するもの）を実行すること。

(B) 自動データ処理機械は、異なるユニットによりシステムを構成するものであるかないかを問わない。

(C) (D) 及び (E) の規定に従うことを条件として、ユニットは、次の要件を満たす場合には、自動データ処理システムの一部とみなす。

(i) 自動データ処理システムに専ら又は主として使用する種類のものであること。

(ii) 中央処理装置に直接又は一以上の他のユニットを介して接続することができること。

(iii) 当該システムにおいて使用する形式の符号又は信号によるデータを受け入れ又は送り出すことができること。

自動データ処理機械を構成するユニットは、単独で提示する場合にも、第 84.71 項に属する。

また、(C) (ii) 及び (C) (iii) の要件を満たすキーボード、X-Y 座標入力装置及びディスク記憶装置は、自動データ処理機械を構成するユニットとして第 84.71 項に属する。

(D) 6 (C) の条件を満たす場合であっても、第 84.71 項には、単独で提示する場合には、次の物品を含まない。

(i) プリンター、複写機及びファクシミリ（結合してあるかないかを問わない。）

(ii) 音声、画像その他のデータを送受信するための機器（有線又は無線回線網（例えば、ローカルエリアネットワーク（LAN）又はワイドエリアネットワーク（WAN））において通信するための機器を含む。）

(iii) 拡声器及びマイクロホン

(iv) テレビジョンカメラ、デジタルカメラ及びビデオカメラレコーダー

(v) モニター及びプロジェクター（テレビジョン受像器を除く。）

(E) 自動データ処理機械を自蔵する機械及び自動データ処理機械と連係して作動する機械で、データ処理以外の特定の機能を有するものは、当該特定の機能に基づいてその所属を決定する。この場合において、該当する項がない場合には、その他のものの項に属する。

7 第 84.82 項には、磨き鋼球（公称直径に対する最大誤差が 0.05 ミリメートル以下で、かつ、

1 %以下のものに限る。)を含む。その他の鋼球は、第 73.26 項に属する。

- 8 二以上の用途に供する機械は、主たる用途に基づいてその所属を決定する。

主たる用途がいずれの項にも定められていない機械及び主たる用途が特定できない機械は、この類の注 2 又はこの部の注 3 の規定によりその所属を決定する場合及び文脈により別に解釈される場合を除くほか、第 84.79 項に属する。また、第 84.79 項には、金属の線、紡織用繊維の糸その他の材料又はこれらを組み合わせたものから綱又はケーブルを製造する機械（例えば、より線機及び製綱機）を含む。

- 9 第 84.70 項において「ポケットサイズ」とは、高さ、幅及び奥行の寸法が 170 ミリメートル、100 ミリメートル及び 45 ミリメートル以下の機械をいう。

- 10 第 84.85 項において「積層造形」（三次元印刷とも呼ばれる。）とは、材料（例えば金属、プラスチック又はセラミック）のレイヤリング及び固形化処理によるデジタルモデルをもととした物体の形成をいう。

この部の注 1 及びこの類の注 1 のものを除くほか、同項に該当する機械は、同項に属するものとし、この表の他の項には該当しない。

- 11 (A) 85 類の注 12 (a) 及び (b) は、この注及び第 84.86 項の「半導体デバイス」及び「集積回路」についても適用する。ただし、この注及び第 84.86 項の「半導体デバイス」には光電性半導体デバイス及び発光ダイオード (LED) を含む。

(B) この注及び第 84.86 項の「フラットパネルディスプレイの製造」には、絶縁基板のフラットパネルへの組立てを含み、ガラスの製造又は印刷回路基板その他の電子部品のフラットパネル上への組立ては含まない。「フラットパネルディスプレイ」は、陰極線管技術を含まない。

(C) 第 84.86 項は、専ら又は主として次に使用する機器を含む。

(i) マスク又はレチクルの製造又は修理

(ii) 半導体デバイス又は集積回路の組立て

(iii) ボール (boule)、ウェハー、半導体デバイス、集積回路又はフラットパネルディスプレイの持上げ、荷扱い、積込み又は荷卸し

(D) 第 16 部の注 1 及び第 84 類の注 1 のものを除くほか、第 84.86 項に該当する機器は、同項に属するものとし、この表の他の項には属しない。

号注

- 1 第 8465.20 号において「マシニングセンター」とは、木材、コルク、骨、硬質ゴム、硬質プラスチックその他これらに類する硬質物の加工機械で、加工プログラムに従ってマガジンその他これに類する装置から自動的に工具を交換する方法により二以上の加工機能を有する機械をいう。

- 2 第 8471.49 号において「システム」とは、自動データ処理機械で、当該機械を構成するユニットが第 84 類の注 6 (C) の要件を満たし、かつ、少なくとも一の中央処理装置、一の入力装置（例えば、キーボード及びスキャナー）及び一の出力装置（例えば、ディスプレイ及びプリンター）から成るものをいう。

- 3 第 8481.20 号において「油圧伝動装置用又は空気圧伝動装置用の弁」とは、圧力が加わった

流体（液体又は気体）の形で動力源が供給される液圧式又はニューマチック式システムの流体動力伝達装置に特に用いられる弁をいう。これらの弁には種々の型（減圧型、逆止型等）がある。同号は、第 84.81 項の他のいかなる号にも優先する。

- 4 第 8482.40 号には、直径が 5 ミリメートル以下で長さが直径の 3 倍以上の円筒ころを有する軸受（ころの端を丸めたものを含む。）のみを含む。

総 説

（A）類の解説

この部の総説の規定により、この類には、すべての機械類及びその部分品を含む。しかし、85 類に特掲されている物品及び次の物品を含まない。

- （a）技術的用途に供する紡織用繊維製品（59.11）
- （b）68 類の石等の製品
- （c）69 類の陶磁製品
- （d）70.17 項の理化学用のガラス製品並びにガラス製の機械類及びその部分品（70.19 又は 70.20 参照）
- （e）73.21 項又は 73.22 項のストーブ、セントラルヒーティング用のラジエーター及びその他の物品並びにこれに類する物品で鉄鋼以外の卑金属製のもの
- （f）第 85.09 項の家庭用電気機器及び第 85.25 項のデジタルカメラ
- （g）第 17 部の物品用のラジエーター
- （h）動力駆動式でない手動床掃除機（96.03）

一般に、84 類には機械類を含み、85 類には電気機器を含む。ただし、ある種の機械（例えば、家庭用電気機器）は 85 類に特掲されており、一方、84 類には、ある種の非機械式の機器（例えば、蒸気発生ボイラー及びその附属機器並びにろ過機）を含む。

84 類に該当する機械類は、これらがたとえ電気式のものであっても、この類に属することに注意しなければならない。次の機械がその例である。

- （1）電動機により駆動される機械
- （2）電気加熱式の機械類（例えば、84.03 項の電気式セントラルヒーティングボイラー、84.19 項の機械その他の機械類（例えば、カレンダー、紡織用繊維の洗浄用又は漂白用の機械又はプレス）で電気加熱装置を自蔵するもの）
- （3）電磁式の機械（例えば、電磁式弁）及び電磁式装置を自蔵する機械（例えば、電気式自動停止装置を有する織機、電磁式のリフティングヘッドを有するクレーン及び電磁式チャックを有する旋盤）
- （4）電子式の機械（例えば、電子式の計算機又は自動データ処理機械）及び光電式又は電子式の装置を自蔵する機械（例えば、光電式装置を有する圧延機及び各種の電子式制御装置を自蔵する加工機械）

陶磁製の機械類（例えば、ポンプ）及び機械類の陶磁製の部分品（69 類）、理化学用のガラス製品（70.17）並びにガラス製の機械類及びその部分品（70.19 又は 70.20）はこの類から除外され

ることから、ある機械がその品名又は性状から見てこの類の一つの項に属する場合であっても、陶磁製品又はガラス製品の特性を有していれば、この類には属しない。

例えば、陶磁製又はガラス製の製品で、他の材料でできた重要度の低い構成部分（例えば、ストッパー、継手、コック等の締付け用のバンド又はカラーその他の固定用又は支持用の器具（スタンド、三脚等））を組み込んである場合がこれに該当する。

他方、次の場合には、一般に陶磁製品、理化学用のガラス製品、陶磁製品又はガラス製の機械類及びそれらの部分品としての特性を失ったものとして取り扱う。

- (i) 陶磁製又はガラス製の構成部分と結合する他の材料（例えば、金属）製の構成部分の割合が高い場合及び陶磁製又はガラス製の構成部分の割合が高い物品が他の材料製のフレーム、ケースその他これに類する物品に結合されるか又は恒久的に取り付けられている場合
- (ii) 陶磁製又はガラス製の静的構成部分に他の材料（例えば、金属）製の原動機、ポンプ等のような機械的構成部分が結合されている場合

(B) この類の構成の概略

- (1) 84.01 項には、原子炉、原子炉用核燃料要素（カートリッジ式で未使用のものに限る。）及び同位体分離用機器を含む。
- (2) 84.02 項から 84.24 項までの機械類は、当該機械類が使用される産業の分野にかかわらず主としてその機能に基づいてその所属を決定する。
- (3) 84.25 項から 84.78 項までの機械類は、いくつかの例外を除き、当該機械類が使用される産業分野における特定の機能にかかわらず、それらが使用される産業の種類によりその所属を決定する。
- (4) 84.79 項には、この類の他のいかなる項にも属さない機械類を含む。
- (5) 84.80 項には、金属鑄造用鑄型枠及び鑄造用パターンのほか、手作業又は機械においてある種の材料の整形用に使用する型（金属インゴット用のものを除く。）を含む。
- (6) 84.81 項から 84.84 項までには、機械類の部分品又は他の類の物品の部分品として使用することに適するはん用性の物品を含む。
- (7) 84.86 項には、半導体ボール又はウェハー、半導体デバイス、集積回路又はフラットパネルディスプレイの製造に専ら又は主として使用される種類の機器及びこの類の注 11 (C) に特掲された機器を含む。
- (8) 84.87 項には、他の項に属しない電気式でない部分品を含む。

(C) 部分品

部分品に関する一般的事項は、16 部の総説を参照すること。

なお、単独で提示する電気式部分品は、通常 85 類の一以上の項に属し、例えば、次の部品がある。電動機 (85.01)、トランスフォーマー (85.04)、電磁石、永久磁石、クレーンに使用する電磁式のリフティングヘッド及び電磁式のチャック (85.05)、ピストン式内燃機関の始動用の電気機器 (85.11)、電気スイッチ、制御盤、プラグ、接続箱等 (85.35 から 85.37 まで)、電子管 (85.40)、ダイオード、トランジスターその他これに類する半導体デバイス (85.41)、集積回路 (85.42)、

電気用炭素製品（85.45）、がい子（85.46）並びに絶縁材料製の物品（85.47）。これらの物品は、機械の他の部分品と一体となっていなければ、たとえこの類の特定の機械に専ら又は主として使用するように設計したものであっても、これらの物品が属する項に属する。

その他の電気式部分品は、次によりその所属を決定する。

- （１）84.09 項、84.31 項、84.48 項、84.66 項又は 84.73 項に該当するものであれば、当該各項に属する。
- （２）（１）に該当しない場合には、使用することを目的とした機械に専ら又は主として使用するように設計している場合に限り、当該機械と同一の項に属する。ただし、そのように設計していない場合には、85.48 項に属する。

（D）この類の二以上の項に該当する機械（注 2、注 8 及び注 11（D）参照）

16 部の注 1 及び 84 類の注 1 のものを除くほか、84.86 項に該当する機器は、この項に属するものとし、この表の他の項には属しない。

この類の 84.01 項から 84.24 項までには、産業の種々の分野で使用される機械類（通常その機能に基づいて記載されている。）を含み。その他の項の機械類は、多くの場合にはそれらが使用される産業又はその他の分野に基づいて記載されている。二以上の項に属する機械類は、この類の注 2 に基づき、その該当する項の内の一つが第 1 グループ（すなわち 84.01 項から 84.24 項まで）に該当すれば当該グループの項に属する。従って、原動機はその用途にかかわらず、常に 84.06 から 84.08 項まで又は 84.10 項から 84.12 項に属する。この分類の原則は、ポンプがたとえ特定の用途に限定されていても（例えば、紡績用ポンプ及び農業用ポンプ）同様に適用し、また、遠心分離機、カレンダー、フィルタープレス、炉、蒸気発生機等にも同様に適用する。

この原則に対して、この類の注 2 に特掲されているように、84.19 項、84.22 項及び 84.24 項に関するいくつかの除外規定がある。したがって、次の物品は、84.19 項に属する可能性があるが、実際はこの類の後半の項に属する。

- （１）農業用の発芽用機器、家きんのふ卵器及び育すう器（84.36）
- （２）穀物給湿機（84.37）
- （３）糖汁抽出用浸出機（84.38）
- （４）紡織用繊維の糸、織物類又は製品の熱処理用機械（84.51）
- （５）機械的操作を行う機器（理化学用のものを含む。）で、温度の変化が必要であってもこれが主たる機能に対して従属的であるもの

同様に、次の物品は 84.22 項に属する可能性があるが、実際にはこの類の後半の項に属する。

- （１）ミシン（例えば、袋の封口用のもの）（84.52）
 - （２）書籍又は通信文を袋又は封筒に挿入し封印する機械及び硬貨計数機又は硬貨包装機（84.72）
- また、次の物品は 84.24 項に属する可能性があるが、実際はこの類の後半の項に属する。
- （１）インクジェット方式の印刷機（84.43）
 - （２）ウォータージェット切断機械（84.56）

84.01 項から 84.24 項までの優越性を定めた規定は、全体で 1 個の機械とみなされる機械に限り適用する。複合機械及び多機能機械は 16 部の注 3 に基づいてその所属を決定し、機能ユニット

は 16 部の注 4 に基づいてその所属を決定する。(16 部の総説の (VI) 及び (VII) 参照)。

84.01 項から 84.24 項までの項以外の二以上の項に該当する機械類は、物品を最も特殊な限定をして記載をしている項に又は当該機械の主たる用途に基づいてその該当する項に属する。数種の異なる用途に又は産業で同様に使用される多用途機械（例えば、はとめ打ち機で、紙、紡織用繊維、革、プラスチック等の産業で同様に使用されるもの）は、84.79 項に属する。

(E) 自動データ処理機械を自蔵する機械及び自動データ処理機械と
連係して作動する機械で、特定の機能を有するもの(注 6 (E)
参照)

この類の注 6 (E) の規定に基づき、自動データ処理機械を自蔵する機械及び自動データ処理機械と連係して作動する機械で、特定の機能を有するものには、次の分類の原則を適用する。

- (i) 自動データ処理機械を自蔵し、かつ、データ処理以外の特定の機能を有する機械は、当該機械の機能に対応する項又は特定する項がない場合にはその他のものの項に属するとみられ、84.71 項には、属しない。
- (ii) 自動データ処理機械と連係して作動する機械でデータ処理以外の特定の機能を有する機械は、次によりその所属を決定する。

16 部の注 4 の規定に基づき全体として 84 類、85 類又は 90 類の他の項に属しない限り、自動データ処理機械は分離して 84.71 項に属し、その機械は、その機能に対応する項に属する。

84.01 原子炉、原子炉用核燃料要素（カートリッジ式で未使用のものに限る。）及び同位体分離用機器

8401.10—原子炉

8401.20—同位体分離用機器及びその部分品

8401.30—核燃料要素（カートリッジ式で未使用のものに限る。）

8401.40—原子炉の部分品

(I) 原子炉

原子炉には一般に生体遮へい物を含め、遮へい物によって遮へいされた区域内のすべての機器を含む。また、遮へい物の外部の機器であっても遮へい物の内部の機器に欠くことのできないものである場合には、当該機器は原子炉に属する。

原子炉は、一般に次の物品から成る。

(A) 炉心部。次の部分から成る。

- (i) 核燃料（分裂性又は増殖性のもの）：これは減速材中に溶解し若しくは分散しているか（均質原子炉）又は核燃料要素（カートリッジ式のもの）若しくは燃料棒中に濃縮されている（非均質原子炉）。
- (ii) 減速材及びそれに伴う中性子反射体（例えば、ベリリウム、黒鉛、水、重水、及びジフェニル又はテルフェニルのようなある種の炭化水素）

(iii) 冷却材：これは炉で発生した熱を取り除くことに役立つ（二酸化炭素、ヘリウム、水、重水、溶解したナトリウム又はビスマス、溶解したナトリウムとカリウムとの混合物、溶解塩、ある種の炭化水素等をしばしばこのために使用する。）ただし、減速材はしばしば冷却材としても作用する。

(iv) 制御棒：中性子吸収能力が大きい材料製のもの（例えば、ほう素、カドミウム、ハフニウム）若しくはこれらの合金製のもの又は化合物製のものがある。

(B) 機械的な構造部分（例えば、反応容器、核燃料カートリッジ装荷格子、冷却材輸送配管、弁、制御棒の操作機構等）

(C) 測定用、検査用又は自動調整用の機器（例えば、中性子源、電離箱、熱電対、望遠カメラ、圧力計及び流量計）

(D) 熱又は生体の遮へい物（鋼製、コンクリート製、鉛製のもの等）

ある種のその他の機器は、原子力プラントにも使用され、生体遮へい物により遮へいされた区域内にも置かれることがある。これらは原子炉の部分品としての重要な特性を有するものとはみなされないので、それぞれ該当する項に属する（後述の除外規定（c）から（ij）まで参照）。

また、原子炉の構成部分品の種類、特徴及び組立方式は相当異なっている。すなわち、原子炉の種々の型式は、一般に次の諸点のより区別される。

(1) 連鎖反応を拡大させる中性子のエネルギー（例えば、熱（低速）中性子炉、中速中性子炉及び高速炉）

(2) 原子炉の炉心部における核分裂性物質の分布状態（例えば、均質炉及び非均質炉）

(3) 使用目的（例えば、研究炉、同位元素生産炉、材料試験炉、潜在核燃料物質を核分裂性物質に転換する炉（転換炉及び増殖炉）、動力発生炉及び熱エネルギー又は電気エネルギーの発生炉）

(4) 使用材料の種類又は作動原理（例えば、天然ウラン、濃縮ウラン、ウラニウム、トリウム、ナトリウム、黒鉛、ガス状黒鉛、加圧水、加圧重水、沸とう水、スイミングプール、有機減速材の型式の炉）

一般に、原子炉の規模は、少なくとも中性子の外部への漏れが連鎖反応を中断させることのない臨界にあるように計算されている。しかしながら、研究の目的で中性子源の追加を必要とする臨界未満の炉が時々使用されることもある。これらの炉もまたこの項に属する。

単独で提示する原子炉の部分品は、一般に 16 部の注 2 の規定によりその所属を決定する。

従って、制御棒及びこれに類似する機構、原子炉での核分裂反応の開始用に適合させた中性子源、容器、燃料カートリッジ挿入用格子及び加圧水炉用の加圧装置は、原子炉の部分品としてこの項に属する。

ただし、次の部品は、原子炉の部分品とは認められない。

(a) ブロック状の黒鉛 (38.01 又は 68.15)、ベリリウム (81.12) 及び酸化ベリリウム (69.14)

(b) 特殊な形状の又は単に形作っただけでそれ以外の加工をしてない金属製の管で提示の際に組み立ててないもの（原子炉の構成物品であると認められるか認められないかを問わない。）

(15 部)

- (c) 蒸気発生ボイラー (84.02)
- (d) 熱交換器 (84.04 又は 84.19)
- (e) 蒸気タービン (84.06)
- (f) ポンプ (84.13 又は 84.14)
- (g) 送風機 (84.14)
- (h) 水から鉱物性物質を抽出する機器 (通常 84.19 又は 84.21)
- (ij) 核燃料の位置の変更又は抜取りに使用される取扱い用機器及び走行クレーン (84.26)
- (k) 放射性物質を取り扱う機械式の遠隔制御マニピュレーター (84.28)

(II) 同位体分離用の機器

このグループには、一種類の化学元素若しくは当該元素の同位体の内の化合物の濃縮用に又は元素を構成する同位体の完全な分離を行うように特別に設計したすべての機械式、熱式又は電気式の機器を含む。

これらの機器で最も重要なものは、重水（酸化重水素）の製造又はウラン 235 の濃縮のために使用されるものである。

天然の水を濃縮することにより重水を製造する機器には、次の物品がある。

- (1) 分留用又は精留用の特別な機器：クラスター及びカスケードの中に非常に多くの板が配列されていて、重水の沸点と普通の水の沸点とのわずかな差を利用して初留分（重水は絶えず減少している。）及び最終留分（重水が濃縮している。）を得る。
- (2) 液体水素の低温分留により重水素を分離する機器：得られた重水素を燃焼し、重水を得る。
- (3) 重水又は重水素化合物の製造装置：これは同位体交換に基づいたものであるが、時には触媒を利用したもの（例えば、二重温度法又は液体又は気体の水素との接触によるもの）が使用される。
- (4) 水の電気分解による重水製造用電解槽及び電気分解に製造水素と原料水との間での同位体交換を組み合わせた装置

ウラン 235 の濃縮には、次の機器が多く使用される。

- (1) 「ガス（六ふっ化ウラン）遠心分離機」と呼ばれる特殊な遠心分離機：この機械の円筒形のローター（bowl）は、プラスチック製又は鉄鋼製で高速回転をする。
これらの遠心分離機は、六ふっ化ウランの腐食性に耐えられるように内面処理をしてある。実際には、非常に多くのユニットが使われ、カスケードに配置され、順流又は逆流で作動する。
- (2) ウラン同位体分離装置（気体拡散式のもの）：この装置は、六ふっ化ウランガスを拡散室（管状の場合もある。）内部の多孔質の膜（角膜）を通して拡散させることにより、最初のガスに比べてウラン 235 の含有量がわずかに異なるような二つの留分に分離するものである。この操作を何度も繰り返すことにより純度の高い六ふっ化ウラン 235 が得られる。
- (3) ノズル式分離装置（ベッカー法）：この装置では、六ふっ化ウラン及びヘリウム又は水素のガスが大きくわん曲したノズルに高速で注入される。出口の paring tube が濃縮された六ふっ化ウランの留分を分離する。

電磁方式により分離を行うカルトロンもこの項に属する。

部分品の所属に関する一般的規定（16 部の総説参照）によりその所属が決定される場合を除くほか、このグループの機器の部分品は、この項に属する。

（Ⅲ）原子炉用核燃料要素（カートリッジ式で未使用のものに限る。）

原子炉用核燃料要素（カートリッジ式で未使用のものに限る。）は、核分裂性物質と潜在核燃料物質とを取扱用の特別な附属品を取り付けた通常卑金属（例えば、ジルコニウム、アルミニウム、マグネシウム及びステンレス鋼）製のシースに収納したものである。

核分裂性物質から成る燃料には、天然ウラン（金属状態又は酸化物、窒化物等の化合物のいずれかを取る。）、ウラン 235 若しくは 233 又はプルトニウムを濃縮させたウラン（金属状態又は化合物のいずれかを取る。）及びプルトニウムを濃縮したトリウムを含む。潜在核燃料物質から成る核燃料要素（例えば、トリウム又は劣化ウラン）は、中性子を反射させるために原子炉の周囲に置くと、中性子を吸収して核分裂性のものとなる。

核燃料要素には、例えば、次のような種々の型式のものがある。

- （1）可燃性金属又はその合金の棒及び管で、卑金属により被覆したもの。この金属のシースには熱交換を促進するためのフランジを付けてあることがあり、また、核燃料は原子炉への出し入れが便利のように支持具及びヘッドを取り付けたものもある。
- （2）黒鉛内に核分裂性燃料を分散させたものを棒状、板状又は球状にし、それを黒鉛で被覆したもの又は他の種類の分散系とサーメットとから成るもの。これらは前記（1）のカートリッジ式核燃料要素と同様にフランジ又は支持具を取り付けてある。
- （3）次の組立品
 - （i）核分裂性物質又は潜在核燃料物質から成る燃料から構成された一連のサンドイッチ状の板（金属又は陶磁の化合物）で外側を不活性金属で被覆したもの
 - （ii）二酸化ウラン又は炭化ウランのペレットを不活性金属製の管に充てんしたもの
 - （iii）核分裂性金属の同心管を不活性金属で被覆したもの

これらのすべての型式のカートリッジ式核燃料要素は、適当な位置に間隔をあけて置くとともに固定するような支持物を取り付けてある。それらはしばしば外部のケーシングを有している。これらのカートリッジ式核燃料要素を構成する要素は共通のベース及びヘッドに取り付けられる。

これらの要素（例えば、ステンレス鋼のシースに核燃料要素を充てんして封止したもの）を単独で提示する場合には、カートリッジ式核燃料要素の部分品に属する。

球状又は三角形のカートリッジ式核燃料要素に入れることを目的として炭素又は炭化けい素の層で被覆した核燃料要素の微小球及び使用済核燃料要素は、28.44 項に属する。

＊

＊ ＊

この項には、次の物品を含まない。

（A）乾式冶（や）金法による使用済核燃料の分離用に使用される炉（84.17 又は 85.14）

（B）使用済核燃料又は放射性廃棄物を分留法により分離又は処理する装置（重水製造用のもの

を除く。)(84.19)

(C) 放射性ちり除去のために特に設計した空気ろ過機（物理的に除去するもの又は静電式のもの）、放射性よう素を保持するための活性炭清浄機、放射性元素分離用のイオン交換装置（電気透析により作動する装置を含む。）、使用済核燃料用又は放射性廃棄物処理用の分離装置（イオン交換又は科学処理によるもの）(84.21)

84.02 蒸気発生ボイラー（低圧蒸気も発生することができるセントラルヒーティング用温水ボイラーを除く。）及び過熱水ボイラー

ー蒸気発生ボイラー

8402.11ー水管ボイラー（蒸気の発生量が毎時 45 トンを超えるものに限る。）

8402.12ー水管ボイラー（蒸気の発生量が毎時 45 トン以下のものに限る。）

8402.19ーその他の蒸気発生ボイラー（組合せボイラーを含む。）

8402.20ー過熱水ボイラー

8402.90ー部分品

（A）蒸気発生ボイラー

このグループには、原動機（例えば、蒸気タービン）若しくは蒸気力を利用する機械（例えば、蒸気ハンマー及び蒸気ポンプ）の水蒸気若しくはその他の蒸気（例えば、水銀蒸気）又は過熱用、調理用、殺菌用等の機械に供給するための水蒸気を発生させる装置を含み、また、セントラルヒーティング用の蒸気発生ボイラーも含む。

単独で提示されるボイラーは、これが特定の機械、機器又は車両に欠くことのできない部分を構成するように特別に製作されたことが明らかなもの（例えば、機関車ボイラー）であっても、この項に属する。

蒸気発生ボイラーは、固体燃料、液体燃料、気体燃料又は電気を使用して加熱する。

燃料燃焼ボイラーの場合、加熱の効率を高めるため又は蒸発を早めるために、構造の異なる各種のボイラーが生産されている。それらの主な型式は、次のとおりである。

- （1）煙管ボイラー：煙道ガスの通過する煙管がボイラー胴内を横切っている形式のものである（例えば、機関車ボイラー）。
- （2）水管ボイラー：水管群が煙道ガスで囲まれる形式のもので、また、ボイラー内壁が水管により構成されるものもある。
- （3）組合せボイラー：通常は、上記（1）及び（2）のボイラーを組み合わせた形式のものである。

ある種のボイラーにおいては、管群は、集水器により 1 個以上の通常は円筒状のドラム（水の貯蔵又は蒸気と水とを分離するためのもの）に結合されている。その他のボイラーのうち、強制循環ボイラーとして知られるものには、水の循環がポンプによって促進され、蒸発ドラムを備えていないものもある。

ボイラーの大きさは、かなりまちまちであって、小型のボイラーは、通常、種々の構成部分品

を一つの外板内に納め又は一つの共通のベースに取り付けて、組み立てた状態で提示するが、より大型のボイラーの場合には、多数の個別部分品により構成され、外板又はれんが構造中に組み込む作業は一般に据付現場において行われる。

(B) 過熱水ボイラー

本品は、ボイラー水に相当に高い圧力をかけて、その通常の気化温度をはるかに超える温度（通常 180 度以上）まで加熱することができるボイラーである。

このボイラーは、構造上は上記（A）に規定されるボイラーにきわめて類似していてその運転に必要な圧力は、例えば、蒸発ドラムに蒸気を蓄積し又は場合によっては、不活性ガス（一般に窒素）を使用する方法によって得られる。ボイラー内に生じた過熱水は、常時加圧下で保持されなければならないため、ボイラーから出てボイラーに戻る閉管路を循環する。

過熱水ボイラーは、工場設備（例えば、自動車の車体の塗料乾燥用トンネル炉）又は地域暖房施設若しくはビルの大集団に対し、通常少し離れた所から熱を供給するために利用され、後者の場合、熱は、過熱水（一次流体）がその熱を二次流体（これらの施設等を加熱する。）に伝えるための熱交換器を通じて供給される。

＊

＊ ＊

この項のボイラーには、その蒸気発生量又は効率を増大し又は調整するため、広範囲にわたる附属機器を装備することが多い。この付属機器には、84.04 項のエコノマイザー、空気予熱器、過熱器、過熱低減器、蒸気レシーバー、蒸気アキュムレーター、すす除去器、ガス回収器、水管式火室壁その他の機器並びに 84.21 項の供給清浄器、脱気器、ガス抜き機及び硬水軟化装置がある。

これらの附属機器がこの項のボイラーとともに提示される場合には、当該附属機器がすでにボイラーと一体構造になっているか又は後でボイラーと一体構造にするように設計してあるかを問わず、この項に属する。当該附属機器を単独で提示する場合には、それぞれ該当する項に属する。

同様に、ボイラーとともに提示する火格子は、ボイラーと一体構造になるように設計してある場合に限り、ボイラーとともにこの項に属する。この点に関し、すでにボイラーに取り付けられている火格子とれんが構造物によりボイラーに組み合わせるように設計された火格子との区別をしないものとする。

この項には、単に水をその通常の気化温度に満たない温度に加熱するだけのボイラー及び 84.03 項のセントラルヒーティング用の温水ボイラー（低圧蒸気も発生させることができるものを含む。）を含まない。

部 分 品

部分品の所属に関する一般的規定（16 部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、この項のボイラーの部分品は、この項に属する。例えば次の物品がある。ボイラー胴、ボイラーのベース、管により構成されるボイラーの内部装置、水管用キャップ、管寄せ、ボイラードラム、蒸気ドーム、機械式でない火室、検査用カバー及び可溶栓

金属製の管（単に曲げただけで、それ以外の加工をしてないもの）で、未組立のまま提示する

ものは、ボイラーの部分品であると認めることができないため、15 部に属する。

84.03 セントラルヒーティング用のボイラー（第 84.02 項のものを除く。）

8403.10－ボイラー

8403.90－部分品

この項には、各種の燃料（例えば、木、石炭、コークス、ガス、燃料油）を使用し、加熱した水を循環させることにより家屋、共同住宅、工場、作業場、温室等を加熱するのに使用されるあらゆる大きさのセントラルヒーティング用のボイラー（73.21 項の補助ボイラーを有するストーブを除くものとし、大きさを問わない。）を含む。また、この項には、電気式セントラルヒーティングボイラーを含む。この項のボイラーは、圧力調整機、圧力計、液位計、コック、バーナーその他これらに類する部分品及び附属品を装備したものであってもよい。

低圧蒸気も発生させることができる温水ボイラーもこの項に属する。

部 分 品

部分品の所属に関する一般的規定（16 部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、この項には、セントラルヒーティング用ボイラーに使用すると認められる部分品（例えば、ボイラーのケーシング、壁、ドア、マンホール、検査用ポートカバー等）を含む。

この項には、次の物品を含まない。

- （a）セントラルヒーティング用ボイラーとラジエーターとを接続するための管及び継手（通常 73.03 から 73.07 まで）
- （b）膨張タンク（73.09、73.10 又は 84.79）
- （c）炉用バーナー（84.16）
- （d）水蒸気用又は温水用のコック等（84.81）

84.04 補助機器（第 84.02 項又は第 84.03 項のボイラー用のものに限る。例えば、エコノマイザー、過熱器、すす除去器及びガス回収器）及び蒸気原動機用復水器

8404.10－補助機器（第 84.02 項又は第 84.03 項のボイラー用のものに限る。）

8404.20－蒸気原動機用復水器

8404.90－部分品

（A）補助機器（第 84.02 項又は第 84.03 項のボイラー用のものに限る。）

この項には、次の物品を含む。

- （1）エコノマイザー：煙道ガスの余熱を利用してボイラーの給水を予熱する装置であり、蒸気の余熱を利用するものもある。通常、ひだを有する管（鋳鉄製又は鋼製）を取り付けた管寄せから成るが、金属板製の独立した室（この中に煙道ガス又は蒸気が排出される。）の中に納

- めたものもある。混流式エコマイザーでは、タービン抽気が給水の入った室に直接吹き込まれる。
- (2) 空気予熱器：煙道ガスの余熱を利用するものであり、各種の熱交換システムを備えた空気室から成る。熱交換方式により、例えば、管形（熱い煙道ガスが循環して室内を加熱する。）及び板形（空気と煙道ガスが隣接した区画内をそれぞれ別々に循環する）がある。
 - (3) 過熱器：管寄せ及び高圧鋼管の配管から成り、ボイラーで発生した飽和蒸気を更に加熱して飽和蒸気中の水分を蒸発させ、高温の蒸気をつくる装置である。ボイラー本体に組み込まれる型式のものが多いが、独立した炉筒を持つものもある。
 - (4) 過熱低減器：過熱器での過熱温度が高くなり過ぎないようにするために使用する。通常、過熱器の二つの区画の中間に設けられ、普通は鋳鉄製容器に過熱蒸気を導き水により冷却する。
 - (5) 蒸気収集器：いくつかのボイラーから発生蒸気を集めるための円筒形の機器
 - (6) 蒸気アキュムレーター：蒸気の蓄積のための鉄鋼製の大型円筒形の断熱高圧貯蔵器
 - (7) 熱アキュムレーター：蒸気発生ボイラーの余剰熱を蓄積するために使用する。
 - (8) 水管式炉壁：給水系統に接続して給水がその中を循環し、そして炉壁の内面に取り付けられるように設計された水管装置。炉壁の過熱防止と同時に給水予熱の二つの機能を有する。
 - (9) すず除去器（スートブロワ）：自動式であるかないかを問わないものとし、蒸気発生装置の管状の部品（例えば、過熱器、水管、煙管及びエコマイザー）からすすその他の付着物を蒸気若しくは圧縮空気の噴射により取り除くものである。これらは、固定式又は引込み式の管により構成されており、この管は弁で制御される多数の噴射孔を有し、かつ、蒸気又は圧縮空気の導管に結合されている。その他のすず除去器には、引込み式の噴射孔のものがある。
 - (10) ガス回収器：不燃焼ガスを燃焼させるために排気ガスを炉内に帰還させる装置である。
 - (11) スラッジ除去器

（B）蒸気原動機用復水器

この項には、排出蒸気の冷却及び復水により蒸気原動機内の背圧を下げ、これにより蒸気原動機の出力を増加させる機能を有する種々の型式の蒸気復水器を含み、これには、次の物品がある。

- (1) 表面復水器：円筒状の胴とその中に密閉された配管とから成り、蒸気は円筒内に導かれ、冷却水は管内を循環し、蒸気が復水されるが、逆の場合（蒸気が管内を循環し、冷却水が円筒内に導かれる。）もある。
- (2) 混合復水器：この型式のものでは、蒸気は水と直接混合する。この項には、エゼクタポンプ内の噴射と同様に作用する水の噴射により部分的な真空状態が復水室内に作られるエゼクタコンデンサーを含む。
- (3) 空気式復水器：空気の強制通風によって冷却されるひだ付きの蒸気管により構成される。

部 分 品

部分品の分類に関する一般的規定（16部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、この項には、上記の機器の部分品を含む。

金属製の管（単に曲げただけで、それ以上の加工をしていないもの）で、未組立のまま提示するものは、この項の物品の部分品であると認めることができないため、15部に属する。

ボイラーに使用するものであるかないかを問わず、この項には、次の物品を含まない。

- (a) 84.13 項又は 84.14 項のポンプ（ボイラーの強制給水用のインゼクターを含む。）、送風機、ファンその他の機器
- (b) 炉用バーナー、機械式火格子、メカニカルストーカーその他これらに類する機器（84.16）
- (c) 84.19 項の蒸留用その他の用途に使用する凝縮器
- (d) 水、ガス等のろ過機及び清浄機（84.21）

84.05 発生炉ガス発生機、水性ガス発生機及びアセチレンガス発生機その他これに類する湿式ガス発生機（清浄機を有するか有しないかを問わない。）

8405.10－発生炉ガス発生機、水性ガス発生機及びアセチレンガス発生機その他これに類する湿式ガス発生機（清浄機を有するか有しないかを問わない。）

8405.90－部分品

この項には、あらゆる種類のガス（例えば、発生炉ガス、水性ガス及びこれらの混合ガス又はアセチレンガス）の発生装置を自蔵するものを含み、発生ガスの用途が照明用、加熱用、ガス機関の供給用、金属の溶接用又は切断用、化学合成用等のいずれであるかを問わない。

また、この項には、自動車用に特別に制作された発生炉ガス発生機を含むが、実際にはランプであって、バーナーを取り付けるのみであるアセチレンガス発生機を含まない。（94.05）

（A）発生炉ガス発生機

この装置は、通常、固定式、振動式又は回転式の火格子を納めている耐火性の内張りをした又は水冷式の二重壁の密閉式シリンダー及びそれに伴う吸引又は送風により空気又は空気と蒸気の流れを通過させる装置から成る。厚い燃料の層は、火格子上で燃焼し、空気及び蒸気の流量は、不完全燃焼するように調節されている。水の分解及び燃料の不完全燃焼は、一酸化炭素（CO）及び水素（H₂）を生じる。一酸化炭素（CO）、水素（H₂）及び窒素（N₂）の混合ガス（発生炉ガス）は装置の上部から取り出される。

反転燃焼式の発生機では、空気は上部からシリンダーの側壁に沿って底に吹き込まれ、ガスは火格子の下で装置の底に集められタール等が完全燃焼する。

（B）水性ガス発生機

この装置は、発生炉ガス発生機と類似の構造をしているが、空気と水又は水蒸気とを装置内に交互に吹き込むように作られている。水が吹き込まれた際に発生するガスは、発生炉ガよりもより高い熱量を持つ H₂ 及び CO の混合ガス（水性ガス）である。このガスは、空気が吹き込まれた際に得られる発生炉ガスとは分離して集められるか又はこれら 2 種類のガスは混合される。

* *

発生炉ガス発生機と水性ガス発生機はともに各種の固体燃料（例えば、石炭、コークス、木炭、木、野菜その他のゴミ）を燃焼するように作られている。

使用目的によって、特にガス機関に使用するためには、発生炉ガス又は水性ガスは、ほこり、タール、硫化物等の不純物を除去しなければならず、また再加熱して冷却されることもある。この目的のため、ガス発生機には、しばしば清浄機（穴のあいた円すい、coke beds、ガス洗浄器等から成る。）、冷却器、乾燥器、再熱器等を取り付けてある。このような清浄機その他の補助機器は、ガス発生機とともに提示され、かつ、ともに使用することに適していることが明らかである場合に限り、ガス発生機の項に属する。単独で提示する場合には、それらはそれぞれ該当する項（例えば、84.21 項の清浄機）に属する。

(C) 湿式アセチレンガス発生機

この装置は通常簡単な構造のものであって、水封じをしたガス貯蔵器（ガスの充てん及び補充に伴う動きにより、ガス発生装置を自動的に制御する。）から成る。これには、三つの型式のガス発生機がある。

- (1) 水中にカルシウムカーバイドの塊を断続的に浸すもの
- (2) 水にカーバイドを徐々に加えて行くもの
- (3) カーバイド上に水を滴下するもの

(D) その他の湿式ガス発生機

この機器には酸素発生機（例えば、潜水艦で使用されるもの）及びエチレンガス発生機（例えば、ある種の化学薬品に対する水の作用をしたもの）を含む。

部 分 品

部分品の分類に関する一般的規定（16 部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、この項の機器の部分品（例えば、ガス発生機の胴体、火格子、ガス収集器及び水とカーバイトの混合機）は、この項に属する。

*

* *

この項には、次の物品を含まない。

- (a) ガスタービン用の自由ピストンガス発生機 (84.14)
- (b) コークス炉（例えば、都市ガス発生機）(84.17)
- (c) 治療用以外の用途（例えば、工業用に使用するため又は屋内のオゾン化のため）に設計した電気式のオゾン発生拡散装置及び二酸化窒素、硫化水素、青酸等を製造するための電気分解ガス発生機 (85.43) 並びにオゾン吸入器 (90.19)

84.06 蒸気タービン

8406. 10—タービン（船舶推進用のものに限る。）

—その他のタービン

8406. 81—出力が 40 メガワットを超えるもの

8406. 82—出力が 40 メガワット以下のもの

8406. 90—部分品

この項には、蒸気タービン（羽根車の羽根又はブレードに当てられる膨張する蒸気の運動エネルギーにより駆動される。）を含み、主として次の物品から成る。

（１）ローター：通常、断面の縁が曲線を描きバケット（buckets）と称される羽根又はブレードを短い間隔で列状に備えた羽根車を取り付けた軸から成る。

（２）ステーター：動翼に蒸気を導くための静翼又はノズルを有するケーシングであって、このなかでローターが支持され回転する。

衝動タービンは、ステーターにノズルがあり、そのノズルにおいて蒸気が膨張し、生じた蒸気を高速でローターの動翼に対して接線方向に吹き付ける。反動タービンでは、動翼が、ステーターの内側の表面に逆方向に取り付けられ相似形の静翼の間を回転し、かつ、蒸気が静翼の間を抜けてそれに隣接した動翼に向けて軸方向に流れるように取り付けられている。

より高い効率を得るために二つのシステムが結合されたコンパウンドタービンがあるが、蒸気を連続的に膨張させるために一連のローターを 1 本の共通の軸に取り付ける（多段タービン）場合の方が多い。

タービンの高い回転速度は、発電機（タービン発電機）、圧縮機、通風機、遠心ポンプ等の機械の直接駆動に特に適している。また、他の目的のためのタービン（例えば、船舶用又は機関車用のもの）には逆転歯車又は減速歯車が結合されている。逆転歯車又は減速歯車は単独で提示する場合には、この項には、属しない（84. 83）。

この項には、水銀蒸気タービンも含む。これの構造及び用途は、上記の水蒸気を使用するタービンと同様であって、水蒸気の代わりに水銀蒸気を使用したものである。

部 分 品

タービンに必要不可欠な構成要素の一つに調速装置がある。これはタービンへの蒸気の供給を負荷に適合させて回転を一定に保つよう調節するものである。

この項には、このような調速装置を含むほか、部分品の分類に関する一般的規定（16 部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、タービンのその他の部分品（例えば、ローター、ステーター及びこれらの部分品並びに動翼又は静翼）を含む。

84. 07 ピストン式火花点火内燃機関（往復動機関及びロータリーエンジンに限る。）

8407. 10—航空機用エンジン

—船舶推進用エンジン

8407. 21—船外機

8407. 29ーその他のもの

ーピストン式往復動機関（第 87 類の車両の駆動に使用する種類のものに限る。）

8407. 31ーシリンダー容量が 50 立方センチメートル以下のもの

8407. 32ーシリンダー容量が 50 立方センチメートルを超え 250 立方センチメートル以下のもの

8407. 33ーシリンダー容量が 250 立方センチメートルを超え 1,000 立方センチメートル以下のもの

8407. 34ーシリンダー容量が 1,000 立方センチメートルを超えるもの

8407. 90ーその他のエンジン

この項には、ピストン式の火花点火内燃機関（往復動機関）及びロータリーエンジン（ピストンに相当する三角形のローターを有するワンケルエンジンに限る。）を含み、95 類のものを除く。この項には、自動車に取り付けられるものを含む。

これらのエンジンは、通常シリンダー、ピストン、コネクティングロッド、クランクシャフト、はずみ車、吸排気弁等の構成要素から成り、シリンダー内で燃焼される可燃性のガス又は蒸気の膨張力を利用するものである。

これらのエンジンの特徴は、シリンダーヘッドに取り付けられている点火プラグ及び原動機と同期して高圧電流を供給するための電気機器（例えば、磁石発電機、コイル及び断続器）を有することである。

最も一般的な型式のものでは、燃料と空気は、ピストンの吸気行程でシリンダー内に吸入される前に、例えば、気化器において混合される。しかし、例えば、ある種の航空機用内燃機関又は自動車用内燃機関においては、燃料がインゼクターにより直接シリンダーヘッド内に送り込まれる最も一般的な燃料はガソリンであるが、その他灯油、アルコール、水素、石炭ガス、メタン等がある。

ガス機関にしばしばガスを供給する発生炉ガス発生機は、ガス機関と一体構造である場合もあるが、独立している場合が多い。後者の場合には、ガス発生機は常に 84.05 項に属する。

＊

＊ ＊

これらの内燃機関は 1 個又は数個のシリンダーを有している。数個のシリンダーを有する場合には、コネクティングロッドは一本のクランクシャフトに連結され、シリンダーは、それぞれ独立して給気されているが、異なった方向（例えば、垂直方向のもの（直立又は倒立のもの）、2 列が対称的に傾いて対向しているもの（V 型の内燃機関）、クランクシャフトの反対側に水平に対向しているもの及びある種の航空機用内燃機関のような放射状のもの）に配列されている。ロータリーエンジン（ワンケルエンジン）は上記の従来のピストンエンジンと同じ原理で作動するが、ピストンとコネクティングロッドの往復運動によりクランクシャフトを回転させる代わりに、特殊形状（エピトロコイド）の燃焼室内にある三角形のローター（ピストンに相当）が駆動軸を直接回転させるものである。ピストン（ローター）は、燃焼室内部をいくつかの区画に分割し、各突出部の 1 回の回転がそれぞれ 4 行程の 1 サイクルに対応する。ロータリーエンジンにはピストン（ローター）を有する燃焼室が 1 以上ある。

この項の内燃機関は、非常に多くの用途（例えば、農業機械用、発電機、ポンプ又は圧縮機の駆動用、航空機、自動車、オートバイ、原動機付き自転車、トラクター又はボートの推進用又は駆動用）に適している。

また、この項の内燃機関には燃料噴射ポンプ、点火装置、燃料又は油の貯蔵装置、水のラジエーター、油の冷却器、水用、油用又は燃料用のポンプ、送風機、空気又は油のろ過機、クラッチ又は動力取出装置及び始動装置（電気式その他のもの）を取り付けたものがあり、また、変速歯車を取り付けたものもある。更にフレキシブルシャフトを取り付けたものもある。

この項には、船外機を含む。これは、小型舟艇の推進用のもので、この項の内燃機関、スクリュー及び操舵装置が一つの不可分なユニットになったものである。この原動機は、ボートの船体の外側に取り付けられるように設計されていて、取外しが可能（すなわち、着脱が容易で調節ができ、ユニットは取付具の1点で回転する。）である。ただし、船体外側の対応する場所に固定された操舵プロペラの支持台と結合されて、船体後部の内側に取り付けられるように設計された原動機は船外機とは見なさない。

この項には、また、車輪式車台又はころに内燃機関を取り付けた移動式の原動機（ある程度まで自走することができるような駆動装置を有するものを含むが、87 類の車両を構成するものを含まない。）を含む。

＊

＊ ＊

この項には、圧縮比可変型のピストン式火花点火内燃機関で、原動機用燃料のオクタン価又はセタン価の測定のために特に設計したもの（90 類）を含まない。

部 分 品

部分品の所属に関する一般的規定（16 部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、この項のエンジンの部分品は、84.09 項に属する。

＊

＊ ＊

号の解説

8407.10

「航空機用エンジン」とは、プロペラ又はローターが取り付けられるように設計又は改修されたエンジンを言う。

8407.31、8407.32、8407.33 及び 8407.34

シリンダー付きエンジンにおいて、シリンダー容積とは、上死点と下死点との間のシリンダー内でのピストンの行程容積にシリンダーの数を乗じた値である。

84.08 ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）

8408.10－船舶推進用エンジン

8408.20－第 87 類の車両の駆動に使用する種類のエンジン

8408. 90－その他のエンジン

この項には、ピストン式の圧縮点火内燃機関（車両用のものを含み、95 類のものを除く。）を含む。

これらのエンジンは、ピストン式の火花点火内燃機関と同様の機械的構造を有し、シリンダー、ピストン、コネクティングロッド、クランクシャフト、はずみ車、吸排気弁等の同様な基本的構成要素から成るが、次の点で異なる。すなわち、空気又は空気とガスの混合物が、まずシリンダー内に送り込まれて急激に圧縮される。ついで、霧状になった液体燃料が燃焼室内に噴射され、圧縮により発生した熱によって自然に点火する。この場合の圧縮比は、火花点火内燃機関の場合よりかなり高い。

ディーゼルエンジンのほか、中間の圧縮点火のセミディーゼルエンジン（焼玉機関）があるが、これは低圧縮比で作動する。この型式のものは、始動のためにシリンダーヘッドがブローランプで予熱されるか又は予熱プラグを使用するかしなければならない。

ピストン式の圧縮点火内燃機関では、重油、コールタール油、シュールオイル又は植物性油（落花生油、ひまし油、やし油等）のような重質の液体燃料により作動する。この項の内燃機関は、1 個又は数個のシリンダーを有している。数個のシリンダーを有する場合には、コネクティングロッドは一本のクランクシャフトに連結され、シリンダーは、それぞれ独立して給気されているが、異なった方向（例えば、垂直方向のもの（直立又は倒立のもの）、2 列が対称的に傾いて対向しているもの（V 型の内燃機関）、クランクシャフトの反対側に水平に対向しているもの）に配列されている。

この項の内燃機関は、非常に多くの用途（例えば、農業機械用、自動車、トラクター、機関車若しくは船舶の推進用若しくは駆動用又は発電所用）に適している。

また、この項の内燃機関には燃料噴射ポンプ、点火装置、燃料又は油の貯蔵装置、水のラジエーター、油の冷却器、水用又は油用のポンプ、送風機、空気又は油のろ過機、クラッチ又は動力取出装置及び始動装置（電気式その他のもの）を取り付けたものがあり、また、変速歯車を取り付けたものもある。更にフレキシブルシャフトを取り付けたものもある。

この項には、また、車輪式車台又はころに内燃機関を取り付けた移動式原動機（ある程度まで自走することができるような駆動装置を有するものを含むが、87 類の車両を構成するものを含まない。）を含む。

＊

＊ ＊

この項には、圧縮比可変型のピストン式圧縮点火内燃機関で、原動機用燃料のオクタン価又はセタン価の測定のために特に設計したもの（90 類）を含まない。

部 分 品

部分品の分類に関する一般的規定（16 部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、この項のエンジンの部分品は、84. 09 項に属する。

84.09 第 84.07 項又は第 84.08 項のエンジンに専ら又は主として使用する部分品

8409.10ー航空機用エンジンのもの

ーその他のもの

8409.91ーピストン式火花点火内燃機関に専ら又は主として使用するもの

8409.99ーその他のもの

部分品の所属に関する一般的規定（16 部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、この項には、84.07 項又は 84.08 項のピストン式内燃機関の部分品（例えば、ピストン、シリンダー及びシリンダーブロック、シリンダーヘッド、シリンダーライナー、吸排気弁、吸気用又は排気用のマニホールド、ピストンリング、コネクティングロッド、気化器並びに燃料用ノズル）を含む。

この項には、次の物品を含まない。

（a）噴射ポンプ（84.13）

（b）内燃機関用のクランクシャフト及びカムシャフト（84.83）並びにギヤボックス（84.83）

（c）点火用又は始動用の電気機器

84.10 液体タービン及び水車並びにこれらの調速機

ー液体タービン及び水車

8410.11ー出力が 1,000 キロワット以下のもの

8410.12ー出力が 1,000 キロワットを超え 10,000 キロワット以下のもの

8410.13ー出力が 10,000 キロワットを超えるもの

8410.90ー部分品（調速機を含む。）

この項には、液体タービン及び水車を含む。これらは、液体の移動又は加圧された液体（例えば、水の流れ又は落差、水圧、油圧、特殊な液体の圧力）により得られるエネルギーをそれ自身で原動力に変換することができるものである。

これらの原動機は、羽根車に取り付けられた水かき、ブレード若しくはらせん状の構成部分に導かれる水流により作動する。

（A）液体タービン

液体タービンは、ステーター及びステーター内に封入されたローターから成る。ステーターは、ローターのブレード等に当たるように水の噴流を導く。

液体タービンは、主として次の三つの型式がある。

- （1）ペルトン水車：比較的水量が少なく高落差の場合に使用される。ローターは、その周囲に放射状に多数のバケットが取り付けられた羽根車から成る。ステーターは、バケットの接線方向に水の噴流を誘導する一以上の噴射口を有する強固なケーシングのみから成る。

(2) フランシス水車：水量が豊富な中落差又は低落差の場合に使用される。これは、固定された大きならせん状のブレードを取り付けた鋳鋼製のローター、ローターの全周にわたって半径方向に水を流すため異なった角度の大きなガイドブレードを取り付けた通常らせん状の導管でできているステーター及び軸方向の水の排出口により構成される。

(3) カプラン水車：低落差に使用される。フランシス水車に類似しており、ステーター及びローターは角度を調節することができるブレードを有している。

液体タービンは主として水力発電所において使用される。

(B) 水 車

本品は、最も簡単な原動機であって、木製又は金属製の平板又はくぼみのある水かきを周囲に取り付けた大きな羽根車から成り、羽根車の軸には、通常回転数を段階的に増加させる歯車を取り付けられている。これにより得られた機械的動力は、通常小さな工場、製材所、製粉所等で直接使用される。

形状の類似した船舶用の水かき羽根車 (84. 87) 及び流速測定用の水車 (90. 15) は属しない。

部 分 品

部分品の所属に関する一般的規定 (16 部の総説参照) によりその所属を決定する場合を除くほか、この項の液体タービン又は水車の部分品 (例えば、ローター、ステーター、ステーター用又はローター用のブレード及びバケット、らせん状導管のケーシング、調速機 (負荷の変動にかかわらず回転速度を一定に保つために型式により水流又はローター若しくはステーターの可変ピッチ角を自動的に調節するもの) 並びに調速機用の弁体) は、この項に属する。

84.11 ターボジェット、ターボプロペラその他のガスタービン

ーターボジェット

8411. 11ー推力が 25 キロニュートン以下のもの

8411. 12ー推力が 25 キロニュートンを超えるもの

ーターボプロペラ

8411. 21ー出力が 1, 100 キロワット以下のもの

8411. 22ー出力が 1, 100 キロワットを超えるもの

ーその他のガスタービン

8411. 81ー出力が 5, 000 キロワット以下のもの

8411. 82ー出力が 5, 000 キロワットを超えるもの

ー部分品

8411. 91ーターボジェット又はターボプロペラのもの

8411. 99ーその他のもの

この項には、ターボジェット、ターボプロペラその他のガスタービンを含む。

この項のターボジェット、ターボプロペラその他のガスタービンは、内燃機関の一種であり、例えば、蒸気タービンのように外部から熱エネルギーを供給されるものではなく、一般にガスタービンエンジンである。

(A) ターボジェット

圧縮機、燃焼装置、タービン及びノズル（排気管の中に置かれ、流体を収束させる導管）により構成される。タービンから流出する高温圧縮ガスは、ノズルにより高速ガス流となる。このガス流が原動機に及ぼす反作用が航空機の動力として使用される原動力となる。もっとも、単純な型式の場合には、圧縮機とタービンは同一軸上で適合させられている。より複雑なタービンにおいては、圧縮機は二つの部分から成り（two spool compressor）、各部分のスプールは、同心軸を通じそれぞれのタービンにより駆動される。その他、ダクトドファンが通常圧縮機の吸気口に取り付けられ、第3段のタービンにより駆動されるか又は第1段の圧縮機のスプールに連結されている型式のものがある。このファンは、ダクトドファンとして作動し、そこからの吐出ガスの大部分は圧縮機及びタービンをう回して排気ジェットに合流し、推力を増加させる。この型式のものは「バイパスファンジェット」と称されることがある。

いわゆるアフターバーナーは、短時間に出力を上昇させるためにターボジェットエンジンに直列に取り付けられる補助装置である。この装置は、それ自体に燃料の供給装置を有し、ターボジェットから噴出されるガス中の余分の酸素を利用するものである。

(B) ターボプロペラ

この原動機はターボジェットに類似しているが、圧縮機タービンの後方に通常のプロペラ（例えば、ピストンエンジンの航空機に使用されているようなもの）に連結した別のタービンを有する。この後方のタービンは、圧縮機及び圧縮機タービンの軸に機械的に連結されてないことから、時にはフリータービンと称されるものである。このことから圧縮機タービンから放出された高温圧縮ガスの大部分は、ターボジェットの場合とは異なりノズルで膨張することなく、フリータービンにより軸出力に変換される。フリータービンから放出されたガスは、ノズルで膨張してプロペラの補助としてジェット推進力を得る場合もある。

(C) その他のガスタービン

このグループには、ターボシャフトエンジンを含む。また、工業用に特に設計された工業用ガスタービンエンジン及び航空機推進用以外の用途に適合した工業用ガスタービンエンジンも含む。

これらには、次の2種類のサイクルがある。

- (1) 単純サイクルにおいては、吸入された空気は圧縮機で圧縮され、燃焼系統で加熱された後ガス膨張タービンを通過し、最後に大気に放出される。
- (2) 再生サイクルにおいては、吸入された空気は圧縮され、再生用熱交換器の空気管を通過する。空気は、タービン排気により予熱された後燃焼系統へ送られ、そこで追加の燃料により更に加熱される。空気とガスの混合物は、ガス膨張タービンを通過して再生用熱交換器の加熱ガス側を通過して大気に放出される。

これらには、次の２種類の構造のものがある。

- (a) 一軸形ガスタービンエンジン：圧縮機とガス膨張タービンは同軸に取り付けられている。
 ガス膨張タービンの出力は圧縮機の回転の動力又は軸継手を通じて回転機械の動力となる。
 この駆動方式は発電のような定速運転に最も効果的である。
- (b) 二軸形ガスタービンエンジン：圧縮機、燃焼系統及び圧縮機タービンが一つのユニットを構成し、通常ガス発生機と呼ばれる。また、別の軸に取り付けられた第２段タービンが、ガス発生機の排気口から出た加熱された圧縮ガスを受け取る。この第２段タービン（動力タービン）は、圧縮機又はポンプ等の装置に結合され、それらを駆動する二軸形ガスタービンは、通常その動力及び回転速度を負荷に応じて変動できるようになっている。

これらのターボシャフトエンジン及びガスタービンは、船舶、ヘリコプターその他の航空機及び鉄道用機関車並びに発電並びに石油及びガス製造業、パイプライン工業並びに石油化学工業の機械駆動に使用される。

このグループには、燃焼室を有しない他のガスタービン（単にステーター及びローターから成り、他の機械類（例えば、ガス発生機、ディーゼルエンジン及び自由ピストン式ガス発生機）から供給されるガスから得られるエネルギーを利用する。）及び気体圧縮タービンも含む。

部 分 品

部分品の所属に関する一般的規定（16部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、この項の原動機の部分品（例えば、ガスタービンのローター、ジェットエンジン用の燃焼室及び通気孔、ターボジェットエンジンの部分品（例えば、ステーターリング（ブレードを有しているかいないかを問わない。）、ローターのディスク又はホイール、ブレード及びフィン）、燃料供給の調整装置並びに燃料用ノズル）は、この項に属する。

＊

＊ ＊

号の解説

8411.11 及び 8411.12

推力とは、一秒間当たりの排気ガス量の流れを言い、排気速度と吸入速度との差を意味するものである。

8411.81 及び 8411.82

これらの号において、ガスタービンの出力は出力軸で測定される。

84.12 その他の原動機

8412.10－反動エンジン（ターボジェットを除く。）

－液体原動機

8412.21－直線運動式（シリンダー式）のもの

8412.29－その他のもの

－気体原動機

8412.31－直線運動式（シリンダー式）のもの

8412. 39—その他のもの

8412. 80—その他のもの

8412. 90—部分品

この項には、84. 06 項から 84. 08 項まで、84. 10 項、84. 11 項、85. 01 項及び 85. 02 項に該当しない原動機を含む。従って、電気式でない原動機（蒸気機関、ピストン式の火花点火若しくは圧縮点火の内燃機関、液体タービン、水車及びターボジェット、ターボプロペラその他のガスタービンを除く。）を含む。

この項には、反動エンジン（ターボジェットを除く。）、気体原動機、風力原動機（風車）、ばね駆動式又はおもり駆動式の原動機等並びにある種の液体原動機及び蒸気原動機を含む。

（A）反動エンジン（ターボジェットを除く。）

- （1）ラムジェット：この原動機は、機械的には単純なものであり、高速で動く機械においてのみ機能する。ターボ圧縮機を持たず、それ自体の運動の速度により空気が吸入され、ダクトの効果によって燃焼室内で圧縮される。推進力は、ノズルを通して膨張する排気ガスの反動力により与えられる。
- （2）パルスジェット：これは、ラムジェットと異なり、燃焼が断続的に行われるので排気ノズルは連続的噴射の代わりにガスを間歇的に噴出するようにできている。また、ラムジェットと異なり脈動によって空気が取り入れられることにより静止状態から始動することができる。パルスジェットは、主として航空機の離陸の補助用として使用される。
- （3）ロケットエンジン：この原動機は、燃焼が外部からの空気の供給とは無関係に行われ、充てん物は燃料と酸化剤とから成る。

これらには、主として次の二つの型式がある。

（i）液体推進剤エンジン

このエンジンは、配管及びポンプを相互に接続した燃焼室及び 1 個以上の推進剤貯蔵タンク並びに噴射管から構成されている。ポンプは他の独立したガス発生機と連動したタービンにより駆動される。この型式のロケットエンジンの重要な部分は、燃料注入システムにある。燃料としては、エチルアルコール、ヒドラジン水化物等が使用され、酸化剤としては過酸化水素、過マンガン酸カリウム、液体酸素、硝酸等が使用される。

（ii）固体推進剤エンジン

このエンジンは、円筒形の圧縮室及び噴射管から構成されている。燃焼室と推進剤の供給部は一体になっている。この種のエンジンの推進剤は酸化剤（通常、過塩素酸アンモニウム）及び燃料（通常、ポリウレタン）から成る。ある種の型式のものでは 36 類の推進剤の性質を有する固体燃料が使用される。

ロケットは、推進装置専用の場合（例えば、航空機の補助用若しくは離陸用、誘導ミサイル用又は人工衛星若しくは宇宙飛行体の打上げ用ロケットに使用するもの）に限り、この項に属する。

このグループには、次の物品を含まない。

- (a) ひょうよけ用のロケット、救難ロケットその他これらに類する花火式ロケット (36. 04)
- (b) 人工衛星又は宇宙飛行体の打上げ用ロケット (88. 02)
- (c) 原動機を自蔵する誘導ミサイル (93. 06)

(B) 液体原動機

このグループには、次の物品を含む。

- (1) 海の波動、うねり又は潮の干満のエネルギーを利用して機械的な動力を取り出すある種の原動機(二つの半円筒形翼を有するサボニンローター) (84. 10 項のタービン及び水車を除く。)
- (2) ピストンに作用する水圧により作動する水柱型原動機：この機械においては、水がシリンダー内を動く二以上のピストンに作用し、ピストンが順番に軸を駆動する。
- (3) 液圧シリンダー：例えば、真ちゅう製又は鉄鋼製の円筒とピストンとから成り、ピストンは、一端に（単動式）又は両端に（複動式）作用する加圧された油その他の液体により駆動され、加圧された液体のエネルギーを直線運動に変換するものである。この液圧シリンダーは、加工機械、建設機械及び操舵機構等を使用される。
- (4) 単独で提示する弁用液圧アクチュエーター：この装置は、加圧された液体の作用により生じた直線運動を、ピストンロッドに垂直なピストンにより回転運動に変換するピストン及びこれを内蔵する金属製ケーシングから成り、プラグ弁その他回転機構を有する装置を作動させるものである。
- (5) フィードバック制御又は調整のシステムにおいて最終の又は中間のアクチュエーターとしての役目を果たす液体サーボモーター：このサーボモーターは、例えば、航空機に使用される。
- (6) 液体原動機（主として液体ポンプ、電動機、制御弁及び油タンクから成るもの）、液体シリンダー及びシリンダーを液体原動機と結合するための管若しくはホースから成る液圧装置：この装置は、全体で 16 部の注 4（同部の総説参照）にいう機能ユニットを成し、例えば、土木工事に使用される。
- (7) モーターボート用の液体ジェット・エンジン（「ハイドロジェット」）：この装置は、海又は川の水を吸入して、ボートの下部又は後部にある調節可能な管から高速の噴流として噴射する強力なポンプから成る。

(C) 気体原動機

この原動機は、外部から供給する圧縮した空気又はガスを利用するもので、その原理はピストン式蒸気機関又は場合によっては蒸気タービンに類似している。ある型式のものでは、空気圧（従って、それによる膨張エネルギー）を増加させ、また温度の急速な降下による氷結からシリンダーを保護するバーナーその他の加熱装置を有する。

これらのエンジンは、メタンガスの爆発に対する安全性のために、主として鉱山においてけん引用トラクターやウインチに使用される。また、これらは鉄道用機関車、航空機、潜水艦等に内燃機関の始動用補助機関として又は魚雷の推進機関として使用される。

このグループには、次の物品を含む。

- (i) 空気式変速機用のベーンモーター、ギアモーター、アキシアルピストンモーター及びラジアルピストンモーター
- (ii) 空気式シリンダー：例えば、真ちゅう製又は鉄製又は鉄鋼製の円筒とピストンとから成り、ピストンは、一端に（単動式）又は両端に（複動式）作用する圧縮空気により駆動され、加圧されたガスのエネルギーを直線運動に変換するものである。この空気式シリンダーは、加工機械、建設機械及び操舵機構等に使用される。
- (iii) 単独で提示する弁用空気圧アクチュエーター：この装置は、圧縮ガスの作用により生じた直線運動を、ピストンロッドに垂直なピストンピンにより回転運動に変換するピストン及びこれを内蔵する金属製ケーシングから成り、プラグ弁その他回転機構を有する装置を作動させるものである。

(D) 風力原動機（風車）

このグループには、プロペラ又はローターのブレード（しばしば可変ピッチ式である。）にあたる風力を機械的エネルギーに直接変換するすべての原動機（風力エンジン又は風力タービン）を含む。

通常かなり高い金属製の塔に取り付けられたプロペラ又はローターは、ブレードの構成する面に垂直な腕（羽根を形成する。）その他これに類する風向に応じて向きを変える装置を有する。この動力は通常垂直軸を通じ、減速歯車により地上の動力取出軸に伝達される。ある種の風力原動機（depression motors）では、ブレードは中空になっており、回転によってブレード内部の圧力が減少し、それが気密な導管を通じて地上まで伝達されて、小型の反動タービンを駆動する。

風力機関は、通常低出力であり、主として田舎でかんがい用若しくは排水用のポンプ又は小型の発電機の駆動用の装置として使用される。

このグループには、風力原動機を発電機に取り付けて一体になっている発電機（航空機のプロペラ後流で作動するものを含む。）(85.02) を含まない。

(E) ばね駆動式又はおもり駆動式の原動機等

これらには、時計仕掛けのように、巻かれたばねがとけることにより発生するエネルギーを使用する機構のもの及び重力により作動する機構（例えば、釣合いおもりその他これに類する装置）のものを含む。ただし、脱進機を取り付けた又は脱進機を取り付けるのに適した機構のものを含まない（91.08 又は 91.09）。

このグループの原動機、特にばね駆動式のもの、各種の機器（例えば、オルゴール、自動的な焼き串回転器、ショーウィンドーの回転式展示台、記録装置及び彫刻用工具等）の駆動用に使用される。

(F) ピストン式蒸気機関（ボイラーを有しないものに限る。）

ピストン式蒸気機関においては、ボイラーで発生した蒸気の圧力と大気圧との差（復水式でない原動機の場合）又は復水器の低圧との差（復水式の原動機の場合）を利用したシリンダー内でのピストンの往復運動により機械エネルギーは得られる。ピストンの往復運動は、コネクション

グロッド及びクランク軸又ははずみ車を介して回転運動に変換される。

最も簡単な型式のものは、蒸気圧がピストンの一端にのみ作用する単動式原動機であり、複動式原動機では、蒸気はシリンダーの両端に交互に作用する。より大きな出力の原動機では、蒸気は二以上のシリンダー（直径が順次大きくなっていく。）を連続的に通過し、各ピストンのコネクティングロッドは1本のクランクシャフトに連結されている（複合2段膨張機関、複合3段膨張機関等）。例えば、鉄道用蒸気機関や船舶用蒸気機関は、この最後のグループに属する。

（G）蒸気原動機（ボイラーを有するもの）

このグループの原動機は、ボイラー（通常、煙管式のもの）及び単段膨張蒸気機関又は複合ピストン式蒸気機関（しばしば、動力取出し用としても作動する1個又は2個のはずみ車を有している。）により構成される。

この種の機関は、一般に低出力又は中出力の機関である。これは多かれ少なかれ設置するように設計されているが、コンパクトな構造であるため容易に取外し及び移動が可能である。

部 分 品

部分品の所属に関する一般的規定（16部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、この項の原動機の部分品（例えば、ジェットエンジン用の燃焼室及び通気孔、燃料供給の調節装置、燃料用ノズル、風車の羽根車、シリンダー、ピストン、すべり弁、ボール式又はおもり式の遠心调速機、コネクティングロッド等）は、この項に属する。

一般にボイラーを自蔵する蒸気原動機の部分品は、ボイラーの部分品（84.02）か又はこの項の蒸気原動機の部分品に属する。

また、この項には、伝動軸及びクランクシャフト（84.83）を含まない。

84.13 液体ポンプ（計器付きであるかないかを問わない。）及び液体エレベーター

ーポンプ（計器付きのもの及び計器を取り付けるように設計したものに限る。）

8413.11ー燃料又は潤滑油の供給用ポンプ（給油所又は修理場において使用する種類のものに限る。）

8413.19ーその他のもの

8413.20ーハンドポンプ（第8413.11号又は第8413.19号の物品を除く。）

8413.30ー燃料用又は潤滑油用又は冷却媒体用のポンプ（ピストン式内燃機関用のものに限る。）

8413.40ーコンクリートポンプ

8413.50ーその他の往復容積式ポンプ

8413.60ーその他の回転容積式ポンプ

8413.70ーその他の遠心ポンプ

ーその他のポンプ及び液体エレベーター

8413.81ーポンプ

8413.82ー液体エレベーター

一部分品

8413.91—ポンプのもの

8413.92—液体エレベーターのもの

この項には、液体（溶融金属及び生コンクリートを含む。）をくみ上げたりその他連続的に移動させる機器の大部分を含む。これらは、手動式であるか動力駆動式であるか及び一体になっているかいないかを問わない。

この項には、給油所等において燃料又は油の給油に使用する型式で、計器又は代金計算の機構を有する供給ポンプ及び他の機械又は車両等に使用するように特に設計したポンプ（内燃機関に燃料、油又は水を供給するポンプ及び人造繊維の紡織機械用ポンプを含む。）を含む。

この項の機械は、その作動機構により次の五つのグループに分けることができる。

（A）往復容積式ポンプ

この装置は、シリンダー内で作動するピストン又はプランジャーの吸込み又は押込みの直線動作を利用するもので吸入及び吐出は弁により調節される。単動式ポンプは、ピストンの一端のスラスト又は吸込みのみを利用するものであり、複動式ポンプは、ピストンの両端の往復動の行程を利用するものである。簡単な吸入ポンプにおいては、液体を単に吸い込み、吐出揚程は大気圧以下である。押上（又は押込）ポンプは、液体は高所に押し上げるか又は圧力に逆らって押し込むため、吸入行程に加えて圧縮行程も使用される。多シリンダーポンプは、吐出量を増加するために使用する。シリンダーは一系列又は星型に配置されている。

このグループには、次の物品を含む。

- （1）膜ポンプ：これは、金属製又は革製等の振動膜（直接又は流体による伝達により作動する。）を有し、これにより液体を吸い上げる。
- （2）オイルクッションポンプ：排水用、かんがい用又は粘性液体若しくは酸等のくみ上げ用等に使用し、くみ上げた液体と混じらない流体が膜として作用する。
- （3）電磁ポンプ：この型式ではピストンの往復動の行程は、電磁作用（磁界内に置かれたブレードの振動）により行われる。
- （4）例えば、生コンクリートを吐出するように設計されたポンプのように、二つのピストンによる吸込み又は押込みを利用した機械（コンクリートポンプ）。ただし、この項のコンクリートポンプを組み込んで一体にした特殊用途自動車を含まない（87.05）。

（B）回転容積式ポンプ

これらにおいても液体の吸入及び吐出は、吸入及び圧縮により行われるが、これは軸上で連続的に回転するカム（ローブ）その他これに類する装置によりもたらされる。この装置は、ポンプの胴体の壁に一以上の点で接触しており、こうして液体を吸い上げる密閉室を形成する。

これらは、回転機構の特性によりその所属を決定し、次の物品がこれに該当する。

- （1）ギヤポンプ：液体は特殊形状の歯車の歯によって送られる。
- （2）ベーンポンプ：ローターは偏心して回転するシリンダー状のもので、半径方向に自由に動

く吐出歯車を有している。滑り羽根は回転してもケーシングの内壁に接触を保ち、それにより液体を吸い上げる。このグループには、羽根の代わりに次の部品を有するポンプも含む。すなわち、ローラー、小さくてたわみやすい翼を有する羽根車又は偏心して回転するローターをこすり、ポンプの胴体に取り付けた半径方向に滑動する羽根である。

- (3) 回転ピストンロープ式ポンプ：これはケーシング内で回転している二つの相互に作用して吸い上げる機構を有する。
- (4) らせんポンプ（スクリューポンプ）：このポンプにおいては、液体は互いにかみ合って回転するいくつかのらせん状のねじ山によって加圧され、ポンプの胴体内で軸方向に吸い上げられる（二つ以上のねじを有するポンプ、らせん状スピンドルを有するポンプ及びエンドレスのねじポンプ）。
- (5) ぜん動ポンプ：これは、ハウジングの胴体の長手方向に沿って流れる液体を含むフレキシブルチューブと両端にローラーが付いたローターとを有する。ローラーはフレキシブルチューブに圧力を加え、液体は、回転運動により吸い上げられる。

(C) 遠心ポンプ

この型式のポンプにおいては、軸方向から吸入された液体はローター（羽根車）の回転羽根により回転が与えられ、その結果遠心力によって、接線方向に設置された吐出口を有する環状のケーシングの外側に向けて送られる。ケーシングには、しばしば流体の運動エネルギーを高圧に変換するために拡散羽根（案内羽根）が取り付けられている。

高圧用には多段式遠心ポンプが使用され、この型式のものでは、液体は同一の軸に取り付けられた多数の羽根車を通して各段に導かれる。

遠心ポンプは、電動機、内燃機関又はタービンにより駆動される。ピストンポンプ及び回転ポンプは減速歯車を介して駆動する必要があるが、遠心ポンプは高速回転をするため原動機に直結して駆動される。

このグループには、水中ポンプ、セントラルヒーティング用循環ポンプ、channel impeller pump、side channel pump 及び radial flow impeller pump を含む。

(D) その他のポンプ

このグループには、次のポンプを含む。

- (1) 電磁ポンプ：このポンプには可動部分はなく、電気伝導の現象により液体を循環させる。このポンプはピストンの往復運動が電磁効果により得られ、ある種の往復容積式ポンプ及び磁気誘導により機能するポンプと混同しないよう注意しなければならない。
- (2) エゼクター：この型式のポンプにおいては、管から噴出する加圧された空気、蒸気及び水等の噴流の運動エネルギーにより処理液体に対する吸引効果がもたらされる。これらのポンプは、一群の配管が出てくる密閉された室内の拡散用又は収束用パイプの複雑な組合せから成る。

ボイラーに水を供給する giffard 型のインゼクター及び内燃機関用の燃料噴射ポンプはエゼクターと同様の原理で作動するが、これらもまた、この項に属する。

- (3) エマルジョンポンプ (ガスリフトポンプ) : このポンプにおいては、液体は排出管内において圧縮ガスと混合され、乳状化した液体の密度の減少により揚程が与えられる。圧縮空気が使用されるとこのポンプは、エアリフトポンプと呼ばれる。
- (4) 水蒸気又はガスの圧力が液体の表面に直接作用するポンプで、例えば、次の物品がある。
 - (a) ガス燃焼ポンプ : 液体を押し上げるのに適当な燃料又はガスの爆発力を利用する。
 - (b) 蒸気パルセーター (だるまポンプ) : くみ上げられた液体はパルセーターの室に入ってくる蒸気により放出され、吸引は室内の蒸気の凝縮によりもたらされる圧力の降下により行われる。
 - (c) 圧縮空気室式エレベーター (montejus) : これは圧縮空気を利用するものである。
 - (d) 水撃ポンプ : この機器においては、供給ラインで液体の流れを周期的かつ急激に止めることにより液体の速度ヘッドのエネルギーが増加することを利用して装置の排出管内の作動流体の一部を押し出す。

(E) 液体エレベーター

これには、次の物品を含む。

- (1) エレベーターホイール : バケット、スコップ等が取り付けられている。
- (2) チェーン式又はケーブル式のエレベーター : バケット、スコップ、ゴム製コップ等が取り付けられている。
- (3) バンド式エレベーター : これは紡織用繊維製又は金属製のエンドレスベルト (波形になっているもの、多胞状のもの又はらせん状のもの) から成り、水は毛細管現象により保持されて遠心力によって吐出されるものである。
- (4) アルキメデスねじ式のエレベーター

部 分 品

部分品の所属に関する一般的規定 (16 部の総説参照) によりその所属を決定する場合を除くほか、この項の機器の部分品 (例えば、ポンプのハウジング又はボディ、原動機から離れたポンプのピストンに接続し駆動するために特に設計したロッド (例えば、ポンピングロッド及び「サッカード (sucker rods)」、ピストン、プランジャー、ベーン、カム (ローブ)、らせんねじ、羽根車、案内羽根、バケット、バケット付きのチェーン、バンド式の液体エレベーター用バンド及び圧力室) は、この項に属する。

*

* *

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 陶磁製ポンプ (例えば、腐蝕性の液体用) (69. 09)
- (b) 手動式の油差し及びグリースガン (82. 05) 並びに圧縮空気式グリースガン (84. 67)
- (c) 84. 22 項の瓶充てん機等
- (d) 液体の噴射用、散布用又は噴霧用の機器 (84. 24)
- (e) 消防ポンプ車 (87. 05)

*
* *

号の解説

8413. 11 及び 8413. 19

これらの号には、いかなる型式のものであれ、排出する液体の容量を制御できる装置とともにユニットを構成するか又は構成するように設計されているポンプ（この装置がポンプとともに提示されるかされないかを問わない。）のみを含む。

この制御装置は、非常に簡単なもの（例えば、目盛りを付した球体又はユニット）でもよく、また逆に、所定の全量が排出された場合に自動的にポンプの停止を制御する複雑な機構から成るもの（例えば、目盛りを付したシリンダー（測定用シリンダー）及び一方では所要の量を決定し、他方では予定量が得られた場合にポンプの原動機を停止することができる装置から成る配水ポンプのようなもの）又は本来の容量制御と連結された他の操作を実行するもの（例えば、積算用ポンプ、料金前払いポンプ、価格計算ポンプ、見本採取ポンプ、自動混合調整ポンプ及び自動定量ポンプ）であってもよい。

他方、例えば、計器が管（この中にポンプにより移動させられる液体が流れる。）に単に取り付けられるように設計されている場合、二つのユニット（ポンプ及び計器）は同時に提示された場合でもそれぞれ該当する項に属する。

これらの号には、食料品店、研究所及び種々の産業活動において使用される計器付きのポンプのほか、例えば、ガソリンその他の自動車用の燃料及び潤滑剤を供給するポンプを含む。

84. 14 気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機及びファン、換気用又は循環用のフード（ファンを自蔵するものに限るものとし、フィルターを取り付けてあるかないかを問わない。）並びに密閉形の生物学的安全キャビネット（フィルターを取り付けてあるかないかを問わない。）

8414. 10－真空ポンプ

8414. 20－手押し式又は足踏み式の気体ポンプ

8414. 30－圧縮機（冷蔵用又は冷凍用の機器に使用する種類のものに限る。）

8414. 40－気体圧縮機（けん引用の車輪付きシャシを取り付けたものに限る。）

－ファン

8414. 51－卓上用、床用、壁用、窓用、天井用又は屋根用のファン（出力が 125 ワット以下の電動機を自蔵するものに限る。）

8414. 59－その他のもの

8414. 60－フード（水平面の最大側長が 120 センチメートル以下のものに限る。）

8414. 70－密閉形の生物学的安全キャビネット

8414. 80－その他のもの

8414. 90－部分品

この項には、気体の圧縮用又は真空を得るための手動式又は動力駆動式の機器及び気体を循環させる機械を含む。

(A) ポンプ及び圧縮機

一般に気体ポンプ、真空ポンプ及び圧縮機は、前項で述べた液体ポンプ（ピストン式、回転式、遠心式及びエゼクター式ポンプ）と同一の原理で作動し、また構造が類似したものが多い。

このほかにある種の特殊な型式、特に水銀拡散ポンプ、拡散ポンプ（作動流体は油又は水銀）、分子ポンプ及び entrapment pump（ゲッターポンプ、クライオポンプ）のような高真空をつくり出すようなものもある。ただし、拡散ポンプの中にはガラス製のものがあり、この場合には属しない（70 類）。

気体ポンプ及び真空ポンプは多くの用途に使用され、減圧下での沸騰、蒸留及び蒸発の促進用又は電球及び真空フラスコ等の排気用に使用される。また、気体ポンプは空気の圧送用（例えば、空気タイヤのふくらませ用）に使用される。

液体ポンプとは異なり、気体の圧縮機（低圧用又は間歇的に作動する圧縮機を除く。）は、圧縮時に発生する相当量の熱を放散するために水冷式になっていたり又は放熱用のフィン若しくはその他の空冷（表面冷却）用の手段を有している。

圧縮機にはいくつかの型式があり、例えば、往復ピストン式、遠心式、軸流式及び回転式がある。特殊なタイプの圧縮機としては、ピストン式内燃機関の出力を増加させるために使用される排気タービン過給機がある。

圧縮機は、広範囲に使用される。すなわち、圧縮ガス充填用シリンダーへのガスの詰込み、化学反応工程中、冷蔵庫等又は圧縮空気原動機、ニューマチック式削岩機、ウインチ、ブレーキ、ニューマチックコンベヤ管、潜水艇の排水タンク等の機器に力（force）を供給するため貯蔵器中に気体を圧縮することに使用される。

＊

＊ ＊

この項には、ガスタービン用の自由ピストンガス発生機も含む。これは、同一シリンダーの中を滑動する水平に対向した 2 個の駆動ピストンから成る。シリンダーの両端は圧縮シリンダーを形成するように両端が伸ばされて太くなっている。その中を駆動ピストンと一体に連結された 2 個の別のピストンが滑動し、エアクションを構成する。駆動ピストンは点火したガスの爆発により左右に離され、その結果圧縮ピストンも移動する。圧縮シリンダー内に入った空気は圧縮ピストンの帰りの行程で圧縮され、排気ガスとともに排気弁から外に排出される。この排気された高圧高温ガスはガスタービンのローターに直接作用し、その結果、この発生機はガスタービンの通常の燃焼室及び圧縮機の代わりをする。

84.13 項のポンプの場合と同様に、このグループの空気ポンプと圧縮機は、原動機又はタービンを組み込んで製造されている。後者は、多段式ガスタービンの原則に基づき動く高圧圧縮機にしばしば使用される。

(B) フ ァ ン

この装置には、原動機を組み込んだもの及び組み込んでないものがあるが、比較的低い圧力で多量の気体を圧送するか又は単に周囲の空気に動きをおこさせるように設計されている。

第1の型式のものは、換気装置又は送風機（例えば、風洞に使用される工業用送風機）として作動するものである。これらはケーシング又は導管の内部において回転するプロペラ又はブレード型羽根車から成り、回転式又は遠心式の圧縮機の原理に基づいて作動する。

第2の型式のものはより簡単な構造のもので、単に大気中で回転する駆動式ファンから成る。

ファンは、とりわけ、鉱山、家屋、サイロ及び船舶の換気用、ちり、蒸気、煙及び熱ガス等の吸入式の排気用、各種材料（皮、紙、織物類及び塗料等）の乾燥用又は炉の送風装置用に使用される。

このグループには、室内ファン（傾斜装置又は首振り装置を有するか有しないかを問わない。）も含む。これには、天井ファン、卓上ファン、壁掛けファン及び壁又は窓等の一区画に取り付けられる環状の縁のある建物用ファンを含む。

この項には、原動機又はハウジングに付加的な構成要素（例えば、ちり分離用の大型のコーン、フィルター、冷却体又は加熱体及び熱交換器）を取り付けたファンであって、当該付加的要素により、他の項のより複雑な機器の特性を与えることとなったものを含まない（例えば、電気加熱式でないエアヒーター（73.22）、エアコンディショナー（84.15）、ちり除器（84.21）、材料処理用の空気冷却器（84.19）、施設用の空気冷却器（84.79）及びファンを組み込んだ電気式暖房機器（85.16））。

（C）換気用又は循環用のフード（ファンを自蔵するものに限るものとし、フィルターを取り付けてあるかないかを問わない。）

このグループには、ファンを自蔵する理化学用又は産業用のフードのほか、家庭用、レストラン、売店、病院等で使用される調理用フードを含む（ファンを自蔵するものに限る。）。

＊

＊ ＊

他の機械とともに使用するように特別に製作されている圧縮機、空気ポンプ、ファン、送風機等は当該他の機械の部分品には含まれず、この項に属する。

部 分 品

部分品の所属に関する一般的規定（16部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、この項の物品の部分品（例えば、ポンプ又は圧縮機のボディ、ブレード、ローター、羽根車、ベーン及びピストン）はこの項に属する。

＊

＊ ＊

この項には、次の物品を含まない。

（a）排気タービン（84.11）

（b）エマルジョンポンプ（84.13）

（c）ニューマチックエレベーター及びニューマチックコンベヤ（84.28）

(d) 種、穀物又は乾燥した豆の清浄用、分類用又は格付け用の機械 (84.37)

84.15 エアコンディショナー（動力駆動式ファン並びに温度及び湿度を変化させる機構を有するものに限るものとし、湿度のみを単独で調節することができないものを含む。）

8415.10—窓、壁、天井又は床に取り付けるように設計したもの（一体構造のもの又はスプリットシステムのものに限る。）

8415.20—自動車に使用する種類のもの（人用のものに限る。）
—その他のもの

8415.81—冷却ユニット及び冷却加熱サイクルの切換え用バルブ（可逆式ヒートポンプ）を自蔵するもの

8415.82—その他のもの（冷却ユニットを自蔵するものに限る。）

8415.83—冷却ユニットを自蔵しないもの

8415.90—部分品

この項には、室内の温度及び湿度を所要の状態に保つための機器を含む。また、これらの機器には空気を清浄にするための機構を有するものもある。

これらの機器は、事務所、家庭、公会堂、船舶、自動車等における空気の温度及び湿度を調整することに使用されるものである。また、空気の温度及び湿度について特定条件を必要とする工業設備（例えば、繊維、紙、タバコ又は食品の工業）においても使用される。

この項には、次の要件を満たす機械のみを含む。

(1) 動力駆動式のファン又は送風機を有すること。

(2) 空気の温度（加熱機構若しくは冷却機構又は両機構を有する。）及び湿度（加湿機構若しくは乾燥機構又は両機構を有する。）の両方を変化できるよう設計されること。

(3) 上記(1)及び(2)の機構を有するものが、ともに提示されること。

これらの機器においては、空気の加湿又は乾燥を行う機構と空気の加熱又は冷却を行う機構とが別々になっているものもある。しかし、ある種の型式のものは、単一のユニットに空気の温度を変化させると同時に空気中の水分を凝縮して湿度をも変化させる機構を内蔵している。これらのエアコンディショナーは、それが設置されている室内の空気又は室外の空気の取入口を有している場合には新鮮な外気と室内の空気との混合気を冷やすと同時に冷却コイルにより水蒸気を凝縮させて除湿を行う。これらは、通常凝縮物を捕集するための垂れ受け (drip pans) を備えている。

これらの機器では、単一のユニットの形で全ての必要な機構を包含する、例えば、一体構造の窓又は壁に取り付けるもの（「壁貫通」ユニットと呼ばれる。）がある。または「スプリットシステム」型でユニットを相互に接続して作動するもの、すなわち、室外側に設置された凝縮装置及び室内側に設置された蒸発装置から成るものもある。これらのスプリットシステムはダクトがなく、空調するそれぞれの場所（例えば、部屋）で独立した蒸発器を利用する。

この項のエアコンディショナーは、構造上の観点から、空気を循環させる動力駆動式のファン

又は送風機のほかに少なくとも次の中のいずれか一つを自蔵していなければならない。

空気加熱装置（温水、蒸気若しくは加熱空気を通す配管又は電気抵抗器等により加熱される。）及び空気の加湿装置（通常、水の散布器から成る。）若しくは除湿装置

又は冷却水コイル若しくは冷凍機械を構成する蒸発器（空気の温度を変化させると同時に、凝縮により湿度も変化させるもの）

又は空気の湿度を変化させるための独立した装置を有するその他の冷却機構

上記の除湿装置には、吸収材の吸湿性を利用するものもある。

この項に属するのは、特に、可逆式ヒートポンプで、冷却加熱サイクルの切替用バルブを取り付けた単一の装置により、家屋を暖房及び冷房する両機能を果たすように設計されたものである。冷房サイクルでは、切替バルブにより、高温高压の蒸気が室外側コイルに流れ、そこで凝縮中に生じた熱が外気に送風される。そして、圧縮された冷媒が室内側コイルに流れ込み、そこで冷媒が気化して熱を吸収し、空気を冷却し、その空気が送風機により家屋の方々に送り込まれる。暖房サイクルでは、冷却加熱サイクルの切替用バルブの切替によって冷媒の流れを逆転し、家屋内に熱が出される。

エアコンディショナーには、外部から加熱源又は冷却源が供給される場合がある。また、これらの機器にはろ過物質（紡織用繊維材料、グラスウール、スチールウール、銅のウール又はエキスパンデッドメタル等）にしばしば油を染み込ませたものを数層重ねた空気清浄装置が通常取り付けられており、空気はそこを通ることによりちり等が取り除かれる。また、これらの機器には、空気の温度及び湿度を調節するか又は自動制御するための装置を有するものもある。

この項には、空気中の湿度の調節を温度とは独立して行う機構を有していなくても、凝縮により湿度を変化させる装置も含む。このような装置の例としては、上記の一体構造ユニットとスプリットシステムで空調するそれぞれの場所（例えば、部屋）で独立した蒸発器を利用するもの、並びに冷却用蒸発器及び原動機駆動式送風機を結合したものから成る冷蔵室用装置もある。更に、貨物室の外側に取り付けられたハウジング内に納められた圧縮機、凝縮器及び原動機とコンテナの内部に通風機及び蒸発器とから成るユニットで、貨物自動車、トレーラー又はコンテナの気密室内を加熱又は冷却するためのものも含まれる。

ただし、機密室（例えば、貨物自動車、トレーラー又はコンテナ）の内部を0度よりかなり低い一定温度に保つように設計された冷凍ユニットで、室外の温度が非常に低い時に室内の温度をある範囲内で上げるための加熱システムを有するものは、この項には属しない。そのような機器は、腐敗し易い物品を輸送中保冷するという当該機器の本来の機能に対して加熱機能は補助的なものであることから、冷凍機械として84.18項に属する。

部 分 品

16部の注2（b）の規定に従い、この項のスプリットシステム型エアコンディショナーの室内ユニット及び室外ユニットが単独で提示された場合、この項に含まれる。

エアコンディショナーのその他の部分品は、これが自蔵式のユニットに組み込まれるように設計されているかいないかを問わず、16部の注2（a）の規定に従い、該当する項（84.14、84.18、84.19、84.21、84.79等）に属するか、16部の注2（a）が適用されない場合、16部の注2（b）

又は注 2 (c) の規定に従い、これが本体のエアコンディショナーに専ら又は主として使用することに適していると認められるか認められないかによりそれぞれ該当する項に属する。

＊

＊ ＊

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 73.22 項のエアヒーター及び温風分配器で新鮮な又は調節した空気を供給することができるもの
- (b) 84.18 項の非可逆式ヒートポンプ及びエアコンディショナー用の冷却装置
- (c) 動力駆動式のファンを自蔵する機器で、空気の温度又は湿度のいずれか一つのみ調節する機能を有するもの (84.79、85.16 等)

＊

＊ ＊

号の解説

8415.10

この号に含むのは、窓、壁、天井又は床に取り付けるように設計したエアコンディショナー（一体構造のもの又はスプリットシステムのもの）である。

ここでいう「取り付ける」とは、大きさ、重量、物理的な構造（例えば、キャスター又は握りの有無）、配線等の要素を考慮することにより、所定の位置に事実上常設することとなることを意味する。

一体構造型エアコンディショナーは、単一のユニットの形で全ての必要な機構を包含し、かつ、一体構造のものである。

「スプリットシステム」型エアコンディショナーは、ダクトがなく、かつ、空調するそれぞれの場所（例えば、部屋）で独立した蒸発器を利用する。室内側熱交換器ユニットは、様々な場所（例えば、壁、窓、天井又は床）に取り付けられるものがある。

ただし、この号には、ダクトを利用して、冷却された空気を蒸発器から複数の冷房する場所へ運ぶ、ダクト式の中央方式空調設備を含まない。

8415.20

この号には、人を乗せる運転室又は車室の室温を調整するために、主として乗用自動車（種類を問わない。）に使用することを目的としたもので、他の種類の自動車に備え付けることが可能な装置を含む。

8415.90

この号には、8415.10 号の「スプリットシステム」型エアコンディショナーの室内ユニット及び室外ユニットが別々に提示される場合、そのいずれをも含む。これらのユニットは、電線や銅管で接続され、銅管の中を冷媒が、室内ユニットと室外ユニットとの間で流れるように設計されている。

84.16 炉用バーナー（液体燃料用、粉碎した固体燃料用又は気体燃料用のものに限る。）及びメ

メカニカルストーカー(機械式火格子、機械式灰排出機その他これらに類する機械を含む。)

8416. 10ー液体燃料用の炉用バーナー

8416. 20ーその他の炉用バーナー (複合型バーナーを含む。)

8416. 30ーメカニカルストーカー (機械式火格子、機械式灰排出機その他これらに類する機械を含む。)

8416. 90ー部分品

この項には、あらゆる種類の炉用の機械式又は自動式の燃焼装置並びに灰及び燃えかすの排出装置を含む。

(A) 炉用バーナー

これらの装置は直接、炉内に炎を吹き付けるもので火格子及び灰排出機を必要としない。

この項には、次の型式の物品を含む。

(1) 重油バーナー (霧化器)

この装置には、重油を空気流中に噴霧するもので圧縮空気によるもの及び高圧蒸気流又は機械式に行うものがある (後者には通常、原動機、ポンプ及び送風機を結合してある。)

(2) 微粉炭バーナー

これらは大型のものであることが多い。微粉炭は、一次空気供給装置からの空気流を利用して炉内に噴射される。バーナーには、石炭コンベヤ及び粉砕機と結合したものもあれば、また高圧又は低圧の蒸気を交互に作用させて軟質炭の粉砕及び噴射を簡捷に行う型式のものもある。

(3) ガスバーナー

これらには強制通風式の高圧型のものと大気圧の空気を利用した低圧型のものを含む。空気及びガスは、どちらの場合も同心状又は放射状に配列された管により、供給される。

(4) 複合型バーナー**(B) メカニカルストーカー、機械式火格子、灰排出機その他これらに類する機械**

これらは炉に固体燃料を送り込み、又は火床を形成する各種の機器である。メカニカルストーカーと機械式火格子とはしばしば結合されており、また、燃焼後のスラグ及び灰の自動排出装置が取り付けられて、全自動式の機械を構成しているものである。また、機械式装置又は自動装置が機械式でない装置と組み合わせられている場合もある。

(1) メカニカルストーカー

各種の異なった型式のものがあるが、通常、アルキメデスねじ式、ショベル式、スライドトレー式又は駆動ピストン式等の各種の押込装置をともに取り付けした石炭ホッパーにより構成されており、手動又は動力で石炭の供給量の調節及び火床への押込みをする。これらの機器は、しばしば寸法の均一な石炭の供給をするための粉砕機を備えている。この項には、セントラルヒーティング用ボイラー (家庭用を含む。) のメカニカルストーカーを含む。

(2) 機械式火格子

これらは均一な燃焼を確保するため石炭を火床上に散布し、また石炭が前方に送られるように設計された機械であるが、様々な様式のものがある。最も一般的なものは、無限軌道ベルト式又は傾斜揺動段式である。これらの火格子には、その端にしばしばスラグ及び灰を排出する機械が附属しているものがあるが、また、別の分離した装置によりスラグ及び灰を除去するものもあり、この場合においてもこの項に属する。

部 分 品

部分品の所属に関する一般的規定（16 部の総説参照）によりその所属を決定する場合のほか、この項の物品の部分品（例えば、バーナーノズル、スラストピストン、メカニカルストーカー用のトレイ、機械式火格子用のシャシ、リンク装置及びリンク並びに機械式火格子の案内板及びローラー）は、この項に属する。

＊

＊ ＊

この項には、工業用その他のもので機械式でない火格子棒及び火格子を含まない。また、ある種のボイラーの不可欠な部分品として適するように設計された金属製の胴体内に火格子を有する火室はこの項に含まれず、ボイラーの部分品として 84.02 項に属する。同様に、特定の機器用として特に専用性が認められるある種の機械式でない火格子は、当該機器の部分品としてその所属を決定する（例えば、ガス発生機用のもの。84.05）。他方、れんが積み作業に使用するはん用性の鉄製の火格子棒及び火格子は、その型式により 73.21 項、73.22 項又は 73.26 項に属する。

84.17 炉（焼却炉を含み、工業用又は理化学用のものに限るものとし、電気炉を除く。）

8417.10－炉（鉱石又は金属のばい焼用、溶解用その他の熱処理用のものに限る。）

8417.20－ベーカリーオーブン（バスケットオーブンを含む。）

8417.80－その他のもの

8417.90－部分品

この項には、電気式でない工業用又は理化学用の炉（オーブン）を含む。これらは燃料を（燃焼室で直接に又は別の燃焼室で）燃焼させて炉室内に高熱を発生させることを目的として設計されたもので、火床、るつぼ、レトルト又は棚等の上に置かれた種々の物品の熱処理（例えば、ばい焼、溶解、焼成及び分解）に使用される。蒸気加熱式のオーブンも属する。

ある型式（トンネル型オーブン）のものでは、被熱処理物がオーブンの中を（例えば、ベルトコンベヤに載せて）連続的に通過する。

この項には、次の物品を含む。

(1) 鉱石又は硫化鉱のばい焼用のオーブン又は炉

(2) 金属溶解炉（キューポラを含む。）

(3) 金属の焼入れ用、焼なまし用その他これらに類する熱処理用の炉

- (4) 浸炭炉
- (5) ベーカリーオープン（ビスケットオープンを含む。）
- (6) コークス炉
- (7) 木炭炉
- (8) セメント製造用又は石こう製造用の回転式の炉又は窯
- (9) ガラス産業用又は陶磁産業用に使用されるオープン又は炉（トンネル型オープンを含む。）
- (10) ほうろう焼付け炉
- (11) 再利用を目的として回収された核分裂性物質の溶解用、焼結用若しくは熱処理用、乾式冶金法による使用済核燃料の分離用、放射性黒鉛若しくはフィルターの焼却用又は放射性的残渣を含む陶器若しくはガラスの焼成用に特に設計した炉
- (12) 火葬炉
- (13) ごみ等の焼却のために特に設計した焼却炉その他これに類する設備

この項には、耐火性又は陶磁製の材料を主とする炉及び炉の建設用又は内張り用のブロック、れんがその他これらに類する耐火性又は陶磁製の材料を含まない（69 類）。また、金属製の構造材料は一般に 15 部に属する。他方、組み立てられた内張り製品その他炉に欠かすことができず、かつ、専用の陶磁製又は耐火性の部分品が、主として金属から成る炉（組み立ててあるかないかを問わない。）とともに提示され、かつ、その構成部分である場合には、当該部分品はこの項に属する。

多くの工業用の炉は、出し入れをする機構、扉、カバー、火床その他の可動部の操作用又は炉の傾斜用等の機構を自蔵している。これらの持上げ用又は荷扱い用機構で炉と一体構造になっているものは本体とともにその所属を決定し、そうでないものは、84.28 項に属する。

部 分 品

部分品の所属に関する一般的規定（16 部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、この項の物品の部分品は、この項に属する（例えば、オープン又は炉の扉、ダンパー、サドルシールド、のぞき窓、溶鉱炉用のアーチ及び羽口）。

＊

＊ ＊

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 工業用又は理化学用以外のオープン（73.21）
- (b) 84.19 項の機器（油分解装置、オートクレーブ、蒸気加熱器及び乾燥装置を含む。）
- (c) 転炉（84.54）

84.18 冷蔵庫、冷凍庫その他の冷蔵用又は冷凍用の機器（電気式であるかないかを問わない。） 及びヒートポンプ（84.15 項のエアコンディショナーを除く。）

8418.10—冷凍冷蔵庫（それぞれ独立した外部扉若しくは引出し又はこれらを組み合わせたものを有するものに限る。）

－家庭用冷蔵庫

8418. 21－圧縮式のもの

8418. 29－その他のもの

8418. 30－横置き型冷凍庫（容量が 800 リットル以下のものに限る。）

8418. 40－直立型冷凍庫（容量が 900 リットル以下のものに限る。）

8418. 50－貯蔵及び展示用のその他の備付品（チェスト、キャビネット、展示用のカウンター、ショーケースその他これらに類するもので、冷蔵用又は冷凍用の機器を自蔵するものに限る。）

－その他の冷蔵用又は冷凍用の機器及びヒートポンプ

8418. 61－ヒートポンプ（第 84. 15 項のエアコンディショナーを除く。）

8418. 69－その他のもの

－部分品

8418. 91－冷蔵用又は冷凍用の装置を収納するために設計した容器

8418. 99－その他のもの

（I）冷蔵庫、冷凍庫その他の冷蔵用又は冷凍用の機器

この項の冷蔵用の機器は、液化ガス（例えば、アンモニア、ハロゲン化炭化水素）、揮発性液体又は水（ある種の船舶の場合）の気化における潜熱の吸収により能動冷却機構（蒸発器）において、低温（0 度前後又はそれ以下の温度）を連続的サイクルの操作により発生させるための主要な機械又は機器の集合体である。

従って、この項には、次の物品を含まない。

（a）寒剤式冷凍庫（82. 10 又は 84. 19）

（b）簡単な熱交換型の水流通冷却器（84. 19）

（c）冷凍ユニットを取り付けるように設計されていないアイスボックス、断熱箱等（通常 94. 03）

この項の冷凍機械には次の二つの主要な型がある。

（A）圧縮式冷凍機

この主要な構成要素は、次のとおりである。

（1）圧縮機：これは膨張ガスを蒸発器から受け入れ圧力をかけて送り出すもの

（2）凝縮器：ここでガスを冷却し、液化する。

（3）蒸発器：これは、能動冷却機構で一群の配管から成り、液化した冷媒は膨張弁より放出されて周囲の空気から、または、大型の冷却装置の場合には、蒸発コイルの回りを循環するブライン又は塩化カルシウム溶液から熱を吸収して急速に蒸発する。

船舶用のものには、冷媒（水、ブライン）が循環する回路に圧縮機及び凝縮器がないが、蒸気凝縮器とともに作動しているエゼクターポンプにより発生する真空によって冷媒の蒸発が行われる。蒸気凝縮器は発生した蒸気の凝縮及び消費を行うが、蒸気系統への返流は行わない。

（B）吸収式冷凍機

この型式では、圧縮機の代わりに発生器が使用され、ここで高濃度のアンモニア溶液が、ガス、油又は電熱器により加熱され、放出されたアンモニアガスは加圧下で凝縮器に蓄積される。凝縮サイクルは、圧縮式の場合と同様に蒸発器における膨張及び冷却へと連続する。この場合、膨張したガスは希薄な溶液に再溶解されるが、それは独立した吸収器（簡単な圧力効果又はポンプにより発生器に溶液を供給する。）又は発生器（ある種の型式においては、加熱を中止した冷却期間中に吸収器として作動する。）自体において行われる。

ある種の乾燥型のものにおいては、アンモニアガスを液体の代わりに固体（例えば、塩化カルシウム又はシリカゲル）に吸収させる。

＊

＊ ＊

前述の機器は、次のような型式のものであってもこの項に属する。

- (1) 同床に取り付けた圧縮機（原動機を有するか有しないかを問わない。）と凝縮器（蒸発器を備えているかいないかを問わない。）とから成るユニット又は自蔵式の吸収ユニット（これらのユニットは、通常家庭用冷蔵庫又は他の冷蔵キャビネットに組み込まれる。）及び「液体冷却ユニット」として知られる圧縮式冷凍機（圧縮機と熱交換器（蒸発器及び冷却される液体を移送する管を有する。）とを同床に取り付けたもので、凝縮器を有するか有しないかを問わない。）

自蔵式の吸収ユニット及び圧縮式冷凍機には、エアコンディショナーに使用される「冷却装置」として知られる機械を含む。

- (2) 冷凍ユニット一式又は蒸発器を組み込んだキャビネットその他の家具又は機器（かくはん器、ミキサー及び型のような補助装置を備えているかいないかを問わない。）。これらの機器には、家庭用冷蔵庫、冷蔵用のショーケース及びカウンター、アイスクリーム又は冷凍食品の貯蔵容器、冷却された水又は飲料のサービス用貯蔵器、ミルク冷却槽、ビール冷却器、アイスクリーム製造機等を含む。
- (3) 大型の冷凍機械設備で構成機器が同床に取り付けられず、また、自蔵ユニットとしても取り付けられていないが、冷凍機能を遂行するため共同して作動するようにつくられているもの。その冷却方式には直接冷却（この場合、蒸発器が冷却を利用する機器に組み込まれている。）又は間接冷却（冷凍ユニットにより冷却されて冷却を利用する機器に管で導かれる冷却剤（ブライン）による冷却）がある。このような機械設備は、例えば、冷凍貯蔵プラント又は製造工場（氷塊製造、食品の冷凍、チョコレート製造における急速冷却、石油精製におけるパラフィンろうの分離、化学工業等）において使用する。

このような機械設備で発生した低温の利用に不可欠な附属機器は、当該機械設備の他の構成機器とともに提示される場合に限り、この項に属する。このような附属機器には、例えば、横断型又はトンネル型の急速冷凍機、菓子用又はチョコレート用の冷却テーブル等を含む。

＊

＊ ＊

この項には、密室中で液化ガスを気化させて冷凍を行う機器も含む。この機器は、通常1個以上の液化ガスタンク、サーモスタット、電磁弁、制御盤、電気スイッチ及びせん孔した蒸発管か

ら成る。これらの構成機器がともに提示されるときは、この項に属する。

(II) ヒートポンプ

ヒートポンプは、適当な熱源（主として地下水、表水、土又は空気）から熱を取り出して補助のエネルギー源（例えば、ガス又は電気）の使用により、より強い熱源に変換する装置である。

伝熱流体は、一般に熱源からヒートポンプに及びヒートポンプから処理する媒体に熱を伝えるために使用される。

ヒートポンプには、圧縮式及び吸収式の二つの型式のものがある。

圧縮式ヒートポンプは、基本的に次の構成要素から成る。

- (1) 蒸発器：周囲からエネルギーを取り出し、伝熱流体に伝えるもの
- (2) 圧縮機：蒸発器で気化した流体を機械的方法により取り出し、加圧して凝縮器に移送するもの
- (3) 凝縮器：蒸気を液化する熱交換機器で、処理する媒体に熱を与えるもの

吸収式ヒートポンプの場合は、圧縮機の代わりに水及び冷媒を内蔵し、バーナーを組み込んだボイラーを有している。

ヒートポンプは、通常二つの要素の組合せにより表される。要素の第1は、一次熱源であり、第2は、温度が変更される媒体である。装置の主な型式には、次のものがある。

- (i) 空気／水型又は空気／空気型ヒートポンプ：空気中から熱を取り出して温水又は暖かい空気の形で蓄積する。
- (ii) 水／水型又は水／空気型ヒートポンプ：地下水又は表水から熱を得る。
- (iii) 地／水型又は地／空気型ヒートポンプ：この型式では、熱は地中に埋設された配管群により得られる。

ヒートポンプは、一つのユニットを形成する循環路の種々の構成要素から成る一つの機器として提示される。このようなユニットは、monobloc type と呼ばれている。ヒートポンプは、またいくつかの機器に分かれて提示されるものもある。ある種のヒートポンプは、蒸発器を既に有している設備に取り付けることを予定しているために蒸発器のないものもある。

そのような場合には、当該ヒートポンプは、完成品としての重要な特性を有する未完成品と認められるので、本項に属する。

ヒートポンプは、本来は建物の暖房又は家庭用温水を得るために使用される。非可逆型ヒートポンプは、通常これらの用途に使用される。

しかしながら、動力駆動式のファン並びに温度及び湿度の両方を変化させる機構を有する可逆型ヒートポンプは、この項には属しない。それらは、84.15 項のエアコンディショナーとして取り扱う。

部 分 品

部分品の所属に関する一般的規定（16 部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、この項の物品の部分品（例えば、凝縮器、吸収器、蒸発器及び発生器並びに前記（2）項に記載したキャビネット、カウンターその他冷蔵庫の部分品として作られた家具で冷凍ユニット一式

又は蒸発器を取り付けてないが当該機器を取り付けるように設計されたことが明らかであるものは、家庭用又は工業用のいずれに使用されるかを問わず、この項に属する。圧縮機は、冷蔵庫用又は冷凍機用に特に設計された場合でも 84.14 項に属する。専用性のない部分品（例えば、管及びタンク）は、それぞれ該当する項に属する。

＊

＊ ＊

この項には、次の物品を含まない。

(a) エアコンディショナー（冷凍ユニット又は冷凍ユニットを構成する蒸発器を自蔵するもの）
(84.15)

(b) 気体液化装置（例えば、Linde 装置）(84.19)

84.19 加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、滅菌、殺菌、蒸気加熱、乾燥、蒸発、凝縮、冷却その他の温度変化による方法により材料を処理する機器（理化学用のものを含み、電気加熱式のもの（第 85.14 項の電気炉及びその他の機器を除く。）であるかないかを問わないものとし、家庭用のものを除く。）並びに瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器（電気式のものを除く。）

－瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器（電気式のものを除く。）

8419.11－瞬間ガス湯沸器

8419.12－太陽熱温水器

8419.19－その他のもの

8419.20－医療用又は理化学用の滅菌器

－乾燥器

8419.33－凍結乾燥器、凍結乾燥ユニット及び噴霧乾燥器

8419.34－その他のもの（農産物用のものに限る。）

8419.35－その他のもの（木材用、紙パルプ用、紙用又は板紙用のものに限る。）

8419.39－その他のもの

8419.40－蒸留用又は精留用の機器

8419.50－熱交換装置

8419.60－気体液化装置

－その他の機器

8419.81－ホットドリンク製造用又は食品の調理用若しくは加熱用の機器

8419.89－その他のもの

8419.90－部分品

この項には、次の物品を含まない。

(a) 73.21 項の家庭用のストーブ、炉及び調理用加熱器等

(b) 73.22 項の電気加熱式でないエアヒーター及び温風分配器

(c) 74.18 項の家庭用の調理器具及び加熱器具

- (d) 分留（例えば、重水製造におけるもの）用又は精留用の機器、同位体分離用に特に設計した機器及び二重温度法を使用した同位体交換装置（84.01）
- (e) 蒸気発生ボイラー及び過熱水ボイラー（84.02）並びにこれらの補助機器（84.04）
- (f) 84.03 項のセントラルヒーティング用ボイラー
- (g) 工業用又は理化学用の炉（乾式冶金法による使用済核燃料の分離用のものを含む。）及びマイクロ波オーブン（84.17 又は 85.14）
- (h) 84.18 項の冷蔵用の機器及びヒートポンプ
- (ij) 発芽用機器、ふ卵器及び育すう器（84.36）
- (k) 穀物給湿機（84.37）
- (l) 糖汁抽出用浸出機（84.38）
- (m) 紡織用繊維の糸、織物類又は製品の熱処理用機械（例えば、ヤーンコンディショナー及び毛焼き機）（84.51）
- (n) 半導体デバイスの製造に使用する化学的気相成長（Chemical Vapour Deposition, CVD）装置（84.86）
- (o) レストラン又はこれに類する施設で使用される型の工業用又は商業用のマイクロ波オーブン（85.14）
- (p) 電磁誘導又は誘電損失により材料を熱処理するための工業用又は理化学用の機器（マイクロ波機器を含む。）（85.14）
- (q) 容器に恒久的に組み込まれていない浸せき式液体加器で、液体、半流体（固体を除く。）又は気体を加熱するためのもの及び槽に恒久的に組み込まれた浸せき式液体加熱器で、湯沸用のみに供するよう設計したもの（85.16）
- (r) 85.16 項の電気式の土壤加熱器、暖房機器及び家庭用電熱機器

上記のものを除くほか、この項には、固体、液体又は気体の材料を加熱又は冷却して単に温度の変化を生じさせ又は温度変化により材料を処理する（例えば、加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、滅菌、殺菌、蒸気加熱、乾燥、蒸発、凝縮又は冷却）機械を含む。ただし、加熱又は冷却がたとえ必ず必要なものであっても機械の主たる機能を促進するための副次的なものである場合には、これらの機械はこの項には属しない。例えば、ビスケット等にチョコレートを被覆する機械及びコンチェ（84.38）、洗濯機（84.50 又は 84.51）、アスファルト舗装材料を散布し突き固める機械（84.79）がこれに該当する機械である。

この項に属する機器は、機械装置を組み込んだものもあればそうでないものもある。これらの機器の加熱源は、石炭、油、ガス、蒸気、電気等種々のものがあるが、瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器のうち、電気加熱式のもの、85.16 項に属する。

この項には、この解説において後述する瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器を除き、家庭用でない機器のみを含む。

この項には、次に記載する広範囲の型式の機器を含む。

（I）加熱器又は冷却器

このグループには、多くの産業界で一般的に使用されるもので、加熱、煮沸、調理、濃縮、蒸

発、気化及び冷却等の比較的簡単な処理を行う機器を含む。

(A) 各種の加熱用又は冷却用の容器、槽等

(1) 間接加熱用又は間接冷却用の容器、槽等で、二重壁又は二重底を有し、蒸気、冷却されたブラインその他の加熱用又は冷却用の媒体を循環させる装置を結合しているもの。ただし、二重壁又は二重底を有する容器で、加熱用又は冷却用の媒体を循環させる装置を有しないもの（例えば、断熱容器）は、14 部又は 15 部（例えば、73.09 項）に、また、冷凍ユニットを構成する蒸発器を自蔵するもの（直接冷却によるもの）は、84.18 項に属する。

(2) 壁が 1 枚の容器、槽等で、直接加熱式（穴のあいた蒸気コイルにより加熱するものを含む。）の装置を有するもののうち、通常家庭において使用するもの（通常は 73.21）以外のもの。一般に工業用のものは、サイズが大きいこと、構造の堅固な事、ろ過機又は凝縮用ドームを有すること、かくはん機又は傾斜装置のような機械式装置を有すること等により区別される。

この種のものは、しばしば壁が一枚又は二重のいずれかであるかを問わず、高圧下（例えば、オートクレーブ）で、または特殊な用途のために特に化学合成工業などでは減圧下で、作動するように作られている。

機械式装置を有するが、直接又は間接の加熱手段を有しない容器は、他の項に該当する機械として設計したことが明らかでない限り 84.79 項に属する。

このグループの加熱容器には、低温殺菌器を含む。これは、食料品又は飲料品（ミルク、バター、ワイン、ビール等）をあらかじめ設定した温度に保つことにより、有害な微生物を除去するもので、減圧下で作動させる場合もある。

(B) 熱交換装置：高温流体（高温ガス、蒸気又は高温の液体）と低温流体とが平行な流路を薄い金属壁をへだてて通常互いに反対方向に流れ、一方が冷却され他方が加熱処理される仕組みのもの。これには、通常次の 3 種類の型式がある。

(i) 同心円管型：同心の二重管内の外側の空間を一つの流体が流れ、もう一つの流体は中心管内を流れるもの

(ii) チャンバー内を流体が流れ、また、チャンバーに内蔵された管内を他の流体が流れるもの

(iii) 互いに接続している狭いチャンバーの平行列がそらせ板を形成しているもの

この解説の第 1 パラグラフにおいて記述したとおり（除外規定（e））、蒸気発生ボイラーの補助装置（例えば、復水器、空気予熱機及びエコノマイザー）は、前記のような一般的な熱交換装置の型式であるが、この項には属しない。

次の物品は、上記の規定によるもののほか、この解説の（I）に属する例である。

(1) 寒剤式冷凍庫（82.10 項のものを除く。）

(2) 窒素その他の気体の凝縮器

(3) 牛乳の殺菌、濃縮、冷却等に使用する機器（冷却装置付き貯蔵容器を含む。）

(4) チーズ製造用の熟成器

(5) 果汁、ぶどう酒等の濃縮、冷却等に使用する機器

(6) 農業用の機器（例えば、飼料用にはれいしょ等を調理するオートクレーブ（加圧がま）及

びみつばちの巣の再溶解用の湯せん鍋（加圧ねじを有するものを含む。）

(7) 冷却塔（例えば、製粉業用のもの）

(8) 食料品の調理、調製又は貯蔵等に使用するオートクレーブ及び蒸煮用、煮沸用、調理用、フライ用等の機器（例えば、ハム用の調理チェスト、魚の油揚げ器、果物又は野菜等の調理器及び湯むきするためのオートクレーブ、缶詰業用又は食品貯蔵業用のオートクレーブ及び冷却装置、ジャム煮器並びに製菓用煮沸器）

(9) 加熱装置を有する浸せき槽及び仕込槽、ホップせんじがま、ビール殺菌器及び冷却器等

(10) 清浄機、濃縮缶、真空蒸発缶、炭酸ガス飽充槽、亜硫酸ガス飽充槽、精製槽等であって製糖工業において使用するもの

てん菜から糖汁を抽出するための浸出機は、浸出槽と加熱機（calorisor）とがともに提示される場合には、この項には属しない（84.38 項の解説（V）（B）（3）参照）。ただし、単独で提示される加熱機は、この項に属する。

(11) 牛脂の溶解用又は脂肪のけん化用のオートクレーブ及びマーガリン固化用のタンクで冷却された回転円筒（マーガリンはこの円筒上で固化する。）を自蔵するもの

(12) 木材パルプの化学処理又は木材の加水分解に使用する槽、容器、オートクレーブ等

(13) 染料調製用の槽等

(14) ゴム加硫用のオートクレーブ

(15) 金属の酸洗い用又は油落とし用の槽等

(16) プラスチック管を組み合わせたものから成る浸せきコイル：これらの管は平行に並べられるか又は組み合わさっていて、各々の管の先端をつなぎ合わせて蜂の巣状の構造になっており、そこにコネクターが接続される。これを液槽中に浸し、管の中で流体又は蒸気を循環させることにより、液槽の液温を一定に保ち又は加熱若しくは冷却する。

(17) 特定用途の加熱装置又は調理装置（通常家庭において使用されないもの。例えば、カウンター式のコーヒー沸器、茶沸器、ミルク沸器、湯沸器等で、レストラン、売店等で使用するもの及び蒸気加熱式調理器、ホットプレート、温蔵庫、乾燥用キャビネット等並びに深なべ式油揚げ器）

(18) 支払いを受けるための装置を有さない自動温・冷飲料供給器

上記の各種の機械は、本来、工業用又は業務用のものである。ただし、この項には、家庭用であるかないかを問わず、電気式でない瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器（太陽熱湯沸器を含む。）をすべて含む。電気加熱式のもの、この項には属しない（85.16）。

＊

＊ ＊

この項には、家庭用に使用される蒸し器、加圧式調理器及びある種のパーコレーターで卑金属製のものを含まないことに注意しなければならない。

（Ⅱ）蒸留用又は精留用の機器

陶磁製のもの（69.09）及びガラス製のもの（70.17 又は 70.20）を除き、このグループには、物質（液体又は固体）の蒸留用に設計されたすべての機器を含む。

(A) 簡単な蒸留装置

これは、蒸留する液体を気化するレトルト又は蒸留器本体、それから出た蒸気を凝縮する冷却装置及び留出液を貯める容器から成る。これらは、間けつ的に使用する（例えば、直接に又は内蔵するコイルにより加熱する回分式蒸留器）か又は連続的に使用する（蒸留器本体には連続的に液体を供給し、通常蒸気管又は蒸気コイルにより加熱する。）よう設計されている。連続式蒸留器は直列に直結されていて、最初の蒸留器が直接に又は蒸気により間接的に加熱され、一方他の蒸留器は蒸留液を供給されて、前の蒸留器からの蒸留蒸気により加熱される。

(B) 分留用又は精留用の機器

これらは、立型の分留塔を有するより複雑な連続的設備であり、複雑な混合物でも一行程で分離出来る。分留塔のもっとも一般的な型式のものは、泡鐘（bubbling cap）及び溢流管（down-flow tube）を有する板により分割されて、相互に連結した区画になっている。こうして、ある区画から出た蒸気は上の区画へ運ばれ、そこで蒸気の凝縮した部分と直接接触する。そして蒸気が塔内を上昇して行く間に温度が下がるので、それぞれの沸点に対応する異なった高さで蒸気成分は分離されることとなる。

固形物（石炭、亜炭、木材等）の乾留装置も同じ原理によっている。ただし、原料は 84.17 項に属する炉の内部で加熱される。この項には、炉内で発生した揮発性物質の分離に使用する凝縮用又は精留用の機器のみを含む。

蒸留用機器等の主たる部分品は、一般に金属（例えば、ステンレス、銅又はニッケル）製であるが、これらがガラス又は耐火性物質により裏張りされている場合もある。減圧下又は高压下での蒸留用機器は真空ポンプ又は圧縮機を有することもある。

回分式蒸留器は、主に精油、リキュール等の調製に使用する。連続式蒸留器（単一蒸留又は分別蒸留）は種々の産業（例えば、工業用アルコール、脂肪酸、液体空気、合成燃料又は化学製品の蒸留、原油の精製及び木材、石炭、頁岩、亜炭又はコールタールの乾留）に使用する。

このグループには、使用済核燃料用又は放射性廃棄物処理用の分離機（分留法によるものに限る。）も含む。

(Ⅲ) 蒸発用又は乾燥用の機器

この機器は、原材料の性質や熱に対する感度に合わせて種々の工夫が施されており（時には真空中で作動する。）、直接加熱式及び間接加熱式がある。ただし、この項には、主として比較的低い温度における蒸発用又は乾燥用の機器のみを含み、84.17 項の工業用の炉のように、より高い温度を発生させるものと混同してはならない。この項に属する産業用機器の最も一般的な形態として次の物品がある。

(A) 蒸発缶：通常、容器のような形状で、その広い表面は直接又は間接に蒸気コイルで加熱され、しばしば発生した蒸気を除去するための排気装置を備えている。これらには単一効用式と多重効用式とがあり、多重効用缶はその操作及び構造において、多重効用蒸留器に似ているが、凝結した蒸気の再生装置を有しない。

- (B) 理化学用の凍結乾燥器：生物学の標本（例えば、抗毒素、バクテリア、ビールス、血漿及び血清）を脱水して安定化し貯蔵する装置である。標本は一度凍結させ、次に低圧下でゆっくりと再加熱することにより氷が昇華して脱水することができる。
- (C) トンネル型乾燥器：大きなチャンバーとその内部に取り付けられたコンベヤとから成り、通常コンベヤに物体をのせて加熱空気の流れに対して適当な速度で移動させる。主として陶磁器、ガラス製品、食品等の製造（魚、肉等のくん製用の装置を自蔵するものを含む。）や木材、牧草等の乾燥に使用される。
- (D) 回転乾燥器：内部は外部から加熱される回転シリンダー又はドラムから成る。この型のものは、広範囲な産業に使用される（製紙、ポテトフレークの調製等）。
- (E) プレート型乾燥器：細長い穴のあいた多くの水平な板又は棚を有する金属製チャンバーから成り、時として、内部加熱式のものもある。格子のついた中央回転軸は熱板上に物体を散布し、穴を通じて次々に次の板に落とすようになっている。麦芽の処理に使用する。
- (F) 噴霧式乾燥機：蒸発器としての機能があり、高速度で回転する水平円板を内蔵する金属製チャンバーから成る。これは、加熱器とファンが組み込まれていて、回転板により液体を熱風の流れの中に遠心的に細かい噴霧状にして飛散させるものである。このようにして、液体は瞬間的に粉状に乾燥される。もう一方の型式のものにおいては、液体を噴霧状にしてチャンバー内に熱風の方に逆らって噴射するもので、特に粉ミルクの製造に利用される。

このグループには、核分裂性物質若しくは放射性物質の溶液の蒸発用又は核分裂性物質若しくは放射性物質の製品の乾燥用の機器も含む。

ただし、この項には、次の物品を含まない。

- (a) 放射性沈殿物乾燥用の遠心分離機 (84. 21)
- (b) 瓶その他の容器の乾燥用の機械 (84. 22)
- (c) 紡織用繊維の織物類又は製品に専用の乾燥器 (84. 51)

(IV) ばい焼用の機器

円筒状又は球状の回転する容器内に処理する物品（例えば、コーヒー豆、ココア豆、穀物又はナット）を入れ、容器の加熱面に接触させるか又は加熱媒体（例えば、ガスバーナー、オイルバーナー又はコークスの火）により加熱することにより、調製しながら加熱する。これらの機器は通常原料を定速で回転させ、均一なばい焼を行い、焼焦がしを防ぐ装置が付いている。また、加熱ガスが供給されるチャンバー内に、穴のあいた傾斜式又は回転式の棚を自蔵しているものもある。

この項の物品は、84. 17 項の工業用又は理化学用の炉と混同してはならない。

(V) 蒸気加熱用の機器

この種のものは、密閉式容器（この解説において前述したような一般的型式のもの）で内に各種の材料を入れ湿気のある熱（例えば、加圧蒸気又は材料から発生した蒸気）により蒸気加熱する。

この機器は、種々の製造工程（例えば、植物性又は動物性エキスの調製、ほとんど全ての食品

工業及び蒸気を利用する脱脂又は清浄工程）において使用される。別の種類のものは、より大きなチャンバーを有し、材料に蒸気を当てて蒸気的作用を多少長びかせるものがある（例えば、紡織用繊維の塊の調質用又は木材の蒸気処理用）。

この項には、紡織用繊維の糸又は織物類の調質用その他の蒸気処理用の機械を含まない(84.51)。

（VI）殺菌用の機器

これは、通常蒸気又は沸騰水（加熱空気の場合もある。）により加熱される容器又はチャンバーから成り、この中で殺菌する製品又は材料を、バクテリア等を死滅させるのに十分な高温下で、かつ、製品又は材料の組成又は物理的状态を変化させることなく、所要の時間だけ保持しておく機器である。低温蒸気ホルムアルデヒド（LTSF）滅菌器もこの項に属する。これらの滅菌器は、滅菌剤を加熱して滅菌剤と蒸気の気体混合物を生成させ、バクテリア等を死滅させるのに十分な間、滅菌剤を気体状に保持するためにチャンバーを加熱することにより機能する。

多くの液体用殺菌装置は（I）で記述したもの（例えば、低温殺菌装置）と類似している。大型のものには、コンベア（物品をこれに載せて加熱媒体中を移動させ、また必要な場合には、装置に組み込まれた冷却装置内を引き続き通過させる。）を備えたものもある。

このグループには、産業用（例えば、牛乳、ワイン、果汁及び生綿）のものだけでなく、手術室用のものも含む。

（VII）空気液化装置及び理化学用の特殊機器

この項には、Linde 式又は Claude 式の空気液化装置を含む。

更にこの項には、理化学用の特殊機器で通常小型のもの（例えば、オートクレーブ、蒸留用、殺菌用又は蒸気加熱用の機器及び乾燥器）等も含む。ただし、90.23 項の実物説明用の機器を含まない。また、90 類に該当する測定、検査等に使用する機器も含まない。

部 分 品

部分品の所属に関する一般的規定（16 部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、前記の機器も部分品は、この項に属する。それらには次のような物品がある。

蒸留用の機器又は精留塔の特定の部分品（例えば、レトルト、泡鐘又はリング、プレート及び特定の管の構成要素）及びばい焼装置用又は乾燥器用の回転円板又はドラム等。

ただし、金属製の管（単に曲げただけで、それ以外の加工をしてないもの）で未組立のまま提示されるものは、この項の物品の部分品であることを認定できないため、15 部に属する。

84.20 カレンダーその他のロール機（金属用又はガラス用のものを除く。）及びこれらのシリンドー

8420.10－カレンダーその他のロール機

－部分品

8420.91－シリンドー

8420. 99—その他のもの

84. 55 項、84. 62 項又は 84. 63 項に該当する金属圧延機又は金属加工機械及び 84. 75 項のガラス加工機械を除き、この項には、特定の産業に専用のものであるかないかを問わず、カレンダーその他のロール機を含む。

これらの機械は、主として二以上の平行なシリンダー又はロールから成る。そしてシリンダーの圧力のみによるか又は圧力とともに摩擦、熱又は湿度の効果を組み合わせ、下記の作業を行うために密接に接触して回転する。

- (1) 可塑状態でロールに送られた材料（ペーカリー製品、菓子、ビスケット等、ドウ、チョコレート、ゴム等を含む。）を延展してシート状にする。
- (2) ロール間を通過したシート状材料（金属及びガラスを除く。）の表面に対してある種の効果を与える（例えば、平滑化（アイロンがけを含む。）光沢付け、つや出し、磨き、型押し、砂目付け等）。
- (3) 仕上げ塗装又は表面塗布
- (4) 織物類の接着

この類の機械は、種々の工業（例えば、紙、織物、皮、リノリウム、プラスチック又はゴムの製造業）に使用される。

ある種の産業においては、特定の名称をカレンダーに与えている（例えば、洗濯屋のアイロンがけ機、織物工業の仕上げマングル又は製紙工業のスーパーカレンダー）が、カレンダーと呼ばれるか呼ばれないかを問わず、この項に属する。

カレンダーは、しばしば他の機械（例えば、製紙機械）の補助装置を構成することがある。カレンダーがこれら他の機械とともに提示される場合には、16 部の注 3 及び注 4 によりその所属を決定する。

一方、浸せき槽、ロール、巻取装置又は切断装置のような補助装置を単に組み込んだだけのカレンダーは、この項に属する。

この項にはまた家庭用であるかないかを問わず、カレンダー型のアイロンがけ機を含む。

部 分 品

部分品の所属に関する一般的規定（16 部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、この項の機械の部分品は、この項に属する。これらの部分品には、この項のカレンダーその他のロール機に使用することを明らかに認定することができるシリンダーを含む。これらのシリンダーは、金属、木その他これらに類する適当な材料（例えば、圧縮紙）により造られる。種々の長さ及び直径のものがあり、また中空又は中空でないものもある。その用途によっては、シリンダーの表面は磨かれ、波形を付けられ、砂目付けされ又は模様が刻まれたりしている。また、他の材料（例えば、皮、紡織用繊維の織物又はゴム）により被覆されていることもある。金属製シリンダーは、通常、蒸気、ガス等により内部から加熱できるように設計されている。特定のカレンダー用のシリンダーセットは、種々のシリンダーから成る。

* *

この項には、カレンダーその他のロール機に多少の類似点があっても、前記の目的を充足しない機械を含まず、例えば、次のような物品がある。

- (a) 紡織用繊維の織物用、紙用等のシリンダー式乾燥器 (84. 19 又は 84. 51)
- (b) ワイン又はりんご酒の製造用のプレス (84. 35)
- (c) 破碎用又は粉碎用のロール機 (84. 36、84. 74 又は 84. 79)
- (d) 製粉用のロール機 (84. 37)
- (e) 洗濯用の絞り機 (84. 51)
- (f) 金属圧延機 (84. 55)
- (g) 金属板用のフラットニングマシン (84. 62) 及び金属板用型押し機 (84. 63)
- (h) 圧延法による板ガラスの製造機械及びガラス加工用のロール機 (84. 75)

84. 21 遠心分離機（遠心式脱水機を含む。）並びに液体又は気体のろ過機及び清浄機

－遠心分離機（遠心式脱水機を含む。）

8421. 11－クリーム分離機

8421. 12－衣類脱水機

8421. 19－その他のもの

－液体のろ過機及び清浄機

8421. 21－水のろ過用又は清浄用のもの

8421. 22－飲料（水を除く。）のろ過用又は清浄用のもの

8421. 23－内燃機関の潤滑油又は燃料油のろ過機

8421. 29－その他のもの

－気体のろ過機及び清浄機

8421. 31－内燃機関の吸気用のろ過機

8421. 32－内燃機関から排出された気体の清浄若しくはろ過用の触媒コンバーター又は微粒子捕集フィルター（結合してあるかないかを問わない。）

8421. 39－その他のもの

－部分品

8421. 91－遠心分離機（遠心式脱水機を含む。）のもの

8421. 99－その他のもの

この項には、次の物品を含む。

- (I) 遠心力を利用して物質を比重の差により、全部若しくは一部を分離するか又は湿った物質から水分を除去する機械
- (II) 液体又は気体のろ過機及び清浄機（ろ過用漏斗、ミルクストレーナー、塗料ろ過用ストレーナーその他これらに類するもの（通常 73 類）を除く。）

(I) 遠心分離機 (遠心式脱水機を含む。)

これらの機械のほとんどのものは、穴のあいたプレート、ドラム、バスケット又はボウル等から成り、それらが通常円筒型の固定したコレクターの中を高速で回転し、その際、バスケット等からとび出た物質が遠心力により、コレクターの壁に向って放出される型式のものである。比重の異なる物質が一連の倒立型分離円すいにより異なった水位で集められるものがあり、また、固体状の成分が、穴のあいた回転ドラム、バスケット等の中に保たれ、液体状の成分が排除される型式のものもある。後者の型式の機械は、液体をある物質の中に完全に浸透させることにも使用されるものである (例えば、染色用又は清浄用)。

この項には、次の物品を含む。

- (1) 洗濯用、染色加工用、パルプ工場用、製粉工場用等の遠心式の脱水機又は乾燥機
- (2) 遠心式糖みつ分離機
- (3) クリーム分離機及び牛乳清澄機
- (4) 油、ぶどう酒、アルコール類等の遠心式清澄機
- (5) 石油製品の遠心式脱水機又は遠心式脱ろう機
- (6) ぶどう酒、牛脂、でん粉等の遠心式脱水機
- (7) 強綿菓製造に使用する硝化用遠心機
- (8) イースト分離機
- (9) 化学工業用遠心分離機 (例えば、抗生物質の高速抽出機)
- (10) 主として理化学用に用いられる遠心分離機 (傾しゃ法 (デカンテーション) * を施すために液体を積層状態に分離するもの)

* 注：容器を傾け、溶液の上澄みを流し去る方式

- (11) 血漿の遠心分離機
- (12) 放射性沈殿物の乾燥用の遠心分離機
- (13) 採みつ用遠心分離機

部 分 品

部分品の所属に関する一般的規定 (16 部の総説参照) によりその所属を決定する場合を除くほか、遠心分離機の部分品 (例えば、プレート、ドラム、バスケット、ボウル及びコレクター) は、この項に属する。

*

* *

この項には、遠心力の原理に基づいて作動する別の型式の機械を含まず、その例として次のような物品がある。

- (a) 「ガス遠心分離機」と呼ばれるウラン同位体分離用の特殊な遠心分離機 (84. 01)
- (b) 遠心式液体ポンプ (84. 13)
- (c) 遠心式の空気ポンプ及び送風機 (84. 14)
- (d) 製粉業で使用する遠心式ふるい分け機 (84. 37)
- (e) 遠心鑄造機 (例えば、鑄鉄管用のもの。84. 54) 及び生コンクリート用の遠心式成形機 (例

えば、コンクリート管成形用のもの。84. 74)

(f) 遠心式粉碎機 (84. 74)

(g) 半導体ウェハー製造用の遠心式スピンドライヤー (84. 86)

(II) 液体又は気体のろ過機及び清浄機

この項のろ過用又は清浄用の機器の多くは、可動部分のない全くの静止装置である。この項には、すべての型式（物理的、化学的、機械式、磁石式、電磁式、静電式等）のろ過機及び清浄機を含む。大型の工業用プラントのみならず、内燃機関用のろ過機や家庭用器具まで含む。しかし、ろ過用漏斗、ミルクストレーナー、容器、タンク等で単に金属製の網その他のろ過用物質を備えたものを含まず、また、はん用性の容器、タンク等で、たとえ砂利、砂木炭等を積層状にいれてろ過機として使用するものであってもこの項に属しない。

一般にこの項に属するろ過用の機器は、液体用であるか又は気体用であるかによって、次の二つの異なった型式がある。

(A) 液体のろ過機及び清浄機等（硬水軟化装置を含む。）

このグループの液体のろ過機は、例えば、多孔性物質（例えば、布、フェルト、金網、皮、石製品、磁器、けいそう土、焼結金属の粉、石綿、製紙用パルプ、セルロース、木炭、獣炭、砂等）のシート、膜又は塊に液体を通過させることにより、固体状、脂肪状、にかわ状等の物質を分離するものである。飲料水の処理において前記の多孔性物質の中には（例えば、磁器又は木炭）、ろ過作用の過程においてバクテリア等を除去するものがある。従って、このような多孔性物質を使用したろ過機は浄水器と呼ばれることがある。フィルターは、スラリー状の物質（例えば、陶磁器の原料及び精鉱）から液体分を除去することにも使用される。この項には、重力式、吸引式（又は真空式）又は加圧式のいずれの種類の液体用のろ過機も含み、また、とりわけ次のような物品も含む。

(1) 家庭用の水のろ過機：加圧式家庭用ろ過機は、水道管又は蛇口に取り付けられるように設計されており、通常金属容器内に組み込まれた円筒状の陶磁製ろ過用エレメントからできている。重力式も同様であるがやや大型である。しかし、この項には、その大部分が陶磁器又はガラスから成るろ過機を含まない（それぞれ 69 類又は 70 類）。

(2) 人造繊維製造用ろ過機：紡糸液をろ過する紡織用繊維製エレメントを内蔵した耐食性容器から成る。

(3) 内燃機関用、加工機械用等の油フィルター：これらには二つの型式がある。

(i) 通常フェルト、金網、スチールウール等の積層から成るフィルターエレメントを有するもの

(ii) 油から鉄の微粒子を除去するために永久磁石又は電磁石を備えたもの

(4) ボイラー用水フィルター：内部にろ過材の積層を有する大きな容器から成り、吸入管及び排出管の他に別の管及び弁の系統があり、その中に水を逆流させてフィルターエレメントを清浄する。

(5) フィルタープレス：水平に並んだ一連のろ過容器から成り、容器は容易に分離できる垂直のろ板とろ枠で作られている。これらはろ過材（布、セルロース等）で包まれ、ねじ機

構又は圧縮機構により、所定の位置に保持されている。液体はポンプによってセルを通して圧送され、容器は蒸気等により内部から加熱される。ろ過液は外に押し出され、かすは、ろ板の間で塊となって捕集される。フィルタープレスは、多くの液体のろ過用又は清浄用（例えば、化学工業、製糖業、醸造、ワイン製造、精油、精鉱、陶磁器又は人造繊維の製造用等）に使用する。

(6) 回転ドラム型真空ろ過装置（フィルター）：ろ布又はガーゼで包まれたシリンダーから成り、ろ過すべき液体の入ったタンクの中に装備される。液体はドラム内に吸引され、固体状のかすは、外面から機械装置によって除去される。

(7) 間けつ式真空ろ過装置（フィルター）：それぞれろ過布を張った多数の「ろ葉」又はろ過容器から成り、それらが共通の真空ラインに結合される。このフィルターは、給水タンク中に沈められ真空が供給される。

(8) 化学式浄水器：例えば、パームチット式又はゼオライト式の硬水軟化装置や石炭質の水用清浄機

(9) 電磁式浄水器：これらの浄水器においては、交番磁界の作用により、水中の石炭塩が結晶化して管の内側に沈殿するのを防いでいる。塩類は管壁に付着することなく、スラッジとして分離し、容易に取り除くことができる。

この項には、また透析装置を含む。これは半透膜を使った特殊な種類のフィルターで、液体が拡散作用によって半透膜を通過し、コロイド粒子を分離する。

(B) 気体のろ過機及び清浄機等

これらは気体から固体状又は液体状の粒子を分離するのに使用され、価値のあるもの（例えば、炉の煙道ガスから回収される粉炭、金属粒子等）を回収するか又は有害な物質を取り除く（例えば、ガス又は煙霧からのちり、タール等の除去及び蒸気機関の蒸気からの油の除去）ためのものである。

この項には、次の物品を含む。

(1) ろ過機及び清浄機で単に機械式又は物理的方法のみにより作用するもの：これらには二つの型式がある。第1の型式のものは、液体のフィルターと同様に分離用エレメントは表面が多孔質の物品（フェルト、布、金属スポンジ、グラスウール等）から成り、第2の型式のものは、ガスとともに引き出される粒子の速度を急激に落として、分離が行われ、その結果、粒子は重力によって油を塗った表面に引っかかり、収集される。この種のフィルターは、しばしばファンや水の噴霧装置と結合している。

第1の型式のものとしては、次の物品がある。

(i) 内燃機関の吸入口用空気フィルター：これらはしばしば上記の二つの型式のものを複合したものである。

(ii) バッグフィルター：一連の袋状のろ布から成り、しばしば捕集粒子を底から取り出すための振動装置を結合している。

(iii) スクリーンフィルター：ガスが通過するろ過室内を横切って広がり、2個のローラーによって動かされるエンドレスのろ過用ガーゼから成る。スクリーンは、スクレーパー機構で清浄化される。

(iv) 回転ドラム式フィルター：例えば、砂吹付け機に使用するようなもので、空気が吸収されるフィルタードラムから成る。ドラムからかすを取り除くためのスクレーパーに対して、ドラムは回転する。

第2の型式としては、次の物品がある。

(v) 除じん機、煙フィルター等：ガス気流中の粒子の速度を落とすために、いろいろな種類の障害物（例えば、整流板、対向してない孔を有する仕切板、円型又はらせん型の回路で整流板の付いたもの及びリンク状の整流板を円すい状に多数重ねたもの）が取り付けられている。

(vi) サイクロン：通常、円筒型のタンク内に組み込まれた金属板製の円すいから成る。接線方向のパイプから送り込まれたガスは上部から順次円すい部のより狭い部分（下部）に導かれ、そこで流れは上方へ逆転し円すいの広い部分に近づくにつれて乱流は急激に衰え始める。その結果、ごみはタンクの底に沈下する。

(2) 静電式気体用フィルター：主要部は通常静電気を帯びた一群の垂直な線である。空気中のちりは、装置の中を通過する時、線上に付着して補集され、周期的に取り除かれる。

(3) ガス洗浄器又はガス吸収塔：発生炉ガス、石炭ガス塔の洗浄に使用され、コークスその他の充てん材を詰めた金属製の高い塔から成り、頂上に水の噴霧装置が付いている。

(4) 気体用のその他の化学式ろ過機及び清浄機（自動車の排気ガス中の一酸化炭素を変換する触媒式清浄器を含む。）

＊

＊ ＊

このグループには、また原子力工業において使用する次の機械類を含む。

放射性ちり除去のために特に設計した空気ろ過機（物理的に除去するもの又は静電式のもの）

放射性よう素を保持するための活性炭清浄機

放射性元素分離用のイオン交換装置（電気透析により作動するものを含む。）

使用済核燃料用又は放射性廃棄物処理用の分離機（イオン交換法又は溶剤、沈殿等の化学処理によるもの）

部 分 品

部分品の所属に関する一般的規定（16部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、この項には、上記の型式のろ過機及び清浄機の部分品を含む。特に、間かつ式真空フィルター用ろ葉、加圧フィルター用のシャシ、フレーム、プレート等、液体用又は気体用のフィルターの回転ドラム、ガスフィルター用の整流板、穴あき板等が含まれる。

しかしながら、48.12項の製紙用パルプ製のフィルターブロック及びその他のろ過材（陶磁器、紡織用繊維、フェルト等）は、構成する材料により該当する項に属することに注意しなければならない。

＊

＊ ＊

この項には、次の物品を含まない。

- (a) ウラン同位体分離用の気体拡散装置 (84.01)
- (b) 84.15 項のエアコンディショナー及び 84.79 項の除湿機
- (c) 84.35 項のワイン用プレス、りんご酒用プレス等
- (d) 人工腎臓（透析）装置 (90.18)

84.22 皿洗機、清浄用又は乾燥用の機械（瓶その他の容器に使用するものに限る。）、充てん用、封口用、封止用又はラベル張付け用の機械（瓶、缶、箱、袋その他の容器に使用するものに限る。）、瓶、ジャー、チューブその他これらに類する容器の口金取付け用の機械その他の包装機械（熱収縮包装用機械を含む。）及び飲料用の炭酸ガス注入機

－皿洗機

8422.11－家庭用のもの

8422.19－その他のもの

8422.20－清浄用又は乾燥用の機械（瓶その他の容器に使用するものに限る。）

8422.30－充てん用、封口用、封止用又はラベル張付け用の機械（瓶、缶、箱、袋その他の容器に使用するものに限る。）、瓶、ジャー、チューブその他これらに類する容器の口金取付け用の機械及び飲料用の炭酸ガス注入機

8422.40－その他の包装機械（熱収縮包装用機械を含む。）

8422.90－部分品

この項には、乾燥用装置を自蔵するかしないかを問わず、電気で作動するもの及び家庭用の型式のものも含めた皿洗機（皿類、グラス、スプーン、フォーク等を洗うもの）を含む。また、この項には、瓶その他の容器の清浄用、乾燥用及びそれらの容器の充てん用、封口用（飲料用の炭酸ガス注入機を含む。）並びに物品を販売、運送又は貯蔵するための包装（熱収縮包装を含む。）用の各種型式の機械を含む。これらには、次の物品がある。

- (1) 瓶、つぼ、缶、箱、たる、かく乳器、クリーム分離機用のボウルその他の容器の清浄用、洗浄用、すすぎ用又は乾燥用の機械（蒸気式であるかないかを問わない。）：これらの機械は、消毒用又は殺菌用の装置を自蔵することがある。
- (2) 各種容器（例えば、おけ、たる、缶、瓶、つぼ、管、アンプル、箱、小包、袋等）の充てん用機械：これらは、しばしば補助的な容量若しくは重量の自動制御装置及び封口用装置を備えている。
- (3) 瓶又はつぼの封口を又はコルク若しくは王冠によりふたをする機械及び缶の封口用又は封止用の機械（はんだ付けをして封をするものを含む。）
- (4) 包装機及び箱詰機（組立、印刷、くくり、ステープル留め、テープ留め、のり付け、封口その他包装の仕上げを行う装置を有するものを含む。）：この項には、充てんした缶又は瓶を外装用の容器（クレート、箱等）に詰める機械も含む。
- (5) ラベル張付け用の機械（ラベルの印刷、切断及び張付けをするものを含む。）
- (6) 飲料用の炭酸ガス注入機：実際には、液体と同時に炭酸ガスを供給する装置を備えた瓶詰

め及び封口を行う機械である。

- (7) 梱包機及びバンド締め機械（梱（こり）、ケースその他の包装される物品の上に当該機械を置いて作業を行うことができるようなプレートその他これに類する装置を有するものに限り、手動式でかつ携帯用のものを含む。）

この項の機械は、しばしば前述のいくつかの機能を行うものがあり、それらは真空その他の制御された気圧の条件下において、充てん、封止を行う機構を自蔵することもある。

包装等のほかに、更に別の作業ができる機械も、その付加作業が包装等に対して付随的なものである限り、この項に属する。従って、商品を通常の商取引の形態に包装する機械は、計量用又は測定用の機械を有するか有しないかを問わず、この項に属する。同様に、この項には二次的機能としてあらかじめ調製された製品の特性を本質的に変えることなく切断、型込め、プレス等により、通常の商品形態にする機械（例えば、バター又はマーガリンをブロック状等に成形して更に包装する機械）も含む。ただし、この項には、一時的機能が包装ではなく素材又は半仕上げの材料を完成品に仕上げる機械（例えば、タバコの製造包装兼用機械）を、含まない。

部 分 品

部分品の所属に関する一般的規定（16 部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、この項には、上記の機械の部分品も含む。ただし、複合機械の場合、複合機械を構成し、かつ、それ自体がこの項には属しない機械の部分品は、それぞれ該当する項（例えば、重量測定機の部分品は 84.23 項、箱又は紙袋の製造機械の部分品は 84.41 項及び印刷機の部分品は 84.43 項）に属することに注意しなければならない。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 瓶詰機、缶詰機その他の家庭用の器具で重量が 10 キログラム以下のもの（82.10）
- (b) わら用又は乾燥用のペイラー（84.33）
- (c) 紙袋又は紙箱の製造機（84.41）
- (d) 袋詰めした後の封口用のミシン（84.52）
- (e) 金属くずを梱状に圧縮するプレス（84.62）
- (f) 箱のくぎ打ち機（84.65）
- (g) 封筒に手紙を挿入する機械及びそれらに紙の帯をかける機械（84.72）

＊

＊ ＊

号の解説

8422.11

この号には、その目的とする用途にはかわりなく家庭用の皿洗機を含み、電気駆動式であるかないかを問わない。これらの機械で床置き型のものの外型寸法は、次の通りである。

幅 : 65 センチメートル未満

高さ : 95 センチメートル未満

奥行き : 70 センチメートル未満

テーブル又はカウンターに置かれる機器の寸法はかなり小さい。

84.23 重量測定機器（重量測定式の計数機及び検査機を含むものとし、感量が50ミリグラム以内のはかりを除く。）及び分銅

8423.10－体重測定機器（乳児用はかりを含む。）及び家庭用はかり

8423.20－コンベヤ上の物品を連続的に計量するはかり

8423.30－定量はかり及び袋又は容器の中へあらかじめ決めた重さの材料を送り出すためのはかり（ホッパースケールを含む。）

－その他の重量測定機器

8423.81－最大ひょう量が30キログラム以下のもの

8423.82－最大ひょう量が30キログラムを超え5,000キログラム以下のもの

8423.89－その他のもの

8423.90－分銅及び重量測定機器の部分品

この項には、感量が50ミリグラム以内のはかり（90.16）を除くほか、次の物品を含む。

(A) 物体の重量を直接測定するための機器：電子的方法（トランスデューサー）、交換できるおもりと測定物とを平衡させる方法、重量換算目盛りを有するはり上の可動式のおもり（カーソル）を手で移動させる方法（さおばかりその他のはかり）、ばね、レバー又は釣合いおもりにより作動する機械のスケール又は表示器に自動的に記録する方法、油圧式等のいずれかの方法により測定するものである。

(B) 重量を測定する原理に基づいて作動するが、重量単位以外で重量と直接関係のある他の単位（例えば、容量、数、価格又は長さ）を自動的に記録する機器

(C) 重さによって製品の均一性を検査したり若しくは製品の欠陥を指示したり又は包装しようとする商品を基準重量分投入するための重量設定機

この項に属する多くの型式の機械には、次の物品を含む。

(1) ばねばかり

(2) 家庭用又は店用のはかり

(3) 手紙用又は小包用のはかり

(4) 体重測定機器（乳児用はかりを含むものとし、硬貨を挿入することにより作動するかしないかを問わない。）

(5) 移動式又は可動式の台はかり

(6) 橋はかり（液圧式その他のもの）及びその他の台はかり

(7) ベルトコンベヤ上又は高架式コンベヤ上で商品の重さを測るはかり

(8) 重量測定式計数機

(9) 検定はかり（標準量と対比して超過又は不足を指示する。）、織物その他の材料の均一性を検査する連続はかりその他の定量はかり

(10) ホッパースケール（ホッパーから放出される材料を自動的に計量するもので混合物を調合する際、いくつかのホッパーから放出される原料の重さを計るスケールを含む。）

(11) 袋又は容器の中にあらかじめ決められた重さの材料を送り出すためのはかり。ただし、商品を通商取引の形態に包装する機械は属しない。

(12) 連続して流れる液体の重量を計量するはかり

(13) 包装された商品の重量測定及びラベル張りを行う全自動の機器で、重量測定機、計算機及び包装計数器とラベル供給機とを内蔵する印字機から成るもの

これらの種々の重量測定機の中には、自動的に重量チケットを印刷する装置、一連の計量の記録及び積算を行う装置又は読取値の投影若しくは拡大を行う装置等を結合したものもある。

この項には、材質、使用するはかりの種類及びケース入りであるかセットにしたものであるかを問わず、あらゆる種類の分銅を含み、また 90.16 項の精密はかりとは別に提示される分銅も含む。ただし、分銅が精密はかりとともに提示される場合は、90.16 項に属する。カーソル（白金製のものを含む。）もこの項に属する。

部 分 品

部分品の所属に関する一般的規定（16 部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、この項の重量測定機器の部分品は、この項に属し、それらには次の物品がある。

はかりのはり（目盛りを付したものであるかないかを問わない。）、はかり皿又は台、基盤支持具又は枠、ナイフエッジ、ピポット及びピポット軸受（めのうその他の貴石又は半貴石のみで製造したもの（71.16）を除く。）、液圧緩衝装置（振動ダンパー）並びに重量指示ダイヤル。

この項には、次の物品を含まない。

(A) 静水ばかり（比重ばかり）（90.16）

(B) 釣合試験機（90.31）

(C) 物品、人間、動物等の重量測定用ではなく、主としてけん引力、圧縮力等を測定するように設計された種類の機器（例えば、動力計）（90.24 又は 90.31）

＊

＊ ＊

号の解説

8423.20

この号におけるコンベヤの物品を連続的に計量するはかりは、合計又は総計を示すことができるもので、バケット、チェーンその他これらに類するものに入る前に材料の重さを測定し記録するものである。

84.24 噴射用、散布用又は噴霧用の機器（液体用又は粉用のものに限るものとし、手動式であるかないかを問わない。）、消火器（消火剤を充填してあるかないかを問わない。）、スプレーガンその他これに類する機器及び蒸気又は砂の吹付け機その他これに類する噴射用機器

8424.10－消火器（消火剤を充填してあるかないかを問わない。）

8424.20－スプレーガンその他これに類する機器

8424.30－蒸気又は砂の吹付け機その他これに類する噴射用機器

－農業用又は園芸用の噴霧器

8424. 41－可搬式噴霧器

8424. 49－その他のもの

－その他の機器

8424. 82－農業用又は園芸用のもの

8424. 89－その他のもの

8424. 90－部分品

この項には、蒸気、液体又は固体（例えば、砂、粉、粒、砂利又は金属研磨材）の噴射用、散布用又は噴霧用の機器を含む。

ただし、この項には、種々の材質（例えば、石、複合材、ゴム、ガラス、金属）を精密に切断するよう設計された、ウォータージェット切断機械（water-jet cutting machine）又はウォータースラッシュジェット切断機械（water-abrasive-jet cutting machine）を含まない。これらの機械は、一般的に、音速の2倍から3倍の速度で、水又は微細な研磨剤を混合した水の細流を3,000気圧から4,000気圧の圧力にして操作される（84. 56）。

（A）消火器（消火剤を充填してあるかないかを問わない。）

このグループには、泡末消火剤その他の消火剤を使用する消火器（コック、弁、撃発頭その他の開口装置の付いた簡単なものを含むものとし、消火剤を充填してあるかないかを問わない。）を含む。

この項には、次の物品を含まない。

（a）消火弾及び消火器用消火剤（38. 13）

（b）消火用ポンプ（貯水槽を有するか有しないかを問わない。）（84. 13（自動車式でないもの）又は87. 05（自動車式のもの））

（B）スプレーガンその他これに類する機器

スプレーガンその他これに類する手動式の機器は、通常圧縮空気又は蒸気の供給系統に取り付けられるように設計され、また噴射する材料の貯蔵器と直接に又は導管を通じて結合されている。これらのスプレーガンは、ノズルを通る流れを調整するための引金又は弁が付いている。このノズルは、通常ジェット噴射又はそれより多少拡散した噴射を行えるように調整することができる。これらは、ペンキ、ディステンパー（にかわ、卵黄等を使用した絵具）、ワニス、油、プラスチック、セメント、金属粉、繊維粉等の噴霧に使用する。これらは、また、ビルの石造部、彫刻等の清掃用に圧縮した空気又は蒸気の強力なジェット流を噴射するのに使用する。

印刷機に取り付けて汚れを付けないようにするための手動制御式の噴霧装置及び手動制御式の溶融金属噴射機（吹管の原理に基づいて又は電気加熱装置と圧縮空気のジェット流とを組み合わせた効果を利用して作動する。）が単独で提示される場合には、それらはこのグループに属する。

手で操作するスプレーガンで電動機を自蔵し、ポンプ及びスプレーする材料（ペンキ、ワニス等）の容器を組み込んだものもこの項に属する。

(C) 蒸気又は砂の吹付け機その他これに類する噴射用機器

砂の吹付け機その他これに類する機器は重量のある構造物のものが多く、時には圧縮機を自蔵するものもある。これらは、砂、金属研磨材等の高圧ジェット流の作用により、金属製品の酸化物の除去又は清浄及びガラス、石材等の食刻又は表面のつや消しに使用する。これらの機器には、残った砂、ちりを除去するために、普通集じん器が付いている。この項には、例えば、機械仕上げをした金属等のグリース除去に使用される蒸気吹付け装置も含む。

(D) 注水器、噴霧器及び粉の散布器

これらは、農業用、園芸用又は家庭用として殺虫剤、殺菌剤等を噴霧することに使用する。この項には、粉末散布器、背のう式噴霧器及び移動式噴霧器と同様に手動式（簡単なピストンポンプ式噴霧器を含む。）又は足踏み式のものを含み、貯蔵器を有するか有しないかを問わない。この項には、原動機を内蔵する移動式噴霧器も含む。この原動機は、ポンプ用又は噴霧用の動力を供給するだけでなく、作業をする目的で本体を限られた範囲内で動かせるようにもできている。ただし、87.05 項に規定する車両を構成する機械を含まない。

この項には、噴霧状又はジェット状に散布する機構又は噴霧ヘッドを自動的に所定の方角に向けるための機構（水圧によって動く簡単な機構を含む。）を有していれば、固定式、移動式又は自走式のいずれであるかを問わず、次の型式の機器を含む。

- (1) 芝生、果樹園に使用するスプリンクラー及び噴霧器（例えば、回転式又は振動式の噴霧器）
- (2) 強力な水の噴射により山腹から鉱物（例えば、金を含んだ砂）を採掘するために設計した水圧銃及び製紙工業において使用される水噴射式の樹皮はぎ機

この項には、自動車用のフロントガラス及びヘッドランプの洗浄装置及び雑草駆除その他の農業用に使用する火炎放射器も含む。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 簡単な圧力開放弁を備えた圧力容器に入れた殺虫剤 (38.08)
- (b) ホース用ノズル（コック、弁その他の流量調整用器具を有するものは、15 部又は 84.81 項）
- (c) 香水用噴霧器その他これに類する化粧用噴霧器 (96.16)

(E) かんがい装置

種々の構成要素を相互に連結したかんがい装置には、通常次の物品を含む。

- (i) 制御装置（メッシュフィルター、肥料注入機、流量計測弁、逆止弁、圧力調整器、圧力計、空気孔等から成る。）
- (ii) 地下配管（制御装置からかんがい地域まで送水する配管からなる。）
- (iii) 地表配水機構（滴水器を取り付けた滴水管からなっている。）

このようなシステムは、16 部の注 4 に規定する機能ユニットとして、この項に属する（16 部の総説参照）。

＊

＊ ＊

この項には、また次の物品を含む。

- (1) 各種の物品（例えば、コップ及び箱）にパラフィンワックス又は溶融ワックスをスプレー塗装する機械
- (2) 静電塗装装置：塗料を供給するフレキシブルチューブにより塗料容器と接続され、かつ、ケーブルにより高圧発生機と接続したスプレーガンから成る。被塗装物とガンとの間に発生した静電場は、圧縮空気により噴霧された塗料の粒子を塗装面に引き付け、拡散を防ぐ。
- (3) 産業用ロボットで、液体又は粉の噴射用、散布用に特に設計されたもの

部 分 品

部分品の所属に関する一般的規定（16 部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、この項の機器の部分品は、この項に属する。従って、噴霧器用貯蔵器、スプレーノズル、ランス（吹管）及び乱流スプレーヘッド等で、84.81 項に該当しないものが、この項に属する。

＊

＊ ＊

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 手動式の油差し及びグリースガン（82.05）並びに圧縮空気式グリースガンその他の強制供給潤滑装置（84.67）
- (b) ボイラー用の蒸気噴霧式すす除去器（84.04）
- (c) 炉用バーナー（84.16）
- (d) 水、水蒸気、砂等を噴射して、たるその他の容器を洗浄する機械（84.22）
- (e) インクジェット方式の印刷機（84.43）
- (f) 自動販売機式の香水噴霧器（84.76）
- (g) 道路その他これに類する面上にモルタル又はコンクリートを塗り広げる機械及び砂利を散布する機械（84.79）
- (h) トラックに据え付けられるように設計された除雪用の塩及び砂の散布機
- (ij) 半導体ウエハー及びフラットパネルディスプレイのエッチング用、現像用、剥離用又は洗浄用の噴霧機器並びに電気めっき処理前に半導体パッケージ金属導体上の異物を洗浄又は除去するデフラッシュ機械（高圧噴霧による不純物の除去）（84.86）
- (k) 85.15 項の金属又はサーメットの熱吹付け用電気機器
- (l) ジェット式歯科用ドリル（90.18）及びエアゾール治療器（ネビュライザー）（90.19）

＊

＊ ＊

号の解説

8424.20

この号には、84.24 項の解説の（B）の機器を含む。

8424.41

「可搬式噴霧器」とは、操作者がハンドル又は1本若しくは2本の肩ひもを用いて引き又は持ち運ぶことができるように設計された噴霧器をいう。

この号には、圧力ポンプ及び充填用漏斗を有する圧力タンク、運搬用ストラップ、柔軟性のある管並びに真ちゅう製のランス（吹管）及び調節ノズルを有するハンドヘルドスプレーアームからなる蓄圧式噴霧器（「スプレーガン」として販売されることもある。）を含む。これらは、農業用又は園芸用の使用に最も適することを明確に示す物理的な特徴（例えば、3気圧の動作圧力、5リットルの容量、調節可能なノズル開口部）を有する。

この号の可搬式噴霧器には、更に、例えば、手動圧縮及びレバーにより操作される背負い式噴霧器、原動機付き背のう式噴霧器、原動機付き背のう式ミストブロワー、操作者が運搬する回転式ノズルアプリケーションター、手引き又は手押し式ブーム噴霧器がある。

この号には、可搬式でなく、他の農業機械等に装備して使用する加熱式噴霧器（hot fogger）（加熱により噴霧する粒子を生成する機構を有する噴霧器）又は冷却式噴霧器（cold fogger）（圧力をかけることにより噴霧する粒子を生成する機構を有する噴霧器）を含まない。

84.25 プーリータックル、ホイスト（スキップホイストを除く。）、ウインチ、キャプスタン及びジャッキ

－プーリータックル及びホイスト（スキップホイスト及び車両持上げに使用する種類のホイストを除く。）

8425.11－電動機により作動するもの

8425.19－その他のもの

－ウインチ及びキャプスタン

8425.31－電動機により作動するもの

8425.39－その他のもの

－ジャッキ及び車両持上げに使用する種類のホイスト

8425.41－据付け式ジャッキ装置（修理場において使用する種類のものに限る。）

8425.42－その他のジャッキホイスト（液圧式のものに限る。）

8425.49－その他のもの

この項には、持上げ用又は荷扱い用の簡単な機器を含む。この項の機器が自走式その他の移動式の機械、多機能機械及び持上げ用、積込み用、荷扱い用等の機械で、他の機械に組み込まれるように設計され又は17部の輸送用の車両若しくは船舶に搭載されるように設計されたものである場合に限り、84.26項の解説の規定を準用する。ただし、ウインチがトラクターの通常の作業装置で有る場合には、当該機器一式（トラクター及びウインチ）は、87.01項に属する。

この項には、次の物品を含む。

（I）プーリータックル及びホイスト（スキップホイストを除く。）

この項に属するプーリータックル及びホイストは、プーリー（滑車）、ケーブル、チェーン、ロープ等による多少複雑な装置から成るものであり、当該装置は、例えば、直径の異なるプリー、歯車及び伝動機構を使用して持ち上げを容易にするための機構的利点が得られるように設計され

ている。

このグループには、特に次の物品を含む。

- (1) タックル及びホイスト：チェーンが、プーリーの外周にある特別に設計された突起部にかみ合っているもの
 - (2) 巻胴型プーリーホイスト：滑車機構を納めた巻胴にケーブルが巻かれるもの。この種の自走式ホイストは、通常ニューマチック式又は電気式で頭上のレールを走行するトロリー又はクラブに取り付けられることが多い。
 - (3) ローラーチェーンホイスト：ローラーチェーンがスプロケットホイール伝動機構を通して走行するもの。ジャッキ機構と同様にクランクハンドル又はレバーにより操作される。
- 単独で提示されるプーリー及びプーリーブロックは、この項には含まれない (84. 83)。
- この項には、ダビット（吊艇柱：本船搭載ボート等をプーリータックル式の巻上装置により上げ下げする傾斜式又は旋回式の 2 本の柱から成るもの）も含む。

(II) ウインチ及びキャプスタン

ウインチは、ケーブルを巻き取る横型のラチェット式巻胴から成り、手動式のものと同動力駆動式のものがある。キャプstanは、これに類似しているが、巻胴は立型である。

このグループには、次の物品を含む。

- (1) 船舶用のウインチ及びキャプスタン（荷役機械運搬用、揚錨用又は操舵用のもの及び引き網、漁網又はしゅんせつ用ケーブル等をけん引するためのもの。その駆動装置は、これらの機械に組み込まれて一体化している。）
- (2) トラクター用ウインチ等
- (3) 坑口巻上装置（基本的には大型の動力駆動式ウインチから成るもの）
- (4) 転車台運転用、鉄道貨車入換え用等のキャプスタン（貨車入換えのためには、通常、そのけん引を容易にするため、ベアリング上で各々自由に回転することができる多数の転回軸に沿って案内されるが、このボラードは、73. 25 項又は 73. 26 項に属する。）
- (5) 伸線機用のけん引装置

(III) ジャッキ

ジャッキは、重量物を短い距離だけ持ち上げるように作られている。この項には、ラックジャッキ（歯ざおとつめとにより作動するもの）、ねじジャッキ（ねじ棒がそれ自身の回転又はジャッキ本体に取り付けてあるナットの回転によって上昇するもの）及び入れ子式ねじジャッキ 2 本以上の同心ねじ棒の働きにより、外側のねじがジャッキ本体中のナット内で回転して作動するもの）を含む。

液圧式又はニューマチック式のジャッキの場合には、持上げ用ピストンが、独立した若しくは内蔵するポンプ又は圧縮機で発生した圧力により、シリンダーに沿って動かされる。

特殊な型式のジャッキとしては、次の物品がある。

- (1) 自動車用等の携帯用ジャッキ
- (2) 修理場用トロリー付きジャッキ、クレート持上げ用ジャッキ等

- (3) 修理場用の据付け式ジャッキ装置（通常液圧式のもの）
- (4) 貨物自動車の傾斜装置用ジャッキ
- (5) クレーン、重量貨物自動車、工作車、大砲等を地面に固定するためのジャッキ
- (6) 鉄道線路持上げ用ジャッキ
- (7) 鉄道車両持上げ用ジャッキ
- (8) けた、構造物のブロック等を移動させるための水平動ジャッキ

部 分 品

部分品の所属に関する一般的規定（16 部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、この項の機器の部分品は、84.31 項に属する。

＊

＊ ＊

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 84.12 項の液圧式又は気体式のシリンダー
- (b) 86.08 項の平面交差管制装置及び鉄道用信号装置

84.26 デリック、クレーン（ケーブルクレーンを含む。）、移動式リフティングフレーム、ストラッドルキャリア及びクレーンを装備した作業トラック

－天井クレーン、トランスポータークレーン、ガントリークレーン、橋型クレーン、移動式リフティングフレーム及びストラッドルキャリア

8426.11－固定した支持物に取り付けた天井クレーン

8426.12－タイヤ付き移動式リフティングフレーム及びストラッドルキャリア

8426.19－その他のもの

8426.20－タワークレーン

8426.30－門型ジブクレーン

－その他の機械（自走式のものに限る。）

8426.41－タイヤ付きのもの

8426.49－その他のもの

－その他の機械

8426.91－道路走行車両に装備するために設計したもの

8426.99－その他のもの

この項には、非連続的な持上げ用又は荷扱い用の機械を含む。

自走式その他の移動式機械

この項には、一般に固定式又は定置式の機械だけでなく、移動式の機械（自走式であるかないかを問わないものとし、17 部に属する種類の輸送機器に装備された機械に関する以下の除外規定

による場合を除く。)も含む。

除外規定は、次のとおりである。

(a) 86 類の車両本体に取り付けられた機械

持上げ用又は荷扱い用の機械が、鉄道路線（軌間の広軌を問わない。）上を走行するように設計された列車に連結されるのに適した種類の無がい車に取り付けられた場合には、これらは、86.04 項に属する。鉄道の路線又は車両の作業用の応急作業クレーン車、クレーン付き貨車及び鉄道の貨物駅において使用されるクレーン付き貨車が普通この条件に合致する。路線の作業用又は保守用の自走式車両も 86.04 項に属する。一方、本来の意味での鉄道車両の使用に合致しない車両又は台枠に装備された持上げ用又は荷扱い用の機械は、この項に属する。例えば、普通、建設現場、採掘場等において作業用にレールを走行するように取り付けられたクレーンが、この場合に相当する。

(b) 87 類のトラクター又は自動車の本体に取り付けられた機械

(1) トラクター型の走行部に取り付けられた機械

この項の機械の作業部分のある種のものには、トラクターに取り付けられるものがある。この場合のトラクターは、本来他の車両、機器又は貨物をけん引し又は押すために作ったもので、農業用トラクターのように作業機器操作の簡単な装置が取り付けられている。この場合の作業機器は、その時々作業に応じて使用する補助装置であり、概して相対的に軽量であり、使用者自身が作業現場で取付け又は交換を行うことができるものである。このような場合、作業機器は、たとえトラクターとともに提示され（トラクター本来に取り付けられているかいないかを問わない。）ても、この項の機械を構成するものであればこの項に又は 84.31 項の機械の部分品であれば 84.31 項に属する。また、操作装置を有するトラクターは、分離して 87.01 項に属する。

一方、この項には、走行部、操作制御部、作業機器及びその作動装置が互いに結合されて一体構造の機器を構成するように特に設計された自走式機械を含む。この取扱い、例えば、次のような物品について適用する。すなわち、トラクターに類する走行部で、この項に記載された機能（持上げ、荷扱い等）のうち一以上を果たす機械の不可分の一部を構成するように特に設計され製作され又は補強されたものである。このような走行部は単独で提示されても、同種の完成した機械の重要な特性を有する未完成の機械として、この項に属する。数種の異なった作業部分を装備しているため、84.25 項から 84.30 項までのうちのいくつかの項に属する可能性がある走行部は、16 部の注 3 又は通則 3 (c) に基づいてその所属を決定する。

87.01 項のトラクターとこの類の機械の走行部との区分基準の詳細は、87.01 項の解説を参照すること。

(2) 自動車用シャシ又は貨物自動車に取り付けられた機械

持上げ用又は荷扱い用の機械（例えば、普通のクレーン及び軽量の応急作業クレーン）は、実際には基本的に完成した自動車用シャシ又は貨物自動車に取り付けられることが多い。ここに言う完成した自動車用シャシ及び貨物自動車とは、少なくとも次の機構を有したものを言う。走行用の原動機、変速用のギアボックス及び制御装置並びに操縦用又は制

動用の装置。上記のような機械は、特殊用途自動車として 87.05 項の属する。この場合には、持上げ用又は荷扱い用の機械が単に車両に取り付けられているか又はこれらが一体構造となっているかを問わない。ただし、本来運搬用に設計された 87.04 項の車両を除く。

一方、この項には、自走式機械のうち車輪式シャシに取り付けられた持上げ用又は荷扱い用の機械（通常クレーン）の運転室内に、前項に述べた走行用又は制御用の装置の一以上を設置したもの（全体が当該機械の駆動用原動機により道路を走行できるかできないかを問わない。）を含む。

この項のクレーンは、一般に荷重を掛けたまま移動することではなく、もし移動するとしてもその動きは限られていて、主たる機能である持上げに対して補助的なものである。

（c）89 類の浮き構造物の本体に取り付けられた機械

ポンツーンその他の浮き構造物に取り付けられた持上げ用又は荷扱い用の機械（例えば、デリック及びクレーン）は自力航行式であるかないかを問わず、すべて 89 類に属する。

多機能機械

この項又は 84.25 項、84.27 項及び 84.28 項において記述した機能（持上げ、積込み等）のほか、84.29 項又は 84.30 項において記述した機能（掘削、地ならし、せん孔等）も実行することができる機械も多い。このような機械は、16 部の注 3 又は通則 3（c）に基づいてその所属を決定する。（例えば、メカニカルショベル、ドラグライン等の中でジブ又は先端の取付具を交換することにより、クレーン、石炭の切出し積込み兼用機、溝堀り管取扱い兼用機等として使用できるものがある。

＊

＊ ＊

単独で提示される持上げ用、積込み用、荷扱い用等の機械は、たとえこれらが他の機械に組み込まれること又は 17 部の輸送用の車両若しくは船舶に搭載されることを目的としたものであっても、この項に属する。

＊

＊ ＊

この項には、持上げ用又は荷扱い用の機械で、一般にプーリー（滑車）、ウインチ又はジャッキ装置をもととしたものであって、しばしば静的な鉄鋼製構造物の部分の占める割合が大きいものを含む。

これらの静的な構造物構成要素（例えば、クレーン柱脚及びガントリー（構台））は、これが多少とも完成した荷扱い用機械の部分品として提示されれば、この項に属する。

それが単独に提示される場合にあっては、機器の完成品の可動部分の作動に不可欠な機構部分（車輪、ローラー、滑車、走行用レール、ガイドレール等）を取り付けてあるか又は取り付けるように設計されている場合には、84.31 項に属し、そのほかの場合には、これらの構造物の構成要素は、73.08 項に属する。

この項には、次の物品を含む。

（1）橋型クレーン：重装のはり又はブリッジにつるされている強力なつり上げ装置から成り、

全体が広軌のレール上を走行する。同様の橋型クレーンで原子炉の燃料の交換又は取り出しに使用されるものもこの項に属する。

- (2) ガントリークレーン及び天井クレーン：はり自体が壁に固定したレール又は適当な支持用金属製構造物の上を走行するもの
- (3) トランスポータークレーン：固定式又はレール上を走行する型式のものがあり、中には非常に長いものもある。また、通常は停泊岸壁又は積卸し場の上に張り出した片持ちばり（間接式であるかないかを問わない。）を有し、このはりにその全長に渡って走行する巻上げ用のトロリー又はクラブが装備されている。建築用石材の取扱い用、コンテナの取扱い用又は造船に使用される特殊型式のものがある。
- (4) 移動式リフティングフレーム：特にコンテナ取扱い用のタイヤ付き車輪を有するもので、次の場合に限り自走式であってもよい。すなわち、停止中に作業を行うように設計したものであるか、又はもし荷重を掛けたままで短距離の移動をすることができるとしても、ほとんどの場合には、それぞれ一对の車輪上に載った2本の垂直柱（伸縮式のものもある。）で支えられた水平ビームから成る簡単な門形であるものに限る。
- (5) ストラッドルキャリヤー：straddle（またぐこと）型式のシャシから成るものであり、一般にその高さを調節するための垂直な伸縮式の支柱を有している。このシャシは、通常4個以上のタイヤ付き車輪を装備しており、これらの車輪は通常非常に小さな半径の範囲内での駆動用及び操舵用として使用される。

ストラッドルキャリヤーは、それ自体の特殊な設計のため貨物の上をまたぐような位置をとることができ、特殊な握り装置により貨物を持ち上げ、短距離間を運搬し、再び貨物を下ろすことができる。これらのキャリヤーの中には、貨物の積み込み又は積卸しをするために運送車両の上を直接にまたぐことができる十分な幅と高さを有するものがある。

ストラッドルキャリヤーは、工場、倉庫、埠頭、空港等における長尺の貨物（形材、樹木、木材等）の荷扱い又はコンテナの積み込みに使用される。
- (6) タワークレーン：これらのクレーンは、主として、相当な高さのタワー（通常個々の部分から構成され、レールの上に固定され又は移動することができる。）、主水平ジブ（トロリー、巻上げ機、作業用プラットホーム及び運転者用の運転台を取付けている。）、カウンターウェイトを備えたカウンターウェイトジブ、ジブを支持するタイバー並びにクレーンを回転するための上部又は底部にある旋回装置から成る。タワーは、油圧式のシリンダー又はジャッキ及びクライミングフレーム（クレーンの作業高さを増す目的で、追加用タワー部分を取り付けられるように、ジブを引上げられるもの）を有していてもよい。
- (7) 門形クレーン：埠頭において使用されるクレーンで、レールを走行する四脚の高い台座上にジブクレーンを装備したものである。レールの軌間は、一般の鉄道に比べてはるかに広い。
- (8) ジブクレーン（又はデリッククレーン）：荷重のつり上げのほか、時には水平移動を行うために使用するもので、基本的には到着できる長さを調整し、かつ、作業を容易にするために組み合わされたブーム又はジブから成る。つり上げケーブルはブームの先端にある滑車を通じて張られ、ウインチにより駆動される。ジブ又はブームは、垂直支柱（相当高い場合もある。）により支えられることもある（鉄道用の応急作業クレーン車、クレーン車、浮きクレー

ン等に関しては、この解説の冒頭参照)。

- (9) ケーブルクレーン：つり上げた荷重を運搬するための設備である。固定式又は走行式の塔の上部に支えられた1本以上の主策及び荷重の上げ下ろし機構を備え主策上を走行するトロリーから成る。大規模な建設現場、ダム、橋、採石場等において使用される。
- (10) 船舶用デリック：固定された1本の垂直柱とその根元にピボットで支えられた荷役用アームとからなり、アームが滑車装置により上下するもの（ポンツーン等の浮き構造物に取り付けられた類似の機械については、この解説の冒頭参照）
- (11) クレーンを装備した作業トラック：工場、倉庫、埠（ふ）頭、空港等において、貨物の短距離の運搬を行えるように設計されている。貨物の運搬は、作業トラック型式のシャシに取り付けられた軽量クレーンにより行うもので、そのシャシは安定性を保つため一般にホイールベースが長く、かつ、幅の広い箱形のフレーム状になっている。

部 分 品

部分品の所属に関する一般的規定（16部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、この項の機械の部分品は、84.31に属する。

＊

＊ ＊

この項には、87.05項のクレーン車を含まない。

84.27 フォークリフトトラック及び持上げ用又は荷扱い用の機器を装備したその他の作業トラック

8427.10－自走式トラック（電動機により作動するものに限る。）

8427.20－その他の自走式トラック

8427.90－その他のトラック

84.26項の掲げるストラッドルキャリア及びクレーンを装備した作業トラックを除くほか、この項には作業トラックに持上げ用又は荷扱い用の機器を装備したものを含む。

この種の作業トラックには、例えば、次の物品を含む。

（A）フォークリフトその他の昇降用又は積込み用のトラック

（1）機械駆動のフォークリフトトラック

これらのトラックには時には大型のものもあり、垂直な支柱に沿って滑動する昇降式荷受台に貨物を載せて運ぶものである。この昇降機構は、通常運転席の前に位置し、運搬中の貨物を支持し、かつ、貨物を積み込むために持ち上げたり又は貨物を車両に置くように設計されている。

このグループには、サイドフォークリフトトラックを含む。これは、長尺の貨物（大ばり、板材、管、コンテナ等）の荷扱いをするように設計されたもので、通常、貨物の短距離運

搬の際に貨物を保持するためのプラットホームを備えている。

上記のトラックの昇降機構は、通常その車両の原動機により駆動され、かつ、取り扱う貨物の種類に応じて各種の特別な取付具（フォーク、ジブ、バケット、グラブ等）を取り付けるように設計されている。

（２）その他の積込み用機械

通常トラックに取り付けられるもので、手動式又は動力駆動式のウインチ又はラック機構により、垂直支柱に沿って昇降するプラットホーム又はフォークを装備している。

これらは、クレート、たる等の積込みに使用される。

昇降機と同様の原理に基づいて作動するある種の積込み用機械は、84.28 項に属する。

（B）持上げ用又は荷扱い用の機器を装備したその他の作業トラック

この項には、次の物品を含む。

（１）機械式の昇降プラットホームを備えたトラック：電線、公共の照明施設等の補修のために使用されるもの（貨物自動車に装備されたこの種の昇降プラットホームについては、84.26 項の解説の冒頭の除外規定（b）（２）参照）

（２）持上げ用又は荷扱い用の機器を装備したその他のトラック（特定の工業（例えば、繊維工業、窯業、酪農業等）専用のものを含む。）

部 分 品

部分品の所属に関する一般的規定（16 部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、この項のトラックの部分品は、84.31 項に属する。

84.28 その他の持上げ用、荷扱い用、積込み用又は荷卸し用の機械（例えば、昇降機、エスカレーター、コンベヤ及びロープウェー）

8428.10—昇降機及びスキップホイスト

8428.20—ニューマチックエレベーター及びニューマチックコンベヤ

—その他の連続作動式の昇降機及びコンベヤ（貨物用のものに限る。）

8428.31—地下で使用するために特に設計したもの

8428.32—その他のもの（バケット型のものに限る。）

8428.33—その他のもの（ベルト型のものに限る。）

8428.39—その他のもの

8428.40—エスカレーター及び移動式歩道

8428.60—ロープウェー、いすリフト、スキーの引き綱及びケーブルカー用けん引装置

8428.70—産業用ロボット

8428.90—その他の機械

84.25 項から 84.27 項までの持上げ用又は荷扱い用の機械を除き、この項には原料、製品等の

機械的な荷扱い（持上げ、運搬、積込み、荷卸し等）に使用される広い範囲の機械を含む。これらは、特定の工業、農業、冶（や）金等に専用のものであっても、この項に属する。しかし、この項には、84.13 項の液体エレベーター及び 89.05 項又は 89.07 項の浮きドッグ、コファダムその他これらに類する海上の持上げ用又は再浮揚用の機器（流体の浮力によってのみ作動するものに限る。）を含まない。この項は、固体の持上げ又は荷扱い用の機器に限定せず、液体または気体用の機械類も含む。

この項の機器が自走式その他の移動式の機械、多機能機械及び持上げ用、積込み用、荷扱い用等の機械で、他の機械に組み込まれること又は 17 部の輸送用の車両若しくは船舶にされることを目的とした場合に限り、84.26 項の解説の規定を準用する。

＊

＊ ＊

この項には、しばしば持上げ用又は荷扱い用の機械で、一般にプーリー（滑車）、ウインチ又はジャッキ装置をもととしたものであって、静的な鉄鋼製構造物の部分の占める割合が大きいものを含む。

これらの静的な構造物構成要素（例えば、ロープウェー専用の塔等）は、これが多少とも完成した荷扱い用機械の部分品として提示されれば、この項に属する。

それが単独に提示される場合にあっては、機器の完成品の可動部分の作動に不可欠な機構部分（車輪、ローラー、滑車、走行用レール、ガイドレール等）を取り付けてあるか又は取り付けるように設計されている場合には、84.31 項に属し、そのほかの場合には、これらの構造物の構成要素は、73.08 項に属する。

これらのより複雑な機械には、次の物品を含む。

（I）非連続作動式の機械

（A）昇降機：一般にウインチ及びケーブル又は水圧、空気圧若しくは油圧により作動するラム（ピストン）により運転されるもので、垂直なガイドレールの間に取り付けられた人員用ケージ又は貨物用プラットフォームをそれに沿って上昇又は下降させるために使用され、通常釣合いおもりが取り付けられている。制御用、停止用、安全用等の機器（電気式であるかないかを問わない。）も、リフト自体とともに提示される場合に限り、この項に属する。この項には、手動式の昇降機も含む。

ラック・ピニオン駆動の昇降機又はホイストも、このグループに含まれる。これらの昇降機及びホイストは、ピニオンを駆動するモーターを備え付けたリフトケージ及び歯のついたラックを備え付けた柱から成る。ピニオンが歯のついたラックとかみ合わされると、制御された速度で柱に沿ってリフトケージが上下に移動することができる。

このグループには、また、いわゆる shiplifts（船及び閘（こう）門付き水槽を、運河の一つの水面から他の水面まで、ともに持ち上げるための極めて強力な液圧式又はジャッキ式の機器で、通常閘（こう）門の代わりに使用されるもの）を含む。

（B）スキップホイスト：ばら物用コンテナを斜坑又は立坑から引き上げる一種の昇降機で、炭鉱からの石炭の搬出、鉱石、石灰石、燃料等の溶鉱炉、窯（かま）等への投入に使用される。

この項には、スキップホイスト用のスキップ（大容量の金属製コンテナ又は容器であり、自動開閉式の底部を有するものが多く、鉱山用スキップには、通常、容器の上部に従業員用キャビンが取り付けられている。）を含む。

（C）持上げ用機械

（1）つり上げ用三又（さんまた）：2本又は3本の組み合わせた支柱の頂上にウインチを取り付けたもの

（2）さく井用デリック：油井等において、ドリルパイプ等を上げ下げするためのもの（貨物自動車等に取り付けられたものを除く。84.26 項の解説の冒頭の除外規定参照）

（3）テルハー：操作は天井クレーン又はトランスポートクレーンと類似しており、巻上げ用トロリーが、塔に支えられた頭上のレールを走行するもの（走行距離の相当長いものもある。）

（D）ロープーウェー：通常山において人又は物品を持ち上げることに使用されるウインチ駆動式の大型の機器であり、塔に掛けた支索、えい索及び支索に沿って上昇及び下降を行う2台の機器（又はグラブ、コンテナ等）から成るものである。

（E）ケーブルカー：ロープーウェーの場合と同様の原理に基づいて運転されるが、客車が軌道上を走行するものである。この場合、この項には、けん引装置及びウインチのみを含み、客車（86.05）及び軌道（種類により 73.02 又は 86.08）を含まない。

（F）貨車傾転装置：ガイドレール又は溝を有する架台で、その所定位置に貨車を引き込んで固定し、機械全体をジャッキその他の持上げ装置により傾斜又は回転させることにより、積荷を排出するものである。この項には、ホッパー式貨車の荷降しを容易にするために使用する貨車振動装置を含む。

（Ⅱ）連続作動式の機械

（A）持上げ機：貨物又は人の流れを絶え間なく上方又は斜め上方に送るために使用されるもので、基本的には一連の各種運搬具（エンドレスチェーンのように回転する結合した機構に一定間隔で取り付けられている。）から成る。持上げ機には、粉状又は粒状の物品用のバケットリフト、クレーン、小包等用のプラットホームエレベーター、袋、たる、俵、束等用のフィンガートレイエレベーター及び人員用の連続ケージ式リフト等がある。

（B）エスカレーター及び動く歩道

（C）コンベヤ：貨物を通常水平方向に運搬するために使用されるもので、鉱山、採石場等においては、運搬距離が非常に長いものもあり、次のような物品を含む。

（1）連続的に移動する運搬具又は押し具により作動するコンベヤ：例えば、スクレーパーコンベヤ及びスクリュコンベヤ（物品は、といに沿ってそれぞれ押し板又はねじにより送られる。）バケットコンベヤ、トレイコンベヤ、パンコンベヤ、バンドコンベヤ、ベルトコンベヤ、エプロンコンベヤ、スラットコンベヤ、チェーンコンベヤ等。

（2）原動機駆動式ローラーが並んだコンベヤ：例えば、分塊圧延機に鋼塊を送るために使用されるようなものがある。この項には、また通常、軸受に取り付けられた動力駆動式でないローラーコンベヤ（例えば、クレーン等の取扱い用の水平式ころ滑走台等及び重力式ロ

ーラーコンベヤ)を含む。ただし、これに類する機器でローラーを有しないもの(例えば、直線型、曲線型又はらせん型の滑走運搬装置)は属しない(型式により 73.08、73.25 又は 73.26)。

(3) 振動コンベヤ: 物品を置いたといの振動又は往復運動により作動するもの

(D) ニューマチックエレベーター及びニューマチックコンベヤ(例えば、気送管): 書類、小さい加工部品等を入れた小型容器又はばら物(穀物、わら、乾草、のこくず、粉炭等)が管の内部を空気の流れにより運ばれるものである(穀物の輸送とともにそのクリーニングを行う類似の機械を含む。)

(E) ローラー式支持装置(「キャスター」): ローラーコンベヤに類するもので、工場の床に固定した多数の筒状の支柱から成る。各支柱の先端には、軸受により回転し、かつ、全方向に自由に旋回できるローラーを取り付けたものである。このような「キャスター」のセットがローラーテーブルシステム(例えば、圧延工場における金属板の取扱いに使用される。)になる。

(F) ケーブル式けん引装置: 基本的には、連続的に回転するようにしたエンドレスのケーブル又はチェーンから成り、車両(例えば、炭車又は貨車)、はしけ、そり等を引くもの、人員を運搬するもの(スキーリフト)等がある。

(Ⅲ) 持上げ用又は荷扱い用のその他の特殊な機械

(A) 遷車台: 機関車、貨物等を一つの路線から他の路線へ移動させるもの

(B) 各種の貨車移動装置: 例えば、次のような物品がある。

(1) レールの間に固定する装置で基本的に 2 個の動力駆動式往復ピストンから成り、これを貨車の車軸にあてて貨車を前方に押すもの

(2) 水撃ポンプ式又はピストン式の機械で鉱車を坑口のケージ等に積み込むもの

(3) 1 本の永久敷設軌条を走行する一輪式自走機械で、一輪車のように歩行運転者により支持されなければならないが、小型ガソリンエンジンにより駆動する。ただし、「貨車押し機」(wagon-pushers)として知られ、かつ、その目的に使用される小型トラクターは、この項には含まれないことに注意しなければならない(87.01)。

(C) 機械式積み込み機: 石炭、鉱石、掘削された土、石、砂その他のばら積み貨物の積み込みを行う機械で、通常コンベヤ又はエレベーターと組み合わされている(振動式コンベヤローダー、ピックアップコンベヤローダー等)。

(D) ニューマチック式、液圧式又は電気式の手持工具(ドリル、ハンマー等)を操作するための補助機器: これらは手持工具の保持又は作業位置への押出しの補助をするもので、例えば、ニューマチック式の手持工具の保持具又は押出し具、せん孔用のリグ又は運搬台(ドリルキャリアジ)、作業中の工具を宙ぶりの状態で保持する機械式釣合機がある。しかし、この項には、単に静止した状態で保持する器具等を含まない。

(E) 産業用ロボット: 持上げ用、荷扱い用、積み込み用又は荷卸し用に特に設計されたもの

(F) 機械式はしご: 機構(例えば、プーリータックル又はウインチ)によりスライドするはしごから成る。

(G) 車輪付きの機械式プラットホームせりあげ装置(移動式撮影機台(dollies)): 映画用の撮

影機を装備し、操作するための台車

- (H) 機械式の遠隔制御マニピュレーター：放射性物質を取り扱うもので、固定式のものと及び移動式のものがある。遮へいされた容器の外側と内側の両方にアームがあり、外側のアームを手で動かし、内側のアームが操作者の動きを再現する。この動きの伝達は、機械式油圧式、ニューマチック式又は電気パルス式によってなされる。手により独立して使用するマニピュレーター（手工具のようなもの）は、82.03 項、82.04 項又は 82.05 項に属する。
- (IJ) プラットホーム（自走式であるかないかを問わない。）：コンテナ又はパレットの荷扱いとして、航空機への積み込み又は荷卸しに空港で使用されるものである。この機器は、主として二つの斜めに交差した構材により支えられた昇降プラットフォームから成り、荷物を運搬するための動くベルトが装備されている。この機器は、コンテナ又はパレットをたとえ短距離であっても輸送することを目的としたものではなく、航空機の近くに置かれ、その位置のみで運転されるにすぎない。
- (K) パレタイザー：動力駆動式コンベヤ又はローラーコンベヤを使用して空瓶を自動的に規則正しく列に並べて、パレット（層状に重ねるためのもの）に送り込む電気駆動式の機械である。これは瓶の充てん用、封口用、封止用、ラベル張付け用又は帯がけ用のものではなく、独立した機器であるか又は充てん、収縮包装等の機能を有する他の機械を含む処理行程に組み込まれるものである。
- (L) 患者用昇降機：浴室の中、ベッドの上等で、座った状態の人を昇降させるための装置であり、支持具又はシートを有する。移動シートは、ロープ又は鎖によって支持具に固定されている。
- (M) 階段用昇降機：手すり、階段の壁又は階段に取り付けられ、プラットフォームを有する昇降機で、障害を持つ人又は車椅子の人が階段を上下するために用いられる。

＊

＊ ＊

持上げ用又は荷扱い用の装置は、炉、転炉、圧延機等とともに使用されることが多く、これらには例えば、被加工物の挿入、取扱い又は取出しを行う機械、ドア、カバー、炉床等の操作用の機械及び傾斜させる機械がある。これらの機械が炉等とは明らかに別個の独立したユニットを構成している場合には、たとえ炉等とともに提示される場合であっても、この項に属する。

例えば、次の物品を含む。

- (1) コークス炉排出機：炉の列の背後で前後に動き、炉のドアを開けレトルトから内容物を排出するための機械式ピストンを有する。
 - (2) シーメンスマルチン転炉等に使用されるラム式又はピストン式の原料投入機
 - (3) 金属製錬において使用する焼きなまし炉又は均熱ピット炉のカバーを持ち上げ又はインゴットを取り出すための特殊な持ち上げ機
 - (4) インゴット、鍛造品等用のマニピュレーター、傾転機等
 - (5) ある種の炉に使用する機械で、炉内で処理される加工物の挿入又は押出しをラム又はピストンを有するシリンダーの作用によりおこなうもの
- 持上げ用又は荷扱い用の機械で、炉、転炉等に組み込まれるように又はそれらとともに完全な

ユニットを構成するように設計されているものが、当該炉等とともに提示される場合には、この項には属しないことに注意しなければならない（84.17、84.54、84.55 等参照）。単独で提示される場合には、この項に属する。

また、この項には、メカニカルストーカー、機械式火格子その他これらに類する機械も含まないことに注意しなければならない（84.16）。

部 分 品

部分品の所属に関する一般的規定（16 部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、この項の機械の部分品は、84.31 項に属する。

＊

＊ ＊

この項には、次の物品を含まない。

- （a）バケット式、チェーン式、バンド式その他これらに類する型式の液体エレベーター（84.13）
- （b）選別機、ふるい分け機、分離機又は洗浄機（固体状の土壌、石、鉱石その他の鉱物性物質の処理用のものに限る。）（84.74）
- （c）旅客搭乗橋（84.79）
- （d）ボール、ウエハー、半導体デバイス、集積回路又はフラットパネルディスプレイの持ち上げ、荷扱い、積込み又は荷卸し用に専ら又は主として使用される種類の機器（84.86）
- （e）86.08 項の転車台
- （f）ダンプカー（87.04）

84.29 ブルドーザー、アングルドーザー、地ならし機、スクレーパー、メカニカルショベル、エキスカベーター、ショベルローダー、突固め用機械及びロードローラー（自走式のものに限る。）

－ブルドーザー及びアングルドーザー

8429.11－無限軌道式のもの

8429.19－その他のもの

8429.20－地ならし機

8429.30－スクレーパー

8429.40－突固め用機械及びロードローラー

－メカニカルショベル、エキスカベーター及びショベルローダー

8429.51－フロントエンド型ショベルローダー

8429.52－上部構造が 360 度回転するもの

8429.59－その他のもの

この項には、この項に明示される掘削用又は突固め用機械で自走式のものを含む。

84.30 項の解説中の自走式機械及び多機能機械に関する規定は、この項の自走式機械に準用す

る。

この項の自走式機械には、次の物品を含む。

- (A) ブルドーザー及びアングルドーザー：これらの機械は、走行部（多くは無限軌道式である。）とその正面に取り付けられる大きなブレードとにより一体構造の機器を構成するものである。これらは、特に破碎物の除去及び荒い地ならしに使用される。ある種の型式のものは、主として土地の開拓用又は造成用に設計されている。
- (B) 地ならし機：この機械は、通常ホイールベース間に装備された調節可能な地ならし用ブレードにより地ならし作業又は表面の平滑化作業を行う（平坦面又は傾斜面において）ために設計された機械である。
- (C) スクレーパー：この機械は、土壌の層を削り取るために設計された鋭い切削刃を自蔵しており、削り取られた土はスクレーパーの胴体内の送られるか又はコンベヤにより排出されるものである。
- この項には、動力推進部とかき板（scraper）とで一個のユニットを構成しているもの（例えば、切削刃を自蔵するスクレーパーの本体が2本の無限軌道の間に位置している無限軌道式のもの）のみを含むことに注意しなければならない。この項には、また、動力推進部（車軸が1本のものも含む。）と数枚のブレードを有する可動式取付具又は固定されたブレードを装備したかき板本体から成る接続式スクレーパーも含む。
- (D) 突固め用機械：道路建設に使用される機械で、鉄道線路の砂利の突固め等にも使用されるものである（ただし、86 類の車両に取り付けられた機械については、84.30 項の解説の冒頭の除外規定（a）参照）。
- (E) 自走式ロードローラー：道路建設その他の土木工事（例えば、地面の土ならし及び道路表面の押固め）に使用されるものである。
- これらの機械は、鋳鉄製又は鋼製の重くて直径の大きいシリンダーを装備してあり、シリンダーは平滑であるか又は金属製の足状の突起（これで土を突き固める（シープスフットローラー）。）を有する。また、空気タイヤ付き又は重荷重のソリッドタイヤ式の車輪のものもある。
- (F) メカニカルショベル（ブーム式、ジブ式又はケーブル式のもの）：この機械は、掘削用バケット、グラブ等により地面が機械より高いか低いかを問わず土壌を掘削するものである。この掘削用バケット等は、ブーム又はジブの先端で直接作動するか（ショベルエクスキャベーター、バックホー等）又は作業範囲を広げるために、ケーブル上で若しくはジブからつるされた液圧式ジャッキにより作動する（ドラグライン）。長距離掘削機（スラックライン・ドラグライン）は、バケットがある間隔を置いた2基の可動式構造物間に張られたケーブル上において作動する。
- (G) マルチバケット：この機械は、掘削用バケットがエンドレスチェーン又は回転する車輪に取り付けられていて、また、掘削した土を排出するためのコンベヤを自蔵するものが多く、車輪式又は無限軌道式のシャシ上に取り付けられている。露天掘り鉱山等において溝、排水溝、水路の掘削用又は清浄用に設計されている特殊な型式のものもある。
- (H) 自走式ショベルローダー：この機械は、正面に取り付けられたバケットが本体の動きによ

り材料を持ち上げ、運搬し又は排出する車輪式又は無限軌道式の機械である。

ある種の「ショベルローダー」は土を掘ることができる。これはバケットを水平にしたとき、車輪又は無限軌道より低くすることができるからである。

(IJ) ローダートランスポートター：鉱山で使用されるもので、主たる機能は荷扱いであって輸送ではない。正面にバケットを装備し、ばら積みの貨物を持ち上げて機械の本体内部に積み込む。

この項には、バケットを有する関節式アームが後部に装備された自走式ショベルローダーも含む。

部 分 品

部分品の所属に関する一般的規定（16 部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、この項の機械の部分品、特に作業用ツール（ブレード、バケット等）は、ブーム又は空気式若しくは油圧式のシリンダーを装備しているかいないかを問わず、走行部に直接搭載することに適していれば 84.31 項に属する。

84.30 その他の移動用、地ならし用、削り用、掘削用、突固め用、採掘用又はせん孔用の機械（土壌用、鉱物用又は鉱石用のものに限る。）並びにくい打ち機、くい抜き機及び除雪機

8430.10—くい打ち機及びくい抜き機

8430.20—除雪機

—コールカッター、削岩機及びトンネル掘削機

8430.31——自走式のもの

8430.39——その他のもの

—その他のせん孔用又は掘削用の機械

8430.41——自走式のもの

8430.49——その他のもの

8430.50—その他の機械（自走式のものに限る。）

—その他の機械（自走式のものを除く。）

8430.61——突固め用機械

8430.69——その他のもの

この項には、84.29 項の自走式機械及び 84.32 項の農業用、園芸用又は林業用に機械以外のもので、地殻を掘進する機械（例えば、岩石、土壌、炭層等の切削用又は破壊用、土壌の掘削用、せん孔用等）及び地表の敷地用又は引締め用の機械（例えば、削り用、地ならし用、突固め用又は押固め用）を含み、また、くい打ち機、くい抜き機及び除雪機を含む。

自走式その他の移動式機械

この項には、一般に固定式又は定置式の機械だけでなく移動式の機械（自走式であるかないかを問わないものとし、17 部に属する種類の輸送機器に装備された機械に関する以下の除外規定に

よる場合を除く。)も含む。

除外物品は、次のとおりである。

(a) 86 類の車体本体に取り付けられた機械

掘削用機械等が、鉄道路線（軌間の広軌を問わない。）上を走行するように設計された列車に連結されるのに適した種類の無がい車に取り付けられた場合には、これらは 86.04 項に属する。線路の砂利の掘削ふるい分け機は、この条件を満たす貨車に取り付けられている場合が多い。一方、本来の意味での鉄道車両の仕様に合致しない車両又は台枠に装備された掘削用機械等は、この項に属する。線路の作業用又は保守用の自走式車両も 86.04 項に含まれる。

(b) 87 類のトラクター又は自動車の本体に取り付けられた機械

(1) トラクター型の走行部に取り付けられた機械

この項の機械の作業部分のある種のもの（例えば、地ならし用ブレード）には、トラクターに取り付けられるものがある。この場合のトラクターは、本来他の車両、機器又は貨物をけん引し又は押すために作ったもので、農業用トラクターのように作業機器操作の簡単な装置が取り付けられている。この場合の作業機器は、その時々作業に応じて使用する補助装置であり、概して相対的に軽量であり、使用者自身が作業現場で取付け又は交換を行うことができるものである。このような場合、作業機器は、たとえトラクターとともに提示され（トラクター本体に取り付けられているかいないかを問わない。）ても、この項の機械を構成するものであればこの項に又は 84.31 項の機械の部分品であれば 84.31 項に属する。また、操作装置を有するトラクターは、分離して 87.01 項に属する。

一方、この項には、走行部、操作制御部、作業機器及びその作動装置が互いに結合されて一体構造の機器を構成するように特に設計された自走式機械を含む。この取扱いは、例えば、次のような物品について適用する。すなわち、トラクターに類する走行部で、この項に記載された機能（掘削、地ならし等）のうち一以上を果たす機械の不可分の一部を構成するように特に設計され、制作され又は補強されたものである。このような走行部は単独で提示されても、同種の完成した機械の重要な特性を有する未完成の機械として、この項に属する。数種の異なった作業部分を装備しているため、84.25 項から 84.30 項までのうちのいくつかの項に属する可能性がある走行部は、16 部の注 3 又は通則 (c) に基づいてその所属を決定する。

87.01 項のトラクターとこの類の機械の走行部との区分基準の詳細は、87.01 項の解説を参照すること。

(2) 自動車用シャシ又は貨物自動車に取り付けられた機械

この項のある種の機械（例えば、くい打ち機及び油井掘削用機械）は、実際には基本的に完成した自動車用シャシ又は貨物自動車に取り付けられることが多い。ここに言う完成した自動車用シャシ又は貨物自動車とは、少なくとも次の機構を有したものを言う。走行用の原動機、変速用のギアボックス及び制御装置並びに操縦用又は制動用の装置。上記のような機械は、特殊用途自動車として 87.05 項に属する。

一方、この項には、自走式機械のうち車輪式シャシに取り付けられた機械の運転室内に、前項に述べた走行用又は制御用の装置の一以上を設置したもの（全体が当該機械の駆動用

原動機により道路を走行できるかできないかを問わない。)を含む。

この項には、更に、自走式の車輪付き機械でそのシャシと作業機械とが相互に特別に設計され、かつ、一個のユニットを構成するものを含む。この場合において、作業機械は、前記の結合機械のように自動車用シャシに単に取り付けたものではなく、他の用途に使用できないシャシに完全に一体構造の形に取り付けたものであり、また当該シャシが前項に述べた自動車の基本的な機構を有していてもよい。

(c) 89 類の浮き構造物の本体に取り付けられた機械

ポンツーンその他の浮き構造物に取り付けられた機械（例えば、しゅんせつ機）は自力航行式であるかないかを問わず、すべて 89 類に属する。

多機能機械

84. 29 項又は 84. 30 項において記述した機能（掘削、地ならし、せん孔等）のほかに、84. 25 項から 84. 28 項までにおいて記述した機能（持上げ、積込み等）も実行することができる機械も多い。このような機械は、16 部の注 3 又は通則 3（c）に基づいてその所属を決定する（例えば、石炭の切出し積込み兼用機、溝堀り管取扱い兼用機等として使用できるもの）。

＊

＊ ＊

この項には、次の物品を含む。

(I) くい打ち機及びくい抜き機

くい打ち機は、通常高く垂直な案内枠内で作動する重いハンマーから成る。ハンマーは機械で持ち上げられた後くいの頭に落とされるものであるが、その落下方式には重力式（単動機）と動力式（複動機）とがある。

この項には、くい抜き機も含む。

(II) 除雪機

17 部の車両に除雪用の装置を組み込んだ除雪車及び噴射式除雪車は属しない。ただし、この項には、けん引され又は後押しされるように設計された除雪機（ブレード式のもので、例えば、貨物自動車又はトラクターに取り付けられるように設計されているもの）を含む。

(III) 採掘用、切削用又はせん孔用の機械

これらは主として採鉱、井戸堀り、トンネル掘削、石切り、粘土層切削等に使用する。

(A) コールカッター又は削岩機：石炭、鉱石等の切削用又は破壊用のもので棒又は円板にピックを取り付けたものから成る場合もあるが、多くの場合、高さ又は切削角の調整用の調節可能な金属製ジブとその周囲を回転するエンドレスの切削チェーンとから成っている（万能切削用）。これらは、自走式の車輪付きシャシ又は無限軌道式シャシに取り付けられる場合があり、また非常に大規模で多数の切削チェーン及び切羽コンベヤ、鉱車等に破碎した材料を積み込むためのコンベヤを自蔵するもの（切出し積込み兼用機）もある。

- (B) トンネル掘削機：トンネル掘削シールドは滑らかな外面を有し、先端が鋭い切削端になっていて、液圧式ジャッキ装置により土壤中に押し込まれる。
- (C) 岩、炭層等をせん孔する機械及び衝撃式切削機：これらの機械の中には、ドリルが直線的切削をするために往復動をする。しかし、この項には、ニューマチックツール、液圧式のもの及び原動機を自蔵する手持工具を含まない (84.67)。
- (D) 井戸堀り機及び井戸せん孔機：これらの機械は、石油、天然ガス、硫黄（フラッシュ法）等の採掘、鉱山又は油田の試掘における地層のサンプルの採取、被圧井戸の掘削等に使用される。これらの機械には主として次の2種類がある。
- (1) 回転式井戸堀り機械：この機械は基本的にはプリータックルを装備したデリック、伝動装置及び制御装置を取り付けたホイストドラム（ドローワークス）、スイベル及び回転台又は歯車から成る。
- 動力駆動式のドローワークスは、回転台又は歯車により、回転スイベルからつるされたドリルパイプに回転運動を伝える。ドローワークスは、必要に応じてプリータックルにより、ドリルパイプの上げ下げも行う。
- (2) 衝撃式機械：この機械は、偏心駆動の揺動ばりから成り、この揺動ばりのシーソー運動によりビットを連続的に井床に打ち込むものである。
- この項には、上記のようなせん孔機しか含まないことに注意しなければならない。普通、せん孔機とともに使用する機械であっても、明らかに他の機械であることが認められるものは、たとえせん孔機とともに提示されてもこの項には属しない。それらの例としては、穴から泥、石等を排出するためのポンプ又は圧縮機 (84.13 又は 84.14) がある。
- 海底油田又は天然ガス田の探鉱又は開発のために使用されるつなぎ合わされたプラットフォームもこの項に属する。浮遊式又は潜水式のプラットフォームは、89.05 項に属する。
- (E) らせんぎりせん孔機：これは地面に穴をあけるもので、手動式であるか動力駆動式であるかを問わない（例えば、樹木又は柱を立てるためのもの）。ただし、82 類の手道具及び手工具は属しない。
- (F) 液圧くさび装置：本品は長い胴体の外側のところどころに長手方向に沿って多数のピストンを備えたものでこれを割れ目又はドリル孔に挿入し、胴体に水を圧入することによりピストンを押し出して岩層又は炭層を破砕するものである。
- (G) プラウ、ストリッパー等：これらは切削刃、すき、つるはし、くさび等から成り、これらを岩層の表面に沿って動かして石炭、粘土等を削り取り、切羽コンベヤ等に直接積み込むものである。

(IV) 突固め用機械

- (A) けん引され又は後押しされるロードローラー：このグループには、シープスフット式突固めローラー（金属製の足状の突起があり、これで土を突き固める。）を含む。また、重荷重空気タイヤを有し、1本の共通の車輪に取り付けられた一連の貨物自動車用車輪から成る突固め用ローラーもある。

ただし、この項には、自走式のロードローラー（シープスフット式であるか又はリッドタ

イヤ若しくは空気タイヤを取り付けてあるかを問わない。84. 29。) 及び農業用ローラー (84. 32) を含まない。

- (B) 突固め機：道路建設、鉄道線路の砂利の突固め等に使用されるもので、自走式でないもの。ただし、手持工具 (ニューマチックツール、液圧式のもの又は原動機を自蔵するものに限る。) を含まない (84. 67)。

- (C) 堤防等の側面の突固め用機械 (通常、空気式)

(V) 土壌の掘削用、削り用又は地ならし用の機械

このグループには、次の物品を含む。

- (A) 掘削用の機械：84. 29 項の解説に記述されている機構のもので自走式でないもの
 (B) しゅんせつ機 (バケット式又はショベル式のもの)：84. 29 項のマルチバケット式エキスカベーターに類するもの
 (C) 鉄道線路の砂利掘削ふるい分け機：基本的には鉄道線路の砂利を掘る連続したバケットの列から成り、砂利をふるい分けて排出する機能を自蔵している (86 類の車両に取り付けられた機械については、この項の解説の冒頭の除外規定 (a) 参照)。
 (D) リッパー、ルーター及びスカリファイヤー：これらは、再舗装に先立って表面の土を柔らかくしたり、古い路面を破壊したりするための切削刃を装備したものである。
 (E) スキマー：これは、水平なブームを有する一種の掘削ショベルで、84. 29 項のものに類して、表面の土を薄くすくい取るために使用する。

部 分 品

部分品の所属に関する一般的規定 (16 部の総説参照) によりその所属を決定する場合を除くほか、この項の機械の部分品は、84. 31 項に属する。

＊

＊ ＊

この項には、また次の物品を含まない。

- (a) 強力な水の噴射により山腹等から鉱物 (例えば、金を含んだ砂) を採掘するために設計した水圧銃 (84. 24)
 (b) 比較的長く計量で小径のローラーから成る農業用ローラー (小さな内燃機関により駆動されるものもある。) (84. 32)
 (c) 84. 67 項の動力駆動式手持工具 (例えば、つるはし機、突固め機及びせん孔機)。
 (d) 酸素の噴流内において燃焼している鉄又は鋼から生じる高温を利用して岩石又はコンクリートを切断し又はせん孔する機器 (84. 79)

＊

＊ ＊

号の解説

8430. 31 及び 8430. 39

これらの号には、84. 30 項の解説の (Ⅲ) の (A)、(B) 及び (G) に記述した機械を含む。

84.31 第 84.25 項から第 84.30 項までの機械に専ら又は主として使用する部分品

8431.10—第 84.25 項の機械のもの

8431.20—第 84.27 項の機械のもの

—第 84.28 項の機械のもの

8431.31—昇降機、スキップホイスト又はエスカレーターのもの

8431.39—その他のもの

—第 84.26 項、第 84.29 項又は第 84.30 項の機械のもの

8431.41—バケット、ショベル、グラブ及びグリップ

8431.42—ブルドーザー又はアングルドーザーのブレード

8431.43—第 8430.41 号又は第 8430.49 号のせん孔用又は掘削用の機械の部分品

8431.49—その他のもの

部分品の所属に関する一般的規定（16 部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、この項には、84.25 項から 84.30 項の機械に専ら又は主として使用する部分品を含む。

次の理由により多くの部分品はこの項に属しないことに注意しなければならない。

(a) この表において他に特掲されているもの。例えば、懸架ばね (73.20)、原動機 (84.07 又は 84.08 等) 及び点火用又は始動用の電気機器 (85.11)

(b) 自動車の部分品と全く同一のもので 84.25 項から 84.30 項の機械に専ら又は主として使用することには適当ではなく、従って自動車の部分品 (87.08) に属するもの。これには特に車輪、操縦用の機器及び制動用の機器が該当する。

(c) ボール、ウエハー、半導体デバイス、集積回路又はフラットパネルディスプレイの持ち上げ、荷扱い、積込み又は荷卸し用の機械とともに専ら又は主として使用する部分品 (84.86) この項には、次の物品を含む。

(1) 持上げ用のグラブ、バケット及びグリップ等：例えば、アタッチメントでリング、フック等の取付具を有する簡単な持上げ用のバケット、開閉底付きバケット、粉状材料を持ち上げるために 2 個のシェルを組み合わせたグラブ、二以上のブレード又はつめを結合した石、岩等の取扱い用のグリップ

この項には、金属くず等の取扱いに使用する電磁式リフティングヘッドを含まない (85.05)。

(2) ウインチ用又はキャプスタン用のドラム、クレーンジブ、高架式コンベヤ用のトロリー、クラブ、バケット、スキップ等、昇降機用のキャビン、ケージ及びプラットホーム、エスカレーターの踏板、エレベーター用又はコンベヤ用のバケット及びスクレーパーチェーン、コンベヤ用のドラム又はローラー（駆動用原動機を自蔵するかしないかを問わない。）及び支持具、振動コンベヤ用又は振動テーブル用の駆動ヘッド及び減速ヘッド並びに昇降機スキップホイスト等用の安全停止機構

(3) コールカッターのカッターバー、チェーン及びジブ並びにスクレーパー、ホーベル、ストリッパー等用のブレード

このグループには、87 類の車両に作業工具として取り付けられたブルドーザー又はアングルドドーザーのブレードも含む。

- (4) 井戸せん孔機（回転式又は衝撃式）の回転台、スイベル、ケリー、ケリー駆動ブッシュ、工具連結部、ドリルカラー、subs、ドリルパイプガイド、ガイドの止め輪、スパイダーボウル、スプリットブッシングスリップ、梁、スイベルソケット、ドリリングジャー
- (5) エキスカベーター用の掘削バケット及びグラブ、マルチバケット式エキスカベーターのバケットラダー、メカニカルショベルのジブ並びにくい打ちハンマー
- (6) 自走式でない無限軌道式又は車輪式のシャシでスイベルギヤその他の回転装置を装備しているもの

取付具（例えば、ケーブルクリップ、リング、フック及びばねフック）付きのチェーン及びケーブルはそれを使用する機器とともに提示される場合には、当該機器とともに分類される。しかし、単独で提示される場合は、これらは 15 部に属する（通常、73.12 又は 73.15）。上記取付具が付いてなく、かつ、コイル状で提示されるチェーン及びケーブルは、たとえ特定の長さに切られていて、かつ、それを使用する機械（ウインチ、ロープウェー、クレーン、ケーブル式のけん引機、ドラグライン、エキスカベーター等）とともに提示されても 15 部（通常 73.12 又は 73.15）に属する。

＊

＊ ＊

この項には、また、次の物品を含まない。

- (a) 伝動用又はコンベヤ用のベルト及びベルチングで、プラスチック製のもの（39 類）、加硫ゴム製のもの（40.10）、皮製のもの（42.05）及び紡織用繊維製のもの（59.10）
- (b) スリング（つり具）（11 部又は 15 部）
- (c) 中空ドリル棒（72.28）
- (d) ケーシング、管及びドリルパイプ（73.04 から 73.06 まで）
- (e) 調節式又は伸縮式の坑道支柱（73.08）
- (f) 持上げ用フック（73.25 又は 73.26）
- (g) 岩石せん孔ビット及びチゼル、せん孔用ビット、オーガービットその他これらに類する岩石せん孔用又は土壌穴掘り用の工具（82.07）
- (h) 乗用又は貨物用の昇降機等のロック（83.01）
- (ij) プーリー、プーリーブロック及び軸受箱（84.83）

84.32 農業用、園芸用又は林業用の機械（整地用又は耕作用のものに限る。）及び芝生用又は運動場用のローラー

8432.10－プラウ

－ハロー、スカリファイヤー、カルチベーター、除草機及びホー

8432.21－ディスクハロー

8432.29－その他のもの

－播（は）種機、植付け機及び移植機

8432. 31－不耕起栽培用の播（は）種機、植付け機及び移植機

8432. 39－その他のもの

－肥料散布機

8432. 41－堆肥散布機

8432. 42－施肥機

8432. 80－その他の機械

8432. 90－部分品

この項には、そのけん引の様式にかかわらず、次に掲げる農業、園芸又は林業の一以上の作業において手道具又は手工具に代わって使用する機械を含む。

（Ⅰ）耕作用の土壌の整地を行うもの（開墾、破碎、耕作、すき入れ、碎土等）

（Ⅱ）肥料その他の製品を散布して土壌を改良するもの

（Ⅲ）植付け又は播（は）種を行うもの

（Ⅳ）作物成育期間中の土壌の手入れ又は維持を行うもの（くわ入れ、除草、清掃等）

＊

＊ ＊

この項の機械には、動物若しくは車両（例えば、トラクター）によりけん引されるもの又は車両（例えば、トラクター又は馬によりけん引されるシャシ）に取り付けられたものがある（この場合において「トラクター」には「一軸トラクター」を含む。）。

トラクターによりけん引され又はトラクターの交換式機器として取り付けられるように設計された機器：

ある種の農業用、園芸用又は林業用の機械（例えば、プラウ及びハロー）は、専らトラクターによりけん引され又は押されるように設計されており、これらは結合装置（持上げ機構を有するか有しないかを問わない。）によってトラクターと接続される。その他の機器の中には、トラクターに取り付けられたはん用性の動力取出し装置により作動されるもの（例えば、回転式ホー）がある。このような機械は、田畑、森林又は農場において取付け又は交換が行われる。これらの機器は、たとえトラクターとともに提示されても（トラクターに取り付けられているかいないかを問わない。）すべてこの項に含まれ、トラクター本体は分離して 87. 01 項に属する。

同様の所属決定の原則は、次の場合にも適用される。すなわち、トラクターを他の型式のけん引装置（例えば、87. 04 項に属するもの）に置き換えた場合又は一軸トラクターの車輪部の駆動軸に車輪の代わりに回転式ホーを取り付けた場合（当該ホーは、作業器具の役割及び全体を動かす駆動車輪の役割の両方を果たす。）である。

自走式の農業用、園芸用又は林業用の機械：

これらの機械においては、けん引部及び作業機械が互いに欠かせない 1 個のユニットとして製作されている（例えば、動力駆動式のプラウ）。これらはこの項に属する。

ただし、この項には、87. 05 項のその他の特殊用途自動車に属する肥料等の散布車を含まない。

＊

* *

人力でけん引し又はころがすように設計された小型の農業用機械（例えば、プラウ、ハロー、カルチベーター、ホー、ローラー及び播種機）もこの項に属する。

*

* *

この項の多くの機械には、次のような物品がある。

- (1) すべての土壌作業用プラウ：例えば、はつ土板プラウ（単刃、多刃又は互用式のもの）、深耕用プラウ（通常、はつ土板を有しない。）及び円板プラウがある。
- (2) ハロー：耕起後の土壌の破碎に使用するものである。歯かんハローの場合、歯かんは固定式、関節式又は鎖網式の枠又はドラム若しくはローラーに取り付けられる。ディスクハローの場合、歯かんの代わりに切断刃を有する凹状円板の一以上の列が付いている。
- (3) スカリファイヤー、カルチベーター、除草機及びホー：これらは、耕起後又は作物成育期間中の整地、除草又はならしに使用する。これらの機械は、通常種々の工具（刃板、円板、歯かん等）を数列に取り付けた水平な枠から成り、工具は、がっちりと又は弾性を持たせて取り付けた固定式のものと可動式のものとがある。ときには交換式のものもある。
- (4) 播（は）種機、植付け機及び移植機：種子、球根、塊茎、苗木等を使用され、ホッパーその他の貯蔵器から成り、車輪を取り付ける場合もある。また、分配用又はうね起こし用の装置を有し、時には土かけ用の装置を有するものもある。

このグループには、土地を耕すことなく、作物を播（は）種するための不耕起栽培用の播（は）種機、植付け機及び移植機を含む。これらは、土壌表面の根覆い（mulch）及び植物の残渣の上から、土壌に狭い溝をつけ又は穴を開け、所定の位置と深さに種を落とすことにより、耕起されていない土壌に一定量の種を播（は）種するものである。

- (5) 肥料散布機：有機肥料又は固形肥料（化学肥料、きゅう肥等）の散布機で、通常滑動床板、ねじ送り部、エンドレスチェーン又は回転羽根板のような散布機構を備えた容器から成り、車輪が取り付けられる場合もある。同様の用途に使用される可搬式の装置もこの項に属する。

施肥機は、合成肥料その他合成固形肥料を土壌に均一に散布するものである。堆肥散布機は、有機肥料（きゅう肥）又は「動物の排せつ物」（animal waste）から得られる植物栄養素を田畑に散布するものである。

可動床式トレーラーで、たい肥の裁断用又は散布用の着脱式器具が取り付けられていて、それによりたい肥の荷降し時に肥料散布機として作動するもの及び通常、車輪付きのコンテナに散布板又はといを備えたものから成る液状物質の散布機は、87.16 項に属する。

液状肥料を土壌中に注入する可搬式注入器もこの項に属する。これは長い中空の棒から成り、この中を通して肥料を土壌中にポンプにより注入するものである。

- (6) やぶ、下草、前作の茎、根等を除去する機械：これは一般に2個の大型車輪と切刃が付いたドラムから成る。
- (7) 除石機：ハローに類するものであるが、かぎ状の歯がふたなし箱に向けて二列に配列されていて石を集める。
- (8) ローラー：これは、主に土壌の押固め用のもので、平滑ローラー、波形ローラー、円盤ロー

ラー、パッカーホイールローラー等がある。この項には、庭園用、芝生用、運動場用、トラック用ローラー等を含む。

(9) 間引機（例えば、ビート分別機）：幼少の植物を分離するもので、光電装置により制御される複雑なものもある。

(10) 生長し過ぎた植物の先端又は枝をせん定する機械

部 分 品

部分品の所属に関する一般的規定（16 部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、この項には、上記の機械の部分品を含む。このような部分品には、次のような物品を含む。

プラウの柄、刃、刃板、はつ土板、プラウディスク（ダイヤモンドを端部に付着させた刃板、円板等を含む。）、掘起こし用、耕作用又は除草機用の固定式又は可動式の工具及び歯かん、ハロー用の歯かん、ドラム及び円板、ローラー用のシリンダー。セグメント及び部分品、肥料散布機、播種機、植付け機及び移植機等の分配機構並びにホー等用の刃板、歯かん、円板その他の工具類。

＊

＊ ＊

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 点まき器、植付け機、移植機その他これらに類する手道具又は手工具（82. 01）
- (b) 液体エレベーター及び液体ポンプ（噴霧用に使用される農業用機械の車輪に取り付けるハブポンプ等を含む。）（84. 13）
- (c) 農業用、園芸用又は林業用の機器（手動式であるかないかを問わない。）で、液体又は粉の散布用又は噴霧用のもの（84. 24）
- (d) 84. 28 項のたい肥用の持上げ機その他の農業用、園芸用又は林業用の持上げ機械類
- (e) 自走式のショベルローダー及びロードローラー（84. 29）
- (f) 土壌の掘削用、ならし用、せん孔用又は採掘用の機械類及び自走式でないロードローラー（84. 30）
- (g) 切株除去機及び樹木移植機（84. 36）
- (h) 農業用の荷車及び車両（87 類）

84. 33 収穫機及び脱穀機（わら用又は牧草用のペーラーを含む。）、草刈機並びに卵、果実その他の農産物の清浄用、分類用又は格付け用の機械（第 84. 37 項の機械を除く。）

－芝生用、公園用又は運動場用の草刈機

8433. 11－動力駆動式のもの（水平面上を回転して刈り込む装置を有するものに限る。）

8433. 19－その他のもの

8433. 20－その他の草刈機（トラクター装着用のカッターバーを含む。）

8433. 30－その他の乾草製造用機械

8433. 40－わら用又は牧草用のペーラー（ピックアップペーラーを含む。）

－その他の収穫機及び脱穀機

8433. 51—コンバイン

8433. 52—その他の脱穀機

8433. 53—根菜類又は塊茎の収穫機

8433. 59—その他のもの

8433. 60—卵、果実その他の農産物の清浄用、分類用又は格付け用の機械

8433. 90—部分品

この項には、手道具又は手工具に代わって次の作業を行う機械を含む。

(A) 農産物の収穫機（例えば、刈取り、作物の採取、収集、摘取り、脱穀、結束又は梱包を行うもの）。草刈機及びわら用又は牧草用のベイラーもこの項に属する。

(B) 卵、果実その他の農産物の清浄用、分類用又は格付け用の機械（84. 37 項の機械類を除く。）

84. 32 項の解説は、この項の物品、例えば、収穫用、脱穀用、草刈り用その他の用途の交換式器具が取り付けられたトラクター及び動力式レーキ（熊手）についても準用する。

(A) 収穫機又は脱穀機（わら用又は牧草用のベイラーを含む。）及び草刈機
これらには、次の物品を含む。

(1) 手動式又は動力駆動式の芝刈機：農業用草刈機と同様なカッターバーを有するもの、回転刃と固定水平刃との間で草を刈るもの及び外側の縁に刃のついた回転円板を有するものがある。

(2) 草刈機（動力駆動式のものを含む）：牧草等を刈り取るもので、通常、水平なカッターバーと枠組（カッターバーの指状突起の間における歯かんの振動により草を刈り取る。）とから成るもの及び外側の縁に刃の付いた回転円板又は回転ドラムから成るものがある。

(3) 刈り取った作物を（乾燥させるため）野原に列状に置く装置の付いた草刈機（モーターウィンドローアー及びモーターコンディショナー）

(4) ヘーテッダー（例えば、積込み用のフォーク又はドラムを有するものがある。）

(5) ヘーレーキ：通常、半円形の歯かんの列に車輪が付いたものから成り、これは自動的に持ち上げられる。

(6) テッダーレーキ、ウィンドローアーレーキ、梱包兼用レーキ

(7) ピックアップベイラー及びベールローラー：農地上の乾草及びわらを拾いあげ結束する機械

(8) コンバイン：連続して穀物の刈り取り、脱穀、清浄及び排出を行う。

(9) とうもろこしの刈取機、採取機、収穫機及びシェラー

(10) 牧草、とうもろこし等を刈り取り、裁断し、運搬する収穫装置が恒久的に固定されている自動積込み式トレーラー

(11) 綿つみ機

(12) 亜麻採取機

(13) ぶどう収穫機（かん引式又は自走式のもの）

(14) 野菜収穫機（豆類、トマト用等）

- (15) いも掘起こし機（すき刃型、フォーク型又は格子型）
- (16) ビートその他これに類する根菜の上部刈取機、根揚機及び根菜収穫機
- (17) 飼料収穫機
- (18) 樹木のシューカー
- (19) その他の農産物（採油用の種等）の収穫機
- (20) 脱穀機。この項には、また単独で提示されるかされないかを問わず、自動的に脱穀機に供給する装置（例えば、穀物の刈り入れた束を開いて広げ脱穀機に規則的に供給することができるように設計された補助機械）を含む。
- (21) とうもろこしの穂軸から葉を取り除く機械及びとうもろこしの脱穀機

この項には、また、三輪又は四輪の基礎機械に座席及び恒久的に固定された（すなわち、修理又は点検の場合に限り取り外される。）カッターを有する乗用可能な芝刈機を含む。これらはその主な機能が芝生を刈ることであるので、たとえトレーラーのようなけん引用又は後押し用の結合装置を有していてもこの項に属する。

ただし、この項には、可搬式の機械で、例えば、芝を刈り込むもの、壁若しくは境栽沿いに草刈りをするもの又は繁みの下草を刈り取るものを含まない。これらの機械は、軽金属製のフレーム内に自蔵される内燃機関又は金属の柄の搭載された電動機と切削装置（通常 1 本以上の細いナイロン糸から成る。）とにより構成される。これらは 84.67 項に属する。

（B）卵、果実その他の農産物の清浄用、分類用又は格付け用の機械

この項には、また園芸用、農業用又は工業用のいずれであるかを問わず、農産物（例えば、卵、果実、ばれいしょ、たまねぎ、球根、にんじん、アスパラガス及びガーキン）を、大きさ、形、重量等により清浄、分類又は格付けする機械を含む。これらは電気式（例えば、光電式の試験機及び格付機）であるかないかを問わずこの項に属する。これらのうちには、補助装置（例えば、検卵用又は産品へのマーク付け用）を取り付けたものもある。

種、穀物又は乾燥した豆の清浄用、分類用又は格付け用の機械は属しない（84.37）。

＊

＊ ＊

この項に属する型式の機械（例えば、収穫機、コンバイン、脱穀機、ピックアップベイラー、結束用プレス及び格付機）のなかには、しばしば持上げ用、荷扱い用、運搬用等の補助機器（例えば、コンベヤベルト、束又はわらの積込機及びバケットチェーン）を自蔵するものがあるが、これらは本体とともに提示される場合に限り、機械本体とともにこの項に属する。しかし、単独で提示される場合には、84.28 項に属する。

部 分 品

部分品の所属に関する一般的規定（16 部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、この項の機械の部分品はこの項に属し、例えば、次の物品がある。

草刈機用又は収穫機用のカッターバー、持上機構及びつめ、芝刈機又は草刈機のカッターバーに動きを伝えるための振動連接棒、収穫結束機用の選別機、ディバイダー、レーキ、プラットホ

ーム及び結束機構、ウインドロー（草等の束を乾燥のために列状に並べ置くこと）用の取付け式装置、カッターボード、コンバイン用又は脱穀機用のビーター、カウンタービーター、シューカー及びわら排出機等、ばれいしょその他の根菜作物掘起こし機の刃、齒かん、フォークその他の工具類、ヘイテッター用のドラム及びフォーク、レーキ用の齒かん及び持上げ装置並びに収集機用又はペイラー用のピックアップレーキ

＊

＊ ＊

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 草刈機用の刃及び切断部 (blade section) (82.08)
- (b) 束用、わら用又は袋用のホイスト、送風機型の乾草用又はわら用の昇降機、バケット式又はニューマチック式の穀物エレベーター、農業用クレーンその他の積込み用、持上用、荷扱い用又は運搬用の機械類 (84.26 又は 84.28)
- (c) 樹木を伐採し又は根こぎする機械類、農業用のわら切り機、根菜切断機、穀物粉碎機及び検卵機 (84.36)
- (d) 84.37 項の種、穀物又は乾燥した豆の清浄用、分類用又は格付け用の機械及び製粉用の機械
- (e) 繰綿機 (84.45)
- (f) たばこの葉の筋取り用又は切断用の機械 (84.78)

84.34 搾乳機及び酪農機械

8434.10－搾乳機

8434.20－酪農機械

8434.90－部分品

この項には、機械式搾乳機及び牛乳を処理又は牛乳から他の酪農製品を製造するために使用されるその他の機械（農業用又は工業用のいずれであるかを問わない。）を含む。

(I) 搾乳機

搾乳機は、一群のティートカップ（乳牛の乳首にあてがうもので、ゴム製ライナー（内張り）を有している。）とこれをフレキシブルチューブにより、一端はパルセーターを経て真空ポンプ装置に、他端は、牛乳容器（通常、ステンレス鋼製）に接続したものとから成る。パルセーターは、牛乳容器のふたに取り付けられカップとライナーとの間に大気圧及びそれと比べてかなりの低圧を交互に発生させることによりティートカップに作用する。一群のティートカップ、パルセーター及び牛乳容器から成る集合体は「搾乳容器」(milking pail) と呼ばれる。

能力の小さい搾乳機においては、搾乳容器と真空ポンプ装置が同床に設置されているものがある（単槽式又は二槽式の搾乳機）。

能力の大きい搾乳機においては、種々の構成要素は通常別床になっている。牛乳容器（数は種々ある。）は管により真空ポンプ装置に接続されている。ある種の型式のものは牛乳容器を有してお

らず、搾乳された牛乳はティートカップから輸送管により直接冷却装置又は貯蔵タンク（通常固定されている。）に送られる。これらのタイプは、自発的搾乳機として知られる、搾乳ロボットを含む。これらのシステムは、自動的な搾乳に必要な設備を全て含んでおり、素早く動くロボットアーム、電子装置、真空ポンプ、圧縮機、洗浄機、ミルクメーター等は、乳牛の自らの意志で搾乳できるよう設計されている。各乳牛は、トランスポンダーを有する首輪をつけられており、これにより、システムはその乳牛が搾乳に適しているかを決定できる。搾乳は、搾乳装置を乳牛の乳首に直接導くためのレーザー光式視認システムを備えたロボットアームにより行われる。

搾乳機の種々の構成容器がまとめて提示される場合には、16 部注 4（解説同部総説参照）に規定する機能ユニットを構成するものとしてこの項に属する。ただし、搾乳機能に直接関与しない機器（ろ過機、冷却装置、貯蔵タンク並びにティートカップ及び輸送管を洗浄する機器等）は、この項には属さず、それぞれ該当する項に属する。

（Ⅱ）牛乳の処理機

この項は、ホモジナイザーを含む。これらは、脂肪を微細粒子に破碎することにより、消化しやすくし、また、クリーム化せずにより長く乳化状態を保たせるためのものである。

大部分の牛乳の処理機は基本的には熱交換の原理に基づくものであり、したがって、この項には含まれない（例えば、殺菌用又は滅菌用の機械、牛乳の濃縮用又は乾燥用の機械及び牛乳冷却機）（84. 19）。

この項には、更に、次の物品も含まない。

- （a）冷蔵機構を有する機器（牛乳の冷却用又は保存用の特に設計されているかいないかを問わない。）及び蒸発器を組み込んだ牛乳冷却槽（84. 18）
- （b）クリーム分離機、フィルタープレスその他のろ過機又は洗浄機（84. 21）（ただし、簡単なろ過用漏斗及びミルクストレーナーは、構成する材料により該当する項に属する。）
- （c）牛乳容器の洗浄機及び牛乳の瓶詰機又は缶詰機（84. 22）

（Ⅲ）牛乳から他の酪農製品を製造する機械

クリーム分離機は属しないことに注意しなければならない（84. 21）。ただし、この項にはバター又はチーズを製造する機械を含む。これらの機械には、次の物品を含む。

（A）バター製造機

- （1）かく乳機：通常は内部に多数の隔壁又はブレードを有するステンレススチール製のたるである。たる又はブレードは動力により回転し、それに伴うたたきつけるような動作により、クリームを固化させ、徐々にバターに変えていく。
- （2）複合式かく乳仕上機：これらの機械は、バターの連続生産に使用されるもので、主要なものとして、クリームをバターに変えるための高速回転子を有するシリンダー及びこれを動かす電動機から成る。
- （3）バターの成形機：この機械はバターを市販用の所要の形状に成形するものである。ただし、製品の包装又は重量測定も行う機械は属しない（84. 22 又は 84. 23）。

（B）チーズ製造機

- (1) ソフトチーズ又はクリームチーズの製造に際してカードとクリームを破碎し均質にする機械
- (2) ハードチーズ、セミハードチーズ、ソフトチーズ又はクリームチーズの成形機。ただし、製品の包装又は重量測定も行う機械は属しない (84. 22 又は 84. 23)。
- (3) チーズプレス (例えば、機械式、ニューマチック式等) : これは特に硬質チーズの製造の際に、製品の成形及び余分な水分を除去するために使用されるものである。

＊

＊ ＊

酪農産業において使用される機械類でもこの項に属しないものが多数あることに注意しなければならない。例えば、貯蔵用、熟成用、加工用等の容器又はタンクでその機能が、主として、当該容器又はタンクに取り付けられた加熱用又は冷却用の機器により果たされるもの (かくはん機のような機器を自蔵するかしないかを問わない。84. 18 又は 84. 19) がある。加熱用又は冷却用の機器を取り付けてないが、かくはん機、傾斜機構等の機構部分を備え付けている容器等は、酪農専用であることが認められる場合に限り、この項に属する。もしこれがある一つの特用途に供するものとして認められない場合には、84. 79 項に属する。また、容器等で温度調節用の装置又は機械装置のいずれもが取り付けられてないものは、構成する材料の製品として該当する項に属する (例えば、73. 09、73. 10、74. 19、76. 11 又は 76. 12)。

部 分 品

部分品の所属に関する一般的規定 (16 部の総説参照) によりその所属を決定する場合を除くほか、この項の機械の部分品は、この項に属する。

例えば、搾乳機用の容器、ふた、パルセーター、ティートカップ及び附属品 (ゴム製のライナー等 (40. 16) を除く。)、バターかく乳機用のたる、バター仕上機用のローラー及びテーブル並びにバター又はチーズの成形機用の型

＊

＊ ＊

この項には、82. 10 項又は 85. 09 項に属する家庭用機器を含まない。

84. 35 プレス、破碎機その他これらに類する機械 (ぶどう酒、りんご酒、果汁その他これらに類する飲料の製造用のものに限る。)

8435. 10—機械

8435. 90—部分品

この項には、ぶどう酒、りんご酒、ペリー (なし酒)、果汁その他これらに類する飲料 (醗酵しているかないかを問わない。) 等の製造に使用される農業用又は工業用の両方の機械を含む。この項には、また、レストラン又はこれに類する施設で使用される種類の商業用の機械を含む。

この項には、次の物品を含む。

- (A) 果汁抽出機：醗酵を目的としない果汁（例えば、かんきつ類、桃、あんず、パイナップル、ベリー又はトマトの果汁）製造用の手動式又は動力駆動式の機械
- (B) りんご又はなしの破碎機：手動式又は動力駆動式のもので、果汁をすりつぶす機構又は破碎用のシリンダーとそれらに果汁を供給するポッパーとから成る。
- (C) 機械式又は液圧式のりんご圧搾機（車輪付きのトロリーに搭載された移動式のものを含む。）
- (D) ぶどうの圧搾機又は破碎機：例えば、次の物品がある。

(1) ぶどう破碎機：通常 2 個の溝付きシリンダー又はビーターを取り付けた 1 個のシリンダーから成り、種及び果柄を破碎せずにぶどうから果汁を抽出する。この項には、抽出された果汁を醗酵槽に供給するポンプを組み込んだ pulping machine を含む。

(2) 圧搾直後のぶどう果汁（果膠）と果柄とを分離する機械：これらは通常回転するビーターを備えた穴あき容器から成る。ある種のものは圧搾と果柄除去の両方を行う。

(3) プレス：圧搾して果汁を搾り取った後のぶどうの果肉又は醗酵槽の残滓から、残留する果汁を抽出するのに使用される。これには二つの主要な型式のものがある。

(i) 非連続の機械式又は液圧式のプレス：果汁を集める容器の内部で支持されている交換式の格子造りの箱（claie）の中にある果肉をプレスヘッドで押しつぶす。この項には、容器に連続するように設計されている液圧式の門型のプレスを含む。この機器は、通常トロリーに搭載された一連の容器（maies）を果汁で満たすように設計されたものである。

(ii) 連続プレス：エンドレスのねじ機構によりぶどうを供給し、それを圧搾するもの

- (E) 粉碎機又は破碎機：圧搾された搾りかすの塊を再度圧搾する前に破碎する歯付きシリンダー又は回転ブレードを取り付けたものである。

果汁、果膠（must）、ぶどう酒、りんご酒及びなし酒の製造工程において使用される機械は属しない。例えば、次の物品がある。

- (a) 冷却機、殺菌機及び濃縮装置（84. 19）
- (b) 遠心分離機、フィルタープレスその他のろ過機又は清浄機（84. 21。ただし、簡単なる過用の漏斗は構成する材料により該当する項に属する。）

部 分 品

部分品の所属に関する一般的規定（16 部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、この項の物品の部分品はこの項に属し、例えば、次の物品がある。

果汁抽出機用の破碎シリンダー、りんご破碎機用の歯付きシリンダー及びおろし金、ぶどうの圧搾機用又は果柄除去機用のシリンダー、ぶどう酒圧搾機用の特殊な果肉容器（claies）及び果汁収集器の圧搾台（maies）、ぶどう酒圧搾機用のスクリューヘッド、圧搾プレート、枠組等並びに搾りかすの破碎器用の歯付きシリンダー及びブレード等

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 44. 19 項、82. 10 項又は 85. 09 項に属する型式の果汁の搾り器
- (b) ぶどう酒、果汁、りんご酒等用のポンプ（専用のものであるかないかを問わない。）（84. 13）
- (c) 搾りかすからぶどう酒を分離するための遠心分離機（84. 21）
- (d) 84. 22 項に属する瓶詰機、コルク栓をする機械その他の機械（たる等を洗浄する蒸気噴射機

を含む。)

(e) 果実用のコンベヤ (84.26 又は 84.28)

(f) 果実の皮むき機及びしん取り機 (84.38)

84.36 その他の農業用、園芸用、林業用、家きん飼育用又は養蜂（ほう）用の機械（機械装置又は加熱装置を有する発芽用機器を含む。）並びに家きんのふ卵器及び育すう器

8436.10—飼料調製用機械

—家きんの飼育器、ふ卵器及び育すう器

8436.21—家きんのふ卵器及び育すう器

8436.29—その他のもの

8436.80—その他の機械

—部分品

8436.91—家きんの飼育器、ふ卵器及び育すう器のもの

8436.99—その他のもの

この項には、農場（農業学校、農業共同組合及び農業試験場を含む。）、林業、市場向け果菜類栽培園、家きん飼育場、養蜂（ほう）農場その他これらに類する場所において使用する型式のもので、84.32 項から 84.35 項までに該当しないものを含む。ただし、この項には、工業用に設計されていることが明らかなものを含まない。

（I）その他の農業用、園芸用又は林業用の機械及び発芽用機器

この項には、次の物品を含む。

(A) 種用粉末塗布機：これは、通常回転する金属製のドラムとそれに種子を供給する 1 個以上のホッパーとから成る。ドラム内で種に殺虫性又は殺菌性の粉末が塗布される。

ただし、この項には、粉の散布機を含まない (84.24)。

(B) 肥料用の破碎機又は混合機

(C) ぶどうの木、果樹等のさし木の切断機

(D) 生垣切断機

(E) 飼料等の調製用機器：この機器には、次の物品がある。

(1) 油かす破碎機

(2) キャベツ切断機その他の野菜切断用機械

(3) ビート、かぶ、にんじん、まぐさ等を薄く切る機械及び破碎機

(4) わら、乾草、サイレージ（嫌気発酵させた飼料）の切断機（サイロへの送込み用コンベヤを自蔵するかしないかを問わない。）

(5) オート、大麦等を調製するための破碎機

(6) 小麦、とうもろこし、大麦その他の飼料の粉碎機（農場用のものに限る。）及び農場用の製粉機

(7) 飼料混合機

(F) 自動給水機：牛、馬、豚等用のもので、例えば、ちょうつがい付きの板を取り付けた金属製のはちから成り、動物の鼻によって押されると、水が流水するようになっている。

(G) 動物用の機械式バリカン

通常の手持バリカンは属しない (82. 14 又は 85. 10)。

(H) 林業用機械：この機械には次のような物品がある。

(1) 樹木の根こぎ機：これは液圧式ジャッキの作用により幹をつかんで根こぎするあご部を有する。

(2) 樹木伐採機：液圧駆動式の刃若しくはのこぎりを備えたもの（枝払い等をする装置及び切断を行う装置を有するか有しないか並びに幹を運搬し、積み重ねるための鉤（かぎ）又はつかみ装置を有するか有しないかを問わない。）及びトラクターに取り付けるように設計されたもの（根を切断するためのプラウ及びトラクターの作業能力を拡大するための伸縮自由なブームを有する。）

(3) 樹木移植機：移植する樹木の根を土の塊ごと掘り出す刃を有し、必要に応じて短距離輸送をすることができる。

(4) 切株除去機：円盤型ナイフにより地面下のある程度の深さまで切株を解体することができる。

(5) 枝、小枝等をチップにする機械：剪（せん）定、枝払い等の後にチップ用の刃を使用してチップにする。チップは、送風機により排出される。

(IJ) 発芽用の装置（例えば、発芽力試験機（germinators））：この装置は機構部分（例えば、ポンプ、原動機若しくは送風機）又は加熱装置を備えていなければならない。このような装置のない簡単な箱は、属しない（構成する材料により該当する項に属する。）。

この項には、次の物品を含まない。

(a) 根菜を薄く切る機械用、わら切断機用等の刃及びナイフ (82. 08)

(b) 温度変化による方法で作用する機器 (84. 19)：例えば、84. 19 項には乾草乾燥器及びばれいしょ用、飼料用等のオートクレープを含む。しかし、加熱装置を有する発芽用機器、ふ卵器及び育すう器は、この項に属する。

(c) 液体又は粉の噴射用、散布用又は噴霧用の機器 (84. 24)

(d) ニューマチックエレベーター、送風機型のエレベーター、樹木、丸太等の根こぎ用、けん引用又は積込み用のウインチその他の巻上げ用、荷扱い用又は運搬用の機器 (84. 25、84. 26 又は 84. 28)

(e) 樹木植付け用の穴あけ機械、伐採用又は開こん用のブルドーザー及びアングルドーザー (84. 29 又は 84. 30)

(f) てん菜の薄切機（工業用のものに限る。84. 38）

(g) 84. 39 項の木材のチップ切断機

(h) 水噴射式の樹皮はぎ機及び木材の皮はぎ機 (84. 24、84. 65 又は 84. 79)

(ij) 木材用の加工機械 (84. 65 又は 84. 67)

(k) 真空掃除機型の馬又は牛の手入れ用機器 (85. 08)

(1) 丸太のけん引用に特に設計されたトラクター (log skidders) (87.01)

(m) 機械式獣医用器具 (90.18)

(n) ひょうよけ用の銃砲 (Anti-hail guns) (93.03)

(II) 家さんの飼育器、ふ卵器及び育すう器

これらには、次のような物品を含む。

(A) ふ卵器：これらの機械は、正確に調整された温度、空気の流量及び空気の湿度の環境下で、トレイに置かれた卵を自動的に回転させることが可能な装置を自蔵している。これらは、最良のふ卵結果を得るために、パーソナルコンピューターに連結しているコントロールシステムと接続して、動作するものもある。ふ卵器には、ふ化機能を有する combi-incubators もある。

(B) ふ化器：これらの機械は、温度及び空気の循環を調整するための装置を自蔵しており、卵はふ化するためのバスケット又は特別なトレイに置かれる。

(C) 育すう器：加熱装置及び冷却装置を有する大型機器で、幼いひなの飼養に使用される。

(D) 飼育産卵装置又はバッテリー（飼育用の多団式の一連のケージ）：えさ箱への飼料の供給、床の清掃及び卵の収集を行うための自動装置を有する大型の機器である。

(E) 検卵機（又は検査機）：機構を有するもの（光電式検査機を含む。）で、静止検査用ランプを除く。

分類用又は格付け用の機構を有する機械は属しない (84.33)。

(F) 性別判定機器及び予防接種機器：ふ化場が、ひよこを性別でより分けるため及びひよこに予防接種をするための機器である。これらの機械は、獣医用として使用するよう設計されていない。

この項は、ひよこ計数箱詰システムと呼ばれる、箱の中にひよこを自動的に計数し、置くための機械であって、ひよこの取扱いが主たる機能であり、計数は副次的なものにすぎず、箱の大きさに合わせて前もって決定された数のひよこを箱に置くためのものである機械は含まない (84.22)。

(III) 養蜂（ほう）用の機械

これらには、次のような物品を含む。

(A) はちみつプレス

(B) 蜂（はち）の巣のベースをろう成形する機械

この項には、次の物品を含まない。

(a) みつばちの巣箱（構成する材料により該当する項に属する。通常、44.21）

(b) みつばちの巣の再溶解用の湯せん鍋（加圧ねじ付きのものを含む。） (84.19)

(c) 遠心式のはちみつ抽出機 (84.21)

(d) 84.24 項の液体又は粉の噴霧器及びいぶし煙噴出機

部分品の所属に関する一般的規定（16 部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、この項には、また、上記の機械の部分品も含む。

84.37 種、穀物又は乾燥した豆の清浄用、分類用又は格付け用の機械並びに製粉業用の機械及び穀物又は乾燥した豆の加工機械（農場用のものを除く。）

8437.10—種、穀物又は乾燥した豆の清浄用、分類用又は格付け用の機械

8437.80—その他の機械

8437.90—部分品

（I）種、穀物又は乾燥した豆の清浄用、分類用又は格付け用の機械

この項には、園芸用、農業用又は工業用のいずれかであるかを問わず、穀物、乾燥した豆、種等を風選、吹き分け、ふるい分け等により、清浄、分類又は格付けする機械を含む。これらには、次のような機械を含む。

（1）風選機（fanning mill）

供給ホッパー、送風機及びふるい（通常、振動型である。）から成る。

（2）分級風選機、回転風選機及び種又は穀物の選別機

これはやや複雑な機械で、種又は穀物を空気の流れにより清浄し、また、重量、大きさ又は形状により分級する。これらの種選別機等の中には、殺虫剤等を塗布する補助装置を自蔵するものもある。

（3）ベルト型ふるい

てん菜の種の清浄によく使用するもので、供給ホッパーの下で走行するエンドレスの傾斜したベルト及びそれを駆動する一連のローラーから成る。種は自由にベルトの下部にころがり落ちるが、軽い植物性のちりは織物製ベルトのビロード状の表面に付着する。

（4）栽培用の種の選別用又は格付け用の特殊機械

この項には、製粉に先立って穀物の清浄、分類又は格付けをする製粉業用の機械も含む。これらの機械には、前記の風選機、ふるい機及び格付機と同じ原理に基づくものがある。しかし、これらは大量に処理できるように設計され、また、製粉業用に専用化されたものであり、例えば、次の物品がある。

（1）穀物清浄用サイクロン分離機

（2）小室を有する又は穴あきのドラムの回転により清浄又は格付けを行う機械

（3）振動ふるいの付いた吸引式分離機

（4）磁石式又は電磁式の分離機及び分級機

（5）洗浄機、石取り機及び whizzing machine（補助乾燥塔を自蔵するかしないかを問わない。）

（6）穀物ブラシがけ機

（7）穀物給湿機（加熱装置又は重量測定装置を自蔵するかしないかを問わない。）

この項には、清浄、分類及び格付けが同時にできる複合機械（電磁式分離装置を自蔵する機械を含む。）も含む。

(Ⅱ) 製粉業用機械

製粉に先立って穀物の清浄、分類又は格付けを有する機械（(Ⅰ) 参照）のほかに製粉業用機械として次のような物品が属する。

(A) 製粉に先立って穀物の混合又は調整をする機械。例えば、次の物品がある。

(1) あらかじめ決められた量に穀物を混合する機械

(2) ゴム製のシリンダーに対して回転するスパイク付きドラムから成り、軟らかい穀物を除去するくず穀物除去機

ただし、この項には次の物品を含まない。

(a) 温度の変化により作用する機器 (84. 19)。例えば、84. 19 項には乾燥塔、冷却塔を含む。

しかし、加熱装置を有する穀物給湿機は、この項に属する。

(b) 遠心分離機 (84. 21)

(c) コンベヤ、昇降機及びエレベーター（例えば、バケット式、ベルト式又は空気吸引式のもの (84. 28)）

(B) 粉碎機及び破碎機。例えば、次のような物品がある。

(1) 粉碎機

(2) ブレーキロール (breaking rolls) : 数組の溝付きローラー（内部冷却式のものもある。）で構成され、これらは穀物を粗粉 (middlings)、セモリナ、微粉 (flour) に破碎する。

(3) 粉碎ロール : 表面の滑らかなロールを有するもので、穀物の粗粉、セモリナ等を微粉にまで砕くように特に設計されたもの

(4) ディスインテグレーター (disintegrator) 又は衝撃式粉碎機 : 上記の工程において粉碎機又は製粉機に付着した粉を微粉又はミール等に砕くことに使用する。

(5) 供給機 : 粉碎ロールに、穀物の規則正しく一様な流れを供給するように設計されたもの
この項には、農場用の小型粉碎機を含まない (84. 36)。

(C) 小麦のシャープス又は粗粉から微粉を分級又は分離する機械

このグループには、製粉工程においてできた微粉、ミール、粗粉、シャープス等を分離するための機械を含む。

この分離は次の型式の機械群（一つの流れとして連続的に使用することが多い。）による一連の連続操作により行われる。

(1) ふるい機 (ボルター) : ひき割り及びミールから微粉を分離するもので、遠心式ふるい機（又はリール）は、内部にビーターバーを備え、外部は種々の網目のサイズの金網で覆われたドラムから成る。振動ふるい機又はふるい振とう機は一組の自由に振動できる重ね合わせたふるいと受皿とから成る。

(2) ふるい機又は粗粒選別機 (purifier) : これは粗粉等を分離し、かつ、ふすまを吹き飛ばすもので、ふるいの中を貫流する空気により分離及び吹き飛ばしが行われる。

(3) ふすまの清浄機

(4) 製粉 (flour)、ふすま等を混合する機械及び製粉にビタミンを添加する機械

ただし、この項には、次の物品を含まない。

- (a) 製粉の乾燥機 (84.19)
- (b) 分級機又はふるい機からの排気中に含まれるほこりの除去に使用する空気ろ過機及びサイクロン (84.21)
- (c) 90 類に属する製粉抽出率 (注: 製粉された小麦粉の重量と製粉前の重量との百分率) 記録用の抽出記録機 (extraction recorders) その他製粉 (flour) の試験用機器

(Ⅲ) 穀物又は乾燥した豆の加工に使用する機械

ここに言う加工とは、一般に、予備的な清浄、分類又は格付けの後に行われるものをいう (上記 (Ⅰ) 参照)。

このグループには、次の物品を含む。

- (1) 穀物又は乾燥した豆の殻むき機又は皮むき機
- (2) もみすり機及び精米機
- (3) 乾燥したえんどう、ひら豆及びそら豆を割る機械
- (4) ロールドオート (rolled oat) 又はフレードオート (flaked oat) 等の調製機 (補助的な加熱装置を自蔵するかしないかを問わない。)
- (5) 穀物 (パン用のもの以外のものに限る。上記 (Ⅱ) (B) 参照) 用又は乾燥豆用の特殊粉碎機
- (6) 芒 (のぎ) 取り機 (“bearding” machine) 又は刈込み機 (“clipping” machine) 大麦又はオートから芒 (のぎ) 又は先端部を除去する機械

この項の前述の部分には、次の物品を含まない。

- (a) 熱交換により作用する機器 (例えば、ふくらませた若しくは焼いた穀物を作るための蒸し器、乾燥機又はばい焼機、大麦の麦芽化用又は製粉ばい焼用の機器等 (84.19))
- (b) 製粉工程の範囲を超えて使用する機械 (例えば、ベーカリー用、保存用又はマカロニ製造用のもの) (84.38)

部 分 品

部分品の所属に関する一般的規定 (16 部の総説参照) によりその所属を決定する場合を除くほか、この項の物品の部分品は、この項に属し、例えば、次の物品がある。

パン用穀物の製粉業用のふるい及びふるい枠 (ただし、ふるい用布地 (製品になっているかいないかを問わない。59.11) を除く。)、混合用又は分離用シリンダー及びパン用穀物の製粉機用のローラー。

ただし、ミルストーンは属しない (68.04)。

84.38 飲食料品の調製業用又は製造業用の機械 (動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂の抽出用又は調製用の機械及びこの類の他の項に該当するものを除く。)

8438.10-ベーカリー機械及びマカロニ、スパゲッティその他これらに類する物品の製造機械

8438.20-菓子、ココア又はチョコレートの製造機械

- 8438. 30－砂糖製造機械
- 8438. 40－醸造用機械
- 8438. 50－肉又は家きんの調製用機械
- 8438. 60－果実、ナット又は野菜の調製用機械
- 8438. 80－その他の機械
- 8438. 90－部分品

この項には、飲食料品の調製業用又は製造業用の機械でこの類の他の項に該当しない機械を含む（生鮮食品用のものであるか又は貯蔵食品用のものであるか及び人用に供するか又は動物用に供するかを問わない。）が、動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂の抽出用又は調製用の機械を含まない（84.79）。この項には、また、レストラン又はこれに類する施設で使用される種類の工業用又は商業用の機械を含む。

ただし、実際には、これらの目的に使用される機械であってもこの項に属しないものが多数あることに注意しなければならない。例えば、その例として次の物品がある。

- （a）82.10 項又は 85.09 項の家庭用機器（例えば、肉ひき機及びパン切り機）
- （b）工業用又は理化学用の炉（84.17 又は 85.14）
- （c）調理用、ばい焼用、蒸気加熱用等の機器（84.19）
- （d）遠心分離機及びろ過機（84.21）
- （e）瓶詰機、缶詰機、包装機械等（84.22）
- （f）製粉業用の機械（84.37）

（I）ベーカリー製品製造用機械

これらの機械は、パン、ビスケット、ペストリー（注：パイ、タルト等）、ケーキ等の製造に使用される機械で、次のような物品を含む。

- （1）ドウミキサー又は練り粉のミキサー：基本的には回転式又は静止式の容器及びそれに取り付けた固定式又は可動式のアーム又は羽根から成り、ドウ（注：パンの生地など）をこねるものである。高速ミキサーには、しばしば水冷用のジャケットが付いている。
- （2）ドウ分割機：容器の中でホッパーから供給されたドウを機械的に一定の大きさに分割するものである。これらの機械の中には重量測定装置又はロール機を自蔵するものもある。
- （3）成形機：分割機で分割されたドウをそのまま焼けるように商用の形に成形するものである。
- （4）パン、ケーキ類用のスライサー
- （5）ひからびたパンを砕いてパン粉を作るように設計された機械
- （6）ビスケット、ケーキ類の分割用、成形用、切断用又は充てん用の機械
- （7）ケーキデポジッター：ケーキ用の型の中にケーキを所定の量だけ入れる機械

この項には、次の物品を含まない。

- （a）パン焼き窯（かま）（84.17 又は 85.14）
- （b）84.20 項の練り粉ロール機

(Ⅱ) マカロニ、スパゲッティその他これらに類する食品の製造機械

このグループには、次の物品を含む。

- (1) 混合機：マカロニペーストの調製に使用する。
 - (2) 板状の延ばしたペストリーを所定の形に切断したり型抜きする機械：これらはペストリーを延ばす装置を自蔵することが多い。
 - (3) マカロニ、スパゲッティ等の連続押出しプレス機：適当な形状の型を有する押出し機により、文字、模様その他特殊な形を作ることができる。そしてそのドウは型の外側にある回転刃により所定の厚さに切断される。
 - (4) ラビオリ等の充てん機
 - (5) マカロニ、パーミセリ等をかせ状に巻き取る機械
- この項には、次の物品を含まない。
- (a) マカロニの予備乾燥機及び乾燥機 (84. 19)
 - (b) マカロニのドウ、練り粉等を板状に延ばす機械 (84. 20)

(Ⅲ) 菓子の製造機械

このグループには、次の物品を含む。

- (1) 糖衣用の砂糖を調製する粉碎機又は破碎機
 - (2) 菓子用混合機：通常、機械式のかくはん機又は粉碎機の付いた容器から成り、加熱用又は冷却用のコイル又はジャケットが取り付けられたものも多い。
 - (3) pulling machine：クランク状の回転するアームにより可塑性の砂糖混合物をこねるもの
 - (4) ドラジェー（注：砂糖でくるんだ菓子）用鍋：半球状の鍋（通常、銅製又はガラス製）が傾斜して回転するもので、硬い核（例えば、アーモンド）に砂糖、チョコレート等を塗布するものである。この様な鍋は外部の熱源（熱い空気の噴射、独立したガスバーナー等）により加熱されるかされないか及び鍋自体が発熱体を自蔵するかしないかを問わずこの項に属する。
 - (5) 菓子の切断用又は成形用に設計された機械
- この項には、sugar boiler その他の加熱用機器 (84. 19) 又は冷却用機器 (84. 18 又は 84. 19) を含まない。

(Ⅳ) ココア又はチョコレートの製造機械

このグループには、次の物品を含む。

- (1) ばい焼したココア豆の外皮及び胚芽を除去し、破碎して二分にする機械
- (2) 破碎された豆及びそれに続いてできるペーストを混合、混練又は磨碎してカカオマスにする機械
- (3) カカオマスからココアバターを抽出するプレス：この機械は、ココアバターの抽出を容易にするためにペーストを加熱する装置を常に自蔵している。
- (4) ココアの調製機：ココアバターを抽出したあとのココアケーキを磨碎する機械。通常、ココアの粉末のふるい分け又は分級を行い、時として芳香又は溶解性を高めるための物品を混合することもある。

- (5) ココアバター、ココア、砂糖等の混合機：この機械は、しばしば混合するものの量を測定する装置を自蔵する。
- (6) ロール機及びリファイナー
- (7) コンチェ：加熱装置及び動力駆動式のローラー、グラインダー等を有する容器から成り、混合物の成分を十分に混ぜ合わせて熱処理を行うものである。
- (8) チョコレートを成形する前に均質化し、一定量ずつ圧送又は押出しする機械
- (9) 造粒機及び成形機：これらの機械は通常、振動装置を自蔵する。しばしば注入部に発熱体を有し、また、型の冷却装置を自蔵することも多い。
- (10) 被衣機（エンローバー）：基本的にはコンベヤであり、その上に置かれたビスケット、菓子その他の核がチョコレート又は砂糖の噴霧又は溶解槽の中を通ることによりコーティングされる。この機械は常に発熱体を自蔵する。

(V) 砂糖製造用機械

糖汁の抽出機はさとうきびからのものとてん菜からのものとでは異なるが、糖汁から砂糖を抽出させる機械は同じである。

(A) さとうきびから糖汁を抽出する機械。例えば、次の物品がある。

- (1) 切断機又は繊維分離機：両刃のナイフが並んだものを高速回転させ、さとうきびを長い繊維状に切断するものである。
- (2) 細裂機：回転速度の異なる二つの歯付きロールの間を通すことにより、さとうきびが細片にされる。
- (3) 破碎機：調節可能な波形ローラーから成り、なかには細裂と破碎の両方の作用を備えているものがある。
- (4) 圧搾機：破碎したさとうきびから糖汁を抽出するもので溝付きロールの列から成り、通常これらは、供給装置、コンベヤ、ローラーがけの際水を散布する装置及び浸せき槽を有する。

(B) てん菜から糖汁を抽出する機械。例えば、次の物品がある。

- (1) 洗浄機：大きな溝、タンク等の中で作動するかくはん機その他これに類する機械から成る。
- (2) 裁断機：底部がカッター付きの回転する円盤から成る円筒状の槽又は内面に刃を取り付けてある回転ドラム式のもの（特殊な案内板又は遠心力により噴出されるてん菜に対向するように刃が付けられている。）がある。
- (3) 浸出機：裁断されたてん菜から浸透法により糖汁を浸出させる機械で、蒸気コイルで水を加熱する装置を有する加熱機 (calorisor) と熱湯によりてん菜片から糖汁を抽出する大きな浸出槽とからできている。浸出槽が単独で提示されてもこの項に属する。ただし、単独で提示する加熱機は属しない。(84.19)

(4) パルププレス

(C) 糖汁から砂糖を抽出する機械及び精糖機械

- (1) 亜硫酸ガス飽充槽：機械式かくはん機を備えたものはこの項に属するが、加熱装置を有

するものは属さない (84. 19)。

(2) 結晶缶：ゆっくりとかくはんする装置を有し、濃縮缶から送られきたソロップ状の塊が本機で空冷され、濃縮缶で開始した結晶化が完了する。

(3) 砂糖を塊に分割する機械

この項には、次の物品を含まない。

(a) 84. 19 項の清浄機、濃縮缶、真空蒸発缶、結晶缶その他の機械

(b) 遠心分離機及びフィルタープレス (84. 21)

(VI) 醸造機械

(1) 発芽用機械：ゆっくりとかくはんする装置、回転ドラムその他これらに類する機構を有する。

(2) 回転シリンダー（乾燥させた麦芽から除根する。）及びふるい機

(3) 麦芽破碎機

(4) 仕込槽：機械式かくはん機等を有するが加熱装置はないものに限る。破碎された麦芽はこの槽の中において、水と混ぜられてでん粉質が糖に変換する（糖化）。

(5) ろ過槽：かくはん機を備えた大きな容器で孔のあいた二重底を有し麦汁とビールかすとを分離する。

この項には、16 部の注 4 に規定する機能ユニットとして発芽用機械、麦芽破碎機、仕込槽及びろ過槽から成る醸造所用機械を含む。ただし、補助機器（例えば、瓶詰機及びラベル印刷機）は含まれず、それぞれ該当する項に属する（16 部の総説参照）。

この項には、次の物品を含まない。

(a) 機械装置も冷却装置も有しない発酵槽（構成する材料により該当する項に属する。）

(b) 麦芽乾燥機、加熱装置を有する浸せき槽及び仕込槽、ホップ煎じ釜及びホップ煎じ汁と麦汁の煮沸槽 (84. 19) 並びに冷却コイルを備えた発酵槽及びビール冷却器 (84. 18 又は 84. 19)

(c) フィルタープレス (84. 21)

(VII) 肉又は家きんの調製用機械

このグループには、次の物品を含む。

(1) 動物の屠（と）殺用又は後処理用の機械

(2) 豚の脱毛機：これは屠（と）体を入れて回転するかごとかごととは逆方向に回転する多数のベルトスクレーパーから成る。

(3) 食肉切断機：丸のこ、回転ナイフ等により屠（と）体等を切断する機械

(4) 骨切機又は骨ひき機

(5) 肉打ち機：針又は刃を有するくし状のもので神経繊維を切って肉を軟化させるもの

(6) 肉を細かく切り刻む機械又はさいの目に切る機械

(7) 腸の洗浄機

(8) ソーセージ充てん機：円筒状の容器から成り、これからピストンにより肉をソーセージのケーシングに詰め込む機械

- (9) 肉又はベーコンの薄切り機
- (10) 肉又は脂肪の成形プレス
- (11) 家きんの屠（と）殺用、脱毛用及び内臓引き出し用の機械（衝撃用又は血抜き用の電気式のナイフ、家きん用大量脱毛機、内臓引き出し機、砂のう除去機及び肺引き出し機）
- (12) 肉の塩せき用機器（ポンプに結合した手動式のブライン注入器であるか又は塩水注射針から成る格子に肉を移送する全自動式コンベヤ装置である。）

この項には、84. 19 項に該当するボイラー、オートクレーブ、加熱棚その他これらに類する機器を含まない。

(VIII) 果実、ナット又は野菜の調製用機械

このグループには、次の物品を含む。

(A) 皮むき機。例えば、次の物品がある。

- (1) すりむき機（例えば、ばれいしょ用のもの）：研磨材を内面に張った回転式容器から成る。
- (2) 皮むき機（例えば、りんご用又はなし用のもの）：調製できるナイフによりらせん皮むきをする機械で、しん抜き用又は種取り用の装置を自蔵するものも多い。
- (3) かんきつ類の皮むき機：通常四つ切りにして皮を除去するか又はあらかじめ半分に切った果実から実をすくい取る。
- (4) 化学皮むき機：これらは、通常、果実又は野菜に温湯、アルカリ溶液等を噴射するか又はそれらを満たした浴槽の中を通過させるためのコンベヤ又は回転ドラムから成り、果実や野菜は洗浄槽の中へ勢いよくころがされて薄肉が除去される。これらの皮むき機は、水又はアルカリ溶液の加熱装置を自蔵するかしないかを問わずこの項に属する。

(B) 豆類のさやむき機：通常ビーター付きの回転する穴あきドラムから成る。

(C) 緑莢（きょう）いんげん（green beans）の端を切る機械

(D) カーラント、グーズベリー、さくらんぼ、ぶどう等の柄を取る機械

(E) 果物から核又は種を除去する機械

(F) ナット類の脱殻用機械

(G) 生鮮又は乾燥した果実、野菜、カッサバいも等をすりつぶしたり又は切断する機械

(H) ザウアークラウト（注：塩漬け発酵キャベツ）製造のためのキャベツの切断機又は塩漬け機

(IJ) ジャム、ソース、トマトピューレー等を製造するために果実又は野菜をパルプ状にする機械。ただし、果汁（例えば、もも、グレープフルーツ及びトマト）製造用プレスを含まない（84. 35）。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 火炎式又は放射熱式の皮むき機（84. 17）
- (b) 84. 19 項の果実の湯むき用機器、ポテトフレーク製造用の加熱機その他の機器
- (c) 果実又は野菜の格付け用の機械（84. 33）

(IX) 魚、甲殻類等の調製用機械

このグループには、次の物品を含む。

- (1) 鱗、皮、内臓、頭部、尾、骨等を除去する機械
- (2) 魚の開腹用、薄切り用又は切断してフィレにする機械
- (3) 甲殻動物の殻を除去したり又は身を切る機械
- (4) 乾燥魚から魚粉をつくる粉碎機

この項には、84.19 項のフライ、くん製又は塩蔵を行う機器その他の機器を含まない。

(X) 飲食料品の調製業用又は製造業用のその他の機械

このグループには、次の物品を含む。

- (1) 酢化用の機器（酢の製造において使用される。）
- (2) コーヒー豆の皮むき用又は脱穀用の機械（円筒型、円板型又は刃型のもの）
- (3) オレンジから精油を抽出するためのスパイク付きのローラー式の抽出機
- (4) 茶の葉の切断又は葉もみを行う機械

部 分 品

部分品の所属に関する一般的規定（16 部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、この項の機械の部分品はこの項に属する（例えば、連続式パン製造機械用の型（pan）、菓子成形機用の型、チョコレート成形機用の型及びマカロニ、スパゲッティその他これらに類する食品の製造用の押出しプレスに使用する青銅製又はしんちゅう製の型）。

84.39 繊維素繊維を原料とするパルプの製造機械及び紙又は板紙の製造用又は仕上げ用の機械

8439.10－繊維素繊維を原料とするパルプの製造機械

8439.20－紙又は板紙の製造機械

8439.30－紙又は板紙の仕上げ用機械

一部分品

8439.91－繊維素繊維を原料とするパルプの製造機械のもの

8439.99－その他のもの

この項には、各種の繊維素原料（木材、わら、バガス、くず紙等）から繊維素パルプを製造する機械を含み、製造されるパルプが紙又は板紙の製造用に供されるか又は他の目的（例えば、ビスコースレーヨン、ある種の建築用ボード又は火薬類の製造用）に供されるかを問わない。また、紙又は板紙の製造機械を含み、あらかじめ調製されたパルプ（例えば、機械木材パルプ又は化学木材パルプ）から製造するか又は直接原材料（木材、わら、バガス、くず紙等）から製造するかのいずれであるかを問わない。更に、紙又は板紙を各種の用途にすぐに使えるように仕上げる機械も含む。ただし、84.43 項の印刷機を含まない。

(I) 繊維素繊維を原料とするパルプの製造機械

このグループには、次の物品を含む。

(A) パルプ製造の工程において原材料の前処理を行う機械。例えば、次の物品がある。

- (1) くずの紙又は板紙をパルプ化する機械
- (2) わらその他これに類する原料に使用するオープナー又は除じん機
- (3) 製紙工業用の竹の破碎機又はわらの特殊な切断機
- (4) 木材チップ切断機及び木材チップの分級用振動式選別機
- (5) 碎木機
- (6) メーソナイト式繊維分離機

チップは高圧をかけられ、続いて急激に減圧されることにより繊維に分離される。

(B) ストレーナー

本機の中で希薄なパルプ液がスクリーンを通り、その際磨砕しつくされていない繊維、節、塊、ごみを残して通過する。遠心力により作動するものは含まれない (84.21)。

(C) wet lappers (presse-pate machines)

機械式碎木機又は化学式蒸解がまでできた木材繊維のパルプ状の塊を凝縮してシート状に作る。

(D) リファイナー

この機械は、通常回転するバーを内蔵する円すい状ケースから成る。そのバーは種々の大きな繊維又は塊を打ち砕き、そしてこれにより充分に叩 (こう) 解しつくされた原料がそのままで通過できるようになっている。

(E) 破碎機及び粉碎機

あらかじめ調製した紙パルプを処理することにより、特定の用途 (例えば、ニトロセルロースの製造) 用の特別な成分の繊維素パルプを製造する。

(II) 紙又は板紙の製造機械

このグループには、次の物品を含む。

(A) 材料を紙又は板紙の連続したシートに成形する抄紙機 (例えば、長網抄紙機 (fourdrinier machine) 又はツインワイヤー抄紙機 (twin wire machines))

これらは非常に複雑な機械である。これらは、ヘッドボックスに材料を供給する調整機、ヘッドボックス出口でのスライス (エンドレスバンド (通常、合成単繊維の織布で、プレストロール又はフォーミングロールで支えられている。) 上に材料を分配するためのもの)、フォイル、テーブルロール、振動機構、吸引箱、透かし模様を入れるためのダンディロール、乾燥固体成分を増加させ紙を強化するためのクーチロール、少なくとも1回は押し挟み (press nip) を行うプレスロール (プレスロールは、プレスシュー及び囲いを有していることがある。)、回転可能なベルトループ (belt loop) (その中で、紙は、1つのエンドレスフェルトベルト若しくはその他のプロセスベルトに押し付けられるか、又はそのベルトが2つある間で押し付けられる。)、乾燥ロール、蒸気箱等から成り、通常、カレンダーロール及び巻取り装置等も含む。

(B) すき機 (vat machine)

これらは（A）に記載されているものと原理的に類似しているが、すき網のエンドレスバンド上にパルプを流し出す代わりに、パルプを容器からすき網でできた回転シリンダーの上に取り出し、取り出されたパルプはそこからフェルトバンドに、次いでプレスロール（吸込型のものがある。）に送られ、最終的に一連の乾燥シリンダーに至る。紙又は板紙の長い網状又はシート状につくられる。これらの機械の中にはシリンダーに幾重にもパルプを層を巻きつけることにより板紙をつくるものがある。その結果十分な厚みが形成されるとシリンダーの長手方向に沿って、手によるか又は機械によりシート状に切断される。

（C）何層にも積層した紙又は板紙の製造機械

これらの機械は、長網抄紙機又はツインワイヤー抄紙機の、異なる組合せからなる。通常はバインダーを使用せず、機械の中で、異なる網目層は同時に製造され、湿潤状態で接合される。

（D）試験用の紙の製造機器（sample drawing apparatus）

これらの機械は、製造管理のための sample drawing machine と呼ばれることがある。

（Ⅲ）紙又は板紙の仕上げ用機械

この項には、次の物品を含む。

（A）巻取機

巻取りと同時に紙を引き伸ばし又は滑らかにし、また、紙に帯電した静電気を放電させるものもある。

（B）表面仕上機（カレンダーを除く。）

種々の表面塗布（無機又は有機顔料層、のり、ゴム、シリコン、ワックス等）を行うもの、カーボン紙又は感光紙の塗布を行うもの及び壁紙用に紡織用繊維の微細片、コルク粉、雲母の粉末等を紙に塗布するものがある。

（C）油脂、プラスチック等を紙又は板紙の染み込ませる機械及び歴青質又はタールを含浸させた屋根ぶき用紙の製造機

（D）けい線引き機

インク槽からインクが供給されている小円板又は鋼製ペンを使用するものがあるが、84.43 項の印刷機は属しない。

（E）クレーピング機（creping machine）

通常、紙に縮みを作るように、加熱されたシリンダーから紙をこすり落とすための、金属製スクレーパー又はドクターから成る。しかし、クレーピングは、通常、製紙機の中で行われる。

（F）紙を湿らせる機械（paper conditioner と呼ばれる。）

これらは、紙又は板紙の全表面の湿った空気を当てる機械である。

（G）木目模様又は浮出し模様を付ける機械（ただし、同じ目的で使用されるカレンダーは 84.20 項に属する。）

（H）コルゲートマシン

積層装置を結合していてもよい。

＊

＊ ＊

紙の仕上げ用機械（例えば、塗布機、積層機又は巻取機）には、金属の薄片、プラスチックの薄板、織物等の加工にも適したものがあるが、それらの機械が主として紙用又は板紙用に供されるものであれば、この項に属する。

この項の複合機械には、この類の他の項に属する機械（例えば、廃水中から繊維又は充てん材を回収するフィルター（84. 21）、各種のカレンダー（滑らかにするもの、光沢仕上げをするもの、浮出し模様を付けるもの等）（84. 20）、紙の切断機（84. 41）を結合したものもある。これらの機械がこの項の機械とともに提示される場合にはこの項に属するが、単独で提示される場合には当該各項に属する。

この項には、次の物品を含まない。

- （a）ぼろ用、わら用等のボイラー、化学木材パルプの前処理用のボイラー（蒸発がま）、蒸気加熱式シリンダーその他の乾燥機（84. 19）
- （b）水噴射式の樹皮はぎ機械（84. 24）及び木材の皮はぎ機（84. 65 又は 84. 79）
- （c）印刷機（84. 43）
- （d）rag picker、pulling machine 及び反毛機（84. 45）
- （e）バルカナイズドファイバーの製造機械（84. 77）
- （f）紙、布、木材等に研磨材を塗布する機械（84. 79）

部 分 品

部分品の所属に関する一般的規定（16 部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、この項の機械類の部分品はこの項に属し、例えば、次の物品がある。バックフォール、ビーター用のベッドプレート及びビーターバー、クーチロール、吸引箱、すき機（vat machine）用のシリンダー並びにダンディーロール。

ただし、次の物品は、この項の部分品とはみなさない。

- （a）長網抄紙機用又はツインワイヤー抄紙機用の紡織繊維製エンドレスベルト及びフェルトローラーカバー（59. 11）
- （b）玄武岩、溶岩又は天然石から成るエッジランナーストーン、グラインディングストーン、ベッドプレート、バックフォールその他の部分品（68. 04 又は 68. 15）
- （c）銅又は青銅の線で織ったエンドレスベルト（例えば、長網）（74. 19）
- （d）機械用のナイフ及び刃（82. 08）
- （e）カレンダー用ロール（84. 20）

84. 40 製本用機械（製本ミシンを含む。）

8440. 10－機械

8440. 90－部分品

この項には、製本（小冊子、パンフレット、定期刊行物、習字帳その他これらに類する物品を含む。）に使用する機械を含む。

- （１）製本用折畳み機：大きな紙を所定のページの大きさになるように何回も折り畳むもの。
これらは、たとえその他の折畳み作業に使用するものであってもこの項に属する。
- （２）ステーブル打ち機：これには、段ボール箱その他これらに類するものの製造に使用することが出来る機械も含む。
- （３）丁合機及びとじ込み機：紙は手でコンベアチェーンの上に置かれ、区分ごとに丁合を取られ、とじ込みヘッドに送り込まれる。
- （４）ロール機又はハンマリング機：糸とじ前に、一枚一枚を折った未製本のものをプレスする。
- （５）糸とじ前の本の背に切り溝を入れる機械：とじ込み糸を通すために本の背に浅い溝を付ける。
- （６）製本ミシン：とじ縫いのみ行う簡単なもの及び次のような複雑なものも含む。すなわち、折り畳んだシートを機械に配置する供給機、シートと一緒に糸とじするためのミシン及び通常本の背に繊維用繊維製の補強材を取り付けるミシンから成るものである。
- （７）表紙をつける前に背面を平坦にしたり丸み出しをしたりする機械
- （８）製本ができるようにするため、とじ込んで本にするためのばらばらのページに又はまとめて地図帳にするための地図に、紙製又は繊維用繊維製の帯をのり付けする機械
- （９）簡易な本、パンフレット等の表紙をのり付けする機械
- （１０）本の表紙製造用の機械：これらの機械には、通常必要な枚数だけの紙、ボール紙、表紙布等を供給する装置、のり付けする装置及びプレスを含み、時には加熱用又は乾燥用の装置も含む。
- （１１）仕上げられた表紙を平らにする機械：ローラー装置とテーブルとから成る。
- （１２）のり付け及びプレスにより仮とじした本を表紙に固着させる機械：ばらばらの絵、図面その他これらに類する物品を挿入する装置を装備したものもある。
- （１３）本のふちを塗金し又は着色する機械
- （１４）本の表紙に金の又は通常の文字又は模様を付ける機械：本の表紙に付けるが、他の物品（例えば、皮製品）に付けることもある。ただし、はん用性のプレス（84.79）及びブロックに組み込んだ交換可能な活字を使用する印刷機（84.43）は、属しない。
- （１５）ページ番号印字機（例えば、記録帳用、台帳用等）
- （１６）各ページにあけた穴に金属製又はプラスチック製のらせん（又はリング）を通して恒久的な帳面にする機械：この機械は、通常せん孔機とらせんを通す装置とから成る。

部 分 品

部分品の所属に関する一般的規定（16部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、この項の機械の部分品は、この項に属する。

＊

＊ ＊

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 本を手で縫いとじする場合に使用するテーブル。通常、木製でとじ糸を保持するらせん機構を有する (44. 21)。
- (b) 切断機用のナイフ (82. 08)
- (c) 紙又はボール紙の折畳み機 (本用にページの折畳みを行うものを除く。)、紙又はボール紙の切断機及び溝付け機、とじ込んだ本、定期刊行物、パンフレット等の化粧断ちをする機械、本の縁又は角を化粧断ちするか又はつめかけを付ける機械、紙を積み重ねる機械及び段ボール箱製造のみに適するステープル打ち機 (84. 41)
- (d) 余白をそろえ、折り畳み、ページの背丁をつける機械で、印刷機とともに使用するためのもの (84. 43)
- (e) 紡織用繊維の切断機 (84. 51)
- (f) ミシンの針 (84. 52)
- (g) 製本において使用される革の加工機械 (84. 53)
- (h) 事務所において書類のとじ込みに使用されるステープル打ち機 (84. 72)

84. 41 その他の製紙用パルプ、紙又は板紙の加工機械 (切断機を含む。)

8441. 10－切断機

8441. 20－袋又は封筒の製造機械

8441. 30－箱、ケース、筒、ドラムその他これらに類する容器の製造機械 (型を使用する成形により製造する機械を除く。)

8441. 40－製紙用パルプ、紙又は板紙の成形用機械 (型を使用するものに限る。)

8441. 80－その他の機械

8441. 90－部分品

この項には、製紙用パルプ、紙又は板紙をその後において切断するすべての機械及び加工するすべての機械 (製本機械を除く。) を含む。すなわち、必要な幅又は取引に適した寸法のシートに切断する機械から各種の紙製品製造用の機械を含む。

この項には、次の物品を含む。

- (1) シートに切断するための紙のトリミング機及び切断機 (多刃切断機を含む。) : これには製紙機械とともに使用するリール又は四辺形に切断する機械、本又はパンフレットの化粧断ちをする機械、本の角を丸くする機械、つめかけを付ける機械、紙の剪 (せん) 断機、ギロチン型切断機及び紙又は板紙上に焼き付けた写真のプリントを切断する機械を含む。ただし、写真用又は映画用のフィルム切断機は含まれない (90. 10)。
- (2) 型抜き機 (色紙片、ラベル、レース紙、索引カード、窓付き封筒、箱形等を型抜きする。)
- (3) 箱、ファイルの表紙等の製造のために板紙を切断、輪郭付け又は溝付けする機械
- (4) 紙袋の製造機
- (5) 封筒製造機 (切断、折畳み、裏張り等)
- (6) 折畳み可能な箱を作る機械

- (7) 箱その他これらに類する物品のステーブル打ち機：製本及び箱製造の両方に同様に使用することができる単純なステーブル打ち機を含まない (84. 40)。
- (8) その他の箱製造機
- (9) 紙製の管、スプール、筒、絶縁用管材料、菓きょう等の製造用巻取機
- (10) パラフィン紙製のコップ、容器等の成形機：通常、継目の成形装置及びのり付け装置を有する。
- (11) 型を使用する成形用機械（製紙用パルプ、紙又は板紙に使用するものに限るものとし、卵の包装、菓子用又はキャンプ用の紙皿、がん具等を作る。）。通常、加熱装置を備えているが、これらの機械はこの項に属する。
- (12) 巻取機（切断巻取機）：リールに巻かれた紙を巻き戻して所定の幅のテーブル（スリット）に切断し、そして再び巻き取るもの
- (13) 積重ね機：シート、カード等を規則正しく積みそろえるもの
- (14) せん孔機（切手、トイレットペーパー等に切取線（針孔、長方形の孔等）を入れる機械を含む。）
- (15) 折畳み機（84. 40 項のページ折畳み機を除く。）
- (16) 紙巻たばこの紙の切断、折り曲げ、間への挿入及び包装を行う複合機械
- ただし、この項には、この目的にしばしば使用される機械式又は液圧式の簡単なプレスを含まない (84. 79)。

＊

＊ ＊

この項の機械のうち、とりわけ紙袋製造機又は紙箱折込機には印刷装置を備えたものがあるが、このような機械は 16 部の注 3 の規定に従って印刷が当該機械の主たる機能でない場合に限り、この項に属する。

前述の（切断機、折畳み機又は製袋機のような）機械のなかには、ある種のプラスチック又は薄い金属板の加工用にも適するものがあることに注意しなければならない。このような機械も、通常、紙又は板紙の加工に使用される型式のものである場合に限り、この項に属する。

部 分 品

部分品の所属に関する一般的規定（16 部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、この項の機械の部分品は、この項に属する。

＊

＊ ＊

この項には、次の物品を含まない。

- (a) ボール紙製品の乾燥仕上げ用のストーブ (84. 19)
- (b) 包装機械（例えば、チョコレート用のもの）であって、板紙製の容器（カートン等）を作り、かつ、当該容器に印刷することもできるもの (84. 22)
- (c) 紙の帯をよって糸を作る機械 (84. 45)
- (d) 紙袋製造用ミシン (84. 52)

- (e) 紙製のカード又は書類の穴あけ用のせん孔機及び秘密文書破棄のために使用される事務所用シュレッダー (84.72)
- (f) はと目打ち機及び浸せき法により紙コップその他の容器等に防水加工を施す機械 (84.79)

84.42 プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントの調製用又は製造用の機器（第 84.56 項から第 84.65 項までの機械を除く。）、プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネント並びに印刷用に平削りし、砂目にし、研磨し又はその他の調製をしたプレート、シリンダー及びリソグラフィックストーン

8442.30－印刷用コンポーネントの調製用又は製造用の機器

8442.40－8442.30 号の機器の部分品

8442.50－プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネント並びに印刷用に平削りし、砂目にし、研磨し又はその他の調製をしたプレート、シリンダー及びリソグラフィックストーン

後段に記載した除外例を除くほか、この項には、次の物品を含む。

- (1) 印刷機の印字用部分品。例えば、印刷時に彫刻その他の調製をしたプレート及びシリンダーで本文又は図版を印刷する（手又は 84.43 項の機械により）ために使用するもの並びに調製したリソグラフィックストーン、シリンダー及びプレート（印刷工程において連続して使用できるように彫刻する又は他の方法で受像するのに適するように調製したもの）
- (2) 上記の印字用部分品を調製するために又は印刷用に活字等を組み合わせる（組版）ために使用する機器及び附属品（手動式又は機械式であるかないかを問わない。）

この項には、文書、図版、繰返し模様等を紙、繊維用繊維、リノリウム、革その他の材料のいずれであるかを問わず、印刷工程により印刷する機器を含む。すなわち、次のような物品である。

- (I) 凸版式印刷：浮彫りの写真彫刻プレートを使用するものである。この印刷方法では、活字の浮彫りの部分にインキが付けられる。
- (II) 平版式印刷：リソグラフィック、写真平版又はオフセット印刷によるものである。印刷インキは、印刷版等の平滑な表面のうち、特別に処理された部分にのみ付けられる。この印刷の範疇にはステンシル印刷も含む。
- (III) 凹版式印刷：輪転グラビアによる方法又は腐食若しくは彫刻をした金属板で印刷する方法によるものである。印刷インキは、彫刻又は腐食した部分に盛られる。

(A) プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントの調製用又は製造用の機器（第 84.56 項から第 84.65 項までの機械を除く。）

この項には、次のような物品を含む。

- (1) 文書から直接複写して印刷用の版を製造する機械：この機械は、光電セルが文書を走査し、電子装置を通じて光電セルからインパルスが伝達され、それによって工具を作動させてプラ

スチックの版に彫刻するものである。

- (2) プレート又はシリンダーをエッチングする機械：これは、かくはん装置を有する特殊な槽から成るものである。
- (3) オフセット鉛板に感光剤を塗布する機械（水平旋回機）：これは通常、電熱装置を有している。

(B) プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネント並びに印刷用に平削りし、砂目にし、研磨し又はその他の調製をしたプレート、シリンダー及びリソグラフィックストーン

この項には、次のような物品を含む。

- (1) すべての印刷用活字（個々の字体、数字、記号活字、花形、装飾活字、けい線等：木製、金属（はんだ・アンチモン合金、黄銅等）製又はプラスチック製のもので、通常手で版組を行うものである。実際には印刷に使用しないが、余白を取るために組版に挿入する小さいブロック（フォルマート（furniture）及びスペース材）もこのグループに属する。
 - (2) 手、機械式又は酸食式により彫刻された凹版又は凸版：これらは、木製、リノリウム製、銅製、鋼製等のものである。
 - (3) リソグラフィックストーン：図版は、手描き又は写真のいずれかにより転写され、その後酸で処理される。
 - (4) オフセット印刷プレート：図案を亜鉛、アルミニウムその他これらに類する曲げやすい金属板に平版（すなわち、凸版でも凹版でもない。）として複写されるものである。
 - (5) 彫刻又は腐食彫りをしたシリンダー
 - (6) 凸版押印用又は凸版印刷用のプレート及び鋳型：例えば、レターヘッド、名刺等に浮出し印刷する（インクを使用するかしないかを問わない。）機械に使用するもの
- 彫刻又は刻印に適するように調製されている場合に限り、リソグラフィックストーン、金属製のプレート及びシリンダーは、たとえ彫刻又は刻印をされていなくてもこの項に属し、例えば、次の物品がある。
- (7) 平削りし又は砂目にしたリソグラフィックストーン
 - (8) 金属製のプレート又はシート：彫刻用に（平削り、砂目付け又は研磨により）調製したもの
 - (9) 表面を完全に研磨し又は砂目にした金属製シリンダー：これは、通常は鋳鉄製であり、銅で電気めっきされているか又は組合せ式の取外し可能なスリーブから成る銅のカバーを有している。
 - (10) 事務所用オフセット印刷機に使用する金属製又はプラスチック製のマスター：マスターのシートの先端の縁は、通常は印刷機のドラムに取り付けられるように加工されている。
- 感光性のプレート（例えば、金属製又はプラスチック製のプレートに感光性の写真乳剤を塗布したもの及び感光性のプラスチックシート（金属その他の材料で作った支持物で裏張りしてあるかないかを問わない。））は、属しない（37.01）。

部 分 品

部分品の所属に関する一般的規定（16 部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、この項の機械の部分品は、この項に属する。

＊

＊ ＊

この項には、次の物品を含まない。

- (a) ステンシル印刷機に使用される亜鉛製、プラスチック製、ボール紙製等の刷込み型（構成する材料により該当する項に属する。）
- (b) 複写紙及びトランスファーペーパー（複写用の文章又は図案が記されているものに限る。）
(48. 16)
- (c) 印刷用シルクスクリーン（塗布してあるかないかを問わない。）(59. 11) 及びスクリーン印刷用の金網（枠に取り付けられたものに限るものとし、調製してあるかないかを問わない。）
(構成する材料により該当する項に属する。)
- (d) 金文字を入れる機械のマーク付けアイロン (84. 40)
- (e) 金属、石又は木材の加工機械及びウォータージェット切断機械（例えば、母型を平削りして仕上げる機械、けい線を平滑にして切断する機械、円盤用又は球用の砂目付け機、彫刻機、フライス機、溝付け機及びトリミング用のもの）(84. 56 から 84. 65 まで)
- (f) 84. 70 項から 84. 72 項までのタイプライター、計算機その他の機械の活字その他の印字用部分品 (84. 73)
- (g) 鋳型 (84. 80)
- (h) 通常、レーザー光線を使って、デジタルフォーマットから感光フィルム上に潜像を作るためのレーザーフォトリソプロッター
- (ij) 測定用具又は検査用具 (90. 17 又は 90. 31)

84. 43 印刷機（第 84. 42 項のプレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントにより印刷に使用するもの）、その他のプリンター、複写機及びファクシミリ（結合してあるかないかを問わない。）並びに部分品及び附属品

－印刷機（第 84. 42 項のプレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントにより印刷に使用するもの）

8443. 11－オフセット印刷機（巻紙式ののものに限る。）

8443. 12－オフセット印刷機（枚葉式で事務所のものに限るとし、広げた状態でシート的一方が 22 センチメートル以下、他方が 36 センチメートル以下のもの）

8443. 13－その他のオフセット印刷機

8443. 14－凸版印刷機（巻紙式ののものに限るものとし、フレキソ印刷機を除く。）

8443. 15－凸版印刷機（巻紙式以外のものに限るものとし、フレキソ印刷機を除く。）

8443. 16－フレキソ印刷機

8443. 17－グラビア印刷機

8443. 19ーその他のもの

ーその他のプリンター、複写機及びファクシミリ（結合してあるかないかを問わない。）

8443. 31ー印刷、複写又はファクシミリ送信のうち二以上の機能を有する機械（自動データ処理機械又はネットワークに接続することができるものに限る。）

8443. 32ーその他のもの（自動データ処理機械又はネットワークに接続することができるものに限る。）

8443. 39ーその他のもの

ー部分品及び附属品

8443. 91ー印刷機の部分品及び附属品（第 84. 42 項のプレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントにより印刷に使用するものに限る。）

8443. 99ーその他のもの

この項には、次の物品も含む。

（１）前項のプレート又はシリンダーを使用して印刷する全ての機械

（２）その他のプリンター、複写機及びファクシミリ（結合してあるかないかを問わない。）

この項には、紡織用繊維、壁紙、包装紙、ゴム、プラスチックシート、リノリウム、革等に同一の図案若しくは文字を繰り返して印刷し又は地色を印刷する機械を含む。

（Ｉ）印刷機（第 84. 42 項のプレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントにより印刷に使用するもの）

これらの中で最もよく使用されるものは輪転機（rotary press）である。最も単純な型式では、一般に版盤の代わりに 2 枚の半円筒形のプレート（版）のついたシリンダー（活版印刷）、彫刻したシリンダー（グラビア印刷）又は印画されたシリンダー（オフセット印刷）のいずれかで構成される。カラー印刷用の輪転機は、いくつかの印刷用シリンダーにインクローラーが並べて取り付けられている。すべての印刷用、押圧用及びインク供給用の機構は回転式であるので、輪転機は、黒色又はカラーのいずれであっても、また片面印刷又は両面印刷であっても、連続印刷及び枚葉印刷の両方に使用できる。輪転機は次の 2 つのサブカテゴリーに分けられる。

（１）巻取印刷機（reel-fed press）

大きな輪転機にはいくつかの印刷ユニットを一つのフレームに備えたものがあり、これは新聞又は定期刊行物のすべてのページを一連の操作で印刷することができ、最終的には印刷機と連動した各種の補助機械によって、全ページが排紙され、切断され、折り畳まれ、組み合わせられ、とじられ、そして積み重ねられる。

（２）枚葉印刷機（sheet-fed press）

枚葉紙はグリッパーにより印刷ユニットへ給紙される。枚葉印刷機は、給紙装置、1 又はそれ以上の印刷ユニット及び排紙機構を有している。給紙装置では、枚葉紙が束から取り出され、整列され、印刷ユニットに送り出される。排紙機構では、印刷された枚葉紙は、取りまとめられ、束にされる。

このグループは可動のプレート（又はプラテン）を使用した印刷機及びシリンダー印刷機も含

む。

＊

＊ ＊

上記の印刷機械（特に小型又は中型の輪転機）においては、印刷ユニットに一連の組立てユニットが併置して取り付けられるので、例えば、紙のリールから始まって複雑な製品（例えば、箱形、包装紙、ラベル及び切符）までを単一又は連続した操作の工程で作り上げることができる。

典型的な印刷機のほかに、この項には、次のような特殊印刷機も含む。

- (i) すずはく製の箱その他の容器に印刷する機械
- (ii) 時計の文字板その他特殊な形状を有する物品に印刷する機械
- (iii) コルク、管、ろうそく等に印刷する機械
- (iv) 衣類にマーク付けをする機械
- (v) 書籍のページの背丁の印刷機
- (vi) 番号印字機、日付打ち機等（96.11 項の手動式の日付印その他これに類するスタンプを除く。）

文字、記号等を有する鉄片又は帯により作用するもので、インクを使用するか使用しないかを問わない。

(vii) 事務用小型印刷機

印刷活字又はオフセット式で作動するもの。これらは、作動原理及び外観が謄写機に類似しているため謄写機と誤って呼ばれることがある。

このグループには、次のカラー印刷機も含む。すなわち、特別な美術本、トランプ類、幼児用絵本等を最初に白黒に印刷した後、ステンシル又はステンシルプレートを使用して彩色するもので、色彩は、ブラシ、ローラー又は噴射式でつけられる。

紡織用繊維、壁紙、包装紙、リノリウム、革等に同一の図案若しくは文字を繰り返して印刷したり又は地色を印刷する機械には、次のような物品を含む。

- (1) ブロック印刷機：この機械は、ブロック（通常、浮彫りの図案が彫刻されている。）が機械内を通過する際に、布、壁紙等に繰り返し押圧されることにより連続的な模様を印刷するものである。この機械は、別々の図案の印刷（例えば、スカーフ上又はハンカチ上）に使用することもある。
- (2) ローラー印刷機：この機械は、通常大きな圧力ローラー（pressure bowl）及びその周囲に設置された一連の彫刻した着色ローラー（この各々に、color trough、インクローラー、ドクターブレード（注：余分なインクをかき取る刃）等が備わっている。）から構成されるものである。
- (3) スクリーン印刷機：印刷されるものがステンシルスクリーンの帯とともに機械を通り抜け、その際ステンシルを通して着色される。
- (4) たて糸なせん機：これは、織る前に巻棒からほどいた平行なたて糸（シート状になっている。）に模様をなせんするものである。
- (5) 糸なせん機（yarn printing machine）：これは、糸又は糸に紡ぐ前の段階の粗紡糸に着色するものである。

(II) その他のプリンター、複写機及びファクシミリ
(結合してあるかないかを問わない。)

このグループには次の物品を含む。

(A) プリンター

このグループには文書、文字又は画像を印刷媒体 (print media) に印刷する装置で上記 (I) 以外のものを含む。

これらの装置は自動データ処理機械、フラットベッドスキャナー、ネットワーク等からデータを受け取る。これら装置の多くはデータを蓄積する記憶装置が組み込まれている。

この項の製品は、レーザー、インクジェット、ドットマトリックス、熱転写等の方法により文字や画像を印字する。以下の2種類がもっとも普及している。

(1) 静電式プリンター：静電式プリンターは、静電荷、トナー及び光を用いて印刷を行う。

陽電気を荷電させた感光面（通常はドラム）の特定の部分の電荷をレーザーや発光ダイオード (LED) 等の光で消し、感光面に画像と同じ形の陽電荷パターンを残す。負電気を荷電されたトナーは静電引力により、感光面に付着し、原稿と同じ画像を再生する。トナーは負電気の働きで、感光面より強い陽電荷を持つ印刷媒体に付着した後、熱と圧力で印刷媒体に定着する。

(2) インクジェットプリンター：インクジェットプリンターは、インク滴を印刷媒体に吹き付けることにより画像を形成する。

この項にはこの表の他の物品に組み込むため、又は、接続するために用いられるプリンターで単独で提示されるプリンターを含む（例えば 84.70 項の金銭登録機用のレシートのプリンター）

(B) 複写機

このグループには原稿の複製を作成する以下の装置を含む。

(1) デジタル複写機：デジタル複写機は、走査 (scan) した原稿を、電荷結合素子 (CCD) やフォトダイオードセンシングアレー (photo-diode sensing array) 等の感光面で光学的映像からデジタル記号化された電気信号に変換し、記憶装置内に蓄える。その後、上記 (II)

(A) のプリンターと同じ方式で作動するプリントエンジンが蓄積されたデータを用いて必要とされる数の複写を作成する。デジタル記号化された映像が記憶装置に蓄えられるため、複数の複写を作成する場合でも原稿の走査は一度だけで済む。下記 (D) に自動データ処理機械やネットワークに接続できる機器が説明されている。

(2) 感光式複写機（複写の都度原本の光学的映像を感光面に投影する必要があるもの）。以下の種類のものが最も普及している。

(a) 静電式の感光式複写機：原本の映像を感光面に直接複写する方式（直接式）又は原本の映像を感光面に媒体を介して複写する方式（間接式）のものがある。

直接式のものにおいては、例えば、酸化亜鉛又はアントラセンを塗布した基板（通常は紙）に光学的映像を投影し、静電気を荷電させる。そして、静電気によるその潜像に粉状の染料を付着させて現像した後、熱処理によって基板に定着させるものである。

間接式のものにおいては、セレンその他の半導体物質を塗布し、静電気を荷電させたドラム（又はプレート）に光学的映像を投影する。そして、静電気による潜像に粉状の染料を付着させて現像した後、この像を静電界の作用により、通常の紙に転写し、熱処理によって紙に定着させるものである。

- (b) 化学乳剤の塗布層を利用する機器：感光面は通常、銀塩又はジアゾ化合物（後者の場合、紫外線を大量に含む光で露光するように意図されている。）の乳剤から成る。現像行程及び焼付け行程は、乳剤の性質及び機器の型式により各種の方法（湿式現像、乾式現像、加熱処理、アンモニア蒸気による現像、転写法等）がある。

原本（マイクロフィルム、不透明な文書等）を複写したものには、原本と同一サイズのもの又は拡大し若しくは縮小したものがある。これらには、謄写機（オフセット）の原版として利用されるものもある。

このグループには密着式の感光式複写機及び感熱式複写機も含む。

(C) ファクシミリ装置

ファクシミリ（又はファクス）は、ネットワークを利用して文書や図形を送受信し、文書や図形の原本の再生を印刷する。下記(D)にコピー機の機能を持つものが説明されている。

(D) 印刷機、複写機又はファクシミリ装置の複合機

印刷、複写、ファクシミリ送信のうち2以上の機能を有する機械は、通常、多機能機と呼ばれる。これらの機械は、自動データ処理機械又はネットワークに接続することができる。

「自動データ処理機械又はネットワークに接続できるもの」とは、下記号の解説による。

部分品及び附属品

部分品の所属に関する一般的規定（16部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、この項には、この項の機械の部分品及び附属品を含む。

部分品及び附属品には、例えば、専ら印刷機とともに作動するように設計され、かつ、印刷工程の途中又は後で枚葉又はロール状の紙の給紙、取扱い又はそれ以外の操作を行う補助機械（単独で提示されるかされないかを問わない。）が含まれる。

これらの機械は、通常、印刷機そのものとは分離されており、次の物品が含まれる。

- (1) ストックエレベーター、パイルエレベーター及び給紙トレイ又はドロワー (drawer)：印刷前の紙を印刷可能な状態で保管しておくもの。
- (2) 自動給紙機：枚葉印刷に使用するものであり、紙を一枚ずつつかんで完全に位置合わせをして印刷機に給紙するものである。
- (3) 排紙機構：給紙機と同じような機構であるが、反対の工程を行うものである（すなわち、印刷された紙を受け取り積み上げる）。
- (4) ソーター：複数枚の印刷された文書を積み上げて揃えるもの。
- (5) 折畳み機：のり付け機、せん孔機及びとじ機：これらの機械はしばしば印刷機の排紙口で使用され、(新聞紙、折込み広告、定期刊行物等の)印刷されたページの折畳み又はとじ込みに使用される。

ただし、これらが専ら印刷機と連係して使用するよう設計されていない場合には、この項には属しない (84.40 又は 84.41)。

(6) 連続番号印字機：数字のロールで番号を打つ小さな附属機械

(7) 印刷業用金付け機：この機械は、金下インキで印刷する印刷機械から出てきたばかりの紙の上に、金属粉をふりかけるものである。

この項には、静電式の感光式複写機用のドラム、プレート、ガイドローラー及び据付け型のオイル供給パッドも含む。

＊

＊ ＊

この項には、次の物品を含まない。

(a) 紡織用繊維製、ゴム加工した紡織用繊維の織物製、フェルト製、ゴム製等のシリンダーブランケット及びシリンダーカバー（構成する材料により該当する項に属する。）

(b) ラベル張付け用の機械（瓶、缶、箱、袋又はその他の容器に使用するもの）及び包装機械（84.22）

(c) 補助的な印刷装置を有する機械（例えば、ある種の充てん用機械又は包装機械（84.22）及び紙又は板紙のある種の加工機械（84.41）。これらの機械の印刷装置が単独で提示された場合には、当該印刷装置がこの項の機械の行う工程の内のどれか一つによって印刷するものであれば、この項に属する。

(d) 汚れ防止用の噴射機（84.24）

(e) ゼラチン式又はステンシル式の謄写機、あて名印刷機（84.72）

(f) パターン発生機（84.86）

(g) マイクロフィルム、マイクロフィッシュその他のマイクロフォームに文書を記録するための写真機（90.06）

(h) 通常の写真用密着焼付け機（90.10）

(ij) 90.17 項の製図機器

(k) ラベル型押し器具（手動式のものに限る）（96.11）

＊

＊ ＊

号の解説

8443.11、8443.12 及び 8443.13

これらの号には、模様を浮彫り又は凸版ではなく平面に複写した印刷版（オフセット印刷工程）により印画、印字する印刷機械を含む。印刷される画像（image）は、水と油性物質との相互消散（反発）作用の原理により形成されるものである。この印刷は、常に回転機械によりなされるが、印刷媒体を直接印刷する材料に接触させず、画像を順に転写するブランケットと称するゴム製のシリンダーへ上に中間転写することにより印刷される。この号の機械は、金属シリンダーに取り付けられた印刷版の非印刷部分を連続的に湿らせるために使用する装置及びブランケットを有していることに特徴がある。オフセット印刷機は、ロール又はシートにより紙が供給される。

8443.14 及び 8443.15

活字印刷は、インク活字の凸版から一定圧力の下に印刷面に転写することによる印刷手法である。活字は個々の文字、線又は映像プレートから成り、全て同じ高さである。

ただし、これらの号には、フレキソ印刷機を含まない。

8443. 16

フレキソ印刷は、簡単な作業（包装紙書式、リーフレット等の印刷）用に活版印刷の原理を使用した印刷手法であり、印刷版はシリンダーに直接結合したゴム又は熱可塑性物質からできている。これらの機械は、他の印刷機に比べ簡単で軽量である。これらの機械は、アルコールその他の揮発性溶剤をもととしたインクを使用して一色以上を一巻きの紙に連続して印刷するものである。

8443. 17

グラビア印刷においては、印刷版に彫り込まれた部分又はエッチングされた部分にたまった異なった量のインクが圧力により印刷される表面に移しかえられる。この印刷方法は、線を刻み込む線の彫込み及びエッチング（研磨した銅板に彫刻又は酸を使用して深さの異なる線を刻み込む。）に基づくものである。版の表面はインクがないが、線の中には映像を写しだすのに十分な量のインクがたまる。

グラビア印刷の原理は、線の彫込み及びエッチングの原理に類似したものであり、平板の代わりに回転シリンダーを使用する。画像又は記号は、機械的又は光科学的な方法により銅めっきしたシリンダー状の版の上に転写される。

8443. 31 及び 8443. 32

「自動データ処理機械やネットワークに接続できるもの」とは、その装置にネットワークや自動データ処理機械に接続するのに必要な構成機器が全て組み込まれていて単にケーブルを接続するだけで機能できるものをいう。ケーブルを接続するための追加の構成機器（例えば、カード）を組むことができることは、これらの号の条件を満たすことにならない。一方、構成機器にケーブルが接続されるものであるが、そのままでは自動データ処理機械やネットワークにアクセス出来ない又は有効な接続が出来ないもの（例えば、スイッチを設置する必要のあるもの）であつても、これらの号から除外されるものとはならない。

84. 44 人造繊維用の紡糸機、延伸機、テクスチャード加工機及び切断機

この項には、人造繊維の製造用の機械（切断機を含む。）

これらには、次のような物品を含む。

- (1) モノフィラメント（単繊維）又は数本のフィラメント（長繊維）から成る人造繊維の紡糸機：この機械は、実際には個々の独立した紡糸ユニットを長い列に並べて置いたものから成り、それぞれのユニットは基本的には紡績突起又は紡糸ノズルに供給するための計量ポンプとろ過機とから構成されるものである。ノズルから出た1本以上のフィラメントは、採用している工程により、化学凝固剤の槽（例えば、ビスコース法）、水噴射装置がある気密室（例えば、銅アンモニア法）、高温の空気流（例えば、セルロースアセテート法）又は冷却室のいずれかを通過する。ノズルには、モノフィラメント、マルチフィラメント又は切断して短繊維にするためのトウのいずれを生産するかに応じて、1個又は非常に多数の穴（時には数千）

- がある。ノズルから紡糸される繊維を集め、特殊装置により軽くより合わせることによって糸を作る機械もある。あるいは、各紡糸ユニットから出た繊維（時として数十万本の繊維）が太いロープ状（トウ）に組み合わせられて切断されたのち、短繊維となるものもある。
- (2) 延伸機：この機械は、フィラメントを元の長さの3～4倍に引き伸ばす機械であり、この加工によりフィラメントの長手方向の分子の向きをそろえ、繊維の耐久力を増加させることとなる。
- (3) 合成繊維のテクスチャード加工機：テクスチャード加工（伝統的な不連続法、仮より、edge crimping、gear-crimping、熱風又は蒸気の噴射、knit-deknit）のほとんどは、紡績糸の物理的特性を変え、縮れたヤーン、弾力性のある foamyarn 等を作り出すためのものである。
- (4) 短繊維切断機：トウを短く切るための機械である。
- (5) トウからトップを作る機械（tow-to-top machine）：トウを短繊維の長さに切断する機械であるが、トウの中で繊維が平行に並んでいる状態を乱すことはない。従って、切ったものはトップになり、(カード及びコームの工程を必要とせず、)そのまま紡績できるものが作られ、上記(4)の切断機の場合のように短繊維がばらばらの状態にはならない。ときには紡績機を組み込んで直紡機（tow-to-yarn machine）と呼ばれることもある（84.45 項の解説参照）。
- (6) 引裂き機：フィラメントのトウを引き裂く機械である。フィラメントの大部分（全てではない。）は、一部がつながったままであるもののトウから得られるヤーンが短繊維糸（staple fibre yarn）の性質を有するようにある間隔で引き裂かれる。

部分品及び附属品

部分品の所属に関する一般的規定（16 部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、この項の機械の部分品及び附属品は、84.48 項に属する。

＊

＊ ＊

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 人造繊維の紡糸に供するために原料を処理する機械（通常、84.19 又は 84.77）
- (b) 84.45 項のドローボックス及びギル機
- (c) ガラス繊維の長繊維、短繊維又は糸の紡糸機（84.75）

84.45 紡績準備機械並びに精紡機、合糸機、ねん糸機その他の紡織用繊維の糸の製造機械並びにかせ機、糸巻機（よこ糸巻機を含む。）及び第 84.46 項又は第 84.47 項の機械に使用する紡織用繊維の糸を準備する機械

－紡績準備機械

8445.11－カード

8445.12－コーマ

8445.13－練条機及び粗紡機

8445.19－その他のもの

8445. 20－精紡機

8445. 30－合糸機及びねん糸機

8445. 40－糸巻機（よこ糸巻機を含む。）及びかせ機

8445. 90－その他のもの

後記の除外規定を除くほか、この項には、次の工程に使用する繊維工業の機械を含む。

（Ⅰ）次の工程に適応させるための紡織用繊維の準備加工又は予備加工

（i）糸、ひも（twine）等の紡績又は

（ii）ウォッディング、フェルト、詰物等の製造

（Ⅱ）各種の紡織用繊維を精紡、ねん糸、合糸、合ねん糸等の作業により糸に仕上げるもの（紙の帯から紙糸に調製するものを含む。）。ただし、綱製造用の特殊工程を含まない（84. 79）。

（Ⅲ）スライバー、ロービング（粗糸）、糸、より糸等を巻き取る機械及び84. 46 項又は84. 47 項の機械に使用する紡織用繊維の糸を準備する機械

（A）天然の紡織用繊維又は人造繊維の短繊維を精紡の段階まで準備する機械及びこれに類似のもので詰物用に又はフェルト若しくはウォッディングの製造用に繊維を処理する機械

このグループには、次の物品を含む。

（1）風力選別機：動物の毛をその長さに応じて選別する機械。これは、その幅方向に仕切られた長い箱から成り、毛はその中に風力により吹き込まれる。そしてその毛は長さに応じて各区画にふり分けられることとなる。

（2）綿繊維を綿の実、穀その他の夾（きょう）雑物から分離する機械（例えば、繰綿機）及び綿の実からリンターを分離する類似の機械

（3）打開機その他これに類する機械：水漬けしたあとで植物の茎（亜麻、麻等）から繊維を分離する機械

（4）ぼろ、古なわその他これに類する廃棄紡織用繊維を引き裂く機械：これは、ぼろ類を繊維状態に戻してカーディングに適するようにする機械（例えば、反毛機（garnetting machine）及びrag picker）である。ただし、製紙用に供するぼろ切開機は、属しない（84. 39）。

（5）開俵機：圧縮した俵を開俵して綿の塊を出す機械である。

（6）自動供給機：この機械は、開綿機に均等に送り込むための延展装置を有している。

（7）叩（こう）解機及び延展機（綿繊維のウェブを更に浄化して開綿するもの）並びに羊毛の開毛準備機

（8）羊毛供給用及び温水圧送用の機械装置を有する洗毛機並びにかくはん装置を有する原毛洗浄機（例えば、leviathans）。後者には、時に乾燥装置を有するものもある。

（9）原毛染色機：紡績前の原毛を塊状のまま染色する。

（10）カーディング又はコーミングの作業を容易にするために原毛、ラミー等に油又は化学製剤を染み込ませる機械

（11）羊毛の化炭機：この機械は、酸液槽、過剰液除去装置及び炭化した夾（きょう）雑物の乾燥

除去装置を備えたものである。

- (12) カード：綿用、羊毛用、人造繊維の短繊維用、靱（じん）皮繊維（亜麻、麻等）用等各種型式のカード機がある。これらは、開綿機及び叩（こう）解機において始まる浄化を継続し、繊維を選別し直線状にするものである。この機械は、基本的には、のこ歯を付けた銅の線又は鋼針を植え付けた織布（針布）で覆われた大きなローラーから成り、これらのローラーは、やはり針布で覆われた固定板又は他のローラーに対して作動する。清浄装置は、針が繊維くずで目詰まりするのを防ぐためのもので、また羊毛のカードにはバー（夾（きょう）雑物）の除去装置が付いている。種々異なったカードが材質の相違に応じ、種々の段階で使われている（例えば、ブレーカーカード（breakercards）、中間カード（intermediate cards）、仕上げカード（finisher cards）及びコンデンサーカード（condenser cards））。繊維は、広幅のウェブ若しくはラップの形状で又はスライバー状に圧縮されてカード機から送り出され、そのあとスプール若しくはボビンに巻き取られるか又は回転ビンの中に巻き取られる。

このグループには、フェルト製造用又はウォッディング用若しくは詰物用に繊維を処理するカードも含む。これらは、通常簡単な型式のものであり、針布で覆われた円筒状部分からできていて、これが同じく針布で覆われた平らなテーブル上を移動する。

- (13) ドローボックス（draw box）、ギル機等：これらは、スライバーを引き伸ばしてより細くし、これらを組み合わせて再度練条し、均質な製品にする機械である。これらの機械は、カーディングの後に使用する。羊毛の場合には、コーミングの後に使用することもある。
- (14) コーマ（コーマ機）：この機械の主たる機能は、短繊維をすくことである。スライバーはすきぐし又はピン装置により作用を受けている間、ニッパーの間に保持されるようになっている。コーマは、製造工程の各段階において使用される。すなわち、材料を原料のまま（例えば、亜麻をすくとき）又はカーディング若しくは延伸の終了後に使用される。最も一般的な型式は、亜麻、麻その他これらに類する繊維用のコーマ、綿花用間けつ式コーマ（フランス式又は直線式とも言う。）及び羊毛用の回転式コーマがある。
- (15) 亜麻、ジュート等の続線機（spreader）：亜麻その他の繊維の束を組み合わせてこれを連続したスライバーに延伸させる機械である。
- (16) 再洗機：カーディング又はコーミングの後、原毛から油その他の不純物を取り除くものである。石けん湯を入れる多数の槽から成り、この槽にはガイドローラー、絞りローラー、乾燥用シリンダー及び羊毛を再び解きほぐすギル機が取り付けられている。
- (17) 練条機及び粗紡機：これらは、スライバー又はロービングをそのまま精紡できるようにするため、最終的な延伸をするとともに軽くより合わせるものである。
- (18) コイラー：缶を載せて回転させるように設計された回転台から成り、その缶の中で各種機械から送り出されたスライバーやロービングを取り集めるものである。通常巻取装置部に取り付けてある。

（B）絹の合ねん前の準備機械

このグループには、次の物品を含む。

- （1）繭の外被物（けば）を除去する機械及び巻き取れないけば糸を繭をたたくことにより除去

する機械

- (2) 繭から絹糸を手で巻き取るための容器：数本のフィラメントを寄せ集めて軽くよりあわせる装置を有し、また時には得られた生糸を巻き取るリールを有するものもある。このリールは容器と分離していることもあるが、リールと容器が同時に提示される場合には、全体がこの項に属する。
- (3) 生糸の節、太い部分等を除去する機械

(C) 精紡機（ロービングをヤーンにするものに限る。）、ねん糸機及び糸をより合わせてマルチプルヤーン又はケーブルヤーンを製造する機械

このグループには、次の物品を含む。

- (1) 精紡機：これは、ロービングを更に延伸し、より合わせて糸にする機械である。精紡機の基本的な特徴は、フライヤーリング又はトラベラー等の紡績機構と回転する垂直スピンドル又は傾斜スピンドルとを組み合わせたものである。完全な精紡機は、これらの構成要素を多数並べて設置したものである、亜麻、麻、ジュート等の精紡機、間けつ型精紡機（ミュール精紡機等）及び連続型精紡機（フライヤー精紡機、リング精紡機、キャップ精紡機等）はこの項に属する。手動式の糸紡ぎ機もこの項に属する。
- (2) 直紡機（トウから一工程でヤーンを製造する機械、tow-to-yarn machines）：この機械は、トウのフィラメントを破碎し、延伸してロービングを作り、精紡して糸にする全工程の機構を備えているものである。
- (3) ねん糸機及び合糸機：これは、糸に補充的によりをかける機械及び2本以上の糸をより合わせて、マルチプルヤーン、ケーブルヤーン又はひもを製造する機械である。ただし、綱製造用の特殊機械は属しない（84.79）。このグループのある種の機械の中には、飾り糸（fancy yarn）（例えば、ループドヤーン）を作る装置を有するものもある。

このグループには、絹又は人造繊維の長繊維をより合わせる合ねん糸機も含む。

- (4) 馬毛の両端同士を結び合わせる機械

(D) 糸巻機及びかせ巻機

これらは、糸（又はロービング）又はひもを製造用、商取引用又は小売用のいずれであるかを問わず、ボビン、スプール、コップ、コーン、チーズ、カード等に、ボール状、かせ状等に巻き取るのに使用されるものである。整経機の分類については、下記（E）を参照すること。ただし、綱又はケーブルをコイル状に巻く機械は、84.79 項に属する。

メリヤス編み又はクロセ編みの失格品から糸を回収して巻き取る機械は、この項に属する。製造工程に直ちに使用することができるようボビンによこ糸を巻き取るように特に設計したよこ糸巻機もこの項に属する。

(E) 84.46 項又は 84.47 項の機械に使用する紡織用繊維の糸を準備する機械

このグループには、次の物品を含む。

(1) 整経機

製織のため、一連の糸を一定張力のもとで平行状態に、かつ、正しい順序に（糸の色や型式に関して）整えるためのものである。たて糸用として必要なだけの数の糸全体が一つのもので整えられることがあり又は部分に分割して整経される（部分整経）こともある。たて糸は、織機に取り付けて直ちに使用できるようにたて糸ビームに直接巻き取られることもあるし又は一時的に整経機のローラーその他の支持物（例えば、ボビン）に巻き取られることもある。

この機械は、数多くの糸用ボビン、一連のすきぐし及びおさを保持するクリール（creel）並びに強力なドラム式巻取機構から成る。この機械の種々の部分品は、通常全く別々に分かれているが、ともに提示される場合にはこの項に属する。

(2) 整経のり付け機（例えば、スラッシャー）

これらの機械においては、部分整経、全体整経のいずれであるかを問わず、たて糸が製織中にすり切れないように、またたて糸のすべりをよくして製織が容易に行われるようにするための一時的な仕上げが施される。この機械は、通常、のり槽、案内ローラー群、加熱シリンドラー又は熱風乾燥機及び巻取装置により構成されているが、時としてはカットマーク（すなわち、耳糸に一定間隔でマークを付ける。）装置を有するものもある。

この項には、その他ののり付け機（例えば、他の糸（よこ糸を含む。）をかせ状に又はばらばらの糸としてのり付けするもの）を含まない（84.51）。

(3) おさ通し機

おさ又はすきぐしを通して機械の各ヘルド（綜朧（そうこう））にたて糸を引き込むものである。

(4) たて糸つなぎ機又はたて糸より継ぎ機

前のたて糸と新しいたて糸をと結び又はより合わせて接合するものである。

この項には、製織工程中にたて糸が切れた場合にたて糸を継ぐのに使用するたて糸継ぎ機を含まない（84.48）。

(5) 整経ドラムからのたて糸をビームに仕立てるための機械

(6) 織っている間、糸をより合わせ供給するための機械

(7) ししゅう用縫製機

部分品及び附属品

部分品の所属に関する一般的規定（16部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、この項の機械の部分品及び附属品は、84.48項に属する。

＊

＊ ＊

この項には、次の物品を含まない。

(a) 蚕を殺すために繭を熱処理する機械（84.19）

(b) 紡織用繊維の乾燥機（84.19又は84.51）

- (c) 遠心式脱水機 (84. 21)
- (d) 84. 44 項の機械
- (e) フェルト又は不織布の製造用又は仕上げ用の機械 (84. 49)
- (f) 磨き仕上げ、つや出し、ガス焼きその他の仕上げ用の機械及び織物巻取機 (84. 51)
- (g) 獣皮から獣毛を刈り取る機械 (84. 53)
- (h) カード研磨機及びコーマのくし歯を研ぐ機械 (84. 60)
- (ij) 針布に植針する機械 (84. 63)
- (k) カードシリンダー等に針布を取り付ける機械 (84. 79)

84. 46 織機

8446. 10—織幅が 30 センチメートル以下のもの

—織幅が 30 センチメートルを超えるもの（シャトル式のものに限る。）

8446. 21—力織機

8446. 29—その他のもの

8446. 30—織幅が 30 センチメートルを超えるもの（シャトル式のものを除く。）

この項には、紡織用繊維（ピート繊維を含む。）の糸その他の糸（例えば、金属の糸、ガラスの糸又は石綿の糸）を使用して織物を製造する織機を含む。

これらの機械において、たて糸とよこ糸は、織物をつくるために直角に織り合わされる。

最も簡単な織り方においては、たて糸ビームのシート状のたて糸群は 1 本おきに二つのグループに分けられ、そして各グループはハーネスによって制御される。これらのハーネスは、二つのグループのたて糸を交互に上げたり下げたりして、それらの間にある一定の角度（ひ口として知られる。）を形成する。このひ口の中を、よこ糸が通過する（旧来の織機においては、よこ糸はシャトルにより運ばれる。）。そしてこのよこ糸がただちにおさにより、前に導入したよこ糸に対して叩かれる。次いで二つのグループのたて糸の上下運動はハーネスにより逆転され、よこ糸が導入され、それから次のよこ糸のために新しいひ口が作られる。通常の織機においては、たて糸を引き上げる順序を変え、それにより織り方にある種の変化をもたらすために 8 個までのハーネスを使用することができる。

より複雑な織機はより複雑な織り方をすることができる。例えばある織機はたて糸の上昇運動の特殊な制御機構（ドビー、ジャカード等）を有しており、これにより非常に多くのたて糸のグループ又は 1 本のたて糸さえも制御できる。又は特殊な織機をつくるための特殊な装置（もじり織り機構、たてパイル織り（又はテリー織り）用アタッチメント、にしき織り用スイベル式シャトルアタッチメント）が使用される。他の織機のなかにはシャトル（又はシャトル内のボビン）の交換装置を有するものがあり、異なった色や異なった種類のよこ糸が開口へ導入される。織機は、しばしばある種の他の機械式又は電気式の装置（例えば、必要に応じてシャトル内のボビンを補充する装置及びたて糸又はよこ糸が切れた際に織機を停止させる装置）を有する。

こういった特殊装置のほとんどのものは、織機の不可分の一部を構成するか又は補助用の取外

し可能なアタッチメントとして、通常の織機に取り付けられている。後者の種類のアタッチメントは、当該アタッチメントを取り付ける織機とともに提示される場合にはこの項に属するが、単独で提示される場合には、この項には属しない（通常 84.48）。

織機は、通常は平らな織物をつくるものであるが、管状の織物を製造する円形織機もある。これらの機械においては、機械的に又は電磁石により作動する一以上のシャトルによりよこ糸が、円筒状に垂直に配列した一連のたて糸と織り合わされる。

種々の異なった型式の織機は、それらの機構の型式又は製造する織物の様式に応じて名付けられている。例えば、ドビー織機、ジャカード織機、自動ひ箱運動織機、よこ糸が圧縮した空気若しくは水の噴射若しくは長い針により挿入されるか又は固定した糸巻から一連の射出物により引き出されるシャトルレス式織機、リボン織機（例えば、バー織機、チューリヒ織機及びドラム織機）、パイル織機及びカーペット織機（結びパイルのカーペット製造用織機を含む。）がある。

この項には、次の物品も含む。

（１）手織機

（２）ワイヤクロス製造用又は金属を混じえた糸用の織機（紡織用繊維用の織機と同じ型式のものに限る。）：当該織機は、紡織用繊維用の織機を特徴付ける機械的な部分品で欠くことのできないもの、すなわち、たて糸ビーム、ひ口を形成する枠状のハーネス、ひ口を通して直角に通常の又は金属製のよこ糸を通過させてたて糸の間に捕える機構及び布が織られていくのに従って巻き取って行く布巻きを有していなければならない。

ただし、この項には、線材を組み合わせて各種の工程により重い格子又は金網を作るように設計された機械を含まない（84.63 項の解説参照）。

部分品及び附属品

部分品の所属に関する一般的規定（16 部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、この項の織機の部分品及び附属品は、84.48 項に属する。

84.47 編機、ステッチボンディングマシン、タフティング用機械式及びジンプヤーン、チュール、レース、ししゅう布、トリミング、組ひも又は網の製造機械

－丸編機

8447.11－シリンダーの直径が 165 ミリメートル以下のもの

8447.12－シリンダーの直径が 165 ミリメートルを超えるもの

8447.20－平型編機及びステッチボンディングマシン

8447.90－その他のもの

この項には、メリヤス編み、ステッチボンディング、ジnPピング、ブレイディング、網目作り、タフティング等の方法により織物類又はトリミングを製造するすべての機械類及び紡いでないロービング、紡織用繊維（ピート繊維を含む。）の糸、その他の糸（例えば、金属の糸、ガラスの糸及び石綿の糸）又は針金のいずれを使用するかを問わず、各種の基布にししゅうをするすべての

機械類を含む。

(A) 編 機

これらは、次の二つの主たるグループから成る。

(1) 丸編機

この機械は、真直な管状の編物又は針列ごとの編目の寸法を変えることにより円筒状のもの（ストッキング、ソックス、衣類のそで、ベレー帽、トルコ帽又はこれらに類するメリヤス編みの帽子等に使用するもの）を製造するものである。

この項には、小型の家庭用編機及びストッキングの補修に必要な量だけ編むように設計された機械も含む。しかし、メリヤス編みの端部を形作っているグループを単に縫い合わせることによって二つのメリヤス編物を継ぎ合わせる機械は、84.52 項に属する。

(2) 平型編機

この機械は、均一な幅の平らな編地を製造したり又は針列上で編目の数を増減することにより、平らであるが一定の形状を有する編地（これは、製造後例えば、ストッキング又はソックスに縫い付けることによって製品になる。）を製造するものである。平型編機には、通常のメリヤス編機（例えば、コットン編機）及びたてメリヤス編機（ラッセル機、ミラニーズ機、ロックニット機等）を含む。これらの機械には、非常に簡単な型式のものから多くの針列を有する大型のものまでがあり、時にはジャカードその他これに類する機構を備えて種々の模様を作り出すものもある。

(B) ステッチボンディングマシン

このグループには、チェーンステッチ工程により編物を製造するすべてのステッチボンディングマシンを含む。これには、次の物品を含む。

- (1) チェーンステッチングにより、たて糸とよこ糸とを結び付けるニードル機構を有する機械
- (2) 旧来の織機によりあらかじめ製造した裏地に糸のループを差し込んで編むことによりそれらを合体する機械
- (3) 他の機械（例えば、カード機及び反毛機）によってあらかじめ製造されたゆるく結合した繊維から成る生地縫い目を縫い付け、ろ過材料、カーペットの下敷き、絶縁材料等に使用する紡織用繊維材料の強化シートを製造する knitting-sewing machines

(C) 結び目のある網（結節網）、チュール、レース、組ひも、トリミング、ジンプヤーン及びししゅう布の製造機械、タフティング用機械等これらには、次の物品を含む。

- (1) 部分（一次製品）又は最終製品（例えば、漁網）の形状の網又は網地の製造機械
- (2) 平編みチュール製造機械
- (3) 模様編みのチュール、レース等の製造機械
- (4) ボビノットチュール、ボビノットカーテン及びボビノット機械レースを有する機械

これらの機械は、たて糸及びよこ糸から機械編みレースを製造するほか、平網地及び平網

カーテンを製造する。しかし、たて糸及びよこ糸は製織の場合のように直角に交差するのではなく、小さい糸巻に巻かれた大量のたて糸（ボビン糸）がシャトルの往復運動によってこれらの糸を取り囲み結ぶ。

(5) ししゅう機

織物その他の材料でできた基布に1本以上の糸で種々の模様を針によってししゅうするもので、手縫いししゅう機（パンタグラフシャトルを有するししゅう機）を含む。その他手動以外のししゅう機は、ジャカードその他これに類する機構を有することがある。この項には、糸を引き抜き、残った糸をまとめてオープンワークししゅうを行う糸抜き機も含む。

(6) ジンピング機

これらの機械は、通常やや太いしん（例えば、金属線、ゴム糸、紡いでない繊維及び1本以上の粗い糸）の回りをらせん状に密着して1本の糸で包み込むものである、また、細い電線をジンプするのにも使用される。

(7) 種々の複雑な方法により各種の紡織用繊維の糸又は紡いでないロービング（ジンプしてあるものもある。）を組み合わせて種々のトリミングを製造する機械（組ひも製造機、hook looms 等）

この項には、ワイヤーで管状の組物を作る機械（前項に記載した紡織用繊維用の機械に欠かすことのできない部分品を有するものに限る。）及びゴム製、プラスチック製等のホースの外装をワイヤーで組んで作る機械を含む。

(8) 紡織用繊維の糸でボタン、ふさのしん等を被覆する機械

(9) タフティング用機械：カーペット、マット又は軽量の製品（ベッドスプレット、バスローブ等）を製造するために裏地に紡織用繊維の糸のループ又はふさを挿入する機械

部分品及び附属品

部分品の所属に関する一般的規定（16部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、この項の機械の部分品及び附属品は、84.48項に属する。

84.48 第84.44項から第84.47項までの機械の補助機械（例えば、ドビー、ジャカード、自動停止装置及びシャトル交換機）並びに第84.44項からこの項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品（例えば、スピンドル、スピンドルフライヤー、針布、コーム、紡糸口金、シャトル、ヘルド、ヘルドフレーム及びメリヤス針）

— 第84.44項から第84.47項までの機械の補助機械

8448.11— ドビー及びジャカード並びにこれらとともに使用する紋紙裁断機、写彫機、紋彫り機及び編成機

8448.19— その他のもの

8448.20— 第84.44項の機械又はその補助機械の部分品及び附属品

— 第84.45項の機械又はその補助機械の部分品及び附属品

8448.31— 針布

- 8448. 32—紡績準備機械のもの（針布を除く。）
- 8448. 33—スピンドル、スピンドルフライヤー、リング及びトラベラー
- 8448. 39—その他のもの
 - 織機又はその補助機械の部分品及び附属品
- 8448. 42—織機用おさ、ヘルド織機ヘルドフレーム
- 8448. 49—その他のもの
 - 第 84. 47 項の機械又はその補助機械の部分品及び附属品
- 8448. 51—シンカー、針その他の物品（編目の編成に使用するものに限る。）
- 8448. 59—その他のもの

この項には、次の物品を含む。

- (I) 84. 44 項から 84. 47 項までの機械（特に紡績機械、織機、編機又はししゅう機）に対し補完的な機能を果たすすべての補助機械（本体と補助機械が同時に作動しても又は別々に作動してもよい。）。これらの補助機械は、（ドビー又はジャカードの場合のように）主機械の能力を増大させることもあるし、又は（たて糸停止装置、よこ糸停止装置及びたて糸結び機の場合のように）主機械の本体の作業に必要な特別の作業を機械的に行うこともある。
- (II) この項の機械の部分品及び 84. 44 項から 84. 47 項までの機械の部分品（16 部の解説参照）
- (III) 84. 44 項からこの項までの機械とともに使用する種々の附属品。一般に「附属品」とは、機器を構成する物品ではあるが当該機械にとって欠かすことのできない部分を構成するものではなく、交換が可能で、例えば、急速に消耗するか又は異なる作業のために異なる種類のものが必要である等の理由で、しばしば取り替えなければならないものである。

(A) 補助機械

このグループには、次の物品を含む。

- (1) 紡績機械用の補助機械：例えば、巻き終わったリールと巻いてないリールとを自動的に交換する装置及び巻いてないリールを配列する移動式の機器
- (2) たて糸用のビームスタンド又はクリール：これらは、のり付け工程中又はたて糸ビームの巻取作業中にたて糸ビームを保持するものであり、ある場合には製織工程中においてもたて糸ビームを保持することができるものである。
- (3) ドビー及びジャカード：これらは、普通の織り方より複雑な織り方ができるように織機を補助するものであり、ドビーは多くのハーネスを別々に持ち上げることを制御し、ジャカードは個々のたて糸の持ち上げを制御するものである。ドビー及びジャカードは、突き出た紋栓を有し、チェーンを構成する多くの紋板により操作されるか又は多くの場合には（特にジャカードは）、端と端とをゆるく結び合わせて連続したチェーン状になっている一連のカード（所定の位置にせん孔してある。）により作動する。これらの紋栓又は多くの針（これらの中のいくつかはカードの異なったせん孔のパターンに応じて作動する。）がたて糸を持ち上げるための機構を動かす。これに類する機構のもの（verdol machine）は、せん孔してある連続した紙テープにより作動する。

- (4) ジャカードに装備する機械：これは、1 本以上のよこ糸が打ち込まれる間、カードが同じ位置にとどまるようにするためのものである。この機械は、必要なカードの数を減らし、製織速度を増大させるものである。
- (5) カード組合せ機：これは、ジャカードに直ちに使用できるように何枚ものカードをゆるいチェーン状に組み合わせるための機械である。
- (6) たて糸停止装置及びよこ糸停止装置：これらは、たて糸又はよこ糸が切れた際に直ちに織機を停止させるものである。また、必要なときにボビンを補給してよこ糸を連続的に供給するボビン制御機構もこの項に属する。この項には、電気式に作動するかしないかを問わず、この種の機器を含む。
- (7) たて糸継ぎ機：シート状のたて糸の上方で織機に取り付けられる小型機械で、製織工程中にたて糸が切れた場合にたて糸を継ぐのに使用する。この項には、84.45 項のたて糸つなぎ機及びたて糸より継ぎ機を含まない。
- (8) もじり織り用のアタッチメント：これは、製織工程中に一部のたて糸を交差させループを形作り、その中をよこ糸が通過するようにするものである。この装置は、ガーゼその他のもじり織物の製造に使用する。
- (9) スイベル式シャトルアタッチメント：これは、にしき織り模様を作り出すためにあるたて糸の間をスイベル式シャトルが通過できるようにするためのものである。
- (10) たてパイル機構：これは、コームの種々の運動によって織物（テリー織物等）の片面又は両面にループを形成する機構である。
- (11) 中耳織機：広幅織機で同時に多数の細幅織物をつくる場合、この機械によりよこ糸を切って細幅織物に分割する部分にもじり織りをするか又はかがり縫いの形を入れるものである。
- (12) メリヤス編みの生地、整経機に巻き取られる糸等の傷を探し、見つけ次第本体の運動を停止させる機器で光電セルを自蔵するもの
- (13) 織機用自動スプール交換機
- (14) 自動停止装置に薄板を並べる機械
- (15) 整経機用、たて糸のり付け機用又は編機用のたて糸保護装置
- (16) ボビンホルダー
- (17) 開綿機用のスクリーン及びヒーター（beating wing）並びに mechanical stitcher 用のビーター
- (18) mechanical stitcher 用、カード用又はコーマ用のシリンダー及びドラム
- (19) 羊毛脱脂機用又は羊毛給油機用のかくはん装置、シリンダー及びドラム
- (20) 練条機用、粗紡機用又は continuous ring threading machine 用の延伸装置及びこれらのシリンダー
- (21) 機械式糸選別機：簡単な形状でボビン機用のもの。糸から節その他の傷を取り除くことを目的とするものである。

上記の各機器のなかには、特殊織機（ジャカード織機、自動織機等）の不可分の一部を構成するように設計されているものもある。これらのものが本体とは別に提示されたときには補助機械としてではなく、84.44 項から 84.47 項までの機械の部分品としてこの項に属する。

(B) 部分品及び附属品

このグループには、次の物品を含む。

- (1) 整経作業中にボビンを保持するためのクリール
- (2) 精紡機用のスピンドル及びスピンドルフライヤー
- (3) 遠心式巻取用ポット (topham boxes) : これは通常、プラスチック製のものが多く、人造繊維の糸が製造されるにつけケーキ状に内側に巻くものである。
- (4) フォーラー又はギル (ギル機に使用する歯付きのバー) 及びコーマ用コーム
- (5) 針を植え込んだ針布 (card fillet として知られる細幅の帯条のものを含む。) 及びのこ歯を有する線状の鋼製針布
- (6) リングトラベラー : 糸を紡ぐ時に必要なよりを与えるために精紡機のリングに取り付けられる開口のもの
- (7) 紡糸用のノズル等 : 人造繊維のフィラメントの紡糸用に使用する。貴金属製のものを含むが、陶磁製のもの (69.09) 及びガラス製のもの (70.20) を、含まない。
- (8) thread guide (ガラス製又は陶磁製のもの 70.20 及び 69.09) 及び全体がめのうその他の貴石又は半貴石から成るもの (71.16) を除く。)
- (9) たて糸用ビーム : 製織工程中これからたて糸が巻き戻される。
- (10) 織機用のおさ (調節可能な拡大式コームを含む。) : これらは、製織工程が進むにつれて既に打たれたよこ糸に対して各よこ糸を詰めるためのよこ打ち運動をするものである。
- (11) 織機用のヘルド (綜統 (そうこう)) が取り付けられるヘルドフレーム (綜統 (そうこう) 枠)
- (12) シャトル (糸の巻かれたボビンを除く。)
- (13) 金属製ヘルド (たて糸が通る目を有する平坦な又は一定長の二つのねじった針金) 及び金属製ハーネスコード (ヘルドフレームと昇降機構とを連結する。) : この項には、紡織用繊維の糸製又はひも製のヘルド及び通糸 (harness cord) を含まない (59.11)。
- (14) 矢金 (lingo) : 上端に穴のある薄い金属製のおもり。織機の通糸 (harness cord) の各々に付けられるものである。
- (15) 針板及び台板 : ジャカードその他これに類する機械に使用するさん孔板 (通常、木製又はバイカナイズドファイバー製である。)
- (16) ジャカード用のフック : 大多数の掛金付き特殊フックは、ジャカードの首糸 (neck cord) を通糸 (harness cord) に結び付けるために使用するものである。
- (17) 編機用の針 : 例えば、ひげ針 (リメッシングマシン用の針及び stilleto を含む。)、一以上のべら (tongues) を備えたべら針 (バルブ針又はブレード針とも呼ばれる。)、可動性のスロットによってべら (tongues) が元に戻される溝付き針、筒針及びクロセ編機用のかぎ針がある。
- (18) スライド、コーム、スライドバー等 : これらは、チュール若しくはレースの製造機械はししゅう機に使用するものである。
- (19) 編機用のスライダー

- (20) プラスチック製のドロ잉スリーブ
- (21) 機械用、ししゅう機用又は製網機用のシャトル
- (22) 編機用のプレート：例えば、braking plate、forming plate、lowering plate、chasing plate、二枚刃プレート、糸案内プレート、transfer plate 及びジャカードステッチ用プレート。これらは厚さが 0.1 ミリメートルから 2 ミリメートル程度の薄く非常に変形しやすい鋼製の物品で、針（通常ひげ針又はべら針）が編目を作ることを補助するものである。
- (23) 編目を作るための附属品：例えば、wave、wave guide、design griff、引張り機、groove、ピン及び押し棒がある。
- (24) 自動巻取りビーム用の整経ビーム、分割したビーム、ビーム皿、ブレーキ及び調節機
- (25) コーム用の刃又は歯のプレート及びつり下げ用フック
- (26) 織機用の tamplet
- (27) ひ箱
- (28) 織機に使用する鉄製部分品でループ形成用のもの（切断部に使用するものを含む。）
- (29) クロセ編機用の針（シャトルを有しないものに限る。）
- (30) 靴下編機用の棒針、スライディングプレート、直線型編機の針用のカム及びプレート並びに丸編機用のニードルカム及びニードルシリンダー
- (31) ボビノットチュール機用の針及び製網機用の針
- (32) ししゅう機用のししゅう針及びフレーム
- (33) 組ひも製造機用又は糸巻機（bobbin machine）用のスピンドル
- (34) 整経機用又は機械式たて糸のり付け機用の thread brake（tensioner）及びコーム
- (35) ドビー用又はジャカード用の針、プレート、ナイフ及び griff
- (36) 自動シャトル交換機用のマガジン（持上げ用、回転箱等）
- (37) 自動よこ糸ボビン交換機用のマガジン
- (38) 自動たて糸保護装置用の薄板（lamellae）

＊

＊ ＊

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 人造繊維の紡糸用ポンプ（84. 13）
- (b) 人造繊維の紡糸用フィルター（84. 21）
- (c) ミシンに使用する種類の針（84. 52）
- (d) ジャカードその他これに類する機械をコントロールするための記録された媒体（85. 23）
- (e) ロービングカン又はスライバーカン（構成する材料により該当する項に属する。）
- (f) 綾棒（lease rod）：開口運動の初期運動を制限するために織機に使用される簡単な一定長の本製又は金属製のもの（構成する材料により該当する項に属する。）
- (g) ボビン、パーン、コップ、コーン、スプールその他のこれらに類する巻取用品（構成する材料により該当する項に属する。）

84.49 フェルト又は不織布（成形したものを含む。）の製造用又は仕上げ用の機械（フェルト帽子の製造機械を含む。）及び帽子の製造用の型

この項には、フェルト及び不織布（これらの製品を含む。）の製造用又は仕上げ用のあらゆる種類の機械を含むが、フェルト化した織物の製造機械を含まない。この項には、帽子の製造用の型も含む。

フェルトにする以前の準備工程において使用する機械（例えば、毛選別用の風力選別機械、開毛機、叩（こう）解機及びカード）は、紡績準備機械と同一のものであって、84.45 項に属する。

（A）一般のフェルト及び不織布の製造用又は仕上げ用の機械

このグループには、次の物品を含む。

- （1）フェルト機：通常は2枚の重い溝付き板（一枚は固定されており、他の一枚は往復運動する。）から成り、その間にカードした繊維のウェブを挿入し、摩擦と高圧をかけてフェルト化する。この機械には、ウェブに湿気を与えプレートを加熱する装置を有するものもある。
これらの機械のなかには、板の代わりに溝付きローラーを有するものがある。
- （2）soaping machine：一部分のフェルト化したものをせっけん液につける機械
- （3）縮充機：あらかじめせっけん液につけられたフェルトを、これによりハンマーで打ってフェルト化を完成するものである。このような機械は、たとえ例外的に小さな織物製品又はメリヤス編み製品の縮充をするために使用するものであってもこの項に属する。一方、回転式縮充機で、主として織物を縮充又はフェルト化するものは、この項には、属しない（84.51）。
- （4）強化フェルト製造機械：フェルトと羊毛製基布とをともに加熱ローラーの作用によりフェルト化したり又はフェルト化の工程に先立って羊毛製でない基布に一連のかぎ針を使用して繊維を植え込んだりするものである。
- （5）フェルトの仕上機：滑らかにし、磨き又は剪（せん）毛する機械
- （6）不織布の製造機械（乾式法、湿式法又は直接紡績法によるもの）

（B）フェルト帽子の製造用の機械

このグループには、次の物品を含む。

- （1）獣毛をフェルト化して帽体にする機械：これは、回転するブラシ又は針布のベルトに獣毛を供給するローラー機構から成り、獣毛を穴のあいた金属製（又は金網製）の回転するコーンに投げつけるものである。獣毛は、空気の強力な流れによりコーンの表面に吸いつけられ、その表面に層を作る。
- （2）フェルト用プレス：通常は木製の溝付けした表面を有していて、片方又は両方が往復運動することができるようになっている。これらの間において、あらかじめ成形した帽体をフェルト化する。
- （3）ローラープレス：帽体のフェルト化を完成するもの
- （4）延伸機：円すい形の帽体をより良く成形し、円すい形の縁を丸くするものである。
- （5）帽子のつばを成形する機械：つばは、円すい形のローラーに端を通すことにより成形され

る。

- (6) 磨き上げ機：軽石又は研磨布により表面からとび出している毛を取り除く機械
 - (7) 毛焼き機：帽体の表面から毛を焼き取るための機械
 - (8) 防水加工機：これは、帽体をセラック若しくはゼラチン液に浸せきするか又はこれらを帽体に噴霧してローラーの間でプレスするものである。
 - (9) 型取機：これは、帽子のつばの折返しを完了させ帽体を最終製品の形状に成形するものである。
 - (10) サンドプレス：中空の型の上に置かれた帽体の内側に加熱された砂袋を押し付けることにより、前の工程で乱されたフェルトの表面を元通りにする機械
 - (11) 回転パッドでフェルトの表面を滑らかにし光沢を与える機械
- 羊毛フェルト帽を作る機械は最初の帽体の成形工程を除き、前記の他の獣毛のフェルトから製帽する機械と同じものである。羊毛の場合は、カードから送り出された繊維の層が、回転する二重円すい形の型から成る装置によって帽体に成形される。

(C) 帽子の製造用の型

これらは、木製又は金属（通常はアルミニウム）製であって前記のいくつかの機械とともに使用するものである。

帽子を合わせる時に使用する帽子を押し広げるための型もこの項に属する。帽子を合わせる時に頭の輪郭をとる機械は、この項には、属しない (90.31)。

部 分 品

部分品の所属に関する一般的規定（16 部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、この項の機械の部分品は、この項に属する。

＊

＊ ＊

この項には、次の物品を含まない。

- (a) フェルト化する前に繊維の塊を圧縮するカレンダー (84.20)
- (b) メリヤス編み帽子（ベレー帽、トルコ帽等）の製造用の編機 (84.47)

84.50 家庭用又は営業用の洗濯機（脱水機兼用のものを含む。）

－洗濯機（1 回の洗濯容量が乾燥した繊維製品の重量で 10 キログラム以下のものに限る。）

8450.11－全自動のもの

8450.12－その他のもの（遠心式脱水機を自蔵するものに限る。）

8450.19－その他のもの

8450.20－洗濯機（1 回の洗濯容量が乾燥した繊維製品の重量で 10 キログラムを超えるものに限る。）

8450.90－部分品

この項には、家庭用又は営業用の洗濯機（電気式のものであるかないか及び重量のいかんを問わない。）で、通常、家庭、営業用のランドリー、病院等でリネンや製品等を洗濯する際に用いられるものを含む。これらは通常、洗濯物の間を通して液体が循環するように水かき又は回転シリンダーを有する。また、液体に高周波振動を与える装置を有するものもある。

この項には、脱水機兼用のものも含む。

ただし、ドライクリーニング機は、84.51 項に属する。

部 分 品

部分品の所属に関する一般的規定（16 部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、この項の機械の部分品は、この項に含む。

＊

＊ ＊

号の解説

8450.11

この号には、一旦プログラムを選択すれば使用者の介入なしに洗濯、すすぎ及び遠心式脱水を行う洗濯機を含む。

84.51 洗淨用、清淨用、絞り用、乾燥用、アイロンがけ用、プレス（フュージングプレスを含む。）用、漂白用、染色用、仕上げ用、塗布用又は染み込ませ用の機械（紡織用繊維の糸、織物類又は製品に使用するものに限るものとし、第 84.50 項の機械を除く。）、織物類その他の支持物にペーストを被覆する機械（リノリウムその他の床用敷物の製造用のものに限る。）及び紡織用繊維の織物類の巻取り用、巻戻し用、折畳み用、切断用又はピンキング用の機械

8451.10—ドライクリーニング機

—乾燥機

8451.21— 1 回の乾燥容量が乾燥した繊維製品の重量で 10 キログラム以下のもの

8451.29—その他のもの

8451.30—アイロンがけ用機械及びプレス（フュージングプレスを含む。）

8451.40—洗淨用、漂白用又は染色用の機械

8451.50—紡織用繊維の織物類の巻取り用、巻戻し用、折畳み用、切断用又はピンキング用の機械

8451.80—その他の機械

8451.90—部分品

この項には、次の用途に供される広範な機械を含む。

（I）紡織用繊維の糸、織物類又は製品の洗淨用、漂白用、絞り用、清淨用、アイロンがけ用、染色用、乾燥用又はこれに類する用途に使用するもの。ただし、家庭用又は営業用の洗濯機は

属しない (84.50)。

- (II) ある特質を引き出すか若しくは外観を良くする (例えば、剪 (せん) 毛、縮充及び光沢付け) か又は (染み込ませ又は塗布により) 新しく特殊な性質を加えるために、精紡又は製織の後で糸又は織物の仕上げをする機械。ただし、フェルトの仕上げ用の機械は属しない (84.49)。

- (III) 紡織用繊維の織物類の巻取り用、巻戻し用、折畳み用、切断用又はピンキング用の機械

この項の機械の多くは、簡単な機構部分 (例えば、糸若しくは織物を導き入れたり又は余分の液体を絞り出すローラー、かくはん用のへら等) を取り付けてある槽、タンクその他の容器にすぎない。このような機械は、洗浄、漂白、染色、清浄等の各種の工程に使用されたり、(例えば、のり又は防水用、しわの防止用、防燃用、防虫用、防腐用等の薬剤の) 塗布又は染み込ませを伴う仕上工程に使用される。この項に属するためには、このような機構部分を装備し、かつ、紡織用繊維の処理を目的とすることが明らかなものでなければならない。

- (A) 洗浄用、絞り用、アイロンがけ用又はプレス用の機械 (加熱装置を取り付けてあるかないかを問わない。)

このグループには、次の物品を含む。

- (1) 工業用洗浄機 : 84.50 項の洗濯機を除く紡織用繊維の糸用、織物類用又は製品用のもの。この項には、例えば、トンネル式洗浄機 (糸のかせがこの中を通り、洗浄のための噴射及び乾燥を連続的に行うもの) 及び反物をループ状につなぎ合わせて洗う洗浄機が含まれる。
この項には、織物又は繊維の製造工程において、製品の仕上げ又は製品からのサイジング剤の除去に用いられる工業用の洗濯機を含む。
- (2) 絞り機及び圧縮ローラー
- (3) Shaker-tumbler : 濡れている衣料製品のもつれをほどこき、アイロンがけができるように開くために洗濯業において使用される。
- (4) 衣服にアイロンがけをするためのアイロンがけ用機械及びスチームプレス (フュージングプレスを含む。) ただし、84.20 項のカレンダー型のしわ伸ばし機又はアイロンがけ機 (家庭用のものであるかないかを問わない。) は属しない。

- (B) 漂白用又は染色用の機械

これらには、漂白用その他の湿式仕上工程において使用される J-box を含む。J-box は、基本的には二つのアームを有する縦型の容器 (J 字型をしている。) から成り、内部では蒸気がジェット状に噴射し、また布を導くローラーを有している。織物は、あらかじめ漂白液槽を通ることにより漂白液を浸透させてから、長いアームの中に入る。アームの中では漂白の効果が生じるのに必要な時間だけとどまり、やがて小さいアームから取り出される。このグループの他の機械としては、主として既に記述した水槽型のもので、ある特定の形状の紡織用繊維製品 (例えば、かせ状又はボール状の糸、ボビン等に巻いた糸等の製品の部分及び製品) を処理するように作られているものがある。このグループには、また種々の幅の紡織用繊維製品の染色用又は仕上げ用の機械も含む。これらの機械の本質的な特徴として、余分な液体を絞り出すための一組のローラー

を自蔵していることがあげられる。

(C) ドライクリーニング機

この機械は、水の代わりに揮発油、四塩化炭素等の液体により清浄するものである。通常いくつかの装置から構成された複雑な機械で、例えば、清浄する物を通して液体を循環させるための洗濯機、遠心式液体抽出機、ろ過機、清澄器、貯蔵タンク等を自蔵している。使用される液体の多くが可燃性であることを考慮して、クリーニング機には通常、洗濯機及び循環ポンプを駆動するための爆発防止型原動機を有している。

(D) 乾燥機

紡織用繊維の糸、織物類又は製品の乾燥用に設計され、専用化されていることが明らかなものに限り、乾燥機は、この項に属する。これらには主として2通りの型式がある。一方の型式のものは、基本的には密閉式チャンバーから成り、その中で乾燥すべき物品を加熱空気の作用によって乾燥するものであり、もう一方の型式は、織物類を加熱ローラーの間を通過させるものである。

この項には、紡織用繊維製品の処理に専用でない乾燥機 (84. 19) 及び遠心式脱水機 (84. 21) を含まない。

(E) 仕上げ用機械

このグループには、次の物品を含む。

- (1) マーセライズ機：か性ソーダにより糸又は織物を処理するもの
 - (2) 打布機：この機械は、頭部が木製のハンマー又は鋳鉄製のハンマーが、ローラーの表面にらせん状にいく列かに配置されたもので織物をたたいて強化するものである。これにより織物の目を詰めて、光沢が良くなる。
 - (3) 回転式縮充機：この機械は、たて糸及びよこ糸を詰め、表面を部分的にフェルト化するのである。
- フェルトの製造に主として使用されるストック及びハンマーミルは、属しない (84. 49)。
- (4) picking machine 又は節どり機：織物類に残っている欠陥部又は節玉の除去に使用されるものである。
 - (5) 起毛機：布の表面の起毛に使用するものである。起毛具をセットすることができるような板金若しくは枠又は細い針金を付けた小さいシリンダーを取り付けた大型シリンダーにより構成されている。
 - (6) 織物の裏を打って表面の毛を起こす機械
 - (7) 剪 (せん) 毛機 (cropping machines)：けばだてした後、織物の表面を平坦に刈り込む機械である。類似の機械は、ベルベットの仕上げにも使用される。ぎざぎざのついた台板又はローラーを使用することにより模様付けができる。
 - (8) ratine machine 又は rippling machine：繊維の束を巻いたり縮らせたりすることにより、起毛した織物に波状又はビーズ状の模様を付けることができるものである。これは、フラシ天で被覆したテーブル及びその上で他のテーブル (ゴム、フェルト又はエメリーで被覆した

もの) が短周期の回転運動をしながら揺動するようになっている。

- (9) ブラッシング機：これは起毛後又は刈込み後の織物をブラッシングするもので、回転する円筒ブラシから成る。
- (10) 毛焼き機：糸又は布の毛を取り除くもので、加熱されたシリンダー若しくは湾曲した板又はガスの火炎上を布が急速に通過することにより毛焼きをするものである。
- (11) ひも用のつや出し機及びかせ状の絹糸用又は絹織物用の精練機
- (12) エメリー機：織物類の表面を滑らかに、かつ、平坦にする機械
- (13) cylindrical presses：平坦な又は半円形の台板上で作動し布の表面に光沢を与えるものである。カレンダー (84. 20) 及びはん用性の液压プレス (84. 79) もこの目的のために使用される。
- (14) デカタイジング機 (decatising machines)：織物の最終的な仕上げ及びセットを定着させるために蒸気処理をするものである。また、これに類する機械は、糸又は織物類を蒸気処理により調質する。
- (15) 幅出し機：織物の本来の幅に復元するものである。
- (16) 防縮加工機：よこ糸の目を詰めることにより後で縮まない織物を製造する機械
- (17) 塗布用又は染み込ませ用の機械：糸又は織物類の表面に特殊な塗布を施したり又は特殊な調製品 (例えば、ガム、でん粉、のり、ワックス、プラスチック、ゴム及び防水剤) を染み込ませる機械。この項には、リノリウムのような床用敷物を製造する際に織物、板紙等に塗布する機械及び前記 (B) の最後の文に記載した仕上げ用機械も含む。
- (18) 飾り糸の製造機械：精紡及び合糸工程の後に特殊な加工を行う機械 (例えば、ゼラチン又はワックスの小さな飾り玉を有する飾り糸を作る機械)

(F) 紡織用繊維の織物類の巻取り用、巻戻し用、折畳み用、切断用
又はピンキング用の機械

このグループには、次の物品を含む。

- (1) 布の折畳機及び巻取機 (布を縦方向若しくは横方向に折り又はしんに巻き取る機械) 並びに折畳装置又は巻取装置を自蔵する織物類の欠陥を調べる検査機。これらの中には、測定装置を結合しているものもある。
- (2) 布の切断用又はピンキング用の機械 (衣類の原型又は部分を裁断する機械を含む。)

＊

＊ ＊

この項には、次の物品も含む。

- (1) 外衣用の蒸気吹付けに使用する物品 (スチームアイロンがけ用の人台及び半身像)
- (2) 既にアイロンがけされたリネン (例えば、ハンカチ、シーツ及びテーブルクロス) の折畳み用の機器類 (テーブル等)
- (3) 漂白又は染色を行う前に汚れを洗い取るための毛織物の煮沸用機器
- (4) 漂白又は染色を行う前に織物からガムを除去する機械
- (5) 漂白又は染色を行う前にソーダ又はカリウムの液で織物類を処理する機械

- (6) 糸、織物類その他の紡織用繊維製品に加湿するスチーム機
- (7) 形をセットし固定させる（熱硬化式）機械（ストッキング又はソックスの形をあらかじめ又は最終的に固定させる機械を含む。）
- (8) 空気タイヤ用に織物類を染み込ませて延伸する機械
- (9) タイプライターその他これに類する物品に使用する紡織用繊維製のリボンにインクを付ける機械
- (10) 織物の最終仕上げを行う機械
- (11) 織物類にフロック加工を行う機械（例えば、静電式フロック加工機）
- (12) 織物にひだをつける機械
- (13) ホテル、モーテル、病院、事務所、レストラン及び学校等の施設（住宅を除く。）において使用されるように設計された、液状洗剤をじゅうたんに注入し、当該洗剤を吸引するじゅうたん清浄用の機器

部 分 品

部分品の所属に関する一般的規定（16 部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、この項の機械の部分品は、この項に属する。

＊

＊ ＊

この項には、次の物品を含まない。

- (a) オートクレーブ、スチームジャケット付きの槽その他の加熱用機器で、紡織用繊維製品の熱処理用のものとして認められないもの（84. 19）
- (b) カレンダー（光沢付け、つや出し、平滑化、浮彫り又は波紋模様付け等のもの）及びそのシリンダー（84. 20）
- (c) 84. 21 項の遠心式脱水機その他の遠心分離機

84. 52 ミシン(第 84. 40 項の製本ミシンを除く。)ミシン針並びにミシン用に特に設計した家具、台及びカバー

8452. 10－家庭用ミシン

－その他のミシン

8452. 21－自動式のもの

8452. 29－その他のもの

8452. 30－ミシン針

8452. 90－ミシン用の家具、台、カバー及びこれらの部分品並びにミシンのその他の部分品

(A) ミシン

この項のミシン及びミシンのヘッドは、2 枚以上の紡織用繊維製品、革等を縫い合わせることを目的とした機械である。この項には、通常の縫製作業のほかに装飾作業（例えば、ししゅう）

も行うことができるミシンも含む。ただし、ししゅう作業のみを行うように設計されているもの（ぬきかがり機を含む。）は、84.47 項に属する。また、製本用ミシンは 84.40 項に、knitting sewing machine その他のステッチボンディングマシンは、84.47 項に属する。

ししゅう作業をする時以外は、これらのミシンは通常 2 本の糸を使用して作動する。1 本は針で挿入され、1 本はシャトルにより布地の下で導かれる。ミシンは通常 1 本の針と 1 個のシャトルを有するが、数本の針と数個のシャトルとを有するものもある（例えば、二重縫い又は三重縫い用のもの）。

電動機を内蔵する電動式ミシンは、家庭用のものであるかないかを問わず、この項に属する。

家庭又は洋服屋、婦人服屋等で使われる普通のミシンのほかに、この項には、次の様なある種の縫製のみで使用される特殊なミシンも含む。

- (1) ブーツ又は靴の製造用又は修理用のミシンその他の革用ミシン
- (2) ボタン穴かがりミシン：これには、ボタン穴を切り開く装置を有するものも含む。
- (3) ボタン付けミシン
- (4) 麦わら帽子用ミシン
- (5) 毛皮用ミシン
- (6) 小麦粉袋、セメント袋等を充てんした後の封口用ミシン：これらの機械は、つり下げられていることがあり、通常シャトルを有しない。
- (7) 袋の裂け目を縫うミシン
- (8) 袋製造用又は毛布、カーペット等の縁仕上げ用のためのかがり縫いミシン
- (9) ヘムステッチングミシン及びブランケットステッチングミシン
- (10) メリヤス編みの衣類の部分品の端同士を縫い合わせるミシン

この項のミシンのなかには、単に縫うだけではなく、更に他の作業（例えば、織物類、革、紙等の切断、ピンキング、穴あけ及びひだ付け）ができるものもある。

(B) ミシン用に特に設計した家具、台及びカバー

例えば、テーブル又はキャビネットとして使うことができるスタンド、そのような家具の部分品（引出し、伸台等）、台及びカバーは、たとえ単独で提示されてもこの項に属する。主として保護又は運送を目的としたケースは、本体とは別に提示される場合には、それぞれ該当する項に属する。

(C) ミシン針

前記の各種のミシン用の針を含むだけでなく、84.40 項の製本用のもの及び 84.47 項のししゅう機用のもの、ミシン針に類する針（通常、先端の近くに穴がある。）であればこの項に属する。

部 分 品

部分品の所属に関する一般的規定（16 部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、この項のミシンの部分品（例えば、スタンド及びシャトル）は、この項に属する。ただし、ボビンは、構成する材料により該当する項に属する。

＊

＊ ＊

この項には、がん具のミシン（95.03）を含まない。

＊

＊ ＊

号の解説

8452.10

8452.10 号には、次に掲げるミシン又はミシンのヘッドであって、少なくともロックステッチができるものを含む。

（a）足踏み式又は手回しのもの

（b）出力が 120 ワット以下の電動機を自蔵するもの

（c）電動機なしで提示される動力駆動式のものでヘッドの重量が 16 キログラム以下のもの

この号には、また出力が 120 ワット以下の電動機を自蔵するオーバーロックミシン（へり縫いミシン）であって 3 本から 5 本の糸を用いるもの並びにその構造及び機能から、上記のヘッドに類似したミシンのヘッドであって、ロックステッチ以外のステッチを行うもので、家庭用に設計されたもの（作動速度が通常毎分 1,500 ステッチ以下）を含む。

この号には、また、1 本の糸をチェーンステッチで縫い合わせる手持式電池式ミシンを含む。

ただし、この号には、特殊な機能（例えば、ボタン穴かがり又は充てんした袋の封口）を果たすように設計したものを含まない。

84.53 原皮、毛皮又は革の前処理用機械、なめし用機械及び加工機械並びに毛皮製又は革製の履物その他の製品の製造用又は処理用の機械（ミシンを除く。）

8453.10－原皮、毛皮又は革の前処理用機械、なめし用機械及び加工機械

8453.20－履物の製造機械及び修理機械

8453.80－その他の機械

8453.90－部分品

この項には、原皮又は毛皮の前処理用機械、なめし（パーチメント仕上げを含む。）用機械及びこれに続く仕上げ作業を行う機械を含む。この項には、毛皮製又は革製の製品の製造用又は修理用の機械（例えば、革製の履物、手袋又は旅行用品の製造機械）も含む。ただし、この項には、ミシンを含まない（84.52）。

（I）原皮、毛皮又は革の前処理用機械、なめし用機械及び加工機械

このグループの機械の多くは、實際上原皮又は毛皮の処理工程の種々の段階（例えば、洗浄、前なめし及び染色その他の仕上処理）において使用される。このような機械には、かくはん機、回転機構のような機構部分又は皮を取り扱う装置を自蔵する特殊な槽。ドラム洗浄機等を含む。

このグループには、次の物品を含む。

- (1) 脱毛機：あらかじめ化学作用により毛根のゆるめられた毛を原皮から除去する。
- (2) 裏打機 (fleshing machine)：原皮から肉、脂肪等を除去する。
- (3) ハンマーミル (faller stock) 及び円筒型ピーターミル：これらの機械のハンマー又は溝付きの回転シリンダーが、洗浄、なめし、加脂又は染み込ませの作業中に皮革に作用する。
- (4) 皮革を引き伸ばす機械(毛穴を開き、ひだその他の表面欠陥を除去する。)、scraping machine (内側の面を滑らかにし、異物を除去することに使用される。) 及び軟化機(コルク又はゴムを被覆したシリンダーの作用により革を処理する。)
- (5) ハンマー打ち機：汚れ及び過剰の水分を除去し、銀面を整えるために小ハンマーで革の表面を打つ機械である。
- (6) 硬化用のハンマー機：革(例えば、靴の本底用又は機械用のベルチング用のもの)を硬化させ又は滑らかにするものである。
- (7) 削り機及びはがし機 (splitting machine)：ナイフにより、皮全体にわたって同じ厚さにするか又は皮を数層に裂く機械である。
- (8) エメリー機：例えば、皮の表面を粗くしてベルベットのような肌ざわりを与えるものである。
- (9) ブラッシング機：例えば、皮を清浄することにより、表面を粗くした後のベルベット状の肌ざわりを増加させるものである。
- (10) 革のつや出し機：めのうの磨き石又はめのう製若しくはガラス製の小ロールを使用して革のつやを出す機械である。
- (11) 砂目付け機 (graining machine)

このグループには、更に毛皮を処理する機械も含む。一般にこれらの毛皮は前記の機械と類似した機械により前なめし処理及びなめし処理を受けるが、この項には、毛そのものを処理する機械(例えば、均等な長さに毛を刈る機械、長い毛を除去する機械、毛をカールしたり、すいたり、ブラシをかけたり又は染めたりする機械)も含む。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 84.19 項の乾燥機
- (b) カレンダー(例えば、革の平滑化、つや出し又は砂目付けに使用するもの)(84.20)
- (c) 遠心式脱水機(84.21)
- (d) 染料、ワニス等の噴霧用の機械(84.24)
- (e) 屠(と)殺場において使用する型式の豚の脱毛機(84.38)
- (f) はん用性のプレス(84.79)
- (g) 原皮用又は毛皮用の測定機器(90.31)

(II) 毛皮製又は革製の履物その他の製品の製造用又は修理用の機械

このグループには、原皮、毛皮又は革から製品(例えば、履物、手袋、ジャケットその他の衣類、馬具類、書籍の表紙、ハンドバッグ及び旅行用品)を製造する機械又は当該製品を修理する機械を含む。

このグループには、次の物品を含む。

- (A) 皮はぎ機又は皮むき機：縫合せ又は接着をする前に革の端その他の部分を薄くするもの
- (B) 特定形状（例えば、靴の甲、手袋のブランク、ひも等）に革を切る機械：最も一般的な型式として帯ナイフ機及び clicking press（打抜き型を使用して切り出す。）の二通りのものがある。
- (C) 穴あけ機：靴のつま先の飾り穴、手袋の甲等の穴をあけるもの
- (D) ブーツ又は靴の製造機：例えば、次の物品がある。
 - (1) 溝切り機（縫い糸が通される溝を（例えば、底革の縁に沿って）切る機械）及び縫う前後にこれらの溝を開閉する機械
 - (2) Pulling-over machine 又は lasting machines：靴型に甲革をかぶせ、内底革に仮縫いし又は留める機械
 - (3) 靴型に合わせて置いたのち甲革の端及び内底革の底を強く打つ機械
 - (4) 内底革及び甲革に本底革を接着するための機械（例えば、glueing machine、sole laying machine）
 - (5) 底にかかとを取り付けるための機械
 - (6) 底又はかかとの端をトリミングし、滑らかにし又は仕上をする機械
 - (7) Roughening machine：甲を底に接着させる際、よりよく固着させるためにワイヤーブラシ又は研磨ベルトによって甲から仕上剤を取り除くための機械。
 - (8) 磨き機及び仕上機：一連の砥（と）石、磨きブラシ及びフェルトから成り、甲の表面を仕上げることに使用される。この項にはブーツ又は靴の修理に使用される類似の機械を含む。
 - (9) ブーツ又は靴の伸張機

この項の機械（例えば、砂目付け機（graining machine）、切出し機、穴あけ機、小穴あけ機及び靴製造機械）の中には、革以外の材料（例えば、ボール紙、イミテーションレザー及びプラスチック）用に使用することができることに注意しなければならない。ただし、その場合でも、当該機械が主として原皮、毛皮又は革に使用するように設計されていることが明らかなものであれば、この項に属する。

ただし、この項には、次の物品を含まない。

- (a) 製靴用の型（構成する材料により該当する項に属する。通常、44.17）
- (b) 木靴、木製の底、かかと等を製造する木工機械（84.65）
- (c) 自動靴磨き機及びはと目打ち機（84.79）

部 分 品

部分品の分類に関する一般的規定（16部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、この項の機械の部分品及びこの項の機械用の型その他の互換性工具は、この項に属する。

84.54 転炉、取鍋（べ）、インゴット用鑄型及び鑄造機（冶（や）金又は金属鑄造に使用する種類のものに限る。）

8454.10－転炉

8454. 20－インゴット用鑄型及び取鍋（べ）

8454. 30－鑄造機

8454. 90－部分品

（A）転炉

これは、あらかじめ炉内で熔融し溶解し又は高温にした材料に酸素の強い噴流を作用させることにより、金属を転換し又は精製することに使用されるものである（例えば、鉄を鋼に転換したり、銅又はニッケルのマット、方鉛鉱等を精錬する。）。この作用により、炭素並びにマンガン、けい素及びりんのような溶解物のほとんどが酸化され、ガス又は熔融スラグの形で除去される。酸化はさらに金属の温度を上昇させる。

転炉の最も一般的な型式のものは、西洋なしの形又は円筒形をした容器であり、外部は厚い鋼板で作られており、その内側は耐火性物質で内張りされている。酸素は、上部からランスにより（LD 転炉（Linz-Donawitz））又は転炉の底のノズルにより（OBM 転炉（Oxygen Bondenblasende Maximilianhutte））送りこまれる。両者の複合したものもある。

その他の型式のものには、両側に羽口（送風口）のある転炉、回転式円筒型転炉及び銅マット処理用の円すい形転炉（投入物を支える金属格子を内部に有する。）を含む。

（B）取鍋（べ）

これは、炉から熔融金属を受け取り、転炉又は鑄型に注入することに使用する。一般に耐火性物質で内張りされており、通常は傾けたり又は注いだりすることを容易にするための装置を取り付けた簡単な開口型の容器であり、車輪を有するものもある。通常は機械的（例えば、クレーンにより）に取り扱われるが、手により操作される鑄物用の鑄込み取鍋（べ）もこの項に属する。ただし、すず細工師、金細工師等により使用される小型の手持ち取鍋（べ）は、属しない（73. 25 又は 73. 26）。

（C）インゴット用鑄型

熔融金属を一時的にインゴット、なまこ、スラブ等に鑄造するための鑄型で、一体又は二つに分割した種々の形状のものがある。

その他の鑄型（例えば、鑄造用のもの）は、通常 84. 80 項に属する。

このグループの鑄型は、金属製（通常は鉄鋼製）である。ただし、黒鉛、その他の炭素製又は陶磁材料製のインゴット用の鑄型は属しない（68. 15 又は 69. 03）。

（D）鑄造機械（冶（や）金用又は金属鑄造用のもの）

このグループには、次の物品を含む。

- （1）連続的に鑄型への流し込み、冷却及び製品の取出しを行う機械：通常コンベヤベルト又はコンベヤチェーンを有しており、更に熔融金属が均等に凝固するのを促進するため鑄型を振動させたり軽くたたく装置を自蔵するものもある。
- （2）圧力鑄造機：この機械は、基本的に二つ割りの鑄型が取り付けられる 2 枚の調節可能な板

からなるものである。貯蔵器から熔融金属が鑄型に押し込まれるが、この場合、貯蔵器内の熔融金属の自由に動く表面に圧縮空気を直接吹きつけて押し込むか又は熔融金属で満たされた密閉型貯蔵器にピストンを挿入して押し込む。また、金属の凝固を促進するための冷却装置及び鑄型から鑄造品を分離する装置を自蔵する場合もある。これらは、主として小さい非鉄金属製品を鑄造することに使用される。

(3) 遠心鑄造機：熔融金属は、高速で回転する円筒の型に入れられる。金属は鑄型の側面に押しつけられて管形に凝固する。

(4) 連続鑄造機：この機械において、鋼は、取鍋（ベ）から分配機により異なった鑄造工程のラインに供給される。鑄造工程のラインには、次の物品を含む。

(a) 冷却装置を装備した底なしのインゴット用鑄型

(b) 鑄造金属を冷却するために水を噴射する装置（インゴット用鑄型の外側にある。）

(c) 凝固した金属を規則的に取り出すための一群のコンベヤローラー

(d) 切断機及びそれに続く排出装置のシステム

このグループの機械とともに使用される鑄型は、通常 68.15 項、69.03 項又は 84.80 項に属する。

部 分 品

部分品の分類に関する一般的規定（16 部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、この項の機械の部分品は、この項に属する。

84.55 金属圧延機及びそのロール

8455.10—管圧延機

—その他の圧延機

8455.21—熱間圧延のもの及び熱間圧延と冷間圧延とを組み合わせたもの

8455.22—冷間圧延のもの

8455.30—圧延機用ロール

8455.90—その他の部分品

(I) 金属圧延機

金属圧延機は、基本的には一連のロール（金属がこの間を通過する。）から成る金属加工機械である。金属はロールから加えられた圧力により圧延又は成形される。同時に金属の組織を変え、その品質を改善する。ある場合には、このような通常の機能のほかに、金属の表面に模様を付け又は積層品を作るため 2 枚以上の異なる金属板を合わせて圧延したりする。

金属以外の材料を圧延する類似の機械（例えば、カレンダー）は、この項に属しない（84.20）。その他のロール機（例えば、支持紙に金属はくを接着するもの（84.20）、ベンディングマシン、フォールディングマシン、ストレートニングマシン及びフラットニングマシン（84.62））は、前記の圧延機とは認められず、この項には属しない。

金属圧延機は、目的とする特定の圧延作業により種々の型式のものがある。すなわち、次の物品がこれにあたる。

- (A) 薄くするとともに、これに応じて長さを増す圧延をするもの（例えば、インゴットを圧延してブルーム、ビレット又はスラブにするもの及びスラブを圧延してシート、ストリップ等にするもの）
- (B) ブルーム、ビレット等を圧延して特定の断面をつくるもの（例えば、棒、山形材、形材、けた材及び鉄道用レール）
- (C) 管を圧延製造するもの
- (D) 車輪のブランク又は車輪のリムのブランクを圧延するもの（例えば、鉄道車両の車輪のフランジを成形するもの）

ほとんどの金属圧延機は、前記の(A)又は(B)の作業を行うように設計してある。これらの重要な要素は「スタンド」(stand)と称されるもので、金属製の大きなハウジングの内部に2本、3本又は4本のロールを水平に、かつ、1本のロールを他のロール上に取り付けたものである。金属は、ロールの間の調節可能なすき間を通過する。3段式(three high)又は複2段式(double two high)のスタンドにおいては、金属は二つのロールの間を通過した後、他の二つのロールの間を通過する。作用ロールに背圧及び一様性を与えるための支持体として作用する2本以上の補助ロールを有するスタンドもある。

ほとんどの圧延機は、多数のこのようなスタンドから成り、スタンドは並んで置かれるか、わずかにずらせて置かれるか又は縦並び（例えば、板の連続圧延）に置かれる。ロールの回転速度及び間隙は、少しずつ徐々に金属を圧延するように調節されている。

ある種の金属圧延機は、材料の端を加工したり又は特定の形材（例えば、けた材）をつくるためにサイドロールを有している。

平らな製品（スラブ、板、帯等）用のロールの表面は平滑であるが、例外としてある種の仕上げロールは、単純なうね模様を作る。多くの場合（例えば、前記(B)の作業において）圧延はロールの幅全部にわたっては行われないが、作用ロールはその表面に溝がきられていて、それにより特定の形の間隙（又は通過口）が2本のロールの間でできるようになっている。ロールを通過する金属は間隙の形に成形され、少しずつ形が変化しているこのような間隙を連続して通過することにより、金属は断面が所要の形状に加工される。

前記のような金属圧延機は、貴金属を圧延する小型のものから、鋼用の非常に大きなものまで、種々の大きさのものがある。

前記の金属圧延機のほとんどは、熱間圧延用のものである。ただし、ある種の仕上圧延機（特にシート用又はストリップ用のもの）は冷間で圧延する。前記の(C)及び(D)の型式の金属圧延機には、次の物品がある。

- (1) マンネスマンその他これに類するビレットの穴抜き機：これは加熱されたビレットを回転させ、穴抜き用のマンドレル（心棒）に押し付けて素管を作る大きな傾斜ロールを有するものである。
- (2) 穴抜きされたビレットを圧延しながら厚さを減じ、長さを増し、良好な管壁面をつくる圧延機：管壁は、心棒又はプラグ（内側）と円形通過口を有するロール又は円すい形ロール（外

側)との間で加工される。ある場合には種々の通過口を与えるために偏心的に切られた溝を有するロールが使用される(ステップローリング)。

(3) 管用の仕上圧延機: 管壁の厚さを仕上げ若しくは減じ又は管径を減じ若しくは完全な円断面にする。これには内部心棒のあるものとないものがある。

(4) 大口径の鋳鋼管の壁面を圧延する radial mills: 管は外面に作用する多くのロール及びこれらに対応した内面に作用するロールの間を回転する。

(5) 車輪圧延機及びディスク圧延機: こらは通常様々に配列された一連の円すい形又は円筒形のロールから成り、これらのロールの間で粗く成形された車輪が回転する。車輪の種々の部分(例えば、鉄道車輪のフランジ)はロールの圧力により所要の形に加工される。類似の機械が、鉄道車両の車輪用のフランジ付き輪金(tyre)の成形及びある種の鉄道用軌条の成形に使用される。

一般に金属圧延機の作業は、次のような大量の補助機械を必要とする。すなわち、ガイド、ロールテーブル、取扱装置、再熱炉、酸洗槽、ストリップ巻取機、剪(せん)断機、のこぎり機、冷却台、重量測定機、マーク付け機、ひずみ取り機、制御装置(機械式、電気式又は電子式)等がある。

(II) ロール及びその他の部分品

部分品の所属に関する一般的規定(16部の総説参照)によりその所属を決定する場合を除くほか、この項には、金属圧延機の部分品を含む。この項に属する部分品のなかには金属圧延機のロールがある。これは長さ及び直径において相当いろいろなものがあり、鋼用のものでは長さが約30センチメートルから約520センチメートルまで、直径が約18センチメートルから約137センチメートルまでにわたっている。ロールは鋳鉄、鋳鋼又は鍛造鋼で作られており、通常その表面は特別に硬化され正確な寸法に機械加工されている。ロールは、表面が平滑なもの又は所要の通過口を作るために種々の形の溝を付けたものがある。各ロールの端にはくびれがあり、しばしば金属圧延機のハウジングに取り付けるために特殊な形状にされている。ロールのくびれの外側には、駆動力が加えられるように揺動端(wobbler-ends)が切られている。

84.56 レーザーその他の光子ビーム、超音波、放電、電気化学的方法、電子ビーム、イオンビーム又はプラズマアークを使用して材料を取り除くことにより加工する機械及びウォータージェット切断機械

—レーザーその他の光子ビームによるもの

8456.11—レーザーによるもの

8456.12—その他の光子ビームによるもの

8456.20—超音波によるもの

8456.30—放電によるもの

8456.40—プラズマアークによるもの

8456.50—ウォータージェット切断機械

8456. 90－その他のもの

この項の加工機械は、加工材料を問わず成形又は表面加工を行うことに使用されるものである。これらは、次の三つの重要な要件を満たしていなければならない。

- (i) 材料を取り除くことにより加工すること。
- (ii) 従来の工具を装備した加工機械と同種の加工をすること。
- (iii) 次の七つの加工方式のいずれか一つを使用すること。

レーザーその他の光子ビーム、超音波、放電、電気化学的方法、電子ビーム、イオンビーム及びプラズマアーク

この項には、また、下記 (H) のウォータージェット切断機械を含む。

この項には以下の種類の機械を含まない。これらは 84.86 項に属する。

- (i) 半導体ボール、半導体ウェハー、半導体デバイス、集積回路又はフラットパネルディスプレイの製造に専ら又は主として使用する、材料を取り除くことにより加工する機械
- (ii) マスク又はレチクルの製造又は修理に専ら又は主として使用する、材料を取り除くことにより加工する機械
- (iii) 半導体材料にパターンをドライエッチングする機械

上記の製品の例として、(1) 半導体結晶に穴あけするためのレーザービーム加工機械及び(2) 半導体チップの切断又は集積回路用セラミックス基板の切断若しくは穴あけ用の超音波加工機械がある。

(A) レーザーその他の光子ビームによる加工機械

レーザービーム（光子ビーム）による機械加工は、工作物に光子を衝突させることにより行われる。このグループには、特に、金属、時計用のルビー等に穴をあける機械、金属その他の硬質材料を切断する機械及び種々の硬い材料に模様、文字、線等を彫刻する機械を含む。

レーザーの作用による加工機械の原理は、収束された強いレーザービームを工作物に直接照射することで生じる溶解、燃焼又は蒸発（「ablation」とも称される。）により、材料を取り除くことである。この種の加工機械には、レーザービームを誘導し、くずを取り除き、材料を冷却するために使われる低圧のウォータージェットと、レーザービームとが連結されているものがある。

このグループのその他の加工機械は、材料を取り除くために使用されるビームの種類が、レーザービームによる加工機械とは異なる。

(B) 超音波加工機械

超音波加工機械は、超音波振動により作動する工具（punch）と液体中に浮遊している研磨材とにより構成されるが、研磨材の循環処理装置を自蔵するものもある。

このグループには、特に次の用途の加工機械を含む。

- (1) ダイヤモンド製又は金属炭化物製の型の加工
- (2) 鉱物性材料の穴あけ又は成形
- (3) ガラスの彫刻

(4) フライス削り、ブローチ削り又はつや出し

(C) 放電加工機械

この機械の加工原理は、二つの金属の電極（すなわち、工作物及び工具）の間に極めて短い時間だけ数百キロヘルツの放電を行い、金属を取り除くことである。このグループには、例えば、高周波電気火花式切断機を含む。

(D) 電気化学的方法による加工機械

この方法による加工原理は、電気分解により金属を取り除くことである。工作物（陽極）は、工具（陰極）と同様に電気の半導体である。陰極での析出が起きないように適切な電解液を選択して、これに加工物と工具の両方を浸す。そして陽極（工作物）の溶解が起こる。

このグループには、次の物品を含む。

- (1) 電解研磨機：顕微鏡試験用又は冶（や）金学試験用の試片を研磨することにより使用する。
- (2) 電解削り加工機：切削工具の研磨、チップブレードの溝切り又は金属炭化物の板の切断に使用する。これらの研削機械には、ダイヤモンドのディスクが使用される。
- (3) 陽極の溶解により、種々の歯車のバリを除去する機械
- (4) 平滑な表面の精密仕上げ等を行う機械

(E) 電子ビームによる加工機械

電子ビームによる機械加工は、陰極から放射された後、強電解により加速され、磁界レンズ又は静電界レンズにより焦点を合わされた電子ビームを加工物の非常に小さな部分に衝突させることにより行なわれる。

(F) イオンビームによる加工機械

この加工機械のビームは、連続的な作用により加工するものであって、レーザービームの場合のようなインパルスによるものではない。

(G) プラズマアークによる加工機械

プラズマアークによる機械加工は、高電圧下において磁気インパルス発生機により生ずる電流を利用して、ガスを高度にイオン化することにより行うものである。このため、かなりの高速度で板を切断することができ、また並目送りねじを粗削りし、加工することが可能である。

(H) ウォータージェット切断機械

このグループには、ウォータージェット切断機械 (Water-jet cutting machines) 及びウォーターアブラシブジェット切断機械 (Water-abrasive jet cutting machines) を含む。これらは、一般的に、音速の2倍から3倍の速さで、水又は微細な研磨剤を混合した水の細流を用いて、材質を切断するよう設計された機械である。これらは、3,000 気圧から 4,000 気圧の圧力により操作され、種々の材質に、多種の精密な切断を施すことができる。ウォータージェット切断機械は、

一般的に、柔らかい材質（ラバーフォーム（form）、軟質ゴム、ガスケット材、箔等）に使用される。ウォーターアブラシブジェット切断機械は、一般的に、硬い材質（工具鋼、硬質ゴム、複合材、石、ガラス、アルミニウム、ステンレス鋼等）に使用される。

部分品及び附属品

部分品の所属に関する一般的規定（16 部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、この項の機械の部分品及び附属品は、84.66 項に属する。

＊

＊ ＊

この項には、次の物品を含まない。

- （a）清浄用の超音波機器（84.79）
- （b）はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の機器（切断に使用することができるかできないかを問わない。）（85.15）
- （c）試験用機械（90.24）

84.57 金属加工用のマシニングセンター、ユニットコンストラクションマシン（シングルステーションのものに限る。）及びマルチステーショントランスファーマシン

8457.10—マシニングセンター

8457.20—ユニットコンストラクションマシン（シングルステーションのものに限る。）

8457.30—マルチステーショントランスファーマシン

この項には、単一の工作物に対し、次のいずれかの方法により異なる種類の機械加工を行う金属加工機械（旋盤（ターニングセンターを含む。）を除く。）のみを含む（この類の注4参照）。

- （a）加工プログラムに従ってマガジンその他これに類する装置から自動的に工具を交換する方法（マシニングセンター）
- （b）固定した工作物に対し、異なるユニットヘッドが同時に又は連続して自動的に作用する方法（シングルステーションのユニットコンストラクションマシン）
- （c）工作物を異なるユニットヘッドに自動的に転送する方法（マルチステーショントランスファーマシン）

（A）マシニングセンター

マシニングセンターは、単一の独立した機械である。すなわち、すべての機械加工は、多機能を有する単一の機械により行われる。マシニングセンターは、次の二つの条件を満たすものでなければならない。すなわち、数種の機械加工を行うこと及び加工プログラムに従ってマガジンその他これに類する装置から自動的に工具を交換することである。

従って、このグループには、マガジンその他これに類する装置から自動的に工具を交換することにより、二以上の機械加工を行う工作機械を含む。これに対し、単一又は数種の工具を同時に

又は連続して使用して1種類の機械加工を行う工作機械（例えば、多軸ボール盤及び多刃フライス盤）は、84.59 項から 84.61 項までに属する。

自動工具交換が必要であるため、多機能機械（例えば、穴あけ、中ぐり、ねじ立て及びフライス削りを行う機械）であっても種々の工具が自動的に交換されないものは、この項には属しない。このような機械は、工作物が異なったユニットヘッドに自動的に転送されるマルチステーショントランスファーマシン（下記（C）参照）とみなせる場合を除くほか、16 部の注3の規定に従い又は通則3（c）の適用により、84.59 項から 84.61 項までに属する。

マシニングセンターには、パレット交換機、パレットマガジン又は工具マガジンの交換装置のような補助装置も含む。

（B）ユニットコンストラクションマシン（シングルステーションのものに限る。）

ユニットコンストラクションマシン（シングルステーションのものに限る。）は、工作物を一定の位置に保持する一方で、ユニットヘッドが作業又は機械加工を行うために工作物に対して移動し、作業又は機械加工を行う多機能機械である。

ユニットヘッドはそれが搭載されている機械の一部であり、互換性工具を保持し、誘導し又は作動する（回転、前進及び後退）ことに使用される。回転ヘッドは、通常電動機を自蔵し、一方前進ヘッドは、通常油圧シリンダーを自蔵している。これらの2種類のヘッドは、結合されることもある。

このグループには、二以上のユニットヘッドを使用して2種類以上の機械加工を行うシングルステーションのユニットコンストラクションマシンを含む。ただし、数個のユニットヘッドを使用して1種類の機械加工を行う機械及び単一のユニットヘッドを使用して数種の機械加工を行う機械を含まない。

（C）マルチステーショントランスファーマシン

このグループの機械は、次の三つの条件を満たすものでなければならない。すなわち、数種類の機械加工を行うこと、工作物を自動的に工具に転送し作業を行うこと及び数種類のユニットヘッドを装備していることである。

この機械は、一般に円形トランスファーマシンと直線トランスファーマシンとに区別される。前者においては、各種の作業を行うユニットヘッドは同床上に円形に配置される。工作物は円周に沿って移動し、各ステーションで一旦停止して、対応するユニットヘッドの工具により加工（例えば、穴あけ、中ぐり及びねじ立て）される。後者の直線トランスファーマシンにおいては、ユニットヘッドが同床上に直列に配置されており、その列に沿って一つのヘッドから他のヘッドに移動して連続的に加工される。

この類の注4（c）に従い、この項には、工作物を運搬するコンベヤにより連結された数種類の機械から成るトランスファークラインを含まない。

前記の類注の規定に基づき、この項には、「フレキシブルマニュファクチャリングシステム」(FMS) を含まない。FMS は、数種の機械（通常、数値制御式のもの）又は数種のグループの機械及び工作

物の機械への移動用又は機械加工用の工作物の取外し用の自動荷扱い機器（例えば、つり上げフレーム、コンベヤ無人トロリー、マニピュレーター及び産業用ロボット）により構成される。FMSを構成する数種のグループの機械及び荷扱い機器は、自動データ処理機械により制御される。

部分品及び附属品

部分品の所属に関する一般的規定（16 部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、この項の加工機械の部分品及び附属品は、82 類の工具を除き、84.66 項に属する。

＊

＊ ＊

この項には、次の物品を含まない。

- (a) レーザーその他の光子ビーム、超音波、放電、電気化学的方法、電子ビーム、イオンビーム又はプラズマアークを使用して材料を取り除くことにより加工する機械及びウォータージェット切断機械（84.56）
- (b) 旋盤（ターニングセンターを含むものとし、金属切削用のものに限る。）（84.58）
- (c) ウェイタイプユニットヘッド機（84.59）
- (d) はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の機器（84.68 又は 85.15）

84.58 旋盤（ターニングセンターを含むものとし、金属切削用のものに限る。）

－横旋盤

8458.11－数値制御式のもの

8458.19－その他のもの

－その他の旋盤

8458.91－数値制御式のもの

8458.99－その他のもの

この項の旋盤（ターニングセンターを含む。）は、切削その他の方法で金属を取り除くことにより、金属の表面加工を行う機械である。

この機械は、通常、床、台、壁又は他の機械に取り付けられるように設計されていて、そのため通常はベースプレート、取付けフレーム、スタンド等を有しており、このことにより 84.67 項の手持工具（ニューマチックツール、液圧式のもの又は電気式でない原動機を自蔵するものに限る。）とは区別される。

この項には、次の物品を含む。

(1) 旋盤

自動式のものであるかないかを問わないものとし、スライド旋盤、立旋盤、タレット旋盤、ならい旋盤を含む。ただし、金属を変形させることにより機能するへら絞り盤は、84.63 項に属する。

(2) 主軸用又は車軸用の旋盤

大きな車輪の主軸又は車軸等の両端を同時に、かつ、対称的に旋削するもの
 (3) ターニングセンター（金属切削用のものに限る。）

部分品及び附属品

部分品の所属に関する一般的規定（16 部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、この項の旋盤の部分品及び附属品は、82 類の工具を除き、84.66 項に属する。

＊

＊ ＊

この項には、次の物品を含まない。

- (a) レーザーその他の光子ビーム、超音波、放電、電気化学的方法、電子ビーム、イオンビーム又はプラズマアークを使用して材料を取り除くことにより加工する機械及びウォータージェット切断機械（84.56）
- (b) 金属加工用のマシニングセンター、ユニットコンストラクションマシン（シングルステーションのものに限る。）及びマルチステーショントランスファーマシン（84.57）
- (c) 切断機（84.61）
- (d) 手持工具（ニューマチックツール、液圧式のもの又は原動機（電気式であるかないかを問わない。）を自蔵するものに限る。）（84.67）
- (e) 90.24 項の試験用機器

＊

＊ ＊

号の解説

8458.11 及び 8458.91

数値制御式の加工機械は、CNC（コンピュータ数値制御）又は NC（数値制御）として知られているものである。「コンピュータ数値制御」及び「数値制御」という用語は、同義語とみることができる。数値制御式の加工機械とされるためには、加工機械、工具又は加工対象物の機能及び動作が、あらかじめプログラムされた命令により実行される必要がある。プログラミングは、通常、NC 特有の言語（例えば ISO コード）により行われる。プログラムその他のデータは、直接又は順次アクセスできるよう蓄積される。数値制御式の加工機械は、加工機械、工具又は加工対象物に望む動きをさせるように、サーボ機構同様、自動データ処理機械又はマイクロプロセッサを組み込んだコントロールユニット（独立した「スタンドアローン」ユニット又はビルトインのもの）と常に結合している。CNC 機械、CNC 旋盤及び NC フライス盤は、数値制御式の加工機械の例である。

コントロールユニットが加工機械とともに提示されない場合であっても、当該加工機械は、この種の機械に固有の特徴を有する場合には、数値制御式加工機械とみなされる。

84.59 金属用のボール盤、中ぐり盤、フライス盤、ねじ切り盤及びねじ立て盤（ウェイタイプユニットヘッド機を含むものとし、第 84.58 項の旋盤（ターニングセンターを含む。）を除

く。)

8459. 10ーウェイタイプユニットヘッド機

ーその他のボール盤

8459. 21ー数値制御式のもの

8459. 29ーその他のもの

ーその他の中ぐりフライス盤

8459. 31ー数値制御式のもの

8459. 39ーその他のもの

ーその他の中ぐり盤

8459. 41ー数値制御式のもの

8459. 49ーその他のもの

ー膝形フライス盤

8459. 51ー数値制御式のもの

8459. 59ーその他のもの

ーその他のフライス盤

8459. 61ー数値制御式のもの

8459. 69ーその他のもの

8459. 70ーその他のねじ切り盤及びねじ立て盤

この項には、金属を取り除くことにより穴あけ、中ぐり、フライス削り、ねじ切り又はねじ立てを行う加工機械を含む。ただし、84. 58 項の旋盤（ターニングセンターを含む。）は属しない。

一般に加工機械は動力駆動式のものであるが、手動式又は足踏み式の機械でこれに類する物品もこの項に属する。手動式又は足踏み式の機械は、通常、床、台、壁又は他の機械に取り付けられるように設計されていて、そのため通常はベースプレート、取付けフレーム、スタンド等を有しており、このことにより 82. 05 項の手道具及び手工具並びに 84. 67 項の手持工具とは区別される。

この項には、次の物品を含む。

- (1) ウェイタイプユニットヘッド機：この機械は、穴あけ、中ぐり、フライス削り、ねじ切り又はめねじ切り作業を行うよう設計されたものであるが、ベースを有しない。これは原動機及びツールホルダーを保持するフレームのみから成るが、ガイド（ウェイ）を装備しているため適当なベースに置かれると前後運動を繰り返すことができる。工作物をウェイタイプユニットヘッド機から独立した工作物保持具に差し込み、機械は水平方向に前後に動いて穴あけ、中ぐり等を行う。
- (2) ボール盤：この機械は、ドリル又はビットと呼ばれる回転工具により加工物に円筒状の穴（逃げ溝穴を含む。）をあけることに使用される。工作物は、工具が回転している（切削加工）間又は送られている（送り動作）間、静止したままである。この項には、また固定した工具により回転している工作物を加工するボール盤又はこれに類する機械で両方の加工方式を使用しているものを含む。

ボール盤には、単軸式（ラジアル式その他のもの）及び数本の主軸を有するもの（多軸ボール盤）を含む。

- (3) 中ぐり盤：この機械は、すでに存在する穴を正確な寸法にするために内面を更に加工するものである。中ぐりは、円筒状、円すい状又は球状に行う。中ぐり盤は、例えば、ピストンエンジン又はピストンポンプのシリンダーの口径を正確な寸法に加工することに使用される。

中ぐり作業は、寸法の固定した工具（中ぐりドリル及び直線又はらせん状に溝彫りされた仕上げ用の中ぐり工具）若しくは可変寸法の工具（expanding-end borers、inset-strip borers、マイクロメーターで調節可能な中ぐりヘッド、差込みカッターを有する中ぐりヘッド）を使用するもの又は案内面上で加工する工具（調節可能なカッター、expanding cutter、調節不能なカッター及び中空の一体スリーブ又は差込み部分を有するスリーブ）を有するものを含む。

この項には、特に次の物品を含む。立中ぐり盤、横中ぐり盤（据付けが固定式のものと及び可動式のものがある。）、複式中ぐり盤、内部が中空の軸の内面を二重にする（duplicate）中ぐり盤及び別々に機能する 2 本の同心の主軸から成る複合主軸を備えた、通常中ぐりフライス盤と呼ばれる機械（内側の主軸は中ぐり棒が取り付けられるように長いスリーブから成っており（軸中ぐり部）、一方外側の主軸は通常プレートに強く結合され、フライスが取り付けられる（フライス軸）ようになっている。）

基本的には中ぐり用に設計し、かつ、製作した機械は、たとえ他の追加作業（例えば、穴あけ、表面研削、フライス削り、旋削及び時にはねじ切り）を行うことができるようになっていても、この項に属する。一方、中ぐり加工を補助的又は追加的な作業として行う旋盤（ターニングセンターを含む。）は、84.58 項に属する。

- (4) フライス盤：この機械は、回転工具（フライスとして知られている。）により平面を又は輪郭を描いて加工するもので、円形の切削運動は機械のテーブル上に固定された工作物の横送り運動と組み合わせられる。フライス盤には、特に次の物品が含まれる。横フライス盤、立フライス盤、立ー横フライス盤、調節可能なヘッドを有するフライス盤、平面フライス盤、万能フライス盤（通常のフライス加工のほかに、機械に取り付けられた割出台により、軸にキー溝を彫り又は平歯車若しくははすば歯車を作ることができるもの）、繰返しフライス盤、溝堀り用又は面取り用のフライス盤及び彫刻盤
- (5) ねじ立て盤（既に存在する穴にねじを切るもの）及びボルト、ねじ等にねじを切るねじ切り盤：ねじ切りフライス盤は、フライス盤として取り扱うことに注意しなければならない。

部分品及び附属品

部分品の所属に関する一般的規定（16 部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、この項の工作機械の部分品及び附属品は、82 類の工具を除き、84.66 項に属する。

＊

＊ ＊

この項には、次の物品を含まない。

- (a) レーザーその他の光子ビーム、超音波、放電、電気化学的方法、電子ビーム、イオンビーム

又はプラズマアークを使用して材料を取り除くことにより加工する機械及びウォータージェット切断機械 (84. 56)

(b) 金属加工用のマシニングセンター、ユニットコンストラクションマシン (シングルステーションのものに限る。) 及びマルチステーショントランスファーマシン (84. 57)

(c) 旋盤 (ターニングセンターを含むものとし、金属切削用のものに限る。) (84. 58)

(d) 84. 61 項の平削り盤その他の加工機械 (金属を取り除くことにより加工するものに限る。)

(e) 手持工具 (ニューマチックツール、液圧式のもの又は原動機 (電気式であるかないかを問わない。)) を自蔵するものに限る。) (84. 67)

(f) 試験用機器 (90. 24)

＊

＊ ＊

号の解説

8459. 21、8459. 31、8459. 41、8459. 51 及び 8459. 61

8458. 11 号及び 8458. 91 号の解説参照

8459. 51 及び 8459. 59

これらの号の機械は、すべて溝によりスタンド上を垂直の動く水平部から成るコンソールを有していることにより認識可能である。このスタンドは作業台を支持し、コンソールは通常機械を駆動するのに必要な装置を有している。

84. 60 研削盤、ホーニング盤、ラップ盤、研磨盤その他の仕上げ用加工機械 (研削砥 (と) 石その他の研磨材料を使用して金属又はサーメットを加工するものに限るものとし、第 84. 61 項の歯切り盤、歯車研削盤及び歯車仕上盤を除く。)

－平面研削盤

8460. 12－数値制御式のもの

8460. 19－その他のもの

－その他の研削盤

8460. 22－芯無し研削盤 (数値制御式のものに限る。)

8460. 23－その他の円筒研削盤 (数値制御式のものに限る。)

8460. 24－その他のもの (数値制御式のものに限る。)

8460. 29－その他のもの

－工具研削盤

8460. 31－数値制御式のもの

8460. 39－その他のもの

8460. 40－ホーニング盤及びラップ盤

8460. 90－その他のもの

この項には、金属又はサーメットの表面仕上機を含む。ただし、歯切り盤、歯車研削盤及び歯

車仕上盤は属しない（84.61）。これらの機械は、研削砥（と）石その他の研磨材料を使用して材料を取り除くことにより加工するものである。

この項において、「研磨材料」とは、次の物品をいう。

- （１）金属炭化物、鋼、軟質金属、木材、フェルト、紡織用繊維材料又は革から成る研磨ディスク
- （２）ワイヤーブラシ
- （３）研磨パッド

一般に加工機械は動力駆動式のものであるが、手動式又は足踏み式の機械でこれに類する物品もこの項に属する。手動式又は足踏み式の機械は、通常、床、台、壁又は他の機械に取り付けられるように設計されていて、そのため通常はベースプレート、取付けフレーム、スタンド等を有しており、このことにより、82.05 項の手道具及び手工具並びに 84.67 項の手持工具とは区別される。

この項には、次の物品を含む。

- （１）金属ブラシ又は研磨材を有する研削盤：粗鑄造品又は金属の粗切断面を研削するためのものである。
- （２）工具の研削盤（サーメット又は高硬度金属（hard metal）製の工具用チップの研削盤及びカード研削盤を含む。）
- （３）各種の研削盤：例えば、内面研削盤、芯無し研削盤、平面研削盤、ねじ研削盤、バルブ用又は弁座用の研削盤等があり、他の機械による加工物を所要の精度まで仕上げる機械である。

このグループには、例えば、次の物品を含む。

- （i）芯無し研削盤：この機械は、スピンドル（主軸）がないこと並びに２個のグライディングホイール（研磨用ホイール及び調整用ホイール）及び工作物を固定する支持刃を有することが特徴である。
- （ii）円筒研削盤：この機械は、工作物を支持・移動するスピンドル（主軸）及び支持具並びに一以上の研磨用ホイールを有することが特徴である。これには、工作物の外面、内面又はその両方を加工できるもの（万能円筒研削盤）がある。
- （４）ホーニング盤及びラップ盤（寸法精度の高い仕上げ面を作るためのもの）
- （５）つや出し盤（工作物の表面を仕上げるためのもの）
- （６）彫刻盤（84.59 項又は 84.61 項のものを除く。）

部分品及び附属品

部分品の所属に関する一般的規定（16 部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、この項の加工機械の部分品及び附属品は、82 類の工具を除き、84.66 項に属する。

＊

＊ ＊

この項には、次の物品を含まない。

- （a）手道具及び手工具並びに手回し式又は足踏み式のグライディングホイール（82.05）
- （b）砂の吹付け機（84.24）
- （c）レーザーその他の光子ビーム、超音波、放電、電気化学方法、電子ビーム、イオンビーム又

はプラズマアークを使用して材料を取り除くことにより加工する機械及びウォータージェット切断機械 (84. 56)

(d) 金属加工用のマシニングセンター、ユニットコンストラクションマシン (シングルステーションのものに限る。) 及びマルチステーショントランスファーマシン (84. 57)

(e) 手持工具 (ニューマチックツール、液圧式のもの又は原動機 (電気式であるかないかを問わない。)) を自蔵するものに限る。) (84. 67)

(f) 金属製品の砂落とし用、スケール落とし用又は磨き用の回転式ドラム機 (84. 79)

(g) 試験用機器 (90. 24)

＊

＊ ＊

号の解説

8460. 12、8460. 22、8460. 23、8460. 24、8460. 31

「数値制御式」については 8458. 11 及び 8458. 91 の号の解説参照

84. 61 平削り盤、形削り盤、立削り盤、ブローチ盤、歯切り盤、歯車研削盤、歯車仕上盤、金切り盤、切断機その他の加工機械 (金属又はサーメットを取り除くことにより加工するものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)

8461. 20－形削り盤及び立削り盤

8461. 30－ブローチ盤

8461. 40－歯切り盤、歯車研削盤及び歯車仕上盤

8461. 50－金切り盤及び切断機

8461. 90－その他のもの

この項には、金属又はサーメットを取り除くことにより加工する加工機械を含み、他の項に該当するものを除く。

一般に加工機械は動力駆動式のものであるが、手動式又は足踏み式の機械でこれに類する物品もこの項に属する。手動式又は足踏み式の機械は、通常、床、台、壁又は他の機械に取り付けられるように設計されていて、そのため通常はベースプレート、取付けフレーム、スタンド等を有しており、このことにより、82. 05 項の手道具及び手工具並びに 84. 67 項の手持工具とは区別される。

この項には、次の物品を含む。

(1) 平削り盤：この機械は、切削刃を一つ有する工具を使用して工作物の外面又は表面の一部を加工するものである。この機械においては、工具が固定され、平削りされる工作物を固定したテーブルが一つの平面内で往復運動をする。ただし、pit planing machine 又は plate edge planer のような大型平削り盤では、テーブルが固定されており、長大物 (例えば、レール) を加工するものである。

ある種の平削り盤では、1 台又は 2 台の補助用又は予備用のフライス送り台がついていて、

同数の平削り送り台と交換できるようになっている。この加工機械（平削り・フライス盤と呼ばれるもの）は、たとえ、テーブルの速度を落とすことによって、フライス加工が可能なものであっても、平削り盤として取り扱う。これらの機械については、84.59 項のプラノミラーと呼ばれるフライス盤（外見上は平削り盤に似ているが、フライス切削台しか装備していない。）と混同してはならない。

平削り盤には、平削り送り台のほかに 1 台又は 2 台の削作送り台（grinding slide）を有するものもある。平削り盤の研削ヘッドを加えることにより平面研削盤として使用できる。ある種の型式のものでは、平削り送り台、フライス送り台及び研削送り台を取り付けたものもあり、また立削り加工ができる装置を取り付けたものもある。

- (2) 形削り盤：平削りと同様の原理により作動する加工機械であるが加工中に工作物が固定され、工具が直線状の往復運動をするという点で異なっている。この機械においては、ツールホルダーが張り出しているため、最大可動域が制限され、このことから、形削り盤は通常小さい寸法の物品の加工に限定される。
- (3) 立削り盤：立削り盤は、平削りの方法により作動する加工機械で加工中に工作物は固定されており、工具が垂直又は時として斜めの方向に直線往復運動をすることにより加工するものである。この機械には、その用途に応じて次のようなものがある。すなわち、その送り工程の短さを特徴とする立削り工具及び非常に厚い工作物からその構成材を迅速かつ相当量削り取るのに必要な加工を行うスライドツール（一つの切削刃を有するもの）又はパンチングツール（四つの切削刃を有するもの）を使用する立削り打抜き盤（slotting-punching machine）、垂直立削り盤、横送り台を有する立削り盤及び溝切り盤と呼ばれる機械（引く又は押すことによるもので、作動工程はブローチ盤と似ているが、使用される工具が異なっている。）がある。
- (4) ブローチ盤：ブローチ盤は、工具（ブローチ）を工作物の表面又は穴の内面に押しあてて引き又は押すことにより表面加工又は形削りを行うものである。各種のブローチ盤の中には、単純な送り台を有する横型又は立型のブローチ盤、複式ブローチ盤（duplex）がある。後者は、二つの送り台（それぞれの送り台が一つのブローチに作用する）又はブローチプレス（立型機械で圧力によりブローチに作用するもの）から成る。
- (5) 歯切り盤、歯車研削盤及び歯車仕上盤：この項には、円筒形又は円すい形のブランクから金属を取り除くことにより、専ら歯車を作製することを目的として設計した歯切り盤を含む。
 - 歯切り盤は、原則として次の加工工程に従って作動する。
 - ーモジュール制御のフライス切削（フライスディスク又は円すい形カッターが工具として使用される。）この方式は、通常、平歯車加工に使用される。
 - ー平削り工具（直線切削工具）による歯の再生切削加工。この方式は、かさ歯車又は円筒歯車の加工に使用される。
 - ーかみ合わせによる切削加工（ウォームホブ、ラック切削工具（溝付け工具）又はピニオン工具（円型カッター用のもの）等を使用して加工する。）。この方式は、内面又は外面のすくば歯車、はすば歯車又はかさ歯車の加工に適している。
 - ー研磨材による切削

(6) 金切り盤：この型式の機械は、使用される工具の形状に応じて次のように区分される。

- －往復金切り盤又は振動金切り盤（工具は往復直線運動するのこ歯を有する直線状の刃から成る。）
- －丸のこ盤：外周にのこ歯を有する工具を装備しており、それが高速で回転する。この工具は通常、切断のこ刃（slitting saw blade）又は立削りのこ刃（slotting saw blade）と呼ばれる。
- －帯のこ盤：非常に長いブレード（片側にのこ歯があり、両端はつなぎ止められてバンド状になっている。）を使用する。

(7) 切断機：この加工機械は金切り盤とは使用する工具が異なる。切断機の工具は、旋盤の工具、研磨ディスク又は金属製ディスクに類似したものである。

－切断用工具を有する切断機には、次の2方式がある。

第1の方式の機械は普通旋盤と同様に作動するが、普通旋盤の刃物台と違ってツールホルダーが縦方向に動かせないという点で区別される。

第2の方式の機械は、主軸用又は車軸用の旋盤のように工具自体は固定され、送り台上を工作物が動くことにより加工を行うものである。ただし、工作物が一方向にしか動かない点で旋盤とは区別される。

これらの2方式の機械は、いずれも一つの切断加工しかできない。

普通旋盤と同様に作動する機械は、回転する工作物に加工を行う大口径の中空スピンドルを有する。横方向に動かすことのできる1個又は2個のツールホルダーが短いベッドにより支持されている。

主軸用又は車軸用の旋盤と同様に作動する機械においては、切断される物品は切削台に固定され、切削台が動くようになっている。工具自体は機械に固定され、切削工具が環状に配列されて、高速で回転する crown を構成する。

－研磨ディスクを有する切断機は、丸のこ（サーキュラーソー）盤と構造が類似している。しかし、切断のこ刃（slitting saw blade）の代わりに両側に刃のある研磨ホイールを有する点が異なっている。

－金属製ディスクを有する切断機（摩擦式のこ盤として知られている。）は、周囲に歯の無い軟鋼製のディスクにより加工を行う点が特徴である。このディスク（溝付きのものもある。）は高速で回転され、徐々にその外周を金属片に近付けていくと、直接接触することなしに、当該金属はすみやかに溶ける。この現象は、ディスクと切断する金属との間の空気の酸化作用と摩擦との相乗作用の結果である。

(8) やすり盤：往復金切り盤と類似の形状であるが、ブレードではなくやすりを使用する。

(9) 彫刻盤（84.59 項又は 84.60 項のものを除く。）

部分品の所属に関する一般的規定（16 部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、この項の加工機械の部分品及び附属品は、82 類の工具を除き、84.66 項に属する。

＊

＊ ＊

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 手道具及び手工具 (82.05)
- (b) レーザーその他の光子ビーム、超音波、放電、電気化学的方法、電子ビーム、イオンビーム又はプラズマアークを使用して材料を取り除くことにより加工する機械及びウォータージェット切断機械 (84.56)
- (c) 金属加工用のマシニングセンター、ユニットコンストラクションマシン (シングルステーションのものに限る。) 及びマルチステーショントランスファーマシン (84.57)
- (d) 手持工具 (ニューマチックツール、液圧式のもの又は原動機 (電気式であるかないかを問わない。)) を自蔵するものに限る。) (84.67)
- (e) 90.24 項の試験用機器

84.62 鍛造機、ハンマー及び型鍛造機 (圧延機を除く。)(プレスを含むものとし、金属加工用のものに限る。)並びにベンディングマシン、フォールディングマシン、ストレートニングマシン、フラットニングマシン、剪 (せん) 断機、パンチングマシン、ノッチングマシン及びニブリングマシン (引抜き機を除く。)(プレス、スリッター工程及び切断工程を含むものとし、金属加工用のものに限る。)並びにその他のプレス (金属又は金属炭化物の加工用のものに限る。)

ー熱間鍛造用の鍛造機、型鍛造機 (プレスを含む。) 及びハンマー

8462.11ー密閉型鍛造機

8462.19ーその他のもの

ーベンディングマシン、フォールディングマシン、ストレートニングマシン及びフラットニングマシン (プレスブレーキを含む。)(圧延製品用のものに限る。)

8462.22ー形状成形機

8462.23ー数値制御式のプレスブレーキ

8462.24ー数値制御式のパネルベンダー

8462.25ー数値制御式のロール成形機

8462.26ーその他の数値制御式のベンディングマシン、フォールディングマシン、ストレートニングマシン及びフラットニングマシン

8462.29ーその他のもの

ースリッター機、切断機及びその他の剪 (せん) 断機 (パンチング機能及び剪 (せん) 断機能を組み合わせた機械並びにプレスを除く。)(圧延製品用のものに限る。)

8462.32ースリッター機及び切断機

8462.33ー数値制御式の剪 (せん) 断機

8462.39ーその他のもの

ーパンチングマシン、ノッチングマシン及びニブリングマシン (プレスを除くものとし、パンチング機能及び剪 (せん) 断機能を組み合わせた機械を含む。)(圧延製品用のものに限る。)

8462.42ー数値制御式のもの

8462. 49—その他のもの

—炉心管、管、中空断面材及び棒用の機械（プレスを除く。）

8462. 51—数値制御式のもの

8462. 59—その他のもの

—冷間金属加工プレス

8462. 61—液圧プレス

8462. 62—機械プレス

8462. 63—サーボプレス

8462. 69—その他のもの

8462. 90—その他のもの

この項には、金属又は金属炭化物の形状を変えることにより加工を行うこの項の標題に記載されている加工機械を含む。

一般に加工機械は動力駆動式のものであるが、手動式又は足踏み式の機械でこれに類する物品もこの項に属する。手動式又は足踏み式の機械は、通常、床、台、壁又は他の機械に取り付けられるように設計されていて、そのため通常はベースプレート、取付けフレーム、スタンド等を有しており、このことにより、82.05 項の手道具及び手工具並びに 84.67 項の手持工具とは区別される。

この項には、次の物品を含む。

- 1 熱間鍛造用の鍛造機、型鍛造機（プレスを含む。）及びハンマー：広い意味で鍛造には、スラグ（pudding slag(shingling)）を除去し又は金属を形作るために、加熱された金属を衝撃又は圧力によって加工する全ての過程を含む。金属を球状に加工する時のスラグ除去の場合を除いて、加工される金属は、ブルーム、ビレット又はシートバー等の半製品の状態又は棒（通常、断面が円形である。）の形状をしている。

型鍛造の工程において、型（ダイ）は工作物を完全にその中に入れてしまう。ただし、ある場合においては、工作物の一部分しか加工しない単一の金型を使用する。これは開放型鍛造と呼ばれる。

型抜き機は、型鍛造工程中に生じたバリを除去することができる。このトリミング作業は特殊な切取型により行われる。

所要の正確な寸法の工作物を作るための仕上作業は、精密な型により行われ、この作業はサイジング又はキャリブレーションと呼ばれる。

次の物品は、前記の加工を行うために特別に設計し、かつ、制作した加工機械の例である。

（a）密閉型鍛造機：

密閉型鍛造は、ダイを互いに近づけて、工作物を全体に又は部分的に覆う工程である。

通常、切断された又は削られた円形や正方形のビレット状の原材料は加熱され、底部のダイに配置される。鍛造の形状は、ネガ画像（a negative image）として上部または下部のダイに組み込まれる。上部のダイからの衝撃により、原材料は必要な鍛造形状に変形する。

（b）開放型鍛造機：

開放型鍛造は、最終形状が得られるまで、多段階の成形工程を経て、ハンマー又はラムと単一の開放型の間において、金属片を変形させる工程である。

(c) ハンマー、ドロップ鍛造機及びドロップハンマー（機械ハンマー、油圧ハンマー、ニューマチックハンマー及び蒸気ハンマー）は、一連の短く鋭い打撃力により作動する機械である。

(d) 金属加工プレスは、連続的な圧力により加工する機械である。ただし、金属加工用に特に設計したものではない汎用性のプレスを含まない（84.79）。

2 ベンディングマシン、フォールディングマシン、ストレートニングマシン及びフラットニングマシン（プレスブレーキを含む。）（圧延製品用のものに限る。）

これらには次の物品を含む。

(a) 形状成形機は、圧延製品から金属製の形状を自動的かつ連続的に生産するために使用される機械である。金属製の平らなシートは、連続するスタンドに取り付けられた複数組のローラーを通過する。平らなシートは、望ましい断面の形状が得られるまで、各々のローラーシステムにより徐々に交差褶（しゅう）曲される。形状成形機は、金属製のシートの断面を変更するが、縦軸は線形を維持する。

(b) 圧延製品用の数値制御式のプレスブレーキは、金属製のシート又はプレートを自動的にかつプログラム制御下で曲げ加工するための機械である。一般的に、2つのC型フレームがプレスブレーキの側面を形成し、底部のテーブル及び上部の可動ビームに接続されている。底部の工具はテーブルに取り付けられ、上部の工具は最上部のビームに取り付けられる。プレスビームの制御された下降により、シートは曲げられる。平らなシートは上部の工具により底部の工具にV型に押し込まれ、一直線上に再成形される。

(c) 圧延製品用の数値制御式のパネルベンダーは、金属製の平らなシートの冷間成形用の機械で、自動的にかつプログラム制御下においてブランクから金属製品を作るために設計されたものである。パネルベンダーは、概念においては大まかにプレスブレーキに似ているが、高度なレベルで自動化されており、金属製のシートから製品を大量生産するのに使用される。また、金属製のシートを動かすことなく、二つの方向から曲げ加工することが可能である（金属片を反転させるプレスブレーキにはできない。）。

(d) 圧延製品用の数値制御式のロール成形機は、自動的にかつプログラム制御下において、シート又は板の縦軸の望ましい形跡（円弧、円形、楕円）が得られるまで、金属製のシート又はプレートを3組以上のロールに通過させ曲げ加工するための機械である。ロール成形機は金属製のシートの縦軸の湾曲を調整するが、横断面は変化させない。ロール成形機は、製品をローラーシステムに通過させることにより所要の形状にする。金属の構造変化は当該金属の全面ではなく、曲げ加工の結果として変形させた部分にのみ生ずる。

(e) フォールディングマシンは、金属を破裂させることなく、一直線状に伸ばしたシート（又はストリップ）に小さな回転半径で永久的な変形を生じさせることにより、圧延製品を加工するものである。この加工作業は、ユニバーサルフォールディングマシン又はフォールディングプレスにより行われる。

(f) ストレートニングマシン及びフラットニングマシンは、シート若しくはストリップのよ

うな圧延製品の製造後の取扱い中に生ずる欠陥部の矯正を行うものである。例えば、ローラー式のフラットニングマシンは、一連の平行に並んだローラー（又はシリンダー）から成り、このローラーについては数は少ない（5個から11個）がその直径は比較的大きく相当の剛性を有するもの及び数は多い（通常15個から23個）がその直径は小さくて非常に柔軟性に富むものがあり、同数のローラーにより支えられているものである。

- 3 スリッター機、切断機及びその他の剪（せん）断機（パンチング機能及び剪（せん）断機能を組み合わせた機械並びにプレスを除く。）（圧延製品用のものに限る。）

これらには次の物品を含む。

- (a) 圧延製品用のスリッター機は、一致するリブと溝を有した二つのシリンダーロールのある加工機械で、大きな金属製のロールを複数の細いロール又はカットエッジのあるロールに切断するために使用されるものである。スリッター機の基本的な部品は、巻き戻し器、コイルフラットナー、スリッター及びリコイラーである。原料は巻き戻し器から供給され、まず平らにされ、次に2つのカッティングホイール（一方は上部に他方はその下にある）の間のニップを通じて供給される。細長く切られた金属片は様々なリコイラーによって工程の最後で巻き戻される。
- (b) 圧延製品用の切断機は、シヤー（shear）を使用して長く平らなロール状またはコイル状の金属を複数のシートに切断する加工機械である。切断機は主に巻き戻し器、コイルフラットナー及びシヤーの3つの部分から構成されている。巻き戻し器から供給された材料はコイルフラットナーを通過し、シヤーにより金属製の平らなシートに切断される。
- (c) 剪（せん）断機による剪（せん）断作業は、同一平面上で互いに向き合った2個の切断工具を、切断する金属に垂直に当てて行われる。これらの工具は、連続的な圧力により金属の内部に入り込み、その結果金属は塑性変形を起こして、刃の線に沿って切断される。

この種の機械には、刃を使用する balance shear、lever shear 及び広幅シヤー並びに回転式剪（せん）断機（刃の代わりに円盤状または円すい台状の工具を使用するもの）を含む。

- 4 パンチングマシン、ノッチングマシン及びニブリングマシン（プレスを除くものとし、パンチング機能及び剪（せん）断機能を組み合わせた機械を含む。）（圧延製品用のものに限る。）

これらには次の物品を含む。

- (a) パンチングマシンは、2個の工具（1個が他の1個の内側に入るよう調整されたもの）により、金属にせん孔、ノッチング又は切断の加工を行う機械である。パンチング用の工具はパンチと呼ばれ、もう一方はダイと呼ばれる。金属の破断状況は、剪（せん）断加工の場合と同様であり、加工によりできる穴の形は使用される工具の形による。

この種の機械には、パンチングにより歯車を作る機械を含む。

パンチングマシンはプレスとは異なる加工機械である。パンチングマシンは、金属のシート片を切断する際に特定の軌道に沿って、徐々に操作するもので、この工程はニブリングとしても知られる。

これとは対照的に、型鍛造または型切り抜きの一部であるパンチング加工は、ダイの工程をもって金属シートを切断するものである。

(b) 圧延製品用のノッチングマシンは、各種の圧延製品を加工するために使用される小型の機械で、これらの材料の組立ての下準備のための加工（例えば、溝、スロット、ほぞ又はありつぎ（dovetail）を付ける加工）又は単に切断若しくは穴あけを行うものである。

5 炉心管、管、中空断面材及び棒用の機械（プレスを除く。）

これらには次の物品を含む。

- －金属製の炉心管、管、形材、中空断面材及び棒用の機械：チップを取り除くことなく加工された材料の形状を変える機械である。この工程は、炉心管、管、形材、中空断面材及び棒用の工程（プレスを除く。）に加え、ベンディング、フォールディング、最終仕上げ、ストレーティング、フラットニング、パンチング（金属を除去しない工程）及び管のハイドロフォーミングの工程を含む（引抜き機（84.63 項）を除く。）。
- －ベンディングマシン：成形ローラー若しくはプレスベンディングを用いる方法により、又は管用（特にオイルパイプ）の場合には、固定したシリンダーで主要部を保持してその端部分を引き抜く方法により作動する機械である。
- －フォールディングマシン：棒、管、山形材、形材等を成形（forming）（上記 2（c）参照）と似たような方法で折り曲げることにより加工する機械である。
- －ワイヤーベンディングマシン：単一の平面を湾曲させる機械である。更に複雑な加工を行うワイヤーベンディングマシン（例えば、ばね製造機械）は、簡単なフォールディングマシンを構成するものではなく、84.63 項に属する。
- －非圧延製品用のノッチングマシン：各種の形鋼（L 形、T 形、I 形又は U 形のもの）及び半丸棒を加工するために使用される小型の機械で、これらの材料の組立ての下準備のための加工（例えば、溝、スロット、ほぞ又はありつぎ（dovetail）を付ける加工）又は単に切断若しくは穴あけを行うものである。

6 冷間金属加工プレス

これらには次の物品を含む。

(a) 液圧プレス

液圧プレスは、液体の高い圧力を利用して、ピストンにより、プレスのビームを動かすために必要な力を生成するための可動要素を駆動させる機械で、材料の形状を変形させるための工具又はダイが組み込まれている。

液圧プレスは、数値又は非数値により制御される。機械プレス又はサーボプレスとは対照的に、液圧式プレスの移動量は自由に調整可能で機械の運動学的な機構を変更することなく、プレスビームのいかなる中間位置も実現できる。

(b) 機械プレス

機械プレスは、電動機を使用して運動学的連鎖を介して圧縮力を発生させる機械である。このプレスは、車輪からランナーに動きを生じさせるためにトルク（ねじりの力）を伝達するクラッチ機構を用いて、モーターから工具に機械的にエネルギーを移すために設計又は意図された機械である。金属製の工作物は、それにかかる大きな圧力によって変化する。

機械プレスは、数値又は非数値により制御可能である。これは電動機を有し、動きを逆転するクラッチに基づく機構を使用する。

(c) サーボプレス

サーボプレスは、一般的に、金属製工作物の形状を変化させる圧縮力を発生させるためにサーボモーターにより駆動する運動学的システムを使用する機械である。このプレスは、サーボドライブにより工具に機械的にエネルギーを移すために設計されたもので、装置を駆動するためにトルク（ねじりの力）を発生させるクラッチの仕組みを有しない。

サーボプレスは特別な種類の機械プレスである（通常はスクリュース駆動）。その主たる特性は動作管理に関連しており、サーボドライブにより直接実行されるものである。一方、ある他の機械プレスでは、ハードウェア機構により動作が制御されており、これにより、プレスビームの移動量の調整に関する柔軟性が低い。

(d) 押出しプレスは、棒、山形材、形材、管等を押出しにより加工するものである。これらのプレスは、パンチを使用することにより、金属に力を加えて押出しダイを通過させて加工を行うものである。

(e) 金属くずを梱（こん）状に圧縮するプレス

部分品及び附属品

部分品の所属に関する一般的規定（16 部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、この項の加工機械の部分品及び附属品（82 類の工具を除く。）は、84.66 項に属する。

＊

＊ ＊

この項には、次の物品を含まない。

(a) 手道具及び手工具（82.05）

(b) 圧延機（84.55）

(c) 金属加工用のマシニングセンター、ユニットコンストラクションマシン（シングルステーションのものに限る。）及びマルチステーショントランスファーマシン（84.57）

(d) 手持工具（ニューマチックツール、液圧式のもの又は原動機（電気式であるかないかを問わない。）を自蔵するものに限る。）（84.67）

(e) アドレスプレート刻印用機械（84.72）

(f) 銑鉄破碎機及び鋳物くず破碎用の特殊な破碎機（84.79）

(g) 半導体リードを曲げ、折り畳み、引き伸ばす機械（84.86）

(h) 試験用機器（90.24）

84.63 その他の加工機械（金属又はサーメットの加工用のもので、これらを取り除くことなく加工するものに限る。）

8463.10－引抜き機（棒、管、形材、線その他これらに類する物品用のものに限る。）

8463.20－ねじ転造盤

8463.30－線の加工機械

8463.90－その他のもの

この項には、84. 62 項の機械を除き、金属又はサーメットを取り除くことなくこれら加工する機械を含む。

一般に加工機械は動力駆動式のものであるが、手動式又は足踏み式の機械でこれに類する物品もこの項に属する。手動式又は足踏み式の機械は、通常、床、台、壁又は他の機械に取り付けられるように設計されていて、そのため通常はベースプレート、取付けフレーム、スタンド等を有しており、このことにより、82. 05 項の手道具及び手工具並びに 84. 67 項の手持工具とは区別される。

この項には、次の物品を含む。

- (1) 引抜き機械（引抜き台）：棒、管、型材、線その他これらに類する製品の引抜き加工をするもの
- (2) ねじ転造盤：切削することなく、圧延及びプレスによりボルト又はねじにねじを切るもの
- (3) 線の加工機械：例えば、ばね、有刺線、鎖、ピン、線くぎ、またくぎ、フックのような線材製品を製造するもの。また、この項には、線材から成る格子又は網の製造用に特に設計された機械（通常の紡織用繊維の織機とは作動する方法及び構成要素が異なっている。）を含む。なお、あらかじめ折目を付けた線を使用する組立て機は、この項には属しない（84. 79 等）。
金属の線又は紡織用繊維の糸及び金属線の混合物から綱又はケーブルを製造する機器も属しない（84. 79）。
- (4) 電球のフィラメントの製造において細い金属線をらせん状に巻く機械
- (5) リベット留め機（84. 62 項のプレスを除く。）
- (6) 据込み機：管又は棒を回転する型に通すことにより、それらの直径を小さくするもの
- (7) へら絞り盤：この機械は、金属を変形させることによって加工するという点で、84. 58 項の機械と異なっている。
- (8) らせん状の金属の帯からフレキシブルチューブを製造する機械
- (9) 電磁パルス式金属成形機（又は電磁成形機）：通常管状の金属工作物を、材料を取り除くことなく、型と磁束の力により成形するもの

部分品及び附属品

部分品の所属に関する一般的規定（16 部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、この項の加工機械の部分品及び附属品は、82 類の工具を除き、84. 66 項に属する。

＊

＊ ＊

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 手道具及び手工具（82. 05）
- (b) 梱（こり）を縛る機械及び缶その他の容器の封口用機械（84. 22）
- (c) 金属加工用のマシニングセンター、ユニットコンストラクションマシン（シングルステーションのものに限る。）及びマルチステーショントランスファーマシン（84. 57）
- (d) 手持工具（ニューマチックツール、液圧式のもの又は原動機（電気式であるかないかを問

わない。)を自蔵するものに限る。)(84.67)
(e) 試験用機器 (90.24)

84.64 石、陶磁器、コンクリート、石綿セメントその他これらに類する鉱物性材料の加工機械及びガラスの冷間加工機械

8464.10ーのこ盤

8464.20ー研削盤及び研磨盤

8464.90ーその他のもの

一般に加工機械は動力駆動式のものであるが、手動式又は足踏み式の機械でこれに類する物品もこの項に属する。手動式又は足踏み式の機械は、通常、床、台、壁又は他の機械に取り付けられるように設計されていて、そのため通常はベースプレート、取付けフレーム、スタンド等を有しており、このことにより、82.05 項の手道具及び手工具並びに 84.67 項の手持工具とは区別される。

(I) 石、陶磁器、コンクリート、石綿セメントその他これらに類する鉱物性材料の加工機械

このグループには、天然石の加工機械だけでなく、これに類する硬質材料（陶磁器、コンクリート、人造石、石綿セメント等）の加工機械も含む。貴石又は半貴石の加工機械の大部分は高精度等の特徴を有するが、この項に属する。

この項には、次の物品を含む。

(A) のこ盤又は切断機

(1) のこ盤（丸のこ、帯のこ及び往復のこ。無歯式のブレードを使用するものを含む。）

(2) 円盤（例えば、研磨材製のもの）切断機：コンクリートの表面上又は建築物の石の面上の板の継目の溝切り又は切断をする機械を含む。

(3) らせんワイヤー式切断機：これは数本のらせん状によられたエンドレスの鋼索の作用により加工する機械で、溝付きプーリー装置により案内される。粉末状の砂岩と水の混合物である研磨材を使用して、鋼索が摩擦により石に切り込むようになっている。

(B) ひき割り機又は切割り機

(C) 研削盤、研磨盤、砂目付け機等

(D) ボール盤又はフライス盤

(E) 旋盤、彫刻盤、型切り機等

(F) グラインディングホイールの製作機又は仕上機

(G) 陶磁製品の加工機械：せん孔、切断、スライス削り、研磨等を行うものである。ただし、セラミックペースト又は未焼成の陶磁材料製品の加工機械（例えば、セラミックペーストの成形機。84.74 項）を含まない。

(Ⅱ) ガラスの冷間加工機械

このカテゴリーには、ガラスの冷間加工機械を含む。従って、ガラスの熱間加工機械（すなわち、液状又は可塑状にまで加熱されたガラスの加工機械）を含まない（84.75）。しかしながら、ある工程を容易にするためガラスがわずかに加熱される場合があるが、この場合には、硬質材料としての硬さをとどめているガラスを加工するものであることから、当該機は、この項に属する。

これらの機械の多くは、前記（Ⅰ）に記載した石その他これに類する物品に関する機械に類する作業を行うものである。

他方、その他の機械は、例えば、装飾仕上げ又はある種の特殊な用途（例えば、光学用又は時計製造用）のようなより特殊な加工に使用されるものである。特に次のものは、この後者のカテゴリーに属する。

- (1) ガラス切断機：ホイール式のもの及びダイヤモンドを使用したもの
- (2) ガラス切断機（成形）：切子面刻み用又はカットグラス製品用のもの
- (3) 研削盤：主として、端を滑らかにし、底面を平らにし、鑄込まれた物品の縁を取る。
- (4) 研磨盤：研磨作業は、しばしばより特殊化された仕上工程（平滑作業）を伴うことがある。
この作業は、フェルトディスク機により行われる。このような機械も、この項に属する。
- (5) 彫刻盤：グラインディングホイール又はダイヤモンドを使用したものがある。ただし、砂の吹付けによる彫刻盤を含まない（84.24）。
- (6) 眼鏡用又は時計用のガラスの仕上機又は研磨盤：この機械には、眼鏡用のレンズを切り取る円型の特殊なガラス切断機及びレンズ、プリズム、眼鏡用のレンズ（球状、リング状、円筒状、多焦点等）等の表面を磨いて光学ガラスを成形又は研磨する機械を含む。

部分品及び附属品

部分品の所属に関する一般的規定（16部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、この項の加工機械の部分品及び附属品は、82類の工具を除き、84.66項に属する。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 手道具及び手工具並びに手回し式又は足踏み式のグラインディングホイール（82.05）
- (b) 84.45項又は84.46項のガラス繊維用のねん糸機、織機その他の機械
- (c) 84.56項のレーザーその他の光子ビーム、超音波又はプラズマアークを使用して材料を取り除くことにより加工する機械その他の機械
- (d) 手持工具（ニューマチックツール、液圧式のもの又は原動機（電気式であるかないかを問わない。）を自蔵するものに限る。）（84.67）
- (e) 破碎機、粉碎機、混合機、成形機、凝結機、成型機、れんが製造機等（84.74）
- (f) 半導体ボール又はウエハー用のこ引き、線引き又は溝付け機械（例えば「ウエハーダイサ－」）及び半導体ボール若しくはウエハー又はフラットパネルディスプレイ用研削、研磨又はラッピング機械（84.86）

＊

＊ ＊

8464. 10

この号には、84. 64 項の解説の（I）の（A）に記載したのこ盤及び切断機を含む。

**84. 65 木材、コルク、骨、硬質ゴム、硬質プラスチックその他これらに類する硬質物の加工機械
（くぎ打ち用、またくぎ打ち用、接着用その他の組立て用のものを含む。）**

8465. 10—二以上の加工機能を有する機械（それぞれの機能を果たすために工具交換を要しないものに限る。）

8465. 20—マシニングセンター

—その他のもの

8465. 91—のこ盤

8465. 92—平削り盤及びフライス盤並びにモールド（切削加工を行うものに限る。）

8465. 93—研削盤及び研磨盤

8465. 94—ベンディングマシン及び組立て用機械

8465. 95—ボール盤及びほぞ穴盤

8465. 96—ひき割り機、薄切り機及び削り機

8465. 99—その他のもの

この項には、木材（木材から生成された材料を含む。）、コルク、骨、硬質ゴム、硬質プラスチックその他これらに類する硬質物（角、コロゾ、真珠光沢を有する貝殻、アイボリー等）を成形し又は表面加工する（切断、成形、組立て等の加工を含む。）機械を含む。

この項に記載されている材料であっても、それが加工を開始した時点で硬質材料としての特性を有しないような材料を加工する機械は、この項には属しない。従って、軟質プラスチック又は硬質ゴム以外のゴムを切断又は薄切りする機械は、この項には属しない（84. 77）。更に、粉状又は粒状の材料から物品を製造する機械（例えば、型を使用して可塑性の材料を成形する機械（84. 77）、木材その他の木質材料の細片又は繊維の凝結機又は成形機（84. 79）その他これらに類する機械）もこの項には属しない。この項に記載されている材料を処理する機械とみなされるが、材料の本体又は表面の加工を行わない機器は、一般にこの項には属しない（例えば、木材の乾燥機及び木材を乾燥させて老成させる機械（84. 19）、コルクを膨脹させる機械（84. 19）並びに木材の圧縮用、凝結用又は染み込ませ用の機械（84. 79））。

一般に加工機械は動力駆動式のものであるが、手動式又は足踏み式の機械でこれに類する物品もこの項に属する。手動式又は足踏み式の機械は、通常、床、台、壁又は他の機械に取り付けられるように設計されていて、そのため通常はベースプレート、取付けフレーム、スタンド等を有しており、このことにより、82. 05 項の手道具及び手工具並びに 84. 67 項の手持工具とは区別される。

（A）通常特定の工業に専用でない機械

このグループには、次の物品を含む。

- (1) 各種ののこ盤：これらは、ブレード又はチェーン（通常、歯を有する。）の作用により加工を行うものである。

これには、次の物品を含む。

- (a) のこ刃が往復運動するのこ盤（例えば、丸太横びき用のこ盤（直立した歯が付いたブレードを有する。）、荒挽材から板材を作るためのひきまわしのこ盤及び立型又は横型のおさのこ盤）
- (b) のこ刃が循環運動するのこ盤：これには、チェーンソー、立型又は横型の帯のこ盤、quartering band saw 及び halving band saw、可動車に取り付けた帯のこ盤又はテーブル帯のこ盤及び特殊用途に供される各種の機械（例えば、木製の床用ブロック、ストリップ、フリーズの製造用の multiple band saw 及び製紙工業用の帯のこ盤）を含む。
- (c) のこ刃が回転するのこ盤：このグループには、一以上の有歯ブレードが円運動をすることにより切断を行う機械をすべて含む。例えば、振子式のこ盤、cut-off saw（工具が直線状の往復運動するもの）、ラジアルのこ盤、立びき用の block stroke saw、丸太切断用の丸のこ、縁取り用の丸のこ、bench saw、スライディングテーブルのこ、パネル切断用の丸のこ等がある。
- (2) 繰形・平削り兼用機：刃を使用して工作物から小片を削り取り加工する機械である。これには、工作物の一つ又は二つの面を同時に加工する機械及び四つの面をすべて加工できる平削り盤を含む。
- (3) 繰形・フライス削り兼用機：ならい回転工具により工作物から小片を削り取り成形する機械である。これには、例えば、スピンドルモルダー、片端ほぞ取り盤、ありほぞ取り盤、溝取り盤、皿穴削り盤、型フライス盤、凹面削り機、ならい加工機械（旋盤を除く。）、1面、2面、3面又は4面を加工するモルダー、ならい成形機（工作物を回転させることにより加工するもの）、立削り盤及び丸太フライス盤（canter）を含む。このグループは、CNC フライス盤を含む。
- (4) マシニングセンター（CNC ワークセンター）（この類の号注1参照）：これらの機械は、いくつかの機械操作を実行し、マシンプログラムに従ってマガジン又はそれに類するものから自動的に工具を交換する。それゆえ、このグループは、マガジン又はそれに類するものから自動的に工具を交換することにより2以上の機械操作を実行する工作機械を含むが、他方、同時に又は連続して1つの工具又は複数の工具を使用して1の機械操作を実行する工作機械はそれぞれの該当する号に分類される（例えば、多軸ボール盤又は multiple-cutter milling machine は、ボール盤又はフライス盤として分類される。）。)
- (5) 研削盤及び研磨盤：研削砥（と）石を使用する研削盤は、主としてコロゾ、硬質ゴム、角及びアイボリーのような硬質物の加工に使用される。

サンダーは工作物の寸法精度を高める加工だけでなく、表面仕上加工を行うために研磨材を使用する。このグループの機械には、往復運動するもの、ベルトサンダー、ディスクサンダー、ボビンサンダー及びドラムサンダーを含む。smoothing machine として知られる機械もこのグループに属する。

研磨盤は、あらかじめ研削仕上げの施された工作物に、バンド、ドラム又はフレキシブル

ローラーの作用により光沢を与えるものである。

(6) ベンディングマシン：工作物に力を加えることにより、その形状又は物理的特性を機械的に変える機械である。

(7) 組立て用機械：これには、次の物品を含む。

(a) 二以上の部分品を結合剤、接着剤、粘着紙等を使用して組み立てる機械。このグループには、薄板接合機、厚板接合機、パネル機構接合機、パネル成形機、frame clamps、carcase clamps、合板又は積層材の接着用プレス、薄板接着用プレスを含む。また、これらの機械には、木材の表面に接着剤を塗布する装置を内蔵しているものもある。

(b) くぎ、ステーブル、ワイヤー等を使用してつなぎ合わせる機械

(c) 接合剤又は留具を使用せずにつなぎ合わせる機械（例えば、スクイズプレス）

(8) ボール盤：この機械は、回転工具（スピンドル又はビット）を使用して専ら丸い穴をあけるために使用されるものである。工具の中心軸及びあけられる穴の中心は、同軸上にある。このグループには、単軸又は多軸のボール盤及び節穴あけ用又はだぼ穴あけ用のボール盤を含む。CNC ボール盤もこのグループに属する。

(9) ほぞ取り盤：この機械は、のみ、ほぞ穴チェーン又は溝堀りビットを使用して非円筒状の穴をあけるもので、例えばスロット式ほぞ取り盤、のみ式ほぞ取り盤又はチェーン式ほぞ取り盤がある。

(10) ひき割り機、スタンピングマシン、破碎機、削り機及び薄切り機：これらの機械は、すべて木材の小片を削り取ることなしに機械的に工作物の形状を変えるものである。

(a) ひき割り機は、くさびの作用により繊維組織をひき割るものである。これには、丸太ひき割り機、薪材ひき割り機、木の根のひき割り機及び柳、竹又はとうのひき割り機を含む。

(b) スタンピングマシンは、圧力で切断して成形するもので、例えば、薄板のスタンピングマシンがある。

(c) 破碎機は、同じような大きさ及び形状の木材の小片を製造するものである。これには、スライバー切断機、細片製造機、木毛製造機及び切り刻んだり微片にする機械が属する。

ただし、木材パルプ製造用の繊維分離機は除かれ、84.39 項に属する。

(d) 削り機又は薄削り機は、線状の直刃を使用して薄いシートを作るもので、薄切りによるもの（薄板製造用の機械）又は削りによるもの（合板製造用の単板又は薄板を作るための機械）がある。

このグループには、薄板剪（せん）断機（直線状の刃を有するもの）、留継ぎ縁取り機及び堅子切断機を含む。

(11) 旋盤：工具は回転せずに工作物自身をその軸を中心に回転させることにより、加工を行うものである。このグループには、各種の旋盤（ならい旋盤を含む。）を含む。

(12) 枝払いし、筒切りにする機械

(13) 木材の皮はぎ機（丸太のはく皮機、柱材皮はぎ機等）。ただし、84.24 項の水噴射式の樹皮はぎ機及び 84.79 項の皮はぎ用ドラムを含まない。

(14) 例えば、製紙用パルプの製造用に供される丸太加工用の節除去機

この項には、二以上の加工機能を有する加工機械（それぞれの機能を果たすために工具交換を

要しないものに限る。)も含む。

この例として、次のような物品がある。

- (1) 複式建具加工機械：この機械は、単一のユニットに、異なる機能を有する数種類の機械を組み込んであり、それぞれが独立して使用されるものである。この型式の機械においては、各作業の間で工作物に対し、手動操作を加える必要がある。この機械には、一以上の他の作業を結合した表面平削り盤及びのこびき、繰形及びほぞ取りがすべて行える機械を含む。
- (2) 多機能機械：この機械は、前記(1)のグループの機械と異なり、工作物の取付け後はそれ以上の手動操作を必要としないものである。これらには、数種のスピンドルを有する片端ほぞ取り盤、両端ほぞ取り盤、金物類、だぼ穴等の位置を定めるための機械、組立て（接着剤を使用するもの）用又は仕上げ用の機械（薄板の帯の製造用又は木片からパネルを作るためのもの）を含む。

(B) 特定の工業に専用の加工機械

このグループには、次の物品を含む。

- (1) おけ製造用機器（例えば、おけ板継ぎ機、おけ板削り機、おけ板曲げ機、かけ板曲げ機、おけ板溝切り機、おけ組立て機及びたがはめ機）。ただし、この項には、おけ又はおけ板の蒸気加熱機械を含まない（84.19）。
- (2) 鉛筆製造業用の機械
- (3) 鉄道用まくら木のほぞ取り用又は穴あけ用の機械
- (4) 木彫機及び彫刻機（ならい機を含む。）
- (5) 木粉ひき機。ただし、製紙用パルプ工業において使用される繊維分離機を含まない（84.39）。
- (6) 箱、クレート、おけ等のくぎ打ち用、ステープル打ち用、接着用その他の組立て用の機械
- (7) 木製ボタンの製造機械
- (8) 木靴、木製の底、かかと又は靴用の木型を製造する機械
- (9) オーギア、とう等を加工する（皮はぎ、ひき割り、丸め加工等）機械。ただし、かご細工用又は技条細工用の機械を含まない（84.79）。

この項には、コルク（例えば、のこびき、切出し、切断、磨き等の加工を行う。）、骨、硬質ゴム、硬質プラスチックその他これらに類する硬質物の加工用の機械を含む。これらの機械は、通常、木工機械と同じ原理に基づいて設計されている。

部分品及び附属品

部分品の所属に関する一般的規定（16部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、この項の加工機械の部分品及び附属品は、82類の工具を除き、84.66項に属する。

＊

＊ ＊

この項には、次の物品を含まない。

- (a) パルプの製造において使用される竹破砕機、木材チップ切断機及び碎木機（84.39）
- (b) 84.56項のレーザーその他の光子ビーム、超音波又はプラズマアークを使用して材料を取り

除くことにより加工する機械その他の機械

(c) 手持工具（ニューマチックツール、液圧式のもの又は原動機（電気式であるかないかを問わない。）を自蔵するものに限る。）（84. 67）

(d) 半導体パッケージ金属リード上の異物の洗浄用又は除去用のデフラッシュ機械（84. 86）

84. 66 第 84. 56 項から第 84. 65 項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品（工作物保持具、ツールホルダー、自動開きダイヘッド、割出台その他機械用の特殊な附属装置を含む。）並びに手持工具用ツールホルダー

8466. 10－ツールホルダー及び自動開きダイヘッド

8466. 20－工作物保持具

8466. 30－割出台その他の特殊な附属装置（機械用のものに限る。）

－その他のもの

8466. 91－第 84. 64 項の機械に使用するもの

8466. 92－第 84. 65 項の機械に使用するもの

8466. 93－第 84. 56 項から第 84. 61 項までの機械に使用するもの

8466. 94－第 84. 62 項又は第 84. 63 項の機械に使用するもの

82 類の工具を除き、部分品の所属に関する一般的規定（16 部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、この項には、次の物品を含む。

(A) 84. 56 項から 84. 65 項までの機械の部分品

(B) 上記の機械の附属品。すなわち、機械に関連して使用される補助装置（例えば、より広範囲な作業を行えるように機械を変える互換性の装置）、精度を高める装置及び機械の主たる機能に関連した特殊な作業を行う装置である。

(C) 手持工具に使用するツールホルダー

この項に属する広範囲な部分品及び附属品には、次のような物品を含む。

(1) ツールホルダー：加工する工具を保持し、案内し、操作するとともにこのような工具の交換を可能にするものである。これには非常に様々な型式のものがある。例えば、チャック、ねじ用又はドリル用のコレット、旋盤の刃物台、自動開きダイヘッド。グラインディングホイールホルダー、ホーニング機用のホーニングボディ、中ぐり棒、タレット旋盤のタレット等がある。

この項には、また、手で操作するように設計した工具用のツールホルダーを含む。このようなホルダーは、通常、82. 05 項又は 84. 67 項の工具用に設計されている。しかし、この項には、フレキシブルシャフトに装備するためのホルダーも属する（84. 67 項及び 85. 01 項の解説参照）。

(2) 工作物保持具：機械により加工される部分を保持し、また、場合によっては、特定の作業の必要に応じて操作するように設計されたもので、次の物品を含む。

旋盤のセンター、すべての種類の機械式又はニューマチック式の旋盤用チャック及びその

つめ、工作物保持用の板及びテーブル（マイクロメーター式の調節用又はセット用の装置があるかないかを問わない。）、クランプ及びアングルプレート、くさび類、固定式、回転式又は調節式の機械用万力並びに振止め（旋削中、工具の圧力による曲り及び振動をなくすために、長い部分を支持するように設計された環状の装置）。

- (3) 刻み目付け用、球面削り用等の補助装置
- (4) ならい用の附属装置（電気式又は電子式の方法により作動されるものを含む。）：模型に従って自動的に工作物を複製するもの
- (5) 表面仕上げ用の附属装置：旋盤、平削り盤、形削り盤等を使用する。
- (6) 加工中に工作物又は工具の移動を自動的に制御するための機械式又はニューマチック式の附属装置
- (7) その他の特殊な補助装置：実際の加工作業にはかかわらないが、機械の精度を増すように設計されたものである。これには、次の物品を含む。しん出し用又は水平測定用の装置、割出テーブル、マイクロメーター式の往復台制御装置、carriage spacing attachment 等。このような附属品は、目盛りの読取り又は調節の補助用の光学的装置を自蔵するもの（例えば、光学式割出台）であっても、この項に属する。ただし、この項には、それ自体が本来光学機器であるもの（例えば、しん出し顕微鏡（90.11）、位置合わせ用又は水平測定用の望遠鏡及び輪郭投影試験機（90.31）等）を含まない。
この項には、次の物品を含まない。
- (a) 68.04 項のグライインディングホイールその他これに類する研磨用工具
- (b) 磁石式又は電磁式の油ろ過機（84.21）
- (c) 持上げ用又は荷扱い用の補助装置（例えば、非常に大きい又は重い工作物を支えるために加工中にしばしば使用される水平支持用ジャッキ）（84.25 等）
- (d) ギヤボックスその他の変速機、クラッチその他これらに類する伝動装置（84.83）
- (e) 第 84.86 項の機器に専ら又は主として使用するに適する部分品及び附属品（加工機械又はウォータージェット切断機械用の工作物保持具、ツールホルダーその他の特殊な附属装置を含む。）（84.86）
- (f) 電気式（電子式のものを含む。）の部分品及び附属品（例えば、磁石式チャック及び数値制御パネル）（85 類）
- (g) 測定用又は検査用の機器（90.31）
- (h) 積算回転計及び生産量計（90.29）
- (ij) 機械搭載用のブラシ（96.03）

84.67 手持工具（ニューマチックツール、液圧式のもの又は原動機（電気式であるかないかを問わない。）を自蔵するものに限る。）

－ニューマチックツール

8467.11－回転工具（回転衝撃式工具を含む。）

8467.19－その他のもの

－電気式の原動機を自蔵するもの

8467. 21－ドリル

8467. 22－のこぎり

8467. 29－その他のもの

－その他の工具

8467. 81－チェーンソー

8467. 89－その他のもの

－部分品

8467. 91－チェーンソーのもの

8467. 92－ニューマチックツールのもの

8467. 99－その他のもの

この項には、電動機、圧縮空気原動機（又は圧縮空気で作動するピストン）、内燃機関その他の原動機（例えば、小型の液体タービン）を自蔵する工具を含む。圧縮空気原動機は、一般に外部の圧縮空気源により作動する。内燃機関の場合は、点火用の電池が分離されていることもある。ニューマチックツールでは、場合によっては圧縮空気の作用が液圧で補われるものもある。

この項には、手持工具のみを含む。「手持工具」とは、使用するときは手で支持するように設計された工具を意味するが、より重い工具（例えば、土壌突固め機）で可搬式の物品も属する。後者は、すなわち特に作業中において使用者が手で持ち上げたり動かしたりすることができるもので、また作業中に手で操作及び制御することができるように設計されているものである。作業中に工具の全重量を支持することから来る疲労を防ぐために、補助的な支持具（例えば、三脚、ジャックレグ、持ち上げ用滑車装置）を使用することがある。

しかしながら、この項のある種の手持電動工具は、一時的に支持具に固定することができる取付具を有している。この場合、工具が本質的に上記に定める「手持ち用」のものである場合限り、工具とともに提示する支持具は、ともにこの項に属する。

この項の電動工具の中には、例えば、作業中においてちりを除去し、かつ、補集するための回転羽根及びちり袋のような補助装置を取り付けたものがある。

この項には、重量、寸法等が大きすぎるために前記のように手持ちすることができないことが明らかな工具を含まない。また、壁、台、床等に据え付けるためのベースプレートその他の装置を取り付けた工具（可搬式のものであるかないかを問わない。）、レール上を走行するための装置を有する工具（例えば、鉄道用のまくら木の溝切り又は穴あけをする機械）及び人が機械の後を歩くもの（walk-behind）又はこれに類する人の手で操作する車輪付きの機械（hand-directed machine）（例えば、コンクリート、大理石、木等の床用の磨き機）も含まない。

この項には、更に一以上の工具を有するツールホルダー、及びフレキシブルシャフトを有する別のピストン式の火花点火内燃機関又は別の電動機から成るコンビネーションを含まない。ツールホルダーは、84. 66 項に、フレキシブルシャフトを有する原動機は 84. 07 又は 85. 01 項に、そして工具はそれぞれ該当する項に属する。

この項の工具は、種々の材料の加工用の工具を含み、種々の工業で使用される。

上記の条件に基づき、この項には、次の物品を含む。

- (1) 穴あけ用、ねじ立て用又はリーマ通し用の機械
- (2) せん孔機、削岩機その他これらに類する物品
- (3) レンチ、ドライバー、ナット締め
- (4) 平削り用、整形用、表面仕上げ用又はこれらに類する物品
- (5) やすり装置、研削機、サンダー、研磨機その他これらに類する物品
- (6) ワイヤブラシ機
- (7) 丸のこ及びチェーンソーその他これらに類する物品
- (8) チッピングハンマー、スケール除去用ハンマー、かしめハンマー、リベットハンマー及びコンクリート破碎機のような種々の型式のハンマー
- (9) 締付け式のリベット打ち機及びリベットバスター (Rivet busters) 及びその他たがねを使用して作動する器具
- (10) 金属板の切断機 (剪 (せん) 断型又はニブリング型)
- (11) 砂の突固め機、鋳物から中子を取り除く工具及び鋳造用型の加振機
- (12) 道路建設用又は保守用の土壌突固め機械
- (13) 自動式のすき
- (14) コンクリートの打込み及び凝結を促進するコンクリート加振機
- (15) 生垣の刈込機
- (16) 液圧駆動式のボイラー用湯あか落とし機
- (17) 自動車修理場等に使用する圧縮空気式グリースガン
- (18) 可搬式の機械で、例えば、芝を刈り込むもの、庭の隅、壁若しくは境栽沿いに草刈りをするもの又は繁みの下草を刈り取るもの。これらの機械は、軽金属製のフレーム内に原動機を自蔵し、また1本の細いナイロン糸から成る切断装置を有している。
- (19) 可搬式の草刈機で、自蔵した原動機、ドライブシャフト (リジッド又はフレキシブル) 及びツールホルダーを有し、ツールホルダーに据え付けるための交換式の切断用の道具とともに提示されるもの
- (20) 既製服工業用の布地裁断機
- (21) 彫刻用工具
- (22) 電気手ばさみ (固定された刃及び組み込まれた電動機によって作動する可動の刃とから成り、洋服仕立屋及び帽子屋の作業室、家庭等で使用される。)

部 分 品

部分品の所属に関する一般的規定 (16 部の総説参照) によりその所属を決定する場合を除くほか、この項の工具の部分品 (84.66 項のツールホルダーを除く。) は、この項に属する。

＊

＊ ＊

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 石製、陶磁製又は凝結した研磨材製のグラインディングホイール、研削用ホイール、研磨

- 用ホイール、切断用ホイールその他これらに類するもの (68.04)
- (b) 82 類の工具
 - (c) 空気圧縮機 (84.14)
 - (d) 液体用又は粉用の噴霧器、手で操作するスプレーガン、砂の吹付け機その他これらに類する機器 (84.24)
 - (e) 電動式芝刈機 (84.33)
 - (f) 家庭用電気機器 (85.09)
 - (g) 電気かみそり、電気バリカン、脱毛機 (85.10)
 - (h) 医療用又は歯科用の電動式手工具 (90.18)

84.68 はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の機器（切断に使用することができるかできないかを問わないものとし、第 85.15 項のものを除く。）及びガス式の表面熱処理用機器

8468.10－手持ち式トーチ

8468.20－その他のガス式の機器

8468.80－その他の機器

8468.90－部分品

この項には、次の物品を含む。

- (A) はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の機器（切断に使用することができるかできないかを問わないものとし、ガスを使用して処理するもの及び 85.15 項に規定する処理方法以外の方法を使用するものに限る。）。ただし、専ら切断用として設計された機械は、それぞれ該当する項に属する。

- (B) ガス式の表面熱処理用機器

(I) 金属等の加工用機器（ガスを使用して処理するものに限る。）

このグループの機器は、酸素又は空気の噴流の中で可燃性ガスを燃焼させて得られる非常に高温の炎の作用により処理を行うものである。

一般にこれらの機器はこの項に規定する作業だけでなく、それに類する他の高温を必要とする作業（例えば、ある作業のための予熱及び摩擦した部分若しくは空洞を金属で充てんする作業）にも使用される。實際上このような他の作業に専ら使用するように作られた機器もあるが、それらはこの項の他の機器と同じ方法及び原理により作動するものである場合に限り、この項に属する。

このグループのすべての機器は、同心状か又は並び合った二つの出口を有するノズルに二種類のガスを導くための装置を備えている。これらのガスの内の一種類は、可燃性のもの（アセチレン、ブタン、プロパン、石炭ガス、水素等）であり、もう一種類のガスは、圧縮した空気又は酸素である。

この項には、手動式の機器も含む。

(A) 手動式のガス溶接用等の機器（トーチ）

トーチは、可燃性ガスの高圧源又は低圧源のいずれに接続するように設計されているかにより、高圧型又は低圧型のものに区別される。高圧型のものにおいては、炎の噴射に必要な速度が圧縮作用によりガスに与えられるが、低圧型のものにおいては、コンプレッサーが必要となる。

前者の型式のトーチは、その他の点において多かれ少なかれ構造が類似している。それらは、柄又は本体にガスが点火される出口（ノズル）への供給管を取り付けるように設計されており、また一般には調整弁等を有している。この機器は、フレキシブルな管によって外部のガス供給源に接続される。

行われる作業（例えば、高炉の出入口を付けること、リベットの除去、溝付け又は単なる加熱）に機器を適合させるために、管及びノズルは通常、互換性のもの（各種の口径のノズル、多孔ノズル、炎を分離するノズル等）である。トーチには、特殊な作業用に特に設計されたもの（例えば、水冷装置を備えた重作業の溶接トーチ）もある。

(B) 溶接等用の機械

この機械は、前記（A）の手動式の機器と同じ原理に基づくもので、基本的には固定式又は調節可能なトーチからなっている。機械の他の部分（例えば、供給テーブル、あご部、送り台及び継手腕）は被加工部を固定し、案内し、前進させ又は作業の進行に応じてノズルを移動し若しくは調節する。

(C) 表面熱処理用の機械

この機械は、処理される物体の形状に応じて配置される多くのノズルから成るものである。ノズルからの炎は処理すべき表面に吹き付けられ、充分強い熱のため表面は所要の温度に急速に達するが、内部の奥深くにまでは達しない。いったん表面が所要の温度に達したら、冷却液が被処理物に噴射されるか又は被処理物は液槽に浸される。

(II) 熱可塑性物質の溶接用機器（ガスを使用して処理するものに限る。）

この項には、熱可塑性物質又はその製品を溶接又は封止する機器も含む。この項の機器は、溶接用トーチから炎、加熱した空気、窒素又は不活性ガスを噴射することにより作動するものである。空気その他の気体は、ガスにより加熱された管を通過することにより加熱される。

(III) 溶接用機器（ガスを使用するものを除く。）

このグループには、次の物品を含む。

- (1) 溝付きホイール又は加熱したこてを使用して溶接を行う機器（手持ち式のはんだごて(82.05)及び85.15項の電気式機器を除く。)
- (2) 摩擦溶接機器

部分品の所属に関する一般的規定（16 部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、この項の機器の部分品は、この項に属する。

この項には、支持具（ボール、ローラー等）のような附属装置も含む。

＊

＊ ＊

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 82.05 項のトーチランプ及びろう付け用ランプ
- (b) 熔融金属吹付け用の機器（84.24）
- (c) 酸素の噴流内において、鉄又は鋼を燃焼させてそこから生じる高温を利用して岩石又はコンクリートを切断し又はせん孔する機器（84.79）
- (d) ガス及び電気の両方を使用した溶接用、ろう付け用又ははんだ付け用の機器（85.15）

84.70 計算機並びにデータを記録し、再生し及び表示するポケットサイズの機械（計算機能を有するものに限る。）並びに会計機、郵便料金計機、切符発行機その他これらに類する計算機構を有する機械並びに金銭登録機

8470.10—電子式計算機（外部の電源を必要としないものに限る。）並びにデータを記録し、再生し及び表示するポケットサイズの機械（計算機能を有するものに限る。）

—その他の電子式計算機

8470.21—印字機構を有するもの

8470.29—その他のもの

8470.30—その他の計算機

8470.50—金銭登録機

8470.90—その他のもの

この項のすべての機械は、ある種の金銭登録機を除き、一つの共通の特性、すなわち計算機構を有している。数を単に1個ずつ数え又は加えるだけの機構（例えば、ある種の切手帳付け機、積算回転計又は生産量計に組み込んであるもの）は、計算機構とみなさないことに注意しなければならない。この項の機械には、手動式のものと電動式のものがある。計算は、機械的な方法により又は電磁式、電子式若しくは流体式の装置により行われる。

(A) 計算機並びにデータを記録し、再生し及び表示するポケットサイズの機械（計算機能を有するものに限る。）

このグループには、単に加減算のみを行う最も簡単な型式の機械から、四則演算その他の計算（例えば、開平計算、べき計算及び三角関数計算）を行うこともできる複雑なものまでの広い範囲の計算機を含む。特に、ポケット電子式計算機、事務用電子式計算機が含まれる（プログラムすることができるかできないかを問わない）。また、このグループには、計算機能を有するものでデータを記録、再生及び表示するポケットサイズの機械が含まれる（この類の注9参照）。

プログラム可能な電子式計算機は、人の介入なしに処理用プログラム（処理の進行中において論理判断によりその実行の変更を命令するもの）を実行することができないという点で、自動データ処理機械とは異なる。これらの計算機は、複雑な数学的演算を行うように設計されたマイクロプロセッサを自蔵する。

計算機は、次の主要部分から構成されている。

- (1) データ入力用の手動装置：この装置には、カーソル式、キーボード式等のものがある。
ただし、繰り返し使用するデータ又はプリセットデータの自動入力を行うための補助装置（せん孔カード、せん孔テープ、磁気テープ等の読取機）を有する計算機もある。
- (2) 計算装置：この装置は、一連のキー又はプログラムにより作動される部分であり、プログラムには、固定式のもの又は可変式（プログラム要素の交換又はプログラムに含まれる命令の変更による。）のものがある。
- (3) 出力装置：この装置は、計算結果をディスプレイ上で目に見えるように又はプリントアウトの形式で示す部分である。プリンターには計算結果のほか、場合によっては当初のデータも印字する機構を自蔵するものがある。ただし、このような機構を有するか有しないかを問わず、計算機はこの項に属する。

印字機構付き計算機には、数字及び限られた種類の記号が使用される。ただし、帯状又はロール状の紙に縦方向にのみ印字が行われるという点において会計機とは異なる。なお、計算結果を符号化した形で媒体に記録するための補助装置を有するものもある。

これらの計算機の構成要素（計算装置、補助装置等）の中には組込み式になったもの及び別床の機器を構成してケーブルにより接続されるものがある。

(B) 会計機

この機械は、会計帳簿、会計帳票等の記帳を行うように設計されたものであり、会計（すなわち、一連の項目の金額を合計すること）の機能及び会計事務を適切に記帳するための数字、文字又は記号を印字する機能を合わせ持つ機械である。

会計機の構造は、計算機にかなり類似している。各種データの入力（例えば、貸方及び借方の操作）のための手動装置のほか。計算機の場合と同様に、繰り返し使用するデータ（口座番号、顧客の名称、住所等）又はプリセットデータ（例えば、残高）を入力するためのせん孔カード、せん孔テープ、磁気テープ、磁気カード等の読取装置を取り付けた会計機もある。

会計機は、数字又は文字と数字との組合せ記号の印字機構（縦及び横の両方向に印字することができる。）を有しており、このことは本品と計算機とを区別する特徴の一つである。

この機械は、多くの場合、支払伝票、仕入書、ルーズリーフ式の取引日記帳、仕分帳、元帳、ファイリングカード等のような印刷様式に対して使用するよう設計されており、またある種の会計機は、二種類以上の書式（例えば、仕入書及びこれに対応する取引日記帳並びに元帳）に同時に印字することもできる。

この機械には、データを符号化してデータ媒体に転記する装置を備えているものが多い。ある種の機械には、カード上に明瞭に印字すると同時に、当該カードの側面にある磁気トラックにその結果を符号化して転記するものもある。この結果、当該機械におけるその後の処理のための基

礎データとして使用することができる。

会計機は、計算機の場合と同様に、一体型の単一ユニット又は電氣的に相互に接続した別床のユニットから成る場合もある。

(C) 金銭登録機

このグループには、金銭登録機を含み、計算機能を自蔵するかしないかを問わない。

金銭登録機は、商品、営業所等において行われるすべての取引（販売サービス提供等）の記録、すなわち、関係する金額、それらの合計額又はある場合には、販売された物品のコード番号、販売数量、取引日時等の記録を作成するために使用する機械である。

データは、キーボード及びキー、レバー又はハンドルを使用して手動で入力されるか、又は、例えばバーコードリーダーを使用して自動で入力される。また、計算機及び会計機の場合と同様に、繰り返し使用するデータ又はプリセットデータの自動入力を行うための補助装置（例えば、カード又はテープの読取機）を有するものもある。

通常、処理結果は目に見えるようにディスプレイに表示され、同時に顧客用のレシート及び計算記録用ロール紙にプリントされる。計算記録用ロール紙は、照合のため定期的に機械から取り外される。

この機械は、現金を収納するための引出しを組み込んだものが多い。

また、この機械は次のような装置を自蔵し又はそれらと連係して作動するものがある。すなわち、これらの装置としては、計算能力を増加させるための倍率器、両替手数料計算機、自動釣銭支払機、商品引換券発行機、クレジットカード読取機、小切手用数字照合機、取引データの全部又は一部をデータ媒体に符号化して転記する装置等がある。別々に提示された場合は、これらの装置は、各々該当する項に属する。

この項には、自動データ処理機械と連係して作動する金銭登録機（オンライン式のものであるかオフライン式のものであるかを問わない。）及び、例えば、同一の機能を実行するため、別の金銭登録機のマイクロプロセッサ及びメモリーを使用する金銭登録機（それらはケーブルで連結されている。）を含む。

このグループは、また、クレジットカード又はデビットカードによる電子決済用端末を含む。これらの端末は、支払い額及び残高を表示する受領証を発行し、記録する目的で、又は取引の承認及び完了のために金融機関に接続する目的で、電話回線を使用する。

(D) 計算機構を自蔵するその他の機械

これには、次の物品を含む。

- (1) 郵便料金計機：郵便切手の代わりとなる印影を封筒上に印刷する機器であり、印刷した郵便料金の金額の集計を行う非逆転式の合計する機構を有している。なお、この機械は、封筒上にその他の印刷（例えば、広告宣伝用の標語）を行うために使用することも多い。
- (2) 切符発行機：切符（例えば、映画用又は鉄道用のもの）を発行すると同時にその金額の記録及び集計を行うために使用するもので、種類によっては切符の印刷を行うものもある。
- (3) 競馬用の賭（か）け率計算機：馬券を発行し、賭（か）け金の金額の記録及び集計を行うた

めの機械であり、ある種の複雑な機械では配当率の計算を行う場合もある。発行した切符等を単に数えるだけで集計する機能を有しない機械は、この項には属しない (84. 72 項又は硬貨を挿入することにより作動する方式のものであれば 84. 76 項)。

部分品及び附属品

部分品の所属に関する一般的規定 (16 部の総説参照) によりその所属を決定する場合を除くほか、この項の機械の部分品及び附属品は、84. 73 項の属する。

＊

＊ ＊

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 84. 71 項のデータ処理機械
- (b) 重量の合計機構を有する重量測定機器 (84. 23 又は 90. 16)
- (c) 計算尺、計算盤、円筒形計算器その他の計算機 (計算尺その他の数学的計算の原理に基づくものに限る。例えば、所定の方法に従って針で数を選ぶことにより計算するポケット式の加減算装置を含む。) (90. 17)
- (d) 90. 29 項の積算回転計、生産量計等のように 1 単位ずつを計測する機器

84. 71 自動データ処理機械及びこれを構成するユニット並びに磁気式又は光学式の読取機、データをデータ媒体に符号化して転記する機械及び符号化したデータを処理する機械 (他の項に該当するものを除く。)

- 8471. 30—携帯用の自動データ処理機械 (重量が 10 キログラム以下で、少なくとも中央処理装置、キーボード及びディスプレイから成るものに限る。)
 - その他の自動データ処理機械
- 8471. 41—少なくとも中央処理装置、入力装置及び出力装置を同一のハウジングに収納しているもの (入力装置と出力装置とが一体となつているかいないかを問わない。)
- 8471. 49—その他のもの (システムの形態で提示するものに限る。)
- 8471. 50—処理装置 (第 8471. 41 号又は第 8471. 49 号のものを除くものとし、記憶装置、入力装置及び出力装置のうち一又は二の装置を同一のハウジングに収納しているかいないかを問わない。)
- 8471. 60—入力装置及び出力装置 (同一のハウジングに記憶装置を収納しているかいないかを問わない。)
- 8471. 70—記憶装置
- 8471. 80—その他の装置 (自動データ処理機械のユニットに限る。)
- 8471. 90—その他のもの

(I) 自動データ処理機械及びこれを構成するユニット

データ処理とは、各種の情報を一以上の特定の目的に供するために、あらかじめ定められた論

理シーケンスに従って処理することである。

自動データ処理機械は、あらかじめ定められた命令（プログラム）に基づき論理的に関連する操作を行ってデータを作成する機械であり、当該データは、そのまま利用され、又は場合によっては他の別のデータ処理作業用のデータとして順次使用される。

この項には、処理の論理シーケンスをある一つのジョブから別のジョブに変更させることができ、かつ、その処理が自動的に（すなわち、処理中に手動操作を介入せずに）行われるデータ処理機械を含む。これらの大部分は電子的信号を利用するが、他の技術を利用するものもある。これらの機械には、自蔵型のもの（データ処理に必要な構成要素がすべて同一のハウジング内において結合しているもの）及び異なる数のユニットで構成するシステムの形式のものがある。

この項には、上記の自動データ処理機械のシステムを構成するユニットで単独で提示されるものも含む。

ただし、この項には、また、自動データ処理機械を自蔵し又はこれと連係して作動する機器で特定の機能を有するものを含まない。これらの機器は、当該特定の機能に基づいてその該当する項又はその他のものが該当する項に属する（84 類の総説（E）参照）。

（A）自動データ処理機械

この項の自動データ処理機械は、この類の注 6（A）の要件を同時に満たすものでなければならない。すなわち、次の要件である。

- （1）処理用プログラム及びその実行に直接必要なデータを記憶すること。
- （2）使用者の必要に応じて異なるプログラムを受け入れることができること。
- （3）使用者が特定する算術計算を実行すること。
- （4）人の介入なしに、処理用プログラム（処理の進行中において論理判断によりその実行の変更を命令するもの）を実行すること。

従って、固定プログラム（例えば、使用者が変更することができないプログラム）のみに基づいて作動する機械は、たとえ使用者が多数の固定プログラムの中からプログラムを選択できるものであっても、この項には属しない。

自動データ処理機械は、記憶能力を有し、またジョブに応じて変更されるプログラムを記憶している。

自動データ処理機械は、符号化したデータを処理するものであり、符号は一定の文字セット（2 進コード、ISO 標準 6 ビットコード等）から成る。

データの輸入は、磁気テープ等のデータ媒体を使用することにより、又はオリジナルの書類を直接に読み取ること等により、通常は自動的に行われる。なお、キーボードによる手動式の入力装置を有することもあり、また、入力がある種の機器（例えば、測定器）により直接に行われることもある。

入力データは、入力装置により機械によって使用することができる信号に変換され、記憶装置に記憶される。

データ及びプログラムの一部は、磁気ディスク、磁気テープ等を利用した補助記憶装置に一時的に記憶されることがある。しかし、自動データ処理機械は、ある特定のプログラムの実行に際

し直接にアクセスが可能で、かつ、処理用プログラム、翻訳プログラム及び現在実行中の処理に直接必要なデータを記憶することができる容量を有する主記憶装置を有するものでなければならない。

自動データ処理機械は、同一のハウジングに、中央処理装置、入力装置（例えば、キーボード及びスキャナー）及び出力装置（例えば、ディスプレイ）を収納しているものからなるか、又は相互に接続する異なるユニットからなることがある。後者の場合、少なくとも中央処理装置、入力装置及び出力装置からなる場合は、「システム」を構成する（この類の号注2参照）。相互接続は、有線又は無線の手段により行われる。

完全な自動データ処理システムは、少なくとも次の機器により構成される。

- （1）中央処理装置：一般に、主記憶装置、論理演算装置及び制御装置から成るが、これらの装置が別床のユニットになっているものもある。
- （2）入力装置：入力データを受け入れて、それを機械が処理することができる信号に変更するもの
- （3）出力装置：処理機械から出力される信号を理解可能な形式（プリントした字句、グラフ、ディスプレイ等）に変更し又は更にデータ処理、制御等に使用するために符号化して変換するもの

これらのうちの2種類の装置（例えば、入力装置及び出力装置）が結合されて一つのユニットを構成するものもある。

完全な自動データ処理システムは、たとえ一以上の構成ユニットが単独で提示された場合には他の項に属することがあっても（下記（B）単独で提示される構成ユニット参照）、この項に分類される。

これらのシステムには、データ伝送用端末装置としての遠隔入力装置及び遠隔出力装置も含む。

入力装置及び出力装置のほか、このようなシステムには、例えば、中央処理装置の一以上の機能を拡張することにより、当該システムの能力を増大させるように設計されたユニット（下記（B）参照）も含む。このユニットは、入力装置と出力装置（システムの両末端）の間に配置されるが、接続用又は変換用の機器（チャンネルアダプター及びシグナルコンバーター）が入力装置の前又は出力装置の後に接続される場合もある。

自動データ処理機械は、多方面の用途（例えば、工業、商業、科学研究、公的機関又は私的企業）に使用される（自動データ処理機械と連係して作動する機械で、特定の機能を有するもの（この類の注6（E）参照）の分類についての84類関税率表解説総説（E）参照。）。

（B）単独で提示される構成ユニット

この類の注6（D）及び（E）の規定に従うことを条件として、この項には、データ処理システムを構成する個々のユニットで、単独で提示されるものも含む。これらには、個々のハウジングを持ったユニットの形式をとるものもあり、個々のハウジングを持たないもので機器に挿入（例えば、中央処理装置のメインボード上への挿入）するよう設計されたユニットの形式をとるものもある。当該構成ユニットは、完全なシステムの一部として、上記（A）若しくは下記において規定するものである。

装置は、次の要件を満たす場合に限り、自動データ処理システムのユニットとして、この項に分類される。

- (a) データ処理機能を有すること。
- (b) この類の注6 (C) に規定する次の要件を満たすこと。
 - (i) 自動データ処理システムに専ら又は主として使用する種類のものであること。
 - (ii) 中央処理装置に直接又は一以上の他のユニットを介して接続することができること。
 - (iii) 当該システムにおいて使用する形式の符号又は信号によるデータを受け入れ又は送り出すことができること。
- (c) この類の注6 (D) 及び (E) の規定により除外されないこと。

この類の注6 (C) の末尾部の規定に基づき、上記 (b) (ii) 及び (iii) の要件を満たすキーボード、X-Y座標入力装置及びディスク記憶装置は、データ処理システムを構成するユニットとして分類する。

データ処理以外の特定の機能を有するユニットは、当該機能に基づいてその所属を決定する。この場合において、該当する項がない場合には、その他のものの項に属する（この類の注6 (E) 参照）。この類の注6 (C) で規定された要件を満たさない又はデータ処理機能を有していない装置は、通則1 及び必要に応じて通則3 (a) を併せて適用し、当該装置の特性に従い分類する。

単独で提示される測定用又は検査用の装置で、適当な装置（例えば、シグナルコンバーター）を付加することにより自動データ処理機械に直接接続され得るものは、自動データ処理システムのユニットとはみなされず、これらはそれぞれ該当する項に属する。

このようなユニットには、中央処理装置、入力装置又は出力装置のほかに、次のようなものを含む。

- (1) 補助記憶装置（中央処理装置に対する外部記憶装置で、磁気カードの読取装置、磁気又は光ディスク式記憶装置、自動テープロード・ライブラリー、光ディスクドライブライブラリー（光ディスクジュークボックスといわれることがある）等）。このグループには、「財産的価値を有する形式機器」で、自動データ処理機械の内部に取り付けるもの又は外部で利用されるものも含む。これらの装置は、ディスク又はテープ用のドライブの形式のものがある。
- (2) 中央処理装置の処理能力増強用の補助装置（例えば、浮動小数点演算装置）
- (3) 制御用又は接続用の機器（例えば、中央処理装置に、入出力機器（例えば、USB ハブ）を接続するものである。）。ただし、有線又は無線回線網（例えば、ローカルエリアネットワーク（LAN）又はワイドエリアネットワーク（WAN））において通信するための制御用又は接続用の機器は、この項から除かれる（85.17）。
- (4) シグナルコンバーター（入力用としては、外部信号を処理機械に理解できるようにするものであり、出力用としては、機械が行った処理結果の出力信号を外部で利用できる信号に変換するものである。）
- (5) X-Y座標入力装置（自動データ処理機械に位置データを入力する装置）

この装置には、マウス、ライトペン、ジョイスティック、トラックボール及びタッチセンサースクリーンを含む。これらの装置の共通の特性としては、入力はある固定点に対して相対的な位置を示したデータから成る又はそのようなデータと解釈される、ということである。

これらの一般的な使用法は、キーボードのカーソルキーに代わるもの又は補うものとして、表示装置上のカーソルの位置を制御することである。

このカテゴリーには、また、X-Y座標軸入力装置で、曲線又はその他のいかなる幾何学的形状の座標をなぞり、入力することができるグラフィックタブレットを含む。この機器は、一般に、データ入力を可能にするための、表面にセンサーのある長方形のボード、描画のためのポインター又はペン及び拡大器が横木に取り付けられたものからなる。

更に、このカテゴリーには、グラフィックタブレットと類似した機能を持つディジタイザーを含む。しかしながら、前者は、アプリケーションメニュー選択及びスクリーン上の対象物の操作のため並びにオリジナル作品及び描画の作成に使用されるのに対し、後者は、一般に、ハードコピーの形式で既に存在する描画を入力するのに使用される。ディジタイザーの指示装置は、様々な形状であるが、手持ちできるように小型でなくてはならず、ディジタイザーの（動的）感知領域内で動かされなければならない。十字線のカーソルが、最も通常の型である。

- (II) データ転記用機械（データをデータ媒体に符号化して転記するものに限る。）、データ処理機械（符号化したデータを処理するものに限る。）及び磁気式又は光学式の読取機（他の項に該当するものを除く。）

このグループには、広範囲の機械を含み、その多くは電磁式又は電子式の機械であって、通常は相互補完的に使用され、一般に統計作成用又は会計その他の処理用のシステムにおいて使用される。

このグループには、磁気式又は光学式の読取機械、データ転記用機械（データをデータ媒体に符号化して転記するものに限る。）及びデータ処理をし処理結果を解読する機械を含む。

このグループには、他の項に該当しない機械のみを含むものとし、したがって、例えば、次の機械を含まない。

- (a) 自動データ処理機械及びその構成機器で上記（I）に掲げるもの
- (b) 84.70 項の計算機、会計機及び金銭登録機（このグループの機械がこれらと異なる点は、手動式の入力機構がなく、専ら符号化したデータ（磁気テープ、ディスク、CD-ROM 等）のみを受け入れることである。）
- (c) 自動タイプライター及びワードプロセッサ（84.72）

(A) 磁気式又は光学式の読取機

磁気式又は光学式の読取機は、通常特殊な形状の記号類を読み取り、これを符号化した情報の転記又は処理を行う機械で直接使用できるような電気信号（パルス）に変換するものである。

- (1) 磁気式読取機：この型式の機械においては、特殊な磁気インキで印字された記号類を磁化したのち、磁気読取ヘッドで電気パルスに変換し、続いてその記憶装置に記憶されたデータと比較して又は数字コード（通常は二進コード）を使用して記号類の認識を行う。
- (2) 光学式読取機：この機械においては、特殊インキを使用する必要はなく、記号類は一連の

光電セルにより直接読み取られ、二進コード法によって変換される。このグループには、また、バーコード読取機も含む。これらの機械は、通常、感光性の半導体デバイス（例えば、レーザーダイオード）を使用しており、自動データ処理機械か他の機械（例えば、金銭登録機）と接続して入力ユニットとして使用される。これらは、手持ちで使用するか、テーブルに置くか、又は機械で固定するように設計されている。

上記の各読取機は、単独で提示された場合にのみ、この項に属する。これらは、他の機器（例えば、データ転記用の機械（データをデータ媒体に符号化して転記するものに限る。）及びデータ処理機械（符号化したデータを処理するものに限る。））に結合されてこれらの機器と同時に提示される場合には、当該他の機器の属する項に属する。

（B）データ転記用機械（データをデータ媒体に符号化して転記する
ものに限る。）

このグループには、次の機器を含む。

- （1）符号化した情報がある媒体から他の媒体に転記する機械：これらの機械は、符号化した情報がある種のデータ媒体から異種のデータ媒体に又は同種の他のデータ媒体に転記するために使用される。後者の範疇には、新しいテープ又はディスクにマスターテープ、磁気又は光ディスク（例えば、DVD、CD-ROM）のデータの全部又は一部を転記するために使用される複写機を含む。
- （2）集積回路に固定のプログラムを書き込むための機械（プログラマー）：この機械は、内部メモリーに内蔵してあるデータをコードの形で集積回路に転写するためのものである。そして、プログラムされる集積回路の種類に適した種々の技法により情報を一以上の集積回路に焼き付ける。

ある種のものは、付加的な特徴（エミュレーター）を有するものがあり、実際に集積回路にプログラムを行う前にプログラムのできる結果を写しだしたり、機能させることができる。

部分品及び附属品

部分品の所属に関する一般的規定（16部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、この項の機械の部分品及び附属品は、84.73項に属する。

＊

＊ ＊

この項には、次の物品を含まない。

- （a）電源用機器（85.04）
- （b）変復調装置（モデム）：これは自動データ処理機械から得られた情報を、電話回線網を通じて伝送することができるように変調し、次に元のデジタル信号に復調する機器である。（85.17）
- （c）集積回路（85.42）
- （d）フライトシミュレーター（例えば、88.05）

＊

＊ ＊

号の解説

8471. 30

この号には、携帯用の自動データ処理機械で、重量が 10 キログラム以下のものを含む。これらの機械は、フラットスクリーンを有し、外部の電源を必要とすることなく操作することができるもの、ネットワークによる接続を行うためのモデム又はその他の機器を有するものもある。

8471. 90

特に、この号は、通常、キーボード、ディスプレイ、光ディスクドライブ、スキャナー、プリンターから成る光ディスクファイリングシステムを含む。これらシステムには、コントローラーとして自動データ処理機械を含むことがあり、光ディスクファイリングシステムは、自動データ処理機械によってアクセスし、コントロールができるように作られており、通常、次の機能がある。

－電子スキャンされたイメージの記録

－ファイリング

－検索

－表示

－普通紙への印刷

84. 72 その他の事務用機器（例えば、謄写機、あて名印刷機、自動紙幣支払機、硬貨分類機、硬貨計数機、硬貨包装機、鉛筆削り機、穴あけ機及びステープル打ち機）

8472. 10－謄写機

8472. 30－郵便物の分類用、折畳み用、封入用、帯がけ用、開封用、封止用又は封印用の機械及び郵便切手の張付け用又は消印用の機械

8472. 90－その他のもの

この項には、前二項又はこの表の他の項に該当しないすべての事務用機器を含む。

「事務用機器」とは、事務所、商店、工場、作業場、学校、駅、ホテル等において事務を行う場合（すなわち、通信文、書類、書式、記録、計算書等の記載、記録、分類、整理等に関する仕事）に使用されるすべての機械を含む広範囲の一般的な意味に解釈する。

事務用機器は、テーブル、机等に固定するか又はそこに置くためのベースを有するものに限りこの項に属するものとし、このようなベースを有しない 82 類の手道具及び手工具は、この項には属しない。

この項の機械は、手動式、機械式又は電動式（電磁リレー式及び電子式を含む。）のものである。

この項には、次の物品を含む。

- (1) ゼラチン版式の謄写機（例えば、ゼラチン又はアルコールを使用した謄写機）及び鉄筆又はタイプライターであらかじめ切られたろう紙のステンシルを使用するステンシル式の謄写機。この項には、ゼラチン版の機器を使用するように設計した小型印刷機を含む。

ただし、小型の印刷機（例えば、活版印刷機、平版印刷機及びオフセット印刷機）はたとえ事務用のものであってもこの項には属しない（84. 43）。更に、浮彫りしたプラスチック製

又は金属製の板を使用する謄写機（ステンシルも使用することができるものを含む。）及び感光式又は感熱式の複写機（84. 43）並びにマイクロフィルム用の機器（90 類）もこの項には属しない。

- （2）あて名印刷機：この機械は、仕入書、書状、封筒に迅速にあて名を印刷し、通常一連の小さなカード、金属製ステンシル又は浮彫りした金属板を使用して印刷するものである。この項には、また、ステンシルを切り又は金属板を浮彫りすることに使用する特別な機械及び多くのアドレスプレート又はステンシルからある特定のものを選別する機械を含む。
- （3）切符発行機（計算機構を有するもの（84. 70）及び硬貨を挿入することにより作動する方式のもの（84. 76）を除く。）：この項には、切符をパンチし又は切符を紙ロールに印刷してそれを発行する小型の携帯用機械（例えば、バス又は路面電車の車掌が使用するもの）を含む。また、切符に日付を入れる機械も含む。
- （4）硬貨分類機及び硬貨計数機（紙幣の計数機及び支払機を含む。）：硬貨又は紙幣を包装する装置を有するか有しないか及び包装に金額を印刷する装置を有するか有しないかを問わない。重量測定により硬貨を計数する機械は、84. 23 項又は 90. 16 項に属する。
- （5）自動データ処理機械と連係して作動する自動紙幣支払機：オンライン式のものであるかオフライン式のものであるかを問わない。
- （6）現金自動預け払い機：顧客が、銀行の職員と直接接触することなく、現金の預け入れ、引き出し、振り替え及び顧客の口座の残高照会を行うもの。
- （7）鉛筆削り機（手動式のものを含む。）：機械式でない鉛筆削りはこの項には含まれず、82. 14 項又はがん具の特性を有する場合には、95 類に属する。
- （8）せん孔機：紙のカード又は書類に穴をあけるために使用される機械（例えば、ルーズリーフで整理するため又は簡単な索引付け若しくは分類をするため）
切手シートにあるようなミシン穴をあける機械（84. 41）は、この項には属しない。
- （9）自動タイプライターに使用するためにテープをせん孔する機械
- （10）せん孔テープで作動する機械：これ自体はタイプライターの機構を有しないが、自動的にタイプするために普通のタイプライターと接続して使用される独立したユニットを構成する機械である。この機械のなかには、必要に応じてせん孔テープの中から特定の文字又は書類に対応する部分を選び出せる機構を有するものもある。
- （11）ステープル打ち機（ステープルを使用して書類をとじるために使用される。）及びステープル抜き機
ただし、次の物品を含まない。
 - （a）ピストル型ステープラー（82. 05）
 - （b）製本用ステープル打ち機（84. 40）
 - （c）段ボール箱製造用のステープル打ち機（84. 41）
- （12）書状折畳み機：封筒に書状を挿入し又はそれに紙の帯をかける装置を有するものもある。
- （13）封筒開封機及び封筒の封止用又は封口用の機械
- （14）消印機
- （15）郵便局で使用する手紙の分類機：これには、次の物品を含む。基本的にはコーティング台、

予備選別システム、中間仕分け機及び最終仕分け機から成り、全体が自動データ処理機械により制御され、16 部の注 4 に規定する機能ユニットを構成するもの（16 部の総説参照）

- (16) 包装紙又は粘着紙の供給機
- (17) 粘着紙又は切手を湿らせる機械（簡単なローラー式のものを含む。）
- (18) 秘密の文書の破棄のために使用される事務所用シュレッダー
- (19) 小切手印字機：通常の小切手の印字用に特に設計された小型のもの。一字ずつタイプするもののほかに一語又は数語を同時に（例えば、挿入時に単語又は金額を）タイプするものもある。これらは通常消えない又は浸透性のインクを使用し、せん孔又は浮出しができるものもある。
- (20) 小切手署名機：消去することができないような方法で小切手に自動的に署名を記入し、通常偽造できない精巧な背景を作る。
- (21) 客に釣銭を自動的に支払うため、金銭登録機と連係して使用される自動釣銭支払機
- (22) 書類及び印刷物を並び換え、ページの順序をそろえるために、事務室で使用する種類の単独で使用する（stand-alone）機器
- (23) タイプライター（84.43 項のプリンターを除く。）は、一般に手動式のキーボードを有することが特徴であり、キーボードのキーを押下げると、そのキーに対応する文字が紙面に直接印字されるものである。ある種のものは、一連のレバー及びハンマーによって操作され、文字はハンマーの面上に浮彫りにされている。また別の種類のものにおいては、ボール、円筒、デージーホイール又は円筒形エレメント（シャトル）に活字が取り付けられており、必要な活字をこれらのボール等が提示して紙に印字する。文章は一字ずつ打たれるが、例外的に組合せ文字（例えば、標準的用語又は略語）が使用されることもある。

タイプライターは、これに使用される文字が何であるかを問わず（例えば、通常の文字及び数字、速記文字、音符記号並びに盲人用点字）、この項に属する。通常のタイプライターと同じ方法で作動する暗号書取用又は暗号解読用の機械も、この項に属する。

電動タイプライターには、電動機により作動するもの、電磁リレーにより作動するもの又はある種の自動タイプライターで電子装置を有するものがあるが、これらはすべてこの項に属する。

この項には、次の物品も含む。

- (i) 自動タイプライター：これには、次の物品を含む。
 - (a) あらかじめせん孔した紙テープをかけることにより、紙テープに納められている文章又は完全な書面をタイプする機械。
 - (b) 補助機能キーを使用することにより、自動的に文章を記憶し、修正し、打ち直すことができる限定的な記憶容量を有する機械
 - (c) キーボードを有しないプリンター（交換可能な活字車を使用して文字を印刷するものに限る。）：これらの装置は、適当なインターフェースによりその他のタイプライター、ワードプロセッサ、自動データ処理装置等と接続できるよう設計されている。この類の注 6（B）に従うことを条件として、この類の注 6（D）（i）の要件を満たすプリンターは、84.43 項に分類する。

- (ii) 電線用の絶縁チューブに識別記号又は文字をタイプする（時として加熱した字型で刻印する。）機械
 - (iii) 会計用に特別に作ったタイプライター（計算機能を有しないもの）：これは、例えば仕入書、ルーズリーフ式元帳、取引日記帳、ファイリングカード等の特定の書式に使用するタイプライターである。
 - (iv) 単独の計算機にタイプされた数字を独立した計算機に送信するための装置又は速度試験用の計数装置を取り付けたタイプライター
- (24) ワードプロセッサ：この機械は、キーボードのほかに、一以上の大容量の記憶装置（例えば、ディスク、ミニディスク又はカセット）、ディスプレイ及びプリンターにより構成される。これらの各装置は、一体になったもの又は分離してケーブルで接続されたものがある。ワードプロセッサには、例えば、他のワードプロセッサ、写真植字機、自動データ処理機械又は遠距離通信システムとの連絡を可能にするインターフェースを有するものがある。ワードプロセッサの文章修正又は文章作成の能力は、自動タイプライターよりすぐれている。ワードプロセッサの計算能力は、この類の注6に規定する自動データ処理機械に比べはるかに劣り、それゆえワードプロセッサの特徴を失わない。ワードプロセッサは、特に処理中においてプログラムの実行を変更する論理判断を下すことができないという点で 84.71 項の自動データ処理機械と異なる（この類の注6参照）。

上記（19）及び（20）に記載した機器は、他の書類に記入又は署名することに使用することもできる。

部分品及び附属品

部分品の所属に関する一般的規定（16部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、この項の機械の部分品及び附属品は、84.73項に属する。

＊

＊ ＊

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 84.43項の機器の部分品又は附属品であるソーター
- (b) 会計機（84.70）
- (c) 自動データ処理機械（84.71）
- (d) テレプリンター（85.17）
- (e) ディクテータマシンその他の録音機又は音声再生機（85.19）
- (f) 紙幣その他の文書の検査用エックス線装置（90.22）
- (g) タイムレコーダー（91.06）
- (h) がん具のタイプライター（95.03）
- (i) 日付印、封かん用の印その他これらに類するスタンプで手動式のもの（96.11）

84.73 第84.70項から第84.72項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品（カ

バー、携帯用ケースその他これらに類する物品を除く。)

－第 84.70 項の機械の部分品及び附属品

8473.21－第 8470.10 号、第 8470.21 号又は第 8470.29 号の電子式計算機のもの

8473.29－その他のもの

8473.30－第 84.71 項の機械の部分品及び附属品

8473.40－第 84.72 項の機械の部分品及び附属品

8473.50－第 84.70 項から第 84.72 項までの二以上の項の機械に共通して使用する部分品及び附属品

部分品の所属に関する一般的規定（16 部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、84.70 項から 84.72 項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品はこの項に属する。

この項に属する附属品は、機械を特定の作業に適合させるため、機械の主たる機能に関連した特定の作業を遂行させるため又は機械の作業範囲を増加させるために設計された互換性の部分又は装置である。

この項には、次の物品を含む。

- (1) タイプライター、会計機等に用紙を連続的に供給するための用紙供給装置
- (2) タイプライター、会計機等の自動スペースあけ機
- (3) あて名印刷機に取り付けるリスト作成装置
- (4) 製表機用の補助印刷装置
- (5) タイプライター取付け用の原稿押え
- (6) あて名印刷機に使用する金属製のアドレスプレート（切断してあるか又は型押ししてあるかないかを問わない。）
- (7) タイプライター、会計機、計算機等に結合する計算装置
- (8) 自動データ処理機械等のディスクドライブのクリーニング用のディスクレット
- (9) メモリーモジュール（例えば、SIMMs (Single In-line Memory Modules) 及び DIMMs (Dual In-line Memory Modules)）：自動データ処理機械に専ら又は主として使用するもので、85 類の注 12 (b) (ii) に規定する個別の部品から構成されず、マルチコンポーネント集積回路 (MCO) (85 類の注 12 (b) (iv) 参照) の定義に該当せず、かつ、個別の機能を有しないもの

ただし、この項には、カバー、携帯用ケース及びフェルトパッドを含まない。これらは、それぞれ該当する項に属する。また、事務用に特に設計されているかいないかを問わず、家具製品（例えば、戸棚及びテーブル）を含まない (94.03)。ただし、84.70 項から 84.72 項までの機械用のスタンドで、通常ここでとりあげている機械以外には使用することができないものは、この項に属する。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 84.70 項から 84.72 項までの機械に使用することに適するスプールその他これに類する巻取用品（構成する材料により、例えば、39.23 項又は 15 部に属する。）

- (b) マウスパッド（構成する材料により該当する項に属する。）
- (c) 紙製（48.16）その他の材料製の謄写機用ステンシル（構成する材料により該当する項に属する。）
- (d) 印刷した統計用カード（48.23）
- (e) 磁気ディスクパックその他の磁気式記録用に作られた媒体（85.23）
- (f) 集積回路（85.42）
- (g) 積算回転計（例えば、速度測定のためタイプライターに取り付ける型式のもの）（90.29）
- (h) タイプライターリボンその他これに類するリボン（スプールに巻いてあるかないか又はカートリッジに入れてあるかないかを問わない。インキを付けたもの及びその他の方法により印字することができる状態にしたものは、第 96.12 項に属する。その他のリボンは、その構成する材料により該当する項に属する。）
- (ij) 一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品（96.20）

84.74 選別機、ふるい分け機、分離機、洗浄機、破碎機、粉碎機、混合機及び涅和機（固体状、粉状又はペースト状の土壌、石、鉱石その他の鉱物性物質の処理用のものに限る。）、凝結機及び成形機（固体鉱物燃料、セラミックペースト、セメント、プラスターその他の粉状又はペースト状の鉱物性物品の処理用のものに限る。）並びに鋳物用砂型の造型機

8474.10—選別機、ふるい分け機、分離機及び洗浄機

8474.20—破碎機及び粉碎機

—混合機及び涅和（ねっか）機

8474.31—コンクリート又はモルタルの混合機

8474.32—鉱物性物質とビチューメンとの混合機

8474.39—その他のもの

8474.80—その他の機械

8474.90—部分品

この項には、次の物品を含む。

- (I) 主として天然資源の採取産業において土壌（アースカラーを含む。）、粘土、石、鉱石、鉱物性燃料、鉱物性肥料、スラグセメント又はコンクリートのような固体状の鉱物性物質（通常この表の第 5 部の生産品）の処理（選別、ふるい分け、分離、洗浄、破碎、混合又はこね合わせ）に使用される機械
- (II) 粉状又はペースト状の固体の鉱物性物品を凝結又は成形する機械（例えば、固体鉱物燃料を凝結させる機械及びセラミックペースト、生コンクリート、プラスター等（結合剤又は充てん剤を添加してあるかないかを問わない。）を成形する機械）
- (III) 鋳物用砂型の造型機

この項の機械の多くは、ここでとりあげている機能の二以上を結合しているものである（例えば、水による選別及び洗浄、粉碎及び選別、粉碎及び混合並びに混合及び成形）。

通常、鉱物性物質の処理に使用する機械の中には、二次的な用途としてまた非鉱物性物質（例えば、木材又は骨）を処理することができるものもあるが、このような機械はこの項に属する。ただし、この項には、非鉱物性物質について類似の作業（例えば、木材チップの選別又はふるい分け、木粉の粉碎、化学品又は有機着色材料の粉碎又は混合、骨、アイボリー等の粉碎及びコルク粉の凝結又は成形）を行うように特に設計した機械を含まない。

（I）前記（I）のカテゴリの属する機械（主として天然資源の採
取産業において使用される機械）

このグループには、次の物品を含む。

- （A）選別機、ふるい分け機、分離機及び洗浄機：通常、塊又は粒子の大きさ又は重量により材料を分離又は洗浄して不純物を除去する機械である。これらの機械には、次の物品を含む。
- （1）ロール選別機：これは相互にある程度接近した位置で同一方向に回転する多くの平行ローラーから成るものである。各ローラーには多くの溝が付いており、このため各々のローラーは隣接したローラーと合わせてチャンネルを成形し、ローラー上を通過する材料が十分に小さい場合にはこのチャンネルを通して落ちるようになっている、このチャンネルは、材料がチャンネルを通して落ち、粒子の大きさに従って下の容器に集められるように機械に沿ってその寸法が大きくなっている。
 - （2）金網又は多孔板を使用した選別機：材料は、傾斜したふるい（網目又は穴の寸法が、低い方の端に向かうにつれて大きくなっている。）上を通過する。この機械には、二つの型式のものがあ。一方の型式のものは、金網又は多孔板が傾斜した回転ドラム（通常、円筒形又は六角形）を形作っているもの（回転式鉱石ふるい）であり、他方の型式のものは、平面の傾斜した金網又は多孔板のふるいが機械により振動又は揺動されるものである。
 - （3）レーキ型選別機：材料は、適当な間隔で歯が付けられている一連のレーキにより選別される。
 - （4）石炭から石等を除去するための各種の特殊機械
 - （5）水により洗浄、分離又は濃縮をする機械：あるものは単純に不純物を洗い取り、あるものは、水に浮かない重い部分を分離し又は濃縮する。
 - （6）浮遊選鉱機：主として鉱石の選鉱に使用される。碎鉱は水及びある種の界面活性剤（油又は各種の化学物質）とともに混合される。薄膜が鉱物のある粒子上に形成され、そのため当該粒子は液面に運ばれ除去される。ある場合には、混合物に空気を吹き込むことによりこの作用が促進される。

この項には、磁石式又は電気式の装置を自蔵する選別機又は分離機（例えば、静電式分離機）及び電子式又は光電式の検出装置（例えば、放射能測定によりウラン鉱又はトリウム鉱を選別する装置）を使用した機械も含む。

この項には、遠心式選別機（比重の異なる粒子が高速回転する中心から異なる距離において捕集されるという遠心力の原理に完全に基づいて分離を行う機械）を含まない（84.21）。ただし、遠心力を利用して金網から成るふるいに材料を投射する機械は、この項に属する。

選別用又はふるい分け用の機器と連動して使用されるコンベヤバンドは、選別機又はふる

い分け機の欠かすことのできない部分を構成する場合及びコンベヤバンド自体がふるい分け用又は選別用の装置として作用する（例えば、選別用又はふるい分け用の穴を有するもの）場合を除くほか、それぞれ該当する項に属する。

(B) 破碎機及び粉砕機：これには、次の物品を含む。

- (1) 立型回転式破碎機：この機械は、基本的には、容器及びその内部で回転する（ときどき偏心運動をする。）円すい形の回転体から成るものである。材料は、円すい回転体と容器の壁との間で破碎される。
- (2) 種々の型式のジョークラッシャー：破碎される材料が溝を有する2枚の垂直なジョーの間に落ちる。このとき一つのジョーが固定されており、他のジョーが動くようになっている。
- (3) ドラム式破碎機：材料はドラムの頂部に持ち上げられ、底部に落ちることにより破碎される。
- (4) ロール式の破碎機及び粉砕機：材料は反対方向に回転する平行ローラーの間で破碎される。ローラー間の距離は必要とする粒の大きさに応じて変えられる。多くの場合、この機械は多数のこのようなローラーの対により構成されている。
- (5) 衝撃式粉砕機：材料は機械の壁に激しく（例えば、高速で回転する腕により）たたきつけられる。
- (6) ハンマー型粉砕機
- (7) ボールミル又はロッドミル：これらは、基本的には多数のボール又は短いロッド（例えば、鋼製又は磁器製のもの）を入れた回転ドラムから成るものである。材料は回転ドラムに入れられ、ボール又はロッドの作用により破碎又は粉砕される。
- (8) ミルストーン型粉砕機
- (9) ドロップハンマー式破碎機（スタンプミルとして知られている。）：主として鉱石の破碎に使用される。一連のカム作動式ドロップハンマー（しばしばその工程が目盛りで区切られて調節できるようになっている。）が所要の細かさに材料を破碎する。
- (10) 陶磁器工業において更に加工する前に粘土の塊を粉砕して涅和（ねっか）する機械

(C) 混合機及び涅和（ねっか）機：これらの機械は、基本的にはその他のかくはん装置を取り付けた容器から成るものである。この容器内で二以上の材料がかき回され又はかくはんされることにより混合又はこね合わされる。これらには、次の物品を含む。

- (1) コンクリートミキサー及びモルタルミキサー（ただし、貨車又は貨物自動車のシャシに恒久的に取り付けられたコンクリートミキサーは、属しない（86.04又は87.05）。）
- (2) 鉱物性物質（破碎し又は割った石、砂利、石灰石等）をアスファルトと混合する機械：アスファルトの道路舗装材料の調製に使用するもので、例えば、独立構成要素（供給ホッパー、乾燥機、除じん機、ミキサー、エレベーター等）を共通のシャシに取り付けたもの又は構成要素を単に並べて置いた機能ユニット（固定した又は移動可能なアスファルトプラント）の形状を取ることもある。
- (3) 鉱石混合機
- (4) 塊状燃料の製造において粉炭等を結合剤と混合する機械

(5) 陶磁器工業において使用される機械（例えば、粘土を着色材料と混合する機械又はセラミックペーストをこね合わせる機械）

(6) 鋳物砂の調製に使用される混合機

（Ⅱ）凝結機及び成形機

一般にこれらの機械は、次の三つの型式のいずれかである。

(i) 型を使用して、あらかじめ調製された材料を造塊し、かつ、所要の形にプレスする種々の型式のプレス

(ii) 材料を所要の形にプレスする一連の凹み又は型を表面に取り付けた大きな円筒

(iii) 押出機

このグループには、次の物品を含む。

(A) 固形鋳物燃料（粉炭、ピートファイバー等）をれんが、球卵等の形にする凝結機

(B) セラミックペーストの凝結用又は成形用の機械：これらには、次の物品を含む。

(1) プレス式又は押出し式のれんが製造機（押し出しされた棒を切断してれんがを製造する機械を含む。）

(2) タイルの成形機（縁をトリミングする機械を含む。）

(3) 土管の成形用又は押出し用の機械

(4) Bricanion lath 製造機：この機械においては、金網がローラーの間を通過し、横切る際に粘土で被覆される。

(5) 陶工用ろくろその他これに類する機械：これに載せたセラミックペーストを回転させ、手により又は道具を使って成形する。

(6) 磁器製義歯の成形機

(C) グラインディングホイール製造用の研磨材凝結機

(D) 種々のコンクリート製の組立部分品（例えば、舗装石、柱、手すり及び塔）を製造する機械（管用の遠心式の成形機を含む。）

(E) プラスター、つた入り石膏（staff）、化粧しっくい等から種々の製品（例えば、がん具、小像及び天井装飾品）を成形する機械

(F) 石綿セメント製品（例えば、槽、おけ及び煙突）の成形機及び石綿セメントを心軸に巻いて圧延して管を製造する機械

(G) 黒鉛電極の成形機

(H) 鉛筆のしん押出機

(IJ) 黒板用白墨の成形機

（Ⅲ）鋳物用砂型の造型機

この機械には種々の型式のものがあるが、あらかじめ処理した鋳物を砂型に入れて、プレスして中に成形するか又は型枠内のひな型のまわりにプレスして型を作るように設計されている。これらは、型の中の砂を固まらせるための加振機構を自蔵するものが多い。

この項には、圧縮空気がピストンに又は直接に砂の表面に作用する型式のものを数多く含む。

ただし、砂が圧縮空気の噴射により吹き付けられる機械は属しない（84. 24）。中子又は型を乾燥させるストーブも属しない（84. 19）。

部 分 品

部分品の所属に関する一般的規定（16 部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、この項の機械の部分品は、この項に属する。ただし、ボールミル用のボールは、構成する材料により該当する項に属する。

＊

＊ ＊

この項には、次の物品を含まない。

- （a）粉体燃料用バーナー及びメカニカルストーカーで粉碎用の機器を自蔵するもの（84. 16）
- （b）カレンダー又はロール機（84. 20）
- （c）フィルタープレス（84. 21）
- （d）石その他の鉱物製材料の加工機械及びガラスの冷間加工機械（84. 64）
- （e）コンクリート加振機（84. 67 又は 84. 79）
- （f）ガラスの成形機及びプレス機（84. 75）
- （g）プラスチックの成形機（84. 77）
- （h）はん用性のプレス（84. 79）
- （ij）コンクリート散布機（84. 79 又は 87 類）
- （k）金属鑄造用の鑄型及びこの項の機械に使用する型（84. 80）

84. 75 電球、電子管、せん光電球その他のガラス封入管の組立て用機械及びガラス又はその製品の製造用又は熱間加工用の機械

8475. 10－電球、電子管、せん光電球その他のガラス封入管の組立て用機械

－ガラス又はその製品の製造用又は熱間加工用の機械

8475. 21－光ファイバー又はそのプリフォームの製造機械

8475. 29－その他のもの

8475. 90－部分品

この項には、電球、電子管、せん光電球その他のガラス封入管の組立て用機械を含む。また、ガラス又はその製品の製造用又は熱間加工用の機械も含む（84. 17 項又は 85. 14 項の炉を除く。）。

（I）電球、電子管、せん光電球その他のガラス封入管の組立て用機械

このグループには、次の物品を含む。

（A）電球の真空封止機

（B）白熱電球又は無線通信用の電子管を自動的に組み立てる回転式の機械

これらの機械は、通常ガラスの熱処理装置（例えば、トーチ又はガラス封入管を封止するため

のプレス及び封止装置)を有する。ただし、このようなガラスの加工装置を有しないものであってもこの項に属する。

この項には、構成部分がコンベヤにより相互に結合されており、かつ、ガラスの熱処理装置、ポンプ及び電球の試験装置から成るフィラメント電球の組立て機械を含む(16部の注4参照)。

ただし、この項には、次の物品を含まない。電球又は電子管の構成品の金属製部分品を専ら製造する機械(例えば、スクリーン、陽極又は支持部を切り出し又は深絞り加工する機械(84.62)、電球のフィラメントの製造において細い金属線を線状にする機械(84.63)及びスクリーン又は電極を溶接する機械(84.68又は85.15))

(II) ガラス又はその製品の製造用又は熱間加工用の機械

この項のガラス加工機械は、加熱して軟化した又は熔融状態のガラス(石英ガラスを含む。)を加工するものである。これらの機械は、主として鑄込み法、引上げ法、圧延法、回転法、吹抜き法、型合わせ法、型込め法等により加工する。硬化状態(加工を容易にするために若干加熱したものを含む。)でガラスを加工する機械は、属しない(84.64)。

(A) 平面ガラス板の製造用機械

このグループには、次の物品を含む。

- (1) 平らなストリップを引き伸ばして板ガラスを製造する機械:粗く成形されたガラスの板が、特殊装置により取り出される。その後、それがローラーの間にはさまれ、焼鈍炉を通過するうちに垂直又は水平に伸ばされる。こうして得られた連続した帯が(機械式で又は電熱線により)切られて板になる。
- (2) フロートガラス製造用の機械:フロートガラス製造工程において、ガラスは溶融媒体の上に水平に浮いており、そこから連続した帯状のガラスを製造し、その後、切断される。

(B) その他のガラスの熱間加工用のその他の機械

このグループには、次の物品を含む。

- (1) 瓶製造機械等:これらの機械は、種取り及び吹上げを行う簡単な機器(吸込み又は圧縮空気により作動し、独立した型を使用する。)から自動的に連続して供給する機械(2枚の回転するプレートを用意しており一つのプレートには粗鑄込みの型を、他のプレートには仕上げの型を備えている。)まで各種の物品がある。
- (2) 種々のガラス製の物品(例えば、舗装用ブロック、タイル、がい子、光学ガラスのブランク及び中空のガラス製品)を成形するための特殊な機械及びプレス。ただし、はん用性のプレスを含まない(84.79)。
- (3) 引上げ法、成形法、吹上げ法によりガラス管を製造する機械及び石英ガラスの管を引上げ法により製造する特殊機械
- (4) ガラス製のビーズを製造する機械で、特に切断した管の断片を回転式の加熱ドラムの中で回転させることにより丸くする機械
- (5) ガラス繊維の製造機械:これらの機械は、次の三つの主たるカテゴリーに属する。

- (i) 製織用の連続したガラス糸を製造する機械：これらの機械は、ガラス球が挿入される小さな電気炉から成るものである。炉の底は 100 あまりの非常に細かい穴があいた引抜き板になっている。フィラメントは、これらの穴から出てくるときに潤滑剤をつけられ、そしてより合わされて 1 本のストランドが作られる。このストランドは回転ドラムに巻き取られて、フィラメントが常に前方に引かれるようにしている。
- (ii) 短繊維を製造する機械：この機械は、電気炉及び前項に記載したものに類似する引抜き板を装備しているが、どちらか片側に圧縮空気を 1 点に収束させて噴射する装置を有している。この噴射は、フィラメントの引出し及び切断という二つの役割を果たしている。繊維は、油の噴霧の中を通った後、回転する穴あきドラムに落ちる。ドラム内部の吸入装置が繊維を引張ることにより繊維はロービングになり、更にロービングはスプールのボビンに巻き取られる。
- (iii) ガラスウォッディングを製造する特殊機械：溶融ガラスが、加熱された回転円板に注がれる。溶融ガラスは円板のひだに付着し、遠心作用により引き伸ばされて繊維になる。
- (6) 電球、電子管等の管球その他のガラス製の部分品（例えば、ベースブロック、フィラメント支持台及びシステム）を製造する機械
- (7) 光ファイバー又はそのプリフォームの製造機械

部 分 品

部分品の所属に関する一般的規定（16 部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、この項の機械の部分品は、この項に属する。

＊

＊ ＊

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 手動操作用吹管 (82. 05)
- (b) ある種の硬化ガラス製造機械（普通のガラス板を加熱した板の間に置き、それから急冷する機械）(84. 19)
- (c) 手動式又は機械式のガラス製品製造に使用する型 (84. 80)

84. 76 物品の自動販売機（例えば、郵便切手用、たばこ用、食料品用又は飲料用のもの。両替機を含む。）

－飲料の自動販売機

8476. 21－加熱装置又は冷却装置を自蔵するもの

8476. 29－その他のもの

－その他の自動販売機

8476. 81－加熱装置又は冷却装置を自蔵するもの

8476. 89－その他のもの

8476. 90－部分品

この項には、1 個（又は 1 枚）以上の貨幣、代用貨幣又は磁気カードを差し入れ口に入れることによりある種の商品を供給する各種の機械を含む（ただし、この表の他の項において、より特殊な限定をして記載をしている機械及び類注又は部注によりこの類から除外される機械を含まない。）。この項の文脈中の「販売」とは、物品を得るための、買い手と機械の間の「通貨」の交換をいう。この項は、物品を供給する機械で、支払いを受けるための装置を有しないものを含まない。

支払いを受けるための装置を有しない自動温・冷飲料供給機は除く（84. 19）。

この項には、商品を自動的に供給する機械だけでなく、多数の小部屋（貨幣挿入後この中から商品を取り出せる。）から成り、かつ、（例えば、対応するボタンを押すことにより）目的の小部屋の鍵を解除する装置を自蔵する機械を含む。

駅で手荷物を預けるために又は劇場でオペラグラスを調達するために使用されるような、硬貨を挿入することにより作動する方式の錠を有する単なる戸棚又は容器は、この項には含まれず、例えば、15 部又は 94 類に属する。

加熱装置若しくは冷却装置を備えた機械及び販売する物品を調整する装置（例えば、果汁搾り器、コーヒー又はミルクのミキサー及びアイスクリームミキサー）を備えた機械は、当該機械の主たる機能及び目的が物品の自動販売である場合には、この項に属する。

この項には、硬貨を挿入することにより作動する方式で、次の物品を販売する機械を含む。その物品とは、郵便切手、鉄道用切符、チョコレート、菓子、アイスクリーム、たばこ、飲料（ビール、ぶどう酒、リキュール、コーヒー及び果汁）、化粧品（香水噴霧機を含む。）、靴下、フィルム、新聞等である。また、金属の帯にネームプレートを打ち出す機械も含まれる。

この項には、両替機も含む。

部 分 品

部分品の所属に関する一般的規定（16 部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、店頭に設置される自動販売機構及びこの項の機械の部分品は、この項に属する。

＊

＊ ＊

この項には、次に掲げる機器で硬貨を挿入することにより作動する方式の物品を含まない。

- （a）錠（例えば、戸棚用又は公衆便所用のもの）（83. 01）
- （b）燃料又は潤滑油の供給用のポンプ（給油所又は修理場において使用する種類のものに限る。）（84. 13）
- （c）重量測定機（84. 23）
- （d）タイプライター（84. 72）
- （e）靴磨き機（84. 79）
- （f）電気かみそり（85. 10）
- （g）電話機（85. 17）
- （h）テレビジョン受像機（85. 28）
- （ij）望遠鏡、写真機及び映画用に映写機（90 類）

(k) ガス用又は電気用の積算計器 (90.28)

(1) 遊戯用具 (95.04) 及び第 95 類のその他の機械

＊

＊ ＊

号の解説

8476.21 及び 8476.29

「飲料の自動販売機」とは、飲料（コーヒー、紅茶、果汁ジュース、アルコール飲料等）販売用の全自動の機械をいい、コップその他の容器（例えば、缶、瓶又は箱）入りでそのまま飲める状態で供給するもの又はインスタントミックスパウダーと湯若しくは水とを別々に供給するものをいう。

84.77 ゴム又はプラスチックの加工機械及びゴム又はプラスチックを材料とする物品の製造機械（この類の他の項に該当するものを除く。）

8477.10－射出成形機

8477.20－押出成形機

8477.30－吹込み成形機

8477.40－真空成形機及びその他の熱成形機

－その他の機械（成形用機械に限る。）

8477.51－空気タイヤの更生用又は型を使用する成形用のもの及びインナーチューブの成形用のもの

8477.59－その他のもの

8477.80－その他の機械

8477.90－部分品

この項には、ゴム又はプラスチックの加工機械及びゴム又はプラスチックを材料とする物品の製造機械でこの類の他の項に属しないものを含む。

この項には、次の物品を含む。

(1) タイヤ用その他のゴム製又はプラスチック製の物品用の成形機（ただし、型、特に 68.15 項、69.03 項又は 84.80 項の物品を含まない。）

(2) インナーチューブの弁部穴あけ機

(3) 特殊なゴム糸切断用機器

(4) ゴム用又はプラスチック用の成形プレス

(5) 熱可塑性粉末の成形に使用する特殊プレス

(6) 蓄音機用レコードの製造に使用するプレス

(7) バルカナイズドファイバー製造用の機器

(8) 押出成形機

ただし、この項には半導体の組立て用の封止装置は含まない (84.86)。

部 分 品

部分品の所属に関する一般的規定（16 部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、この項の機械類の部分品は、この項に属する。

84.78 たばこの調製用又は製造用の機械（この類の他の項に該当するものを除く。）

8478.10－たばこの調製用又は製造用の機械

8478.90－部分品

この項には、たばこの調製用又は製造用の機械で、この類の他の項に該当しないものを含む。

葉の筋とりは threshing separator により行われる。回転式ハンマーと種々の大きさの金属製格子（バスケット）との間に空気が流れ、タバコの葉を粉碎して軽い葉の部分と重い葉脈から分離する。

この項には、次の物品を含む。

（1）たばこの葉の筋とり用又は切断用の機械

（2）たばこ製造機械（包装用の補助装置を装備しているかいないかを問わない。）

部 分 品

部分品の所属に関する一般的規定（16 部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、この項の機械類の部分品は、この項に属する。

84.79 機械類（固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。）

8479.10－土木事業、建築その他これらに類する用途に供する機械

8479.20－動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂の抽出用又は調製用の機械

8479.30－プレス（木材その他の木質材料製のパーティクルボード又は建築用繊維板の製造用のものに限る。）その他の木材又はコルクの処理用機械

8479.40－綱又はケーブルの製造機械

8479.50－産業用ロボット（他の号に該当するものを除く。）

8479.60－蒸発式空気冷却装置

－旅客搭乗橋

8479.71－空港において使用する種類のもの

8479.79－その他のもの

－その他の機械類

8479.81－金属の処理用のもの（電線の巻線機を含む。）

8479.82－混合用、涅和（ねっか）用、破碎用、粉碎用、ふるい分け用、均質化用、乳化用又は

かくはん用の機械

8479. 83—冷間静水压プレス

8479. 89—その他のもの

8479. 90—部分品

この項には、次の要件をすべて満たし、固有の機能を有する機械類のみを含む。

- (a) いずれの部注又は類注によってもこの類から除外されないものであること。
- (b) この表の他のいずれの類の項においてもより特殊な限定をして記載をしているものでないこと。
- (c) 次の理由により、この類の他のいずれの特定の項にも属しないものであること。
 - (i) 機械類の機能、品目又は型式を参照することによっても他の項に属しないこと、及び
 - (ii) 機械類の使用目的又はこれらを使用する産業の種類を参照することによっても他の項に属しないこと、又は
 - (iii) 二以上の項に同時に属し得るもの（はん用性の機械）であること。

この項の機械類は、当該機械類が固有の機能を有するというにより、部分品の所属に関する一般的規定に基づきその所属を決定する機械類等の部分品とは、区別される。

この項の規定の適用にあたり、次のものは「固有の機能」を有するものとみなす。

- (A) 他のいかなる機器からも別個に、かつ、独立して機能を果たすことができる機械（原動機その他の駆動装置を有するか有しないかを問わない。）

例えば、空気の加湿又は除湿は、他のいかなる機器からも独立して実行することができるので、独立した機能である。

従って、単独で提示される空気の除湿機は、オゾン発生機に取り付けるように設計されたものであっても独立した機能を有するものとしてこの項に属する。

- (B) 他の機器に取り付けられた場合又はより複雑な機械に組み込まれた場合においてのみその機能を果たすことができるもので、当該機能が次の要件を満たすもの

- (i) 当該機械が取り付けられる機器又は組み込まれる機器の果たす機能とは別個の機能であること、及び
- (ii) 当該機械が取り付けられる機器又は組み込まれる機器の作動にあたり、不可欠かつ分離できない機能でないこと。

例えば、チェーンカッターは、工業用ミシンに取り付けられ、糸を自動的に切断する装置である。このことから、当該ミシンが間断なく作動できるこのチェーンカッターは、当該ミシンの「縫う」と言う機能に何ら寄与していないことにより独立した機能を有するものである。この点と、より特殊な限定をして記載をしている項がほかにないことにより、チェーンカッターは、この項に属する。

一方、内燃機関用の気化器の機能はエンジンの機能と別個のものではあるが、気化器の作用はエンジンの作用と分離できないことにより上記に規定する「固有の機能」ではない。従って、単独で提示される気化器はエンジンの部分品として 84.09 項に属する。

同様に、機械式又は液圧式のショックアブソーバーは、これが組み込まれる機器の欠かす

ことができない部分を構成する。従って、単独で提示されるショックアブソーバーは、これに取り付けられる機器の部分品として当該項に属する（車両用又は航空機用のショックアブソーバーは、17 部に属する。）。

この項の多くの種々にわたる機械類には、特に次のような物品を含む。

（I）はん用性の機械類

このグループには、例えば、次の物品を含む。

- （1）機械装置（かくはん機械等）を取り付けた槽その他の容器（例えば、電気分解用の槽又はタンク等）：特定の工業用のものとは認められないもの及び 84.19 項の加熱用、調理用等のものでないもの。単に蛇口、液位計、圧力計その他これらに類する物品を取り付けただけの槽その他の容器は、構成する材料により該当する項に属する。
- （2）プレス、破碎機、粉碎機、混合機等で特定の物品用又は工業用に設計されていないもの
- （3）加工作業に備えて被加工物を同一線上に連続的に供給する容積式の分配機（例えば、機械式のホッパーフィード）及び機械式の分配機でいかなる特定の工業にも専用化していないもの
- （4）はと目打ち機又は管状リベット打ち機（いずれも紡織用繊維、板紙、ゴム、プラスチック又は革のような材料にはと目（アイレット）又はリベットを打ち込むことに適している。）並びに紡織用繊維製、ゴム製その他の材料製の機械のベルチングの両端をステーブルで留めることに適する機械
- （5）振動機（vibrator motor）：この機械は、電動機及びそのシャフトの突き出た端に取り付けられた偏心した円盤から成り、円盤の半径方向の振動を発生させ、これを振動機が取り付けられている機器（シュート、ビン、ホッパー、コンベヤ、突固め機等）に伝えるものである。
- （6）運搬用、ふるい分け用、突固め用等の機器に取り付けられる電磁式振動機：この機械は電磁石を付けたベースプレートと 2 本の金属棒とから成り、後者は電磁石から適当な距離をおいて取り付けられた二組のばねにより所定の位置に保持される処理物を支えるものである。処理物は、磁石とばねにより吸引と引戻しが交互に行われる。
- （7）はん用性の産業用ロボット：産業用ロボットは、一定の定められた運動を繰り返し実行するようにプログラムできる自動機械である。産業用ロボットは、センサーを使用することにより作業場内の情報を得て、それを分析することができ、これにより作業場内における行動様式に変化を持たせることができる。

産業用ロボットには、土台に水平に又は垂直に取り付けられた人間の腕に匹敵する多関節式の構造体及びその先端に取り付けられた可動式ホルダー（ツールホルダーを保持するためのもの）から成るものがある（いわゆる垂直ロボット）。また、垂直軸上を移動する直線状構造物のものもあり、そのホルダーは水平軸上を動く作業装置の先端部を構成している（水平ロボット）。これらはいずれもはりに取り付けられることもある（ビームロボット）。

これらの装置の個々の部分は、電動機、液圧システム又はニューマチックシステムにより作動する。

作業用ロボットは、溶接、塗装、荷扱い、積込み、荷卸し、切断、組立、金属のトリミング等の幅広い用途に供される。ロボットは、劣悪な作業環境（有毒物質、ほこり等）及び困難な作業（重

量物の運搬、単調な繰返し作業等）において人間にとって代わりつつある。また、これらの幅広い適用性のため、ロボットには特定の作業用に特に設計したツールホルダーと工具とが装備される（例えば、はさみ装置、握り装置及び溶接ヘッド）。

この項には、単に工具を交換することにより各種作業を行えるような産業用ロボットのみを含む。この項には、特定の機能だけを果たすように特に設計されたものを含まない。それらは、それぞれの機能に応じて該当する各項に属する（例えば、84. 24、84. 28、84. 86 又は 85. 15）。

（Ⅱ）特定産業用の機械類

このグループには、次の物品を含む。

（A）土木事業、建築その他これらに類する用途に供する機械類。例えば、次の物品がある。

（1）モルタル又はコンクリートの散布機（コンクリート又はモルタルを調製するミキサー（84. 74 又は 87. 05）を含まない。）

（2）道路建設用機械：この機械はコンクリートを振動させて固結させ、表面を上反りさせ、また時にはコンクリートの散布もする。

ただし、この項には、84. 29 項の地ならし機を含まない。

（3）道路その他これに類する場所に砂利を散布する機械（自走式であるかないかを問わない。）及び道路舗装用のビチューメンを散布し突き固める自走式の機械。ただし、砂利散布機を自動車のシャシに取り付けたものを含まない（87. 05）。

（4）生コンクリート、ビチューメンその他これらに類する軟らかな表面の平滑化、溝付け、格子模様付け等を行う機械

ビチューメン等の加熱機は、属しない（84. 19）。

（5）道路補修用の機器で人が歩いて操作する小型の動力駆動式のもの（例えば、掃除機及び白線引き機）

87. 01 項のトラクターにより駆動される車輪付きシャシに、ごみ容器及び散水装置とともに取り付けられる機器式回転ほうきは、たとえトラクターとともに提示されても、交換式の機械としてこの項に属する。

（6）除雪用の塩及び砂の散布機：トラックに据え付けられるように設計され、塊を破砕する攪拌機を備えた砂及び塩を貯蔵するためのタンク、塩の塊を破砕又は粉碎するためのシステム並びに散布するための円板を有する水圧式放射システムから成る。機械の種々の機能は、遠隔制御により、トラックの運転台から操作される。

（B）油、石けん又は食用脂の工業用の機械類。例えば、次の物品がある。

（1）採油用に適する種又は果実に使用する特別な粉碎機、破砕機及びプレス

（2）機械式アジテーターを取り付けたタンクで、オイル清浄用に特に設計されたもの

（3）牛脂洗浄機

（4）溶融前に細胞を破砕するための原料牛脂を圧延する機器

（5）かく乳機及びマーガリンの構成成分を混合するための混合機

（6）せっけんの切断機及び成形機

（C）木材その他これに類する材料を処理する機械類。例えば、次の物品がある。

- (1) 木材の皮はぎ用ドラム：ドラムの中で材木がこすり合って皮がむかれる。
- (2) 木材繊維、木材チップ、のこくず又はコルク粉くずを凝結させるための特殊プレス
- (3) 木材硬化用のプレス
- (4) 加圧下で木材に染み込ませる機械
- (D) 紡織用繊維の糸、金属の線又はこれらの両材料を使用して綱又はケーブルを製造する機械（より線機、製綱機等）：フレキシブルな電導体をより合わせる機械を含み、紡織用繊維の紡績において使用されるねん糸機（84.45）を含まない。

この項には、次の物品を含まない。

 - (a) 紡織用繊維の糸、ひも等を球状に巻き取る機械（84.45）
 - (b) 紡織用繊維の糸、ひも等の仕上げ（つや出し又は磨き）用の機械（84.51）
- (E) 金属の処理用の機械（電線の巻線機を含む。）。例えば、次の物品がある。
 - (1) レール、機械部分品のテルミット溶接用のるつぼ式バイス・プレス(vice-presses)
 - (2) 金属の洗浄又は酸洗い（酸、トリクロロエチレン等）用の機械類：薄板圧延機用の酸洗い機械を含むが、84.24 項の蒸気又は砂の吹付け機を含まない。
 - (3) 金属製品（例えば、ナット、ボルト及び玉軸受）の砂落とし用、スケール落とし用又は磨き用の回転ドラム機
 - (4) 浸せき式すずめつき装置
 - (5) 銑鉄破砕機及び鋳物くず破砕用の特殊な破砕機
 - (6) 電気用のケーブルに紡織用繊維の糸、浸せき紙のテープ、石綿テープその他の絶縁用又は保護用の材料の層を巻き付けるか又は被覆する特殊機械。ただし、84.47 項のジnPピング機を含まない。
 - (7) 電線の巻線機（例えば、電動機用、トランスフォーマー用又はインダクター用のもの）
- (F) オーギア、とう、麦わら、木材のストリップ、プラスチック等を使用するかご細工用又は枝条細工用の機械その他前記の材料を組み又は織り合わせる機械類。例えば、次の物品がある。
 - (1) かごその他これに類する物品製造用の機械
 - (2) 瓶用等の枝状覆いの製造機械
 - (3) 瓶の保護用麦わら包み製造用の機械
 - (4) 帽子製造用の組ひも及びバンド又は組帽の製造機械

この項には、木材のひき割り用、オーギアの皮はぎ用、とうの丸め加工用等の機械を含まない（84.65）。
- (G) 塗装用その他の用途に供するブラシの製造用の機械類。例えば、次の物品がある。
 - (1) ブラシ用の毛、剛毛、繊維等の調製（トリミング又は成形を含む。）用の機械
 - (2) ソケット、台又は柄に毛、剛毛、繊維等を植え付ける機械

この項には、次の物品を含まない。

 - (a) 剛毛又は繊維を殺菌する機械（84.19）
 - (b) 木材、コルク、骨、硬質ゴムその他これらに類する硬質物製のブラシの枠又はブラシの柄を製造する機械（84.65）

(Ⅲ) その他の種々の機械類

このグループには、次の物品を含む。

- (1) 空気加湿機又は除湿機 (84.15 項、84.24 項又は 85.09 項の機器を除く。)
- (2) 機関の始動装置 (機械式、液圧式、圧縮空気式等のもので、85.11 項の電気式のものを除く。)
- (3) 液圧式蓄圧機：液圧式の機械に均一な流速又は圧力を供給するために、一定量の液体を加圧下に予備的に貯蔵するものである。これは通常、ポンプに連結した垂直なシリンダーから成り、シリンダーの内部には任意の圧力に調整するように荷重を付加したピストンがある。
- (4) ポンプ式自動グリース注入機
- (5) マッチの頭付け機
- (6) たるにタールその他の塗料を塗布する機械類 (84.24 項の噴射式機器を除く。)
- (7) 溶接棒の被覆機
- (8) 印刷用ゼラチンローラーの洗浄機又は再塗布機
- (9) 基材に写真用感光剤を塗布する機械 (84.86 項の機械を除く。)
- (10) 酸処理によりガラスのつや消しをする機械
- (11) ボルト締め機、ボルト抜き機及び金属製の芯を取り出す機械 (82 類の手工具及び小型の手持工具 (ニューマチック式、液圧式又は原動機 (電気式であるかないかを問わない。) を自蔵するものに限る。)) (84.67) を除く。)
- (12) パイプラインその他の剛性の管の保守用機械 (例えば、パイプを洗浄し、アスファルトその他の保護被覆物をパイプに塗布するための小型の自走式機械及び液体の流れによりパイプの内部を進行してパイプラインの内部を洗浄する機械)
- (13) 針布をシリンダーに装着する機械
- (14) 履物用に綱で本底を製造する機械
- (15) ベッド用羽毛の洗浄用又は除じん用の機械
- (16) 羽根蒲団又はマットレスの充てん機
- (17) 織物類、紙等の基材に研磨材を塗布する機械
- (18) フレキシブルなケーブル又は管 (例えば、紡織用繊維製又は金属製のケーブル又は綱、電気用ケーブル及び鉛管) の巻取機
- (19) 水草の切断機：これは垂直軸に取り付けられた水平な大がまが水面下で回転するもので、垂直軸はボートに取り付けられた枠により支えられている。手動式又は動力駆動式のものがある。
- (20) 潜水器又は金属製の潜水服等で機械式装備を有するもの
- (21) 船舶用その他これに類する用途に供するジャイロ式安定機 (ただし、90 類の器具 (ジャイロコンパス等) 用又は 93.06 項の魚雷用のジャイロ装置を含まない。)
- (22) 船舶用の操舵装置 (舵本体 (通常、73.25 又は 73.26) 及び 90.14 項の自動操縦装置 (ジャイロパイロット) を除く。)
- (23) 電気式、液圧式、ニューマチック式等のウインドスクリーンワイパーで、航空機用、船舶

用その他の乗物用のもの（自転車用又は自動車用のもの（85.12）を除く。）。この項には、上記のワイパー用のものであることが識別できる場合に限り、ワイパーブレードの取付具及び枠付きのワイパーブレードも含むが、自動車用のウインドスクリーンワイパーに使用するものは属しない（85.12）。

- (24) 金属製の部分品その他の種々の物品の超音波洗浄装置：完成品の場合（全体が同一のハウジング内に組み込まれているか又は別床のユニットになっているかを問わない。）、高周波発振機、一個又は数個の変換器（振動子）及び洗浄用タンクから成り、これらがすべてそろって又はタンクなしで提示される。この項には、これらの装置用の超音波変換器（振動子）を含む。専ら又は主として半導体ウエハー又はフラットディスプレイパネルの洗浄に使用される超音波装置及び超音波変換器（振動子）は除かれる（84.86 項）。
- (25) 水中吹管：通常、特殊な点火装置及びノズルの周囲のリング状噴射口から圧縮空気又は酸素を供給する装置を有する。後者は水中で炎を燃やすための空洞をつくるためのものである。
- (26) 岩石又はコンクリートを切断し又はせん孔する機器：この機器は、酸素の噴流内において鉄又は鋼を燃焼させてそこから生じる高温を利用するものである。この装置は、通常きわめて簡単で、断熱材の柄又は握り部分にバルブ及び酸素源と鉄鋼の管とを連結する装置が組み込まれている。作動中は先端部をあらかじめ赤熱状態にした鉄鋼の管の中に酸素を通し、これにより先端部が燃焼して岩石又はコンクリートを融解することに十分な高温を発生する。
- (27) 自動靴磨き機
- (28) 浸せき法により、紙コップその他の容器に防水加工を施す機械
- (29) 業務用床磨き機
- (30) 蒸発式空気冷却装置
- (31) 旅客搭乗橋：本品は、旅客及び職員が外に出ることなくターミナルビルディングと駐機中の航空機又は停泊中の船舶若しくはフェリーボートの間の往来を可能にする。本品は、一般的に、基面が円形の組立部品、二以上の長方形の伸縮式のトンネル、車輪式のボギー台車を有する垂直の支柱から成り、ブリッジの前部にキャビンがある。本品は、ブリッジが特定の航空機のドア又は船舶若しくはフェリーボートの左舷（入口）の適切な位置へ調整するため、ブリッジ（すなわち、伸縮部、キャビン、支柱）が伸縮、昇降又は旋回できるよう設計された電気機械又は油圧式装置を有する。海港で使用される種類の旅客搭乗橋には、更に、前部に設置された移動装置（客船又はフェリーボートの左舷（入口）に伸張可能）を備えている。本品自体は、いかなる持上げ、荷扱い、積込み又は荷卸しもできない。

ホテル、モーテル、病院、事務所、レストラン及び学校等の施設（住宅を除く。）において使用されるように設計された、液状洗剤をじゅうたんに注入し、当該洗剤を吸引するじゅうたん清浄用の機器は、84.51 項に分類される。

部 分 品

部分品の所属に関する一般的規定（16 部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、この項の機械類の部分品（他の項（特に 84.80 項）に属しない型を含む。）は、この項に属す

る。

84. 80 金属鑄造用鑄型枠、鑄型ベース、鑄造用パターン及び金属、金属炭化物、ガラス、鉱物性材料、ゴム又はプラスチックの成形用の型（金属インゴット用のものを除く。）

8480. 10－金属鑄造用鑄型枠

8480. 20－鑄型ベース

8480. 30－鑄造用パターン

－金属又は金属炭化物の成形用の型

8480. 41－射出式又は圧縮式のもの

8480. 49－その他のもの

8480. 50－ガラスの成形用の型

8480. 60－鉱物性材料の成形用の型

－ゴム又はプラスチックの成形用の型

8480. 71－射出式又は圧縮式のもの

8480. 79－その他のもの

この項には、金属鑄造用鑄型枠、鑄型ベース及び鑄造用パターンを含む。後述するある種の例外を除くほか、この項には、次に記す材料をブランク又は製品に成形するために使用するすべての種類の型（ちょうつがいの有するか有しないか及び手、プレス又は成形機のいずれに使用するものであるかを問わない。）を含む。

（Ⅰ）金属及び金属炭化物

（Ⅱ）ガラス（石英ガラスを含む。）又はセラミックペースト、セメント、プラスター若しくはコンクリートのような鉱物性材料

（Ⅲ）ゴム又はプラスチック

一般に、型の重要な機能は、材料が凝固する間、あらかじめ決められた形に保持することである。ある種の型においては、材料に一定の圧力を加えることもある。しかし、82. 07 項のスタンピング用のダイ（例えば、金属の薄板製品をスタンピングするためのダイ）は、専ら強力な打撃又は圧縮によって材料を成形することから、この項には属しない。

（A）金属鑄造用鑄型枠

これは通常鑄鉄製又は鋼製の枠で、通常長方形又は円形である。ひな型のまわりに砂を突き固めて成形した砂型を保持する。

（B）鑄型ベース

これは鑄型の底に置くプレートである。

（C）鑄造用パターン

鑄造用のひな型、鑄造用の中子、中子取り、モールドイングボード、パターンプレート等の砂型の製作に使用するもの（通常は木製）

（D）鑄型（金属インゴット用のものを除く。）及び金属炭化物の成形用の型

このグループには、次の物品を含む。

- （1）チル鑄型：この形状は二以上の調節可能な部分から成る金属製ケーシングで、所要の形状の物品が凹みの部分により複製される。
- （2）圧力鑄造用の鑄型：溶融金属を加圧下で鑄造するものである。通常、向かい合った面に目的の物品の形状に相当する中空部を有する二つの補完的な金属製のチル鑄型から成る。鑄型がある程度まで溶融金属を圧縮する場合もある。
- （3）金属粉焼結用の型：この型は加熱される。また、金属炭化物又は陶磁粉末の焼結用に使用されることもある。
- （4）遠心鑄造機用の円筒型鑄型（例えば、鑄鉄管又は銃身の鑄造用のもの）

（E）ガラスの成形用の型

このグループには、次の物品を含む。

- （1）ガラス製の舗装石、れんが又は敷石の成形用の型及びガラスタイルの加圧成形用の型
- （2）手動式又は機械式（足踏み式を含む。）の瓶成形用の型（例えば、ブランク用の型、仕上げ用の型及び ring moulds）
- （3）中空になったガラス製品、ガラス製のがい子等の成形用の型
- （4）ガラス加工用のろくろに使用する成形用の型
- （5）レンズ、眼鏡のブランク等の製造に使用する鋼製又は鑄鉄製の型

（F）鉱物性材料の成形用の型

このグループには、次の物品を含む。

- （1）セラミックペーストの成形用の型（例えば、れんが用の型、管その他の陶磁製品の成形用の型及び義歯用の型）
- （2）コンクリート、セメント又は石綿セメントの製品（管、槽、舗装石、敷石、煙突頭部の通風管、手すり、建築用装飾品、壁、床、屋根板等）の成形用の型。また、補強した又はあらかじめ圧力を加えたコンクリート製の組立て用建築材（窓枠、丸天井のはりの部分品、まくら木等）を作る型も属する。
- （3）グラインディングホイールに研磨材を凝結させるための型
- （4）プラスター、つた入り石膏又は化粧しっくい製品（例えば、がん具、小像及び天井装飾品）の成形用の型

（G）ゴム又はプラスチックの成形用の型

このグループには、次の物品を含む。

- （1）タイヤ加硫用のブラダー型：これは、蒸気又は電気により加熱される二つの調節可能な金

属製のチル鑄型から成る。その内部には空気により膨らまされたリング状の袋（空気袋）又は湯で膨らまされた袋（水袋）があり、この袋がタイヤを型の表面にかたく押し付ける。

(2) 種々のゴム製品の成形用又は加硫用の型

(3) プラスチック製品の製造用の型：電気式その他の方法により加熱されるかされないかを問わない。これには、重力式、射出式又は圧力式のものがある。

この項には、あらかじめタブレット状にしておく型も含む。この場合、成形用の粉をタブレット状に固めるために冷間法が使用され、作られた各タブレットは、最終的に所要の製品に成形することに適当な量（並びに適当な形状及び容積）になっている。

この項には、次の物品を含まない。

(a) 液状のゴム、プラスチック等に浸すことにより製品（例えば、手袋）を作る（表面にゴム等を付着させて所定の形状を得る。）ための型（構成する材料により該当する項に属する。）

(b) 黒鉛その他の炭素製の型 (68.15)

(c) 陶磁製の各種の型 (69.03 又は 69.09)

(d) ガラス製の型 (70.20)

(e) インゴット用の鑄型 (84.54)

(f) 半導体装置の製造のための成型用の型 (84.86)

(g) レコード製造用の原盤及びマスター (85.23)

(h) 上記 (a) から (g) に掲げる物品のほか、この項に記載してある材料以外の材料の成形を行うプレスその他の機械に使用する型（それを使用する機械の部分品として該当する項に属する。）

84.81 コック、弁その他これらに類する物品（減圧弁及び温度制御式弁を含むものとし、管、かん胴、タンクその他これらに類する物品用のものに限る。）

8481.10－減圧弁

8481.20－油圧伝動装置用又は空気圧伝動装置用の弁

8481.30－逆止弁

8481.40－安全弁及び逃がし弁

8481.80－その他の物品

8481.90－部分品

この項には、流体（液体、粘性体又は気体）又は場合によっては固体（例えば、砂）の流れ（供給用、流出用等）を調整するために、管、タンクその他これらに類する物品に使用するコック、弁その他これらに類する物品を含む。この項には、液体又はガスの圧力又は流速を調整するように設計した装置を含む。

これらの物品は、孔を開閉する（例えば、ゲート、ディスク、ボール、プラグ、ニードル又はダイヤフラム）ことにより流れを調整するものである。これらは、手動（キー、ホイール、押しボタン等による。）、電動機、ソレノイド、時計用ムーブメント等又は自動装置（ばね、平衡おもり、浮

きレバー、サーモスタット装置、圧力カプセル等）により作動する。

このような機構又は装置を自蔵する弁等もこの項に属する。このことは、例えば、サーモスタット装置（2枚重ね式のもの、カプセル式のもの、球状のもの等）を有する弁に適用する。この項には、例えば、毛細管により、サーモスタット装置に接続した弁等も含む。

弁等と 90.26 項又は 90.32 項のサーモスタット、マノスタットその他の測定用、検査用又は自動調整用の機器とを組み合わせたものも、当該機器が弁等に取り付けられているか又は直接取り付けられるように設計してあり、かつ、当該組み合わせたものがこの項の物品の重要な特性を有する場合に限り、この項に属する。これらの条件を満たさない場合には、90.26 項（例えば、排出コックを取り付けた液体圧力計）又は 90.32 項に属する。

遠隔制御系の場合には、弁等のみがこの項に属する。

一般に弁等は卑金属製又はプラスチック製であるが、その他の材料（加硫ゴム（硬質ゴムを除く。）、陶磁器及びガラスを除く。）製のものであっても、この項に属する。

弁等はその他の附属的な部分（例えば、加熱用又は冷却用の二重壁、短い管、シャワー用散水口の付いた短い管、小型の飲用噴水盤及び固定装置）が取り付けられたものであってもこの項に属する。

コック、弁等は、特定の機器用、車両用又は航空機用に専用のものであってもこの項に属する。ただし、ある種の機械部分品で、完全な弁を有するもの及びそれ自体は完全な弁ではないが機械の内部の流体の流れを調整するものは、それぞれ関係する機械の部分品として該当する項に属する。例えば、これに該当するものとして内燃機関の吸排気弁（84.09）、内燃機関のすべり弁（84.12）、気体圧縮機の吸入弁及び圧力弁（84.14）、搾乳機用のパルセーター（84.34）及び自動式でないリリース供給用ニップル（84.87）等がある。

＊

＊ ＊

この項には、次の物品を含む。

（１）減圧弁：これは、気体の圧力を減じるとともに減じられた圧力を一定に保つものである。

これは、一般に調節可能な強力ばねの緩衝作用を利用する圧縮装置（ダイヤフラム、ベローズ、カプセル等）により制御されているプラグ又はストッパーを使用している。この物品は、通過する気体の圧力を直接調整するもので、例えば、圧縮ガス充てん用シリンダー、圧力容器又は機器への供給用配管に取り付けられる。

この項には、圧力容器若しくはボイラー排出口に取り付けられて又は供給用の接続配管機器の近くに接続されて、圧縮空気、蒸気、水、炭化水素その他の流体に同じ機能を作用する減圧弁（圧力調整器、減圧器又は減圧調整器と称されることもある。）も含む。

圧力計と結合している場合には、当該結合物品の重要な特性が弁等にあるかないかにより、減圧弁はこの項又は 90.26 項に属する（この項の解説第 4 パラグラフ参照）。

（２）油圧伝動装置用又は空気圧伝動装置用の弁（この類の号注 3 参照）：これらの弁には種々の型（減圧型、逆止型等）があり、圧力が加わった流体（液体又は気体）の形で動力源が供給される液圧式又はニューマチック式システムの流体動力伝達装置に、特に用いられる。

（３）逆止弁（例えば、スイング型逆止弁及び玉弁）

- (4) 安全弁、逃がし弁等（警笛を自蔵するかしないかを問わない。）：破裂円盤（プラスチック製又は金属製の薄い円盤）が弁の代わりに安全装置として使用される場合もある。この円盤は、パイプ系統又は圧力容器に特殊な保持具で取り付けられ、特定の圧力に達した時に破裂する。この円盤は、構成する材料により該当する項に属する（39.26、71.15、73.26、74.19、75.08、76.16等）。
- (5) マニホールド弁（例えば、三方弁及びクリスマスツリー弁）
- (6) 液位計用の制御弁、吹出しコック及び遮断弁
- (7) ラジエーターの排水用コック
- (8) インナーチューブの弁
- (9) フロート式制御弁
- (10) 蒸気トラップ：蒸気配管からの凝縮水を補集し、自動的に排水するものである（例えば、フロートの作用による。）。この項には、トラップ内部に取り付けられたサーモスタット装置（2枚重ね式のもの又はカプセル式のもの）によりプラグ又はストッパーが作動する蒸気トラップ（サーモスタット制御式の蒸気トラップ）を含む。
- (11) 消火栓（直立管）、消火コック、消火ホース用のノズルその他これらに類する物品で噴射又は噴霧を生ずるようにコック又は弁を取り付けたもの
消火機器用の機械式スプリンクラーヘッド、機械式の庭園用スプリンクラーヘッドその他これらに類する物品は属しない（84.24）。
- (12) 混合室及び二以上の吸入口及び混合室を有する混合用の弁等。この項には、調節可能なサーモスタット装置を自蔵するサーモスタット制御式のものも含む。この場合、サーモスタット装置は、プラグ又はストッパーに作用して流体が異なる温度で混合室に流入するように制御する。
- (13) 栓付きの逃がし口（ただし、手により差し込まれる栓付きの簡単な逃がし口は、構成する材料により該当する項に属する。）
- (14) 船舶用の船底弁その他の水中弁、水中コック等
- (15) 汽船等の主軸に潤滑油を供給するフレキシブルチューブ又は伸縮自在な管を取り付けた潤滑油用弁
- (16) ソーダ水の瓶用の弁
- (17) 加圧された液体状又は気体状の殺虫剤、消毒剤等が充てんされる圧力スプレー缶のふた：これは噴射口を開閉するニードルを動かす押しボタンを取り付けた金属製のヘッドから成るものである。
- (18) おけ、たる等の栓穴に取り付けるコック等
- (19) 瓶充てん機用の弁等（液面が瓶の上部に達すると、自動的に閉じるように設計されている。）
- (20) 気体作動方式のビールディスペンサー：酒場のカウンターにおいて使用するもので、基本的にはビールだるに連結され、二酸化炭素の圧力によりビールが供給される一以上の手動式コックから成る。

部分品の所属に関する一般的規定（16 部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、この項の物品の部分品は、この項に属する。

＊

＊ ＊

この項には次の物品を含まない。

- (a) コック、弁その他これらに類する物品で、加硫ゴム（硬質ゴムを除く。）製のもの（40. 16）、陶磁製のもの（69. 03 又は 69. 09）及びガラス製のもの（70. 17 及び 70. 20）
- (b) 流し、便所、浴室その他これらに類する場所に使用される排水用の U 字型ベンド及び水洗便所用の水槽（機械式装置を有するか有しないかを問わない。）（構成する材料により該当する項（例えば、39. 22、69. 10、73. 24 等）に属する。）
- (c) 蒸気機関用の遠心调速機（84. 12）
- (d) 蒸気式のインゼクターポンプ又はエゼクターポンプ（84. 13）
- (e) 空気式噴霧器等（84. 24）
- (f) ニューマチック式のグリースガン（84. 67）
- (g) ガス溶接用のトーチ（84. 68）
- (h) アイスクリーム、酒類、牛乳等を供給するための計量装置付き弁（84. 79）

84. 82 玉軸受及びころ軸受

8482. 10—玉軸受

8482. 20—円すいころ軸受（コーンと円すいころを組み合わせたものを含む。）

8482. 30—球面ころ軸受

8482. 40—針状ころ軸受（保持器と針状ころを組み合わせたものを含む。）

8482. 50—その他の円筒ころ軸受（保持器ところを組み合わせたものを含む。）

8482. 80—その他のもの（玉軸受ところ軸受を組み合わせたものを含む。）

—部分品

8482. 91—玉、針状ころ及びころ

8482. 99—その他のもの

この項には、すべての玉軸受、ころ軸受及び針状ころ軸受を含む。これらは滑り軸受（プレーンベアリング）の代わりに使用され、摩擦を相当減少できるものである。一般に軸受箱（ベアリングハウジング）と軸との間に取り付けられ半径方向に支えたり（ラジアル軸受）又は軸方向のスラストを支えたり（スラスト軸受）するように設計されている。ある種の軸受は、半径方向及び軸方向のいずれにも支えられるように設計されている。

通常、軸受は、玉又はころを収容する二つの同心のリング（レース）及びころを適切な位置に保持してその間隔を一定に保つ保持器から成る。

この項に属する軸受には、次の物品がある。

- (A) 玉軸受（ボールベアリング）：玉が単列又は複列になっているもの。このグループには、軸

受の玉を有する滑り機構装置も含み、例えば、次の物品がある。

- (1) 鉄鋼製の外部リングに黄銅製の内部リングを固くはめ込んだものから成り、内部リングは長手方向に細長い円形の6個の溝が付けられ、その中に鉄鋼製の小球を挿入したもの
- (2) 鉄鋼製のもので、溝付きシリンダー、球の保持器及び軸受箱から成る可動範囲が限定された型式のもの
- (3) 鉄鋼製のもので、セグメント、軸受の玉を収容するケーシング及び断面が三角形の溝を有するガイドレールから成る可動範囲が限定されていない型式のもの
- (B) ころ軸受（ローラーベアリング）：種々の形状（円筒、円すい、たる状等）のころが単列又は複列になっているもの
- (C) 針状ころ軸受（ニードルローラーベアリング）：この軸受は、通常のころ軸受とは異なり、円筒形のころの直径が5ミリメートル以下で長さが直径の3倍以上のものである。また、ころの端を丸めたものを含む（この類の号注4参照）。ころは、軸受の二つのリングの間に取り付けられ、多くの場合、保持器は使用されない。

特別な用途の軸受には青銅製、銅製又はプラスチック製のものもあるが、高圧をうけて使用されるため、通常は鋼製（特にクロム鋼製）である。

部 分 品

この項には、玉軸受、ころ軸受及び針状ころ軸受の部分品を含み、例えば、次の物品がある。

- (1) 磨き鋼球（この項の軸受用のものであるかないかを問わない。）：公称直径に対する最大誤差が1%以下で、かつ、0.05ミリメートル以下のものに限るものとし、この定義に合致しない鋼球は、73.26項に属する（この類の注7参照）。
- (2) 軸受の玉（銅製、青銅製、プラスチック製等のもの）
- (3) 軸受用の種々の形状のころ又は針状ころ
- (4) リング、保持器、固定スリーブ等

＊

＊ ＊

この項には、玉軸受、ころ軸受又は針状ころ軸受を組み込んだ機械部分品を含まない。これらは、それぞれ該当する項に属するものとし、例えば、次の物品がある。

- (a) 軸受箱及び軸受のブラケット（84.83）
- (b) 自転車のハブ（87.14）

84.83 ギヤボックスその他の変速機（トルクコンバーターを含む。）、伝動軸（カムシャフト及びクランクシャフトを含む。）、クランク、軸受箱、滑り軸受、歯車、歯車伝動機、ボールスクリュウ、ローラースクリュー、はずみ車、プーリー（プーリーブロックを含む。）、クラッチ及び軸継手（自在継手を含む。）

8483.10－伝動軸（カムシャフト及びクランクシャフトを含む。）及びクランク

8483.20－軸受箱（玉軸受又はころ軸受を有するものに限る。）

8483. 30－軸受箱（玉軸受又はころ軸受を有するものを除く。）及び滑り軸受
8483. 40－歯車及び歯車伝動機（単独で提示する歯付きホイール、チェーン sprocket その他の伝動装置の構成部品を除く。）、ボールスクリュウ、ローラースクリュー並びにギヤボックスその他の変速機（トルクコンバーターを含む。）
8483. 50－はずみ車及びプーリー（プーリーブロックを含む。）
8483. 60－クラッチ及び軸継手（自在継手を含む。）
8483. 90－単独で提示する歯付きホイール、チェーン sprocket その他の伝動装置の構成部品及び部分品

この項に属する物品は、主として次の物品である。

- (i) 外部の原動機から一以上の機械に動力を伝達するために使用されるある種の機械式の部分品
- (ii) 機械の種々の部分に動力を伝達するために使用される当該機械内部のある種の部分品

(A) 伝動軸（カムシャフト及びクランクシャフトを含む。）及びクランク

これらは、通常回転運動の動力を伝達するもので、次の物品を含む。

- (1) 原動機により直接駆動される主軸又は駆動軸
 - (2) 中間軸：ベルト、プーリー、はめ歯等により主軸に連結されるもの。主軸から多くの機械又は機械の異なる部分に駆動力を供給するために使用される。
 - (3) 連節軸：玉継手、ソケットジョイント等により連結された二以上の軸から成るもの
 - (4) フレキシブルシャフト：駆動装置の運動を、例えば、手工具又は測定機器（積算回転計、速度計等）に伝達するもの
 - (5) クランク及びクランクシャフト：これらは一体に作ってあるか又はいくつかの部分を組み立てたものである。それらは往復運動（例えば、ピストン式機関から）を受けてその運動を回転運動に変換し又はその逆の変換を行う。
 - (6) カムシャフト及び偏心軸
- この項には、動力の伝達を行わず単にホイールその他の回転物を支持するだけの軸を含まない。
- この項には、次の物品を含まない。
- (a) 一様な断面を有する鉄鋼の棒（72. 14 又は 72. 15）
 - (b) フレキシブルな軸の製造用のより線で継手のアタッチメントが付いていないもの（73. 12）
 - (c) 芝刈機又は草刈機のカッターバーに動きを伝えるための振動連接棒（84. 33）

(B) 軸受箱及び滑り軸受

軸受箱（ベアリングハウジング）は、滑り軸受（プレーンベアリング）、玉軸受、ころ軸受等を収容するように設計されたフレーム又はブロックから成るものである。ハウジングの内部においては（スラスト軸受の場合にはハウジングに向かって）、軸の端部が回転する。ハウジングは、通常二つの部分（これを組み合わせると軸受を保持するリングを形成する。）から成り潤滑油を供給する仕組みを有する場合もある。

ハウジングには、機械又は壁その他の建築物の部分に据え付けるための板金、受金、ブラケット等が取り付けられていることが多い。ただし、ベアリングハウジングと結合してない（又はそれ自身が軸受を収容するようには設計されていない）受金、板金、ブラケット等は、構成する材料により該当する項に属する（通常、73.25 又は 73.26）。

玉軸受、ころ軸受又は針状ころ軸受を自蔵する軸受箱は、この項に属する。しかし、軸受、ころ軸受又は針状ころ軸受は、84.82 項に属する。

一方、プレーンベアリングは、ハウジングを伴わずに提示されてもこの項に属する。プレーンベアリングは、減磨メタルその他の材料（例えば、プラスチック又は焼結した金属）のリングから成る。これは、一体となっているものもあれば、数個のリングを締め付けたものもあるが、いずれも軸がその内部で回転する滑り軸受を構成するものである。

この項には、黒鉛その他の炭素製の軸受を含まない（68.15）。

（C）歯車、歯車伝動機（摩擦車を含む。）及びチェンスプロケット

基本的な歯車は、歯を刻んだホイール、円筒、円すい、ラック又はウォーム等である。このような歯車を組み合わせたものでは、一つの歯車の歯が別の歯車の歯とかみ合っており最初の歯車の回転運動が次の歯車に伝達され、同様にして逐次その運動が伝達される。各歯車の歯数の比に応じて回転運動が同一速度、より高速又はより低速で伝達される。歯車の型式又は次の歯車と歯がかみ合う角度により、伝達の変更方向が変えられたり、回転運動から直線運動に変換したり又は直線運動から回転運動に変換する（ラック及びピニオンの場合）。

このグループには、簡単なはめ歯歯車、かさ歯車、円すい歯車、はすば歯車、ウォーム、ラック、ピニオン、差動歯車等を含むすべての型式の歯車及びこのような歯車の組立品を含む。また、伝達チェーンとともに使用する歯付きの類似のホイールも含む。

このグループには、摩擦車も含む。これは、ホイール、円盤又は円筒の形状をしており、一方は駆動軸に取り付け、もう一方は、従動軸に取り付けて両者の間の摩擦により、動きを伝達するものである。通常は鋳鉄製であるが、摩擦を増加させるために革、木材、繊維その他の材料で表面を被覆する場合もある。

（D）ボールスクリュウ及びローラースクリュー

ねじを切った軸と内側のねじの谷に沿って軸受の玉又はローラーを納めたナットから成り、回転運動の直線運動への変換及び直線運動の回転運動への変換を行うことができるものである。

（E）ギヤボックスその他の変速機（トルクコンバーターを含む。）

これらは、機械における必要に応じて手動で又は自動的に速度範囲を変化させるものである。これには、とりわけ次の物品を含む。

- （1）ギヤボックス：歯車を組み合わせたものから成り、その中から歯車の配列を選択することができる。このため、伝達される速度は歯車の組合せの取り方により変えられる。
- （2）摩擦円盤式若しくは摩擦円すい式の継手又はチェーン若しくは駆動ベルトを有する継手：円盤、円すい、チェーン又はベルトは摩擦車と接触しており、円盤の中心又は円すいの両端

に対する摩擦車の位置を自動的に（又は必要に応じて）変えることができるようになっており、その移動によって伝達される回転運動が制御される。

- (3) 変速流体継手（液圧トルクコンバーターを含む。）：従動側の固定羽根又は可動羽根に対する流体（通常は油）中の駆動側の羽根の回転により速度の変化が得られる。動力は、圧力（静水圧変速機の場合）又は流れ（流体変速機又はトルクコンバーターの場合）により伝達される。

この項には、原動機と結合したギヤボックスその他の変速機を含まない。これらは、当該原動機と同じ項に属する。

(F) はずみ車

これは比較的大きな重いホイールで通常その重量がリムの近くに集中するように作られている。回転しているときにはホイールの慣性は原動機の回転速度の変化を防げるように作用、これにより一定の速度が保たれる。場合によっては動力の伝達にも使用できる（例えば、駆動用のプーリー又ははめ歯車として）ように、リムに溝若しくははめ歯を有していたり又は連接棒を取り付けてある場合もある。

(G) プーリー（プーリーブロックを含む。）

プーリーは、二つのホイールの間にかけられて回転しているエンドレスのベルト又は綱を使用して一つのホイールから他のホイールに回転運動を伝達するもので、リムに溝が付いていることがある。この項には、簡単なプーリー、ドラム、円すい形プーリー、段付きプーリー等を含む。

このグループには、ホイスト専用のプーリーブロック及びフリープーリーも含む。フリープーリーは、伝動用の綱又はケーブルに対して単に案内用又は方向変換用として作用するのみで何ら動力を伝達しないものである（例えば、駆動ベルトの張力調整用に使用される遊び車及び jockey wheel）。

ただし、二以上のプーリーブロックの組立品（すなわちホイスト）を含まない（84.25）。

(H) クラッチ

これは、駆動部と随意に接続又は遮断をすることに使用されるもので、次の物品を含む。摩擦クラッチ（摩擦面を有し回転する円盤、リング、円すい等が接合し又は離れる。）、向かい合った部分に凸部及びこれに対応するスロットを有するかみ合いクラッチ、回転速度により接合し又は離れる自動遠心クラッチ、圧縮空気クラッチ、液圧クラッチ等

ただし、電磁式のクラッチを含まない（85.05）。

(IJ) 軸継手（自在継手を含む。）

ここには、スリーブ継手、フランジ継手、たわみ継手、流体継手等及び自在継手（フック継手及びオルダム継手のようなもの）を含む。

部分品の所属に関する一般的規定（16 部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、この項の物品の部分品は、この項に属する。

*
* *

この項には、次の物品を含まない。

（a）72.07 項の粗鍛造品

（b）前記のような伝動装置（ギヤボックス、伝動軸、クラッチ、差動装置等）で、車両又は航空機に専ら又は主として使用するよう設計されたもの（17 部）。ただし、この除外規定は車両又は航空機の原動機の内部の部分品については適用しないことに注意しなければならない。これらの機関の部分品は、この項に属する。

従って、クランクシャフト及びカムシャフトはたとえ自動車の原動機に専用のものであってもこの項に属する。しかし、自動車の伝動軸（プロペラシャフト）、ギヤボックス及び差動装置は、87.08 項に属する。

更に、この項に解説した伝動装置は、たとえ船舶専用に設計されたものであってもこの項に属することに注意しなければならない。

（c）時計の部分品（91.14）

84.84 ガasketその他のこれに類するジョイント（他の材質と結合した金属板製のもの及び二層以上の金属から成るものに限る。）、材質の異なるガasketその他これに類するジョイントをセットにし又は取りそろえて小袋入りその他これに類する包装にしたもの及びメカニカルシール

8484.10—ガasketその他これに類するジョイント（他の材料と結合した金属板製のもの及び二層以上の金属から成るものに限る。）

8484.20—メカニカルシール

8484.90—その他のもの

（A）ガasketその他これに類するジョイント（他の材料と結合した金属板製のもの及び二層以上の金属から成るものに限る。）

これらは、次の物品から成る。

- （i）石綿（又はフェルト、板紙その他の非金属性材料の場合もある。）のしんを二枚の金属板の間にはさんだもの、又は
- （ii）石綿その他の非金属性材料を所定の形に切り、その外縁部及びガasket又はジョイントの穴の周辺部を金属板で包んだもの、又は
- （iii）同種又は異種の金属はくを重ねて圧縮したもの

これらは、主としてある種の原動機若しくはポンプの内部に又はパイプジョイント用に使用するものである。

しかし、金属線又は金網で補強された石綿の板のガasket又はジョイントは、この項の（B）

に該当するセットにし又は取りそろえたものの一部を構成する場合を除いて、この項には、属しない (68.12)。

(B) ガasketその他これに類するジョイントをセットにし又は取りそろえたもの

ある材料（凝集コルク、革、ゴム、繊維用繊維、板紙、石綿等）のものをセットにし又は取りそろえたものについては、ガasket又はジョイントのすべてが同一材料製のものではなく、かつ、小袋入りその他これに類する包装にしたものである場合には、この項に属する。

この項に属するためには、セットにし又は取りそろえたものが、異なる材料製のガasket又はジョイントを少なくとも二つは含んでいなければならない。従って、例えば、全部が板紙製である五つのガasketを小袋入りその他これに類する包装にしたものは、この項には含まれず、48.23 項に属する。しかし、当該セットにしたものが、ゴム製のガasketも含んでいる場合には、この項に属する。

(C) メカニカルシール

メカニカルシール（例えば、スライディングシール及びスプリングシール）は、機械の一部が動くことにより又は振動により生ずる圧力及び張力に対抗してそれらを取り付けた機械類の高圧の漏出を防ぐための、平面や回転面間の漏出防止ジョイントを形成する機械部品から成る。

メカニカルシールの構造は、一般に、かなり複雑である。これらは、次のものから成る。

- (i) 固定部品：シールが取り付けられると一体となった機械類となる。
- (ii) 可動部品：回転部分、ばね部分等。

この可動部品が、特に「メカニカルシール」と呼ばれる製品の中で最も重要な部分である。

これらのシールは、振動防止装置、軸受、アクチュアルシール、場合により結合として作用する。これらは、ポンプ、圧縮機、ミキサー、攪拌機及びタービンを含む多数の装置に使用されている。メカニカルシールは、種々の材料から作られ、様々な形状をしている。

＊

＊ ＊

この項には、次の物品を含まない。

- (a) ガasket又はジョイント(金属の板又ははくを使用した複合型のものを除く。)で前記(B)に規定する条件に合致しないもの(通常、構成する材料により該当する項に属する。)
- (b) 機械用の詰物(例えば、石綿のひも製のもの。68.12)
- (c) オイルシールリング(84.87)

84.85 積層造形用の機械

8485.10—メタルデポジット方式によるもの

8485.20—プラスチックデポジット方式又はラバーデポジット方式によるもの

8485.30—プラスターデポジット方式、セメントデポジット方式、セラミックデポジット方式又はガラスデポジット方式によるもの

8485.80－その他のもの

8485.90－部分品

この項には、デジタルモデルに基づく物体の形成過程である積層造形（三次元印刷とも呼ばれる。）に使用する種類の機械を含む。

この機械は、機械に提供されたデザインファイルをもとに、材料のレイヤリング及び固化処理により物体を形成する。この機械は、金属、プラスチック、ゴム、プラスター、セメント、セラミック、ガラス、木材、紙又は種皮等の材料から三次元物体を形成するために、例えばレーザー、レジスタ、電子ビーム又はUVライト等の動力源を選択的に使用する。この方法により、機械の種類及び使用される材料に応じて、医療装置若しくは補綴（てつ）用器具、美術品、火器、建築物及びそれらの部分品並びに衣類及びその部分品を含む多種多様な物体を形成できる。

この項には、例えば次のような様々な種類の積層造形用の機械を含む。

- （１）結合材噴射機は、粉末及び液状結合材を使用して物体を形成する機械である。粉末（例えば、金属、プラスチック、ゴム又はガラス）は何層にも塗り重ねられ、各層には当該粉末を接着するために液状結合剤が加えられる。これにより、各層は物体形成のために硬化及び結合され、その後、当該物体は洗浄され硬化される。
- （２）光造形機は、液状材料（光硬化性のレジン又はプラスチック）を積層する機械である。UVレーザーが、プラスチックの第一層を走査し（scan）硬化させ、プラットフォームが上昇すると、続くプラスチック層を硬化させる。
- （３）材料噴射機は、ポリプロピレン（PP）、高密度ポリエチレン（HDPE）、ポリスチレン（PS）、ポリ（メタクリル酸メチル）（PMMA）、ポリカーボネート（PC）、アクリロニトリル－ブタジエン－スチレン共重合体（ABS）、耐衝撃性ポリスチレン（HIPS）、環境分解性プラスチック（ED）等のプラスチックを積層する機械である。材料はノズルから噴射され、UVライトにより硬化される。
- （４）材料押出機は、垂直又は水平に動く押出ノズルの内部のフィラメントを熱し、溶解した原料を堆積し、硬化する機械である。
- （５）粉末床溶融結合機は、レーザー走査又は電子ビームにより粉末材料を溶かし、物体形成のために積層する機械である。
- （６）積層造形用のシート積層機は、デジタルモデルに従い、シート（一般的にはプラスチック製のもの）を重ね、各層を融合させることで特定の三次元の物体を製造する機械である。この機械は、二以上のシートを結合し複合材料を形成する機械（シートラミネートマシン）とは異なる。
- （７）指向性エネルギー堆積機は、材料を堆積させながら、電子ビームを用いて材料を溶解し、物体を形成する機械である。

部 分 品

部分品の所属に関する一般規定（16部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、この項の物品の部分品は、この項に属する（材料を収納するために特別に設計され、特定の3D

プリンターに使用が限定されるプリンターカートリッジを含む（電子部品又は機械的メカニズムを有しないものを除く。))。

＊

＊ ＊

84. 86 半導体ボール、半導体ウェハー、半導体デバイス、集積回路又はフラットパネルディスプレイの製造に専ら又は主として使用する機器、第 84 類の注 11 (C) の機器並びに部分品及び附属品

8486. 10—半導体ボール又は半導体ウェハー製造用の機器

8486. 20—半導体デバイス又は集積回路製造用の機器

8486. 30—フラットパネルディスプレイ製造用の機器

8486. 40—第 84 類の注 11 (C) の機器

8486. 90—部分品及び附属品

この項には、半導体ボール、半導体ウェハー、半導体デバイス、集積回路又はフラットパネルディスプレイの製造に専ら又は主として使用する種類の機器を含む。ただし、この項には測定機器、検査機器、化学分析用の機器等を含まない (90 類)。

(A) 半導体ボール又は半導体ウェハーの製造用の機器

このグループは、次のような、半導体ボール又は半導体ウェハーの製造用の機器を含む。

- (1) シリコンロッドをゾーンメルティングにより精錬するための部分熔融炉 (One-melt furnaces)、ウェハー表面の酸化のための酸化炉 (oxidation furnaces) 及び不純物をウェハーに添加するための拡散炉 (diffusion furnaces)。
- (2) 結晶引上装置 (Crystal growers and pullers) : 切断しウェハーにするための高純度の単結晶半導体ボールの製造に使用する。
- (3) 結晶研削機 (Crystal grinders) : 結晶ボールをウェハーにするため正確な直径に研削し、かつ、結晶の伝導性と抵抗率を示すようボールの表面を研削する。
- (4) ウェハー切断装置 (Wafer slicing saws) : 単結晶半導体材料のボールをウェハーに切断する。
- (5) ウェハー研削機 (Wafer grinders)、ラッピング装置 (lappers) 及び研磨機 : 拡散工程に向け、半導体ウェハーを調整する。これは、寸法の許容範囲内にウェハーを成形することを含む。特に表面の平坦さを重視する。
- (6) 化学的機械的研磨装置 (Chemical mechanical polishers (CMP)) : この装置は、機械的に磨くことと化学的な除去の両方を利用し、ウェハーを平坦にし、研磨する。

(B) 半導体デバイス又は集積回路製造用の機器

このグループは、次のような、半導体デバイス又は集積回路製造用の機器を含む。

- (1) 薄膜形成装置 (Film formation equipment) : 拡散工程の間、ウエハー表面に各種の薄膜を塗布又は形成する。これらの薄膜は、完成したデバイス上の導体、絶縁体及び半導体として機能する。これらの薄膜には、基板表面の酸化物及び窒化物、金属並びにエピタキシャル層を含む。この工程と、次に挙げられる機器は、特定の種類の薄膜の形成に限定されるべきものでないものがある。
 - (a) 酸化炉 (Oxidation furnaces) : ウエハー上に酸化物の「薄膜」を形成する。酸化薄膜は、高温下で酸素又は水蒸気によりウエハーの最上部の分子層と化学反応させて形成する。
 - (b) 化学的気相成長装置 (Chemical Vapour Deposition (CVD) equipment) : 適切な組成の気体を、温度管理された反応炉で晒すことにより、各種の薄膜を蒸着する。これは、熱化学気相反応を生成する。これらの操作は、大気圧又は低圧で行うこと (減圧化学的気相成長 (LPCVD)) や、プラズマによる反応の促進を使用すること (プラズマ化学的気相成長 (PECVD)) もある。
 - (c) 物理的気相成長装置 (Physical Vapour Deposition (PVD) equipment) : 固体を気化し形成する各種の薄膜を蒸着する。例えば、次のようなものがある。
 - (1) 真空蒸着装置 (Evaporation equipment) : 材料を加熱することにより薄膜を形成する。
 - (2) スパッタリング装置 (Sputtering equipment) : イオンを材料 (ターゲット) に衝突させ (材料を) 飛散させることにより薄膜を形成する。
 - (d) 分子線エピタキシ装置 (Molecular Beam Epitaxy (MBE) equipment) : 分子のビームを使用し超高真空下で加熱した単結晶基板上でエピタキシャル層を成長させる。この工程は PVD に類似する。
- (2) ドーピング装置 : 半導体層の伝導性又はその他の性質を修正するため、次のように、不純物をウエハー表面に注入する。
 - (a) 熱拡散装置 : 高温のガスに晒し、ウエハーの表面に不純物を注入する。
 - (b) イオン打ち込み (Ion Implantation) : 加速したイオンビームを用いてウエハー表面の結晶格子構造にドーパントを打ち込む。
 - (c) 焼きなまし炉 (Annealing furnaces) : イオン打ち込みにより損傷したウエハーの結晶格子構造を修理する。
- (3) エッチング及びレジスト剥離装置 (Etching and stripping equipment) : 次のように、ウエハー表面のエッチング又は洗浄に使用する。
 - (a) ウェットエッチング装置 : 吹き付け又は浸漬により化学的エッチング材料を塗布する。スプレーエッチング装置 (吹き付け) は、一のウエハーの作業を一度に行うため、エッチング槽 (浸漬) より均一な結果となる。
 - (b) ドライプラズマエッチング : プラズマエネルギー領域内にエッチング材料をガス状で送り、エッチング材料を異方性のエッチング形状に加工する。ドライエッチング装置 (Dry-etchers) は、半導体ウエハーから薄膜材料を除去するガス状プラズマを形成する各種の異なる方法を使用する。
 - (c) イオンビーム加工装置 (Ion beam milling equipment) : ウエハー表面へ、イオン化した

気体原子を加速して照射する。その衝撃はウエハー表面の最上層を物理的に除去する。

- (d) ストリッパー (Strippers) 又はアッシャー (ashers) : エッチングと類似した技術を使用し、「型板」として使った後、不要となったフォトレジストをウエハー表面から除去する。この機器は、異方性のエッチング形状から窒化物、酸化物及び多結晶シリコンも除去できる。

- (4) リソグラフィ装置 : 次のように、半導体ウエハーのフォトレジストで被覆された表面に回路図を転写する。

- (a) フォトレジストでウエハーを被覆する装置 : この装置には、ウエハーの表面に均一に液状のフォトレジストを塗布する回転塗布装置 (photoresist spinners) を含む。

- (b) 回路図をフォトレジストで被覆したウエハーに露光する装置 (又は部分品)。

- (i) マスク又はレチクルの使用及び光 (通常は紫外線) 又はX線でのフォトレジストへの照射 (露光)。

- (a) コンタクトプリンター : 露光中、マスク又はレチクルはウエハーに接触する。

- (b) プロキシミティアライナー : マスク又はレチクルとウエハーの間に実際の接触がないことを除いて、コンタクト・アライナーに類似する。

- (c) スキャニングアライナー : マスクとウエハーの隙間を連続して移動しながら露光する投影技術を使用する。

- (d) ステップアンドリピートアライナー (Step and repeat aligners) : 一度毎にウエハーの一部分を露光する投影技術を使用する。マスクからウエハーに、縮小又は1 : 1の大きさで露光する。強力なものにはエキシマレーザーを使用するものも含む。

- (ii) ウエハー上に直接描画する装置 : これらの装置は、マスク又はレチクルなしで作動する。これらは、自動データ処理機械で制御された「ライティングビーム」(例えば、電子ビーム (Eビーム)、イオンビーム又はレーザー) を使用し、フォトレジストで被覆したウエハー上に直接回路を描画する。

- (5) 露光したウエハーを現像する装置 : この装置は、写真の現像、焼付けその他の処理で利用するものと同様の化学用の槽を含む。

この項は、また、次のものを含む。

- (i) フォトレジストで基板又はウエハーを回転塗布で覆う遠心機
- (ii) エッチレジストインクで絶縁基板に印刷するスクリーンプリンター
- (iii) ウエハーをチップに分割するレーザースクライビング機器
- (iv) ウエハーダイシングソー

(C) フラットパネルディスプレイ製造用の機器

このグループには、基板のフラットパネルへの組立てを含む。しかしながら、ガラスの製造又は印刷回路基板その他の電子部品のフラットパネル上への組立ては含まない。

この項は、フラットパネルディスプレイ製造用の次のような機器を含む。

- (1) エッチング、現像、剥離又は洗浄用の装置
- (2) 回路図の投影、描画又はめっき用の装置

- (3) 遠心式スピンドライヤー又はその他の乾燥装置
- (4) 写真乳剤で被覆するために設計された機器（スピナー）
- (5) ドーピング（不純物注入）用イオン打ち込み機
- (6) 拡散、酸化、焼きなまし又は急速加熱用の炉及びその他の装置
- (7) 化学的気相成長（CVD）装置及び物理的気相成長（PVD）装置
- (8) 研削及び研磨用の機器
- (9) 切断加工（sawing, scribing 又は scoring）用の機器

(D) この類の注 11 (C) の機器

このグループは、専ら又は主として次に使用する種類の機器を含む。

- (1) マスク又はレチクルの製造又は修理（例えば、フォトマスクの露光による加工装置（フォトリソグラフィー）及びマスク又はレチクルの修理のためのイオン加工機器）
- (2) 半導体デバイス又は集積回路の組立て。例えば、次のようなものがある。
 - (a) レーザー加工機器：完成したモノリシック集積回路又は個別の半導体部品のプラスチックのケーシングを加工する。
 - (b) 封止装置：チップの周囲のプラスチック材料に圧力をかけることによりチップをプラスチックでケーシングする。
 - (c) ワイヤボンダー：超音波又は電気加圧溶接によりモノリシック集積回路の接点に金線を溶接する。
 - (d) ウエハーバンピング：ダイシング前に、ウエハー全体に接点を形成する。
- (3) ボール、ウエハー、半導体デバイス、集積回路又はフラットパネルディスプレイの持上げ、荷扱い、積込み又は荷卸し（例えば、半導体ウエハー、ウエハーカセット、ウエハーボックスその他の半導体デバイス用の物質の運搬、荷扱い及び保管のための AMH（automated material handling）機器）

(E) 部分品及び附属品

部分品の所属に関する一般規定(16部の総説参照)によりその所属を決定する場合を除くほか、この項の機器の部分品及び附属品は、この項に属する。したがってこの項に属する部分品及び附属品は、この項の機器に専ら又は主として使用する工作物保持具又はツールホルダーその他の附属品を含む。

84.87 機械類の部分品（接続子、絶縁体、コイル、接触子その他の電気用物品を有するもの及びこの類の他の項に該当するものを除く。）

8487.10－船舶のプロペラ及びその羽根

8487.90－その他のもの

この項には、機械類の部分品のうち次に掲げるものを除くほか、電気式でない物品のすべてを含む。

(a) 特定の機械 (84.79 項、85.43 項、17 部、90 類等の機械を含む。) に専ら又は主として使用するように特に設計されており、そのため、当該機械と同一の項 (部分品について単独の項の規定がある場合には、当該単独の項) に属する部分品

(b) 84.81 項から 84.84 項までに属する部分品

(c) この表の他の項において、より特殊な限定をして記載をしている部分品及び 16 部の注 1 又は 84 類の注 1 の規定により除外される部分品 (例えば、伝動用又はコンベヤ用のベルト及びベルチングでプラスチック製のもの (39 類)、伝動用又はコンベヤ用のベルト及びベルチングで加硫ゴム製のもの (40.10)、その他の部分品で加硫ゴム (硬質ゴムを除く。) 製のもの (40.16)、革製又はコンポジションレザー製の部分品 (42.05)、伝動用又はコンベヤ用のベルト及びベルチングで繊維用繊維製のもの (59.10)、繊維用繊維製のその他の機械部分品 (59.11)、陶磁製又はガラス製の部分品 (69 類又は 70 類)、天然、合成又は再生の貴石又は半貴石のみで製造した機械部分品 (71 類)、15 部の注 2 のねじ、鎖、ばねその他のはん用性の部分品並びにブラシ (96.03))

したがって、この項の物品は、一般に機械の部分品として認められるものではあるが、特定の機械の部分品とは認められないものである。これらの条件に基づき、この項には、自動式でない潤滑油用ポット、グリース供給用ニップル、手回しホイール、レバー、握り、安全覆い、ベースプレート及びオイルシールリングを含む。オイルシールリングは、一般に横断面が円形でごく単純な構造であり (例えば、フレキシブルゴムリング及び金属補強材を加硫により接合したもの)、可動部分を有さない。オイルシールリングは、接合面をシールすることにより、オイル又はガスの漏れ、ほこり等の侵入を防ぐために、多くの機器において使用される。

この項には、船舶用のスクリュー、プロペラ及び汽船用外輪も含む。

第 85 類

**電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用
又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品**

注

- 1 この類には、次の物品を含まない。
 - (a) 電気加熱式の毛布、ベッドパッド、足温器その他これらに類する物品並びに電気加熱式の衣類、履物、耳当てその他の着用品及び身辺用品
 - (b) 第 70.11 項のガラス製の物品
 - (c) 第 84.86 項の機械類及び器具
 - (d) 内科用、外科用、歯科用又は獣医科用に使用する種類の真空装置 (90.18 項)
 - (e) 第 94 類の電気加熱式家具
- 2 第 85.01 項から第 85.04 項までには、第 85.11 項、第 85.12 項又は第 85.40 項から第 85.42 項までの物品を含まない。

ただし、金属槽水銀アーク整流器は、第 85.04 項に属する。
- 3 第 85.07 項の「蓄電池」には、エネルギーを蓄積及び供給する蓄電池の機能に貢献し又は蓄電池を損傷から保護する補助部品（例えば、接続子、温度制御装置（サーミスター等）及び回路保護装置）とともに提示するものを含むものとし、また、蓄電池が使用される物品の保護ハウジングの一部を取り付けたものを含む。
- 4 第 85.09 項には、通常家庭で使用する種類の次の電気機械式機器のみを含む。
 - (a) 床磨き機、食物用グラインダー、食物用ミキサー及び果汁又は野菜ジュースの搾り機（重量を問わない。）
 - (b) その他の機器で重量が 20 キログラム以下のもの

ただし、ファン及びファンを自蔵する換気用又は循環用のフード（フィルターを取り付けてあるかないかを問わない。第 84.14 項参照）、遠心式衣類脱水機（第 84.21 項参照）、皿洗機（第 84.22 項参照）、家庭用洗濯機（第 84.50 項参照）、ロール機その他のアイロンがけ用機械（第 84.20 項及び第 84.51 項参照）、ミシン（第 84.52 項参照）、電気ばさみ（第 84.67 項参照）並びに電熱機器（第 85.16 項参照）を除く。
- 5 第 85.17 項において「スマートフォン」とは、自動データ処理機械の機能（例えば、複数のアプリケーション（サードパーティー製のものを含む。）のダウンロード及び作動の同時実行）を果たすように設計されたモバイルオペレーティングシステムを搭載した携帯回線網用の電話（デジタルカメラ、ナビシステムその他の機能を備えているかいないかを問わない。）をいう。
- 6 第 85.23 項において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。
 - (a) 「不揮発性半導体記憶装置」（例えば、「フラッシュメモリーカード」又は「フラッシュ電子記憶カード」）は、接続用ソケットを備え、同一ハウジングの中に、印刷回路基板上に集積回路の形で搭載している 1 以上のフラッシュメモリー（例えば、FLASH E²PROM）を有している。これらは、集積回路の形状をしたコントローラー及び個別の受動素子（例えば、コンデンサー、抵抗器）を取り付けたものを含む。

(b)「スマートカード」とは、内部にチップ状の集積回路（マイクロプロセッサ、ランダムアクセスメモリー（RAM）又はリードオンリーメモリー（ROM））を1個以上埋め込んだものをいう。これらのカードは、接触子、磁気ストリップ又はアンテナを取り付けたものを含むものとし、その他の能動又は受動回路素子を有するものを含まない。

- 7 第 85.24 項において「フラットパネルディスプレイモジュール」とは、少なくともディスプレイスクリーンが備え付けられた情報表示用のデバイス機器（他の項に属する製品に、使用前に組み込まれるよう設計されたもの）をいう。フラットパネルディスプレイモジュール用のディスプレイスクリーンには、その形状が平らなもの、曲がったもの、柔軟なもの、折畳み可能なもの及び伸縮可能なものを含む（ただし、これらに限定されない。）。フラットパネルディスプレイモジュールは、追加の素子（映像信号の受信やその信号をディスプレイ上のピクセルに割り当てるために必要なものを含む。）を備えていてもよい。ただし、第 85.24 項には、映像信号を変換する要素（例えば、スケーラー IC、デコーダー IC 又はアプリケーションプロセッサ）や他の項の物品の特性を備えたディスプレイモジュールを含まない。

この注 7 のフラットパネルディスプレイモジュールの所属の決定に当たっては、第 85.24 項は、この表の他のいずれの項にも優先する。

- 8 第 85.34 項において「印刷回路」とは、印刷技術（例えば、浮出し、めっき及びエッチング）又は膜回路技術により、導体、接触子その他の印刷した構成部分（例えば、インダクター、抵抗器及びコンデンサー。電気信号の発生、整流、変調又は増幅を行うことができる素子（例えば、半導体素子）を除く。）を絶縁基板上に形成して得た回路（当該構成部分をあらかじめ定めたパターンに従って相互に接続してあるかないかを問わない。）をいう。

「印刷回路」には、印刷工程中に得た素子以外の素子を結合した回路並びに個々の抵抗器、コンデンサー及びインダクターを含まないものとし、印刷してない接続用部品を取り付けてあるかないかを問わない。

これらの技術により得た薄膜回路及び厚膜回路で、受動素子と能動素子とから成るものは、第 85.42 項に属する。

- 9 第 85.36 項において、「光ファイバー（束にしたものを含む。）用又は光ファイバーケーブル用の接続子」とは、デジタル回線システムにおいて、光ファイバーの端と端を単に機械的に接合させる接続子をいう。これらは、その他の機能（例えば、信号の増幅、再生又は変調）を有しない。

- 10 第 85.37 項には、テレビジョン受像機その他の電気機器の遠隔操作用のコードレス赤外線装置を含まない（第 85.43 項参照）。

- 11 第 85.39 項において「発光ダイオード（LED）光源」には、次の物品を含む。

(a)「発光ダイオード（LED）モジュール」

発光ダイオード（LED）モジュールは、電気回路内に配置された発光ダイオード（LED）による電気的な光源であり、他の構成部品（例えば、電氣的、力学的、熱的又は光学的な構成部品）を有し、また、個別の能動素子、個別の受動素子又は電源供給若しくは電源制御用の第 85.36 項若しくは第 85.42 項の物品を有する。発光ダイオード（LED）モジュールには、照明器具への装着及び交換を容易にし、物理的及び電氣的接触を確保するように設計されたキ

ャップを有するものを含まない。

(b) 「発光ダイオード (LED) ランプ」

発光ダイオード (LED) ランプは、一以上の発光ダイオード (LED) モジュールを含む電氣的な光源であり、他の構成部品（例えば、電氣的、力学的、熱的又は光學的な構成部品）を有し、また、照明器具への装着及び交換を容易にし、物理的及び電氣的接触を確保するように設計されたキャップを有することにより、発光ダイオード (LED) モジュールと区別される。

12 第 85.41 項及び第 85.42 項において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a) (i) 「半導体デバイス」とは、その働きが電界の作用又は半導体ベースの変換器に基づく抵抗率の変動により行われる半導体デバイスをいう。

半導体デバイスには、複数の素子を組み合わせたもの（能動デバイス又は受動デバイスの補助機能を備えているかいないかを問わない。）を含む。

この定義において、「半導体ベースの変換器」とは、物理現象若しくは化学現象若しくは動作を電氣的信号に変換し又は電氣的信号を物理現象若しくは動作に変換することができるといった固有の機能を果たす半導体ベースセンサー、半導体ベースアクチュエーター、半導体ベースレゾネーター及び半導体ベースオシレーター（個別の半導体ベースのデバイス）をいう。

半導体ベースの変換器の全ての素子は、不可分の状態に結合されており、それらの構造又は機能を果たすために必要な素材を不可分の状態に取り付けたものを含む。

次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 「半導体ベース」とは、半導体基板上に形成若しくは製造されたもの又は半導体素材によって作られたもので、半導体技術により製造されたものをいう（半導体基板又は素材が決定的かつ代替不可能な変換器としての機能を果たすもので、かつ、その働きが物理的、電氣的、化学的及び光学的特性を含む半導体の特性に基づくものに限る。）。
- (2) 「物理現象又は化学現象」とは、圧力、音波、加速度、振動、移動、方向、歪（ひず）み、磁界強度、電界強度、光、放射能、湿度、フロー、化学物質濃度等の現象に関連するものをいう。
- (3) 「半導体ベースセンサー」とは、半導体の内部又は表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から成り、電気特性の変化又は機械構造体の変位によって生ずる物理量又は化学量を検出し、これらを電気信号に変換する機能を有するものをいう。
- (4) 「半導体ベースアクチュエーター」とは、半導体の内部又は表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から成り、電気信号を物理的な動きに変換する機能を有するものをいう。
- (5) 「半導体ベースレゾネーター」とは、半導体の内部又は表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から成り、外部入力に応じて、これらの構造体の物理的形狀に依存するあらかじめ設定した周波数の機械的又は電氣的な振動を発生する機能を有する半導体デバイスをいう。

(6) 「半導体ベースオシレーター」とは、半導体の内部又は表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から成り、これらの構造体の物理的形狀に依存するあらかじめ設定した周波数の機械的又は電氣的な振動を発生する機能を有する半導体デバイスをいう。

(ii) 「発光ダイオード (LED)」とは、電気エネルギーを可視光線、赤外線又は紫外線に変換する半導体素材をもととした半導体デバイス（互いに電氣的に結合しているかないか又は保護ダイオードと接続しているかないかを問わない。）をいう。第 85.41 項の発光ダイオード (LED) は、電源供給又は電源制御用の素子を自蔵していない。

(b) 「集積回路」とは、次の物品をいう。

(i) モノリシック集積回路（半導体材料又は化合物半導体材料（例えば、ドーブ処理したけい素、ガリウム砒（ひ）素、シリコンゲルマニウム、インジウムりん等）の基本的には内部に又は当該材料の表面に、回路素子（ダイオード、トランジスター、抵抗器、コンデンサー、インダクター等）を生成させ、かつ、不可分の状態にした回路）

(ii) ハイブリッド集積回路（単一の絶縁基板（ガラス製のもの、陶磁製のもの等）上に、受動素子（薄膜技術又は厚膜技術によって作られた抵抗器、コンデンサー、インダクター等）と能動素子（半導体技術によって作られたダイオード、トランジスター、モノリシック集積回路等）とを、相互接続子又は接続ケーブルによって、実用上不可分の状態に組み合わせた回路）。この回路には、個別部品を取り付けたものを含む。

(iii) マルチチップ集積回路（2 以上の相互に接続したモノリシック集積回路が、実用上不可分な状態に組み合わされた回路。絶縁基板が 1 以上であるかないか、また、リードフレームがあるかないかを問わないものとし、その他の能動または受動回路素子を含まない。）

(iv) マルチコンポーネント集積回路 (MCO)（一以上のモノリシック集積回路、ハイブリッド集積回路又はマルチチップ集積回路と、少なくとも一のコンポーネント（シリコンベースセンサー、シリコンベースアクチュエーター、シリコンベースオシレーター、シリコンベースレゾネーター若しくはこれらを組み合わせたもの、第 85.32 項、第 85.33 項若しくは第 85.41 項に属する物品の機能を有するコンポーネント又は第 85.04 項に属するインダクター）とを結合した回路で、ピン、リード、ボール、ランド、バンプ又はパッドを通して、印刷回路基板 (PCB) その他のキャリア上への組立てに使用する種類の部品として、集積回路と同様に実用上不可分の状態に一体化されているもの）

この定義において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

1 「コンポーネント」は、個別部品であるか、独立して製造された後に MCO の土台の上に組み立てられているか又は他のコンポーネントに組み込まれているかを問わない。

2 「シリコンベース」とは、シリコン基板上に形成され、シリコン材料で作られ又は集積回路ダイの上に製造されていることをいう。

3 (a) 「シリコンベースセンサー」とは、半導体の内部又は表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から成り、電気特性の変化又は機械構造体の変位によ

って生ずる物理現象又は化学現象を検出し、これらを電気信号に変換する機能を有するものをいう。「物理現象又は化学現象」とは、圧力、音波、加速度、振動、移動、方向、歪（ひず）み、磁界強度、電界強度、光、放射能、湿度、フロー、化学物質濃度等の現象に関連するものをいう。

(b)「シリコンベースアクチュエーター」は、半導体の内部又は表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から成り、電気信号を物理的な動きに変換する機能を有するものである。

(c)「シリコンベースレゾネーター」は、半導体の内部又は表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から成り、外部入力に応じて、これらの構造体の物理的形状に依存するあらかじめ設定した周波数の機械的又は電気的な振動を発生する機能を有するコンポーネントである。

(d)「シリコンベースオシレーター」は、半導体の内部又は表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から成り、これらの構造体の物理的形状に依存するあらかじめ設定した周波数の機械的又は電気的な振動を発生する機能を有する能動コンポーネントである。

この注 12 の物品の所属の決定に当たっては、第 85.41 項及び第 85.42 項は、第 85.23 項を除き、当該物品が特にその機能からみて属するとみられるこの表の他のいずれの項にも優先する。

号注

- 1 第 8525.81 号には、次の一以上の特性を有する高速テレビジョンカメラ、高速デジタルカメラ及び高速ビデオカメラレコーダーのみを含む。
 - －書込速度が 1 マイクロ秒当たり 0.5 ミリメートルを超えること。
 - －時間分解能が 50 ナノ秒以下であること。
 - －フレームレートが毎秒 225,000 フレームを超えること。
- 2 第 8525.82 号において、耐放射線テレビジョンカメラ、耐放射線デジタルカメラ及び耐放射線ビデオカメラレコーダーとは、高放射線環境下において作動するよう設計又は防護されたものをいう。これらのカメラは、使用上の劣化のない状態において、少なくとも、シリコン換算で 50,000 グレイ（5,000,000 ラド）の放射線量に耐えるよう設計されている。
- 3 第 8525.83 号には、暗視テレビジョンカメラ、暗視デジタルカメラ及び暗視ビデオカメラレコーダー（自然光を電子に変換する光電陰極を用いたもので、増幅及び変換により可視像を生ずることが可能なもの）を含み、熱画像カメラ（主として第 8525.89 号参照）を含まない。
- 4 第 8527.12 号には、高さ、幅及び奥行の寸法が 170 ミリメートル、100 ミリメートル及び 45 ミリメートル以下のカセットプレーヤー（増幅器を自蔵するもので、拡声器を組み込まず、かつ、外部電源によらずに作動するものに限る。）のみを含む。
- 5 第 8549.11 号から第 8549.19 号までにおいて「使用済みの一次電池及び蓄電池」とは、破損、切断、消耗その他の理由により、本来の用途に使用することができず、かつ、充電する能力を有しないものをいう。

総 説

(A) 類の範囲及び構成

この類には、次の物品を除き、すべての電気機器を含む。

(a) 84 類に属する種類の機器（たとえ電気式のものであっても 84 類に属する。84 類総説参照）及び

(b) 全体としてこの部から除かれる種類の物品（16 部の総説参照）

84 類の規定に反し、この類の物品は、陶磁製又はガラス製の物品であつても 70.11 項のガラス製のバルブ、チューブその他これらに類する物品を除くほか、この類に属する。

この類には、次の物品を含む。

(1) 電気の発生、変換又は蓄積に使用される機器（例えば、発電機、トランスフォーマー等（85.01 から 85.04 まで）、一次電池（85.06）及び蓄電池（85.07））

(2) ある種の家庭用機器（85.09）並びにかみそり、バリカン及び脱毛器（85.10）

(3) 電氣的な特性又は効果によって作動するある種の機器（例えば、電磁気効果、発熱特性等により作動するもの（85.05、85.11 から 85.18 まで、85.25 から 85.31 まで及び 85.43））

(4) 録音機、音声再生機、録画機及び映像の再生機並びにこれらの機器の部分品及び附属品（85.19 から 85.22 まで）

(5) 録音用その他これに類する記録用の媒体（映像の記録用の媒体を含むが、37 類の写真用又は映画用のフィルムを含まない。）（85.23）

(6) フラットパネルディスプレイモジュール（85.24）

(7) 一般に単独では使用されないが、電気機器内に組み込まれ特定の役割を果たすように設計されたある種の電気用品（例えば、コンデンサー（85.32）、スイッチ、ヒューズ、接続箱等（85.35 又は 85.36）、電球（85.39）、熱電子管等（85.40）、ダイオード、トランジスターその他これらに類する半導体デバイス（85.41）及び電気用炭素製品（85.45））

(8) 導電性又は電気絶縁性を利用して電気機器に使用されるある種の物品及び材料（例えば、電気絶縁をした線及びその組合せ（85.44）、がい子（85.46）、電気絶縁用物品及び絶縁材料を内張りした金属製の導管（85.47））

上記の電気用物品のほか、この類には、また、永久磁石（磁化していないものを含む。）及び永久磁石式の工作物保持具（85.05）を含む。

ただし、この類には、電熱機器に関してはある種の形式の機器（例えば、炉等（85.14）及び暖房機器、家庭用の機器等（85.16））のみを含むことに留意しなければならない。

85.23 項のもの又は 85.42 項のマルチコンポーネント集積回路(MCO)（この類の注 12(b)(iv) 参照）とみなすことができず、個別の機能を有していないメモリーモジュール（例えば、SIMMs（Single In-line Memory Modules）及び DIMMs（Dual In-line Memory Modules））は、16 部注 2 の規定に基づき、次によりその所属を決定する。

(a) 自動データ処理機械に専ら又は主として使用するものは、これらの機械の部分品として、84.73 項に分類する。

(b) その他の特定の機械又は同一の項の複数の機械に専ら又は主として使用するものは、これ

らの機械又はこれらのグループの機械の部分品として分類する。

(c) 主たる用途が特定できない場合、85.48 項に分類する。

一般に、電気加熱式の機器は、他の類（主として 84 類）に属し、例えば、次の物品がある。蒸気発生ボイラー及び過熱水ボイラー (84.02)、エアコンディショナー (84.15)、84.19 項のばい焼、蒸留その他の用途に供する機器、カレンダーその他のロール機及びそれらに使用するシリンダー (84.20)、家きんのふ卵器及び育すう器 (84.36)、木、コルク、革等に焼印をするはん用性の機械 (84.79) 並びに医療用機器 (90.18)

(B) 部 分 品

部分品に関しては一般的に、16 部の総説を参照すること。

この類の機械で電気式でない部分品は、次によりその所属を決定する。

(i) 多くの物品は、他の類（特に 84 類）に属する（例えば、ポンプ及びファン (84.13 又は 84.14)、コック等 (84.81)、玉軸受 (84.82) 及び伝動軸、歯車伝動機等 (84.83)）。

(ii) この類のある特定の電気機器（又はこの類の同一項に属するいくつかの機器）に専ら又は主として使用する電気式でない部分品は、当該機器と同じ項に属するか又は 85.03 項、85.22 項、85.29 項若しくは 85.38 項に属する。

(iii) その他の電気式でない部分品は、84.87 項に属する。

85.01 電動機及び発電機（原動機とセットにした発電機を除く。）

8501.10—電動機（出力が 37.5 ワット以下のものに限る。）

8501.20—交直両用電動機（出力が 37.5 ワットを超えるものに限る。）

—その他の直流電動機及び直流発電機（光発電機を除く。）

8501.31—出力が 750 ワット以下のもの

8501.32—出力が 750 ワットを超え 75 キロワット以下のもの

8501.33—出力が 75 キロワットを超え 375 キロワット以下のもの

8501.34—出力が 375 キロワットを超えるもの

8501.40—その他の単相交流電動機

—その他の多相交流電動機

8501.51—出力が 750 ワット以下のもの

8501.52—出力が 750 ワットを超え 75 キロワット以下のもの

8501.53—出力が 75 キロワットを超えるもの

—交流発電機（光発電機を除く。）

8501.61—出力が 75 キロボルトアンペア以下のもの

8501.62—出力が 75 キロボルトアンペアを超え 375 キロボルトアンペア以下のもの

8501.63—出力が 375 キロボルトアンペアを超え 750 キロボルトアンペア以下のもの

8501.64—出力が 750 キロボルトアンペアを超えるもの

—直流光発電機

8501.71ー出力が 50 ワット以下のもの

8501.72ー出力が 50 ワットを超えるもの

8501.80ー交流光発電機

(I) 電動機

電動機は、電気エネルギーを機械的動力に変換するための機械であり、このグループには、回転式電動機及びリニアモーターを含む。

(A) 回転式電動機：本品は、回転運動の形で機械的動力を発生させるものである。直流用若しくは交流用のいずれであるか又は用途若しくは目的に従って、種々の型式及び大きさのものがある。電動機のハウジングは、電動機を使用する状況に適合するように作られている（例えば、防じん型、防滴型又は防火型の電動機及びベルト駆動式の電動機用又は振動をうける電動機用の非固定式のマウンティング）。

電動機の多くは、運転中に電動機を冷却するためのファンその他の装置を自蔵している。

この項には、内燃機関用の始動用の電動機（85.11）を除くほか、計器類、時計、タイムスイッチ、ミシン、がん具等に使用される低出力の電動機から圧延機等に使用される大出力の電動機までのすべての型式のものを含む。

電動機は、プーリー、歯車、ギヤボックス又は手持工具駆動用のフレキシブルシャフトを装備していても、この項に属する。

この項には、電動機、軸、プロペラ及びかじが一体となったボート推進用の船外機を含む。

時計用ムーブメントに使用される同期電動機は歯車を取り付けてあってもこの項に属する。ただし、時計の輪列に結合されている同期電動機は、属しない（91.09）。

(B) リニアモーター：本品は、線運動の形で機械的動力を発生させるものである。

リニア誘導電動機は、基本的には、一以上の磁気回路（通常、磁石の薄板を積層し、これに巻線を施したもの）から成る一次メンバーと、通常、銅又はアルミニウムの板又は型材から成る二次メンバーにより構成される。

この電動機は、二次メンバーのすぐ近くで一次メンバーに交流電圧をかけたときに、推進力を発生させ、二つのメンバーは離れていてその間には空気があり、機械的な接触なしに並進運動（一方は静止し、他方は移動する。）が行われる。

リニア誘導電動機は、その用途に従ってそれぞれ次のように異なる。空気浮上式鉄駆動用のもの（一次メンバーは車両に搭載され、軌道に固定されたレール（二次メンバー）にまたがるようになっている。）、ばら積み貨物荷扱い装置の駆動用のもの（車輪付きトロリーの底部に取り付けられた二次メンバー（板）が、レールの間に敷設された一連の一次側のコイルの上を通過するようになっている。）、架空式コンベア運転用のもの（一次メンバーを取り付けたボギーが二次側の下を通過する。）、駐車施設において、車を特定の場所に移動させるためのもの（二次側のパレットが、床に取り付けられた一次メンバーによって移動させられる。）、例えば、ピストンポンプ、弁等の制御用のもの（これは、多重コイル式リニアモーター（軸（二次メンバー）環状の一次メンバーの内部で往復運動する。）により機能する。）、加工機械における位置決め用のもの等

直流リニアモーターは、電磁石の相互作用又は電磁石と永久磁石の相互作用により作動するものであり、交番電動機又は振動電動機（例えば、往復ポンプ用又は機械のシャトルの駆動用）、ステップモーター（例えば、小型コンベヤ用）等として使用することができる。

このグループには、次の物品も含む。

- (1) サーボモーター：ボイラー、炉その他の機器類の制御装置の調節用に設計されていて、基本的には減速歯車及び動力伝達装置（例えば、レバー及び滑車）を有する（又は、緊急用手回し車を備えている。）電動機から成るもので、単独で提示されるもの。
- (2) 自己同期ユニット：本品は、互いに 120 度の角度で置かれた二つの巻線を有する固定子と一つの巻線を有し、2 個のスリップリングを取り付けた回転子とから成るもので、一方を同期送信機として、他方を同期受信機として対で使用する（例えば、遠隔測定装置及び遠隔制御装置）ものである。
- (3) バルブ・アクチュエーター（電気式のものに限る。）：本品は、減速歯車及び駆軸を有する（種々の装置（電気式始動機、トランスフォーマー、手回し車等）を有する場合もある。）電動機で、弁を作動させるために使用されるものである。

（Ⅱ）発電機

種々のエネルギー源（機械動力、太陽エネルギー等）から電気エネルギーを発生させる機械は、この表の他の項において、より特殊な限定をして記載をしている場合を除くほか、この項に属する。

発電機は、直流発電機及び交流発電機の二つに大きく分けられる。いずれも一般的には、固定子（ハウジング内に取り付けてある。）と回転子（固定子の内側で、駆動軸に取り付けてある。）とから主として成るものである。直流発電機の場合には、セグメントのついた整流子が回転軸に取り付けられている。発生した電流は、セグメントに接触する炭素ブラシにより集められ、外部回路に取り出される。交流発電機には多くの場合ブラシがなく、発生した電流は直接外部回路に取り出されるが、中には電流が回転軸に取り付けられたスリップリングで集められ、スリップリングと接触する炭素ブラシにより取り出されるものもある。

固定子は、通常電磁石から成るものであるが、ある種の直流発電機（磁石式発電機）には、永久磁石が使用される。回転子は、通常積層鉄心に巻き付けられたコイルから成り、電機子とも呼ばれるものである。ある種の交流発電機では、界磁が回転するものもある。

発電機には手動式又は足踏み式のものもあるが、通常は原動機（例えば、液体タービン、蒸気タービン、風力原動機、往復動蒸気機関又はピストン式内燃機関）を有する。ただし、原動機なしで提示される場合に限り、発電機はこの項に属する。

この項には、光電池のパネルに他の装置（例えば、蓄電池及び電子式制御装置（電圧調整装置、インバーター等））を取り付けた光発電機及び光電池のパネル又はモジュールで、例えば、電動機又は電気分解装置に直接電力を供給するための簡単な素子（例えば、電流の向きを制御するダイオード）を取り付けたものも含む。

これらの装置においては、太陽エネルギーを直接電気に変換（光電変換）する太陽電池により発電される。

この項には、発電所用の大型発電機を含むほか、次に掲げるすべての発電機を含む。他の発電機の励磁用の小型の補助発電機及び種々の用途（例えば、船舶用、外部電源につながっていない農場用、電解工業用又はディーゼル電気機関車用）に電流を供給する大小各種の発電機

この項には、次の物品を含まない。

- (a) ベルトコンベヤ用又はローラーコンベヤ用のドラム又はローラーで電動機を自蔵するもの (84. 31)
- (b) 84. 79 項の振動機及び電磁石式振動機（同項の解説参照）
- (c) 原動機と結合した発電機 (85. 02)
- (d) 高電圧発生機 (85. 04)
- (e) 一次電池 (85. 06)
- (f) 内燃機関に使用する発電機（直流発電機（ダイナモ）及び交流発電機（オルタネータ））及び照明用又は信号用の機器に使用する発電機（自転車又は自動車に使用する種類のものに限る。）（それぞれ 85. 11 及び 85. 12）
- (g) 太陽電池（モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わないが、たとえ簡単なものであっても素子（例えば、電動機又は電気分解装置に直接電力を供給するためのもの）を取り付けたものを除く。） (85. 41)
- (h) Generator と称されることもあるが、実際には電気エネルギーを発生しないある種の電気機器（例えば、信号発生器） (85. 43)
- (ij) 90 類の発電機（例えば、エックス線発生機 (90. 22)）及び実物説明用のみに適する発電機 (90. 23)

部 分 品

部分品の所属に関する一般的規定（16 部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、この項の機械の部分品は、85. 03 項に属する。

85. 02 発電機（原動機とセットにしたものに限る。）及びロータリーコンバーター

－発電機（ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）とセットにしたものに限る。）

8502. 11－出力が 75 キロボルトアンペア以下のもの

8502. 12－出力が 75 キロボルトアンペアを超え 375 キロボルトアンペア以下のもの

8502. 13－出力が 375 キロボルトアンペアを超えるもの

8502. 20－発電機（ピストン式火花点火内燃機関とセットにしたものに限る。）

－発電機（その他の原動機とセットにしたものに限る。）

8502. 31－風力式のもの

8502. 39－その他のもの

8502. 40－ロータリーコンバーター

(I) 発電機（原動機とセットにしたものに限る。）

「発電機（原動機とセットにしたものに限る。）」とは、発電機と電動機以外の原動機（例えば、液体タービン、蒸気タービン、風力原動機、往復動蒸気機関及び内燃機関）とを結合したものをいう。原動機とセットにした発電機が、一体若しくは同床になっている場合又はそのように設計されている場合には、たとえ、輸送の都合上別梱包になっていても、これらがともに提示される場合に限り、一括してこの項に属する（16 部の総説参照）。

溶接機器用の発電機（原動機とセットにしたものに限る。）は、その溶接ヘッド又は溶接機器とは別に単独で提示される場合には、この項に属する。ただし、溶接ヘッド又は溶接機器とともに提示される場合には、この項には属しない（85.15）。

(II) ロータリーコンバーター

本品は、基本的には発電機及びこれと同床に固定した電動機から成る原動機の結合体である。しかし、ある場合には、電動及び発電の二つの機能が共通の巻線部により一体となっているものがある。これは、電流の性質の変換（交流から直流への変換又はその逆）又はある種の特性、例えば、交流の電圧、周波数又は位相を変換する（例えば、50 ヘルツの周波数を 200 ヘルツに又は単相を三相の電流に変換する。）ことに使用する。ある種のロータリーコンバーター（しばしば回転式トランスフォーマーと呼ばれる。）は、直流の電圧を変換することに使用する。

部 分 品

部分品の所属に関する一般的規定（16 部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、この項の機械の部分品は、85.03 項に属する。

85.03 第 85.01 項又は第 85.02 項の機械に専ら又は主として使用する部分品

部分品の所属に関する一般的規定（16 部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、この項には、前 2 項の機械の部分品を含む。この項に属する部分品は非常に広い範囲にわたり、これらの次の物品が含まれる。

- (1) 外殻及びケース、固定子、回転子、スリップリング、コレクター、ブラシ保持器並びに励磁コイル
- (2) 正方形又は長方形以外の形をした電気板

85.04 トランスフォーマー、スタティックコンバーター（例えば、整流器）及びインダクター

8504.10—放電管用安定器

—トランスフォーマー（絶縁性の液体を使用するものに限る。）

8504.21—容量が 650 キロボルトアンペア以下のもの

8504.22—容量が 650 キロボルトアンペアを超え 10,000 キロボルトアンペア以下のもの

8504. 23ー容量が 10,000 キロボルトアンペアを超えるもの

ーその他のトランスフォーマー

8504. 31ー容量が 1 キロボルトアンペア以下のもの

8504. 32ー容量が 1 キロボルトアンペアを超え 16 キロボルトアンペア以下のもの

8504. 33ー容量が 16 キロボルトアンペアを超え 500 キロボルトアンペア以下のもの

8504. 34ー容量が 500 キロボルトアンペアを超えるもの

8504. 40ースタティックコンバーター

8504. 50ーその他のインダクター

8504. 90ー部分品

(I) トランスフォーマー

トランスフォーマーは、電磁誘導により、かつ、あらかじめセットできる又は調整可能な装置を使用して、交流の電圧、インピーダンス等を変換する可動部分のない装置である。これは、通常、積層鉄心に様々な形状で巻き付けられた絶縁電線の二以上のコイルから成るが、ある場合には（例えば、無線周波数用変成器）磁心を有しないものがあり、またしんを凝結鉄粉、フェライト等で作ったものがある。一方のコイル（一次回路）内の交流は、他方のコイル（二次回路）にそれとは電流及び電圧が異なる交流を誘導する。コイルが一つで、巻線の一部が一次及び二次の回路に共通になっている場合もある（単巻トランスフォーマー）。外鉄型トランスフォーマーは、本体の周囲に積層した鉄の外殻がある。

トランスフォーマーのなかには特別な目的のために設計したものがある。例えば、回路間のインピーダンスを整合するための整合トランス及び結合した機器（例えば、測定用器具、電気メーター又は保護用継電気）のレベルまで電圧又は電流を昇降させる計器用トランスフォーマー（変流器、変圧器又は結合計器用変成器）である。

この項には、すべてのトランスフォーマーを含む。トランスフォーマーには、放電ランプ又は放電管に流れる総電流をコントロールする安定器及び無線機器、計器類、がん具等に使用する小型のものから、冷却のために油槽に封入したり、放熱器、ファン等を装備した大型のものまで種々のものがある。大型のものは、基幹変電所、本線同士を相互接続する変電所、配電用変電所又は二次返電所で使用される。周波数は、本線の周波数から超高周波まで変化する。

トランスフォーマーの定格容量は、定格二次電圧（又は電流）及び定格周波数において定格温度を超えないように連続運転したときの出力をキロボルトアンペアで示す。

電気溶接機器用のトランスフォーマーは、溶接ヘッド又は溶接機器とは別に単独で提示される場合には、この項に属する。ただし、溶接ヘッド又は溶接機器とともに提示される場合には、この項には属しない（85. 15）。

この項には、また、誘導コイルも含む。これは一次側に流された断続又は変動をする直流が、これに対応する電流を二次側に誘導する一種のトランスフォーマーである。これは電圧を上昇させたり、又は電話の場合には、一次側の安定した直流電流に印加された変動に対応する弱い変動電流を二次回路に再生させたりすることに使用する。この項には、内燃機関の点火装置（85. 11）を除いてあらゆる種類の誘導コイルを含む。

この項は、対ケーブルにおいて、インピーダンスを平衡させることにより電磁干渉を減少させる平衡不平衡変成器（平衡用ユニット）を含む。

（Ⅱ）スタティックコンバーター

このグループの機器は、使用目的に適合するように電気エネルギーを変換するために使用されるものである。この機器は、各種の変換素子（例えば、電子管）を自蔵する。また、各種の補助機器（トランスフォーマー、誘導コイル、抵抗、コマンドレギュレーター等）を自蔵するものもある。これらは、変換素子が交互に導体となったり不導体となったりする原理に基づいて作動する。

これらの機器が、しばしば出力電流の電圧を調整するための補助回路を自蔵すること及び電圧若しくは電流の調節器と呼ばれるものであることは、これらがこの項に属することについては何ら影響しない。

このグループには、次の物品を含む。

- （A）整流器：交流（単相又は多相）を直流に変換する機器で、通常、電圧も変化する。
- （B）インバーター：直流を交流に変換する機器
- （C）交流変換器及び周波数変換器：交流（単相及び多相）の周波数又は電圧を変換する機器
- （D）直流変換器：直流の電圧を変換する機器

スタティックコンバーターは、その装備している変換素子の種類により次の主要なカテゴリーに分けることができる。

- （1）半導体変換器：ある種の結晶間における一方通行の導電性に基づくもので、このような変換器は、変換素子としての半導体及びその他の種々の装置（冷却器、テープ状の導体、駆動装置、調節器、制御回路）から成る。

これには、次の物品を含む。

- （a）単結晶半導体整流器：シリコン又はゲルマニウムの結晶を含むデバイス（ダイオード、サイリスター又はトランジスター）を変換素子として使用するもの
- （b）多結晶半導体整流器：セレンの円盤を使用するもの

- （2）次のようなガス放電変換器

- （a）水銀整流器：この変換素子はガラスの容器又は金属のタンクから成り、その中は真空中で一つの水銀陰極と一以上の陽極があり、その間を流れる電流が整流される。これらの機器は、補助装置（例えば、始動、点弧、冷却又は真空保持のためのもの）を有する。

ガス放電整流器には始動の機構により2種類のものがある。すなわち、「エクサイトロン」（点弧陽極付きのもの）と「イグナイトロン」（点弧器付きのもの）がある。

- （b）白熱陰極型熱電子整流器：この変換素子（例えば、サイラトロン）は、水銀陰極の代わりに白熱陰極を有することを除き、水銀整流器の変換素子と同様のものである。

- （3）機械式変換素子を有する変換器で一方通行の導電性を有する種々の接触子によるものとしては次の物品がある。

- （a）接触型整流器（例えば、カムシャフトを使用するもの）：整流すべき交流の周波数に同期して開閉する金属製接触子の作用により整流するもの
- （b）水銀噴射タービン型整流器：交流の周波数に同期して回転する水銀の噴射が固定した接

触子をたたくことにより整流するもの

(c) 振動型整流器：交流の周波数に合わせて振動する薄い金属片が固定された接触子に接触することにより電流が電源から取り出される機器

(4) 電解整流器：電極として使用する物品と電解液との適当な組合せにより、電流は一定の方向にのみ流れるという原理によるもの

スタティックコンバーターは、種々の目的に使用され、例えば、次の物品がある。

(1) 据付け式の機械又は電気式駆動車両（例えば、電気機関車）を駆動するために電流を供給する変換器

(2) 電源用コンバーター：例えば、次のような物品がある。充電機（基本的にはトランスフォーマー及び電流制御装置と結合した整流器から成るもの。）、亜鉛めっき用又は電解用のコンバーター、非常電源、直流高電圧供給装置のためのコンバーター、加熱用又は電磁石に電流を供給するためのコンバーター

ここには、また高電圧発生機と呼ばれるコンバーターも含む。これは、特に無線機器、emission tubes、マイクロ波管又はイオンビーム管とともに使用され、また電源の種類は問わないが、通常送電線から入力した電流を、整流器、トランスフォーマー等を使用して関連する機器に必要な高圧直流に変換する。

この項には、安定化電源（調節器を結合した整流器）も含む。例えば、電子機器のための無停電電源ユニット。

しかしながら、高電圧発生機（又はトランスフォーマー）で放射線機器用に特に設計したものは、90.22 項に属する。自動電圧調整機は、90.32 項に属する。

(Ⅲ) インダクター

本品は、基本的には単巻のコイルから成っており、交流回路に挿入されて、自己誘導により、交流の流れを制限または阻止する。無線回路、計器等に使用される小さいチョークから、コンクリート中に埋められて電力回路に使用される（例えば、短絡時に電流の流れを制限するためのもの）大きなコイルまで種々のものがある。

この項には、印刷工程によって単一の構成要素の形態で得られるインダクターを含む。陰極線管用の偏向コイルは、85.40 項に属する。

部 分 品

部分品の所属に関する一般的規定（16 部の解説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、この項の物品の部分品は、この項に属する。特に、金属槽水銀整流器は、ポンプを有するか有しないかを問わず、常にこの項に属する。

しかしながら、この項の装置の電気式部分品の大部分は、この類の他の項に属し、例えば、次の物品がある。

(a) 85.36 項の各種のスイッチ（例えば、多接点型変成器に使用するもの）

(b) 真空整流管又は水銀蒸気整流管（金属槽型のものを除く。）及びサイラトロン（85.40）

(c) 半導体のダイオード、トランジスター及びサイリスター（85.41）

(d) 85.42 項の物品

85.05 電磁石、永久磁石及び永久磁石用の物品で磁化していないもの並びに電磁式又は永久磁石式のチャック、クランプその他これらに類する保持具並びに電磁式のカップリング、クラッチ、ブレーキ及びリフティングヘッド

－永久磁石及び永久磁石用の物品で磁化していないもの

8505.11－金属製のもの

8505.19－その他のもの

8505.20－電磁式のカップリング、クラッチ及びブレーキ

8505.90－その他のもの（部分品を含む。）

この項には、電磁石及びこの項の規定に特掲された電磁式の機器並びに永久磁石及び永久磁石式の保持具を含む。

(1) 電磁石

用途に応じて種々の大きさ及び型式のものがある。これらは、基本的には軟鉄製の鉄心の周囲に巻かれたコイルから成る。この場合の鉄心は一個のもの又は薄板を積層したものである。コイルに電流が流れると、鉄心に磁性が与えられて誘引又は反発することができるようになる。

(2) 永久磁石及び永久磁石用の物品で磁化していないもの

永久磁石は、永久的な磁気を与えられた硬鋼、特殊合金その他の材料（例えば、亜鉄酸バリウムをプラスチック又は合成ゴムで凝結させたもの）から成っている。その形状は用途に応じて種々のものがある。馬蹄形磁石の場合には、磁性の減少を防ぐ、しばしば、二つの磁極に鉄の棒を付着させる。永久磁石はその用途を問わず、とりわけがん具として使用されるような小さな磁石であってもこの項に属する。

永久磁石用の物品で磁化していないものとは、その形状及び成分（通常、金属製又は凝集フェライト製（例えば、亜鉄酸バリウム）の立方体又は円盤（タグ）の形状をしている。）から明らかにそれと認められる物品である。

(3) 電磁式又は永久磁石式のチャック、クランプその他これらに類する保持具

工作物を加工する間、適当な位置に保持するために磁石を使用する種々の型式の装置である。このグループには、加工機械以外の機械用の保持装置（例えば、印刷機械において版を保持するための磁石式装置）も含む。

(4) 電磁式のクラッチ及びカップリング

これらには種々の型式のものがある。ある種のものとは可動式の電機子の周囲に固定したコイルから成る。電機子は、通電中はコイル内に引き込まれており、電流が遮断されると、ばねにより再びコイル外に押し出される。この項には、また変速継手を含むが、このうち、あるものは非同期電動機の原理に基づいている。

(5) 電磁式のブレーキ

これは、一般に電磁石の働きで車輪のリム又はレールに作用するブレーキシューから成る。また、電磁誘導の原理に基づいたもの（すなわち、軸に取り付けられた軟鋼製の円盤上に電磁石により誘導された渦電流の作用で円盤を制動するもの）がある。ただし、この項には、電磁式装置により制御される機械・油圧式又はニューマチック式のブレーキを含まない。

(6) 電磁式のリフティングヘッド

これは、基本的には通常円形の電磁石から成り、普通、クレーンと連動して使用する（例えば、くず鉄の持上げ用）。ある種のものは特殊用途用に特に設計してある（例えば、サルベージ船に取り付けて、難破船から金属を回収するためのもの）。

部 分 品

部分品の所属に関する一般的規定（16 部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、この項の物品の部分品は、この項に属する。

＊

＊ ＊

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 結合剤を加えた磁性フェライトで粉状又はペレット状のもの (38. 24)
- (b) 機器、がん具、遊戯用具等とともに提示し、かつ、それらの一部を構成するように設計してあるこの項の電磁石、永久磁石又は磁石式装置（本体機器等と同じ項に属する。）
- (c) 磁気記録用媒体（例えば、2 枚のプラスチックシートの間に磁化してない磁性材料を積層したカードで、特に磁石式ロックを開けるために使用されるもの）(85. 23)
- (d) 眼科用又は外科用に使用するように設計してある電磁石 (90. 18)

85.06 一次電池

8506. 10－二酸化マンガンを使用したもの

8506. 30－酸化水銀を使用したもの

8506. 40－酸化銀を使用したもの

8506. 50－リチウムを使用したもの

8506. 60－空気・亜鉛電池

8506. 80－その他の一次電池

8506. 90－部分品

これらは、化学反応により電気エネルギーを発生させるものである。

一次電池は、基本的にはアルカリ又は非アルカリ性の電解質（例えば、水酸化カリウム、水酸化ナトリウム及び塩化アンモニウム並びに塩化リチウム、塩化アンモニウム又は塩化亜鉛と水との混合物）を入れた容器から成り、その中に二つの電極を浸している。マイナス極（負極 (anode)）。以下この項において同じ。）は通常亜鉛製、マグネシウム製又はリチウム製で、一方プラス極（正極 (cathode)）。以下この項において同じ。）（主減極剤）は、例えば、二酸化マンガ（炭素粉末と

混合したもの）製、酸化水銀製又は酸化銀製のものがある。リチウム一次電池において、マイナス極はリチウムでプラス極は、例えば、塩化チオニル、二酸化硫黄、二酸化マンガンを又は硫化鉄である。非水性の電解質は、水溶液中でのリチウムの溶解性及び反応性の理由から用いられる。空気－亜鉛一次電池では、一般的にはアルカリ性又は中性の電解質を用いている。亜鉛はマイナス極として用いられ、電池中に拡散させた酸素がプラス極として用いられている。各電極には外部回路と接続するために、ターミナルその他の接続用装置を取り付けてある。一次電池の基本的な特徴は、容易に又は効果的な充電ができないことである。

一次電池は、電流を多くの用途（ベル、電話、補聴器、カメラ、時計、計算機、心臓ペースメーカー、ラジオ、がん具、携帯用ランプ、家畜用の電気式突き棒等）に供するために使用されるものである。セル（cell）は直列、並列又はこれらの組合せにより結合したバッテリー（battery）とすることもある。電池は用途を問わず、この項に属する（例えば、既知の一定電圧を発生させる理化学用の標準電池もこの項に属する。）。

種々の電池には、次の物品がある。

- （１）湿電池：電解質は液体であり、流れは制限されていない。そのため、湿電池は配置の影響を受けやすい。
- （２）乾電池：電解質は吸収剤又はゲルに固定されている（例えば、寒天又は粉末のような濃縮剤と混合されたペースト状のもの）。電解質は液体の場合もあるが、流れは制限されている。乾電池は主として可搬式の装置に使用する。
- （３）不活性電池又は予備電池：使用する前に水又は電解質の全部若しくは一部を加えなければならないもの又はイオン性伝導体とするために電解質を加熱しなければならないものである。
- （４）濃淡電池：電解質の濃度が各電極によって異なる。

一次電池及びバッテリーは、種々の形状及び大きさのものが製造されている。一般的なタイプは円柱型又はボタン型である。

ある種の電池（例えば、湿電池及び一部の不活性電池）は、通常電解質なしで提示されるが、その場合でもこの項に属する。

この項には、充電可能な電池を含まない。これらは蓄電池として 85.07 項に属する。

部 分 品

部分品の所属に関する一般的規定（16 部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、一次電池の部分品（容器を含む。）は、この項に属する。

＊

＊ ＊

この項には、次の物品を含まない。

- （a）端子（85.36）
- （b）太陽電池（85.41）
- （c）炭素電極（85.45）
- （d）使用済みの一次電池及び一次電池のくず（85.49）
- （e）熱電対（例えば、85.03、85.48 又は 90.33）

*
* *

号の解説

8506. 10、8506. 30 及び 8506. 40

これらの号の所属は、プラス極（主減極剤）の成分により決定されるものとする。

しかしながら、二酸化マンガンのプラス極とリチウムのマイナス極から構成される一次電池は、リチウム一次電池として 8506. 50 号に分類する。（以下の、8506. 50 号の解説参照）

8506. 50

この号の所属は、マイナス極の成分により決定する。

85.07 蓄電池（隔離板を含むものとし、長方形（正方形を含む。）であるかないかを問わない。）

8507. 10ーピストンエンジンの始動に使用する種類の鉛蓄電池

8507. 20ーその他の鉛蓄電池

8507. 30ーニッケル・カドミウム蓄電池

8507. 50ーニッケル・水素蓄電池

8507. 60ーリチウム・イオン蓄電池

8507. 80ーその他の蓄電池

8507. 90ー部分品

蓄電池（二次電池）は、再充電されるために、電気化学反応が可逆的であるということが特徴である。これらは、電気を貯蔵するために用いられ、必要な時に電気を供給する。直流を蓄電池に通じさせると、ある種の化学変化が生じる（充電）。続いて蓄電池の端子が外部回路に接続されると、前記と逆の化学変化が生じて、外部回路に流れる直流が発生する（放電）。このような充電作用及び放電作用の反復が蓄電池の使用を通じて繰り返される。

蓄電池は、基本的には電解液を入れた容器と、電解液中に浸されそれぞれ外部回路との接続用端子を取り付けてある二つの電極とから成る。多くの場合、容器は区分してあり、区分された各セル（cell）が、それぞれ蓄電池となっている。これらの各セルは高電圧を発生するため通常直列に接続される。このようにして接続された数多くのセルがバッテリー（battery）である。蓄電池の多くは、また、より大きな容器内に組み合わされている。蓄電池には、湿電池型又は乾電池型がある。

蓄電池の主なものには、次の物品がある。

- （１）鉛蓄電池：電解液は硫酸で、電極として活物質の付いた鉛板又は鉛格子を使用してある。
- （２）アルカリ蓄電池：電解液は、通常、水酸化カリウム、水酸化リチウム又は塩化チオニルで、電極としては、例えば次のものを使用する。
 - （i）ニッケル正極又はニッケル化合物正極及び鉄負極、カドミウム負極又は水素化金属負極
 - （ii）コバルト酸リチウム正極及びグラファイト混合物負極
 - （iii）炭素正極及び金属リチウム負極又はリチウム合金負極

(iv) 酸化銀正極及び亜鉛負極

電極は、単純な板、格子、棒等又は活物質から成る特殊なペーストを被覆若しくは充てんした格子若しくは管から成る。鉛蓄電池の容器は通常ガラス製であるが、自動車用蓄電池の場合には、プラスチック、硬質ゴム又は合成物質から作られている。大型定置式の蓄電池は、ガラス又は鉛を内張りしたプラスチック製又は木製の容器が使用される。一方アルカリ蓄電池の容器は通常鋼製又はプラスチック製である。アルカリ蓄電池は、電源として機器に適合するように設計された特別な大きさ及び形状のものがある。これらは、防水容器に納められているものもある。多くのアルカリ蓄電池は、85.06 項の一次電池の外観をしている。

蓄電池は、電流を多くの用途（例えば、自動車、ゴルフカート、フォークリフト、動力式手持工具、携帯電話、携帯用自動データ処理機械、携帯用ランプ）に供するために用いられる。

ある種の鉛蓄電池は比重計を装備している。これにより電解液の比重を測定すれば蓄電池の充電の程度が大体示される。

蓄電池は電解液なしで提示されてもこの項に属する。

1 以上のセル及びセル同士を相互に連結する回路を有する蓄電池は、しばしば「バッテリーパック」と呼ばれ、エネルギーを蓄積及び供給するという蓄電池の機能に貢献し又は損傷から保護するための補助的な機構（例えば接続子、温度制御装置（サーミスター等）、回路保護装置及び保護ハウジング）を含むか含まないかを問わず、この項に属する。それらはたとえ特別な装置とともに使用されるように設計されたものであっても、この項に属する。

部 分 品

部分品の所属に関する一般的規定（16 部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、蓄電池の部分品（例えば、容器及びカバー、鉛板及び鉛格子（ペーストを塗布してあるかないかを問わない。）並びに隔離板（加硫ゴム（硬質ゴムを除く。）製のもの及び紡織用繊維材料製のものを除くものとし、単に長方形（正方形を含む。）に切っただけの平板であっても非常に精密な技術仕様（多孔性、寸法等）に適合しており、直ちに使用することができる状態にあるもの（材料を問わない。）を含む。)) は、この項に属する。

この項には、次の物品を含まない。

(a) 端子 (85.36)

(b) 使用済みの蓄電池及びそれらのくず (85.49)

85.08 真空式掃除機

－電動装置を自蔵するもの

8508.11－出力が 1500 ワット以下のもの（ダストバッグ又はその他の容器（20 リットル以下のもの）を有するものに限る。）

8508.19－その他のもの

8508.60－その他のもの

8508.70－部分品

85 類注 1（d）の規定に従うことを条件として、この項には手で持って扱える大きさであるかを問わず、ドライアンドウェット式の真空式掃除機の全てを含むものとする（回転式のブラシ、じゅうたんからほこりなどをたたき出す装置、多機能性の吸引ヘッドなどの付属機能を有するか否かを問わない）。

真空式掃除機とは、ほこり等の吸引及び吸引した空気をろ過する二つの機能を持つものである。吸引は、高速度で回転する電動機の軸の上に直接取り付けられたタービンによって生ずるものである。ほこり等は内蔵又は外付けの集塵袋あるいは他の容器に集められる。一方、吸引されろ過された空気は電動機の冷却にも用いられる。

この項には、真空掃除機型の馬又は牛の手入れ用機器を含む。

この項からは、ホテル、病院、事務所、レストラン及び学校等の施設（住宅を除く。）において使用されるように設計されたじゅうたんの清浄用の機器（ドライクリーニング用のものを除く。）は除く（84.51 項）。この項にはまた内科用、外科用、歯科用又は獣医科用に供される種類の真空式機器を含まない（90.18）。

この項の機器とともに提示する装置

この項の真空式掃除機は、ブラシがけ、つやだし、殺虫剤散布用等に用いる補助的な装置（附属品）又は交換可能な部品（じゅうたんの清掃用の装置、回転ブラシ、多機能性の吸引ヘッド等）とともに提示されることがある。このような機器の場合、部分品及び附属品が機器とともに提示され、かつ、その種類及び数量が、通常、これらの機器とともに使用する程度のものである場合に限り、これらは一括してこの項に属する。これらの部分品及び附属品が単独で提示された場合には、これらの特性により分類するものとする。

部 分 品

部分品の所属に関する一般的規定（16 部の総説参照）に従うことを条件として、この項の機器の部分品は、この項に属する。

85.09 家庭用電気機器（電動装置を自蔵するものに限るものとし、第 85.08 項に属する真空式掃除機を除く。）

8509.40－食物用グラインダー、食物用ミキサー及び果汁又は野菜ジュースの搾り機

8509.80－その他の機器

8509.90－部分品

この項には、電動装置を自蔵する多くの家庭用の機器を含む。この項において「家庭用の機器」とは、通常家庭において使用する機器をいう。これらの機器は、タイプに従い、総体的な大きさ、設計、容量又は容積等の一以上の特徴によって区別できる。これらの特徴を判断するためのもの

さしは、当該機器が家庭用としての必要性を超えたレベルで運転されるものであってはならないということである。

この類の注4に定める除外規定及び重量制限に該当する場合を除くほか、この項には、前記の基準を満たす機器を含む。この項には、フレキシブルシャフト、伝動ベルトその他の伝動装置を使用して、本体と分離した電動機により駆動される機器を含まない。また、その構造及び用途が類似していても、工業用の用途（例えば、食品工業用、煙突掃除用、機械洗浄用又は道路清掃用）に専用であることが明らかな機器も、この項には属しない。これらの物品は、一般に 82.10 項又は 84 類に属する。

この項の機器には、次の二つのグループがある（この類の注4参照）。

(A) 重量は問わないが、その種類が限定されているもの

このグループは、次の物品のみから成る。

(1) 床磨き機（ワックスを塗る装置及びワックスを液化するための加熱装置を有するか有しないかを問わない。）

(2) 食物用グラインダー及び食物用ミキサー：例えば、肉用、魚用、野菜用又は果実用のグラインダー、コーヒー用、米用、大麦用、干しえんどう用等の多用途グラインダー、ミルクシェーカー、アイスクリームミキサー、シャーベットミキサー、ドウのこね合わせ器、マヨネーズかき混ぜ器その他これらに類するグラインダー又はミキサー（互換性の部分品により、切断その他の作業をすることができるものを含む。）

(3) 果汁又は野菜ジュースの搾り機

(B) 一組の重量が 20 キログラム以下であれば、限定なしにこの項に属するもの

このグループには、とりわけ次の物品を含む。

(1) 床洗い機、床磨き機及び洗浄後に污水又はせっけんの泡を吸い取る機器

(2) 床を磨く前に、床につや出し剤を散布する機器：この機器には、通常、ワックスを液化するための加熱装置が取り付けられている。

(3) 台所用ディスポーザー：この装置は、台所の流しに取り付けて台所のごみを粉碎するために使用する。

(4) ばれいしょ用又はその他の野菜用の皮はぎ器、薄切り機、切断機等

(5) 各種のスライサー（例えば、肉、ソーセージ、ベーコン、チーズ、パン、果実又は野菜に使用するもの）

(6) ナイフの研磨機及び洗浄機

(7) 電動歯ブラシ

(8) 空気加湿器及び除湿器

この項の機器とともに提示する装置

上記の機器の多くは、種々の目的に適合させるために、互換性の部分品又は補助装置とともに提示される。例えば、切断、粉碎、泡立て、みじん切り等にも使用できる食物用ミキサー、ホーニング装置及び研磨装置を有するスライサー、磨きブラシを有する床洗い機並びにせっけん水の供給装置及び污水又はせっけんの泡を吸い取る装置を有する床洗い機がある。このような機器の場

合、部分品及び附属品が機器とともに提示され、かつ、その種類及び数量が、通常これらの機器とともに使用する程度のものである場合に限り、これらは一括してこの項に属する。機器が上記（B）の条件に基づいてこの項に属するか属しないかの決定にあたっては、互換性の部分品又は着脱可能な補助装置のうちで余分なものの重量を考慮しないものとする。

この項の機器には、使用の便宜上、ころ、キャスターその他これらに類する装置を取り付けたものもある。

部 分 品

部分品の所属に関する一般的規定（16 部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、この項の機器の部分品は、この項に属する。

＊

＊ ＊

この項には、次の物品を含まない。

- （a）ファン及び換気用又は循環用のフード（ファンを自蔵するものに限るものとし、フィルターを取り付けてあるかないかを問わない。）（84. 14）
- （b）冷蔵庫（84. 18）
- （c）ロール機その他のアイロンがけ用機械（84. 20 又は 84. 51）
- （d）遠心式衣類脱水機（84. 21）及び家庭用洗濯機（84. 50）
- （e）皿洗機（84. 22）
- （f）草刈機（84. 33）
- （g）酪農業用のバターかくはん機（84. 34）
- （h）レストラン又はこれに類する施設で使用される種類の工業用又は商業用の果汁又は野菜ジュースの搾り機、食物用グラインダー、食物用ミキサーその他これらに類する物品（それぞれ 84. 35 又は 84. 38）
- （ij）ホテル、モーテル、病院、事務所、レストラン及び学校等の施設（住宅を除く。）において使用されるように設計された、液状洗剤をじゅうたんに注入し、当該洗剤を吸引するじゅうたん清浄用の機器（84. 51）
- （k）ミシン（84. 52）
- （l）脱毛器（85. 10）
- （m）家庭用電熱機器（85. 16）
- （n）マッサージ用機器（90. 19）

85. 10 かみそり、バリカン及び脱毛器（電動装置を自蔵するものに限る。）

8510. 10－かみそり

8510. 20－バリカン

8510. 30－脱毛器

8510. 90－部分品

この項には、電動機又は電動式の加振機を内蔵する電気かみそり及び電気バリカンを含む。これらは、人間に使用するものであっても、羊毛の刈込み用、馬の手入れ用又は家畜の刈込み用等に使用するものであってもよい。

電気かみそり（乾式かみそり）の場合は、刃物又はナイフの刃が穴を開けた又は溝を付けた板の内側に沿って、回転又は往復しながら、これらの穴又は細溝から突き出た毛を切るようになっている。電気バリカンの場合は、くし状の刃物の刃が、固定したくしの上を左右に滑りながら、これらのくしの歯の間にはさまれた毛又は羊毛を切るようになっている。理髪師用の電気バリカンは羊の刈込み又は手入れ用のものと、同様の原理により作動するが、大きさが異なる。

この項には電動装置を自蔵する電動式の脱毛器も含む。これらの装置は毛を捕捉して根元から引き抜くもので、マイクロローラ若しくは自身の軸の回りを回転する金属製の渦巻又は防護具、脱毛ヘッド及び一組の脱毛ホイールのいずれかによって機能するものであってもよい。

部 分 品

部分品の所属に関する一般的規定（16 部参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、電気かみそり、電気バリカン及び脱毛器の部分品は、この項に属する。

これらには、特に、カッターヘッド、カッターナイフ、カッターブレード、ナイフの刃及びくし状の刃を含む。

＊

＊ ＊

フレキシブルシャフトを使用して、分離した電動機により駆動されるバリカンは、82.14 項に属し、電動機（フレキシブルシャフトを装備しているかいないかを問わない。）は、84.01 項に属する。

85.11 火花点火式又は圧縮点火式の内燃機関の点火又は始動に使用する種類の電気機器（例えば、点火用磁石発電機、直流磁石発電機、イグニションコイル、点火プラグ、予熱プラグ及びスターター）並びにこれらの内燃機関に使用する種類の発電機（例えば、直流発電機及び交流発電機）及び開閉器

8511.10－点火プラグ

8511.20－点火用磁石発電機、直流磁石発電機及びはずみ車式磁石発電機

8511.30－ディストリビューター及びイグニションコイル

8511.40－スターター及び始動充電発電機

8511.50－その他の発電機

8511.80－その他の機器

8511.90－部分品

この項には、すべての種類（ピストン式その他の型式）の内燃機関の始動用又は点火用の電気

機器を含み、自動車用、航空機用、船舶用、据付け機関用等のいずれであるかを問わない。また、これらの内燃機関とともに使用する種類の発電機及び開閉器も含む。

この項には、次の物品を含む。

(A) 点火プラグ：これは絶縁した中央の電極とケーシングに取り付けた接点とから成る。ケーシングには、シリンダーヘッドにこれをねじ込むために、その基部に一部ねじを切っており、また、電源に接続するために中央の電極の上部には端子がある。高電圧が中央の電極に加わると、当該電極と接点との間に火花が発生して、シリンダー内の爆発性混合ガスを点火する。

(B) 点火用磁石発電機（直流磁石発電機を含む。）

この装置は、内燃機関の点火プラグに供給するのに必要な高電圧を発生させるために使用するものである。主としてレースカー、トラクター、航空機、モーターボート又はモーターサイクルの機関に使用され、主な型式は次のとおりである。

(1) 回転電機子型磁石発電機：この装置は、低圧の一次コイルを巻いた電機子が永久磁石の極間を回転する一種の交流発電機である。一次コイルは、接触式の遮断器及びコンデンサーに接続されており、当該コイル内に急激に電流を発生させたり又は遮断すると二次コイル内に非常に高い圧力が誘導される。通常、全体が一つのハウジング内に組み込まれ、ハウジングの上部にはディストリビューターのアームが取り付けられており、これにより点火プラグに順次高電圧を供給する。

(2) 固定電機子型磁石発電機：この装置には、二つの型式がある。いずれの型式についても電機子巻線、接触式の遮断器及びコンデンサーを固定してある。ある型式のものでは磁石が回転するが、他の型式のものでは磁石を固定してあり、軟鉄製のインダクターが磁石と電機子巻線との間を回転するようになっている。

(3) 直流磁石発電機：この装置は、磁石発電機及び直流発電機を一つのユニットに結合して共通の駆動装置を取り付けたものから成る。通常モーターサイクルに使用される。

(C) はずみ車式磁石発電機：点火用の低圧電流を発生させるために、はずみ車に取り付けた磁石装置から成る。

(D) ディストリビューター：この装置は、点火プラグに順次点火用の電流を配電するものである。また点火コイルの一次巻線に電流を流し又は遮断する断続器を自蔵する。配電及び断続の作用は、内燃機関により駆動されるカムにより、シリンダー内のピストンの行程と同期させられている。

(E) イグニションコイル：これは、特別に作られた誘導コイルから成り、通常円筒形の容器に入っている。断続器を通して一次コイルを接続すると、二次側に高電圧が発生して、ディストリビューターを通じて点火プラグに供給される。

ある種のイグニションシステムにおいては、ダブルスパークイグニションコイルは、二つの点火プラグに直接接続されており、コイルは、同時に各々のプラグに点火火花を発生させる。一方のプラグからの火花はシリンダーの燃焼行程を発生させ、他方のプラグからの火花はシリンダーが排気行程にあるため影響を及ぼさない。このようなシステムは、イグニションコイルが点火プラグに直接接続されているため、ディストリビューターを必要としない。これらのシステムでは、コイルは、電子（半導体）コイルモジュールによって電力が供給さ

れる。

- (F) スターター：これは、通常直流直巻型の小型電動機である。この電動機は、始動させようとする内燃機関と一時的に連結させるために、ねじを切った軸を上下に移動可能な小さなピニオンその他の機械装置を有する。
- (G) 発電機（直流発電機（ダイナモ）及び交流発電機（オルタネーター））：これは内燃機関により駆動され、バッテリーの充電を行い、自動車、航空機等の照明装置、信号装置、加熱装置その他の電気装置に電流を供給するために使用する。交流発電機は、整流器とともに使用する。
- (H) ブースターコイル：これは、始動時における内燃機関の回転速度が低過ぎて、同機関の磁石発電機を作動させられない場合に使用する小さな誘導コイルである。主として航空機に使用する。
- (I) 予熱プラグ：これは、点火プラグに類似しているが、火花を発生させるために電極及び接点の代わりに小さな抵抗器を有しており、電流が流れた時にこの抵抗器が加熱される。これはディーゼル機関の始動前及び始動中にシリンダー内の空気を加熱するために使用される。
- (K) 加熱コイル：始動を効果的にするため、ディーゼル機関の空気取入口に取り付けられる。
- (L) 直流発電機用開閉装置：これは、機関が停止しているとき又は低速で回転しているときに、直流発電機がバッテリーからの電流で電動機として作動することを防止する。

単一のハウジングに電圧調整器又は電流調整器を結合した開閉器も、ここに属する。これらの機器は、バッテリー及び発電機を保護すると同時に充電する際の電流を一定に保ち又はその強度を制限することに役立つ。

部 分 品

部分品の所属に関する一般的規定（16 部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、この項の物品の部分品は、この項に属する。

＊

＊ ＊

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 空港、バスの停留所等において使用される内燃機関の始動用機器で、主としてトランスフォーマー及び整流器から成るもの（85. 04）
- (b) 蓄電池（85. 07）
- (c) 照明用のみの目的で自転車において使用される直流発電機（85. 12）

85. 12 電気式の照明用又は信号用の機器（第 85. 39 項の物品を除く。）、ウインドスクリーンワイパー及び曇り除去装置（自転車又は自動車に使用する種類のものに限る。）

8512. 10－照明用又は可視信号用の機器（自転車に使用する種類のものに限る。）

8512. 20－その他の照明用又は可視信号用の機器

8512. 30－音響信号機器

8512. 40－ウインドスクリーンワイパー及び曇り除去装置

8512. 90－部分品

この項には、自転車用又は自動車用に特に作られた照明用又は信号用の電気機器を含む。ただし、乾電池（85.06）、蓄電池（85.07）及び85.11項の直流発電機及び直流磁石発電機を含まない。この項には、また、電気式のウインドスクリーンワイパー及び曇り除去装置（自転車用又は自動車用のものに限る。）を含む。

この項には、次の物品を含む。

- （1）直流発電機：自転車（まれにはモーターサイクル）の一方のタイヤ又は車輪のリムに接して回転する摩擦車により電流を発生させる。
- （2）電池保持器（自転車の照明装置に使用するもので、スイッチ、端子、接点等を備えたもの）及び電池式ランプ（自転車に取り付けるように設計したもの）
- （3）あらゆる種類のヘッドライト（減光装置又は傾斜装置を有するランプ、拡散器付きのヘッドライト、フォグランプ、スポットライト、警察自動車に使用するようなサーチライトその他これらに類するもの（適当な長さの電線を付ければ、手持ランプとして又は道路に置くことができるものとして使用できるものを含む。）を含む。）
- （4）側灯、尾灯、駐車灯及びナンバープレート灯
- （5）ブレーキ灯、方向指示灯、後退灯その他これらに類するもの
- （6）上記のランプのいくつかを組み合わせ、一つのケーシングに組み込んだもの
- （7）車内の照明灯：天井ランプ、壁ランプ、昇降段指示灯、扉の枠のランプ、計器盤ランプのようなものがある。
- （8）追越し発光信号器：追越し車両の存在を示す信号を自動的に運転者に伝えるもので、光電セルを使用したものである。
- （9）その他の電気式の可視信号用の機器：例えば、トレーラーを連結した車両の三角形の照明灯及びタクシー用、警察自動車用、消防車用等の照明表示器（回転ドーム型又は“lightbar”型）がある。
- （10）外部の探知器により作動する駐車装置：この装置は、探知器が縁石その他の障害物に触れたとき点灯その他の信号により、運転者に警告を発するものである。
- （11）盗難防止警報装置：車両に侵入しようという試みに警告するため、視覚信号又は音響信号を発するもの。
- （12）警笛、サイレンその他の電気式の音響信号機器
- （13）車両の後退の際、当該車両の背後にある他の車両その他の物の近接を、当該車両のドライバーに警告するため音響信号を発する電気機器。これらの機器は、通常超音波センサー、電子制御ユニット、ブザー又は音響信号発生機（beeper）及び配線セットから成る。
- （14）自動車に使用する種類の電気機器：この機器は、レーダーガン又はレーザーガンのようなスピード探知器が近くで作動していることを可視又は音響信号により運転手に警告を発する。
- （15）ウインドスクリーンワイパー（複式のものを含む。）：電動機で駆動される。
- （16）曇り除去装置：これは、窓ガラスに取り付けられるように枠の中に取り付けた抵抗線から

成る。

部 分 品

部分品の所属に関する一般的規定（16 部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、この項の物品の部分品は、この項に属する。

＊

＊ ＊

この項には、次の物品を含まない。

- (a) ガラス製のレンズ (70. 14)
- (b) エアコンディショナー (84. 15)
- (c) マイクロホン、可聴周波増幅器及び拡声器から成る電気式音響増幅装置で、トレーラーの背後における警笛その他の路上の音をトレーラーをけん引している車の運転者に伝えるために使用されるもの (85. 18)
- (d) ボードパネル、その他の基板に 85. 36 項の機器（例えば、ステアリングコラムに取り付けるスイッチ類の組立品）を二以上装備したもの (85. 37)
- (e) 85. 39 項の電球類（シールドビームランプのユニットを含む。）
- (f) 電気絶縁をした線及びケーブル（特定の長さに切ってあるか、接続子を取り付けてあるか又はセット（例えば、点火用配線セット）にしてあるかないかを問わない。） (85. 44)
- (g) 曇り除去装置としても機能する自動車用暖房装置（電気式でないものに限る。） (73. 22 又は 87. 08)

85. 13 携帯用電気ランプ（内蔵したエネルギー源（例えば、電池及び磁石発電機）により機能するように設計したものに限るものとし、第 85. 12 項の照明用機器を除く。）

8513. 10－ランプ

8513. 90－部分品

この項には、自蔵する電源（例えば、乾電池、蓄電池又は磁石発電機）により点灯するように設計した携帯用電気ランプを含む。

これは二つの要素（すなわち、ランプ本体及び電源）から成り、しばしば一つのケース内において、通常ともに取り付けられて直接結合されている。しかし、ある型式のものにおいては、これらの要素が分離されて電線で接続されている。

「携帯用ランプ」とは、人が手で持つか又は身につけるかして使用するよう設計し又は携帯用品に取り付けるよう設計されたランプ（すなわち、ランプ本体及び電源）のみをいう。これらは、通常取手又は固定用の装置を有しており、また特徴的な形状であることと軽さによって識別できる。したがって、自動車用又は自転車用の照明用機器（85. 12）及び固定した設備に接続されるようなランプ（94. 05）は、属しない。

この項のランプには、次の物品を含む。

- (1) ポケットランプ：ある種のもの（dynamo lamps）には、ばね付きのレバーを手で操作し、磁石発電機を駆動して点灯するものがある。
- (2) その他の手持ランプ（光線を調節することができるものを含む。）：手持ランプは、一時的にこれを壁等につるための簡単な装置を有することが多い。また、そのほかに地上に置くことができるように設計したものもある。
- (3) ペンの形状をしたランプ、トーチ又はフラッシュライト：使用しない時に、使用者のポケットにランプを固定するためのクリップを備えているものもある。
- (4) モールス信号用ランプ
- (5) 鉱夫用の安全灯：照明装置は通常鉱夫のヘルメットに取り付けるように設計しており、他方、電源（蓄電池）は通常ベルトにかけられる。
- (6) はん用性を有する検査用ランプ：ヘッドバンド（通常カーブした金属製の帯でできている。）に取り付けられる。このランプは自己電源（例えば、使用者のポケットに入った乾電池）を有する場合に限り、この項に属する。この項のランプは、医師、時計工、宝石工等によって使用される。医療用の特殊な診断用ランプ（例えば、のど又は耳の検査用のもの）は、属しない（90.18）。
- (7) ピストル、リップスティック等の形状にデザインされた懐中電灯：ランプ又は懐中電灯とペン、ドライバー、キーホルダー等とにより構成される物品は、全体の主たる機能が照明用である場合に限り、この項に属する。
- (8) 読書用ランプ：本又は雑誌に取り付けるためのクリップ又はこれに類するものを備えている。

部 分 品

部分品の所属に関する一般的規定（16部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、この項のランプの部分品は、この項に属する。

＊

＊ ＊

この項は次のものを含まない。

- (a) 写真用のせん光器具（90.06）
- (b) レーザーダイオードを組み込んだレーザーポインター（90.13）

85.14 工業用又は理化学用の電気炉（電磁誘導又は誘電損失により機能するものを含む。）及び工業用又は理化学用のその他の機器（電磁誘導又は誘電損失により物質を加熱処理するものに限る。）

－抵抗加熱炉

8514.11－熱間静水圧プレス

8514.19－その他のもの

8514.20－電磁誘導又は誘電損失により機能する炉

－その他の炉

8514. 31－電子ビーム炉

8514. 32－プラズマアーク炉及び真空アーク炉

8514. 39－その他のもの

8514. 40－その他の機器（電磁誘導又は誘電損失により物質を加熱処理するものに限る。）

8514. 90－部分品

この項には、多くの工業用又は理化学用の電熱機器で、電氣的に加熱されるもの（例えば、導体中における電流の発熱作用、アークによるもの）を含む。この項には工業用又は理化学用の電気炉（電磁誘導又は誘電損失により機能するものを含む。）及び工業用又は理化学用のその他の機器（電磁誘導又は誘電損失により物質を加熱処理するものに限る。）を含む（例えば、工業用のマイクロ波炉、オーブン及び機器）。この項には、家庭用電熱機器を含まない（85. 16）。

（I）工業用又は理化学用の電気炉

（電磁誘導又は誘電損失により機能するものを含む。）

電気炉は、基本的には、多少は閉じられた空間又は容器から成り、比較的高い温度がその内部において得られるものである。これは多くの目的（融解、焼なまし、焼戻し、ほうろう引き、溶接、溶着部の熱処理等）に使用される。主な型式のものとしてレトルト炉、ベル型炉、とい炉、るつぼ炉、トンネル炉等がある。これらの炉のなかは、特殊な傾斜装置を有するか又は酸化防止のために特殊なガス中で金属を処理するための内部容器を備えたものもある。

このグループに属する炉には、特に次の物品がある。

- （A）抵抗加熱炉：この炉においては、加熱抵抗体を流れる電流により熱が発生する。これらの加熱素子（抵抗体）は、輻射及び対流により、貯蔵物又は充填物に熱を伝える。
- （B）被加熱物が抵抗器としても働く、金属棒又は粒状物質の加熱用抵抗炉：これは被加熱材に電流が通じるように作られた容器から成っており、材料の電気抵抗により必要な熱が発生する。
- （C）液体抵抗炉：これは電極を備えた槽から成る。使用時にはこの槽に熔融金属、熔融塩又は特殊な油を入れ、電極を通じてこの液に電流を流して所要の温度を保つ。目的物はこの液槽に投入されて加熱される。
- （D）精錬用又は精製の電気炉：これらは、また、熔融槽電解質に浸された電極を備えた液体抵抗炉を含む。槽は、熔融塩中で溶かされた鉱物成分を保持する金属から成る。電極を經由して電解質に流される電気による電気分解は、陽極でガスを発生させ、一方、陰極で純粋な熔融金属の捕集を生じさせる。
- （E）低周波誘導炉：一次コイルの低周波交流が、軟鉄製の鉄心により、加熱しようとする挿入物と磁氣的に結合され、挿入物の中に電流を誘導して、これにより加熱する。この型式の炉のうちのある種のものでは、融解した挿入物が主るつぼから環状の垂直な配管を通して循環し、この管には、一次回路により加熱電流が誘導される。
- （F）高周波誘導炉：一次コイルの高周波交流（しばしば無線周波数）が加熱しようとする挿入

物に渦電流を誘導する。この型式の炉には鉄心がない。

(G) 誘電式静電容量炉：非電導性の挿入物が、交流電源に接続された 2 枚の金属板の間に置かれる。その結果、この全体はコンデンサーとして作用し、挿入物の誘電損失により挿入物中に熱が発生する。このグループには、工業用のマイクロ波オーブン（オーブン内で誘電性の製品を電磁波で加熱）を含む。誘電損失により、製品全体にわたって、マイクロ波のエネルギーが同時に熱に変換され、均一な加熱を行う。乾燥、解凍及びプラスチックの成形、セラミックスの焼成等にこれらのオーブンを使用する。

(H) アーク炉：この炉においては、電極間又は電極と被加熱物との間で生じたアークにより熱が発生する。この炉は、銑鉄、種々のフェロアロイ若しくは炭化カルシウムの製造、鉄鉱石の精錬又は空中窒素の固定等に使用される。ある種の低温アーク炉は、また、比較的沸点の低い物質（例えば、亜鉛又はりん）の蒸留用にも使用される。ただし、この炉が蒸留物を捕集する凝縮器を有している場合には、その全体はこの項には、属しない (84. 19)。

(IJ) 赤外線放射炉：この炉では多くの赤外線ランプ又は赤外線放射板によって加熱される。

ある種の炉においては、二つの加熱方式が組み合わされている（例えば、高周波誘導及び低周波誘導又は抵抗を用いた金属等の熔融炉又は過熱炉、赤外線及び高周波誘導を用いたビスケットオーブン並びに物体を加熱するための赤外線、抵抗及び誘電式静電容量（マイクロ波）を用いた炉）。

この項の炉には、とりわけ、次の炉を含む。

- (1) パン用、ペストリー用又はビスケット用のオーブン
- (2) 歯科用の炉
- (3) 火葬炉
- (4) ごみの焼却炉
- (5) ガラスの焼きなまし又は徐冷用の炉又はオーブン

この項には、乾燥、殺菌その他これらに類する作業に使用する電気式加熱機器を含まない (84. 19)。

(II) 工業用又は理化学用のその他の機器

(電磁誘導又は誘電損失により物質を加熱処理するものに限る。)

この項には、電磁誘導式又は誘電式の加熱機器（例えば、マイクロ波機器）も含む。この場合は、その形状が炉であるかないかを問わない。この機器（主として小さい物品の熱処理に使用する。）は、基本的には適当な板又はコイル（しばしば処理しようとする特定の物品に応じて特に設計してある。）を取り付けた高周波振動を発生させる電気式機器から成る。

これらには、とりわけ次の物品を含む。

- (1) 低周波、中間周波又は高周波の電力により電気の導体でできた目的物を電磁誘導で加熱するための電磁誘導コイルを有する機械（例えば、クランクシャフト、シリンダー、はめ歯歯車その他の金属製部分品の表面硬化用の機械及び金属製部分品の融解用、焼結用、焼きなまし用、焼戻し用又は予熱用の機械）
- (2) 高周波の電力により電気の導体又は不導体でできた目的物を誘電（容量）加熱するための

コンデンサーとして作用する電極（例えば、板状又は棒状のもの）を有する機械（例えば、木材乾燥機及びペレット状、粉状等の熱硬化性成形材料の予熱用の機械）。

ある種の特殊な型式の機器は、コイルの中を通過する棒の連続的な熱処理用又は一連の物品の反復処理用に設計してある。

熱処理装置とともに提示されるロータリーコンバーター及び高周波発生機もこの項に属する。単独で提示する場合は、85.02 項又は 85.43 項に属する。

ただし、金属のはんだ付け又はろう付けに使用する電磁誘導処理用の機械及びプラスチックその他の材料の溶接に使用する誘電損失を利用した熱処理用の機械（例えば、溶接用の高周波プレス機及び高周波線溶接機）は、85.15 項に属する。加熱装置を自蔵するプレスも属しない（第 84 類）。

＊

＊ ＊

この項には、また、炉その他の機器で乾式冶金処理法により使用済核燃料を分離するために特に設計したもの、放射性廃棄物の処理用の機器（例えば、放射性残留物を含む粘土又はガラスを焼くためのもの及び黒鉛又は放射性フィルターを燃焼するためのもの）及び再利用のために回収した核分裂性物質の焼結用又は熱処理用の機器を含む。

部 分 品

部分品の所属に関する一般的規定（16 部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、この項の物品の部分品（例えば、装甲板、扉、検査孔、パネル、丸天井、電極支持具及び金属電極）は、この項に属する。

＊

＊ ＊

ただし、この項には、次の物品を含まない。

- （a）電気炉の建設用又は内張り用のれんが、ブロックその他これらに類する耐火製品又は陶磁製品（69 類）
- （b）半導体ウエハー又はフラットパネルディスプレイの製造用の電気炉（84.86）
- （c）電熱用抵抗体（85.16 又は 85.45）
- （d）黒鉛製その他の炭素製の電極（金属を取り付けてあるかないかを問わない。）（85.45）

85.15 はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の機器（電気式（電気加熱ガス式を含む。）。レーザーその他の光子ビーム式、超音波式、電子ビーム式、磁気パルス式又はプラズマアーク式のものに限るものとし、切断に使用することができるかできないかを問わない。）及び金属又はサーメットの熱吹付け用電気機器

ーろう付け用又ははんだ付け用の機器

8515.11ーーはんだごて及びはんだ付けガン

8515.19ーーその他のもの

ー金属用抵抗溶接機器

8515. 21ー全自動式又は半自動式のもの

8515. 29ーその他のもの

ーアーク溶接機器（プラズマアーク溶接機器を含むものとし、金属用のものに限る。）

8515. 31ー全自動式又は半自動式のもの

8515. 39ーその他のもの

8515. 80ーその他の機器

8515. 90ー部分品

（I）はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の機器

このグループには、はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の機器（携帯式か固定式かを問わない。）を含む。これらは、切断に使用することができるものでも、この項に属する。

溶接作業は、手動、全自動又は半自動で行われる。

このグループには、次の物品を含む。

（A）ろう付け用又ははんだ付け用の機器

熱は、一般に電気の誘導又は伝導により得られる。

ろう付け又ははんだ付けは、母材になじみ、母材より融点の低い充てん金属の媒介により金属部分を接合する作業である。この場合の結合は、母材の溶融によるものではない。充てん金属は、通常、毛管引力によって接合部の表面の間に拡散される。ろう付けは、使用される充てん金属の融点により、はんだ付けと区別される。はんだ付けでは融点が高い温度であるのに対し、ろう付けでは一般的に 450℃より高い。

このグループには、専ら又は主としてろう付け用又ははんだ付け用に供されることが特殊装置（例えば、線状はんだの供給装置）を取り付けてあることにより確認できる機器のみを含む。その他の機器は、85. 14 項に規定する炉又は加熱機器とみなされる。この項には、また、手持ち式で電気加熱式のはんだごて及びはんだ付けガンを含む。

（B）金属用抵抗溶接機器

接合部分を結合するために必要な熱は、接合部を流れる電流に対する抵抗によって発生する（ジュール熱）。溶接されている間、溶接部は加圧されて保持されており、フラックス又は充てん金属は使用されない。

これらの機器には、溶接される物品の種類に応じて多くの種類があり、例えば、突合せ溶接機、火花突合せ溶接機、シングルスポット溶接機（溶接銃（電源を内蔵するかしないかを問わない。）から成るもの）、マルチスポット溶接機及びその関連機器、プロジェクション溶接機、シーム溶接機、高周波抵抗溶接機を含む。

（C）アーク溶接用又はプラズマアーク溶接用の機器（金属用のものに限るものとし、切断に使用することができるかできないかを問わない。）

（1）アーク溶接

熱源は、電極間又は一つの電極と被加工物との間で発生するアークである。

この種のものには、例えば、被覆電極を使用した手持ち式金属アーク溶接機、ガスシー

ルドアーク溶接機、消耗性又は非消耗性の電極を使用した溶接機及び切断機並びに被覆アークの溶接機及び切断機（例えば、不活性ガス金属アーク溶接機（MIG（Metal Inert Gas））、活性ガス金属アーク溶接機（MAG（Metal Active Gas））、不活性ガスタングステンアーク溶接機（TIG（Tungsten Inert Gas））、サブマージドアーク溶接機（SA）、エレクトロスラグ溶接機及びエレクトロガス溶接機）など多数ある。

（2）プラズマアーク溶接

熱源は、集束したアークで、これは補助ガスをイオン化及び電離によりプラズマ（プラズマジェット）変換する。このガスは、不活性ガス（アルゴン又はヘリウム）、多原子のガス（窒素又は水素）又はこれらの両者の混合ガスである。

（D）電磁誘導式金属溶接機器

熱は、一以上の誘導コイルに電流を流すことにより得られる。

（E）電子ビーム溶接機器（切断に使用することができるかできないかを問わない。）

真空中に発生させた集束電子ビームの電子を、溶接し又は切断する部分に衝突させることにより、熱が得られる。

（F）真空拡散溶接機器

熱は、一般に電磁誘導により得られるが、電子ビーム又は抵抗によっても得られる。この機器は、基本的には真空室、真空ポンプ、加圧装置及び加熱装置から成る。

（G）光子ビーム溶接機器（切断に使用することができるかできないかを問わない。）光子ビーム溶接は、次のように区分される。

（i）レーザービーム溶接

コヒーレントな単色光を高輝度のビームに集束して、これを溶接する部分に照射することにより熱を得る。

（ii）光ビーム溶接

熱は、非コヒーレントが集束した光線の照射により得られる。

（H）熱可塑性材料の溶接用機器

（1）電気加熱ガスによる溶接（熱ガス溶接）

接合される表面は、電気で加熱したガス（通常は空気）により加熱され、加圧下で接合される（添加剤を加えるか加えないかを問わない。）。

（2）電気加熱素子による溶接（発熱体溶接）

接合される表面は電気加熱素子により加熱され、加圧下で接合される（添加剤を加えるか加えないかを問わない。）。

（3）高周波溶接

適度に誘電損失の大きい熱可塑性材料（例えば、アクリルポリマー、ポリエチレン、ポリ（塩化ビニル）及びポリアミド（例えば、ナイロン））の表面は、高周波交番電界において加熱され、加圧下で接合される。添加剤を加える場合もある。

（IJ）超音波溶接用の機器

接合される部分と一緒に保持され超音波振動が加えられる。この方法により、通常の方法では溶接できない金属又は合金を接合すること及び金属はく、二種以上の異なる金属又はプ

ラスチックフィルムの溶接が可能である。

＊

＊ ＊

電気式のはんだ付け用、溶接用又はろう付け用の機械は、通常、直流発電機から低電圧直流を又は降圧変圧器から低電圧交流を供給される。トランスフォーマー等は、通常、当該機械に内蔵されているが、ある種の機器（例えば、移動式のもの）においては、溶接ヘッド又は溶接機器がトランスフォーマー等に電線により接続されている。後者の場合でも、トランスフォーマー等がその関連する溶接ヘッド又は溶接機器とともに提示される場合に限り、これらの機器の全体がこの項に属する。単独で提示されるトランスフォーマー及び発電機は、それぞれ該当する項（85.02 及び 85.04）に属する。

この項には、また、溶接用に特に設計した産業用ロボットも含む。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 電気式溶接機器を装備した包装機械（84.22）
- (b) フュージングプレス（84.51）
- (c) 専ら切断用に設計した機械（通常 84.56）
- (d) 摩擦溶接機（84.68）
- (e) 専ら又は主として半導体の組み立てに使用するはんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の機器（84.86）

（Ⅱ）金属又はサーメットの熱吹き付け用電気機器

これらは、電気アーク式の機器で、金属又はサーメットを溶融すると同時に圧縮空気により吹き付けるものである。

84.24 項の金属吹付け銃が単独で提示される場合は、この項には属しない。

部 分 品

部分品の所属に関する一般的規定（16 部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、この項の物品の部分品は、この項に属する。

これらには、とりわけ、溶接ヘッド、トング、電極保持具、接触式金属電極（例えば、接点、ローラー及びあご部）、手持ち式原子水素溶接機器の torch point 及びノズルセットを含む。

ただし、この項には、次の物品を含まない。

- (a) 卑金属製又は金属炭化物製の消耗性の電極（構成する材料により該当する項又は 83.11 項に属する。）
- (b) 黒鉛製その他の炭素製の電極（金属を取り付けてあるかないかを問わない。）（85.45）

85.16 電気式の瞬間湯沸器、貯蔵式湯沸器、浸せき式液体加熱器、暖房機器及び土壤加熱器、電熱式の調髪用機器（例えば、ヘアドライヤー、ヘアカーラー及びカール用こて）及び手用ドライヤー、電気アイロンその他の家庭において使用する種類の電熱機器並びに電熱用

抵抗体（第 85.45 項のものを除く。）

- 8516.10－電気式の瞬間湯沸器、貯蔵式湯沸器及び浸せき式液体加熱器
 - －電気式の暖房機器及び土壌加熱器
- 8516.21－蓄熱式ラジエーター
- 8516.29－その他のもの
 - －電熱式の調髪用機器及び手用ドライヤー
- 8516.31－ヘアドライヤー
- 8516.32－その他の調髪用機器
- 8516.33－手用ドライヤー
- 8516.40－電気アイロン
- 8516.50－マイクロ波オーブン
- 8516.60－その他のオーブン並びにクッカー、加熱調理板、煮沸リング、グリル及びロースター
 - －その他の電熱機器
- 8516.71－コーヒーメーカー及びティーメーカー
- 8516.72－トースター
- 8516.79－その他のもの
- 8516.80－電熱用抵抗体
- 8516.90－部分品

（A）電気式の瞬間湯沸器、貯蔵式湯沸器及び浸せき式液体加熱器

このグループには、次の物品を含む。

- （1）瞬間湯沸器：水はこの湯沸器中を流れながら加熱される。
- （2）貯蔵式湯沸器（圧力式のものであるかないかを問わない。）：浸せき式の加熱体を有する断熱されたタンクから成り、水は徐々に加熱される。
- （3）二重式加熱器：水は、電気式又は燃料を燃やすことにより加熱するシステムに連結する方式のいずれかにより加熱される。他の加熱方式では不十分なときにのみ電気式のものとして作動するようにサーモスタット制御装置を備えたものがしばしばある。
- （4）電極型温水ボイラー：二つの電極の間で交流が水中を流れる。
- （5）浸せき式液体加熱器：用途により様々な形状のものがあるが、通常はタンク、槽等に入っている液体、半流体（固体を除く。）又は気体を加熱するために用いられる。また、ポット、鍋、タンブラー、コップ、浴槽及びピーカー等に用いるものには、通常容器中につるすための断熱性の柄又はかぎを有する。

浸せき式液体加熱器は、機械的圧力に耐え、液体、半流体（固体を除く。）又は気体を漏らさない強化された保護用さやを有する。そして適当な誘電性及び熱特性を有する粉体（通常は酸化マグネシウム）がさやの中に詰められ、それによりさやの中の適切な位置に電気抵抗線を保持するとともに、電氣的に絶縁している。

タンク、槽その他の容器に浸せき式加熱器を恒久的に取り付けてあるものは、湯沸用又は家庭用に供するように設計したものを除き、84.19 項に属する。

なお、湯沸用又は家庭用のものはこの項にとどまる。ソーラー温水器も、また 84.19 項に属する。

(6) 湯沸用の電気機器

電気式セントラルヒーティングボイラーは 84.03 項に属する。

(B) 電気式の暖房機器及び土壤加熱器

このグループには、次の物品を含む。

- (1) 電気式の貯蔵式加熱器：電熱体が固体（例えば、れんが）又は液体を熱し、これらが熱を蓄え、必要な時に周囲に熱を放出するものである。
- (2) 電気式暖房器（ファンヒーター及び放射暖房器）：パラボラ状の反射器を有し、また時としてファンを内蔵することもある可搬式のものを含む。これらの多くのものは、石炭又は薪材の炎をまねるために着色したランプ及びちらつきを起こす装置を備えている。
- (3) 電気式放熱器：放射器内を循環する液体（例えば、油）が、電熱体により加熱され、それから周囲に熱を放射するものである。
- (4) 対流式加熱器：これは対流作用によって、また時にはファンを使用して空気を循環させるものである。
- (5) 加熱板：天井又は壁に取り付けられる（公共の場所、街路等を暖めるための赤外線放射パネルを含む。）。
- (6) 自動車、鉄道の客車、航空機等に使用される加熱器（曇り除去装置を除く。）
- (7) 凍結防止用の道路加熱機器及び土壤加熱器（特に植物の成長を促進するために使用されるもので、発熱体は普通、地中に埋められる。）
- (8) 機関加熱器：始動を容易にするため、車の下部に取り付けられる。

電気式セントラルヒーティングボイラーは 84.03 項に属する。

(C) 電熱式の調髪用機器及び手用ドライヤー

これらには、次の物品を含む。

- (1) ヘアドライヤー（フード式のものと及びピストル型の取手を有し、ファンを内蔵するドライヤーを含む。）
- (2) ヘアカーラー及び電気式のパーマメントウェーブ装置
- (3) カール用こて
- (4) 手用ドライヤー

(D) 電気アイロン

このグループには、家庭用、洋服仕立屋用等のいずれであるかを問わず、コードを有しないアイロンも含めてすべての種類のアイロンを含む。コードを有しないアイロンは、発熱体を有するアイロン及び送配電系統に接続できる台から成る。この場合、アイロンはこの台に置いた時のみ電流が通じる。このグループには、また電気式スチームアイロンを含み、水の容器を自蔵するか又はスチームパイプに接続するように設計してあるかないかを問わない。

(E) その他の家庭用電熱機器

このグループには、通常家庭において使用するものに限り、すべての電熱機器を含む。これらのうちある種のものは、この項の解説の前半に記載してある（例えば、電気式暖房器、瞬間湯沸器、ヘアドライヤー、アイロン等）。

その他のものには、次の物品を含む。

- (1) 電子レンジ（マイクロ波オーブン）
- (2) その他のオーブン並びにクッカー、加熱調理板、煮沸リング、グリル及びロースター（例えば、対流式、抵抗式、赤外線式、高周波誘導式又はガス電気併用式の機器）
- (3) コーヒーメーカー及びティーメーカー（パーコレーターを含む。）
- (4) トースター（オーブントースター（主としてパンを焼くためのものであるが、ばれいしょ程度の小さい物品を焼くこともできる。）を含む。）
- (5) 湯沸器、ソースパン、蒸し器及びミルク、スープその他これらに類するものを加熱するジャケット付きの沸器
- (6) クレープ製造機
- (7) ワッフルの焼型
- (8) 皿加温器及び食物加温器
- (9) ソテーなべ及びフレンチフライポテトの揚げなべ
- (10) コーヒーばい焼器
- (11) 瓶加熱器
- (12) ヨーグルト又はチーズの製造機械
- (13) 保存食品調製用の殺菌用機器
- (14) ポップコーン調理器
- (15) 顔のドライヤーその他これに類するもの
- (16) 顔用サウナ：顔の肌のトリートメントのため水が気化されるフェイスマスクを組み込んでいる。
- (17) タオル乾燥器及び加熱式タオル掛け
- (18) ベッドの暖房器
- (19) 香水用又は香（こう）用の加熱器及び殺虫剤散布用の加熱器
- (20) 機械式でない蒸煮釜

このグループには、次の物品を含まない。

- (a) 電気加熱式の毛布、ベッドパッド、足温器その他これらに類する物品並びに電気加熱式の衣類、履物、耳当てその他の着用品及び身辺用品（それぞれ該当する項に属する。類注1 参照）
- (b) ローラー型アイロンがけ機（84. 20）及び衣類用のアイロンがけ機又はプレス機（84. 51）
- (c) カウンター用のコーヒーパーコレーター、茶又はミルクの沸器、ソテーなべ、フレンチフライポテトの揚げなべ（例えば、フィッシュアンドチップスを売る店（chip shops）において使用するようなもの）その他の電熱用機器で通常家庭において使用しないもの（84. 19 等）

- (d) 工業用のマイクロ波炉、オーブン及び機器（例えば、レストランで使用するよう設計されたタイプのマイクロ波オーブン）（85. 14）
- (e) 電子たばこ及びこれに類する個人用の電氣的な気化用器具（85. 43）
- (f) 電熱体を備えた家具（例えば、リネン用棚及び配膳車）（94 類）
- (g) たばこ用ライター、ガスライターその他これらに類するもの（96. 13）

（F）電熱用抵抗体

炭素製の電熱用抵抗体（85. 45）を除き、すべての電熱用抵抗体は、これを使用する機器の所属にかかわらず、この項に属する。

これは電流を流すと高温を生じる特殊材料製の棒、板等又は所要の長さの線（通常コイル状に巻いてある。）から成る。それらは、印刷工程によって単一の構成要素の形態で得られることもある。材料としては種々の物品（特殊合金、炭化けい素をもととした合成物等）がある。

線状の抵抗体は、通常、絶縁した巻型（例えば、陶磁製、ステアタイト製、雲母製又はプラスチック製のもの）又は絶縁した柔軟なコア（例えば、ガラス繊維製又は石綿製のもの）に取り付けてある。もし、取り付けてない場合には、特定の長さに切っており、かつ、コイル状に巻いてある場合、又はその他電熱用素子であることが識別できるような形状に作ってある場合に限り、この種の抵抗線は、この項に属する。棒及び板についても同じことが適用され、従ってこれらがここに属するためには、使用に適するような長さ又は大きさに切断されていなければならない。

抵抗体については、たとえ特定の機器に専用のものであっても、この項に属する。ただし、部分品（絶縁した簡単な巻型及び電気接続用部分を除く。）とともに組み立ててある場合には、これを組み込む機器の部分品（例えば、アイロンのベースプレート及び電気調理器のプレート）としてその所属を決定する。

この項には、曇り除去装置も含まない。これは、窓ガラスに取り付けられるように枠の中に取り付けた抵抗線から成る（85. 12）。

部 分 品

部分品の所属に関する一般的規定（第 16 部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、この項の物品の部分品は、この項に属する。

85. 17 電話機（スマートフォン及び携帯回線網用その他の無線回線網用のその他の電話を含む。）及びその他の機器（音声、画像その他のデータを送受信するものに限るものとし、有線又は無線回線網（例えば、ローカルエリアネットワーク（LAN）又はワイドエリアネットワーク（WAN））用の通信機器を含む。）（第 84. 43 項、第 85. 25 項、第 85. 27 項及び第 85. 28 項の送受信機器を除く。）

ー電話機（スマートフォン及び携帯回線網用その他の無線回線網用のその他の電話を含む。）

8517. 11ーコードレス送受話器付きの有線電話機

8517.13－スマートフォン

8517.14－携帯回線網用その他の無線回線網用のその他の電話

8517.18－その他のもの

－その他の機器（音声、画像その他のデータを送受信するものに限るとし、有線又は無線回線網（例えばローカルエリアネットワーク（LAN）又はワイドエリアネットワーク（WAN））用の通信機器を含む。）

8517.61－基地局

8517.62－音声、画像その他のデータを受信、変換、送信又は再生するための機器（スイッチング機器及びルーティング機器を含む。）

8517.69－その他のもの

－部分品

8517.71－アンテナ及びアンテナ反射器並びにこれらに使用する部分品

8517.79－その他のもの

この項には、会話又は他の音声、画像その他のデータを2地点の間で、有線通信媒体の中を流れる電流又は光波の変化又は無線回線網の中を流れる電磁波により送受信するための機器を含む。信号は、アナログ形式又はデジタル形式である。回線網は相互連絡しているものもあり、有線電話、有線電信、無線電話、無線電信、ローカルエリアネットワーク（LAN）、ワイドエリアネットワーク（WAN）を含む。

（I）電話用の機器（携帯回線網用その他の無線回線網用の電話を含む。）

これには、次の物品を含む。

（A）有線電話機

有線電話機とは、音声を信号に変換し他の装置に送信し、受信した信号を音声に変換する通信装置のことをいい、次のものからなる。

（1）送話器：音波を変調電流に変換する一種のマイクロホンである。

（2）受話器（ヘッドホン又はイヤホン）：これは変調電流から音波を再生するものである。

ほとんどの場合、送話器と受話器とは一体構造の中に組み込まれている（いわゆるハンドセット）。それ以外のものとしては、送話器及び受話器が使用者の頭部に装着されるよう設計され、ヘッドホンとマイクロホンが結合したものがある。

（3）防側音回路：送話器に入った音声、同一のハンドセットの受話器で再生されることを防止している。

（4）呼出器：呼出し（コール）を警告するもの。これらには、電氣的に音を作るトーン呼出器又はベル若しくはブザーのような機械的呼出器がある。電話機には、呼出器と連動して作動し、着信を示す視覚的信号を発する照明又はランプを有するものがある。

（5）スイッチ装置又は「スイッチフック」：ネットワークからの電流を開閉するものである。この装置は、通常、ハンドセットを台から取る又は掛けることにより作動する。

（6）ダイヤルセレクター：送話者がネットワークに接続できるようにするものである。セレ

クターには、プッシュボタン若しくはキーパッドによるもの（トーン式）又はドラム若しくはロータリーのもの（パルス式）がある。

単独で提示される場合には、マイクロホン及び受話器（ハンドセットとして組み合わせられているかいないかを問わない。）並びに拡声器は 85.18 項に属し、また、ベル及びブザーは 85.31 項に属する。

電話機は、次の装置を組み込んでいる、又は取り付けられていることがある。

－電話番号を記憶し、再発信するためのメモリー

－ダイヤルしている電話番号又は着信した相手の電話番号、日時及び通話時間を表示するディスプレイ

－ハンドセットを使用しないで通話を可能とするためのスピーカー及びマイクロホン

－自動的に呼び出しに応答し、記録されているメッセージを送り、入力されたメッセージを記録し、また、指令を受けて記録されたメッセージを再生するための装置

－他の電話の人と通話している間、回線を保持するための装置

これらの装置を有する電話機は、これらの装置を操作するためのキー又はプッシュボタン（ハンドセットを台から取りはずさなくても電話で通話できるようにするスイッチキーを含む。）を有する。これらの装置の多くは、これらを動作させるためにマイクロプロセッサ又はデジタル集積回路を使用している。

この項は、次のものを含む、全ての種類の電話機を含む。

(i) コードレス電話機：これは、ダイヤルセクターを備えた電池式無線トランシーバーハンドセット、スイッチングキー及び電話回線に接続される無線トランシーバーベースユニットから成る。コードレス電話機の中には、ハンドセットは有しないが、電池式無線トランシーバー、ダイヤルセクター及びスイッチングキーが一体となった可搬式のものに接続される、ヘッドホンとマイクロホンが一体となったものから成るものがある。

(ii) ダイヤルセクター及びスイッチングキーが一体となったもの（電話回線に接続される。）並びにヘッドホンとマイクロホンが一体となったものから成る電話機であり、共に提示されるもの。

(B) 携帯回線網用その他の無線回線網用の電話機

このグループは、全ての無線回線網用の電話機を含む。これらの電話機は、例えば、基地局や衛星により、受信後に再送信される無線通信電波を受信し又は発信する。

これらには次のものを含む。

(1) 携帯電話又は移動電話

(2) 衛星電話

(II) その他の機器（音声、画像その他のデータを送受信するものに限るものとし、有線又は無線回線網（例えば、ローカルエリアネットワーク（LAN）又はワイドエリアネットワーク（WAN））用の通信機器を含む。）

(A) 基地局

基地局のうち最も一般的なタイプのものは、携帯電話間や他の有線又は無線回線網へ電波を送受信する無線回線網に用いるものである。各基地局は、地理的空間（セル）をカバーしている。使用者が電話を使用しながら一つのセルから別のセルに移動する場合、かけている電話は中断することなく自動的に一つのセルから別のセルに切り換わる。

(B) 玄関通話装置

この装置は、通常、電話機のハンドセット及びキー操作パネル又は拡声器、マイクロホン及びキーから成る。この装置は、通常、多数の入居者の居住する建物の入口に据え付けられている。この装置により、訪問者は適切なキーを押すことにより特定の居住者を呼び出し通話することができる。

(C) ビデオホン

建物用のビデオホンは、主として、有線電話用の電話機、テレビジョンカメラ及びテレビジョン受像機（有線による通信）から成る。

(D) 84.43 項のファクシミリを除く電信通信の機器

これらは、主として、文字、画像その他のデータを特定の電氣的インパルスに変換して送信し、受信端末では、このインパルスを受信して、これらを文字、画像その他のデータを表す決められた記号や表示に変換する、又は文字、画像その他のデータそのものに変換するよう設計されている。

例は次のとおりである。

- (1) 通信文送信用の機器：ダイヤル式送信機又はキーボード式送信機及び自動送信機等（例えば、テレプリンター及びテレタイプライター送信機）
- (2) 通信文受信用の機器（例えば、テレタイプライター受信機）：受信機及び送信機が一つの送受信機として組みこまれているものもある。
- (3) 写真電送機器：この機器とともに使用される写真用の補助装置（例えば現像装置）は、90 類に属する。

(E) 電話用又は電信用交換機器

(1) 自動交換機

これらは、多くの種類がある。交換システムの特徴は、コード化された信号に応じて、使用者間を自動的に接続することである。自動交換機は、電子的方法で使用者を接続するためにマイクロプロセッサを使用した回路切り換え、メッセージ切り換え又はパケット切り換えの手段により作動する。多くの自動交換機は、アナログ-デジタル変換機、デジタル-アナログ変換機、データ圧縮／解凍装置（コーデックス）、モデム、マルチプレクサー、自動データ処理機械及びその他の装置（アナログ信号及びデジタル信号を同時に回線に送信できるようにするもので、これにより、会話その他の音声、文字、画像その他のデータを統合して送信できる。）から成る。

自動交換機の中には、主として、呼出側から受信したインパルスに対応した回線を選択し、接続する切換機から成るものがある。これらは、呼出側からのインパルスを受け取って自動的に作動するもの又はディレクターのような補助的な装置を経由して自動的に作動するものがある。

他の種類のセレクトター（プリセレクトター、中間セレクトター、最終セレクトター）及びディレクトター（使用される場合）は、しばしば、一連又は一群の同種のシャーシに組み立てられ、金属製ラックの交換機に組み込まれる。しかし、特に、小型のものにおいては、自動交換機を自蔵する形で、一つのラックに全ての装置が搭載される場合がある。

自動交換機は、また、短縮ダイヤル、保留、転送電話、電話会議、ボイスメール等の設備を有していることもある。これらの設備は、電話回線を通じて、使用者の電話機からアクセスされる。

これらは、構内回線（公衆回線に接続されている構内交換機（PBX）を利用している。）用又は公衆回線用として使用される。自動交換機は、また、交換手による中継又はサービスが必要な時のために、電話機に似た操作卓を有していることがある。

（2）非自動交換機及び交換局

これらは、各種の手動の切換機を搭載したフレームから成る。これらは、交換機が受信した呼出しを、手動で接続するために交換手を必要とする。これらは、次のものを含む。

- －呼出し又は終了表示器（呼出しが行われていること又は終了したことを合図するもの）
- －交換手用の電話機（特殊な取り付け方をされていることもある。）
- －切換器（組み込まれたジャック又はソケット及びコードが接続されたプラグ）
- －プラグ及びコードに電氣的に接続されているキースイッチ（交換手が、呼出者に応答すること、通話を監視すること及び終了を確認することを可能とするもの）

（F）無線電話用又は無線電信用の送受信機器

このグループには、以下のものを含む。

- （1）固定式の無線電話用又は無線電信用の機器（送信機、受信機及び送受信機）：主として大規模な設備に使用される、ある種の機密用装置（例えば、周波数域変換機）、多重装置（同時に二以上の通信文を送ることに使用される。）及びフェージングを克服するための多チャネル受信方式を用いているダイバーシティーレシーバーと称される、ある種の受信機。
- （2）多数の言語による会議において同時通訳をするための無線送信機器及び無線受信機器
- （3）船舶、航空機等において使用する遭難信号の自動送信機及び特殊受信機
- （4）遠隔信号の送信機、受信機又は送受信機
- （5）無線電話機器（無線電話受信機を含む）：自動車、船舶、航空機、列車等において使用する。
- （6）可搬式受信機：これらは、通常、電池により作動する。例えば、電話用、警報用、呼び出し用の携帯式受信機

（G）その他の通信機器

このグループには無線又は有線回線網への接続が可能な機器又は回線網内での通話や他の音声、画像又はその他のデータの送信及び受信を可能にする機器が含まれる。

通信網には搬送波（アナログ）回線システムやデジタル回線システムやそれらを組合せたものが含まれる。これらは、公衆電話通信網例えば、ローカルエリアネットワーク（LAN）、メトロポリタンエリアネットワーク（MAN）、ワイドエリアネットワーク（WAN）で構成されており、専有構造（proprietary architecture）であるかオープンなもの（open architecture）

であるかは問わない。

このグループには以下のものが含まれる。

- (1) ネットワークインターフェースカード（例えば、イーサネットインターフェースカード（Ethernet Interface Cards））
- (2) モデム（変調器と復調器とを結合したもの）
- (3) ルーター、ブリッジ、ハブ、リピーター及びチャンネル変換アダプター
- (4) マルチプレクサー及び関連する回線機器（例えば、送信機、受信機又は電気光学変換器）
- (5) コデック（データの圧縮器／解凍器）：デジタル情報の送受信が可能なもの
- (6) パルス信号からトーン信号への変換器：パルスダイヤル信号をトーン信号に変換するもの

部 分 品

部分品の所属に関する一般的規定（16 部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、この項の物品の部分品は、この項に属する。

＊

＊ ＊

この項には、また、次の物品を含まない。

- (a) ファクシミリ（84.43）
- (b) せん孔機：電気式のものであるかないかを問わないが、自動式の電信機器に直ちに使用することができるように紙テープをせん孔するもの（84.72）
- (c) 電話回線又は電信回線に挿入される誘導コイル（85.04）
- (d) 電池及び蓄電池（85.06 又は 85.07）
- (e) 留守番電話装置（電話機と連係して作動するように設計してあるが、電話機の不可分の一部を構成するものではないものに限る。）（85.19）
- (f) ラジオ放送及びテレビジョン信号の送信及び受信用の機器（85.25、85.27 又は 85.28）
- (g) 電気式のベル又は表示器（例えば、電話機のダイヤルにより作動する照明表示器）（85.31）
- (h) 継電器及び自動電話交換機用のセレクターのような開閉装置（85.36）
- (i) 電気絶縁をした線、ケーブル及び個々に被覆したファイバーから成る光ファイバー等（交換機に差し込むためのプラグを付けたコードを含み、接続子を取り付けてあるかないかを問わない。）（85.44）
- (k) 通信衛星（88.02）
- (l) 通話の登録機及び積算計（90 類）
- (m) アナログ式又はデジタル式の遠隔測定装置とともに単一のユニットを構成する搬送通信用の受信機及び送信機並びにデジタル式の遠隔測定装置と合わせて 90 類の注 3 に規定する機能ユニットを構成する物品（90 類）
- (n) Calculographs（タイムレコーダー）（91.06）
- (o) 一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品（96.20）

＊

* *

号の解説

8517. 62

この号には、コードレスのハンドセットまたはベースユニットが単独に提示された場合を含む。

85. 18 マイクロホン及びそのスタンド、拡声器（エンクロージャーに取り付けてあるかないかを問わない。）、ヘッドホン及びイヤホン（マイクロホンを取り付けてあるかないかを問わない。）、マイクロホンと拡声器を組み合わせたもの、可聴周波増幅器並びに電気式音響増幅装置

8518. 10—マイクロホン及びそのスタンド

—拡声器（エンクロージャーに取り付けてあるかないかを問わない。）

8518. 21—単一型拡声器（エンクロージャーに取り付けたものに限る。）

8518. 22—複数型拡声器（同一のエンクロージャーに取り付けたものに限る。）

8518. 29—その他のもの

8518. 30—ヘッドホン及びイヤホン（マイクロホンを取り付けてあるかないかを問わない。）並びにマイクロホンと拡声器を組み合わせたもの

8518. 40—可聴周波増幅器

8518. 50—電気式音響増幅装置

8518. 90—部分品

この項には、単独で提示するあらゆる種類のマイクロホン、拡声器、ヘッドホン、イヤホン及び可聴周波増幅器を含み、当該機器がたとえ特定の目的に使用するように設計されていても（例えば、電話機用のマイクロホン、ヘッドホン、イヤホン及び無線受信機用の拡声器）、そのことを考慮に入れる必要はない。

この項には、また、電気式音響増幅装置を含む。

（A）マイクロホン及びそのスタンド

マイクロホンは、音の振動をそれに対応する電流の変動又は振動に変換し、送信、放送又は録音することができるようにするものである。それらの作動原理に応じて次の物品が属する。

- （1）炭素マイクロホン：これは振動板が音波により振動するとき、炭素粒にかかる圧力の差異に応じて、炭素粒の電気抵抗が変化することによるものである。炭素粒（又は粉）は二つの電極間の容器に詰められている。電極のうち一つは、振動板の一部を構成するか又は振動板に固定してある。
- （2）圧電型マイクロホン：振動板によって伝達された音波の圧力により、特定形状に切断した結晶片（例えば、石英又は水晶）にひずみが生じ、そして、当該結晶に電荷が発生する。この種の素子は、ギター、ピアノ、管弦オーケストラ楽器等のような音響楽器のピックアップに用いられる“接触型”マイクロホンにしばしば使用される。

- (3) 可動コイル型又はリボン型のマイクロホン（ダイナミックマイクロホン）：音の振動が、磁界内に置かれたコイル又はアルミニウム製のリボンに伝達され、電磁誘導により電気信号が発生するものである。
- (4) 静電容量型又は静電（コンデンサ）型のマイクロホン：2枚の板（又は電極）を有し、両者の間には間隙があり、1枚は固定され（背面板）、他の1枚は振動することができる（振動板）ものである。音波は、2枚の板の間の静電容量の差異を生じさせる。
- (5) 熱式又は熱線型のマイクロホン：加熱された抵抗線を有しており、音波の作用でその温度が変化し、結果としてその抵抗が変化するものである。

この項には、また、一本以上の無線マイクロホンと無線受信機を組み合わせた無線マイクロホンセットを含む。無線マイクロホンは、受信した音波に対応する信号を、無線伝送回路及び内部又は外部アンテナにより発信する。受信機は、発信された無線電波を受信するための一つ以上のアンテナ及び無線電波を電気音声信号に変換するための内部回路を有しており、また、一つ以上の音量調節つまみ及び出力プラグを有する場合がある。

マイクロホンには多くの異なった用途がある（例えば、演説、電話、録音、航空機又は潜水艦の探知器、溝、ざんごう等の聴取（trench listening）装置及び心臓鼓動の探知）。

通常、マイクロホンから出力される電流はアナログ信号であるが、マイクロホンには出力をデジタル信号にするアナログーデジタル変換機を有するものがある。マイクロホンは、増幅器を接続して感度を上げることがある（通常、プリアンプと呼ばれる。）。また、音質調整用にコンデンサーを取り付けることもある。マイクロホンには、作動するために電力の供給が必要なものがある。この電力は、ミキシングコンソール又は音声記録装置により供給されるか、又は別のパワーパックの場合もある。パワーパックは、単独で提示された場合、この項には属さない（通常、85.04）。更に、音波を集中させるための装置が備えられることもあり、演説等に使用する場合には、テーブル、机等若しくは地面に置けるように又はつり下げられるように特別なスタンドを有することがある。このようなスタンド又は装置は、マイクロホンとともに使用するか又はマイクロホンに取り付けるように特に設計してある場合には、たとえ単独で提示されても、この項に属する。

他方、この項には、一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品（96.20）は含まない。

（B）拡声器（エンクロージャーに取り付けてあるかないかを問わない。）

拡声器の機能はマイクロホンの機能の逆である。これは、増幅器から出力される電気的な変動又は振動を空気に伝えられる機械的振動に変換して音を再生するものである。

拡声器には、次の型式のものを含む。

- (1) 可動鉄片型又は可動コイル型の拡声器：可動鉄片型拡声器では、軟鉄製の接片又はリードが永久磁石の作る磁界内に置かれ、かつ、電流が流れているコイルの作用を受ける。磁界はこの電流とともに変動し、接片又はリードに固定された振動板がこの変動に対応する空気の振動を発生させる。可動コイル型の拡声器は、基本的には永久磁石又は電磁石の作る磁界内に置かれ、かつ、変動する電流からエネルギーを得るコイルから成る。このコイルは振動板に堅く接続されている。
- (2) 圧電型拡声器：ある種の天然又は人造の結晶に電流を流すと、その結晶が機械的変形をう

けるという原理に基づいたものである。このような拡声器は通常「クリスタルスピーカー」として知られる。

(3) 静電型拡声器（コンデンサ型拡声器）：これらは、2枚の板（又は電極）の間の静電反応により、1枚が振動板として働く。

整合トランス及び増幅器が拡声器とともに取り付けられることがある。通常、拡声器が受信する電気入力信号はアナログであるが、入力信号がデジタルの場合がある。このような拡声器は、デジタルーアナログ変換機及び増幅器を有し、機械振動が空気に伝えられる。

拡声器は種々の型式のフレーム、シャシ又はキャビネット（音響学的に設計してあることが多い。）に取り付けられるほか、家具に取り付けられることもある。これらは、全体の主たる機能が拡声器としての働きにある場合には、この項に属する。単独で提示されるフレーム、シャシ、キャビネット等も、それらが、主として拡声器を取り付けるように設計したものと認められる場合には、この項に属する。94類の家具類でその本来の機能に加えて拡声器も収納することができるように設計してあるものは、94類に属する。

単独で提示された場合、自動データ処理機械に接続するよう設計された拡声器は、この項に属する。

(C) ヘッドホン及びイヤホン（マイクロホンを取り付けてあるかないかを問わない。）並びにマイクロホンと拡声器を組み合わせたもの

ヘッドホン及びイヤホンは比較的弱い音声信号を発生させるために使用する電気音響受信器である。前述の拡声器と同様に、これらは電氣的効果を音響効果に変換するものでその原理は両者とも同じであるが、唯一の違いは、両者の有するエネルギーにある。

この項には、電話用又は電信用のヘッドホン及びイヤホン（マイクロホンを取り付けてあるかないかを問わない。）、特殊ななど当てマイクロホンと永久固定式のイヤホンとから成るヘッドセット（例えば、航空用のもの）、通常、電話交換手により使用される電話用のマイクロホンとスピーカーとを組み合わせたハンドセット並びにラジオ受信機、テレビジョン受信機、音声再生機又は自動データ処理機械に接続されるヘッドホン及びイヤホンを含む。

この項には、また、マイクロホンと拡声器を組み合わせたもの（結合したものもある。）を含む。個人で聞くものには、ヘッドホン又はイヤホンを含む組み合わせもある。これらの組み合わせは、増幅器を含む中央制御装置に、プラグでつないだり、接続するように設計されている。これらの組み合わせの各ユニットは、会議の参加者により使用されることもある。

この項には、通常、マイクロホン、ヘッドホン、スピーカー、リスニングコーン、電源スイッチ及び音量調節つまみ並びに電池から成る胎児用の聴音装置を含む。胎児及び母親の心音をこの装置により聞くことができる。この装置には録音装置は付属しない。この装置は、医療目的のものではない。

しかしながら、医学、外科又は獣医学の専門家により使用されるタイプの電気診断装置は、90.18項に属する。

(D) 可聴周波増幅器

可聴周波増幅器は、可聴周波数の電気信号を増幅することに使用する。大多数のものはトランジスター又は集積回路を使用してあるが、熱電子管を使用してあるものもある。増幅器は、その中に組み込んだパワーパックから電力の供給を受け、当該パワーパックは、送配電系統又は特に携帯式増幅器の場合には蓄電池若しくは電池から、電力を供給される。

可聴周波増幅器への入力信号は、マイクロホン、レーザー光ディスク読取機、ピックアップカートリッジ、磁気テープ用ヘッド、チューナー、フィルムのサウンドトラック用ヘッドその他可聴周波数による電気信号源からもたらされる。

一般に出力信号は拡声器に導かれるが、これがすべてではない（前置増幅器（プリアンプ）は次の増幅器に供給したり又は1個の増幅器に組み込まれる。）。可聴周波増幅器は、増幅器の利得を変化させる音量調整器を有することがあり、また通常は周波数応答を変化させる（低音強調、高音強調等）調整器も有する。

この項には、電話の中継器又は測定用の増幅器として使用する可聴周波増幅器を含む。

高周波増幅器又は中間周波増幅器は、独立した機能を有する電気機器として 85.43 項に属する。

(E) 電気式音響増幅装置

この項には、また、マイクロホン、可聴周波増幅器及び拡声器から成る増幅用セットを含む。この種の装置は、公共の興行、演説システム、宣伝車、警察車又はある種の楽器等とともに広く使用される。また、大型の貨物自動車（特にトレーラーを有するもの）においてエンジンの音にさえぎられて聞き取れない背後からの異常騒音又は信号音を運転手が聞き取ることができるようにするためにも、同様のシステムが使用される。

部 分 品

部分品の所属に関する一般的規定（16 部の総説参照）により、その所属を決定する場合を除くほか、この項の物品の部分品は、この項に属する。

＊

＊ ＊

この項には、次の物品を含まない。

- (a) ヘッドホン（マイクロホンを備えたものを含む。）を組み込んだ操縦士用の帽子、ヘルメット類（65.06）
- (b) 電話機器（85.17）
- (c) 半導体ベースの変換器（例えば、シリコンマイクロホンに使用する微小電気機械システム（MEMS）センサー）（85.41）及びマルチコンポーネント集積回路（MCO）を含む集積回路（例えば、MEMS センサー素子及び特定用途向け集積回路（ASIC）チップから成るシリコンマイクロホン）（85.42）
- (d) 90.21 項の補聴器

85.19 音声の記録用又は再生用の機器

8519.20－硬貨、銀行券、バンクカード、トークンその他の支払い手段により作動する機器

8519.30－レコードデッキ

－その他の機器

8519.81－磁気媒体、光学媒体又は半導体媒体を使用するもの

8519.89－その他のもの

この項には、音声の記録用、音声の再生用並びに音声の記録及び再生の両方が可能な機器を含む。一般的に、音声は、内部の記憶装置又は媒体（例えば、磁気媒体、光学媒体、半導体媒体又は85.23項のその他の媒体）上に記録又はこれらから再生される。

録音機は、記録媒体を変換することから、音声再生機が後にオリジナルの音波（スピーチ、音楽等）を再生することができる。これは、音波を受けることに基づく記録又はその他の方法、例えば、インターネットページ又はCDから、自動データ処理機械によってダウンロードした音声ファイルデータを、デジタルオーディオ装置（例えば、MP3プレーヤー）の内部メモリー（例えば、フラッシュメモリー）に記録することを含む。デジタルコードとして音声を記録する機器は、一般的に、デジタルコードからアナログ信号に変換する手段を有しない限り、音声を再生できない。

（Ⅰ）硬貨、銀行券、バンクカード、トークンその他の支払い手段により作動する機器

これらの機器は、硬貨、銀行券、バンクカード、トークンその他の支払い手段により作動し、一連又は任意の音声記録の選択及び演奏ができる。これらは、一般に「ジュークボックス」と呼ばれる。

（Ⅱ）レコードデッキ

これらは、レコードを機械式又は電氣的に回転させるもので、サウンドヘッド（ピックアップカートリッジ）を有するものと有しないものがあるが、音響装置及び電気式の音声増幅器（下記レコードプレーヤー参照）を有しないものである。これらには、一連のレコードの連続演奏を可能にする自動装置を有するものもある。

（Ⅲ）留守番電話装置

これらの装置は、電話機と連係して作動するように設計してあるが、電話機の不可分の一部を構成するものではない。これらには、あらかじめ録音された伝言を送信し、送話者が残した新規の伝言を記録できるものもある。

（Ⅳ）磁気媒体、光学媒体又は半導体媒体を使用するその他の機器

このグループの機器には、携帯用のものもある。これらには、音響装置（拡声器、イヤホン、ヘッドホン）及び増幅器を取り付けてあるか又は取り付けるように設計されているものもある。

(A) 磁気媒体を使用するもの

このグループには、テープ又はその他の磁気媒体を使用する機器を含む。音声は、媒体の磁性を変成することにより記録され、磁気式サウンドヘッドの前面に媒体を通過させることで再生される。例えば、カセットプレーヤー、テープレコーダー及びカセットレコーダーを含む。

(B) 光学媒体を使用するもの

このグループには、光学媒体を使用する機器を含む。音声は、記録媒体の表面に、強さの変化する増幅された電流（アナログ信号）から変換されたデジタルコードとして記録される。音声は、これらの媒体をレーザーで読むことによって再生される（例えば、CDプレーヤー及びMDプレーヤー）。この種類には、また、磁気及び光学技術を組み合わせた媒体を使用する機器を含む。例として、反射率の変化する領域を磁気技術を使用して生成し、光学（例えば、レーザー）ビームを使用して読み取る磁気光学ディスクを使用する機器を含む。

(C) 半導体媒体を使用するもの

このグループには、半導体（例えば、不揮発性半導体）媒体を使用する機器を含む。音声は、記録媒体に強さの変化する増幅された電流（アナログ信号）から変換されたデジタルコードとして記録される。音声は、この媒体を読み取ることにより再生される。半導体媒体は、機器に恒久的に据え付けられるものか、取り出し可能な不揮発性半導体記録装置の形式のものもある。例として、携帯用のバッテリーで使用するフラッシュメモリーオーディオプレーヤー（例えば、ある種のMP3プレーヤー）を含み、これらは基本的に、フラッシュメモリー（内部にあるか取り出し可能かを問わない）、マイクロプロセッサ、可聴周波増幅器を含む電子機構、LCDスクリーン及び操作ボタンを収納する1つのハウジングからなる。この機器は、MP3又は類似ファイルをダウンロードするため自動データ処理機械に接続することができる。

(D) 磁気媒体、光学媒体又は半導体媒体を組み合わせて使用するもの

これらの機器は、磁気媒体、光学媒体又は半導体媒体のうちの2つ又は全てを使って記録又は再生できる装置を組み合わせたものである。

(V) その他の録音又は音声再生装置

このグループには、次の物品を含む。

- (1) レコードプレーヤー：これらの機器は、レコード（音溝を有する円盤）から、電気式の増幅器及び拡声器を使用して、機械的振動をサウンドヘッド（ピックアップカートリッジ）により電気的振動に変換し、音声を再生する。これらには、一連のレコードの連続演奏を可能にする自動装置を有するものもある。
- (2) 映画用録音機：この装置は、光電式方法により録音するものである。音声は、連続フィルム上に（a）面積の変化する帯又は（b）濃度の変化する帯として光電的に記録される。
映画用録音機は、録音ヘッドのほか、フィルム保持用のマガジン、フィルムの速度を撮影機の速度と同期させる駆動機構及びフィルム送り機構から成る。
- (3) 映画用音声再生機：これらは、光電式サウンドヘッド及び電荷結合素子（CCD）を組み合わせ

せた読取り機を有する。

- (4) 映画用再録音機：この装置は、例えば、磁気式、光学式、電子式等の方式で録音したサウンドトラックを、光電方式又はデジタル方式で再録音するために使用する。

＊

＊ ＊

部分品及び附属品

部分品の所属に関する一般的規定（16 部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、この項の機器の部分品及び附属品は、85.22 項に属する。

＊

＊ ＊

この項には、次の物品を含まない。

- (a) プラスチック製の記録済みの光ディスクを複製するためのプレス又は射出成形機（84.77）
- (b) 留守番電話装置（電話機の不可分な一部を構成するものに限る。）（85.17）
- (c) 単独で提示されたマイクロホン、拡声器、可聴波増幅器及び電気式音響増幅装置のセット（85.18）
- (d) 85.21 項のビデオの記録用又は再生用の機器
- (e) 同一のハウジングにラジオ放送用の受信機器を結合してある音声の記録用又は再生用の機器（85.27）
- (f) テレビジョン受像機と結合してある音声の記録用又は再生用の機器（85.28）
- (g) 音声の記録用又は再生用の機器と結合してある映画用の撮影機及び映写機（90.27）

＊

＊ ＊

号の解説

8519.81

この号は、一以上の磁気媒体、光学媒体又は半導体媒体を使用する機器を含む。

85.21 ビデオの記録用又は再生用の機器(ビデオチューナーを自蔵するかしないかを問わない。)

8521.10－磁気テープ式のもの

8521.90－その他のもの

(A) 記録機及び記録機と再生機とが結合したもの

これらの機器は、テレビジョンカメラ又はテレビジョン受像機に接続した際、テレビジョンカメラにより捉えた又はテレビジョン受像機により受信した画像及び音声を表す電気インパルス（アナログ信号）又はデジタルコードに変換されたアナログ信号（又はこれらを複合したもの）を、媒体に記録する。通常、画像及び音声は、同一の媒体に記録される。記録方法は、磁氣的又は光学的方法を用いることができ、通常、媒体はテープ又はディスクである。

この項は、また、ビデオ画像又は音声を表すデジタルコードを、自動データ処理機械からデジ

タルコードを転送する方法で、通常、磁気ディスクに記録する機器を含む（例えば、デジタルビデオレコーダー）。

テープに磁氣的に記録する場合、画像及び音声はテープ上の異なるトラックに記録されるが、一方、ディスクに磁氣的に記録する場合、画像及び音声はディスク表面のらせんトラックに磁気パターン又はスポットとして記録される。

光学式記録の場合、ビデオ画像及び音声を表すデジタルデータは、ディスク表面にレーザーによってエンコードされる。

テレビジョン受像機から信号を受け取るビデオ記録機器も、また、テレビジョン送信局から送られる信号周波数帯の中から、望む信号（又はチャンネル）の選択を可能とするチューナーを有している。

再生に使用される際は、機器は、記録をビデオ信号に変換する。これらの信号は、送信局又はテレビジョン受像機のいずれかに送られる。

（B）再生機

これらの機器は映像及び音声を直接テレビジョン受像機に再生するためのみに設計してある。これらの機器に使用する媒体は、特別の記録装置により機械的、磁氣的又は光学的にあらかじめ記録してある。これらの機器には、例えば、次の物品がある。

- （1）ビデオディスクを使用する機器：ディスクには、種々の方法により映像及び音声のデータを記録してあり、これを、レーザー光読取装置、静電センサー、圧力センサー又は磁気ヘッドにより読み取る。第 16 部注 3 の規定により、ビデオ記録及び音声記録の両方を再生できるものは、この項に属する。
- （2）感光性フィルムに記録した映像データ（音声も同一フィルムに磁氣的方式で記録してある。）を解読し、映像信号に変換する機器

部分品及び附属品

部分品の所属に関する一般的規定（第 16 部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、この項の機器の部分品及び附属品は、85.22 項に属する。

＊

＊ ＊

この項には、次の物品を含まない。

- （a）85.23 項の記録用媒体
- （b）ビデオカメラ（85.25）
- （c）テレビジョンの受像機（ラジオ放送用受信機、音声又はビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。）並びにビデオモニター及びビデオプロジェクター（85.28）

85.22 部分品及び附属品（第 85.19 項又は第 85.21 項の機器に専ら又は主として使用するもの

に限る。)

8522. 10－ピックアップカートリッジ

8522. 90－その他のもの

部分品の所属に関する一般的規定（16 部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、第 85. 19 項又は第 85. 21 項の機器に専ら又は主として使用される部分品及び附属品は、この項に属する。

この項の部分品及び附属品の範囲には、次の物品を含む。

- (1) ピックアップカートリッジ：レコード又は機械的に録音したフィルムに使用するもので、記録された媒体の音溝に沿って針が動き、針の機械的振動を電気信号に変換するもの
- (2) レーザー光読取装置
- (3) 記録用、再生用又は消去用の磁気式サウンドヘッド
- (4) カセットの形をしたアダプター：携帯式光学式ディスクプレーヤーの再生を、磁気式テーププレーヤーを通じて可能とするもの
- (5) 光電式サウンドヘッド
- (6) テープの巻取り用又は巻戻し用の機器：通常この機器は、基本的には 2 個のリールを支持するブラケットから成り、少なくともそのうちの 1 個には、回転装置が取り付けられているものである。
- (7) レコードデッキ用のトーンアーム及び回転テーブル
- (8) 針用に加工したサファイヤ及びダイヤモンド（取り付けられていないものを含む。）
- (9) レコードカッター：録音機の部分品で、音声振動を機械的振動に変換して音溝を切削してゆくもの
- (10) 録音機用又は再生機用に特に設計し、かつ、製作した家具類
- (11) 清浄用のカセット：音声又は映像の記録用又は再生用の機器の磁気ヘッドを清浄するもので、清浄用の溶液とともに小売用の包装に入っているかないかを問わない。
- (12) その他磁気式の録音機用又は音声再生機用の特殊な部分品及び附属品（例えば、磁気消去用のヘッド又はバー、消磁機及び書取り中に到達点を示すスケール）
- (13) その他録音機用又は映像の再生機用の特殊な部分品及び附属品（例えば、映像信号記録ヘッド用のドラム、磁気テープを録音ヘッド又はピックアップに密着させるための真空装置、テープ巻取装置等）

この項には、次の物品を含まない。

- (a) スプール、リールその他これらに類する巻取用品（磁気テープを有しないビデオカセット及びオーディオカセットを含む。）（構成する材料により、例えば、39 類又は 15 部に属する。）
- (b) 録音機用又は音声再生機用の電動機で、当該録音機又は音声再生機の部分品又は附属品を取り付けてないもの（85. 01）
- (c) 85. 23 項の記録媒体
- (d) 同期化テーブルのフレームビューアーとともに使用する装置でサウンドヘッドを有する装置（90. 10）

85.23 ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置、スマートカードその他の媒体（記録してあるかないかを問わず、ディスク製造用の原盤及びマスターを含むものとし、第37類の物品を除く。）

－磁気媒体

8523.21－カード（磁気ストライプを有するもの）

8523.29－その他のもの

－光学媒体

8523.41－記録してないもの

8523.49－その他のもの

－半導体媒体

8523.51－不揮発性半導体記憶装置

8523.52－スマートカード

8523.59－その他のもの

8523.80－その他のもの

この項には、記録してあるかないかを問わず、音声その他（例えば、数値データ、テキスト、画像、ビデオその他のグラフィックデータ、ソフトウェア）の記録用の異なる種類の媒体を含む。このような媒体は、通常、記録用又は読取用の機器に差し込まれたり取り出されたりし、また、一の記録用又は読取用の機器から別の機器へと移される場合もある。

この項の媒体は、記録したもの、記録してないもの又はあらかじめ何らかの情報を記録しているが、さらに情報を記録することが可能な状態で提示される場合もある。

この項は、完成した記録済みの媒体の大量生産に使用する中間形状の媒体（例えば、原盤、マスターディスク、マザーディスク、スタンパーディスク）を含む。

しかしながら、この項は、データを媒体に記録したりデータを媒体から検索したりする装置は含まない。

この項は、特に次の物品を含む。

（A）磁気媒体

このグループの製品は、一般にディスク、カード又はテープの形状をしている。これらは、異なる素材（通常、プラスチック、紙、板紙又は金属）を使用して作られており、それ自体が磁気を帯びているか、磁気性の素材で覆われている。このグループは、例えば、テープレコーダー用のカセットテープその他のテープや、カムコーダーその他のビデオの記録用機器のためのテープ（例えば、VHS、Hi-8™、mini-DV、ディスケット及び磁気ストライプを有するカードを含む）。

このグループは、磁気光学媒体を含まない。

（B）光学媒体

このグループの製品は、通常、一層以上の光反射性の層を有するガラス、金属又はプラスチックから作られたディスクの形状をしている。このようなディスクに保存されている音声その他のデータは、レーザー光により読み取られる。このグループは、書き換え可能なものであるかどうかを問わず、記録をしたディスクも記録していないディスクも含む。

このグループは、例えば、コンパクトディスク（例えば、CD、V-CD、CD-ROM、CD-RAM）、デジタル・バーサタイル・ディスク（DVD）を含む。

このグループは、また、磁気光学媒体を含む。

（C）半導体媒体

このグループの製品には、一以上の集積回路が入っている。

したがって、このグループは以下のものを含む。

（1）外部データを記録する半導体製の不揮発性データ記憶装置（この類の注6（a）参照）

これらの装置（「フラッシュメモリーカード」又は「フラッシュ電子記憶カード」としても知られている）は、外部からのデータを記録するため、又はナビゲーションシステム、全地球測位システム（GPS）、データ収集端末、携帯式スキャナー、医療用監視用機器、録音機器、個人用通信機器、携帯電話、デジタルカメラ、自動データ処理機械のような装置にデータを提供するために使用される。一般に、本装置が特定の機器に一旦接続されれば、データの本装置への保存及び読み取りができるが、自動データ処理機械にデータをアップロードし、また、ダウンロードすることもできる。

本媒体は、接続された機器からの電力のみを使用するので、バッテリーを必要としない。

これらの不揮発性データ記憶装置は、同一ハウジングの中に、印刷回路基板上に集積回路の形で搭載している一以上のフラッシュメモリー（“FLASH E²PROM/EEPROM”）を有しており、ホスト機器に接続するためのソケットを組み込んでいる。これらは、コンデンサー、抵抗器、集積回路の形状をしたマイクロコントローラーを取り付けたものを含む。不揮発性半導体記憶装置の例は、USB フラッシュドライブである。

（2）スマートカード（この類の注6（b）参照）

内部にチップ状の集積回路（マイクロプロセッサ、ランダムアクセスメモリー（RAM）又はリードオンリーメモリー（ROM））を1個以上埋め込んだものである。スマートカードは、接触子、磁気ストライプ又はアンテナを取り付けたものを含むものとし、その他の能動又は受動回路素子を有するものを含まない。

これらのスマートカードには、この類の注6（b）の条件に合致する場合、プロキシミティカード又はタグとして知られているある種の物品も含まれる。これらのプロキシミティカード又はタグは、1個のリードオンリーメモリー型の集積回路（印刷されたアンテナに取り付けられたもの）から成っている。このカード又はタグは、リーダーから伝送され、リーダーへ反射される信号に作用するために、アンテナに場の干渉（干渉の性質はリードオンリーメモリー内のコードによって決定される）を作り出すことによって作動する。この型のカード又はタグはデータを伝搬しない。

(D) その他

このグループには、蓄音機用レコードを含む。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 一以上のサウンドトラックを有する写真用又は映画用のフィルム (37 類)
- (b) 光電式記録用の感光性フィルム (37.02)
- (c) 録音その他これに類する記録用の媒体として使用する物品で未調整のもの：これらは、構成する材料により該当する項（例えば、39 類、48 類又は 15 部）に属する。
- (d) データを記録した紙テープ又はせん孔カード（記録は、通常、せん孔により行う。）(48 類)
- (e) 16 部注 2 の規定に基づき分類されることとなるある種のメモリーモジュール（例えば、SIMMs (Single In-line Memory Modules) 及び DIMMs (Dual In-line Memory Modules)）（この類の総説参照）
- (f) ゲーム機用のカートリッジ (95.04)

85.24 フラットパネルディスプレイモジュール（タッチスクリーンが組み込まれているかいないかを問わない。）

ードライバ又は制御回路を有しないもの

8524.11—液晶のもの

8524.12—有機発光ダイオード (OLED) のもの

8524.19—その他のもの

—その他のもの

8524.91—液晶のもの

8524.92—有機発光ダイオード (OLED) のもの

8524.99—その他のもの

この類の注 7 に規定されているとおり、この項には、フラットパネルディスプレイモジュール（タッチスクリーンが組み込まれているかいないかを問わない。）を含む。

この項に属する物品は、少なくとも液晶ディスプレイ (LCD)、有機発光ダイオード (OLED)、発光ダイオード (LED) 又はその他の表示技術を利用したディスプレイスクリーンを備えている。

フラットパネルディスプレイモジュール用のディスプレイスクリーンには、その形状が平らなもの、曲がったもの、柔軟なもの、折畳み可能なもの、伸縮可能なもの及び巻取り可能なものを含む（ただし、これらに限定されない。）。

この項には、次の物品を含む。

- (1) ドライバ又は制御回路を有しないフラットパネルディスプレイモジュール：これは一般にセルと呼ばれる。LCD セルの場合は、液晶は TFT 基板やカラーフィルタのようなガラス製又はプラスチック製の 2 枚のシート又は板に挟まれている。OLED セルの場合は、TFT 基板の上に有機物が蒸着されている (deposited)。それらのセルは、ドライバや制御回路等の電気部品を含まない（電氣的接続子を有しているかいないか又は偏光板を取り付けているかいないかを問わない。）。

いかを問わない。)

- (2) ドライバ又は制御回路を有するフラットパネルディスプレイモジュール：上記(1)のセルにドライバ又は制御回路が取り付けられている。このモジュールは、映像信号やその他のデータ（例えば、テキスト、画像、ADP 信号、又はその他のグラフィックデータ）を受信するドライバ、ディスプレイ上の個々のピクセルを変換するドライバ（一般にドライバ IC や映像信号をドライバ IC に接続する印刷回路基板で構成される。）又はディスプレイの電源供給回路若しくはタイミングを制御するドライバを備えていてもよい。それらはバックライトユニット（LCD 用のもの）やフレーム（シャシ）と組み合わせられることもある。
- (3) タッチスクリーンを有するフラットパネルディスプレイモジュール：タッチスクリーンは、フラットパネルディスプレイモジュールに取り付けられているかセルに埋め込まれており、画像等の情報の入力及び出力（表示）ができる。

この項の物品は、広範囲の機器に取り付けられ又は組み込まれるように設計されている（例えば、冷蔵庫、自動データ処理機械、画像又はデータを送受信する携帯電話又は装置、デジタルカメラ又はビデオカメラレコーダー、モニター又はテレビジョン受像機器及び人員輸送用の自動車）。

ただし、他の機器に取り付けられておらず単独で提示されるフラットパネルディスプレイモジュールは、フラットパネルディスプレイモジュールが取り付けられた最終製品が属する項ではなく、この項に属する。

フラットパネルディスプレイモジュールがその他の機器に取り付けられている場合は、全体としてその機器が該当する項に属する。

部 分 品

部分品の所属に関する一般的規定（16 部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、この項の機械の部分品は 85.29 項に属する。

＊

＊ ＊

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 映像を変換する要素を備えたフラットパネルディスプレイモジュール（通常 85.17、85.28 及び 85.29）
- (b) フラットパネルディスプレイモジュールを自蔵する可視信号用の機器（表示盤）（85.31）
- (c) フラットパネルディスプレイモジュールを自蔵する測定用又は検査用の機器（通常 90 類）
- (d) フラットパネルディスプレイモジュールを自蔵する楽器（92 類）
- (e) フラットパネルディスプレイモジュールを自蔵する 95 類の全ての物品（例えば、ビデオゲーム用のコンソール、玩具、ゲーム、運動器具及びスポーツ用品）

85.25 ラジオ放送用又はテレビジョン用の送信機器（受信機器、録音装置又は音声再生装置を自蔵するかしないかを問わない。）、テレビジョンカメラ、デジタルカメラ及びビデオカメラレコーダー

8525.50－送信機器

8525.60－送信機器（受信装置を自蔵するものに限る。）

－テレビジョンカメラ、デジタルカメラ及びビデオカメラレコーダー

8525.81－この類の号注1の高速度の物品

8525.82－その他のもの（この類の号注2の耐放射線性の物品に限る。）

8525.83－その他のもの（この類の号注3の暗視用の物品に限る。）

8525.89－その他のもの

（A）ラジオ放送用又はテレビジョン用の送信機器（受信機器、録音装置又は音声再生装置を自蔵するかしないかを問わない。）

このグループに属するラジオ放送用の機器は、回線に接続することなく、空間中を伝達する電磁波により、信号を送信するものである。他方、テレビジョン用の機器は、送信が電磁波によるか又は有線によるかを問わず、この項に属する。

このグループには、次の物品を含む。

- （1）ラジオ放送用又はテレビジョン用の送信機
- （2）放送を受信して再送信を行い、放送範囲を拡大するために使用される中継用機器（航空機に搭載されるテレビジョン用の中継用機器を含む。）
- （3）アンテナ及びパラボラ状の反射器により、スタジオ又は戸外の放送場所から主送信機まで送信するための中継用テレビジョン送信機
- （4）工業用のテレビジョン送信機（例えば、遠く離れた計器の読取り用又は危険な場所の監視用のもの）。この機器の送信は、有線により行うことが多い。

（B）テレビジョンカメラ、デジタルカメラ及びビデオカメラレコーダー

このグループは、画像を捕捉し、次のように電子的信号に変換するカメラを含む。

- （1）カメラの外部に鑑賞又は遠隔記録のため、ビデオ画像として送信する（テレビジョンカメラ）。
- （2）カメラの内部に静止画像又は動画として記録する（デジタルカメラ及びビデオカメラレコーダー）。

この項のカメラの多くは、90.06 項の写真機（photographic camera）又は 90.07 項の映画用の撮影機（cinematographic camera）と形態的に類似する。85.25 項のカメラ及び 90 類のカメラは、一般的に、感光媒体上に画像の焦点を合わせるためのレンズ及びカメラに入る光量を調節するための絞りを有している。しかし、90 類の写真機及び映画用の撮影機が 37 類のフィルム上に画像を露光するのに対し、この項のカメラは、画像をアナログデータ又はデジタルデータに変換する。

この項のカメラは、相補型金属酸化物半導体（CMOS）又は電荷結合素子（CCD）のような感光素子上に焦点を合わせることで画像を捕える。感光素子は、画像をアナログ式記録又はデジタル式

記録するために、画像の電氣的表現で送り出す。

テレビジョンカメラには、カメラの水平方向又は垂直方向の動き、レンズ及びしぼりを遠隔操作する装置を自蔵するかしないかを問わず、テレビジョンカメラを含む（例えば、テレビスタジオ用又は報道用のもの、工業用及び科学用のもの並びに交通機関用の監視用に供するもの）。これらのカメラは、内部に画像の記録能力を有していない。

これらのカメラには、自動データ処理機械とともに使用するものもある（例えば、webcam）。

テレビジョンカメラの移動用の機械装置は、個別に提示するかしないかを問わず、この項から除かれる（84.28）。

また、テレビジョンカメラの遠隔操作及び焦点を合わせるための電気装置も、個別に提示するとき、この項から除かれる（85.37）。

デジタルカメラ及びビデオカメラレコーダーにおいて、画像は内部の記憶装置又は媒体（例えば、85.23 項の磁気媒体、光学媒体、半導体媒体その他の媒体）に記録される。これらは、アナログ／デジタル変換機（ADC）及び出力端子（自動データ処理機械、プリンター、テレビジョンその他の画像鑑賞機器に画像を送るためのもの）を有するものもある。デジタルカメラ及びビデオカメラレコーダーには、このような外部機器からアナログ又はデジタル画像ファイルを内部に記録できる入力端子を有しているものもある。

通常、これらのカメラは、光学式ファインダー若しくは液晶ディスプレイ（LCD）又はそれらの両者を備えている。LCD を備えているカメラの多くは、ディスプレイを撮影時のファインダー及び他の画像源から受信した画像又は記録済みの画像の再生時のスクリーンとして使用できる。

部 分 品

部分品の所属に関する一般的規定（16 部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、この項の機器の部分品は、85.29 項に属する。

＊

＊ ＊

この項には、次の物品を含まない。

- （a）85.17 項の機器
- （b）中継用機器に組み込まれるラジオ放送用の受信機器で単独で提示するもの（85.27）
- （c）衛星テレビ放送受信機及び衛星テレビ放送受信用システム（85.28）
- （d）無線送信機、テレビジョン送信機その他この項の機器を恒久的に装備した特殊用途車両（87.05）
- （e）通信衛星（88.02）

85.26 レーダー、航行用無線機器及び無線遠隔制御機器

8526.10－レーダー

－その他のもの

8526.91－航行用無線機器

8526. 92—無線遠隔制御機器

この項には、次の物品を含む。

- (1) 航行用無線機器（例えば、固定式又は回転式のアンテナを有するラジオビーコン及びラジオブイ並びに受信機（多重アンテナ又は指向性アンテナを有するラジオコンパスを含む。）。これは、全地球的測位システム（GPS）受信機も含む。
- (2) 船舶又は航空機の航行用のレーダー装置（船舶、航空機等に取り付けるもの又は陸上に設置するもののいずれであるかを問わない。）：港湾のレーダー装置及びブイ、航路標識等に取り付ける識別装置を含む。
- (3) 空港において、計器のみで着陸進入を行う飛行機の誘導及び航路管制に使用する機器：これらは複合した機器である。ある種の型式のものは、近接した航空機の位置及び高度を管制地点に示し、かつ、着陸に必要な指示とともに近接した他の航空機のレーダー像を航空機に送信するために、通常の無線機器、レーダー及びテレビジョン装置を組み合わせである。
- (4) レーダー高度測定機器（電波高度計）
- (5) 雨雲の位置を探知する又は観測気球を追跡する気象用レーダー
- (6) 計測爆撃装置
- (7) 砲弾又は爆弾の近接自動信管（目標に近付くと爆発するもの）に使用するレーダー装置
雷管を備えた完全な起爆装置は、93. 06 項に属する。
- (8) 航空機侵入警戒用のレーダー
- (9) 艦砲又は高射砲の射程及び方向探知用のレーダー装置
- (10) レーダー応答機：これはレーダーパルスを受信し、その受信したパルスに応答する通信内容をしばしば搬送するパルスを送信する。応答機は航空機に使用されてレーダーのオペレーターに航空機を識別させたり、また探測用気球で（気圧）分布及び（風の）方向を決定し、その気象情報を送信するために使用される。
- (11) 船舶、無人航空機、ロケットミサイル、がん具、模型船舶、模型航空機等の遠隔制御用の無線機器
- (12) 鉱山の爆破用又は機械の遠隔制御用の無線機器

部 分 品

部分品の所属に関する一般的規定（16 部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、この項の機器の部分品は、85. 29 項に属する。

＊

＊ ＊

この項のレーダーその他の機器を装備した特殊用途車両は、この項には属しない（通常 87. 05）。

85. 27 ラジオ放送用の受信機器（同一のハウジングにおいて音声の記録用若しくは再生用の機器又は時計と結合してあるかないかを問わない。）

ーラジオ放送用受信機（外部電源によらずに作動するものに限る。）

8527. 12ーポケットサイズのカセットプレーヤー（ラジオを自蔵するものに限る。）

8527. 13ーその他の機器（音声の記録用又は再生用の機器と結合してあるものに限る。）

8527. 19ーその他のもの

ー自動車用を使用する種類のラジオ放送用受信機（外部電源によらなければ作動しないものに限る。）

8527. 21ー音声の記録用又は再生用の機器と結合してあるもの

8527. 29ーその他のもの

ーその他のもの

8527. 91ー音声の記録用又は再生用の機器と結合してあるもの

8527. 92ー時計と結合してあるもの（音声の記録用又は再生用の機器と結合してあるものを除く。）

8527. 99ーその他のもの

この項に属するラジオ放送用の機器は、回線に接続することなく、空間中を伝達する電磁波により信号を受信するものである。

このグループには、次の物品を含む。

- （1）あらゆる種類の家庭用のラジオ（テーブル型、コンソール型、家具、壁等に埋め込まれるもの又は可搬式のものがあり、同一のハウジングにおいて録音装置、音声再生装置又は時計と結合してあるかないかを問わない。）
- （2）自動車用のラジオ放送用受信機
- （3）85. 25 項の中継用機器に組み込まれる受信用機器で、単独で提示されるもの
- （4）ポケットサイズのカセットテープレコーダー（ラジオを自蔵するものに限る。）（この類の号注4参照）
- （5）ラジオ受信機を有するステレオシステム（ハイファイシステム）は、各々独立したハウジングのモジュールユニットから成り、例えば、CD プレーヤー、カセットレコーダー、イコライザー、拡声器等を有する増幅器等が組み合わされて、小売用のセットとされる。ラジオ受信機が、システムに重要な特性を与えている。

部 分 品

部分品の所属に関する一般的規定（16 部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、この項の機器の部分品は、85. 29 項に属する。

＊

＊ ＊

この項には、次の物品を含まない。

（a）85. 17 項又は 85. 25 項の物品

（b）この項のラジオ放送受信機を恒久的に装備した特殊用途車両（通常、87. 05）

85. 28 モニター及びプロジェクター（テレビジョン受像機器を有しないものに限る。）並びにテレビジョン受像機器（ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。）

－陰極線管モニター

8528. 42－第 84. 71 項の自動データ処理機械に直接接続することができ、かつ、それとともに使用するように設計されたもの

8528. 49－その他のもの

－その他のモニター

8528. 52－第 84. 71 項の自動データ処理機械に直接接続することができ、かつ、それとともに使用するように設計されたもの

8528. 59－その他のもの

－プロジェクター

8528. 62－第 84. 71 項の自動データ処理機械に直接接続することができ、かつ、それとともに使用するように設計されたもの

8528. 69－その他のもの

－テレビジョン受像機器（ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。）

8528. 71－ビデオディスプレイ又はスクリーンを自蔵するよう設計されていないもの

8528. 72－その他のもの（カラーのものに限る。）

8528. 73－その他のもの（モノクロームのものに限る。）

この項には、次の物品を含む。

（１）モニター及びプロジェクター（テレビジョン受像機器を有しないものに限る。）

（２）信号の表示のためのテレビジョン受像機器（ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。）（テレビジョンセット）

（３）表示機能のない、テレビジョン信号受信用の機器（衛星テレビ放送の受信機）

モニター、プロジェクター及びテレビジョンセットは、画像を表示するため、CRT（陰極線管）、LCD（液晶ディスプレイ）、DMD（デジタルミラーデバイス）、OLED（有機発光ダイオード）及びプラズマのような、異なる技術を利用している。

モニター及びプロジェクターは、異なる源から様々な信号を受信することができる。しかしながら、これらがテレビチューナーを組み込んでいる場合、テレビジョン受像機器とみなす。

（Ａ）モニター（第 84. 71 項の自動データ処理機械に直接接続することができ、かつ、それとともに使用するように設計されたもの）

このグループは、自動データ処理機械の中央処理装置からの信号を受信することができ、かつ、処理されたデータを図形表示するモニターを含む。これらのモニターは、その他のモニター（下記（Ｂ）参照）及びテレビジョン受信機と区別できる。

このグループのモニターは、以下の特徴を有するものがある。

- (i) 通常、自動データ処理機械の中央処理装置内に組み込まれたグラフィックアダプター（モノクロ又はカラー）の信号を表示する。
- (ii) チャンネルセクター又はビデオチューナーを内蔵しない。
- (iii) データ処理システム特有のコネクター（例えば、RS-232C インターフェース、DIN、D-SUB、VGA、DVI、HDMI 又は DP（ディスプレイポート）コネクター）で接続される。
- (iv) 画面サイズ（viewable image size）は、一般に、76cm（30 インチ）を超えない。
- (v) 接近して見ることに適したディスプレイのピッチサイズ（通常、0.3mm 未満）である。
- (vi) 音声回路及び内蔵スピーカー（一般に、総出力で2ワット以下）を有しているものもある。
- (vii) 通常、前面パネルに操作ボタンを有する。
- (viii) 通常、遠隔操作により作動しない。
- (ix) 傾き、回転及び高さを調整する機能、ノングレア（glare-free）画面、ちらつかない（flicker-free）画面及び長時間モニターに接近して見ることができるとを特徴とするその他の人間工学的設計を有しているものもある。
- (x) 84.71 項の自動データ処理機械からのデータを表示するために無線通信プロトコルを用いるものもある。

(B) モニター（84.71 項の自動データ処理機械に直接接続することができ、かつ、それとともに使用するよう設計されたもの以外のもの）

このグループは、コンポジットビデオ端子ケーブル、S端子ビデオケーブル又は同軸ケーブルによりビデオカメラ又は録画機に直接接続された際に信号を受信することができ、すべての無線周波回路が取り除かれているモニターを含む。これらは、一般に、放送局において又は専用テレビジョン（空港、鉄道の駅、工場、病院等）として使用される。これらは、更に、赤（R）、緑（G）及び青（B）の入力を分離することができ、又は特定の標準方式（NTSC、SECAM、PAL、D-MAC 等）に従い、コード化することができる。コード化された信号を受信するため、モニターは、R、G、B信号を分離できる解読装置を装備していなくてはならない。これらは、データ処理システム特有のコネクターに接続できず、傾き、回転及び高さを調整する機能、ノングレア（glare-free）画面、ちらつかない（flicker-free）画面及び長時間モニターに接近して見ることができるとを特徴とするその他の人間工学的設計を有さない。これらは、チャンネルセクター又はビデオチューナーを内蔵しない。

(C) プロジェクター

プロジェクターは、テレビジョン受像機又はモニターのスクリーン上に通常に再生した画像を、外面に投影できる。これらは、陰極線管又はフラットパネル（例えば、デジタル光プロセス（DLP）、液晶ディスプレイ（LCD）、プラズマ）技術に基づいている。

(D) テレビジョン受像機器

このグループには、ビデオディスプレイ又はスクリーンを自蔵するかしないかを問わず、次のような機器を含む。

- (1) 表示装置（陰極線管、LCD 等）を有しないテレビジョン放送（地上波、有線又は衛星）の受信機：これらの機器は、信号を受け取り表示に適したものに变换する。これらは、インターネット接続用のモデムを自蔵することもある。

これらの受信機は、ビデオの記録若しくは再生用の装置、モニター、プロジェクター又はテレビジョン用のものである。しかしながら、高周波のテレビジョン信号を単に分離するだけの装置（ビデオチューナーと呼ばれることもある）は、部分品として 85.29 項に属する。

- (2) 工業用のテレビジョン受像機（例えば、遠く離れた計器の読取り用又は危険な場所の監視用のもの）：この機器の送信は有線により行うことが多い。

- (3) 家庭で使用されるあらゆる種類（LCD、プラズマ、陰極線管等）のテレビジョン受像機（テレビジョンセット）。これらは、ラジオ放送用受信機、ビデオカセットレコーダー、DVD プレーヤー、DVD レコーダー、衛星受信機等を自蔵するかしないかを問わない。

部 分 品

部分品の所属に関する一般的規定（16 部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、この項の機器の部分品は、85.29 項に属する。

＊

＊ ＊

この項には、次の物品を含まない。

- (a) ビデオの記録用又は再生用の機器（85.21）
- (b) この項のテレビジョン受像機器その他の機器を恒久的に装備した特殊用途車両（例えば、放送用のバン）（通常、87.05）
- (c) 映画用の映写機（90.07）及び 90.08 項の投影機

85.29 第 85.24 項から第 85.28 項までの機器に専ら又は主として使用する部分品

8529.10—アンテナ及びアンテナ反射器並びにこれらに使用する部分品

8529.90—その他のもの

部分品の所属に関する一般的規定（16 部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、前 5 項の機器の部分品は、この項に属する。

この項に属する部分品の範囲には、次の物品がある。

- (1) 送受信のすべての種類のアンテナ及びアンテナ反射器
- (2) ラジオ放送又はテレビジョン放送を受信するためのアンテナ回転装置：この装置は、基本的にはアンテナの支柱に取り付けた支柱回転用の電動機とアンテナの方向及び位置を定めるための分離したコントロールボックスとから成るものである。
- (3) 85.25 項から 85.28 項までの機器に専用のケース及びキャビネット

(4) アンテナのろ波器及び分離器

(5) フレーム (シャシ)

＊

＊ ＊

この項には、次の物品を含まない。

(a) アンテナの支柱 (例えば、73.08)

(b) 高電圧発生機 (85.04)

(c) 携帯電話 (移動電話) 用の蓄電池 (85.07)

(d) 主として、85.17 項の機器及び 85.25 項から 85.28 項までの機器に使用する部分品で、その両者に同程度に適合するもの (85.17)

(e) 電話用又は電信用のイヤホン及びヘッドホン (マイクロホンと組み合わせてあるかないかを問わない。) 並びにラジオ放送用受信機又はテレビジョン受像機に接続することができるイヤホン及びヘッドホン (85.18)

(f) 陰極線管及びその部分品 (例えば、偏向コイル) (85.40)

(g) アンテナの増幅器及び無線周波発振器 (85.43)

(h) テレビジョンカメラ用のレンズ及びフィルター (90.02)

(ij) 一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品 (96.20)

85.30 鉄道、軌道、道路、内陸水路、駐車施設、港湾設備又は空港の信号用、安全用又は交通管制用の電気機器 (第 86.08 項のものを除く。)

8530.10—鉄道用又は軌道用の機器

8530.80—その他の機器

8530.90—部分品

この項には、鉄道、空気浮上式鉄道、道路又は内陸水路の交通管制用のすべての電気機器を含む。これらにある程度類する機器は、船舶 (例えば、港湾において) 若しくは航空機 (例えば、空港において) の管制用又は駐車施設用に使用され、この機器も、またこの項に属する。ただし、この項には、機械的に作動する類似の機器を含まない。この場合、たとえ、さ細な電気式の部分品を組み込んであっても、この項には属しない (例えば、電気式の照明装置を有する機械式の信号機器及び電氣的に始動する液圧式又はニューマチック式の制御機器)。このような機器は、86.08 項に属する。静止式の標識は、たとえそれが電氣的に点灯されるもの (例えば、方向指示標識として使用する照明されたパネル) であっても交通管制用機器とはみなさない。それらは、この項には属さず、それぞれ該当する項 (83.10、94.05 等) に属する。

(A) 鉄道用又は軌道用の機器 (地下坑内鉄道用の機器を含む。) 及び空気浮上式鉄道用の機器。

これは、次の二つのグループに分けられる。

(1) 信号用又は安全用の機器：この装置は、何らかの信号を実際に発する部分 (通常ある種の柱又は枠組に取り付けたいくつかの着色灯又は可動式の腕若しくは円盤)、作動装置及び

制御装置（手動式又は自動式のもの）から成るものである。この種の信号用機器は、駅、交差点、踏切等における交通管制用又は同一線路区間を通過する多くの列車の管制用を使用する。後者に使用する型式のものには、列車がある線路区間から次の線路区間に移動する場合に必要な信号を自動的に発する自動線路区間信号機を含む。

この項には、また、駅又は信号所に（警報ベル又は可視式表示器によって）列車の位置若しくは接近を又は転轍（てつ）器、信号機等により決められた列車の位置を知らせる機器を含む。

ある種の信号用機器は、機関車の運転室に直接信号を伝達する装置を自蔵している。線路に取り付けた接触子又はセンサーが、機関車がそれを通過する時に機関車の機構に作用して運転室の運転手に可視若しくは可聴の警報を与えるか又はある場合には機関車の制御装置に作用して機関車を停止させる。当該機器のうち機関車に取り付けた上記のような部分は、この項には、属しない。

- (2) 軌条制御機器：例えば、転轍（てつ）器の遠隔制御用機器がある。この機器は、基本的には転轍（てつ）器の近くの軌条に取り付けられて実際に転轍（てつ）を行う装置（締付け装置を含む場合もある。）及びいくつかの個所に集中した制御場所（信号所等）に取り付けられる制御盤及び制御装置から成っている。

このグループには、操車場において貨車を自動制御するためのある種の複合機器を含む。例えば、大規模な操車場に設置される Progression relay storage equipment 及び貨車の自動制御装置（“ball robot”）がある。

- (B) 道路用、内陸水路用又は駐車施設用の機器。このグループには、次の物品を含む。

- (1) 踏切用自動信号機：例えば、点滅灯、ベル又は照明式停止信号がある。門又は柵を作動させるための電気機器もこの項に属する。

- (2) 交通信号機：これは、通常、十字路、交差点等に設置される一連の着色灯である。これは実際に点灯する信号灯、制御装置及び制御装置の操作部から成る。信号灯には手動式（交通巡査又は横断歩道の場合は歩行者が作動させる信号灯）又は自動式（時間により点灯の仕方が変化する信号灯及び道路に敷設された光電セル又は接触子により車両が通過する際に作動する信号灯）のものがある。

- (C) 港湾設備又は空港において使用する交通管制用の電気機器

部 分 品

部分品の所属に関する一般的規定（16 部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、この項の物品の部分品は、この項に属する。

＊

＊ ＊

この項には、自転車又は自動車に取り付けて使用する電気式の照明用又は信号用の機器を含まない（85.12）。

85.31 電気式の音響信号用又は可視信号用の機器（例えば、ベル、サイレン、表示盤、盗難警報器及び火災警報器。第 85.12 項又は第 85.30 項のものを除く。）

8531.10－盗難警報器、火災警報器その他これらに類する機器

8531.20－表示盤（液晶デバイス（LCD）又は発光ダイオード（LED）自蔵するものに限る。）

8531.80－その他の機器

8531.90－部分品

自転車又は自動車に使用する信号用機器（85.12）及び道路、鉄道等の交通管制に使用する信号用機器（85.30）を除くほか、この項には、信号の発出に使用するすべての電気機器を含む。この場合、信号の伝達については、音を使用するもの（ベル、ブザー、警笛等）又は可視的な表示を使用するもの（ランプ、フラップ、照明数字等）のいずれであるかを問わない。同様に手動式のもの（例えば、扉のベル）又は自動式のもの（例えば、盗難警報器）のいずれであるかを問わない。

静止式の標識は、たとえそれが電氣的に点灯されるもの（例えば、ランプ、カンテラ、照明したパネル等）であっても信号用機器とはみなさない。それらはこの項に属さず、それぞれ該当する項（83.10、94.05 等）に属する。

この項には、とりわけ次の物品を含む。

(A) 電気式のベル、ブザー、ドアチャイム等：ベルは、基本的には、小型ハンマーを振動させてベルのドームを打つ電磁的に作動する機器から成る。ブザーはベルに類似しているが、ベルのドームを有しない。いずれも家庭用（例えば、扉のベル）として、また事務所、ホテル等において広く使用されている。この項には、また、12 以上の金属管を打ち、音楽的な音又はメロディーを発する電気式のドアチャイム及び電氣的に作動する教会のベルを含むが、音楽演奏用のカリヨンを含まない（92 類）。

電気式のベル及びドアチャイムは、通常、低電圧電源（一次電池）で作動するように設計してある。しかし、送配電系統の電圧を降下させるトランスフォーマーを自蔵する場合もある。

(B) 電気式の音響信号機器（ホーン、サイレン等）：音は、リードの振動、円盤の電氣的な回転又は電子式音響発生機により発生する。これらには、工場用サイレン、警報サイレン、船舶用サイレン等を含む。

(C) その他の電気式信号用機器：航空機、船舶、列車その他の車両用の点滅又は断続する信号灯等（85.12 項の自転車用又は自動車用のものを除く。）を含み、85.26 項の無線機器及びレーダーを除く。

(D) 表示盤その他これに類するもの：これらは人の呼出し用、特定の人若しくはサービスを必要とする場所の表示用又は部屋があいているかいないかの表示用に、例えば、事務所、ホテル又は工場において使用する。これには、次の物品を含む。

(1) 部屋の表示器：これは部屋の番号を表示した大きなパネルである。特定の部屋に相当するボタンを押すと、部屋の番号に対応する番号が点灯するか又はシャッター若しくはフラップが降りて明るくなる。

(2) 数字表示器：信号は小さな箱の表面に照明された数字として現れる。この種の機器のい

くつかは、呼出し機構が電話のダイヤルにより作動する。また、時計型の表示器では、文字盤を回る針により数字が表示される。

- (3) 事務室表示器：例えば、特定の事務室において使用者が在室しているかいないかを表示することに使用する。ある種のものにおいては、事務室の使用者によって随意に照明される簡単な“come in”（「お入り下さい」）又は“engaged”（「しばらくお待ち下さい」）の信号のみから成る。

- (4) 昇降機表示器：これは、照明パネルに昇降機の位置及び昇降機が上昇しているか又は降下しているかを表示する。

- (5) 船舶の機関室用の信号機器

- (6) 駅用の表示パネル：列車の発着時刻及び発着番線を示す。

- (7) 競馬場、フットボールスタジアム、ボウリング場等において使用する表示器

これらの表示盤等の中には、ベルその他の音響信号装置を自蔵するものもある。

この項には、道路又は鉄道の案内地図板（所定のボタンを押すと特定の場所、道路、区画又は道筋が照らされるもの）を含まない。また、電気式の広告標識板も含まない。

- (E) 盗難警報器：これは、二つの部分、すなわち検出部及び検出部が作動すると自動的に作動する信号部（ベル、ブザー、可視式表示器等）から成る。盗難警報器は種々の方法により作動し、例えば、次の物品がある。

- (1) 電気的接触によるもの：床のある部分を踏んだり、戸をあけたり、細い線を切ったり又は細い線に触れたりすることにより作動する。

- (2) 静電容量効果によるもの：これは、しばしば金庫に使用される。この場合、金庫はコンデンサーの一つの極板として作用し、その静電容量が接近物により変動し、その結果電気回路が乱されて、警報を発する。

- (3) 光電式装置：光線（赤外線が多い。）が光電セルに集束されていて、光線が遮断されると、光電セルの回路における電流が変化して、これにより警報を発する。

- (F) 火災警報器：自動警報器は、二つの部分、すなわち検出部及び信号部（ベル、ブザー、可視式表示器等）から成る。これには、次の物品を含む。

- (1) 可融性物質（ワックス又は特殊合金）により作動する機器：ある温度を超えると、可融性物質が溶融して電気接点が接近し、警報を発する。

- (2) バイメタルのストリップ、液体又は気体の膨脹を利用した機器：一定量を超えて膨脹すると警報器を作動させる。ある種のものでは、気体が膨脹することによってシリンダー内にピストンを押し込む。組み込まれた弁の作用により緩慢な膨脹では警報を発しないが、急激な温度上昇に伴う急激な膨脹によってのみ、警報を発する。

- (3) 抵抗体の温度変化に伴う電気抵抗の変化を利用した機器

- (4) 光電セルを利用した機器：光線が光電セルに集束されていて、もし、煙があらかじめ決められた濃度までたちこめると警報器が作動する。ただし、これに類する機器で目盛り付きの計器又は記録機を装備したものは、90 類に属する。

自動火災警報器のほか、この項には、消防隊を呼び出すために街路に取り付けるような非自動式の警報器を含む。

(G) 電気式の蒸気又はガス警報器：検出器及び音響式又は可視式の警報器から成り、有毒なガスの混合物（例えば、天然ガス又はメタン）の存在を警告する。

(H) 炎警報器（炎探知器）：火が燃えたり又は消えたりしたときに、継電器を通じて警報器を作動させる光電セルを自蔵する。電気式の音響式又は可視式の警報装置を自蔵しない検知器は、85.36 項に属する。

部 分 品

部分品の所属に関する一般的規定（16 部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、この項の物品の部分品も、また、この項に属する。

＊

＊ ＊

この項には、次の物品を含まない。

(a) スイッチ及びスイッチ盤（簡単な表示灯を自蔵するかしないかを問わない。）（85.36 又は 85.37）

(b) 火災警報器で、放射性物質を内蔵する煙感知器を有するもの（90.22）

(c) 液晶ディスプレイ又はテレビジョン受像機（85.28）

85.32 固定式、可変式又は半固定式のコンデンサー

8532.10－固定式コンデンサー（50 又は 60 ヘルツ回路用に設計したもので、無効電力が 0.5 キロバール以上のものに限る（電力用コンデンサー）。）

－その他の固定式コンデンサー

8532.21－タンタルコンデンサー

8532.22－アルミニウム電解コンデンサー

8532.23－セラミックコンデンサー（単層のものに限る。）

8532.24－セラミックコンデンサー（多層のものに限る。）

8532.25－紙コンデンサー及びプラスチックコンデンサー

8532.29－その他のもの

8532.30－可変式又は半固定式のコンデンサー

8532.90－部分品

コンデンサー（キャパシター）は、原則として絶縁物質（誘導体、例えば、空気、紙、雲母、油、樹脂、ゴム及びプラスチック、陶磁器又はガラス）により分離された二枚の導電面から成っている。

これは、電気工業の多くの部門で種々の用途（例えば、交流回路の力率の改善、誘導電動機における回転磁界の移相電流の発生、アークの影響からの電気接触子の保護、任意の電気量の貯蔵又は放出、発振回路周波数フィルター及び広くラジオ、テレビジョン若しくは電話関係又は工業用電気機器用）に使用される。

コンデンサーの特性（形、寸法、静電容量、誘導体の性質等）は使用される用途により異なるが、この項には、種類や製造方法を考慮せず、また、用途が何であるかを問わず、すべてのコンデンサー（特に精密な精度を有するように作られ、かつ、使用中一定値を保つように設計された理化学用又は測定機器用の標準コンデンサーを含む。）を含む。

この項には、また、シャシ又は容器内で一群にまとめられたコンデンサー（例えば、必要な静電容量を得るために、多くの標準コンデンサーを直列又は並列にして接続したものから成るある種の大規模力率用のコンデンサー及びコンデンサーボックス）も含む。

（A）固定式コンデンサー

固定式コンデンサーは静電容量が変化しないものである。主たる型式として乾式コンデンサー、油浸コンデンサー、ガス浸コンデンサー、油入コンデンサー及び電解コンデンサーがある。

- （1）乾式コンデンサーにおいては、極板及び誘電体は通常積層した板又は巻いたストリップ若しくははくの形状をとっている。ある種の乾式コンデンサーにおいては、化学的又は熱的な方法により誘電体に金属被覆を固着させる。乾式コンデンサーは締付具を備えた容器に納められているか又は箱なしで使用される。
- （2）油浸コンデンサーは乾式コンデンサーに類似しているが、誘電体（通常はプラスチックフィルム又はプラスチックフィルムと紙）に油その他の液体を染み込ませてある。
- （3）ガス浸コンデンサーは、空気以外のガス（誘電体として作用する。）によりへだてられている二以上の電極から成る。
- （4）キャパシターが油その他の適当な液体を充てんした容器内に封入されている場合がある（油入コンデンサー）。それらの多くは圧力計及び安全弁のような附属装置を自蔵している。
- （5）電解コンデンサーにおいては一つの極板が一般にアルミニウム又はタンタルである。一方、もう一つの極板の役割は、適当な電解質が果たす。当該電解質には電極（形状がアルミニウム板又はタンタル板に類似していることがある。）により電流が導かれる。電解作用によってアルミニウム又はタンタルの表面に複雑な化合物の薄膜が生成され、この化合物がその後誘電体を構成する。このコンデンサーはしばしば容器内に封入されるが、一般に外部電極そのものが容器を構成している。これらのコンデンサーにはしばしば電子管のように底部にピンが取り付けられている。この種のコンデンサーでペースト状の電解質を有するものは、また「乾式電解コンデンサー」とも呼ばれている。

（B）可変式コンデンサー

可変式コンデンサーは、静電容量を随意に変えることができるものである。多くの場合、空気が誘電体であり、極板は通常金属板の二つのグループから成る。一方のグループは固定されているが、もう一つのグループは軸に取り付けられて、固定した極板の間を通過しながら回転することができるようになっている。可動極板（ローター）が回転して固定極板（ステーター）と重なり合う角度に応じてコンデンサーの静電容量が変化する。

（C）半固定式コンデンサー

半固定式コンデンサー（トリミングコンデンサーを含む。）は、静電容量が狭い範囲内で正確な値に調節できるものである。この調節は種々の方法により行われる。ある種の型式のものにおいては、極板間の距離がねじによって変えられる。他の型式のものにおいては2本の金属製シリンダー（一つのシリンダーが他のシリンダー内を自由に移動できる。）又は二つの相互に移動する半円から成っている。通常、誘電体として、例えば、雲母、陶磁器、プラスチック又は空気が使用される。

部 分 品

部分品の所属に関する一般的規定（16部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、コンデンサーの部分品は、この項に属する。

＊

＊ ＊

この項には、力率の改善に使用するある種の同期電動機（しばしば「同期コンデンサー」と呼ばれる。）を含まない（85.01）。

＊

＊ ＊

号の解説

8532.23

この号には、円盤又は管の形状をした単層のセラミック誘導体を使用した固定式コンデンサーを含む。

8532.24

この号には、チップ状の形をした又は接続端子を有する多層のセラミック誘電体を使用した固定式コンデンサーを含む。

85.33 電気抵抗器（可変抵抗器及びポテンショメーターを含むものとし、電熱用抵抗体を除く。）

8533.10－固定式炭素抵抗器（被膜抵抗器を含む。）

－その他の固定式抵抗器

8533.21－容量が20ワット以下のもの

8533.29－その他のもの

－巻線形可変抵抗器（ポテンショメーターを含む。）

8533.31－容量が20ワット以下のもの

8533.39－その他のもの

8533.40－その他の可変抵抗器（ポテンショメーターを含む。）

8533.90－部分品

（A）抵抗器（抵抗）：これは回路内に任意の電気抵抗を付加する導体である（例えば、電流の流れを制限するため）。抵抗器には、大きさ、形状及び構成材料に様々な種類がある。抵抗器は、

金属（棒、形材又は線（しばしばボビンに巻いてある。）の形状のもの）、棒状の炭素又は炭素、炭化けい素、金属若しくは金属酸化物の膜から作られている。それらは、印刷工程によって単一の構成要素の形態で得られることもある。ある種の抵抗器には、その全体又は一部を回路に組み込めるよう端子を取り付けている。

この項には、次の物品を含む。

- (1) 油浸抵抗器
- (2) 炭素抵抗ランプ：照明電球の形状をしているが、特殊な炭素フィラメントを有する。ただし、照明用の炭素フィラメント電球は属しない（85.39）。
- (3) バレッター：水素又はヘリウムを充てんしたガラス管内に鉄製フィラメントを取り付けた構造になっている。これは電流をある範囲内で自動的に変化させ、かつ、一定値に保つ特性を有する。
- (4) 標準抵抗器（比較及び測定を目的として、例えば、実験室において使用する。）及び抵抗箱（回路に必要な抵抗の組合せを接続するために、スイッチ又は端子を有する箱の中に抵抗器を組み込んである。）
- (5) 非線形抵抗器：正又は負の温度係数を有し、抵抗値が温度により変化するもの（サーミスター）で、通常ガラス管内に取り付けてある。非線形抵抗器は電圧に依存する（バリスター/VDR）が、85.41 項のバリスターダイオードは、この項には属しない。
- (6) ひずみ計測用機器の感応素子である「ストレインゲージ」と呼ばれる抵抗器
この項には、次の物品を含まない。
 - (a) 電熱用抵抗体（85.16 又は 85.45）
 - (b) 光効果に依存する抵抗器（85.41）
- (B) 加減抵抗器：これは回路内の抵抗値を随意に変化させるスライド式接触子その他の手段を有する可変式抵抗器である。これには、次の物品を含む。抵抗コイル上を滑るカーソルを有するスライドワイヤ式加減抵抗器、ステップバイステップ式加減抵抗器、液体（導体）内に浸した可動電極を有するハイドロ加減抵抗器、自動加減抵抗器（例えば、最小又は最大の電流又は電圧になったら作動する機構を有するもの）及び遠心式加減抵抗器
ある種の加減抵抗器は、特殊な用途（例えば、ゆっくり光を落とすために照明用回路で使用する劇場用調光器並びに電動機回路において一以上の抵抗器を開閉するために必要な開閉装置を有し、多数の抵抗器から成る電動機の始動器及び制御装置）用に設計されている。これらも、この項に属する。
- (C) ポテンショメーター：これは二つの接触子間の固定式の抵抗器及びその抵抗器とある点で接触するスライドタップから成る。

部 分 品

部分品の所属に関する一般的規定（16 部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、この項の抵抗器の部分品は、この項に属する。

85.34 印刷回路

この類の注8に基づき、この項には、次の回路を含む。この回路は、印刷技術（例えば、通常の印刷、浮出し、めっき、エッチング等）により、導体（線）、接触子その他の印刷した構成部分（受動素子）（例えば、インダクター、抵抗器及びコンデンサー。電気信号の発生、整流、検出、変調又は増幅を行うことができる素子（例えば、ダイオード、トリオードその他の能動素子）を除く。）を絶縁基板上に形成した回路である。ある種のベーシック回路（ブランク回路）には、印刷された導体（一般的に、薄い均一のストリップとウエハーから成り、コネクター又は接続デバイスが取り付けられていることもある。）のみを有するものもあり、またあらかじめ定めたパターンに従って上記の数個の素子を接続したものもある。絶縁基板は一般に平板であるが、円筒形、先端のない円すい形等のものもあり、回路は基板の片面又は両面（二重回路）に印刷されている。数個の印刷回路を層状に組み合わせ、相互に接続したもの（多層回路）もある。

この項には、受動素子のみから成る薄膜回路及び厚膜回路を含む。

薄膜回路は、真空蒸着法、陰極スパッタリング法又は化学的方法により、金属又は誘電体の薄膜の特定のパターンをガラス製又は陶磁製のプレートに付着させることにより形成した回路である。薄膜回路には、パターンマスクを使用して形成されるもの又は連続シートに付着させたあと選択エッチングにより形成したものがある。

厚膜回路は、スクリーン印刷により、粉状のガラス、陶磁及び金属の混合物と適当な溶剤とを含有するペースト（又はインキ）で薄膜回路と同様のパターンが陶磁製のプレート上に形成され、その後、炉で加熱される。

印刷回路には、機械的素子を取り付け若しくは印刷技術によらずに作った電気式部品を接続するために穴をあけ又は印刷技術によらずに作った接続用部品を取り付けたものがある。膜回路は、一般に接続用の導線又は端子を装備した金属製、陶磁製又はプラスチック製のカプセルの中に埋め込まれている。

印刷工程によって得られる単一の受動部品（例えば、インダクタンス、コンデンサー及び抵抗）は、この項の印刷回路としてではなく、それぞれ該当する項に属する（例えば、85.04、85.16、85.32 及び 85.33 項）。

機械的素子又は電気式部分を装着し又は接続した回路は、この項に規定する印刷回路とはみなさず、一般に 16 部の注 2 又は 90 類の注 2 の規定によりそれぞれ該当する項に属する。

85.35 電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器（例えば、スイッチ、ヒューズ、避雷器、電圧リミッター、サージ抑制器、プラグその他の接続子及び接続箱。使用電圧が 1,000 ボルトを超えるものに限る。）

8535.10－ヒューズ

－自動遮断器

8535.21－使用電圧が 72.5 キロボルト未満のもの

8535.29－その他のもの

8535. 30－断路器及び開閉スイッチ

8535. 40－避雷器、電圧リミッター及びサージ抑制器

8535. 90－その他のもの

この項には、配電系統に一般に使用する電気機器を含む。電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器の技術的な性質及び機能に関しては、85. 36 項の解説の規定を準用する。この項には85. 36 項の解説に記載した機器で、使用電圧が1,000 ボルトを超えるものを含む。

この項には、次の物品を含む。

- (A) ヒューズ及び自動遮断器：電流の強さ又は電圧がある限度を超えたとき、自動的に電流を遮断するものである。
- (B) 高圧回路専用の開閉スイッチ：通常複雑で強固な構造のもので、アークを防止するための特殊装置を有する。また、多くの接触子を有し又はレバー、サーボモーター等により遠隔制御される。このスイッチは、多くの場合、液体（例えば、油）若しくはガスを充てんした又は内部を真空にした金属製又は絶縁材料製の密閉容器に取り付けられている。
- (C) 避雷器：これは高電圧ケーブル又は電気設備を雷の影響から保護するように設計した保護装置である。通常は高電圧線とは絶縁されているが、電線又は電気設備を損傷するような異常な高電圧がかかった場合に、回路を遮断して大地への短絡路となる装置から成る。多くの種類のものの中には、金属酸化物避雷器、炭素粒避雷器、絶縁体又は絶縁鎖に取り付けた角型火花ギャップ又は保護物から成る避雷器、電解型避雷器等がある。ただし、放射能の原理に基づく避雷器は、90. 22 項に属する。
- (D) 電圧リミッター：この機器は、二つの導体間又は導体とアースとの間の電圧差をあらかじめ設定した値を超えないようにするものである。時として放電灯と同じ方法により組み立てることもあるが、照明用には使用しないので、ランプとはみなさない。
ただし、この項には、自動電圧調整機を含まない（90. 32）。
- (E) 断路器：回路の絶縁区域に使用する。緩慢な遮断型で、開閉スイッチとは異なり、回路に負荷があるときには通常使用しない。
- (F) サージ又はスパイク抑制器：これはコイル、コンデンサー等を組み合わせたもので、高周波のサージを吸収するために電線又は電気機器と直列又は並列に挿入する。簡単なコイル又はコンデンサーでこの目的に使用するものは、それぞれ該当する項に属する。

部 分 品

部分品の所属に関する一般的規定（16 部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、この項の機器の部分品は、85. 38 項に属する。

＊

＊ ＊

この項には、上記の機器を組み合わせたもの（単にスイッチを組み合わせたものを除く。）を含まない（85. 37）。

85.36 電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器（例えば、スイッチ、継電器、ヒューズ、サージ抑制器、プラグ、ソケット、ランプホルダーその他の接続子及び接続箱。使用電圧が1,000ボルト以下のものに限る。）並びに光ファイバー（束にしたものを含む。）用又は光ファイバーケーブル用の接続子

8536.10－ヒューズ

8536.20－自動遮断器

8536.30－電気回路保護用のその他の機器

－継電器

8536.41－使用電圧が60ボルト以下のもの

8536.49－その他のもの

8536.50－その他のスイッチ

－ランプホルダー、プラグ及びソケット

8536.61－ランプホルダー

8536.69－その他のもの

8536.70－光ファイバー（束にしたものを含む。）用又は光ファイバーケーブル用の接続子

8536.90－その他の機器

この項には、通常、居住施設用又は工業用に供する電気機器で、使用電圧が1,000ボルト以下のものを含む。ただし、後述の機器で使用電圧が1,000ボルトを超えるものは、85.35項に属する。この項には、また光ファイバー（束にしたものを含む。）用又は光ファイバーケーブル用の接続子も含む。

この項には、次の物品を含む。

（I）電気回路の開閉用の機器

これらの機器は、基本的には当該機器に接続した一以上の回路の開閉用又はある回路から別の回路への切換え用の装置から成るものである。これらの機器は、接続されるスイッチ回路の数に応じて、単極、二極、三極等と呼ばれる。このグループには、切換え用のスイッチ及び継電器も含む。

（A）この項のスイッチには、無線機器、電気式計器等に使用する小型のスイッチ、家庭内の電気配線に使用するスイッチ（例えば、タンブラースイッチ、レバー操作式スイッチ、ロータリースイッチ、ペンダントスイッチ及び押しボタンスイッチ）及び工業用のスイッチ（例えば、リミットスイッチ、カムスイッチ、マイクロスイッチ及び近接スイッチ等）を含む。

ドアの開閉により作動するスイッチ及び蛍光灯を点灯するための自動式の熱電スイッチ（スターター）は、この項に属する。

この項に分類されるその他の例としては、光学的に対になった入出力回路から成る電子式交流スイッチ（絶縁されたサイリスタ交流スイッチ）、トランジスタ及び論理集積回路（chip-on-chip 技術）から成る電子スイッチ（温度保護された電子スイッチを含み、使用電圧が1,000V以下のもの）並びに電子式スナップ動作スイッチ（トグルスイッチで、使用電流が11

アンペア以下のもの) がある。

電子スイッチは、半導体部品（例えば、トランジスタ、サイリスタ、集積回路）を使用することにより、機械的な接触手段を用いないで作動する。

ドア用の錠でスイッチを自蔵するものは、属しない (83. 01)。

(B) 切換えスイッチ：一以上の線を他の一以上の線に接続することに使用する。

最も簡単な型式のものにおいては、当該スイッチは中央点（可動アームにより他の線のいずれにも接続できる。）に接続されている。この種のスイッチのうちでより複雑なものには、電動機の始動用スイッチ及び電動車両用の制御装置を含む。これらは、しばしば開閉機構のみならず、必要に応じて回路と接続又は遮断される多くの抵抗器を含む (85. 33 項の解説参照)。

この項には、また、ラジオ又はテレビジョン装置等に使用する複合したスイッチ装置を含む。

(C) 継電器：これは電気回路の制御を当該回路又は他の回路の変化により自動的に行う電気式装置である。例えば、遠距離通信用機器、道路用若しくは鉄道用の信号用機器又は加工機械等の制御用若しくは保護用に使用する。

継電器には種々の型式のものがあるが、次のような基準により区分することができる。

(1) 制御に使用する電気的な手段：これにより電磁式継電器、永久磁石式継電器、熱電式継電器、誘導式継電器、静電式継電器、光電式継電器、電子式継電器等を区分することができる。

(2) 作動を決定づけるあらかじめ定められた条件：これにより最大電流継電器、最大電圧継電器、最小電圧継電器、差動継電器、即時遮断動作を行う継電器、時間遅延継電器等を区分することができる。

接触器は継電器の一種とみなされるが、これは電気回路の開閉を行う装置であり、機械式の固定装置も手動操作も必要とせずに自動的にリセットするものである。これらは通常電流が流れている能動状態において、作動及び維持される。

(II) 電気回路の保護用の機器

この項には、ヒューズを含む。これは通常、特定の長さのヒューズ線を取り付けた（又は取り付けられる）装置から成り、それが回路内に挿入されている場合は、もし電流が危険なまでに増加するとヒューズ線がとけて、回路を遮断する。これは、使用しようとする回路の型式又は電流により様式にかなりの幅がある。筒型ヒューズは、ヒューズ線が両端部の金属製のキャップに接触するように納める管から成るものである。他のヒューズは、線に接続するための基板又はソケット及びヒューズ線が取り付けられる接続部分（これはソケットにねじ込まれるか又はばね式の接触子間に押し込まれる。）から成る。この項には、完成したヒューズ（線を有するか有しないかを問わない。）を含む。単独で提示するソケット及び接続部分はこの項に属するが、全体が絶縁材料製のもの（成形中に金属製のさ細な部分を専ら組立てのため組み込んだものを含む。）は、この項には属しない (85. 47)。

ヒューズ線は、構成する材料により該当する項に属する。しかし、直ちに使用することができ

るようにループその他の接続手段を有する短いヒューズ線は、この項に属する。この項には、回路に過負荷がかかることを防ぐためのその他の装置（例えば、電流が一定値を超えると自動的に回路を遮断する電磁式の装置）を含む。この項には、また、定電圧のトランスフォーマー（85. 04）及び自動電圧調整機（90. 32）を含まない。

（Ⅲ）電気回路の接続用の機器

この機器は、電気回路の異なる各部分を相互に接続するために使用するものである。これには、次の物品を含む。

（A）プラグ、ソケットその他の接触子：可動の導線又は機器を通常は固定した設備に接続するために使用する。このカテゴリには、次の物品を含む。

（1）プラグ及びソケット（2本の可動導線を接続するためのものを含む。）：プラグはソケットの穴又は接触子に一致する一以上のピン又は側面接触子（side contacts）を有する。リム又は1本のピンが接地用に使用される。

（2）滑り接触子（85. 45 項の炭素又は黒鉛の製品を除く。）：例えば、電動機用のブラシ及び電車、持上げ用機器等に使用する集電装置（架空線又は第三軌条からの集電装置等）があり、これらはブロック状の金属、金網又は積層したストリップから成る。これらはその外部を黒鉛の潤滑層で被覆してあっても、この項に属する。

（3）電球用又は電子管用のソケット及びランプホルダー：ある種のランプホルダーは、枝付きしよく台に取り付けるためにろうそくの形をしていることもあれば、また、壁に対して張出しアームを形成するように設計したものもある。これらのものは、主たる機能がランプホルダー（ソケット）であれば、この項に属する。

特定の長さの電線を接続したプラグ、ソケット等は属しない（85. 44）。

（B）その他の接続子、端子、端子板等：これらには、小さい正方形の絶縁材料に接続子を取り付けたもの（dominoes）、導体を取り付けるように作った金属部品である端子及び電気的接続を容易にするために電気配線の端に取り付けるように作った小型の金属部品（spade terminals、わに口クリップ等）を含む。

端子板は、電気配線を固定することができるいくつかの金属端子又は接続子を取り付けたストリップ状の絶縁材料から成る。この項には、また、tag strips 及び tag panels を含む。これらは電線をはんだ付けすることができるように絶縁材料内に固定した多くの金属タグからできている。tag strips は、無線機器その他の電気機器に使用される。

（C）接続箱：これは、電線と相互に接続するための端子その他の装置を内部に取り付けた箱から成る。電気的接続の手段又はそれらの装置を有しない箱は、この項には属せず、構成する材料により該当する項に属する。

（Ⅳ）光ファイバー（束にしたものを含む。）用又は光ファイバーケーブル用の接続子

85. 36 項において、光ファイバー（束にしたものを含む。）用又は光ファイバーケーブル用の接続子とは、デジタル回線システムにおいて、光ファイバーの端と端を単に機械的に接合させる接

続子をいう。これらは、その他の機能（例えば、信号の増幅、再生又は変調）を有しない。ケーブルの付属していない光ファイバー用の接続子はこの項に分類されるが、ケーブルの付属した光ファイバー用の接続子は含まない（85.44 又は 90.01）。

部 分 品

部分品の所属に関する一般的規定（16 部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、この項の機器の部分品は、85.38 項に属する。

＊

＊ ＊

この項には、次の物品を含まない。

- （a）電圧の制御に使用する非線形抵抗器（バリスター／VDR）（85.33）
- （b）上記の機器を組み合わせたもの（単にスイッチを組み合わせたものを除く。）（85.37）
- （c）電圧の制御に使用する半導体ダイオード（85.41）

85.37 電気制御用又は配電盤用の盤、パネル、机、キャビネットその他の物品（第 90 類の機器を自蔵するものを含み、第 85.35 項又は第 85.36 項の機器を二以上装備するものに限る。）及び数値制御用の機器（第 85.17 項の交換機を除く。）

8537.10－使用電圧が 1,000 ボルト以下のもの

8537.20－使用電圧が 1,000 ボルトを超えるもの

これらは前二項に記載した種類の機器（例えば、スイッチ及びヒューズ）を、盤、パネル、コンソール等に又はキャビネット、机等に取り付けて組み立てたものから成る。通常、計器を有しているが、トランスフォーマー、電子管類、電圧調整機、加減抵抗器又は回路を表す照明付きの図などの補助機器を有することもある。

この項の物品には、小さなスイッチ盤に数個のスイッチ、ヒューズ等が付いただけの小さな配電盤（例えば、照明装置用のもの）から、加工機械、圧延機、発電所、ラジオ放送局等に使用する複雑な制御盤にいたるまで種々のものがあり、またこの項の規定に記載した物品を組み合わせたものも含む。

この項には、また、次の物品を含む。

- （1）自動データ処理機械を内蔵する数値制御盤：これは一般的に加工機械の制御に使用する。
- （2）機器の制御用にプログラムされた制御盤：これはあとに続く作動の選択にあたって変更を可能にするもので、通常、洗濯機又は皿洗機のような家庭用の電気機器に使用される。
- （3）プログラマブル・コントローラー：これは、特定の機能（例えば、論理判断、シーケンス、計時、計数及び算術演算）を実行するための命令を記憶するために、プログラム可能なメモリーを使用し、デジタル式又はアナログ式の入出力モジュールにより種々の機械を制御するデジタル式の機器である。

この項には、90.32 項の自動制御用の機器を含まない。

部 分 品

部分品の所属に関する一般的規定（16 部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、この項の物品の部分品は、85.38 項に属する。

＊

＊ ＊

この項には、次の物品を含まない。

（a）電話の交換機（85.17）

（b）例えば、2 個のスイッチと接触子とから成るような簡単なスイッチの組合せ（85.35 又は 85.36）

（c）テレビジョン受像機、ビデオレコーダーその他の電気機器の遠隔操作のためのコードレス赤外線装置（85.43）

（d）タイムスイッチ（時計用のムーブメント又は同期電動機を有するものに限る。）（91.07）

85.38 第 85.35 項から第 85.37 項までの機器に専ら又は主として使用する部分品

8538.10—第 85.37 項の物品用の盤、パネル、コンソール、机、キャビネットその他の物品（機器を装備してないものに限る。）

8538.90—その他のもの

部分品の分類に関する一般的規定（16 部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、この項には、前三項に属する物品の部分品を含む。

この項には、例えば、配電盤用の盤（一般にプラスチック製又は金属製）で機器を装備していないものであっても、配電盤の部分品であることが明らかに認められる場合には、これを含む。

85.39 フィラメント電球及び放電管（シールドビームランプ、紫外線ランプ及び赤外線ランプを含む。）、アーク灯並びに発光ダイオード（LED）光源

8539.10—シールドビームランプ

—その他のフィラメント電球（紫外線ランプ及び赤外線ランプを除く。）

8539.21—タングステンハロゲン電球

8539.22—その他のもの（出力が 200 ワット以下のもので、使用電圧が 100 ボルトを超えるものに限る。）

8539.29—その他のもの

—放電管（紫外線ランプを除く。）

8539.31—熱陰極蛍光放電管

8539.32—水銀ランプ、ナトリウムランプ及びメタルハライドランプ

8539.39—その他のもの

－紫外線ランプ、赤外線ランプ及びアーク灯

8539.41－アーク灯

8539.49－その他のもの

－発光ダイオード（LED）光源

8539.51－発光ダイオード（LED）モジュール

8539.52－発光ダイオード（LED）ランプ

8539.90－部分品

発光電球は、ガラス製又は石英製の種々の形状の容器の内部に、電気エネルギーから光線（赤外線及び紫外線を含む。）への変換に必要な構成要素を取り付けたものである。

この項には、特定の用途に特に設計してあるかないかを問わず、すべての発光電球（放電式せん光電球を含む。）を含む。

この項には、フィラメント電球、ガス又は蒸気を封入した放電管、アーク灯、発光ダイオード（LED）モジュール及び発光ダイオード（LED）ランプを含む。

（A）シールドビームランプ

シールドビームランプには、自動車の車体に取り付けるように設計したものもある。ガス封入式又は真空式のランプの内部にレンズ、反射鏡及びフィラメントが密封されている。

（B）その他のフィラメント電球（紫外線ランプ及び赤外線ランプを除く。）（下記（D）参照）

電球の光は、フィラメント（金属製又は炭素製）に電流を流して白熱するまで加熱することにより発生する。ガラス製の容器（着色された場合もある。）内は、真空であるか又は低圧の不活性ガスが封入されている。口金は、ランプホルダーに固定するための形状（ねじ込型、差込型）であり、必要な電気接点である。

これらの電球には様々な形状があり、例えば、球形（ネックを有するか有しないかを問わない）、西洋梨形又はたまねぎ形、炎形、管形（直管又は曲管）又は照明用、装飾用、クリスマスツリー用等に特殊な意匠を凝らした形のものがある。

このグループには、ハロゲンランプを含む。

（C）放電管（紫外線ランプを除く。）（下記（D）参照）

これは、電極を取り付けたガラス製の容器（通常は管形）又は石英製の容器（通常ガラス製の容器内に入っている。）から成っていて、その中には、放電作用により発光するガス又は同様の性質を持つ蒸気を発生させる物質を低圧で封入してある。ある種の放電管においては、ガス及び蒸気発生物質の両者を封入してある。また、ある種の放電管は、ガスと電極との相互作用により発生する化合物を除去するためのバルブを有するものがある。その他真空ジャケット式のものと及び冷却式のものがある。また、本品には、紫外線を可視光線に変換する特殊物質を内壁に塗布して効率を高めたもの（蛍光灯）もある。高電圧で使用するものもあれば、低電圧で使用するものも

ある。

この種の主要な放電管には、次の物品がある。

- (1) ガス放電管：ネオン、ヘリウム、アルゴン、窒素又は二酸化炭素のようなガスを封入したものであり、写真用又はストロボスコープ試験用に使用するせん光放電灯も属する。
- (2) ナトリウムランプ
- (3) 水銀灯ランプ
- (4) ガス入り二重灯ランプ：光は白熱フィラメント及びガス放電の両方により発生する。
- (5) メタルハライドランプ
- (6) キセノン管及び文字数字表示管
- (7) 分光放電ランプ及びグロー放電ランプ

これらの放電管は多くの用途に使用する（例えば、家庭内照明、街灯、事務所、工場、商店等の照明、機械の照明及び装飾用又は広告用の照明）。この項には、単純な直管及び種々の複雑な形状をした管（例えば、渦巻き形及び文字、数字又は星の形状のもの）を含む。

(D) 紫外線ランプ及び赤外線ランプ

紫外線ランプは、医療用、理化学用、殺菌用その他の目的に使用される。通常、水銀を封入した石英ガラス製の管から成るが、時にはこの管がガラス製の容器に入れられている。ある種のは、ブラックライトランプ（例えば、演劇用に供するもの）として知られている。赤外線ランプは、赤外線を発生させるために特に作ったフィラメント電球で、通常電球の内部は銅又は鏡で被覆されて反射体を形成している。赤外線電球は、例えば、医療用として又は工業用の加熱源として使用される。

(E) アーク灯

この種の電灯の光は、アークにより又はアークとアークを発生させる二つの白熱した電極のいずれか一方若しくは両方とにより発生する。これらの電極は一般に炭素製又はタングステン製である。ある種のアーク灯は、アークを発生させるために電極を接近させ、続いて電極が逐次消耗されていく間も電極を適当な間隔に保持するための自動装置を有する。交流で作動するように設計したアーク灯は起動用の補助電極を有する。開放形アーク灯はアークが外気中で発生する。その他のものは、外気と換気を行う適当な調節器を有するガラス製容器内でアークが発生する。

アーク灯は、複雑な機器であって、この項の他の物品のように単なる照明装置ではないことに注意しなければならない。

(F) 発光ダイオード (LED) モジュール

発光ダイオードモジュールの光は、プリント基板に取り付けられた又はその他の方法で接続された一以上の発光ダイオード (LED) により発生する。このモジュールは、ランプホルダーに固定するためのキャップ (口金) (例えば、ねじ込型、差込型又は2ピン型) を有しない。このモジュールは、電気コネクタを有していることがある。

このモジュールは、直流電圧及び電流を LED が使用できるレベルに制御する回路を有している。

このモジュールは、電源制御によって交流電源を整流する回路を有していることがある。

(G) 発光ダイオード (LED) ランプ

発光ダイオード (LED) ランプの光は、一以上の発光ダイオード (LED) により発生する。このランプは、ガラス製又はプラスチック製の容器、一以上の発光ダイオード (LED)、発光ダイオード (LED) を使用できるレベルの電圧に変換する回路及びランプホルダーに固定するためのキャップ (口金) (例えば、ねじ込型、差込型又は 2 ピン型) から成る。ある種のランプにおいては、放熱器 (heat sink) 又は電源を整流するための整流器を有する。

これらのランプには様々な形状があり、例えば、球形 (ネックを有するか有しないかを問わない)、西洋梨又はたまねぎ形、炎形、管形 (直管又は曲管) 又は照明用、装飾用、クリスマスツリー用等に特殊な意匠を凝らした形のものがある。

部 分 品

部分品の所属に関する一般的規定 (16 部の総説参照) によりその所属を決定する場合を除くほか、この項の物品の部分品は、この項に属する。

これらは、次の物品を含む。

- (1) 白熱灯又は放電管用のベース
- (2) 放電管用の金属電極

*

* *

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 電灯用のガラス製の容器及びその重要な特性を有するガラス製の部分品 (例えば、スポットライト電球用の反射器) (70. 11)
- (b) カーボンフィラメントを有する抵抗ランプ及び水素中に鉄フィラメントを有する可変ランプ (85. 33)
- (c) 蛍光灯点灯用の熱電式自動スイッチ (スターター) (85. 36)
- (d) 熱電子管 (85. 40)
- (e) 85. 41 項の発光ダイオード (LED)
- (f) エレクトロルミネセンス装置：通常、帯状、板状、パネル状で、導体物質の 2 つの層の間に、エレクトロルミネセンス物質 (例えば、硫化亜鉛) を置いたものが基本である。(85. 43)
- (g) アーク灯用の炭素及び炭素製フィラメント (85. 45)

85. 40 熱電子管、冷陰極管及び光電管 (例えば、真空式のもの、蒸気又はガスを封入したもの、水銀整流管、陰極線管及びテレビジョン用撮像管)

ーテレビジョン受像用陰極線管 (ビデオモニター用陰極線管を含む。)

8540. 11ーカラーのもの

8540. 12ーモノクロームのもの

8540. 20—テレビジョン用撮像管、イメージ変換管、イメージ増倍管その他の光電管

8540. 40—データ・グラフィックディスプレイ管（モノクロームのものに限る。）及びデータ・グラフィックディスプレイ管（カラーのもので、蛍光体のドットスクリーンピッチが0.4ミリメートル未満のものに限る。）

8540. 60—その他の陰極線管

—マイクロ波管（例えば、磁電管、クライストロン、進行波管及びカルシノトロン。格子制御式のものを除く。）

8540. 71—磁電管

8540. 79—その他のもの

—その他の管

8540. 81—受信管及び増幅管

8540. 89—その他のもの

—部分品

8540. 91—陰極線管のもの

8540. 99—その他のもの

この項には、真空中又はガス中において電極から放出された電子の作用を種々の目的に利用する管のみを含む。

このグループには、三つの種類、すなわち熱電子管（電子を放出するために陰極を加熱する方式のもの）、冷陰極管及び光電管（陰極を光の作用で励起する方式のもの）がある。これらは、電極の数により、二極管、三極管、四極管等と呼ばれる。また、同一の管内に異なる機能を有するシステムを二以上封入した管（複合管）もある。これらの容器は、ガラス、陶磁器、金属又はこれらの材料を組み合わせで作っており、冷却装置（冷却フィン、水循環装置等）を有するものもある。

これらには多くの種類の管があり、特殊用途用に設計したもの（例えば、磁電管、進行波管、カルシノトロン、クライストロン等のマイクロ波管、板極管（灯台管）、安定管（Stabilising valves）、サイラトロン、イグナイトロン等）がある。

このグループには、次の物品を含む。

（1）整流管：これは、交流を直流に変換するように設計したもので、真空式、ガス封入式又は蒸気（例えば、水銀蒸気）封入式のものがあり、一般に2個の電極を有する。ある種の型式のもの（例えば、サイラトロン）においては、その作用を制御し、かつ、逆の作用（直流を交流に変換すること）を行う制御グリッドを有する。

（2）陰極線管

（a）テレビジョン用撮像管（撮像管、例えば、イメージオルシコン及びビジコン）：これは、通常、走査法を使用して、光学的な像をそれに対応した電気信号に変換する電子ビーム管である。

（b）イメージ変換管：これは、像（通常、赤外線によるもの）を光電陰極面に投影することによって、可視像を蛍光面上に映し出す真空管である。

(c) イメージ増倍管：これは、光電陰極面に投影した像を増強して蛍光面上に、より明るい像を映し出す電子管である。

(d) その他の陰極線管：これは、電気信号を直接又は間接的に可視像に変換する管であり、この種のものの例として蓄積管がある。テレビジョン受像管及びビデオモニター用陰極線管は、陰極からの電子を集束、偏向等させた後に、蛍光材料を被覆した内壁の部分（通常管の終端で、視聴者の見る映像を投影するスクリーンを構成する。）にビームの形で投射される。

陰極線管は、レーダー、オシロスコープ又は自動データ処理機械の端末機（ディスプレイ）に使用される。

(3) 光電管（真空式又はガス封入式のもの）：これは、光電素子とも呼ばれており、ガラス製又は石英ガラス製の管に2個の電極を取り付けたもので、その陰極に光電性材料（通常アルカリ金属）を層状に被覆したものである。光の作用により当該層から電子が放出され、電極間は電導領域となり、電子は陽極に集められる。光電子増倍管は、光電陰極及び電子増倍器から構成される光電管である。

(4) その他の管：これらは、通常真空式で一部のものは数個の電極を有する。これらは高周波発振用、増幅用、検波用、光電陰極を使用しない走査変換等を使用する。

部 分 品

部分品の所属に関する一般的規定（16部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、この項の物品の部分品はこの項に属し、例えば、次の物品がある。

電極（陰極、グリッド及び陽極）、管用の容器（ガラス製のものを除く。）、陰極線管用の耐破ケーシング及び走査用として陰極線管の首部の周囲に取り付けられる偏向コイル。

＊

＊ ＊

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 陰極線管用の管球のガラス製のフェースプレート及びコーン（70.11）
- (b) 金属槽水銀整流器（85.04）
- (c) エックス線管（90.22）

85.41 半導体デバイス（例えば、ダイオード、トランジスター及び半導体ベースの変換器）、光電性半導体デバイス（光電池（モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わない。）を含む。）、発光ダイオード（LED）（他の発光ダイオード（LED）と組み合わせてあるかないかを問わない。）及び圧電結晶素子

8541.10—ダイオード（光電性ダイオード及び発光ダイオード（LED）を除く。）

—トランジスター（光電性トランジスターを除く。）

8541.21—定格消費電力が1ワット未満のもの

8541.29—その他のもの

8541. 30—サイリスター、ダイアック及びトライアック（光電性デバイスを除く。）
—光電性半導体デバイス（光電池（モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わない。）を含む。）及び発光ダイオード（LED）
8541. 41—発光ダイオード（LED）
8541. 42—光電池（モジュール又はパネルにしてないもの）
8541. 43—光電池（モジュール又はパネルにしてあるもの）
8541. 49—その他のもの
—その他の半導体デバイス
8541. 51—半導体ベースの変換器
8541. 59—その他のもの
8541. 60—圧電結晶素子
8541. 90—部分品

（A）半導体デバイス（例えば、ダイオード、トランジスター、半導体ベースの変換器）

これらは、この類の注 12（a）（i）において規定されている。

このグループのデバイスは、ある種の「半導体」物質の電子的特性（これは、例えば、ダイオード、トランジスターに関連する。）に基づいて作動し、又は、半導体ベースの変換器については、物理的（例えば、機械的、熱的）、電気的、光学的、化学的特性を含む半導体の特性に基づいて作動する。

当該半導体物質の主たる特徴は、室温におけるそれらの抵抗率が金属導体の抵抗率と絶縁体の抵抗率との中間にあることであり、当該半導体物質としては、例えば、ある種の鉱石（例えば、方鉛鉱）、四価の元素（ゲルマニウム、けい素等）及び元素の化合物（例えば、ガリウム砒（ひ）素、インジウムアンチモンのような三価の元素と五価の元素との化合物）がある。

四価の元素から成る半導体材料は一般に単結晶のものであり、それらは純粋な状態では使用せず、特定の「不純物」（ドーパント）で非常に軽度のドーピング処理（含有量は 100 万分の 1 程度の割合）を行った後に使用する。

四価の元素に対して加えられる「不純物」は、五価の元素（りん、ひ素、アンチモン等）又は三価の元素（ほう素、アルミニウム、ガリウム、インジウム等）である。前者は、負の電荷を有する価電子が過剰に存在する n 形半導体を形成し、後者は価電子が不足した状態（正の電荷を有する正孔が多数を占めた状態）が生じている p 形の半導体を形成する。

三価又は五価の元素が結合している半導体材料も同様に、ドーピング処理が行われる。

鉱石から成る半導体材料では、その鉱石中に天然に含有している不純物がドーパントとして作用する。

このグループの半導体デバイスは、一般に p 形及び n 形の半導体材料の一以上の「接合」を含んでいる。

これらには、次の物品を含む。

- （I）ダイオード：これは pn 接合を一つ含み、2 個の端子を有するデバイスで、一方向（順方向）に電流を通すが、逆方向には高い抵抗を生ずるものである。これは、検波、整流、スイッチ

ング等に使用する。

ダイオードの主な種類としては、シグナルダイオード、電力整流ダイオード、電圧調整ダイオード及び定電圧ダイオードがある。

- (II) トランジスタ：これは三つ又は四つの端子を有するデバイスで電流の増幅、発振、周波数変換及びスイッチングを行うことができる。トランジスタは、第3の端子に電界を加えて他の二つの端子間の抵抗を変化させることにより作動する。付加する制御信号又は電界は、抵抗の変化により生ずる作動より弱いので増幅作用となる。

トランジスタには、次の物品を含む。

- (1) バイポーラ型トランジスタ：三つの端子を有し、二つのダイオード型接合から成るデバイスで、トランジスタとしての作動は、正負両電荷のキャリアによるものである（このためバイポーラ型と呼ばれる。）。
- (2) 電界効果トランジスタ：金属酸化物半導体（MOS）型とも呼ばれており、接合を有するものと有しないものとがあり、いずれも二つの端子の間で電荷のキャリアを消滅させるか又は増強させることにより作用させる。電界効果型トランジスタにおいては電荷のキャリアの1種類だけによってトランジスタ作用を行う（このためユニポーラ型と呼ばれる。）。
- 寄生ダイオードは、MOS型トランジスタ（MOSFET）の中に形成されるものであり、誘導負荷スイッチングの間、還流ダイオードとして作用する。4個の端子を有するMOSFETは、四極素子と呼ばれる。
- (3) 絶縁ゲートバイポーラトランジスタ（IGBT）：一つのゲート端子及び二つの負荷端子（エミッタ及びコレクタ）の三つの端子から成るデバイスである。ゲート端子及びエミッタ端子の間に適当な電圧をかけることにより、一方向の電流を制御する（つまり、オンにしたりオフにしたりする）ことができる。複数のIGBTチップが、IGBTデバイスを保護しトランジスタとして機能し続けることを可能にする複数のダイオードとともに、単一のパッケージに組み込まれたもの（パッケージ化したIGBTデバイス）もある。

(III) 半導体ベースの変換器

この類の注12(a)(i)に規定されているように、これらは、物理現象、化学現象若しくは動作を電氣的信号に変換する又は電氣的信号を物理現象若しくは動作に変換する機能を実行するうえで、半導体基板又は素材が決定的かつ代替不可能な役割を果たすデバイスである。

半導体ベースの変換器は、独立した技術ユニットとしての特性を持ち、ベアダイ（bare die）製品又はパッケージにして提示されることがある。半導体ベースの変換器を形成するコンポーネント（component）（その構造または機能を可能にするために不可分に取り付けられた能動的または受動的な個別部品を含む。）は、事実上不可分の状態に組み合わせられていなければならない（つまり、理論上、いくつかの部品を取り外したり取り替えたりすることはできないものの、通常の製造条件下においてそうすることは経済的ではない。）。変換器において重要な役割を果たさない非半導体ベースのコンポーネントは、それがセンサー、アクチュエーター、レゾネーター又はオシレーターとしての変換器の機能に寄与する場合には、当該変換器の一部として扱うことが許容される。このようなコンポーネントの典型的な例は次のとおり（ただし、これらに限定されない。）。

- (i) 典型的には相互に接続するための（内部又は外部のワイヤーボンド接続）用の金属製ワイヤー、リードフレーム、封止剤、基板等から成るパッケージ、又は
- (ii) マグネットや光学素子等、機能を有効化又は補助するコンポーネント素子

「半導体ベース」の定義については、半導体固有のものに限らず、半導体材料がその特性により変換器に機能性を与えている素子も含む。このような特性には、機械的強度、柔軟性、熱伝導率、光反射率、化学的抵抗性等と、これらが半導体技術（マイクロマシニング）を使用してマイクロメートルスケールで高精度に製造可能であることの組み合わせを含む。これらの素子は、例えば、膜（membranes）、バー、カレンチレバー、キャビティ、ミラー、チャンネル等を含み、その厚みや柔軟性により変換器を機能させている。

半導体ベースの変換器に使用される材料には、例えば、シリコン (Si)、ゲルマニウム (Ge)、炭素 (C)、シリコンゲルマニウム (SiGe)、炭化ケイ素 (SiC)、窒化ガリウム (GaN)、ガリウム砒 (ヒ) 素 (GaAs)、砒 (ヒ) 化インジウムガリウム (InGaAs)、インジウムアンチモン (InSb)、リン化ガリウム (GaP)、リン化インジウム (InP)、スズテルル (SnTe)、酸化亜鉛 (ZnO)、酸化ガリウム (Ga_2O_3) がある。

「半導体技術で製造された」という表現は、ウエハー処理を利用することを意味する。この処理には、グラインディング、ポリッシング、ドーピング、スパインコーティング、イメージング、CVD（化学気相成長）、PVD（物理的気相成長）、ガルバニック、デベロップング、ストリッピング、エッチング、ベーキング、プリンティング等を含む場合がある。

半導体ベースの変換器の種類は次のとおり。

- (1) この類の注 12 (a) (i) (3) で規定されている半導体ベースセンサー

センサーの一例として、シリコンマイクロホンに半導体ベースの音響センサーとして使用した微小電気機械システム (MEMS) 素子がある。その MEMS 素子は、シリコン基板上の硬くて穴のあいたバックプレートと柔軟な膜から成り、その機能は音波を可変電気出力に変換することである。音波は膜に衝突して振動を生じ、これにより変化する電氣的出力が生ずる。

別のタイプのセンサーはガスセンサーであり、表面積の非常に大きなグラフェンの抵抗値を変化させるために電子供与体・受容体の吸着を利用する。

- (2) この類の注 12 (a) (i) (4) で規定されている半導体ベースアクチュエーターは、例えば、熱電氣的に作動する MEMS ミラーがあり、幅広い用途（光ファイバースイッチ、レーザープロジェクター、自動運転におけるレーザー光による検知と測距 (LiDAR)、レーザー追跡、位置測定等）において、典型的にはレーザービームを屈折させるために使用される。熱電氣的に作動する MEMS ミラーは、熱膨張の異なる発熱体が半導体ベースの構造に作用することにより作動する。
- (3) この類の注 12 (a) (i) (5) で規定されている半導体ベースレゾネーターは、例えば、圧電薄膜共振器 (FBAR) があり、これは、無線機器の多重化又はチャンネル選択のための高周波 (RF) 技術で使用される。
- (4) この類の注 12 (a) (i) (6) で規定されている半導体ベースオシレーターは、物理現

象（レゾネーター内部の電磁界の蓄積エネルギー）を電氣的信号（調整電圧に依存する周波数の出力電圧）に変換する。

(IV) その他の半導体

この項には、次の物品を含む。

- (1) サイリスター：これは、三層以上の pn 接合を有する四つの電導領域から成る半導体デバイスで、制御パルスを加えると順方向に直流を流すものである。これは、制御整流器、スイッチ又は増幅器として使用され、共通のコレクタ／ベース接合を有する二つの連動する相補型トランジスターとして機能するものである。
- (2) トライアック：これは、2 方向 3 端子サイリスターとも呼ばれ、四層の pn 接合を有する五つの電導領域から成る半導体デバイスで、制御パルスを加えると交流が流れるものである。
- (3) ダイアック：これは、二層の pn 接合を有する三つの電導領域から成る半導体デバイスで、トライアックの作動に必要なパルスを発生させることに使用する。
- (4) バラクター（可変容量ダイオード）
- (5) 電界効果型デバイス（例えば、グリディスター）
- (6) ガン効果型デバイス

ただし、このグループには、上記のものとは異なり、その作動が基本的には温度、圧力等の作用に基づく非線形半導体抵抗器（サーミスター、バリスター、磁気抵抗器等）のような半導体デバイスを含まない（85.33）。

その働きが光の作用に基づく光電性デバイス（フォトダイオード等）については、(B) の項参照。

上記のデバイスは、実装してある（端子を付けたもの、導線（例えば、回路基板又はリードフレーム等のキャリアに実装されたピン、リード、ボール、ランド、バンプ又はパッド）を付けたもの又はパッケージに封入したもの）か、実装してないままである（素子）か又は小片に切っていないディスク状（ウェハー）のいずれであるかを問わず、この項に属する。しかしながら、天然の半導体材料（例えば、ガレナ）は、実装した場合に限り、この項に属する。

このグループの半導体ベースの変換器には、シリコンベースセンサー、シリコンベースアクチュエーター、シリコンベースオシレーター、シリコンベースレゾネーター又はこれらを組み合わせたもので、この類の注 12 (b) (iv) に規定する一以上のモノリシック集積回路、ハイブリッド集積回路、マルチチップ集積回路又はマルチコンポーネント集積回路を有するものを含まない（85.42）。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 元素（例えば、けい素及びセレン）を電子工業用にドーブ処理したもののうち、引上げ法により製造したままの形状のもの又は円柱状若しくは棒状のもの（28 類）及び円盤状、ウェハー状その他これらに類する形状に切ったもの（38.18）
- (b) 化合物（例えば、セレン化カドミウム、硫化カドミウム、ひ化インジウム等）に電子工業用に供するためにある種の添加物（例えば、ゲルマニウム、よう素）を一般に数%の割合で含有するもの（円柱状、棒状等の形状であるかないか又は円盤状、ウェハー状その他これらに

類する形状に切ってあるかないかを問わない。) (38. 18)

- (c) 結晶を電子工業用にドーピング処理し、円盤状、ウェハー状その他これらに類する形状にしたもの（磨いてあるかないか及び表面に均一なエピタキシャル層ができているかないかを問わないものとし、不連続領域を生成するための選択的なドーピング処理又は拡散処理を行ってないものに限る。） (38. 18)

- (d) 集積回路 (85. 42)

- (e) モールドされたモジュール、マイクロモジュール又はこれらに類するモジュールから構成されるマイクロアセンブリーで、組み合わせ、相互接続した単一 (discrete) のコンポーネント又は能動コンポーネント若しくは能動コンポーネント及び受動素子の両方から成るもの（一般に、84 類、85 類又は 90 類）

(B) 光電性の半導体デバイス

このグループには、光電性の半導体デバイス（可視光線、赤外線又は紫外線が作用すると、内部光電効果により抵抗率が変動し又は起電力が発生する。）を含む。

その作用が外部光電効果（光電子放出）に基づく光電管は、85. 40 項に属する。

光電性の半導体デバイスの主な型式には、次のものがある。

- (1) 光導電セル（光効果による抵抗器）

通常二つの電極の間に半導体材料（硫化カドミウム、硫化鉛等）を入れたもので、半導体材料の電気抵抗がセルに照射される光の強さに応じて変化するものである。

これらのセルは、火災検出装置、自動カメラの露出計、移動物の計数装置、自動精密測定装置、自動開扉装置において使用される。

- (2) 光電池

これは、外部電源の補助を受けずに光を直接電気エネルギーに変換するものである。セレンをベースとする光電池は、主として照度計又は露出計に使用され、けい素をベースとする光電池は高出力であるので、特に制御装置、調整装置、光のパルスの検出、光ファイバー通信システム等において使用される。

特殊な種類の光電池としては、次の物品がある。

- (i) 太陽電池：シリコン太陽電池は、太陽光線を直接電気エネルギーに変換するものであり、通常、集合体の形で電力源として宇宙探索用のロケット又は人工衛星、山岳救難用送信機等に使用される。

この項には、モジュール又はパネルに組み立ててあるかないかを問わず太陽電池を含む。ただし、たとえ簡単なものであっても素子（例えば、電動機又は電気分解装置に直接電力を供給するもので、例えば、電流の向きを制御するダイオード）を取り付けた太陽電池のパネル又はモジュールを含まない (85. 01)。

- (ii) フォトダイオード（ゲルマニウムフォトダイオード、シリコンフォトダイオード等）：本品の特徴は、光線が pn 接合に照射されたときに抵抗率が変動することであり、自動データ処理機械（記憶データの読取り）、ある種の電子管の光電陰極、放射式パイロメーターに使用される。フォトトランジスター及びフォトサイリスターは、光電受信体としてこのカテ

ゴリーに属する。

このカテゴリーのデバイスは、実装したときに、光が通過できるようにハウジングの一部が透明になっていることにより、上記（A）のダイオード、トランジスター及びサイリスターとは区別される。

- (iii) フォトカップル及びフォトリレー：これらは、電界発光ダイオードにフォトダイオード、フォトトランジスター又はフォトサイリスターを結合したものである。

光電性の半導体デバイスは、提示の際に実装してある（端子又は導線を有する。）かないかを問わず、この項に属する。

（C）発光ダイオード（LED）

発光ダイオード（LED）又は電界発光ダイオード（特に、ひ化ガリウム、りん化ガリウム又は窒化ガリウムをベースとしたもの）は、電気エネルギーを可視光線、赤外線又は紫外線に変換するものである。これは、例えば、制御システムにおけるデータの表示若しくは伝送又はイルミネーション若しくは照明に使用する。

レーザーダイオードは、コヒーレントな光のビームを放出するもので、例えば、核子の検出用、高度測定用、遠距離測定用又は光ファイバー通信システム用に使用する。

このグループには、また、次の物品を含む。

（1）発光ダイオード（LED）パッケージ

これは、主として一以上の発光ダイオード（LED）チップ（ダイ）を実装した単一の電気式部品（component）であり、光学用品又は熱的、機械的若しくは電氣的なインターフェース（例えば、外部制御回路に接続する導線を含む電気コネクタ）を有するものがある。

保護用のダイオード（例えば、ツェナーダイオード）は、窒化ガリウムをベースとした発光ダイオード（GaN LED）チップの静電気放電を防ぐため、いくつかの GaN LED パッケージに逆並列に接続される。

白色 LED パッケージには二つ基本的なタイプがある。一つは、LED チップと発光材料（蛍光体）の組み合わせで構成されたものである。

二つめのタイプは、赤色 LED チップ、緑色 LED チップ及び青色 LED チップの組み合わせで構成されている。白色 LED パッケージは、一般的な照明やバックライトに使用される。

（2）発光ダイオード（LED）アセンブリー

これは、印刷回路基板に取り付けられた発光ダイオード（LED）パッケージで構成されるアセンブリーで、光学用品又は熱的、機械的若しくは電氣的なインターフェース（例えば、外部制御回路に接続する導線を含む電気コネクタ）が含まれることがある。

LED アセンブリーは、交流電源を整流し、LED を使用できるレベルの電圧に変換する制御回路を含まない。

発光ダイオードの数は、機能を変化させることはなく、光の強度にのみ影響を与える。

特定の LED アセンブリーは、LED パッケージの代わりに LED チップを使用する。そのチップは印刷回路基板に取り付けられ、全体的に又は個別に、場合によっては蛍光体と共に封止され

る。

(D) 圧電結晶素子

これは、主として 38.24 項のチタン酸バリウム（多結晶のチタン酸バリウムを分極したものを含む。）、ジルコン酸チタン酸鉛その他の結晶（同項の解説参照）及び水晶又は電気石の結晶であり、マイクロホン、拡声器、超音波機器、安定化周波数発振回路等に使用する。これらは、実装してある場合に限り、この項に属する。それらは、一般に、板状、棒状、円盤状、リング状等の形状をしていて、少なくとも電極又は電氣的接続部を取り付けてなければならない。それらは、黒鉛、ワニス等を塗布してあったり又は支持具に支えられていることがあり、また、しばしば容器（例えば、金属製の箱又はガラス製のバルブ）に封入してある。しかしながら、もし他の構成要素を付加することにより完成した物品（装着具を備えた結晶）となったものは、もはや単なる結晶素子とは認められず、この組立品は機器の特定の部分品として認められる。例えば、マイクロホン用又は拡声器用の圧電セル（85.18）、サウンドヘッド（85.22）、超音波厚さ測定機用又は超音波探照機用のピックアップ素子（感知部）（通常、90 類注 2 (b)に従って分類され、又は 90.33 項に分類される。）及び電子式時計用の水晶振動子（91.14）がこれに該当する。

この項には、実装していない圧電結晶を含まない（通常 38.24 項、71.03 項又は 71.04 項）。

部 分 品

部分品の所属に関する一般的規定（16 部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、この項の部分品は、この項に属する。

＊

＊ ＊

号の解説

8541.21

トランジスターの定格消費電力は、温度を 25 度に保ったケースにそのデバイスを入れて一定の作動電圧を印加した場合の連続電力消費量を測定して決定する。例えば、温度を 25 度に保ったケースにトランジスターを入れて作動電圧 5 ボルトを印加して 0.2 アンペアの負荷に連続して耐えた場合には、その定格消費電力は、1 ワットである（アンペア×ボルト＝ワット）。

放熱手段（例えば、タブ又は金属製ケース）を装備したトランジスターの場合の基準温度 25 度は、その底部又は金属製ケースが温度 25 度であることであり、その他のトランジスター（例えば、簡単なプラスチックのケーシングに封入したもの）の場合は、室温が 25 度であればよい。

85.42 集積回路

ー集積回路

8542.31ープロセッサ及びコントローラー（記憶素子、コンバーター、論理回路、増幅器、クロック回路、タイミング回路その他の回路と結合しているかいないかを問わない。）

8542.32ー記憶素子

8542. 33—増幅器

8542. 39—その他のもの

8542. 90—部分品

この項の物品は、この類の注 12（b）において規定されている。

集積回路は、受動素子又は受動部品及び能動素子又は能動部品を高密度に組み合わせ、一つのユニットとしたものである（「受動」又は「能動」とみなされる素子又は部品に関しては、85. 34 項の解説の第 1 段落参照）。ただし、この項には、受動素子のみから成る電子回路を含まない。

集積回路とは違い、個別の部品が単一の能動的電気機能（この類の注 12（a）に規定する半導体デバイス）又は受動的電気機能（抵抗器、コンデンサー、インダクター等）を有することもある。個別の部品は、不可分のものであって、かつ、システムの基本的な電子構成部分である。

ただし、いくつかの電気回路要素から成り、多くの電気機能を有する構成部品（例えば、集積回路）は、個別の部品とはみなさない。

集積回路は、記憶素子（例えば、DRAM、SRAM、PROM、EPROM 及び EEPROM（又は E²PROM））、マイクロコントローラー、制御回路、論理回路、ゲートアレイ、インターフェース回路等を含む。

集積回路には、次の物品を含む。

（I）モノリシック集積回路

これは、半導体材料（例えば、ドーブ処理したけい素）の基本的には内部に又は当該材料の表面に、回路素子（ダイオード、トランジスター、抵抗器、コンデンサー、インダクター等）を生成させ、かつ、不可分の状態にした回路である。モノリシック集積回路には、デジタル式、線形（アナログ式）及びデジタルアナログ混合式のものがある。

モノリシック集積回路は、次のような状態で提示される。

- （i）実装したもの。端子又は導線を有するものであり、陶磁器、金属又はプラスチックに封入してあるかないかを問わない。ケーシングの形状は、円筒形、平行六面体等である。
 - （ii）実装してないもの。チップのもの（通常、長方形で、通常横の長さが数ミリメートル程度のもの）
 - （iii）切り分けられていないウエハー。チップ状に切断していないもの
- モノリシック集積回路は、次のものを含む。

- （i）金属酸化物半導体（モス型のもの）
- （ii）バイポーラ式による集積回路
- （iii）バイポーラ式とモス型を組み合わせた集積回路

金属酸化物半導体（MOS）、特に相補型金属酸化物半導体（C-MOS）及びバイポーラ式はトランジスター工業において一般的な技術である。これらのトランジスターは、モノリシック集積回路の基本的な構成要素であり、集積回路に特性を与える。バイポーラ式集積回路を用いたシステムは最大論理速度を与える。他方、MOS 型集積回路を用いたシステムは、各部品を高密度に配列することができ、又更に、C-MOS 型集積回路は消費エネルギーが最低である。このため、これらは電力供給量に制限がある場合又は冷却に関する問題が予想される場合に使用される。バイポーラ式集積回路の速度と C-MOS 型集積回路の集積密度と低電力を有する

BIMCOS 型においては、バイポーラ式と MOS 型との間の相補関係はより明確になる。

(II) ハイブリッド集積回路

これは、薄膜回路又は厚膜回路を形成した絶縁基板上に作られた超小形回路である。この製造工程により、ある種の受動素子（抵抗器、コンデンサー、インダクター等）を同時に製造することができる。ただし、この項のハイブリッド集積回路であるためには、半導体が、チップ状であるか又は（例えば、特に設計した超小形のケーシングに）封入してあるかを問わず、表面に組み込まれて配線してなければならない。ハイブリッド集積回路には、別々に製造した受動素子を半導体の場合と同様の方法で基板の膜回路に組み込んだものを含む。通常、これらの受動素子は、チップ状のコンデンサー、抵抗器又はインダクターのような構成部分品である。

数層の積層（通常は陶磁製）を熱により接着して一つの集合体とした回路基板は、この類の注 12 (b) (ii) に規定する単一の基板とみなす。

ハイブリッド集積回路の構成部品は、実用上不可分の状態に組み合わされている。すなわち、理論的には素子のあるものを除去し又は取り変えることはできるが、それを行うには長時間かつ複雑な作業を必要として通常の製造条件のもとでは経済的には成立しないものである。

(III) マルチチップ集積回路

これは、2 以上の相互に接続したモノリシック集積回路を、実用上不可分の状態に組み合わされた回路。絶縁基板が 1 以上であるかないか、また、リードフレームがあるかないかを問わないものとし、その他の能動又は受動回路素子を含まない。

マルチチップ集積回路は、通常、次のような構成をとる。

- ー並置して搭載された二以上のモノリシック集積回路
- ー一方を他方の上に積み重ねた二以上のモノリシック集積回路
- ー上記の構成の組み合わせた三以上のモノリシック集積回路

これらのモノリシック集積回路は、組合せ又は相互接続により、一体化され、封止等によって実装されることもある。これらは、実用上不可分の状態に組み合わされている。すなわち、理論的には素子のあるものを除去し又は取り変えることはできるが、それを行うには長くかつ複雑な作業を必要として通常の製造条件のもとでは経済的でない。

マルチチップ集積回路の絶縁基板は、誘電領域を有していることもある。これらの領域は、個別の回路素子以外の手段により受動機能を与えるため、特定の材料から構成されることや特定の形状にすることもある。この誘電領域が基板上に存在する箇所は、主としてモノリシック集積回路の相互接続の方法による。これらの基板は、最低部のチップ又はダイの上に置かれる場合、「インターポーザ」又は「スペーサ」と呼ばれることもある。

モノリシック集積回路は、接着剤、ワイヤーボンド又はフリップチップ技術のような、様々な方法で相互に接続される。

(IV) マルチコンポーネント集積回路 (MCO)

これらは、この類の注 12 (b) (iv) に規定する回路及び素子を組み合わせたものである。

マルチコンポーネント集積回路 (MCO) は、一以上のモノリシック集積回路、ハイブリッド

集積回路又はマルチチップ集積回路と、シリコンベースセンサー、シリコンベースアクチュエーター、シリコンベースオシレーター、シリコンベースレゾネーター及びこれらを組み合わせたもの、85.32 項、85.33 項、85.41 項に属する物品若しくは 85.04 項に属するインダクターの機能を有する一以上のコンポーネントを結合した回路である。

この類の注 12 (b) (iv) の条件に合致する限り、MCO に MCO を組み込んだ (contain) ものを含む。

全ての分離 (交換可能な) ユニットで、85.04 項、85.32 項、85.33 項若しくは 85.41 項に属さないもの又はシリコンベースセンサー、シリコンベースアクチュエーター、シリコンベースレゾネーター、シリコンベースオシレーター若しくはこれらを組み合わせたものの定義に該当しないものは、MCO の定義に含まれない (例えば、トランスフォーマー (85.04)、磁石 (85.05))。

ただし、掲げられているものとは異なる他の素子で、本来若しくは必然的に MCO (又は集積回路 (IC) のパッケージ) の一部となるもの (例えば、基板 (印刷回路として機能するかしないかを問わない。)、金線又は誘電領域) 又はその構造及び機能のために必要なもの (例えば、モールドコンパウンド又はリードフレーム) は、MCO の一部又は素子と認められる。

MCO を構成する集積回路及びコンポーネントは、組み合わせて相互接続され、一体化したものの (ピン、リード、ボール、ランド、バンプ又はパッドを通して外界に共通接続 (common connection) する固有の又は独立した技術的ユニット (technical unit) として存在するコンポーネント) の内部又は表面に物理的、電氣的又は光学的に結合及び相互に接続されており、一以上の絶縁基板の上にあるかないか、リードフレームがあるかないかを問わず、封入又はその他の方法によってパッケージ化されていてもよい。

コンポーネントは、実用上不可分の状態に組み合わされていなければならない。すなわち、理論的にはある素子を除去し又は取り替えることはできるが、通常の製造条件の下では経済的に成立しないものである。

MCO は、しばしば、端子又はリードによりサポートキャリア (例えば、印刷回路基板 (PCB) 又はその他のキャリア (例えば、厚膜、薄膜、絶縁した金属基板等)) の内部又は表面に実装され又は電氣的インターフェースに接続されている。MCO のパッケージは、数種の構成材料から成り、各種のデザイン及び形状のものがあり、機械的又は環境的影響から、ユニットを保護することができる。

MCO は、その固有の機能に必要な種々の特徴 (例えば、パッケージがソリッド (solid) である、穴、窓又は膜を有している等) 及びアタッチメントを有している。MCO は、これらの種々の特徴及びアタッチメントにより、物理量又は化学量をもたらした外部からの入力を受け、それらのデータをシリコンベースセンサー、シリコンベースアクチュエーター、シリコンベースオシレーター、シリコンベースレゾネーターと関連付けて処理することで出力する。

MCO は、コンピューター用、通信用 (例えば、携帯回線網用の電話機)、消費者用、工業用又は自動車用を含め幅広く使用される。

この項には、受動素子のみから成る膜回路を含まない (85.34)。

この項には、不揮発性半導体記憶装置、「スマートカード」及び音声又はその他の現象の記録用

のその他の媒体を含まない（85.23 項及びこの類の注 6 参照）。

＊

＊ ＊

ハイブリッド集積回路、マルチチップ集積回路及びマルチコンポーネント集積回路（MCO）について上記（Ⅱ）、（Ⅲ）及び（Ⅳ）に記載された組合せにしたもの（実用上不可分の状態に組み合わせたもの）を除くほか、この項には、次のようにして成形したアセンブリーを含まない。

- （a）支持物（例えば、印刷回路により形成されたもの）の上に一以上の単一のコンポーネントを実装したもの
 - （b）電子超小型回路に、ダイオード、トランスフォーマー又は抵抗器のような、一以上のその他のデバイスを加えたもの
 - （c）単一のコンポーネントを組み合わせたもの、又は、マルチチップ集積回路及びマルチコンポーネント集積回路を除く電子超小型回路を組み合わせたもの
 - （d）一以上のモノリシック集積回路、ハイブリッド集積回路、マルチチップ集積回路又はマルチコンポーネント集積回路と、この類の注 12（b）（iv）に規定されていないコンポーネント（例えば、トランスフォーマー（85.04）、磁石（85.05））とを組み合わせたもの
- これらのアセンブリーは、次によりその所属を決定する。
- （i）一つの完成した機器（完成品とみなされるものを含む。）となるアセンブリーは、当該機器が属する項に属する。
 - （ii）その他のアセンブリーは、機械の部分品の所属に関する一般的規定（特に 16 部の注 2（b）及び注 2（c））によりその所属を決定する。

特に、ある種のメモリーモジュール（例えば、SIMM（Single In-line Memory Modules）及び DIMM（Dual In-line Memory Modules））がこれに該当する。これらのモジュールは、16 部注 2 の規定に基づきその所属を決定する（この類の総説参照）。

＊

＊ ＊

部 分 品

部分品の所属に関する一般的規定（16 部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、この項の物品の部分品は、この項に属する。

85.43 電気機器（固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。）

8543.10－粒子加速器

8543.20－信号発生器

8543.30－電気めっき用、電気分解用又は電気泳動用の機器

8543.40－電子たばこ及びこれに類する個人用の電氣的な気化用器具

8543.70－その他の機器

8543.90－部分品

この項には、この類の他の項又はこの表の他の項に該当せず、第 16 部又はこの類の注によって除外されないすべての電気機器を含む。他の項に該当する主な電気用品としては、84 類の電気機器及び 90 類の機器がある。

この項の電気機器は、固有の機能を有していなければならない。84. 79 項の解説の規定のうち、固有の機能を有する機械類に関する部分は、この項の機器にも準用する。

この項の機器の大部分のものは、専ら電気により作動する物品又は部分品（真空管、トランスフォーマー、コンデンサー、リアクトル、抵抗器等）の組合せから成る。ただし、機械式機構を内蔵する電気機器も、当該機構の機能が機器の電気機能に対して補助的なものである場合に限り、この項に属する。

この項には、次の物品を含む。

- (1) 粒子加速器：この機器は荷電粒子（電子、陽子等）に高い運動エネルギーを与えるための装置である。

粒子の加速器は、主として核物理学の研究に使用するが、放射性物質の製造、医療用又は工業用の X 線撮影、ある種の製品の殺菌等に使用する。

粒子加速器は、通常、大きな設備（数千トンの重さがある。）から成る。これらは、粒子発生源、加速室及び粒子の加速に使用する高周波電圧、磁束又は無線周波数の変動を発生させる装置から成る。これらは、一以上のターゲットを有する。

粒子の加速、集束及び偏向は静電式又は電磁式の装置を介して発生機から供給される高電圧又は高周波数により行われる。加速器及び発生機は、しばしば放射線をさえぎる遮へい壁に囲まれている。

この項に属する粒子加速器には、次の物品がある。ファン・デ・グラフ加速器、コッククロフト・ウォルトン加速器、線形加速器、サイクロトロン、ベータトロン、シンクロサイクロトロン、シンクロトロン等。

X 線の発生に適するように特に作ったベータトロンその他の粒子加速器（必要に応じて、ベータ線又はガンマ線のいずれかを発生させることができるものを含む。）は、90. 22 項に属する。

- (2) 信号発生器：これは選定した周波数（例えば、高周波又は低周波）で、特定の波形及び強度を有する電気信号を発生させるための装置である。これには、パルス発生機、パターン発生機、Wobblers（スイープジェネレーター）を含む。

- (3) 探鉱機：金属物体の近くに持っていくとこの機器内に生じる磁束の変化に基づくものである。類似の検出器が、例えば、葉たばこのたる、食料品、木材等の内部における金属製異物の検出又は埋蔵管の位置の探知に使用される。

- (4) ミキシング装置：録音時に二以上のマイクロホンからの出力をミックスするために使用する。これは、しばしば増幅器と結合される。ただし、映画用専用のものは、属しない (90. 10)。オーディオミキサー及びイコライザーも、また、この項に含まれる。

- (5) 雑音減衰器：録音機とともに使用する。

- (6) 航空機、船舶、鉄道車両その他の車両用の電気抵抗体付きの曇り除去装置 (85. 12 項の自転

車用又は自動車用のものを除く。)

- (7) シンクロナイザー：数個の発電機から一つの共通の回路に給電する場合に使用する。
- (8) 鉱山用の電気式起爆装置：手動式発電機（直流発電機）及びコンデンサーから成る。
- (9) 高周波又は中間周波の増幅器（測定用の増幅器及びアンテナ増幅器を含む。）
- (10) 電気めっき用、電気分解用又は電気泳動用の機器（84. 86 項の機器及び 90. 27 項の電気泳動装置を除く。）

- (11) 電子たばこ及びこれに類する個人用の電氣的な気化用器具

このグループには次の物品を含む。

- (i) 2404. 12 号又は 2404. 19 号の液体又は溶液（ニコチンを含有するかしないかを問わない。）を加熱し気化させ、使用者がこれを直接吸入するためのもので、一般に「電子たばこ」として知られている器具
- (ii) その他のこれに類する個人用の電氣的な気化用器具には、電気加熱式たばこ（EHTS）や超音波振動装置等がある。これらは、たばこ製品（2404. 11）又はニコチン、たばこ代用物若しくはニコチン代用物を含有するその他の物品（2404. 12 又は 2404. 19）から燃焼を伴わずにエアロゾルを発生させ、吸入することを意図している。

これらは、使用者がマウスピースを介して直接吸入するためのエアロゾルを発生させる燃焼を伴わない電動式の機器である。これらには、この機器が液体、溶液、ゲル、たばこプラグ又はこの機器用に設計されたその他の製品からエアロゾルを発生させることができるよう、加熱要素（例えば、アトマイザー）又は超音波振動装置等の特定の電気電子機器が組み込まれている。それらには、様々な形の喫煙具（例えば、通常のたばこ、葉巻、喫煙パイプ、水パイプ）又は筆記具や USB フラッシュメモリ等の日用品に似せて作られているものがある。これらの製品は、詰め替え可能であるか、交換可能なカートリッジ、たばこプラグその他これらに類するものとともに使用するよう設計されている。

- (12) 工業用の汎用性の紫外線放射装置

- (13) 治療用以外の用途に作った電気式のオゾン発生機及びオゾン拡散機（例えば、工業用のもの及び屋内オゾン化用のもの）

- (14) 電子音楽モジュール：種々の実用品その他の物品（例えば、腕時計、カップ、グリーティングカード）に内蔵されるもの。これらのモジュールは、通常、IC、抵抗、スピーカー及び水銀電池から構成される。これらのモジュールには、音楽プログラムが内蔵されている。

- (15) エレクトリックフェンスエナジャイザー

- (16) テレビジョン受像機、ビデオレコーダー又はその他の電気機器用の遠隔操作のためのコードレス赤外線装置

- (17) エレクトロルミネセンス装置：通常、帯状、板状又はパネル状で、導体物質の 2 つの層の間に、エレクトロルミネセンス物質（例えば、硫化亜鉛）を置いたものが基本である。

- (18) デジタル式フライトデータ記録装置（フライトレコーダー）：耐火、耐衝撃の構造をしており、特定のフライトデータを飛行中連続して記録するための電子機器

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 使い捨ての電子たばこ（disposable e-cigarettes）及び類似の使い捨ての個人用の電氣的

- な気化用器具。これらは、燃焼を伴わずに吸入する物品（例えば、e-liquid, gels）を筐体内に自蔵し、製品を使い果たした後又は電池が切れた後廃棄される（再充填又は再充電するように設計されていない）（24. 04）。
- （b）液体又は溶液を含有するカートリッジ又はタンク（他の部品（例えば、加熱要素又はアトマイザー）とともに提示するかしないかを問わない。）。これらは、電子たばこ又はこれに類する個人用の電氣的な気化用器具に使用するよう意図されている（24. 04）。
- （c）半導体又はフラットパネル材料にイオン注入（ドーピング）するもの（84. 86）
- （d）半導体ウェハー、半導体デバイス及び集積回路又はフラットパネルディスプレイの製造に使用する物理蒸着用の機器（84. 86）
- （e）この類の注 6（b）に規定する「スマートカード」（プロキシミティカード又はタグを含む。）（85. 23）
- （f）各種の非電気式の喫煙用パイプ（カルメット、チボーク、トルコパイプ、水ぎせる等を含む。）（96. 14）

部 分 品

部分品の所属に関する一般的規定（16 部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、この項の物品の部分品は、この項に属する。

85. 44 電気絶縁をした線、ケーブル（同軸ケーブルを含む。）その他の電気導体（エナメルを塗布し又は酸化被膜処理をしたものを含むものとし、接続子を取り付けてあるかないかを問わない。）及び光ファイバーケーブル（個々に被覆したファイバーから成るものに限るものとし、電気導体を組み込んであるかないか又は接続子を取り付けてあるかないかを問わない。）

－巻線

8544. 11－銅のもの

8544. 19－その他のもの

8544. 20－同軸ケーブルその他の同軸の電気導体

8544. 30－点火用配線セットその他の配線セット（車両、航空機又は船舶に使用する種類のものに限る。）

－その他の電気導体（使用電圧が 1, 000 ボルト以下のものに限る。）

8544. 42－接続子を取り付けてあるもの

8544. 49－その他のもの

8544. 60－その他の電気導体（使用電圧が 1, 000 ボルトを超えるものに限る。）

8544. 70－光ファイバーケーブル

この項には、電気機器又は電気設備に使用する線、ケーブルその他の導体（例えば、編組線、帯、棒）で電気絶縁をしたものを含む。この条件により、この項には、屋内用の配線又は屋外用

の配線（例えば、地下、海底又は空中で使用する線又はケーブル）を含む。これらの物品は、非常に細い絶縁電線からより複雑な型式の太いケーブルまで多様である。また、この項には非金属の導体も含む。

この項の物品は、次の要素から作られている。

- (A) 導体：これは 1 本又は複数の線であって、全体が 1 種類の金属又は異なる金属でできている。
- (B) 一種又は複数の種類の被覆絶縁材料：これらの被覆の目的は導体からの漏電を防止して、損傷しないように保護することである。通常使用される絶縁材料は、ゴム、紙、プラスチック、石綿、雲母、マイカナイト、ガラス繊維の糸、紡織用繊維の糸（ろうびきしてあるかないか又は染み込ませてあるかないかを問わない。）、ワニス、エナメル、ピッチ、油等である。ある場合においては、酸化被膜処理その他これに類する処理（例えば、金属酸化物又は金属塩の表面被膜の生成）により絶縁される。
- (C) 金属製のシース（ある種の場合に使用され、例えば、鉛、黄銅、アルミニウム又は鋼）：これは、絶縁物の保護用の被覆若しくは絶縁体（ガス又は油）の通路として又はある種の同軸ケーブルにおいては補助的導体として使用する。
- (D) 金属製の外装（時々使用され、例えば、らせん状に巻いた鉄又は鋼の線及びストリップ）：主として、地中又は海底のケーブルの保護用に使用する。

この項の電気絶縁をした線、ケーブル等には、次のような形状のものがある。

- (i) 1 本又は複数の絶縁電線
- (ii) (i) の電線を二以上より合わせたもの
- (iii) 共通の絶縁シース内において (i) の電線を二以上組み合わせたもの

この項には、特に次の物品を含む。

- (1) ラッカー又はエナメルを塗布した電線：通常、非常に細く、主として巻線用に使用する。
- (2) 酸化被膜処理を施した電線
- (3) 通信用電線及びケーブル（海底ケーブル並びにデータ通信用電線及びケーブルを含む。）とは、通常、対若しくは星又はケーブルで構成されており、一般に、外装が施されたものをいう。対又は星は、個々に、被覆絶縁した 2 本又は 4 本の電線（個々の電線は、厚さ 0.5 ミリメートル以下で着色したプラスチックで被覆された 1 本の銅の導体から成る。）が撚り合わされる。

ケーブル芯は、単一の対若しくは星又はそれらを更に撚り合わされたものから構成される。

- (4) 絶縁空中ケーブル
- (5) 恒久的な長距離接続用のケーブル：しばしば絶縁用のガス又は油を充てんするための通路を有する。
- (6) 外装した地中ケーブル：防食用の外装を有する。
- (7) 鉱山の立坑において使用するケーブル：これは、引張りの力に耐えられるように縦方向の外装を有する。

以上のほかに、この項には、ラッカーを塗布し又は絶縁用シース内に入れた組んだ電線を含む。

この項には、また、一般に大きな電気機器又は制御装置に使用する絶縁したストリップを含む。

線、ケーブル等は、特定の長さに切断し又は一端若しくは両端に接続子（例えば、プラグ、ソケット、ラグ、ジャック、スリーブ又は端子）を取り付けてある場合でも、この項に属する。この項には、また、上記の型式の線等を組み合わせて作ったもの（例えば、自動車の点火プラグをディストリビューターに接続するための複式ケーブル（multiple cable））を含む。この項には、光ファイバーケーブル（個々に被覆したファイバーから成るものに限るものとし、電気導体を組み込んであるかないか又は接続子を取り付けてあるかないかを問わない。）を含む。シースの色は通常、異なっており、ケーブルの両端でファイバーを識別することが可能である。光ファイバーケーブルは、電気導体よりデータ伝送容量が大きいので主として通信用に使用する。

この項には、85.16 項の絶縁材料内に納めた電熱抵抗体（例えば、ガラス繊維製又は石綿性の芯に特殊合金の線をらせん状に巻いたもの）及び 85.36 項の光ファイバー（束にしたものを含む。）用又は光ファイバーケーブル用の接続子を含まない。

85.45 炭素電極、炭素ブラシ、ランプ用炭素棒、電池用炭素棒その他の製品で黒鉛その他の炭素のもの（電氣的用途に供する種類のものに限るものとし、金属を取り付けてあるかないかを問わない。）

－電極

8545.11－炉に使用する種類のもの

8545.19－その他のもの

8545.20－ブラシ

8545.90－その他のもの

この項には、形状、寸法その他の点で、電気用のものであると認められるすべての黒鉛又は炭素の製品を含み、それらが金属を含むか含まないかを問わない。

一般にこれらの物品は、その基本成分（天然炭素、カーボンブラック、ガスカーボン、コークス、天然又は人造の黒鉛等）及び所要の結合剤（ピッチ、タール等）に加えて、金属粉のような他の物質をも含む混合物を押出し又は成形（通常は加圧による。）及び熱処理をすることによって得られる。

ある場合には、この項の物品はその導電率を増加させ、かつ、それらの消耗度を減少させるために電解被覆されるか又は吹付けにより被覆される（例えば、銅を使用する。）。これらは、アイレット、端子その他の接続手段を取り付けたものであっても、この項に属する。

この項には、次の物品を含む。

(A) 炉用炭素電極

これは、一般に円筒又は棒の形をしていて、取付け位置にねじ込むことができるように、端部に雄ねじ又は雌ねじが切られていることがある。

(B) 溶接用炭素電極

これは、一般に棒の形をしている。

(C) 電解用炭素電極

これは、板、棒（断面が三角形の棒を含む。）、円筒等の形をしていて、電解槽に取り付けられるように又はつるされるように設計してあり、この目的のためにフック又は輪のような附属具を取り付けてある。ある種の型式のものは、使用中に電極に発生したガスを容易に除去することができるように穴をあけてあるか又は溝を彫ってある。

(D) 炭素ブラシ

これは、発電機用、電動機用等のすべり接触子、電気機関車の集電装置等として使用される。直接成型により作られるものもあるが、大部分は 38.01 項の解説に記載した炭素のブロッック又は板から切断される。炭素ブラシは、すべて寸法が非常に正確で、かつ、その面は数百分の一ミリメートルの公差で注意深く機械加工してある。従って、これらは、寸法、形状及び高精度に仕上げられた面により識別可能である。また、多くの場合には、これらは全体若しくは一部を金属で被覆し又は接続子（ブラケット、ケーブル、端子、ばね等）を取り付けてある。

このような炭素ブラシは、38.01 項の解説に記載した品質のいずれかのものであるか又は銀を含んでいることがある。

ただし、この項には、外部潤滑層として黒鉛を被覆した金属ブラシを含まない (85.35 又は 85.36)。ブラシ保持具は、ブラシを取り付けて完成品になっているかいないかを問わず、機械の部分品としてその所属を決定する（例えば、85.03）。

(E) アーク灯その他のランプに使用する炭素

アーク灯用の炭素は通常棒又は鉛筆の形をしている。これは、アークの安定性を増すために、高出力の光を得るために又は炎に特定の色を与えるために、特殊な成分のしんを有することがある。この項には、また、電気抵抗ランプ用の炭素フィラメントを含む。

(F) 電池用炭素

これを使用する電池の型式に応じて、棒、板、管等の形をしている。

(G) マイクロホンの炭素製部分品

これらは円盤その他の識別可能な部分品から成る。

(H) その他の黒鉛又は炭素の製品：次のものがある。

- (1) 炉用炭素を接続するための接続片（ニップル）
- (2) 整流管用の陽極、グリッド及びスクリーン
- (3) 各種の加熱機器用の棒等の形をした電熱用抵抗体
- (4) 自動電圧調整機用の円盤状又は板状の抵抗体
- (5) 炭素製のその他の接触子又は電極

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 粉状又は粒状の黒鉛その他の炭素（38 類）
- (b) 炭素抵抗器（85.33）

85.46 がい子（材料を問わない。）

8546.10ーガラス製のもの

8546. 20—陶磁製のもの

8546. 90—その他のもの

この項のがい子は、電導体を固定、支持又は誘導するとともに、他方では導体を他の導体、大地等から電氣的に絶縁するために使用される。この項には、電気機器の電気絶縁用物品（がい子を除く。）を含まない。これらの絶縁用物品は絶縁材料製のもの（成形中に金属製の小さな部分を専ら組立てのため組み込んだものを含む。）であれば、85. 47 項に属する。通常、がい子の大きさと電圧との間には関連がある（高電圧では大きく、低電圧では小さくなる。）。同様に種々の型式のがい子の形状は、電氣的、熱的又は機械的な条件により変わってくる。外面は水、塩、ちり、酸化物又は煙のような非絶縁物質の付着を防ぐために非常に滑らかである。がい子は、しばしばベル型、アコーディオン型、はかま型、溝型、円筒状その他の形状をしている。ある種のものでは、所定の位置に設置したときに、導電物質により表面が汚れることを防止するため油を入れるように作ってある。

がい子は、通常、非常に硬くて浸透性のない絶縁材料（例えば、陶磁材料（磁器、ステアタイト）、ガラス、溶融玄武岩、硬質ゴム、プラスチック又は絶縁物質の混合物）から作ってある。がい子は、固定用具（例えば、腕金、ねじ、ボルト、クリップ、lace、スリング、ピン、横木、キャップ、棒、つり具又は留め金具）を有するものもある。金属性の角状突起、保護遮へいその他の物品を取り付けて避雷器を構成するものは、属しない（85. 35）。

がい子は、屋外ケーブル（例えば、遠距離通信用、電力供給網用又は電気式の輸送機関（鉄道、軌道、トロリーバス等）用に使用する。また、屋内設備又はある種の機器にも使用する。

この項のがい子には、次の物品を含む。

（A）懸垂がい子：次の物品がある。

（1）くさり懸垂がい子：これは、主として屋外の配電網に使用し、いくつかの絶縁要素から成る。導体であるケーブル又は線は、適当な支持物（高圧線鉄塔の腕、懸垂ケーブル等）につるしたがい子の組立品の下部に固定する。

くさり懸垂がい子は、キャップ型がい子、フード型がい子、二重はかま型がい子、くさり連結型がい子及び連結棒型がい子を含む。

（2）その他の懸垂がい子（例えば、球、ベル、滑車等の形をしたがい子）：鉄道、トロリーバス、クレーン等の架空線用又は空中線用のもの

（B）固定式がい子

これは、支持物（例えば、金属製のフック、ピンその他これらに類するもの）を取り付けてあるか又は支持物を有しないがくぎ、ねじ、ボルト等が取り付けられるように作ってある。固定した支持物を有するがい子は二以上の構成要素から成り、一方、支持物を有しないがい子は通常一つのユニットから成る。がい子の形状は種々のもの（例えば、ベル、円すい、円筒、ボタン又は滑車）がある。

（C）引込み線用がい子

これは、壁等を通してケーブル又は線を導くために使用する。これには種々の形状（例えば、円すい形又は二重円すい形をしたがい子、ディスクがい子、スリーブ、管及び曲管）の

ものがある。

この項には、電気絶縁をした電線用導管及びその継手を含まない（85. 47）。

85. 47 電気機器の電気絶縁用物品（成形中に金属製のさ細な部分（例えば、ねじを切ったソケット）を専ら組立てのため組み込んだものを含み、絶縁材料製のものに限るものとし、第 85. 46 項のがい子を除く。）並びに電線用導管及びその継手（卑金属製のもので絶縁材料を内張りしたのものに限る。）

8547. 10—陶磁製の電気絶縁用物品

8547. 20—プラスチック製の電気絶縁用物品

8547. 90—その他のもの

（A）電気機器の電気絶縁用物品（成形中に金属製のさ細な部分（例えば、ねじを切ったソケット）を専ら組立てのため組み込んだものを含み、絶縁材料製のものに限るものとし、85. 46 項のがい子を除く。）

85. 46 項のがい子を除くほか、この項には、電気機器の電気絶縁用物品のすべてを含む。ただし、次の二つの要件をともに満たす場合に限る。

- （i）全体が電気絶縁材料からできているか又は成形中に金属製のさ細な部分（ねじ、ねじを切ったソケット、スリーブ等）を専ら組立てのため組み込んだ以外は全体が電気絶縁材料（例えば、プラスチック）からできていること、及び
- （ii）同時に他の機能（例えば、保護）を有するとしても、電気絶縁用に設計したものであること

一般にこのグループの物品は、成形又は鑄造により作られる。また、素材をのこぎりでひき、切断し又はその他の加工をすることによっても作られる。これらには、穴あけ、ねじ切り、やすりがけ、溝付け等の加工を施すこともある。

これらは、絶縁材料（例えば、ガラス、陶磁器、ステアタイト、硬質ゴム、プラスチック、樹脂を染み込ませた紙若しくは板紙、石綿セメント又は雲母）で作られている。

これらの物品は種々の形をしている。このグループには、とりわけ、次の物品を含む。スイッチ用、遮断器用等のカバー、ベースその他の部分品、ヒューズ用のベース及び支持物、ランプホルダー用のリングその他の部分品、抵抗器用又はコイル用の巻型、端子を取り付けてない接続用のストリップ及び domino（ソケット）、各種のボビン用又は巻線用のしん並びに点火プラグの本体
この項には、次の物品を含まない。

全体が電気絶縁材料からできている（又は、成形中に金属製のさ細な部分を専ら組立てのために組み込んだ以外は、全体が電気絶縁材料からできている）、電気絶縁を目的として特に作ったものではない物品（例えば、蓄電池用の容器、カバー及び隔離板（85. 07））

（B）電線用導管及びその継手（卑金属製のもので絶縁材料を内張り

したものに限る。)

この項には、電線の絶縁及び保護のために恒久的な電気設備（例えば、屋内配線）に使用する金属製の管（絶縁材料を内張りしたものに限る。）を含む。電気絶縁をしてない金属製の管は、同じ用途に使用する場合でも属しない（15 部）。

このグループの管は、絶縁材料製の内部管に金属のストリップをらせん状に巻いたもの又は絶縁材料を内側に被覆し若しくは内張りした金属（通常、鉄又は鋼）製の管からできている。この絶縁材料は特殊な電気絶縁用のワニス、紙、板紙、ゴム、プラスチック等である。腐食防止のために単にワニスを塗っただけの金属製の管は属しない（15 部）。

このグループには、また、この項の管を接続するために使用する継手を含む。ただし、それらが絶縁材料を被覆し又は内張りした卑金属製のもの（例えば、直管継手、エルボー、ティー継手及び十字継手）である場合に限る。

電気接続用の端子を取り付けた継手（例えば、ティー継手、十字継手等）は属しない（85.35 又は 85.36）。

この項には、また、全体が絶縁材料（例えば、ゴム、プラスチック、組んだ紡織用繊維の糸又はガラス繊維の糸）製の管を含まない。これは、85.46 項のがい子を構成する場合を除き、構成する材料により、該当する項に属する。

85.48 機器の電気式部分品（この類の他の項に該当するものを除く。）

この項には、機器の電気式部分品で次のいずれにも該当しないものを全て含む。

- (a) 特定の機械に専ら又は主として使用することに適したもの、及び、
- (b) この類の他の項に属する部分品又は 16 部の注 1 により除外される物品

従って、この項には、機器の電気式部分品と認められるが特定の機器の部分品とは認められない物品及び接続子、絶縁部分品、コイル、接触子その他の特別な電気式構成部分を取り付けた物品を含む。

85.49 電気電子機器のくず

— 一次電池又は蓄電池のくず並びに使用済みの一次電池及び蓄電池

8549.11 — 鉛蓄電池のくず及び使用済みの鉛蓄電池

8549.12 — その他のもの（鉛、カドミウム又は水銀を含有するものに限る。）

8549.13 — 化学物質により分別されたもの（鉛、カドミウム又は水銀を含有しないものに限る。）

8549.14 — 分別されていないもの（鉛、カドミウム又は水銀を含有しないものに限る。）

8549.19 — その他のもの

— 主として貴金属の回収に使用する種類のもの

8549.21 — 一次電池、蓄電池、水銀スイッチ、陰極線管由来のガラスその他の活性化ガラス又はカドミウム、水銀、鉛若しくはポリ塩化ビフェニル（PCB）を含有する電気電子機器

部品を含むもの

8549. 29――その他のもの

―その他の電気電子機器を組み合わせたもの及び印刷回路基板

8549. 31――一次電池、蓄電池、水銀スイッチ、陰極線管由来のガラスその他の活性化ガラス又はカドミウム、水銀、鉛若しくはポリ塩化ビフェニル（PCB）を含有する電気電子機器部品を含むもの

8549. 39――その他のもの

―その他のもの

8549. 91――一次電池、蓄電池、水銀スイッチ、陰極線管由来のガラスその他の活性化ガラス又はカドミウム、水銀、鉛若しくはポリ塩化ビフェニル（PCB）を含有する電気電子機器部品を含むもの

8549. 99――その他のもの

この項の電気電子機器のくず（e-waste）は広範囲の物品を含むが、プラグを有する物品又は電池を必要とする物品は、通常、そのライフサイクルが終わった時に e-waste となる。

この項において電気電子機器のくずとは、回収、リサイクル又は処分のみに適する物品を含み、本来の用途又は別の用途（subsequent use）に適合させるための修理、改修、リノベーション、再利用又は転用に適する物品を含まない。単に中古品というだけでは電気電子機器のくずにはならない。電気電子機器のくずには、物理的な損傷はないが機能しないもの又はスクラップされた状態のもの（例えば、破損、切断、摩耗又は破壊したもの）がある。

電気電子機器のくず（e-waste）には次のものも含む（ただし、これらに限定されない。）。

- ・一次電池若しくは蓄電池のくず又は使用済みの一次電池若しくは蓄電池
- ・消費者向け電子機器
- ・事務用情報通信技術デバイス
- ・家庭用電気製品
- ・動力駆動式工具
- ・電気電子機器の部分品（印刷回路基板を含む。）

この項の物品は、個別の物品として再利用することを目的としたものではなく、通常、単位数量ではなく重量で取引され、ばら積みで出荷される。個々の製品を損傷から保護するような形で梱（こん）包されたものは、通常、それらが回収、リサイクル又は処分を目的としていないことを示し、そのような梱（こん）包で提示された物品は、電気電子機器のくずには分類しない。例えば、個別に保護包装で梱（こん）包され箱詰めされたテレビジョン、携帯電話又は電池は電気電子機器のくずの貨物とはみなされない。

電気電子機器のくずとその他のくずを混載した貨物も、この項に属する。

16 部の注 6 に規定する「本来の用途」とは、電気電子機器としての機能的用途をいう。

＊
＊ ＊

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 放射性廃棄物 (28.44)
- (b) 区分けしてない都市廃棄物 (38.25)

＊
＊ ＊

号の解説

8549.11 から 8549.19 まで

これらの号には、85.06 項及び 85.07 項の一次電池及び蓄電池のくず並びにこの類の号注 5 に規定される使用済みの一次電池及び蓄電池を含む。

これらの号において、「使用済みの一次電池及び蓄電池」とは、物理的な損傷があるかないか又はスクラップされた状態（例えば、破損、切断、摩耗又は破壊したもの）であるかないかを問わず、回収、リサイクル又は処分のみに適するものをいい、使用済みの蓄電池の場合には、充電する能力又は充電を保持する能力を有しないものをいう。

これらの物品は、一般に、一次電池及び蓄電池の製造業者、製造業者からこれらのくずを買う廃棄物業者、蓄電池を回収し分解する業者又は一次電池を回収する業者から得られる。

電池製造業者から得られる貨物は、様々な割合で混合された陰極板及び陽極板又は半分組み上げた部品（例えば、繊維製の「分離体」で絶縁された陽極板と陰極板から成り、かつ巻き上げであるリール）で構成されることもある。リールは、容器内で既に組み立てられている又は使用不可能な欠陥のある完成した電池と混ぜられていることもある。

古い蓄電池の分解又は再生により生ずる物品には、容器、板、リール、陰陽極板の混合物（分離体があるかないかを問わない。）を含むものがある。

使用済みの一次電池及び蓄電池は、一般に、金属（鉛、ニッケル、カドミウム、コバルト等）、金属化合物又はスラグの回収に用いられる。

8549.21 から 8549.29 まで

これらの号には、貴金属又は貴金属化合物を含有し、主としてこれらの貴金属の回収に使用される種類の電子廃棄物を含む。

8549.21、8549.31 及び 8549.91

これらの号において、「一次電池、蓄電池を含むもの」とは、一次電池又は蓄電池が使用済みであるかないか又は機能するかないかを問わず、また、物理的な損傷があるかないか又はスクラップされた状態（例えば、破損、切断、摩耗又は破壊したもの）であるかないかを問わず、電子廃棄物に組み込まれ又は共に提示されるものをいう。

第 17 部
車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品

注

- 1 この部には、第 95.03 項又は第 95.08 項の物品及び第 95.06 項のボブスレー、トボガンその他これらに類する物品を含まない。
- 2 「部分品」及び「部分品及び附属品」には、次の物品（この部の物品に使用するものであるかないかを問わない。）を含まない。
 - (a) ジョイント、ワッシャーその他これらに類する物品（構成する材料により該当する項又は第 84.84 項に属する。）及びその他の加硫ゴム（硬質ゴムを除く。）製品（第 40.16 項参照）
 - (b) 第 15 部の注 2 の卑金属製のはん用性の部分品（第 15 部参照）及びプラスチック製のこれに類する物品（第 39 類参照）
 - (c) 第 82 類の物品（工具）
 - (d) 第 83.06 項の物品
 - (e) 第 84.01 項から第 84.79 項までの機器及びその部分品（この部の物品のラジエーターを除く。）、第 84.81 項又は第 84.82 項の物品並びに第 84.83 項の物品（原動機の不可分の一部を構成するものに限る。）
 - (f) 電気機器（第 85 類参照）
 - (g) 第 90 類の物品
 - (h) 第 91 類の物品
 - (ij) 武器（第 93 類参照）
 - (k) 第 94.05 項の照明器具
 - (l) 車両の部分品として使用する種類のブラシ（第 96.03 項参照）
- 3 第 86 類から第 88 類までにおいて部分品及び附属品は、当該各類の物品に専ら又は主として使用するものに限るものとし、これらの類の二以上の項に属するとみられる部分品及び附属品は、主たる用途に基づきその所属を決定する。
- 4 この部においては、次に定めるところとする。
 - (a) 道路とレールの両方を走行するために作った車両は、第 87 類の該当する項に属する。
 - (b) 水陸両用自動車は、第 87 類の該当する項に属する。
 - (c) 道路走行車両として兼用することができる航空機は、第 88 類の該当する項に属する。
- 5 空気クッションビークルは、この部に属するものとし、次に定めるところにより、最も類似する物品が属する項に属する。
 - (a) 案内軌道走行用のもの（空気浮上式鉄道）は、第 86 類に属する。
 - (b) 陸上走行用又は水陸走行用のものは、第 87 類に属する。
 - (c) 水上走行用のもの（岸若しくは発着場に上陸することができるかできないか又は氷上を走行することができるかできないかを問わない。）は、第 89 類に属する。空気クッションビークルの部分品及び附属品は、当該空気クッションビークルが第 1 文の規定により属することとなる項の物品の部分品及び附属品が属する項に属する。

空気浮上式鉄道の軌道用装備品は、鉄道線路用装備品とするものとし、空気浮上式鉄道の信号用、安全用又は交通管制用の機器は、鉄道の信号用、安全用又は交通管制用の機器とする。

総 説

（Ⅰ）部の概説

この部には、各種の鉄道車両及び空気浮上式鉄道（86 類）、その他の陸上走行車両（陸上走行用又は水陸走行用の空気クッションビークルを含む。）（87 類）、航空機及び宇宙飛行体（88 類）、船舶、水上走行用の空気クッションビークル及び浮き構造物（89 類）を含むものとし、次の物品を含まない。

（a）ある種の移動式の機械（下記（Ⅱ）参照）

（b）90.23 項の実物説明用の模型

（c）玩具、ある種の冬季スポーツ用具及び遊園地の乗り物用、ウォーターパークの娯楽設備用又は興行用設備用に特に設計した車両。この部には、例えば、玩具の自転車（二輪車以外のもの）、幼児が乗るために設計した足踏み自動車等、玩具のボート及び航空機（95.03）、ボブスレー、トボガンその他これらに類する物品（95.06）並びにダッジム車、トラクター及びその他の運搬用車両（興行用設備の一部を形成するものとして特に設計したトレーラー（例えば、リングスタンドトレーラー）を含む。）（95.08）を含まない。

この部にはさらに、一以上の輸送方式による運送を行うために特に設計し、かつ、装備したコンテナ、鉄道又は軌道の線路用装備品及び信号用の機械式機器（電気機械式のものを含む。）（86 類）並びに落下傘、航空機射出装置、着艦拘束制動装置その他これに類する装置及び航空用地上訓練装置（88 類）を含む。

なお、下記（Ⅲ）の規定に基づき、この部には、また、86 類から 88 類までの車両、航空機等の部分品及び附属品を含む。

（Ⅱ）自走式その他の移動式の機械

多くの機器（特に 16 部に属するもの）は、車両のシャシ又は 17 部の浮き構造物に搭載することができる。その結果できた移動式の機械の所属は、各種の要素、特に台床の形式により決定する。

例えば、浮き構造物を台床として形成した各種の移動式の機械は 89 類に属する（例えば、クレーン線、しゅんせつ船、穀物用エレベーター等）。86 類又は 87 類の車両のシャシに機器を搭載することにより形成した移動式の機械の所属の決定については、86.04 項、87.01 項、87.05 項、87.09 項及び 87.16 項の解説を参照のこと。

（Ⅲ）部分品及び附属品

89 類には船舶又は浮き構造物の部分品（船体以外のもの）及び附属品については、規定されていないことに注意しなければならない。従って当該部分品及び附属品については、たとえそれらが船舶等用のものであると認められても、他の類のそれぞれ該当する項に属する。この部

におけるその他の類には、車両、航空機又はこれらの関連機器の部分品及び附属品の所属の決定について規定がある。

ただし、これらの部分品及び附属品は次の三つの条件のいずれをも満たす場合に限り、これらの項に属する。

- (a) この部の注2の規定により除外されているものでないこと（下記（A）参照）。
- (b) 86 類から 88 類までの物品に専ら又は主として使用するものであること（下記（B）参照）。
- (c) この表の他の類において、より特殊な限定をして記載をしているものでないこと（下記（C）参照）。

(A) 17 部の注2の規定により除外される部分品及び附属品

この注により、下記の部分品及び附属品は、この部の物品に使用するものであるかないかを問わず、この部から除外される。

- (1) ジョイント、ガスケット、ワッシャーその他これらに類する物品（構成する材料により該当する項又は 84.84 項に属する。）及びその他の加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製品（例えば、泥よけカバー及びペダルカバー）(40.16)
- (2) 15 部の注2のはん用性の部分品。例えば、ケーブル、鎖（特定の長さに切ってあるかないか及び端に取付具を有するか有しないかを問わないものとし、87 類の乗物に適するプレーキ、ケーブル、アクセルケーブルその他これらに類するケーブルを除く。）、くぎ、ボルト、ナット、ワッシャー、コッター、コッターピン及びばね（車両用の板ばねを含む。）（卑金属製の物品は 73 類から 76 類まで又は 78 類から 81 類までに属し、プラスチック製のこれに類する物品は 39 類に属する。）並びに錠、車両用の取付具及び支持具（例えば、装飾用のビーズストリップで製品にしたもの、ヒンジ、ドアの取手、支え棒、足掛け及び窓開閉装置）、ナンバープレート、国籍プレート等（卑金属製の物品は 83 類に属し、プラスチック製のこれに類する物品は 39 類に属する。）
- (3) 82 類のスパナ、レンチその他の工具
- (4) 83.06 項のベル（例えば、自転車用のもの）その他の物品
- (5) 84.01 項から 84.79 項までの機器及びその部分品。例えば、次のような物品がある。
 - (a) ボイラー及びその関連機器（84.02 又は 84.04）
 - (b) 発生炉ガス発生機（例えば、自動車用のもの）(84.05)
 - (c) 84.06 項の蒸気タービン
 - (d) 84.07 項から 84.12 項までに属する各種の原動機（ギヤボックス及びその部分品を取り付けたエンジンを含む。）。)
 - (e) ポンプ、圧縮機及びファン（84.13 又は 84.14）
 - (f) エアコンディショナー（84.15）
 - (g) 噴射用、散布用又は噴霧用の機器（液体用又は粉用のものに限る。）及び消火器（84.24）
 - (h) 持上げ用、荷扱い用、積込み用又は荷卸し用の機械（例えば、ホイスト、ジャッキ及びデリック）及び移動用、地ならし用、削り用、掘削用、突固め用、採掘用又はせん孔用の機械（土壌用、鉦物用又は鉦石用のものに限る。）(84.25、84.26、84.28、84.30 又は 84.31)

- (i) 車両に取り付けるように製造した 84.32 項又は 84.33 項の農業用機械（例えば、脱穀用、種まき用、刈取り用等の附属品）
 - (k) 84.74 項に掲げる種類の機械
 - (l) 84.79 項のウインドスクリーンワイパー
- (6) 84 類のその他の物品。例えば、次のような物品がある。
- (a) コック、弁その他これらに類する物品（例えば、ラジエーターの排水用のコック及びインナーチューブの弁）（84.81）
 - (b) 玉軸受又はころ軸受（84.82）
 - (c) 原動機の内部の部分品（クランクシャフト、カムシャフト、はずみ車等）（84.83）
- (7) 85 類の電気機器。例えば、次のような物品がある。
- (a) 85.01 項又は 85.04 項の電動機、発電機、トランスフォーマー等
 - (b) 85.05 項の電磁石及び電磁式のクラッチ、ブレーキ等
 - (c) 蓄電池（85.07）
 - (d) 火花点火式又は圧縮点火式の内燃機関の点火又は始動に使用する種類の電気機器（点火プラグ、スターター等）（85.11）
 - (e) 電気式の照明用又は信号用の機器、ウインドスクリーンワイパー及び曇り除去装置（自転車又は自動車に使用する種類のものに限る。）（85.12）、その他の車両（例えば、列車）用、航空機用又は船舶用の電気式の信号機器（85.31）、その他の車両用、航空機用又は船舶用の電気式の曇り除去装置（85.43）
 - (f) 自動車用、鉄道車両用、航空機用等の電気式加熱器具（85.16）
 - (g) マイクロホン、拡声器及び可聴周波増幅器（85.18）
 - (h) 無線送信機及び無線受信機（85.25 又は 85.27）
 - (i) コンデンサー（85.32）
 - (k) 85.35 項又は 85.36 項の電気けん引車両用のパンタグラフその他の集電器及びヒューズ、スイッチその他の電気機器
 - (l) 85.39 項のフィラメント電球及び放電管（シールドビームランプを含む。）
 - (m) その他の電気用物品（例えば、電気絶縁をした線及びケーブル（電線のセットを含む。）並びに黒鉛その他の炭素の電気用製品（電極を取り付けてあるかないかを問わない。））並びにがい子及び電気絶縁用物品（85.44 から 85.48 まで）
- (8) 90 類の機器類（ある種の乗物用に使用するものを含む。）。例えば、次のような物品がある。
- (a) 写真機及び映画用の撮影機（90.06 又は 90.07）
 - (b) 航行用機器（90.14）
 - (c) 医療用又は獣医用の機器（90.18）
 - (d) 90.22 項の X 線を使用する機器その他の機器
 - (e) マノメーター（90.26）
 - (f) 90.29 項の積算回転計、タクシーメーター、速度計、回転速度計その他の機器
 - (g) 90.31 項の測定用又は検査用の機器

- (9) 時計（例えば、計器盤用時計）（91 類）
- (10) 武器（93 類）
- (11) 94.05 項の照明器具（例えば、飛行機又は列車の前照灯）
- (12) ブラシ（例えば、道路清掃車用のもの）（96.03）

(B) 「専ら又は主として使用する」という表現の基準

(1) 17 部及びその他の部の両方に属するとみられる部分品及び附属品について

86 類から 88 類までの物品に専ら又は主として使用するものでない部分品及び附属品はこの部の注 3 の規定に基づきそれらの類から除外される。

この部の注 3 により次のように所属の決定を行う。

一つの部分品又は附属品が第 17 部と一以上のその他の部に同時に属するとみられる場合には、その主たる用途に基づいて最終的にその所属を決定する。従って、84 類に属する多くの移動式の機械に使用する操縦装置、ブレーキ装置、道路走行用車輪、泥よけ等は実際には 87 類の車両に使用するものと同一であり、また、それらの主たる用途は車両用であることから、当該部分品及び附属品はこの部に属する。

(2) この部の二以上の項に属するとみられる部分品及び附属品

ある種の部分品及び附属品は、一種類以上の乗物（自動車、航空機、モーターサイクル等）に使用できるようになっている。そのような物品として、例えば、ブレーキ、操縦装置、車輪、車軸等がある。そのような部分品及び附属品は、それらを主として使用する乗物の部分品及び附属品に関する項に属する。

(C) この表の他の項において、より特殊な限定をして記載をしている部分品及び附属品

部分品及び附属品で、たとえこの部の物品に使用するものであっても、この表の他の項において、より特殊な限定をして記載をしている物品に該当するものは、当該他の項に属する。例えば、次のような物品がある。

- (1) 加硫ゴム（硬質ゴムを除く。）の形材（特定の長さに切ってあるかないかを問わない。）（40.08）。
- (2) 伝動用のベルト（加硫ゴム製のものに限る。）（40.10）
- (3) ゴム製のタイヤ、交換性タイヤトレッド、タイヤフラップ及びインナーチューブ（40.11 から 40.13 まで）
- (4) 革製、コンポジションレザー製、バルカナイズドファイバー製等の工具袋（42.02）
- (5) 自転車用又は気球用の網（56.08）
- (6) けん引用の網（56.09）
- (7) 紡織用繊維製のじゅうたん（57 類）
- (8) 枠付きでない安全ガラス（強化ガラス及び合わせガラスに限るものとし、成形してあるかないかを問わない。）（70.07）
- (9) バックミラー（70.09 又は 90 類。該当する解説参照）
- (10) 乗物の前照灯用で枠付きでないガラス（70.14）及び一般に 70 類の物品
- (11) 速度計、積算回転計等用のフレキシブルシャフト（84.83）
- (12) 94.01 項の乗物用の腰掛け

第 86 類

**鉄道用又は軌道用の機関車及び車両並びにこれらの部分品、鉄道又は軌道の線路用装備品
及びその部分品並びに機械式交通信号用機器（電気機械式のものを含む。）**

注

- 1 この類には、次の物品を含まない。
 - (a) 木製又はコンクリート製の鉄道用又は軌道用のまくら木及びコンクリート製の空気浮上式鉄道用の案内軌道走行路（第 44.06 項及び第 68.10 項参照）
 - (b) 第 73.02 項の鉄道又は軌道の線路用の鉄鋼製の建設資材
 - (c) 第 85.30 項の信号用、安全用又は交通管制用の電気機器
- 2 第 86.07 項には、次の物品を含む。
 - (a) 車両、車輪及び輪軸（走行装置）並びに金属タイヤ、止め輪、輪心その他の車輪及び部分品
 - (b) フレーム、アンダーフレーム、ボギー台車及びビッセル台車
 - (c) 車軸箱及びブレーキ装置
 - (d) 車両用緩衝器、フックその他の連結器及び通路連結器
 - (e) 車体
- 3 第 86.08 項には、1 の物品を除くほか、次の物品を含む。
 - (a) 組み立てた線路、転車台、プラットホーム用緩衝器及びローディングゲージ
 - (b) 腕木信号機、機械式信号板、踏切用制御機、信号用又は転轍（てつ）用の制御機その他の信号用、安全用又は交通管制用の機械式機器（電気機械式のものを含み、鉄道用、軌道用、道路用、内陸水路用、駐車施設用、港湾設備用又は空港用のものに限るものとし、電灯付きであるかないかを問わない。）

総 説

この類には、機関車、車両及びこれらの部分品並びにある種の鉄道又は軌道の線路用装備品を含む（狭軌鉄道用、モノレール用等のものを含む。）。また、一以上の輸送方式による運送を行うために特に設計し、かつ、装備したコンテナを含む。更に各種の機械式（電気機械式のものを含む。）の信号用、安全用又は交通管制用の機器（駐車施設用のものを含む。）も含む。

この類において「鉄道」及び「軌道」とは、鉄鋼製のレールを使用した通常の鉄道及び軌道に限らず、磁気浮揚式走行路又はコンクリート製の軌道を使用したこれらに類する誘導システムも含む。

これらの各種の物品は、次のようにしてその所属を決定する。

- (A) 機関車、鉄道用又は軌道用の電動式の客車、気動車のような各種の自走式鉄道車両（86.01 から 86.03 まで）。また、86.02 項には炭水車を含む。2 種類の動力源によって作動する機関車は、主として使用する動力源に対応する項に属する。
- (B) 鉄道又は軌道の保守用又は作業用の車両（自走式であるかないかを問わない。）（86.04）
- (C) 各種の運搬用車両（鉄道用又は軌道用の客車、手荷物車、貨車、トロッキ等）（86.05 及び

86.06)

(D) 鉄道用又は軌道用の機関車又は車両の部分品 (86.07) 及び鉄道又は軌道の線路用装備品並びに信号用又は交通管制用の機械式機器 (電気機械式のものを含むものとし、道路走行車両用、鉄道車両用、その他の車両用、船舶用又は航空機用のものに限る。) (86.08)

(E) 一以上の輸送方式による運送を行うために特に設計し、かつ、装備したコンテナ (86.09) この類には、また、案内軌道走行用の空気クッションビークル (空気浮上式鉄道) 及びその部分品、空気浮上式鉄道の軌道式装備品並びに空気浮上式鉄道の輸送システムの信号用、安全用又は交通管制用の機械式機器 (電気機械式のものを含む。) を含む。(第 17 部の注 5 参照。)

未完成の車両は、車両としての重要な特性を有するものに限り、完成した車両とともにその所属を決定する。未完成の車両には、次の物品を含む。

- (1) 機関車及び鉄道用又は軌道用の電動式客車で、動力装置、計器類、安全装置又は作業用機器を取り付けてないもの
- (2) シートを取り付けてない客車
- (3) 懸架装置及び車輪を取り付けてある貨車の台車

一方、鉄道用又は軌道用の電動式客車、貨車、トロッキ又は炭水車の車体で台車に取り付けてないものは、鉄道用又は軌道用の機関車又は車両の部分品としてその所属を決定する (86.07)。

この類には、次の物品を含まない。

- (a) 90.23 項の実物説明用の模型鉄道車両
- (b) 鉄道車両に搭載した重砲 (93.01)
- (c) 玩具の列車 (95.03)
- (d) 遊園地の乗り物用、ウォーターパークの娯楽設備用又は興行用設備用特に設計したもので本来の鉄道車両を構成するものでないもの (95.08)

86.01 鉄道用機関車 (外部電源又は蓄電池により走行するものに限る。)

8601.10－外部電源により走行するもの

8601.20－蓄電池により走行するもの

この項には、各種の電気機関車を含む。これには、必要な電気エネルギーを車両自身に搭載してある蓄電池から供給するもの及び外部の伝導体であるレール又は架線のいずれかから供給するものがある。

86.02 その他の鉄道用機関車及び炭水車

8602.10－電気式ディーゼル機関車

8602.90－その他のもの

(A) 機関車

このグループには、外部電源又は蓄電池を動力としたもの(86.01)を除き、動力装置(例えば、蒸気機関、ディーゼルエンジン、ガスタービン、ガソリンエンジン、圧縮空気原動機等)の形式のいかんを問わず、各種の鉄道用機関車を含む。

これらには、次の物品を含む。

(1) ディーゼル機関車には三つの種類がある。

(a) 電気式ディーゼル機関車

ディーゼルエンジンに直結した発電機が発生させる電流によって動輪に直結したけん引原動機を駆動する。

(b) 油圧式ディーゼル機関車

ディーゼルエンジンの動力を油圧系統を使用して動輪に伝達する。

(c) 機械式ディーゼル機関車

ディーゼルエンジンの動力をクラッチ、流体継手及びギヤボックスを介して動輪に伝達する。

(2) 蒸気機関車：電動機を使用する蒸気タービン機関車、タンク機関車及び火床を有しない機関車(すなわち、ボイラーの代わりに蒸気備蓄槽を備え付け、工業用設備から蒸気を充てんするもの)を含む。

＊

＊ ＊

この項には、ボギー台車を備えてないもので、通常2本の駆動軸しか有しないある種の中出力の機関車を含む。これらは主として駅での貨車の移動及び鉄道を引き込んだ工場敷地内において使用する。

(B) 炭水車

炭水車は、ボイラーに必要な水及び燃料を運搬するために蒸気機関車に付随した車両である。これは、基本的には二以上の車軸により支えた台車と、水タンク及び石炭庫又は燃料油タンクを金属製の板で一体に組み立てた上部構造とからなっている。

＊

＊ ＊

道路及びレールのいずれをも走行するような構造のトラクターは除外される(87.01)。

86.03 鉄道用又は軌道用の客車及び貨車(自走式のものに限るものとし、第86.04項のものを除く。)

8603.10—外部電源により走行するもの

8603.90—その他のもの

自走式の鉄道用又は軌道用の客車及び貨車は、機関車とは異なる。すなわち、動力装置を備え

ていることに加え、これらは乗客又は貨物を運ぶために設計してある。これらの車両は、単独で走行するように又は同じ形式の車両又は付随車を一両以上連結することができるように設計してある。

これらの車両の主な特徴は運転室が一端若しくは両端又は中央部の高くなったところにあることである。

この項に属する各種の自走式の客車及び貨車には、次のような車両を含む。

(A) 電動式の客車：電気エネルギーを外部の常置した電源から得る。例えば、架線の場合にはパンタグラフ又は触輪を介して集電し、また、第三軌条の場合にはボギー台車に取り付けた集電子を介して集電する。

軌道用の客車：これは、時には、溝付きのレールに設置した2本の案内軌条を使用していて、電流は集電プラウという特殊な装置を介して集電される。

(B) 気動車：これはディーゼルエンジンその他の内燃機関等を備えていて、それ自身の動力で走行する自蔵式車両である。

気動車のある種のものには硬質タイヤ付き又は空気入りタイヤ付きのものがあり、また、ラックレール式のものもある。

(C) 蓄電池により駆動する自走式の車両

この項には、電気ジャイロ軌条車も含む。このシステムの原理は、高速回転するはずみ車に運動エネルギーが蓄積されるという事実に基づいている。このエネルギーは、発電機によって電流に変換されて、駆動電動機に伝達される。このシステムの範囲は限定されているが、軽量の気動車又は路面電車には利用できる。

この項には、道路走行用原動機付き車両で、原動機を変えることなしに車輪及び操舵装置を変えることにより簡単に気動車になるものを含まないことに注意しなければならない (87.02)。

86.04 鉄道又は軌道の保守用又は作業用の車両（自走式であるかないかを問わない。例えば、工作車、クレーン車、砂利突固め車、軌道整正車、検査車及び軌道検測車）

この項に属する車両（自走式であるかないかを問わない。）は、例えば、軌道沿線における鉄道軌道又は建造物の架設、作業、保守のために特に設計されたものである。

この項には、次の物品を含む。

- (1) 工具、加工機械、発電機、持上げ用機械（ジャッキ、ホイスト等）、溶接用機器、鎖、ケーブル等を装備している工作車
- (2) 応急作業車及びその他のクレーン車、機関車又は客車を持ち上げるクレーン車、レールの持上げ用又は敷設用のクレーン車及び駅のプラットホームにおける貨物の積卸し用のクレーン車
- (3) ウインチ用
- (4) 清掃用又は砂利突固め用のための特殊装置を装備した車両
- (5) 軌道上で使用するためのセメント混合機を装備した車両（電線用鉄塔の基礎建設等のため）

- (6) 橋ばかり検定用の車両
- (7) 電線の仮設及び保守のための足場車
- (8) 除草用の薬剤噴霧車
- (9) 軌道保守用の自走式車両（特に、軌道整正車）：これらは一以上の原動機を備えていて、当該原動機は、車両に取り付けた作業機械（軌道敷設装置、砂利突固め機等）に動力を供給し、かつ、作業中に車両を移動するだけでなく、作業機械を作動させないときには、一台の自走式のユニットとして軌道に沿って速く走行することも可能にしている。
- (10) 鉄道用検査車（エンジン、ブレーキ等の作用を点検するための自動装置等の特殊装置（例えば、けん引力の測定用、軌条、軌道床、橋等の欠陥の検出用等）を装備している。）及び軌道検査車（走行中に軌道の不整箇所を記録する。）
- (11) 機械駆動式の軌道検測車（動力付きの軌条二輪車を含む。）：これは軌道の保守のため、保線工が使用する。それらは通常、内燃機関を自蔵しており自走式であって作業員及び資材の両方を軌道に沿って拾い上げ、運送し又は急いで運搬するのに使用する。
- (12) 機械駆動式でない軌道検測車（軌条二輪車を含む。）：これは軌道検査員が使用する（例えば、手動式のものと及び足踏み式のもの）。

＊

＊ ＊

台枠及び鉄道用又は軌道用の台車でないもの（従って、鉄道用又は軌道用の車両を構成してないもの）に単に車輪を取り付けたものに機械、計測機器その他の機器を搭載したものは、この項には属しないで、より特殊な限定をして記載をしている他の項に属する（84. 25、84. 26、84. 28、84. 29、84. 30 等）。

86. 05 鉄道用又は軌道用の客車（自走式のものを除く。）及び鉄道用又は軌道用の手荷物車、郵便車その他の特殊用途車（自走式のものと及び第 86. 04 項のものを除く。）

この項には、通常、旅客列車に連結する種類のもので自走式でない鉄道用又は軌道用の車両（軌道用付随車及びケーブルカーを含む。）のグループを含む。

この項には、次の物品を含む。

- (1) 各種の旅客用車両（寝台車、食堂車、展望車、特別客車及び娯楽車（特に催し物、ダンス等ができるような設備を取り付けたもの）を含む。）
- (2) ケーブルカー
- (3) 軌道用付随車
- (4) 鉱山の地下輸送用特殊運搬車
- (5) 鉄道員用の居住車
- (6) 手荷物車及び貨客車
- (7) 郵便車
- (8) 疾病者運搬車、病院車、エックス線車その他これらに類する車両

- (9) 囚人車
- (10) 装甲車
- (11) 無線機器又は電信機器を装備した特別車
- (12) 機器、縮小模型等を装備した教育用の車両（例えば、職員指導用）
- (13) 展示車

86.06 鉄道用又は軌道用の貨車（自走式のものを除く。）

8606.10—タンク車その他これに類する車両

8606.30—荷降機構付きの貨車（第 8606.10 号のものを除く。）

—その他のもの

8606.91—有がい車

8606.92—無がい車（高さが 60 センチメートルを超える側壁を有するものに限る。）

8606.99—その他のもの

この項には、鉄道網（軌道のいかんを問わない。）を走行して貨物の輸送をする車両を含み、また、坑道内、建物の敷地内、工場内、倉庫内等をレールにより貨物を輸送する小型の車両及び貨車も含む。これら小型の車両及び貨車はばねを有していないという点で普通の貨車と異なるものである。

この項には、通常は無がい車（平台形、放下式貨車等）及び有がい車のほか次のような特殊貨車も含む。

- (1) タンク車その他これに類する貨車（例えば、貯蔵車等）
- (2) 断熱車、冷蔵車及び冷凍車
- (3) 荷卸機構付きの貨車（放下式貨車、ホッパー車等）
- (4) 重量貨物の輸送のため重心の低い平台型貨車
- (5) 木材運搬用貨車
- (6) 石製品等を使用した貯蔵車及び化学薬品の運搬用貯蔵車
- (7) 馬の輸送車
- (8) 二階建貨車（例えば、自動車輸送用のもの）
- (9) 生きている家さん又は魚類の運搬用に特別に装備している貨車
- (10) 他の貨車を運搬する貨車
- (11) 各種の狭軌用貨車
- (12) 鉱山用貨車
- (13) レール、けた等の輸送用の台車
- (14) 鉄道用トレーラーを運搬するために軌条に取り付けた貨車
- (15) 高放射性物質の運搬用に特に設計した貨車

ガイドレールを有する特殊軌道によって輸送する道路軌道用トレーラーは属しない（87.16）。

86.07 鉄道用又は軌道用の機関車又は車両の部分品

ーボギー台車、ビッセル台車、車軸及び車輪並びにこれらの部分品

8607.11ーー駆動ボギー台車及び駆動ビッセル台車

8607.12ーーその他のボギー台車及びビッセル台車

8607.19ーーその他のもの（部分品を含む。）

ーブレーキ及びその部分品

8607.21ーーエアブレーキ及びその部分品

8607.29ーーその他のもの

8607.30ーフックその他の連結器及び緩衝器並びにこれらの部分品

ーその他のもの

8607.91ーー機関車のもの

8607.99ーーその他のもの

この項には、鉄道用又は軌道用の機関車又は車両の部分品であって次の二つの要件のいずれをも満たす物品を含む。

（i）上記の車両に専ら又は主として使用するものであること。

（ii）17部の注の規定により除外されているものでないこと。

鉄道用又は軌道用の機関車又は車両の部分品には、次の物品を含む。

（1）二以上の車軸を有するボギー台車及び一軸のみを有するフレームから成るビッセル台車

（2）車軸又は曲げた軸（組み立ててあるかないかを問わない。）

（3）車輪及びその部分品（輪心、金属タイヤ等）

（4）車軸箱（すなわち、潤滑箱又はグリース箱として知られているもの）及びその部分品（例えば、車軸箱本体）

（5）各種のブレーキ装置。次の物品を含む。

（a）手動ブレーキ：個々の車両においてそれぞれ直接制動するもの（レバーブレーキ及びスクリュウブレーキ）

（b）列車の全車両を一度に制動する通しブレーキ：これには、圧縮空気ブレーキ及び真空ブレーキを含む。

（c）ブレーキ装置の部分品（シュー、シリンダー、レバー等を含む。）

（6）緩衝器

（7）連結器（例えば、フック、ねじ式又は鎖式のものと及びけん引器）及び自動連結装置

（8）フレーム及びその部分品（縦通材、横げた及び軸箱守等）並びに一体として鑄造したフレーム

（9）連結通路及び連結プラットホーム

（10）原動機付き又は非自走式の鉄道用又は軌道用の車両（例えば、客車、貨車等）で台車に取り付けてない車体及び当該車体の部分品（例えば、客車又は貨車の扉、隔壁、貨車のちょうつがい式の側壁、支柱、歩み板及び淡水車の水タンク）

(11) ブレーキ用又は加熱装置用の結合部付きの管

(12) 台車用の油圧式のショックアブソーバー

ただし、卑金属性の形材、シート、板その他のフレームの部分品及び管等で機関車又は車両の部分品であることが明らかに認められる程度の加工を施したものの以外のものは、15 部に属することに注意しなければならない。

86.08 信号用、安全用又は交通管制用の機械式機器(電気機械式のものを含むものとし、鉄道用、軌道用、道路用、内陸水路用、駐車施設用、港湾設備用又は空港用のものに限る。)及び鉄道又は軌道の線路用装備品並びにこれらの部分品

(A) 鉄道又は軌道の線路用装備品

このグループには、次の物品を含む。

(1) 組立線路：まくら木その他の支持物に固定したレール。この線路は、交差点、分岐点、ポイント、カーブ、直線等の形状をとる。

(2) 転車台（電気式であるかないかを問わない。）：これは、普通丸い大きな台で、中心の回りを回転し、鉄道用又は軌道用の軌道を敷設してある。多くは、回転台の周囲にローラーが付いている。

機関車等は転車台の上で方向を変えられ新しく別の方向に向けられる。この項には、手動式の転車台も含む。これは建物の敷地内、石切場等の狭軌の鉄道に使用する。

ただし、この項には、機関車又は貨車を一つの軌道から別の軌道に移動させる遷車台を含まない。遷車台及び車両の取扱い用のその他の機械（例えば、貨車傾転装置及び貨車押し機）は 84.28 項に属する。

(3) プラットホーム緩衝器：これは車両が線路の終端まできて停止しない場合に衝撃を最少限にするために、線路の端にある車両停止装置で、油圧式のもの及びばね式のものがある。これらには、石造部に深く埋め込んだもの（例えば、終着駅）及び頑丈なフレームに取り付けたもの（例えば、操車場）がある。

(4) 積載量ゲージ：これはアーチ型の構造物で、入り組んだ進路のために定められている最大許容高さ及び最大許容幅を車両が超えないように、この下を通過させて確認するものである。

この項には、木製まくら木 (44.06)、コンクリート製まくら木 (68.10) 及び 73.02 項に特掲する鉄鋼製のまくら木、レールその他の組み立ててない鉄道の線路用の建設資材を含まない (73.02 項の解説参照)。

架線を支える鉄塔及び門形の鉄柱は、鉄道用又は軌道用の装備品とはみなさず、構成する材料により、68.10 項、73.08 項等に属する。

(B) 信号用、安全用又は交通管制用の機械式機器（電気機械式のものを含むものとし、鉄道用、軌道用、道路用、内陸水路用、駐車施設用、港湾設備用又は空港用のものに限る。）

このグループには、少し離れている管制所からレバー、クランク、棒、線、鎖等を作動することにより又は油圧・ニューマチック装置若しくは電動機により信号機等を作動させる機器を含む。電子・ニューマチック制御装置（例えば、鉄道用）もこの項に属する。この形式の信号機及び転轍（てつ）機は気体原動機によって作動し、電磁弁（信号箱の電気式の制御盤によって制御される。）により原動機のシリンダー内外への空気の搬出入を制御する。信号機及びニューマチック式作動装置はこの項の機械式機器とみなすが、電気式の制御盤等は 85 類に属する。

信号用の機器とは、車両、船舶又は航空機に二以上の伝達している指示の内容を示すことができる機器のことをいう。これには、道路、線路等にある機械式ではない標示板（例えば、速度制限、方向又は傾斜度の標示板）を含まない。これらは、構成する材料によりその所属を決定する（例えば、44.21 又は 83.10）。

このグループには、上記の機械式又は電気機械式のものである場合に限り、次の物品も含む。

- (1) 信号機器：完成したユニットは、伝達するための車輪、棒、線等を有する多数の制御レバーをフレームに取り付けたものから成る。多くの場合、信号機及び転轍（てつ）機が矛盾した状態になることを防ぐために、連動装置を組み込んである。
- (2) 腕木信号機、信号盤、完成した信号所又は跨線信号台
- (3) 相互に依存する信号が共同して作動するのを確保するために取り付ける制御用のレバー機構
- (4) 線路わきの機構：信号機、転轍（てつ）機等の操作のためのもの（レバー、ペダル、クランクその他の形式のものでフレームが地面等にある。）
- (5) 転轍（てつ）機探知器：これは転轍（てつ）機の動きにより作動するもので、それらの動きは信号機に逆に伝達され、信号手はそれにより転轍（てつ）機が予定通り作動していることを知るものである。
- (6) 転轍（てつ）機のロック及びロック棒：これは軌道に装備し、列車が通過すると自動的に転轍（てつ）機をロックして列車が完全に通過するまでは信号所からは転轍（てつ）機を変更できないようにするものである。
- (7) レールブレーキ：これは、車両の速度を遅くし又は車両を停止させるのに使用する（例えば、操車場に入って来る入換え用の車両の速度を落とすため）。これらは、通常、基本的には軌道の各レールに取り付けた一対の棒から成る。油圧又は圧縮空気の制御により、この棒は軌道を通過する車両の車輪に制動圧力を働かせる。
- (8) 脱線機及び停止装置：滑ってレールから離れたときは貨車の通過をそのままにしておくがレールの走行面で滑った時は停止装置として作動するか又は貨車を飛び上がらせて軌道からはずすそらせ板として作動する。
- (9) 列車停止装置：これは通常、軌道に沿って装備している T 字形の棒から成り、圧縮空気によって作動する。この棒は信号機と連結していて、信号が危険標示のとき信号機を通り過ぎる列車のブレーキ制御レバーが倒れる位置まで棒が立ち上がる。
- (10) 自動霧信号機：この装置は空気圧により作動するもので信号が危険標示の時、自動的に軌道上に霧信号を発するものである。
- (11) 遮断機を上下に開閉し又はゲートを開閉する踏切用制御機：これは通常、手動クランク車

及び歯車装置から構成されるか又は信号若しくは転轍（てつ）機の制御装置とともに信号機から作動させるてこ式装置から構成される。

踏切自身は構成する材料によりその所属を決定する（鉄鋼製のものならば 73.08 項又は木製のものならば 44.21 項）が、遮断機を開くか閉じるかを表示する機械式又は電気機械式の信号機は、この項に属する。

(12) 道路又は水上交通において「止まれ」及び「進め」を示すように設計した手動式又は電気機械式の信号機

部 分 品

この項には、上記の機器の部品を含む。例えば、転車台の台、信号機の腕及び円盤、制御レバー、転轍（てつ）機ロックのケース並びに連結スロット機構）

＊

＊ ＊

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 卑金属製の鎖及び 15 部の注 2 のはん用性の部分品（15 部）及びプラチック製のこれに類する物品（39 類）、15 部に属するはん用性の物品（例えば、線及び棒）並びに金属製構造物及びその部分品。轍（てつ）差と線路わきの制御機構とを線路の下を通過して連結している転轍（てつ）棒は、鉄道又は軌道の線路用の鉄鋼製のある種の特殊な建設資材とともに 73.02 項に属することに注意しなければならない。
- (b) 信号用ランプ（85.30 又は 94.05）
- (c) サイレン、霧笛その他の音響信号機器（それぞれ該当する項に属する。）
- (d) 車両、船舶等に装備される信号用機器（例えば、列車の警笛及び船舶用等の警笛）（それぞれ該当する項に属する。）

86.09 コンテナ（液体輸送用のものを含むものとし、一以上の輸送方式による運送を行うために特に設計し、かつ、装備したものに限る。）

これらのコンテナ（リフトバンを含む。）は、一以上の輸送方式（例えば、道路、鉄道、海上又は航空による輸送）による運送を行うために特に設計し、かつ、装備した容器であり、車両、航空機又は船舶により輸送する際の荷扱いの容易性及び安全性のため、フック、つり輪、キャスト、サポート等の取付具を備えている。このようにこれらは、途中で再梱（こん）包することなしに貨物を戸口から戸口まで輸送するのに適しており、頑丈な構造のものであり、反復使用するものである。

現在多く使用している型式のものは、木製又は金属製のもので、扉が付いているか又は側壁を取り外せる大きな箱から成る。

コンテナの主な型式には、次のものがある。

- (1) 家具の移動用コンテナ

(2) 腐敗しやすい食品用又は物品用の断熱コンテナ

(3) 液体又はガスの輸送用コンテナ（一般には円筒形）。このコンテナは車両又は船舶に積載できるように支持物を附属しているものに限りこの項に属し、それ以外のものは、構成する材料によりその所属を決定する。

(4) 石炭、鉱石、敷石、れんが、タイル等のばら積み貨物の輸送用の開口コンテナ。これらのものは荷卸しの便利のため、ちょうつがい式の底板又は側壁を有している。

(5) 特殊な物品、特にこわれやすい物品（例えば、ガラス製品、陶磁製品等）又は生きた動物の輸送に使用する特殊な型式のもの。

コンテナは、通常、内容積が4立方メートルから145立方メートルのものである。ただし、ある種の型式のものには、非常に小型（通常、内容積が1立方メートル以上のものである。）のものもある。

この項には、次の物品を含まない。

(a) ケース、クレート等（貨物を戸口から戸口まで輸送するように設計してあるが、車両、航空機又は船舶で輸送するための上記の特別な構造を備えていないため、構成する材料により該当する項に属する。）

(b) 道路軌道用トレーラー（ガイドレールを取り付けた鉄道用特殊貨車により輸送するように設計してあっても、主として道路トレーラーとして使用するもの）(87.16)

(c) モジュール式建築ユニット (94.06)

第 87 類

鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品

注

- 1 この類には、専らレール走行用に設計した鉄道用又は軌道用の車両を含まない。
- 2 この類において「トラクター」とは、本来、車両、機器又は貨物をけん引し又は押すために作った車両をいい、本来の用途に関連して、道具、種、肥料その他の物品を輸送するための補助器具を有するか有しないかを問わない。

第 87.01 項のトラクター用に設計した互換性のある機械及び工具（トラクターに取り付けてあるかないかを問わない。）は、トラクターとともに提示する場合であっても、それらがそれぞれ属する項に属する。
- 3 運転室を有する原動機付きシャシは、第 87.02 項から第 87.04 項までに属するものとし、第 87.06 項には属しない。
- 4 第 87.12 項には、すべての幼児用自転車を含む。その他の幼児用乗物は、第 95.03 項に属する。

号注

- 1 第 8708.22 号には、次の物品のみを含む。
 - (a) フロントガラス（風防）、後部の窓及びその他の窓（枠付きのものに限る。）
 - (b) フロントガラス（風防）、後部の窓及びその他の窓（枠付きであるかないかを問わないものとし、加熱装置又はその他の電氣的若しくは電子的装置を自蔵するものに限る。）ただし、第 87.01 項から第 87.05 項までの自動車に専ら又は主として使用するものに限る。

総 説

この類には、16 部のある種の移動式の機械を除くほか、次の車両を含む（87.01 項、87.05 項及び 87.16 項の解説参照）。

- (1) トラクター（87.01）
- (2) 人員の輸送用に設計した自動車（87.02 又は 87.03）、貨物自動車（87.04）又は特殊用途自動車（87.05）
- (3) 自走式作業トラック（工場、倉庫、埠（ふ）頭又は空港において貨物の短距離の運搬に使用する種類のものに限るものとし、持上げ用又は荷扱い用の機器を装備したものを除く。）及び鉄道の駅のプラットホームにおいて使用する種類のトラクター（87.09）
- (4) 装甲車両（自走式のものに限る。）（87.10）
- (5) モーターサイクル及びサイドカー並びに自転車及び身体障害者用又は病人用の車両（原動機を有するか有しないかを問わない。）（87.11 から 87.13 まで）
- (6) 乳母車（87.15）
- (7) トレーラー及びセミトレーラー並びにその他の車両（機械式駆動機構を有するものを除く。）
（例えば、他の車両によりけん引され、人手により押したり引いたりされ又は動物により引

かれる車両) (87. 16)

この類には、また、陸上走行用又は陸上と一部の水面上(沼地等)との両方を走行するように設計した空気クッションビークルを含む(第17部の注5参照)。

自動車の所属の決定に際し、全ての部品を組み立てて完成した自動車とした後に行われる作業(車体番号の固定、ブレーキシステムの充填及びブレーキからのエア抜き、ステアリングブースターシステム(パワーステアリング)、冷却システム及び調整システムの充填、ヘッドライトの調整、車輪配置(アライメント)の調整、ブレーキの調整等)は何ら影響を及ぼさない。このことは、通則2(a)を適用した場合においても同様である。

未完成の車両は、組み立ててあるかないかを問わず、それが完成した車両としての重要な特性を有する場合に限り、完成した車両としてその所属を決定する(通則2(a)参照)。例えば、次のような物品がある。

- (A) 車輪又はタイヤ及び蓄電池を装備していない自動車
- (B) 原動機又は内部の備品を取り付けてない自動車
- (C) サドル及びタイヤを有しない自転車

この類には、17部の注の規定に従うことを条件として、この類に属する車両に専ら又は主として使用する部分品及び附属品を含む(17部の総説参照)。

＊

＊ ＊

水陸両用自動車はこの類の自動車に属するが、道路走行車両として兼用することができる航空機は、航空機(88. 02)に属する。

この類には、次の物品を含まない。

- (a) 車両及びその部分品で、実物説明用のみに適する断面模型(90. 23)
- (b) 車輪付き玩具(幼児が乗るために設計したものに限る。)及び幼児用車(幼児用二輪自転車を除く。)(95. 03)
- (c) ボブスレー、トボガンその他これらに類する冬季運動用具(95. 06)
- (d) 遊園地の乗り物用又は興行用設備用に特に設計した車両(95. 08)

87.01 トラクター(第87.09項のトラクターを除く。)

8701. 10――軸トラクター

――セミトレーラー用の道路走行用トラクター

8701. 21――ピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼルエンジン又はセミディーゼルエンジン)のみを搭載したもの

8701. 22――駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼルエンジン又はセミディーゼルエンジン)及び電動機を搭載したもの

8701. 23――駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関及び電動機を搭載したもの

8701. 24――駆動原動機として電動機のみを搭載したもの

8701. 29ーその他のもの

8701. 30ー無限軌道式トラクター

ーその他のもの

8701. 91ーエンジン出力が 18 キロワット以下のもの

8701. 92ーエンジン出力が 18 キロワットを超え 37 キロワット以下のもの

8701. 93ーエンジン出力が 37 キロワットを超え 75 キロワット以下のもの

8701. 94ーエンジン出力が 75 キロワットを超え 130 キロワット以下のもの

8701. 95ーエンジン出力が 130 キロワットを超えるもの

この項においてトラクターとは、本来、他の車両、機器又は貨物をけん引し又は押すために作った車輪式又は無限軌道式の車両をいう。トラクターには、本来の用途に関連して、道具、種、肥料その他の物品を輸送するための補助器具を有するもの又は補助機能としての作業機器を取り付けるための装置を有するものがある。

この項には、持上げ、掘削、地ならし等の機能を遂行する機械の不可分の一部を構成するために、特に設計し、製作し又は補強した走行部（当該機能を遂行するためにけん引又は推進に使用するものを含む。）を含まない。

この項には、各種のトラクター（87.09 項に属する鉄道の駅のプラットホームにおいて使用する種類のトラクターを除く。）を含む。例えば、農業用、林業用又は道路走行用のトラクター、土木建設用の重作業をするトラクター、ウインチトラクター等である。また、これらの推進方式（ピストン式内燃機関、電動機等）のいかなを問わない。この項には、また、レール及び道路のいずれにおいても使用することができるトラクターを含むが、レールに専ら使用するよう設計したものを含まない。

この項のトラクターは、客室（車体）を取り付けられ、又は乗務員用の座席若しくは運転台を有することがある。これらは、工具箱、農業用の器具を上げ下ろしする附属装置、トレーラー又はセミトレーラーとの連結装置（例えば、メカニカルホースその他これに類するけん引装置）又は脱穀機、丸のこぎり等の機械を駆動するための動力取出し装置を備えてある。

トラクターのシャシには、車輪、無限軌道又は車輪及び無限軌道の組合せを取り付ける。車輪と無限軌道の組合せの場合には、前輪の操舵軸のみに車輪を取り付ける。

この項には、一軸トラクターを含む。これは、小型の農業用トラクターで 1 本の駆動軸を有し、一輪又は二輪で走行する。この小型のトラクターは、通常のトラクターと同様に、はん用性の動力取出し装置によって作動する交換式器具を取り付けて使用できるように設計されている。このトラクターには、通常、運転席はなく、操縦は 2 本の取手により行う。ただし、ある種のものは、一輪式又は二輪式の運転席の付いた接続車両を有するものがある。

これに類似する一軸トラクターは、また、工業用にも使用される。

この項には、ウインチを取り付けたトラクターを含む（例えば、落ち込んだ車を引き上げ、木の根を掘り起こし、木を運び出し又は農業用の器具を遠方からけん引するために使用する。）。

この項には、更にストラッドル型トラクター（スティルトトラクター）を含む。これは、例えば、ぶどう畑及び植林地において使用する。

＊

＊ ＊

この項には、クレーン、持上げ用の滑車装置、ウインチ等を取り付けた救難車を含まない(87.05)。

他の機械を取り付けたトラクター

交換式機器（例えば、プラウ、ハロー、ホー等）としてトラクターに取り付けるように設計した農業用機械は、たとえ提示の際にトラクターに取り付けてあっても、それぞれ該当する項に属することに注意しなければならない。この場合、トラクターは分離してこの項に属する。

同様に、トラクターが、本来、他の車両又は貨物をけん引し又は押すために設計してあり、かつ、農業用トラクターと同じく作業機器の操作（上げ下ろし等）を行う簡単な装置を備えている場合でも、トラクターと工業用の作業機器はそれぞれ分離してその所属を決定する。この場合、交換式の作業機器は、たとえトラクターとともに提示された場合でも（トラクターに取り付けてあるかないかを問わない。）、それぞれ該当する項に属するものとし、他方、操作装置の付いたトラクターはこの項に属する。セミトレーラーを連結した貨物自動車、セミトレーラーを連結したトラクター及び 84 類の作業機械をセミトレーラーの場合と同じ方式で連結した重作業用トラクターについても、けん引部はこの項に属し、他方、セミトレーラー及び作業機械は、それぞれ該当する項に属する。

一方この項には、例えば、84.25 項、84.26 項、84.29 項、84.30 項及び 84.32 項に記載した機械の走行部で、走行部、制御装置、作業機器及びその作動装置が互いに結合して構造的に一体の機械を構成するように特に設計したものを含まない。その例として、ローダー、ブルドーザー、自走式プラウ等がある。

荷扱い用、掘削用等に設計した機械の不可分の一部を構成する走行部は、一般にその特殊な構造上の特徴（形状、シャシ及び移動の手段）によって、この項のトラクターと区別することができる。

トラクター型の走行部については、完成品の構造及びけん引又は押すこと以外の機能のために特に設計してある装置に本質的に関連のある各種の技術的特徴を考慮しなければならない。例えば、この項に属しない走行部には、作業機械を作動させる装置を支持するために車台のフレームの一部となっているか又はフレームに通常溶接により取り付けてある頑丈な構成要素（支持用のブロック、プレート、ビーム及び旋回式クレーンの架台）を結合してある。更に、このような走行部は、次のような特徴的な部分品のいくつかを備えている。作業機器の作動用の油圧系統を内蔵する動力装置、特殊なギヤボックス（例えば、逆転時の最高速度が正転時の最高速度より遅くないようなもの）、油圧クラッチ、トルクコンバーター、バランス用のおもり、走行部の安定度を増すための長い無限軌道、後部エンジン用の特殊なフレーム等

＊

＊ ＊

号の解説

8701.10

87.01 項の解説の該当箇所を参照すること。

8701. 21 から 8701. 29 まで

これらの号において「道路走行用トラクター」とは、セミトレーラーを長距離けん引するよう設計された車両をいう。道路走行用トラクターとセミトレーラーは、例えば、「トレーラートラック (articulated lorries)」、「トラクタ・トレーラー (tractor-trailers)」等の様々な名称で知られる連結車両を形成する。これらの車両は、通常ディーゼルエンジンを有し、トレーラーを満載にした状態で、道路網（大通りや高速道路を含む一般道路）を、都市部での走行速度を超える速度で走行できる。このような車両は、運転手及び乗員用の閉じた運転室（睡眠設備を有することもある。）、ヘッドランプ及び国内的に承認された寸法を有し、異なる機能を有するセミトレーラーをすばやく付け替えられるよう、通常、第五輪を装備する。

セミトレーラーを短距離けん引する類似の車両は、これらの号には含まない（通常 8701. 91 号から 8701. 95 号まで）。

8701. 30

この号には、車輪及び無限軌道の組合せを取り付けたトラクターを含む。

8701. 91 から 8701. 95 まで

この号には、セミトレーラーを短距離けん引する車両を含む。このタイプの車両は、例えば、「ターミナルトラクター (terminal tractors)」、「ポートトラクター (port tractors)」等の様々な名称で知られ、所定の範囲内においてトレーラーを配置し又は往復させるために使用される。これらは、8701. 21 号から 8701. 29 号までの道路走行用トラクターのような道路上での長距離のけん引には適さない。これらは、通常、最高速度が時速 50km を超えないディーゼルエンジンを搭載し、また、一般的に、運転手用の小さい単座席の運転室を有する点で、道路走行用トラクターとは区別できる。

87.02 10 人以上の人員（運転手を含む。）の輸送用の自動車

8702. 10－ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）のみを搭載したもの

8702. 20－駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）及び電動機を搭載したもの

8702. 30－駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関及び電動機を搭載したもの

8702. 40－駆動原動機として電動機のみを搭載したもの

8702. 90－その他のもの

この項には、10 人以上の人員（運転手を含む。）の輸送用として設計した自動車を含む。

この項には、原動機付きバス、客車、トロリーバス及びジャイロバスを含む。

この項の車両は、各種の原動機（ピストン式内燃機関、電動機、ピストン式内燃機関と一以上の電動機を組み合わせたもの等）を有する。

ピストン式内燃機関と一以上の電動機を組み合わせたものを有する車両は、「ハイブリッド電気自動車 (HEV)」として知られている。機械的に駆動するために、これらの車両は消費燃料及び電

力貯蔵装置（例えば、蓄電池、コンデンサー、はずみ車又は発電機）の両方から動力を引き出す。ハイブリッド電気自動車（HEV）には、各種のものがああり、パワートレインの構成（パラレルハイブリッド、シリーズハイブリッド、パワースプリット又はシリーズパラレルハイブリッド）とハイブリッド化の程度（フルハイブリッド、マイルドハイブリッド及びプラグインハイブリッド）により区別される。

電気自動車は、電動機又は蓄電池から動力を供給される原動機により駆動する。

トロリーバスは架線から電流を得る。また、ジャイロバスは、運動エネルギーを高速回転するはずみ車に貯蔵して、その運動エネルギーにより発電機を駆動して電流を発生させ、その電流を原動機に供給することにより作動する。

この項には、原動機付き車両で原動機を変えることなしに車輪及び操舵装置を変えることにより簡単に気動車になるものも含む。

87.03 乗用自動車その他の自動車（ステーションワゴン及びレーシングカーを含み、主として人員の輸送用に設計したものに限るものとし、第 87.02 項のものを除く。）

8703.10－雪上走行用に特に設計した車両及びゴルフカーその他これに類する車両

－その他の車両（ピストン式火花点火内燃機関のみを搭載したものに限る。）

8703.21－シリンダー容積が 1,000 立方センチメートル以下のもの

8703.22－シリンダー容積が 1,000 立方センチメートルを超え 1,500 立方センチメートル以下のもの

8703.23－シリンダー容積が 1,500 立方センチメートルを超え 3,000 立方センチメートル以下のもの

8703.24－シリンダー容積が 3,000 立方センチメートルを超えるもの

－その他の車両（ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン又はセミディーゼルエンジン）のみを搭載したものに限る。）

8703.31－シリンダー容積が 1,500 立方センチメートル以下のもの

8703.32－シリンダー容積が 1,500 立方センチメートルを超え 2,500 立方センチメートル以下のもの

8703.33－シリンダー容積が 2,500 立方センチメートルを超えるもの

8703.40－その他の車両（駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関及び電動機を搭載したものに限るものとし、外部電源に接続することにより充電することができるものを除く。）

8703.50－その他の車両（駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン又はセミディーゼルエンジン）及び電動機を搭載したものに限るものとし、外部電源に接続することにより充電することができるものを除く。）

8703.60－その他の車両（駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関及び電動機を搭載したもので、外部電源に接続することにより充電することができるものに限る。）

8703.70－その他の車両（駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン又

はセミディーゼルエンジン）及び電動機を搭載したもので、外部電源に接続することにより充電することができるものに限る。）

8703. 80－その他の車両（駆動原動機として電動機のみを搭載したものに限る。）

8703. 90－その他のもの

この項には、人員の輸送用に設計した各種の自動車（水陸両用自動車を含む。）を含む。ただし、87. 02 項の自動車を含まない。この項の車両は、各種の原動機（ピストン式内燃機関、電動機、ガスタービン、ピストン式内燃機関と一以上の電動機を組み合わせたもの等）を有する。

この項の車両には、次の物品を含む。

- （１）雪上走行用に特に設計した車両及びゴルフカーその他これに類する車両
 - （a）雪上走行用に特に設計した車両（例えば、スノーモービル）
 - （b）ゴルフカーその他これに類する車両
- （２）その他の車両
 - （a）乗用自動車（例えば、リムジン、タクシー、スポーツカー及びレーシングカー）
 - （b）救急車、囚人護送車及び霊柩車等の特殊運搬車
 - （c）移動住宅車（キャンピングカー等）：人員を輸送し、かつ、居住のための特別な設備（睡眠用、料理用、洗面用等の設備）を有する車両
 - （d）自動車型のかじ取り機構（例えば、アッカーマン原理に基づくもの）を持つ、チューブ製シャシの４輪自動車

この項において、ステーションワゴンとは、最大座席数（運転手を含む。）が９人で、その内部設備は、人員及び貨物の両者の運搬のためにその構造を変更することなく使用することができる車両をいう。

この項に分類される種類の自動車は、その自動車が主として貨物の輸送用よりも、むしろ人員の輸送用として設計されたということを示す特徴により決定される（87. 04 項参照）。特に、通常、総車両重量が５トン未満の車で、運転手及び乗員用の席の区画並びに人員及び貨物の両者の輸送用に使用されうる区画からなる、１囲いの内部空間がある自動車の分類決定の際に、これらの特徴は有用である。このカテゴリーに含まれる自動車は、通常「多目的車」（例えば、バンタイプの自動車、スポーツユーティリティ車、ある種のピックアップタイプの自動車）として知られているものである。以下の特徴は、この項に分類される自動車に一般的に適用されるデザインの特性を示している。

- （a）それぞれの人員用に安全装置（例えば、安全ベルト又は安全ベルトを装着するためのアンカーポイントや取り付け具）のついた常設のシートを有し、又は運転席と助手席の後ろに座席と安全装置を装着するための常設のアンカーポイントを有する（そのような座席は、取り付けられてあるもの、折り畳んであるもの、アンカーポイントから取り外せるもの、又は折り畳めるものである）こと。
- （b）２枚のサイドパネルに沿ってリアウインドウを有すること。
- （c）サイドパネル若しくは後部に、窓付きのスライディング式ドア、スウィングアウト式ドア、跳ね上げ式ドアを有すること。

(d) 運転席及び助手席用の区画と乗員と貨物の両者の輸送用である後部区画の間に、常設パネル若しくは仕切りがないこと。

(e) 自動車内全体に乗員用に施された内部装備（例えば、フロアカーペット、換気装置、室内灯、灰皿）を有すること。

この項には、また、次のような軽量の三輪車両を含む。

－モーターサイクル用のエンジン及び車輪等を取り付けてあり、その機械的構造からみて一般の自動車の特徴、すなわち、通常の自動車に使用する逆転装置及び差動装置の両者又はかじ取り装置を有するもの。

－T型のシャシ上に装備され、2個の後輪は、蓄電池を電源とする別々の電動機により各々独立して駆動される。この車両は、通常、運転者が中央にある1本の制御棒を操作することにより、発進、加速、制動、停止及び後退が行われ、また、駆動用車輪に異なったトルクを与えることにより又は前輪の方向を変えることにより左右の方向転換が行われる。

上記の特性を有する三輪車両のうち、貨物の輸送用に設計されたものは87.04項に属する。

この項の車両には、車輪式のものと無限軌道式のものがある。

ピストン式内燃機関と一以上の電動機を組み合わせたものを有する車両は、「ハイブリッド電気自動車（HEV）」として知られている。機械的に駆動するために、これらの車両は消費燃料及び電力貯蔵装置（例えば、蓄電池、コンデンサー、はずみ車又は発電機）の両方から動力を引き出す。ハイブリッド電気自動車（HEV）には各種のものがあ、パワートレインの構成（パラレルハイブリッド、シリーズハイブリッド、パワースプリット又はシリーズパラレルハイブリッド）とハイブリッド化の程度（フルハイブリッド、マイルドハイブリッド及びプラグインハイブリッド）により区別される。

プラグインハイブリッド電気自動車（PHEV）は、電源コンセントやチャージングステーション（充電設備）に接続することで蓄電池を充電することができる車両である。

ただし、統合型オルタネーター/スターターなどの非駆動機能のみに使用される電源を搭載した車両は、HEVとして分類されない。これらの電源は、スタート・ストップシステムを動作させるのに利用でき、また、回生ブレーキ及び充電管理システムを有することがある。これらの車両は、「ハイブリッド技術」を有するもの又は「マイクロハイブリッド」と呼ばれることがあるが、駆動用の電動機を有していない。

蓄電池から電力を供給される一以上の電動機により駆動する車両は、「電気自動車（EV）」として知られる。

遊園地の乗り物用又は興行用設備用に特に設計した車両（例えば、ダッジム車）は95.08項に属する。

87.04 貨物自動車

8704.10－ダンプカー（不整地走行用に設計したものに限る。）

－その他のもの（ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン又はセミディーゼルエンジン）のみを搭載したものに限る。）

8704. 21ー車両総重量が 5 トン以下のもの

8704. 22ー車両総重量が 5 トンを超え 20 トン以下のもの

8704. 23ー車両総重量が 20 トンを超えるもの

ーその他のもの（ピストン式火花点火内燃機関のみを搭載したものに限る。）

8704. 31ー車両総重量が 5 トン以下のもの

8704. 32ー車両総重量が 5 トンを超えるもの

ーその他のもの（駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン又はセミディーゼルエンジン）及び電動機を搭載したものに限る。）

8704. 41ー車両総重量が 5 トン以下のもの

8704. 42ー車両総重量が 5 トンを超え 20 トン以下のもの

8704. 43ー車両総重量が 20 トンを超えるもの

ーその他のもの（駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関及び電動機を搭載したものに限る。）

8704. 51ー車両総重量が 5 トン以下のもの

8704. 52ー車両総重量が 5 トンを超えるもの

8704. 60ーその他のもの（駆動原動機として電動機のみを搭載したものに限る。）

8704. 90ーその他のもの

この項には、特に、次の物品を含む。

通常の貨物自動車（荷台の平らなもの、ターポリンの覆いを有するもの、密閉できるもの等）、各種の配達用貨物自動車、引越し用荷物運搬車、自動荷卸装置付き貨物自動車（荷台傾斜装置付きのもの等）、タンク車（ポンプを取り付けてあるかないかを問わない。）、冷蔵車、冷凍車、断熱車、ガラス瓶に入れた酸又はボタン用シリンダー等の輸送用に多段床になっている貨物自動車、持ち上げ用又は掘削用の機械、タンク、トランスフォーマー等の輸送のために積込み用の傾斜路を有する床の下がった重量貨物運搬車、生コンクリートの運搬用に特に作った貨物自動車（87. 05 項のコンクリートミキサー車を除く。）及び廃品回収車（積込み用、圧縮用、荷卸し用等の装置を取り付けてあるかないかを問わない。）

この項には、また、次のような軽量の三輪車両を含む。

ーモーターサイクル用のエンジン及び車輪等を取り付けてあり、その機械的構造からみて一般の自動車の特徴、すなわち、通常の自動車に使用する逆転装置及び差動装置の両者又はかじ取り装置を有するもの。

ーT型のシャシ上に装備され、2 個の後輪は、蓄電池を電源とする別々の電動機により各々独立して駆動される。この車両は、通常、運転者が中央にある 1 本の制御棒を操作することにより、発進、加速、制動、停止及び後退が行われ、また、駆動用車輪に異なったトルクを与えることにより又は前輪の方向を変えることにより左右の方向転換が行われる。

上記の特性を有する三輪車両のうち、人員の輸送用に設計されたものは 87. 03 項に属する。

この項に分類される種類の自動車は、その自動車が主として人員の輸送用よりも、むしろ貨物の輸送用として設計されたということを示す特徴により決定される（87. 03 項参照）。特に、通常

総車両重量が5トン未満の車で、通常は、貨物の輸送に用いられる独立の閉じた後部区画か若しくはオープンスペースを有しており、そこには安全ベルト、アンカーポイント、若しくは乗員用設備を有していず、貨物輸送のため後部スペースを全て使用できるように、側面に対し平たく折り畳まれるベンチタイプの座席を有する場合もあるような自動車の分類決定の際に、これらの特徴は有用である。このカテゴリーに含まれる自動車は、通常「多目的車」（例えば、バンタイプの自動車、ピックアップタイプの自動車、ある種のスポーツユーティリティ車）として知られているものである。以下の特徴は、この項に分類される自動車に一般的に適用されるデザインの特徴を示している。

- (a) 運転席と助手席の区画の後ろの区画に、安全装置（例えば、安全ベルト又は安全ベルトを装着するためのアンカーポイントや取り付け具）又は乗員用設備のないベンチタイプの座席を有すること。そのような座席は、通常、後部フロア（バンタイプ車）や区分けされたスペース（ピックアップ車）全体を貨物輸送のために使用できるよう、折り畳まれているか又は折り畳むことができる。
- (b) 運転手と乗員用の区分けされた座席並びにサイドパネル及びあおりのある区分けされたオープンスペースを有する（ピックアップ車）こと。
- (c) 2枚のサイドパネルに沿った後部の窓がないこと。サイドパネル又は後部に、貨物の積み降ろしのための窓なしのスライディング式ドア、スウィングアウト式ドア又は跳ね上げ式ドアを有する（バンタイプ車）こと。
- (d) 運転席及び助手席用の区画と乗員と貨物の両者の輸送用である後部区画の間に、常設パネル若しくは仕切りがあること。
- (e) 自動車内全体に乗員用に施された内部装備（例えば、フロアカーペット、換気装置、室内灯、灰皿）を有しないこと。

この項には、次の物品を含む。

- (1) ダンプカー：掘削した土壌その他の資材を輸送するために設計され、傾斜式の車台又は底が開放式の車台を有する堅牢な車両である。この車両はシャシが固定式又は連節式で一般的に不整地走行用の車輪を有し、軟弱な地面の上で作業することができる。このグループに属するダンプカーはその重量を問わない。軽量のダンプカーは時には、前後兼用の座席、向かい合った二つの座席又は二つのハンドルを有し、運転手が荷卸しする車台を見ながら操作できる車両であるという特徴を有するものがある。
- (2) シャトルカー：これは鉱山で石炭又は鉱石を採鉱機からベルトコンベヤに運搬するのに使用する。これらはタイヤを装備し、ピストン式内燃機関又は電動機を有しており、重量があり、重心の低い車両である。また、車両の床を形成するコンベヤベルトにより自動的に荷卸しができる。
- (3) 自動積み込み式貨物自動車：ウインチ、昇降装置等を備えているが、本来輸送を目的として設計したものである。
- (4) 道路及び線路を走行する車両：これは特に、道路及びレールの両方を走行できるように設計したものである。この車両においては、道路用車輪は鉄道線路に接し、道路走行用車両とするときは、ジャッキを使用して起こすことができるボギー台車型の装置を前後に取り付け

である。

原動機及び運転台を有する自動車シャシもこの項に属する。

＊

＊ ＊

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 工場、倉庫、埠（ふ）頭又は空港等で長尺の貨物又はコンテナの荷扱いに使用するストラッドルキャリアー（84. 26）
- (b) 鉱山用のローダートランスポーター（84. 29）
- (c) 貨物の輸送用に設計したモーターサイクル、モータースクーター及び原動機付きの自転車（運搬用モーターサイクル、三輪車等）で、この項の三輪車両の特徴を有しないもの（87. 11）

＊

＊ ＊

号の解説

8704. 10

このダンプカーは、一般に、その他の貨物自動車（特に、傾斜式のもの）とは、次のような特徴により区別することができる。

- －ダンプカーの車体は、非常に強力な鋼板でできており、その前部は運転台を保護するためにその上部まで伸びている。床の全部又は一部が後部の方に向けて上方に傾斜している。
- －運転台の幅が車体の半分しかない場合もある。
- －車軸の懸架装置がない。
- －制動能力が大きい。
- －運転速度及び運転範囲に限界がある。
- －特別な土木用タイヤを有している。
- －堅牢な構造をしているので車重／積載重量比が 1 : 1.6 以下である。
- －材料が固着又は氷結しないように、排気ガスで車体を加熱するものもある。

ただし、ある種のダンプカーは、鉱山又はトンネルの中で作業するために、例えば、底開き式の車体を有するもののように、特別に設計していることに注意しなければならない。これらは、上記の特徴のいくつかを有しているが、運転室又は車体の先端部分を保護する伸長部を有していない。

8704. 21、8704. 22、8704. 23、8704. 31、8704. 32、8704. 41、8704. 42、8704. 43、8704. 51 及び 8704. 52

車両総重量は、車両の最大設計重量として車両メーカーが公表した重量である。この重量は、車両の自重、最大積載貨物量、運転手及び満載燃料の重量を合計したものである。

87. 05 特殊用途自動車（例えば、救難車、クレーン車、消防車、コンクリートミキサー車、道路清掃車、散水車、工作車及びレントゲン車。主として人員又は貨物の輸送用に設計したものを除く。）

8705. 10－クレーン車

8705. 20－せん孔デリック車

8705. 30－消防車

8705. 40－コンクリートミキサー車

8705. 90－その他のもの

この項には、輸送以外のある種の機能を果たすための各種の装置を取り付けた車両であって、そのために特に設計し又は適合するようにしたもの、すなわち、本来人員又は貨物を輸送するためには作ってない車両を含む。

この項には、次の物品を含む。

- (1) 持上げ装置（例えば、非旋回式クレーン、支脚、プーリー又はウインチ）を備えたシャシ（床を有するか有しないかを問わない。）から成る原動機付きの救難車で、故障車を持ち上げ又はけん引するように設計したもの
- (2) モーターポンプ車：通常は自動車のエンジンにより駆動するポンプを取り付けたもの（例えば、消防車）
- (3) 架線、街灯等を補修するためのはしご又は昇降台を有する車両及び映画撮影用又はテレビジョン撮影用の調節式アーム及び台を有する車両（「ドリー」ともいう。）
- (4) 道路、下水、空港の滑走路等の掃除用車両（例えば、清掃車、散水車、散水清掃車及び浄化槽用清掃車）
- (5) 装置を内蔵した除雪車及び噴射式除雪車：この車両は、除雪専用に製造したもので、通常はタービン、回転羽根等を備えており、車両自体の原動機又は別の原動機により駆動される。
交換式の除雪機器は、提示の際に車両に取り付けてあるかないかを問わず、すべてこの項には属しない（84. 30）。
- (6) 各種の散布用の車両：タール又は碎石の散布用、農業用等のもの（加熱装置を有するか有しないかを問わない。）
- (7) クレーン車：これは貨物の輸送用のものではなく、運転室及び旋回クレーンを恒久的に搭載した自動車のシャシから成るものである。ただし、自動積込装置を有する貨物自動車は属しない。（87. 04）
- (8) せん孔デリック車：デリック起重機、ウインチ及びせん孔用等のその他の機器を取り付けた車両
- (9) 積重ね機構を有する車両：上下方向に移動する昇降台を有し、昇降台は通常、車両の原動機により駆動する。ただし、この項には、ウインチ、昇降装置等を備えた自動積込車で、本来は貨物輸送用のものを含まない（87. 04）。
- (10) コンクリートミキサー車：運転台及び自動車のシャシから成り、その上にコンクリートミキサーを恒久的に装備したもので、コンクリートの製造及び輸送の両方を行うことができるもの
- (11) 移動発電車：車両の原動機又は別の原動機により駆動する発電機を取り付けた車両
- (12) レントゲン車（例えば、検査室、暗室及び完全な放射線装置を有するもの）
- (13) 移動診療車（医療用）：手術室、麻酔装置その他の医療用設備を有する車両

- (14) 照明車：車両にサーチライトを取り付けたもので、通常は自動車の原動機により駆動する発電機によって電流を供給するもの
- (15) 戸外放送車
- (16) 電信、無線電信又は無線電話の送受信車及びレーダー車
- (17) 競馬場で賭の勝負の自動計算をするための計算機を取り付けた車両 (tote vans)
- (18) 移動試験車（例えば、農業用機械の性能を検査する。）
- (19) 車両のけん引力を測定するための記録装置を取り付けた検定車
- (20) 十分な設備（捏和機、オープン等）を整えた移動パン製造車及び野外炊飯車
- (21) 各種の機械、工具及び溶接機等を装備している工作車
- (22) 移動銀行、巡回図書館及び商品展示用の移動ショールーム車

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 自走式ロードローラー (84. 29)
- (b) 農業用ローラー (84. 32)
- (c) 小型の歩行操縦式機器で補助原動機付きのもの（例えば、公園、庭園等の清掃機及び道路に線を引くために使用する機器）(84. 79)
- (d) 移動住宅車 (87. 03)

作業機械を装備した自動車用シャシ及び貨物自動車持上げ用又は荷扱い用の機械、地ならし用、掘削用又はせん孔用の機械等を装備した車両が、この項に属するためには、少なくとも機械的特徴（走行用原動機、変速用のギヤボックス及び制御装置並びにかじ取り用又は制動用の装置）を備えていることにより、実際に、本質的に完成した自動車用シャシ又は貨物自動車となったものでなければならないことに注意しなければならない。

他方、自走式機械（例えば、クレーン及びエキスカベーター）のうち、車輪式又は無限軌道式のシャシに装備した作業機械の運転室内に上記の走行用又は制御用の装置の一以上を設置してある機械は、全体が当該作業機械の駆動用原動機により道路を走行できるかできないかを問わず、例えば、84. 26 項、84. 29 項又は 84. 30 項に属する。

同様に、この項には、シャシと作業機械とが相互に特別に設計され、かつ、一体構造を構成する自走式車輪付き機械（例えば、自走式の地ならし機）を含まない。この場合において、当該機械は、自動車用シャシに単に搭載しただけのものではなく、他の目的に使用することができないようにシャシと完全に一体となっており、上記の自動車の基本的な特徴を備えているものもある。

ただし、自走式の除雪車（噴射式除雪車を含む。）で、除雪装置を内蔵しているものは、常にこの項に属することに注意しなければならない。

＊

＊ ＊

号の解説

8705. 10

87. 05 項の解説（7）参照

87.06 原動機付きシャシ（第 87.01 項から第 87.05 項までの自動車用のものに限る。）

この項には、87.01 項から 87.05 項までの自動車用のシャシのフレーム又は結合したシャシボディの骨組（ユニボディ又はモノコック構造）に、原動機、伝動用又はかじ取り用の装置及び車軸（車輪を有するか有しないかを問わない。）を装備したものを含む。いわば、この項の物品は車体を有しない自動車である。

ただし、この項に属するシャシは、ボンネット（フード）、フロントガラス、泥よけ、歩み板及びダッシュボード（計器を装備してあるかないかを問わない。）を取り付けたものである。シャシはまた、タイヤ、気化器又は蓄電池その他の電気機器を取り付けてあるかないかを問わず、この項に属する。ただし、もしシャシが完成した又は実質的に完全なトラクターその他の車両である場合には、当該シャシはこの項には属しない。

この項には、次の物品を含まない。

- （a）原動機及び運転室を取り付けたシャシ（運転室が完全であるかないかを問わない。例えば、シートのないもの）（87.02 から 87.04 まで）（この類の注 3 参照）
- （b）シャシに原動機を取り付けてないもの（各種の機械的部分品を装備しているかないかを問わない。）（87.08）

87.07 車体（運転室を含むものとし、第 87.01 項から第 87.05 項までの自動車用のものに限る。）

8707.10－第 87.03 項の車両用のもの

8707.90－その他のもの

この項には、車体（運転室を含むものとし、87.01 項から 87.05 項までの自動車用のものに限る。）を含む。

この項には、シャシに取り付けるように設計した車体だけでなく、シャシを有しない車両の車体を含む。後者の場合、車体自体がエンジン及び車軸を支持する。この項には、更に、シャシのある種の構成要素が車体に結合される一体構造の車体も含む。

この項には、広範囲の各種の車両（例えば、乗用車、貨物自動車及び特殊自動車）用の車体を含む。これらは、通常、鉄鋼製、軽合金製、木製又はプラスチック製のものである。

これらは完備してあってもよい（例えば、ダッシュボード、ブーツ、シート、クッション、マット、荷物棚及び電気機器等の全ての取付具及び附属品を取り付けたもの）。

未完成の車体もまたこの項に属する。例えば、ウインドスクリーン又はドアのような部分品を取り付けてないもの及び調度品又はペンキ塗装が不完全なもの

運転室（例えば、貨物自動車用又はトラクター用）も、この項に属する。

87.08 部分品及び附属品（第 87.01 項から第 87.05 項までの自動車用のものに限る。）

8708.10—バンパー及びその部分品

—車体（運転室を含む。）のその他の部分品及び附属品

8708.21—シートベルト

8708.22—この類の号注 1 のフロントガラス（風防）、後部の窓及びその他の窓

8708.29—その他のもの

8708.30—ブレーキ及びサーボブレーキ並びにこれらの部分品

8708.40—ギヤボックス及びその部分品

8708.50—駆動軸（差動装置を有するものに限るものとし、伝動装置のその他の構成部品を有するか有しないかを問わない。）及び非駆動軸並びにこれらの部分品

8708.70—車輪並びにその部分品及び附属品

8708.80—懸架装置及びそれらの部分品（ショックアブソーバーを含む。）

—その他の部分品及び附属品

8708.91—ラジエーター及びその部分品

8708.92—消音装置（マフラー）及び排気管並びにこれらの部分品

8708.93—クラッチ及びその部分品

8708.94—ハンドル、ステアリングコラム及びステアリングボックス並びにこれらの部分品

8708.95—安全エアバッグ（インフレーターシステムを有するものに限る。）及びその部分品

8708.99—その他のもの

この項には、87.01 項から 87.05 項までの自動車用の部分品及び附属品であって、次の二つの要件のいずれをも満たす物品を含む。

（１）上記の車両に専ら又は主として使用するものであること。

（２）17 部の注の規定によって除外されているものでないこと（総説参照）。

この項の部分品及び附属品には、次のような物品を含む。

（A）組み立てたシャシのフレーム（車輪を取り付けてあるかないかを問わない。ただし、エンジンを取り付けてないものに限る。）及びその部分品（側部材、支柱、十字材、懸架装置の支持具並びに車体用、エンジン用、歩み板用、蓄電池用又は燃料タンク用等の支持具及びブラケット）

（B）車体の部分品及び関連した附属品。例えば、次のような物品がある。床板、側面、前部又は後部のパネル、荷物入れ等、ドア及びその部分品、ボンネット（フード）、枠付きの窓、窓（加熱用抵抗体及び電気接続子を取り付けたもの）、窓枠、歩み板、泥よけ（フェンダー）、ダッシュボード、ラジエーター覆い、ナンバープレートのブラケット、バンパー及びバンパーガード、ステアリングコラムのブラケット、外部荷物入れ、ひさし、車両のエンジンから発生する熱を利用する電気式でない加熱装置及び曇り除去装置、乗員を保護するために自動車に恒久的に取り付けるように設計したシートベルト、床マット（繊維製のものと及び加硫ゴム（硬質ゴムを除く。）製のものを除く。）等。組立品（シャシと車体が一体構造のものを含む。）でまだ未完成の車体としての性格を有しないもの（例えば、ドア、泥よけ、

ボンネット又はトランクカバー等を取り付けてないもの)は、この項に属し、87.07 項には属しない。

- (C) クラッチ (円すい状、板状、油圧式、自動式のもの等。ただし、85.05 項の電磁式のクラッチを除く。)、クラッチケーシング、板及びレバー並びに取り付けたライニング
- (D) 各種のギヤボックス (トランスミッション) (機械式、増速駆動装置、ギヤ比をあらかじめ選ぶ変速装置、電気機械式、自動式等)、トルクコンバーター、ギヤボックス (トランスミッション) のケーシング、シャフト (原動機の内部部分品を除く。)、ギヤピニオン、直接駆動式かみ合いクラッチ及びセクターロッド等
- (E) 駆動軸 (差動装置を有するものに限る。)、非駆動軸 (前車軸又は後車軸)、差動装置のケーシング、遊星歯車装置、ハブ、スタブアックスル (axle journals) 及びスタブアックスルのブラケット
- (F) その他の伝動装置の部分品及び構成部品 (例えば、推進軸、ハーフシャフト、歯車、歯車伝動機、滑り軸受、減速歯車装置及び自在継手)。ただし、この項には、エンジンの内部部分品、例えば、84.09 項の連結棒、付き棒及びバルブリフター並びに 84.83 項のクランクシャフト、カムシャフト及びはずみ車を含まない。
- (G) かじ取り装置の部分品 (例えば、ステアリングコラムの管、かじ取り用の連接棒及びレバー、前輪連節棒、ケーシング、ラック及びピニオン並びにサーボかじ取り機構)
- (H) ブレーキ装置 (シュー、セグメント、ディスク等) 及びその部分品 (板、ドラム、シリンダー、取り付けたライニング、液圧式ブレーキ用の油タンク等)、サーボブレーキ及びその部分品
- (I) 懸架装置用ショックアブソーバー (摩擦式、液圧式等) その他の懸架装置用部分品 (ばねを除く。) 及びねじり棒
- (K) 車輪 (鉄鋼製の円盤状のもの、スポーク型のもの等。タイヤを取り付けてあるかないかを問わない。)、無限軌道車用の無限軌道及び車輪のセット、リム、ディスク、ハブキャップ並びにスポーク
- (L) 制御装置 (例えば、ハンドル、ステアリングコラム、ステアリングボックス及びハンドルの軸)、チェンジレバー、ハンドブレーキレバー、アクセルペダル、ブレーキペダル、クラッチペダル、ブレーキ用のコネクティングロッド及びクラッチ
- (M) ラジエーター、消音器 (マフラー)、排気管、燃料タンク等
- (N) フレキシブルなアウターケーシングと可動性のあるインナーケーブルから成るクラッチケーブル、ブレーキケーブル、アクセルケーブルその他これらに類するケーブル。これらは、特定の長さに切断されており、端に取付具を装備している。
- (O) インフレーターシステムを有する各種の安全エアバッグ (例えば、運転手側のエアバッグ、助手席側のエアバッグ、側面からの衝撃に対する乗員の保護のためにドアパネル内に装填されたエアバッグ、乗員の頭部に対する特別な保護のために車両の天井部分に装填されたエアバッグ) 及びその部分品。インフレーターシステムは、エアバッグの中に噴出するガスを膨張させるための容器入りの発火剤と点火装置を含む。この項には、インフレーターシステムの部分品とは認められない遠隔探査装置、電子制御装置を含

まない。

この項には、84.12 項の液圧式又は空気圧式のシリンダーを含まない。

87.09 自走式作業トラック（工場、倉庫、埠（ふ）頭又は空港において貨物の短距離の運搬に使用する種類のものに限るものとし、持上げ用又は荷扱い用の機器を装備したものを除く。）及び鉄道の駅のプラットホームにおいて使用する種類のトラクター並びにこれらの部分品

－車両

8709.11－電気式のもの

8709.19－その他のもの

8709.90－部分品

この項には、自走式の車両（工場、倉庫、埠（ふ）頭又は空港のみにおいて各種の貨物（物品又はコンテナ）の短距離の運搬に使用する種類のもの及び鉄道の駅のプラットホームにおいて小型トレーラーのけん引に使用する種類のものに限る。）を含む。

この種の車両には、各種の型式及び大きさの車両がある。これらは、蓄電池から電流が供給される電動機又はピストン式内燃機関その他の原動機のいずれかによって駆動される。

この項の車両に共通する主要な特徴は、おおよそ次のとおりであり、これらにより一般に 87.01 項、87.03 項又は 87.04 項の車両と区別することができる。

- （1）これらは、その構造及び一般にその特徴的な装備のため、道路その他の公道における旅客の輸送又は貨物の輸送に適しないようになっている。これに関連し、これらは、一般的に道路用の車両に必要な安全性能（ヘッドランプ、尾灯、方向指示灯等）や懸架装置（スプリング）を有していない。
- （2）荷物を積んだときのこれらの最高速度は、一般に時速 30 キロメートルから 35 キロメートル以下である。
- （3）旋回半径は、ほぼ車両の長さに等しく、工場、倉庫、埠（ふ）頭又は空港でよく見られる狭いコーナーでの操縦を可能にする。
- （4）これらの設計は、一般に 87.02 項、87.03 項及び 87.04 項の車両に見られる快適性及び内部装備を通常有していない。

この項の車両は、通常、閉じた運転室を有しない。運転者用の設備としては、車両を操縦するために運転者がその上に立つ運転台しか有しないことが多い。ある型式のものは、運転席の上に保護用フレーム、金属製の遮へい等を装備することもある。

この項の車両には、歩行操縦式のものもある。

作業トラックは、例えば、貨物をその上に積載するための荷台又はコンテナを取り付けた貨物運搬用の自走式トラックである。

通常、鉄道の駅において使用する種類の小型のタンクトラック（補助ポンプを取り付けてあるかないかを問わない。）もこの項に属する。

鉄道の駅のプラットホームにおいて使用する種類のトラクターは、本来、他の車両（例えば、小型トレーラー）をけん引し又は押すものとして設計したものである。これらはそれ自身貨物を運搬するものではなく、一般に 87.01 項のトラクターに比べて軽量で、かつ、馬力も小さい。この種のトラクターは、波止場、倉庫等においても使用する。

部 分 品

この項には、この項に属する車両の部分品であって、次の二つの要件のいずれをも満たす物品を含む。

- (i) この項の車両に専ら又は主として使用するものであること。
- (ii) 17 部の注の規定によってこの項から除外されているものでないこと（総説参照）。

この項の部分品には、次の物品を含む。

- (1) シヤシ
- (2) 車体、架台、着脱式側板及び傾斜式車体
- (3) 車輪（タイヤを取り付けてあるかないかを問わない。）
- (4) クラッチ
- (5) ギヤボックス（トランスミッション）及び差動装置
- (6) 車軸
- (7) ハンドル及びかじ取り棒
- (8) 制動装置及びその部分品
- (9) フレキシブルなアウターケーシングと可動性のあるインナーケーブルから成るクラッチケーブル、ブレーキケーブル、アクセルケーブルその他これに類するケーブル。これらは、特定の長さに切断されており、端に取付具を装備している。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) ストラッドルキャリア及びクレーンを装備した作業トラック（84.26）
- (b) フォークリフトトラック及び持上げ用又は荷扱い用の機器を装備したその他の作業トラック（84.27）
- (c) ダンプカー（87.04）

87.10 戦車その他の装甲車両（自走式のものに限るものとし、武器を装備しているかいないかを問わない。）及びその部分品

この項には、戦車その他の装甲車両（自走式のものに限るものとし、武器を装備しているかいないかを問わない。）及びその部分品を含む。

戦車は、無限軌道式の装甲車両であり、通常旋回砲塔に組み込まれた各種の武器（銃、機関銃、火炎放射器等）によって武装してある。これらは、車両の動きに関係なく目標物のねらいを保持するため、特殊なジャイロスコープ式の安定装置を装備していることがある。また、これらには

「フレール」(戦車の前面のアームにより支持してある回転ドラムで、鋼球付きの鎖を取り付けたもの)又は戦車の前面に取り付ける多数の重いローラーのような対地雷装置を装備しているものもある。

この項には、水陸両用戦車も含む。

装甲車は、戦車より快速、かつ、軽量であるが、戦車ほどの重い装甲を施すことも、また、重火器を装備することもできない。時には、部分的に装甲してあるだけのものもある。装甲車は主として、治安又は戦闘地域における偵察若しくは輸送に使用する。ある種の装甲車は無限軌道式であるが、大部分のものは車輪式である。これらには水陸両用のものもある(例えば、無限軌道式の上陸用装甲車)。

この項には、また、次の物品も含む。

- (A) 戦闘用車両の修理用クレーンを取り付けた戦車
- (B) 装甲した補給用車両(通常、無限軌道式であるが、武装するように設計してあるかないかを問わない。):これは戦場において燃料、弾薬等の輸送に使用する。
- (C) 前線の戦闘車両又は大砲に弾薬を補給する遠隔制御式の小型戦車
- (D) 特殊な破壊装置を恒久的に取り付けてある装甲車両
- (E) 装甲乗用自動車

この項には、通常の型式の乗用車及び貨物自動車に軽度の装甲又は取外し可能な補助的な装甲をしたものを含まない(87.02 から 87.05 まで)。

自走砲は、93.01 項に属する。これは停止して発射するように設計してあり、発射範囲が限られているのが特徴である。

部 分 品

この項には、上記の車両の部分品であって、次の二つの要件のいずれをも満たす物品を含む。

- (i) 上記の車両に専ら又は主として使用するものであること。
- (ii) 17 部の注の規定によって除外されているものでないこと(総説参照)。

この項の部分品には、次の部分品を含む。

- (1) 装甲車の車体及びその部分品(砲塔、装甲したドア及びボンネット等)
- (2) 戦車用に特に制作した無限軌道
- (3) 装甲車用の特殊車輪
- (4) 戦車の無限軌道用の推進用車輪
- (5) この項の車両の部分品として認められる程度まで加工した装甲板
- (6) フレキシブルなアウトターケーシングと可動性のあるインナーケーブルから成るクラッチケーブル、ブレーキケーブル、アクセルケーブルその他これに類するケーブル。これらは、特定の長さに切断されており、端に取付具を装備している。

87.11 モーターサイクル(モペットを含むものとしサイドカー付きであるかないかを問わない。)、補助原動機付きの自転車(サイドカー付きであるかないかを問わない。)及びサイドカー

- 8711. 10—シリンダー容積が 50 立方センチメートル以下のピストン式内燃機関付きのもの
- 8711. 20—シリンダー容積が 50 立方センチメートルを超え 250 立方センチメートル以下のピストン式内燃機関付きのもの
- 8711. 30—シリンダー容積が 250 立方センチメートルを超え 500 立方センチメートル以下のピストン式内燃機関付きのもの
- 8711. 40—シリンダー容積が 500 立方センチメートルを超え 800 立方センチメートル以下のピストン式内燃機関付きのもの
- 8711. 50—シリンダー容積が 800 立方センチメートルを超えるピストン式内燃機関付きのもの
- 8711. 60—駆動原動機として電動機を有するもの
- 8711. 90—その他のもの

この項には、本来、人員を輸送するために設計した二輪自動車のグループを含む。また、この項には、通常のモーターサイクルのほか、小さな径の車輪及び車両の前部と後部とを連結する水平な踏台に特徴があるモータースクーター、組込み式内燃機関及びペダル装置の両者を備えたモペット並びに補助原動機を装備した自転車を含む。

この項には、また、低速域（例えば、舗道（歩道）、小道や自転車通路）で使用するための 1 人乗り二輪電気駆動式輸送装置を含む。ジャイロ스코プセンサーと複数のマイクロプロセッサから成るシステムが非直列型の車輪で装置と乗り手のバランスをそれぞれに維持し、これらの技術によって乗り手がまっすぐに立っていることができる。

この項のモーターサイクルで、一以上の電動機で駆動するものは、「電動モーターサイクル」として知られる。これらのモーターサイクルは、電動機に動力を供給する蓄電池を内蔵している。これらのプラグインタイプのモーターサイクルの蓄電池は、電源コンセントやチャージングステーション（充電設備）に接続することで充電することができる。

モーターサイクルには、風雨から運転者を守るための装置を備えたもの及びサイドカーを取り付けたものもある。

三輪自動車（例えば、運搬用三輪車タイプのもの）は、87. 03 項又は 87. 04 項の乗用自動車の特徴を有しない限り、この項に属する。（87. 03 項及び 87. 04 項の解説参照）。

この項には、各種のサイドカー、すなわち、人員又は貨物を運搬するために設計した車両で単独では使用することのできないものを含む。サイドカーは片側に 1 個の車輪を有し、また、反対側には自転車又はモーターサイクルに取り付けてそれらの側面を走行させるための連結器を備えている。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 自動車型のかじ取り機構（例えば、アッカーマン原理に基づくもの）を有する人員の輸送用のチューブ製シャシの 4 輪自動車（87. 03）
- (b) 自転車又はモーターサイクルに取り付けるように設計したトレーラー（87. 16）

87.12 自転車（運搬用三輪自転車を含むものとし、原動機付きのものを除く。）

この項には、原動機を有しない自転車、すなわち、一以上の車輪を取り付けてあるペダル式の車両（例えば、自転車（幼児用のものを含む。）、三輪自転車及び四輪自転車）を含む。

この項には、通常の自転車のほかに次のような各種の特殊な型式の物品を含む。

- （１）配達用三輪自転車：通常、２個の先導車輪の上に作られた容器（断熱してあることがある。）を連結した連節式の形状をなしている。
- （２）縦型二人乗り自転車
- （３）曲芸用に特に設計した一輪車（ユニサイクル）及び二輪自転車で、その特徴は、軽さ、固定式車輪等である。
- （４）身体障害者用に特に設計した二輪自転車（例えば、片足でペダルを踏むことができるような特殊な附属装置付きのもの）
- （５）後車輪のハブに補助車輪を取り付けてある二輪自転車
- （６）競争用自転車
- （７）数個の座席と数組のペダルを有している軽量構造の四輪式自転車
- （８）幼児、若者及び大人が乗るために設計されているペダルを漕いで進む自転車に似たスクーター（自転車式の高さが調整できるステアリングコラム及びハンドルバー、中空の車輪、フレーム及びハンドブレーキを有し、チェーンと歯車のシステムが取り付けられたシングルペダルが装備されている。）

この項の自転車には、サイドカーを取り付けてあるものも含む。ただし、単独で提示するサイドカーはこの項には属しない（87.11）。

この項には、次の物品を含まない。

- （a）補助原動機付きの自転車（87.11）
- （b）幼児用自転車（幼児用二輪車以外のものに限る。）（95.03）
- （c）興行用設備のみに適する特殊自転車（95.08）

87.13 身体障害者用又は病人用の車両（原動機その他の機械式駆動機構を有するか有しないかを問わない。）

8713.10－機械式駆動機構を有しないもの

8713.90－その他のもの

この項には、機械式駆動機構を有するか有しないかを問わず、身体障害者、病人、麻痺した者、不具者等を運搬するために特に設計した車椅子を含む。

機械式駆動機構を有する車両は、通常、軽原動機によって駆動するか又はレバー若しくは取手作動機構によって手で駆動する。その他の身体障害者用車両は、手で押すか又は直接手で車輪を回して駆動する。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 身体障害者用又は病人用に単に改装した通常の車両（例えば、手動式のクラッチ、アクセル等を有する自動車（87.03）、特殊な附属装置を取り付けてあり、片足でペダルを踏むようになっている二輪自転車（87.12）
- (b) 担架車（94.02）

87.14 部分品及び附属品（第 87.11 項から第 87.13 項までの車両のものに限る。）

8714.10—モーターサイクル（モペットを含む。）のもの

8714.20—身体障害者用又は病人用の車両のもの

—その他のもの

8714.91—フレーム体及び前ホーク並びにこれらの部分品

8714.92—リム及びスポーク

8714.93—ハブ（コースターブレーキハブ及びハブブレーキを除く。）及びフリーホイール

8714.94—ブレーキ（コースターブレーキハブ及びハブブレーキを含む。）及びその部分品

8714.95—サドル

8714.96—ペダル及びギヤクランク並びにこれらの部分品

8714.99—その他のもの

この項には、モーターサイクル（モペットを含む。）、補助原動機付きの自転車、サイドカー、原動機を有しない自転車又は身体障害者用若しくは病人用の車両に使用する部分品及び附属品であって、次の二つの要件のいずれをも満たす物品を含む。

- (i) 上記の車両に専ら又は主として使用するものであること。
- (ii) 17 部の注の規定によって除外されているものでないこと（総説参照）。

この項の部分品及び附属品には、次のような物品を含む。

- (1) 運搬用三輪自動車、サイドカー又は身体障害者用若しくは病人用の車両の車体及びその部分品（フード、扉、床等）
- (2) シャシ及びフレーム並びにそれらの部分品
- (3) モーターサイクル用の歯車伝動機、ギヤボックス、クラッチその他の伝動装置及びそれらの部分品
- (4) 車輪及びそれらの部分品（ハブ、リム、スポーク等）
- (5) フリーホイール
- (6) 自転車の変速装置その他の歯車機構及びその部分品
- (7) クランク装置及びその部分品（クランク車、クランク、軸等）、ペダル及びその部分品（軸等）及びトクリップ
- (8) キックスターター、レバーその他の操縦装置
- (9) 各種のブレーキ（片持ちレバーブレーキ、キャリパーブレーキ、ドラムブレーキ、ハブブレーキ、ディスクブレーキ、コースターブレーキ、ハブ等）及びその部分品（レバー、プロ

- ック支えレバー、ハブブレーキ用のドラム及びシュー、片持ちレバーブレーキ用の枠)
- (10) ハンドル、ハンドルの軸及びハンドルの握り（コルク製、プラスチック製等）
 - (11) サドル、サドルの支柱及びサドルカバー
 - (12) 前ホーク（伸縮式ホークを含む。）及びその部分品（ホーククラウン及びブレード等）
 - (13) 自転車の車体用の管及び接続部品
 - (14) 液圧式ショックアブソーバー及びその部分品
 - (15) 泥よけ及びその支持具（泥よけ支え、締付け棒等）
 - (16) 反射鏡（取り付けしたもの）
 - (17) 衣類覆い（56.08 項の網を除く。）、電動チェーンのカバー、足かけ及び脚カバー
 - (18) モーターサイクル用のスタンド
 - (19) スクーター用のカウル及びスペアタイヤのカバー
 - (20) 消音器（マフラー）及びその部分品
 - (21) 燃料タンク
 - (22) フロントガラス
 - (23) 荷物台、ランプ受け及び水筒受け
 - (24) 駆動用レバー及びクランクハンドル、背もたれ及び背もたれのステアリングコラム、足かけ、脚支え、ひじ掛け等（身体障害者用又は病人用の車両のもの）
 - (25) フレキシブルなアウトターケーシングと可動性のあるインナーケーブルから成るクラッチケーブル、ブレーキケーブル、アクセルケーブルその他これらに類するケーブル。これらは、特定の長さ切断されており、端に取付具を装備している。

87.15 乳母車及びその部分品

この項には、次の物品を含む。

- (I) 乳母車：二以上の車輪を取り付けてあり、通常、手押し式である（腰掛け型、箱型、折畳み式腰掛け型等）。折畳み式であるかないかを問わない。
- (II) 上記の車両の部分品であって、次の二つの要件のいずれをも満たす物品。
 - (i) この項の乳母車に専ら又は主として使用するものであること。
 - (ii) 17 部の注の規定によって除外されているものでないこと（解説参照）。

この項の部分品には、次の物品を含む。

- (1) シャシに取り付ける車体（乳母車用の着脱式箱型車体であって、ゆりかごとしても利用されるものを含む。）
- (2) シャシ及びその部分品
- (3) 車輪（タイヤを取り付けてあるかないかを問わない。）及びその部分品

87.16 トレーラー及びセミトレーラー並びにその他の車両（機械式駆動機構を有するものを除

く。)並びにこれらの部分品

8716. 10—トレーラー及びセミトレーラー（住居用又はキャンプ用のキャラバン型のものに限る。）

8716. 20—農業用のトレーラー及びセミトレーラー（積込機構付き又は荷卸機構付きのものに限る。）

—貨物輸送用のその他のトレーラー及びセミトレーラー

8716. 31—タンクトレーラー及びタンクセミトレーラー

8716. 39—その他のもの

8716. 40—その他のトレーラー及びセミトレーラー

8716. 80—その他の車両

8716. 90—部分品

この項には、一以上の車輪を有し、貨物又は人員の輸送用に製作した機械式駆動機構を有しない車両のグループ（前項の車両を除く。）を含む。また、この項には、車輪を有しない非機械式の車両（例えば、そり及び木製の軌道上を走る特殊なそり）を含む。

この項の車両は、他の車両（トラクター、貨物自動車、モーターサイクル、自転車等）によりけん引するか、人手により押したり引いたりするか、足により押し進めるか又は動物によって引くように設計してある。

この項には、次の物品を含む。

(A) トレーラー及びセミトレーラー

この項においてトレーラー及びセミトレーラーとは、特殊な連結装置（自動式であるかないかを問わない。）によって専ら他の車両に連結するように設計した車両（サイドカーを除く。）をいう。

このグループに属するトレーラー及びセミトレーラーで最も重要な型式のものは、自動車とともに使用するように設計したものである。トレーラーは、通常、2組以上の車輪とトレーラーのかじ取り用の旋回式前輪に取り付けた連結装置とを有する。セミトレーラーは、後車輪のみを有し、その前端部はけん引車の荷台の上に載せられて特殊な連結装置により結合される。

以下の解説において、「トレーラー」には、「セミトレーラー」を含む。

この項に属するトレーラーには、次のものを含む。

(1) 住居用又はキャンプ用のキャラバン型トレーラー（旅行用トレーラー）

(2) 自動積込装置を備え、かいば、とうもろこしの茎等を刻むための附属装置も取り付けられる自動積込み式農業用トレーラー

なお、この項には、牧草、とうもろこし等を刈り、刻み、運搬する収穫装置を恒久的に取り付けた自動積込トレーラーを含まない（84. 33）。

(3) 種々の物品（かいば、肥料等）を運搬する自動荷卸し式のトレーラーで荷卸し用の可動床を有するもの。これは、種々の附属装置（肥料粉碎機、かいば細断機等）を取り付けて堆肥、かいば、根等の散布機として使用することができるようになっている。

(4) その他のトレーラーで、貨物運搬用のもの

- (a) タンクトレーラー（ポンプを取り付けてあるかないかを問わない。）
- (b) 農業用、土木事業用等のトレーラー（傾動式であるかないかを問わない。）
- (c) 腐敗しやすい貨物の輸送用の冷蔵式、冷凍式又は断熱式のトレーラー
- (d) 引越し用のトレーラー
- (e) 家畜、自動車、自転車等の輸送用の一段式又は二段式のトレーラー
- (f) ある種の貨物専用の輸送トレーラー（例えば、ガラス板用）
- (g) 道路及び軌道を走行する（intermodal）トレーラー（ガイドレール付きの特殊な鉄道用貨車に乗せて輸送することができるように設計してあるが、主として道路用トレーラーとして使用するもの）
- (h) 鉄道用貨車の道路上での輸送用のレール付きトレーラー
- (i,j) 重量物（戦車、クレーン、ブルドーザー、トランスフォーマー等）の輸送用の積込み用傾斜板付きの低床式のトレーラー
- (k) 二輪式又は四輪式の独立した木材運搬台車
- (l) 材木運搬用のログトレーラー
- (m) 自転車又はモーターサイクルによりけん引する小型トレーラー
- (5) その他のトレーラー
 - (a) 人員の輸送用に特に設計した自動車用トレーラー
 - (b) 興行用のキャラバン又はトレーラー（興行用設備の一部を形成するものとして特に設計したもの（95.08 項）を除く。）
 - (c) 展示車用トレーラー
 - (d) 移動図書館用トレーラー
- (B) 手動又は足によって進む車両
 - このグループには、次の物品を含む。
 - (1) 特殊な産業用の車両を含む各種の荷車（紡織用、窯業用、酪農用等）
 - (2) ねこ車、荷車、ホッパー車及び傾動車
 - (3) 鉄道の駅において使用する種類のフードカート及び移動式ビュッフェ（94.03 項に属する種類のものを除く。）
 - (4) 手押車（例えば、ゴミ廃棄用）
 - (5) 人力車
 - (6) アイスクリーム販売に使用する断熱した小さな手押車
 - (7) 行商人用の各種の手押車。これらの軽量の車には時として空気タイヤを取り付けてある。
 - (8) 山岳地域で木材の運搬に使用するそり（手で引張るもの）
 - (9) 乗り手が地面を覆う雪の上を足で直接押して進む、亜寒帯で人員の輸送用に特に設計されたキックスレッド
 - この項には、次の物品を含まない。
 - (a) ごみ箱及び移動式ごみ箱（戸外用のものを含む。）（例えば 39.24 又は 73.23）
 - (b) 一般に 3 輪又は 4 輪の車輪（これらの一部又は全部は旋回する）の上に取り付けられた金属管のフレーム、ハンドル及びハンドブレーキから成る、walker-rollators として知ら

れている歩行補助道具(90.21)

- (c) 商店において使用する種類のかご細工製又は金属製等の小型の車輪付きコンテナ（例えば、車輪付きバスケット）でシャシを有しないもの（構成する材料により該当する項に属する。）

(C) 動物によってけん引する車両

このグループには、次の物品を含む。

- (1) 儀式用馬車、四輪馬車、二輪馬車及び幌馬車
- (2) 霊柩車
- (3) 一人乗り一頭立て二輪馬車
- (4) 公園、広場等において使用するろ馬や子馬が引張る子供用の馬車
- (5) 各種の配達用の車両及び引越し用の荷車
- (6) 各種の荷車（傾動式荷車を含む。）
- (7) 馬そり

機械等を装備した車両

車両に機器を恒久的に取り付けたものについては、全体の重要な特性に基づきその所属を決定する。従って、この項には、車両それ自体に重要な特性があるものを含む。一方、取り付けた機器にその重要な特性があるものは、この項には属しない。

上記により、以下のことが導き出される。

- (I) タンクが取り付けられた貨物自動車、荷車又はトレーラーは、注入用又は排出用の補助ポンプを取り付けてあるかないかを問わず、この項に属する。
- (II) 例えば、下記の物品は、この項には属しないで、機器に関連する項に属する。
 - (a) 84.24 項の手押車式、動物けん引車式又はトレーラー式の噴射用機器
 - (b) けん引するように設計した簡単な車輪付きシャシに取り付けた機器（例えば、移動式のポンプ及び圧縮機（84.13 又は 84.14）並びに移動式のクレーン及びはしご（84.26 又は 84.28））
 - (c) けん引されるコンクリートミキサー（84.74）

部 分 品

この項には、上記の車両の部分品であって、次の二つの要件のいずれをも満たす物品を含む。

- (i) 当該車両に専ら又は主として使用するものであること。
- (ii) 17 部の注の規定によって除外されているものでないこと（解説参照）。

この項の部分品には、次の物品を含む。

- (1) シャシ及びその構成部分品（フレームの横材、縦材等）
- (2) 車軸
- (3) 車体及びその部分品
- (4) 車輪及びその部分品（タイヤを取り付けたものを含む。）
- (5) 連結装置

(6) 制動装置及びその部分品

(7) 軸、かじ棒その他これらに類する部分品

＊

＊ ＊

トボガン、ボブスレー等の冬季運動用具は、この項に属しない (95.06)。

第 88 類

航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品

注

- 1 この類において、「無人航空機」とは、第 88.01 項の物品を除き、操縦士が搭乗せずに飛ぶように設計した航空機をいう。無人航空機には、積載物を運搬するように設計したもの又は恒久的に組み込まれたデジタルカメラ若しくは飛行中に実用的機能を発揮可能なその他の装置を装備したものを含む。

ただし、無人航空機には、専ら娯楽用に設計された飛行する玩具を含まない（第 95.03 項参照）。

号注

- 1 第 8802.11 号から第 8802.40 号までにおいて「自重」とは、正常に飛行できる状態にある航空機の重量（乗務員、燃料及び装備品（据え付けたものを除く。）の重量を除く。）をいう。
- 2 第 8806.21 号から第 8806.24 号まで及び第 8806.91 号から第 8806.94 号までにおいて、「最大離陸重量」とは、その航空機が正常に離陸できる重量の最大値（積載物、装置及び燃料の重量を含む。）をいう。

総 説

この類には、気球、飛行船、原動機を有しない航空機（88.01）、その他の航空機（88.02 又は 88.06）、宇宙飛行体（人工衛星を含む。）及びその打上げ用ロケット（88.02）、落下傘に類似したある種の装置（88.04）、航空機射出装置、着艦拘束制動装置及び航空用地上訓練装置（88.05）を含む。また、17 部の注の規定に基づき、この類には、上記の機器の部分品を含む。

未完成の航空機（例えば、エンジン又は内部の機器を取り付けてない航空機）は、それが完成した航空機としての重要な特性を有する場合に限り、完成した航空機としてその所属を決定する。

88.01 気球及び飛行船並びにグライダー、ハンググライダーその他の原動機を有しない航空機

（I）気球及び飛行船

このグループには、その用途（軍用、運動用、科学用、公共用等）を問わず空気より軽い航空機を含む。これらには、自由気球及び係留気球（すなわち、ケーブルにより地上に係留したもの）並びに機械駆動式の飛行船がある。

このグループには、また、航空学又は気象学において使用する次のような型式の気球を含む。

- （1）気象観測用気球：これは気象観測用無線機器を高空に運ぶために使用する。この気球の重量は 4,500 グラム未満であるが、通常重量は、350 グラムから 1,500 グラムの間である。
- （2）測風気球：これは、風速及び風向を測定するために放たれる。この気球の重量は通常 50 グラムから 100 グラムである。

(3) 測雲気球：これは上記(1)及び(2)の気球より小さく、重量は通常4グラムから30グラムである。これは雲の高さを測定するのに使用する。

多くの場合、気象学に使用する気球は、非常に薄く、膨脹係数が高い高品質のゴムでできている。子供用のがん具の風船はこの項には属しない(95.03)。がん具の風船は、軽量で品質が悪く、送気管が短く、また、風船の表面に広告又は飾りがよく見うけられるので上記の気球とは識別することができる。

(II) グライダー及びハンググライダー

グライダーは、空気より重い航空機であり、気流を利用して浮揚するものである。ただし、原動機を装備しているか又は装備することができるよう設計してあるグライダーは88.02項に属する。

ハンググライダーには、特に、背負い皮でつるされた一人又は二人が空中飛行をするための三角翼を含む。これらの翼は、中央部に水平なかじ取り棒を組み合わせた、通常は管状の金属から成る固定した骨組に物質（一般には紡織用繊維）を張り渡したもので成る。

その他のタイプのハンググライダーは、別の形状をしていることもあるが、骨組及び航空力学的性質において三角翼に類似している。

(III) 原動機を有しないその他の航空機

このグループには、機械式推進装置を備えてない空気より重い飛行体であるたこを含む。たこは係留気球と同様に綱で地上に係留し、例えば、気象観測用機器の運搬に使用する。明らかにがん具として設計したたこは属しない(95.03)。

＊

＊ ＊

この項にはまた、模型（正確な縮尺で制作してあるかないかを問わない。）で、例えば、装飾用に使用するもの（例えば、44.20又は83.06）、単に実物説明用のみに使用するもの（90.23）及びがん具又は娯楽用の模型（95.03）を含まない。

88.02 その他の航空機（例えば、ヘリコプター及び飛行機。第88.06項の無人航空機を除く。）並びに宇宙飛行体（人工衛星を含む。）及び打上げ用ロケット

ーヘリコプター

8802.11ー自重が2,000キログラム以下のもの

8802.12ー自重が2,000キログラムを超えるもの

8802.20ー飛行機その他の航空機（自重が2,000キログラム以下のもの）

8802.30ー飛行機その他の航空機（自重が2,000キログラムを超え15,000キログラム以下のもの）

8802.40ー飛行機その他の航空機（自重が15,000キログラムを超えるもの）

8802.60ー宇宙飛行体（人工衛星を含む。）及び打上げ用ロケット

この項には次の物品を含む。

- (1) 空気より重い航空機で機械推進式のもの：このグループには、飛行機（陸用機、水上機及び水陸両用機）、ジャイロプレーン（垂直軸の回りを自由に回転する回転翼を一以上有するもの）及びヘリコプター（機械的に駆動する回転翼を一以上有するもの）を含む。

これらの航空機は軍事用、人員若しくは貨物の輸送用、訓練用、航空写真用、農作業用、救助用、消火用又は気象学その他の科学用に使用する。

道路走行車両として兼用することができる航空機は、この項に属する。

- (2) 宇宙飛行体：大気圏外を飛行することができるもの（例えば、通信衛星及び気象衛星）
- (3) 宇宙飛行体打上げ用ロケット：この機能は、搭載物を地球の周回軌道に乗せること（人工衛星打上げ用ロケット）又は搭載物を地球以外の重力場に運搬すること（宇宙飛行体打上げ用ロケット）である。これらのロケットは、重力飛行の最終時点において 7,000 メートル／秒を越える終端速度を当該搭載物に与えるものである。
- (4) 衛星軌道をとらない打上げ用ロケットは、放物軌道を取り、かつ、地球の大気圏を超えて、一般的には科学的又は他の技術的目的のための器具を運搬するためのものであり、回収可能な弾頭の形状であるかないかを問わない。弾頭が投下される場合、これらのロケットには、7,000 メートル／秒を超える終端速度は与えられない。弾頭は、回収のために落下傘によって地球表面に戻ることもある。

ただし、この項には野戦用ロケット、誘導ミサイル（例えば、「弾頭ミサイル」）及び弾頭に与えられる終端速度が 7,000 メートル／秒を超えない類似の弾薬を含まない (93.06)。それらは、弾薬、例えば、爆薬、子弹、化学薬剤を到達させるものであり、放物軌道をとった後、弾頭を目標物に命中させるものである。

この項には次の物品を含まない。

- (a) 模型（正確な縮尺で製作してあるかないかを問わない。）で、例えば、装飾用に使用するもの（例えば、44.20 又は 83.06）及び単に実物説明用のみに使用するもの（90.23）
- (b) この類の注 1 の無人航空機（88.06）
- (c) 玩具又は娯楽用の模型（95.03）
- (d) 遊園地の乗り物用及び興行用設備用に特に設計した模型（95.08）

88.04 落下傘（可導式落下傘及びパラグライダーを含む。）及びロートシュート並びにこれらの部分品及び附属品

この項には、人員、軍用の補給品又は装備品、気象観測用機器、照明弾等の降下用に使用する落下傘を含む。ある種のものは、ジェット推進式航空機の制動用のテールシュートとして使用する。落下傘は、その用途に応じて各種のサイズのものがあり、また材質も絹製、人造繊維材料製、亜麻製、木綿製、紙製等のものがある。

この項には、人を山の側面や崖の頂上等から送り出すように設計され、かつ折り畳まれた傘又

は幕（翼）、空気の流れを操縦する綱糸及びパイロットのための背負い皮から成るパラグライダーを含む。

ただし、パラシュートとは、空気力学的な性質が、一定の条件で、かつ、空気の流れが許す限りにおいて、パラグライダーは上昇軌道をとることができるという点で、異なる。

人員用に使用する通常の型式の落下傘の上部には、通常引き綱を引くと開くようになっている小さなパイロットシュートを取り付けてある。そして、多くの索がついた落下傘の主傘を開くことになる。これらの索は下方に集められ装帯に取り付けた二以上のライザーに取り付ける。この装帯はつりひもを組み合わせてバックル及びスナップフックを取り付けたものから成り、降下者が身に着けるものである。パイロットシュート、落下傘の主傘及び索は引き綱によって開装される容器の中にていねいに包装される。

この項には、また、回転翼を取り付けたロータシュートを含む。これはロケットにより打ち上げた気象観測用の無線機器の落下速度を制御するために使用する。

この項には、落下傘の部分品（例えば、容器、装帯及び落下傘を開くためのスプリングフレーム）並びにロータシュートの部分品及び附属品を含む。

88.05 航空機射出装置、着艦拘束制動装置その他これに類する装置及び航空用地上訓練装置並びにこれらの部分品

8805.10—航空機射出装置及び着艦拘束制動装置その他これに類する装置並びにこれらの部分品

—航空用地上訓練装置及びその部分品

8805.21—空中戦用シミュレーター及びその部分品

8805.29—その他のもの

この項には、全く異なる3種類の物品を含む。

(A) 航空機射出装置

航空機射出装置は、一般に船の甲板で使用され、射出する航空機の案内をする金属製構造物と一体になっている。発進に必要な加速度は、航空機を乗せてある滑走車又は射出棒に作用する圧縮空気、蒸気、発射火薬等により得る。

この項には、次の物品を含まない。

(a) グライダー射出用の原動機駆動式のウインチ装置 (84.25)

(b) ロケット打上げ時にロケットを推進することなく単に案内するだけのロケット発射用のランプ又は塔（ロケットはそれ自身の動力により上昇する。）(84.79)

(B) 着艦拘束制動装置その他これに類する装置

この装置は、航空母艦及び空港において使用する。この装置は、航空機が着陸して停止するのに必要な滑走距離を短縮するために、着陸の際、航空機を速度を低下させるのに使用する。

ただし、この項には、安全装置（例えば、網）のようなその他の装置を含まない。

(C) 航空用地上訓練装置

パイロットの訓練用に使用するこの装置には、次の物品を含む。

- (1) 電子式のフライトシミュレーターは、航行条件のシミュレーションを行う。当該機器は任意の航行条件に正確に対応する感触と読みとの組合せを制御装置に送ることができる。空中戦用シミュレーターは、空中戦のシミュレーションを行うことによって、パイロットを訓練するための電子式又は機械式の装置である。
自動車のシャシ又はトレーラーに搭載したこの種の装置は、それぞれ 87.05 項又は 87.16 項に属する（ただし、87.16 項の解説参照）。
- (2) リンク式訓練装置：これは、飛行機の操縦席と同様に装備した小さな操縦室が台上で動くもので、生徒は、通常の飛行に必要なあらゆる操縦方法を学ぶことができるものである。

部 分 品

この項には、上記の物品の部分品であって、次の二つの用件のいずれをも満たす物品を含む。

- (i) 上記の物品に専ら又は主として使用するものであること。
- (ii) 17 部の注の規定によって除外されているものでないこと（解説参照）。

＊

＊ ＊

ただし、この項には、困難な航行条件（例えば、高加速度及び酸素の欠乏）の下における人体の反応の記録を目的とする装置を含まない。そのような装置（例えば、超音速飛行のシミュレーションを行う旋回軸に取り付けた試験室）は、反応試験装置としての特性を有するので 90.19 項に属する。

パイロットの航行訓練用に特に設計したものではなく、搭乗員に一般教育用に製作した装置（例えば、寸法を拡大して製作したジャイロスコープの模型）は除外する（90.23）。

88.06 無人航空機

8806.10—旅客の輸送用に設計したもの

—その他のもの（遠隔制御飛行専用のものに限る。）

8806.21—最大離陸重量が 250 グラム以下のもの

8806.22—最大離陸重量が 250 グラムを超え 7 キログラム以下のもの

8806.23—最大離陸重量が 7 キログラムを超え 25 キログラム以下のもの

8806.24—最大離陸重量が 25 キログラムを超え 150 キログラム以下のもの

8806.29—その他のもの

—その他のもの

8806.91—最大離陸重量が 250 グラム以下のもの

8806.92—最大離陸重量が 250 グラムを超え 7 キログラム以下のもの

8806.93—最大離陸重量が 7 キログラムを超え 25 キログラム以下のもの

8806.94—最大離陸重量が 25 キログラムを超え 150 キログラム以下のもの

8806.99—その他のもの

この類の注 1 の規定に従い、この項には、88.01 項の物品を除き、操縦士が搭乗せずに飛ぶように設計した無人航空機を含む。無人航空機は、例えば、地上、船、他の航空機、宇宙等の別の場所からオペレーターによって飛行中、常に操作される遠隔制御飛行専用のもの又はオペレーターを介することなくプログラム制御により飛行可能なものがある。

無人航空機には様々な形状や大きさのものがあるが、通常、モーターにより駆動する 1 以上のプロペラ若しくは回転翼又は固定翼並びに遠隔のオペレーターによる指示及び制御のための通信システムを装備している。無人航空機はまた、安定したホバリング及び離陸地点への回帰並びに障害物回避、物体認識及び追跡機能のためのシステム用に、例えば、GPS、GLONASS 又は BEIDOU などの全球測位衛星システム (GNSS) の受信機を組み込んでいる。

無人航空機には、積載物を運搬するように設計したもの又は恒久的に組み込まれたデジタルカメラ若しくは実用的機能に使用されるその他の装置（例えば、貨物若しくは旅客の輸送用、航空写真用、農作業用若しくは科学活動用、救助用、消火用、監視用又は軍事用の装置）を装備したものがある。

この項はまた、専ら娯楽用に設計され、実用的機能を果たすために設計されていない飛行する玩具又は模型を含まない。それらは、例えば、軽量であること、高度制限、飛行可能距離又は飛行可能時間、最高速度、自律的に飛行できないこと、積載物や貨物を運搬できないこと又は精巧な電子機器（例えば、夜間飛行要件となる又は夜間視程確保のための全地球測位システム (GPS)）等により区別できる (95.03)。

88.07 部分品（第 88.01 項、第 88.02 項又は第 88.06 項の物品のものに限る。）

8807.10－プロペラ及び回転翼並びにこれらの部分品

8807.20－着陸装置及びその部分品

8807.30－飛行機、ヘリコプター又は無人航空機のその他の部分品

8807.90－その他のもの

この項には、88.01 項、88.02 項又は 88.06 項に属する物品の部分品であって、次の二つの要件のいずれをも満たす物品を含む。

- (i) 上記の各項の物品に専ら又は主として使用するものであること。
- (ii) 17 部の注の規定によって除外されているものでないこと（総説参照）。

この項の部分品には、次のような物品を含む。

(I) 気球又は飛行船の部分品

- (1) エンジン室及びつりかご
- (2) 気のう及びその部分品（ストリップ又はパネル）
- (3) つりかごのたが
- (4) 補助気のう
- (5) 骨組及びその部分

- (6) スタビライザー及び方向舵
- (7) 飛行船用のプロペラ
- (II) 有人若しくは無人の航空機、グライダー又はたこの部分品
 - (1) 胴体及び艇体：胴体及び艇体、その部分並びにその内部又は外部の部分品（レーダードーム、テールコーン、整形板、パネル、仕切板、荷物室、床、計器盤、フレーム、ドア、脱出用投下装置及び滑走装置、窓、荷積み口等）
 - (2) 翼及びその構成部分（桁、リブ及び十字材）
 - (3) 機外制御装置（可動式であるかないかを問わない。）（補助翼、スラット、スポイラー、フラップ、昇降舵、方向舵置、スタビライザー、サーボタブ等）
 - (4) エンジン室、エンジンカバー、エンジンポッド及びパイロン
 - (5) 着陸装置（ブレーキ及びその組立品を含む。）及びその引込装置並びに車輪（タイヤが付いているかいないかを問わない。）並びに着陸用のスキー
 - (6) 水上機用のフロート
 - (7) プロペラ、回転翼、プロペラ又は回転翼のブレード及びプロペラ用又は回転翼用のピッチ調整機構
 - (8) 操縦用レバー（操縦桿（かん）、方向舵レバーその他各種の操縦用レバー）
 - (9) 燃料タンク（補助タンクを含む。）

第 89 類

船舶及び浮き構造物

注

- 1 船体及び未完成の船舶（組み立ててあるかないか又は分解してあるかないかを問わない。）並びに完成船舶の組み立ててないもの及び分解してあるものは、特定の船舶の重要な特性を有しないときは、第 89.06 項に属する。

総 説

この類には、船舶その他の各種の船（自力航行式であるかないかを問わない。）及びコフアダム、浮き栈橋、ブイ等の浮き構造物を含む。この類には、また、水上（海、河川及び湖）を走行するように設計した空気クッションビークル（ホバークラフト。岸若しくは発着場に上陸することができるかできないか又は氷上を走行することができるかできないかを問わない。）を含む（第 17 部の注 5 参照）。

また、この類には、次の物品を含む。

（A）未完成の船舶（例えば、推進用機器、航行用機器、持上げ用又は荷扱い用の機械及び内部備品を取り付けてないもの）

（B）各種材料製の船体

完成船舶の組み立ててないもの又は分解してあるものとして提示するもの並びに船体及び未完成の船舶（組み立ててあるかないかを問わない。）は、それらが特定の船舶の重要な特性を有する場合には当該船舶としてその所属を決定する。そうでない場合には、物品は 89.06 項に属する。

17 部の他の類に属する輸送用機器に関する規定と異なり、単独で提示する船舶又は浮き構造物の部分品（船体を除く。）及び附属品は、たとえそれらが明らかに船舶又は浮き構造物の部分品又は附属品であると認められても、この類には属しない。このような部分品及び附属品はこの表の他の項に属する。例えば、次のような物品がある。

（1）17 部の注 2 の部分品及び附属品

（2）木製の櫓（ろ）及び櫓（かい）（44.21）

（3）紡織用繊維材料製の綱及びケーブル（56.07）

（4）帆（63.06）

（5）船舶用のマスト、昇降口、舷門、手すり及び隔壁並びに船体の部分品で、73.08 項の鉄鋼製の構造物としての特性を有するもの

（6）鉄鋼製のケーブル（73.12）

（7）鉄鋼製のいかり（73.16）

（8）プロペラ及び外輪車（84.87）

（9）舵（44.21、73.25、73.26 等）その他の船舶用操舵装置（84.79）

この類には、次の物品も含まない。

（a）装飾用の模型船（例えば、大型帆船その他の帆船）（44.20、83.06 等）

- (b) 90.23 項の実物説明用の機器及び模型
- (c) 魚雷、機雷その他これらに類する軍需品 (93.06)
- (d) ボートの形状をした車輪付きの玩具 (幼児が乗るために設計したものに限る。) 及びその他の玩具 (95.03)
- (e) 水上スキーその他これに類する物品 (95.06)
- (f) 遊園地の乗り物、ウォーターパークの娯楽設備用又は興行用設備用に特に設計した小舟 (95.08)
- (g) こっとう (製作後 100 年を超えるものに限る。) (97.06)

水陸両用自動車並びに陸上と一部の水面上 (沼地等) との両方を走行するように設計したものの空気クッションビークルは、87 類の自動車に属し、水上機及び飛行ボートは、88.02 項に属する。

89.01 客船、遊覧船、フェリーボート、貨物船、はしけその他これらに類する船舶 (人員又は貨物の輸送用のものに限る。)

8901.10—客船、遊覧船その他これらに類する船舶 (主として人員の輸送用に設計したものに限る。) 及びフェリーボート

8901.20—タンカー

8901.30—冷蔵船及び冷凍船 (第 8901.20 号のものを除く。)

8901.90—その他の貨物船及び貨客船

この項には、89.03 項の船舶並びに救命艇 (櫓 (ろ) 櫓 (かい) 船を除く。)、軍隊輸送船及び病院船 (89.06) を除くほか、人員又は貨物の輸送用のすべての船舶を含む。これらは海上航行用又は内陸水路航行用 (例えば、湖、運河、河川及び河口) のものである。

この項には、次の物品を含む。

- (1) 観光船及び遊覧船
- (2) 各種のフェリーボート (列車用フェリー、カーフェリー及び小型の河川用フェリーを含む。)
- (3) タンカー (ガソリン、メタン、ワイン等)
- (4) 肉、果実等の輸送用の冷蔵船及び冷凍船
- (5) 各種の貨物船 (特定の貨物の輸送用の専用船であるかないかを問わないものとし、タンカー、冷蔵船及び冷凍船を除く。)。これらには、鉱石船及びその他のばら積み輸送船 (例えば、穀物又は石炭の輸送用)、コンテナ船、ローロー船 (貨物を積んだトラック、トレーラー等をそのまま乗降させることが可能な船) 及びラッシュ船 (貨物を積載したはしけをそのまま船上に搭乗する船) を含む。
- (6) 各種のはしけ並びに貨物又は人員の輸送用の平らな甲板を有するはしけ及び箱船
- (7) 水上グライダー型の船舶、水中翼船及びホバークラフト

89.02 漁船及び工船その他漁獲物の加工用又は保存用の船舶

この項には、海又は湖、河川等の漁業用に設計した各種の漁船を含む。ただし、漁業用の櫓（ろ）櫓（かい）船はこの項には属しない（89.03）。この項の漁船にはトロール船及びまぐろ漁船を含む。

この項には、工船（魚の保存用等）も含む。

漁船のうち、観光シーズン中は、通常、遊覧用に使用するものもこの項に属する。

ただし、スポーツフィッシング用の船舶は、この項には属しない（89.03）。

89.03 ヨットその他の娯楽用又はスポーツ用の船舶、櫓（ろ）櫓（かい）船及びカヌー

－膨張式のボート（複合艇を含む。）

8903.11－原動機を除いた自重が 100 キログラム以下のもの（原動機付きのもの及び原動機を取り付けるように設計したものに限る。）

8903.12－原動機を除いた自重が 100 キログラム以下のもの（原動機とともに使用するよう設計されていないものに限る。）

8903.19－その他のもの

－セールボート（補助原動機付きであるかないかを問わないものとし、膨張式のものを除く。）

8903.21－長さが 7.5 メートル以下のもの

8903.22－長さが 7.5 メートルを超え 24 メートル以下のもの

8903.23－長さが 24 メートルを超えるもの

－モーターボート（船外機付きのもの及び膨張式のものを除く。）

8903.31－長さが 7.5 メートル以下のもの

8903.32－長さが 7.5 メートルを超え 24 メートル以下のもの

8903.33－長さが 24 メートルを超えるもの

－その他のもの

8903.93－長さが 7.5 メートル以下のもの

8903.99－その他のもの

この項には、すべての娯楽用又はスポーツ用の船舶、櫓（ろ）櫓（かい）船及びカヌーを含む。

この項には、ヨットその他のセールボート、ジェットスキー（マリージェット）、モーターボート、ディンキー、カヤック、スカル、スキフ、水上自転車（ペダル作動式のいかだ）、スポーツフィッシング用船舶、膨張式船舶及び折畳み式又は分解可能なボートを含む。

この項には、櫓（ろ）により推進する救命艇を含む（その他の救命艇は、89.06 項に属する。）。ただし、セールボードは、この項には属しない（95.06）。

＊

＊ ＊

8903. 31、8903. 32 及び 8903. 33

「船外機」は 84. 07 項の解説に記載をしている。

89. 04 曳（えい）航用又は押航用の船舶

この項には、次の物品を含む。

（１）曳（えい）航用の船舶

曳（えい）航用の船舶とは、本来、他の船舶を曳（えい）航するために設計した船舶であり、海上用又は内陸水路航行用に使用する種類のものである。これらは、その独特な形状、頑丈な船体、船舶の大きさに比べて不釣合な強力なエンジン及び引き綱、係船索等を保持するように設計した各種の甲板取付具によって、他の船舶と区別することができる。

（２）押航用の船舶

押航用の船舶は、はしけ等を押すために特に設計した船舶で、主に、他の船舶を押すために緩衝器付きの船首及び昇降式操舵室（伸縮式のものもある。）を有していることにより他の船舶と区別される。

この項には、また、曳（えい）航と押航の両方に使用するために設計した曳（えい）航押航兼用船（pusher tugs）も含む。これは、押航用の船舶と同様緩衝器付きの船首を有しているが、船尾は、はしけ等を引張り、かつ、正しい方向に前進できるように傾斜している。

この項には、遭難船の援護用に設計した曳（えい）航用の船舶も含む。

この項の船舶は、人員又は貨物の輸送用に設計したものではないが、これらの船舶には、消火器、ポンプ、貨物の加熱装置等の特殊な補助装置を取り付けたものもある。ただし、消防船はこの項には属しない（89. 05）。

89. 05 照明船、消防船、しゅんせつ船、クレーン船その他の船舶（航行以外の機能を主とするものに限る。）、浮きドック及び浮遊式又は潜水式の掘削用又は生産用のプラットフォーム

8905. 10－しゅんせつ船

8905. 20－浮遊式又は潜水式の掘削用又は生産用のプラットフォーム

8905. 90－その他のもの

この項には、次の物品を含む。

（A）照明船、消防船、しゅんせつ船、クレーン船その他の船舶（航行以外の機能を主とするものに限る。）

これらの船舶は、通常、停船した状態でその主たる機能を遂行する。これらには、照明船、掘削船、消防船、各種のしゅんせつ船（例えば、グラブ式又は吸引式のしゅんせつ船）、沈没船引揚げ用のサルベージ船、航空機用又は船舶用の係留式救難浮標、バチスカーフ並びに持ち上げ用又は荷扱い用の機械（例えば、デリック、クレーン及び穀物用エレベーター）を取り

付けたポンツーン（平底船）及び明らかにこれらの機械の台床として役立つように設計したポンツーンを含む。

また、住居用屋形船、クリーニング業船及び製粉工場船もこのグループに属する。

(B) 浮きドック

浮きドックは、乾ドックの代わりに使用する浮き作業場の一種である。

これは通常、プラットホーム及び側壁から成るU字型断面の構造物で、修理船舶を入渠させるために一部沈めることができるようにポンプ室を備えてある。ある場合には浮きドックを曳（えい）航することがある。

同様な仕事を行う他の種類の浮きドックには、自走式で強力な原動機を有するものがある。これは、水陸両用車その他船舶の修理又は輸送に使用する。

(C) 浮遊式又は潜水式の掘削用又は生産用のプラットホーム

これらのプラットホームは、一般に沖合の石油又は天然ガスの油田又はガス田の探査用又は採掘用に設計したものである。これらのプラットホームは、デリック、クレーン、ポンプ、セメント装置、サイロ等掘削用又は生産用に必要な装置のほか作業員のための居住用船室を有している。

これらのプラットホームは、探査又は生産の現場まで曳（えい）航されるか又ある場合には自航する。そして、時にはある場所から他の場所まで浮遊して移動することが可能である。

これらは、次の主なグループに分けられる。

(1) 外部の手段によらず昇降可能なプラットホーム

これは、作業用プラットホームのほか、当該プラットホームを浮遊させることができる装置（船体、潜函等）を有するとともに、操業場所において下ろして海底に固定し、かつ、作業プラットホームを水面より高く引き上げるための格納式の脚を有する。

(2) 潜水式プラットホーム

水面より高く保持した作業台の安定度を高めるために、操業場所に到着後バラストタンクを海底に着座させて基礎とする。このバラストタンクは海底に多少とも深く差し込むスカート及びパイルを有することがある。

(3) 半潜水式プラットホーム

これは潜水式プラットホームと類似しているが、それと異なって潜水部分は海底に着座していない。作業中、これらの浮遊式プラットホームはアンカー索によるか又は自動位置安定装置によって定められた位置に維持される。

浮遊式でもなく、潜水式でもないプラットホームで、沖合の石油又は天然ガスの油田又はガス田の探査又は採掘のために使用する固定式プラットホームは、この項には属しない（84.30）。

この項には、また、フェリーボート（89.01）、漁獲物の加工用の工船（89.02）並びに海底電線敷設船及び気象観測船（89.06）を含まない。

89.06 その他の船舶（軍艦及び救命艇を含むものとし、櫓（ろ）櫓（かい）船を除く。）

8906.10－軍艦

8906.90－その他のもの

この項には 89.01 項から 89.05 項までに属しないすべての船舶を含む。

この項には、次の物品を含む。

(1) 各種の軍艦

(a) 交戦用に設計した船舶。各種の攻撃兵器及び防御兵器を備え、砲弾に対する防御設備（装甲板、浸水防止用多重隔壁等）又は水中機器（耐磁性機雷探知装置）を装備している。また、これらは、通常、レーダー、ソナー及び赤外線探査装置並びに無線盗聴防止用周波数変換装置のような探査用又は聴音用の機器を装備している。

この種の船舶は、速度、機動性、乗組員の数、大きな燃料タンク、輸送用の特殊な弾薬庫及び海で弾薬を使用することにより商船と区別される。

(b) ある種の特殊な装備を有する船舶で、兵器又は装甲板を備えてはいないが全体として又は主として交戦に使用すると認められるようなもの。例えば、上陸用舟艇、ある種の艦隊補助艦（弾薬又は機雷等の輸送用）及び軍隊輸送船がある。

(c) 潜水艦

(2) 軍艦としての特徴を有してはいるが、公共機関（例えば、税関及び警察）により使用する船舶

(3) 救命艇（船舶に装備するもの及び難破船救助用に海岸線の特定の地点に備え付けるもの）。ただし、櫓（ろ）により推進する救命艇は 89.03 項に属する。

(4) 科学調査船、実験船及び気象観測船

(5) ブイの輸送用及び係留用の船舶及び海底電線敷設船（例えば、遠距離通信用）

(6) パイロットボート

(7) 砕氷船

(8) 病院船

(9) しゅんせつ物処理用等のホッパー船

この項には、ドラコーンを含む。ドラコーンは、液体その他の貨物の水上輸送（単に曳（えい）航されるのみ）用の折り畳むことができる装置で、被覆した紡織用繊維の織物製の柔軟なケーシングから成り、その形状（一般に葉巻型）及び各種の装置（例えば、安定板、曳（えい）航用の取付具及びあるときには浮き用のチューブ等）によって識別することができる。

この項には、次の物品を含まない。

(a) ポンツーン（平底船）（人員又は貨物の輸送用の平甲板船）（89.01）

(b) ポンツーン（明らかにクレーン船等の台床となるように設計したもの）（89.05）

(c) ポンツーン（仮橋等の支持用の中空筒型のもの）及び各種のいかだ（89.07）

89.07 その他の浮き構造物（例えば、いかだ、タンク、コファダム、浮き棧橋、ブイ及び水路浮

標)

8907.10－膨張式いかだ

8907.90－その他のもの

この項には、船舶としての特性を有しないある種の浮き構造物を含む。これらは一般に使用時には停止している。これらには、次の物品を含む。

- (1) 仮橋等の支持に使用する種類の中空筒型のポンツーン（平底船）。ただし、船舶としての特性を有するポンツーン（平底船）を含まない（89.01 又は 89.05）。
- (2) 生きている甲殻類又は魚を入れるのに使用する浮きタンク
- (3) 港において、船舶に油、水等を供給するための浮きタンク
- (4) 橋梁建設等に使用する箱型のコファダム
- (5) 浮き栈橋
- (6) 係留ブイ、標示用ブイ、照明用ブイ及び警報用ブイ
- (7) 水路、危険水域等の標示に使用する水路浮標
- (8) 船舶用の再浮揚装置
- (9) 防雷具（機雷掃海に使用する一種のいかだ）
- (10) 各種のいかだ（着水すると自動的にふくらむ遭難者運搬用の円形の浮き船を含む。）
- (11) ドックのゲートとして作用するように設計した浮き構造物

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 外部の手段によって昇降する金属製の部屋（昇降機）から成る潜水鐘。これは、通常 84.79 項に属する。
- (b) 救命帯及び救命胴着（構成する材料により該当する項に属する。）
- (c) セールボード (95.06)

89.08 解体用の船舶その他の浮き構造物

この項の物品は、89.01 項から 89.07 項までの船舶その他の浮き構造物で、解体する目的で提示するものに限る。このような船舶は、廃船又は破船したもので、提示に先立って、装備していた機器を取り除いたものもある。

第 90 類

**光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器
並びにこれらの部分品及び附属品**

注

1 この類には、次の物品を含まない。

- (a) 機器用その他の技術的用途に供する種類のゴム製品（加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製のものに限る。第 40.16 項参照）、革製品（第 42.05 項参照）、コンポジションレザー製品（第 42.05 項参照）及び紡織用繊維製品（第 59.11 項参照）
- (b) 紡織用繊維製の支持ベルトその他の支持用の製品（その弾性のみにより身体の一部を支え又は保持する効果を意図したものに限る。例えば、妊婦用ベルト、胸部支持用包帯、腹部支持用包帯及び関節用又は筋肉用のサポート）（第 11 部参照）
- (c) 第 69.03 項の耐火製品及び第 69.09 項の理化学用その他の技術的用途に供する陶磁製品
- (d) 卑金属製又は貴金属製の鏡で光学用品でないもの（第 83.06 項及び第 71 類参照）及び第 70.09 項のガラス鏡で光学的に研磨していないもの
- (e) 第 70.07 項、第 70.08 項、第 70.11 項、第 70.14 項、第 70.15 項又は第 70.17 項の物品
- (f) 第 15 部の注 2 の卑金属製の汎用性の部分品（第 15 部参照）及びプラスチック製のこれに類する物品（第 39 類参照）。ただし、内科用、外科用、歯科用又は獣医科用の物品で専らインプラントに使用するために特に設計されたものは、第 90.21 項に属する。
- (g) 第 84.13 項の計器付きポンプ並びに重量測定式の計数機、重量測定式の検査機及び単独で提示する分銅（第 84.23 項参照）、持上げ用又は荷扱い用の機械（第 84.25 項から第 84.28 項まで参照）、紙又は板紙の切断機（第 84.41 項参照）、第 84.66 項の物品で加工機械又はウォータージェット切断機械に取り付けた工作物又は工具の調整用のもの（目盛りを読むための光学的機構を有するもの（例えば、光学式割出台）を含むものとし、それ自体が光学機器の特性を有するもの（例えば、芯出し望遠鏡）を除く。）、計算機（第 84.70 項参照）、第 84.81 項の弁その他の物品並びに第 84.86 項の機器（感光面を有する半導体材料に回路図を投影又は描画するための機器を含む。）
- (h) 自転車又は自動車に使用する種類のサーチライト及びスポットライト（第 85.12 項参照）、第 85.13 項の携帯用電気ランプ、映画用の録音機、音声再生機及び再録音機（第 85.19 項参照）、サウンドヘッド（第 85.22 項参照）、テレビジョンカメラ、デジタルカメラ及びビデオカメラレコーダー（第 85.25 項参照）、レーダー、航行用無線機器及び無線遠隔制御機器（第 85.26 項参照）、光ファイバー（束にしたものを含む。）用又は光ファイバーケーブル用の接続子（第 85.36 項参照）、第 85.37 項の数値制御用の機器、第 85.39 項のシールドビームランプ並びに第 85.44 項の光ファイバーケーブル
- (ij) 第 94.05 項のサーチライト及びスポットライト
- (k) 第 95 類の物品
- (l) 第 96.20 項の一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品
- (m) 容積測定具（構成する材料により該当する項に属する。）

(n) スプール、リールその他これらに類する巻取用品（構成する材料により該当する項に属する。例えば、第 39.23 項及び第 15 部）

2 この類の物品の部分品及び附属品は、1 の物品を除くほか、次に定めるところによりその所属を決定する。

(a) 当該部分品及び附属品は、この類、第 84 類、第 85 類又は第 91 類のいずれかの項（第 84.87 項、第 85.48 項及び第 90.33 項を除く。）に該当する場合は、当該いずれかの項に属する。

(b) (a) に定めるものを除くほか、特定の機器又は同一の項の複数の機器（第 90.10 項、第 90.13 項又は第 90.31 項の機器を含む。）に専ら又は主として使用する部分品及び附属品は、これらの機器の項に属する。

(c) その他の部分品及び附属品は、第 90.33 項に属する。

3 第 16 部の注 3 及び注 4 の規定は、この類においても適用する。

4 第 90.05 項には、武器用望遠照準器、潜水艦用又は戦車用の潜望鏡及びこの類又は第 16 部の機器用の望遠鏡を含まないものとし、これらの望遠照準器、潜望鏡及び望遠鏡は、第 90.13 項に属する。

5 第 90.13 項及び第 90.31 項のいずれにも属するとみられる光学式測定機器及び光学式検査機器は、第 90.31 項に属する。

6 第 90.21 項において「整形外科用機器」とは、身体の変形の予防若しくは矯正に使用する機器又は疾病、施術若しくは負傷に伴い器官を支持するために使用する機器をいう。

整形外科用機器には、寸法を採って作られる又は大量生産されるといういずれかの条件で、対ではなく単独で提示され、整形外科的矯正のために、左右の足のいずれかにかかわらず装着できるように設計された履物及び中敷きを含む。

7 第 90.32 項には、次の物品のみを含む。

(a) 液体又は気体の流量、液位、圧力その他の変量の自動調整機器及び温度の自動調整機器（実際値を連続的に又は定期的に測定することにより、自動調整すべき要素を外乱に対して安定させ、設定値に維持するよう設計されたもので、当該要素に伴って変化する電気現象により作動するものであるかないかを問わない。）

(b) 非電氣的量の自動調整機器（実際値を連続的に又は定期的に測定することにより、自動調整すべき要素を外乱に対して安定させ、設定値に維持するよう設計されたもので、当該要素に伴って変化する電気現象により作動するものに限る。）及び電氣的量の自動調整機器

総 説

（I）この類の一般的な内容及び配列

この類には、一般に、仕上精度が高く、かつ、高度に精密であることを特徴とする各種の機器を含む。これらの多くは、主として科学的用途（理化学実験、分析、天文学等）、特定の技術的若しくは工業的用途（測定、検査、観測等）又は医学的用途に使用する。

この類には、特に次の物品を含む。

(A) 90.01 項及び 90.02 項の簡単な光学用品のほか、90.04 項の眼鏡から、天体用、写真用、映

画用又は顕微鏡用のより複雑な機器にいたる広範囲の光学機器

(B) 特定用途の機器 (測量用、気象観測用、製図用、計算用等)

(C) 医療用又は獣医用の機器及びこれらに関連する機器 (放射線療法用、機械療法用、酸素療法用、整形外科用、補綴 (てつ) 用等)

(D) 材料試験機

(E) 理化学用機器

(F) 測定用、検査用又は自動調整用の機器 (光学式又は電気式のものであるかないかを問わないものとし、特にこの類の注 7 に規定する 90.32 項のもの)

これらの機器のうち、若干のものは特定の項に特掲してある (例えば、光学顕微鏡 (90.11)、電子顕微鏡 (90.12))。その他のものは、それぞれある種の科学又は工業等に関する各項においてより一般的な名称で表現されている (例えば、90.05 項の天体観測用機器、90.15 項の土地測量用機器、90.22 項の X 線等を使用する機器等)。

この類の機器は、原則として精密機器であるが、若干の例外もある。例えば、普通の保護用眼鏡 (90.04)、簡単な拡大鏡及び拡大式でない潜望鏡 (90.13)、目盛り付きの尺及び学校用定規 (90.17) 並びに装飾的な湿度計 (精度を問わない。) (90.25) もこの類に属する。

この類に属する機器及びその部分品は、この類の注 1 の規定により除外されるもの (例えば、ゴム製又は革製のワッシャー及びバスケット並びに計器用の革製ダイヤフラム) を除くほか、材質が何であるかを問わない (貴金属製、貴金属を張った金属製、天然、合成若しくは再生の貴石製又は半貴石製のものを含む)。この類には、内科用、外科用、歯科用又は獣医科用に供される種類の真空式機器も含まれる (90.18)。

(II) 未完成の機器 (通則 2 (a) 参照)

未完成の機器は、完成した機器としての重要な特性を有するものである限り、当該完成した機器が属する項に属する (例えば、写真機又は顕微鏡で光学系を欠いて提示されるもの又は積算機構を欠いた積算電力計)。

(III) 部分品及び附属品 (類注 2)

この類の注 1 に規定するものを除くほか、この類の機器に専ら又は主として使用する部分品及び附属品は、当該機器が属する項に属する。ただし、この一般的規定は、次のものには適用しない。

(1) 部分品及び附属品それ自体が、この類、84 類、85 類、91 類のうちの特定の項 (その他のものが属する 84.87 項、85.48 項及び 90.33 項を除く。) に該当する物品である場合。例えば、次のような物品がある。

電子顕微鏡用の真空ポンプは、84.14 項のポンプに属する。

トランスフォーマー、電磁石、コンデンサー、抵抗器、継電器、ランプ等は 85 類に属する。

90.01 項又は 90.02 項の光学用品は、それを取り付ける機器とは関係なく、90.01 項又は 90.02 項に属する。

時計用ムーブメントは常に 91 類に属する。

写真機は、他の機器（顕微鏡、ストロボスコープ等）とともに使用するよう特に設計したものであっても、90.06 項に属する。

- (2) 部分品及び附属品が、この類の複数の異なる項に該当する数種の機器に使用するのに適したものである場合は、当該部分品及び附属品それ自体が他の別の項に特掲された完成した機器である場合を除き、90.33 項に属する（上記（1）参照）。

(IV) 多機能又は複合機械及び機器等並びに機能ユニット（類注3）

注3は、16部の注3及び4の規定が、この類においても適用されることを定めている（16部解説の総説（VI）及び（VII）参照）。

多機能機械は、一般にその主たる機能によりその所属を決定する。

多機能機械とは、異なった機械操作を行うことができるものをいう。

文脈により別に解釈されず、16部注3の規定を適用する際に、主たる機能を決定することができない場合には、通則3（c）を適用する。

一体構造に結合された2以上の異なる種類の機械又は機器で、連続的又は同時に個別の機能（一般に補足的であり、これらの機能は90類の異なる項に記載されている。）を遂行する複合機械又は機器は、主たる機能によりその所属を決定する。

上記の規定の適用上、異なる機械又は機器の一方が他方に合体され若しくは据え付けられ又はこれらが共通のベース又はフレームに取り付けられ若しくは共通のハウジング内に組み込まれている場合には、これらは一の機械を構成するものとして取り扱う。

組み合わされた機械又は機器は、これが相互に又は共通のベース、フレーム、ハウジング等に恒久的に取り付けられるように設計されていない限り、一の機械を構成するものとしては取り扱わない。従って、組み合わされた機械又は機器でも、一時的性格のもの又は通常複合機械又は機器として作られていないものは、一の複合機械又は機器を構成するものから除外される。

ベース、フレーム又はハウジングは、複合機械を使用中に必要に応じて移動することができるように車輪を備えていてもよいが、ただし、それによって、これらがこの表においてより特殊な限定をしている特定の項に該当する物品（例えば、車両）の特性を有するようにならないことを条件とする。

床、コンクリート製ベース、壁、仕切り、天井等については、機械又は機器を据え付けるように特に装備されたものであっても、機械又は機器が一体構造に結合される共通ベースとはみなさない。

複合機械又は機器が特定の項に含まれる場合には、この類の注3の規定を援用しない。

この類には、機能ユニットとして例えば、アナログ式又はデジタル式の遠隔測定装置を構成する電気式（電子式を含む。）の機器を含む。

(I) 送信端における機器

- (i) 一次検出器（変換器、送信機、アナログ・デジタル変換器等）：これは、計測した値をその性質のいかにかわらず、その値に比例した電流若しくは電圧又はデジタル信号に変換する。

- (ii) 増幅器、送信機及び受信機から成る基本ユニット：これは、必要に応じてパルス送信機

又は周波数変調送信機の必要とするレベルまで電流、電圧又はデジタル信号を増幅する送受信ユニットである。

(iii) パルス送信機又は周波数変調送信機：これはアナログ信号又はデジタル信号を他の受信端に送信する。

(II) 受信端における機器

(i) パルス受信機、周波数変調受信機又はデジタル信号受信機：これらは、送信された情報をアナログ信号又はデジタル信号に変換する。

(ii) 測定用の増幅器又は変換器：必要な場合、アナログ信号又はデジタル信号を増幅する。

(iii) 表示用又は記録用の装置：これらは、一次検出量を換算し、機械式的表示器又はオプトエレクトロニクス表示部を有する。

遠隔測定装置は、主として油用、ガス用又は物品用のパイプライン、水又はガスの供給設備、汚水処理施設及び環境監視システムに使用する。

パルス遠隔測定装置用の有線又は無線の送信機及び受信機は、それぞれ該当する項(85.17項、85.25項又は85.27項)に属する。ただし、上記(I)又は(II)に記載した機器とともに単一のユニットに組み込まれるもの又はその全体が90類の注3に規定する機能ユニットを構成するものは、この類に属する。

＊

＊ ＊

解説の本文中において記載した除外例のほか、次の物品は、常にこの類には属しない。

(a) 機器用その他の技術的用途に供する種類の加流ゴム(硬質ゴムを除く。)製品(40.16)、革製品及びコンポジションレザー製品(42.05)並びに紡織用繊維製品(59.11)

(b) 15部の注2の卑金属製のはん用性の部分品(15部)及びプラスチック製のこれに類する物品(39類)

(c) 持上げ用又は荷扱い用の機械(84.25から84.28及び84.86まで)、84.66項の物品で加工機械又はウォータージェット切断機械に取り付けた工作物又は工具の調整用のもの(目盛りを読むための光学的機構を有するもの(例えば、光学式割出台)を含むものとし、それ自体が光学機器の特性を有するもの(例えば、しん出し望遠鏡)を除く。)並びにレーダー、航行用無線機器及び無線遠隔制御機器(85.26)

(d) この類の機器を装備した宇宙飛行体(88.02)

(e) 95類のがん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品

(f) 容積測定具(構成する材料により該当する項に属する。)

(g) スプール、リールその他これらに類する巻取用品(構成する材料により該当する項に属する。例えば、39.23項及び15部)

90.01 光ファイバー(束にしたものを含む。)、光ファイバーケーブル(第85.44項のものを除く。)、偏光材料製のシート及び板並びにレンズ(コンタクトレンズを含む。)、プリズム、鏡その他の光学用品(材料を問わないものとし、取り付けたもの及び光学的に研磨してないガラ

ス製のものを除く。)

9001. 10－光ファイバー（束にしたものを含む。）及び光ファイバーケーブル

9001. 20－偏光材料製のシート及び板

9001. 30－コンタクトレンズ

9001. 40－ガラス製の眼鏡用レンズ

9001. 50－その他の材料製の眼鏡用レンズ

9001. 90－その他のもの

この項には、次の物品を含む。

(A) 光ファイバー（束にしたものを含む。）及び光ファイバーケーブル（85. 44 項のものを除く。）

光ファイバー：屈折率の異なるガラス又はプラスチックを同心の層にしたものである。ガラスから引き伸ばされたものは、肉眼では見えない薄いプラスチックのコーティングを有しており、ファイバーの破損を防止している。光ファイバーは、通常数キロメートルの長さでリールに巻かれて提示される。これらは、光ファイバーの束及び光ファイバーケーブルの製造に使用される。

光ファイバー（束にしたもの）：光ファイバーの束には、全長にわたって接合剤により凝結させた固いもの及び光ファイバーの末端部のみを接合させたフレキシブルなものがある。光をコヒーレントに伝達できるように（coherently）整然と束ねたものは画像の伝送に適し、不ぞろいに束ねたものは、照明用の光の伝送用のみに適する。

光ファイバーケーブル：この項の光ファイバーケーブル（接続子を取り付けたものもある。）は、一以上の光ファイバーの束をシース（sheath）に収納したものである。ファイバーは個々には被覆していない。

光ファイバーの束及び光ファイバーケーブルは、主として光学機器、特に 90. 18 項の内視鏡に使用される。

(B) 偏光材料製のシート及び板：特別な処理を施したプラスチック製のシート及び板又は活性のプラスチックの層の片面若しくは両面を他のプラスチック若しくはガラスで支持したシート及び板から成る。これらの板は、下記（6）の偏光用品を作るために必要な形に切断される。

(C) 光学的に研磨したガラス製の光学用品で、取り付けてないもの

この項又は 70 類のガラス製の光学用品の区分については、当該物品が光学的に研磨してあるかないかによって決定しなければならない。

ガラスの光学的研磨は、通常、次の二つの工程を経て行う。その表面を所要の形状に加工する（必要な湾曲を与える、正確な角度にする等）工程及びその表面を研磨する工程である。この研磨作業は、最初は粗く、順次、微細になっていく研磨材により、まず表面を荒研磨（grinding）し、続いて荒ずり（roughing）、砂かけ（trueing 及び smoothing）及び研磨又はつや出し（polishing）の工程が順に行われる。正確な径を必要とするレンズの場合には、最後に縁が研磨される。この作業は心取り（centring 及び edging operation）と呼ばれる。この項には、所要の光学的特性を持たせるために、その表面の全体又は一部を研磨

(polishing) した光学用品のみを含む。従って、上記の研磨 (polishing) までを終えたもの及び成形後研磨したものはこの項に属するが、単に、上記の一以上の工程を経ていても、研磨 (polishing) までしてないものは、この項には属さず、70 類に属する。

- (D) ガラス以外の材料製の光学用品（例えば、石英（溶融石英を除く。）製、蛍石製、プラスチック製又は金属製のもの及び酸化マグネシウム又はアルカリ金属若しくはアルカリ土類金属のハロゲン化物を培養した結晶を使用したもの）で取り付けてないもの（光学的に研磨してあるかないかを問わない。）

光学用品は、その必要とする光学的効果を生じる方法で製造される。光学用品は、光（可視、紫外又は赤外）を単に透過させるだけでなく、透過光をいくつかの方法（例えば、反射、減衰、フィルター、回折、平行にする等）で変換する。

専ら輸送中の保護を目的として、仮に取り付けた光学用品は、取り付けてないものとみなす。

ガラス製の光学用品については、上記に規定するものを除くほか、この項には、次のような物品を含む。

- (1) プリズム及びレンズ（接着セメントで貼り合わせた複合プリズム及び複合レンズを含むものとし、縁を仕上げてあるかないかを問わない。）
- (2) 平板又は平行平板（例えば、平面度検査用の試験板（proof plane）又はオプティカルフラット）
- (3) 視力矯正用レンズ：非球面レンズ、球面レンズ、球円筒面レンズ、単焦点レンズ、二焦点レンズ、多焦点レンズ等がある。また、コンタクトレンズも含む。
- (4) 光学系を構成する鏡：望遠鏡、投影機、顕微鏡、医療用の機器等に使用する。車両用バックミラーに使用することもある。
- (5) カラーフィルター（例えば、写真機用のもの）
- (6) 偏光用品：顕微鏡その他の科学機器用のもの、サングラス用のもの、立体映画鑑賞用の眼鏡に使用するもの等
- (7) 回折格子：これには、次のようなものがある。
 - (a) 高度に研磨したガラスに、一定間隔に多数の平行線（例えば、1 ミリメートルに 100 本）を刻んだもの
 - (b) レプリカ格子（ガラス板等の支持板に、プラスチック又はゼラチンの薄膜を張ったもので、薄膜に格子の線を写してある。）

これらの回折格子は、スペクトルの研究においてプリズムと同じ方法により使用される。

- (8) 干渉フィルター：これは、2 枚のガラス板又は 2 個の 45 度のプリズム（合わせて立方体となる。）の間に、例えば、ふっ化マグネシウム及び銀の極めて薄い膜を交互に重ねたものであって、カラーフィルターとして又は光のビームを 2 成分に分離することに使用する。
- (9) ハーフトーンスクリーンその他これに類する印刷用スクリーン（入念に研磨したガラス製の円形又は長方形（正方形を含む。）のスクリーンで、グラビア印刷用又は写真製版用の原画のスクリーンとして使用するもの）：次のいずれかから成る。
 - (i) 非常に細い平行線を刻み付け、線を特殊なワニスで不透明にした 2 枚のガラス板を、両者の線が正しく直角を成すように貼り合わせたもの、又は

- (ii) 1枚のガラス板の上に小さなくぼみ（通常は正方形）を刻み、それを特殊なワニスで不透明にしたもの

上記の光学用品（レンズ、プリズム等）には、着色したもの又は氷晶石、ふっ化カルシウム、ふっ化マグネシウム等を塗布して反射しないようにしたものも含む。このことは、この項における所属の決定に影響を与えない。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 培養した結晶で光学用品でないもの（通常 38.24 項）
- (b) 70.09 項の光学的に研磨してないガラス製の鏡。従って、単に平面又は湾曲した鏡（例えば、ひげそり用又はコンパクト用の鏡）は 70.09 項に属する。
- (c) 光学的に研磨してないガラス製の光学用品（通常、型吹きによる。）（70.14 項の解説参照）
- (d) 70.15 項の光学的に研磨してないガラス（例えば、コンタクトレンズ又は視力矯正用眼鏡のレンズのブランク、保護用眼鏡用のもの、測定機器の目盛盤の保護用のもの等）
- (e) 光学系を構成しない貴金属製又は卑金属製の鏡（71 類又は 83.06）
- (f) 光ファイバー（束にしたものを含む。）用又は光ファイバーケーブル用の接続子（85.36）
- (g) 個々に被覆したファイバーから成る光ファイバーケーブル（85.44）

90.02 レンズ、プリズム、鏡その他の光学用品（材料を問わないものとし、取り付けたもので機器に装着して又は機器の部分品として使用するものに限り、光学的に研磨してないガラス製のものを除く。）

－対物レンズ

9002.11－写真機用、映写機用、投影機用、写真引伸機用又は写真縮小機用のもの

9002.19－その他のもの

9002.20－フィルター

9002.90－その他のもの

この項には、視力矯正用レンズ（フレーム等に取り付けると 90.04 項の眼鏡、長柄眼鏡その他これらに類する物品になるもの）を除いて、90.01 項の解説の（B）から（D）までに記載した物品に、柄又は枠等の恒久的な保持具を取り付けたもので、機器に装着して使用するものを含む。この項の物品は、主として、特定の機器又は機器の部分品を構成するために、他の部分に組み込まれるように設計されている。また、この項には、取り付けた光学用品で、それ自体が単独の器具であるもの（例えば、手持ち式の拡大鏡（90.13）及び医療用又は歯科用の鏡（90.18））を含まない。

上記の規定に従うことを条件として、この項には、次の物品を含む。

- (1) 写真機用、映画撮影機用又は映写機用の対物レンズ、交換レンズ、カラーフィルター、ファインダー等
- (2) 顕微鏡用又は偏光計用の偏光フィルター

- (3) 天体観測用機器、双眼鏡、屈折望遠鏡、顕微鏡等の接眼レンズ及び対物レンズ（偏光式のものを含む。）
- (4) 物理分析用又は化学分析用の機器（偏光計等）に使用するプリズムで、フレーム等を取り付けたもの
- (5) 望遠鏡、映写機、顕微鏡、医療用機器等に使用する鏡で、フレーム等を取り付けたもの
- (6) 灯台用又は航路標識用の光学用品（レンズ又はプリズム）で、パネル又はドラムに取り付けたもの
- (7) フレーム等を取り付けたレンズで、光学台に取り付けて使用することが明らかなもの
- (8) ハーフトーンスクリーンその他これに類する印刷用スクリーンで、フレーム等を取り付けたもの

光学機器の対物レンズとは、物体に面し、後方にその映像を得るレンズ系をいう。レンズが1枚だけのものもあるが、通常は、一群のレンズを一つのフレーム等に取り付けたものである。

接眼レンズとは、眼に接した位置にある光学系で、拡大した映像を見ることができる。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 専ら輸送中の保護を目的として、仮に取り付けた光学用品（90.01）
- (b) 光学的に研磨したガラス製の鏡で、フレーム等を取り付けたものであっても、機器に取り付けて使用しないもの（例えば、ある種のバックミラー、煙突又は排水管の検査用鏡及び風洞観測用の特殊な鏡（90.13））
- (c) 特殊なフレームに取り付けるように作った視力検査用の一組のレンズで、ケースに収納したもの（検眼士が使用するもの）（90.18）

90.03 眼鏡のフレーム及びその部分品

－フレーム

9003.11－プラスチック製のもの

9003.19－その他の材料製のもの

9003.90－部分品

この項には、90.04 項の眼鏡のフレーム及びその部分品を含む（90.04 項の解説参照）。これらは、通常、卑金属製、貴金属製、貴金属を張った金属製、プラスチック製、べっこう製又は真珠光沢を有する貝殻製のものである。また、例えば、保護用眼鏡のフレームで、革製、ゴム製又は織物製のものもある。

眼鏡のフレームの部分品には、サイドピース、サイドピースのしん、ちょうつがい又はジョイント、眼鏡の縁、ブリッジ、鼻あて、鼻眼鏡用のばね機構、長柄眼鏡の柄等がある。

卑金属製のねじ、鎖（固定装置を有しないもの）及びばねは、フレームの部分品には属さず、それぞれ該当する項に属する（この類の注1（f）参照）。

また、この項には、時には眼鏡（spectacles）と称されるが、90.04 項には属しない物品（例

えば、眼科医が眼の検査に使用する特殊な眼鏡 (90. 18)) のフレーム及びその部分品も含まない。

90.04 視力矯正用眼鏡、保護用眼鏡その他の眼鏡

9004. 10－サングラス

9004. 90－その他のもの

この項には、通常、レンズ又はガラスその他の材料製の盾状のものにフレームを取り付けたもので、一般に視力の矯正のために又はちり、煙、ガス等若しくは光線の刺激から目を保護するために目の前の部分において使用するものを含む。また、立体写真用の眼鏡も含む。

視力矯正用に使用する通常的眼鏡、鼻眼鏡、長柄眼鏡、片眼鏡等には、一般に、光学的に研磨したレンズを使用してある。

保護用眼鏡には、通常、平面の又は湾曲したガラス（光学的に研磨してあるかないか又は色付きのものであるかないかを問わない。）、安全ガラス、プラスチック（ポリ（メチルメタクリレート）、ポリスチレン等）、雲母又は金属（金網又は幅の狭い穴をあけた板）を使用してある。保護用眼鏡には、サングラス、登山又はウインタースポーツに使用する眼鏡及び航空機、自動車又はモーターサイクルの運転者用、化学者用、溶接工用、鋳造工用、砂の吹付け機の運転者用、電気技術者用、道路工用、採石工用等のものを含む。

この項には、また水中眼鏡、取り外し可能な眼鏡（例えば、サングラス）（他の眼鏡（通常は、視力矯正用眼鏡）に取り付けて、保護フィルターとして又はある場合には視力矯正の補助として使用するもの。）及びプラスチック製のレンズを取り付けた立体写真（又は映画）用の偏光眼鏡（板紙のフレームを取り付けてあるかないかを問わない。）も含む。

部 分 品

眼鏡その他これに類する物品のフレーム及びその部分品は 90. 03 項に、光学的に研磨してないガラス製のアイピースは 70. 15 項に、光学的に研磨したガラス製のアイピースは 90. 01 項に、ガラス以外の材料製のアイピースは、それが光学系を構成する場合には 90. 01 項に、その他の場合には、この項にそれぞれ属する。

＊

＊ ＊

この項には、眼のみを覆うような眼鏡のみを含み、顔のほぼ全体を覆い又は保護する物品を含まない（例えば、溶接工の面、モーターサイクル運転者用のスクリーン及びアイシェード、水中遊泳用の顔マスク等）。

この項には、次の物品を含まない。

(a) コンタクトレンズ (90. 01)

(b) 眼鏡の形状に作ったオペラグラス、レーシンググラスその他これらに類する物品 (90. 05)

(c) がん具の眼鏡 (95. 03)

(d) カーニバル用品 (95.05)

90.05 双眼鏡、隻眼鏡その他の光学望遠鏡及びその支持具並びに天体観測用機器（電波観測用のものを除く。）及びその支持具

9005.10－双眼鏡

9005.80－その他の機器

9005.90－部分品及び附属品（支持具を含む。）

この項には、次の物品を含む。

- (1) 双眼鏡（例えば、オペラグラス、旅行用又は狩猟用の双眼鏡、軍用双眼鏡（夜間用双眼鏡及び潜望鏡型の双眼鏡を含む。）及び眼鏡型の双眼鏡）
- (2) 狩猟用、旅行用、海洋用、砲撃範囲の確認用、行楽地用（風景又は空を見るもの）等の望遠鏡：これらは、大体固定式（ポケット型その他の望遠鏡）又は焦点を合わせるためのスライド式であり、スタンドに取り付けるように設計したものもある。また、ある種の望遠鏡には、硬貨を挿入すると見ることができる機構を有するものもある。
- (3) 屈折式天体望遠鏡：対物鏡として鏡を有する反射望遠鏡と異なり、屈折望遠鏡の対物レンズは、レンズ系（大口径のものもある。）から成る。これらは、光を損失させる正立用の接眼レンズを備えていない。

この項の屈折望遠鏡には、肉眼により、肉眼及び写真により又は写真のみにより観測する方式のものがある。これらには、写真機が装備されることも多い。当該写真機が、全装置の不可分の一部を構成する場合には、この項に属するが、全装置の不可分の一部を構成しない場合には、写真機は 90.06 項に属する。

- (4) 反射望遠鏡：反射望遠鏡は、最も一般的な天体観測用機器である。一次像を作る対物鏡は凹面の放物面鏡（直径が相当大きい場合もある。）から成り、反射面は銀めっき又はアルミめっきをしてある。

反射望遠鏡は、必要な機器を装備した大型構造物である台に取り付けるように設計してある場合が多い。また装備した写真機が全装置の不可分の一部を構成する場合には、写真機はこの項に属するが、全装置の不可分の一部を構成しない場合には、当該写真機は 90.06 項に属する。

この項には、しばしばシュミットカメラと称するシュミット式の反射望遠鏡も含む。これは、専ら天体の写真観測に使用され、球面鏡と、その弧の中心に、鏡に平行に置かれた補正板とを使用しており、像は、焦点の凸面のフィルムに記録される。

- (5) 光電子増倍管又はイメージ変換管を取り付けた天体望遠鏡：この種の望遠鏡においては、接眼レンズの位置に置かれた光電面から、入射光のエネルギーにより自由電子が放出される。この電子は、増幅されて望遠鏡に入射した元の光量が測定されるか又は写真乾板若しくは蛍光スクリーンに（例えば、磁気レンズにより）焦点を定めて像を結ぶ。
- (6) 子午儀：子午儀は、観測地点における天体の見かけの子午線通過（地球の回転によるもの）

を観測することに使用される。これは基本的には、東西方向の水平軸上に設置され、子午面内で移動するように作られた望遠鏡から成る。

- (7) 赤道儀：これは、望遠鏡を、地軸に平行な軸（極軸）及びこの軸に対して垂直な軸（赤緯軸）の両軸を回転軸とするように赤道儀台上に設置したものである。
- (8) 天頂儀：これは、望遠鏡を、水平軸及び垂直軸の周囲を回転できるように設置したものである。
- (9) 経緯儀：これは、望遠鏡は水平軸を回転軸とするが、そのマウントは垂直軸を回転軸とするもので、高度と方位角を測定することができるようになっている。これと同じ原理によった小型のもので、土地測量に使用する経緯儀 (theodolite) は、この項には属しない (90. 15)。
- (10) シーロスタット：水平又は垂直の方向に固定した望遠鏡又は単光太陽写真機（スペクトロヘリオグラフ）に天空の任意の一部を反射させて、観測を容易にするようにした装置である。基本的には2枚の平面鏡から成り、そのうちの1枚は、時計機構によって48時間で1回転するように制御されている。

ヘリオスタット及びシデロスタットは、シーロスタットの特殊なタイプのもので、天体観測用に使用する。また、土地測量に使用するある種の機器でヘリオスタットと呼ばれるものがあるが、これは、この項には属しない (90. 15)。

- (11) 単光太陽写真機（スペクトロヘリオグラフ）及び単光太陽望遠鏡（スペクトロヘリオスコープ）：いずれも太陽の研究に使用する。スペクトロヘリオグラフは、所要の波長の光によって太陽写真を撮影することに使用するもので、スリットを有する分光器を接眼レンズの位置に置いて所定の波長の光のみが通過して写真乾板上に届くようになっている。スペクトロヘリオスコープは、スペクトロヘリオグラフと同一の原理に基づいて作動するが、太陽が肉眼で見えるように、急速に振動するスリットを使用してある。他の方法（例えば、固定したスリット及び回転するガラスプリズムを使用する方法）でも同じ結果が得られる。
- (12) 太陽儀（ヘリオメーター）：望遠鏡の対物レンズが直径に沿って二つに分割され、その二つの半截レンズが動けるようになっているものである。太陽の視直径及び二つの天体間の角距離の測定に使用する。
- (13) コロナグラフその他これに類する機器：皆既日食時以外の太陽コロナ観測に使用する。

この項には、赤外線を利用する、すなわち、拡大した赤外線の像を可視像に変化させるイメージ変換管を内蔵する望遠鏡及び双眼鏡も含む。この赤外双眼鏡等は、夜間使用され、特に軍用に使用される。望遠鏡、双眼鏡及びこれらに類するもので、光増幅器（イメージ増強装置として知られている。）を利用し、可視限界以下のものを、可視可能なレベルの明るさへ増加させるものも含む。

ただし、この類の注4の規定により、この項には、武器用望遠照準器、潜水艦用又は戦車用の潜望鏡、この類の機器用の望遠鏡（例えば、経緯儀、水準器その他の測量機器に取り付けて使用する望遠鏡）及び16部の機器用の望遠鏡を含まない (90. 13)。

部分品及び附属品

この類の注1及び注2の規定（この類の総説参照）に基づき、この項には、この項の物品の部

分品及び附属品を含む。これらには、フレーム、ハウジング、管、マウント並びに惑星の直径を測定するために赤道儀に使用する測微マイクロメーター（これは、望遠鏡の接眼レンズに取り付け、2個の固定ワイヤーと1個の可動ワイヤーを持った目盛り付き円盤から成る。）並びに天体観測用機器を作動させる電動機に使用するゲーリッシュドライブを含む。

＊

＊ ＊

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 上部構造物で、この項の機器を据え付け又はそれらへの接近を容易にするもの（ドーム、プラットフォーム、制御盤等）（それぞれ該当する項（例えば、15 部）に属する。）
- (b) 鏡、レンズ、プリズム等の光学用品で単独で提示するもの（90. 01 又は 90. 02）
- (c) 天文学において天空の写真と比較して新星を発見することに使用するプリント顕微鏡（90. 11）
- (d) ドア用ののぞき窓 (Door eyes) 又はドア用の透過ビューアー (through door viewers) (90. 13)
- (e) 星に対して地上のある地点の位置を測定する機器（例えば、六分儀）(90. 14)
- (f) スペクトル写真研究用のマイクロフォトメーター及びマイクロデンシトメーター（90. 27）
- (g) 天文学用の時計（91 類）

90. 06 写真機（映画用撮影機を除く。）並びに写真用のせん光器具及びせん光電球（第 85. 39 項の放電管を除く。）

9006. 30—水中用、航空測量用又は内臓の医学的検診用に特に設計した写真機及び法廷用又は鑑識用の比較カメラ

9006. 40—インスタントプリントカメラ

—その他の写真機

9006. 53—幅が 35 ミリメートルのロールフィルムを使用するもの

9006. 59—その他のもの

—写真用のせん光器具及びせん光電球

9006. 61—せん光器具（放電管を使用したもの（電子式のもの）に限る。）

9006. 69—その他のもの

—部分品及び附属品

9006. 91—写真機用のもの

9006. 99—その他のもの

（I）写真機（映画用撮影機を除く。）

このグループには、すべての写真機（映画用撮影機を除き、プロ用若しくはアマチュア用のいずれであるか、又は光学用品（対物レンズ、ファインダー等）とともに提示するかしないかを問わない。）を含む。写真機は、化学フィルム（例えば、塩化銀）、乾板又は紙に光学システムからのイメージ又は光を露光させることにより、フィルム、乾板又は紙に化学変化を生じさせるもの

である。可視イメージにするには、更に処理が必要である。

写真機には、多くの異なった型式のものがあるが、普通の型式のものは、基本的には暗箱、レンズ、シャッター、絞り、乾板又はフィルムのホルダー及びファインダーから成る。これらの基本的要素が異なることによって写真機の種類も異なっており、次のような物品がある。

- (A) 箱型写真機：最も簡単な型式のものである。
- (B) 折畳み式写真機：スタジオ用のものとアマチュア用のものがある。
- (C) レフレックスカメラ：この種のカメラの多くのものは、対物レンズのとらえた像が特殊プリズムにより鏡からファインダーに投射されるものである（一眼レフレックス）。この種の写真機でその他のものは、2番目の対物レンズを有するもので、ここからの像が写真機の上部のスクリーンに投射されるものである（二眼レフレックス）。
- (D) ポケットカメラ：一般的にはフィルムカセットを使用するが、ディスクを使用するタイプのものもある。

これらのカメラには、自動フォーカスシステム、フィルム巻取り用モータードライブ、インテグラルフラッシュ（integral flash）及び液晶ディスプレイが組み込まれたものもあり、これらは全てマイクロプロセッサで制御される。

このグループの写真機には、次の物品を含む。

- (1) ステレオカメラ：2個の全く同じレンズと、同時に二つの像を露出するシャッターを有する。
- (2) パノラマカメラ：広い風景又は人物の長い列の写真撮影に使用する。写真機は垂直軸のまわりを一定速度で回転し、垂直のスリットが乾板上又はフィルム上を移動して露出を行う。
- (3) 記録用写真機：一般にシャッターを持たず、フィルムはレンズの背後で連続的に移動する。通常、他の機器（例えば、陰極線オシロスコープ）と結合して使用し、一時的で、超高速の現象の記録に使用する。
- (4) インスタントプリントカメラ（可搬式又はキャビネット型のもの）：露出及び現像を自動的に行い、短時間で写真が仕上がるもの。硬貨、トークン（token）又は磁気カードで作動するキャビネットタイプ型のインスタントプリントカメラは、このグループに属し、84.76 項には属しない。
- (5) 広角レンズ付き写真機：広い視野を撮影することができる。地平の全周を撮るためには特殊なレンズを使用する。極端な広角カメラとしては、シャッターと同期して、露光の間、レンズがスイングするものがある。
- (6) 使い捨てカメラ：single-use 又は one-time use カメラとして知られているもの。フィルムが装填されていて、一般に、使用後、フィルム交換はできない。
- (7) ビューカメラ：固定したベース上をスイングする前後のパネルに取り付けられている柔軟なベローズから成る。前方パネルはボードにはめ込まれたレンズを固定し、後方パネルはフィルムホルダーを有している。ベローズはレンズボードとフィルムホルダーを接続し、それぞれが、他方と無関係に自由に動くことを可能としている。
- (8) 気密ケース又は防水ケースに入った写真機：水中写真用のもの
- (9) 自動シャッター付き写真機（例えば、電子的に作動するシャッターを有するもの）：シャッ

ターは、ウォッチムーブメントにより制御され、一定間隔で一連の写真を撮影することができるよう設計してある。この種のものには、相手に気付かれずに写真を撮る写真機も含む。この写真機には、シャッター作動機構の回路に光電池を取り付けてあり、あるものは、小型腕時計の形をしている。

- (10) 航空測量用写真機：一定間隔で連続して写真撮影を行い、一部重複した帯状の地上の写真を撮るもの。複数のレンズを有し、垂直及び斜めの地上写真をとる写真機もある。このグループには、航空写真測量用の写真機を含む。
 - (11) 地上写真測量用写真機：同時に写真撮影するために、連動した2台の写真機を三脚に固定したもの。この写真機は、主として考古学の研究、遺跡の記録又は交通事故現場の記録に使用する。
 - (12) 法廷用又は鑑識用の比較カメラ：二つの物品を同時に写真に撮り、その映像を比較するもの。指紋の対照、偽造品の鑑定等に使用する。
 - (13) 医療用写真機（例えば、胃の検診に使用する胃カメラ。これらの目的に使用するビデオカメラは、この項には属しない（85.25）。）
 - (14) マイクロ写真撮影用写真機
 - (15) 文書複写に使用する写真機：手紙、領収書、小切手、為替手形、注文書等の文書を複写する。マイクロフィルム、マイクロフィッシュその他のマイクロフォーム又は感光紙に記録するものを含む。
 - (16) 通常、デジタルフォーマットから、感光フィルム上に、レーザー光線を使って、（プリント配線板の）潜像（後で、プリント配線板の製造に使用される。）を作るためのレーザーフォトリソグラフィープロッター。本品は、キーボード、スクリーン（陰極線管）、ラスターイメージプロセッサ及びイメージ再生機で構成される。
 - (17) 製版に使用する写真機：印刷用のプレート又はシリンダーを写真的方法により調製するために使用する。これには大型のものがああり、また、上記の写真機とは相当異なったものである。このグループには、次のような物品を含む。
 - (i) 立型又は横型の製版用写真機、三色分解写真機等
 - (ii) 手又は機械で組んだ版を撮影する写真機
 - (iii) 図（写真、スライド写真等）の原色を選択する機器：基本的には、光学装置及び電子式計算機から成り、網目をかけて、補正されたネガ（印刷用プレートの調製に使用する。）を写真撮影の方法により作るように設計してある。
 - (iv) 通常、デジタルフォーマットから感光フィルム上にレーザー光線を使って、潜像（例えば、デジタル図画を再生するために使用される、連続色調のカラーズライド）を作るためのレーザーフォトリソグラフィープロッター。画像を再生するため、最初に、原色（シアン（青緑）、マゼンタ（赤紫）及びイエロー（黄））が選択され、次に、それぞれの色は、自動データ処理機械又はラスターイメージプロセッサにより、個別にラスター化されたデータに変換される。ラスターイメージプロセッサは、フォトリソグラフィープロッターと一体と成っていることもある。
- 印刷用のプレート又はシリンダーを感光式方法又は感熱式方法により調製する機器はこの項には属せず、84.43 項に属する。写真引伸機及び写真縮小機は 90.08 項に属する。

(II) 写真用のせん光器具及びせん光電球

このグループには、プロカメラマン若しくはアマチュアカメラマンが使用する又は現像所若しくはグラビア製版工程において使用する写真用のせん光器具及びせん光電球を含む。

これらの器具は、極めて短い時間に非常に強い光（せん光）を発することにより、94.05 項の写真照明器具とは区別される。

写真用のせん光は、電氣的若しくは機械的な点火装置又は放電管（85.39 項の解説参照）により得られる。

このグループには、次のような物品を含む。

(1) 単独のせん光電球

せん光は、電流によって誘発された化学反応により発生する。せん光電球は 1 回しか使用できず、活性物質及び点火装置（フィラメント又は電極）を封入した管から成る。

最も一般的な型式のものには、次のような物品がある。

(i) 例えば、アルミニウム、ジルコニウム、アルミニウム・マグネシウム合金又はアルミニウム・ジルコニウム合金の線又は細断したストリップを含有し、酸素を充てんした管

(ii) 管の内部で、1 種類以上の金属（例えば、ジルコニウム）の粉と酸化剤とを混合したペーストを球状にして電極に取り付けた管

(2) フラッシュキューブ

これは、4 個のせん光電球及び 4 個の反射鏡を有する立方体の形にしたもので、キューブ内の各電球は電氣的な方法又は爆発性物質による機械的衝撃による方法のいずれかにより順次点火される。

(3) 電池式せん光電球

これは、電池及び電氣的に点火するせん光電球又はフラッシュキューブを有し、通常、写真機のシャッターと連動して作動する。

放電管を使用した機器は、より複雑であり、単一のユニットとして組み込んであるか又はいくつかの部分から成るものであるかを問わず、通常次のものから成る。

(A) 送配電系統、電池又は蓄電池により作動するパワーパック：これはコンデンサーの蓄電及び放電の原理に基づき作動するものであり、通常、写真機のシャッターに組み込まれたシンクロナイザーによって制御される。ある種の型式のものは、せん光の強さ及び時間を変化させるための機構を有している。

(B) 台及び反射鏡を有する放電管

(C) 調節用電球

(D) 予備のせん光電球を接続するためのソケット

せん光電球の台及び反射鏡を有しないが、放電機構のほかにせん光放射装置並びに場合によってはせん光の強さ及び時間を変化させるための補助装置から成るパワーパックは、完成した機器としての重要な特性を有する未完成の機器としてこの項に属する。

この類の注1及び注2の規定（この類の総説参照）に基づき、この項には、この項の物品の部分品及び附属品を含む。当該部分品及び附属品には、次のような物品を含む。

写真機のボディー、ベローズ、ボール式又はソケット式の雲台、シャッター、絞り、シャッターレリーズ（遅れて作動させるためのものを含む。）、乾板用又はフィルム用のマガジン、レンズフード及び捜査写真用の特殊なスタンド又はベース（写真機が取り付けられるものであり、写真機の高さを変えるための調整可能で、キャリブレートされたマスト及び放電管を有していることが多い。）。

ただし、この項には、一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品を含まない（96.20）。

＊

＊ ＊

この項には、写真撮影の方法によって映像を記録するための装置を有するが、基本的には他の目的のために作った機器（例えば、望遠鏡、顕微鏡、分光写真器及びストロボスコープ）を含まない。ただし、単独で提示する写真機は、たとえそれが、他の機器（望遠鏡、顕微鏡、分光写真器、写真式経緯儀、ストロボスコープ等）に専用の部分品であっても、それぞれの機器の部分品としてはみなさず、この項に属する。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) ハーフトンスクリーンその他これに類する印刷用スクリーン（37.05、90.01、90.02等）
- (b) 感光式複写機及び感熱式複写機（84.43）
- (c) デジタルカメラ（85.25）
- (d) デジタルカメラの後方部分（85.29）
- (e) 電気式のせん光放電管（85.39）
- (f) 90.08項の写真引伸機及び写真縮小機
- (g) 電子線回折機器（90.12）
- (h) 写真用の距離計（90.15）及び露出計（写真機に取り付けるように設計してあるかないかを問わない。）（90.27）
- (ij) X線回折用写真機（結晶分析用X線装置と連係して使用する。）及び放射線写真用機器（90.22）

90.07 映画用の撮影機及び映写機（録音装置又は音声再生装置を自蔵するかしないかを問わない。）

9007.10－撮影機

9007.20－映写機

一部分品及び附属品

9007.91－撮影機用のもの

9007.92－映写機用のもの

この項には、次の物品を含む。

- (A) 映画（顕微鏡映画を含む。）用の撮影機：これらの原理は 90.06 項の写真機に類しているが、特に一連の写真を高速度で連続して撮影することができるという特徴を有している。
- (B) 映画用の撮影機（映像と音声を同一フィルムに記録するもの）
- (C) 映画用の映写機：これは映画（同一フィルム上にサウンドトラックを有するか有しないかを問わない。）の映写用の機器で固定式又は可搬式のものがある。映写機は、基本的には、光源、反射器、コンデンサーレンズ（集光レンズ）及び映写レンズから成る光学系を有する。また、通常、maltese cross movement から成る機構も有する。当該機構は、フィルムがその撮影速度と同じ速度で光学系を通過するように、フィルムを間けつ的に引張り、フィルムが projection gate を通して交換される時には、光源を切る。映画用の映写機の光源には、普通アーク灯を使用するが、フィラメント電球を使用するものもある。映画用の映写機には、フィルムの巻取り装置及びファンが装備されているものがある。映写機には、水冷装置が装備されているものもある。

この項には、特殊な映写機も含む。例えば、写真に撮った事象を科学的に研究することができるように各種の倍率で光学的平面に投影する映写機で、画面は 1 コマごと又は毎秒のコマ数を変えて連続的に観察することができる。一方、フィルム編集用に特に設計した動画のビューアー（animated viewers）はこの項には属しない（90.10）。

映画用の映写機には、録音機又は音声再生機を自蔵するものがあり、これらには、光電式サウンドヘッド及び電荷結合素子（CCD）を読み取り装置に組み込んだものがある。多くの商業フィルムのサウンドトラックは、アナログ及びデジタルのデュアルフォーマットでプリントされている。アナログフォーマットのサウンドトラックは、フィルムのフレームとスプロケットとの間にプリントされている。それに対し、デジタルフォーマットのサウンドトラックは、フィルムの端（フィルムのスプロケットの外側）又はフィルムのスプロケットの間にプリントされている。商業フィルムの中には、アナログサウンドトラック及びデジタルタイムコード情報のみをフィルムの端にプリントされているものがある。この場合、デジタルサウンドトラックはフィルムにプリントされておらず、CD-ROM に、別途記録されている。フィルムが読み取り機を通る際、光電式サウンドヘッドがアナログサウンドトラックを読み取り、電荷結合素子（CCD）がデジタルサウンドトラックを読み取る。デジタルサウンドトラックがフィルムに無い場合、CCD は、動画の投影と CD-ROM からの音声とを同期させるためのタイムコード情報を読み取る。デュアルフォーマットのサウンドトラックのプリントは、一方のサウンドトラックフォーマットが欠損した場合又は音声再生装置がデュアルフォーマット読み取り能力を持っていない場合でも、音声を再生することを可能とする。

他の映画用の映写機は、光電式若しくは磁気式（サウンドトラックの録音方式による。）のサウンドヘッドを有するか、又はどちらでも使用できるようにその両者を有するものがある。

この項には、映画用の撮影機等を含み、それは、映画産業用又はアマチュア用のいずれであるかを問わない。この項には、また映画用の特殊な撮影機（例えば、航空機に取り付けるように設計したもの、水中映画用の防水撮影機並びにカラー用、3次元立体映画用又はパノ

ラマ映画用の撮影機及び映写機)を含む。

この項には、光学式部分品を伴わずに提示する映画用機器を含む。

部分品及び附属品

この類の注1及び注2の規定（この類の総説参照）に基づき、この項には、この項の物品の部分品及び附属品を含む。当該部分品及び附属品には、次のような物品を含む。

撮影機のボディー、スタンド、ボール式又はソケット式の雲台、電動機の騒音消去用のケーシング (blimps)、可搬式の映画用映写機のケースで映写機のスタンドとして使用することができるように設計してあるもの、フィルム清浄機（写真作業室用のものを除く。これらは 90.10 項に属する。）並びに映画用の映写機との間でフィルムの供給及び巻取りを同時に行うように設計された多層フィルムサイクリングスプール。

ただし、この項には、一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品を含まない (96.20)。

＊

＊ ＊

映画により記録する機器（例えば、顕微鏡及びストロボスコープ）に関しては、90.06 項の解説の対応する部分を参照のこと。

＊

＊ ＊

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 84 類の持上げ用又は荷扱い用の機器（例えば、移動式撮影機台）
- (b) マイクロホン、拡声器及び可聴周波増幅器（この項の機器とともに提示され、かつ、その不可分の一部を構成するものを除く。）(85.18)
- (c) 録音機、音声再生機、テレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器（85.19 及び 85.21）
- (d) 光電式サウンドヘッド (85.22)
- (e) テレビジョンカメラ (85.25)
- (f) ビデオプロジェクター (85.28)
- (g) 映画用の材料の処理に使用する機器（例えば、スプライサー、編集台等）(90.10)
- (h) がん具の映画用の映写機 (95.03)

90.08 投影機、写真引伸機及び写真縮小機（映画用のものを除く。）

9008.50－投影機、引伸機及び縮小機

9008.90－部分品及び附属品

- (A) 前項の機器は、動画をスクリーンに拡大投影するものであるのに対し、この項の機器は静止画を投影するように設計したものである。最も一般的なものは幻灯機（ダイアスコープ）で、透明体（静止画を有する幻灯スライド又はポジフィルム）の映像を投影することに使用

する。これは二つのレンズを有しており、1 番目の集光レンズは光源の像を 2 番目の撮影レンズ上に映し出す。透明体は二つのレンズの間に置かれ、そして投影レンズによりその像がスクリーンに投影される。強力な光源が使用され、そこから発した光は反射器により集光される。スライドは、手動式、半自動式（電磁石により又はオペレーターが制御する電動機により）又は自動式（タイマーによる。）により交換される。

ある種のダイアスコープ（オーバーヘッドプロジェクター）は、透明なポジに書いた又は印刷した文章の投影用に大きな対物面を有する。

エピスコープは、不透明体に強い光を当てて、その明るく光る像を拡大してスクリーンに投影する投影機である。光を直接物体の表面に照射して、その表面からの反射光がレンズを通してスクリーン上に写し出される。

エピディアスコープは、幻灯機としても又はエピスコープとしても使用できる投影機である。

この項には、学校、講義室等において使用するスライド映写機その他の静止画投影機、スペクトル投影機、放射線写真投影用の機器、マイクロフィルム、マイクロフィッシュその他のマイクロフォームの拡大式リーダー（補助的にこれらの文書の感光式複写を行うか行わないかを問わない。）及び印刷用のプレート及びシリンダーの調製に使用する投影機を含む。

この項には、また、スライドの拡大像を投影する小型のスクリーンを自蔵する映写機を含む。

(B) この項には、また、写真引伸機及び写真縮小機（映画用のものを除く。）を含む。これらは普通、光源、散光用スクリーン又は集光レンズ、ネガホルダー、焦点調節装置（自動式のものが多。）を有する一以上の対物レンズ及び感光紙保持用の架台から成り、これらの部分品は水平又は垂直の調整式の支持台に取り付けられている。

印刷用のプレート及びシリンダーの調製に使用する写真引伸機及び写真縮小機もこの項に属する。

＊

＊ ＊

上記の機器は、光学式の部分品とともに提示するかしないかを問わず、この項に属する。ただし、単独で提示する光学用品は、この項には属しない（90.01 又は 90.02）。

部分品及び附属品

この類の注 1 及び注 2 の規定（この類の総説参照）に基づき、この項には、この項の物品の部分品及び附属品を含む。当該部分品及び附属品には、ボディ、フレーム、支持具、引伸機のマスクフレーム及びマイクロフィルム又はマイクロフィッシュ供給機を含む。

＊

＊ ＊

この項には、次の物品を含まない。

- (a) ハーフトーンスクリーンその他これに類する印刷用スクリーン（37.05、90.01、90.02 等）
- (b) マイクロフィルム用感光式複写機（光学的機構を有し、像の位置決め用の小さなガラス製

- のスクリーンを有するもの) (84. 43)
- (c) 感光性の表面を有する半導体材料に回路図を投影する装置 (プロジェクションマスクアライメント) (84. 86)
- (d) プロジェクター、プロジェクションパネル、ディスプレイ・ユニット又はモニター (85. 28)
- (e) 映画用の縮小機及び引伸機 (例えば、オリジナルのフィルムから異なるサイズの複写フィルムを作成することに使用するもの) (90. 10)
- (f) 拡大用レンズを一つ取り付けしたスライドビューアーでスライド写真の検査に使用するもの (90. 13)
- (g) 写真測量用のひずみ補正機 (復元機) (90. 15)
- (h) 輪郭投影機 (90. 31)
- (ij) がん具の幻灯機 (95. 03)

90. 10 写真用又は映画用の材料の現像、焼付けその他の処理に使用する機器 (この類の他の項に該当するものを除く。)、ネガトスコープ及び映写用又は投影用のスクリーン

9010. 10—写真用又は映画用の自動現像機 (ロール状のフィルム及び紙を処理するものに限る。)
及び現像したフィルムをロール状の写真用の紙に自動的に露光する機器
9010. 50—その他の写真用又は映画用の材料の現像、焼付けその他の処理に使用する機器及びネガトスコープ
9010. 60—映写用又は投影用のスクリーン
9010. 90—部分品及び附属品

(I) 写真用又は映画用の材料の現像、焼付けその他の処理に使用する機器 (この類の他の項に該当するものを除く。)

このグループには、次の物品を含む。

- (A) ロール状の写真フィルムを現像するため又は現像した写真フィルムをロール状の写真用の紙に露光するために使用する自動機器
- (B) フィルム現像タンク：これには金属製、プラスチック製、石製等のものがある。一般に、支持棒、フィルムを液槽から取り出すバスケット等の装置を自蔵する。フィルムのすすぎ、定着及び洗浄に使用するものもある。
- (C) 現像用の皿 (プラスチック製、ステンレス鋼製、ほうろう引きの鉄の板製のもの等)：写真作業専用であることが明らかなものに限るものとし、他の用途にも使用するもの (例えば、実験室又は病院で使用するはん用性のもの) を含まない。
- (D) ネガ洗浄用のタンク (回転式洗浄装置を含む。)
- (E) 印画紙乾燥器、つや出し器及び乾燥つや出し器 (一面式、二面式、回転式等)、乾燥機 (手動式等)、ローラースクイージー並びにステンレス鋼の磨き板又はクロムめっきした板で、(D) 項の物品に使用することが明らかなもの (乾燥器に取り付けられるものと分離して使用するものとがある。)

- (F) 密着焼付け機（真空焼付け機を含むものとし、金属製のものと及び金属と木とから成るものがある。）、焼付け用機械（プロ用又はアマチュア用）、露光のみを行い現像器を有しない（illuminated frame）。
- (G) フィルム切断機（写真用又は映画用のものに限る。）
- (H) ネガ修正用の支持枠
- (IJ) 写真用の台紙張付け機
- (K) 映画用の特殊な機器：次のような物品がある。
- (1) フィルム現像機（自動式であるかないかを問わない。）
 - (2) フィルム切断機（例えば、35 ミリメートルフィルムを2本の16 ミリメートルフィルムにカットするもの）
 - (3) 焼付け機並びに映画用の縮小機及び引伸機（光学式焼付け機）
 - (4) 特殊効果（光学的効果）を作るための機械
 - (5) サウンドフィルムの編集用及び同期用の音声制御装置
 - (6) フィルム上のサウンドトラックの像を時間的に伸ばして拡大して紙テープ上に複写する記録機（音声の同期編集用及びダビング用に使用する。）
 - (7) フィルム清浄機、使用して欠陥のできたネガフィルムを再焼付けする前に処理する機械、清浄及び処理の兼用機械並びにネガフィルム清浄機
 - (8) フィルムの乳剤を塗布した側の両縁に薄いろの被膜を付けるろう引き用機械
 - (9) 接合機（手動式又はペダル式等）
 - (10) フィルム編集機：これは、普通映像ヘッド及びサウンドヘッドを備えている。この機械は、例えば、サウンドトラックと映像とを同期させることに使用する。
単独で提示する映像ヘッド及び同期用機器においてフレームビューアーとともに使用するサウンドヘッドを有する装置もこの項に属する。ただし、単独で提示するサウンドヘッドは、この項には属しない（85.22）。
 - (11) 複写フィルムにせん孔して番号を付ける機械
 - (12) フィルム操作用編集台（これにはスプール式巻取り機を取り付けてある。）、ネガ用（例えば、焼付け後）の特殊なフィルム巻取り機、フィルムの長さを測るフィルムメジャー及びフィート数のカウンター（単独で提示するカウンター機構は属しない（90.29）。）
 - (13) フィルムにタイトルをつける装置
 - (14) プリントした映画フィルムの編集用のフィルムビューアー：このビューアーは、録音機又は音声再生機と結合されることもある。
- (L) 静止画像用のフィルムビューアー：現像室で写真のネガを検査するためのもの
- (M) 複製作業に使用する特殊機器（84.43 項の感光式複写機でないもの。例えば、アンモニア蒸気法により特殊な感光紙を現像する機器）

（Ⅱ）ネガトスコープ

ネガトスコープは、主として放射線写真又は無線電送写真の検査に使用する。これには、壁に据え付けた照明箱式のものから自動マガジン装てん式レントゲン写真ビューアーまで非常に異な

った種類のものがある。

(Ⅲ) 映写用又は投影用のスクリーン

これらのスクリーンは、映画館、学校、講義室等において使用する。これらには立体映画用の映写用スクリーンを含むほか、可搬式のスクリーンで巻いてさやに入れたもの及び箱に収納したもの（三脚に取り付けるもの、テーブルに取り付けるもの又は天井からつり下げる方式のもの）を含む。

これらは、白色又は銀色に塗布した織物製、ガラスの粉（マイクロスフィア）を付着させた織物製又はプラスチックシート製のものが多く、これらの織物又はプラスチックシートには一般に細かい穴があげられている。ただし、この項に属するものは、明らかに映写用又は投影用のものとして認められるもの（例えば、縁どり又はひもを通す穴による。）でなければならない。

部分品及び附属品

この類の注1及び注2の規定（この類の総説参照）に基づき、この項の機器に専ら又は主として使用すると認められる部分品及び附属品は、この項に属する。

＊

＊ ＊

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 写真用又は映画用のスタジオ用の機器（例えば、照明装置、反射器、スポットライト、各種の電気式照明器具、音響効果装置、マイクロホン用のブーム、背景等がある。これらはそれぞれ該当する項に属する。）
- (b) ハーフトーンスクリーンその他これに類する印刷用スクリーン（37.05、90.01、90.02等）
- (c) 紙又は板紙の切断機（84.41）
- (d) 感光性の表面を有する半導体材料に回路図を投影し又は描画する装置（84.86）
- (e) 拡声器、マイクロホン及び可聴周波増幅器（この項の機器とともに提示され、かつ、この項の機器の不可分の一部を構成するものを除く。）（85.18）
- (f) 文書記録用の写真機（マイクロフィルム、マイクロフィッシュその他のマイクロフォームに記録するものに限る。）（90.06）
- (g) X線用の蛍光スクリーン及び増感スクリーン（90.22）
- (h) 露出の計算盤及び計算尺（90.17）並びに露出計、光度計、濃度計及び色温度計（90.27）
- (ij) 写真に番号を付ける手動式スタンプ（96.11）

90.11 光学顕微鏡（顕微鏡写真用、顕微鏡映画用又は顕微鏡投影用のものを含む。）

9011.10－双眼実体顕微鏡

9011.20－その他の顕微鏡（顕微鏡写真用、顕微鏡映画用又は顕微鏡投影用のものに限る。）

9011.80－その他の顕微鏡

9011.90－部分品及び附属品

90.13 項の拡大鏡が比較的低倍率の拡大を一段階行うのみであるのに対し、この項の顕微鏡は、一度拡大した物体の像を観察するために、更に第二段階の拡大を行うものである。

光学顕微鏡は、通常、次の機構から成る。

(I) 基本的には、物体の拡大像を得る対物レンズ及びその拡大像を更に拡大する接眼レンズから成る光学系。この光学系は、通常、更に物体を下部から照明する（鏡を使用し、外部の又は組み込んだ光源によって照明する。）機構及び鏡からの光線を物体に照射する集光レンズを備えている。

(II) ステージ、1 個又は 2 個（これは顕微鏡が隻眼か双眼かによる。）の接眼レンズホルダー鏡筒及び対物レンズホルダー鏡筒（一般に回転式である。）

これらのすべてが、アーム、ブラケットその他各種の調整用の附属品を取り付けたスタンドに固定されている。

この項には、アマチュア、教師等が使用する顕微鏡及び工業用又は研究室用の顕微鏡を含む。これらは、光学用品（対物レンズ、接眼レンズ、反射鏡等）とともに提示するかしないかを問わずこの項に属する。

この項には、万能顕微鏡、偏光顕微鏡、金属顕微鏡、双眼実体顕微鏡、位相差顕微鏡、干渉顕微鏡、反射顕微鏡、描画装置を有する顕微鏡、時計の石を検査する特殊な顕微鏡、加熱用又は冷却用の装置付きのステージを有する顕微鏡を含む。

特殊用途用の顕微鏡には、次のような物品を含む。

(1) 旋毛虫検査鏡：一種の投影顕微鏡で、旋毛虫汚染肉の検査に使用する。

(2) 生産工程において使用する測定用又は検査用の顕微鏡：普通の顕微鏡を使用することもあるが機械に取り付けるように設計した特殊な型式のものもある。これには、次のような物品を含む。

比較顕微鏡（精密仕上品の表面と、標準品の表面とを比較する。）、座標読取り用の顕微鏡（時計の部分品の位置決め用）、工具製作用その他の測定用顕微鏡（ねじ、輪郭、ギヤカッター又は切削工具の歯形等の検査用）、検査する物体の上に直接置いて見る小型の可搬式顕微鏡（ブリネル硬さ試験用又は印刷用の活字、ブロック等の検査用）、しん出し顕微鏡（加工に先立ち工作物を正確な位置に据えるために、工具の代わりに加工機械の主軸に取り付けられる。）等。

上記の機器の中には、その顕微鏡の頭部に小円状のスクリーンを有する投影機を取り付けたものもある（例えば、加工部分の輪郭の検査用のもの）。

(3) 理化学用の測定用顕微鏡（例えば、スペクトルの線間隔測定用のもの）

(4) 外科用マイクロスコープ：身体の極めて小さな部位の手術時に外科医が使用する。光源は 3 次元イメージを提供する独立した光路を生じる。

＊

＊ ＊

この項には、次の物品も含む。

(A) 顕微鏡写真用又は顕微鏡映画用の顕微鏡：この装置は、試料の肉眼観察のほかに拡大され

た像の写真記録も合わせて行うことができるものである。本品には、写真機又は映画用撮影機（通常、この目的に特に設計したもの）を恒久的に結合した顕微鏡及び通常の写真機又は映画用撮影機を簡単な取付具により一時的に固定することができる普通の顕微鏡がある。

顕微鏡写真用又は顕微鏡映画用の写真機及び映画用撮影機で、単独で提示するものは、この項には属しない（それぞれ 90.06 又は 90.07）。

(B) 拡大装置付きの顕微鏡投影用顕微鏡：この装置に組み込んだ顕微鏡により拡大した像を水平又は垂直に投影することに使用する。これは、焦点を急速に変えることができる特別の顕微鏡を装備しており、教育用、科学用又は医学用の展示室、研究室等において使用する。

部分品及び附属品

この類の注 1 及び注 2 の規定（この類の総説参照）に基づき、顕微鏡に専ら又は主として使用すると認められる部分品及び附属品は、この項に属する。これらには、次のような物品を含む。

スタンド（ブラケット、台等）、接眼レンズホルダー鏡筒及び回転式対物レンズホルダー鏡筒（レンズを有するか有しないかを問わない。）、試料用ステージ（加熱用又は冷却用の装置付きのものを含む。）、試料案内装置、映像をスケッチすることができるようにするための光学式の附属装置、絞り調節レバー等

＊

＊ ＊

この項には、次の物品を含まない。

- (a) ガラス製のスライドグラス及びカバーグラス（70.17）
- (b) 眼科用の双眼鏡型の顕微鏡（90.18）
- (c) 顕微鏡による研究用に調製したプレパラート（90.23）
- (d) ミクロトーム及び屈折計（90.27）
- (e) 輪郭投影機その他の機械部分品検査用の光学装置を有する機器で、顕微鏡及び顕微鏡投影用の機器でないもの（例えば、光学式コンパレーター及び測定用ベンチ）（90.31）

90.12 顕微鏡（光学顕微鏡を除く。）及び回折機器

9012.10－顕微鏡（光学顕微鏡を除く。）及び回折機器

9012.90－部分品及び附属品

この項には、次のような物品を含む。

(A) 電子顕微鏡：これは、光線の代わりに電子ビームを使用するという点において光学顕微鏡と異なる。

電子顕微鏡の標準型式のものは、下記の装置を一つのユニットとして共通のフレーム内に収納したものである。

- (1) 電子を放出し及び加速する装置（電子銃）
- (2) 静電式又は電磁式のレンズ（それぞれは帯電板又は電流の通じたコイル）から成る機構

(通常の光学顕微鏡の光学系に相当する部分)：これが集光器、対物レンズ及び投影機の働きをする。さらにフィールドレンズと呼ばれるものが対物レンズと投影機との間にあり、走査した範囲を変えることなく倍率を変える働きをする。

(3) 試料用ステージ

(4) 電子管内を真空に保持する真空ポンプのユニット：これには、装置に結合した自蔵式のユニットのものもある。

(5) 像を蛍光スクリーンに投影して肉眼で観測し又は写真で記録するための機構

(6) 電子ビーム制御用の素子を取り付けた制御盤

この項には、また、非常に細い電子ビームを試料の各点上に繰り返し照射する走査型電子顕微鏡を含む。情報は、例えば、透過した電子、発生した二次電子又は光線を測定して得られる。その結果は、顕微鏡に組み込まれているモニタースクリーンに映し出される。

電子顕微鏡は、純粋科学（生物又は医学の研究、物質の組成の研究等）及び工業技術（煙、ちり、繊維用繊維、コロイド等の試験及び金属、紙等の構造の研究等）の両分野において広く使用される。

(B) 陽子顕微鏡：電子の代わりに物質波の波長が電子の 40 分の 1 ほどに短い陽子を利用するものである。従って、より高い分解能を得ることができ、より一層拡大した像を見ることができる。

陽子顕微鏡の構造及び機能は電子顕微鏡と大差はない。ただし、電子銃が陽子銃に代わり、発生源には水素を使用する。

(C) 電子線回折機器：電子ビームを試料に当ててその回折像をつくり、その像を写真に撮影するものである。試料の結晶の大きさ、方向及び原子配列は、その回折像の輪の径、強度及び鮮明度から計算することができる。

この回折機器は、主として腐蝕、潤滑、触媒等の研究に使用され、原理的には電子顕微鏡と大差なく、類似の基本的構成要素（電子銃、陰極線管、電磁コイル、試料ホルダー等）を有している。また、電子顕微鏡の中には、回折用チャンバーを装備しているものがあり、従ってこの種のものは、二つの機能（肉眼による観察及び回折像を得ること）を果たすことができることに注意しなければならない。

＊

＊ ＊

部分品及び附属品

この類の注 1 及び注 2 の規定（この類の総説参照）に基づき、顕微鏡（光学顕微鏡を除く。）及び回折機器に専ら又は主として使用するのに適した部分品及び附属品は、この項に属する。例えば、フレーム及びそれを構成するチャンバー並びに試料用ステージがある。一方、この項には、次の物品を含まない。真空ポンプ（84.14）、電気機器（電池、整流器等）（第 85 類）及び電気式測定機器（電圧計、ミリアンペア計等）（90.30）。

90.13 レーザー（レーザーダイオードを除く。）及びその他の光学機器（この類の他の項に該当

するものを除く。)

9013. 10－武器用望遠照準器、潜望鏡及びこの類又は第 16 部の機器の部分品として設計した望遠鏡

9013. 20－レーザー（レーザーダイオードを除く。）

9013. 80－その他の機器

9013. 90－部分品及び附属品

この類の注 5 の規定に基づき、測定用又は検査用の光学機器はこの項には属せず、90. 31 項に属する。ただし、この類の注 4 の規定により、ある種の屈折望遠鏡はこの項に属し、90. 05 項には属しない。更に、光学機器は 90. 01 項から 90. 12 項までに属するだけでなく、この類の他の項（特に 90. 15、90. 18 又は 90. 27）にも属するものがあることに注意しなければならない。この項には、次のような物品を含む。

（1）レーザー：レーザーは、誘導放出を制御することにより、1 ナノメートルから 1 ミリメートルの波長領域（スペクトルの紫外線、可視光線及び赤外線の領域）の電磁波を発振し又は増幅するものである。レーザー用媒体（例えば、結晶、ガス、液体及び化学品）が電気エネルギー源からの光又は他のエネルギー源からの作用により励起されるとレーザー用媒体の内部で発振した光ビームは反射及び増幅を繰り返し、コヒーレントな光ビーム（可視又は不可視のもの）として部分的に透明にした一端から放出される。

レーザー用媒体、エネルギー源（ポンピング系）及び光学空洞共振器（反射系）、すなわち、レーザーヘッド中に組み込まれている基本的構成要素（通常、ファブリ・ペロ干渉計、干渉フィルター及び分光器も組み込まれている。）のほか、レーザーは、通常、ある種の補助機構（例えば、電源用機器、冷却システム、制御ユニット及びガス供給システム（ガスレーザーの場合）又は染色液用のポンプを備えたタンク（液体レーザーの場合））を有している。これらの補助機構は、レーザーヘッドと同一のハウジング内に含まれることもあり（コンパクトレーザー）、また、レーザーヘッドにケーブル等で連結した単独のユニットの形式をとることもある（レーザーシステム）。後者においては、それらのユニットはともに提示される場合に限りこの項に属する。

レーザーは、機器に組み込まれるように意図したもののみならず、コンパクトレーザー又はレーザーシステムとして調査、教育、実験等種々の用途（例えば、レーザーポインター）のために単独で 사용할 ことができるものもこの項に属する。

ただし、この項には、特別な装置（例えば、作業台、工作物保持具、工作物の送込み用又は位置決め用の装置、作業の進行度の観測装置又は検査装置等）から成る補助機器を加えることにより極めて特定の機能を果たすようにしたレーザーで、そのため、加工機械、医療用機器、制御用機器、測定用機器等と認められるものを含まない。レーザーを組み込んだ機器も、この項には属しない。それらの所属について、この表において、より特殊な限定をした記載がない限り、それらは類似の機能を有する機器が属する項に属する。

例えば、次のような物品がある。

（i）レーザーを使用して材料（例えば、金属、ガラス、陶磁器又はプラスチック）を取り除

くことにより加工する機械 (84.56)

(ii) はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の機器 (レーザー式のものに限るものとし、切断に使用することができるかできないかを問わない。) (85.15)

(iii) レーザービームを使用してパイプを水平に敷設するための機器 (90.15)

(iv) 医療用 (例えば、眼の手術) に特別に使用するレーザー機器 (90.18)

この類の注1及び注2の規定に基づき、レーザーの部分品及び附属品 (例えば、レーザー管) は、この項に属する。ただし、この項には、ポンピングに使用するせん光電球 (例えば、キセノンランプ、よう素ランプ及び水銀蒸気ランプ) (85.39)、レーザーダイオード (85.41) 及びレーザー用結晶 (例えば、ルビー)、レーザー用の鏡及びレンズ (90.01 又は 90.02) を含まない。

(2) 手持ち式の拡大鏡及びルーペ (例えば、ポケット型又は事務用のもの) 並びに検糸鏡 (これらのルーペは、イルミネーションランプに据え付けられ又は結合されているものがあるが、ランプがルーペとしての用途を高めるものであれば、この項に属する。) 並びに双眼拡大鏡 (通常、支持具に取り付けてある。これは 90.11 項の双眼実体顕微鏡とは異なり、接眼レンズのみで対物レンズを有しない。)

(3) ドア用ののぞき窓 (door-eyes) 及び光学系を有する類似の物品

(4) 屈折式又は反射式の武器用望遠照準器 (単独で提示するものに限る。) : 武器とともに使用するのに適するもので、火器に装備したもの及び装備する火器とともに提示する光学機器は当該火器が属する項に属する (93 類注1 (d) 参照)。

(5) この類の他の項の機器の一部を構成するように設計した望遠鏡 (例えば、土地測量用機器の一部を構成する望遠鏡) 又は 16 部の機械の一部を構成するように設計した望遠鏡

(6) 産業用のファイバースコープ (医療目的のファイバースコープ (内視鏡、90.18) を除く。)

(7) 立体鏡 (手動式立体鏡を含む。) : これは、カラースライドの像を立体的に見るためのもので、プラスチック製のケース及びそれに内蔵される 2 枚の固定レンズ及び 1 個のレバー作動式回転機構 (互換性の回転ディスクにセットで取り付けられている画像を変えるためのもの) から成る。

(8) 万華鏡 (がん具のもの (95 類) を除く。)

(9) 潜水艦用又は戦車用の潜望鏡 (拡大式のもの) 及び拡大式でない潜望鏡 (例えば、ざんごう用のもの)

(10) 光学的に研磨したガラス製の鏡で、フレーム等を取り付けたものであっても、機器に取り付けて使用しないもの (例えば、ある種のバックミラー、煙突又は排水管の検査用鏡及び風洞観測用の特殊な鏡)

バックミラーその他の鏡で光学的に研磨していないもの (ひげそり用の鏡を含み、拡大用のものであるかないかを問わない。) は属しない (70.09 又は 83.06)。

(11) 光学式光ビーム信号機器で光学信号 (例えば、モールス信号) の長距離送信用のもの

(12) 拡大用レンズを一つ取り付けたスライドビューアーでスライド写真の検査に使用するもの

この類の注1及び注2の規定（この類の総説参照）に基づき、この項の機器の部分品及び附属品は、この項に属する。

90.14 羅針盤その他の航行用機器

9014.10－羅針盤

9014.20－空中又は宇宙の航行用の機器（羅針盤を除く。）

9014.80－その他の機器

9014.90－部分品及び附属品

（Ⅰ）羅針盤

ここには、ハイカーやサイクリスト等の使用する簡単なものから、採鉱用、航行用等に専用のものまで、すべての羅針盤（磁気コンパス、ジャイロコンパス、ジャイロ磁気コンパス、ビナクルコンパス、位置探知用コンパス等）を含む。

（Ⅱ）その他の航行用の機器

このグループには、次のような物品を含む。

（A）船の位置を決定する機器：六分儀、八分儀、方位羅針儀等

（B）その他の水路航行用機器：例えば、次のような物品がある。

（1）自動パイロット（ジャイロパイロット）：ジャイロコンパスと連動して船舶のかじを制御する複合装置である。

（2）航路記録装置：これらは船舶の航海中の航路（及び航路の変更）を正確に記録するものである。

（3）ローリング測定用の傾斜計

（4）測程儀：任意の時間の見掛けの距離を測定して船の速度を表示するものである。現在ではすべて自動式である。スクリュー又はプロペラを利用するもの（スクリューは船側の流れの中にあるようにし、甲板上のダイヤルに接続する。）及び流体の速度に応じて圧力が変化する差圧の原理に基づくもの（一般にピトー管を使用する。）がある。経過距離及び速度は船上の目盛りに示される。

この項には、電気回路を遮断する度数（すなわち、測程儀の回転数）を記録するカウンターを自蔵する測程儀を含む。これにより船舶の航行距離を示す。

（5）測網（手動用又はウインチで走査する深海用のもの）：これは水深及び海底の性質を測定するものである。

（6）音響測深機：海底から反射して戻って来た音響を船上の高感度のマイクロホンで捕らえ、検流計に表示するものである。

（7）超音波測深機：例えば、潜水艦探知機、ソナーその他これらに類するもので、一般測深用、海図作成用又は潜水艦、難破船若しくは魚群の探知用等に使用する。

（C）空中航行用の特殊機器：次のような物品がある。

- (1) 高度計：高度の単位の見盛りを付した一種の気圧計で、気圧が高度とともに減少する事実に基づくものである。
- (2) 速度計：これは航空機の後流の差圧を測定し、周囲の空気と比較して、当該航空機の周囲の空気に対する速度を表示するものである。
- (3) 上昇又は下降速度計：これらは、差圧計を利用することによって航空機の上昇又は下降の際の垂直方向の速度を示すものである。
- (4) 人工水平儀及び水平ジャイロ並びに旋回傾斜計：ジャイロ스코プの原理に基づく機器で、前者は航空機の水平面に対する前後左右の傾斜を、後者は垂直軸に対する角度を表示するものである。
- (5) マッハメーター：これは気体の速度と局所音速との比を表示するもので、この比はマッハ数と呼ばれる。
- (6) 加速度計：これは高速飛行中の加速度による慣性力の最大限度（超えることができない限度）を決定するものである。
- (7) 自動操縦装置：これは一時的に操縦士に代わって、あらかじめ設定した高度、コース等に基づいて、飛行機の姿勢及び航行を制御する装置である。主として直接制御機構又はサーボモーター（通常、操縦士の動きに代わる油圧原動機）制御機構及び計器の読みとサーボモーターの動きとを同調させる自動装置（高速ジャイロ）から成る。

部分品及び附属品

この類の注1及び注2の規定（この類の総説参照）に基づき、この項の機器の部分品及び附属品は、この項に属する。

＊

＊ ＊

この項には、次の物品を含まない。

- (a) レーダー、航行用無線機器（例えば、全地球測位システム（GPS）受信機）及び無線遠隔制御機器（85.26）
- (b) 航路を図に描くパントグラフ及びeidographs（90.17）
- (c) 気圧計及び温度計（水中調査用の可逆温度計を含む。）（90.25）
- (d) 90.26 項の圧力計、液位計その他の機器
- (e) 積算回転計（90.29）
- (f) 90.30 項の電流計、電圧計その他の電氣的量の測定用又は検査用の機器
- (g) 船舶用のクロノメーター及び時計（第91類）

90.15 土地測量（写真測量を含む。）用、水路測量用、海洋測量用、水理計測用、気象観測用又は地球物理学用の機器（羅針盤を除く。）及び測距儀

9015.10－測距儀

9015.20－経緯儀及び視距儀

9015.30－水準器

9015.40－写真測量用機器

9015.80－その他の機器

9015.90－部分品及び附属品

（Ⅰ）測地学、地形学、土地測量又は水準測量に使用する機器

これらは一般に野外で使用するためのもので、例えば、製図（地図又は水路図）、設計の予備調査、三角測量、土地面積の計算、一定の水準面からの高低の決定、建設作業（道路、ダム、橋梁等の建設）、採鉱、軍事行動等における測量に使用する。

このグループには、次のような物品を含む。

- （1）光学式又はオプトエレクトロニクス式の経緯儀（副尺付き、測微顕微鏡付き、懸垂式、万能型、採鉱型等のもの）、光学式又はオプトエレクトロニクス式の視距儀（測距儀を組み込んだ経緯儀）、トランシット、ジャイロ経緯儀、コンパスクリノメーター、土地測量用又は砲術用の照準クリノメーター等
- （2）光学式水準器（アルコール式、自動式、望遠鏡式、コリメーター式、レーザー式等のもの）：一般に三脚に取り付けて使用する。
- （3）アリダード（望遠鏡を有するか有しないかを問わない。）、直角儀（プリズムを有するか有しないかを問わない。）、程角測器（pantometer）（照準用望遠鏡を有するか有しないかを問わない。）、クリノメーター（コリメーター又は望遠鏡を有し、こう配又は傾斜度の測定用のものである。）、mining dial、測角器、三角測量用ヘリオスタット等
- （4）平板、測鎖その他の土地測量用特殊器具（測量用特殊巻尺、立坑用のウインチ式測定器等を含む。）、測量用のピケット又はポール（金属製、木製等のもので、目盛りを有するか有しないかを問わない。）、水準照尺（自動読取り式、望遠式、折畳み式等のものがある。）並びに電磁距離測定装置（EDM）用の反射プリズム及びポール

この項には、次の物品を含まない。

- （a）全地球測位システム（GPS）受信機（85.26）
- （b）スチールバンド製、耐水テープ製等の測定器具その他これに類する一般的な測長用具（90.17）
- （c）積算回転計、マイル計その他これらに類するもの（90.29）
- （d）建築作業に使用する（例えば、石工、大工、機械工等による。）水準器（気泡式等）及び鉛垂線（90.31）

（Ⅱ）写真測量用機器

これは、主として地形学用、考古学用等の地図の作成に使用するが、また、その他の用途（例えば、潮流、土地の隆起等の研究）にも使用する。地図等は、既知の距離を隔てた二つの異なる地点から撮影した写真又はデジタルイメージに基づきプロットされ、その後、（イメージ又は写真中の対象物の形状、大きさ及び座標の正確な情報が得られるように）復元される。

この機器は基本的には次のものから成る。

- (1) 正立装置：主として、投影機（光源を有する。）、ネガホルダー、対物レンズ及び投影テーブルから成る。この装置で縮尺を自由に選択でき、また、水準面の違いにより生じた遠近の誤差を含む航空写真のネガを写真的に修正することもできる。
 - (2) 復元機(立体作図機又は写真測角器)：これは、stereotopographs、立体平面画機、autographs、立体プロッター、立体コンパレーターとも称される複合機器で、地図又は図面の細部及び等高線の作図に使用し、普通、別途計算することなく連続的に作動するものである。
 - (3) 復元機に使用する座標図化機：これは地図を保持し、stereotopographs 又は立体平面画機の指示通りにペンが動いて作図するものである。
 - (4) 解析立体計測システム：これは、写真測量を行う光学・機械式装置及びプログラムした計算機から成る。これらのシステムは、写真又はデジタルイメージを視覚的又は解析的に解釈するために使用される。
- ただし、この項には、航空測量用写真機（90.06）及び写真測量用に設計してない座標図化機（90.17）を含まない。

（Ⅲ）水路測量用機器

水路測量とは、水路、水深、潮位等に関する科学的な記述及び作図をいう。従ってこれに使用する機器の多くのものは、前項（Ⅱ）に属する。

（Ⅳ）海洋測量用又は水理計測用の機器

- (1) 特別な水位記録計：湖沼又は河川の水位の変動を記録するもので、主としてフロート及び記録計から成る。
- (2) バケットホイール式流速計及びパドルホイール式流速計：河川、運河等の流速を測定するものである。
- (3) うねり又は潮流の記録計

なお、上記（Ⅳ）の（1）及び（2）に掲げる機器と同じ原理に基づく工業用の機器（例えば、液位計、流量計等）は属しない（90.26）。

（Ⅴ）気象観測用機器

このグループには、温度計、気圧計、湿度計及び乾湿計並びにこれらを組み合わせたものを含まないことに留意しなければならない（90.25）。

なお、このグループには、次のような物品を含む。

- (1) 風向計（方位盤を有するか有しないかを問わない。）
- (2) 風力計：これは、風速を測定するための機器である。ある種のものは、三つのおわん型の羽根を垂直軸に取り付けたローターから成り、カウンターで読み取る種類のものである。もう一つの最も一般的な種類のものは、風羽根に管を取り付け、その中の風圧を、風速単位が目盛りを付した差圧計により読み取る型式のものである。このグループにはまた、風速計の中の発電機により、変化する電圧が発生し、それを風速単位が目盛りを付した電圧計に表示するようになった風力計を含む。

ただし、坑内、トンネル内、煙突内、炉内その他の通気溝内の空気の流れを測定する風力計で、基本的には目盛盤及び特殊なファンから成るものは、属しない (90. 26)。

- (3) 蒸発計 (ピッチ式、蒸発天びん式等)
 - (4) 日射記録装置 (ガラス球式、感光紙式等)
 - (5) 測雲器：雲の速度及び方向を表示するものである。
 - (6) 雲高計：強い光のビームを雲に当てて生じたスポットの仰角を表示し、三角測量法により自動的に地上からの雲の高さを計算するものである。
 - (7) 視度計：気象的な視野又は大気の光の透過度を測定するためのものである。
 - (8) 雨量計：特定場所の雨量を測定するものである。最も簡単なものは、一定径の漏斗とそれに取り付けた雨水を貯める容器とから成るもので、貯まった雨水は、計量管に移して測定する。
 - (9) 光量計、全天日射計及び日照計：太陽光線の強度又は空からの輻射線の総量を測定するものである。
- ただし、この項には、これと同じ用途に使用するものであっても単純な又は組み合わされた温度計を含まないことに注意しなければならない (90. 25)。
- (10) 高層気象探測用機器 (ラジオゾンデ又はラジオウインド)：気球又はパラシュートにつけて飛ばすものである。これらは、大気上層探測用の機器 (温度計、気圧計及び湿度計) と、これらの機器の観測値を地上で記録するための無線送信機とを組み合わせた機器から成る。単独で提示する気球及びパラシュートは、属しない (88 類)。
 - (11) 気象探測用気球の位置を連続的に記録する経緯儀

(VI) 地球物理学用機器

多くの地球物理学用機器は、ここには属しない。例えば、ガス、泥又は土壌の分析機器及び光電式の蛍光計又は蛍光透視鏡 (紫外線を利用して各種の物質を検出又は同定する機器) (90. 27) 並びに電気式又は電子式の測定機器 (例えば、抵抗計、放射能測定機、熱電対機器 (90. 30) 等) は属しない。

この項には、次のような物品を含む。

- (1) 地震計：ある地点における地殻の振動の時刻、継続時間及び強度を記録するものである。
これは、地震の時に起きる様々な現象を記録するばかりでなく、鉱物油の探知用にも使用する。これらの機器は、地震又は爆薬の爆発によって生じる振動を電気信号に変換する。
- (2) 鉱脈、石油等の探知用の磁気式又は重力式の地球物理学用機器：これらは、高感度の機器で、磁気ばかり、磁力計、磁気経緯儀、重力計、ねじりばかり等を含む。
- (3) 電磁気傾度測定装置 (プロトン磁力計として知られている。)：地磁気の勾配を測定するものである。
- (4) 円周音響スキヤニング装置：工具の先端にある回転トランスデューサーから発せられる超音波の音響伝搬時間を測定することにより、ボーリング孔の像を作成するものである。
- (5) ボーリング孔の傾度測定装置

(VII) 測距儀

このグループには、機器と目標物体との間の距離を測定する光学式又はオプトエレクトロニクス式の測距儀を含む。これらは、土地測量、写真、映画、軍事目的等に使用する。

部分品及び附属品

この類の注1及び注2の規定（この類の総説参照）に基づき、この項には、この項の物品の部分品及び附属品を含む。当該部分品及び附属品には、測鎖用の矢を含む。

ただし、一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品は、たとえこの項の機器用に特に設計されたものであっても、この項には属しない（96.20）。

90.16 はかり（感量が50ミリグラム以内のものに限るものとし、分銅を附属させてあるかないかを問わない。）

この項には、感量が50ミリグラム以内のすべての種類のはかり（電子式のはかりを含む。）を含む。本体とともに提示する分銅はこの項に属するが、単独で提示する分銅は、たとえ貴金属製のものであってもこの項には属しない（84.23）。

この項のはかりの多くは、精密測定用のものであり、耐食性の金属製又は軽合金製であって、刃及び刃受はめのう製である。また、これらは、外気流又はほこりから保護するために、ガラス製若しくはプラスチック製のケースに収納してあるか又は大部分がガラス製若しくはプラスチック製のキャビネットに組み込んであり、柄その他の機構によりキャビネットの外から操作できるようになっている。これらは、更に、光学的な装置（拡大鏡等）を有するもの、目盛りの読取りの補助用の照明装置を有するもの又は水平を維持するための装置（三脚、調整ねじ、気泡式水準器等）を有するものもある。

ある種のねじりばかりは、測定する重量がワイヤーのねじれと釣り合うものである。

ある種の電子式のはかりは、真空又は一定の圧力で、特別な処理（加熱、冷却、ガスの作用、真空処理、露光等）を施した物体の重量の変動を記録するために使用するものである。重量の変動は、磁気平衡コイルを通過する電流を記録することによって測定される。

この項には、次のような物品を含む。

- （1）天びん（例えば、微量化学天びん、微量天びん及び非振動の分析用天びん）：主として定量分析に使用する。
- （2）試金天びん：貴金属の試金に使用する。
- （3）貴石用の天びん：カラットで目盛りを付してある。
- （4）調剤用天びん、繊維用天びん及び見本用天びん（紙、紡織用繊維の織物類等の重量の決定に使用する。）
- （5）比重はかり：液体又は固体の比重測定に使用する。

部分品及び附属品

この類の注1及び注2の規定（この類の総説参照）に基づき、この項には、この項のはかりに専ら又は主として使用するのに適していると認められる部分品及び附属品（めのう製の刃及び刃

受（取り付けてあるかないかを問わない。）を含む。）を含む。例えば、ビーム、皿、キャビネット、目盛盤及びダンパーがある。

ただし、一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品は、たとえこの項の機器用に特に設計されたものであっても、この項には属しない（96.20）。

＊

＊ ＊

感度が 50 ミリグラムを超えるはかりは、この項には属しない（84.23）。

90.17 製図機器、けがき用具及び計算用具（例えば、写真機械、パントグラフ、分度器、製図用セット、計算尺及び計算盤）並びに手持ち式の測長用具（例えば、ものさし、巻尺、マイクロメーター及びパス。この類の他の項に該当するものを除く。）

9017.10—写真台及び写真機械（自動式であるかないかを問わない。）

9017.20—その他の製図機器、けがき用具及び計算用具

9017.30—マイクロメーター、パス及びゲージ

9017.80—その他の機器

9017.90—部分品及び附属品

この項には、製図機器、けがき用具、計算用具を含む。また、手持ち式の測長用具も含む。

しかしながら、この項には次のような物品を含まない。

（a）グラフィックアートに使用する留継ぎ箱及び工具（例えば、のみ、丸のみ及びエッチングニードル）（82 類）

（b）グラフィックタブレット及びデジタイザー（84.71）

（c）フォトレジストを塗布した基板からマスク又はレチクルを形成するよう設計したパターン発生装置（例えば、光学式、電子ビーム、集束イオンビーム、X線又はレーザービーム装置）（84.86）

（d）写真測量に使用する種類の座標図化機（90.15）

この項には、次のような物品を含む。

（A）製図機器

（1）パントグラフ及び eidograph：地図、計画図、設計図、機械加工する部分等の拡大図、縮小図又は同縮尺の複製図の作成に使用する。この項には、航行中の航路の作図機を含む。

（2）写真機械：一般に、平行四辺形を利用したもので、製図板又は製図台を有するか有しないかを問わない。

この項には、更に、自動データ処理機械を自蔵するもの及び自動データ処理機械と連係して作動する写真機械を含む。

（3）製図用コンパス、ディバイダー、比例コンパス、スプリングコンパス、からす口及び dotting wheels（これらはケース入り（例えば、製図セット）であるか単体であるかを問わない。）

（4）三角定規のセット（標準型、ハッチング用又は木工用若しくは金属加工用のもの）、自在

定規及びT定規（標準型又は連節式）、雲形定規及び定規（平行定規、角定規、ハッチング用定規（平行定規）、標準定規等）

（5）分度器：製図用の普通の分度器から、例えば、工学用に使用する精密な分度器までである。

（6）製図用具に専用であることが明らかに認められる種類のステンシル（専用と認められないステンシルは、構成する材料により該当する項に属する。）

（B）けがき用具

（けがきとは、機械加工、切断等を行う部分の表面等に作図線等を記すことである。）

（1）けがき用、大工用等のビームコンパス（目盛りを有するか有しないかを問わない。）

（2）けがき針及びセンターポンチ

（3）けがき用又は平面検査用の基準平面として使用する定盤並びに正確な平面を有する直定規及び直角定規（鋳鉄製、石製等のもの）

（4）円筒形の工作物を支えるためのVブロック及びXブロック

この項には原動機を自蔵する彫刻用手持工具は含まない（84.67）。

（C）計算用具

計算尺、計算盤、円筒形計算器その他の計算器（計算尺その他の数学的計算の原理に基づくものに限る。）。例えば、所定の方法に従って針で数を選ぶことにより計算するポケット式の加減算装置を含む。このグループには、また天候、時刻、絞り、被写体の種類及び感光乳剤の感度から写真撮影の露出時間を決定することに使用する計算用の定規及び円盤を含む。

ただし、計算機及び会計機を含まない（84.70）。

（D）手持ち式の測長用具

これらの用具は、測定されるもの（例えば、物の上に引かれた又は想定される線（直線又は曲線））の長さ（線のディメンジョン）を測定することが可能なものである。用具は、直径、深さ、厚さ、高さなどの寸法（長さの単位（例えば、ミリメートル）で示されるもの）を測定することが可能である。用具は、手で保持して測定することができる性質（大きさ、重量等）を有するものでなければならない。

測定のために、台その他の支持具に恒久的に取り付けて又はフレキシブルな管、ケーブル等により機器に取り付けて使用するよう特に設計したものは属しない（90.31）。

このグループには、次のような物品を含む。

（1）マイクロメーター：マイクロメーターは、測微ヘッド（ネジ式又はネジ無し式（スライド方式で、通常、電子式である。））を有している。これらは、外径、内径、厚さ及びねじ山のピッチの測定に使用する。測定値は、ねじ、目盛盤又はデジタル式のディスプレイに表示される。

（2）パス：（副尺式（ノギス）、目盛盤表示式又は電子式のもの）これらは、例えば、直径、深さ又は厚さを測定するためのものである。

（3）調整式測定装置を有するゲージ類：調整装置を有しないで、単に部分品の大きさ、角度、形状等の検査に使用するもの（例えば、プラグゲージ及びリングゲージ）は属しない（90.31）。

（4）コンパレーター（ダイヤル式）：寸法の内外公差の検出（例えば、リーマ加工又は研削仕上げ検査）に使用するもので、測量桿（かん）、拡大目盛り及び伝達機構（ラック式、歯車

式、レバー式、ばね式、ニューマチック式又は液圧式のものを有している。

- (5) ものさし（目盛り付き又は目盛り無し）、巻尺（例えば、ばね尺、リボン尺及びドラムに巻いたバンド）、直尺杖（measuring stick）その他これらに類する物品

この項には、土地測量用に特に設計した装置（測鎖、水準照尺、測量用ポール等）及び立坑用のウインチ式測定器を含まない（90.15）。

- (6) 目盛尺（divided scale）（学校用定規等）：凸面体の径の測定用のV字型定規及び移動式クロスヘッドを有する縦型測長器を含む。

- (7) 曲線計（オピソメーター）：地図上、設計図上等の距離を測定するための小型機器（目盛盤を有するか有しないかを問わない。）

部分品及び附属品

この類の注1及び注2の規定（この類の総説参照）に基づき、この項には、この項の機器に専ら又は主として使用するのに適していると認められる部分品及び附属品（例えば、マイクロメーターのアンピル、スリップゲージ用のスタンド、マイクロメーター用のスタンド及び折り尺用の止め具又は継手）を含む。

90.18 医療用又は獣医用の機器(シンチグラフ装置その他の医療用電気機器及び視力検査機器を含む。)

－診断用電気機器（機能検査用又は生理学的パラメーター検査用の機器を含む。）

9018.11－心電計

9018.12－走査型超音波診断装置

9018.13－磁気共鳴画像診断装置

9018.14－シンチグラフ装置

9018.19－その他のもの

9018.20－紫外線又は赤外線を使用する機器

－注射器、針、カテーテル、カニューレその他これらに類する物品

9018.31－注射器（針を付けてあるかないかを問わない。）

9018.32－金属製の管針及び縫合用の針

9018.39－その他のもの

－その他の機器（歯科用のものに限る。）

9018.41－歯科用エンジン（同一の台上に他の歯科用機器を取り付けてあるかないかを問わない。）

9018.49－その他のもの

9018.50－その他の機器（眼科用のものに限る。）

9018.90－その他の機器

この項には、例えば、医師、歯科医、獣医又は助産師が通常その職業上の業務のみに使用する

広範囲の機器を含み、診断用、予防用、治療用、手術用等のいずれであるかを問わない。また、解剖用、検屍用、切開用等の機器及び一定の条件のもとに、歯科用の機器（下記（Ⅱ）参照）も含む。この項の機器は、その材質を問わない（貴金属製のものを含む。）。

この項には、次の物品を含まない。

- （a）外科用のカットガットその他の縫合材（殺菌したものに限る。）並びにラミナリア及びラミナリア栓（殺菌したものに限る。）（30. 06）
- （b）診断用又は理化学用の試薬（38. 22）
- （c）40. 14 項の衛生用又は医療用の製品
- （d）70. 17 項の理化学用品又は衛生用のガラス製品
- （e）卑金属製の衛生用品（特に、73. 24、74. 18 及び 76. 15）
- （f）マニキュア用又はペディキュア用のセット及び用具（82. 14）
- （g）身体障害者用又は病人用の車両（87. 13）
- （h）視力矯正用眼鏡、保護用眼鏡その他の眼鏡（90. 04）
- （ij）写真機（90. 06）（この項の機器に恒久的に組み込まれるものを除く。）
- （k）顕微鏡等（90. 11 又は 90. 12）
- （l）肺機能、body mass index 等の計算に用いられる計算盤（90. 17）
- （m）機械療法用、酸素吸入用、オゾン吸入用、人工呼吸用、エアゾール治療用、マッサージ用等の機器（90. 19）
- （n）整形外科用機器、人造の人体の部分及び骨折治療具（動物用のものを含む。）（90. 21）
- （o）X線を使用する機器等（医療用のものであるかないかを問わない。）（90. 22）
- （p）体温計（90. 25）
- （q）血液、組織液、尿等の検査（診断のための検査であるかないかを問わない。）用機器（一般に 90. 27）
- （r）医療用又は獣医用の家具（手術台、検査台及び病院用ベッド）及び歯科用のいす（この項の歯科用の機器等を取り付けてないものに限る。）（94. 02）

一方、この項には、職業上の業務に専ら使用する特殊な測定用機器（例えば、頭部測定器、脳の障害測定用のディバイダー、産科用骨盤計等）を含む。

医療用又は獣医用の機器の多くは、工具（ハンマー、木づち、のこぎり、のみ、鉗（かん）子、プライヤー、スパーテル等）又は刃物（はさみ、ナイフ、剪（せん）断器具等）であることに注意しなければならない。このような物品は、医療用に使用することが次のような理由により明らかに認められる場合に限り、この項に属する。すなわち、特殊な形状を有すること、殺菌のために取外しが容易であること、製法及び構成金属の性質が優れたものであること又は包装により明らかに認定することができること（分娩、検屍、婦人科、目又は耳の手術、獣医科の分娩等の特定の処置に供する器具のセットとして箱に収納してある場合が多い。）である。

この項の機器には、光学式装置を有するもの及び動力、伝達手段又は予防、治療若しくは診断の手段として電気を利用するものも含む。

この項には、レーザーその他の光子ビームの作用によって作動する機器及び超音波式機器を含

む。

(I) 人間の医療用の機器

(A) 同一名称で多くの用途に供する機器：例えば、次のような物品がある。

- (1) 針（縫合用、結紮（さつ）用、ワクチン接種用、血液検査用、皮下注射用等）
- (2) ランセット（ワクチン接種用、採血用等）
- (3) トロカール（穿刺に使用するもので、胆のう用のもの、はん用性のもの等）
- (4) 各種の外科用のナイフ及びメス
- (5) 消息子（前立腺用、ぼうこう用、尿道用等）
- (6) 鼻鏡、口腔鏡、喉頭鏡、直腸鏡、膣鏡等
- (7) 鏡及び反射鏡（目、喉頭、耳等の検査用のもの）
- (8) はさみ、剪（せん）断器具、鉗（かん）子、プライヤー、のみ、木づち、ハンマー、のこぎり、削り器、スパーテル
- (9) カニユーレ、カテーテル、吸引管等
- (10) 焼灼器、電気焼灼器、小焼灼器等
- (11) ピンセット及び包帯用、綿棒用、スポンジ用又は針用のホルダー（ラジウム針用ホルダーを含む。）
- (12) けん引子（唇、あご、腹部、扁桃、肝臓等用のもの）
- (13) 拡張器（喉頭、尿道、食道、子宮等用のもの）
- (14) カテーテル、針、組織拡張器、内視鏡及びアテローム切除器の位置決めに用いられるワイヤーガイド
- (15) クリップ（縫合用等）
- (16) 各種の注射器（ガラス、金属、ガラス及び金属、プラスチック等から成るもの：例えば、注入用、穿刺用、麻酔用、鉗（かん）注用、創傷洗浄用、吸引用（ポンプ付きのものであるかないかを問わない。）、眼用、耳用、咽喉用、子宮用、婦人科用等のもの
- (17) 傷を閉じるためにステープルを挿入する外科用ステープラー

(B) 特殊な診断用機器

ここには、次のような物品を含む。

- (1) 聴診器
- (2) 呼吸の数を測定する機器（基礎代謝を測定するためのもの）
- (3) 血圧計、血圧測定器及びオシロメーター（血圧測定用のものに限る。）
- (4) 肺活量計（肺の容積を測定するためのもの）
- (5) 頭部測定器
- (6) 骨盤計

(C) 眼科用機器：これには各種のグループがある。

- (1) 外科的機器：例えば、角膜せん孔器及び角膜切開刀
- (2) 診断用機器：検眼鏡、頭バンド付き両眼ルーペ及び双眼鏡型の顕微鏡（本品は1個の顕微鏡、スリット付きの電球及び頭を置く台から成り、これらの全体は、調節可能な支持具

に取り付けてあり、眼の検査用のものである。)、眼圧計(眼圧検査用のもの)及び開眼器(3) 視能矯正用又は視力検査用の機器:弱視矯正鏡、検影器(retinoscopes)、検眼鏡(skiascopes)、斜視計(strabometers)、角膜計(keratometers)、角膜鏡(keratoscopes)、瞳孔間の距離の測定器、検眼用の特別なフレームに取り付けるように作ったレンズセットのケース、検眼用のフレーム(検眼用レンズを納めたもの)、検眼用スケール及び視力表。ただし、色盲検査に使用する紙製、板紙製又はプラスチック製の検眼用スケール及び視力表は属しない(49類)。

この項には、また、電気加熱式の眼用圧迫包帯及び眼から金属の小片を取り去るための電磁石も含む。

(D) 耳用機器

例えば、耳鏡。ただし、音さは医療用のものであるかないかを問わず、この項には属しない(92.09)。

(E) 麻酔用機器

顔マスク、顔面あて器、器官内用の管等

(F) 鼻腔、咽喉又は扁桃の処置用機器

鉗(かん)子(鼻軟骨矯正用)、徹照器(副鼻腔用及び鼻腔用)、扁桃切除刀、咽頭直視鏡、咽頭ブラシ等

(G) 咽頭用、食道用、胃用又は気管切開用の機器

食道鏡、気管支鏡、胃洗浄用の胃ポンプ、挿入管等

(H) 尿道用又はぼうこう用の機器

尿道切開刀、ぼうこう結石破碎用機器、ぼうこう結石吸引装置及び前立線切除用機器

(IJ) 人工腎臓(透析)用装置

(K) 婦人科用又は産科用の機器

膣けん引子、子宮摘出用機器、産科用聴診器、生殖器検査用特殊光学機器、鉗(かん)子、せん孔器、切胎用機器(胎児切断用)、破頭器及び碎頭器(子宮内で死亡した胎児の頭蓋を破碎する器具)、内臓検査用機器等

(L) 携帯式気胸用機器、輸血(全血、血液成分又は血液製剤)用機器、人工ひる

この項には、殺菌したプラスチック製の密封容器で、空気を抜いて少量の血液抗凝固剤を加え、不可欠な給血管及びしゃ血針を取り付けてあり、人間の血液の採取、貯蔵及び運搬に使用するものを含む。ただし、ガラス製の特殊な血液貯蔵瓶は属しない(70.10)。

(M) 足治療医用電気グラインダー

(N) 鍼療法用の針(金製、銀製又は鉄鋼製)

(O) 内視鏡

胃鏡、胸腔鏡、腹膜鏡、気管支検査用望遠鏡、ぼうこう鏡、尿道鏡、切除用内視鏡、心臓鏡、結腸鏡、腎臓鏡、咽頭鏡等。これらの多くは、遠隔操作機器を経由して手術するのに十分な大きさの操作用チャンネルを持つ。ただし、医療用でない内視鏡(ファイバースコープ)は属しない(90.13)。

(P) 自動データ処理機械を組み込んだ機器で、専ら治療用の放射線の投射量及び投射位置を計

算するために設計したもの

- (Q) 高圧室（減圧室としても知られている。）：大気圧レベルより高い酸素管理のために特に装備した圧力容器。減圧症、空気塞栓症、ガスえそ、一酸化炭素中毒、難性骨髄炎、植皮、放線菌症及び exceptional blood loss anaemia の治療に使用される。
- (R) ランプ：診断、プローブ照射等の目的のために特に設計されたもの。ペン型などの懐中電灯は、この項から除かれる（85.13）。同様に、明らかに医療用と認められない他のランプも除かれる（94.05）。

（Ⅱ）歯科用機器

このグループと（Ⅰ）項とに共通する機器（例えば、マスクその他歯科用の鎮痛用機器）のほか、このグループに属する主な機器には、次のような物品がある。

- （1）外科用指ガード（連結式のものであるかないかを問わない）、開口器、頬又は唇のけん引き、舌圧子及びクリップ
- （2）各種の鉗（かん）子、ヘーベル、各種のピンセット（歯茎を露出した歯の抜歯用、合釘歯の位置合わせ用等）、刃物（切開用、包帯用、充てん用、くり出し用等）、歯根鉗（かん）子
- （3）歯内療法用機器：ブローチ・リーマー、やすり、充填器、スプレッター等
- （4）骨用のはさみ及びやすり、あご及び上がく洞の切除用ののみ及び木づち、骨膜はく離器、メス、特殊なナイフ及びはさみ、歯科用の特殊なピンセット、エキスカベーター及び消息子
- （5）歯肉及び歯窩（か）洗浄用の特殊器具、歯石除去具、スクレーパー及びエナメル質用ののみ
- （6）各種の消息子、針（膿瘍（よう）用、皮下注射用、縫合用、脱脂綿用等）、脱脂綿ホルダー、止血栓ホルダー、吸入器及び歯科用鏡
- （7）金充填用具（ストッパー、木づち等）、歯牙用の充てん用具（セメント用又は樹脂用のへら、アマルガム充填器及び木づち、アマルガムキャリアー等）及び印象材用の皿
- （8）歯科用のバー、ディスク、ドリル及びブラシ（歯科用エンジン又はハンドピースとともに使用するように特に設計したものに限る。）

この項には、また、歯科医師又は歯科技工士が歯科補綴（てつ）に使用する種類の工具及び機器も含み、例えば、次のような物品がある。ナイフ、へらその他の造型用工具、各種のプライヤー又はピンセット（クランプ及び歯冠の固定用、pivot の切断用等）、のこぎり、剪（せん）断器具、木づち、やすり、のみ、スクレーパー、研磨器、金属製の型（打ち伸ばすことにより金属製の歯冠を製造するためのもの）。ただし、この項には、はん用性の工具その他の物品（炉、型、ろう付け用具、溶融金属用の取鍋（べ）等）を含まない。これらは、それぞれ該当する項に属する。この項には、歯科用鑄造機、歯科用平削り機及び義歯型用のトリマーを含む。

この項には、また、次の物品を含む。

- （i）歯科用エンジン（自在アーム付きのもの）：独立した台に設置したもの、壁に取り付けるもの又は下記（ii）の機器に取り付けるもののいずれであるかを問わない。
- （ii）台上の完成した歯科用装置（固定式又は移動式のもの）：最も一般的なものは、圧縮機、トランスフォーマー、制御盤その他の電気機器を組み合わせたものであるが、次の機器を取り

付けたものも多い。自在アームドリル、たんつぼ及び口すすぎ器、電熱器、温風吹出し器、噴霧器、焼灼器皿、拡散光照明器、無影灯、ファン、ジアテルミー装置、X線機器等。

この装置の中には、ドリルの代わりに研磨材（通常、酸化アルミニウム）を使用する方式のものもある。研磨材は、通常、圧縮ガス（例えば、CO₂）を使用して歯に投射される。

(iii) たんつぼ式口すすぎ器：台、スタンド、自在アームのいずれに取り付けてあるかを問わない。これは、通常、温水供給器及び温水注入器と組み合わされている。

(iv) 重合装置（光又は熱）、アマルガム機器、超音波歯石除去器、電気手術装置等

(v) 歯科治療用装置：レーザーを使用するもの

(vi) 歯科用のいす（この項に属する歯科用機器を組み込んであるものに限る。）

ただし、この項の歯科用機器を組み込んでない歯科用のいすは、94.02 項に属する（照明器具のような機器を取り付けてあるかないかを問わない。）。

ただし、上記（ii）項に記載した歯科用装置を構成する機器のなかには、単独で提示した場合にはこの項には属しないものがあることに注意しなければならない。当該機器はそれぞれ該当する項に属し、例えば、圧縮機（84.14）及びX線等を使用する機器（90.22）がある。90.22 項には、X線等を使用する機器で、独立したスタンド又は壁に取り付けて歯科用に使用するように設計したものも含む。ただし、単独で提示するジアテルミー機器は、医療用電気機器とともにこの項に属する（下記（IV）参照）。

歯科用セメントその他の歯科用充てん材料は、30.06 項に属し、歯科用のワックス及び印象材（セットにし、小売用の包装にし又は板状、馬蹄（てい）状、棒状その他これらに類する形状にしたものに限る。）並びに焼いた石膏（こう）又は硫酸カルシウムから成るプラスターをもととしたその他の歯科用の調製品は、34.07 項に属することに注意しなければならない。

（Ⅲ）獣医用機器

このグループには、獣医用に設計してあるが、上記（I）又は（II）の物品に類似した多数の物品を含み、例えば、次のような物品がある。

(A) 一般用途の機器（例えば、針、ランセット、トロカール、メス、鏡、消息子、はさみ、鉗（かん）子、ハンマー、有窓鉛匙（ひ）（キュレット）、けん引子及び注射器）

(B) 特殊用途の機器（検眼鏡、開眼器、喉頭鏡、聴診器、鉗（かん）子、切胎器）

(C) 歯科用機器

このグループには、また、獣医専用の機器を含み、例えば、次のような物品がある。

(1) 乳房用機器：例えば、乳頭拡張器及び穿刺開口器（牛の乳頭を開かせるためのもの）及び牛の産じよく熱又は乳熱の処置用機器

(2) 去勢用機器：去勢器、去勢用のクランプ及びクランプ（雄牛の生殖線萎縮用）、去勢用のバイス及び鉗（かん）子、卵巣摘出器等

(3) 分娩用機器：特殊な助産用のひも、head-collars、鉗子及びフック、機械式分娩補助具等

(4) 種々の機器：人工受精器、尾部切断器、角切断器、動物の呼吸器官、消化器官、泌尿器、生殖器等の病気処置用の噴霧器、処置中に動物が動かないようにする特殊な拘束器具（口ば

み、足かせ等)、医薬品注入用の特殊な注射器、麻酔剤又は医薬品(抗血清、ワクチン等)を充てんして、自由に動く動物に対し、圧縮ガスで作動する銃又はけん銃を使用して遠方から発射する注射器、丸薬投与用機器、水薬投与用のくつわ、裂蹄(てい)用のフック(ひづめの割れを閉じる。)、ひなの雌雄鑑別用の内視鏡等

この項には、旋毛虫検査鏡(豚肉の検査用の光学機器)(90.11)、動物の整形外科用機器(90.21)及び動物用の手術台(94.02。対応する解説参照)を含まない。

獣医及び蹄(てい)鉄工が等しく使用する工具(例えば、ひづめ用やすり、つめ切り、皮むきナイフ、プライヤー、くぎ抜き、ハンマー等)は82類に属する。82類には、また、家畜の焼印道具(パンチ、ひづめの上皮を焼き取る焼きごて等)及び剪(せん)断工具を含む。

(IV) シンチグラフ装置

これらの装置は、身体の一部をスキャンし、器官のイメージを作成し、または、機能を記録する。これは、シンチレーションカウンタが組み込まれた機器を含み、そこからのデータは診断目的のアナログ信号に変換される(例えば、ガンマ線カメラ及びシンチレーションスキャナー)。

(V) その他の医療用電気機器

この項には、予防用、治療用又は診断用の医療用電気機器を含む。ただし、X線等を使用する機器(90.22)を含まない。このグループには、次のような物品を含む。

(1) 診断用電気機器：次のような物品を含む。

(i) 心電計：心筋の収縮により生じた電流を測定することにより、心臓の動きを心電図として記録する機器

(ii) 心音計：心音を心音図として記録するように特に設計したもの。心電計として使用する場合もある。

(iii) 心臓鏡：心電図及び心音図の同時観測を可能にするために、上記二つの計器と連動して使用する。

(iv) rheocardiograph：心臓の動作による電気抵抗の変化を測定する電気機器

(v) 脳波計：脳の検査用のもの

(vi) 脈波計：動脈の圧力及び容積を記録する。

(vii) electrotonograph：動脈、静脈又は心臓内の圧力の変化を記録する。

(viii) 網膜電計：網膜のひずみを測定する。

(ix) 聴力計その他これに類する機器：周波数の変化により聴力検査を行う。

(x) 臨床データを処理し又は視覚化するなどのために自動データ処理機械を組み込んだ又はそれと連係して作動する診断機器

(xi) 超音波診断装置：超音波を使用して、器官を(例えば、ディスプレイに)表示するもの。

(xii) 核磁気共鳴装置(NMR)：人体の原子(例えば、水素原子)の磁気特性を利用して、人体内部の組織及び器官の特性を表示するもの。

(2) 電気療法用機器：診断に使用するものを除き、この機器は、神経炎、神経痛、半身不随、静脈炎及び内分泌性貧血のような病気の処置に使用するものである。この機器のあるものは、

下記（７）の電気外科用機器と組み合わせられるものもある。

- （３）イオン療法用機器：サリチル酸ナトリウム、サリチル酸リチウム、よう化カリウム、ヒスタミン等の活性医薬品を電流により、皮膚を透過して吸収させるもの
- （４）ジアテルミー機器：熱を必要とする病気の治療に使用する（リウマチ、神経痛及び歯の疾患）。この装置は、高周波電流（短波、超短波等）を利用し、各種の形状（板、輪及び管）の電極を使用する。
- （５）電気ショック療法用機器：精神病用又は神経性疾患用のもの
- （６）心臓除細動器：電流の使用により、心臓の細動を除去する。
- （７）電気外科用機器：これらの機器は、高周波電流を利用し、針、消息子等が電極となる。これらは、ランセット（電気ランセット）により組織を切り（電気切断）又は血液を凝固させる（電気凝固）ために使用する。ある種の複合機器は、操作ペダルにより、電気切開器又は電気凝固器として交互に切り変えて使用することができる。
- （８）光線療法用機器：これは、可視スペクトルの内側又はより一般的にはそのすぐ外側の光線（赤外線又は紫外線）を利用してある種の病気の治療又は診断（特殊な照明により皮膚病を発見する。）に使用するものである。この機器は、通常、ランプを組み込んであるが、赤外線機器の場合、反射器と電熱抵抗体又は電熱板とを組み込んだものもある。
- （９）人工保育器（乳児用のもの）：基本的にはプラスチック製の透明な小室、電熱装置、安全装置、警報装置並びに酸素及び空気のろ過調節装置から成る。多くの場合、手押車に取り付けられ、乳児用体重計を自蔵している。

上記の機器とともに使用する電極その他の装置を収納したケースは、このグループに属する。

この項には、また、85.18 項に属する医療目的のものでない胎児用の聴音（prenatal listening）装置を除く（85.18 項の解説参照）。

部分品及び附属品

この類の注１及び注２の規定（この類の総説参照）に基づき、この項の機器の部分品及び附属品は、この項に属する。

号の解説

9018.12

この号には、電子式超音波走査型診断装置を含む。この装置は、変換器を通して人体内部に高周波の音波を送ることによって作動する。変換器は、人体と接触させ、超音波の発出とそのエコーの「聴取」を交互に行うものである。エコーは人体内部の器官によって反射した音波から生じ、その特性を解釈して、組織器官の位置、大きさ、形及び状態に関する情報を得ることができる。一般には、組織のビデオ映像として表示された出力として、自動データ処理機械により、エコーの解釈が行われる。

この人体スキャンの方法は、妊婦の胎児を検査するのに使用される。また、胸、心臓、肝臓及び膀胱を検査するのに適している。

9018.13

磁気共鳴映像法（MRI）は、強い磁場に置かれたときに、水素原子の原子核が配向するという原理に基づく。無線周波がこれらの原子に掃照されたとき、核の配列に遷移が生じる。無線周波が止められると、原子核は弱い電気信号を放射しながら、自発的に再配列する。人体は、主に水素原子で構成されているので、事実上人体のどの部分の像も、反射パルスから得ることができる。水素は水の含有量を示しているので、反射パルスは組織を区別するのに使用される。これにより、骨髄と組織の像を得ることができる。

この号の診断用電子磁気共鳴画像診断装置は、巨大な電磁石、無線周波発生機及び測定の為の自動データ処理機械から成る。この装置は、外部の無線周波から完全に遮断された部屋に据え付けられなければならない。必要とされる強い磁場を得るために、電磁石は液体ヘリウムで冷却される。

水素は、人体に豊富にありかつ顕著な磁気特性のために、磁気共鳴画像診断の基本として使用される。その他、同様に、例えば、ナトリウム又はリンのような他の元素を使用することもできる。

9018.14

この号の電子式装置は、人体のガンマ線の分布像を得る為に使用される。この像は、シンチグラフ型走査機、特にガンマ線カメラのような適切な装置を用いることで得られる。

これらの装置で検査を行うためには、検査すべき器官にすばやく吸収される放射性化合物（トレーサー）を経口投与又は注射することが必要である。

放射性同位体がどこで吸収されたかを測定するために、目標とする器官（例えば、脳）を通過するトレーサーから放射される放射線の量を記録するガンマ線カウンターで人体走査する。

測定した放射線を自動データ処理機械により分析して、映像を作り出す。この映像は、器官中のどこで放射性同位体が検出されたかを示す暗い領域と明るい領域の組み合わせ又は色の対比である。この走査により、関係する器官の構造及び機能についての情報が得られる。

シンチグラフ装置の例は、ポジトロン放出断層撮影（PET）スキャナである。それは、コンピューター断層 X 線撮映法（CT）スキャナで使用される映像技術と原子核医療の原理を兼ね備えるものである（9022.12 号の解説参照）。

90.19 機械療用法用、マッサージ用又は心理学的適性検査用の機器及びオゾン吸入器、酸素吸入器、エアゾール治療器、人工呼吸器その他の呼吸治療用機器

9019.10－機械療用法用、マッサージ用又は心理学的適性検査用の機器

9019.20－オゾン吸入器、酸素吸入器、エアゾール治療器、人工呼吸器その他の呼吸治療用機器

（I）機械療用法用機器

これらの機器は、機械的に種々の運動を再生して、主として関節又は筋肉の障害の治療に使用

するものである。このような治療は、通常、医師の監督下において行うものであることに注意しなければならない。従って、この項の機器は、一般の家庭又は特定の構内で使用する体育用品及び医療用練習用品（例えば、弾性のあるケーブルを使用した引張器又は練習器、各種のスプリンググリップ、こぐ運動を行うためのローイングマシン及びトレーニング用又は脚力をつけるための固定式一輪車）（95.06）とは区別されねばならない。

機械療法とは、関節等の運動についての治療をいうものであるから、全体が固定式の器具であるもの（例えば、階段、はしご及び平行棒）は、たとえ手足のリハビリテーションに使用するものでも、この項には属さず、それぞれ該当する項に属する。ただし、この項においては、比較的簡単な機械式装置（例えば、ばね、車輪及び滑車）のみを組み込んだものであっても機械式のものとみなす。

以上の条件に基づき、この項には、次のような物品を含む。

- （１）手首の回転運動用機器
- （２）指のリハビリテーション用機器
- （３）足の回転運動用機器

以上の３種類の機器は、主として、てこと連結した握り、調整おもり、手足を支える装置及び全体を支える台から成り、手動式である。

- （４）ひざと腰を同時に屈曲伸張させる機器
- （５）胴体運動用機器
- （６）歩行練習用機器：支持用松葉づえ及び握りを有するフレームを車輪に取り付けたもの
- （７）血液循環促進用、心筋増強用又は下肢のリハビリテーション用機器：フレームに取り付けた車輪のない車の一種で、患者は、着座し又は横にふせてペダルを踏むことができる。
- （８）動力駆動式の万能型機器で、互換性の附属品の使用により、種々の機械療法に使用することができるもの（例えば、首、肩、ひじ、腕、指、腰、ひざ等の関節及び筋肉の障害の治療用のもの）

（Ⅱ）マッサージ用機器

身体各部（腹部、足、背中、腕、手、顔等）をマッサージする機器は、通常摩擦、振動等により作用するものである。手動式若しくは動力駆動式のもの又は作用ユニットの内部に電動機を内蔵した電気機械式のもの（振動マッサージ機）がある。後者のものは、特に互換性の附属品（通常、ゴム製）を有し、種々の使用法がある（ブラシ、スポンジ、平板又は齒桿（かん）付きの板等）。

このグループには、簡単なゴム製のローラー又はこれに類するマッサージ装置を含む。また、全身用又は身体の一部用ハイドロマッサージ機器（水又は水と空気を圧力で混合したものの動きを使用したもの）も含む。これらの機器の例として、スパバス（ポンプ、タービン又は送風機、ダクト、操作装置及びすべての附属品を完備して、提示されるものに限る。）、胸のマッサージ器（胸部を覆う形の内側に取り付けられた一連のノズル（フレキシブルチューブを通じて導かれた水の流れにより、回転するように作られている。）からの水の動きを用いたものである。）を含む。

次の物品も、この項に規定するマッサージ機器とみなす。

病人の体重のかかる場所をたえず変えることにより、また、壊（え）死になりやすい組織に表面マッサージ効果を与えることにより床ずれの予防及び治療をするマットレス。

（Ⅲ）心理学的適性検査用機器

これは、反射行動の速度、運動の協調性その他の肉体的又は精神的反応を、医師等が検査するために使用するものであり、特に、特別の適性を必要とする職業の人（飛行士、運転者等）の検査又は子供の教育適性検査若しくは職業適性検査に使用する。この項には、各種の機器（機械的適性又は手の器用さを検査する機器及び航空機操縦士の反応検査用の回転いす（速度を変化させ、また、急激に停止させることができるもの）を含む。

ただし、この項には、視力、聴力、心臓等の診断に通常使用する種類の機器を含まないことに注意しなければならない（90.18）。同様に、構築物としての性質を有し、かつ、娯楽及び適性検査の両方に等しく使用される物品は、遊戯用具又はがん具（95 類）に属する。

（Ⅳ）オゾン吸入器

この機器は、オゾン（化学式 O_3 ）の治療的性格を用いること（例えば、吸入）により、呼吸器疾患の治療を行うものである。

（Ⅴ）酸素吸入器、人工呼吸器その他の呼吸の治療用機器

これらは、水におぼれた時、感電した時、急性毒物中毒（例えば、一酸化炭素）した時又は未熟児、術後性ショック、小児麻痺（ひ）、急性ぜんそく、肺発育不全等の治療に使用する。

これらの機器には、次のような物品を含む。

（A）人工呼吸器（手で行う人工呼吸を機械により代わりに行うもの）

例えば、患者の胸に圧力を加えたり、揺り動かしたり、強制吸気させたりして作動する機械装置

（B）酸素吸入器：酸素若しくは酸素と二酸化炭素との混合物をマスクを使用して吸入させるか又は透明なプラスチック製テントを患者のベッドに取り付けてできた呼吸室に酸素を送り込むものである。

（C）鉄の肺その他これに類する機器

これらは基本的には次のような物品から成る。

（1）金属製、木製又はガラス繊維製の小室で、病人の胴体を収容するもの（頭部は外に出る。）

又は胸部のみを覆う透明なプラスチック製の小室

（2）空気吸込装置と動力駆動式又は手動式の緊急送風機とから成る独立の装置

（3）送風機と小室とを結ぶ太い気密管

上述の酸素吸入器の中のある種のもの（特に酸素テント）には、エアゾール治療に使用するものもある。この場合、患者は酸素と微粒の霧となった医薬品との混合物を、同時に吸入することになる（下記（Ⅵ）参照）。

この項には高圧室又は減圧室を含まない（90.18）。

(VI) エアゾール治療器

これは、肺、皮膚、耳鼻咽喉、婦人科等の病気の治療に当たり、種々の薬液（ホルモン、ビタミン、抗生物質、気管支拡張剤、精油等）を霧状にした治療剤を投与する装置である。

この装置の中には、酸素ボンベ若しくは圧縮空気ボンベに接続するか又は上記（V）の酸素テントに取り付けて使用する独立した装置（噴霧器）のものがある。他のものには、医師の診察室又は病院において使用するエアゾール発生器がある。これらは、原動機、圧縮機、測定器、発生器本体及び各種の附属装置（マスク及び鼻、口、婦人病用等のノズル）を含むキャビネットから成る。この項には、歯又は歯ぐきに噴霧するエアゾールのハンドスプレーを含む。これは、ねじ込み式カートリッジに内てんされている圧縮ガスにより動作する。医療物質の働きが、口内を洗浄し、及び歯周炎のような疾患を治療する。

部分品及び附属品

この類の注1及び注2の規定（この類の総説参照）に基づき、この項には、この項の機器の部分品及び附属品を含む。当該部分品及び附属品には、酸素吸入器用のテント及びテント取付具を含む。

90.20 その他の呼吸用機器及びガスマスク（機械式部分及び交換式フィルターのいずれも有しない保護用マスクを除く。）

(I) 呼吸用機器

この項には、例えば、飛行士、潜水夫、登山家又は消防士が使用する種類の呼吸用器を含む。これらの機器には、自給式のもの（酸素又は圧縮空気のボンベから呼吸用の酸素又は空気を供給するもの）及び圧縮機、圧縮空気供給管又は貯蔵シリンダー（又は近距離の場合には、外気）とホースにより接続する型式のものがある。

この項には、また、潜水服に取り付けてから気密にする潜水帽及び呼吸装置を取り付けてある耐放射線保護服又は耐汚染保護服を含む。

(II) ガスマスク

これは、ちり、有毒蒸気、煙等により汚染された雰囲気中で着用者が呼吸するためのもので、ある種の産業又は戦争（毒ガスに対して）において使用する。

この機器においては、呼吸する空気は、直接外部から入り、有毒ガス及びちりはろ過装置により吸収又は除去される。従って、基本的には、着用者が外を見ることが出来るマスク、給排気弁を有する金属製のフレーム及びフィルター又はフレキシブルチューブ（これは背中又は胸にのせたるろ過装置に結合している。）を取り付けるソケットから成る。

もっと簡単なものには、口及び鼻のみを覆うものもある。これは一以上の弾性のあるリボンにより覆う部分に密着させられ、ろ過材又は吸収材（アスベストウール、スポンジラバー、綿のウォッディング等。これらは染み込ませてあるかないかを問わない。）を有するさやから成る。ろ過

材又は吸収材は、使用後容易に取り替えることができる。

次の物品は、この項の呼吸用機器及びガスマスクとはみなさない。

- (a) ちり、臭気等に対する保護用マスク（交換式のフィルターを有しないもので、不織布を積層したもの。ただし、活性炭又は合成繊維の中心層を有するか有しないかを問わない。）及び患者の種々の処置に際し、医師、看護師等が使用する紡織用繊維材料製のマスク（63.07）
- (b) ちり又は微粒子に対する保護用マスクで、ガーゼ以外のろ過装置を有しない金網製の簡単なもの（15部）
- (c) 麻酔用マスク（90.18）
- (d) 潜水夫用の呼吸マスクで酸素ボンベ又は圧縮空気ボンベなしで使用する種類のもの及び水泳者用又は潜水夫用の簡単な水中用呼吸チューブ（通常、シュノーケルとして知られている。）（95.06）

部分品及び附属品

この類の注1及び注2の規定（この類の総説参照）に基づき、この項には、この項の機器の部分品及び附属品を含む。

90.21 整形外科用機器（松葉づえ、外科用ベルト及び脱腸帯を含む。）、補聴器その他器官の欠損又は不全を補う機器（着用し、携帯し又は人体内に埋めて使用するものに限る。）、人造の人体の部分及び副木その他の骨折治療具

9021.10—整形外科用機器及び骨折治療具

—義歯及び歯用の取付用品

9021.21——義歯

9021.29——その他のもの

—その他の人造の人体の部分

9021.31——人造関節

9021.39——その他のもの

9021.40—補聴器（部分品及び附属品を除く。）

9021.50—心筋刺激用ペースメーカー（部分品及び附属品を除く。）

9021.90—その他のもの

（I）整形外科用機器

整形外科用機器は、この類の注6で定義されている。この機器は、
—身体の変形の予防若しくは矯正に使用する。

—疾病、施術若しくは負傷に伴い人体の部分をサポートするために使用する。

これには、次のような物品を含む。

- （1）でん部疾患（股関節症等）の器具
- （2）上腕副子（切除後、腕が使用可能）（伸展副子）

- (3) あご用器具
- (4) 指節間関節伸展補助装置等
- (5) 脊椎カリエス治療用装具（頭及び脊椎を真直にする。）
- (6) 整形外科用の履物及び特殊な中敷きで、整形外科的矯正のために設計されたもの（（1）寸法を採って作られる又は（2）大量生産されるといういずれかの条件で、対ではなく単独で提示され、左右の足のいずれかにかかわらず装着できるように設計されたもの。）
- (7) 歯の矯正用器具（歯列矯正器、リング等）
- (8) 整形外科用足装具（わん曲足装具及び長下肢矯正器（足用のばね支柱を有するか有しないかを問わない。）並びに矯正靴等）
- (9) 脱腸帯（鼠蹊、股、へそ等の脱腸帯）及び脱腸装具
- (10) 脊柱側わん矯正装具及びすべての医療用のコルセット又はベルトで、次の特徴を有するものの（ある種の支持用ベルトを含む。）
 - (a) 患者に適合するように調節可能な特殊なパッド、ばね等を有すること。
 - (b) 革、金属、プラスチック等の材料で作られていること又は
 - (c) 補強された部分、織物製の硬い又は各種の幅のバンドを有すること。

整形外科用として特別に設計したこれらの物品は、通常のコルセット及びベルト（支持用又は保持用に供するか供しないかを問わない。）と区別することができる。

- (11) 整形外科用サスペンダー（メリヤス編物製、網製、クロセ編物製等の簡単なものを除く。）

このグループには、また、松葉づえ及びしゅもくづえを含む。ただし、通常の歩行用のつえは、たとえ身体障害者用に特に作ってあっても、この項に属しないことに注意しなければならない（66.02）。

このグループはさらに walker-rollators として知られている、歩行者が歩く際に押すことによって歩行を補助する歩行補助道具も含む。それらは一般に 3 輪又は 4 輪の車輪（これらの一部又は全部は旋回する）の上に取り付けられた金属管のフレーム、ハンドル及びハンドブレーキから成る。walker-rollators は高さの調整が可能であり、ハンドルの間に座席及び身辺用品を運ぶためのワイヤーかごを備え付けることができる。使用者は、座席を使って必要な時にいつでも短時間の休憩を取ることができる。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 静脈瘤症用のストッキング（61.15）
- (b) 簡単な保護具又は装具で足のある部分にかかる圧力を減少させるように作ったもの（これらは、プラスチック製のものであれば 39.26 項、又はばんそうこうでガーゼに取り付けたセルラーラバー製のものであれば 40.14 項に属する。）
- (c) 支持用ベルト又は装具で支持用の製品でこの類の注 1（b）の種類のもの（例えば、妊婦用のベルト（通常、62.12 又は 63.07））
- (d) 既製靴の中敷きで、扁平足を軽くするために単に足裏をアーチ型にするためのものは、整形外科用の履物とはみなさず、この項には属しない（64 類）。

このグループには、また、動物用の整形外科用装具を含み、例えば、脱腸帯、脚又は足の固定器具、動物のさく癖等を防ぐための特殊な帯及び管、脱出帯（器官、直腸、子宮等の保持用）、角

用支持具等がある。ただし、通常の動物用装着具（例えば、馬用のすね当て）の特徴を有する物品で保護用の器具は、この項には属しない（42.01）。

（Ⅱ）副木その他の骨折治療具

骨折治療具は、身体の負傷した部分を動かないようにし（伸展用又は保護用）又は骨折箇所を固定するために使用するものである。これらは、脱臼や関節損傷の処置においても使用される。

これらの物品の中のあるものは、患部に装着するように設計してある（例えば、鋼線、亜鉛製又は木製の下肢保持用の離被架、石こうギプス、骨用骨折治療具等）。他のものは、ベッド、台又は他の支持具に取り付けるように設計してある（副木又は離被架の代わりに使用される保護用ベッド離被架、管製の骨折部分の伸展器等）。ただし、後者の器具でベッド、台又は他の支持具の一部を構成し、分離することができないものは、この項には属しない。

この類の注1（f）の規定に基づき、この項には、また、板、くぎ等であって、骨折部分の接合その他これに類する処置を行うために、外科医が人体の内部に挿入するものを含む。

（Ⅲ）義肢、義眼、義歯その他人造の人体の部分

人体の欠損部分の全部又は一部を代用するもので、通常、外見が類似するものである。

次のような物品を含む。

（A）人造のもので眼に装着するもの

（1）義眼：通常はプラスチック製又はガラス製のもので、眼の各部分（きょう膜、虹彩、瞳孔）の形状及び色に似せるために、少量の金属酸化物を添加して作ってある。単壁のものと複壁のものがある。

（2）目に入れるレンズ：マネキン人形用、毛皮の動物のえり巻用等の義眼は属しない（一般には 39.26 項又は 70.18 項に属する。）。人形又はがん具の動物の部分品であると認められる義眼は、95.03 項又は 70.18 項（ガラス製のものに限る。）に属する。

（B）義歯及び歯牙用の取付用品：例えば、次のような物品がある。

（1）固形義歯：通常磁器製又はプラスチック（特にアクリル樹脂）製のものである。これらは「有孔歯」（通常、臼（きゅう）歯用）で、固定剤を浸透させるために若干の小穴を有するものもある。また、固定用の2本の金属ピンを有するもの（通常、門歯用又は犬歯用）又は義歯床に取り付けた金属製の歯隆線上を滑る歯溝を有するもの（通常、門歯用又は犬歯用）もある。

（2）中空義歯：これは、磁器製又はプラスチック製のもので、門歯、犬歯、臼（きゅう）歯等の外形を有する。

以上いずれも、固定する方法により、「合釘歯」（調製した歯根に埋め込んだ金属製の小ピン又は小釘に取り付ける。）又は「歯冠」（あらかじめかたどった歯根に合成樹脂で取り付ける。）と呼ばれる。

（3）義歯列：総義歯のものと、局部義歯のものとがあり、加硫ゴム製、プラスチック製又は金属製の板に義歯を取り付けたものである。

（4）その他のもの：歯の保護用の金属製冠（金、ステンレス鋼等）、義歯に重量を持たせて安

定性を増大させるための鑄造すずのバー（錘棒）、加硫ゴム製の義歯床強化用のステンレス鋼製バーその他の各種の歯科用附属品で、明らかに歯冠又は義歯の製造用のものであることが認められるもの（例えば、ソケット、リング、ピボット、フック、アイレット等）

歯科用セメントその他の歯科用充填材料は 30.06 項に属し、また、歯科用のワックス及び印象材（セットにし、小売用の包装にし又は板状、馬蹄（てい）状、棒状その他これらに類する形状にしたものに限る。）並びに焼いた石膏（こう）又は硫酸カルシウムから成るプラスターをもととしたその他の歯科用の調製品は、34.07 項に属することに注意しなければならない。

（C）その他の人造の人体の部分

例えば、腕、前腕部、手、脚、足、鼻、人造関節（例えば、腰及びひざ）及び代用血管用又は心臓の弁用の合成繊維製チューブ。

この項には、殺菌した容器に入った移植用の骨片又は皮（30.01）及び接骨用セメント（30.06）を含まない。

（IV）補聴器

補聴器は、一般に一以上のマイクロホン（増幅器を有するか有しないかを問わない。）、レシーバー及び電池から成る回路を有する電気機器である。レシーバーは、耳の中若しくは耳の背部に装着するもの又は耳に対して手で保持するように作ったものがある。

このグループは、難聴を克服するための機器に限るものとする。従って、話を聞き取り易くするために会議室において又は交換手が使用するヘッドホン、増幅器その他これらに類する物品を含まない。

（V）その他器官の欠損又は不全を補う機器（着用し、携帯し又は人体内に埋めて使用するものに限る。）

このグループには、次の物品を含む。

- （1）人工声帯（speech-aids）：負傷又は外科手術の結果、声帯を使用することができなくなった人が使用する機器である。これは基本的には電子信号の発生器から成る。例えば、これを首に押し付けて使用した場合、本品は、のどの内部に振動を生じさせ、この振動を話し言葉として聞き取ることができる言語に使用者が変換する。
- （2）ペースメーカー：不全となった心筋を刺激する機器である。その大きさ及び重量はほぼ懐中時計と同程度であり、患者の胸の皮膚内に埋め込まれる。これらは電池を内蔵しており、心臓に電極によって接続し、心臓を搏（はく）動させるために必要な刺激を与える。他の型式のペースメーカーには、その他の器官（例えば、肺、直腸又はぼうこう）を刺激するために使用するものもある。
- （3）盲人用の電子式補助装置：基本的には電池により作動する超音波送受信器から成る。超音波のビームが障害物に当たり、反射して戻って来るまでの時間から生ずる周波数の変化により、専用装置（例えば、internal ear-piece）を介して、使用者が障害物を発見し、かつ、障害物との距離を判断することができる。

- (4) 人体に埋め込む装置：ある種の臓器の化学的機能の補助用又は代替物として使用する（例えば、インスリンの分泌）。

部分品及び附属品

この類の注1及び注2の規定（この類の総説参照）に基づき、この項には、この項の機器又は装置の部分品及び附属品を含む。

90.22 エックス線、アルファ線、ベータ線、ガンマ線その他の電離放射線を使用する機器（放射線写真用又は放射線療法用のものを含むものとし、医療用又は獣医用のものであるかないかを問わない。）、高電圧発生機、制御盤、スクリーン並びに検査用又は処置用の机、椅子その他これらに類する物品及びエックス線管その他のエックス線の発生機

－エックス線を使用する機器（放射線写真用又は放射線療法用のものを含むものとし、医療用又は獣医用のものであるかないかを問わない。）

9022.12－コンピューター断層撮影装置

9022.13－その他のもの（歯科用のものに限る。）

9022.14－その他のもの（医療用又は獣医用のものに限る。）

9022.19－その他の用途に供するもの

－アルファ線、ベータ線、ガンマ線その他の電離放射線を使用する機器（放射線写真用又は放射線療法用のものを含むものとし、医療用又は獣医用のものであるかないかを問わない。）

9022.21－医療用又は獣医用のもの

9022.29－その他の用途に供するもの

9022.30－エックス線管

9022.90－その他のもの（部分品及び附属品を含む。）

(I) X線を使用する機器

この機器の基本要素は、X線発生管を含むユニットである。当該ユニットは、方向又は高さを変える機構を有する台その他の支持物に懸架又は固定され、トランスフォーマー、整流器等から成る特殊機器から適当な電圧が供給される。その他の点においては、X線装置の構造上の特徴は、用途に応じて異なる。例えば、次のような物品がある。

(A) 診断用X線装置

この装置は、普通の光線が透過しない人体をX線が貫通し、その体内の密度に応じてX線の吸収量が増大するという現象を利用するものである。これには、次のような物品を含む。

(1) 透視用装置：検査を行う器官を透過したX線は、スクリーン上に陰影を結ぶ。その像の濃淡の度合は、当該器官の状態を示すものである。

(2) 直接撮影用装置：検査を行う身体を透過したX線は、写真用の乾板又はフィルムに当たり、そこに記録される。同一装置で透視用と撮影用に使用することもある。

- (3) 特殊設計の写真機を組み合わせたX線装置：これは、写真機自身に取り付けたX線用スクリーンに投影された像を撮影する。X線装置と写真機が同時に提示される場合は、輸送の都合上で別包装になっていても、一括してこの項に属するが、写真機のみを単独で提示する場合には、90.06項に属する。

(B) 放射線療法用装置

X線の透過力及びある種の生体組織に対する破壊効果の両方が、多くの疾病（例えば、ある種の皮膚病及び腫瘍）の治療に利用される。治療はX線の到達する深さによって、「表層治療」又は「深部治療」と呼ばれる。

(C) 工業用X線装置

X線は、工業用としても各方面に利用される。例えば、冶金工業において、合金中の気泡の発見又は均質性の検査に、機械工業において製品精度の検査に、電気工業において電力ケーブル又はつや消しガラス電球の検査に、ゴム工業においてタイヤのインナーケーシングの反発試験（キャンバスの伸び等）に、各産業において材料の厚みの検査又は測定に利用する。以上の各方面で使用されるX線装置も、それぞれの特殊用途により、アダプター及び補助装置を取り付けてあるという点を除くほか、上記の診断用装置と通常類似している。

この項には、次のような物品も含む。

- (1) 物質の結晶構造だけでなく、化学組成の分析に使用する特殊な装置（X線回折及び分光装置）。X線は、結晶によって回折し、写真用のフィルム又は電子式カウンタに投射される。
- (2) 銀行券その他の証書の検査用透視装置

(II) アルファ線、ベータ線又はガンマ線を使用する機器

放射性物質（原子の自発的な変換によって放射線を出す性質を有する。）からアルファ線ベータ線又はガンマ線が放射される。この放射性物質は、鉛を被覆した鋼製の容器（放射線が一方向にのみ進むように設計した孔を有する。）に収納される。ガンマ線はX線と同じ用途に使用することができる。

次の型式のものは、使用する放射線の種類及び用途により区別される。

- (1) 治療用装置：ラジウム、放射性コバルトその他の放射性同位体を線源に使用する。
- (2) 非破壊検査用装置：主として工業において、金属製の部品を破壊することなく内部検査をするために使用する。
- (3) 計測機器：ベータ線又はガンマ線を使用して材料（シート、内張りその他これらに類するもの）の厚さを測定する厚さ計、容器に入った各種生産品（医薬品、食料品、スポーツ用の銃の薬きょう、香水等）の監視装置又はイオン化風力計

これらの機器において、必要とする情報は、通常検査対象の要素に投射した放射線の量の変化を測定することにより得られる。

- (4) 火災警報器：放射性物質を内蔵する煙感知器を有するもの

この項には、放射線源を自蔵するようには設計してなく、単に放射線の測定又は検出をする機器（任意に目盛りを付したものを含む。）を含まない（90.30）。

(Ⅲ) X線管その他のX線の発生機、高電圧発生機、制御盤、スクリーン及び検査用又は処置用の机、いすその他これらに類する物品

このグループには、次のような物品を含む。

- (A) X線管：電気エネルギーをX線に変換する装置である。X線管は、その用途によって様々な種類のものがあるが、基本的には、電子を放出する陰極とこの電子が衝突してX線を放出するターゲット（対陰極又は陽極）とから成る。また、なかには、電子流を加速するための数個の中間電極を有するX線管もある。この電極は、適当な接触子を有する管又は容器（普通はガラス製）に取り付けてある。X線管は、普通、油を充てんした電気絶縁をした金属製の容器に入っている。X線管にはガス封入管もあるが、通常は高度の真空にしたものである。この項には、X線管用のガラス製の封入管を含まない（70.11）。
- (B) その他のX線発生装置：例えば、電子流を高速に加速し、それにより透過力が大きいX線を発生するベータトロンを組み込んだ装置である。ベータトロンその他の電子加速器でX線の発生用でないもの及びX線装置に組み込んでないものは、この項には属しない（85.43）。
- (C) X線用スクリーン：透視用スクリーンは表面が蛍光体から成り、ここに放射線を投射する。感知面は、通常、シアノ白金酸バリウム、硫化カドミウム又はタングステン酸カドミウムから成っている。スクリーンには、また、鉛ガラス仕上剤を塗布することも多い。増感スクリーンと呼ばれるものは、X線のみにより得られる像の強度を増加させる化学線光から成る像を作る。
- (D) X線用高電圧発生機：トランスフォーマー及び整流管を遮へい壁の内側に設置したもので、これらは、また、X線管に接続するために取外し可能な分離することができる高電圧接続子を有する。この項には、X線装置とともに使用するように特定化した高電圧発生機のみを含むことに注意しなければならない。
- (E) X線の制御盤及び制御用の机：これらは投射時間及び電圧の制御用装置を自蔵し、また、装置の不可分の一部を構成する線量計を内蔵する場合が多い。この項には、X線装置とともに使用するように特定化した制御盤及び制御用の机のみを含むことに注意しなければならない。
- (F) 検査用又は処置用の机、いすその他これらに類する物品でX線用に特定化したもの：X線装置に組み込むようになっているか又はX線装置とは別個の物品になっているかを問わない。X線装置に専ら又は主として使用するために設計した机、いす等は、単独で提示する場合でもこの項に属するが、X線用に特定化したものでない場合には、この項には属しない（通常94.02）。

＊

＊ ＊

また、この項には、放射性の原理に基づいた避雷器を含む。

部分品及び附属品

この類の注1及び注2の規定（この類の総説参照）に基づき、この項には、X線装置等に専ら

又は主として使用すると認められる部分品及び附属品を含む。当該部分品及び附属品には次のような物品を含む。

- (1) アプリケーター：通常、鉛で縁取りし、X線管口又は放射線用ポンベに取り付ける。「照射域指定装置 (localiser)」と呼ぶこともある。
- (2) 白熱灯式センタリング装置：特に放射線療法において使用するもので、直接皮膚を照明して治療箇所を定める。上記のアプリケーターと同様に、これらの装置はX線管又は放射線用ポンベの放射口に取り付ける。
- (3) 防護用ケーシング：鉛ガラス製又はある種の塩類をもととしたX線を透過させない他の物質製のもの。このケーシングは操作者を有害な放射線から保護するため、X線管の周囲を覆っている。
- (4) 鉛を被覆した又は鉛ガラス製の遮へいスクリーン：操作者とX線管との間に置く。ただし、この項には、操作者が着用するように設計した保護装具で、鉛を詰めたゴム製のオーバーオール又は手袋 (40. 15) 及び鉛ガラス製ゴーグル (90. 04) を含まない。

＊

＊ ＊

この項には、また、次の物品を含まない。

- (a) ラジウム針及び管、針その他これらに類する物品で他の放射性物質を含んでいるもの (28 類)
- (b) 写真用のプレート及びフィルム (37 類)。
- (c) X線装置の出力供給装置に使用するケノトロンその他の整流管 (85. 40)
- (d) X線写真の検査用機器 (投影機を含む。90. 08 又は 90. 10) 及びレントゲン写真の現像用機器 (90. 10)
- (e) 紫外線又は赤外線を使用する医療機器 (光線療法用) (90. 18)
- (f) アルファ線、ベータ線、ガンマ線又はX線の測定用又は検出用の機器 (X線装置に組み込んでない場合には、90. 30 項に属する。)

＊

＊ ＊

号の解説

9022. 12

この号は、いわゆる全身用コンピューター断層撮影装置を含む。これらは、電子式放射線断層写真法 (断層撮影法) による全身用検査のレントゲン診断システムである。体は、それぞれの段階と層に分割されて、X線によって走査され人体によってX線が弱められた変化を、台上に横たわっている患者が入っているトンネルの周りに、環状に配置されている数百の探知機によって測定される。

このシステム自体の自動データ処理機械は、センサーからのデータを転換してシステムのモニターに像として映し出す。断層の像は通常システムに自蔵されている特殊カメラで写真にとることができ、もし必要ならば電磁的記録装置に蓄積される。

90.23 教育用、展示用その他の実物説明用のみに適する機器及び模型

この項には、教育用、展示用その他の実物説明用のみに適する広範囲の機器及び模型を含む。

この条件に基づき、この項には、次のような物品を含む。

- (1) 実物説明用の特殊機器：例えば、次のような物品がある。ウィムズハースト発電機（電気実験用）、アトウッドの機械（重力の法則の証明用）、マグデブルグの半球（大気圧の証明用）、グレーブサンドの輪（熱膨張の説明用）及びニュートンの円盤（白色光の構成の証明用）
- (2) 人体又は動物の解剖模型（連節式又は電気照明付きのものであるかないかを問わない。）及び立体幾何学、結晶等の模型：この種の模型は、通常、合成樹脂製又はプラスターをもととした物品製のものが多い。
- (3) トレーニングダミー：人間の呼吸を再生するための人工呼吸部分を有する人体の等身大の模型で膨脹式のもの。マウス・トゥー・マウス法による蘇生の訓練用に使用する。
- (4) 船、機関車、原動機等の切断面模型（内部の動作及び重要部分の機能を説明するために、一部切断したもの）及び例えば、無線通信機の配線（無線通信学校用）又は原動機の潤滑系統等を浮彫り状にした説明用のパネル（電気照明系統を有するか有しないかを問わない。）
- (5) ショーケース及び展示用パネル等（紡織用繊維、木材等の原材料見本展示用又は製品の製造過程若しくは製造工程の説明用）（技術学校における教育用）
- (6) 砲術訓練用模型（教室内の課程において使用する。）
- (7) 顕微鏡学習用の試料プレパラート
- (8) 都市、記念館、建物等の模型（プラスター製、板紙製、木製等）
- (9) 実物説明用の縮尺模型（航空機、船舶、機械等のもの）：一般には金属製又は木製のもの（例えば、広告宣伝を目的とするもの等）。ただし、専ら装飾用に適する模型はそれぞれ該当する項に属することに注意しなければならない。
- (10) 浮出し地図（区域、都市、山脈等）、浮出し都市図、浮出し地球儀及び浮出し天球儀（印刷してあるかないかを問わない。）
- (11) 模擬戦車で、戦車の操縦者訓練用（上級の訓練コース用も含む。）のもの：これらは、基本的には次の構成要素から成る。
 - －操縦室（可動性の台に搭載してある。）
 - －観測装置（地形の縮尺の模型及び移動式構台に取り付けたテレビジョンカメラから成る。）
 - －指導員用の席
 - －コンピューター
 - －液圧装置及び－電力供給キャビネット

部分品及び附属品

この類の注1及び注2の規定（この類の総説参照）に基づき、この項には、この項の機器の部分品及び附属品を含む。

* *

この項には、次の物品を含まない。

- (1) 設計図、線図、説明図等で、教育用又は宣伝広告用に作ったもの (49 類)
- (2) 88.05 項の航空用地上訓練装置
- (3) 娯楽用及び展示用の両方に兼用に作った製品 (例えば、ある種の機械部分品の模型、機械式又は電気式のがん具の機関車、ボイラー、クレーン、飛行機等) (95 類)
- (4) 96.18 項の自動人形等
- (5) 97.05 項の収集品
- (6) 製作後 100 年を超えるこつとう (例えば、浮出し地図及び浮出し地球儀) (97.06)

90.24 硬さ試験機、強度試験機、圧縮試験機、弾性試験機その他の材料試験機 (材料 (例えば、金属、木材、紡織用繊維、紙及びプラスチック) の機械的性質を試験するものに限る。)

9024.10—材料試験機 (金属を試験するものに限る。)

9024.80—その他の機器

9024.90—部分品及び附属品

この項には、各種材料 (例えば、金属、木材、コンクリート、紡織用繊維の糸及び織物、紙、板紙、ゴム、プラスチック並びに革) の硬さ、弾性、引張り強さ、圧縮性又は機械的性質を試験するための、広範囲の機器類を含む。従って、次の物品を含まない。

- (a) 材料の微細構造の検査用機器 (例えば、金属組織用その他の用途に供する顕微鏡 (90.11 又は 90.12) 及び材料分析用又は多孔性、熱膨脹等のような物性の測定用の機器 (90.27))
- (b) 幅、厚さ等の通常の測定用又は検査用としてのみ設計した機器 (例えば、機械部分品、線及び金属製品等に使用する。)(90.17 又は 90.31)
- (c) 材料の不良、き裂、ひびその他の欠陥の検出用の装置

この項の機器は、通常、工場又は研究所において製品 (通常、注意して選択した試料又は標準試料) の検査に使用する。これらは、また、製造工程の途中において、建設作業 (作業場、工場敷地等内) において又は倉庫における発送商品の検査に使用することもある。

これらは、重量のある (数トン) 大型の機械式、電気式又は液圧式により作動する機械から小型の可搬式又はポケットサイズの器具までである。ある種の万能型 (例えば、金属検査用) のものは附属品を取り替えることにより、硬さ、引張り、曲げ等の試験を行える。通常は、起動・停止を行って作動するが、自動式又は半自動式で作動するように設計したものもある (例えば、組立工程を終了した大量の製品検査用)。

試験結果は、直読する (拡大鏡又は内蔵した顕微鏡若しくは輪郭投影機のような簡単な光学装置を利用することもある。) か又は試験片を個別に顕微鏡検査を行って確認する (金属の鋼球試験によるくぼみの測定等)。更に、ある種の試験機は試料の応力やひずみ等の試験片の痕跡を記録するための設備を有しているものもある。

(I) 材料試験機（金属を試験するものに限る。）

- (A) 引張試験機：試料片（棒、線、より線、ばね等）の引張試験を行う。引張試験は、金属の弾性、破断応力その他の重要な特性を確かめるために使用する。引張試験機には、多くの形式のもの（例えば、立型、横型、エンドレススクリー型及び液圧負荷型）があるが、基本的には、被験試料を保持するジョー又はクランプを有する。
- (B) 硬さ試験機：棒、機械部分品等の試料片の硬さ試験をするもので、金属の硬さは、その金属の、くぼみをつける力に対する抵抗力により測定する。硬さ試験には、次のような試験を含む。
- (1) 鋼球くぼみ試験又はブリネル試験（鋼球又は金属炭化物球を使用する。）：てこ、ばね又はピストンを利用して、試験片に鋼球を押し付けて（衝突させたり、繰り返し押し付けるのではない。）くぼみを作り、このくぼみの径を顕微鏡を使用して測定する。
- (2) ピラミッド型ダイヤモンド圧子くぼみ試験：この試験はロックウェル方式（くぼみの深さをダイヤルコンパレーターにより測定する。）又はビッカース方式（くぼみの面積を顕微鏡を使用して測定する。）により行う。この試験の他の方式によるもの（モノトロン硬さ、ショア硬さ、ヌープ硬さ等）もあり、また、鋼球圧子を使用して（例えば、ロックウェル方式）軟らかい金属を試験する機器もある。以上のこれらの三つの試験方式は、同一試験機により行うこともある。
- (3) 反発試験：反発硬度計又は反発硬度器具を使用して行う。ピラミッド型ダイヤモンドを普通、先端に付けた小ハンマーを、一定の高さから試料の上に落下させる。試料金属の硬さが硬い程、ハンマーは高くはね返る。
- (4) 振子試験機：試料に当てた振子の振れにより硬さを測定する。振子は中央に鋼球を付けた逆U字型の鋳鉄製である。
- (C) 曲げ試験機
- (1) 衝撃試験機：棒（V字型刻みを付けてあるかないかを問わない。）に対して行う。試料棒を、2個の支持具に据え付け、破壊するまでラムにより繰り返し衝撃を与え、耐衝撃強さを測定する。
- (2) 圧縮試験用（主として棒を使用する。）又は曲げ試験用（ばね用）の機械
- (D) 延性試験機：主として金属板の試験に使用する。一般に、先端に鋼球を有する圧子を、板に穴があくまで徐々に板に押し付け、最初に穴があいた瞬間を記録し、応力及びたわみを測定する。
- (E) 折曲げ試験用（板、棒及び線）、圧縮試験用又は剪（せん）断試験用（主として鋳鉄用）の機械
- (F) 疲労試験機：試料は、上記のように単純応力をかけられるだけでなく、組合せ応力及び変動応力もかけられる。この試験機には、回転曲げ疲労試験機（試料を高速で回転させる。）、両振りねじり疲労試験機（ねじりの方向を交互に逆にする。）、電磁疲労試験機等がある。

(II) 材料試験機（紡織用繊維を試験するものに限る。）

このグループの機械によって行う試験には、次のような試験を含む。

- (1) 破壊試験における伸び率及び抵抗力、引張り試験における弾性又は引張強度その他これらに類する性質の試験並びにこれらの試験の組合せ：これらの試験を行う材料は、粗繊維、糸、綱、ケーブル、普通の織物類、帯ひも、ベルト等である。

この試験は、各種のダイナモメーターを使用して行う。ダイナモメーターは、通常、その作動の原理に従って名付けられる（振子ダイナモメーター、つり天びんダイナモメーター等）か又は最もよく使用する材料に従って命名される（例えば、単糸、ねん糸、綱、ガラス繊維、かせ又は織物のダイナモメーター）。また、伸び計を使用して行うこともある。ある種のダイナモメーターには、織物類のせん孔試験用の球を備えているものもある。

- (2) 織物の幅及び長さの伸縮試験：試料の伸縮は、乾燥状態又は湿潤状態において引き伸ばして測定される。

- (3) 摩耗試験：これは常に摩擦を受ける織物（シーツ、衣類、テーブルリネン等）及び糸に対して行うものである。

この試験は、摩擦試験機、消耗試験機等を使用して行う。織物のストリップは、一定の力で張った状態で、摩擦装置で次第にすり減らされる（研磨板、金属製フランジを有する回転シリンダー、鋼製のフライスホイール等による。）。摩耗抵抗は、試料をすり切ることに要した試験機の回転数により測定される。

この項には、紡織用繊維材料の検査に使用する機器（例えば、糸の均質性検査機、整経機、糸巻機等に糸をかけるときの張力を決めるための張力試験機、糸のより数を測定するより数計（90.31））を含まない。

（Ⅲ）紙、板紙、リノリウム並びにフレキシブルなプラスチック及び ゴムの試験用機器

これらの試験は主として、引張強度（伸び率、破壊荷重等の測定）又はせん孔に対する抵抗について行うものである。測定には、紡織用繊維の試験に使用するダイナモメーターとほぼ同じものを使用する。

このグループには、引裂き試験機、折畳み試験機等（例えば、紙用のもの）、弾性試験機、はね返り試験機、抗張力計、摩擦試験機、塑性試験機（例えば、ゴム、プラスチック等用のもの）がある。

（Ⅳ）その他の材料の試験機

木材、コンクリート、硬質プラスチック等の材料についても、引張強さ、曲げ強さ、硬さ、圧縮強さ、耐剪（せん）断、耐摩耗性等の試験を、金属材料試験に使用したものと類似した試験機で行う（球の痕跡、衝撃等による。）。

この項には、鋳物砂から作った試験片の引張強度、曲げ抵抗、圧縮抵抗等の測定用に作られた多数の通常小型の機器を含む。また、仕上げをした鋳型及び中子の表面硬さ測定用試験機も含む。

部分品及び附属品

この類の注1及び注2の規定（この類の総説参照）に基づき、この項の機器の部分品及び附属

品はこの項に属する。

90.25 ハイδροメーターその他これに類する浮きばかり、温度計、パイロメーター、気圧計、湿度計及び乾湿球湿度計（記録装置を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらを組み合わせた物品

－温度計（その他の機器と組み合わせたものを除く。）

9025.11－液体封入のもの（直読式のものに限る。）

9025.19－その他のもの

9025.80－その他の機器

9025.90－部分品及び附属品

（A）ハイδροメーターその他これに類する浮きばかり

これらの計器は、固体若しくは液体の比重又は比重に関係したある種の値（例えば、蒸留酒の濃度）を測定するために使用するもので、一般には、目盛軸により直接読み取ることができるものである。読み取った値は、時として表によって他の単位に変換される。

これらの計器は、普通、ガラス製（洋銀製、銀製等の金属製のものもある。）で、一端に水銀又は精製鉛の球がおもりとして入っている。おもりは一般に固定してあるが、種々の比重の液体の密度を求めるための計器には、おもりを取り替えたり、追加できるように作ったものがある。ある種のハイδροメーター（例えば、蓄電池中の酸の濃度の測定用のもの）はガラス筒に封入してある。また温度計付きのものもある。

これらの計器のほとんどのものは、その用途によって次のように呼ばれる。例えば、アルコール計、検糖計（醸造又は砂糖の製造工程において使用する。）、検塩計、乳比重計、乳脂計、酸比重計（蓄電池その他酸の比重測定用のもの）、尿比重計等である。一方考案者の名を付けたものもある（ボーメ (Baumé)、ブリックス (Brix)、ボーリング (Balling)、ベイト (Bates)、ゲイルーサック (Gay-lussac)、リヒター (Richter)、トレール (Tralle)、サイクス (Sikes)、ストップパニ (Stoppani) 等)。ニコルソン (Nicholson) のハイδροメーターは、固体の比重測定に使用する。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 他の方法により比重を測定する計器（例えば、ピクノメーター（比重瓶）(70.17)、比重ばかり又は浮きばかり (90.16)）
- (b) ある種の分析機器で、浮遊式計器でないもの（例えば、牛酪計（バターの脂肪含有量測定用のもの）及び尿素計（尿素含有量の検査用のもの）。これらは 70.17 項に属する。）

（B）温度計、自記温度計及びパイロメーター

このグループには、次の物品を含む。

- (1) ガラス温度計（液体を封入したガラス管を有するもの）：これらには、家庭用温度計（室内用又は窓用の温度計等）、浮遊式温度計（浴槽用温度計等）、体温計、工業用温度計（ボイラ

- 一、炉、オートクレーブ等用)、理化学用温度計(熱量測定に使用するもの等)、気象用の特殊な温度計(太陽又は地球の輻射熱測定用等)及び水路学用温度計(例えば、深海測量用の可逆温度計)を含む。この項には、記録した最高温度又は最低温度を示すように設計してあることから最低最高温度計と呼ばれるガラス温度計を含む。
- (2) 金属温度計(特に2種類の金属片を溶接し、その膨脹率の相違を利用するバイメタル式温度計):これらは、主として、気象観測、冷暖房及び科学的又は工業的な目的に使用する。また、ラジエーターの水温を示すために自動車に使用する温度計には、この種類のものが多い。
- (3) 膨脹温度計又は圧力温度計で金属製のシステムを有するもの:これらの温度計では、膨脹媒体(液体、蒸気及び気体)の圧力が増大してブルドン管その他これに類する圧力測定装置に作用する。その際、指示計器のダイヤルの指針が作動する。これらの温度計のほとんどのものは、工業用の用途に使用する。
- (4) 液晶温度計:これは、温度の変化により物理的性質(例えば、色)が変化する液晶を有している。
- (5) 電気式温度計及び電気式パイロメーター(高温計):例えば、次のような物品がある。
- (i) 抵抗温度計及び抵抗パイロメーター
- 金属(例えば、白金)又は半導体の電気抵抗の変化によって作動するもの
- (ii) 熱電対温度計及び熱電対パイロメーター
- 2種類の異なる電導体の接合部を加熱すると温度に比例した起電力を生ずる原理に基づいたもの
- 使用する金属の組合せは、一般に次のとおりである。
- 白金と白金・ロジウム、銅と銅・ニッケル、鉄と銅・ニッケル及びニッケル・クロムとニッケル・アルミニウム
- (iii) 輻射式(光学式のものを含む。)パイロメーター
- これには、次のような各種のものがある。
- (a) パイロメーター(高温計):凹面鏡によって白熱体からの輻射線を、例えば、鏡の焦点に置いた熱電対の熱接合部に収束させるもの
- (b) フィラメント消失型パイロメーター:これは、白熱電球のフィラメントの輝度を、制御される光源の像の輝度に一致するまで可変抵抗装置により変化させることにより温度を測定する。
- 電気式温度計及び電気式高温計は、時として、炉、発酵槽等の作動を制御する自動調整装置と結合される場合がある。このような結合物品は、90.32項に属する。
- (6) 光学式パイロメーター(測光キューブ型):視野の中心部分を標準白熱電球で照明し、その周囲を高温体からの光が照明するようにしたプリズムである。各種濃度の乳剤を塗付したガラス製円盤が回転して、高温体からの光の強度を変化させる。視野の中央部分と外周部分の輝度を一致させるのに必要な円盤の回転角度が、温度の測定値となる。
- (7) 光学式パイロメーター(フィラメント消失型):一連のスモークドガラスを間に挿入するか又は段階的に所定の温度に相当する吸収ガラス製のくさびを回転させることによって、炉から投射された像の輝度を標準ランプの輝度に一致させるものである。

(8) 高温測定用望遠鏡（旋光性を利用するもの）：これは、2 個のニコルプリズムの間に較正済みの石英結晶を置いたものから構成されている。温度は、ニコルプリズムの一つに特定の色が着くまで回された回転角から計算することができる。

(9) 固体物質（例えば、粘土）の収縮性を利用するパイロメーター：これは、振動するてこから成り、一方の腕はダイヤルの前で動き、他方の腕はさおに結合していて、このさおを温度の見積もりに使用する。

この項には、温度を示すとともに、電気信号灯、電気警報器、継電器又はスイッチを作動させる補助装置を有する接触温度計を含む。

更に、この項には、パイロメーターと呼ばれることもある金属温度計又は蒸気圧温度計で、最高 500 度～600 度まで測定できるものも含む。

自記温度計もこの項に属する。これは、ドラムに温度変化を記録する指示器を結合した温度計から成り、機械式若しくは電気式の時計用ムーブメント又は同期電動機により作動する。

この項には、パイロスコープ（パス型の機器で、粘土等の収縮又は焼成の過程を決定するために焼成中の室業炉から取り出した試験片を測定することに使用するもの）を含まない（90.17 又は 90.31）。

(C) 気圧計及び自記気圧計

これらは、大気圧測定用の機器であり、液体又は気体の圧力を測定する類似の機器（圧力計）を含まない（90.26）。

一般に使用するものとして、水銀気圧計とアネロイド気圧計の 2 種類の気圧計がある。

通常、水銀気圧計は、上端を密閉した水銀充てんガラス管から成る。ある種のものでは下端を水銀槽に立ててあり、別の種類のものには、管の下端をサイフォン状に曲げ、大気圧が管の小さな開放部に作用する方式のものがある。いずれの場合も、管内の水銀柱は、大気の重力と釣り合い、その昇降（目盛尺又は指針付きダイヤルにより示される。）を大気圧として測定する。水銀気圧計には、フォルタン気圧計（調整槽付きのもの）、サイフォン気圧計（調整尺付きのもの）、海洋気圧計（遊動環に取り付けたもの）を含む。

アネロイド気圧計は、大気圧が 1 個又は数個の空気を抜いた波状の金属カプセル又は曲げた金属製の管の薄い内壁に作用する。このカプセル又は管の変形を拡大して大気圧を示す目盛盤上の指針に伝えるか又は電気信号に変換する。

この項には、次の物品も含む。

(1) 気圧高度計：大気圧と高度を示すもの。ただし、この項には、高度のみを示す高度計（特に航空機航法用）を含まないことに注意しなければならない（90.14）。

(2) 流水圧力計：これは水銀の代わりに油のような液体を使用し、この液体が管内に封入された気体を圧縮するものである。

自記気圧計は、温度を記録する自記温度計と同様な方法により、大気圧を記録する計器である（前記（B）参照）。

(D) 湿度計及び自記湿度計

これらは、空気又はその他の気体の湿度を測定するために使用するもので、主要な型式のものとしては、次の物品がある。

- (1) 化学湿度計：化学物質に湿気を吸収させて、これをひょう量する方式のもの
- (2) 凝縮湿度計又は露点湿度計：露点（すなわち、水蒸気が凝縮を始める温度）法によるもの
- (3) 毛髪湿度計：1本以上の毛髪又はプラスチックのストリップが乾燥又は湿気に応じて長さが変化することを利用するもの。毛髪又はプラスチックのストリップをフレームに張って釣合いおもりを付け、プーリー（その軸に、ダイヤル上を動く針を取り付けてある。）に取り付けたもの。ある種の装置においては、動きを電気信号に変換する。
- (4) 円環状ガラス管製の湿度計：水銀を部分的に封入し、大気中の水蒸気に対して半透性の隔壁により一端を閉じたもの。水蒸気圧が水銀に作用するとダイヤルの針に接続した軸の周囲を管が移動する。ある装置においては、管の移動を電気信号に変換する。
- (5) 金属のストリップ付きの湿度計：金属のストリップをらせん状に巻き、湿気に反応する物質を塗付したもの。吸湿反応により金属のストリップの長さが変化する。この変化は、金属のストリップの先端に固定され、かつ、ダイヤル上を動く針に取り付けた軸に伝達される。ある装置においては、この動きを電気信号に変換する。
- (6) 電気式湿度計：電気式湿度計は、通常、特殊な吸収性の塩（例えば、塩化リチウム）の電導度の変化又は湿気に関連した電気要素の容量の変化に基づいて作動する（これらの計器には、測定すべき要素の露点を表示するために目盛りを付したものもある。

本質的には、多少とも装飾的な物品（小屋、塔等）から構成されている装飾的な検湿器で天気が悪くなるか悪くなるかによって小像が出たり入ったりするものは、この項に属する。一方、化学物質を染み込ませた紙で、色が大気中の水分によって変化するものは属しない（38.22）。

この項に属する自記湿度計は毛髪湿度計に類似しているが、温度を記録する自記温度計と同様な方法により相対湿度の変化を記録するものである（前記（B）参照）。

この項には、固体物質の含水率を測定する機器を含まない（90.27）。

（E）乾湿球湿度計

これは特別な種類の湿度計で、（a）乾球温度計（大気温度を記録する。）及び（b）湿球温度計（球は水を染み込ませた物質により絶えず湿った状態となり、蒸発により熱が奪われる）によって表示された温度差の関係から湿度を測定するものである。

電気式乾湿球湿度計には、普通の乾湿球湿度計の非電気式温度計の代わりに、通常、抵抗温度計又は半導体を使用してある。

＊

＊ ＊

湿度計及び乾湿球湿度計は、種々の用途、例えば、気象用（観測所用、家庭用等）、実験室用、冷蔵設備用、人工ふ化用、空気調和用（特に繊維工場）等の広い範囲で使用される。

組合せ機器

この項には、上記の機器の組合せ機器（例えば、ハイドロメーター、温度計、気圧計、湿度計

及び乾湿球湿度計を組み合わせたもの）も含むが、一以上のその他の装置を取り付けることにより、より特殊な限定をして記載をしている項（例えば、気象用機器として 90.15 項）に掲げる機器の性格を持つようになった組合せ機器は、この項には属しない。特に次の物品は、この項に属する。

- （１）自記温湿度計及び自記温湿度気圧計並びに光量計（単に、２個の特殊な温度計を組み合わせた機器）
- （２）パゴスコープ：霜の警報を出す機器で、特に園芸に使用する。これは、主として、２個の温度計を組み合わせたものから成る。

他方、この項には、大気探査用のラジオゾンデを含まない（90.15 項の解説参照）。

部分品及び附属品

この類の注 1 及び注 2 の規定（この類の総説参照）に基づき、この項の機器の部分品及び附属品で単独で提示するもの（例えば、ダイヤル、指針、ケース及び目盛尺）は、この項に属する。

90.26 液体又は気体の流量、液位、圧力その他の変量の測定用又は検査用の機器（例えば、流量計、液位計、マノメーター及び熱流量計。第 90.14 項、第 90.15 項、第 90.28 項又は第 90.32 項の機器を除く。）

9026.10—液体の流量又は液位の測定用又は検査用のもの

9026.20—圧力の測定用又は検査用のもの

9026.80—その他の機器

9026.90—部分品及び附属品

この項には、この表の他の項において、より特殊な限定をして記載をしている、例えば、次の機器を含まない。

- （a）減圧弁及び温度制御式弁（84.81）
- （b）風力計及び水理計測用液位計（90.15）
- （c）温度計、パイロメーター、気圧計、湿度計及び乾湿球湿度計（90.25）
- （d）物理分析用又は化学分析用の機器等（90.27）

この項には、液体又は気体の流量、液位、圧力、運動エネルギーその他の状態の変量の測定用又は検査用の機器を含む。

この項の機器は、記録装置、信号装置若しくは光学式目盛り読取装置付きのもの又は電気式、ニューマチック式若しくは液圧式の出力を有する送信機付きのものであってもよい。測定用又は検査用の機器は、一般に針又は指針を動かすために測定すべき量の変化に感応する要素（例えば、ブルドン管、ダイヤフラム、蛇（じゃ）腹及び半導体）を有している。ある種の装置においては、変量を電気信号に変換する。

弁等を結合したこの項の測定用又は検査用の機器は、84.81 項の解説によりその所属を決定する。

(I) 液体又は気体の流量又は流速の測定用又は検査用の装置

(A) 流量計：これは流速（単位時間当たりの体積又は重量）を示すもので、開放水路（川、運河等）及び密閉溝（管等）の流量を測定するのに使用する。

一部の流量計は、90.28 項の流体用計器の原理を使用している（タービン型、ピストン型等）が、大部分のものは差圧の原理に基づいている。

これには、次のような物品を含む。

(1) 差圧式（固定絞り）流量計：基本的には次のものから構成される。

(i) 差圧を生じさせる装置（例えば、ピトー管、ベンチュリー管、簡単なダイヤフラム、オリフィスプレート、成形したノズル等）

(ii) 差圧計（フロート式、ダイヤフラム式、差圧式、振動環状差圧天びん式、流量伝送式等）

(2) 可変面積（可変絞り）流量計：これは、通常重いフロートを有する目盛り付きの円すい形の管から成り、フロートはフロートと管壁との間の液体の流量が平衡に達するまで流れに沿って運ばれる。高圧液体用には、磁気流量計（非磁性体製の管の中の鉄製フロートの位置を、外部の磁石により知るもの）又は弁流量計（管の内部に取り付けた絞りダイヤフラムを小型流量計と平行に連結したもの）のいずれかを使用する。

(3) 磁場、超音波又は熱を使用することによって作動する流量計

この項には、次の物品を含まない。

(a) 川、運河等の流速を測定するパドルホイール式流速計で、水理計測用機器として 90.15 項に属するもの

(b) 一定の期間に放出される液体の全量を単に示す装置で、90.28 項の積算計器に属するもの

(B) 特殊な型式の風力計：鉱山、トンネル、煙突、炉及び通常の導管における気流の流速を記録するために使用するもので、主として、羽根付きファンと目盛り付きダイヤルから成る。ある種の装置においては、測定値を電気信号に変換する。

(II) 液体の液位又は気体のレベルの測定用又は検査用の機器

液体用の液位計及びガス計量器の容積用指示計

液体用の液位計には、次のような物品を含む。

(1) フロート型のもの：これは、フロートに取り付けた目盛り付きの円筒で直読できる。また、その結果をケーブル及びドラムを使用して、ダイヤルの針に伝達するか又は電気信号に変換することがある。

(2) ニューマチック型又は静水圧型のもの：これらは、差圧計によって圧力タンクの液位を測定することに使用される。

(3) 二色光型のもの（ボイラー用のもの）：これは、水の屈折率と蒸気の屈折率との差を利用するもので、一組のランプ、着色したスクリーン、光学系及び色の差により水と蒸気との各々の高さを示す水準器から成る。

(4) 電気式のもの：例えば、抵抗、静電容量、超音波等の変化を利用したもの

この項には、密閉した貯蔵器又はタンクに使用する液位計のほか貯水池や運河に使用するものも含む（水力発電、かんがいシステム等）。

ガス計量器の容積を確かめるため、「ベル」の位置を直接に又は「ベル」がケーブルとドラムにより結合されているダイヤルの針によって測定する。

固体物質のレベルの測定用又は検査用の機器は属しない（90.22 又は 90.31）。

（Ⅲ）液体又は気体の圧力の測定用又は検査用の機器

圧力計（例えば、マノメーター）：これは、液体又は気体の圧力の測定用の機器である。気圧計が大気圧を測定するものであるのに対し、圧力計は、密閉空間内の液体又は気体の圧力を計測するものである点において気圧計と区別される。圧力計の主な種類には、次のような物品がある。

(1) 液体型圧力計（水銀、水その他の液体又は2種類の互いに混じり合わない液体をガラス製又は金属製の管に入れたもの）：これらの圧力計は単管式、U字管式、傾斜管式、複管式又は振動環状差圧天びん式のものである。

(2) 金属圧力計：アネロイド気圧計に類似するもので、これらのものは、1個又は複数のダイヤフラム（隔膜）、カプセル、ブルドン管、らせん状の金属管その他のある種の圧力感応素子（直接指針を動かすか又は電気信号に変換するもの）を有している。

(3) ピストン型圧力計：ばねによって荷重され又は保持されたピストンに、圧力が直接又は隔膜を介して働くもの

(4) 電気式圧力計：電気現象（例えば、抵抗及び静電容量）の変化を利用するもの又は超音波を使用するもの

真空計（極めて低い圧力を測定するもの）：熱電子真空管（三極管）を使用した電離真空計を含む。これらの場合、残存気体の分子と電子との衝突によって生じた陽イオンは、陰極板に向かって集められる。単独で提示する熱電子真空管（三極管）は、この項には属しない（85.40）。

この項には、最大最小型圧力計も含む。差圧計は、圧力の差を測定するのに使用され、次のような型式のものを含む。

二液型、フロート型、振動環状差圧天びん型、隔膜型、カプセル型、ボール型（液体が存在しないもの）等

（Ⅳ）熱量計

熱量計は、ある機器（例えば、温水型加熱システム）が消費した熱量を測定するものである。これらは、主として、液体供給計、導管の入口及び出口の各々に置いた2本の温度計、計数機構及び合計機構とから構成される。このグループには、熱電対熱量計も含む。

セントラルヒーティングの費用を公平に分担できるようにアパートの暖房器に取り付けた小型熱量計は、温度計に類似しており、熱の影響で蒸発する液体を入れたものである。

この類の注1及び注2の規定（この類の総説参照）に基づき、この項の機器の部分品及び附属品で単独で提示するものは、この項に属する。例えば、独立しているグラフ式の記録装置（数個の測定用又は検査用の機器から送られた値を記録するものを含む。）を含むものとし、信号用、事前選択用又は制御用の装置を取り付けてあるかないかを問わない。

90.27 物理分析用又は化学分析用の機器（例えば、偏光計、屈折計、分光計及びガス又は煙の分析機器）、粘度、多孔度、膨張、表面張力その他これらに類する性質の測定用又は検査用の機器、熱、音又は光の量の測定用又は検査用の機器（露出計を含む。）及びマイクローム

9027.10—ガス又は煙の分析機器

9027.20—クロマトグラフ及び電気泳動装置

9027.30—分光計、分光光度計及び分光写真器（紫外線、可視光線又は赤外線を使用するものに限る。）

9027.50—その他の機器（紫外線、可視光線又は赤外線を使用するものに限る。）

—その他の機器

9027.81—質量分析計

9027.89—その他のもの

9027.90—マイクローム並びに部分品及び附属品

この項には、次のような物品を含む。

（1）偏光計

光線の偏光面が、光学的な活性物質を通過する際に回転する角度を測定する機器である。

この機器は、基本的には、光源、偏光プリズムと分析用プリズムとから成る光学装置、分析する物質を固定するチューブホルダー、観測用接眼レンズ及び測尺から成る。

電子式偏光計には、従来の偏光計の本質的な光学用品のほかに光電池を取り付けてある。

（2）半影式偏光計

平面偏光又は楕円偏光の分析用のもの

（3）検糖計

これは、糖溶液の濃度測定用として作った特殊な偏光計である。

（4）屈折計

これは、液体又は固体の屈折率（物質の純度決定に際し、最も重要な定数の一つである。）を測定する装置である。主としてプリズム系、観察用又は読取り用の接眼レンズ及び屈折率を大きく左右する温度の制御装置から成る。広い用途を有し、特に食品工業（油脂、バターその他の脂肪性物質の試験用、ジャム、果汁等の分析用等）、ガラス工業、油脂精製及び生物学（血漿（しょう）又は分泌物のたんぱく質の測定等）において利用される。

ほとんどの屈折計は、ベース又はスタンドに取り付けてある。一部には、可搬式のものもあるが、他の種類のものには、製造槽の側部に固定するようになっているものもある。

(5) 分光計

これは、発光スペクトル又は吸収スペクトルの波長の測定に使用する。基本的には、調整可能なスリットコリメーター（分析用光線を通す。）、1個以上の調整可能なプリズム、望遠鏡及びプリズム台から成る。ある種の分光計（特に赤外線用又は紫外線用として使用するもの）には、プリズム又は回折格子を取り付けることもある。

このグループには、分光器（スペクトル観測用）、分光写真器（写真用のプレート又はフィルムにスペクトルを記録する（スペクトル写真）もの）、単色光分光器（線スペクトル中の特定の線の分離又は連続スペクトルの一部を分離するための機器）を含む。

ただし、この項には、次の物品を含まない。

太陽観測に使用する単光太陽写真機及び単光太陽望遠鏡（90.05）、スクリーンに投影した拡大スペクトル写真を検査するための分光投影機（90.08）、測微顕微鏡及び顕微鏡を自蔵する分光比較測定器（光学観測によってスペクトル写真の比較試験に使用するもの）（90.11）、電気的量の測定用又は検査用のスペクトラムアナライザー（90.30）

(6) 質量分析器その他これに類する機器で、物質の同位体組成等を分析するもの。ただし、この項には、同位体分離用のカルトロンを含まない（84.01）。

(7) 比色計（colorimeters）

これは、2種類の異なる機器の名称である。その一つは、物質（固体又は液体）の色を、種々の割合（ただし、測定可能な割合）で混合した三原色（赤、緑及び青）から得られた色と一致させることによって、物質の色を決定することに使用する。もう一つの比色計は、化学分析又は生化学分析において、着色した標準プレート又は標準溶液の色と物質の色（又は試薬で処理した後の物質の色）とを比較して、溶液中に存在する物質の濃度を測定することに使用する。後者に属するある種の比色計の中には、試料溶液と標準溶液を各々別のガラス管に入れ、2個のプリズムにより接眼鏡を通して観測する型式のものがある。これらの機器のあるものには、光電池を使用するものがある。この型式のある種の機器の場合、気体との反応後に色の変化する試薬とともに紙テープを使用する。これらの機器は2個の光電池を使用し、気体との反応前後における色を測定する。

このグループには、次のような他の光学式分析装置も含む。例えば、比濁計及び濁度計（溶液の濁度測定用）、吸収計、蛍光光度計（蛍光の測定用又はビタミン及びアルカロイドの含有量の分析用に広く使用する。）並びに漂白計及び不透明度計（特に、紙パルプ、紙等の白色度、不透明度又は光沢度の測定に使用する。）。

(8) ガス又は煙の分析装置

これらは、可燃性ガス又はコークス炉、ガス発生炉、溶鉱炉等の燃焼副産物（燃焼ガス）を分析するために使用し、特に、二酸化炭素、一酸化炭素、酸素、水素、窒素又は炭化水素の含有量を測定するためのものである。電気式のガス又は煙の分析機器は、主として、次のようなガスの含有量の定量用又は測定用のものである。二酸化炭素、一酸化炭素と水素、酸素、水素、亜硫酸ガス及びアンモニア。

これらの機器の中には、ガスを適当な化学物質に吸収させるか又は燃焼させて容量分析法により定量するものがある。当該機器には、次の物品を含む。

(i) オルザット装置：主として吸気瓶、1 個以上の吸収バルブ及び測定用ビュレットから成る。

(ii) 燃焼式又は爆発式の装置：これは、上記装置に燃焼ピペット又は爆発ピペット（白金毛細管及び白金又はパラジウムの針金管で誘導点火装置等を有するもの）を取り付けたものである。

これら種々の型式の装置は組み合わせて使用する場合もある。

他の方式には、濃度を利用して作用するもの、分離濃縮若しくは分留（クラッキング）又は次の原理に基づいて作用するものがある。

(i) ガスの熱伝導度

(ii) 電極上の可燃性ガスの熱効果（例えば、煙道ガス中の一酸化炭素及び水素）

(iii) ガスによる紫外線、可視光線、赤外線又はマイクロ波の選択吸収

(iv) ガスの透磁率の差異

(v) 適当な補助ガス成分とガスとの化学発光反応

(vi) 水素炎中の炭化水素のイオン化

(vii) ガスと適当な液体試薬との反応前後における電導度の差異

(viii) 電池における固体（特に酸素分析用の酸化ジルコニウム）又は液体電解質との電気化学的反応

この項には、工業の工程（すなわち、炉、ガス発生器等に直接連結するもの）で使用するガス又は煙の分析装置を含むことに注意しなければならない。しかし、単に理化学用のガラス製品から成る機器は、70.17 項に属する。

(9) 電気式煙検出器

炉等に使用するもので、例えば、光又は赤外線のビームが光電池に投射されている。煙の濃度の変化に応じて、煙を通過するビームが光電池回路の電流に変化を生じさせ、これにより、目盛り付きの指示器、記録装置、また、ある場合には調整バルブを作動させる。これらの装置には、警報装置を取り付けたものがある。

専ら警報器を備え付けた電気式煙検出器は、85.31 項に属する。

(10) 爆発性メタンガス検出器その他の検出器（例えば、炭酸ガス用等）

これらには、鉱山又はトンネルのガス検出用、ガス本管の漏れ検出用等の可搬式機器を含む。

(11) ガス中の粉体分析機器

一定量のガスを、ろ過円盤を通過させ、検査前後のフィルターの重量を測定して作動するものである。このグループには、チンダル計（空気中の粉体量の測定用又は粉体用のマスク、フィルター等の試験用に使用するもの）を含む。これは、黒色ガラスを被覆した粉体室、光源、プリズム測定装置付きの光学測定用ヘッド及び回転角測定用の目盛り付き円盤尺から成る。

(12) 酸素メーター

液体中の溶存酸素を測定するもので、偏光測定用セルを使用するか又は溶存酸素とタリウムとの化学反応（電解質電導度の変化の測定）を利用するものがある。

(13) ポーログラフィ分析器

溶液中に浸した電極の電流と抵抗の関係を測定又は評価することによって、液体の成分（例えば、水中に溶解している金属の痕跡）を定量するもの

(14) 湿式化学分析器

液体の無機成分又は有機成分（例えば、金属の痕跡、りん酸塩、硝酸塩、塩化物又は化学的酸素要求量（COD）及び総有機炭素（TOC）のような集積パラメーター）を定量するもの。この分析器は、試料調製装置及び分析用装置（例えば、イオン感応電極と光度計又はポーログラフとを有するもの）から構成されているが、自動分析器の場合、制御装置も属する。

(15) 粘度計その他これに類する機器

粘度（すなわち、液体の内部摩擦）の測定に使用するもの
これらには、次のような物品がある。

- (i) 毛細管の原理に基づいたもの（すなわち、一定圧力のもとで、液体が毛細管を通過するために必要な時間を測定するもの（例えば、オストワルド、エングラー等の粘度計））
- (ii) 固体と液体との間の摩擦効果を利用するもの
- (iii) 球が液体中を落下するのに要した時間を利用するもの

(16) 偏光器（ひずみ検査器）

これはガラスの内部ひずみ（例えば、急冷、焼鈍、接合等から生ずるひずみは、ガラスを容易に破壊する原因になりやすい。）を測定するものである。これらは、主として、電灯付きチャンバー、散光装置、偏光子及び偏光望遠鏡から構成される。ガラスのひずみは、明るい虹色として現われる。

(17) 膨脹計

これは、鉄鋼、合金、コークス等の温度の変化による膨脹又は収縮を測定するものである。この機器の大部分のものは、記録式（グラフへの機械式記録又は写真式記録）である。

(18) 多孔度又は透過性の測定装置（水、空気その他の気体等用のもの）

多孔度（permeability）測定器（ただし、物質の透磁率測定用の permeameter（透磁率計）と混同しないこと。）と呼ばれる。これらは、紙、紡織用繊維の糸、織物類、プラスチック、革、砂等に使用する。

(19) 液体の表面張力又は界面張力の測定装置（例えば、ねじりばかり）

液体の表面張力及び界面張力は、通常次の三つの要素のうちの一つにより決定される。一定径の毛細管から落ちる滴の重さ（又は既知容量の滴の数）（液量法）、既知径の毛細管中を液体が上る高さ（毛細管上昇法）又は液体の表面から輪を引き離すのに要する力

(20) 浸透圧を測定する装置（浸透圧計）

2種類の混じり合う液体を、膜（2種類の液体の一方を透過させることはできるが、等しく透過させることはできない。）により分離した際に生ずる圧力を測定するもの

(21) 鉱物性油及びその派生物（例えば、タール、ピッチューメン及びアスファルト）の試験装置

これらには、鉱物油の引火点、凝結温度、流動点、滴点等並びにパラフィンワックスの溶融点並びにグリース及びタールの含水量、不純物の含有量、硫黄の含有量及び粘稠（ちゅう）度並びに曇点、凝固点等を測定する機器を含む。

(22) pH メーター及び rH（酸化還元電位）メーター

pH メーターは、溶液又は混合液の酸性度又はアルカリ性度を表す因子（純水が中性の基準となる。）の測定に使用する。rH メーターは溶液の酸化力又は還元力の測定に使用する。これらの機器は、いくつかの異なる原理で作動する。最も通常の型式のものは、電気計測システムを応用したもので、溶液の pH 又は rH に比例する電位差を表出するために電極を使用する。また、これらの機器は、測定用のほかに自動制御用にも使用する。

(23) 電気泳動装置

これは、直流が溶液を通過する際に生じる濃度の変化を利用したものである。荷電した粒子は、生成物の性質に従って異なる速度で移動する。

この機器は、通常、光電池及びミリアンペア計（光学的密度の単位を目盛りを直接付したもの）から構成される光学式測定装置に組み込んである。これは、種々の溶液（たんぱく質、アミノ酸等）の分析用、血漿（しょう）、ホルモン、酵素、ビールス等の試験用又は重合現象の研究用に使用する。

(24) クロマトグラフ（例えば、ガスクロマトグラフ、液体クロマトグラフ、イオンクロマトグラフ及び薄層クロマトグラフ）

気体又は液体の成分を測定するもので、分析すべき気体又は液体を吸収性物質から成るカラム又は薄層に通過させた後、検出器を使用して測定する。分析における気体又は液体の特性は、それらが吸収性物質から成るカラム又は薄層を通過するのにかかった時間で示される。一方、分析すべき異種成分の量は、検出器からの出力信号の強度により示される。

(25) 電子式滴定装置

測定用電極を使用して水、銀塩、ハロゲン等を滴定するもの

(26) 物質の誘電率、電気伝導率又は電磁エネルギー若しくは赤外線吸収を利用する分析機器（固体水分計と呼ばれることがある。）

(27) 電導度計

電解質電導度又は液体中に溶解している塩、酸又は塩基の濃度を測定するもの

(28) 光電池濃度計又は微濃度計

分光写真の濃度の測定又は写真に記録されている種々の現象の分析に使用する。

(29) 光度計

光の強度を測定する機器で、測定する光と標準光源とが、一定の表面を同じ強度で照射するように置かれたものである。二つの光の強度を比較する代わりに、各々のスペクトルを比較する場合には、その際に使用する機器を分光光度計と称する。

光度計は、各種の光学的な工程又は分析に広く使用されている（例えば、濃度、固体物質の光沢度又は透明度、写真用のプレート又はフィルムの露光度（濃度計）又は透明若しくは不透明な固体物質若しくは溶液の色の濃度の測定用）。

写真又は映画の撮影に使用するある種の光度計は、露出計として知られており、露出時間の測定又はレンズの絞りの決定に使用する。

(30) ルクス計

光源の強度をルクス単位で測定するために使用する。

(31) 熱量計

これは、固体、液体又は気体が吸収又は放出する熱量を測定するものであり、主な種類には、次のような物品がある。

(A) 氷熱量計（ブンゼン氷熱量計）

氷の融解によって生じる容積の変化を利用したものである。これは、氷で取り巻いた試験管を水槽中に沈めたものと水銀を入れた目盛り付き管とから構成されている。

(B) 発熱型熱量計（ベルトウロー熱量計）

熱量の伝達の原理を利用したものである。これは主として、水を充てんした熱量計のジャーを水を満たした槽中に入れたものから成り、かくはん器及び温度計を取り付けてある。次の2種類の熱量計は、これと同じ原理を利用したものである。

(i) 気体又は液体燃料の比熱測定用熱量計

この装置では、一定量の気体又は液体燃料を燃焼させる隔室に水を循環させ、入口時と出口時における水温の差を測定する。

(ii) ボンプ（bomb）熱量計

これらは、物質の燃焼熱の測定に使用する。これらは基本的には、試験する既知量の固体又は液体と加圧酸素を入れた鋼製容器（bomb）から成る。適当な装置により、試料を酸素中で点火し、発生熱量は水熱量計の中に bomb を置くことによって測定される。

この項には、工業用の熱量計も含む。これは、一定量の発熱力を有するガス製造用発生器に取り付けられる。ただし、混合ガスを所要の水準の発熱力に維持するために当該熱量計を調整装置と結合している場合には、この項には属しない（一般に 90.32）。

(32) 氷点測定装置及び沸点測定装置で、理化学用のガラス製品（70.17）の特性を有しないもの

(33) 臨床検査室で用いられる機器で、体外診断試験用のもの

＊

＊ ＊

この項には、ミクロトームも含む。これは、顕微鏡作業の際、検査する物質から既知の厚さの非常に薄い切片を切り出すために使用する機器である。ミクロトームには、手動式（ある種の直線状かみそりのもの）、回転式、滑り移動式（水平面又は傾斜面のもの）等各種の方式のものがある。

部分品及び附属品

この類の注1及び注2の規定（この類の総説参照）に基づき、この項には、上記の機器に専ら又は主として使用すると認められる部分品及び附属品を含む。

＊

＊ ＊

この項には、次の物品を含まない。

(a) 耐火性材料製の理化学用備品（レトルト、ジャー、るつぼ、カップ、槽その他これらに類する物品）（69.03）及び陶磁製のこれに類する物品でその他のもの（69.09）

(b) 理化学用のガラス製品（70.17）（詳細は以下参照）

- (c) 顕微鏡 (90.11 又は 90.12)
- (d) 精密天びん (90.16)
- (e) X線等を使用する機器 (90.22)
- (f) 90.23 項の実物説明用機器
- (g) ある種の材料の試験を行う機器 (90.24)
- (h) 90.25 項のハイドロメーター、温度計、湿度計その他これらに類する機器（理化学用のものであるかないかを問わない。）
- (ij) 90.26 項の機器

＊

＊ ＊

この項と 70.17 項（理化学用のガラス製品）の両方の範囲に該当する可能性のある物品の所属の決定について

この様な場合には、次の考え方によりその所属を決定する。

- (1) その製品が、ガラス製品の重要な特性を有する場合には、通常、特殊な機器として知られていても、この項には属しない（目盛りを付してあるかないか及び検定をしてあるかないかを問わない。また、ゴム製等の補助ストッパー、結合部等を有するか有しないかを問わない。）。
- (2) 一部はガラスで構成されているが、主体は他の材料である場合又はフレーム、支持具、ケースその他これらに類する物品に組み込んだ又は恒久的に固定したガラス製の部分品から成る場合には、一般にガラス製品の重要な特性が失われた機器とみなす。
- (3) ガラス製の部分品と測定機器（例えば、圧力計及び温度計）とを組み合わせたものは、実際問題として、当該機器がこの項に本来属するものであると判断する根拠となりうる。

従って、単に目盛りを付したガラス製品の形状をした次のような器具は、70.17 項に属する。

牛酪計、乳脂計その他これに類する酪農品の試験用機器、たんぱく計、尿素計、ユージオメーター、容積比重計、窒素計、キップの装置、ケルダールの装置その他これらに類する物品、カルシウム定量計及び分子量決定用の氷点測定装置又は沸点測定装置

＊

＊ ＊

この項には、16 部に属する種類の機器（電気式のものであるかないかを問わない。）を含まないものとし、それらが、低出力、小型サイズ又は一般的な構造という点から明らかに理化学用（例えば、試料の調製用又は処理用）として使用するものであるかないかを問わない。従って、この項には、炉、オートクレーブ、乾燥用又は蒸気用の炉及びキャビネット、デシケーター、破碎機及びミキサー、遠心分離機、蒸留機、プレス、ろ過機及びフィルタープレス、かくはん器等を含まない。

同様に、加熱機器（ブンゼンバーナー、蒸気加熱用槽等）、工具、理化学用の備付品（例えば、実験台、顕微鏡台及び有害薬品用戸棚）及びブラシはそれぞれ該当する項に属する（15 部、94 類又は 96 類）。

90.28 気体用、液体用又は電気用の積算計器及びその検定用計器

9028.10－ガス用計器

9028.20－液体用計器

9028.30－電気用計器

9028.90－部分品及び附属品

これらの計器は、一般に、測定する流体の流量又は電気量に比例した速さで動く装置を有する。これらは、しばしば側管若しくは本管から離れた分岐路又は測定用トランスフォーマーに取り付けられる。流量の一部のみが計器を通過するが、配給管又は本管の総通過量を示すように目盛りを付してある。

この項に属する気体用、液体用又は電気用の積算計器については、時計仕掛けの記録用装置又は調整装置、警報装置等を作動させる簡単な機械式又は電気式の装置を有するか有しないかを問わない。

(I) 気体用又は液体用の積算計器

積算計器は、管を通過する流量を、体積の単位により測定するのに使用するものであり、流速測定用の流量計は属しない (90.26)。

この項には、家庭用の積算計器、工業用積算計器及び標準計器（一般用計器の精度の検査用）を含む。この項には、また、単純な型式のもののほか、最大、前払い、料金計算用等のような特殊計器も含む。

積算計器は、主として、測定装置（タービン式、ピストン式、ダイヤフラム式等）、流入調節機構（通常、すべり弁）、伝達機構（エンドレススクリュー、カムシャフト、歯車その他のもの）及び記録装置若しくは指示計器（指針式又はドラム式）又は両者を合わせたものから成っている。

(A) 気体用の積算計器**(1) 湿式計器**

この計器は、一般に数室に区切られたドラム又はホイールから成り、このドラム又はホイールが、半ば以上液体（水、油等）を入れた円筒内で回転するようになっている。ドラムはガスによって回転し（ガスが計器に入ると水に浸った室をガスが満たし、それによって水面上に押し上げる。）、ドラムの回転数を計数機構によって示す。

他の型式の計器（章動ベル式計器）は、ガスが流入及び流出する一連の部屋を有するベルから成る。ベルは中心に案内され、計数機構の駆動スピンドルに取り付けたクランク棒に連結する傾斜軸の周囲を章動する。

(2) 乾式計器

これには数種の型式のものがある。測定機構は、ピストン、ダイヤフラム又は羽根車から成り、これがガス圧で作動し、計数機構に伝える。通常のは、箱を二室に区切り、各室がまた中心をダイヤフラムにより仕切られている。ガスは、連続してこの四室を出入りし、ダイヤフラムの伸縮運動が計数機構を作動させる。

(B) 液体用の積算計器（冷水、温水、鉱物油、アルコール、ビール、酒、ミルク等）(84.13 項)

の液体ポンプ（計器付きのものを含む。）を含まない。）

この計器には、次のような物品を含む。

（１）羽根車式計器

これは、液体の容積を速度から推測するため、推測式計器（inferential meter）とも呼ばれる。測定機構は、回転速度が液体の流れに比例する羽根車又はインペラーから成り、この回転を計数機構により計数する。

（２）ダイヤフラム式計器

これは、前記の気体用乾式計器に類似している。鋳鉄製の円筒の内部を、柔軟性のあるダイヤフラムで二室に区切り、区切られた室に液体が出入りを繰り返すとダイヤフラムが伸縮する。このダイヤフラムの伸縮を計数機構により計数する。

（３）往復ピストン式計器

この計器は、シリンダー内を往復運動する一以上のピストンから成る。蒸気機関と同様に、すべり弁が、測定する液体をピストンの上下に交互に導き、プラグコックを開閉する。ピストンの動作は歯車により計数機構に伝わる。

（４）円盤ピストン式計器

ピストンの代わりに、球体の内部を相等しい二室に分ける回転円盤を利用する。この二室に交互に液体が充満し、その結果円盤が振動運動をするのを歯車により計数機構に伝える。

（５）回転ピストン式計器

この計器のある種のものは、部分的にチャンバーを横切って突出する放射状の隔壁を有する円筒型チャンバーから成る。測定機構は、円筒ピストンで、その側壁に溝を有し、隔壁に適合するようになっている。仕切室に液体が流出入すると、シリンダーが振動（半回転）し、その運動を歯車により計数機構に伝える。

このほかの型式の計器には、チャンバーに隔壁がなく、だ円形のピストンを回転運動させるものもある。また、仕切った球体内に、章動コーンを備えたものもある。

（２）から（５）の計器は、容積式として知られている。

（Ⅱ）電気用の積算計器

この計器には、消費電気量（アンペア時又はその積算値）の測定用（電流計）のもの又は消費電力量（ワット時又はその積算値）の測定用（電力計）のものがある。電圧が一定の場合、電流計は、ワット時（又はワット時の積算値）により目盛りを付されることがあり、これらの計器には、直流用のものと交流用のものとがある。この項には、電圧計、電流計、電力計等の機器で、単に電氣的量を測定するのみで消費電気量又は消費電力量の積算値の記録を行うように設計していないものを含まない（90.30）。

この項に属する電気用の積算計器で主要な型式のものは、次のとおりである。

（Ａ）電動機形計器

この計器は、基本的には１個以上の誘導子、回転子（電機子。この回転速度が、消費電気

量又は消費電力量に比例する。)、計数機構及び指針式又はドラム式の指示計 (又は両者を組み合わせたもの) から成る。

電動機形計器は、通常、渦電流制動装置を有しており、これは、金属製の制動円盤が 1 個以上の永久磁石の極の間で回転して渦電流を発生させる。

(B) 静電形計器

この計器は、基本的には、指示装置を備えた倍率器又は定量器のような静電式のサブアセンブリーから成り、これは消費電力量に直接比例する電流又は電気抵抗を生じさせる。指示装置には、機械式 (指針式又はドラム式の指示計を有するもの) 又は電子式のものがある。

これらには、次の物品を含む。

- (1) 料金前納式計器
- (2) 多重計量装置付き計器 (供給電力量を、二以上の率で計算する。)
- (3) 最大需要電力計 (一定期間中の平均負荷の最大値を示す。)
- (4) ピークメーター (ある最大値以上の消費量を示す。)
- (5) 超過電力量計 (ピークメーターに類似しているが、使用総電力量も示す。)
- (6) パルス計 (パルス送信機を有するもの)
- (7) 無効電力量計
- (8) デモンストレーションメーター
- (9) 直流計 (積算電圧計、積算電流計及び積算電力計)
- (10) パルス入力装置付き計器

パルス計に連結するもので、消費量記録表示装置及び積算装置、最大値記録表示装置又は超過値記録表示装置等を有する。

- (11) 他の計器の検定用の標準計器

部分品及び附属品

この類の注 1 及び注 2 の規定 (この類の総説参照) に基づき、この項の計器の部分品及び附属品で単独で提示するものは、この項に属する。

90. 29 積算回転計、生産量計、タクシメーター、走行距離計、歩数計その他これらに類する物品並びに速度計及び回転速度計 (第 90. 14 項又は第 90. 15 項のものを除く。) 並びにストロボスコープ

9029. 10—積算回転計、生産量計、タクシメーター、走行距離計、歩数計その他これらに類する物品

9029. 20—速度計、回転速度計及びストロボスコープ

9029. 90—部分品及び附属品

この項には、次のような物品を含む。

- (A) 各種の単位 (回転数、項目数、長さ等) の合計数量又は支払料金の総額を指示する計器。

ただし、この項には、84.73 項に属する種類の合計用の装置、90.28 項の気体用、液体用又は電気用の積算計器及び 90.17 項又は 90.31 項のオピソメーター及びプランメーターを含まない。

(B) 回転速度又は単位時間当たりの線速度の表示用機器（回転速度計及び速度計）。(90.14 項又は 90.15 のものを除く。)

(C) 各種のストロボスコープ

この項に属する機器については、時計仕掛けの記録用装置を組み込んであるかないかを問わず、また警報装置、機械制御装置、制動装置等を作動させる簡単な機械式又は電気式の装置を有するか有しないかを問わない。

(A) 積算用機器

(1) 積算回転計

機械部分（例えば、機械の軸）の回転数を積算する機器である。主として、指針式又はドラム式の指示計に連動する駆動軸から成り、通常目盛りを 0 にリセットする装置も有している。この計器は、回転部分に直接（ある場合においては、回転部分が伝動部分自体を駆動する。）又は遠隔操作のいずれかにより連結される。駆動軸は回転部分（例えば、エンコーダー）の回転運動、往復運動又は脈動により駆動される。

ただし、この項には、糸の級別巻取りリール、ねじり試験機その他これらに類する試験用又は検査用の機器で、積算回転計を組み込んであるものを含まないことに注意しなければならない (90.31)。

(2) 生産量計

その構造は、積算回転計に類似しており、主として長さの測定（例えば、精紡機又はねん糸機において）、機械の動作数の計数（自動天びん、ポンプ、精紡機のピック等）又は製品の計数（輪転機の印刷枚数、コンベヤベルトによる製品の運搬数：銀行券の枚数等）等に使用する。実際には、これらの用途に供する機器は、一般に駆動軸の回転によって、長さ又は数量を表示するようにした積算回転計である。

電子式生産量計：光電池に照射する光線を製品が遮断することにより計数するもので、記録装置は、光線を通過した製品数を計数する。

このグループには、多重式積算計器（例えば、同一機械に従事する数人の操作者の製造量の検査に使用するもの）も含む。

このグループには、また、自動電話交換機に使用する電話加入者の電話使用回数計数用の電磁式積算計器も含む。これは、通常、電磁石を有し、電気信号が磁石のコイルを通過するたびに、電磁石が記録機構（車輪回転記録機型のローラー等）を一度作動させるものである。

(3) 機械、電動機等の作動時間表示用積算計器（タイムメーター又は時間計）

実際には、作動時間により目盛りを付した積算回転計である。

(4) 入場者数計

博物館、公園、競技場等の入口に設置した回転式入口その他の装置により作動し、入場者数又は見物者数を記録する。

(5) ビリヤードメーター

スコアの記録用で、通常、手動式の機械式積算計器（ローラー型その他これに類するもの）である。

この項には、競技時間指示計又は時間に基づいた支払料金を表示する計器で、時計用ムーブメントにより作動する計器を含まない（91.06）。ビリヤードマーカ（ボール式又はスライド式）は、95.04 項に属する。

(6) 短い時間間隔を測定する機器（時計用のムーブメント（同期ムーブメントを含む。）を有しないもので、91 類に属しないもの）及び電子式パルス計数計（計数器）（例えば、バス、列車等の乗客計数計）は、この項に属する。

(7) タクシーメーター

一般に時計用ムーブメントを有し、時間及び走行距離による支払料金を表示する。

(8) 走行距離計

車両用の積算回転計で、通常、線距離単位（マイル、キロメートル等）により目盛りを付してある。走行距離計の大部分は、速度計と組み合わせてある。

(9) 歩数計

この計器は、時計式機構を有し、概略の距離測定に使用する。一步ごとに、輪列を一単位ずつ進める振子から成り、走行距離は、合計歩数と歩幅より計算する。

(10) 手持計数器

この計器は、通常、一定の範囲内の四つの数字しか示さない。使用者は、表示させるために、計数される範囲内においてボタンを押す。

(B) 速度計及び回転速度計

速度計及び回転速度計は、回転数、速さ、出力等を、単位時間当たりにより表示する（例えば、毎分回転数、毎時マイル数、毎時キロメートル数、毎分メートル数等）点において、前記（A）の積算回転計及び生産量計とは異なる。この計器は通常、車両（自動車、モーターサイクル、自転車、機関車等）又は機械（原動機、タービン、製紙機械、印刷機械、紡織用繊維機械等）に取り付けられる。

この項に属する速度計又は回転速度計は、普通次の原理のいずれかに基づいて機能する。

(1) 時計式のもの

測定機構は、時計用ムーブメントと組み合わせてある。場合によっては時間を別のクロノグラフにより測定することがあるが、この場合には、2 個の機器は、それぞれ該当する項に属する。

(2) 遠心式のもの

ばねにより支えた垂直の調速腕で、駆動軸とともに回転する。調速腕が支える一対のおもりが遠心力により外側に離れ、その結果調速腕で変位した距離が速度に比例するので、この変位値を表示計に伝える。

(3) 振動式のもの

この方式は、蒸気タービン、ポンプ、圧縮機、電動機等のような高速機械に使用する。機

械のフレーム又は軸受の機械的共振により、目盛りを付したリードが機械の回転数に対応して振動する。

(4) 電磁（誘導）式のもの

永久磁石を駆動軸により回転させると、磁界内に置かれた銅又はアルミニウムの円盤に渦電流が発生する。この電流は磁石の回転速度に比例し、円盤は引きずられて回転するが、この回転は制御ばねで抑えられている。この円盤を、速度を表示する指針に連結する。

(5) 電気式のもの

光電池を使用するか又はパルス発生機を機械に取り付けて使用するかいずれかである。

この項の速度計及び回転速度計には、固定式、可搬式、単式又は複式（例えば、最大用又は最小用）、差動式（2個の速度間の差を%により表す。）及び積算計、時間計又は図表記録装置等を組み合わせたものもあり、また、この項には、速度、里程、動作時間又は停止時間等を同時に記録するある種の装置も含む。

(C) ストロボスコープ

ストロボスコープを使用することにより、運転中の機械を、あたかもゆっくり動いているか又は停止しているようにして観測することができ、また、回転運動又は往復運動の速度測定用として使用することができる。速度測定の場合には、特にストロボスコープ式回転速度計として知られている。ストロボスコープは、観測する機構にせん光を一定間隔で連続して照射すると一見静止しているか又はゆっくり動いているように見えるという原理に基づいて作動するものである。観測する機構を、連続して照明し、視野をさえぎる光学装置（放射状の1個以上の細孔又は窓を有する円盤）により観測するか又はその機構を暗室に置いて周期的に極めて短時間照明して観測する。測定する回転機構又は往復機構の速度は、当該機構がちょうど停止状態に見えるように上記の円盤の速度又はせん光の周期を調節して確認する。

連続照明の原理に基づいたストロボスコープは、主として、1個以上の窓、速度調整機、接眼レンズ及び目盛り付きドラム（通常、毎分回転数により目盛りを付してある。）を有する時計仕掛けの駆動装置から成る。

周期的照明の原理に基づいて機能するストロボスコープは、せん光装置により、多少の相違がある。最も単純な形式のものは、通常の電球、せん光の周期を調整する速度調整機付き電動機及び目盛り付きダイヤルから成る。また、ガス放電灯によってせん光を発生させることもある。このガス放電灯は最も構造が複雑で写真又は映画の撮影に使用することができる。これらは、時には、キャスト又はローラーに搭載される。回転機構又は往復運動機構の測定に必要なせん光は、その機構の運動自身によって制御されることもある。同期は、ばね式遮へい機、光電池、電磁継電器等の方式により達成される。

ストロボスコープに恒久的に組み込んである場合を除き、写真機及び映画用の撮影機はそれぞれ該当する項に属する。

ストロボスコープは、主として電動機、伝動歯車、紡織用繊維用機械（スピンドル、巻取機、カード及びシャトルのような部分品）、製紙機械、印刷機械又は加工機械の速度の観測又は測定に使用する。また、医学分野において声帯の振動の検査にも使用する。

部分品及び附属品

この類の注1及び注2の規定（この類の総説参照）に基づき、この項には、この項の機器の部分品及び附属品で単独で提示するものを含む。

**90.30 オシロスコープ、スペクトラムアナライザーその他の電氣的量の測定用又は検査用の機器
（第90.28項の計器を除く。）及びアルファ線、ベータ線、ガンマ線、エックス線、宇宙
線その他の電離放射線の測定用又は検出用の機器**

9030.10—電離放射線の測定用又は検出用の機器

9030.20—オシロスコープ及びオシログラフ

—電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用のその他の機器（半導体ウエハー又は半導体デバイスの測定用又は検査用のものを除く。）

9030.31—マルチメーター（記録装置を有しないもの）

9030.32—マルチメーター（記録装置を有するもの）

9030.33—その他のもの（記録装置を有しないもの）

9030.39—その他のもの（記録装置を有するもの）

9030.40—遠隔通信用に特に設計したその他の機器（例えば、漏話計、利得測定装置、ひずみ率計及び雑音計）

—その他の機器

9030.82—半導体ウエハー又は半導体デバイスの測定用又は検査用の機器（集積回路を含む。）

9030.84—その他のもの（記録装置を有するものに限る。）

9030.89—その他のもの

9030.90—部分品及び附属品

**（A）アルファ線、ベータ線、ガンマ線、エックス線、宇宙線その他
の電離放射線の測定用又は検出用の機器**

これらの機器は、科学的研究、工業用途（冶金、石油試掘等）又は生物学若しくは医学の用途（放射性トレーサーを使用して）において使用する。

これらには、次のような物品を含む。

（1）電離箱を組み込んだ検出装置

電離箱中の2個の電極間に電位差を与えておく。電離箱中に入ってくる放射線により生じたイオンは、電極に集められ、その結果起こる電位差の変化を増幅し、測定する。

（2）ガイガー計数器

計数器内の電極間に高電位差を加えておくと、入射する放射線による生じたイオンは、非常に加速されて、順次管内の気体を電離させる。これにより、発生するインパルスを計数する。

この項の電離箱及びガイガー計数器は、通常、電離箱又は計数管、増幅器、電離箱用又は計数

管用の電源装置及び計数回路又は表示計器のような数種のユニットから成り、ユニットの全てが同一ケース内に組み込まれていることが多い。ときには、電離箱又は計数管を除いた全てのユニットが同一ケース内にある場合もあり、この型式の機器（完成品となるためには、電離箱又は計数管が必要である。）も、本質的には完成品の機器としてこの項に属する。個々のユニットを単独で提示する場合には、この類の総説の規定に従ってその所属を決定する。

ある種の電離箱は、長時間（例えば、24 時間）の合計放射線量測定用のもので、補助増幅装置等は必要としないが、電離箱を通過する放射線の全量を表示する非常に軽い動く指針を有し、これを顕微鏡で読む方式のものである。これらの電離箱（万年筆型が多い。）はそれ自体が完成した測定機器であって、この項に属する。

シンチレーション計数装置もこの項に属する。これは、基本的には、光電池と電子増倍管とから成る装置（光電子増倍管）で、放射線が、ある種の結晶（硫化亜鉛、タリウム活性よう化ナトリウム、アントラセン、テトラフェニルブタジエンを飽和したプラスチック等）に当たると蛍光を発する原理により検出又は測定するものである。結晶は、放射線源と計数装置の一方の電極との間に置かれる。

このグループには、また、次の物品を含む。

- (1) 放射線学において使用する線量計その他これに類する機器：X線の強度又は透過力の測定用又は検査用の機器
- (2) 宇宙線その他これに類する放射線の測定機器
- (3) 中性子検出管を組み込んだ測定用又は検出用の機器（ほう素、三ふっ化ほう素若しくは水素を使用するもの又は放射性核分裂物質を使用するもの）及びサーモパイル型中性子検出器
- (4) 液体又は固体のシンチレーターを内蔵する放射線の測定用又は検出用の装置

この項には、次の物品を含まない。

- (a) シンチレーション計数計を組み込んである機器で、これにより得られるデータを医学的診断のためアナログ信号に変換することができるもの（例えば、ガンマカメラ及びシンチレーションスキャナー）(90. 18)
- (b) 放射線源（特に人工の同位体）を組み込むように設計した測定用又は検査用の機器（例えば、材料（シート、内張りその他これらに類するもの）の厚さの測定用、包装内容監視用又は低速気流測定用（イオン化風力計））(90. 22)

(B) オシロスコープ、スペクトラムアナライザーその他の電氣的量の測定用又は検査用の機器

オシロスコープ及びオシログラフは、それぞれ、電氣的量（電圧、電流等）の急速な変化を観察又は記録するために使用する。これらは大体、次の三つのカテゴリーに分けられる。

(a) オシログラフ

通常、張った線のループから成るコイルに鏡を付けたものが、電磁石の磁界内で動くようにしたものである。調査する周期的現象は直接曇りガラスのシートにより観察するか又は写真用テープに記録する。

(b) 軟鉄型又は彫刻型のオシログラフ

コイルが一定磁界内に置かれた軟鉄のストリップに作用し、一端が指針となる軽量の棒をストリップに固定し、これが現象を追跡するもの（例えば、塗布したアセチルセルローステープの塗布面を刻む。）

（c）陰極線管オシロスコープ及び陰極線管オシログラフ

陰極線が静電界又は電磁力によって偏向される模様を記録するものである。これらの機器は、1個以上の部分から構成され、基本的には、陰極線管、電源、トランスフォーマー、増幅器、走査機構その他の補助装置及び場合によっては、電子式のスイッチから成る。記憶装置付きのオシロスコープは、分離された急速な過渡現象を調べるために使用し、陰極線記憶管又は陰極線管と組み合わせた数値式記憶装置のいずれかを有する。第1の型式のものにおいては、信号像を捕え、それが陰極線管上に保存される。第2の型式のものにおいては、信号は記憶装置に記録され、随意にスクリーンに見られるように引き出すことができる。

＊

＊ ＊

スペクトラムアナライザーは、電気的な入力信号の種々の周波数成分を識別する機器で、主として電気的量の分析に使用する。この機器は、また、放射線検出器又は非電気的量を検出してこれを電気信号に変換するその他の装置と連動させて使用すると、電離放射線、音波その他の非電気的量を分析することもできる。

＊

＊ ＊

この項には、信号を捕捉して、それを後で適当な形式で表示装置（例えば、テレビジョンモニター）に伝達するために記録するように設計した過度現象記録機を含む。ロジックアナライザー（大部分が半導体デバイスから成る電気回路を試験するために使用する装置）もまた、この項に属する。

＊

＊ ＊

電気的量の測定用又は検査用の機器には、表示用のもの及び記録用のものがある。

これらは、作動様式により、次のようないくつかのグループに細分される。

- （1）可動コイル型機器：永久磁石の磁界内の可動コイルに測定する電流を流すもの。指針をこの可動コイルに固定する。
- （2）可動鉄片型機器：指針の軸に取り付けた軟鉄の鉄片にソレノイドを作用させることにより、指針を変位させるもの
- （3）電流力計型機器：測定すべき電流を固定コイル及び可動コイルに流し、可動コイルが固定コイルの磁界内で作動する。指針は、可動コイルに固定する。
- （4）誘導型機器：1個以上のコイルを有する電磁石の空隙内で作動する円盤又は円筒に、指針の軸を取り付けたもの
- （5）熱電対型機器：測定する電流を電熱器に流し、これに熱電対の熱接点を当ててその起電力を測定する。
- （6）電子式機器：半導体技術に基づいたもので、アナログ式又はデジタル式の読取りのための

指針又はオプトエレクトロニクス式ディスプレイを有するもの。

以上の直接測定用機器のほか、この項には、被測定量算出の根拠となるある種のデータを操作者に提供する（比較方式）装置も含む。このグループには、主として測定用ブリッジ及びポテンショメーターを含む。これは通常1個以上の検流計、標準抵抗、標準コンデンサー、標準インダクター、標準電池、トランスフォーマー、コンバーター、スイッチ等をケース内に収納したものである。測定用ブリッジは、しばしばその発明者の名前を付けて呼ばれる（ホイートストーンブリッジ、トムソンブリッジ、アンダーソンブリッジ、マックスウェルブリッジ、ソーティブリッジ、シェリングブリッジ、コールラウシュブリッジ、ウィーンブリッジ等）。このほか、比較する装置の構造を示す呼び方（十字型ブリッジ、ダブルブリッジ、T型ブリッジ等）又はブリッジの使用目的による呼び方（インピーダンスブリッジ、抵抗ブリッジ、キャパシタンスブリッジ、結合ブリッジ、万能ブリッジ等）がある。

ただし、次の物品は単独で提示される場合には、この項には属しない（85 類）。トランスフォーマー、標準抵抗、標準コンデンサー、標準インダクター、標準電池及びイヤホン（ヘッドセット。一部の型式の測定用ブリッジにおいて、可視指示計の代わりに使用する。）

＊

＊ ＊

電気的な測定の主なものは、次のとおりである。

- (I) 電流の測定：主として、検流計又は電流計（アンメーター）を使用する。
- (II) 電圧の測定：電圧計、ポテンショメーター、電位計等を使用する。電位計は、高電圧測定用のもので、静電型である。通常の電圧計とは、絶縁台上の球体又は板に取り付けてある点で異なる。
- (III) 抵抗及び導電率の測定：電気抵抗計又は測定用ブリッジを主として使用する。
- (IV) 電力の測定：電力計を使用する。
- (V) 静電容量及びインダクタンスの測定：測定用ブリッジにより測定し、ファラッド又はヘンリーで表す。
- (VI) 周波数の測定：ヘルツ（周波数／秒）により目盛りを付した周波数計を使用する。
- (VII) 波長又は無線周波数の測定：波長計又は導波管装置を使用する。
- (VIII) 位相角又は力率の測定：位相計により測定し、力率（ $\cos \phi$ ）で表す。
- (IX) 二つの電気的量の比率の測定：比率計を使用する。
- (X) 磁界又は磁束の測定：検流計又は磁束計を使用する。
- (XI) 物質の電気的特性又は磁気的特性の測定：ヒステリシステスター、透磁率計その他これらに類する装置を使用する。
- (XII) 同期の検定：同期検定器（二つの周期的な現象の間の位相の関係及び周波数の差を示す計器）を使用する。このような計器は、そのダイヤルに「速い」及び「遅い」という表示（及びそれに対応する矢印）を表示してあることがある。
- (XIII) 急速に変化する電気的量の測定及び記録：前記のオシロスコープ又はオシログラフを使用する。

電気式測定機器の中には、多目的のものもある。例えば、電気式又は電子式の計器である万能テ

スター（例えば、マルチメーター）と呼ばれるもので、これは電圧（直流又は交流）及び電流（直流又は交流）、抵抗及び静電容量を手早く測定するのに役立つ。

この項には、無線通信又は遠距離通信に使用する電気式又は電子式の多くの機器を含む。そのほかにも、すでに述べた電圧計、ポテンシオメーター、測定用ブリッジ、電流計、電力計、位相計、周波数計のほかにも、このグループには次の物品を含む。

- (i) インピーダンステスター及びインピーダンスブリッジ：電気回路のインピーダンスを測定し、また、静電容量又はインダクタンスも測定する。
- (ii) インダクタンスブリッジその他これに類する計器：ホイートストーンブリッジの原理に基づき自己インダクタンスを測定する。
- (iii) ネーパーメーター及びデシベルメーター：電話の長距離回線の減衰を測定する。音量の測定用機器は 90.27 項に属する。
- (iv) フェージング指示計：補償方式に基づいて測定するネーパーメーターと異なり、直接フェージングを示す。
- (v) 漏話計：電話回路で、各種の量の測定に使用する。
- (vi) 伝送レベル指示計
- (vii) ノイズレベルメーター：高周波回線に使用する。
- (viii) 利得測定装置：長距離の電話回線を中継する中継器の利得を測定する。
- (ix) 干渉測定装置：長距離の電話回線の雑音電圧及び隣接する高圧回路からの干渉を測定する。
- (x) 雑音計：回線の雑音の測定装置。すなわち、電話回線において誘導される電圧を、同一干渉を起こす起電力に置き換えて測定する。
- (xi) ピークインジケーター：伝送回路（例えば、長距離電話回線、無線通信回路及び短波用リンク）で起こる短絡電圧のせん頭値記録用のもの
- (xii) エコーメーター：ネーパー又はデシベルで表されたエコーを直接読み取って回路の平衡を保持することに使用する。
- (xiii) ひずみ率計：複雑な伝送系に誘導される高周波ひずみの測定用のもの

上記の機器のあるもので、特に電気音響測定用機器は、ネーパー又はデシベルで検定されている。

以上のほか、この項には、項の規定に記述した種類の作業を行うその他の機器も含み、真空管の試験用又は測定用の機器（特に無線用の真空管の試験用のもの）を含む。この真空管の試験用又は測定用の機器には、オシロスコープのスクリーンに真空管の特性曲線を映し出すように設計したものもある。

＊

＊ ＊

部分品及び附属品

この類の注 1 及び注 2 の規定（この類の総説参照）に基づき、この項には、この項の機器の部分品及び附属品で単独で提示するものを含む。これらの例として、ガイガーミュラー計数器又は比例計数器と共に使用する一致ユニット（電子式のもの）、固体型シンチレーター（結晶状又はプラスチックの素子状のものでこれらは取り付けてあるか又は金属で包まれており、専ら検出用機

器に取り付けるように設計したもの）及び中性子検出管（ほう素、三ふっ化ほう素、水素又は核分裂物質を使用するもの）がある。

＊

＊ ＊

号の解説

9030. 82

この号には、集積回路の測定用又は検査用の機器を含む。

90. 31 測定用又は検査用の機器（この類の他の項に該当するものを除く。）及び輪郭投影機

9031. 10－釣合試験機

9031. 20－テストベンチ

－その他の光学式機器

9031. 41－半導体ウェハー又は半導体デバイス（集積回路を含む。）の検査用の機器及びフォトマスク又はレチクル（半導体デバイス（集積回路を含む。）の製造に使用するものに限る。）の検査用の機器

9031. 49－その他のもの

9031. 80－その他の機器

9031. 90－部分品及び附属品

この項には、輪郭投影機のほか、測定用又は試験用の機器（光学式のものであるかないかを問わない。）を含む。

ただし、このグループには、90. 01 項から 90. 12 項まで又は 90. 15 項から 90. 30 項までに属する機器を含まないことに留意しなければならない。従って、特に次の物品を含まない。

（a）90. 05 項の天体観測用機器

（b）顕微鏡（90. 11 又は 90. 12）

（c）90. 15 項の土地測量用等の機器

（d）手持ち式の測長用具（90. 17）

（e）90. 18 項の医療用等の機器

（f）材料の機械的性質を試験する機器（90. 24）

（g）90. 26 項の流量計等

（h）90. 30 項の電気的量の測定用又は検査用の機器及び電離放射線の測定用又は検出用の機器

（ij）自動調整機器（90. 32）

（I）測定用又は検査用の機器

（A）

これらには、次のようなものを含む。

- (1) 機械部分品（例えば、電機子、回転子、クランク軸、連接棒、駆動軸、車輪及びはずみ車）の釣合試験用の機械（動的、静的又は電子式の釣合試験装置を有するもの）

動釣合試験機は、試験をする部分品を2個のベアリングブロック上又は中心間で回転させ、不釣合量を機械的に測定する（記録盤の線図の追跡、ばね釣合いの原理等による。）。

静釣合試験機は、傾きの原理を利用するもので、不釣合量は目盛り又はダイヤルで読む。試験をする部分品を回転させずに釣り合わせる点で、動釣合試験機と異なる。

不釣合量は、おもりを使用するか又は試験をする部分品の一部を除去することにより補正する。

電子式釣合装置を有する機械は、不釣合いにより生じる振動を、特別の感応素子により検出して、それを増幅する。また、この項には、加工機械（例えば、ボール盤）に取り付け、不釣合量の修正用に専ら使用する釣合試験機も含む。

- (2) 原動機、発電機、ポンプ、速度計又は回転速度計等のテストベンチ：フレームと検定用機器とから成る。

- (3) 燃料の試験用機器：特に、ガソリンのオクタン価又はディーゼルエンジン用の油のセタン価の測定用のもので、この機器は、通常、内燃機関、発電機、点火用発電機、電熱用抵抗体及び測定装置（温度計、圧力計、電圧計、電流計等）から成る。

- (4) 自動車用の試験用機器及び調整用機器：点火装置の各部の検査（コイル、点火プラグ、コンデンサー、電池等）、気化器の調整の確認（排気ガスの分析による。）、シリンダーの圧縮比の測定等を行うもの

- (5) 面積計で、平面（例えば、設計図、線図、原皮等）の面積の測定用のもの：測定装置に取り付けた追跡点で被測定域の外側をなぞるもの

積分器、調和解析器その他の機器は、面積計の原理に基づいたもので、他の要素（例えば、容量及び慣性モーメント）の測定にも使用することができる。

- (6) 頭の周囲の測定器：帽子屋が使用するもので、一枚の紙に穴をあけることによって測定する。

- (7) ダイヤル指示式コンパレーター、測微装置、電子式、オプトエレクトロニクス式又はニューマチック式のセンサー（自動式のものであるかないかを問わない。）及び当該センサーを使用した長さ、角度その他の幾何学的量を測定するすべての機器。この項には、記録式コンパレーター及び大量生産の部分品をコンパレーターに送り、不良品を検出する機構を有するコンパレーターを含む。

ただし、この項には、90.17 項の解説の（D）の（4）に記載した手持ち式のダイヤル式コンパレーターを含まない（上記除外規定（D）参照。）

- (8) 棒ゲージ：定規の正確度の検査用、高さの検査用又はその他の製造工程中の検査用のもの

- (9) サインバー及び調整台付きサインバー：角度を検査するもの

- (10) 気泡水準器：多くの分野において使用するもので、測微調整式水準器（マイクロメーターを内蔵する気泡水準器）、土木工事用ブロック水準器（2個の水準器を金属製フレームに取り付けたもの）及び液体水準器（連結した管を使用するもの）を含む。

この項には、土地測量用に専用の水準器を含まないことに注意しなければならない(90.15)。

- (11) クリノメーター（傾斜計）（指針型又は十字線型のもの、傾斜計定規及び傾斜計分度器）：
水平面と比較して水平であるかないかを検査し又は面の傾斜を測定する。
ただし、クリノメーター（傾斜計）と呼ばれるもので、土地の高さを測定する土地測量用のものは属しない（90.15）。
- (12) 鉛垂線
- (13) 球面計：球面（レンズ、鏡、眼鏡用レンズ等）の曲率を測定するもので、これらは基本的には3本の針（正三角形を形作る。）、定規及び探針を有する測微ねじから成る。他の種類のもの（光学レンズ測定用）は、曲率を直接表示するダイヤルを有することもある。
- (14) 検査用標準器
- (15) 多次元測定装置：機械の種々の構成要素又は部分品について、寸法試験を行うために使用する手動式又は機械式の三次元測定機を含む。
- (16) レンズのしん出し機：レンズの軸しん及び中心を求めるもの
- (17) 測微標準測定器：マイクロメーターの原理に基づいたもので、これらは固定式しん押し台（接触式指示計付き）と測微ねじを有する調節式の主軸台とから成る。
- (18) 振動、膨脹、衝撃又は衝突の測定用又は検出用の装置：機械、橋梁、ダム等に使用する。
- (19) 紡織用繊維材料の検査用機器：例えば、特定の長さの糸又はスライバーを得るのに使用する級別巻取りリール（張力調整機、計数器及びベルを有するか有しないかを問わない。）、糸のねじれを測定するねじり試験機又はねじれ記録計、紡織用繊維用機械（整経機、スプール巻取機、精紡機等）において糸の張力を測定する引張り計及びドラム又はボードに巻いて糸の均質性を検査する機器（通常、巻取り中の間隔を検査するための装置を有している。）
- (20) 表面仕上試験用機器及び表面の状態を計測する機械：機械式又はニューマチック式のものは、硬質接触子又は空気ジェットを使用して計測を行う。
電気式のものは、サファイヤ又はダイヤモンドのピックアップが測定面上を移動して面の凹凸を電位に変換するものである。ピックアップの上下の動きを圧電結晶により又はコンデンサー若しくはインダクターの値を変えることによって間接的に電位に変換し、この電位を増幅して測定する。
標準粗さの面（比較試験用に供する小さな金属板）の測定値と比較すれば、試料面の状態の測定値が得られる。
- (21) 歯車試験機：例えば、てこの力を応用して、歯形、ピッチ円直径、歯溝及びころがり接触等（平歯車及びかさ歯車の場合）、リード等（はすば歯車及びウォームギヤの場合）の試験に使用する。
- (22) 粘土等の試料（焼成過程決定のために焼成中の炉から取り出される。）の収縮率測定用機器（パイロスコープ）：この機器はパスに似ているが、任意の単位により目盛りを付してある。
- (23) 不規則な面（皮革等の表面）の測定装置
光電装置を使用する（均一に照明したガラス板を測定すべき不透明平面で覆い、その被覆度に応じて光電池からの電流が変化する）。
- (24) 繊維の径の測定装置
上記（23）と同様に光電装置を使用する。

- (25) 圧延中の金属のシート又はストリップ等の厚さを連続的に測定又は検査する装置
- (26) 超音波厚さ計：材料の片側だけから厚さを測定できる。
- (27) 材料の裂け目、き裂、傷その他の欠陥の検出装置（金属の棒、管、型材、機械加工品（例えば、ねじ及び針）等）に使用する。）：測定は、磁気の変動を陰極線管上で観察するか、透磁率の変動を計器の表示で直接読み取るか又は超音波を使用して行う。後者のグループには、溶接部検査用超音波装置を含む。これは、超音波が媒体内を通過する際に断層があるとビームが偏向するという原理に基づいて検出するもので、超音波の減衰を観測するか又は反射を利用する方法によって欠陥を測定する。観測には陰極線管を使用する。
- (28) 時計又はその部分品の検査用の特殊機器
これには、次のような物品を含む。
- (i) ひげぜんまい試験機
- (ii) 振幅計：てん輪の振動の振幅検査用のもの。光電池を照射している光線をてん輪の動きで遮断し振幅を測定する。
- (iii) オシロメーター：ウォッチムーブメントの試験用又は検査用のもの。ウォッチムーブメントをマイクロホンの上に置き、時を刻む音を電位に変え、これを増幅して2個の電極に印加する。電極の一つには、針を取り付けてあり、これが紙テープをせん孔して記録する。
- (iv) 時計の最終試験機：これはオシロメーターと同じ原理のもの（マイクロホンの上に時計を置いてその音を記録する。）であるが、陰極線オシロスコープを取り付けてあることもある。
- (29) 応力及びひずみの測定用の特殊な電気式機器：これは、例えば、次の原理に基づくものである。
- (i) 応力下において線の電気抵抗値が変化すること（ストレイン・ゲージ）。ただし、「ストレイン・ゲージ」と称する電気抵抗器は85.33項に属する。
- (ii) 特別に作った電極間で、容量が変化すること
- (iii) 水晶その他これに類する結晶に圧力がかかると、電位が生じること
このグループには、また、動力試験機も含む。これは、液圧プレス、圧延機、材料試験機等の圧縮応力又は引張り応力の測定及び荷重試験（航空機等）に使用する。通常、応力が付加される金属製のボディ（シリンダー、リング等）及び金属製のボディの変形を記録する測定機器（重量単位により目盛りを付してある。）から成る。ただし、材料の性質を試験する動力試験機を含まない（90.24）。
- (30) ロードセル：付加された力（重量を含む。）の変化をそれに比例した電圧の変化に変換するもの。この電圧の変化は一般に、測定、調整、重量測定等のための機器によって検出され所要の単位により表示される。
- (31) 電子クロノグラフ及び電子クロノスコープ：電気接触の継続時間を測定するもの。接触している間、高抵抗を通して充電されるコンデンサーから成り、測定には、時間単位により目盛りを付した真空管電圧計を使用する。

この項には、また、次のような光学式の測定用又は検査用の機器も含む。

- (1) 光学式又は目盛尺付きのコンパレーター（比較測長機）：加工物の寸法を標準品と比較検査するために使用する。測定子の動きは光学機構により拡大される（回転鏡の原理。）
- (2) コンパレーターベンチ：伸び、長さ、表面等の検査に使用する。これは、テーブル、フレーム、滑り往復台及び2個の取り付けた測微顕微鏡から成る。
- (3) 測定ベンチ：大型部分品、ねじ山ゲージ、ギヤカッター、旋盤用送りねじ付きシャフト、横桁等に使用する。これはフレーム、テーブル、観測用顕微鏡、2個の測微顕微鏡及び投影装置から成る。
- (4) 干渉計：平面の検査に使用する。これは光の干渉の原理に基づいたもので、標準のオプティカルフラット及び干渉縞を測定するための測微十字線入りレンズから成る。ただし、この項には、標準オプティカルフラット（90.01）、屈折率測定用干渉計（90.27）を含まない。
- (5) 光学式表面検査器：プリズム及びレンズの組合せにより、面の状態の測定を行うもの
- (6) 迅速衝突差動測定子及び光学的観測器を有する機器で輪郭及び面の状態を写真により記録及び測定するもの
- (7) 芯出し望遠鏡：作業台又は機械の滑り台の直線度の検査及び金属構造物の測定に使用する。これには照準式のものとは自動照準式のものがあり、望遠鏡とコリメーター又は鏡とから成る。
- (8) 光学定規：平面からの偏差の測定に使用する。プリズム及び両端にレンズを有する中空尺並びに測定子を内蔵する接眼マイクロメーターから成る。
- (9) 測微読取器：加工機械のテーブルの動作を検査するもの。個々の目盛尺にミリメートル単位で付した目盛りを読み取る測微機構を内蔵する。
- (10) 光学式ゴニオメーター又は角度ゲージ：仕上げ加工中の歯車の歯又は工具の刃の角度（前すくい角）試験用のもの。レンズ及び鏡並びに入射角を読み取るダイヤルを有する光学装置又は鏡と調整式の接眼鏡とから成るシャッター機構のいずれかを有している。
- (11) フォシメーター：眼鏡用レンズの度数測定用のもの

以上の方式による機器は他の機械に取り付けるのに適しているかないかを問わず、この項に属する。

ただし、84.66 項には、加工機械又はウォータージェット切断機械に取り付けた工作物又は工具の調整用の物品（光学式のもの（例えば、光学式割出台、光学式サーキュラーテーブル等）で、目盛りの読取り、調整作業等のための光学的機構を自蔵するものを含む。）を含むことに留意しなければならない。

（Ⅱ）輪郭投影機

輪郭投影機は、広範囲の物品の形状及び寸法の検査（特定形状に切断した小物、小さい機構用の歯車及びピニオン、ねじ、タップ、ねじぐし等）又は面の検査に使用する。この投影機の大多数のものは、光源からの光を集光器で集めてビームにし、ステージに置いた試料に当てるものである。試料に当てられた光線は、数回反射した後、プリズムによって投影機に設けたスクリーン上に輪郭を映し出す。この投影機の中には、標準品を置く中間ステージを有するものがある。

部分品及び附属品

この類の注1及び注2の規定（この類の総説参照）に基づき、この項には、上記の機器に専ら又は主として使用すると認められる部分品及び附属品（例えば、面積計用アーム、ダイヤル式コンパレーター用のスタンド及び検査台）を含む。

＊

＊ ＊

号の解説

9031. 41

この号には、集積回路の検査用の光学機器及び集積回路の製造に用いられるフォトマスク又はレチクルの検査用の光学機器を含む。

9031. 49

この号は、人間の視力を直接補助し又は高める機器のほか、光学用品又は光学的过程を通じて機能する機器を含む。

90. 32 自動調整機器

9032. 10－サーモスタット

9032. 20－マノスタット

－その他の機器

9032. 81－液体式又は気体式のもの

9032. 89－その他のもの

9032. 90－部分品及び附属品

この類の注7の規定に基づき、この項には、次の物品を含む。

- (A) 液体又は気体の流量、液位、圧力その他の変量の自動調整機器及び温度の自動調整機器（実際値を連続的に又は定期的に測定することにより、自動調整すべき要素を外乱に対して安定させ、設定値に維持するよう設計されたもので、当該要素に伴って変化する電気現象により作動するものであるかないかを問わない。）
- (B) 非電氣的量の自動調整機器（実際値を連続的に又は定期的に測定することにより、自動調整すべき要素を外乱に対して安定させ、設定値に維持するよう設計されたもので、当該要素に伴って変化する電気現象により作動するものに限る。）及び電氣的量の自動調整機器

（I）液体又は気体の流量、液位、圧力その他の変量の自動調整機器
及び温度の自動調整機器

液体用又は気体用の自動調整機器及び温度の自動調整機器は完全な自動制御装置の一部を形成し、基本的には次の装置により構成される。

- (A) 調整すべき変量（タンク内の圧力又は水位、室内の温度等）を測定する装置。ある場合に

は、測定装置の代わりに変量の変化に感応する簡単な装置（金属又はバイメタルの棒、膨脹する液体を入れてある検出箱又はベロー、浮子等）を使用してある。

（B）設定値と測定値とを比較し、かつ、下記（C）に記載する装置を作動させる調整装置

（C）起動装置、停止装置又は操作装置

この類の注7（a）に規定する液体、気体又は温度の自動調整機器は、これら三つの装置から構成され、単一の本体を構成するか又はこの類の注3に規定する機能ユニットを構成する。

設定値と測定値とを比較する装置を有しない機器もあり、当該機器は、例えば、予定値に達すると、スイッチによって直接作動する。

液体又は気体の流量、液位、圧力その他の変量の自動調整機器及び温度の自動調整機器は、命令を実行する装置（ポンプ、圧縮機、弁、炉のバーナー等）に結合される。この装置は、実際の変量（例えば、タンク内の測定した液体又は室内の測定温度）を指令値に合致させ又は安全装置の場合には、例えば、制御される機器の作動を停止させるものである。この装置は、一般に機械式、液圧式、ニューマチック式又は電気式の方法により遠隔制御されるものであり、それぞれ該当する項（例えば、ポンプ又は圧縮機は 84.13 又は 84.14、弁は 84.81 等）に属する。

自動調整機器が命令を実行する装置と組み合わされている場合には、その全体の所属は関税率表の解釈に関する通則の1又は3（b）により決定するものとする（16部の総説の（Ⅲ）及び84.81項の解説参照）。

このグループには、次のような物品を含む。

（A）圧力の制御機器又は調整機器：これは、また、マノスタットとも呼ばれ、主として圧力感応器、圧力の指令値と調整すべき圧力の値とを比較する（例えば、調整式のばねにより）調整装置及びサーボ回路を作動させる電気接触子又は小さな弁から成る。

この装置は、例えば、圧力タンクに供給するモーターポンプ若しくは圧縮機の制御、ニューマチック式の弁位置決め器の作動又は弁を使用しての液体若しくは気体の流量、圧力等の調整に使用するものである。

この圧力調整機器は84.81項の減圧弁（時には、圧力調整機器とも呼ばれる。）とは異なるものである。

（B）液位の調整機器又は制御機器（液位の自動調整用）：フロート型液位調整機器においては、フロートはダイヤフラム又は磁気装置その他の装置に作用し、当該装置は電気式スイッチを作動させ、これによりスイッチの開閉が交互に行われて、ポンプ、弁等の作動及び停止を順次行う。

電極式のものにおいては、液体がアースに連結され、調整回路の一部を構成する。トランスフォーマーの一方の極もアースに連結され、液面が電極に接触すると、回路が閉じて継電器を作動させる。

（C）湿度調整機器：これは、時には恒湿機とも呼ばれ、蒸し箱、炉、工場、倉庫等の湿度を自動的に調整するための機器である。

これは束にした毛髪の変化又はその他の湿気に感じやすいある種の素子の変化により作動する。当該変化に基づき、通常、信号装置の操作又は感知した湿度を変化させること

ができる装置（蒸気供給弁、給湿機又は除湿機、ファン等）の制御を行う。

(D) サーモスタット：これは温度を自動的に調整するために使用するものであり、サーモスタットの主な構成要素は次のものである。

(1) 温度の変化に反応する素子でその作動が次の要素に依存するもの

- (a) バイメタルのストリップの形状（直線、U字形、らせん形等）の変化
- (b) 液体の蒸気圧
- (c) 液体又は金属製の棒の膨脹
- (d) 電気抵抗器又は熱電対

バイメタルのストリップのサーモスタットにおいて、ストリップはプランジャーチューブの内側又はケースの中に固定する。金属棒のサーモスタットにおいて、金属棒はプランジャーチューブの中に納まる。液体の蒸気圧力又は液体の圧力を利用する場合には、感応素子は、液体を封入して折ったダイヤフラムから成るか又はダイヤフラム、毛細管及び球若しくはエルボーを組み込んだ機構から成る。

(2) 所要の温度をあらかじめ設定するドラム、ディスクその他の器具

(3) 起動装置又は操作装置（採用してある伝達方式（機械式、流体サーボ式又は電気式）に応じて、主としてレバー機構、ばね等、弁又は電気スイッチのいずれかにより構成されている。）：この装置は、信号装置を作動させ又は蒸気若しくは温水の取入口の弁、ボイラーのバーナー、空気調和装置、送風機等のような温度調整機器を（通常は遠隔操作により）作動させる。

サーモスタットは、特に家屋その他の建物の内部、オープン、クッカー、ボイラー、湯沸器、冷蔵用の機器、煙突又は煙道、蒸気発生機又は蒸気箱及びその他の工業用又は理化学用の機器の温度調整用に使用する。

(E) 温度調整機器：これは電気式加熱機器（クッカー、グリル、パーコレーター等）をあらかじめ定めた温度にセットし、その温度を維持するもので、基本的にはバイメタルのストリップから成る。バイメタルが電気回路の分路抵抗体の熱により曲げられると、スイッチが作動を始め、電気回路の切断・接続を行う。「開」「閉」の期間（結果として発熱体の温度）は、手動式調整ダイヤルの位置で決められる。ダイヤルを最大限まで動かすと、バイメタル装置の効果がないものとなり、従って、特に加熱の初期の段階においては、発熱体が連続して発熱することができる。

この項には、次の物品を含まない。

(a) 蒸気式機器等の温度をサーモスタットにより一定に保つためのもの（それぞれ該当する項に属する。）

(b) 温度制御式弁 (84.81)

(F) 通風自動調整機器：例えば、セントラルヒーティング装置又は空気調和装置において、温度、圧力等に応じて取り入れる空気量を自動的に調整する装置である。

(II) 非電氣的量の自動調整機器（調整すべき要素に伴って変化する電気現象により作動するものに限る。）及び電氣的量の自動調

整機器

この項の自動調整機器は完全な自動調整システムに使用することを意図したもので、この自動調整機器は電氣的又は非電氣的な量について、その実際値を連続的に又は定期的に測定することにより、外乱に対して安定させ、設定値に維持するように設計してある。これらは、基本的には次の装置から成る。

- (A) 測定装置（検出装置、変換器、抵抗検出器、熱電対等）：これは、調整すべき変数の実際値を決定し、変数に比例した電気信号に変換するものである。
- (B) 電気式調整装置：これは、設定値と測定値とを比較して、信号（一般に変調電流として）を発する。
- (C) 起動装置、停止装置又は操作装置（一般に接点、スイッチ又は遮断器、反転開閉器及び場合によりリレースイッチ）：これは、制御装置から受けた信号によって作動装置に電流を供給するものである。

この類の注7（b）に規定する自動調整機器は上記（A）、（B）及び（C）の装置により構成され、単一の本体としてともに組み立てられるか又はこの類の注3に規定する機能ユニットとして組み立てられる。

上記の定義に合致しない場合には、これらの装置は次によりその所属を決定する。

- (1) 電気式測定装置は、一般に 90.25 項、90.26 項又は 90.30 項に属する。
- (2) 電気式調整装置は、未完成の自動調整機器としてこの項に属する。
- (3) 起動装置、停止装置又は操作装置は、一般に 85.36 項（スイッチ、継電器等）に属する。

自動調整機器は、調整変数を設定値に戻す電気式、ニューマチック式又は液圧式の作動装置に結合される。この作動装置は、アーク炉の電極と電極との隙間を調整するクランプのようなもの又はボイラー、炉、パルプ製造機械等において水又は蒸気の給入口を調整する電動弁のようなものである。

作動装置は、それぞれ該当する項に属する（調整クランプは 84.25 項、電動弁又は電磁弁は 84.81 項、電磁式位置決め器は 85.05 項等）。

自動調整機器が作動装置と組み合わされている場合には、その全体の所属は関税率表の解釈に関する通則の1又は3（b）により決定するものとする（16部の総説の（Ⅲ）及び84.81項の解説参照）。

電子式調整機器とは、電気機械式ではなく厳密に電氣的な原理に基づいて機能するものである。半導体（トランジスター）又は集積回路を有することが特徴である。

この調整機器は、電圧、電流、周波数及び電力のような電氣的量だけでなく、毎分回転数、トルク、けん引力、液位、圧力、流量及び温度のような非電氣的量の調整にも使用する。

＊

＊ ＊

この項には、また、次の物品を含まない。

- (a) 単一のハウジング内において電圧調整器又は電流調整機器を結合した開閉器で、ピストン式内燃機関と連係させて使用するもの（85.11）
- (b) 85.37 項の「プログラマブル・コントローラー」

部分品及び附属品

この類の注 1 及び注 2 の規定（この類の総説参照）に基づき、この項には、この項の機器の部分品及び附属品を含む。

90.33 この類の機器の部分品及び附属品（この類の他の項に該当するものを除く。）

この項には、次の物品を除くほか、この類の機器に使用するすべての部分品及び附属品を含む。

（1）この類の注 1 に規定する物品：例えば、次のような物品がある。

（a）ガラス製の光学用品で、光学的に研磨してないもの（70 類）

（b）機器に使用する種類のゴム製品（加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製のものに限る。例えば、ゴム製のガスケット、ワッシャーその他これらに類する物品）（40.16）、革製品及びコンポジションレザー製品（例えば、ガス計器用の革製ダイヤフラム）（42.05）又は紡織用繊維製品（59.11）

（c）15 部の注 2 の卑金属製のはん用性の部分品（15 部）及びプラスチック製のこれに類する物品（39 類）

（2）この類の注 2（a）に該当する物品（それ自身が 90 類、84 類、85 類又は 91 類のいずれかの項（84.87 項、85.48 項及び 90.33 項を除く。）の機器に該当するもの）。従って、この種の物品で単独で提示するものは、それぞれ該当する項に属することとなる。これには、次のような物品を含む。

（a）真空ポンプ（84.14）、コック及び弁（84.81）並びに歯車（84.83）

（b）電動機（85.01）、トランスフォーマー（85.04）、永久磁石及び電磁石（85.05）、一次電池（85.06）、可聴周波増幅器（85.18）、85.32 項のコンデンサー、抵抗器（85.33）、継電器（85.36）、管（85.40）、85.41 項の光電池並びに高周波増幅器及び中間周波増幅器（85.43）

（c）90.01 項又は 90.02 項の光学用品

（d）写真機（90.06）並びに温度計及び湿度計（90.25）

（e）時計用ムーブメント（91.08 又は 91.09）

（3）特定の機器又はこの類の同一の項の複数の機器に専ら又は主として使用すると認められるもの。これらは、この類の注 2（b）の適用により、それぞれの機器と同じ項に属する。

第 91 類

時計及びその部分品

注

- 1 この類には、次の物品を含まない。
 - (a) 時計用のガラス及びおもり（構成する材料により該当する項に属する。）
 - (b) 携帯用時計の鎖（第 71.13 項及び第 71.17 項参照）
 - (c) 第 15 部の注 2 の卑金属製のはん用性の部分品（第 15 部参照）、プラスチック製のこれに類する物品（第 39 類参照）及び貴金属製又は貴金属を張った金属製のこれに類する物品（主として第 71.15 項参照）。ただし、時計用ばねは、時計の部分品（第 91.14 項参照）の項に属する。
 - (d) 軸受用玉（第 73.26 項及び第 84.82 項参照）
 - (e) 第 84.12 項の物品で脱進機なしで作動するように組み立てたもの
 - (f) 玉軸受（第 84.82 項参照）
 - (g) 第 85 類の物品。ただし、相互に又は他の物品と組み合わせることにより、時計用ムーブメント又は時計用ムーブメントに専ら若しくは主として使用するのに適する部分品にしたものを除く（第 85 類参照）。
- 2 第 91.01 項には、ケースの全体に貴金属又は貴金属を張った金属を使用した時計及びこれらの貴金属又は金属に第 71.01 項から第 71.04 項までの天然若しくは養殖の真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石を取り付けた時計のみを含む。ケースに貴金属を象眼した卑金属を使用した時計は、第 91.02 項に属する。
- 3 この類において「ウォッチムーブメント」とは、てん輪及びひげぜんまい、水晶その他時間間隔を決めることができる機構により調整される装置（表示部を有するもの及び機械式表示部を組み込むことができる機構を有するものに限る。）であって、厚さが 12 ミリメートル以下で、幅、長さ又は直径が 50 ミリメートル以下であるものをいう。
- 4 ムーブメントその他の部分品で時計用及びその他の物品（例えば、精密機器）用のいずれの用途にも適するものは、1 の物品を除くほか、この類に属する。

総 説

この類には、時間の測定用又は時間に関するある種の動作を行う機器を含む。ここには、人の携帯用に適する時計（携帯用時計及びストップウォッチ）、その他の時計（通常の置時計、ウォッチムーブメントを有する置時計、目覚まし時計、航行用クロノメーター、車両用時計等）、時刻の記録用機器、時間間隔の測定用機器及びタイムスイッチを含み、通常、更にこれらの部分品を含む。

この類の物品は、その材料を問わないものとし（貴金属を含む。）天然若しくは養殖の真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石で装飾を施し又は縁取りしたものを含む。（91.11 項及び 91.12 項の解説参照）

他の物品（家具、ランプ、インクスタンド、文鎮、便せん、たばこ盆、ライター、ハンドバッグ、コンパクト、シガレットケース、シャープペンシル、つえ等）と結合した時計については、この

表の解釈に関する通則に基づきその所属を決定する。ただし、単にその内部を照明する装置を有する時計は、この類に属する。

各項の解説の除外規定のほか、この類には、次の物品を含まない。

- (a) 日時計及び砂時計（構成する材料により該当する項に属する。）
- (b) 文字板を有しない音楽付きの自動装置（機械式鳴き鳥その他これに類する物品）及び文字板を有しないオルゴール（92.08）
- (c) がん具の時計及び時計の形状をしたクリスマスツリーの附属品（例えば、時計用ムーブメントを有しないもの）（95.03 又は 95.05）
- (d) 自動人形その他ショーウィンドー用に使用する種類の展示用品で作動するもの（96.18）
- (e) 美術品、収集品及びこつとう（97 類）

時計は、ムーブメント及びムーブメント用容器（ケース、キャビネット等）の二つの主たる部分品から成る。

機械式時計用ムーブメントは、次の各部から成る。

- (1) ボディ又はフレーム：これは通常地板と受けから成る。地板（これに受けを、ねじ及びピンによって固定する。）は、ムーブメントの基本的な支持体である。ある種のボディ又はフレームは、本来の受け及び地板のほかにムーブメントのある部分（日の裏輪列、アラーム機構等）を所定の位置に保持するため一以上の外板（例えば、文字板及び下板と呼ばれる。）を有する。
- (2) ムーブメント駆動装置：これは、通常のものはおもり又はばねから成るが、電気、温度変化又は気圧変化を動力源とするものである。
- (3) 輪列：これは、駆動装置を脱進機に連結し、時間を測定する歯車列である。
- (4) 日の裏輪列：これは分針と時計針の動きを連結させる一連の部分品であり、文字板を有するムーブメントにあつては、通常、文字板と地板との間に取り付けられる。
- (5) 脱進機：これは振子又はてんぷとひげぜんまいとに必要なエネルギーを供給し、輪列の動きを制御するものである。

脱進機の最も一般的な型式のものは、アンカー式、レバー式、ピンパレット式、シリンダー式又は戻り止め式である。

- (6) 調速機：これは駆動機構によって生ずる動きを調整するもので、振子、てん輪とひげぜんまいとの組合せ、音さ、ピエゾエレクトリッククォーツその他時間間隔を決めることができる機構から構成される。

- (7) 巻上げ機構及び時刻合わせ機構（ボタン、引張り機構又は切換レバー等により作動する。）

上記の各部分を組み立てたムーブメントは、文字板及び針とともに容器又はケースに取り付けられる。

てん輪、脱進機の部分及び輪列の部分は、精巧に軸回転する。安価な時計においては、地板及び受けの金属自体を軸受として軸回転するが、良質の時計においては、磨耗を防ぐために軸受に宝石を使用してある。

時計には、打方機構、アラーム機構又はチャイムセットを有するものもある。これらは、それぞれの特別なムーブメントを必要とする。

機械式時計には、手巻き、電気巻き又は自動巻きのものがある。

＊

＊ ＊

この類の時計には、電気式（電子式を含む。）のものもある。例えば、次のような物品がある。

- （A）乾電池又は蓄電池を使用する巻上げ間隔が短い（数分間の単位）置時計：この時計は、従来どおりの、てん輪とひげぜんまいとの組合せ又は振子を有しており、電磁石により間欠的にぜんまいを巻き上げるものである。
- （B）送配電系統に接続した巻上げ間隔が長い（数時間の単位）置時計：これもまた通常のでん輪とひげぜんまいとの組合せ又は振子を有するもので、ばね又はおもりは、電動機（同期式、誘導式等）により、間欠的に巻き上げるものである。
- （C）乾電池、蓄電池又は送配電系統により供給される電力により作動する振子時計：これは振子の揺れを電磁式機構により持続させるものである。
- （D）乾電池又は蓄電池により駆動する時計で調速機（音さ、ピエゾエレクトリッククォーツ等）を有するもの：これは電子回路により振動を持続させるものである。
- （E）同期電動機時計：これは、周波数を調整した電流を流して、電動機及び輪列のみから成るもので、調整装置を有しない。

電気時計の機構については、91.05 項の解説においてより詳細に記載してある。

ある種の電気時計は、遠隔制御による時間合わせ機構を備えてある。

＊

＊ ＊

ウォッチムーブメントを定義してあるこの種の注3の規定においては、次の計測方法を適用する。

（a）厚さの計測

ムーブメントの厚さは、文字板の支持台の外表面（文字板がムーブメントと一体となっているものについては、その表示面の見えている表面）とそれから最も遠い反対側の外表面までの距離とする。ただし、ねじ、ナットその他の固定具が、表面より突出している部分を除く。

（b）幅、長さ又は直径の計測

幅、長さ又は直径（対称軸により決まる。）は巻真又はりゅうずを含めずに測定する。

91.01 腕時計、懐中時計その他の携帯用時計（ストップウォッチを含むものとし、ケースに貴金属又は貴金属を張った金属を使用したものに限る。）

－腕時計（電気式のものに限るものとし、ストップウォッチの機能を有するか有しないかを問わない。）

9101.11－機械式表示部のみを有するもの

9101.19－その他のもの

－その他の腕時計（ストップウォッチの機能を有するか有しないかを問わない。）

9101.21－自動巻きのもの

9101. 29—その他のもの

—その他のもの

9101. 91—電気式のもの

9101. 99—その他のもの

91. 02 項の解説は、この項において準用する。

この類の注2の規定に基づき、この項の携帯用時計は、そのケースの全体に貴金属又は貴金属を張った金属を使用したものでなければならない。これらには宝石又は天然若しくは養殖の真珠を取り付けたもの、ふた付きのもの及び貴金属（宝石を取り付けてあるかないかを問わない。）製のプレスレットを有するものもある。

71 類の注7の規定により「貴金属を張った金属」とは、金属の一以上の面にはんだ付け、ろう付け、溶接、熱間圧延その他これらに類する機械的方法により貴金属を張った金属をいう。

ただし、貴金属製又は貴金属を張った金属製のケースを有する携帯用時計であっても、裏ぶたが鉄鋼製のものは、貴金属を象眼した卑金属製ケースを有する携帯用時計と同様に 91. 02 項に属する。

91. 02 腕時計、懐中時計その他の携帯用時計（ストップウォッチを含むものとし、第 91. 01 項のものを除く。）

—腕時計（電気式のものに限るものとし、ストップウォッチの機能を有するか有しないかを問わない。）

9102. 11—機械式表示部のみを有するもの

9102. 12—オプトエレクトロニクス表示部のみを有するもの

9102. 19—その他のもの

—その他の腕時計（ストップウォッチの機能を有するか有しないかを問わない。）

9102. 21—自動巻きのもの

9102. 29—その他のもの

—その他のもの

9102. 91—電気式のもの

9102. 99—その他のもの

この項には、ケース及びムーブメントを有する機械式又は電気式（多くのものは電子式）の時間を計測する機器で身に着けるか又は携帯するもの及びどのような場所でも機能を果たすように設計したものを含む（時刻を表示し又は時間間隔を測定するもので、ムーブメントの厚さを問わない。）。これらには腕時計、懐中時計、鎖時計、ハンドバッグに入れて携帯する携帯用時計及びブローチ、指輪等に取り付けた携帯用時計を含む。

ただし、台と一体となった時計は簡単なものであっても携帯用時計とはみなさない。

この項には、単純なムーブメントを有する携帯用時計のほか、複雑な機構のムーブメント（す

なわち、時、分、秒を表示するもの以外に各種の要素を組み込んだもの）を有する携帯用時計を含む。これらには、例えば、クロノグラフ時計、アラーム時計、二度打ち時計、時打ち時計、自動巻き時計、カレンダー時計及び作動時間の残り時間を表示する時計がある。

この項には、装飾した携帯用時計及び特殊な形状の携帯用時計を含む。例えば、防水時計、耐振時計又は耐磁性時計、8日巻き時計、自動巻き時計、蛍光性の文字板及び指針を有する時計、中央秒針又は特殊な文字板を有する時計、針無し時計、スポーツ時計（例えば、深度計と組み合わせたスキンド이버用の時計）、視覚障害者用時計のようなものがある。

クロノメーターウォッチは、各種の点から、また、いろいろな温度で試験を行った高精度の携帯用時計である。これらにはデッキウォッチを含む。ただし、船舶用クロノメーターその他これに類する物品を含まない（91.05）。

クロノグラフ時計は時刻を表示するだけでなく、比較的短い時間の測定に使用することができる携帯用時計である。針を有する時計の場合には、通常、普通の三針（時針、分針、秒針）のほかに、特別な2本の針、すなわち、1分間に正確に1回転し、つり輪部分又はつまみにより始動、停止又は0点への復帰を行うことができる中央秒針及び中央秒針が作動した秒数を表示する針を有するものである。ある種のクロノグラフ時計には、さらにもう一本の秒針を備えたものがある。

この項にはまた、ストップウォッチを含む。針を有するストップウォッチは、上記のクロノグラフ時計とは異なり、通常の時針、分針及び秒針を有しないで、中央秒針及び分数の記録用の針のみを有する（更に秒針を有するものもある。）。ただし、電子式のストップウォッチには、補助機能として時刻を表示するものがある。

クロノグラフ時計及びストップウォッチには、5分の1秒、10分の1秒、100分の1秒又は1000分の1秒刻みで表示するものがある。また、これらは時には特殊な装置を取り付け、走者、自動車又は音等の速度、脈はく数、機械の出力等を計算することなく測定できるようになったものがある。これらのある種のものには、更に時間を記録する装置を有するものがある。

この項には、単独で提示する場合には、次の物品を含まない。携帯用時計のケース及びその部分品（91.11）、ウォッチムーブメント（91.08又は91.10）、携帯用時計のバンド及びブレスレット（91.13）並びにムーブメントの部分品（通常、91.10又は91.14）。

この項には、更に次の物品を含まない。

（a）歩数計（90.29）

（b）時計（ウォッチムーブメントを有するものに限るものとし、携帯用時計を除く。）（91.03）

（c）計器盤用時計その他これに類する時計（車両用、航空機用、宇宙飛行体用又は船舶用のものに限る。）（91.04）

91.03 時計（ウォッチムーブメントを有するものに限るものとし、携帯用時計及び第91.04項の時計を除く。）

9103.10－電気式のもの

9103.90－その他のもの

この項には、ウォッチムーブメントを有し、本来、時刻を表示するために作った置時計（目覚まし時計を含むものとし、91.04 項の時計を除く。）を含む。この類の注 3 の規定に基づき、この項の「ウォッチムーブメント」とは、てん輪及びひげぜんまい、水晶その他時間間隔を決めることができる機構により調整される装置（表示部を有するもの及び機械式表示部を組み込むことができる機構を有するものに限る。）であって、厚さが 12 ミリメートル以下で、幅、長さ又は直径が 50 ミリメートル以下であるものをいう。

ただし、この項には、次の物品を含まない。

- (a) 計器盤用時計その他これに類する時計（車両用、航空機用、宇宙飛行体用又は船舶用のものに限る。）（これらはムーブメントの種類及び厚さのいかんを問わず、91.04 項に属する。）
- (b) この項の解説の第 1 段落に規定する要件を満たさない置時計（目覚まし時計を含むものとし、携帯用時計を除く。）。例えば、振り時計、時間間隔を決めることができる機構により調整され、かつ、厚さが 12 ミリメートルを超え又は幅、長さ若しくは直径が 50 ミリメートルを超える時計及び調整機構を有しないが、ムーブメントを有する時計（例えば、同期電動機により駆動するもの）。これらは、91.05 項に属する。

目覚まし時計は、あらかじめ特定の針により設定した時刻にアラームを発する打方機構（通常、時計のケースが音源になる。）を有する。打方機構は、時には音楽装置によって置き換えられることがある。

この項には、ウォッチムーブメントを有するものに限り、次の物品を含む。

- (i) 家庭用又は事務所用の時計（目覚まし時計を含むものとし、携帯用時計を除く。）で、スタンド等の支持台に取り付けたもの
- (ii) ケース付きのトラベルウォッチ
- (iii) カレンダー付きの時計
- (iv) 8 日巻き時計（携帯用時計を除く。）
- (v) 正時を打って知らせる時計
- (vi) 蛍光性の文字板及び針を有する時計（携帯用時計を除く。）

この項には、単独で提示する場合には、次の物品を含まない。ムーブメント（91.08 又は）、時計（携帯用時計を除く。）のケース（91.12）及びムーブメントの部分品（通常、91.10 又は 91.14）

91.04 計器盤用時計その他これに類する時計（車両用、航空機用、宇宙飛行体用又は船舶用のものに限る。）

この項には、ケース及びムーブメントを有する完成したすべての時計（ムーブメントの型式及び厚さのいかんを問わないものとし、携帯用時計を除く。）で、車両（自動車、オートバイ等）、航空機、宇宙飛行体又は船舶の計器盤、ハンドル、バックミラー等に取り付けるために特に製作したものを含む。これらは、一般に電気式（ほとんどの場合電子式）時計、自動巻き時計又は機

械式の 8 日巻き時計である。

この項には、また、車両用のクロノグラフ（通常の指針のほかに、クロノグラフ針、分記録針及び走行時間記録機を有するもの）を含む。

この項には、単独で提示する場合には、次の物品を含まない。ムーブメント（91.08 から 91.10 まで）、時計（携帯用時計を除く。）のケース（91.12）及びムーブメントの部分品（通常 91.10 又は 91.14）

91.05 その他の時計（携帯用時計を除く。）

－目覚まし時計

9105.11－電気式のもの

9105.19－その他のもの

－掛時計

9105.21－電気式のもの

9105.29－その他のもの

－その他のもの

9105.91－電気式のもの

9105.99－その他のもの

この項には、この類の他の項に属しない時計で、基本的に時刻を表示するために作ったものを含む。従って、これらはウォッチムーブメント以外のムーブメントを有するものでなければならない。ウォッチムーブメント（この類の注 3 に規定するもの）を有する時計（携帯用時計を除く。）及び目覚まし時計は、この項には属しない（91.03）。

この項に属する時計（携帯用時計を除く。）は、おもり、ぜんまい、電気式又は電子式により作動するものであり、一般に振子、てん輪及びひげぜんまい、音さ又はピエゾエレクトリッククォーツによって調整される。これらはまた、ベル若しくは鐘を鳴らす打方機構（1 時間、30 分又は 15 分ごとに）又はチャイムをかなでる機構を有するものがある。

上記の規定に従うことを条件として、この項には、次の物品を含む。

公共用時計、店頭用、家庭用等の時計、周期時計、地方色を持つ装飾時計（ヌーシャテル時計、パリ時計、鳩時計、ウェストミンスターチャイム時計等）、マリオネット時計、硬貨を挿入することにより作動する時計、天文用又は気象観測用の時計、自動巻き時計（例えば、温度又は気圧の変化を利用して巻くもの）、目覚まし時計、中央秒針を有する時計、電子式時計及びピエゾエレクトリッククォーツを使用した時計。

この項には、また、街、工場、電話交換室、駅、空港、銀行、ホテル、学校、病院等において使用する電気時計システム用の時計を含む。このシステムは、精密に調整した親時計と、遠隔制御により作動する子時計とから成る。親時計は、通常、機械式又は電気式のムーブメント及び子時計を作動させるためのインパルスを送る連絡機構を有する。子時計は、1 分又は 30 秒ごとに親

時計からインパルスを受けて作動し、時刻を表示する。子時計には、回転又は振動する電機子の付いた電磁石があり、これが親時計からインパルスが入るごとに、輪列及び日の裏輪列を作動させて、30 秒刻み又は 1 分刻みに分針を進ませる。輪列は電機巻きぜんまい又は直接電動機により駆動されることもある。秒表示も行う子時計は、時計及び分針のほかに中央秒針も有する。この場合には、親時計は、毎分のほか毎秒でインパルスを出す特別の装置を備えていなければならない。ただし、分針及び秒針のみ又は秒針のみを有する子時計（携帯用時計の調整用のもの等）はこの項には属しないことに注意しなければならない。これらは、91.06 項に属する。

子時計は、二以上屋内外に配置され、テーブル等の平面上に置くように設計してある。

親時計には、その他の電機機器（例えば、タイムレジスター、夜警用のタイムレコーダー、交換用装置、記録機、信号（ベル、サイレン及びランプ）、標識及び地上照明灯）を制御するものもある。

この項には、また、送配電系統により供給される電力により駆動する同期時計及び圧縮空気により作動するニューマチック装置で、時間の伝達用又は同期用のものを含む。

さらに、この項には、船舶用クロノメーターその他これに類するクロノメーターを含む。これらは高度の精密時計で、主として船舶用であるが、その他科学用にも使用する。これらの装置は一般にクロノメーターウォッチよりも大きく、箱の中に取り付けてある。中には gymbals に取り付けたものもある。これらは、通常 1 回巻くことにより 2 日から 8 日作動し、クロノメーター脱進機、円すい滑車、ぜんまいばねの力を一定の圧力にする装置及び作動時間の残り時間の指示計を有している。

この項には、単独で提示する場合には、次の物品を含まない。時計（携帯用時計を除く。）のケース（91.12）、ムーブメント（91.09 又は 91.10）及びムーブメントの部分品（通常、91.10 又は 91.14）

この項には、更に次の物品を含まない。

- （a）原子時計（自律的な一次基準源とみなされ、正確な同期信号を生成するために設計されたものに限る。85.43）
- （b）デッキウォッチ（91.01 又は 91.02）
- （c）計器盤用時計その他これに類する時計（車両用、航空機用、宇宙飛行体用又は船舶用のものに限る。91.04）

91.06 時刻の記録用又は時間の測定用、記録用若しくは表示用の機器（時計用ムーブメント又は同期電動機を有するものに限る。例えば、タイムレジスター及びタイムレコーダー）

9106.10－タイムレジスター及びタイムレコーダー

9106.90－その他のもの

この項には、ウォッチムーブメントその他の時計用ムーブメント（子時計又は同期電動機時計

のムーブメントを含む。)又は同期電動機(減速歯車を有するか有しないかを問わない。)により作動するものに限り、次の物品を含む。

(i) 何らかの動作に従って時刻を記録する広範囲の機器

(ii) 時間の測定用、記録用又は表示用の機器で、他の項に該当しないもの

これらの機器は、通常、時、分又は秒を表示する文字板を有する。ただし、タイムレジスター、夜警用のタイムレコーダー、ピジョンタイマー等文字板を有しないものもある。

この項には、次の物品を含む。

- (1) タイムレジスター：これは、工場、仕事場等における従業員の出勤時刻の記録用のもので、時計、時計用ムーブメントにより作動する日付印字機、ハンマー及びインキリボンを有するケースから成る。従業員は、カードを機械に挿入し、機械的又は電氣的にハンマーを作動させて、カードに正確な日付及び時刻を印字する。従って、従業員が勤務した時間はこのカードによって計算される。機械式の8日巻き時計又は電気時計が最も広く使用されている。これには単独のもの、親時計に結合しているもの又はそれ自体が親時計であるもの等がある。親時計であるものの中には、打方機構を有するもの及びサイレンを鳴らすものもある(91.05項の解説参照)。
- (2) タイムレコーダー：これは(1)のタイムレジスターに類似したものであるが、時刻、日付のほかに年月、連続した番号その他の記号を記録することができ、ある種のものは、作業時間(例えば、1日ごと又は1週間ごと)の集計用装置を有するものもある。これらの装置は、郵便物又は会計書類の押印、経費伝票の日付印等にも使用する。
- (3) 夜警用のタイムレコーダー：これは通常携帯用であり、紙製の文字板又は日付印装置を作動させる時計用ムーブメントを有する。警備員は、巡回ポイントにおいて巡回するたびに特殊な鍵(かぎ)を使用して回転文字板にせん孔し若しくは印字するか又は紙テープにインキで印字して巡回したこと(時刻、巡回区域番号)を記録する。
- (4) ピジョンタイマー：これは、レースの終了時に、鳩の到着時刻を記録するもので、時計、脚輪用ドラム及び到着の日時(秒単位まで)をテープに印字し又は円板若しくは紙テープにせん孔して記録する装置を有する携帯用のケース式のものである。
- (5) 周波数調整用機器：これは同期電動機時計、タイムスイッチ等のシステムとともに使用するもので、標準時刻、同期電動機時計の時刻及び両者の時間差を表示する文字板を有する。これらは基本的には、時間差表示機構、親時計により制御され標準時間を指示するための子時計用ムーブメント、同期電動機時計用ムーブメント及び各種の電気接点、信号装置及び調整装置から構成される。
- (6) 電気回路の開閉により生ずる短時間の現象の存続時間測定用タイマー：これは、電力積算計の検査、人体の反応速度の測定等に使用する。その主要部分は、同期電動機、電磁気のカップリング並びに秒及び100分の1秒を表示する文字板から成り、これらをケースに収納してある。これを使用するときは、同期電動機は連続作動し、現象の存続時間の測定計器に結合される。

電気式又は電子式のタイマーでムーブメント又は同期発動機を有しないものは属しない(90.31)。

(7) スポーツ用の卓上型又は競技場型のタイマー：これは到着時間又は競技時間の表示用のもので分及び秒により表示するものである。

ただし、時計用文字板を有する競技場用時計は属しない (91.05)。

(8) ある種の経過時間を測定するためのストップクロックその他のタイマー：これらは秒単位の文字板、所要分数用文字板並びに始動用レバー及び停止用レバーを有する。

(9) 電話の会話時間記録用タイマー：これはストップクロックと同様に作動するもので、打方機構を有する。

(10) スポーツ用タイムレコーダー：これは同期電動機のムーブメントを有し、通常、水晶発振器により制御されている。これらは 100 分の 1 秒まで正確に記録でき、更に、出発又は到着の順位も記録することができる。これらは、写真又は一定速度で動く紙テープに印刷若しくはせん孔することによって表示される。

スポーツ用計時機器の補助的な物品（タイマーのスタンド及びホルダー、競馬用出馬ゲート、光電池デバイス並びに音響、電気又は無線による送信器等）は、それぞれ該当する項に属する。

(11) 工程用タイマー（短時間用のもの）：これは任意の時間（通常 60 分まで）の経過後ベルを鳴らすもので、アラーム機構及び 0 から 10 まで、0 から 30 まで又は 0 から 60 までを刻んだ文字板を有している。これらは工程の時間を正確に制御する必要のある各分野において使用する。

ただし、タイムスイッチ（工程用タイマーとは異なり、定められた時刻に打方機構が働く代わりに電気回路を開閉するものである。）は、属しない (91.07)。

(12) 子時計（親時計によって作動するもの）で、分針及び秒針のみを有するもの（携帯用時計の調整用等）

(13) ビリヤードメーター：これは競技時間又は競技時間に基づいた支払料金を表示するためのもので時計用ムーブメントを有する。

(14) チェス用タイマー：これは時及び分を表示する文字板を有する二つの時計用ムーブメント並びにムーブメントを始動及び停止させることができる二つのボタン又はレバーから構成されている。

この項には、単独で提示する場合には、次の物品を含まない。上記の機器用のケース (91.12 項又はそれぞれ該当する項に属する。91.12 項の解説参照)、時計用ムーブメント (91.08 から 91.10 まで) 及び時計用ムーブメントの部分品（通常、91.10 又は 91.14）

この項には、更に、次の物品を含まない。

(a) 90 類の機器（時計用文字板を有しないものに限るものとし、時計用ムーブメントを有するか有しないかを問わない。）で次のような物品。検潮器及び地震計 (90.15)、自記気圧計及び自記温度計 (90.25)、マノメーター (90.26)、気体用、液体用又は電気用の積算計器 (90.28)、積算回転計、生産量計、速度計、回転速度計、タクシメーター、歩数計及び短い時間間隔を計数することにより測定する計器 (90.29) 並びにオピソメーター (90.31)

- (b) クロノメーターウォッチ、クロノグラフ時計及びストップウォッチ (91.01 又は 91.02)
- (c) メトロノーム (92.09)

91.07 タイムスイッチ (時計用ムーブメント又は同期電動機を有するものに限る。)

この項には、91.05 項の時計の性格を有しないもので、主として定められた時刻に自動的に電気回路の開閉を行うように設計したものを含む。通常、当該時刻は、あらかじめ設定した日ごと又は週ごとのプログラムに応じて決められる。この項に属するためには、これらの機器は、時計用ムーブメント (子時計用又は同期電動機時計用のムーブメントを含む。) 又は同期電動機 (減速歯車を有するか有しないかを問わない。) を有するものに限る。

タイムスイッチは、照明回路 (公共の場所、店頭、階段、イルミネーションサイン等用)、加熱回路 (温水器等)、冷却機器、ポンプ、二種料金電力積算計等の制御に使用する。これらは基本的には、機械式若しくは電気式の時計用ムーブメント又は同期電動機並びに通常は文字板 (針を有するか有しないかを問わない。)、調整機構 (レバー及びピン)、駆動用の継電器スイッチ及び整流子を有する機構から成り、これら全体が端子付きのケースに入っている。文字板には、通常、時間を記してあるが日及び月を記したものもある。周囲にあるレバー又はピンが所定の時間に接触装置を作動させるものである。

タイムスイッチは、サーモスタット、圧力調整機器、液面調整機器等によってセットされることもある。

この項にはまた、電気機器 (テレビジョン受像機、アイロン、洗濯機、ビリヤード台の照明器具等) の電気回路を作動又は停止させるスイッチ (硬貨を挿入した時にスイッチが入り、挿入されたコイン数により、定められた期間作動する同期電動機の働きによりスイッチが切れる。) も含む。

この項には、単独で提示する場合には、次の物品を含まない。上記の機器のケース (91.12 項又はそれぞれ該当する項に属する。91.12 項の解説参照)、時計用ムーブメント (91.08 から 91.10 まで) 及び時計用のムーブメントの部分品 (通常、91.10 又は 91.14)

91.08 ウォッチムーブメント (完成品に限る。)

ー電気式のもの

9108.11ー機械式表示部のみを有するもの及び機械式表示部を組み込むことができる装置を有するもの

9108.12ーオプトエレクトロニクス表示部のみを有するもの

9108.19ーその他のもの

9108.20ー自動巻きのもの

9108.90ーその他のもの

この項には、ケースを有しない組み立てたウォッチムーブメント、すなわち、ムーブメントとしての完成品であってそのまま使用することができるものを含む。これらのムーブメントは次の五つの主要な型式に分けられる。

- (1) 機械式ムーブメント
- (2) てんぷ型の電子式ムーブメント
- (3) たわみ共振子（音さ式）を有する電子式ムーブメント
- (4) アナログ式時刻表示部（指針式）を有する水晶式ムーブメント
- (5) 電子式のデジタル式時刻表示部（発光ダイオード（LED）又は液晶表示板（LCD）によるもの）を有する水晶式ムーブメント

アナログ式時刻表示部を有する機械式又は電子式のムーブメントは、文字板又は指針なしで提示する場合もある。デジタル式の時刻表示部を有する電子式（ソリッドステート式）ムーブメントについては、当該表示部がムーブメントの不可分の一部を構成していて、表示部がなければ機能しないため、表示部を有しないムーブメントはこの項に規定する完成品とはみなさない。

この類の注3の規定に基づき、この項において、「ウォッチムーブメント」とは、てん輪及びひげぜんまい、水晶その他時間間隔を決めることができる機構により調整される装置（表示部を有するもの及び機械式表示部を組み込むことができる機構を有するものに限る。）であって、厚さが12ミリメートル以下で、幅、長さ又は直径が50ミリメートル以下であるものをいう。従って、これらのムーブメントは、主として91.01項から91.03項までの時計に使用するものであるが、たとえ、この類の他の項の機器又は他の類の機器（測定機器、精密機器、歩数計、爆発装置等）に組み込むものであってもこの項に属する。

この項には、上記の条件に適合しないムーブメント（91.09又は91.10）及び84.12項のばね駆動式原動機を含まない。

この項のムーブメントには、磨いてないもの、磨いたもの及びニッケルめっき、ロジウムめっき、銀めっき、ワニス塗装等を施したものを含む。

電池作動式のウォッチムーブメントは、電池を装着しているかいないかを問わず、この項に属する。

91.09 その他の時計用ムーブメント（完成品に限る。）

9109.10－電気式のもの

9109.90－その他のもの

この項には、すべての時計用ムーブメント（ウォッチムーブメントを除く。）で組み立てたもの、すなわち、ムーブメントとしての完成品であってそのまま使用することができるものを含み、アナログ式時刻表示装置（指針式）を有するムーブメントについては、文字板又は指針を有するか有しないかを問わない。

この項のムーブメントは、主として91.04項から91.07項までの物品に使用するものであるが、

たとえ、他の類の機器（測定機器、精密機器、計器、爆発装置等）に組み込むものであってもこの項に属する。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 84.12 項のばね駆動式又はおもり駆動式の原動機等で、脱進機を取り付けてなく、かつ、取り付けることができないもの（例えば、オルゴールに使用するもの）
- (b) この類の注3のウォッチムーブメント（91.08 項の解説参照）

従って、この項には、てん輪及びひげぜんまいその他時間間隔を決めることができる調整機構により調整され、かつ、厚さが 12 ミリメートルを超え又は幅、長さ若しくは直径が 50 ミリメートルを超えるムーブメント、振子時計用ムーブメント、電気時計用ムーブメント（調速機を有するか有しないかを問わない。これには子時計用ムーブメント、同期時計用ムーブメント等がある。）を含む。

この項に属するためには、同期時計用又は子時計用のムーブメントは、同期電動機又は電磁石のほかに、一番車、二番車、三番車、四番車、日の裏車及び筒車等から成る輪列を有するものでなければならない。単独で提示する電磁石及び同期電動機は、主軸の速度調整用の減速歯車を有するか有しないかを問わず、それぞれ該当する項に属する。

これらのムーブメントには、磨いてないもの、磨いたもの及びニッケルめっき、ロジウムめっき、銀めっき、ワニス塗装等を施したものを含む。

91.10 時計用ムーブメントで、単に組み立てることにより完成品となるもの及びこれを一部組み立てたもの（ムーブメントセット）、未完成の時計用ムーブメントで組み立てたもの並びに時計用ラフムーブメント

－携帯用時計のもの

9110.11－ムーブメントで、単に組み立てることにより完成品となるもの及びこれを一部組み立てたもの（ムーブメントセット）

9110.12－未完成のムーブメントで組み立てたもの

9110.19－ラフムーブメント

9110.90－その他のもの

ムーブメントセットとは、時計用ムーブメントの構成部分品の完全なセットであって、単に組み立てることにより完成品となるもの及び一部組み立てたもの（これらの形で取引される。）をいう。機械式表示部を使用するムーブメントにあっては、文字板及び針を含むものもあれば含まないものもある。

未完成の機械式時計用ムーブメントとは、組み立ててあるが、文字板、針及び巻真以外のある種の部分品（例えば、脱進機又は香箱受）が欠けているムーブメントをいう。

未完成の電子式時計用ムーブメントとは、組み立ててあるが、電池以外のある種の部分品（例えば、表示部、電子回路の部分品又はこれらの構成部分品）が欠けているムーブメントをいう。

機械式表示部を有する未完成の電子式時計用ムーブメントとは、組み立ててあるが、文字板、針、針回し用巻真及び及び電池以外の部分品（例えば、電子回路又はその構成部分品及び原動機）が欠けているムーブメントをいう。

時計用ラフムーブメントとは、地板（その他の何らかの外板を含む。）、受け、輪列、日の裏輪列、巻き機構、時間合わせ機構及び付加機構（例えば、自動巻き機構、カレンダー機構、クロノグラフ、アラーム等）から成る組み立ててない時計用ムーブメントで、脱進機、てん輪及びひげぜんまいその他の調速機、ぜんまい、文字板又は針を有しないものをいう。時計用ラフムーブメントは、提示の際に香箱を有するか有しないかを問わない。

91.11 携帯用時計のケース及びその部分品

9111.10－ケース（貴金属製又は貴金属を張った金属製のものに限る。）

9111.20－ケース（卑金属製のものに限るものとし、金又は銀をめっきしてあるかないかを問わない。）

9111.80－その他のケース

9111.90－部分品

この項には、次の物品を含む。

(A) 91.01 項又は 91.02 項の携帯用時計（懐中時計、腕時計、クロノグラフ時計等）用のケース（側）（ムーブメントを有しないものに限るものとし、ガラスを有するか有しないかを問わない。）

(B) ケースの部分品：これには、次の物品を含む。

(1) 胴：すなわち、ケースの枠組みである。これは裏ぶた用ちょうつがいを有するものもあり、また、懐中時計においては胴は中ぶた用ちょうつがい及びガラス縁用ちょうつがいを有する。

(2) つり輪部分：携帯用時計のかん（懐中時計用）及び軸受筒とともに胴に溶接してある。

(3) 中ぶた：これはムーブメント保護用のものである（普通の時計には存在しない。）。

(4) ガラス縁：これはガラス保持用の部分品である。ガラス保持用の縁は溝（groove）と呼ばれる。

(5) 裏ぶた：ガラスと反対側を閉じるためのものである。通常の時計では1個であるが、ハンター（狩猟者用両ぶた懐中時計）にはガラス保護用の第二ぶた（カバー）を有する。

腕時計のケースには、つり輪部分はないが、バンドを取り付けるための柄がある。柄は数個の部分品から成り、固定式の棒又はばねがあって取外しのできる棒を含む。婦人用腕時計のケースには柄の代わりにひもを取り付けるためのつめを有するものもある。

腕時計のケースは、胴と裏ぶたの二つの部分のみから成るものが多い。また、裏ぶた及びガラス縁がそれぞれ中ぶたの一部となっているもの又はガラス縁と胴とが一体となっているものもある。より高度に仕上げたものの場合には、ムーブメントは保護用中ぶたの内部に収納される。

携帯用時計のケース及びその部分品には、各種の材料製のものがある。これらは主として卑金

属（銅、ニッケル等で、磨いたもの及びクロムめっき、銀めっき又は金めっきしたもの）製、貴金属製又は貴金属を張った金属製のものが多いが、時には、プラスチック製、アイボリー製、めもの製、真珠光沢を有する貝殻製又はべっこう製のものもある。これらには、また、装飾を施したもの（ロゼット模様、彫刻又は打出し模様入りのもの及び天然若しくは養殖の真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石を使用したもの等）もある。

この項には、次の物品を含まない。

- （a）携帯用時計用のガラスでなく、単なる携帯用時計の保護用のカバー（それぞれ該当する項に属する。）
- （b）15 部の注 2 の卑金属製のはん用性の部分品（携帯用時計のケース用のばねを含む。15 部参照）及びプラスチック製のこれに類する物品（39 類）
- （c）時計（携帯用時計を除く。）のケース及びこれに類するケースでこの類のその他の物品に使用するもの並びにこれらの部分品（91. 12）

91.12 時計（携帯用時計を除く。）のケース及びこれに類するケースでこの類のその他の物品に使用するもの並びにこれらの部分品

9112. 20－ケース

9112. 90－部分品

この項には、時計（携帯用時計を除く。）のケース（側）及びこれに類するケースでこの類のその他の物品に使用するものを含む。以上の条件に基づき、この項には、目覚まし時計、船舶用クロノメーター、車両用時計、タイムレジスター、タイムレコーダー、タイムスタンプ、時間間隔測定計（分タイマー、秒タイマー等）その他この類の時計（携帯用時計を除く。）のケース（側）を含む。このようなケースは、ガラスを有するか有しないか及び仕上げ加工を施してあるかないかを問わず、この項に属する。ただし、この項には、通常の時計（携帯用時計を除く。）のケースに類しないで、理化学用機器、電気用積算計器等のケースに類するもの（タイマー、タイムレコーダー又はタイムスイッチのケースも、場合によってはこの種のケースとなる。）を含まず、当該ケースは、それぞれ該当する項に属する。

この項に属するケースには、各項の形態のものがあり、通常、金属（貴金属を含む。）製、木製、プラスチック製、革製、べっこう製、真珠光沢を有する貝殻製、大理石製、アラバスター製、陶磁器製、オニキス製、めもの製又はアイボリー製のものがある。また、天然若しくは養殖の真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石により装飾した又はそれらを使用したもの及び動物等のモチーフ、彫刻、小像、絵姿等を取り付けたものもある。

この項には、ガラス縁、枠、台、脚等の時計（携帯用時計を除く。）のケースの部分品も含む。

この項には、次の物品を含まない。

- （a）単独で提示する保護用カバー（通常、ガラス製）（70. 20）

(b) 15 部の注 2 の卑金属製のはん用性の部分品（時計（携帯用時計を除く。）のケース用のばねを含む。15 部参照）及びプラスチック製のこれに類する物品（39 類）

(c) 携帯用時計のケース（91. 11）

91. 13 携帯用時計のバンド及びブレスレット並びにこれらの部分品

9113. 10－貴金属製又は貴金属を張った金属製のもの

9113. 20－卑金属製のもの（金又は銀をめっきしてあるかないかを問わない。）

9113. 90－その他のもの

この項には、手首に携帯用時計を装着するための各種の携帯用時計のバンド及びブレスレットを含む。

携帯用時計のバンド及びブレスレットには、各種の材料製のものがあり、例えば、卑金属製、貴金属製、革製、プラスチック製又は紡織用繊維製のものがある。これらには、明らかに装飾的な特性を有するものがあるが、この点は、それらの所属の決定には影響を与えない。この項には、また、携帯用時計のバンド及びブレスレットの部分品を含む（これらのものと認められるものに限るものとし、その材料のいかんを問わない。）。

この項には、次の物品を含まない。

(a) 他の装着具（首飾り用鎖、ペンダント用バンド、携帯用時計の鎖、指輪、ブローチ等）（それぞれ該当する項に属する。）

(b) バックル及びバックル用留金で貴金属製若しくは貴金属を張った金属製のもの（71. 15）又は卑金属製のもの（83. 08）

(c) 携帯用時計とともに提示する携帯用時計のバンド及びブレスレットで、これらの時計に取り付けてないもの（91. 01 又は 91. 02）

91. 14 その他の時計の部分品

9114. 30－文字板

9114. 40－地板及び受け

9114. 90－その他のもの

この項には、次に記載する物品を除くほか、すべての時計の部分品を含む。

(a) この類の注 1 により除外される部分品

(1) おもり、時計のガラス、携帯用時計の鎖、玉軸受及び軸受用玉（例えば、自動巻き携帯用時計のもの）

(2) 15 部の注 2 のはん用性の部分品（例えば、ねじ（受け、りゅうず、文字板、角穴車、こはぜ、受座（end-stone cap 又は index disc）、かんぬき、おしどり等用のもの）、テーパ

ーピン、時計用鎖及び文字板用の数字で、卑金属製のもの（15 部）、プラスチック製のこれらに類する物品（39 類）並びに貴金属製又は貴金属を張った金属製のもの（通常、71.15）

これらの部分品は、それぞれ該当する項に属する。ただし、時計のばね（ぜんまい、ひげぜんまい等）はこの項に属する。

（b）この類の他の項において、より特殊な限定をして記載をしている部分品（例えば、91.08 項又は 91.09 項の時計用ムーブメント（完成品に限る。）、91.10 項のムーブメントセット、未完成の時計用ムーブメントで組み立てたもの及びラフムーブメント、91.11 項又は 91.12 項のケース並びに 91.13 項の携帯用時計のバンド及びブレスレット）

上記（a）又は（b）に記載する物品を除くほか、時計用及びその他の物品（例えば、がん具、計器、測定機器及び精密機器）用のいずれの用途にも適する部分品（ぜんまい、輪列、石、指針等）は、この項に属する（この類の注 4 参照）。ただし、この項には、明らかに時計の部分品と認められない物品（例えば、タイムレジスター用の印字装置及び合計装置並びに 91.06 項又は 91.07 項の物品に使用するある種の部分品）を含まない。

この項には、時計の部分品のブランクと認められる物品を含むが、時計の部分品とはまだ認められないような金属片（例えば、地板、受け等で、削ったままのもの及び粗く形に切ったままのもので、穴あけ、くり抜き等の加工をしてないもの）を、含まない。これらは、構成する材料により該当する項に属する。

この項の時計の部分品には、磨いてないもの、磨いたもの、ニッケルめっきしたもの、ロジウムめっきしたもの、銀めっきしたもの、金めっきしたもの、ワニス塗布したもの等又は宝石を取り付けたものがある。

上記の規定に基づき、この項に属する時計の部分品には、主として次のような物品がある。

（A）ウォッチムーブメントの部分品（機構が複雑なものであるかないかを問わない。）

これには、次の物品を含む。

- （1）フレーム：地板（その他の何らかの外板を含む。）及び受け（香箱、二番車、三番車、四番車、てん輪、脱進機、小鉄車等のもの）
- （2）駆動機構：ぜんまい、香箱、香箱ふた、香箱真、角穴車、こはぜ及びこはぜばね
- （3）輪列：二番車、二番かな、三番車、三番かな、四番車及び四番かな
- （4）日の裏輪列：筒かな、日の裏かな、日の裏車及び筒車
- （5）脱進機（アンカー式、レバー式、ピンパレット式、シリンダー式、戻り止め式等）：がんぎ歯車、がんぎかな、アンクル、アンクル真、振り座、つめ石、振り石及びシリンダー
- （6）调速機：てんぷ、てん真、ひげぜんまい（平、巻上げ又はちょうちん）、音さ、ひげ持、ひげ玉、緩急針、緩急針受（index stud）、受座（end-stone cap 又は index disc）、緩急針ばね及びてんぷ下軸受一式（耐衝撃装置用の特殊な部分を含む。）
- （7）巻上げ機構及び時刻合わせ機構：りゅうず、巻真、きち車、つづみ車、小鉄車、丸穴車、角穴車、丸穴座、かんぬき、おしどり、おしどり押え及びかんぬきばね
- （8）電子式ムーブメントの部分品：携帯用時計の電子回路で、例えば、絶縁基板に配線を印刷

したもの印刷以外の方法により製造した個別の構成部品（例えば、コイル、コンデンサー、抵抗器、ダイオード及びトランジスター）を配置したもの（集積回路とともを使用する場合もある。）

- (9) 台付き脱進機構：これは、地板、受け、脱進機、てん輪、ひげぜんまい及び時計用ムーブメントの緩急針から構成したもので、輪列を有するか有しないかを問わない。これには、調整した脱進機とともに組み立てたもの及び組み立てたてでないものを含む。

組み立てた台付き脱進機には、時計用ムーブメントを使用する各種の機器（タイムレジスター、タイムスイッチ等）、小型時計又は目覚まし時計に組み込むように設計したものもある。

(B) 時計（携帯用時計を除く。）用又は目覚まし時計のムーブメントの部分品

これらのムーブメントの部分品の多くは、ウォッチムーブメントの部分品と原理的には類似しているが、より大型である。

時計用のムーブメント（ウォッチムーブメントを除く。）に特有の部分品には、おもりドラム、振子（補正振子（水銀、アンバー製の軸等）を含む。）、振りさお、軸、軸車、反動式脱進機、直進式（又は Graham 式）脱進機等及び独立した巻きかぎを含む。目覚まし時計用ムーブメントの部分品には、取り付けた巻きかぎ及び針回しつまみを含む。

(C) 打方機構の部分品

- (1) 目覚まし時計の打方機構：鳴止めあげ、アラームがんぎ、がんぎ車、指示真、アンクル、打しゅもく等
- (2) 時計の打方機構（数取り式、本打ち式等）：香箱、香箱歯車、数取り歯車、打一番車、打二番車、打三番車、打四番車、風切り、回転止め、レバー、風切りばね、反復ラック、渦形カム (snail)、しゅもく、lifting piece、軸、風切車、くしば送り、ラック、ボール、ゴング及びチャイム

(D) 石

このカテゴリーには、加工した（すなわち、整形、カット、研磨、穴あけ、くり抜き等を施した又ははめ込み（取り付け又はねじ込み）をした）石（貴石）のみを含む。加工していないもの及び粗く切断したものは除外される（71 類）。時計用の貴石は、通常、極めて小さく、その直径及び厚さがそれぞれ 2 ミリメートル及び 0.5 ミリメートルを超えることはまれである。

時計の製造に使用する主な石は、天然又は合成のルビー、サファイヤ及びガーネットで、時によりダイヤモンドも使用する。安価な時計にはガラスを使用することもあり、また、宝石の代わりに金属製のキャップを使用するものもある。

時計用の石は、それが支持する部分品の名称を冠して、例えば、二番車石、三番車石、四番車石、がんぎ車石、アンクル車石及びてん輪石のように呼ばれる。円筒型ほぞの軸受は、穴石又は穴石と丸石（受石）とから成る。円すい型の空洞を有する石から成るものもある。

脱進機を取り付けた時計は、軸受用丸石のほかに 3 個の特殊な形状の石（2 個のつめ石（アン

クルの両端に取り付ける斜めに面取りした石）及び1個の振り石（振り座用の石で、通常、断面が半円形又は三角形である。))を取り付けてある。

石のはめ込みは、手作業で行うか、はめ輪石を使用するか又は最も一般的な方法として圧入により行う。

（E）文字板

文字板は、時、分及び秒を表示する数字又は目盛りを有する。これには、平面又は曲面のものがあり、通常、銀めっき、金めっき、ペイント塗装、酸化被膜処理その他の処理をした黄銅製のもの、エナメルを塗布した銅製のもの、金製のもの及び銀製のもの又は時には紙製、ガラス製、プラスチック製若しくは陶磁製のものがある。数字その他の記号は各種の方法（転写、着色、刻印等）により作られる。文字板には、蛍光を発する数字又は記号を有するものもある。

文字板は、金属製のねじ、ピン又は outer ring によって地板（又は dial plate と呼ばれる外板）に固定される。

（G）指針

これは、時、分及び秒を指示するものである。この項には、また、クロノグラフ時計用の特殊な指針及び目覚まし時計等用の針も含む。時計用指針には、平らなもの及び曲げたものがあり、鉄鋼製、黄銅製又は銅製で、通常、研磨、酸化被膜処理、ニッケルめっき、クロムめっき、銀めっき、金めっき又はラッカー塗装をしたものがある。時には、金製又は骨製のものもある。蛍光を発する指針は、放射性元素の塩（放射性トリウム、メソトリウム等）をもととした化合物を充てんした「窓」を有している。指針には、文字板の型式に適合するようにデザインした多数の型式のものがある。

第 92 類

楽器並びにその部分品及び附属品

注

- 1 この類には、次の物品を含まない。
 - (a) 第 15 部の注 2 の卑金属製のはん用性の部分品（第 15 部参照）及びプラスチック製のこれに類する物品（第 39 類参照）
 - (b) 第 85 類又は第 90 類のマイクロホン、増幅器、拡声器、ヘッドホン、スイッチ、ストロボスコープその他この類の機器に附属して使用する機器（この類の機器に取り付けてないもの及びこの類の機器と同一のキャビネットに組み込んでないものに限る。）
 - (c) がん具（第 95.03 項参照）
 - (d) 楽器の清掃用ブラシ（第 96.03 項参照）及び一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品（第 96.20 項参照）
 - (e) 収集品及びこつとう（第 97.05 項及び第 97.06 項参照）
- 2 第 92.02 項又は第 92.06 項の楽器の演奏に使用する弓、ばちその他これらに類する物品で、当該楽器とともに提示し、かつ、これとともに使用することが明らかなものは、当該楽器に応じて通常使用する数に限り、当該楽器が属する項に属する。

楽器とともに提示する第 92.09 項のカード、ディスク及びローラーは、別個の物品として取り扱うものとし、当該楽器の部分品としては取り扱わない。

総 説

この類には、次の物品を含む。

- (A) 楽器（92.01 から 92.08 まで）
- (B) 楽器の部分品及び附属品（92.09）

一部の楽器（ピアノ、ギター等）には、電気式の音声変換装置及び増幅装置を有するものもある。この場合、その楽器が電気装置がなくともこれらに類する通常の型式の楽器と同様になお使用することができるものであれば、この類のそれぞれ該当する項に属する。ただし、電気装置については、それが楽器の不可分の一部を構成する場合及び楽器と同一のキャビネットに組み込んだる場合を除き、この項には属しない（85.18）。

電気式又は電子式の楽器（92.01 項の自動ピアノを除く。）で、電気式又は電子式の機構部がなくとも演奏することができない楽器は、92.07 項に属する（対応する解説参照）。従って、92.07 項には、例えば、静電式、電子式その他これらに類する方式のギター、オルガン、ピアノ、アコーディオン及びカリヨンを含む。

この類の楽器類には、各種の材料製のものがあり、貴金属製又は貴金属を張った金属製のものも含む。また、貴石又は半貴石（天然、合成又は再生のもの）を使用した製品もある。

この類の注 2 の規定に基づき、92.02 項の弦楽器の演奏に使用する弓及びピック並びに 92.06 項の打楽器に使用するばち（柔らかい頭部を有するばちを含む。）及び小槌は、当該楽器とともに提示し、かつ、これとともに使用することが明らかなものは、当該楽器に応じて通常使用する数

に限り、当該楽器が属する項に属し、92.09 項には属しない。ただし、楽器とともに提示する 92.09 項のカード、ディスク及びロールは、別個の物品として取り扱うものとし、当該楽器の部分品としては取り扱わない。

下記の各項の解説において特掲する除外規定に加えて、この類には、下記の物品も含まない。

- (a) 電子音楽モジュール (85.43)
- (b) 当該物品の材質、仕上げの粗雑さ、音質の欠除その他の特性から明らかにがん具と認められる楽器 (95 類)。これらのものには、例えば、ある種のハーモニカ、バイオリン、アコーディオン、トランペット、ドラム及びオルゴールがある。
- (c) 収集品 (例えば、楽器で歴史上又は民族学上の重要性を有するもの) (97.05) 又はこっとう (製作後 100 年を超えたものに限る。) (97.06)

92.01 ピアノ (自動ピアノを含む。)、ハーブシコードその他鍵 (けん) 盤のある弦楽器

9201.10—アップライトピアノ

9201.20—グランドピアノ

9201.90—その他のもの

この項には、次の物品を含む。

- (1) ピアノ (鍵 (けん) 盤とハンマーで打つ弦とを有するもので、電気式音声変換装置及び増幅装置を有するか有しないかを問わない。)

(a) アップライトピアノ：弦を垂直に張った響板を有するもので、低音弦は、その他の弦の上に斜めに交差させて張る。

(b) グランドピアノ (コンサート型又はベビーグランドのもの)：大きく広がった枠に弦を水平に張ったものである。

このグループには、自動ピアノを含む (鍵 (けん) 盤を有するか有しないかを問わない。)

例えば、紙製又は板紙製のせん孔楽譜により演奏するもので、機械式、空気式又は電気式に作動するものがある。

ただし、電子ピアノ及びピアノの演奏中に他の楽器の音響効果を出すためピアノに取り付ける電子式楽器は 92.07 項に属する (この類の総説参照)。

- (2) ハーブシコードその他鍵 (けん) 盤のある弦楽器 (例えば、スピネット及びクラビコード)

＊

＊ ＊

号の解説

9201.10 及び 9201.20

これらの号には、自動ピアノを含む。

92.02 その他の弦楽器 (例えば、ギター、バイオリン及びハーブ)

9202. 10－弓で弾くもの

9202. 90－その他のもの

この項には、次の物品を含む。

(A) 弓で弾く楽器

主なものには、バイオリン、ビオル、ビオラ（ビオラは普通のバイオリンよりやや大きい。）、チェロ、ビオラダガンバ及びコントラバスがある。

(B) その他の弦楽器

このグループには、次の物品を含む。

(1) 弦をはじいて演奏する弦楽器

指又は小型のつま（木製、アイボリー製、べっこう製、プラスチック製等）で弦をはじいてその振動によって音を出すもの。

例えば、次の物品を含む。

(a) マンドリン（ナポリタンマンドリン（背面が深く湾曲したもの）、フラットマンドリン、マンドーラ等）

(b) ギター

(c) ジャーマンリュート（マンドリンの一種）

(d) バンジョー（ドラムスキンで作った平面状の腹と円形平板の背を有する首の長い楽器）

(e) ウクレレ（棹（さお）の厚い小型のギター）

(f) チター（ほぼ台形の平らな共鳴箱と、多数の弦（通常は金属製）を有するもの）

(g) バラライカ

(h) ハープ（指で弾き鳴らす弦楽器で、三角形の枠及び音階別の長さの弦を有するもの）

(2) その他の弦楽器

例えば、次のような物品がある。

(a) エオリアンハープ（風鳴琴）

庭園等で演奏するもので、共鳴箱に多数の弦を取り付けたもの。風のあるところに置くと、自然の和音をかなでる。

(b) ツィンバロ

鋼製の弦を張った枠から成り、頭部が柔らかいハンマーで打って演奏するもので、ジプシー音楽に使用する。

ある種の楽器、特にギターは、音声が電子的に増幅されるものがあるが、この項からは除外されない。ただし、共鳴箱を有しないギターのような電子楽器は 92.07 項に属する（この類の総説参照）。

92.05 吹奏楽器（例えば、鍵盤のあるパイプオルガン、アコーディオン、クラリネット、トランペット及びバグパイプ。オーケストリオン及びバーバリアオルガンを除く。）

9205. 10－金管楽器

9205. 90－その他のもの

この項には、92.08 項（オーケストリオン、バーバリアオルガン、音響信号用笛等）において、より特殊な限定をして記載をしている楽器でない気鳴楽器を含む。これらは、ある点において気鳴楽器と考えられるが、この項には属しない。

この項には、次の物品を含む。

（A）金管楽器

「金管」という用語は、楽器の構成材料よりむしろ楽器の音質に関係するもので、これらの楽器は、オーケストラの特殊なパートで使用される。

このグループには、先太りの管の先端がベル状に開いた形状の金属（黄銅、洋白、銀等）製の楽器を含む。これらには、各種の大きさのコイル状になっているものもある。これらは中空になったマウスピースを有し、唇によって音を出し、通常、弁を作動させる。これらには、コルネット、トランペット、（シンプルトランペット、オーケストラトランペット等）らっぱ、サクソルン、バリトン及びバスビューグル、ボンバルドン（バスチューバ）、バススーザフォン、トロンボーン（弁式又はスライド式のもの）、オーケストラホルン（例えば、フレンチホルン）及びオーケストラに使用する弁式でないホルン（例えば、狩猟ホルン）を含む。

（B）その他の吹奏楽器

このグループには、次の物品を含む。

（1）鍵（けん）盤のあるパイプオルガン（教会型）

これらは、鍵（けん）の動きをパイプに電子式、電気・空気式又は機械式方法により伝達する気鳴楽器である。このオルガンは、以下の主要部分から構成される。

この項には、また、演奏台及びオルガンケース（すなわち、オルガンの中に入れる木製のもので、通常は装飾を施してある。）は、オルガンとともに提示する場合には、この項に属するが、別々に提示する場合には、この項には属しない（92.09）。

この項には、鍵（けん）盤を有しないで、自動的に又は手回しハンドルにより演奏するオーケストリオン、バーバリアオルガンその他これに類するパイプ式楽器を含まない（92.08）。電子オルガンは 92.07 項に属する。

（2）フリーメタルリード付きのハーモニウム及びこれに類する鍵（けん）盤楽器でパイプを有していないもの。

（3）アコーディオンその他これに類する楽器、コンサーティーナ、バンドネオン及び足踏み式アコーディオン

この項には、電子式アコーディオンを含まない（92.07 項の解説及びこの類の総説参照）。

（4）ハーモニカ

（5）いわゆる木管楽器：これらは、穴をあけ、通常、そこにキーとリングを取り付けた管（木製、あし製、金属製、プラスチック製、エボナイト製又はガラス製）から成っており、通常、リードで音を出す。このグループには、フルート、リコーダー、横笛、フラジョレット、オーボエ、クラリネット、コーラングレ、バスーン、サクソフォン及びサリュソフォンを含む。

このグループには、また、オカリナ（金属製又は粘土製の小型の卵形の楽器で、フルートのような音色を出す。）及びスライディングホイッスル（金属製又はエボナイト製のもの）を含む。

- (6) その他の吹奏楽器：例えば、バグパイプ、ブルトンパイプ又はミュゼットで、風箱又は袋（革製又はぼうこうから作ったもの）及び3本から5本のパイプから成っておりパイプのうち1本は指管で他のものは低音管である。

92.06 打楽器（例えば、太鼓、木琴、シングル、カスタネット及びマラカス）

打楽器は、それ自身に類する種類の物体、棒その他これに類するもの又は平手で打ち鳴らすものであり、これらの楽器は、一般に「ドラム」と総称されている。

この項の主な楽器には、次の物品がある。

(A) 皮を張った打楽器

(1) 小太鼓及びタンバリン

- (2) ドラム (shallow side drum、ベースドラム、大太鼓等)：これらは、両端に羊皮又は子牛皮を張った木製又は金属製の円筒形のもの（両面ドラム）である。これらは、1本又は2本のばち（先端に革をかぶせたものを含む。）で打って音を出す。

- (3) ティンパニー及びケトルドラム：銅製の中空の半球型に羊皮を張ったもの（大きさは各種あり、通常、地上に置いて使用する。）。一定の音程に調律し、ばちで打って音を出す。

- (4) ジングル付きタンバリン：輪胴に皮を張ったり、ジングル又は銅のタングを有し、種々の方法で振ったり、手のひらや指先等で打って音を出す。

(5) タムタム

(B) その他の打楽器

- (1) シンバル：互いに打ち合わせたり、すり合わせて音を出す円盤であり、時には、1個のシンバルを柔らかい頭部を有するばちで打って音を出すこともある。

- (2) ゴング（例えば、中国どら）：通常、皮又はフェルトを先に付けた重いばちで打って音を出す金属板である。

- (3) トライアングル：鋼製の棒を正三角形の形状に曲げたもので、別の鉄の棒でたたいて音を出す。

- (4) Jingles Johnnies（チャイニーズパピリアン又はターキッシュクレッシェント）：金属小板と小さな鈴を有し、楽器を取り付けた支柱を振って音を出す。

- (5) カスタネット：木製、骨製又はアイボリー製の凹面状又は貝殻状の楽器で、指に固定させるか又は柄を取り付けるかして互いに打ち合わせて音を出す。

- (6) 木琴：音階順に並べた一連の小さな細い木板を2個の支持台に取り付けたもので、ばちで打って演奏する。

- (7) 鉄琴：木琴に類似するもので、小さな細い木板の代わりに金属（鋼又はジュラルミン）製絃板を有している。木琴及び鉄琴の両者は、テーブルの下に金属製の共鳴用の舌又は管

を有することが多い。また、この項には、ガラス板を使用したこれに類する楽器を含む。

(8) チェレスタその他これに類する打楽器: 通常のチャイムに代わる打楽器として使用する。

外見上、ペダルとダンパーを有する小型ピアノの形状をしたもので、鍵(けん)盤により作動する機械式ハンマーで厚い鋼板を打って音を出す。

(9) ベル、組になったベル、チャイム及びチューブラーベル(フレームにつり下げた一連の管から成り、平手又はハンマーで打つ。)

(10) マラカスその他これに類する楽器(中空の鈴又は管から成り、振って音を出すもの)

(11) クラベス: 一對の硬質材木片から成るもの

(12) フレキサトン: 柄に取り付けた金属板と、板の片側に付けた2個の木製の玉とから成るもので、これを振ると玉か金属板を打ってビブラート音を出す。音調は、親指で板を曲げて調整する。

上記の楽器の中には、一人の奏者が同時に数種の楽器を演奏することができるように組み合わせられるものがある。例えば、ダンスバンドに合わせて大太鼓を鳴らすのに使用する柔らかい頭部を有するばちはペダルで作動され、ドラムには、シンバル、ゴング、ウッドブロック(ベルを取り付けるか又は木琴を構成する木製共鳴箱)等を取り付けてある。

公共の建物用のカリヨンで音楽演奏に適するものはこの項に属する。

ただし、電子式打楽器は 92.07 項に属する。

この項には、次の物品を含まない。

(a) 戸用又は卓上用のベル、ゴング、ドアチャイム等で楽器でないもの(83.06 又は 85.31)

(b) 時計用のチャイムその他の打方機構(91.14)

92.07 電氣的に音を発生し又は増幅する楽器(例えば、オルガン、ギター及びアコーディオン)

9207.10-鍵(けん)盤楽器(アコーディオンを除く。)

9207.90-その他のもの

この項には、電氣的又は電子的に音を発生し又は増幅する楽器(すなわち、たとえ取り付けがある振動装置がかすかな音を発生することができても、電氣的又は電子的な構成部分がなければ、通常聴くための演奏をすることができないもの)を含む。この点で、これらの楽器はある種の他の楽器(例えば、ピアノ、アコーディオン及びギター)と異なっている。一方、ピアノ等は電氣式の音声変換装置及び増幅装置を装備していることもあるが、当該装置がなくても類似の通常型式の楽器と同様な方法で演奏するのに適した独立した楽器である。電氣式自動ピアノは除外される(92.01)。

この項の楽器は、次の各部分が基礎となる。

(A) 電磁式音響発生機

これを使用したシステムの一例において、発生機は駆動軸(駆動軸を一定速度で駆動する同期電動機にフレキシブルな継手で連結している。)を有し、この駆動軸に沿って各種の大き

さの歯車を対に置き、各歯車がトーンホイールと呼ばれる歯車を駆動する。装置に電気を通じさせると、同期電動機は、トーンホイールの回転速度を変換する。この速度は、歯車の直径に応じて変化する。一端にコイルを巻いた永久磁石が、各トーンホイールのわきにこれと平行して置かれている。トーンホイールが回転すると、その縁に沿って一定間隔で取り付けられた歯が磁石の極の下を通過し、それによる磁場の変化によってコイルに弱い電流を誘導する。あらかじめ周波数を定めたこの弱い電流を電氣的に増幅し拡声器に送る。

この原理は、主として、オルガン型の楽器に使用される。

上記のほか、ハーモニウムタイプのもは、フリーリードが永久磁石の極を横切って動きその振動が磁石に巻いたコイルの磁場を変動させる。その誘導起電流を増幅し、拡声器に送るものである。

(B) 静電式音響発生機（各種の型式のもの）

(1) 緊張線式音響発生機

緊張線に電流を通じさせておき、ハンマーで打つと振動が起こり、線とそれに近接した金属部分（スタッド）との間の電気容量に変化が生ずる。この電気容量の変化は、正確に線の振動に比例するので増幅すると忠実に再生できる。

(2) 振動リード式音響発生機：緊張線の代わりにリードに通電するもの

(3) 可変コンデンサー式音響発生器：電動機によりコンデンサーを一定速度で回転させるものの

(C) 電子管発振式音響発生機（ガス放電管発振器を含む。）

(D) 光電式音響発生機

せん孔円盤を透過する光線が光電池に投射する型式のもので、円盤スクリーンに正確な計算に基づいて孔を開けておけばそれに対応する電流の変化を得ることができ、それを増幅して所要の音を出すことができる。

これらの楽器のあるものは電磁式、静電式、電子式、無線式又は光電式のピアノ、オルガン、アコーディオン、カリヨン等と呼ばれるが、通常その登録商標名で知られることの方が多い。この楽器は単にレジスターを変換するだけで、ほとんどの楽器の音を忠実に再生することができ、そのような楽器で連続した単音を出すものを「モノホン」、複合音を出すものを「ポリホン」（例えば、オルガン）と呼ぶこともある。

ある楽器は、単独で演奏することもあるほか、通常のピアノに合わせて演奏するものもあり、この場合は、この楽器を右手で演奏している間、ピアノ伴奏は左手で演奏する。このような楽器は、ピアノとともに提示するかしないかを問わず、この項に属する。

電気式機器又は電子式機器（特に増幅器及び拡声器）は、この項の楽器の通常の演奏に不可欠のものであるが、楽器に組み込んでないときには、この項には属しないで、それぞれ該当する項に属する（85 類）。ただし、楽器に組み込んであるもの及び楽器と同一のキャビネットに収納するものは、輸送の都合上別梱包となっている場合でも、この項の楽器とともにその所属を決定する。

この項には、1 時間ごと、30 分ごとに等自動的に鳴るある種の電子式チャイムとともに使用する通常の時計（時刻を示す文字板を有する。）を含まない（91 類）。

**92.08 オルゴール、オーケストリオン、バーバリアオルガン、機械式鳴き鳥、ミュージカルソー
その他の楽器（この類の他の項に該当するものを除く。）、おとり笛及びホイッスル、角笛
その他の音響信号用笛**

9208.10－オルゴール

9208.90－その他のもの

（A）この類の他の項に該当しない楽器

（1）オルゴール：自動的に曲目を演奏する小型の機械式ムーブメントで、箱又はその他の種々の容器の中に組み込んである。その主要部は、ピンを取り付けた（演奏する曲目の音階に合わせてある。）シリンダーで、これが回転すると、ピンがくしの歯状に配列した金属製の舌に触れて舌を振動させ曲目を演奏する。本体を板上に取り付け、キーで巻くばね駆動式機構により又はハンドルで直接シリンダーを回転させる。ある型式のものには、シリンダーを、表面に凹凸を付けた金属製円盤に置き換えたものもある。

演奏機構を有するが、機能において本質的に実用性又は装飾性を有する製品（例えば、時計、木製家具のミニチュア、造花を有するガラス製花瓶、陶磁製の彫像）は、この項のオルゴールとはみなさない。また、電子音楽モジュールを含む腕時計、カップ、グリーティングカード等の製品はこの項の物品とはみなさない。当該製品はモジュールを含まない製品と同じ項に分類する。

（2）オーケストリオンその他これに類する楽器：ある種のオーケストリオンには、2個のダミーキーボード（dummy keyboard）を有する大型のものもある。この鍵（けん）盤の一方はピアノの鍵（けん）盤の方式で金属弦を奏し、他の一つはオルガンパイプを制御する。そのほか、機械式の弓で演奏するガットの弦を有する。これらの楽器は、ドラム、シンバル、アコーディオン等を組み込んだものもあり、これによりオーケストラの効果を出す。この楽器は、主として遊園地、催物会場等で使用するもので、手動式のもの及び動力式のものがあり、せん孔ロール又はせん孔カードにより演奏される。

（3）機械式バーバリアオルガン：銅製のピンを取り付けたセットしたバレル（又はシリンダー）を含むケースから成り、ハンドルを回すとピンが木製又は金属製のパイプの弁を作動させるもの

（4）機械式鳴き鳥：通常、かごの中に入れた小型の自動機械である。かごの底部のばね作動式機構が1組のピストンを動かし、風袋により擬音を出し模型の鳥の頭及び胴体を動かすものである。

（5）ミュージカルソー：弓又は頭部にフェルトを被覆したハンマーで特殊な鋼製の刃を振動させるもの

（6）がらがら、口吹サイレンその他の楽器：カード、ディスク及びロールは、この項の楽器とともに提示するかしないかを問わず、常に 92.09 項に属する（この類の注 2 参照）。

(B) おとり笛その他の音響信号用笛

- (1) おとり笛及び擬声笛等：口で吹くか又は手で操作する小型のもので、鳥又は動物の鳴き声をまねて、鳥や動物を誘い寄せるものである。
- (2) 音響信号用笛：これには次のような物品がある。
 - (i) 角笛：角、骨、金属等で作ったもの
 - (ii) ホイッスル：信号用等で金属、木等で作ったもの

この項には、次の物品を含まない。

- (a) ドアベル、卓上ベル、自転車用ベル等 (83.06 又は 85.31)
- (b) パルプ作動式のホーン及び警報用ホーン（例えば、車両用のもの）、船舶用サイレン並びに可搬式又は手動式の屋上サイレン（構成する材料により該当する項に属するか又は 16 部若しくは 17 部）
- (c) 電気式音響信号機器 (85.12 又は 85.31)

92.09 楽器の部分品（例えば、オルゴールの機構）及び附属品（例えば、機械式演奏用のカードディスク及びロール）、メトロノーム、音さ並びに調子笛

9209.30—楽器用の弦

—その他のもの

9209.91—ピアノの部分品及び附属品

9209.92—第 92.02 項の楽器の部分品及び附属品

9209.94—第 92.07 項の楽器の部分品及び附属品

9209.99—その他のもの

この項には、次の物品を含む。

(A) メトロノーム、音さ及び調子笛

このグループには、メトロノーム、音さ及び調子笛を含む（音楽用であるか又はその他の用途用であるかを問わない。）。

メトロノームは、演奏する曲目の正確なテンポを指示するために使用する小さな器具で、一般にピラミッド型の箱に入れてありベルを有している。その主要部は下端の軸を中心に振動する拍子棒であり、拍子棒の動きは拍子棒の背部にあるスケールによって速めたり遅くしたりできる。

また、このグループには、電気接点を有する工業用のメトロノームも含む。

音さは、通常小型のU字型の金属棒で、振動すると一定の音程の音を出す。このグループには、大型のコンサートホール用音さ（共鳴箱に金属製の舌を取り付けたものから成り、ハンマーで打って音を出す。）も含む。

調子笛は、口で吹くもので、一以上のリード又はパイプから成っており、一般に数種（4 又は 6）の調子音を出せる。

このグループには、医療用の音さ（特に聴力検査に使用し、広範囲の周波数の音を出すようにあらかじめセットしてあり、数種のを1組として箱に納めてある。）及びストロボスコープ観測用音さを含む。振動持続用の電気装置を取り付けてあるものもある。

(B) オルゴールの機構（92.08 項の解説参照）

(C) 楽器用の弦

このグループには、弦楽器（ピアノ、ハープ、バイオリン、チェロ、マンドリン等）用の弦を含む。

これらは、通常、次の材料を使用する。

- (1) カットガット（一般に羊の腸で作る。）：カットガット製の弦は所要の太さに応じたストランドのものから作られ、それぞれのストランドはガットを長さ方向に切ったりボン状のガット又はガット全体から成っている。
- (2) 絹：絹の弦は、通常 140 本の絹のストランドから作られ、ガット弦の外観を有している。これは、アラビアゴムを薄く塗布してあり、ホワイトワックスで磨いてある。
- (3) 人造繊維材料（通常、ナイロン）の単繊維
- (4) 鋼（通常、ステンレス）、アルミニウム、銀、銅等の線：金属製の弦には、単線のものと、金属製のしん線を金属線で被覆したものがある。この種の弦は“metal-wound”と呼ばれる。
- (5) 金属線（アルミニウムその他の卑金属製のもの（銀めっきしてあるかないかを問わない。）、銀製のもの等）で被覆したガット、絹又はナイロン：金属線をしんの回りに巻いたもので、この種の弦は“gut wound”，“silk-wound”又は“nylon-wound”と呼ばれる。

楽器の弦は、その仕上げにより識別できる（スチール弦は磨き線で作られ、直径は厳密に検定されている。ガット弦は全く均質で直径が一定している。ある種のガット弦には、白色又は半透明のものがあり、他方、ハープ用の弦のようなものは、赤、青等に染めたものもある。）。また、弦は、包装の仕方によっても識別できる（小型の紙袋、包みその他これに類する物品で、しばしば使用方法を印刷してある。更に、ある種の弦（特に金属弦）には、当該楽器に取り付けられるように輪又は小さな金属製ボールを取り付けたものもある。

この項には、楽器の弦として認められない金属線、ガット及び合成繊維材料の単繊維（特定の長さに切ってあるかないかを問わない。）を含まない（それぞれ該当する項に属する。）。

(D) その他の部分品及び附属品

このグループには、上記（B）及び（C）に記載した以外の楽器の部分品及び附属品を含む。ただし、拡声器及び可聴周波増幅器（85.18）並びに楽器の部分品又は附属品として取り付けでない電気装置（電動機、光電池等）を含まない。

このグループには、次の物品を含む。

(1) ピアノ、オルガン、ハーモニウムその他これに類する楽器の部分品

完成した鍵（けん）盤（すなわち、一組の鍵（けん）を枠に取り付けたもの）、ピアノ機構（すなわち、消音器を含め、ハンマーと連結しているキー・アクション）、ピアノ又はハーモニウムのケース、響板、木製又は鋳鉄製のフレーム、ペダル機構、ペダル、調律用ピ

ン、ハーモニウム用の金属弁（リード）、鍵（けん）盤用の個々の鏡、ハンマー、消音器、ハンマー用の軸及びふたまた部並びにオルガン用パイプ、風箱、風袋その他のオルガン機構用部分品（ケースを含む。）

アコーディオン用の鍵（けん）、音栓、風袋及び鍵（けん）盤もこの項に属する。

ただし、この項には、アイボリー、骨又はプラスチックを単に長方形に切っただけの小さなストリップで、楽器の鍵（けん）のカバー用として使用するためには研磨、面取りその他の更なる加工を要するものを含まない。これらのストリップは、それぞれ該当する項に属する（96.01 又は 39 類）。

（2）92.02 項の弦楽器の部分品及び附属品

マンドリン、ギターその他これに類する楽器の胴、ギター又はマンドリンの機構（すなわち、棹（さお）の糸倉にある糸巻き、ウォーム及び歯車で、弦を適当な強さに張るためのもの）、バイオリン、チェロその他これに類する楽器の部分品（例えば、背面、胴、棹（さお）（仕上げをしてあるかないかを問わない。）、指板、ナット、ブリッジ、緒留（弦を留めるもの）、緒留ボタン、リブ（胴と背の間に使用する。）、糸巻き（弦の張力を変えるために巻軸に取り付けた一種のキー）、弦の調整器等及びチェロ用又はコントラバス用の台（楽器を床に安定させるもの）、弓、弓の部分品（例えば、つえ、ヒール調整ねじ等で、弓用に束ねた馬の毛を含む。）、ピック、弱音器及びあご当て

（3）92.07 項の楽器の部分品及び附属品

収納箱（電子ピアノ用、電子オルガン用又は電子カリヨン用）、ペダル機構、ペダル、鍵（けん）盤及びトーンホイール（特にオルガン用）

電子式の部分品及び附属品については、92.07 項の解説参照。

（4）92.05 項の木管楽器の部分品及び附属品

木管楽器（クラリネット、フルートその他これに類する楽器）の木管部分、金属製の胴、スライド、エクステンション、各種の歌口及びそのカバー、リード、弁、弁制御用ボタン、キー、リング、金環、開口部、弱音器並びにキーパッド（フルート用、クラリネット用等）

（5）打楽器の部分品及び附属品

ばち（柔かい頭部を有するか有しないかを問わない。）、各種の小槌、ドラムブラシ、ダンスバンド用ペダル、シンバル用ブラケット、ドラムの胴及び支柱等、木琴その他これに類する楽器に使用する細板、テーブル及び支持枠、ドラムその他これに類する楽器用の皮で円形又はほぼ円形に切り取り明らかに専用と認められるもの、ドラムのようなある種の楽器の皮を張るために使用する弦（通常、大麻製、ジュート製又はサイザル製のもの）並びにサイドドラムのさわり弦用に張るガット又は金属線の弦で明らかに専用と認められるもの

＊

＊ ＊

この項には、次の物品を含む。

- （1）楽器に取り付ける譜面台及び楽器（例えば、サイドドラム及びサクソフオン）を支える支持台（96.20 項の一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品を除く。）

- (2) 楽器演奏用の機械装置：これらは、鍵（けん）盤楽器をカード、ディスク又はロールによって機械的に演奏するための補助的装置である。これらは、ハンドル、ペダル又は送風器によって作動させる。また、機械式又は電気式のものもある。これらは、楽器（通常、ピアノ又はハーモニウム）の内部又は外部に取り付ける。
- (3) カード、ディスク及びロール：自動演奏用のもので、これらは、使用する楽器とともに提示するかしないかを問わず、この項に属する（この類の注2参照）。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 15 部の注2の卑金属製のはん用性の部分品（例えば、ちょうつがい、ハンドル及び取付具（例えば、ピアノ用のもの））（15 部）及びプラスチック製のこれに類する物品（39 類）
- (b) 調律用工具（82.05）
- (c) オルゴール用又は機械式鳴き鳥用のばね駆動式原動機で、他の部分品を取り付けてないものの（84.12）
- (d) 時計用ムーブメントで、楽器の部分品又は附属品を取り付けてないもの（91.08 から 91.10 まで）
- (e) ピアノ用スツール（94.01）、床又は地面に置くように作った楽譜台及び楽譜用机（94.03）並びにピアノ用のろうそく立て（94.05）
- (f) 弦楽器の弓用のロジン（固めたもの）（96.02）
- (g) フルート、オーボエ等に使用する掃除用ブラシ（96.03）

第 93 類

武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品

注

- 1 この類には、次の物品を含まない。
 - (a) 第 36 類の物品（例えば、火管、雷管及び信号せん光筒）
 - (b) 第 15 部の注 2 の卑金属製のはん用性の部分品（第 15 部参照）及びプラスチック製のこれに類する物品（第 39 類参照）
 - (c) 装甲車両（第 87.10 項参照）
 - (d) 武器とともに使用するのに適する望遠照準器その他の光学機器（第 90 類参照。火器に装備したもの及び装備する火器とともに提示するものを除く。）
 - (e) 弓、矢、フェンシング用剣及びがん具（第 95 類参照）
 - (f) 収集品及びこっとう（第 97.05 項及び第 97.06 項参照）
- 2 第 93.06 項の部分品には、第 85.26 項の無線機器及びレーダーを含まない。

総 説

この類には、次の物品を含む。

- (1) 地上戦用、海上戦用又は空中戦用に設計した各種の武器で軍用又は警察その他の機関（税関、国境警備隊等）で使用するもの
- (2) 個人の護身用、狩猟用又は射撃用に使用する武器（例えば、小さな射撃場用、射撃練習場用又は射撃の催物会場用）等
- (3) 装薬の発火により作動するその他の装置（例えば、索発射銃及びベリー氏式けん銃）
- (4) 銃砲弾及びミサイル（36 類の物品を除く。）

数種の例外を除くほか（93.05 項及び 93.06 項の解説参照）、この類には、武器の部分品及び附属品並びに銃砲弾の部分品を含む。

武器とともに使用するのに適する望遠照準器その他の光学機器で、火器に装備したもの及び装備する火器とともに提示するものは武器とともにその所属を決定する。他方、単独で提示すれば当該光学機器は、この類には属しない（90 類）。

車両類は、専ら軍用に設計してあっても、武器を取り付けてあるかないかを問わず、この類には、属しない。従って、この類には、例えば、装甲鉄道車両（86 類）、戦車及び装甲車両（87.10）、軍用航空機（88.01、88.02 又は 88.06）並びに軍艦（89.06）を含まない。ただし、これらの車両等に取り付ける武器（銃、機関銃等）で、単独で提示するものは、この類に属する（鉄道車両又は道路走行用車両に搭載するある種の武器に関する 93.01 項の解説参照）

この類には、また、次の物品を含まない。

- (a) 鉄かぶとその他の軍用の帽子（65 類）
- (b) 個人用防弾衣（例えば、よろい、鎖かたびら、防弾チョッキ等）（構成する材料により該当する項に属する。）
- (c) クロスボー、弓術用の弓と矢及びがん具の性格を有する武器（95 類）

(d) 収集品及びこっとう (97.05 又は 97.06)

この類の武器及びその部分品は、貴金属、貴金属を張った金属、天然又は養殖の真珠、貴石及び半貴石（天然、合成又は再生のもの）、べっこう、真珠光沢を有する貝殻、アイボリーその他これらに類する材料を使用したものであってもよい。

93.01 軍用の武器（拳銃及び第 93.07 項の武器を除く。）

9301.10－火砲（例えば、大砲、曲射砲及び迫撃砲）

9301.20－ロケット発射装置、火炎放射機、てき弾発射機、魚雷発射管その他これに類する発射装置

9301.90－その他のもの

この項には、すべての軍用武器（93.02 項のけん銃及び 93.07 項の武器を除く。）を含む。また、この項には、軍艦、装甲列車、航空機、戦車及び装甲車の武装の一部分を構成するように設計した武器及び火器で、単独で提示するものも含む。

この項には、次の物品を含む。

(1) 重砲及び歩兵砲：すなわち、各種の大砲及び火砲（固定式のもの及び車輪、無限軌道等を取り付けてあるもの）で、野砲、中口径砲、重砲、超重砲、長距離砲、対空砲、対戦車砲、曲射砲、迫撃砲等のものである。

鉄道車両に搭載した長距離砲もこの項に属する（86 類には属しない。）。移動式又は自走式の砲台は 87.10 項の戦車その他の装甲車両とは区別されるが、この項に属する。

(2) 連射及び速射をすることができる武器：1 人で操作するのに適するものもある。このグループには機関銃、軽機関銃その他の連射火器を含む。

(3) ライフル及びカービン銃等の軍用火器

(4) その他の軍用特殊発射装置（例えば、軍用ロケット発射装置（93.03 項の物品を除く。）、爆雷投下装置、魚雷発射管及び火炎放射機（敵に対して点火した液状揮発物を噴射するもの）。ただし、雑草駆除用の特殊な火炎銃を除く（84.24）。）

93.02 けん銃（第 93.03 項又は第 93.04 項のものを除く。）

この項には、けん銃（装てんした発射火薬により弾丸（信号弾を除く。）を発射することができ、携帯し、かつ、手で発砲するように設計したものに限るものとし、口径のいかんを問わない。）を含む。

弾倉回転式連発けん銃は、円筒形の回転式弾倉を内蔵する単銃身の火器である。

けん銃（弾倉回転式連発けん銃を除く。）は一以上の銃身を有している。これらは交換可能な銃身であってもよい。半自動けん銃は数発分の弾を装てんすることができる弾倉を有するが、引金は発砲のたびに操作しなければならない。

この項には、また、ミニチュアのけん銃を含む。これは他のもの（例えば、鉛筆、ポケットナイフ及びシガレットケース）の形状に作られた武器で、事実上火器に該当する場合に限り、この項に属する。

この項には、連射する武器（すなわち、けん銃弾を使用するもので一度引金を引くと、ガス圧で弾の装てん及び発射が続き、弾倉の中の弾がなくなるか又は引金を外すまで発射し続けるもの）を含まない。これらは、軽機関銃（又は全自動けん銃）として 93.01 項に属する。

これらは、片手で発射することもできるが通常は伸ばした台尻を有する。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) ボルト式無痛と殺銃、信号せん光筒発射用のベリー氏式けん銃、競技用、演劇の小道具用等の空包用けん銃（銃腔を有しないもの及び弾倉の前部をしぼっているもの）、黒色火薬の口装けん銃で弾の発射ができず、またできるように設計していないもの（93.03）
- (b) ばね式、空気式又はガス式のけん銃（93.04）

93.03 その他の火器及びこれに類する器具で発射火薬により作動するもの（例えば、スポーツ用の散弾銃及びライフル、口装の火器、ベリー氏式けん銃その他の信号せん光筒発射用に設計した器具、空包用けん銃、ボルト式無痛と殺銃並びに索発射銃）

9303.10－口装の火器

9303.20－その他のスポーツ用、狩猟用又は標的射撃用の散弾銃（散弾銃とライフルとを組み合わせたものを含む。）

9303.30－その他のスポーツ用、狩猟用又は標的射撃用のライフル

9303.90－その他のもの

この項には、93.01 項及び 93.02 項に属しないすべての火器を含む。また、武器ではないが、発射火薬により作動する器具も含む。

この項には、次の物品を含む。

- (1) スポーツ用、狩猟用又は標的射撃用の銃、ライフル及びカービン銃：各種の口径のもの及び滑腔又は旋条付きのものがある。スポーツ用又は狩猟用の銃は、しばしば一以上の銃身を有しており中には滑腔銃身と旋条銃身の両方を有しているもの及び交換式の銃身（滑腔又は旋条付き）を有するものもある。これらには、しばしば金属部分及び台尻に装飾用の彫刻を施してあるものがある。標的射撃銃は通常 1 本の銃身のみである。

これらの銃には、1 回の引金操作で 1 射撃のみのもの及び 1 回の射撃ごとに手で装てんするもの、弾倉を取り付けてあって繰り返し射撃することができるもの並びに半自動速射機構を有するものもある。

スポーツ用の銃で歩行用ステッキに類似して作ったものもこのグループに属する。

- (2) かも猟用の銃（パント銃）：水鳥の狩猟用に特に設計したもので、通常、ボートに取り付けるように設計した台又は支持具に装着するようになっている。
- (3) 口装（黒色火薬）の火器：弾薬筒の発射ができず、また、発射するように設計していない。

- (4) ベリー氏式けん銃その他の信号せん光筒発射用に設計した器具
- (5) 模造けん銃、模擬けん銃及び安全けん銃：空包のみ発射することができるもので、ガスの逃げる出口を有し、銃腔がないものである。ある種の弾倉回転式のけん銃は、弾倉の先端がしぼられている。ある種の競技用スターターピストル及び演劇の小道具用のけん銃には銃身を有しないものがある。また競技用に使用する場合は、これらのけん銃は、クロノメーターを作動させる電気装置を装備していることもある。
- (6) ボルト式無痛と殺銃：空包用けん銃に類似していて発射圧力で銃身内をスライドするボルトを銃口から打ち出して動物をと殺又は失神させるものである。このボルトは、けん銃から発射されたままの状態ではなく再使用のため引き戻される。

動物と殺用に使用することもある銃弾発射用のけん銃（通常は口径の大きなものである。）は、この項には属しない（93.02）。
- (7) 索発射銃：主として救難用又は通信の受渡し用に船舶又は救命ボート上で使用する。
- (8) 捕鯨砲：魚、海棲（せい）哺乳（ほ）動物、うみがめ等の捕獲のため発射用もりに索をつけて使用するものである。
- (9) 警報用の銃、迫撃砲その他これに類する火器：空包発射用のもので、警報用（例えば、救命ボート）、儀式用又は進入者への警告用等に使用する。
- (10) 促雨砲：先端を切った円すい状の鉄板でできた一種の砲で、雨を降らすため雨雲に向かって発射するものである。

この項には、びょう打ち、壁孔の充てん等を使用する工具で、装てん火薬により作動するものを含まない（82.05）。

93.04 その他の武器（例えば、スプリング銃、空気銃、ガス銃及びこん棒。第 93.07 項の物品を除く。）

この項には、93.01 項から 93.03 項までの火器及び 93.07 項の武器以外の武器を含む。

この項には、次の物品を含む。

- (1) 警官用のこん棒、護身棒、おもりを詰めた棒その他これに類するもの及び鉛を詰めた歩行つえ
- (2) ナックルダスター：握りこぶしに適合するように形作った金属製のもので、これにより打撲を与えるもの
- (3) 投石機：鳥又は害虫類を撃つために作ったもので、歩行つえの形状のものもある。がん具の投石機は、属しない（95.03）。
- (4) 空気銃、空気ライフル銃及び空気けん銃：通常、ライフル銃、けん銃等に似ているが、圧縮空気室を備えていて引金を引くと武器の銃身内に圧縮空気が放出されて弾を発射する。

同じ原理に基づいて作動する銃、ライフル銃及びけん銃で、空気以外のガスを使用するものも含む。
- (5) 強力なばねの反発力により作動する類似の武器

- (6) 圧縮した炭酸ガスにより作動する銃及びけん銃で、野性動物に麻酔剤又は薬（免疫血清、ワクチン等）が入っている自動注射器を遠くから発射するもの
- (7) 催涙ガスを詰めたエアゾールスプレー缶

93.05 第 93.01 項から第 93.04 項までの物品の部分品及び附属品

9305.10－けん銃のもの

9305.20－第 93.03 項の散弾銃又はライフルのもの

－その他のもの

9305.91－第 93.01 項の軍用の武器のもの

9305.99－その他のもの

この項に属する部分品及び附属品には、次の物品がある。

- (1) 軍用武器の部分品（例えば、肉筒（銃身用の管）、各種の銃用反動機構、銃尾、大砲、機関銃又は軽機関銃等の砲塔、砲架、三脚その他の特殊な支持具（照準機構及び装てん機構を有するか有しないかを問わない。））
- (2) 軍用の小型武器用、スポーツ用若しくは標的射撃用の銃用又はけん銃用の金属製の鋳物製品、型打ち製品及び鍛造製品（例えば、銃身、銃尾、発射機構、用心金、はじき金、切換レバー、撃鉄、撃発子、引金、逆鉤、抽筒子、蹴子、銃床（けん銃用のもの）、板、床尾板、安全装置付きキャッチ、弾倉（弾倉回転式けん銃用）、照星、照門部及び弾倉）
- (3) 銃床、照準器、銃身又は銃尾の保護用のカバー及びケース
- (4) モリス式銃身等（大口徑銃身に挿入する小径の銃身で狭い範囲での練習用のもの）
- (5) 銃用、ライフル銃用又はカービン銃用の銃床その他の木製部分並びにけん銃用の銃床及び銃握の板（木製、金属製、エボナイト製等）
- (6) 銃用、ライフル銃用又はカービン銃用のつり帯、バンド、銃身及び銃床の環及びそのバンド
- (7) 消音器
- (8) スポーツ用又は標的射撃用の銃の反動吸収器で、取外しのできるもの

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 15 部の注 2 の卑金属製のはん用性の部分品（例えば、ねじ、リベット及びばね）（15 部参照）及びプラスチック製のこれに類する物品（39 類）
- (b) 銃用のケース（42.02）
- (c) 航空機用の銃用写真機（90.07）
- (d) 武器用の望遠照準器その他これに類する照準器（90.13）
- (e) この表の他の項において、より特殊な限定をして記載をしている附属品（例えば、銃身手入れ綱及び掃除用棒その他の武器の掃除用の道具）（82.05、96.03 等）

93.06 爆弾、手りゅう弾、魚雷、機雷、ミサイルその他これらに類する物品及びこれらの部分品並びに弾薬筒その他の銃砲弾及び発射体並びにこれらの部分品(散弾及びカートリッジワッドを含む。)

－散弾銃用弾薬筒及びその部分品並びに空気銃用小弾丸

9306.21－弾薬筒

9306.29－その他のもの

9306.30－その他の弾薬筒及びその部分品

9306.90－その他のもの

この項には、次の物品を含む。

(A) 銃砲弾

(1) 大砲用又は迫撃砲用の各種の銃砲弾(例えば、爆薬、榴(りゅう)さん弾、せん孔弾、照明弾、信号せん光筒、照明弾、曳(えい)光弾、焼夷弾、発煙弾等)

(2) 各種の弾薬筒：空包(びょう打ち工具用又はピストン式圧縮点火内燃機関の始動用の薬きょうを含む。)、実包、曳(えい)光弾、焼夷弾、せん光弾並びにスポーツ用銃等の散弾及び薬きょう

(3) ばら弾、散弾(中空のもの、球形のもの等)及び空気銃用、ガス銃用、スプリング銃用、カービン銃用又はけん銃用の尖(せん)頭弾(95.03項のがん具用のものを除く。)

(B) 弾道ミサイルで弾道が遠地点に達したあと地表に戻るもので、当該弾頭に与えられる終端速度が毎秒7,000メートル以下のもの

(C) 発射後爆弾自身が有する推進手段により推進する種類の爆弾(例えば、魚雷、飛行弾(航空機に類似したミサイル)、誘導弾及びロケット型爆弾)

(D) その他の軍用の爆弾(例えば、地雷、機雷、爆雷、手りゅう弾、小銃てき弾及び航空機搭載用の爆弾)

(E) 捕鯨砲等用のもり(頭部に火薬が付いているかいないかを問わない。)

(F) 爆弾及び軍用弾の部分品

(1) 手りゅう弾、機雷、爆弾、砲弾及び魚雷の胴体

(2) 空薬きょう及び薬きょうのその他の部分品(例えば、黄銅製のベース、金属製又は板紙製の内部のふた、内部ベース及びライニング並びにフェルト製、紙製又はコルク製等の詰物)

(3) 弾丸及び鉛弾(銃砲弾用に調製したもの)

(4) 砲弾、魚雷等用の信管(尖(せん)端及び底部の起爆用のもの)、時限信管、触発信管、近接信管(電子的作用によるもの)並びに部分品及び保護用キャップ

(5) ある種の爆弾の機械的な部分品(例えば、魚雷用の特殊推進器及びジャイロスコープ)

(6) 魚雷用の弾頭及び浮力室

(7) 手りゅう弾の撃針、安全ピン、レバーその他の部分品

(8) 爆弾用のフィン

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 火薬及び爆薬（鉄砲弾にそのまま使用することができるような形状にしたものを含む。）
（36.01 及び 36.02）並びに導火線、導爆線、火管、イグナイター及び雷管（破裂弾用の雷管を含む。）（36.03）
- (b) 信号せん光筒及びレインロケット（36.04）
- (c) 消火器用の装てん物及び装てんした消化弾（38.13）
- (d) ロケット用、魚雷用その他これに類するミサイル用の 84.11 項又は 84.12 項の原動機
- (e) 85.26 項の無線機器及びレーダー（この類の注 2 参照）
- (f) 爆弾用又はその部分品用（例えば、信管用）として使用する時計用ムーブメント及びその部分品（91.08 から 91.10 まで及び 91.14）

93.07 刀、剣、やりその他これらに類する武器並びにこれらの部分品及びさや

この項には、刀（仕込みづえを含む。）、短刀、銃剣、やり、ほこ、ほこやり、そり身の短刀、短剣、小剣等の武器を含む。これらの刃は、通常高品質の鋼から成り多少は精巧な楯又はつばが付いている場合がある。

この項には、儀式用、装飾用又は演劇の小道具用にのみ使用する武器も含む。

多くの武器は、刃を固定してあるが、ある種の短剣及び短刀には、通常、刃が移動してつかの中に納まるものもある。その刃は、手又はばね機構で出し入れして固定される。

また、この項には、部分品（例えば、剣の刃（刃のブランク（鍛造のみをしたものを含む。）を含む。）並びに刀、剣、銃剣、短剣等のつか、つば及びさや）も含む。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 剣、銃剣等を下げるベルトその他軍装用のこれに類似するもの（革製のもの（42.03）、紡織用繊維材料製のもの（62.17）、剣の房（通常、42.05 又は 63.07））
- (b) 狩猟用、キャンプ用その他の用途のナイフ及び刃物類（82.11）又はそれらのナイフ用のさや（通常 42.02）
- (c) 貴金属製又は貴金属を張った金属製のさや（71.15）
- (d) フェンシング用のフルーレ（剣）（95.06）

第 94 類**家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッション****その他これらに類する詰物をした物品並びに照明器具****(他の類に該当するものを除く。) 及びイルミネーションサイン、****発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物**

注

1 この類には、次の物品を含まない。

- (a) 第 39 類、第 40 類又は第 63 類のマットレス、まくら及びクッションで、空気又は水を入れて使用するもの
- (b) 第 70.09 項の鏡で床又は地面に置いて使用するよう設計したもの（例えば、姿見）
- (c) 第 71 類の物品
- (d) 第 15 部の注 2 の卑金属製のはん用性の部分品（第 15 部参照）、プラスチック製のこれに類する物品（第 39 類参照）及び第 83.03 項の金庫
- (e) 第 84.18 項の冷蔵用又は冷凍用の機器の部分品として特に設計した容器及びミシン用に特に設計した家具（第 84.52 項参照）
- (f) 第 85 類のランプ又は光源及びこれらの部分品
- (g) 第 85.18 項の機器の部分品（第 85.18 項参照）、第 85.19 項若しくは第 85.21 項の機器の部分品（第 85.22 項参照）又は第 85.25 項から第 85.28 項までの機器の部分品（第 85.29 項参照）として、特に設計した家具
- (h) 第 87.14 項の物品
- (ij) 歯科用たんつぼ（第 90.18 項参照）及び第 90.18 項の歯科用機器を取り付けた歯科用いす
- (k) 第 91 類の物品（例えば、時計及びそのケース）
- (l) 家具及び照明器具（玩具であるものに限る。第 95.03 項参照）、ビリヤード台その他ゲーム用に特に製造した家具（第 95.04 項参照）、装飾品（例えば、ちょうちん、ストリングライトを除く。第 95.05 項参照）並びに奇術用家具（第 95.05 項参照）
- (m) 一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品（第 96.20 項参照）

2 第 94.01 項から第 94.03 項までの物品（部分品を除く。）は、床又は地面に置いて使用するよう設計したものである場合にのみ、当該各項に属する。

ただし、次の物品は、掛け若しくは壁に取り付けて又は一方の上に他方を載せて使用するよう設計したものである場合においても当該各項に属する。

- (a) 食器棚、本箱その他の棚付き家具（単一の段の棚で、壁に取り付けるための支持物とともに提示するものを含む。）及びユニット式家具
- (b) 腰掛け及び寝台

3 (A) 第 94.01 項から第 94.03 項までの部分品には、ガラス（鏡を含む。）、大理石その他の石又は第 68 類若しくは第 69 類のその他の材料のシート及び板（他の部分品と結合してないものに限るものとし、特定の形状に切ってあるかないかを問わない。）を含まない。

(B) 第 94.04 項の物品は、第 94.01 項から第 94.03 項までの物品の部分品であっても、単独

で提示する場合は、第 94.04 項に属する。

- 4 第 94.06 項において「プレハブ建築物」とは、工場で完成した建築物及び現場で組み立てて完成することが可能な要素としてまとめて提示する建築物（例えば、家屋、作業現場の宿泊設備、事務所、学校、店舗、物置、ガレージその他これらに類する建築物）をいう。

プレハブ建築物には、鋼製の「モジュール式の建築ユニット」で、通常、標準的な輸送用コンテナの寸法及び形状で提示されるものを含む（あらかじめ内部を実質的又は完全に作り付けたものに限る。）。通常、このモジュール式の建築ユニットは、組み合わせて恒久的な建築物を構成するように設計されている。

総 説

この類には、この類の各項に記載した除外物品を除くほか、次の物品を含む。

- (1) 各種の家具及びその部分品 (94.01 から 94.03 まで)
- (2) マットレスサポート並びにマットレスその他の寝具及びこれに類する物品（スプリング付きのもの、何らかの材料を詰物とし又は内部に入れたもの及びセルラーラバー製又は多泡性プラスチック製のものに限るものとし、被覆してあるかないかを問わない。）(94.04)
- (3) 各種材料製の照明器具及びその部分品（ただし、71 類の注 1 の材料製のもの及び他の項に該当するものを除く。）並びに光源を据え付けたイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品及びこれらの部分品（他の類に該当するものを除く。）(94.05)
- (4) プレハブ建築物 (94.06)

この類において、「家具」とは次の物品をいう。

- (A) 可動性を有する物品（この表の他の項において、より特殊な限定をして記載をしているものを除く。）で、床又は地面に置いて使用するようには製作してあるという重要な特性を有し、主として実用性がある個人住宅、ホテル、劇場、映画館、事務所、教会、学校、カフェ、レストラン、実験室、病院、歯科医院等又は船舶、航空機、鉄道客車、自動車、キャラバン型トレーラーその他これらに類する輸送機関に取り付けて使用するもの（この類においては、たとえば床にボルト等により固定するように設計してあっても（例えば、船上で使用するいす）可動性の家具とみなすことに注意しなければならない。）。庭園、広場、遊歩場等において使用する同種の製品（腰掛け、いす等）もこの範疇に属する。

(B) 次に掲げる物品

- (i) 食器棚、本箱その他の棚付き家具（単一の段の棚で、壁に取り付けるための支持物とともに提示するものを含む。）及びユニット式家具で、各種の物品（本、陶磁器、台所用品、ガラス製品、リネン製品、医薬品、化粧品用品、ラジオ受信機、テレビジョン受像機、装飾品等）を保管するために、掛け若しくは壁に取り付けて又は一方の上に他方を載せて使用するようには設計したもの及び単独で提示するユニット式家具の要素

- (ii) 掛け若しくは壁に取り付けるようには設計した腰掛け及び寝台

家具には上記 (B) に掲げる物品を除き、他の家具若しくは棚の上に置いて又は壁に掛け若しくは天井からつり下げて家具として使用するようには設計した物品を含まない。

従って、この類にはコート掛け、帽子掛け、その他これらに類する物掛け、鍵（かぎ）掛け、

衣類用ブラシハンガー及び新聞掛けのような壁取付具並びにラジエータースクリーンのような備付品を含まない。同様にこの類には、床に置いて使用するように設計してない次の種類の物品を含まない。指物細工の小さな製品及び木製の小さな備付品（44. 20）並びにプラスチック製又は卑金属製の事務用品（例えば、分類箱及び書類箱）（39. 26 又は 83. 04）

ただし、組み込んだ又は組み込むように設計した物品（食器棚、ラジエータースクリーン等）で、94. 06 項のプレハブ建築物と同時に提示するもの及びそれらの不可分の一部を構成する物品は、当該項に属する。

94. 01 項から 94. 03 項までの各項には、各種の材料（木、オーガ、竹、とう、プラスチック、卑金属、ガラス、革、石、陶磁器等）から成る家具を含む。このような家具は、詰物をしてあるかないか、被覆してあるかないか、表面を加工してあるかないか、彫刻してあるかないか、象眼してあるかないか、装飾的な塗装をしてあるかないか、鏡その他のガラス製の備品を取り付けてあるかないか又は脚等を取り付けてあるかないか等を問わず、これらの各項に属する。

ただし、家具は、貴金属又は貴金属を張った金属をさ細な部分（例えば、モノグラム、はめ輪、縁金等）を超える程度まで使用した場合、この類には属しないことに注意しなければならない（71 類）。

分解して又は未組立の状態提示した家具は、その部分品をともに提示する場合に限り、組み立てたものとして取り扱うものとする。この適用に当たっては、家具がガラス、大理石その他の材料製の板、取付具その他の部分品（例えば、ガラス天板を有する木製のテーブル、鏡付きの木製の洋服だんす、大理石の天板を有するサイドボード）を使用してあるかないかを問わない。

部 分 品

この類には、94. 01 項から 94. 03 項まで及び 94. 05 項の物品の部分品を含む（未仕上げであるかないかを問わない。）。ただし、その形状その他の特徴によって当該項の物品用に専ら又は主として設計した部分品として認められる場合に限る。これらのものは、他の類に属しない場合限りこの類に属する。

94. 06 項のプレハブ建築物の部分品は、単独で提示する場合には、すべてそれぞれが該当する項に属する。

各項の解説に記載してある除外例のほか、この類には、次の物品を含まない。

（a）44. 09 項の玉縁及び繰形

（b）プラスチックその他の材料によって被覆された溝付きのパーティクルボードで、切断後、U字型に組み立てられ、引出しの側面板及び后面板等の家具の部分品を構成するもの（44. 10）

（c）ガラスの板（鏡を含む。）、大理石その他の石又は 68 類若しくは 69 類のその他の材料の板（特定の形状に切ってあるかないかを問わない。）で、明らかに家具の部分品と認められるように他の部分品と結合したもの（例えば、洋服ダンス用の鏡付きの戸）でないもの

（d）ばね、錠その他の 15 部の注 2 の卑金属製のはん用性の部分品（15 部）及びプラスチック製のこれに類する物品（39 類）

（e）がん具の家具及びがん具のランプその他の照明器具（95. 03）

（f）収集品及びこっとう（97 類）

94.01 腰掛け（寝台として兼用することができるものであるかないかを問わないものとし、第94.02項のものを除く。）及びその部分品

9401.10－航空機に使用する種類の腰掛け

9401.20－自動車に使用する種類の腰掛け

－回転腰掛け（高さを調節することができるものに限る。）

9401.31－木製のもの

9401.39－その他のもの

－腰掛け（寝台として兼用することができるものに限るものとし、庭園用又はキャンプ装具用のものを除く。）

9401.41－木製のもの

9401.49－その他のもの

－とう、オーギア、竹その他これらに類する材料製の腰掛け

9401.52－竹製のもの

9401.53－とう製のもの

9401.59－その他のもの

－その他の腰掛け（木製フレームのものに限る。）

9401.61－アップホルスターのもの

9401.69－その他のもの

－その他の腰掛け（金属製フレームのものに限る。）

9401.71－アップホルスターのもの

9401.79－その他のもの

9401.80－その他の腰掛け

－部分品

9401.91－木製のもの

9401.99－その他のもの

下記の除外例を除くほか、この項には、すべての腰掛け（この類の注2に規定した条件に従う場合に限り、車両用のものを含む。）を含む。例えば、次の物品を含む。安楽いす、ひじ掛けいす、折畳みいす、デッキチェア、幼児用高いいす、他の腰掛けの背部に掛けるように設計した子供用の腰掛け（車両用のものを含む。）、グランドファーザーチェア、ベンチ、寝いす（電熱装置を有するものを含む。）、背付き長いす、ソファー、厚く詰物をした長いすその他これに類するもの及びスツール（ピアノ用スツール、製図用スツール、タイピスト用スツール及び二つの機能を有するスツールステップ）、音声システムを自蔵し、かつ、DVD、音楽CD、MP3又はビデオカセットのプレーヤー、ビデオゲーム用のコンソール又は機器及びテレビジョン又は衛星の受信機とともに使用するのに適する腰掛け

ひじ掛けいす、寝いす、背付き長いす等は、寝台に兼用することができるものであってもこの

項に属する。

この項の腰掛けには、例えば、玩具要素、振動機能、音楽若しくは音声のプレーヤー又は照明機能のような、腰掛け以外の補助的な構成要素が付いていてもよい。

ただし、この項には、次の物品を含まない。

(a) 脚立（一般に、44.21 又は 73.26）

(b) シートステッキ（66.02）

(c) 87.14 項の物品（例えば、サドル）

(d) 反射試験用の速度調節式回転いす（90.19）

(e) 94.02 項のいす及び腰掛け

(f) 足を載せるように設計したスツール及び足載せ台（揺りいす式のものであるかないかを問わない。）、幼児用歩行器並びにいすとして副次的に使用するリネンチェストその他これに類するチェスト（94.03）

部 分 品

この項には、背もたれ、座部、ひじ掛け（わら又はとうによりアップホルスターにしたもの、詰物をしたもの又はスプリング付きのものであるかないかを問わない。）、腰掛けに恒久的に取り付けられる座面又は背もたれのカバー及び腰掛けのアップホルスター用に組み立てたらせん状のばねのように、いすその他の腰掛けの部分品として認められる物品を含む。

単独で提示するクッション及びマットレス（スプリング付きのもの、何らかの材料を詰物とし又は内部に入れたもの及びセルラーラバー製又は多泡性プラスチック製のものに限るものとし、被覆してあるかないかを問わない。）は、たとえアップホルスターの腰掛け（例えば、背付き長いす、寝いす及びソファ）の部分品として明らかに特定化したものであっても、この項には属しない（94.04）。ただし、これらの物品が腰掛けの他の部分品と結合している場合には、この項に属する。また、これらの物品は、それが部分を構成する腰掛けとともに提示する場合には、この項に属する。

＊

＊ ＊

号の解説

9401.31

木製の回転腰掛け（高さを調節可能なものに限る）は、回転する座面（ある場合には傾けることができる）を有する椅子である。背もたれを有する回転腰掛けには、座面とは無関係に背もたれを傾けることができるものもある。座面及び背もたれの大部分は木製でなければならない。座面は油圧式又はガス式のシリンダーまたはスクリュウにより上げ下げされる。これらに車輪の有無は問わない。

9401.61 及び 9401.71

「アップホルスターの腰掛け」とは、例えば、ウォッディング、トゥ、獣毛、多泡性のプラスチック又はセルラーラバーの柔らかい層を有するもので、シートに合わせて形作られ（固定してあるかないかを問わない。）、織物、革又はプラスチックシート等の材料により被覆されたもので

ある。アップホルスターの腰掛けに属するものには、アップホルスター材料を被覆していないもの又は白い織物カバーのみを有し、それ自体も被覆されるように作ってある腰掛け（綿モスリンのアップホルスターの腰掛けシートとして知られている。）、取外し可能な腰掛け用又は背もたれ用のクッションとともに提示され、それらのクッションがないと使用できない腰掛け及びらせん状のばね（アップホルスター用のもの）を有する腰掛けがある。

一方、鋼線の格子、ぴんと張った織物等を枠に取り付けるように設計した水平方向に作用する引つ張りばねを有していても、その腰掛けがアップホルスターの腰掛けに属することにはならない。同様に、織物、革、プラスチックシート等の材料を直接被覆した腰掛けで、アップホルスター材料又はばねの挿入物を有しないもの及び多泡性プラスチックの薄い層で裏打ちした一重の織物を使用した腰掛けはアップホルスターの腰掛けとはみなさない。

9401. 80

この号はまた、自動車又は他の輸送手段において、乳幼児が乗車する際の使用に適する安全シートも含む。これらは、脱着が可能で、シートベルト及びつなぎひもを用いて自動車のシートに取り付けられる。

94. 02 医療用又は獣医用の備付品（例えば、手術台、検査台、病院用機構付きベッド及び歯科用いす）及び理髪用いすその他これに類するいすで回転し、傾斜し、かつ、上下するための機構を有するもの並びにこれらの部分品

9402. 10－歯科用又は理髪用のいすその他これに類するいす及びこれらの部分品

9402. 90－その他のもの

（A）医療用又は獣医用の備付品

このグループには、次の物品を含む。

- （1）一般的又は特定の外科用の手術台で、手術台を調節し、傾斜し、回転し又は昇降することによって各種の手術の際に患者を所要の位置に移動させることができるように設計したもの
- （2）特殊な整形外科用手術台で複雑な手術用のもの（例えば、腰、肩又は脊（せき）柱）
- （3）動物用の生体解剖台その他これに類する台（係留装置を有する場合が多い。）
- （4）臨床実験、医療、マッサージ等に使用するテーブル、テーブルベッドその他これらに類するもの並びに寝台及び腰掛け（例えば、産婦人科、泌尿器科等の試験用又は手術用のもの及び眼科又は耳鼻咽喉科の処置用のもの）
ただし、この項には、X線作業用等の特殊テーブル及び腰掛けを含まないことに注意しなければならない（90. 22）。
- （5）医者用の特殊な腰掛け
- （6）分べん台（時には出産台とも呼ばれる。）：通常高い部分とその下を滑り動く槽付きの移動可能な低い部分とから成る。
- （7）負傷者又は病人を動かすことなしに起こすことができ又は動かすことなしに衛生上の手当てをすることができるメカニカルベッド

- (8) マットレスサポートをちょうつがいに取り付けた寝台で、肺結核その他の病気の治療用に特に設計したもの
- (9) 副木その他の脱臼（きゅう）又は骨折の治療具その他これらに類する装置を結合した寝台
ただし、そのような装置が単に取り付けるように設計はしてあるが寝台に固定してない場合には、当該装置は 90.21 項に属する。機械装置を有しない寝台は、94.03 項に属する。
- (10) 病院、診療所等の内部において患者を移動させるための担架及び脚車付き担架（道路で身体障害者を輸送するための輸送車を除く（87 類）。）
- (11) 小テーブル、table-cupboard その他これらに類するもの（脚車付き（運搬車）であるかないかを問わない。）で、器具、包帯、医療用の必需品及び麻酔装置の装備用に特に設計した種類のもの、器具殺菌用の運搬車、特別に消毒した洗面器、自動開閉式の殺菌包帯箱（通常、脚車付き）及び汚れた包帯を入れるためのふた付きの汚物箱（脚車が付いているかいないかを問わない。）、瓶支持具、洗浄器又は灌（かん）注器の運搬具その他これらに類するもの（巡回脚車付きであるかないかを問わない。）並びに特殊器具用又は包帯用のキャビネット又はケース
- (12) 90.18 項の歯科用機器を取り付けてない歯科用のいす（麻酔用の長いすベッドを含む。）で、傾斜するだけでなく、昇降もし、時には中心軸の回りを回転するための機構（通常、伸縮自在式）を有するもの（照明器具のような装置を取り付けてあるかないかを問わない。）
歯科用のたんづぼ式口すすぎ器（台又はスタンドの上に載せてあるかないかを問わない。）及び 90.18 項の歯科用機器を取り付けた歯科用のいすは除外される（90.18）。

このグループは、医療用又は獣医用に特に設計した種類の家具に限定されることに注意しなければならない。従って、そのような特性を有しないはん用性の家具は属しない。

(B) 理髪用いすその他これに類するいすで回転し、傾斜し、
かつ、上下するための機構を有するもの

このグループには、理髪用いすその他これに類するいすで回転し、傾斜し、かつ、上下するための機構を有するものを含む。

ただし、この項には、ピアノ用スツール、機械式の揺りいす、回転いす等を含まないことに注意しなければならない（94.01）。

(C) 部分品

上記の物品の部分品は、当該部分品として認められる場合に限り、この項に属する。

これらの部分品には、次の物品を含む。

- (1) 手術台に患者を動けないように固定するために特に設計した種類の製品（例えば、肩、足、腿の固定具、脚部支持具、動かないようにするための頭架、腕又は胸部の支持具その他これらに類する物品）
- (2) 歯科用いすの部分品として明らかに認められるもの（例えば、頭架、背もたれ、足掛け、腕掛け、ひじ掛け等）

94.03 その他の家具及びその部分品

9403.10－事務所において使用する種類の金属製家具

9403.20－その他の金属製家具

9403.30－事務所において使用する種類の木製家具

9403.40－台所において使用する種類の木製家具

9403.50－寝室において使用する種類の木製家具

9403.60－その他の木製家具

9403.70－プラスチック製家具

－その他の材料（とう、オーギア、竹その他これらに類する材料を含む。）製の家具

9403.82－竹製のもの

9403.83－とう製のもの

9403.89－その他のもの

－部分品

9403.91－木製のもの

9403.99－その他のもの

この項には、前記の各項に属しない家具及びその部分品を含む。はん用性の家具（例えば、食器棚、陳列棚、机、電話台、筆記用机、折込みふた式の机、本箱及びその他の棚付き家具（単一の段の棚で、壁に取り付けるための支持物とともに提示するものを含む。）等）及び特殊な用途の家具も含む。

この項には、次の家具を含む。

（１）個人住宅、ホテル等において使用する家具

キャビネット、リネンチェスト、ブレッドチェスト、ログチェスト、重ねだんす類、台座、植物置き台、鏡台、一脚テーブル、洋服だんす、リネン戸棚、ホールスタンド、傘立て、サイドボード、食器戸棚、食物貯蔵庫、そで机、寝台類（ワードローブベッド、キャンプベッド、折畳み式寝台及び小児用寝台を含む。）、裁縫台、足を載せるように設計したスツール及び足載せ台（揺りいす式のものであるかないかを問わない。）、火よけのつい立て、通風スクリーン、脚付き灰皿、楽譜用キャビネット、楽譜台、楽譜用机、格子で囲った赤ん坊の遊び場及び配膳車（加熱板を取り付けてあるかないかを問わない。）

（２）事務所において使用する家具

衣類用ロッカー、ファイリングキャビネット、書類整理用運搬車、カードインデックスファイル等

（３）学校において使用する家具

生徒用机、講義机、架台（黒板用等）等

（４）教会において使用する家具

祭だん、ざんげ聴聞台、説教壇、聖体拝領用の長腰掛け、聖書朗読用台等

（５）商店、作業場等において使用する家具

カウンター、洋服架、ユニット棚、仕切り又は引出し付きの戸棚、工具戸棚等及び印刷工場のケース又は引出し付き特殊家具

(6) 実験室、研究室等において使用する家具

顕微鏡台、実験台（ガラスケース、ガス用ノズル、蛇（じゃ）口取付具等を有するか有しないかを問わない。）、有害ガス換気戸棚、装置を取り付けてない製図台等

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 家具としての性格を有しない旅行用のチェスト、トランクその他これらに類するもの (42. 02)
- (b) 家具としての性格を有しないはしご、脚立、うま、大工の仕事台その他これらに類するもの（構成する材料により該当する項 (44. 21、73. 26 等) に属する。）
- (c) 壁に組み込むように作ってある食器棚等用の建築用の取付具（例えば、フレーム、戸及び棚板）（木製のものは 44. 18）
- (d) 紙くずかご（プラスチック製のものは 39. 26、かご細工物又は枝条細工物のものは 46. 02 及び卑金属製のものは 73. 26、74. 19 等）
- (e) ハンモック（通常、56. 08 又は 63. 06）
- (f) 地面に置くように設計した鏡（例えば、靴屋又は洋服屋等の姿見及び回転鏡等）(70. 09)
- (g) 鎧装し又は補強した金庫 (83. 03)。ただし、火災、衝撃及び破砕に耐えるように特に設計した容器で、その壁が特に穴あけ又は切断による開口破壊に対して大きい抵抗性を示さないものは、この項に属する。
- (h) 冷蔵庫、アイスクリーム製造機等（すなわち、家具としての性格を有するキャビネット等で、冷凍機構若しくは冷凍機構の蒸発器を取り付けたもの又は当該装置を収納するように作ったもの）(84. 18)（この類の注 1（e）参照）。ただし、アイスボックス、アイスチェストその他これらに類するもの及び断熱キャビネットで、積極的な冷凍機構もなく、また、これらを取り付けるように設計してなく、ガラス繊維、コルク、羊毛等により単に断熱したものは、この項に属する。
- (ij) ミシンの収納用又は台用に特に設計した家具（ミシンを使用しないときに家具として副次的に使用するものであるかないかを問わない。）、保護カバー、引出し、継足し及びこれらの家具のその他の構成部分品 (84. 52)
- (k) 85. 18 項の機器の部分品 (85. 18)、85. 19 項若しくは 85. 21 項の機器の部分品 (85. 22) 又は 85. 25 項から 85. 28 項までの機器の部分品 (85. 29) として特に設計した家具
- (l) パントグラフのような装置付きの製図机 (90. 17)
- (m) 歯科用のたんつぼ (90. 18)
- (n) マットレスサポート (94. 04)
- (o) スタンダードランプその他の照明器具 (94. 05)
- (p) 95. 04 項のビリヤード台又は遊戯用に特に設計したその他の家具及び 95. 05 項の奇術用の台

94.04 寝具その他これに類する物品（例えば、マットレス、布団、羽根布団、クッション、プフ及び枕。スプリング付きのもの、何らかの材料を詰物とし又は内部に入れたもの及びセルラーラバー製又は多泡性プラスチック製のものに限るものとし、被覆してあるかないかを問わない。）及びマットレスサポート

9404.10—マットレスサポート

—マットレス

9404.21—セルラーラバー製又は多泡性プラスチック製のもの（被覆してあるかないかを問わない。）

9404.29—その他の材料製のもの

9404.30—寝袋

9404.40—布団、ベッドスプレッド及び羽根布団（コンフォーター）

9404.90—その他のもの

この項には、次の物品を含む。

(A) マットレスサポート：寝台の弾性部分で、通常はばね又は鋼製の網（ばね又は針金の支持体）を取り付けた木製若しくは金属製の枠又は内蔵するばね及び織物で被覆した詰物を有する木製の枠から構成されている（マットレスベース）。

ただし、この項には、いすその他の腰掛け用に共に組み立てたらせん状のばね（94.01）及び枠に取り付けてない鉄鋼製の織った網（73.14）を含まない。

(B) 寝具その他これに類する物品：スプリング付きのもの、何らかの材料（綿、羊毛、馬毛、羽毛、合成繊維等）を詰物とし又は内部に入れたもの及びセルラーラバー製又は多泡性プラスチック製のもの（織物、プラスチック等を被覆してあるかないかを問わない。）

(1) マットレス（金属製の枠付きのものを含む。）

(2) 掛け布団及びベッドスプレッド（うわ掛け及び乳母車用掛け布団を含む。）、羽根布団（コンフォーター）（綿毛その他の充填物を詰めてある。）、マットレスプロテクター（マットレスとマットレスサポートとの間に置く一種の薄いマットレス）、長枕、枕、クッション、プフ等

(3) 寝袋

これらの製品は、電熱機構を内蔵するかしないかを問わず、この項に属する。

この項には、次の物品を含まない。

(a) 水を入れて使用するマットレス（通常、39.26 又は 40.16）

(b) 空気を入れて使用するマットレス又は枕（39.26、40.16 又は 63.06）及び空気を入れて使用するクッション（39.26、40.14、40.16、63.06 又は 63.07）

(c) プフ用の革製カバー（42.05）

(d) 毛布（63.01）

(e) 枕カバー及び羽根布団のカバー（63.02）

(f) クッションカバー (63.04)

腰掛けの部分品としての特性を有するクッション又はマットレスについては 94.01 項の解説を参照すること。

94.05 照明器具及びその部分品（サーチライト及びスポットライトを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに光源を据え付けたイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品及びこれらの部分品（他の項に該当するものを除く。）

－シャンデリアその他の天井用又は壁掛け用の電気式の照明器具（公共の広場又は街路の照明に使用する種類のものを除く。）

9405.11－発光ダイオード（LED）光源とともに専ら使用するように設計されたもの

9405.19－その他のもの

－卓上用、机上用、ベッドサイド用又は床置き用の電気式の照明器具

9405.21－発光ダイオード（LED）光源とともに専ら使用するように設計されたもの

9405.29－その他のもの

－クリスマスツリーに使用する種類のストリングライト

9405.31－発光ダイオード（LED）光源とともに専ら使用するように設計されたもの

9405.39－その他のもの

－その他の電気式の照明器具

9405.41－光発電性のもの（発光ダイオード（LED）光源とともに専ら使用するように設計されたものに限る。）

9405.42－その他のもの（発光ダイオード（LED）光源とともに専ら使用するように設計されたものに限る。）

9405.49－その他のもの

9405.50－非電気式の照明器具

－イルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品

9405.61－発光ダイオード（LED）光源とともに専ら使用するように設計されたもの

9405.69－その他のもの

－部分品

9405.91－ガラス製のもの

9405.92－プラスチック製のもの

9405.99－その他のもの

(I) ランプその他の照明器具（他の項に該当するものを除く。）

このグループの照明器具は、各種の材料（71 類の注 1 に規定する材料を除く。）で構成され、各種光源（ろうそく、油、ガソリン、パラフィン（又は灯油）、ガス、アセチレン、電気等）を使用するものである。この項の電気式の照明器具は、ランプホルダー、スイッチ、可撓（とう）線、プラグ、トランスフォーマー等を取り付けてあってもよい。また、蛍光灯の細長い取付具の場合

にあつては、スターター及び安定器を取り付けてあつてもよい。

この項には、特に次の物品を含む。

- (1) 通常、室内照明用に使用する照明器具：例えば、つり下げランプ、球形ランプ、天井ランプ、シャンデリア、壁掛け用ランプ、標準ランプ、卓上ランプ、ベッドサイドランプ、机上ランプ、ナイトランプ及び防水ランプ
- (2) 野外照明器具：例えば、街灯、門灯及び特殊なイルミネーションランプ（公共の建物、記念碑又は公園で使用するもの）
- (3) 特殊用途ランプ：例えば、暗室用ランプ、機械用ランプ（単独で提示するものに限る。）、写真スタジオ用ランプ、検査用ランプ（85.12 項のものを除く。）、空港用の非せん光性の標識灯、店の陳列窓用ランプ及びストリングライト（カーニバル用、娯楽用又はクリスマスツリーの飾り付け用として装飾用ランプを取り付けたものを含む。）
- (4) 86 類の車両用又は航空機用若しくは船舶用の照明器具：例えば、列車用の前照灯、機関車用又は鉄道車両用のカンテラ、航空機用の前照灯及び船舶用のカンテラ。ただし、シールドビームランプユニットは 85.39 項に属することに注意しなければならない。
- (5) 携帯用のランプ（85.13 項のものを除く。）：例えば、暴風雨時用のランプ、安全灯、手提灯、鉱山用ランプ及び採石工用ランプ
- (6) 枝付きしょく台、ろうそく立て及びキャンドルブラケット（例えば、ピアノ用のもの）

このグループには、また、サーチライト及びスポットライトを含む。これらは、反射鏡とレンズとにより又は反射鏡のみにより、はるか遠方の所定の点又は面に光線（通常、光線を調節することができるようになっている。）を集中して当てるものである。反射鏡には、通常、銀めっきしたガラス又は研磨して銀めっき若しくはクロムめっきをした金属を使用する。

レンズには普通平凸レンズ又はフレネルレンズを使用する。

サーチライトは、例えば、対空警戒用に使用し、スポットライトは、例えば、舞台装置用又は写真若しくは映画のスタジオ用に使用する。

（Ⅱ）イルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品

このグループには、各種の材料製の広告用ランプ、サイン、発光ネームプレート（道路標識を含む。）その他これらに類する物品（例えば、広告板及び住所表示板等）を含む（これらの物品は、光源を据え付けたものに限る。）

部 分 品

この項には、照明器具、イルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品の部分品と認められる次のような物品を含む（他の項に属しないものに限る。）。

- (1) シャンデリアのつり下げ用の組立て部品（固定式のものと及び鎖式のもの）
- (2) グローブホルダー
- (3) 手持ランプ用のベース、ハンドル及びケース
- (4) ランプ用のバーナー及びマントルホルダー

- (5) カンテラのフレーム
- (6) 反射器
- (7) ランプ用のガラス器具及びほや（くびれ付きのもの等）
- (8) 採鉱用安全ランプの厚いガラス製の小型シリンダー
- (9) 拡散器（アラバスター拡散器を含む。）
- (10) ボウル、カップ、かさ（ランプのかさの製造用の針金の骨組を含む。）、グローブその他これらに類する物品
- (11) 例えば、ボール、なし型の飾り玉、花型の片、ペンダント、小板その他これらに類する物品で、そのサイズ、取付け又は留具によりシャンデリアのトリミングであることが確認できるもの

この項の物品の電気式でない部分品で、電気式部分品と一体のものは、この項に属する。単独で提示する電気用附属器具（例えば、スイッチ、ランプホルダー、可撓（とう）線、プラグ、トランスフォーマー、スターター及び安定器）は、除外される（85 類）。

この項には、また、次の物品を含まない。

- (a) ろうそく（34.06）
- (b) レジントーチ（36.06）
- (c) サイン、ネームプレートその他これらに類する物品で、照明用でないもの及び光源を据え付けてないもの（39.26、70 類、83.10 等）
- (d) 49.05 項の内部に照明器具を有する印刷した地球儀及び天球儀
- (e) 紡織用繊維材料を織り、組み又は編んだランプ用しん（59.08）
- (f) ガラス製ビーズ又は管玉を糸に通して作った装飾用のガラス細貨類（例えば、ふさ飾り）で、ランプのかさの装飾用に使用されるもの（70.18）。
- (g) 電気式の照明用又は信号用の機器で、自転車用又は自動車用のもの（85.12）
- (h) フィラメント電球、放電管（シールドビームランプ、紫外線ランプ及び赤外線ランプ並びに渦巻形、文字、数字、星等の種々の複雑な形状をした管を含む。）、アーク灯及び発光ダイオード（LED）光源（85.39）
- (i) 写真用のせん光器具（電氣的に点火する写真用のせん光電球を含む。）（90.06）
- (k) 光ビーム信号機器（90.13）
- (l) 診断用、検査用、照射用等の医療用ランプ（90.18）
- (m) ちょうちん等の装飾品（95.05）

94.06 プレハブ建築物

9406.10－木製のもの

9406.20－鋼製のモジュール式建築ユニット

9406.90－その他のもの

この項には、工場生産建築物としても知られる各種の材料のプレハブ建築物を含む。

この建築物は、家屋、作業現場の宿泊設備、事務所、学校、店舗、物置、ガレージ、温室等多様な用途に使用することができ、通常次のような形態で提示される。

- －完成した建築物で完全に組み立てたもの（直ちに使用可能なもの）
- －完成した建築物で組み立ててないもの
- －未完成の建築物（組み立ててあるかないかを問わないものとし、プレハブ建築物の重要な特性を有するもの）

組み立ててないものとして提示する建築物の場合、必要な要素を部分的に組み立ててあるもの（例えば、壁及びけた構え）、所要のサイズに切ってあるもの（特に梁、横木）、また、ある場合には建築現場で切断できるように適当な長さに切ってあるもの（敷居、保温材等）が提示されることがある。

この項の建築物は、装備しているかないかを問わない。ただし、通常使用する組込み式の備付品のみを建築物とともにその所属を決定する。この備付品には、電気用附属品（電線、ソケット、スイッチ、遮断器、ベル等）、暖房用又は空気調和用の機器（ボイラー、ラジエーター、エアコンディショナー等）、衛生用器具（浴槽、シャワー、湯沸器等）、台所用器具（流し台、フード、クッカー等）及び組み込んである又は組み込むように設計してある家具（食器棚等）を含む。

プレハブ建築物は、モジュールとも称される鋼製の構造を有する「モジュール式の建築ユニット」を含む。これは通常、複合輸送を意図した標準的な輸送用コンテナの寸法及び形状で提示される。しかしながら、これらは、建築物モジュールの型に応じて適当な内壁、床材、天井、戸、窓並びに電気及び配管の設備があらかじめ内部に実質的に又は完全に作り付けられている。これらは、他の設備や家具類（例えば、階段、備付家具、台所用器具、衛生用器具、外装材及び屋根材）を備えることもある。それらは構造的に自立しており、他のモジュールと水平又は垂直に組み立てて、恒久的な建築物（例えば、病院、ホテル、住居、共同施設又は学校）になるように設計されている。それらは、モジュールを連結するための構成要素と共に提示されることもある。

しかしながら、モジュール式の建築ユニットには、恒久的なシャシ付きのユニット（「移動式家屋」）を含まない（87 類）。

プレハブ建築物の組立て用又は仕上げ用の材料（例えば、くぎ、膠（こう）着剤、プラスター、モルタル、電線、電力ケーブル、管、ペイント、壁紙及びじゅうたん地）は、建築物とともに適正な量を提示する場合に限り、建築物とともにその所属を決定する。

建築物及び器具の部分品は、単独で提示する場合には、この項から除外され、すべてそれぞれ該当する項に属する（これらの建築物に使用するものと認めることができるかできないかを問わない。）。

＊

＊ ＊

号の解説

9406.10

この号の分類において、「木製のもの」とは、木製の構造体、外壁、床（床がある場合）及び主に木材から成るその他の特徴的な構造要素を有するプレハブ建築物をいう。

9406.20

この号は、「組立て式」又は構造的に自立しない組立ユニットのいずれかで提示される組立建築物（9406.90 号参照）及び街の売店又は作業現場の事務所として使用される完全に自己完結型の建築物（鋼製の輸送用コンテナを使って建てられたものであるが、他のモジュールと組み立てるように設計されていないもの）（9406.90 号参照）を含まない。

第 95 類

玩具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品

注

- 1 この類には、次の物品を含まない。
- (a) ろうそく（第 34.06 項参照）
 - (b) 第 36.04 項の花火その他の火工品
 - (c) 第 39 類、第 42.06 項又は第 11 部の糸、単繊維、ひも、ガットその他これらに類する物品で、釣り用のものを特定の長さに切ったもののうち釣糸に仕上げてないもの
 - (d) 第 42.02 項、第 43.03 項又は第 43.04 項のスポーツバッグその他の容器
 - (e) 第 61 類又は第 62 類の紡織用繊維製の運動用衣類及び特殊衣類（肘、膝又はそけい部にパッド又は詰物等のさ細な保護用部分を有するか有しないかを問わない。例えば、フェンシング用衣類及びサッカーのゴールキーパー用ジャージ）並びに第 61 類又は第 62 類の紡織用繊維製の仮装用の衣類
 - (f) 第 63 類の紡織用繊維製の帆（ボート用、セールボード用又はランドクラフト用のものに限る。）及び旗類
 - (g) 第 64 類のスポーツ用の履物（アイススケート又はローラースケートを取り付けたスケート靴を除く。）及び第 65 類の運動用帽子
 - (h) つえ、むちその他これらに類する製品（第 66.02 項参照）及びこれらの部分品（第 66.03 項参照）
 - (ij) 人形その他のがん具に使用する第 70.18 項のガラス製の眼（取り付けてないものに限る。）
 - (k) 第 15 部の注 2 の卑金属製のはん用性の部分品（第 15 部参照）及びプラスチック製のこれに類する物品（第 39 類参照）
 - (l) 第 83.06 項のベル、ゴングその他これらに類する物品
 - (m) 液体ポンプ（第 84.13 項参照）、液体又は気体のろ過機及び清浄機（第 84.21 項参照）、電動機（第 85.01 項参照）、トランスフォーマー（第 85.04 項参照）、ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置、スマートカードその他の媒体（記録してあるかないかを問わない。）（第 85.23 項参照）、無線遠隔制御機器（第 85.26 項参照）並びにコードレス赤外線遠隔操作装置（第 85.43 項参照）
 - (n) 第 17 部のスポーツ用車両（ボブスレー、トボガンその他これらに類する物品を除く。）
 - (o) 幼児用自転車（第 87.12 項参照）
 - (p) 無人航空機（第 88.06 項参照）
 - (q) カヌー、スキフその他これらに類するスポーツ用ボート（第 89 類参照）及びこれらの推進用具（木製品については、第 44 類参照）
 - (r) 運動用又は戸外遊戯用の眼鏡その他これに類する物品（第 90.04 項参照）
 - (s) おとり笛及びホイッスル（第 92.08 項参照）
 - (t) 第 93 類の武器その他の物品
 - (u) ストリングライト（第 94.05 項参照）

(v) 一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品（第 96.20 項参照）

(w) ラケット用ガット、テントその他のキャンプ用品、手袋、ミトン及びミット（構成する材料により該当する項に属する。）

(x) 食卓用品、台所用品、化粧用品、じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物、衣類、ベッドリネン、テーブルリネン、トイレトリネン、キッチンリネンその他これらに類する実用的機能を有する物品（構成する材料により該当する項に属する。）

2 この類には、天然若しくは養殖の真珠、天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石又は貴金属若しくは貴金属を張った金属をさ細な部分にのみ使用したものを含む。

3 この類の物品に専ら又は主として使用する部分品及び附属品は、1 の物品を除くほか、当該この類の物品が属する項に属する。

4 この類の注 1 のものを除くほか、第 95.03 項には、同項の物品と一以上の物品（関税率表の解釈に関する通則 3（b）のセットではないもので、単独で提示する場合は他の項に属するものに限る。）とを組み合わせたものを含む（小売用にしたもの及び玩具の重要な特性を有する組合せにしたものに限る。）。

5 第 95.03 項には、その意匠、形状又は構成材料から専ら動物用と認められるもの（例えば、ペット用がん具）は含まない（それぞれ該当する項に属する。）。

6 第 95.08 項において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a) 「遊園地の乗り物」とは、主として娯楽の目的のために、固定若しくは制限された走路（水路を含む。）を通じて又は所定の区画内において、一人以上の人員を運ぶ個別の器具若しくはこれを結合したもの又は装置をいう。遊園地の乗り物には、遊園地、テーマパーク、ウォーターパーク又は催事会場の中で組み合わされたものを含み、住宅又は遊び場に通常設置された装置を含まない。

(b) 「ウォーターパークの娯楽設備」とは、意図的に作られた歩道がない、水を伴う所定の区画によって特徴づけられる個別の器具若しくはこれを結合したもの又は装置をいう。ウォーターパークの娯楽設備には、ウォーターパーク用に特に設計された装置のみを含む。

(c) 「興行用設備」とは、運、力量又は技量に係る遊戯用具をいう。興行用設備には、通常、操作員又は係員が付き、恒久的な建築物又は独立した露店に設置されるものを含み、第 95.04 項に該当する装置を含まない。

この項には、この表の他の項に該当する装置を含まない。

号注

1 第 9504.50 号には、次の物品を含む。

(a) ビデオゲーム用のコンソール（テレビジョン受像機、モニターその他の外部のスクリーン又は表面に画像を再生するものに限る。）

(b) ビデオスクリーンを自蔵するビデオゲーム用の機器（携帯用であるかないかを問わない。）

この号には、硬貨、銀行券、バンクカード、トークンその他の支払手段により作動するビデオゲーム用のコンソール又は機器（第 9504.30 号参照）を含まない。

この類には、幼児又は成人の娯楽用に設計したすべての種類のがん具を含む。また、室内又は戸外の遊戯用具、運動用具、体操用具、競技用具、魚釣用具、狩猟用具及び回転木馬その他の興行用設備を含む。

この類の各項には、また、この類の物品の部分品及び附属品と認められるもので、それらに専ら又は主として使用する物品を含む。ただし、この類の注 1 により除外される物品を含まない。

この類の物品は、一般に、天然若しくは養殖の真珠、天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石又は貴金属若しくは貴金属を張った金属を使用したもの（これらの材料をさ細な部分にのみ使用してある場合はこの類に属する。）を除いた各種の材料から作られる。

以下の各項の解説において除外される物品のほか、この類には、次の物品を含まない。

- (a) 36.04 項の花火その他の火工品
- (b) 40.11 項、40.12 項又は 40.13 項のゴム製のタイヤその他の物品
- (c) テント及びキャンプ用品（通常、63.06）
- (d) 液体ポンプ（84.13）、液体又は気体のろ過機及び清浄機（84.21）、電動機（85.01）、トランスフォーマー（85.04）、ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置、スマートカードその他の媒体（記録してあるかないかを問わない。）（85.23）、無線遠隔制御機器（85.26）並びにコードレス赤外線遠隔操作装置（85.43）
- (e) 93 類の武器その他の物品

95.03 三輪車、スクーター、足踏み式自動車その他これらに類する車輪付き玩具、人形用乳母車、人形、その他の玩具、縮尺模型その他これに類する娯楽用模型（作動するかしないかを問わない。）及びパズル

この項には、次の物品を含む。

(A) 車輪付き玩具

これらの製品は、通常、ペダル、手動レバーその他の簡単な装置によりチェーン又はロッドを通じて車輪に対し走行力を伝達するか又はある種のスクーターの場合のように人が足で直接地面をけって進むかのいずれかの方法により走行するように設計してある。車輪付き玩具のその他の方式のものは、人が単に押すか引くもの又は動力駆動式のものである。

これらの玩具には、次の物品を含む。

- (1) 幼児用の三輪車その他これに類するもの（ただし、87.12 項の二輪車を除く。）
- (2) 若者及び大人のみではなく幼児も乗れるように設計された二輪又は三輪スクーターで、位置調整が可能又は不可能なステアリングコラム及び小径の中空又は中空でない車輪を有するもの。これらは、自転車式のハンドルバー、ハンドブレーキ又は後輪のフットブレーキが装備されることもある。
- (3) 足踏み式又は手動式の車輪付き玩具（動物の形をしているもの）
- (4) 足踏み式自動車（しばしば、小型のスポーツ車、ジープ、貨物自動車等の形をしている。）
- (5) 手動レバーによって進む車輪付き玩具

(6) その他の車輪付き玩具（機械的伝動機構を有しないもの）で、けん引し又は押すように設計しており、幼児が乗るのに十分な大きさを有するもの

(7) 動力駆動式の幼児用自動車

(B) 人形用乳母車（折畳み式のものを含む。例えば、折畳み式腰掛型）

このグループには、折畳み式であるかないかを問わず、二以上の車輪を取り付けてある人形用乳母車（腰掛型、箱型、折畳み式腰掛型等のもの）を含む。また、人形の寝台に使用するものに類似する、乳母車の寝具を含む。

(C) 人形

このグループには、幼児の娯楽用に設計した人形のみでなく、装飾用に使用する人形（例えば、応接間用人形及びマスコット用人形）、人形劇用のもの、あやつり人形及び漫画化したものを含む。

人形は、通常、ゴム、プラスチック、紡織用繊維材料、ろう、陶磁器、木、板紙、混凝紙（こんくりがみ）又はこれらの材料の組合せから作る。

人形には、人間の声等の再生と同様に手足、頭又は眼を動かすことができる機構を接合し又は含んだものがある。人形はまた、服を着せてあってもよい。

この項の人形の部分品及び附属品には、頭、胴部、手足、眼（70.18 項の取り付けてないガラス製の眼を除く。）及び眼の作動機構、発声機構その他の機構並びにかつら、人形の衣服、靴及び帽子を含む。

(D) その他の玩具

このグループには、本質的に人間（子供又は大人）の娯楽のための玩具を含む。しかしながら、その意匠、形状又は構成材料から専ら動物（例えば、ペット）用に供されると判断される玩具は、この項には分類されず、材質に応じてそれぞれの項に分類される。このグループには、次の物品を含む。

(A) ～ (C) のいずれにも属しない全ての玩具。玩具の多くは機械的又は電氣的に作動する。これらには、次の物品を含む。

(i) 動物又は人間以外の生物を模した玩具（人間の身体を模したもの（例えば、天使、ロボット、悪魔及び怪獣）及びあやつり人形用のものを含む。）

(ii) 玩具の拳銃及び銃

(iii) 組立て玩具（組立てセット、組立てブロック等）

(iv) 玩具の車両（(A) のものを除く。）、玩具の列車（電動式であるかないかを問わない。）、玩具の飛行機、玩具のボート等及びこれらの附属品（例えば、鉄道路線及び信号機）

(v) 幼児が乗るために設計してあるが車輪付きでない玩具（例えば、揺り木馬）

(vi) 電動式でない玩具の原動機、玩具の蒸気機関等

(vii) 玩具の風船及び玩具のたこ

(viii) ブリキの兵隊その他これに類するもの及び玩具の兵器

(ix) 玩具の運動用具（例えば、ゴルフセット、テニスセット、アーチェリーセット、ビリヤードセット、野球のバット、クリケットのバット及びホッケースティック。セットになっているかないかを問わない。）

(x) 玩具の工具類及び幼児用の手押し一輪車

(xi) 玩具の映写機、幻灯機等及び玩具の眼鏡

(xii) 玩具の楽器（ピアノ、トランペット、ドラム、蓄音機、ハーモニカ、アコーディオン、木琴、オルゴール等）

(xiii) 人形の家及び家具（寝具を含む。）

(xiv) 玩具の食卓用品その他の家庭用品、玩具の店その他これに類するもの、農場セット等

(xv) 玩具のそろばん

(xvi) 玩具のミシン

(xvii) 玩具の時計

(xviii) 教育用玩具（例えば、玩具の化学、印刷、縫物又は編物のセット）

(xix) 輪、跳び縄（95.06 項のものを除く。）、空中ごま用のスプール及び棒、うなりごま並びにボール（95.04 項又は 95.06 項のボールを除く。）

(xx) 本質的に絵、玩具又は模型から成る本及びシート（いずれも、切り離して、組み立てるものに限る。）及び立ち上がり又は移動する像がついている本で、本質的に玩具の性格を有するもの（49.03 項の解説参照）

(xxi) ビー玉（例えば、各種の形に調整した筋のあるガラス製のビー玉又は幼児の娯楽用に箱におさめたガラス製の各種の球）

(xxii) 玩具の貯金箱、乳児のがらがら、びっくり箱、玩具の劇場（像があるかないかを問わない。）等

(xxiii) 屋内外において子供が使用する遊戯用テント

上記の物品のあるもの（玩具の武器、工具、園芸セット、ブリキの兵隊等）は、しばしばセットとして作られている。

大人が使用する物品（電気アイロン、ミシン、楽器等）を再現した玩具は、通常、構成材料、より簡易な構造、（子供のサイズに合わせた）縮小寸法及び通常大人の活動に使用できない非常に低い性能によって、大人が使用する物品と区別される。

(E) 縮尺模型その他これに類する娯楽用模型

この項には、また、主として娯楽用に供する種類の模型（例えば、縮尺模型又はボート、飛行機、列車、車両等の模型（これらは作動するかしないかを問わない。））並びに当該模型を制作するための材料のキット及び部分品を含む。ただし、95.04 項の競技用ゲームの特性を有するセット（例えば、スロットカーとその軌道とから成るセット）を除く。

このグループには、また、娯楽用のものである場合に限り、実物大又は拡大した複製品を含む。

(F) 各種のパズル

＊

＊ ＊

単独で提示する場合にはこの表の他の項に属する物品を集めたものは、その取りそろえた形状から玩具として使用されることが明らかな場合（例えば、化学用セット、縫物セット等の教育用

玩具)には、この項に属する。

また、この類の注4の規定により、この項には、この類の注1の規定に従うことを条件として、この項の物品と一以上の物品（単独で提示する場合には他の項に属するものに限る。）とを組み合わせたもので、次の要件を満たすもののみを含む。

- (a) 小売用にして組み合わせた物品であるが、その組合せは関税率表の解釈に関する通則3
- (b) のセットではなく、かつ
- (b) 当該組み合わせた物品が、玩具の重要な特性を有しているもの。このような組合せは、一般にこの項の物品及び一以上の小さな物品（例えば、宣伝用の小さな物品又は少量の菓子）から成る。

＊

＊ ＊

部分品及び附属品

この項には、この項の物品に専ら又は主として使用する部分品及び附属品を含む。ただし、この類の注1により除外されている物品を含まない。部分品及び附属品には、次の物品を含む。

- (1) オルゴールのムーブメント（その形、構成材料及び設定が単純であることによって、92.08項のオルゴールに使用することができないもの）
- (2) 小型のピストン式内燃機関その他の機関（85.01項の電動機を除く。）：例えば、模型飛行機又は模型船舶に使用するもので、排気量及び動力が小さく、重さが軽く又は寸法が小さなもの

この項には、また、次の物品を含まない。

- (a) 幼児用のペイント（32.13）
- (b) 児童用のモデリングペースト（34.07）
- (c) 49.03項の幼児用の絵本及び習画本
- (d) デカルコマニア（49.08）
- (e) 83.06項のベル（三輪車及びその他の車輪付き玩具のベルを含む。）、ゴングその他これらに類する物品
- (f) 無人航空機（88.06）
- (g) 人形付きのオルゴール（92.08）
- (h) 遊戯用カードゲーム（95.04）
- (i) 紙帽子、パーティー用品、仮面、擬鼻その他これらに類する物品（95.05）
- (k) 96.09項の幼児用のクレヨン及びパステル
- (l) 96.10項の石盤及び黒板
- (m) ショーウィンドー用に使用する種類のマネキン人形及び自動人形（96.18）
- (n) 身体トレーニングのために設計された一以上の取手を有するジャンプボール

95.04 ビデオゲーム用のコンソール及び機器、テーブルゲーム用又は室内遊戯用の物品（ピンテーブル、ビリヤード台、カジノ用に特に製造したテーブル及びボーリングアレー用自動装

置を含む。)並びに硬貨、銀行券、バンクカード、トークンその他の支払手段により作動する娯楽用の機械

9504. 20ービリヤード用の物品及び附属品

9504. 30ーその他のゲーム用のもの（硬貨、銀行券、バンクカード、トークンその他の支払手段により作動するものに限るものとし、ボーリングアレー用自動装置を除く。）

9504. 40ー遊戯用カード

9504. 50ービデオゲーム用のコンソール又は機器（第 9504. 30 号の物品を除く。）

9504. 90ーその他のもの

この項には、次の物品を含む。

- (1) 各種のビリヤード台（脚を有するか有しないかを問わない。）及びこれらの附属品（例えば、ビリヤードキュー、キュー架、ボール、ビリヤードチョーク及びボール式又はスライド式のマーカー）。ただし、この項には、機械式計算機（ローラー式のものその他これに類するもの）（90. 29）、競技時間又はこれに伴う料金等を表示するための時計用ムーブメント付き計器（91. 06）及びビリヤードキューのラック（94. 03 項又は構成する材料により該当する項に属する。）を含まない。
- (2) この類の号注 1 のビデオゲーム用のコンソール又は機器
目的とする特性及び主たる機能が、娯楽目的（ゲームプレイ）を意図したビデオゲームコンソール及びビデオゲームは、依然としてこの項に分類される（自動データ処理機械に関する 84 類の注 6（A）の規定を満たすか満たさないかを問わない。）。
この項は、また、ビデオゲームコンソール及びビデオゲームの部分品及び附属品（この類の注 3 の規定を満たすものに限る。）を含む（例えば、ケース、ゲームカートリッジ、ゲームコントローラー、ステアリングホイール）。
ただし、この項には次の物品は含まない。
 - (a) 84 類の注 6（C）の規定を満たす周辺機器（キーボード、マウス、ディスク記憶装置等）（16 部）
 - (b) ゲームのソフトウェアが記録され、この項のゲーム機に専ら使用される光ディスク（85. 23）
- (3) ゲーム用に特に製作した家具の型式のテーブル（例えば、チェッカー盤の付いたテーブル）
- (4) カジノ用又は室内遊戯用のテーブル（例えば、ルーレット用又はミニチュア競馬用）、クルピエ用の賭け金集め用具等
- (5) 卓上フットボールゲームその他これに類する物品
- (6) 硬貨、銀行券、バンクカード、トークンその他の支払手段により作動する機械で、歓楽アーケード、カフェ、遊技場等で使用する種類のもの技巧又はチャンスを競う遊戯用のもの（例えば、拳銃の練習用機械及び各種のピンテーブル）
- (7) ボーリングアレー用自動装置（原動機を有するか有しないか及び電気機械式であるかないかを問わない。）

この項においてボーリングアレー用自動装置とは、ピンを三角に配列する装置だけでなく

他の型式の装置（例えば、ピンを四角に配列するもの）のことも言う。

- (8) スキトルズ用具及び室内用のクローケー用具
- (9) スロットカーとその軌道のセット（競技用の性格を有するもの）
- (10) ダートボード及び投げ矢
- (11) 各種の遊戯用カード（ブリッジ、タロット、レキシコン等）
- (12) チェス、チェッカー、ドミノ、まあじゃん、ハルマ、ルド、スネーク・アンド・ラダー等の遊戯用の盤及び駒（チェスの駒、ドラフトの駒等）
- (13) この項のゲームに共通して使用するその他の附属品（例えば、ダイス、ダイス入れ、計算器、スートの表示器及び遊戯用に特にデザインした布（例えば、ルーレット用のもの））

この項には、また、次の物品を含まない。

- (a) 種々の宝くじ券（通常 49.11）
- (b) 94 類のカード用テーブル
- (c) 音声システムを自蔵し、かつ、DVD、音楽CD、MP3 又はビデオカセットのプレーヤー、ビデオゲーム用のコンソール又は機器及びテレビジョン又は衛星の受信機とともに使用するのに適する腰掛け（94.01）
- (d) パズル（95.03）

＊

＊ ＊

号の解説

9504.50

この号には、硬貨、銀行券、バンクカード、トークンその他の支払手段により作動するビデオゲーム用のコンソール又は機器を含まない。これらは 9504.30 号に属する。

95.05 祝祭用品、カーニバル用品その他の娯楽用品（奇術用具を含む。）

9505.10－クリスマス用品

9505.90－その他のもの

この項には、次の物品を含む。

- (A) 祝祭用品、カーニバル用品その他の娯楽用品：これらは、その用途から通常非耐久性材料で製造してあり、次の物品を含む。
 - (1) 部屋、テーブル等の装飾に用いられる祝祭用の装飾品（例えば、花飾り、ランタン等）、クリスマスツリー用の装飾品（ティンセル、着色した球、動物及び他の像等）及び特別な祝祭用に伝統的に作られるケーキの装飾品（例えば、動物、旗）
 - (2) クリスマスの祝祭日に伝統的に使用する物品：例えば、人造クリスマスツリー、降誕図、降誕像及び動物像、天使像、クリスマス用クラッカー、クリスマス用ストッキング、模造のクリスマス前夜祭に用いるかがり火用丸太、サンタクロース

(3) 仮装用の衣類：例えば、マスク、仮装用の耳及び鼻、かつら、仮装用のひげ及び口ひげ（67.04 項の人工頭髪の製品を除く。）及び紙製帽子。

(4) 紙製又は生綿製の投げ球、紙製吹流し（カーニバルテープ）、厚紙製トランペット、色紙つぶて、カーニバル用傘等

この項には、次の物品を含まない。

(a) 礼拝所に飾る小像、彫像その他これらに類する物品

(b) 祝祭用のデザイン、装飾品、紋章又はモチーフを有し、かつ、実用性を有する物品。例えば、食卓用品、台所用品、化粧用品、じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物、衣類、ベッドリネン、テーブルリネン、トイレトリネン及びキッチンリネン

(c) 耐久性材料で製造したカーニバル用又は祝祭用のデザインを有する帽子で、実用性を有するもの（65 類）

(B) 奇術用具：例えば、一組のカード、机、つい立て及び容器で奇術用に特に設計したもの並びにくしゃみ粉、びっくり菓子、噴水口付きボタン及び Japanese flower

この項には、また、次の物品を含まない。

(a) 天然のクリスマスツリー（6 類）

(b) ろうそく（34.06）

(c) 祝祭中に使用するプラスチック製又は紙製の包装類（構成する材料により該当する項に属する。例えば、39 類又は 48 類）

(d) クリスマスツリー用の台（構成する材料により該当する項に属する。）

(e) 63.07 項の紡織用繊維製の旗又はまん幕

(f) 各種のストリングライト（94.05）

95.06 身体トレーニング、体操、競技その他の運動（卓球を含む。）又は戸外遊戯に使用する物品（この類の他の項に該当するものを除く。）及び水泳用又は水遊び用のプール

－スキーその他のスキー用具

9506.11－スキー

9506.12－スキーの締め具

9506.19－その他のもの

－水上スキー、サーフボード、セールボードその他の水上運動用具

9506.21－セールボード

9506.29－その他のもの

－ゴルフクラブその他のゴルフ用具

9506.31－クラブ（完成品に限る。）

9506.32－ボール

9506.39－その他のもの

9506.40－卓球用具

ーテニスラケット、バドミントンラケットその他これらに類するラケット（ガットを張ってあるかないかを問わない。）

9506.51ーテニスラケット（ガットを張ってあるかないかを問わない。）

9506.59ーその他のもの

ーボール（ゴルフ用又は卓球用のボールを除く。）

9506.61ーテニスボール

9506.62ー空気入れ式のもの

9506.69ーその他のもの

9506.70ーアイススケート及びローラースケート（これらを取り付けたスケート靴を含む。）

ーその他のもの

9506.91ー身体トレーニング用具、体操用具及び競技用具

9506.99ーその他のもの

この項には、次の物品を含む。

(A) 身体トレーニング用具、体操用具及び競技用具

例えば、索につるした鉄棒及びつり環、鉄棒、平行棒、平均台、跳馬、鞍馬、踏切り板、登はん用の綱及びはしご、壁棒、体操用こん棒、ダンベル、バーベル、メディシンボール、身体トレーニングのために設計された一以上の取手を有するジャンプボール、漕術、サイクリングその他の訓練用の装置、チェストエキスパンダー、ハンドグリップ、スタート台、ハードル、跳躍台及び支柱、跳躍用ポール、着地場所用マットレス、投げ槍、円盤、ハンマー、砲丸、パンチボール（スピードバッグ）、パンチバッグ（パンチングバッグ）、ボクシングリング、レスリングリング、登はん用の壁及びスポーツやフィットネスのためにデザインされた跳び縄

(B) その他のスポーツ用具及び戸外遊戯用具（95.03 項のがん具でセット又は単独で提示するものを除く。）

(1) スキーその他のスキー用具（例えば、スキーの締め具、スキーブレーキ及びスキーポール）

(2) 水上スキー、サーフボード、セイルボードその他の水上運動用具：例えば、飛び込み台、シュート、潜水夫用の水かき及び呼吸マスク（酸素ボンベ又は圧縮空気ボンベなしで使用する種類のもの）等並びに水泳者用又は潜水夫用の簡単な水中用呼吸チューブ（通常、シュノーケルとして知られている。）

(3) ゴルフクラブその他のゴルフ用具（ゴルフボール、ゴルフティー等）

(4) 卓球用の用具（例えば、テーブル（脚が付いているかいないかを問わない。）、ラケット、ボール及びネット等）

(5) テニスラケット、バドミントンラケットその他これらに類するラケット（例えば、スカッシュラケット）（ガットを張ってあるかないかを問わない。）

(6) ボール（ゴルフ用又は卓球用のボールを除く。）：例えば、テニスボール、フットボール用ボール、ラグビーボールその他これらに類するボール（ボール用の空気袋及びカバーを

含む。)、水球、バスケットボールその他これらに類するバルブ式のボール及びクリケットボール

(7) アイススケート及びローラースケート (これらを取り付けたスケート靴を含む。)

(8) ホッケー、クリケット、ラクロス等のスティック及びバット、Chistera (ハイレライ用のスコップ)、アイスホッケー用のパック及びカーリング用の石

(9) 各種競技 (テニス、バドミントン、バレーボール、フットボール、バスケットボール等) 用のネット

(10) フェンシング用具: 各種の剣 (フルーレ、サーブル及び長剣) 及びその部分品 (例えば、刃、つば、つか、先革等)

(11) 弓術用具 (例えば、弓、矢及び的)

(12) 幼児の遊び場に使用する種類の用具 (例えば、ぶらんこ、滑り台、シーソー及び回旋塔)

(13) 運動用又は遊戯用の保護用具 (例えば、フェンシング用マスク、胸当て、ひじ当て、クリケットパッド、むこうずねの保護具及び保護具やパッドが取り付けられたアイスホッケーパンツ)

(14) その他の製品及び用具: デッキテニス、輪投げ又はボーリングの用具、スケートボード、ラケットプレス、ポロ用又はクローケー用の打球槌、プーメラン、ピッケル、クレーの標的の投射器、ボブスレー、リュージュその他これらに類する動力を有しない車両で、雪上又は氷上を滑るために使用するもの等

(C) 水泳用又は水遊び用のプール

この項には、次の物品を含まない。

(a) テニスラケットその他のラケットの弦 (39 類、42. 06 又は 11 部)

(b) 42. 02 項、43. 03 項又は 43. 04 項のスポーツバッグその他の容器

(c) 運動用手袋、ミトン及びミット (通常、42. 03)

(d) エンクロージャーネット及びフットボール、テニスボール等の携帯用の網袋 (通常、56. 08)

(e) 61 類又は 62 類の紡織用繊維材料製の運動着 (ひじ、膝又は鼠径部のパッド又は詰め物等の些細な保護部分が結合しているかいないかを問わない (例えば、フェンシング用衣類やサッカーのゴールキーパー用ジャージ)。)

(f) 63. 06 項のボート用、セールボード用又はランドクラフト用の帆

(g) 64 類のスポーツ用の履物 (アイススケート又はローラースケートを取り付けたスケート靴を除く。) 及び 65 類の運動用帽子

(h) つえ、むち、乗馬むちその他これらに類するもの (66. 02) 及びこれらの部分品 (66. 03)

(i) 運動用のクラフト (例えば、ジェットスキー (マリーンジェット)、カヌー及びスキフ) 並びに 17 部の運動用の車両 (ボブスレー、トボガンその他これらに類するものを除く。)

(k) 潜水夫用ゴーグルその他の保護用眼鏡 (90. 04)

(l) 90. 18 項の医療用電気機器その他の機器

(m) 機械療法用の機器 (90. 19)

(n) 酸素ボンベ又は圧縮空気ボンベとともに使用する呼吸用機器 (90. 20)

- (o) 91 類の運動用に使用する物品
- (p) 各種のボーリング用具（ボーリングアレー用自動装置を含む。）その他の室内遊戯用、テーブルゲーム用又は遊戯場用の用具（95.04）
- (q) 遊園地の乗り物、ウォーターパークの娯楽設備用又は興行用設備用に設計された娯楽用のプール又は波のできるプールで、特設コースに沿って乗り手を移動させ若しくは円滑に動かし又は波若しくは流れを生じさせる、娯楽のために水を循環させるもの（95.08）

**95.07 釣りざお、釣針その他の魚釣用具及びたも網、捕虫網その他これらに類する網並びにおり
り具（第 92.08 項又は第 97.05 項のものを除く。）その他これに類する狩猟用具**

9507.10－釣りざお

9507.20－釣針（はりすを付けてあるかないかを問わない。）

9507.30－釣り用リール

9507.90－その他のもの

この項には、次の物品を含む。

- (1) 各種の釣針（例えば、単一のかかり付け又は多数のかかり付けのもの）及び各寸法の釣針：これらは通常鋼製のもので、青鋼めっき、すずめっき、銀めっき又は金めっきしたものがある。
- (2) たも網、捕虫網その他これらに類する網：通常、紡織用繊維製の糸又はひもから作った袋状の網で、針金の支持具に取り付けられ柄に固定してある。
- (3) 釣りざお及び魚釣用具：釣りざおは、各種の寸法及び各種の材料（竹、木、金属、ガラス繊維、プラスチック等）製のものがあり、1 本のもものと継ぐものがある。魚釣用具には、次の物品を含む。すなわち、リール、リール取付具、擬似餌（例えば、模造の魚、毛ばり、昆虫及び毛虫）、擬似餌を付けた針、スピニングベイト、取り付けた釣糸及びはりす、うき（コルク、ガラス、羽軸等）（発光うきを含む。）、糸巻枠、自動魚刺器具、取り付けた魚釣用のリング（貴石製又は半貴石製の取り付けたリングを除く。）、おもり並びに外付けのクランプ、クリップその他の器具に取り付けられた釣りざお用の鈴
- (4) ある種の狩猟用具：おりとり鳥（各種のおりとり笛（92.08）及び 97.05 項の詰物をした鳥を除く。）及び小鳥寄せ等

この項には、また、次の物品を含まない。

- (a) 毛針製作用の羽毛（05.05 又は 67.01）
- (b) 糸、単繊維、ひも及び天然又は模造のガット（特定の長さに切ってあるが釣糸に仕上げてないもの）（39 類、42.06 又は 11 部）
- (c) 42.02 項、43.03 項又は 43.04 項のスポーツバッグその他の容器（例えば、釣りざおケース及び釣り上げた魚用の袋）
- (d) 取り付けてないリング（それぞれ該当する項に属する。）

(e) わな等（構成する材料により該当する項に属する。）

(f) 外付けのクランプ、クリップその他の器具に取り付けられていない、魚釣具に使用する卑金属製の非電気式ベル（83.06）

(g) クレー（95.06）

95.08 巡回サーカスの設備及び巡回動物園の設備、遊園地の乗り物及びウォーターパークの娯楽設備、興行用設備（射的場を含む。）並びに巡回劇場の設備

9508.10—巡回サーカスの設備及び巡回動物園の設備

—遊園地の乗り物及びウォーターパークの娯楽設備

9508.21—ジェットコースター

9508.22—回転木馬、スイング及びその他の回転式の乗り物

9508.23—ダッジム車

9508.24—運動シミュレーター及び体験型劇場の設備

9508.25—ウォーターライド

9508.26—ウォーターパークの娯楽設備

9508.29—その他のもの

9508.30—興行用設備

9508.40—巡回劇場の設備

遊園地の乗り物、ウォーターパークの娯楽設備、興行用設備、巡回サーカスの設備、巡回動物園の設備又は巡回劇場の設備は、これらの通常の活動に本質的に必要な全てのユニットを含んでいる場合に限り、この項に属する。また単独で提示した場合にはこの表の他の項に属する物品（例えば、テント、動物、楽器、動力源、原動機、照明器具、腰掛け、武器及び銃砲弾）であっても、これらの各種の娯楽用具を構成するものとして、かつ、これらの用具がともに提示される場合に限り、この項に属する。

この類の注1の規定を除くほか、前記の興行用設備の部分品及び附属品として専ら又は主として使用するように設計してあることが明らかに認められる物品（例えば、舟形ぶらんこ用のボート及びウォーターシュート）は単独で提示する場合には、この項に属する。

この項に属する遊園地の乗り物及びウォーターパークの娯楽設備には次の物品を含む。

- (1) ジェットコースター：これは専用車両を使用し、設計上、上昇又は下降し、時には1回以上逆さまになる（例えば、垂直ループ）軌道上を移動する間、乗り手は席に座り動かないよう押さえられる。ジェットコースターは、単体の車両又は複数の車両を有するものがある。
- (2) 回転木馬、スイング及びその他の回転式の乗り物：これらは管理された既定のコース又は走路において、単一の平面上で作動する。
- (3) ダッジム車又はバンパーカー
- (4) 運動シミュレーター及び体験型劇場の設備：これらは、観客が映画を視聴し又は仮想現実（virtual reality）を体験する座席台を有する乗り物で、その座席は、乗り物の景色や動作

に応じて動く。

(5) ウォーターライド：特設コースに沿って乗り手の移動体を移動させ又は円滑に動かすために用いられる水の循環装置で、乗り物の動きで、乗り手の体の全部又は一部が水に浸かる可能性がある又は意図的に水に浸けられるものがある。

(6) ウォーターパークの娯楽設備：これは、水を伴う所定の区画によって特徴付けられるが、特設コースは有しない。これは、滑り台、乗り越え可能な又は困難な水遊び用の構成要素、水遊び用の複合構造体、利用者が操縦する装置、水の噴霧装置、噴水、波の作用、レジャー用の川及び渦流のあるプールを含むことがある。

この項に属する興行用設備には次の物品を含む。

射的場、ココナッツ標的落とし、コイントス、迷路及び富くじ（例えば、回転円盤式抽選器）などの、運、力量又は技量に係る遊戯用具：これらは、通常、操作員又は係員が付き、恒久的な建築物又は独立した露店に設置されることがある。興行用設備には、95.04 項及び 95.06 項の装置又はこの類の他の項に該当する物品を含まない。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 商品販売（菓子その他の物品等）用、宣伝用、教育用その他これらに類する展示用の移動売店
- (b) トラクターその他の運搬車両（トレーラーを含むものとし、興行用設備に特に設計したもの及び興行用設備の一部を構成するもの（例えば、リングスタンドトレーラー）を除く。）
- (c) 硬貨、銀行券、バンクカード、トークンその他の支払手段により作動する娯楽用の機械 (95.04)
- (d) 懸賞品として配布する物品

第 96 類 雑 品

注

- 1 この類には、次の物品を含まない。
 - (a) 化粧用鉛筆（第 33 類参照）
 - (b) 第 66 類の物品（例えば、傘又はつえの部分品）
 - (c) 身辺用模造細貨類（第 71.17 項参照）
 - (d) 第 15 部の注 2 の卑金属製のはん用性の部分品（第 15 部参照）及びプラスチック製のこれに類する物品（第 39 類参照）
 - (e) 第 82 類の刃物その他の物品で彫刻用、細工用又は成形用の材料から製造した柄その他の部分品を有するもの。ただし、第 96.01 項及び第 96.02 項には、これらの刃物その他の物品の柄その他の部分品で単独で提示するものを含む。
 - (f) 第 90 類の物品（例えば、眼鏡のフレーム（第 90.03 項参照）、製図用からす口（第 90.17 項参照）及び医療用又は獣医用の特殊ブラシ（第 90.18 項参照））
 - (g) 第 91 類の物品（例えば、時計のケース）
 - (h) 楽器並びにその部分品及び附属品（第 92 類参照）
 - (ij) 第 93 類の物品（武器及びその部分品）
 - (k) 第 94 類の物品（例えば、家具及び照明器具）
 - (l) 第 95 類の物品（がん具、遊戯用具及び運動用具）
 - (m) 美術品、収集品及びこっとう（第 97 類参照）
- 2 第 96.02 項において「植物性又は鉱物性の彫刻用又は細工用の材料」とは、次の物品をいう。
 - (a) 彫刻用又は細工用に供する種類の種、殻、ナットその他これらに類する植物性材料（例えば、コロゾ及びドームナット）
 - (b) こはく及び海泡石（凝結させたものを含む。）並びに黒玉及び鉱物性の黒玉代用品
- 3 第 96.03 項においてほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状にした物品は、獣毛、植物性繊維その他の材料を結束し又は房状にしたもので、小分けすることなく取り付けてほうき又はブラシとするもの及びほうき又はブラシに取り付けるために先端のトリミングその他のさ細な加工のみを必要とするものに限る。
- 4 この類の物品（第 96.01 項から第 96.06 項まで又は第 96.15 項の物品を除く。）には、全部又は一部に貴金属若しくは貴金属を張った金属、天然若しくは養殖の真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石を使用した物品を含む。第 96.01 項から第 96.06 項まで及び第 96.15 項には、天然若しくは養殖の真珠、天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石又は貴金属若しくは貴金属を張った金属をさ細な部分にのみ使用した物品を含む。

総 説

この類には、彫刻用、細工用又は成形用の材料及びこれらの材料の製品、ある種のほうき、ブラシ及びふるい、ある種の小間物類、ある種の筆記用具及び事務用品、ある種の喫煙用具、ある

種の化粧用具、ある種の吸収性を有する衛生用品（生理用のナプキン（パッド）及びタンポン、おむつ及びおむつ中敷きその他これらに類する物品（材料を問わない。））並びにその他の各種の製品でこの表の他の項に属しないものを含む。

96.07 項から 96.14 項まで及び 96.16 項から 96.18 項までに記載された物品には、全部又は一部に天然若しくは養殖の真珠、天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石又は貴金属若しくは貴金属を張った金属を使用して作ったものを含む。これに対して、96.01 項から 96.06 項まで及び 96.15 項に記載された物品は、真珠等の材料がさ細な構成要素となっているもののみに限られる。

96.01 アイボリー、骨、かめの甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限る。）及び製品（これらの材料から製造したものに限るものとし、成形により得た製品を含む。）

9601.10－アイボリー（加工したものに限る。）及びその製品

9601.90－その他のもの

この項には、動物性材料を加工したもの（96.02 項に属するものを除く。）を含む。これらの材料は、主として彫刻し、細工し又は切断することにより加工される。また、多くのものは、成形することもある。

この項において「加工したもの」とは、当該原材料に関する項において認められた簡単な調製を超える工程を経たものをいう（05.05 項から 05.08 項までの解説参照）。従って、この項には、アイボリー、骨、かめの甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻等でシート、板、棒等の形状のもの、特定の形状（正方形及び長方形を含む。）に切ったもの、磨いたもの及び研磨、穴あけ、フライス削り、旋削等のその他の加工をしたものを含む。ただし、物品の部分品と認められるもののうち、当該部分品がこの表の他の項に属する物品である場合には、この項には属しない。従って、ピアノ鍵（けん）に使用する板状のもの及び火器の床尾に挿入する板状のものは、それぞれ 92.09 項及び 93.05 項に属する。ただし、加工した材料ではあるが、製品の部分品と認められないものはこの項に属する（例えば、象眼用等に使用し又はピアノの鍵の製造にその後使用する単なる円盤、板又はストリップ）。

加工してあるか又は製品の形状になっている場合に限り、この項には、次の物品を含む。

- （Ⅰ）アイボリー：この表において象、かば、せいうち、いつかく又はいのししのきば、さい角及びすべての動物の歯は、アイボリーとする（5 類の注 3 参照）。
- （Ⅱ）骨：多くの動物の体の硬質部であり、専ら切断することによって加工する。
- （Ⅲ）かめの甲：専ら海がめから得られる。かめの甲は黄色、褐色又は黒色であり、大きな展性を有する。加熱時には高い延性を示し、冷却した時はそれに与えられた形を保つ。
- （Ⅳ）角及び枝角：反すう動物のひたいから得られる（ホーンコアは彫刻用、細工用又は成形用の材料としては使用せず、専らゼラチンの製造に使用する。）。
- （Ⅴ）天然さんご（すなわち、海棲（せい）ポリプの石灰質の骨）及び凝結さんご

(VI) 真珠光沢を有する貝殻：内層が輝く玉虫色の真珠光沢を有するある種の貝殻でその表面は波形の起伏があるように見えるが、実際には全く滑らかである。

(VII) ひづめ、つめ、かぎつめ及びくちばし

(VIII) 骨及び海棲（せい）哺乳（ほ）乳動物から得られるこれに類する材料

(IX) 羽軸

(X) 甲殻類又は軟体動物の殻

この項には、次の物品を含む。

(A) 動物性の彫刻用又は細工用の材料の加工品

この項に記載した彫刻用又は細工用の材料は、洗浄し、削り取り、不要部分を除去するために単にのこ引きし、切断し（引き続き粗削りすることもある。）、更に時には漂白し、平らにし、縁どりし又はひき割りする工程を超える工程を経たものに限り、この項に属する。

従って、かめの甲で甲片を真直にし又は甲片の表面を平らにする（未加工のかめの甲は、通常、一様でない厚さ及び曲った表面を有するシート状で提示するので、この後者の方法は例外的である。）加工を超える工程を経ないものは除外される（05.07 項の解説（B）参照）。また、同様に、この項には、外殻を除去しただけのさんごを含まない（05.08）。成形品は、かめの甲の甲片、板又はかめのつめから作るか又はこの項の彫刻用又は細工用の材料の粉若しくはくずから得た再生材料から作り、形状のいかんを問わず、この項に属する。

かめの甲の特性の一つは、特殊な接着剤を使用することなしに加熱により互いに接着することができることであり、この特性を利用して、薄い甲片を層状に接着させることによって比較的厚い板を作ったり、製品を作ったりすることができる。角の特性は、加熱により軟化して、平らにし又はペーストに類した軟らかさにすることができることである。従って、かめの甲と同じ方法で成形することにより加工することができる。

磨いた又は磨いてない円盤でボタンのブランクの特性を有しないもの（96.06 項の解説参照）及びエルサレム真珠（すなわち、不整形の真珠貝の種玉で、単に穴あけしてあるが、磨き、格付けし又は更に加工してないもの）はたとえ、一時的に糸を通してあってもこの項に属する。

(B) この項の動物性の彫刻用又は細工用の材料の製品

このグループには、次の物品を含む。

- (1) シガーケース、シガレットケース、かぎたばこ入れ、おしろい入れ、バックル、留金及び口紅入れ
- (2) ブラシ用の柄又は取付具で単独で提示するもの
- (3) 各種の箱、口中剤入れ、携帯用時計の保護カバー
- (4) 82 類の工具、ナイフ、フォーク、かみそり等の柄で単独で提示するもの
- (5) ペーパーナイフ、レターオープナー及びしおり
- (6) 絵画等の額縁
- (7) 本の表装
- (8) 宗教用品
- (9) かぎ針及びメリヤス針

- (10) 小型の装飾品（例えば、小間物、彫刻品又は細工品で 97.03 項のものを除く。）
- (11) くつべら
- (12) ナイフ置き、小型スプーン、ナプキン用リング等の食卓用具
- (13) 角及び枝角を取り付けた装飾品（トロフィー等）
- (14) カメオ及びインタリオ（身辺用細貨類を構成しているものを除く。）

この項には、特殊な貝殻から作った製品及び羽軸から作った製品（例えば、シガー用の特殊なチップ及びつま楊枝）を含む。ただし、この項には、単に特定の長さに切っただけで更に加工してない羽軸（05.05）及び釣り用浮きとして調製した羽軸（95.07）を含まない。

動物性の彫刻用又は細工用の材料を上張りし又は象眼した製品は、完成品の主たる特性が上張りし又は象眼したものにある場合に限り、この項に属する。このことは、例えば、アイボリー、骨、かめの甲又は角を上張りし又は象眼した木製の箱、手箱等の場合においても同様である。

この項には、また、次の物品を含まない。

- (a) 66 類の物品（例えば、傘、日よけ、つえ等の部分品（例えば、軸及び先端部））
- (b) 枠付きのガラス鏡（70.09）
- (c) 動物性の彫刻用又は細工用の材料の製品で、一部が、貴金属若しくは貴金属を張った金属、天然若しくは養殖の真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石から成るもの（71 類）。ただし、これらの製品は、天然若しくは養殖の真珠、天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石又は貴金属若しくは貴金属を張った金属をさ細な部分にのみ使用した場合にはこの項に属する（例えば、モノグラム、頭文字、はめ輪、縁金等）。
- (d) 身辺用模造細貨類（71.17）
- (e) 82 類の刃物その他の物品で彫刻用、細工用又は成形用の材料から製造した柄その他の部分品を有するもの。ただし、当該柄その他の部分品は単独で提示する場合には、この項に属する。
- (f) 90 類の物品（例えば、眼鏡、鼻眼鏡、長柄眼鏡、保護用眼鏡その他これらに類する物品のフレーム、マウント及びこれらの部分品並びに双眼鏡）
- (g) 91 類の物品（例えば、時計のケース）。ただし、携帯用時計の保護カバーはこの項に属する。
- (h) 92 類の物品（例えば、楽器及びその部分品（狩猟用の角笛、ピアノ又はアコーディオンの鍵（けん）、糸巻及びブリッジ等）
- (i) 93 類の物品（例えば、武器の部分品）
- (k) 94 類の物品（例えば、家具及び照明器具）
- (l) 95 類の物品（がん具、遊戯用具及び運動用具）
- (m) 96.03 項の物品（例えば、ほうき及びブラシ）及び 96.04 項の物品。ただし、ブラシ用の柄及び取付具は、単独で提示する場合にはこの項に属する。
- (n) 96.05 項、96.06 項、96.08 項、96.11 項又は 96.13 項から 96.16 項までの物品（例えば、ボタン、ボタンのブランク、万年筆、ペン軸等、喫煙用パイプ並びにパイプボール、パイプ

の軸及びそれらの他の部分品並びにシガーホルダー、シガレットホルダー及びそれらの部分品並びにくし)

(o) 97 類の物品 (例えば、彫刻、塑像、铸像その他これらに類する物品及び動物学上の標本)

96.02 植物性又は鉱物性の彫刻用又は細工用の材料 (加工したものに限る。) 及び製品 (これらの材料から製造したものに限る。)、成形品、彫刻品及び細工品 (ろう、ステアリン、天然ガム、天然レジン又はモデリングペーストから製造したものに限る。)、他の項に該当しないその他の成形品、彫刻品及び細工品並びに硬化させてないゼラチン (加工したものに限るものとし、第 35.03 項のゼラチンを除く。) 及び硬化させてないゼラチンの製品

「加工したもの」という用語の定義については、96.01 項の解説の第 2 段落をこの項において準用する (例えば、14.04、15.21、25.30、27.14、34.04、34.07、35.03 項の解説参照)。

(I) 植物性又は鉱物性の彫刻用又は細工用の材料 (加工したものに限る。)

及び製品 (これらの材料から製造したものに限る。)

(A) 植物性の彫刻用又は細工用の材料 (加工したものに限る。)

このグループには、この類の注 2 (a) に記載した種類の植物性の彫刻用又は細工用の材料の加工品を含む。これらの材料には、コロゾ (“vegetable ivory” として知られている。)、ドームパーム (dom palm) のナットその他これに類するやし (Tahiti、Palmyra 等) のナット、ココナッツの殻、Indian shot と呼ばれるあしの変種 (Cannainduca (ダンダク科)) の種、Abrus precatorius (マメ科) (又は bead tree) の種、なつめの核、オリーブの核、ピアサバやしの種及びローカストビーンを含む。

この項には、また、植物性の彫刻用又は細工用の材料の粉を成形することによって得た製品も含む。

(B) 鉱物性の彫刻用又は細工用の材料 (加工したものに限る。)

このグループには、この類の注 2 (b) に記載した種類の鉱物性の彫刻用又は細工用の材料を含む。

この項には、25.30 項に属する次の物品を含まない。

(i) 海泡石又はこはくの粗い塊

(ii) 天然の海泡石又はこはくのくずから凝結又は成形により得た海泡石又はこはく (板、棒その他これらに類する形状のもので、成形後に加工していないものに限る。)

(C) 植物性又は鉱物性の彫刻用又は細工用の材料の製品

後記の除外例を除くほか、このグループには、次のような植物性又は鉱物性の彫刻用又は細工用の材料の製品を含む。

(i) 小型装飾品 (例えば、小像)

(ii) 小型製品 (箱及び小箱)

(iii) ディスク (磨いてあるかないかを問わないものとし、ボタンのブランクを除く。96.06

項の解説参照)

- (II) 成形品、彫刻品及び細工品（ろう、ステアリン、天然ガム、天然レジン又はモデリングペーストから製造したものに限る。）、
他の項に該当しないその他の成形品、彫刻品及び細工品
並びに硬化させてないゼラチン（加工したものに限る。）
及び硬化させてないゼラチンの製品

このグループには、各種材料の成形品、彫刻品及び細工品で、この表の他の項に該当するもの（例えば、39 類のプラスチック製品及び 40 類のエポナイト製品）以外のものを含む。また硬化させてないゼラチン（加工したものに限る。）及び硬化させてないゼラチンの製品を含む（35.03 項又は 49 類の物品を除く。）。

これらの材料において「成形品」とは、使用目的に適した形に成形したものをいう。他方、塊、立方体、板、棒等の形状に成形した材料（成形の際に押印してあるかないかを問わない。）を含まない。

下記に掲げる除外例を除くほか、このグループには、次の物品を含む。

(1) ろうの成形品、彫刻品及び細工品

(i) 人造のみつばちの巣

(ii) 電気めっきの成形用の型

(iii) 模造の花、葉及び果実で、一体として成形したもの又は 67.02 項に属する物品を作る方法（例えば、結束、接着その他これらに類する方法）以外の方法により組み立てたもの

(iv) 胸像、頭像、像及び小像（マネキン人形として使用する種類のもの（96.18 項の解説参照）及び彫刻、塑像及び铸像（97.03 項参照）を除く。）

(v) ろう製の真珠

(vi) ろうをもととした調製品から製造した T 字型管で、ある種の外科手術において使用するもの

(vii) ショーウィンドー装飾用のろう製の菓子、チョコレートの棒その他の模造製品

(viii) 綿製の支持物の付いたろう製の耳栓

(ix) 木製铸型の間隙を充てんするために使用するろう製のストリップで紡織用繊維材料で包んだもの

(2) パラフィンろう製の成形品、彫刻品及び細工品（特にふっ化水素酸用の容器）

(3) ステアリン製の成形品、彫刻品及び細工品

(4) ロジン製の成形品、彫刻品及び細工品（例えば、バイオリンの弓用のロジン）

(5) コーパル製の成形品、彫刻品及び細工品（通常、こはく製品の模造品である。）

(6) モデリングワックスの成形品、彫刻品及び細工品（例えば、一体として成形した花及び植物、肖像、小像その他これらに類する装飾品）

(7) 穀粉又はでん粉をもとし、ガムで凝結し、塗装して作った成形品、彫刻品及び加工品（一体として成形した模造の花及び果実並びに小像等）

(8) 正方形及び長方形以外の形に切った硬化させてないゼラチンのシート。長方形（正方形を含む。）に切ったシートは表面加工をしてあるかないかを問わず 35.03 項又は 49 類（例えば、ポストカード）に属する（35.03 項の解説参照）。硬化させてないゼラチンの製品には、例えば、次の物品を含む。

- (i) ビリヤードのキューの先端用の小型円盤
- (ii) 医薬品用又は機械式ライターの燃料用のカプセル

＊

＊ ＊

植物性又は鉱物性の彫刻用、細工用又は成形用の材料を上張りし又は象眼した製品は、完成品の主たる特性が上張りし又は象眼したものにある場合に限り、この項に属する。このことは、この項に記載した材料を上張りし又は象眼した木製の箱、手箱等の場合においても同様である。

＊

＊ ＊

96.01 項から除外される物品についての 96.01 項の解説の規定は、この項においても適用する。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 封ろう（瓶の封印用のろうを含む。）（32.14 又は 34.04）
- (b) パラフィンその他のろう、ステアリン等で作ったろうそく及びこれに類する物品（34.06）
- (c) モデリングペースト（児童用のものを含む。）、歯科用のワックス及び印象材（セットにし、小売用の包装にし又は板状、馬蹄（てい）状、棒状その他これらに類する形状にしたものに限る。）（34.07）
- (d) ゼラチンをもととした複写用ペースト（38.23）
- (e) 泥炭製の成形品（68.15）
- (f) 実物説明用の模型（90.23）

96.03 ほうき、ブラシ（機械類又は車両の部分品として使用するブラシを含む。）、動力駆動式でない手動床掃除機、モップ及び羽毛ダスター、ほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状にした物品、ペイントパッド、ペイントローラー並びにスクイージー（ローラースクイージーを除く。）

9603.10－ほうき及びブラシ（小枝その他の植物性材料を結束したものに限るものとし、柄を有するか有しないかを問わない。）

－歯ブラシ、ひげそり用ブラシ、ヘアブラシ、つめ用ブラシ、まつげ用ブラシその他化粧用ブラシ（器具の部分品を構成するブラシを含むものとし、身体に直接使用するものに限る。）

9603.21－歯ブラシ（義歯用ブラシを含む。）

9603.29－その他のもの

9603.30－美術用又は筆記用の筆その他これに類するブラシで化粧用のもの

9603. 40－塗装用、ワニス用その他これらに類する用途に供するブラシ（第 9603. 30 号のブラシを除く。）、ペイントパッド及びペイントローラー

9603. 50－その他のブラシ（機械類又は車両の部分品を構成するものに限る。）

9603. 90－その他のもの

（A）ほうき及びブラシ（小枝その他の植物性材料を結束したものに限るものとし、
柄を有するか有しないかを問わない。）

これらは主として地面（街路、構内、厩舎等）又は床（例えば、車両の床）の清掃用に使用する粗製の製品（柄を有するか有しないかを問わない。）である。これらは通常植物性材料（小枝、わら等）を粗く束ねて一束にしたものか又はしんを構成する太いわら若しくはあしの一以上の束に細く長いわらを紡織用繊維の糸で縛り付けたものである。この紡織用繊維の糸は同時に装飾的要素を構成することがある。使用するために、これらの製品には一般に柄を取り付ける。

このグループには、同じ方法で作ってあるが、より軽い材料で作ったはえ払いも含む。これらのほうき及びブラシは一般に、かばのき、はしばみ、西洋ひいらぎ、ヒース若しくはえにしだの小枝、ソルガム、ミレット、つばき等、わら若しくはアロエ、ココ（コイヤ）、やし（特にピアッサバ）等の繊維又はそばの茎から製造される。

（B）その他のほうき及びブラシ

このグループには、材料及び形状がかなり異なる各種の製品で、化粧用、家庭清掃用、ペイント、接着剤若しくは液状物の塗装用又はある種の工業用（洗浄用、研磨用等）に使用するものを含む。

一般にこのグループのほうき及びブラシは、ほうき及びブラシの柄又は背部に柔軟性又は弾力性のある繊維又はフィラメントを小さく結束し又は房状にしたものを取り付けたものか又はペイントブラシのように短い柄の末端に毛又は繊維の房を堅ろうに固着させたもの（金具その他の留具を使用してあるかないかを問わない。）である。

このグループには、ゴム又はプラスチックを使用して一体として成形したほうき及びブラシを含む。

非常に広範囲の原材料を上記製品の製造に使用する。房等に使用する材料には、次のような物品がある。

（A）動物性のもの：豚又はいのししの剛毛、馬、牛、やぎ、あなぐま、てん、スカンク、りす、けながいたち等の毛、角の繊維及び羽軸

（B）植物性のもの：カウチグラスの根、メキシカンファイバー（又は Tampico）、ココ（コイヤ）又はピアッサバの繊維、エスパルトグラス、ソルガムの穂又は竹の割材

（C）人造繊維フィラメント製のもの（例えば、ナイロン及びビスコースレーヨン）

（D）線（鋼、黄銅、青銅等）又はその他の各種の材料製のもの（例えば、綿又は羊毛の糸又は綱及びグラスファイバー）

取付台として使用する材料には次の物品を含む。すなわち、木材、プラスチック、骨、角、アイボリー、かめの甲、エボナイト、ある種の金属（鋼、アルミニウム、黄銅等）である。

ある種のブラシ類（例えば、機械用の回転ブラシ及び特殊な掃除機用のブラシ）には、革、板紙、フェルト及び織物も使用する。羽軸はある種の塗装ブラシ用の取付台として使用する。

天然若しくは養殖の真珠、天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石又は貴金属若しくは貴金属を張った金属をさ細な部分（例えば、モノグラム及び縁金）にのみ使用したブラシもこのグループに属する。

この項には、天然若しくは養殖の真珠、天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石又は貴金属若しくは貴金属を張った金属をさ細とは認められない程度に使用したブラシを含まない（71類）。

このグループには、次の物品を含む。

- (1) 歯ブラシ（義歯用ブラシを含む。）
- (2) シェービングブラシ
- (3) 化粧用ブラシ（例えば、ヘアブラシ、あごひげ用ブラシ、口ひげ用ブラシ、まつげ用ブラシ、つめ用ブラシ、毛染用ブラシ等）及び理髪師用のネックブラシ
- (4) 一体として成形したゴム製又はプラスチック製のブラシで化粧用（手の洗浄用等）、便器掃除用等のもの
- (5) 洋服ブラシ、帽子ブラシ、靴ブラシ及びくし掃除用ブラシ
- (6) 家庭用ブラシ（例えば、洗濯ブラシ、皿洗い用ブラシ、たわし、洗面所用ブラシ、家具用ブラシ、ラジエーター用ブラシ及びパンくず掃除用ブラシ）
- (7) 道路、床等の掃除用のほうき及びブラシ
- (8) 自動車清掃用の紡織用繊維材料製の特殊なブラシ（洗浄剤を染み込ませてあるかないかを問わない。）
- (9) 動物（馬、犬等）の手入れ用ブラシ
- (10) 武器、自転車等の注油用ブラシ
- (11) 蓄音機用レコードのブラシ（レコードを自動的に掃除するためにトーンアームに取り付けるものを含む。）
- (12) タイプライターの活字又はタイプバーの掃除用ブラシ
- (13) 点火プラグ、やすり、溶接部分等の掃除用ブラシ
- (14) 樹木又は灌（かん）木からこけ又は古い樹皮を除去するためのブラシ
- (15) ステンシル用ブラシ（インキ貯蔵器及びインキ流量制御器を有するか有しないかを問わない。）
- (16) 左官、塗装工、装飾工、指物師、芸術家等が使用する塗装用ブラシその他のブラシ（丸型のもの又は平面のもの）。例えば、古くなった塗装物を洗い落とすためのブラシ、ジステンパー画用ブラシ、壁紙用ブラシ、ワニスの塗装用ブラシ等、油絵用又は水彩画用のブラシ、淡彩画用ブラシ、陶磁器塗装用ブラシ、鍍金用ブラシ等及び事務用の小型ブラシ

このグループには、また、次の物品を含む。

- (I) 線（通常、線をより合わせたストランド）に取り付けたブラシ（例えば、煙管用ブラシ、瓶洗浄用ブラシ、円筒形のランプのガラス洗浄用ブラシ、管類洗浄用ブラシ等、喫煙パイプ掃除用ブラシ、ライフル又はけん銃の手入れ用ブラシ及び楽器用の筒又は管のブラシ等）

(II) 機械の部分構成するブラシ（例えば、道路掃除機用、紡績機械用、織機用、研削盤その他の加工機械用、縮充機用、製紙機用、時計製造若しくは宝石細工の旋盤用又は革、毛皮若しくは靴の製造工業に使用する機械用）

(III) 家庭用電気機器用ブラシ（例えば、床磨き機、床のワックスがけ機、真空掃除機等）

この項には、次の物品を含まない。

(a) ブラシ用の取付台及び柄（構成材料により該当する項に属する。）

(b) 繊維用繊維製のポリッシングディスク又はポリッシングパッド (59.11)

(c) 針布 (84.48)

(d) 自動データ処理機械等のディスクドライブのクリーニング用のディスクレット (84.73)

(e) 医療用又は獣医用に使用する特殊ブラシ（例えば、喉頭治療用ブラシ及び歯科用ドリルに取り付けるブラシ (90.18)）

(f) がん具の性格を有するブラシ (95.03)

(g) 化粧用のパフ及びパッド (96.16)

(C) 動力駆動式でない手動床掃除機（メカニカルフロアスイーパー）

これは簡単な製品で、通常、車輪の動きで作動する一以上の円筒形ブラシを内蔵した車輪付きのハウジングより成り、柄を持って手動で進むもので、特にじゅうたんの掃除に使用する。

この項には、電動機を取り付けたスイーパーを含まない (84.79)。

(D) モップ及び羽毛ダスター

モップは繊維用繊維製のひも又は植物性繊維の束に柄を取り付けたものである。その他のモップには、柄に連結されたフレームその他のベースに取り付けられた繊維用繊維その他の材質でつくられたモップヘッドパッドから成るものもある。これらには、汚れ又は液だれの清掃、床掃除、皿洗い等に、乾いたまま又は湿らせて使用されるダストモップ、スプレーモップ及びスポンジモップが含まれる。

羽毛ダスターは羽毛の束を柄に取り付けたもので、家具、棚、商店の陳列窓等のちりを払うのに使用する。その他のタイプの羽毛ダスターには、「羽毛」の代わりに、羊毛、繊維用繊維等が柄に取り付けられているものがある。

この項は、単独で提示される、ハンドクロスとして使用するよう又はモップヘッドフレームその他のベースに取り付けるよう設計された繊維用繊維製のクリーニングクロスを含まない（第11部参照）。

(E) 結束し又は房状にした物品

この類の注3に基づき、このグループの物品は獣毛、植物性繊維、人造フィラメント等を結束し又は房状にしたもので、小分けすることなく取り付けてほうき又はブラシとするもの及びほうき又はブラシに取り付けるために先端のトリミングその他のさ細な加工のみを必要とするものに限る。

従って、この項には、ほうき又はブラシの製造用にしてない獣毛、植物性繊維その他の材料の

束（又は類似の形状で取引するもの）を含まない。この項には、また、ほうき又はブラシの製造用にしているが、ほうき又はブラシのヘッド等に取り付ける前に更に小さい房状に小分けする必要のある毛又は繊維の集合体を含まない。

このグループに属する結束し又は房状にした物品は、主としてシェービングブラシ、塗装用ブラシ及び絵筆として使用する。

固く束ねるために、繊維の房（又は結束物）は通常長さの四分の一位までワニスその他の塗布材料に浸す。強度を増すためにのこくずを加える場合もある。カラー（通常は金属製）に取り付けた房状にしたもの又は結束したものを含まない（上記グループ（B））。

柄に取り付けた後にその他の仕上げ工程（先端を丸めたり、必要とする柔軟性を与えるため繊維の先端を研磨する等）を行わねばならない結束し又は房状にしたものはこのグループに属する。

（F）ペイントパッド、ペイントローラー及びスクイージー

（ローラースクイージーを除く。）

ペイントローラーは、子羊の皮その他の材料を被覆したローラーを柄に取り付けたものである。

ペイントパッドは平らな表面（例えば、通常はプラスチック製の堅い背面に織物を張り付けたもの）から成り、柄がついていてもよい。

スクイージーは、一般に、プラスチック、ゴム又はフェルトのストリップを木、金属等の2枚のブレードの間に又は木、金属等の台に取り付けたもので、湿った表面用のほうきとして使用する。

ただし、このグループには一以上のローラーを柄に取り付けた写真用のローラースクイージーを含まない（90.10）。

96.04 手ふるい

「手ふるい」とは、強い金網その他の網材料（各種の大きさの網目）を長方形又は円形の枠（通常、木製又は金属製）に取り付けた製品をいい、粒子の大きさによって固形物質を分離するのに使用する。

通常網に使用する材料は、馬毛、人造繊維の単繊維、絹糸、紡績したガット及び線（鋼線、鉄線、黄銅線等）である。

この項には、次の物品を含む。

灰用、砂用、種用、庭園の土壌用等の手ふるい、ふるい絹製のふるい（例えば、粉用）、家庭用ふるい（例えば、粉用）、実験室用ふるい（セメント、成形用砂、肥料、木粉等の粒度の試験用のもので、網目の異なる一連のものを結合して一つの組みにすることができるものを含む。）及び貴石又は半貴石（例えば、ダイヤモンド）の選別用の精密ふるい

この項には、次の物品を含まない。

（a）固定した物品の性格を有するふるい（例えば、土又は砂利をふるい分けるために地面に据

え付けたふるい。通常、73.26)

(b) 簡単なるろ過器 (例えば、チーズ用) (穴をあけた金属板を底部に有する容器から成るもの)、ろ過器付き漏斗、牛乳ろ過器及びペイント、白色塗料、殺菌溶液等のろ過器 (通常、73 類)

(c) 機器 (例えば、製粉工業用、農業用、石、鉱石等の選別用) に取り付けのように設計したふるい。これらは、16 部の注 2 に基づき、機械類等の部分品として、これらを専ら又は主として使用するために設計した機械と同じ項に属する (例えば、84.37 又は 84.74)。

96.05 トラベルセット (化粧用、洗面用、裁縫用又は靴若しくは衣服の清浄用のものに限る。)

この項には、個々にはこの表の異なる項に属する物品又は同じ項の異なる物品から構成されるある種のトラベルセットを含む。

この項には、次の物品を含む。

(i) 化粧用セット：革製、織物製又はプラスチック製等のケースに、例えば、成形したプラスチック製の箱、ブラシ、くし、はさみ、毛抜き、つめやすり、鏡、かみそりホルダー及びマニキュア用品を入れて提示される。

(ii) 裁縫用具：革製、織物製又はプラスチック製等のケースに、例えば、はさみ、巻尺、糸通し器、縫針及び縫糸、安全ピン、指ぬき、ボタン及びプレススタッドを入れて提示される。

(iii) 靴磨き用具：革製、織物製、プラスチック製又はプラスチックを被覆したボール紙製のケースに、例えば、ブラシ、缶入り又はチューブ入りの靴墨及び織物製磨き布を入れて提示される。

この項には、マニキュアセットを含まない (82.14)。

この項には、また航空会社により乗客 (飛行中又は仕向地で、手荷物を利用できない場合) に配布される織物製の袋 (上記 (i) から (iii) までの物品、化粧品、香水類又は化粧用の物品及びセルローズウォッディング製のハンカチの他にパジャマ、Tシャツ、ズボン及びショーツ等の繊維製品を入れたもの) を含まない。これらのセットの各物品は、それぞれ該当する各項に属する。

96.06 ボタン、プレスファスナー、スナップファスナー及びプレススタッド並びにこれらの部分品 (ボタンモールドを含む。) 並びにボタンのブランク

9606.10—プレスファスナー、スナップファスナー及びプレススタッド並びにこれらの部分品—ボタン

9606.21—プラスチック製のもので紡織用繊維を被覆してないもの

9606.22—卑金属製のもので紡織用繊維を被覆してないもの

9606.29—その他のもの

9606.30—ボタンの部分品 (ボタンモールドを含む。) 及びボタンのブランク

この項には、衣類、家庭用リネン等を留め又は装飾するために使用するボタン、飾りボタンその他これらに類する物品を含む。これらの物品は、各種の材料で作られているが、天然若しくは養殖の真珠、天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石又は貴金属若しくは貴金属を張った金属をさ細な部分にのみ使用してある場合に限り、この項に属する。それ以外の場合は 71 類に属する。

ボタン、飾りボタン等の製造に使用する主要な材料は、卑金属、木、コロゾ、ドーム、骨、角、プラスチック、陶磁器、ガラス、エボナイト、圧縮板紙、革、コンポジションレザー、アイボリー、かめの甲及び真珠光沢を有する貝殻である。これらの材料を組み合わせる場合もあり、また、紡織用繊維を被覆することもある。

この項には、次の物品を含む。

- (A) 穴あきボタン及びシャンクボタン：これらは、その使用される目的（下着、上着、靴等）によって種々のサイズ及び形状のものがある。

球形ボタンは、糸を通すための穴が中心部にあけられてないことによってビーズとは区別される。

ある種のシャンクボタンにおいては、その脚部が当該ボタンを衣服に縫い付けることなしに留めることができるばね式のちょうつがいの形をしている。その他の種類（例えば、“bachelor buttons”）はスナップ機構により衣服に固着される。

- (B) プレスファスナー、スナップファスナー及びプレススタッド：これらは二以上の部分から成り、スナップ機構により作用する。このようなファスナー及びスタッドは、衣服等に縫い付けるように作ることもあり、リベットによって取り付ける（例えば、手袋用のプレススタッド）こともある。

プレスファスナー及びこれに類するものは、それらの分離した部分が細いテープの帯の上に取り付けてある場合にもこの項に属する。

この項には、また、次の物品を含む。

- (1) ボタンモールド：これは、ある種のボタンの内部の部分又はボディーであり、紡織用繊維材料、紙、革等で被覆されるように作ってある。これはボタン製造用に設計したことが明らかに認められる場合に限り、この項に属する。ボタンモールドの成形品は、木、イリス根等で作るものがあるが、通常のは二つの金属部分から成り、一つの部分は紡織用繊維等を被覆してあり、他の部分は前者にはめ込まれてその紡織用繊維を保持するものである。

- (2) ボタンのその他の部分品等及び部分品として認められるもの（例えば、シャンク、ベース及びヘッド）

- (3) ボタンのブランク：これには、次の物品を含む。

- (i) 型から得られる成形したブランクで未だボタンとして使用することができないもの。

これらは、通常、縁どり、穴あけ及び研磨が必要であるが、ボタン製造用として使用するものであることを容易に識別できるものである。

- (ii) トップ及びベースの二つの部分から成り、一方を他方にはめ込むように作った金属製の型抜きブランク

- (iii) 真珠光沢を有する貝殻製、コロゾ製、木製等のブランクで、ボタン製造用のものである

ことが明らかに認められるように加工したもの（例えば、一面又は両面を円形、中空その他の形状にして、縁どりし、研磨し又は穴あけしたもの）。他方、単にひき、切断し又は磨いただけで更に加工してない円盤状のものは、ボタンのブランクとはみなさず、構成する材料により該当する項に属する。

この項には、カフスボタンを含まない（71.13 又は 71.17）。

96.07 スライドファスナー及びその部分品

－スライドファスナー

9607.11－卑金属製の務歯を取り付けたもの

9607.19－その他のもの

9607.20－部分品

この項には、次の物品を含む。

（1）各種のサイズ及び用途のスライドファスナー（衣服用、履物用、旅行用具用等）

多くのスライドファスナーは紡織用繊維材料の二つの細いストリップから成り、各ストリップの一端に務歯（金属製、プラスチック製等）を取り付けてあり、スライダー又はランナーにより組み合わせるようになっている。他の種類のスライドファスナーは、プラスチックの二つのストリップから成り、それぞれ特殊な形の縁を有し、スライダーの作用でお互いに組み合わさるように設計してある。

（2）スライドファスナーの部分品（例えば、務歯、スライダー、ランナー、留具及び務歯付きの各種の長さの細いストリップ）

96.08 ボールペン、フェルトペンその他の浸透性のペン先を有するペン及びマーカー、万年筆その他のペン、鉄筆、シャープペンシル並びにペン軸、ペンシルホルダーその他これらに類するホルダー並びにこれらの部分品（キャップ及びクリップを含むものとし、第 96.09 項の物品を除く。）

9608.10－ボールペン

9608.20－フェルトペンその他の浸透性のペン先を有するペン及びマーカー

9608.30－万年筆その他のペン

9608.40－シャープペンシル

9608.50－第 9608.10 号から第 9608.40 号までの二以上の号の物品をセットにしたもの

9608.60－ボールペン用中しん（ポイント及びインク貯蔵部から成るものに限る。）

－その他のもの

9608.91－ペン先及びニブポイント

9608.99－その他のもの

この項には、次の物品を含む。

- (1) ボールペン：これは通常ボールで止めたインクの管を封入した軸から成る。
- (2) フェルトペンその他の浸透性のペン先を有するペン及びマーカー(万年筆型のものを含む。)
- (3) 万年筆、鉄筆型万年筆その他のペン（ポンプ式、カートリッジ式、プランジャー式、真空式等）：ペン先又はニブポイントの有するか有しないかを問わない。
- (4) 鉄筆
- (5) シャープペンシル（単しん型又は多しん型のもの。通常内部に入れてある予備のしんを含む。)
- (6) ペン軸：一体になっているかいないか及びペン先又はキャップの有するか有しないかを問わない。
- (7) ペンシルホルダーその他これに類するホルダー（例えば、クレヨンホルダー及び図画用木炭のホルダー）

部 分 品

この項には、また、この表の他の項に属しないもので、部分品と認められる物品を含む。例えば、次のような物品がある。

各種の型式のペン先（粗く形に切断した未完成のペン先を含む。）、クリップ、ボールペン用の中しんでボールポイント及びインキ貯槽を有するもの、ボールペン用のホルダー、マーキングスティログラフ用のフェルト、インキ流量調整器、この項のペン用又はシャープペンシル用の軸、繰出し機構、ゴム製その他の材料製のインキ袋、ポイントの保護具、交換式の取換え用のペン先ユニット（ペン先、フィード及びカラーから構成される。）及びニブポイント（白金合金又はある種のタングステン合金から作った小球であり、ペン先の急速な摩耗を防ぐために先端につけられる。)

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 万年筆用のインキ入りカートリッジ (32. 15)
- (b) ボールペン用又はペンシル用の鋼球 (73. 26 又は 84. 82)
- (c) 製図用のからす口 (90. 17)
- (d) 鉛筆のしん (96. 09)

96.09 鉛筆（第 96.08 項のシャープペンシルを除く。）、クレヨン、鉛筆の芯、パステル、図画用木炭、テールースチョーク及び筆記用又は図画用のチョーク

9609. 10－鉛筆及びクレヨン（さやの中に芯を入れたものに限る。）

9609. 20－鉛筆の芯（色を問わない。）

9609. 90－その他のもの

この項の物品には二つの型式のものがある。

(A) 被覆物を有しないもの及び単に紙製の保護用帯により被覆されたもの（例えば、チョーク、図画用木炭、鉛筆用のしん、ある種のクレヨン、パステル及び石筆）

(B) 木、プラスチック又はある場合においては紙の層から成る硬いさやの中にしんを入れた鉛筆及びクレヨン

鉛筆用のしん、チョーク、パステル、クレヨン等の成分は、それぞれ使用する用途によって異なる。

この項には、次の物品を含む。

(1) 天然スレート製又は凝結スレート製の石筆

(2) 棒状の天然チョーク（のこぎりでひき又は切って作ったもの）

(3) 調製チョーク：通常、硫酸カルシウム又は硫酸カルシウムと炭酸カルシウムとをもととして作るが、着色料を混合する場合がある。

(4) 図画用木炭：通常、にしきぎを焼いて作る。

(5) クレヨン及びパステル：通常、チョーク又は粘土、着色料、セラック又はろう、酒精及びテレピン油の混合物から作られる。

(6) 鉛筆及びクレヨン：さやの中に芯を入れたもの

(7) 鉛筆のしん（例えば、黒鉛及び粘土の混合物から作った黒色のしん、金属の酸化物その他の鉱物性顔料と粘土、チョーク又はろうとを混合したものから成る着色したしん、アニリン又はフクシンのような染料で着色した粘土から成る消すことのできないしん又は複写用のしん）

(8) リソクレヨン：ランプブラック、ろう、石けん及び獣脂をもととするもの

(9) セラミッククレヨン：ガラス化できる着色料、脂肪、ココアバター、ろう等をもととするもの

この項には、消しゴムその他の取付具を付けた鉛筆を含む。

この項には、また、テラースチョーク（ステアタイト製のもの）を含む。

この項には、次の物品を含まない。

(a) 粗の状態の白亜 (chalk) (25.09)

(b) 医薬用のペンシル（例えば、抗偏頭痛用）(30.04)

(c) 化粧用ペンシル（例えば、眉墨及び止血ペンシル）(33.04 又は 33.07)

(d) ビリヤードチョーク (95.04)

96.10 石盤、黒板その他これらに類する板（筆記用又は図画用のものに限るものとし、枠を有するか有しないかを問わない。）

この項には、石筆、チョーク又はマーカー（その先端がフェルト製又はファイバー製のもの）により文字又は図画を書くために使用するよう明らかに作った石盤、黒板その他これらに類する板（例えば、学童用の石盤、黒板及びある種の掲示板）を含む。

これらの製品は、スレート（凝結スレートを含む。）製の板、粉末スレートの調製品若しくはその上に書くのに適した何らかのその他の塗装剤を片面又は両面に塗布した各種の材料（木、板紙、紡織用繊維材料、石綿セメント等）製の板又はプラスチック製の板から作る（枠を有するか有しないかを問わない。）。

石盤、黒板その他これらに類する板には、消えないマーク（線、ます目、商品リスト等）を書き付けてあるもの又は計算枠を取り付けてあるものがある。

この項には、筆記用又は図画用のスレートで直ちに使用することができないものを含まない（25.14 又は 68.03）。

96.11 日付印、封かん用の印、ナンバリングスタンプその他これらに類する物品（ラベルに印捺又は型押しをする器具を含むものとし、手動式のものに限る。）並びに手動式コンポジションスティック及びこれを有する手動式印刷用セット

この項には、日付印、封かん用の印その他これらに類するスタンプ及びコンポジションスティックを含む（ただし、手動式のものに限る。）（日付印、封かん用の印その他これらに類するスタンプで、テーブル、机等に固定するための台を有するもの又は台の上で作動するように設計したものは除外される（84.72 項の解説参照））。

これらの物品には、次のものを含む。

- （1）封ろうとともに使用する封印（デザイン又は柄を有するか有しないかを問わない。）
- （2）各種のスタンプ（プリンティングバンド又は自動インキ供給器を有するか有しないかを問わない。）：例えば、日付印、multiformula stamp、荷札用スタンプ、チケット用スタンプ、ナンバリングスタンプ（自動交換式であるかないかを問わない。）、ローラースタンプ及びポケットスタンプ（通常、保護ケースに収納したスタンプ及びインキパッドから成る。）
- （3）交換式の文字又は記号をはめ込んで使用するコンポジションスティック及びセッティングスティック：ある種のスティックには、取り替えることができない文字又は模様がある（例えば、郵便局用のコンポジションスティック及びセッティングスティックで、日付のみを変更するもの）。
- （4）小型の手動式印刷セット（がん具のものを除く。）で、手動式のコンポジションスティック及びセッティングスティック、交換式の文字又は記号、ピンセット及びインキパッドを箱に収納したもの
- （5）チケットに型押しする手動式装置：日付その他の文字又は記号を組み込んだもので、穴あけ器を結合してあるものもある。

この項には、次の物品を含まない。

- （a）鉛封用プライヤー及び動物刻印用プライヤー（82.03）
- （b）焼きごて及び打刻ポンチ（82.05）
- （c）取り付けてない文字、数字その他の記号で印刷機に使用する種類のもの（84.42）。その他

の種類に取り付けてない文字及び記号は構成する材料により該当する項に属する。

(d) ドライレリーフ印刷用の型押し盤と結合した手動式スタンプ (84.72)

(e) 時刻を記録するための時計用ムーブメントを有する機器 (例えば、手紙の受付用のもの) (91.06)

96.12 タイプライターリボンその他これに類するリボン(インキを付けたもの及びその他の方法により印字することができる状態にしたものに限るものとし、スプールに巻いてあるかないか又はカートリッジに入れてあるかないかを問わない。)及びインキパッド(インキを付けてあるかないか又は箱に入れてあるかないかを問わない。)

9612.10ーリボン

9612.20ーインキパッド

この項には、次の物品を含む。

(1) リボン (スプールに巻いてあるかないか又はカートリッジに入れてあるかないかを問わない。)でタイプライター、計算機又はリボンを使用して印刷する装置を備えているその他の機械 (自動はかり、作表機、テレプリンター等) に使用するもの

この項にはまた、自記気圧計、自記温度計等において記録計の指針の動きを印刷して記録するために使用するインキ等をつけたリボン (通常、金属製の留め具を有する。)を含む。

これらのリボンは、通常、紡織用繊維の織物製であるが、時にはプラスチック製のものと及び紙製のものもある。この項に属するためには、これらの物品は印刷することができる状態にインキをつけてあるか又はその他の調製をしていなければならない (例えば、着色料、インキ等を紡織用繊維製のリボンに染み込ませ又はプラスチックのストリップ若しくは紙に塗布してあるもの)。

この項には、次の物品を含まない。

(a) ロール状のカーボン紙その他の複写紙のストリップ及びリボンで、タイプライター等での使用に適さず、かつ、会計機、金銭登録機等において複写用に使用するもの。

このストリップは、通常、タイプライターリボンより幅広 (通常、3センチメートル以上) で、48 類に属する。

(b) 印刷することができるようにインキをつけ、染み込ませ又は塗布すること等によって調製したものでないリボン (これらは構成する材料により 39 類、11 部等に属する。)

(c) 空のスプール (構成する材料により該当する項に属する。)

(2) 日付印等のインキパッド (インキをつけてあるかないかを問わない。)

これらは、通常、フェルト、織物その他の吸着材料を木製、金属製又はプラスチック製の支持台 (箱の形状のものが多い。)に取り付けたものである。

手動式インキローラーは、この項から除外され、構成する材料により該当する項に属する。

96.13 たばこ用ライターその他のライター（機械式であるかないか又は電気式であるかないかを問わない。）及びその部分品（着火石及びしんを除く。）

9613.10－携帯用ライター（ガスを燃料として使用するものでガスの詰替えができるものを除く。）

9613.20－携帯用ライター（ガスを燃料として使用するものでガスの詰替えができるものに限る。）

9613.80－その他のライター

9613.90－部分品

この項には、次の物品を含む。

（１）機械式ライター

これは通常、縁に刻み目を付けたホイールが着火石（通常、フェロセリウム合金）に接触して回転することにより点火する。

（２）電気式ライター

送配電系統又は電池からの電流により点火する。また、ある型式のものにおいては、電気抵抗器により熱を生じさせる。

（３）ケミカルライター

これは、触媒（通常、海綿状の白金）がガスとの触媒作用により白熱する。

（４）非機械式ライター

ある種のものは燃料貯槽を有する容器と鋼片を取り付けた取外し可能な小さい金属棒（撃鉄）から成る。容器の外側に固定した着火石と鋼片を打ち合うと火花を発生し、撃鉄の鋼片付近の可燃性物質に点火する。

この項に属するライターには、ポケット型のもの、卓上型のもの、壁に取り付けて使用するもの、ガスストーブに備え付けて使用するもの等がある。この項には、また、自動車用その他の車両用のライターを含む。

他の物品（例えば、シガレットケース、おしろい入れ、デジタル時計及び電子式計算機）と結合しているライターは、通則の規定に基づきその所属を決定する。

この項には、また、ライターの部分品と認められるもの（例えば、外側のケーシング、縁に刻み目を付けたホイール及び空又は充てんした燃料貯槽）を含む。

この項には、36.03 項のイグナイター、着火石（36.06）、しん（59.08 又は 70.19）及びシガレットライターその他これに類するライターの充てん又は再充てんに使用する種類の容器（アンブル、びん、かん筆）入り燃料（通常、（36.06））を含まない。

96.14 喫煙用パイプ（パイプボールを含む。）、シガーホルダー及びシガレットホルダー並びにこれらの部分品

この項には、次の物品を含む。

- (1) 各種の喫煙用パイプ（カルメット、チボーク、トルコパイプ、水ぎせる等を含む。）
- (2) パイプボール
- (3) シガーホルダー及びシガレットホルダー
- (4) 木又はブライアーの根の塊で、パイプ製造用に粗く成形したもの

これらの製品（又は軸、吸口その他の部分品）の製造に通常使用する材料は、テラコッタその他の陶磁器、木（つげ、桜等）、ブライアーの根、こはく、海泡石、コーパル、アイボリー、真珠光沢を有する貝殻、エボナイト、ステアタイト及び粘土である。

この項には、また、次のような部分品を含む。パイプ用の軸及び吸口、パイプのふた、吸収式のパイプボール、内張り、内部の部分品（ろ過用カートリッジを含む。）等。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 附属品（例えば、パイプスクレーパー及びパイプクリーナー）：それぞれ該当する項に属する。
- (b) 電子たばこ及びこれに類する個人用の電氣的な気化用器具（喫煙用パイプ又は水パイプの形状であるかないかを問わない。）（85. 43 参照）

96. 15 くし、ヘアスライドその他これらに類する物品並びにヘアピン、カールピン、カールグリップ、ヘアカーラーその他これらに類する物品（第 85. 16 項の物品を除く。）及びこれらの部分品

ーくし、ヘアスライドその他これらに類する物品

9615. 11ー硬質ゴム製又はプラスチック製のもの

9615. 19ーその他のもの

9615. 90ーその他のもの

この項には、次の物品を含む。

- (1) 各種の化粧用くし（動物用のくしを含む。）
- (2) 各種の調髪用くし（身辺装飾用又は整髪用のもの）
- (3) ヘアスライドその他これに類する物品（整髪用又は装飾用のもの）

これらの製品は、通常、プラスチック、アイボリー、骨、角、かめの甲、金属等から作る。

- (4) ヘアピン

- (5) カールピン、カールグリップ、ヘアカーラーその他これらに類する物品（紡織用繊維、ゴムその他の材料を被覆し又はこれらを取り付けてあるかないかを問わないものとし、85. 16 項の物品を除く。）

これらの物品は、通常、卑金属又はプラスチックから作る。

貴金属若しくは貴金属を張った金属、天然若しくは養殖の真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石をさ細とは認められない程度に使用したものは 71 類に属する。

この項には、紡織用繊維製のヘッドバンドを含まない（第 11 部）。

96.16 香水用噴霧器その他これに類する化粧用噴霧器及びこれらの頭部並びに化粧用のパフ及びパッド

9616.10－香水用噴霧器その他これに類する化粧用噴霧器及びこれらの頭部

9616.20－化粧用のパフ及びパッド

この項には、次の物品を含む。

- (1) 香水用噴霧器、ブリアンティン用噴霧器その他これらに類する化粧用噴霧器：卓上用のものであるか携帯用のものであるかを問わず、また、個人用のものであるか職業用のものであるかを問わない。

これらは、通常、ガラス、プラスチック、金属その他の材料製の瓶状の貯槽から成り、これに取付具を装着する。取付具は噴霧機構を有する頭部及び空気圧バルブ（紡織用繊維製の網で包んである場合がある。）又はピストン装置から成る。

- (2) 化粧用噴霧器の取付具

- (3) 化粧用噴霧器の頭部

- (4) 各種化粧用（おしろい、ほおべに、タルカムパウダー等）のパフ及びパッド：これらは、各種材料（白鳥又はけわたかもの羽毛、皮、獣毛、パイル織物、フォームラバー等）から作られ、アイボリー製、かめの甲製、骨製、プラスチック製、卑金属製、貴金属製又は貴金属を張った金属製の柄若しくはトリミングを有するか有しないかを問わず、この項に属する。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 単独で提示する香水噴霧器用の容器（瓶等）（構成する材料により該当する項に属する。）
- (b) ゴム製のバルブ（40.14）
- (c) 84.24 項の散布用又は噴霧用の機器
- (d) 84.76 項の香水噴霧機

96.17 魔法瓶その他の真空容器及びその部分品（ガラス製の内部容器を除く。）

この項には、次の物品を含む。

- (1) 魔法瓶その他これに類する真空容器（完成品に限る。）：このグループには、液体、食物その他の物品を一定の温度で相当な時間保存することができるように設計した真空式のジャー、瓶等を含む。これらの製品は、一般にガラス製の二重壁の内部容器（その壁の間は真空になっている。）とその保護用の外部ケース（金属、プラスチックその他の材料から作っており、紙、革、レザークロス等を被覆してあることもある。）とから成る。真空容器と外部ケースとの間にはグラスファイバー、コルク又はフェルトの断熱材を詰めてあることもある。この項には、保護用の外部ケースを有しない、ステンレス鋼製の二重壁の真空断熱魔法瓶で、保温性を有するものを含む。魔法瓶の場合、蓋はカップとして使用することもできる。
- (2) 外部ケース、ふた及びカップ：金属、プラスチック等から作り、魔法瓶その他の真空容器

に使用するもの

この項には、単独のガラス製の内部容器を含まない（70.20）。

96.18 マネキン人形その他これに類する物品及び自動人形その他ショーウィンドー用の展示用品で作動するもの

この項には、次の物品を含む。

（1）マネキン人形及び洋裁師用の人形

これらは衣類の製作において、正確な縫製をするために使用する人体の模型である。通常、人体の胴体のみから成る。これらは、通常、混凝紙、プラスター、プラスチック等により成形するが、あるものはとう、あし、柳等のある種の組物材料から作る。その成形品は、通常、紡織用繊維材料を被覆してあり、通常、床面からの人形の高さを変えることができるように台に取り付けてある。

（2）その他の人体像及びこれに類する物品

これらは、人体又はその一部（例えば、頭、胴、脚、腕及び手）を模したもので、衣類、帽子、靴下、手袋等の製品を陳列するのに使用する。これらの物品は上記（1）に掲げた材料から作る。完全な人体を示す物品の場合には、通常、手足は関節で接合してあり、いろいろの姿勢をとることができる。また、これらの物品は、美術家用又は彫刻家用のモデル、医学生士の包帯、副木等の装着訓練用のモデルとして使用する。

このグループには、シルエット状又は輪郭状のものを含まない。これらは時には展示用品として使用することもあるが、方向指示用として使用することが多い。これらの物品は、通常、木、板紙又は金属から作り、構成する材料により該当する項に属する。

（3）自動人形その他ショーウィンドー用の展示用品で作動するもの

これらには、人間又は動物の形をした作動する物品から商品の陳列用又は宣伝用に使用するその他多くの自動装置まで含む。これらの材料は各種のものがあ、また、通常は電氣的又は機械的方法により作動する。これらの物品は、しばしばそれ自身珍しいものであるが、主として商品の陳列又は店頭陳列する特定物品に注意を引き付けるための新奇な方法として使用するものである。これらの物品は、商品の性質に従い又は宣伝するのに役立つように各種の形状に設計される。また、これらは展示物に人を引き付ける手段であるばかりでなく、また、ある場合においては陳列してある商品の性質、作動方法等を適当な運動によって説明するのに役立つ。

この項には、次の物品を含まない。

（a）90.23 項の専ら実物説明用に設計した機器及び模型

（b）人形及びがん具（95 類）

96.19 生理用のナプキン（パッド）及びタンポン、おむつ及びおむつ中敷きその他これらに類する物品（材料を問わない。）

この項には、生理用のナプキン（パッド）及びタンポン、おむつ及びおむつ中敷きその他これらに類する物品（吸水性を有する母乳パッド（nursing pads）、成人の失禁者用のおむつ及びおむつ中敷きを含む。）を含む（材料を問わない。）。

一般にこの項の物品は、使い捨てである。これらの物品の多くは、（a）使用者の肌から液体を逃がすことにより摩擦を抑えるための内側の層（例えば、不織布製）、（b）その物品が処分されるまで液体を吸収して貯めておくための吸収性の芯、及び（c）その吸収性の芯から液体が漏れ出すのを防ぐための外側の層（例えば、プラスチック製）から成る。この項の物品は、通常、身体にぴったりと合うように成形されている。この項には、また、紡織用繊維のみから作られた類似の従来の物品（通常、洗濯して繰り返し使用される。）を含む。

ただし、この項には、使い捨ての外科用ドレープ及び病院のベッド、手術台又は車いす用の吸収性パッド並びに吸収性を有しない母乳パッド（nursing pads）その他の吸収性を有しない物品を含まない（一般に、構成する材料により該当する項に属する。）。

96.20 一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品

この項には、無作為の動き（random movement）を抑えるため、カメラ、ビデオカメラ、精密機械等の支持具として使用される一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品を含む。これらは伸縮可能で、通常持ち運びでき、支持する機器を容易に着脱するためのクイックリリース装置及び雲台を備えるものもある。これらは、各種材料（例えば、木、アルミニウム、炭素又はこれらを組み合わせたもの）から作られる。

一脚は、一本脚の支持具で「ユニポッド」とも呼ばれる。二脚は、二つの運動軸に沿って安定性を与える二本脚の支持具である。三脚は、三本脚で支持する機器を安定して保持することができる。

この項において、「これらに類する物品」とは、4本以上の脚を持ち、一脚、二脚、三脚と同様に、無作為の動きを抑える機能を持つものをいう。自撮り棒（「セルフィーポッド」、「セルフィースティック」としても知られる。）は、地面に接地させず、手に持って使用するよう設計されたもので、スマートフォン、写真機、デジタルカメラ又はビデオカメラレコーダーを棒の先端の調節可能なホルダーに取り付けることで自画像（「セルフィー」（selfie））を撮影するためのものである。自撮り棒は、撮影のための有線又は無線の遠隔操作機構を備えているかいないかを問わず、この項に含まれる。

この項には、次の物品を含まない。

- （a）マイクロホン用のスタンド（85.18）

(b) 楽器（例えば、サイドドラム及びサクソフォン）を支える支持台（92.09）

(c) 93 類の物品とともに使用するよう特に設計された一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品

第 97 類

美術品、収集品及びこっとう

注

- 1 この類には、次の物品を含まない。
 - (a) 第 49.07 項の使用してない郵便切手、収入印紙、切手付き書簡類その他これらに類する物品
 - (b) 劇場用又はスタジオ用の背景幕その他これに類する物品に使用する絵模様を描いた織物額（第 59.07 項参照）。ただし、第 97.06 項に属するものを除く。
 - (c) 天然又は養殖の真珠、貴石及び半貴石（第 71.01 項から第 71.03 項まで参照）
- 2 第 97.01 項には、芸術家がデザインし又は創作した場合であっても、通常の職人技術により大量生産された複製品、鋳造物及び製作品で、商業的性格を有するモザイクを含まない。
- 3 第 97.02 項において「銅版画、木版画、石版画その他の版画」とは、一個又は数個の原版（芸術家が完全に手作業で製作したものに限る。）から直接製作した白黒又は彩色の版画（機械的又は写真的過程を経ずに製作したものに限るものとし、製作様式及び材料を問わない。）をいう。
- 4 第 97.03 項には、大量生産した複製品（芸術家がデザインし又は創作したものを含む。）及び芸術家でない者が製作した商業的性格を有する製品（芸術家がデザインし又は創作したものを含む。）を含まない。
- 5 (A) この類及びこの表の他の類に同時に属するとみられる物品は、1 から 4 までに定める場合を除くほか、全てこの類に属する。
(B) 第 97.06 項には、この類の他の項の物品を含まない。
- 6 書画又はコラージュその他これに類する装飾板若しくは版画を取り付けた額縁で、当該書画又はコラージュその他これに類する装飾板若しくは版画に通常使用する種類及び価値のものについては、当該書画又はコラージュその他これに類する装飾板若しくは版画に含まれる。この注 6 の規定に関し、当該書画又はコラージュその他これに類する装飾板若しくは版画に通常使用する種類及び価値のものでない額縁については、これらの物品に含まれないものとし、当該額縁が属する項に属する。

総 説

この類には、次の物品を含む。

- (A) ある種の美術品：書画（肉筆のものに限る。）及びコラージュ、モザイクその他これらに類する装飾板（97.01）並びに銅版画、木版画、石版画その他の版画（97.02）並びに彫刻、塑像、鋳像その他これらに類する物品（97.03）。
- (B) 郵便切手、収入印紙その他これらに類する物品、郵便料金納付の印影、初日カバー、切手付き書簡類その他これらに類する物品（使用してあるかないかを問わないものとし、第 49.07 項のものを除く。）（97.04）
- (C) 収集品及び標本（動物学、植物学、鉱物学、解剖学、史学、考古学、古生物学、民族学又は古銭に関するものに限る。）（97.05 参照）

(D) こっとう（製作後 100 年を超えたものに限る。）（97.06 参照）

この類に属する物品は、輸出又は輸入を制限される文化的重要性のある物品を含むことがある。

ただし、この類の注又は各項に規定する条件に合致しないものは、この表の他の類に属することに注意しなければならない。

97.01 項から 97.05 項までに記載した種類の物品は、たとえ 100 年を超えるものであっても当該各項に属する。

97.01 書画（肉筆のものに限るものとし、手作業で描き又は装飾した加工物及び第 49.06 項の図案を除く。）並びにコラージュ及びモザイクその他これらに類する装飾板

－製作後 100 年を超えたもの

9701.21－書画

9701.22－モザイク

9701.29－その他のもの

－その他のもの

9701.91－書画

9701.92－モザイク

9701.99－その他のもの

(A) 書画（肉筆のものに限るものとし、手作業で描き又は装飾した加工物及び第 49.06 項の図案を除く。）

このグループには、書画（肉筆のものに限るものとし、製作の時代を問わない。）を含む。

これらの作品は、油絵、ろう画、テンペラ画、アクリル画、水彩画、グワッシュ画、パステル画、微細画、装飾写本、鉛筆画（コンテを含む。）、木炭画又はペン画等で各種の材料上に描かれる。

これらの作品は、肉筆のものに限るので全部又は一部を他の方法によって描いた物品を含まない（例えば、写真製版法によって作られた絵画（カンバスに描いたものであるかないかを問わない。）、通常の版画又は印刷によって得られた輪郭又は図形の上に描いた肉筆の絵画及び多くのマスク又はステンシルによって作られ芸術家によって保証された絵画のいわゆる真正模写）。

ただし、絵画の模写は、その芸術的な価値にかかわらず肉筆のものであればこのグループに属する。

このグループには、また、次の物品を含まない。

(a) 設計図及び図案（工業用、建築用、工学用に供するもので手書き原図に限る。）（49.06）

(b) 設計図及び図案（ファッションモデル、身辺用細貨類、壁紙、織物、家具等用に供するもので手書き原図に限る。）（49.06）

(c) 劇場用又はスタジオ用の背景幕その他これに類する物品に使用する図案を描いた織物類（59.07 又は 97.06）

(d) 手描きの織物から成る壁面被覆材、土産品、箱、手箱及び陶磁器（プレート、皿、花瓶）

等)のような加工物で、手で装飾したもの(それぞれ該当する項に属する。)

(B) コラージュ及びモザイクその他これらに類する装飾板

このグループには、コラージュその他これに類する装飾板を含む。これらは、各種の動物性、植物性その他の材料の小片又は破片を絵画、装飾的図案又はモチーフを形成するように、裏材(例えば、木製、紙製又は紡織用繊維材料製)の上に膠(こう)着その他の方法で取り付けることにより製作される。裏材は、無地であるか又は全体の図案の一部を形成する装飾要素若しくは絵の構成要素を手書き又は印刷により描いてある。コラージュには、その質において、土産品として多量に販売されるような安いものから高度の技術を必要とする純正の芸術品まで各種のものがある。

このグループにおいて、「その他これらに類する装飾板」には、たとえ裏材に取り付け又は膠(こう)着したものであっても、単一の材料から成る物品を含まない。これらは、この表の他の項において、より特殊な限定をして記載をしているプラスチック製、木製、卑金属製等の装飾品に属する。これらの物品は、それぞれ該当する項に属する(44.20、83.06等)。

このグループのモザイクは、手作業で製作され、同物品に独特かつ再現できない特徴を与えている。これらは、様々な材質の小片(「テッセラ」として知られる。)を並置することで作られ、全体として、模様、モチーフ又は幾何学模様の特徴をもつ構成物を形成する。モザイクは、様々な色の硬い石、テラコッタ、陶磁器、大理石、ほうろう、着色したガラス又は木材から成る。

モザイクは、商業的性格のもの(例えば、大量生産された複製品、鋳造物又は通常の職人技術による製作品)でない限り、それらが作成された年代によらず、97.01項に分類される(97類の注2参照)。

＊

＊ ＊

書画又はコラージュその他これらに類する装飾板の額縁で、当該書画又はコラージュその他これらに類する装飾板に通常使用する種類及び価値のものについては、当該書画又はコラージュその他これらに類する装飾板に含まれる。その他の額縁については、木製、金属製等の物品として、当該額縁が属する項に属する(この類の注6参照)。

97.02 銅版画、木版画、石版画その他の版画

9702.10—製作後100年を超えたもの

9702.90—その他のもの

この項には、銅版画、木版画、石版画その他の版画(製作の時代を問わない。)、すなわち、一個又は数個の原版(芸術家が完全に手作業で製作したものに限る。)から直接製作した白黒又は彩色の版画(機械的又は写真的過程を経ずに製作したものに限るものとし、製作様式及び材料を問わない。)を含む(この類の注3参照)。

これらが前記の他の条件を満足する場合には、転写法(石版画家が、まず特殊な紙に原図を描

き、このデザインを石に転写する。)によって得られた石版画は、原作品としてこの項に属する。

前記に定義した版画は、各種の方法（例えば、線彫り法、銅版彫刻法、銅版腐食法（酸方法）及び点刻法）によって作った彫刻原版から生産される。

原版画は、たとえ修正されていてもこの項に属する。

原版画と複写画、偽造画又は複製画とを区別することはしばしば困難であるが、版画の数量が比較的少ないこと及び紙質が原版画を判別する有力な手掛りとなる。他方、ハーフトーンスクリーン（グラビア印刷に使用するもの）を使用した形跡及び原版が紙に残すマークが無いことが、複写画又は複製画であることを示す場合もある。

銅版画、木版画、石版画その他の版画の額縁で、当該銅版画、木版画、石版画その他の版画に通常使用する種類及び価値のものについては、当該銅版画、木版画、石版画その他の版画に含まれる。その他の額縁については、木製、金属製等の物品として、当該額縁が属する項に属する（この類の注6参照）。

この項には、銅、亜鉛、石、木その他の材料のプレートを彫る等して作った原版を含まないことに注意しなければならない（84.42）。

97.03 彫刻、塑像、鑄像その他これらに類する物品（材料を問わない。）

9703.10－製作後100年を超えたもの

9703.90－その他のもの

この項には、彫刻、塑像、鑄像その他これらに類する物品を含む（製作の時代を問わない。）。これらには各種の材料（石、再生石材、テラコッタ、木、アイボリー、金属、ろう等）のものがあり、丸彫り、浮彫り又は沈み彫りをしたものであってもよい（彫像、胸像、小像、群像、動物像等。また、建築用の浮彫りも属する。）。

これらの作品は、次に例示する方法を含め、種々の方法によって作成される。一つは、硬質材料を使用して芸術家が直接彫刻する方法である。もう一つは、芸術家が、軟かい材料を成形する方法である。これらは更に青銅若しくはプラスターで鑄造され又は焼成その他の方法で固められる。また、これらは、芸術家により大理石その他の硬質材料に複製されることもある。

後者の方法による場合、芸術家は通常次の手順で仕事を進める。

まず、構想を粘土その他の可塑性材料で模型（マケットとして知られるもので、通常、縮尺模型である。）として大まかな形に作り上げる。次いでこれをもととして粘土型をつくる。

この粘土型は、まれに売られることがあるが、芸術家によってあらかじめ決められた一定数量の複写の型取りをした後は、通常、壊されるか又は教材用として博物館に保存される。これらの複製品には、まず粘土型から直接作ったプラスターモデルを含む。このプラスターモデルは、石又は木の作品を製作するための模型として又は金属若しくはろうで鑄造する際の鑄型の調製用として使用する。

従って、同一の彫刻が、大理石、木、ろう、青銅等においては二つ又は三つの複写品として複

製され、テラコッタ、プラスターにおいては少数の複写品として複製される。最初の模型だけでなく粘土型、プラスターモデル及びこれらの複写品も芸術家のオリジナルな作品である。これらの複写品は、芸術家が鋳造物に各段階で修正したり、肉付けしたりすることから、又は、各作品にさびが出るため、全く同一のものは、実際には決してない。まれに複製品の数が 12 を超えることがある。

従って、この項には、彫刻家によって作られたオリジナルの模型のみならず前記の第二の方法によって作られた当該模型の複写品及び複製品（彫刻家自身又は他の芸術家のいずれが作るかを問わない。）も含む。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 商業的性格を有する装飾用彫刻
- (b) 身辺用装飾品及びその他の商業的性格を有する伝統的な工芸品（装飾品、宗教上の像等）
- (c) 大量複製品（プラスター、つた入り石膏（こう）、セメント、混擬紙等で作ったもの）

71. 16 項又は 71. 17 項に属する装飾品を除くほか、これらの製品はすべて構成する材料により該当する項に属する（木製の場合は 44. 20 項、石製の場合は 68. 02 項若しくは 68. 15 項、陶磁器製の場合は 69. 13 項又は卑金属の場合は 83. 06 項等）。

97. 04 郵便切手、収入印紙、郵便料金納付の印影、初日カバー、切手付き書簡類その他これらに類する物品（使用してあるかないかを問わないものとし、第 49. 07 項のものを除く。）

この項には、以下の物品を含む（使用してあるかないかを問わないものとし、第 49. 07 項のものを除く。）

- (A) 各種の郵便切手：手紙又は郵便小包に貼付するために通常使用する種類の切手、郵便不足料切手等
- (B) 各種の収入印紙：領収証用印紙、登記用印紙、発行許可印紙、領事印紙、stamped revenue band 等
- (C) 郵便料金納付の印影：郵便切手を貼付してない手紙（郵便切手の導入前に使用していたもの）
- (D) 封筒又は葉書に貼られた郵便切手：初日カバー、すなわち、郵便切手（取り寄せたものもある。）を貼付した封筒でその発行日の消印のあるもの（通常、「初日」のマークがある。）及びマキシムカード（maximum card）を含む。マキシムカードは、郵便切手を貼付したカードで当該切手の図案の複製が載っている。当該郵便切手は、その図案に関連する場所及び発行日を示す通常の又は特別の日付印で消印されている。

この項の物品は、大量に（個々の切手、日付印のあるコーナー及び完全なシート）又は収集品の形状で提示する。そのような収集品を納めたアルバムは、そのアルバムが当該収集品に対して通常使用する価値のものである場合に限り収集品の一部を構成するものとして取り扱う。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) マキシムカード及び初日カバーで郵便切手を有しないもの（絵入りであるかないかを問わない。）（48.17 又は 49 類）
- (b) 郵便切手、収入印紙、切手付き書簡その他これらに類する物品（発行国（額面で流通する国を含む。）で通用するもので使用してないものに限る。）（49.07）
- (c) 個人若しくは商業上の団体が顧客に対し発行するセービングスタンプ式の領収証又は小売商が購入時に顧客にとときどき発行する割戻しを証する印紙（49.11）

97.05 収集品及び標本（考古学、民族学、史学、動物学、植物学、鉱物学、解剖学、古生物学又は古銭に関するものに限る。）

9705.10—収集品及び標本（考古学、民族学又は史学に関するものに限る。）

—収集品及び標本（動物学、植物学、鉱物学、解剖学又は古生物学に関するものに限る。）

9705.21——人体の標本及びその部分品

9705.22——絶滅種又は絶滅危惧種のもの及びこれらの部分品

9705.29——その他のもの

—収集品及び標本（古銭に関するものに限る。）

9705.31——製作後 100 年を超えたもの

9705.39——その他のもの

これらは、通常、本質的な価値は小さいが、たびたびその希少性、集合又は体裁から興味をそそる種類のものである。この項には、次の物品を含む。

(A) 考古学、民族学又は史学に関する収集品及び標本には、次の物品を含む。

- (1) 「考古学的重要性のある」物品は、過去の人の行動、文化的適合の形跡及び芸術的表現に関する科学的又は人間学的理解をもたらすもので、これらは、通常、発掘（例えば、科学的な、秘密裏の又は偶然のもの）又は探検（すなわち、陸上又は水中）の結果として発見される。

この物品には、洞窟壁画、フレスコ画、丸彫り又は浮彫りの古代彫刻、ペトログリフ及び彫刻を施した建築物の要素（例えば、柱頭、鴨居など）、首飾り、腕輪、指輪、耳及び鼻の装飾品、ブローチ、王冠、ピン、胸飾り、ベルト及び唇栓、刻文のある粘土板、刻文のある貝殻又は骨、記号、象徴若しくは言葉を刻んだ又は浮き彫りにした石、手書き又は絵入り文字のあるパピルス、木材、シルク、羊皮紙、紙又は上質皮紙が含まれるが、この限りではない。

- (2) 「民族学的重要性のある」物品は、一般に、原住民社会、部族社会又は非産業社会で使われる物品で、伝統的な宗教の慣習のために必要とされるもの又は人類の文化的遺産にとって重要なものである。なぜならば、それらが際立った特徴を持ち、比較的希少であるか、又は、その人々の起源、発展又は歴史に関する知識を与えるからである。

この物品には、宗教的かつ儀式的なレガリア並びに古代の宗教的な肖像及び彫刻、聖

遺骨及び聖櫃、干し首、頭皮、装飾された頭蓋骨、人骨から作成した道具及び楽器並びに手書き文書又は文字（絵と共に書かれることもある。）が書かれた木材、シルク、羊皮紙、上質皮紙、紙又は革が含まれるが、この限りではない。文書は、個片、巻き物又は製本されているものもある。例として、手書きの聖書、トーラー、コーランその他の宗教的な原典、手紙、論文、教義及び評論が含まれる。

- (3) 「歴史的な重要性のある」物品は、人が作ったもので、政治的、科学的、技術的、軍事的又は社会的に重要な国内又は国際的な歴史的出来事、並びに国内又は国際的に有名な指導者、思想家、科学者及び芸術家の生涯又は成果に関係したものである。

この物品には、中世の兵士の制服や武器、君主の戴冠式で使用された王室の記章、古代文明における錬金術研究所で使用された容器が含まれるが、この限りではない。

- (B) 動物学、植物学、鉱物学、解剖学又は古生物学上の収集品及び標本には、次の物品を含む。

- (1) ある種の動物の死体を乾燥し又は液体漬けにして保存したもの及び収集のために剥製にしたもの
- (2) 中味を除去した卵、箱又は枠等に入れた昆虫類（身辺用模造細貨類又は小物に取り付けたものを除く。）及び貝殻（工業用に適する種類のものを除く。）
- (3) 種子又は植物を乾燥し又は液体漬けにして保存したもの及び植物標本箱
- (4) 鉱物の標本（71 類に属する貴石及び半貴石を除く。）及び化石の標本
- (5) 骨学上の標本（骨格、頭蓋骨及び骨）
- (6) 解剖学又は病理学の標本
- (7) 「古生物学的な重要性のある」物品には、化石化した遺物、痕跡又は生物の足跡（動物か植物か又は地殻中に存在するか地殻上に存在するかを問わない。）で、地球上の人間以外の生命の歴史に関する情報を提供するものが含まれるが、この限りではない。

この物品には、恐竜、絶滅した植物及び動物の化石が含まれるが、この限りではない。

- (C) 古銭の収集品及び標本

これらは、硬貨、紙幣及び銀行券（もはや法貨ではなく、49.07 項以外のもの）並びにメダルで、収集品として又はばらのものとして提示する。後者の場合において、それぞれの物品は、通常、硬貨又はメダルの同一種類のものが少なく、また明らかに収集用のものとして認められるものに限り、この項に属する。

この項には、古銭の収集品又は標本として認められないもの（例えば、硬貨又はメダルの同一種類のものを多く含んだもの）を含まない。これらは 71 類に属する。ただし、ある種の硬貨又はメダルで、金属の再溶解等のみに適するようにつぶし又は曲げてあるものは金属のくずの各項に属する。

発行国で通貨となっている硬貨は、たとえ提示ケースに収納されて一般に販売するようになっていても 71.18 項に属する。

身辺用細貨類として取り付けた硬貨又はメダルは除外される（71 類又は 97.06）。

もはや法貨ではなく、かつ、収集品又は標本として認められない紙幣及び銀行券は、49.07 項に属する。

* *

行事又はその他の事柄を記念し、祝い、図解し又は描写するために、商業的に企画し、製作した物品は、量又は流通において生産が制限されているかいないかを問わず、当該物品自体が、その年代又は希少性により価値を有するようになったものでない限り、史学又は古銭に関する収集品及び標本としてこの項には属しない。

97.06 こつとう（製作後 100 年を超えたものに限る。）

9706.10－製作後 250 年を超えたもの

9706.90－その他のもの

この項には、97.01 項から 97.05 項までに属しないすべてのこつとう（製作後 100 年を超えたものに限る。）を含む。これらの物品の価値は、その年代及びその結果としての希少性に由来する。

上記の要件を満たすことを条件として、この項には、次の物品を含む。

- (1) 古い家具、フレーム及びパネル
- (2) 印刷工業の物品：初期刊本その他の本、楽譜、地図及び版画（97.02 項の版画を除く。）
- (3) 花びんその他の陶磁製品
- (4) 紡織用繊維製品：じゅうたん、つづれ織物、ししゅう布、レースその他の織物類
- (5) 身辺用細貨類
- (6) 金又は銀の細工品（水差し、コップ、しょく台、皿等）
- (7) 鉛枠付き又はステンドグラス製の窓
- (8) シャンデリア及びランプ
- (9) 鉄器類及び錠類
- (10) ガラスの飾棚用の小型装飾品（箱、砂糖菓子箱、かぎたばこ入れ、たばこのおろし金、手箱、扇等）
- (11) 楽器
- (12) 時計
- (13) 宝石彫刻師の製品（カメオ及び彫刻した石）及び印章彫刻師の製品（印鑑等）

この項には、本来の特性を保持している場合に限り、修繕し又は復元したこつとう品も含む。例えば、現代において修繕し又は補強した部分品を組み込んだ古い家具及び現代の木に取り付けた古代のつづれ織物、革又は織物もこの項に属する。

この項には、その年代にかかわらず 71.01 項から 71.03 項までの天然真珠、養殖真珠、貴石及び半貴石を含まない。

ただし、二以上の項のそれぞれが、混合し若しくは結合した物品に含まれる材料若しくは物質の一部のみ又は小売用のセットの構成要素の一部のみについて記載をしている場合には、これらの項のうち一の項が当該物品について一層完全な又は詳細な記載をしているとしても、これらの項は、当該物品について等しく特殊な限定をしているものとみなす。

- (b) 混合物、異なる材料から成る物品、異なる構成要素で作られた物品及び小売用のセットにした物品であって、(a)の規定により所属を決定することができないものは、この(b)の規定を適用することができる限り、当該物品に重要な特性を与えている材料又は構成要素から成るものとしてその所属を決定する。
- (c) (a) 及び (b) の規定により所属を決定することができない物品は、等しく考慮に値する項のうち数字上の配列において最後となる項に属する。

解 説

- (I) この通則は、通則 2 (b) の規定又は他の理由により二以上の項に属するとみられる物品の所属を決定する方法として三つの方法を規定したものである。この方法はこの通則の配列上の順序に従って適用される。すなわち、通則 3 (b) は通則 3 (a) を適用しても所属を決定できない場合にのみ適用し、通則 3 (a) 及び 3 (b) のいずれによっても所属を決定できない場合は、通則 3 (c) が適用される。したがって、適用の優先順位は (a) の特殊な限定、(b) の重要な特性、次いで (c) の数字上の配列において最後の項の順序となる。
- (II) この通則は、項の規定及び、部又は類の注の規定において別段の定めがない場合にのみ適用される。例えば、**97 類の注 5 (B)** において、97.01 項から 97.05 項までのうちの一つの項及び 97.06 項の双方に属するとみられる物品は、97.01 項から 97.05 項までのうちの一つの項に属すると定めている。したがって、このような物品は、この通則を適用せず、**97 類の注 5 (B)** を適用してその所属を決定する。

通則 3 (a)

- (III) 所属を決定するに当たっての第 1 の方法は、物品について最も特殊な限定をして記載をしている項をこれよりも一般的な記載をしている項に優先させて適用することである。
- (IV) いずれの項が他の項よりより特殊な限定をして物品を記載しているかを決定する上で厳密な規定を設けることは困難であるが、一般的には次のように考えられる。
- (a) 名称 (name) による限定は種類 (class) による限定よりも特殊な限定であるといえる (例えば、電動装置を自蔵するかみそり及びバリカンが 85.10 項に属し、電動装置を自蔵する手持電動工具として 84.67 項又は電動装置を自蔵する家庭用電気機器として 85.09 項には属さない。)
- (b) 物品がより明確に同一性を確認できる項の記載に該当する場合、その項の記載は同一性の確認がより不完全な他の項の記載よりもより特殊な限定をしているといえる。
- 後者 (b) の範ちゅうに属する物品の例としては、次の物品がある。
- (1) 自動車用のものと認定できるタフトしたじゅうたんは、自動車の附属品として 87.08 項には属さず、じゅうたんとしてより特殊な限定をして記載した 57.03 項に属する。